北陸道

北陸道 畿内の北東、日本海に面へる諸國を總べたり、若狭に起り越後に至る凡七國。上古には高志道と云ひ、中世以降北國とも稱す、東山道と相表裏し山川多く紛雜す。

（北國） 延喜式云、北陸道、若狭爲近國、越前、加賀、能登、越中、右爲中國、越後、佐渡、右爲遠國。和名抄、北陸道の訓を缺くも、書紀の傍註にクヌカノミチ、西宮記クルカノミチ、又キタノミチと云ひ、北山抄には久流加乃道と訓む、皆北陸の文字定められたる後に、其文に因り訓を作せる也、上古以來の通用語にはあらじ。北陸の名は蓋文武天皇海内を分ち、七道觀察使を置かせられしに起る。

國郡沿革考云、天武天皇十四年九月、東山東海以下六道の使者を置れし時、獨北陸のみ見ゑざるは、此時未だ分道せず、猶東山に屬せしなるべし、持統天皇紀始めて越前の名見ゆれば、蓋天武天皇の末、諸國の境堺を定むるの日、始て越國を分ちて三國と爲し、十四年の後北陸道を定め置れしなるべし。

當初、若狭越前越中越後佐渡の五國を管す、其越後は蝦夷雜居の邊境にして、飽田津輕の夷境に連り、王政未だ洽からず。大寶二年、越中越後の境堺を更定し、和銅二年、越後の北邊を割き出羽國を建つ、尋いて出羽を東山道按察使に屬せしめられ、北陸道の遠邊は他管に入る、後世沿襲して改めず。（能登は越中より分れ、加賀は越前に分れ、弘仁十四年以後七國の數一定す）崇神景行崇峻の諸天皇紀に北陸とあるは、後世の追書に係る、訓みて高志道と曰ふべし。

（高志道） 陸路記云、北陸と云字は崇神紀十年の件に「以大彦命遣北陸」とあるをはじめとす、然れどもこは書紀を撰ばれし時用はれたる字にて、同じ事を古事記には「大毘古命遣高志國」とあり、これ北陸をなべて高志といへる證なれば、北陸の字高志とよむが正しかるべし、その後崇峻紀二年の件に「遣阿陪臣、於北陸道、觀越等諸國境」とありて、道字をさへそへられたれど、猶これも古志路とか古志乃美知とかよむべく、然おもふよしは、北陸道をクヌガのミチといふは、やゝ後の言葉なればなり。

（越） 高志道とは、高志國に往來する沿途の謂にして、猶阿波道（淡路國）の阿波國に於けるがごとし、古事記、水垣宮段に、

此之御世、大毘古命者、遣高志道、（中畧）故大毘古命者、隨先命而、罷行高志國、爾自東方所遣建沼河別、與其父大毘古共、往遇于相津、故其地謂相津也、

とあるにて、國と道との用語の差別を見るべし、崇峻紀に北陸道と越國とを書きわけたる趣も之に合へり。其越國とは本來後の越後の地方を指し、古志郡は實に其遺號とす、而も其名は猶廣く往來の沿途にも被らしめたり、

（高志） 古事記、廬戸宮段云、日子刺肩別命者、高志之利波臣之祖也、（この利波は後の越中國礪波郡ならん、越後國岩船郡にも利波鄕あり）垂仁紀云、御間城天皇之世、額有角人、乘一船泊于越國笥飯浦、（笥飯は後の越前國敦賀郡にして、古事記に高志前之角鹿とあるを同地とす）

後遂に高志道と、高志國相混亂して擇ぶなきに至れり、中世の和歌者流の名所題詠殊に甚し。〇又按に高志は夷種名より出てゝ、國名に移れるごとし、神代巻に須佐之男命斬蛇の條、

是に高志之八俣の遠呂智、年毎に來喫ふなる云々（古事記、日本紀には唯八岐大蛇とありて高志の稱なし）

此一語にて、未だ俄に種名とも地名とも判定し得されど、日本紀大八洲生成の條に越洲あり、持統紀に越度島あり。（十年、越度島蝦夷伊奈理武志、與肅愼志良守叡草、賜錦袍袴、緋紺絁斧等）

書記通證云、兼良曰、越洲、彼地有坂、曰角鹿、行人必踰此坂入越、故名越也、今按、夫水繞其外謂之洲、則越洲應別島也、三越州既接秋津洲中、且以踰角鹿坂爲名、但爲可疑、或謂、北越地方山嶽重阻、其初難通、故立堺限、亦得此名也、蓋蝦夷初見景行紀、而齊明紀謂之渡島、此島自古屬我邦、不爲外國、西土諸籍所載、亦然、或内附或背叛固其常、此所謂越洲、疑今毛人島歟、渡島之名義、亦相近、蓋奥羽三越其所往來、以取用、故後世三越之地、亦得此名、猶安房出自阿波然耳。

彼れ遠隔せる北洲（今北海道）をも越と呼べるは、是れ單に道途の往來、境土の隣近の故のみにあらず、越てふ夷種人の彼島にも住みて、三越の雜種と相同じかりければならん。且高志の名義に參考せんに、山坂を越えたる國と云ふは固より語格に合はず。（古事記傳曰、越國は他の例によるに、越後國に古志郡あれば、それより出たるにや、山を越て行く國なるが故の名と云はひが言なり、若然らば高延とこそ言ふべけれ、高志とは言はず）一說に海内を人の體に譬へ、北國は腰にあたれば、其名ある歟と云ふ如き、全く無據の臆想のみ。諸國名義考に「越國笥飯浦へ加羅國人來朝し、貢物を運び越し來し故に、越國の義歟、諸越ともいへる言を思ふにさもあるべくや」と述ぶ、運び越しの一事は決して是等國名の因由となり

（三越）

しとは信じ難しと雖、後段モロコシの語を參證とするは、頗肯綮にあたる。蓋高志の我東北の蝦夷の一部種名より出でて、國名道名郡名等に轉ぜるは、三韓の加羅てふ國名が漢唐の支那をも指してカラと云ふことゝ爲れるに同じ。後世諸越とて漢唐の支那を指して呼ぶも、元は我東北の蝦夷に越(コシ)てふ種落ありしが多數なれば、之を諸越と曰へりしに因るとや論斷せん歟。

三越(サンエチ)とは天武文武の朝にあたり、越前越中越後の三國を建置せられし時の新稱也、戸令に

凡新附戸、皆取保證、(中畧)唯太宰部內、及三越、陸奥石城石背等國、從見住爲定、

これを和歌によむに、萬葉集、神龜五年の詠に

三越路の雪ふる山を越えむ日は留れる吾を懸てしぬばせ

と見ゆ、ミコシてふ古言あるにあらねど、三越の名字につけて新訓を命じたるのみ。○古史に北陸東方、又は北陸東山の連稱往々見ゆ、他の西海南海に對して、東北(トウホク)西南の語出づ。然れども中世近世には多くものに見えず、近年西南幷に東北の語多く話頭に上る、其東北とは今の北陸及び奥羽を指す。

若狹國

若狹(ワカサ)國

西は丹後南は丹波、近江東は越前及び近江、北は海に至る。山嶺東北より西南に走り、北陸道と中國の交會に當り、灦海岬巒錯出し、港灣の形勢丹後と相同じ、彊土狹少なりと雖、漁撈の利多し、今三郡に分ち、福井縣治に屬す。

（稚櫻）

若狭は和名抄和加佐と註し、垂仁紀に其名初見す「一云天日槍自近江經若狹國西、到但馬國」開化天皇の皇孫室毘古王は若狹之耳別の祖先たる由、古事記に見ゆ、耳は後の三方郡なり。國造本紀に載するは「若狹國造、遠飛鳥朝御代、膳(カシハテ)臣祖佐白米命兒荒礪(アレシ)命定賜」と、若狹舊事考之を考證して、景行帝の時膳臣の遠祖磐鹿六雁命に若狹國を賜ひ、子孫世々此國を領知したりと述ぶ。履仲帝の時、膳臣余礒(アレシ)（荒礪命に同し）に稚櫻(ワカサ)てふ嘉名を賜ふ、稚櫻は若狹と語音相通す。（記紀幷に姓氏錄、本朝月令等）按に、若狹は古へ越の道の口にあたり、殊に漁業の利あり、故和加佐に大毘古命の越國を治平したまへる後、其孫王磐鹿六雁命は若狹の海部を領知して魚味を貢進したり。

姓氏錄「若櫻部朝臣、阿倍朝臣同祖、大彥命孫伊波我牟都加利命後也」（本書牟都を脫す、本朝月令に載する高橋氏文に照らして之を補ふ）高橋氏文「和加佐(ワカサ)の國は六雁命に永く子孫等が遠き世の國家と爲よと、定めて授け賜てき、」云々、

とあるにて、其要領を得。（この若狹の海部の事、後に至り大和氏も分け掌りしにや、若狹神社の條を參考すべし）稚櫻の嘉號の事は、履仲記に「天皇遊宴、膳臣余礒獻酒、時櫻花落于御盞、天皇歡之、爲宮名、故謂稚櫻宮、又號余礒曰稚櫻部臣」と見ゆ、尙若狹神社の條に說あり。○古事記に「建內宿禰命率其太子（應神）爲將禊而、經歷淡海及若狹國之時、於高志前之角鹿、造假宮而坐」とあるは當時の路程、京畿より高志に至るに若狹を經由するを大道としたる歟。此國の北陸道に屬せらるゝも、畢竟古代政治の濆習なるべし、されば愛發(アラチ)山（海津天熊(テンノクマ)の口）七里半を以て大道とするは稍後の驛制と知らる。（柳瀨峠は尙後世とす）或は曰く「若狹とは腋狹の義なり、はしたなる國にて、畿內とも山陰とも爲し難ければ、北陸に入れられたり」と、是れは無稽の說のみ。若狹は地勢より觀察すれば山陰に在り、然れども交通の上よりすれば近江に屬すべし、而も之を北陸に屬せしめしは、全く上古の政治的沿習に出でしに外ならず。○若狹之を修して若州(ジャク)と云ふ、又或は若耶と云ふは、よしなきざれごと也。

（若州）

若狹(ワカサ)灣

越前の越前岬(エチゼンノミサキ)を東角とし、丹後の經岬(キヤウガサキ)を西角とする大灣にして、若狹は其灣首に當る、岸線曲折、凡本洲北西岸に於て良港あるは此一灣を推して最とす、宮津、舞鶴、小濱、敦賀等は實に之に屬せり。

大飯郡

大飯(オホイヒ)郡

若狹の西偏にして、丹波丹後の郡邑と山嶺を以て相分つ面積八方里、人口二萬、今八村に分ち、治所を高濱に置く。

大飯は天長二年遠敷郡より分ち之を置く、（日本紀畧）和名抄、四郷を載せ、大飯を於保伊太と訓む、太は比の譌ならん、高山寺本、郷名大飯を於保比と訓む。名義は郷名に據れど詳ならず、大飯神社あり、又飯盛山あり、山名を本とするにや。○戰國の頃の方俗に、若州西方(ニシカタ)と呼べるは卽大飯郡を指す。

（西方）

內浦(ウチノウラ)

海灣名より轉じて村名と爲る、本郡の西北隅、丹後州界に接し、村落は一海灣を抱きて其岸邊に居る、神野(カミノ)、鎌倉、宮尾、日引、上瀨、音海等の大字あり。

（神野）

內浦灣は其濶さ七鏈、南方に入ること約二海里、灣內屈

曲して其狀恰楓葉の如し、水深さ十五尋乃至六七尋、底質沙泥にして能く各方の風を防ぐ、錨地は音海村の前面約三鏈の處を可とす、青葉山（一名彌山）は内浦灣の南方約一海里にあり、高さ二三〇〇呎、滿山樹木繁茂す、約二十海里外より認め得べし。（水路志）

音海（オトミ）　今内浦村の大字とす、海灣の東方を屛障する一岬角にして、突出凡三十町、其角端は岩崖壁立し洞窟あり、俗に弘法大師洞と名づけぬ。

阿遠郷（アチ）　和名抄、大飯郡阿桑郷、註阿乎、高山寺本、阿遠郷。○阿桑は阿袁の誤なるべし、今青郷村及び内浦村にあたる、青郷に今青てふ大字も殘る。

青海神社（アチノアマ）　今青郷村大字青にあり、（若狹郡縣志）延喜式の官社とす、青の海神を祭る。書紀通證古事記傳等にアヲミと訓み、履仲帝の青海皇女一名豐飯皇女、もしくは姓氏錄なる青海首と相干係するやに說きたり。（遠敷神參考）按に飯豐皇女の御名も正しくは青の海とよみ、此地は其御料地もしくは御名代なるべし、此皇女をば飯豐青皇女とも申し奉るにて知らる。又舊事本紀幷に釋紀帝王系圖には、皇女を忍海部（オシノミベとも）とも申し奉るは、此なる阿遠郷の海部をば其家の私民と爲したまへるより、忍海部皇女と稱へ奉るに似たり。（忍とは本來押領の意なれば、此海部を押領する司人ありて一部曲を成し、其一部曲は皇女に附屬し奉れるより、忍海部皇女と申すとなり）一說、飯豐の御名も此國の大飯郡に關係するやに述べたれど、採り難し。

（青）

青葉山（アヲバ）　青郷村と丹後の志樂村松尾の間なる一峰にして、彌山とも稱す。（丹後國へも重出す）山の麓なる松尾寺觀音堂は兩國の境界に渉ると稱し、若耶群談には大飯郡青郷青葉山松尾寺と錄す。向若錄云、青羽山、形圓而尖、如椎髻者並立、樹蔭繁茂、色似鵠頭。○松尾寺緣起に、延喜十二年、神野浦の海人春日爲光靈木を感得して馬頭像を刻むと曰へり、又青葉山を、萬葉の

秋の露は移るにありけり水鳥の青羽の山の色づく見れば

に牽引すれど、同名のちなみあるのみ、且此山は青の里の端山の意なれば、山色は偶然鵠頭綠の狀あれども、名義は湊合とも謂ふべし。

關屋（セキヤ）　今青郷村の大字なり、丹後の志樂驛に通ずる山道にあたり、國界吉坂（喜知坂とも）の下なり、此邊に溪澗洑流と爲る地ありて、之を關屋河原と云ふ。

里の名にのこる關屋の跡だにもそことも知らぬ秋風ぞ吹く、　伴　信友

日置（ヒオキ）　今青郷村の大字とす、關屋の東、三松の南なり、此地に延喜式日置神社あり、近古は大成寺に籠絡せられて、其域内鎭守神とす。（神祇志料）

大成寺（ダイジヤウジ）　日置に在り、臨濟宗、觀應二年華陽和尙開基、華陽は足利將軍尊氏の同胞にて、夙に佛門に入り化導を事とす、此寺其遺蹟にて、地方の名刹とす。

三松（ミツマツ）　今隣近を併合して青郷村と改む、高濱の西に接し海濱に居る、吉坂を距る一里半。○郡縣志云、三松の村前、海濱を去ること五町許りにして、淸水湧出し、海底の細砂水勢に隨て散亂す、土人の曰く、關屋川は民屋の邊に至つて地下に入る、數屋の間を經而て流出し、然れども此水源牛を減ず、疑ふらくば其餘流あつて、海底に湧出するならん、今水具里と稱するは水潛の義なるか。

わたの底のいくりの中の水潛は潮の最中にわきのぼるなり、　伴　信友

木津郷（キヅ）　和名抄、大飯郡木津郷、高山寺本、註岐豆。○今高濱村及び和田村大島村是なり、阿遠郷の東とす。若狹國守護次第に、明德四年木津庄高濱と云ふ、中世和田庄を分置したるを見るべし、明德四年五月十八日、將軍家太政大臣（義滿）丹後國九世戶へ御參詣の御序に、當國へ御成、木津庄高濱の矢穴御一見。

（穴矢）

郡縣志云、天王山は高濱村の海畔に在り、或は北丸と稱す、其山下洞門あり、土八アナンポと稱す、絕景の地にして八穴の隨一なり、城山は天王山に隣す、天王山と此山との間を小浦と名づく、斯山下海畔洞門あり、猩々[illegible]惡美須洞と名づく、是等皆八穴の內なり、また此邊海中小島あり、所謂伊禰島、高島、嶋城是也、此等の島腹亦洞門あり、其洞都合八、今ヤナと稱す、其の景の佳勝なるは筆舌の盡す所に非ず、近世地震の時一洞崩る惜哉。（按に八穴は古書に矢穴に作る、相州鎌倉に洞穴を矢倉と呼ぶと同義にて、弓矢を納置する意なり、八數に附會するは誤れり）

佐伎治神社（サキチ）　今高濱に在り、碎導大明神とも稱し、大飯郡の大社にて、延喜式に列せる官社なりき、（郡縣志）名義幷に祭神不詳。

高濱（タカハマ）　今高濱村と云ふ、其市街は戶數八百、小濱を去る五里半、大飯郡の治所とす。北に一岬あり海中に突出す、天王山と稱す、海山の景頗佳なり。（丹後國志樂驛へ四里舞鶴港へ六里）

高濱城址（タカハマ）　郡縣志云、高濱天王山の傍に一丘あり、之を高濱城跡とす、逸見駿河守源昌經之に據り此邊を領すと、城跡今竹林と爲る、相傳ふ、一年丹後の兵蜂起本郡に入る、駿河守吉坂山に向ふて相會戰す、武田と逸見と本同種族、而して駿河守初め武田義統の麾下の勇士なり、武藤氏を滅して佐分利郷を併領す、天正九年駿河守病死す、相續すべき者なし、故に信長公其の領地を分ち、三千石を武田孫八郎元明に賜はり、五千石を溝口竹に賜はる、（竹諱は秀勝、舟波長秀の麾下たり、伯耆守と稱す、後越後へ移封）溝口氏乃高濱城主となる、其後秀吉公堀尾吉晴

をして此城を守らしむ、又山内一豐淺野久三郎之を守る、久三郎は淺野長吉の家臣なり、其後木下宮内少輔利房玆に居る、二萬石を領す、勝俊の弟なり、死後封除かれ城廢す。（澤村才八吉重は逸見昌經の遺臣たり、天正十年出て、細川忠興に仕へ、大學助と稱し、武功の名を遺せり、島原天草の亂にも從軍しぬ）

和田（ワタ）

（犬見山）（大島）

今和田村と云ふ、高濱の東とす、和田の海中に山島あり、犬見山又和田山と名づく。和田山の東北に連接して大島山あり、此二島は細頸を以て相續き瓢狀の半島地を成す、則小濱灣の西北を屏障する者とす、其港灣艦船の錨泊に宜しとぞ。和田山は方一里許、其南偏に犬見浦あり、民戸若干、今本鄕村の管內とす。大島山は和田山の半に過ぎず、又民戸の在るあり、今大島村と云ふ是なり。大島の鋸埼は久須夜嶽の松埼と相對向し、小濱灣の口角にあたる、又赤礁埼あり。○姓氏錄考證云、宍人朝臣、此氏人は承和七年若狹國人宍人恒麿（續後紀）ありて、若狹大島村の長樂寺古文書に、天元元年建立願主宍人氏影と見ゆるものあり、宍人は北陸道を平けたまへる大彥命の後にて、若狹國造膳臣と同祖の家とす、其由緣なきにあらず。

車持（クルマモチ）

今和田村の大字なり、車持とは古代の部曲の名なり、越中の車持鄕を參考すべし。○延喜式、香山神社は今車持の高森山の麓に在りて、香山延毘須と云ふ、蓋若犬養宿禰の祖天香山命を祭る。（神祇志料）

佐分鄕（サブリ）

（佐文）（佐分利）

和名抄、大飯郡佐分鄕、一本佐文。○今佐分利村是なり、佐分は本來佐分利の利字を省畧したるもの也、木津鄕の南、本鄕川の源にして、頭巾嶽（丹波に跨る）の麓とす。若狹國守護職次第、陸奥守重時朝臣、六波羅北殿、自寬喜三年御拜領之、御代官原小次郎兵衛尉廣家、但守護領佐分鄕西津開發斗也。（また同書に武藤上野介知行所、佐分利七ケ村とあり）吉川記、嘉吉元年十月廿二日、若州佐分鄕に合戰、十一月に至りて敵陣（一色の黨）小濱落居の由、文書に證すべし。○佐分利村大字石山に佐分利殿の城址あり、俗說國主武田信賢の臣武藤上野介友益の居れる所とす、佐分利の奥より丹波何鹿郡に通ふ山道あり、逆谷と名づく。太平記、康安元年十月、仁木三郎山陰道の軍兵を率ゐて、此谷より若州へ討入りしとぞ。（若狹志）

（石山）（逆谷）

大飯鄕（オホヒ）

和名抄、大飯郡大飯鄕、高山寺本、訓於保比。○今本鄕村加斗村是なり、木津佐分の東にして、遠敷郡界に在り。延喜式大飯神社は本鄕村大字山田に存し、大飯鍬立明神と云ふ、土人の傳說に、此神昔このわたりの田地を開き始め給へる故に、鋤鍬を本社の靈形として祭ると云へり。（神祇志料）

父子（チチシ）

（靜石）

今本鄕村の大字なり、延喜式靜石神社此に在り（神祇志料）父子は靜石の訛りとす、一說靜石神は天日槍を祭る歟と云ふ。

本鄕（ホンガウ）

大飯本鄕の謂なり、高濱の東一里半、佐分利川（長四里本鄕川とも云ふ）の河口、西岸に居る小驛なり。本鄕氏は中世若狹の名族にて、源姓、文武の藝に秀で、隆泰、貞泰、詮泰、家泰、朝泰等各和歌集あり、作者部類にも見ゆ。尾內に城址あり、傳へ言ふ、始め山下に在るの時、本鄕扶泰之に據る、永正七年四月、惠林院義稙公、大內左京大夫義興の執奏に依り、扶泰をして此の處を安堵せしむ、是れ本領たるに依てなり、其後治部少輔泰榮城を山上に移して、而して達の城と名づく、天正年中に至って亡滅す、土人御館と稱す、云々。

加斗（カド）

舊庄號なり、今本鄕の東なる岡津、飯盛、勢の諸村を合併して加斗村と爲す、小濱市街の西に連接し、北は海に面す。郡縣志云、加斗鄕飯盛村の南に嶽あり、其形飯顆のごとし、麓に寺あり、亦同名也、加斗松原は海濱の地、平砂相連り長松列立、綠陰蓊鬱、行旅必休憩して目を怡ばしむ、靑島は其海中に在り、周廻數百步、茂林蔚然、島腹に洞門あり。

（岡津）（飯盛）

勢坂（セイ）

加斗村大字勢と靑井村（小濱市街の西郊）の間なる坂路を云ふ、康安元年十月、仁木三郎尾張左衛門督と本州守護細川淸氏を擊つや、佐分利鄕より亂入し、勢坂に至る、小濱代官頓宮西郎左衛門出降る。神祇志料云、伊射奈伎神社今廢たり、舊址は加斗莊飯盛村の伊射森にあり、土人呼て山神と云ふ、（官社私考）蓋天神伊奘諾尊を祭る、（日本書紀延喜式）凡正月十月九日祭を行ふ、（官社私考）延喜式に列せる官社なり。

遠敷郡

遠敷郡（チニフ）

（乎入郡）（中郡）

若狹の中央に位置し、北川南川の河盂を占め海岸には岬灣出入す、一州の樞要なり。今面積三十三方里、人口五萬、一町十七村に分ち、治所は小濱とす。遠敷は和名抄乎衛布と註す、小丹生の義なるべし。寶龜二年紀、復無位若狹遠敷朝臣長女本位とあるは、此地の名家なりけん、（大安寺資財帳に若狹國乎入郡とあるを初見とすべし）天長年中、郡西を割きて大飯郡を置く、和名抄十二鄕を錄すれど、佐文木津阿袁の三鄕は當に大飯に入るべし。○戰國の時、本郡に中郡の私稱ありて、上中下中の二に分ちたり。若狹郡縣志云、遠敷郡、在大飯郡與三方之中間、故或稱中郡、近世又私分下中上中兩郡、併大飯三方四郡也。

遠敷郷

和名抄、遠敷郡遠敷郷、訓乎爾布。〇今小濱町、今富村、國富村等なるべし、(遠敷村松永村は和名抄の遠敷神戸なるべし)郡內の諸溪、南北の二水と爲り、此に滙集し、海潮に歸入す。此地江山の勝を占め、中心の點に當る、即本州の府邑なり。

小濱港

小濱市街の西なる大港灣にして、久須夜嶽和田山の二半島によりて外洋と隔障す、市街は灣の東南隅に在り、西支灣は大飯郡加斗村本郷村を沿岸とす。敦賀へ三十四海里。

紅輪轉上小濱城、々環海煙相映淸、西岸嵐光朝霧動、春帆一片劈山行、　坂谷朗廬

水路志云、久須夜嶽、高さ二〇〇〇呎、西方經が岬及び東方越前岬の海上より望見して、小濱港に入るの好望標たり、北側は高峻の斷崖にして、其間に數條の涓溪あり、港門は鋸が崎と松が崎との間にして、其幅一海里餘北に面す、東西濶さ約九海里、深入四海里にして、東支を小濱內港とし、西支を青戸入江とす、此入江は南西に彎入し、水深十二三尋より漸次四五尋に減じ、其底質概畧泥土にして、錨掻き善く、小濱港に比すれば一層好錨地たり。

小濱

今小濱町(人口九千)雲濱村(人口二千)西津村(人口四千)の三に分つ、舊酒井氏の治城にして、今も郡役所を置き、若狹一州の都邑とす。福井の縣廳を去る二十九里、敦賀へ十三里、舞鶴へ十一里、京都へ二十五里。

小濱は神代紀に見ゆる可怜小汀と其名義を同くすべし、然れども神代紀の古蹟をも此に援引するは、附會の談のみ。〇郡縣志云、小濱は今富庄の濱なり、昔阿納尻浦に市屋ありて、諸國の商舶此の處に來りぬ、其の西の海畔にも市屋あり、海買の來る所なりき、其處を西津と名づく、西津郷是也、爾後市店を小濱に移す、今に至るまで海陸の商賈常に聚會す、寔に繁榮の地なり、海東諸國記に小濱津の名を記せり、又上古は後瀨山麓に至るまで悉く海濱にして、處々茅屋あり、民人漁鹽を業とす、後市屋となる、是に因て漁人今は濱浦町の邊に移るとぞ、湯川は長源寺の東北より今の市場町に流れて海に入り、其北の海畔處々に寺院ありしを、京極高次領國の時、城を雲濱に築き、湯川の水を城外に導く、是に於て寺院を西南の地に移す、今の河崎町洲崎町の邊は寺院の舊地なり、凡市中の街衢縱横四十一町、戶數千二百三十七軒、是れ慶長十二年定むる所也、戶數二千二百九十五軒、人口男女一萬千九十四、是れ元祿六年の計數なり。

朽木より若狹國小濱に至る、曹源院といふ禪院に宿す、かねてより武田大膳大夫入道申附られしとなり、彼等は先年巡禮の時も立よりけり、

遠去城門成客來、巖房何處擁羅苔、曾遊此地都如夢、老衲相迎攀小臺、(文明十八年回國雜記)道興

若狹客中作　江村愚亭

重山峻嶺限西東、城市相連海霧中、濕氣晨寒多是雨、潮聲夜吼乍生風、只憐春響双鳌紫、未見桃花一朶紅、客舍蕭條何所聽、浦雲深處有歸鴻、

吹くとしもなき春風を追手にてうまし小濱に舟さはふなり、　伴信友

昔此國の府は遠敷郷に在りて、中世府西を今富庄と云ひ、今富の海汀を小濱とす、其頃より小濱には權勢の人々居守せしならん。當國守護職次第に

自建武三年七月、尾張式部大輔家憲殿小濱へ入部、彼時脇袋、又三宅和久利多田、又河崎等燒拂之了、(家憲一作家兼)

とあれば、當時國府の政事衰へ、守護代は小濱に居り、兵馬の權を執れるを知る、爾後の大概は、地志提要云、

建武中興、藤原公智國司たり、目代をして管理せしむ、足利尊氏の反する、族弟家兼、及び佐々木高氏をして之を分轄せしむ、興國中、家兼の兄高經守護となり、後山名時氏、大高重成、細川淸氏、相繼て守護を領す、正平十六年、淸氏吉野に歸順す、足利氏乃石橋和義を守護とす、二十一年一色範光之に代り、元中八年、子詮範山名氏淸を伐て功あり、丹後を加賜し、孫義貫に傳ふ、永享中、將軍義教武田信榮に命じて義貫(初名義範)を殺し、信榮を以て守護となす、相傳る九世、元明に至り、朝倉義景に合して、織田信長を拒む、義景亡び、元明降を乞ふ、信長丹羽長秀をして州を監せしむ、天正十年、豐臣秀吉元明を近江海津に誘致して之を殺し、武田氏亡ぶ、九世百四十餘年。

太平記云、若狹國は細川相模守淸氏近年管領の國にて、頓宮四郎左衞門藤康かねて在國したりければ、小濱に究竟の城を搆へて、兵粮數萬石積み置きたり、康安元年九月、相模守此に落ちつきて城の搆へ勢の程を見るに、懸合の合戰をするとも、又城に籠りて戰ふとも、一年二年の內には輙く落されじものをとぞ思はれける、去程に尾張左衞門佐氏賴討手の大將を承りて、北陸道の兵三千餘騎を率して、丹波より逆谷へ向ふ。(中世の小濱城は後瀨山と知るべし)

按に若狹は地勢畿內に接し、攝津と表裡して北海の港津にあたる、小濱は難波津に比すべし。應永の南蕃船、天正の南蠻船の事は、纔に後世に傳ふる所あり、當時外國貿易の上に重要なる歷史ありしならんと雖、逸失して詳ならず、惜むべし。當國守護職次第に、

應永十五年六月廿二日に、南蕃船着岸、帝王御名亞烈進卿、番使々臣、問丸本阿、彼帝より日本の國王への進物等、生象一疋、黒、山馬一隻、孔雀二對、鸚鵡二對、其外色々、彼船同十一月十八日大風に中湊濱へ打上られて破損の間、同十六年に船新造、同十月一日出濱あ

りて渡唐了、同十年年六月廿一日、南蕃船、二艘着岸有之、宿は問丸本阿彌、同八月廿九日に當津出了、御所進物注文有之、小濱着岸之鐵船之公事、自内裏可有御直納之由、依武家被仰出。

海東諸國記に「忠常、辛卯年(我文明三)稱漂商護送、遣使來朝、書稱若狹州十二關、一番遠敷守護、備中守源朝臣忠常」とあるは當時此地の代官にて、朝鮮國へ通交したるを知る、又同書「義國、戊子年、(我應仁二)遣使來朝、書稱若狹州大濱津守護代官、左衛門大夫源義國、以宗貞國接待」と、當時武田氏守護の世にあたる。○南蠻寺興廢記云、天正元年、織田信長公吉利支丹ウルカンを招きよせ、これを京都四條坊門南蠻寺に置き弘法せしめたるに、ウルカン一人にては弘法力に叶べからずとて、本國より數人召呼べしと命ぜらる、ウルカン即悦で本國へ申送る、是等が乘る所の南蠻船、若州小濱に着船す、信長兼て再度南蠻人渡來の時、小濱へ入津せしめらるるは、思慮あるなるべし、江州海津(カイヅ)より大津へ至り、京都に入る、財寳夥取寄せ、是より弘法したり、云々。

小濱城址(チバマ)　雲之濱(クモノハマ)に在り、小濱市街の北東にして、今雲濱(クモハマ)村と云ふ是なり。北川南川の二水を引きて濠池とし、一方は海に至る、石壘の猶のこるあり。(後瀨山にも小濱城あり)

此城は慶長五年京極長門守高次江州より移封の始めに之を起す、封土九萬石、(若狹三郡及び敦賀郡)若狹少將と稱す、子若狹守忠高寛永十一年出雲國へ轉封、酒井讃岐守忠勝之に代る、撿田十一萬三千石、(江州高島郡の田を併せたる數なり、後又東國の田一萬石を加賜せらる)天主臺を建て、大小の矢倉を修め、本丸二丸三丸北丸西丸の諸郭成り、江州の彦根城と犄角して近畿の雄藩たり、寛文八年忠直の時、安房國勝山一萬石を族大和守忠國に分封し、天和二年敦賀の田一萬石を弟右京亮忠稠に分封す、子孫世襲、明治維新に至る、明治八年、舊封の士民小濱神社を建てて忠勝公を祀る。

竹原(タケハラ)　郡縣志云、竹原は皆食祿の家也、其地西面河水流廻し、街巷數條あり、竹原天王宮には應永十九年、前守護一色兵部少輔義貫鳥居を建てしことあり、雲月宮は同處天王社南にあり、菅神靈を祭る、相傳ふ、延喜四年二月十三日、靈光久須夜嶽に出で、千種森に至り松梢に止り、天王祠官大中臣近俊に託宣して菅神の靈たるを示して社を雲濱に建てしめ之を祭る、又云、在昔天王社邊に茅屋あり、下竹原と曰ひ、民人漁鹽を業とす、其の海畔雲の濱と言へりと、然らば小濱は雲濱と東西相並比する者也、歌枕名寄に「はるかにもおもほゆるかなくもの濱あまの河原にゆきやかよへる」云云、相傳ふ、京極高次領國の時、城を雲の濱に築き、下竹原を西津の郷に移して、其の處を家士の宅地となすと。

(雲濱)

西津(ニシヅ)　今西津村と云ふ、雲濱の北に接し、湊、鹽屋、小松原、福谷等の大字ありて、小濱の別町とす、郡縣志に、慶長中西津郷の水田を埋め、小松原(コマツバラ)の民家を其北に移し、家士の居宅を開く、即此と曰へり。

西津は神護寺(城州高雄山)の緣起に、壽永三年、散位安倍資良西津をば後白河法皇の院の御領に寄せ奉り、寺領にせらるゝ事見ゆ、又守護職次第に、

陸奧守重時朝臣、六波羅北殿、號極樂寺殿、自寛喜三年御拜領之、御代官原小二郎兵衛尉廣家、但守護領佐分郷西津開發計也

とも見ゆ。福谷に天(テン)が城(シロ)と稱する山あり、古城址と傳ふ。○貿易備考云、若狹塗は西津村に製する所なり、正保年間荒木某始めて之を製し、延寳年間又金色を付着することを始む、髹法は支那の存星(存星の盆と曰ふ古器あり、盆の地面に星の顯はれたるが故なり、是は宋の張成が作也、張成は古今の細工人なりと云へり)の遺風を模擬し、紅綠青黄黑の彩漆を以て塗り、其形狀恰雲の如し、且金銀箔を以て纐纈(シボリ)文の如き花章を作る、甚妍美なり、而て其質も亦堅剛なり、寛延年間若狹漆工の業盛に起り、其製出する處のもの昔日に數倍す、近時に至ては多く簞笥書棚几案等を造る。

(小松原)

開發(カイホツ)　西津の墾田の名より出てしにやとおもはる、一地名として諸書に散見すれど、今其所を知らず。○守護職次第記云、一色五郎義範、應永十六年開發守護代宿所、雲濱の若王寺前へ被移畢、開發保安養寺始て諸山に被成畢。(一色氏は西津に居館したりと云へば、開發も其中に在りし歟)

後瀨山(ノチセ)　小濱市街の南なる小山にして、口名田(クチナタ)村谷田部の北なり、武田氏此山下に築城して居れるを以て、又城山と稱す此山は万葉に

坂上大孃贈家持歌

かにかくに人は云へども若狹道の後瀨の山の後も會はむ君、同和歌　後湍山のちもあはむとおもふこそ死ぬべきものは今日までもあれ、

と見ゆる所とす。○後瀨山の城は、武田元光大永二年之を築く、當時長源寺此地に在りしを、津田に移し、城館を建つ、元光より元明まで四世之に居る、天正年中、丹羽長秀同長重、淺野長吉、文祿中豐臣勝俊の諸將の來鎭するや、皆此に居る、號して小濱城と曰へり、酒井氏の時城址に就きて空印寺を建つ。○按に小濱城は太平記にも見ゆ、當時は後瀨山に據りしにや、又青井山に據りしにや、郡縣志に武田氏始め青井山に居り、元光始めて後瀨に築くと云ふ。

(小濱城址)

若狹八幡宮(ワカサハチマン)　後瀨山の北麓に在りて、小濱の大祀なり、創立不詳、寛保中祠殿を重修す。應永年中此宮の鳥居倒れしを、守護一色詮範造立、代官武田重信奉行の事古記に見ゆ、俗說、男山より勸請すと。

八幡小路、石塔あり、石面「延文三年戊戌七月二十二日大願主沙彌朝阿」の字を雕す、何に依つて之を建てしを知らざるなり、斯の塔初め上市場に在り。(郡縣志)

神祇志料云、若狹國式外八幡神宮、また八幡三所大神と云ふ(若狹神階記)舊遠敷郡谷田部村にありしを、小濱後瀨山の麓に移祭る、(若狹國志、官社私考)稱德天皇神護景雲四年八月朔使を遣して若狹彥神と共に、鹿毛馬一匹を奉らしむ、(續日本紀)凡八月十五日祭を行ふ(官社私考)○若越寶鑑云、小濱八幡宮、應永四年、小笠原三河守長房入道淨鎭社頭に鬼鐘を懸け、同七年、神殿改造、税所代海部右衞門五郎埋泰物使代として參向す、(守護職次第)天正十八年淺野長吉修造、其棟札存す。○按に神護景雲四年紀「八月朔日有蝕之、遣參議兼越前守藤原朝臣繼繩、奉幣帛及赤毛馬二匹於伊勢太神宮、遣若狹國目伊勢朝臣諸人内舍人佐伯宿禰老、奉鹿毛馬於若狹彥神八幡神宮各一匹」と見ゆ、伴氏は此若狹彥神をも八幡神をも當國の社也と論定しあれど、疑惑なきにあらず、抑八幡社は天平勝寶元年始めて宇佐より奈良京に迎奉り、東大寺の鎭守と爲す、(後世之を手向（タムケ）山八幡と云ふ)神護景雲四年は之を去る二十二年、當時若狹の國に於て更に彼神を迎移して神宮を置かれしとはおもはれず、本紀日蝕の變にあたり、祈禱の事ありし形狀を推すに、伊勢大神に亞ぎて奉せらるべきは、東大寺八幡神宮たるべきこと論なし、但其使者を若狹國目に授任せられしは稍注意すべしと雖、是とても越前守が伊勢に奉幣する例より考ふれば、現任の若狹國目なりとて在京の時は何處への使命をも奉ずべし、且若狹彥神は東大寺二月堂に在りて、遠敷明神と稱す、是は二月堂の開基たる實忠和尙が、天平勝寶年中の勸請なりし由、東大寺要錄に載せたり、若狹彥も八幡神も、共に東大寺に崇仕せるを云ふ、かくて此小濱八幡宮は諸國々府又は守護館に祭るものと同く、中世以降の勸請社なるを、伴氏の博古なる、殊には此國人にして、尙其分別をあやまられしぞ、怪異に足る。

守護代小笠原三河入道明鎭、同子忠三郎共に應永十三年十月一日に京都一色道範□屋形に於て召禁せられ、丹後國石河と云所に被籠畢、依之舍弟安藝守同一族等并若狹以下數十人、三河國に於て同十五年十二月廿六日討死畢、同十六年三月に明鎭父子石河城にて被切腹畢、此併小濱八幡宮上の山にて鹿を狩らせられし御祟とぞ、大方風聞ありし事なり。(若狹守護職次第)

空印寺（クウイン）　郡縣志云、空印寺、曹洞宗、後瀨山の下八幡社の西南に在り、斯境長源寺の舊地なり、前守護武田元光城を後瀨山上に築くの時、長源寺を津田に移して館舍を斯處に構ふ、石壁池湟の基址今に至りて存ず、爾後京極忠高國主の時此地に寺を建て、父泰雲院尙次の牌所となす、酒井忠勝國主の時、建康寺と改め、國中洞家禪の僧錄司とす、寬文年中佛殿を改造し、建康山空印寺と名づく、空印とは忠勝の法號なり、常高寺（シヤウカウ）は西龍に在り、京極高次の室寬永十年逝く、斯の寺に葬る、此寺後の山腹に在り、淺井長政の女名鑠子、大猷院君の母堂并に關白秀賴公の母堂等皆其姉妹也、故に大猷院君近江國長田村三百石の田を寄附せらる。

(常高寺)

空印寺に八百比丘尼の栖みたりと云ふ洞窟あり、八百比丘の事は羅山神社考に「若狹國有號曰比丘者、食人魚長壽、四百餘歲」云々と述べ、一書には寶德の比、此尼京都に遊びたる事など記す、比丘尼の事已に神僊說に涉れば、其洞と云ふも知るべきのみ、(益軒西北紀行にも論錄あり。

長源寺（チヤウゲン）　今小濱の東、向丹、津田とも云ふ)に在り、日蓮宗、寺傳曰、康曆二年、越前本覺寺僧日源遠敷村の尼正義の歸依に因り、後瀨山下に建立す、大永二年今地に移す、若州日蓮宗の名藍とす、向島道具寺の僧觀元、元龜元年松平家康の敦賀より京師に返るとき、嚮導して功ありしこと諸書に見ゆ。

青井（アヲヰ）　小濱市街の西なる一村にして、今今富村の管內と爲る、背野山其嶺にして、後瀨山に連接す、山中に神明宮あり、此山は武田氏守護職の時の城址なりとも云ふ、青井の海岸は岩蝉空に出で、頗奇觀を呈す。

夕日さす木々のもみちにけおされて青井の山は名のみなりけり。　信　友

安國寺（アンコク）　郡縣志云、青井に在り、曆應二年足利尊氏之を創建す、開祖大年和尙、臨濟禪家なり、後國の守護代伊豫守大高重成再興し、安國山高城寺と改む。

今富（イマトミ）　舊庄名にして、和名抄遠敷鄕の地にあたる、小濱とは卽本庄の濱の義なり、今府中和久里（ワクリ）、湯岡、木崎、伏原等、小濱の東を今富村と命名す。

(和久里)

守護職次第記に據れば、右大將賴朝御代、津々見右衞門次郎忠季(島津忠久の弟)當國の守護たり、承久三年宇治川に戰死しければ、其子忠時は跡職を賜り、今富名の代官職は此卒後家若狹尼に賜はる、忠時寬喜元年罪ありて沒收云々。(東鑑、文治三年若狹國今富保とあるも今富の誤にあらずや)また太平記には「山名右衞門佐師氏は今度八幡の軍に功ありて、忠賞我に勝る人あらじと思はれける間、先年拜領して未當知行なりける若狹國の齋（サイ）所今積（ショイマツミ）を本の如く充て給」とあり(齋所は稅所の假字にて在廳の稅所氏之を司れる地にやあらん、今積とは今富に同し)此頃より今富庄を以て當國の府邑に代へ、守護下向を小濱入部と云ひ、守護所は西津小濱に在り、其事はかの次第記に「應永二年九月十九日、將軍家當國高濱矢穴當濱御成ありて、玉花院に入御、應永九年五月に西御所一色殿父子の御參御與に、九世戶の御次に、當國に御下向、高濱其後當濱御一見、栖雲寺御座」とあるにて之を知るべし。

(今富)

伏原（フシハラ） 小濱の向島に近接する地にして、往昔は刀劍鍛冶の家ありしを、小濱住廣吉と銘するは貞和頃の人にて、[illegible]小濱鍛冶の祖只、永正三年小濱住宗次と銘するは、其孫裔とす、近代まで其流をのこせり。
伏原發心寺は曹洞宗、大永年中守護武田元光の創始と傳ひ元光の木主を置く。武田氏は永享十二年武田大膳大夫信榮安藝若狹兩國の守護を賜り、其子信賢智勇あり、嘉吉應仁の亂に干與す、弟國信か吞子し、其子信親、其子元信、其子元光、其子信豐、其子義統、其子元明、（一書元次）以上九代とす。

府中（フチウ） 今今富村の大字にのこれり、小濱の東二十餘町北川の畔なる小里なり。
若狹國府は和名抄に「國府在遠敷郡、行程上三日、下二日、延喜式「中近國、管三郡」とあり、萬葉考に「東寺なる文和延壽の頃の若狹國の文書に、國人國府右馬四郎と云ふがありて、之を府中の右馬四郎とも書く、古府の此地なること疑なし」と曰へり。地志提要云、若狹古へ國府を遠敷郡に置く、鎌府の時、惟宗忠季に今富莊を賜ひ、州守に任し、其餘郡邑を以て藤原行光中條家長等に分與す、寬喜の初め將軍藤原賴經、惟宗氏の邑を收め、北條經時に賜ふ、爾後北條氏世本州を領して京畿を控制す、○國府の政治衰へ、武門執柄以後に至るも、在廳の世官尚存したり、稅所某が收使代として國內大社の遷宮に臨めること、其證と爲すべし。太平記に齋所（サイショ）今積とありて、地名に轉用せるも稅所なり。

（齋所）

多田（タダ） 今今富村の大字とす、多太嶽峙ゆ、標高七百米突、群山に超越し、形居頭の倭角のごとし、延喜式、多太神社其麓に在り。○多太嶽（タタガタケ）の西北麓（今富村大字野代）に眞言宗妙樂寺あり、岩屋觀音堂と稱し、其堂字を弘法大師建造のまゝと說く者あり、蓋亦一古刹歟。

（多太嶽）

國富（クニトミ） 舊庄鄕なり、今村名に轉す、今富の北、西津の東なる山村とす、栗田保太良庄も之に併せて今大字

（栗田太良庄）

を爲す、栗田（クリタ）に祇園祠あり、一說に之を式內曾尾神社なりと曰へり、太良（タラ）庄に小野寺藥師堂あり。東寺文書に太郎庄は永仁三年寺領たりし由見ゆ。又

「諸國田文事、爲支配公事、被召具候之處、令欠失云云、駿河伊豆武藏若狹美作國等文書、早速可被致調進、且神社佛寺庄公領等之田畠人員數、領主之交名、分明可注申給者、依仰執達如件、
文永九年十一月二十日　右京權太夫（判）
謹上　相模守殿」

「若狹太良庄
當國田文事、關東御教書如此候、郡鄕庄公領、并便補保等被仰下之旨、可令調進候、仍如件、
文永十年三月十七日　沙彌　光全（判）
謹上　郡鄕庄保政所」

長英寺（チヤウエイ） 太良庄賀羅賀羅嶽の下に在り、曹洞宗、酒井氏中興、土俗之を御所寺と呼び、境內に御所森と呼ぶ古墳あり、五輪石塔を置く、由緒不明、賀羅嶽は中世土豪山縣氏の要害也。

羽賀寺（ハガ） 國富村大字羽賀に在り、境內廣く堂字數多ありて、若狹第一の伽藍とす、小濱の東一里。
郡縣志云、羽賀寺は鳳聚山と號し、眞言宗、本尊觀音、靈龜の草創と傳ふ、天曆元年地震ひ、山裂け嶽壞れ、風雨急に起り洄水氾濫す、斯の時本尊脇士等泥中に沒す、詔あり之を再興す、永享七年、陸奧國十三湊日下將軍安部康季堂字を改造す、今の有る所是は、文祿四年康季の第八嗣實季之を修補す、其の當今に至るまで祈禱所となし、每歲資料を寄附す、同年羽柴勝俊熊野村に於て寺領五十石を寄附す、緣起誠仁親王の筆する所にして一卷あり、其の卷末後陽成院の宸翰あり。
按に羽賀寺に秋田安倍氏の修造を傳ふること、特異と謂ふべし、當時海上航通の便ありて歸依の事もありしにや、寺中に[illegible]、其[illegible]さへ[illegible]、其中に[illegible]の稅所職は海部氏之を世々にしたり、海部を安倍と誤るにやと疑はる

湯川（ユ） 源には笹田川と云ふ、又南川と云ひ、納田終の中山に發し、東流し、[illegible]に至り北に折れ、漸く東北に向ひ、今富村を經て小濱に於て北川と共に海に入る、長九里。

谷田部（ヤタベ） 後瀬山の西南にて、湯川の畔なる里なり、若宮八幡あり、地方の名祠とす、又眞言宗普門山谷田部寺と號する觀音堂あり、寂寞せりと雖、境地の風色往昔の壯大を想ふに足る、緣起不詳（若[illegible]）

名田（ナダ） 舊庄名なり、名田川の山谷を占め、廣遠の地なり、今口中南奥の四村に分つ。三國山頭巾嶽の脉を以て丹波近江兩國に界し、其山隘を通して京都に通する徑路あり。

田縄（タナハ） 今須縄、谷田部、中井、相生等と合併して口名田村と云ふ、今富村の西南多太嶽の西とす、田縄に飛泉あり、直下六丈五尺。
　くりかへし見れどもあかず柚木引く田縄の山のたきの水、　信友

三重（ミヘ） 今久坂小倉等と併せ、南名田村と云ふ、又知三（チミ）と云ふ、知三峠あり、京都に通する山路にあたる、小濱より此に至る五里半、丹波國周山驛を經て京に入るべし。○三重に式內刈田比古神社あり。（郡縣志）

（知三）

坂本（サカモト） 今納田終、井上、下村等と併せ奥名田村と稱す、知三の西にて、名田谷の極地とす、下村に式田苅田比賣神社あり、井上に伊津岐明神（當國神階記に見ゆ）あり。（郡縣志）

丹生鄕（ニフ） 和名抄、遠敷郡、丹生鄕、訓爾布。○今詳ならず、名田谷にやともおもはるれど、其徵を見ず。

三代實錄、貞觀十二年、遠敷郡丹生弘吉が孝養の事を載せられ、延喜式にも遠敷郡丹生神社あれば、古へ著名の所ときこゆ、郡鄕の名に遠敷とあるも、小丹生にて、此鄕と對比したるものとす。

北川（キタ） 熊川驛の東、二十三間山の溪谷（今近江國高島郡三谷村）に發し、西北流、小濱に至り南川に會ひ、共に海に入る、長六里、此一水の左右は田宅富庶、若州の豐壤と稱す。

神戶鄕（カンベ） 和名抄、遠敷郡神戶鄕○遠敷の神戶なれば、今の遠敷村是なり、若狹神此に在りて、其舊封たること明なり。

遠敷（ヲニフ） 小驛市なり、小濱東南一里餘、人口一千、音無川根來山中より來り、驛南を過ぎ北川へ入る。

國分（コクブ） 今遠敷村の大字にのこる、驛東に寺宇の廢址ありて、小庵わづかに存す。○郡縣志云、國分兩寺廢壞久し、後存するは釋迦堂のみ、然るに天正年中災に罹り烏有となる、慶長年中草堂を營み、丈六の釋迦像を安置す、今明通寺僧堂事を司どる、傳へ言ふ古は堂南に樓門、東北に三層の塔あり、西北に鐘樓あり、西に護摩堂あり、其の傍に尼寺あり、稻二萬束を附せられ以て寺料とすと、今毘沙門堂は釋迦堂の西に在り、毘沙門の像を安んず、又言ふ此像古へ國分寺護摩堂に在る所の者なりと

（國分寺址）

若狹遠敷神社（ワカサヲニフ） 遠敷村に在り、國幣中社に列す、上下の二宮に分れ、下宮は遠敷驛に在り、卽延喜式若狹比賣神社、名神大とあるに當る、上宮は東南八町大字龍前に在り、卽延喜式若狹比古神、名神大とあるに當る

遠敷大明神は、若狹國神階記に二座并に正一位勳三等とありて、康曆四年、法眼圓海上宮の鐘を鑄奉り、應永十二年守護一色詮範臨時祭を行ひ、流鏑馬を觀る、稅所代安倍世俊奉幣使の事を行ふ、同廿九年造營遷宮、安倍雅樂助奉幣使代たる事若狹守護次第記に見ゆ、祭日には浦の海人魚味を獻ずるを例とす（郡縣志舊事考）○神祇志料云、遠敷神は傳へ云ふ彥火火出見命豐玉媛也、（一宮緣起、諸社記、神名帳頭注）と、按に古事記、新撰姓氏錄に大和國造大和宿禰は椎根津彥の孫裔也、又舊事本紀に、火火出見尊海神の女玉依姫を娶て生み坐る子、武位起命（タケクラオキノ）は大和國造等祖とあるに依て考ふるに、武位起命は卽椎根津彥の父にして、火火出見尊は卽其御祖に坐を以て、此國に住る大和（ヤマト）氏其祖神を祭りし者なる事著く、且一宮緣起等の說又據あり、天長中和朝臣を本社の神主とせるも亦此故也、唯豐玉媛は玉依姫の誤に似たり、然れども今輙く改めず、姑く舊文に從ふ、卽當國一宮也、神護景雲四年、若狹目伊勢諸人を遣して鹿毛馬一匹を若狹彥神に奉らしめ、（續日本紀）大同元年神封十戶を充給ひ、（新抄格勅符）天長六年和朝臣宅繼を神主とす、（類聚國史）卽彥火火出見尊の神孫也、（舊事本紀、參取續後紀）貞觀元年、從二位勳八等若狹比古神に從二位、正三位若狹比咩神に從二位を授け、（三代實錄）延喜の制名神大社に列り、（延喜式）後一條天皇寬仁元年、一代一度奉幣使を遣して、紫綾蓋、野劔、乙箭、鉾鏡、麻桶、線柱等の神寶を奉る、（左經記）文永二年、神田凡六段百五十步を充て、正應五年、將軍久明親王敎書を下して異賊を降伏（コトムケ）しむる事を祈り、（東寺文書）正平元年御卜に神事を穢し奉れる御祟ありと云を以て、使を遣して社司に中祓を科せしめき、（宮主秘事口傳）凡每年上宮祭五月十日、漁人贄を捧げ、卯月晦日時祭を行ふ、下宮二月九月十日を例祭とす、此日西津鄕堅海莊の漁人鮮魚を奉り、晦日臨時祭を修む（官社私考）○按に此遠敷神は海人（海人の事は若狹國の條の和加左を參考すべし）の崇敬せる由、東大寺要錄にも見え、實に當國在住の和（ヤマト）氏の氏神にましゝならん、當國又青海神社ありて、和氏同族靑海首の氏神なりと思はるれば也、其和氏も靑海氏も海人を統べて朝廷に奉仕し、後世在廳稅所を海部（アマベ）（安倍にも作る）と云ふも、疑はらくは本社の氏子にして、國府衰へけるより奉幣使代を勤めしごとし。

續紀、神護景雲四年若狹彥神に馬を獻ぜられしは、平城京東大寺二月堂の祠の事なれど、彼祠は此なる神をば當時實忠法師が迎祭したる也。○東大寺要錄云、二月堂、今此堂者、實忠和尙之創草也、古人云、實忠和尙被始六時行法時、二月修中初夜之終、讀神名帳、勸請諸神、由茲諸神悉來臨、或競與福祐、或評爲守護、而遠敷明神恒嗜獵漁、精進是稀、臨行法之末、晚以參會、聞其行法、隨喜感慶、爲遂可奉獻閼伽水之由、所示告也、時有黑白二鵜、忽穿磐石、從地中出、飛居傍樹、從其二迹、甘泉涌出、香水充滿、則疊作石、爲閼伽井、其水澄映、世旱無涸、彼大明神、在若狹國遠敷郡、國人崇敬、具大威勢、前大川、川水砰磕、奔波涌流、由獻其水、河末渴盡、俄無流水、是故俗人號無音（オトナシ）河云々、然則二月十二日夜、至後夜時、練行衆等、下集井邊、向彼明神在所、加持井水、以加持力故、其水盈滿、于時汲取入香瓶、不令斷絕、自爾相承巡爲故事、從天平勝寶之比、至于今時及四百歲、雖經數百年、其瓶內香水、淸淨澄潔、飲者除患、身心無惱、猶如無熱池八功德水矣。○又按に、蝦夷語に水をワッカと云ふ、實忠が閼伽（梵語、水の義）をば若狹神より獲たりとあるに偶合する所あり、奇と謂ふべし、國名は神名より起るなれば、猶一考を要す。

音無川（オトナシ） 根來の山中に發し北流、神宮寺遠敷祠の前を過ぎ、遠敷驛北に於て北川へ入る、長二里半。○郡縣志云、音無河の水は、南都東大寺二月堂の閼伽井に通ずと傳稱せり。

神宮寺（ジングウ） 遠敷明神の舊供僧にして、上宮の南に在り、大字にも呼ぶ、守護職記に細川相模守淸氏、文和三年九月

御下向ありて、神宮寺に■御座、康安元年十月沒落、和泉堺へ入とあるは卽此地とす。

元亨釋書に若州神願寺を私赤と云人が建立のよし見ゆ、私は和ノ誤にて、遠敷明神の弟子、和朝臣の祖人とす、神願寺卽神宮寺の舊名なり、其書現存せず、釋書云、若州神願寺者、養老之間、疫癘屢起、病死者衆、時比古神祝、有私赤者、歸佛乘棲山林、比古大神化人來告曰、此地是我之有也、我受生神身、苦報甚多、欲歸三寶出苦趣、未由也、故降行疫癘耳、汝能爲我於此地、營伽藍安佛像、修治自蔵、年豐民安、赤乃建精舍、曰神願寺、從無災害　○神祇志料云、式内小浴(コアミ)神社は今金屋(カナヤ)（遠敷村に屬す）に在り、小南(コナミ)明神とも、惣社明神とも云ふ、遠敷の攝末とす。

根來(ネゴロ)　（大地山）

音無川の源にして、根來谷と云ふ、今遠敷村に屬す、其奥に大坤(オホナキ)山あり、江州朽木谷に通ずる、要害にして國界を成せり、○根來の稱之は■と名つくる所に白石祠あり、遠敷の社人此を以て明神天降の古跡と說く、神名帳頭註に「靈龜元年、遠敷郡西鄕内、靈河之源、白石上始垂跡」とある是なるべし。

改正三河記云、元龜元年三月、敦賀退軍の時、小濱向島の蓮興寺住僧■元申けるは、朽木信濃守元綱事、朝倉六角に一味し、朽木谷をふさぎ、多羅尾四郎太夫日吉淨泉寺等一揆をかり催し、今津街を切取りたりと風說あれは、搦手道を御案内申べしとなり、神君大に御悅び有て、此僧に道しるべさせて、根來谷に分入、針畑を越、鞍馬山を過て、京都へ歸らせ給ふ。

根ごろ谷臥猪の床やいかならむ里だにつもる雪のこのごろ、　信友

松永(マツナガ)

舊保號なり、今村名に轉し、遠敷驛の東を云ふ、松永保と云ふは東鑑に見ゆ、和名抄玉置鄕の中なりし歟。

若狹國司申、松永宮河兩地頭、宮内大輔重賴、不■■■合事、可令停止非法之由、成下文令進上候、

右件事、いかにも御定可有候也、所々地頭等、訴訟所へも可付候て、決其僞て、御成敗候者、不、參上候者、注給交名、可令注進之也、以此旨可令申上給候、恐々謹言、

文治四年九月四日

下　若狹國松永幷宮河保住人、可早任先例令勤仕國衙課役事、

右件所之地頭、宮内大輔重賴、寄事於所職、押妨國事、依國解、自院所被仰下也、早附地頭職之外、於國衙之課役者、停止非法之妨、云々、

松永の大字門前と云ふは、眞言宗明通寺の寺門にあたる、大字大興寺には山王社存すれば、天台教の道場の在りしを推知すべし、松永の山中に三番瀧あり、直下九丈。

玉置鄕(タマキ)　（野木）

和名抄、遠敷郡玉置鄕、○今野木(ノギ)村松永村なるべし、野木に玉置てふ大字のこる、此鄕は北川の兩岸に涉り、東鑑元曆元年若狹國玉置領を園城寺に寄附せらるとある者也。○延喜式波古(ハコ)神社は今野木村大字堤の南岳に在り。

若狹國守護職次第云、應安四年五月に國一揆人々安賀島羽三宅へ打入之間、一色兵部少輔殿御代官守護代、國人佐分本鄕青一族、河崎三方佐野多田和田引具し、のき山に陣をとり給ふに、同廿六日の朝玉置庄へ敵方打入之間、のき山よりたり、玉置河原にて合戰を致す、敵方の手負死人不知數、とりわけ宮河鳥羽一族等、木崎和久其外近鄕よりの見繼勢もあまた討れ畢、守護方も少々討れ手負ありと雖、打勝て西津へ歸給畢。

宮川(ミヤガハ)　（新保）

舊保名なり、今村名に轉ず、野木の北東なる山村とす、大字本保(ホンボウ)新保あり、又加茂あり、宮河保は東鑑文治四年の條に見ゆ、新保山に武田中務元度の城址あり（[illegible]）は湧緣にして、其質堅理、[illegible]のごとし、端溪石に似たり、[illegible]なり

加茂(カモ)

今宮川村の大字なり、[illegible]あり、■■、林木のみにして■■なし、[illegible]にはなしとも云へるに依りたるか、[illegible]、私考」[illegible](サルベ)て石■あり、■に大■此に■■せりと云ふ。（若狹考鑑）

三宅(ミヤケ)　（高■山）

舊庄名なり、今村名に轉ず、松永の東南に接す、大字神谷に高塚(カウガ)山あり　■■■云、高■山（この山の事若狹記にも見ゆ）是れ■■山の■■なり、[illegible]、攀■■難し、■山文集に曰はく「大岡寺觀音堂、在水口、余一見、■紀甚■佗不足言焉、■甲賀三郎■家、與兄太郎次郎■■山、■■人若州高■山窟、射殺■■■■士、■太郎次郎殺兼家、兼家化爲蛇、其■■於信州■■松原、云云。」

日笠(ヒカサ)

今三宅村に屬す、三宅と遠敷の間なる小里なれど、稍宿場の形狀あり、敦賀路と近江路の岐分交會にあたる。○飛鳥井雅親卿集、大■大夫入道宗■、若狹の小濱の館に侍し比、京へ歸り上りしに、ひかさといふ所までしたひ來て、宗勲もやかてのほるへきよし申て、

行するの都になかふ■たにもぬるゝになれし別かなしも。

野里鄕(ノサト)　（濃飫）

和名抄、遠敷郡野里鄕、○今熊川(クマガハ)村なり、三宅の南東にして、國界に當る、延喜式に若狹國驛馬濃飯五疋とある、飯は飫字の誤にて、濃飫よみて野に同じ。

關(セキ)

今瓜生村の大字にして、三宅村の假屋に近し、熊川驛の北なるが、古の驛站關村の址に似たり、或書に天文の比連歌師宗養の句に、遠敷關にて、

木枯をせきもる水の血しほかな
とよめりとあるも、れもひ合すべし。

熊川（クマカハ）

今熊川村と云ふ、小濱を去る四里、東四里にして江州今津に至る、酒井氏領國の時まで關柵有りき。郡縣志云、熊川村、今屬瓜生庄、居商之人家、捴于東西、往還驛也、又東有小村、號大杉、半熊川村之屬、而半江州高島郡也、是爲兩國之堺、此有關門、京極氏領國之時、始設關柵、使家士守之、以其鎭矣、○元龜元年三月、信長は西近江高島郡より若州熊川を經て、廿五日越前敦賀表へ發向せらる、神君同じ道を經給ひ、今日此所に渡らせられ、信長と御對面あり、朝倉方には朝倉中務丞景恒敦賀の郡司にて、金が崎を守ると聞えし。(三河後風土記)

瓜生郷（ウリフ）

和名抄、遠敷郡丹生郷。○本書丹生とあれど、別に丹生郷ありて重複す、瓜生の譌ならん、今の瓜生村及び三宅村にあたる、野里の北西にして、安賀郷と接す。

(依生)

東鑑、仁治二年若狹四郎忠清所領、若狹國依生莊（ヨリフ）とある依は瓜の誤なるべし、又守護職記に脇袋三宅等の地名見ゆ、脇袋は今瓜生村の大字にのこる。○再按、東寺文書、建長三年依生庄とあれば、依生瓜生古俗共に通用したるごとし、文永十年のものには瓜生庄と明記す。又看聞日記、永享六年當國吉田三宅庄と載す、吉田は今瓜生村の大字に存す。

安賀郷（アガ）

和名抄、遠敷郡安賀郷。○今瓜生郷と混じ、安加里末野等皆瓜生村へ入る、鳥羽村も本郷の疆域なり、山谷一境を成す。○守護職次第記云、一色修理大夫入道信傳、貞治五年八月より給之、爰應安二年正月十五日、於安賀庄金輪院楯つくの間、守護代押寄及合戰之處に、手負出來、打負て在所を燒き拂はれ、得替之了。

安加里（アカリ）

今瓜生村に屬す、敦賀路にあたり、日笠の東一里半、三方郡倉見へ一里。安加里に里の稱の遺るは安賀郷を建置せられし頃、郷の下に條里坪の區畫ありしに因る。

(末野)

○安加里の東に大字末野（スヱノ）ありて、式内三方郡須部神社存す、末野舊名須部里、(神祇志料)三方郡堺に接する地なり。文安六年、醍醐三寶院所領目録に若狹國須恵野を收む。

鳥羽（トバ）

今鳥羽村と云ふ、安賀郷の域内にして、安加里の北とす、其溪流は一淵に歸して南流、瓜生村に於て北川へ入る、康正二年造内引附に、七貫文金輪院若州鳥羽庄段錢と載す。延喜式、石按比古神社は大字大鳥羽に、石按比賣神社は大字小原に在り、岩倉明神と稱せらる。(神祇志料)○鳥羽村の北に大字海士坂（アマサカ）あり、田烏浦（タカラス）に踰る。

志摩郷（シマ）

和名抄、遠敷郡志摩郷、○今小濱の北なる久須夜嶽の半島なるべし、大安寺資財流記に、若狹國乎入部、島山佰町、四至四面海、右飛鳥淨御原宮御宇天皇歳次癸酉、納賜者、とある島山是なり、中世堅海（カタミ）庄と云ひ、今内外海（ウチトミ）村と改む。

(堅海)

堅海とは潟海の義なるべし、小濱灣をば潟と云へるにやあらん、大字に堅海浦と云ふあり。

阿納尻（アナフジリ）

今内外海村の大字なり、西津の北半里、久須夜島山の地頸にあたる、延喜式阿志奈神社は此地歟、今國富村大字那古に之を祭るは移建したるもの歟、此邊をば堅海内庄とも呼べり。

若狹浦（ワカサ）

今内外海村の大字なり、久須夜嶽の南麓とす、椎崎に小祠あり、椎樹周匝して自ら藩籬を爲す、延喜式椎村神社とあるは此也。(郡縣志)

久須夜嶽（クスヤ）

小濱海灣の北東を蔽ふ島山也、標高五百八十米突、面積一方里許、泊濱堅海浦佛谷浦若狹浦の四部落其南麓に在り、北方の外面に民居なし、東に字久浦加尾浦あるのみ。延喜式久須夜神社は堅海浦に存す。

(泊浦)

泊浦に唐船島（タウセン）てふ岩嶼あり、應永十五年、南蕃船入港の時此に碇泊したるにやと云ふ、其岬角松埼は小濱港の門戸にあたれり。

(背面)

郡縣志云、久須夜嶽泊山の北方の海岸を背面（ソトモ）と名づく、古言也、海涯巨巖險峻にして、大小二箇の洞門あり、各東西に貫通して相比並す、石面琢磨を加へずと雖、亦自ら竪横平直也、其の大なる者大門と謂ひ、小なるもの小門と謂ふ、試に扁舟を放ちて入れば、彼の海面に出づ、左右山あり激泉の山上より懸るあり、是を雪吹瀑と名づく、至つて淸冷なり、凡斯境の絶景、筆舌の盡す所に非ず。

志積（シツミ）

今内外海村の管内と爲る、阿納尻の東にして別に一海灣に臨む。(國富宮川二村の北なり)慈恵僧正遺告(群書類從本)云、志積浦一所、在若狹國、所領地數在券文、買得直卅貫文程、妙□入、右浦元陽成院御領傳領、故三河權守遺名。

矢代（ヤシロ）

志積に隣れる浦里なり、城州賀茂注進雜記に、壽永三年若狹國宮川庄矢代浦とあるは此なり。

田烏（タカラス）

志積の東にして、鳥羽村海士坂の北なる部落なり、今内外海村に屬す、其海灣は志積矢代と同じ、一方は久須夜半島に蔽はれ、他方は黒埼沖之石を以て東北の屛障とす黒埼の山脉は即遠敷三方の郡界なり。沖之石は田烏浦の海中なる岩嶼なり、土俗の傳說に、源三位賴政の女讃岐(二條院の侍女)故ありて此浦に寓止したりと云ひ「我袖は潮干に見えぬ沖の石」の什を引く、固より附會の談のみ。

餘戸郷（アマルベ）

和名抄、遠敷郡餘戸郷、○今詳ならず、田烏志積などにやとも云ふも徵證なし。

三方郡

三方郡 若狹の東界に當り、敦賀郡に隣る、面積十四方里、人口二萬五千、七村に分ち、三方驛に治す。

三方は和名抄加太と注し、三方海あり、名義之に因る。戰國の頃北方の稱謂ありて、大飯の西方に對したりしが、後其舊に復するも、方俗猶北方の稱謂を忘れず(若狹舊事考、國郡沿革考)

(北方)

三代實錄云、貞觀十年、節婦若狹國三方郡人、秦勝綱刀自、叙位二階、免戶內租、以表門閭。

能登鄉 和名抄、三方郡能登鄉 ○今十村と云ふ是也、郡の西南隅にして、遠敷郡瓜生安加里と相堺す、中世以降專ら倉見庄と稱したり、近時其十村を并せてとむらの號を立つ、大字能登野存す、溪流は北流して鰐川と云ひ、鳥濱に至り三方湖に入る。

延喜式能登神社は能登野の八幡宮是なるべしと云ふ、蓋能登國造大入杵命を祭る、(官社私考神祇志料)能登の國人の移住せる鄉里にや。○守護次第記云、應安三年十二月に、山東山西鄉に一色より守護代を入、彼所を被押之間、同晦夜守護使壹岐太郎を夜討にし畢、此由を聞き同四年正月二日、守護代西津を立て山東山西に押寄せ、菅濱に於て合戰有之、兩方之手負數十人、雖然守護殿方は死人無之、山東方は少々被討了、守護殿方は打ち縮て歸給ふ處に、鳥羽宮河倉見の能登野に出合ひ、同六日晦景に合戰有之、兩方の手負數者十人あり、其時も守護殿方打勝陣を取る處に、同七日晦西津より一色信傳の御子息、其時は兵部少輔殿、(詮範)能登野へ御攻ありて、守護代共に西津へ歸給了。

(能登野)

倉見 今十村の大字にして、山驛なり、小濱より佐柿敦賀にむかふ大路に當る、倉見は又庄名に呼びたり。○倉見の東嶺は三十三間山と稱し、江州高島郡の彊界を成す。

闇見神社 倉見驛と能登野の間なる成願寺に在り倉見庄の鎮守とす、古事記、伊邪河宮(開化)段云「御子日子坐王、娶春日建國勝戶賣之女、名沙本之大闇見戶賣、生子沙本毘古王」、沙本は大和の地名にて、春日も大和なれど、室毘古王は卽ち若狹耳別の祖なれば、耳別の氏人が祭れる祖神なるべし、延喜式本郡又和爾部神社あり(所在不詳)和爾部氏も春日氏と同祖の家にて、日子坐王室毘古王に姻親の干係ありしとおもはるれば、和爾部の人々の此に移住したるを知る。

井崎 今十村の大字にて能登野の北とす、大倉見城址あり、武田氏の麾下熊谷某の居れる所とす、天正中大膳亮直之あり出でて豐臣氏に奉事す、關白秀次に屬し、邑五萬石を食す、文祿四年秀次の敗にあたり、直之亦罪を被り自殺、籍沒せらる。

三方鄉 和名抄、三方郡三方鄉、○今八村田井村是なり、能登鄉の北にして、三方湖の畔とす、應仁武鑑に石橋右衛門佐治義朝臣の所知、若狹國三方庄とあるは此を指す、證文ありや否や。

三方 倉見と佐柿の間なる小驛にして、今郡治を此に置かる、式內御方神社及び臥龍院(曹洞宗、熊谷直之中興す)あり、三方湖の東岸にして、鳥濱と云ふも此なり(小濱を去る六里半)○御方神社は神祇志料に、今郡神明と云ふ、(官社私考若狹國志)蓋天日槍命を祭る(播磨風土記)と論定す、是は

播磨風土記、宍禾郡御方里、所以號御方者、葦原志男命、與天日槍命、各以黑葛三條著足投之、故曰三條、一云、大神爲形見、植御杖於此村、故曰御形、

とあるを、日槍が若狹に至りしと云ふ垂仁紀の說に參考せしならんが、[illegible]ふへし、大[illegible]にあるは[illegible]男にあらずや。今按に、此地三方湖あれば、郡名は地名に出で、而て三方とは御形の義、必しも三神を數へず、今謂ふ所の三方湖水月湖日向湖久々子湖等の總名[illegible]信すべし。

(鳥濱)

藤井 今八村の大字なり、郡縣志、藤井に山縣下野守政冬(或作秀政)の要害跡あり、政冬は賴統の子にして、武田氏の譜代の臣なり、元明に仕ふ。○藤井に近く大字佐古あり、式內山都田神社は今佐古天神と云ふ(神祇志料)

三方湖 三方驛の西北なる淡水湖にして、周環狀の岡陵に囲りて、海灣と相隔離し、其淡水は四區に分る、今最南なるをば專ら三方湖と呼び、其北を水月湖(最大なり)其北に久々子、日向の二池相並ぶ、三方と水月久々子の三池水脉を通し、早瀨浦の東にて剩水を海灣に排出す、日向湖は早瀨浦の西に於て海に通ず、此四湖の面積都合一方里許。

若狹なる三方の海の濱淸みいゆきかへらひ見れど飽かぬかも、(萬葉)

三方の浦と云所にて、渺々たる海路をながめやりて、

海士小舟となかの浪に漕ぎ出てゝみかたの海を四方に見るかな、(催后囘國雜記)

益軒西北紀行に「御形の湖は長さ二里、水深く碧瑠璃をしき開く、其次に句々子の湖、長さ三十町横十四五町、御形の對ひに山を隔つ、其間一里許あり、其次にひうがの湖是は句々子の湖と並べり、廣さ句々子と相同し、潮滿つれば海水入る」云々、句々子を刋本に勾子に誤る。地圖を按するに、三方水月の二湖は一環を成し、西に隧坂、北に日向の峽地あり、而て其剩水は近世專ら東なる氣山川より久々子池に通じたり、寛文二年更に氣山の北浦見坂に一渠を切り通し、是より湖中の水量大に減し、汀線

(浦見坂)

退却して湖畔幾多の田圃を生じたりと。○地學雜志云、寛文元年、酒井殿の命にて京人角倉に命じ、湖水を疏開せしむ、之を浦見坂普請と稱す、此年成らず、久々子湖の水を海へ通する工事のみ翌年に至りて成る、寛文二年五月大地震あり、氣山川塞り、三方湖汎濫して湖畔の諸村水を被る、即急に工事を督勵し、氣山川を通ず、同三年再浦見を踰す、石工三百餘人をして特に磐を削らしむ、正月より五月に至る、疏渠底廣三間半、長百八十間、深二十三間、空濶八十間に及ぶ、役夫すべて三萬七千餘人、沿湖の地新に墾田數町を得たり。

織しくばみかたの原にいでて見よまた朝顔の花は咲くやと（六帖）　山上憶良

これはこの三方海の野山にやあらん、さりながら憶良の歌と云へば常國に其地を求むること如何。

氣山（キヤマ）　今八村の大字なり、三方驛の北半里、江山の眺望廣し。東方の山嶺を雨乞嶽と云ふ、氣山川浦見川の二渠ありて、水月湖の剩水を久々子湖に導く。

干潟觀音堂は慧日山と稱す、寛文年中浦見川開通の時、之を建て、其加護を祈れる也、觀音の緣起に「舟廻て浦見坂に至り、順流浦見川を過ぐ、川流箭の如く、舟行飛ぶが如し、兩岸絕壁、仰て天を見れば宛然帶を曳くが如し、崖の一面磐石壁をなす、其石長さ五拾餘丈、鎚鑿の痕を見ず」云々。

宇波西神社（ウハセ）　今氣山に在り、延喜式、名神大と注し、當國神階記に於瀨大明神と錄したり、（郡縣志に寺谷上瀨明神と云ふ）舊日向浦出神の地に坐ししを、此に移すと、（神祇志料）延喜式又於世神社を載す、是は氣山中村の河中明神に當る、神階記に於瀨河中明神と云ふに據るべし。

（織松原）

○郡縣志云、上瀨祠の東北を織松原とす、土人古美の松原と呼ぶ、清輔初學抄井に八雲御抄に、織の松原を若狹の名所とす、夫木に

ほのかにも尙逢事を頼みてや織の松原茂り初めけむ。

又准后回國雜記（文明十八年）には

「三方の海、こひの松原うち過ぎて、浦見坂といへる所にて、おもひつづけける

聞はばやな誰が世に誰れをうらみ坂つれなく殘るこひの松原、

此所を打過きて、はたをりの池と云へる所にやすみて、

蟬の羽の衣に夏は殘れども秋の名に立つ機織の池」

と載せらる、其地理猶考證すべし、機織池不詳。

田井（タヰ）　今田井村と云ふ、三方驛の西一里、三方湖の畔に在り、延喜式多由比神社此に存す、即知る田井は多由比の訛なるを、但馬國にも田結てふ地名あり。

（多由比）

郡縣志云、寛文二年五月、地大に震ひ、鳥濱の湖畔土砂涌出し、湖水横溢す、是に於て山を鑿ち以て水を海に導く、舊後湖の濱に堆土を生す、則之を闢き田宅と爲す、今の生倉村成出村是也。（生倉は八村に屬し、成出は田井に屬す）

餘戸鄕（アマベ）　和名抄三方郡餘戸鄕。○今詳ならず、地形より推せば西浦村にあたり、海部の部落を曰へるにや。

西浦（ニシウラ）　郡の西なる海村にて、常神、神子、小川、遊子、鹽坂越の五浦に分つ、常神岬突出して、久須夜嶽と相對し、內灣を抱擁す。

常神岬（ツネカミ）　今西浦村に屬す、三方湖の西北に突出する嶮形の高崖角にして、凡二里の長あり、岬端に御神島あり、又小嶼ありて海水深入す、之を常神浦と云ふ、小船の停泊に宜し。常神岬の西南は、久須夜半島に對し、一灣を抱く、東北は敦賀の立石岬丼に丹生浦に對し又一灣を成す、謂ゆる渟田門是歟。

常神社（ツネ）　常神浦に在り、敦賀常宮の神を祭る、（若狹國志云、傳言、古自敦賀常宮、神官來預祭事、故自常宮浦到于此、今稱管絃渡、則常宮常神名義同、而祭神亦不異乎、其祭神功皇后也、可推知矣）延喜式に列す。

神祇志料云、常神社は御神島にありしを、後今常神浦の海岸の山麓に遷す、之を常神大明神と云ひ、又常大明神と云ふ、（若狹國志官社私考）蓋息長帶姬皇后の御靈を祭る、（參取氣比社舊記、運歩色葉集大要）仲哀天皇熊襲を伐給ふ時、皇后角鹿より發して、木綿垂たる五百枝榊を、船の舳艫にたて、和幣とし、御親ら琴を彈き、姊玉妃命を神主として神樂を奏て、海神を祭らしめ、即渟田門に到り、御倉の大酒を海に灌ぎ給ふに、海鰂魚多く醉て浮しかば、海人等聚玉の給へる魚也と歎申しき、故其處の魚六月に至て常に傾浮て醉が如くなるは、此緣也、（日本書紀、參取氣比社舊記）康和五年御卜に常神の神事を穢せる御祟ありと云ふを以て、使を遣して社司に中祓を科せしめ、（朝野群載）永萬元年神祇官の貢物魚貝を常神に奉る。（永萬元年神祇官貢進記）

渟田門（ヌタノト）　日本書紀、仲哀帝西征の條に見ゆ、（常神社參考すべし）書紀通證藝藩通志等之を以て安藝國沼田郡の海灣に擬して、其論說あり、然れども御舟角鹿を發して穴門の豐浦に赴きたまふ路次に合はず。今角鹿の立石岬の邊なる丹生浦と、常神岬の間を渟田門なりと云ふもの、採るべきに似たり。

神祇志料云、常神社の配祀の神に山神海神水神、三社御神、渡津松明神、加留間明神などあり海神水神は皇后の祭らせ給へる故事により、三社御神渡津松明神は若狹神階記常神三皇明神、常神外尊明神にあたりて聞え、常神を冠らせたるを思ふに、皆みな本社の末社なりけむを、後に配祀れるにやあらむ、又今常神浦と丹生浦の間に能多乃登と云ふ處あるは、即古の渟田門にして、角鹿より豐浦に至る海路也、其邊に今も管絃渡、琴引崎等の名ある

は皆此時の故事に依れり。

早瀬（ハヤセ）　今日向（ヒウガ）浦及び久々子、金山、郷市等を併せ西郷村と稱す、美濱の西郷なり、近世山西郷（サンサイガウ）と呼べる地とす。

(西山)

早瀬浦は三方湖の北一里半、湖水の河口に當り、海濱なる大村なり、飯盛と名づくる一丘あり、形状奇異、鉢を覆せたるごとし。○久々子湖の東に湖丘山龍澤寺と號する禪院あり、永享中僧宗信建、舊名長應寺。

郷市（ガウイチ）　今西郷村の大字なり、西郷の市場の義なるべし、市宮あり、〔若越宣鈔〕神名式、伊牟移神社も郷市に在りて、伊尾宮と云ふぞ、〔神祇志料〕郷市の東に南市河原市など云ふ地名もあれど、今は荒蕪の里とす。

彌美郷（ミミ）　和名抄、三方郡彌美郷。○今耳村幷に西郷村山東村是也、本郡の東偏とす、大郷なりしを中世以降耳庄織田庄山東郷山西郷等に區分あり。

(耳)(宮代)

〔彌美は古事記に「室毘古王者、若狹之耳別之祖」〔闇見神社を見よ〕とある耳別の邑なり、延喜式彌美神社は今耳村の宮代（ミヤシロ）に存す。〔一書に、彌美神社は大寶二年伊勢兩所以下二十八所を勸請すとある、妄誕のみ〕○神祇志料に云、彌美神社は當國神階記耳明神と云ふ、耳庄宮代村に在り、〔官社私考〕蓋若狹之耳別の祖室毘古王を祭る、即日子坐王、沙本大闇見戸賣に娶て生坐る子也、〔參酌古事記、舊事本紀、延喜式大意〕初崇神天皇の御世、大毘古命越國を治めつるを以て、其族類の神此地に在る者多し〔古事記、日本書紀、新撰姓氏錄、延喜式〕凡庄内十五村の民此神を生土神として、祭を行ふ、〔若狹國志、官社私考〕其今二十八所神と號するは、族類の神を併せたるならん、又別に地主權現と云ふ小祠あり、蓋本社の舊址なるが、社域に園林（ヲンリン）寺ありて社務を掌り、中世嘉祿二年神社を再興して二十八所明神と云始めたり、是は昔僧徒神地を侵して堂塔を構へたりし故に、神社も甚く衰へつるを、社僧に託して本寺を今地に移し、舊址には小祠を建て、地主神と稱へ奉りし事著し、古來僧徒詭計を設けて神地を掠め社領を奪へるもの、大抵かくの如し。〔園林寺は眞言宗、弘仁元年道齋名の造始せるものとぞ〕

(寺林園)

木野（キノ）　今耳村の大字なり、延喜式木野神社此に在り、俗に二宮明神と云ふ。

新庄（シンジャウ）　耳村の南なる山中を云ふ、〔今耳村に屬す〕佐柿驛より新庄まで一里半、更に山路一里半粟柄越に至る、即江州高島郡堺とす、東に三國（ミクニ）山あり、若越江の交堺に當る。三國山は柳瀬峠畫發山と山脉を同くし、其北方に延くものは野坂嶽、椿峠より黑富士栗螺等と稱り、立石岬に至りて盡く。

(三國山)

佐柿（サカキ）　今耳村と改む、小驛市を成す、三方驛を去る二里十町、敦賀を去る四里。武田氏領國の時粟屋氏之に居り、一方の邑城とす。越中守勝久死後木村常陸介重茲邑主たり、豐臣氏に仕ふ、市廓の成るは此時に在り、城後廢す、酒井家の時關を置き、出入を譏察したり、近時郡治を置かれしこともあり。○按に延喜式本郡に佐支神社あり、今所在を知らず、佐支佐柿古音相近し、佐柿の山王權現と云ふは此舊祠にあらずや。

國吉城址（クニヨシ）　佐柿驛の山に在り、武田義統の老臣粟屋越中守勝久之に居る、永祿六年八月、越前國朝倉義景將に若狹國を併せんとし、天筒山の城主朝倉太郎左衛門半田又八郎を將として千餘騎を聚め、まづ粟屋據る所の城を攻めしむ、城固くして拔けず、七年九月朝倉更に佐田村に入る、壘を芳春寺山及び大田村に構ふ、八年八月朝倉の兵猶佐田大田の壘に在り、山東郷の穀を奪ふ、又坂尻間道を作り耳庄幷に山西郷に入り民穀を掠む。九月勝久火を壘に放つ、敵兵震擾して俄に退奔す、敵壘を撿するに一牘あり和歌を書して曰く「武士の鎧の袖をかたしきて枕に近き初雁の聲」其の傍に九月二日朝倉太郎左衛門と書す、十一年六月、朝倉氏、國吉城下を過ぎて佐柿村に到り、勝久直之を攻む、然れども防守嚴にして之を陷るゝ事能はず、後ち武田元明に請はしめ和議を圖らしむ、元明勝久直之をして義景と和平せしめんと欲す、然れども勝久直之従はず、遂に信長公に請ず、信長丹羽長秀をして若狹を守らしむ、國中の士皆な久直之に歸す、元龜元年四月、信長將に朝倉義景を攻めんとす、近江より若狹に入り熊川村に到る、勝久倉見村に迎へ遂に之に從事す、武田元明の死後粟屋を寄し、天正十三年勝久死し、除籍、〔郡縣志〕○按、國吉城は粟屋勝久の死後、江口三郎右衛門〔丹羽の臣〕之を守ると云ふ、然らば木村が邑主たりしは淺野長吉國主たりし時ならん、天正十六年以後の事とす、文祿二年木村攝州茨木に移り、關白秀次の傳役と爲り、罪を獲て自殺す、京極家の時、老臣多賀越中之を守り、一萬三千石を食す、酒井家に至り城を廢し關を置く。

佐田（サダ）　今坂尻、大田、菅濱等を合同して山東（サントウ）村と改稱す、佐柿驛の東北、敦賀郡界に接する地なり、山東とは彌美の東郷にて、中世以降織田（オダ）庄とも云へり、佐田の沙濱を黑濱と稱す、沙礫黑色なれば也、又織田濱と云ふ、延喜式織田神社は佐田に在り、二十八所權現と云ふ、蓋彌美神の族類神也、〔若越官鈔郡縣志〕

(山東)(織田)

椿峠（ツバキ）　佐田の東敦賀に通ずる山路を椿峠といふ、野坂山其南に峙ち、若越兩國を限界す、一要害の地なり。○太平記云、康安元年十月、尾張左衛門佐氏頼敦賀の敗軍を大に怒りて、軈て大勢を率して十月廿七日椿峠へ打ち向ふ、細川相模守清氏是を聞きて、今度は一人も敵といふ者を生けて還るまじければ、自身向はでは叶ふまじとて、小濱城には頓宮四郎左衛門尉を殘し置き、舍弟右馬助相共に五百餘騎にて、追手の敵に馳せ向ふ、未戰決せざる處に、而思他に異なれば、是ぞ武心あるまじきも

のと混まれける柏宮帳に心替して、城戸を打ちて寄手の勢を後より城へ引き入れける。○改正三河後風土記云、元龜元年三月、神君信長と共に越前合戰敦賀退軍の時、粟屋越中守時久を頼みて、佐柿の城に一宿あり、織田勢十萬に餘る大軍の事故、その混亂大方ならず、木下藤吉郎秀吉僅に六百餘騎にて踏留りしが、朝倉義景は廿八日引後れたる織田勢の士卒を追討する二千三百餘、先陣は德川勢に打かゝる、渡邊半藏守綱返し合せ敵數十八突倒す、敵は此勇鋭に辟易して戰はんともせざりしに、神君最前に秀吉が頼むといひしを請合ながら、秀吉を救はずして我何の面目あつて再度面を合すべき、進めやものどもとて呼はらせ給ひ、御自ら鐵砲をはなち給ふ、既に黑濱に來る所に、毛屋七左衛門五六百の人數を以て前を遮らんとす、是をも鐵砲をつるべにかけ一度に突てかゝれば立足もなく崩れ立、須賀濱へ逃て行、神君御心靜に椿峠に引あげ給ひぬ。

菅濱(スカハマ) (黑富士山(菅竈))

黑濱の北にて今山東村の大字なり、延喜式須可麻神社此に在り、蓋菅名須可麻を菅濱となまれる也、若狹國郡記に菅竈に作る、東嶺を黑富士(クロフジ)山と云ひ、敦賀の西に當る。

神祇志料云、須可麻神社は今麻氣世永明神二座とす、其一座は後世の追配なるべしと云ふ、(若狹國志、官社私考)蓋新羅の天日槍七世の孫菅竈由良度美(スカマユラドミ)を祭る、是は息長帶姫命の御祖母に坐り、仲哀天皇の御世息長帶姫命其太子を建内宿禰に率奉らしめて、氣比大神を拜給ふ時、淡海より此國に至坐るは、蓋天日槍の國境の時經歷の地にして太子外曾祖母の神あるを以て也、(參酌日本書紀、古事記大意)

丹生浦(ニフ)

今山東村に屬す、黑濱の北二里、立石岬の西南二里、半島地の西岸に在りて、小邑を有す、西方遙に常神岬に對し、其間を古へ淳田門(スタノト)と號す。丹生浦以南、竹波(タケナミ)に至る沙濱は能々雪を望むごとし、白濱の名あり、伴氏の「花紅葉をりにさけども色かへぬこや時知らぬ雪の白濱」と曰へる所とす。○延喜式、高那彌神社は竹波に在りて、五所明神と云ふ是也 又本郡式内仁布丹生の二社を載せ、其一は丹生浦の加茂明神なるべけれど、一所は所在を失へり。(郡縣志神祇志料)榮螺(ササエ)嶽は丹生浦の東北に峙ち、半島地の望標たり。

(竹波)

越前國

越前國(エチゼン)

若狹の東に連り、北陸道の口にあたる、其疆域は全く九頭龍(クヅリウ)川の水系に成り、加賀飛驒美濃近江の境界は皆限るに山嶺を以てす。敦賀郡は九頭龍川の水系と若狹國の間なる狹地にして、地質學者の謂ゆる瀬戸内海地溝帶なり、又越前に屬す。今面積二百十五方里、八郡一市に分つ、福井縣治在り、越前は和名抄に古之乃三知乃久知と註す、上古越國の一部なり、而も角鹿三國(ツメカミクニ)の二區分早くあらはれ、其角鹿は海外新羅任那の門戸たりしことは、殊に重大の事蹟とす。三國は男大迹(ヲホド)天皇の少時おはしまし故里にして、其地は豐美の平野とす、土人今に天皇治水の功を口碑に傳へたり。

敦賀郡

敦賀郡(ツルガ)

本郡は越前國の南端なれども、地勢若狹と相同しく、孤懸して北陸中國畿内の交界にあたる、故に近年は滋賀縣の管治に入りたることあり。今一町六村(面積十三方里)人口三萬五千。

敦賀郡、和名抄六鄕に分つ、其二鄕は後世丹生郡へ入り、郡界移動す、(神戸鄕を參看)敦賀又角鹿に作り、正保國圖には鶴賀に作れり。○敦賀は古代より其名著れ、北國の要津とす、舊名笥飯(ケヒ)と云ひ、韓人來朝の門戸たり。

(鶴賀郡)

垂仁紀云、是歲任那(ミマナ)人蘇那曷(ソナカ)叱智請之、欲歸于國、蓋先皇之世來朝、未還歟、故敦賞蘇那曷叱智、仍齎赤絹一百匹、賜任那王、然新羅人遮之於道、而奪焉、其二國之怨、始起於是時也、一云、御間城(崇神)天皇之世、額有角人、乘一船、泊于越國笥飯浦、故號其處曰角鹿(ツメカ)也、問之曰何國人也、對曰意富加羅國王子名、都怒我(ツヌカ)阿羅斯等、亦名曰于斯岐阿利叱智于岐、傳聞日本國有聖皇、以歸化之、到于穴門(ナガト)時、其國有人名伊都都比古、謂臣曰、吾則國王也、除吾復無二王、故勿往他處、然臣究見其爲人、必知非王也、卽更還之、不知道路、留連山浦、自北海廻之、經出雲國、至於此間也、是時遇天皇崩、便留之、仕活目(垂仁)天皇、逮三年、(中畧)天皇問曰、汝不迷道、必速詣之、遇先皇而仕歟、是以改汝本國名、追負御間城天皇、便爲汝國名、故謂彌摩那國、其是之緣也。(本書、この條下に天日槍の事跡を混入したり、今採らず)

(笥飯)

角鹿は額(ヌカ)に角(ツヌ)ある人の來り居れるに由り、其人名を取りて地名と爲すと云ふ、疑ふべし若し古代の日韓兩國は、同語一詞の國なりとすればいざ知らず、本書の文意前後の形情より推せば、都奴我てふ異俗の人々(上文の蘇那(ソナ)曷(カ)は都奴我の異聲同語也、叱智斯等は韓語臣師也、阿利阿羅は韓の一國也、于岐は韓語王也、日韓古史斷に其說見ゆ)の來り居れる地をば、やがて都奴我と呼べりと云ふに過ぎず。此都奴我は本來韓語にして蘇那曷とも都怒我とも聞ゆ、我邦音にて正しくは言ひあらはし得ざる音

(蘇那曷)

ならん。されば古事記には血鼻(チノカ)と云ひ、靈異記には都魯鹿と載せ、和名抄にも都留我と註す。猶臆想にて云はば Tsung—ka なりしを、我語法にてかくは色々に寫したるならん。然りと雖今亦日韓同語の國なりとの推論を爲すにも、此敦賀は援引せらるべし、能登の羽咋郡なる式内「久麻加布都阿羅加志彦神社」、能登郡の式内「加布都彦神社阿羅加志彦神社」、また鳳至郡の式内「任那彦任那姫神社」など、いつれも任那加羅の人々が、角額てふ地を着て、北國に移住したるを證明するにあらずや、大に考慮を要す。

古事記、黑田宮(孝靈)段に「御子彦刺肩別命者、角鹿海(ツヌカノアマ)直之祖也」これは任那人來朝以前に係けてあれど、彦刺肩別の子孫の世に角鹿海直の姓を定められたりと爲せば、彼條と相背くことなし、續紀、天平神護元年惠美押勝亂の時「授外從八位上敦賀直島麻呂、外從五位下、以助官軍也」とあるは、海直の末なるべし。古事記に應神帝此地に行幸の時、

(血臰)　(角鹿國)

毀鼻入鹿魚、既依一浦、於是御子令白于神云、於我給御食之魚、故亦稱其御名號、御食津大神、亦其入鹿魚之鼻血(チノカ)臰(アリキ)、故號其浦謂血浦、今謂都奴賀也

とあるは稍異傳なれど、此地の本名は筍飯にて、後に至り血臰(チノカ)また都奴賀の名起れるを見るに足らん。○國造本紀には角鹿國造あり「志賀高穴穗朝御代、吉備臣祖、若武彦命孫、建功狹日(タケイササヒ)命定賜」と載せ、イササヒの名は筍飯大神の亦名伊奢沙(イササ)別に近似するのみならず、古事記なる角鹿海道の祖彦刺肩別と吉備臣の祖若武彦の三皇子は、兄弟にまします、蓋同事異傳歟。日本書紀には彦刺肩別なし、彦刺肩は大吉備津彦の別名にして、國造本紀之を若武彦に誤れるごとし。(氣比神社の條に參看)氏族志云、淳和帝時有角鹿直福貴子、賜越前正稅稻五百束、〔類聚國史〕清和帝有角鹿直眞福子、授外從五位下、〔三代實錄〕其先皆國造之後也、(按、古事記、有角鹿海直、疑與此一姓、然以爲日子刺肩別之後、其說不合、豈以兄弟故、致誤乎、附待後考)後嵯峨帝時、有民部丞角鹿實直、〔平戸記〕後村上帝時有但馬權守角鹿辰氏〔園太曆〕

敦賀灣(ツルガ)

越前岬の南微東十五海里、立石岬の南東方に灣入す、長六海里橫二海里餘、灣内の西方に常宮浦の良錨地あり、東南隅に金崎の港泊あり(越中伏木へ二百海里、赤間關へ三百二十海里)

(都奴賀)

古事記、應神帝の御歌に、

この蟹や、いづくの蟹、もゝつたふ、都奴賀の蟹、橫さらふ、いづくに到る、伊知遲島、美島に速來、云々(伊知遲島は江州の地名なるべし)

とよみ、武烈紀に角鹿の鹽の事見え、古より魚鹽の産ありければ、海直(アマ)を置きて之を治めしめらる、又北方の門戶にあたるを以て、内外の諸船之に集會せり。○靈異記云、楢磐島者、諾樂左京六條五坊人也、居住于大安寺之西里、聖武天皇世、借其大安寺修多羅分錢卅貫、以往於越前之都魯鹿(ツロカ)津、而交易以之、運超載船、將來家之時、忽然得病、因忍留船、單獨來家、借馬乘來、至于近江高島郡磯鹿辛前(シカノカラサキ)

(都魯鹿津)(筍飯浦)

筍飯の浦に依する白浪しくしくに妹がすかたはおもほゆるかも、(萬葉)

筍飯浦は敦賀灣の古名にして、中世には專ら敦賀浦と云ふ、

越前國つるがにつきけるに、浦のけしきおもしろく侍れば、しばしながめ侍りて、(廻國雜記)

春はまた立ちぞかへらん梓弓つるがの浦の沖つ白波。

立石岬(タテイシ)

敦賀灣の西方を蔽ふ半島地の北端なり、此半島は南北三里の長さありて、橫幅一里許、北に於て漸窄す、其西南は若州三方郡の管內とす。○立石岬の[illegible]上[illegible]百[illegible]、[illegible]十五[illegible]、[illegible]四里、今松原村に屬す、此[illegible]、[illegible]一[illegible]、人呼びて三島明神と云ふ、即延喜式三前(ミサキ)神社なり、今其社は廢れて無し、[illegible]神[illegible]料[illegible]、立石[illegible]の東南に民家[illegible]、[illegible]石浦と云ひ、其南に浦底浦あり、小[illegible]なり、[illegible]の南を色濱(イロハマ)と呼び、越前名蹟志に、

(色濱)

しほそめにますをの小貝拾ふとて色の濱とは云ふにやあるらん、　西行

の證歌を擧けたり。與細道に「敦賀津云々、空晴れたれば、ますほの小貝ひろはんと、種(イロ)の濱に舟を走す、海上七里あり、天屋(テンヤ)何某と云者破籠小竹筒などこまやかにしたゝめさせ、僕あまた舟に取乘せて、追風時の間に吹着きぬ、濱は僅なる海士の小家にて、わびしき法華寺あり、爰に茶を飲みて暮のさびしさ感に堪たり、

さびしさや須磨にかちたる濱の秋、　芭蕉

浪の間や小貝にまじる萩の塵」

とあり、抄註にますほは蘇枋にて、貝の色の赤きを云ふと記す、種の濱とは色の濱の畧書なり。

榮螺嶽(サザエ)

色濱の西にして、半島の脊梁に當る、其南に岩倉巢富士の數峯相連り、[illegible]坂山に至る、榮螺嶽は標高二千四百七十呎、敦賀の西北に望むべし。

白木浦(シラキ)

今松原村に屬す、立石岬の西南一里、三方郡丹生浦と相隣る。○神祇志料云、式内白城神社は白木浦に在り、白木神又新羅明神といふ、越前拾遺、神名帳打聞、神社明細[illegible]、[illegible]新羅人此地に住者、其國主の祖彦波瀲武鸕鷀草葺不合命の男稲飯命を祀る、稲飯命は新良貴氏の祖也、(參酌日本書紀、新撰姓氏錄、延喜式、)今按、近江伊香郡鉛練日古神社之を白木明神と云、又新羅の神なり、日本書紀、天日槍近江吾名(アナ)邑に居り、後近江より若狹を經て但馬に至とあるを思ふに、當昔或は本國にも留りし故に、自ら其族人も此に在て其祖を祭れる歟、本郡杏

見に又信露貴彥神社あり、

門埼（モンガサキ） 白木浦の西にして、丹生浦の背なる一海角なり、西方常神埼丹に經が埼（丹後）と相望み、北は越前岬に對す。

常宮浦（ジヤウグウ） 今松原村に屬す、其港灣は敦賀市街の西北二海里にあたり、良泊の名あり。○水路志云、敦賀灣は冬季に至れば安穩の地に非ず、而も灣內最安最好の錨地は、常宮灣に在り、常宮灣は西に灣入し、善く各方の風を保障す、其水深五六尋より十尋、底質堅泥にして、錨搔き最佳なり。

常宮神社（ツネノミヤ） 浦上、海に面して殿堂を興す、其拜殿は汀に在り、境內木石參差、灌水潺湲、頗幽奇なり、延喜式天八百萬比咩神是なり。文德實錄、齊衡三年此神官社に預る、（淵步色葉集に此神を神功皇后と爲したり、若狹常神浦を參考すべし）天國津彥神、天國津比咩神、天鈴神の三社を末社とす、是れ本社と共に、文德實錄延喜式に見ゆる官社とす。

常宮所藏の梵鐘は、文祿役朝鮮より獲來りて納めし者と傳ふ、形狀は正しく既滿院鶴滿寺等の常宮鐘に同じ、南谿の東遊記に此鐘を載せて、黃鐘調と云へり。○東遊記云、常宮の鐘は豐臣家の奉行大谷氏敦賀に主たりし時、朝鮮國より奪ひ來りて獻じたりと、銘は朝鮮文にて讀み難し、

大和七年三月日、菁州蓮池寺鐘成、內節傳合入金七百七十三廷、古金四百九十八廷、加入金百十廷、

成典和上　忠門法師（以下畧）

常宮の西北なる山嶺を岩倉山と稱し、岩屋觀音また鸚鵡石など、岩石の奇醜なるに附けて云ひ出でし名物あり。

鷲崎（ワシザキ） 常宮浦の北數町、手浦に在り、此埼は岸壁數丈之に貝殼の附着するありて、自ら畫彩を成す、之を海方より望めば錦を繡がける狀あり、式內和志前神社は此を謂ふ、今は其社なしとぞ。

櫛川（クシカハ） 今松原村の大字なり、常宮浦の南一里餘、敦賀市街の西郊にあたる、海濱に從崎あり、金崎と相對向す。

太平記云、延元十月十二月、先帝は吉野に御座ありて、此事已に一兩月に及びけれど、金崎の城には出入絕にたるに依りて、知る人もなかりける處に、二月二日朝騰に櫛川の島崎より、金崎を差して游ぐ者あり、且埋新左衞門といひける者、吉野の帝よりなされたる綸旨を髻に結びつけて、游ぐにてぞありける、云々。

西福寺（サイフク） 櫛川の西大字原に在り、淨土宗にして應安元年僧良如開基、後光嚴天皇勅して西福の號を賜ふ、大原山の稱に位し、幽靜にして林泉の勝あり、歷代の勅願所宜旨、幷に武家の文書を傳ふ。

沓見（クツミ） 今松原村の大字なり、櫛川の西南に接す。延喜式久豆彌神社此に在り、十禪寺權現と云ふ、又信露貴彥神社あり。（神祇志料）

從者鄉（シトムベ）（訓讀） 和名抄、敦賀郡從者鄉、高山寺本、從者鄉、訓之度无倍。○從省は從者の誤なるべし、之を之度无倍に假るは、倭仗をシリトべと訓める例、皇極紀倭從をシトべと見え、隨從の人を古言に後人と呼ふ、延喜式從部村峯神社ありて、從部もシトベと訓むべし、峯社も此なること想ふに足るも、後世之を失ふ。（和訓栞に從者の名義に就き、左傳通鑑胡註などを引き論じたれど、要領を得ず）

從者鄉丹生鄉にもあり、後世從部に作る、此なるは後に聞えず、敦賀津守鄉の南なる山野を總べ、今の粟野中鄉愛發の三村に當るごとし。

粟野（アハノ） 近世粟生野鄉と私稱せるを、村名に轉じたる也、櫛川の南にして、櫛川野坂、公文名山野神等の大字あり。公文名（クモンミヤウ）の谷口野は今開きて田疇と爲る、小祠ありて利仁

（公文名） 將軍を祭り、將軍の館址と傳ふ、（若越舊鑑）公文名とは庄田の下司職公文の名田にや、此邊は野坂庄と云ひ、建長二年殿下渡分帳にも收めらる。利仁將軍の敦賀に居邑したる事は、今昔物語に見ゆる所あり、將軍は藤原魚名五世孫、時長の子、（母は越前守秦豐國の女）にて、敦賀有仁の婿たり初め攝關の家に給事し、後東國に歷官し、延喜中鎭守府將軍に任し、武勇の名高く、朝野に信賴せらる其苗孫多く北國に土着し、西田富樫林進藤齋藤加藤等の家を起したり。○今昔物語云、利仁の將軍と云人有けり、若かりける時は□□と申ける、其時の一の人の御許に格勤になん候ける、越前國□□の有仁と云ける勢得の者にてなん有ければ、常に彼國にぞ住ける、云々。

金山（カナヤマ） 今粟野村の大字なり、延喜式金山彥神社此に存す、文德實錄、嘉祥三年授位。○金山の西の大字を關と云ふ、椿峠の下にて、若狹に通ふ山路に當れり。

野坂（ノサカ） 今粟野村の大字にて、金山の南なり、延喜式野坂神社あり、又式內織田（オタ）神社在りて、六所と稱す、不審。（神祇志料）野坂山は若狹の州界に跨り、三國嶽に連り、頗雄大也、黑川山は公文名の南にして、山谷廣し、近江の州界とす。○近世野坂の邊五千石の田は、酒井氏家の封內にあらず、支家勝山殿（房州）の知行たりき。

道口（ミチノクチ） 今中鄉（ナカガウ）村と改稱す、敦賀の南に接し、粟野の東とす、延喜式志比前（シヒサキ）神社在り。（神祇志料）道口とは此地古志の道の口の其口にあたれば、殊に其名あるにや、愛發山疋田より敦賀津に至る路頭とす、盛衰記には「四境三口（ミツノクチ）」に作れり。

（三口）

道の口と申所にて、武生の國府はいつくならんとおほえて、（飛鳥井殿應永三十四年道記）

幾千世も猶敷島の道の口絕えず吹越せ心あての風、

名所方角抄に「廣き大野あり、有乳山の北に道口と云宿あり、それより北へ一里計往けば矢田野也」と述べしは、

今の[illegible]野の田部をば、矢田野と見做し・[illegible]。是萬葉に
八田の野の淺茅色づく有乳山峯の淡雪寒く降らし、
とある八田をば此に引あてたる也。作者の原意は大和の
八田(ヤダ)にて、有乳山の雪をおもひたるなれば、矢田野を此
に云々するは附會の誤を免れず、

疋田(ヒキダ)

今市橋、山中刀根、池河内等と合せ愛發村と改む、道口の東南なる山谷に在りて、江州海津鹽津柳瀬の三道皆界嶺を越えて此に來會す。今鐵道車驛とす、敦賀四哩、柳瀬六哩半。

(疋壇)

疋田又疋壇に作れり、源平記に「今津海津を打過て、荒乳の中山に懸て、天の熊國境、疋壇三口行越て、敦賀津に着にけり」云々、○疋田は阿倍氏の一族引田臣の關係より出でし名號、佐渡國に引田部神社あり、引田臣の族黨は北國に散任したりやにおもはる。氏族志云、崇峻帝時、大彥與子武渟川別、奉詔綏定北陸東海、功致赫著、其裔孫阿倍氏最顯、齊明帝時、國司阿部引田臣比羅夫、屢征蝦夷粛愼有功、故其族又遂蔓於東北矣、文武帝時、比羅夫子引田朝臣宿奈麻呂、改賜阿倍朝臣。

愛發(アラチ)

今村名に轉ず、本郡と江州高島郡の界嶺の舊名にして、古へ此に關塞を置かれ、北國のおさへと爲されしを以て、其名こそに高し。盛衰記、荒地中山と曰へり。

有乳山(アラチ)

今愛發村大字山中と高島郡劍熊村の間にして、其坂路を七里半越(シチリハン)と稱す、劍熊村に小荒路(コアラチ)の字のこる。

(七里半越)

○名勝志云、名所方角抄曰、有乳の嶺近江に境たり、海津の宿より一里北なり、山に古へは神社有りしにや、飛鳥井榮雅の道の記に云く「夜の明行程に山中の宿を立侍れば、山あひの道さかしきに、西の方に當りて鳥井の立たるを尋侍れば、爰をなん有乳山と云ふ」云々、古へは此道京より奥へ下る往還なり、天正の頃か信長濃州岐阜に在城故、通路のため柴田修理亮勝家をして中河内の路(椿木峠)を作らせたると云々、是より此道は通る人なし。

あらちやま峯のこがらしさきたてて雲の行手に落つる白雪、(新後拾遺)
八田の野のあさちが原も埋もれぬ愛發あらちの山の白雪、(續拾遺)

愛發關址(アラチノセキ)

今詳ならず、山中(ヤマナカ)の邊に求むべし。續紀、天平寶字八年、惠美押勝逆謀(中略)官兵踰到越前國、斬守辛加知、押勝不知、遣精兵數十、而入愛發關、授刀物部廣成等、拒而却之、押勝進退失據、卽乘船向淺井郡鹽津、忽有逆風欲漂沒、於是更取山道、直指愛發、衞門少尉佐伯伊多知等拒之、八九人中箭而亡、押勝卽又還、到高島郡三尾。

(中山)

此關の始末は大日本史に「寶龜十一年、上病大漸、遣使伊勢美濃越前固關」の下に註して「先是、養老五年、太上天皇不豫、遣使固三關、後世有大喪、必固三關、蓋昉于此、三關者卽伊勢美濃越前也」と、而て延暦八年三關を廢せらるゝこと續紀に見ゆるも、後紀には「大同元年、天皇崩、遣使固守伊勢美濃越前三國故關」ともあれば、此後は全く廢す。

麻生口(アサフクチ)

今愛發村の大字なり、疋田の東とす、江州鹽津より新道野越を經て此に達す。蓋愛發山の別路にして、古書に鹽津山とあるは、此山路を指す、七里半越の東北二里。(近江の鹽津浦鹽津越を參考)

(鹽津山)

延喜主税式に「越前海路、自敦賀津、運鹽津、駄賃米一斗六升、自鹽津漕大津、船賃米二升」とあり、鹽津山は敦賀津と琵琶湖の最捷徑にあたるを以て、殊に運漕の路を此に定められたるを知るべし、武烈紀に角鹿海鹽の事見ゆ、鹽津の名之に由る。

刀根(トネ)

今愛發村の大字にて、疋田の東一里半江州柳瀬驛(ヤナガセ)に通ずる路頭とす、鐵道之を經由し、刀根峠に於て四千四百餘尺の隧道を貫穿す、刀根峠一名柳瀬峠とぞ。天正元年の秋、朝倉義景越前の兵を以て[illegible]出張し、合戰に不利を見て、こゝに引上ぐるに當り、[illegible]田共に追撃する所となり、柳瀬峠より疋田の間に皆斃す、[illegible]築、遂に敗亡の禍を見ることとはなりぬ。

(柳瀬峠)

池河内(イケノカフチ)

刀根の北にて、笙之川の源なり、江州中河内より西に山を踰え、池河内を經て谷口(東浦)に出づる間道あり。

古詩　荒谿宿雨可投、風烟隔竹祇慈幽、無端一夜山中雨、惹得湖雲入越州、　遠山雲如

笙之川(シヤウノ)

池河内より南流、刀根に至り西流、疋田を經て道之口の邊に於て黑川を容れ、敦賀に至り木目川を容れ、市中を貫流して其海灣に入る、長凡五里半

津守鄕(ツモリ)

和名抄、敦賀郡津守鄕。○今敦賀町是なり、此地古來北陸の津頭にして、知津事、官ありけるにより、津守の名も起りしならん、攝津國西成郡の住吉、菟原郡の住吉の兩津張に津守鄕と稱したるも、此[illegible]に同じ。(今敦賀に津内(ツナイ)てふ地名存す)

(敦賀津)

敦賀は垂仁紀に角鹿(ツヌガ)と記し、異俗の人來泊の浦とす、靈異記に都怒鹿津と云ひ、萬葉には角鹿津とあり、延喜式には北陸諸國の漕運皆之を此津に會せしめ、其功賃を規定したる由見え、當時一方の要津たりし狀想ふべし、諸國運漕功賃、佐渡國海路、自國津漕敦賀津、船賃石別一東四把云々。

しらまゆみつるがの船路夜もなほおして引きこす波のかげかは、(夫木)

敦賀金崎港より釜山へ五十海里、三國三十六海里、金石七十海里。

敦賀(ツルガ)

今敦賀町、人口一萬七千、敦賀灣の南頭にして、稍東偏金埼の傍に位置す。此地舊畿内に江州の北方の門戸たるのみにあらず、琵琶の大湖を纔に一嶺を隔て、直徑五里、本邦の中原に於て要害無双の點にあたる。鐵

道は米原を距る三十哩、(大阪を距る百二哩)福井を距る三十九哩。

敦賀は敦賀津と稱し、古の角鹿浦なり、(敦賀郡井に津守郷を參考)、北陸諸國の海漕の集會たりしにとゞまらず、又外蕃貢方の船の來着せる所とす、延喜式に松原驛と云ひ、又松原客館とあるは此とす。(今敦賀市街の西を松原村と云ふは同名異地也)隣路記云、昔渤海使の客館をもおかれたること、延喜雜式に「越前國松原客館、令氣比神宮司撿校」とみえ、和名抄なる善景樓といふもこゝなりしよし、伴友信が隨筆にみえたり、長門の臨海樓と相比するものなり。

(松原)

我おれる錦とや見るから人の敦賀の山の峯のもみち葉「夫木」

續日本紀云、天平寶字二年九月、小野朝臣田守等、至自渤海、大使輔國大將軍兼木底州刺史楊承慶、以下廿三人、隨田守來朝、便於越前國安置。日本紀略、弘仁六年五月、令越前國擇大船、為蕃客也。(扶桑略記云、寬平三年七月、越前國解狀曰、大宋商客林表伎政等、參着敦賀津、即有朝議、從囘却、而林表等上奏曰、運旅之間、日月多移、糧食將盡、加之天寒風烈、海路多怖、妾命取朝市已者、所奏不能默止、賜官符、令安置矣。承曆四年閏八月、大宋國商人孫吉忠、賚明州牒、參着越前國敦賀津、先是去八月、着大宰府、々司言上、不待報、小舟飛帆參上也、仍差遣官使。(元亨釋書云、釋覺印、事楞嚴院源信、學業早成、時宋人朱仁聰在越之敦賀津、信欲見聰、拉印而往、聰出接之、壁間有畫像、聰指曰是婆那婆演底守夜神也、為資渡海厄所歸也、師知此神乎、信讀華嚴經中善財讚嘆偈、以筆題像上。

降信集云、つぎの日もくれぬれば、つるがといふ所に泊りしに、うかれめどもあつまりて、歌うたひなどせしに、心細さも少しなぐさみて、

忘られぬ都もけふぞ忘れぬる君ゆゑとてはこしぢならねど、

そのよも明ぬれば、すいつわたりとて、しほうみのなみもいとけはしげなる舟にのりてこぎいづるも、わたりとこそいへど、いとはるかに見わたされたるほどに、おそろしくさへおもひつゞけられて、いそにつきてあみひくをみて、

僥あみの沖を遠かにめぐれども都にのみも引心かな。

敦賀兵營

今市街の西南郊に在り、金澤第九師團の所屬、步兵第十八旅團の聯隊營なり、第十九聯隊と稱す。

太平記云、康安元年、小濱の細川清氏追討として斯波氏經之に向ひ、先敦賀に朝倉某が先打にて陣を取りたるを、清氏打散せとて、八人の中間共敦賀の津へ紛れ入り、濱面の在家十餘箇所に火をかけて、閧をぞ揚げたりける、朝倉が兵三百餘騎閧の聲に驚きて、越前の府へぞ逃げたりける。○按に、壽永二年の秋、平家敦賀の城を保たんとして果さゞりし事、玉海に見ゆ、太平記敦賀城とあるは、金崎城に同じければ、源平合戰の時の寨柵も金崎ならん。朝倉領國の時は、敏景其弟景冬を以て敦賀の主將とし、之より一族景豐教景景紀景恒等代々之を守り、手筒山を屬寨とし、總稱して敦賀城と曰ふ。豐太閤の時大谷刑部少輔吉隆之に封せられ、五萬石を食す、慶長五年吉隆石田三成を援け關が原に戰ひ、遂に之に死す、敦賀是より若州小濱の屬邑と爲り、城廢す。天和二年、酒井忠直侯の時、敦賀の田一萬石を族忠稠に分知し、陣屋を町に置きたり。王政維新の初め諸藩封を撤去し、敦賀縣を置きて、若州及び敦賀南條今立丹生等を管治す、明治六年なり、九年に至り敦賀縣を廢し、本郡及び若州は滋賀縣へ入る、十四年福井縣を置かれてより更に之に歸す。

(敦賀城址)

氣比神社

敦賀町に在り、今官幣大社に列し、氣比神宮と稱す。御食津神伊奢沙別命を祭る。後世專ら仲哀天皇廟と曰ひ、崇敬ことに厚し、北國の名祀とす。

神祇志料云、氣比神社は伊奢沙和氣命を祭る、(古事記丼書紀)初め息長帶比賣命、韓國を平服給ひて後、太子品陀和氣命をして此大神を拜奉らしむ、(此大神以下據日本書紀)故建內宿禰其太子を率奉りて、角鹿に假宮を造て坐奉る時、其地に坐す伊奢沙和氣大神之命夜夢に見て、吾名を太子の御名に易まく欲し、また明日濱に幸すべし易名の幣奉らむと宣給ひき、故明日濱に幸行時に、鼻毀れたる入鹿魚既に一浦に依れり、是に太子は神に白さしめ給はく、我に御食の魚給へりと、故亦御名を稱て御食津大神とも申し、今に氣比大神とも申す、(古事記)後六座の神を合せ祭る。(延喜式)

按、氣比社傳云、大寶二年仲哀天皇を本社に配祭り、其後四社を建て、東殿に日本武尊、西殿に武內宿禰、惣社に神功皇后八幡大神、平殿に淯命を祭ると云り、然ども未だ明證を得ず。持統天皇六年、白鵐を郡中の浦上濱に獲たるを以て、神封を增て二十戶奉り、(書紀)天平三年二百戶を充て、天平神護元年四十四戶を奉りき、(新抄格勅符)(按に、氣比社記に神護景雲四年勅使を越國に遣して當大神及び氣多神に幣帛を奉り、弘仁元年本社遷宮の時能登國より錢二口鐵二脚を早船に載せて奉るとぞ)寶龜七年始て氣比神宮司を置き、(續日本記)承和六年神祇副大中臣礒守中臣稗守をして幣帛を奉て、遣唐使の船恙なからむ事を祈らしむ、十二月正三位勳一等氣比大神に從二位を授け、(續日本後紀)淸和天皇貞觀元年正月從一位に進め給ひ、七月神祇大祐大中臣朝臣豐雄を遣て神寶幣帛を奉り、元慶二年祝部等申さく、神宮火災あるを見て驚走て宮に至るに火なかりき、陰陽寮之を占ふに、神社

(笥飯神宮)

を穢奉りし御祟也、疫癘風水の禍あらむと云り、仍て國守に命じて神宮を掃除奉らしめ、八年神宮の封租穀を神主に納て、池の費に充て、國守宮司共に其出納を掌り、神戸百姓を國役に充る事を停しめ給ひ、(三代實錄)其後大神に正一位勲一等を加へ、(類聚三代格、延喜)の内七座其一名神大社に列る、(延喜式)仁和元年一代一度奉幣使を遣して、奉幣の外、寶劒、弓箭、鉾等、楯、鞍、線柱等の神寶を奉り、(左經記)承曆四年六月、御體御卜に社司神事を穢す祟あるを以て、中祓を仰せ給ふ、(朝野群載)凡其宮司、神宮司、禰宜、祝部、(續日本紀、續日本後紀)其神宮司は世々中臣氏を以て之に補さる、(類聚三代格、類聚符宣鈔)又按に、此神宮は中古まで數百戸の御封ありて、繁榮の狀は宇佐八幡宮に比し奉れり、王政の衰ふるや本社は領家賦を禁中に托し奉れるにや、後宇多院御領目錄に、氣比社を收めたり。南北朝の亂の頃、宮司彌三郎大夫氏治あり、兵事に干與し、勤王有雖、永祿天正の亂に、宮司又朝倉氏の軍に加擔し、社頭破壞せらる。慶長以降稍其觀に復し、社領百石を安堵し、以て明治維新に至る、近時社說として世に傳ふる御食津神は、神代紀なる保食神に同じ。○奥細道云、夕暮に敦賀の津に宿を求む、其夜月殊に晴れたり、あすの夜もかくあるべきにやと云へば、越路の習猶明夜の陰晴計り難しと、主に酒すすめられて、けいの明神に夜參す、仲哀天皇の御廟なり、社頭神さびて松の木の間に月のもり入たる、御前の白砂霜をしけるが如し、往昔遊行二世の上人、大願發起の事ありて、みつから草を苅り土石を荷ひ、泥濘をかはかせて參詣往來の煩なし、古例今に絕えず、神前に眞砂を荷ひ給ふ、之を遊行の砂持と申し侍るとぞ、

　月きよし遊行のもてる砂の上、

　名月や北國日よりさためなき。

古事記傳云、氣比宮仲哀天皇を祀ると云說(帝王編年記、仲哀天皇段に、今氣比大明神、此天皇也といへり)は信じがたし、(此說は書紀仲哀卷に、二年二月、幸角鹿、即興行宮而居之、是謂笥飯宮とあると、此太子の拜に參坐るとあるとを合せて、後の世の人心得誤れるより起れるなるべし)如何なる神にか詳ならず、(國造志云、本居氏は古事記、「大神見於夜夢云、以吾名欲易御子之御名」云云とあるを書紀に「大神與太子名相易、故號大神曰去來紗別神、太子名譽田別尊、然則太子元名去來紗別尊、然無所見也、未詳」と曰へるを比較し、「書紀は誤れり、御子の御名を大神に讓りたまへる也、必しも互に易るには非ず、此御子の御名は大鞆和氣命、亦名品陀和氣命とあるを、後までも品陀天皇と申奉れば、大鞆の方を大神に讓り給へるならむ」と述ぶ、然れども古事記の文を玩味するも、相互に易へ給へるにて、伊奢沙別と云ふも太子の一名なりしならん、此天皇の皇子に伊奢之眞若命と云ふがましますにあらずや。○神祇志料云、伊奢沙和氣大神は此他ものに見えざれば、何神と云ふ事詳ならねど、海路に由緣ありての事と聞ゆるに附て思ふに、此は天日槍命にはあらじかと思はるゝ由あり、其は日本書紀、古事記、播磨風土記に據るに、天日槍新羅より渡來し時、播磨より北海を經て角鹿にも至りけむ、故其經歷の地なるを以て、之を祭りしなるべし、其持來れる寶物に、振浪切浪比禮、振風切風比禮、奥津鏡、邊津鏡と云あるも、共に海路を渡るに由緣ある器と聞え、特に天日槍は神功皇后の外家祖なる故に、彼征伐の時に海路の事を祈りしも、此故事に依れりとみゆ、また日本書紀に奉たる寶物に膽狹淺太刀と云ふがみえ、天日槍に淡路出淺地を賜ふとある出淺も共に伊奢沙と同言なるは、日槍命の一名を伊奢沙別とも云て、此太刀より負る名にやあらむ。○今按に、氣比神は氣比浦の神靈の義なれば、氣比を地名と見るべし、地名より起りて神號と稱れる歟、神號より轉して地名を生せる歟、是れ第一に考ふべき事なり、仲哀天皇二年行幸して、笥飯宮に居ますことは、書紀に「天皇行幸角鹿、即興行宮而居之、是月、[illegible]、皇后[illegible]及百寮、巡狩[illegible]國、[illegible]、皇后從角鹿發而行之、(この宮址は即ち此神社[illegible]にや)

(笥飯宮址)

とありて、地名は神名より先に顯れたり。されば古事記應神天皇の行ひを擧けて、故建内宿禰命、率其太子爲將禊而、經歷淡海及若狹之時、於高志前之角鹿、造假宮而坐、(中略)故亦稱其御名、號御食津大神、故於今謂氣比大神也、とあれは、應神天皇の時初めて神號に氣比(御食津は、御は美稱食津は氣比の津の義なるへし)を冠らしむ、御地名を取り、其神の名に立て給ふ、之を易名とは云へり、(天皇は其大神の御名を取り給ふ、故に其皇子に伊奢之眞若王あり)但し其易名の神贄ありしは日にあへり、御食之魚の貢ありければ、氣比の地名をば御食物に言ひかけて、其もの語りを後傳へたり、書紀に太子元名去來紗別命などあるは此易名の事實を誤りたるにて、固より從ひ難し。さて又伊奢和氣神は何人におはすや、新井白石の史論に、

撰史、成務同母弟、爲五百木入彦、成務無嗣、入彦入爲太子、生品陀眞若王、太子先薨、故以仲哀爲嗣、仲哀先幸氣比、進征筑紫、遣命忍熊皇子及品陀王留守、既而仲哀西征不復、忍熊是時、天下亦疑、少主非先帝之子也、王帝之睦親、忍熊敗沒、尚有王在、武內宿禰欲假纂於先帝、鎭撫百姓、乃修角鹿貢宮、留賊少主、及王以會、申之以盟誓、重之以婚姻、且使王與少主、相易其名、所以一料天下之耳目也、於是乎則天下始定矣、古事記書、太子遠自角鹿、以終仲哀之世、乃繼之以少主、猶承大統、其旨微矣、

と曰へり。品陀（ホムダ）は河內國の地名（譽田を見るべし）にて、五百木入彥の御子品陀眞若王の舊國なるべし、其易名婚姻の事ありてのち、應神帝は御名を譽品陀別とも申すと云ふは、若明確也。且五百木入彥が日本武命と共に各尾張連の祖建稻種の女を娶り、建稻種は吉備武彥と相并び、日本武を輔け奉りて軍功ありし事、又日本武は吉備臣氏の外孫にして、吉備國にも尾張連の族と移住し（備前の酒折神社、伊福鄉、尾張鄉、後月郡などを參考すべし）たる等、當時吉備尾張の二大家族が、盛强の資を以て皇室を輔翼し奉りしこと、想察に餘あり、されば氣比神は品陀眞若王と決定する證。然れども伊奢沙別の名義につき尙一考を要す、神祇志料の說の如く、應神帝の外戚家は、實に天日槍の家系に出づる所あり。又吉備津彥（孝靈天皇の皇子にて、吉備臣の祖稚武彥の兄にましますの一名を伊佐々比古と申し、其社は播州日岡に在ること、延喜式并に風土記に見ゆ、日本武の御妃は此伊佐々比古（又五十芹彥）の女にましまし、此角鹿國造の家も吉備臣の裔孫と云へば、此說亦漫に捨てがたし。品陀眞若王、天日槍、吉備津彥いづれか眞なる。（角鹿國の條參考すべし）

神名帳考證曰、日本紀云、吉備津彥命亦名五十狹芹彥命、又云號曰彥大神、曰去來紗別神、五十狹芹與去來紗相通、國造本紀云、角鹿國造吉備臣祖若武彥命孫云々、鎭此地、疑本於此乎、若武彥命者吉備津彥命之弟也、蓋授之以臣位、非仲哀天皇明矣、神名類聚氣比神社七座、祠官說、出于八幡本紀）云保食神、自上古在此地、後奉鎭仲哀天皇於保食神同殿、是本宮也、古事記云、伊奢沙和氣大神之命、稱御名號御食津大神、伊勢鎭座傳記云、大宜津比賣神、亦名保食神、今祠官因稱保食神乎、其後建四神。○諸神記云、氣比大神の石淸水宮に坐す事、道成私記に云、永承三年廿二日、氣比宮司云、我大神筑紫の宇佐宮同體の神なり、顯坐の時靈となり給ひ、社を立て以後七百餘歳なり、八幡の法眼仰に云、八幡宮第一の御は大智滿菩薩と申す、即氣比の大神是なり、即八幡大菩薩の御に云我に幣帛を奉獻人は先此神に奉る可き者なり、仍て參詣の貴賤先一間より之を奉る。（山城名勝志）紀伊國名所圖會云、高野山の鎭守天野四所明神は、一宮丹生神、二宮高野御子、三宮氣比、四宮嚴島なり、後の三所は承元年中の勸請なるが、其三宮を官符には蟻通明神とす

山なきる神を常にのこし置き神さびにけりけひのふる宮、（夫木）　行遍

延喜式天利劔（アマノトツルキ）神社、天比女若御子神社、伊佐奈（イサナ）彥神社の三座は今氣比神宮の境內に在りて、大神の御子なりと傳ふ、此三座は續後紀承和七年並に授位。○神祇志料云、角鹿（ツヌガ）神社、今氣比宮の東にあり、地主神と云、即氣比攝社也（神名帳考、神社覈錄、神社明細帳）蓋角鹿國造の祖建功狹日（タケイサヒ）命を祀る、（參酌舊事本紀／延喜式）に列す、按、續日本紀、類聚國史、天平二年正稅帳、國造、按角鹿直世本郡に居て、或は郡司となる者ある時は、角鹿神は即其祖神を祭れる事著し、然るを社說に都怒我阿羅斯等を祭ると云るは、恐くは誤れり、故今取らず。

氣比神宮寺址（ケヒジングウジ）

中世廢絕し、今市中なる淨土宗善妙寺は、正元元年密嚴上人が神宮寺を轉じて、念佛道場と爲したる也と傳ふるも詳ならず、此寺は藤原武智麻呂が創始にて、いと古き跡とす。（越前名勝志、越藩拾遺錄）武智麻呂傳云、公嘗夢遇奇人、容貌非常、語曰、公愛慕佛法、人神共知、幸爲吾造寺、助濟吾願、吾因宿業、爲神固久、今欲歸依佛道、修行福業、不得因緣、故來告之、公疑是氣比神、欲答不能而覺也、仍祈曰、神人道別、隱顯不同、未知昨夜夢中奇人、是誰者、神若示驗、必爲樹寺、於是神取優婆塞久米勝足、置高木末、因稱其驗、公乃知實、遂樹一寺、今在越前國神宮寺是也。

三島八幡宮は市街の西南、三島の地にあり、延喜式石田神社も此に在り、舊社領三十石。辻天神宮は市街の東偏に在り、俗說此を以て仲哀應神の行宮址と曰へり、延喜式角鹿神社にあらずや、辻は津內（ツウチ）の訛にや、津內（ツナイ）てふ地名もあり。本勝寺は法華宗、應永年中僧日隆の弟子日從開基にして、本能寺派に屬す、本妙寺亦法華宗にして、永和三年僧日敬の開く所とぞ。（若越寶鑑）

永建寺（エイケン）

敦賀市街の西、松原村の松島に在り、曹洞宗の精舍にて、應永中寶山宗珍和尙開基、後小松天皇の勅願所たり、寬永元年再興して寺屋數宇、衆寮に寄栖するもの常に數十人なりしが、近時痛く衰ふ。

（松島）

松原（マツバラ）神社

松島に在り、武田正生以下三百餘人の追思祠なり、正生は水戶藩の年寄にて、通稱伊賀守、耕雲齋と號す、元治元年の冬藩國を脫走し、上京將に訴ふるあらんとし、同志數百信州より美濃に出づ、幕府諸藩に令して之を追擊せしむ、十二月北路を取り越前大野郡に入り、險岨を冒して敦賀に向ふ、終に葉原今庄の間に官兵の捕獲する所となる、明年二月、幕府正生以下に死を賜ふ者三百一、流罪百卅人、天下之を聞きて幕府の暴政を憤る。明治十一年、車駕北幸、敦賀駐蹕にあたり、之を吊祭せしめられ、仍同堂を建つ。

金崎（カナガサキ）

（金崎港）

敦賀市街の東北なる泉村の小岬にして、敦賀入港の船泊之に近く寄泊す、故に金崎港の名起る、延喜式金前神社あり、近年識者東宮を爲し、又金崎宮を建營せらる。○水路誌云、敦賀市の北側金が崎より西方に斗出せる波止場あり、其長さ二百二十碼、濱東の線路之に通じ、大船は相距る六鏈迄近くべし、此灣は偏東偏南の風には安穩なれども、秋冬の間偏北西の風强吹するときは、波浪灣內に浸至す、燈臺は波止場の極端に設置す、晴天光達六海里。燈臺記、白山岬與上潟の條に「十七日に敦賀の津の北の

端、金が崎の觀音堂へ入奉る」云々、長門本平家には「天台門跡の、堂徒等にて早松の御輿を迎取、金が崎の觀音堂に休め奉る」云々、今佛堂わづかに殘ると云へり、又太平記に金崎籠城の將士が船遊びの事をのべて、延元元年十二月二十日の曙に、一宮の御心を慰められんために、浦々の景を賞せられ、島中の景を御覽せさせ給ひける、春宮一宮は御琵琶、洞院當門將實世卿は琴の役、義貞は横笛、義助朝臣の笛、行房は打物にて、誠に心なき海人までも是を感ずるこそやありけん、水中に魚跳り御船の中へ飛び入りける、春宮御盃を傾けさせ給ひける時、島寺の袖といひける遊君御前に立たりけるが、拍子を打ちて「翠帳紅閨、萬事之禮法雖異、舟中波上、一生之歡會是同」と、時の調子の其中を三返にしけり歌ひたり、云々とあり、是は例の前説にて、十四歳の春宮が盃を飲み妓を召させられんこと、覺束なき言ひぐさなり、但し此津は難波にも類すべき海津なりければ、遊女の類もありけん、島寺とあるは當時の妓樓名なるべし、敦賀町をば中世の頃にや島郷とも稱したれば島寺は島内の者にや。

(島寺)

金崎宮（カネガサキ）

金崎の岬頭にして、卽金崎城址の地なり岬端を鷗崎と稱し、彼此堀と相並ぶ。本祠は明治廿三年尊良親王を祭り、宮號を賜ひ、官幣中社に列せしめられ、新に祠堂を起しゝ也、其廿六年建築落成し、恒良親王をも合祀せしめらる。延元元年の冬春宮(恒良)一宮(尊良)新田義貞の一族に相具し、氣比大夫を頼みて、金崎に入城、賊軍に圍まれ無殘の最期を遂げたまへること、太平記に詳ぶる所あり、

延元元年の冬十月新田の一族比叡山に於て主上に別れ奉る、史に「義良、奉皇太子恒良、專勾當軍國事、往北國、更爲綏撫」とありて、艱苦を嘗め金崎に至りしも、官軍振はず、忽賊軍の重圍の中に陷る、わづかに杣山の瓜生の一族の後詰をたのみ、翌年まで籠城せらる、其狀態は、

(金崎城址)

金崎の城には、瓜生が後詰をこそ命に懸けて待たれしに、判官討たれて、軍勢若干討れぬと聞えければ、頼む方なくなりはてゝ、心細くぞ覺えける、日々兵粮乏しくなりければ、或は江魚を釣りて飢を資け、或は礒菜を取りて日を過す、暫しが程こそかやうのものに命を續ぎて軍をもしけれ、餘りに事迫りければ、寮の御馬を始として、諸大將の立たれたる秘藏の名馬共を、毎日二匹づゝ刺殺して、各々是をぞ朝夕の食には與へたりける、是につけても此城今十日とも堪へがたし、總大將御兄弟竊に城を御出で候ひて、杣山へ入らせ給ひ、與力の軍勢を催されて、寄手を追ひ拂はれ候へかしと、面々に勸め申されければ、げにもとて新田左中將義貞、脇屋右衛門佐義助は、河島左近藏人惟頼を案内者にて上下七人、三月五日の夜半ばかりに、城を忍び拔け出て、杣山へぞ落着せ給ひける、瓜生寶斜ならず悦びて、今一度金崎へ向ひ、先度の恥を雪ぎ恩を蘇せんと樣々思案を廻しけれ共、東風漸く閑になりて山路の雪も消えければ、國々の勢も寄手に加りて敵十萬餘騎に餘れり、義貞の勢は僅に五百餘人、心ばかりは猛けれ共兎やせまし角やせましと身を揉みて、廿日餘を過しけるほどに、金崎には馬どもをも皆喰ひ盡して、食事を斷つ事十日ばかりになりにければ、軍勢共も今は手足も擧らかずなりにけり、寄手の大將高越後守(師泰)掠し申す樣は、此城兵粮にや盡り候らん、一攻せめて見候はゞやとあれば、諸大將も之に同して、三月六日追手搦手同時に切岸屏際にぞつきたりける、城中の兵之を防がんとて、木戸の邊までよろめき出たれども、太刀使ふべき力もなく、弓引くべき勢もなければ、寄手共されぱこそ城は弱り果てたりとて、早二の木戸まで攻入る、城中の大將新田越後守義顯今は叶ふべからずとて、春宮をば小舟に召させ奉らせ、何くの浦へなり落し參らせんとて、氣比宮司大夫[illegible]る、春宮は東木戸へ出させ給ひ[illegible]所となり、京師にて足利兄弟の弑害にあひ給ふ)義顯は一宮の御前に來て、合戰の樣今は是迄候、[illegible]中略)刀を拔て逆手に取直し、左の脇に突立て、右の小脇まで切目長く搔破て、其刀を拔て一宮の御前に差置て、うつぶしに成てぞ死にける、一宮軈て其刀を召れ御覽ずるに、柄口に血餘り滑りければ、御衣の袖にて刀の柄を、きりきりと押巻せ給て、雪の如くなる御膚をあらはし、御心の邊に突立て、義顯が枕の上に臥させ給ふ、頭大夫行房、里見大炊助時義、武田與一、氣比彌三郎大夫氏治、太田帥法眼以下御前に候けるが、いざさらば宮の御供仕らんとて、同音に念佛申て、一度に腹を切る。されば今に到るまで、其怨靈共此所に留りて、月曇り雨暗き夜は、叫喚求食の聲啾々として人の毛孔を寒からしむ「哀痛何奴不顧身、五千貂錦喪胡塵、可憐無定河邊骨、猶是春閨夢裡人」とも、かくやと思ひ知られたり。(太平記)○俗説辨云、金崎に雨の降る夜は、海上に城郭の影見ゆ、乘船の人、騎馬の衆、浪の上にあらはると云、昇朱子「鏡に說くごとく、古戰場なればならん、又海市と云ふことをもありて、夢溪筆談に載せたり、其類ならん、

月いつこ鐘はしつめる海の底、(續西遊記)

金崎落城は延元二年四月の事歟、不詳、得江文書に

云先年催出、令御忠以殊神妙候、若□□□之時者、先立可有忠賞御沙汰之由、中院右中將家依仰、執達如件

白鹿二年卯月十日　行貞奉　藏押

得江九郎殿(賴員)

この白鹿の年號は、此文書の外には絕えて見及ばねば、紀年はもとより知るに由なけれども、金崎城中にて定められしものなるべし、さらば此二年は則延元二年なり、

白鹿を獲むなどいふ事によりて、彼の白雉朱鳥などの古例を學ばれしにや。○元龜元年三月、織田信長敦賀へ亂入、兩三日の間に手筒山金が崎等の城々を攻落し、降人朝倉中務丞景恒には府中案内の事を約せらるゝ處に、近江の淺井下野守久政(賢政、長政)父子心を變して朝倉と一味し、信長より贈られたる誓詞を返し、朝倉が年來の舊好もたし難ければ織田殿と手切する旨申述て、其使は立歸る、かくて淺井父子彌淺倉と一味して、歸路をふさぎ朝倉又大軍を起して跡をしたひなば由々敷大事なりと、信長大に驚かる、六角承禎も淺井と同じく謀を合せて、信長が後を取切さまたげんとする由又々註進あれば、日頃は大剛の名を得たる侍大將ども、一座に群列したれども、いまだ詞を出すものなき處に、木下藤吉郎秀吉等此所に止り、朝倉の勢を押へんと申ければ、信長大に悦ばれ急に諸軍を引揚て敦賀表を引拂はる。

手筒山(テツヽヤマ)城址

又天筒山に作る、金崎の東南に連接する山峰にて、中世敦賀の鎭所たり、朝倉家の人々之に居れり、山下に延喜式大神下前神社あり、氣比宮の末社とす。(敦賀町に屬す)

與祥(ヨサカ)郷

(越坂)

和名抄、敦賀郡與祥郷。○ヨサカと訓む歟、今東郷村に越坂の大字あるは、ヨサカの訛なるべし、即東郷にあたる、敦賀の東北なる木目峠の山谷を云ふ。

梓弓つるかの山を春こえて歸りし雁は今ぞ啼くなる、〔夫木〕　爲家

餘座(ヨクラ)

今東郷村の大字とす、延喜式横椋神社在り、土俗呼びて白山神と稱す、〔神祇志料〕餘座に接して大蔵谷口あり、共に東郷に屬す、大蔵には式内大椋神社、(元慶四年授位)あり、此地は木目峠の谷口にあたる。

深山寺(シンザンジ)址

今詳ならず、餘座の邊とおもはる。太平記云、脇屋義助は今莊に支へられ、軍勢纔に十六騎になりにけり、深山寺の木蔭より、敵陣の後へかけ出でゝ、瓜生、宮樫、野尻、井口、豐原、平泉寺、幷に劒白山の衆徒二萬餘騎にて後攻仕り候ふと、聲々に喚きて鬨をぞ揚げたりける、案の如く深山寺に立並べたる旗どもの木々の嵐に飜るを見て、後攻の勢げにも大勢なりけりと心得て、攻口にありける若狹越前の勢ども楯を捨て弓矢を忘れて、はつと引く、金崎城中の勢八百餘人是に利を得て、濱面の西大鳥居の前へ打ち出でたり。○名勝志云、深山寺は敦賀より東十餘町にありて、觀世音を安置す、

樫曲(カシマガリ)

今東郷村に屬す、敦賀の東一里とす、樫曲と越坂の間を樫曲峠と云ひ、峠より更に西北に踰ゆれば、田結浦五幡浦に至り、北に進めば葉原驛木目峠とす。陸路記云、樫曲峠といふに至る、昔延元二年に瓜生保其弟義鑑と共に金が崎を救はんとて打死せしところなり、これや萬葉集に「伊都波多のさかに袖ふれ」とよめるところならんかとおもへど、聞べき人もなし。○名勝志云、樫曲は坂原宿の西、昔金崎籠城の時、瓜生判官保の弟義鑑坊後詰せんために此地へ發向し、是より道を替んとする所に、敵軍おそひ來りて此所にて挑み戰ふ、判官兄弟利なくして討死す、此所に今に墓あり、木目峠とて大山を越て越前の府へ出る、是を中山と云ふが、東へ行ば歸る山あり、木目峠つゞきなり「雁金は歸山にや迷ふらん越の中山かすみ隔てゝ」と、古歌によみたり。

葉原(ハンバラ)

又板原榛原に作る、木目峠の下なる一驛なり、敦賀を去る二里、今鐵道は葉原の西を過ぎて杉津浦を驛とす。太平記云、官軍延元二年正月、杣山より金崎の後攻のために、山路八里が間の雪蹈み分けて、其日葉原まで寄せたりけるが、大勢の敵に中を押し隔てられ、里見時成、瓜生保、義鑑坊三人は一所に討たれにけり。○元治元年の冬十二月、水戸浪人木目峠に支へられ、榛原なる加賀藩の陣所に就き降伏を爲す。

木目(キノメ)峠

又木芽峠に作る、(木理嶺とも)葉原の北嶺にして、今郡界を此に限る、地勢おのづから南北の分水界と爲り、要害の所とす、峠の北なる高峯を鉢伏と名づく。

踰木芽嶺、觸中偶作、　遠山雲如

岫雲遮不得、絕頂午鷄啼、歳儉人多痩、風高屋自低、疎松無遠韵、殘雨有餘凄、敢許霜寒逼、輿窓貯酒樽、

入越馬上、甲子十二月、　小原鐵心

絕壑猿啼片月懸、苦辛至此我心閑、前兵已及木芽嶺、献策將軍慨入關、

神戸(カンベ)郷

和名抄、敦賀郡神戸郷。○今詳ならず、持統紀に「越前國司獻白蛾、詔曰獲白蛾於角鹿郡浦上之濱、故增封笥飯神二十戸、通前」とある神戸なり、然らば其浦上とあるに當り、松原村幷に東浦村(以上本郡)及び河野村(今南條郡)なるべし、敦賀海灣の沿岸とす、抑敦賀郡の屬郷なる鹿蒜伊部幷に河野浦等の諸地が懸隔して木目嶺鹿蒜山の外に在りしは、其事故のありしなるべし、境の遠近に相して郡界を立つるは、當然の理なるに、斯く丹生今立の近境をば、敦賀の屬郷と爲されしは、氣比神戸の中なれば、此便宜に任せての事ならん、而も其神戸は郷里過大なれば、鹿蒜伊部幷に河野等を分置されし歟。○延喜式加比留神社あり、持統紀に浦上濱に白蛾を得たりと云ふ、蛾は即神蛾なるべしと說くものあり、然らば此社は東浦にもやある、

田結(タユヒ)

今東浦村と云ふ、金崎の北十餘町、敦賀灣の東岸にして、常宮浦と相對す、延喜式田結神社此に存す、

角鹿津乘船時、　笠朝臣金村作歌、

越の海の角鹿の濱ゆ、大舟にまかぢぬきおろし、勇魚

(手結浦)

取海路に出て、、あへぎつゝ我こそ行けば、丈夫の手結の浦に、おまをとめ顯燒煙、草枕旅にしあれば、獨して見る知るなしの、綿津海の手にまきしたる、珠手次かけて忍びつ、日本島根を、
越の海の手結の浦を旅にして見ればともしも日本(ヤマト)忍びつゝ、萬葉
舟とむるたびひの浦の明ほのに越路を行く雁はなくなり、[illegible]

(五幡山)

五幡(イツハタ) 田結の北にて、又東浦の一なり、八幡宮あり、即式内五幡神社にあたる。五幡山とは往古の官道にて、敦賀津(今[illegible])より東北鹿蒜驛(今南條郡)に至る間なりと。蓋五幡、田結の間なる浦山を指せるなるべし、萬葉に收、枕双紙には山とあり。
かへる身の道行かたけは伊都波多の坂加に袖振れ我をしおもはゞ、萬葉
君をのみいつはたと思ふ越なれば往来の路は遙けからじを、後撰
行きめぐり誰も都へ歸山いつはたときくほどのはるけさ、紫式部家集
按に仙覺萬葉鈔に「越中より越前へ越るに二つの道あり、いつはたごえは海津へ出て、きのめごえは敦賀の津へ出る也」とあるは誤れり、府中より敦賀へ越るに二路あり、五幡は海邊へ出て、木目は直に敦賀へ出づるとの事を、きゝひがめたるに似たり。

阿曾(アソ) 五幡の北にして、又東浦の一なり、延喜式阿蘇村利椋(トクラ)神社は此浦の利椋崎に在り。

(水津)

杉津(スイヅ) 又水津(スキツ)に作る、阿曾の北に接し、又東浦村の管内とす、今鐵道車驛とす。○杉津の南北に隧道を穿ち軌を布く。
源平盛衰記に燧城の形勢をのべて「西は海路(カイロ)新道水津浦、三國の湊を堺たる所也」云々、三國の湊とあるは不審、今鐵道は杉津より比田浦を經て東に向ひ、海路新道(シンタウ)に至り今庄を隔てす。○朝倉織田兩家合戰の時、水津浦河野浦に城塞ありて、浦筋を押へたることは諸書に見ゆ、又東鑑に
養和元年九月四日、木曾冠者爲平家追討、廻北陸道、而先陣根井太郎至越前國水津、與通盛朝臣從軍、已始合戰
とあるは、此浦の事なるべし、盛衰記に
八月二十六日、中宮亮通盛能登守教經已下、北國へ進發す、九月九日通盛教經等の官兵越前國にして、源氏と戰けるが平家散々に打落されけり
と云ふにあたる。玉海に參證するに、
養和元年九月二日條云、傳聞、北陸道賊徒熾盛、通盛朝臣不能征伐加賀以北、越前國中、猶有不從命之族、云々、九日條云、傳聞、通盛將加賀越前國人等頗被破了、十二日條云、傳聞、通盛猶津留賀城、交山林了、經正猶在若狹、全不越國境、
とありて、敦賀邊に一戰ありしを知る。然るに此九月の後翌年に至るも、兩軍の進退明ならず、翌々年四月、平氏再度の北國進發まで交戰の事を聞かず、故ありて此二年が間は、源平敦賀と水津燧の邊に對峙の形勢を爲しゝ歟。

南條郡

南條(ナンデウ)郡 日野川の源にして、東南は山峰を以て江濃二州に堺し、西は敦賀郡及び海に至る、北は丹生今立の二郡と接壤す。今一町十二村、面積卅三方里、人口四萬三千、郡治は武生に在り。
南條は丹生南條の義なるべし、和名抄丹生郡岡本郷從者郷に、敦賀郡鹿蒜郷を併せたる地とす、南條の稱は何時代に起れるにや詳ならず。

南條郡は海岸に[illegible]、糠浦等を併せ、[illegible]村と云ふ、[illegible]里、

河野浦(カウノ) 敦賀郡の北に當る
天正三年、[illegible]
諸[illegible]、織田信長敦賀に[illegible]
藤吉郎[illegible]海上より舟にて河野浦を[illegible]
攻落す、一揆の大將を若林某と云ふ、つゝきて武生の[illegible]寺の城落去し、一國平均の事、軍書に見ゆ。

大良浦(オホラ) 敦賀より東浦杉津まで二里半、大良まで五里、河野浦まで六里、蕪木浦まで七里、

甲樂城浦(カブラキ) 又蕪木に作る、河野村の大字とす、敦賀港直北十一海里にあたる。
宇治拾遺に、山伏[illegible]、白山大山[illegible]行の歸るさに、蕪木浦に法力神通を顯せる奇事を載せ、[illegible]太平記には「延元元年の冬、北國の道塞かりて後[illegible]らば、金崎を攻めん事難儀なるべし、如何にしても杣山の勢を國中へはなたらぬ様にせではかなふまじとて、尾張(カブラヤ)守高經北陸道四箇國の勢三千餘騎を率して、蕪木の浦より越前の府へ歸り給ふ」、また金崎落城の時、氣比宮司太郎齋晴春宮恒良親王を小舟に移し奉り、游流して舟を蕪木浦に着け、親王を土人に托し奉ることを載す、惟ふに敦賀より浦邊を通り、河野蕪木より武生國府に至る間道は、古代より存在せし也、蕪木より東北坂口村を經て武生に至る、山路四里

(蕪木)

中津原(ナカツハラ) 今湯尾、中山等を併せ坂口村と云ふ、其邊の河西流して糠野浦に入る者あり、又東流して武生の西を過ぎ、日野川に入る者あり、北は丹生郡白山(シラヤマ)村とす。○中津原少林寺、應永中[illegible]禪師開基。
按に河野坂口の二村は、和名抄敦賀郡神戸郷の中なるべ

し、北境白山村も往時は敦賀郡伊部郷の域内とす。

鹿蒜郷　和名抄、敦賀郡鹿蒜郷、訓加倍留。○今南條郡に入り、鹿蒜村、今庄村、鹿見村と云ふ是なり、郡の南偏なる山中にして、近江美濃の兩國堺にも接す。

今今莊驛の西、杉津浦の東北なる山村を特に鹿蒜と稱し、大字歸、二屋、新道等あり。延喜式敦賀郡鹿蒜神社は大字歸にありて、歸八幡と云ふ。○歸は又中世海路に作る、盛衰記燧城陣取の條に「西は海路、新道、水津浦、(中略)還山の麓、西は經尾を名け、東は鼓岡と云ふ其間二町には過ぎず」など云へり、延喜式鹿蒜驛と云ふは二屋の地なるべし、此と杉津浦の間に鉢伏山あり、之を踰ゆるを歸山と云ふ。

(海路)(鉢伏山)

歸山　又還山につくる、鹿蒜村二屋より杉津浦に至る山路を云ふ歟、古の北陸道之に係由す、名所方角抄に、還山、建保歌合に歸び字也、この山は西東へ遠し、海道は南の麓なり、

とあるに據れば、鉢伏をば歸山の高峰と見て大差なからん。二屋は應永中の飛鳥井雅縁紀行に、

二屋と云所にやどる、有明の月のほのかに見えければ、よめる

行かへる道はさらぬ二屋に春のなきよの月を忘れぬ、

(二屋)

二屋より南に攀つれば、木目峠にも至るべし。○郡鄕考云、和字正鑑抄曰、歌にかへる山とよむことなり、ひとへは五音通すれば、かひるといふべきを、かへるといふなり、和名抄にかへるでの木を、かへるての木とある例に同し、景行紀に日本武尊信濃より美濃へ出給ふとて、大山の坂を越たまふとき、蒜をもて鹿にはじきかけたまひし故事を云にならひて、其後此名を付けるにや。○紫式部家集、みやこのかたへとて、かへる山こえけるに、よひさかといふなるところの、いとわりなきかけ地に、こしもかきわつらふを、おそろしさおもふに、さるの木の葉の中より、いとおほくいてきたれは「ましも猶遠方人のこゑかはとわれこしわふるたこのよひさか」。

忘るなよ歸山路に跡絶えん日數は雪のふりつもるとも、(散木)

我をのみ思ひ敦賀の坂ならは歸山には惑はさらなむ、(後撰)

新道　今鹿蒜村の大字にのこる、新道川は今歸川と云ふ。平家物語、火燧城陣取の條に曰く、城郭の前には能美河新道河とて流たり、彼二の河の落合に大石を重上け、大木を伐て逆茂木を引、(中略)平家の大勢向の山(盛衰記岩神山)に宿し、徒に日數をぞ送りける、云々。

今庄　今庄は村驛なり、戸數五百、今鐵道停車場あり、福井を去る二十二哩、敦賀を去る十七哩、古書には今城にも作る。

宿今莊　　淸　儋叟

客意何蕭颯、峰巒斷又連、馬寒依晩市、鷄躁躑平田、溢水蒸猶氣、山村柿柚烟、病身宜蚤宿、正在夕陽先、

太平記に新田義助此驛に九郎入道淨慶に支へられしが、由良光氏の一死之を救解したること見ゆ。義顯義助自杣山還金崎、兵道亡、有二百騎、會今莊淨慶聚兵塞道、淨慶父嘗屬我軍者、義助乃令由良光氏往說之、淨慶答曰、臣去就與父異、不得不爾、願得部下一名士以藉口、光氏歸報、義顯曰諸君從我至此、情同父子、寧我代士、莫士代我、往更告之、弗聽則齊戰死耳、光氏往告焉、淨慶不決、光氏下馬坐曰、將帥身係天下輕重、猶欲以身代吾主、吾其可不致命、拔刀將自殺、淨慶感歎、遽止之曰、吾覺當罪耳、開道跪伏、義助護斷撫勞而過。(外史)

信露貴神社　今庄驛の不老清水と云ふ地に、新羅明神あり、式内敦賀郡信露貴神社これにや、又同驛別に白髭祠あり、此二祠いつれか式内社なるべし。(敦賀郡白木浦を參考)神祇志料には此新羅明神を、式内敦賀郡玉佐々良彦神社とす。

日野川　(白鬼女川)　夜叉池川、板取川の二水相合せ、今庄驛の南に於て歸川を容れ、驛東を過ぎて北流武生に向ふ、末は足羽郡に至り九頭龍川に入る、長凡十八里。○名勝志云、日野川は一名白鬼女川と呼び、繼體天皇の當國に大河をばひらき水を治め玉ふ其一也、川上に信露貴彦命の神社有りて、之を名つくと云ふ、或人の曰く白鬼女川中古はしらきと川と云へり、橋もありしにや、廻國記と云へる書に、しらきと橋にてよめる歌あり「里の名もいざしらきとの橋柱立よりさへば波ぞこたふる」。○白鬼女の女は本來奴字なりしを、改作して白鬼女と稱し、尙借字奴をドと訓みし如し、隋路記に白鬼奴は叔羅の轉訛なりと云ふは採り難し。○くぬがちの記云、白鬼女川の流れに、柱を用ゐずて船橋をかけたる、いと巧みなり、萬葉集に越前判官大伴池主が家持の水鳥をおくられしうたに叔羅川とよまれしが此川のことにて、白鬼女は叔羅の轉訛なりといへるや穩ならん、道興准后の廻國雜記にしらきとの橋とあるも、これなるべし、抑此川と足羽川と九頭龍川との三つを、越前の三大川といひて、むかし繼體天皇のこの國に潜みておはしましゝほど、くはしく水脈を考へ、なかれをとほしたまへりといふ。

鹿見　今庄の南なる板取、大門、宇津尾、岩谷、大河内等を合同して鹿見村と云ふ、江州美濃二國の堺嶺を限り、山中數方里の地を占め、日野川の源也。環内の諸嶺、西に木目峠あり敦賀に通じ、南に椽木峠あり江州中河内に至るべく、東南に三國山あり三州界に當り、其北麓に夜叉池ありて日野川の源即此。○延喜式に敦賀郡鹿見田口神社に云ふがあり、此村に在る歟、不詳。

過虎杖關　　淸田　龍川

千里北行山復山、郷關一去不言還、丈夫原有雄飛志、

馬首風生虎杖谿、

板取（イタドリ）　今虎杖に作る、今庄驛の南二里、木目峠の下なる小驛なり、一路は此より南に向ひ橡木（トチキ）峠より江州に入るべし、板取より橡木峠へ二里、峠より一里半にして中河内とす、中河内より更に二里にして柳瀬驛に達す。

（虎杖）（橡木峠）

甲子冬出越馬上作　鐵心

旬餘始出叢州地、南到栄關朝日輝、忽見彩虹横雪峽、官軍一道解圍歸、

（能美越）
盛衰記に「東路は能美越、中河、虎杖崩より還山へぞ打合たる」と叙するは敦賀木目峠を西路と見て、事なれば、能美越中河とは橡木峠中河内にあたる、崩とは不詳。平家物語には能美（ノミ）河ともあれば能美は橡木の別名にて、其谷川（今板取川）をば能美河と名づけしこと明了々、同書三十巻に木曾殿は越前の國府を立、今城に着、敦賀山を右になし、能美山を越、柳瀬に打立って云々ともあり。

尸羅池（シラ）　日野川の源、鹿見村岩谷（イハヤ）に屬し、今庄驛の東南四里、三國嶽の下に在り。郡人傳へて尸羅池と稱し、種々の奇験を説す。江濃の人亦之を崇敬す。或は云ふ、此池は美濃の揖斐川の源也と、或は夜叉（ヤシヤ）池と呼ぶ、尸羅は梵語戒の義にして、延喜式信露貴神社を此と説くものあり、又日野川の一名を白鬼女川と云ふも、此池に因み、延暦の昔、美濃の郡領安八大夫女夜叉姫、此池に投身して死すなど傳ふ。〔名勝志、近江輿地志略〕

（夜叉池）

湯尾（ユノヲ）　今湯尾村と云ふ、今庄驛の北一里、其間の小嶺を湯尾峠と云ふ、古書或は柚尾に作る。壽永延元兩度の古戰場にして、燧城址、杣山等相隣接す。

（柚尾）
盛衰記、壽永二年燧城陣取の條に「木曾我身は越後在府ながら、信濃國住人仁科太郎守弘、加賀國住人林六郎光明、倉光三郎成澄、匹田二郎俊平等を大將として、燧城へ差遣、其勢越前國府、大鹽、脇本、鯖波の宿、柚尾坂今城までぞ連たる、陣をば柚尾の峠に、城を燧に構たり」云々、旦河道帯抵抄云、湯尾峠はわづかなる山にて、嶺に孫杓子（マゴチヤクシ）の茶屋あり、疱瘡の神の守札を出す、往昔此茶店の主疱瘡神と約して、其子孫嫡々はもかさの患なしといひ傳ふる故也。

燧城址（ヒウチ）　今湯尾村の大字燧にある歟、名勝志に今庄驛の巳午の方三町許の山上に在りと云へり、又火打に作る。

（火打）
盛衰記云、燧城と云は磐石高く聳擧て、四方の峯を連ねたれば、北陸道第一の城郭なり、還山の麓、西は繩尾と名づけ、東は鼓岡と云ふ、其間二町には過ぎず、南より北へ流れたる山河あり、日野川と名づけ、能美新道の二の谷河の落合なり、大木を倒し、柵をかき、大石を重ねて水を堰留めたれば、彼方此方の岡を浸し、今城柚尾の大道を平押にこそ湛たれ、遥に見渡して湖の如く、船なくして渡り難かりければ、平家の軍兵は能美新道の境なる岩神山に陣を取る、相去ること三町には過ぎざりけり、（中畧）二十七日（壽永二年四月）平家の軍勢大石を除き柵を切流し関を造て押寄たり、源氏方平泉寺の長吏齊明忽に心替して、平家に附き從矢を射る、源氏堪へずして引退き、河上城に立籠る。（玉海云、五月朔、去月廿六日、官軍攻入越前國、云々）

宅良（タクラ）　今宅良村と云ひ、湯尾の東なる一谷を占む、東西三里餘、俗に田倉谷と云ふ。

（慈眼寺）
慈眼（ジゲン）寺は田倉谷の曹洞禪家にて、通幻和尚の弟子天眞自性禪師の創むる所也、山號普門、應永廿年示寂、十三代牧翁禪師の比、枝葉繁茂の叢林なりしと云ふ。

杣山（ソマヤマ）　これ湯尾村の東北、宅良村の北なる横嶺にして、北陸道を下瞰す、今山の北なる諸村を合同して、北杣山、南杣山の二と爲す。○太平記云、延元二年、瓜生保鯖並（サバナミ）の宿湯尾の峠に關を居ゑて、北國の道を差しふさぐ、昔の火打が城の巽に當る、山の水木足りて嶮しく峙ちたる峯を攻の城に拵へて、兵粮七千餘石積み籠め、新道、今庄、鯖波、宅良、[illegible]、河内、[illegible]家を一宇も殘さず[illegible]て、杣山[illegible]宿ばかりを[illegible]て[illegible]（按に此火打の城を杣山とするは方角合はず、火打の子なりと知るべし、）又杣山城、東寺文書、安貞二年七[illegible]御領目錄に收む。

阿久和（アクワ）　今南杣山村の大字なり、杣山の北麓にして、[illegible]ある杣山城址は此に在り、又飽和に作る　太平記に瓜生保其弟[illegible]義鑑房[illegible]協議して、新田の[illegible]を擁して將領と爲し、脇屋[illegible]を飽和明神の社頭に迎ふることを見ゆ、[illegible]の東一里。

（飽和）

（杣山城址）
延元元年冬、新田義貞率兵入越前、杣山城主瓜生保[illegible]之、而足利高經[illegible]新田氏、檄至保[illegible]之、閉門自守、其弟僧義鑑來謁[illegible]、[illegible]輕信賊計、[illegible]、終歸順耳、[illegible]擁戴一公子、[illegible]遂以其子式部少輔[illegible]治[illegible]之、而引兵還金崎、[illegible]軍攻金崎、而諸弟[illegible]杣山、以應義貞、保[illegible]大野政貞、拔軍潜入杣山、昔大將、推[illegible]治爲將、[illegible]招兵、兵衆千餘、二年保[illegible]金崎城死之、金崎失援、困弊日甚、義貞[illegible]助[illegible]城脊道、潜至杣山、源琳重照[illegible]金崎、議未決、金崎陷、三年、義貞代瞰、不克戰死、義助引還越前府、使重照退保杣山城、後村上帝踐[illegible]、從義助攻高經於足羽走之、未幾[illegible]大軍來戰、北國悉爲敵所據、重照不知其所終、（大日本史、外史）○杣山城は斯波家の時、增澤甲斐守祐徳之に居り家老職たり、寛正六年朝倉敏景遂攻之を拔く、增澤脱走、敏景追撃之を斬り、敏景之より國政を專決し、遂に斯波家を覆亡す。

鯖波（サバナミ）　今南杣山村と改む、湯尾の北半里、日野川西畔の古驛にして延喜式濟羅（サバアミ）とあるは澤羅の誤にして此驛に當る。濟羅驛は鹿蒜と丹生の國府の間なれば、其位置界推すべし、然るに、或書に之を萬葉集の越中國叔羅

（澤羅）

川に引きあて、白鬼女に引きあてたるなど、皆眞實を得ず、羅は依羅などアミと假れる例多ければ、濟は澤の誤なること思ひ合すべし。

(鯖波) 太平記云、瓜生判官保の弟に義鑑房といふ僧のありけるが、鯖並の宿へ參じて、脇屋義助に申しけるは、兄にて候ふ判官保は、異儀なるものにて候間、足利將軍より抑へて申しなされ候綸旨を、誠と存じて忽に違反の志を挿み候、かくて宿中にて勢をそろへ給ふに、瓜生が心替を聞き、いつの間にか落ち行きけん、昨日までは三千五百餘騎と註したりし軍勢、纔二百五十騎になりにけり、此勢にては何として越後國まで遙々と敵陣を經ては下るべき、さらば共に金崎へ引き返してこそ、船に乘りて下らめとて、義助も義顯も鯖並の宿より打ち連れて、又敦賀へぞ歸り給ひける、愛に當國の住人今庄九郎入道淨慶要害に道木を引きて、鏃を調へてぞ待ちかけたる。

牧谷 今堂宮、上野、鑄物師の諸村と并せ、北杣山村と云ふ、河久和の北、日野山の南麓にあたる。延喜式、丹生郡麻氣神社は牧谷に存す。(丹生郡の麻氣社の杣山に在るを明證として、湯尾峠以北は皆敦賀郡の城内たらざるを知る、一書に今宮の鵜甘明神を、延喜式今立郡鵜甘神社なりと云ふは採り難し)

從者郷 和名抄、丹生郡從者郷、訓之土無。○高山寺本敦賀郡從者郷の下に之度無倍下同と註しながら、丹生郡の本郷を脱す、刊本從省は者字をあやまる。此郷は今王子保村、南杣山村、北杣山村、湯尾村、宅良村、南日野村にあたる、王子保をば近世まで從部部郷と曰へり、康正二年造内引附に「拾貫文、長井因幡守殿、越前國從部郷段錢」と錄す、從部部は從者部の譌なり。

(從部郷)

(平吹) **日野嶽** 今此山の下を南日野と云ふ、大字平吹、大道、脇本等あり。日野山は俗に御嶽と呼び、山頂に延喜式丹生郡兄子神社あり、(名蹟志)南條今立の郡界にあたり、北方は北日野村と云ふ。此山武生の東南に隆起し屹然として田野の上を壓し、形勢稍偉也。○日野神社の下宮は南日野平吹に在り、日本紀畧、延喜十年越前國日野名神授位とあるにあたり、繼體帝を祭り、後安閑宣化二皇を配祀して、三所權現と曰へり、近世社領十石、(若越寶鑑)祭神疑ふべし。奥細道云、福井を出て敦賀へ立つ、漸く白根が嶽かくれて、比那が嶽あらはる、鶯の關すぎて湯尾峠を越ゆれば、云々。菅菰抄云、比那が嵩とは日永嶽とも書き、越前府中の上の山にて、祭神飯綱權現といふ、關が原は府中と湯尾の間にて、方角抄に「鶯のなきつる聲にしきられて行きもやられぬ關の原かな」とよまれし地なり。

妙泰寺 今南日野村大字西大道に在り、日蓮宗の名刹也、永仁二年、日像北國を經廻して此地に留錫し、寺基を定め弟子妙文に委附して上京す、號して妙泰寺と云ふ、日像京都に入り妙顯寺を建て、妙泰之に屬し、是より日像四所故跡の隨一と稱す。○脇本は妙泰寺の北にて、北陸道にあたる地なれば、盛衰記に大鹽脇本鯖波の宿とつづけたり。

(脇本)

(王子保) **大鹽** 今王子保村と云ふ是なり、南日野の北西に接し、其路頭の民屋をば今宿と云ふ、武生の南一里餘。太平記云、延元元年冬、足利尾張守高經、舍弟伊豫守二人を大將として、北陸道七箇國の勢六千餘騎を差副へ、越前府へぞ下されける、かくて數月をふれども府は太勢なり、杣山は要害なれば、城へも寄り得ず、府へも懸り得ず、只兩陣の堺大鹽松崎邊に兵を出し合せて、日々に軍の絶ゆる隙もなし。(按に松崎と云ふは、今神山村の松森の一名などにや)

大鹽八幡宮 王子保村大字國兼に在り、本郡の大社にて、俗に二宮と稱す、創建の由緒不明、神官を瓜生氏と云ふ、文書寶器若干を藏む、(名勝志)神祇志料に此祠をば延喜式敦賀郡質覇村峰神社に引きあてたれど採るべからず。

(二宮) 按に二宮とは戰國の頃の武士の在名に呼ばれたり、朝倉系圖に甲斐二宮の人々、朝倉氏と合戰の事見ゆ、即是也。

(國兼) また國兼は中古名田名なるべし、國兼の南に瓜生野あり、瓜生中村あり、此邊は古名瓜生なるべく、太平記なる瓜生判官兄弟の故里にや、一書に大鹽八幡の神主瓜生氏は清原姓と曰ふ、不審。○氏族志云、瓜生氏出自嵯峨源氏、按瓜生氏諸書不言其爲何姓、然保弟曰重、曰照、其爲僧者曰源琳、凡嵯峨源氏皆單名、即瓜生氏亦其族也、其曰源琳亦以姓冠名、猶名和長年弟爲僧、曰源盛也、且高師泰鼓崎之役、有瓜生源左衛門者、即瓜生爲源姓無疑、

(瓜生) 傳云、生保稱判官、越前人、弟僧義鑑、次稱林次郎、削髮更名源琳、次重稱兵庫、次照稱彈正、皆有勇名。

白崎 神山今王子保村の大字なり、白崎三千石は近世金森氏の食邑たり、此家は美濃國郡上の金森五郎八の後裔にて、寶曆中除封後更に三千石を給せられ、交代寄合衆に列せしめられし也。

岡本郷 和名抄、丹生郡岡本郷。○今武生町并に神山村是也、神山に岡本の大字あり、岡本の岡を神山とも茶臼山又花山など云ひ、古墳墓に似たり、而も土人は唯言ふ城跡なりと、武生町の西數町、吉野瀬川の邊也。

(神山) **松森** 今神山村の大字なり、此に延喜式丹生郡斗布神社ありて、十府明神といふ。(神祇志料)

妙法寺 今神山村の大字なり、太平記に延元三年新田義貞兵を舉げければ、瓜生重は越前守、弟照は加賀守に補せられ、妙法寺城に據り以て足利高經を國府に破ること見ゆ、即此なり。

史徵墨寶考證云、脇屋義助の事蹟、太平記には興國元年(曆應三年)伊豫國に戰死したるやに載すれど、其國華

なり、得江文書に

暦應三年九月廿三日辰剋、追落[illegible]法寺城、松崎城并平泉寺城訖、爲居陣於[illegible]之、

と見ゆ、同年七月廿四日高栖城の合戰にも見えたれば、義助の越前を去りて吉野に至りしは、其冬若くは明年なるべし。（松崎は太平記に松崎に作る、松森の一名ならん、平泉は平吹に同じ）

廣瀨（ヒロセ） 今神山村の大字とす、三代實錄、貞觀二年、越前國[illegible]神授位するは此地の社ならん。

越前道中　　伊藤錦里

谷山山重合、石磴映征衣、獨鳥隣人起、孤雲隔馬飛、[illegible]村[illegible]亂、地瘦[illegible]邑微、絕嶺樵歌響、不知何路歸、

寶圓寺（ハウヱンジ） 神山村大字高瀨に在り、曹洞宗、慶長二年直傳正祖禪師開基、天正中前田利家再興し、其父[illegible]助利春の墓を置く、住僧大透[illegible]和尚は前田の歸依厚く、金澤城に隨行して、彼地にも道場を開く。

千福（センブク） 神山村の大字なり、千福某の宅址とて村民の傳說あり、寶曆年中千福の没に一万三千石の田を美濃郡上城主青山氏に給せられければ、此に陣屋を置きしことあり、應仁記云、斯波の一族千福中務入道將源、甲斐、法花院一揆を起し、再び蜂起しけるを、朝倉敎景其弟慈眼院同修理亮等松山城を攻落し、御敵六十餘人打取、波若山并に岡保合戰に打勝て、千福將源、法花院も打取ければ、朝倉父子兄弟莫大戰功ぬきんで、文明三年五月廿一日敎景に越前の守護職を給りける。○按に、武家分限朝倉系圖に「爲[illegible]斯波[illegible]鄉、支鄉地子、養大野持種男義敏、時家老職織田彈正忠久長、增澤甲斐守祐德、富左近將監、千福中務少輔等有隙、與織田紀伊守[illegible]」云々とあれば、應仁記增源と云ふと合はず、又甲斐を一書には家號とし、一書には官名とす、法花院とは此地方の日蓮門徒を指す。

（府中城址）

武生（タケフ） 今武生町と云ふ、戶數四千、鐵道車驛とす、昔名府中、即越前の國廳たりき、敦賀へ十一里、福井へ十五里、武生の名は催馬樂に見ゆれば久しと謂ふべし、道口（ミチノクチ）の律調の章に曰く、

道の口武生の國府（コフ）に我はありと、親には申したべ、心あひの風や、さんたちや。

中世にあたり府中城と云ふは、龍門寺城に同じ、櫻町に在りて、壘池の形狀尙辨ずべし。天正十三年、堀秀政北庄十八万石に封ぜられ、府中に守將を置く、（木村平人、青木紀伊守歟）慶長二年、青木紀伊守一知堀氏に代る、又武生に邸あり、將吏を置く、慶長五年一知除封、堀尾吉晴之に代りしが、一年にして轉じ、結城中納言秀康入部、秀康の老臣本多丹波守富正、邸を武生に置き、四萬五千石を領知す、（後減封二萬石）以て明治維新に至る。本多邸は今の藤垣町の在る所是也。

朝倉氏の末路には、府中に富田彌太郎長秀居る、元龜三年八月、長秀朝倉義景に叛きて、織田氏に內通す、天正元年八月義景滅ぶ、前波吉繼越前の守護代に補し、尋で族を桂田、名を長俊と改め、一乘が谷に居り、長秀の府中城を收め其采邑を減ず、二年正月、長秀土民を志津の莊中郡に募る、十九日急に長俊を一乘が谷に襲ふ、兵總て十萬八千、長俊自殺す、是より先一向宗徒[illegible]を構て爭鬪す、その一黨七里三河守を推して魁酋となす、三年二月越前を侵畧して長崎河合莊片山等を拔き、朝倉義健を長泉寺に攻めて之を殺す、朝倉景鏡畏怖して平泉寺に走る、已にして一向の徒府中を攻め、長秀郊外に出で拒ぎ戰死す。（朝倉始末記云、天正三年二月、一揆勢數萬府中城を攻圍む、富田は僅に七百餘騎、十四日帆山河原の寄手を追拂ひ、十七日籌策を廻らし橫越證誠寺、鯖江誠照寺、中野專照寺の三門徒へ永代三千石の一行を出して、御方に入れたり、云々）天正十一年二月、柴田勝家は志津岳に敗軍し、府中の城に立寄、前田又左衛門利家に謁し、[illegible]こひ、暇乞して、[illegible]北庄へと立歸る、羽柴秀吉直に跡より追かけしが、是も府中に立寄、湯漬を好て喰終り、[illegible]北庄へ行きぬべし、[illegible]。○龍門（リウモン）寺は武生櫻町に在り、寺說に正安元年[illegible]和尚の開山にして、[illegible]は城[illegible]に擬へられ、富田前田の諸將之に居る、天正十六年堀氏の將木村于人定、寺觀に復し、其墓亦此に在り、于人は常陸介由哉と云ふ也。

（龍門寺）

國府址（コフ） 武生の府中に[illegible]字する地あり此とぞ、（名[illegible]志）一書に金剛院を府址と說く、和名抄云、越前國府、在丹生郡、行程上七日、下四日。延喜式、越前、大國、管六郡。

太平記云、新田左中將越前府中に火かけたりけるに、足利尾張守高經は新善光寺（シンゼンクワウジ）の城へ入り籠らせしを、府中を指して引返す、義貞朝臣の兵三千餘騎[illegible]敵を追ひ、新善光寺の前を府より西へ打ち過ぎる。○延文元年、足利高經の據れる所と傳ふる新善光寺址は今相生町の正覺（シヤウガク）寺是なり、寺傳に新善光寺の城壘を修して、淨土宗の道場とす、貞治五年良如知水和尚開基云々、

（新善光寺址、正覺寺）

武生總社（タケフ） 武生の鎮守神とす、近世社領三十石、此社を一書に天平十一年大己貴命を祭ると云ふは、例の附會とす、總社は諸國に比視して、之を知るべきのみ。○蛭子町に御靈（ゴリヤウ）社あり、是も往時諸國府に置かれたる官社にて、續後紀「延曆二十四年、令諸國、奉爲崇道天皇、建小倉」とあるものの遺れる也。

國分寺（コクブ） 武生曙町に在り、わづかに小堂を建て、藥師佛を置くのみ、延喜式「越前國々分寺料三萬束、法華寺料二萬束、文殊會料二千束、藥分料六千束」と、これは僧寺なるべく、尼寺の跡詳ならず。○引接寺も曙町に在り、天台宗眞盛派に屬す。

龍泉寺（リウセン） 武生京町に在り、通幻寂靈和尚應安五年の開基とぞ、慶長中當主本多家の菩提所と為り、及江戸將軍二代并に同秀康公の像を安置したるを以て、供料五十石を給せられたり、曹洞派の名刹也。

枚井出（ヒラヰデ） 今平井に作る、武生町南に其名遺る、延喜式丹生郡枚井出神社在り、賀茂明神と唱ふ、朝野群載承暦四年枚井手神の事見ゆ。

丹生郡

丹生郡（ニフ）

南條郡の北にして、國見嶽（クニミ）を以て坂井郡と相限り、西は海洋、東は大略日野川に限る、面積凡二十八方里、人口七萬、二十三村に分ち、治所は朝日村に在り。

丹生郡は和名抄爾布と註し、丹生郷を本とす。建置の初め日野川上游の山野を總べ、敦賀郡と相分ちしが、弘仁年中東偏を割きて今立郡を建て、中世又南偏なる國府を割きて南條郡を建つ、而も古の敦賀郡伊部郷の地を本郡に入る。

丹生郷（ニフ） 和名抄、丹生郡丹生郷。○今大虫村、吉野村是なり、郡の東南隅にして、武生町の西北に隣接す、武生の地は和名抄に岡本郷とあるに當れど、岡本は本來丹生郷の分地なるべし、延喜式丹生驛と云ふは、岡本の國府に在りしにや。（今丹生郷てふ大字ありて大虫村に屬す）

姓氏錄に「右京皇別、息長丹生眞人、息長眞人同祖、應神皇子稚渟毛二俣王之後也」ある丹生氏は此地名に關係ある歟、二俣皇子は即意富富杼王の父にして、其後孫當國に住したり。正倉院文書、天平三年正税帳、丹生郡主帳、丹生直伊可豆智。

大虫神社（オホムシ） 今大虫村の上大虫に在り、武生町の西一里丹生嶽の下にあたる。此神は寶龜十一年、延暦十年授位（續紀）延喜の制名神大社に列る。小虫神社は下大虫に在り、延喜の制小社とす、康正二年造内引付に「七貫五百文、妙法院御領、越前國大虫社段錢」と見ゆ、當時天台門跡に屬せしを知るべし、座主記、文永元年大虫庄とも記す。神祇志料云、式内雨夜（アマヨ）神社、今大虫社に合せ祀る、昔丹生嶽にありしを後今地に移す、〔官社私考〕寶龜五年、丹生郡雨夜神授位、〔續紀〕康和五年、雨夜神大虫神の社司神事を過穢せる祟あるを以て、中祓を科せらる、（朝野群載）相傳ふ、往火々出見尊を祭ると。○式内雷神社も今大虫社に合せ祀る、社人は二家ありて、宮司岡野權宮司家原と云ふ。

（雨夜社）

吉野瀬川（ヨシノセ） 南條郡坂口村中津原の山中に發源し、東北流、武生驛の西、大虫大田の地を流れ、本保を過ぎ日野川に入る、長三里半。

本保（ホンボ） 今吉野村と改む、武生驛の北郊とす、本保（ホンボ）は近世江戸幕府の陣屋を置ける所にて、散在の田凡十三萬石を支配したりと云ふ、飛驒高山陣屋の出張所とす。

野田郷（ノダ） 和名抄、丹生郡野田郷、訓乃太。○今岡山村及び宮崎村なるべし、岡山に大字野田あり、即丹生郷の北隣の地とす、但し宮崎の西偏、樫津江波等の地は形勢全く織田村に屬せば、本郷の域内にはあらじ。

延喜式、丹生郡長岡神社を、一說宮崎村の字須尾八幡にあてたり。〔若越寶鑑〕

丹生嶽（ニフ） 又鬼が嶽と云ふ、大虫村の西にて、白山村に跨る、丹生の地名は此山を本とする歟。和名抄、敦賀郡伊部郷と云ふは此山より越智嶽の間、西は海浦までを指したるごとし。延喜式、敦賀郡丹生神社とあるも此の山神なるべし、

天平勝寶二年四月、贈越前判官大伴池主、霍公鳥不喧感懷之意、述懷歌、　家持

ひとりのみ聞けばさぶしも霍公鳥丹生の山邊にいゆき鳴けやも、（萬葉）

此歌は越前在廳の人に寄せたるなれば、此山に掛けてよみたること著し。

伊部郷（イベ） 和名抄、敦賀郡伊部郷。○今本郡に入り、白山村織田村及び城崎、四箇浦、常磐の數村是なり、北は越前岬越知山に限り、山谷頗廣く、沿海亦三里許。

延喜式、伊部磐座神社は敦賀郡に收めたり、一書に之を吉野村芝原の岩倉神に引きあてしは從ひ難し、芝原の地勢は丹生郡丹生郷の中にて、敦賀郡に混入すべきものにあらず、伊部は忌部に同し、織田の社司を忌部氏とす。

小野（ヲノ） 今白山（シラヤマ）村に屬す、丹生嶽の南谷に在りて、其渓流は吉野瀬川へ入る、勝蓮花寺此に在り。○後宇多院御領目錄に「越前國西谷庄、小野谷庄、龍花寺貢二千疋」などあるは此邊をさすにや。

二階堂谷（ニカイダウダニ） 今白山（シラヤマ）村と改む、大字二階堂に白山神社あり、此山谷は丹生嶽の陰にして、天王川の源なり、山巒四周し衆澗一に歸して北に流る。○二階堂に越前押領使齋藤吉信の故跡を傳ふ、又白山神は百濟王子日在と云ふ歸化の人を祭ると說く。

厨浦（クリヤウラ） 今米之浦、道口浦、高佐浦等と相合せ、城崎（シロサキ）村と改稱す、二階堂谷の西一嶺を隔て海崖に居る。山干飯郷とも云ふ。

太平記云、貞治五年、斯波入道道朝越前へ下着し、軈て我身は杣山の城に籠り、子息治部大輔義將を栗屋の城に

纔めて、北國を切隨へんと議せられける間、將軍さらば討手を下せとて、畠山尾張守義深二の城を圍み、翌年七月に高經朝臣病に侵され逝去、名蹟志云、厨浦の城山は斯波治部大輔高經のたてこもる所と傳へたり、また元亨釋書に三井の平等院の行尊僧正、當初越州の海濱に至て宿られしに、其家の息女病有て終に相果ければ、父母其のあまりに其地を捨て進せらる、卽此浦の事なり(今厨浦、大谷宗蓮盛源西福寺は、行尊僧正の開基せる所とも曰へり)

梅浦

今宿浦、佳浦、新保浦と併せ四箇浦村と云ふ、厨浦は北にして越前岬の傍近とす、延喜式敦賀郡劔神社此に在り、河野浦より五里、(此間に厨浦米浦あり)

織田

織田村の西二里、越智山其北に聳ゆ 二階堂谷の北、天王川の源、越智山の南東なる山谷とす 方俗織田庄と云ひ、今織田村常磐村の二と爲る。此庄は東寺文書、安貞二年七條院處分案に載せ、法華堂領と註せられし御料地なり。

史料叢書云、據織田系圖、平資盛二子、長爲盛國、親實、其母抱携于近江津田、津田土豪納以爲妻、親實從養于其家、越前織田劒宜、撫以爲嗣、遂冒織田氏、是爲右府公信長始祖、然以東鑑盛衰記吉記百錬抄等證之、重盛之諸子、自維盛資盛、至師盛忠房及孫高清、皆不得免、況源二位之免死、以平宗清答語、中納盛母、俱謀請之甚力也、與重盛不甚相涉、則系圖所云、二位厚德重盛、祿其疾孫、疑出杜撰也、然系圖今有數本、近江總見寺藏本、較尾張法華寺本、差爲精詳、又有權中納言藤原爲重跋語、或可以爲據。〇斯波武衞家の國主たりし時、織田神主の族之に仕へ、其老臣と爲り、尾張國の邑に宰たり、卽織田右府の先祖とす。

織田劍神社

今劍明神と云ふ、延喜式敦賀郡織田神社是也、或は劍御子神と云ふ、社說本社を劍神と云ひ、末社に織田神あり、織田神社は神主伊部の祖を祭る歟。〇神祇志料云、本社の古鐘に、

劍御子寺鐘、神護景雲四年九月十一日

と銘したり、江州日吉大社の末社にも劍宮ありて、傳說に素盞嗚尊の子を祭ると云ひ、出雲風土記に素盞嗚尊の子都留支日子命と申すとあるに思ひ合はすれば、本社も此都留支日子を祭れる歟、祠官齋部氏なるに依らば其祖神にや。續紀、寶龜二年從四位下勳六等劍神に食封廿戶田二町を充て、(新抄格勅符、寶龜三年、劍御子神神封二十戶)天平神護元年、又十戶を充て奉る、(新抄格勅符)貞觀元年、劍神に正四位下を授けらる、(三代實錄)凡其祭九月を用ふ、齋宮に神幸ありて、此日木形の首を携て之に從ふ、俗之を崇古首と云ふ、祠官に老祝部檽祝部あり、並に齋部宿禰姓也。(越藩拾遺)〇按に氣比社記に天平神護元年九月七日、當社御子神劍神社に封戶十烟を充るとあるは、新抄格勅符に契合し、本社は氣比の末社たるを證す、且此地の伊部鄕と稱するも、本社の氏子たる所以を見るに足る、然らば伊部鄕の敦賀郡に係屬する所以も、これに外ならず、且劍御子神と云ふも氣比大神伊奢沙別の御子なるべし。

江波

織田の東にして、今野田字須尾等に併せて宮崎村と改む、江波と字須尾の間に樫津あり、此は康正二年造內引付に「一貫四百文、妙法院領、越前國加志津村段錢」とあるにあたる。〇江波の北なる青野金谷寺に合同して常磐村と云ふ、天王川の谷なり。

天王川

白山村(二階堂谷)に發源し、北流織田川を併せ、江波を經て糸生川を容れ、東北流田中(朝日村)に至り、日野川へ入る、長七里、午頭天王の祠畔を過ぐるを以て此名あり。

天王

今朝日村の大字にして、天王川の北畔とす、祇園天王を勸請したる一祠あり、俗に朝日天王と稱す。名蹟志云、昔飛鳥井中納言雅[illegible]住人道して[illegible]賞す、應永三十四年二月、宗雅入道都を出でて此里に下り[illegible]、日記あり、此天王社に詣でて、

二十九日御社に詣で、此ほど一七日參籠[illegible]侍るべきなれば、先賢前にて御[illegible]なきまいらせ心中ばかりの法樂に、

世々かけて八雲の道をまもるべき我神垣にかへるかしこさ、

誰の栖立そめにし故里にかへるあふひの[illegible]うれしき、

雅縁卿は此里に生長したりとおもはる、凡この田中庄は飛鳥井氏の傳領なりしと知るべし、田中織田等の十七所に足利方のこもれる事は、太平記に見ゆ

西田中

今朝日村へ入る、武生の北二里餘、要邑なれど郡の中央なればとて、治所を置かるゝ構井の西南四里半)

西田中は近世まで音曲師幸若氏の邑なりき、江戶幕府田一千二百石を給し、其宅卽西田中に在り、每年參府して奉仕したり 其家は桃井直常の裔孫にて、幸若丸と云へるが堪能の名譽あり、一流の音曲を成して德川氏に厚遇せられき。〇西田中に朝日觀音堂あり、眞言宗福通寺と云ふ、泰澄法師の造立せる古佛を傳ふ。

佐佐生

今朝日村の大字とす、延喜式丹生郡佐々牟志神社四座と云ふは此に在り、〇佐々生の東な御庄の嶽と云ひ、一峯あり、曆應年中の寨址也。

內郡

今朝日村の大字とす、康正二年造內引付に「三貫文、妙法院御領、越前國內郡村段錢、六百五十文、同岩永村段錢、九百六十三文、同開發村段錢」とあり、この岩永開發共に朝日村の大字にのこる、又大字氣比庄は建久二年殿下處分帳に見ゆ。

小泉鄕

和名抄、丹生郡□泉鄕。〇今吉川村に小泉あれば、小字を補ひ吉川村并に朝日村に擬す、

野田郷の北とす、當否尙考ふべし。

大倉 今平井小泉、川去等を併せて吉川村と改む、昔田中庄の南にて、日野川の西畔なり。
東鑑、文治二年、最勝寺領越前國大藏庄、北條時政知行地頭職とあるは此地なるべし。

乎知郷 (大屋)(殿下) 和名抄、丹生郡可知郷、○可知は乎知の誤なり、即越知山の山谷にて、今糸生、殿下、萩野、國見、蒲生などの諸村を云ふ、方俗越知庄と云へる是也　後宇多院御領目錄に「越前國落野庄、大屋庄」とあるも此なるべし、殿下村に大字大矢のこり、殿下村は畑中庄と呼び殿下御領と稱へし地也、此庄郷は山海を表裡し、地域狹少ならず

越知峰 (越知山) 今越知山と云ふ、糸生の西なる大嶽にして、海上に突起す、嶺南を梅浦、織田谷とし、嶽北を蒲生浦とし、西角は即越前岬也　山中に神祠あり、泰澄法師の置く所と傳へ、本州の一靈場たり
泰澄は越大德と號し、其事蹟とて後世に傳ふるは役小角と法道等の神道を取合せたるやの疑あれど、本來是非を辨別し難き奇蹟なれば、暫く舊傳のまゝに錄す。（元亨釋書、泰澄、姓三神氏、越之前州麻生津人、父安角、母伊野氏、夢白玉入懷、而有孕、白鳳十一年六月生、時白雪降落、庭字皚々、產屋之上、積寸餘、持統六年、道昭和尙遊化北地、適投三神氏、忽見小童頭現圓光、覆以寶蓋、照獨見餘不能見、照竊告父母曰、此兒神童也、加敬育焉、時澄十一歲、十四冬父見兒夜々失之、怪語兒安方曰、吾兒每夜潛出、汝趁所止、安方承教、竊伺出時、匿身蹈跡、到越智峰巖洞中、兒入內禮拜數百、高唱曰南無十一面觀世音神變不思議者、言已出洞、登峰頂、嵩巒峭崛、安方不能昇、返宿洞中、遲明歸家報父、未幾歲、弟兒歸、後棲遲此峰、苦修練行、自彌髮爲比丘、衣藤皮食松葉、修懺積年、發得智解、自然悟寄乘、大寶二年、有小沙彌自能登島來、謁澄含笑曰、相謁者久矣、宜爲給使、便付鉢多羅、令守護焉、沙彌逢北海稅船、飛鉢乞供、率以爲常、和銅五年、羽州官租艤船而過、沙彌乞米、船師神部淨定曰、此官米有定數、不足充供、沙彌還山、時船中斛米、如雁相連、飛來峰頂、淨定嘆未曾有、入峰禮澄曰、卑心多貪、將師淨供、而是官租、願還供餘、澄笑曰非我所知、小沙彌之爲也、淨定謝沙彌、沙彌曰只留小供、餘盡還汝、其米如前飛還、淨定見之感激轉深、輸官畢不歸本邦、入山事澄、採果拾薪、百設不倦、名爲淨定行者、沙彌常臥雪裏、澄語客曰、沙彌心行者也、淨定身行者也、養老六年秋、上不豫、醫巫不効、宣澄赴都、在行只淨定一人而已、澄及晡入宮、願曰吾三鈷杵在白山室、急採來、定還山採杵、黃昏投澄、王公以下嘆伏曰、澄不可言也、定亦奇矣、澄入錫宸、定屛息淸凉殿陛、形如老猿、起居不靜、宛類其貌、年少簪纓嘲笑之、定怒擲杵、宮殿大震、如地動、群臣慴怕、上病益甚、澄以杵擬玉體、上即愈、天平八年、天下疱瘡、死者不可勝計、上勅澄修十一面觀音法、攘之、不數日而疱息、養老元年、移白山、天平寶字二年、歸越知山、居大谷仙窟、其山似三鈷杵、以爲密域、賜號神融禪師、授大和尙位、俗呼爲越大德。○越知山は大谷より小川へ五十町、小川より本社まで五十町、此より別山に至るべく、又日宮奥院に至るべし。日宮は地主神と傳へ、日天子宮とも曰へり、今饒速日命を祭る所是也。奥院は昔女人結界の靈所なったへ、大已貴神を祭る　此越智神は延喜式丹生郡大山御板神社にあたる、御板の名は詳ならねど、大山とあるを想ふべし

　外山には柴の下葉もちりはてて越智の高根に雪ふりにけり（千載）　顯綱

大谷 (糸生) 今糸生村の大字とす、大谷寺は近年轉して越智神社遙拜所と爲す、此に泰澄大德の墓あり入定所と呼ぶ。大谷寺は天台宗を奉じ、近世寺領百石貫首を大長院と曰へりと。
名勝志云、越知山三所は第一殿越知姫にて本地十一面觀音、第二殿は大巳貴神本地彌陀也、第三は別山大行事明星太子と云ひ本地聖觀音なり。○按、越知は物部小千連(子致命)舊事本紀に見え、其饒速日命の裔孫たること、姓氏錄に徵證すべし、然るに大神泰澄法師に至り、此山に已が祖先大巳貴神を勸請して混同を爲し、其別宮は敦賀の御前と稱するより推せば、氣比神をも招請したるごとし。

茗荷 今細野、笹川等と合せ萩野村と云ふ、糸生村と相交雜し、越知山の下に在り。名勝志云、昔茗荷の里人苗賀旨定と云ふが越知一山を領知したるを、大神法師泰澄へ附與したりと傳ふ、此山中に幣瀧あり高五丈。

天谷 今糸生村に屬す、鹽類泉涌出す、溫六十七度、水槽に導き火熱を加へ浴用に供ふ、天明二年場屋を建て、今も夏時に至れば往詣の客多し、本州にはもと溫泉なし、故に其泉ならざるも、其名遠近に知らる。

越前岬 越知山の西なる山尾の海崖にして、甚大なる岬角なり、西微南の方位に丹後經岬を望み（凡四十海里）此兩岬の南を若狹灣とす、敦賀、小濱舞鶴宮津の諸港埠は此中に散在す、北少東三國港の安島埼を距る十六海里。

玉川浦 今左右浦と併せ上岬村と云ふ、越前岬の濱崖に位置し、梅浦の北に隣る、下岬村は更に上岬の北東にして、蒲生浦に近し。

蒲生浦 今茱崎浦、大味浦と相合せ越廼村と改む、越知山の北なる海村也。大味に法越寺と云ふ門徒道場あり、眞宗高田派なりしも、今東派に屬す。

鮎川浦 (國見) 今大丹生小丹生等と相合せ、國見村と改む、國見嶽の西麓なれば也、蒲生の北にして、坂井郡界に至る。東鑑「建久二年前攝政家領、越前國鮎川

庄」と云ふは此なるべし。

畠中（ハタナカ）　今[illegible]村を改む、舊荘名にて、越知庄中の一邑なり、蒲生浦の東なる山中とす、後宇多院御領目録に畠野庄大屋庄とあるは此歟、大字大矢あり。畠中村は武周池は越智山の北麓にあたる、下流は大味浦に至り海に入る。

賀茂郷（カモ）　和名抄、丹生郡賀茂郷、○今志津村是なり、畠中の東にして其下流は東に向ひ志津川と云ふ、此郷は往昔より賀茂社領なりしにや、康正二年造内裏引付に「九貫文、同御社領、越前國志津庄段錢」とありて、大森に今も鴨明神を祭る

（志津）

大森（オホモリ）　今志津村と改稱す、一郷の首里なり、西田中の北にして、福井より越知山蒲生浦に赴く通路にあたる、大森の鴨神社をば、一書には延喜式丹生郡[illegible]神社にやと曰へり。

三太郷（ミフトベ）　和名抄、丹生郡三太郷、高山寺本注美□、○今詳ならず、三留の地名あれば古姓身入部なり。延喜式本郡大山御坂神社と云ふが見え、御坂は三太と訓むべし（今岡山村大字鳥井の春日明神を御坂神なりと云ふは徴證ありや、岡山村は野田郷なりと推定せらるに合はず）云ふは妥當ならず。（丹波六部郷參看）

三留（ミトメ）　今三方村と改稱す、大森の東志津川の邊にて、南は天津村北は西安居村とし、東は日野川に至る、此邊をば三留郷と稱したり。即和名抄の三太郷とす。

西安居（ニシアゴ）　本堂は今末村恐神等と合せ西安居村と云ふ、此に越知山神を祭り、高雄社と云ふ。金谷は今足羽郡東安居村の管内とすれど、日野川の西岸とす、弘祥寺あり、朝倉孫右衛門尉廣景、康永元年創建す禪林僧寶傳云、別源禪師、諱圓旨、越州平氏子、七歳詣帆山寺禮佛、遂依佛種寺竹[illegible]和尚、十六歳斷髮、往謁東見聞覺寺東明和尚、師資契合、元應間航海南遊、及同郷高建長寺、越州朝倉古香開弘祥寺、舉師為第一世、自治三年他仁公命至、乃扶病赴之、九日上堂云、諸佛不見自大寄、爭得淵明與昧問、今日黄花騰笑我、白頭扶病上東山、征夷大將軍賜弘祥寺位、列諸山、蓋市師故也、此歳示化、春秋七十有一。

（弘祥寺）

安居城址とて、金谷の安居山に在り、足羽七城の一にて、太平記に見ゆ。或云、慶長中戸田武藏守市政、安居一萬石を領知す、其居城跡と。

（安居山）

下市（シモイチ）　今東安居村に屬すれど、金谷と共に日野川の西岸に在りて、坂井郡界に近し、安居市とも云ふ。○安居市に依品明神あり、之を延喜式足羽郡與須那神社なりとも云ふ。〔神祇志料〕

朝津郷（アサフツ）　和名抄、丹生郡朝津郷、訓阿佐布豆。○今立待村及び麻生津村是なり、麻生津は足羽郡の所管とす。

按に此郷は今日野川の東岸にして、丹生郡と接壌せず、疑はくは往昔日野川の水、石田の南より東に廻し麻生津川と落合ひ朝津郷は水西の地なりしにあらずや。○清女の枕草紙に橋はあさむつの橋と云ひ、催馬樂にもうたはれて名高し。

石田（イシダ）　今吉江村と併せ、立待と改む、日野川の西岸に居る。石田西光寺は本願寺存如上人の開基にて、越前門徒の歸仰せる所なり、文祿中之を吉江に移す。

今立郡

今立郡（イマタチ）　丹生郡日野川の東なる地域にして、足羽川の源なる池田谷も之に屬す、今面積凡三十六方里、人口六萬五千、一町十七村に分ち、治所は鯖江町に在り

今立は和名抄伊萬太知と訓ず、[illegible]なるべし、本丹生郡の分地とす、國郡沿革考云、今立は丹生郡の地を割きて之を建つ、日本後紀曰、

弘仁十四年、越前國言上、丹生郡管郷十八、驛三、[illegible]九郷一驛更建一郡、號今立郡、以地廣人多也、

後東西二郡に分ち、又濫して今南西郡、今北東郡と稱す、寛永十一年、松平昌勝領地目録、今南西郡今北東郡と[illegible]す、正保圖、今西郡今東郡（今今西東郡とあるは誤寫なり）に作る、寛文中之を廢して舊に復す

鯖江（サバエ）　今鯖江町、舟津村の二に岐る、人口六千、和名抄舟津郷の地とす、日野川の東にして、武生へ二里半、福井へ四里。

鯖江町は古へ深江と稱したりと云ふ、（國史本紀、高志深江國に引きあつるは證據なし、本書深江をば久比岐國と作し、渡國の間に載せられしは、越後の蒲原郡をば上古深江國と唱へし確證とす）今も深江の大字殘る、又鯖江中村と曰へり、享保五年間部下總守詮言越後村上城より轉じ、西鯖江に封せらる五萬石、其地狭少なるを以て、東鯖江に城く、鯖江城是なり、子孫世襲、維新に至り廢す。間部氏の祖右京詮房は、六代將軍家宣の小性より立身し、將軍嗣位の初め老中と爲り、[illegible]して越前守と云ひ、顧厚く任用せられ、上野國高崎城五萬石を賜ふ、家宣薨ずるや幼主家繼を擁立し、威權中外を傾けたり、幼主四年にして薨ず、詮房即致仕、家を弟詮言に讓る。

（深江）

（鯖江城址）

太平記に鯖江の宿とあるは、今の上鯖江なるべし、鯖江の南にて日野川に臨み、武生の國府に對す、建長二年、殿下渡領帳に、鯖江庄を收めたり。

誠照寺（ジヤウセウ） 鯖江町下深江に在り、謂ゆる越前門徒の一本山にして、今眞宗誠照寺派と稱す、殿堂麗麗、儼乎として一郭を成す。
二十四輩順拝圖會云、上野山誠照寺は讃門徒四箇院の隨一にして、開基は如覺上人なり、寺傳に曰く、當國上野庄領主奏右京進景之、元久二年親鸞聖人の弟子となり空然と號す、其居を車の道場と號して、法流大に繁茂して國郡に充てり、聖人の五男有房を招請して、是を道性上人と稱し、空然房の息女を娶嫁して、車の道場に住持せしむ、其息を松壽丸法名を如覺と號せり、此如覺上人嘉元三年參内有て、後二條院より淨土眞宗讃門徒と勅號を賜り、其後水尾院勅願所となし、住持を大僧正に任ぜられ、上洛の毎に參内す、云々。○或書に、越前三門徒は十劫秘事を廣む、彼れ反故裏書に横越の道性鯖屋の如覺とある、即其祖なり、云々、此寺近世は天台宗に依屬したりしも、明治維新の際に淨土眞宗に復歸し、一派を維持す。文明の頃にや、如道如覺は世に覺如上人の著述ともいひ、愛し玉ひしともいふ所の聖教安心決定抄を斷章取義して、十劫秘事を創設す、本願寺蓮如の世に、十劫秘事稱名止因大に跋扈しければ、破斥し曰く「稱名バカリヲ唱ヘタラバ極樂ニ往生スベキヤウニオモフハ、オボツカナキ次第ナリ、十劫正覺ノハシメヨリ、我等ガ往生ヲ彌陀如來ノ定メマシ〳〵タマヘルコトヲ忘レヌガ、即信心ノ姿ナリト云ヘリ、コレサラニ彌陀ニ歸命シテ他力ノ信心ヲ得タル分ハナシ」云々と、教義の異同を觀察すべし。

鯖江兵營（サバエ） 第九師團(金澤城)の所屬にして、歩兵第三十六聯隊の營所なり、其舍屋は鯖江町の北一里餘、立待村に建置せらる。

舟津郷（フナツ） 和名抄、今立郡舟津郷、訓布奈都。○今鯖江村、鯖江町等是なり、鯖江村大字上鯖江に舟津大明神存す。

(遇山)

延喜式、今立郡舟津神社は、上鯖江の遇山（アフヤマ）の傍に在り、一名丸山、形狀まろし、一說此圓丘をば越大山と爲し、萬葉集の
「三雪降る越の大山行過ぎて何れの日にか我里を見む
を引くも、疑ふべし。又神祇志料に「延喜式、丹生郡大（オホ）山御坂（ヤマミサカ）神社、今今立郡舟津神社の相殿に坐り、古へ大山の嶺にありて上宮と云しを、後今地に移す、(福井藩神社取調帳、敦賀縣神社調) 蓋大毘古命孝元天皇を祀る、(本社傳說)」とあるも疑ふべし、此地は正しく今立郡舟津郷にして、丹生郡と相紛亂すべき形狀なし。

(山本)

鎌倉圓覺寺文書に、最初の寺領越前國泉船津兩郷、また越前國山本（ヤマモト）庄とあるは此地にして、山本庄とは鯖江の南北なる北新庄、下新庄(今新横江村)をも籠めたり、泉は神明村歟。

長泉寺（チヤウセンジ） 鯖江町の北に在り、今大字にも呼び、舟津村に屬す、小丘あり長泉寺山と稱し、天正二年、富田彌六が一揆と合戰して敗死したる所とす。
長泉寺は天台家に屬し、慈恩大師を開祖とす、平泉寺と共に白山權現の供僧房なりきと云ふ、蓋延曆寺の別院なりし歟、近世痛く衰弊すと雖、舊址廢墟歷々として、往時の盛大を想はしむ、泉池ありて存す。按に長泉寺以北、今の神明（シンメイ）村は泉郷と呼びし地歟、長泉の名相因むごとし、鎌倉圓覺寺文書、越前國山本庄泉郷(相摸風土記新篇)とありて、當時其寺領たり、又神鳳抄に泉北御厨と云ふがあり。

(泉)

神明（シンメイ） 今村名と爲る、水落、岡野、田所、鳥羽等の大字ありて、水落に神明宮あり。神鳳抄に「越前國外宮、泉北御厨、上分米三十石、長日幣紙料二石七斗、七十二町」とある蓋此也。(此社の鳥居の邊に首塚と云ふがあり)

鳥羽（トバ） 今神明村の大字にして、足羽郡界に接し、近世空閑の荒野ありければ、鳥羽八町の稱あり、此鳥羽は東鑑建久元年の條に、
「越前國鳥羽、得光、圓生、北春近、成勝寺執行、相逢使者、究濟早由申之」
とあれば、當時白河成勝寺の知行たり、得光は鳥羽の北にて今足羽郡麻生津村に屬す、北春近不詳。

中野（ナカノ） 今河端村と合せ、中河と改む、神明村の東に隣り、麻生津川の邊とす、越前三門徒の一なる專照寺は、昔此に在りしが、近世福井市中(足羽山の下)へ移す。

證誠寺（シヨウジヤウ） 鯖江町の東半里、新横江村の横越に在り、今眞宗に屬し、山元(山本に同じ)派の本山たり、山元とは舊庄號にして、越前三門徒の隨一とす。

(横越)

名勝志云、横越（ヨコゴシ）證誠寺は三門徒一方の本寺にて、開基釋道性は俗姓不詳、一說に道願兵衛と云者の子とぞ(文明年中の人なるべし)○二十四輩順拜圖會云、證誠寺は毫攝寺の北、横越にあり、護念院と號く、越前讃門徒四本山の一本山なり、初め此寺は山元といへる處に在り、高祖聖人越後へ御下向の時、當國大町といふ處に如道といへる高德の僧有りて、聖人に謁し奉り、聞法隨喜して御弟子となり、もつぱら專修念佛を弘む、其裔鯖江誠照寺、中野專照寺、横越證誠寺これ也是を三門徒と稱す、寶永の記に見えたり。(寺說に道性は八世住持と云ひ、開基を見眞の大師の子善鸞に托すれど、十劫秘事の主張者如道の弟子道性の開基と見る方を穩當とす)

新庄（シンシヤウ） 山本新庄の謂なるべし、下新庄村は横越に併せ新横江と改め、中新庄村は北村と併せ北新庄と改む、鯖江の東南の村落なり、但北村は眞柄の北村の義とす。

高木（タカギ） 今村國、瓜生、長土呂等を併せ國高村と改む、鯖江の南新庄の西にして、武生と日野川を隔つ。道興

雄后の紀行に、白鬼奴の橋をわたりて高木に宿るとあるは此にて、村は武生國府の東より村國(ムラクニ)などへ繋したるごとし。〇回國雜記云、越前國しらきどの橋のならびに、高木の里といへる所に、柳の侍りけるかげに、われ人すゞみて物語りし侍りける間に、

里の名を名のるたかぎの柳陰

秋風しのぶ夕すゞみかな。

(國村)

(生瓜)

太平記云、高屋右衛門佐、[illegible]百四五十騎にて鯖江(サバエ)の宿を打出で、後陣に高木の社をあて、左右に瓜生(ウリフ)を取りて、矢種を惜まず散々に射させければ、敵鯖江の宿の後なる川の淺瀬を打わたり、向ひ岸へ陣を引く、宮方は高木、瓜生、眞柄、北村の在家二十餘箇所に火をかけて、煙煙天を焦せり、所々の宮方此煙を見て、すはや鯖江の邊に軍のありけるは、馳せ合ひて御方に力を合せよとて、宇都宮美濃將監泰藤、天野民部大輔政貞、三百餘騎にて鯖並の宿より馳せ來る、一條少將行實朝臣、二百餘騎にて飽和より打ち出でらる、瓜生越前守照、舍弟加賀守照五百餘騎にて妙法寺の城より馳せ下る、山徒三百餘騎は大鹽の城よりおり合ひ、河島左近藏人惟頼は三百餘騎にて二宮の城より馳せ來り、惣大將左中將義貞朝臣は千餘騎にて杣山よりぞ出でられける、尾張守高經三千餘騎を率して國分寺の北へ打ち出でらる、兩陣去る事十餘町、中に一の河を隔つ(按に瓜生てふ地名は南條郡にもあり、いづれも瓜生氏の邑歟、大鹽城とあるは平吹城なるべし)

大屋(オホヤ)郷

和名抄、今立郡大屋郷。〇今北日野村及び國高村なるべし、北日野に大字大屋あり、日野の北麓とす(日野山は大字荒谷の上方にして、祠あり、南條郡南日野を參考すべし)

帆山(ホヤマ)

今北日野村の大字とす、延喜式帆山神社此に在りて、加茂明神と云ふ、帆山は武生國府の東、日野川の岸にありて、[illegible]山田原合[illegible]、[illegible]中の御社と稱ふ、天正十九年武生國府へ移し、今に[illegible]を[illegible]とす。

味眞(アヂマ)郷

和名抄、今立郡味眞郷、[illegible]。〇今味眞野村及び北新庄村の中なり、[illegible]に[illegible]明[illegible]、越前國味眞[illegible]、非仁人、[illegible]、[illegible]與精舍」とある味美も此とす。

味眞野に宿れる君が還りこんときのむかへをいつとかまたむ(萬葉)

味眞郷は大屋郷の東にして、朝六川の水源とす、[illegible]、承和六年、改越前國人造兵司味眞公御助麻呂本居、貫附左京五條二坊とあるは此地の著姓なるべし、名[illegible]。

眞柄(マガラ)

上下の二村に分れ、今其下眞柄は北村杉崎等と合せ北新庄と云ひ、上眞柄は味眞野の内とす、朝倉氏に眞柄十郎左衛門と曰へる勇士ありしこと、諸書に載す。近世足羽社記と云ふものを造り、當國の[illegible]事を[illegible]す、中に眞柄は勾大兄(安閑天皇の諱)の此里に[illegible]生したまふと説くは附會なるべし、此大皇大和の勾金橋宮におはしし[illegible]が故に勾大兄と申し奉る、越前の眞里を奉はせ勾の地名を大和に移したまふと説くも、狡黠と謂ふべし。〇一書に延喜式御[illegible]神社は、眞柄の宮谷に在りと。

五分市(ゴブイチ)

今味眞野村の大字とす、中世庄田下司職の二分一三分一など、分割を爲せる名目の遺れる也、而も俗説に大迹皇子の御部の市立せし所など曰ふは、例の足羽社記の謬誤に出れるならん。

五分一(ゴブイチ)城址

又小丸と云ふ、[illegible]池の跡現存す、天正三年織田氏の將佐々成政本郡に封せられ、此に築城し、九年に至り越中富山へ移る、[illegible]府中の東二里、鯖江の東南二里。

小山(ヲヤマ)

今味眞野村の大字とす、南小山に延喜式小山田神社ありて、勝手明神と呼ぶ。(神祇志料)〇後宇多院御領目[illegible]

池泉(イケイヅミ)

今味眞野村の大字にて、[illegible]と云ふ、[illegible]

[illegible]またむ

とある[illegible]に在り、[illegible]父[illegible]部大[illegible]川の山上に、[illegible]云々、[illegible]波[illegible](武[illegible]の一族ならん)の[illegible]

(荐殿)

(泉)

文室(フムロ)谷

味眞野[illegible]にして、[illegible]川(朝六川)[illegible]に出づ、[illegible]、[illegible]一に五[illegible]に作り、大迹皇子の[illegible]の址とつたふる[illegible]なるべし。

毫攝(ガウセフ)寺

味眞野五分市[illegible]、[illegible]本山にして、[illegible]門[illegible]一[illegible]、善如道[illegible]、京[illegible]なる[illegible]法脈を承けしに[illegible]、近世[illegible]の内陣に依附したり、明治[illegible]、[illegible]其の事、[illegible]に見ゆ、然るに近年の書傳には[illegible]せず、(不[illegible])二十四[illegible]、[illegible]六人部の里に[illegible]、[illegible]て、遂に[illegible]、大道に[illegible]し、[illegible]人、の法流に入[illegible]、([illegible])、即丹州六人部に毫攝寺を開き、また京都出雲路に移り[illegible]異有て、其後當國に[illegible]の開を[illegible]なん[illegible]、([illegible]

縉詞・顯晉の記にこれをしるせり）一説に蓮如上人を法脈の開基とすといへり、未詳、一説に文明三年蓮如上人越前下向の時、當撫寺の當住正闡房蓮鎮蓮如上人に歸依し、簾瀬村岩崎といふ所に一字を建立せり、蓮師其寺を陽願寺と號せしめたりと云ふ、陽願寺は其後三代蓮海房の時府中に堂宇を移す云々、

粟田部（アハタベ）　今粟田部村と云ふ、戸數八百、小市街を成す、鯖江の西南二里餘。

東遊記に「粟田部は田舍ながら町作りにて、此邊の賑なる里なり、昔繼體天皇の皇孫にて、當國に潜み渡らせ給ひし時、此所に御座ありし故に、地名を大迹部（大迹皇子）といひしを、後に粟田部といひ誤りたるとぞ」とあるは例の足羽社記の附會を承けたる者にて、信據し難し、然れども此俗談今は通說と爲りて、粟田部の鎮守社を延喜式岡太神社に引きあて、大迹皇子を祭ることとは爲りぬ。（粟田部に天台家の古刹寂生（ジヤクシヤウ）寺あり。）

大瀧（オホタキ）　今舊五箇庄（大瀧、岩本、定友、不老、新在家を云へり）と其東方なる山村を合併して岡本（チカモト）村と云ふ、岡本川と云ふ細流あれば也、延喜式岡太神社蓋此に在り、太をモトとよめる例は、江州栗太郡を栗モトと訓むにて知るべし。

(本岡)

大瀧神社は權現山に在り、往時は越知山神を勸請し供僧を大瀧寺と云ひ、殿守數多ありしが、近年佛家の手を離れ、尚本郷の大祠とす、末社に岡太神社あり、是岡太の祠なるを泰澄法師に侵蝕せられし明證とす。

皆川備考云、奉書紙は檀紙の屬なり、紙譜に越前國武生辺の産諸國に冠たり、一等精好の紙料を用ゐ、數次の工程を經て之を製す、故に其は呼て惜好と云ふ、他紙に比すれば厚且堅にして純白なること、[illegible]に冠す、墨を受くること亦佳なり、此地に産する上品奉書は岩本氏、中本書は大瀧岩本二氏、小本書には定友氏各業を分て之を抄造すと云ふ（越前の抄紙業、僅に大迹皇子に托すれど、例の談なれば信據の限にあらず、延喜式越前國中男作物に紙を載せたり、されど古代には左のみ盛大ならず、其起れるは中世の事なるべし、近世五箇庄の御紙家は加藤河内大掾、三田村豐前大掾、三田村筑前大掾、清水山城大掾、小林丹後大掾の五人にて寛永中に受領を爲しゝなり、累代して明治維新に至りぬ、近年は其業務いよいよ改善する所ありて、年額二百萬圓の産ありとぞ。）

(箇五)

中山郷（ナカツヤマ）　和名抄、今立郡中山郷、○今粟田部の北方の諸村をば中山（ナカヤマ）と通稱すれど、古の中山郷は南中山村に當る歟、中津山てふ大字のこる、中津山の西なる山本庄も本郷の域内なりし歟、分明ならず。

國中神社に延喜式に列して二座と註す、今南中山村の中津山二祠ありて、共に國中明神と云ふ、是也。

服部郷（ハトリ）　和名抄、（高山寺本）今立郡服部郷、訓波止利、（刊本に服部に作るは[illegible]）今の服間（フクマ）村是なり、粟田部南中山の東にして、後世服間谷服部谷の二に分れたり、故に服間てふ新名を立つ、[illegible]、服部八幡宮は大字新[illegible]に在り。

(町本)

勝戸郷（イツベ カチベ）　和名抄、（高山寺本）今立郡勝戸郷、訓以豆倍へ、○今北中山村是なり、大字勝戸（カツベ）存す、勝字を以曾に假ることは其説を知らず、蓋此郷の人々の住みし地なれども、石部（イツベ）神社（神祇志料云、石部の宮、石部臣の舊祉是也と）が在るにより、石部郷とも稱したる歟、これは山陰なる、雲州の出雲郷を阿陀加夜とよむと同例なるべし。

姓名[illegible]考云、因幡國高草郡に石部郷あり、[illegible]に石部郡[illegible]石部臣[illegible]、（東大寺文書[illegible]）[illegible]石部造[illegible]、（日本後紀）大原郡大領石部臣、（出雲國風土記）などいふが見ゆ、何によりて負へる姓にや、[illegible]國なる伯耆久米郡にも同郷あり、三代實錄に[illegible]みに、郷名と同[illegible]名郡に加知彌神社ありて、共に火々出見尊を祭る由云ひ傳ふるは此に由あり、若しくは此郷名によりて其神を祭るなり、[illegible]神社[illegible]部田といふあり、上總國[illegible]、越前國[illegible]、二國に由ある名にや、越前國[illegible]、こは上勝は百濟國人[illegible]利須久之後とある民人の住めるなどによれるか。

(部醱)

三峯（ミツミネ）　（神祇志料）延喜式、刀那神社今北中山村大字上戸口（カミトノクチ）の刀那坂に在り

(口戸)

今北中山村の大字とす、三峯山は東一峯山に連り今立足羽の郡境にあたる、[illegible]に河島[illegible]等の據れりと云ふ三峯城址此に存す。

河島（カハシマ）　今北中山村の大字とす、朝六川の一源□□川の畔とす、太平記に河島[illegible]と云ふ官方の武士あり、[illegible]此地の土豪とす、左近將監と稱し、新田氏の[illegible]、足利高經と戰ふ。

吉谷（ヨシミ）　今乙坂（オトサカ）、[illegible]、中山の東北にして、[illegible]に作り、今片山[illegible]と云ふ。

河和田（カハワダ）　北中山の東なる[illegible]にして、一[illegible]す、大字片山、小坂、別司[illegible]にて、片山庄とも曰へる地なり。

[illegible]

酒井郷　[illegible]と云へど、[illegible]井庄とあるも此地なるべし。

曾博郷（ソハク）　和名抄、今立郡曾博郷、訓曾波久。（高山寺本、注曾波之）○今詳ならず。

芹川郷（ヒリカハ）　和名抄、今立郡芹川郷、訓世里加波。○今詳ならず。

池田谷（イケダ）　今上池田下池田の二村とす、今立郡に屬すと雖、一嶺を隔てて其東に在り、足羽川の源とす、方四里許（即其東は大野郡、南は南條郡及び美濃國とし、山嶽四周す）

谷口（タニグチ）　池田谷の中央に谷口、池田、稻荷等の大字あり、（今上池田村）冡田部より谷口まで四里。

（稻荷）　稻荷（イナリ）神社は池田谷の惣鎭守神とす、天保年中より說を成して延喜式「今立郡、須波阿須疑神社三座」とあるに引きあて、稻荷神須波神阿須疑神を祭ると曰ふ。

部子山（ベコ）　又目子（メコ）嶽と云ふ、池田谷と大野郡の間なる横嶺にして、其絕巓には池ありて一書に見ゆ、山下に大字水海あり。（標高一千百米突）

冠山（カムリ）　池田谷と美濃國揖斐郡德之山谷の界嶺にして、谷口の南三里、其峠をば冠越と云ふ、其高峰は一千米突以上とす。

東俣（ヒガシマタ）　今上池田村の大字とす、足羽川の源頭にあたり、其分水界を南に踰れば、南條郡宅良谷とす、其峠をば田倉坂と呼ふ、標高六百米突。田倉坂と冠嶽の間に權現嶽あり、標高一千二百米突。

按に盛衰記に「壽永二年四月、平泉寺の長吏齋明は本曾義仲が下知に隨て、門徒の大衆を驅催し、一千餘騎にて大野郡を打過、池田越にて燧城に楯籠る」云々、平泉寺より此谷を經て南條郡に赴ける狀、地理契合す。

越嶺　　鐵心

危彴架空翠、神慄不可步、俯瞰白龍奔、仰視青猊怒、四顧人烟絕、唯聞怪禽語、欽巖三十里、一水七回渡、有田忽見姿、人家定那處、

大野郡

大野郡（オホノ）　九頭龍川の源にして、本州東極の山地を占め、今面積六十六方里、二町十九村、人口八萬、郡治は大野に在り（外に足羽川の谷なる蘆見、羽生、上味見、下味見の四村、人口六千をも管內とす）

大野郡は和名抄於保乃と註し、刊本には

野田、上家、川合、利刈、毛屋、加美、資母、出水、大山

の九郷とすれど、野田以下四郷は足羽郡の管郷を錯入したる者とす、高山寺本には五郷を載せ、加美を脫して大沼を收む、二書を對校して其實六郷なるを知る。○郡郷考云、大野郡の北境を分ちて今北（イマキタ）郡と呼びたることあり、足利氏の頃の事歟、寬文四年之を併せて復舊す。

（今北郡）

大沼郷（オホヌ）　和名抄、（高山寺本）大野郡大沼郷。○今大野町井に坂側村是なり、中世以降は伊野瀨庄と稱したり。大野大沼は古言相通す。延喜式、大野郡國生（クニナス）大野神社は今大野町の西なる淸瀧權現是なり、初め龜山に在りしを築城の時此に移すと。（名蹟志、神祇志料）延喜式、篠座（シノクラ）神社は大野町の南篠倉（シノクラ）の地に在り、祠域老樹蓊茂して佳色あり。

（篠倉）

大野（オホノ）　今大野町、人口七千、福井を距る九里、山中の大邑なり、絹絲を以て郡中の名產とするを以て、製糸場あり。田園井々、眞名川の畔方二里許の平野を占む。

六坊（ロクバウ）　六坊とは賢松寺の一名なるべし、今大野町野口と云ふ地に賢松寺址あり。名蹟志云、朝倉義景織田に破られ、大野賢松寺に自殺、天正元年の事とす、辭世の偈に曰く「七顛八倒、四十年中、無他無自、此躰本空」按ニ朝倉氏此ニ滅シタルヨリ、本國ノ士民蜂起亂ヲ作シ、ソノ最猛烈ナルヲ門徒一揆トス、數年ノ間一揆ノ力頗ル織田氏ノ兵ニ敵シタリシガ、遂ニ支フル能ハズシテ平治ニ歸シヌ。○改正三河風土記云、越前國主朝倉義景は天正元年八月、一乘谷にもたまり兼て、一族式部大輔景鏡が大野郡の山の城へ志し、女童部まで打連て赴き、東光寺に着せしに、一族も敵に降參し、頼みに思ふ平泉寺の衆徒も敵となり、大野の城にも入難く、山田の庄六坊へ妻子諸共跡を隱し、息を屏めてかくれゐたり、云々。

大野城址（オホノ）　大野町の西、龜山（カメ）是なり、天正三年織田氏の將金森五郎八長近大野三萬石を封せられ、犬山城を毀ち龜山の新城を興す。長近後飛驒を伐ち高山へ移封、豐臣氏の時、文祿元年、織田內府信雄の子秀雄の居城とす。慶長五年、結城秀康入部、其臣土屋左馬助、小栗備後等を大野に置く。元和九年、大野城を秀康の三男松平出羽守直政に分與せらる、寬永十年、直政信州松本に移り、十二年其弟結城大和守直基之に代る。正保元年直基出羽山形へ移り、其弟但馬守直良之に代る、天和二年若狹守直明播州明石へ移封。此歲土井能登守利房（大炊頭利勝の子）侯籍に列し、本城四万石を賜ふ、子孫世襲、以て明治に至る。

亥山（ヰヤマ）　大野町の東郊にして、山王堂山と稱する丘陵なり、延元の亂に、新田氏の將堀口氏政の據れる所にて、朝倉氏の時も式部大輔景鏡此に居り、天正元年織田の軍に降伏す、翌年一揆蜂起、義鏡を平泉寺に攻殺す。

（居山）

太平記云、延元四年七月、堀口兵部大輔氏政五百餘騎にて居山（ヰヤマ）の城より出で、香下、鶴澤、穴間、河北、十一箇所の城を五日が中に攻め落して、降人千餘人を引率し、脇屋義助が陣河合の庄へ出合はる。

(伊野部)(乾側)

犬山城址（イヌヤマ） 今乾側村大字犬山に在り、大野町の北に接す、此邊を乾郷(伊野部にも作る)と云ふは犬山と相因める言語にや。○名勝志云、犬山城は斯波武衛家本國に主たる時、伊豫守義種、其子大野左衛門佐滿種、同修理大夫持種、同義鏡等之に居り、朝倉國主に至り、敏景の弟下野守經景此に移り、子孫相繼き景鏡に終る、當時大野城と云へる即此とす。

牛原（ウシカハラ） 今乾側村の大字にして、犬山の北なり、元弘大亂の頃、北條の一族淡河時治此に敗死す。○牛原庄は醍醐雜事記應德三年の件にも見え、三寶院領たり、文安六年の所領目錄に

　越前國牛原四箇郷之內、伊野部郷、丁郷、庄林郷

とある丁は今乾側村の大字にのこり、庄林は下庄村の大字にのこる。乾側とは伊野部郷の訛なるべし、丁をヨオロオとよむはヨホロの訛とす。

(丁)

太平記云、淡河右京亮時治は元弘三年三月、京都の合戰の最中、北國の蜂起を鎭めんために、越前の國に下りて大野郡牛原といふ所にぞおはしける、幾程無くして六波羅沒落の由聞えしかば、相順ひたる國の勢ども、片時の程に落ち失せて、妻子從類の外は事問ふ人もなかりけり、去程に平泉寺の衆徒折を得て、彼跡を恩賞に申し給らんために、自國他國の軍勢を相語ひ七千餘騎を率して、五月十二日の白晝に牛原へ押し寄する、去程に防矢射つる郎等共已に皆討れて、衆徒箱渡を打ち越え、後の山へ廻ると聞えければ、五つと六つになりける少き人を、二人の乳母一人づゝ掻き抱きて、碧潭の底へ飛び入りければ、母上も續きて身を投げて、同じ淵に沈まれける、其後時治も自害して、一堆の灰となりにけり。

資母郷（シモ） 和名抄、大野郡資母郷。○今下庄村并に富田村なるべし、大沼郷の東北に隣り、眞名川之を貫流す。

(下庄) 中野は今大月、矢戸、荒井等と併せ下庄村と改む、大野町の東北とす。延喜式、大槻幣座神社は今大月に在り、同風速神社は矢戸の住吉明神是なりと。(神祇志料)

富田（トヒタ） 舊庄名なり、今村名に轉す、大野の東にして、眞名川と穴馬川の間なる高原を占む、其南に荒島嶽峙てり。塚原野は富田村に屬する空閑にして、方一里餘、荒島嶽の麓とす。

眞名川（マナ） 西谷村に發す、二源あり、一は秋生谷と云ひ縄帽子峠に出て、一は温見谷と云ひ權現嶽に出づ、合流して北走、荒島嶽の西を經て、大野町の東方を繞り、大渡に於て穴馬川と相會し、九頭龍川と爲る、源より此に至る凡十一里。

加美郷（カミ） 和名抄、大野郡加美郷。○今小山村、上庄村等なるべし、大沼郷の南とす、資母と相對比し、上大野の義號とおもはる。

小山（ヲヤマ） 舊庄號にて、又御山にも作る、大野町の西南飯降山の下にて、黒谷上舌、下舌、阿難(地頭領家の二に分つ)等の大字あり、上舌は太平記に香下鶴澤とある地なるべし。

(下香)

木之本（キノモト） 今稲郷、平澤、据等を併せ上庄村と改む、大野町の南一里餘。神祇志料云、延喜式高於幣座神社は木本領家村に在りて、岩崎宮と曰ふ。

据（シカラミ） (上庄) 今上庄村の大字とす、据字をシカラミとよむ事、其所以を知らず、此は後宇多院御領目錄に、

　小山庄、据郷、東小山東縁西縁、佐開、西小山、井島、

などある御庄にあたる、(小山てふ地名は今立郡にも在り)佐開、井島(今猪之島に作る)并に上庄村の大字にのこれり。

(佐開)

寶慶寺（ハウケイ） 上庄村の山中に在り、大野を距る二里、其山嶺は今立郡池田谷に跨る。此寺に道元禪師の侍者寂圓の開基にして、藤野州知圓居士の本願とす。寂圓は正安元年入寂、宋國の人にして、道元天童に登れる時これに附隨し、遂に東渡して弘長元年此山を開く。(洞上聯燈錄、越前名勝志)

荒島嶽（アラシマ） 上庄村佐開の東なる高峯にして、標高千四百餘米突、大野郡の中央に位置し、形勢壯大なり、登攀一里半。式內荒島神社は此山中に在りて、土俗白山權現と云ふ、即是なり(名勝志、神祇志料)また此邊に仙翁鑛山あり、含銀方鉛鑛及黄銅鑛を出すも盛大ならず。

西谷（ニシタニ） 眞名川の水源にして、山中方三里許を占め、西は池田谷、東は穴馬谷、南は美濃國、相限るに峻嶺を以てす。

中島（ナカシマ） 西谷村の大字なり、谷の中央に當り、秋生温見の兩川此に會ふ、大野町の南西里。此より秋生川に沿ふて上る更に三里にして、蠅帽子峠に至り國堺を踰ゆべし、即美濃の根尾也。

笹又（ササマタ） 今西谷村の大字とす、中島の北にして、同名の峠あり、木之本と中島の中間にあたる。○改正參河後風土記に「元龜元年、朝倉方には淺井六角との調義整ひければ、搦手の手配を定め、朝倉式部大輔景鏡は大野に有て穴馬篠役をさしふさぐ」とある篠役は篠俣の誤とす。

權現嶽（ゴンゲン） 西谷村大字温見の南にして、美濃の國境に跨る、標高一千八百米突、越前の南境に於て最高と稱す、上に白山權現を祭る、山南は美濃の揖斐糸貫兩河の源とす。

蠅帽子峠（ハヒボシ） 西谷村大字秋生の南にして、美濃國根尾谷への通路(或は這法師山と云ふ)一千米突の峻坂とす。延元興國の昔には、脇屋義助此通路に由り、越前美濃の間を往來したりと曰ふ。元治元年十一月、水戸浪人千餘上京の途を東山道に求め、美濃國加納驛に至りしが、大垣藩の拒く所と爲り、西進する能はず、乃迂路を求め北走、根尾谷より本郡に入り、秋生村に至る。大野藩又之を見

(這法師山)(秋生)

て、[illegible]を所々に設け、道路の村[illegible]て、敵をして次宿する能はざらしむ。時天大に寒り、[illegible]にして食糧[illegible]たり、[illegible]を[illegible]し、[illegible]して[illegible]を開きしが、終に木目峠に至りて屈折、一行皆[illegible]に就きたりとぞ。

穴馬谷（アナマダニ）　又穴間に作る、西谷の東に屬り、九頭龍の源にして、本州に於て東隅の地となす。四面皆山、北方を除くに高峻ならず、聳ゆる白山の山彙とす。此谷今上穴馬（カミアナマ）、下穴馬、五箇の三村に分る、東西五里、南北六里、荷暮山大日嶽別山經嶽の諸峰を以て、美濃飛驒加賀に堺す。

（油坂）

荷暮峠（ニグレ）　上穴馬村大字荷暮と美濃國武儀郡[illegible]取谷との界嶺なり、標高千二百米突、荷暮の東に油坂あり、郡上郡白鳥宿より穴間谷に通する山道とす、[illegible]穴川は彼坂に發して西流、石徹白川に合ひ、穴間川と爲る。太平記云、北國の宮方頻に起りて、[illegible]の城を落されぬと聞えければ、土岐彈正少弼[illegible]は[illegible]の大將として、美濃尾張の勢を率し、穴間郡上を經て大野郡へ向はる。

面谷（オモダニ）　今上穴馬村の大字とす、荷暮山の下にして、此に銀銅の鑛坑あり、近時年々銀百貫匁、銅五六十萬斤の産額ありと稱し、山中頗盛（サカリ）をあらはす。此山[illegible]の始不詳、一書に康永年中とす、天保中より其業を擴張す。○面谷の近地宿が瀨に、侏羅期植物化石を産出す。（地學雜志）

下山（シモヤマ）　今下穴馬村と云ふ、大野町の東南五里、更に五里にして面谷に至る、（油坂より下山まで七里）此邊所々に鑛山あり、荒島嶽の東とす。

石徹白（イシドシロ）　下山の東北なる一谷にして、白山（別山の峰）の直下にあたり、溪流六里に及ぶ。此溪即穴馬川の源にして、又九頭龍川の源とすべし。（油坂川石徹白川相合ひ、穴馬川と爲り、北流七里、大渡に於て眞名川に合ひ、九頭龍と爲る）此里に白山[illegible]て、[illegible]業なり。○[illegible]白の山[illegible]に大[illegible]、北山中[illegible]、[illegible]なる一古[illegible]とす「人[illegible]」

（穴馬川）

打波（ウチナミ）　今[illegible]原と相合せ[illegible]村と云ふ、大野町の東六里、[illegible]性の冷泉湧出す、

東遊記云、大野郡の山中打波村と云所に、何にても石に化する溪あり、城下より山奥九里にして湯と谷川あり、其流に半月或は一月程入置時は、何物にても皆石と爲る、筆紙、下駄草履、將棋の類何にても皆石になるとぞ、余先年京にて木枝に雪の積もれるが、其雪とともに石と爲れるを見たり、是も此谷にて作りたるものとぞ、如何にして化する事とくと尋ぬるに、谷川の水上より漆の如きもの流れ來て、漸々に其物に附着すれば、即石となるなり、然れば此谷の奥に下液ありて流れ出で、物に着きて石と爲るやにおもはる。

（化石谷）

坂谷（サカダニ）　舊庄名なり、今村名に轉ず、穴馬川の東、經嶽法恩寺山の下とす、即大野町富田村の東に連なる、佐石、柿島、六呂師、花房等の大字あり。（大野より佐石まで二里餘）

白山（ハクサン）　本州並に加賀越中飛驒美濃に跨る大山彙にして、三之峰（サンノミネ）を以て本州と賀飛三州の交界とし、其西に走る餘脈は、本郡内に於て經嶽法恩寺山の二峰を隆起せしむ。（加賀に重出す）白山の最高峰釋迦嶽の南凡三里に別山（ベッサン）あり標高二千三百三十米突、別山の南一里に三之峰あり、標高下ること百米突許、今之を以て越加飛三州の堺とす。別山には別山宮あり、白山權現三所の其一にして、之を小白山大行事と云ふ、釋書に「泰澄又渡左瀾、上孤峰、値一偉丈夫、手握金節、肩横銀弓、曰我是小白山大行事」云々。（此神を俗說忍穗耳尊と云ふ、實は氣比神[illegible]）抑白山神の崇拜は何の頃より[illegible]台家の法師の道場に成りしも[illegible]院は、山下[illegible]東[illegible]け平泉寺を以て白山[illegible]とす[illegible]て白山記云、天長九年[illegible]御山、[illegible]十[illegible]智[illegible]越前馬場を平泉寺とし、他は加賀に[illegible]るべし、八[illegible]御[illegible]に[illegible]白山を云ふ、斎書及加賀の白山に作る者多し）

（三之峰）（別山）

白山へまうでけるに、道中よりたよりの人につけてつかはしける。　[illegible]人不[illegible]

都まで音にふりくる白山は[illegible]

（後撰）

明匠略傳、宗叡僧正、天長八年、[illegible]義、山王託人口、汝之苦行、吾[illegible]暗夜則炬火相照、以此可[illegible]雙鳥飛在空、夜中有火、自然照路、[illegible]文粹、藤原敦光白山上人緣起云、白山者[illegible]介在美濃飛驒越前越中加賀五箇國之境[illegible]仞、其周遥日數百里、天地有[illegible]故曰白山、夏至秋初、氣暄[illegible]、四[illegible]之花、一時[illegible]側開、養老年中有一聖僧、泰澄大師是也、[illegible]崇權現以降、効驗被于遐邇、利益及于[illegible]者、百日斷葷腥、來至其山之者、二[illegible]清淨、有感應之揭焉。

經嶽（キヤウ）　坂谷村より登る二里、標高一千四百五十米突、清水山なり、一名[illegible]氏嶽と云ふ。經嶽の西一里[illegible]

寺山あり、又標高一千三百餘米突の消火山なり、平泉寺より法恩寺山へ登路一里半。

毛屋(ケヤ)**郷**　和名抄、大野郡毛屋郷。(今平泉寺村猪野瀬村、井に勝山町村岡村なるべし、猪野瀬に毛屋てふ大字のこる、(毛屋は樹名欅槻と云ふ)名勝志云、平泉寺西南の麓、菩提林の下り口伊野村といふ所の西の方に毛屋村と云あり。(當山紀談、關が原にて、云云、黒田長政の物見毛屋主水、云云、東照宮主水本姓は何といふにかと仰ければ、かたへより毛屋と申すと申せば、いやとよ北國の毛屋といふ所にて功名せしゆゑ、毛屋と姓を更つると聞たりと仰有けり。

大渡(オホワタリ)　今平泉寺村の大字にして、眞名川穴馬川の落合の東岸を云ふ、此航津をば箱(ハコ)渡と云ひ、九頭龍を箱河とも云ふ。名勝志云、平泉寺の南十五六町、大渡の黒龍川をば箱渡とす、泰澄白山に登攀する時、筥に乗りて渡しけるより此名ありと云ふ、元亨釋書には大野隈(クマ)筥河の東、伊野原とあり、然れば古は黒龍川を筥河と云へしなるべきか、されども元弘三年五月、牛が原の地頭自害の時、平泉寺の衆徒箱の渡しを打越たりと太平記にあれば、中古より箱川の渡りなる故、箱の渡りと云ふなるべし。

(箱渡)

伊野(イノ)　今猪野瀬(キノセ)村と云ふ、大渡の北、平泉寺の西(勝山町の南郊)とす、釋書に「筥河東、伊野原、大德之母産穢之所」とある此原、大字下毛屋に泰澄母の墓とて石塔(高七尺許七重の塔なり)のこる、中世平泉寺の衆徒の修造したるものならん。

(猪野瀬)

平泉寺(ヘイセンジ)　今村名に轉す、昔白山神の供僧院にして、本州著名の靈場とす。其寺域は近時白山神社、顯海寺の二區に分つ。白山には三馬場とて三道あり、平泉寺は其南口にあたる。故に寺説に「三聖七社の權現に詣つるに三道ありて、東は初地離垢道にして、東夷征伐の門とす、西は等覺菩提道にして、西戎誅伐の防なり、南は成道轉法輪道にして平泉涌出の神宮なり」と此平泉(ヒラシミヅ)寺に遺り、池中に影向石浮ぶ。(本朝世紀、久安三年四月、延暦寺衆徒已講等、依門徒訴、群參法皇御所、(白河殿)尋其由緒、以越前國白山社、可爲延暦寺末寺之由、不被下宣旨之由、所訴申也、件社當時非叡山末寺、園城寺長吏僧正覺宗所執行社務也、而社領者、平清水(ヒラシミヅ)住僧等、依僧正苛酷、撰注寄文、始所寄與延暦寺也、仍有此訴、云々。○長門本平家云、久安三年延暦寺解云、去應德元年白山僧徒等、以彼平泉寺、寄付當山末寺畢、當山日吉客人宮者、白山權現也、垂跡神慮、定有其故歟。)

(平清水)

顯海寺(ケンカイ)　今白山社の社務所の隣坊を分ちて佛字を存し、平泉の中興督學院學頭顯海の名を傳ふ。○天正二年、門徒一揆蜂起して平泉寺を焼く、祠堂悉亡ぶ、時に顯海僧都美濃に居りしが、其事をきゝ歸山し、十方に勸進して再興す、天正十一年先づ三聖の宮を建て、慶長年中に及び國主に訴へ離散の坊を復し、是より初めて一山蘇息し、社領四百三十石を安堵す、明治三年神佛分離、社領奉還。

釋書云、養老元年四月、泰澄往白山麓、大野隈筥河東伊野原、時前所夢天女現身曰、此地大德之母産穢之所、非結界之地、此東林泉、吾所遊止也、彼言已形隱、澄到林泉持念如前、天女又來曰、我靈在天嶺同遊此林、此林爲我中居、上護一人、下撫萬民、大德須知、日本秋津島是神國也、國常立尊乃神代最初國主也、次云々、謂之天神七代、吾是天神伊弉冉尊也、今號妙理大菩薩と

白山(ハクサン)**神社**　昔平泉寺の鎭守にして、泰澄法師養老年中の創建と傳ふ、越前國白山社と云ふ者是也、其境内を菩提(ボダイ)林(リン)と云ひ、樹木繁茂し、さすがに往時法師原の強盛の状をおもはしむるものあり。

本社所藏の古什は、天正の亂離に一切之を失へりと雖、尙數多の寶物を傳ふ、後水尾法皇の鵜の繪讃は、殊に世に尊とまれたり、鵜は雷鳥にして、柴栗山の雷鳥圖記曰、雷之鳥者、越之白山立山、飛之高山皆産焉、其後鳥羽帝有畢製、獨白山者尤著也、其聞雷發則鳴、其羽可以避雷者非、土人之言也、安焉、謂可以禦火者、其實驗云、性不甚畏人、然以其深藏遠居、出必以雷雨、故罕也、雖樵夫獵客、而不見焉、以故民謂之靈、而禮神其山者、以得見爲祥云、官嘗命有司、捕而貢、僅離山便死、百方莫能致也、好事之士竊想於傳聞、作圖以賞、能得其彷彿者、蓋亦十無一二、尤頂東尾、似鶉而雉頭、腹與翼裳皆白、眼上赤眉、如片霞、咮趾俱黝云。

延喜式に大野郡坂門一事神社あり、今所在を詳にせず、平泉寺白山などの地主神にあらずや。

勝山(カツヤマ)　今勝山町、戸數一千四百、九頭龍川の東岸に在り、大野の北三里、福井の東八里。

勝山城址は長山と云ふ、天正中柴田勝家の將柴田義宣此に居りしと云ふ、福井へ秀康公入部の後は、城代を置かれしが、寛永以後中廢したるに似たり、元禄四年、小笠原土佐守貞信濃州高取城より轉じ、勝山二萬二千石を賜ふ本城を修理す、子孫世襲、明治維新に至り廢す。

(勝山城址)

此小笠原氏の祖は掃部頭信嶺と云ひ、信州松尾の人、初め武田氏に仕へ、後德川氏に歸し、酒井忠次の子信之を養ひ家を讓る、慶長五年下總古河城に封ぜられ、信之の子政信の時關宿城へ移り、其子貞信美濃へ移され、又勝山城を賜ふ、家に多く足利時代の古書を傳ふ。

村岡(ムラヲカ)**山**　勝山町の北郡(コホリ)村に在り、今郡、瀧波等を併せ村岡村と改む。名勝志云、天正二年、七山家の一揆村岡山に楯籠り寨を構へしを、朝倉景鏡は平泉寺の衆徒を率ひ之を攻めしに、一揆方俄に平泉寺を襲ひ寺を焚く、衆徒敗走し景鏡敗軍し、自殺して此に葬らると云ふ。

(郡)

北谷(キタダニ)　又谷村と云ふ、勝山　東北なる山中に在り、加賀の白山谷に通ずる山路にあたる。勝山より二里、谷峠(タニ)を踰え、三里にして白山谷の白峯村に達すべし。谷村に、天正五年此に戰死せる、勝山城主柴田義宣の墓碑あり。○谷村に侏羅期の植物化石を産す。(地學雜志)

(谷峠)

大日山(タイニチ)　北谷の西北なる堺嶺にして、加賀國に跨る消火山なり、標高一千三百四十米突。○野向(ノムキ)荒土(アラト)の二村は大日山の下にして、九頭龍川の北畔とす。

遲羽(オソハ)　舊郷名にして、下庄の北、勝山町の西岸の山谷を云ふ。今遲羽、鹿谷(シカタニ)の二村に分つ、西は吉田郡界に至り、東北二面は九頭龍川回流す。

(伊知山)

伊知地(イチヂ)　今森川、妙金島等と合せ北郷(キタガウ)村と改む、荒土村の西、九頭龍川の北岸にして、坂井村に堺する地なり、伊知地嶽あり、鷲嶽とも云ふ。太平記に、新田氏の將畑時能鷹栖山を出でて、十六士を以て伊知山に據守し、足利方三千の大兵と戰ひ此に死すと曰ふ。又鹿兒島外史に、島津忠久公畠山重忠の死するや、竊に其孫を我封邑越前國伊地志村に養ひ、後之を薩州に遣く、因て其裔を伊地知と曰ひ、薩の名族と爲る、云々。

大山郷(オホヤマ)　和名抄、大野郡大山郷、訓於保也末。○今詳ならず、小山村にやと云ふ、或は北谷村の邊にて、白山下とも稱したる野向村荒土村にあらずやと云ふ。

出水郷(イミツ)　和名抄、大野郡出水郷。○今詳ならず、郡内に和泉庄と稱したる村落ありとも聞けり。

足羽郡

足羽郡(アスハ)　足羽川の中游以下、兩岸に跨り面積凡十五方里、一市十八村、人口十萬、(今立待村は丹生郡へ入り、味見等の四村は大野郡へ入る、故に十三村を管治するのみ)一州の中心にあたる、郡治は木田村に在り。

足羽は和名抄安須波と註す、名義は神名より出づ。續紀、天平神護元年、越前國足羽郡人益田繩手、賜姓益田連」と見え、又三代實錄に

仁和二年五月、勅遣左衛門權佐源朝臣昇、撿近江國新通阿須波道之利害

と見ゆるは、江州より本郡へ直路を開くとの意にや、不審。○和名抄刊本には本郡十郷とすれど、其郷名地域後世紛亂甚しく、高山寺本に據り十五郷あるを正とす、其位置の不明なるもの頗多し。莊園の起るに及び、本郡に足羽御厨あり、四近の諸郷を籠絡して加納別名と云ひ、殿下御庄の傳領地と爲る、朝倉氏其下司を世職とし、戰亂の隙に乘じ、遂に攘奪して國主と稱す。足羽郡の舊域は日野川の西岸に江上郷あり、後世坂井郡へ入る、(西安居庄は丹生より分割して本郡へ入る)安味郷は九頭龍川の河道變遷に因りて、何の世にか坂井郡へ混亂す、又西南隅に於て丹生郡の朝津郷を侵畧したり、境界の變遷頗大なり。又舊郡の北部は中世以降別立して吉田郡と云ふ、又南部を二分して足北(アスキタ)、足南(アスナミ)の二郡を置く、正保國圖之に仍る、寛文中足南足北を停めて足羽の舊稱を復す。

(足北郡)(足南郡)

味見(アヂミ)　今上味見下味見の二村とす、足羽川の上游にして、宇坂谷と池田谷の間とす、今大野郡の管内たり。もとは味見谷と呼び、東に大野の飯降山あり、西に一乘山あり。

折立(チリタテ)　今下味見村の大字なり、足羽川の西岸とす、稱名寺と云ふ眞宗高田派の一字あり。

羽生(ハニフ)　今羽生村と云ふ、舊羽丹生庄と謂し、味見谷の北、宇坂谷の東偏に位置し、大野犬山の西嶺の陰に在り、故に今大野郡の管内とす。

大宮(オホミヤ)　羽生の驛所なり、福井の東六里、大野の西二里、八幡宮あり故に大宮宿と云ふ。俗說之を以て大野郡式内篠座神社と爲せど、足羽郡土輪(ハニワ)神社と云ふものあれば、土輪訛して羽生と爲れりと論ずる方、其證左確實なるが如し。

蘆見(アシミ)　羽生の北なる山村にして、吉田郡志比庄劍嶽の南にあたる。

足羽川(アスハ)　池田谷(今立郡)冠山に發源し、北流六里、味見谷を過ぎ宇坂谷に至り西流二里、前波(和田村)より中游と爲り、西北流三里、福井市街を貫流し、角折(東安居村)に於て日野川と相會て、北流即安居(アゴ)川の名あり、末は九頭龍川と共に三國港にて海へ入る、福井より下六里半は舟楫の便あり。

宇坂(ウサカ)　今上宇坂下宇坂の二村とす、足羽川の上游にして、南嶺を一乘山とし、北嶺を吉野嶽とす、宇坂郷の稱あり。

(市波)

市波は下宇坂村の大字なり、本向寺と云ふ一向專修の道場あり、地方の名刹とす。

一乘谷(イチジョウダニ)　今一乘谷村と云ふ、宇坂谷の西、市波の南なる一乘山の溪谷を云ふ、狹少の溪澗なれど、往時朝倉氏之に據り、北國に雄視す、亦小霸主の故蹟とす、福井を去る三里半。

一乘城址(イチジョウ)　大字城戸之内を大手とし、南に登れば城戸(キド)、新町(シンマチ)、屋形、千丈臺、御殿等の字のこり、壁柵邸館より、神社佛閣、閭巷の跡まで所々に存す、三十餘町にわたれり、淨敎寺(ジヤウケウ)は今大字によび、溪の奧區にあたる。名勝志

云、淨敎寺は泰澄大德の一乘寺址也、相傳へ大德大願を起したる地なれば、小白山とも云ふ、又飛泉あれば瀧山とも云ふ、卽白山權現最初出現の有緣地なれば、妙理の本源なりとも謂ふべし、足羽南郡小宇坂鄕に屬す、一乘谷の名も此寺に起因す、飛瀧高四丈。

朝倉氏は本國但馬、日下部孫右衞門尉廣景(朝倉高淸八世孫)延元の比、足利高經に隨從し、越前に戰ひ黑丸城を守り、遂に斯波武衞家の目代と爲る、其子高景、足羽北庄を賜ふ、其子氏景、其子貞景、其子敎景、其子家景、其子敏景を家の中興とす、敏景一乘谷に築き、二代孫右衞門尉氏景、三代太郞左衞門尉敎景、(氏景の弟)四代彈正左衞門尉貞景、五代左衞門尉孝景、六代右衞門督義景に傳へ、五世百有三年。

足利尊氏の叛する、族弟斯波高經をして北國を侵畧せしめ、因りて之を本州に封す、其子義將嗣き、左兵衞佐に叙し、武衞家と稱し、京師に在て管領となり、家宰朝倉高景を以て守護代とす、義將六世の孫義敏に至り、義弟義廉と相鬩く、高景六世の孫敏景義廉に黨附す、義敏敏景を誘するに本州を讓るを以てす、敏景遂に義敏に歸す、文明三年、甲斐氏亂を作す、敏景擊て之を平らぐ、將軍義政、因て守護となして、一乘谷に治す、玄孫義景に至り勢威愈振ひ、弘治の初め眞宗僧徒を擊て加賀半州を取る、元龜中、織田信長と兵を搆へて累敗し、天正元年、義景自盡し、朝倉氏亡ぶ。

阿波賀(アハカ)　今一乘谷村の大字とす、一乘谷の口にあたり、足羽川の南岸に在り、粟鹿赤淵神社あり、朝倉氏の氏神にて天正以後退廢せしを、元祿中松平綱昌再興して田五十石を寄せ奉り、春日明神を配祀す。名勝志云、赤淵社は一乘谷に在り、傳曰孝德帝の皇子表米王(ウハヨネ)罪ありて、但馬國朝倉郡へ配流さるべきを、在所の伽藍粟鹿大明神へ祈請してありしに、時に新羅國より日本を攻め來り、賊船北海に至る、卽表米王を以て大將軍とし、天子より旗印として翠簾と木瓜の紋を定めらる、王子丹後國與謝郡白絲濱に進軍し、賊船を擊ち悉く其敵兵を殲す、是れ偏に粟鹿大明神の威靈に因れり、是より其神は朝倉岳に垂跡したまふ、かくて表米王子は猶も賊を追ふて、隱岐海上に戰ひ、舟を回したまふ、歸路風に逢ふて伯耆栗屋岬より因幡獵(カリ)の港にかゝり、礒つたひして但馬二方(ニマ)の汀に寄泊し、美含浦の志島に舟を留めたまへり、王子是より凱旋して丹後丹波國堺なる牧田鄕に居住し玉ふ、王子薨して後は東向して靈廟を起し、王城の鎭守神となりたまふとぞ、朝倉氏は王子の後裔にして、彈正左衞門尉敏景越前の國主となれる後、赤淵大明神を勸請して鎭守と爲す、心月寺は其社僧たり。〇朝倉始末記云、弘治五年八月、公卿達京より一乘へぞ下向し給ひける、屋形義景慨篤して樣々饗應給ひけるが、秋來旅泊の愁襟をも慰參せんがため、水石の勝地を求め遂に一乘の阿波賀河原にして曲水の宴をぞ催されける、從來曲水は上巳の遊と申せとも、臨時の賞玩尙珍く聞けり、先其御人數には大覺寺殿義俊、四辻大納言秀遠、飛鳥井中納言雅敎、朝倉左衞門督義景以下文武の君臣なり、連坐の詩歌の中に

早涼至　　朝倉義景

花流す昔を汲て山水の一葉を誘ふ秋の凉しさ。

東鄕(トウガウ)　今東鄕村と云ふ、一乘谷の西北なる平野にして、其間に牧山あり、東鄕は何の東境と云ふ心にや、中世には殿下御庄の一にして、一條家に傳へたり、足羽御厨の加舍歟。桃花蘂葉に越前國東鄕庄、代官朝倉一族、號東鄕、預申之、年貢七千疋、應仁以來、彈正左衞門尉押領之」とあるにて之を知る、又朝倉の一族此に居り、東鄕氏を稱したり。〇安原(ヤスハラ)町は東鄕の驛市にて、福井を去る二里、今東鄕村へ併入す、安原の北脇と云ふ地に、延喜式分神社あり、大森明神とも云ふ。

牧山城址(マキヤマ)　安原の南にして、一乘谷の北西にあたる、延喜式麻氣(マケ)神社は此山に在りし歟。後世朝倉氏の壘柵を置く所と爲り、天正十三年、長谷川藤五郞秀一の封せらるゝに及び、一乘谷城を毀ち此に修築す、秀一は世に東鄕侍從と稱す、封十萬石、文祿二年朝鮮陣に卒し、除封、丹羽長秀の次子、備中守長昌五萬石を賜り入城、慶長五年西軍に黨し除封、城廢す。

橡泉(トチイツミ)　角原今東鄕村の大字とす、延喜式登知(トチキ)爲神社此に在りて、熊野大神と云ふ、(神祇志料)爲は井に同じければ、泉と同義とす。

文殊山(モンジユ)　一乘山の西に并ぶ、一脈の丘陵相連り、福井市街の正南二里半。山南は今立郡片上村にして、山北は上文殊下文殊の二村に分つ、麓は朝六川繞り流れ、吉江驛の東一里半。此山にも白山權現を祭り、泰澄大德の開きたる五山の一とす、近時まで上坊寶珠院、下坊成就院の二供僧ありしが今廢す、其登路は麻生津村角原より東へのぼる、山容富士に似たりとて、角原(ツノハラ)富士とも呼ぶ。

生部(イケブ)　今上文殊村の大字とす、是は生江(イクエ)の訛にあらずや、越前の舊姓に生江臣あり、

延曆十五年、生江臣家道女、遞送於本國、家道女越前國足羽郡人、常於市鄽、妄說罪福、眩惑百姓、世號曰越優婆夷、(逸史)貞觀八年、越前國今立郡大領生江臣氏緒、授位、以献稻十萬束、充公用也、(三代實錄)

田治島(タチシマ)　今上文殊島村の大字なり、福井の興宗寺は田島行如の開基とぞ、蘂館續詞に、覺如上人面受の門弟の中に行如田島興宗寺と註せるは、此僧ならん、田島は田治島に同じかるべし、北條行如とも云ふ、北條は北庄に同じ。

大味(オホミ)　今上文殊村の大字とす、延喜式に「左馬寮桑岡尾箕兩庄、三十五町八段二百九十六歩佃八町、右每年依件營

種云々とある尾鐙(ナミ)なるべし、大味は又坂井郡にもあり。

二上(フタカミ)　今下文殊村の大字とす、三代實錄、貞觀二年當國二上神授位の事見ゆ、此なる祠なるべし。又東鑑、文治二年

内大臣(兼實)家領、爲武士被押妨事、所謂越前國、北條殿(時政)眼代後介高成妨國務、以若狹庄據内朝宗、瀬高庄據内讀景、大島庄土肥次郎實平、三上庄佐々木三郎盛綱、各或三年或一兩年、頻所務乃貢、云々、この越前國以下の諸庄を、當國中に求め、三上は二上の誤讀とも覺しく、然れども佐々木の三上は江州にて、般若野は越中、瀬高は筑後、大島は周防なるべし、されば此に限り代の押妨は越前國外の所務のみにて、以下各別也。或云、二上とは文殊山の舊名にて、二上神は彼山に在らんと。

河北(カハキタ)　今下文殊村の大字とす、文安六年醍醐三寶院所領目錄に越前國河北庄とあるは此とす。又東寺文書、天變元年足羽郡大田(オホタ)庄とあるも、今下文殊の大田なるべし。

(大田)

大土呂(オホトロ)　今下文殊村の大字とす、鯖江福井の間の鐵道停車場とす。

上家郷(カツイヘ)　和名抄、(高山寺本)足羽郡上家郷、訓加豆以倍。○此郷を刊本に大野郡とするは固より非なり、今文殊山の西麓に主計中村(カツヘナカムラ)あり、即此郷を指す。延喜式足羽郡神傍(カムツヘ)神社と云ふも此なるべし。(主計中村及び角原、鉾崎、得光、赤廢等を指す歟、今麻生津村へ混入す)

(主計)

朝六川(アサムツ)　又麻生津川に作る、今立郡に發し西北流四里半、本郡に入り主計中村と淺水驛の間を過ぎ、江守に至り日野川へ入る、此間二里餘、朝六橋は淺水驛に在り。名勝志、淺水に黑戸の橋あり、福井より南二里、淺水、アサムツ、或はアサンヅとも讀む、名所方角抄に云く「淺水橋、世俗にあさうつと云所か、黑戸の橋、細々不用之名所なり、淺水のよしは忍びて渡ればとゞろ、とゞろと鳴ぞわびしき、誰そこの夜さめて聞は淺水の黑戸の橋を踏みとゞろかす」。

あさんづの橋の[illegible]と、降りし雨のふりにし我を、誰ぞ此中人だてて、御許のかたち消息し訪らひに來るや公達、(催馬樂、律[illegible])

朝津郷(アサフツ)　和名抄、丹生郡朝津郷、(同作朝豆)。○今麻生津村の西部及び立待村なるべし、東は朝六川を以て主計郷に界し、西は日野川に至る。

淺水(アサミツ)　今麻生津(アサフツ)村の大字にして、延喜式朝津驛の名殘をとゞめて小驛とす。太平記に新田殿の勾當内侍が此淺水の橋にて「殿は昨日の暮に足羽と申所にて討れ給へる」由を聞き、杣山へ歸る事を述ぶれど、其も小説に近似して信據すべきにはあらず。又淺生水に作る。

(麻生津)

越後治亂記云、上杉殿上洛につき、天正十四年六月二日、北條御立(キタノジヤウ)、麻生津驛にて長谷川藤五郎[illegible]走、御宿休二百間の假屋を取立る。○(奥の細道に「あさむつの橋を渡りて、玉江の蘆は穂に出にけり」と云ふを、管蠡抄に註して曰く、福井より麻生津村の方へ二町許り行けば、赤坂に橋三つありて、其中の橋を玉江の古蹟とす、後拾遺「夏刈の玉江の蘆を踏しだき群居る鳥のたつ空ぞなき」重之。

三十八社(サンジフハツシヤ)　今麻生津村大字とす、此に越智大[illegible]泰澄の産湯の池とて傳ふ、舊書には泰澄を麻生津の人と曰へり、朝津郷に生れしこと疑なるべし、三十八社をば産所八社かとも云へり、泰澄の産所の意なり。

吉江(ヨシエ)　今立待村と云ふ(立待とは中世の郷名とか)日野川東岸なる小驛市なり、近世[illegible]の[illegible]所を此に建てらる、西田中の東一里半、福井の南三里。此村今も丹生郡に屬するは、和名抄丹生郡朝津郷の地域なればならん。正保三年、國主松平忠昌其の[illegible]に田二萬五千石を分知せしめ、[illegible]山の下吉江の邑里に租して居館を建てしむ、[illegible]て、吉江の藩とす。

(立待)

六條(ロクデウ)　今大町、大島、天王、[illegible]ふ、[illegible]生[illegible]

法興寺は今[illegible]にて、[illegible]備後三州和田(ワタ)の[illegible]屋道場と[illegible]如上人當國吉崎に[illegible]其後又當國[illegible]浦へ移る、昔は[illegible]說區々也、聖人の[illegible]德の門弟なりともいひ、或は[illegible]發場也とも傳說す、何れか是なる事を[illegible]照寺を參考)

(大町)

木田(キダ)　今花堂、坂垣と併せ木田村と云ふ、六條の北にて、福井市街に接し、[illegible]内引付に「五拾貫文、[illegible]」とあるは此とす、(後[illegible]には、木田祠の耳、十四日には小[illegible]の堂云々)

花堂(ハナノダウ)　花堂山は足羽山の南なる別嶺とす、此山に古墳石槨の露出するものあり、[illegible]す、中にも花堂山の[illegible]往石棺を發堀せり、古記に曰く「文化二年、茶臼(コホコラ)山平に平石顯れ有之候を鐵の先にて掘候(候處)、小[illegible]樣に相見へ候故、次第に堀出候處、石[illegible]首を南北と打違ひに致し、[illegible]貴の御武候にて有之候はんと恐れ、[illegible]を設け申候、大刀樣なるもの[illegible]候」此茶臼山より二町許南の方を字[illegible]近年西南役戰死者の紀念碑を建てしたるを、[illegible]

の石棺を發堀せり。(人類學會雜志)

足羽郷（アスハ）

和名抄、足羽郡足羽郷、訓安須波。〇今福井市の南部(足羽川の南岸)及び木田村なるべし、足羽山の東北麓とす、足羽神社あり、又延喜式に足羽驛を載するは、今の福井市足羽町九十九町の邊を遺址とする歟し

九十九橋（ツクモ）

東遊記云、福井の町の最中の大川にかけ渡せるを、つくも橋と云、其大さ京の三條の橋程ありて、半まで石橋なり、石橋の大なるもの天下之に過ぐるものなし、半より木の橋なり、石と木とつぎ合せたる珍敷橋也、いかなる故と尋るに、皆石橋と爲せば、大洪水の時全體ともに崩れんには、其再興大方ならず、木は落ちても水淀まざる故に、後の造作心易し、云々。(此橋は太平記にも見ゆ足羽の橋と云ふ、然るに俗說北庄城主柴田勝家之を創架し、其長九十九間ありしを以て、ツクモと名つくと唱ふ不審、勝家の再興して新名を立てしならん)〇太平記云、八木光勝近邊に隱れ廻り、上杉重能畠山直宗流人の身として落ちて行く事あらば、是非なくみな討ち止めよと申す間、江守、淺生水、八代庄、安居、波羅密の邊に居たる溢れ者共、大鼓を鳴し鐘を撞きて、落人あり打ち止めよと、足羽の川の橋を引きはづして、跡にも敵充滿たりければ、二人は自害す。(今此川、九十九橋の上流に幸橋豐橋の二梁を增架し、車馬の往來にたすく)

仰看金炎照碧空、城南門外蹈長虹、裙釵絡繹趁涼到、九十九橋明月中、　成島柳北

足羽神明社（アスハシンメイ）

何の世よりか此に伊勢神領を置かれ、足羽御厨と稱したり、今福井市の北部寳永町に神明社あるを見れば、北庄と云ふも此足羽御厨の中にて、此神領は足羽川の南北散在の田園なりしを知る、東鑑、建久三年平家沒官領、奉議黃門室家、越前國足羽御厨とあれば、領家職をば權門に授受したるを知る。神鳳抄には「內宮足羽御厨、上分絹七疋、口入二十疋、百八十丁」とあれば、田數亦廣し、其絹はやがて越前絹の濫觴なるべし。(甲陽軍鑑に朝倉家より越前絹二百端を進むる事見ゆ、近世は細羽二重を名品とす)桃花蘂葉、越前國足羽御厨、自鎌倉右大將家相傳、手續分明也、中比常盤井宮知行之、爲其謂者也、然間應永廿三年十二月、勝定院殿當國故職御時、以自筆狀被返付之、可爲永領之由被載文言畢、爾來于今無相違、代官朝倉美作入道請之、每年十貫四百餘貫致沙汰、應仁亂世以來、朝倉彈正左衛門尉一向押領之、言語同斷事也、別納行依名、同朝倉請申之、年貢千二百疋、爲家僕給恩之地」とあるにて領家職の始末を知るべし、或云、彼神明社の傳に此社は繼體天皇の時神領と爲すと日ふは、御厨を置かれしことを說く者歟、又貞和三年朝倉廣景修造すとも云ふは、廣景此御厨の下司と爲り、終に其家を起せるを見るに足る、此社は近世神領一百石を附せられき。

足羽山（アスバ）

足羽川の南なる平野に特起する岡陵なり、長一里東西之に減ず、其南北稍は福井市街にして、西麓を社村とし、南をば花堂山と云ふ。足羽山は通俗愛宕山（アタゴ）と呼ぶ、愛宕神を高處に祭りて、城府の鎭と爲すは、中世の習風なりければ也。

（愛宕山）

舊愛宕神の堂宇は今の公園に在りて、本地佛を將軍地藏と號し、別當松玄院遊樂寺之に奉事し、三十石の祭田を附したり、創建不詳、其下に足羽神社あり、磴道の邊に大塔籠樓等尚存す。〇足羽山の麓に、近時繼體天皇の御像を置く、石を以て之を造る。凡此山全く岩石を以て成り、之を伐採すれば皆用材と爲すべし、しやくだに石と云ふ、故に石造の建築多し、此山中所々に泉水ありて、林木亦秀色あり。(此山の古墳石棺の事は花堂山を參看)

足羽神社（アスハ）

神祇志料云、式內足羽神社は今足羽大明神と云、(越藻拾遺、行嚢抄、明細帳、)大年神の子阿須波神を祭る、初繼體天皇坂井郡三國に坐時、大宮地の靈を祀給ひき、大宮地の靈は卽宮中に坐す座摩五坐の神にして、足羽神卽其一也(古事記、古語拾遺、延喜式、參取足羽社記)延曆十年、足羽神叙位、仁壽元年天安二年又加階あり、(文德實錄、日本紀略)按、神社啓蒙、三才圖會等諸書、並足羽神は繼體天皇を祀ると云れど、恐らくは然らず、蓋天皇此地に坐し故事を思ひて、後人或は之を本社に配祭りしにやあらむ。(國崇志略云、足羽神は此社の古記と云ふものに「古者男大迹天皇居於坂井郡三國之地焉、於是鎭祭大宮地之靈、故呼足羽以爲地名也」とありと云へば、宮中鎭坐の「座摩巫祭神五坐、生井神、福井神、綱長井神、波比岐神、阿須波神」の一座たるべきごとし、然るに神社考に「足羽明神者、繼體天皇也」、名蹟志に足羽祭神一座、繼體帝なりとある共に誤れり。

藤原盛房越前のあすはの宮にまゐりて又の日歸るとて、

きのふ來てけふこそ歸れあすはより三日の原行く心地こそすれ、(續詞花)

按に足羽社記と云ふは、彼社の古傳とは聞ゆれど、全く近世の修撰にして男大迹（ヲホド）天皇をば足羽神と引き當てんと謀れる主意にて、種々の牽强附會を試みたる者なれば、固より識者の採らざる所也。されど二三の史の缺を補ふに足るべき傳說もある歟、尙考ふべし。明治十六年建立の德靖紀念碑の文に、

男大迹皇子之在越前也、逆水橫流、田疇於國中、朝廷詔皇子治之、皇子乃開鑿三國湊口、濬日野足羽九頭龍三大川、導諸水注之北海、以除下民之害、併以開後世灌漑之利、國人永被其澤焉、皇子卽位、奉皇女馬來姬配祀于足羽社、曰長護此土、蓋以皇子初祀水土神于此、爾來一千三百七十七禩矣、距縣廳西南二百步許、有山曰足羽山、卽配祀之地、蜿蜒西連、西二里餘、至

加茂山、有谷曰石谷(シャクダニ)、又名酌谷、相傳　皇子治水至此、時方大旱、有役夫、渴將死、求冷水不得、　皇子以所佩弓、鑿巖隙、忽靈泉涌出、役夫酌之、得不死、又此地北山多石礦、　皇子一日發見之、教土人以采石之業、是二名所由起也、石色青白、質雖不甚堅、凡橋柱井甃、碑碣塔像、若水火器材、施工易而爲用大、故居吾越物産之一焉、歷千有餘年之久、其所發掘制造、以供國用、及轍出于他方者、不知大小幾千萬億、然未嘗窮竭、今日國中賴此以衣食者、亦無慮一千餘戸、頃者、石工等相謀、欲使國人奕世無忘、皇子之澤、亦追遠報本之意也、請于官、刻　皇子持弓像、建諸足羽山頭、像長一十四尺、巖石受之、縱一十二尺、横稱之、繚以石欄、高六尺、周回百十三尺、其他諸材、皆用此石、役工凡一千七百工、運夫三千五百夫、各出其私材與勞力爲之、而聞者相爭醵金、以助之、亦可以見　皇子之澤入人之深矣。

此碑文は例の社記を本として綴りたる如し。○黒龍(クロリウ)社は今足羽社の下に在りて毛谷黒龍(ケヤクロタツ)社と云ふ、(毛谷とは式内坂井郡毛谷社、昔黒龍川の邊に在りて之を黒龍神とも云へるに由ると、不審)舊愛宕山の上に在りしを、近年轉徙したるなり。

藤島(フヂシマ)神社　足羽山の東面に在り、明治卅一年、中藤島村より移建、別格官幣に列する大祀なり、新田左中將源義貞朝臣を祭る。

專照(センセウ)寺　今福井市豐町(足羽山の東北麓)に在り、眞宗三門徒派の一本山也、寺傳に如道上人開基、初め本郡大町に在り、專修寺と云ひ、後今立郡中野村に移り專照寺と改むと云ふも詳にし難し。名勝志云、中野山專照寺は三門徒一方の本寺也、其建立は諸說紛紜として知れ難し、或は大町如道上人の三男と云ふ、如道は平判官康頼三代の孫とぞ、或は云ふ門徒一揆の時大町專修寺額破しければ、大町助四郎と云ふ人中野村に一字を再興し、之を專照寺と云ふと、此寺今天台宗妙法院門跡の院家なり。○按に此寺近年天台門跡を離れて、本願寺に歸す、蓋本願寺覺如上人の弟子如道、十劫秘事といふ新義を立て、門徒を放たる、反故裏書に如道新義を立云々とあるもの是也。

孝顯(カウゲン)寺　足羽社の東麓、常磐木町に在り、遠祖結城中納言秀康卿の廟堂とす。名勝志云、孝顯寺、曹洞宗越前一派惣錄にて、慶長六年黄門秀康卿當國御入部、下總結城より令供奉、今以て菩提所なり、秀康公御逝去之節、於當寺御葬送あり、安穩寺乘國寺各曹洞宗、これも結城御供の寺なり、亦花藏寺東光寺は臨濟派、此二寺は宰相忠昌卿越後高田城より供奉の菩提所也。(孝顯寺舊寺田三百石、文政中重修す)○運正寺、足羽社の下石場に在り、慶長十二年秀康卿卒去の後、「淨土宗知恩院の僧滿譽を請ふて本寺を建て、改葬の禮を行ふ、即此とす。

西光(サイクワウ)寺　福井相生町に在り、天台宗眞盛派、長享三年朝倉貞景、眞盛上人を請し岡保に建立、天正中移焉、寺内に柴田勝家の墓石あり、年號法號等磨滅して見えず、草苔露滴して昔ぞ思ひ出でらる、釣鐘有り、銘に「越前河口庄關鄉、于時永正十三丙子三月廿九日、大願主藤原朝臣景德、大工志比原岸兵衛尉家次。」(名勝志)

江守(エモリ)　今久喜津、下野等と併せ社(ヤシロ)村と云ふ、足羽山の西日野川の東に沿へり、社は又八代に作り、舊庄號とす。太平記に八代庄、江守庄見ゆ、又江守城と云ふも見ゆ。○太平記云、去程に上杉伊豆守重能、畠山大藏少輔直宗二人をば、所領を沒收し宿所を破却して共に越前國へ流し遣されけり、とても消ゆべき水の泡の流れ留る處とて、江守の庄にぞ着きにける、當國の守護代細河刑部大輔八木光勝是を請取りて、警固を居ゑてぞ置れたりける。

(社)

社村大字小山谷(コヤマダニ)の高源寺は、延寶七年國主松平吉品建立、其后高照院の寺とす、舊寺領百五十石。

曰理(ワタリ)郷　和名抄、高山寺本、足羽郡曰理郷、訓和多利。○今東安居村なるべし、足羽川の北にして、福井市街の西とす、大渡小渡の二大字のこる

安居(アゴ)　中世の保名にして、足羽御厨の別納田とぞ、今東西の二村に分つ、其西安居村は日野川の西岸なるを以て、今丹生郡に屬す。

桃花蘂葉云、安居保、足羽御厨別納也、安居保理[illegible]請之、每年々貢六千五百疋沙汰之、其後下直代官座主俗分所務、千貫計得分也、應仁以來、朝倉彈正左衛門尉押領之、清弘名、安居別納名也、請四千三百疋、爲家僕給恩之地、應仁以來、又混惣庄押領之、吹田名、光蘂寄進之地、請四千疋、子細同上。

角折(ノオリ)　今東安居村の大字とす、名勝志に「大瀨(オホセ)村に繼體帝妃三尾角折君妹稚子媛の宅址あり、貞觀二年雄推(チオシ)神授位の事國史に見ゆるは此也、雄推をば後世大瀨に誤る」と述ぶ、疑ふべし。大瀨は曰理郷の渡頭にて安居渡と云ふ同じ、　大瀨の名義灼然たり、豈雄推云々の附會をまたんや、且三尾は江州の地名にて、角折の名の此に存するは其故ある事なるべけれど、尙疑を免れず。

太平記云、延元三年五月二日、義貞朝臣自ら六千餘騎の勢を率して、國府へ打出られ、波羅密(ハラミ)安居(アコ)、河合、春近、江守五個所へ五千餘騎の兵をさし向られ、足羽城を攻めさせらる、先づ一番に一條の少將行實朝臣五百餘騎にて江守より押し寄せて、黒龍明神の前にて相戰ふ、二番に船田長門守政經七千餘騎にて安居の渡より押し寄せ、合戰もなくして引返す、三番に細屋右馬助秀國千餘騎にて河合の庄より押し寄せ、北の端なる勝虎城を取り巻き利あらず。

(大瀨)

將發臨井抵三國、舟中得收字　鐵　心

丹巖洞下艤輕舟、白鬼川頭午靄收、官路寧知有今日、
一篷仙夢到三州、

(北庄)
福井(フクヰ)
今市制を布く、人口四萬五千、足羽川九十九橋の南北に塡充すと雖、橋北を以て主部とす、舊名北庄(キタノシヤウ)(或は北條に作る)と云ひ、即足羽御廚の北庄なりき、寬永元年改めて福井と云ふ。(福井の命名に就き諸說あり、藩祖秀康築城の時、其城內天守臺に一井あり、此井に因みて城名を福井と命じたりと、又足羽神と同功の神名に福井神あり、之を取りて命名すと、前說稍信にちかし、尚考ふべし)

福井は地勢一州の要樞にあたり、近世は松平氏之に居り、北陸道の雄藩たり、工商力作して今に富庶を稱す、殊に羽二重絹等の絹布は、明治維新以後益其業を擴張し、年額五百萬圓に上る、生絲の產出亦之に副ふ。福井鐵道停車場は舊城の東に在り、敦賀三十八哩半、金澤四十八哩。

福井縣廳(フクヰ) 舊城の南、佐佳枝町に在り、越前八郡若狹三郡を管治す、廢藩の初め足羽縣とも云ひしが、明治六年停止して敦賀縣に併せられ、九年敦賀縣廢し、本州は石川縣の兼管と爲る、十四年本縣再置。

福井城址(フクヰ) 福井市、橋北に在り、方數町の平城なれど、壘濠の設厚大にして、樓閣牆垣撤去の餘、尚舊時の土木を想ふに足る。今舊主松平侯爵の邸此中に在り、又佐佳枝神社を建てゝ藩祖秀康公を祭る。此城慶長六年結城中納言東國より轉封、北庄城の北に繩張して之を創む、當時知行高六十七萬石、(江濃二州の田を併せて此數あり)江戶將軍の寶兒にして、故豐太閤の養子たりしを以て、越前黃門の威光自ら東西に渡れり、俗に制外の御家と云ふ、十二年卒去、嫡子德川參河守忠直相續、之を越前宰相と云ふ、七年本多成重幕命を奉じ、就國、舊宰本多富正と幷に政事を視る。元和九年忠直罪を幕府に得て豐後國へ流刑、(其子光長、越後國高田城廿六萬石を賜ふ)忠直の弟伊豫守忠昌越後より轉封し、秀康の遺祀を奉ぜしめらる、五十二萬五千石、改號して福井と云ふ。貞享三年越前守綱昌の時罪を得て蟄居、減封二十七萬石、族昌親(改名吉品)に本祀を承けしむ、後加封四萬五千石、春岳公慶永に至り廢藩。

北庄書感　　雲　如

攢峰峭壁碧相連、中有金湯萬古堅、以德服民何假力、
無人誇說鬼柴田、

北庄城址(キタノシヤウ) 福井城の正南なる濠邊に、其本丸址を存す、朝倉敎景の弟遠江守經景之を創め、六世相續したりと云ふ、本願寺一揆の時は、下間某之に據り、門徒を嘯集したり。織田氏の來鎭するに及び、柴田勝家此に營す、勝家敗亡の後丹羽長秀、堀秀政、其子秀治及び靑木一矩等之に治す、一矩(紀伊守、封八萬石)慶長五年西軍に與黨し除封、結城參河守秀康之に代り入部、福井城を起す。○舊史に曰ふ、織田信長嘗て以謂らく越前は人心險にして反覆常なし、且上杉氏に當る、頗其の鎭將に難んず、諸將を歷視するに柴田勝家に勝るものなし、天正五年四月、勝家加越二州を徇へ寇の遺類を滅し、捷を信長に報ず、信長悅び加賀を以て佐久間盛政に予へ勝家を援けしむ、十年越中を取り越後を謀る、光秀逆を作すと聞き返り柳瀨に至る、秀吉之を時とし長濱を取りて以て勝家の衝道を杜ぐ、十一年春、勝家大擧兵を出だす、秀吉と賤岳に戰ふて克たず北莊に歸る、從ふもの僅に百有餘人、兵寡きを以て外郭を撤し急に守備を議す、秀吉來りて城を圍み其の郭を燔く、勝家婦人織田氏と天主閣に登り、火を縱て自殺す、年五十四、從ふ所の男女三十四人、悉く死す、城遂に陷る、四月二十四日也。○朝倉遠州賴景の菩提所は永春寺なり、勝家の廟は城址に小字を建置す、丹波五郎左衛門長秀の墓は總光寺に在り、皆今存す。

足羽城址(アスハ) 北庄城に同じかるべし、太平記に見ゆる記事にて之を推定す。

太平記云、足羽の城と申すは藤島の庄に相雙びて城郭半は彼庄をこめたり、依之平泉寺の衆徒の中より足利殿へ申しけるは、藤島庄は當寺多年山門と相論する下地にて候、若し當庄を平泉寺につけらるべく候はゞ、若黨をば城にこめおきて合戰致させんとて、若黨五百餘人は藤島へ下る。又云、延元四年七月、河合孫五郎種經降人になりて畑に屬す、畑は其勢を率して夜半に足羽の乾(イヌヰ)なる小山の上に打ち上りて、終夜城の四邊を打ち廻り、鬨を作り遠矢を射かけて、後陣の大勢集らば、一番に城へ攻め入らんと勢を見せて待ち明す、尾張守高經籠城危しと見て、五の城に火をかけて其光を松明になして夜の間に加賀國富樫が城へ落ち給ふ。○南山巡狩錄云、太平記十九、義貞朝臣越前國府の城を攻落さるゝ條には、尾張守の兵二千餘騎は織田大虫を打過て、足羽の城へぞ引かれけると見え、又二十、黑丸足羽合戰の條には、足利尾張守高經なほ越前國黑丸城に落殘ておはしけるをとあり、天正本太平記には、黑丸入道覺性が籠つたる要害とありて、詳ならず、思ふに高經が籠りたるは足羽城にて、黑丸城とは朝倉氏の祖黑丸入道の籠れる者なるべし。

本願寺別院(ホングワンジ) 福井尾上町に在り、本堂は二十四間、白餘の屋舍之に副ふ、萬治二年此に創む、初め天正の末年吉崎掛所の別院を北庄城下大和中町に建てしが、寬永十九年燒亡す、後今の地に移し、西派の別院と爲る。東派の別院は乾中町に在り、殿堂の結構西派に匹敵す、慶長七年東本願寺敎如の置く所にして、本瑞寺と號す。

和田(ワタ)
今和田村と云ふ、福井の東郊にあたる、八幡宮あり、近世社領百石、由緒詳ならず。○二十四輩順拜圖會云、和田本覺寺は今西派院家にて福井城下にあり、開基親性坊は波多野(ハタノ)出雲守義重の嫡男なり、始め當國吉田郡和田といふ邊に建立有けるが、後又今の地に移住す

べき也。

勝見（カツミ） 今和田村の大字とす、神祇志料云、式内足羽郡杉社神社、按に名蹟志に杉社の本居崩れて川となり木渕と云ふ、神名帳地皆替りて今は福井の勝見白鬚宮と云、延喜式杉社神社是也とあるは本社の事なるか、洪水などにて神社断絶せしならむ。（杉社社に「享禄五年、願主岸末山住、藤原中納言公」と刻する古鏡あり）

稲津（イナツ） 今花木、篠尾、高尾、前波等を合せて酒生村と改む、和田の東に隣り、足羽川北岸に居る、字坂村の西とす。東鑑、文治二年の條に「小國源五兵衛頼継、是無双精兵也、當難家御一之餘、越前國稲津保地頭職、件御下文云、爲給料可令知行者」とある此とす。

（酒生）

篠尾（シノヲ） 今酒生村の大字とす、此に左近長者の屋敷址と傳ふる所あり、敗瓦を見るべし、酒の涌出でし所とも云ひ酒生長者と唱ふ（名勝志、越前拾遺）

額田郷（ヌカタ） 和名抄、足羽郡額田郷、訓奴加太。○今詳ならず、郡郷考に吉田郡へ入ると云へど、其謂を知らず。

草原郷（クサハラ） 和名抄、足羽郡草原郷、○クサハラと訓むべし、今其地を失ふ、カヤハラとも訓むを得。

井手郷（ヰデ） 和名抄、足羽郡井手郷、訓井天。○今詳ならず、井手とは溝渠の謂なり。

岡本郷（ヲカモト） 和名抄、足羽郡岡本郷、訓乎加毛止。○今詳ならず、即岡邊の義なるべし。

江沼郷（エヌマ） 和名抄、足羽郡江沼郷。○エヌマと訓むべし、今其地を失ふ、江守と云ふ地名あり、疑似の點あり。

野田郷（ノダ） 和名抄、（高山寺本）足羽郡野田郷、訓乃多。○刊本に之を大野郡に係けしは誤れり、今其地を失ふ

類聚三代格云、承和五年越前國正一位勲一等氣比大神宮司中臣清良解さく、齊衡三年の官符を按るに神宮司と神宮寺別當相共に封物の出納を知れと云り、其後例に依て先神宮に納めて後、寺家に分與ふ、是宮司の自分にして、國宰の預る所にあらず、然るを此年國宰足羽郡野田村の神封を分て、神宮寺料とせらる、故に別當[illegible]等封郷に入て調物を押妨く、舊例の如くして供神の後、色に随て頒行らせむと申しき、許して之に從ふ。

利刈郷（トカリ） 和名抄、（高山寺本）足羽郡利刈郷、訓止加利。○今詳ならず、刊本に本を大野郡に係けしは誤れる也。

吉田郡

吉田郡（ヨシダ） 足羽郡の北、九頭龍川の畔、西岸に渉る、面積八方里、十四村、人口四萬、治所は圓山西村に在り。（坂井郡浄法寺も今本郡に屬す）

吉田郡は延喜式和名抄に載せず、足羽郡の中より分あたる者にして、鎌倉幕府の時すでに創置したる歟、道元禪師行實に吉田郡の名見ゆ、此郡名は何に由りて立たしにや、郷庄又山川の號にもあらず、眞田の祝詞に出でしごとし。

少名郷（ヲダ） 和名抄、足羽郡少名郷、訓乎多。○少名の名を多と訓むは通音なればならん、今の岡保村に當る歟、大字寮あり此寮と云ふは延喜式に「左馬寮庄田越前國少名庄三十町八段二百九十六歩」とある地なるべし、福井市街の東、和田村（足羽郡）の北とす、（又式に

（寮）

[illegible]前國[illegible]

岡保（ヲカホ） [illegible]は[illegible]、[illegible]方粋、[illegible]大字[illegible]

（印田）

庄田に似たり、印田は位田の訛とす。○[illegible]萬市は[illegible][illegible]二年の庄舒[illegible]國人大[illegible]本[illegible]ずや。

四居（ヨツヰ） 今[illegible]合せ[illegible]

吉野（ヨシノ） [illegible]岡保[illegible]にして、[illegible]あり、今吉野村[illegible]石船山と呼ぶ[illegible]、[illegible]の[illegible]にして、[illegible]石[illegible]に[illegible]、[illegible]王一[illegible]長は八尺二寸五分、[illegible]一尺六寸[illegible]一尺三寸、[illegible]に坂上[illegible]にあらずや。

志比（シヒ） [illegible]庄[illegible]なり、今志比谷、下志比、上志比[illegible]、吉野の東にして、九頭龍川の南岸の山谷を占む、字坂谷（足羽郡）[illegible]。志比庄は[illegible]、[illegible]久五年「越前國志比庄[illegible]宗[illegible]之由、[illegible]、[illegible]家人等[illegible]、[illegible]被下院宣之間、三十七個[illegible]之旨、[illegible]

云々とあり、東寺文書に正中二年「最勝光院領、志比庄、領家最勝光院法印[illegible]、[illegible]七人」とある是也。寛元元年志比谷に寺院を建てたる波多野出雲守義重と云ふは、庄の下司地頭なるべし(波多野氏の宅址は下志比村の花谷にありきと)[illegible]家人なり。

永平寺 志比谷村に在り、福井の東四里、[illegible]に[illegible]にあたり、[illegible]の色、[illegible]の音おのづから世間に異なり、[illegible]之に請て、「松岡より五十町山に入て永平寺を覆す、道元禅師の御寺也、[illegible]千里を[illegible]てかかる山[illegible]に跡をのこし給ふも、貴き故ありとかや」と述べし是也。

永平禮祖塔　無　聞

西来古佛道風[illegible]、[illegible]高五百秋、[illegible]更聞人不侍、一[illegible]明月[illegible]、

釋書云、道元入宋見天童如淨禪師、淨付以曹洞宗旨、歸来開法、居城南深草、平副師時頼招以名[illegible]、不就、乃如越州、[illegible]而居、名曰永平禪寺。○道元禪師行状云、越前国波多野出雲守[illegible]、[illegible]于吉田郡志比庄作[illegible]、以請師、寛元元年秋七月、於一野[illegible]松[illegible]下、建精舍、二年諸堂備足、七月入院開堂、山號吉祥、寺曰大佛、四年改大佛、曰永平。○按に、道元は[illegible]の嗣法に就き禪を問ひ、貞應二年入宋、天童山景徳寺に於て(宋寶慶元年、如淨禪師に就き)佛祖正傳第五十世の嗣位を得、安貞元年歸朝、時に年二十八、京師に寓し、城南極楽寺の[illegible]址に禪苑を置き、興聖寺と云ひ教外の傳を唱ふ。然れども京洛の地もと道情に愜はざるを以て、越前の山中に栖宿を定む、永平寺是なり、寛元二年後嵯峨上皇紫衣を賜ふ、[illegible]謝して曰く、

永平雖谷淺、勅命重々々、却被猿鶴笑、紫衣一老翁、

五年京師に飛錫し宮中に遷化す、法嗣孤雲(懷奘)闍維して遺骨を永平寺に葬く、已にして三祖[illegible]通の弟子瑩山和尚出で、[illegible]絶、五十四世に承位し、[illegible]行はれ江湖の[illegible]之に[illegible]す。元[illegible]元年、[illegible]山[illegible]寺を能州に建て、曹洞[illegible]世[illegible]の[illegible]旨を賜ふ。此に於て永平は祖山にして[illegible]持は十山たるの形状を生じ、[illegible]に[illegible]の[illegible]情を[illegible]る、能はず、元和元年、江戸[illegible]府の諸宗法度を發するや、兩寺をして一宗の事を共同掌理せしむ。([illegible]中、福井[illegible]主田[illegible]七十石を給したり)近世に至り玄[illegible]院宗等[illegible]の修造に力を盡しより、山内の[illegible]等、亦[illegible]を加へたりと云ふ。(承陽の大師號を洞[illegible]に賜りしは、明治十二年の事とす)

承陽[illegible]、在寺之右[illegible]、是吾祖之塔頭、春[illegible]明百花[illegible]、

文彩未[illegible]汀、[illegible]前春色[illegible]水[illegible]、茶[illegible]白是金[illegible]小、[illegible]玉[illegible]長、出谷[illegible]老木、[illegible]入[illegible]芳、[illegible]此[illegible]、洞[illegible]、

椎前神社 今下志比村大字椎[illegible]境に在り、松岡町に近し、此社は新抄格勅符に寳龜七年越前國椎前神封三戸、三代實録に貞觀元年從四位上[illegible]六等椎前神加階とありて、延喜式にも列す。

山王 上志比村の小[illegible]にして、福井を去る四里、九頭龍川の[illegible]とす、北岸は[illegible]地[illegible]村也、南に[illegible]ありて、字坂谷に境し、東は[illegible]山町に至る三里。

(興行寺) [illegible]東市荒川に興行寺あり。○名[illegible]志云、[illegible]、志比庄荒川興行寺周覺は、綽如上人の子、超勝寺[illegible]法印の[illegible]弟なり、[illegible]初めに門徒より申請ふ[illegible]、世法に[illegible]はれて法[illegible]ならざりければ、西[illegible]を下させられ侍りける、天性法[illegible]に他事なく心ざし切に在ければ、此人を門徒中強て望み申されしとなり、始は吉田郡大谷と云ふ所に、乃の名なつかしく思ひて玉ふこと[illegible]宿ありしが、頓て荒川へ移りまします、巧如上人花[illegible]閣と名づけ玉ふとなん、寶名玄眞と申せり、[illegible]は存如上人の[illegible]君として、[illegible]寺[illegible]、又[illegible]、[illegible]子[illegible]法印[illegible]に[illegible]り、[illegible]に住居し花[illegible]閣[illegible]、[illegible]寺と[illegible]せられたり、云々。

吉峰 今上志比村、大字とす、吉峰寺と云ふ[illegible]あり、永平開山[illegible]とす、

松岡 今松岡村と云ふ、戸数[illegible]百、志比谷口にあたり、九頭龍川の[illegible]とす、福井の東二里。

正保二年、國主[illegible]昌其次男中務大輔昌勝に五萬石を分賜し、[illegible]を松岡に[illegible]、[illegible]二年[illegible]、享保[illegible]年、昌勝の[illegible]子内匠頭昌平は[illegible]をかけて、[illegible]名す、松岡は[illegible]中務大輔昌平に給ふ。然るに[illegible]を以て[illegible]封、[illegible]に賜ふ、昌[illegible]吉品、子なく昌平の[illegible]とし、享保七年[illegible]、吉品[illegible]子なし、享保六年に[illegible]す、[illegible]せられ、[illegible]天龍寺[illegible]二百石、曹洞[illegible]

[illegible]

老古[illegible]

此まて[illegible]

ものかいて[illegible]ごりかな

延喜式[illegible]神社[illegible]て[illegible]べし、[illegible]庄と云ふ是なり、坂井郡の[illegible]内にあらず、[illegible]にし、[illegible]、此[illegible]には[illegible]なし、[illegible]原に[illegible]

(原[illegible])

中野郷 [illegible]名抄、[illegible]中野郷(今[illegible]村なるべし、大字中之[illegible]、[illegible]上中、下中、大字あり(下中は東今[illegible]山村に[illegible]す)

太平記云、延元四年七月、由良[illegible]前守光氏五百餘[illegible]にて西方寺の城より出て和田、江守、[illegible]、[illegible]町、安居、の庄内に[illegible]の[illegible]しく[illegible]へたる六箇所の城を、二日に攻め

落し、則御方の勢を入替へて、六箇所の城を守らしむ、○波羅密とは今東藤島村の大字にて、原目と云ふにあたる、深町不詳。

(波羅密)

藤島（フヂシマ） 舊保名にして、又庄號に轉じ、北庄の北なる諸村を總べたり、今東中西の三村に區分し、日野川九頭龍川を以て西北二方を限る。東鑑に「建久元年四月、乃貢未濟狀、藤島保、以牒狀囑平泉寺」とあれば、平泉寺衆徒は此庄の下司職たりしを知る。太平記にも、平泉寺衆徒が比叡延暦寺と藤島の與奪を、新田義貞に要請する事を載す。

藤島保の本據は、東藤島の大字のこれる、卽此とす、太平記に藤島城とあるも此を指す。○名勝志云、藤島城は昔林六郎太夫光明が築て林が城と云ふ、その後平泉寺の衆徒又は波多野出雲守居る、朝倉家の時土肥左馬の居城、或人の云く是は藤島左衛門尉助近の居城にして、其後斯波左馬助豐卿住居すと、古跡は今超勝寺の境內なり。(藤島の傍の地を今に林（ハヤシ）と云ふ)

(林)

超勝寺（テウショウ） 藤島に在り、近世東西兩派に分屬し、二寺並立す。○反故裡云、和田の信證(親性に同じ)房の長男長松丸、乳母に連れて藤島へ來りしが、時到らざるにや逝去す、門徒東山殿(本願寺)の公達申請け、頓圓鸞藝と申す、則巧如上人の御舍弟なり、其後藤島に寺を建て超勝寺と號す、俗緣無くては叶ふべからずとて、三公文の中菅原の某が女を請て所緣となしければ、藤島の城主豐卿(斯波左馬助)も同心なり、其後眞弟一人御出來し玉へり、如遵玄慶と申せし是也、然るに父子不和の事有て、頓圓は加州榮津へ越に、如遵は母と共に越前に留ると、云々。

圓山（マルヤマ） 藤島鄕內の一村にて、今圓山東村圓山西村の二と爲る、福井市街の東北に接す、今吉田郡役所は圓山西村に置かる。

舟橋（フナバシ） 今高木（タカキ）、高柳、燈明寺等を併せ中藤島村と云ふ、東藤島の西とす。相傳へ此は古の崩渡にて、里を黑龍（クロリウ）村とも呼び、柴田勝家の時舟橋を架したるにより、黑龍の名亡ぶ、太平記に黑龍明神とあるは此地の祠堂なりしを、後世足羽山へ移す、云々。按に九頭龍川の川筋は往昔尚北方を流れ、其河水を以て坂井足羽の郡界を限れり、後世河水南に移り今の流勢を見る、崩渡舟橋等の舊址も詳に辨知し難し。(此橋は今木造也)

(高木)(黑龍)

勝虎（カツトラ）城址は舟橋に在りと、(名勝志、越藩拾葉)太平記云、延元三年五月、新田方の將細屋右馬助秀國千餘騎にて勝虎城(異本に勝原に作る)攻落さんと攻たりしが、鹿草兵庫助が後詰の勢三百餘騎と相たたかひ利を失ふ、云々。

(勝虎)

燈明寺（トウミヤウ） 今中藤島の大字に燈明寺存す、福井市の北一里弱、河合村と九頭龍川を隔てたり、新田義貞の戰歿の故跡蓋此邊とす、此寺も平泉寺の末院なりし歟。太平記云、延元三年閏七月二日、足羽の合戰あり、國中の官軍義貞の陣河合庄へ馳せ集り、燈明寺の前にて、三萬餘騎を七手に分けて、七の城を押し阻てゝ、先づ對城をぞ取られける、(今按、燈明寺は異本に東鄕寺、或は東門寺に作れり) 然るに藤島城に向へる寄手、對手の沙汰をさしおき、屛につき堀に漬って攻戰ふ、追つ返しつ入替り戰ふ程に、時刻おしうつりて日已に西山に沈まんとす、大將義貞は燈明寺の前に控て、手負の實檢しておはしけるが、藤島の戰强うして、官軍動もすれば、追立らるゝ躰に見えければ、安からぬ事に思はれけるにや、馬に乘替へ鎧を着替て、僅に五十餘騎の勢を相從へ、路をかへ畔を傳ひ、藤島の城へぞ向はれける、其時分黑丸の城より、細川出羽守、鹿草彥太郞兩大將にて、藤島の城を攻ける、寄手共を追拂はんとて、三百餘騎の勢にて、橫畷を廻りけるに、義貞覿面に行合給ふ、細川が方には步立にて、楯を衝たる射手共多かりければ、深田に走り下り、前に持つ楯を衝並て、鏃を揃て散々に射る、義貞の方には射手一人もなく、楯のの一帖をもたせず、白羽の矢一筋義貞の眞向にはづれ、眉間の眞中にぞ立たりける、越中國の住人氏家中務丞重國畔を傳ふて走りより、其首を取て黑丸の城へ馳せ歸る(此記事に據れば、義貞戰死の地は、燈明寺と藤島城の間、卽高木の方なるべし、然るに近時世にもてはやす三屋の故蹟は燈明寺の西南にあたり、方向反對す、太平記の記事も往々妄誕あれば、いづれを正確と申し難くてなん)

(燈明寺畷)

三屋（ミツヤ） 今西藤島村の大字とす、近世此をば(福萬と三屋の間、路傍田間に老樹あり)義貞戰歿の地と說く(福井市の西北半里)其故は明曆二年村民此に耕して一古兜を堀出てたり、國人之を傳誦して義貞朝臣の遺物なるべしと曰ふ、事藩主光通君の聞く所と爲り、萬治三年に此に一碑を立て

「暦應元年閏七月二日、新田義貞戰死此所」

と刻み、其後に至り又小祠堂を置く。明治九年朝廷特旨あり、朝臣の廟字を修造し藤島神社と號せしむ、十四年神社を三屋の南牧野島（マキノシマ）に建て告祭す、今又此神社を足羽山へ移す。

陸路記云、吉田郡藤島神社は新田義貞卿の流矢にあたりて失せ給ひしところなり、そは明曆のころ水屋村の民某田かんすとて、義貞の冑を堀出たるをもて、こゝなりとせられたるまゝに、藩よりここに神社をたてたりけるを、藤島神社とあがめて、さいつとし別格官幣を定めさせたまへり。○大八洲遊記に此古跡を論述する所あり、專ら重きを兜に置たり、「新田公戰死地、距公所營燈明寺十餘町、明曆中土人穿地得一鐵兜、其兜有元應元年八月造及銘辭、所謂筋兜者、筋間彫神名凡三十柱、眉庇有銀象款、公所被無可疑、萬治三年國主松平光通立豐碑、書新田某戰死所、距此二三町、有一小橋、土人呼爲囘馬橋、公從是囘馬就戰、史云、公馬中五矢斃、與此異、又有一

(牧野島)

水、相傳、洗公首處、呼爲赤川、蓋當時倉卒間、我兵斬公首、與從共埋之地、敵或獲首遺棄、我兵埋以使敵不知爲公屍也、故敵初不知爲公、及洗其首始知爲公也、則此地爲公死所、且土人所傳亦可取信云、當時所謂高經所陣黑丸者、在燈明寺西、相距十四町、此間平田瀰々、亦無一小阜」云々、甚突擊に過ぎて危險なる推斷なりし。

黑丸（クロマル）（郡） 今西藤島村の大字とす、名勝志に此は小黑丸と呼び、曆應の足羽七城及黑丸五城と數へる城砦の隨一にして、其跡わづかにのこると述ぶ、相傳りて郡（コホリ）てふ大字あれば、郡の黑丸とも云ふ、郡は古代の郡家跡なるべけれど、今郷名を失ふ。（足羽城址及び坂井郡黑丸城址を參考すべし）○南山巡狩錄云、延元四年七月、官軍東西の諸手相集り、六千餘人、黑丸の五ヶ城をさし挾て攻たりしかば、河合孫五郎（異本に彌五郎種經に作る）降人になり、畑が手に屬す、乃此勢を合せ、十六日足羽の乾なる小山に上り、夜もすがら鬨をつくり、後陣の勢あつまらば攻入らむと見せたりけるに、足利高經城に火をかけ、加賀國にぞ落たりける、（太平記）按ずるに朽木氏古文書に、五月三日越前の宮方蜂起により、足利尊氏軍勢を催促する事あれば、所々の合戰を太平記は七月にのみかけ記せども、其實は夏の初よりありし也（今日野川（安居川）九頭龍川、郡の西北に於て合流す、西岸は大安寺村槇原岸水等とす。

土橋（ツチバシ） 今西藤島村の大字とす、應仁記に朝倉敏景土橋城を攻むる事見ゆ、此歟。

應仁記云、越州へは武衞義敏下向しける、甲斐八郎山名方にて土橋城に籠ける、如何したりけるにや義敏も土橋城に籠らるゝ、其比朝倉父子在國しければ、之を追罰して國を治むべき由御教書を被下、下柚田口の合戰に敏景父子蒙粉骨、甲斐の八郎を攻落、甲斐は江州海津邊へ沒落す。（按に朝倉系圖に、敏景寛正六年柚田合戰とあるは是ならん）

九頭龍川（クヅリウ） 大野郡に發す、二源あり、穴馬川眞名川と云ふ、相合して勝山驛に至り西に折れ、鳴鹿村より下游に就き、郡（西藤島）に至り日野川と相合ひ西北流、三國港に於て海洋に入る。（上游十九里、下游九里）

（崩渡）（崩川） 崩（クヅレノワタリ）渡の名は盛衰記に見ゆ、されば崩川と曰へるを、九頭龍と改修したる也、本來は渡津の名なり。此渡津は北陸道に當り、延喜式阿味（アミ）驛に當る、此驛址は今の九頭龍川の北一里、春江村に松木（マツキ）てふ大字をのこすもの蓋是也 往昔は此河水坂井足羽の郡界を流れしこと、推論に足る、何の世の洪水にや、其路崩壞して南方に偏き、遂に今日の形狀と爲る、朝倉始末記幷に越後治亂記（天正十四年、上杉景勝上洛につきて、クツレの兩渡にて船橋を架て茶屋を置る云々）等に見ゆる崩渡は大畧今日の形狀に同じ。

朝倉始末記云、爰に加賀能登越中三箇國の本願寺門徒は、一揆に合掌して都合其勢三十萬、永正三年七月十七日、越前國へ打越ゆ九頭龍川北在々所々を放火し、兵庫長崎邊の村々里々にぞ陣を取る、高田門流風尾村勝鬘寺明秀と小和田村本流院眞孝の申けるは、此一揆の根本と申は、本願寺の一覺高田宗を責討て我が宗門になさんため、當國へも攻入るなりとて、頓て出陣の支度速なり、其比越前の守護一乘谷の朝倉彈正左衛門尉貞景は、府中表の坊主共一揆同意の由なりとて、大鹽の門官寺、石田の西光寺、久末の照嚴寺、荒川の興行寺其外有名ある坊主共を彼處此處より召し捕り、又其勢五千餘騎藤島に陣を取り、鳴鹿表へは朝倉與總右衛門景職大將を賜って、精兵等三千八百引率して志比の河涯に陣を取る、大小の高田宗一族門弟引集め、加勢の爲めと號しつゝ北の庄に來會しければ、三門徒の寺々も相加へて可然と、大將の下知により、卽三門徒を入まぜて松木口をぞ堅めける、高木口へは河北諸勢四千六百餘騎九頭龍の河涯に陣を居ゑ、中角の渡の受手には祖桂と號せし隱僧を主將とし、其勢三千餘騎我劣らじと發足して黑丸村を陣所とす、此手へ寄する敵には加州能美郡の軍兵幷に越前一揆の惡黨等、以上五萬七千人、又九頭龍口へ向ふ敵は江沼郡の軍兵に能美郡の勢を入交て、越中の大坊主安養寺瑞泉寺、越前所々牢人等都合八萬八千人、又鳴鹿口には越前の超勝寺本向寺を大將として、加賀越前の一揆原都合五萬五千三百人、稻麻竹葦に寄來る、中の郷の渡へは加州石川郡の一揆勢木越の光德寺磯部の坊主、能登國の一ノ宮の大坊主和田の本覺寺など都合十萬八千人に成にけり、（中畧）去程に中郷口の敵敗北すと聞えしかば、諸口一度にくずれ立て、我先にとぞ落行ける、寄し時は三十萬騎と聞えしが、既に敗北する時は十萬騎にも不足せり、（中畧）斯て吉崎の道場を始め和田本覺寺、藤島超勝寺、久末照嚴寺、荒川興行寺、宇坂本向寺以下本願寺の末流、國中居住の寺々を悉く破却して門徒類葉を追放し、農工商に至るまで彼の法歸依の族をば所領資財もろ共に皆沒收さぞ聞えける。

此川の沿岸に今も九頭龍權現とて祭るは河伯の謂なるべし、太平記に黑龍（クロリウ）明神と記せるは、森田村の社にや今足羽山にもあり。（舟橋の條參考）

川合郷（カハヒ）（上河） 和名抄、（高山寺本）足羽郡川合郷、訓加波比、○今森田村河合村なるべし、九頭龍川の北岸にして、坂井郡磯部郷の西南に接す、往時の河水は此二郷の間を流れしごとし、（和名抄刊本に川合を大野郡に係くるは誤れり）中世には專ら河合庄と云へり、○盛衰記、壽永二年四月、源氏は燧城を落ち「越前國河上城に立籠る、平家は平泉寺齋明律師を先として河上城へ推よす、源氏暫し支へけれ共兵粮なかりければ、夜引て三條野に陣取」云々、河上はカハウへと訓み川合の訛なるべし。

太平記云、延元三年五月、越後勢已に越前の河合に着きければ、義貞の勢彌強大になりて、足羽黑丸城を拉かん事掌手の中にあり、纔なる平城に三百餘騎にて楯籠り、いつまでの命をか此世の中に殘すらん、既に來廿一日には黑丸の城を攻めらるべしとて、樣々の實支度をせられける處に、芳野殿より勅使を立られ、御宸筆の勅書をぞ下されける。

御領島(ゴリヤウシマ) 今村名に轉す、川合鄕の東にして、中野鄕の北なる洲堆なり、合月領家等の大字あり、中世の庄田なるべけれど、本名を知らず。此地は九頭龍川の上游の峽間を出でて、下游の平野に就かんとする衝に當り、水脈の遷移常なし。

(稻多)
森田(モリタ) 今森田村と云ふ、稻多(イナダ)と中藤島の間を九頭龍の架橋とす、福井の北一里半、小驛市の狀あり、丸岡金津に向ふ通路にあたる。稻多驛の西石盛(イシモリ)に河合城址あり、又東上野(ウヘノ)に延喜式足羽郡於(ウヘ)神社あり。

森田村の河岸、大字八重巻に白山神社あり、土俗專ら九頭龍權現と云ふ、神祇志料に之を以て坂井郡の式内己乃須美(コノスミ)神社に引きあてたるは信據に足らず。

(石丸)
石盛(イシモリ) 今森田村の大字とす、太平記に石丸(イシマリ)とある地即此なり、彼書に河合城とも云ひ、義貞の本陣として此に宿れるに、一夜惡夢にあひしが果して凶事出來る由を述ぶ。又其戰死の後「脇屋右衞門佐義助は河合の石丸の城へ打ち歸りて、義貞の行末をたづね給ふに、始の程は分明に知る人もなかりけるが、事の樣次第に顯れて討れ給ひけりと申し合ひければ、人の心も頓て替りけるにや、野心の者内にありと覺えて、石丸の城に火をかけんとする事一夜の中に三箇度なり、是を見て或は心も發らぬ出家して、往生院長崎の道場に入り、或は縁に屬し罪を謝して、黑丸の城へ降參す、昨日まで三萬騎にあまりし兵ども、一夜の程に落ち失せて、今日は僅に二千騎にだにも足らざりけり」云々。

(網戸瀨)(中角)
河合(カハヒ) 今中角、高屋、網戸瀨(アドセ)等と相合せ河合村と云ふ、森田村の西とす。或書に此を坂井郡高屋鄕に引きあて、或書に足羽郡安味鄕に引きあてたり、網戸瀨(アドセ)をば安味の瀨と釋けるに由る。按ふに網の瀨は延喜式阿味驛の舟瀨なるべし、然れども地形を審視するに、河合村の北春江(ハルエ)に舊河道の跡のこりて、松木の大字さへあれば、安味鄕は此に非ず、河道南移の後に至り、網の瀨の名をば移したる者歟。今は福井より燈明寺を經て、中角(ナカツノ)の渡に架して安澤驛三國港に往來す。

(阿味)
安味鄕(アミ) 和名抄、足羽郡安味鄕、訓安美。○今河合村の北、春江村大字松木あり馬次の跡とす、延喜式阿味驛と云ふにあたる。されば後世坂井郡に入り、春近鄕と改稱したるを想ふべし、尙安澤井に網戸瀨を參考すべし。

阿味の次驛は二尾(フタチ)と云ひ、今蘆原(アシハラ)村の二面(フタモ)是なり、此間は近世大路を通ぜず、距離二里。

坂井郡

(坂南郡)
坂井郡(サカヰ)(サカノヰ) 吉田郡丹生郡の北、九頭龍川の左右にわたる、大郡也、本州の北端にして、加賀國江沼郡界に至る。今面積二十三方里、人口十一萬、三町二十八村、(淨法寺村は今吉田郡の管内とす)治所は三國町に在り。坂井は和名抄佐加乃井と註したり、後世分ちて坂南(ハンナン)坂北(ハンボク)と云ひ、元亨釋書已に坂南を載すれば、鎌倉已前の稱歟。天平勝寶の昔、本郡に興福寺領の庄田を置かれしより、増封加墾して遂に河口庄と爲り、十鄕の廣さを占め、六百餘町の膏腴を開く、其下司は齋藤氏之を世々にしたり、

(坂北郡)
朝倉氏の盛強に至り齋藤氏之に屬從す、坂南坂北の稱は寬文年中官命を以て舊號に復したりと雖、よって作加井と云ふ。○坂井は繼體紀に坂中井(サカナヰ)に作り又三國とも云ふ、男大迹天皇、譽田天皇五世孫、彥主人王子也、母曰振媛、振媛活目天皇七世孫也、彥主人王自近江國三尾之別業、遣使聘于三國坂中井、(原註中此云那)納以爲妃、遂產天皇、天皇幼父王薨、振媛歸鄕高向、(原註高向者越前國邑名)奉養天皇、(中畧)大伴大連金村、物部大連麁鹿火、許勢大臣男人等、遣使持節、以備法駕、奉迎三國、坂中井(サカナヰ)の名義不詳、(上宮記に三國坂井縣とあり)延喜式坂名井神社あり、三國湊に坂名井の舊跡を說く。足羽社記、神祇志料に依れば男大迹天皇三國にましまし時、大宮地の五座の神を祭り、其福井(サクヰ)神は坂井社、網井神は都那高志社(以上坂井郡)なりと述ぶれど、附會の嫌あり。

(坂中井)
但し本郡又式内笠間(カサマ)神あり。

拾芥抄に宮咩(ミヤノメ)祭文、宮咩笠間廣前といふ、其祭日は伊呂波字類抄に「宮咩奠、正月十二月初午日、院宮諸家祭之、」笠間神社、越前國坂井郡、寶方家集に「天にます笠間の神のなかりせばふりこし中をいかで問まし、」古語拾遺に「令大宮賣神侍於御前」といひ、八神殿に祭る大宮賣も皆おなじく此御神なり、

(三國)
本郡に大宮地の諸神を祭りたりと云ふも、棄て難き歟。

本郡は古の三國(ミクニ)にあたり、國造本紀に「三國國造、志賀高穴穗朝御世、宗我臣祖彥太忍信命四世孫、若長足尼定賜」とあるは、尙廣く足羽大野丹生まで及ぼしゝならん。釋紀に引ける上宮記に振媛の祖を三國命と云ふ、三國命は活目天皇の御裔余奴臣なるべし、(上宮紀繼體紀)(余奴臣の女阿那爾媛は振媛の母なれば、振媛は彥主人王の異母妹也)此三國命余奴臣の家と、三國々造の家の異系なるは其故あり、蓋余奴臣は江奴臣に同じ、江沼國は今の加賀の南域にて、三國と隣接す。此江淳臣の事欽明紀に

三十一年、越人江淳臣裙代、諳京奏曰、高麗使人辛苦風浪、迷失浦津、任大漂流、忽到着岸、郡司隱匿、故臣顯奏、云々、
とありて、古事記并に國造本紀姓氏錄によりて三國々造と同族なるを知る。

淨法寺（ジヤウボフジ） 今村名に轉ず、昔郷名に呼べど、寺院に出でしならん、九頭龍川の北岸（吉田郡志比庄の對岸）大野郡界に接す。今何の故にや吉田郡の管内とすれど、地形全く坂井郡の東極とす、淨法寺は鷲嶽の西に連り、鳴鹿村にわたる。

鳴鹿（ナルカ） 今鳴鹿村と云ふ、淨法寺の西に竝ぶ、鳴鹿用水の水源とす。名勝志云、昔坂井郡の惣追捕使藤原國貞郡内の水田を開かんとて、春日明神を勸請し、たまく鳴鹿の瑞祥をきゝて溝洫を造り、百代の利源を成す、其崩河の疏水口を鳴鹿と名つく。

久米田（クメタ） 今鳴鹿村の大字なり、延喜式、坂井郡久米多神社此に存す、久米田の北東に丈競山あり、加州々堺を成す。

磯部郷（イソベ） 和名抄、坂井郡磯部郷。○今磯部村存す、鳴鹿の西とす、磯部村は吉田郡森田村と相隣比し、昔は九頭龍川森田と磯部の間を西へ流れしごとし、後世河道變じ、郡村の疆域及交錯す。

横地（ヨコチ） 今磯部村の大字とす、大字正蓮花と相隣り、森田村の北とす。一書に横地に鳥子宮あり、これは式内布久漏神社なるべしと云へり、此說を眞とせば磯部村の西部は和名抄福留郷に當る、不審。

粟田郷（アハタ） 和名抄、坂井郡粟田郷、訓安波多。○今詳ならずと雖、吉田郡森田村及び本郡春江村磯部村の交會を粟田島とも云へば、此邊に外ならず。往時の郡界たりし九頭龍川の變移に因りて、郷里の舊域を失ふ。

春近（ハルチカ） 舊庄名なり、今江留村と合せ春江と改む、（磯部村の西河合村の北とす）東鑑、建久二年當國北春近（今立郡なる眞羽有考）とあるは此にや、名田の名より庄郷の名に移りたる也。

松木（マツキ） 春近庄の中にて、今は春江村の大字とす、古の阿味驛たるべき由、實味郷の條に述ぶ。此地の舊日門徒專光寺は今加戶村の大字常に移り、松樹院と號す、朝倉家の時門徒一揆一方の魁に松木宅如と云ふは專光寺にて、寺說には宅如卽朝倉家の族類也と曰ふとぞ。

安澤（ヤスザハ） 今春江村の大字なり、福井と三國の間（五里程）にあたり、九頭龍川の右岸なる小驛とす、其對岸を大安寺村とす。

江上郷（エカミ） 和名抄、足羽郡江上郷、訓衣加美。○今坂井郡へ入り、大安寺村是なり、九頭龍の左岸、西安居の北とす、大字江上存す。神祇志料に江上の金劍明神をば式内坂井郡意加美（オカミ）神社に引きあてしは、古郡郷の位置に契合せず、此邊の地何の世より坂井郡へ入りしにや、中世までは正しく足羽庄の域内たり。名勝志云、江上金劍社の本地堂（不動明王）の南方に阿彌陀仙村と稱する所あり、昔は坂南郡なりしが、今は坂井郡仙村とす、或人曰ふ元亨釋書慈信篇に曰く、覺勝は美作の人なり、越州坂南の阿彌陀院に住し、智衣を行し戒律に明なり、云々、此覺勝法印の住せし坂南の阿彌陀院或は阿彌陀仙村の事ならんか。

大安寺（ダイアン） 今村名に轉ず、其田之谷（タノヤ）と云ふ所に大安寺存す、近世松平家の再興に係る。○名勝志云、大安寺は田谷寺とも云ひ、泰澄開基、七堂伽藍の靈場にて、繁昌の練若なりしに、天正二年門徒一揆の爲に燒失して、久く荒廢に歸し居りしが、前太守光通此地に一寺を建立し、（田之谷）萬松山大安寺と號せり、開祖大愚和尚、臨濟派なり、福井松平家の廟所とす。

楢原（ナラハラ） 今大安寺村の大字にて、日野川の邊とす、東大寺要錄、長德四年寺田註文に「越前國七百卅町八段六十七步、丹生郡楢原庄、足羽郡道守庄」云々とあるは此にや、然らば楢原以南西安居の地は舊丹生郡の域内なること明白とす、楢原の北にて、日野川九頭龍と落合ふ。

岸水（キシミヅ） 今大安寺村の大字とす、楢原と江上の間とす、近年此地に往生院の廢址ありと說くものあり。くぬぎちの記云、太平記を考ふるに、足利高經義貞卿の戶骸を輿にのせ、往生院に送れりとみえたり、其往生院は名蹟考國志などをあはせみるに、坂南郡岸水村にありて、黑丸に近きを、天正の亂れに火災にかゝり燒失せたれば、今はあとばかり殘れり、乃の後黑丸より二里隔てたる長崎の稱念寺に、義貞の肖像を遣て葬地なりといひ出で、享保十七年に建たりし石碑に、長林山往生院稱念寺としるす事となりぬ。

大年（オホトシ） 今本郷村と云ふ、大安寺の西なる一山谷を占め、古來本郷谷とのみ呼ぶ、蓋大年本郷の義なるべし。國見嶽西南に峙ち、丹生郡鮎川浦と相隔つ、此嶽の頂上に土壇ありて、大塚と云ふ、古の烽火臺にやと名勝志に疑ひぬ。片川此に出で、北流して九頭龍へ入る。

砂子坂（スナゴサカ） 今二宅、黑丸、布施田、波寄等を合併し、鶉（ウヅラ）村と改む、大年江上の北にして、九頭龍の西岸とす、古郡郷の係屬を缺けど、黑丸は朝倉氏の居れる地と傳ふれば、中世には足羽庄に籠めたる村落とす、（鶉）鶉とは内浦の心にや。

布施田（フセタ） 今鶉村の大字とす、康正二年造内引付に「二貫文、建仁寺領、越前國布施田名之內」段錢とある此歟。

三宅（ミヤケ） 今鶉村の大字とす、三宅は屯倉と同訓にして古代官家の倉院を置きし所ならん、諸州其例多く、或は大宅とも云ふ。南山巡狩錄の文和元年文書「闕城寺

領越前國宮城保とあるは三宅に同しかるべし、ミヤケミヤキ相近ければ也　○名勝志云、三宅村、昔後藤佐渡守基清以下數代此所に住したる由、こゝに源賴朝の石塔とてあり、其他太田氏の石塔もありと云ふ、基清は當國の守護たりし事あり。

黒丸（クロマル）　今朝村の大字とす、朝倉系圖に入道英性廣景は足羽庄黒丸館に居り、黒丸右衛門と稱したり、此庄は一條殿の御庄にて、廣景代官職を執行はると云ふは此とす（名勝志、國郡沿革考）廣景以後六代の居館址、敏景に至り一乘へ移る。

陳跡記云、或人の說には足利高經のこもれる黒丸の城の蹟二所あり、一は坂井西郷の中にて後に朝倉氏の住めりし三宅の黒丸これなり、一は吉田郡の郡村の西の黒丸これなり、其郡村の黒丸は新田義貞の戰死せし地より十町ばかり北なるを、二所あるにより、三宅のかたを俗に大黒丸といひて高經の本城とし、郡のかたを小黒丸といひてこは砦なりといへり、この二所の黒丸より長崎稱念寺までは道二里ばかりもありて、間に九頭龍といふ大川も流れたれば、必ず岸水の往生院に葬られたりしと云つたふるを正しとすべし、云々。

朝村大字水切の男穴に二個の石穴あり、近年祝部土器及び珠玉類を出せり、石棺は數年前發掘せられたるものなるが、故に觀音の立像を見壁に刻み、路傍の棒石に越の泰澄天平二年開創云々と記す、砂子坂西福寺に其石棺を所藏す。（人類學雜志、若越寶鑑）

棗（ナツメ）　舊郷名なれど、和名抄郡郷の係屬を知らず、江上郷砂子坂の西にして海洋に面す、今棗村、鷹栖村の二に分れぬ。

鷹巣山（タカス）　棗の南、丹生郡にわたる山嶺にして、其峯を國見（クニミ）と云ひ、今其西南は丹生郡に屬する地（鮎三浦）を國見村、西北糸崎浦等を鷹巣村とす。

吉野拾遺に「脇屋義助朝臣越前におはす頃、その家子畑六郎左衛門時能鷹巣山に一僧に逢ふ、其容體は前黄門萬里小路藤房卿に似たり、義助之を聞き急ぎ彼山に登り僧庵を尋ねしに、其人已に在らず、石上に書して

此も又浮世の人のとひ來れば空行雲に宿求めてむ

とあり」云々、受けがたし。

（國見嶽）

高須（タカス）　鷹栖村の大字とす、此に畑將軍時能の城跡をつたふ、其鷹栖の城の武功談は太平記に演べられたり。

糸崎（イトザキ）　今鷹巣村の大字とす、此浦の岩嶼（東西百四十間、南北半之）に辨天堂あり、延喜式坂井郡越前神社蓋是也（神祇志料）

西の海入日の色もくれなゐによせ來る波やいささきの浦（名勝志）　朝倉義景

高須の西半里許に高須城址あり、其山の尾にあたり糸崎寺あり、觀音堂藥師堂等の佛宇を置く　名勝志に「唐の育王山の僧禪海舶に乘じて東方佛土を求めて、此浦に至り觀音堂を建つ、此浦岸の磯を鵜島と云ふ、鵜島は安島の雄島に對して雌島とも云ふ、土人のつたふる歌、鱗も皆うかむらん釣竿の糸崎寺の賴もしきかなと云ひ、山海の絕景無双の所」云々。

海部郷（アマベ）　和名抄、坂井郡海部郷、訓安萬倍。○今詳ならず、海岸の漁村なるべし、即鷹栖棗濱四郷などにあたる歟、凡糸崎より三國港に至るまで汀線（西南より東北）三里、沙濱にして屈折なく沙丘（ヅウン）その內方に堆積す。蓋日野川の下游平野と海洋間の一屏障にして、海陸兩方より起る風力作用に成るがごとし、土俗三里濱（サンリ）と呼ぶ。

（三里濱）

山岸（ヤマギシ）　今米納津、下野等を併せ濱四郷村と云ふ、四郷（シガウ）とは舊郷名なるが、其名稱を知らず、江上棗の北にして、河海間の狹地なり。一說此邊に阿古江郷とも稱したりき、延[illegible]此に[illegible]す[illegible]（[illegible]拾遺）

新保浦（シンボ）　[illegible]と云ふ、山岸の北にして三國港の對岸とす、三里濱の[illegible]汀此に至り盡く（今新保村と云ふ）一昔に此邊に昔阿古江と云ふ浦里ありしに、海風[illegible]の爲めに一夜にして埋沒し、殘る人民泥原に移り新保を立つ、故に名づくと曰へり。

木部（キベ）　今木部村と云ふ、九頭龍の右岸、三國町の東南とす。神祇志料に「川崎村鵜森明神は式內鵜屍神社なり」と云ふ、川崎今木部の大字なり、此邊は河口庄荒井郷と云へる地也。

（荒井）

西方寺（サイハウジ）　今大石村の大字とす（安澤驛の北半里）太平記に西方寺城云々とあるは此を指す歟、加茂明神あり、延喜式紀倍神社蓋是也。○大石とは此邊の諸村大牧石塚等を併せたれば名づく、昔河口庄大口郷と云へる地歟。

兵庫（ヒヤウゴ）　今兵庫村と云ふ、木部の東にて、所謂春日領河口庄十郷の一にて、兵庫郷と云へる地なり。

大乘院寺社雜事記云、春日社一切經料所、越前國河口庄之內兵庫郷公文職、御直務御代官事、

合陸拾貫者

右以公文職得分內、每年十一月中可被進上候、萬一陸拾貫文內雖爲少事、未進不法候者、御代官職事、可被召放候、其時不可申入一言子細者也、仍爲後日之請文如件、

長祿三年六月一日　熊谷上總介持直（判）

新庄（シンジヤウ）　今東十郷村と云ふ、河口新庄の謂にて、春日領十郷の一にて新庄郷とも曰へり、今鐵道車驛とす、丸岡町の西一里餘。東十郷の大字に定旨（サダムネ）、宮領、領分田、御油田等の名目あり、皆中世の田制に出づる名目なるべし　東大寺要錄、

長徳四年寺領註文に坂井郡田宮庄田五十三町とあるは、宮領などにあらずや。

(關) 大味は今關村と併せ大關と改む、新庄の北にて又河口庄十郷の中なれば、大味郷關郷と曰へる地とす。

一本田 今新庄の東に一本田村、一本田福所村、一本田中村の名あり、丸岡町高向村へ分屬し、村名全く亡ぶ。是は僞名一品救旨と云ひ、後宇多院御領目錄に載する邑田なり、日本後紀「延暦十五年、坂井郡公田二町、荒田八十四町、賜諱(淳和)」などある賜田の後世轉々して御領に歸せる者たるを知る。

高向郷 和名抄、坂井郡高向郷、訓多加無古。○今高椋村及び丸岡町なるべし、磯部村の北とす。

(椋高) 繼體紀に「彦主人王納振媛爲妃、遂生天皇、(繼體天皇)振媛歸寧高向、原註高向者越前國邑名」とあれば本郷は本州の古蹟なり、繼紀に上宮記を引き多加牟久村と云ふ、後世訛りて高椋と曰ひ、又村名に復す。

高向神社 式内社なり、高椋村の高田に在りしを、明治三年丸岡の國神々社の域内へ移す。○神祇志料云、高向神社は今高椋郷高田村にあり、(神社覈錄、蓋繼體天皇外戚の祖神を祭る、(參)日本書紀、古事記、上宮記大意)初め應神天皇四の世孫汙斯王、垂仁天皇の皇子、伊波都久和希の子、伊波智和希の兒、伊波古里和氣の兒、麻和加介の兒、阿加波智君の兒、乎波智君の女布利比彌命に娶坐て、乎富杼王を生坐き、(上宮記)時に布利比彌命我本國を離れて何獨此土を養育さむと云て、祖の在三國に下り往て多加牟久村に坐しき、此王即繼體天皇也。(日本書紀、上宮記)(國造本紀云、高向は蘇我臣同祖の著姓にて河内國幡にも繁衍す、三國江沼射水の三國造も同族の家とす、此社は其祖廟たるべし。

長崎 今高椋村の大字とす、丸岡の西にして大字舟寄と相隣る、太平記に長崎河合川口の砦の事見ゆ。

稱念寺 (往生院) 長崎に在り、時宗の念佛道場にして、往生院と號す、太平記に「敗軍の士卒或は心も發らぬ出家して、往生院長崎の道場に入り」云々、又「偖は義貞の首に相違なかりけるとて、死骸を輿に載せ衆八人に昇せて、葬禮の爲め往生院へ送られけり」とある即此を指す。故に義貞朝臣の廟墓とて往時より傳ふる所ありて、舊藩政の比には源光院と名づくる廟を建て、雄魂を祭れり、近年寺門衰弊し、廟墓も僅にのこるのみ。○名勝志云、長崎稱念寺は往生院と云ひ、遊行他阿上人の開きたる道場也、寺前に新田左中將の葬場あり、暦應の時、足利高經其屍を收めて、之を當寺二世閑阿に附與し、葬事を營ましむ、足利氏因りて祈願所と爲す、天正年中、丹波氏寺領を寄進し、福井松平氏の世に及び、特に左中將に追崇する所多し、享保十七年松平氏の長臣本多氏石碑を立つ、元文二年は左中將四百回忌なり、幕府特に用使を發し祭告する所あり、國主松平宗矩法會の事を營みたり。○按に、近年福井の人士往々義貞の葬場を論じ、長崎にあらずと云ふ、其說往生院は別に大安寺村大字岸水にありと也、太平記或は信を採り難きにもせよ、太平記に勝る證據のなき限りは、先づ太平記の舊說及び稱念寺の傳に參考せざるべからず。蓋義貞の墓塚は、此地たること信用して可なり、越前國志に岸水往生院蹟を說くも採り難し。

謁新田公廟　　廣瀨　旭莊

妖氛星現東魚死、四海重仰眞天子、論功第一臣義貞、
誰伯仲者臣正成、艶妻煽處比褒姒、獨錫偏諱事不平、
徒抱丹心辭北闕、逐奉青宮赴南越、不似汾陽副廣平、
翊助憔悴臣力竭、高椋村西船寄東、蕭然一區古梵宮、
鐘樓北去有祠廟、門楣揭書新田公、粉壁頽甍曠而淨、
遺像擁笏衣冠正、豐頤俵容如搢紳、肅雍溫雅使人敬、
廟陰雙杉十丈强、杉後古松虬枝張、松下新碑勢嶄岡、
具記鑿枢此内藏、王琳忠死敵人泣、成買斬頭猶遠躡、
野史所傳不必眞、唯想當時震懾究、千古公論在後人、
忠魂毅魄鬱然分、天定克人何愉快、不用讀史涕泫泫、
元文丁巳秋七月、官命殷勤薦牌碣、爲修四百年忌祭、
國侯遣卿發萬卒、君不見二百年前湊川湄、義公追立
楠子碑、又不見仁山霸圖今寂寞、匹夫數非輾卒石。

丸岡 今丸岡町と云ふ、人口四千、福井の北三里、舊城下にして、北陸道の岐路にあたるも、鐵道は此を通過せず。舊說丸岡は椀子王の御名代にて、丸子(マリコ)訛りて丸岡と爲ると。然れども舊城址の霞山の形狀おのづから丸岡を成す、必しも椀子王を要めず。

丸岡城址 丸山町の北、霞山と云ふ、今尙三層閣をのこす、天正三年、柴田勝家の猶子伊賀守勝豐之を築く(勝豐丸岡の東豐原山に一砦のありしを引移したりとも云ふ)北越軍記に、天正五年上杉謙信加州へ亂入、織田信長夜中に陣拂し引取、謙信その跡を追て越前の内まで働き、丸岡の城下燒立らると載す、天正十三年、青木伊賀守忠元丸岡四萬六千石を賜與せらる、慶長五年西軍に與し除封。結城秀康の入國に至り、其老臣今村掃部氏定之を守る、忠直の時氏定同僚本多富正と幕府に訴訟し、罪を獲て刑せられ、本多飛彈守成重之に代り、食祿四萬石、以て松平家の輔相たり、五世重充、元祿八年、苛政重斂の事江戸に聞こえ除封、有馬左衛門佐永純之に代り、本城五萬石を賜ふ、以後世襲して明治維新に至る。(有馬家は肥前國高來郡に起る、慶長十九年直純の時、日向國延岡に移封、元祿四年永純の時越後國糸魚川に移封せられしが、幾年ならずして丸岡へ轉ず)

國神神社 丸岡町に在りて、神明社と云ふ、蓋三國公の祖椀子王を祭る、王は大迹天皇國に坐しゝ時、三尾君の女を納れてあれまし、也。(日本書紀、名勝志)古事記には椀子を丸高に作る、此丸岡の地に住みて三國氏の祖先と爲らせ給ふに因り、御名をば丸岡と申せしならん、

俗說其事を倒に傳ふるも術粂掲すべし、近年社頭を修理し、高向神社をも境内に移建す。

長畝郷（三條野）

和名抄、坂井郡長畝郷、訓奈宇禰。○今長畝村竹田村是なり、丸岡の東北に接す。

盛衰記に三條野長畝城と云ふは此なるべし、壽永二年四月平家は燧河上(河合に同じ)兩城に克ち「源氏は河上を引て三條野に陣を取、平家勝に乘て推寄、兩軍時の音を合せぬ、源氏に加賀國住人林六郎光明が子息今城寺太郎光平と云ものあり、(中畧)光平討れて又三條野を引き、平家攻續て攻ければ源氏は退て加賀國篠原の宿に陣を取、平家は越前國長畝城に籠て暫く息を休めけり」云云、三條野の名は今傳へねど、長畝の近傍加賀への通路なるべし。

豐原（豐原寺址）

今長畝村の大字とす、丸岡の東なる山間にして、此に白山神社あり、昔豐原寺と號し、泰澄開基五山の一とす、近世まで八十餘石の神領を傳へしが、寺も廢しわづかに神殿を遺すのみ。○名蹟志云、豐原寺は天台宗、白山宗徒の一也、堂舍中古頽破せるを、天治年中伊勢守大江通景の子以成、其母は利仁將軍の末裔、大夫爲長の女なりしを以て、當國押領使と爲り、長畝大夫豐國が一跡を領知し、當寺を再興し庄園を寄進せしむ、本尊彌陀藥師の二像は利仁將軍の護持佛にて、安波賀攝守藤則成の造立とす、天正三年織田氏の兵國郡に入り當寺を焚く、常行法華の二堂大塔經藏及び白山八社悉く亡ぶ、今纔に神籬法道を持續するのみ。○丸岡の東一里、豐原山の東に竹田村あり、加賀國堺の山脉(火燈山と云ふ)東北を限る、竹田川は此に發源し、西北流金津驛を經て坂井港へ入る、長凡六里、坂赤小黒今ともに長畝村の大字とす、舊赤坂郷小黒郷の私謂あり、古村なるべし。

（竹田）

坪江郷

和名抄、坂井郡坪江郷、訓豆保江。○今坪江村、伊井村、金津町にあたる歟、河口庄十郷の一にして、中世春日社領たり。○式內横山神社、今坪江の横山明神是也。

碩內記云、文安四年興福寺學侶衆徒群議曰、越前國坪江郷者、春日社爲新三十講料所、勅施以來、專天下泰平四海安全之精祈條、事舊畢、然當郷政所職香西豐前入道、鯖江年貢往々被之間令改易、申付相國寺常德院住承西部主之處、爲豐前入道所行、令抑留、守護方甲斐遲行候。

（横山）

坪江の横山とは南北に横亘する丘陵にして三十餘町許、此にワンカシ山と呼ぶ一墳土あり、丸山とも云ひ、儼然たる古墓とす、瓢形の長三十間、高三間周濠の跡のこり、埴輪の遺物も土中に發見せらる、俗に三國公の祖神丸子王の御墓と說くも以あり。○人類學雜志云、坪江村は丸岡町の北にて、郡中にも東方に偏して、高爽の地にあたる、ここに火燈山脚が嶽の諸山を負ひ、字狢が岡と稱する一墳あり、此墳邊より石世期の遺物出づ、又前年此古墳より人骨を入れたる甕二個及び刀劍の類を發掘せしことあり、今も古墳天井石と思ぼしき石二面あり、思ふに古墳は元來石器時代遺跡の上に築かれしもの歟。

伊井

今伊井村と云ふ、坪井郷の中にして、丸岡と金津の間に在り。

劍岳

坪江の東、加州々堺の山峯なり、今山下の清瀧、鎌谷、權世等を併せて劍岳村と云ふ。

笹岡（牛之谷）

今坪江村の大字とすれど、遠隔して劍岳村の北に在り、近年笹岡より龍坂牛之谷に道路を開き、北陸道とす、鐵道も金津より牛之谷に至り、隧道を洞開し加州大聖寺驛へ向ふ。

金津

今金津町と云ふ、人口三千、鐵道車驛とす、福井十三哩、大聖寺八哩(三國町の東二里半)竹田川驛の東北を流る。

金津の名は太平記に載せ、河口庄に屬し溝江郷と云へる地とす、延喜式大溝神社此に在るべし(春日社を以て之にあつる說あり)朝倉氏の族溝江氏此に居り、又[illegible]へり。○東大寺要錄、長德四年寺領注文に、越前國[illegible]郡富大庄、富小庄、竹田庄、小榛庄、溝江庄[illegible]たりし由見ゆ、富大以下の四地今分明ならず。

（溝江）

南山巡狩錄、正平六年八月、直義入道越前國金津の城に居給ふ由聞えしかば、尊氏猶も和睦ありて、直義の歸洛あらん事をのぞみ、細川陸奥守を使となし、懇の旨をのべらる、(園大暦)直義入道北國に下向の後、越後國を經て上野國に打入るべき風說あるにより、尊氏再[illegible]國にはせて、直義入道の兵をさゝふべき旨下知をなす(寶章記、小笠原氏古文書)○富樫記、享祿四年、本願寺下間筑前同弟民部二人加州へ下向し、再一揆を起す、合戰數度に及び、泰高父子越前へ牢人して朝倉を頼み、天文三年人數を催し又加州へ責入と云へども、散々に打負越前へ歸る、同廿二年泰高死去す、其子富樫介は越前金津城主溝江大炊助長逸を頼て居ける、天正二年二月十九日、長逸も一揆のために自害、此時富樫助も腹切て死す、辭世の歌あり、

木草にもあらざる竹の世をさりて後は石とも誰かなすべき。

川口郷（番）

和名抄、坂井郡川口郷、訓加波久知。○今本庄村是なり、金津驛の西に接す、即河口本庄の謂にして、往時は南都興福寺の春日社領たり。庄田は四近の村を籠め、十郷の稱あり、其盛大にあたり、本郡の地大畧其範絡に入りぬ、上番、中番、下番を特に本庄三村と云ひ、春日祠存す、番の名義不詳。

春日神社

中番に在り、春日十社明神と云ふ、社說に一條院御宇寬弘の頃、當國押領使齋藤民部少輔伊傳の歸依に因り、河口庄の住人德丸長者を以て、南都春日權現へ供料毎年米百石を進上せしむ、保元年中に至り、押領使

（十郷）

國貞の時、乃祖の志を繼ぎ春日明神を勸請し、南都の衆徒を呼下す、卽庄官二十四家庄田六百餘町十郷を本社領とし、十郷に分祠あり、中にも本社を父神とし、宮前春日を母神とす、十郷とは河口、宮前、溝江、細呂木、大口、大味、新庄、關、兵庫、荒井これなり。（名勝志）式内井口神社を配祀す、此神は河口庄の養水鳴鹿の渠を敎へ開きましきと。（神祇志料、名勝志）

按に河口庄の春日領と爲れるは、寛弘年中以前に在り、三代實錄「元慶五年、越前國丹生大野坂井郡等、田地六百一町九段百五十八歩、依天平勝寶元年四月詔旨、令與福寺領得、但公田在四至内、不聽領之」とあるに據りて、當國には凡く興福寺領の大庄ありしを見る、（春日神卽寺の鎭守なれば其實一なり）春日權現驗記に、寛治六年白河太上天皇殊更御祈願の旨ありて、春日社へ神馬を奉られ、其後康和年中越前國河口庄を長く供料に寄進せらるとあれど、此時始めて新地を進められしに非ず。碓内記云、

興福寺學侶衆徒群議曰、（文安四年）

春日社兼當寺領、越前國河口庄者、孝謙天皇御願、其後白河法皇殊奇異神託、重而御寄附也、然則庄家諸職人等、悉爲南都之自專檢校所補任之條、古今規式也、當庄内本城郷、公文政所方年貢事、雖無殊之違亂、檢校所御分、爲朝倉彈正左衛門之沙汰、致押領、云々、

（藤澤）

公文（クモン）　今本庄村の大字にのこる、河口庄の下司公文職の名田なりしならん、公文國貞白河法皇の院宣を承りて、鳴鹿用水を開きたる事、口碑に傳へたり、鳴鹿より此に至る凡五里、公文の西に大字藤澤あり、藤澤に彼鳴鹿を葬りたりと傳ふる鹿塚あり。○大乘院雜事記云、

春日社領越前國坪江郷者、爲供四所靈壇之法味、爲新三十講之新所、正應年中後深草院御寄附以來、一圓不輸神領、而全南都知行之處、當郷之内藤澤名事、先門主之時、被預當廣橋家了、

宮前（ミヤノマヘ）　今本庄村の大字とす、河口庄十郷の一なり、此に春日明神あり、蓋延喜式御前神社を轉じて改祀したるにや。社傳に齋藤氏の祖齋宮頭藤原叙用は、當國押領使となり下向、其子吉信、其子伊傳相續して當國に任ぜられ、子孫神領を司り、寛弘八年興福寺の大德下向、堂宇を建立す、云々。

堀江郷（ホリエ）　和名抄、坂井郡堀江郷、餘戸郷訓保里江、○今蘆原村是なり、川口郷の北にして、（竹田川の北）三國町の東方とす。

富樫記云、永享四年の頃、富樫政親加州一向宗の土民一揆退治の御敎書を申賜り、近國の勢を催さるゝに、越前國堀江を始て政親に合力す、云々。○堀江氏は蓋河口庄司齋藤氏の裔、蘆原村大字番田に其館址あり、（本庄の中番にも城址あり）朝倉始末記に堀江七郎景重、朝倉敏景に服從することを見ゆ、永祿年中に至り、堀江の一族朝倉義景に擊殺せられ、其家退轉す。

蘆原（アシハラ）　堀江の二面村蘆原と云ふ地に、近年鑛泉湧出す、之に因り堀江の諸村今合併して、蘆原と云ふ。○蘆原は明治十七年溫湯發見以來、新に開けし一巷なり、現今戸數百五十に達し、其内三十五戸は溫泉客舍にして、泉は皆鑿井を地下に穿ち、地中より噴騰するものを得、其深さは隨所差ありて、「淺きは地表より十二間、深きも二十間を超えず、其泉溫は三十二度より七十七度を昇降し、多量に湧き出づる泉水は無色澄明にして、臭氣なきも味甚鹹なり、斯る稀有の泉は蓋火山岩噴出の線路に當り、火山働力の未だ地下に熄まず、地下岩盤の裂罅を傳はり集る所の海水、彼の火山熱に觸れ、熱せられて上方に昇り溜滯、遂に地表に出でず、地下十數間の所に溜滯するもの、是れ蘆原の原泉なり」と、夫れ或は然らん乎。

二面（フタオモテ）　今蘆原村と改む、三國町の東北一里餘、名勝志に二面は二俣皇子（繼體天皇の祖父）の御名代ならんとあるは附會のみ。二面は古訓フタオモにて、北陸道の驛站とす、延喜式に二尾と記し、阿味より此に繼ぎ、加賀國に赴く、地形符合す。

（二尾）

加戸（カト）　今加戸村と云ふ、二面の西、三國の北にして、丘山起伏す、高田派の名蹟本流院あり、（加戸は和名抄堀江の餘戸郷歟）本流院は小和田と號す、開基不詳、天正年中には當國高田坊主の魁たり、天正十一年慶長三年以下の文書を收藏す、寺號を圓福とも云ふ。

（本流院）

三國（ミクニ）　今三國町と云ふ、戸數二千三百、九頭龍川の鉄に口を以て港を爲し、北陸道の名海市也、光仁紀「子龜九年九月、送高麗使高麗朝臣殿嗣等、來着越前坂井寶三國湊」云々とありて、古より隱れなし。朝倉始末記郡天文二十年七月、唐船入港、船頭を南山と云ひ、百二十人乘組みける由も見ゆ。

海亭斫膾又飛杯、日落遙空一碧開、掠面雄風吹不斷、
直從涼靄捲濤來、　鐵心

二十四輩順拜圖會云、坂井郡三國湊は商賈の家居千軒、檣をつらね甍を並べ、諸國商船夥く入津し、此海岸に纜を繫ぐ、誠に北國第一の大湊なり、三國の傾城町は古き名所にて、今も出村上町地藏町など、多くの遊君花の如く粧ひ、糸竹の調も都めきて、旅人の憂を忘るゝよすが也けり、此里に瀧谷寺といへるあり、寺内に大なる糸櫻ありて、彌生のころは花を賞し宴をなす、いつの頃にか有けん、加賀の客人金銀の扇あまたに、或は詩歌あるひは俳諧の發句などうつくしく書て、彼糸ざくらに結び付、遊君も是見よがしとしたり顔なるに、遊女の中より短冊に發句書て新造の女郎して其櫻に付させたり、其句「風いさふ花にあふぎの不粹かな」云々。

一喚春風滯萬橈、腰纏卸盡買新粧、于今演劇娛人意、色

舊富午小女郎、

柔櫓搖々載我秋、乃逢[illegible]任紅裙、依稀也似高唐夢、　雲　如

鴫島同指鴫島雲、　春　濤

三國湊は坂井村と云へり、近時は坂井村三國浦の二區に分かれしこともあり、蓋大迹天皇の潛潛の舊里にして、坂名井とも云へる歟、中世河口庄春日社領に屬し坪江鄕の中に數へらる、坪江と三國湊は距離三里なれど、其域田に兼攝したる也。建内記云、文正元年、興福寺學侶衆徒群議曰、

春日社兼[illegible]領、越前國坪江鄕之内、三國湊事、去應永年中、稱光院御在位之初、内府羽林有[illegible]子細、依爲寺社規模之供料、及放訴候間、永專寺門知行候御付了、隨而正長中但洞御在位、臨終不及御[illegible]沙汰候處、至今度内府司中所存之條、[illegible]之至、禁而有餘者哉、所詮就内府司掠訴、及不慮之御[illegible]沙汰者、合停止天下靜謐之御願者、不及次第之訴者也、不可[illegible]存由、群議如件、

太平記に湊城(ミナト)と云ふも此なるべけれど、事實たしかならず、同書云、爰に湊城とて北陸道七箇國の勢どもが、終に攻落さざりし城あり、義助朝臣の若黨畑六郎左衛門時能が、纔廿三人にて籠りたりし平城なり、南帝御即位の初め天運圖に膺る時なるべし、諸卒同く城を出で一所に集り、當國の朝敵を平らげ、他國に打ち越えべきよしを、大將義助の方より牒ぜられければ、延元四年七月三日、畑六郎左衛門三百餘騎にて湊城を出で、金津、長崎、河合、河口あらゆる所の敵の城十二箇所を打ち落して、首を切る事八百餘人、女童三歳の嬰兒まで殘さず是を刺し殺す。

三國神社(ミクニ)　今三國櫻谷町に在り、舊白山權現を祭り性海寺正智院之に奉仕せしを、近年延喜式三國神社にひきあてて改號す、三國神は蓋三國君の祖もしくは三國々造の祖を祭れる也。

古事記明宮(應神)段云、御子稚野毛二俣王生子大郎子、亦名意富富杼王、三國君、波多君、息長坂田酒人君等之祖也。(○繼體紀云、三國君、椀子皇子(意富々杼王の御子、男大迹天皇の子也)是三國公之先也　○姓氏錄云、右京皇別、三國眞人、諡繼體皇子、椀子王之後也、(此氏入は孝德紀、三國公麿、天武紀、三國公等十三氏、賜姓曰眞人一など種々見ゆ)

國造本紀云、三國々造、志賀高穴穂朝御世、宗我臣祖彦忍大信命四世孫、若長足尼定賜。○釋紀所引云、乎富等大公王、[illegible]時下去於在祖三國命坐多加牟久之村也。

神明宮は神砂町に在り、之を式内比古奈神社なりとも、又坂名井神社なりとも說けど、徵證なし、近世五十石の社領を給せられき、性海寺にも坂名井の井と云ふものありて、三國君に干係する口碑をつたふ。

性海寺(シヤウカイ)　三國町の宿教常法談林也、延文元年僧宗信開基、初め宿浦の篠谷に在り(○名勝志云、宗信は尾州の人、行化の爲め當國へ來り、坂井郡北山の麓篠谷といふ所にて、延文元年一寺を建立し、篠谷性海寺と號す、初め秦澄法師三國に於て多門院を建つ、年を經て荒頽に及びければ、性海寺を其跡に移す、越前國主朝倉彈正左衛門敏景、性海寺五代の寺務賴藏法印の時、田一町五反を寄付す、其子氏景は藤澤蒲原今泉千貫文を寄付し祈願所となせりと云ふ、近世に至り御室仁和寺の院家に列す。

瀧谷(タキタニ)　今三國町の大字とす、市巷の北なる岡麓に在り、性海寺宗信の弟子叡憲が至德中に建てたる摩尼寶院あり、瀧谷寺と稱す。

三國港(ミクニ)　九頭龍川の落口にして、銚子口(テウシグチ)と云ふ、三國市街の西北に布き、其北岸は宿浦米ケ脇と云ひ、岸高し、南岸は新保浦と云ひ卑底なり　水路志云、三國港は安島崎の南方約二海里なる九頭龍川口にあり、

此川は福井に至る迄[illegible]、川口の右岸[illegible]さ三[illegible]三分之一の防波堤西方に斗出し、[illegible]て港口を成す、其口[illegible]、可航水道[illegible]に過ぎずして、其前面門港上の大さ三分之二、[illegible]敦賀間を往復する[illegible]は市街の[illegible]、[illegible]一哩四分之一の地に[illegible]泊す、大潮升約三呎。[illegible]云、三國港を構成する岩石は第三紀海成岩にして、[illegible]所々岩礁を[illegible]出るの[illegible]ならず、水底[illegible]を[illegible]するに便ならざりしを以て、米が脇浦に注流する河口より三里濱に[illegible]の得策なるを認め、明治七年一大堤防を築くの設計をなし、十一年起工して十五の星霜と三十餘萬圓の經費とを以て、二百七十間の長堤を海中に突出せしが、之に使用する岩石は海岸に露出する輝石(シユツウ)安山岩を使用せり、此結果は宿浦に於て凡三十間許り海岸を充塡し、且に月に埋沒して平均一ヶ年二間を埋むと云ふ、之に反して三里濱は非常の洗除を受け、汀岸退却し其海底を深め、全く港形を一變す。○三國は藩政の頃、福井丸岡の二家へ分屬したり、海船出入の門戶に當るを以て、米穀百貨の權おのづから此に歸せり、吏民往々利害を見て出入を制し、口錢の爭、津留の訴訟時にこれあり、天保十年、幕府特に命令を發し、此港の不法を誡飾したること續泰平年表に見ゆ。

安島浦(アンタウ)　今宿浦、米ケ脇浦、濱地浦等と合併し、雄島村と改稱す、三國町の西北なる海岸也、岸崖參差として味色あり、中にも東尋坊、安島崎、雄島を著名とす、陣岡(ヂンカ)は岬岸の背にあたる高原なり、

安東埼(アントウ)　九頭龍川口の北微西、約二海里にあり、埼上松樹繁茂す、埼の前面相距二鏈に一島あり雄島と曰ふ、高さ一〇〇呎、樹木叢生す、此島と埼との間は岩礁群布し、小舟も通じ難し、安島埼より能登の瀨埼に至る五十三海里間の海岸は、一帶の低平濱にして直線をなし、約北東

而走し、一も避泊地なく、西より北を經て北東に至る間強風吹き起るときは、激浪起り危險なり。（水路志）

東尋坊（トウジンバウ）　地學雜志云、三國の北一里にあたり、安島米脇の間に突出する岬の稱なり、北は雄島と相對し、風景明媚にして遊客の賞歎する勝地なり、岬端は二町四方に擴がり千疊敷の名あり、斷岩絕壁の下、海水深碧にして潭を成す、此地の基礎の構造は火山岩にして其露出の狀態は到る所方形の標柱狀を呈し、直立相併列し、柱の大さ凡一間方にして、最も高き所に於て四五十間に達するものあり。〇東尋坊又唐人坊に作る、これは人名に出でたりとも云ひ、口碑あれど、不詳。

雄島（ヲ）　安東埼の端に在り、周回十八町、越前岬と能登龍埼の間に於て突出、顯著なる樹島とす。〇名勝志云、雄島（ナシマ）の三保大明神は延喜式大湊（オホミナト）神社とす、是れ三尾君の祖にして、水戸守りの神なりと云ふ、此神は敵國防禦の軍神にして、之を祭るに弓矢を以てす、社記に越前國池上郷安島へ往昔百濟國より渡航し來らせる神なりとも傳ふ。

北潟（キタ）　三國町の東北二里餘、池沼狀の鹹湖なり、北潟入江と呼ぶ、長四十町横幅約六町、支港二三あり、沙丘横陳之を圍み、其口を北方に開く。加州の大聖寺川北東より來り、北潟に接して共に海洋に通す、此を堀切と名づく。

北潟、西南なる村里を特に北潟浦と云ふ、今吉崎村の管內とす。〇名勝志云、北潟浦なる祇園山安樂寺の開祖は泰澄大師なり、此地元來山嶽崚嶮にして、東南湖水に面し、西北山を帶び、其半腹は蓮臺の如くにして、風竹葉を鳴し、宛に轉法輪の地なりとて、伽藍を建て安樂寺と號す、當國四箇所の眞言宗は古跡の內なり、所謂四箇寺とは三國性海寺、瀧谷寺、福井城下の木田松尾山持寶院と當寺なり。

濱坂（ハマサカ）　北潟の西岸なる村里にして、大海を背にし吉崎に對す、濱坂の岬を汐越（シホコシ）と云ひ、風景佳なり。奥細道云

越前の境吉崎の入江を舟にさはさして、汐越の松を尋ぬ侍るに、西行法師の

よもすがら嵐に波をはこばせて月をたれたる汐こしの松、

この一首にて、數々の景も盡きたり、もし一辯を加ふるものは、無用の指をたつるが如し。

汐越山の北部を筆草山と云ふ、沙上に筆に似たる草あれば也、筆草山の海岸に岩窟の奇ありて、特に奇なるは天狗（テング）岩なり。天狗岩は岸を距る三十尺の海水中に聳立し、高五十尺周圍二十尺、稍赭色を帶ぶ、地理學者謂ふ所の土塔泥柱也。其海中に在るは汀線の變移に由る者にして、本來陸岸に於て水力の浸蝕を被りて成れるも、後世陷地陷沒して、海水中に之を見ることとはなりぬ。

汐越の松尋ね侍りて、（淮后回國雜記）

年波の外にも高き汐越の松の昔をくみて知らるゝ、

（汐越）

（天狗岩）

蓮浦（ハスウラ）　今細呂木村の大字にて、北潟の一支港を占めたり、宗祇方角抄に「蓮浦は越前の東なり、金津宿より二里餘ゆけば加賀境なり、蓮浦は入江にて北より南へ細く入る」云々

罪深き身は亡ぶさや音に聞く蓮の浦を行きてだも見ん、（藻鹽草）

細呂木（ホソロギ）　今細呂木村と云ふ、北潟入江の東岸にして金津驛の北なり、直に加州江沼郡界に至る、細呂木停車場は牛ノ谷（坪江村に屬す）隧道の南に在り。延喜式、保曾呂伎神社大字澤に在りて、今春日明神と云ふ、此地中世河口庄に入り、細呂木郷と云ふ、春日領なりければ也。〇太平記云、延元元年、加賀國ノ住人敷地伊豆守、山岸新左衛門、上木平九郎以下の者ども、畑六郎左衛門尉時能がかたらひにつきて、加賀越前の境細呂木の邊に城郭を構へ、津葉五郎が大聖寺の城を責め落して、國中を押領す。〇北越軍記云、天正三年上杉謙信公加州松任城を攻落し、城主を斬り、夏目軍八を使者にて首を信長へ持せ遣し、明朝其陣へ押寄可申候間、右樣に可被心得旨申遣し候、信長は使者に對面し明朝待申由返答にて、其夜亥刻より陣拂し、越前細呂木迄被引取申候、又謙信細呂木にて歌「野伏する鎧の袖も楯の端も皆白妙の今朝の初雪」〇加能越三州志云、慶長五年東西軍興る、七月下旬、前田利長東軍に應じて兵を擧げ、大聖寺の城を攻落す、城主山口正弘自殺す、利長又進みて八月六日越前の境細呂木に至る、北莊の城主青木一矩之を聞き、急を敦賀に（大谷吉繼の居城）報ず、時に西軍敦賀に屯せしが、兵を發して之を援く、利長の外戚に中川宗伴と云ふ者あり書を能くす、此頃大坂にありて兵の起るを聞き、御山（オヤマ）（後金澤と改む）に歸らんと欲し、越前を過ぐ、吉繼之を聞き宗伴を敦賀に押留し「西軍二萬人北征として發向し、別に若狹丹後の將士兵艦數百艘を發し宮越浦へ押寄せ、直に御山城を衝かんとするの意」を記載したる文案を與へ、宗伴を強ひて之を書かしめ、利長に諭らしむ、利長之を見て軍を班す。

盛衰記云、安元元年、白山神輿上洛、越前國細呂宜山の麓、龍福寺森の御堂に入せ給ふ、御伴人數九千餘人。

吉崎（ヨシザキ）　今吉崎村と云ふ、細呂木の西にして、北潟入江の口なる堀切の岸頭に在り、其北は直に大聖寺川鹽屋村（江沼郡）とす、汐越山、鹿島山など海畔に點綴して風景を成す。

吉崎本願寺（ヨシザキホングワン）　今東西の兩別院と稱する、文明三年本願寺蓮如（慧燈大師）の興立する所、北國門徒の仰きて御坊第一と爲す者也。〇兩拜圖會云、吉崎浦は陸路にあたらず、越賀の境にて、屈曲たる入海、吉崎山の麓をめぐり風景絕佳、筆も詞も及ぶべからず、蓮如上人此土地の清香有を稱し給ひ、一字の御堂を造立し、四隣に化導まし

ましけるは、文明の頃といへり、爰に土俗に傳ふるには、此[illegible]に一[illegible]、美しき[illegible]に生ひ得べき御法の候はゞ御示し給れかしと、上人に願ひければ、上人あはれに思召し、此世は[illegible]五障三從の惡女たりとも、一念發起して助給へ、一度如來を頼み奉るときは、未來は極樂淨土に往生させ[illegible]、更に疑ひ有べからずとて、御文一章を[illegible]し、中に「[illegible]へ參りて[illegible]しを傳ふべきなり」とかゝせ給ひぬ。

荒泊鄉（アラトマリ） 和名抄、坂井郡荒泊鄉。○今詳ならず、郡鄉考に、延喜式、本郡阿治波世（アヂハセ）神社を援き、荒泊はアラハテとよむ歟、曰へど如何にや、臆想を以て云はんに、三國湊にあたる歟。

高屋鄉（タカヤ） 和名抄、坂井郡高屋鄉、[illegible]加也。○今詳ならず。

福留鄉（フクロ） 和名抄、坂井郡福留鄉、訓布久呂。○今詳ならず、延喜式布久漏神社は正しく此に在りしならん。

高串（タカクシ） 舊庄名にて正倉院文書、天平寶字八年公驗に高串莊原、東方江、西山、南榎本泉、北榎津社、部下坂井郡海鄉之地、云々と見ゆ、今不詳。

加賀國

加賀國（カガ） 國形大略三角狀を成し、南邊は越前、西邊は海洋、東邊は越中飛彈とす。北の一角は卽能登に隣接す。今面積凡百四十八方里、四郡一市、縣治を石川と云ふ。

加賀は弘仁十四年越前の二郡、加賀江沼を割き、更に郡鄉を分ち、因て一國に建てられし也。

弘仁十四年二月、太政官奏、割越前國江沼加賀二郡、爲加賀國、越前國守紀朝臣末成等解偁、加賀國遠去國府、往還不便、雪零風起、難苦殊甚、加以途路之中有四大川、每遇洪水、經日難渉、人馬阻絕、動擁[illegible]、又郡司鄉長、任情侵漁、民懷寃屈、遠無訴、不堪[illegible]、逃散者衆、又部內闊遠、多煩巡撿、官舍之損、[illegible]莫不由此、伏請別建件國、名曰加賀國、云々、（類聚三代格）

此に四大川とあるは比樂（ヒラ）川（手取川）安宅川（梯川）崩（クヅレ）川（船橋川）足羽川なるべし。○正倉院文書、天平二年越前國義倉帳に見戶壹仟壹拾[illegible]とあるは、蓋一國の合計にして、

上上戶一、上中戶四、上下戶七、中上戶四、中中戶五、中下戶八、下上戶一十一、下中戶一十三、下下戶卅五、自餘戶九百廿煙、不在[illegible]之例

と註す、當時加賀國未た立たざれば、卽此計數の中に籠められたりと知るべし、天平五年越前國郡稻帳、江沼加賀の二郡ありて、いまだ石川能美の名を見ず。

加賀は上古加賀江沼の二國に分れたり、國造本紀に、

（加宜國）

加宜（カガ）國造、難波高津朝御世、能登國造同祖素都乃奈美留命定賜國造

とある加宜は、加賀に同じ、宜はゲの一聲轉を假れるのみ、此素都乃奈美留命は同書の「能登國造、活目帝皇子大入來命孫、彥狹島命定賜」とあるに合はずして「高志深江國造、道君同祖、素都乃奈美留命定賜」とあるに合ふ。道君は姓氏錄に見え、本國石川郡に又味知鄉味知神社ありて、其氏人も國史に散見すれば、能登國造同祖とあるは深江國造同祖の誤なるべし。且道君は北陸經始の大内ある大[illegible]なれば、[illegible]に此國[illegible]て、[illegible]跡を承けたまへり、國造本紀に

[illegible]泊瀬朝倉朝御世、三尾君祖石撞別命四世孫、大兄[illegible]定賜國造、[illegible]御代、[illegible]國、[illegible]御世割[illegible]、分爲加賀國

又當國の前國造が道君の族[illegible]にて、石川郡に[illegible]るにつけて、或は欽明紀の越國司[illegible]道君の[illegible]たる事跡をも此地に係けし書あり。然れども[illegible]欽明帝の朝には、加宜國交替して三尾君の族[illegible]と爲りぬれば、道君を云ふすべからず。此事跡は越後なる[illegible]國造の家に屬す[illegible]し加賀國へも古代渤海使節の來着したることあり。渤海とは高麗の更新して與れる國號にて、奈良平安の二京の世に本朝に通聘したり。正倉院文書天平三年越前國大稅帳に加賀郡の斷片中「送渤海郡使人使等、食料[illegible]」と載すれば、加賀郡を以て客使の著津とせるを知る、謂ゆる大野（オホノ）湊（今金石港の邊、地形の變ありと云ふ）を其寄船所とせる歟、又比（ヒ）樂湊と云ふものありき。

天平寶字六年十月、正六位上伊吉連益麻呂等至自渤海、其國使紫綬大夫行政堂左允、開國男王新福、已下二十三人、相隨來朝、於越前國加賀郡、安置供給。寶龜七年十二月、渤海國遣獻可大夫司賓少令、開國男史都蒙等、一百八十七人、賀我即位、并赴彼國王妃之喪、比著我岸、忽遭惡風、柁折帆落、漂沒者多許、其全存僅有四十六人、便於越前國加賀郡、安置供給。九年四月先是高麗使鹽三十人溺死、漂著越前江沼加賀二郡、至是仰當國、令加葬埋焉。（續紀）弘仁十五年四月、勅越前國所進渤海國信物、并大使貞泰等別貢物、又契丹大狗二口矮子二口。（後紀）天慶七年正月、令山城近江越前加賀等國、修理官舍道橋、埋瘞路邊死骸、以渤海客可入京也、下知越前能登越中國、送渤海客[illegible]魚鳥蒜等物、

於加賀國、爲勞璽渤海客也(三代實錄)
加賀の名義は詳ならず、富田氏の三州志に河北郡に加賀爪の地名存す、國號の起因なるべしと云へど、いまだ盡さざるに似たり。

江沼郡

江沼(エヌマ)郡

加州の西南端にして、大聖寺川、動橋(イブリバシ)川の水脉を以て成る、面積約二十五萬里、人口六萬五千、一町二十四村、郡役所は其大聖寺に在り。
江沼は名義其文字の如く、長江郷の入江(洲濱川)丼に柴山潟等の瀰漫あるによりて地名となる、江邊の義とす。
古事記に
建内宿禰之子、若子宿禰者、江沼財臣之祖、(竹原郷參考すべし、一書に財は間の誤にてエヌマなりと曰へど、古言に沼を野間と云へる例少し)
とありて、國造本紀に「江沼國造、柴垣朝(反正)御世、蘇我臣同祖、武内宿禰四世孫、志和跡臣定賜」と云ふに契合す(越前の三國國造と同族にて、上宮記に余奴(ヨヌ)臣と云ふは江沼臣に同じかるべし)姓氏錄には「江沼臣、石川同氏、建内宿禰男若子宿禰之後也、日本紀漏」と載す、欽明紀には越人江渟(エヌ)臣裙代が高麗人に應接したる事を載す、裙代の事は越前の三國の條に審にす)
古の江沼國は後、能美郡の地を籠めたり、弘仁十四年に至り分れす、東大寺文書、天平二年越前國正税帳に江沼郡主政江沼臣大海あり、天平四年郡稻帳に江沼郡大領司江沼臣武其士あり、其他續紀、三代實錄等に江沼臣の氏人數々見ゆ。○北國太平記に、天正十一年、羽柴秀吉公より加賀の内恩郡能美二郡を丹羽五郎左衛門尉に遣さる

(江沼國)

云々と見ゆ、エナとも唱へしにや、近世は訛りて專らエヌマと唱ふ。

長江(ナガエ)郷

和名抄、江沼郡長江郷、訓奈加江。○今三木(ミキ)村に大字永井遺る、長江とは、大聖寺川の末に湖入りて、入江を成しゝより名づけしならし。鹽屋村瀬越(セゴエ)村も郷内とす、本郡の西端にして、越前國堺に接す。

鹽屋(シホヤ)

大聖寺川の右岸なる庄南に位置し、越前の吉崎村と江流を隔てゝ相對す、戶數五百、當國海岸通の終驛なり。鹽屋古語煮鹽の里也、瀬越(セコエ)村は鹽屋に隣る、河瀬の渡津の謂なるべし。

(瀬越)

橘(タチバナ)

今三木村の大字とす、中世には立花(タチバナ)宿と云ひ越前の細呂木より此を經由したり、延喜式に朝倉驛と云ふも此なるべし、前驛越前の二尾より後驛潮津に及ぶ路程を計算して之を推斷す、前後各三里。
准后回國雜記云、加賀國に至り立花といへる所に宿をかり侍りて「旅立もさつきの後の身なりけり我に宿かせ橘のさと」。

(朝倉)

右(ミキ)

今三木村と云ふ延喜式御木神社此に存す、大聖寺町の西南半里。○准后回國雜記に、洲濱(スハマ)川とあるは右橋の邊にて、今の大聖(ダイシヤウジ)寺川を指して云へり。此川は山中谷の奥(西谷村大字眞砂)に發し、西濟我谷(ワガタニ)に至り、北流山中温泉の傍を過ぎ、西北に轉じ大聖寺町に入り、屈折して西南に向ひ、鹽屋と吉崎の間に於て北潟入江に會合し、海洋に放つ、長凡十里。○回國雜記云、洲濱川といひて、其姿さながら庭などに造りたるすはまに少しも違ひ侍らず、そのまはり四五町にも餘りぬらんか、奇妙なる浜也、里人の申侍りしは、相馬の將門作りたりなど語り侍りき、信用するにたらず、
すはま川誰すみすてし遣水の跡とかみまし庭の俤。
承久三年、東軍北陸道より進犯する時、加賀國水尾坂に合戰あり、其地今詳ならず。凡當國の險阻は礪波山熊坂の兩界とす、而も承久軍物語に「加賀の國に亂れ入、ここにみのゝりつしや觀賢水尾(ミヅチ)坂をほりきりて、さかもぎ引て待かけたり、そこをも打取りのぼるほどに、越前のくにゝせめ入給ひけり」云々とあるを見るに、越前國界の熊坂の邊にや。或は疑ふ右尾の訛歟、又右に接して福田村大字三津あり、尚考ふべし。

(三木)(大聖寺川)(洲濱川)

(水尾坂)

熊坂(クマサカ)

今三木村の大字とす、大聖寺の南にあたり、越前牛之谷(ウシノタニ)に出つる山道にあたり、今軌道は此を通ず。
東鑑、壽永三年、池大納言沙汰、八條院御領熊坂庄とあるは此とす、近世には西庄と云ふ、郡家西庄の義歟、群書類從本、康正二年造内引付に「四貫文千秋刑部少輔殿、賀州能坂庄段錢」とある、亦熊坂の誤なるべし。○三州志云、西庄熊村の吉岡垣内より巳の方に當る山を城跡と云、壽永二年平氏の後軍陣せし所也、義經記に文治三年、義經熊坂より須川社へ至るとあり、其後弘治元年、朝倉宗滴門徒を擊つとき、越將堀江中務丞景忠此熊坂砦を燒て、山路より大聖寺へ攻入し事あり。
盛衰記云、平家は實盛討れて大に力を落し、篠原宿にも堪ずして山に入、極樂林小野林(チノハヤシ)須川林に亂入しければ、源氏續て平攻に攻、熊田熊坂(クマサカ)江沼邊をも攻越て、濱路迄こそ追懸たれ、平家並松(ナミマツ)と云所にて返合て、暫支て戰けり、是にして又三十餘騎討れて、並松を引、源氏勝に乘て餘すなと追懸(中略)凡平家の侍河に流、濤に入て死ぬるは知らず、安宅篠原並松の間に、竿結渡して斬かけたる首、三千七百六十人とぞ註したる、虜には妹尾兼康、平泉寺の齋明律師計也、(中略)去四月下旬には平家十萬餘騎なりしに、燧長畝(ナウネ)、三條野、並松、鹽越、須川、山長、並に一松、安宅、松原、宮腰、倶梨伽羅、志雄山、竹濱所所の合戰に亡びつゝ、七萬餘騎は失にけり。(此に並松と云ふは熊坂須川の南にて、越前境の地とおもはる、又同

昔に長坂山、蒲牛山の原までもつゞけたり、牛田原詳ならず）

郡家（グウケ）郷　和名抄、江沼郡郡家郷、○今大聖寺并に福田村、南郷村、三谷（ミタニ）村なるべし、長江郷の東北に接す、後宇多院御領目錄に「加賀國郡家庄、年貢三萬疋、四坂庄」云々とありて、建武二年の勸修寺門跡御領目錄にも、この郡家庄を載す、其地は專ら西庄と云ひ、三木、宮地邊までを云へり、[illegible]山田庄と共に其東なる福田庄に對稱せしめたる歟。○郡家は蓋郡名の本據なれば、江沼（エヌ）郷と云へるに據らず、盛衰記に「福田、昌坂、江沼邊をも攻越て、濱潟までこそ追かけたれ」と見ゆ、即此

（江沼）

大聖寺（ダイシヤウジ）　今大聖寺町と云ふ、人口一萬、北陸道の驛たり、金澤市へ二十九哩、福井へ十九哩、近世前田家の支封十萬石の城下なりしを以て、おのづから大邑を成す。

太平記云、建武元年の秋、名越太郎時兼北陸道に起り、野尻、井口、長澤、倉満の者ども馳せ參りける間、越中能登加賀の勢ども多く與力して、併せて六千餘騎になりにけり、平家再興の時や未だ至らざりけん、又天命にや違ひけん、時兼が北陸道を打ち隨へて、三萬餘騎にて京都へ攻め上りけるも、越前と加賀との境、大聖寺といふ所にて、敷地、上木、山岸、瓜生、深町の者どもが僅の勢に打ち負け、骨を白刃の下に碎き、恩を黄泉の底に報ぜり。

大聖寺（ダイシヤウジ）城址　三州志云、昔白山五院の一を大聖寺と云ひ、其伽藍此地に在りしこと、白山記を以て證すべし、又此に津葉（ツバ）城あり、今大聖寺城の東に津葉城山あり、暦應年間津葉五郎之に據りしとぞ、大聖寺城とも呼ぶ、北越軍談には大聖寺津葉を一城とす、文明の頃より門徒の賊横行、數十年間糊血乾かず、州內の堡障大抵賊の有たらぬは無し、天文天正の頃大聖寺は或は賊城ともなり、或は朝倉方の持城ともなりしが、天正三年、織田氏の兵大に門徒を伐ち、拜郷五左衛門家嘉を以て大聖寺城に置き、同十一年、家嘉江州志津嶽にて戰死して、城主闕けるを以て、溝口金右衛門秀勝之に代る、四萬五千石を領知す、丹羽長秀の麾下たり、十三年長秀卒し、其子長重は越前加賀の封地を褫がるといへども、秀勝大聖寺に在り、堀久太郎秀政の與力となる、慶長三年秀政の子左衛門督秀治越後春日へ徙るとき、秀勝從ふて越後新發田に徙る、此歲山口玄蕃允宗永大聖寺城に來り、七萬石を賜ふ、同五年利長公大聖寺城を屠り、宗永父子之に死す、是より前田氏の有となる、寬永十五年、一國一城の官命あり、時に大聖寺城廢せられんとせしが、更に官命下り大聖寺を利治君の居邸と定めらる、此後寬文四年江沼郡七萬石分封し（文政四年更に墾田三萬石を加增し、十萬石高と爲る、明治維新廢藩毀城す）

津葉（ツバ）　三州志云、津葉大聖寺同異不詳、大聖寺城山の與に一山ありて、今も之を津葉城と呼ぶ、古は津葉五郎清文據りしも、暦應九年、畑六郎左衛門時能の招きに仍て、敷地伊豆守、上木平九郎、山岸新左衛門等、越前細呂木邊に保障を築きて、清文を攻めて此堡を拔く、事太平記に見ゆ、諸國廢城考に、津葉城に本願寺門徒據るを、朝倉宗滿（天文二十一年七月）其將玄蕃山景遠をして此城を攻めしむ、賊背門より逃げ去るとあり、天正三年、[illegible]淡路守堀江中務丞二人に江沼能美十萬石賜る時、堀江津葉を攻めて戶次右近闘死し僅陥ること、北越軍談に見ゆ、此後津葉の號見えず、而して記錄に大聖寺とある者實は津葉を兼言すと見ゆ。

小松軍記云、慶長五年秋、前田利長は先大聖寺を踏散して越前表へ打越んと擬せられける、大聖寺の城主山口玄蕃允宗永、爲遁其難、來小松、搦手の一方をば預り候べしと云云、丹羽長重の曰、利長加程の大軍にては力攻にもすべけれども、近隣の面々後攻もや有んと、敵も恐るゝと見えたり、然るに今大聖寺を打捨なば、大軍に聞怖して居城を開かるゝ候、昔方の後詰[illegible]し、[illegible]陸有べし、敵城を[illegible]て[illegible]に及べ[illegible]時は、[illegible]御城も城より切出、一戰仕せられよ、[illegible]し、扨々[illegible]て歸されけり、利長は其夜中に[illegible]て明るを待ちけるに、誠に遁なき籠城の有樣、實にぞ見えし、明れば八月三日、未明より寄手四萬餘人[illegible]方より取巻て荒手を入替々々、惣軍一同に[illegible]は敵大聖寺を攻ると見えたり、山口さぞや[illegible]詰せでは叶ふまじと、近習少々引具し[illegible]かけに玉へば、郎從等追々馳付て、二千餘騎先後の軍立[illegible]驅行程に、小松より大聖寺迄五里餘の道を、卯中刻に出で、辰の中刻に着て、十町許になたにて[illegible]を[illegible]城は早落されたり、長重も是非なくや有けん、自身五六町斬出、よくよく之を見、敵に繰の無からめやとて、総を押へて引返さる。

實性寺（ジッシヤウジ）　大聖寺町に在り、寬文年中、僧通外野々市（ノノイチ）より移して中興す、文明十四年、僧日授の開基にて、前田家の菩提所、曹洞禪を奉じたり。

福田（フクダ）　今福田村と云ふ、大聖寺町の北黒崎（クロサキ）山（大山）の南なり。○三州志云、福田は今大聖寺の町名にもあり、福田村は壽永二年源氏の軍平家を擊破して此に至る、長享二年、門徒賊[illegible]安東九郎越前の兵を防がんとて、福田に陣したることあり、盛衰記に極樂（ゴクラクバヤシ）林、小野林、須川林とある極樂は今福田村の大字極樂寺存す、林とあるは疑ふべし、此は白山記に

（極樂林）

白山五院、柏野、温谷寺、極樂寺、小野坂、大聖寺、中宮末寺也、或八院之中有五院、餘三院後建立云々、五院山代庄之內歟、

とある故跡とす、平泉寺を菩提林と云ふ如く叢林の謂ならん。

敷地（シキチ） 今福田村に屬す、大聖寺町の北郊とす。○三州志云、敷地山は、長享二年、門徒安藤九郎賊衆を率て敷地福田に陣せり、享祿四年、朝倉宗滴甲兵八千を以て敷地菅生に到り、弘治元年、宗滴病み朝倉景隆代て守れり、天正四年、賀陽動備に出張するによりて、戶次右近敷地山に陣し且堡を構へけるに、賊是をも敗るを、勝家攻て再奪取ると云へり。

菅生石部神社（スガフイソベ）（須河社） 今敷地に在り、國幣小社に列す、俗に敷地天神と云ひ、菅丞相の祠と爲す、近世前田家の崇奉貞厚かりき。○盛衰記義經記等には須河（スガウ）社と云ふ。此社は元慶七年、菅生神授位（三代實錄）延喜式に列せしめられ、天慶三年菅生神加階（日本紀略）○越遊行囊抄云、敷地の天神宮左の岡にあり、是を菅生の天神と申、前に橋あり敷地橋といふ、長三十間餘、此天神宮菅丞相と云說あり。

山背鄉（ヤマシロ） 和名抄、江沼郡山背鄉、訓也萬之呂。○今山代村、及び河南（カハミナミ）村、山中村是なり、大聖寺の東南にして、其河南西谷の二村は山中谷と稱する者に同し（續紀、天平寶字六年、勅越前國江沼郡山背鄉、戶五十煙、施入岡寺とあるは此地なるべし。）

山代（ヤマシロ） 今山代村と云ふ、大聖寺の東一里半、大聖寺川（山中川の右方に當る）鹽類鑛泉あり、常溫百六十五度、藥師山の麓に涌出し、水樋を以て浴槽に導く、旅舍十數戶あり、越中谷（クタニ）に九谷陶器製造所あり、九谷は茲を距る南五里、陶土の產地とす、昔時は彼處に陶窯を設けて製出せしも、文政十二年以來此地に移し再興す、（九谷の條を參考すべし）今全州陶器歲產凡三十萬圓。日本工業史云、九谷は大聖寺藩にて金鑛を開かれし地なり、其坑吹座を勤めし後藤才次郎吉定窯舗の事を創哉し、たまたま磁石を發見し、藩主の旨をうけて、田村權左衛門と與に千束瀧の上に登り窯を築き陶器を作る、當時の作、明曆元年の文字しるしたる花瓶、九谷の村社に存す、寬文二年、二代才次郎忠清肥前有田に赴き、製磁の法を學び刻苦四年にして歸り、九谷川の邊に陶窯を起す、而も此窯は才次郎歿後斷絕す、文政中に至り大聖寺城下の町年寄吉田屋陶窯を再興し、十一年山代村越中谷に移す、宮本屋その後を承けて、嘉永年中に至る、慶應年中、大聖寺藩に於て物產役所を設け、宮本屋の窯を收めて、工匠を京都より喚下し製造を爲さしむ、五年にして藩其業を棄てて、民間の人に委ぬ、維新後山代、畑井に能美郡千木野、若杉、八幡、植田、小野、佐野、湯谷、來九、德山、和氣の諸所に窯あり、其製造の素地を金澤、大聖寺、小松、寺井の四所に送りて繪附を爲し、益豔麗の磁器を出す、而も舊に依り總稱して九谷燒と云ふ。

延喜式服部（ハトリ）神社、今廢址山代村の服部と字する地にあり、（神祇志料）大堰宮存す、是は三代實錄、貞觀十六年、山代大堰神授位と見ゆる者とす。

山中谷（ヤマナカ） 山中川（大聖寺川に同じ）の山谷にして、數方里の廣さあり、奧は大日山の山脈を以て、白山谷及び大野郡に堺す。三州志云、山中谷は志黑谷とも云ふ、二名一揆也、宗武二年の頃、長九郎左衛門尉盛連山中城にこもれり、天正八年、朝倉の殘黨并に一向賊常德等之に保みたるを、柴田勝家攻入り五日にて伐平げたるも、四百人の手負に及べりとぞ。

山中（ヤマナカ） 山中村に溫泉あり、山中湯と呼ぶ、大聖寺東南三里、鹽類性、常溫百十八度、旅店二十餘戶あり。

山中や菊は手折らぬ湯のにほひ　　芭蕉

山中の轆轤細工　漆器は、元祿の頃より起るも當初は粗笨のものに過ぎず、寬政文化の頃に至り、稍精巧に赴き、盛に日用の飲食器を造る、嘉永中より塗法を改善し、蒔繪をも爲す、明治維新後、益技法を研究し、山中漆器の面目を一新し、廣く內國向外國向の諸器を出す、中にも轆轤製の糸目椀、挽木皿の類は、此地の特產にして、海內無比の作品と稱せらる。

西谷（ニシタニ） 山中谷の奧を西谷村と云ふは、四十九院の東谷に對したる名歟。栢野（カシハノ）は今西谷村の大字とす、白山五院の隨一を栢野寺とす、此に在りしならん。

九谷（クタニ）（片谷） 今西谷村の大字なり、山中湯より東南三里餘、大日山の下にあり。山中湯と九谷の間に片谷（ヘキタニ）あり、一書に此に式内日置神社ありと述ぶ、片谷の片麻岩中雲母代塡の石英を產す。○產業事蹟云、加賀の九谷窯は數所あれども、慶安年中大聖寺藩主前田利治大日山の麓九谷下村に良質の磁石あるを聞き、藩士後藤才次郎田村權左衛門の二人に命じて陶窯を築かしむ、然れども當時苦窯多くして、精良の磁器を製出すること能はず、才次郎肥前國唐津に至り、身を委して陶家の僕奴となり、勞すること三年、製陶の秘訣を得たり、乃ち遁歸して藩主に復命し、吸坂の路傍に陶土を發見し、良好の製品果して成る、其繪は繪師久隅守景の手に描寫したり、當時の作は後人の追慕して古九谷と稱する者是也、此窯已に中絕せしが、文化の初年に至り、吉田屋八右衛門其廢絕を歎き、再び九谷の陶窯を修理し、專ら支那交趾風の陶器を製出す、是を九谷の中興とす、然るに九谷の地たるや大日山の麓に在て、道路險惡、運搬便ならざるを以て、同十一年陶窯を山代村に移し、九谷吸坂の陶土を採り、盛に其業を營めり、世之を稱して吉田屋陶とす、其聲價古九谷に亞げり、吉田屋に鬪ぎて起りたる者を宮本屋とす、此時に際し飯田屋と稱する畫工あり、九谷固有の赤色に據り、更に一種の工夫を出し、赤顏料に金彩を加へ、敎賀氣比宮寶藏の方氏墨譜を摸倣

して頗に[illegible]を凝し、更に古[illegible]明なる[illegible]を出せり

四十九院谷

今東谷奥村、東谷口村の二と爲る、山中谷の東に亘び、動橋川の源とす、山谷の麓と山中谷より狹少也。

四十九院は古昔より其名見えたりと云ふ、(三州志)今東谷奥村の大字とす。○動橋川は大日山に發源し、西北流、動橋驛の北に於て柴山潟に入る、長七里。

(動橋川)

那谷

今那谷村と云ふ、四十九院谷の北なる一支谷にて、其流は同く動橋川に歸す、那谷或は那多に作る。

三州志云、建武元年、白山の衆徒富樫介が那多城を攻むる事太平記に見ゆ、曆應元年七月、越後の官兵加州へ攻入るによりて、富樫高家兵を率て那多城に保むと理盡鈔に見ゆ、此後弘治元年、朝倉景隆那谷宮滸の民屋を燬くとあれども、是は僅のことゝは見えず、天正八年に至て柴田勝家の爲に那多城を陷さるゝこと、越加闘諍記七國志等に見ゆ。

(那多)

那谷寺

那谷の觀音堂なり、古來世に聞えし靈場にて、堂塔は近世前田家より造進せらる。抑此地山巒岩洞の形狀、頗奇異を呈し、觀音の靈驗を談ずるも、亦托する所あり。

芭蕉奥細道云、

山中の溫泉に行く程に白根が嶽あとに見なし行、左の山際に觀音堂あり、花山法皇三十三所の順禮遂げさせ給ひて、大慈大悲の像を安置し、此を那谷と名づけ給ふとか、那智谷汲の二字を分ち侍りしとぞ、奇岩さまざまに、古松植ならべ、萱葺の小堂岩石の上に造りかけて、殊勝の土地也、

石山の石より白し秋の風。

那谷寺の境内に聳ゆる岩山は、石英粗面岩及び其角礫岩より成りて、空洞を所々に殘し、大氣の腐力は之を浸蝕し去りて奇形を畫く、又更に人力を以て山谷に石段を刻み隧道を穿ち、洞中には觀音の像を安置す、堂前に池ありて楓樹多し、此地又白瑪瑙を產し、山中には琉璃色の蛋白石を產す。(地學雜誌)○三州志云、那谷寺緣起に據るに、此寺の奥菩提(今那谷の大字)に菩提塚と云ふ者あり、華山院法皇の御遺髮を藏埋せしものと思はる、正保元年、前田家那谷寺を再建せられしは全く華山法皇の遺跡を思ひての事なり、又た大和物語に華山帝の聖作の說あるを以て之を見るに、其書中に加州へ微行のことは見えざれども「オホイドノノミヤス所帝オハシマサズナリテ」とありて其歌に「白山に降にしゆきのあとたえて今は越路の人もかよはず」とあり、此歌の意は三條右大臣定方公の女の善子更衣なりしが、帝崩御の後敦實親王すみ玉ひしころ、齋宮より來る文の返事に親王おはしまさぬ事をのべて、此歌を書添へるよしなり、されば花山法皇加州微行の事にはあらず、蓋此山加州中の最奇境と雖、憾くは境内狹小也、高泉和尚元祿二年山に登て記を作る筆力精工をきはむ。

(菩提)

宇谷

今藥谷と共に敎使村に屬す、那谷の西に降り、往昔は宇谷寺藥谷寺に那谷を併せて三寺と云ひ、白山衆徒の末院たりし由、盛衰記に載せたり。(宇谷溫谷に作り、那谷寺を岩屋寺とも云ふ由、白山記に見ゆ)

分校

那多の麓なる一村とす、名義不詳、分校の西に降るを敎使村とす、此は古の敎旨田のありしに由る歟、敎旨の地名諸州に在るもの皆同例とす、例せば續後紀、承和三年六月、加賀國荒廢田百九十町、賜三品秀良親王とある如きは、之を田令に參考して、敎旨田たるを知る。

(敎使)

三枝鄉

和名抄、江沼郡三枝鄉、訓佐伊久佐。○今詳ならず、諸鄉の配置の跡より推せば、那谷敎使分校などにあたる。

額田鄉

和名抄、江沼郡額田鄉、訓奴加多。○今庄村及び動橋村なるべし、動橋川の左方、山代鄉の北とす、[illegible]正六年[illegible]、[illegible]臉、賀州[illegible]田[illegible]」とある[illegible]也

動橋

今動橋村と云ふ、大[illegible]の東、[illegible]山[illegible]なる小[illegible]とす、四十九院谷より流れいづる川此地を過く。動橋とは之に架したるものなりしを、地名に轉じたるならん、動揺を古言にユスルと云ひ、俗にユーブルと云ひ、又イサブルと云ふ、故に動字をイブリに假れるのみ。

三州志云、動橋は又搖橋揺橋に作る、此に本願寺[illegible]如の遺跡あり、[illegible]道場と云、天正二年、門徒を擧げて動橋に出張するを以て、戸次右近将地山に陣す、五年上杉謙信御幸塚に陣して動橋僧を[illegible]せしと、北越太平記に見ゆ、勝城者には、戸次天正中に賊の此城に據るを陷せり、其後再信賊攻め來る時、戸次不能防、天神山に退くによりて、安土より佐久間盛政來り、攻て之を落ると云ふ。○囘國雜記云、洲濱川より敷地、いみなみ打過て、いぶり橋とて、危くいぶせき橋に行懸て、

行懸て踏ば危きいぶり橋命かゝれる波の上哉、

菅浪鄉

和名抄、江沼郡菅浪鄉、訓須加奈美。今作見村に菅波てふ大字のこる、按ふに此鄉は山背鄉の北、[illegible]鄉の東の一區を占めしも、後世分裂し、今の南鄉村庄村作見村に割入したるごとし。

(作見)

忌浪鄉

和名抄、江沼郡忌浪鄉。○今作見村なるべし、菅浪鄉と混じ、弓波菅波の二大字のこる、大聖寺と動橋の間とす。式内忌浪神社は弓波に在りて、今穗之宮と稱す、(神祇志料)續後紀、嘉祥二年、加賀國治浪神とあるも、忌を治にあやまれるにや。

(弓波)

片山津

今作見村の大字にして、柴山潟の西南岸とす、鹽類泉涌出す、溫百廿度、泉眼は潟水の中なるを以て、樋を作り浴槽に導く、文政年中より村民採酌して澡浴に供

したるも、近年は客館浴室以下の設備を見る、好箇の温泉場とはなりぬ。

潮津（シホツ）

今潮津村と云ふ、片山津の西にて、斥鹵の地にあたり、潮海に表衫ず、又鹽津に作る。延喜式に潮津神社あり、又潮津驛あり、即此とす、朝倉驛より此に至り三里、海濱に沿ひ能美郡安宅驛に達したるを想ふべし。

黒崎（クロサキ）

潮津の西を黒崎村とす、黒崎山あり、大山とも稱す、大聖寺の北方を扼する小峰なり。黒崎山の北に式内宮村石部（イソベ）神社あり、社殿なくして石を以て神躰と爲し、土俗石部藥師と稱す、（神祇志料）菅生石部社の北一里。

橋立（ハシダテ）

今橋立村と云ふ、黒崎の西北なる海岸にして懸崖あり、安永年中まで此に海中へ二百間ばかり突出てたる石埼ありて、之を橋立と云ひしが、一夜崩壞して其跡を失ふ、今も海崖に洞穴あり。（三州志）○式内出水（イヅミ）神社は舊橋立村の泉に在りしを、後同村内蛭場山へ移す。（神祇志料）

（小鹽）三州志云、橋立の小鹽浦は歌名所とす、藻鹽草に隆賴加賀へ下りけるに、小鹽（ヲシホ）浦と云所にて、

おもひきや小鹽の浦の苫屋にて藻燒に秋の月を見んとは

（北濱）とあり、即此地なり、今此一帶の海邊を北濱（キタハマ）と唱ふ。又盛衰記、壽永二年五月、源氏敗軍の事を叙し、二日平家は加賀國へ亂入、源氏は篠原に城廓を構て有けれ共、得堪ずして引退、平家勝に乘、先陣安宅につけば、後陣は黒崎、橋立、追鹽（オヒシホ）、鹽越、熊坂山、蓮浦、牟山が原まで列たり」云々、追鹽は即小鹽也。

竹原郷（タカハラ）

和名抄、江沼郡竹原郷、訓多加波良。○今詳ならず、篠原と同義なれば、北濱の諸村にて、今の黒崎、橋立、篠原、潮津の地にやともおもはる。

（財）國邑志稿云、古事記、境原宮（孝元）段に「武内宿禰之子、若子宿禰者、江沼財臣之祖」とあるは此邑にあたる、財のタカラと、竹原の約タカラ相同じ。（正倉院文書、天平二年、越前國江沼郡大税帳に、主帳財造と云ふ人も見ゆ）

（竹浦）○按に、宗祇方角抄に蓮浦（越前）の東橋の宿より遥の北に、竹浦と云名所ある由載せ、歌枕に加賀國竹浦（タカラ）を收む、竹浦は竹原の轉訛にて、此北濱の浦を指す。

篠原（シノハラ）

今篠原村と云ふ、橋立潮津の東北に連る沙丘地にして、遠く安宅（能美郡）に至り、一方は海洋、一方は潮沼、其間一里に滿たず。此海岸は、沙丘年々風浪の激衝を被りて、形狀變易するのみならず、汀線は逐次退却して、陸地は潮浪に侵蝕せらるゝ如しと云ふ。

式内篠原神社、今此里に存し志和（シワ）宮と稱す。（神祇志料）

○三州志云、篠原の古村と新村の間に實盛の古跡あり、又曆應元年、越後の官軍北陸道を上りし時、富樫高家兵五百を以て篠原に陣すと太平記にあり、佐美は篠原の北につゞく、今能美郡に屬す、源平の古戰場、土人說、手塚山、是即壽永二年五月廿一日、手塚光盛の齋藤實盛を斃せる所なりと、又篠原新村の邊に實盛の古墳あり、墳上偃松一株あり、矮小なりと雖、其樹身屈曲、枝皮剝落、根株甚老たり、眞に實盛の墳なるべし、藤澤遊行上人代代巡化の時此の墳前に至て念佛供養すること、既に又久遠なり、以て考證すべし。

漢代李公邊塞身、七旬死節鎭猶新、只今惟有篠池水、猶照白鬚戀殺人、　富田景周

（實盛の塚標の石に、南無阿彌陀佛、極惡重人、無他方便、唯稱彌陀、得生極樂「六道の苦患を救ふ此六字唱へてくれよ參る人々」と刻み、又應永二十一年二月遊行十四代太空上人實盛公の幽魂を化導云々と刻む、此遊行僧の化導の事は謠曲實盛に傳へたれば、近代殊に世にもてはやされぬ）

盛衰記云、齋藤別當實盛今度北國へ下ける時、內大臣宗盛に申けるは、實盛先に東國の討手に下向して、矢一も射ず蒲原より歸上せし事、老の恥と存候、北陸道に罷下なば討死勿論也、實盛所領に附て、近年武藏國長井にも住居なれ共、本は越前國の住人にて、先祖利仁將軍三人の男を生み、嫡男越前に在りて齋藤と云、次男加賀に在り富樫と云、三男越中に在り井口と云、彼等子孫繁昌して、國中互に相親む、實盛討死して候はば、如何なる裝束をかしたると、見て沙汰せられんこと恥かし、故郷へは錦を着て歸ると云侍れば、錦直垂御免を蒙候はん、云々。

柴山潟（シバヤマ）

潮沼也、或は芝山に作る、篠原村大字芝山を西北岸とし、月津動橋等を東北岸とす、形狀西南より東北に延び凡五十町、横十町、動橋川之に入り、更に決口を東北に通し、今江潟に入り、又梯（カケハシ）川と爲り海洋に歸す。

潟は斥鹵の地、潮汐の進退する所を云ふ。萬葉集に潟字を用ふ、新撰字鏡には灘洲潟同訓とす、海陸并に潟あり。和名抄に文選海賦を援き、海濱廣斥を釋き、加太と訓ず、北陸道出羽等の諸國に潟と稱するは、皆是也。其地質構造の上より論ずれば、海灣の一部、變動を被りて、鹹湖（入江に同じ）と爲れる也。其湖中に河流の水の輸入する量大なれば、淡水に變じ、或は全く潮汐の通路を閉塞せられて、淡水湖と爲る。○地學雜志云、柴山潟の西岸片山津の温泉は、遥々百餘間を隔つる湖底に湧出する熱水を、樋を以て巧に一大浴室に導けり、其質無色透明にして鹹味を帶び、多量の食鹽と若干の硫酸を含み、越前國蘆原の温泉に均くして海水に類する處あり、源泉の温度は高くして華氏百六十度内外なるも、浴室に於けるものは百二十度內外なり。

八田郷（ヤタ）

和名抄、江沼郡八田郷、訓也多。○今月津（ツキツ）村（大字矢田あり）及び矢田野村是なり、柴山潟

の東岸にして、分校瑞谷ゝ北とす、能美郡串村ゝ津村に接す。

月津（ツキツ）　今月津村、動橋の北東一里、駅路にあたる、近世は月津潟を帯したる地也。

（額見）

三州志に額田庄は額見（ヌカミ）村の邊稱とあれど、額見は（今月津村へ入る）八田郷の域内とす、曰く「額田庄加納八田庄等は正治元年より天正八年に至る、中院家領と云ふこと、及び中院の権中納言通村卿、永正十六年加州に於て薨すと、閣内大臣通秀公永享八年加州山内に於て薨すと、彼家に傳へりとぞ、今の額見村邊ならん」と云々。

能美郡

能美郡（ノミ）　江沼郡の北にして、手取川に至る、大日梯川（安宅川）の水系とす。西は海、東は白山谷とす、（白山谷の六村も近時本郡の所管と爲る）面積約二十五方里、人口九萬、二町三十四村（外に白山谷の六村、手取川の北岸三村も今本郡に屬す）治所は小松に在り、能美は郷名野身より起る、此地本江沼郡の域内とす、弘仁十四年分置せらる、

日本紀畧、弘仁十四年、加賀國江沼郡管郷十三、驛四、割五郷二驛、更建一郡、號能美郡。

此に二驛とあれど、延喜式安宅の一驛あるのみ、疑ふべし、地形を見るも二驛を要するなし、野身の府邊に一驛を特置したるを、延喜式に至り停止したる歟。

粟津（アハツ）　今粟津村と云ふ、江沼郡矢田野那谷の東に隣り、其浮流は西北して木場潟へ入る。（盛衰記に、白山神輿を出奉り、粟津須河（スガウ）を經て、越前へ截送したる事見ゆ）

粟津温泉は旅舘百十六楼、浴場あり、木場潟の南一里、小松より三里とす

木場潟（キバ）　柴山潟の東北一里に在り、周囘七十町、西北に決潰して今江潟に通ず。

同の東南岸に木場村あり、今符津と合併して木場と改む（木場は或は鬼波（キバ）に作る　小松軍記云、前田利長思慮して、小松城の東に當りて、其間三里を隔て、鬼波三谷と云山に、三箇所の砦ありけるに、向城を取て、七千餘騎にて大聖寺城へ向ける、云々。

串（クシ）　木場潟と柴山今江三潟間堤をなすの間に、串村と今江驛あり、近世の北陸道并に鐵道は此洲渚の上を通ず。

今江（イマエ）　今江潟の東南岸なる一村にして、小松と月津動橋の間なる小驛とす、天正三年、織田信長親ら加賀に入り、進軍して今江の御幸（ゴカウ）塚に陣す、上杉謙信來り戰ひ、先松任（マツタフ）城を破る、信長利なきを見て、夜に乘じ退去す　慶長五年、前田利長又此を取り、小木大聖寺の間を斷ちたり。

（御幸塚）

三州志云、御幸塚（ゴカウツカ）は今江潟の邊なる岡山にて、下に官道驛舍あり、今江城とも呼び、要害の所也、御幸城とも唱ふ、岡上に古塚あり、北越太平記に五幸塚に作るは非なり、今は納米倉作倉あり、中古何某如此所に居て、土民を勸化すと云へり、是文明三年ならん、利謙詳ならず、富樫泰高居る、長享二年滅亡の後、泰高野々市城に徙りて、此城には賊徒據りしとみえたり、天正四年、門徒賊城内四郎左衛門林七介等此城に在て、大聖寺城を攻む、佐久間盛政徳山五兵衛利兵を提來て御幸塚を陷れ、乃此に據り賊を擊つ。

今江潟（イマエ）　木場の西、柴山の北なる湖沼にて、方二十町許、二湖の剰水此に滙し、更に西北に渠道を通じ、梯川に入り安宅浦に注ぐ（今江潟より、梯川の末、安宅浦まで四十町）

[illegible]、寛正二年五月[illegible]、[illegible]は[illegible]原に城郭を構て有けれ共、大将[illegible]て、佐見、白江、成合の池打過て、安宅の[illegible]云々と曰ふ、成合池とは三湖のならん[illegible]

（成合池）

佐美（サミ）　今日村と併せ、末佐美村と称す、今江潟の西なる小丘を占め、篠原村の北とす　康正三年引付に「一貫文、日野前大納言御領、加州佐見保」とあるは此なるべし。

梯川（カケハシ）　大杉川尾小屋川を源とし、[illegible]に至り西流し、小松市街を繞り、三湖の水を容れ、安宅浦に至り海に入る、長十二里、一名安宅川と云ふ、梯は又掛橋に作る。

此川は安宅渡とも云ひ、[illegible]ありしにより、古來梯川の名あり、菟橋と云ふも此梯の別名にて、[illegible]の義とす。

梯神社（カケハシ）　梯川の畔、小松町の西に在り、今牧村に屬す、明暦元年、藩主前田利常創建、菅原大神を祭る。

菟橋郷（ウハシ）　和名抄、能美郡高山寺本、菟橋郷、川字渡之〇刊本には宇橋（ウハシ）に作る、今の佐美村、牧村、安宅町、小松町等、梯川下流左右の地たるべし、菟橋は浮梁の義にして、安宅渡の橋梁より其名起る。

此郷を得橋（トクハシ）郷と混同する説あり、得橋は得橋にも作り、中世の庄郷名也、古府國泉寺の邊を指す、安宅小松と東西に隔る、豈混同すべけんや。富田氏の三州志、已に此誤を傳へしより、神祇志料、又延喜式菟橋神社は今小松町に在るも、古へ得橋（トクハシ）郷の小野村より移しゝ也と辨ず。

（得橋）

菟橋神の小松に在るは然ることながら、小野村は野身郷の得橋なれば、菟橋神に因縁なし、不審。

安宅（アタカ）　今安宅町と云ふ、人口二千三百、梯川の右岸にして、海濱に在り、小松の西二十餘町。

三州志云、盛衰記に安宅渡住吉（スミヨシ）濱とあるは、今も安宅浦

（住吉濱）　（安宅渡）　（安宅關址）

に住吉神あり、此神皇國降伏の誓あり、土俗の言によれば、此浦へ昔異國の兵艦來寇せし故に、寇浦の約言なりやとも想はる、その頃北國瀕海往還にて、安宅驛の名も延喜式に出で、守固の隳と思はる、彼文治の頃義經の爲に新關を設くと云も、古の關址に據て置し成べし、壽永二年五月朔、平軍加賀國に向ふ時、林光明富樫家經等、石黒光弘等と合從し、寨を安宅渡に築き、數百艘を設くとあり、此安宅渡とは今の古川成べし、又平維盛敗軍して安宅城に保み、橋を引て援守すとあり、文治三年二月、源義經安宅關を作りて過ぎしことは、盛長私記に見た、曆應元年、古權高家越後の官野大井田彈正少弼等い大兵に依て、阿多賀を過て那多城に保みしことは、太平記にみえ、應安元年、新田義宗義治等潛行して安宅關に抵りしことは、後太平記に見え、弘治元年、山崎吉家安宅を攻め、永祿五年、朝倉景行安宅に陣營し、天正七年柴田勝家安宅を燒拂ふ等、諸書に散見す、又云、昔義經の北陸道へ走る、加賀介富樫泰家之をきゝ、家臣を集め、安宅に新關を構ふ、按ずるに古へ此濱北國街道なり、故に此處に新關を置く、安宅關の名は八雲御抄に見ゆ、關跡今詳ならず、三州名蹟志に古の關址二三里海中に在りて、百年前までは松の枯木など有りしと、是は實なり、抑このことは世にもてはやすことなれば、謡曲などにも盛長私記に載せたる者にて、其事詳ならし、義經記に載する者、其事相似て異なり。

（牧）

根上（ネアガリ）

今牧（マキ）村の大字とす、安宅町の東なる原中にして、尚古松一株あり、綠苑記に根上松と云ひ、或は一松（ヒトツマツ）とあるも同しかるべし、同書に

五月二日、安宅渡の橋板三間引落し、城の岸の邊に、越中前司盛俊が一万五千餘騎、安宅渡に控へたり（中略）林富樫以下も安宅城を引退、加賀國住人井家二郎範方根上の松の根まで、返合々々十一度まで戰々にていけるが、終に討れにけり、根上松と云所は、東は沼、西は海道狹して分内なし、源氏數を盡して亡べかりしに、井家二郎返合戰ける間、希有にして落延ぬ、

と叙したり。

みつしほのこしてや洗ふあらかねの土もあらはに根上の松（三州志）　明智　光秀

小松（コマツ）

今小松町と云ふ、人口二萬三千、本郡の郡治とす、金澤へ十八哩、大聖寺へ十一哩、三湖の北、梯川の西岸に沿り、近世は前田家の居城ありて、城吏を置きて之を守らしめたり。

自加賀、赴京道中作　室　鳩巣

小松城郭在、隱映白雲間、要害山河長、經綸籌策多、
英雄事已矣、懷望竟如何、古俗留恩德、百年猶謳歌、

小松城址（コマツ）

三州志云、享祿三年、一向門徒の僧小松の道場の名、北陸七國志に見ゆ、永祿五年、朝倉義景が要害の地を問ふ時、加賀には小松と云等、明智記に見ゆ、然れども城と言はず、同七年、若林出馬、本折小松城陥ると云こと、末森戰記と云書記に見ゆ、是れ城の字見はるる始原なり、世俗の口碑に、古の小松の地は今の本折なりと云ふ、天正八年、柴田勝家は小松城に村上次郎右衛門義明を置く、後能美郡にて六萬六千石を領知す、同十一年、前田利家暫く之に居る、今年丹羽五郎左衛門長秀へ越前若狹及び加州の江沼能美二郡を賜ふを以て、小松の城主村上義明は長秀の麾下となる、同十三年、長秀卒し、義明は小松城に在て、堀久太郎秀政の與力となりて依然たり、慶長三年、秀政の子秀治越後國へ移封、義明も從て同國本庄城へ移る、故長秀の子長重松任より本城へ入り、十二萬石を領し、やがて加賀守に任せらる、同五年長重西軍に與し開城す、前田利長之を囲む、長重遂に敗れて領地を除かる、小松城前田氏の併有する所となり、前田對馬守長種城代となり之を守る。三祖利光は小松を養老退隱の城と定められ、慶安元年葭島に大亭を作らしめ、花園を開き、又觀音補陀を再興し、梯天滿宮等を修理せしめらる、萬治元年、利光小松城中に薨ず、爾後山臣を置き、之を守らしめらる。

小松軍記云、此城は無双の要害なれば、寄手左右なく不取懸、丹羽長重は惣構の外なりける本折町と云所を、十餘町自燒して引入、抑此城郭何の世に何者の取立けるや、由來遠く知人なし、御幸塚の陸より一段低き形地にて、安宅川の岸迄は七八町も有ぬべき沼地なり、中に少凸なるを平城にこそ築ける、西北の二方は安宅川添て、大船を出入す、しかも切岸高く石壁の如し、是を大手とす、掛橋口是なり、東と巽の角迄は、淺井と云る在所まで深田に續て湖水の如し、僅一筋有けれども、農夫の通ふ路なれは、無下に不通の要所なり、搦手南方計こそ、平陸に續たれども、本丸の地形の爲に堀上たりし土の跡、數十丈の堀と成て、左ながら深淵に不異、加程名譽の要害なれは、何十萬騎寄たりとも、何の怖か有ん、なれども長重當城に移られて、本丸地形を高さ九尺築上させ、本丸に備へたり、塀を結び、櫓を作り城戸を建、三重の天守を五層に構へして、北陸無双の城廓なれば、寄手左右なく攻ざりしも理也

多太神社（タダ）

今小松町上本折に在り、多太八幡と云ふ、式内の官社とす。○奥細道云、小松と云所にて、

しほらしき名や小松吹く萩すすき、

此ところ太田の神社に詣づ、實盛が甲錦のきれあり、昔源氏に屬せし時、義朝公より賜はせ給ふとかや、げにも平氏の物にあらず、目庇より菊唐草の彫もの、金をちりばめ、龍頭に鍬形を打たり、實盛討死の後、木曾殿願狀に添へて、此社に籠められしよし、目のあたり縁起に見えたり、

無慙やな甲の下のきりぎりす。

三州志云、多田八幡宮の寳藏の冑、義仲の副書等、近年世にもてはやし、集古十種ﾆ古器物の中にも、此甲冑及び裴把鎭の圖を載せたり、然れども此の願書の事は平家物語には多田八幡へ義仲蟻屋庄を寄進すと云文あるに依て、後世八幡詞合の狡才あるもの、贋作せる者と見えたり、果澤蟻屋庄ふべき所多し、又思ふに當年石川郡の笠間八幡へ、義仲手取川洪水の時、寄納せる甲冑を、後に社職中、何者か偽りて多田八幡の藏物となし、併せて副状等を贋作するなるべし、其故にや今石川郡笠間八幡には却て義仲寄納の甲冑なしと云へり。

本折(モトヲリ) 小松町の南偏の古名なり、今本折村と云ふは、向本折と云ひ、直に今江潟に至る。大田日記に、天正五年、瀧川一益加賀へ亂入、小松本折安宅等燒拂の事見ゆ。

加賀の國もとおりを過り侍りけるに、人の絹を織るを見侍りて、

誰か本織りそめつらんよろこびを加ふる(加賀)國のきぬのたてぬき(廻國雜記)

淺井(アサヰ) 今淺井村と云ふ、小松市街の東南に接す、此邊は近代前代(ノシロ)郷とも云へり、盛衰記白山神輿上洛の條に、

留主所(國府)より神輿を留め奉らんために、在廳の中に紀二郎大夫爲俊、所從相具して追ける程に、野代(ノシロ)山まで馳附たりけるが、馬を倒しければ、是唯事ならずとてハウハウ留主所へ歸にけり、

とあるは、此邊の坂路を指す。

(野代)

慶長五年七月下旬、前田利長御山を出でゝ東軍に會せんとす、小松大聖寺以南の諸城皆西軍に應ず、利長寺井に至り小松を伺ふ、丹羽長重又外郭を出で、隍屋の柵に登り之を禦む、利長の軍旌旗山野に充滿す、坂井與右衛門先兵千四百淺井口より、銃手八百潟海より輕舸に乘り、海を踰ね敵の後軍を襲はしむ、利長兵を勒し敢て來り攻めず、八月三日、利長既に大聖寺を攻め之を陷る、而して敵海路より能登に入ると聞き、遂に師を回す、江口三郎右衛門曰く、忽をして城下を過しむ、他日何の面ありて人を見るべき、之を襲つに若かずと、長重曰く善さ、坂井與右衛門をして隊伍を率ゐ、暴雨を冒ぎ出でゝ街口に備へ、以て敵の動止を覘はしめ、又兵を大臼(ダイロ)(今淺井村ゝ大字にて大領に作る)に伏す、利長の斥候之と遇ふ、矢丸既に接す、明日利長の部將横山長知等淺井山を下りて退く、三郎兵三百を率ゐ淺井山に登る、長重亦麾を揮て追躡す、前田氏の兵淺井畷の橋際に返戰す、長重鼓を勵まして進み、左右競ひ鬪ふ、利長退て三堂山に陣し之を望み、將に出掛(カケハシ)橋口を攻んとす、長重已に兵を收む、故を以て及ばずして還む。

(大領)

吉竹(ヨシタケ) 今淺井村に屬す、山を背にして淺井畷にのぞむ、式内幡生(ハタリカ)神社在り、今與服明神と云ふ、土俗綾の織端を奉て女工を祈る、東大寺要録に加賀國幡生庄と見ゆるも此とす、(神祇志料)

(幡生)

三谷(ミタニ) 今蓮代寺(レンダイジ)、木江と併せ、蓮江村と改む、淺井村の南にして、木場潟の東岸なる岡陵に倚る、小松軍記に「小松の要害堅固なれば、搦手へ打廻り、本折町を燒拂て裸城にし、御幸塚に押へを置き、敵の後へ打拔けて、大聖寺を攻落すべしと計畧を定め、八月二日三陀山を陣拂して、鬼波三谷の附城には旗旗を飾り、人夫少々殘し置、押勢に見せかけて、山背の細道を押通し、御幸塚へ打上り、本陣を居られける、云々。

白江(シラエ) 淺井の北を沖村(今若杉と合せて沖杉村と改む)とし、其北を白江とす、白江今佐々木と合せて白木村と改む、小松の東なり。三州志云、白江は輕海郷に屬す、盛衰記に白江の地名あるは此なるべし、一書に、板津介成景の子白井新介景平、及び景盛は此に住したる族と云へり。

輕海郷(カルミ) 和名抄、能美郡に輕海、加留美と註す、今中海村に中海(ナカツミ)てふ大字のこる、大日川の南岸并に上游中海、白木、沖杉、金野、那谷の諸村皆是なり、本郷を中海と改むるは、中村と合同したれば也、小松より白山谷河合宮村へ通ずる路次とす、其中は野市郷にして古府遊泉寺等の邑とす。

金平(カナヒラ) 今大野村と合せ、金野村と改む、梯川の山谷なり。金平不動山に金鑛あり、前田家安永中より稼行し、金平金山と云ふ、近年歳額金二三貫匁以上の産ありて相續す。

尾小屋(オゴヤ) 今西俣と合併して、西尾村と改む、金平の東南なる山谷を占め、白山谷に隣る、尾小屋川は西俣川を併せ、金平に至り大杉川と會し、梯川と稱る。〔尾小屋銅山は、近年の稼業歳額百萬斤と云ふ、小松町を距る四里餘、別宮村の管内とす。

波佐谷(ハサダニ) 今赤瀬と合併して湯谷村と云ふ、大杉川の山谷にて、尾小屋ﾉ平津村の間なる一溪とす。

朝倉始末記云、永正十六年、上使伊勢守貞陸御書を帶し下向あれば、朝倉孝景府中まで出向て、上使に對面し、加州本願寺門徒と和平あらんとせしかど、山科本願寺の内に、下間筑前守に實名長部少輔と云者有て、其驕を極めつゝ、猶大官高位を望み、天下を攻亡して、本願寺の上人を天子とし、我身は將軍と仰れて、四海を呑んと企てけるが、先加州に下着して、法敵は打亡す可しとて、即日に蜂起して、先づ波佐谷へ推寄せて、堂宇を燒崩し、石川郡へ押寄せ、若松の寺内を放火せらる。〇三州志云、享祿四年、國人起りて蓮谷に放火し、一向坊主を擒す、蓮谷は波佐谷とも云ひ、字津呂某と云ふ武士居住す、天正八年、柴田勝家にほろぼさる。

大杉川(オホスギ) 波佐谷の溪澗なり、其源は大日山の別峰鈴嶽(江沼郡山中谷西谷の奥にて白山谷の西南隅)に發す、其村落を大杉村と云ふ、此川は南流六里、金平に至り尾小屋

川を容れ、梯川と爲る。

鵜川（ウカハ）　今八里（ヤサト）と合せ里川村（サトカハ）と改む、輕海の北、梯川の畔なる山村とす、或は温川（ウンカハ）に作り、往時は温泉出たりと云ふも今はなし。○三州志云、總橋卿鵜川は古の涌泉寺の地なり、平家物語、治承元年、後白河院の院宣には温川に作る、安元二年、近藤師高兄弟鵜川涌泉寺にて、洗馬より擾亂に及びしこと、盛衰記に詳なり。

涌泉寺址（ユウセンジ）（遊泉寺）　今里川村大字遊泉寺（イウセン）是なり、白山中宮の末院にして、此寺放火の事より、白山衆徒蜂起の事、平家物語盛衰記等に見ゆ、白山記には

中宮八院、護國寺、昌隆寺、松谷寺、蓮花寺、善興寺、長寵寺、涌泉寺、隆明寺、輕海郷内也

と錄す、其護國昌隆は今金平に廢址を殘し、隆明も鵜川にあれば、野身輕海二郷の中に、此八院ありしを知るべし。盛衰記云、安元元年、近藤左衛門尉師高加賀守と爲り、國務を取行間、神社佛寺の御領、權門勢家の庄園を倒し、散々の事共にてぞ有ける、目代師經在國の間、白山中宮の末寺に涌泉寺と云は、國司の廳より程近き所なり、彼山寺に湯屋に目代が舍人馬の湯洗しけり、衆徒制止して追出しければ、師經大に怒り、在廳の國人等驅催して坊舍を燒拂ふ、怒りければ北の四箇寺に隆明寺、涌泉寺、長寵寺、善興寺、南の四箇寺に昌隆寺、護國寺、松谷寺、蓮花寺、八院の衆徒等會合して、使者を中宮へ立たりけり、云々。又同書に延曆寺牒狀を載せ

延曆寺政所下、加賀國馬場先達神人等、可早止上洛儀待御裁可事

とあれば、涌泉寺または當國の馬場とし、越前の平泉寺に對比したる也、白山に三の馬場ありと云事白山の神社の條に詳にす。○長門本平家云、安元二年八月に、白山末寺うんせんと云山寺に出湯有、彼湯に目代府を引入て洗ける、大衆申けるは、白山權現の一切衆病の藥の爲に、出し給處の出湯なり、奈處に馬を引入事狼藉なりとて、白山中宮八院三社の總長吏より制止を加ふ。○參考盛衰記云、白山神輿上洛事實、玉海不載、而治承元年三月條曰、去年加賀守師高目代、燒拂彼國白山領、山上大衆訴之、已欲下京云々、四月條曰、去日依山僧訴、加賀目代師恒被配流。

近年遊泉寺山中に、銅坑を開く、銀鑛をも出すとぞ、金平の北一里半。

野身鄉（ノミ）　和名抄、能美郡野身鄉、訓乃美。○今千針村（大字能美あり）古河村（大字古府あり）里川村、國造村、長野村等なるべし。輕海郷の北、梯川の右岸とす、此地は加賀國府の舊邑にて、郡名も此に起因す、野身は土師氏の姓字に出づる歟。

古府（コフ）（國府址）　國府の謂なり、今小野河田植田の三村と併せ、古河と改む、鵜川の西に接し、小松町の東北一里半。和名抄云、加賀國府、在能美郡、行程上十八日、下九日、弘仁十四年、割越前國加賀江沼二郡、置此國。延喜式云、加賀國、上、管四郡、上十二日、下六日、

顯輔朝臣加賀守にて下り侍りけるにいひつかはしける

よろこびをくはへていそぐ旅なれば思へどえこそ止めざりけれ、〔散木〕

三州志云、能美郡國府村古の府治なるへし、安元元年、近藤師高任國の時、此館は涌泉寺に近かりしと云ふは、此府館なるべし、備後正暦中宮權介忠頼加州永任の御許へ參り、家國に至て館を石川宗高安庄野々市に造りぬ。此國政の一縁也。○長門本平語云、白山中宮八院三社の衆徒等起して、五百餘騎にて加賀國府へ押寄、カウタリに構たりて、廳へ使を立ければ、目代は廳屋にも留らずして、逃て京へぞ上りける、大衆も押て上るべしとて、八月五日、字河を立て願成寺に着、六日佛原金劍宮へ入らせ給、同九日留守所（國府の留守）より牒狀あり、十日佛原を出、椎津へ着、同日又留守所より使二人税所大夫橘次郎大夫野代（ノシロ）山にて大衆の後陣に追着たり。

國分寺址（コクブンジ）　今詳ならず、國府の邊ならんと思はるゝも、未だ聞く所なし、寺井驛の邊に高堂（タカダウ）てふ大字あり、よしありげなる名稱とす。○延喜玄蕃寮式云、加賀國勝興寺、爲國分寺、置僧十口、又云、加賀國々分寺料二萬束、文殊會料二千束、藥分料四千束。

河田（カウダ）　今古川村の大字とす、康正造内引附に「三貫七百文、結城左近將監、加賀國河田庄段錢」とあるは此歟。

府南（フナミ）（得橋）　古府に在り、船見山とも云ふ。神祇志料に、式内石部神社、舊國府村の船見山に在り、府南社と云ふ、後之を小松町へ移す。○府南は正平七年古文書にも見ゆ、得橋庄内なり、得橋は又德橋に作る、南禪寺記

遠江國初倉庄、播磨國矢野例名、全國大鹽、但馬國池寺庄、加賀國得橋、得南、益延、長垣、府南社神主職、全國笠間東保、備中國三成郷、當寺門前敷地以下、右所所當知行、不可有相違者、天氣如斯、仍執達如件、

正平七年二月十七日　右衛門權佐（在判）

南禪寺長老棠山上人方丈

千代（チヨ）　今一針村と合同して千針と改む。三州志云、千代は天正中柴田勝家の將、拜郷五左衛門（家嘉）の居れる所にて、城址いこる。

和氣（ワケ）　今國造（クニツコ）村と改む、鵜川八里の北なる山村とす、康正二年造内引附に、「一貫五百文、大祥院殿、加賀國和氣保分段錢」とあるは此也。

山上鄉（ヤマカミ）　和名抄、能美郡山上郷、訓也萬加美。○今手取川の南岸、辰口、宮竹の邊を云ふ、蓋宮内村（宮竹岩内等を併す）山口村（山田辰口等を合す）久常村（德久秋常等を併す）湯野村（湯谷佐野等を併す）などに當

る、

二州志云、山上鄕は今六十餘村に及びぬ、中世林六郎光明の子に山上六郎光降、其子彌六左衞門忠光などあり、此住人なるべし。

岩本（イハモト）　今山口村の大字なり、手取川の南にて、鶴來町の對岸とす、此は白山本社四社の隨一岩本明神の在ます所なり、義經記云「判官は石原宿安宅渡を過ぎ、根上松に着き、白山權現に手向して、岩本の十一面觀音に通夜して、明くれば白山（下白山なるべし）に詣で、其夜は金劍宮に通夜せらる」云々

加賀國坎保地頭、庄田四郎次郎行方、與岩本太郎家清、相論云々、（貞永式目追加）

とありて、坎保今詳ならず、岩本氏は此岩本に因むなるにや。

辰口（タツクチ）　今山口村と改む、小松町の北東三里、鑛泉あり、溫七十八度、池面に噴騰すること二尺餘、池は石を疊みて之を作り、傍近に浴舍七戶あり、皆筧を設けて各其浴槽に引き、溫めて澡浴に供す、里俗に云ふ此地はもと湯屋と稱せしが、應永年中手取川洪水の爲め沈沒して池となり、行旅採浴の便を得ざる久し、天保六年再興せりとぞ。

佐野（サノ）　今湯谷と合せ、湯野と改む、式內狹野神社此に存す、三道山の東傍とす、往昔此村は南禪寺領なりしとぞ。

三道山（サンダウ）　小丘の名なれど、今粟生村の大字にも呼ぶ、寺井粟生の東にて、國道の傍とす。三堂又は三陀（サンダ）にも作る、享和年中此山より上代の土器及び巴の如きものを掘出せり、（三州志）古墳のあるならん。

北越軍記云、天正五年九月、加州へ亂入、小松安宅山道（サンダウ）山の城を攻被申、直に不動橋に陣取被申候、又云、慶長五年前田肥前守は、東軍一味にて、小松城主丹羽を押んが爲め、岡島備中守を以て三道山を守らせらる。〇小松軍記云、前田利長は丹羽長重が小松城水責にせよとて、近邊の在家より土俵を多くとり寄、大木を切りて安宅川を關揚て、水を仕掛ん用意也、然も本丸は地形を高く築上たれば、水は堤を越るとも、城迄は及まじ、箇なる事を仕出ては如何有んと思案有ける所へ、城中の家老ども相擬して三陀山の利長家老横山山崎方へ云遣しけるは、此比の爲體、天下の大義にても候はず、亦父祖の宿恨もなし、枉て和睦し玉はんならば、長重をも宥め可申と有しかば、横山も山崎も尤可然とて、頓て利長へ達しければ、さらばとて終に和談とゝなふ。

(三陀山)

山下鄕（ヤマシタ）　和名抄、能美郡山下鄕、訓也萬之多。〇今詳ならずと雖、山上の對稱なれば、寺井粟生等の諸村なるべし、山上鄕の西、軽橋鄕の北とす。

寺井（テラヰ）　今寺井村と云ふ、小松の北東一里半、小市聚を成す、戶數三百餘、賀州陶器の一產地とす。

文政年中、若杉村に肥前の陶工を招き窯を築き、青華の磁器を造る、其磁石は之を近地花坂に獲たり、尋いで赤繪呉須のものをも出したり、天保中に至り小野村蓮代寺村にも新窯起り、寺井小松に陶畫の名工出て、爾後郡內の陶窯增加して十餘所に達す、近時は專ら寺井を以て精附販賣の工場市場とす、加州陶器の名聲いよいよ揚らんとす。〇小松軍記云、前田勢四萬餘の軍を引率し、小松表へ押出す、松任より此方は小松領、燒拂て通れとて、道筋の在家を放火し、手取川を渡り、水島寺井迄押寄たり、長重今大軍に被押懸隔謝すべきにあらざれば、不得已籠城有べしとて、安宅川の岸に付て、柵一重結廻し、のぼり少々張立させ、取合せたる體を見する。

粟生（アオ）　寺井の北なる一村にて、手取川の畔とす、此邊をば板津（イタツ）鄕とも云ひ、中世板津氏あり、本郡の大領家なりしと。板津介成景の後裔板津九郎、小松城を取立との說、三州志に見ゆ。〇近世板津鄕と云ひ、寺井、粟生、福江、江之島、今居、湊の諸村をすべたり。

(板津)

東遊記云、[illegible]生と夫婦の間に、手取川といふ大河ありて、河原の幅一里、其中に七流八流の川に分れたり、毎月霧吹（ファキ）の日に通りければ、此河原[illegible]、[illegible]を拂ひ、止むる人ありしかど、何程の事かあらんと、[illegible]を揮ひ、昔彼丈夫に食し、身は[illegible]三重まで着し、投川原に出たるに、風の[illegible]の如く、[illegible]にて矢の如く、下より上へ[illegible]に降り、三重の合羽も切れ袖破れて、不動尊の火炎の如く、頭より舞ひあがり、目も開くべからず、息も續ぎあへず云々。

湊（ミナト）　今湊村と云ふ、小松の北二里、手取河の河口にて海濱とす。前岸を石川郡美川町とし、鐵道此を通過す、昔名今湊（イマミナト）、

湊村の南につゞきを、釜屋（カマヤ）村と云ひ、安宅浦に連接し、一帶の沙濱とす。〇神祇志料云、式內能美郡熊田（クマタ）神社は熊田村に在りしを、寛永年中、手取川洪水、この村全く流亡し、其神體をば金澤村泉野社（石川郡）へ移し、人民は湊村へ移り住みぬ、即吉原八幡の社地に小祠を建てて、熊田社と云ふ、昔加賀國人風に漂ひて能登國大宮の西なる猫島に至りし時、其地の神人告て、汝等彼方に渡らむには、此方の風を吹せて送らむ、彼方より此方に來らむには、加賀國に御する熊田宮と申すは、我の別社に御する也、此方に來らむと思はむ時には、其宮を祭り奉らば輒く此方に來るべき也と教へ給に、果して其言の如くなりき、其人の裔彼國に住着毎年一度熊田宮に至て祭を行ふと云ふは、奇怪しき說なれども、極めて故ある事なるべし、今昔物語に載せたり。

今湊（イマミナト）とは比樂の新港の謂なり、盛衰記に「壽永二年四月、源氏は安宅の湊よりおちて、今湊、藤塚を打過ぎて大野庄に陣を取」。〇太平記、延元三年五月、越後の[illegible]て越前へ打ち越ゆべかりしが、是より京までの道は、多年の兵亂に國費え民疲れて兵粮あるべからず、加賀國に

(熊田神社)

(今湊)

暫く逗留して、行末の兵糧を用意すべしとて、今湊の宿に十餘日まで逗留す、其間に軍勢劔、白山以下所々の神社佛閣に打ち入りて、佛物神物を犯し執り、民屋を追捕し資財を奪ひ取る事法に過ぎたり。

手取川（テトリ） 又湊川と云ふ、白山谷に發し、其上游十六里は北流の方向を取り、鶴來（ツルギ）に至り西に折る、と共に下游に就き、四里にして海に入る、河口北岸は美（ミ）川町、南岸は湊村なり、平時風浪少きに方り、小船の出入あり。

此川急流にして、舟楫の利を恭すあたはずと雖、鶴來以西の下游兩岸の地多く堰柵を設け、田圃の養水を引く、能美石川二郡の灌漑之に因る頗廣大也、上游には吉野川と云ふ。○手取川は古名比樂（ヒラ）川と云ふ、三代實錄、貞觀十一年「加賀國比樂河、置渡子二十五人」と。石川郡比樂を參考すべし）比樂湊比樂驛は此河水の末なる北岸にて、石川郡に屬せる也、後河道南に移り、形勢一變して、比樂の湊廢亡ぶ、大畧古の比樂河は月橋の西より福留（フクトメ）鹿島の邊に至りて海洋に入りし歟、三州志に山島用水を以て故河脈と論ず。

(比樂河)

白山谷

白山谷（ハクサン） 手取川の源谷、白山の山麓にして、廣遠の地なり、今石川能美の二郡に分屬すと雖、形勢おのづから別區を成し、大畧五十三方里の面積あり、一町(鶴來)八村、人口二萬六千。

白山谷の奥尾添（オゾフ）川は舊前田家領にて加州に屬し、白山川は舊松平家領にて越前に屬したり、蓋中古白山衆徒の盛なるや、山中の佛神は共同して之を祭る、其開闢當に土地の分界を爲さず、沿習して近世に至れる也、明曆寛文の交に至り、加越の兩藩にて白山の管治を爭ふ、江戸幕府裁決の極めて難きを見、命令を下し、兩藩の地山脚十八村を還納して公領と爲さしめ、以て其爭訟を停めたり。明治五年、政府國界を制定し、十八村は全く手取川の上游なるを以て、加州能美郡に屬せしむ。(十八村は今の白峰、尾口、新丸の三村に當る)

三州志云、明曆元年乙未、白山神祠大に破壞したるにより、國主前田家より再造すべしとて、尾添村の人夫をして其木材を伐集せしむるの處、越前福井松平氏の所領の島村牛首村の民之を聞き、此の神祠は越前の疆内とて之を拒み、遂に爭論に及び、尾添村のものも屈せず、彼等の村々を敗却せんと怒る、因て管工等金府へ歸り前川を太夫に告るに因り、先づ尾添村のものを戒め、硬口に諍論なすまじきの旨を令し、一旦其事治まる、後更に兩藩の爭となり、之を江戸に訴ふるも決することなし、寬文六年、石川郡三宮白山の長吏澄祐私に上京し、古例に仍て總長吏職を願ひ勅許を蒙り、白山禪定の別當職の綸旨を賜り歸山し、再白山神祠造營のことを論ず、越前の人猶可かず、遂に將軍家の處置を乞ふ、幕府の吏來り諭示して曰はく、加越分界不明なり、今思斷なし難きゆゑ、白山の麓は自今公領たるべしとて、加越兩藩の十八村を奉還せしめらる。

年ふれば越の白山老いにけりおほくの冬の雪つもりつつ。(拾遺)　　壬生　忠見

大日川（ダイニチ） 手取川の一支源にして、白山谷の西、能美郡界を南より北へ走る峽谷なり、長八里　其源には大日山あり、越前大野郡界に跨る、鈴嶽あり能美江沼の二郡に跨る。

新保（シンバウ） 今九山と併せ新丸（シンマル）村と改む、大日川の奥谷にして、能美郡大杉村の東にあたる（今能美の管内）

別宮（ベックウ） 大日川の谷に居り、今別宮村と云ふ、白山の別宮社あり、此地は西口能美郡涌泉寺八院より白山に登る道路にあたる（小松の東四里鶴來の南三里半）を以て、古より能美の郡内としたり。村上氏小松城主たりし時、其將吉武某之に駐守す、其以前は鈴木某と云ふ武士居り、鳥越てふ館址のこる（三州志）別宮、佐羅、中宮を加賀白山の三社と稱する由、盛衰記平語等に見ゆ。

別宮村の南二里餘、大字阿手（アテ）の尾小屋山に銅坑あり、明治十年比の發見に由り之を開く、今年額約一百萬斤の産あり、其工場を眞砂館と云ふ。

(阿手)

吉谷（ヨシタニ） 今河原山、西佐良の諸村と合せ吉原村と改む、別宮の東にて、吉野川に臨む。○吉野川は白山谷の幹流にて、此谷の右岸今石川郡に屬するものを吉野村とす。

吉野川といふ所に至りて

いもせ山ありとはきかず此にしも吉野の川の名になかれつつ。(回國雜記)

(吉野川)

白峯（シラネ） 今白山の西麓なる小村落を合せて白峯村と云ふ、牛首（ウシカクビ）を其首里とす、別宮の東南七里、大野郡勝山の東北五里、山谷險絕、荒涼の僻境なり。(今能美の管内)

白山川（ハクサン） 手取川(吉野川)の最遠源にして、白山千手瀧に發し、別山及び越前堺の諸溪を併せ、牛首に至り北流、二口に至り尾添川を容る、此間凡十里、此より吉野川と云ひ、瀨波川大日川直海川等を併せ六里、劍に至り以下下游に就く。

牛首（ウシカクビ） 白山の越前馬場平泉寺（ヘイセンジ）の登山口にして、谷峠の分水嶺を隔つるも、近世まで越前大野郡の管治たりき、牛首より東南に溪を登り、一之瀨（イチノセ）溫泉に至る四里、一之瀨より東北に登り三里にして彌陀原に至る、又二里にし

(一之瀨)

て御前峰の頂に至る

下山の折夕立しけれど、[illegible]

夕立の雲はしられぬ峰ぞかな　[illegible]

白山

此山は古人加賀越前越中美濃の五國に亙ると云へり、其蜿蜒千山はげに越中美濃まで一系続きに延くを見る。殊に近時地質學者の唱道する白山噴火帯は白山に起り中國の北岸に從て西に馳せ、若狹丹後神鍋(但馬)大山(伯耆)三瓶(石見)等をも帯中に數ふ。然れども此に謂ふ所の白山の山系は御前、別山、妙法嶽の一群にして、飛驒越前の界嶺を成し、手取川の水源を成す者なり。(白山は越前并に飛驒に亙出す)

（御前峰）

白山の絶頂御前嶽は(一說、二千六百八十米突)古人之を天嶺又は禪定と云ひ、白山神の奧宮とす。其西北に近く別立するを大汝峯と云ひ、其南方に稍遠きを別山とす、之をすべて白山三所と云ひ、修驗道者の行場たり(別山は越前の白山の條に詳にす)劍岳、釋迦岳、千手瀧、彌陀原、火御子等此間に在り、妙法山、簸嶽等は北方に綿亘する餘嶽とす。地學雜志云、白山の山たるその八合目以上は全く火山岩なれども、其狀他の火山の稍と異にして、截尖圓錐體狀をなさず、是れ中古紀の高山中に噴起して、古岩其指脚を蓋掩するが故なるべし、市の瀬に炭酸泉涌出す、之を白山溫泉といふ、此邊より迤西、谷峠を越えて勝山町に至るまで、皆中古紀の岩石にして、湯元を流る、柳谷川に沿ふて溯れば、山葵谷と稱する所あり、口、中、奧の三溪に分る、皆貝石木葉石等、中古紀の末葉に發生せる動植物の化石を、砂岩石板岩中より產す、是より益登陟して峻坂を經れば、彌陀が原と稱する海拔七千八百六十尺の高原あり、此原は中古紀岩及び火山岩の間にありて、火山灰の堆積より成れり、廣さ方半里許、原上は黑百合花蒿草等を初とし、種々の草花咲亂れ、盛夏には仲春の看あり、是より以上は其名も五葉坂と稱し五葉

（彌陀原）

松と同種なる偃松を以て蔽はれ、其間に高山の鳥の珍しげに飛鳴する光景は、全く下界の風色と異れり、高さ八千一百尺の所に室堂あり、火山岩はこれより漸く多く、終に偃松も絶えたる最高嶺を御前峰といふ、海拔八千八百尺なり、脚下に火口湖數多あり、三才圖會に據りて按ずるに、曰く延應元年白山自燒、天文二十三年五月、亦自燒出、而噴地獄出、云々と、而して延應の噴出は千歲池及び其近傍の小火口よりし、天文噴火は緑池及び手洗鉢の火口より盛に噴出し、奧の院北方一圓の凸凹を生ぜし歟、按に白山の緑池は泰澄が持論したる所なれば、上古より已に火口池たりし也、續古事談に之を刈籠池と云ふ、地獄の出現は飛驒の白川村の方なる地獄谷の活動を云へるに非ずや。

（緑池）

釋書云、泰澄法師、栖越前州越知峯、常望白山曰、彼峯嶺必有靈神、我當登彼而顯應、養老二年、夢天女、瓔珞嚴身、出紫雲中曰、靈感時至、蓋可早止、養老元年四月、澄往白山麓大野隈、乃專心持念、天女又來曰、吾是伊弉諾尊也、今號妙理大菩薩、此神居白嶺者、我主國之時都城也、我乃日域男女之天神也、天照大神者我子也、吾眞身在彼天嶺、大德往見之、言已天女乃隱、澄乃登白山天嶺絶頂、居綠碧池側、持誦專注、忽九頭龍出池面、澄曰、是方便現體、非本地身、持念彌確、頃刻十一面觀自在菩薩、妙相端嚴、光彩赫燄、澄稽首禮足白言、像末衆生、願垂救拔、于時菩薩搖金冠、瞬蓮眼而許之、拜不止三、妙體已隱、澄又渡左澗、上孤峯、値一偉丈夫、手提金箭、肩横銀弓、含笑曰、我是妙理大菩薩之輔也、名曰小白山大行事、大德當知聖觀自在之變身也、言已乃隱、澄又昇右峯、見一奇服老翁、神宇閑雅、曰我是妙理大菩薩之弼也、名曰大己貴、西刹主也、言已又隱、自此靈感益顯著也、澄嘗語人曰、妙理菩薩曰、我山中一艸一木、無不我眷屬之所居、一萬眷屬妙德降迹、十萬金剛童子遍吉垂化、

（天嶺）

五萬八千天女、眷屬天女之所住也、[illegible]三[illegible]立[illegible]法華[illegible]白山、[illegible]大[illegible]如[illegible]之。甚[illegible]日、[illegible]氏[illegible]

消はつる時しなければ越路なる白山の名は雪にぞありける（古今）　凡河内躬恒

越の國に白山を見て、

白山禪定に侍りて、三の室に至りけるに、雪いと深く侍りければ、思ひつゝけ侍りける、

白山の名にあらはれて三越路や常なる雪の消ゆる日もなし（回國雜記）

續古事談云、白山の西因上人語りけるは、三所權現は阿彌陀、勢至、觀音十一面の垂跡也、衆生の煩惱[illegible]の地にかりこむる故に、かりこめの池と云也、四十八年此山に籠て、大願を發して山の頂に室作て、三伴を居たてまつる、此山に三人の上人あり、一人は眞言を習て山の頂に住て、三昧行法をして人に逢事なし、五六十日物を食ねども、飢たる氣色なし、山内の人之を證果の人と云ふ、一人は里近く住て、結縁の人來りて未其詞のべぬ先に、かねて人の心を知れり、人これを化人と云ふ、一人は座の前に鉢を置きて、天水を待て受て飲む、早する時は咒をみてて加持すれば、雲起り雨降て此鉢に入、其水絶ることなし、年九十二也、起居便利なれば人これを神仙と云ふ、日泰上人と云ひける、聖よろづの靈驗所歩み殘す所なし、此山の瀧の池の水、昔より汲人なし、聖始て之を汲て人に飲ませけり、飲人皆病癒けり。○三州志云、異稱日本傳の述ぶる所は「古來相傳、蓬萊在日本、而所指不一、或曰紀州熊野、或曰攝州住吉、靈應記曰加州白山也」云々と、この白山はその高さ萬仞、四時雪消せず、宗祇の方角集に、富士の雪は消ゆる日定まりたれども、白山の雪は消ゆる日なしと記せり、其言誤らず、鍾靈毓秀、巋然として屹立し、其景况は蜀都賦に「山阜

（刈込池）

（禪定）

相屬、含谿懷谷、岡巒糾紛、冠石吐雲、鬱盤以嵸嶶、嶇巍々以峨々、于青霄而秀出、舒丹氣以爲霞、龍池濇濚灤濆其隈」と云者と暗合す、其の故に絶頂に登る時は、吸噓上天に通ずるが如く、寥々として三十六天の外別に一天を爲すを覺ゆ、其方維は東禮飛驒、南屆美濃、西臂越前、北腰加賀、周廻二十里所と云ふ、弘仁十四年以來は加賀國石川郡の境域に屬す、正應四年の白山記に「加賀國石川郡味智郷、有一名山、號白山、其山頂名禪(センヂャウ)定」と見ゆ、古へより山神を白山比咩と崇め、文德實錄、仁壽三年、加賀國白山比咩神、又延喜式に石川郡に此神を係けたり、白山記に「凡白山神主は寛弘以來上道(カミノミチ)氏に始む、神人者守部椋部南淵は共に蘇麻呂の末孫なり、長吏は藤原氏流云云」、或は式の比咩神社は元より下白山今の三の宮の神なり、大山は泰澄開山養老以來のものにて、別體かとも云ふ、又白山神號は大山祇命なること風土記を以て明斷すべし、萬葉十七卷にも越乃大山と詠出して、大山祇と暗符す、或は白山を「マヲスヤマ」と呼ぶ說あり、甚しき牽强なり、日本紀通證に所祭三所、其中を菊理媛とし、神代卷の白峯の說に取ると云ふもの是歟、抑是白山神社は欽明天皇御宇以來有之とさ、石川郡三宮南昔の寶記康永三年の條に皆明なれば、泰澄養老元年開山と云ふよりは、既に百七十年餘以前に在り、泰澄以來の佛說にあやまられ、源平盛衰記元亨釋書等皆妄誕を免れず、

（大汝嶽）

凡白山は閑山の名にて、其の中特出せるものは三山なり、北を大汝(オホナムチ)と云ふ、昔は白山記に所謂太男知(オホナムチ)にして、世俗の內陣と呼ぶは御前山に對するなり、南を別山と云ふ、中を御前(ゴゼン)と號す、古訓みさき也、御前最も高し此嶽後劍の峯あり、其の狀五劍を束ねて立るが如し、相傳ふ神代の陵なりと、山巓に池あり翠(ミドリ)池と名づく、宗祇師方角集に又之を千蛇(センジャ)池とも云ふとあり、又御前山下盤石の上を走る神泉あり、此泉の東に一峯あり火御子(ヒノミコ)と名づく、赤きこと火色の如し、又瀑布あり高瀑と名く、直に下ること二百丈、之を望むに垂雲の如し、今は千丈(センジャウ)瀑と呼ぶ、花山法皇微行登嶽し玉ふことは白山記に見えたり、今嶽蹤の徒、僅に山中に信宿して上下する一道脈を知るのみ、此山には古來異果の靈蹤、白猪の神馬ありとつたふ、又雷鳥すめり。

（千丈瀧）

白山(シラヤマ)神社　今稱白山本宮、また妙理大權現と云へり、御前村に在り。按に白山は泰澄の開けること實なるべし、三州志に欽明帝の御宇に白山祠あり（諸神記には崇神天皇に白山神現ると云）と論ずれど採り難し。延喜式石川郡白山比咩(シラヤマヒメ)社は下白山にて此にはあらず、從ひて白山(ハクサン)本宮(ホングウ)は式外の社と知らる。祭神は釋書に伊弉諾尊とあれど、諸は册の誤にて女神なること著し、僞作風土記の大山祇は勿論、通證の菊理媛も牽强の說のみ、いづれも採り難し。

（白山本宮）

越前丹生郡越智山の白山三所は本宮越智姬、奧院大已貴神、別山敦賀御前と云ふ此傳說正しかるべし、泰澄の彼山を開くや、越知姬を本宮とし、此山を開くや白山比咩を本宮とする、同一の手段也、本地佛を十一面觀世音と定めしからには、垂跡は越知姬にも、白山比咩にも、將又伊弉册神にも、其轉換自在なるは彼徒の掌中の事のみ。

然れども本宮は下白山の古社を原據として、泰澄が開きたる所なれば、加賀本宮と云ひ、後世下白山の古社と本末を顚倒すれど、猶舊儀の遺れるを知る。盛衰記、木曾義仲の三箇馬場立願の條に曰く、

木曾は越中六動寺の國府に着、幸に今北國第一の靈社、効驗無双の明神の御寶近く參たり、白山妙理權現に願書進せばやとて、

敬白立申大願事、

一可本勸仕、加賀馬場白山本宮三十講事、

一可奉勸仕、越前馬場平泉寺三十講事、

一可奉勸仕、美濃馬場長瀧寺三十講事、

右白山妙理權現者、觀音薩埵之垂跡、自在吉祥之化身也、卜三州高岩之盛窟、利四海率土之尊卑、云々。

本宮中世以降當國の一宮と稱る、明治維新神佛の混淆を制止し、權現の號を謝め、白山(シラヤマ)神社と云ひ、國幣中社に列す。○白山妙理權現は比叡山延曆寺に勸請し、日吉山王の末社に加へ、客人宮(マラウド)と曰へり、寺說には天安二年北國より勸請すと云ひ、山王七社の中に數へらる。延曆寺と白山の僧徒が、相應和して、此神の靈驗を說き、結界加護、以て自ら封殖せしは、久しき事とす。然れども應德久安の院宣には、猶越前平泉寺は山門の末寺たるべき勅裁ありしに止まり、加賀馬場は未だ勅裁を經ず、安元元年近藤師高の目代師經涌泉寺狼藉の一件起るや、本末の大衆蜂起して、勅裁を要求す、當時院宣に

加賀國湧河(ウカハ)燒失事

右白山非山門之末寺之由、在廳雜合申、大衆強訴申由、依令申給、目代師經可被行罪、抑依大衆之訴、號末寺、致無道濫訴、恣動神輿、欲企參洛、云々

とあるにて、勅裁に前後ありしを知る。白山の末寺先達神人僧徒は五國に散在し、山門延曆寺之が本寺たり、強盛自專の狀想像に餘あり。○白山加賀馬場は西口と稱し、笥笠(ケカサ)中宮の神宮寺に長吏ありて、末寺諸社を司れるびとし、長門本平語に「白山中宮の八院三社の長吏」とある是也。又留守所と除符の牒狀は、皆白山中宮衆徒衙と署す、笥笠の神宮寺を指す。

山科言繼卿記云「天文五年二月、加州白山大武に御即位合力の事申候處、百疋持參見舞箭々」この大試とある、當時當山の長吏なるべし。

尾添(ヲゾフ)　白山大汝峰の北西麓にして、尾添川は千丈瀧の末なり、今二口村女原村等と併せ、尾口と改む、卽

能美の管內とす。尾添川は其[illegible]中位、[illegible]等の諸[illegible]水之に歸し、日本[illegible]石川郡に屬し、中宮村なり。○白山の[illegible]に[illegible]、[illegible]、地獄谷は手取川の名を命す、尾添及び[illegible]等島村などの邊に[illegible]す。

中宮(チウグウ)　尾添川の北岸にして、今石川郡に屬し、吉野谷村の大字に呼ぶ、卽白山の末社中宮の所在地也、別宮の東南四里。

([illegible])

白山中宮は白山記に「又有一勝地、謂山周八方、形如蓮華、號之曰、如意寶、彼時立其上、其號笠中宮、本地如意輪觀音」と見え、白山上人緣起(續文粹に收む)に「西因着到白山、久修練行、四十三年于茲矣、彌陀一致可還之故也、道場者、當山之[illegible]笠中宮寺也、時保安二年」云々とあるに依り、神宮寺も此なりしを知る。又中宮には國常立尊を祀る由、神社考に載す、之を加賀[illegible]子本地藥師如來と記す。

中宮の東二里の奧に溫泉涌出す、之谷湯と云ふ、熱百四十度、自時登山の人之に洗浴す、浴場及び客舍四五字あり、妙法嶽の下にして、禪定の北にあたる。

佐良(サラ)　又佐羅に作る、中宮と別宮の間にて、今大字にも呼び、吉野谷村に屬す、白山末社佐良明神在り、早松明神も此にや、盛衰記に中宮、佐羅、別宮を白山の三社と曰ふ、

白山七所の其中に、佐羅の早松明神の御輿を飾り奉る、本地は不動明王也、安元三年二月五日御門出あり、願成寺へつかせ給ふ、六日は佛原金劍宮へ入奉る。

又白山記に「有一寶社、名佐羅大明神宮、本地不動明王、天元五年壬午、造始寶殿、小社(原註文殊普賢)早松並松御子、瀧六所御子」と曰ふ。○北國巡杖記云、白山谷に吉野、佐良、瀨波、市原、木滑、中宮、尾添、荒谷の八村あり、禪定に至る道すがら、名所多きが中に、歌占の瀧、佛が原、[illegible]などあり、吉野は[illegible]な名所とす、[illegible]が瀧は深淵に架し、さながら虹にかける如し、大[illegible]野といふあり、行人歩むに隨ひて、地中鳴動す、太鼓の如くぎんぎん[illegible]く也。千[illegible]が池には[illegible]百合草を生ず、木滑には[illegible]を[illegible]ふ習あり。○瀨波(セナミ)木滑、市原など今共に吉野谷の大字也。瀨波川は佐良と中宮の間なる長谷にして、長二里、尾添川と竝行す。

(瀨波)

吉野(ヨシノ)　今吉野谷村と改む、佐良中宮の北、別宮の東一里にして、其溪流は卽吉野川也、鶴來の南三里半。(今石川の管內)

三州志云、吉野村に古の祇陀(ギダ)寺の跡あり、寺の開山は大智禪師なり、富樫昌家の叔父定[illegible]居士(定宗のことか)此の大智に歸依し、其館の吉野にありけるを、改造して祇陀寺と號し、大智をして住せしむ、是延元中の事と云ふ、大智の師明峰此處に隱居す、故に明峰の遺蹟あり、明峰祇陀寺に在るとき其の邊の十勝を選顯す、所謂大白山、飛瀧岸、高月池、鉢頭峰、虎狼山、白布瀑、仙去峰、高門橋、月影澤、安龍山是なり、其詩は傳らず惜むべし、大智偈頌一卷及び逸偈一卷今印行の本あり、延德三年結城某と云ふもの、白山の長吏職を奪はんとして白山に亂入す、祇陀寺の僧之を拒ぐ、是より山中の寺社多く敗滅す。

(祇陀寺址)

吉岡(ヨシヲカ)　今福岡、直海、下白山等と合せ河內(カウチ)村と改む、河內は舊庄名にして、白山谷の中石川郡に屬せる諸村里をすべたり。○三州志云、河內庄は三宮舊記に、正和年中河內庄の名あり、祇陀寺文書、貞和三年、河內庄惣領藤原市宗が大智禪師へ與へしものあり。

白山よりくだり、吉岡といへる所に、暫しやすみて、

旅ならぬ身もかかりそめの世なりけりうきもつらきも吉やよし岡、〔回國雜記〕

(河內)

福岡(フクヲカ)　今河內村の大字とす、[illegible]、東方に[illegible][illegible]云ふ、其[illegible]、[illegible]州志云、[illegible]、[illegible]月[illegible]江[illegible]是也、白山古記に、[illegible]七[illegible]郎白山[illegible]り、鍋木系圖に右衞門大夫初め結城[illegible]は稍[illegible]すべし。

下白山(シモシラヤマ)　今河內村大字白山(シラヤマ)是なり、鶴來町の南十餘町、手取川の右岸とす、白山神社あり、此は式內石川郡白山比咩(ヒメ)神社に當り、文德實錄、仁壽三年「白山比咩神加從三位」とあるも同じ。卜部兼文釋紀に、治承四年白山神殿燒失修造の事見ゆるは此社にや、又白山本宮にや。白山本宮は今[illegible]徒が白山の奧に開きたる道場和同の道場とす、蓋此神の領有ける山谷を[illegible]して、觀音薩埵を安置したる也、後世本末を顚倒して此の古社をば彼三所權現の末社と爲し、或は下白山と呼ぶ

白山姫神は神代紀に見ゆる菊理姫を祭ると云ふは、神道家の常談なれど、附會を免れず、高山の峨々たるを仰ぎて威靈を想ふは、上古の風俗なり、必しも之を神代記に寄せ其人物を求めずして可なり。斯山の神靈にして陰性を帶び給ふが故に、之を白山比咩神と稱へ奉る、[illegible]明の狀にあらずや、權現本迹の理數は古義にあらず。○三州志云、白山比咩の神庫には舊藏の古書記錄頗多かりしと雖、長享二年國主富樫介政親本願寺派宗徒の爲め、二十三世の社稷を失ひしより以降、釋徒國中を掠め押領する凡一百許年、神田社領を沒倒し、神社佛閣を燒失す、依之白山比咩神社も數年廢社となり、古來傳藏の神寶書記等も散逸し、今纔に存するもの、神皇正統記、白山記、莊嚴講中錄、三宮古記等の四五部のみとす、蓋神皇正統記は北畠准后再撰の本にて、書末に延文元年の頃、彼家僕瀧口右衞門尉某邦の本を以て書寫する由記載し、實に

(白山姫神社)

世に比類なき珍書也、又白山記以下の書類は當社の記錄にて、中にも白山記は古代の筆記なれば、本地垂迹を旨とし、浮屠の妄誕附會の說も併載すと雖、白山三社の來由、山中七社及び攝社末社の次第等、故實を存し、聊私意を指加へず、古傳說の儘にて書載たり、此書は長寛年中、中宮の長吏隆厳の撰述なるべし

三宮（サンノミヤ）

下白山に隣接し、又白山の末社とす、今河內村の大字にも呼ぶ、謂ゆる岩本、金劔、下白山、三宮の四社の其一也、此社は式內味知（ミチ）神社にあらずや

千早振る白山過ぎてなほふかきたのみは神ぞ知るらむ、（新拾遺）

鶴來（ツルギ）

今鶴來町と云ふ、古は劔に作れり、白山谷の關隘に在り、手取川の屈折する所、其外角に位置す、金澤の南四里、（松任の東南三里）戶數七百、小都市を成す。

（金劔神社）

下白山と云ひて、本の白山の麓に劔（ツルギ）と云所侍り、そのかみ劔飛來しより、此名を殘しけるとぞ

白山の雪のうちなる氷こそ麓の里のつるぎなりけれ、（回國雜記）

（侍原）

我劔む侍の原に分けきてぞ行きかふ道のかひも知らる、（回國雜記）

塵袋記云、ほきけの原の金劔明神と申は、弘仁十四年に此所に祀奉て、三百五十餘年也、本地倶利迦羅不動明王也、金劔宮と申す、○按に金劔宮は織田劔神を移せるにやあらん、之を火宮とも云へり、織田は越前丹生郡なり。

味知（ミチ）鄕

和名抄、石川郡味知鄕訓美知。○今鶴來町河內村等なるべし、三州志云、延喜式味知神社（石川郡）は此鄕に在るべし、三宮社の曆應二年文書にも味知鄕の名ありて、天正十一年羽柴筑前守の制札にも此名ありて、今の河內鄕にあたる、白山記には「味知鄕、有一名山、號白山、其山頂名禪定」と曰へる、最徵據すべし、又白山の神主舊姓道公（ミチ）と云へり。味智鄕は今の鶴來河內の邊を本據として、後世山中の部落の增加するに從ひ、鄕內に收めしならん、白山禪定をも鄕內と見るは此意義なり。○味知は古の姓氏なり、姓氏錄云「道公、大彥命孫、彥屋主田心命之後也」と、越國の名家とす、此道公の住里に白山比咩を祭れば、當時道公は此神を氏神と爲せしを知る、一書に味知社は金石町の東なる弓取村の安江にありと云ふは謬れり、鶴來町の邊にポむべし、即三宮にやあらん。

石川郡

石川（イシカハ）郡

能美の北、河北（カホク）の南、今五町三十九村を管治し、金澤市は離立す、然れども其區域錯合ならざる所あり、故に本篇は白山谷の一町二村を本郡より除き、又手取川の北なる三村を能美より併せ、金澤市街東方の三村（湯之谷金浦小金）を河北より併せ、布置叙述の便を取る。此布置によれば面積凡三十方里、一市四町四十三村を收む、人口十九萬七千許。

石川は和名抄以之加波と註す、弘仁十四年加賀郡を割き之を置く。按に後紀弘仁十四年、加賀國言上、加賀郡管鄕十六驛四、割八鄕一驛、更建一郡、號石川郡、以地廣人多也」と（和名抄、高山寺本に驛家を缺けど、各八鄕の數合ふ）其一驛は比樂驛なるべし、後世郡界の變遷數々あり。○石川の名稱の起因不詳、姓號にや、又水名にや。

月橋（ツキハシ）

今明島、日御子等と合せ、藏山村と改む、手取川の北岸、劔町の西に隣る、東に藏（クラ）山丘陵の山脉南北に馳す。

月橋は又槻橋に作る、往時富樫の家臣に槻橋氏あり、此地に住し、藏山をば其要害と傳ふ（三州志）月橋は近世林鄕の中たり、然れども古の井手鄕の中かとも想はる。

（藏山）

井手（ヰデ）鄕

和名抄、石川郡井手鄕、訓井天。○今詳ならず、井手は溝洫の堰閘なれば、藏山館畑山島などにあたる歟、凡石川郡の平郊松任四近の溝洫は、其源水を手取川に取り、月橋明島の邊に堰口を設く、以て推斷すべきに似たり。

（館畑）

館畑（タチハタケ）の大字に井口あり、此井口は今手取川の岸に直接せずと雖、往時は此河水此邊を流れし歟、後世變じて南に移れるなるし、今も北岸の中島（宮竹新村）草深（クサブカ）、砂川（スナガハ）の三村能美郡の管內に屬するは、河道南移以前の舊俗を保持するに因るならん。○又按に山島（ヤマシマ）は近世は鄕名にも呼べり、手取川の南岸を能美郡山上山下の二鄕に分つより推せば、北岸なる此山島鄕は往時手取川の洲渚にして、能美郡に屬せし者歟、山島の名義をおもふべし

（山島）

盛衰記に「平家は倶利伽羅に敗軍し、我先にと篠原、今湊、安宅を指てぞ落行ける、駒に任せて行程に小川大行（タイギヤウ）事（ジ）の洪水に先陣流るれども、後陣之を揖けず」云々、小川は小河濱にて其溝洫をば今南川と呼び、大行事は即山島堀にて、大殿寺川と云ふにあたる、此大行事川は古の比樂河の水脉なりと云ふ。

（大行事川）

比樂（ヒラ）

延喜式に見ゆる古驛名なり、今山島（ヤマシマ）の西なる水島（ミヅシマ）村を比樂島と改稱す、蓋古驛も此邊に外ならず、手取川の河道變移の爲めに、地形其舊を失ひ、後世詳にし難し

三州志云、貞觀十一年「加賀國比樂河、置牛輪渡子二十五人」と見え、また延喜式、北陸道運漕雜物功賃の所に比樂湊あり、また本郡三宮古記、曆應二年九月に比樂あり、比樂は手取河の古名也、今の湊は中昔に所謂今湊（イマミナト）にて是と別也、抑比樂河は古へ能美石川二郡の界水にし

（水島）

（比樂湊址）て、其河脉は今の山島用水なるべし、三代實錄、貞觀十三年渤海國の入覲使楊成規等の一行、加賀國に着岸の事見ゆ、此若林の津も比樂湊なるべし、（按に能美郡安宅の名は盛衰記太平記に見ゆ、其記已に比樂の古名は亡びしなるべし）

美川（本吉）　今美川町と云ふ、戸數一千一百、手取川の河口、北岸なる小都市なり、鐵道金澤へ十一哩。
美川は古名本吉と云ひ、蝶屋庄の庄内なり、近世人口繁庄、殊代に運漕を利して一町と爲る　○小松軍記云、丹羽長重大聖寺後詰をなしければ、城已に降り前田勢退散しければ、敵に續こそなかりけれとて、然を押へて引返、其尾にて金澤領へ亂入、海辺の在家本吉、茨濱佃さ、老若を不撰數百人をなで切す、云々

蝶屋　舊庄名なり、今村名に轉じ、美川町の東を指す、或は長屋に作る、盛衰記の一本に木村長仲蝶屋庄（曳木朝屋）を今田八幡へ寄進すとあるは此也。

鹿島　今蝶屋の大字なり、山島用水（大慶寺川）此にて海に入る、盛衰記に「今湊、藤塚、小川濱」とつゞけたる藤塚は此邊にあらずや。

笠間鄉　和名抄、石川郡笠間郷、訓加佐萬。○今笠間村及び笠島村竹野村等なるべし、蝶屋庄の東北とす。
式内笠間神社は今の笠間八幡なるべし、備風土記に笠間神社所祭住吉大神也云々と述ぶ、笠間神は拾芥抄に「大宮賣神笠間廣前」とあるに據れば、住吉神にはあらず、
天にます笠間の神のなかりせばふりにし中をいかで問はまし〔寶方集〕
今笠間の大字に北島あり、康正二年造内引付に「拾五貫文、西郡筑前入道殿、加州北島庄段錢」とあれど、北島の名をきかず、もしくは北島の誤にや。

小川濱　今宮保と併せ笠島と改む、美川町の北一里半なる海村とす、小川濱の名盛衰記に見ゆ。

柏野　今柏野村と云ふ、水島の北にして笠間村の東とす、近世の北陸道は水島柏野より松任金澤と通路したり。○常山紀談に「天正五年、上杉謙信は能登一州悉く旗下につけ、八月朔日兵をかへして、長が一族の首七つ、倉部柏野の間なる濱に竿ゆひわたし、かけ並べ札を書て立られたりし」とあるは此地の事をあやまる歟。

椋部鄉（倉部）　和名抄、石川郡椋部郷。○今卅木村に大字倉部存す、仍りて出城村、卅村、御手洗村、安原村はその舊域なるを知る　笠間郷の北にして、海洋に沿ひ、犀川に至る。
盛衰記、北國所々合戰條、壽永二年五月、源氏は安宅の湊よりおちて、今湊、藤塚、小河濱、倉部濱河打過て、大野庄に陣をとる。

中村鄉　和名抄、石川郡中村郷、訓奈加無良。○拜師郷の中村の義にや、今の林中村、中奥村、松任町、一木村等にあたるべし、郡の平野中央に位置し、拜師郷の西、笠間郷の東北とす。

德丸（倉光）（中奥）　今中奥村の大字とす、康正二年造内引付に「拾貫文、玉泉寺領、賀州德光、尾州味鏡分段錢」とあるは此とす。式内本村井神社は今一木村の大字村井に存す。○倉光は今中奥村の大字にのこる、中奥は舊庄名とす、中村郷と云へり。三州志云、林新介の子倉光六郎成澄は、木曾殿の代官として備中國へ下向の事盛衰記に見ゆ、其子成資、其子九郎成宗、其子四郎光資、四代の館址ありて、今に館山と云ふ。

松任　今松任町、人口六千二百、金澤と美川の中間にして、鐵道停車場あり、本郡の治所とす。
本誓寺は眞宗東派の蘭若なり、聖興寺には千代女の墓あり、千代は俳句を善くし、名聲海内に聞ゆ、安永四年七十四歲にして歿す。

松任城址　天正十五年、丹羽長重に任石を賜ひ、若州小濱より轉ず、慶長三年、小松城へ移る、其昔は林富介貞光の二男松任十郎光平、其子與一利、其子左衞門家、代々此地に住せり、其後富樫の野的右衞門大夫入道專、三世此に在城すと云ふ、天正五年、上杉謙信之を攻し、此後又城代此城を攻取りしが、後若林長門之に據れるを、八年佐久間盛政謀て之を殺す（三州志）

橫江　松任と野々市の間を橫江郷と云へり、今中村と改稱す、盛衰記に、橫江臣成貞女、加賀郡人也とあるは此地に住みしならん。三州志云、林光明四男橫江庄を食み、富ヘ富附の事、盛衰記に見え、光明五男七郎景光を橫江氏の祖と曰へり、莊嚴講記に、安貞二年橫江一川とあり、此氏族なるべし、正倉院文書、弘仁九年、加賀郡橫江庄。

拜師鄉（林）　和名抄、石川郡拜師郷、訓波也之。○今林村、額村、富奧村なるべし、月橋の北とす、（即押手郷の北也）富奧の大字に上林下林のこれるは、本郷の根元なるべし。
三州志云、拜師は出雲風土記にも見え、此名は「昔國造の大神此地樹林の茂盛の所に至り詔りて波也之」と宣たまふに由ると傳へり、然れば古は茂林の處に神社あるを指して、拜師郷と云しと見ゆ（式内佐奈神社、楢本神社は今所在を知らず、拜師郷にありしにあらずや）
林富樫は加賀の名族にて、共に利仁將軍の後、加賀介藤原忠頼の齊孫と云ふ、長門本平家に、壽永二年四月、平家の先陣越中前司盛俊が一萬五千餘騎にて、加賀國を馳過る處に、富樫太郎宗親、林六郎光明一城に籠る、件の城の構樣、前は深田の細繩手なり、後は大竹繁くして岩石なり、上の段に矢倉を篁のふちのやうにかきて、下手には所々せく石弓を張たり、（中略）林六郎光明城をば追落されて、山に籠て有けるが、早馬を立て木曾に此由告たり、（中略）五月二日、平家は林富

櫻が城郭二箇所を打破て、次第に攻入由、都へ早馬を立て、官兵は白山の一橋を引てぞ籠りける、云々。○（東鑑承久の亂に、加賀國住人林次郎、官軍に應じ、後ゝむき鎌倉方となること見ゆ）

鞍嶽（クラガタケ） 又倉嶽に作る、林村の東嶺にして、此山中は今富樫村に屬す、金澤市街の南方三里、山峰甚高きにあらざるも直に石川郡の平部に俯視すべきを以て、眺望廣し、富樫氏の高尾（タカヲ）城址あり、天然の山勢を利用し、隱微の爲めに特に造りたる據も見えねど、富樫氏常は野々市に館し、兵窓起れば此に保み險を恃む、國俗之を富樫の隱居城と呼ぶ、長享二年六月、政親其子千代松以下、一族此に楯籠り、一向門徒に圍まれて敗死す、後門徒の據有と爲り、天正八年陥す、慶長三年、利家始倉が嶽の金鑛を開き小判を作る、金銀鑄錢に加賀小判市四匁一分、梅鉢小判市一匁五分などある此産なりとぞ（三州志、金城圖志）

額（ヌカ） 今額村と云ふ、四十万をも併す、林村の北、野々市の南に接す。延喜式額東神社額西神社は此にありて、額谷乙田の二所に存す。

矢作（ヤハギ） 今は林下林等と併せ、富與（トミオキ）村と改む、額の西なる田家なり。同國雜記云、

今宵矢作の里といへる所に宿りけるに、此の月をながめて、

今宵しも矢はぎの里に居てぞ見る直き末なる弓張の月

あくれば野の市を過けるに、村雨にあひて、

風送るひとむらさめに虹消えてののいち人は立もおやまず。

富樫郷（トガシ） 和名抄、石川郡富樫郷、訓土無加之（今富樫村、野々市村、押野村是なり、拜師中村二郷の北、椋部郷の東とす）富樫氏は本州の豪族にして。實に此に邑したり。富樫氏は鎭守府將軍藤原利仁の二男次郎□□の後孫と稱し、永延中加賀介家國（一名忠頼）を以て家祖とす。地志提要云、永延の初め富樫忠頼州介に任じ州事を知り、石川郡野々市に居る、文治元年源頼朝忠頼九世の孫泰家を以て守護と爲す、建武中興、大納言二條師基を國司に任じ、河北郡に治す（今御所村と云）延元の初め足利尊氏京師を犯し、師基兵を率て入て援く、既にして尊氏筑紫に奔る、泰家五世の孫高家從ひ行き功あり、因て守護となる、闔州富樫氏へ歸し子孫に傳ふ、文安四年、高家の後五世教家卒し、其子成春叔父泰高と守護を爭ふ、將軍義政本州を以て兩人に分與し、成春を州介に任ず、長祿二年、義政半州を分て赤松政則に賜ふ、富樫の家臣拒て納れず、長享二年、成春の子政親從て高尾城に居る、是時に當て眞宗の僧本願寺專修寺の兩派州内に蔓延し、黨を樹て相爭ふ、政親專修寺を直とす、本願寺の黨叛して高尾を陷れ政親自殺し、富樫氏亡ぶ（忠頼より二十一世五百餘年）賊遂に闔州に據り、寺字を山崎山に營し、堡砦を修し貢租を本願寺に納るゝ者八十餘年、天正中に至る。

(胡多)

高尾（タカヲ） 今富樫村の大字とす、鞍嶽の北麓にして、又富樫氏の要害跡存す、金澤市街の南一里半。○三州志云、類聚國史に永和六年三月「加賀國高尾山寺、眞言別院」云々とあり、思ふに此高尾山中に在りし古刹なるべし、此高尾を太平記には多胡（タコ）に作る、七國志には田江又高雄に作れり、足利尾張守高經敗績、多胡城に走入りしこと、太平記に見ゆ、其後百五六十年を經て、長享二年富樫政親此城を修造して保みしが、同年遂に戰の爲に焦土となれり、富樫氏盛なる頃、此高尾村久保村前後左右へ掛て、士宅町屋ありし由、寛文中此邊の畑を新開するとき、石垣の埋れたる敷石瓦等多く堀出せりとぞ。○金城圖志云、富樫城址は高百五十間の丘、其上平坦にて、長百餘間、幅二十間乃至十間の址あり、墟の西南に又一區の平地あり、山前は高尾額谷を通じ、後は坪野に通ず、三面險峻にして、西北は田野に面し、鶴來路に臨む。

大乘寺（ダイジョウ） 富樫村大字寺地（テラチ）の船底山に在り、金澤市街の南半里、近世前田家井に宰臣本多氏の修造に成り、金澤の忠臣と呼ばるゝ高田善藏の墓あり。大乘寺は今曹洞宗を奉ず、初め弘長三年富樫家尚野々市村（寺跡今字外守といふ）に創建し、眞言宗僧澄海を以て寺主とす、弘安六年永平寺三世徹通に讓る、之を禪家の開山とす、二世瑩山は能登總持寺の開山、三世明峯は越中氷見（ヒミ）光禪寺の開山たり、中興の開基は二十六世月舟とす、曆應三年足利尊氏祈願所となし、公方歴代の歸依あり、又後柏原天皇の勅願所にて、東香山大乘護國禪寺の賜號あり、明德四年兵燹に罹り、後金澤市街木の新保及崖（ガケ）原（今の大乘寺坂）等に轉じ、元祿十四年今の地に移り、七堂伽藍を再建す、傳來の什寳許多あり、中にも道元大師の入宋手寫の碧巖錄をば無比の法寳とす（金城圖志）

○富樫家國の孫家近、嘗て寛治年中京師に祇役し、城南離宮の造營に與り、稻荷神の教を受けたり、歸國の後稻荷祠を造つて土地神と稱し、神會の日は小豆飯を供す、是より傳習して加州慶賀の日貴賤となく毎家小豆飯を喫ふ、今日に至つて猶然り、今大乘寺塔頭高安軒に在る稻荷是なり、按ずるに富樫氏妖狐の靈異あること、家近より始まるに非ず、其祖先利仁將軍北國下向の時、妖狐の佐異ありしこと、既に宇治拾遺に見ゆ。（三州志）

三州志云、昔火宅僧親鸞念佛一向の宗風を鼓煽したるより、京の東山本願寺と高田（野州）專修寺の二流並立す、もとは一祖師の教なれども、後來各我見を張りて可否を爭ひ、僻約を論じて發難に及ばんとす、文明三年五月、僧蓮如（親鸞より八世）北國に來り、越前吉崎を國主朝倉彈正左衛門敏景に乞取して、一道場を建立し、諸民群萃す、而して蓮如徧行脚の僧となり、北州を囘歴し、宗教

を助布す、茲に富樫小三郎泰高御幸[illegible]に在城し、富樫次郎政親を害からず、蓮如を御幸[illegible]に迎へて帰錫せしめ、且泰高はかの吉崎道場建立の檀主となりて、本願門派に左袒す、政親は所縁あるを以て専修門徒に左袒す、故に本願門徒政親を怨み、賀能越の門徒へ移牒して党を起す、六年、政親兵革を以て不法に吉崎を侵夷し、直に藤島の超勝寺に到り、火を縦ちて焼る、且賀州の本泉寺次院を毀破す、是より兮乱絶年やまず、白山の衆徒も之に加担する所あり、於是政親野々市の要害高尾城に移居す、河北[illegible]之を見て久安に新城を修め、高尾城に對陣す、長享二年六月八日、國大挙して遂に政親を滅す、高尾城無主となり、富樫の本家亡ぶ、泰高は政親の首を灰燼中より探り得て、大乗寺に送りて葬ると、斯時や、賀州は挙て土寇の淵叢となり、野々市大乗寺を以て賊徒の本拠とし大坊主と呼ぶ、國中高田派の諸院を毀壊し、四郡皆本願寺の有となる、乃ち越中へも攻め入り所々皆本願寺の有となる。

野野市(ノノイチ)

今野々市村と云ひ、富樫と分嶺す、高尾の西に接し、松任と金澤の間とす

金[illegible]圖志云、城南一里半野々市村の南字鬼容(オニクボ)は、富樫氏の館址とす、近年其地ことごとく開墾すれど、田園の中に畳の址稍高く存す、幅南北間許り、東より西に亘りて五十間許り、又北に折れて百間許り、之を館の内と称す、其北に千歩許りの地あり、御城藪といふ、鎮守府将軍藤原利仁七世の孫、加賀介家國始めて館を築き、世々ここに居れり。〇三州志云、野々市は古書に布市(ヌノイチ)に作る、菅公の當國下向、富樫館の時の詩句中に「浅蜂問布水、老僧困絹嶋」の句あり、布水はこの布市の河水にて、絹嶋は能美郡の和田山(今湯野村)なり、永延中富樫氏七世富樫二郎家國、高安庄野市に開府有しより、二十三世の政親まで此所に五百年餘の館也、平家物語義經記に富樫城富樫館と云者又此地なり、文安二年、桃井直和加州平岡野に陣す、富樫城困窮に及びて、八月十五日吉見左馬助野々市にて日夜合戦のよし、得田玄房中軍忠状にみゆ、長享二年政親滅亡の後、富樫小三郎泰高居り、其養子植泰、其子泰俊、相嗣で居たる處、元亀元年五月、門徒蜂起之を火攻し、泰俊其子二人と越前の溝江長逸の城に走れり、其後元[illegible]、此館址に據て築きしが、天正八年陥る。又云、義經記を按ずるに、前廷尉の一行變服して北國に下り、當國篠原に至るや、斎藤實盛戦死の遺蹟を覧て、安宅渡を過ぎ、根上松に着き、白山権現に法楽を手向け、岩本の十一面観音に通夜し、明くれば白山(石川郡下白山なるべし)に詣で、其夜は金剣宮に通夜し、神楽を進め、翌日は林六郎光明の背戸(按鑑抄に曰く、屋後を背戸と謂ふ、袖中抄に曰く、後門を世登と謂ふ)を過ぎ、富樫と云所に着く、富樫介鷹山伏を糺す支度の沙汰あれば、義經等は之を避け宮腰へさしく、弁慶は却て富樫が館に至り見るに、此日桃花節にて酒宴闌なり、弁慶此館に入て勧進を乞ふ、富樫介一旦は之を疑議すと雖、遂に加賀絹五十匹(加賀絹は本州の土産、古くは延喜主税式、近くは玄恵が庭訓往来に見ゆ)其室よりは白袴一腰、八花様の鏡を引施す、弁慶之を受け大野湊に至り、前廷尉に追従す云々、謡曲の述ぶる所と異なり。

(布市)

(富樫館址)

三馬郷(ミマ)

和名抄、石川郡三馬郷。〇今三馬村、押野村、米丸(ヨネマル)村、二塚村等なるべし、富樫郷の北、椋部郷の東にして犀川に至る、霊異記に御馬河と云ふは犀川の古名にや。

延喜式御馬(ミマ)神社は今三馬村大字久安に在りて、久安稲荷又は二萬堂といふ。(三州志神祇志料)〇霊異記云、越前國加賀郡、有浮浪人、駈使雑役、徴乞調庸、于時京戸小野朝臣庭麿、為優婆塞、常誦持千手之呪為業、展轉加賀郡部内之山、而修行、神護景雲[illegible]年三月、其長有其郡部内御馬河里(ミマカハ)、[illegible]行者、云々[illegible]馬御[illegible]の社、當時[illegible]、今久[illegible]村御[illegible]流川西岸、旧御馬堂之[illegible]也[illegible]二[illegible]發して西北流、二塚村に至り[illegible]川に入るものにて[illegible]し

(御馬河)

久安(ヒサヤス)

今三馬村の大字なり、金[illegible]市[illegible]の西南に[illegible]す、久安氏は富樫家門の子安元を[illegible]とし、長享中まで[illegible](三州志)富樫記云、長享二年、政親[illegible]子[illegible]、[illegible]國の士民、専ら修佛の一法[illegible]修を勤むに依て、[illegible]利一塵も運上せず、[illegible]を[illegible]て稱を分ち、[illegible]緩怠を為之至、言[illegible]に不及の由なり、去程に國中の一揆数申子細、先年尾形様山内より御出[illegible]、後[illegible]民間無安、或作宅に放火、山野に伏す時も有、或は在所を被逐出城府を構る時も有り、然る間東作の業なば事とせす、西收之利もなく、依之積病の士民に患り、於方の諸役を不務事、是私之如在に非ず、併依公事者也、此趣聞召被分、言[illegible]の儀あらば、自今以後緩怠の事儀な於ち、奉公粗忽を可抽之由、再三歎申すと雖、終に御承引なし、此訴訟不叶の間、一揆[illegible]崎和泉入道慶覚、河合藤左衛門尉宣久大將として、野市に向ふて久安と云在所に陣を付け、柵子垣宜く結廻し要害を構ふ、兩陣の間纔二十餘町也(屋嶺は三馬村米泉の在[illegible]とす、門徒の[illegible]帥たり)

押野(オシノ)

今押野村と云ふ、久安の西野々市の北なり、押野氏は富樫家譜の末にて、其館址あり、家譜は大乗寺の願主にて、刑部左衛門尉と云ひ、足利尊氏に從ひ武功あり。(三州志)

米丸(ヨネマル)

押野の北、犀川の邊を米丸村とす、三宮古記に康永年中米丸保御供田とあるも此にて、今も大字に大供田あり。(三州志)延喜式、石川郡御田神社は、御供田に在りとも云ふ。(神祇志料)〇米丸村に大字玉鉾(タマホコ)あり、然れども此は和名抄加賀郡の玉戈郷にはあらず。

笹塚　村名なり、今二塚村と改稱す、押野の北にして、大野鄕と犀川を隔つ。○金城圖志云、道今古塚は俗に尾丸塚と呼ぶ、城西一里廿町、笹塚村にあり、土を封じて塚とす、高さ四間周匝四十間、上に松樹多し、今古は加賀郡大野鄕(今石川郡に屬す)の人なり、父は誰たるを知らず、母は箭集清河の女なり、今古十三歳にして加賀權掾大神高名に嫁し、二十餘年を過ぎて夫高名死せり、思慕の餘り遂に其塚(南笹塚村にあり、俗に色塚と呼ぶ)の側に廬を結び、數年日夜哭泣の聲絕えず、仁和元年位を授け田租を免じ、貞節の旌を門閭に表せらる、事三代實錄に見ゆ。

犀川　又佐井川に作り、中村川とも云ふ、金澤市街の東南なる犀川谷に發し八里にして市街に入り來り、街二里にして金石町の南に於て海に入る、古名佐井は草井の左葉に起る歟。

(佐井川)

三州志云、犀川は其上流に於て庄名に呼ぶ、白山莊嚴講記に西川に作り、正和年中の三宮古記に佐井川と記す、或は才川にも作る。○盛衰記に倉部雙河(雙河はサウカハなれば佐井の訛なるべし)打過て、大野庄に陣取云々。

犀之水滔々兮、我不及水兮有旗、瀰實與川雷馳、萬夫之田兮千畝之畜、以資以渡兮乃脊乃脂、交瀰互瀬兮溝其成岐、天不福兮藥不靈、民饑餓兮寒與飢、嗚呼身徒老兮志莫、顧古人兮怏怩、我不及水兮、能使其種之繁遊、　鵜泉

大野鄕　和名抄、加賀郡大野鄕訓於保乃。○刊本には石川郡に係けたり今高山寺本に據る、犀川の北にして、金澤市街の西を總稱す、今金石町、大野村、粟崎村等とす。○或人の說に凡地名に大野とある所に、石器の發見ありと、此大野鄕の中にも、大野村大字普正寺の番屋濱に粗製石器を拾ふことあり。

畝田　今寺中と併せ、大野村と改む、金石町の東とす。靈異記に「寂林法師修法求道、而至加賀郡大野鄕畝田村經年住止」とあるは此なるべし。

大野湊神社　式內社也、今金石町の東南寺中に在り、舊宮腰濱の眞砂山に在りて、佐貝嶽大明神と云ふ、建長四年移轉、卽大野鄕の總社也(地志提要、神祇志料)

(寺中)

三州志云、壽永二年平家は栗殼に敗れ、殘兵を宮腰佐貝嶽に集む、石川郡大野庄寺中社は、佐那武明神也、延喜式に加賀郡大野湊神社とある者是也、今既に一千餘年に及ぶと云ふ、然れば佐貝嶽は佐那武なるべし、佐貝嶽濱とは大野濱なるべし、佐貝嶽山とは武の字を嶽の字に言誤るより山なるべしと牽强せしなり、盛衰記等は他邦の人の編みたるなれば、又誤を重ぬるも尤也、此邊に山嶽更になし、或云古へ大野に今の黑津舟山の如き沙山ありて、古木陰森たり、其中に佐那武明神の社あり、依て之を大野湊神社と號す、其山麓を宮腰と號す、然るに巨濤の爲めに年々其の山缺けて社地なくなり、建長中大野湊社より八町東離宮の地、今の寺中の地に遷社すとなり、此說に因るときは壽永の頃其の沙山を指て佐貝嶽山と云へるにや。○金城圖志云、昔金石町の西濱にあたり(今日和山の西に連り)砂山ありて、樹木繁茂す、之をば笹林と呼べり、佐貝嶽是なり、此砂山は後世風浪に崩壞せられて、今はなしと語り傳ふ。

(佐貝嶽)

金石　今上金石町、下金石町の二に分つ、金澤市街の西二里、松任の北二里半なる海濱に在り、其南に犀川あり北及び東に河北潟の水道繞り、全く洲嶼を成す、二町人口九千五百、金澤の埠頭とす。

金城圖志云、金石港は二口あり、本町口は犀川の下流冬瓜川となりて海に入り庄町口は河北湖の下流新川となりて海に入る、共に西方に向ひ、暗礁出洲なく、稍風波を避くべしといへども、巨船を入るべからず、僅に百石積以下の空船五六艘を容る、干潮四尺餘、西南風に宜く、東北風に不便なり、冬十月より明春四月まで運漕通ぜず。○水路志云、金石町附近一帶の海濱は、屢猛濤起るも、其鎭靜も亦速なるが如しと云ふ、冬數月の間を除き、他の季節に於ては、沿海漁船は金石の沖距濱七鏈乃至一海里の處に假泊す、犀川口は口狹く水淺く、唯百石以下の和船時機を見て出入するのみ。

(金石港)

宮腰　金石町の舊名なり、古は大野鄕に屬するを以て、大野湊と號し、湊神社あり、其社傍の海岸なれば宮腰とは名づけゝん、古渤海國の交通ありし時、使船此を出入の門戶とす、其說加賀國の條下に載す。○三州志云、宮腰は今の金石なり、應安二年九月、桃井直和の徒宮腰へ進攻せしこと、及び敵兵大野宿へ引退きしこと、得田加賀介章房の軍忠狀に見ゆ。○天正四年、越後の上杉勢宮腰に至り、織田方の前田柴田佐久間等を破る。

粟崎　今粟崎村と云ふ、金石町の北、河北潟と海洋の間なる狹地にして、洲渚の狀を成す、其北は一帶の沙濱(砂丘を成す、內灘村と云ひ、河北郡の所管)遠く能登の瀧岬に至るまで連る。○外交志稿云、嘉永六年、加賀國宮腰浦の商錢屋五兵衞、海禁を犯し私販の罪に坐し、父子四人を斬し家財を籍沒す、五兵衞其財産中戶に過ぎざりしに、海上に密商せしより、家貲萬を累ね、富海內に鳴る、初め潟水を涸し開墾を企て、近傍漁民失業の苦を訴ふるに會ひ果さず、五年春潟中に毒を流して、其魚を殲し以て墾を果さんとす、事覺れて官に押へらる、時に江戶西城火あり材を會津に取らんとす、山民加州の用材なりと詐ふ、幕府之を加州に問ふに知らず、既にして五兵衞其藩主の名を僞りて買取し、及び數年來海禁を犯せしを交々發覺して、終に罪に伏す、加藩連累の者十二人皆割腹に處す、籍沒の金錢船舶器具等極て夥多にして、世人の耳目を聳す、是より先加賀安房崎の商木屋藤右衞門と云ふ者、亦海禁を犯し外人と私販する罪に坐し、父子

及び家奴三人皆磔刑に處す、其沈没する處の船大小百餘艘、金銀貨之に稱ふ

崎の宮下と云ふ所に御田屋跡あり、此は寛文九年松雲公(綱紀)の水亭を造り、庭に桃樹を植ゑられし所にて、近年まで其亭閣存したり、公の詩に

百尺蒼雲擁玉樓、洪波涵影鏡中流、漁橋數點江天色、織出檻前錦樹秋、

と云ふも此亭樓の作とぞ。

小濱神社 今大崎村の五郎島に在り、式内加賀郡の舊祀也、元は小濱村濱崎(今内灘村の海岸ならん)に在りしに、正保四年海岸崩壊し、寛政十一年遂に地震の爲めに堂宇を破らる、天保三年今の地に移す

鞍月 舊庄名なり、又倉月にも作れり、金石町の東より淺野川を踰え、河北郡の村落をも跨めたり、今石川郡の管内には大友戸水等を合せて鞍月村と命名す。

安江 舊鞍月庄内なり、今弓取村と改稱す。三州志云、鞍月庄安江は安元中安江次郎盛高の邑にして、上安江八幡宮は盛高の再興とぞ、盛高は富樫泰家の外戚にて、盛衰記に見ゆ。○神祇志料に、式内味知神社は下安江に在りと云ふ、從ふべし、此地は味知郷にあらず。

戸板(豐田) 今戸板村と云ふ、鞍月の南大野の東にて、金澤市街の西郊なり、舊豐田郷と云へり。康正二年造内引付に「四貫四百七十文、妙光寺領、賀州豐田郷段錢」とあり(妙光寺は山城國葛野郡に存す。)○三州志云、戸板郷の戸板は豐田の謬なり、富樫氏の族豐田五郎光成、其子次郎光廣等此郷に據れり、白山莊嚴記、嘉祿二年、豐田光成入道の三男太夫法橋成縁、御供田地頭に補せらるること見ゆ。

廣岡(平岳) 今戸板村の大字とす、古書には平岳に作る。金城圖志云、廣岡村の東北を往昔小立林と稱し、茂樹陰森たり今も平岡野山王神社境内、古松一樹あり、圍一丈五尺餘、

壽永二年五月十一日夜、義仲奇計を以て平軍を倶利伽羅山に破る、平軍退いて加賀宮腰(今の金石)に兵を樹て敗卒を集む、義仲進んで此地に陣す、平軍義仲來り襲はんことを恐れて、また大に敗走す、林中一小祠あり義仲之を火して路を燭さんとせしは即此山王社なりといふ、又義仲の本營は此地に接する兵衛大神の西南塚畠の地とぞ。

盛衰記云、平家は礪波山を落されて、加賀國宮腰佐良嶽の濱に陣を取、源氏押進へて平岳野の木立林に陣取て、白旗擧たり、平家は成合の手にかゝりて、安宅の渡の橋を引て、關に源氏を待へしと、篠原合戰を指て落行ける。

玉戈郷 和名抄、加賀郡玉戈郷、訓多萬保古。○今犀川の南岸、米丸村に玉鉾の大字あり、然れども米丸は三馬郷内とす、蓋北岸なる安江戸板などを玉戈の舊域とす、後世南岸に玉鉾の村名あるは、河流の變動によりてたまたま此状を生ぜしならん、金澤市街の西偏も本郷と交錯するごとし。

金澤 今市制を布く、戸數二萬、人口八萬二千、石川河北二郡の交堺にあたり、犀川淺野川の二水貫流す。鐵道停車場は市の西偏に在り、福井四十八哩、富山三十六哩。

金澤は近世前田氏百萬石の城府たりしを以て、富賑北陸諸國を壓し、海内屈指の雄都たりき。廢藩後士民分散、大に衰頽す。蓋加州の地、海濱太暴露にして、形勢市廛ならず、封建の組織破れて、金澤其舊面目を保つ能はざるは、亦理數の運歟。○金城圖志云、金澤市街は海面より高きこと凡三十八間餘、高低一ならず、陂坂數所ありて、小立野最も高く、堀川最低し、其差大約三十五間許、犀川淺野川小立野を挾みて西北に流れ、支流街衢を縈回し漕運の便なしと雖、市中の利用尠からず、末流は田園灌漑の利また多し、往時は高門大屋多く、庭園の樹木繁茂せしも、明治[illegible]し、或は田園となり、大に景觀を[illegible]、市[illegible]に[illegible]く、北[illegible]には[illegible]田あり、其市民は[illegible]の巧作に名あり。(今[illegible]漆は前田家の[illegible]に出でたり、[illegible]に著名なる[illegible]古蒔繪は、五十嵐氏の作にして、其頃國用の給供をうけて成れる者とす、五十嵐道甫は京都東山殿に[illegible]れる名工なり、其子孫前田家に隨仕し其技を[illegible]出し、東山風の蒔繪は[illegible]に傳ふと稱せられき、時に[illegible]師も同く官家の保護を被り、[illegible]の窯あり、又封内の山中輪島にも漆器を出しければ、其業相競いて進歩し、近年に至り益盛大なり、蓋其製作は内國日常家庭の器を主とし、堅牢の品を尚ぶ、毎年産額約五十萬圓、輪島金澤相敵し、山中は金澤の半額許とぞ、陶工は由來術久しからず、始め文化三年金澤の町年寄町奉行等、城下に製陶の業を起さんと欲し、京師の陶工木米を招致し、河北郡春日山に窯を開く、數年にして廢せしが、文政中又春日山に窯を起し、小松の鍋屋吉兵衛をして彩繪せしむ、即九谷風の良工たりき、金澤に今日製陶の家ある、皆此流風に出づと云ふ。

三州志云、我金城は石川河北二郡に跨り、五庄二郷に接壤して都下の地をなす、所謂五庄とは山崎、若松、石浦、金澤、鞍月なり二郷とは豐田富樫なり、城郭中央にあり、士民の第宅之を圍み接續隣並す、殆小江戸を爲す、他邦播磨の姫路、尾張の名護屋、南越の福井、越後の高田等の士商第並の大別あるの類に異なり、按ずるに天正十一年前田氏始封の比は殆是閭里編戸のみ、然れども尾山八町は是より先佐久間氏の本町と定る名目也、尾張町は諸士尾州荒子より扈從し來り居住す、天正の晩年までは當城二三の丸に大祿閥閲の臣の第宅多く、又城中に堤町金谷町等の工商人居住の巷も有りしなり、文祿元年金城石壁を築かしめらる、比より、殿閣造營の地不足なれば、城

中の臣第を城外へ轉移せしむ、慶長の初に及べば已に人數三万五千餘と號し、尋いで富山、高岡、小松の支城より諸臣歸住す、元和年中散在せる寺院を泉野と卯辰山二所に集む、寬永二年府内の街巷改譜あり、十二年町割大に改まる、大抵今の形是なり、戶口は元祿四年の記に金府家數凡一萬三千六百十戶、内二百四十三戶社寺、六十五戶山伏、八十五戶百姓、四戶非人、四戶穢多、壹萬三千二百九戶町家、此外に四千戶士家奉公人分家とあり、寶曆年中には千三百六十五軒士居宅、百二町餘金澤町家、一萬三千四百五十三軒とあり、金澤細見圖には三萬五千六百軒とあり、文化中には一萬三千七百九十二戶、人員五萬六千三百五十五人、諸士戶數一千零八十六區あり、陪臣に至りては幾んど千戶あり、寺社は府内の通計二百九十有六區あり、又寬文四年人籍戶若あり戶九千八百六十八戶、人口五萬五千百〇六人と云ふ、此時三箇國町人百姓、人數都合五十一萬四千八百餘ときこえし。(金澤、明治六年戶數三萬五千、人口十一萬を數へり、爾後年を逐ふて減少せしが、近年に及び累進すと雖、猶舊數に復せず。

石川縣廳（イシカハ） 金澤市廣坂通町に在り、今加賀四郡一市、能登四郡を管治す、(明治九年、越前諸郡を本縣に管治したるも、十四年に至り離る)管内人口約一百萬。

金澤兵營（カナザハ） 舊城内に在り、第九師團の幹部にして、步騎砲工以下の諸隊あり、鯖江敦賀の步兵營をも管帶す。

金澤城（カナザハ）

市街の中央にして、面積九萬千六百坪餘、(内濠池一萬二千八百餘坪とぞ)を占む、東北を大手とし、南西を搦手とす　文祿元年、前田利長經營、慶長七年城中失火、其後寬永寶曆文化の三災ありけれども、修築舊に倍して壯大を極めたり。廢藩の後は陸軍兵營にあてられ、明治十四年一月、兵營失火、舊造の樓屋門櫓等焚失す、唯石川門の一構をのこすのみ。

(尾山御堂址)

(御山)

三州志云、金澤城の稱は、文祿元年我瑞龍公(利家)之を定めたまふと、本藩の古記にあれども明了せず、按ずるに文治三年加賀の國の武人井上左衛門の從士に金澤源次あり、此者疑くは金澤に住せる士なるべし、然れば此金澤の號六百年前既に唱ふる所なり、天正四年、加州の門徒より京都本願寺へ贈る書簡の文に「於金澤御堂云々」、同五年、上杉謙信加賀へ出軍の時、萬里和尙と同く當城の東茶臼山に登る、萬里山上より金澤城を臨む詩に「君祈萬歲白山祇、臣守四方金澤城」の一聯あり、其初め曆應康永の比、火宅僧覺如(親鸞より三世)北州行脚の時、當國無知の民其宗義に心醉するの餘り、小剎を今の本城尾山（ヲヤマ）の地に創立す、御堂（ミダウ）の權輿也、此由緣を以て、文明三年蓮如(親鸞より八世)京師より北國へ下り、越前越中加賀能登に於て其宗義を傳播し、人民の信仰愈熾んになりしより、風轉じ俗變じて、百姓只彌陀佛あることを知て、人主あることを知らず、其弊風に肩がれ、同惡相應し土寇蝟の如くに起り、賊魁所々に割據す、長享二年戊申、當國の守護職富樫次郎政親終に之が爲に亡さる、因て賊徒加賀郡若松莊に在りこゝの一道場を小立野に引遷し本源寺と號し、之を御山（オヤマ）と尊稱し堡障を設け、山科より本願寺の臣下間筑前頼善を呼下して堡主となし、又文龜元年江州武佐の祐乘(今の廣濟寺の祖)を山科御坊より下して御堂坊主と爲す、是本願寺實如の代なり、東本願寺末寺傳記には、延德三年の春坊に江州武佐の祐乘坊、大和小山の慶心坊二人を載す、慶心は今の小立野慶恩寺の祖なり、斯て洲崎慶覺坊(石川郡粟見)河合藤左衛門(石川郡久安)光德寺(河北郡磯部)勝願寺(河北郡磯部)弘願寺(河北郡鳥越)宇津呂備前、結城七郎四郎(石川郡福岡)坪坂平九郎(石川郡觀來)鈴木出羽守(能美郡別宮)槻橋豐後守(石川郡月橋)若林長門(能美郡小松)鏑木右衛門(石川郡松任)平野神右衛門(石川郡德光)高桑備後(石川郡割田)寸田右近(石川郡熊走)土居大學(石川郡御供田)富田左近(河北郡富田)澤田大炊(石川郡安吉)等所々に割據して、各土寇の凶魁となり、御山の唇齒をなすこと八十八年間と云ふ、其事蹟は本記に詳なり、而して此間御山城代は下間筑前、七里參河、坪坂伯耆、同新五郎、杉浦壹岐、三林善四郎、平野藤九郎、松永丹波、下間善賢法橋等也、今猶城中に存するは此人々の遺墳と云ふ、天正三年、織田信長北征あり、南越に於て下間筑後(筑前賴秀の子)其餘賊將數十人陣亡す、因て直に賀州に攻入、大聖寺敷地（シキチ）山中等の諸堡を屠り、能美郡の半を略し、湊川邊まで、民屋に火を放つて班師す、然れども石川加賀の二郡能美半郡は猶土賊横行の衢にして、御山は松永丹波之を守る、八年信長の將佐久間盛政御山を屠る、賊魁松永以下之に死す、因て盛政之に居る、十一年盛政江州柳瀨の役に擒となる、羽柴秀吉尾山城を前田利家に賜ふ、利家因て能州七尾城より移り、改めて小坂口(今の河北郡)を正門となしゝより、世々相承け動くことなし、蓋當城は子丑の間に向ふ、東西六町十五間、南北六町八間許と稱す、文祿元年更に疊石を編築し、金澤城と號す、慶長四年、前田氏德川氏に釁あり、高山南坊に命じて城壘を修め、大に羅郭をなし内壕を掘らしむ、十五年外羅郭の壕を鑿ち作る、寬永九年城水の乏きを以て、犀川の水を激揚し城中へ入る、寶曆の災に金城中本二三丸、石川河北二門を始め盡く燒けて、僅に其災を脫せるは、金谷殿のみ、文化五年又大火あり、云々。)又云、尾山とは山崎（ヤマザキ）山の尾の義なり、山下の村里を山崎庄とも云ひ、其村家は千軒の大村にて、今の十間町邊にあたる、文祿築城の頃まで、猶本丸より東南小立野の方を山崎庄と呼ぶ、天正の頃七里參河(門徒の大將)此野に小館を立る故て小館（コダチ）野と云ふ、然れば尾山城は峽山城と書して最穩當なるべし、文化八年金城殿閣全成の時、越中古國府勝興

(山崎)

(小立野)

寺の僧の歌に、萬代のかめの尾山の巖へくり仰ぐも高き動なき[illegible]きよみり、石川郡三宮古記、文和三年に御山の字見ゆ、又尾山を指せり、已にして寛廣の頃より本願寺の門徒此に寺を構造し、御山と稱す、天正八年、佐久間盛政本願寺の所名を忌みて、古號の尾山の文字に復す、此地及金澤の地名あるを以て、前田氏更に金澤城と改定す

尾山神社 上松原町に在り、[illegible]從一位大納言菅原朝臣利家公を祀る、明治六年加越能三國の士民協同して此社を創建す、[illegible]地は前田家の別第にて、俗を金谷と稱し、溫敬公其風景を音樂器に擬り、泉水築山を設けらる、神門は石造にて三階、高さ十三間四尺、明治八年之を築造せり、境內六千坪

兼六園 金澤城の辰巳なる山崎にあたり、崎浦村に連接す、[illegible]公の別莊にして、近年公園と爲し金澤神社を置く、此境地は金澤の名[illegible]の[illegible]れる所にして、金澤池あり　三州志に加賀介吉信の苗孫芋堀藤五郎の昔話を錄し、藤五郎は薯蕷を採る山民にして、時々山中に沙金を得て之を此泉池にて淘汰洗滌したりと云ふ（按に、北國の薯蕷は延喜式の調貢に載せ、加賀介吉信の祖利仁が芋粥の奇談は宇治拾遺に見ゆ）○金澤公園は兼六園と稱す、卽竹澤殿の地にして、文政元年金龍公此地に築造して蓮[illegible]とし、館を竹澤と號し、園を兼六と稱す、蓋六勝を兼るといふもの、宋の李格非洛陽名園記に取りて白川侯樂翁（松平定信）の命づくる所にして、今代に及び公園となれり、園中池沼瀑布あり、松杉蒼樹、花木妍麗、泉石亭榭みな雅致を極む、最も賦詠に宜し、頗命名の違に稱へり、園の登路六路あり、百間堀（園と城との間の通路）の中間にあるを表坂、其位にあるを淸水坂、其次なるを椿坂といふ、廣坂通より登り右に折れて登るを地藏坂と云ひ、金澤神社境內より登るを祠坂といひ、尻垂坂より登るを東坂といふ、辰巳用水園內を縈回す、之を曲水と號く。山崎の[illegible]、又紅葉山ともいふ、園の東頭にあり、高凡五間、周匝三町許り、半腹に五重塔あり、東坂に日本武尊の銅像を建す　○又云、金澤池は金龍公（十二世齊廣）之を修理し、溫敬公（十三世齊泰）蓮池碑を建てたまふ、其碑銘の文中に

北陸之鎭曰白山、雪封其巓、而四時不盡、其餘高滿霄、稱爲本邦三[illegible]之一、自古屬我當管內、其脈跨五州、山脈起[illegible]、向北而來、至山崎庄而止、環面三面、帯海當其前、中有龍蟠虎踞之都、元精蘊勃、鍾秀標瑞、實爲[illegible]州之雄鎭、云々。

成巽閣の地所、往古は山崎村に屬す、寛政三年太梁公（十一世治脩）新井白蛾（名は祐登）に命じて文武二校を此に建築す、之を明倫堂（文學校）經武館（武學校）と號づく、衛來學士を此に養成す、文政二年金龍公校を側の地に移し（文政五年、堂形の地に移す、今第四高等中學校の地所是なり）此地に竹澤を經營せらる、之を竹澤殿と號す、其構造宏壯美麗を盡せり、公薨去の後遂に殿を除す、文久三年再此地に營し之を巽新殿と稱す、蓮池亭は松雲公（五世綱紀）の閑居址にして、此公仁恩を百世に布かれしを以て、特に後人の仰止する所なり、夕顔亭は表坂の北畔にありて蓮池に臨む、構造は小堀遠州の好に成りて幽趣あり　○博物館并に圖書館は園中に在り、縣廳の所管にして、明治七年之を置く。

寶圓寺 金澤城の東に在り、曹洞宗、天正十一年、大透圭徐和尚開基、前田利家の菩提所にて、其廟も在り。○三州志云、國祖利家の越前府中城に在るや、丹生郡高瀬村寶圓寺を菩提所とせられ、後天正九年十月能州へ徙りし時、彼寺七世の大透和尚を能州へ召し、同十一年金澤城へ徙る、卽今の寶圓寺を建立し、寛文九年、松雲公再修建立、寛曆九年の火に罹て烏有となる、其後三年にして今の寶刹成る　[illegible]前田利家能州を領し七尾の館に於て[illegible]を建てへて之に居らしむ、天正[illegible]年利家[illegible]金澤城に居る、是に於て[illegible]新に大[illegible]を[illegible]し、名けて護國山寶圓寺と號す、此の木を[illegible]てなり、其年能の總持寺住の[illegible]あり、[illegible]有となる、書以て宗門の大[illegible]となす、[illegible]京師に上りて總持寺大納言藤光顯に告げ以て[illegible]聞に達し、[illegible]第一の道場となす、實に是れ[illegible]の力なり、文祿癸巳、徐大守に告けて[illegible]を遺る、[illegible]古に比するに以て加るとあり。

天德院 寶圓寺の南に在り、曹洞宗、元和九年、泉滿和尚開基、前田利常夫人德川氏の菩提寺也（利常は利家の第四子、兄利長の[illegible]を承けて[illegible]主と爲り、江戸大樹秀忠の女を娶り、光高、利次、利治の三子あり、後光高家督と爲り、二弟は富山大聖寺の二地へ分封せらる）○三州志云、元和九年泉滿和尚をして天[illegible]院を興させられ、寛文十二年松雲公の時、[illegible]高泉を召下して小立野獻珠寺に寓居せしめられ、後元祿二年天德の佛殿等を造營の事あり、其造樣の指法を高泉に命ぜられ、同七年に落成す、故に建築みな黃檗の風あり、今存する山門は猶其遺なり、伽藍は明和五年罹火の後再營なしたり。

大桑鄕 和名抄、（高山寺本）加賀郡大桑鄕、訓於保久波。○今崎浦村に大字大桑あり、金澤の東南なり、之によれば野村、內川村、犀川村等、犀川の上游を總べしものとす、後世富樫庄に併せられて石川郡に入る、和名抄刊本に之を石川郡に係けしは謬れり。三州志云、林光家の二男を大桑三郎利光と云ふ、大桑鄕に住みしならん、嘉祿三年、米永大夫氏[illegible]、白山神主職を重代に非ずと雖、大桑讃岐次郞光行に譲補する事、又觀應三年、上林鄕地頭大桑禪門玄訓、供米未進の事、莊

(石浦)
産滿記に載す。○按に崎浦とは石山崎石浦二庄の地にて、山崎は別項に見ゆ、石浦は大桑氏と同じく林富樫の一族にて、石浦三郎光綱を祖とするとぞ。

野田山(ノダ)　金澤市街の南にして、鞍嶽の尾にあたり、富樫村の東とす、今山下の野田泉野等を合せ野村と改む。○金城圖志云、城南一里に野田山あり、士民の墓所多く此に在り、山頂登路一條あり、高德院に至る、舊藩祖前田利家公の塋なり、封土の高さ五間、周圍四十八間、上に榊松を栽う、塋北方に面し木柵を繞らす。○三州志云、慶長四年閏三月、利家卿大阪城の私邸に薨去、遺言十有一條を制して世子利長に貽す、其畧に曰「我等相果候者、長持に入れ金澤へ返し、野田山に塚をば築かせ可被申候、孫四郎(侍從利政)をば金澤へ下し留守居に置、兄弟の人數一萬六千はさば可有之と存候、八千あて大阪につめさせ、秀賴樣へ謀反仕候者候はゞ、八千の人數を召連れ、殘人數孫四郎上洛、則一手に御成候樣に仕置可被仕候、兄弟に申置候、第一合戰の刻、欲い叶きり成とも踏出し尤に存候、他國より被押込候者、草の陰にても尤と存間敷候、藤々信長公小人數の時より、何時も御國内にて合戰被成ることなし、敵國へ踏入り、度々利を被得候事」云々、校合雜記に云「利家病、備に身後の事を囑し利長に遺囑す、猶も薨ずるに臨み、只我死後掛念なるは、秀賴公幼くして父に離れ賜ひ、其後内府と我々を江戸相交、加賀前父と恒に宣ひ力とし玉ふに、我卒せば力を落し玉はんこと遺憾萬々なりと、瞋眼切齒、側にありし新藤五國光の脇刺を取て鞘ながら胸にあて、二三聲呻吟して息絕えたまへり」、同四月八日金澤に於て葬禮の儀了て、即城南の野端山に葬る、高德院と諡す。

犀川谷(サイカハ)　今内川村、犀川村の二に分つ、金澤の東南なる山谷にして、長六里横二里、其奧は白山谷并に越中太美谷と相界し、即佐井川の源とす。○金城圖志云、犀川は又佐井川に作り、上流に菊が嶽ありて、野菊叢生す、されば其花露滴りて流るゝと云ひ、菊水の稱あり、急流なれば舟筏の便なきも、灌漑瀦漑の利多し、辰巳用水の本流は城の東南、上辰巳村領より犀川の水を引き、小立野に激上し、石引町公園を過ぎ、城中に入り市街に落ち、終に各所の溝渠に注ぐ、寛永九年微妙公(第三世前田利常)城中水に乏きを憂へられ、能美郡小松の人板屋兵四郎といふもの、算術水利に長ずるにより、命じて土功を興し、夥多の人夫に日々四度の食を與へられ、急に功を竣へしものなるが、其功事尤巧なり、又正保三年浪士田中覺兵衛の言を容れ、寺津村より水を堰入れて、土清水の山腰を穿ちて、溝道を辰巳用水に合流せしむ。
(辰巳)
(辰巳、寺津は今犀川村の大字とす、土清水は崎浦村の大字とす)

倉谷(クラタニ)　今犀川村の大字とす、佐井川の源頭にして、金澤を距る七里、吉野谷の東にあたる。○三州志云、犀川庄の倉谷に、寛永の末年より承應明曆の比まで、金銀礦に出づ、金山は東、銀山は西にあり、其比新家二百戸許を建つ、其後倉谷川洪水にて、此町家盡く流亡す、依て二叉村に於て再此町名を以て、故の如く二百戸許を造ると云ふ、此後所々金坑あれども、一旦の事にて遂げず、只安永の初めより近年まで相續して出金する者は能美郡金平の鑛山なり、越中長棟山は今も鉛等出づ、此外越中の下田、虎谷河、原波、吉野、鷲谷、松倉の鑛山、加州にも與池など所々の鑛穴あれど、皆一朝一時の事にして永續せざりき、云々。○倉谷金山は享保年中中絕せしが、明治二十二年より再興せられ、近年々額金十貫匁銀二百貫匁許とす、地質は第三紀の凝灰岩及び石英粗面岩より成り、數條の粘土脈を胚胎す。

湯涌谷(ユワク)　金澤の東南にして、淺野川の源とす、犀川谷の北に隣り、東西三里南北二里餘。谷口狹しと雖も其内廣し、舊河北郡の所管たり、今湯涌谷湯之谷の二村に分つ、湯之谷は北偏にして、今に河北郡の所管たり。
湯涌の出湯は金澤を距る四里、溪中に數池の涌出あれど、其浴場の設あるは一所のみ、鹽類性溫一百度、客舍數戶あり。○湯之谷村とは、湯涌の北を指し、醫王山戸室山の下とす、東は横谷峠の山脉を以て越中礪波郡と相限る。凡金澤より横谷峠に至る四里半、東北に下り二里半にして福光驛に達すべし。

田上郷(タガミ)　和名抄、加賀郡田上郷、訓多加美。○今金澤市街の大半及び金浦村、小金村、湯涌谷等なるべし。
延喜式に驛路を次第して、比樂、田上、深見と云ふ、田上は本郷にして、北驛址今詳ならずと雖、地形を以て之を推せば、尾山の邊なりし歟、今も金浦村に田上の大字あれど、尾山の卯辰一里餘を隔て、湯涌谷に近し、驛路の通ずべき地にあらず。○又按に金澤市街は今犀川淺野川の二水を踰えて、民戶は南北に溢る、犀川の邊なる區域は和名抄加賀郡大桑郷に屬せる歟、尾山山崎の中區は全く此田上郷の域内なるべし、其西は玉戈郷なり。

金浦(カナウラ)　舊庄名なり、今若松庄の地をも合せ、金浦村と稱す、金城の東に接し、淺野川の右岸なれど、河北郡の所管たり。

戸室(トムロ)　今金浦村の大字なり、戸室山は醫王山の前峰にして、卯辰山の背にあたる、北向石を伐出す、金城の石壁も全く此山より伐出して築きたる也。

(若松)
卯辰山(ウタツ)　金浦村大字若松に接する山丘にして、金澤の卯辰にあたるを以て此名あり、淺野川其下を流れ、市街と相限る。○金城圖志云、卯辰山は一名臥龍山、高大約三十三丈、周回二里餘、今山脈東方戸室山に連り、西北市街に交入す、城門に面するを以て、俗向山ともいふ、山頂

た島が峰々といふ、其絶頂に小山あり、天正五年上杉謙信此所に陣をとり、其形状茶臼に似たれば之を茶臼山と稱す、全山赤土にして樹木稀なり、淺水甚乏く、唯山汗の滴るもの僅に溜るのみ、慶應三年園山を開拓したるより山容大に變ず、五本松は卯辰山の西端なる目標也、大幹五條に分れ、直立千尺空に聳ゆ、又此南崖に隣る豐國(トヨクニ)神社の境内に、三層の大塔あり、高四十尺、方三間、承應三年の創建にて、構造總て精麗を盡せり、市坊より遙に之を望めば蒼松の間に聳え風趣を添へしに、明治廿年塔中より火を發して灰燼となれり、卯辰山の西北端春日山、山腹に、小坂神社あり、延喜式加賀郡御田神社是れなり、寛文十六年徳妙公之を再興せらる。○按に[illegible]は慶長六年建立し、其位を觀音院と云ひ、元和二年重修して日吉權現と改む、寶暦九年失火焦土と爲り、大塔獨り免る、又小立野に如來寺ありて、東照公を祀りしが、近年皆廢亡す。

小坂(コサカ)

舊庄名也今金浦庄内の數村と合同し、小金(コガネ)村と改む、卯辰山、戸室山の北谷にして、河北郡の管内とす。

小坂庄を、正安三年、龜山法皇は院宣として南禪寺へ寄附せしめらるゝ事、南禪寺記に明白なり、其のち小坂庄の替地として、筑前國宗像庄寄附の事も見ゆ。○康正二年造内引附に「四貫ヶ百廿文、春日社領、賀州小坂庄西方段錢」とあるも本庄内なるべし、三州志に小坂の春日(カスガ)明神は式内加賀郡野間(ノマ)神社なるべしと云ふ。

(春日山)

御所(ゴシヨ)

今小金村の大字とす、此邊に談義所、神宮寺、夕日寺など云ふ大字もあり。○三州志云、小坂庄御所村は二條大納言の御所跡とぞ、建武元年、大納言師基卿加賀國司として下向、此地に大厦を造られ、國政を執られしことありと、云々。

傳燈寺(デントウジ)

今小金村に屬す、御所の東一里、禪徒の練若也、延慶元年、慧日運良和尚開基、永正十二年特に勅官を賜り再建したり、其後[illegible]し殿堂いたく破れしを[illegible]二年、[illegible]公之を修繕せられ、領田を附し從來の山林を[illegible]附せらる、明治維新後また大に衰頽せり、今臨濟宗妙心寺の末派とす。

三州志云、元龜元年、野々市の富樫泰俊、織田氏に應ぜず、一向門徒之を聞き、信長は我本願寺石山の怨仇なり、然るに泰俊之に與す、宜く泰俊を攻て佛罰を[illegible]せんと、五月上旬[illegible]野々市の館を圍んで火攻す、泰俊出奔す、泰俊が弟の晴貞は大乘寺を守る、[illegible]大乘寺に會して火を放つ、晴貞因て長屋谷(チヤウヤダニ)傳燈寺に入る、(此寺の草創は延慶元年にて、開山運良は後醍醐帝歸依の師にして、御[illegible]山地を施捨せらる、又後光嚴後小松兩帝勅號の綸旨有しが、延德三年回祿に罹り、其後後柏原帝勅願所の綸旨を賜て復古す)賊衆追來して傳燈寺を圍て火攻すれば、晴貞防戰の術盡て自裁す、今傳燈寺々内に多く富樫一族の墓あり。○傳燈寺の寶[illegible]山に祖師の墳あり、其側に窟あり、俗之を蟬口窟と稱す、穴口狹く匍匐して入ると六間餘にして、窟左右に分る、左に入れば宗[illegible]状を爲すもの數體あり、其廣さ凡三坪或は四五坪許り、皆々穴を潜りて入る、又右に入れば小池あり、寺の近邊尙土窟十三所あり(金城圖志)○傳燈寺の横穴は、寺後一、東谷五、西谷四、穴久保三、水上谷五、荒屋敷三、一之谷五、二之谷七、南谷三等とす。(人類學會雜誌)

(長屋谷)

河北郡

河北郡(カホク)

本州の北端にして、南は石川郡に連接す、今一町三十三村を津幡に管治す。(本篇には、小金金浦湯之谷の三村を石川郡に係けたるを以て、面積凡十五方里、[illegible]十村八[illegible]七[illegible]。)

河北は古の加賀郡にあたり、弘仁十四年、[illegible]一郡を分ちて石川郡を建つ、[illegible]名[illegible]本に[illegible]大野[illegible]田井[illegible]の四[illegible]を石川郡に[illegible]は[illegible]れり、延喜式には田上[illegible]横山の[illegible]にあはず、不審。○河北とは加北の義に出づる歟、或は澤田河(淺野川)の北の義と云へり、[illegible]澤田河は今の淺野川なり、加賀郡を河北と改名する由來[illegible]時代[illegible]詳ならず、[illegible]長享二年[illegible]河合宣久等[illegible]の北[illegible]を集め、久安[illegible]に據るとあれば、其以前已に此稱ありしならん、但し昔は圖[illegible]にてカハキタと呼しこと明了也。○國[illegible]華考云、足利氏の時河北郡と稱す、其後淺野川以北にある[illegible]を以てより、正保圖之に仍り、寛文中加賀郡に復し、元祿十三年に至り再河北郡を用ひ後之に仍る、

上月記云、御内書御文書之事、[illegible]、富樫次郎成春時、加賀國河北石川兩郡、幷備前國新田庄、出羽國宇賀庄、伊勢國高宮保等、爲御恩賞、可被下之由云々、

康正二年丙子十二月。

(加賀郡)

淺野川(アサノ)

湯涌谷に發し西北流し、金澤市の東北を過ぎ、蚊爪村に至りて河北潟に入る、長八里。

淺野村は金澤市の北に在り、今中口(ナカクチ)村と改稱す、蚊爪は今河崎村と改む、此邊は倉月庄の地とす。

松寺(マツデラ)

(倉月)

今磯部と合せ、川筋(カハスヂ)村と云ふ、倉月庄の地なり、倉月(クラツキ)は後宇多院御領目錄にも見え、淺野川の左右に渉り、今石川河北の二郡に分屬す、松寺は暦應四年攝津親秀讓狀に、

加賀國倉月庄紀岩方村半分、比丘尼妙明一期之程、可被知行之由、載別紙讓狀、松寺村田内廿町方、女子伊呂一期之後者、阿古丸知行之由、載同紙讓狀之間除之、

同村十六町方、内三分一、大隅五郎覺秦与奥之間云之。

芹田郷（セリタ） 和名抄、加賀郡(高山寺本)芹田郷、中世利多。(今千田（センダ）村は金川（カナ）村の大字にのこる、蓋今の木越、中口、川筋、河崎等にあたる、中世倉月庄の内へこめらる。

芹田は名義其交のごとくなるべし、然れども天孫本紀天物部の一に芹田物部と云ふものあり。

(千田)

木越（キゴシ） 今村名存す、三州志云、鞍月庄木越村に、長享の比、門徒の巨魁光徳寺住居したり、天正の初めにも門徒湖水を激入して、堡壘を築き、光徳寺の城と號したり。

柳橋（ヤナギバシ） 今百坂、福久等と合せ、坂井村と云ふ、金澤市街の北端に連り森下（モリモト）驛の南とす。北國太平記に、天正十一年、佐々成政加賀國へ亂入と聞きて、前田利家末森城を打立金澤に着、兵糧をつかはせ、又金澤を打立給ひ、山上金浦川、柳橋枕伏を打過て、森本粟崎邊に陣を取、云々。

(五箇)

五箇（ゴカ）庄とは森本川の左右にして、今の森本、八田、大場、崎田、花園、田近、小原谷、藥師谷、直江谷、醫王山の諸村をすべたり、和名抄の何郷にあたるにや、井上庄内とも云ふ、不審。(森本川は醫王山に發し西北流、四里河北潟へ入る。

森本（モリモト） 或は森下に作る、今森本村と云ふ、金澤の北一里半なる小驛なり。驛の東なる山谷は藥師谷、田近谷、小原谷、醫王山、直江谷等の諸村とす。

三州志云、井上（ヰノウヘ）庄森本に窪田大隅の城址あり、大隅は初め小三郎と云ひ、入道して臣信とも云ひ、釋賊の巨魁にて、元龜中此に居り北威盛なり、南越の朝倉氏加州を併呑せんと、密に臣信に通す、因て臣信松任の城主鏑木右衛門大夫を謀て女婿とし、鏑木父子を森下を迎ひ伴て之を殺す、此時臣信の子半左衛門勝家に仕へ溝口と改姓し、勝家滅亡の時越前にて討死すと云ふ、或説によれば窪田溝口もと由緒あり、天正三年勝家北庄在城の時、盛政尾山城に在て溝口半左衛門の子千熊高綱を使として、臣信を偽り招きて切腹せしむ、臣信切腹の時千熊の勇氣を賞し、介錯を爲さしめ、遺言臣信の女婿を約し、窪田の姓を讓る、よりて臣信滅後千熊は窪田大隅と姓名を改めて、臣信の遺言に從ふと也、高綱後に淺野但馬守に仕へ、武功を以て一萬五千石に至る、薙髮して鐵齋と號す、後に浪人となる。

大場（オホバ） 今大場村と云ふ、森本の西北にて崎田（サイダ）八田と共に河北潟に臨む、盛衰記の平家礪波志雄二手の段に「追手は倶利加羅山へぞ向ひける、後陣は大庭、崎田、森本まで連なつたり」云々とある此也。

醫王山（イワウゼン） 森本川の源にして、越中の州界に跨り、湯涌谷の北とす、今山下の二俣田島等を合せて醫王山村と云ふ。

金城圖志云、醫王山は金城の東五里にあたり、高三百五十丈、山中多く藥草を産す、峰下に大湫あり大池と稱す、絶壁千仞、一大石突出して池を覆ひ落んとするが如し、其狀鷹の魚を覗ふに似たり、之を鷹が峰といふ、峰上に矮松多し、偃蹇して皆奇なり、往時山中寺院多く、富樫國司に抗するを以て、佐久間盛政盡く燒亡ぼしきといへり。

(直江谷)　(礪波山)

醫王山の北方は倶利加羅嶺三國嶺まで山脈連亘すと雖、其幹卑小なれば、北陸道の通路は此山嶺を以て往來とす、數街ありて東西の交通甚險阻ならず、倶利加羅の會戰は別項に見ゆるが、其他直江（ナホエダニ）谷の松根は慶安二年桃井直和の陣所にて、天正十二年佐々氏の戍壘を置きし所也、(三州志) 田近村の朝日山は前田氏の壘を築きて、佐々に對抗したる所とす、「北國太平記」蓋此一帶醫王山より寶達山まで、十里許の山嶺は謂ゆる礪波山の總名に攝せらる、所とす、盛衰記に「石黒太郎痛手負ひしを舍弟福滿五郎村に引懸、朴坂越にて石黒に歸郷する」旨を記す、朴坂越と云ふも此邊の一徑なるべし。

(朝日山)

末森記云、天正十二年前田佐々不和となりさらば加賀越中の境目朝日（アサヒ）山を取出の城にこしらへ候べき由にて、同八月廿二日に前田方より村井又兵衛を大將として、五百餘の人數にて二三日普請して柵を付まはし候時分、同八月廿八日越中勢佐々平左衛門尉、五千餘騎を二手に分押來、是も朝日山に取出にこしらひ可被申との事也、村井はや柵をふり廻たるを見て、平左衛門大にあんに相違して、遠卷に人數を備けり、それよりこゝ度々の合戰になりたりけり。○末森記に鷹栖と云ふも醫王山の邊なるべし、「天正十三年三月、佐々成政は蓮沼を燒討せられしを無念に思はれ、加賀境打出、山手へ懸り一里餘りふみ入、鷹栖と云所へ働、民屋少々放火せし處に、彼地より注進有とひとしく、金澤城より三里半、山手なれば時刻をうつさず、利家卿も殊に不及早がいを立よと、御身もうで打出給ふ、越中勢もかくと思けん、少々在所一二ケ所燒立、徐々と引にける」。

田近（タヂカ） 今田近村と云ふ。大字深谷に鹽類性の冷泉涌出す、隣接して花園村の岸川にも同性の冷泉あり、近年浴場を開きたり。○神祇志料云、式内加賀郡波自加彌（ハシカミ）神社は二日市の田近山に在り、(二日市は今花園村に屬す)

井家郷（ヰノイヘ） 和名抄、(高山寺本)加賀郡井家郷、訓井乃以倍○後世井上（ヰノウヘ）に訛る、今津幡町中條（チウデウ）村、莊坂（ハギ）村、倶利加羅村、笠井村、笠野村、井上村等なるべし。(森本五箇庄も本郷の内と云ふ、不審)

東鑑、文治六年、井家庄地頭、都幡小三郎隆家不幾事、自仙洞被仰下之間、今日令加下知給、

井家庄内都幡方、號地頭、致方々不當之間、不用領家之所令、不受京下之使者、押領所務、寃陵士民、況乎自名之課役、一切不致其勤之由、自院所被仰下也、所

行之至奇怪無極、直雖可停止地頭職、先所下知遣也、自今以後令違背宗家命者、可令停止地頭職也、其上隆家之令違市料所、仰旨如此、仍執達如件

五月十三日　　　　康時　奉

加賀國井家庄内、都幡小三郎所

盛衰記に井家次郎範方とあるは、隆家と同時代の人とす、今の井上村は津幡驛の西なる川を中に挿て諸村を併せたる名にて、古書にはあらず、井上の本拠は中條大田などにやとおもはる。

(井上)

大田（オホタ）　今中條村へ合併す、森本と津幡の間とす。三州志云、盛衰記、義仲入洛に従ひ上る加賀の人、大田次郎兼定は此大田土着の士成べし、此子入江冠者親定は石田郷入江邑に住せしによりて、姓を入江といひたるか、土人は大田には大田和泉守居たりと傳へ、和泉守牛一は信長の臣にして、今本吉大田數馬先祖と云ふ、和泉守編著の信長公一代記世に遺る、

中條（チウデウ）　今中條村と云ふ。三州志云、天正四年上杉謙信加賀国へ進軍、本願寺の門徒一揆を討つ、十一月中條村大田町に出張す、時に雪花席の如く、寒威鐵衣に透り、越兵露宿相抱て臥す、午夜に至つて門徒の兵謙信の不備を討つ、謙信の軍大敗す、門徒因て謡ふて曰く「越後をさりやる虎さんは、關東表は御無しあるが、加賀の橋には御畏りやる」謙信敗軍の兵を集め、一萬許りを率ゐて、十一月十七日、津幡を發して能州七尾城に歸着、

深見（フカミ）　延喜式の驛名にして、田上、深見、横山と次第するを見れば、河北の郡内に在り、里程より推せば津幡の邊に外ならず。

津幡（ツバタ）　今津幡町と云ふ、人口三千六百、一郡の治所にして、鐵道車驛とす、金澤へ七哩、線路は此より東に折れ、倶利伽羅峠を横絶して、越中國石動驛へ八哩、又七尾鐵道は此より起り、北に向ふ三十一哩餘、通路三叉を成す。

津幡は古書に都幡（ツバタ）（東鑑）又津播多（盛衰記）に作る（井家郷を参考すべし）三州志云、井上庄津幡、觀應二年、桃井直常上洛の道を断んと、富樫氏春津波多に拠りて開兵すと太平記理盡抄に出づ、天正四年、謙信加州へ攻入り津幡に陣し、五年能州より津幡に来陣すと北越軍談に見ゆ。又云、津幡八幡宮の林中に墳あり、此は冷泉大納言爲廣卿の墓とぞ、爲廣能州七尾の畠山義元の館に寓し、此に葬ると、想ふに此頃京師細川高國權威に募り騒擾なれば、爲廣害を避て畠山義元知己の故を以て、能州に來寓せるうちに、兵士の爲に殺さるゝか、又は病に斃せるものならん。

つはたと云里に宿りけるに、作人も稀にて、ことの外に閑素に侍りければ（同國神記）

旅人の枕の上に置大刀のつばたの里は打渡りけり、

(津幡)

加賀爪（カガツメ）　津幡町の大字とす、此に白鳥（シラトリ）神社あり、三代實録貞觀十八年授位の神にして、日本武尊を祭る歟（神祇志料）加賀爪とは郡名加賀と相因む所ある歟、式内加賀郡家（グウケ）神社今詳ならず、加賀の郡家に在りし社とす。

萩坂（ハギサカ）　今津幡の東南なる大坪、藤又、横根等を合同して萩坂村と名づく、盛衰記に「平家の追手は倶利加羅へ向ひけるが、先陣は井家、津播多、荒井、閑野、竹橋まで連りたり」と云ふ閑野（シツノ）は七野と訛り、荒井は荒屋に作り、今萩坂の大字とす。

(閑野)

栗殻峠（クリカラ）　津幡驛の東二里、越中國石動驛に至る界嶺とす、北陸道の要隘なれば、古より著名なり。新舊の二徑ありて、南は今も倶利伽羅と呼び、北なるを九折とは呼ぶ、是等山下の諸村今皆合同して倶利伽羅と稱す。

此峠は礪波山の中にして、古書にも礪波山倶利伽羅が峰と云へり、舊倶利伽羅不動明王を祀る祠堂あれば也。

竹橋（タケハシ）　今倶利伽羅村の大字にして、津幡の東一里許、盛衰記井に義經記に竹橋の里名出でたり。○盛衰記に「源氏の一手は樋口兵衛次郎兼光大将にて竹橋の搦手にこそ向ひけれ」云々。

手向神社（タムケ）　竹橋の東一里餘、倶利伽羅峠の上に在り、謂ゆる倶利伽羅不動堂の境内なり、萬葉集に、礪波山手向けの神に云々と詠じたり、中黒坂の猿ヶ馬場（サルガババ）は此に在り。長門本平家云、五月十一日、越中前司盛俊が一萬餘騎引分て砺波山を越、中黒坂（ナカクロサカ）の猿馬場に控たり、木曾は是を聞て池原の般若野に馳越、宮崎太郎申けるは、此礪波山には三の道の候なり、平家の先陣は中黒坂の猿ヶ馬場に控て候、南黒坂の搦手は樋近知千騎の勢にて指廻して、鷲の島打渡て彌勒山へ上るべし、中黒坂の根井小彌太千騎の勢にて、倶利伽羅を廻りて彌勒山へ打合せよ、北黒坂へ大将軍は巴と云美女千騎にて、安樂寺を越て彌勒山へ押寄せよ、三手一手になり関を作るならば逃べき方なくて、南の大谷へ向てぞ落候はんずらんと申けり、義仲之を聞てあら面白やとて、此計につきて搦手を廻され、又寄せける平家の大手已に砺波山を打越て、黒坂（クロサカ）の原へ打出と聞ゆ、樫原の廣場へ打出たる物ならば馳合の合戦にてあるべし、馳合の合戦は勢の大少によることなれば、悪き事もあらんずらん、敵を山に込て日を暮して後、倶利伽羅（リカラ）谷の岩石にて追落さんと思ふなり、其儀ならば義仲先急ぎ中黒坂口に陣を取べし、平家の先陣に山をこさせじとて、砺波山の東の麓なる日宮（ヒミヤ）林に白旗ゆひ立て云云。○盛衰記云、倶利伽羅山と云ふは嶺に一字の伽藍あり、昔越大徳諸國修行し給しに、倶利伽羅明王法の行給たりしかば、其よりして倶利伽羅嶽と申とかや、越中礪並郡の境なれば、砥並とも申たり、谷深して山高く、嶮難にして道細し、馬も人も通ふ事輙からず。又云、五月十一日、平家の先陣倶梨伽羅の堂、國見、猿ヶ馬場の塔橋

(猿馬場)

(黒坂)

(倶利伽羅谷)

に抑へて、赤旗所々に立並び、源平陣を合て二町にはすぎず、木曾は礪波山黒坂の北の埴生社八幡林より、松永榎原を後にして、黒坂口を南に向て陣を取り、平家は是も黒坂口に進み下て北に向て陣を取り、兩陣相隔事五六段には過ず、互に楯を突向へり、五月十一日の夜半さ成にければ、五月の空の癖なれば朧に照す月影、夏山の木下暗き細道に源平互に見え分ず、平家は夜討もこそあれ打解寝べからずと催けれ共、下り疲れたる武者なれば甲の袖を片敷冑の鉢を枕とせり、源氏は追手搦手樣々用意したりける中に、樋口次郎兼光は搦手に廻たりけるが、三千餘騎其中に大鼓法螺貝千許こそ籠りたりけれ、木曾は追手に寄せけるが、牛四五百匹取集て角に炬松結附て、夜の更るをぞ相待ける、去程に樋口次郎林富樫を打具して中山を打上り葎原へ押寄たり、根井小彌太二千餘騎今井四郎二千餘騎、小室太郎三千餘騎、巴女一千餘騎、五手を一手に寄合せ一萬餘騎、北黒坂南黒坂引廻し鬨を作太鼓を打法螺を吹、木本宮本を打はためき箙目鏑を射上てとゝめき懸りたれば、山彦答て幾千萬の勢共覺ざりける、木曾すはや搦手は廻ける鬨を合せよとて、四五百頭の牛の角に松明を燃て平家の陣へ追入、胡頹子木原、柳原、上野邊に扣たる軍兵三萬餘騎、鬨を合喚叫黒坂表へ押寄る、前後四萬餘騎の鬨の聲山も崩岩も摧けんと響し、道は狹し山は高し、我先我先と進む兵は多し、馬人共に壓に押れて矢をはけ弓を引に及ず、打物は鞘はづし兼たり、唯我先我先にと諍ひ共、西は搦手東は大手、北は岩石高くして、南は深き谷なり、唯敵に攻立られて先陣後陣に押あまされて、南の谷へ連落たり、馬には人、人には馬、上が上に落重て、平家一萬八千餘騎、十餘丈の倶利伽羅谷をぞ埋ける、彼倶利伽羅が谷と云は、黒坂の峠馬場の東にあり、其谷の中心に十餘丈の岩瀧あり、千歳瀧と云、彼瀧の左右の岸より杼木多く生たり、平家の軍兵は其楯半過る程こそ駒埋たれ、さればこそ異名には地獄谷とも名つけ、又[illegible]谷とも申なれ。○玉海云、壽永二年五月十一日、官軍前鋒乘入越中國、木曾冠者義仲、十郎藏人行家、及他源氏等迎戰、官軍敗績、過半死了。

鳥越(トリコエ)

(倉見)

今杉瀬、倉見等と併せ笠井村と云ふ、竹橋の北、津幡の東北なる山村なり、笠野に接す（倉見鑛泉湧出す）

三州志云、井上庄鳥越に、文明長享の比より、弘願寺と云ふ一向宗ありて、釋域の冠魁なり、後世之を津幡町へ移す。○末森合戰記云、天正十二年十月十四日に、鳥越近邊へ利家卿人數を被出、越中國境目民屋共を燒拂給ふ、鳥越山城なれども節所にて有ければ、近所悉燒拂はせ、人數を打入玉ふ、其後北國の習ひ風雪烈しければ、互に矢留と見えにけり、かくて翌年に及び、利家卿日々月々勢附ければ、倶利加羅鳥越兩城もおのれとひらきのき、是こそ利波郡過半利家卿の御手に入る。

笠野(カサノ)

今笠野村と云ふ、笠井の北にて、三國岳の下なり、三國岳は越中能登へも跨り、三國の交界點とす、寶達山の南に連り、一脈の中に崛起すれど左のみ高峻ならず、天然の地形は却て寶達を以て三州の交界とす。式内笠野神社存す、又大字吉倉あり。北國太平記云、天正十一年、佐々成政加賀國へ亂入、竹橋の邊に寄て鳥越と云所あり、此所の城へ前田殿より兵を籠め置れけるが、佐々勢吉倉山へ陣取ければ、見怖おして夜に紛れ落行し。

英太郷(アガタ)

(英)

和名抄、加賀郡英太郷、訓江多。○今東英村、西英町、種谷村等是なり、笠野の西、津幡の西北とす。和名抄に江多と訓めど、諸州の例によればアガタと訓むべし、三州志にも英の郷は富樫小次郎滿家此に居り、其族皆を英田氏と云ふ、三宮古記正和元年英田村とも錄すと述べたり。今英の一字を假るは太もしくは田を畧したるにて、正格にあらず。

(種谷)

東英村に加茂領家等の大字あり、式内三輪神社は加茂にあらざる歟、種谷は加茂の北なる山中なり。

河北潟(カホクガタ)

本郡西偏に位置する湖沼にして、海洋と一條の卑小なる沙丘を以て相隔て、西南に決潰す、此潟中に歸するもの淺野川最大、森本川、津幡川、種谷川、金津川等なり。

此潟は蓮湖又大清湖の名あり、金澤人の遊賞して命じたる者とす、南北凡七十町、東西二十町より四十町に至る。其決口は西南流二里餘、粟崎を經て金石に至り、二分して海に入る、粟崎の邊なる江流をば粟崎川とも云ひ、金石に至り犀川に合ふものを古川と云ふ、一は粟崎金石の間に於て海洋に放つ。○金城圖志云、河北潟の水西南流して二派と爲る、一は大野川と稱し金石茶屋町（舊大野村）の端にいたり、新川となりて海に入る、一は古川と稱す金石の東南に沿ひ犀川に合して海に入る、總て加賀能登の荷物運輸の便を此湖に取り、風帆の住來常に絶えず、滿湖產魚沙が如く、南岸漁舍連り、漁船絡繹たり、又風景佳絶にして、晴を弄し月を賞する遊客、四時船を泛ぶ、昔藩の時古川に船廠を造り、小早船遊船數艘を繋ぎ、船手足輕數十人を此に居住せしむ、今其地に御舟小屋の名のこる

内灘(ウチナダ)

(大根布)

河北潟の西なる沙濱を内灘と云ひ、大根布、宮坂、荒屋、室等の大字ありて、南は粟崎、北は金津に連る。此沙海は古來時々の地變ありと傳ふ、宮坂大根布の沙丘に往々石器時代の遺物あり。

盛衰記、平家砺波志雄二手合戰の條云、搦手の大將軍越前三位通盛は志雄山へこそ向ひける、彼山は能登加賀越中三箇國の境也、能登路白生を打過て口角見、室尾、青崎、大野、徳藏、宮腰までぞつゞきたり、此に室尾とあるは内灘の室にて、徳藏と云ふも此邊なりしか、大野宮腰より海に沿ひて能登路白生へ向け進軍し

たる也。

白尾（シラノ） 今木津、日角（ヒヅミ）等と併せ七ヶ村と改む、內灘の北につゞきたる海濱とす。白尾は盛衰記の白生（シラフ）にして、大字日角は盛衰記の日角見にあたる。

金津（カナツ） 河北潟の北岸にして、白尾の東に接す、津幡驛の西北一里半、其村中の中央を宇野氣（ウノケ）と云ふ、七尾鐵道の車驛とす。

(氣野字)

金津は舊庄名にて、白尾高松等をも籠めたり、今は金津村と云ふは、宇野氣、大崎(盛衰記の青崎なり)の邊にて、其北をば今黒谷村と云ふ。○金津庄は中世山城國賀茂社領なりしとも云ふ、橫山に賀茂社存じ、延喜式にも本郡賀茂神社を載す。

橫山鄉（ヨコヤマ） 和名抄、加賀郡驛家鄉。○今金津村高松村なるへし、即延喜式の橫山驛にして、能登國に入る所とす、橫山は金津谷村の大字にのこる。

高松（タカマツ） 今高松村と云ふ、海濱にして本州郡の境堺は此に限る、津幡驛より榜示に至る凡三里。

三州志云、太平記金勝院本に、暦應元年七月、越後の官兵加賀へ攻入りしに、富樫高家は在京により、其一族藤用家高松濱に拒戰のこと見ゆ。

加賀國高松と云へる所に行暮て、烟の立をながめやりて(回國雜記)

作人のたのむ木影やうれならんけふりにくるゝ高松の里、

能登國

能登國（ノト） 加賀越中の北方、大海に斗出する半島狀の地なり、其地頸にあたり寶達山脈あり、其山脈の西側に七尾灣より邑知潟に通ずる窪地帶ありて、全く島狀を成す。○能登四郡、面積凡百二十方里、海島若干之に屬す、石川縣の管治とす。

能登は上古おのづから一國を成し、崇神帝の皇子大入杵命の裔孫之を治め、能登臣及能登國造と云ふ。

古事記、水垣宮段云、御子大入杵命者、能登臣之祖也。○國造本紀云、能等國造、志賀高穴穗朝御世、活目帝皇子、大入來命孫、彥狹島命定賜。(按に國造本紀に大入來命を活目帝の子と爲すは誤れり、又彥狹島命は活目帝の子、豐城入彥命の子にして、毛野君の祖なれば、誤文必せり矣)○齊明紀六年、遣阿倍臣、率船師二百艘、伐肅愼國、復於弊賂辨島、乞和不肯聽、據己柵戰、于時能登臣馬身龍、爲敵所殺。○古事記傳云、能登臣は萬葉集に羽咋郡擬主帳能登臣乙美、性靈集に能登臣廣成などあれど、姓氏錄にはなし。

國郡制置の際、越前に屬せしめらる、養老二年分立し、天平十三年越中に併せ、天平寶字元年又離立せしむ。

續紀、養老二年五月、割越前國之羽咋能登鳳至珠洲四郡、始置能登國、天平十三年十二月、能登國幷越中國、天平寶字元年五月、能登國依舊分立。(和名抄、能登國靈龜二年割越中國置之と云ふは非也、また盛衰記、弘仁十四年能登は廣しとて四郡に分て能登國と定むとあるも誤れり)

(州能)

本州は修して能州（ノウシウ）とも云ふ。康應元年注進の能登四郡庄鄕保公田數目錄一巻世に傳ふ、鄕村の舊名多くこれに據りて證明すべし。能登の名義は詳かならず、鹿島郡(古の能登郡)に能登部（ノトベ）村ありて、[illegible]名[illegible]ふもの二所存す、此邊を本據とするや疑なし。又七尾灣の島をば能登と呼ぶ、能登海（ノトノウミ）と呼べるも、七[illegible]名なるべし、

(海登能)

能登の海に釣する海部のいさり火の光りにいませ月待ちがてら（萬葉）

三州志云、能登とは能登郡に能登比咩神社、能登生國玉神社あるを以て名づくる成るべし、又都て物の入る所を「ト」と云ふは、門戶水門海門などの類にて知らるべし、人の咽喉も吞所の義なり、今の鹿島郡なる七尾邊は海の陸地に入こむと咽喉の如くされば、此郡を古は能登郡とは名づけつるを、やがて一國の名にはせたるならん、又云、萬葉集に天平勝寶元年、越中守大伴家持が「爲贈京家願眞珠長歌一首」云々とありて、珠貝の此海に出でしこと明了とす、俗に能登の珠洲の海には明珠を出したるにより、其名を得ると云ふに契合す、且近年所々の民能登の海中より、此貝を拾得すると云ふ。○近時の一說に、能登は蝦夷語岬角をノツトと云ふに牽合すれど、能登の岬名は珠洲（スズ）にて、古人は今の鹿島郡の邊を專能登國能登海と云ひ、岬角と相去る遠し。

本州は文治の初、源賴朝鳳至郡を以て長信連に與へ、大屋莊に居り、地頭職に補し、羽咋郡を以て得田章通に授け、得田に居る、兩氏皆子孫に傳ふ、元弘元年、少將中院定淸州守に任し、建武の初越中に轉ず、既にして越中人普門利淸、足利尊氏の叛に應じ、來り侵す、定淸逆て利淸を石動山に擊ち敗死す、信連五世の孫盛連、官軍に屬し、兵敗れて京師に走る、是時に當て州人吉見氏賴、(源範賴の裔孫)尊氏に應じ、州豪嚮背常なし、正平五年盛連の孫宗連、足利直義に屬し、采邑を復し、州事を知る、天授中、將軍義滿、畠山義深を守護とし、子基國職を襲ぎ、應永五年、守護を其弟滿則に傳ふ、滿則七尾城に

治し子孫世襲し、長得田の諸豪皆之に屬す、應仁の亂、滿慶の孫義統、初め西軍に屬す、後東軍に降り、管領となる、其五世の孫義隆に至り、家宰遊佐續光に鴆せられ、子義春幼沖、國勢日に衰ふ、天正五年、上杉輝虎、將を遣て來攻む、義春病で歿す、長綱連(宗連十三世の孫)城守を計る、續光綱連を殺して輝虎に降り、地遂に輝虎に歸す、畠山氏十一世二百餘年にして亡ぶ、已にして長連龍(綱連の弟)款を織田氏に送る、八年織田氏の將前田利家續光を誅し、州郡を平定す。

羽咋郡

羽咋郡

能登の西南偏にして、一面は海に至り、南は加賀國に連接す、今二町三十七村、人口八萬、面積廿四方里(外に鹿島郡に入るべき鉈打村を本郡に管治す)其地區は分ちて邑知(羽咋大海一之宮など)高濱、富來の三と爲すべし。

和名抄、羽咋郡波久比と注し、八郷に分つ、古へは一國を成し、國造本紀に「羽咋國造、三尾君祖石撞別命兒、石城別王定賜」と載せ、古事記玉垣宮段に「御子石衝別王者、羽咋君三尾君之祖」とあるに合ふ、姓氏錄に「羽咋公、垂仁天皇之子、磐衝別命之後」と記したるも同じ。○羽咋名義不詳、正保國圖には羽喰に作れり。

大海郷

和名抄、羽咋郡大海郷、訓於保美。○高山寺本大海に作る、今も然り、南大海、北大海、河合谷、中庄、北庄の五村なるべし。郡の南偏にして加賀國河北郡高松村に接し、寶達山の西南麓とす。今七尾鐵道の寶達驛は北大海村とす。

(押水)大海は中世庄號に呼び、康應元年田數目錄に「大海庄、貳百町保延二年立券」とある是也、後世押水庄と云へるも、押水蓋大海の轉訛のみ(本書、海字を泉に作れるより、泉字と形誤する一本あり)又大海庄の前に「家田庄、佰拾五町六段七、永承元年立券」とある家田は、後世其名を失ふ、佰拾五町とあれば頗廣地とす、今の中庄村に上田の大字あるは、蓋家田の訛とす。(家田)(上田)

大海川

寶達山の南、河合谷の澤川を源とし、西北流して南大海村の二屋濱に至り海に入る、長四里。○河合谷は寶達山と三國峠の間なる峽谷にして、東に分水嶺を踰ゆれば越中西礪波郡五位村に至る、礪波山の脉也。(河合谷)

瀬戸

今南大海村の大字とす、延喜式瀬戸比古神社此に在る歟(神祇志料に此社は直海村に在りと云ふ)

寶達山

大海村の東なる峻峰にして、其脉は南方栗殻、東方二上、東北石動に連續すと雖、西は斗絕して海濱に下瞰するを以て、特立の形狀あり、標高六百九十米突。

延喜式、手速比咩神社は寶達の西麓、北大海村の東間に在りて寶達明神と云ふ(神祇志料)○寶達谷は今北庄村に屬す、此山中に天正十二年より四十年の間、黃金を出せり、金銀舊錄に、長氏の通用せしめたる能登南鐐を鑄す、是は長連龍の吹かせたるものにて、南鐐一分重一匁の寶貨を指す、寶達山に銀も出でし也(三州志)近年此寶達の礦坑再興す。○近時地學者の特に寶達山脈と云ふは、寶達より北東北に走り、石動山を起し海に沒する一帶を指す、長十里に滿たず、西方に急傾して、東方に緩斜す、主として花崗岩より成立し、其北西面に片麻岩帶を見る、太古大統の地系に屬す。

末森

今末森村と云ふ、海濱にして今濱と稱す、賀州高松驛へ二里半、羽咋驛へ二里。大字生に式內相見神社あり、海神を祭ると云ふ(神祇志料)

(今濱)三州志云、末森とはもと城池の號にして、押水庄吉田村に屬す、天文十九年五月、遊佐美續光、賀州の松根の洲崎兵庫を拘引し能登へ亂入る時、末森城主土肥但馬川尻へ出張して前途を遮ることあり、此時但馬四萬石を領すとあり、是末森城主の名見はるゝ初なり、次で天正八年柴田勝家加州門徒兵を攻撃の時、佐久間盛政末森を攻む、十二年九月佐々成政此城を圍めども、奥村等堅く守りて陷ちず、前田氏救援あり、成政圍をときて去る。前田の臣奥村助右衞門永福が末森籠城、利家の後詰は、軍書に美談とする所也、末森軍記あり。(吉田)

岡本郷

和名抄、羽咋郡岡本郷。○今詳ならず、末森村、南崎村など大海羽咋二郷の間を云ふ歟。

敷浪

今宿村南吉田等と合せ柏崎村と改む、今濱の東に連接し、七尾鐵道東驛とす、或は宿並に作る。

(撰才)敷浪の宿と云ふ地は、延喜式の撰才驛とあるその古蹟にあらずや、原名を失ひ後世たゞ宿とのみいふごとし、而てその撰才は何を詳にせずせんさいとよむにや、地名に見馴れぬ文字なれば、明白に知れず。

羽咋郷

和名抄、羽咋郡羽咋郷、訓波久比。○今羽咋町、千里濱村、一之宮村并に樋之川村志雄村等なるべし、敷浪の北なる村落にして、羽咋川の水域の中とす。

羽咋

今羽咋町と云ふ、羽咋川の河畔にして、海濱に接す、戶數五百、七尾鐵道津幡を去る十六哩半、七尾を距る十五哩、本郡の郡治とす。千里濱村は即羽咋の濱にして、羽咋海と云ふは邑知潟に同じ。(千里濱)

羽咋は舊羽咋正院と稱したり、田數目錄に「正院、拾三町本二十五町、文治六年立」云々、式內羽咋神社存す、舊國造本紀に見ゆる羽咋國造の祖石撞別命を祭る、是れ垂仁天皇の皇子也。

荻

今柳瀬と合せ樋之川村と云ふ、敷浪の北に隣る。○三

州志云、天正元年十月、越中の凶徒攻來り得江頼員の子石王丸一族等との所領志雄市山の要害に合戦す、此は荻市に同し、今荻市に三日城と云ふは彼要害跡也。

粟生之保（アフノホ） 羽咋と荻の間なる一村なり、又保名にして「粟生保九段六本田町一段六、建暦二年捻立田定、國衙保六町同上」など田數目錄に見ゆ、(國衙の地今詳ならず)今粟原、兵庫、新保などを併せ、粟之保村と云ふ。

羽咋川（ハクヒ） 其上流には子浦川と云ひ、寶達山中に發源し北流、所司原(北志雄村)に至り西北に折れ、子浦を過ぎ羽咋町に至る、凡四里、更に邑知潟の末流を受け、西海に放つ。

志雄（シヲ） 菅庄名なり、今志雄村、南志雄村、北志雄村の三と爲る、近世樋之川村も此庄内たりき。延喜式志乎神社を載す、今志雄村の子浦にも樋之川村の荻島にも其社を傳説す、荻島には鍵取明神と稱す。南志雄村大字新宮に藥師湯と名つくる鑛泉あり、今冷泉なれど、猶浴湯の用に供す、此鑛泉昔は熱湯なりしと云ふ、泉志にも見ゆれば、此湯をば志乎と呼びしにや、志乎は鹽と通じ、泉味の鹽かりしより起れるにあらずや、諸州にも此例多し。

子浦（シホ） 志雄に同じ、今特に子浦と云ふは、即志雄市にして、羽咋の東南一里、羽咋川に倚る。○此地名は萬葉集の歌に、

(之乎路)

之乎路からただこえくれば波久比の海あさなぎしたり船楫もがな

とよみたり、之乎路越とは北志雄より東へ分水嶺(寶達山脈)を踰に、越中氷見郡に通ずるを云ふ(歟)。平家物語にも平家の軍勢加賀より二手に分れ「三萬餘騎をば志雄手に向け」盛衰記は「志雄山は能登、加賀、越中三箇國の境なり」など云ふ。○再考、三州志に、志雄は今須宿並の邊の山とあるは精しからず、志雄山は必定寶達山脈の分水界ならん、されど長門本平家には「六月二日、木曾軍に行家負色になりたれば、志保の山打越て攻戦ふ、平家は木曾に砺波を追落されて、安宅の橋を引きて篠原宿に十三日迄いきつき居たり」云々、其形状明白ならず、即本平家には「木曾殿は十郎藏人殿(行家)の志保の戰こそ覺束なけれとて馳向ふ、氷見湊を渡て見給へば、藏人殿は散々に責成され引退き、人馬の息休むる所に、荒手の源氏二萬餘騎、平家三萬餘騎が中へ驅入り、揉に揉で火出る程にぞ攻たりける、平家共をも追落されて加賀國へ引退、木曾殿は志保の山打越て、能登の小田中新王の塚の前にぞ陣を取る」とあり、稍詳なり、然れども小田中は志保山の口にあらず、子浦の北四里とす、迂回はなはだし。○田數目錄に「志雄庄、參拾町、久安二年立券状」また「志雄保、本二十九町五段五、見拾貳町壹段八、永久元年立券状、地頭は國司本大王入道」云々。

邑知郷（オホチ） 和名抄、羽咋郡邑知郷、訓於保知。○今富永村、南邑知村、中邑知村、北邑知村、若部村等なるべし。羽咋川の東北、邑知潟の東南とす。明應八年、畠山義元判に一宮藥師院の知行目錄に邑智院と錄し、又一書に應永二十八年前信判にて、羽咋郡邑智庄内の地を天野彦次郎勝景へ充行ふこと見ゆ。(三州志)田數目錄には「邑智院、貳拾町五段貳、永久元年檢注定、同庄内公文職、壹町本三十町、永久二年檢云々、蓮池左近將監」とあるは即邑知の地頭なりしにや。

富永（トミナガ） 菅保名なり、今村名に轉ず、大田、深江、吉崎等の大字あり、羽咋町の東とす。田數目錄に「菅原庄、貳拾三町四段壹、元暦二年立券状、無地頭、大田富永保、三町九段三、元久元年立券状」と見ゆる皆此邊とす。

菅原（スガハラ） 今杉野屋と併せ、南邑知村と改む、子浦市の北に隣り、富永の東とす。菅原天滿宮あり、天正六年十年の頃、前田利家此里に陣営したることありて、氏神なれば彼宮へ四十五石の田を寄進せらる、[illegible]云々(三州志)

能登の國に狩り侍りて、菅原と云へる所にて、

伏見にはあらぬ野山を分け過ぎて今侍られぬ菅原の里、　准后　道興

(杉野屋)

又杉野屋と云へる所を過るとて、

待人のおもふしるしの見えねども問はではいかで杉の屋の里。(回國雑記)

飯山（イヒヤマ） 今白瀬、福水、神子原等を併せ、北邑知村と改稱す、羽咋の東一里半、飯山川は邑知潟へ入る。三州志云、邑知院内福水城は、弘治三年、温井備中三宅備後等が一宮より進みて陣したる所也、天正七年、長連竜温井三宅等を伐たんとて福水に出張し、十一二年の頃まで此邊に在りて、後徳丸城へ移居す。

(福水)

若部（ワカベ） 菅若部本郷と云ひ、飯山の北に接す、今尾長を併せ若部村と云ふ、鹿島郡餘喜村と郡界を分つ。○若部の東に鉢伏山あり、天正七年、長連竜鉢伏の敵寨を燒きたることあり。(三州志)尾長若部は今も保名に呼び、田數目錄「若部保、壹町本三町八反、尾長保拾三町七反、永久元年檢注定」また「志指見保、壹町四反六、本三町四反三、永久元年檢注定」とあり、志指見は今若部村の管内に大字志指見存す。

(尾長)

(志指見)

邑知潟（オホチ） 一名千路潟、古名羽咋海、東北より西南に延長し、其長一里半、横三十町、長澤川飯山川等之に注ぐ。其流末は一渠と爲り、二十餘町にして羽咋川と相會ひ海に放つ。此湖水東北は鹿島郡に屬し、西南は本郡に屬す。其成立は海潟の漸口湮塞して湖沼と爲れる也、萬葉集には波久比の海と詠ず。

(羽咋海)

神戸郷（カムベ） 和名抄、羽咋郡神戸郷。○今一之宮村、越路野村并に甘田等なるべし。邑知潟羽咋川の北

にして、氣多神社在り、蓋其神封のなりければ此名あり。

一之宮（寺家）

今村名に轉ず、瀧、寺家の二大字之に屬す。羽咋町の北一里、西は海岸にして瀧埼突出す。寺家は舊神宮寺の境内にて、元亨釋書に「齊衡二年、智度者、于氣多神宮寺」とある此なり。○田數目錄、氣多社御供田地、拾壹町壹反八、建保五年卯月、自鎌倉家、一宮社御寄進

氣多神社

即一之宮なり、今國幣中社に列す、大國主神の神靈とす、古は北陸道顯著の大祀にて、封戶頗多かりしが、中世以降早く衰へたり。氣多の地名は因幡に氣多御前あり、此地と形勢相似たり。神祇志料云、氣多神社又氣多大神宮と云ふ（續日本後紀）實錄、今一宮村にあり、即能登國の一宮也、諸神記一宮記、共大己貴命を祀る、舊社撰元記、諸神記（按ずるに二書並に因はく、大己貴命を祀る、崇神天皇の御世之を請ひ奉れりと、今之に從ふ、神名帳の注には天活玉命とす、活玉或は大巳貴の一名歟）天平神護元年、神封三十戶を充たり、新抄格勅符、神護景雲二年、封二十戶田二町を奉り、延暦三年正一等を加ふ（續日本後紀）仁壽三年、又封戶十煙位田二町を加へ（文德實錄）貞觀元年從一位を授け、延喜の制に名神大社に列る（三代實錄、延喜式）近世二月初午日御渡の祭あり、十一月中巳日又祭を行ふ、之を鵜祭と云、且村中にも火を忌む、産婦の穢ある者皆別屋を構て之に居らしむ（能登國名蹟志）凡本社に仕ふる者、宮司禰宜祝等あり（續日本後紀、延喜式）式内、大穴持像石神社は一宮の山中に在り（能登國名蹟志）三代實錄、貞觀二年、大穴持神像石神、預官社也」とある是也、氣多神の末社とす（鹿島郡金丸に宿那彥神像石神社あり）○宗祇の餘云、氣多端郡也、能州一宮にて僧をば使者とす、能州一國實をつかはざるは此故也。

（柳田）能登名跡志云、一宮の祭禮には石動山衆徒來る、隣村柳田村に御旅所あり、此處に衆徒神輿を待うけ、山伏姿にして螺貝を吹なり、其外祭禮數多あり、中にも毎歳二月初午の日御出輿ありて、所口本宮能登生國玉の神社へ八里の程幸行あり、同國鹿島郡中山の郷鵜浦村より鵜を取てさゝぐ、一宮迄十一里道の程あり、道すがら勸進す、一の宮にて神前に鵜をはなつ、鵜おのづから本社の階を登り、戶帳の前にて羽たゝきをして跪く所をとらへて海にはなつ、此鵜さはめて越後國中山の神社能生權現の礒に寄る、其時能生權現の祭禮なり、此謂は或時北島の女神此鵜の浦へ寄給ひて、一の宮の御神と夫婦になり給ふ、其後御中惡敷なり給て、女神越後の能生へ飛び給ひて、或社地をかり宮をたて給ふとぞ。○按に、越後西頸城郡に能生神あり、又柳田神あり、柳田神をば沼河姬とも稱す、即大己貴神の妻とす。

瀧埼

今一之宮村に屬す、羽咋川の河口の西北二海里、西方に突出する凡十八町、岬角なり、越前三國安島埼より北上する長濱の盡頭にて、此埼より北は汀線曲折、形狀又一變す、北々西十三海里に海士埼を望む。

千路

今柳田村と合同して越路野村と改む、一之宮の東、邑知潟の畔とす、東北は鹿島郡金丸村に堺す、七尾の道は羽咋より邑知潟の西北を經て金丸に向ふ、故に千路にも停車場あり。

甘田

今上中下の三村に分つ、舊は甘田保と云ひ、一之宮の北に連接するより見れば、神戶郷の地なりしに似たり、三州志に後世甘田保も邑知院内に數へられしと云ふ。

妙成寺

上甘田村に在り、瀧谷妙成寺と稱し、法華宗の名刹なり、相傳ふ、永仁二年、日像開基にて、今芝垣村の柴宮館中將監の本願なりと、今芝垣の村民多くは本寺に歸依す、或は云ふ、舊眞言宗、石動山天平寺に屬す、滿月阿闍梨の時、日像の法華宗に服し改宗すと。（三州志）

（芝垣）芝垣は今上甘田の大字にのこる。

（栗谷、大坂）上甘田の大字に栗谷と云ふがあり、クルミタニと訓む、栗字不詳。○田數目錄に「甘田保、貳町壹段六、本四町七反九、元久元年檢立田定」と云ひ、佳地とす、別に大坂保、拾捌町九段八、承久元年檢注定」とある大坂は今下甘田の大字にのこる、古今開發の前後、廣狹を想ふべし。

二所宮

今下甘田村の大字とす、芝垣の東北二里、高濱の東なる山村とす、延喜式諸岡比古神社は此地に在りて、謂ゆる二所宮是なりと。（神祇志料）上棚川は下甘田の眉丈山に發し、安津見川を容れ、高濱に至り神代川に會ふ。

安津見

今矢駄と併せ、加茂村と改む、加茂は舊庄號なり。延喜式、奈豆美比咩神社あり、此傳に海神の女を祭ると云ふ（神祇志料）奈豆美は安豆美の誤ならむ。

（加茂）康應田數目錄、加茂庄拾町、往古牢也、不知年記とするもの即此とす

堀松

今堀松村と云ふ、安津美の西にして、神代川の西岸に渉る、舊庄名なり。田數目錄に「堀松庄、捌町二段五、本二十五町二反六、建久八年立券」云々。

神代

今堀松村の大字とす、延喜式、神代神社あり、此河朝野群載にも見ゆ、神代は傍訓によればカウジロ又はクマシロなり、然るに此にカクミと訓むこと疑ふべし、神代の名義は神地、もしくは神田と云ふに同じき歟。

神代川

眞野村に發し南流、直海、田等を經て高濱に至り海に入る、長凡四里、神代をカクミと訓むこと不詳、其他堀松の條に見ゆるごとし、一名米町

川といふ。

高濱（タカハマ） 今高濱町と云ふ、戸數□百、羽咋郡の北四里、神代川の河口に位置し、其海は小灣曲を成す。○按に田數目錄に「高濱、拾八町九段八、本二十六町一反六、承久元年□注、件所□□□□停止也」とあるはいつこにや、羽咋郡内に□と云ふべきは羽咋町と高濱町の外にあるべからず。

(百浦) 高濱の西北に連接する海岸を志加浦村と云ふ、大字安部屋、百浦（モモウラ）□□して、□百浦に式内百沼比古神社存す、（高濱より百浦へ一里、百浦より福浦へ二里）鵠社注進雑記、壽永三年の□書に能登國土田庄桃浦とある亦此也。

高家郷（タカヤ） 和名抄、羽咋郡高家郷、訓多加也。○今詳ならず、もしくは高濱の舊名にや、此邊堀松志加浦等も郷の系屬を知らず、高家の中なるべし。

都知郷（ツチ） 和名抄、羽咋郡都知郷。○今東土田村、西土田村、幷に熊野村、上熊野村等なるへし、神代川（カミヨ）の上游にして、堀松村の北なる山谷を占む。中世土田庄と云ふ、田數目錄「土田庄、拾六町七段六、本四十一町七段四、文治四年立券狀」また「都智院、九町七段五、建治元年□□定、本五町四段九、土田庄内得田村、七町七段七、文治四年立券狀」と載せたり、此院と云ふは王政の盛代に倉院を置かれし頃の公田の遺名歟。

土田（ツチダ） 今東西の二村に分つ、佛木の邊を西とし、德田を東とす、中世得田保とも稱したる邑なり。三州志云、土

(得田) 田は昔土田民部の邑と云傳ふ、土田は菅姓也、文治の比能登郡は武部判官師澄、羽咋郡は土田彈正忠廣と長氏家記に見ゆ、又得田（トクダ）次郎章通頼朝より能州四ケ一を賜り、羽咋郡土田得田領主にて、得田に居城と得田齋にあり、然れば是等の居館在しならん、土田の姓は、盛衰記壽永二年加賀の役にも、能登の士と見ゆ、土田近江と云ふ者も能州の雜記に見ゆ、土田莊の地士なるべし、又土田四郎□定と云者の城□、鹿島郡武部村邊にあり、又云、□田館址は得田佐渡守□□の居址也、□□の十四世得田次郎□通得田保地頭職に補せられ、是より代々羽咋郡土田得田の領主となりて得田に居城す、天正中□信亂入のとき、□□盛□及□男伯耆盛芳ともに□山に□死、□□、今館開（タチビラキ）道□等に得田氏の位牌を□く、館□は今東土田、

(館開) 大字にて、館址を□開したる也）

熊野（クマノ） 今熊野村、上熊野村の二となす、德田の西北にして神代川の源とす、往時は□□方と云へる山村也、三州志に應永十九年の古簡に直海（ナホミ）保と云ふは此と云

(直海) ふ、今上熊野の大字に直海のこる。

福浦（フクラ） 今福浦村と云ふ、熊野の西なる海岸にして、高濱と富來の間にあたり、小灣深く灣入し形狀特異なり、往昔渤海人の來航の口、此を以て船舶修造の所と定められしも宜なり。

(福良) 續紀、寶龜三年、送渤海客使武生鳥守等、解纜入海、忽遇暴風、漂着能登國、客主僅得免死、便於福良津安置。○三代實錄、元慶七年勑、令能登國禁伐損羽咋郡福良泊山木、渤海客使着北陸岸之時、必造歸舶於此山、住民伐採、或煩無材、故豫禁伐木。○按に福良は灣澳狹少甚しく、亦地勢□絕して海隅に孤立す、畢竟一時の假泊修船の所たるべきも、商船出入の津頭にはあらず。

荒木郷（アラキ） 和名抄、羽咋郡荒木郷、訓阿良岐。○今福浦村、富來村、稗造村、増穗村等なるべし。三州志云、福浦より富木へ出づる海濱に荒木と云ふ地名のこる、もしくは此邊を古の荒木郷とする歟。

富來（トギ） 舊院（正倉院）號なり、今富來村と云ふ、福浦の北二里、領家町地頭町の二に分れ、富來川を挾み、其河口に位す、中島（□來）の西三里半。三州志云、富木院二十六村は古への荒木郷歟、一宮衆徒知行定主名帳に公文納百俵富木院とあり、院は國と同義也、古書に貞和二年□月、井上□□□□□□□、□□□□、尾□城に□□□、吉田□□之□□す、此□□□□□内に在りと云ふも、今考へ難し。

稗造（ヒエヅクリ） □東川□原にして、山間に在り、□□□は其□□□□、今村名に□す、□□庄名にて、富□□内□□、

相神（アヒカミ） 今東増穗村と改む、其西□□大□□□、増穗村と稱す、富來の西北一里、海士埼は相神（サカミ）の西□□に突出

(酒見) す、故に相神の西は□□□□を成す。○康正二年□内引付に「東岩藏觀音性院、能州鹿□上村□□」とあるは此なるべし、康應元年田數目錄に「富來院、拾五町九段八、建保元年檢立田定、本田十□町在反壹、國衙内□□村、高町八反壹、建保二年立券狀」云々。

高爪山（タカツメ） 東増穗村大字大福寺の北にして、羽咋、□□界にあたる、高四百四十米突、□火山也、火山岩は東方別所（ベッショ）村まで擴延す。

海士埼（アマ） 今西海（サイカイ）村に屬す、西□は風無風戸□浦の三村を併せたる也、能州にて最西に突出し、西に□埼安島□を望む、海士埼の南所を高岩と云ふ、海士埼の北に連接する岸は今西浦（ニシウラ）村と云ふ、赤崎□□等の大字あり、□至郡劍地村と相□。

餘戸郷（アマベ） 和名抄、鳳至郡餘戸郷、今詳ならねど、海士埼の名□ふによれば、此埼より北仁岸劍地の邊を云へるにや、海士餘戸□を同しくす。

鳳至郡

鳳至郡（フゲシ） 羽咋郡の北に連り、東に折れ珠洲郡に至る、今二町三十三村、面積五十方里、人口九萬五千。

鳳至郡は和名抄不布志と注す、布は希の誤にや、又延喜民部式并に拾芥抄に風至に作るも誤れり。後紀、大同三年の條に鳳至郡見ゆ、此郡は和名抄刊本に四郷を載せ、高山寺本には男心の一郷を加ふ。是等の地は皆西北面する外浦の村里とす、穴水、中居、兜鷄川の邊は舊能登郡の域内にて、宇出津は珠洲郡より割入せるなり、又餘戸郷の地は羽咋郡へ割出したる如し。○鳳至はフノシと訓むべからず、鳳字の古音ホングなるを、轉してフングに假り、フゲシに使用したる也。土俗今に明白にフゲシと唱ひ、鳳氣至に作るものあり。(正保國圖には鳳氣至と載す)名義不詳なれど、延喜式にも見ゆる鳳至神社より出たる歟。

劍地（ツルギヂ）

今劍地村と云ふ、仁岸川の河口なる小灣にして、富來湊を去る三里、輪島を去る七里、舊仁岸庄の中とす。

(仁岸) 仁岸庄は今村名に轉じて仁岸村と云ふ、大字馬場に饒石石見守の宅址とて、土人の說く所あり、鄉士なるべし。(三州志)饒石（ニキシ）河は萬葉集に見ゆ、即此地にて、細流長二里もあらん。

(饒石) 　鳳至郡、渡饒石河之時、作歌　　家持

妹にあはず久しくなりぬ饒石河清き瀬ごとにみなうらはへて、

慶長元年田數目錄に「鳳至郡鳳至院、六拾九町五反」とあるは今の劍地阿岸の邊なるべし、又式内鳳至神社と云ふも此なるべきを[illegible]して、近世輪島の邑に其社名を冒すに似たり。

阿岸（アギシ）

今阿岸村と云ふ、仁岸の北に隣り、其河流を阿岸川と云ふ、仁岸川と并行す。○三州志云、阿岸本誓寺の永祿元年文書に、阿岸七十貫文寄附云々と載す。○

(黒島) 黒島（クロシマ）は今黒島村と云ふ、阿岸の北にして海濱に居る。

道下（ミチシタ）

今諸岡（モロヲカ）村と改む、黒島の北八箇川の河口にあたる、延喜式鳳至郡石瀬（イハセ）比古神社此に在り、(神祇志料)然らば萬葉の岩瀬渡も此歟。三州志云、萬葉の岩瀬野は越中なれど、岩瀬渡は能登とす、

(諸岡) 　舟とむる岩瀬の渡小夜更て宮埼山を出る月影、(名寄)　重敏

櫛比鄉（クシヒ）

和名抄、鳳至郡櫛比郷、訓久之ゝ。○高山寺本櫛野に作る、櫛比の誤なり、神鳳抄「能登國内宮櫛比御厨、上分布百段口入五十段、八十町」とありて、慶長元年田數目錄には櫛比庄九十町五段とあり、(三州志)今の櫛比村、諸岡村、本郷村、浦上村、七浦村并に黒島阿岸等にあたる。

門前（モンゼン）

櫛比村の大字にして、總持寺の門前たるを以て此稱あり、劍地の東北二里、穴水へ三里半、輪島へ四里。

　登總持寺閣　　細合斗南

金碧總持寺、宸毫五色龍、折廬傳法脉、飛錫卓靈蹤、海散潮音閣、山高[illegible]松、會將遊衍所、醒幻六時鐘、

總持寺（ソウヂ）

櫛比村に在り、諸嶽山と云ふ、曹洞禪の大本山にして、越本山永平寺に并稱せられて、能本山と云ふ。元亨三年、僧瑩山開創して、曹洞一派紫衣出世の綸旨を賜はり、二世峨山に至り法風大に振ひ、諸弟子諸州に敎化す、裔末繁衍して、近世峨山の一派、二萬寺を數へり、瑩山は諱は紹瑾、謚して圓明國師と云ふ。

峨山は諱を韶碩と云ふ、本州羽咋の人、少壯出家、瑩山に依り、已にして韓國に入り元國に遊び、歸朝して總持に嗣席、貞治三年、總持寺住職は門人輪住すべき旨を書示し、翌四年十月寂す、其法嗣五哲と稱するは太源、通幻、無端、實峯、大徹是れなり、又守廣の五院と云ふは普藏院、妙高庵、洞川庵、傳法院、如意庵是れなり、安永元年賜謚の宣旨

勅、佛慈禪師、人天宗師、佛祖嫡嫡、奏對十事問、爲賜紫出世道場、感得一夢勝因、現放光動地祥瑞、開法門於四遐、振德化於八紘、身背雖沒竹塢、白雲之容經悠遠、名今得遠幽寰、青鑑之闢來永蘇、荷思彼德、如遇其人、因謚弘德圓明國師。

天文十九年、駿州太原和尚覺書云、洞下の出世、紫衣のあやまり有、能登總持寺の前住は、位南禪寺に準べきよし綸旨被下、紫衣着せらるる事、無餘儀也、永平寺は不出世の寺なるを、近年いかなる儀にか、黄衣紫衣を隨意に着せらるること、心得ざる次第也。○按に、元和元年七月、德川幕府より發したる總持寺永平寺の兩法度書に、兩寺とも「住持者、經奏聞敕許之時、可有着用紫衣、兩寺之外一切不可」と載せ、永平寺へは特に「日本曹洞下之末流、如先規可守當寺之家訓」の一條を加へければ、能越兩本山の位置定まる、而も洞下二萬有餘の末寺、その二萬は全く瑩山峨山の師資相承を傳へたり、近年兩山并立し、末寺合計一萬五千と云ふは、維新の際廢絕の寺宇多かりし故也。

七浦（シツラ）

今七浦村と云ふ、道下の北一里半なる海村にして、慶應元年田數目錄に志津良庄七町、久安二年立券狀とある此なり。

皆月（ミナツキ）

今七浦の大字とす、小灣あり方十餘町、西北に向ひて開く、其北角を皆月埼又は通鼻と云ふ、本州の西北陬にして洋海の眺望最廣し、近年海軍望樓の設置あり。

七島（ナナツ）

皆月の北東北十六海里、輪島港の正北にあたる岩嶼にして、總數七箇あり、其名邊津島と云ふ、延喜式、鳳至郡邊津比咩神社と云ふは此に在り、南志見村名舟の管内とす。

舳倉島（ヘグラ）

七島の北十四海里、周囘一里餘、島は平坦にして樹木少なく、蘆荻叢生す、島の南角に村墟あり、毎年春暖に及べば、輪島の漁民此に航到して假

住し、二百十日を期して撤去す、然れども[illegible]民の萬一を慮り、米一石鹽一俵を一屋に納め置くを常法とするとぞ。

(奥津島)(猫島)

舳倉島は一名奥津(オキツ)島と云ふ、延喜式、鳳至郡奥津比咩神社此に在り、今昔物語に猫(ネコ)島とあるも此奥津島をさすに似たり猫島の故事は加賀國能美郡白田神社を見よ
○水路志云、能州高山(タカヤマ)崎以東の海流は北東に向ひ、海岸より若干距離の處を流る、而して潮傳の南流は稍強なり、南西風あるときは大に其速力を增加す、而して舳倉島近傍偏東の方向を保つ、故に此島より南西に航するの帆は、常に潮方に流徙するの傾あり、漲潮は西方に、落潮は東方に流れ、而して後者の速力較強しとす。

輪島(ワジマ)　今輪島町、人口一萬、河原田川の河口にして、其港灣は東北に開放す、鵠巣山東南岸に隆起し、稍屏障を成すも、良泊たる能はず。人民古來漁に業を求め、僻地に居るも頗富庶也。

(輪島港)

能州名跡志云、輪島港は輪島崎河合鳳至海士の四箇町にて、家數千軒と曰へり、昔は大屋の庄小屋の湊と云ひ、長谷部信連此庄を賜はること、東鑑并に盛衰記に見ゆ。○輪島は金澤へ三十里、七尾へ十六里、索麪を名産とし、諸州へ輸送す、漆器は最貴重せられ、一州の藝術也。(延喜式、能登國中男作物の貢品に漆の名を載す)
貿易備考云、わじまぬりは通常黒赤綠の三色を主とす、其品は膳、椀、吸物椀、平皿、壷、皿、飯櫃、盃等の日用の漆器なり、堅剛にして久きに耐ふ、故に人之を愛す、天保年間工人益々精を勵まし、爾後漆器を諸國に賣出すこと愈盛なり。産業事蹟云、輪島の漆器其起原詳ならず、土人傳ふる所には、慶長年間福藏と云ふものあり、紀州根來の髹法を傳へ、初めて漆器を創製す、往時漆工僅に二十戸に過ぎずして、製品も亦精巧ならず、寛文の頃輪島の近傍小峯山に於て一種の粘土を發見し、之を假用して漆液に和し、漆下の塗料に充てしより、器質の堅牢を加ふ、是今用ふる地の粉にして、輪島塗器の比類なき堅牢を有するは、蓋此土の効多きによるなり、元祿正德間、松本屋佐平治販路を遠地に開き、亦蒔繪の裝飾を加へ、製法も稍進歩せり、天明年間、十餘名の商賈協同して組合を設け、大黒講と稱して、價格を一定し私に高價を以て販賣することを禁ぜしより、世の信用を增し、販額彌多きを加ふ、是より先き明和の頃、館原某と云者あり、彫刻の術を京都に學び、漆器に淺彫して金箔を埋む、是を沈金の創めとす、後館雅水も亦畫を善くするを以て、沈金の術最精しかりしと云ふ、天保年間、漆工協同して退福講を起し信義を厚して以て業務を擴張す、時の藩主特に保護を加へ年行司を置き郡吏をして之を監せしむ、明治十年講名を改めて退福社と號し、近時は外國輸出物を製造し、大に進歩の狀を呈するに至れりと云ふ。

鳳至比古神社(フゲシヒコ)　式内社也、今輪島鳳至町に在りて、十藏權現と云ふ、即一郡の總社也、(神祇志料)凡年中[illegible]禮七十度、其二月七日の祭、神人四十八人種々の神饌を調へ歌舞を奏し、氏子にも之を饗す、七月廿三日より廿六日に至るまでを御採祭と云、川尻の旅所に神幸あり、其路次篝火松明を焼く事最盛なり(能登名跡志)

鳳至川(フゲシ)　輪島の西南なる溪流にて、源を黒川と云ふ、今鳳至谷村と改む、大屋村(宅田の邊を云ふ)を過ぎ、河原田川に入る、長三里。

小屋郷(ヲヤ)　和名抄、鳳至郡小屋郷。○今輪島町、大屋村、鳳至谷村、西保村、河原田村、三井村などにあたる、後世は大屋庄と云へる地なり、盛衰記東鑑に見ゆ。

大屋(オホヤ)　今輪島町の西南宅田(タクダ)、小伊勢、光浦等をば大屋村と云ふ、庄名を轉じたる也、田數目錄に「大屋庄内東保二十三町九反、同西保[illegible]十四町四反」など見ゆ、西保は島と皆月の間を指す、光浦(ヒカリウラ)[illegible]名も其故ならん。[illegible]志云、長信[illegible]は大[illegible]し、此にて卒す、其[illegible]は山岸(今河原田に屬す)の田中に在り、館址は宅田(タクダ)村にのこる、長氏後世穴水へ移りぬ。

(光浦)(宅田)

河原田川(カハラダ)　三井村市之坂に發源し北流、河原田村を經て輪島港へ入る、長四里。

(河原田)

河原田は長氏の故里なる由、大日本史に見ゆ。三州志云、長谷部信連は初め穴水に住居し、後大屋庄河原田に住すと、長家記に見ゆ、是より長氏歷世の間、往々轉居はあれども、二十世の綱連まで、二百八九十年間、穴水に居城せり、然るに天正四年、謙信能登へ亂入の時、綱連穴水を引拂ひ、七尾城に保む、仍て越兵之に代り居たりと云、同郷菩提所瑞源寺に歷代の位牌あり。

三井(ミヰ)　今三井村と云ふ、河原田の南にして、穴水と分水嶺を隔つ、此は後紀、大同三年、廢能登國鳳至郡三井、大市、待野、珠洲等六箇驛、以不要也」とあるにあたる。
三州志云、田數目錄に鳳至郡三井保十六町とあり、觀應元年、長國連は足利直義の手に屬し、薩摩大隅に下向し、征伐の功により、南帝より深井保を賜ふと云ふも、此三井なるべし。

本江(ホンゴウ)　今三井村の大字とす、三井本郷の義也、神祇志料云、式内神杉伊豆牟比咩神社は今本江に在り、三井大幡神と云ひ、三月を以て之を祭る。○三州志云、康應元年田數目錄に、鳳至院六十九町五段とあるは本郷なるべし。

鵠巣(コウノス)　元山名なり、今村名に轉じ、輪島の東なる稲舟惣領谷内などを總ぶ。
鵠巣山は(又高洲(カウノス)に作る)標高五五〇米突、消火山なり、其東に并び嶽巣山あり。

男心郷(ナジミ)　和名抄、高山寺本、鳳至郡男心郷、○今鵜巣村、南志見村なるべし、小屋郷輪島の東に連る海岸なり、鵜巣鷲巣の二嶺を背にす

大市(オホイチ)　日本後紀、大同三年の條に見ゆる驛名にして、三井大市待野と次第するを見れば、男心郷内にて、鵜巣村谷内などは其里程の所とす。

南志見(ナジミ)　今名舟里村など、鷲巣山の下をば南志見村と云ふ、永祿年中の文書に、南志見惣領分西光寺云々と見ゆ、〔三州志〕田數目錄には「大屋庄之内東保、三十三町五段、加南志見村定」と云へり。

待野郷(マチノ)　和名抄、鳳至郡待野郷、訓萬知乃　○今西町村、岩倉村、町野村、柳田村、上町村、神野(カミノ)村、岩井戸村等是なり。男心郷の東南なる山谷にして、珠洲郡寶立山の西とす。

(粟藏)　日本後紀に待野驛とあるは、卽町野村の粟藏(アハクラ)の邊なるべし、輪島より粟藏まで五里半、粟藏より飯田へ四里、宇出津へ三里半。

(町野)　三州志云、田數目錄、鳳至郡町野庄、貳百町、久安元年立券、また珠洲郡下町野庄、五町六反、久安元年立券とあり、今は上町野、下町野、中町野の三郷に分つ。○按に上町野とは上町村神野村にあたり、中町野とは柳田(ヤナイダ)岩井戸の二村にあたる、下町野は西町村、町野村、岩倉村にあたる。

町野川(マチノ)　高洲山の東なる岩井戸村に發源し東流、柳田に至り北に折れ、岩倉村時國に於て海に入る、屈折透迤、凡六里。

岩倉(イハクラ)　今岩倉村と云ふ、延喜式、鳳至郡石倉比古神社、及び石倉寺こゝに在り、此地を時國村とも曰へり。

穴水(アナミヅ)　舊保名にて、今川島(カハシマ)、大町、七海などを合同して穴水村と云ふ。内浦(七尾灣)の北灣にのぞみ、輪島の南五里、中島の北四里。(七尾より海上七里)

(川島)　穴水保は中世大屋庄に屬したり、田數目錄「鹿島郡大屋庄内、穴水保、四十九町一反、文治元年立券狀」とある是也、從來鳳至郡の域内にあらず、後紀、大同三年、廢能登國能登郡穴水驛ともあり。

穴水城址(アナミヅ)　(七海)　今穴水村大字七海(シチミ)に在り、城が鼻と呼び、又ゝが岐とも呼ぶ、長谷部氏の居れる所とす。○大八洲遊記云、穴水村有長谷部社、卽祀信連也、今爲鄕社、有穴水故城、門壘猶存、信連以後歷世居此、子孫襲其姓、單稱長、及室町幕府時、畠山氏領此土、長氏屬焉、出居田鶴濱、及前田氏領此土、又屬之、領鹿島半郡、後移居金澤。

神戸郷(カムベ)　和名抄、能登郡神戸郷。○今詳ならず、穴水中居の邊郷名を缺けば此なるべし、蓋氣多神の封戸なりし也。

延喜式、鳳至郡美麻奈比古神社、美麻奈比咩神社は今穴水の川島村に在り、〔神祇志料〕此地は古の能登郡なれば疑ふべし。長谷部氏彼郡の大屋庄より移したるにあらずや、美麻奈は記紀并に姓氏錄を參考すれば、任那人の祖廟なるを推知す。

中居(ナカヰ)　今中居村と云ふ、穴水の東に隣る、又内浦に臨めり、中居の北東の諸村を、今合併して南北村と云ふ、大字曾山(ソヤマ)あり、田數目錄に「鹿島郡、大屋庄、内曾山開發、二十町」と云ふは此也。

(曾山)　三州志云、玄忠の庭訓往來に能登釜あり、明衡の新猿樂記にも能登釜あり、此國にて古より良產としたる也、今も中居村に鑄工多し、往にしは受領の鑄工百五十人とつたふ。○按するに宇治拾遺に、能登の國の鐵を取るもの佐渡が島に金の花さきたる所ありとて、其金千兩ばかり能登守實房に獻せる事を載す、此國にて何處に鐵を出せしにや。

穴水港(アナミヅ)　内浦(ウチウラ)(七尾灣)の北灣にして、其口を大口(オホクチ)瀬戸と云ふ、灣内頗廣く、其北岸に一支港深入して、穴水中居二村に至る、又此港灣より南灣に通する水道を三口瀬戸と云ひ、狹隘にして岩礁多し。

兜(カブト)　(大口)　又甲に作れり、今兜村と云ふ、曾良鹿波等を併す。穴水の東南三里、大口瀬戸の北岸とす、南岸を能登島祖母浦(ハガウラ)とす。

延喜式、能登郡加夫刀比古神社はこの甲村の甲山明神是也、或は阿曾良明神と云ふ〔名蹟志、神祇志料〕

諸橋(モロハシ)　舊保號にして、兜村の北を云へり、今の諸橋村は波村(藤波、波並、矢波)鵜川村等とす。

能州藤波浦、觀漁人捕海鰍、　棕隱

大鰍上網人鬧時、漁隊爭牽艇自違、村利遥知獲大物、撞鐘傳作暮風悲、

東鑑云、建長三年、以能登國諸橋保、若宮別當法印被避。三州志云、諸橋保明泉寺に五社明神あり、明泉寺は古刹也、(今諸橋村明千寺)田數目錄に「鳳至郡諸橋保、二十町一反、矢並(ヤナミ)村四反」とあるは此とす、矢波は鵜川驛と宇出津との中間なる海岸に在り。

(矢波)

鵜川(ウカハ)　今鵜川村と云ふ、穴水の東五里なる海濱にして、山田川の河口とす、宇出津を去る二里半、小驛なり。

(武連峠)　鵜川は田數目錄鳳至郡に鵜川村を收む、山田村は鵜川の西北なる山村にて、溪谷二三里に及ぶ、其南に二子山あり、穴水より鵜川宇出津に通ふものは、二子山武連(ムレ)峠を踰ゆ。

宇出津(ウセツ)　今宇出津町と云ふ、人口六千、輪島を去る八里、飯田を去る六里。七尾へ海上十六海里。康應元年田數目錄に「珠々郡宇出村、十町七反」と見れば、本來珠洲郡の管内とす、棚木(タナキ)城址あり。

(棚木)　○北國太平記云、天正五年、長與一景連、上杉景勝の命を受け、能

登國に渡海す、温田方より長九郎左衛門連龍を歸國させ、景連と棚木城に相戰ひ、遂に景連を討取て、上杉勢を追拂ひ、[illegible]能州を平治せしむ。（三州志云、[illegible]記に天正五年越後の兵珠洲の三崎へ着岸し、[illegible]飯田の要害を攻屠り、棚木を落すとあるは誤れり、長連龍魚津より棚木に進軍し、景連苦戰して城陥ちぬ）

宇出津港（ウセツ）　小木港の西約四海里にあり、港口南に向ひ、其潤さ二鏈、深入五鏈、水深三尋乃五尋、概して泥底なり、南風の外能く諸風を保障す、港門の東側に接して淺礁あり、西側に長島あり、露岩あるを以て、港門の中央より出入するを要す。〔水路志〕

珠洲郡

珠洲郡（スズ）　鳳至の東北にして、能登半島の尙端とす、面積十八方里、一町十九村、人口四萬五千、治所は飯田なり。

珠洲郡は和名抄須々と注し、岬角の名を舊來須々と云ひ、郡名之に因る。須々は篠をもスズ云へば、彼山野に共生長したるより出つる歟、一説、蝦夷語もて解釋するは非也。

後紀、延暦廿四年、能登國言、舶一艘、漂着珠洲郡、遣使撿船上雜物」また[illegible]記に「長谷部兵衛尉信連は、鎌倉殿御自筆の下文にて、能登國大屋の庄と鈴の庄と號する所を賜たり」とあれど、大屋と鈴はおのつから別也、同書に「時忠卿は能登國鈴御崎へ遣さる」とあり、鈴は珠洲に同し、大屋庄は鳳至郡の地とす。

（鈴）

從珠洲郡發船、還太沼郡之時、泊長濱灣、仰見月光作歌一首〔萬葉〕　家持

珠洲の海にあさびらきして漕來れは長濱の浦に月照りにけり

此に珠洲の海とあるは、郡内の海洋にて、何處と指し難し。

（上方）

珠洲郡の西南界宇出津（ウセツ）はもと郡内なるを、近世鳳至郡へ入りぬ。〔康應元年田數目錄〕「珠々郡方上、十三町二反七、本三町五反九、正治元年撿注定」後宇多院御領目錄、能登國形上（カタカミ）庄、この方上形上は同地ならん今詳ならず、三州志に三崎庄の舊名かと云ふ。

餘戸鄕（アマベ）　和名抄、珠洲郡餘戸鄕。○今詳ならず、鳳至郡宇出津并に本郡眞脇小木松波などを指せるにや。

木郎（モクラウ）　中世の私用郷名にて、眞脇、小木、松波などをすべたり、今小木の北、松波　西なる時長不動尊等の山村を改めて木郎村と呼ぶ。

眞脇（マワキ）　今高倉村と改む、宇出津と小木の間にして、小港を有す、田數目錄に「眞脇村、八町四反、承久二年撿注定」とあるは此也。

小木（ヲギ）　今小木村と云ふ、宇出津の東二里、地勢海中に突出し、南北の二小港を有す、其南なるを小木港、北なるを九十九（ツクモ）港と名づく。

九十九港（ツクモ）　港口南東に向ひ、潤さ約一鏈半、灣入約八鏈、兩岸曲折し、數箇の支澳を成す、港の北東側に近く鵜落島あり、松楢繁生す、港内能く諸風を避け、又水深は港口に於ては十二三尋、港内に於ても十二三尋乃至四五尋、港口狹きに比しては、小船の避泊に便なり。〔水路志〕

小木港（チギ）　九十九港の南隣にある小港にして、港口東方に向ひ、潤さ約一鏈、水深六七尋、泥底にして、東を除く外、能く諸風を[illegible]、[illegible]に[illegible]する大岩礁あり、[illegible]なれば、小船の外入り難し、小木村は[illegible]し、人口二千六百餘、和船の停泊多し。〔水路志〕

[illegible]到小木浦　[illegible]

[illegible]木信[illegible]陸[illegible]津、復指[illegible]、[illegible]、

一百五朝[illegible]色過、

越坂（オッサカ）　今小木村の大字とす、九十九港の北にあたる。三州志云、越坂より松波に至る、江山の間、[illegible]も描寫する能はず、九十九灣、[illegible]島、[illegible]、[illegible]險阻、絶壁萬仭、海蝕洞あり、波濤之を[illegible]、奇觀と謂ふべし。

松波（マツナミ）　小木の北を宮崎村（九乃里（ツノリ））とし、其北を松波村とす、東北面して海濤に對す。松岡寺あり、此寺は寶德三年、本願寺[illegible]如兼壽　加州能美郡波佐谷に建てしを、後世此に移したる也。

三州志云、文明六年、國主畠山義統の三男、常陸介義智、松波へ入部し、三千餘貫の邑を知行す、子孫六世義親まで此に居る、天正五年上杉氏にほろぼさる。[illegible]晴[illegible]餘云、能州郡もり松波千二百貫の知行也、本或四百餘貫、久能利白餘貫文、山形不知、皆日野殿存知地也。

草見鄕（クサミ）　和名抄、珠洲郡草見鄕。○今詳ならず、鵜島村、見附（ミツキ）村、黒丸村、上戸（ウヘド）村などにあたる歟、松波と飯田の間の村里也、康應元年田數目錄に、戴見村十四町とあるは不詳、戴見草見相近。

今春日野と併せ、見付と改む、其海中に見付（ミツキ）と名つくる岩あれば也。

鵜飼（ウカヒ）　西方寺は、永享三年、僧正徹開基、初め西方村（東正二年造内引付に、八百文、屋代源藏人殿、能州西方村段錢とあり）に在りて畠山義統田祿を寄附したり、後眞宗に轉じ、改めて妙蔵寺と云ひ、鵜飼に移す。

黒峰（クロミネ）　今村名に轉す、寶立山の一峯にて、要害跡のこれり。三州志云。黒峯法立山は、城主を阿部判官義宗と云へりと、事蹟は知れざれども、珠洲鳳至の郡界定書に、此人の名貴存せり、此山麓なる法住寺（ホフジウ）は、空海の開基にて、高野山に先んずる三年と傳へり、旺木山と號す、承和四年越前守實盛の古鐘を藏む。

（法住寺）

法立山（ホフリフ）　又寶立山に作る、鵜飼の西北、鳳至郡町野村の東に峙つ、其秀點は五百餘米突に達し、消火山也。

或云、佐渡より能登に連り、一帶の火山岩を見る、之を能登頭火脈と名づくべし、隱岐島へも連亘するごとし。

飯田（イヒダ）　今飯田町と云ふ、人口二千三百、宇出津を去る六里、若山川の河口なる沙濱に在り。

飯田の左右は、東は鉢崎、南は松波、灣岸弓狀を爲す、故に飯田灣の稱あり。

若倭郷（ワカヤマト）　和名抄、珠洲郡若倭郷。○今飯田町、東若山村、西若山村、直村、正院村、蛸島村等なるべし。若倭は古姓なり、其氏人の此に住めるより郷名と爲り、後世若山と訛れる歟。（姓氏錄に「若倭部、神饒速日命十八世孫、子田知之後也」とあり）

三州志云、若山庄は古郷の若倭なり、法住寺傳藏の康元文永の古文書にも見ゆ、又貞應元年田數目錄に「珠々郡若山庄、五百町、康治二年立券狀」とあり、最廣大の田園とす。

（若山）

若山川（ワカヤマ）　法立山の北なる溪谷にして、東に流れ、大坊火宮を經て、經念に至り南に折れ、飯田町にて海へ注ぐ、長三里半。今溪中の諸村を分ちて、東若山西若山の二と爲す。

古麻志山（コマシ）　神祇志料云、式內珠洲郡古麻志比古神社、今經念村の古麻志山に在り。

直（タダ）　昔若山庄內の一郷にて、今は村名に轉す、飯田町の東に接す、法住寺永和元年文書に此地名見ゆ。

正院（シヤウヰン）　今正院村と云ふ、直の東に接す、正院とは王政の時の官倉の謂にて、若倭郷の穀倉院の在りし所とす。田數目錄に正院三十七町とあるは、已に庄田と其性質を同一にせるを知る。

蛸島（タコシマ）　正院の東に接し、今蛸島村と云ふ、其海中に一岩あり、和船の此に停泊するものあり。

鉢崎（ハチサキ）　今鉢崎村と云ふ、其岬角を長手埼と呼び、珠洲岬の南角とす、埼端は沙濱にして、嶮險の相なしと雖、北角祿剛埼と相並び、珠洲岬の區畫を成す。

鉢崎の傍に雲津（クモツ）浦あり、歌枕に堀川後百首「久毛津よりすゞめぐりするこし舟の沖こぎさかるほのほのに見ゆ」をあげたるは、此地の狀勢に似たり、尚考ふべし。

（雲津）

三崎（ミサキ）　今三崎村と云ふ、寺家（ジケ）、粟津、大屋などの大字あり、寺家を首里とす。飯田より沿海路四里、（七尾へ約三十里）珠洲岬卽此とす。

（寺家）

遊三崎　　細合斗南

得非窮髮北、冥海出珠洲、遠竹人散服、薄墳戎竄流、波潭獅子石、雲結狼煙丘、二崎三崎鎭、今遊億古遊、

三州志云、鈴御牧とは三崎の上野、卽ちの埔址なり、古歌に「夏しける鈴の御牧の駒ならは飼ひし古野を忘れざるらん」とよむ。

須々神社（スズ）　三崎村大字寺家の邊崎（アヒサキ）の邊に在り、式內に列せり。神祇志料云、須須神社今寺家村高座（タカクラ）山に在り、三崎明神といふ、本社は珠洲嶽（今山伏山）の嶺上にて、鈴與大明神なり（神社覈錄、石川縣式社調帳）蓋高倉彦命、美穗須々美命を祀る、（土人口碑）高倉彦社を高座宮、美穗須々美社を金分（キンプン）宮と申す、三代實錄、貞觀十五年、能登國高倉彦神授位。

珠洲岬（スズ）　本郡の東北端、諸岬の總名にして、南北の二角に分つべし、南なるは鉢崎の長手埼是なり、北なるは近世專珠洲岬と云ふにあたる、此諸岬の間凡二里半とす。

北角又三岬に分つ、漣埼、金剛埼、祿剛（ロクガウ）埼と云ふ、漣（アヒ）埼は一名鵜津埼、その海中に岩礁散布し、磯島と名づく。○水路志云、珠洲岬は、能登半島の北東端にして、岬端は祿剛埼、金剛埼、漣埼の數支に分かる、金剛埼の脊後に山伏山あり、高さ六二五呎、圓頂にして最顯著なり、祿剛埼燈臺、珠洲岬の北端なる祿剛埼に設置す、晴天光達十八海里。

（祿剛埼）

出雲風土記、國引の條に「高志の都都（ツツ）乃三埼を、國の餘りありやと見れば、有と詔りたまひて、童女の胸鉏取らして（中略）國來國來と引來縫へる國は、三穗之埼也」とある都々は珠洲の轉號なるべし、鈔註の諸家一致す。

（都々埼）

狼煙（ノロシ）　祿剛埼の傍なる里落にして、今折戶と併せ日置（ヒキ）村と改稱す、狼煙とは古の烽火（トブヒ）の別名にして、王政の時代に海上警戒の爲めに其備ありし故蹟とす、海岸衛戍并に烽火の例は出雲肥前の風土記に明白なり。又類聚三代格、

應停烽燧事

右被右大臣宣偁、奉勅、烽燧之設、元備警急、而今內外無事、防禦何願、徒置烽堠、空勞民力、宜從停廢、永改前弊、但太宰所部者、依舊莫改、延曆十八年四月。

（折戶）

日置郷（ヒキ）　和名抄、珠洲郡日置郷、訓比岐。○今詳ならず、珠洲岬の諸村にや、今狼煙を日置村と改むるは、全く三州志の說に因るものとす。然れども日置（ヒオキ）部又は置部てふ部族、并にヘキヒキと呼ぶ地名は、諸州に其例を見るも、烽火の事と相干涉せず。縱令此には烽火の設あるにもせよ、其烽火は郷名日置と相涉る所なし。（盛衰記、壽永二年、能登の人を擧けて土田、闕、日置と曰へり）○三州志云、按するに日置とは卽火置にて、軍防令に置烽の字面あり、それより出て郷名なるべ

し云々。

大足郷（オホタリ） 和名抄、珠洲郡大足郷、高山寺本大豆乙（今詳ならず、大谷の譌にあらずや、狼煙折戸の西に連なる大崎、大谷の二村郷名を缺く。

大谷（オホタニ） 今大谷村と云ふ、珠洲岬の西（寺家を去る五里）待野（[illegible]平郡）に隣る　大谷と折戸の間に高尾、馬緤（マツナギ）の二村あり、今合併して大崎と改む。按に、後紀、大同三年に、時の條に待野、珠洲とあり、其珠洲とはやがて此馬緤にあたる。

（馬緤）

三州志云、大納言平時忠配流の事、東鑑平語等に見ゆ、文治元年下向、同五年に配所に薨す、源平盛衰記曰「時忠能登國珠洲の三崎に着立、わたり眺むれば、岩間に生たる濱松の、岸うつ波に顯れて、其根あらはに洗けるを、心細くもうちとけて寢いらざれば、我身の思ひになぞらへて「白波の打驚かす岩の上にねいらで松は幾世經ぬらん」、按するに時忠は今の西洞院平松石井の祖也、口碑に珠洲郡大谷村を時忠配所の地と云ふ、西海（ニシウミ）郷に屬す。

高屋（タカヤ） 今馬緤と併せ大崎村と改む、田數目錄に「珠々郡高屋浦、貳町四反九」とある是也。

鹿島郡

鹿島郡（カシマ） 本州の東南にして、羽咋郡と相接し、七尾海灣の南方を籠め、石動山を以て越中氷見郡と相分る。今一町廿七村、面積二十六方里、海島三村之に屬す、民口凡八萬五千。

三州志云、何のころにや、中世より能登郡の古名を失ひ、鹿島郡と唱へ來るを、寛文十一年本號の能登郡に改正あり、其後元祿十三年再命有て鹿島郡とす、倭名鈔能登郡の管郷に加島あり、又文治二年頼朝公より長谷部信連へ賜はる書に能登國加島とあり、是等によれる也（能登郡は後紀「延暦十六年、能登國羽咋能登二郡、沒官田并野七十七町・賜伺從三位百濟王明信」とも見ゆ、延喜式和名抄に載せ、殊に九郷とあり、穴水兜鵜の邊も當時本郡の中とす、康應元年田數目錄には已に鹿島郡と云ひ、其後も界も移動す。

（能登郡）

七尾灣（ナナヲ） 此江灣は今凡至鹿島二郡界にわたり、中に能登島を挾み、北灣（穴水港）南灣（七尾港）の二に分れ、南灣の西を西灣（田鶴濱）とす。

七尾灣は能登半島東側の約中央に位し、偏西の方向に灣入すると約十海里、其中央に能登島ありて、之を南北の二灣に分つ、北口を大口（オホグチ）と曰ひ、南口を小口（コグチ）と曰ふ、能登島と灣首の陸岸との間は三箇口（ミツカクチ）峽と稱す、幅僅に二鏈の水道にして、小嶼岩石多し、北灣は船舶進入し易く、其北西隅に於ける中居、穴水の二澳は最好の避泊地たり、灣口以内は開豁にして實に一大灣をなす、（水路志）一名内浦（ウチ）と云ふ。

（内浦）

能登島（ノト） 七尾海灣の中心なる一島にして、俗に島之地（シマノチ）と云ふ、東西三里、南北は廣狹均一ならず、島形頗奇、面積約三里。今東島、中之島、西島の三村に分ち、人口六千三百。

さぶさたて船木きるといふ能登の島山けふ見ればこだち繁しも幾代神備ぞ（萬葉）　家持

神祇志料云、式内能登郡伊夜比咩（イヤヒメ）神社今向田（カウダ）村に在り、蓋大屋津媛命を祀る、傳へ云ふ、此島古へ良材生茂るを以て、此神始て船材を伐出すことを敎へ給ひきと、越後に伊夜日子神あり（　）三州志云、能登島には島八箇庄の名あり、村落浦泊多し、中世天野氏之が地頭たり、文和四年、天野安藝守遠政代、[illegible]六[illegible]四[illegible]市中[illegible]に「因幡長伊豫守國時之一族[illegible]人等、[illegible]方合戰致之間、三月十七日、押寄[illegible]、[illegible]合戰、同六月十四日夜、[illegible]疵」と云こと見ゆ、又康[illegible]元年田數目錄、[illegible]十五町[illegible]反二、本四十三町、又康永二年「[illegible]方内野崎村」云々の古文書あり、又[illegible]年、[illegible]三郎入道遠、政所領能登島東方地頭」云々の古文書あり。

（伊夜比咩神社）

向田（カウダ） 今中之島と云ふ、島の中央に位置す、向田浦は北面して大口瀬戸を望み、祖母浦に連接す。

三箇口（ミツカクチ） 能登島の西（西島村）なる狹水道にして、熊來郷西岸村の岸に沿ふ。（須曾（スソ）は今西島村に屬し、其沖嶼は本島の南限にして、七尾の石埼に對す、須曾に蝦夷の住みたる岩屋ありと一書に見ゆ。

（須曾）

熊來郷（クマキ） 和名抄、能登郡熊來郷、（久萬岐）（今熊木村、中島村、西岸村、釶打（ナタウチ）村、豐川村、笠師保村等なるべし。釶打は地形全く本郷内なるに、古より羽咋郡の所管とす、（田數目錄、羽咋郡釶打村、六町五反二、本三町五反二、云々）熊木川は釶打村に發し東流、中島驛を經て、七尾西灣に注ぐ。

（釶打）

熊木（クマキ） 萬葉集に見ゆ「階楯の熊來の泥（ヤラ）に」「階楯の熊來酒屋に」また「香島より久麻吉をさしてこぐ舟の」など云ふ。（或說に熊來酒屋と云ふは萬葉集に能登國の歌あれば、此國は古より酒に名ある歟、今も宗玄酒と唱ふるものあり、須々神も佐々の謂にて、酒神なるべし云々、此說須々の解は採り難し）〇三州志云、初め長信連熊木に住み、後穴水に移ると長家傳に載す、明德二年内野合戰に、熊木左近將監討死の事、後太平記に見え、天正五年、上杉謙信熊木城を攻陷さる、康應元年田數目錄に「鹿島郡熊來こ、三十六町四反八、本四十九町九反六、承久元年檢注兔

定」と。

熊甲宮（クマカブト） 神祇志料云、延喜式、羽咋郡久麻加布都阿良加志比古神社、今鹿島郡熊木庄宮前村（ミヤサキ）に在り、熊甲宮と云ひ、一郷の總社とす。○按に此地は熊木郷なれば、羽咋と混亂すへからず、熊甲宮の此に在ること疑ふへし。熊甲社は任那彥兜彥荒石彥等の諸社と同く、韓人の祖廟なりき。書記通證云、垂仁天皇之世、任那人名都怒我阿羅斯等、泊于越國笥飯浦、此所祭恐此人也、古語拾遺曰、秦韓百濟、內附之民、皆有其祠。○今宮前改めて熊木村と云ふ、中島驛の西に接す。

中島（ナカシマ） 今中島村と云ふ、熊木郷の首里にて、七尾を去る五里、富來を去る三里半。

豐田（トヨタ） 今河崎と相合せ、豐川村と改む、中島の南に隣る、田數目錄に豐田保、三町五反と見えたり。○神祇志料云、延喜式、能登郡荒石比古神社、今豐田に在り。

笠師（カサシ） 今笠師保村と云ふ、豐田の南に隣る、田數目錄に、笠師保十町二反壹とあるもの此也。○神祇志料云、延喜式、能登郡菅忍比咩神社（スカオシ）、今笠師保に在り。

田鶴濱（タツルハマ） 今田鶴濱村と云ふ、七尾西灣の南岸、二宮川の河口にあたる。長氏前田家の臣屬と爲れる後、此に居館を置きしが、寬文十一年撤去す、食祿三萬七千石。

三州志云、田鶴が濱は高田保内なり、天正八年、長連龍父兄報讐の合戰に、金丸菱脇にて勝利を得、信長公より鹿島半郡を賜はり、此所に館を構へ居住すと、方人の口碑及び世本にも此ことを書き載すれども、長氏家傳にては、此時羽咋郡の福水に居城なり、但し連龍晩年に至りては、此田鶴濱に館を作り、夫より寬文十一年千松尙連闕祿の頃まで、此館存在せり、古書に館が濱、又鶴が濱にも作る。

白濱（シラハマ） 田鶴濱の西に隣る、延喜式、白比古神社此に在り、（神祇志料）白比古は新羅神の謂にや、白濱今赤崎村と改稱す。

和倉（ワクラ） 今舟尾、奧原（オクハラ）等と合せ端村（ハシ）と改稱す、田鶴濱の東北に接し、地勢七尾灣の中に入り、南灣と西灣の交投にあたる。和倉の溫泉は田鶴濱を去る一里、七尾を去る二里、海濱に在り。鹽類性、溫百八十度、浴場客舍の設備稍整ふ。

（涌浦） 康應元年田數目錄に、奧原保一町五反とあるは此地とす、又「東湯浦村、一町三反四、南湯涌保、三反、本十七町三反、承久元年撿注田定」とあるは、和倉の地の事ならん、和倉とは正しく涌浦なればなり、然るに湯浦とも湯涌ともあるは、共に誤寫に似たり。

二宮川（ニノミヤ） 二宮石動山に發源し、北流して田鶴濱に至り、二分して海灣に注入す、長四里餘。

赤藏山（アカクラ） 田鶴濱の西南一里、今山下の高田三引（ミツヒキ）の數村を併せ赤藏村と云ふ。三州志云、田數目錄「三

（三引） 引保、二町、高田保本五町一反、壽永二年券狀」また觀應二年九月、吉見參河守が三引保赤藏寺に楯こもること古文書證すべし。

三階（ミカイ） 今高階村（タカシナ）と改む、赤藏の東南に接す、（二宮川の左右に跨る）溫井氏（ヌクヰ）は此地の諸士なり、建武二年のものに溫井氏見ゆ、天正中溫井備中守景隆あり、織田信長の囚變に乘し、三宅某と謀り、石動山衆徒と共に一揆し、佐久間盛政に誅せらる。（三州志）式內、藤原比古神社、今三階に存す。（神祇志料）田數目錄に「三階貝川保、拾八町武反八、本十二町五反八」云々。

伊久留（イクル） 又往留に作る、今吉田と併せ、相馬村（サウマ）と改稱す、三階の西とす、田數目錄に「往留保七町四反、吉田保五町」と載す。

下日郷（シモアサヒ） 和名抄、能登郡下日郷。○今詳ならず、郡郷考には下朝日と訓むべしと述ふ、日に朝日の意も含めば、下朝日とあるへきを、中略したる歟。上朝日より推せば、二宮川の下游なる高階、相馬、赤藏、井に田鶴濱などを指す。

與來郷（ヨキ） 和名抄、能登郡與來郷、訓與岐。○今與喜村、鹿島路村、金丸村、能登部村、御祖村等なるべし。郡の西南にして、羽咋郡に接す、下日郷の南とす。（高山寺本和名抄、與木に作る）

金丸（カネマル） 今金丸村と云ふ、これは七尾鐵道の一車驛にして、羽咋千路より金丸を經て七尾に向ふ、其西に眉文山峙つ。

三州志云、應安二年、桃井直常の徒能州へ亂入の處、得田加賀介章房金丸城に至り、吉見左馬助に屬し、連り合戰のこと、章房軍忠狀に見ゆ、又天正七年、長連龍佛性寺砦を略取し、同八年、連龍長澤合戰の事古書に見ゆ、皆此地なり。

長澤川（ナカサハ） 越路村芹川山に發し西流、良川より西南に折し、金丸の東を過ぎ、邑智潟へ入る、長四里。○長澤は金丸村の地名とす、田數目錄に「金丸保、七町三反一、長澤、無定田、本一町六反」とあるにあたる。

宿那彥（スクナヒコ）神像石神社は式內にして、三代實錄、貞觀二年官社に預る、今金丸村に在り。神祇志料云、この社は靈龜形石に坐せり、（古事記、延喜式）昔此神大國主神と二柱相並して、此國を作り堅め給ひ、遂に常世國に渡り給ひき、（日本書紀、古事記）又酒を釀し神なるを以て、區之神（クシノカミ）とも稱へき、（日本書紀、釋日本紀引私記）區之は古言奇なり（大穴持神石像祠は、別に一之宮に在り）

鹿島路（カシマヂ） 金丸の西南、邑知潟の畔なる一村とす、羽咋郡一之宮千路より鹿島郡に入る堺限にあたる、鹿島の地の謂なるべし。

酒井（サカヰ） 今大町、四柳等と併せ餘喜村（ヨキ）と改む、金丸の南にして、邑知潟の東、羽咋郡若部村に隣る、酒井郎

（餘喜）

[illegible]の[illegible]也、（式内、餘喜比古神社は能登部（ノトベ）村にありと云ふ、然るに三井邊を餘喜村と改めし何の故にや。三州志云、天正五年、上杉謙信能州を征服したりしも、謙信卒去の後、越後に内亂起りければ、七年能州の士温井景隆（備中）三宅長盛（備後並に畠山氏の遺將）□威を振ひ、上杉景勝の將甲山（羽咋郡）の城主轡田肥後、平子和泉を敗き、之を松百（鹿島郡）に殺し、七尾城を奪ふ、是に於て能登は温井の領となる、八年長連龍義軍を進め、温井三宅を金丸菱脇（並に鹿島郡なり、菱脇は酒井村河下瀬條なり）に戰ひ、温井三宅大敗し、温井等七尾城を信長に獻して其罪を贖ふ、因て九月織田信長より鹿島半郡を連龍に賜ひ、前田利家に屬せしめらる。（田數目錄、

大町（四柳）

鹿島郡三井保壹町五半、四柳保貳町壹反壹、本五町五反、大町（オオマチ）保壹町七段七、本二町四反などと載す、又與木院四町四段六云々。

よつ柳といへる所に柳のあまた待りければ、

里人の翫の庭にはしめねどもいとなつかしきよつ柳かな、（回國雜記）

永光寺（エイクワウ）　酒井に在り、曹洞宗の名刹也、瑩山紹瑾和尚開基、初め應長元年、郡人海野信直の妻平氏、中川頼親女の施捨により、此伽藍を創む、（三州志、洞上聯燈錄）瑩山の寺又總持寺を起し、晩年此に退栖す、洞谷山と號す。

高畠（タカハタケ）　今小田中、小金森、曾根、藤井等を併せ、御祖（ミオヤ）村と改む、酒井の北に接し、小邑なり。康應元年田數目錄に「高畠庄十五町九反、藤井村壹町本六町」など見ゆ。北國太平記云、（天正十年）七尾より前田利家援兵を乞ければ、佐久間盛政金澤を打立、能州高畑に馳着陣を取。

（小金森）

小金森（コガネモリ）と云へる所にて、しばらく休みて、

みちのくの山に花さくこがねもり此里までも種やまきけむ、（回國雜記）

（藤井）

藤井と云へる所は、浦近き里なりければ、波を見てよめる、

浦近き宿をしめて春ならぬ藤井の里も波になれつゝ、

（同上）　准后　道興

此に藤井を浦近きとあるは、邑知潟を望みての景なるべし、藤井は海濱にあらず。

小田中（コタナカ）　高畠の北に接す、田數目錄に「小田中保六町、本八町三」とある此とす。三州志云、小田中の親王塚は、壽永の役木曾義仲の陣したる所なり、其頃は羽咋海（邑知潟）は渺々たる水、志雄山の根より、奥の方二宮邊の尻高野の麓かけて、盡く水に湛せるなるべし。○木曾義仲、俱利伽羅の本道に戰勝ち、又氷見より志雄山を越え能州へ入りたりと云ふ事疑ふべし、且三州志に其頃邑知潟は廣く、二宮の邊まで湛したりと云ふ、妄想を免れず、今日の形状よりは異なるべければ、左のみ大差はなかるべし。

印本平語云、木曾殿大手の合戰に勝利おはしけるが、但十郎藏人行家の志保の戰こそ覺束なけれ、いざや行て見んとて、氷見の湊を渡て見給へば、案の如く十郎藏人殿は散々に懸なされ、（中略）平家も加賀國へ引退、木曾殿は志保の山打越て、能登の小田中新王の塚の前にぞ陣を取る。

久江（クエ）　今小竹、井田、東馬場等を相合せ、瀧尾（タキチ）村と改稱す、小田中の東北に連接し、二宮の南とす。田數目錄に「久江保、建久五年撿注田定七町三反二、本四町九反三」とあり。

くゑのやちといふ所にて（やち一本やつに作る）

心からうきすまひにも馴れぬらん八千たび何をくゑの里人、（回國雜記）（くゑ一本くえに作る）

久延比古神社（クエ）　式内社なり、古事記傳に原書久氏は久延の誤にて、久延毘古神を祭るといふ、[illegible]云、久氏古神社は今久江保久江村字宮山にあり、[illegible]明神と云、（神名帳考證、石川縣式社[illegible]帳）少名毘古那神を顯はし申せる、久延毘古神を祭る、此神は足は不行（アルカ）ども、書に天下の事を知れる神也、初大國主神出雲の御大之御前に坐時に、波穗より天之羅摩船に乘て、鵝皮を衣服にして歸來（ヨリクル）神あり、爾其名を問すれども答へず、且所從の諸神に問すれども皆知らずと白しき、爾（カレ）多邇具久白さく、此は久延毘古ぞ知りたらむと白せば、即久延毘古を召て問す時に、此は神産巣日神の御子、少名毘古那神也と白しき、即是也。（古事記）

能登部（ノトベ）　今能登部村といふ、久延の北にして、七尾鐵道此を經由す。田數目錄に「能登部村、十町三反、本二十二町」と載す。○三州志云、能登部は應安二年、吉見伊豫入道、四月廿八日より六月朔日まで能登部城に於て日夜合戰の事、得江季貞軍忠状に見る、能登部は郡曲の謂にあらず、能登姫（ノトメ）の祠號に出づ。

能登比咩神社（ノトヒメ）　式内社なり、今能登部村に在り、又天神と云ひ、並三穗津姫命を祭る者にして、氣多大神の末社也（氣多本宮社記、神祇志料）若狹國三方郡能登神社又本郡なる生國玉比古神社あり、共に一類の神とす、もしくは能登國造の祖廟にあらずや、三穗津姫とあるは疑ふべし。

馬庭（ババ）　今馬場に作る、能登部と瀧尾に分屬す、これは田數目錄に馬庭村六町一反八、本十六町六反とあるに當たる。

德丸（トクマル）　今能登部村の大字とす、三州志云、德丸村に城跡あり、今も村家町並作りにて、其うしろの山に城跡のこり、閑山記に永祿十二年上杉勢亂入により、京都より援將遠州來り、馬場良川の砦へ保むとあるは此也、又長家傳に、連龍天正十二年の比、此城に居れりと云ふ。

良川（ヨシカハ） 今一青、木坂、黒氏等と併せ、鳥屋村と云ふ、能登部の東北に隣る、田數目錄に「良河院五町八反、本二十町五反四」とあるにあたる。

一青（ヒトト）（鳥屋） 今鳥屋村の大字とす、舊庄名にして、田數目錄に一青庄捌拾町と載す。○三州志云、一青庄羽坂村に鳥屋比古神社てふ式内あり、一青の地名は、此神より起る歟、村岡氏云、一青はヒトトにてシトトに非ず。按に一青を之止止に假るは、鳥名に因る歟、和名抄箋注曰「天武紀云、巫鳥此云芝苔苔、與漢語抄合、然恐非漢名、新撰字鏡、鵐、志止止、或曰枕冊子、有美古止利、當是、未知然否、小野氏曰、之止止、種類多、乃之古、頰白、頰赤、蒿雀、乃呂之、皆之止止也、漢名未詳、按古語拾遺、合片巫志止止鳥、古求云々、用巫鳥字、蓋因之、類聚名義抄、有神鳥、訓加宇奈伊之止止、亦是義也」しかも此に一青を之止止にかれる所以を釋くあたはず、又ヒトトと云ふに據れはヒトツアヲと假借せる歟。

廿九日（ヒツメ） 今鳥屋村の大字なり、ヒヅメと訓む、日終の義に因る、廿字をハタ、ツツ、トトなどに假れる例あれど、月日の終結に轉したるは奇怪の至也。

上日鄕（カミアサヒ）（淺井） 和名抄、能登郡上日鄕。○上朝日の義なるべし、（三州志、郡鄕考）今の鳥屋村、越路村にあたる、大字淺井（アサヰ）あり、越路に屬す、朝日の遺阯とす。二宮川、長澤川、七尾川の源地にして、七尾地溝帶の高原にあたる。

康應元年田數目錄に、上日庄三十町、久安二年立券狀、又上日庄加納村々、文治二年免定と見ゆ、康正二年造内引付に、能州上日新庄とあり、新庄は今鳥屋村の大字にのこる。

二宮（ニノミヤ） 石動山の祠號に因る、今芹川（セリカハ）、武部等と合同して越路村と改む、鳥屋の東、石動山の西麓とす、七尾町の南三里。此より寶達山脈を横絶して、越中氷見郡に至るを芹川峠と云ふ、其峠荒山と云ふも此なるべし。

荒山（アラ）（柴峠） 北越軍記云、天正二年九月、上杉謙信能登七尾を落さる、故國主畠山の一族彌五郎義春、先手に働きければ、褒美ありて、歸住の本意あるべきに、畠山譜代の士共おびただしく馳付、謙信之を柴山にて見物あり、俄に彌五郎をば荒山と云越中境目の付城を守らせらる。○北國太平記云、天正十年、石動山の惡僧等温井三宅等を招き、荒山の要害を普請せんと出往しが、柴（シバ）峠にて七尾勢と計らず行逢、周章て温井三宅は荒山へ逃入、七尾勢は佐久間の加勢に會ひ、荒山へ押寄。○荒山合戰記云、天正十年六月、能登國一揆動亂す、其故は昔日織田信長の爲に、己が所領を被追出し諸侯大夫、或は地頭代官、莊官等、信長の横死を聞て、時を得て一揆を企ける、佐久間玄蕃允之を聞、二千五百餘兵を引率し、能登國に馳向ひ、高畠と云所に野陣を取てぞ控たる、温井三宅遊佐の三大將は、石動山般若院快存、大宮坊、火宮坊、大和坊覺笑等を相語ひ、都合其勢四千三百餘人荒山に城郭を構へたりと聞にければ、前田はやがて旗を進め、若石動山より加勢する事も有べければ、其勢を防とて、拜郷五左衛門尉に軍兵を差副、石動山衆徒の押とし、急に荒山を責立て、温井三宅以下を打取。

武部（タケベ） 今越路村の大字なり、三州志に中世能登郡の豪族を武部判官師澄と云ひ、康治比の人とも文治中の人とも詳ならざる由述ぶ、其氏人の由緒地歟。

石動山（イスルギ）（セキドウザン） 二宮山とも云ふ、南は越中氷見郡に跨り、寶達山脈の北に連接し、東は漸々海洋に沒す、富山灣口の西角にあたる、標高六百五十米突。

三州志云、太平記に據るに、元弘元年、中院少將定清能登國司に任ぜられ、下向、然るに建武二年十一月、越中の守護普門藏人利清并に井上、野尻、長澤、波多野のものども、將軍家の御教書を以て、兩國の勢を集め叛逆を企つる間、國司定清は用害に就き之を防がんとて、石動山に楯籠らる、十二日彼逆徒押寄、定清戰死し、諸寺社盡く焦土となりぬ、此時能登地頭職長氏五世の孫盛連は、南朝方なれど之を防ぐに堪へず、一旦遁れて賀州江沼郡山中にいたる、然るに此所にも滯留すると能はず上洛、爾後桃井播磨守直常、普門利清等越中に在て能登の守護を兼るにや、曆應元年、尊氏能登國内の二邑を直常に授ると見ゆ、三楠寶錄に貞和四年桃井直常加賀能登國を乞とさ、能登は中院定平の領國なれは勅許なしとあり、按するに大系圖に定清は定平の子とあり、されは定清戰死の後、其父定平猶存命して、貞和のころ能登の國司たるなるへし、天正十年、長與市景連越後より來て棚木城（鳳至郡）に據る、前田利家長連龍に命して之を伐たしめ、一蹴して之を亡す、又六月に至て石動山の兇僧温井三宅の徒と兵を起す、前田利家之を伐ち、巨魁皆戰死し、石動山の諸刹兵燹に罹る、利家賊首を大[illegible]嶺石動山と荒山の間に梟す。○荒山合戰記云、前田利家七尾より石動山へ軍兵を引卒し、六月廿六日の未明に押寄たり、先陣は大行院の東谷より責上る、利家は二王門の方より大手に被向、抑此石動山天平寺と申は、養老元丁巳年、泰澄法師の建立にて、人王三十九代天智の勅願所也、佛法修行の業をこそ專らとすべき事なるに、任俠を家業として、山をも身をも滅しける惡業の程こそ拙けれ、今何故に石動山の大衆等は一揆を企るやと尋るに、織田信長在世の時、高五千貫の寺領なりしを、信長是を沒收して千貫の地を與へられし、大衆是を憤り、本領を安堵せんとて斯一揆を企て、大衆も多被討取、寺院悉く燒亡し、堂塔一宇も殘らざりし、誠に衆徒の我慢放逸は、則天魔の所行にやと、淺猿かりし事共也。

伊須流支神社（イスルギ） 石動山の上に在り、二宮と稱し、往時は天平寺ありて之を祭り、本社權現と云へり。

神社志料云、伊須流支比古神社、今天平寺の本社權現是なり、社傳に、伊弉諾、伊弉冊、大己貴、市杵島姫、天日一箇命を祭ると、然れども記書考ふる所なし、故今とらず、古事記、崇神本紀に、崇神天皇々子大入杵命を以て、能登臣能登國造の祖とするに據らば、伊須流支比古神は卽大入杵命に似たり、入杵と伊須流支と音相近きもの、又謂ふ可し ○又云、天日陰比咩神社(延喜式)今二宮村に在り。

天平寺址(テンピヤウジ) 石動山に在り、伊須流支神の供僧房とす。○三州志云、伊須流支神社は天平勝寶八年、僧泰澄此山に因て淨居の開基を爲す、故に天平寺と號すと云ふ、拾芥抄曰「石動寺、虛空藏、智德上人、光第四草創」と今智德の墓猶境内にあり、此寺古新兩緣起あり、古緣起に法道仙人を以て開山と爲す。

高林曳杖進、苔古切緣攀、海表天平寺、雲根石動山、百年兵火後、十里戰場間、欲就僧房語、安居白日閑、
石動山　細合斗南

越蘇鄕(エソ)(江曾) 和名抄、能登郡越蘇鄕、訓惠曾。○今德田村是なり、二宮の北とす、大字江曾は越蘇の遺蹟とす。田數目錄、越曾保四反、本五町六反四、又後紀「大同三年、能登國越蘇驛」、延喜式越蘇驛とある皆此なり、今七尾鐵道之を經由す。○三州志云、長家傳の文治二年源賴朝の下文にも越蘇とありて、これは夷のエゾの轉訛なるべし、古の越國蝦夷の住地にや。

八幡(ヤハタ) 今德田村と改む、此地は舊國府八幡宮の所在にして、田數目錄に「八幡新庄、一町、本二十町」とあるにあたる、古府の西に隣る、本飯川保より割きたる庄田なるべし。

飯川(イヒカハ)(德田) 今德田村の大字とす、田數目錄に「飯川保、二十四町、久安年中八幡宮券狀」とあり。○此邊を今德田村と改め、德田驛あり、羽咋郡德田氏の庄田なりければ、此にも其名を移したるもののごとし。

國分(コクブ) 今德田村の大字にのこる、七尾市街の南郊にして、古府の西とす、卽國分寺址也
後紀、弘仁三年令越中國權校能登國部內之定額諸寺、爲元來不置講師也。三代實錄、元慶六年、能登國金光明寺、遭落雷回祿、堂舍多壞、充稻三千束施一萬七千餘束、令修理焉。延喜式、能登國大興寺、爲國分寺、置僧十口。○三州志云、國分寺の跡とて、田間に殘礎猶存す、古の本尊とて、妙觀院に佛像あり。

八田鄕(ヤタ)(矢田) 和名抄、能登郡八田鄕、訓也太。○今矢田鄕村是なり、越蘇鄕の北に接す、田數目錄に八田鄕四反本六反三ある此也。近世は專ら矢田(ヤタ)に作る、天文二年の古簡にも見ゆ、大字矢田存す。

古府(コフ) 今矢田鄕村の大字にして、七尾府中町の南郊なり、卽舊國府廳の址とす。
和名抄、能登國府、在能登郡、行程上十八日、下九日。延喜式、能登中中國、管四郡。○三州志云、能登府は今の七尾の邊なり、古府村國分村府中村等の遺名あるも此地より僅に二三十町に過ぎず、又七尾山麓に土人古の武部判官師澄、中院少將定淸の館ありしと云ひ傳ふ、誠に國守守護等の據るべき地位なり、又國下村あり、國衙の誤なるべし。(國下(コクガ)は今德田村の大字なり、國衙庄田の謂にて、衙の采地なりしならん、府と相距る一里)

府中(フチウ)(國下) 今府中町と云ひ、七尾に合同す、所口築城ありし頃に、舊府の民戶を城下に移ししならん、光德寺(クワウトク)は府中町に在り、文永十一年、僧宗性開基、加賀國木越村に開きたる一向專修の道場なりと、永正年中今地に移し、本願寺に依屬す。(光德寺)

天元三年の春能登守になりて下る、人々餞するによめる、〔家集〕
越の海に群て居るとも都鳥都の方ぞ戀しかるべき、　源順

[illegible]出家しぬときゝて、能登守にて有りけるころ、國よりいひつかはしける、
よそながら世をそむきぬときくからに越路の空は打しぐれつつ、〔金葉〕　通宗

七尾城址(ナナヲ) 古府の東なる山上に在る、石動山の北に接し、鵜浦まで透迤たる丘陵を成す、大字古城、古屋敷と云ふ 其東なる山背は大字蒲なり、七尾市街より此城址まで一里許、天正九年、前田利家入部の後、此城を加島鄕所口へ移したり、但其の年月明白ならず、十年歟。○三州志云、七尾城址矢田鄕に在り、所口移轉後、古七尾(フルナナヲ)と云ふ、或は松尾の山據たるを以て此城を松尾城とも名く、是古來當國の都城なり、天元四年の能登守源順は言ふに及ばず、其餘能登受領の人皆此處に居館せし如し、國分村府中村へ二三町許の間、室に國守守護等の居館あるべき地勢なり、畠山修理大夫滿則、應永五年能登の守護に補せらるゝより、此七尾に城を築く、一說永享の築城と云ふ、此城に滿慶、義統、義元、義總、義續、義綱、義則、義隆、義春と八世一百八十年相繼ぎ、義春天正五年七月此城に病死、仍て謙信之を攻めたれども、遺臣固く守りて城陥ちず、然るに游佐續光謙信に內應して、長綱連父子六人を欺き殺し謙信に降る、因て此城謙信の手に落ち、其將河田豐前守鯵坂備中を置けり、七年溫井景隆三宅長盛等威を振ひ、有坂を攻て斯城を奪へり、八年長連龍溫井三宅と戰ひ、三宅潜行し安土に抵て信長に陳謝する故、溫井三宅姑く死首を續て、又此城に居る、九年前田利家封を能登に受けて、此城を兼領す、其後七尾城並び城下民屋とも擧て所口村の地へ引徙され、小丸山城を築き、城下を七尾町と名けらる。○又云、七尾城主畠山義元は風雅の人にて、浦山に入麻呂廟を建てゝ、明石に擬し、連歌の興行あり、州人永閑も此頃の歌匠にて、源氏物語鈔、萬水一露の編述あり、冷泉大納言爲廣も、畠

山をたのみ七尾に下向し、此にて薨去す。○和州家集云、

大永六年五月廿一日、能州七尾城、畠山左衛門佐亭にて、當座虫、

分迷ふ秋の野もせに鳴虫も色のちくさに離みたるらし、

七月廿三日に、彼城にて入道身まかり給ければ、彼御座所をのちにおもひてつかはしける、左衛門佐かたへ、

哀けさあさなき床を顧みて有しよりけの袖の白露、

上杉謙信七尾にて九月十三夜賞月の詩あり「霜滿軍營秋氣清、數行過雁月三更、越山併得能州景、遮莫家郷憶遠征」と、格調優閑、英雄の氣象自超然たり、天正五年七尾を取りたる時の作なるべし。

越公百戰果酣暢、指揮八千皆劍戟、驛軍千里任來往、孤兒城畔防虎豹、雄謀驚度一世兒、發氣神彩向人照、一世功名威烈外、風高能海月夜調、　小川泰齋

加島郷（カシマ）　和名抄、能登郡加島郷、訓加之萬○今七尾町并に西湊村、東湊村等是なり、矢田郷の北にして、海濱數里にわたる、萬葉に見えて、

能登郡、從香島津發行、於射熊來村往時、作歌、

香島より久麻吉をさして漕舟の楫取間なく都しおもほゆ　家持

とあり、古より本州の要津たり。延喜主税式には「能登國、海路自加島津、漕敦賀津、舟賃石別二東六把、挾抄七十束、水手卅束」とも載す、又萬葉に「所聞多禰の机の島」とあるを、岡部氏カシマネと訓きたり、加島嶺也、此津の山にて、机の島とあるも、灣の中なる名とおもはる、所聞多に鳴しの義あり。

(香島津)

(所聞多禰)

所口（トコロクチ）　今七尾町并に矢田郷村に分屬す、天正十年の比、前田利家七尾の古城を所口の小丸山に移す、城下の海村これより開きて市街と為り、號して七尾町と云ふ、或は所口町とも云ふ。此城は利家加賀國へ移りし後、次男利政に鹿島羽咋二郡を分與し、治所と為さしむ、慶長五年利政除封、本宗利長に附せらる、所口城は將士を置き之を守る、寛永十六年に至り廢毀せらる。（三州志）

(所口城址)

能登神社（ノト）　又氣多本宮と云ふ、古所口の小丸山に在りしを、天正十年築城の時、之を今の明神野へ移す、延喜式の官社也、能登生國玉比古神社と載す、毎年二月初午、一宮氣多大神の神輿此社に行幸して祭を行ふ。（地誌提要、神祇志料）○大同類聚方云、能登藥、能登國能登生國玉比古之家傳方、腹張者仁與天下須。

七尾（ナナヲ）　今七尾町と云ふ、人口一萬一千、本州の都會なり、鐵道津幡を經て金澤に至る三十九哩、又陸路越中伏木に至る九里、一名所口と云ふ。

此地は古の香島津にして、前田氏七尾の舊城を所口に移し、其城の海村を開きたるもの、即今の七尾町なり。金澤藩政の時城寨を廢したれど、尚奉行廳を置き之を治めたり、王政維新の初め、七尾縣を置き、越中氷見郡をも兼管したりしが、幾年ならずして停止せらる。

七尾港（ナナヲ）　水路志云、七尾港は其北灣に對し南灣と謂ふべし、灣口を小口瀬戸と名づけ、兩側岩礁碁布し、航走頗る警戒を要す、市街は灣の南濱にあたる、凡此港は内外に險岩暗礁多く、殆危二三に止らず（特別輸出港の一とす）

七尾港の左翼を西湊村、石埼村とす、石埼は能登島の須曾埼に對向して、南灣と西灣の交界とす、之を屏風崎の瀬戸と名づく、石埼の北西は卽和倉、湯村也。

七尾港の右翼を東湊村とす、萬行、大田、佐味、澤野等の大字ありて、崎山に連なる、其山背は大呑浦なり○三州志云、田數目錄に萬行保六反、本八町二反六、澤野村三反六と見ゆ、嘉元三年、能登國吉見家へ着到狀、御家人萬行又五郎胤成、また建武二年、胤成着狀に萬行保東方地頭職云々とあり。

(石崎)

(萬行)

長濱郷（ナガハマ）　和名抄、能登郡長濱郷、訓奈加波萬○今崎山村、南大呑村、北大呑村なるべし、加島郷八田郷の東なる海村とす。萬葉集に珠洲岬より航海して、長濱灣に泊り月を仰ぎて、

珠洲の海に朝開きして漕來れば奈我波麻の宇良に月照りにけり

とよめり、崎山の邊に泊舟したる趣なり。

(崎山)

鵜浦（ウノウラ）　今三室、湯川等と合せ、崎山村と改む、名蹟志に此邊を中山郷とも云ふ。七尾灣と外海とを隔離する一地角にして、其北端の水道を小口瀬戸と呼ぶ、航道最窄し。

三室（ミムロ）　今崎山村の管内とす、田數目錄に「三室村拾三町五反、湯河村九反三」と、湯川は今も崎山村の大字にのこる。

大呑（オホノミ）　崎山の南、沿海四里、越中氷見郡に至る、今北大呑南大呑の二村に分つ、永正十一年の文書に、大呑北庄の名あり、（三州志）大呑とは、諸州に大家、新家また能美とあると同義に出でしならん、田數目錄、大呑庄、三十九町二反、建久八年立券。

山崎（ヤマサキ）　今南大呑村と云ふ、石動山の東麓にあたる、（山頂まで二里餘）州郡界大泊鼻（富山灣門の西角）に近し。○式内、能登郡阿良加志比古神社、山崎に在り。（神祇志料）三州志云、慶長五年、前田氏土方雄久を越中布市村に置かれしが、其十一年、能登四郡の内にて一萬石の采邑を以て之に與ふ、此時鹿島郡山崎村に於て、土方氏陣屋を建ると云ふ、貞享元年、本家土方伊賀守家督闘諍の陰事發覺に及び、幕府より伊賀守の所領、奥州岩城二萬石と能州共に沒收せらる、享保十七年より幕府更に舊の土方領を前田家へ預地として委託し、檢田して一萬四千石を獲たり。

(大泊鼻)

越中國

越中國（エッチウ） 東は越後及び信濃、南は飛騨、西は加賀、西北は能登とす、北に海灣を抱く、近時富山灣と稱する是也。國の東南に立山及び飛信越に連亘する大山脈あり、無双の險阻とす。四大河及び數多の細流貫通して、平野に灌漑し、豐沃一ならずと雖、米穀蠶絲の產額饒多なり。今面積二百六十餘方里、八郡一市に分ち、縣治を富山（トヤマ）と云ふ。

越中は和名抄古之乃三知乃奈加と注す、古の越（コシ）（又高志（コシ））の國の域内とす、伊彌頭（イミツ）國造ありて、地方を治めたり、天武帝國郡を制定し初て越中を置かる、當時八郡の數ありて、蒲原（カムハラ）を以て北限とす（限堺は今の越後國信濃川阿賀川の河口なるべし）大寶二年、越中の四郡（頸城、魚沼、古志、蒲原なるべし）を分ちて、越後に屬せしむ、（續紀）因て礪波、射水、婦負、新川の四郡を保つ、天平十二年に至り、能登四郡を併せ、天平寶字元年又能登を離立せしむ。近時四郡を分割し、八郡に增すも、昔域を變じたるに非ず。

地志提要云、越中國、北條氏の末、名越時有の守護とす、元弘三年、王師興り、時有誅に伏し、建武中興、少將中院定清を以て國司に任す、明年時有の子時兼亂を州内に作す、朝廷桃井直常をして、伐て之を平らぐ、因て守護を賜ふ、足利尊氏の反する、州人普門利清之に應す、定清之を伐て戰歿す、既にして直常叛き尊氏に附し、正平五年、再吉野に歸順す、尊氏乃足利高經を守護とし、子義將職を襲ぎ、直常を伐て之を破る、天授六年、將軍義滿、管領畠山基國に本州を賜ひ、長子滿家に傳へ、管領を世襲して、京師に在り、再傳して政長に至る、明應二年、政長同族義豐と戰て敗死し、州の豪族椎名（勝胤）神保（思氏）鈴木（國重）等、相謀て上杉顯定の麾下に隷せんと乞ふ、明年、顯定其弟越後守護房能をして州事を兼攝せしむ、永正三年、房能其臣長尾爲景に弑せられ、七年、顯定爲景を伐て敗死し、椎名神保諸氏各其地に割據し、皆爲景と絶す、天文七年、爲景大擧來り侵し、松倉（椎名泰胤）瀧山、增山（皆神保氏）諸城を陷れ、其地を掠有す、十一年、神保長衛、江波三河等、爲景を誘殺す、神保氏純（思氏の子）富山城に據て、新川婦負二郡を併せ、勢威頗る振ひ、永祿の初、礪波郡を併せ、椎名石黑諸氏を降す、爲景の子輝虎報仇を圖り、屢來り攻む、六年大擧して入侵し、長衛三河を殺し、數城を徇ふ、元龜二年、輝虎松倉城を陷れ、椎名泰胤を滅し、神保氏張（氏純の嗣）を富山に圍み、明年之を拔き、州の大半を略す、氏張走て守山（射水郡）に保ち、款を織田信長に納る、六年、輝虎卒し、内訌大に起り、州豪皆離反し、志を信長に通す、七年、信長、佐々成政に全州を賜ひ、富山に治す云々。○三州志云、越中國天正檢地三十八萬石、其後檢地五十三萬石、寶曆正數六十二萬五千石。越中は近世田數倍加し、越後と並稱せられて、北陸の大米產地とす、年額約百六十萬石にして、輸出所送の米百萬石にちかしと云ふ。

富山灣（トヤマ） 水路志云、富山灣は崖角の大泊鼻（オホトマリ）と低陸の生地（イクチ）の鼻とに由て灣門を成し、北方に露開す、灣内五大川注出すと雖、其口皆門洲あるを以て、船舶之に接近し難し、而も伏木錨地以東の海岸は、細沙、礫又は卵石之を繞ひ、海底陸界を爲し、距岸五鏈乃至一海里にして、水深五十尋乃至百尋に達す、岸に沿ひ各所に大村落あり、灣周の陸地は肥沃なる廣大の耕田地なり。

（有礒海）

富山灣は近世詞人の有礒海（アリソノウミ）と稱するものなり、有礒海とは氷見郡澁谷（シブタニ）の荒礒（アライソ）につきたる歌名所なれど、萬葉の古名にはあらず、後世の轉用と知るべし。

有礒海のうら吹く風もよはれかしいでしまさなる浪の音かは、〔李花集〕　宗良親王

早稻の香やわけ入る右は有礒海、　桃青

わせの香やありその右に出る月、　支考

氷見郡

氷見郡（ヒミ） 明治廿九年、射水郡の北西なる氷見灣近傍の一地區を分ち、一郡を建つ、一町廿村、形勢整合す、北と西は寶達山脈を以て能登國と相限り、南は寶達（ハウタツ）より二子山に連る別脈を以て、西礪波并に射水郡と相限り、東は富山海灣なり、人口約五万六千、氷見町に治す。

三州志云、氷見町の邊を俗氷見郡内（ヒミノグンナイ）、或は氷見庄と唱ふ、天正八年、織田信長朱印の書に越中氷見郡とみえ、今も其遺俗にて、二上山を界とし、北より西を都て氷見庄と唱へたり、氷見は萬葉十七の歌に日美江とある是なり、土人の口碑には氷見は火見と書たるに、祝融の災あるを以て、中古改字ありと、此事古書に徴する所なけれども、左もあらんか、越中は越後の蝦夷暴寇の備への烽火（トブヒ）を此地に置しより此名あるべし。

宇網鄕（ウナミ） 和名抄、射水郡宇納鄕、訓宇奈美、○本書納は網の誤なるべし、地名字音轉用例にも納（ナフ）をナミに用ひたるは若くは納は網を誤れる歟、丹後の鄕名網野をも納野と誤る例ありと述ぶ、納にては奈美

(宇波) に假借し難し。此郷は今氷見郡の北部にて、宇波村、女良村是なり、能登の大行浦に連接し、灘浦とも云ふ、宇奈美は即海邊の義とす。

(宇奈比川) 三州志云、萬葉に謂ふ所の「宇奈比川清き瀬毎」とあるは宇納郷にして、近くは天正十二年國祖（利家）より菊池右衛門入道へ與へし其中「石動山の下うなみを限り」と載す。○國郡考に萬葉に見ゆる太沼郡は、宇波郷の訛かとあれど、オホヌ沼（沼は波の訛とするも）と云ふこと覺束なし。

宇奈美川の上、大字白川に栲椊神社あり、是は三代實錄、貞觀六年并に元慶六年授位の神とす。（神祇志料）

(灘浦) 宇波浦にセメントの原料を産出す、地學雜誌云、越中能登の第三紀層の砂岩及び頁岩黑層中、射水郡灘浦近傍に在て、天然セメントとも稱すべき、粘土質の泥灰岩を夾層す、原石を燒成し、粉末にしたる儘にて、直にセメントに使用すべきものなり、第三期層の介化石を包藏し、石理は稍緻密なるものあるも、石版に供用する能はず。

女良

今女良村と云ふ、昔は妻良浦と云ひ、宇波浦の北にて、直に能登の大行浦大泊村に接し、中田長坂等の大字あり、石動山の下なり。

(妻良浦) 北國太平記云、天正十年六月、石動山の衆徒は信長生害の由を聞、頓て遊佐温井三宅等が越後に在ける方へ云送りければ、天の與ふる所と悦て、兵船に取乘て、六月廿三日の曙に、妻良浦に着岸し、其夜石動山に馳着。

八代

今八代村と云ふ、宇波の西なる山中にして、氷見より能州二宮に通する國道の坂路にあたる、大字國見、磯邊、角間等あり、式内射水郡磯部神社は磯邊の土坂に在り。

(磯邊) 東鑑、延應元年、越中國東條、曾禰、河口、八代等保事、爲請所、以京定米百斛、可備進之旨、去年地頭等獻連署狀於禪定殿下、仍可停止國使入部、并勅院以下國役之由、國司加羅宜、爲東福寺領、云々。○三州志云、八代庄は今三十村あり、東鑑八代保と見え、八代社は式内射水郡箭代神社にあたる、天文中郷士八代安藝と云ふがあり、又天正八年、信長より菊池右衛門入道と屋代十郎へ賜はる朱印に、越中氷見郡屋代一家分云々と載す。○按に中世に八代庄と云へるは、今の八代、稻積、阿尾、藪田、宇波、女良の諸村にわたる、和名抄宇納阿努二郷を混亂せる者とす、八代てふ大字は阿尾村にのこる、神社も其蹤歟。

荒山峠

越能の國界にして、石動山の西南とす、寶達山脈に屬す、氷見より此に至る三里。（能登鹿島郡に重出す）

大八洲遊記云、荒山嶺者能越分界處、地屬越中、上杉霜臺十三夜之作、即嶺上作、諸書皆以爲能州之作、霜臺果在能州、詩當云能州并越山之景、而今言越山并得、爲越中作者是也、霜臺時攻能州、故人以爲能州之作也。

阿尾

今阿尾村宇波の南なる海濱とす、萬葉に英遠浦と云ひ、即灘浦の南端とす、又青に作る。○三州志云、八代庄阿尾村菊池氏初て越中に來り、阿尾城に據る、其年代不詳、北越軍談、明應二年に菊池氏あり、七國志に天文永祿中、菊池伊豆守武勝、同清十郎安信越中に住すとあり、此父子は天正十三年前田家に降附す。

(英遠浦) 末森記云、天正十三年四月二日、俱利伽羅城へ御給ふと觸させ、津幡に人數をそろへ、俱利伽羅をば右に見て、末森と飯山の間より、越中青城へさしむけて、村井又兵衞を先手の大將として、都合其勢六千餘騎にて、青へ馳つかせ、利家役詰として馬をよせ玉ふ。

(青) 今阿尾村に接して藪田村あり、西に稻積、余川、碁石の三村あり、此邊は和名抄阿努宇納二郷のいつれに屬すべきにや、明白ならず。

行英遠浦之日作歌

安乎のうらに寄する白浪彌益にたちしきよせくあゆをいたみかも、（萬葉）

阿努郷

和名抄、射水郡阿努郷。○今加納村の邊を指す、三州志には近世阿努庄十四村と云ひ、其地域は今加納村、余川村、稻積村、碁石村にわたる、又上庄とて天正十三年の古簡に見ゆるも、阿努上庄の義にや、不詳。

此郷は萬葉に射水郡大領安努君廣島とある人の住里にや、又同書に

從珠洲郡發船、還太沼郡之時、泊長濱灣、仰見月光作歌とあるは、國司家持卿珠洲の海より能登郡長濱郷（今崎山大谷の邊）を經て、射水郡の府へ還る時の事とす、其太沼郡とあるは太沼郷の誤にて、阿努をば於努と訛りて寫せるならん、太を短かく於と假る例古書に多し。

加納

(大沼) 今加納村と云ふ、氷見町の北にして、加納川此にて海に入る、加納川は久目谷に發し北流、熊無村に至り東に轉す、長凡五里。

上庄

舊庄名にて、阿努の上庄にや、又布勢上庄にや詳ならず。今上庄村、熊無村、速川村、久目村の四に分つ、加納の西南なる山中に在り。

速川

今速川村と云ふ、延喜式、射水郡速川神社は大字早借に存す。（神祇志料）速川はよみてハヤカイとあるべきを、古人はハヤカリに訛り、更に文字につきてハヤカハと唱ふることゝなれる歟。

久目

今久米村と云ふ、又久目谷とも池田庄とも曰へり。延喜式、射水郡久目神社此に在り、布勢の西に小嶺を隔て寶達山脈の東側にあたる。山脈を踰ゆれば能州羽咋郡志雄村に到るべし、盛衰記に見ゆる志雄山越は蓋此とす、而も彼記載の文に疑惑あり。

十二町

(池田) 今十二町村と云ふ、加納の南、氷見町の西にて、布西湖の畔なる村落なり、湖を十二町潟

とも時云は、これ等の事なり

布西郷(フセ)　和名抄、射水郡布西郷、(今十二町村、布勢村、佛生寺村是なり、布西郷の地内にして、古江郷と相接す)

延喜式布勢神社と云ふは、[illegible]府より此を經て、[illegible]府に來れる道をもおもはるれど、下新川郡にも同名あり、決し難し、又式内に射水郡布勢神社は今布勢の丸山に在り、姓氏錄、布師臣ありて大伴家の同族[illegible]、[illegible]布勢臣の貫邑なるべし、(萬葉)三州志云、天平十八年、大伴家持越中守に任じ下國す、士人口碑、布勢丸山に古址あり、家持此に住せしよし、水影明神の小祠は卽家持を祭ると云、又射水に古國府の遺號あり、併せ察すべし、俗說に礪波郡福光村に舊跡あり、昔家持國の司たる時、其子左近大夫持豐此所に住し、其子右京亮持定も此所に住す、今存する福光八幡社は持定の建立と云ことも、空言のみ　○大同類聚方云、布勢藥、越中國司大伴宿禰家持之傳、國民能知方、

佛生寺(ブシヤウジ)　今佛生寺村と云ふ、布勢の南なる山中に在り。神祇志料云、御田(ミタ)神は佛生寺村の金鴨山に在り、三代實錄、貞觀九年、同元慶三年授位の祀なり。

布勢湖(フセ)　(十二町潟)(氷見潟)　今十二町潟(ジフニチヤウ)と云ふ、東西四十町、南北に狹く、十町より一二町に至る。其東細溝を以て富山灣に通ず、氷見市街は此江海の間なる沙濱に位置す、一名氷見(ヒミ)潟と云ふ。○此湖は昔布勢の海と云ひ、南北の廣さ尙ありしを、後世漸く狹ばめたるなり、萬葉集に、國司家持の此江中に遊覽の詩歌多く見ゆ、

遊覽布勢水海賦、一首　大伴　家持

物のふの、八十伴の緖の、思ふどち、心やらんと、馬並めて、うちくちぶりの、白浪の、荒磯に寄する、之(シ)夫太爾(ブタニ)の、埼たもとほり、麻都太要(マツダエ)の、長濱過ぎて、宇奈比(ウナビ)川、淸き瀨每に、鵜川立ち、か行きかく行き、見つれども、そこもあかにと、布勢の海に、舟うけすゑて、沖邊漕ぎ邊に漕ぎ見れば、なぎさには、あぢむらさわぎ、島回には、こぬれ花さき、此處ばくも、見のさやけきか、玉櫛笥、布多我(フタガ)山に、這ふ蔦の、ゆきわかれず、あり通ひ、いや年のはに、思ふどち、かくし遊ばむ、今も見るごと、

布勢の海の沖つ白浪あり通ひいやとしのはに見つつしぬばむ

玉くしげいつしかあけむ布勢の海の浦をゆきつつ玉藻ひりはむ

布勢(フセ)の浦を行きてし見ては百敷の大宮人に語りつぎてむ

あすのひの布勢の浦への藤波にけだしきなかずちらしてむかも

(布勢浦)　又越中掾大伴宿禰池主の和歌に「浦ぐはし、布勢の水海に、海船(アマブネ)に、まかぢかいぬき、白妙の、袖振返し、あともひて、我漕行けば、乎布(ヲフ)の埼花ちりまがひ、なぎさには、葦鴨さわぎ、佐々れなみ、立ても居ても、漕ぎめぐり、見れどもあかず」云々、

やがて布勢の海のあたりになり侍り、遙々と湖水見渡せば、鳴鴉飛舞て、夕陽西山に隱れたり、

しつみこし夕日のかけはあともなくにほてりよわる布施の海哉、(善光寺紀行)　堯　惠

陸路記云、布勢水海今はおほかた田畑となれり、萬葉の註に「此海者有射水郡舊江(フルエ)村」とみえ、今は十二町潟と云ふ、乎布の崎、垂姫(タルヒメ)の崎などの如き湖のほとりなる所は、跡だに殘らざりけり、堯惠法師が寬正六年の善光寺紀行に「ふせの海のあたりになり侍り、はるぐと湖水をみわたせば」云々といへるによれば、當時まではなほ大きなる湖なりしさまなれば、慶長元和より後に埋めて田に墾れるなるべし。

多流比女の浦を漕舟梶間にも奈良の吾家を忘れておもへや。神游る多流比女の埼漕廻り見れども飽かず如何に吾せむ。(萬葉)

[illegible]漕ぎたもとほりいねもすに見[illegible]におちなくに　おほかにぞ我は思ひし[illegible]りうの浦めぐり見れどあかずけり。(萬葉)

歎[illegible]代に思ひし水海とあるも、布勢海を云ふ、而し、

潟見てもなにかはせんあはでのみ思ひし水海[illegible]ければ、　俊　成

近世此の潟をば前後にも活瀧にも說く所あり、古[illegible]つかず更に設けたる名所ならんには、北陸道の[illegible]づれも越の水海なるべし、[illegible]にも越湖の[illegible]、

古江郷(フルエ)　和名抄、射水郡古江郷、同布留江(今神代村、宮田村、大田村等なるべし、十二町潟の南岸とす。古江とは布西の江水に因れる名にて、萬葉には「遊覽布勢水海賦、注、此海者在射水郡舊江村也」また「多古の島、とたもとほり、あしがもの、すだく舊江に」云々とあるに注し「射水郡古江村、取[illegible]形[illegible]、當然爲祥也」と載す。

さみだれの古江の村の苫屋形葺まてかゝる田子の浦波、(新拾遺)　定　円

神代(カクミ)　(加久彌)　今神代村と云ふ、神代を舊來加久彌(カクミ)と訓み、式內射水郡加久彌神社在り。(神祇志料)神代をかくみと云ふ例は能州羽咋郡にもあり、今は神代を文字につけて或は加宇之呂と訓む。

氷見(ヒミ)　(比口)(氷見湊)　今氷見町、人口一萬二千、布勢湖と富山灣の間なる沙嘴にあたり、湖水の流口市街を貫く。今本郡の郡治とす、富山を距る九里、伏木を去る三里、盛衰記に志雄山合戰の事を記し「木曾殿は十郎藏人殿(行家)の志保の戰こそ、覺束なけれと馳向ふ、爰に氷見湊(平家一本に氷日湊、又日比湊、又比比(ヒヒ)湊に作る)を渡らんとし給けるが、折節潮滿て深さ淺さを知ざりければ、木曾殿先謀に鞍置馬十匹許追入られければ、鞍爪ひたる程にて、向の岸にぞ着にける」云々とあり。氷見は本來湖

水の湊口の名より出でて、村里の名に移れるごとし、其氷見湊とは卽今の湖口なるべし。志雄山合戰の次第は稍詳ならねど、源氏は氷見湊より加納川の谷を上りて、志雄山に戰たりやにおもはる。○萬葉十七の長歌に「つなしとる比美（ヒミ）の江過ぎて」とあるも氷見湊なり、

(比美江)

氷見潟の四周の諸村は近世南條保と稱し、三州志に三十七村の名を擧げたり、是は阿努南條の義にや。

朝日（アサヒ）　今氷見町の大字とす、此に上日寺（ジヤウニチ）と稱する觀音堂あり、境内頗閑寂にして老木天を蔽ふ、俗に白鳳年中の古昔壇を說く。○氷見の光禪寺は曹洞宗、嘉曆元年、明峰素哲和尙開基にして、公武の崇敬篤かりし禪堂なりしぞ、元祿年中前修す。

田子（タゴ）　今宮田村と改む、氷見町の南一里、神代の東とす、布勢湖を去る一里にも及べど、古へは湖水此邊まで湛しければ、多祜埼、多祜浦等の名は歌詠にのこれり。

多祜の浦の底さへにほふ藤波をかざして行かむ見ぬ人のため。いささかにおもひてこしを多祜の浦にさける藤見て一夜經ぬべし。（萬葉）

多胡の埼このくれしげに杜鵑きなきとよまばはだこひめやも。（同上）

三州志云、文治元年帥閒中納言光降越中を賜りて、翌年光隆の子家隆越中守たり、玉吟集に「つたへ來て侍りきし多古浦に匂ふ藤浪今もちるらん」「おとつれよ越の端山のほととぎす多胡の浦藤今さかりなり」などあるは下向實見の作歟。○くぬかちの記云、田兒の民家なる庭の白藤は、萬葉によめる名高き花のなごりをとゞめたるなりといひつたへたりとて、

うちよする浪はたゝにてもたこのうらやむかしなからに匂ふ藤かな、

(多祜浦址)

大田（オホタ）　今大田村、氷見と伏木の中間にて、海濱とす、其磯の風景賞すべし、岩洞あり巨石其上を蔽ひて自ら屋を爲し、洞中數人を容るゝに足る、相傳ふ往昔源義經主從東國へ落行く時、雨を此洞中に避けて、天の霽るゝを待ちたりと、故に義經雨ばらしの窟と云ふ、此邊皆古の澁谿の荒磯と云へる地也。

國泰寺（コクタイ）　大田に在り、臨濟宗、法灯派の蘭若とす、嘉曆二年、二上山中に於て清泉和尙（慈日聖光國師）之を創め、時の救願所の綸旨を賜ふ、應仁以降兵燹に罹り、堂宇漸く頽廢せしを、天文十五年、雪庭和尙（佛眼禪師の號を給ふ）後奈良天皇の敕を奉して再興し、天正年間二上山上より今の地に移轉すと云ふ、本州の一名藍也。

澁谿（シブタニ）　今大田村の大字とす、二上山の東北麓なる濱にして、萬葉に澁溪とあるは此なり、其濱をありそと云ひ亦名所とす、伏木町の西北一里。

蹈跡記云、萬葉の十九の卷に「過澁谿崎、見巖上樹」といふ題にて、家持卿のよまれしつききゝ澁谿村の岩崎といふ所に、今もはつかに生たてるのみなれば、またいと小さき木ながら、むかしおもひ出らるゝ木あり、云々。

澁溪の二上山に鷲ぞ子うむと云ふ、指羽にも君がみために鷲ぞ子生むといふ、（萬葉）

澁谿をさして吾行く此濱に月夜あきてむ馬しまし停め、

馬なめていざうち行かな思夫多尙の淸き磯みに寄する浪見に、

岩崎（イハサキ）　澁谿の磯埼を云ふ其海中に男女の二岩嶼あり、謂ゆる「淸き磯み」は卽此にて、荒磯（アリソ）とも云ふは全く之ただ円る。

澁谿の埼の安里蘇（アリソ）によする浪いやしくしくにいにしへおもほゆ、

(荒磯)

之により有磯の海てふ歌名所起る、南は伏木國分濱に連る、前に引ける長歌に據れば、麻都太（マツダ）の江も此地なり、

かゝらむとかねて知りせば古之（コシ）の海の安里蘇（アリソ）の波も見せましものを

故之の海の信濃の濱を行暮し長き春日も忘れておもへや。（萬葉）

(麻都太江)

信濃（シナノ）濱と云ふも此邊の古名とす、近世放生津の邊に信濃濱の名所を說くものあり、然れども當時遊覽の地區が、國府布勢の間なれば、放生津の濱にはあらず。○芭蕉奥細道云、くろべ四十八瀨とかや、數知らぬ川をわたりて、那古（ナゴ）といふ浦に出つ、田子の藤波は春ならずとも、初秋のあはれを云ふべきものと人に尋ぬれば、是より五里磯つたひして、むかふの山陰に入り、蜑の苫ぶきかすかなれば、蘆のひとよの宿借すものもあるまじと云ひおどされて、加賀の國へ入る、

わせのかやわけいるみぎは有海磯。

(信濃濱)

射水郡

射水郡（イミヅ）　明治二十九年、本郡の北偏を分ち、氷見郡を建つ、故に今庄川の下游、放生津潟の邊、四町廿九村を一郡治とし、役所は高岡市定塚町に在り。高岡市は別立す、郡市合人口十二萬五千。

射水郡は和名抄伊三豆と注す、萬葉集に「射水川いゆきめぐれる玉くしげ二上山」と詠し、二上山に射水神あり、延喜式に郡書に

而陰見射水之鄕、纒緜結深海之村、（深海不詳）

とあるもの之を證すに足る。元亨釋書に越州別駕射水元親と云人あり、神凰抄に越中國伊水御厨と云地あり、今井に詳にし難し。○伊彌頭又國名に呼ぶ、國造本紀に

（伊勢領國）

伊勢領國と、上賀茂社朝御廚、宗我臣同所、射内足羽丘、大河足居宅等」とあり、此に國とあるものは今の越中六郡を指したる總名とおもはる

（中郡）

近古の方俗に、高岡より東方鎮守山の邊（大略射水婦負上新川中新川の四郡）を中郡と云ひ、國の中心とは稱したり。固より俗稱なれば、方域確定せず、正保國圖には射水を除き、中郡を以て之に代へたり、寛文中中郡を改め射水郡と爲す

（鳴戸野地）

東大寺文書、天平寶字三年、越中國射水郡鳴戸（ナルトヤチ）野地、伍拾町餘の墾田位置圖あり、鳴戸野地今其地を知らず。

布師（フシ）郷（ヌノシ）

和名抄、射水郡布師郷、訓奴乃之。○此郷は古府（コフ）即伏木町にあたり、不之と訓むべきに似たり、然るに原註奴乃之とあるは疑ふべし（姓氏錄、布師首ありて武内宿禰の後とす、河内國にも布忍（ヌメ）てふ地名存す）奴乃之を古訓とし、後世奴乃之に誤りたるにや、不之を古訓とし、後世奴乃之に誤りたるにや、判別し難し、大略此郷は今の伏木町并に二上村、守山村にあたる、二上山の下小矢部（チヤベ）川庄川の北岸とす。

（國府城址）

古府（コフ）

今伏木町の大字に殘る、國郡考云、越中國府（コフ）射水郡布師郷に在り、和名抄、國府在射水郡、行程上十八日、下八日、延喜式、越中上中國、管四郡、

三州志云、二上庄古府城は、今勝興寺の地なり、盛衰記に壽永二年五月、木曾義仲は越後國府を立て、越中へ入り、六動寺（ロクドウジ）（今六渡寺に作る）の國府に抵るとあり、義經記に文治三年如意城如意渡と云ふことあり、其文脉を考るに、如意城は此國府城、如意渡は六動寺渡とも見えたり、如意の名今に之を聞かず、二上庄に守護町の名存する者は即其頃の守護の武士の居れる地名なるべし、又貞治元年、越中國人は守護斯波高經の代官鹿草出羽に背き、信州の桃井直常を引て、越中の府中を攻めしむと云こと、太平記評判に記せり、今猶府中村あり、考ふべし、又永正の初め上杉房能國府に在て國政を執ること、鎌倉九代記等に見ゆ、然れば此等の時猶國府たる事明了也、天正の初めに神保氏春據りしにや、天正六年氏春此城に在りて、十二年より勝興寺を建つること、同寺記に見ゆ、濠塁猶存す。○按に、恒性法親王は後醍醐帝の第六子、大覺寺に入室ありしに、元弘三年十月、北條高時が爲めに越中國に移されたまひ、守護人名越兵庫助貞持に殺害せられ玉ふ、世に越中宮と稱す（皇胤紹運錄、門跡傳、太平記、南山巡狩錄）この越中宮の遺跡は國府にやあらんか、尋ね問ふべき一件とすれど、世に其聞にもなし。

國分（コクブ）

今伏木町の大字にして、古府一宮の北なる海濱とす、氷見郡澁谷濱に連る。○延喜式、越中國國分寺料三萬束、京法華寺料二萬五千束、文殊會料二千束。

人類學會雜志云、伏木港に接近したる南方の一小丘を大館と云ふ、大伴家持の居跡なりと云ひ傳ふ、丘上に二三十間四方にして、周圍に堤を築きたる場所四ッあり、悉く畑地となれり、祝部土器の破片夥多散亂せり、中には貝塚土器を混交す。

伏木（フシキ）

今伏木町と云ふ、人口七千、富山灣の西南隅にあたり、庄川の河口左岸に居る。本州に於て良港と稱し、敦賀新潟等と相並び、北陸の大埠頭とす。富山へ六里、高岡水路二里鐵道四哩

伏木は布師（フシキ）城にて、布師郷なる城柵の謂にや、往昔は國府此に在り一州の都會たり、府廢亡の後荒涼の濱なりしが、近年汽船定期の出入を爲し、面目一新す、庄川（此に六渡寺渡と云ふ）に架橋し、東岸放生津（新湊町と云ふ）に通ず。

水路志云、射水川口の西方濱に伏木町あり、二上山（九〇〇呎）の東麓なり、該町の海濱を距る五鏈乃至八鏈の間は、便宜の地となすが如くし、其水深四尋乃至七尋、底泥にして、投錨に適し、但[illegible]を西及南より[illegible]むの地に投錨す可らず、何となれば此[illegible]俄然荒沒する所あるが故なり、和船又は小汽船[illegible]船は、川口（ダ）の内部西側を繫留の地とす、此の地は[illegible]風、即地風の時に適す、若し北方より強風[illegible]は、速に七尾近傍に避けざるべからず、（伏木港、今は[illegible]別輸出港に定めらる、近年伏木放生津の兩[illegible]て、新湊（シミナト）とも云ふ

（伏木港）

一宮（イチノミヤ）

今伏木町の大字とす、其一宮山に式内氣多（ケタ）神社あり、諸社根元記諸神記に、延喜八年越中氣多大明神官幣に預るとある即此也、越前國一宮氣多神を移し祭れるならん、朝野群載にも、承曆四年越中氣多神見ゆ。

勝興寺（ショウコウ）

眞宗西派の名刹にして、伏木町大字古府に在り、其寺域は即國府城址也、天正十二年中興。

三州志云、勝興寺、初め文明四年僧蓮如北國に來り、礪波郡蟹谷庄の土山と、新川郡動清水邑との二所に堂宇を構へ說法す、其比蓮如の二男、[illegible]を此堂に暫く置て住持とす、其後四男蓮誓住職の時、寺を同國安養寺村に轉ず、其六世顯家、七世顯幸の時、亂世に遇て安養寺村を立退なれ、所々に居をなす、其後佐々成政に乞ふて守山の荒今の古國府の地を得、寺宇を再興す、即勝興寺是れなり、越中西派の總錄、子院今四百あり、按するに顯家は細川晴元の猶子なり、顯幸は朝倉義景の猶子なり、長享の門徒一揆の時、礪波半郡を略して、本願寺の領とするも、其故ある事とす。○地志提要に新湊勝興寺は僧信念開基、承久三年創建、初め越後蒲原郡鳥屋野に在り、後今地に移すと載す、不審、蓋此寺は近世其開基を僞り、越後國鳥屋野云々と說し、又佐渡院の皇子にさへ假托するに至る、甚しと謂ふべし。三州志に其起立を探ること已に明了とす、詐冒假寄をつとむるも何の益する所ある。

勝興寺は天正の初まで礪波郡今石動(イマイスルギ)邊に在りしが、天正九年、石黑左近(木船城主)に燒亡せられ、一時中絶す。天正十二年の冬、神保安藝(守山城主にして、當時佐々氏の麾下たり)新地を寄進して、佐廉(顯幸、蓮如の五世孫)に附す、翌年豐太閤の佐々氏を擊つや、佐廉嚮導を爲す。十六年國主前田孫四郎(利勝)より縄打百俵の地を寄進し、寛永中に至り、加増して二百石の地を給す。寶曆中國主宗辰の舍弟入院法暢と云ふ、明和六年、法暢還俗退院して本宗を嗣ぎ治脩と云ひ、卽國主たり、歲毎五百俵を給與して舊誼に報す。爾後前田家并に本願寺より子女を入院せしめ、繁榮昔時に倍し、北陸七國惣坊主法頭の稱虛からず。(礪波郡上山を参看)

「府分寄附ケ進候事、
當御寺内諸役免許事、附、於其儀申懸事於在之、嚴重可申附事、自御坊御用附方舟於有通路者、舟役之儀自此方手判可遣候事、公用無沙汰之百姓等爲一御寺内江引入候者、可及其届候間、早速可被掃、若理不盡譴責於入置者、彼相留可有注進候、速可申附候事、不依貴賤其身は有在所、就中買以下、御寺内別家可被立置輩は、彼寺中不可勘在之者、雖有之旨申付候共、於御寺内相立家者、不可及其尋候事、不論申て、依爲過犯人、可加其成敗之處、御寺内江於令入族者、爲御寺内彼を可有追放事、自在家請之諸役舟負、馬者又た錢、人者壹錢宛たるべき事、附孝當坊主衆并御寺内者には一四宥免事、
右條々聊不可有相違者也、依如件、
天正十二年十二月　日
神保安藝守氏張 判」

「尊札拜見、忝次第候、仍寄進申候於府地之內、何と哉内理申者有之由承候、既田畠一圓に寄進仕候上者、何之者雖爲知行分、府之内於在之は、毛頭不可有相違候、一宮分之義、替地を渡可申分に相定候間、努不可有異儀候、此旨一宮衆徒中へも申附候、(中畧)
三月十五日　氏張 判
下間右衞門尉」

二上山(フタカミ)

伏木の西一里、高三百米突に滿たざる一峰なり、形狀秀麗、その西方四五里に山嶺連亘し、寶達山に至る。

二上のをてもこのもに網さして吾待つ鷹を夢につげつも、(萬葉)ぬばたまの夜はふけぬらし玉くしげ敷多我美夜麻に月傾きぬ、(同上)

隨路記云、今二上といふはいと低き山なり、萬葉集に「伊美都かは、いゆき廻れる、玉くしげ、布多我美山は、春花の、咲けるさかりに、秋の葉の、匂へる時に、立出てゝ、ふりさけみれば、かんがらや、そこばたふとき、山がらや、みかほしからん、すめ神の、すそみの山の、澁谷の崎のありそに」云々、又「澁谷の、二神山に鷲ぞこむとふ」などあるをもて考ふるに、言葉の勢ひしか低き山ともおもはれず、また集中に二上山賦、立山賦とならびたるによりても、さばかりに小き山の如くはみねず、もしくは後の世に所をたがへて、傳へたるにはあらぬにやとおもへど、正しく「澁谷のさきのありそ」といへるが、今もあるよし。

二上神社(フタカミ) 今國幣中社に班し、高岡城址へ移さる、射水神社也。寶龜十一年、二上神授位(續紀、三代實錄にも昇叙の事見ゆ)延喜式、射水神社名神大と注す。○神祇志料云、二上神は蓋伊彌頭國造の祖建內足尼命を祭る(參酌國造本紀、三代實錄)其祠官古へ彌宜祝を置れき。〔文德實錄〕明治八年高岡へ移祀せらる。

(二上) 三州志云、二上庄とは今本庄東條西條に分ち、西條二十村は伏木二上守山の邊なり、本庄は其東にて。高岡放生津牧野の邊六十七村にわたる、東條は尙東にて三十村、櫛田水戶田の邊とす。○今二上山の下を特に二上村と云ふ、大字二上存れり、高岡市の正北にして、小矢部川を隔つ。

守護(シュゴ) 今二上村の大字伏に守護町と云ふ、此は鎌倉室町などにて、諸國守護を配置したる時、其將吏の居れる地にや、古府を參考すべし。

三州志云、鎌倉北條氏の一族、名越遠江守時有、元弘の頃に當國守護として在國したりしが、正慶二年五月、官軍蜂起、時有二塚に自殺す、足利尊氏因て普門利淸を守護とす、時に中院少將定淸、能登越中の國司として下向、建武二年、足利叛く、其兵定淸を擊ち、定淸石動山に戰死す、又此年名越太郎時兼(時有の男なり、三備寶錄には相模太郎時兼とあり)越中に起るにより、桃井播磨守直常之を伐つ、南朝卽直常に越中國を賜ふて守護とす(又此年越中の國司六條正顯と云ふあり)曆應元年、利淸越後官軍を境浦に防かんとして、松倉城に保む、觀應元年、直常足利直義と謀を合せ京師を攻取らんとす、足利尾張守高經之を防ぐ、已にして足利氏は高經の子義將をして直常を討たしむ、直常敗れて松倉城に保む、義將勝に乘して國州を略す、因て義將の功勞を賞して越中の守護となす、義將越中に在ること九年と云ふ、應安三年、越中國の守護義經あり、康曆二年、畠山基國管領に任せられ、越中に恩補あるより、其子右衞門督滿家、其子尾張守持國、其子尾張守政長代々越中を領す、又此頃、畠山修理大夫義統能登越中を兼領する事あり、明應二年政長死するの後、上杉顯定越後の兵を以て越中を略し、弟民部大輔房能越中の守護に補す。

守山(モリヤマ)

今守山村と云ふ、二上の西に接し、西礪波郡國吉村に堺す、大字海老坂(エビサカ)に式內射水郡物部(モノベ)神社存ず、

(海老坂) 守山城址は二上山の西にして、海老坂に屬す。三州志云、森山又守山に作る、守山城は海老坂城とも云ふ、應安四年七月、桃井直常石動山の衆徒と黨を結び、

(森山城址)

斯波の將の木城守山を攻む、康暦二年の比、桃井の將寺崎備中守此に據る、天正四年七月、上杉氏守山を圍み、城主神保安藝守氏春（富山義則の兄にして、天正元年織田信長の妹を之に嫁娶す）其子清十郎と走り守山に在り（九年、上杉勢小井手城を攻めし比、佐々成政は守山城に在りし由、北國太平記に見ゆ）十二年佐々の兵を舉げし時、氏春父子此城を守り佐々に應ず、十三年佐々神保敗亡、從つて廢城。

森山記云、天正十三年六月廿四日、森山に有之、神保安藝守五千騎を引ぐし、氷見にて相働候處を、青城に加州より被入置し前田宗兵衛、民屋を燒せしとかゝへけるも、はや取つき切合突合、おめきさけんで敵味方入亂戰しける、森山勢多勢なれば、青勢つきたてられ引色になる處に、村井又兵衛折節青へ來合せ、三百餘騎をまつ先に備、馬印をふり横鑓に懸りければ、一さゝへもさゝへず、崩れしを、中坂と云處まで二里の間、追討に打捕に、五百餘騎討捕

横田（ヨコタ）

今横田村と云ふ、高岡市の西部なり、横田に接し波岡、北島等今合同して西條（サイデウ）村と云ふ、二上西條の中なりければならん、西南は西礪波郡五位庄に至る。

高岡（タカヲカ）

今市制を布く、人口三萬二千、小矢部射水二水の中間なる平野を占め、西越中の首邑なり、富山に抗衡して本州の南部市とす。鐵道金澤を去る二十五哩、富山を去る十一哩、又城端に至る支線あり、伏木港へは小矢部川二里、舟楫の便あり。

高岡は古關野（セキノ）とも云ひ、慶長年中、國主前田利長家を嫡子に讓り、此に移り城を築きて居る、士民因りて來集、後廢城すと雖、猶工商散せず、西越中の大邑たり。銅器を名產とす、近年々額三十萬圓に達すと云ふ、漆器も亦觀るべし、年額十萬圓に庶幾しと。○貿易備考云、慶長十四年、前國主利長高岡城に移居、武器職工數十名之に從ふ、利長之を郭中に居へ、時に後藤氏安川某共に居住に名あり、子孫世々業を繼ぎ、其術を學ぶもの多し、而も當時製する處の物品、多くは刀劍の裝具、及び甲冑佛具等に止まるのみ、安永年間安川某研精兼備、是に於て銅鐵の鑲刻金銀の嵌鑲悉く一變す、高岡象嵌（ザウカン）の名初めて著る、職工隨て増加し、諸國に販賣輸出し、製造日に隆盛に赴き、銅器是より高岡の一大物產となれり、天保年間角羽某遍く各地の銅器を蒐集し、其時好と樣式とを研究し、尋いで問屋商起りて斯業を奨勵す、安政中外國貿易の初めに當り、角羽又横濱に赴き外國人の時好を察見し、頗改良を加ふ、時に横山某鑄刀の巧を極め、和漢の名畫を學び、或は古代の彫刻を以て模範となし、其製器の風趣を一變せり。日本工業史云、慶長中高岡城下に金屋町を置かれ、般若鄉西部村の鑄物師金森彌左衛門等七名をして、鑄鐵を爲さしむ、これ高岡鑄物の濫觴にして、安永年中銅器に彫刻を爲しゝより、銅器の製造大に起る、文政中金屋町二百戶、工場十二所あり、時に中島の佛具屋佛壇に備ふる諸道具を鑄造し、之より鑄工の業益盛大を致す。

高岡城址（タカヲカ）

市巷の東偏に在り、元和中廢城となれりと雖、前田氏尚之を破らざりしを以て、今に封湟依然たり、本丸には近年國幣中社射水（イミヅ）神を移祀す、又北郭を開きて公園と爲す。

(射水神社)

三州志云、高岡關野の城は、廢杞以後二百年に及ぶも、尚歴々として存す、他の故墟に異なり、櫻馬場あり、長さ凡三百間、兩邊數千の白櫻を植ゑ、今猶依然たり、中古治亂記に、永祿二年七月、謙信越中へ發向、高岡に旗を樹て、國士神保椎名等兵を率て對陣す、謙信其夜兵を八隊に分ち、前後左右より挾撃し、神保等大敗す、斬首三百、内七十六級を高岡に梟し越後國へ歸るとあり、慶長十四年三月、富山城罹災により、前田利長この關野に新城を築き、高岡と號し、大阪より[illegible]を以て殿閣を[illegible]り、十九年五月廿日利長茲に[illegible]、[illegible]同年[illegible]役には稻垣與右衛門なる[illegible]る、[illegible]の殿閣を撤去せられ、後廢城と爲る。）人[illegible]

高岡公園は舊城址にて、其邊をば俗に[illegible]と云ふ、茲に一個の隆起地あり、頂上側面等に狐狸の出入せしと覺しき小孔數多あり、是れ内部空虚なる事を示すものにして、疑ひもなく一個の古墳なりとす、土地の人は[illegible]と呼べり。

瑞龍寺（ズヰリユウ）

高岡市の南端なる關町に在り、曹洞宗、慶長十九年、前田利光創建、廣山開基、卽利光の父利長の寺なり。○三州志云、慶長十六年、大阪の秀頼君より織田左門を使介として、ひそかに瑞龍公に乞て曰く、若し大坂に事起らば公之を救ひ玉へと、公答て曰く吾病を抱くを以て出で難し、兵を出さんと欲するも既に退老致仕の身なれば、手兵幾くもなし、吾兒利光も關東の女婿たれば、渠が心底如何とも知るべからずと、十九年公病みて薨す、乃繁久（ハンキユウ）寺の側に葬り奉る、廣山和尚改號して瑞龍と曰ふ、卽公謚に因る。

塞口鄉（セキグチ）

和名抄、射水郡塞口鄉。○今詳ならず、三州志には高岡舊名關野（セキノ）とも云へば、そこかと述ぶ、此說に據れば小矢部射水二水の間なる下關、横田、佐野、二塚等の諸村にあたるごとし。

(關野)

二塚（フタツカ）

高岡市の南一里半、（其間に下關佐野の二村あり）射水川の西岸にして、礪波郡戶出村に堺す、今二塚村と云ふ。

太平記に、元弘三年五月、越中の守護名越遠江守時有以下二塚に陣を取り、放生津の敵と對し、終に最後の最期を遂けたる事を錄す、二塚蓋此、なほ放生津の條を參考すべし。

大野（能町） 高岡市の東北、射水川の邊の總名にて、今の野村、能町村の地なるべし、放生津伏木まで相連亘す。

萬葉に大野路をよみ、越中舊事記に、高岡の邊、北の方放生津濱までの廣野をいへる、即此とす。

大野路は繁道の森徑しげくとも君しかよはば路は廣けん、〔萬葉〕

野村と云ひ、能町と云ふ、皆大野の野と同語より出てしにやとおもはる。

射水川（庄川） 又庄川と云ふ、西越中の巨流にして、古名雄神川とも云へり。源を飛驒國に發し、白川と云ふ、白山の陰に出つる者とす。北流東礪波郡に入り、利賀川を併せ、雄神山に至り、下游と爲り、般若野を貫き、本郡に入り、能町に於て小矢部川を併せ、一里にして伏木放生津の間に注海す。州界五箇谷より七里にして雄神村に至り、以下左右に溝渠を通し、幾多の灌漑に供ふ、下游凡九里。○治水汎論云、越中は飛信萬山の間より多量の水を流出せしめ、三四の大河并行するを以て、戰國時代以前は觀るに勝へざる不毛にりくならむ、然るに前田氏受封以來非常に精を入れ、其治水法の如きも、大に考るに足るものあり、終に一國百萬石に垂んたる沃土に變じ、庄川の流域礪波射水の二郡にて、無慮五六十萬石の良田を有し、高岡市伏木港の如きは、北陸屈指の繁昌を招くに至れり。

朝床にきけばはるけし射水河あさ漕ぎしつつ歌ふ舟人、〔萬葉〕

（伊美豆川） この他萬葉の長歌に「伊美豆河泊美奈刀のすどり」「伊美豆川きよき河内に」「射水河雪消溢りて」など見ゆ

越後守にてくだり侍りしに、射水と云所を渡りて、上つ方所にとゞまりたるに、松虫の鳴しかば、

我ならぬ人はこしぢと思へども誰がためにか松蟲のなく、〔補遺仲集〕

淺井（弘上） 今淺井村と云ふ、二塚の東、射水川の東岸とす、近世まで二上庄の外に立ちて、淺井郷と稱したる地なり。建武三年勸修寺々領目錄に、越中國淺井弘上とあるを見れば、彼寺領たりし舊慣にて、二上庄の外に置かれしなり、弘上と云ふも大字にのこれり。

櫛田郷（串田） 和名抄、射水郡櫛田郷、訓久之多。○今櫛田、淺井、金山、水戸田、橋下條の數村なるべし、南は礪波郡、東は婦負郡に至り、北は三島郷とす。式内櫛田神社は櫛田村大字串田に存す、三代實錄、貞觀十八年授位の神とす、盖奇稻田媛を祭る、〔神祇志料〕然れども櫛田の地名によりて社神を定めしにや、又神名を本として地名を立てしにや詳にせず、尚考ふべし。

東條（水戸田） 舊保名にて、二上東條保と云ふ、今の櫛田水戸田井に二口、大門、大島の諸村にあたる。又金山（青井谷）橋下條は別に保内と云へるは、東條の別保にや、此東條の稱は東鑑に載せ、延應元年殿下御領、東福寺の封邑たる由見ゆ。

三島郷（三島野） 和名抄、射水郷三島郷、訓美之萬。○今大門町、二口村、大島村、小杉町等なるべし、櫛田郷の北とす。

美之萬野に霞たな引きしかすがに昨日も今日も雪はふりつつ。矢形尾の鷹を手にすゑ美之麻野に狩らぬ日まねくつきそひにける。〔萬葉〕

三島野とは、その昔放生津潟の北岸なる藪澤にして、放鷹によろしかりし地なるを想ふべし、三州志に、二口村に今も三島野と口碑に說く所ありと述ぶ。

大門 今大門町、人口二千、高岡の東一里、射水川（此に大門川とも唱ふ）の兩岸に跨る小驛舍なり。

鳥取 今大島村の大字とす、古の鳥取部の居邑なりしにや、古事記傳に、山邊大鶴が鵠の鳥を追ふて高志國に至り、和那美の水門に網張りて、其鳥を取りたる條に注し、越中國射水郡にクグノ水門と云地ありて、其邊に鳥取村と云もあり云々とある即此也 按に此鳥取の地たる、萬葉に詠せる三島野に相當し、其北作道村片口村に久々の湊、久々の江と云ふがありて、放生津潟の西邊とす、地形契合す。但し和名抄本國鳥取郷を載すれど、新川郡にて、同名異地とす。

小杉 今小杉町と云ふ、人口四千五百、高岡富山の間なる鐵道車驛なり、天保中より陶窯あり、專茶器を造る。

（大袋） 小杉より北、作道、片口、堀岡の諸村は近世大袋庄と稱したり、三島郷より分れたる庄田なりやともおもはるれど、徴證なし、放生津潟の畔とす。

川口郷 和名抄、射水郡川口郷。○今塚原村、牧野村并に放生津（新湊町）等なり、三島郷の北にして、射水川の東岸、海濱に至る。東鑑に延應元年、越中國東條、河口、曾禰、八代等の保は東福寺領たる由見ゆ、

（曾根） 河口保も此郷中の一保たり、今塚原村に川口の大字のこる、又新湊町并に牧野村に曾根の大字のこる。

塚原（牛村） 今松木川口等を併す、近世この邊を特に牛村庄と云ひ、二上庄の外に立ちたり 康正二年造内引付に「五百文、武田下條殿、越中國塚原保段錢」と見ゆるもこゝとす。

放生津（新湊） 今新湊町と改稱す、人口一萬六千、射水川の河口、右岸の砂濱に居り、其東には放生津潟あり。

放生津は伏木と一水を隔つと雖、其港灣を同くするを以て、近世は兩地を併せ看て新湊とは云へり。此地は蓋延喜式の日理湊にして、中世には六渡寺と稱したり、又放生津と云ふ、近世再興して新湊と云ふも、由來する所遠し、人民海運業に勉め、富厚の名あり。

日理（ワタリ）　延喜式の驛名にて、又郷名とす、兵部式に亘理磐瀨水橋と次第するは、布師の國府より越後へ赴く通路と知られ、日を旦に誤ること、古書にも往々之あり、又主税式に「諸國運漕功賃、自越中亘理湊、漕越前敦賀津、船賃石別二束二把、挾杪七十束、水手卅束、自敦賀津、運鹽津、自鹽津漕大津、自大津運京」と載す。然るに婦負郡にも日理郷の地名あるにより、諸書此驛をも彼郷に混亂し、三州志の如きも日理驛は四湖岩瀬の邊ならんと論ず、今採らず。

按に放生津とは此湊中古八幡宮領と爲り、其放生會を行はれしにより其名起る。六渡寺とは渡航に因み、又六道の成語に緣りて、僧院の名に命じ、地名にも轉したる也。今も新湊町の西偏伏木に對する岸邊を六渡寺と稱す、北國歴覽記に六動寺の國府と云ふは、伏木の古府を指す。今太平記に六道寺川と云ふは、即射水川なり。○三州志云、放生津は古へ謂はゆる奈呉の浦なり、萬葉に見ゆ、八雲御抄に法性寺奈呉江とある、法性寺は放生津の過聽なるべし、放生津八幡社記には、嘉暦三年より放生津と奈呉浦を改名すと、正慶二年、越中守護名越時有起るとき、能越爲合の兵放生津へ引退くと太平記にあれば、此時既に此地に堡障有し成べし、天文十四年四月、長尾爲景此城を屠る、此時不意にも、德大寺大納言實通此城に在て殺害せらる、永祿六年八月、謙信松倉小出兩城を攻め、放生津へ出張の事、北越太平記に見ゆ、天正二年八月二日より九月十一日まで謙信能州を攻め、夫より放生津へ來陣の事、武邊夜話と云書にみゆ。

太平記云、越中の守護名越遠江守時有、舍弟修理亮有公、甥の兵庫助貞持三人は、出羽越後の宮方北陸道を經て京都へ責め上るべしと聞えしかば、道にて是を支えんとて、越中の二塚（フタツカ）といふ所に陣を取りて、近國の勢どもをぞ相催しける、かゝる處に六波羅已に責め落されて後、東國にも軍起りて已に鎌倉へ寄せけるなんど、様々に聞えければ、催促に順ひて只今まで馳集る能登越中の兵ども、放生津に引き退きて、却りて守護の陣へ押し寄せんとぞ企てける、元弘三年五月十七日の午の刻に、敵既に一萬餘騎にて寄すると聞えしかば、女性幼き人々をば船に乘せて、澳に沈めよとて、遙の澳に漕ぎ出す、うらめしの追風や、しばしも止まで行く人を、波路遙に吹き送る、情なの引鹽や、立ちも返らで漕ぐ船を、浦より外に誘ふらん、水手檝をかいて、船を浪間に差し留めたれば、一人の女房は二人の子を左右の脇に抱き、二人の女房は手に手を取り組みて、同じく身をぞ投たりける、紅の衣緋の袴暫く浪に漂ひしは、吉野立田の河水に、落花紅葉の散亂たる如くに見えたるが、寄せ來る浪に紛れて、次第に沈むを見はてゝ後、城に殘り留りたる人々、上下七十九人同時に腹を掻き切りて、兵火の底にぞ燒け死にける、亡魂囚執尚も此地に留りて、夫婦執着の妄念を遺しけるにや、近比越後より上る船人、此浦を過ぎけるに、俄に風向ひ波荒かりける間、碇を下して澳に船を留めたるに、夜更け浪靜りて、松濤の風蘆花の月、旅泊の體萬心すごき折節、まのあたり不思議を見るとあり、云々。○北越軍記云、天文七年、越中國退治の事をば、屋形上杉定實へ申上候て、越後より長尾爲景と宇佐美定行と兩大將にて攻入、定行は松倉城を乘取、爲景はそれより與放生津城へ取掛候、其頃京都大亂に付、德大寺大納言實規は畠山尙慶の娘の子にて、畠山稙長の甥なる故に、稙長の分國越中へ除來り、放生津に籠り給ふ、爲景取掛攻落し、大納言を始公卿九人討取、近邊を打平げ候、永祿六年、謙信松倉小出城を攻取、放生津表へ働き、神保長衙椎名泰種江波三河守と一戰、江波一類十六人討取らる、云々。

奈呉（ナゴ）　放生津、日理驛の別名にして、專ら海濱の方を云へるに似たり、奈呉の海と云ふは、放生津の海の名なるべし、然らば射水河の方をば專ら日理六渡寺と云ひ、東の方をば奈呉放生寺と稱したる歟。

奈呉の安麻の釣する舟は今こそは舟棚打てあへてこぎ來ぬ、原註曰、右大目秦忌寸八千島之館宴歌、館之客屋、居望蒼海、仍作也（萬葉以下同）東風いたく吹くらし奈呉の安麻の釣する小舟こぎかくる見ゆ　大目俾、伴守大伴宿禰家持。奈呉の海の沖つ白波しくしくに思ほえむかも立別れなば。奈呉の海にしほの早干ばあさりしに出でむと田鶴は今ぞ鳴くなる。浪立てば奈呉の浦廻に寄る貝のまなきこひにぞ年は經にける。

三州志云、續通鑑曰、暦應三年冬十月、宗良親王自駿河、至信濃、四年、潜至越中國、寓石黑家、到處詠歌、以遣懐、云々、此石黑は太郎光弘の裔、福光に住す、閑田耕筆に越中名子（ナゴ）浦は今の放生津なり、濱家三千餘あり、其東北の一町を名子町と呼ぶ、昔は此邊より牧野（マキノ）と云邊かけて名子浦なるべし、牧野の東岡寺は將軍中務卿宗良親王三年許居住し玉ふと云、因て越中宮とも稱す、其作歌に「今は又問ひくる人も名子の浦に鹽なれてすむ蜑と知らなん」と即親王の李花集に見ゆ、又「故郷の人にみせばや立山の千年ふるてふ雪の曙」と云ふ歌、其所の口碑に傳へて、牧野の北の口に少し高き地を雪見岡と云ふ、云々、再按するに、興國六年より正平四年まで、越中に假居し玉ふこと六箇年なり、又家集を按するに「有磯海の浦吹風もよはれかし云ひしまゝなる浪の音かは」と云ふ親王の歌あり、是其頃世上の形勢を嘆かせ玉へるさまなり。○遠江國風土記傳云、宗良親王興國三年信濃國を立ち、越中國へ趣給ひ、名古浦の石黑越前守重之が館へ入らせ給ふ、六年信州へ移り玉ふ、されば李花集曰、興國三年、越中國名古浦に作侍し頃都へゆく人の便宜に、

(六渡寺)

(放生津城址)

(奈呉海)

(牧野)

(名子浦)

やよひの頃にて、爲定卿のもとへ申遣し侍る、

いたつらに行ては歸る雁はあれど都の人のことつてはなし、

正平廿五年、親王は再び越中へ赴き、文中二年の春、又越中より信濃へ移らせ給ひぬ。

放生津潟（奈呉江）

新湊町の東に接し、東西一里、南北十町許の淡水湖なり、北は狭少なる沙丘によりて、海水を隔離し、流水は西方に決潰し、放生津の市街を貫き、海に通す。此潟能登の羽咋、加賀の河北などゝ一様の形状を成し、往昔は鹹水なりけん、萬葉に詠する奈呉の江即是也。

美奈刀かぜ寒く吹くらし奈呉の江に妻喚換し田鶴さはになく、（萬葉）

作道

今作道村と云ふ、放生津潟の南にして、片口（潟の口の義歟）村と連接す、舊大袋庄に屬し、作道に、式内道神社あり、（神祇志料）舊越國造道君等の祖神なり。（加賀國味知郷を參看すべし）

久々江（片口）

作道の大字に久々湊あり、片口の大字に久々江あり、久々比は古言鵠の鳥にして、和名抄に、漢語抄鵠古布と云ひ新撰字鏡に古比と云ふ、今の白鳥是也。古事記玉垣宮段に、高志國和那之水門に鵠を捕りたることを見ゆ、今正しく其故跡を論斷し難きも、かゝる例のありけるによりて、久々比の地名は出でたる也、三島野鳥取の條を參考すへし。

堀岡

今堀岡村と云ふ、放生津潟の東北なる海濱に位置す、神祇志料云、式内草岡神社は、堀岡村の古明神に在り。

堀岡の東を海老江、七美の二村とす、其東なる打出下村は元婦負郡の域内とす、此邊郡郷の堺域移動ありしにや、今分明にし難し。

練合（海老江）

今海老江村の大字とす、道興准后回國雜記に見ゆ、其路程を考るに、能州鹿島郡より氷見に出てゝ練合に來る、其間に流森の詠あれど、其地詳ならず。

かくて越中國に至る、ながれの森といふ所にて、

年なかば流の森に立よれば老の涙も其名なりけり、

ねりあひのいへる里に、野人ども物語しけるを見て、

ある同行にざれごと歌を、

足弱き老の力に伴なひて翁も此にねりあひの里。

老田

今老田村と云ふ、小杉驛の東とす、凡老田、黒河、大江より其北七美海老江までを、近世は倉垣庄と稱したり。此庄は婦負郡を本據とし、此まで及ほしゝなり、和名抄郡郷の係屬を詳にせず、大桑郷にや。

伴□郷

和名抄、射水郡伴郷。（伴の下一字を脱す、伴部などにて、伴の義と差異なきものにや、其地域又明白ならず。作道、堀岡、片口など郷名の配當を缺く、此邊に探求すべし。

大桑郷

和名抄、高山寺本、婦負郡大桑郷。（刊本作大乗）（今本郡に入り大江村蓋大桑の遺稱なり、されば老田村黒河村などへも渉るべし、後世倉垣庄へ籠められ、郷名亡ぶ。

白城（大江）

延喜式に見ゆる驛名にして、曰理（放生津）と磐瀬（新川郡）の間なれば、大江の邊なること推知すへし、（もしくは海老江の邊にや）且此白城驛は婦負郡に屬せること、同書婦負郡傳馬五疋とあるにて、正しく其郡内たりしを知る。

礪波郡

礪波郡

明治二十九年、東西の二郡に分つ、射水郡の南、庄川の水域にして、飛騨國に至る。西は倶利伽羅の連嶺を以て加州と限り、東は婦負郡と丘陵を以て相分つ、飛騨堺は人形山、金剛堂山の諸峯峙ち、險阻おのづから相限る。

（利波）礪波は和名抄止奈美と註す、後人或は砺並戸波に作る、名義不詳、山名を本とする歟。（古事記「黒田宮(孝元)段云「御子日子刺肩別命者、高志之利波臣之祖也」とこの利波は此地を領知したまへるより、利波臣の姓起るや明白也。然れども延喜式に利波神なく、姓氏録にも見えず、不審、後射水國に併せられしにや（續紀□□□の條に越中國人利波臣志留志てふ人あり）

（西礪波郡）（東礪波郡）近年東礪波（治所は井波）西礪波（治所に石動）に分たれしは、大略西北東南の二部に區分したるなれど、天成の境堺あるにあらず。（東礪波五町三十三村、人口九萬二千、西礪波五町三十八村、人口九萬五千。）

小矢部川

本郡太美谷の奥、大門山（加賀國岸川谷に跨がる）に發し、北流福光を過ぎ、今石動町の小矢部を過ぎ、山田川を併せ、又澁江川を併せ、東北に轉じ子撫川を容れ、終に射水郡に入り、能町に至り射水川に合ふ、長凡十八里。

小矢部川と射水川の間、福光井波以北高岡に至る地は、平野一望、田土はなはだ廣し、溝洫は多く射水川を堰入るるものとす、西越中の美觀なり。

八田郷

和名抄、礪波郡八田郷。（今石動町南北の地なるべし、石動に扇中てふ大字のこる、即八田中村の遺名とす。南は藪波、蟹谷を籠め、北は子撫、宮島までを其郷域とする歟。

坂本（坂又）

延喜式の驛名にして、加賀國より倶利伽羅を越に、坂本川合を經て越中府に達す、坂本は即坂下の義にして、八田郷の中たるべし、今石動町に坂又の大字あるは其訛にはあらずや。

今石動

今改めて石動町と云ふ、人口八千六百、鐵道[illegible]加州津幡を去る八哩、高岡へ二十一哩、西礪波の治所とす。石動山の北、櫻町の丘に今石動の城址あり　三州志云、今石動の名は、天正十年、能登國石動山の虚空藏尊を此地に移しゝに起ると云ふ、天正十三年、前田家此に築城せしめ、木舟城主前田秀繼の子利秀移り之を守る、文祿二年利秀卒して、嗣子なく、城廢す、永傳寺に秀繼父子の位牌あり。

(石動)

小矢部

石動驛の東傍にて、小矢部礦と云へる即此也、盛衰記に「一手は木曾三萬騎にては、小矢部川を打渡し埴生庄に陣を取、勢のかさを見せんとて、胡頽子原柳原に引陳す」また「平家は大勢と聞く、御方は無勢なり、彼礪波山を越して松永邊、柳原、小矢部河原へ打出なば、馳合の軍なるべし、馳合の戰は必勢の多寡によることなれば、ゆゆしき大事也」云々。

安樂寺

石動驛の西にして、倶利伽羅の新道にあたる、今南谷村に屬し、其大字とす。長門本平家に、北黒坂安樂寺と云ふ此也、盛衰記に「一手は宮崎向田を案内者にて、安樂寺を通り、金屋坂を打上り、北黒坂を引廻し、倶利伽羅の西の端葎原へ差遣す」云々。

陸路記云、今石動をたちて安樂寺より山道に入る、源平盛衰記に中山とあるはこゝならん、今は天田越といひて、里人らの通ふ小みちなりしを、猿が馬場のかたは險しければとて、こなたより御駕を過させ奉らんとて、二里廿丁ばかり、廣き道につくりなしたり。

(天田越)

埴生

今埴生村と云ふ、古書或は埴生に謬るは非也、石動驛の西南に接し、舊の栗殼越の坂路之に係る。

(般若野參考)

平家物語云、木曾勢一手は砥波山のすそ松長の柳原、茱萸木林に引隱し、兼平は鷲峠(一本鷲島とあるを是とす)を打渡り、日宮林に陣を取、木曾我身は小矢部の渡して羽丹生に陣を取、云々　○三州志云、松長郷今十一村あり、此名は盛衰記に出でたり、(長門本平家云、平家は砥波山の口、倶利伽羅が岳の麓に松山を後にして、北面に陣を取、木曾は黒坂の北の麓に、松長、柳原を後にして、南向に陣を取、兩陣の間僅に五六段隔てゝ、各楯をつき向へたり)今北蟹谷村に松永の大字遺る。

埴生八幡宮

埴生村に在り、盛衰記に新八幡と云ひ「黒坂の北の麓、埴生社八幡林より、松永柳原を後にして、坂口に南に向て陣を取る」○三州志云、木曾義仲埴生社へ、覺明に命じ願書を奉納せしむ、埴生八幡社藏に義仲の願書一通、幷に矢二鏃今猶存す、筆力精妙、全く贋制に非ず、誠に六百年前の遺美賞翫すべし、惜らくは古紙脆弱、損壞して卷舒に耐へず、此願書の文平家物語印行本の文と校合するに、所々大に違ひあり、又奉納神鏑の圖を盛長私記に載す、今此社藏の鏃形と異なり、此外此の社藏に武田信玄、遊佐新右衛門、佐々内藏助等の書あり、皆眞蹟にして疑なきものなり。

蓮沼

今埴生村の大字とす。三州志云、畠山家の宰臣遊佐新左衛門慶親、永正大永頃、蓮沼近郷を押領して、此城に據る、其後椎名肥前泰種これに據るを、天正四年三月、上杉謙信攻て、泰種之に死す、十三年二月、前田利家蓮沼を燔き佐々成政の兵敗走す。

末森記云、天正十三年、山々の雪も消、二月十八日になりければ、利家卿仰せられ、越中蓮の間と申て、安江と今石動の間に、足輕よき寺あり、是を燒立候はゞ、敵のよはりなりとて、村井又兵衛に命じ、蓮の間近邊彼大寺一度に燒立、あたるを幸に男女のきらひなく、三百計切捨にする處に、如案木船伊奈美近邊の城々より、ひしと付たりければ、其侭つき崩し、究竟の兵共十三首を討取、咄時を撞と上げて引返す。○按に會津塔寺八幡宮長帳に、

永正三年丙寅、越後の[illegible]越中へ[illegible]、九月二十二日

とあるは此地の事なるが、[illegible]人にや、[illegible]尾[illegible]を擧げて國人[illegible]おそはるれは、為景の對敵にて、其一門なるべし。

礪波山

本郡の西界にして、賀州河北石川の二郡數里にわたる、山脈の平坦する處にあたる、即山陰にして北陸道の大路に之に係る、名づけて倶利伽羅峠、黒坂と云ふ。○礪波とは古言鳥網の義なるべし、峰越の鳥を網張りおきて捕る事あり、トナこの語は古書にも見ゆ。

(黒坂)

冠辭考云、萬葉十八「やきたちを刀奈美の關に」云々、これは大刀を砥につゝけたり、越中の礪波山に北陸道より京へ行きかふ故、其關もありしなるべし。○礪波山萬葉に利波山に作り、盛衰記觸鮪山、平家物語砥波山に作る、其合戰の事は加賀の倶利伽羅の條に參考すべし、往昔の礪波の山道は埴生八幡より西南石坂に至り、西に轉ちて猿馬場を踰えしとぞ、猿馬場は

盛衰記平家は倶利伽羅が峠、猿馬場塔の橋より始めて黒坂口まで下り、北に向て陣を取(一所には猿馬場に作る)

とあり、長門本平家に中黒坂、彌勒山と云ふも此山道の山名なるべし、卯北山の下に安居寺と云ふ彌勒堂ありて、又當年の陣所跡を傳ふ、地形猶考ふべし。

(礪波山)　(猿馬場)

くぬがちの記云、礪波山に關の清水とて、となみの關のなごりをとゞめし岩井あり、大伴家持の「やきたちを刀奈美のせきにあすよりは守部やりそへ君をとゞめむ」とよまれたるが、萬葉集にみえて、關の清水といへるは後の世に事好める人の、逢坂のにならひて名付しなるべし、此あたりに卯花山といふもありて、萬葉にみえた

(刀奈美舊址)

り。

按に盛衰記「平家は倶利伽羅が峰を押越て、坂を下に東へ歩せつゝ、遥に東を見渡せば、日宮林に白旗四五十流打立たり」、とあるをば長門本平語「礪波山の東の麓なる、大宮林の高木の末に、白旗一流ひたてたり」と綴りたり、この日宮又は大宮は埴生八幡に同じかるべし、又承久軍物語には、

加賀と越中との堺にとなみ山と云ふ山あり、ふもとに黒坂しほとて二の道あり、云々、

然れどもしほは越中と能登の堺にて、此にはあらず。

蟹谷（カンタニ）

（澁江）

今南蟹谷、北蟹谷、東蟹谷の三村に分つ、埴生の南にして澁江（シブエ）川の谷とす、谷の長三里許、（澁江は東蟹谷の大字とす）其水は小矢部に至り小矢部川に入る、盛衰記、礪波山合戰の條に、越中國住人蟹谷次郎と云ふ名見ゆ。

土山（ツチヤマ）

（高窪）

今高窪、人母などと併せ南蟹谷（ミナミカンタニ）村と云ふ、戰國の頃本願寺の別院を此山中に建つ、即今の伏木勝興寺の濫觴とぞ、該寺記に曰く、文明三年、本願寺八世蓮如、北國に下向し、加州河北郡二俣（土山の西二里）の本泉寺に至る、此寺は七世存如の弟宣祐の開ける御坊とす、蓮如二俣より土山に移り、新御坊を建て、二男蓮乘（兼鎭）を置き、本泉寺并に井波瑞泉寺を兼帶せしむ、同十一年、蓮乘の弟蓮誓（康兼）江沼郡山田村光教寺より移り、土山御坊勝興寺に住持す、明應三年高木場（今高窪（タカクボ））に移建す、永正元年、本願寺より本寺同格の印書を下す、永正十六年、安養寺村へ移る、（今藪波村の管内とす土山の北三里今石動驛の南に隣る）天文天正の間兵亂止まず、門徒爭戰數年、天正九年勝興寺焚滅せらる、後伏木湊國府に再興す。（永正元年の古簡に曰く、其地御坊、北國之本寺と御定、諸式御本寺と同格、一國與力に御付被成候、云々）

荊波（ヤブナミ）

（藪波）

今藪波村と云ふ、式内荊波神社此に存す、埴生の南にて、小矢部川の畔なり。

夜夫奈美の里に宿かり春雨にこもりつゝむと妹に告げつや、（萬葉）　家持

鷲島（ワシガシマ）

（和澤）

今和澤、茄子島等と合併し、松澤村と改む、藪波の東、石動の南とす、近世には和澤（ワサハ）郷と云へる地なり。

盛衰記に「一手は根井小彌太を大將として、蟹谷次郎を案内者に附られ、鷲島を打廻り、松永の西のはづれ小耳入を透て、鷲尾へ打上り、彌勒山を引廻す」、長門本平語に「南黒坂の搦手は樋近世千騎の勢にてさしつかはして、鷲島打渡て彌勒山へ上る」云々、一本に鷲瀬とあるは非也。

卯花山（ウノハナ）

（安居寺）

今藪波村の南の嶺を云ふ、其東麓を西野尻（ニシノジリ）村とし、彌勒山安居（アゴ）寺あり。されば平家物語に見ゆる彌勒（ミロク）山も此嶺と疑はるれど、陣地の形狀明了せず。（奥細道菅菰抄云、卯の花山はくりから山の續きにて、砥波山の東に見ゆ、源氏が峰とて、木曾義仲の陣所跡あり。

日かけさす卯の花山の小忌衣たれぬきかけて神まつりけん、（夫木）　小侍從

（彌勒山）

北陸巡杖記云、彌勒（ミロク）山安居寺、昔木曾義仲砥波山合戰の時、根井小彌太二千餘騎を卒して、この山に陣すと云へり、貞治年中、桃井播磨寺北國合戰のとき、此寺を放火すと、その古は七堂伽藍にして、二十四院ありしとかや、中興宗祐法師諸堂を造營す、又本堂の西南に一丘あり、これは人皇九十八代崇光天皇の御陵なるよし、古松などものふりさびしき御ことなり、龍燈の松は仁王門の正面にあり、往古より今に龍燈あらはるゝとかや、其二天像は古代奇特の作とぞ。

宮島（ミヤジマ）

舊保號にて、近世は宮島郷と云ひ、四十七村あり、今の石動町以北、子撫川の山谷を指す、俗に宮島谷と云ふ。

神祇志料云、式内比賣（ヒメ）神社、今宮島郷宮中村に在り、（中村は今の宮島村是なり）宮島の名も此社に因る、東鑑、延應元年宮島保あり。

（矢波）

宮島村大字矢波（ヤナミ）に單純性の鑛泉出づ、南谷の安樂寺にも同性の冷泉出づ、石動驛を去る一里許、近年湯戸を置き來浴の客を待つ。○南谷村は宮島南谷の謂にて、論田、坪野、嘉例谷等の大字あり、嘉例谷（カレイダニ）は加能越三國の交界點たる三國山の下にあたる。

子撫川（コナデ）

五位山村澤川を源とし、宮島谷を流れ、末は小矢部川へ入る、長六里、今其末流、横谷櫻町の邊を、子撫村と云ふ。

意悲郷（オヒ）

和名抄、礪波郡意悲郷。○今西五位（ニシゴヰ）村、（向田、加茂）五位山村などにあたるごとし、意悲を訛りて五位と云ひ、中世庄號に建てゝ、郷里の舊域を破壞したる也。

（五位）

意悲は伊勢國飯高郡に意悲神社ありて、後四五百（ヨイホ）と訛り、又宵（ヨヒ）と訛る、此なるはオヒを鼻音に濁り、ゴヰとはダミたる也。三州志に松永村（埴生の邊）に五位堂ありと云ふは不審、近世五位庄と云へるは、向田より東北に及ぼし、福岡町、立野、小勢、石堤、赤丸の諸村を指す。五位庄と云ふは向田の邊を本とす、向田の西なる山谷を特に五位山と云ふにあらずや。

（五位山）

○三州志云、五位庄今五十六村あり、義經記に義經黒坂口の麓を五位庄へかゝり、六道寺渡を踰えとあり、今松永村に五位堂ありて、義經此に一宿すと傳ふ、

（後位）

續通鑑に、應安四年桃井直常能登國人と後位（ゴヰ）庄に戰ふとあるも此とす、天正比の舊記には皆五位としるせり。

向田（ムカウダ）

今西五位村の大字なり、石動驛の東北一里半、盛衰記に越中國住人向田荒次郎とあるは此土人なりけん。向田の邊に炭酸泉出づ、温六十度を保つ。

川合郷

和名抄、礪波郡川合郷、訓加波安比。○今詳ならず、延喜式に坂本川合と次第する驛名あれば、石動と佐木の中間にして、五位庄の邊たるを知る。[illegible]の北、今の赤丸、石堤、國吉の三村にあたる歟、(三州志に、之を石堤村の川合田に擬引したるは、地形へ合せず)

赤丸（アカマル）

今赤丸村と云ふ。三州志云、赤丸は五位庄に属す、土人相傳ふ、養老元年、[illegible]宮守子當國に下向、此村に在城し、川人山鞍馬寺を建立し、加茂山王八幡の三社を勧請、別に又毘沙門天の一社を安置せり、今の赤丸の鞍馬寺即其古地と云、又是より先石堤（イシツツミ）に織田陸奥守氏郷と云者在て、近郷を押領したるが、慶安三年、氏知卒去、浄土宗長光寺を建立す。赤丸又一名淺井（アサヰ）と云ふ(三州志)式内淺井神社は此地にある歟。

國吉（クニヨシ）

今村名に轉ず、赤丸村の東北に隣り、射水郡守山村に堺す、近世には國吉郷と云ひ、五位庄の外に立てるは故ある事なりけん。

立野（タテノ）

今立野村と云ふ、近世五位庄内たり、福岡町の東北とす、立野の東北なる穂積、六家（ロッケ）等は今東五位庄村と改稱す。東五位庄の東なる福田（フクダ）郷は射水郡佐野横田に接し、五位庄の外に立ちたる地なり、今福田村と改む、盛衰記に越中國住人福田次郎某あり。

大岡郷（オホヲカ）

和名抄、礪波郡大岡郷、訓於保乎加。○今詳ならず、立野、福田の邊に古郷名を缺けば、或は其處歟。

三野郷（ミノ）

和名抄、礪波郡三野郷、訓美乃。○今福岡町に上簑（カミミノ）てふ大字のこり、山王（サンノウ）村に下簑あり、即此とす。意悲郷の東南にて、小矢部川の右岸にあたる。

福岡（フクヲカ）

今福岡町と云ふ、人口一千八百、石動高岡の間なる鐵道車驛とす、小矢部川の右邊にあたる。古の北陸道は、礪波山石動の邊より、小矢部川の左岸を沿りて、[illegible]國府に達したりとおもはる、尚考ふべし。

長岡郷（ナガヲカ）

和名抄、礪波郡長岡郷、訓奈加乎加。○今正得（シヤウトク）村、[illegible]川村、大瀧村、高波村等三野（ミノ）の南なるべし。式内長岡（ナガヲカ）神社は正得の七社明神是なりと云ひ、荒川村には岡てふ大字もあり。

（絲岡）

此邊をば近世絲岡（イトヲカ）郷と云ひ、三十村許ありて、七社明神を以て鎮守としたり(神祇志料)

木船（キブネ）

今大瀧（オホタキ）村の大字にのこる、福岡町の南西半里許とす、古城址あり、又貴舟にも作る。

（大瀧）

三州志云、木舟城址は絲岡郷にあり、福光（フクミツ）の一族石黒太郎光弘の後裔、數世此城に居る、天正三年七月、謙信甲士三萬を帥て、木舟城を攻取事北越太平記に見ゆ、十三年前田秀繼在城、同十一月二十九日地震、城頽崩陥、秀繼之が爲に卒去し、其男又次郎利秀明年今石動へ遷る。○按に、興國三年の冬、中務卿宗良親王は越中國石黒が館へ赴せ給ふ、(李花集)南朝編年記畧を案ずるに、石黒左近太夫將監盛行といふもの宮方に屬し、貴船山に城を構へ、宗良親王もこゝに居玉ふといへり、何の書によれるにや詳ならず、(南山巡狩録)宗良を稱すべし、又此貴船の石黒家は、天正八年、左近成親の時、織田氏の誅戮にあひ正統絶ゆと、越中舊事記に云へば、上杉氏の兵此國に入りし時、猶未全く亡滅せざりし也。

（貴船城址）

○末森記云、天正十三年五月に、木船城にありける佐々平左衛門尉五千騎計にて、未明にヲヤベ河を打越、今石動の近邊燒立し處に、城の内より前田右近子息又次郎千五百騎計にて打出、四方八面に下知して防ぎ戰ひけり。○越後治亂記云、天正十四年、景勝上洛、五月廿四日、木舟へ着給、城主又次郎殿其外御迎に出らる。

戸出（トイデ）

今戸出町と云ふ、福岡の東一里半、高岡より城端に通する鐵道汽車之を過ぎる、人口四千、八講布を特産とす、○戸出町[illegible]村は、近世[illegible]とき、又戸出の内なる是戸（コレト）村は、別に是戸の名[illegible]里也。

（是戸）

三州志云、礪波郡八講（ハッコウ）村の[illegible]は、[illegible]にて、諸[illegible]八講の[illegible]いひ、又八講布と云ふ、[illegible]今越中の[illegible]すに、[illegible]八講布と呼ぶことゝ爲る、[illegible]物に[illegible]布一千二百段とあり、八講布今は[illegible]品の第一とす。

（八講）

拜師郷（ハヤシ）

和名抄、礪波郡拜師郷、訓波也之。○今若林村、林村、水島（ミヅシマ）村等なるべし、林村に式内林神社存す。

三州志によれば近世此邊を若林（ワカハヤシ）郷と云ひ、今の東礪波郡出町驛も郷内とす。○今若林村の大字に水牧（ミヅマキ）あり、此は盛衰記に「一手は巴女を大將にて、一千餘騎越中國住人水巻四郎阿小太郎を案内者にて、[illegible]の下へ差向けけり」とある水巻某の里とす、同書中又水巻四郎安高と[illegible]

（若林）（水牧）

津澤（ツザハ）

今津澤町と云ふ、人口二千六百、小矢部川の[illegible](石動驛の南二里)に在り、福光の北二里、鷹栖野尻に接し、[illegible]野尻郷内とす。

川上郷（カハカミ）

和名抄、礪波郡川上郷、加波加美。○今詳ならずと雖、石黒福光などの邊にや、即小矢部川の源とす。盛衰記に越中國の武士を擧げ「野尻、河上、石黒、宮崎」とある河上は此郷人にや、承久軍物語にも越中の川上と擧げたり。

石黒（イシグロ）

小矢部川の川上なる郷名にして、今は分裂して福光、吉江（ヨシエ）、東石黒、石黒の四と爲る。三州志云、石黒郷は盛衰記に名高き石黒太郎光弘の邑なり、其後天文の比に石黒藤兵衛、天正中石黒右近などありき。

（石栗）

東大寺要録、長徳四年注文「越中國礪波郡狩城庄、石栗（イグリ）庄、椙田庄、井山庄」など見ゆ、石栗は石黒の借唱なる

べし、栗里誤り易し、其他は今擬定し難し。○宗良親王當國下向の事、放生津の奈呉、并に木舟に云へるごとし、其石黒館と云ふは正しく何處と知らねど、石黒の郷中と看做す方穩なる歟、親王御集に

年月すみ侍し所を、又あくがれ出しに、雪さへふりける日よめる、

いでゝいなば我跡さへや埋れむ住にし宿の庭の白雪、

こしの國にすみ侍し比、都の人の許へ申遣しける、

雪つもるこしのしら山冬深し夢にも誰か思おこせん、

かくて猶年をかさねし、冬の比よみ侍し、

何故にゆきみるべくもあらぬ身の越路の冬をみさせへぬらん。

福光（フクミツ）　今福光町、人口四千七百、鐵道高岡より此に至る十五哩、小矢部川の左邊に在り、五郎丸市、蚊帳布井に生絲を特産とす。

（福滿）三州志云、福光に石黒光弘在城の事、源平盛衰記に見ゆ、或曰福滿氏もこゝに居たりきと、按ずるに福滿五郎盛衰記に見え、福滿彦二郎太平記に見ゆ、并に越中土着の士也、是等此城主なるべし、彦二郎は五郎の後とも云、福滿石黒も同族なり。

廣瀨（ヒロセ）　今廣瀨、廣瀨館（ヒロセタチ）の二村に分つ、近世は郷名に喚びき、石黒の南とす、此邊抄紙戸多し、

太美谷（フトミ）　今西太美村、東太美村、太美山村の三に分つ、廣瀨の南、山谷の長五里餘に及び、壯絶峰を大門（ダイモン）山と云ふ、（加州石川郡犀川谷にまたがる）即白山笈嶽の脈をうけ、飛州の白川谷に近し。小矢部川は太美山村の大字刀利の不動瀧に發す。（大門山）

高楊郷（タカヤギ）　和名抄、礪波郡高楊郷、多加牧岐、高山寺本、多加也支。（今野尻村に大字高儀（タカヤ）あり、中世野尻郷と云へるにあたる、野尻、東野尻、西野尻、福野、津澤、應端等是なり。（東西兩郡にわたる）蓋多加也岐の訛りて高儀となれるものとす、小矢部川の西岸、福光と石動の間に在り。（高儀）

野尻（ノジリ）　中世以降郷名に呼び、四十五村ありしが、今合併して二町四村と爲る。三代實錄、元慶三年授位、石武雄神（イハタケチ）は野尻の岩武野に存す。（神祇志料）

福野（フクノ）　今福野町と云ふ、人口三千、城端鐵道之を經由す、此驛市は原野の間に位置し、津澤、福光、城端、井波、出町の五邑の正中にあたる、梅鉢の紋章の狀をなす。

福野は野尻郷内とす、三州志云、野尻氏は盛衰記に見ゆ、其城址と傳ふるは、野尻村德仁寺の境地是也。

院林（ヰンバヤシ）　今廣安、八塚等に合併し、廣塚村と云ふ、福野町の西南に接す、昔は此邊四村をすべて院林郷と云へり。

井口（ヰノクチ）　今井口村と云ふ、福野の南にして、城端町に近接す、中世井口氏あり、此に據り本州の豪族たり。

三州志云、井口郷の池尻に井口氏の城址あり、元弘中井口藏人據れりと、井口三郎光義は越中々古諸家の祖也、石黒、高橋、野尻、福滿、向田、泉、水巻、中村、福田、吉田、鴨島、宮崎、南保、入膳、皆是井口氏の庶流、其中宮崎石黒は嫡流にして、總て二十四家、井口氏に屬すと云、富樫家譜に利仁將軍の孫子太郎越前に住して齋藤氏を起し、二男次郎加州に住して富樫氏を起し、三男三郎越中に住して井口氏を興すとあり、然れば此井口三郎は越中井口郷に住し、郷名を以て氏と爲したり、且越中井口氏の祖は利仁にして、齋藤氏と云ふは誤れり、又同譜に永久三年法皇の勅に因て、越中の井口氏は富樫家春と倶に越後越中の境川に東軍を防ぐといへども、負て却くとあり、又太平記理盡抄に、曆應三年畑六郎時能の保める湊城へ、井口六郎富樫介三千騎にて向ひて六郎討死とあり、又永祿三年、井口氏石黒左近等と新川郡の地に爭ふことあり、是等井口氏を云ふもの皆三郎の後なるべし、藏人と云も此代數中の名ならん、又按、貞治元年桃井直常の井口城に留ると云ふ井口は此城地には非ず、新川郡大家庄村にして、其地に今も井口と云ふ所あり。

城端（ジヤウハナ）　今城端町と云ふ、人口四千六百、小矢部川の一支源、山田川の水域にして、能美山田等六村之を附む。高岡城端の間に鐵道あり、福光、福野、出町等を連絡す、長十六哩餘、絹絲を特産とす。

善德寺（ゼントク）　二十四輩順拜圖會云、城端御坊は東派也、文明年中、如上人草創、（一書曰、初め加賀國砂子坂に在り、天正年中此なる荒木某の居を轉じて、彼寺を移すと）天正中の住職顯證院は一揆兵亂に當り働きあり、其功淺からざるによつて、教如上人感狀を賜ふ、同十年三月下旬、教如上人、按察使法橋を供にて此地へ下向、當寺に數日滯留化導ありて、今に法脈を相傳せり、此所に城端蒔繪とて、色の漆もて蒔繪せし塗物あり、門徒祐玄の孫治五右衛門、肥前長崎に遊び、明人に逢て此蒔繪の法を習ひ、越に歸て是を以て世業とす、其畫ける鳥獸草木あざやかにして、麗しきこといふべからず、世人名手と稱し、爭ふてこれを需む、今に至て其子孫其法を傳へて業とせり。

貿易備考、城端漆繪は其製黑漆に各色の漆、或は五彩の密陀僧を以て畫く、百年前の製までは精巧のものありしかど、今時其業衰へて微なり。○考古雜志云、密陀繪は寧樂朝の時に盛に行はれしも、平安朝以後は蒔繪梨地精巧になりたれば、自然に密陀繪は用ゐるものなくなりしが、近世寛永年中、畑次五右衛門好水其法を長崎の支那人に學習し、城端に歸り之を其子宣安に傳ふ、宣安は醫を業としければ、密陀僧畫法を塗師佐々木德左衛門信好に授く、信好貞享元祿の比白漆塗の稱を以て其制作を世に廣め、其法を小原某に授く、爾後は小原一家の世業とし、今に繁榮すとなん。

能美　近世能美郷十村と稱し、今の城端、大鋸屋、能美の三村にあたる、山田川の東岸に居る、西岸は山田郷と云へり。

山田川　小矢部川の一支源にして、城端の山谷即是なり、上六里、野尻、石黒の間に於て小矢部へ入る　山田郷は今山田、南山田、北山田の三村に分つ、山田川と石黒太美谷の間に横たはる。○山田川の水源、袴腰山、標高六百三十米突

(平)

五箇山　庄川(射水川)の上流にして、城端の東南に一[illegible]を隔て、東北より西南へ長七里許、其東なる支谷利賀山之に屬す、南北六里、此山谷は今三村に分ち、平、上平、利賀と云ふ、(上平村の桂山は地形全く飛驒國白川村に屬するを以て、本編此に除きたり)人形山は南界に屹峙して、越飛の州域を限る。

三州志云、五箇山は村數七十二あり、村民の祖先は平家の落人とて、風俗他の郡村に異なり、此に神樂踊コキリコ歌とて噺すものあり、女は常に白絹のかたびらを頭にかけ後へ結び、白絹の石の帶を用て人に見する也、踊る時も同じ姿とす、毎年中秋のコキリコ踊は笛太鼓[illegible]にて之を囃し、筑子竹の打様、七五三五五三なり、女竹の長五寸五分なるをコキリコの二つ竹と呼ぶ、其歌は「おもひを径舟に乘せりや、思ひは沈む戀は浮く」「波の八島を遁れ來て、薪こるてふ深山邊、烏帽子狩衣ぬきすてて、今は越路のそまやかた」○二十四輩順拜圖會云、城端を去ること六里斗りに人形山といへる大山あり、四五月の頃消のこりたる積雪、人の手を取かはして立るに似たり、依て土人是を人形山と云、此人形のかたち携へたる手を放さんずる時節、漸々獵師樵夫道をたつね山に入初るといふ、黄連山葵の名品を出す、此邊加賀飛驒越中三箇國の交堺にあたり、山險しく谷深く、大河あり雄神川(庄川の古名)と云ひ、飛驒二股川の流也、西岸高く聳え屏風を立たるかごとし、[illegible]りの橋を設くる便なし、藤蔓を以て其太さ二尺廻りの大綱を作り、川の兩岸に引渡し、ひとつの籠を彼大綱にかけて、僅に往來の便とす、しかれども絶壁高くして藤綱は數十丈の上に有故に、此大綱より梯子を河端に釣さげ、河を渡らんとする人は、先此梯子をよぢ上るに、誠に蜘の糸をのぼるが如く、危き事限りなし、辛うじて上なる大綱に取付て、籠の中へ身を納め、引登りし梯子を離るゝや否や身の重みに大綱たはみ、矢を射るごとく三四十間落下りて、大綱の眞中に鎭となり、動き震ふこと尤甚し、實に天下第一の行路難、木曾の掛橋はいふに足らず、土人は常のことに習ひて、さは恐しからぬにや、米などを脊に負ひながら此藤梯子をのぼる、手藤といふ細き藤綱を大綱へ打かけ、ひたすらたぐり登るにも、やゝもすれば氣勞れ腕弱りて、此手藤を大綱へ掛損じ、後さまに戻ること多しとかや、此川筋に籠の渉り十一所有といへども、此五箇山のわたりなん、河幅八十間に餘り、大綱も高く半空にかゝり、渡る最難處なり。

(人形山)

祖山　今平村の大字にして、炭酸泉湧出す、温百零二度、庄川の東岸に在り、城端の東三里とす。祖山の北半里大牧にも同性同温の涌泉あり、井波の南二里、窮谷の間なるを以て、湯戸の設備完からず。

下梨　今平村の大字にして、五箇山の首里とす、城端の東南二里半、井波へ四里、山中米穀に乏し、養蠶製絲を勉む。

下梨の近地松尾といふ所に、柱状の奇岩あり、高二十丈、徑二十五間許、謂ゆる石林土塔歟。○廿四輩圖會云、五箇山に天柱石といへる奇異の巖石あり、其高さ數百丈、四時ともに雲を帶び、全體を見る者稀也、絶頂に大なる樹ありといへども、高く雲間にありて、何の木なることをしらず、落葉の時節も風雪につれて飛去るにや、其ほとりへ葉の落ることもなし、故ていよく〳〵樹の名[illegible]をしる人なし、[illegible]の中をまさ[illegible]、[illegible]せしさまは、[illegible]の柱の虚空に貫き立たる如く、[illegible]の詠めとす。

(天柱石)

利賀谷　今利賀村と云ふ、人形山、金剛堂山の[illegible]左右に峙ち、南北の長谷七里に及ひ、其溪源に二流あり、大長谷の溪を此山中の首里とす。

井波　今井波町、人口六千、東礪波の郡治とす、高岡を[illegible]たる七里、福野町の東一里半、射水川の西方半里。

三州志云、井波は稍見、伊波に作る、山見郷に在り、明徳元年、本願寺五代綽如、礪波郡前山の郷土杉谷某の乞に依り、此地に下向し道場を建つ、涌泉あり故に瑞泉寺と名つけ、其村をも井波と改む、一揆兵亂の頃、瑞泉寺主顯秀井波に築城して居る、號して礪波城と云へり、天正九年佐々成政之を陷す、(本願寺綽如は時異、後小松帝の時、異邦書を本朝に献す、綽如[illegible]し、[illegible]具に訓解して上る、主上大に其博識を賞し、特に詔して號を周圓上人と賜ひ、大無量壽經を紫宸殿に講ぜしめ、聖徳太子の尊像と、太子傳繪八軸を賞賜す、是の時綽如奏可を得て一寺を越中國に創し、賜ふ所の尊像と傳繪とを安置す、瑞泉寺是なり。

(瑞泉寺)

山見　又山斐に作る、近世山見郷二十九村と云へるは、井波町、青島村、南山見村、東山見村、山野村等にあたる東は庄川を踰え、西は野尻井口兩郷とす、南に八乙女山あり、五箇山と相限れり。

一書に、井波の南山中の赤祖父谷に、木の葉の形ある化石出づ、これ歌枕に謂ふ所の越中の木の葉の森ならんと。

散りまがふ木の葉の里を立別れさぞ住みうしと秋も行くらん、〔夫木〕　光明峰寺入道

しぐれのあめまなくしふれば名にし負ふ木の葉の杜も色かはり行く、(同上) 藤原光俊

木葉の里は今其地を失へど、植物化石と相牽合すべきものにあらず、猶探るべし。

高瀨(タカセ) 今高瀨村と云ふ、井波町の西にして、山見郷に混せず。後宇多院御領目錄に、越中國高瀨庄を收むるは此歟、高瀨神社あり、古へは大社なりしとおもはるゝも、後世衰ふ。

高瀨神社(タカセ) 寶龜十一年、越中國高瀨神授位、(續紀、のち貞觀元年、又授位正三位) 延喜式に列し、文德實錄に本社禰宜祝のこと見ゆ、諸神記一宮記に當國の一宮と爲す是也。按、神名帳頭註に高瀨神は氣多同神也と云ひ、射水郡氣多神と固より同神なるを以て、彼も此も互に高瀨神とも氣多神とも云し故にや、神社啓蒙には「礪波郡氣多神、一名高瀨神」と云ひ、一宮巡詣記、三才圖會、越中國式事記には射水郡氣多神社の事を高瀨大明神、或は氣多神と云ふ、即一宮也とみたて、甚混らはしければ、孰れよしとも決め難けれど、本社は寶龜の時より神階をも授けさせ給へる名神にして、貴き社と聞ゆるに、氣多神は位階も坐さず坊り給へるが如くなるを以て、姑く本書に從て一宮とせり、又按、神道集、越中國一宮をば立山權現と申すとあり、是又一說也。(神祇志料)

雄神(ヲカミ) 今雄神村と云ふ、庄川の東岸にして、井波を去る一里餘、式內雄神神社此に存す、射水川を一名雄神河と云ふも、此地名に因る、鉢伏山あり、又雄神山とも名づく。

(雄神川)
雄神川ねしろたかかや踏したき取あしつきもせながめさぞ、(名寄) 俊頼

礪波郡雄神河邊作歌

乎加未河くれなゐにほふをとめらしあしつきとると瀨にたゝすらし、(萬葉) 家持

庄金剛寺(シヤウコンガウ) 今雄神村の大字なり、此に庄の城跡あり、此傍近を庄下(シヤウゲ)庄と云ふも、庄家の謂にや、卽一郷の中に庄家と他領を分ちし名目にや。○三州志云、庄の城は檀の城とも千代(タメシ)が様と云ふも、三名一跡也、庄金剛寺村に在り、應安二年、桃井直和千代が様に據れるを、能登の吉見左馬助之を攻めて九月陷ること、吉見氏頼見證の軍忠狀に見ゆ。

陽知郷(ヤチ) 和名抄、礪波郡陽知郷。○今詳ならず、三州志に宮島の了輪を以て之に擬したり、越中舊事記にヤチ川ありと云ひ、今雄神村井栗谷に谷內川あれば、此邊に陽知の名ありしに似たり、後世の庄下庄にあたる歟。

庄下(シヤウゲ) 山見郷の北を庄下庄と云ひ、庄川の西傍にわたる、(庄金剛寺を見よ)近世は四十五村をすべ、今庄下、雄神、戶出、種田、五鹿屋(ゴカヤ)、中野、鷹栖の諸村にあたる。名義は庄家にて、陽知の庄家の謂にやとおもはるゝも、確ならず。

油田(アブラデン) 今油田村と云ふ、庄下庄と林庄の間に、油田郷として一區を爲し地なり。

出町(デマチ) 舊名杉木(スギノキ)新町と云ひ、近世の開始とぞ、今出町と云ひ、人口四千四百、一名邑とす。三州志によれば、若林庄內に屬したる地也、礪波平野の中心に位置し、城端高岡の間なる鐵道車驛とす。出(デ)とは一地より出でて、別に一村一町を成すを云ふ、杉木(林村の大字)の村民の出て開始したる謂也。

(杉木)

大野郷(オホノ) 和名抄、礪波郡大野郷。○今詳ならず、城端井波など、郷名能當詳ならず、其邊歟。

小野郷(ヲノ) 和名抄、礪波郡小野郷。○今詳ならず、般若野の諸村にあらずや。

般若野(ハンニヤノ) 舊庄名なり、近世には六十七村を數へ、庄下の北、射水川の兩岸に渉り、射水郡界に至る。今の中田町、般若野村、北般若村、南般若村、東般若村、梅檀野村、梅檀山村、般若村、柳瀨村、大里村等即此とす。

三州志、般若野は古へ曠野にて、天文の頃より梅檀野と云ふ、按ずるに般若と云ふより、浮屠者流さらに梅檀と呼べるならん、然れども又芹谷にも作る、永正頃の文書に見ゆ。(今按、般若は埴生の訛なるべし、梅檀は芹谷より出で、好字を假れる者のみ)○東鑑、承久三年六月、北陸道大將軍式部丞朝時等、相催越後國輩、上洛之處、八日、於越中國般若野庄、宣旨狀到來、佐々木次郎實秀、立軍陣讀之、士卒應勅旨、可誅右京兆(義時)之由也、其後相逢于官軍宮崎左衞門尉糟屋乙石左衞門尉等、各相具林石黒以下在國之類合戰、結城七郎殊有武功、官軍雌伏、加賀國住人林次郞、石黒三郞爲降人、來向、云々。○承久役の時、東軍北陸道より上り般若野庄に陣すとあるは疑ふべし、古道は海岸に沿ひ射水郡に至り、倶利伽羅へ向ふ、般若野は射水郡より南にして全く經由の驛程にあらず。蓋當時此庄郷に募る所ありて迂路經由したる歟、康正二年造內引付にも「十貫文、堤新次郎殿、越中國般若野段錢」とあり堤氏は詳ならねど、大庄なりしこと想ふべし。

盛衰記云、壽永二年五月九日、源氏六千餘騎、白旗三十流指上て、喚叫て般若野に推寄たり、平家も鬨を合て散散に戰ふ、夕に及で平家は叶兼て引退、源氏勝に乘て追懸、平家は小矢部河原まで返合返合、散々に戰ひ、夜に入て礪波山倶梨伽羅が峰を引越て、加賀國へぞ歸りにける。又云、木曾は六動寺の國府より打上て、般若野御河端へ著にけり、是にて軍の談議あり、平家は松永導柿原小矢部河原へ打出なば、馳合の軍なるべし、云々。此

(池原)

盛衰記の錄する所又疑ふべし、般若野と倶利伽羅は東西相距る五里、一日にかゝる長距離の戰鬪は爲し難し、且般若野に軍議して倶利伽羅に濶るゝ見れば、般若野は直に山嶺の下たるべし、長門本平家物語には、般若野合戰の一條を缺き、

五月十一日、平家十萬餘騎二手に分て、三萬餘騎をば志雄手に向け、七萬餘騎をば大手へ向け、盛俊が一黨五千餘騎引分て終夜砥波山を越て、中黑坂の猪馬場に扣たり、木曾之を聞て、五萬餘騎を相具して、越中國へ馳越、池原の般若野にこそ扣へたり、此砥波山には三の道候なり、云々、

とあるに參考すれば、般若野は又砥波山下たるを見る。池原(イケハラ)と云ふ名、今栴檀野村にあれど、般若は埴生に同く今の埴生村の郊野にして、此射水川の邊なる池原の般若野にはあらず。盛衰記般若野御河端とあるは、大河もしくは御神河(雄神川)の誤謬とおもはるれど、倶利伽羅合戰の前に別に般若野合戰あるべきにあらず、盛衰記の九日云々は全く誤れり。

玉海、壽永二年十六日云、去十一日、官軍前鋒乘勝入越中國、木曾冠者義仲迎戰、官軍敗績、過半死了、云々、

これ以て般若野合戰は倶利伽羅の役に同しきを證すべき也、尚吳服山の條參考すべし。

(芹谷)

栴檀野(センダンノ)　今栴檀山、栴檀野の二に分つ、雄神村の北に在り、東は丘陵起伏して、婦負郡山田音川の二村に界す。芹谷(セリダニ)より栴檀にうつれる也、栴檀野村に芹谷てふ大字のこる。

北越軍記云、天文七年、長尾爲景放生津を攻取り候處に、神保良衛、江波五郎、松岡等千壇(センダン)野と云原に、陷穽を敷箇所かまへ、其上に芝を伏せ待かけ候、爲景是を知らず追掛て、落し穴に入被討候。○今栴檀野村福岡(フクオカ)の邊に賴成野あり、ろこに爲景の塚とて傳ふるものあり、宮森の南なり。

(福岡)

千光寺(センクワウジ)　宮森の南一里、池原(イケガ)に近き芹谷に在り、眞言宗、觀音大士を奉す、堂宇の構造長谷寺に擬す、相傳へて大寶年中法道上人の開基と云ふ。此寺に長尾爲景の靈牌を置き、眞光院殿高岳正等大居士と銘すと、高岡の東南四里。

增山城址(マスヤマ)　今栴檀野村、大字增山の東に存す、龜山と呼ぶ、本州の豪族神保氏の墟とす、富山の西南四里。

三州志云、般若野庄增山城は畠山尾張守植長越中の守護たる時より、神保代々此城に據る、太平記評判に、貞治元年六月、桃井直常信州を發して越中に入り、神保が城に據て舊好の鄉兵を求むとあり、此神保が城と指者此增山か、若くは富山城か、考べからず、天文七年、神保越中守此增山城に在るを、長尾爲景攻るにより、五箇山中へ逃匿る、十四年四月、此城の神保左京進良衛、同宗右衛門、江波五郎等と爲景を栴檀野に斃す、天正六年、神保越中守春信、謙信に攻られ自殺す、八年柴田勝家の兵礪波郡の諸城を陷る、中に龜山あり、龜山卽增山に同し。

(射水郡守山を參考)

壹元之事、打續信州へ出陣、依無手透、更非油斷候、其口之儀何樣速々可申談候、當年は至信州可成動覺悟候處越中國之儀、夏以來加[illegible]見、無事候儀、如形相調候處、神保家來一兩輩有佞人、無幾程及再破、椎名可爲滅亡候、剰甲府へ探申合、景虎信州へ於動者、栖[illegible]可成行、內通不穩便候間、爲向擊、去月廿六日不圖越中國へ出馬候、

同晦日夜中、神保在城、號富山地、自彼落、彼國西郡、號增山地利へ相移候條、則越中國味方衆雖差向、增山之事元來嶮難之地、大衆以相當、如何にも手堅相抱候、景虎彼越大河切所、向增山及進陣、可相攻分候處、又其夜半神保前行、武具乘馬以下弃之、不知行方體候、

今般越中國之儀、可貴根切[illegible]悟、[illegible]成武略、一國之事內者皆相治候、併[illegible]此[illegible]候、然國中不經十日、被屬一[illegible]候事、餘無[illegible]計候、[illegible]閑申置、近日納馬候、

信州鉾楯事、強而手延候樣、可有御[illegible]用候間、以此[illegible]啓候、能州之儀、神保有好國に候間、可申行由存候へ共、色々御[illegible]、[illegible]景虎事、依[illegible]不[illegible]、[illegible]以筒目何方へも致合力注候、朝倉方も當代已往[illegible]申通候、彼方申組、北地安全之事念願候、萬餘重而可申宣候、恐々謹言、

卯月廿八日　景虎　判

俸竹　江參　(新編會津風土記、福王寺文書)

北越軍記云、永祿九年五月、謙信公越中へ被攻入、神保越中守長氏が籠候增山城を被攻。

中田(ナカダ)　今中田町、人口二千六百、般若野庄の名邑なり、高岡より三里、射水川の東方にして、射水郡に近し。

越後治亂記、天正十四年、景勝上洛、五月廿七日、西石瀨御立、中田にて御休、增山の城主中川淸六殿御馳走、木舟へ着。

婦負郡

婦負郡(ネヒ・メヒ)　射水礪波の東に隣り、神通川を以て上新川郡に界す、今二町三十一村、人口八萬、郡治は富山市手傳町(神通川の西)に置かる。

婦負は延喜式和名抄禰比と註す、古事記傳には禰は賣(メ)の訛音に出づと論ず、萬葉集に賣比とあるにて知らる、拾芥抄にはメヒと傍訓す、婦字を禰と訓むこと其例絕えて

(婦負郡)

なし、唯正濫抄に婦負はメオヒなるを同韻に通じてネヒと假れるなりとあれど、精しからず、正保圖には姉負に作る。

三州志云、乎奈海の說に、負は老女なればねびたる女と云義かと曰へり、又青木敦書の郡名考に、婦負を當時官家に用る文書に姉負と書すとあれど、姉負の文書未だ古書に於て考へず、今俗或はメフと訓むは最非なり。○萬葉名所考云、婦負の婦は賣と訓べからず、後世訛れる者歟、又は本は姉負と云地と妻負と云地と並びてありけむを、後に妻負が郡名にもなりて、姉負は之に録られたりけむを、姉負の稱も失せずしてあるにより、後混ひて婦負と書けるをも、賣比とよめる歟、本郡に鵜坂神社ありて、三代實錄に鵜坂姉比咩神、鵜坂妻比咩神並びて坐すこと見えたり、姉負婦負の名は此神名に至ら因れりとおもはる。

賣比の野のすすき押しなべ降る雪に宿かる今日しかなしくおもほゆ(萬葉)

(賣比野)

按に、姉負妻負の二神名より二地名出で、、其一をば郡名に立てられしも、土俗混亂して唱へしと云ふは、其案と云ふべし(再考、越前國足羽郡の米多比をネヒと訓む、米多比と云ふ地と賣比と云ふとは同意なる歟、古語の亡びて、後世其痕跡のみを、地名にのこすものならん)

倉垣(クラカキ)

舊庄名なり、今村名に遺す、近世倉垣庄と稱したるは、婦負射水二郡にわたり、四十餘村ありて、今の射水の老田、大江、海老江の邊まで及ぼせり。(今の射水郡下村は倉垣下村の謂にて、打出(ウチデ)村も倉垣打出の謂なるべし)康正二年造内引付に「七貫文、鴨社領、越中國倉埴庄段錢」とある埴は垣の誤也

(打出)

寒江(サブエ)

今村名に遺ず、元は庄名に呼び、倉垣庄の中なれど、別立せり、鴨社文書、長祿二年寒江庄と記す。

四方(ヨカタ)

今四方町、人口五千、(余潟にも作る)西岩瀬(ニシイハセ)町を合併す、富山市の西北二里、岩瀬の西、神通川を隔て海濱に位置す、富山灣の正中にあたる。

岡本郷(ヲカモト)

和名抄、婦負郡岡本郷、訓乎加毛止、餘戶郷。○今詳ならず、三州志に今四方の邊に岡本と云ふ地ありと述べしに據れば、四方百塚(ヒヤクツカ)八幡(ヤハタ)倉垣などにあたる歟。本郷餘戶も岡本の餘戶なるべければ、廣く婦負郡の海邊と見て大差なきごとし。

草島(クサシマ)

今草島村と云ふ、四方の東にして、神通川の河口にあたる。此地は新川郡に屬せることあり、蓋神通川の河口の變遷したるに因る。

(西岩瀬)

大略草島と四方西岩瀬(ニシイハセ)の間を神通川の舊河口とし、婦負郡の郡域は、其以西海老江までを認めたる歟、後世西邊を射水郡に侵され、東邊に(神通川の東移により)草島を併せたり。

駒見(コマミ)

今石坂、五艘、田刈屋等と併せ、櫻谷村と改む、富山市の西部手傳(テツダヘ)町舟橋町(神通河西の地)に接す。

駒見は往時郷名にも呼び、百塚、八幡、長岡、四方等をも總べ、倉垣庄と交錯したり。

百塚(ヒヤクツカ)

今百塚村と云ふ、富山藩祖利次君、正保二年越中にて十萬石を分賜せられし時、百塚に築城の計畫あり、數年終に成らず、富山の舊城を修造することとなれりとぞ、富山と相距る一里。

八幡(ヤハタ)

今八幡村と云ふ、八幡宮あり、按に花營三代記、應安五年、石清水八幡へ將軍家の御判始に、越中國蛇野一族跡を寄進せらるゝこと見ゆ、それらの神領たるべし。

長岡(ナガヲカ)

今村名に呼び、北代(キタダイ)、針原等を總ぶ、御服山の北麓にして百塚の西に接す、梅林あり廣一萬歩と稱し、富山郊外の遊覽とす。

(北代)

長岡御廟と云ふは、富山藩祖の墓廟にして、此に在り、長岡の村名も之に因り建てられし也、又極樂寺と云ふ密教の古精舍あり。

曰理郷(ワタリ)

和名抄、婦負郡曰理郷。○今詳ならずと雖、其名義曰理とあるより推せば、婦負河(神通川)の渡津なるべし、今も東呉羽村に舟橋(フナバシ)の地名ありて、(其一部は、割きて富山市街の中と爲る、即河畔の地とす)是れ往昔の渡口沿習して、近代は架梁あり、故に舟橋とも稱せるごとし。此郷を曰理郷とすれば、櫻谷、長岡、西呉羽なども郷域とすべし。

(舟橋)

三州志には、曰理郷を、西岩瀬の地にて、延喜式亘理湊なりと云へど、從ひがたし。

五福(ゴフク)

舊庄名にて、御服にも作れり、今の東呉羽村、西呉羽村等是なり。舟橋の西にして、東呉羽に五福(ゴフク)てふ大字のこる。鴨社文書、康正三年越中國御服庄とある此也、又康正二年造内引附に、「四貫文、三條八幡宮領、越中國御服之庄、吉川之段錢参貫文、同御社領、北向三位殿、越中國吉川庄段錢」とあり、吉川は今富川村の大字にもあり、彼地を指す歟、又呉服山の西吉作(ヨシツクリ)あり、吉貝は吉作の誤ならずや。(今西呉羽村大字吉作)○今西呉羽村の大字小竹(ヲタケ)に式內婦負郡姉倉比賣神社とつたふる一祠あり、姉倉比賣は蓋鵜坂姉比賣に同じく、倉は負の誤とす。

(御服)

(小竹)

盛衰記云、越中前司盛俊五千餘騎を引率して、倶梨伽羅山を打越て、越中國小矢部河原を打過て、般若野に六、そ陣を取、木曾殿早馬に蒐て今井四郎兼平に仰て、こ千餘騎指遣す、兼平は黑坂塞原打過て、四十八箇瀨を渡して、越中國婦負郡御服山に陣を取也。(壽永二年五月三日より八日までの間の事とす)○按に御服山般若野の戰爭疑なきにあらず、盛衰記の所載頗混亂す、其九日の戰は般若野に起り、其夜平家は倶利伽羅へ退卻

(御服山)

すと云ひ、又九日には當仲六動寺の國府に居ると云ふ、平治には五月十一日、越後先鋒として初めて砺波山を越え、即日合戰ありとす、九日の般若野の合戰は信じ難し、直義氏の先鋒は御服山より般若野（油原）を經て、松永の埴生野に進みしにより、般若と埴生を混同して、種々の誤を招げる也。御服山は一座の丘陵なれど、北陸道の衝にあたり、婦負郡の平野に隆起するを以て、古より皆はる、越後治亂記には五福山の城主、西岩瀬驛に上杉景勝を要撃することを見ゆ、戒寨を置かれしこともあり、富山市の西南一里餘（三州志云、吳服山は北代山（今長岡村大字北代）安養坊山、道心山四名一績なり、此邊に道心坊と云ものあり、天正十三年の秋太閤が佐々を伐たれし時、此山の白鳥峰に本營を布く、俗に佐々降伏の時道心の姿にて此陣營へ來るを傳ふ、太平記にも桃井直常此山に陣したること見え、天正の初め神保氏此に築堡したり。○吳服は訓みてクレハとも云ふ、近年吳羽の村名を立てしは雅馴に似たれど、ゴフクの本義果してクレハに契合するや否やを知らず。

(呉服)

井田川

神通川の一支にして、其源を大長谷村の金剛堂山に發し北流、長谷川と云ひ、八尾驛の北に於て、久婦須川を容れ、又山田川を容れ、神明村の北に於て、神通川に入る、長十里、井田とは杉原村の大字なり。

鵜坂

今鵜坂村と云ふ、神通川と井田川の間にして、洲嶼の形狀あり、神明村、速星村、熊野村など連接す。萬葉に

婦負郡、渡鸕坂河邊時、作歌

宇佐可河伯渡る瀨多みこのあがまのあがきのみづに衣濡れにけり、

とよめるは此邊にて、鵜比河を渡れるならん、鵜坂の邊を流るれば斯くも云へり。大字沓田あり、備國の比の氏族名にも見ゆ。

(沓田)

鵜坂神社

今鵜坂村の鵜坂寺に在り延喜式の古祠とす、承和十二年、鵜坂神授位、（續後紀）貞觀二年、同四年同九年連に昇叙、（三代實錄）又鵜坂姉比賣神妻比咩神あり、貞觀五年叙位せらる、蓋鵜坂神の妻爰神とす。鵜坂祭に神主榊の枝を執り、淫婦を撃ちて之を戒しむ、謂ゆる鵜坂の楉祭是なり、江州筑摩祭の類歟（八雲御抄、三才圖會）○大同類聚方云、鵜坂藥、越中國鵜坂神戶等之知方。

いかせむ鵜坂の森に身はすとも君がしもとの數ならぬ身を、（散木）　俊頼

鵜坂姉比賣神は延喜式内姉倉比賣社にして、今御服山の北なる小竹にあるもの歟、然らば姉倉の倉は負の誤りとすべし、此姉負と婦負との神の故事は、わづかに歌謠の中にのこれど、古代の一夫多妻の習俗の上に於ける傳說の遺逸とす、風土記亡びて、後世其詳を探るに由なし。

(姉負神社)

川合鄕

和名抄、婦負郡川合鄕。○今詳ならず、名義より推せば、井田川神通川の落合の邊にて、神明鵜坂の諸村にあたる歟、近世は宮川鄕の私稱ありし地なり。

萩島

今中之名、青島等を併せ熊野村と改む、（延喜式、本郡熊野神社あり、即此地にある歟）富山と八尾の中間にして、神通川の左岸に位置す。

速星

今速星村と云ふ、式内速星神社は其大字御門にあるを以て、近年仲野袋、萩島等を併せ、速星と改稱す。

高野鄕

和名抄、婦負郡高野鄕、訓多加乃。○今詳ならず、井田川の西、長澤の邊の古鄕名を缺けば、其邊にやとおもはるゝも臆想のみ。

長澤

今古里村と云ふ、井田川の西、山田川の邊にて、富山市の西南三里。其西は丘陵南北に連亘し、射水礪波二郡と堺す。

長澤は近世鄕名に呼び、本郡の西偏三十餘村を總べたり、今の朝日、古澤、池多、富川の諸村是なり。

三州志云、石淵村の東の宮山は、昔北條山とて守禦の要所なりしを、石動山大平寺の[illegible]と爲したり、山に放使と云ふもの五あり、今寺號を各[illegible]と云ふ、[illegible]二年十一月、當國守護普門利清は野尻吉岡等の[illegible]を率して官軍に叛く、康安三年、松倉の桃井直常と子中務少輔直和、長澤に出張して斯波武將と戰ふ、直和戰死し、畠山氏是より當國を平定す。

山田

長澤の西南なる一山谷にして、今山田音川の二村に分つ、北溪は山田川は東礪波の利賀山に發し、北流長七里許、長澤の東北に於て井田川へ入る。山田の大字湯村に鹽類泉あり、溫百度、當國に於て著名の溫泉とす、浴場客舍の設なし、往時より之あり、來遊の人絕ゆるなし、富山の西南六里、八尾の西二里。○鑛泉志云、山田川の岸頭なる岩隙より涌出す、泉湧間なに板を以てし、筧を架して四箇の浴槽に盈たしむ、此泉は河水と增減を同うするを以て、毎に河に堰して水を漲らしむ。

(山田川)

田中

今保內村と改む、昔鄕名に呼び、五十三村にわたる、長澤の南、山田の東とす、今の保內、千里、宮牧の三村に當る、康正二年造內引附に「四百六十文、西田孫左衛門尉、越中國婦負田中之保內段錢」とあるは此とす、當時は保號にてハウナイと呼べること明白とす、今ヤスウチとあるは無據のみ。

神祇志料に、式內婦負郡白鳥神社は三田村の堂內に在りと云ふ、三田は今保內の大字と爲る、吳服山にも白鳥峰の名のこる、再考すべし。

菅田鄕

和名抄、婦負郡菅田鄕、訓須加多。○今杉原村に大字杉田あり、菅田の訛なるべし、されば此邊の舊號と知らる、神通川の西畔にして、八尾驛の北とす。

杉原

今井田、黑田、寺家、城生、杉田等を併せ杉原村と

云ふ、式内杉原神社在り。杉原神は三代實錄、貞觀五年授位の社とす。

井田（キダ） 今杉原村の大字とす。○三州志云、楡原保井田に主馬判官の館址あり、越中前司盛俊の父は主馬判官盛國にて、又兄は主馬判官盛久也、盛俊の子盛嗣も亦越中守と稱す、長門本の平家物語に「主馬判官盛國の三男、八郎左衛門盛久」とあり、又新後撰集作者に金剌盛久と云あり、是を主馬判官盛久と云說あり、元來盛久のこと其證明了ならぬが、白石紳書に「秀次關白謠の抄を作らしめられしに、世雄」と云ふ法華の僧の盛久の抄に、主馬判官盛國は平家に見えたり、盛久は見えざる由山中檢校申せりと記す、關白の仰に、清水寺にある平家代々の願書の中に、盛久が願書あり、此人にてなかるべきやとありしとぞ」云々とのす。

八尾（ヤツヲ） 今八尾町、人口七千二百、富山の南四里半、婦負郡南偏の名邑とす。長谷川其西を南より北へ流る、八尾とは名義谷尾（ヤツチ）なるべし、山中の民養蠶紡絲を勉め、八尾を以て市聚と爲す。聞名寺（モンミヤウ）と云ふ一向新宗(眞宗)の道場あり。

八尾邑　市河寛齋

千家半倚四山頭、蠶紙山贏據下流、幾個擔丁群作市、紅梨黃柿滿林秋、

野積谷（ノヅミ） 八尾の西南なる山谷にして、峻峰を以て飛驒國と相限る、今野積、室牧、仁歩（ニブ）、大長谷の四村とす、近世は楡原保田中郷の兩區に分屬したり。

長谷川（ナガタ） 井田川の源とす、又室牧川と云ふ、溪間に下之名溫泉あり、(今室牧村に屬す)泉純性、溫七十六度。○越中舊事記云、八尾の奥の山中大戶村の邊の林中に、長四五尺九九寸許の石棒地より生出てたり、是を神にあがめ、陰陽權現と云ふ。(按に大戶の名今見えず、室牧に大字大道（ダイダウ）あり)

金剛堂山（コンガウダウ） 大長谷村大字切詰の奥にして、本郡并に東礪波(利賀谷)吉城郡(飛驒)に跨る、標高一千二百餘米突、東北に白木祖父の諸峰ありて、國郡堺を成す。

黑瀨谷（クロセ） 野積谷の東にてし、八尾の東南とす、山谷野積に比すれば稍狹少なり。今黑瀨谷卯花の二村に分つ、其溪流を久婦須川、別所川等とす、皆井田川へ入る。○黑瀨谷の本法寺は日蓮宗の名藍、寶物海中所得の曼陀羅畫幅は近年世に喧傳す。

楡原（ニレハラ） 今片掛、蟹寺、加賀澤を併せ、細入村（ホソイリ）と改稱す、黑瀨谷の東、神通川の西岸にして、飛州往來の險路にあたる。○近世此楡原を本として、八尾近傍百六十餘村、一圓に楡原保と稱したることあり。

片掛（カタカケ） 飛驒路の山驛なり、八尾の東南二里、富山の南方六里にして、飛驒の舟津驛まで六里。片掛に接して猪谷（キノタニ）あり、富山藩の時飛驒口の關を置きたる所とす、猪谷より蟹寺を經て加賀澤に至る、卽越飛の州界とす。

(猪谷)

伴我耐軒、飛州[illegible]餘錄云、篠津呼渡舟去、數里至蟹寺、又有旁徑、溪水險惡更甚、濟人於此、畧如漢書所載度索尋橦之事、兩岸相引藤索、以繩木上、疊石爲柱、繫其兩端、索貫一物、搭往乎空中、乃不過兩膝、所爲如穜桶之箆者兩枚、兩邊互相入而已、土人呼爲籠（カゴ）渡、轎子者子、國音皆爲籠、今借名此物、未知孰是、使往來渡者、托身其中、又具二細索、分屬兩岸、設夫役各一名、替相力挽進之、離水數丈、人自半空過去、聞者股栗、離蟹寺數步、橫嶺蒼鬱、路在半腹、雜樹交柯、叢薄其上、密不漏日、俯視脚下、灌木橫生崖半、以覆水上、但聞其錚然有聲耳、抵加賀澤（カガサハ）、數十家、占居山腰、東家柱礎、與西家屋脊、上下相及、纍纍歸起、地極荒僻、罕親外人、路門求宿、往往見許、山泉滿洌、盛夏不涸、家別通筒數竿引之、浴室廚、莫不滴瀝濯下、夜半側耳聽之、正如急雨俄至、雖明知是泉聲、而疑心未釋焉、起而推戶、仰視星斗滿天、而後寢乃安。

(加賀澤)

大山郷（オホヤマ） 和名抄、婦負郡大山郷、訓於保也萬。○今詳ならずと雖、八尾近傍山村の總號なりしにやとおもはる。

高島郷（タカシマ） 和名抄、婦負郡高島郷。○今詳ならず、萩島の邊にやとおもはるも徵證なし。

小子郷（チヒサコ） 和名抄、婦負郡小子郷、訓知比佐古。○今詳ならず、小子は古姓に出てし者歟、又古言に蠶をも小子と云ふ。

姓氏錄云、小子部宿禰、多朝臣同祖、神八井耳命之後也、大泊瀨幼武天皇御世、所遣諸國收斂蠶兒、誤聚小兒貢之、天皇大哂、賜姓小兒部連。雄略紀云、天皇欲使后妃親桑以勸蠶事、爰命蜾蠃、聚國內蠶、云々。

神通川（ジンヅウ） 源を飛驒に發し宮川（ミヤ）と云ふ、北流して高原川と合し、本州に入り、婦負新川の郡界と爲り、岩瀨驛の西に於て海灣に入る、州界より此に至る凡十里。(總長凡三十里)近世、北陸道は富山市を通ずるを以て、市中に於て神通川を横ぎる、藩政の頃は六十四隻の舟を繋ぎて橋板を架したり、今橋梁に改む。

(賁比河)

神通川古名賁比（メヒ）河と云ふ、萬葉に「賁比河の早き瀨毎に篝火さしやそとものをは鵜川たちけり」とある是也。其神通と云ふ何の世よりの事にや、神通とは佛家の語なれど、其起因を知らず、六道寺川常願寺川の間なれば、又寺名神通と云へるがありて、それよりや起りけん。

上新川郡

上新川郡（カミニヒカハ） 明治十三年、新川を上下の二郡に分ち、早月川を以て分界とす。二十九年に至り、

(新川郡)

更に上新川より中新川を分ち、常願寺川を以て分界とす。今上新川は三町二十一村、人口六萬三千、富山市街は別立す、但郡治は富山市内に在り

新川は和名抄爾布加波と注し、十郷に分つ、其郷の管域太だ分明ならず、三州志に「今は五庄三保二十四郷、九百五十七村を領る、民戸の繁殖想ふべし」と曰へり、蓋古郷の地、後に至り田宅民口の大に加はりたるにより、其境域を失へる也（萬葉集には新河にも作り、又爾比加波と書せるもあり、古人爾比とも爾布とも、兩樣に呼びしごとし。（延喜式、爾比加波と注す）郡名は新川神に起る、而て此神名は物部氏の祖大新川命に因る、物部系圖（舊事本紀の天孫本紀の載す）に新川川枯等の地名あり、近江國とす。近江の新川を本とし、人名に轉し、社名に轉して、更に此地にも移れるごとし、川枯てふ郷名の本郡にあるは之を證するに足る。（再考、近江國甲賀野洲の邊に新川と云へるは、即後世の邇保川にやともおもはる）

氏族志云、伊香色雄生建膽心命、多辨命、安宅建美命、大新河命、十千根命、建新川命、大咩布命、氣津別命、（氣津別、撰姓氏錄）大新河、十千根、垂仁帝時、始賜姓物部連、物部氏、自大新河十千根後、世爲大連、門族甚盛、（參取舊事本紀、日本書紀）世號爲物部八十氏、八十繁衍之稱也（萬葉集、仙覺萬葉鈔抄、夫木集）

(若佐野)

續後紀、承和六年十二月、延臣奏言、去六月慶雲見越中國新川郡若佐野村、彩色奇麗、形像非常、云々、この若佐野今其名をつたへず。

富山（トヤマ）　今富山市、人口五萬八千、神通川の右岸、岩瀬港の上游二里にあり。橋梁を架し、左岸婦負郡に渉りて、街巷若干あり、鐵道金澤を去る三十六哩。（古書、外山、戸山に作る、城名に據る）

(外山)

近世富山城下に賣藥行商の業起り、其名四方に高し、號して越中の藥うりと云ひ、朝鮮支那にさへ遠行すと云ふ。其歳額一百萬圓、行商五千人、乃の工場を廣貫堂と名づけ、反魂丹、熊膽圓、感應丸等を主要とす。一書云、富山の製藥は元祿の比、松井屋源右衛門が醫師淨閑と相謀り、反魂丹五香散等を調合したるに起因し、時の藩主又其藩民の一手段なるを嘉納し、諸國に行商するを黙許したり、爾後其業に從へる徒益經營を加へ、運上を藩に納れ其保護を被り、益盛大を致す、維新廢藩後稍衰ふ。

富山縣廳（トヤマ）　舊富山城址に在り、本州八郡二市を管治す、人口七十八萬、初め廢藩の時、新川縣を置き、幾はくもなく廢せられて石川へ併せ、明治六年富山縣を再置せらる

富山城址（トヤマ）　市街の西、神通川の岸に倚り、長方形を成す、濠池石壘等、猶依然たり、東西六町南北十町、金澤藩の支封、明治維新の廢城

三州志云、富山は古へ藤居山と號すと云へど、其證なし、其制は平城にて、神通川を帶ぶ、水越越前守勝重經始すと云ふ、勝重後に神保越中守長職と改號す、神保氏三世之に據る、盖史に富山の字顯はるゝは、天文十四年長尾爲景栴檀野にて戰死し、後神保光氏富山城に徙り、婦負新川二郡に威を振ふ、是を初見とす、爾後越後の兵屢來りて之を攻む、天正四年、謙信また來り、富山城を攻め之を陷る、六年九月、織田氏の將齋藤新五富山城を居り、是より佐々成政越中の守護職となり、此時成政修補して居城とす、前田氏之に次きて越中を所管としたり、正保二年に及び、前田氏より州内十萬石を利次君へ分與す、因て婦負郡百塚に新城を築かんとせしが、造用容易ならざれば、萬治二年富山居城に定む、因て當時利次君（微妙利常の二男）を百塚侍從とも稱したり。○按に、天正十三年秋佐々成政富山城に據り、豐臣氏の來攻に備へしも、克たずして降伏し、十五年肥後に轉封、新川婦負は誰に封與せられしにや、文祿四年に至り、前田氏の領に歸したり。

此表爲見廻、使札、殊銀子[illegible]到來、[illegible]祝着之至候、仍越中儀利[illegible]に立馬、先勢東より立山の[illegible]、木舟守山増山以下、所々城共破北、附而成[illegible]降参、[illegible]外山の居城相渡、最前參陣へ走入候、云々、

天八月七日　　秀吉（印）

本願寺殿

東遊記云、越前の九十九橋も越中の神通川に渡せるものに及ばず、此川は急流なれば、常體の橋を架ること叶ひ難し、されば船橋を架けたり、先東西の岸に大柱を建て、鎖を二筋渡し、其鎖に船を繫き、船より船へ板を渡す、船百餘艘に及べり、鎖の眞中二所程繫ぎ合せ八所ありて、錠をおろしたり、洪水の時之を切れば、舟左右に分れて、洪水の溢れをおさすとぞ、亦一奇觀也、奥州南部の城下にも舟橋あれど、神通川には及はず、（一書に神通の舟橋は、前田家慶長年中の創意と云ふ）

石勢郷（イハセ）　和名抄、新川郡石勢郷、訓伊波世。○今東岩瀬町並に大廣田村、豐田村、廣田村等なるべし、神通川の河口東邊とす

延喜式、磐瀨驛とあるは此にして、白城水橋の間たり、

(磐瀬)

又萬葉に石瀬野を詠む、

秋づけば、萩咲にほふ、石瀬野に、馬だき行きて、云々。伊波世野に秋萩しぬぎ馬なめて初鳥狩だにせずや別れむ。

東岩瀬（ヒガシイハセ）　今東岩瀬町、人口七千五百、富山の北二里、神通川の河口右岸に在るを以て、船舶の來集あり、岩瀬港と稱す。

神通河の河口は、西より東に轉じたるもののごとし、西

(岩瀬港) 岩瀬は婦負郡に屬す、其說草島(婦負郡)の條下に出せり。○北越軍記云、永正二年、長尾爲景岩瀬にて一戰あり、爲景大利を得、岩瀬の城主赤江出雲守久次を討取。

廣田(ヒロタ) 今大廣田、廣田、豐田(トヨタ)の三村と爲る、東岩瀬の東南に連り、近世廣田鄕と云へるは東岩瀬をもこめたり。

三州志云、廣田鄕二十五村、東鑑「文治六年、越中國弘田御厨、同加納」とあるは此なるべし、飯野鄕十村は廣田の南也。(飯野は今廣田針原に混入す)

奥田(オクダ) 今奥田村と云ふ、近世は鄕名に呼べり、豐田の南、富山の北とす、此邊和名抄の鄕名を詳にせず。

針原(ハリハラ) 今針原村と云ふ、廣田の東とす、常願寺川に沿ふ、近世は針原鄕と云へり、針原の北を濱黑崎村とす、常願寺川の河口にして、水橋驛と相對す、針原とは萩原の義にて、萬葉の歌意に應ず。

(濱黑崎) 濱黑崎は、三州志に據れは近世長棟鄕と稱したる地にあたる、此邊和名抄の鄕名を詳にせず。○黑崎は海濱に古松列立し、眺望佳なり、東岩瀬の東更に一里。

志麻鄕(シマ) 和名抄、新川郡志麻鄕、訓之萬。○今島村、新庄町是也、針原の南にして、常願寺川に沿ひ、富山の東とす、近世は專ら島鄕と云へり。

新庄(シンジヤウ) 今新庄町、人口三千六百、富山の東一里、葦匠の家多し。○三州志云、島鄕の新庄は北陸道にあたる、新庄と常願寺川の間、及び南方の地は荒河原にて磽确なり、新庄は松倉城の支堡なりとて、大田新城とも呼び、堡址頗大なり。

新川神社(ニヒカハ) 神祇志料云、三代實錄、貞觀九年、越中國新川神昇叙、同十八年又昇叙、今新庄町に在り。按に此社は郡名の本據とする所歟、川枯鄕を參看すべし。○大同方云、新川藥、越中國新川麻呂之家傳、國司大伴宿禰家持之所授。

山室(ヤマムロ) 今山室村と云ふ、近世は山室鄕と云へるにあたる、富山新庄の南にして驛川に至る。(驛川は常願寺川の水を大庄村の馬瀬口(マセクチ)に堰入れ、西北に導き、富山市に入り、神通川に歸す、長四里半。驛(イタチ)とは恐らくは役(エタチ)の義にて、郡村の人民を役して造りたるものにや。

(驛川)

大田(オホタ) 今大田村と云ふ、山室の南にて、大田本鄕てふ大字あり、近世の大田庄と云ふは、月岡福澤などの地をもこめたり。

三州志云、東鑑、建長二年閑院內裡造營雜掌目錄に、越中大田次郎左衛門尉長員あり、此大田庄に住せしならん、仁木系圖に「仁木彌太郞義高、於越中大田庄討死」とあり、何の時の戰爭にや、大田城は黑牧山(今福澤村に屬す)に在り。

蜷川(ニナガハ) 今蜷川村と云ふ、大田の西とす、舊大田庄內にて、蜷川氏の舊邑とす。

三州志云、蜷川新右衛門親當、應安の比迄大田庄に在りて、婦負郡を領知す、親當の墓は今に蜷川村の最勝寺に存すと云ふ、續本朝通鑑に「寬正五年頃、畠山政長爲管領、太驅政務、伊勢守平貞親、掌當中之事、威權日振、其部屬蜷川親當及其子親元、掌執書案之事、而侍營中、以擬公臣」云々、蜷川系圖を按するに、蜷川親當は蜷川七郞親直より出で、宮道氏なり、親直より廿五世の孫蜷川親吉に、越中守の號あり、其他には越中守の號見えず、親當の通稱に新右衛門見えず、三十二世の親世從で三十三世の親長に新右衛門の稱號見ゆ、親當は連歌の達者にて、宗祇法師竹林抄七子の一人也、後に智蘊法師と號す、泉達錄に蜷川氏の祖は河內國野崎の住人、蜷川讃岐守平氏府とて北面の侍也、後小松帝の世に越中多賀庄へ下向したり、最勝院を建つ、文明三年一休和尚を請立の師と爲す、云々。

布市(ヌノイチ) 今蜷川村の大字とす。○三州志云、大田庄布市村は、相傳ふ、桃井直常居れりと、此地に直常の古墳とて存す、其後能登の畠山氏家運衰へ、其將神保播摩守長光自立して越中に出て、布市に據ること、畠山傳に見ゆ、慶長五年、前田氏より土方勘兵衛雄久へ此布市邊一萬石分を以て配與し、九年の後能州へ轉地あり。

熊野(クマノ) 今熊野村と云ふ、蜷川の南なり。三州志云、熊野は別に一鄕を立つ、上熊野に二宮氏の堡址あり、太平記に文和四年に越中の士二宮兵庫と云ふもの、桃井直常に代り戰死すとあり、此鄕士なるべし、天正中、二宮氏は舟倉の三木休庵に屬し、櫻木城主村田氏と攻戰したり。

東鑑、文治三年、越中國吉岡庄地頭成佐、不法等相累之間、早可令改替之由、云々。この吉岡(ヨシヲカ)は今熊野村に大字吉岡あり、それにあたる歟。

(吉岡)

熊野川(クマノ) 上瀧村の南、小原の山中(今大山村の管內)に發し北流、黑牧(クロマキ)に至り、西北流、熊野村を經て、蜷川村の西に於て、神通川へ入る、長凡八里。

大久保(オホクボ) 今大久保村と云ふ、熊野の南とす、三州志に據れば、此邊大久保、新保、大澤野の三村は舊宮川鄕と云へり、延喜式、婦負郡多久禮志(タクレシ)神社今新川郡讙村に在り、(神祇志料)讙村は今大久保に屬し、神通川の邊なれば、婦負郡の地界に移動ありしにや。

新保(シンボ) 今新保村と云ふ、鴨社注進雜記、壽永三年の數書に越中國新保御厨とあるは此にや、されど新保とは正しき地名にあらで、某地の新保と云ふべきものなれば、其實を得されば、同名の故のみにて、押當てがたし。

大澤野(オホサハノ) 今大澤野村と云ふ、大久保の南にして、舟倉山の下にあたり、頗平遠なり。其神通川の岸邊を笹津(ササツ)と云ふ、即飛州往來の小驛にして、舟楫は笹津以下岩瀬まで六里の航程自在なり、笹津の渡は近年橋梁を架す。

(笹津) 曾我耐軒南討餘錄云、途出笹津、攄南方紀傳、元德年中、

姉小路參議自綱、出爲飛驒國司、世襲其任、三傳至尹綱、及[illegible]記、正平二十年、南朝衰替、尚行於二十餘國、飛驒居其一也、及南北已混一、足利氏持盛斯波高員、總小笠原持長、京極高貞等兵伐之、姉小路氏、四世八十三年而亡、實應永十八年也、是時分數道、持長由舟津進寇也、但紀與尹綱作尹綱、誤矣、神通川經於此、呼舟渡去、兩岸大石、聳立千尺、水齧其根、色如雪花、旋渦不止、地誌云、天正十三年、豐臣太閤、既平越中、附近之地、望風投欵、飛驒豪族三木左京大夫自綱、落髮號休庵、負固不服、太閤軍次舟津、對岸設壘、命諸帥、縱騎涉焉、險流石崩、人馬相顧不進、金森長近牙騎、長屋喜藏可重、擢身先涉、謂此也

牛增（ウシガマセ）

今牛が増より南、神通川の峡谷東岸（西岸は婦負郡細村入り榆原片掛などとす）の部落を併せて下（シタ）村と云ふ、舟倉山の西南にして、舟津の南に鄰接す、飛驒の山口也。

斐太後風土記云、古川高野城主鹽屋筑前守秋貞は、永祿年中越中國へ討て出て、舟津近邊を攻取り、新川郡牛栅（ウシガマセ）の舟倉山に城を構へ住居し、越後の上杉謙信と共に越中をなびけたりきと。

（栅牛）

船峅（フネノクラ）

今船峅村と云ふ、峅は新川郡所々の地名に使用し、倉藏と通じクラに假る、字書にはなし、俗字なるべけれど、其起因を知らず、牛増の東、大澤野の南とす。

○三州志云、船倉郷は一に舟倉寺郷と云ふ、飛驒軍記に、天正六年、三木自綱飛州より兵を出し、舟倉に新城を築くこと見ゆ。

舟倉山（フネクラ）

上新川郡の南界にして、神通川の右岸に峙つ、其南を下（シタ）村と云ひ、直に飛驒吉城郡に接す。○舟倉寺權現は土俗中新川の岩峅寺、蘆峅寺等に並比して名神とすれど、縁起明白ならず。一説、式内婦負郡姉倉比賣神社を以て舟倉に擬すれど採り難し。

車持郷（クルマモチ）

和名抄、新川郡車持郷（高山寺本には今亡と註す）○今月岡村に西黒牧あり、福澤村に東黒牧あり、黒牧もしくはクルマモチの轉訛音にあらずや。此説にしてあたらば、上新川の南偏は車持の郷内とす。

（牧黒）

車持は古姓にて、若狭上總にも郷名とす、其部民をば車持部と云へり。

月岡（ツキオカ）

今月岡村と云ふ、舊大田庄内とす、開發郵便局は本村に在り、富山の東南二里半。○土川は常願寺川を馬瀬口に堰入れ、西北に導けるものにして、熊野川と鼬川の間を灌漑し、末は熊野川に歸す。

福澤（フクサハ）

今福澤村と云ふ、月岡の南にして、山中に位置す、舟峅村の東に隣る、大字東黒牧に津毛城址あり、此城村田（ムラタ）とも欅木とも云へり。

北越太平記云、信長公は上杉入道逝去と聞いて、神保安藝守氏治を越中へ歸國せしめ、飛驒國司方へも神保と心を合せ計略すへしと仰遣さる、其後齋藤新五郎越中退治の御を承て馳向ふ、太田保の内津毛（ツモ）の城には國人椎名小四郎が手の者共籠りけるが、取巻かれては叶ふまじと、開城して落行ければ、齋藤は頓て河田豐前守の楯籠る今泉の城に押寄、云々。

上瀧（カミタキ）

今上瀧町、人口二千三百、常願寺川の左岸にして、立山谷の口にあたる、富山の東南四里、更に東に登る十里にして立山に至ると云ふ。

上瀧は舊三室郷とも云へり、其東南なる山谷を今大山村と云ふ、立山の條下に掲く。○上瀧の北大庄（オホシヤウ）村の馬瀬口（マセクチ）は常願寺川の岸邊にして、鼬川土川等の堰入口とす、近世上瀧の東より暗渠を以て河流を導き、谷口用水と號し、新庄奥田の遠地まで灌漑す。

（口瀬馬）

中新川郡

中新川郡（ナカニヒカハ）

明治二十九年、上新川の東北を割きて中新川郡を置く、常願寺川を以て相界す、今中新川五町二十九村、人口八萬六千、治所は滑川とす。

玉山聳立擁靑空、鐵鎖九尖陸月宮、[illegible]會仙壇[illegible]、朗吟飛下北溟風、　龜田　鵬齋

立山（タチ／タテ）

本州東南隅なる大山彙にして、謂ゆる乘鞍火山脈の一支とす、即南は藥師嶽より起り、劍嶽（立山の雄山峯）大日嶽を經て、瀧倉嶽、布施山に至りて盡く、其西側の溪澗は常願寺川、早月川、片貝川等を爲り、東側乘鞍火山脈の溪澤は、名高き黒部川の縱谷にして、越後の姫川と并行し、特異の形狀あり　此山谷は今上新川郡大山村と、中新川郡立山村を山口とし、面積四十方里許、人烟稀少、蘆峅寺以上には全く鶏犬の聲を絶つ、登山者の路は上瀧岩峅寺より登る、四里にして蘆峅寺、又六里にして雄山に達す。古訓多知也末、今俗或は多天と訛る。

中地山（ナカチヤマ）

今上新川郡大山村と云ふ、常願寺川の左岸を總ぶ、天正中飛驒の江馬常陸介輝盛兵を越中に出し、新川の村邑を略取し、中地山に築城して之を守る、即此歟。

有峰（アリミネ）

今上新川郡大山村の大字とす、中地山の東南五里、飛驒堺の窮谷に在り、黒岩山に金剛砂を産出す。○三州志云、有嶺は立山の谷にて、新川の郡内を距る十里、其民は昔高家の人の亂を避けて山に入りし者の末なりとて、常語野鄙ならず、常に相呼ぶに官名を云て、俗名を

稱せず、九月以後は雪、往來路絶ゆ、村人夜々集りて或經流ハ軍書をよむ、近年まで佛法を知らず、病あれば立山權現に祈るのみ。

蘆峅寺（アシクラ）　今中新川郡立山村と云ふ、常願寺川の右岸を總ぶ、岩峅寺の東四里、立山神の分祠あり。往時は岩峅寺と云ひ僧侶を以て佛祭したる所也、今も神官を世職とする者數戸あり。峅字は俗字なるが、鎌倉大藏などの例にて、谷間の義歟。

藤橋（フヂハシ）　蘆峅寺の東二里、湯又川（又湯谷川）に架する蔓藤の橋也。〔三才圖會云、立山麓岩倉川上、有大橋、長凡百三十丈、無柱、用藤蔓爲桁、布板於其上、他邦人輙不得渡、俗呼其川曰三途大河、河東有山、名死出（シデ）山、蓋立山有火氣、俗以爲地獄、故好事者稱三途川死出山等之名矣〕廻國雜記云、かくて立山に禪定し侍りけるに、先三途川（サンヅノカハ）に到りて、思ひつゞけらる、

この身にて渡るも嬉しみつせ川
　　さりとも後の世にはしづまじ、

翌日下山のついでに、もろ〳〵の地獄を廻りけるに、熱湯の躰、火炎など取々に凄ましかりければ、

しでの山ろのしなく〳〵や湧かへる
　　湯玉に罪の數をみすらん。

（三途川）

（參考）三途川をば又三瀨川（ミツセ）と云ふ、金光明經に「是經、能令地獄餓鬼畜生諸河、焦乾枯竭」とあれば、三界の濟度に譬喩せる者歟。古今集、小野篁の「なく涙雨とふらなむ渡り川水まさりなばかへりくるがに」、拾遺集、道雅女「三瀨川わたる水棹もなかりけりなにに衣をぬきてかくらむ」とよめり。十王經には葬頭河（サウヅカ）と云ひ、奪衣婆のそこに居ることを演ぶ。死出の山は古今集に「しでの山麓を見てぞ歸りにしつらき人よりまづこえじとて」、拾遺集に「しでの山こえて來つらむほとゝぎす戀しき人の上語らなむ」などよみ、佛經の死山を云ふ。涅槃經に「有四大山、從四方來、欲害人民、四大山卽生老病死也」と云ひ、山の險阻に四苦を喩へしに出づ。僞本十王經には閻魔王國堺死天山南門云々とあるは、邦語「しでのやま」と云ふを採りたるにて、古本の十王經今の世に傳へねば、其正說を詳にせずと云ふ。

（死出山）

稱名瀧（シヤウミヤウ）　地獄谷の末にして、早乙女（サヲトメ）嶽の下に於て、懸りて瀑布と爲る、高百丈と稱す、湯又川と合ひ、卽常願寺川と爲る。常願寺と云ふも、往時立山權現の僧院にして、此二溪の落合藤橋の邊に在りし也。

地獄谷（ヂゴク）　稱名川の源にして、大日嶽と室堂（ムロダウ）の間に在り、噴火孔に異色の水を湛へ、尙活火山の餘勢を示す。〇此立山地獄の事は、古人の夙に唱導して、佛道の因緣輪廻を目前に示現せしめたる所とす。蓋本邦古來の民信に浮べる捺落迦地獄の形相は、專ら此立山の怪異を觀して、生れたる想念なるべし。經說本文の六趣六道をまのあたり示したる證例は、此山谷より善きはなかりけん。凡海内の火山種々の怪異あれど、立山のごとく恐るべき容態、悲むべき風色を具ふるはあらじかし　而も其山京畿を去ること甚遠からざりしを以て、古來登游巡行客多く、名聲最著れたり。

一書に曰く、藤橋の邊に一廢址あり、これ常願寺の墟とす、溪流一は地獄谷より出て、一は温泉の下より湧き、此に至りて合注し、常願寺川となる、此より以上坂路峥嶸、其尤險なる者を村木（ザイモク）坂といふ、石柱横に倒れ、層壁自ら階をなす、削立して登り易からず、岩角を攀ぢ躋躋することは梯を踏むが如し、之を陟れば熊野堂あり、行くこと暫時にて、彌陀原に出づ、篠菁全く盡き、荒草靡々、綠蕪鋪くが如し、長凡そ三里、之を横ぎり溪壑に降る、一の谷といひ二の谷といふ、溪流奔瀉し、澗底火山岩の碎片把頽伏倒し、大なる者は數丈に餘る、二の谷より以上險絕攀ぢ易からず、仰ぎ見れば一巖突出して空に臨み、猿猴飛躍の姿勢をなす、之を獅子巖といふ、此巖より以上は草亦生せず、焦土火石脚下にあり、處々に殘雪を踏む、山麓より凡そ九里にして室堂（ムロダウ）に至る、實は十里にして遠し、室堂の在る所を舊時噴火の大坎とす、前面に雄山あり、西に淨土山あり、東に[illegible]巖あり、皆火口障壁の殘留する者、淨土山は焦砂の堆積する者にして、未だ奇とするに足らず、雄山と劍巖とに至りては、巖骨稜々、土壌を着けず、峰尖分岐して、劍戟を列植するが如し、室堂の大さは富士山頂の巖窟に十數倍し、能く百人を容る、地獄谷の池水は各其色を異にす、蓋何物か溶液を混じたるもの怪むに足らず、此を去り雄山の頂に登る、是を立山山嶽の最高點とす、小祠あり、雄山神又は立山權現と云ふ、標高二千七百餘米突。

（材木坂）

（室堂）

立山賦一首　　越中守　大伴　家持

天離る、鄙に名かかす、古思（コシ）の中、國内（クヌチ）ことごと、山はしも、しじにあれども、川はしも、さはにゆけども、皇神の、主（ウシ）はきいます、新河の、その多知夜麻に、とこなつに、雪ふりしきて、帶ばせる、可多可比河の、淸き瀨に、朝よひ毎に、たつ霧の、おもひすぎめや、ありがよひ、いや年の端に、よそのみも、振さけ見つつ、萬世の、語らひ草と、未だ見ぬ、人にも告げむ、音のみも、名のみも聞きて、ともしぶるがね、

敬和立山賦　　越中掾　大伴　池主

朝日指し、そがひに見ゆる、神隨、御名におばせる、白雲の、千重を押別、天そそり、高き多知山、冬夏と、わくこともなく、白妙に、雪は降りおきて、古へゆ、ありきにければ、こごしかも、いはの神さび、玉きはる、幾世經にけむ、立て居て、見れどもあやし、峰高み、谷を深みと、落瀧の、淸き河内に、あさならず、

霧立渡り、夕されば、雲居棚引き、くもおなす、心もしぬに、立霧の、思ひすぐさず、行水の、おともさやけく、萬世に、言繼行かむ、川し絶えずば。〔萬葉〕

雄山神社（ヲヤマ）　又立山神とも云ふ、立山の雄山に在るを本祀とし、蘆峅寺岩峅寺等に分祀れり、式内新川郡雄山神社と云ふは是也、後世には立山權現と曰へり

按に立山は萬葉に「須賣加未（皇神）のうしはきいます、儞比可波の多知夜麻に」云々、「白雲の千重を押別け天そゝり高き多知夜麻」とも詠じ、古言にはタチヤマと唱ふ、タテは訛れるなり、

　多知夜麻に降り置ける雪を常夏に見れども飽かず神ながらならし、〔萬葉〕

(多知山)

三州志云、立山縁起に「大寶中、有若卿嫡男有賴卿、謁說方原五智寺慈朝師、受戒、改名慈興、建立大權現大宮及王子眷屬等社」と、此有若を三才圖會に、四條大納言と云ひ、又一本立山縁起に佐伯若左衛門、その子有恒、立山大宮を立つと云ふ、本朝通紀に、大寶三年、釋教興立山權現を越中に勸請すとあれど、續紀には載せず。○按に立山神は上古より高山の靈神として崇められしは論なし、（伊弉諾神なりと云ふは神道の所說なれど、信否は問はずして可なり）白山の神を泰澄法師の徒が祭りたる頃より、此神も僧徒の奉する所となり、威尊を加へしならん、釋書に「釋蔵禪、神融法師之徒也、形短小、又甚醜、徐步却疾、人走不及、專唱地藏號、無別業、游化北土、不移他方、轉寫降神、白山立山爲修練場、晚轉養白山笥笠、而居終」とあるは其一證とす、

三千風行脚文集云、蘆峅庄立山、大寶元年、慈興上人開基、日本第一大梁正一位立山權現、本地國常立尊、相殿三柱、皇孫尊思兼尊手力尊也、十所王子、一萬眷屬、十萬金剛童子、高貴山七百餘尊、金峰山五百餘尊、禪頂迄九里、跨越中越後信濃飛驒四箇國、曉に先達の翁を伴なひ、姫松にてはや本宮の後より出て、欠路をつたひ、彼ふごの渡につく、今は葛藤の綱四十間かけたり、見るさへ肝つぶれぬれば、目ふたぎ南無の聲ともに向の岸につきぬ、かゝれは蟋横の村木坂の曲徑を過き、漸く天津原に着く、宿雪破簷の姿、變らず白鶴の天牛に御してや來ぬらん、高貴山（カウキセン）上は天仙所栖の境と見え、龍王が嶽は明神遊觀の街にひとし、去來の雨雲は淨土山に往きかへし、不生の根なし風は、大日の嶽をなづる、修驗三身の行體、まのあたり見るもいみじ、僧も一の谷の鎖下しにつく、二十尋ばかりの鐵綱を、筵の根に結びてさげれ、翁曰く是なん一谷のつなおろし、此道は千人の中、二三人ならではなき大難所也と、からうじておちつきぬ、見上ぐれば九天より飛り落る鈴妙の瀧あり、玉は鈴銅の殼をまくが如し、瀧壺の下に渦浪のひまに、龜甲をならべし如くの飛石あり、之を渡り護摩の岩屋に這入りぬ、凡幽谷の景、里の其處に此方はいまだ深冬の樣也、寄い下かぐれ鶺鴒物さび、禪頂の松の梢は谷になびき、手染脚根の草木も、わづかにかがみはへり、申の刻の終に室堂の炊屋に至る、此より頂上へは五十町あり、祓所に心をも淸め、やがて御前（ゴゼン）につく、劍岩鋭にして、身は百尺の竿頭に手を放ちて立つ心地す、壇前は丈餘二尺にすぎず、降路は早坂を經て、直に火焚（ヒタ）を屋に着く、此に繩したためて、地獄廟體に行く、千蛇が池を左に見て行きしが、世に聞しは物の數ならず、遙に北なるは劍（ツルギ）の御山とぞ、巉々たる刀山には雲も穿ち破られぬ、黑煙高く空にうづまき、熱湯の沸立つ聲雷鳴のごとし、魍魎野に戰ふ勇者も、屍すべて去ぬべし。（以上大意、天和三年）○諸國里人談云、立山は麓の大宮より絕頂まで十三里餘、此山は佛尊の顏に似たりと、膝を一の越とし、腰腹を二の越、肩を三の越、頭を四の越、頂上佛面を五の越とする也、地獄道に地藏堂あり、每年七月十五日、胡蝶あまた此原に出てて[illegible]ぶ、これを[illegible]市と云ふ、[illegible]には八大地獄あり、[illegible]十六の小所ありて、一百三十六[illegible]といふ、血の池は赤色[illegible]く血の如し、所々に[illegible]、山[illegible]て、[illegible]地の[illegible]さへ聞えて、恐ろしき有樣也、北に[illegible]山まで、岩石[illegible]て[illegible]の如し、[illegible]に云ふ、此山にて[illegible]人の亡靈影の如くに見ゆと。

(劍山)

小鳶谷（コトビダニ）　雄山峰の西南にして、湯川の源とす、大鳶小鳶の二峰相倚て聳立し、谷中に刈込（カリコメ）池、松尾山等の噴火口三四所存す、又溫泉の湧出あり出（ダシ）[illegible]原溫泉と號す、槽池屋舍の設なし）又一の地獄谷とす。地學雜志云、立山に地獄谷小鳶谷の爆裂噴火口あり、小鳶谷には硫質溫泉湧出する所あり、天保十年に御安地獄（當時の地獄谷の別稱なり）破裂し、鼠色の灰砂を降せしと、安政五年の爆裂は、小鳶山を飛散し、御安地獄を崩壞し、其餘勢は岩石を常願寺川に押流し、川筋西岸の田野を埋沒したり。○三代實錄に「貞觀五年六月十七日、越中越後等國地大震、陵谷易處、水泉涌出、壞民廬舍、壓死者衆、自此以後、每日常震」とあるは、此立山の噴火に關聯したりとも決し難きことなれど、今ついでに此に揭け置く。

藥師嶽（ヤクシ）　雄山峰の南方三里許にして、對峙する一峰なり、標高三千米突、（雄山より高し）亦消火山とす。その南方數里に鷲羽（ワシバ）嶽あり、乘鞍火山脈の本線にあたり、越飛信の國界此に交はる、標高二千九百米突、黑部川は鷲羽を以て遠源とす、飛の高原川、信の高瀨川又此鷲羽を源とす。

(鷲羽嶽)

更更越（サラサラ）　小鳶谷より立山山脈を越え、黑部川の縱谷を橫絕し、針木（ハリキ）峠を登り、信州北安曇郡仁科へ出づる者を云ふ歟、或は皿峠越とも云ふ、無双の絕險なり。

三州志云、越信の山路、立山を踰ゆるものを更々越と云ふ、險甚し、天正十二年、佐々成政此を踰えたりと、人國記に此事を十一月中十二日に歸城とあるは不審なり、

(針木峠)

立山芦峅の者に聞ふに、冬日立山に登ることは絶てなきことなり、其上今年加州の前田侯と戰ひ起り、七月の末よりして九月に至りて、能州末森の城攻後巻等のことあり、六月七月の間にこそ、信州より尾州遠州へも行つらめ、諸書皆誤りて太閤記を附會す、又三州水經に、立山湯谷川此谷南に温泉あり、成政信州へ越るのとき此の温泉に入浴せりと、此温泉道に松尾と云ふ大難所あり、上り下り三里、是を沙羅々々越と云ふと、信濃地名考に安曇郡大町の西に高瀬川あり、其水上の邊をサラサラ越と云ふ、天正中佐々成政此に至る故、佐々越とも云ふとあり。○東遊記云、昔佐々成政が雪中に立山を越えしと云ふこと、今も其山越を成政がさらさら越といひて、富山より松本まで二日が間に越ゆる者あり、されど是は法度の事にて、彼地の人も秘するといへり、常の道を廻りて行けば、富山より松本まで六七十里にも餘れるを、雪の上なれば谷も峰も直越にす。

岩峅寺（イハクラ）

今中新川郡立山村の大字とす、布倉山の傍にて常願寺川の右岸也、上瀧町と相對し、立山の谷口にあたる、此にて常願寺川を岩倉川とも云ふ。

岩藏川と云へる大河侍り、故里なる近き谷の其名をおもひ出て、

古里の山にちかしとこひわたる岩くら川の影もなつかし、（回國雜記）

常願寺川（ジヤウグワンジ）

立山藥師嶽に發し北流、湯谷の溪流を合せ、湯父川の名あり。藤橋に於て稱名川を併せ西流、有峰（アリミネ）川（和谷川）を併せ、漸く西北に傾き、岩峅寺の邊より下游と爲り、西水橋町に至り海に入る、長凡十六里。立山（タチヤマ）川とも云ふ、常願寺とは立山山中の舊寺號とぞ。○安政五年□月□日、立山噴火破裂し、土沙を常願寺川に流下す、其沿土頗肥沃にて農耕に利ありと説く。○北越軍記云、天正十年、柴田勝家、佐々成政、前田利家等越中へ打入候に付、上杉景勝魚津城へ後詰、大岩寺に馬を被立織田衆と對陣也、常願寺川を隔てて日々せり合あり。○小路記云、（明治十一年）東叡常願寺川堤を過させたまひ、上人松と字せる所にて休はせたまへるに、此縣の司おまへに出で、安政五年の震災に、立山のうち崩れたる所ありて、砂を流しゝより、川床いたく淺くなりて、その後としく水の災にかゝれることども、委しく奏せり。

末（スヱ）

舊庄名にて、近世三十四村を總べたり、今の釜淵（カマガフチ）、上段（ダン）、東谷（ヒガシダニ）、下段等にあたる、岩峅寺の東北とす。

白岩川は東谷村に發源し、西北流弓庄（ユミノシヤウ）を經て、東西水橋の間に至り海に入る、一名加茂宮川、長凡七里。

大森（オホモリ）

今大森村と云ふ、舊入部郷と云へる地なり、岩峅寺の南、常願寺川の東岸とす。

大森を過ぎけるに、殘暑未だ散じやり侍らねば、木陰にすずみして、（回國雜記）

風はもり照日はうゞき大森の陰に立寄初秋の空し

近世高野郷と云へるは、六十餘村ありて、今の高野、寺田、舟橋、利田（トシダ）、五百石の五村にわたれり、

高野（タカノ）

高野てふ大字は寺田にのこる、末庄の北とす

五百石（ゴヒヤクコク）

今五百石町、人口三千四百、松本開とも云ふ、大森に接し、滑川町の南三里餘、郡中の大邑とす。（富山より東南二里餘）

日置（ヒオキ）

今利田（リダ）村に併せらる、式内日置神社（續後紀、承和十二年、又三代實錄、貞觀二年九年等授位の事あり）存す。此社は後宇多院御領目錄にも、越中國日置社年貢萬疋とありて、往時は著名の社なりしと知られぬ。

市田（イチダ）（田利）

今西三郷（ニシサンガウ）村と改む、利田の北とす。三州志云、市田城、天正五年合戰のこと、土肥家記に見ゆ、市田郷七村、池田郷九村相並ぶ。○池田は今東三郷村と改む、水橋の南に接す。

水橋（ミツハシ）

今西水橋町（人口五千二百）の二に分つ、常願寺川の河口右岸にして、白岩川を隔て相並ぶ、又其東北に上市川の細流を隔てて滑川町あり、民家數十町に連亘す。

水橋は延喜式に載せ、北陸道の名驛とす、（本書刊本に水橋に作るものあり誤れり）一書に枕草紙に「渡はみつはし」とあるを此に引きあてしは非也、みつはしは山城國の美豆の牧野の邊の橋渡なるべし。亞東菩光寺紀行云（寛正六年）その夜なごといふ所に着ぬ、楓橋のよるの泊りもやと思ひ連ね侍て、

曙や恐はさだえし波の上になこの續橋のこるとぞみる、

明ればほどなく水橋といふわたりにうつりぬ、

徒に人たのめなる水はしや舟より外に行かたもなし。

上條（ジヤウデウ）

近世上條郷三十八村と云へるは、今の上條村、相之木村にあたる、相並びて下條（ゲデウ）郷二十一村、今の下條村にして、東水橋も之に屬したり。古の何地の上條下條にや詳ならず、上條村大字小出は東水橋の南一里、古城址あり、

（條下）

小出城址（コイデ）

又小井手に作る、小出川と云ふは、白岩川の一名とす　北越軍記云、天文七年、長尾守佐美兩將越中へ攻入、松倉城を乘取、神保人兵庫は打もらされて小出城へ落申候、又云、永祿九年五月、上杉謙信越後を打立、越中へ被攻入、上杉彌五郎義春を遣し、小出城揖美庄助五郎を攻落され、國中方々砦を取出ども仕置有て、七月に歸國、元龜二年八月、謙信再越中へ發向、栂尾（トガヲ）（三州志云、舟倉郷外川）を攻落、小出城には長尾小四郎景隆を入置る、又云、天正九年景勝越中へ出張、小出城を卷取るに依り、加賀越中の諸浪人一揆を起し、景勝方を仕候、京都より神保佐々馳歸り候に附、景勝小出の圍を解被引入候、其引拂の火の手三里程に見かけ、佐々成政は

成願寺川小出川を越追詰候へ共、景勝頻に被引入候に付、成政も空く引返す。又云、景勝若武者に候得共、小出城を取卷、謙信の遺風有て、段々に間次遠物見を出故、佐々中郡中田迄着を聞て、圍を解て被引入候。（越後治亂記云、天正十年、佐々成政魚津松倉の兩城を責めむとしけれども不叶、小出と云處に新城を築き立て、味方の内富山衆の者共籠置て、此普請を妨ける、依て柴田伊賀守富山衆の者共を成せし處に、魚津松倉兩城よりおめいて出、伊賀守を攻ければ、五十公野地へ退き、城を押て扣たり、景勝公やがて出馬、先小出の城を攻給ふ、是松倉の城に對して築たる向城也、二三の丸を破て唯一重にぞ押詰めけるが、信長より大勢の後巻と聞えければ、景勝公退陣。

弓庄（ユミノシヤウ）

又揖美（イミ）に作る、舊庄號に呼び、上條下條の南、高野の東とす、今の弓庄村、柿澤村、宮川村、大岩村、舊杉村、白萩村、上市町等是なり

（揖美）

弓庄館（ユミノシヤウタテ）

今柿澤村の大字とす、白岩川の邊也。三州志云、弓庄城は土肥氏數代之に居る、天正の初美作守まては新川一郡大半領して弓庄に居城す、美作守政繁の時、上杉景勝に隨心なり、天正十年六月、魚津陷城の後は、景勝方の越中諸城主皆離心すれども、政繁の弓庄一城のみ堅く守りて降らず、仍て佐々成政此城を攻む、十一年、成政附砦を四所に築きて山上に陣す、越後の援兵來らざるを以て、城中には百箇度を踏て固く持すること百餘日、成政城の四面に塀垣を造り、久く圍て城兵を病せしむ、たまく和成りて、政繁は城を成政に遞して越後へ退けり。

上市（カミイチ）

今上市町、人口四千、滑川水橋の南二里餘、中新川郡の中央に位置す、網布を名產とし、近年羽二重を專業とす。

上市川は白萩村の奥、早乙女嶽に發し、西北流上市を過ぎ、水橋と滑川の間に至り海に入る、長七里。

大岩山（オホイハ）

上市の南二里、大岩村若倚谷に在り、佛堂山に係り、その山一岩に成る、頗る景とす、飛泉數條あり。大岩日石寺（ニツセキ）は、相傳へ僧正行基の開創なりといふ、正保年間弘寒阿闍梨靈場の廢絶するを悲み、其の再興を謀りしに、國主前田氏之を聞きて爲めに土木を援け、新願所となせり、本尊不動明王は堂後の岩壁に刻したるものにして、長凡一丈八尺、三重塔あり、天保年間再造。

（日石寺）

立川寺（リフセン）

上市の東、大岩寺の北、眼目（サツクワ）村に在り、（眼目は今南加積村に屬す、眼目をサツクワに假るは、古官職名に目ありて、之をサクワンと唱ふ、中世因襲して目代眼代の稱さへあり、卽之に因る、而も地名の本義サツクワとは明白ならず）禪宗の一名刹なり。眼目の南、西種山に鐵鑛を出す、產量多からず。（西種山、今白萩（シラハギ）村と云ふ）

（眼目）

立川寺は能本山義山の高弟大徹宗令禪師開創、應安三年の事とす、初め立山權現を鎭守として、立山寺と號したり、應永十五年大徹入寂す、遺弟闘堂和尚修營して、越州の名藍と爲す、其頃堀江の城主土肥氏當山に歸依して三千貫の地を寄付し、曹洞宗一派の本山と稱し、末派出世の道場たりしに、天文の頃には數十の長きに涉り、土肥氏も終に破れて其家斷絕せり、此時當山も亦兵火に罹りて焦土に歸し、天正の末國亂漸く治まり、前田氏今の堂宇を再興せしむ。此眼目山に陰曆七月十三日の夜、山神龍神の獻燈て、海山二方より火來り、松の梢に留まる由を東遊記に錄せり。

堀江（ホリエ）

今中加積村の大字とす、舊は庄號に呼び、中新川の諸鄕村を籠めたるごとし、享德四年京都祇園社領目錄に、越中國堀江庄內高木と見え、高木は今寺田村の大字とす、又弓庄の土肥氏を堀江城主とも曰へり、近世上市川の東を加積鄕に併せ、今南加積、山加積、中加積、西加積、北加積、東加積、早月、加積濱、加積の八村あるも、往時はみな堀江庄の中なるべし、加積とは名義を知らず、草名にカツミあり、

（加積）

廳宣　留守所（京都祇園社文書）

可令早松寄法橋領村村事

刀禰村、堀江村、本庄村、小泉村、梅澤村、西開發村

右件村村、爲彼房領、國使非分之使其行向、且可令境四至之狀、所宣如件、留守所宜承知、依宣用之、不可違失、以宣、

康治二年五月七日　守　源朝臣（花押）

此に見ゆる堀江は今中加積村に存し、小泉梅澤は西加積村にのこる

滑川（ナメリカハ）

今滑川町、人口一萬、水橋の東北に接し、同く濱海に居る、富山を去る三里半、今中新川の郡治とす。

北越軍記云、永正三年、長尾爲景越中滑川にて一戰あり、爲景大利を得て、滑川城主府久呂藤右衛門尉兼久を討取。越後治亂記云、永正六年、爲景越中西濱へ敗北し、滑川陣の時、石田備中守、五十嵐入道、大須賀民部等越中の神保長職、能登の畠山に內通して、一心を企て、本陣に於て後切せし程に、飯沼高梨柿崎三人討死して、爲景を落し奉る。○北國太平記云、天正十三年、佐々は久利伽羅峠を固めたるに、秀吉思も寄らざる能登國へ押出し、石動の出崎より船に取乘り、滑川へ着船あり、云々。

櫟原神社（イチヒハラ）

今滑川町に在り、式內官社とす、滑川の西南に接し、上市川の邊に大字市江（イチエ）あり、市江卽櫟におなじければ、此邊の舊名櫟原と呼びしを知る。（和名抄、櫟子、伊知比、相似、大於椎子者也、箋注云、用明紀、赤檮、此云伊知毘。）

（市江）

產業事彙云、滑川の邊に產する方言壁土と云ふ者は、沙礫を含むこと少く、垢膩を洗滌するの効、遙に洗濯石鹸の上に出づ、試みに頭髮を洗ふに、一洗能く其垢を去りて光澤を生じ、手を洗ふも亦然りと云ふ、更に汚巾を取りて之を試みるに、其の効石鹸の如くして、染色の變なく、毫も地合を傷めず。

大荊郷

和名抄、新川郡大荊郷、於保也布。○今詳ならず、東大寺要錄にも越中國大荊庄を收め、寺封とす。滑川町に寺家の名のこる、もしくは大荊庄の寺家分の遺唱にや。

（寺家）

長谷郷

和名抄、新川郡長谷郷、高山寺本川波世。○今詳ならず、上新川なるべしとおもはるゝも、擬定し難し。

川枯郷

和名抄、新川郡川枯郷、高山寺本、注今亡。○今詳ならず、近江國甲賀郡に川枯神社あり、姓氏錄に川枯首あり、物部氏の祖大新河命に關係する所あるごとし。天孫本紀に彥湯支命は綏靖帝の朝に申食國政大夫たり、淡海川枯姫を妾と爲し、出石心命を生む、出石心は孝照帝の朝に大臣たり、新河小楯姫を妻と爲し、大水口宿禰を生む、(式內水口社は甲賀郡に、式內新川社は野洲郡に在り)大水口の弟大矢口宿禰の四世孫を大新河命とす、蓋川枯新川は共に近江國を本據とし、物部氏の繁榮に因り、其部族此にも移り、郡郷名にも立ちたるなり。

鳥取郷

和名抄、新川郡鳥取郷。○今詳ならず、鳥取は古姓なり、古事記玉垣宮の段に、鳥取部を定めらるゝ因由を載す、射水郡鳥取を參看すべし。

早月川

立山の北、大日嶽に發源し、西北流十里にして海に入る、其源なる山谷は今白萩村に屬す、其下游淺菊(同東加積村に屬す)より北には、中新川下新川二郡の堺線と爲す。

（延槻河）

新川郡、渡延槻河時作歌

多知夜麻の雪しくらしも波比都奇の河の渡り瀨あぶみつかすも、〔萬葉〕

下新川郡

下新川郡

明治十三年、早月川以北を分ち下新川を建つ、今人口十二萬、六町三十七村、治所は魚津にあり。

三州志によれば、下新川の俗稱は近古已にこれあり、婦負の左右を中郡と云へるに對し、下郡下新川の名目も起りけん、然れども往時の下新川は、固より境域を分ちて公に用ゐしにはあらじ。

松倉

今松倉村と云ふ、早月川の東邊なる山中にして、魚津の南二里、其溪流を角川と云ひ、魚津に至り海に入る。○松倉の山中に金坑あり、第三紀の凝灰岩を通ずる粘土脈中に、方鉛鑛及び輝銅鑛を交へ產出す。往時は盛稼の事ありしと云ひ、廢坑多し、今はわづかに角川の溪中に砂金を探るべきのみ、〔地學雜志〕大字に金山谷と云ふもあり。

（金山谷）

松倉城址

松倉村大字鹿熊に在り、椎名氏の古壘とす。○三州志云、元弘中椎名孫八入道居たり、建武二年名越時兼越中に起る時、野尻玄蕃允を囑み兵子を募り、杉本城(此城地新川郡杉本か)に據て椎名孫八の魚津城を攻むと、是魚津城は松倉城なりと云說あり、松倉は椎名氏歷代の居城なり、鎌倉將軍の時より居り、元弘の亂にも孫八入道ありし事太平記に載す、越中五誰將の一人にて、中古以來肥前守を通稱とす、領分は新川郡賀積郷南庄十八萬三千石と云、但是は泰種時代か、采地に石附せしは天正の初より也、一說領分小出川より、境川に至ると云、信州にも領知有て、總て人數三千許を統べしと也、貞治五年、桃井直常井口城に至るの砌、斯波義將の爲に攻られ松倉城に保む、永正七年、長尾爲景上杉顯定を越後長森原に斃す、後松倉金山の城主椎名越中守康胤爲景に叛き、能州の畠山義統に通ずと云こと軍書に見ゆ、天文十四年、爲景其將宇佐美駿河守定行を從へ、兵を驅て之を圍み城陷る、後其子肥前守泰種據るを、永祿六年謙信又之を攻取り、城の修理を爲して歸國とあれども、其後泰種攻取り、武田信玄越中へ侵入の時、泰種二男鶴松を質として信玄へ降る、謙信復此城を屠り、泰種の領六萬貫を寵將河田豐前長親に與ふと云ひ、此間說々錯亂次第し難し、此後又河田等數城を守るを、天正十年柴田勝家前田利家の諸將之を攻めしが、本能寺の變に會ひ軍を收む。○北越軍記、天文七年、長尾爲景越中へ攻入、松倉城は唐人兵庫助、山下右馬助籠り申候を、宇佐美定行手勢、夜攻に乘取、○甲陽軍鑑云、越中松倉金山は椎名が居城也、又云、永祿十一年、山縣三郎兵衛御先を仕り、越中へ御出馬、飛驒の江間才覺にて、越中の內一郡餘の主、人數三千五百餘の士大將椎名降參仕。○北國太平記云、謙信公歿後、織田勢越中へ亂入の砌、天正九年の春、馬揃の爲め、柴田佐々等悉く上京しければ、此折を得て、松倉の城主河田豐前守は景勝へ注進し兵を起す、十年、柴田佐々等越中へ攻入、松倉へは押へを置て、諸勢悉く越後へ亂入せん術なり、河田之を見て城を捨て出て、押への勢へ切に入り、山續を馳通つて、宮崎まで切拔、上條五郎の備に馳附、又取て返し、魚津城へ乘込て

賀積

又加積に作り、近世は早月川東西に渉る諸村百九十餘をすべて加積郷と曰へり、今中新川郡の八村、并に下新川郡の

村木、上中島、下中島、魚津、上野方、下野方、加積、上下、片貝

宮津　今下中島内に在り、賀積神社は三代實錄貞觀十五年叙位に古書にて、今下中島村宮津に作り、一云、[illegible]神社とす、其名義不詳、草名にはミヤとよめり

吉島　[illegible]神社は式内にて、今加積村大字吉島に在り、「神

鹿島　魚津町の東とす

魚津（ウヲヅ）　今魚津町、人口一萬四千、富山灣の東側に位置し、富山市を距る六里、下新川の郡治とす。

早春即事　　室　鳩巣

朝發魚津傍海來、平原郊野路悠哉、滑川水落魚宿出、疊雨收雲未開、處々人煙分邑里、時々蜃氣結樓臺、越中千里山河壯、開主須求推御才、

魚津城址（ウヲヅ）　三州志云、魚津は加積郷に屬す、建武二年、北條の餘黨名越時兼之に拠す、魚津の椎名孫八入道一族を誘き、南朝方にて保むと、太平記評判に見ゆ、永正六年、國士鈴木大和守國重居れるを、長尾爲景之を圍む、弘治元年、謙信將來て之を掠み城陷る、是より謙信の將柿崎和泉之を守る、元龜元年七月、神保氏春此城を圍み、柿崎等大に困む、謙信之を救ひ其圍をときけり、天正六年、上杉景勝此城を修理して、河田豐前吉江織部を置く、十年五月、柴田勝家奇計を以て、河田吉江を欺きて討取り、是より佐々成政據れり、十五年成政肥後に去るの後、前田氏の有となり、元和元年廢城となりぬ。○北越軍記云、謙信越中陣の時、魚津城にて初雁を聽て、

武士の鎧の袖を片しきて枕に近き初雁の聲

天正十年、魚津の十二將、河田等悉く最期を遂げたる事、諸書に載す。

片貝川（カタカヒ）　立山の北なる瀧倉嶽（タキクラダケ）に發し、西北流八里にして海に入る、經田（キヤウデン）村を河口とす、魚津の東、三日市生地に至る間とす。

（田籠）

可多加比の河の瀬清く行く水の絶ゆることなくありかよひ見む、おちたぎつ可多加比我波の絶えぬごとし今見る人も止まず通はむ、萬葉

今此川の源を片貝谷村と云ふ、大字山女（アケビ）、平澤等あり。

瀧倉嶽（タキクラ）　片貝谷の奥にして、僧ヶ岳相並び、今平澤の管内とす、其東は黒部川にして、鐘釣温泉其苑谷に在り。○瀧倉は立山の北約四里にして、餘脈南北に走る五六里、布施山烏帽子山に至り盡く、萬葉に

「新河の、其立山に、常夏に、雪ふりしきて、おばせる、片貝川の」

とよめるは、瀧倉をも立山の中と見たる體なり。

天神山（テンジン）　魚津の東一里半、片貝川の右岸なる丘陵なり、今山傍を天神村と云ひ、天神野は經田（キヤウデン）村に屬す。○北國太平記云、天正十年五月、景勝魚津の後詰として、春日山より越中へ發向、宮崎の上の山路を傳ひ、飛騨道二日の行程を、難所なれば軍勢押し自由ならず、漸四日に押て、廿三日天神山に着陣。越後治亂記云、景勝五月廿日に打立て、魚津と松倉の間なる天神山に打上り、片貝川を前に當て陣を張り給ふ、柴田勝家の大軍嚴く魚津城を圍み、越後勢も力なく引入、魚津遂に落城。

布勢郷（フセ）　和名抄、新川郡布勢郷（○本書布留とあれど、今聞く所なし、三州志に布勢の誤なるべしと云ふ、之に從へば、天神、經田、西布施、東布施、田家、前澤、三日市、生地、石田、村椿等片貝川より北、黒部川までを郷内と見るべき歟、延喜式に布勢驛あり、水橋より之を經て佐味に向ふ、今大布施村に[illegible]の大字あるは、即驛址なるべし（布勢に千光寺觀音堂あり）

（寺）

布勢神社（フセ）　式内社とす、今西布施村大字布施爪に在り、布施津女の義にやあらん、布勢臣の祖神にして、女神にまします歟、布勢臣とは越國に繁衍せる大彦命の族裔とす。

（小布施）

三州志に[illegible]は今大[illegible]、[illegible]、小[illegible]十六村とすとあり、大布施は北にて小布施は南とす。寛永二年譜内山附に十八箇支、[illegible]小布施[illegible]とす　大布施の東を[illegible]、今生、[illegible]、[illegible]山、下立（オリタテ）、内山の諸村と為る

三日市（ミッカイチ）　今三日市町、人口三千三百、北陸の[illegible]路にあたり、魚津の北二里半とす。

式内八心大市比古神社は今三日市に在り、「神社[illegible]、有大同方に「美也[illegible]、又八[illegible]、[illegible]中國新川郡[illegible]大伴[illegible]之家[illegible]□□□□小兒[illegible]云々とあり、此[illegible]傳方たるべし、然るに宮津と云ふ地名は此にあらずして加積郷の大字にのこる、不審。○俗に三日市の邊を櫻井（サクラヰ）庄とも云へり、元祿中年越路紀行云「滑川うた津など過ぎて、はやつけ片貝など云へる、怪き河瀬か渡りて、布施の郡櫻井の庄につきぬ、北條殿が佐野の義士に宛與せる地とぞ」云々。

（櫻井）

生地（イクチ）　今生地町、人口五千、三日市の西一里、濱濱に位置す、富山灣の海門東角にあたり、此の嘴を生地鼻と云ふ。即黒部川の河口にあたり、其流出の土堆に成り、西方越能の州界たる大泊鼻に相對す。

神祇志料云、新治神（ニヒハリ）今生地村に在り、元慶七年授位（三代實錄）、久壽年中新治村洪波に沒し、社殿悉く破れ、今五十町を隔たる海中に石鳥居ありき。（神社覈錄、新川縣式社調帳）

（生地鼻）

村椿（ムラツバキ）　今村椿村と云ひ、生地の北に接し、黒部川の邊なり。○越後治亂記云、天正十四年五月、景勝上洛、廿四日黒部を御越、村椿に野陣也、此庭へ大阪より秀御迎、木村彌一右衛門上使出向。

黒部川（クロベ）　立山の東南鷲羽（ワシハ）嶽（越飛信の三州の交際）に發し北流、乘鞍火山脈と立山の山系の間なる縱谷を過ず、山高く渓深に、兩岸促迫して、斷岸を成し、

源を去る十六里の間、一の里落を見ず、愛本(アイモト)内山の二村の間に至り、漸く山を離れ、忽に西北に轉して、平野に奔放し、四里にして海に入る。其[illegible]流の險惡[illegible]、實に海内諸河川の稱首たるべし。

黑部川の右岸、本州と信州(北安曇)越後(姫川谷)の分界を成す嶺脈には、謂はゆる鬪子嶽、針木峠、北槍嶽(北針木嶽に同きか標高二千六百米突)白馬嶽(後立山に同きか)鹿島大嶺(標高二千七百米突餓鬼嶽と同きか)鹿島槍嶽(二千八百七十米突錫杖嶽と同きか)大蓮華(オホレンゲ)山(三千零四十米突)小蓮華山(二千七百米突)乘鞍嶽等連亘す。かゝる高峰の近く一處に相望むもの、亦本邦唯一の壯觀なり。此山谷の最南は上新川郡、中部は中新川郡、北方は下新川郡の管内とするも、民村なし、而も凡三十方里、所々に温泉湧出し、地獄の[illegible]相を示す、中にも黑薙の温泉、鐘釣の湯、小黑部の湯等は山民の稍往來して與知する所とす、其餘の形狀詳ならず。

四十八瀬(シジフハツカセ)

黑部川の下游を古人四十八箇瀨と呼ぶ、是は往時[illegible]の徑流もなく、洪水氾濫にあたれば、山中の[illegible]瀑泉の落ち來るが如く、布施山宮崎の間を横流したる[illegible]を見て、瀨の數の多きによりて名つけたる也。○三州志云、[illegible]記に「木曾、神保後關時に在り、平氏の[illegible]るを聞き、今井兼平をして六千を率ゐ、[illegible]原より四十八箇瀨を[illegible]えて、御服山に進ましむ」と、黑部川を四十八瀨と云、古よりの異名なり、長享[illegible]法師[illegible]紀行中、越中四十八箇にての歌に「四十餘り八の[illegible]なから長閑に一つ[illegible]となれる頃かな」とあり、[illegible]大河にして攻滸多きを以てなり。○[illegible]紀行の永文に「四十八箇瀨とやらむを[illegible]るく[illegible]と見渡せるに、をつと云所に行りて」云々とあるは泊津にて、洪水にあひ逗留したる時の狀とす、又

有[illegible]と聞えければ、かくて[illegible]ぬるに及はず、折節天氣心よく晴て、四十八箇瀨も名のみにして侍り、一人の爲めに其光を暗うせずとは云ながら、身もすずろに嬉くこそ侍れ、

治れる[illegible]さへ波に有[illegible]海濱の眞砂に道の數てふ。

北國太平記云、天正十二年、景勝越中へ發向、宮崎城を取り、其より黑部の四十八箇瀨とて、同じ流を四十八度に渡つて、門川早落川を打越て、滑川まで押詰。○北越軍記云、天正十三年、秀吉公佐々退治として、八萬餘にて越中へ御發向、[illegible]に御馬を被立、景勝は八千にて秀吉公御手合として、黑部[illegible]田島[illegible]、直江山城守兼續を使者として、御下知次第、佐々領分攻可申と被申上。

愛本(アイモト)

又合本(アヒモト)に作る、元[illegible]の名なりしが、今村名とす、三日市より東、浦山下立(オリタチ)を經て二里半、黑部川の峽流に架す、橋より半里北を舟見宿とす。

(合本橋) 三千風行脚文集云、黑部四十八箇瀨の川上、合本のはね橋は、日本第一の奇橋、さながら虹霓の天工を奪ふ、東西の岩根に五拱六[illegible]の巨木、甲を[illegible]入れ、片岸五段にはね重ね、行合の間八間には、大桁を投渡し、[illegible]長たくましく、銅鐵にてくるみ、長四十間に欄杆を組みたり、橋より見下せば、凡三十[illegible]もあるらむ、

橋より下に見る川音の白雨かな。

佐味(サミ)郷

和名抄、新川郡佐味郷、同佐比 ○本書佐比とある佐美の[illegible]なるべし、佐は比に假用し難し、是は後世三位(サンミ)を讀り、近代には大三位三位(オホサンミ)の一郷に分れたり。黑部川の北邊にて、今の飯野村(大三位にあたる)野中(ヤチウ)村、新屋村、小摺戸村、青木村、上原村等とす、

(三位) [illegible]式に本國[illegible]五疋とし、[illegible]なる佐味の外六疋とあり、越後への州界にて、[illegible]なれば、馬疋の數を加へしなり、又京[illegible]記に、貞治五年、佐味庄とあるも此とす、○北越軍記に永正六年、上杉[illegible]定越後へ討入給へば、長尾爲景越中西濱へ敗北し、暫く人馬を休めけるに、顯定より越中の侍共に手入有て、滑川の陣へ切かゝりければ、爲景敗軍して佐渡國へ爲行」とあるは西濱即佐味濱歟、西は音サイに假りたる者のごとし。

入善(ニフゼン)

今入善町、其人口三千、三日市の北三里なる小驛とす、古への四十八箇瀨の域内なるべし。近世入善郷と云へるは十四村にて、三位郷の北とす、今の入善町、横山村、椚山(クノキヤマ)村にあたる。

東大寺要錄に、永久三年、入善庄見ゆ、當時寺領たり、又[illegible]記に、宮崎氏の一族に入善小太郎家安と云ふ士見ゆ。

舟見(フナミ)

今舟見町、人口二千三百、入善の南二里、黑部川の右岸に近し、北陸道は泊、入善、三日市を本路とし、洪水の際には泊、舟見、三日市の別路を取ると云ふ、渡流の便否に依る者とす。

舟見愛本山崎の三村は藤保と云ひ、三位郷の地にて、黑部の山谷に瀕る、越後治亂記に「天正十三年、景勝宮崎城を攻められ、搦手へ勢を廻さんとて、山へ人數を入れらる、山の内五六里程過行。谷へ下り岩を傳ひてたどりけるに、是は何[illegible]と問けるに、黑部川の水上、舟見山崎(ヤマサキ)と申所にて候と答ける、云々」とある此とす、黑部と云ふこと、不審。

(山崎) 山[illegible]の東南山に入る二里に小川(ヲガハ)温泉あり、定倉山の陽とす、泉源二所ありて、一は[illegible]性、一は[illegible]性とぞ、浴客數百あり、近年浴客頓に加はり、越中の一名區と爲る。

(小川) ○小川の溪流は西北流、南保村を經て、泊驛の西にて海へ入る、長六里。

大部(オホヘ)郷

和名抄、新川郡大部郷、(高山寺本には丈部に作り、今亡と注したり、然れども東大寺要錄、新川郡大部庄を載せ、姓氏錄、和泉國未定雜姓、丈部首あれば、丈部は誤たるべし。

大部は後に大字なるべし、北國太平記に[illegible]、[illegible]にして、[illegible]に至る、今大字庄に、五十嵐村、南保村、泊村、宮崎村、境村等なり。

大家(オホヘ) 大部に同じ、今大家庄村のこれなり、大部郷の東、泊驛の南とす、此邊を又五十里とも云へり、今五十里村に名を遺せり。（三州志云、大家庄村は五十里村とす、此邊に井口と云ふ字あり、貞治年中の井口城なるべし、神武二年、[illegible]、[illegible]越後の官軍も之に應ぜんとするを、時能[illegible]以て越後勢を[illegible]に[illegible]たり、又貞治二年、桃井直常井口城四大家庄に入り、五年九月足利[illegible]之を攻めけるにより、南常松倉城に遁れたり。）

（井口）

南保(ナンボウ) 今南保村と云ふ、大家庄村の東、山崎村の北とす、越中の國侍を擧けたる中に、南保氏あり、蓋宮崎の一族とす、北國太平記に天正十三年、越後勢宮崎城へ押寄せ、南部、尾井庄まで民屋を放火し、云々。

泊(トマリ) 今泊町、人口五千五百、海濱に在り、北陸道の一驛とす、滑川を去る七里、國境境川を去る二里、泊と宮崎境村は三地一區を成し、越中の東北限とす。

宮崎(ミヤサキ) 今宮崎村と云ふ、泊驛の東に接す、（其間に笹(ササ)川あり）其海岸に岩礁多し、沖、中、邊の三島の名を命ず。

三州志云、泊、宮崎、境は三名一址なり、源平盛衰記に、治承四年の亂に、高倉宮以仁王の第三の皇孫を讃岐前司重秀供し下り、越中宮崎に御所を造り、木曾義仲もてなし奉るとある者此城地なるか、或は壽永の宮崎太郎居館の遺跡と云、豐吉の比は神保八郎右衛門住せしが、天文天正の兵亂には常に隘口の故たるを以て、彼我の守備地たり。○宮崎氏は當國の名族にて、北國藤原利仁將軍の遠裔とぞ、礪波の石黑、加賀の富樫林等と相並びて世に聞ゆ。長門本平語に宮崎太郎が嫡子、入善小太郎爲直、又[illegible]北陸道の官軍の大將として、[illegible]を防ぎ戰ひ列なれりしこと、永久寶物[illegible]に見ゆ。

宮崎城址(ミヤザキ) 越後治亂記云、天正十三年十月、秀吉公佐々退治に付、景勝公より手合として、越中へ發向、越中國の境宮崎の城の外、山の[illegible]より、[illegible]三十餘間、石垣を築出し、門を立て櫓を上て、[illegible]を差置き、夫より五十町程こなたに陣を立てられ、搦手へ[illegible]を廻さる、[illegible]手へは三千餘人押寄けるに、敵も麓に下りて、篠川を隔て、弓鐵砲にて防ぎけるを、越後勢川を渡り攻上り、木戸へ押寄る程に、其日の巳刻に切落し、大將三寳寺平を生取、（北國太平記には此城の大將益木中務、元は高岡の城主と云ふ、管見武鑑には益木三寳の二人とす）直に歸陣也。

境川(サカヒ) 宮崎の東境村と越後西頸城郡市振上路(アゲロ)の間とす、古之を神濟(カミノワタリ)と曰へり、大岳の北なる大嶽に發す、長四里。

國郡考云、越中新川郡と越後頸城郡の間に境川あり、即古の神濟也、公式令曰、凡朝集使、北陸道神濟以北、皆乘驛馬、義解曰、越中與越後之堺河也。○陸路記云、堺川は今の神濟なり、三代格にも神濟以北とあり、神名式に新川郡神度(カミノワタリ)神社といへるは、此川近くしつまりおはしませば、此名あるなりとはやく越の栞といふ書に見えたり。○神祇志料云、式内神度神社、今森尻村に在り。

（神濟）

越後國

越後國(エチゴ) 西は越中、西南は信濃、南は上野、東は岩代、東北は羽前、西北は海に至る、長六十里に上る[illegible]山[illegible]外[illegible]り（其[illegible]重山なる[illegible]に[illegible]中、下の[illegible]、[illegible]に接するを以て、[illegible]後の内とす、米山以北を中越後とし、[illegible]川の北[illegible]を下越後とす、信州川は魚沼郡に中越後を貫流し、大小の江水之と相依附して一大澤國を成す。上部下部に沼澤の邊して低野上田と稱する者多く、近世[illegible]の名あり、天正[illegible]三十九萬石、[illegible]四十五萬石の計數あり、後世[illegible]の比なる[illegible]に百五十萬石高の目ありと雖、[illegible]大の築あり。

（地理）

邊僻之趣　　識　　　包

北陸連三越、群陽秋已藏、邊君當此際、禦祖向其方、深洞關塞々、實嶮見如光、七箭何必七、一寄[illegible]歸裝、

越後和名抄に古志乃美知乃之利と注し、延喜式七郡に分つ、是れ和銅五年以後の疆域を云ふ。中世三島郡を刈羽と改め、古志郡の西を分ち山東(サントウ)と號し、沼垂郡を分ちて蒲原郡に併せ、岩船郡を瀬波と改む、其數なほ仍り七郡たり　近世山東を三島に改稱し、瀬波を岩船に復古し、明治十三年頸城を東西中に、魚沼を南北中に、蒲原を東西南北中に分ちしを以て合十五郡とす、而て和銅以前の形勢を考ふるに、當時半夷雜居の境にあたり、謂はる邊遠國なり、延喜式に遠國と注し、俘囚料九千束を餘す、殊に大同類聚方に蝦夷藥稍東の八箇を擧けて、越後國蝦夷等之傳方八箇と曰へり。大寶令に、

凡邊遠國、有夷人雜類（義解云、謂夷者夷狄也、雜類者亦夷之種類也）之所應輸調役者、隨事斟量、不必同華夏、（義解云、謂中國也）

（越國）

きあるも越後幷に出羽陸奧の事を知らる、其蝦夷を化服して諸國を經營せられし跡を探るに、神代に方り出雲の大國主命(大己貴神)の來臨せられしと傳ふる故跡は、寶に頸城に存す、(沼川鄕幷に居多神社)又古志郡の名を遺すより推せば、其上古稱して廣く越國と云へる大域の奧區中心卽此(古志郡の條參考)崇神天皇の時、大彥命の北陸道を巡行したまへるは、越國蝦夷の化服したまはんが爲にして、當時の蝦夷を八掬脛と號す、

大彥命の事は崇神紀に見え、古事記には其子建沼河別命の東方より巡りませる者と相津に往遇ふと載せ、相津は後の會津なれば、越後より出て給へる父王と、東國を下り給へる王子と、途路自ら分明す、姓氏錄に「阿部氏遠祖大彥命、遣治蝦夷之時」(彌彥神社を參考すべし)とあれば、此越路の巡行は征夷の爲めなりし事も分明し、釋紀に見ゆる越後風土記の逸文「美麻紀(崇神)天皇御宇、越國有人、名八掬脛、其脛長八掬、多力太强也、是出雲之後也、其族類多」とあるは、又其强捉傍證たり。出雲之後と云へるは稍詳ならず、出雲風土記に、大國主命か越の八口を平定したまふ事を錄し、(岩船郡八口を參考)今も當國に出雲崎出雲庄の地名あれば、出雲と名づくる夷類も此地に居りしと信ぜらる、蓋出雲大神に從屬せる夷種の謂歟、大同方に「蝦夷藥、□□國蝦夷等之傳方、國造所知也、元者大己貴神授之神方也」とあるも越後國にて、夷藥の出雲大神に授賜はりしは、頗由來あるを覺ゆ。

景行紀に「日本武尊曰、蝦夷凶首、咸伏其辜、唯信濃國越國頗未從化、於是分道遣吉備武彥於越國、令監察其地形嶮易及人民順不、日本武尊出信、吉備武彥自越出而遇之」云々、民夷雜居したりし情形その國にあらはる、國造本紀を案ずるに、崇神朝に先ち久比岐國を置かれ、成務朝に高志國と深江國を加へらる、皇極帝元年、越邊蝦夷數千內附の事ありて、尋いで渟足石舟の二柵を建てて邊塞と爲す、北陸の拓地此際に至り始めて阿賀北に及ぶ、齊明帝の時、越國守阿倍臣比羅夫舟師を率て蝦夷を伐つ、遂に飽田、渟代、津輕の三郡を建て渡島の夷を招き、肅愼を伐ちて還る、其事續史に詳なり、而も後比羅夫援韓の軍に從ひ西海に赴き利あらず、前に收めし北海の夷郡は皆離畔したるごとし、天武帝の朝に北陸分れて三國(若狹佐渡を併せて五國)と爲り、久比岐、高志、深江の地に頸城、魚沼、古志、蒲原の四郡家を置かれ、之を射水、礪波、新川等に併せて越中國とす、(親不知の南北に涉れりと知るべし)沼垂磐船以北は卽越後國にして、田川郡及び飽田、津輕等の夷境を羈縻す(鼠關の南北に涉れりと知るべし)當時越中越後の境界は沼垂に在り、卽信濃會津二水の海口是也、大寶二年三月、越中の四郡を割き越後に幷す、四郡は史に具注せずと雖、頸城、魚沼、古志(三島は古志郡の分郡なるべし)蒲原の地たること、形勢を推考して之を知る、和銅元年九月、新に狄部に出羽郡を建て越後に屬せしむ、五年九月に至り、田川以北を割きて出羽國と爲し、越後の境域是より大變なし。

史に越後の字の始見せるは文武紀「元年十二月、賜越後蝦狄物各有差」とある是なり、然れども持統紀已に越前の國名ありて、天武帝朝の末に三越の區分ありしと考へらる、論北陸道の下に詳にす、文武紀三年、越後蝦夷一百六人賜爵有差、大寶三年、令筑紫七國及越後國、簡點采女兵衛貢之、但陸奧國勿貢、かくて元明紀に至り、和銅元年出羽郡を建て、翌年三月征夷の軍起る「陸奧越後二國蝦夷、野心難馴、屢害良民、於是遣使徵發云々、佐伯石湯爲征越後蝦夷將軍、自南道征伐、七月令諸國運送兵器於出羽柵、爲征狄所、八月將軍佐伯石湯等事畢入朝」と、此の征狄所は卽出羽柵なり。五年九月、出羽國を置かる、時の奏議に「北道蝦狄、遠憑阻險、實縱狂心、屢驚邊境、自官軍雷擊、凶賊霧消、狄部晏然、皇民無擾、誠望便乘時機、遂置一國、式樹司宰、永鎭百姓」云々。

天平十五年佐渡國を越後に併せられしが、天平勝寶四年舊に依り佐渡分立す。

越後名寄云、越後は市振より府屋、凡八十有餘里、東南に高山聳えて陽氣を遮隔し、西北に海水を帶びて陰氣餘りある故、寒濕深し、仍て雪の降ること早く、峰には九月より頂白く、春に至り五月猶殘雪あり、土地は肥て草木繁茂すれど、秋には雨多く、稻を刈採るも乾燥せず、穀質堅からず。○北越雜記云、慶長三年、上杉景勝分國、越後七郡、佐渡三郡、信州之內四郡、羽州之內二郡、合十六郡、撿地「長上正言記」當時凡百萬石、越後知行高四十五萬六千石、北後開發田同、今時一百五六十萬石。

(按に、越後正保中六十一萬石二千石、其郡別は

十四萬千石頸城郡、六萬石魚沼郡、四萬九千石刈羽郡、五萬二千石三島郡、四萬五千石古志郡、二十一萬五千石蒲原郡、四萬九千石岩船郡

とす、[illegible]雜書に詳なり)

越海

古書多く見ゆれど、截然たる地域を限り難し、大略北陸道の近海とも見做すべけれど、特には佐渡を中心として其近海の洋面を指せるごとし。敏達紀に越岸とありて高麗人來到す、齊明紀に比羅夫舟師を泛べて、遠く津輕渡島より肅愼を伐てり。萬葉集十二卷に

わきも子をよそのみや見む越海の子難の海の島ならなくに

の一首あれど、子難と云ふは不審、小瀉にて北陸に多き瀉水連接の沼澤にやとも思はるれど、島山の在る瀉は未だ思ひあたらず、同十六卷に「紫の粉瀉の海に潜く鳥珠潜き出ではわが玉にせむ」とあるに對照せば、此訛には

王を含める貝の類のあるべし[illegible]らず、
海[illegible]なりし[illegible]からず、たゞ海に

越の海の山なき者を眺むれば心にのみぞ月は入りける

見[illegible]後の[illegible]にあらず、[illegible]などの海上にて島山の
なき[illegible]色なり

春[illegible]今朝越の海原おほほしくかすみにしづむ佐渡の島
やま　　[illegible]四　中[illegible]

陸路記云、明治十一年、御車越後の境に入らせ給へるより、[illegible]みる昔のいさ[illegible]かるを、[illegible]の中より見[illegible]なはし、[illegible]に向ひて北原間あるべし、[illegible]にさぐりただすべし[illegible]はせくだされたり、其時御供の人のよめる、

しほ[illegible]り[illegible]るに晴れてこしの海のみるめさやかにならむさすらむ

史學雜誌云、上古の史を按ずるに出雲と高志の交通往は、北陸開化の第一原因たりしやと云ふ可らず、第二は三代格にも「此國[illegible]大海、遠[illegible]方」とある如く、[illegible]大陸の外國に臨み對せる事、是れ忘る可らず、第三は其舟檝の航通早く開けし所以にて、出雲高志は遠く大陸と遙々相對抗して、一大地中海を圍み成し、當時の世界は此一大地中海を以て大陸と島中なる諸民族の競爭場とせる事、是亦忘るべからず、且此北海を東海を比較するに、延喜式、諸國航海の行程を記し、出羽より越前に至る沿海は海運あるを見るも、東海諸國の貢稅は一切陸運なり、古今の事[illegible]かくの如き者あり、獨逸士の伸縮あるのみならず、世界の盛衰も時代に[illegible]あるを見るべし、奈良朝以前の上古にあたり、東方は未だ阿福麻渡(アフクマノワタリ)を踰えて進まざるに、阿倍氏の越國濟守府は海上を飛して、すでに度島(ワタリシマ)を定めたり、是何等の顯象ぞ、本來國てふ名號は古蝦夷國の稱にして、彼「三韓產國」の古傳に越洲(コシノシマ)の語あるも、北海々運の實狀を審にせずんば、其解に苦まん、予輩は本邦上古史の世界に、此北海(今のジャパン洋(シー))を以て内[illegible]となりて、當時は海上の交往[illegible]せるを想ふべき也

西頸城郡

西頸城郡(ニシクビキ)　越後の西端にして、越中下新川郡に接し、海洋の西北に承け、山[illegible]を背にす、皆溪流は各其山谷を出て、海洋に放つ、故に村落は皆海濱と溪中に在り、平夷の地最少し、今三町十七村、人口七萬、郡治は糸魚川に在り

明治十三年、頸城の西部を分ちて、本郡を置かる、驛路其海に沿ひ、古来北陸道の要隘たり　近世には前田家の江戸參覲之に出りたり、方俗西濱又は山下々日ひ、西濱七谷の目あり。

七谷とは今井谷、根知谷(姫川)西海谷、早川谷、能生谷、名立谷、桑取谷とす、桑取は名立[illegible]の東なれば、今中頸城に屬す

頸城郡(クビキ)　今西、中、東の三郡に分つ、中世は上郡(カミ)と曰へり、居多文書には、本郡以外の諸郡を皆奥郡と呼びなす　越後の西部にして、上方にあたれば也、近世は專ら上越後と云ふ、大略米山々脈を以て中越後と限したり

和名抄、頸城郡、久比岐と注し、十郷に分つ、軍防令に越後國頸城[illegible]其一を頸城に置かる、名義不詳　○古は久比岐國あり、國造本紀に

久比岐(クビキ)國造　瑞籬朝(崇神)御世、大和直同祖、御戈命定賜

とありて、大和直は青海首と同族、椎根津彦の裔孫とす(姓氏錄)本郡に沼[illegible]川大和川等の名のこり、蒲原郡にも青海祠あり。○靈異記に僧行基は姓越史、越後頸城郡人なりと云ふ、三代實錄、貞觀九年「頸城郡人、節婦高志公今子、叙二階、免戸内課役、以表門閭」ともあれ[illegible]、[illegible]ともありしかば[illegible]和泉國人なりけるにより、行基も彼地に成長したり、故に[illegible]

[illegible]云、[illegible]國[illegible]、此[illegible]天平[illegible]二年[illegible]國人[illegible]比[illegible]氏[illegible]西大寺[illegible]越[illegible]所[illegible]

大同[illegible]方云、久比岐[illegible]、中[illegible]數字[illegible]闕[illegible]管之知方、元者大己貴[illegible]方、[illegible]頁[illegible]の者に[illegible]めて與ふ、おほし(大貴)をかなかつら

(川[illegible])

此[illegible]□[illegible]古志臣とあるは、郎大領家とす、西大寺流記資財帳に神[illegible]三年頸城郡大領高志公猪長の田圖一巻ありし由を載せ、此久比岐國造は往時大和直なりしが、後世改易せられしと見ゆ。

(久比岐國)

市振(イチブリ)　今玉之木(タモノキ)を併せ市振村と云ふ、本郡の西限にして、境川(サカヒ)を隔て、越中國新川郡境村と相限る　藩政の頃此に關柵ありて、世々高田藩の番所たり、越中泊驛へ二里半、糸魚川驛へ六里

越後名寄云、境川近くに玉之木村あり、程近く御番所あり、市振の驛也、市振より居多(ヤマ)まで凡十宿、南は山嶺、北は海岸、十五六里の間を總て山の下(シタ)と云ふ、境川今は舟にて渡せり、昔は歩渡(カチワタリ)なりしにや、水上は上路(アゲロ)の山奥より流出る、渡場より間もなく海に入、常さへ流れ速し、出水の時は甚難所也、堀川百首に

舟もなく岩根高き堺川水増さりなば水も通はじ

とあり。○梁田家譜云、上杉兵庫頭清方、結城陣の功を以て、越後總公役拜領ありて歸國し給ふ、越後と越中の

(境川)　(玉之木)

際に境河のはたに下居給て、負長持以下召寄せ、こまぐしく御文など被遊、暫爰にあるべき由被仰間、皆々もだかはしく存じ、寄り見奉るに自害し給ふ、若殿原に柿崎源三と云ふも、御死骸にかさなりける、云々。

浄土（ジヤウド） 市振村の中なるべし、親不知と市振驛の間なりとおもはるれば也。承久軍物語に、越中の官軍市振浄土に屯して、寒原の険阻を扼したる事見ゆ。○寛正六年、堯恵法師善光寺紀行云、行き行て、越後國の海づら山陰の道、嶮難を凌ぎ浄土といふ所に至りぬ、四種の佛心も衆生の一念に發する所なれば、是ぞ速かに西方同居土の境にて侍るならむかし、

今ぞ知るいたればやすきことわりも唯遠からぬさかひなりとは、

爰を去てゆけば、則ち親しらずに成ぬ、磐石千尋にそばだちて、望むに心性を忘れ、波濤萬里に重なりて、瀧漲下る事限なし、片々たる孤影より外は頼む友侍らず、只不退の願力にまかせ侍るなるべし、然ば彼如來の報土を出で、輪廻迷暗の思ひ、子を求たまふといへ共、是しらざる有様にやと覺え侍りて、

波分て過行ほどはたらちねのおやのいさめもわすらる身よ。

上路（アゲロ） 今上路村と云ふ、市振驛の南にして、親不知の嶺をば上路山と云ふ、蓮華の大山脈の蕎頭にあたる。

市振驛の東南一里の山中に上路村あり、中傳には昔此山に野女栖みて、山谷を上下し、まゝ村里に出て人を誑しけるとかや、山姥と云ふ謠曲に上路の山と作りたるは此所也、嘉永二年の改書に上路村白鳥嶽の下に鳥居杉二株ありて、山姥出生の洞此にあり、幅二間高七尺程、村内に石を祀りて山姥社と云ふ〔名寄補、北越雜記、史料通信叢誌〕

親不知（オヤシラズ） 市振驛と外波村の間、直徑五十町許の海岸にして、斷崖陸界を成す、北陸道第一の険阻にして、古は寒原（カンバラ）と曰へり。

古來其名著る、俗に親不知子不知と唱ふ、

二十四輩順拜圖會云、越後に入り市振外波青味（イチフリトナミアヂミ）まで濱邊四里の間、天下無双の難所にて、親知らず子知らず、駒かへり犬もどりなど、すべて此邊に有り、右の方は嶮山幾重ともなく聳え連り、彼佛岳立山に續き、岩石は屏風を立たるが如く、人力を以て道を開くこと能はず、僅に波打際の危き道を往還す、逆浪間なく打ちよせて、見るもの氣を失ひ魂を消す、此間絶壁の岩根に大きなる穴ありて、或は五七間又は八九間にして、おなじさまなる穴いくつもあり、是を往來の旅人彼大浪の引を見合せ、急に走りて其の穴の中へ馳込ぬれば、はや跡より打よする巨濤、巖壁へ打かくるに、汐烟いともすざまじく立のぼり、走りおくれたるものは、浪にふれて忽大洋の藻屑とならん、此故に親も子を見かへるいとまなく、子も親を尋るに隙なきとて、爰を見知らず子知らずと名付けたり。

○親不知、其地は峭嵓岨峙、約一里、其下滄波の衝に當り、道路屢没す、行人間を候うて走り過ぐ、若し風颶猝に至れば、避けて嵓竇に入る、是時に方て歩武の遲速、倏死生を爲す、父子の親と雖、相知る能はず、此目ある所以なり、秋冬の交、朔風海を捲き、怒浪激盪すれば、往來通せず、蓋北州第一の奇険也、此を過て村あり風波（カザナミ）と云ふ、次驛これを外浪（トナミ）と云ふ、皆山に倚て設く、由る所の孔道と高下懸絶す、宇多驛に至るも亦然り、蓋瀕海の地、毎潮驟に到るときは害測る可らず、故に此の如し。〔失名紀行〕

按に、親不知に近年其山中に孔道を通し、往時崖岸等隨の危きを見ず、而も天造地設の険なれば、北陸道は全く此邊に遮斷せられ、越後と他の越中越前等は風氣いたく相違す。○管窺武鑑云、天正十三年、秀吉公越中を攻平け、石田治部木村彌一唯二騎を召連られ、雜兵卅八人にて、戸山（トヤマ）より親不知子不知らず、犬戻駒返、市振追立なぎと云折所へかゝり、五月十三日の朝五つ時分、落る水（イチミヅ）の城下近御着也、但し備押の時は此折所は通らず候、山手に附て廻つて押す者有之候（賀能越三州志云、建武二年、西園寺公宗京都に誅せられ、高時の殘黨東北州に亡走し各恩に報んとす、中に就て名越太郎時兼越中に匿れ在しが兵を起し、椎名孫六入道の魚津城を攻む、椎名は京都方なれば、當國の國司六條正顯の下代總切刑部丞と隊を合せ、却て時兼が井口城を攻んとす、此事越後の官軍に聞ゆれば、魚津援勢の爲め、大江田早川姫川の兵四千越後を發す、時兼之に先んぜんと、自ら鉄甲三千に將として、境川を渉りて之を親不知に逆撃し大利あり、首を斬る一千餘級也、寒原、田茂木の険も此なり。

自能生大平寺、至外波凡六里、其間有姫河急流、渡馬以絹索、人各乘船、自外波至越中宮崎、途程四五里、有父不知子不知之嶮難、余平生所聞而已、行波潮之一回急走過、（延徳元年）

波吼崖崩碩石歆、傳聞父子不曾知、扶桑第一嶮難地、今日初嘗腳底之、（梅花無盡藏）　僧　万里

寒原（カンバラ）（神原）（風波見） 親不知の舊名なり　名寄云、盛衰記に越後越中の境寒原と云ふを、太子傳には神原（カムバラ）、東鑑には蒲原に作る、外浪宇多外浪市振のあたりを、昔はかく云へしと覺ゆ、外浪驛より市振へ一里、此間に風浪と云處より親不知に掛る、俗に風波（カザナミ）見と云ふ、風靜なる日なりとも、此渚に出でては、差出たる岩山左は壁立數十丈屏風を立たる如く、右は浪高く底知れぬ荒海なり、其れが山足の波打際に、僅一騎打の細道あり、それさへ時々浪に埋もれぬるを、案内者に離れ後れなど、浪の差引を見合せ巡り巡り走せ傳ひて、是ぞ一大事と過ぐ、故に親不知とは云なるべし、

實に北國無双の要害なり

盛衰記云、壽永二年五月、齊明申けるは、木曾義仲は此間越後國府にと承る、越中越後の境に寒原と云難所あり、越後をこえて越中へ入なば、御方の爲にゆゆしき御大事、彼を打塞て候なば、木曾か爲には大事なるべし、急ぎ官兵を差遣して寒原を切塞、云々。○承久軍物語云、式部丞朝時は承久三年五月三十日、越の國府につきて勢揃して、越後越中のさかひなる蒲原といふ所につき給ふ、この所こそ北陸第一の難所、一方はきしたかうして人馬さらにとほらず、一方は荒磯にて風はげしければ、船心にまかせず、岸にそふたる細道はわづかに馬一きとほりかぬる道なり、市降淨土（イチブリジヤウド）といふ所に、京がたよりさかも木を引て、宮崎左衛門一千よきにてかためたり、うへの山には弩はりたて、敵よせなばはづしかけんと用意したり、朝時のはかりごとに、いくらもありける牛をとらへて、角にたい松をゆひつけてひはなしたりければ、上の山よりすはやかたきの寄くるはとて、いくばくの弩弓（イシユミ）を一度にはつとはなしかけたりければ、多くの牛ども殺され、兵どもいしゆみのなんをばのがれたり、逆茂木どもをば足輕を入て取のけさせ通りける。

歌（ウタ）

（外波）（駒返）

今外波（トナミ）と并せ歌外波（ウタトナミ）村と云ふ、親不知の東とす、黒岩駒返（コマカヘシイハ）など云ふも、歌の驛の邊なるべし、回馬岩の名存す。硯石を代出す、貝藻の化石を挾在し、俗に外波石と呼ぶ。

准后回國雜記、宮崎を立て界川、たもの木、かさはみ、砥並、黒岩などいふ所を打過、駒かへりといへる所にて、

行末をいそぐとすれど跡にのみ心をかくる駒返かな。

堯恵紀行、歌の濱にうつり侍、此日七夕に相當りぬ、星の手向も便有て、是ぞ奇異の値遇にて侍るなど思ふに、あまた舟よそひして集ひゐたり、

舟人も心有とや手向する歌のはま梶とりあへずして。

名寄云、聖德太子假名傳に、越後國蒲原郡の浦にて讀まる「萬代と波は立來て洗へどもかはらぬものは水莖のあと」今に歌濱と云處あり云々、仍て蒲原郡の浦々に尋求むるに其處なし、頸城郡宇田濱は古寒原と云へば、即此也。

青海（アヲミ）

（渝海）

今青海村と云ふ、歌の東にして其間に一溪あり青海川と云ふ、溪中に橋立村あり、今青海に屬す。

此谷は上路の南、犬が嶽雪倉嶽を奥とす。

延喜式、越後の首驛を滄海（アフミ）と云ふ、即此とす、又式內青海神社あり、蓋久比岐國造の同族青海首の祖神を祭る。○國邑志稿云「永正二年より長尾爲景上越後青海に陣取て越中へ攻入らんとしけれども、山浦入道山本寺伊豫守不動山と云所に詰て、晝夜の合戰、毎度勝利得て、終始此口堅固也」と治亂記に見ゆるは、青海の事とす、北越軍記には此戰爭を天文七年の役とす。

勝山（カチヤマ）

（墜水）

青海川の西なる孔道の傍嶺也、寨址あり、一名墜水（オトシミヅ）、又落水（オチルミヅ）と云ふ。○失名紀行云、歌濱に巨石あり、崩れ墜ち道を界して横たはる、其間駢行すべからず、旅行の者此に至れば馬䭾を卸して步擔す、故に呼びて回馬岩と云ふ、岩東の一路長隘の間に在り、潮水往々來りて脛を沒せり、右に峰巒あり、突起空に插はさむ、倒駒（コマタホシ）と名づく、傍に勝山の古城あり、天正十三年豐公既に佐々氏を降し、雄隊此に來て上杉黄門と相見んことを請ふ、守將須賀修理其の寡衆を見、擊て之れを殲さんと欲す、黄門其の誠を推して疑はざるに感じ、往て之れに會し、遂に約して君臣と爲る、豐公の雨膽、機智、群雄を制服すること率皆此に類す、崖根に飛泉あり、潺々豚吐す、其下白沙これを承けて滲す、呼で鶴瀑と云。○北越軍記云、天正十三年四月、景勝公新發田表へ出張在陣せられけるが、秀吉越中へ出馬と聞て、春日山へ歸陣し、直に越中へ被赴、墜水城に須賀修理亮を差置、千六百餘騎にて出馬あり。○北國太平記、天正十三年五月、秀吉は上杉景勝と和睦して、無二の約をなすべしとて、石田治部木村彌一右衛門只二騎召具せられ、墜水の城下に著せ玉ひ、須賀修理亮か方へ使を以て、木村彌一右衛門只今是まで參りて候と仰遣されければ、修理亮町屋へ出合けり、秀吉公奥の一ト間へ呼入れ玉ひ、實は吾は秀吉なり、上杉殿に直に談したきとあり、云々、秀吉公は城中へ請じ入れ、景勝公絲魚川（イトヒカハ）に坐せしめ、竊に使者を馳て注進し、秀吉に切腹させんとの思召ならば、某か手勢計りにても討洩らすことは有まじく候とぞ申送る、景勝公聞し召し、云々、直江山城守兼續を始主從十二騎にて、墜水へ著城し、頓て秀吉公に對面せり、云々。

田海（タウミ）

（今井）

今青海村へ併す、青海の東とす、其東姫川の邊に須澤あり、須澤田海の南を川西（カハニシ）谷、又は今井（イマヰ）谷と云ひ、今今井村小瀧村の二と爲る、姫川の西岸とす、名寄云、布（ヌノ）川は田海と須澤の間に在り、此近郷を沼川庄と云ふは之に仍る（再考、田海村に在り、須澤に非ず）。

墨姫山（クロヒメ）

（布川）

今井村の西南にして、青海驛の南に當る、其絶頂は一千一百米許、形狀秀拔にして、土俗の說きて沼川姫の栖みたまへる靈峰と云ふもの此也。○地志撮要云、黒姫山、一名古志峰と云ふ、福來（フクカノクチ）口は山中に在り、大古奴奈川姫命此洞中に居たまひ、出雲の八千矛神（即大國主命）の妃と爲りたまふ、布川（ヌノカハ）は福來口より發源し北流して海に入る、萬葉集に沼名河とよめる是也。○或云、青海の山中に怪岩奇石の簇集する所ありて、俗に八十八箇所の靈蹟とぞ傳へし、（八十八箇所とは後世八千矛神を誤り傳ふる者歟）此邊は古生層侏羅層の岩石を見、大地の構造頗錯綜する所なり。

沼名川の底なる玉、求めて得し玉かも、拾て得し玉かも、あたらしき君が老ゆらくをしも。（萬葉集）

小瀧（雪倉嶽）今小瀧村と云ふ、田海の南四里、雪倉嶽の東麓にあたり、姫川の西岸とす。雪倉嶽は越中の國堺に跨り、蓮華諸峯の山脈に屬す。

大所は今小瀧に屬す、小瀧の南にして、炭酸泉湧出す、温七十五度、溪崖にありて時々洪水に害せらる、蒲原湯と云ふ、夏時村民の假屋を建てて浴治に供するのみ、糸魚川驛を去る六里。

蓮花七湯（大所）大所の谷（大所川と云ふ）を西南に溯る數里、蓮華乘鞍の兩峯の下に在り、涌口七所あり、筧を通して四箇の湯槽に導く。湯戸三あり糸魚川を去る九里半、温度一百、鹽類性とす、天保十三年浴場を開く。（鑛泉誌）地學雜志云、蓮花湯は立山より主山脉を横走する火山脉中に在り、硫黄泉質にして安山岩の裂罅より湧出し、常に水蒸氣を昇騰す、泉温は攝氏六十五度なり、噴氣孔周邊の岩石は温泉の作用に依り、其鹽基物を溶却されて硅酸物をのみ殘せば、白土の如きもの堆積す、水硝子製造の原料に供用すべし、温泉は山間の無人境にありて僅に浴室一軒あるのみ、温泉より下る事四里餘、大所に人家あり。

蓮華山（大蓮華）越後越中信濃の三州の交堺は、今此に定めらる、地質家の謂ゆる乘鞍（信州）火山脉の中にして、高峯秀起して二千九百餘米（九千八百餘尺）と測算せらる、大蓮花山是なり。其北に傍ひ小蓮華あり、（標高二千七百餘米）東に近く鉢嶽あり、南に稍距りて鹿島槍嶽、白馬嶽あり、皆消火山とす。大蓮華の北二里許に乘鞍嶽あり、（一に乘鞍に噴火口ありと云ふ）雪倉嶽に連亘す、○蓮花嶽以南を千國庄小谷と云ふ、地勢姫川の源地にして本郡に入る、されど古來信州安曇郡の管内とす。

姫川 白馬嶽、信州北安曇郡北城村）に發源し北流、千國小谷の諸村を經て本郡に入り、糸魚川町の西寺島に於て海へ入る、長凡十七里。（本郡に入り大所以下六里）姫川の源と信州犀川の支源青木湖の分水界は小丘陵によりて分界せらるゝのみ、故に糸魚川より姫川に沿ふて信の松本平に出入するに、一條の山隘の相通するを見る。○名寄云、姫川は急灘流れ、箭を突く如し、山下にて一二の難所とす、川上十七里餘、飯田村池原村と云ふ山里あり、此にクセ川、松川、平川とて谷水三流れ合ふて姫川と爲る、此川寬保二年大水に、寺島領澤の間水筋變じ、糸魚川領主勞役して如故修められしが、延享四年の秋洪水にて功を虚くす。○北越軍記云、天正十一年四月、上杉景勝越中境姫川を越、市振と申處に五千餘にて馬を被立候處に、秀吉より木村彌一を使者にて柴田退治平均に治り申候由、御狀あり。

雨飾山 姫川の東岸にあたり、根知谷の奥とす、標高二千米突、燒山と相連り、火山岩より成るごとし。地學雜誌「烏帽子山群は糸魚川の南に見ゆる危峯にして、千三百米突より千六百米突に至り、素一體の火山なりしが、浸蝕の爲め斯く分離したるなり」云々と、烏帽子とは雨飾の邊歟、今雨飾の西南は信州北安曇郡内とす。

根知谷（山口）姫川の東岸なる山谷の總名にて、雨飾大網峠を以て千國小谷と相限り、今根知、大野の二村とす。山口は上根知に屬す、舊藩政の時、此に番所ありて、行人を誰何したり、糸魚川の南三里。此地に温泉あり、梶山湯と云ふ、炭酸性、温七十度許、大網嶺の下とす。

根小屋 今下根知の大字とす、根知不動山の城と云ふは此なるべし、根小屋は戰國頃の俗語にて陣屋と云ふに同じ。（一書に、早川谷東海山を不動山城址と云ふ、不審）北越軍記云、天文七年、長尾爲景越中にて討死の處、三條の長尾平六謀叛し、此弊に乘り越中の神保椎名土肥江波唐人等、糸魚川まで攻入事度々也、山浦景國山本寺爲常不動山に籠城して、防戰數度、越中勢引取、又云、山本寺勝藏孝長は伊豫守常孝の子にて、高家也、式禮第三番の家なり、云々。○北越略風土記云、長上正言記曰、長尾十六代景房の弟を三郎景定と云ふ、三本寺を領し三本寺三郎と稱す、景貞子景貞は長尾爲景の妹聟也、景貞の子三本寺伊豫守景定不動山の城主にて、天正七年三郎景虎の味方となり、景勝に背き逐電す、景定嫡子勝藏孝長は魚津にて生害。

沼川郷 和名抄、頸城郡沼川郷、訓奴乃加波。○今糸魚川并に根知谷、今井谷、青海市振より大和川谷、早川谷の諸村を云へる歟、近世沼川庄と云へる西濱山下七谷を總めしならん。

國邑志稿云、大己貴神高志の沼河比賣を娶り、建御名方神あれます、（古事記、舊事本紀）孝元帝の皇子大毘古命も此地より妃を迎ひ玉へるにや、皇孫を建沼河別命と申す、水垣宮段に、

此之御世、大毘古命者、遣高志道、其子建沼河別命者、遣東方十二道、令和平其麻都漏波奴人等

とあり、大毘古命北陸道を討平し給ふも、妃の沼川の家に所縁あり、卽父子出征したまふ歟。○按に、大和國譯語田の地の舊名を渟中と云へるにや、神渟名河耳天皇の御名の渟名の如きは、決して高志國の沼川に關與せず、萬葉に沼名河の玉とよめるは、沼と瓊は音相近ければ、言ひかけてよみたる也、鹿持氏古義に沼名河は天上の事なりと說けるは穿鑿に過ぎたり、和州にも沼名河、渟中倉ありて、彼所を瓊にも云ひ掛けてよめるのみ、譯語田天皇（敏達）を渟中倉と稱し奉る。

奴奈川神社（一宮）近世一宮柳田明神を以て之に擬定す、今絲魚川町の大字一宮の天津神社の境内に在り。絲魚川驛市の南郊にして、其天津神は卽大神社なるべしと云ふ、延喜式、頸城郡奴奈川神社、大神社云々。柳田は又柳形に

(天津社)

作る、又野伊奈彌の稱あり、名義不詳。(能州氣多大社に柳田の地名あり)一說、奴奈川は能生の白山社にあらずやとも存ずるものあり。

糸魚川の一宮天津社は昔社領百石、別當神宮寺あり、舞社を野伊奈權現と云ふ、神事に古樂面并に樂器多し、音律舞容は甚だ古雅、其野調なれども、動作はふつゝかならず、能に似たりと云ふ、十二曲あり。(越後名寄、越後野志、越後土產)○古實東遊記云、糸魚川に一の宮と稱する宮あり、天津社といふなり、每年三月十日祭禮あり、此祭に小兒の舞といふ事あり、是を見るに皆古樂なり、舞の前に古物多し、横笛大鼓を以てはやす事なり、音律に不拘、拍子計にて、其節の笙篳篥調なり、舞はふつゝかならず、雅樂の趣あり、曲名は振鉾、抜摩、鶏冠、拔頭、破陣樂、兒納蘇利、能拔頭、林歌、大納曾利、太平樂、陵王等なり、舞の手今様の事をまじへず、昔より習ひ傳へたるまゝを律儀に守り來れる事ゆゑに、其古雅なる事甚し、何れの頃より始れる事にやと、所の人に尋しかど、さだかにしる人なし、三四百年前暫く斷絶せしに、此あたりの老婆一人舞の手を覺え居て、中興せりといへり○神祇志料云、奴奈川神社は今黒姫山の下に在り、後世之を一宮天津社の境内に移す、地主神又は稻田明神といふ。○式社考證云、黒姫山に今も黒姫を祭る、其山昔槇立村に古代奴奈川社ありしを、山崎に移し又、(柳嶋といふ池あり)に移したるにより、後世柳田神と云ひ、更に一宮に移されたる歟、一宮の神鏡は永享四年宮司源具義の銘あれば、昔より盛大の神社とおもはる、山崎柳田は一宮の東南七八町を隔つ、名寄野志等に中古押上濱へ神像神鏡の類押上りければ、里人之を崇めて一宮を建つときあれど信じ難し、蓋沼川姫の夫神大國主命(八千矛神)にして、卽大神社なるべし、されど此大神社も中世上根知の大神堂より移したる如し、云々。

(柳田)

古事記云、八千矛神、將婚高志國之沼河比賣、幸行之時、到其沼河比賣之家、歌曰、

夜知富杼の神のみことは、八洲國妻覓きかねて、遠遠し、高志の國に、賢し女を有りと聞かして、麗し女を有りと聞こして、さ婚ひにありたゝし、婚ひに在り通はせ、太刀が緒も未だ解かずて、襲をも未だ解かねば、少女のなすや板戸を、押そぶらひ吾立たせれば、引こづらひ吾立たせれば、青山に鵼は鳴き、狹野つ鳥雉子はとよむ、庭つ鳥鷄は鳴く、うれたくも鳴くなる鳥か、此の鳥も打止め來せね、い慕ふや天馳せつかひ、ことのかたりごとも、こをば、

爾、其沼河比賣未開戸、自内歌曰、

夜知富杼の神のみこと、ぬえくさの女にしあれば、吾心浦洲の鳥ぞ、今こそは千鳥にあらめ、後はなどりに有らむを、いのちは何しせたまひそ、い慕ふや天馳せつかひ、ことの語り言も、こをば、青山に日が隱らば、ぬばたまの夜は出なむ、あさ日の笑み榮え來て、栲綱の白き腕、沫雪の若やる胸を、そだたき叩きまながり、眞玉手玉手さし枕き、ももながに寢はなさむを、あやに勿戀ひきこし、夜知富杼の神のみこと、事の語りごとも、こをば、

故其夜者不合、而明日夜爲御合也。○本居氏云、延喜式奴奈川社は此沼河比賣を祭れる歟、奴奈川社の次に大神社と云ふもあり、出雲風土記曰、島根郡美保郷、天下所造大神命、娶高志國坐意支都久辰爲命子、俾都久辰爲命子、奴奈宜波比賣命、而令産神御穗須須美命、是神坐矣、故云美保。○小川氏云、古事本紀(地神本紀)に八千矛神高志の沼河姫に婚ひて、一男を生みます、建御名方神(坐信濃國諏訪神社)とあれば、風土記に御穗須々美と云ふも、諏訪神の別名と爲すべし、一說御穗須々美を事代主神に引きあつるは疑はし。

大同類聚方云、奴奈川藥、越國[illegible]用、[illegible]神方也、允恭御宇[illegible]、元[illegible]、大[illegible]方也、祀主古志公村主等家方、少腹攣り痛み月水不來、白血[illegible]に與ふ、

[illegible]草、かつら、からすり、[illegible]こなくすり、五味粉にして酒にて飲み、又丸、

又云、奴乃加波藥、越後國[illegible]傳方、元[illegible]名[illegible]大[illegible]傳、古志公村主等家方、小兒[illegible]奇方、

やまくさ、しらいし、羊角[illegible]、[illegible]にして水にてせ水にて與ふ

或云、上根知村に大神堂と云ふ大字のこり、其地に山寺千手院の舊址あり、ここは式内大神社の古址なれ、一宮天津社は是等の古祠の廢れたるを合して祭れる者なり、

大同方又云、志乃久[illegible]、[illegible]拔郡大神社傳方、大[illegible]神由玉手等之家方、(下略)

刈羽郡の大神庄にも黒姫山あり、此なる大神の氏人か、彼所へも移りて、奴奈川の神を祀りしことも見ゆるに足る、又古國に近時流布せる越後風土記[illegible]に「奴奈川神社、神代之廢也、在高志郡[illegible]黒姫山、地津神奴奈川[illegible]、女奴奈川姫命、母[illegible]命、[illegible]形神、元暦二年秋山崩有[illegible]廢」云々とあれど、此は[illegible]するに足らざるものなれば、一切棄却して可なり、論詐百出、多く[illegible]に害あり

(大神堂)

糸魚川(イトイガハ)

今糸魚川町、人口七千三百、本郡の治所とす、直江津を距る十一里、新潟市を距る四十二里、姫川の河口の東邊とす、古書に糸川、又拔川にも作る

(厭川)

北海道中　寛齋

如繩路傍北濱道、不與南方景象同、隨月潮頭無大小、拍崖濤勢有[illegible]、[illegible]、海[illegible]、孤客老懷自語得、越山四度七年中、

關矢上子生北遊、死于絲魚河上、哭之、
絲魚河上絲魚石、知汝時能出河傍、從此繡簾銀燭夜、
時時不唱越人歌、　竹　外

按に絲魚とて方言に指す所の魚は、春雪の融解する比、海より河川を泝り、田海山溪まで群游す、長二三寸、白色にして硬鱗あり、脂肪多し、味不良、其腸は環を成し、白絲にて卷きたるごとし、鰭針に似たれば針魚とも云ふ、又痛魚と云ふ、一書にイトウヲは糸魚鯛に同しとあるは、越後のイトイ（イトユとも唱ふ）に異なるべし。○寛正六年堯惠紀行云、いとい河と云ふ河あり。

世中はいかゞ有けむいとひ河いとひし身さへ行ゑしられず。

陸路記云、行嚢抄には挑川とかけり、今絲魚川といふは、いとむといふをいみて、後にあらためたるなるべし、こよひ都にて皇后宮のよませたまはりし御歌とて、

初鴈をまつともなしにこの秋は越路の空のなかめられける、

といふを、元田皇后太夫の許より洩らし來れり。

糸魚川城址

（イトイガハ）昔高田（越後家）の支領なりしを、貞享二年毀壞せらる、備後福嶋丹後守正直、本多若狹守助芳、有馬左衛門佐永純等交る交る領知したりしが、享保二年松平信濃守直之の邑となり、陣屋を置き田祿一万石、以て維新に至る、維新の比一時清崎（キヨナカ）藩と稱したることもあり。

（直之は越前少將吉品の弟、備中守直堅の孫也）

越後治亂記云、天正七年、府中兵亂の時、荻田孫十郎長繁十六歳にて、北條丹後守長國へ鑓を附、初而之高名也、其頃一番の上手と云れしも理也、父主馬は絲魚川の城代なり、孫十郎其跡目を賜る、其子又孫十郎と云ひ景勝の近習に召仕れしが、文祿三年聚樂にて、孫十郎外郎（藥の名）を落しけるに因り、武士の法に背くとて、主馬父子上杉家を立退かしめらる、孫十郎後越前の一伯殿にありつき、父の名主馬を繼ぐ。○北越畧風土記云、荻田主馬は始め上杉景勝に仕て、絲魚川城主たりしが、慶長五年上杉家を浪人し、越前宰相忠直卿に奉任し、度々の手柄ありて、一萬石を玉はり、大阪一亂の時城内へ忍入り火を懸けたりし故、天下の一番高名とて、將軍家より一萬石忠直卿より五千石加恩ありて、都合二萬五千石を領す、然るに忠直卿亂行あるにより、元和九年舍弟忠昌朝臣越後高田より越前福井へ御轉封、高田へは忠直卿の嫡男越後中將光長卿御入城あり、此時荻田父子も從ひ來り古郷なればとて絲魚川城を由緒はり一萬四千石を領す、荻田主馬は上杉家の時當所にて生れ今又立歸り八十三才にて果ける、生死の緣こそ不思儀なれ、子隼人は寛文五年十二月二十七日、高田大地震の時横死す。○荻田の城址と、松平氏の陣屋は一所にあらずときゝたり、尚補ふべし。

大和川

（ヤマト）姫川の東に併行する小溪澗にして、又西海（ニシウミ）川と云ふ、長四里、其河口の村名をも大和川と云ふ、古の久比岐國造の一族に大和直あり、其人々の居りし地歟。

潮舟のさはの 山邊は遠けれど名に流れたる大和川かな、（回國雜記）　准后　道興

今西海川の山中を改號して、西海（ニシウミ）村と爲す、舊西海谷と云ひ、西濱七谷の一なり、（押上川とも唱ふ）

田伏（西海）

（タブセ）今大和川村の大字とす、此地に奴奈川神社と云ふがあれど、新潟縣式社考證に「是は古社にあらず、五六十年前神祇道吉田家にて與へたる新號にて、彼家の例に傚社三社とて、式内の社號は三所まで額に揭けしむ、甚猥りなる事なりき」とて、田伏の神起、棟札、神形記などを載せ、いづれも僞作可笑と判定せり。

梶屋敷

（カヂヤシキ）今大和川村と改む、絲魚川の東一里半、早川の河口、西岸なる小驛とす、又鍛冶屋敷に作る、

早川

（ハヤ）大和川の東に併行し、長六里、（此溪谷は或は東海（ヒガシウミ）川と稱する歟、東海てふ大字下早川村にあり）源を雨飾山燒山に發し、梶屋敷中宿の間に至り海に放つ。

浦本（鬼伏）

（ウラモト）今浦本村と云ふ、早川の河口の東なる中宿（ナカシク）より鬼伏（キブシ）に至る海濱一帶を管内とす、北國太平記に「景勝天正十年越中へ發向、名達、浦本に押出し、鬼伏へ懸て親不知子不知を妻手に見て、山路を傳ふ」云々、鬼伏も今浦本の管内に入る。

（早川谷）

早川谷は今上早川下早川の二村に分つ、其下早川の大字井出（キデ）に月不見池あり、嶮峙た水湛へ、風景奇絕、池中に小祠を置く、此池田漁の源なれば、井出の名起る、梶屋敷の南一里半。○上早川村大字宮平に式內佐多神社あり、劍三社明神と號し、其山を鎌峯と云ふ、（神祇志料）大同方に

奈也末葉、□後國□城郡佐□神社傳方、元者大□貴神傳剤也、祝少彥大神臣□達等之家方、小兒一切腹痛、云々とあり、佐多神とは門出栄の佐陀社に同しかるべし、梶田氏にはあらず　此社に今永享三年の銘ある佐多神てふ扁額、また慶長三年の「素盞田中惣鎮守佐多神社料、神名帳佐多神社之地」云々の一紙あれど、式社考證、後人の贋僞に係る者とす　一書に早川谷日光寺の寄見派、古刹なるべし。

燒山

（ヤケ）早川谷の奧にして、雨飾山の東北に連り、妙高山の西に當る、高二千四百六十米突、一座の活火山にして、三紀層を破りて山岩噴出す、近世嘉永五年に破裂せしことありと云ふ。（地學雜志）

名寄云、燒山は早川谷の土𨋳村の奧一里半計に在り、絕頂には九尺計りに底知れぬ穴ありて、往昔より絕えず煙昇るなり。○燒山の麓に溫泉あり、一は上早川村大平に屬し、笹倉の湯と云ふ、溫九十度、一は柄澤と云ひ、笹倉を距る一里二十町とて、僻境なれば往浴するもの少

し。

能生川（ノフ）　早川の東に并行す、妙高山の北なる火打山に發源し、長六里、之を能生谷と云ふ　谷の西には大澤山隣峯、東には權現嶽ありて、隣谷と相限る、今谷中を能生谷村と稱し、其河口海瀕を木浦村、能生町とす。能生谷の奥、火打山の下に柵口温泉あり、熱凡六十五度）

木浦（コノウラ）　今木浦村と云ふ、能生川の河口西岸にして、鬼伏と相隣る　北越軍記云、天正十三年、秀吉越中へ出馬と聞き、景勝は名立木浦鬼伏へかかり、上方道二十里を二日に推して、[illegible]の東九田伊豆守が居城獄川に着給ふ、（或云、木浦は昔浦木とも云へり）

鵜石（ウツノイシ）　延喜式に載する驛名なり、今木浦の南一里能生谷村に鵜石の大字のこる、昔の驛は能生川の河口に渡津せずして、此に往來したる歟。

能生（ノフ）　今能生町、人口三千七百、糸魚川直江津の間の海驛なり、能生川の河口東岸に居り、其海岸に磯山ありて權現山と稱す、其山下に小澗（コマ）ありて能生の小澗と云ふ。

能生神社（ノフ）　權現山に在り、卽白山權現の謂にて、近世まで社領五十石をつたへ、地方の名祠たり、一說に式內奴奈川神社とも云ふ　○此權現祠は相傳へて能州石動山より勸請すと云へり、郡上に岩架し風景甚饒多し、義經記に、市振にかゝりて、かんばらながいしか（不詳）と申す難所を經て、のうみの山をよそに伏拜み、とあるのうみの山は此歟、米澤瑞子に金剛院は能生より移すとあるは、此より上杉家に隨從して赴けるならん。又能生權現の鐘は常陸坊海尊の銘を撰べる者にして、其音淸瀏、數里の外に聞ゆ、名づけて汐路の鐘と云ひしが、明應中焚燬し、能登國中居の鑄工更に一鐘を造る、云々。〔名寄、越海雜志〕按に、能登名跡志に氣多神の妻神は越後の能生權現の社內へ移りたまふと曰へり、何にか歴史上の由のあることにや。式社考證にも、小池氏は「能生驛の白山權現こそ岩石のたたずまひ凡ならず、生茂れる老樹物舊りいかにも古祠なれば、奴奈川神社にあたる歟、卽能生川は奴奈川の訛ならん、此祠近世別當寶光院掌りて、社人はいたく衰へ、紺搔の業にて渡世すれど、猶大宮司を家號さするは、如何にも由緖ありげなり」云云と論ず。

高五拾石者、越後國能生白山權現社領、此知行所頸城之郡之內、大王村大道寺村指隣村、此外社內竹木等迄前々より至今、權現令知行來候處、其紛無之候、右者拜領地之外に候處、今度各御尋候由、別當寶光院申に付、書附進上候以上、

正保二乙酉九月十一日　松平越後守（光長）

（太平寺）

能生の別當は寺號を太平と云ひ、梅花無盡藏集に僧萬里が長享二年の冬此に留止したること見ゆ、今は地名に太平寺（タイヘイジ）存す、

能生太平寺理觀教坊、移居云々、十屋之宿、太郎來約云々、入小見布袋山寶光寺、明洞下宗旨也云々、遠崎漁翁携鯛來云々、揖斧湯云々、太平寺迺泰澄大師行道之地、而鎭守白山廟、有椿故事、

白山祠前幾經年、數樹大椿春帶妍、早晚假裝欲解纜、風波間可護吾船、（梅花無盡藏）

筒石（ツツイシ）　今磯部村と改む、能生の東北二里半、同く驛路に係る、海磯なる一祠を近年式內水島石部神社なりと言ひ出て、遂に村名にも其號を加ふ（式社の石部は姓氏にて、石邊公の氏神のみ）

越海雜誌云、筒名頭は人家山海の間に密集し、其地域最も狹く、白波常に軒端を洗ひ、斷岩は屋梁を壓しまさに崩れなんとするが如き景況なり、往還又至て狹く、駄馬は自由に通行を得ず、中[illegible]、[illegible]日には、村人すら往來自由ならざる難場とて、旅人の惶るゝ處なり、然れ共[illegible]は能生小泊[illegible]、[illegible]より東府へ進[illegible]は當瀕を[illegible]、[illegible]把にて耕せし如くなる[illegible]、[illegible]の四五町沖にある岩嶼なり、島中に井あり[illegible]る。〔筒石村に藤崎の[illegible]地、近年[illegible]、田[illegible]損失多し、今や筒石十四五町歩、藤崎二十餘町歩の[illegible]に及び、將來の[illegible]不可測と云ふ

（藤崎）

長享戊申、仲冬十又六日、風雪之中、[illegible]社有間河、途中有東崎等[illegible]、大半傍海而行也、十七日、雪中自有間河、過能生、日既及昏黒、不得前、故借東崎之漁戶一宿、路上有明王之三瀑、壯觀無双、有不動祠、

飛瀑三條跬步間、各千萬[illegible]山、風寒兒哭借漁戶、甚雨[illegible]邊漁鬢斑、（梅花無盡藏）

東崎は江崎に同く、東崎は藤崎にて、又遠崎にも作れり。

名立川（ナダチ）　能生川の東に併行し、長六里、其奥は妙高山の北なる不動山の麓とす、謂ゆる名立谷にして、海瀕には名立町あり

圓田（マルダ）　今名立村の大字にして、丸田に作る、式內圓田神社此に在り、享保年中に記せる傳記あれど採るべからず。

飛山（トビヤマ）　能生川の奥に西飛山あり、名立川の奥に東飛山ありて、東飛山は今名立村に屬す　（東飛山及び瀬戶に油田あり、明治十二年の比より採油を爲し、二十七年まで凡十六年間に約五萬石に上る、三十年、深百二十七間以內のもの四十二井、毎月約百八十石を納めり、此地に出油の最大なりしは、一日二十三石の一井ありき。（地學雜志）

名立（ナダチ）　今名立町、人口二千二百、名立川の河口東岸にして、名立鼻の西傍とす、延喜式に名立驛を載せ、鵜石と水門（ミナト）の中間とす。

補陀落や名立の浦と聞くからに潮の音も御法也けり、

按に名立の岩井(イハヰ)觀音堂は、東大寺の庄田に置かれたるにや、東大寺要錄、諸國庄田長德四年注文定に「越後國頸城郡、石井(イハヰ)庄田六十五町一段七十三歩」とあり、石井は古訓岩井に同じ。(石井)

越後雜志云、岩井觀音堂は名立郷の南に在り、本尊は秦澄作にして大寶二年の開基なりと云、中興は永祿年間上杉氏の室家某氏間間院にして、除地高拾八石あり、當國三十三番巡禮補陀所第一番なり、此補陀所は天正年間より名あり、堂の境内は岩石嶮岨、自然に堂宇を造り、谷深く泉清く古松繁りて幽靜限りなし、名立寺は曹洞宗永正年間の開基、(名寄云、文明年中上杉房定の所建なり)江崎鼻は海中へ突出したる岬にて、沖より見れば鉢崎鼻能登の御崎に對して、風景宜敷處なり、然るに寶曆元年當郡大地震の時、此岬の山崩れ、名立小泊の老少男女八百餘人、牛馬鷄犬に至る迄死亡し、僅に免れたるは馬一疋産婦一人のみなりと、其跡今の世迄も山二つに割れてあり、是はもと濱浦より三の目の山にて、今二つの山は殘らず海底に崩れ入りて、當時は三里沖迄も崩れ出けるに、其後年々風波の爲めに土砂流れ、岩石洗て今に荒磯濱と變し、網引くわざもなしとなん(名立崩の事、南溪漫記に見ゆ)

江野(エノ)神社 (江埼)

名立驛鳥首埼の磯山に在り、式内に列す、一書に蓋江沼臣(今加賀國江沼郡の當主とす)の祖神歟と云へり、(式社考證云、名立の大宮は名立谷三十三村の總鎭守とも云ひ、江の崎とて海に差出たる磯山に在り、此邊を江崎郷と稱し、大宮の神主内氏也、されば江野神は姓氏錄に見ゆる「江沼臣、石川同氏、建内宿禰男若子宿禰之後也」とあるに合考すべし、文祿の頃とか菊亭晴季公(前内府)本國にさすらへ給ひし時、竹内の家にやどり詠歌あり。

鳥首埼(トリガクビ) (名立鼻)

又名立鼻と云ふ、直江津荒川口の西八海里、舊名江崎とぞ。北陸道は埼脊を横絶し、今西頸城中頸城の郡界又此に限る。

水路志云、鳥首埼は越中宮埼鼻の約東北東二十八海里にありて、頗る海中に突出し、其近傍多岩なり、其埼端高からざるも隆起して太平山(一〇四七呎)となる、埼傍に名立村あり、沖合より正面に此埼を望む時は、該村落の南端に顯著なる赤色斷崖(高さ約二〇〇呎)を認め、其左方に太平山を認むべし(此埼山を遠望すれは、鍋の頭に似たる狀あり、火山岩より成る)

中頸城郡

中頸城(ナカクビキ)郡

西頸城の東、荒川水原の平野にして、謂ゆる上越後(カミエチゴ)の中心にあたる、今三町五十村、人口二十一万、治所は高田に在り(本編、信州上水内郡野尻村をも此に係く)本郡は南に信州路を承け、妙高山と米山の間なる一大沃野を占む、古國府の所在にして、上杉氏長尾氏又之に鎭し、徳川幕府の初期に至るまで、北越の首府たり、近世下越後の地民口繁に加はり、富實一州を傾くるより、形勢大に轉す、而も三越後の一中心は、尚本郡を離れざる也。

有馬(アリマ)川

又在間河に作る、本郡の西北にして、名立谷(西頸城)に並行する一溪なり、南葉(ナンバ)山を水源とし、北流三里餘、其河の西岸を有馬川、追立驛とす、今東岸の長濱村に合せ、谷濱(タニハマ)村と曰ふ。

名立驛鳥首埼より有馬川に至る間に、茶屋が原、青木坂、鍋が浦等あり、青木坂に不動窟あり、又補陀落堂と呼ぶは修驗行者の密壇なりし歟、其海中に波浪の異狀を現示する所あり、晴日之を望むべし、土俗四海波と呼ぶ、蓋暗礁の布置、もしくは鑛油の噴出に由るべしとぞ。○長濱(ナガハマ)は今谷濱と改む、桑取谷の濱の謂なり、北國太平記に「天正十一年、景勝越中へ發向ある、長濱有馬川を過て名達へ移り」云々。越後雜志云、有馬川の崎追立(オツタテ)は桑取谷の河口にあたる、往古は難所にて親不知駒返の如く、風波の日は通行しかたく、磯山の小徑僻嶇、辛うして往來したり、寶曆年間地震ありて、磯山に新道を開きたり、相傳ふ、追立の難所をば昔加賀前田殿の通行の時、村々の壯丁五十人出てゝ、海の渚に立並かり、波浪の寄來るを防くを例とし、其壯丁を杖衛と稱したりとなん。(長濱)(追立)

阿比多(アヒタ)神社

今長濱天神社是也、式内の古社にして、大同方に「阿比多藥、越後國久比岐郡阿比多乃神社乃造乃家方、其源波少彦名命乃神方也」と見ゆ、或は之に依りて說を成し、本社は其少彦名命を祭ると云へり。南溪東遊記云、名立驛の神主竹内大夫といふ者の家に、古き短冊を所持し、其歌に「都をばさすらへ出てて」云々とあり、是は爲兼卿なりとも、順德院なりとも云ふ、又名立の次に長濱といふは「たそがれに往來の人の跡たえて道はかぎらぬ越の長濱」といへる古歌ありときけり。

鍬取(クハトリ)谷 (桑取)

有馬川の山谷を總稱す、今和泉(イヅミ)村(谷濱の管内とす)桑取村の二と爲る、北國太平記に、景勝あやめも知らぬ暗き山路を忍び通り、善光寺の後、鍬取と云ふ邊を廻りて、五更の頃北城彌五郎が陣に押寄」云々、是はこの谷の東の頭即春日山に連接すれば、鍬取も桑取に同し。三千風行脚文集に、桑取村に昔樅々と云ふ異獸出てて、農夫五人を喰殺したり、郡司郎人夫出し鐵砲にて打留めしに、實に猴の老たる者なりし、云々。

山寺　國府内に山寺あり、乘願寺の内寺の跡[illegible]内に山林に草木繁茂し、道を往復するものなし、昔は掠むるもしある時は[illegible]なりとて村民恐懼し、林木繁く爲に畏れ、[illegible]歩まり、是は古へ善光田と稱し、村民古来に毎年此田をなし供物を作、苗を植え、[illegible]なる由也、すゝては山寺と下りて五智に移住、藥師如來等、所々に散在し、[illegible]を傳ふるなりと云、その由緒を傳るものなし。（越海雜志）

郷津（ゴウツ）　國府の西にして、近時築港の議あるも、未だ成らず、直江津の西一里餘、今春日（カスガ）村に屬す。蓋郷津は國府津の意にして、往昔より地方の一港たりしを證すべし。水路誌云、郷津は鳥首岬の東方約五海里半に於て、岸磯少しく南西に灣入する所とす。此には其西方濱より北方へ約五鏈の間、岩礁[illegible]、西方の諸碕を殺くを以て、直江津の錨地にて錨を用ゐる時は之を避け、此地にては其他の上陸を禁ずべし、然れども風浪時加はるか又は偏北の風浪來る時は、また[illegible]可きの地なし。

居田濱（コタ）　又小田濱に作る、直江津の西、長濱の東北なる寄濱にして、砂丘ありて直江津に連接す（五智驛の北に接す）

越後治乱記云、永正三年、為景公の臣の妻子[illegible]濱に至るまで、小田の濱へ引出し、一々首を刎落し、黑鳥甲斐守父子房をば磔にかけられたり。（信府統記に「善光寺釋迦堂、五尺許の金佛（信濃善光寺）あり、是れなん越後國こた濱より、漁師の網にかゝりて揚らせ給ふさなん、此佛は天下の國に當寺の不吉ならんとする前には、必身に汗を出し給ふ」云々、此金佛云々の俗説は今居多濱に善光寺を名つくる字ありて、又傳ふる所あり。）

今昔物語に、越後守行任が在府の時、郡濱（コオノハマ）と云ふ地へ小舟の漂着せるを、府館へ持來りたる事を錄す、蓋郡濱とは國府の津の濱にて、今の郷津小田の濱にやあたらん、此濱を國の濱と云ひ、國府の津とも云ふは、皆此國府此地の主（ムネ）る要地なれは也。今昔物語に云、源行任朝臣越後守たりし時、越後國濱へ小船打寄られたり、廣二尺五寸、深二寸、長一間はかり、いかなるたまふれに作りけんと見れば、舷に打櫂の跡たる有、仍守の館に持行しに、守もあやしき事に思ひしに、年寄たる者の云けるは、前もかかる事あり、何樣此舟に乘人は北の方に有へし、此國に度々寄事有、外の國に聞なし、云々。

（小田濱）

居多神社（コタ）　舊居多濱の岩戸（イハト）山に在りしが、慶應二年山岡崩壊し、一時神位を府中八幡宮へ遷す、明治十二年更に、境の南なる松山に新殿を建つ。此神は三代實錄、貞觀三年授位、延喜式内の古社にして、近世まで田畝百石を傳へ、上越後第一の名祠也。社人花ヶ崎氏に多く古文書を收藏す。

（岩戸）

神祇志料云、居多（コタ）神は今居多濱の岩戸山の半腹に在り、北國紀行に、此神は神功皇后の韓國を伐給ふ時より、北海守護の神たりきみえ、盛衰記に緒形惟貞が先は日向と豐後の間なる姥が獄（ウバガタケ）明神にして、其祖を大太夫、大宮太、大宮次、大六、大七と云ふ由を記し、三輪の神も故事を載せたり、此は緒形氏三輪の神裔にて、大神姓なる故に、代々其姓の一字を名に負ひしものと見ゆるに、居多と氣多（ケタ）と音相近く、氣多神は大己貴命を祭ると云傳へたるに、今又居多神を土人は姥獄明神とも云ふを、北國紀行の説に合せて、緒方惟貞の時三輪神の威德を顯し給へる事をも思奉るに、土人の傳説極めて緣あり。

北國紀行云、文明十八年六月十三日、越後府中海岸に着きぬ、京洛にして相なれし正才法師を尋て、あまの笘やに夜を重ぬ、此濱近き所に神さひたる社あり、參詣しておかみ侍りしに、かの社務はなかさきといふ老翁出で、此御神は昔當國御影向の時[illegible]、[illegible]多明神と申奉る、手向すへきよし申[illegible]、

天の原[illegible]よたまで八島をる神や[illegible]

「於一宮居多社、御[illegible]、在[illegible]、[illegible]敗其候、若有[illegible]之族者、可[illegible]、如前々以他所神子、可役勤申神事者也、仍狀如件、

　　應永卅二年三月九日　　性[illegible]

　　　　　　居多神主殿

（應永十八年六月に、居多大明神社務へあてて在國奉行[illegible]給、并に往前令所[illegible]得先有九の得分注文あり、傳に[illegible]倉満蒙の御判と云へり、多く諸郡鄉の地名を記せたれば、本書諸所に援引す）

「散在[illegible]、押令度[illegible]使亂入當社、恐以放火、併不恐神慮[illegible]、并一國之當敵、上條播磨守[illegible]同名越前守、并[illegible]之衆本人中條越前守、新發田一類、速退治事、神慮無私、可令守護（中略）

　　天文二年十月廿四日　　信濃守（為景（花押））

　　　　居多　神主

「制札、一殺生禁斷之事、一山林竹木不可剪採事、一不可放飼牛馬事、右於居多社内中、守此條々、若有違犯者、不撰甲乙人、可被處罪科狀如件、

　　永祿三年五月　日　下野守　和泉守　丹後守

　　　　　　遠江守（以上四人連署）

「居多新町、如先規立可申、新田發井[illegible]濱發候條は、國なみたるべきもの也、仍如件、

　　戊（慶長十五）七月十三日（山岸人、崎形部、松大隅）

　　　　　　居多一宮神主宮内少輔殿」

居多に姥嶽明神の名あり、是は本社の別名とも又摂社の名とも云へき、今本社に傳ふる古記古圖には此名なし[illegible]ふべし、摂末は天神社五社明神の事を錄すれど、姥の見えず、蓋近時の社人忌む所ありて、删除して減却をはかるも

の僞、然れども古來流布の古書に、居多明神は往居の額にうはたけ明神とあり、里人曰ふ昔丹後の由良の長の人買船、今町にて岩城判官の子女安壽姫津知保丸を買取行きけるが、乳母タケと云ふ女之れを逐ひ來て、府の沖に離るゝを見、女の一念毒蛇と化りて海中に飛入りぬ、乃其靈を祭り嫗嶽明神とす、云々。〔名寄、土産、越家苞〕今按に、嫗嶽と云は黒姫山と同じかるべし、沼河姫を指したる神靈談なり、乳母タケなと云ふは全く後人の附會に係る、近代黒姫の山版尾形白雷也の物語も、是等の神話を種として構造したる也、さてまた大同方「小三宅集、越後國頸城郡居多神社傳方、元吉少名神者、大己貴御傳方、神子大神保公等の方也」云々、これによれば居多社は小三宅神とも唱へしに似たり、大神姓の人々の崇敬せし狀も知るべし。因て憶ふに、豐後國の大神姓に尾形(緒方)氏あり、實に嫗嶽明神を氏神とす、平家物語に其神話を錄す、此地にも其傳說を承けて、黒姫を嫗嶽神に混同したる歟。

式社考證云、居多神社は慶應三年十一月下旬より地辷出來、境內缺崩れ、續きの山々大崩に相成、社地殘らず大破に及び、神代より鎭座の身乃輪山悉く破壞、假に府中八幡宮へ遷座。

今按、本社に延喜六年居多神社境內四至圖の寫一張あり、元和中國主松平上總介忠輝の證判を加へ、酒井家の家臣連署の添狀さへあり、延喜と云ふは如何なれど、中世の繪圖たること明瞭とす、其大略、本社の西嶺を氣多宮と云ひ、其の北尾に田尻浦の民家あり、氣多宮の南につづき平櫛徳王堂あり、徳王堂の麓にあたり觀音寺と白山權現あり、本社の南に今の松山とおもはるる地に、五社跡を標し、其東は國分寺堂と標せらる、寺堂の北に蓮池あり、蓮池の東方を府中と標す、氣多宮とは居多の神社にて、又岩戸山と云ふものと同じかるべし、身乃輪山は即本社の舊境にして、其浦をば今も岩戸と稱す、身乃輪とは三輪(大神)に同じき歟、不審。

(身乃輪山)

○式社考證、府中八幡宮上申書云、八幡宮の西に當り、七八町隔り、身乃輪山あり、其邊に小石祠あり、諏方神と云ひ、明建御名方命の誕生所か、身乃輪山の東北四五町隔たり、居多明神の舊境あり、又身乃輪山つづき西八九町に岩戸山あり、其間に谷あり、阿比多川と云ふ、岩戸山には今大日如來の堂あり、其邊にも小石祠ありて、諏方神の胞衣を納めたりとも說く、云々。(按に居多社人の說に、居多はキタと讀み、出雲神沼川姫此に居たまひ、諏方神を生みたまふ、諏方社今も要害といふ地にのこると說く、凡是等の言、信疑相混ず、讀者の批判にまかすと云ふのみ)

大地崩壞のことは、居多濱より直江津また郷津長濱名立の邊に時々此變を見る、該地に因るものにして、謂ゆる高田地震の源因と相同き歟、識者の研究をまつ。

又云、相傳ふ貞和中にも年々社邊の山拔け崩れし故に、大鳥居を濱より南の高地へ引く、天正六年、上杉輝虎卒他界せられ、春日山は御館鉾楯になり、神主盛貞家盛は御館の命を守りしかば、御館落城の後、能登國へ退き、社領悉く沒收せらる、しかのみならず神境四至の內、西に當て岩殿といふ山有りけるを、輝虎卿築所となさる、此頃景勝卿御國替の時、會津へ引給ふと云ふ、慶長三年神主家盛歸住し、堀秀治卿より社地十三石の高に預り寄進、同十六年松平忠輝卿より國分村にて八十七石加增せられ、都合百石の朱印を賜はる、云々。

五智

驛名なり、國分寺五智如來堂の門前なれば此名起る、今居田大場等と共に春日村の管內とす。北陸道と信州路の交會點にして、直江津の西一里。

國分寺

居多濱の南にして、近世は村名に呼び、五智國分、愛宕國分、毘沙門國分等の稱あり

越之後州國分寺、五智如來梁上、有一面琵琶、蓋白首盲師所得明眼、用之於佛前、為靈兆云、

堂宇如山冠海涯、如來盛五智光華、白首開昔得明眼、梁上至今留琵琶、〔梅花無盡藏〕

此寺は天平の御願にして、延喜式に越後國分寺料二萬束とあり、永祿五年上杉輝虎國分寺五智如來再興、導師高野山無量光院清胤法印、勅使勸修寺中納言晴秀卿なりき、元祿元年三重塔雷火、同二年如來堂雷火、其後再興す、〔北越軍記、名寄〕新編相摸風土記に、鎌倉八正寺二十世弘賢は國東誌持寺行と稱し、足利義滿同氏滿の世にあたり、越後國付寺をも兼帶したる由見ゆ、國付は國府の異書にて即此寺とす。

都宇郷

和名抄、頸城郡都宇郷、高山寺本、都有郷、訓豆宇。○小川氏云、都宇は津なり、郡郷名二字に作れど、津の一音にて即今の直江津なり、津有郷の名もあれど、此と相違へり。○按都宇郷は寶龜十一年西大寺資財帳に「越後國頸城郡櫻井庄、同地津村庄」とある津村に同じかるべし、直江津并に國分(五知)居多より春日村の邊を指せるならん、即古府中の色なり。

水門

延喜式の驛名にして、名立、水門、佐味と次第したり、即直江津の水門にあたるや明白とす、原書氷門とあるは固より誤寫に出づ。

直江津

今直江津町、人口一万一千、荒川の河口左岸に位置し、海陸の要地とす、鐵道新潟(沼垂驛)を去る八十四哩半、長野を去る四十三哩。此津は中古國府の置かれし頃は、府中濱と云ひ、其城內也、上杉氏春日山に築城したる時、尚御館を存して府內と云ふ。慶長十九年德川氏菩提原に築城す、是より舊府全く廢滅し、其民家は自立して更に河海の間に一大聚落を成す、即今町の稱あり、近世は高田大藩たりしを以

(今町)

て此を高田今町と呼ぶ。直江の名は詳ならず、北國の歌名所に奈古あり、或は直江は奈古の訛轉と說く、然れども歌名所の奈古は越中放生津の舊名也。此と相混し難し、出雲國に直江（長穗）の地名あり、併考に資くべし。

名[illegible]云、義經記に義經主從作り山伏となり、文治二年の春の頃、北陸道を經て直江の津に至り、北從の觀音堂（花薗(ハナソン)寺、近世高田城下へ移さる、寺號をたゞ讀の觀音と云ふ）に宿りけるに、代官ラウ權守と云ふもの に怪まれ、笈を見給ひしが、義經に乘捨し舟ありけるに、打乘り押出す、云々。

義經記云、文治三年の春、越前敦賀津に下り、出羽の國の方へ行かんとする船に便せんとて、扱姿をば山伏にかへ、越後國直江の津は北陸道の中途にて候へば、それより此方にては羽黑山伏の下向すると申べき、それよりかなたにては熊野山伏と申べきと云々。市振(イハト)じやうぎ取のわき、蒲原なかはしと云所を通りて、岩戸の崎と云所につきて、海士の苫屋に宿かりて、夜ともに御物語あり、そこ出て越後の國府なる直江の津花園の觀音堂と云所につき玉ふ、此に國府の守護鎌倉に上りてなし、浦の代官にラウ權頭と云者あり、二百餘人にて彼觀音堂へ押寄。

善光寺紀行云、府中の海岸になれり、あまの苫屋のあばらなる、月隈なく差昇りぬ、五更の西の空うつろふ末は、古郷の空にやかゝりきと思ひ送りて、（寛正六年）

照りおけおなじ旅路のよの靄月もやどれる草のまくらに。　堯惠

回國雜記云、文明十八年七月十五日、越後の國府に下着、上杉兼てより長松寺の塔頭貞操軒といへる庵を點じて、宿坊に申つけ、相摸守路次まで迎に來たり、七日逗留、毎日品をかへたる遊覽ども侍り、爰を立侍るとて、二首の詠を殘しとゞむ、

千とせへんしるしをみせて此やどの軒端に高き松の村立、

日かずへてなれぬる旅の中やどもなごりは盡じ都ならねど。　道興

（長松寺は齋曲竹寺にも其名あらはれ、今直江津の眞行寺を以て其寺の址とす）

（直江）

直江は又氏號に呼び、直江の津の豪族たり、神(ジン)姓の家也。北越軍記云、直江大和守實綱は直江入道酒椿が子にて、童名神五郎と云ふ、酒椿は謙信公幼少より忠勤他に異なり、其上實綱は未た神五郎と申せし時、飯沼賴清を一戰に打勝手柄を顯せしより、度々の事に出合、寵臣出頭人にて候に、天正五年五月春日山權の間に於て、毛利名左衛門章趣有て實綱を斬殺す、謙信公より小姓出頭の樋口與六郎（與板城主與宗右衛門の子）を實綱の聟養子にせられ、一跡を申付らる、後に山城守兼續とて、三十二萬石領知候は是にて、直江は越後に久しき名字に候。（又按に越中に奈古てふ歌名所あるにつけて、此國にも直江津をば奈古に牽合す。三千風行脚集云、直江津、此は俗に居の橋、かの山岡の大夫尉王丸を勾引し處、奈古の繼橋なり、ある道心者の船貫撮々にて、口論せしを、予が扱ひて「渡る世の淵瀨を兼て思ふにぞ恨も繼も奈古の繼橋」。

佐渡のみ崎のあれ御所櫻、枝は越後に花がさく。（信濃奇勝に「佐渡の三崎の御所櫻、本は越後に葉は佐渡に、落る木の實は津の國に」とあり）佐渡へ佐渡へと草木もなびく、さどは居よいか住みよいか。佐渡と越後はすぢ向ひ、橋をかけよもの舟橋を。（直江津鄙歌）

今町(イママチ)祇園社　直江津の鎮守神にて、近世の例には毎年六月の御靈會には、高田城下まで神輿行幸、稻田橋より舟にて荒川を下し奉れり、天王祭と云ふ、盖佐國府の古祀なり。一書に此社をば式内佐多神社に擬せり、又諸國の同に府中御[illegible]社、存在するよし[illegible]、近著中古国郡[illegible]社を置かれし證もあり、必しも八ケ御[illegible]しなきにあらず、近十何故にか改號して[illegible]云ふ、[illegible]葉ならん

越後國府内氏園會御供米、如[illegible]割之、現米五石宛[illegible]寄附候間、御奉行[illegible]判[illegible]取、御[illegible]代官より[illegible]取[illegible]度備嘗料、國家安全可致[illegible]者也、仍状如件、

元和四年午六月二日　永見志摩守

祇園神主

至德寺(シトクジ)　今高田町へ移されたりと難、直江津に其舊址を傳へて、大字に呼ぶ。此寺は上杉兵庫頭憲政の子[illegible]若、出家して久庵僧可と云ひし人の開基にて、（北越略風土記）永祿三年九月、近衞前關白前嗣公の下向したる時、此に館す。北越軍記云、近衞殿并に照高院道澄、知恩寺首萬遍上人同く來府、當職の執柄皇城を出て他國に居給ふこと先例なし、三人共至德寺に宿。〇又直江津の郊外に安國(アンコク)寺てふ大字のこる、是は暦應中足利家か諸州に造立せしめたる利生塔婆の一利なるべし、今國分寺を安國山と云ふは、此寺廢する時彼へ合併せられし故歟。（上杉御館址を參考）

（安國寺）

僧萬里長享二年越府へ來りし時の文藻中に「越之後州、有至德、雲門、安國三大刹」と云ひ、又山本開迪寺の詩あり、雲門今不詳。

山本之開迪[illegible]舍、其山腰有寮、曰學窓井、盖國師曾行道之地也、

路出府中寺一村、國師行道井猶存、歸鴉度盡臥橋外、唯有松聲說舊門。（梅花無盡藏）

弘化四年、善光寺地震出役記云、柏崎より今町まで海手山手共少々潰家あり、又地割も見え申候、今町家數千四五百軒、潰家は五軒にて、痛み家はあまたあり、怪我人なし、新川端町と唱ふる町家は、地祿一體壹尺餘もめり

込、往來筋を始め川縁に胼(ヒビワレ)數所相見え申候、巾二三尺位にて、長五七間又十間程つつなり、右は三月廿四日の夜の事にてはなく、多分廿九日の地震の故と申候、右胼割より泥水多分に吹出候と申候

直江津港(ナホエツ) 小船は荒川口へ入るものありと雖、大船は沖かゝりして艀を以て運漕を助く、港灣の形狀に於て已に缺けたる地なれど、尙北越の大埠頭たり、新潟へ六十四浬、伏木へ六十四浬。

水路志云、直江津は沙丘上に布置す、伏木新潟兩地より毎日數汽船の出入あり、又鐵道ありて越中越後貨物集配の地に當り、頗繁盛の區とす、船舶は荒川口の西方直江津町の海方面に於て、距濱三鏈乃至一海里、水深十尋以內の處に假泊す、泊地は該海岸中最惡の流行風なる西方颶の衝に當るを以て、此風の來る兆ある時は卽時佐渡の夷灣に避泊するの外良策なし、此地の艀舟は其製造極めて堅牢にして、其大さ百人を容るゝに足る、此舟は常に川內に圍ひ置き、用に臨み虛舟にて川口を出し海濱に廻し、乘客貨物は皆海岸に出で、舟夫腰邊にて之を負ひ、波間を伺ひ艀舟に移し、然る後本船に搭載するなり、然れども波浪起り猛勢加はるときは、其場合に應じて本船は之を郷津沖に廻し、此處にて諸積卸を成し得ることあり、斯る上陸困難の場所は本邦中幾と其比を見ずと謂ふべし。

荒川(アラ)(北川) 妙高山の西北なる囘谷中に發し、燒山の東南を繞り、東に折れ黑姫と妙高の間に至り苗名瀧と爲り、關川驛に至り、野尻湖の餘水を容れ北に折れ此より中游と爲る、新居濱より下游と爲り高田町の東を過ぎ、直江津の東に於て保倉川を容れ海に朝宗す、長凡十八里。中游以上には關川とも、下游には北川とも云へり。

水路志云、荒川口は烏首埼の東方七海里半にあたり、夏期海面靜穩なる間は門洲の水深四五呎にして、小廻船は河內に入るを得、冬期は激浪の爲め水道閉塞するを常とす、今此川以西約一海里の海濱は冬期強西激浪の衝に當り、年々崩壞し、直江津市街に臨む處を最甚しとす、三四十年前に於て、海濱は現時の位置より尙百碼餘海方にありしと、高田市街は川の上流凡四海里に布置し、小舟を通ず。此川に應化橋と云ふがありしこと諸書に見ゆ、春日新田の條下に擧ぐ。

國府址(コフ) 國分寺の東、直江津市街の南なるべし。廳舎の廢墟は分明ならずと雖、國分寺、八幡宮、祇園社等の存在に依り、舊址も其間に外ならざるを知る。上杉氏管領の時に府を轉じて館(タチ)と云ひ、永正中長尾爲景春日山を鎭城と爲すに及び、館と城相並ぶ、高田築城の後府中全く廢墟と爲る(近世此邊を下鄕(シモ)、大道鄕(ダイダウ)と稱したり)

和名抄、越後國府、在頸城郡、行程上三十四日、(原書二十四に作る今延喜式に依り訂正)下十七日。延喜式、越後上國、管七郡。○按に大寶二年越中四郡を割き、越後に附けらる、頸城は其四郡の一なれば、此時更の後に府を茲に定められしを知る。慶雲三年、猪名眞人大村爲越後守、和銅元年、阿陪朝臣眞君爲越後守(續紀)など云ふは任國の初めなるべし。

十月つごもり頃に、雪降たるに、信濃守たかきがもうで來て遊びしに、　越後守爲仲
思ひきや越路の雪を踏み分て來ませる君に逢はん物とは、(爲仲集)　返し
今さらに伊奈とおもひし道なれど君に逢地の關ぞうれしき。　信濃守

長門本平家云、(壽永元年)二月廿五日、城四郞長茂當國廿七郡迄催して、雜人交りに六萬餘騎とぞ註したる、信濃國へ越んとて、三手に分て、筑摩越には濱小平太伴太郞大將軍にて一萬餘騎を指遣し、殖田越には津張庄司太夫宗親一萬餘騎を指遣し、大手は長茂大將軍にて引具し越後國府に着にけり、明日信濃へ越んとする處に、先陣爭ふ者誰々ぞ、笠原平五、富部三郞、閑妻六郞、風間橘五、家子には三河次郞、澁谷三郞、ヒサシ太郞、將軍三郞、郞等には相津乘湛房、其子平新太夫、奧山權守、子息藤新太夫、坂東別當、黑別當、我も我もと爭ければ、(中畧、信州横田河原にて木曾義仲の爲めに破らる)木曾は卽城四郞が跡に附て、越後國府に着たれば、國の者共皆源氏に從けり、城四郞安堵し難ければ、會津へ落にける。○承久軍物語云、伊賀判官光季が宿所へ已に御使あれば、光季の郞從思案して、北陸道にかゝらせ給ひて、御船にめしゑちごの府中につかせ給ひ、しなのへこえさせ給ひて、それより鎌倉へつかせ給ふべしと勸めければ、光季聞入れず、云々。○太平記云、日野阿新すでに佐渡本間の館を脫し、其日は麻の中にて日を暮し、夜になれば湊へと心ざして、ゆくとも知らず行く程に、孝行の志を感じて、佛神擁護の眸をや廻らされけん、年老いたる山臥一人行き合ひたり、此兒の有樣を見て御心安く思召れ候へとて、船は湊を出でける、其後追手ども百四五十騎馳せ來り、遠淺に馬をひかへてあの船止れと招けども、船人是を見ぬよしにて、順風に帆を揚げたれば、船は其日の暮程に越後の府にぞ着きにける。○又云、越後は其境上野に隣りて、新田の一族充滿たる上、元弘以後義貞敕恩拜任の國たりしかば、一國の地頭御家人其麾下に隨ふ事日久し、義貞已に北國を平げて京都へ攻め上らんとし給ふよしを聞きて、大井田彈正少弼氏經、中條入道、鳥山左京亮、風間信濃守、河津掃部助、大田瀧口を始として其勢都合二萬餘騎にて、延元三年七月三日、越後の府を立ちて、越中國へ打ち越えけるに、其國の守護普門蔵人俊淸、國の境に出合ひて是を支へんとせしかども、俊淸無勢なりければ大半討れて松倉城へ引き籠る。

越府御館址(ヱツフミタチ) 蓋古の國府の墟なり、故に府內城とも云ふ、

越府の字面は梅北無叢蔵北越軍記松隣夜話等に散見す。今直江津の西南郊、大字安國寺に其古蹟を遺す、大手を大隧(オシナ)口と云ひ、搦手を居多(コタ)口と云ふ。そのかみ國守の居館なりければ、貞治年中上杉憲顯入部、なほ因襲して此に移り、御館の稱あり。憲政(山内管領)の來奔するや、又此に居る、後景勝虎は春日山に築きたりと雖、治府は尙此に在り、府中府内と云ふものは專之を指し、春日山にはあらず、天正六年内訌あり、府内春日山の間兵を以て相拒く、慶長中堀秀治の入部するや、又府内城を修理したり、府中八幡宮の南二三町に御館古城跡存す、其南堀を御館(ミタチ)川と呼ぶ、御館址は形狀詳ならねど、大道端安國寺村に屬すと云へり、(式社考證、北越雜記)御館川と云ふは春日山に出てて東北流し、府内の故墟を貫流して轟(トドロキ)と云ふ地にて荒川へ入る、故に轟川とも稱す。

入越府　僧　萬里

瀬沙馬佬蘧蹄遲、逮屋燒餘煙自離、始入府中逢急雨、滿身濕却獨沫岐、(梅北無叢藏)

太平記云、貞治二年、鎌倉左馬頭基氏は幼少より上杉憲顯に懷きそだてられたりし舊好を以て、先づ越後國の守護を與へて上杉をぞ呼び出されける、此時芳賀兵衛入道禪可は越後國の守護にてありけるが、上杉と芳賀と越後國にて合戰に及ぶ事數月なり、禪可遂に打ち負けけり。○北越軍記云、義滿公の御時、上杉民部大輔憲顯の末子左近將監憲榮、無双の寵臣たるにより、越後國を被下しが遁世せられければ、諸士思々に蜂起し其一跡を爭ふ、應安元年上杉の一老臣長尾筑前守高景、憲榮の兄安房守憲方の子息龍命丸を跡目主君と仰ぎ、越後に歸り府内城へ入參り、元服させ民部大輔房方と號し、國中の逆臣を討平け一國平均す。○北國太平記云、相模國住人長尾は累代上杉家の幕下に屬したり、殊に左衞門入道昌賢は鎌倉殿成氏を還住なさしめ、越後國主房定の二男顯定を迎取り、八州の管領と爲し奉る、其後姫六郎爲景は上杉顯定の命を受け、越後國に發向し忽逆徒を伐従へ、其より自然と越後の大守とは成にける。

北國紀行、此國の大守相模守藤原朝臣上杉房定のきこえに達せしより後は、旅泊の波の聲をきかず、剰旅館を最勝院といへるに移され、樹陰の涼風袖に餘る程なり、七夕にいたり星の手向せしに、當國の歌の濱の名も梶のはを重ぬべき、かずの秋限しられず覺えて、七夕祝、

手向せむ幾萬代かこしのうみに
さるかぢのはの歌のはま風。　堯惠

北越軍記又云、永正六年爲景逆心し、房能府内を持こらへ難く、雨溝へ落給ふを追詰、遂に弑し奉る、大永元年爲景上條の上杉定實へ扱を入れ、舘に取て和睦し、定實を府内へ入れ屋形と仰ぐ。又云、天文十六年晴景下濱に陣取しを、橡尾の景虎討破り追討に米山を越られける、府内勢漸々城へ取籠れるを、宇佐美本庄追詰て府内を取巻、晴景(初名定景)叶はずして切腹也、屋形定實は景虎と事故なく辭讓す、十八年景虎橡尾より府内の城へ移り、長尾の家督に備る、

又云、永祿元年關東管領上杉憲政(顯定の孫)累年北條と取合勢衰て上州平井城を沒落して越後に來る、謙信馳走大方ならず、館の城に奉入、管領御在城に付國中御館と云ふ、天正六年謙信逝去、男喜平次景勝と養子三郎(景虎と云ふ)家督の爭ありて、五月三郎御館城へ除れける、入道立山(憲政)は黒衣にて三郎の子息道萬丸と内方(景勝の實妹)を召連れ、四つ屋の附城に移り、我は故謙信の養父なり、家督骨肉の爭あるべからずとて景勝へ申遣され候處に、景勝方先手衆は御扱の段不存故、推かけ奉討果、三郎被聞、無是非鮫尾城へ被取除。○越後治亂記云、天正六年三郎殿の除き給城を館と云は、弘治年中にかき上げ、憲政を居給し城也、場數狹くして大隧町小田町とて大手搦手二町あり、其に依て大手は大隧口搦手は小田口と申也、此御館に向て景勝方より四屋(ヨツヤ)と云ふ兩城を築かれたり。○北國太平記云、三郎殿は府中の御館に赴き、養父憲政と一所になるべしとて、春日山の三の曲輪を出奔し、上道一里半坂東道九里ありける御館へ志して落られける。又云、甲州勢景勝と合體し、御館を取圍みて攻立たり、平城と云ひ兵粗略に覺しかば、落城に及びける。

(屋四)

節々被入心書中、喜悦之至候、仍此表之儀無心許可有之候、甲州出馬、景勝三郎間之儀、[illegible]噯双方、旨趣如何被聞屆候哉、抑是非共甘八納馬候、其以來府内館押詰、其外三郎隨逐之族相抱地利、或討果或追拂、無成□□候、鬼角以一揆、可屬本意之條可心易候、盛氏父子稱無異儀入魂之樣、異得任入候、猶吉事而恐々謹言、

九月十九日(天正六)　景勝(花押)

横田右馬允、同織部殿(相州文書)

按に府内の御館を或は、北川館と云ふ、北川とは青多川木田川と同く、荒川の一名なるべし、春日山に對し此城は荒川の畔なりければ、斯く唱へし歟、又管富武鑑に

慶長三年、景勝會津へ所替、越後を堀久太郎拜領して、春日山を引き府内を取立居城なり、

と述ぶ、蓋堀氏は入部の初め上杉氏の舊址に就き、御館と春日山兩所を保存し、特に御館を修理して居住したるごとし、十一年福島に築城し、尋いで絶家す。

府中八幡宮(フチウハチマン)　今直江津町の西南郊、大字八幡の叢祠是なり、蓋上杉氏守護の時、鎌倉鶴岡の神を勸請したるならん、近時まで神田百石を保有せり。石造鳥居門は正保二年高田殿の老臣、小栗美作守茂吉の寄進にして、其銘見ゆ。土俗今も八幡の邊を專府中と呼び、御館址は其南に存すと云ふ。

「一府中八幡領、郡司不入諸役免除之事、御代々之判形、亡父一札雖爲明白、猶以今度爲新寄進令諸役停止之畢、以此旨可有執務者也、仍如件、

天文廿四年卯月十五日　景虎(花押)

府中八幡宮社人中」

「高百石、府中八幡宮爲社領、被付置候條、祭祀無怠慢被相勤、修造等油斷有間敷候、御朱印相調可進候、其內□如此候以上、

慶長十六年辛亥九月十五日　松平筑後守信直

山田隼人正勝重

松平遠江守吉成

松平大隅守重勝」

「制札

一殺生禁斷事　一山林竹木不可剪採事　一鐵砲不可放事　右於八幡社內、可守此條々、若有違犯輩者、不嫌甲乙人、可被處罪科狀如件、

永祿三年五月　下野守(花押)和泉守(花押)

丹後守(花押)遠江守(花押)」

「奉施入鰐口　越後國頸城郡　府中

右所願成就、皆令滿足故也、

文安三年六月□□□　施主　道圓敬白(金口銘)」

(惣社)

府中八幡は國額は惣社八幡諏訪と三行に書し、輝虎の署名を加ふ、一社にして三座なるを知るべし。抑府中八幡を總社とも稱するは、當國總社の事別に見えざれば、八幡と惣社を一祀に混同したるやの疑あり。然るに近年風土記節解の僞書出て、土俗の傳說を取交ぜて、八幡宮をは奴奈川姫神の館と詐り、式內阿比多神社に混亂するに至る慨歎すべし。凡府中に惣社あり八幡あるは諸國一統の例にして、何ぞ式內社に混し、神代の遺跡に濫るべけんや。

風土記節解云、阿比多神社、高志惣社共云、有府中磐戸山落水、阿比多川者、建御名方命躬乃輪山而御誕生坐、其產湯洗給川也、其胞納地云磐戸山、母奴奈川媛命住坐御館云高志惣社、

愛宕(アタゴ)　(毘沙門)

今春日村の大字とす、愛宕權現の舊祠あるを以てなり、相接して又毘沙門の大字あり、此には毘沙門堂幷に不識院等のありしならん(北越軍記に府內寶幢寺と云ふが見ゆ、毘沙門堂と同異如何)上杉氏轉封後、愛宕は尙神領二百石を賜はり、其別當壽永寺寶持院、本地佛を勝軍地藏と爲しき　但し毘沙門堂は後高田城下へ移さる、名寄に毘沙門堂領二百石別當宗持寺眞言宗とある是也。

○北越軍記云、長尾景虎は廿三歲にて剃髮入道して、女色は禁戒せられど、魚肉は絕たれず、三十四歲永祿六年、不識院心光謙信法印と號し、高野の淸胤法印を戒師として、秘密印明を受け灌頂を遂げ、大覺寺御門跡義俊僧正の執奏にて、大阿闍梨位に登る、彌戒律堅固なり、春日山毘沙門堂の近所に不識院を建立し、古より越國の將士忠死義死の輩の位牌を立て、亡靈を祭り給ふ。

署風土記云、愛宕山砦は春日山の一方にあり、此山高くして府內城二の丸を見下す、天正六年三郎と景勝桙楯の砌り上條民部大輔義春此山に砦を據へて防ぎ守る、三郎方にては愛宕山の麓坂戶城に番勢を入置き、愛宕山を取んとす、同年六月十八日軍評定の爲め、上條義春府內本城へ參りし故、留主へ三郎方より愛宕山砦を取しが、義春是を聞とひとしく春日山城より引返し、散々に攻戰ひ、其日の內に愛宕山を乘り復しける。北越軍記云、天正七年景勝は春日山城に在り、憲政入道と三郎景虎は御館城に在て取合申候、景勝方色々てだてにて坂戶城を取可申と工候に付、三郎方よりも此城を大事に致し、本庄美作守慶秀、北條丹後守長國、上杉十郎憲景など代る〳〵坂戶へ宿番に每夜御館より來り、夜明には御館へ歸るを、津波木與兵衞荻田與惣兵衞二人、曉方愛宕山砦を出、坂戶と御館の間蓮池と云ふ所に朝待に、丹後守の歸る處を待かけて、荻田追かけ二鑓突候を、馬に鞭をかけ乘ぬけ御館へ歸り候、荻田愛宕山にて北條を鑓附たりとて自讚しけるに、翌日の晩御館城下の墓所に火葬の煙見え、北條の茶毘にて候き、

小丸山(コマルヤマ)　(大場)

眞宗高祖見眞大師の遺跡なりとて、近世堂宇を置き、參詣の信者常に之に集まる、今春日村大字大場の管內とす。

二十四輩順拜圖會云、五智の南四町、大場の西、山の麓竹の鼻に小丸山といふ所あり、聖人左遷の配處たり、後は叢林の嶺聳え、前は深淵の沼左右にめぐり、中に山脚の狹き地面十歩に足らざる所、石碑兩基を建たり、其銘に曰く「親鸞聖人國府五年之遺跡、石燈籠、延寶九年酉六月廿八日」と有、又一基は「親鸞聖人五年遺跡、大谷本願寺奉報謝、石燈籠、貞享二乙丑六月廿八日」とあり、按ずるに承元元年三月、宗祖三十五歲越後の國府へ配流せられ、郡司荻原民部敏景、此山脚にいぶせき藁屋をしつらひて入れ置參らせたりと云ふ、一說に小丸山の光源寺とて眞言宗の寺あり、卽聖人配所の寺なりといへり、又高田の性宗寺に聖人自畫とかや藁屋の內の姿にして傍に物勸の裝束を掛けたり、銘に「南無阿彌陀佛、於越後配所笠島國府畫、承元丁卯年五月六日善信」とあり、此寺佛光寺派なり。

建永二年二月、法然房源空の師弟遠流せらる、其中に善信は末弟におはすと雖、其器諸人に勝れ宗の奧旨を極めらるゝ旨相聞ゆるに依りて、越後の國府笠島と云處へ被配流。(七條日記)

善信房洛東岡崎御坊より出駕なり、師範の御離京を聞くに堪へずとて、三時先だちて都を出たまへり、

罪名流人藤井善信、配所北陸道越國頸城郡國府、御

年三十五歳、行年十三日を經て、三月二十八日少輔年景が許に御下着云々、四月七日國分寺の禪居へ移りたまふ、翌承元元年三十六歳、民部少輔年景、聖人たゞいまの禪居はあまりに狹少なりとて國分寺の東南平岡といふ所を點じて舍屋を造り、こゝに居せしむ、國分寺と平岡との兩境合せて五箇年なり、去年流罪の御より有髮俗の如くにてましませば、愚禿と名のりたまへり、亦御名をも善信と改めたまふ。(正統傳)

按に念佛宗の中世東國北國に流布したる事は、諸書に其傳あり、然れども越後は上杉長尾の二家累代禪法に歸依深く、殊に爲景は一向門徒と相爭ひ、仇敵の關係あり、謙虎は持戒修法の人とす、崇尚固より相異、而も近世一向宗一州を風靡す、惟ふに景勝の時より信州の一向門徒府内に來移し、尋いで堀溝口村上の諸家、慶長中上杉に代りて入部するや、越前加賀の宗風此に乘じて浸漸せる耳、彼れ遠く數百年の昔親鸞流浪の遺跡を說き、之に托して諸所幾多の靈異不測を談ずるは、蓋皆近世の造爲にて、大略慶長以後の事とす。

春日山（カスガ） 直江津の西南一里半、南葉連山の一峯にして、舊府の上に聳ゆ、一名鉢（ハチ）が峯、今山下の諸村、春日、中門前、中屋敷、國分、木田等を併せ春日村と云ふ、上杉氏の府城の跡とす。

春日神社（カスガ） 春日山の下に在り、近世神領五十石を附せられき。朝野群載に收むる神祇少佑卜部雜頁の奏言に、延久二年延喜式外の神越後國春日社云々の事見ゆ、蓋此とす。越後治亂記に謙信公上杉の家を繼給ひて、氏神春日大明神を此山に勸請有しよりこの方、春日山と申すとあるは、甚しき誤謬也、爲景の時春日山城の事諸書に散見す。又橘爲仲家集に此人在任の時、

越後にて、正月七日雪ふりたるを見て

雪深き越路は春に知らねども　けふ春日野は若菜つまなむ、

とよみたり、其詞意を推すに府の春日野にて、大和なる春日野の景を想ひ合せての作なるや明也。又梅花無盡藏に「越後州之府君常泰、倭歌風雅、設宴之次、以春日山著色之佳扇、賜君下之長尾秀州存胤、存胤加拙偈爲一軸、而需贊言、夫大和昔爲帝都、春日是其廟也、府君亦爲攀藤原而崇焉」云々。○小川氏云、古事記玉垣宮(垂仁)段、御子五十日帶彥命者、春日山之君、高志池君、春日部君之祖とあるを、古事記傳に姓氏錄「和泉山君、五十日足彥命之後也」攝津山守、五十日足彥命之後也」とあるを引きて、此山君の本居は大和の春日ならむと說かる、今按に大和より更に高志國に移れる苗孫ましまして、頸城郡の春日神、蒲原郡の五十嵐神等は皆五十日足彥命を祭るならむ。

春日山城址（カスガヤマ） 創築不詳、或は寶德年中と云ひ、或は長祿年中と云ふ、共に明白ならず。抑此城は府内の要害にて、山峯の上に在れば、平時居住の地勢にあらず、四境有事の日に立籠るべき防禦陣營なり。されば舊史に上杉長尾の居止を說くに、其府内城と云ふは御館を指す。謙信景勝の治世には防備を嚴にし多く春日山に居り、春日山即府城たりき。されば此山に築城せしは爲景なるべし、爲景以前に築城ありと云ふは、時世の情態に合はず、尙考ふべし。○近年州内の士民有志公(謙信)の遺德を欽仰し、協力して春日山に一祠を起したり、上杉神社と號す、春日村大字中屋敷（ナカヤシキ）に屬す。

(中屋敷)

十三日、上樣春日山御登城候、卽時歸府、十九日及進陣、廿二日以御上樣御出城、致御供、今日爲景堀内へ奏移、明日向宇佐美在所、可進陣義候、云々、

十月廿三日　　爲景判

此一簡は新編會津風土記に收めし福王寺氏文書とす、年代は宇佐美云々とあるより推せば、永正年中爲景定行と爭戰せる頃にして、上樣は御上杉定實なるべく、北越軍記云、春日山本丸は鉢峯と云ふ、城を引廻し大池あり、一方に愛宕山あり、此山高くして二の丸三の丸を見下す、治亂記云、春日山は爲景の御城也、山の内曲輪あり、大なる堤あり、則直曲輪と云ふ、搦手の坂を中條と云ひ、御門を千貫と云ひ、大手は辰巳に向て、恐くは日本無双の名城也。軍記又云、元龜元年、謙信北條氏康と和睦あり、氏康の七男三郎を人質として、越後へ被指遣、謙信吾若年の名景虎を以て三郎に授け、景勝妹を以て三郎に嫁し、春日山二之丸に置かる、天正六年五月謙信逝去、景勝本丸へ入り、家督の爭あり。

春日山頭鎖晩霞、驊騮嘶盡有啼鴉、惜君獨賦能州月、
不詠平安城外花、　　磐　溪

北越軍記云、慶長三年景勝會津領百五十萬石を賜り、越後より被移、上杉憲顯代貞治五年入國以後、當年まで二百三十五年、越後を領知せし故、上杉の家中上下迷惑するなり。管窺武鑑云、慶長三年景勝會津へ所替、百五十萬石は越後一國河中島四郡の替り也、佐渡一國と庄内三郡は前の如く上杉家支配也。又云、越後堀久太郎に被仰付、春日山を引き、府内を取立居城。

林泉寺（リンセン） 春日山の麓大字中屋敷に在り、曹洞禪宗、曇英德爲和尙開基、長尾氏の修善場たり、上杉景勝移封の時、父祖の墳塋等は載せ去り、今米澤にも林泉寺ありと云ふ。されば此は舊跡にして、又常恒會の法幢地なれど、堀家松平家の重修再興の精舍とす、殊に近年火災蕩の餘、僅に面目を傳ふるのみ。

北越軍記云、應安元年長尾筑前守高景、守護代として上杉房方を迎へ立て、一國平均す、老て法體し傑山と號す、二男左衛門佐賴景是は府中長尾の元祖也、其子信濃守重景、應仁元年父に先立て逝す、法名林泉寺實溪正眞と號

す、是は文明中重景の子能景の建立したる菩提所也、天文五年の春爲景（爲景は能景の次子也、兒を上田房景と云）の幼子虎千代七歳にて春日山林泉寺天室和尚の許に赴きて、文藝を學ばる、云々。○寺境に今堀秀政、同秀治、松平光長室、榊原政界等の墳塋あり、又長尾上杉の遺物并に文書を收藏す、舊寺祿二百餘石。○大八洲遊記云、林泉寺常藏影像、僧衣僧巾、佩雌刀并軍麾、右手持扇、白明豐頤、威容可仰、其上題「分明紙上張公子、盡力高聲喚不譍、收因結果、盡始盡終面無弘」二十六字、僧云係公自贊、不知果然否。

正善寺（シヤウゼンジ） 今春日村の大字にして、春日山の南なる小山谷に在り、溪流は三里許、屈曲して木田に至り荒川に入る、谷の南方は今下郷（シモノガウ）村に屬す。（正善寺川をば今は木田川又は笹川と云ふ）

木田（キダ） 今藤卷、薄袋等と共に春日村へ入る、春日の東にして高田と直江津の間なる田郊を占む。

管窺武鑑に「府中の東を北へ流るゝ喜多河は信濃より出る、是に架りたる應賄の橋を越え、黑井川の船渡迄一里程あり」云々、喜多川は即荒川にして、此を過ぐればかく名づく。○按に東大寺要錄、諸國庄田長德四年注文定に「越後國頸城郡眞沼庄田廿六町八段、吉田庄田十一町九段百八十歩」云々とあり、吉田はキチダとよみ、後訛りて喜多とも云ひ、此木田にあたるにや、頸城郡内別に吉田庄とおもはるゝ地なし。

藤卷（フヂマキ） 今春日村の大字なり、即木田の南とす、越後治亂記武田勝頼天正六年六月景勝加勢の條に、

頸城郡大出雲原に至て陣を張り、十九日藤卷原へ備を立てられける、其間一里也、勝頼は關東勢の着せざるを怪み、終日待たりけれとも、一人も來たらざりければ、藤卷原を引掃ひ、元の大出雲原へ歸り扣ておはしけり、

云々、是は上杉氏内訌の時、隣國の援を得て相拂擊したる狀勢を詳にす。

土橋（ドバシ） 今春日村の管内とす、藤卷の南にして直に高田町に接す。中世府中の南方（高田の地を籠め）今泉川の邊までを下郷と總稱したり、下郷の南を上郷大崎庄とす。

居多社文書（傳曰鎌倉滿兼殿）應永十八年下文に曰く

頸城郡分、下郷、

一段高柳税所給、一町六段倉直税所給、九段三畝二分

土橋税所給、

高田（タカダ） 今高田町（人口二萬）高城（タカキ）村（人口四千六百）の二と爲る、直江津の南鐵道四哩餘、舊藩城にして今も郡役所ありて上越後の首邑とす、然れども商工の業振はず、稍衰退の想なき能はず。

高田は江戸幕府の初め、越後の府城を建てたる所也、慶長十九年奉行大久保（本氏花井）石見守長安當國の檢地を了へ、佐渡の金穴を開き、高田菩提原に相して新城を起す、舊府内直江津の民口を移し城下に置て、東北諸侯に課して其役に就かしむ。前將軍家康の六子上總介忠輝入城、封六十萬石、下越後の溝口村上等其麾下に屬せしめられ、世に越後少將と云ふ、長安即其家宰たり。居ること三年、（元和二年八月）忠輝國政不正の故を以て沒收せらる、是に於て酒井左衞門尉家次宿將を以て來り鎭す、而も國内の郡邑は諸侯に分與せられ、公料又之に交る、越後統一の實なし。元和九年越前家松平光長に高田二十六萬石を賜ふ、光長叙爵して越後守と爲る、世に越後家と云ふ、天和元年子弟相爭ひ、臣議不服の故を以て沒收。蓋高田は強藩の名ありて而も實の副ふ所なかりき、沿革して明治維新に至る。○小川氏云、高田は多く古書に見る所なし、或は曰ふ孝德紀「白雉四年、遣唐大使大山下高田首根麻呂、更名八掬脛」とあるは此地名を負へるにやと、

書紀通證云、釋紀所引越後國風土記曰、美麻紀天皇御世、越國有人名八掬脛、其脛長八掬、多力太强、是出雲之後也、其屬類多、姓氏錄曰、竹田連、神魂命十三世孫、八束脛命之後也。

亦一案と謂ふべし、郡鄕考には今の高田の城をふるくは鮫が城とよびて、築城の時大きなる鮫の出けるによりて、しか名付たるよし、越後名寄といふものに記したるは、初め佐味の城とよびたりけんを、後にさは附會したる歟。（京田（キヤウデン）を參考）○越後治亂記云、天正七年三郎御館を落され藤卷原にて追詰しに、敵もさすがに名を得し人々なれば返し戰ふ、高田川まで打續き數多打れてけり、此川小河なりと雖、双方岸高く雪消の水增して橋は落たり、三郎殿乘込向の岸へ上り兼ね、云々。（高田川とは城址の邊を流るゝ細流を指す）

高田城址（タカダ） 高田市街の東南偏にして、今高城（タカギ）村に屬す、慶長十九年築造、相傳ふ越後少將の婦翁伊達政宗其老臣片倉小十郎を差遣し、指揮其功を成したりと

慶長十五年、越後少將忠輝入部、初め福島城に居る已にして高田に城き、元和二年除封、酒井左衞門尉家次、松平伊豫守忠昌來り鎭す、九年松平越後守光長本城を賜り、封二十六萬石、天和元年に至り除封、貞享二年稻葉丹後守正通、元祿十四年戸田能登守忠眞來鎭、皆久しからず、寶永七年松平越中守定重桑名より轉封十一萬石、五代相續したり、寬保元年家賢に至り白河へ轉ず、榊原式部大輔政永姫路より轉封し、十五萬石、以て明治維新に至れり。

戊辰の役、東北騷擾、會津桑名米澤の諸藩兵越後に入る、三月十五日鎭撫使高倉三位の一行高田に至り、諸藩に諭示を傳へて去る、閏四月に至り薩長の兵隊尾州信州の諸兵と共に高田に至り、進擊の方略初めて定まる、其十九日を以て松之山を經て魚沼郡に向ふ、會津兵は魚沼を保

ち之を拒ぎ、桑名兵は伯耆米山に屯集し、官軍の來攻に備へたりき、已にして小出島米山の諸口戰起り、東軍皆破れ、八月に至り下越後まで一圓に平定す。〇世に高田地震と唱ふるは、寶曆元年四月の事にて、高田を中心とし大震動あり、壓死一萬人と傳ふ（暑風土記）寛文五年十二月廿七日高田大地震城郭破壞したり（北越雜記）

稱念寺（ショウネン）　當府內に在りて、正念にも作る、遊行念佛の道場にして越前國長崎往生院と同開基とぞ、故に新田義貞の由緒をも談ず、藤澤遊行寺二十七世眞寂は此にて祖跡を相續したりき。高田築城の時城下へ轉じ、寺領百五十石附與せられたり（名蹟、新篇相模風土記、越前國志、諸寺雜藏）

稱念寺領井諸末寺、郡司不入諸役免許之事、御代々之判形亡失一札雖爲明白、猶以て今度爲新寄進、令諸役停止之畢、以此旨可有執務者也、仍如件、

天文廿四年卯月十日　　景虎（花押）

稱念寺

淨興寺（ジャウコウ）　高田寺町に在り、今東本願寺派に屬し、稻田山と云ひ、當國一向新宗の古刹とす。寺說に「常陸國稻田善性房（一書に善性は後鳥羽院の皇子、名を圓觀と云へりとあるは例の妄誕なるべし）建保年中開基の寺院なりしが、亂世にあひ信州に移す、已にして永祿十年春日山の下に寺境を開き信州より移る、慶長三年卯月朔堀秀治侯より寺境安堵の狀を賜り、高田築城の後現境へ轉ず」と、堀家松平家（忠輝）の令書井に本願寺顯如敎如等の文書を傳ふ」云々、永祿十年云々とあるは信すべからず、北越雜記に上杉景勝の時春日山麓に移り、當國一派の僧錄と爲ると云ふに從ふべし。此寺に見眞大師（親鸞）の頂骨といふものを收藏す、彼宗門にて頗傳稱することとなれば、さることもありし歟。此他常敬寺、瑞泉寺、本誓寺等あり、皆一向門徒の巨魁にして、天正以後に信州より來れるものとす。

名蹟云、高田常敬寺開基は[illegible]の孫唯善坊也、初め鎌倉惟康親王の恩遇ありて、下總國關宿に開きて中戶西光寺と云へり、第四世の[illegible]善の時大谷本願寺と本末の爭論を爲す、第六世の時寺號を改め、第十世の時信州に移る、（參取北越雜記）慶長七年、本郡下條村へ來り東派に屬することとなり、寛文六年高田に移建す。〇本誓寺、又東派の院家なり、初め下總國相馬郡布川敎念房、稻田に赴きて親鸞の敎を受け、信州高井郡高原鄕に眞宗寺を建て、五世性頓は蓮如に屬し本誓寺と改號し、後當所へ引移す、（名蹟）寺說に天文年中僧超賢の時府內へ來り、後更に高田へ移すと云ふ。按ふに上杉謙信の時は越中の一向門徒抗敵して止まず、國內に於ても一向門徒は謙信の憎みたる所とす、天文年中本誓寺を移建すとあるは疑ふべし、慶長以後是等の一向門徒が國內を風靡せしめしは明瞭とすれど、天正以前の門徒は疑ふべし。

天崇寺（テンスウ）　高田寺町に在り、淨土宗、舊名長恩寺、初め府內に在り、天正年中上杉家の創立に係る、開基源譽隨流上人、源入村を寺領とす、後此に移る（慶長十六年、府中長恩寺領五拾石云々、又慶安元年下源入村五拾石云々の印書あり）寛永二年、高田殿（松平光長）より寺內に東照權現廟を置かれ、尋いで公子女の廟墓を置き、全く官寺と爲す。寛文十二年高田御前（光長の母勝姬、二代大樹の女にして、越前宰相忠直に嫁す）逝去、即寺號を改め殿堂を修め、俸祿を增加せられて三百石許に至る、延寶九年國主改易、新增の寺祿を削られ、別に城主より住僧に米金若干を給して守廟の事に任せしむ。寛政十二年火災、寺中殆赤土と爲る、後廟堂を營まず、佛殿を假置せるのみ、近年再火災、僅に小宇を置くのみ。〇乘國寺は高田藪野に在り、曹洞宗舊寺領百石、初め下總國結城に在りしが、慶長中越前福井城下へ移り、光長嗣當國入部の時又此に轉す。

金谷（カナヤ）　今高田の西南なる山丘に倚れる諸村落を合せて金谷村と云ふ、大貫（オホヌキ）山に金谷藥師堂ありて、高田郡外の遊[illegible]地として名高し、村名之に因る

北越雜記云、昔春日山城府の時は中屋敷より青木、[illegible]寺（道王寺）の□を通り、飯村大貫へ出て、京田、[illegible]、[illegible]田、宮內、乙吉五日市なぞを經て、荒井[illegible]へ往來したり

（大貫）

青木（アヲキ）　今金谷村の大字也、高田市街の南にして、肥後國小代ヶ記に、建仁三年肥後國河保青木保地頭職を小代八郎行平（武藏人兒玉[illegible]）に給恩ありし由見ゆ、

名蹟云、山村安信は頸城郡青木の領主にて、先祖久く當國に有し也、安信武士の用具は大刀にしく物なし、かゝる重寶は身自ら造作せずんばあらずとて、應安年中京都より劍工信國を呼下して師と爲し、刀を鍛ひ打つ、初代は安信、二代三代は正信、四代は信重又信景と云ふ、五代右京亮重信は屋形上杉定實の侍なりき。〇北越軍記云、天文十七年、去年栃尾府內騷動の砌、軍忠を勵みたる大將に加恩あり、青木城主山村若狹守が子右京亮は、上郡新井庄留田、三省、箱井（ハコヰ）、三箇所を賜る（箱井は今和田村と改む、青木の東二十町許）

（稻井）

京田（キヤウデン）　今金谷村の大字とす、大同類聚方に早水（サミツ）鄉京田村と云ふは此とす、然るに和名抄に早水鄉を缺く、脫簡にやとおもはる（再考、大同方京田は高田（タカダ）の形譌ならん）

（早水）

大同方云、佐美豆藥、頸城郡早水鄉京田村□□□少領無位大神臣等之家傳、元者大己貴神授云、延曆□□年領君朝原親王御惱時官符言上、中風奇方、

かつら　とりかぶと　まむし黑赤無差別　おけらのね　四味水煎日々與

今泉（イマイヅミ）　今和田（ワダ）村と改む、青木の東にて矢代川の畔なり、直に舊高田城の南とす。〇治亂記云、三郎景虎御館城を立退て、高田川にて篠窪出羽守殘留て防しかば、

其隙に今泉迄詰給ふ、此邊は番手持にて、安田上總介桃井宮内少輔二頭在番しけるが、敵味方分らねば、門戸を堅めて用心す。

斐太（ヒダ）

今斐太村と云ふ、舊飛田に作る、青木の南にして延喜式斐太神社あり、斐太の森と呼ばれ、宮内井に神宮寺の大字もありて、古祠の形迹顯然たり。相接して十日市に摩尼珠寺あり、越後三十三觀音第二の巡禮所たり、高田の南二里。

鮫尾（サメガヲ）

又鮫井と云ふ、斐太村大字籠町（カゴマチ）に屬し、宮内古城とも云ひ、天正七年春上杉三郎景虎の敗死したる所とす。○治亂記云、家督爭亂の時鮫が尾の城代堀江玄蕃は、三郎殿に隨付、其後三郎殿御館を立退、高田川令泉城を經て落給ふ、兼ては信州境迄と志し給けるが、上下甚疲れければ、今は敵に成りたる鮫が尾の堀江が城へ逃入、只管頼思召、堀江頼と有ては追出し奉つらむも武士の道ならず、是上は是非なしと、本城の我居間へ入參らせ守護し奉る、三月廿四日四方より敵押寄塀を乘り木戸を打破て入ければ、諸士同じく枕に討死也、三郎殿御腹召され勸齋と云法師御首をば取てけり。○軍記云、景虎御館を開て、飯森攝津守從之片貝式部丞能廷が籠りたる鮫尾城へ被取除候處を、上條義春多勢にて押掛候故、飯森片貝も心を變し、景虎不叶して切腹也。

南葉山（ナンバサン）

高田の西南なる連峯の總名にして、桑取谷名立谷の東限とす、南は不動山妙高山に連絡し、北は春日山に及ぶ。北越奇談云、七法師八瀧は難波山の景象なり、未時（ヤツドキ）日西に旋る頃はじめて瀧白く見えわたり、申の時に至れば卽瀧の中央黑く法師の形あらはれ出つ、其邊さらに此影をなす岩だになしといへれど、是も西國影向（エウガウ）の瀧に不動尊の形あらはるるといふが如く、遠近の峯高樹の蔭など相映じて其形をなすなるべし、奇とするには足らざれども、景色甚よし。

不動山（フドウサン）

矢代村の西南嶺にして、名立谷の奧に當る、山中に俱利伽羅不動明王を祭る、火打山妙高山に接比し、山中廣大なり、標高一千五百米。

矢代川（ヤシロガハ）

不動山に發源し、岡澤(矢代村)を經て新井驛の西を過ぎ、今泉の東に於て荒川へ入る、長凡七里、一名澁江川と云ふ。○矢代川を斜に雁行して、岡川（チカ）あり、新井驛の東北に於て荒川へ入る、長凡五里。

栗原郷（クリハラ）

和名抄、頸城郡栗原郷、訓久里波良。○今和田村に大字栗原あり、新井驛の北とす、此舊域は斐太矢代新井等の地を籠め、後世大崎（オホサキ）庄また上郷など云へるにあたるごとし、矢代川の畔とす。

(大崎) 中川（ナカガハ）

今新井町の大字とす、居多社鎌倉殿の下文に「頸城郡分上郷内、三段六拾六歩、中河得安給田」とあるは此にて當時此邊を上郷と稱したること明晰とす。

新井（アラヰ）

今新井町人口三千、鐵道車驛、高田の南六哩、又荒井に作り舊大崎庄内たり、東本願寺の別院あり、二百餘寺を管す。

新井驛　　室　鳩巣

龍鍾双袖客、霜露尚征衣、木落茅茨豁、村貧雞犬稀、行人愁路遠、野老苦年饑、駐馬且眺望、山光連曙煇、

北越軍記に「山村右京亮に上郡新井庄を賜る、此山村の先祖正信は元德元年に生れ、勇力人に勝れ、延文年中信國を師匠として刀を鍛打」云々。

小出雲（ヲイヅモ）

新井驛の南にして、僅に澁江川を隔つ、古書に大出雲又は老津に作る、信州路柏原飯山の二道此に合ふ。北越軍記云、天正六年家督爭の時、景虎より小田原へ加勢を乞ければ、妹聟甲斐の武田勝頼へも被申合候、勝頼

(老津) 一萬餘にて川中島通り、越後の老津（オイヅ）迄出馬にて、小田原勢の着陣を待る、景勝より使を遣し勝頼へ黄金一萬兩、出頭人長坂阿刀部へ二千兩宛進物とし、東上野を勝頼へ進上、向後御旗下に罷成、其上勝頼の妹を景勝内室にと被申越ければ、和談調へ、甲斐勢老津より歸陣あり。○治亂記云、相州より甲府へ使者を以て、越後一亂に付加勢賜るべしとありければ、勝頼三萬餘人を引率し、六月十六日頸城郡大出雲原に至り陣を張給、御城との間五里也。○改正三河後風土記云、景勝と景虎兄弟國を爭ひ合戰止時なし、三郎は北條と武田は縁者の事なれば北條より四郎勝頼方へ三郎を見繼加勢せられよと頼み遣はし、勝頼は其手合に二萬の人數を催し越後の追津と云ふ所まで出軍す、喜平次景勝かくと聞て大に驚き因密を廻して、(中略)加勢して三郎を亡し給はゞこの恩永く忘るべからずと申送る、勝頼利慾に耽り忽に北條と約束を變じ人數を引返す、三郎は景勝が爲めに討負て腹切うせぬ、勝頼は七月に至り妹菊姫を景勝の妻とし入輿せしむ。

高柳（タカヤナギ）

今參賀（サンガ）村と改稱す、新井驛の東にして關川に沿へり。○高柳八百五十石は江戸旗本安西氏の知行なりき、祖安西右馬允は松平上總介忠輝の家臣にて、目附役なりしが、元和二年家老花井主水と江戸に訴訟し、主家は改易せられ、主水以下處刑せられしかど、右馬允の言動獨賞揚すべしとて、舊知を安堵せしめ、旗本家人に列せられ、子孫世襲す、異數の家也。(北越雜記、越藩閣雜載)

鳥坂（トリサカ）

今姬川原、除戸（ノゾキド）、中宿を併せ鳥坂村と云ふ、小出雲の南にして荒川の西岸とす、除戸は信州飯山に至る小驛站とす。

(除戸) 越後野志云、高城は姬川原に在り、諸木繁茂して林を爲す、城址方七町許、城家代々の城地たりき。越海雜志云、上板倉鄕姬川原（ヒメガハラ）に鷄冠（トツサカ）の城址あり、丘山鷄冠の狀あり、

(姬川原) 姬川原は火見が原の義にて、烽火を望みし地とか、此城は越後に名高き豪族城氏の故跡とぞ、然れども當國には魚沼郡富坂又北蒲原郡鳥坂ありて、一名三地あり、いづれを板額女の籠れる鳥坂と決定し難し。○按に地志提要

に「寛弘長和の際、平維茂邑を頸城郡に食み、子繁茂秋田介に任じ、城を以て氏とす、」とあれど、其維茂が頸城郡に邑食したるは、何書に據れるにや。且同書又「城資盛建仁元年頸城郡鳥坂に據て叛く」と曰ふより推せば、姫川原の舊址を城資盛の鳥坂城と思惟し、更に其祖先維茂も此に居れりと推定したるに似たり。盛衰記、玉海、吾妻鏡、并に諸系圖を合考するに、城氏は下越後に繁榮したれば、下越後を本據として、諸郡隣州をも風靡せしめたりと思はるるに、頸城郡に維茂の邑ありしと云ふは猶疑ふべし。又鳥坂城址は下越後の奥山庄に現存す、頸城郡鳥坂城の證採り難し。或は佐々木盛綱が上州磯部郷より三日にして鳥坂口に到着せりとの故を以て、里程を推算して、鳥坂の是非を論するものあれど、一知半解の論、十分の透徹を缺くに似たり。

藤澤（フヂサハ）

今二本木、松崎、片貝等と併せ、中郷村（ナカガウ）と改む、姫川原戸の西、小出雲關山の間なる原野に在り。
義經記云、出羽の國に聞ゆるせんとう（山盜）の大將に由利太郎と申すもの、越後國に名を得たる頸城の郡の住人、藤澤の入道を申すもの、二人かたらひ、信濃國へ越て其勢七十人つれ、東海道山家〳〵に押入しが、近江の國鏡の宿にて、二人の大將も遮那王殿に首切らる。

二本木（ニホンギ）

北越軍記云、天正十年夏、上杉景勝越中口魚津城へ後詰せられしに、織田勢已に甲州武田勝賴を亡し、信濃を森庄藏長可と毛利河内守に賜る、長可景勝の留守を窺ひ關山越を越、越後の二本木まで燒働致候、府内より景勝妹婿上條民部少輔義春纔七百余にて、二本木へ押へに罷在候、六月四日の夜頸城郡の郷人五千計にて松明を持せ、越中海道の峯筋に燃させ、扨牛七百疋の角に炬を結付、夜半許りに鬨をあけて進む勢を見せ候に付、長可の陣より是を見て景勝着よと心得、俄に騷き立吾先に引取、其夜に四里許り除れ候。

關山（セキヤマ・セキノヤマ）

今關山村と云ふ、新井關川の間なる驛店とす、盛衰記に越後と信濃の境なる關の山とあるは、此邊より關川柏原までの山路を廣く指せるなり、北越軍記にも關之山と書けり。
關山驛は高田を距る五里、關明神あり、又驛東妙高山の裾に茶臼山あり、形容を以て名つく、其山中に炭酸泉あり、熱度高けれど、浴舍湯槽の設備不具也。（北國太平記云、天正十年五月廿八日、森勝藏は大田切小田切口より亂入す、信州の先方衆を初として二萬三千餘騎、此受手として越後勢垣崎山岸安田以下其勢二千五百、大田切を隔てて相戰ふ、織田勢は越後勢の妻手明高山と、弓手の方喜陀（キタ）川に附て二手に分れ、三方より取挾んで攻戰ふ、其日相引にしたりしが、夜に入り越後勢關山まで引取。）

關山神社（セキヤマ）

關明神三社權現と云ふ、舊別當天台宗寶藏院、朱印田百石を附せられ、妙高山阿彌陀堂をも兼帶したり。（北越雜記云、關山三社は白山新羅を配祀す、近世東叡山天海の弟子俊海大當都中興、（初め眞言なり）毎年六月の祭に、假山伏の太刀長刀桂松等の作法あり。）
此印判有之者、傳馬宿道可調之候、但自甲府之印判有之者、關山迄可送之者也、仍如件、
天正八年正月五日（印）（上杉家章）
田切　地下人江（郷戸文書）

田切（タギリ）

田切は關山驛の南、關川に至る間の崖谷の名なり、大田切は田切とも云ひ、妙高の裾野、荒川の西岸にあたる。原野荒茫、火山岩廣布して、斷崖深溪を成す、謂ゆる關の山の險岨とす、今關川に合せ、名香山（ナカヤマ）村と云ふ。（田口（タグチ）は今名香山の大字にして、鐵道停車場あり、信越堺關の山の中央に當り、冬時に至れば雪最深く、車蔽の客年々不時の災難に會ふことを免れず、直江二十三哩、隣驛信州柏原へ五哩。
（田口）
元龜三年十月、甲州勢武田父子大田切迄出張し陣取りけるを、□□向ひしか、若干の首級を得ければ、武田も引去る、天正十年五月、武田勢已に甲州にて亡し、信州に恐みあらければ、其上信濃の堺なる田切城に宇川越前守を居置れ、やがて森勢亂入しければ、安田惣八等をつかはさる、云々。越後治亂記、同太平記、同名寄）

赤倉（アカクラ）

今名香山村大字一本木に屬す、妙高山の中腹にして、拔高凡二千五百尺、湯戸二十餘、文化中より浴槽を始むと。其泉源は二あり、一は赤倉山に出て、硫黃性に屬し、一は地獄谷に出で、炭酸性に屬す、筧を架すること三十餘町、以て槽池に導く、湧出多量、熱度亦高し、放冷して身體に適を取ると云ふ。

妙高山（メウカウ）

又明高、妙香、妙光に作る、標高二千四百五十四米、北越第一の雄峯也、或云、此山は古名越の中山（ナカヤマ）と曰へるならん、中山を名香山（ナカヤマ）と書し、之を音讀してミヤウカウと唱へ、佛典に見ゆる妙高に附會し、山頭に佛字をさへ置きけるならんと。今も信越界の關の山八宿、新井より牟禮までを俗に中山八宿とは曰へり、古言に遺れる也云々。義經記に妙觀音岳と云ふも此山を指せるごとし、梅花無盡藏には妙高山雲頂寺と云ふを載す。
（名香山）（中山）
名寄云、妙光山（メウクワウサン）は高山にて雪の降ること最早し、峯に阿彌陀堂あり、木曾義仲の守本尊と云へり、麓の關山驛より溫泉へ三里、溫泉より峯まで五里とぞ、上りて三里にて富士山見え、絕頂に至れば立山白山見ゆ、彌陀堂の別當は關山寶藏院と云ひ、修理人は五位與左衛門と云ふ、毎年六月二十三日五位先達にて登山開扉す、妙光に并ぶカンナ山、火打山も寶藏院が支配也、燒山（火打山）は妙光の別峯にて北に并ぶ、常に煙炎やけ上り、空快晴なれば立昇る景色、淺間山に同し、又地獄谷あり、硫黃多く出て、採りて諸方へ寄送す。○妙高は外輪山を備へ、火口

丘崛立す、その火口原は環狀をなせる谷にて、水は東に向て外輪山を破り、火口瀬となり流れ去る、而して其外輪山は郭嶺、大黒嶽、神名山等にて原形を想像すれば、直徑三粁許あるべし、火口瀬の大田切、小田切等は火山裾野を流るゝ溪の特徴を呈す、裾野は頗る長く、構造は山體雄大なる丈け複雜なりと知るべし。〔地學雜志〕

(杉之澤)

略風土記云、妙高山の頂に大石ありて平面五六疊敷あり、日本石と稱す、此石の鼻より數千丈見下す所を地獄谷と云、又西南の方に名位瀧あり、關川の水源なり、關山驛より一里山奥に杉の澤と云里あり、此より猶一里奥にある瀧なり、凡高さ十八丈、飛泉の銚子口の嘴のさし出たる所へ、九尺斗り中に岩ありて、四五丈が間二つにわかれ、夫より下は一と筋になりて落る、水幅一丈餘、白砂雪の如く、四丁餘り隔て瀧見岩と云あり、方九尺斗り、昔川村瑞軒一見し扶桑第一と稱美ありしとかや、嶮難の邊土なれば、國人さへ知る事稀なり。○名位の瀧は近時苗名に訛る、本義は嶺にて、地震を古語にナヰと曰へり、即荒川の上游にて妙高黒姫の峽間に在り。

(名位瀧)

關川

溪名にして、又驛名也、今名香山村の管內とす、妙高山の水迂回して此に至る、近世信越の州界は此溪澗に依りしを以て、高田藩の番所を置きし山驛とす。關川の流の末は即荒川なり。天正十年六月朔、織田氏の將森勝藏關川にて越後勢と合戰あり、北國太平記に「甘糟近江守景持、大田切口に加勢に來り、景勝自身に馳向ひたりと僞り、有無の一戰を遂ぐべしと高札に書附、關川の町に立置ければ、敵方之を見て引退く」云々。

野尻

今熊坂、古海と併せ信濃尻村と改む、信州上水內郡の所管なれど、分水嶺の北にして、地勢は當然本郡に屬す、沼池ありて其尻にあたれば名を負ふ。野尻驛は今鐵道停車せず、關川の南一里。

野尻池

驛東にして、東西二十町、南北十町許、此邊は火山裾野にあたれば、地學者の謂ゆる裾野湖なるべし、其水北流荒川へ入る。

永祿七年の頃、宇佐美駿河守定滿、琵琶島城より信州堺野尻へ移り、上杉謙信の密意を受け、野尻池に川狩を催し、上田の城主長尾越前守政景を招き、同船にて沖が埼より乘出し、船を沈めて、二人共に死す、政景は謙信の從弟にて、景勝の生父也、〔北越軍記〕政景の墓は野尻眞光寺に存す。〔信濃奇勝一覽〕○甲陽軍鑑に永祿四年六月、信玄公川中島に馬を立てられ、それより割が嶽を攻落し、同月末に御歸陣也とあるは、野尻の鰐岳にて、此時大田切まで亂入したる歟、一書に野尻城とあるは割嶽と同異如何、千曲眞砂云、野尻池の東、鰐岳あり。弘化四年善光寺地震出役記云、大田切二俣關川の諸村いづれも痛み少く候、野尻宿百三十軒皆潰家に相成、死失十八人有之候、關川より野尻の間往來筋過分の罅割あり、山崩も相見え候。

(割嶽)

熊坂

關川の南岸にて、今信州上水內郡信濃尻村の大字とす、一書に此は謠曲に見ゆる山賊熊坂長範の故里とぞ。平家物語「其比木曾義仲は依田の城に在りけるが、其勢三千餘騎、城を出で信濃と越後の境、熊坂山に陣を取、頼朝も同國善光寺にこそ着給」云々とあるは此を指せり

斑尾山

熊坂野尻の東にして、山勢東北に連亘し、信越の州堺を成す、斑尾の絕頂は拔海一千五百餘米、火山岩に成る、西は黒姫并に妙高の高嶺に對す。

大谷

今關山村の管內とす、驛の東南斑尾山の下に在り。○弘化四年善光寺地震出役記云、關山宿は家數二百軒、潰家八軒、死失二人、關山の南一里大谷村、二十七軒の中七軒無難、其外は山崩に相成埋申候、三月廿四日の夜大地震、村の東手蛇崩山半腹より土砂急に崩れ立ち、凡三百間四方の場所を埋め申候、死失六十一人、斃馬十三疋、云々。

大鹿

今大鹿村と云ふ、斑尾山の北、荒川の右岸にて、關山驛の東にあたる。此邊の山野に多く烟草を耕種し、新井小出雲に出售して四方へ販與す、號して大鹿煙草と云ふ。

猿橋

今猿橋村と云ふ、大鹿の北、荒川の畔にて、高田新井より信州飯山町へ通ずる路頭にあたる。新井より除戸を經て二里、此より山路二里長澤に至り、國堺富倉峠を經て飯山に至る二里半、富倉嶺の北にも別路あり、平丸村を經由す。

(長澤)

濁川

猿橋村の北なる一溪にして、今泉村水原村の二に分屬す。

板倉郷

和名抄、頸城郡板倉郷、訓以多久良。○今板倉村存す、頸城平野の南極にして、關川の右岸とす、東は物部郷に連接し、山丘を負ふ。居多社文書、鎌倉殿の舊案に

頸城郡分　板倉郷內

四段小卌歩本郷東稅所給　四段小同西　六段廿四歩利苅南稅所給　百八歩利苅北稅所給

この利苅は今大字にのこり、戸狩に作る。

(利苅)

針村

今板倉村の首里とす、新井驛の東一里餘、北國治亂記に天文中荒川針村の名見ゆ、針村の南大字山部に箕冠城址あり、是は上杉房能の臣大熊越前守朝秀、其子備前守朝秀などの居れる所とぞ、大熊は上杉譜代の家老なりしが、謙信の時故ありて甲州へ赴き、武田家に奉公す。

(箕冠)

田井

今板倉村の大字とす、針村の北にして、荒川に近し。〔北越雜記、略風土記等〕

越後國一宮居多社、神主花崎介盛光申、當社修造事、今月八日國宣遣之、爲半分料所、以頸城郡田井保參分貳、造事之程被宛行盛光云々、早任御仰下之旨、如先例全知行、(中略)

貞和三年十一月十六日　源（花押）

留守居多文書）

猿供養寺　今寺野村に屬す、鍋冠の東南なる山中に在り、俗に山寺とも云ひ、古刹なるべし。元享釋書に、越後守紀躬高、三島郡乙寺に猿猴寫經供養の事を錄するは、此山寺の緣起を彼處へ錯亂せるに似たり。

關田　別所川此山中に發し、櫛池川と並行し、荒川へ入る、長五里半　○北越雜記云、當國七不思議の一を關田山の七つ坊主とす、これは斯山に日七つ時、申の兒に至れば僧形の影あらはるゝなり　○別所川の山中所々に石油井あり、板倉村并に菅原村の管内とす。

（別所川）

馬屋　別所川の右方にして、今菅原村に屬す、居多社應永文書に「板倉郷内、應村、七段七十二步、倉甫稅所給」とあるは卽此とす。近年菅原近傍に油井大に起る、卽菅原村の馬屋、灕澤、板倉村の玄藤寺、澤田等に在り、此地に臭水を採り燈油に供したるは、已に二百年來の事なれど、其石油製造を創めたるは明治十年比に在り、爾後年を逐ひ採酌盛んになり、毎月三千石の採酌あり、油質佳良、八割以上の燈油を得、手掘井は前年二十間位に含油層に逢ひしも、今は百間前後に於て主要の油層に逢ふを常とす。

物部鄕　和名抄、頸城郡物部鄕。○今菅原村、櫛池村、豐原村、三鄕等なるべし、板倉の東北に隣る近世武士鄕と云ひ、菅原村に大字武士存す、又式內物部神社は同村大字田中に存す、蓋物部を武士とも書したる也、居多社、鎌倉殿應永十八年文書に、物部鄕富澤小田島とあれど、此二地名今存亡知れず、

（武士）

頸城郡分、物部鄕內、五段小廿四步、富澤給稅所給、八反小田島、得安給田。

菅原　天和三年撿地注進に武士鄕九千九百餘石と載す。今菅原村と云ふ、高田の東南三里、式內菅原神社あり（或は萬葉の歌名所、越菅原をコシの菅原とよみ、此に引きあつれど採り難し、彼歌はヲチの菅原とよむべく、和州の事のみ）

（荒蒔）

寄進、越後國居多社、頸城郡內、荒蒔保全分事

右爲當社領、所寄進也者、奉寄之狀如件

觀應二年八月十三日　從五位上行民部大輔

藤原朝臣憲顯（書判）

荒蒔は今菅原村の大字に存す。

櫛池　今菅原の東なる山村を櫛池村と改む、櫛池川此に出で、西北流して荒川へ入る、長四里半

櫛池村大字梨平の鹿島明神を、式內水島礒部神社に擬する說あり。（神祇志料、式社考證）

高津鄕　和名抄、頸城郡高津鄕、訓多加都。○今高士村津有村等なるべし、物部鄕の北に接し、高士に大字高津のこる、高士と云ふも高津を訛れるならん。

居多社應永文書に高津鄕內富川と云ふもの、今津有村にのこる、京田と云ふは稅所給田の遺歟。

（京田）

頸城郡分、高津鄕內、北、一反稅所給、五反五十八步、富川新保、稅所給、

北とあるは、今高士村の北方にあたる歟。

飯田　今高士村の管内とす、高田の東二里半、川浦の南半里許、飯田川の左岸にして、小市巷を成す。居多文書、永享十一年のものに高津鄕內飯田とある是なり。

飯田川　東頸城郡牧村字津俣の山中に出で、西北流し、飯田と川浦の間を流れ、末は保倉川に會す、長凡七里、頸城平野の中央を貫過す。

津有　古鄕名なれど、和名抄に載せず、疑ふべし、居多社應永文書に見え、今の津有村并に新道村の中に渉る歟、高士村の西北に接し、飯田川と荒川の間とす。

居多文書に

頸城郡分、津有鄕內、二町、富益別給稅所給、荒井新保、一反四十步、得安井小次郎給、九町四反小五十步、力石給同得安、

荒井は今荒屋となまり、大字に殘る。

稻田　津有の西、荒川の東岸にして、高田市街と相對す、其架橋を稻田橋と云ふ、今其民家の街巷を成すものは高田町に屬し、僧餘の田家は新道村と云ふ

北越雜記云、慶長十七年高田築城の折、今池、菰場、鵜島、上稻田、上島なといふ村里の地を幅三十五間堀割りて、新川とす、之をアラカハと呼びけるにより、後には荒川とも作る、川上にては關川と云ふ

五公鄕　和名抄、頸城郡五公鄕、訓以木美　○今里五十公野村、上杉村并に東頸城郡の諸村に及ぼせる者歟、中世には五十公野鄕に作り、東頸城郡安塚の邊をも籠めたる證あり、高津鄕と飯田川を隔てて其東北とす。

（德君）

東大寺要錄、天平勝寶四年封戶、頸城郡五十君鄕五十戶とあるは此鄕とす、後世山五十公、里五十公の二鄕に分ち、（五公は初め五十公なりしを、二字の例により十字を省きし也）山五十公と云ふは上杉村并に東頸城郡安塚の邊までを指すに似たり。古事本紀物部系譜に「八世孫印岐美連公、志紀縣主遠江國造等之祖」とあれば、此物部印岐美氏の由緖の色を知られたり。居多社應永文書に

（五十君）

頸城郡分、五十君鄕內、二反、河浦稅所給、二町、鴨江得安、

河浦は川浦にて、鴨江は鴨井に作り、今井に里五公の大字にのこる。

（里五十公）

川浦　今里五十公村と云ふ、高田の東二里半、飯田川の右岸なる名邑なり。近世幕府陣屋を置き、代官を派出せしめ、公料五万石を支配せしめし所とす。

慶應四年の春、東北戰將に起らんとし、人心疑懼多し、幕府の步兵隊六百人、古屋作左衛門之を率ゐ、越後に入

り、諸藩を脅従す、就中興板藩に向て米錢を强請し、遂近爲めに騷然たり、已にして古屋の兵高田に抵り、高田藩を説伏し、去りて信州飯山城を圍み之を脅かす、たま〳〵松代藩の援兵來る、乃上流を度りて古屋の兵を火擊す、古屋の兵支ふると能はず、飯田城下を火して走り、還て河浦に抵る、此時高田藩此に敵意を表して發砲す、古屋の兵狼愕、河浦陣屋を焼き安塚、柏崎を指して遁逃す、此に於て官軍の北陸より來るもの、信州より來るもの、悉く高田に集る、閏四月下旬、部署を定め一軍は直江津より海道を進み、一軍は松之山より魚沼郡に向ふ。(越海雜志)

法花寺(ホツケジ)　今里五十公村の大字とす、國分尼寺の遺址にあらずや、延喜式に越後國は法華國分尼寺の料稻を載せずして、京法華寺料一万八千餘束、西隆寺料一万束と見ゆ、京法華寺とは奈良京法華寺を指すに似たり、西隆寺は別に聞見する所なし疑ふべし。但し此に法花寺の地名ののこるは、國分尼寺もしくは京法華寺いづれかに干係したるに由る。

五十公神社(イキミ)　今上杉(ウヘスギ)村大字所山田(シヨヤマダ)の五十公山に在り、式内の古祀にして、近世迄山五十君郷八十三村、里五十君郷二十七村の大社と崇められ、社境頗かみさびたり。社說に五十日足日子命を祭ると云ふは、近年の更定なるべし、物部五公氏の廟のみ。

岡田(チカダ)　今上杉村と改む、川浦の東北一里半、舊山五十公郷の一邑なり、安塚村の西二里。○岡田の風巻(カザマキ)神社は地方の崇敬厚し、相傳へ天曆二年の創祀と云ふも、其實を詳にせず、五十公社と相近接す。

　さく花に神も心やなごむらむ春日のどけき風巻の森、　泉　久澄

夷守郷(ヒナモリ)　和名抄、頸城郡夷守郷、訓比奈毛里。○今美守(ヒタモリ)村、保倉村、諏方村等なるべし、美守村の大字本郷は夷守の本據の地たり。

(美守)

夷守とは筑前國に夷守驛、日向國に夷守嶽ありて古書に見ゆる一語とす、土官の號に似たり、轉して地名とも爲れるものとす。而も此國には音聲の上にはヒダモリと訛り、文字の上には夷を美と譌り、二重の訛謬を累ねたり。且後世美守の郷名は潟町の邊にも移り、又姫川原の邊に別に美守村(今參箇村と改む)の名を遺す、如何なる故にや。

末野(スエノ)　今美守村の大字とす、岡田の北一里、保倉川の南岸とす、居多社永享文書に「末野新保知行分、屋敷三間、川原畠在是」とあるは即此とす。

保倉川(ホクラ)　東頸城郡菱が嶽に發源し北流、一溪は大島村を經、一溪は安塚村を經、相合ふて西流・本郡に入れば地勢平坦なるを以て、其北岸に卑濕の沼池を見る、直江津の東に於て飯田川を容れつゝ、荒川の河口に注入す、長凡十五里。

(青野)

今美守の北、小泉、名柄、青野等を合せ保倉村と云ふ、東頸城郡には保倉谷あり。○居多社應永文書に

　頸城郡分、夷守郷内、一町一反卅六歩、安九税所給、青野、三町六反八十四歩、久富別給田、花前、一町横曾根得安、

(横曾根)

横曾根(ヨコゾネ)は今眞砂荻野等と併せ、諏方村と改む、飯田川の西とす。

春日新田(カスガシンデン)　保倉川の荒川に合流する所にして、直江津停車場の東一橋を隔つ、今北越鐵道の一驛とす。此新田は直江津と有田村に分屬し、往時は臥間屋原と稱したる地也。

(應化橋址)

名寄云、荒川の應化(オウゲ)の橋、昔は今の舟渡場より少し水上、門前と云へる所にありて、直江の今町より春日新田の往還なりしに、慶長年中福島の城を高田へ引移されしより、高田驛路筋となり、橋は名のみ、柱は朽ち殘る、北越太平記には往下橋とかけり、又淨瑠理本には逢岐橋と云へり、書言故事考に應化と書す、俗に傳ふ永保元年の冬、奥州岩城の領主、岩城判官正氏在京し、讒の爲めに西國へ流罪せらる、本國に二子あり、姉は安壽弟は津志王と云ひ、母と伶俜して越後に至り、逢岐橋に伏居りしを、直江津の人商人山岡大夫と云ふもの、母と婢宇和竹を勾引して佐渡島へ賣り、二子をば丹後國由良湊の山椒大夫が許に賣る、後津志王危難を遁れ出で、段々の事を奏聞し、運を開く、云々。○北越軍記云、謙信の近習小島彌太郎は無双の大力にて、越府往下の橋を修理せしとき、三十人持の大木を輕々とあげたる故、世に鬼小島と云ふ。○管窺武鑑云、天正十二年、藤田能登守信吉佐渡攻入に就き、其軍勢春日山より一里押出して、府中の東を北へ流るゝ喜多河に懸りたる應解の橋を越え、黒井川(保倉川は黒井濱と春日新田の間にて荒川へ入る)の船渡迄一里程あり、其間を臥間屋(フスマヤ)の原とて大なる原也、爰にて備定を仕る、云々。

(臥間屋原)

福島城址(フクシマ)　春日新田の北にして、黒井驛路の傍に在り、塁封濠池の跡尚存す、荒川の河口に傍ひ、洪水に浸蝕せられ、頗舊形を失ふ、府中の新城是也。此城は府内直江津の對岸に起されたる新郭にして、慶長十一年(一說十二年)堀左衞門督忠俊(秀治の子)繼封の初め、春日山の舊鎮を罷めて更築したる也、然るに其家老奥田直寄駿府に訴訟する所ありて、忠俊罪を獲て封土沒收、凡三十五万石、其附庸堀親良四万石、連座して沒收、溝口村上は免れたり。德川忠輝堀氏の故封并に信州川中島の地を賜ふ、凡五十三万石、十九年福島の地水災多きを以て、高田に築城し、福島廢墟と爲る。慶長十五年、新潟文書に「越後府中より傳馬」云々とあれば、福島移築の後も、府中の故號を改むることなく、其舊に仍りしと知らる。

黒井（クロヰ） 今荒濱、遊光寺濱、夷濱、西窪濱等をあはせ八千浦（ヤチホ）村と改む、荒川の河口右岸以東の海濱を占む。

凡黒井濱より米山の下に至るまで六里は、海岸直線を成し汀に副ひて沙丘を成す、故に其内陸には卑濕の低窪あり、往時は一大沼澤を成しゝを知る、近世に及び排水除歩して廣大なる新田を生す、今の大潟（オホカタ）村、明治村、旭村の三村是なり、保倉川の北とす。潟とは方言水田の特に卑濕なるを云ふ、天和三年検地注進に、大潟郷一万六千餘石とす。

(大灘)

出柿崎、大半濱路、黒井中濱之間有河、兩岸插柱、

渡者皆轉手而過、號曰轉舟、

兩岸立株張大綱、渡皆轉手灣舟忙、便於用楫誰首始、

時有歸鴉〻似裝、(梅花無盡藏)

夷濱（エビスハマ） 其名稱より推想せば、古代俘囚などを置かれし濱にや、延喜式に當國俘囚料九千束を藏せたり。又回國雜記、

府中柿崎の間に、

　府中をたちて長濱といへる所にやすみて

　行末の道をおもへは長濱の眞砂を旅のうき數にして、

三分一原（サンブイチ） 今大潟村の管内とす、黒井の東一里。○北越雜記云、保倉川の邊、黒井橋の水上一里許に、江三分一原あり、今其荒野を開きて田と爲す、土人三分一原と名つく、大永元年辛巳、上杉定憲と長尾爲景との古戰場なり。

佐味郷（サミ） 和名抄、頸城郡佐味郷、訓左美。○今黒井より柿崎鉢崎に至るまで、海濱をすべしならん、延喜式に水門、佐味、三島と次第し、水門は直江津にして、三島は米山の彼方なれば、佐味の位置推斷すへし。其驛站は潟町の邊なりけん、潟町とは佐伊潟の驛舍の義にして、佐伊は即佐味の訛なるべし、犀濱（サイハマ）の名のこる。○郡郷考に、東鑑、文治二年「越後國佐美庄、鳥羽十一面堂領、預所大宮大納言入道家」また永元二年越後國三味庄ともあり、今高田城を鮫が城とよぶは、佐味庄に築かれたる故にやあらん、と論ずれど今從はず。

(犀濱)

(三味)

犀潟（サイ） 今澁柿濱、小舟津濱、土底（ドソコ）濱、四屋濱、行野（ギヤウノ）濱、長崎等の邊を或は犀潟郷と云へり、潟町村の管内とす。

犀潟とは沙丘の内方なる沼澤の名なりしが、近世開拓して皆田疇と爲る、犀は佐味の訛にして、郷名佐味は此沼澤より起りたる歟、又郷名より潟名にうつれる歟。○北越奇談云、天智紀「七年、戊辰五月、越國進水土、可代薪油者」とありて此の燃ゆる土は今も潟町のほとり鵜（ウ）の池、朝日の池、柿崎の沼田などより出づ、是は草木の深く落ちかさなりて、數千年をつみ泥土のごとくなりたる者也、田家の人切取りて日に干し焚けは即もゆる也。奇談又云、土底濱、海邊沙山の間に小池あり、此所に石器甚多し、日々小兒等其邊悉く拾ひ盡して歸るといへども、翌朝又元の如し、予一と年此地に遊び其奇を試んとおもひ、一夕小兒等を伴ひ彼の池より五六町にして、池のほとりにいたり、石鏃五ツ六ツ拾ひ得て歸りぬ、翌朝未明に又獨行してその所に至り見るに、はたして三ツ四ツあり、其中に形未だ全く成らざる者もあり、又水底より出づるもあり

(土底濱)

潟町（カタマチ） 今九戸濱、犀子濱を併せ、潟町村と云ふ、鐵道直江津より七哩、驛西に潟川あり、即犀潟新田の排水路とす。二十四輩順拜圖會、柿崎より黒井迄の間四里斗をすべて犀の濱といふ、其内米山寺川と黒井との間を功徳池の濱と名付といへり、往古親鸞聖人此北海の濱邊にて、雪中に苦行ありしより、傳繪にも粗其形勢を顯はして、

　さむくとも袖につゝまんにしの風彌陀の國よりふくとおもへば

實に欣求浄土の心をつくせり。

上下濱（ジヤウゲ） 又常下濱に作る、今上下濱、直海濱等皆柿崎村の管内也、潟町の東北、直海川に至る、此邊を上下濱とも云へり。

　汝風にえやは向ひの枝も葉もそむきに立てる越の松原　信實

〔歌枕名寄〕

總て北國の海岸の松林は、汝風に靡き、枝も葉も陸方にのみ向ふ、何邊の濱の松原も同じ。

柿崎（カキサキ） 今柿崎村と云ふ、驛路にかゝり小市邑を成す、米山の西麓にして、海濱に居る。

柿崎氏の城址あり。(積毛安考)北越軍記云、大永元年柿崎彌次郎景家、江三分一原に裏切せし功に依て、柿崎一門の領分を與へ、柿崎和泉守と號す、云々、又云、爲景討死の後逆臣胎田常陸旗を擧げ、柿崎彌次郎を首として弟將監に柿崎一黨を一手にして、府内城に對して向城を構指置ける、其後天文十五年に柿崎彌二郎心を變じ、屋形定實へ降參し、胎田將監を討果し、舍弟彌三郎を大將にて、山東郡へ發向、味方に力を併せ候、又云、天正五年十一月、柿崎父子四人伏誅、是は三年前より京都へ使を立て、信長と内通の事發覺し、逆心の證にて、平賀吉江本庄七千騎にて取卷候處、柿崎手のもの七百許切て出、二時計戰ひ屋形へ引籠る、其後寄手亂入、父子被討候、柿崎は越後の國侍久敷家にて、和泉守は忠孝の者なりし故、弟三四郎に少知を賜り候、和泉守は剛強無双、謙信公も和泉守分別あらば七郡に手に合者有まじと申されしと也。

柿崎淨福寺に親鸞上人九字名號(川越名號)と云ふことを傳へ、二十四輩順拜の一所とす、例の不思議の一なれど、固より無稽の談とす、高田の本誓寺淨興寺等にも說く。○東遊記云、むかし親鸞上人柿崎に行暮て宿を乞ひ給ひしに、宿のあるじ心惡敷ものにて、いろ〳〵いなみけるとぞ、是を柿崎のしぶ〳〵宿といひて、其家の在りし跡

今に殘れり。

鉢崎（ハツサキ） 今米山村と云ふ、鐵道潟町を去る七哩半、米山の山道西口にあたる、藩政の時關柵を置き、高田侯の番所たりき。

越後治亂記云、米山三十里の麓と云は、奥州海道なり、此邊を鉢崎と云ふ、其内に旗持の城あり、此城は天正六年三郎殿に隨ひしをとかく籙へ、景勝方に引付、可麦沼藤七佐野清左衛門二人を置ける。○鉢崎とは端埼の義にあらずや、又鉢崎と柿崎の間に大清水觀音堂あり、大泉寺と號し、三十三番第二の札所とす。

自柏崎歷四十里至柿崎、北海之濱、浪聲終宵吹枕而已、途中有鉢崎、貴屑多、傾又楊州十里之羅、

自柏崎行至柿崎、左山右海路危嶮、篷庭一夜波吹枕、不獨無何畏旅衣、（梅花無盡藏）

米山（ヨネ） 頸城刈羽の郡界にあたり、海岸より崛起して山勢秀麗也、其絕頂は柿崎驛の東にあたり、（登山三里）驛路は海岸を繞り、山の西北を過ぐ、山中に村落多し、詞人修して八十八峯と云ふ。

地學雜志、米山は遠望、外輪山中に圓錐山突起するが如し、是山より五條の支脈を出す、北々西に向ふものは最急なり、西北旗持山となり、聖ヶ鼻に至り海に沒するもの、柿崎及び鉢崎間の第三紀丘陵に接するもの、北に曲り外輪山狀に見ゆるもの、南に走るものは長く屏風の如し、此他一二の支脈あり、尾神嶽、兜巾山は米山の西二里にあり、黑姫山は此二山の南一里にあり、（八百八十四米突）一個の障壁をなし、鯖石川と鵜川の間に立つ、八石山は東に走れる支脈中にあり、上記五山は各特異の形狀を有すれども、みな米山の噴出物より成る、標高九百七十五米。

かほれるや米山おろし一粒撰、　三千風

東遊記云、米山は高峰にして、此山より南を上越後と云ひ、北を下越後と云ふ、越後を二つにわけたる山なり、故に山七八分までも山中に耕田ありて、水かゝりよし、故に米山と云ふ、凡高山にて米穀を生するは、肥前國雲仙嶽は三里登りて絕頂に水田あり、農家も多しとぞ、それに比すべし。○按に米山は古へ惠奈（エナ）山と云ひし歟、米山村大字上輪に胞姬明神の祠堂あり、胞は惠奈に同し。（義經記には讓山に作る）

（惠奈山）

大同類聚方云、惠奈山藥、越後國三志摩雄之家傳方也、元者少彦名神方也、云々

名寄云、上輪（アゲワ）は賤き里なれど、何か謂れありて、五月帶をすることなし、今の世に至ても難產なしと也、向ひの山林の中に胞衣權現の宮あり、凡此あたり海上の景色、山谷の風情、眺望絕佳。○三才圖會云、米山胞衣權現、源滿經夫人臨產之所、云々。

（上輪）

米山藥師堂（ヨネヤマヤクシ） 名寄云、米山の絕頂に藥師堂あり、毎年四月八日より本尊を安置すれど、冬は米山寺に安置す、寺領三十石、柏崎より登山三里、天文十二年癸卯、上杉景虎十四歲の時、逆心の舊臣を誅伐せんとて、軍兵一千にて藥師堂を本陣として待掛へ、逆徒押寄せしも、散々に敗北す、景虎初陣に勝利を得て、諸人畏をなし、國家平均の基と稱る。

米山寺は今黑川村に屬す、米山の西麓にして、柿崎驛の東とす、昔の米山路は米山寺より吉尾、谷根（今上米山村）に出て、青海川へ至り、鯨波へ通じたりと傳ふ、今も小徑存す、近時は時々改修せられ、鐵道をさへ架せられぬ。○米山寺緣起の傳ふる所は、昔越智泰澄法師此山に修行しけるに、出羽の國人神部淸定の舟米苞を積載せて此海を渡りしに、泰澄鉢を飛はして、其糧を乞ひしかば、滿船の米苞飛揚して山に上りぬ、故に山を米山と名つけ其崎を鉢崎と云ふ云々。是は播州法華山寺の緣起をうつしたるにて、固より無稽の語のみ、但し大同方に惠奈山藥あるを想へば、此藥師は同書に、

浮腫の胸苦く、小便下らず、吐て急り痛む者に與ふ、
まつほど（茯苓）えびやす（芍藥）はじかみ（生姜）
とりかぶと（草烏頭）五味粉にして丸め

とあるは、此山神の傳方などと云へるより、藥師と唱へ、後世は佛家にて之を祭司することとなれる也。○堯惠香光寺紀行云、寛正八年七月（中略）明くれば八日になり侍りき、御緣日にまかせて、米山（群書本に朱山に誤る）へ志しぬ、遙々とよぢ上りて、絕頂より瞻望するに、煙水茫々として山又天涯に連なる、

雲のはのきゆれば山もかさなれる波の千里に秋かぜぞ吹く、

漸よろぼひ下り侍るに、雲の底に舊寺の鐘の聲埋れ消て、夕の雨もいと身にしみかへり、打拂ひ行袖もしほたるれば、漸證の旅館に蘇息し侍れども、明る夜の空さへ殘雨なほ暗うして、又立出侍る。

吉尾（ヨシチ） 今谷根と併せ上米山村と云ふ、吉尾の谿中に夫婦石とて二大石あり、男石高三丈餘周八丈許、女石之より小なり、嘉永四年七月の洪水に、此二石相並びながら流動して、百間餘降下したりとぞ。

龜割坂（カメワリ） 今米山村大字上輪に屬す。北越軍記云、天文十六年景虎謙を追うて米山へかゝる、此山中に龜破坂と云大切所あり、數千丈の磯にて、下は漫々たる大海なり、北國に隱れなき切所なるに、府內勢追立られ、彼磯より海に落る人馬數を知らず。○名寄云、米山の當歸草は上品也、山越三里は儀山にて、其道に甕割坂あり、嶺の見渡し平なる所に茶店ありて、一町計隔て、水田の邊に產水と名づくる井あり、昔義經奧へ下り給ふ時、折節此にて北方須に出產ありしに、辨慶取計らひ、此水に浴しけるとかや。（義經記にも龜破坂臨產の事を載すれど、此地の條にあらず、出羽の地と云ふ）

笠島（カサシマ）　今米山村の大字とす、其傍濵に岩礁布き、謂ゆる笠島と云ふもあり、海苔を名産とす、越州の俗之を雪のりと云ふ、名答に岩に雪の降り積りし所に、潮の打掛れば片時もなく、頓て日の前に苔衆と爲る、最奇也と說く、是也。

青海川（アチミカハ）　今米山村の大字とす、もと溪流の名にして、又山驛の名に轉ず、鐵道車停塲あり。

餞客、于青海浦客樓、　　水落　雲濤

赤岸千尋海氣秋、煙波縹緲夕陽愁、潮聲吹撼能登國、嶺色晴分佐渡州、樓上人如天上坐、眼中舟在畫中浮、怕他冥若驚河伯、莫向江湖說此遊、

黑川（クロカハ）　舊庄名なりしを今米山寺（ベイサンジ）、岩手、芋之島、猿毛等を合併して黑川村と云ふ、柿崎驛の東、米山の山中とす。舊黑川庄と云へるは柿崎鉢崎等をも廣く籠めたる也、されば今下黑川村と云ふは柿崎驛の南直海川の邊を指す、蓋黑川とは本來直海川の一名なりと知らる。

(米山寺)

密藏院（ミツザウ）　黑川村大字牧（マキ）に在り、卽米山藥師の別當にして、舊米山寺の一坊の遺れる者とす、近世寺領若干を傳領し、眞言宗新義派に屬し、別院を高田に置けり。

「如前々別當寺內米山へ致寄附候、聊不可有異議候以上、

元和貳年辰十二月八日　牧野駿河守忠成

密　藏　院」

「米山寺醫王善逝御供田事、高拾貳石餘者、在所牧村、右爲天下泰平國家安全、（中略）

元和六庚申年極月吉日　永見志摩守吉次

米山寺密藏院」

(黑岩)

猿毛城址（サルゲ）　今黑川村大字猿毛、城腰及び黑岩村へ涉る、米山の別峰を占めたり、卽柿崎氏の廢壘とす、謂ゆる柿崎の城也、驛東二里。○治亂記云、天正六年家督一亂の時、米山寺猿毛城は御館三郎方と爲る、此陣は上杉憲政公の家來篠窪と云者を籠らる、抑此猿毛城は柿崎和泉守の居城たりしを、如何なる子細にや、去年和泉守父子同人御成敗有て後但附られざる内に、謙信公隱れ給ひ明城なりしを、憲政取て篠窪を籠置給へり、然れば柿崎家中の隱れ居たるを、篠窪が才覺にて尋出し、我人數に召拘ひ城に楯籠る。又云、米山寺猿毛城は三郎殿へ隨ひ、下郡の御味方の通路なりける故、春日山（喜平次方）より飛脚なりとも下郡へ通るへき樣なかりけり、云々、米山に籠りたる篠窪をば上野九兵衛が計畧を以討取責落しける間、下郡への道開けぬ。○柿崎氏の事は柿崎を參考すべし、一書に和泉守景家は新田越後守義宗の後裔と曰へり。猿毛とは古言サナギの訛歟。

吉川（ヨシ）　米山及び其南なる尾神兜巾の二山より出つる諸溪相合ふて柿崎驛の西南に於て海に入る、長凡五里、一名直海川と云ふ。

今此川の中游を中吉川村と云ひ、其上を源村（ミナモト）と云ふ、吉川には大字原之町（ハラノマチ）、下町等ありて、往時は長峰城の城下町と云ふ。

(原之町)

長峰城址（ナガミネ）　猿毛城の南西二里、吉川の畔とす、瀉町、上下濵、直海濵の東にあたる。此地は舊名直海（ナホミ）と云ひ、那海某の邑なりしと云ふ、中絕の後、元和二年十二月、牧野右馬允忠成大阪役の功を以て越後國に七万石を賜り、上州大胡より轉封、直海庄長峰の故城へ入部、四年三月古志郡長岡へ移る、牧野氏の此に居る三年なれど、舊址邸跡の猶辨すべきものあり。

(直海)

按に直海は今柿崎村に直海濵あり、下黑川村に上直海あり、又源村に山直海あり、往時は吉川の水系黑川庄をば直海庄と曰ひしを推知するを得。東大寺要錄、諸國庄田長德四年注文に

越後國頸城郡直海庄、田廿六町八段八十一步

とあるは正しく此庄の起源とす、又此邊に米山寺と首とし顯法寺（ケンポフ）（其寺字現存す、眞言宗、舊朱印地十五石）天林寺、大乘寺、平等寺、後生寺など云ふ大字に遺るは、又東大寺領と相涉ること なきにや、尚考ふへし。

(顯法寺)

兜巾山（トッキン）　米山々彙の南堺なる一峰にして、中頸城東頸城刈羽三郡の交界點たり、山の西畔を今源村とす、卽吉川の源なり、兜巾と米山の間を尾神山と云ふ。

尾神山（ヲカミ）　山腹に風穴と稱する竅あり、神祠ありて尾神權現と云ひ、或は式內大神社に附會せらる、岩戶寺と云ふ眞言僧別當として社務に與り、除田二十石を有したりしが近時分離す。（式社考證）

町田（マチダ）　今梶、西野島等と併せ、加村と改む、原之町（直海）の西南に接す、治亂記に爲景佐渡落の時「猿人景忠は猶も米山、田尻、町田の人數を催し、粮食を出し晝夜の軍陣もなし」とあるは此地なり、田尻てふ大字も旭村に入る。○町田の西は一面の瀦（アケ）にして、旭池、現水面凡八十町、鵜池等の沼澤あり、近時開墾して排水の功を遂けたりと雖、地形尚往昔の狀を想ふに足る。

(旭池)

花崎（ハナカサキ）　町田の南一里（柿崎へ四里、高田へ四里）保倉川の北岸にして、美守村に隣る。寬正六年堯恵法師紀行に花笠と云ふは此里とす、

米山の麓を立出て、道に北笠の里と云ふ村あり、

愚暗の慰め難きあまりに、

雲の聲も聞こたぬ秋の雨にしほれそきぬる花笠の里

今花崎の西北なる增田新田及び手島、矢住等を合併して明治村と改む、舁濶の新墾地とす。

奉寄進、越後國一宮居多社、九月九日御米田之事、

柳原　五反半　橘山分、田貳反　蛭川分、同五段大

三女子分、田三反　□□□、

一所　末野保新知行分、屋敷三間　川原島在是、

同高津鄕內飯田に田貳段

一所　石岬野內中澤、田壹町　屋敷壹宇

一所　吉川西方分　田貳町屋敷五間、棚段番屋舖、

(花笠)

安塚分
右田屋敷者、本主共々相副本證文寄進申候上者、社家知行不可相違候、依爲後證狀如件
永享十一年十一月七日　性景(花押)

(石神)
石神(イシカミ)は今明治村の大字に存す、末野と云ふも隣村美守に在り。

荒木郷(アラキ)　和名抄、頸城郡原木郷、訓阿良木、高山寺本、荒木郷」○今詳ならず、高田の南に青木あれば、荒木を後世青木と訛れるにやとも云ふ明白ならず、國郡考に國府卽原木郷に屬すと云ふは疑ふべし、國府は都宇郷の中とす。

東頸城郡

東頸城郡(ヒカシクビキ)　明治十三年頸城の東偏を割き本郡を立つ、今十四村、人口六萬、郡役所は安塚に在り。本郡は高田(タカタ)平野の東なる山地にして、村落は丘陵の間に散在す。米山山彙の南にあたり、一方は分水嶺を以て魚沼郡及び信州と相分つと雖、其中頸城と苅羽の分界は山川相錯亂す。大略、西方の水は保倉川及び飯田川と爲りて中頸城へ入り、東方の水は澁海鯖石(サバシ)の二川と爲り北流し、澁海は信濃川に歸し、鯖石は苅羽の海に歸す。

(五公山)
東頸城は和名抄の郷の配置に相當るべきものなし、五公(イキミ)郷の中なりしにや、山五公(ヤマイキミ)の稱あり、畢竟往時は人烟太だ稀疎なりしを知る、近世は山五十公八十三村、松之山六十六村と稱したる地とす。○近年地學者本郡及び魚沼郡の全面の高原をば越後高陵、又は魚沼高原と指目する者あり、第三紀層の構成に係る。

下保倉(シモホクラ)　花崎(中頸城)の東一里、保倉川の畔とす、東南は安塚村に至る、大字六日町、柿野等あり。顯聖寺は今本村の大字にのこる、下野國志、都賀郡大中寺縁起曰、永平十一世快庵禪師、諱妙慶、住濃州龍泰寺、終了大事於崇厚之室、去隱于越後州、國大守藥師之道德、創顯聖寺住焉、云々。

安塚(ヤスヅカ)　今安塚村、高田の東六里、十日町(中魚沼)の西七里、保倉川の上游なる山中に在り、東頸城の治所とす。

(直峰)
安塚は舊直峰(ナホミネ)とも云ひしにや、一書に安塚直峰城は風間氏の舊居と錄す、風間信濃守と云ふ越後武士太平記に見ゆ。○越後治亂記云、頸城郡直峰の城は上田妻有(魚沼郡)へ往來の道也、手立を以て景勝方へ引付られ、吉益伯耆守を居置れしかば、上田妻有の道開けたり。

賞泉寺(シヤウセン)　安塚村字内山に在り、曹洞宗、長尾信濃守の創立といふ、風間信濃守にあらずや、古文書を收藏し、本郡一古刹とす。○此寺は默室周言和尚の開基にして、文明頃の創立とす、天和二年檢地、田畠二町一反免除、山林二十四町、此高十七石なりしとぞ。(聽濤閣雜識)

「右五十公之郷、小黒之保之內、下安塚田畑山屋敷等者、從竹俣筑後守清綱、有因・末代給置候內、安塚今泉分之內、竹原屋敷より上の山筋、并神矢の保之內、上横角谷同中谷、是も同竹俣政綱給置候地、何も永代賞泉寺領□高居正統、同道七爲御□能政英思爲父祖菩提、默室和尚嘗歲江任申□旨奉寄進處實正也、猶何事も至□以後共いろん有之間敷候、猶爲子孫、源左衛門兼政、孫七郎重政、爲後判置候也、仍寄進狀如件、
天文十五丙午十一月十五日吉田周防入道沙彌英忠
賞泉寺　長夫和尚衣鉢閣下」

「右五十公之郷小黒之保、安塚之中福壽寺山屋敷畠、十王堂屋敷之地內、藤內山畠貳枚、并大海寺山屋敷畠、尼寺には山計、爲賞泉寺寺領、默室智廣和尚へ任御寄進之旨、高居正統、同道七爲御菩提、永代奉寄進處實正也、仍如件」(以下同上文)

「吉田周防入道英忠、當寺へ奉寄附地事、任□寄進狀之旨、御執務不可有相違候也、仍如件、
天文十七卯月十一日　晴景(花押)
賞泉寺　長夫和尚」

此に高居正統と云ふは長尾能景の法諡にして、道七は爲景の法諡とす、高田の高安寺(初め府內に在り)に能景爲景の位牌をつたふるもの之を證すべし、老師物語に道室爲景とあれば、室を七と訛れる也。(野史に道亡に作る)

横住(ヨコズミ)　今安塚村の管内とす、横住川は保倉川の一支源にて此横澄川に貝介の化石あること北越奇談に述べたり。

國川(クニカハ)　今岩神、宇津俣等、飯田川の源なる山中を合せて牧(マキ)村と改む、南に分水嶺ありて、信州下水內郡と相限る。

菱嶽(ヒシカ)　國川の東南にあたり、越信の國界に聳え、分水嶺中の嶮岨なり。山陰なる須川(スカハ)、眞萩平(マチヤタヒラ)、船倉(フナクラ)、二本木の諸村は安塚の南に連なれり、今合同して菱里と改む。

大島(オホシマ)　今大島村と云ふ、安塚の東一里餘、妻有に通ずる山路にあたる。保倉川の源は大島の南なる山中(菱が嶽)に發す、されば此邊は保倉谷とも名づくべし、大島の北なる大平(オホダヒラ)を今保倉村と改稱するは此故のみ。

(大平)

松之山(マツノヤマ)　舊郷名なり、松之山家(マツノヤマカ)とも云ひ、頸城魚沼の間に一別區を成す、卽澁海川の上游源頭とす、今松之山、浦田、奴奈川、松代(マツダイ)、山平(ヤマダヒラ)の五村と爲る。

(松山)
昔は松山六十六箇村の諺ありき、謠曲に松山鏡ありてマツヤマとよみたるを以て、後世往々之をば略して唱ふ。名寄云、松の山は郷の名にして、凡六十六箇村あり、わ

きて奥深き山家なり、此山家何れの里にや、中昔の頃、夫婦の者振分髪斗りなる女を一人もてり、妻病にふし今はの時形見を殘して身まかりけり、娘餘りに悲みければ、對屋(女部屋を云ふ)作りて慰め置けり、三年にもなり、父香花を捧げばやと、持佛堂に參りけるに、娘も猶やせて何か取かくす風情なりければ、父が云樣我來れるを珍しく悦ぶべきに、如何なることぞやと詰ければ、女が云、母今はの時、なき跡に戀しき折節に見よとて、かゝる物をたびける迚、鏡を出し、此中に母の御影を殘し置れて見え給ふとて嘆きけり、父が云、我一年京都に上りし時求めてとらせしが、賤き鄙の奥山なれば、鏡と云ものしれる人もなかりし也、母の見ゆるに非ず、己が影のうつれる也、子は親に似るものなれば、戀しき時には鏡をみるとはかゝることなるべし、稚心の哀れさよと、悲みけるとかや。

越路がた、おくに名物さまぐ\あれど、白鬼なる言の葉の、面白からしさうな事、白山津浦のあまの子が、七つか八つめ鰻まで、うむや網苧のつな手とは、縦の心をこめ山の、當季浮氣で逢ふ縁も、何に糸魚川いと魚の、もつれもつるゝ草生津の、あぶら臭さを取りて、末松山の白布の、縮みは誰のとこやらが、見にずく國の風流を、うつし太鼓や笛の音も、引いてうたふや獅子の曲、むかひ小山のしちく竹、夜笛そろへて切をこまかに、十七簡苧の小口にひろはして、花の盛りを夢に見て候、ゆめのうらかた越後の獅子は、牡丹はもたねど、富貴はおのがすがたにもたせ、誰かおさむ、笑にもたせまひ納む。(長唄)

北越雪譜云、謡外百番に松山鏡あり、此謡は鏡破といふ綸巻を原として作れるならん、越信の境界なる松之山郷に其鏡池の古跡を傳へ、又秋山郷(中魚沼郡)に、今も鏡もてる女は十五箇村に五人さへなしといふもおもひ合はさるゝ也。」北越軍記云、大永元年江三寺一原の戦に、上杉定實討死し給ひければ、宇佐美駿河守定行手勢許にて圍を切拔け、松之山家の城に引籠る(一説、宇佐美の居城は刈羽郡琵琶島なれば、松之山家即彼所ならんとも云へり、然れども北越軍記の中に「宇佐美は松之山家柏崎を持ち、爲景と取合」ともありて、柏崎即琵琶島なれば、松之山家は柏崎上條谷の南に連れる此松山を指すと見る方穩當也)

天水(浦田)(天水山) 今松之山村の管内と爲る、浦田村の東なり。浦田は澁海川の源にして、其源なる天水山は越信の分水嶺とす、菱が嶽の東に並ぶ、標高一千零九十米。

越海雜志云、永正六年四月、長尾爲景兵を擧げて府内の館を圍む、上杉房能支ふる能はず出奔、天水に至り追兵に迫られ自殺す、後に北條五代記に「房能うちまけ、あまみぞといふ地にてうたれ給ふ」相州兵亂記、北越軍記雨溝、鎌倉九代記に越中南溝とあり、今松之山郷に天水越と云處あり、山中に古墳あり、房能の墓と云ふ、又上條女谷の綾子舞の詞に「てみづの山ぞうらめしき」とあれば、天水をあまみづと讀誤りしならん。

按に、會津塔寺長帳(群書類從本)に

永正四年丁卯八月一日、越後上椙房能落俗、同七日にツマリノサカミツ山にて打死、十月本城館落

とあるは房能の最期を記載するに似たり、而も年月并に土地に相違あり、不詳。

湯本 今松之山へ入る、安塚の東南四里、天水山下に在り、温百三十度、鹽類泉と云ふ、いはゆる松之山の湯是なり。

松代 今松代村と云ふ、安塚大島より蒲生、松代を經て犬伏に至り、藥師峠を踰え、中魚沼郡へ達す、即妻有往來と云ふ。蒲生は山代村に屬し、犬伏は松代に屬す。

(小荒戸) 松代を去る一里小荒戸の油井は、明治九年頃、井中に十七八間の深さまで噴出滯淳したることあり、近年は含油層に續き遠ざかり、百間許に及び、滑車等を用ふるに至りぬ、從前は七八間の深さよりも出油を見たりと云ふ、掘鑿は概して頁岩を主とし、粘土又は軟質の砂岩を[illegible]し、時に石炭を交ふることあれど、石油は油母より遙に上層に位置す。

嶺 今田麥、板山を合せ旭村と改む、妻有往來の北に偏し、鯖石川の源なり、芒巾山黒姫山北方に峙ち、苅羽郡に近接す。嶺の東北なる石黒、門出等は苅羽の所管なれど、全く嶺と一山谷の間に位置す。

中魚沼郡

中魚沼郡 東頸城郡の東にして、信濃川の沿岸とす、左右は山嶺を以て相限る、南は信州下高井、下水内二郡に連り、北は中魚沼郡に至る、今一町二十四村、人口七萬(本書は中津川の奥なる秋山を下高井より取り、澁海川の仙田村を中魚沼へ移す)

(妻有) 中魚沼は妻有庄と云へる地なり、或は津張に作る。長門本平家物語に、城の一黨木曾征伐の爲め信濃國へ越ゆる時「筑摩越には濱小平太、伴太郎、須田越には津張庄司太夫宗親云々」とあり、(同本一所には津波に作る)また太平記には津張郡にも作る、(上田を參考)上州新田氏の族類津張上田に占居し、南方の與黨たり、大井田、中條等今に村名にのこる。

(津張) 正平七年、八幡の後攻を致さんとて、新田武藏守義宗は四月廿七日、越後の津張より立ちて七千餘騎、越中の放生津に着けば、桃井播磨守直常三千餘騎にて馳せ參る、都合其勢一萬餘騎なり、然るに主上は八幡を落させ給ひしかば、國々の官軍も力を落しはて、皆己が本國へぞ引

き返しける。（太平記）

魚沼郡

明治十三年、中南北の三郡に分割せらる、頸城の東にして上信岩代三州に堺し、信濃川の水域に屬す、其東方に越後系の連峰相並び、地勢頗高し。和名抄、魚沼郡伊乎乃と注す、後世ウヲヌマと呼ぶは文字に依れる僞訓とす。水名には大野（オホノ）もしくは魚野と唱ふ、古音のこれる也、後世津張郡、千屋郡等の混稱あり。名義は魚の川てふ溪名に出てしか、又大野てふ地勢的觀察に出てしにや詳ならず。堀野氏云、魚沼は原義大沼なるべし、ウヲとオと互轉するは常の事にて、仁徳紀の歌に、

ミナソコフ（水底經）オミノヲトメ

とあるオミは魚身なりしを、オミに轉せる者とす。○本郡及び東頸城郡に渉る高原地は、信州の大高原と會津高原との間に在りて、自ら一區域を成す、故に近年越後高原、又は魚沼高原の名稱を立つ。

居多社文書、應永十八年

與郡分、魚沼郡內、一反小廿二歩、頸橋富山税所給、九反、村田得安、一町小卅歩、中山得安

とある諸地、今不詳。○新編會津風土記云、魚沼郡節用集に魚治に作る者は誤れり、細法に沼の字を出せし方宜し、又頸城郡の下に「又曰伊保野」と注せるも此郡の下に移すべし、太平記巻十二、相模入道武藏上野兩國の勢に新田義貞兄弟を討べき由下知せし時、義貞宗徒の一族を集て評定有けるに「越後國には大略當家の一族充滿たれば、津張郡へ打越て、上田山を伐塞ぎ、勢を付てや防ぐべき」と云、同三十一巻、笛吹峠の軍の所に「新田義宗、裁田（ウエダ）山と信濃路に稠く陣を居たり」と云、又同巻に「義宗四月二十七日越後の津張より立て、七千餘騎越中の放生津に着く」と見えたるは、皆此郡の事なり、されば此地にては專南朝の正朔を奉せしと見えて、正平の年號を記せし古碑往々殘れり。又云、寬永二十年、松平肥後守正之會津入部の時、別の命ありて、奥州岩瀨郡の地を封内に屬せしめられしが、其孫正容の時、岩瀨郡を除き、越後魚沼郡を加へらる、三庄七組に分ち、小千谷に陣屋ありて之を管治す。

總瀧

信濃川（千隈川）の急灘にして、越信二州の天然堺を成す、天水山（東頸城）の東にあたり、下船渡驛の南とす、中津川此近傍にて信濃川へ入る、海門（新潟）を溯る約三十里、水源を距る約五十里。

雪譜云、總瀧は千隈川割野村にちかき所の流にあり、信濃の丹波島より新潟までを流るゝ間に、流の瀧をなすはこゝのみなり、その總瀧とは川はばおよそ百間ちかくもあるべきに、大なる岩石龍の臥たるごとく、水中に在るゆゑに、おとしくる水これに激して瀧をなす、新潟湊より四十餘里の川上とぞ。

中津川

清津川と并行して南北に流れ、越後山系の横谷なり、其水原野反（ノソリ）池は今上州吾妻郡の管內とす、野反池より北流四里許にして、信州岩菅（イハスゲ）山に出づる一溪を併せ、秋山村秋成村を經て、蘆が崎に於て信濃川に入る、總長十二里餘。地質は水源に於て中生層なるも、苗場山劍之峰の間に於て、舊火成岩并に火山岩の噴出を見ると云ふ。（信州人は此川を魚沼川と呼ぶ）

秋山

中津川の谷にして、苗場、岩菅、高倉（劍之峰の東北）の諸高峰に閉まる、今信州下高井郡堺（サカヒ）村（舊名箕作（ミノツクリ））の管內にて、越後と上州信州の交界なる幽僻とす。（三國峠の西北にあたり、二居淺貝と一嶺を隔てて東西に相并ぶ）○信濃地理云、秋山は信越上三州の間に介在す、民俗純朴、言語異なり、杭を樹て其上端を連繋し、茅を以て之を覆ひて家となす、富人にあらざれば床を設けず、明治八年より僅に米作を爲し、粟及蕨に和して之を食す、其他の食料は稗粉及山獸の肉等なり。（秋山は箕作村より山に入ること九里、平家の落人勝秀と云ふもの上州草津より此に分け入りて隠れ住み、子孫一村を成せりとか、又平家の落人とは越後城氏の黨類にやと說くものあり、又信州より分入りければ、地勢は越後の分域ながら、今に信州の管內なりとも云ふ。（雪譜、并に信濃奇勝等）

秋山に鑛泉二所あり、一書には箕作湯と云へり、乃の切明湯、温百五十度、魚沼川に沿ひ、岩菅山を負ひ、奥湯と云ふ、安永三年浴場を造始す、弘化四年信州大地震の時、山嶽崩壞して泉眼埋沒したりしが、後又近所に涌出す、箕作村へ八里、小千谷へ十八里。和山（ワヤマ）湯は切明を去る三里、温百二十度（鑛泉志）共に村民の澡浴に供するのみ。

秋成

今秋成村と云ふ、秋山の北にして同く中津川の谷とす、大字結東（ケットウ）に逆巻（サカマキ）湯あり、高倉山の下なる溪崖に出づ、温八十三度、此邊に猿飛（サルトビ）と稱する溪洞の勝景あり。

大井平

今上郷村と云ふ、秋成の西にして信濃川の右岸に在り、相接して宮野原あり、此にも鑛泉涌出すと云へり、今國郡堺は宮野原の西志久見（シクミ）川を以て相限る、下船渡驛の西南三里餘。

下船渡

今下船渡村と云ふ、信濃川の右岸にして、中津清津二川の間に位置す、十日町の南三里餘。此村の南三里なる湯谷平に小出湯と號する鑛泉あり、温九十八度、鹽類性に屬す、夏日往浴の人あれば、湯屋の設あるも、陋劣を免れず。

清津川

中津川の東に并行し、水源は上越の州界（謂ゆる越後山系）稻包山三國峠に發し北流、下船渡の東に於て信濃川へ入る、長凡十里。此一溪は奥谷に三俣二居淺貝の三村ありて、今南魚沼郡に屬す、中越後より上州に向ふものは上田（南魚沼）を經て此に出でたり、上越後路は松之山（東頸城）より下

（倉俣）（七釜瀧）

船渡に出で清津川を上りたり、故に今も三俣の北なる倉(クラ)俣(マタ)村は中魚沼郡に屬す。〇倉俣村の田代(クラマタ)（或は田尻と云ふ）に七釜(ナナツカマ)瀧あり、飛泉七段を成し、段毎に一潭あり、潭を俗に釜と云ふ、此の瀧の奇絶なること古書にも載せたり。

苗場山(ナヘバ)

倉俣村の南にして、三俣驛の西にあたる、清津中津二川の中間に聳え、俗に山頂に天成自然の苗代田ありと説く。蓋消火山にして、山頂の苗代と云ふは苗場の名字より附會したるならん。古昔地震をナヰと云ふ、古人は地震の此山より起るなどと想へるより、其名出てし歟、標高二千百五十米。

地學雜志云、苗場山(ナヘバサン)は其頂に方一里許の平地あり、一帶特有の偃松茂れり、八月初旬尚殘雪の夥多きを見る、恰も一小氷野を想像するに足る、山頂の原は自然田畝の形に區分せられ、方なるあり、圓なるあり、此山を構成するは安山岩にして、其頂上に露はるゝものは黑色を呈し玻璃質を帶び、其外觀彼の吾妻山噴出の際飛散せる岩石に酷相似たり、而して近傍に温泉の湧出、硫黄の堆積あり、地形と地質とにより之を推すも、其舊火山たりしは疑ふへからず、山頂即其舊噴火口の崩壞せし跡にて、殊に苗場の形跡ある部分は其餘勢を最後に至るまで持久せし所なるべし、海面を拔く凡七千尺。

十日町(トヲカマチ)

今十日町、人口六千八百、信濃川右岸の山坡に居り、妻有庄の大邑なり。長岡を距る十一里、小千谷を距る六里、信濃川に沿ひ越信の交通あるを以て、又驛路にあたる。〇十日町より水澤（馬場村）下舟渡を經て信州飯山に至る凡十六里。

名寄云、魚沼郡の縮布は苧麻にて製る、皺ありて縠(チリメン)に似たり、細美なるは羅羽の如し、其青苧は出羽國最上郡より運送し來る、千手村には毎年七月、近邊の里々より持出し、縮布市を立て甚賑し、十日町にも縮を多く交易し、諸方へ寄送すること小千谷に越たり、四月より七月迄の市に、京師江戸諸方の商人入込繁昌なり、凡魚沼の諸村里に年々賣出す縮布二十万端、運上八百兩餘とぞ、頸城郡松の山家にも白布を製出す、苧麻布なれど皺なし、細き絲にて織り雪に晒し如何にも純白なり、奥山の賤の女の手業なるに、やむごとなききはにも之を召さるゝとかや、餘所の國には類なし、云々。〇十日町は近世會津領たりしを以て、隣近諸村をすべて十日町組と稱したり、曹洞宗智泉寺あり、羽川刑部の修造に起るといふも詳ならず、高山城址あり、其羽川(ハネカハ)氏の居と説く、信濃川の岸に繞れり、羽根(ハネ)川と云ふ溪流もあり。（川治村に屬す）大井田羽川の人々が新田氏の一黨たりしこと、太平記に見ゆるごとし。（温古栞の嘉吉年中、羽根川領四境注文は信用に足らず）

（羽川）

川治(カハチ)

今川治村と云ふ、十日町の南に隣る、川治川は八箇(ハッカ)川とも云ひ、羽根川と相並行して信濃川へ入る、此邊を方俗羽川郷と私稱せり。

日本工業史云、文政の末京の人宮本茂十郎流浪して十日町に來り、從來この地方の産物たりし縮布に基き、經に絹糸（生糸）を用ゐ緯に苧麻を用ゐ、當時これを絹縮と稱せしかば、方言今に透綾を絹縮と稱するは蓋こゝに起因せり、其後經緯とも絹絲を以て織出すことゝなれり、これ即現時の透綾織なり、かくて近年ジャカード式の織方を修業せしめ、且ドビ機を縒織に使用せしより、今は進歩して撚透綾、縒透綾、絣納透綾、風通透綾などの類を織出せり、凡十日町が小千谷を壓倒して二十年間にかく機業の隆運をいたしゝは、全く染色の改良と新織機の輸入とにあり。

大井田(オホヰダ)

十日町の北を四日(ヨッカ)町(マチ)と云ふ、昔大井田郷の首村なれば、近年大井田と復稱せしが、今又中條へ併す、上州新田窠の大井田氏即此に居れりと。今も四日町に天王社、神宮寺、觀音堂、十王堂等ありて如何にも舊邑なれど、寺社の縁起さへ知れねば、大井田氏の事も證明に苦む。

（四日町）

大井田氏の事は太平記に元弘三年五月「新田小太郎義貞さきに大塔宮の令旨を賜ひしより、一族を催されける、其勢僅に百五十騎に過ぎざりける、此勢にてはいかがあらんと思ふ所に、越後の一族、里見、鳥山、田中、大井田、羽川、の人々二千騎ばかり、此陣に馳加はる、義貞大に悦び給ひ、此事兼てより思ひめぐらし候へども、昨日けふとも存ぜさる故に、告申す迄も無りしに、何として知給しと有けるに、大井田遠江守鞍壺に畏まりて、勅定にて大義を思召し立るゝ由、去る五日に御使なりとて山伏一人越後の國中を、只一日が間にふれ廻りて候ほどにと答申されける」（一書に其山伏を遠江守の[illegible]とす）と見え、大日本史に遠江守經隆、其子彈正少弼氏經（後に式部大輔）と錄したり

この大井田氏經延元元年備中福山城に據りたること太平記に見え、新田義貞の越前に入るや、又之に從行したるごとし、然るに同書にまた延元二年の春「義貞已に越前に下向し合戰と聞き、越後の國より一族大井田彈正少弼、同式部大輔。中條入道、鳥山左京亮、風間信濃守、禰津掃部助、太田瀧口を初めとし其勢二萬餘騎、越後の府を立て越中加賀所々に合戰」云々とあり、記事明了を缺く。

中條(ナカデウ)

大井田の北を中條(ナカデウ)村とす、中條の北を下條(ゲデウ)村とす、中條は昔チウデウとも唱へしこと著し、太平記に大井田中條(チウデウ)とあるは正しく此なり。（上杉家の時に中條(チウデウ)氏あり、此邑族にあらぬか、南蒲原に中條村、北蒲原に中條町あり）會津新風土記に中條にも新座にも大井田氏の城址とつたふる者ありと云ふ、新座は十日町と四日町の間にて、今皆中條の管内とす、下條にも下條治部の城址をつたふ。

（下條）

吉田（ヨシダ） 近世妻有庄の西岸諸村をすべて吉田郷とも稱したり、今千手驛の西南なる山谷（ヤヤ）、稻葉などを合同して吉田村と云ふは、此古名に因れるものとす。

千手（センジュ） 十日町の西北一里半、信濃川の左岸に在り、今千手町中野村と爲す、舊は千手鄕と云ひ、其驛市を中屋敷と呼べり。

定　　　千手堂町

一當町馬市、例年之ごとく定可申事、

一諸賣買役錢、一切不可出事、附押買押賣停止之事、

一喧嘩口論有之者、遂穿鑿、双方共曲事可申付事、

一出市中、狼藉之族有之者、爲警固人押置、當奉行江可相斷事、

一方々商人宿賃、はたご錢、はくらうすあい、有來ごとく可取、むさと非分申かけまじく候事、

右之條々、任先例如斯候、此旨不可相背者也、

寛永十五年六月　　渥美久兵衛、本多七左衛門

千手觀音堂は中野村大字水口澤に在り、長德寺と云ひ、當國第十番の札所とす。○柏崎領越後風土記云、長德寺（チヤウトク）、境内方一町、慶安元年御袮朗有て、高三十四石井に境内山林竹木諸役免許の御朱印を下さる、每年六月例式の開帳有て、遠境近里の參詣群集して、自然と市をなし、產物の縮を始め諸品を賣買す、之を觀音市と云、又七月七日より十三日まで馬市あり、此時も近村近鄕より來て、諸色を商賣す、之を千手市と云、免許の市にて百姓相續の一助となる處なり、又此觀音堂の四方に隣る村を千手鄕と云、國產の縮、藍染かすり縞を第一に織出す。○又云、長福寺は曹洞宗、越前國寶圓寺四代理柏と云僧の開基なり、理柏は永享八年に寂すといへば、永享以前よりの寺なる事明けし、當國に謙信の參禪ありしと云禪刹五ケ寺あり、當寺も其一なり、又當所の古城主下平勘助吉長の位牌を安置す、永祿年間に當所の城主なりしと云、當山四町餘の山林田畠もみな此人の寄附なりと云、今に此寄附帖を當寺第一の什物とす、又景勝の時當村の地頭今井源右衛門國廣と云、此人の位牌もあり。

（長德寺）

上野（ウヘノ） 今上野村と云ふ、千手の北一里。○柏崎領風土記云、鳳庵と云僧、元祿元年當郡に下り仁田村に禪院を建て、太田山龍雲寺と云、是當山の開基なり、其後布支里の城主上野中務長安と云人鳳庵の室に參禪歸依して、寺號を積雲山長安寺と改む、其後衰微せしが、寬永十二年少將忠輝卿の領たりし時、鼇祖羽康卿結城晴朝の茶湯免として高二十六石餘の地を寄附し給ふ、今に此寄附狀を當寺第一の什物とすと云、其布支里の城は大井田の城なるべし、後に上野中務長安が領せしとみえたり、若くは大井田が子孫上野に居住しける故、上野を以て苗字とせしも計り難し。

橘（タチバナ） 今上野の東北なる野口、仁田、木落等を併せ橘村と云ふ。准后道興囘國雜記に、柏崎より出で魚沼郡を橫ぎり、上州湯原に至る紀行あり、中に木落（キオトシ）の地名見ゆ。

同書云、安田、山室、三桶、湯川、大井（一本に大川）きおとしなど打過て、漆山をこゆとて、

初秋のつゆにぬるてふうるし山今ひとしほの風もすずしき

つぼ池といへる里に、しばし休て、或人に遣しける、俳諧歌、

あか洏をすゝむる人もなき宿に水のみわくや壺池の里

これよりくつぬぎといへる里を過侍るとて

我も又あしをやすめて立寄よる木かふ駒の沓ぬぎの里

ふくろふといへる里にて、ねざめに思ひつゞけゝる、

此里のあるじがはにゐ名のる也深き梢の梟ふの聲。

以上漆山以下の地名は詳ならねど、魚沼郡内のこととおもはるれば此に係く。

（木落）

仁田（ニダ） 今野口、木落、寺が崎などを併せ橘村と改むるもの是也。○會津新風土記云、仁田村中に古碑あり、高四尺幅二尺餘、野面石にて、上に梵文三字あり、下に

正平十四年九月下旬、道阿敬白、

と彫りつけたり、詳なることをつたへず。

眞人（マツト） 今眞人村と云ふ、橘村の北にして、北魚沼郡界雪峠の傍とす。千手を去る二里半、芋坂（イモサカ）、雪峠は戊辰の舊戰場たり。

大八洲遊記、過眞人村、登小阜、阜下絕壁數仭、西望信之諸山、高聳蓮空、河流亦從西來、屈曲繞環、作玉虹狀、虹間禾田千頃、烟樹扶疎、其北則長林平野、河水滔々、來掠阜下東去、及灣々作玉環之狀、河岸乘烟裊々、軟草如織、其水淸冷湍激、沙礫爲洲、淨如拭、南則越山起伏、連屬不絕、其下則村落茅屋、出沒於樹間、禾田芋圃錯出層見、村名眞人、顧果眞人之所栖宅歟。○維新史料云、閏四月廿六日、千手驛之方へ相向ひ候處、賊徒二三百人芋坂と申處之險阻に據り、土壘を築き大小砲を備へ、嚴重守備を設け、平原より高きに向ひ、地形不便にて頗苦戰罷在候內、兼て致分配置候別隊、山を繞り賊兵の橫より挾擊及ひ擊候間、賊徒狼狽忽散亂、從又雪峠の險に據り、大小銃破裂丸等頻に打出相支候得共、暫時に追拂ひ、賊徒悉小千谷之方へ致敗走候間、直に池ヶ原と申所迄相進候處、日已に暮に及ひ、翌廿七日朝小千谷に至り、同所陣屋に打入候。

（芋坂）

岩澤（イハサハ） 今岩澤村と云ふ、眞人と信濃川を隔てて其東岸に在り、十日町の北三里、河を渡り雪峠を踰え小千谷に至る三里、此邊を方倍上川鄕とも稱し、大井田鄕の北に接す。

那珂鄕（ナカ） 和名抄、魚沼郡那珂鄕。○今詳ならず、中世より妻有莊と云へるを、又中魚沼と唱ふるを想へば、此那珂鄕は卽妻有に同じかるべし。抑今の中南北の三郡の形狀を見ば妻有は中央と云はるゝべき位置に

あらず、而も上信の中魚沼と唱ふるは、和名抄那珂郷の遺蹟に由る歟。

南魚沼郡

南魚沼郡（ミナミウヲヌマ）　中魚沼の東にして、越後山系を以て上州及び會津と相隔て、魚野川の源とす。中越後より上州に過ぐる三國驛路、清水越此に係る。今二町廿八村、一組合、人口五萬五千、役所は六日町に在り。

（上田）　本郡は俗に上田（ウヘダ）と稱し、中世の上田庄にあたる、又郷名にも呼びたり、六日町を上田の首里とす。而も北偏は藪神（ヤブカミ）庄と呼ばれ、上田郷の藪神庄など云へるもあれば、郷庄の名稱混亂の世の事にて、今一律に論定し難し。○上田は古書に於田、植田にも作る、上田八幡宮の文書に庄知行の沿革見ゆ。

（於田）　東鑑、文治二年關東知行國内、乃貢未濟庄園、越後國於田庄、院御領、預所備中前司信忠。

同、治承五年二月、平知盛卿於美濃國被討取源氏、云々、相具上田太郎重康、越後次郎重家（原注云、越後平氏）同五郎重信。

上田氏は盖平姓にて、上田八幡文書に天仁中、越後平太正綱あり、治承中木曾義仲に黨す、庄司の家なるべし、義經記に「越後の國の住人上田左衛門と申人、内に候へしが、平家追討の時、壇浦の合戰に云々」とあるも同かるべし。○上田越と云ふは、盛衰記幷に平語に見え、上州への山路を云ふ、越後に上州新田の一族散在したるは、上田越を以て其通路と爲す。太平記云、高時入道は新田太郎義貞、舍弟脇屋次郎義助を討ちて進らすべしとて下知せられける、義貞是を聞きて宗徒の一族達を集めて評定ありけるに、或は沼田の庄を要害にして、利根河を前に當てゝ敵を待たんといふ議もあり、又越後國には大略當家の一族充滿たれば、津張郡へ打ち越えて、上田山を伐り塞ぎ勢をつけてや防ぐべきと、意見定まらざりけるを、義助申されけるは越後國の一族を憑みたりとも、人の意不和ならば久しき謀にあらず、運命を天に任せて、只一騎なりとも國中へ打ち出でゝ、只鎌倉を枕にして討死するより外の事やあるべきと、義を先とし勇を宗として宣ひしかば、當座の一族三十餘人皆此義に同じける、元弘三年五月八日の卯の刻に、生品（イクシナ）明神の御前にて旗を擧げ、其日の晩景に利根河の方より、馬物具爽に見えたりける兵二千騎ばかり、馬煙を立てゝ馳せ來る、すはや敵よと目にかけて見れば、敵にはあらずして越後國の一族に里見、鳥山、田中、大井田、羽川の人々にて、去ぬる五日、御使とて天狗山伏一人越後の國中を一日の間に觸れ廻りて通り候ひし間、夜を日に繼ぎて馳せ來り候、境を隔てたる者は皆明日の程にぞ參着候はんずらむ、他國へ御出候はゞ且く彼勢を御待候へかしと申されたり。

○上杉家守護の時、長尾の一族上田に居り、一方の鎭將たり、其武士をば上田衆と號し、坂戸を鎭城とす。北越軍記云「天文十三年、三條の長尾俊景栃尾を攻めんとしければ、上田の長尾新左衛門の苗裔越前守房景、新五郎政景、栃尾へ加勢す」云々。管窺武鑑に「政景公の遺領植

（植田）　田三庄其外をば、直江甘糟兩人に支配せしめらる」、北越軍記に「甘粕備後守長清は譜代にあらず、上田より出で長柄の者也、錢上野介安則は上田者にて、謙信の時上田衆も府内へ參り、譜代衆と同前に勤む」など見ゆ。

魚野川（イチノ）　古書魚沼に作る、或は訛り大野川と云ふ、又上田川の稱あり。土樽村大劍太山（ダイケンタ）に發し北流、越後山系の諸溪を併せ、小出驛より稍西に折れ、川口驛に至り信濃川へ入る、長十八里。六日町以下十里は舟を泛て上下すべし、旅客貨物の運送皆之に由る。

（大野川）　名寄云、大野川（オホノ）の水上は清津の一里奧き、土樽村にてより出で、小川ども落合、六日町村より浦佐小出堀内を經て、川口驛にて信濃川と合て、小千谷長岡等を過ぎ新潟湊に至る、其間の路程凡十八里と云ふ。○一書に、魚沼川は魚野川に出づ、魚野とは今の清津川と云ひ、會津上州の堺なる深山の中に在りと説くは大に誤れり

三國峠（ミクニ）　越後山系の山上にして、清津川の源頭にあたり、山南は即上野國にして、利根川の水域に屬す。越上信三州の交界點に近ければ、正しく其標示に當るに非ず、山下の淺貝、二居、三俣は三國三宿（サンシク）と稱す。近時鐵道の布設を見ざるまでは、中越後より坂東諸州江戸往來は、皆此峠に因り、上越後下越後の旅客亦之を經由することあり、故に險阻の山道なりけれど、人馬路に相望み、冬季大雪に當れば、三宿に往き數百人の滯留を見ることありき。今は僅に其村の行商の上州往來を見るに過ぎず、交通の狀態變す。

山陽外史云、信玄圖帥南海、謙信圖帥北海、以橫絶海內、永祿十二年、謙信攻陷武藏下野諸城、秋入越中、定能登亂、畧加賀、兵行神速、敵不能測、每出軍橫行關東、關東諸城閉其衆、震慴不敢出、聞其還去、閲月、然後相告解嚴、如雷雨過者。○北國太平記云、天正十年五月廿三日、織田勢瀧川儀太夫、武藏上野兩國の勢一万餘騎を引率し、三國峠より亂入せんと押寄る、此三國峠と云は尤險岨の切所にて、其受手として志水城主長尾伊賀守、樺の澤城主栗林肥前守を大將として、高橋杉木以下峠より此方に扣て陣しける、（中畧）瀧川勢上道一里半ほど逃退きて、猿京の城へぞ逃入ける、上杉方は小勢なれば漸く十七八町追討にして勢を引揚る。○越海雜志云、上州堺なる三國嶺は峨々たる峻峰にして、鳥道崎嶇極めて險岨

なり、戊辰役會兵の將町野源之助兵一百を督し、嶺上大般若塚の要所に胸壁を築き、且板に五寸釘を植ゑ、掩ふに草葉を以てし、處々に散布して、官軍の進路を塞ぎ之を嚴守す、官軍の將岩村精一郎、前橋藩吉井藩高崎藩の兵を指揮し、來て嶺下永井驛に陣し、進軍の策略を議す、四月廿四日なり、この日大雨盆を傾く、高崎藩兵二小隊先づ金毘羅山の間道を攀ち、別に吉井藩の一小隊は深蹊を行き、法師の湯に抵り、土人の所謂九十九曲を攀ち、躋ると十九丁、而して軍監岩村は本道より進み敵壘に迫る、二所の伏兵之に應じて起り奮戰す、遂に一擧して險要を奪ひ、官軍越後に入る。

稻包山 三國嶺の西なる一峰にして、標高一六二五米とす、其北に三峰山苗場山等あり、三國峠の坂路は其最頂一三六〇米とす。

淺貝（二居） 三國峠の下にして、清津川の源に居る、今二居と相合せ三國村と云ふ、三國三俣二村の人口すべて一千許。○一紀行云、永井驛に至る、遠山壁立して榛栢天を掩ひ、昏黒洞中に入が如く、已にして絶頂に至る、乃上野越後信濃三國の地に跨する處なり、茲に權現の祠あり、祠前に立て回顧すれば、東南は晴朗にして北方は雲霧沸騰す、蓋天風雨倏來て咫尺を辨せず、此に至て氣候頓に變す、蓋天南北を限るなり、覺えず悄然たり、下ること一里許にして淺貝に至る、路岐嶇兀たり、二里にして二居、また三里にして三股なり、行旅號して天下の難路と爲す、其の險僻固より言を待ざるなり、下ると二里湯澤に抵る、路始めて坦なり

三俣（貝掛） 今三俣村と云ふ、苗場山の東にあたる、三國三宿に於て稍人煙多しと爲す。溫泉あり貝掛と號し、鹽類性、溫百度、村落の西三十町許、湯戶あり、正德年中より移住すと。

長享龍集戊申、小春二日、登三國之嶺、此夕宿二井、
三國封疆品字分、信濃越後上州雲、最高峰頂立臨見、欲摘飛雲獻使君、
三日、鈎縣湯尓抹過不見之、盖無路人指示也、
石蹄湯泉雖路開、煙埋山舍二三纔、路人不告湯空過、若是江南定有梅、（梅花無盡藏）　俗　万里

湯澤（石白） 今湯澤村と云ふ、三俣の東北にして、神立村を隔つ、魚野川の左岸に居り、溫泉あり溫百二十度、單純性。此地は三國嶺の驛路にかゝり、六日町へ四里半。湯澤、土樽、神立の三村をば俗に石白郷と云ふ。

出石白泉福寺、赴上田、上田木餘有安樂精舍、留余午飯、
鞍上鈍吟尋上田、其中木餘帶炊煙、土肥安樂精舍、展謁揚盃鼎數聯、（梅花無盡藏）

神立 今神立村と云ふ、湯澤の南にして、北嶺を芝原と云ふ、神立とは古言庤（神社領の別館の謂なり）かとも疑はる。○一説、神立の明神は式内坂本神社歟と、然るに社の棟札天正六年のものに、式内魚沼神社云々とあり、此棟牌は僞作勿論耳、會津新風土記に當社の棟札とて「上田庄石白郷、神立三社大明神、天正六年五月、樋口伊豫守元兼」云々の銘文ある由を載せたれ、式内云々の文字なし。關驛の宮之下は今大沼村と改む、此地に石打三社明神あり、其棟札は治曆三年のものと云へど信じ難し、鰐口徑九寸のもの一枚、銘に「伊勢州安西郡端上□□、于時應永二年四月八日」云々とあり。

大劍太山（土樽） 湯澤の東方、土樽村の峰にして、清水峠の西にあたる、大劍太の西北の尾は即飯士山にて、魚沼川の水源は此間に發す。土樽と三俣二居の間は一脉の連嶺南北に走り、魚沼川と清津川とを分界す。

關 今上野と併せ上關村と改む、湯澤の北二里。湯澤及び關の東に上田富士と名づくる一峰あり、中生層に迸發せる火山岩より成り、一座の圓錐體なり、一名飯士山、（飯士山）

黑田玄鶴石綿論云、魚沼郡金城、卷機、苗場、飯士、八海諸山、及清水、瀧谷、一澤、葛條、猿子、仙石、樽六、吉山、長松、大澤兩山等幽溪中、往々產石綿。

鹽澤（留賀） 今鹽澤村と云ふ、魚野川の左岸にして、六日町の南一里、三國の驛路にあたる。會津領の時鹽澤組を置き、近郷を統ぶ。北越軍記云、永正五年、宇佐美定行領分鹽澤と、長尾爲景領と堺目論にて私の取合あり、大永元年まで十四箇年の内取合云々、天文十三年、三條の長尾平六亡びければ、長尾晴景承りとして、新恩祿を諸士に賜る、宇佐美へは鹽澤、松之山家を賜る、云々。○會津新風土記云、鹽澤邊をば留賀郷といふ、三國通の喉所にて、母呂衣權現社あり、祭神不詳、長恩寺あり、淨土宗の古刹とす、此寺初め竹俣村に在りて、信受庵と云ひしを、天正頃僧發鎭此地に移したり、慶長十八年荒地五十石の古證文あり。鹽澤井口氏は大庄屋役、大割元役、大肝煎役等を世襲したり、慶長年中、彌右衛門の時に始まり、其子善八は高田殿より手作二百石の地を賜ふ、古文書數通をつたふ。

口上願申入候、仍鹽澤町肝煎共之儀、不相届に付而、最前肝煎を取上申附、井口彌右衛門肝煎に申付度旨、可然候、（中略）　巳八月九日　丹後守直寄
堀甲斐守殿

鹽澤驛には近世薄荷を產物とし、藥用のため遠近に販與せらる。

目來田 今中村と併せ、中目來田村と改む、鹽澤の南に接す。○會津新風土記云、目來田の四所明神は、昔八海明神を勸請し、木工當田大明神と號せしが、いかなる故にや今の社號に改む、稽事雜考に「武烈天皇元年、越後上田庄木來田現す」とあり、この神の事にや、不詳。

樺野澤 今富實村と改む、鹽澤の西南一里、富實とは近世

（宮實）此邊を宮實郷と云へるに因る、樺沼の城址あり

門前五間諸役、令免許者也、仍如件、天正五年七月廿日　（判）　　龍澤庵

（樺沼城址）會津新風土記云、樺野澤の澤庵は應永中上野村田村長寺不藏の開基にして、本寺文殊なり、朱印書を傳ふ、樺沼（カバカタ）城は村の中西の方に在り、山に登ること二町四十間、西北は高峰に連り、北に溪流繞れり、本丸、帶曲輪、大手口段々にあり、大手の石垣門池等のこり、當時の市町の名稱ものこる、相傳て治承の昔鯏子城と云ひ、城氏の居城とぞ○管窺武鑑云、天正六年、謙信逝去、景勝と三郎景虎と取合になり、越後大亂、北條家より三郎殿加勢三萬五千許り參る、植田上庄の內樺澤の城主栗林肥前守、志水城主長尾伊賀守、坂戸山には上坂宮內少輔居城也、三城申合せ如何にも長く持怺へ、兵糧盡きなば樺澤志水は敵へ渡し、坂戸山要害よければ、是へ寄むべしと定める、八十餘日持怺へて、七月に兩城共坂戸山へ合圖し打出、代り扶けに寄み申候　○越後治亂記云、天正六年、北條勢上田庄へ押寄せしが、九月末になりぬれば雪の積らぬ先に退陣して、來春又こそ進發すべけれとて、樺沼の古城には毛利安藝守を殘し置歸りける。

栃窪（トチクボ）

今栃窪村と云ふ、鹽澤驛の西にして、西北妻有庄十日町に通ふ山路にあたる

態々申遣候、仍上田を百姓満々罷走候、左樣に候へば、妻有筋罷越候由承候、彌右之仕合に於ては、所々おさへ置、代官方急度可致注進候、さやうに候はゞほうひとして、米五石宛可遣候、如此申聞上は、もし宿などいたし、其許相通候はゞ、以來聞付次第、村々くせ事に可申付候、惣別春日ゟ御法度右之通候條、可得其意候者也、

十月廿一日　　丹後守

とちくぼ　肝煎（會津新風土記）

木六（キロク）

舊郷名にて木錄にも作る、鹽澤の南方の諸村を云ふ、西は關郷に至り東は早川郷に至れり、今の中之島村是なり　大字大木六に龍泉院てふ禪家あり、上州尻高氏の古文書を藏む

越後國上田庄、早河郷北方之內、井大窪名之內御恩之地、令參拾貫文之所を、養父新三郎爲菩提、彼長慶庵を致建立、爲雲洞庵之末庵、彼庵に奉寄進所實也、若彼庵領等に於、違亂之子孫者可爲不孝候、別紙に注附を記渡申所也、仍爲後日如件、

寬正四年みづのとのひつじ八月廿二日、

尻高平鎭鬼丸代、關田　平實綱（花押）

（末尾に加筆して曰く「上田庄木六郷、長慶庵之寄進狀」と、長慶を後年龍泉と改めし歟、又木六郷も初めは早河郷內なりしが、後世離立したるやにおもはる、梅花無盡藏に據れば、「木錄之安樂古刹、主盟玉溪、廼尻高孫次郎家弟也」とありて、玉溪が亡父を弔ふことも見ゆ、長慶を後に改めて安樂とし、又龍泉と爲したる歟、不審）

長崎（ナカサキ）

鹽澤の東南二里、清水越の驛路にあたる、今長崎村と云ふ、當國三十三番の第十一、大福寺觀音は此村にあり。

（早川）早（ハヤ）川とは登川の一名なるべし、長崎より清水越の山村をば近世早川郷と稱し、長崎と鹽澤の間なる旭村に大字早川あり。

清水（シミヅ）峠

長崎村の南、南旭村に屬し、上州利根郡の交界にあたる、標高一四八〇米、北東に朝日嶽あり（一書に大烏帽子と云へり）一九三〇米、越後山系の中に屬す。○清水越は三國越と相丼び、上州の通路なりしかど、近世は三國を以て官道せられしを以て、清水は往來の人少かりき。明治十八年、官吏に清水の山道を修繕し、新潟群馬兩縣の交通を利す、六日町より峠に至る七里。

志水（シミヅ）

今南旭（ミナミアサヒ）村大字清水に同じ、志水城主長尾伊賀守は、天正年中、上州口の押へとして此に在住したること、諸書に見ゆ、（管窺武鑑、北越軍記）其山を登（ノボリ）川と稱し、長五里。

割引（ワリヒキ）山

（登川）志水長崎の東に峙てる峻峰なり、標高千九百五十米突、六日町の東南にあたる、其北尾を金城山と云ふ

急度申遣候、仍清水越を堅令停止候間、たれたれ者成共、通候はゝうち取可申、則さいほうの儀者其者に可被令扶助之條、可有其心□候、又自然清水越通候由申候者進之者、重而聞届次第に、其在々之者共、可加成敗候者也、

九月廿日　　丹後守　直寄

清水村　百姓中

會津新風土記云、清水村番守安部彌左衞門は、雲洞の北より此口を守る、古文書數通を藏む。

坂戸（サカト）

長崎村の北、金城山の麓にして、魚野川の右岸とす、六日町と一橋を隔つるのみなれば、今六日町の管内とす　延喜式、當郡坂本（サカモト）神社と云ふも此地なるべし、蓋古姓氏號に出づ。

（坂本神社）坂本神社は近年上田八幡宮に擬定すれど、其地坂戸山と河水を隔て、擬定の因由甚乏し、會津新風土記に據れば、坂戸山の絕頂に富士明神あり、古證文を藏す

已上富士爲神領、高拾石相附候、以來者無相違可有知行者也、　慶長三年九月廿六日　　堀監物（在判）

富士別當坊寶珠院

坂本神はやがて是なるべし、後勘をまたん。大同方に坂本社の武內宿禰の傳方を藏するを見れば、武內大臣を祭るにや。姓氏錄に「坂本臣、紀朝臣同祖、武內宿禰命之後也」また「坂本朝臣、紀角宿禰男白城宿禰之後也」とある想ふべし。○大同方云、

與和比□□、越後國魚沼郡、坂本神社傳方、常に服し長壽妙□□、武内宿禰之所直授云々、元者少彦名神正方也、

かのにけくさ(人參)をみなかつら(川芎)さをひめ(地黃)やまひらき(黃芩)かたほろ(半夏)やまかかみ(白歛)いほすき(商陸)なるはじかみ(蜀椒)やはらくさ(黃耆)ひきのひたひ(細辛)つちたち(獨活)さねのみ(五味子)い□□□からすあふき(射干)からたち(枳實)ほきつら(百部)十六味、粉に製し、又飯糊に丸め、一月に兩七日服し、日三度なれば、誠に長壽甚く奇効也、天智天皇十年、彌彥神司奏上、勅旨に曰く、誠長壽神方也、不可怪、謹而以天下可令承知者也さ。

坂戸(サカト)城址

暑風土記云、上田坂戸城は六日町の並にありて、險ゝ山城なり、天文十九年冬の比より、長尾越前守房景、其子政景、謙信へ對し逆意の企あるよし風聞あるによりて、謙信上田へ出張あるべき旨陣觸ありて、雪消次第打立んと用意ありしに、翌春に至り房景父子、頻に陳謝あるを以て出陣を止め、且誓書あるにより和談ありて、謙信の姉を政景に嫁し婚姻を結ばれける、時に政景二十六歲内室二十四歲也、其後永祿七年七月五日、信州野尻池の舟遊參に、宇佐美駿河守定滿が爲に政景溺死、享年三十九歲、上田の龍澤寺に葬、家臣宮島三河守、栗林治郎左衛門政頼後見として兒息を守立、且又上田庄は信州上州の境目なれば、此幣に乘じ武田北條より手立も心元なしさて、重代を預かる、長尾喜平次景勝(政景二男、母は謙信の姉にて、仙桃院さ號す)永祿九年十月、父兄の遺跡を繼ぎ上田に在城しけるが、天正六年六月、謙信發病の砌、老臣の招ぎにより府内城に入り、謙信歿後、三郎景虎と二年の合戰に三郎を打亡し、謙信の家督を襲ぎ、越後の國主と爲る、慶長三年上杉家會津へ國替、堀左衛門督秀治入府、その老臣堀丹後守直寄(直政の次男)坂戸城を賜り、知行五萬石、十五年閏二月、異母兄監物直清と諍論の事ありて、駿府に於て神君の裁斷あり、主家忠俊(秀治の嗣)幷に直清は罪科に決せられ、直寄は罪なしさ雖、信州飯山城へ轉せられ三萬石を給せらる、(直寄のち長岡城へ移り、子孫村松城主たり、卽奥田氏なり)上田城是より廢す。

上田城は長尾筑前守高景入道曾山より累代保持したる領城なるべし、其次男賴景は府内長尾の祖にして、長男上野介邦景は上田に居り、子孫三條城へ移る、府内能景の嫡子太郎房景又此に居り、其子政景に讓る、天正六年家督一亂の時、北條勢上州より攻入り坂戸を圍む「北條方三萬五千の軍を拒ぎ、明年まで持怺へ寄附不申候」とあるは此際の事さす。治亂記云、天正六年八月中旬、北條陸奥守四萬人にて越後上田庄坂戸城へ押寄たり、在番は栗林肥前守、深澤和泉守兩人、纔の勢にて大軍を防がむこと成難し、案じ煩ふ所へ、其頃御藏領の代官字津江九右衛門下り合て居たりしが、庄中の地下人共を語らひ、藏米を坂戸の山へ取登せ、關東勢を防ぎける。○會津新風土記云、坂戸上村の東に道宗坂あり、高一間方三間ばかり、俗に長尾政景の墓とつたへたり。

雲洞(ウンドウ)庵 (金城山)

坂戸の南、三和(ミノワ)村に在り、金城山(キンジヤウザン)の麓さす、曹寺領五十石、當國にて曹洞禪家の名刹さす、山號金城とは山形金字に似たれば也、應永年中、上杉安房守憲實(自號雲洞庵長棟)の創立也。(宇佐美駿河守定滿の墓あり、定滿上田城主長尾政景を誘殺したる情實、北越軍記に其說あり)俗說、此寺を藤原房前の先妣云々と云ひ其墓あるは、蓋上杉房顯を謂れるのみ、房顯は憲實の嗣子さす。一書に此寺を長尾高景の建立とす、高景は西上州と越後に蕃衍する白井長尾の祖にして、憲實房顯等に奉事せる被官さす、されば上杉長尾主從協力して建てし者と想はる。又此寺に免許船の古簡あり、船は信濃川を上下せるもの歟。

「當庵御免船兩艘、任文明四年之御奉書之旨、不可有相違之由候、仍執達如件、

明應四年乙卯五月廿八日　　對馬　實高

沙彌　宗勝

雲　洞　庵　參」

「當庵御免船、同脇船事、任□景判形旨、不可有相違者也、仍如件、　永正十四年九月六日　房景(花押)」

「當庵領、越州頸城郡苅田井福光事、以同國上田庄馬場郷内相澤分、如御競望令相替候、然則御所務不可有相違候、此段可得尊意候、恐惶謹白、

六月廿八日　　藤原顯定(花押)

拜進雲洞庵　衣鉢侍者禪師」

「爲代替御祝儀、青銅百疋傳給、畏悅之至候、猶目出可得貴意候、恐々謹言

卯月廿二日　　景勝(花押)

雲洞庵　貴報」

會津新風土記云、雲洞庵は相傳へ、養老中藤原房前公先妣の冥福の爲に草創したりと、承久中順德院寺號の二字の宸筆を賜ふ(今按、鎌倉壽福寺にも祈禱の道額あり、壽福のものを摸したるに過ぎじ)應永二十七年、上杉安房守憲實殿堂を修理し、永享元年耕雲寺の僧顯窓(慶字)を請て開山とす、是れ曹洞禪の第一世なり、憲實は一時此山に隱遁し、雲洞庵主高岩長棟と號す、後上杉家代々の菩提所となる、第十世の僧を北高と云ふ、武田信玄の請に應し、信州岩村田に龍雲寺を建立し、元龜三年千人結制を執行せり、甲陽軍鑑には北高を法與に作る、十三世通天は輝虎景勝二代の歸依僧にて、天正十四年特に僧都普明禪師の綸旨、幷に紫衣を賜はる。

永昌(エイシヤウ)庵

今三和(ミツワ)村大字泉田に在り、開基不詳、貞治五年の銘ある鰐口をつたふ、慶長中坂戸城主堀氏中與して二十

一石の田祿を給與す、曹洞宗を奉す、普雲洞の與類にして、長尾氏の創立なり。

六日町（ムイカマチ）　今人口二千五百、本郡の治所とす。上田庄の首邑にして、三國驛路の要衝、魚野川の左岸に居り、十日町へ六里、長岡へ水路十六里、日夜航舟の便あり。

竹俣　六日町の北に八幡村あり、即上田八幡なり、南に竹俣（タケマタ）村あり、竹俣龍照庵は謙信公誕生の所なりと一書に見ゆ。六日町は上田の首邑なれば、長尾家の故蹟も多かるべし、然れども會津新風土記に謙信誕生の說を採らず、思川村天昌寺觀音堂あり。（思川竹俣今合せて、大富村と改む）

七日、出上田山大義禪寺、凡驅男女負什物、北地之風俗也、號曰宿送也、

吟出上田雲一灣、行高十五里餘間、悉驅男女負襍什、行路無暫歇尾閭、（梅花無盡藏）

小栗山（コグリヤマ）　今小栗山村と云ふ、六日町の西なる山村とす、豫章記に「河野通貞（對馬三郎）元享年中、將軍方へ參て忠節致し、越後國上田庄小栗山鄕を賜はる」とあるは即此とす、其始末詳ならず。

上田八幡宮（ウタ）　六日町の驛北に在り、上田庄の惣鎭守と稱し、一名矢落（ヤオトシ）宮と云ふ。近年延喜式坂本神社の名をば此宮に冒さしむれど、徵證あるにあらず、坂本は元姓氏に出で、坂戸の地名今に遺れば、此宮と混亂すべからず。○上田八幡は近世神領四拾石をつたへ、神寶刀劍（一刀には、文安五年の銘あり、濃州之住人壽命云々）以下數點あり、古文書は新風土記に收めたる緣起一軸、斷簡參考に資くべし、其餘採るに足らず。

抑越後國魚沼郡上田庄、八幡大菩薩勸請由事、人王七十四代帝、鳥羽院御宇、御院宣申請被頂戴、天仁二年戊子、八月十三日、越後平太正綱、當庄壽里號八幡、八幡宮建立、拜領之內邊々神領被捧事、天仁二年より保延六年迄、卅一年之間、八幡領少も不違、是一代、其後子息成綱知行之時、依先規相傳、自久安五年乙丑、嘉應二年迄二十二年間、御祈禱之外無相違、是二代、次元暦元年乙巳、木曾左馬頭義仲御代、給主御賦今井四郎都部太、知行三年無相違、全一分無課役、是三代、同四年戊申、南宮藏人知行三年、此代卅分無之、是四代、次建久二年辛亥、右大將賴朝殿御代、梶小平治知行二年、如先規課役無之、是五代、次同四年癸丑、越判官十二年知行、諸役無之、是六代、次元久二年乙丑、大膳太夫殿廣元御一門五人、是七人、上前後十二代、去至弘安八年乙酉歲、御拜領已百二十箇年間、如上古備被定置、御祈禱之外課役無之、同胤孫上田又太郎殿御代、三十三箇年、御神領無相違、次山鹿六郎太政宗頂知行、無課役、其後西殿御代々時、十五箇年、全一分課役無之、次箱根山料所之時、元弘二年壬申年、阿波守殿御代、奈良右馬允、都彥四郎經重、泉五郎經俊、三人奉行知行之時、鎌倉殿より御意被下、八月十五日放生會之料始宛行、永和四年戊午年迄、四十七年間、放生會被行、其後腰之郡正平世に出、至德三年より應永十五年迄、同廿五箇年知行之間、上古之如被行也、次信州諏訪越前守直長、知行七箇年、是も上古之例に任て、八幡領之儀は不及申被附、北後腰之爲長御拜領、已十三箇年內、諸役無之、次永享十二年より寶德三年迄、爲吉十二箇年、任上古例、庄中在米八幡領少毛無異儀被附、已上廿五代、全無課役、云々、

長祿三年八月三日、

八海山（ハッカイ）　六日町の東方三里餘、越後山系駒が嶽の西に並ぶ、八海の南谷を三國川とし、北谷を水無川とし、共に西流して魚野川へ入る。八海、中嶽、駒嶽、之を海上より望み三本嶽と云ふ。八海山（ハッカイサン）は標高一千七百米、山頂に八海明神を祀る、萬年堂と稱す。八海の名義は山中八池あり、故に八海と云ふとも、又山峰階段を成す八階なりとも說く、皆信し難し。八海山神の里宮は三國川の邊なる宮村にあり、信義之を式內坂本神社と爲すは誤れり）又宮村の北山口（ヤマグチ）（今城內村へ入る）にも里宮あり、山口の北大倉（今東村へ入る）にも里宮あり。式社考證に、小沺氏は宮村の神主は五家ありて、魚沼郡にかばかり社人多きはなし、必式內の魚沼神社ならん、近世小千谷の上彌彥社を魚沼神社と論定せんとする者あれども誤れり、凡魚沼神は魚沼郡の中にも、主（ムネ）たるべき魚沼川の邊にこそ鎭坐あれ、信濃川の邊に御す筈なし、さて魚沼川の邊に入りて名神を尋ぬるに、八海山神いともかしこくおはす、やがて古の魚沼神なるべし」云々。

三國川（ミクニ）（五十澤）　八海の南谷にして、又五十澤（イカサハ）とも稱す、今村名にも呼ぶ、溪流の長六里許、水源を中之俣山と曰ふ。（大同方に「三國山藥、魚沼郡三國山人等之所傳方、湯毒結毒、かのたしのつの黑燒、さはだ、一味粉劑、而溫酒用」とあるは此三國川の山谷の村民の所傳ならずや、三國とは後世の三州交界の義にあらず、眞國（マクニ）の意に似たり。）

長森（ナガモリ）（城內）　今城內（ジャウナイ）村と改む、八海の麓とす、此邊は近世藪神庄城內鄉と云へる地なり。○北越軍記云、永正七年六月、山內管領上杉顯定、入道可諄）長尾爲景と椎屋合戰、無勢故上州へ被引取候、爲景の相圖にて高梨攝津守大軍にて出會、廿日妻有庄長森原にて又合戰、上杉方惣敗軍に成、顯定討死。（此に妻有と云ふは誤れり）妙法寺記云、永正七庚午、此年、官領越後にて、長尾六郎に打れ玉ふ也。

大崎（オホサキ）　今大崎村と云ふ、長森の北にして、又八海の麓とす、式內大前神社此に存す。

田崎（タサキ）　今城內村へ入る、長森の南にて三國川の邊とす、古文書（式社考證に引く）此邊をも千屋郡內と云へるは疑ふべし、千屋は千屋鄕を本とせば北魚沼郡に外ならずと雖、

廣く此邊まで及ぼせしならん、近世は千屋鄕の邊をも藪神庄と稱せると同一の例にや、皆濫稱に似たり。

「越後國千屋郡內、田崎村事、於當村百姓等、家々不可致亂入狼藉、若背此旨、於致違亂輩者、可處其咎之狀、如件、

建武三年十二月十八日、　　　源　(花押)」

「百姓前壹町五反大六十歩、

山王神田貳反　　諏訪神田壹反　　諏訪神田役壹反

山王神田やくは壹町八反やく也

其外吳福寺壹反

文安元年三月廿七日　諏訪神主己五郞大夫

末代　爲注記畢」

法音寺（ホフオン）

城內村の藤原（フヂハラ）に在り、眞言宗、古跡なるべけれど其事蹟を失ふ、俗說藤原不比等の子藤呂政監の創立と云ふは一笑に値するのみ、もしくは上杉氏中興の寺にして、創立の古傳を失ふか、當寺領百二十石、繁城山と號せり。

「御宸筆本拜領之候、聖武皇帝之爲御願所之上者、惣國之神社佛寺悉役入候共、寺吳余寺之條、堅令停諸役之者也、仍爲後代之狀、如件、

□□□年三月廿一日　　　房定(判)

法　音　寺」

三十佛畵像三幅は聖武帝の奉納となつたへ、以下佛畵十餘軸、佛像數軀あり、皆古作とす。

([illegible])

中之嶽（ナカノタカ）

高二千一百餘米、八海の東に接し、只見川(岩代南會津郡)の水源左方に居るがごとし、其山中西流の水は慴い（ニヤテ）瀧と爲り、(高四十丈、横幅六丈)水無川（ミナシ）と爲り、八里許にして魚野川へ入る

又御月山（ナツキ）と云ふ、越後山系の高峰にして、標

且が嶽は中之嶽の北に連接し、標高二千四十米、凡此駒が嶽中嶽の裏は會津郡利根郡に亘り、峰巒重疊、山谷數里の地人煙を見ず、形狀世に知れざる所多し、郡人は「八海銀山駒が嶽」と謡へど、銀山は越後山系の東側只見川（タダミ）の谷なりとも說き、水無川の駒が嶽に鑛坑なしと云ふ。

此邊は一圓に古生層の地盤より成り、會津の駒が嶽と相對稱し、其中間に嶄新の火山岩を噴出す、上田銀山恰其中心にあたる。

水無川（ミナシ）

中が嶽に發し、西北流して魚野川へ入る、長八里、其溪畔の地磽确にして荒茫の原野多し、八色原を最廣とす。

水無川の溪畔の諸村は、舊赤石鄕（アカイシ）の名ありしが、近年合同して東村（ヒガシ）の新號を立つ。○會津新風土記云、八色原（ヤイロ）は魚沼川の東にあり、東西一里、南北二里、宿澁の地にて、沙石多く、田圃を墾發し難く、曠平の芝原なり、二十餘區の村落に分ち屬す、水無川原中を西に流る。

(赤石)　(八色原)

虫野（ムシノ）

今伊米崎（イメサキ）村と改稱す、東村(赤石)の北に隣り、北魚沼郡界に接す。○式社考證云、今虫野村の諏方社を伊米社と唱ふ、此地を伊米が崎と呼ぶは、其證なりと云ふ人あれど誤れり、伊米が崎とはなき言にて、大の坂といふぞ元稱なる、伊米社は小千谷の櫻町にあり。

五日町（イツカマチ）

今大巻（オホマキ）村と云ふ、魚野川の左岸、六日町の北二里とす、更に二里にして浦佐驛に達す。

浦佐（ウラサ）

今浦佐村、魚野川に沿り、六日町を去る水路四里、更に二里にして小出驛に至るべし。

雪譜云、浦佐毘沙門（ビシャモン）は普光寺と云ふ、眞言宗、本堂七間、相傳へて大同二年造營のち修復の度每に棟札を納め、今に歷然すと、天王堂とも多聞堂とも云ふ。○會津新風土記云、浦佐の毘沙門堂は村西山麓に在り、數圍の古木堂舍の四方に造り、物古りたる境なり、今官より五十石の地を寄附せらる、永久年中平繁基と云ふ者、此山林の境を定めてより、今に至るまで其地毘沙門堂に屬す、二王門は高田在城の越後家より修造せらる、本堂七間四面庇あり、本尊多聞天長二尺三寸、厨子に天正二十年云々と彫附たり、昔例本堂修葺の時は、魚沼一郡の村々より登を寄進す。

(浦佐毘沙門堂)

「下　浦佐村天王堂　　　僧道乘房辨覺

四至、東限寺田際、西限高山頂、南限形太澤、北限黑澤、

右以人、所令寺務執行補任也、件四至之內、限永代可禁斷殺生也、仍住民等宜承知、敢勿遺失、故下

永久三年十月三日　　　地頭平繁基(花押)」

「宛行(花押)越後國浦佐村天王堂、院主職事

右任先師等手繼讓狀之旨、所宛行千助房也、守先例令領知之狀、如件、

正安四年十月九日　　　(花押)」

「奉寄進魚沼郡浦佐南方內田

貳伯刈　在所號彌太夫作者

右於彼田者、任先例、天王堂御造營、(中略)

永德二年十月十三日　　　(八人連署)」

「其方寺中之諸法事、顯密共爲叶可被勤候、若背法度輩者、寺中不可叶候、恐々謹言

文明五年癸□□□　　　肥前守房景(花押)」

「普光寺別當職之事、任祖父判形之旨、不可有相違者也、仍執達如件

延德三年六月十六日　　　前肥前守顯吉」

「爲毘沙門領、浦佐之內參拾五貫文之所、令寄進候、於佛前武運長久之懇祈、不可有油斷者也、仍如件

天正三年六月廿八日　　　謙信(判)

普　光　寺」

普光寺（フクワウ）

浦佐毘沙門堂の古文書を藏藏するの多き、當國第一に推さる、永久三年地頭平繁基天王堂制札、正安四年小笠原助房天王堂院主職令書、元享二年鬼窪六郞左衞門貞滿天王堂諒書、文和二年藤原賴久院主職令書、永德二年天王堂祿書、應永十一年兵庫介景實祿書、文明五年肥前

守房景書狀、文明十七年顯景制札、文明十九年淸景制札、延德三年肥前守顯吉院主職介書、天文二年越前守房長院主職介書、天正三年輝虎毘沙門堂添書、永和四年奉加勸進帳以下數十通、其他佛像佛畫等に富多し。

寺寄進、越後國千屋郡浦佐保、普光寺、御佛供田之事、

合　坪田參百苅者在所　一所□荷作貳百苅

一所□原田百苅

右爲大長地久御祈禱領中寄進、心中所願皆令滿足之故也、仍寄進之狀如件、應永十一年二月二十二日

浦佐多門別當御房　兵庫介　朝實(判)

北越雜記云、毘沙門堂の堂押(ダウオシ)には雪中なれども、男女十里二十里の遠きより來り、寺内に集ふ、さて點燈の頃に至りまづ寺内に入れば、衣服をぬぎ棄て男は裸になり、女も單衣に細帶しめ、彼七間四面の堂内に推入り、さきだつものサンヨウ〳〵と呼ばはる下に、老弱男女一同にオオサイユウサイとよばはり、北より南へ東より西へところく〳〵と押合ふ、かく押合ふこと二押三押に至れば、堂内の諸人熱にたへず、外に走り水に浴び又押入るもあり、人の氣息は寒氣にふれ霧の如く煙の如く、堂内に滿ちふさがり、神燈も爲めに暗し、凡七押七踊にして止む、山長と云ふもの人の手車に乘り、群集の間へ押入り「御前に黒雲が降り(サガリ)たまふ」と問ふ、皆一齊に「何たとてさがつた」と問ふ、山長「米がふるとてさがりたまふ」と答へ、手に持てるささらをする、つづいて神酒を獻じ、之を衆人に分與する作法あり、云々

賀彌(カミ)鄕

和名抄、魚沼郡賀禰鄕。○原書禰は彌の誤とす、那珂鄕と對稱し、上魚沼の流とす、後世上田庄と云へるは此鄕なるべし、今の南魚沼郡と見做して可なり。

北魚沼郡

北魚沼(キタウチヌマ)郡

魚沼郡の北偏にして、古志三島(サンタウ)に隣接す、今二町十六村、人口六萬五千、古の千屋(チヤ)鄕なり、然れど其東南なる小出の邊は、荊上鄕の中なりきともおもはる。

本郡の西北に接する片貝、塚野山等四村及び小國谷(チグニダニ)七村は澁海川の山谷にして、地形と通路の上より見れば、本郡の屬係と爲すべし。故に本篇は片貝以下を三島郡より除き、小國谷を刈羽郡より除き、又佃田村を中魚沼より除きて本郡の下に係く。

荊上(ヤブカミ)鄕

和名抄、魚沼郡荊上鄕、高山寺本、荆上鄕○原書刺上とあるは採り難し、荊上の誤なり、高山寺本に荆に作る、荆は荊の異體なるべし荊をやぶと假れる例は、延喜式、越中國荊波神社ありて、藪波村に存す、此郡にも藪神(ヤブカミ)庄ありて、古の荊上の遺名たるを徵證す、藪神の庄域は今の南北魚沼兩郡の間に渉り、千屋郡と相重複し、其庄内分明ならず、今藪神の村名兩郡に立てらる。

(藪神)

佐梨(サナシ)川

駒が嶽中嶽の東に發し西北流、湯之谷を過ぎ小出驛の南に於て魚野川へ入る、一書に此川は越後山系大明神峠の西に發源すとあり。

湯之谷(ユノタニ)

今湯之谷村と云ふ、小出の東三里、折立(チリタテ)村とも云へり、溫泉二所あり、一を橡尾又(トチヲマタ)と云ひ、硫黃性、一を大湯と云ひ單純性、共に百度許の熱湯とす、客舍十餘戶ありて、夏日遠近の人群至す。

(橡尾又)

名寄云、大湯村より山中八里八町人跡なし、越奥の堺にして昔は何國何郡の山とも云ふことなかりしに、湯之谷の[illegible]折立(チリタテ)村の民、後山と南賀川(貝見川)へ魚を捕に行き、其より會津の貝見村と上田との境の谷の出入となりしに、[illegible]戶表に於て山は會津の地、支配は上田と判附られ、伐木運上役として貝見村へ一本に付一分づつ其村より上納す、今に至るも湯の谷の者共心任に材木を伐出し、[illegible]し良材なり、銀は四十餘年來(寶曆より四十年以前)出でず、寛永の頃大湯村に立てられし「上田銀山休山[illegible]出停止」の制札今に存せり　○高志云、佐梨川は清[illegible]十里、溫泉ありて入浴の客を留め、不自由ならず、然も亦俗ならず、會津へ越ゆる深山に化石溪(クワセキダニ)と名つくる所あり、草木となく虫羽の類まで此流に落入時は、一周年を經て皆化石と爲る、其水夏日と雖甚寒冷也　○化石溪の説は疑ふべし、古生層の地なれば其化石ならん、上田(ウヘダ)銀山(ギンザン)は今も湯之谷村の所屬なれど、地勢越後山系以外に居り、遠僻すれば、本篇は之を岩代國南會津郡へ係けたり。

(折立)　(上田銀山)

小出(コイデ)

今小出町と云ふ、人口五千、昔は小出島と稱したり、魚野川の右岸に居り、生絲の産出多きを以て商工の業又見るべし、殊に此地は東に南會津の大高原を控へ、其交通の路頭にあたる。南會津は小倉入(アクライリ)と稱す、若松藩政の時、魚沼郡内三百三村は一万七千石は其封内にて、六十里越の山路を以て交通せり　○越海雜志云、小出島には會津藩の官人居りて、六十里越を以て若松城下へ通行す、慶應四年閏四月廿六日、官軍高田より進發して已に堀内に至る、二十七日、官軍小出島を攻撃す、驛の河岸南西の一帶は巨材大木を並列す、(驛に材木商あり材木をこゝに置く)恰も賊の好堅壘たり、賊兵之れに據りて發砲す、時に薩長の一部兵は魚野河の上流を度りて進む、然れ共佐梨川前に横はり、容易く進入すべからず、賊兵炮丸を發つと雨の如し、薩

(小出島)

(四日町)

長の兵募を亂して右顧左側す、之れより先き官軍壯士數人を遣はし、火を人家に放しむ、炎談天に漲る、賊兵の四日町(ヨツカマチ)の渡に於て堀内を攻ふるもの、火を望み退却す、薩長の兵已に小出島の驛中に入る、賊力支せず六十里越に向て遁る、其一團は大倉山暢取山を越え、桥尾谷の山村より長岡城へ走れりと。

羽川(ハネカハ)　今藪神村の管内とす、小出の東二里。奇談云、羽根川といへる溪流の岸より、木葉石を掘出す、黒色にて堅實なり、硯を造りて珍玩と爲すものあり。

破間川(アブルマ)　又溢間に作る、小出の東北なる山谷にして、山中頗廣し、東に大鳥嶽(オホトリ)、淺草山、鞍掛山等南北に走り、國郡堺を成す、水源は守門嶽の布引瀧に發し南流、廣瀬郷に於て南方より來る溪澗を併せ西流、小出の北に於て魚野川へ入る、長凡十二里、香魚を名産とす。

須原(スハラ)　破間川の谷なる大村とす、相並びて並柳(下條)小平尾、中條、上條、廣瀬の諸部落あり。

廣瀬(ヒロセ)　破間川の谷を廣瀬郷とも云へり、今廣瀬、入廣瀬の二村に分つ。

並柳(ナミヤナギ)　今廣瀬村の大字とす、舊名小田と云へり。○並柳に須門大明神あり、卽守門(スモン)嶽の山神を祭る、故に下の宮と云ひ、廣瀬郷中の大社としたり。

廣瀬之内下之宮、須門大明神、高頭五斗、永代令寄進之候也、

寅八月十二日　堀下總守安重

一乘院

入廣瀬(イリヒロセ)　名寄云、廣瀬郷大白川(オホシラカハ)の山中より鉛鑛を出す、近世見立けれども、出づること多からず、正德年中迄鉛を掘りけれども、深山にて運送に物入り多く、利なくして止む。

六十里越(ロッジフリ)　小出驛より東七里にして大白川(入廣瀬村)に至り、尙三里にして越後山系の分水嶺に達す、之を六十里越と云ふ、峠を踰ね四里、南會津の只見村に至る。淺草(アサクサ)山は六十里越の高峰にして、標高一六二〇米。(一書一五七〇米)

(淺草山)

管窺武鑑云、天正十六年八月景勝公より會津廣名盛高へ加勢にさて、人數を差遣さる、藤田安田須田此三備は八十里越を致す、佐藤甚助は上田衆を相催して六十里越より相働く。

下倉(シタクラ)　今根小屋(ネコヤ)と共に堀之内村の管内とす、小出の北一里半、破間川の信濃川と相會ふ邊に在りて、堀之内驛の對岸なり。

北越軍記云、慶長五年、直江兼續會津より下知し、柿崎源左衛門秦家、長尾藤左衛門景延等を差越、越後國中の諸浪人を語らひ、一揆を起さしむ、八月二日、堀が家老小倉主膳正政熙、井に蓮正寺と云僧の籠りたる下倉城を攻め、主膳を打取と雖、坂戸の堀丹後守後詰して一揆を驅散申候。○北越雜記、引首志云、堀丹後守直寄春日山に登城してありけるが、一揆を聞き夜半に打立て、關東道五十四里を經て、二日の辰の刻下倉より一里許此方へ着、云々、一揆は追崩され、兆田齋藤柿崎以下、妻有庄小ケ屋田川にて敗軍を集め、四日市川向に張りず、云々、

從會津上田庄江手加候處、被遂合戰、五百餘人被討捕之由、手前之義共無申計候、(中略)

八月七日　家康

堀之内(ホリノウチ)　今堀之内村と云ふ、小出の西北一里、魚野川左傍に在りて下倉の對岸とす、小出と匹敵する大邑なり、三國驛路にて浦佐と川口の中間とす。寺譜に堀内八幡宮の北末祀の記事あり、會津新風土記によれば股倉神に八幡神を配祀したる者にて、天正九年の棟牌に「股倉大明神者、本地十一面觀音、久遠正覺、爲度衆生、故示現大明神」云々とあり。

和南津(ワナツ)　堀之内の西一里半、魚野川の左岸曲折して信濃川に會流する邊に當る。國人近時說を成して曰く、此は古事記に見ゆる高志國和那美(ワナミ)之水門なりと。(今川口村の管內也)

(和那美)

古事記、玉垣宮段云、御子本牟智和氣王、八拳鬚心前(ムナサキ)に至るまで眞事(マコト)とはず、故今高往く鵠の音を聞かして、始てあぎとひしたまひき、故山邊の大鶴を遣して、其鳥を取らしめき、故是人其鵠を追尋ね、(中略)傳ひて科野(シナノ)國に追ひ、遂に高志國に追到りて、和那美之水門に網を張り、其鳥を取て持上り獻りき、故其水門を號けて和那美の水門とは謂ふ也。(西蒲原郡和納を參考すべし)

川口(カハグチ)　今川口村と云ふ、和南津村の對岸にして、魚野川と信濃川此に相合ふ、三國驛路の一渡航とす、浦佐より此に至る五里。式内川合(カハアヒ)神社は川口村に在り、今俗阿彌利(アチリ)の宮と云ふもの是也と、一說川井村の明口(アケグチ)明神なるべしとも云へり、共に會津新風土記に擧げたり。

川井(カハヰ)　今川井村といふ、川口の西にして、信濃川の右岸に居り、中魚沼郡岩澤村に堺す、河水激蕩淹滯の區にあたり、歲時に災害至る。○川井の明口(アケグチ)明神は式内川合神社ならんと云ふ鰐口あり、銘に

越後國魚沼郡、下河河井村明口大明神、應永第十一甲申六月日、敬白

と彫れり、又此村に駒形山少高寺あり、開基正平七歲清津天海の證文をつたふ、慶長年中再興して曹洞宗と爲す。

薭生(ヒフ)　今薭生村と云ふ、川口驛の西北一里半、小千谷の對岸にあたり、古志郡堺に接す、鑛泉あり、溫八十度、信濃川の河崖に涌出す。

小千谷(チヂヤ)　今小千谷町、人口八千、信濃川の左岸に位置し、北越鐵道來迎寺驛の南二里餘、本郡の治所とす。

小千谷は魚沼三郡の首邑にして、商賈工匠の大家多し、近村は會津領魚沼七組三萬五千石の民政を視たる所なれば、おのづから小會府の勢を得、地形亦之に適應す、上布は小千谷ちぢみと稱し、本州の一名産とす

越女織布詞　　　南　坡

阿姝十三巧綵造、今機纖素白風流、花影滿階春日午、下機閑弄牡丹毬、一双素腕映紅袂、玉軸腰間卷細蕩、細紗心回巧思、織成胡蝶戲花圖

貿易備考云、越後上布の創製は詳ならず、東鑑、建久三年の條に越布千端と記し、又足利氏の時事を記せし伊勢家の書類には、多く越後布と稱せり(北越軍記には、天文廿二年越後國布獻上の事見ゆ、又實洞院古文書に越布を土産としたる證あり)按ずるに越後布は布の上品にして、後來緊く之を紡ぎ、以て縮布に作り、因て越後縮布と呼びしならん、而て慶長以來、世人縮麻布を以て專ら夏日の服となす、寛文年間小千谷の織工創めて飛白縮布を製す、爾來縮布、越布甚盛なり、郡中諸村出す所、各其品を異にし、白縮布は堀之内、浦佐組、小出島組の各村よりし、模樣を付するもの或は飛白等あるものは鹽澤組の各村よりし、藍縞は六日町組の各村よりし、紅桔梗縞の類は小千谷組の各村よりし、淺葱縞の類は十日町組の各村よりし、又紺の翁屋縞は高柳郷よりす、皆魚沼一郡の外に出でず、其絶品を上布と云ふ、市價は薩摩産に讓ると雖、其肌膚に適するは他に比類なし、近世織法大に進み、巧に花紋、柳條、飛白等を織出し、花機(ハナハタ)に劣らず、鹽白縮布は花紋布(アヤオリ)より織り易きに似たるも、却て織婦の最難んずる所なり、絶品御召地と稱するものは、其精緻蟬翼の如く、最上の生織の一端を、水に濡して引き抜けば、錢孔をも通ずべしと言ひ傳ふ。○産業事蹟云、昔寛文年中、播州明石の人流浪して越後小千谷に至る、名を佐藤次郎と云ひ、妻を萬と云ひ、二人の女兒あり、千代今朝と呼び、浪人なれば辛くも手馴れし縮布を織らしめ、之を生活の一助となしたり、然るに近邑の婦女就て之を習得し、漸次に弘まり國産となれり、古き流行歌に「たかい山から谷底見れば、於まんかあいや布さらす」又「於千世於千世と皆おしやれども、於千世ばかりがをなごじやか」と云も皆此子の事を詠ぜるなり、又近世には此國頸城、三島、刈羽、魚沼の四郡の間に七品運上あり、其内縮運上の金高は最も多額なりき、往昔は一反の代銀廿四五匁を限りとせしが、近時六十年程以來其品美の品を産出し、一反代金二兩にも及びぬ。○會津新風土記云、縮布は苧麻を經て是を織る、皺ありて縠の如く、輕薄なること蟬羽に似たり、柳條(シマ)かすり其品多く、好品なり、尤よき者は鳥獸花卉の模樣、光彩目に輝く、其始は寛文の頃、播州明石より竹屋某と云者此地に來て織出す、今は次第に廣まり、郡中の婦女紡織せざる者なし、

(魚沼神社)

上彌彦(カミヤヒコ)神社　近年改稱して魚沼(ウナヌマ)神社と云ふ、小千谷の西八町許、城川村大字土川(ツチカハ)に在り、舊稱日光社或方社は旅屋に、宇都宮は藪川に存す、其他都合十八末社の稱あり。會津新風土記云、土川彌彦神社は式内魚沼(イナヌ)神社なりとぞ、昔は末社十八座ありしが、今荒廢して纔に存せり、慶長十六年官より社領二十石を賜ふ、拜殿鰐口に徑一尺四寸「彌彦、南無大明神、奉納鰐口、越後國魚沼郡吉谷村、永享九年十一月十五日、大願主西片彌平光行敬白」と彫る、寶物大般若經は上杉謙信越中國亂入の時、七社明神より分捕し來り當社に納むと云ふ、中に「二秋且那、宮島住人右馬次郎、右筆者船師寺住侶玉心、至德四年正月」など奥書あるもの數卷あり、又古文書、

「魚沼郡吉谷村十八社之内、宇津宮日光諏方田、於彼三箇所者、每々無諸役之由、致披露候間、尙以今度爲新御寄進、末代可被停止役等之由、被仰出候、此外諸寺社之役、致所納候間、爲右別進此折紙候、謹言、

文明五年十二月十八日　雲洞寺　妙樹(花押)

屋婦川熊大宮司殿」

「今度上彌彦大明神、陣中御奉現之旗、且祈祷、治國利、晃運之至、十八末社加彼之神力故、悉甚、寶祚貴感、百餘貫之内、縮面之儀其、殺生停止、不入諸役、并末社御田、壹町八段地付置候、後代武名信者、爲傳謂如此、彌可有祈念丹誠者也、

永祿五壬戌歲九月十三日　輝虎(花押)

神主　戸内播太大夫」

「被出置知行之事、魚沼郡内、

石米高合五百七石五斗七升貳合八勺は、土川村、吉谷村、藪川村、此内、四百三石八升は、御師領、此内牛納每年急度御藏入可有之者也、七拾石者、但五ツ物成、御藏入、此石每年急度御藏入可有之者也、殘而三拾五石四斗九升二合八勺、御用捨、

右之地所慥に相渡申、但山野竹林川、並蠟漆桑楮等、萬小物成以下者、別而御料所に相成候、然は郷百姓中へ非分之儀被懸申百姓中一人も致逃散、家數等も減候不足者、知行所急度可被召上旨被仰出候、御判形之儀者頂而可被譜者也、仍如件、

慶長二丁酉年極月十三日　河村彦左衛門

山田喜右衛門

窪田源右衛門

上彌彦神主　藏田與三殿參」(以上)

「上彌彦爲神領、高拾石相附申候、以來まで無相違可有御知行候者也、

慶長三年九月廿六日　堀監物直政(花押)

上彌彦神主　藏田與三殿」(式社考證)

(土川)

北越雜記云、土川(ツチカハ)村彌彦明神は、社司曰、明神當國臨幸最初の地なりと、安定ならず、垂仁帝の御宇に阿彦といふものを當國に征伐せらる、此阿彦が靈を祭る社なりと

も云へり、神代巻證驗草に「垂仁帝の御宇に、大若子命に標劔を賜り、越國の凶賊阿彥を平げよと勅あり、即幡をあげて退治せしかば、大幡主と名を賜ふ」と述ぶ。○近年上彌彥社に彌彥社舊傳と云ふ僞書を本とし、田作彥命大神鎭座の由緒を談し、又萬葉集越中國歌の大野路、伊夜彥の什を引き古跡を證明せんとせり、又延喜式魚沼神社は即上彌彥の古名なりと言ひ出でたれど、皆清晰ならず。此社は近世まで神領二十石を傳へ、大社なれど、魚沼神社なりとの説は、地形上斷じて聽し難し、式社考證に其論已に見えたり。上彌彥神主五十嵐氏は、此社千屋郷に在りて、千屋は昔の魚沼郡家なれば、此郷に魚沼神社ありと論じたり　然れども千屋郷は郡家たる證あるにもあらず、（千屋郷吉谷に郡殿(クウデン)跡ありと云ふも、クウデンとは宮殿なり、郡家を郡殿と言ふる例なし）和名抄には千屋の外に加彌賀河等の郷もありて、加彌は上魚沼にして、賀河は中魚沼の下器なれば、千屋郷に魚沼てふ社名あること、返す返すも不都合とす。○式社考證云、上彌彥に續隈寺圓明寺など云ふ社僧ありて、境内の阿彌陀堂觀音堂の別當なりしが、慶長三年上杉家會津へ轉封、社頭衰微の刻、社を離れて五智院へ附く。○今按、五智(ゴチ)院と云ふは小千谷にありて、眞言宗、本尊彌陀にて、近世寺領七石許を傳へたり、此五智院は昔の上彌彥の社僧の學頭なりしならん、圓明寺慈眼寺には彌陀を本尊とせず、地藏と觀音となり、又五智院海謙房と云ふ僧が兵事に與かりしこと、北越太平記に見ゆ。

(五智院)

藪川(ヤブカハ)　近年千谷川(チヤカハ)、土川などと合併して城川(シロカハ)村と云ふ。○藪川の宇都宮明神は上彌彥十八末社の一なり、金口の銘に曰く、

越後國魚沼郡内、吉谷村藪川村仕人惣大宮司等、宇都宮鰐口、且那平朝臣西条彌三郎光行、願主敬白、永享十年戊午七月中旬九日、大工道久禪

文字誤脱あるか、原器に對照を要す、尒字一に片に作る。

市野宮(イチノミヤ)　近年櫻町と改めしが、更に千谷川、時水、藪川、山谷などと併せ城川村と云ふ。小千谷の西北十町許、櫻町に一宮(イチノミヤ)八幡あり、是は式内魚沼郡伊米神社なるべし、伊米塚、伊米田など云ふ地名のこる、然るに近年東野村にも伊米崎諏方明神の説を唱ふ。〔式社考證〕○會津新風土記云、市野宮八幡は社領八石、伊米神社ともいふ、地獄谷とは村の西十六町にして、方三四間常に濕氣ある地あり、土を少し掘れば風吹出て、火を點ずれば燃ゆること松明のごとし、又吉藏(キチザウ)寺あり曹洞宗、明應五年、長尾能景、双林寺景英を招き法幢を興行せし所とぞ、能景の寺境四至状あれど、紙片割裂して文句を成さず、「永正已卯秋之季書、附祖林俊哲、定持判」と跋したる授戒文一軸あり。

(吉藏寺)

時水(トキミヅ)　今城川村の大字とす。

吉谷十八社之内、時水、保倉田之事、窮社人前預置候、神事政并五度之御祭數、諸役等之事、如前々可被勤之者也、何樣符内へも可得其意候、仍如件、
天文十九年五月一日　景貞(花押)
宇都宮　大宮司殿〔上彌彥文書〕

吉谷(ヨシタニ)　今吉谷村と云ふ、小千谷の南一里。雪譜に芳谷の郡殿(クウデン)の池とて、四方二三町計の中に、浮島十二三あり、風なぎたる日、この島浮動して遊ぶがごとしと載す、今存否を詳にせず（會津新風土記に、郡殿池は千屋川の源と云ひ、浮島を言はず）

魚沼郡吉谷十八社之内、宇都宮日光讀方田、於役三箇所役等停止之由、雲照寺并長授院一札之案文給候、令披見候、然者可被任其旨、（中略）
十二月十六日　大熊　政秀(花押)
藪川　惣大宮司　殿〔上彌彥文書〕

近世は吉谷を郷名にも呼び、小千谷四近をすべたり、上彌彥文書に連見する吉谷も、郷庄などの統名に使用せる者とす。

雪峠(ユキ)　小千谷の南二里、中魚沼郡眞人村の北にして、今郡界にあたる、信濃川の左岸なる坂路とす。慶應四年閏四月、會津兵小千谷に據り官軍の來討を待ち、雪峠の險を扼す、小出を左翼とし米山口を右翼とし、雪峠を中道と爲しゝ也。薩長の兵高田城に至り、三路并び進む、廿六日雪峠を襲ふ。高田の兵本道を指し、松本の兵は千曲川の畔を進行す、尾州の兵は左方陣ケ平を進み、松代の兵之れが後援たり。尾州の兵進て賊に迫る、賊十二塚山より（高き樹木ある山）激射す、尾州の兵困憊、死傷頗多し、長州の兵身を河岸石欄の中に俯伏發砲す、賊勢大に動く。松代の兵は導を備ひ眞人村より迂回し、間道より賊の背後を攻撃す、賊兵驚潰して敗走、官軍直ちに之を追蹤して小千谷に到れば、賊已に遁れ去る、廿七日なり。長岡城下之を聞き驚動す、時に長岡藩執政河井繼之助無事に一藩の安全を計らんと思惟し、五月六日小千谷に抵り軍監岩村精一郎に面し、一封の書を致して藩主の旨を陳辯す、軍監之を却く。

三佛生(サンブシヤウ)　今三佛生村と云ふ、小千谷の北一里、俗説三佛堂あり、其三佛水中よりあらはれたりと云ふも、會津新風土記に載せず。○三佛生并に櫻町村に溫泉涌出す、微溫にして清潔ならず。

千屋(チヤ)　今小栗田(コハタ)と併せ千田(チタ)の號を立て、三佛生滿之領などをも入れたり。千屋長樂寺文書、慶長五年三月稻葉新平の家人より出せる「千屋村滿之外、言方五段、御手作可有由、新平殿被仰出候」云々あり、稻葉とは堀家の家臣なりしかと思はる。

千屋郷(チヤ)　和名抄、魚沼郡千屋郷、訓知也。○今小千谷町に接して、千屋及び千谷川の字のこる、此邊を千屋郷の本據とすべし　其西二里鹽見川の谷に千谷(チヤ)

澤村あり、小千谷四近の地を指ししや明白也　浦佐毘沙門堂の古牒に、千屋郷とあるは、當時の汎稱にして、魚沼に代へしものならん。

片貝（カタカヒ）

今片貝村と云ふ、三島郡の管内なれど、小千谷の北二里、地形全く中魚沼に連接す　其西近に丘山、來迎寺の諸村ありて、信濃川を東に帶び、北西に澁海川流る、近年所々に太古の石器を發見す。北越軍記に「片貝式部は謙信代に度々の戰功有之候得共、先祖傳記等は不存候」とあるは此片貝の郷士にや、中[illegible]にも片貝と云ふ大字のこる、不審。○慶應四年五月、官軍已に小千谷に入る、會津兵退いて榎峠の桑名兵と協力し、片貝東の山の間を扼す、三日昧爽小千谷の官軍出て片貝の敵を撃つ、時に長岡兵は河東に兵を畔てて來動かず、會桑兵力拒ずれども克たず、潰散して與板に退く、六日官軍信濃河畔に出で、長岡與板に向て戰線を前進せしむ。

高梨（タカナシ）

今片貝村の大字とす、片貝の東、信濃川の左岸にて、平澤（ヒラサハ）城址あり、信州高梨氏の一流此に住したりき。永正年中高梨攝津守正頼あり、長尾爲景の聟たり、上杉管領顯定を上田長森原に邀へ之を殺す、其事譜書に載す　越後治亂記に、中郡高原城主高梨播磨守景宗と云ふ人あり、高原詳ならず、今の三島郡桐原にて高は桐の誤歟と云ふ。明應六年越後検地帳の中に「長尾豐前守分、山東郡之内、本田增分其合佰萬千八百苅、高梨南村并山屋村兩所」と載す、山屋は高梨と相并び、今に片貝村の大字とす。

來迎寺（ライカウジ）

今來迎寺村（三島郡）淨淨寺と云ふ伽藍あり、一書に此地朝日原に、百塚とて古墳ありと記せり。○此村は近時北越鐵道の車驛たり、魚沼郡の口に當る、長岡へ六哩、柏崎へ十七哩。

來迎寺村大字浦村の八幡宮神體の裏銘に「八幡大菩薩御本體、大□□□□□□□□□寶德三辛未五月廿八日、大佛所覺慈尊、子孫繁昌祈也」と見ゆ、（高志國雜誌）

（浦村）

澁海川（シブミ）

又澁見に作る、東頸城郡松之山の天水山に發源し、東北流、仙田、橫澤、野山の諸村を經て、片貝の北に於て信濃川へ入る、其末流全く第三紀層の高陵に屬す、現今澁見川の水源は東頸城郡の管内とし、其以北仙田は中魚沼に、橫澤小國谷は刈羽に、岩田、野山は三島に歸す、區畫太紛亂す。澁見川は道興准后廻國雜記に澁川とあるに同じかるべし、澁海とは古の澁水にて、鑛泉もしくは鑛油などを指す歟、方言水田沼池の泥土に見る所の酸化鐵をもソブと唱ふ、澁の訛れる也。

飯塚（イヒヅカ）

今岩田と合せ、岩塚と改め、塚野山等と同く三島郡の管内也　○北越略風土記云、甘糟氏は上野新田の門葉なる、田中彈正大弼重氏が苗裔にて、新田家衰へけるより、其門葉多く上杉長尾の家臣となる、重氏が四男甘糟備中守廣氏より三代と云ふ、其子近江守景持也、上杉謙信に從ひ每度先陣に進み軍功多し、一書曰、甘糟近江守は上杉安房守清方の臣にて、代々三島郡飯塚の城主也、總領備後守は古志郡楢澤に遁し、次男六郎を以て跡目相續し、分田の城にて討死す、備後守は會津へ移り、白石城主となる、云々。

岩田（イハタ）

今岩田村と云ふ、塚野山驛の北一里、澁海川の左岸にして、其山中に油井あり、近時五十間許の處に採油したりしに、數年にして油源全く涸渇したるにや、今は廢井をのこすのみ。

塚野山（ツカノマヤ）

今塚山村（三島郡）と云ふ小千谷の西二里餘、丘山を隔て澁海川の右岸に在り、北越鐵道の車驛にして、來迎寺北條の間とす、塚野山の南なる澁見川の谷をば小國谷と名づく。

（太田）

寺[illegible]温泉は常熱七十度、塚野山の西谷に在り、浴室客樓の設ありて、火を加へ澡洗に供す。○塚野山八幡は太田（オホタ）庄の總[illegible]守と稱し、天文十年五百苅の田地[illegible]、朝秋、元和三年堀丹後守台五反安附の[illegible]附あり

（千谷澤）

小國谷（ヲクニ）

今刈羽郡の管内にして、千谷澤、武石（タケシ）、七日町、橫澤、山橫[illegible]、中里、上小國、七村に分つ、澁海川の谷にして、小千谷の西[illegible]里許なれば、固より中魚沼の域内と爲すべし　其千谷澤に當るを想へば、古は千屋郷の分野たるや明白ならず、西に八石山の丘陵ありて、鯖石川と分界す。

小國氏あり、又大國（オホクニ）に作る、此谷の豪族にて、當國の名家なりき、東鑑、建暦二年幕府弓始の條に、

射手十八之中、先行小國源兵衛三郎頼[illegible]、是雖双[illegible]兵也、而不脩弓由申之間、武下奥州連納言木弓喝之、一兩度射之處、每度其藝絶妙、射藝又顯可習養由、御感之餘、於當座賜越前國稲津保地頭職、此頼[illegible]者丹後守源頼行孫、橫園兵衛大夫宗頼子也

此頼綱を、承久三年北條朝時北陸道大將軍として進發の條に「入越後國、相從小國源兵衛三郎頼綱以下輩上洛」とあれば、其氏號の小國谷に出でたるを知る。太平記に越後の宮方を擧げて「小國、池、風間、河津越中守、大田信濃守皆義心金石の如くにして一度も變せぬ者どもなり」と載す。北越軍記に其末路を叙して「大國修理亮頼文は、越後にて久しき家也、源三位頼政の後、藏人頼行が孫、三郎頼繼初て大國保を領知し、代々相傳して武功の家也、修理が子三河守男子なく、直江山城守の弟を名跡に被申付、大國但馬守と號す、會津にて南山の城主二萬四千石取候後、兒直江と不和にて立除、名字斷絶候を、定勝代に所緣の者を呼出し、名字被取立」。

（大國）

（三桶）

太郎丸（タラウマル）

今上小國村（刈羽郡）と云ふ、小國谷の中央に位置す、塚野山の南二里。

上小國の三桶（ミヲケ）は古驛なり、上田妻有と柏崎との山路にあたれば也。回國雜記に、刈羽郡山室より「みをけし

（見置）ふ川」を經て上州へ赴かれし由見え、梅花無盡藏に、妻有庄より信濃河を渉り見置を經て柏崎に達す、見置は三桶に同じ、曰く入日渡信濃河、々在越後之有妻見置之間、河水甚濶、其色如八幡之放生河、(城州淀川を云ふ)越後此河爲絶流第一也、云々。

仙田（センダ）　今中魚沼郡仙田村、小國谷と松之山の中間なれば、地形決して中魚沼に屬隸すべきにあらず。

刈羽郡

刈羽郡（カリハ）　魚沼の北にして、海に向ひ、山嶺環繞して自ら一區域を限る。西は頸城郡、東北は三島郡に至る、今三町二十九村、人口十二萬を管治するも、其小國谷の七村は地勢隔離して一嶺を踰え、中魚沼郡に密接するを以て、本編は之を彼郡に係け、本郡より除く。(刈字或は苅に作る)

（刈羽郡）（三島郡）刈羽郡は古の三島郡なり、近世の三島と混亂するなきを要す、和名抄、三島郡、三美之末、三郷に分つ、其初めは高志國の域内なるべし。○國郡沿革考云、三島郡足利氏の時改めて刈羽郡と爲す、相州鎌倉圓覺寺文書に曰く、越後國刈羽郡鵜河庄生保之内、安善寺領之事、云々、延文二年正月、左衛門尉、(花押)

又岩船郡岩船神社鰐口銘に曰く、

敬白、越後國刈羽郡鵜河庄藤井、卒都婆領八幡宮、檀那道吉右近五郎、嘉吉二年十一月六日、

寛文中郡號復古の令ありて、刈羽を改め沼垂郡と爲す、既にして其沼垂の古境にあらざるを知り、再び刈羽と稱し、今之に仍る。蓋寛文の時、私稱山東の地を誤りて三島の舊地と思惟し、三島を以て山東に代へしより、如是の混亂生ず。○柏崎領(桑名領)越後風土記云、刈羽郡の管村は古の三島郡の里なり、國人の著す越後名寄と云書に「如何なる故ありてか天和の頃三島の半を割て、此刈羽郡とす」と有れども、同郡枇杷島村八幡宮附狀、永正五年に已に刈羽の郡名見え、又同郡北條村鹿島の棟札に、天正十三年刈羽郡と書したり、此地にては久しく稱し傳へたる郡名なるべし、又荒濱に近く刈羽村あり、因て按に北越太平記北越軍談等に、長尾の一門に彦次郎實景と云人、此刈羽に居て刈羽彦次郎とも呼び、又所々散居の同族に分たんが爲めに、古志の長尾、刈羽の長尾なんど云ひ、天文十年照田常陸助、三條俊景と共に長尾晴景に叛きし時、一味の者を所々の城々へ分ち遣はしたるにも、刈羽へは世良田九郎左衛門遣置等の事あれば、一方の渠率の居し地ゆゑ、自ら其寄近の村里是に隷して、遂に此村を以て一郡の名を建てしにや。

鯨波（クヂラナミ）　今鯨波村と云ふ、米山の北麓なる海岸にして、北陸道にあたる、青海川驛(頸城郡)の東一里、柏崎の西一里。

あふみ川かさ島など打過て、鯨なみといへる濱を行けるに、折節鯨の潮吹けるを見て、(准后回國雜記)

わきて此浦の名に立つ鯨波寄るうしほを風も吹也。

管窺武鑑云、天正十二年、藤田能登守信吉佐渡攻の時、八崎(鉢崎)より與根山へ掛り、鎌割坂を通て東道卅里の山路を打越、山の彼方へ下着、鯨波と云處は能州知行所なり、是に陣屋を設て、各相備組中の下々に至迄割當申附られ候。○鯨波妙智寺觀音堂は、當國巡禮四番の札所也、禪宗、源巨和尚開基、上杉輝虎の伯母小少將開基とぞ。

くちらなみくわんおんたうへん四百五十かり、やくしたうへん五百かり、山はたけ共にしゆやくをちやうし□□共に可進者也、永祿八乙丑八月廿四日、小せうしやう

源巨　へ参(柏崎領越後風土記)

鯨波は戊辰の亂に桑名藩兵の官軍拒をみし所也、初め桑名藩(元奥州白川より伊勢へ轉封)の陣屋柏崎に在り、戊辰正月、藩主定敬、伏見大阪の敗後江戸に出でしも、兵食の依るべきなし、三月海船に搭載し、航走新潟に至り、柏崎に寄寓す、乃治下に布令して上下謹愼の誠意を表す、而も人心動搖して歸向する所なし。官軍の高田に至るに及び、定敬部下の兵士激昂の情に勝へず、家老吉村久右衛門の官軍を迎へんと欲するを憤り、遂に之を殺害し、小千谷の會津兵と協力し、薩長の來襲を拒ぐの謀を定む。閏四月下旬、官軍米山に進到す、桑名兵服部半藏を推して惣隊長と爲し、山脇十左衛門を軍事掛と爲し、兵士は分ちて神風隊(町田老之丞之に長たり)雷神隊(立見鑑三郎之に長たり)地神隊(松浦秀八之に長たり)の三と爲し、鯨波鬼穴山小河内山等に築壘し、官軍を米山の險地に擁たんとす。廿七日、官軍雨を冒して米山を登り、一隊先づ鯨波驛の南汀大黒岩に進み雨中を逐ふ、地神隊火を驛中に放ち、小河内山に據り應戰、薩長金澤富山の諸隊路を分ち競進、日暮交綏、桑名兵力支し難しと爲し夜を以て柏崎を棄てて北走し、猶曾地妙法寺村を保ちしが、又官軍に破らる。

下宿（シモジユク）（下濱）　今下宿村と云ふ、鯨波の東に連り、中濱村に隣る、往時は下濱とも云ひしごとし。國邑志稿云、外史、天文十六年、晴景遣族政景、大擧來攻櫟尾城、景虎上城望之曰、敵遠來傾輌頂、非久留者、俟其將引去、擊之可也、夜半政景果却、景虎以三千騎開門、出戰于下濱、走之及米山、云々、この下濱とは柏崎の下宿濱を指す、米山の登口にて櫟尾より十餘里を隔つ、關

門出陣とあるは地理に合はず、北越軍記に據るに、先栃尾の城下に寄手收景を破り、夫より直に府内勢を追立てて攻上る、晴景之を聞き後詰せんとて米山を踰にて、柏崎の下濱まで出陣して、卽下濱米山の合戰と爲れる也。〇越海雜志云、晴景景虎の會戰したる下濱を、柿崎と一書に記せど、柏崎の誤なるべし、併しながら今柏崎に下宿ありて下濱なし、柏崎舊記に番神鼻の海上二里にあたり、昔柏の大樹ありし故に、此地を柏崎と云ふ、今も其根株を海底に見る云々、然らば下濱も今日海と變じたるならん、都て越後の沿海の土地は、海嘯洪浪の爲めに淺沒せし所多し。(今按、此國にて沿海陷沒の話說多し、而も信憑すべきものなし、柏樹の根波底に存すと云ひ、又下濱も陷沒したりなどあるは、皆妄誕のみ)

番神鼻(バンシンバナ)　下宿村の岬崖にして、海上に突出すること二三町許、柏崎鵜川口へ船を泊するもの、此鼻の側に風波を避くることあり。〇柏崎領風土記云、下宿の三十番神堂は、俗說其昔八幡なりしを、僧日蓮佐渡の遠流赦免ありて、文永十一年三月八日此岸に漂着し、改めて三十番神を祀りしとなり、近郷の者崇敬を致して、參詣群集す、此地より北海を目下に見、佐渡能登の山々を回し見るべし、頗る勝地なり、此に奇異なるは、天氣天時により、山遊とて山峰みな動き出で、或は集り或は散じ、變化出沒、須臾の間に人の觀を改めしむるとあり。

北越奇談云、柏崎に三十番神堂あり、過し此祠に土堀り、一ッの壺を得るものあり、内皆赤土、是を海潮にあらへば其内白玉環一双、勾玉管玉等數品有、皆小兒等にわかちあたふ、後知れる者あり、漸くにして其品五ッ六ッを得るといへども、其餘所在を失す、おしむべきの甚しきなり、余たまく是を見るに、青綠白色奇玩絕品なり、上古人を葬れる地なるべきか。〇柏崎領風土記云、蝦夷塚は下宿村の東南二十間計にあり、土を高く築き揚ぐる地にて、昔蝦夷蜂起して此處まで攻上りて、屯せし跡なりと云傳ふ。

大窪(オホクボ)　今中濱と合せ大洲(オホス)村と改む、下宿の東に連り、柏崎市街に接續す、鑄物師あり、古來其業を傳へ、當國に名高し。〇柏崎領風土記云、鑄物師大工新兵衛の家は、累代の冶匠也、祖先は大内家の浪人にて、歌代氏と稱す、古文書あり、

歌代大工　神　五　郎

今度就突鐘子細共申候、向後大鐘於仕候者、大工計可鑄候、爲後鑑之狀如斯候、仍如件、

永祿六年閏霜月四日　政景。

三島郷(ミシマ)　和名抄、三島郡三島郷、訓美之萬。〇今柏崎近傍の總名なり、三島神社は柏崎の南劍野(ケンノ)に存す、鵜川庄佐橋庄等も元本郷の屬域なるべし。延喜式三島驛は頸城郡佐味と本郡多岐驛の中間なれば、路程亦想ふべし、驛址は今傳ふる所なけれど下宿(シモジュク)などにあらずや、宿の稱號に想及すべし。

柏崎(カシハザキ)　今柏崎町人口九千、下宿、大洲、比角等の隣村を合はすれば、一邑凡一萬六千口。一郡の治所にして、驛道に當り、直江津を距る二十二哩、長岡を距る二十三哩。海岸に居るを以て舟運の便ありと雖、其港あるにあらず。

發柏崎　　賴　春　水

賴有早行快、勝遊甘背天、牛橋殘霧外、孤島斷雲前、山驛終無馬、海村時有船、預知今日熱、日上起焦烟、

柏崎は近世桑名松平氏(一時白川にも轉封せられければ、白川侯とも云ふ)の陣屋を置かれし所なり、其領邑凡六萬石、幕府公料五萬石をも兼治す。慶應四年の春、東軍伏見大阪に敗れ、藩主定敬此地に來寓し、隨從の將士數百、會津藩と連盟し、以て西軍に抗爭す、而も人心渙散、閏四月廿七日鯨波に戰ひ克たず、柏崎西軍の有と爲る。七月十五日、征討大總督仁和寺宮、高田へ下着、參謀西郷吉之助隨從す、後月餘にして[illegible]平定す、同日岩縣脩を以て上越の民政を總ぶ、明治六年[illegible]縣を[illegible]し、新潟に併す　〇天保八年の比、上[illegible]浪人生田萬(萬原道満とも稱したり)柏崎に來寓し、講說して徒に授けたり、時事に慨歎する所あり、六月一日其門弟を糾合し、隊を作り、陣屋を襲ひ、官軍を殺す、文官舍を掠めて金穀を散じ、其所爲大阪の大鹽平八郎に同じかりき、動亂一二日にして、生田以下數名自害し、事速に平定したりと雖、四方相繋め、號して柏崎騷動と云へり、當時の陣屋は大窪勝願(シヨウグワン)寺を假舍とす、戊辰の亂にも勝願寺を營屯としたり。

(勝願寺)

北越雜記云、永祿七年四月、上杉家より柏崎町へ出されし制札あり、中に曰く「當町之事先年任瞋之處、前々在町人專自由撰居所於方々、予今不還住云々、甚以無曲次第也、所詮當宿江早速可歸住、但其主抑留至于違背者、以交名注進之上、可成其届事」〇柏崎[illegible]越後國新風土記云、柏崎は大窪、下宿、比角三村[illegible]にして、此町は其内の大所故に、陣屋は大窪村の地に有れども、總て柏崎の陣屋と稱す。日蓮記に「文永十一年二月、日蓮配流を免されて、佐渡の國より歸帆の時、寺泊に渡らんとせしに、折ふし大風に吹はなされ、幸に二日の路を過て柏崎につきぬ」とあり。堯恵法師(文明頃の人)北國紀行に「明れば越後の府中にたちむきて旅情を慰むる數日になりぬ。八月の末に又旅立、柏崎と云へる所まで夕ごに侍る。村雨の打そゝぎぬ。

梢もる露は問ともかしは崎下葉に遠き秋のむらさめ。

かくて重なる山、連れる野を過行程に、曠絕無人とも云ふべし」云々。上杉民部大輔房方、鎌倉より此國へ來る時、伊豆の宇佐美左衛門滿秀が弟宇佐美(神德とも名のる)左馬進祐益に軍勢を添て送られ、琵琶島村に留り居城す、

北越太平記の内に、駿河守定行は松の山柏崎を拵、爲景と取合などゝ見え、又北越軍談に、天文十三年景虎十五才の時、兄長尾六郎晴景上田の長尾政景と戰ひ、旗割坂（柏崎の南二里斗りあり）にて大に勝利を得、景虎勝て首鎧の緒を占よと、卽時に戰場を退散し柏崎まで引入、ここにて生口分捕を實檢ある、宇佐美亡て後、赤田の齋藤下野守の知行となる、（此齋藤は古來上杉の四家老、長尾、石川、千坂、齋藤とて其一家なり、又永正六年長尾爲景越中にて戰の時、柏崎右衞門大夫是光討死す、越後治亂記に藤原鎌足の御末なりと註す、天文二十三年川中島合戰に柏崎日向守見え、永祿四年同所の時にも宇佐美の手に柏崎彌七郎時員と云者あり、別に考證は無けれども、柏崎を名乘るは、宇佐美の旗したにて此地を領し、かく名乘しにや）景勝會津へ移封の後、堀家の領となり、（北越太平記、慶長五年七月下旬、會津より齋藤一郎左衞門、長尾爲左衞門、多田浦傳藏、朝日藏人を指越ければ、浪人其力を得て、七月廿五日柏崎三條を始め、在々所々一同に一揆を起す）つゞいて高田領となり、正德元年より松平越中守當領となる、（正德元年此地松平越中守が領知と爲り、後松平氏高田より白川へ移り、又桑名へ移りぬれど、不易に其知行所たりしごとし）

名寄云、（越後府記曰、木曾義仲、越後國府在陣（壽永年中）の時、柏崎の渡り越の丸の長者花藏に軍用の事を任せける、仍て兵糧運送を止て敵手の願を待つ時、奧の押領使秀衡が代官由利太郎秋元、郡司七郎淸村、四條西洞院の勘當に在しが、例の當代に砂金多く上せける、去々年新部の課役にあてられ、當代不足にて、而て沙金を越路より遣す所に、越の丸に延引す、此頃世上騷しとて、奧より又菅讃宮田山形と云へる下野方（按、氣仙（ケセン）方にて、卽奧州の産金地なり）の頭人を京へつかはし、金奉行として上せしが、柏崎の長が許に立寄けるに、木曾陣所に頭人を召て、今の當用に北國打ひらき、上洛近供せよと思願ありければ、脚力を以て秀衡に申送る、秀衡木曾殿も八幡殿には孫なり、一禮せんとて、猪狩七郎竹と云兵に、錦蹄二疋引かせて送られけり。○按に、僧萬里の柏崎市場を詠し「民戶三千市場面、深巷凡五六千戶」とあるは長享年中の事なり、柏崎は北陸道に於て、夙に名髙たりしを知る、柏崎の名義は比角村薬守神社の條を參考すべし。

入柏崎、市場之面三千餘家、其深巷凡五六千戶、

深泥沒股力彌微、暮雨冬々就柏崎、民戶三千市場面、

滿棚鮮尾帶潮肥、（梅花無盡藏）

淸天王神祠は鵜川の東岸にあり、柏崎の總鎭守にて、和那美水門祇園社と云ふ、境內眺望よろしき地なり、北の方海岸まで三丁計を隔て遙に佐渡を望む、番谷の觀音山、下宿の番神山海上へ突出し、東西相對するが如し、夜は漁火島嶼に連り、景光佳也、士人夏日納涼の處とす（按に和那美水門云々は、記紀二典に出づる越の國の古地名なるを、此に引きつけたるは、此天王祠が鵜川の海口にあたれば也）○一念寺、固向院と云、相州藤澤淸淨光寺の末山也、開基は永仁六戊年、遊行の二祖他阿眞教、當國修行の時、敎人と云僧小庵を結び有しを、眞教此菴室に逗留の節、一念寺と云ふ寺號を授けしより、今に至て五百年餘の星霜を經たり、鵜川の東岸に在り（柏崎領風土記）

柏崎の石佛は街路に當り、地中直立の天然岩石を彫刻したる也、延喜式本郡に三島石部神社と云ふがあり、勢州石（イシ）藥師（ヤクシ）寺の佛像を、或は式內石神社とも曰へば、此なるも同樣の義ありと云ふ、然れども石部は古姓氏名にて、岩石と直に相關係せざるべし。○この石地藏は扇町の中の街上にあり、自然石に彫たる立像なり、東向高さ八尺餘、其基は地中へ入る、掘ち見るに深くして根抵の有る所を知らずと也、後光に文字三字あり、上一字埋沒す、彷彿圓字に似たり、下光寺の二字分明なり、恐らくは寺號なるべし、石藥師は大町の中、街上にあり、四方五尺餘の建石に三尊の坐像を彫つく、扇町の石地藏と相類す、皆自ら現出する瑞石と傳ふ、土人此藥師をねまり地藏と云ふ。（柏崎領風土記）

香積寺（カウシャク）　柏崎の禪院なり、飯浦山と號し、慶長寬永の比ひ堀氏松平氏の免除寄附證文を收む、相傳ふ柏崎橋頭勝長、應長年間開基、往古の寺地は剣野尾に在りしを、何の世にや橋頭の館址今の地へ移る、永平寺九世の嗣法、瑞傳薫至再起して曹洞禪刹と爲し、其末寺は陸奧出羽佐渡に九十餘所あり、明應元年長尾能景より、剣野尾に於て潮音兎七千七十刈の除地を賜はる、云々、橋頭勝長は鎌倉殿へ仕へし人と云ふも詳ならず、蓋柏崎氏の祖先歟。（名寄、風土記）○永德寺は柏崎の禪院なり、應安五年僧聖海の草創と云ふ、聖海（一音性海）は和州吉野の人なりとて、其後永德元年一字の道場となりければ、始めて此寺號を稱す、其地本柏木の多き原野なりし故に、山號を柏原山とす、本尊は行基の作の虛空藏にて、南方の響生寺なる故に、院號も亦是に本づく、近郷の稽古所の寺格にて、正保四年官より三十石の朱印狀を賜ふ。

妙行寺（メウギヤウ）　日蓮宗を奉じ、海岸山と號す。柏崎領風土記云、此寺元天台の教を奉ぜり、文永十一年三月、日蓮遠流赦免にて、佐渡の國より此郡下宿浦へ着岸し、寺僧慈福と法論に及びしが、慈福遂に歸伏改宗、日蓮の弟子となり、名も日心と改めぬ、按ずるに藩翰譜に、天正十二年、羽柴筑前守秀吉、越後柏崎妙樂寺の僧に木村彌一右衞門を副使として、景勝へ音信を通じ、かさねて又木村を使として永く兩家の好を結ぶべき由の起請文かきて送らるとあり、今妙樂寺と云寺なし、若や此妙行寺を轉寫の誤にや。○北國太平記云、柏崎妙樂寺は日蓮宗にて、大知識

の聞え世に高し、然に因て太守景虎に謁せられ、出陣の時も六具をし、日蓮自筆の曼陀羅を差物にして供せられし事數度に及び、武道も形の如く功者にて、斥候の見積りなどして器あり、他國への使者などにも數度指遣さる、羽柴秀吉此事を傳聞き、景勝に相陪の旗を賴まれける。

比角（ヒスミ）　今比角村と云ふ、柏崎市街と連接し、其東南を占む。東鑑文治二年の條に、越後國比角庄、殿倉院領とあるは此にして、當時の田邑の廣さは詳ならねど、柏崎も其庄内歟。

居多文書、慶永十八年「奥郡、苅羽郡内、六反、雀守安丸別給」云々、葉守神社は比角の一丘ダンゴロ山に在り、一書に雀森（スズメモリ）と曰ふ。○進后回國雜記云、柏崎を過ける

（守雀）に秋風いと烈しく吹ければ、

おしなべて秋風吹けば柏崎いかが葉守（ハモリ）の神は住らん。

惡田（アクタ）　今春日村橋場村等を併せ、西中通と改む、柏崎の東北郊にして鯖石川の畔なり。鯖石川は惡田の濱にて海へ入るを以て、惡田川の名もあり。春日は近世江戸旗本武家安藤某の知行にて、近地六千石を領したり。○惡田の渡は天正十四年八月、上杉家の奉行より出せる法度に「當渡舟賃五文づゝ、いたみきれ錢の外、きらひなく之を取るべし」とある所とす（柏崎領風土記）今は橋梁と爲る。

鵜川（ウ）　柏崎市街の西偏、大濱に於て海に入る、其源は米山の南なる兜巾山に發し、上條谷を貫流して此に至る、長凡六里。方俗鵜川庄と曰へるは、柏崎四近を總べしごとし、庄名は古書に其徴を見ず、淺經記に當國の武士共の名を擧げ、鵜川のものとあり。

大同方云、鵜川樂、三島郡領從八位上□□臣□島麻呂之所傳、原者□□□□神方也、瘡毒、便不通云々。

鵜川神社（ウカハ）　今琵琶島村の八社宮是なり、或は鵜甘部（ウカヒベ）明神と云ふ、延喜式三島郡の官社とす。

九月十三日をかはの社にまゐる、月いと明し、

問人やよろづの月に待たれまし我獨のみ越路ならずは

（梧窓仲宗集）

是は爲仲越後守たりし時、巡拜せしならん。

刈羽郡琵琶島之八社宮、拾八貫之地、永代寄進之處也、

神前而端性拔、可致精忠者也、仍而如件、

永正五年八月十七日　　　爲景（華押）

この文書と同年月日の正藤と署名する寄附狀もあり、其他天正四年四月上杉政勝、天正十四年八月藤田信吉の狀、又天正十八年霜月の繩打檢田一紙などあり。（柏崎領風土記）

枇杷島（ビワシマ）　今枇杷島村と云ふ、柏崎の南十町許、鵜川の畔とす、名義は水洞（ミワ）島なるべし。地形鵜川に依り水洞とも謂ふべし、諸州に三輪箕和などあると同じ、郡郷名なる三島も此水洞島に出でしやにおもはる、村内劍野尾に三島祠存す。

琵琶島城址（ビワジマ）　宇佐美城、後鵜川神社の神領となる、本丸を勝島、二の丸を福島、三の丸を枇杷島と云ひしと也、本丸東西四十間餘、南北六十間餘、西面に門櫓の跡三箇所あり、土居は五間より七間ほどの跡存す、西北は鵜川に依り、二三の丸は本丸の北にあり、外堀は今は田所となる、平城なり。（柏崎領風土記）○北越軍記云、應永元年、上杉龍命丸が伯父憲榮の家督として、鎌倉より越後へ被赴候時、御所氏滿の下知にて、伊豆の宇佐美左衛門尉滿秀が弟、神德左馬進祐益に軍兵を添へ、龍命丸を送て入國、則柏崎の琵琶島に在城して、代々繁昌し、上杉の下司と爲る、又云、宇佐美駿河守定行（後改名定滿）が先祖越中守孝忠、伊豆より越後琵琶島へ移り、上杉家の下知に隨ふ、尤大身也、又云、永祿七年、宇佐美七十六歳にて野尻池に入て死す、嫡子民部滿行牢人、琵琶島被召上、世に傳ふ高五萬石餘。○宇佐美定行が爲景々虎を輔翼して功勞ありしこと、諸書に見ゆ、治亂記に、天正六七年の頃、[illegible]島には代々相山伯耆守ありしと云ひ、[illegible]、大[illegible]風土記には、天正二年城主政勝と云人[illegible]の鑓狩師の家に傳ふとのべたり

三島神社（ミシマ）　式内三島郡の一祀なり、今琵琶島村大字劍野（ケンノ）に在り、劍野明神とも云ふ、近世二十石の黒印地を有ちたり、此近地に三島領、三島沖なりと云ふ田名あること、村の御圖（ミヅ）帳に見ゆ。（神祇志料）○劍野尾三島明神、三島の郡名も此社より出づ、今村内に大鼓面、油田、千兒等の字あるは、皆古の社領の地にして、宮殿等も輪多かりしとなり、五十嵐先祖より三島の社人にて、櫻山を氏とす、嶌丸と云人より國好と云者まで十五代を經、姓を五十嵐と改む、保安の頃其家燒亡して系圖失すと（柏崎領風土記）○劍野は劍野尾の誤なり、名義詳ならず、越前に劍明神あり、劍を以て神祠に名づくる例多ければ、

（野劍）因神名に出づる歟、

香積寺山、南者劍之尾之禮通、西者山道之境、北者宗全寺之入延也、井屋敷一所有、觀音免七千七拾刈、居敷之面に有、到末代諸役御免、寄進申者也、仍而如件、

明應元年壬子□□□□　　　能景　判（古案記錄）

岩上（イハカミ）　今枇杷島村の大字とす、劍野の東に隣る。（柏崎領風土記云、岩上村に岩神明神あり、村の北の小山の頂にて、貝の化石處々に出づ、昔此石山の側に井泉あり、岩筒明神鎭坐したまふと傳ふ、即式内三島郡石井神社なるべし、然れども柏崎町にも石井神社かと傳ふる祠あり。

佐藤池（サト）　又里池に作る、枇杷島村半田の東にて、今は大畧田畝と爲る、土俗鏡（カガミオキ）沖と云ひ、近世の初めまで、鵜川鯖石川の滯水汎濫して沼澤を成したり。梅花無盡藏に、長享二年僧萬里が琵琶島城主宇佐美孝忠がために造れる鏡

（沖鏡）湖記あり、即鏡沖をいふ。鎌倉覺園寺文書に延文二年刈羽郡埴生保とあるも、埴生は今詳ならず、半田（ハンダ）などにあらずや、埴と半とは相通ず。

（田半）

李用時賀知章、請爲道士、詔賜鑑湖剡溪之一曲也、重於千戸萬戸封、越之後州宇佐美之孝忠公、所治之中有鑑湖、雖余未見之、略聞人之說、曰春則鳧雁拍々、夏則碧蘆青蘋、有納涼之舟、藕花開而風露香者、蓋早秋之面目也、雪之時景致、則不可時道也、余謂孝忠公實今之知章乎、一日招余稽郡之客館、初面有十年之雅、談話與常俗士不同、延余入府中之私第、府中出片紙、需鑑湖詩、（梅花無盡藏）

上條谷（ジヤウデウ）

鵜川の山谷にして、米山黒姫山を以て、頸城郡と相堺し、南は松山郷（東頸城）に至り、東は黒姫山の脈を以て鯖石川の谷と相分つ、今高田（新道）上條、鵜川（女谷）野田の四村と爲る。上條は一郷の地を上條下條と分ちたる謂にや、然らば三島郷の上條郷、其北越軍記云、上杉民部大輔房方越後の守護となり、其子朝方京都に仕へられ高倉殿と號す、後越後の國主たり、其末子上條頭清方は父房方より上條を分ち賜る、上條殿とも云ふ、又云、永正六年、長尾爲景屋形房能を弑し奉りければ、宇佐美駿河守定行は上杉の庶流上條の定實を屋形として奉り、爲景と合戰止時なし、會津指寺長領云、享祿三年十月六日に、越後國に上條殿と長尾殿と弓矢おき候

新道（シンダウ）

今黒井島田と合せ高田村と改む、上條谷の中にして、柏崎領風土記云、新道村の鵜川八幡宮は昔より由緒ある社にて、欅の古木あり、證文を收む

　新道之八幡田之事相拘、修造祭禮不可令怠慢之狀、如件、

　　天文八年十二月十三日　　定（判）

　　　　八幡戸内

社人は之を長尾左衞門尉定景の判なりと云ふも非なり、謙信の兄晴景は初め定景と云ふ、將軍家の諱を憚りて後定を晴に改めたり。

黒瀧城址（クロタキ）

今高田村大字黒瀧に在り、上條城址とも云ふ、米山の東麓にあたる。○柏崎領風土記云、黒瀧村より卯辰の方に城跡一所あり、上條の城塞是なり、府内屋形上杉殿の二代目、民部大輔房方五男、兵庫頭清方、其子兵庫頭房實、其子兵庫頭定實も初め此城にありて、府中の上杉、上條の上杉と並稱せらる、長尾爲景越後國を奪はんと巧み、永正六年三月府中の上杉民部大輔房能を弑せし故に、宇佐美駿河守定行は此定實を屋形とし、爲景を討んとして戰爭たえず、爲景後に定實を招き府中へ入れ、關東の上杉管領の扱にて、爲景と定行和睦す、大永元年の事なり、定實の弟上條山城守景義を以て此地の主とす、（少弼入道とも云、此人の事詳なることを知りかたし）又實子なきによりて畠山彌五郎義春をして其跡を繼しむ、義春は元能登國主畠山修理大夫義忠の末子也、五歲の生れ兄に不祥なりとて、幼少より謙信へ人質に來りしに、武勇聰明なり、謙信不斜寵愛し養ひ子とし、十四歲より一手の大將として度々稼ぎ、勝たる場十八度あり、景勝代に至り直江山城守の時に隨せず、遂に讒せられて天正十六年川中島領上條の兵にたり流浪す、（後御當家へ仕奉り、畠山入道と申し、子孫高家たり）其後は城主なく塁となる、本丸の跡長さ四十四間横三十六間、堀井あり、二の丸長さ四十間横二十四間、三の丸長さ二十八間横六間、今は多く鋤れて畠となり、餘は水田となる。

上條（ジヤウデウ）（宮窪）

今上條村と云ふ高田村の南に隣る上條谷の中心にて、宮窪（ミヤノクボ）、古町等の大字のこる。○柏崎領風土記云、上條谷は昔上條上杉殿の本領にて、定實まで居住、計四萬石高と傳ふる也、府中の上杉民部大輔房能（或作房義）當國頸城郡松の山犬ケ峯の城に、長尾爲景に打負け、天水山と云所にて自殺す、故に定實春日山へ入城し、越後一國を守護し、上條の跡は上杉彈正憲輝に屬す、（此憲輝の事外に考る所なし、土人の云傳によりて記す、北越太平記には定實の弟山城守景義に讓るとす、又太平記に上杉顯定の養子に上杉播磨守定憲と云人ありて、一時勢を振ひたり、是も上條を名乘りたれば、此地の人なるべし）又其跡に畠山彌五郎義春遺地を相續し、天正十六年義春當國立除き上方へ登る、其比までは今の黒瀧、北川原、宮窪、古町の四ヶ村合て上條村と唱へ、北川原村の地は家中屋敷にて番城たりしが、百姓一揆ありて城は破却せりと云ふ、北越太平記に、慶長五年景勝家人が越後へ還り、一揆を起させしとを記し、「諸郡に起り打て出、先づ上條の城を攻取、勝鬨を上たりける」とあるは、此時の事ならん。又云、合生寺は古町村の東端にあり、時宗にて山號を踊舍山、院號を攝栽院と云ふ、相州藤澤清淨光寺の末寺なり、正應五年、宥[illegible]都とて元由緒ありし源氏の餘裔、僧となり開基すと云ふ、天正の比は頗盛なり、後火場監物直政中興、其古文書を藏す。○當國札所、七番の觀音は藤權の摩尼珠寺、（今高田村）八番は宮窪の鷲尾寺なり、並に上條谷に屬す。

野田（ノダ）（米久）

今野田村と云ふ、上條の南に隣る、野田の東を別俣と稱す、大字[illegible]（ホツコシ）、久米等あり。○柏崎領風土記云、此國の比毛利丹後守長國の旗下に細腰將監と云ふ士あり、又久米村を湯谷とも名つく、物部神社あり、久米物部と云ふことは古史に見ゆれば、此なるは式内の物部神にや、記錄はなけれど、古來除地一反六畝餘あり。

女谷（ヲンナダニ）

今上條の奧の女谷村、折居村を合せ鵜川と改む、東に黒姫山、西に米山相對峙し、南は丘岡起伏して、松之山へ連接す。

黒姫山（クロヒメ）

上條谷と鯖石谷の界嶺にして、女谷折居の東にして、岡之町の西に在り、標高は百八十米突、火山岩より成立し、米山八石山等と同じく第三紀層

に進發したる一峰なり。

岡野町（オカノマチ）　（高柳）今高柳（タカヤナギ）村と云ふ、鯖石谷の上游に位置す、柏崎を距る六里。此村に黑姫明神を祭る、其本宮は山頂に在り、又此明神の本地佛を如意輪と傳へ、其堂宇あり、當國巡禮九番の札所とす。（高柳とは舊組名とぞ）

（大神）按に岡野町とは、岡の庄の市町の義にて、此岡とは東鑑文治二年の條に「越後國大神（オカ）庄、前齋院御領」とあるに當り、大神（オホミワ）を岡に訛れるなり　其證は西頸城郡の黑姫山の邊にも、大神々社ありて、大神姓は古典に見え、大己貴神を氏神とする名族たりき。其一族の高志國に繁衍したる状は、頸城の諸地に徴見すべく、此なる黑姫山も大神姓の人々の、黑姫てふ氏神を其山に祭れるに起因するや明なり。

石野部山（イシノベ）　今詳ならず、神祇志料に黑姫山の東に磯野部あり、式内三島郡御島石部神社はそこ蹟と述ぶ、又名寄に曰く「此山は黑姫山の續にて、磯野部村より登る、故に山名とす、山中に大なる丸木の化石あり、其石所々に鐵の鬘（カツラ）をかけたるが如きあり、中傳に昔此所海邊たりし時に、船の帆柱の化せしものなりと、又山中に二ツの洞穴あり、一洞は甚だ深からざるも、其一は洞中に入ると二町ばかりにして、石壁前面を閉ぐ、傍に一穴あり、匍匐して一人を容るべし、此を過れば其中闊きと始の如し、進むと二町ばかりにして又石壁あり、此にも又傍に穴あり、此も匍匐して漸やく一人を容る、此を過ればまた闊し、進行みくこと三町ばかりにして、又石壁あり、傍に穴あると始の如し、然れども此より奥へは恐れて入たる者無し」云々、今磯野部村の名をきかず。

鯖石川（サバイシ）　又佐橋に作る、水源は黑姫山の南なる松之山（マツノヤマ）家（カ）の高原（嶺（ミネ）村北山村の邊）に發し東北流、岡野町に至り正北に轉じ、與板、南條、安田等を經て藤井村に至り、別山川を併せ西北に轉じ、柏崎の北惡田瀬に於て海に入る、長凡十里。

（黑石）鯖石川の源なる石黑（イシクロ）村は本郡管なれど、地勢東頸城の松之山家と混一すべし。

與板（ヨイタ）　今善根、加納と合せ、中鯖石村と改む、鯖石谷の中にして、岡野町と北條の間とす。

與板の近傍なる山室（ヤマムロ）村（今南鯖石と云ふ）は道興准后廻國雜記に見ゆ、又善根（ゼコン）村は八石山の西麓にて、毛利某の要害址を遺す、善言にも作る。

（善根）

八石山（ハチコク）　鯖石村と議見川の分水界を爲す所の連嶺にして、黑姫の東北にあたる、山卑小なれども山容奧相を呈し、火山岩より成立すと云ふ、善根南條の東、北條の南に屹峙す。名寄に「此山の草木は色わけて青く美し、山中に瀑あり、上古此山に大豆を植しに、繁茂して實多く結びて、凡八石ありし」云々、山中に祠あり、十二神（ジフニ）と稱す。

佐橋（サバシ）　舊庄名にて、又鯖石に作る、北條南條などを本とし、近地を籠めたる私田の號なりしを知る、水名に起ると雖、本來此邊に出る魚類化石を、方俗鯖石と呼ぶに因る、東鑑、文治二年の條に「六條院領佐橋庄、一條院女房右衛門佐局沙汰」とあり、又蔭凉寺記（群書類從本）にも佐橋庄は其寺領たりしこと見ゆ。其下司職は大江廣元の孫毛利經光の家に傳へ、謂ゆる毛利氏、北條氏、石田氏、安田氏など皆其佐橋庄地頭の裔孫に出づ、當國にて名高き舊家とす。

南條（ミナミデウ）　今北條へ併す、中鯖石村と相隣り、與板と北條の間に在り、卽佐橋庄内の地にて、或は南庄とも云ふ。（南條に作るも同義の假借とす）○大江廣元の子季光、相州毛利庄を知行し毛利氏を稱す、其子經光佐橋南庄を知行し、毛利の元祖たる由諸系圖に見ゆ、（安藝毛利の祖は卽經光の子時親を推す）越後の毛利は此經光に出でしこと明了なれど、其世系詳ならず。

北條（キタデウ）　今北條村と云ふ、南條の北にして、鯖石川の東岸にあたり、本溪の東に居る、鐵道線路に係り、柏崎を去る五哩、廣田峠を踰えて塚野山驛に至る七哩。

北條は佐橋庄の北條の謂にて、南條、加納、中條に對するものなり、村の大字に東條、本條など云ふ名のこれり。天正中上杉家の隊將に北條丹後守（諸書に名を長國とすれど、一書には景廣とす）あり、武功特に高し、家督爭亂の時、丹後守府内にて殺害せらる、其城址とて村内にのこる。名寄に「丹後守一年善言の領主毛利大膳之助を欺き殺す」云々とある善言の領主も、北條と同じく、佐橋庄を傳領せる大江毛利の一族門葉なるべし。○北越軍記云、北條丹後守長國は安藝守の中者の子にて、武勇勝れ、場數甚多し、謙信先手にて度々の手柄仕り、謙信をもとき候程の弓取にて候、跡目論の時相果候。○越後治亂記云、天正六年、相州北條家より三郎殿へ加勢、云々、毛利安藝守が同子丹後守を府内にて押留たり、此安藝守は本苗毛利、越後北條の城主にて、謙信公の御意に依て、在名を名乘、其後關東御手に入て、上野國前橋の城に於ては、小田原殿に紛れける故に、本苗を名乘ける。又云、天正九年二月、景勝北條へ御馬を出さる、此處は安藝守が居城也、謙信公の御時、八箇國の守護代に、安藝守を前橋に居置る、然るに今度三郎殿方に成て、小田原殿に隨ひ、北條の城には家來の石田兄弟四人籠置しが、四人は當所の寺を頼み、御詫申ければ、御免ありて召仕る、石田釆女、同内藏助、同左京、同大膳。○按に、治亂記に又「石田備中守は元來浪人者也、文武達者無双のもの也、爲景被抱、北條六千貫被下、譜代よりは出頭して有けるが、永正三年逆心して亡ぼさる」とあるは、北條毛利の旗下に石田黨のありしを誤り傳へしにや、矢田專念寺の天正十二年の文書に、石田釆女正方の署名見ゆ、北條の族黨の一家にて、浪人ものにはあらざるべし。

風土記に、

北條修理亮道元、元鎌倉管領上杉家へ奉公し、後に越後に來り北條安田を領す、安田越中守重廣は其嫡子也、安藝守實廣は二男也、實廣の嫡子彌五郎光廣、のち安藝守と云ひ、關東守護代として琵琶城に居る、光廣の子丹後守輔廣云々

とあるも信據し難し、專稱寺の條をも參考すべし。柏崎領風土記云、北條村鹿島明神は社人五十嵐氏、祭器神寶の古物色々あり、此社は延喜式內の御島石部神社なりと云、天正十三年の棟札に御島石部神社とありて、又佐橋庄北條鄕と記せり。

專稱寺（センショウ）　北條村にあり。○柏崎領風土記云、此寺境內東西一百四十間、南北五十間、時宗にして北條山と云ひ、元弘元年毛利丹後守大江時元の開基、時元十二代の孫景廣、荻田主馬に害せられ、毛利家斷絕に及て後衰微せしが、說賢と云僧あり、享保二年再興す、當山傳來の過去帳に、毛利氏歷代を載す、

丹後守景廣は安藝守大膳太夫大江廣元の四女五條局の曾子なり、（父は仔細有て其名を記さず）彼局に所領を讓り、因幡國一箇所、伊勢備後備前、播磨國山庄、外に當國刈羽郡佐橋庄北條五箇村、是悉く局の御[illegible]なり、毛利丹後前司守元と號す、

元祖大乘院殿慈阿彌陀佛、（元弘元未二月十三日）永和年中、毛利宮內少輔入道沙彌道幸、字是佛坊、二代上乘院殿明阿、（永和元）時元嫡子、丹後守治良、號左近大夫將監、三代唯心院殿調阿、（應永元）治良嫡子、於伊勢御富家味方討死、此時石田小三郎、小倭紀四郎討死、四代普廣院殿臺阿、（應永廿五）丹後守長廣、鯖石大門輔、又平井殿と號す、五代前元院殿朝阿、（永享元）芳川東公、六代稱眞院殿重阿、（文明十一）治部少輔廣榮、七代最勝院殿北阿、丹後守重廣、八代淨泉院殿覺阿、（文明十一）丹後守廣榮、九代隨信院覺阿、安藝守輔廣、十代最勝院臨阿、（大永四）丹後守廣春、十一代東光院但阿、（永正十）彌五郎高廣、十二代文岡院備阿、（天正七年二月二日）大江景廣、

此過去帳、六代七代八代に錯亂あり疑ふべし。○新篇相模風土記云、天正十七年、藤澤寺普光上人は越後國專稱寺に於て、遊行卅二世滿悟上人より傳統を受けたり、其歸山の時、直江兼續より路次の傳馬證文を附與せらる。

普廣寺（フクワウ）　名寄云、北條の普光寺は放許の曹洞派常法幢地なり、鎭守は雷宮大明神と云ふ、是は昔當所の領主毛利丹後守が、其舊臣吉領主毛利大藏之助を風呂に誘入暗殺したるに、其靈雷電となりて常に鳴渡り、北條城中穩ならざりければ、當時寺の四代の住職加持して之を鎭めける也、云々。柏崎領新風土記云、普廣寺は上州白井双林寺の末なり、毛利大藏助と云ふは、鯖石殿とも云ひ、專稱寺の過去帳に、四代普廣院長廣は鯖石大門輔と稱し、又平井殿と云ふとある者即是也、應永廿五年死す、此寺蓋長廣の菩提所にて、其北の建立歟、四代の住職交經和尚の牧許帖を傳ふ。

廣田（ヒロタ）　今北條村へ併す、北條の北東に當る　鷹頭泉あり、温六十五度、近年浴場を開き、湯治に使用す、近地山洞にも同種の浴泉場あり。

長鳥（ナガトリ）　今北條村へ併す、北條の東北二里、北條の谷の源頭とす、此村に鹽井ありて、民採りて之を食用に供する由、一書に見ゆ。○近世長鳥村の民德左衛の子、盲人なりければ江戸に出でて醫術を習ひ、遂に一家を起して檢校の僧官を賜り、米山檢校と稱す、其子平藏、平藏の子を四郎は燕齋と號し、筆札を以て世に鳴る、幕府に仕へ、氏を男谷（ヲダニ）と改む、燕齋の子精一郎は武技を以て稱せられ、講武所頭取と爲る、精一郎の姪を勝麟太郎と稱す、維新の際に盛名あり、實に米山檢校の曾孫なり。

安田（ヤスタ）　今田尻村へ併す、北條の西、南條の北にして、鯖石谷の谷口にあたる、毛利の一門に安田氏あり、此なる在名を取れる也。

按に准后回國雜記に「柏崎をいてて、やすた、やまむろなどをすぎ」上州へ赴ける由見え、柏崎領風土記に安田村は町作りの所にて、禪宗慶福寺は大永年中因果と云僧の開基と述ふ。略風土記に「北條の毛利修理亮道元の嫡子重廣を、安田越中守と云ひ、其子信元、信元の二男を惣八郎廣元、彌九郎順易と云ふ、惣八郎故ありて生害し、順易家督をつぎ、上總介と稱す」云々とあり、（一書に惣八郎諱は匡房、掃部助とも稱す）惣八郎が御館亂の時、景勝を輔佐して忠節ありしこと諸書に見ゆれど、其實名詳にし難し、北越軍記に、鶴岡拝賀の時の供奉人、毛利上總介廣俊とあるは惣八郎に同じかるべし、彌九郎の上總介は景勝に仕へ、其裔孫は米澤藩にて毛利の家名を相續し大身となる、管窺武鑑に「刈羽城主安田惣八郎は安田彌九郎の舍兄也、惣八郎死後に其跡を弟の彌九郎に被下、上總介になされて、七手組の頭を仰付らる」とあれば、此地をば刈瀨とも呼びしを知る、又此上總介は武功の譽れ世に聞えし事、諸書に散見するが、北越軍記には諱を順易とし、或は蒲原郡の平姓安田の治部少輔に混同したる跡多し、上總介は會津新風土記嘉日寺證文に、安田上總介能元と署名すれば、順易にあらずと知るべし、治部順易は蒲原安田の人にて、謙信に仕へし家將也。

田尻（タジリ）　今田尻村、安田の北にて佐藤池に近き田野を占む。○下田尻の八里作坂をば式內物部神社歟と說く、又茨目（今田尻へ併す）の白山社は、永祿八年改築と署名せる證文に、「白山宮千二百刈の分屋敷ともに諸役停止」云々、（柏崎領風土記）又大字平井（ヒラヰ）あり、大江毛利の一族の館墟

（平井）

なりと云ふ。

藤井（フヂヰ） 田尻に接し、鯖石川の南岸に居り、柏崎の東郊なる田村也、今中田に併せ、北鯖石村と云ふ。○柏崎領風土記云、藤井村に城跡あり、土居池水猶存す、元和二年、稲垣平右衛門(長茂、二萬石)入部、六年三條へ移り、(此稲垣氏は享保中より志州鳥羽城主たり)後、廢城となる故に、城地の[illegible]あらたなり、稲垣氏の新作にてありしや、其前上杉氏の臣僚の濃構にて有しや、それらの事は遠からざる事なれども、口碑に傳るをなし。

鎧堰二所、大堰幅四十間高さ三間、升形廿五間、小堰幅十八間高さ三間、升形廿五間、西堰土手長さ七百十間、鯖石川を引く、此川石なく沙のみなれば、材木を以て堰く、形鎧をおとしたるが如きの形故、鎧堰（ヨロヒゼキ）と云、此堰は世にまれなる堰なり、いづれの比よりはじまりたると云ことつまびらかならず、文祿年中より慶長十七年までは、當村の地内字地の口關野と云所にありしとも說く、文祿四年直江兼續の法度狀、慶長三年卯月石田三成堀秀政の兩通并び存す、慶長十七年に一丁斗水上にて堰、寛文十年安田村の地内鴨の木と云所にて堰き、延寶二年より又今の地へ下げ堰くとなり、凡この水の灌ぐ所田高一萬一千石餘にして、流末又所々より集りて、本の如く鯖石川へ入る。

(鎧堰)

中田（ナカダ） 藤井の東にて、鯖石川の畔、吉井、土合に連接す、柏崎を去る二里。

中通（ナカトホリ） 今中通、西中通の二村とす、昔は柏崎より東北曾地峠に至る路邊の諸村を總稱す。

天正十年、吉江喜四郎黛津城に戰死しければ、其遺跡長島城を藤田能登守に賜りたること諸書に見ゆ、吉江長島の地は蒲原郡にやとも想はるれば、本篇には西蒲原郡に係けたれど、北越雜記に刈羽郡花田山本の邊を長島と云ひ、吉江の遺跡なりと載す、吉井村は中通に屬す。

土合（ドアヒ） 今惡田、山本、飼村、長崎などを合同し、西中通村と改む。○土合村の地一帯に泥土を出す、[illegible]民土を堀取り、乾燥して木炭に代用す、凡常圍には土合と名づくる村落三所ありて、いづれも泥土(泥炭)をいたす、ドアヒとは古言燃土の別名歟。

吉井（ヨシヰ） 今曾地、油田などに併せ中通村と改む、吉井に笹尾觀音堂あり、其寺字後世廢頽したりと雖、古文書は民家に存す、

笹尾寺之事、先例當任所[illegible]候、寺[illegible]役之事少も不可有無沙汰、若於有如在之輩者、其旨可申越候、仍如件

天文十九年五月十三日　　朝信(花押)

この外、元龜二年齋藤下野守朝信、天正十七年景信(古志氏ならん)同年野本某、同年井上正好等の署名ある者あり。(柏崎領風土記)

矢田（ヤダ） 今中通村の大字と爲る、時宗專念寺あり、藤澤道場二代眞敎上人の徒弟知識の開く所也、

爲合力、寺領之新作、主役并寺家門前山屋敷等、可爲不入者也、仍如件

弘治三　四月七日　　高貴(在判)

專念寺

高廣は北條城十一代、彌五郎と稱す、又天正二年の文書は十二代丹後守のものにて、景廣と署名す。(柏崎領風土記)

曾地（ソチ） 今中通村と改む、柏崎より此を經て三島郡宮本與板に通ずる驛路あり、曾地の東に於て油田（アブラデン）の分水嶺を横絕す(柏崎へ二里、宮本へ四里)

慶應四年閏四月廿八日、官軍柏崎を取る、陣屋の敗兵(桑名人)猶吉井、曾地、赤田の諸村を警戒して回復を謀る、兩軍相持數日(此地は小千谷口と椎谷口の中間に當り、全戰線の中路とす)官軍進攻、吉井刈羽の二村路より發し、敵を飯塚赤田に擊ち、其逃走を遂ひて遂に妙法寺嶺[illegible]六日也[illegible]六[illegible]、[illegible]氏[illegible]島[illegible]なりと說く、[illegible]載せたり。

赤田（アカダ） 今中通村の字内とす、曾地の北に[illegible]、[illegible]古城址存す、即齋藤下野守朝信の居れる所と云ふ、村内に赤水等に湧き出づ、温六十度、[illegible]て[illegible]く、側に石油ありて山水亦小[illegible]あり、[illegible]所に石油井あり、油田（アブラ）村、妙法寺村と相隣比す、○赤田村の大字、玉山寺は巡禮六番の觀音也

(油田)

氏族志云、渡邊綱生久、久八世孫[illegible]越後赤田[illegible]、因稱赤田氏、(尊卑分脈)○北越軍記云、齋藤下野守朝信は武[illegible]工夫[illegible]者にて、謀の名人と承候、先[illegible]は利仁將軍にて、代々越後の赤田保の地頭にて大身也、上杉四家老の一也、謙信いつも手強き方に、此朝信を差向、常に先手を勤め、越後衆の獄にも[illegible]齋藤と申たり、天正六年家督爭の時、小田原の北條、甲斐の武田も景虎に加勢ありと聞て、家老朝信は居城赤田より馳參り、景勝へ[illegible]し、東上野を捨て和談の謀を施しければ、景勝終に運を開かれ候

(赤田城址)

妙法寺（メウホフジ） 今二田村へ併す、石油の産地にて、本郷の臭水は此を推して最有名とす、南蒲原の如法寺村にも天然孔折の噴出あるに參考すれば、往時此にも彼れ燃ゆる水の奇異に附會して、佛地と爲しゝことありし歟。○今妙法寺の油井は百間内外を常とし、其質良好なれど涌出量多からず、井數も僅少なり。

高家郷（タカヤ） 和名抄、三島郡高家郷、訓多加也。○今詳ならず、他の三島郷多岐郷の位置より推せば、赤田の邊、即別山川の峽谷をば古代高家と稱したるやにもおもはる、刈羽村に大字滝谷（タキヤ）あり高家の遺名歟。又諸州

の例によれば高家は建部と同く（タキへ、タケへ）と云ふ、此には多加也と注せらるれば、他州の例に異なり。此瀨谷の寶義寺十一面觀音堂は、當國五番の札所にて、舊地たりしことも想合すべし。

（谷瀨）

別山川（ベツヤマ）　本郡の北部の水系にして、長五里、第三紀層の丘陵の間を、北より南へ流る、其源は別山村にして、末は西中通に於て鯖石川へ入る。

刈羽（カリハ）　今刈羽村と云ふ、別山川の西岸にして、荒濱の沙丘を背にし、曾地赤田と相對す、割町高町等之に屬す、義經記に、三十三里のかりわ濱と曰へるは、荒濱より石地までの沙汀を指す。

（和刈）

國邑志云、刈羽村は郡名の元つく所にして、方俗刈和（カリワ）と書せり、越後治亂記曰「享祿二年、刈和の大將皆方兒、飯野の城主黒崎慶華入道藤原喬宗に從ひ、古志郡の長尾氏景を襲はむと押寄せしが、夜打に逢て打負、古井の中へ落て死にけり」北越軍記曰「天文十一年、長尾平六三條に旗を擧げ、刈羽には世良田九左衞門を指置、中郡の軍兵を防がしむ」又治亂記「天文十八年五月、本庄美作守手勢三千七百餘人引率し、刈羽の城へ押寄、一日一夜に攻落し、皆撫切にぞしたりける」川中島合戰記「上田政景、古志景信、飯野景久、刈和實景の四人は皆長尾の同苗にて、謙信の一門なり」など見ゆるにて、名邑なりしを想ふに足る。

二田（フタダ）　今二田村と云ひ、坂田（サカタ）村を合併す、妙法寺の北にて、此に二田明神あり、近世社領五十石、地方の名區たり、長橋庄二宮二田物部明神と云ふ。○式内三島郡物部神社は此なるべしとの說、信據するに庶幾し、其故は二田物部坂戸物部など云ふが古典に見え、此に其名井び遺れば、彼氏人の移住の里落なりと云ふに在り。

（田坂）

氏族志云、初物部氏之屬、有五部造、二十五物部、（舊事本紀）詳見兵志、而其子孫見于史者、孝德帝時、有物部二田造鹽、（日本書紀）桓武帝時、有贄田物部首年足、（續日本紀）及嵯峨帝時、有坂戸物部、相槻物部等族云。（姓氏錄）○今按に二田は、天神本紀の傍訓にフタツタとあり、聲音緩急の別あれど、同語たるに妨げなし、贄田は別に（ニヘタ）なれば、二田と混亂すべからず。

近世二田神社の秘藏なりとて、數種の僞書あり世に布けり、天平五年に大神主物部造が書けりと云ふ長橋庄二宮二田物部神社略緣起、二田連物朝臣の物部社記、吾天津御祖傳記、二田宮正神主家由緖家系大略記など、いづれも信據すべき限にあらず、近世の贋作なること文章の拙惡なるにて著し。然るに又別に二田宮傳記とて、麗く書なして、殆ど風土記の文に似たる一篇あり、二田天物部命は天香語山命と共に、此國に天降りてふ物語也。されど此一篇は他の數種に比較し來れば、たまたま其後出の贋作たるを知るべきのみ、愈出て愈拙し、無分別の仕業にこそ。

長峰（ナガミネ）　今二田村へ併せらる、此邊は近年石油の涌出盛大にして、鎌田（今内郷村の大字とす）と接比し、二田村の西宮川濱の東とす、一井一日數十石の噴騰を見ることあり、柏崎の東北四里。

（田鎌）

別山（ベツヤマ）　今内郷（ウチガウ）村と云ふ、本郡の東北限にして、分水嶺を以て三島（サントウ）郡と相界す、別山川の源なり。

神祇志料に、式内三島郡多岐（タキ）神社はこの村の字多岐に在りと載す、式社考證にも其說あり。

田澤（タザハ）　今内郷村の大字とす、居多社文書應永十八年に、奥郡分、刈羽郡内、一町大廿四步、田澤税所給とあるは此なるべし。

（郷内）

荒濱（アラハマ）　今荒濱村と云ふ、柏崎の東北一里半、刈羽村の西なる海涯なり、義經記等にかりわ濱と云ふは此なるべし。

荒濱宮川等は海に沿ひ、田畝豐かならざるも、漁獵、製網操舟等の業を勉め、富民多し。○產業事蹟云、荒濱の牧口某、寶文年中製網の方を工夫して、鮭鯡等の漁業を助けたり、網工此に始む、延寶元年牧口庄三郞、手船に製網を搭載し、松前に航行し販賣を試む、寶永年間に至り、使用者稍增加し、隨ひて販路開け、尋て改良を加へ、天明年間より北海蝦夷漁場の需用頓に起り、漸次販賣額を增加し、終に今日の盛大を爲すに至れり、明治十五年頃荒濱村に製造者二千二百餘人あり、一箇年平均の製額十萬零五千八百貫目此價金三十五萬五千圓にして、鯡網十五萬五千圓、鮭網十五萬五千圓、鰊刺網四萬五千圓なりしと云ふ。

宮川（ミヤガハ）　今椎谷と併せ高濱町と改む、荒濱の北一里半、人口一千七百許の小邑なれど、北陸道の驛舍とす、東鑑に文治二年「前齋院御領、越後國宮河庄、預所前治部卿」とあるは此歟、新編佐渡風土記に國府樽風の城主本間殿は越後にて宮川新保落合の地を知行せらるとあるも此ならん。○宮川驛の東なる第三紀層の丘山に、石油の露床あり、明治廿八年始めて鑿井器械を以て穿下し、其含油層は地下百間乃至百三十間にあるが如く、一井一日の採油三十餘石に上りしことあり、隣地長峯、鎌田等は宮川に次ぎて起業したるが、現今越後油井の上景氣の地とぞ。

多岐郷（タキ）　和名抄、三島郡多岐郷。○今詳ならず、延喜式驛名に多大ありて、三島と大家（古志郡今の三島郡出雲崎）の間なれば、此宮川などの海道に、其驛站ありしを知る、而も多大は郷名に見えざれば、多岐の誤（多支の支字大に誤り易し）と爲すべく、又式内三島郡多岐神社あるを通考するに、宮川ぞ其多岐驛なりと推定せらる。宮川とは其神社ありて、細溪の名を宮川と呼びしもの、一轉して里名と爲り、多岐の舊號を失へるならん。舊名全く亡びたりと雖、驛路の當に由るべき所を

[illegible]へ、其地を辨知すべし、

椎谷(シヒヤ)　(高濱)

今宮川と併せ高濱(タカハマ)町と改む、人口一千餘、宮川の北一里なる小邑なり、近世堀氏の陣屋ありけるを以て、[illegible]して町と號す、其海濱に[illegible]出し、[illegible]より之を望むに斷著なり、[illegible]谷大埼と呼ぶ、[illegible]は其[illegible]山を横絶する北陸道にして、[illegible]の大士堂あり。

[illegible]谷[illegible]浦曲へ立ちむかふ所にて、　中清

伴なはれし人だにあらず、宿借らむ家も定めず、[illegible]立て[illegible]山[illegible]い、[illegible]原いや遠けきに、[illegible]の實の[illegible]し行けば、青[illegible]日は夕づきて、直向ふ佐渡の島邊は、青海のおもに横はり、頗る彌彦山は、白雲の千重にへなりて吾心なごみかぬるを、[illegible]浪あゆひにそそぎ、沖つ風身にさへしみて、旅衣寒くもあるか、堪へぬ計りに、

椎谷陣屋は元和二年堀式部少輔直之四千五百石を賜はりし所にて、子孫世襲して明治[illegible]新に至る、(上總國の散在田高をも併せ一萬餘石)直之は(奥田堀氏)監物直政の二男にて、村松殿の弟筋の家也。○陸路之記云、椎谷は戊辰の戰場とかや、其時官軍は東の方の小山にすゝみ、賊軍は椎谷の横より大砲を並べたて、打あびたりしかど、驛は御方と賊との中にて、ひきゝところなるゆゑに、火災をば免れけり、今も[illegible]壁ついぢなどに、鉄丸のあたれるあと見ゆ。○天保頃のかとよ、椎谷の海濱に一浮木の漂到するありて、蛾媚山下橋の五字を刻む、遠近傳稱して奇異のものとす、蓋朝鮮國俗間に此種の刻木の習あれば、卽それなるべしと云へり。

北越軍記云、永正七年爲景佐渡より椎屋浦へ着船し、笠島へ押寄せ、柿崎大和守先手にて上杉方の五十嵐大須賀が陣の背より切掛りければ、向陣より長尾藏人景思切掛り、立挾て攻戰ふ、(治亂記には永正三年三月、爲景椎谷の浦迄着給、此處は佐州押へとして、五十嵐入道より猩黑島甲斐守父子をして、近國に名を得し剛の者共なく用心して、御身を[illegible]へ寄せじと防戰云々、時は三月廿日の[illegible]に、[illegible]れ、[illegible]十五大[illegible]南[illegible]海より出羽國指て[illegible]退所を、[illegible]方[illegible]大和守が打[illegible]傳ひに[illegible]受け、先を遮り攻戰ふ、○按に此に椎屋濱笠島とあるは、[illegible]山の笠島にあらず、椎屋に別に同名の地ありと知らる、松岡從弟[illegible]に高濱の白岩(シロヤ)と云ふ、椎屋の[illegible]間に出でしもの歟、又古[illegible]村、

上杉[illegible]房與上乘院[illegible]、抑去六月十二日、於[illegible]一[illegible]失利候事、所存之外候、然處長尾六郎、高梨攝津守[illegible]來候間、同廿日[illegible]一戰、可[illegible](顯定)討死不及申次第候、椎屋一戰以後者妻有庄に某立馬候、國中如此上、不及力國東へ入馬、白井に候處、長尾左衛門入道仁玄赴心、役同名六郎に致一味、[illegible]田之庄に打入、號相候等令居陣、云々。

石地(イシヂ)

今石地町と云ふ、人口三千、北陸海道の一驛にして、柏崎より五里、出雲崎へ一里半、郡界に接近す。

石地の十二大明神(一書に大隔[illegible]石神と云へり)を延喜式三島郡石井(イハヰ)神と說く(神祇志料)或は今の三島郡岩井村に此式社ありと說き、其他にも擬定するものあれど、石地と云ふもの稍まされるごとし。○管見武鑑云、天正十二年、藤田能登守佐渡攻の時、出雲崎より三十町程こなた石地、柏崎へ上道六里餘、風待の爲にて六月下旬まで滞留候仕。○戊辰の役、五月官軍柏崎に入る、東軍出雲崎に退守す、已にして長岡口に激戰起る、十四日東軍海道の回復を謀り、椎谷を經て宮川驛に進む、官軍來り遭ひ、一戰之を走らし、遂に椎谷石地を取り、十五日出雲崎に入る、(椎谷藩は初より官軍に應じ、海道の先鋒たりき)

三島郡

三島(サントウ)**郡**　(山東郡)　(三東郡)

刈羽郡の東北にして、小山脈を以て相限り、信濃川の左岸に[illegible]り、西北は一面は[illegible]を[illegible]。今四町三十九村を總べ、與板(ヨイタ)を治所とす。然れども[illegible]の昔より云へば、古志郡の[illegible]村、[illegible]川以下、[illegible]を併せ、本郡は南側なる片貝、[illegible]山等の八村を[illegible]て北魚沼郡に歸せしむるを可とす、本郡は此東分に當へり、今の三島郡は古の三島(ミシマ)郡と全く相異也、古の三島は今の刈羽にして、今の三島は古の古志郡の西部なり、故に西古志郡又西越庄と稱號せる　此地は中世山東(サントウ)郡の私稱あり、寛文中幕府國郡の稱謂を正したる時、改めて三島となすも、關呼は其舊に因りサントウと云ふ、○國郡沿革考云、戰國の際古志郡内方の地を割て山東郡と稱す、和名抄古志郡大家郷は延喜式大家[illegible]の地にして、[illegible]今の出雲崎ならん、

寛永二年、牧野駿河守忠成に賜へる領知目錄に山東郡と載せ、又十一年、松平越後守光長に賜へる目錄には「頸城魚沼二郡一圓、刈羽山東二郡内」云々と有す、寛文中に至り、山東を改め三島と稱す。○按に山東の郡號は刈羽郡より其山丘の東方をば呼びて山東と曰へるに起る歟、他に徵證すべきもののなければ未だ定め得ず、阿波德吉、阿波國舘川村八幡社什物、經卷奧書、

都筆、越□州三東郡大積之保東方、善應寺住侶某[illegible]筆(中略)至德元年極月日、

戰國已前早く山東の號あるを知る。或は三島郡の東邊を割き三東(サントウ)と云へるにや疑へど、出雲崎、寺泊、桐原等の地の古志郡内たること明白なれば、三東の疑惑も其理由

なし。明應六年檢地帳に山東郡高梨（高梨は本篇北魚沼郡の下へ揭ぐ）と載す、又下桐村の檢地帳に、
慶長二年丁酉、西古志郡下桐原村御檢地帳、深澤分、中使、新介、
慶長三年七月、山東郡西古志郡之庄内、下桐原村御檢地帳、周防將右衛門、速水久左衛門、云々、
とあり、慶長年中には山東西古志の二名を連呼して一郡號としたる歟、蒲原郡に屬す（西古志郡島崎城郷と云ふことは建武三年文書に早く見ゆ）

大家郷（オホヤケ）

和名抄、古志郡大家郷。○今出雲崎の邊を指せり、延喜式にも大家驛々馬五疋とありて多岐驛と伊神渡の中間なれば位置推定すべし。されば寺泊島崎など後世西越庄と云はれしは、此郷域と見做すを得ん（又大家とは其古意より推せは、古志郡の首里大邑にして、官宰の居りしより起れる名稱とす。

大家の址は必定後の出雲崎とす、井之鼻の橋屋と云ふ家は、近世まで出雲崎の宿の長と呼ばれしは、古驛の遺習にや。式社考證に小池氏「大家驛は今の妙見驛也、大家三宅は同義なれば一地とす」とあるは甚誤れり、驛路の次第に合はず。○大同方云、佐比藥、古志郡司無位大宅臣等之家傳、□□大武天皇時奉上之、元は大己貴命師方、胸の中痺の滿て因苦□□□者物を吐者に與ふ、彼比毛知の神之を傳、云々。（この大宅臣は蓋此地の在名に因る、彼比毛知神詳ならず）

出雲崎（イヅモザキ）

今出雲崎、尼瀬の二町に分つ、人口併せて一萬餘、海汀に位置し丘山を負ひ、北陸道の舊驛也、柏崎より六里、新潟へ十五里。○出雲崎は近世縣府の代官所を置きし地にて、諸郡散在の公料六萬石を支配したり、戊辰の亂に水戸藩の脫走兵柳組（朝比奈三左衛門之を率ゐたり）此に屯し、海道を扼守したりしが、五月十五日官軍の破る所と爲る、而も遠遁せず、更に同盟諸軍と共に近地を守備し、志戸橋、山田、島崎、小島谷乙茂の各地に居り、與板口長岡口に連絡す、對戰七月下旬に至れり。

管窺武鑑云、天正十六年、景勝公佐渡御渡海の用意、先本行に足輕五百人、士卒百騎被差添、五月六日出雲崎より船に乘、北佐渡の内片上の湊へ着し。○名寄云、出雲崎多門寺は眞言宗也、上杉中虎佐州を隨へんと計し時の旅館にて、書附等あり。

北陸道に行脚して、越後の國出雲崎と云所に泊る、彼の佐渡が島は海の面十八里、滄海を隔てゝ東西三十五里に横はり伏したり、峯の險難谷の隅々まで、さすがに手にとるばかり、鮮に見わたさる、むべ此島はこがねおほく出て、あまねく世の寶となれば、限りなき目出度島にて侍るを、大罪朝敵のたぐひ遠流せらるゝによりて、恐き名の聞にあるも、本意なき事におもひて、窓押開きて暫の旅愁をいたはらんとするほどに、日既に沈みてほのくらく、銀河半天にかゝりて、星きらきらと冴たるに、沖のかたより波の音しばしば運びて、魂けづるが如く、腸ちぎれて坐に悲察れば、草の枕も定まらず、墨の袂それともなくしぼる計になん侍る、

あら海や佐渡に横たふあまの川。　　はせを

五月雨の夕日や見せし出雲崎、　　東華坊

早發出雲崎　　賴　春水

遊子曉天貪路程、蒿衫一領覺身輕、晨行秪合乘涼去、午熱何能犯熱行、風送鐘聲[illegible]寺、烟分海色辨津城、數旬無雨炎氣鬪、堪見雲峰滿目橫、

十二所神社（ジフニシヨ）

出雲崎石井町に在り、十二神とも稱す、近世社領五十石を傳へ、山本氏之を司れり、山本氏は驛長を兼ね、橋屋と云ふ。式社考證に「出雲崎の十二神は延喜式三島郡石井神社なり、舊井之鼻山にありて、出雲大神を祭る、和銅四年現境に移す」と云へり、然れども地理を察するに、古の三島郡の地にはあらず、井之鼻と云ふにつけて石井神社に引きあて、石井町の名も命ぜられしならん、十二所とは熊野神歟。

尼瀬（アマゼ）

今尼瀬町と云ふ、出雲崎町の南に連接す。一書に、尼瀬とは古へある尊き尼女の來往したるに依り、此名ありとあれど疑ふべし、海士瀬にて海士つ居の訛歟、本來出雲崎の隅里とす。（北越軍記に南出浦とあるは尼瀬なり、出雲崎の南なれば歟）名寄云、天和五年、小倉大納言實起卿、父子三人佐渡へ配流の時、出雲崎岩船町（尼瀬に屬す）山城屋が家を旅館とせられ、風待せられし程に、

故郷を出にしよりも悲しきは別にし人の波の別路、

と詠し給ひしとかや。○蕘經記に

(勝見)

直江津より舟に召して、よな山をおきかげに、三十三里のかりや濱（刈羽濱）かつきしらさきを濟過て、寺を泊に船を着、

とあるかつきは勝見の誤とす、尼瀬の大字にのこるしらさきは椎谷崎なるべし、皆假字の魯魚相誤る者也。○法持寺は勝見に在り、曹洞宗常恒會地とぞ、初め小木村に在り、中興[illegible]和尚の開基なりしが、近世圓通寺址に移る、即現境也、圓通は古昔著名の練若とつたふるも、其詳を知らず（[illegible]志雜載）

地學雜誌云、尼瀬の海上には昔より油の浮游しければ、地下に油の潜在することを知られしが、油坑は明治六年（石坂氏）諏訪神社の傍近に始めて一井を探開したるを嚆矢とす、同く十六年海濱に井を鑿りしに、出油の量を增し、本地の坑業は是より起る、二十三年は實に手掘採油の盛業を極めたる時期にして、百五十井を超過するに至れり、然るに這般坑井に石油を涌出したるは、概して八十間以前に在りて、百間近傍に達する時は、往々含鹽質の水脈に逢ふ、因て米國式の器械を傳來し、海面を埋立て試錐

したるに、其功果著しく、既に(明治二十七年九月)鑿井したる孔數十五井に及び、器械掘鑿に手掘にて每月三千石の合計を見る　又云、尼瀨油井は明治七年の創業、當時米人を雇ひ、海岸丘陵の山腹に穿井器械を据付け、二百廿尺計り掘下げしが、種々不完全の事ありて中止せり、明治十四五年の頃、始めて海岸を埋立て、手掘をなし、三四十井を穿ち、深百廿尺計にして、每日總計三四十石の出油を見るに至る、二十二年に於て鑿井器械を以て事業を試み好結果を收め、其中最深の井は千六百尺餘に及ぶと云ふ、尼瀨油井は現時その湧出採削の高稍減し、每月千五百石計とす、含油層は地下十間内外に起ることあり、數百間の深度に及ぶも湧出せざることあり、其層は大界砂(スナ)(砂岩)及び岩(イハ)(頁岩)の縞狀に交層する者を油床とす、又石鹼岩に含油す、石鹼岩とは白色凝灰質の頁岩にして、俗にシロといふ、此母岩に會へば往々油と瓦斯の混溢することあり

山田(ヤマダ)　今郷本(ガウモト)、大和田、志戸橋等と合せ北西越(キタニシコシ)村と改稱す、出雲崎寺泊の間なる海濱にあたる、西越庄の北偏なれば此新稱あり(北西越村は今寺泊町の所管に歸す)

久田(クッタ)　山田と出雲崎の間なる海岸なれど、今西越村へ併せらる、戊辰の役、官軍此に築壘して志戸橋寺泊口の東軍を拒みたり

郷本(ガウモト)　島崎川の下水を洩漑せしむる渠溝あり、島崎村より西に開鑿して郷本の濱に於て海に歸す、長四十町許　○郷本濱七石山に伊奈胡(イナゴ)の城と云ふ塞址あり、(一書與奈胡と云ふ)小法師某の居る所とて、又主馬判官と云ふ武人居り、其人の事を土俗淨瑠璃曲に作りて、郷本合戰と名づくと。〔越後野志、同土產〕

(伊奈胡山)

柏崎領風土記に、式内古志郡宇奈具志(ウナグシ)神社今其所在を知らず、伊奈胡(イナゴ)山もしくは此社地にて、宇奈具志轉じて山名と爲り、社亡び伊奈胡と訛れるにやと論ず。宇奈具志神は高志國造の祖稻輿命なるべければ、此說熟考ふべし。神祇志料には宇奈具志社今亡ぶ、之を土人に訪ふに、古志魚沼二郡の界に稻越村と云あり、宇奈具志と稻越と音相近し、神社疑らくは此地に在りて、大彥命の男彥背立大稻輿命を祀れるか云々とあり。

夏戸(ナツト)　島崎の近地なる一村なるが、今田頭と共に郷本山田等に併せ、北西越村と改む。○夏戸に志田氏の城址あり、志田は六條判官爲義の三男義廣を祖とすと稱し、謙信に從軍したる山城守秀義、源四郎義時、修理亮義分など軍書に見ゆ〔略風土記、土產〕

志戸橋(シドバシ)　今北西越村の大字にして、郷本と島崎村の間に在り。○續國史略後編云、明治元年五月、官軍既略長岡與板二城、東軍部署拒之、列砦自出雲崎、連栃尾山、相持攻戰、而會津師、庄内師、桑名師、陣于信川西、將拔與板城也、其會津師陣島崎、庄内師陣志戸橋、桑名師陣日浦(ヒノウラ)、既而皆潰、走入會津。

大和田(オホワダ)　略風土記云、寺泊大和田山の間、少しの水溜りありて、冷水なれども常に湯の沸が如く泡立てあり、是に火をかざせば忽然燃る也、長久保子玉曰、越後有七奇、然唯火井油泉以爲奇、大明一統志曰、其地界有火井不過二三所、云々、この池も正しく其一也。

寺泊(テラドマリ)　今寺泊町、人口四千七百、出雲崎より三里半、新潟へ十一里半、北陸道の驛なり。古名伊神之渡(コレカミノワタ)戸濱(ベ)と云ひ、延喜式の伊神の驛にあたり、佐渡の航津とす

(伊神)

按に延喜式に驛店を錄し「伊神渡戸、船二艘」の文あり、伊神渡戸は訓みてコレカミノワタベと云ふ、國上(クガミ)の渡邊なり、今の寺泊と見て可なり。袖中抄に「弘仁十三年、國分寺之尼法光、建布施屋於古志郡渡戸濱、施墾田四十餘町、置渡船二隻、令往還人得濟度之便」とあるは寺泊の名の由て起る所なり、但し國分寺の尼は國上の誤たること、延喜式の伊神に照らして明らかにし、今國上村は西蒲原郡へ入り、其近に渡部村あり即渡戸濱の遺村にして、其の田の地なれば昔は本郡の境内とす、寺泊と相距る一里餘、又按に伊神をコレカミと訓ませるは、稍穏ならざるに似たれども、陸奧の栗原郡は伊治城の地にてコレハルをクリハラに轉じて音寄せる例も有れば、必しも否とせじ。且此濱を國上の濱と曰へる別證ありて、寺泊の名は當然國上寺に因れるなれば、伊神は國上に同じきこと疑を容れず。今西蒲原郡に入れる國上村は國上山の山村にて、寺泊は國上濱の古村と知るべし

(渡戸濱)

撰集抄云、過ぎにし比、越後國寺泊と云方にまかり侍りたりしに、彼里は海のほとりにて、興よりの津にて、貴賤あつまりて、朝の市の如し、たゞ海の魚くず、山のこのみ、布衣の類をうりかふのみにあらず、人馬の族を賣買せり、其中にはいとけなく、又さかりなるは申におよばず、頭はしきりに霜雪をいたゞき、腰にはそゞろにあづさの弓をはりかゞめて、今日あすともしらざるものゝ、しばしの程の命を惜みけむとて、そこばくの僞を搆へ、人の心をたぶらかして、賣買せるを見侍りしに、すゞろに泪のこぼれて侍りき。

一本には「越後之國々上村」を「越後シタノ上村」に作る、是は「越後之國々上村」の形似より誤れる文言なるべし。

柏崎領風土記云、寺泊は弘仁天長の間、五十嵐左衛門利忠と云者の開發止住する所にて、地名をトマリ又寺尾泊とも云ふ、嘉元年間まで五十嵐氏の裔にて領せしとぞ、其後何れの領となり何れに屬せしや定かならず、按ずるに新田上杉、領たるべし、白山權現社、社地二十七間、町の東側山の上にあり、總町の鎮守なり、勸請の年代詳ならず。○按に白山は加賀國の名神にして、石川郡味知郷に在りて、道公の氏神たり、道公は大彥命の裔孫にし

て、上古北陸の貴族とす、此地は殊に古志郡と云ひ、古志浦の名さへあり、越國の舊邑なれば、白山神の祭らるるは、情所由ありと爲す、古志郡の條下を參考すべし。

又按、里俗、弘仁天長の比の開發と云ふは、淺人の妄臆にすぎず、寺尾泊とあるも、是は義經記に見ゆる名なれど、誤寫に出でしならん、爾餘の古書には皆寺泊浦と記し、寺尾泊とは云はず。名寄は此里人丸山元純が寶曆中の撰述にして、當國地志の嚆矢なるが、其書に既に此等の謬說ありしは最惜むべし。

名寄云、義經記に「義經直江津より舟に乘り、逆風にあひ能登國鈴が御崎迄吹やられしが、風直りてとある濱邊に吹よせたり、何處ぞと尋ねられしに、越後寺尾泊と申ければ、各やうやう人心つきて、さて久賀躬(クガミ)山の方へ通り過行」とあり、寺泊を昔は寺尾泊と申侍りて、古き帳どもにも見ゆ、此泊そのかみ鹽燒くあまい子のみ住みて肉なりしを、鎌倉三代將軍の時代より、居家もつきつきしく暮らし侍りし、承久三年、順徳院佐渡國へ遷御の時、寺泊浦に御船よそほひの間、驛長菊屋が館に滯留、今も其家の庭に續し山の中段に、平かなる所あり、此を是居の趾なりと傳ふ。○柏崎領風土記云、菊屋は寺泊の驛長にて、五十嵐を氏號とす、其家傳に曰く、坂上田村麻呂の裔孫、五十嵐左衛門當利を家祖とし、其子忠宗の時越後國に任を蒙り下向、當國下田郷に居る、其子利東此地を開發してより代々居住、之を五十嵐氏の祖とす、(今按、五十嵐は當國の地名にて又名族とす、諸郡に其裔あり、此傳疑ふべし)數世をへて新五郎貞勝に至り、上杉家に屬し功あり、景勝より感狀を與ふ、景勝封を會津へ徙す時、弟某を從はしめ、新五郎は新潟より辭し歸りぬ、民間に下りては菊屋と號しぬ、御當家の初め佐渡國へ御手を立らるべきとて、田中清六を遣はさるゝ時、新五郎先に渡り越して國中觸廻り、內請すみての後、清六を迎へぬ、其褒賞望むべき由を命ぜしに、此浦は先祖の草創居住の地なれば、永久諸役免除の事を請ひ、總町の大勢と恩澤に浴せんと願ひし故、清六より此地の領主、渡部(ワタベ)の城主柴田佐渡守と內談し免許の請を聽しぬ、然るに國主堀久太郎より佐渡の國の事に遺恨有て、佐渡守も非分に落ち流浪し、新五郎は牢舍となる、家奴新吉と云者は溝口伯耆守に兼々懇遇あればとて、寃狀を認て救を請ければ、伯耆守速に新發田を發し堀家の城下へ到り、赦免を乞はれけれども、許容無きにより、伯耆守手勢を以て牢を圍み、赦免なくんば盜取らんと無理に貰ひ、新發田へ引取り祿を給ひ、田中清六も大久保石見守に請ひ、堀久太郎家老へ書を贈る故宥免を蒙り、再此地へ歸り住す、其より代々大肝煎をつとむ、古文書存ず。

承久軍物語云、承久三年七月廿二日、新院佐渡へ遷幸あるべきよしきこえけり、ぐぶの人々には甲ひの兵衛のすけ教經、北面にはとうのさゑもん大夫やす光、女房にはうゑもんのすけ以下三人まいり給ふ、ゑちごのくに寺泊に着せ給ひて、御船に召んとしける時、右兵衛のすけのりつねやまひ大事におはしけるが、御船にもまいらず、やがて彼所に失せ給ふ。○東鑑云、承久三年七月、新院遷御佐渡國、花山院少將能氏朝臣、左兵衛佐範經、上北面左衛門大夫康光等供奉、女房二人同參、云々、羽林依病、自路歸京、武衛亦受重病、留越後國寺泊浦、云々。(六代勝事記の文之に同し)

寺泊に至りて海つらなる家に宿りぬ、此やどれる家の向なるは、五十嵐某が家なり、承久のころ順徳院のみかど、佐渡國にうつらせ給ひし御時、此寺泊に宿らせ給ひける御跡は、此五十嵐氏のかきへに、今猶殘れりとなむ、古き家なりや、道なかりし世には、帝の御上にてもさる御なげきは有けりと、畏くも悲しくも思ひ奉られて、　泉　園

今も猶想へば袖に波ぞよる沖つしほ風あらかりし世を

寺泊の遊女初君の歌、玉葉集に載せられたるをおもひ出て、

蟹の子の波に潜きし昔の葉の玉は越路の浦に殘れり。

（越浦）

名寄云、越浦(コシノウラ)は寺泊邊の總名也、昔は古志郡に屬しけるにや、今も諸國客船の入來る大濶(オホマ)の並びに、小濶が御崎と稱し、少し濱の出たる所を越之濱と申侍也、此浦の風景、磯山の松風靜に、渚の白波たえずして、遠く米山(ヨネヤマ)の高根雲に聳え、近くは伊夜日子の山孤立して、富士の風情にも似、海上は遙に佐渡の島波間に浮びたる類なし、現在六帖に爲兼卿、

降つゞく雪の高濱はるばると帆影も見えぬ越の浦風、

とあり、玉葉には「爲兼卿佐渡國へまかり侍りし時、越の國寺泊と申處にて、申送り侍し初君のうた

物思ひ越路の浦の白浪も立歸る習ありとこそ聞け」

凡越浦越路浦二名一所にて、皆寺泊浦なり、松葉集にも載せたり。○今按、南北分亂の比、妙法院宮宗良親王、義軍を督勵し東國に患苦したまへるは、史傳に多く見ゆる如し、其一時當國に駐在し給へる事も、御集に徵證すべし、當年の征討經畧の狀勢は、世に傳ふる所なけれど、寺泊に留止したまへるより推せば、豪族五十嵐、池、風間の徒を御方とせられしを知る、彼菊屋の宅址と云ふは、卽陣營にもやと想はる、御集に曰く、

百首歌よみ侍し中に

夕暮の宿りもとらで歸雁越ぢの山はよるやこゆらん、

興國二年、越後國寺泊といふところにしばしすみ侍しに、歸雁をきゝて、

ふる郷と聞し越路の空をだに猶浦遠く歸る雁かね、

旅の空にも年月のみつもり侍ぬれば、故郷もさすがに戀しく侍しに、千首歌よみ侍し次に、歸雁、

春きぬと別かるゝ雁の我ならば歸る雲路にねをばなか

とを。文化七年、篠田鴨齋五十嵐氏の爲めに其遺蹟記を作る、而も其具兵王の事に及ばず、舊經殘闕を云々するのみ、其他の事を知らざる、世俗なくかくの如し。

法福寺（ホフフク）　寺泊の古利にて、俗に專ら法華堂と云ひ、日蓮の事蹟を傳ふ。日蓮遺文の高祖書翰の中に、越後寺泊津、自此大海判佐渡國、順風不定、不知其期云々、とあれは、其證なきにあらじ。〇柏崎領風土記云、文永八年十月、宗日蓮の佐渡へ配流の時、この所に石川右衛門吉廣と云者の家に留り出船を待つ、吉廣歸依のあまり新に井を掘り、硯水にそなへ、火を改めて供物を奉調へける、日蓮即法華を述作し吉廣に與へ說法七日に及ぶ、後此地を佛場とし祖師堂を造立す、又統記拾要に載する所は、日蓮寺泊へ着、大越涌三郎と云者の方に逗留する事七日、逗留の間に下總國中山の富木日常へ書を贈る、之を寺泊の書と稱す。〇又照明（セウミヤウ）寺あり、當國二十番の巡禮場にて、本尊聖觀音とぞ。又圓福（エンプク）寺と云ふ禪林に、五輪石塔二基并び、最もふるびたる狀にて、苔色蒼然たり。名寄に、俗說之を忠信の塔なりと傳ふるにより、信夫庄司の子佐藤忠信（源義經の從士）の事に取合せて述ぶる所あり。然れども口碑に忠信の墓と云ふを信とし考ふれば、大納言藤原忠信のものにや、忠信は承久の亂に鎌倉武士の拘執する所と爲り、越後に流さるゝ事東鑑以下の諸書に見ゆ、尙考ふべし。（忠信の姉は高倉宮に入り、後鳥羽帝を生み、又姉妹三人皆後鳥羽順德の宮人たり、一妹は鎌倉右大臣實朝の夫人たり、其權貴おもふべし）名寄に又、寺泊の南四里大門（ダイモン）（今中越村）の正應寺をも佐藤忠信の菩提所、鎌倉の大覺道隆禪師の開基にて、左大臣冬嗣の草創と云へり、玩索すべし。

(圓福寺)

白岩（シロイハ）　今寺泊町の北偏を白岩と字す、古書に白石浦（シロイハ）と云ひ、里俗評判の地也。〇外交志稿云、貞應二年五月、異船一隻越後白石浦に來る、長十餘丈、船中作法を構ふ、船内の餘屍に四人を存す、其人多く銀貨を齎らす、後京師に入り物貨を鬻す、或は高麗人となし、或は靺鞨人と爲す。〔百練抄、東鑑、顯承述略〕〇東鑑云、貞應三年、二月、去年冬之頃、高麗人乘船、流寄于越後國寺泊浦、仍今日式部大夫（朝時）進其弓箭以下具足于若君御方（將軍）、則覽之、奥州（義時）以下群參、弓二張、假令如常、但頗短、似馬弓、以皮爲絃、羽黒一、太刀一、常刀、脚細長體也、刀一、大略同常刀、帶一筋、以緒組之、彼帶中央附銀簡、其中注銘四字也、銀匙一、筥一雙、動物骨也、櫛、以皮作之、櫛袋入之、具足等者非吾國之類、皆見形知名、於四字銘者、交士數輩令參候、無讀之人、云々。〇名寄云、寺泊荒町と磯町との中間に戸船の間と云あり、貞應二年の冬、高麗人の漂着したる處也。

地學雜誌云、寺泊の東北二十町許に字須走（スバシリ）と云ふ一小村あり、此地内を流れて海に注ぐ一小河あり、是は地方に名高き大河津（オホカウツ）堀割工事の末流にて、其兩岸砂岩層中には石油を含めり、夫れが爲め春雪溶融の際、若しくは大雨霖雨の節、土砂崩れ矢の根石を露出すと云ふ、而もまた地層間に夾まれる者あり、此石は多分人造物に非さるべしといふ（今按、石器土器類の、地表下數尺なる積層の間より發見せらるゝこと多し、是は遼遠の上代の製作なるべく、人造物にあらずと爲すべからず）

野積（ノヅミ）　今野積村（瀬野氏云、野積とは隱海（ノヅミ）の義なるべし）　寺泊の北一里半、國上山を背にして海岸に向ふ。凡野積以北彌彦山麓の海岸を浦濱（ウラハマ）と稱す、岩石洞窟の奇勝あり、西蒲原郡に之を詳にす。

西生寺（サイシヤウ）　名寄云、野積浦西生寺は海雲山瀧泉院と號す、寺祿高十石、山林免除せらる、本尊彌陀、行基作と傳へ、弘安年中、南都興福寺の壽平上人、鎌倉殿の下文を帶し再建、越後出羽奧州三箇國を勸進して中興す。明應二年癸丑六月十八日、大地動にて一時に破壞す、住持其後やがて長尾家の命を請て、國中の助錢を求めて再興す、南大門の坂の上にアケクチ石と云ふ一巨石あり、是は昔此浦の民、[illegible]を泊めおきし石なり、仍ほ今も之を傳へて[illegible]の利口ち此石に供へおきしと也、傳ふる說に曰く、

甘[illegible]の日あまり石に腰かけん法[illegible]いうときくに、

又此寺の東岩坂（イハサカ）に昔弘智法印てふ修行者住みけり、上州国山岸村の人にて、此寺に住したりしが、後此山に分け入り岩坂に庵を結び、終に即身成佛の[illegible]を示して入定したりと、其即身入定の體今に龕中に安置し、當國には入口村の話柄とす。（按に此寺は聖武帝の勅建とも傳聞す、延喜式に當國西隆寺料一萬束と載せ、後世西隆寺の名なし、もしくは西隆は西生の音訛にて、此寺を云へるにやと疑ふ。）

三千風行脚文集云、不慮内仲の懷拜せんと、海雲山西生寺に入る、五房の[illegible]寺に行き、法印の古傳を尋ね侍しが、八百餘歲の大昔なれは、度々の回祿に[illegible]物皆失して、只俗言の傳へのみにて侍り、既に法印は大師の御弟子として六根淨に入、それなる道邊の石室に安座して、定心無動、肉身永く堅にしてけり、四百年以前迄は印結堂々としておはせしを、野[illegible]疑心の僧、檜にて右の側腹を突しより、其時姓にて侍りし、こなたの古塚はその疑夫割死の墓にこそ侍れ、僧日は卯月八日、此濱邊七浦の姥子、麻を手一束宛持來して、一日の中に紡績織縫、仕立て衣更し侍る、是もその始をしらず、寺院往昔より守護不入の地、少の院田を耕して香花の便とし侍り、所謂は只法印の遺骸末代の證據なりと、云々。

圓上寺潟（エンジヤウジ）　又圓淨に作る、湖池の名にして、方半里程あれど、近世排水開田して頗縮小す。寺泊の東一里、丘陵は池の西南を圍み、東北は低野を以て

信濃川に平瀉す。大河津分水渠は此池を通じて起工したりしが、完成せずして止む。（潟の北邊なる圓上寺、京が入、乾ヶ、中村根等は今皆寺泊町の管內とす）島崎川は南より來り、潟の東を過ぎ、直に西蒲原郡へ入る。

按に越後治亂記に「天正八年卯月、三條攻の時、景勝公地藏堂町に馬を立らる、信濃川に舟橋を掛む迚、寺泊の浦より數百艘の舟ども、其間二里餘ありける椎谷川を引寄ける、山を舟の通ふこと前代未聞の例也」と錄す、椎谷川と云ふこと詳ならねど、大意寺泊より地藏堂へ舟を運びたるにて、其天然の地峽を利用して、通路と爲せる形狀と見るべし。〇北越奇談云、石鏃は總て北越所々、山中通に古き社地城跡などにもあり、雷斧石を之にまじへいだす、又俗に天狗のメシガヒといふ物を出す、石鏃に似て形異なり、頸城郡には大光寺村山中、神田山、三島郡には圓上寺潟の北、京か入村、渡部村、長者岡、竹森、蒲原郡には伊彌彥（イヤヒコ）山、龍村の畑、黑瀧の古城跡等なり。〇北越雜記云、圓上寺潟は山岡周環し、池沼二區に分れ、入潟は小に、前潟は大なり、古來西の方寺泊濱に越ゆる山を拔き、或は渡部山を堀りて、沼の溜水を落さんと謀れど成就せず、四方の地沼より數尺高し、又島崎川東に流れて、動もすれば洪水流れて沼池へ落來る、元文年中、蛇塚、中村根の地を堀り、新に島崎川の底に樋を埋て沼水を拔き、東方數十町を經て西川へ落したり、之に因り沼の淺き所は田に開かれたり。

桐原（キリハラ）

（桐下）

圓上寺潟の南方、島崎川の邊なる丘原の古名なるべし、後世上下の桐村ありて、即桐原の名の遺れる也、今上桐（カミキリ）は島崎と合せ、桐島村と云ひ、下桐は大河津村の管內へ入る。延喜式、古志郡桐原石部（イソベ）神社は下桐の和田（ワダ）に存す、（和名抄、古志郡文原鄕とあるはもしくは木原にて、即桐原の異書にや、文と木は形相誤り易し）大塚と云ふ古墳もあり。

「小川キリ原手地、此度改而其方預置、向後共ニ無沙汰なく申附、所納可致者也、仍而如件
　永祿六年正月廿三日　　　輝虎
　　　コントウ新介カタへ」

「今度長倭退出に附而、中夫之儀申附候間、村何事毛無如在相調可申者也、仍如件、　清水　彥介
　文五　十一月八日　　　長谷川忠右衛門
　　　　　　　　　　　　黑江　治右衛門
　　　新介とのへ」

「慶二之分、下桐原村之白井左衛門元皆納之事
　合六石六斗壹合　　本符見出共に
　　此內貳石四斗は見出
　右之內壹石五斗は白井殿元納
　　此外五斗は江堀中使免に引
　右皆濟之處實也仍如件
　慶長三年正月十四日　　志駄　修理亮
　　　中使新介殿」

以上は下桐の近藤文書なり、小川キリ原とある小川は石部神社の北方の地也、此社の式內たる由は寶曆九年村民より領主村上侯へ届出にも見ゆ、桐原を桐とのみ呼ぶことゝなれるは、切腹と相通ひ不吉なればとの故也、元祿以前の事とす、下桐にも石部神社あれど、下桐を本元とする歟、蓋石邊公の祖神也、姓氏錄に「石部公、大物主命子、久斯比賀多命之後也」とあるに符合すべし。

按に越後治亂記に「享祿二年、飯野城主黑崎慶伴は古志郡の長尾氏景を襲はむとて、蒲原まで下り、氏景へ明日村田迄罷越狩野仕度、云々」と、又「爲景信州落の時、中郡に於ては、蒲原の城主高梨播磨守景宗、是は飯沼頼河守爲景が妹聟にて武功の人なり、一徒の三大將一手になり、高梨を攻落さむと、景が馬場を陣所に取けるに、高梨夜かけして、脇道より忍びより討てかゝり、石田備中守を討取ければ、五十嵐、大須賀敗軍して上越後へと落行けり」とも載す、蒲原の地名詳ならずと雖、村田の村名のこり、景が馬場は寺泊の東なる圓上山の坂路なれば、その蒲原と云ふも此邊なること推斷すべし、もしくは蒲は桐の誤寫にあらずや。

竹森（タケモリ）

今下桐原の近地とす。北越奇談云、當國にて燃土は頸城郡米山の南潟町（カタマチ）の邊、鵜の池、朝日の池、同く柿崎（カキザキ）の東田の沼より出る、又三島郡竹森（タケモリ）の淵池及び田の沼より出づ、其外所々に多し、是謂ゆる桑田碧海の變、上古艸根木葉深く落かさなりて、數千年をつみ泥土の如くなりたる物也、是を田家の人切あげて、日に干し焚けば即燃ゆ、日本書紀に「天智帝七年戊辰、五月、越國進水土、可代薪油者」とあり、上古已に此一奇を出す。〇按、此に謂へる燃土は泥炭にして、他州にはスクモネツコなど唱ふるに同じ、天智紀なる燃土も今の褐炭にはあらざるべし、當國に褐炭の產地なきにあらざるも、地表にて人の耳目に入り易きは泥炭を推さざるべからず、名寄にも蒲原郡の沼田の下三四尺も掘返せは、黑き燃土の出づることありと云へり、又同じ。

根古屋（ネコヤ）

（峰陣）

今桐島村の大字にして、島崎村の東なる陣（ヂン）が峰の下に在り、陣か峰は與板町の西北にあたり、信濃川の左岸に屹立し、標高數丈ならざるも、東北方なる平野（南蒲原、西蒲原、中蒲原）より遠望して目標と爲る、此山は名に負へるごとく、陣城の趾あり、根小屋の名も陣城の根小屋の在りしより起る。北越軍記に、天文年中黑田和泉守秀忠の據守したるを新山砦と曰へり、此根古屋にあらずや。〇柏崎領風土記云、根古屋繁慶寺は刈羽郡北條普廣寺の末山也、明應七年諸國大地震にて、民庶死に至るもの少からず、其骸を葬るに暇あらざれば、其儘に指置けるが、普廣寺の二世義傳と云僧彼死體を憐み、其もより〳〵に葬り回向してければ、當村の領主力丸中務

慶退城外に伽藍を建立せしむ、之を繁慶寺とす。

島崎川(シマサキ) 出雲崎、寺泊の東なる丘陵の間を縦に通ずる溪流にして、其源西越村は刈羽郡界にあたる。東北に流れ、五里餘にして、地藏堂町の北に於て西川に入る、此川島崎に於て一水路を分ち海に放ち、又圓上寺潟において大河津の堀割と交會す。

島崎(シマサキ) 今上桐原と合せ、桐島村と改む、寺泊の南二里、與板の北二里、島崎川筋の大村にて、市邑の狀を成す。

越後國頸城郡、新庄内一分地頭、秩父三郎蔵人高長軍忠事、右當國大將屬佐々木加地近江權守殿御手、馳參最前御方刻、小木、風間、河内、池一族等、西古志郡島崎城立籠之間、馳向搦手追落上、里見韓阿門寺中慶存生打、飯野三郎二郎兄弟被誅畢、云々、建武三年二月、(日本史料)

(小丹生神社)

神祇志料云、式内古志郡小丹生(チニフ)神社、今島崎村に在り、出田明神といふ、此地緒土最美、いはゆる丹土なり。式社考證云、島崎の出田明神を、今式の宇奈具志神社に引きあつるは、吉田家許可の誤に由る歟、伴信友の正卜考にも、此社の禰宜の神事を執きたれば、宇奈具志神にあらず。北越雜記云、出田明神の社境の土を、麹室に浮加ふれば麹よろしとて、之を乞ふもの多し。

小島谷(ヲジマヤ) 今村田と併せ島田村と改む、島崎の南に隣り、村田は更に小島の南西とす。小島谷千石は近世稲葉氏の邑たり、是は元祿中高田城主稲葉丹後守正通、其弟惣十郎通周に分與す、高田轉封の後、小島谷千石は舊に依り稲葉氏に傳へ、明治に至れり。

戊辰の亂に、村上、庄內、水戸、桑名の諸兵は小島谷、日野浦、島崎等に據り、出雲崎與板の西軍と相爭ひ、五月中旬より七月廿九日に至る、八月一日長岡再陷の報を得、地藏堂三條に走り遂に潰散す、日野浦は今島田村の大字とす、與板の西一里半。

(妙法寺)

村田(ムラタ) 村田妙法寺は日蓮宗の名刹にして、鎌倉妙法華寺日昭上人の法脈なり、近世寺領三十石を傳へたり。〇初め日昭鎌倉玉澤の地に妙法華寺を創建せしが、天文七年兵亂にあひ、寺僧日弘、日南越後へ走り、上杉家に倚頼して村田に居る、妙法寺是也、文祿中僧日稜村田を出て伊豆國に妙法華寺を再修す、日宗の一別派なり。

越後治亂記云、享祿三年五月、飯野城主黒崎脩半入道は古志郡の長尾氏景を襲むとて、狩野にて筒原(桐原にあらずや)へ下り、先手二之味の備を調て、氏景へ使者以て云入けるは、古志郡は領掠多候と聞及候、明日村田迄罷越、狩野仕度、云々。

西越(ニシコシ) 舊庄名に呼び、島崎、寺泊、出雲崎の邊を總べたり、陣が峯以西の大名に使用せられし也、乃古志郡の西偏なりければ西越とは云へりと知らる。今は特に島崎小島谷の南なる澤田、藤巻、小木、大門等の數村を併せ西越と號す。

續新史料云、官軍六月以來、出雲崎口戰場に對し、所々砲壘を設、諸藩一同日夜盡力、砲戰罷在候處、七月廿六日、藤巻木の葉山臺場より、賊巢へ烈敷砲擊、其勢に乘り賊壘へ攻登候處、賊等敗走に付、島崎山田迄繰込候。(藤巻(フダマキ)は出雲崎と與板との中間にて、島崎の南二里許、)

(藤巻)

大門(ダイモン) 今松本、林澤、寺石等と合せ西越(ニシコシ)村へ入る、大門は正覺寺の舊域なり、此寺鎌倉の道隆禪師を開基に推し、佐藤庄司忠信の墓墳所なりと云ふも、實は大納言藤原忠信の菩提所にやとおもはる、寺泊の聞稱寺を參照すべし。

忠信は東鑑「承久三年、坊門大納言忠信、自遠江國舞澤歸京、是依今度合戰大將軍、千葉介胤綱預之下向、而妹西八條禪尼者、右府將軍後室也、彼舊好申二品禪尼之間、所宥也」と載せ、越後へ配流の事は大日本史に見ゆる如し、猶考究を要す。

乙茂(オトモ) 今西越村の大字也、續新史料、官軍七月廿五日五ヶ山臺場は、賊砦を距る四丁許なり、八月廿二日夕方、俄に賊砦より烈く發砲、廿三日廿四日、同樣砲戰有之候、同廿四日夜中又々砲聲烈く、長岡城下に村々燒火相見る、云々。

小木(オギ) 今西越村の大字とす、或は小木(オギ)に作る、島崎川の源頭にして、南は刈羽郡別山村と相分つ、小木の東に大坂山あり、脇之町の西に當る、北越軍記に沖野庄内と云ふは小木を庄號に呼べる也(荻之城山の麓に石油井あれど、涌出盛大ならず)

(荻)

北越軍記云、宇佐美駿河守定行は長尾爲景と楯つき、永正六年より大永元年まで十三箇年取合、柏崎より沖野庄内迄切從ひ、出雲崎寺泊新潟も手に入。〇翠風土記云、荻城主松本大學忠繁は謙信に仕ふ、又左馬助あり、其子賢。〇按に建武三年色部文書に「小國兵庫助政光、荻、風間、池、河内以下一族」(荻を一書には小木に作る)とあれば、是等皆小國の氏族にや、松本といふも西越村の大字に殘るは傍證と爲すに足る。

大川津(オホカッツ) 今隣接の村落と合同して、大河津村と稱す、圓上寺潟の東にして、信濃川の左岸なる堤防に因れる里とす、(與板の北二里、地藏堂の南半里)信濃川の屈折する所に當り、此にて西川の一派を分つ。

明治三年、政府大河津の分水路開鑿を許可し、五年三月、新發田以下の七藩に夫役工費を課徵し、高田以下の七藩をして之を補助せしむ、大河津より西北、圓上寺潟に水路を開き、丘陵を穿破して寺泊浦に至り、以て洪水を此口より排去せしめ、諸郡の氾濫を免れしめんとする也、工役未だ終らず、亂人あり時政に不平也、口實を此課役免除に假り、人民を煽動し、遂に役夫を指揮して、暴掠を行ふ、四月三日也、首謀會津浪士渡邊悌助就刑、騷動付日ならずして平ぐ、而も政府は新潟柏崎の二縣に令して

(大河津堰)

工事を停止す、其開鑿の跡、今猶大河津堀割と唱ふ。

萬善寺　今大河津の西に在り、又村名にも呼びしが、大河津へ入る。○柏崎領風土記云、萬善寺村の堂灑塚は民家の北に在り、塚の數五あり、大なる者は三間三尺四面、小なる者は一間四面あり、往古萬善寺回祿せし時、多くの佛像焼失したりしを埋めて、塚を築きたるなりと、萬善寺は舟岡山東照院と云ひ、眞言宗にして、和銅年間泰澄の上足臥行者の開基なりと云へども、今衰微して詳なる事知りがたし、鎭守は神明石尊山王の三社なり、中にも石尊の社内は女人結界の地にして、國家鎭護の靈社なりしぞ、今は是等の事も皆廢せり、今存する所の者僅に本堂萬善寺、來迎寺のみなり。

與板　今與板町、人口五千七百、信濃川の左岸なる大邑にして　宮本川（一名黑川）此に於て信濃川へ入る、長岡へ三里、新潟へ十五里、水運の利あり。

與板城址　井伊氏の舊封邑なり、初め井伊右近太夫直勝（直政の子）家督を弟直孝に讓りしが、元和元年、別に封三萬石を上野國に賜はり、安中城に治す、子直好の時、參州西尾に移り又遠州掛川に移りしが、寶永二年、直朋の時故あり削封、族直矩に與板二萬石を賜はり、此地に轉じ陣屋を建つ、文化元年城主格に列し、陣屋を修理して城と云ふ、以て明治維新に至る。

與板は之より先き寛永十一年、長岡城主牧野忠成、其二男内膳正康成に一萬石の墾田を賜與し、其陣屋を置ける所なり、三世康重の時、元祿十五年信州小諸城へ轉封せらる、井伊氏乃之に代る。

戊辰の亂に、東軍與板を攻む、五月下旬より爭戰七十日に渉る、兵禍の慘害長岡に亞げり。本藩注進狀の一に曰く、五月十九日、長岡落城の後、其殘賊蒲原郡匝集之賊徒に合し、同廿四日、地藏堂驛より大河津村邊へ進來候に付、不取敢金ケ崎村、遠之浦村、鹽の井村、原村等へ人數及分配、長岡關原の官軍へ援兵を乞候處、同廿七日、賊徒俄に金ケ崎へ向け襲來、本與板村迄引揚、諸隊合力防戰、翌廿八日、薩州始め追々援兵の官軍相加り、夫々手配り申合せ、朝六ツ半時頃より、鹽の井口へ進撃、戰爭引續ぎ、本與板村口、若之浦村口、出雲崎街道、大坂塔場邊、原村口等所々大戰爭に相成、一旦賊軍追退け候得共、衆多之賊兵山谷之要害に據り、出沒轉戰、城北兜巾堂山、町端稲荷祠邊、原村等にて各々奮發勇撃、賊徒を打退け申候。○名寄に與板は吉川庄にて、舊名大津とも號すとあり、一書には式内古志郡に都野神社は與板八幡也と說く、大津と都野相因むなきにもあらず、今與板町の西なる宮澤、南原等を大津村と稱す。○北國太平記「天正十年、預伊田城主直江山城守景綱」また北越軍記「與板城主樋口與宗右衛門は木曾義仲の四天王樋口次郎が後胤也、其子與六兼續は直江の智養子と爲り、後直江山城守と號す」、兼續は此地の邑主ならねど、此地の樋口氏の子なりければ、預伊田城主とも謂れる歟、景綱も兼續を謂れる也、且是等の與板は今の與板町にや、又本與板にや、また越國內轄弓箭に「中郡與板筋は、永正二年、高梨播磨守人數を以、次の年迄粉骨を盡す」云々と載す、與板筋とは山東郡をば云へるなり。

（飯野）

軍書に飯野、飯沼と云ふ地名を載せて、與板の邊にやと疑ふ點もあれど、不明なれば、假に此に係く。○治亂記云、享祿二年の頃、長尾氏景十七才にて父景治に後れ、日も過ぎざるに、上越後飯野城主黑崎慶牛入道藤原勝宗、狩野の體にて氏景が古志郡の城へ押寄せしに、氏景謀を以て勝宗を打取、古志郡をば弟景光の子息千代松へ渡し、我身は上越後へ入部、云々。○軍記云、飯野景久は長尾同苗にて、謙信の一門なり。○又治亂記云、永正二年、爲景越中へ出馬、先手の大將は村上天皇の御末、筑前守源頼明の嫡流、飯野源太頼久、云々。○又軍記云、天文廿二年、謙信直江神五郎實綱に下知して、飯沼玄蕃允頼清を退治せらる、是は先祖飯沼遠江守頼泰、同日向守政清より源太頼久迄、代々忠臣也、殊に頼久は滑川にて爲景の命に代る、然れ共子なきにより、家人波多野を以て其後室と夫婦にせられ、頼清と號す、爲景討死の後、頼清府内へ出仕せざるにより、則飯沼が旗下直江に仰せて、頼清を退治有て、其領地を直江に賜る。

（岩方）

金崎　今大河津村大字岩方の邊を云ふ、戊辰の戰爭に東軍の築壘したる所也　初め五月、官軍敵を追撃して柏崎より長岡與板に迫り、一隊は直に與板に入り猶前進す、東軍返戰、官軍を金が崎に要撃す、官軍敗走、與板東軍となる。是より西は出雲崎に至り東は見附に至るまで、一帶の地戰線と爲る、綿亘十里、江山皆兵、戰鬪晝夜やまず、七月の下旬に至りぬ。○維新史料云、七月、官軍與板臺場日夜砲戰、小迫合あり、廿四日夜、長岡表煙火とひとしく、砲臺間近く賊等押來、嚴敷打掛り候得共、官軍砲臺を嚴守し及烈戰候處、終に賊徒退散、其後廿九日迄日夜迫合、八月朔日朝賊兵陣屋自燒、竊に逃去候。

吉河　舊庄號なり、近世は與板、脇町近傍の諸村を吉河庄と稱したり、東鑑文治二年の條に、當國吉河庄は高松院御領たりし由見ゆ。吉河は本來宮本川の一名にや、宮本川を此邊には黑川と呼ぶ、即今宮本川の北、信濃川沿岸の村里を黑川と命ずるは之によるのみ。

（黑川）

宮本川　又黑川と云ふ、宮本驛の西南油田山（刈羽郡界）に發し、東北流七里、與板町の東を過ぎ、直に信濃川へ入る、與板より柏崎に通ずる驛道は此水脈に緣り、脊地峠に向ふ者とす。

大津　上條、氣比宮、槙原、宮澤等を併せ大津村と改む、舊庄名なり、今與板の西南脇町の西北なる逆谷、西谷に觀益寺てふ名剎あり

名寄云、觀益寺は養老二年草創、大同二年殿閣建立、

方七間ありて、寛永元年、大雪の爲め破損、長岡城主の助力を乞て再興、本尊藥師如來は行基の作とぞ、白木のまゝ刀痕を存す、延寶三年、仁王像の腹内より記文を發見す、

(西谷)

維白、奉造立普済寺二王之事、彼寺者養老二戊午年行基菩薩開基也、次慈覺大師信〔illegible〕知者、高大夫開基、延喜元辛酉年再興也、其後開山上人三代建立、願主金剛佛子修印房清信、大佛師石見法橋慶祥、別當金剛佛子慈上房永勝、地頭相原周防守殿、云々、慶應二庚午年卯月八日、

(普済寺)

此寺の奥院を曼陀羅寺と云ひ、今零落せり、一書に河津三郎の三人の子息の二人は曾我太郎に養育せられ、其一人は禪師房寶永とて沙彌と爲り、曼陀羅寺に居れりと説く、東鑑には久賀崎寺に居ると爲す。

脇野町（ワキノマチ）　今脇野町村と云ふ、與板の南一里餘、近世幕府の出雲崎陣屋の出張所を置きたる邑なり、小驛市の狀を成す。

脇町の南を上岩井と云ふ、當國十八番の觀音堂根立寺あり、(此村の鎭守を式内三島郡石井神社に引きあつる說はあやまれり)上岩井の南なる七日市今鳥越と合せ日吉村と改む。七日市は近世羽州上山藩(松平氏)の陣屋を置き、一萬五千石の邑田を治めし所也。

(七日市)

宮本（ミヤモト）　今宮本村と云ふ、與板の南三里、與板及び長岡より柏崎へ通ずる驛道に當るを以て、近時小站と爲る、大字東方あり、大積保の東部の遺なり。

越後内藤寺管云、藤平治様、眞海と中渦殿行者案内者に被成、諸邦御行脚とも聞ゆ、かかる所に山東郡の内、宮本肝煎の門屋に永井半人、茶賣文七と申者訴人仕候、云々。

大積（オホヅミ）　舊庄保の名なり、宮本の西南なる大村田代等を今大積村と稱す、宮本川の源は此より西南なる刈羽郡の分水界に在り。山東郡大積保東方云々の證文は、郡號の條に見ゆるごとし。

關原（セキハラ）　今關原村と云ふ、長岡より宮本大積に通ずる路頭なる大村なり、煙草の耕作者多し。

戊辰の役、七月廿四日夜半より、東軍大擧長岡城の回收を謀り、諸路一時に烈戰、官軍大敗、其長岡の本營を撤して、河西に移し關原に置きたり、已にして官軍隊を整へ返戰、廿九日を以て長岡を取る。

白鳥（シラトリ）　今關原の大字と爲る、東鑑、文治二年當國白鳥庄、八條院御領とあるを見れば、往時庄號にも呼ばれし也。

才津（サイヅ）　今深才、日越の二村と爲る、關原の東なる中大島田野にして、信濃川渋海川の交會にあたり、其對岸を大島と云ふ、長岡市街と河水を隔てて相望む。

(大島)

維新史料云、七月廿六日、官軍大島村附近を守り、川原に持場を相定、晝夜對抗致し、廿九日曉より諸手進擊の手配にて、信濃川を渡り長岡を取返す。

王番田（ワウバタ）　今寺寶、河根川と併せ、王寺川村と改む、關原の北に接する田村也、名寄に、

大番田村は昔妙法院二品法親王此所に移り住せ給ひしより、王番田と稱し侍るとかや、又治風(寺寶)と云村あり、是は供奉せし人に治部卿と云へるがありしを里の名とす、云々、

と載す、牽強さはまれる說なれど、妙法院宮宗良親王が寺泊浦に駐在したまへること確實なれば、何か傳說の誤れる歟。

川西（カハニシ）　關原、脇野町の東なる、信濃川沿邊の四村は、今古志郡の管内たりと雖、地勢已に河流に限られ、自然本郡に入る。

北越軍記に、天文年中胎田の一黨が據守したる一城を河西と云へり、其地不詳、片川邊を土俗河西と呼び、北越雜記に、片川川西城は上杉家の家老五十嵐氏の跡と云ふ、參考すべし。(又三島郡西越村にも大字川西あり、其〔illegible〕の源とす)

藤沢（フヂサハ）　今川西村に改む、戊辰歳七月廿九日、官軍〔illegible〕より返戰の時、其一隊は藤澤より河を渉り、〔illegible〕に至る、高田藩兵の隊將榊原若州之に死す。

槇下（マキシタ）　今四箇村と改む、七月廿九日の戰に、官軍の一隊槇下より渡渉して、先鋒の一隊を擊ち、〔illegible〕つゞいて〔illegible〕戰、遂に長岡を復ふ、槇下の西北、芹川、川〔illegible〕の〔illegible〕を今下川西村と稱す。

(片川)

信濃川（シナノ）　上越後の魚沼高原地、及び中越後の低野を貫流する大河にして、源を信州に發す、故に信濃川と云ふ　二源あり一は木曾山脈の北に出で犀川と云ふ、松本平を流れ、善光寺平、川中島にきて千曲川(一作筑摩川)に會す。千曲川は關東山系(甲信武三州の交界)の金峰山、甲武信嶽に發し上田平を流れ、遂に犀川と相合ふ。二川合流、東北に向て飯山の高原を橫貫し、越信の州界に於て、總〔illegible〕の險灘と爲り、中津清津の二水を容れ、以て魚沼高原に下る、〔illegible〕魚野川を併せ、漸く下りて長岡に至り、全く下游と爲る。此間に於て議見、刈矢田、五十嵐の諸溪を併せ、更に西川、中之口川の二支を分派す。其新潟に近づくに及び、會津川の分水(小阿賀)を容れ、又西川中之口をも收めて一大江と爲り、新潟市街の東北に於て海洋に放つ、海口即新潟港なり。遠源甲武信嶽金峰に至る、延長凡八十里、總流に至る三十里。或は千曲川を以て總稱と爲し、收容の溪流多きを以て八千八川の俗諺あり、梅花無盡藏に、信濃河を信河と修して詩句に入る。

(千曲川)

五月、千曲川を船より下るに、しばし打そゝぎたる雨なごりなく晴て、笘あけたれば岸の夕映心地よげに見渡されたり、　泉　圓

長堤むら雨晴てはるはると緑色滌ふ岸のあし原、

越の大川　　　岡部　春平

一[illegible]山路千曲經てながらへ落る古志の大川、

名[illegible]云、信[illegible]川は坂東[illegible]利[illegible]、[illegible]川にも倍せる大河也、其上は信州にて諸川を合せ、飯山を過て當國魚沼[illegible]に至[illegible]、大[illegible]川[illegible]左右の川々次[illegible]入り、新[illegible]に至り凡七百[illegible]一里餘の遠[illegible]、日出第一の川也、但[illegible]信濃山[illegible]村[illegible]より山間六里の間、二十八[illegible]あり、中にもツダキと云へる所[illegible]、信州へは舟の通ひなし、両も近[illegible]打[illegible]を洪水して、岸の岩[illegible]平かに成り、[illegible]れて[illegible]、ツダキの外は舟行の類[illegible]することに[illegible]。[illegible]土記云、信濃川[illegible]六日町[illegible]、四十八瀬を備へ[illegible]六日町より川口[illegible]で[illegible]、山川[illegible]多く[illegible]る年度度[illegible]、[illegible]なり、此舟[illegible]なき所を乗ることならず、米八九十俵を[illegible]大いさ也、[illegible]佐に[illegible]、其外小出島、十日町、千手、上野、小[illegible]、[illegible]八十[illegible]、米[illegible]、是[illegible]大[illegible]、信[illegible]川、[illegible]地信州[illegible]にて[illegible]流[illegible]、飯山より[illegible]小千[illegible]まで[illegible]あり、之[illegible]小千谷[illegible]下[illegible]地[illegible]、新[illegible]に至[illegible]、[illegible]は八十里にして、之を吾[illegible]第一の[illegible]川を[illegible]三十一里あり、就中[illegible]まで二十里、其[illegible]川下渡まで小形瀬[illegible]べし、[illegible]、小形瀬の[illegible]するものは、信[illegible]川を北上、利根、[illegible]川の四川に過ぎず、[illegible]、潭淵立たず、瀬際を泛べ難き也。

越後鮭は信濃川を本川と稱し、古より名産とす、然れども近世は松[illegible]の漁業起りしより、之に壓せられて獨り名を擅にするを得ず、近年の計數每年河口五千四百貫匁、上流に於て五萬貫匁より三十萬貫匁の間、豐凶の差あり、其內阿賀野川は二萬貫匁、(鱒五千貫匁)三面川及び岩船郡の諸[illegible]合五萬貫匁と云ふ。(國邑志稿)云、延喜式に越後の[illegible]は「御贄、[illegible]別一斗」と載せ、當國中男作物の中にも鮭[illegible]內子、[illegible]、背腸を取れり、古來の名産たること知るべし。和名抄に

本朝式云、年魚氷頭、背腸、年魚者鮭魚也、氷頭者比[illegible]也、背[illegible]和太也、

とも讀し、[illegible]とす。其製法は今傳へねど、楚割は今の[illegible]のヒラキと云者歟、內子は今[illegible]にしてスヂコと稱す。東[illegible]久五年二月、佐々木[illegible]が越後國[illegible]所領[illegible]二尾を進上したるに、[illegible]下[illegible]に賞せられし由[illegible]せ、[illegible]元年十月、[illegible]が同く鮭[illegible]小[illegible]にはたせ、[illegible]下宿所へ[illegible]上さしめしに[illegible]管[illegible]、

　待ちえたる人のな鮭もずはやりの割なく見ゆる志哉。」

名[illegible]云、俗に[illegible]ふ、信[illegible]川の鮭は[illegible]土用[illegible]までに[illegible]、信[illegible]へ上る者あり、故に[illegible]の一の[illegible]を二日切開きて、其魚の[illegible]とするを故實とす、[illegible]をハツナと云ひ、八月之を捕ふ、[illegible]は長岡侯の献上品にて、一番は藏米七俵、二番五俵賜はる、之を早打([illegible])にて江戸表へ献上す、[illegible]江戸[illegible]に[illegible]ふるに[illegible]也、[illegible]川[illegible]大なるをアシツキと云ひ、二貫[illegible]にも及ぶ者あり。○[illegible]云、[illegible]二年九月、[illegible]村[illegible]の事を算へるを以て、両藩合議して定書を出す、曰く

今度立合の上、信濃川岸[illegible]島の地へ境[illegible]立[illegible]に附、所の者以來古川に[illegible]成候共可守之候、村々境[illegible]を[illegible]上我ままに網[illegible]候儀、越度たるべく候、

本川筋へやな打[illegible]、尤さくれ川に、やな役[illegible]、やな役[illegible]有之候村方も、二間以上は間を[illegible]可申事、云々。

江上[illegible]人　　　中野　阿山

強[illegible]、[illegible]生[illegible]秋、人遠[illegible]月如[illegible]、
[illegible]江[illegible]舟、

秋江　　　三浦　鷗沙

秋江日暮水煙[illegible]、何[illegible]汀、月色[illegible]一[illegible]、
柳陰[illegible]青、

([illegible]島)

古志郡

古志郡

三島の東、信濃川の右岸にして、北[illegible]の北[illegible]は[illegible]所あり。今二町三十村、人口十二萬を以て一郡管とす、(本郡は三十村中、信濃川の西なる[illegible]川[illegible]等の四村は三島郡域に屬すべきを以て、彼に移しおけり)治所は郡上[illegible]に在り。今は古[illegible]郡の[illegible]にて、[illegible]には[illegible]らず、和名抄五郷に分れたり、[illegible]、今[illegible]べきは大家の一郷に過ぎず、大家は[illegible]、[illegible]に居る、[illegible]、西郷は今[illegible]なれず、一[illegible]の二郷を以て古の[illegible]す。○按に古志國は[illegible]とて上代より名たかきは、北[illegible]間までの[illegible]、本来は此古志郡の地を根として、遠く播布したるごとし、國郡制置の際に古志郡の名を立てられしは、其[illegible]したるに外ならず。

國邑志に云、本居氏は高志國の名も越後古志郡より出たるならん、他の證例にて明かなりと述べらる、國造本紀に「高志國造、志賀高穴穗朝御世、阿閉臣祖、屋主男心命三世孫、市入命定賜國造」とある高志國は即此根本の地にあたる、姓氏錄に參考するに男心は田心の誤りなる歟、道公、阿閉臣同祖、大彥命孫、彥屋主田心命之後也、伊賀臣、大稻輿命男、彥屋主田心命之後也」など見え、此大稻輿命は古事記に大毘古命の子、比古伊那許志別命と載せ、延喜式本郡に伊奈具志神社と云ふは、正しく此國造の祖神たり、然るに此祖神の伊奈具志社も今は亡び、(蔵王堂の王子神等を參考すべし)總じて是等の古傳も土俗間に徵見すべからず、僅に妙見村三宅社の在るありて、猶大彥命の苗裔三宅人の事を傳ふるのみ。

國造本紀に高志國と云へるは古志(今の古志三島)三島(今の刈羽二郡の境域にして、其北なる蒲原郡は深江(フカエ)國と云へるに當る、共に大彥命の裔族を以て國造としたり。(田心命は即伊夜日子の手繦彥命に當るべきやの考按は又彌彥社の條下に出づ)此國造家は古代北陸道に於ける最强最盛の勢力を保有せられ、一族阿閉臣、道公を初めとし幾多の部衆を率したる狀、古史に歷然たり、中にも此高志國造か海外なる高麗國使に交通し游したる事件に推測すべし、欽明紀敏達紀なる高麗船と、越國守阿倍臣の事蹟是也。

史學雜誌云、欽明紀五年に肅愼人佐渡に來る、一時驚異して之を噂傳す、阿倍氏の肅愼を招納し海上を略有するの端は蓋此際より起る、書紀の載する所に依るに、欽明三十一年武內の門葉たる越の江渟(コシチエメ)國造裙代(モシロ)京師に詣り、越國造道君の隱私を告訴す、曰く高麗の使船を招納し、みつから天皇と稱して彼に應接すと、帝越國造の同族たる膳臣傾子を遣して之を檢せしむ、彼使者やがて道君が伊子を拜するを見て、其欺かれしを悟り、道君を責めて曰く、我汝を詐いて天皇に非ずと稱せり、今果して然り、前に詐取せる貢調の物は速に我に還せと、膳臣貢調を押收し使人の一行を伴ひ京師に復命す、天皇詔あり曰ふ「朕承帝業若干年、高麗迷路、始到越岸」云々と、然れども是使人は決して半島の高麗に非ず、大陸の肅愼なるのみ、高麗は百濟に隣接し、前上以來數世の貢獻來往あり、殊に帝の世に大伴狹手彥の征討あり、高麗の王都をすら破れり、此に始めての事として、優待特命ありしは、名は高麗なれど、其實肅愼にして、從前より久しく越國造と相通し、其貢調(恐らくは貿易品に非れば賂幣のみ)は道君に入れるを知りたまはざりしに由る、且眞に高麗の貢使ならば、任那日本府あり筑紫太宰府あり、豈海路を迷ひて越岸(コシノハマ)に彷徨せんや、たまく帝崩す、敏達帝立ち、翌年肅愼使者を朝見したまふに烏羽を上る、書紀に烏羽の表文と爲し「字羽のまゝに黑く、讀者なし、船史王辰爾羽を飯氣に蒸し、帛を以て羽を印し、其字を寫す」とあれど餘りに怪くて、妄誕に近し、予は謂ふ、烏羽は多少の印文のあるにもせよ、要するに彼國の表號にして、猶彼の印の類のみ、近古の倭船に八幡の稱あるが如く、此肅愼船は烏羽の船とも呼ふべき者ならん、此烏羽船は其翌二年に國に還りしが、三年また越國に至る、而此烏羽の本國は何處なるべきや、其肅愼たるは論なけれど、何部屬たりしやは審にし難し、渤海國の先祖たる乞四比羽などの徒にや、其徒我國に歸化せる者四比(シヒ)氏あり、又其越國とあるは後の古志郡の地にして、佐渡對岸の點ならざるべからず、蓋佐渡は烏羽船の目標地にして、今の出雲崎寺泊(テラトマリ)こそ着到の津なるべし、かくて肅愼の來往も敏達帝の世にとゞまり、史書に記載する所なきは、一時にしてやみたりしかと疑はるれど、後八十年を隔てゝ、阿倍引田臣比羅夫が越國造たるに及び、又北海進界肅愼征伐の事あるを見れば、其間八十年の間傳ふる所なきも、[illegible]し、六十年の間絕ゆるなく、[illegible]を以て比羅夫の世に及べるを疑はざるべからず、云々。

なほ道君と阿倍臣の事は、越後國誌に[illegible]參考すべし。○或曰、國造本紀に高志國を高志深江二國の間に寓せしは、蓋越後の古國の中なるべしと曰ひ、又一說、高志國造は高志の舊國、蒲原郡より刈羽までを總べし家ならんと曰ふ。然れども越前國に特に指して高志國造の跡と稱すべき者なく、且此國造家は各國をも總べしにもせよ、實地に治所の本據なくんばあらず、越後に古志郡の名の遺るは、其治所本據たりし證とす。又國造本紀の記載を熟視するに、久比岐(クビキ)の次に高志深江(コシノフカエ)とあるは高志國と深江國の二名の混同せる者にて、久比岐と深江の間に在りし高志國造の諸か、誤りて落脫し二國の間に竄入したりとも思はるれば也、○西大寺資財帳寶龜十一年物錄」に古志郡三枚庄あり、[illegible]「古志郡土井庄、[illegible]田五十一町、未開地一百四十九町」とあり、三枚土井ともに後世にきこえず。

妙見(メウケン)

今六日市村に併す、古志郡の南端、信濃川右岸の小村にして、三國道にあたる、長岡より二里半、北魚沼の堀之內へ六里、小千谷へ二里。

三宅(ミヤケ)神社

妙見に在り妙見社と云ふも三宅(ミヤケ)の址とす、式內三宅神社に擬するは是也、名寄云、三宅村の社、今礎のみ殘れども、神號は明かなり。(神祇志料云、妙見村字都宮明神是也、蓋三宅人(姓氏錄曰、三宅人、大彥命男波武彥命之後)の氏神にして、越國造の族弟神とす、朝野群載、承曆四年御卜、越中三宅神とあるも此なるべ

し。

大同方云、古志欒、三宅神社傳方、元は大彦命傳剣、三宅神等家方也、大熱二便色赤□明腫、平生腹痛、鼻下爛れ、眼中水立、玄妙剛也、云々。

榎峠（エノキタウゲ） 妙見山とも云ふ（名寄云、三宅村に古城址ありて、其下岸を大河流れける）戊辰の役、東軍が死守して官軍の來攻を支へし所なり、東方金倉山半藏金山に連なり、長岡の屏障を爲して其要路に當る。五月官軍已に小千谷を取り、二日河水を渡り兵を榎峠に進む、十日長岡の將川島億次郎四隊を以て急に妙見金倉の兩道より來り榎峠を奪ふ、官軍敗れ榎峠并に朝日山古城塁の二險を失ふ、河東僅に浦柄、横渡（ヨコワタリ）を保つのみ、東軍會桑の兵續き至り、更に河西の三佛生（サンブシヤウ）を砲擊し、官軍頗る苦む、十二日官軍進戰利なし、是より十九日に至るまで河水を隔て戰鬪す、榎峠より藏王に至るまで一帶の江岸、砲銃火日夜休まず、官軍榎峠の抜き難きを悟り、遂に力を下流に致し、左翼より長岡城を擊破して敵の本據を奪ふ、十九日なり、榎峠附近の東軍自解いて半藏金街尾の山中へ退く。○山縣内務卿撰、時山氏碑文曰、

（横渡）

余友時山君、死於北越之役、十三年、余巡撿北陸、途過小千谷、尋其迹、感愴之情、有不能已者、戊辰之役、君與余率奇兵隊入越、五月十一日夜、共亂信濃川視地形、將以詰旦偵襲敵兵、晨昏朝日山要地、君留宿横渡、余分先鋒、余因督後軍、昧爽君留書于余、以見兵甫戰、遂陷旭山二壘、第一壘未拔、挺率而進、中丸而斃、余遂見其亢、不覺泣下、我軍遂退守舊線、夫第一壘、敵所恃爲要害、如得抜之、取長岡如反掌、是君之所以鋭進須身而不顧、寔可慨也、亂然無幾長岡平定、則君與有力焉、君諱養直、通稱直八、號梅南、長門萩人、與余同庚、

明應六年越後國撿地帳に「浦柄壹萬三千餘苅、齋藤下野守云々」とあり、又「石坂六萬貳千餘苅、三宅出雲守、林孫次郎立合」と云ふ一項もあり、浦柄（ウラカラ）地名現存す、妙見驛の南とす、三宅出雲守は妙見の住人にて在名を呼べるか、林と云ふ地名も四郎丸村の中に存す。

（浦柄）

六日市（ムイカイチ） 妙見驛の東北に接す、今妙見、浦柄、横渡等皆六日市村の管内とす。○維新史料云、七月廿五日、曉八半に、長岡城賊兵乘取後、日夜手合、廿九日妙見六日市より進擊、草生津に打入、城下火掛候處、賊兵居兼、浦瀬村福井村へ引取申候。

竹澤（タケザハ） 今竹澤村と云ふ、妙見横渡の東なる山中に在りて、金倉山の谷に居る、溪流は西走して信濃川へ入る。明治廿六年、此山中に石油井を穿ちたるより、油田の一所に數へらる、採額量多からず。

十日町（トヲカマチ） 今十日町村と云ふ、六日市と宮内、擂田屋の間にして、戊辰役に、七月廿九日、長岡兵が妙見口の來襲を拒かんとしたるは此邊とす。

志度野岐（シトノキ） 舊庄名なり、名寄に志度野岐庄鶯巣村と云ひ、略風土記に薭抜（シトヌキ）庄妙見驛などあれば、今の六日市村、十日町村、上組村など長岡の東南郊を云ふ、金倉山の麓とす、東鑑、文治二年の條に當國志度野岐庄、二位大納言家領と錄す。

（薭抜）

明應六年越後撿地帳「長尾彈正左衛門尉、棲脫壹萬三百苅、被官松本次郎左衛門」云々、また薭抜庄とも云へり、庄内頗廣かりし、棲は薭糙の誤寫に出て、之をシトに假借するは、和名抄「糙米、毛美與禰、一云加知之禰、今案、本朝式等所謂爲糙者、蓋稻成穀之名也」とありて、本來春稻なるを、同書「粢餅（シラトギ）、之度岐、新撰字鏡、糙志止支」とある粢餅に混同し、糙字を之度岐に假り、脱の訓奴支と相連ねシトヌキとは爲せる也。

（糙脫）

鷺巣（サヤス） 今上組村の大字とす、名寄に此村の定正院は上杉（扇谷管領）定正の居城の跡なりと云ふは誤れり、此寺上州白井双林寺の末にて、林泉寺同開基とあれば、山内上杉家もしくは長尾譜家の由緒こそあれ、扇谷定正に何の因縁もなし。○鷺栖の長者原に水棚石、庭襴石など云ふものあり、又石器を發見することあり。（名寄、雪譜）

（石坂）

明應六年越後撿地帳、飯沼彈正左衛門尉分、駒橋御料所、石坂御料所、云々、また石坂八方（イシザカ）といふことあり、蒲澤滿願寺、洪澤藥師堂、岩屋谷圓如寺、一宮、二宮、宇都宮、普光寺など、石坂八方寄進として稻數を錄せらる、又「石坂八方、百姓廿四人寄合面」と云ふ稻數あり、石坂とは鷺巣、横枕、村松（ムラマツ）の邊を指す、横枕に二宮の祠存す。

（村松）

宮内（ミヤウチ） 今鐵道停車場あり、一書に宮内に一王子權現社あり、近世社領五十石、これは延喜式古志郡都野神社なるべしと云へり、いかにも地方の名社なれば由緒あるもなならん。○宮内に接して攝田屋（セッタヤ）村あり、今升に上組村へ併す、攝田屋は戊辰の役長岡兵の屯營して、西軍の來攻を拒みし所也。

（擂田屋）

鉢伏（ハチブセ） 今高畑、山澤等と合せ山通村と云ふ、宮内の東とす。○明應六年越後撿地帳に合貳萬貳千九十苅、鉢伏別當并衆徒中と載す。

大島（オホシマ） 舊庄號にて、廣く長岡の南北の諸村にも被むれり、東鑑、文治二年の條に當國大島庄殿下（攝政家）御領と載す。今上組村に大島てふ大字あり、然れども庄名の本據地とおもはれず、猶考ふべし。明應撿地帳には古志郡を大島、棲脫、高波の三庄に區分す、大略四郎丸村の上條以北を大島庄とするごとし。温古栞に古志郡大島庄、高波庄、薭抜庄の村々軒數を記せる天正年中文書、又頸城郡岡田庄五十君郷の四至村名を記せるものを採錄す、共に他の舊案に合はず、僞撰品稱のものたるべし。

長岡（ナガヲカ） 今長岡町、即總號なり、分ちて云へば東方の首郭をば特に本町、南なるを千手、宮原、西なる河岸

（草生津）

[illegible]生津、中島、西北は新[illegible]とす、石内、北は[illegible]町とす、信濃川の右岸に[illegible]り、人口[illegible]八千、中越[illegible]の[illegible]邑とす。長岡は[illegible]へ二十三哩、新[illegible]へ三十九哩、又毎日二回定期[illegible]便あり、河[illegible]を上下す、商工の業[illegible]に便し居あり、[illegible]に近年[illegible]を[illegible]し、草生津（クサフヅ）に其製煉場を置き、殷賑前古に超ゆ。此地戊辰の兵燹、士民[illegible]の厄難にあひしが、今や一掃にし去りて、更に面目を加ふる所あり。

過長岡城　　奥平謙輔

一掃乾坤[illegible]已傾、我来吊古涙縦横、山河不改舊時固、落木寒鴉秋満城、

長岡城址（ナガヲカ）　今削平して公園車驛等を爲る、長岡本町に屬し、田野間に起せるヒラジロなり、近世牧野氏の城府と爲り、七萬四千石の治所たり、戊辰の役兵燹にかゝり遂に毀壊す。[illegible]記に「長尾[illegible]、是たは[illegible]の[illegible]新六郎爲[illegible]の子にて、長岡の城主也」又「慶長五年、一揆蜂起し、其時堀の家老[illegible]作守親直は長岡に在城す」などあるは追書にして、此地に在りしに非ず、當時蔵王城と云ひしを、元和二年堀直寄今の地へ移し、之を長岡と云ふのみ。○越後土産云、長岡城は川[illegible]郷大島庄にあり、昔は蔵王村に在りて、長尾新六郎爲[illegible]居之、慶長[illegible]年[illegible]作守[illegible]直居之、元和三年坂戸の城主堀丹後守直[illegible]（[illegible]二男）移住す、此後[illegible]長岡に[illegible]り城を築き、城下町家共に此時成る、其後[illegible]村松へ所替、以後牧野[illegible]入部し。○按に堀氏[illegible]長[illegible]後、[illegible]部村上へ移し、牧野[illegible]河守忠成之に代り入部したりき如[illegible]、其[illegible]越坂[illegible]に居る、元和三年[illegible]、寛永十一年二男康成に與へ[illegible]の[illegible]一萬石を分與し、康成定に[illegible]山（西蒲原郡）の[illegible]六千石を分與す。○[illegible]路之記云、長岡城は辰五月十九日、官軍に[illegible]されたり、其時盡く火の災にかゝれり、今の參議陸軍中將山縣有朋、そのをりはまた長門の藩士にて、こゝの城をまもりしとき、

仇まもるとりでのかゞり影ふけて夏もみにしむ越の山風

とよめるは、まことに其ときのさまを見るか如くおぼゆ。

○[illegible]日誌云、七月二十五日、長岡[illegible]河合[illegible]、[illegible]藏[illegible]、帥死士五百餘人、[illegible]日[illegible]一日[illegible]、[illegible]村、[illegible]八町沖、潜行[illegible]官軍[illegible]之間、直[illegible]長岡城、放火市[illegible]、官軍在城間[illegible]、以[illegible]進[illegible]之號、而[illegible]。[illegible]乃[illegible]、初河合等約擧火爲號、火起三所、敵[illegible]見之、萬[illegible]、河合乘[illegible]突、復長岡城、初河合在三階、議復本城、河水暴[illegible]、不能進兵、至是[illegible]曰、不及今擧[illegible]、則士氣[illegible]見力屈、遂合解、大事去、此擧吾必[illegible]長岡城、諸子乘[illegible]、破[illegible]長岡、直[illegible]信濃川、[illegible]踰米山、則高田以南可[illegible]也、而此役河合[illegible]數日而死、兵亦不振云、[illegible]官軍一[illegible]信濃川西南、[illegible]日不如[illegible]於三國[illegible]也。[illegible]山縣狂介曰、我今[illegible]一歩[illegible]、進一歩[illegible]、[illegible]以一[illegible]、軍[illegible]、[illegible]一[illegible]、二十九日[illegible]、官軍乘大[illegible]、自[illegible]見出、[illegible]人[illegible]、官[illegible]人、[illegible]刀[illegible]、敵兵[illegible]、官軍[illegible]、[illegible]火四方、[illegible]兵[illegible]地、[illegible]守[illegible]、長岡自五月至[illegible]城閣市街、[illegible]。（新史料[illegible]）河井[illegible]之進秋義の長岡[illegible]る、七月廿五日[illegible]、兵五百を以て福井村に出て、八丁沖を渉り、隊を分ちて[illegible]、石内、堀金、川崎、[illegible]、千手の諸口より進み、是れ長岡を包圍して、一擧官軍を掩殺せんと欲せる也、乃[illegible]、[illegible]未[illegible]ざるに、長岡城内外十六所より同時に火起り、[illegible]數[illegible]、官軍[illegible]走し、其死傷頗多し、秋義大[illegible]三十餘門、小銃二千餘挺、馬十一頭、金一萬餘[illegible]を獲たり、西園寺總督は服を改むるの暇なく、寢衣にて逃る、官軍の此地に在る者、二十四藩の兵、皆出走り、長岡四方五里、一の[illegible]なし、[illegible]此[illegible]、[illegible]かは[illegible]る、士[illegible]に[illegible]、[illegible]て、廿九日[illegible]、[illegible]して[illegible]、[illegible]路に八月十六日死亡す、四十二[illegible]、[illegible]十[illegible]等に從ひ[illegible]死せし者二百九十三人、[illegible]二百七十五人なり。

千手（センジュ）　長岡市街[illegible]千手町と云ふ、[illegible]謂ゆる千手大士を[illegible]、[illegible]五番の札所、[illegible]

繰返し積み積めば[illegible]なからも長岡の寺

神田（カンダ）　長岡市街の中心にあたる、[illegible]浄土宗、[illegible]城主牧野氏[illegible]所なり、初[illegible]州牛久保に在りて、[illegible]と云ひ、[illegible]に隨從して、上州大胡に移り、[illegible]百石、

（寺泊[illegible]）

[illegible]河[illegible]之[illegible]、[illegible]中曰、時王師既[illegible]、[illegible]、我[illegible]不[illegible]、而[illegible]、[illegible]之民、[illegible]、[illegible]乃以[illegible]、[illegible]、王師[illegible]、[illegible]會津[illegible]一[illegible]、長岡、五月十九日[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]令町[illegible]之、[illegible]、乃[illegible]、王師[illegible]長岡、互築[illegible]、[illegible]、[illegible]不決者五十餘日、[illegible]、[illegible]、門八町、[illegible]、王師[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、七月[illegible]日、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、八[illegible]、火、[illegible]、[illegible]、不[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、我兵當之[illegible]、[illegible]乃[illegible]、[illegible]、[illegible]不能復指揮、而[illegible]自[illegible]、王師四[illegible]、[illegible]、[illegible]君負傷、氣大沮[illegible]、[illegible]而王[illegible]收[illegible]、[illegible]四面來攻、城再陥、君[illegible]傷[illegible]會津[illegible]中不[illegible]、以八月十六日

石内(イシウチ)（匿楽寺）

殘、歳四十二、從善六化之後、[illegible]長岡[illegible]寺先、同[illegible]地際に一合三百貳拾苅、石打極樂寺、合貳萬四千五百餘苅、石打道場」と記す、石打は即今の石内とす。極樂寺(ゴクラク)は近村[illegible]にて、近世も五十石の免田を領はれり、一書に極樂寺は[illegible]乙吉村より移すとあるは信じ難し、長岡に於て現存最古の佛字[illegible]す、明[illegible]、大島に同じく寺院を設けける者、如來堂、常春院、[illegible]院、[illegible]寺、[illegible]寺、香積寺、歡喜寺、淨廣院など[illegible]、今存在[illegible]ならず、[illegible]、[illegible]に一底内七萬八千五百十苅、藏王[illegible]分并[illegible]、中條[illegible]千三百七拾[illegible]、同[illegible]分、九千九百[illegible]」云々、[illegible]

藏王(ザワウ)

長岡[illegible]北[illegible]、[illegible]云ふ、今皆長岡町の管内に入る、藏王權現宮あり、近年[illegible]改む、地方の名[illegible]。

水[illegible]、藏王[illegible]、[illegible]
南[illegible]　原　[illegible]

金峯神社(カネノミネ)

即[illegible]、[illegible]王權現を[illegible]と云ふ[illegible]近世[illegible]百石の朱印[illegible]、當[illegible]、[illegible]ならず、[illegible]に對したるは、[illegible]に出[illegible]に、有[illegible]の寺[illegible]（東[illegible]名所[illegible]云、[illegible]守[illegible]小國[illegible]云ひ、同[illegible]三尺[illegible]、三[illegible]信州[illegible]にて、[illegible]後國[illegible]王堂[illegible]十二[illegible]、中なる三尺(サンシャク)[illegible]に住[illegible]したる一[illegible]す、不[illegible]法を行ひ、[illegible]飛行自在の神道を得て、一の[illegible]行したりしが、大同四年此[illegible]秋葉山に止み、因て安住の[illegible]定めたり、其後諸州を遊化し、永仁二年に[illegible]○按に、金峰(キンプ)は中世名[illegible]を修驗の行道所にて、藏王權現の威德の事も諸書に見ゆ、米澤藩[illegible]子に[illegible]下にも、[illegible]王堂ありて、寺領廿五石を與へられしと[illegible]、上杉氏[illegible]時、供奉の役目へ隨從したる者もあり、[illegible]志には、

[illegible]王[illegible]、昔[illegible]村[illegible]原に在り十二坊の跡[illegible]地に存す、先年江戸に於て、[illegible]二所[illegible]訴訟ありて、其時遠州は根元、越後は根本と稱すべき旨定めらる

と[illegible]しけり、然れども根本の傳[illegible]信[illegible]すべきものなし。[illegible]地は信濃川に臨みて、[illegible]、[illegible]落ち、[illegible]を[illegible]するに[illegible]なりしき、今の[illegible]は昔日[illegible]王堂[illegible]にして、別當[illegible]院の[illegible]内に[illegible]の形[illegible]。又[illegible]王[illegible]、[illegible]長岡[illegible]稱しにや、[illegible]年[illegible]渡船[illegible]、[illegible]に[illegible]す、往昔[illegible]王の[illegible]は、今の渡用の[illegible]なるべし。

式[illegible]云、[illegible]神社は古の宇[illegible]神社にして、出[illegible]記に[illegible]、[illegible]、[illegible]、久[illegible]との[illegible]にて、[illegible]王堂は[illegible]社[illegible]く、[illegible]田[illegible]神領なるべければ、式內社に相違なし、云々。又云、藏王堂に王神(ワウシン)と云ふ[illegible]、[illegible]まで[illegible]者に[illegible]して、年々[illegible]之を行ふ、第一上條[illegible]、第[illegible]中條殿、第三下條殿（上中下の條は信濃川の河東に村名のこる）[illegible]、[illegible]、[illegible]三[illegible]、九子の四王[illegible]とも稱す、四[illegible]正[illegible]、之に對して六座の[illegible]と云ふ[illegible]、正[illegible]神にて、[illegible]とは[illegible]す、[illegible]は[illegible]に[illegible]を[illegible]れ、[illegible]けて之を造る、[illegible]の形[illegible]に[illegible]れば、[illegible]王[illegible]と謂ふ、[illegible]王[illegible]をば又[illegible]王[illegible]と[illegible]ふ、是は[illegible]の[illegible]物を用ふるが、[illegible]約[illegible]れ[illegible]なり、每年十月、[illegible]村の[illegible]八日[illegible]なる者な[illegible]び、其名簿を造り、十一月六日の夜、其名簿を御孔(ミ)子(ジ)[illegible]に入れ、藏王の[illegible]前に捧げ、八日の朝箱を開き、孔子に當れる四家へ、正頭王神各一座づつを送り之を祭らしむ、其[illegible]王[illegible]人(トウニン)と[illegible]し、白[illegible]凡王神奉侍の間は、[illegible]人[illegible]にて[illegible]翌年十一月まで淨衣を[illegible]妻をイタコ姿をワキイタコと謂ふ。[illegible]王堂を字奈具志社と爲すは過[illegible]、[illegible]、[illegible]王[illegible]祭は、[illegible]の[illegible]料た[illegible]べし、[illegible]して、別に由來[illegible]ならん、當國[illegible]に古四王王神を祭り、又九子を[illegible]、[illegible]九子と云ふ。王神とは中は王子(ワウジ)と云へるにて、大神の子[illegible]、されば[illegible]の大神の子なるべし。凡子[illegible]具志[illegible]は[illegible]ゆる大[illegible]の子、[illegible]立大[illegible]に當り、[illegible]に[illegible]れる由と通りてきこゆ。

近[illegible]、當郡乙吉城主小島氏（天正中[illegible]）[illegible]、[illegible]亡し、其[illegible]江戸三代[illegible]公の[illegible]の後[illegible]、[illegible]、[illegible]三百石[illegible]す、[illegible]ふ、當[illegible]權現の[illegible]にて[illegible]、すべて三人[illegible]、王子[illegible]云ふ、[illegible]の申人(マシイレ)と云ふ[illegible]、[illegible]三十石を[illegible]ます、是より[illegible]下[illegible]村[illegible]にて[illegible]に王神の神木を立て二年の貢役を除かる、三人の王子を[illegible]、[illegible]小島氏[illegible]云々の事[illegible]知れず、[illegible]すべし、[illegible]子[illegible]と云ふ[illegible]は[illegible]。

安禪寺(アンゼン)

藏王堂の別當職にして、[illegible]院と云ひ、近世大[illegible]進[illegible]す、[illegible]十餘年に及びしが、今[illegible]して寺號を[illegible]。此[illegible]王[illegible]は初め高[illegible]原より[illegible]し、大島庄川崎郷の又倉に建てられしが、近世に至り信濃川洪水の崩潰にあひ、今の地に移る、即正[illegible]中の事とす、寺[illegible]に寶德二年年の銘あり、古[illegible]は文祿[illegible]長の頃の社領[illegible]注文あ

り、又

一　高七萬四千石之内　四十石餘
藏王權現江附仕候、自然我等困窮致候共、當城主へ
御申被仰立、尤に御座候、以上
元和四年午七月廿八日　牧野駿河守忠成
藏王法印樣」

等あり、其後德川家朱印書には、古志郡藏王村、新田屋村、堀金村の內都合三百石、先規に任せ云々と記す。

藏王堂城址(ザワウダウ)　今の金峰神社境內是也、越後治亂記云、景虎公三條攻の時、三條の拘城大茂、藏王堂池二箇所あり、先由伊豆守同因幡守と云兄弟之を守る。○暑風土記云、藏王城は今の長岡城より西北にて道程近し、權現堂の社境をば其跡とす、(此城には長尾爲重、同請世の居れること、長岡城參考)堀美作守親吉は堀左衛門督秀治か一族にて、慶長三年より當城に居住す、慶長十五年閏二月、主家春日山城主、堀越後守忠俊改易の後に、美作守親吉は罪なしと雖、因其一家たるを以て、信州飯山城へ移轉せらる、山田隼人は松平上總介忠輝朝臣の家士にて、慶長十五年忠輝入國の砌より當城主となる、元和二年七月、忠輝改易沒收の節、酒井出雲守頼隆當城を受取り在番す、元和二年、堀丹後守直寄台命を蒙り、信州飯山城四萬石を轉じ、當城へ來り八萬石を領し、今の長岡の地に繩張して、城廓并に町家共引を移す。○戊辰の役五月十九日、藏王、草生津の兩先鋒敗れ、長岡城は河西の官軍の取る所と爲る。

川崎(カハサキ)　今四郎丸村に併す、長岡新町(アラマチ)の東郊にして、八町沼に近し、此邊をば近世川崎鄉と呼びたるを見れば古村なり、明應檢地帳に河崎道場と云ふものあり。

四郎丸(シラウマル)　長岡城址の東にして、川崎の南とす、今四郎丸村と云ふ。○四郎丸の昌福寺は昔長岡城の境地に在り、元和二年築城の時轉去せしめたるなり、此に妙德院の墓さて、正保四年に葬りたる者あり、寺傳に是は江戸三代將軍の恩顧を被りたる婦人也、越後本庄氏の女なりければ、藏王堂をも興隆したりと云ふ

栖吉(スヨシ)　今栖吉村と云ふ、長岡の東一里半、鋸山(ノコギリ)の下なる山村とす

(鋸山)　鋸山は火山岩より成れる小峰にして、西南金倉山に連なれり、形狀鋸齒に似たり。

栖吉に普濟、普廣の二禪院ありて、長尾家の開基と云ふ、城塞の跡もあり、一說に謙信公の外祖父肥前守顯吉、云々、(暑風土記)○按に長尾の一族に古志氏ありて、古志景治の子氏景(大永享祿年中)同景信(弘治年中)等の名見ゆ、其城址をつたへず、此栖吉即其遺跡にや、(古志郡の條下を參考)明應檢地帳に「合伍千三百苅、大島庄栖吉普光院分、壹萬貳千餘苅同光音院分、壹萬貳千餘苅同香林庵分、伍千餘苅地持庵分、七萬五千餘苅普濟寺分、壹萬四千餘苅同實光院分」など數多の寺院あるは、其舊邑たるを證すべし

普濟寺(フサイ)　栖吉に在り、曹洞宗、天文年中、下總香取郡佐繼鄉長興院二世、長翁昌忠來りて再興す、長岡藩祖牧野氏の古廟あり、當時田祿若干を給せらる。

悠久山(イウキユウ)　栖吉の北なる中澤村に屬す、寬政五年牧野氏此地に相して蒼柴(アヲシバ)神社を造立し、花木を列植す、即長岡藩祖の廟たり、相接して風谷山(フウヤ)には藥師堂を置く、吉水湯あり、鑛泉を熱して浴の客を招く、(又栃尾に通ずる森立峠の成願寺にも鑛泉場あり)中澤、片貝等今皆栖吉村の管內と爲る、并に明應檢地帳に見ゆ。

富島(トミシマ)　今龜貝(カメカヒ)、小曾根、新保等に併せ、富曾根(フキソ)村と改む、明應檢地帳に新保十一人分と注する稻數々所あり、

(龜貝)　又同年の定納帳に六百九十文富島公見給分と見ゆ、又龜川と云へる村名檢地帳に見ゆ、今の龜貝にあらずや。○維新史料云、福井百束兩村之際に賊往來集、六月廿一日申刻より大黑村關守之官軍と及砲戰、福島村よりも發向、然るに夜半に至り賊兵龜貝村より右に襲來、村家に放火致候に付、當場前後右陣に相成、應敵殊に難く、賊兵福島村へ致退散候、

八町沼(ハツチヤウ)　長岡の東北一里餘、富曾根村新組村に屬する卑下の水田にして、近世全く開きて田畝と爲れりと雖、霖雨の時は每に舊沼澤の狀を示す、其水は西北黑津(クロヅ)村に於て信濃川へ入る　此沼田は戊辰の役、六月の交に方り、兩軍の利用して防禦の要と爲し、數回の對陣を爲せる所とす、

維新史料云、六月霖雨、七月に至りて止まず、河水大に溢見附の間に對峙し、八町沼の沈澤を利用して守備を爲す、東軍は見附村に屯營し、長岡を距ること五里餘、道路甚遠行軍に便ならず、八町沼を橫絕せば直に志を達すべきも、沼は方一里餘、蘆葦繁茂し、泥深きこと數尺、步して涉るべからず、之れに加ふるに數日の霖雨、之れを奈何ともする能はず、七月廿四日の夜に至り、水漸く減ず、河井秋義悅て曰く、機正に熟せるなりと、即夜兵を引きて福井村より沼澤をわたり、十七小隊五百人一齊に之を過ぐ、廿五日曉先宮下村の官軍を破り、路を分ち疾攻す、第一は岡上手より、第二は石內、第三は川崎より、第四は堀金(ホリカネ)村より、今朝白、第五は堀金村より四郎丸及大寺町、第六は堀金村より七合島及び上千手町を經て唯違、第七は千手町より草生津、第八は千手町より大工町、第九は長岡市中、第十は長岡城壇に攻入るべきの部署を定め、一隊或は二隊を合せて一團とし、諸隊は互に他を顧みることなく、競進して長岡へ入る、放火諸所、敵を包みて之を擊つ、遂に奇捷を得たり。

(宮下)(堀金)(稻葉)　○宮下(ミヤシタ)、堀金、稻葉(イナバ)は今富曾村の大字とす、八町沼南北に對峙の時、長岡兵は四屋より稻葉宮下の二路に進攻したることあれど克たず、廿五日の一戰初めて功を奏したる也。

福島(フクシマ)　今大黑、福井、四屋等と合同して新組(シンクミ)村と云ふ、川崎

村の北にして、八町沼の甕田也。○維新史料云。七月廿四日、長岡官軍人數過半繰出し、城下空虚に相成候處、夜半後賊に山手の守衛場外にて發砲數、亀貝、福島、稻葉等の村々一時に出火相成、火勢甚猛烈にて、如何の樣子哉相分兼候内、最早長岡入口へも賊兵放火に及び、市中一時に動搖、暫時の間に長岡一圓賊手に落候。

大黑(ダイコク) 今新組村の大字たり。續國史畧云、七月廿五日、會津將佐川某、米澤將千坂某、齋藤某議曰、今河井拔隊、深入敵中、不能救之、則皆陷於敵、即提衛大黑寨、又出兵襲官軍背、縱火乘之、與河井犄角、大破敵、遂北斬首亡算。○維新史料云、大黑村臺場の儀、高田兵にて守備致居候、廿四日夜半より賊徒烈しく襲來に付、相戰ひ大小砲打立、烈敷防戰在候處、同夜子の刻ごろに賊兵も同く城近邊村へ及放火、且城下へ打入、所々放火、官軍本營に戰、一ト先信濃川西南へ轉陣相成候へ共、利なく、燒撤之、廿五日關原へ引上申候、

(四屋)

福井(フクヰ) 八町沼の北縁にして、四屋(ヨツヤ)と同く刈矢田川に近し、今新組村の大字とす。○北越戰役、長岡兵一旦は城市を棄て、北走したりしも、加茂より再起し、今町に於て官兵を撃退し、中之島の本道より進みしも、官軍の力堅に當り克たず、轉じて刈谷田川を渉り村に渡りて、八町沼に臨み、大黑口の間道を伺ふ、六月廿三日、四屋村に壘を起し、兵を近地に配備し、長岡の東北を隔して陣す、六日栃尾に兵を出し、大に攻撃を試る、而も時に雨に方り、溪河洪水、兩軍對峙して多く日子を空過す、七月朔、米澤兵長岡福井百束より出て、大黑口の敵壘を襲ふ、戰利なし死傷頗る多し、五日又戰ふ又利なし、二十四日、長岡の將河井同盟の諸軍と進擊の議を協定し、自ら兵を以て直進敵中に入る、福井四屋は河井が其隊兵を集中したる所也、

明應六年越後檢地帳、長尾張正左衛門尉分、大月庄の勘錄中に「東福島、本田一萬千三百餘苅、被官長源左衛門尉後家代官增分、一萬七千百餘苅内千貳百苅、文明十五年不作舊當期目立」とあるは此地なるべし、又同書に漆山、百束(ヒツクツ)等の地名見ゆ、皆今の新組村の管内とす、

(百束)

黑津(クロツ) 今黑條村と云ふ、藏王、新町の北にして、信濃川の岸邊とす、八町沼の排水路猿橋(サルハシ)川は此にて信濃川へ入る、猿橋川以北は南蒲原郡の管内たり

黑條には上條、高見、天神、川邊、十二潟等の六字あり、長岡より中之島今町を經て三條に至る驛道之に係る、○維新史料云、七月廿四日夜半、天神村川邊村砲臺へ、賊兵原黄は小舟を傳へ賊徒潜入、俄に砲發致し候に付、長岡防戰に力を盡し候得共、賊も亦必死を以更に不退、長岡の方火勢盛に相成、對戰隊も移し候内、次第に黎明相成、一旦關原へ引揚候、

(猿橋川)

山本(ヤマモト) 今八町潟(ハッチヤウ)の東なる丘陵を占むる村落を山本と云ふ、中貫村の北にして、北谷村に接す、謂ゆる長岡産油地也

地學雜誌云、長岡の石油産地の形狀たる、地脈新津(ニヒツ)より南走、一たび魚沼川に橫斷せらるゝも、復起りて魚沼郡に延互す、其大體の山軸、北東北を指し、信濃川の東面に並峙せる山嶺の中間を占む、而して是が基礎たる第三系地層の岩滑に堆積して、迸出凝結したる火山岩は、遍して此方面に於ける地層を隆起せしめたるもの、如く、蓮俄地質の變遷を復其對照するに、大に新潟産油地の四周に類似す、嘉津保澤、浦瀨及び比礎の產油を合して毎月一萬五千石、乃至二萬石の產額あり、目今本邦に冠たる產油地なり、若し夫れ手堀一變して鑿井に至らば、産油の增加尚甚大なるべきは疑なきに似たり、本地の油井は明治二十三年に於ける浦瀨坑業の再興より、同二十六年に於ける嘉津保澤の噴涌に刺激せられ、鑿穴の運び開く、然るに玉に瑕とも稱すべきは、本郡所産の原油は其質濃厚にして、劣等に位し、平均五割を燈油に製出すれども、其品位佳良ならず、獨竹澤(タケサハ)の原油は他產に比して多少優れりと雖、產量僅に九牛の一毛に若かざるを如何せん。

浦瀨(ウラセ) 今山本村の大字とす、長岡の東二里、八町沼の東南邊に當り丘陵を占む、戊辰の役、六月二日、見附今町の官軍退きて浦瀨八町沼に據守す、八日、十四日、十五日廿一日、七月一日等合戰あり、七月廿五日の夜、長岡兵八町沼を渉り浦瀨附近に守備せる官軍を襲ひ、遂に長岡市を回復したりしが、廿九日長岡兵再び官軍に敗られ、城市を棄てて浦瀨山に退き、後栃尾へ走る。○地學雜誌云、浦瀨は嘉津保の南十町許に在り、明治四年の頃、此に油井を堀下して坑業を始めしも成功を見ず、當時出油僅少にして廢坑に歸せり、降りて明治廿三年再興し、本邦に屈指の産油地たる事實を顯出し、世に噴傳せらるゝに至りぬ、坑區は廣袤南北八丁東西四丁を限りて、其中散在せる坑、九十井を概算すべし、就中目今(明治廿七年)出油するもの約六十井あり其產量は一日百三四十石とす。○浦瀨油井は明治三十年手堀鑿井を通計して、一日平均三百六十石と稱し、其中にも一井にて一日百石の採油ありしことあり、

明應六年越後檢地帳の中に高波保の稀を錄す、藤生田、浦曾、乙吉、桂澤、水穴等あり、浦曾は今訛りて浦瀨と云ふなるべし、「竹崎、田井、寺社分」と云ふは寺田ならん、藤五森と云ふ地名も載せたり。浦曾其院、同領澤地藏堂など云ふもあり。

嘉津保澤(カツボサハ) 地學雜誌云、嘉津保澤は浦瀨と竹澤の中間也、一般の地勢東南西の三面に高く、北面に溪谷をなし、第三系の岩層及び安山岩質の集塊岩之が地盤を構成す、此坑區は目今(明治二十七年)に於て他に比類なき多量の石油を湧出す、其坑業の濫觴は明治二十五年にありて、二三井を開鑿するに過ぎざりき、然るに翌年一月其一井

に[illegible]、[illegible]間少[illegible]、[illegible]特に[illegible]、[illegible]、[illegible]掘せらるゝもの五六十井、其現に出油するは十二井にして、[illegible]少くも一日三百[illegible]（[illegible]は明治廿七八年[illegible]、[illegible]ならん、方言[illegible]

（蒲澤）

柿澤（カキザハ） 今[illegible]村の大字にして、加治保澤と隣る、又[illegible]り。[illegible]七月廿九日、大島村より[illegible]兵圖[illegible]下へ進入[illegible]、[illegible]宮下村[illegible]に付、[illegible]、[illegible]官軍を[illegible]力し[illegible]、[illegible]勝[illegible]、[illegible]、[illegible]に付、一[illegible]炎火の上[illegible]村[illegible]、[illegible]今山本村[illegible]字にのこる）

乙吉（オトヨシ） 今山本村[illegible]す、乙吉村に[illegible]小島[illegible]、[illegible]信に仕へ[illegible]云へる人なるべし[illegible]、[illegible]に「[illegible]、小島六[illegible]分」又「上[illegible]、小島[illegible]三郎分、[illegible]」など見ゆ、小島[illegible]云ふ[illegible]此[illegible]

椿澤（ツバキザハ） 今[illegible]村と[illegible]、山本村の北にして、[illegible]（谷北）[illegible]川の[illegible]、[illegible]寺と云ひ、[illegible]十六[illegible]に「天正十五年[illegible]椿澤[illegible]九百貫の[illegible]」とあるも此[illegible]

田井（タヰ） 椿澤に接し、今同じく北谷村に屬す、鑛泉あり、温七十五度、火熱を加へ澡浴に供す、客舍二三あり、長岡を去る二里半。

名木野（ナギノ） 今北谷村と[illegible]、[illegible]

今の北谷、上北谷の中なり。

土谷（ツチタニ） 今上北谷村の大字[illegible]、[illegible]一[illegible]り。〇[illegible]に、[illegible]出つ、今上北谷村の大字に[illegible]る

栃堀（トチクボ） 今上北谷村の大字なり、椿澤と栃尾の間なる[illegible]に當る。〇[illegible]七月[illegible]、[illegible]七月廿五日[illegible]、[illegible]入の[illegible]にて、[illegible]山[illegible]方にて、[illegible]、[illegible]に、廿六日[illegible]、[illegible]、[illegible]共、之を追退けしに、[illegible]、[illegible]方の[illegible]、[illegible]に[illegible]、[illegible]烈[illegible]共、官軍不利に付、一同[illegible]

栃尾谷（トチヲ）

本郡東部の一半を占むる山谷にして、四[illegible]山、守門（スモン）嶽高く峙ちて[illegible]たり、山中の諸[illegible]は[illegible]して一[illegible]、西流して刈谷田川（カリヤタ）と云ふ、[illegible]下[illegible]は[illegible]原[illegible]内とす。

（栃高）

栃尾谷は中世[illegible]庄（タカナミ）と稱したり、[illegible]とも云へど明ならず。今北谷村、上北谷村、栃尾町、[illegible]谷村、下[illegible]谷村、東谷村、入東谷村、西谷村、中野俣村、[illegible]村、半蔵金村等とす。

栃尾（トチヲ） 又橡尾に作る、今栃尾町と云ひ、人口五千、長尾の東三里餘、山中の[illegible]邑なり、[illegible]紬を名産とす。名寄に「栃尾[illegible]太く[illegible]なく[illegible]なり、又紬を出せど光澤なく下品也」とある者にして、近時は其紬の産出最盛大とぞ。

[illegible]

[illegible]、[illegible]に「[illegible]、[illegible]」

[illegible]、[illegible]、栃尾[illegible]

[illegible]出、[illegible]、[illegible]を押[illegible]せしが、[illegible]、[illegible]を[illegible]て[illegible]、[illegible]すにて、春日山の[illegible]出、[illegible]を[illegible]く世の形[illegible]、やがて[illegible]、[illegible]の敵徒を誅伐し、國中一統しけるは、偏へに[illegible]が[illegible]による[illegible]也。[illegible]て、[illegible]年、[illegible]、[illegible]子は三[illegible]方となり、[illegible]八十[illegible]にて[illegible]中に[illegible]す。（[illegible]子田八[illegible]、[illegible]子田[illegible]、[illegible]子[illegible]也、[illegible]）[illegible]門[illegible]、[illegible]年、[illegible]人[illegible]、[illegible]子田を[illegible]栃尾[illegible]、[illegible]に[illegible]、[illegible]は[illegible]に「元[illegible]一[illegible]、[illegible]共、[illegible]、[illegible]に[illegible]、[illegible]尾に[illegible]、[illegible]、[illegible]に「[illegible]中[illegible]へは[illegible]より[illegible]二日[illegible]」[illegible]主本[illegible]七郎」云々とあるは、[illegible]子[illegible]

（中[illegible]）

常安寺（ジャウアン） 栃尾町に[illegible]り、北越[illegible]記「天文十一年、[illegible]人[illegible]の後に[illegible]。起りし時、[illegible]代[illegible]春日山[illegible]に[illegible]、[illegible]常安寺[illegible]門[illegible]、[illegible]尾[illegible]、[illegible]云々、十九年、[illegible]門[illegible]に[illegible]より、一[illegible]助けたりとて、常安寺[illegible]、云々」とあるも[illegible]也、今も此寺に[illegible]信公[illegible]、又一[illegible]あり、「先年不慮之錯[illegible]在之[illegible]、[illegible]無比類候、因

之常安寺門前之儀、般若院分、並法用寺分之事、宛行之畢、永代不可有他妨者也、仍如件、

天文廿辛亥三月二日　景虎(花押)

常安寺

「一常安寺門前并諸八町、諸[illegible]之事、諸役生害制、并不可[illegible]、

一殺守護[illegible]所へ、不清淨之者[illegible]停止之事、

一寺外放火之制、門前諸在徒、寺中相諸事、

一對當寺、門前并[illegible]百姓等、狼藉非分族於有之者、可為一味同罪、

右條々違之族於有之者、可被處嚴科者也、仍而下知如件、

天正十年三月　直江山城守」

後に常安寺は[illegible]山と稱す、[illegible]野蔵王堂十二坊の一なりしが、[illegible]なれる者[illegible]、[illegible]書に見ゆる般若院は今三尺坊と稱し、蔵王の供僧坊なりしこと明白なり。

(三尺坊) ○三尺坊は今常安寺字谷内に在り、本尊觀音、常安寺に屬す、寺の上申書に曰く、昔[illegible]國へ[illegible]子なきを悲み、[illegible]音に祈り一子を得たり、成長して佛門に入り、[illegible]にして、[illegible]、越後[illegible]王堂の貫主三尺坊に居る、遂に[illegible]王[illegible]、[illegible]一百日に滿ち、大[illegible]成就して入定す、時に延暦二年也、即般若院に[illegible]座す、天文年中に至り常安寺に[illegible]常守[illegible]す。

楡原(ニレハラ) 今下[illegible]谷村の大字とす、岩野(イハノ)に[illegible]王堂あり、今[illegible]と改称す、社の傍に本六位[illegible](三條城主)の墓といふも、古[illegible]長岡[illegible]王は此所より分祭したりと云ふことも諸書に見ゆ、[illegible]に楡原[illegible]見す、上野村と云ふもあり、[illegible]に[illegible]かるべし。(岩野)

荷頃(ニゴロ) 今[illegible]村と云ふ、栃尾の南に接す、比禮(ヒレ)、本津川、一之貝、[illegible]井等の五大字之に隷す、荷頃又[illegible]入に作り、古書には[illegible]に作れり。○明應[illegible]帳に一貫、[illegible]、程川などあり、一貫は一之貝に同く、[illegible]は荷頃なり、程川は今本津川に作る、皆荷頃村へ併合せらる。

(一之貝) [illegible]新[illegible]云、五月十九日、長岡城官軍の取る所と為る、河井[illegible]兵を收めて栃尾[illegible]入る、已にして再擧の謀を定め、出て蒲原郡加茂町に屯營し、會桑米の諸兵と協力し、六月二日今町[illegible]を襲ひ官軍を破る、其夜長岡兵傍所村より刈矢田川を渡り、四屋村に進み八町沖(モチ)に臨みて陣す、六日攻めて栃尾の官軍を[illegible]退す、官軍[illegible]森立峠(モリタテ)に據り固守す、是より對抗七月[illegible]に至る。

(森立峠) 峠[illegible]は[illegible]とも云ふ、長岡と栃尾の間なる山坂にして、浦瀬山[illegible]久山等に連接す。

比禮(ヒレ) 今荷頃村の大字とす、浦瀬山の東にして、石油坑井あり、明治三十年より湧出、浦瀬加津保澤と并稱せらる産地、近時三十餘井あり、日産約三百餘石とぞ。○[illegible]新[illegible]料云、七月廿四日夜半後、砲聲處に相[illegible]、比禮村[illegible]方に當り放火に付、程川村へ直に間道より進[illegible]候處、賊村中に[illegible]候間、[illegible]木立等を楯に攻及烈[illegible]候内[illegible]候、其後所々備陣、廿七日半藏金へ宿陣仕候。

半藏金(ハンゾウガネ) 今半[illegible]村と云ふ、[illegible]二里、[illegible]山の東なる山村とす、中野俣、一之貝と相接比す。○戊辰の役に、七月[illegible]官軍[illegible]尾の[illegible]、[illegible]を共[illegible]の山野に配備したりしが、七月廿五日河井の一隊急に長岡に入り、[illegible]官[illegible]上[illegible]す、栃尾方面の官兵西走して河西へ退くこと能はざる者は、南走して一之貝半藏金の山中を保ちたり。

半藏金中野俣等と一溪をなし西谷(ニシダニ)とも云ふ、今半藏金と栃尾の間なる中村を西谷と呼ぶは此也とす。○明應六年越後[illegible]帳[illegible]分、[illegible]、西俣、半澤[illegible]、[illegible]萬千七百餘刈、八[illegible]」とあり、[illegible]今の西谷の森上[illegible]、半澤は半[illegible]、[illegible]、木山澤中俣と云ふも同書に載す、中俣は中野俣に同じ。

栃堀(トチボリ) 今東谷村と云ふ、栃尾の東南二里にして、其南嶺は即北魚沼郡の[illegible]との分界也、溪流を大布川と稱す。明應六年越後[illegible]帳の中に「[illegible]江守分、[illegible]、[illegible]、飯沼彈正分、[illegible]赤谷、金澤五郎次[illegible]代官」また吹谷、[illegible]尾、栃堀、大川戸、[illegible]など見ゆ、是等の地名今皆東谷、入東谷の二村の管内とす。

鹽谷(シホダニ) 東谷の北なる谷にして、守門山の直下にあたる、其溪は即刈矢田川の本源にして、大布川、西谷川を併せ漸く大也。○[illegible]谷川の筋は今上[illegible]谷村、下[illegible]谷村の二[illegible]、明應六年越後[illegible]の中に「長尾下總守分、[illegible]村、[illegible]ふべし、宿にや濵にや)鹽村」の田數を錄す、又「飯沼彈正左衛門分、[illegible]波[illegible]出、[illegible]新五郎給分、楡原、楡原[illegible]五郎給分、原村、原[illegible]五郎給分」など見え、同年定納帳には巻淵、地[illegible]あり、是等今皆下[illegible]谷村の大字に遺る。北越[illegible]云、三島郡與板の西南[illegible]之入口に鹽井ありと云ふ、又栃尾の鹽中村の溪流の中に一井あり甚鹹し、[illegible]之を汲み[illegible]用に充つ。(今上[illegible]谷、大字[illegible]中)

守門嶽(スモン) [illegible]門にも作る、古志[illegible]北[illegible]界に當り、東は[illegible]、[illegible]、高一千九百餘米突[illegible]、守門[illegible]、[illegible]入[illegible]に「[illegible]の守の山を見るたびに受けし恵みの高さ知らるる」とありて、鳥[illegible]より出でしにやと云ふ。

名寄云、守門は當國一二の高山なり、[illegible]門[illegible]、青[illegible]、青[illegible]とて三峰あり、古書には[illegible]守の峰ともあり、宗祇の自筆にて「すもりの雪のゆふぐれ」と上の句の紙破れたるを見たり。

千重八百重ふりつ[illegible]、[illegible]に[illegible]立つなり古志のやま里。　古[illegible]

巣守(スモリ)の[illegible]てふことは[illegible]百首に見ゆ、古言なり。

栗家郷(クリヤ) 和名抄、古志郡[illegible]。○クリヤをよむならん、今其地を知らず、古志郡は[illegible]

割きて山東郡（今の三島郡）と爲したれば、二郡の中に就き求むるを要す。

文原郷（フムハラ） 和名抄、古志郡文原郷、○高山寺本に文原に作るは誤なるべし、文原はフムハラと讀む歟、今其地を知らず、木原の誤にて[illegible]原の訛かと云ふも、固より臆想に過ぎず。

夜麻郷（ヤマ） 和名抄、古志郡夜麻郷。○今詳ならずと雖、長岡の方谷その東方の山村を東山と云ふは、古の夜麻郷の遺稱にやと推せらる。

餘戸郷（アマルベ） 和名抄、古志郡餘戸郷。○今詳ならず、何郷の餘戸と云ふことにや、又海部のアマベにや、いつれとも定めがたし。

南蒲原郡

南蒲原郡（ミナミカンバラ） 古志郡の北にして、五十嵐（イガラシ）川左右の地を總ぶ、其東部は山谷にして、西部は下濕なり、三條（サンデウ）を都會とし、郡治此に在り、今人口十二萬、四町十八村を管す（○木場は中蒲原の七谷（ナナタニ）村を本郡に收め、本郡の大島村を中蒲原へ移す）

蒲原郡（カムハラ） 古の蒲原郡は今の南西中の三郡にあたる、東蒲原・山村は[illegible]を詳にせずと雖、阿賀野川以北は（今の北蒲原）[illegible]郡と見したる也、されば蒲原郡は全く中越後（中世中郡とも云へる者）の中とす。蒲原の名は延暦三年「越後國蒲原郡人、三宅連笠雄麻呂、蓄稻十萬、積而施地、寡者與衣、飢者與食、兼以修造道橋、通利艱險、積行經年、誠合擧用、從八位上」と續紀に見ゆるを、國史の初見とし、又同類聚方には加牟波良（カムハラ）藥ありて、三宅笠麻呂の家方也、延喜式には蒲原津の驛官を錄す、郡名

（深江國）

は蒲原津の地名に遺れる如し、此津は信濃川の海口に當り沼垂柵に對したり。

古史を通考するに三宅高橋の諸氏は大彥命の裔孫、阿倍臣と同族にして、道君又其一門とす、大同方に蒲原郡大領高橋[illegible]の伊夜比古[illegible]る由を載るに據れば、伊夜比古は此一族一門の氏神にして、蒲原郡大領は即高志の深江（コシノフカエ）國造の家なりしを知る。今西蒲原郡に福井（フクヰ）の地名のこり、伊夜比古神、[illegible]神を祭る以て徴見すべし、されば蒲原郡は古の深江國の域たり、國造本紀、久比岐（クビキ）國と[illegible]國の間に、

高志深江國造、難波高津朝（仁徳）御世、道君同祖、素都乃奈美留命定賜

とあり。而も又云「加宜國造、難波高津朝（仁徳）御世、能登國造同祖、素都乃奈美留命定賜」と、一所には崇神帝の時と云ひ、一所には仁徳帝の時と傳す、又能登國造は大入來命の裔孫にて、全く異系たること、古事記并に國造本紀に明白なれば、能登國とあるは當に深江國の誤たるべし、其崇神の朝にや仁徳の朝にやを判決するは[illegible]とす。今姓氏錄に參照するに、

道公、阿倍朝臣同祖、大彥命[illegible]、彥屋主田心命之後也

（又云、大稻輿命男、彥屋主田心命）

高橋朝臣、本系阿倍朝臣同祖、大彥命之後也、孫磐鹿六雁命、忍代別天皇（景行）御世、賜姓膳臣、

と識せ、古事記に「大毘古命之子、建沼河別命、此者[illegible]臣之祖也」と述ぶ（姓氏錄の一所には高橋朝臣、大稻輿命之後也、云々）この彥屋主田心命は古事記六雁命と異名同人たり。本書又「音太部、高橋朝臣同祖、彥屋主田心命之後也」とあるにて、一人兩名に傳へられしを知悉すべし。以上の事實より推論して、崇神帝の時とあるを斥け、仁徳帝の時と斷定すべき歟、從て素都乃奈美留命は彥屋主田心命の四世孫などにや、高志國造市入命を

景行帝の時に[illegible]るに合すべし。又此道君は欽明紀に高麗人の越の國に漂到したる事を錄したる條に、

[illegible]江淳臣裙代、詣京、曰、高麗使人、辛苦風浪、迷失浦[illegible]、任水漂流、忽到着岸、郡司隱匿、故臣顯奏、[illegible]、高麗使人[illegible]、云々、遣膳臣傾子於越、饗高麗使、大使審知膳臣是皇華使、乃謂道君曰、汝非天皇、果如我疑、汝既伏拜膳臣、倍復足知百姓、而前詐取調入己、宜速還之、莫煩飾語、膳臣聞之、使人探索其調、具爲與之（通證云、越郡司又曰道君、假名本、越郡司道君、云々）

と識せ、當時道君が外國の使節を引きうけて、[illegible]を示せり。朝廷の之を[illegible]するに、同[illegible]を以てせられしは、又緣因のあることなるべし。すべて北陸道は若狹、加賀、高志中に深江の四國、共に大彥命の子孫の長く領知したまへるは、其故あることにて、深江國が越の諸國の最北境の國なりしは、[illegible]以北は孝徳帝の時[illegible]て城柵を置かれ、[illegible]置ありて、[illegible]以北を開きて越後國となし、深江以南を[illegible]は越中國と稱し[illegible]、高麗人[illegible]も、[illegible]に到着したるは、殊に北陸[illegible]の一大事件とす（古[illegible]の條を參照）。試みて

欽明紀、十年、[illegible]、

[illegible]師者大毛人也、云々、

崇峻紀、二年、遣近江臣満於東山道、使観蝦夷國境、遣宍人臣鴈於東海道、使観東方濱海諸國境、遣阿倍臣於北陸道、使観越等諸國境、

の事[illegible]を見る、當時の邊境[illegible]の形情は、如是の事情より觀察するを要す。

氏族志云、道氏有朝臣姓、有公姓、公姓貫于右京、系出彥屋主田心、姓氏錄、朝臣皆據日本紀、舒明帝時、有越道君、天智帝時、有越道君女伊羅都賣、爲宮人、云日

本書紀、越范司據釋日本紀引私記）文武帝時、有道公首名、通法律、桓武帝時、以曾祖姓道氏故、賜朝臣（續日本紀）仁明帝時、首名孫賢持、及左京人道公安野、改賜姓當道朝臣（續日本紀）陽成帝時、有佐渡推大國權掾附道公宗雄、（三代實錄）又後紀、延暦廿四年、有佐渡國人道公全成）○大同方云、

加無波良娶、越□□□□三宅笠麻呂等之家方、云々、

笠麻呂は前に引ける延暦三年蒲原郡人三宅笠麻呂と云ふに同じ。俗說、蒲原は文義の如く古訓加末波良なりしを、加無波良に訛ると云ふは疑ふべし、大同方延喜式共に加无波良とありて、出雲風土記にも彼國神原（カムハラ）鄕あれば、加末波良にはあらず。且蒲てふ草は沼澤水濱にこそ生ずれ、原上岡邊に任るべからず、後人此郡の地形を見て、蒲草（方言ガツボ）に牽合して臆說を逞くするも、信用に勝へず。

大同方又曰、

久鷹乃藥、越□□□□□□伊夜日子神社傳方、云々、

蒲原□大宿禰比等之家方、云々

とある大宿禰家は、蓋江國造道君の裔孫とす。太子傳玉林抄に姓氏錄の逸文を擧け「道臣十世之孫小黑と上國益、當天武天皇御世改高橋朝臣姓」とあるにて、天武朝以後に至り、道君も臣の族なりければ、改めて高橋と曰へるを知る、今本の姓氏錄にも天武天皇十二年改姓を傳す。

刈矢田川（カリヤタ）

古志郡栃尾谷の奥守門（スモン）嶽に發源し、西北流六里、見附村に至り漸く下游に就き、本郡に入る、即轉じて北に向ひ、今町驛を過ぎ、迂曲して信濃川に入る、此間凡五里。名寄云、刈矢田川は今町（イマヽチ）川とも、小川通（コガハトホリ）とも云ひ、源は守門嶽より出て、高波庄栃尾を過て、出雲（イヅモダ）田庄今町村と中之島の中間を流れ、末は尾崎村の邊にて信濃川へ入る、此河邊より作り出す麻苧を小川苧と稱し名物とす、今町より十町計川上に、毎年近郷水田の用に、水面凡三十間の處、兩岸より土俵を入れて堰を造る、敷二十間高五丈、暫時の間に築留る、かゝる堰は國中にも稀なり。○刈矢田川の下游左右は、信濃川の右岸なる低野にして、堤防に因りて村里を成す、歳時に洪水の浸す所と爲る、近世新發田領に屬し、中之島組と稱せる地なり。○戊辰の役、中之島は東西兩軍の爭地たり、新發田藩觀望して兵を動さず、東軍終に敗る。

中之島（ナカノシマ）

今中之島村と云ふ古志郡猿橋川と刈矢田川の間なる低地にして、舊中之島組と稱したり、今其諸村を合せて中之島とす、長岡の北二里、三條の南西三里。

天保六年卯月、千曲川を船より下る、水上の雪消にて水いと高し、此月の初めにや長呂（ナガロ）といへる所にて、堤百間あまり崩れて、水おし入て、こゝらの里々皆水の中になりぬ、水の勢強かりければ、日數過ぎぬれど、見渡す限り水湛て、木立のみぞ青かりける、　　　　圓

飽かず見し高嶺の雪の解けてなど千萬人の袖濡すらん。

（池）

國誌云、中之島村に池大納言の墓と云ふものあり、池（イケ）五十嵐は當國の名家なれは、其池氏の先世の墳なるべし、平賴盛の大納言にあらず、「五十日帶日子王者、高志池君祖」と古事記にあれば、やがて此池君の御墓にもや。○池氏は中越後の舊姓にして、池五十嵐の人々の事、多く古書に見ゆ、蓋此地の舊名池（イケ）にて、在住の武族あり池氏とも唱へし歟、今も中之島の大字に池之島てふがのこる、古事記に高志池君とあるは當國に事跡とも傳はるれど、和泉國にも高（タカシ）石あり、池と云ふもそこ歟、稽考ふべし、すべて五十日帶（イカタラシ）日子王を援引するは頗る疑を要す。

（大口）

○戊辰の役、六月七日、長岡屯在の官軍、中之島、大口（オホクチ）、十二潟、南場、川邊、天神等猿橋（サルハシ）川、八町潟の水脈に沿ふて壘防を起し、以て今町の敵と對抗したり、七月廿五日の曉、東軍急に大口十二潟以下の諸壘を攻む、已にして長岡火起る、官軍倉皇計畫の出づる所なく、各所皆守を棄てて信濃川西岸に退保す。

中條（チウデウ）

今中之島村へ併す、中之島の西北に連接し、江水を隔てて與板町を望む、信濃川東南より來り、此邊にて弓狀に灣曲し、東北三條の方へ屈曲す、堤坊最險惡なり。

今町（イマヽチ）

今今町、人口三千五百、三條長岡の間なる小驛にして、水田低野の中に位置す。

此邊を舊出雲田（イヅモダ）庄と稱したり、一說、昔山東郡潟本（ガタモト）の伊那胡山の下に、今町てふ民家ありしを、何の世にや出雲田庄へ移して、此にも今町と云ふと、（名寄、略風土記）古文書に出雲庄とあるも此歟。○戊辰の役、五月十九日、官軍長岡を略取し、進みて今町に入る、東軍返戰、六月二日、河井立見等今町に迫る、官軍長將三好軍太郎、薩將淵邊直右衛門等伏を設け敵を誘ふ、東軍乃之を避け其背を撓め、中之島を衝く、官軍退き、大口に壘を起し堅守す、以て七月の下旬に至る。

（出雲田）

戊辰九中雜詩　　　　　　水落　雲濤

連天風雨暗孤城、殺氣如雲水外横、半夜山營眠不着、時聞人馬兵行聲。累々歸利同溪濱、行路相看意氣新、馬蹄區々何足道、篋中藏是結纓人。

見附（ミツケ）

今見附町、人口七千餘、刈矢田川の北岸に縁り、今町の東二里とす。栃尾谷并に下田郷の山口に近く、地勢高し、鐵道長岡より來り、三條に過ず。（此邊は舊村松領封内とす）

越海雜志云、見附は三條俊景の亂に赤谷左衛門秀勝留守す、栃尾の城起るや、古志郡浦瀬（ウラセ）の城主高津谷入道不意に見附を襲取る、俊景其日夕方岩野原（イハノハラ）の王堂にて近臣五人

自害す、[illegible]大木六の[illegible]所に[illegible]す、大木六は[illegible]村にて、先年戦争の時、村内に古[illegible]ら[illegible]六月[illegible]と[illegible]以て七月廿九日[illegible]○[illegible]云、庄屋[illegible]六月七日[illegible]白海岸路山[illegible]一隊[illegible]之青者、[illegible]（二十七日）新潟（二十九日）[illegible]国、[illegible]今之[illegible]守、[illegible]両河[illegible]人来[illegible]不可[illegible]退、[illegible]先[illegible]、不可[illegible]七月下旬、長岡[illegible]己に[illegible]るを見、一大[illegible]以て死生を決せんと欲す、[illegible]山本帯刀[illegible]村に屯在し、一書を部下の士卒に頒ちたり、曰く「此度の軍は第一御家の[illegible]にて、天下分[illegible]に在り、一同[illegible]を捨て[illegible]の[illegible]に報い、[illegible]を[illegible]にするべし、[illegible]天下を取るの志[illegible]、容易に[illegible]引退[illegible]、[illegible]大乱に[illegible]したる[illegible]、西[illegible]も、此国に来[illegible]聞きぬ、[illegible]に於ても[illegible]て、[illegible]するべし、[illegible]今夜廿四日の御[illegible]下[illegible]、[illegible]なりとも、[illegible]に死すれば武士の道に叶ひ[illegible]なく、[illegible]に勝ちたらんには、天下の[illegible]ずる程の大功たるべし」云々、[illegible]入[illegible]して[illegible]り、[illegible]も六[illegible]へ[illegible]く、[illegible]女[illegible]て、山[illegible]、[illegible]河[illegible]

庄川

今[illegible]川村と云ふ、見附の東に傳へる山[illegible]に居る、下[illegible]、[illegible]南にあたる、

戊辰の役、五月十九日、[illegible]て[illegible]官[illegible]今町[illegible]四日廿五日、[illegible]に[illegible]ひ、東軍利なし、廿五日赤坂に戦ふ、廿六日又戦ふ、皆[illegible]る、六月朔、[illegible]村より赤坂[illegible]して[illegible]退く、[illegible]の民[illegible]す、赤坂[illegible]より下田谷に出つる要衝にあたる。

田巻

[illegible]を今[illegible]間にして、八所山吉村の大字之に[illegible]す、[illegible]五十日[illegible]にて、[illegible]如く云れて、[illegible]ける其中に、八箇の人に[illegible]て[illegible]しにる恐れけるは、まづ[illegible]郎、[illegible]小[illegible]」云々、[illegible]山吉氏の[illegible]。

（山吉）

大面

[illegible]名なり、今[illegible]の[illegible]を云ふ、又見附の北に大面村ありて、北[illegible]を[illegible]す。北[illegible]とは大面[illegible]の北方の[illegible]也、相並びて新[illegible]村あり。北潟矢田の[illegible]地には微温[illegible]湧出す、三條へ二里。

官[illegible]四[illegible]を崇る。

[illegible]云、三條より二里[illegible]れて[illegible]五月[illegible]官軍すでに長岡[illegible]しておし[illegible]、こ[illegible]に[illegible]出してまもらせけるに、[illegible]小[illegible]て、小[illegible]山[illegible]中にし、[illegible]をつ[illegible]、またさら[illegible]にすゝみて官軍を襲はむと、岩の坂の東のかた七所山の老松しげれる[illegible]、[illegible]六日、[illegible]うち[illegible]山といふに[illegible]て、[illegible]時を[illegible]しに、[illegible]山までに[illegible]、官軍[illegible]山を取れり、それより二日三日ひきつゞき戦ひ止ざりしかど、官軍おもふまゝにもかちどきを揚ざりしかば、ついに[illegible]川まで退きたりとぞ（今大[illegible]村大字[illegible]）

帯織

今大面村の大字とす、[illegible]、見附の[illegible]の中間とす。

北越の冬天[illegible]降らんとする時、先[illegible]、之を雪おろしと名づく、　中清

雪おろし夜[illegible]に[illegible]て明くれば白し四方の山[illegible]

新潟

今新潟村と云ふ、帯織と見附の間とす、大字[illegible]には[illegible]十番の[illegible]。○[illegible]小[illegible]へ五月廿八日[illegible]、廿九日夜[illegible]先新[illegible]村山手の方へ[illegible]、[illegible]字に及び、其夜九[illegible]、[illegible]二日

（小栗山）

にも固守能はざるに及候、總て去月廿八日より日々夜々の苦戰に候。

下田（シタダ）

（五十嵐）

舊鄕名にして、五十嵐川の上游を云ふ、又五十嵐（イガラシ）谷と號し、山谷おのづから一區を成し、楢尾谷の北に傍ふ。今森町村、鹿峠村、長澤村の三に分れ、南蒲原郡の東半を占む（近年付設の地たり）

五十嵐は舊社にして五十日帶日子の神胤なるべし、當國諸郡に其氏、蕃衍すれど、此地を根本とす、俗に五十嵐小豐次とて種々に云ひなすは、東鑑に建保元年五月の和田合戰の時に討死したる人とす、蓋五十嵐氏中の顯たるべし。○治亂記云、永正二年、長尾爲景越中滑川陣の時、石田備中守、五十嵐入道、大[illegible]長尾[illegible]の三人[illegible]せしかば、[illegible]して信州へ[illegible]、[illegible]三年、[illegible]合戰に、五十嵐[illegible]にて[illegible]、[illegible]大[illegible]は元[illegible]人者也、五十嵐は長尾氏景より譜代相傳の一二の臣下たりしに、石田は非常なる故にや、由なき謀叛を起し、久しからずして亡ぶ。[illegible]五十嵐入道は寺泊の[illegible]なるべけれど、其家は下田を以て本據とすれば此に係く。北越軍記云、永正六年九月、[illegible]合戰に、[illegible]田[illegible]守[illegible]により、天文三年、高田常陸守[illegible]久三郎[illegible]、五十嵐八千貫、領主[illegible]る。

下田城址（シタダ）

（森町）

今森町（モリマチ）村にあり、五十嵐の北岸、[illegible]（カタウゲ）の東一里半、森町は下田鄕の山口にして、三條を去る[illegible]里、見附の北二里。

北越雜記云、下田老曾（オイソ）城址は森町の東二十七八町に在り、山城なり、北越太平記に「長尾遠江守は老曾を本城[illegible]、此者[illegible]」云々。○越後[illegible]云、長尾遠州君は長尾氏中興の祖、筑前守高景の弟、因幡守景[illegible]の子也、[illegible]景は無双の猛將にて、永享十一年結城の役、上杉方に隨ひ、一方の將となり、城を攻め敗る、其子遠江守景久、父に續き下田鄕高城（タカジヤウ）の城主となり、上杉家御一門衆と稱す、後入道して[illegible]と號し、一寺を建立して[illegible]寺と名く、今鹿峠の[illegible]寺是也、但し[illegible]寺は初め森町村に在りしを、鹿峠村に移す、景久の孫遠江守[illegible]は、上杉謙信公に隨ひ度々の戰功あり、功を恃み稍驕色あり、謙信之を聞き本庄繁長に申付け、永祿八年三月、藤景を誘殺せしむ、藤景[illegible]遠江入道[illegible]里、主の誅死を聞くや謀臣を[illegible]高城に籠て防ぎしに、[illegible]數月、[illegible]せず、[illegible]す、外記入道[illegible]、現に五百川村に在り（今森町村大字五百川）○管窺武鑑云、天正十四年、栗田城に於て、小[illegible]守に其城を[illegible]之處、門[illegible]也、[illegible]子孫八房には河田軍兵衛[illegible]の志[illegible]田を[illegible]付、北越軍記云、慶長五年越後一揆の時、會津方に人數下田に陣を張りたり、九月八日、堀家老丹後守[illegible]先手に打、下田表へ押寄せぬ、一揆方高き所に三段に備へ、深田を前にあてたりける、丹後守家人に向ひ、今此方よりかかりて、勝負せば敗軍すべしとて、脇道より責、横合に仕掛切崩、云々。

（下田）

案書に被申候、仍往會津之物頭、[illegible]下田加一揆、下田村[illegible]、[illegible]一[illegible]、[illegible]、[illegible]先候、[illegible]天下[illegible]、[illegible]、方々被[illegible]、其[illegible]に可被仰付、（中略）

十月八日（慶長五年）　　秀忠

羽柴美作守殿（堀直寄）（[illegible]古文書）

伊加良志神社（イカラシ）

（飯田）

即五十嵐神にして、今者一王子と稱し、[illegible]後、[illegible]はるる一丘あり、[illegible]村大字飯田（ヒダ）に屬す、式內[illegible]の一社とす。○神祇志料云、[illegible]五十日[illegible]王高志國に下り、[illegible]山にかけ、國中を巡り、後此地に宮居したまふ、其宮址を今[illegible]○按に、此[illegible]は五十嵐氏の祖神なれど、必しも五十日[illegible]王の[illegible]宮居と思惟すべからず、もしくは後世[illegible]の人々の來住して、繁榮したる者か、王の外[illegible]家は當國に由緒なし、其[illegible]名にはあらず、[illegible]を要す。

國造本紀[illegible]云、古事記[illegible]（垂仁）段曰「此天皇娶[illegible]沼羽田之入毘賣命、生御子沼帶（ヌタラシ）別命、次伊賀足（イカタラシ）日子命、又娶山代[illegible]羽田刀辨、生御子五十日足（イカタラシ）日子王」とある[illegible]賀足は五十足[illegible]、同じけれど、其一王は同じなるべし、書紀曰「五十日足日子王者、春日山君、高志池君、春日部君之祖」と、[illegible]仁紀には「[illegible]沼羽田[illegible]入姫、生[illegible]命、[illegible]五十日足（イカタラシ）[illegible]命、石[illegible]之始祖也」とあるに依拠して、古事記伊賀足日子は北越[illegible]なるを知り、此二王[illegible]に鎭座にましますべし[illegible]證に「伊加良志今作五十嵐、蓋五十日帶之轉」と述ぶ。カタラシ轉じてイカラシと爲れる也。○越後雜志云、飯田村に五十日帶日子王[illegible]あり、今の神社是也、此より寅の方四五町隔てて、宮澤と呼び清冷の水出づる地あり、[illegible]は此[illegible]なりしと云、又宮澤の林中に土器を發見し、[illegible]より[illegible]す。○北越[illegible]談云、源平の昔當國の人にて五十嵐小文治と云へる者、頗る[illegible]力の聞こあり、[illegible]に住、五十嵐川[illegible]に[illegible]んで數十丈[illegible]地なり、此[illegible]につづきて五十嵐の神社、古木大杉ありし、一日小文治此所に至り、己が力を試んと、大石をもつて此杉に打付たるが、石岩杉の中に止りておちず、今なほ是を見るに、杉根本より一丈計に青色の石あり、長さ二尺、なかなか人力の及ぶべきとは見えず、又一[illegible]すべし。

按に、下田の俚談に、五十嵐小豐治は池の蛇神の子にて、成人して[illegible]司を[illegible]と云ふ、又寺泊五十池氏の傳説には、其祖先下田鄕に住し、[illegible]神の子なり、[illegible]後國[illegible]明神の神孫と云ふ、蓋高志池君の神孫たりしことを傳へあやまれる歟。

八木神社（ヤギ）

今森町村大字荻内（オンナイ）に屬し、五十嵐川の邊に在

り、此[illegible]に新田公の靈を守門山神に合祀す、社司石澤氏の家に、[illegible]元祿以降、時々の藩主又は領主村松殿より[illegible]等を收藏し、江戸幕府へも申達したり、新田公父子の神像[illegible]は、義貞、義顯、義興、義宗と傳へ、[illegible]合[illegible]條に、義宗の人々を擧げ、千屋左衛門太夫、五十[illegible]文四同文五なりあるは、[illegible]後武士にて、文四文五[illegible]正しく此五十[illegible]の名[illegible]に[illegible]す、[illegible]等の事實を合考するに、五十[illegible]の人々は新田諸公の死後に、感ずる所ありて其[illegible]を此地に[illegible]れるにやあらん。(式社考證)

五百川（イモカハ）　今森町村に依屬す、大字院内(ホンナイ)に觀音堂あり、最初寺と云ひ、當國巡禮第三十三の終所也、此巡禮は近世の事なれど、元祿以前の定めなるべし。○五百川の溪流は東西四里に延び、其北方の山脈に守門嶽、關見嶽井に袴腰(ハカマゴシ)等の連峯屹立し、東は東蒲原郡の鞍形山に連る。

(院内)

吉ヶ平（コシガヒラ）　今森町村に屬す、五百川の南二里、守門嶽の麓なる孤村なり。下田井に栃尾谷より此に至り、東方會津郡の山中に通ずる間道あり、之を八十里越(ハチジフリ)と云ふ、且見村の邊(小倉入と稱す)まで、山徑六町一里にして此數あれば也、鞍掛(クラカケ)山は八十里越の峠にして、守門嶽の東北に當る、標高一千八百米突、當越の國境たる越後山脈の一峰とす。吉ヶ平に池あり、名[illegible]に比池[illegible]奇特を說きたれど、信じ難き節多し、曰く、池に白田螺(シロツブ)ありて住む、此螺を捕獲すれば、天必ず雨降る、雨も之を殺せば洪水溢れ出づ、此山中に硫黃山あり、又熱泉あり、云々、守門は本來火山岩より成れど、其山中に硫黃を出し熱湯を涌すと云ふは、今探驗の人なし。

治[illegible]記云、天正十七年、景勝公佐州の仕置濟み歸府の時、奧州の伊達政宗會津へ攻入と聞ゑしかば、頓て人數を指向られ、木戸元齋御横目にて、八十里と云大山を越て會津へ入る。○續新史料云、七月廿九日、長岡再度落城、賊八十里越にて會津領へ落行候、之に依りて八月六日、官軍吉が平迄斥候を差出候處、賊兵二十八許燒居、[illegible]道[illegible]仕候、然る處八十里越木の根と申處へ屯集、關門相構、砲臺等築造、多人數にて堅固相守候由、同所迄道程四里も有之山間にて、極て絕險の由に候。北越[illegible]記云、八月八日、官軍栃尾驛より八十里越口へ進發し、吉が平に砲壘を築く、賊後對抗して廿九日に至り、[illegible]退走の狀あるを以て、九月朔官軍、二日[illegible]村へ入る。

(八十里越)　(守門山)

明暗寺址（ミヤウアン）　今長澤村大字中野原(ナカノハラ)に在り、維新後廢す。○名寄云、中野原妙安寺は普化僧寺也、徒然草にボロボロと云へる者とす、凡普化僧の寺天下にて十三所あり、寺號多くは妙安寺、一月寺など云ふ、諸國行脚の通り證文を所持し、諸關所番所を往來す。野志云、下田明暗寺は村松侯堀家より食祿三十五石扶持五石を賜り、俗體にて家臣の列に加れり、當國井に出羽越中の薦僧を支配す。

(長澤)

五十嵐川（イカラシ）　下田(シタダ)川とも云ふ、下田の山中に發し、西北流、森町、鹿峠等を經て、三條市街の南に於て信濃川へ入る、長十里、急流にして瀨後汎濫の患多し。

摘志云、五十嵐川は下田郷に發源す、其山中銅銀鑛穴あり、又砥石を產す、水源は守門山笠堀(カサホリ)谷に出づ、澤潤合流して巨川と爲なり、八木山(今森町村の院内に屬す)の奇勝あり、斷崖數十仭、壁立屏開して、神鐵鬼削に似たり、水に一橋を架す杣棚なし、甲州の猿橋に似たり、近時の文人稱して嵐溪と云ふは即此。

八木山　張　嵐溪

行客林巒入迷濛、宿雨晴來翠色濃、仁見層雲崩一角、
空中躍出絕奇峰、

如法寺（ニヨホフジ）　今月岡、新田等と共に本成寺村へ併す、五十嵐川の畔(鹿峠の西見附の西北二里)に在り、天然瓦斯の火井ありて、世に喧傳せらる。○如法寺村に海[illegible]藏院てふ某寺[illegible]院あり、村名[illegible]子に越後如法寺を稱して[illegible]地にて[illegible]り、然らば海[illegible]は其寺[illegible]の遺れる也

如法寺の里なる[illegible]を讀てよめる　中古

燃る土、もゆる水こそ、古の、史に記されし、[illegible]、知られてあれど、世に知らず、史にも見ず、[illegible]、何かしの、寺の名に呼ぶ、品照、片山里の、木の下に、をかやの[illegible]、平地に、[illegible]をうちて、住みなせる、小屋の、伏屋の、薪柴たく、火所(ホド)に[illegible]竹の、本を切りて、中の節を、徹して中らゆ、おのづから、風の吹出て、其風に燃ける火はもや、怪しくも、怪しきかも、其竹に、管さし續げは、いくつにも、もえつつ分れ、打ちい吹き、消せは消ぬれど、又更に、つくれはつきて、月たてど、年ふれど、光もあせず、きこしへに、燃る此火は、[illegible]ながらならし、

(入方寺)

北越[illegible]云、入方寺(ニフハウジ)村に火井あり、三條の南一里、(妙法寺又如法寺とも)某といふ百姓の家爐の傍に、石臼を置き、其穴に竹管をさし、火をかざせば即燃ありて、炎火うつり、盛に燃ると尺ばかりならん、縱橫に竹をくみあぐれば、其竹の孔毎に皆火もゆ、竹を少し引あぐれば、央は火絕てなく、上にばかり火さかんなり、皆土中より發れる氣のもゆるなるべし、是は必ず石油の氣なるべし、凡國中是に類する所多し。○地學雜志云、如法寺村は丘陵の終端なる低地にて、天然瓦斯出で、古來越後に其名あり、瓦斯は第三系の地盤を穿ちたる淺井より放發す、之を細管にて傍近の民家に導き、之を薪材に代用せり、如法寺の北方、五十嵐川の北南に瀕する西大崎村にも、赤田川の間に天然瓦斯を出す所ありと云ふ。(如法寺村に鑛泉出づ、鹽類性溫六十度、文政中より之を汲み浴場を設け、熱湯と爲して洪浴に供す、如法寺の南に隣れる、矢田北潟の二所にも鑛泉あり、單純性溫六十度)○東遊

記云、如法寺火井、正保二年酉三月、此家にてふいごを吹しとあり、其時ふと地中より火の出しこのかた、今天明六年丙午の年に至り、百四十二年の間、一日も絶ることなく出るなり、初て出し時に、挽臼をふせしかば、是を取らばもしや絶ることも有べきやと氣遣ひて、其家普請などある時といへども、此挽臼を動かすことなしといへり。

月岡(ツキヲカ)

今本成寺村の大字とす。式社考證云、月岡村の津野(ツノ)明神は元祿年中の書記にも見ゆ、是は式内槻田神社にやあらん、大槻庄三條八幡宮も槻田なりと言出づ、いづれか決め難し、月岡の此地は水田の中にて、大なる槻の朽木あり。

本成寺(ホンジャウジ)

今寺名に因りて、本成寺村を建つ、如法寺、月岡等皆之に入る。本成寺は日蓮宗陣門派の總本山にして、殊に立號して本成寺派と稱し、諸州に其門末多し。永仁五年、僧日印開基、日陣之を纘紹して寺宗とせられ、四世日顯に至り益盛大を致し、以て後世に傳ふ。明治二十六年火災、寺中大半燒亡す。本成寺創立の古地は、蒲曾根と云ひしが、文祿年中、信濃川の河道を變じ、堀ノ内堂邊より直に三條に向て奔流することとなれるに由り、境内侵蝕せられて現地に轉す、當境は當中河道と爲る、云々(本寺の寺説なり)當地は現境の北方なりしと知らる、今寺寳文書、後奈良院綸旨、文安元年上杉房朝判物以下、數十通を收む。

當寺中、山吉と被御合、御加勢の儀、其比具存候、依之大面庄内、蒲曾根村、新堀、吉野谷、上條村寄進候、御知行於末代不可有相違、仍如件

永正七年三月七日　爲景

本成寺

名寺云、蒲曾根村本成寺、今領三百石、法華宗陣門派の本寺にて、四國東西國へ掛て末寺七百ありとぞ、開基日印は當國三島郡の産にて、日朗の高弟也、鎌倉殿中問答に見えたり。○寺傳云、釋日印、號[illegible]院、姓刈倉氏、蒲原郡三條人、父名安高、曾祖職有武功、以文永元年誕焉、八歳投郡之天台宗石瀬山[illegible]寺、寺主智觀加意教育、及長有遠志、遂蒙法印、欲伺諸宗之奥旨、先經歴鎌倉、次觀光帝都、南探北嶺、遍參諸詢、既復至鎌倉、遊于比企、會朗師講止觀、師聞之大悦省、而發悟、因名[illegible]曰日印、時永仁二年也、元應二年、朗師遷化、服喪已了、[illegible]于名越、號本勝寺、元亨元年春、付本勝寺於日靜、歸其當梓、道化所覃、宗風盛行、遂居上生青[illegible]寺、見者嗟異、因道寺稱青蓮寺、後改本成寺、又創立金澤[illegible]寺、角田妙光寺、嘉暦三年冬、偶感微疾、自知不起、遂付日靜、具囑後事、十二月二十日泊然而化、壽六十五、塔於本寺、靜克守其法、後遷鎌倉、而兼主之十餘年、傳日陣於之、遠囑本成寺、陣立倡本門主旨、描師爲陣門流之祖。○北越雜記云、本成寺は三條城主山吉孫次郎長久、正安元年開基、大檀那なれば長久山と云ふとぞ、和漢三才圖會曰、長久山本成寺、日印九老僧之一也、二代日陣は當國加治庄莞川組の人也、本成寺の御寺領武文、

今井、川前野、新堀、吉野屋以上七十五貫武百武拾六文、此内二十八貫百七十五文八幡宮料に御座候、此外見出分九貫七百七文、二口都合八十五貫文、本府見出共、云々。

三條(サンデウ/サンジョ)

今三條町(人口一萬六千)裏館村(人口二千)の二に分る、信濃川の右岸なる大邑にして、其民商賈多し、諸貨百物の店舖、町に滿ち、信濃川流域第一の繁昌と稱せらる、近時長岡の商工勃興し、稍遜色あるを免れずと云ふ。鐵道長岡を距る十三哩、新潟を距る二十六哩、水路運漕の便を兼ねたり。

三條は中越後の中心にあたり、古來名邑とす、然れども五十嵐川信濃川の交會たるを以て、洪水漲溢の患多く、年々其禍を見る、近世村上の内藤氏陣屋を此に置き、三條、燕、地藏堂、茨曾根、味方の五組を治めたり。

三條地震と云ふは、文政十一年十一月十二日の晨五つ時の事とす、中越後を最甚とし、當時の記錄に高崎(一之木戸陣屋)領分潰家千百八十、燒失百三十八軒、即死百四十四人、長岡領分潰家三千六百、即死四百四十二人、村松領分潰家一千三十、燒失百五十三軒、即死二百廿八人、澤海領分潰家百四十軒、與板領分潰家五百九十、即死七十六人、館村領分井栗組潰家百三十餘、出雲崎陣屋支配潰家千軒、死失百二人、池端領分潰家九十餘、死失七人、新發田領分潰家千七百七十、燒失百十五軒、死失二百七人、燒死十八人、村上領分潰家千三百、燒失七百五十七軒、死失二百六十三人、桑名(川崎陣屋)領分潰家二千、死失百二十。(北越雜記)

古代の田地に條里の坪割ありて、二條三條など云へる例あれど、此三條は條を急呼して、(產所(サンジョ)と云ふに同じ)二條四條とおのづから相異す。○越後志云、三條は俗說に「昔三條左衛門定明と云ふ人、京都より下り、初め古志郡に居る、其地を定明村と云、終に槻田村に來り、城を築き居れり、定明の北槻田を改めて三條と云、定明又一寺を今の裏館の地に建て、[illegible]と、是れ妄説なり、享保四年一木戸村と三條町とに訴訟おこりし時、一木戸村より答辯せし文書に曰く、

一之木戸村之儀、九十二三年以前、寛永四年頃まで三條城下町一所にて、町屋にて御座候、其後三條御城御拂地罷成候以來、田畑開發一向に仕候故、自然と居所家並ばらに罷成、云々、三條町之儀、往古より御城地にて御座候由申上候段僞に御座候、只今之三條は六十一年以前、萬治元戌年、三條村より出し新田町に御座候、右三條村とは往古御城地跡に御座候處、四十四年以前、延寶三卯年裏館村と村名替申候、今以水帳にも三條村と有之、田町横町など名付御座候、尤只

今なほ傳へ、古跡にも三條新田と、河有御座候儀と奉存候、

然に古實を[illegible]信ずるに足るものにして、越後[illegible]風土記に[illegible]寺とも云、越後へ遁れ給ひしとぞ、三條定[illegible]明定門[illegible]に從ひて来り」云々、又越後名寄に「定明寺昔は城主に三條左衛門定明といふ人あり、後寺を建て之を用て寺號とす」云々、[illegible]して信ずべからず。○[illegible]年、三[illegible]横田[illegible]中止なりと說くは、[illegible]此達を大槻庄と云へるにより、**かゝる附會の言も起れるなり。**

三條城址（サンデウ）　今の裏館村（ウラダテ）地なり、慶安年中廢城の後、其地開きて田宅と爲れど、[illegible]の間に[illegible]の跡を辨識すべき者あり。

(論ム)　一說、三條城址は古館にあらず、慶長三年洪水の爲めに崩[illegible]、後年其地全く水中に沒す、云々。治亂記に[illegible]景勝公三條城の事を叙し「三條の城は[illegible]に五十嵐川とてありける、而山の渡、信濃川)と此川とに舟橋を渡さる」と見ゆれど、城址從來水に沒すと爲すは實なし、往年一木戸裏館村と三條新田の爭訟ありて、相互の本據新古を論じたるより、かゝる附會を生したるのみ。

三條は戰國の頃長尾氏の一族據有して、中郡(中越後)を制したる所とす、三條家と云ふ、謙信景勝の治世には、將士を[illegible]之を守らせらる。堀家入國の時、家老[illegible]直寄之[illegible]城主たり、慶長十五年、堀家改易、松平[illegible]家老大[illegible]、[illegible]三條に城主たり、元和二年、松平家改易、市橋下總守長政、伯州矢橋より轉じ當城へ入る、封四萬石、元和六年、長政病卒、嗣子なく家臣爭論、尋ぬ之を責めて收封す、稻垣平右衛門重綱之に代り、三條二萬五千石、[illegible](刈羽郡藤井村より[illegible]る)慶安四年稻垣氏參州刈谷城へ移封（稻垣氏の後二家に[illegible]、志州鳥羽、江[illegible]山上の[illegible]也)三條城此時[illegible]す。

北越[illegible]云、三條平六[illegible]は上杉家の一老臣、長尾筑前守高景六世の孫也、天文七年、府内の[illegible]中千[illegible]に討死し[illegible]より、[illegible]中に振ひ、[illegible]公に[illegible]、三條城に引籠る、十一年の春、[illegible]て近隣を掠取る、十二年、腐田常陸介、其子[illegible]田和泉守、[illegible]と謀を合せ、[illegible]城を攻め、信景討死、腐田自身三條に[illegible]城せしが、(腐田、[illegible]田、[illegible]に作る不審)十九年に至り三條[illegible]、景虎公より城代を置かる。○北越雜記、引[illegible]云、山吉孫五郎[illegible]長、政久ともに丹波入道とも)三[illegible]城主九萬貫を領し、長尾[illegible]守爲景へ屬す、永正十一年[illegible]壁に任せ、當城[illegible]上、同郡木場へ移る(山吉を[illegible]すべし)又云、山吉氏、永正年中より三條城に[illegible]る、天正五年、三條城主山吉孫次郎豐守病死に附、[illegible]き、三島郡上田之内大[illegible]村へ移る、同七年より木場へ移る、豐守[illegible]孫次郎[illegible]相續、後玄蕃と云ふ、天正年中山吉新[illegible]四村の[illegible]云々。○北國太平記云、三條城主山吉玄蕃[illegible]して、[illegible]坂戸山の城主甘粕近江[illegible]、三條へ[illegible]、[illegible]の小姓[illegible]五郎に、山吉か一[illegible]三條の[illegible]に六十二騎の[illegible]待衆を[illegible]、[illegible]、天正六年計らず[illegible]、[illegible]五郎も剝[illegible]、又御館[illegible]て其事延々になれり。○(越後[illegible]記云、景[illegible]公(天正八年四月)三條城を攻らるべしと也、御馬を寄せらる、前代の城主は山吉なり、今[illegible]代は[illegible]人也、然[illegible]前代、山吉が家來共も此城に[illegible]内通し[illegible]御[illegible]せられずば、神[illegible]利を討取参らすべしと申ければ、[illegible]王室へ御馬を向けられ城をば攻給はず、栃尾、大茂、[illegible]王室三所の城下少々放火して、六月下旬に馬を入れらる、七月上旬には、山吉が者共[illegible]を計取首を進上す、件の者共山吉、横目、石付、丸山、中野、[illegible]原、佐[illegible]、宮原、小[illegible]、小幡、[illegible]川、[illegible]也、五十[illegible]入らる、[illegible]を申[illegible]。○[illegible]、[illegible]て三[illegible]に[illegible]せしに[illegible]、[illegible]計、三條[illegible]取巻きたりければ、[illegible]大におそれ、[illegible]、山[illegible]に[illegible]を取る、云々[illegible]後[illegible]老たりしが、[illegible]五年之を[illegible]に[illegible]ふ[illegible]、[illegible]は直清在[illegible]、[illegible]十[illegible]人を[illegible]したる一[illegible]、[illegible]の治方を得ざることあり、[illegible]收せられ、[illegible]に[illegible]せらる、同[illegible]松平[illegible]入[illegible]、三條[illegible]松平大[illegible]守[illegible]之を守る、元和二年[illegible]の時、[illegible]州[illegible]へ轉封。

北越[illegible]記に三條城は[illegible]云々、池大納言[illegible]々[illegible]は[illegible]、[illegible]城主、[illegible]治三年、五十嵐川の[illegible]山吉に[illegible]、[illegible]所[illegible]す云々、[illegible]三年、[illegible]向、[illegible]村山一族へ[illegible]、池[illegible]大[illegible]、仁科[illegible]治、池[illegible]守[illegible]久、長尾[illegible]左[illegible]、石坂[illegible]門守[illegible]、[illegible]後守[illegible]、[illegible]左[illegible]門尉[illegible]、村山[illegible]、蒲原[illegible]にて[illegible]合戰、[illegible]にて、吉野方村山[illegible]、正平七年也、吉野より[illegible]命にて[illegible]後守[illegible]田[illegible]か)下向、村山[illegible]郎[illegible]へ旨被下、蒲原[illegible]王[illegible]表にて合戰云々などあるは、多少採るべき事實を[illegible]するか、猶考ふべし。

一之木戸（イチノキド）　近世[illegible]、[illegible]氏の陣屋を置きて、近地二萬[illegible]千石の治所と爲せり、今[illegible]田島と共に三條へ合併す。[illegible]三條[illegible]市[illegible]門のありし地とす。

安部[illegible]云、越後三條城堀[illegible]居候、其

津會津よりの勢主に、楢崎、赤田、齋藤備入道等僕刻、市木庄兵之助等候ほに、鉄砲より小口を出し、双方相掛りに鑓に罷成候、を、門の内へ引きくろかま崩入と、してたき入、互に門をふまへ双鑓に罷成候、双方手負死人あまた御座候、勢主より我等にじんはらい仕候様と被申、むしんかり仕候、（會津新風土記）

三條別院

及揖斐とも、御坊とも云ふ、三條町に在り、此寺は東本願寺別院最廣大なり、西本願寺之に次ぐ、此寺は元祿年中の創營にして、東派は三百寺を、西派は百餘寺を支配するとぞ。

勇禮郷

和名抄、蒲原郡勇禮郷、訓以久禮、高山寺本以久例。○今井栗村あり、中世大槻庄、大面庄と稱したる中とす、勇禮のイをば井に誤るも、方俗イ井同音すれば也、名の不正、古書に往々を存せりと云ふ。按に井栗は廣い此地たる上は、古の郷域は猶廣く加茂の北まで渉れるかと想ふべし、然るに井栗に接する保内村は小次郷と稱し、其北加茂は青海郷と稱し、僅少一里の間に三郷を作すとは、和名抄蒲原郡すべて五郷にして、其三郷此に在らは、他の數多い村里は全く郷名を缺く、和名抄の古代には、信濃川沿岸の低地及び高山深谷の地は村里を賓せざるべきも、五十嵐川の南方（大面庄）并に菅名庄（村松五泉地方）金津庄（新津地方）等高燥にして水土の佳なるあり、曾て村里を缺き郷名のなかるべけんや、蓋加茂と云ひ保内と云ふも舊勇禮の郷内にして、加茂の青海、保内の小伏は近世好事者流の附會に出でしのみ、殊に青海は大面庄の鎮の此邊まで及ぼせるにつけて、加茂明神を青海神社（式内に列す）大面庄を青海庄（東鑑に見ゆ）に故事附けたる者とす、此邊に青海の郷庄名のあるべき證據は、古簡古寫金石銘の類には絶えてなし。

大槻は舊庄名にして、大面庄と相雜りて、諸村を分統したり、大略三條近傍を大槻庄とし、其東并に南は皆大面

(大槻)

庄と云へり、東鑑、文治二年院御領大槻庄とある此とす、古鐘銘に大月に作る。

井栗

三條の東一里、丘陵の端なる低地に居る、八幡宮あり、村民之を式内蒲原郡伊久禮神社なりと傳ふ、明和年中に建てたる石碑あり、中に曰く「井栗村東端舊藤樹丘、有藤樹神祠、而與井栗神祠隣焉、其舊甚古」云々、此藤樹丘は八幡宮の東北十町、水田に圍まる、

妹が家に伊久理の森の藤の花今こむ春も常かくし見む

（萬葉原注曰、右一首傳誦僧玄勝是也、）

按に、此歌は越中にて大伴家持に其屬僚のよめる歌ども の中に混じて在り、越後に伊久禮の森の歌を傳誦したる歟、越中に今伊久理の地名なしと雖、東大寺文書、長德四年注文に越中國礪波郡石栗庄あり、猶考ふべし。

妹が家にいくりの森のほととぎすやめば啼繼く聲のきこゆる、　泉　久逸

(伊久禮神社)

大崎

今大崎村と云ふ、三條の東南に接し、五十嵐川の右岸にあたり、下田の鹿峠に隣れり、大崎は舊保號に呼ぶ、今三條八幡宮の金口、（徑一尺二寸）の銘に

「奉納、大崎保八幡宮御寶前、文明三卯年、願主新保彌四」

とあり。

保内

今大崎村の大字とす、井栗と加茂下條との中間なれば、大崎保内の上略なるべし。

越後野志、神祇志料、式社考證等に保内を以て和名抄小伏郷とし、此に式内小布施神社存すと述ぶ、然れども此地は勇禮郷に密接して、別に一郷を建置せらるべき形勢に非ず、村中に伏谷てふ字ありと云ふも、郷名祠名の附會に引きあて難し。

下條

保内村の北にして、加茂町に近し、上條と云ふは今加茂町へ併せらる。

睪風土記云、加茂下條氏は越後新田の一流にて、田中彈正重氏が次男、小森澤七郎經氏の三男、下條三郎重綱を祖先とす、上杉景勝の時代に下條駿河守忠親あり。○下條村西光寺に加茂次郎義綱の墓と稱するものあり、名寄に凡く此墓の事を錄して疑を傳へり、失名の古墓をば加茂の在名に因みて、次郎義綱など、名高き人に附會したる也。

越海拾話云、越後村名盡と云ふ野乘に、加茂次郎義綱佐渡國へ遠流せらる、其比越後國に黒鳥兵衛と云ふ者あり、暴惡にして、國人羽生田周防守、櫻井民部、古井河右近等が力に及び難く、義綱入々に迎へられて彼惡徒を誅せられき、かくて此ぬし越後にて遂に老死せられけんと、按ずるに、黒鳥は蒲原郡の地名にして、此人の口碑またくにして定かならず、陸奥安倍の一族といふは信じられず、年紀を考ふるに、若くは出羽國藤原武貞が一族などにはあらぬか、抑此ころ本國には城氏さかえて有ぬべければ、黒鳥某等が人の志よ、にすべくも覺えず、但し武衡が一族にてふらは、城氏の人々不則與して有ぬべし、武衡が女城氏に嫁してあればなり、此等の事國中の口碑に傳ふるのみにて據とするものなし、若くは黒鳥甲斐守と房か、長尾爲景の佐渡國より本國へ攻入んとせしを、寺泊邊に出て攻へたりしに、遂に戰負けて中島村にて捕はれて剃首せられし事あるを、其冬房を黒鳥兵衛になし、爲景を義綱朝臣に擬して、おそ言そへて作り替たるにもやあらん、又義綱公の三男美濃三郎義明は前瀧口藤原季賢さともに、殺害のことにつけて疑をうけ討れ給へり、瀧口季賢は越後の住人にて、其子孫承久の亂に、加治の願文山に籠こもりし事あり、是に依て考れば義綱朝臣越後に采地などありけん、但し今流布する越後村名盡といふ書は全く安永の頃加茂の人の作れること明白なり、云々。

加茂

今加茂町、人口九千九百、鐵道三條を距る六哩、其西一里に加茂新田あり之に屬す、信濃川の右岸

に居り、新潟にて海に注ぐ。

鶴里　信清

天離る、鄙には在れど、水鳥の、昔は著き里、加茂山と、名づけてあるも、其郷を、領める御山、賀毛河と、人の渡るも、其山の、帯にせる川、然れこそ、我皇神の、宮柱、太敷き立てれ、水上の、郷は住き郷、内日刺、都おもほゆ、山の名、川の名。

（石河）加茂は古石河庄と號し、賀茂神領の一邑なり、今も字に石河あこる、加茂川即古庄名の石河の起因とす。東鑑、寛治二年乃至永壽五の中に、當國石河庄賀茂社領とある此庄は、慶長年中の文書には、加茂庄と云て、何れ新發田領なりければ、加茂組を定め、附近を總へたり、然るに近時青海庄に混じ、加茂明神をば青海社と改むるは頗る古義に背く。

加茂青海社

加茂山に在り、近世新發田藩より神田六町歩を給せられ、地方に名祠とす。然るに何れの頃よりか、式内青海神社なりと冒稱し、天明七年に立てし石碑には「北越加茂、有神祠、號曰加茂大明神、又傳曰青海神社(中略)和武天皇當都平安城、茲降賀茂國將賀茂」と云ふ。已に石河庄賀茂神領の古義を失ひ、青海神を配祀すと號す、近年に至りては更に本末を顛倒し、青海神二座を主とし、加茂神を客とし、其儀を失することを甚し。抑青海神は青海首の祖神にて、姓氏錄に見ゆ、頸城郡にも同名の社あり、久比岐國も同族なれば、青海首の奉祀たること明白とす。而も近世加茂の宮山なる明神を以て、古の青海社と決す、(名寄にも見えたり)青海社中世に絶えて、加茂明神に青海の祠域を奪はれて隠れしが、再興復古したるにや、疑ふべし。今本祀は式内青海神、配祀は式外加茂神と云ふ由なれど、石川庄の賀茂明神と、青海庄にあるべき古祠を一境に祭るべき理由はなき也。寶暦年間、境内土中より經筒一枚を堀出す、銘に「治承二年六月二十四日、菅原氏、宗吉」とあり。○此明神、社人に古江川(古川にも作る)氏あり、近世當國にてもてはやす黒鳥軍記、越後村名志など云ふ偽史にも古江川某の名見ゆ、通篇加茂明神の神忠を談じたる者なれど、全く不實無根の惡書也。されど此賀茂祠も近世の者にはあらず、社家九人、宮坊一院(大正院と云ひ、神宮寺を司る、寺今廢す)あり、社家に大夫、祝部、宮内、公文、總納、田所など云ふがあり(式考證)しと云へば、往時石川庄の庄務と其神事を兼掌したる事明白なり。

今度賀茂下條之境目跡分候ニ付、田地二萬苅差出候者也

天文五年丙申四月　日　市久(花押)

古川與左衛門

狹口（セバグチ）

今上條と共に加茂町の管内とす。(或人云ふ、上條狹口の八幡はものふりたる古祠なり、然れども之を式内長瀬（ナガセ）神社と云ふは不當歟、七谷の奥に長瀬の地名現存す、然らば式内中山神社などにや、ここは村松五泉の方へ越ゆる尾根峠（チンボリ）の下にて、其峠を中山と云ふも不當にはあらず、猶考ふべし、北蒲原郡に中山(松浦村へ入る)小中山(笹岡村へ入る)あれど、阿賀北は古代の蒲原郡域にはあらず、近年大崎(南蒲原郡)にも中山神を説く、

加茂川（カモ）

加茂町の東なる七谷村に出で、西北流して市街の北を過ぎ、加茂新田に至り、信濃川へ入る、長五里。

（七谷）七谷（ナナタニ）村は今中蒲原郡に屬す、其谷口の狹口（ゼバグチ）村は本郡に屬す、七谷は黑水、高柳、宮崎等の大字ありて、下田郷(五十嵐川)と村松地方(能代川)との中間なる一溪とす。

長瀬（ナガセ）

今七谷村大字宮寄（ミヤヨリカミ）上の一部とす、熊野社あり、是は延喜式長瀬神社なるべし、加茂上條の八幡宮も近年長瀬社なりと主張すれど、其證なし。

猿投山（サナゲ）

又猿毛（サナゲ）山に作る、七谷村黑水（クロミヅ）の北にして、加茂町の東にあたる。第三紀層の地層に噴出せる火山岩の一峰にして、猿投より北方[illegible]山まで同[illegible]。猿投とは古[illegible]を云ふ、此山形[illegible]なり、參州にも同名の山あり。

粟嶽（アハガ）

[illegible]山に作る、加茂川の水源にして、南蒲原中原の交界にあたり、東は間見嶽、形山に連接し、會津の國境に及ぶ、西に[illegible]山あり。七谷と下田郷との交界にして、嶺は加茂山に連る、高さ[illegible]二百三十米突。

近年粟が嶽に鐵鑛を發見す、古生紀層及び第三紀層の岩中に介在する層状の赤鐵鑛にして、厚さは九尺乃至十四尺、最厚きは五十餘尺に達すと云ふ。白山（ハクサン）嶽は其西の支峰にして、村松地方より仰望すべし、能代（ノツダイ）川の水源とす、山中に白山神を祭る。

羽生田（ハニフダ）

今田上村へ併す、加茂の北にして、護摩堂（ゴマンダウ）山の下とす、一帶の丘陵に倚り、信濃川の平澤にのぞむ。

延喜式、蒲原郡土生田（ハニフダ）神社此に存す、古へは土生田に作りしを知る、又村中に地藏尊を奉する堂宇あり、邦人傳稱して古佛と云ひ、崇敬他に異なり。

田上（タガミ）

（土生田）今田上村と云ふ、南蒲原郡の北限にして、西に中蒲原郡大代田村に接す。田上山は丘陵の護摩堂（ゴマンダウ）山に續き、南は猿投山に亘り金津山に至るまでの火山岩脈の中央に居り、石材を産出す。此村に鑛泉あり、浴舎數戶薪火を加へ、洗澡に供す。

湯川（ユカハ）

（五社川）田上村の大字とす、石腦油の天然噴吐井あり、地表に涌出して池を成し、流れて細溝に入る。越後名寄云、湯川村道の傍に出水の池二つあり、此池水潤の流るる如くに油の涌上るを、里人かくま草に浸して、桶の中へ搾り入れ、釜にて煮返し、制法して燈油となせり、之を草水の油といふ。名寄云、五社（ゴシヤ）川は湯川の小川にて、水上に

五社明神下を名也、一里許り流れて信濃川へ入る、此川の渓ハ名高く、宇治にも劣るまじと賞美せらる。

西蒲原郡

西蒲原郡（ニシカンバラ） 三島郡（サントウ）の北、彌彦山の傍地を云ふ、其西偏は山嶺の丘相連り、海に背にす、東部は信濃川下流の平澤にして、潟湖渠溝其間に布き、卑濕の田野とす。今三町三十四村、人口十四萬三千、治所は巻（マキ）町に在り。（新潟市は其北端に位置し別に自立す。）

國上（クガミ） 今國上村と云ふ、郡の南界に在り、三島郡（古の古志郡）寺泊の東に接す、延喜式に[illegible]（コレヒミ）まをるは此地なりと[illegible]へたる者にして、後世分製し（ミシン）たる由は寺泊の條に論述したり。元亨釋書に古志郡國上山（クガミ）[illegible]せ、當時猶古志に入らず、東鑑には久我美（クガミ）（原[illegible]九上に[illegible]る）[illegible]には九上と[illegible]す、名[illegible]國寺にやと云ふ（古[illegible]に日子坐王が[illegible]國にて[illegible]（クガミ）の御座を[illegible]きへりと云ひ、今も國上に降上てる地名のこる）

[illegible]國上の山に、[illegible]して、[illegible]ら[illegible]、山見れば、山も見かほし、里見れば、里もゆたけし、[illegible]は[illegible]をも[illegible]、秋されば、紅葉を手折、久方の、月にかざして、[illegible]、年の十年も、過しつるかも　良寛

[illegible]崎山（ガ） 東[illegible]に見ゆ、名寄に基[illegible]に載すと云ふは非也、[illegible]國上山を、[illegible]、[illegible]に、白雲が峰と書き、[illegible]に「[illegible]山又此頃は如何ならんすべての峰にそろく初雪」とあるも此也と述べしは信[illegible]し。此國上山は孤獨の孤峰にして、彌彦山の南に特起し、火山岩より成る、寺泊より[illegible]新潟に至る國道は其南東を[illegible]る。○北越[illegible]云、國上寺阿彌陀堂の後、[illegible]の下に、[illegible]尺ばかりなる岩穴ありて、風を出すこと[illegible]、[illegible]に比すべし、俗[illegible]に[illegible]日に相[illegible]して、此[illegible]をなす[illegible]いへり、[illegible]て三里あり[illegible]、此[illegible]るに足らざれども、又外に風のかよふへきと思ふ所なにもなし、[illegible]中[illegible]大[illegible]所ありて自[illegible]に[illegible]するものか、[illegible]渋山にも風洞ありと聞く。

國上山に上りて、いつしか、に[illegible]けむ、萬元[illegible]とかいきて、[illegible]なさよまれける人のこの[illegible]きて、かれぞかれ流れる[illegible]にて、[illegible]鵑なきさて、よめる、　良[illegible]

[illegible]すてし昔の[illegible]を忍べとて鳴くか國上の山[illegible]鵑、貞享の末年、[illegible]國上山の五合[illegible]に[illegible]、文化の頃[illegible]して此に[illegible]止したり、[illegible]月よみの光りを[illegible]りて[illegible]は[illegible]のいがのかさに」とよめる（即此）

五合[illegible]　釋　良寛

[illegible]五合[illegible]、[illegible]、戸外杉千[illegible]、[illegible]、[illegible]中時有[illegible]、[illegible]上[illegible]、唯有[illegible]、[illegible]明月下門、

國上寺（コクジャウジ） 國上山に在り、今山下を國上村と云ふ、近世朱印寺[illegible]、[illegible]宗を奉じ、當國の名刹とす。雲上山と云ふ、寺説に和銅年中創建と云ひ、[illegible]には泰澄法師[illegible]の事を載せたり。又伊彌（コレガミ）[illegible]ば、後世寺泊と云ふは、此寺の存在に因りての事と想はる、本州第一の[illegible]若とす、

釋[illegible]云（東[illegible]傳）越後國古志郡國上山寺、一有信造塔[illegible]、至落成日、[illegible]、[illegible]之、凡三造三[illegible]之、[illegible]之、往[illegible]信、[illegible]作[illegible]、[illegible]、[illegible]誦法華、[illegible]電、忽一童男、從[illegible]中[illegible]、[illegible]五[illegible]、流涙[illegible]、此山地[illegible]、與我[illegible]、此地立塔、地[illegible]所、以[illegible]我[illegible]之、今[illegible]法力、地上[illegible]、今[illegible]之[illegible]年、[illegible]此寺[illegible]、[illegible]、若出[illegible]、[illegible]我[illegible]也、又[illegible]、方四十里不可作[illegible]、[illegible]出[illegible]、四方四十里、[illegible]、[illegible]、中[illegible]出、一[illegible]今[illegible]云、又云、佛[illegible]、[illegible]安[illegible]、後[illegible]越後之古志郡國上山、[illegible]、[illegible]、一[illegible]住[illegible]、自[illegible]一名[illegible]、一名[illegible]、[illegible]、三[illegible]、又[illegible]、[illegible]、[illegible]不[illegible]、[illegible]。（名[illegible]云、國上寺は[illegible]子[illegible]山に[illegible]り、上[illegible]作し、御手づから大悲像を安置したまへしより、當[illegible]佛法[illegible]の[illegible]地とはなれり、[illegible]、[illegible]、國中上一[illegible]たまふにより、國上と書く、[illegible]和[illegible]中[illegible]の[illegible]により、上品[illegible]印[illegible]を以て本地佛とす、又[illegible]神[illegible]の[illegible]とて今に在り、天[illegible]郭香[illegible]（カゴ）山と云ふ。

天[illegible]郭は[illegible]に[illegible]し、石を疊みて丘[illegible]を成す、又國上山[illegible]印[illegible]あり、其傍に乙若[illegible]あり、[illegible]き[illegible]書に見ゆる一[illegible]にして、寺中にて之を[illegible]、[illegible]義法[illegible]す、[illegible]にある。

按に、國上山は[illegible]なりしこと、[illegible]に[illegible]じたるこそ、[illegible]、寺説に[illegible]の本[illegible]と云ふは、又之に合ふ。此寺の古文書なりとて、貞[illegible]年に[illegible]したる一[illegible]あり、文治元年の[illegible]より、[illegible]年の[illegible]まで六通を收む。其[illegible]下[illegible]と云ふは、文[illegible]全く[illegible]、贋作たること[illegible]せり、[illegible]の三通[illegible]ずるに足らず。

任[illegible]之旨、御寺[illegible]、[illegible]入之御朱印、[illegible]上[illegible]、[illegible]之[illegible]も、可[illegible]、[illegible]日[illegible]

天正十一年三月三日　山城守（[illegible]）

國上寺

[illegible]我御[illegible]此寺に居りしときは、[illegible]に[illegible]年七月

二日、武藏守義信進養子僧號律師、去夜參着、是曾我十郎祐成同腹也、日来在越後國久我(アマナハ)山之間、參上于今延引、而今日聞可被梟首由、於甘繩邊、念佛讀經之後自殺、是昨常此旨、將軍家太令悔歎給、本自非可誅之由、只令同意得乎否、爲召問許也」云々、また曾我物語に、御房殿は河津三郎死後、三十五日に生れしを、叔父伊藤九郎是を取て養しが、其身亡て後女房に緣有るまゝ、武藏守義信養育しける程に、越後國九上(クカミ)と云ふ小寺にて法師になして、後は伊藤禪師といふ、折ふし武藏の國府における間、義信に仰て召ける」云々。〇越海雜志云、賢順房は當國の人にて、國上山順範に隨從し、のち比叡山に上り、東塔の學賢坊に就きて學業を問ふ、已にして賢順坊淨土教に歸依し、特に東國に於て親鸞上人に親炙して、名を賢智と改む、安貞二年なり、後野州高田專修寺に住し、其後、越後大谷に本願寺を建てたり、凡賢智在世の日の揮述、并に消息等の後世に傳はるものは、大谷顯智の集錄に係ると云ふ。

渡部(ワタベ)　今國上村の大字なり、袖中抄に「弘仁十三年壬寅、國分寺之尼法光、以布施屋、於古志郡渡戸濱、施置田四十餘町、置渡船二隻、令往還人得濟度之便」と、渡戸濱は即後の寺泊ならん。この泊は延喜式に伊神渡戸とあり、即伊神寺の泊なり、袖中抄に國分とあるは伊上の誤にて當に國上に同かるべし。而も此渡部村の寺泊の東一里に離れ居るは、古の濱村にあらずして、謂ゆる墾田四十餘町の地なるを知るべし。
佐渡新古風土記云、羽茂本郷の領主本間殿は、越後にて郷本(ガウモト)、久田(クダ)、渡部(ワタベ)も知行せらる。(郷本、久田は寺泊の南なる海村也)同風土記云、渡部の城址は離山にあり、中段西南の方に龍石と云ものあり、山下に叢祠あり。柏崎古城上記云、天正の末に堀氏國主の時、柴田佐渡守は其城下として寺泊近郷の地を領り、渡部に在館したりしが堀氏絶家に先きんじて、其家退轉す。雪譜云、渡部の長者岡に石器を發見す。

檢對野地(ケンタイヤチ)　北越雜記云、檢對野地は横村と中島國上佐善など八箇村の入會地なりしが、享保十年に至きて新田と爲す、合高辻千三百七十石許、然れども新田の中に潟湖あり、上興坊潟、鷲潟など云ふ、流れて矢鄕(ヤカウ)川と云ひ、大潟倉潟へつづく、此邊に臭水油出づる井あり。

中島(ナカシマ)　今國上村へ併す、渡部の東にして、西川、島崎川に近し。〇北越雜記云、昔中島村に彌三郎と云ふもの、母奇異の惡行を爲し、人を捕り食ひ、蒲原郡の山野を横行しける、石瀬青龍寺の僧、此老母を和しけるも、終る處を知らず、伊夜日子の神意、阿彌陀堂本尊の傍に居置く妙多羅天は、此老母の木像なり、年曆時代知れがたし。又云、中島村竹が花山に王墓(ワウハカ)あり、新羅人此村に住むこと三四年、其昔なりとて、村内大[illegible]寺に一紙を傳ふ、鎮火符なりとて讀むこと能はず、按ずるに新羅の人の子孫の住せる事ありし歟。

櫻井鄉(サクラヰ)　和名抄、蒲原郡櫻井鄉、訓佐久良井。〇今彌彥の邊を指す、舊村を近年改めて櫻井鄉村と稱するも、舊鄉内の地なればなり、後世彌彥庄と云ふに同じ、されば名寄に櫻井鄉の外に又彌彥鄉を擧げしは重複なり。

麓(フモト)　今彌彥村へ併せ、其大字とす、國上の北にして、彌彥山の下なる里とす、古は櫻井とも呼びしは、此里古鄉の本なればならん

([illegible]黑)
暑風土記云、黑瀧(クロタキ)山は國上山の西北に並び、峻き山なり、土人今入道(ニフダウ)山と呼ぶ、天文の亂に胎田某之に據る、天正年中には山岸出雲入道光祐、同宮內少輔之に居る(山岸は今彌彥村の大字にのこる、在名の鄕士とす)〇北越軍記云、天文十一年、胎田父子逆心し、府內を退き、蒲原郡三條の長尾平六と謀を合せ、黑瀧の城には森備前守を入置き、十八年胎田父子[illegible]けれ、[illegible]は三條に[illegible]、子久五郎、[illegible]田)は黑瀧に[illegible]しける、十九年三條[illegible]後、[illegible]尾張守黑瀧へ押寄、一もみに攻落す

猿馬場(サルガバ)　横村より西、野積浦へ踰ゆる山路を云ふ、國上山と黑瀧山の中間にあたる〇北越軍記云、永正六年、國上方の高梨は多勢にて猿が馬場へ押寄、[illegible]後領主)石田備中守と[illegible]、[illegible]記討死したりしも、高梨は間道より[illegible]にかかり、一[illegible]に討勝、石田を討取

觀音寺(クワンノン)　又村名にも呼びしが、今彌彥村の大字と爲る、横村と彌彥村の間とす、(此寺は當國巡禮三十三番の札所にて、渡部の吉田寺は三十一番、國上寺は三十二番とす。
按に延喜式に、當國神宮寺觀音院料稻千束とあるは此寺にや、神宮寺と云ふは正しく彌彥神社の供僧とおもはれ、此寺彼社に近く、里名にも神宮と呼べば、其證に足る、然れども近世の彼社の供僧は、社地内に住房並に[illegible]しと云ふ、古今の沿革ありしことならん、彌彥神宮寺の條を參考すべし。

彌彥山(ヤヒコ / イヤヒコ)　越後平野の西方なる海岸に隆起し、其高頂を集寶(ジフホウ)山、又は三劔(ミツルギ)峰と云ひ(伊夜日子神の奥院此に在り)標高六百三十米突、直に低平より聳立するを以て、四方の望視して秀甚と爲す所也、集寶山の北方に連亘する嶺は、隨せて角田山と爲り、餘勢海に入りて盡く、凡國上山より起り、角田濱に至る凡五里、稱して彌彥山彙と爲すべし、第三紀層に併通する火山岩より成立す　地質學者の號して彌彥火脈と云ふものは、此山彙より北、粟生(アハフ)島、飛(トビ)島及び秋田の男鹿島に連る一線を指す其南は之より西南米(ヨネ)山を經て富士火山帶に交會する邊に、猶活火山の存在を見るべし。

百傳ふ、伊也日子山を、いや登り、登りて見れば、高根には、八重棚引、峯には、木立神さび、落瀧つ、水音さやけし、越路には、山はあれども、越路には、水はあれども、此をしも、うべし宮居と、定めけらしも、

良　寛

伊夜日子、高根にかすみ打靡き古志の國原春立にけり、

久　[illegible]

浦濱(ウラハマ)　彌彥山の陰なる海岸を浦濱と云ふ、野積(ノヅミ)浦(三島郡)より北へ間瀬(マゼ)浦、五箇濱を經て角田濱に至る凡五里、其間岸に景色の賞すべきもの多し、今特に五箇、角海(カクミ)を合せ浦濱村と改む　○近世、當國に寬治六年古圖と云ふものを傳へ、萬目粗相して古今の變革を證するもの多けれども其圖たる臆想を以て造り、漫に名ある古人の遺物に假りて、世をあざむく者、斷じて依るべからず、其圖に浦濱の西に山岬を畫き、寬治六年大波に此山岬崩壊したりと注す、是浦濱の岸岸に波浪浸蝕の跡あるに附會せるものにして、[illegible]むべし、而して[illegible]の十の注往々此手段に出でらる、あるは[illegible]に餘りあり

(米水浦)

竈窟(カマドノイハヤ)　野積浦に屬す、彌彥社説に米水浦(ヨネミヅ)と稱する所是也、○名寄云、彌彥山の後の海渚なる畑に竈々稱する岩窟あり、[illegible]三十枚も敷くべく、上も高し、是は伊夜日子明神此岩野蘭米之浦に往昔給ひし時、常に此に出御して遊び慰みましましけるとかや、窟中に明神并に六王子の御座所あり、又井水ありて洞の中にいと日出度清水也、窟は女窟男窟二所ありしも、一は近世壞れてなし、往古は此邊よりして沖の方へ一里計の間崎松原ありし由申傳ふ、今は千尋の海となれり　○按に、此竈窟は天然の洞にて、其神話を說くは諸州に例多き事なれば、必しも究めず、名寄にも此浦の地[illegible]說けど、彼寬治古圖を引かざるは、當時なほ僞作のあらざりし世なればなり、若し研究者にして此浦の缺陷を證明せんとならば、當に古圖以外に立證考究すべし、縱ひ其説[illegible]の事を莫とするも、僞作の古圖を以て云々せば、たまたま信用を害するのみ、又小池氏の説に、世俗に傳ふる寬治の古圖とは、中世の洪水漲溢の形狀を繪圖にしたるならん、御抜書記「寬治六年八月三日、大風諸國洪水、高波之閒、民煙田畠多以成海」云々とあれば、其時の圖の殘れるならん、式社考證」とあるも附會の巧言辯護にすぎず。○又按に、米水浦は昔[illegible]濱と云へる由は、[illegible]山文集の彌彥神詞記にも見ゆ、ニコシと訓むか、米水を方俗ニゴシと云ひ、[illegible]濱のごときも[illegible]シなるべきし

間瀬(マゼ)　今間瀬村と云ふ、野積浦の北に隣り、石瀬村と多寶山の嶺を隔つ、間瀬は海人(アマ)居の訛歟、名寄云、昔者庄石瀬(イシセ)村に元祿年中鶴のつるを見立て掘りければ、末に若くして止む、三島郡野積村にて同じ頃掘りけるも又止む、間瀬村にて元文年中鶴のつるを見立て掘りしに、不足にて止めたり、右三所は共に彌彥山の中にて、[illegible]の名は之が故也　○[illegible]崎領風土記云、間瀬村は海濱にして、村民漁獵或は船運送を業とす、間瀬の文字南寶[illegible]、北越太平記に五十嵐大貫賀は南寶が浦より出羽國を指て引退所を、[illegible]景方本庄大和守房長を傳ひに待ち受け、先を遮て攻殺さみたり、又同書河中島注進狀の内に、上杉方南寶治郎左衞門横合に突掛り、道路を突[illegible]侯とあり。

彌彦(ヤヒコ/イヤヒコ)　今彌彥村と云ふ、北陸道の一驛にして、寺泊より一里半、新潟へ八里、伊夜比古神社あり、三代實錄、貞觀三年彌彥神を叙せ、大同類聚方に收めたる供藥の名にも、彌彥藥あり、古は伊夜なりしを、後に夜に約めたる者とす。[illegible]山文集には「彌彥者、國[illegible]伊夜比古之轉也」とあるは非なり、彌の古訓は伊夜なれば、[illegible]、又[illegible]志に「按伊夜比古、猶言高彌、天香山命賓爵天祖之孫、故[illegible]」とあれど非ならず。

(山岸)

東鑑、文治二年の條に、彌彥庄、三位大納言家領とあるは即此なり、當時神地も權門を領家に仰ぎて、保有を力めたるこき、諸州一様の例なり、文永年中、僧禪朝が神封を掌れる由は、神宮寺址に見ゆ。猶後世の事ながら、彌彥三千貫を大須賀某が知行したる事あり、是は戰國の風習にて、領家本家の沙汰の止みたる世の事とす。○彌彥の東なる泉(イヅミ)てふ支村に桔梗(キキヤウ)山あり、此は院坂とも呼び、彌彥庄司の宅址とぞ、庄司は山岸(ヤマギシ)氏と稱せしとも云ふ、山岸は本村の大字にのこる、又大字井田(ヰダ)あり、此に蝦夷(エミシ)塚あり、石棺あらはれ、桔梗山にも蝦夷塚あり、此邊の林丘所々に石器の出づることもあり。○名寄、野志、等談」○越後治亂記云、石田備中、大須賀民部は元來浪人者也、彌彥景[illegible]公拘へられて、石田は北條六千貫、大須賀は彌彥三千貫に下、譜代よりも猶出頭してありけるが、越後半國の主たるべきとや思ひけむ、故なき逆心を企て亡びける、(三條の沿革を參考)

伊夜比古(イヤヒコ)神社　彌彥村に在り、今國幣中社に列す、彌彥明神と稱し、謂ゆる一宮也、延喜式に蒲原郡の名神大社とす。○名寄云、彌彥明神は天香具山命也、高山の麓の尾上に社頭あり、境神さびたる靈地にして、其村里は驛路なり、萬葉集に

伊夜比古のおのれ神佐備青雲のたなびく日すら小雨そぼふる

と載せたり。○越海雜志云、彌彥神領は戰國の爭亂に亡びしも、堀家國主の時[illegible]百石を宛行はれ、慶長年中に至り、幕府より彌彥村にて五百石を寄付せられ、内三百石は祭料に、二百石は社人に宛てらる、宮司は其土地人民をも兼管して、驛路傳馬の役をも掌れり。

謁彌彥祠　　樋口　順節

一重林影大如山、古廟凉生夜祭間、[illegible]石階前人同散、神鈴無語夕陽間、

本社には古文書も數[illegible]からず、([illegible]文書[illegible]の村里を記したるものあれど、皆甚しき僞書にて、殊に近時の[illegible]に係る)[illegible]後、[illegible]大量の[illegible]たで、[illegible]古十種、中には其[illegible]ず、[illegible]年[illegible]應永二十二年の[illegible]る太刀　長九尺[illegible]刀(縫太刀と云ふ)二口、[illegible]所[illegible]十年上杉[illegible]信[illegible]あり[illegible]長上[illegible]、永禄元年、上杉[illegible]べき[illegible]、[illegible]として平村の[illegible]此[illegible]數多ありしに、[illegible]年中[illegible]一の寶[illegible]ありし紛れに[illegible]失す、僅に上古の大刀[illegible]れり。

[illegible]續後紀「天長十年、以越後國蒲原郡伊夜比古神、預之名神、[illegible]也」と初出し、當國に於て古來不易の大社なるに、而も其創立の由來につき、祭神に[illegible]

本社[illegible]天[illegible]府へ上申したる神社記によれば、天香[illegible]神[illegible]時に[illegible]給ふ時、名[illegible]、[illegible]命、神武天皇四年[illegible]を天香語山命に賜て曰く、越の國は汝が子孫[illegible]治[illegible]と、命[illegible]を率りて米水の浦に着給ふ、[illegible]のたまふ、茲に宮居して、[illegible]國民に[illegible]を教へ給ふ、[illegible]、十種の神寶[illegible]、國家の守護となり給ふ、此[illegible]、又十[illegible]山、神寶山とも呼びなせり、孝安天皇元年二月二日[illegible]、天香語山命の子孫此國を治めたまふこと六[illegible]す、云々。

北越[illegible]記云、一世[illegible](天[illegible]五十[illegible])[illegible]三笠山に在り、[illegible]云ひ、[illegible]山に葬る、三世[illegible](天忍[illegible]命)の[illegible]村の[illegible]山に在り、四世[illegible](天戸目命)の廟は觀音寺に在り、本社の午未の美登山に葬る、五世今宮神(建[illegible]命)の[illegible]は比[illegible]村の[illegible]山に在り、六世[illegible]大[illegible]神(建田[illegible]命)の[illegible]は本社の[illegible]に在り、七世乙子命([illegible]命)の[illegible]は本社の傍に在り。

按に、[illegible]を天香語山命[illegible]大に[illegible]あり、[illegible]國大社の事[illegible]見るに、皆[illegible]上[illegible]記して、其地方[illegible]相[illegible]し、[illegible]べからざる[illegible]合あり、[illegible]必ず此[illegible](即古代の豪族なる[illegible])の[illegible]して[illegible]者なり、而も天香語山命[illegible]云ふは、[illegible]の古て草にちかし、[illegible]を天香語山命と曰へるは、大日本國一宮記に[illegible]て、

伊夜日古神、[illegible]饒日[illegible]子天香久山命也

とあるを本[illegible]す、此一宮記は近古吉田神祇道の使用せしものなれど、其記[illegible]事は神祇の古典に合はざる所多し、殊に其天香久山命を饒速日尊の子と[illegible]したるは、異[illegible]相の天[illegible]本紀を天孫本紀(舊事本紀)の[illegible]に[illegible]合すれど、記紀[illegible]の旨を相[illegible]く、如何ぞ信據とすべけんや。[illegible]云、[illegible]中に

伊夜彦の神の布本に今日らかも、鹿の伏すらむ、皮の服着て、角附ながら、

と云ふがあり、是は越の國のものを、[illegible]せられしにて、此神山に鹿を名物としけん、後世の今には山林に[illegible]の状を[illegible]れど、[illegible]此[illegible]僞を[illegible]にて[illegible]りて[illegible]此[illegible]名物とせるより、香久山命に附會したる[illegible]、云々)其他一宮記と同時代に[illegible]使用せられし書に、

諸社根元記云、越後國一宮、宜現大明神、神道集云、越後國一宮、矢[illegible]子大明神者、美大[illegible]也、

などあれど、皆採るべからず、たまたま之に因りて當時本社の已に古傳を逸失したるを反證す。[illegible]にして林道春の伊夜比古神廟記あり、[illegible]、古傳說の逸語を錄したり。

昔元明帝和銅二年秋八月、此國米水浦有[illegible]、七日夜不止、[illegible]人[illegible]之、[illegible]

[illegible]

代に引きあてしは、全く近世の人の所爲に出づ。貞享元年[illegible]丹波等に[illegible]行し、其[illegible]大和朝廷に[illegible]名官とす、當國には毫厘の交渉あることなし、而も今其人々をば[illegible]の古傳なる六王子に[illegible]するは、[illegible]し。然れども後人已に大宮の[illegible]、更に[illegible]せられて六王子[illegible]六世代に[illegible]ならん、強て非[illegible]る[illegible]中より[illegible]古

書なりとて、深く信ずる者あれど、皆祭神の命を誤りて尾張氏の祖とするを見れば、是れ後人が舊事本紀に妄據して撰述せるものにして、古書古傳にあらざること明瞭とす、又は舊傳或は古人に迫まれど、説に事實に違へり、唯徒に粉飾せりと謂ふべき耳。和銅四年伊夜日子神戸四至牒とて、文明年中の書寫を經たりと云ふ一巻、又伊夜比古神社記とて寶永文書に書きたる一巻、其他當社に出でたりと云へる祝詞二三篇あれど、皆百年前後の贋作にして、唯遺跡を成すに過ぎず、豈其具眼者を欺き了るを得んや。○今按に、彌彦社は高志國に經營したる大彦命を祭る、即大彦命の後裔たる高志國造、深江國造以下、阿閇、高橋、三宅、道、布勢、吉等の諸氏の氏神なり、近時まで神主の祖主にして庄司たりし家を高橋と云ふは、古姓氏の連綿として遺れるを證す、是れ確實の一證とす、大同類聚方に、

久萬乃藥、越□□□□□□宮、伊夜日子神社傳方、元者少彦命方也、菅原和大臣高橋某等之家方、云々、

とあるに對照して、此高橋氏は大領家にて、古の深江國造たりしこと、其の事から分明す。且彌彦の神號に觀察すれば、姓氏錄、難波忌寸の條に

阿部氏遠祖大彦命、倉梯柴垣宮御宇天皇（崇峻）御世、遣治蝦夷之時、至菟田（ウダ）墨坂（今大和宇陀郡）忽聞嬰兒啼泣、聞而覓嬰兒、大彦命見而大歡、即誘求乳母、得菟田弟原媛、便就嬰兒曰、能養長則酬功、於是成人奉送、大彦命子孫、號得彦（エヒコ）宿禰者、異說并存、

又大彦命は、波多武日命之後也、

とありて、大彦氏の遠祖大彦命の養へたまる嬰兒得彦（ワカゴエヒコ）と古志郡三宅神社の三宅人の祖波多武彦は、父子の關係あるかを疑へり。神名記に六王子の若（ワカ）を乙子と云ひ、神甚之を愛すとあるは、此得彦に符合す、蓋六人の王子は皆大彦命の族人（及び部將か）にましまして、此地は特に得彦命縁り名を傳へて彌彦と云ひ、更に氏の祖神なる宮所と爲れるは、猶深き縁故のありしならん、今おぼろげながら其大略を述ぶるのみ。○或人論じて曰く、彌彦莊園村建保三年の古記に「天香具山命は初め木國（キイノクニ）神倉にいます、故に加萬具山（カマクラ）神とも神倉（カンノクラ）明神とも稱す、又此國に來り漁人に手繰網を以て漁る業を授け給へり、故に手繰彦命と申す」云々と載す、大同方には久萬乃藥を此神の藥方とするに符合するに、木國の熊野の神倉より來ませること疑なきにあらずやと。今按に、大同方の久萬乃は即此國の地名にて、紀州の熊野にあらず、大同方の方劑に地名を負はするは、皆其傳來の家の在所に取れり、久萬乃とは即彌彦神社の地の舊名のみ、其神倉も又其類とす、建保三年の古記と云ふも其實近世の僞書にて、木國と記せしは殊に甚し、是れ古書の例にあらず、手繰彦とは天孫本紀に天香語山命の一名手栗彦と云ふに合ふが如し、然れども姓氏錄高橋氏の祖（深江國造、道君同祖）を彦屋主田心命と云ふ、手繰彦とは此彦屋主田心命を指す、後人此に察せずしてたまたま久萬乃藥田心命の古事を誤り傳へて、紀州熊野の天香語山命に附會牽合するの資料と爲す、倒施逆用とやいはん。

奥羽永慶軍記、大桃字中務入道心庵は内形義光より光安讓領を持りけれども、深く辭して是を得ず、我主君を討て所領の主となりぬとも、天いかで其罪をゆるし給はんとて、諸國修行に出んと思ひ立ち、越後の國夜比古（ヤヒコ）の明神に參り伏拜む、此神傳聞に劒の遺假に身を亡し、眉間尺（ミケンシャク）の靈魂なれば、是も今の世にひとしきむかしの夢と聞にも我子の事や主君光安の滅亡を思ひ、因果を觀す。

○倭訓栞云、伊勢外宮の攝社に草名伎社あり、是は垂仁天皇の御宇越の國の朝敵阿彦追討の時、大若子命に下し賜りし標劍仗を祭りしと云へり。（眉間、頭上（ミケン）、音相通）

いやひこは彌彦山の小峰久賀嶺をまそてによそひ立てる神山、　長

小雨降る彌彦山のしめのうちにいやしめやかになく杜鵑、　久汐

彌彦神宮寺址（イヤヒコジングウジ）

本社の境内とす、羅山の神社記に「文永九年有僧謹祈者、座武州平友時（北條時）之應事、宿伊夜比古封戸、一夜夢告朝曰、我是伊夜比古大明神也、行僧久矣、宜早爲我修三密旨弘一乘法、翌日朝、諸神人語之、乃入而修法、又夢神告曰、山中有一池、是我所栖也、爾宜就池側造堂宇、覺而益奇之、往見北谷、果有谷水、食僧祈請之不浪、造構一院、置僧十二口、備爽不絶云」とあるは此也。（麓（フモト）の觀音寺を參考すべし）

北越雜記云、昔蒲原郡中島村の獵師彌三郎、矢川（ヤガワ）の邊に夜漁せしに、暴風雨、震雷數聲にして物あり、彌三郎髻を攫て之を斬る、即鬼臂也、家に還り老母に語る、老母愧つる所あるが如く、忽に變化して鬼形と爲り、飛行し去る、其閨中を見るに枯骨を積むこと山の如し、彌三郎之を悲み、彌彦の神宮寺に入り僧と爲る、寺中に鬼女を名けて妙多羅天と云ひ、修法して之を鎭靜せしむ、今も彌彦本地堂の傍に妙多羅天の石像あり、又雨暴風雷の烈き時、土民相警めて妙多羅天の荒と云ふ、蒲原郡山東部の諺なり。○按に妙多羅天の傳說は、中世の迷信奇蹟の一なれば、荒唐の業なれども特に載す、國上山の鎭守を山王權現并に摩多羅天神、彌彦明神とす、妙多羅と同異を知らず、内典に本依のあることにや、彌彦の本地堂（本尊彌陀）護摩堂は社僧眞言院之を支配したりしが、近年毀撰せしむ。（山城の廣隆寺に古來摩多羅を祭る）

矢作（ヤハギ）

今彌彦村の管内也、地藏堂の北、西川の左岸なる第三紀層の高陵を占む、彌彦の東に離れて島山の狀を成す。

箭切の無眼寺は玄翁和尚開基にて、和尚即此里の人とぞ、然れども傳記にはたゞ越後國産とありて、村里の名なし、

名寄橡書には玄名越前人とあり、不審

石瀬（イシセ）(矢川)

今岩室村（イハムロ）へ併す、弥彦の北に隣る、其西嶺は弥彦の一脈にして、此に石瀬山又は多宝山と云ふ。矢川（ヤ）は国上の対沼に発源し北流、石瀬村を過ぎ、巻村の北に於て西川へ入る、長四里、石瀬以下西川へ通じて小艇を浮ぶ、或は矢瀬川（ヤガワ）と云ふ。

隈風土記云、文化十二年、其代の領主井伊右京亮直朗、石瀬村に城郭を起すべき台命を蒙り、長臣松下志摩石瀬に施工を為す、石瀬は其の地一向宗浄専寺内并に民家にも…、公儀より御手宛金百両浄専寺へ下され、同村の内白山の宮谷へ移し、人家は所々に移居す、当所は承応年中より奥殿領主牧野内膳武成の領地なりしが、元禄十五年、信州小諸へ所替の後、御蔵料となり、御代官陣屋あり、今尚矢川に架せる橋に字門前橋と云あり、御代官陣屋の前なる由、此の御代官佐藤氏右衛門陣屋をば出雲崎へ移す、然るに井伊直朗卒去の後、文政三年再び台命ありて、其代の普請を修造して城郭と為し、石瀬の造営停止せらる。

天明三年羽下村伊藤某記云、享保六丑年より新発田御預所、元文四未年御取上、石瀬村に御役所立、…出雲崎出張守領分、田畑なは引戻し行、…。按に、石瀬御役所は天明の末まで存在せる由諸書に見ゆれど、其停止年月不詳、又石瀬の青龍（シャウリュウ）寺は古刹なるが、…日印上人の草創せる所とす。

任御綸旨…目、御祈禱…之儀、守護不入に…之者也、

天正六年…月廿三日　　　　　　　　実綱　判

青竜寺　参（北越雑記）

天神山（テンジン）

隣風土記云、天神山は石瀬山の別峰にて険峻なり、城塁の蹟存す、矢倉井戸の蹟、又池など存す、城主伯耆守實親は則刈羽郡小国城主小国三河守が養子にて、直江山城守兼續が舎弟也、小国の代より所持に当代に移りせりと、一説、源三位頼政が孫治平等元にて生害の後、其子孫蒲原に越後へ下りて一子を産む、小国吉政と号す、此吉政の館の跡と云り、石瀬と岩室の間なる街道の傍、田圃の中に古松一株あり、土俗蔵見松と称す、其下に五輪石を立つ、是れ吉政が墳墓なりと申伝ふ。○北国太平記に、天正十年、天神山の佐藤平左衛門尉、また天正十三年、新発田重家（ノツタリ）の城攻に三條、…、天神山より軍勢を出すなどあるは皆此なるべし。

種月寺（シュゲツ）

石瀬村にあり、曹洞宗の名藍にて、当国洞上四寺の一とす。開山南英謙宗和尚は耕雲寺傑堂和尚の弟子なり、永享…の頃、法道大に振ひ、東西諸州に多く禅林を開く、寛正元年退隠して此に寂す、歳七十四、其伝は聯灯録に見ゆ、近世に至るまで種月の末寺七十余所あり。

一片祖堂開宅地、…種月己三年、功成身退是今日、…　　南英

岩室（イハムロ）

今岩室村と云ふ、石瀬に接し矢川の畔なり、…あり隣…性温七十度。火熱を加へ温浴す、客舎数戸あり、正徳年中より温場を造営したりと。

岩室村の大字比曾（ヒソ）に弥彦の末社今宮（イマミヤ）あり、…をば今山とも称す

船越（フナコシ）(比曾)

今岩室村へ併す、石瀬の東にして、又矢川の畔也、其東北隣は巻村西川に至り、下流の地とす。

(白鳥)

隣風土記云、僧友梅は蒲原郡白鳥（シラトリ）郷の人にして、…鎌倉に赴き、一寧を師として禅法を問ひ、西航して元国に入り市名あり、帰東の後越に寺に住したり、白鳥とは船越村の字にのこれり。

長島（ナガシマ）

北国太平記云、天正十年、長島城主吉江喜四郎魚津（ウナヅ）へ加勢籠城して戦死せり、一子長満丸未だ四歳なりければ、喜四郎が後室を藤田能登守信吉に…附られ、吉井が一…長島に…共に下され、…三百五十騎、…十…の士大将と為る。…武鑑云、天正十四年、…柴田より帰り掛け、…新潟…、…よりかくた領へかかり、藤田能登守持の長島城へ…、一日御休息と。○長島は今岩室村の大字にのこる、此…、別に刈羽郡にも長島、吉井あり、いづれか古蹟なるべし。

福井（フクキ）(…山)

今木島、稲島、竹野町等と共に峰岡町へ併す、岩室の北に隣り、角田山の下とす。

福井に船山（フナヤマ）と云ふ丘ありて、此に弥彦の末社…山王子…あり、或は丹江…神と称す、…福井は深江の…にして、此神は高志深江国造の祖なる素都乃奈美留命なる…にあらずや。

按に、国造本紀の深江国は、…に頒載…川…と…、古志郡大島庄とも擬したれど甚非なり、…下に福井あり、是れ正しく深江国の本拠とする所にして、…明神も深江国造、高志国造等の…にあたり、…郡とは即深江国の後世の新号たるべし、且此…奈美留（ノミル）命は高志…君の…にて、又…二国造等の先祖たり、此人即大…の孫ならん、北越国の…より出る（…と…は同じく大…の…なれば、や…を異にするも此に…して…曰ふ）故人…按に…、深江国造の…の名を負へるは、…の…なる「高志の…三埼」にて、能登の…の…に…ると、是は要なる考按にして、能登の珠洲に一邑ありて、海上…の要地を占領せる事…にたへたり、…及び深江国の條を参考すべし。

北越奇談云、寛政四年、福井村の農…に…をうづむとて、土中を掘りて…を発見したり、…尺長さ六尺許、その中に古銭を蔵めたり、大宇…、小…、…、五銖、建炎元宝、紹興通宝など数十品…くるに…あらず、皆…銭にして和銭一もなし、永楽銭のわたり初め…見え

て、やすり目明らかに見ゆ、五百年前の昔に埋没したりとおもはる、云々。

峰岡（ミネヲカ）　今峰岡村と云ふ、古峰山と云ひ、又三峰山に作り、長岡侯の分家牧野氏の陣屋あり、明治三年峰山を改め、一時峰岡藩と稱したることあり。

長岡城主牧野駿州の四子、播磨守定成、寛永十一年を以て峰山の新田六千石を分与せられ、旗本に列す、文久年中封侯の列に加へられ、領田一萬一千石、戊辰の役、藩主長岡に應ぜしが幾許もなく歸順す、其峰山領とは和納、舟越、舟戸（今峰岡村に入る）竹野町、五箇濱等の地とす。

（山集三）

竹野町（タケノマチ）　今峰岡村へ合併す、峰山の東に接し、北陸道の驛路にあたる、彌彦の北二里半、巻町の西北一里。名所云、竹野町の東に宝樹寺は菖蒲山（アヤメ）と號す、開基不詳、本尊薬師、鎮守は山王なり、菖蒲山と云ふことは、源三位頼政の妻菖蒲前此に退隠して、觀音堂を建てられしに因る。名所云、竹の町の菖蒲の觀音堂、四面竹藪、閑寂にして在る、毎年三四月此竹を伐るときはかならず雨ふる、世に奇瑞あり、院のうしろ山の中段に菖蒲塚と名付るものあり、方五六間四面、高さ一丈五尺、又其下に塚の古人の墓あり、方三四間、高さ一丈ばかりなり、高倉宮の乱に頼政戦死の後、古人菖蒲の前を供奉して北越に落ち下り、終に此地に隠るといひ傳ふ、過し頃人ありて塚にかの所をあばくに、内に一小櫃と鏡一面ありて、径八寸、背文総器を鋳たり、

稲島（タウシマ）　今峰岡村へ合併す、昔の北陸道は竹野町を経ず、岩室より稲島を過ぎ赤塚に至れりと一書に見ゆ、稲島は竹野町の西に隣る。

角田山（カクダヤマ）　彌彦山脈の一嶺にして、峰山、石瀬山の北に聳す、山東に稲島（タウシマ）、福井、竹野町、赤塚あり、山西の海岸には角海濱、五箇濱、角田濱、越前濱等あり、義經記に「舟は風に逐かけて、よな山をへてかくた山をみつけ、あれ見たまへと申ける中に、風吹来て遥の沖に漂ひ」云々。

五箇濱（ゴカ）　角田山の背にて、角海濱と相並ぶ、謂ゆる蒲原の浦濱の中に屬し、最勝景の地と稱せらる、近年相合せ浦濱村と改む、小川氏五箇浦游記に曰く、

（上略）抵野積濱、命小舫如海、是日風恬海平、舟且往来可算、西望漫中、佐渡在目睫、岸頭驚石崔嵬、高者如屏樓、平者如床席、波濤衝激、飛沫成雨、有名雌雄釜者、下首探之、深箇余丈餘、上闊下平、有寶如釜形者二、盛水可七八斗、浪之高者数打之、鏗鏘而去、餘波所入其、小舟漾其中、舟子曰、是在昔順徳帝教土俗祭壇、岸上有田與彌彦之山相連、舫行三里抵五箇、宿明樂寺僧房、夜二更出見夜濱之火、亦一奇也、翌日辭寺上舫、望岸頭諸山、截然似自絶田畔削之、舟子又云、五箇之濱古爲硝所埋没者五村、五村之民得活者唯一、故謂五箇之濱、余聞之悵後吉國、與此説符、將行至壁津、巉岩太奇、髑髏様洞寶中、陰々暗々、舟人相日洗射洞、過而顧之、岡頂岩如小山者、名潜岩云、頂與又見一巨窟、名日寶剣、窟口高丈余、舫入之宿然洞開、行可二十歩、上高七八丈、幽暗不知所日光漏入、抵岸下舫、二青石闘如璧、後岸四五尺者、舫村其上、舟子皆下舫跳、拾其貝而歸、遂開飲于窟可一時、復上舫出窟、至浦濱目、暑值日暮故躋、無景可觀、匆々去、又見兩窟、皆高數丈、實可爲奇餘、陰々不遇以、不能窮其奥、傳言之日、蹊道險舟於此而去、斯中可宿宵、乃舫宿日午飯、抵角田舍舫、松林中有大石窟、可居三百人、謂是義窟也、（下略）

角田濱（カクダ）　五箇濱の北にして、彌彦山脈の北端に在り、此より以東新潟の信濃川河口に至るまで、一脈の沙丘を以て海岸と平野を分界す。今角田濱、越前濱相合せ角田村と云ふ。○北國太平記云、天正十三年、新發田足城攻の時、宮島將監大將分にて、其勢都合千五百餘騎、賀久院濱より湊へ向て押行けり。

妙光寺（メウクワウ）　名所云、妙光寺は日蓮上人第一の弟子日朗の開基なり、此寺の門前の山の崖の岩に、日蓮所書の七字をほる、世話に是の題目と稱す、又此より山を隔て海中潮の底にも題目あり、沖の題目と稱す、晴天の波静なる日に、船に乗り渡るに微に見ることあり。○今按云、角田の沖題目は波上に題目の文字浮み出るとも云ふも、今尋ぬべきたよりなし、羽州大石字川の流水に見字あらはると云ふ如く、波浪の紋に過ぎざるべし（異本北越云、角田妙光寺に、五箇濱遠藤氏の家に傳ふる御判物と云ふものを出、人に示すことあり、遠藤氏は佐州妙宣寺の阿佛坊日得の孫にして、此文書に左衛門尉とあるは此日得なり。

日蓮此度被赦免、鎌倉え登るにて候、如我昔所期、今者已満足當此年歟、遠藤左衛門尉殿、可令喜哉、亦可貴赦免や、日蓮一代の行功者、偏左衛門尉殿故也、候其也、御經に天諸童子以為給使、刀杖不加、毒不能害、侍者、雖有御經說、貴殿左衛門尉殿は梵天帝釋の御使にてましますか、佛山元の契約に此判を参せ候、一紙は未来迄持せ給、於霊山日蓮を呼給へ、其時御迎に可罷出候、猶又鎌倉より可申遣候也、

文永十一年甲戌三月十三日　日 蓮

遠藤

小伏郷（コブセ）　和名抄、蒲原郡小伏郷。○今詳ならず。一書に南蒲原郡保内村に布施谷（フセ）あり、此地を小伏郷とする説を曰へり、然れども保内は和名抄槽鄉に當接し、別に一郷を建てらるべき地形にあらず、本郡櫻井鄉の北方なる角田山の東麓などにやとおもはる、且峰岡村に伏部（フスベ）と云ふ大字あるも、小伏と多少の関係あるごと

（伏部）

し
小[illegible]は[illegible]に[illegible]小[illegible]嗣祀に[illegible]すれは、シノセさ
よ[illegible]村[illegible]田也、[illegible]によれは、[illegible]は[illegible]
江[illegible]同く、大[illegible]に出づ、其[illegible]の部民を
伏部とも云へる歟。

赤塚（アカツカ）　今赤塚村と云ふ、北陸道の[illegible]にあたる、[illegible]より三里半とす。赤[illegible]の[illegible]間なる沙丘に[illegible]る一[illegible]なり、[illegible]、又は[illegible]と呼ふ、方十餘町、[illegible]多く之に[illegible]る。

（佐潟）

土人の口碑に、往昔赤塚以北、沼垂濱河渡村（カウド）（中蒲原郡）まで[illegible]間七里、信濃川の[illegible]曲汎濫して、[illegible]汀[illegible]、故に赤塚より船にて沼垂濱へ渡航するを七里渡と曰へりと。

船江神社（フナエ）　式内蒲原郡の一祠也。[illegible]料云、赤[illegible]の北五町[illegible]に小祠あり、[illegible]江明神と云ふ、[illegible]、近[illegible]新潟[illegible]舟江[illegible]呼ぶ、[illegible]（フクエ）の舟江[illegible]て赤[illegible]に航津を開き、後[illegible]に新潟を[illegible]したれは、舟江の名も彼邑に移れるならん、猶考ふべし。

内野（ウチノ）　今内野村と云ふ、赤塚の北二里、北陸道の驛路に係る、新潟を去る三里半、[illegible]丘を背にして西川に臨む、西川と交叉して一水路あり、驛西の海に入る。

底樋川（ソコヒ）　早通（ハヤドホリ）川の[illegible]也、文化元年、長岡村上[illegible]協力して之を開[illegible]し、十五十年にして終る、鋼潟、田潟等の悪水を排除する者也、延長二千四百間。

五十嵐濱（イガラシ）　内野の西なる海濱にして、西南は越前濱、角田濱に連る。[illegible]風土記云、凡角田より新潟まで數里の[illegible]山にて、其濱を有明浦と云ひ、歌名所也、

（今内野村の管内とす）

和名抄に、漁翁を伊[illegible]岐美とよめり、さる名は古き[illegible]にも見しらねど、[illegible]後の[illegible]にて海人の[illegible]た[illegible]者をむらきみといへり、古[illegible]れるがをかしくて、　其

[illegible]たに[illegible]はなぎぬ[illegible]村君が[illegible]ぞ[illegible]なす[illegible]間[illegible]濱、

按に、此[illegible]丘[illegible]にありきけの[illegible]なるは、[illegible]に[illegible]に來（ユ）づけるにさらずや、海中の沙の風浪の力により岸たに[illegible]り寄せらるゝを云ふ。[illegible]記には

寺を泊に[illegible]け、くがみやたこを拜みて、九十九里の濱にかかりて、のつたりかんばら八十里の濱

と[illegible]す、九十九里濱とある[illegible]此とす

西川（ニシ）　信濃川の一支派にして、西蒲原郡の中心を貫通す、水量は中之口に比すれば猶小なれども、延長は増加す。三島郡[illegible]地蔵堂（チザウダウ）町の南より北北東に進み、大[illegible][illegible]山に並行し、吉田、和納、[illegible]、[illegible]根の諸村を過ぎ、坂井[illegible]村平島（ヘイジマ）に於て信濃川に復歸す、其凡十里、矢（ヤ）川村に鋼潟、田潟等の水は、西川に入る、又内野驛に於て西川と交叉する排水路あり、西に導引すること一里餘、直に[illegible]洋に[illegible]つ。

（河中島）

・名寄云、西川は信濃川の俣にして、新潟の南二十四五町にて本川に入る、本川と西川の間を總號河中島（カハナカ）と云ふ。（按に、河中島の名往々古書に見ゆ、信濃川の中洲にして、今西蒲原、中蒲原に分屬す。其分界に中之口（ナカノクチ）の一脈あり、[illegible]ふに中之口は近世河中島を二分すと雖、往時は此一流なかりし[illegible]。其[illegible]年代未考。近年、西川の分口に[illegible]門を造り水量を[illegible]限せんとする計畫あり、蓋年時を逐ひ狭窄に就く者[illegible]。

地藏堂（チザウダウ）　今地蔵堂町、人口三千六百、西蒲原の南端にして、三島（サントウ）郡大河津と接す、信濃川の支派西川此より分水するを以て、新潟上下の航[illegible]あり。

治亂記云、天正八年卯月、景[illegible]公御出馬、先三條表へ發向、地藏堂町に御馬を立られ、此より一里過て信濃川のわかりに、福山（フクヤマ）の渡りとて大川あり、此川に舟橋を渡さる。（此に福山渡とあるは、今の地形にては辨識し難し、[illegible]にして、[illegible]東[illegible]に[illegible]間[illegible]、[illegible]にあたる、世此に中之口[illegible]一[illegible]なし、[illegible]中[illegible]に[illegible]たる、[illegible]の[illegible]、[illegible]、[illegible]上[illegible]に[illegible]、[illegible]川[illegible][illegible]云へり[illegible]）又云、[illegible]、[illegible]數[illegible]舟共、廿間[illegible]けて[illegible]川を引山を[illegible]通ふこ[illegible]代[illegible]の[illegible]なり[illegible]に[illegible]川も今詳ならず、大略後の大河津の分水路、島崎川などの邊を、[illegible]も云はず水[illegible]、[illegible]を利用して[illegible]舟越（フナコシ）しなり）○北越[illegible]記云、[illegible]町[illegible]内也、[illegible]り三間に二間半、[illegible]像ありしが、[illegible]水[illegible]底に[illegible]る、里人[illegible]に[illegible]に[illegible]られず、[illegible]土[illegible]と號す、又[illegible]、昔[illegible]此[illegible]、[illegible]の[illegible]と[illegible][illegible]をよむ、或は[illegible]地[illegible]といふ、信濃川[illegible]、十四五町[illegible]大河津村[illegible]地より分れ、此町の東を流る、[illegible]古の狭の渡なり。

熊森（クマノモリ）　今横[illegible]、砂子[illegible]島[illegible]合せ、島上村（シマカミ）[illegible]、地[illegible][illegible]堂の東にして、河中島の島頭（トウ）にあたる、信濃川[illegible]、[illegible]森に於て東に[illegible]するを以て、[illegible]の衝激する所とす。

（笈島）

村誌云、笈島（オヒガシマ）は信濃川西川中之口[illegible]間にありて、大[illegible]に[illegible]せらるるも、地[illegible]低ならず、[illegible]村に比すれば頗高し、[illegible]山と[illegible]する地に一[illegible]石あり、土人[illegible]石と呼ぶ、源九郎[illegible]州下向の時、笈を下して休息したる古[illegible]と傳ふ、砂子（スナゴ）[illegible]は田中の一丘にて、古墳墓とつたふ、此[illegible]に[illegible]天[illegible]子の宅址を傳ふ。

横田（ヨコタ）　今島上村と云ふ、西川と中之口川を左右に[illegible]、信濃川の[illegible]流を前にし、河中島の[illegible]首に[illegible]る、[illegible]の衝する所とす。

伯崎領風土記云、[illegible]庄横田村は信濃川の堤防に、數多

の用水を設け、彼水を引きて田地の灌養とす、安永七年洪水の後、埋田を減少せり。○明治二十九年七月、縣内の諸河[illegible]し、洪水の[illegible]近世稀有の[illegible]事を呈出したり、而も其水害の廣大にして[illegible]なりしは、西蒲原郡にして、其洪流の溢口は即横田村とす、即横田村の堤防にして破壊せんか、[illegible]水全部に及ぶべきは、地勢上當に然らしむる所なりとす、故に當所の防禦に関しては頗る意を用ひしも、如何せん信濃川は前日来の降雨にて、水量[illegible]し、濁流の[illegible]如く、凡百の防禦[illegible]に其効を奏せず、廿二日に至り、横田村の堤防八十間に決するや、直に[illegible]々たる勢を以て村落田園を浸し、其西蒲原に西川以東中ノ口川以西、南[illegible]北八九里の間は渺々たる湖海となり、[illegible]六千餘、死[illegible]名、田畠の浸水凡二百四十餘町歩、[illegible]千餘町歩に達したり。

福島(フクシマ) [illegible]町なり、地[illegible]堂の東なる河中島の諸村に[illegible]違れり、[illegible]文明二年、當國[illegible]庄、上西門[illegible]御[illegible]この此地也、何里を[illegible]するやを知らず、近世[illegible]王、[illegible]方などにも作り、[illegible]庄、大月庄の諸村と相混[illegible]

小池(コイケ) 横田の東にして、中之口の西岸なる村落とす、大字道金、[illegible]園、大[illegible]あり、北は[illegible]町に至る

(道金)

村誌云、[illegible]道金(ダウキン)は高治年間中之口の河口を[illegible]したる地とす、中之口は[illegible]村に分派せしが、水[illegible]せざるを以て、更に其西なる道金の村内を穿ち通水す、今の中之口是なり。

中之口川(ナカノクチ) 信濃川の一支流にして、西川の分水口の東南東に一里半に分水し、西川と并行七里、大[illegible](今[illegible]村)に至り信濃川の本流に[illegible]す、今此川を以て西中蒲原郡の界線とす、信濃川の大水、蒲原の平野を奔騰するや、支派の横田堤裂して分合其常なかりしことは、古代の狀勢なるべし、近世[illegible]口牧野以下の諸[illegible]、堤防[illegible]田に力を盡し、以て今時の形狀を見るに至る、謂ゆる西川、中之口、大川の三分派の成るは近世の事とす、其以前の形狀文献の徴すべきもの[illegible]なければ、今にして之を論じ難し、越後治亂記、天正八年卯月、景勝三條攻の段に、

地[illegible]堂より一里過て信濃川のわかりに、[illegible]山の渡りとて大川あり、此川二つの間に村里田畑多し、是を越後の河中島と申也

と述ぶ、[illegible]山の渡は大略中之口の位置に相當すと雖、地形の[illegible]種々なりし所なれば、未詳に定め得ず。

燕(ツバメ) 今燕町、人口四千三百、河中島の大邑なれど、古へに聞えず、[illegible]小[illegible]なども同じく近世の成立歟、地[illegible]堂の東二里、三條の西北一里、中之口川の左岸に居る。

新潟[illegible]風土記に、慶長五年秋、越後一揆の時、三條城主[illegible]欒助[illegible]より小川半右衛門へ與へたる八月四、九月十五[illegible]状に[illegible]りて、其九月十五日のものに、

今度[illegible]中島[illegible]にて高名、[illegible]成寺[illegible]口之[illegible]、其外[illegible]、[illegible]方手柄、下條道[illegible]之[illegible]之至、云々、

(左渡)

左渡(サワタリ)は今燕町に接する大田(オホタ)村の大字とす、大田の北を小中川村、[illegible]村とす。

文政十二三年のころ、燕町の人玉川[illegible]治郎(玉川堂と號す)京師にて銅器の製造を修業し、燕町にかへりて庖廚用の銅器具をつくりて販賣せしが、其後同人に就いて修業せしもの三四人、門戸を構へて営業するにいたりしも、なほ地方近在の需要に供するに過ぎざりしが、二代[illegible]治郎にいたり[illegible]器、文房具の類を製造しはじめしより、漸く燕町[illegible]名をこえたり、維新[illegible]、[illegible]の後、一時休業するものありしが、たまたま白根の人本間係齋佐渡國五十里(イカリ)町に移住し、精巧なる[illegible]文房具をつくりて名を揚げしかば、燕町の銅工もこれにならひて大に面目を改め、今は製造家百餘戸となり、其[illegible]五萬圓に達せり、製造品は[illegible]、水注、[illegible]の類にして、ことに[illegible]錦を製するもの多し。(日本工業史)

吉田(ヨシダ) 今吉田村と云ふ、西川の右岸なる大村にして、[illegible]、矢作に對す、地[illegible]堂の北二里半、燕町の北西一里許。

吉田の北を米納津(ヨナヅ)村とす、[illegible]山[illegible]などこれに[illegible]す。

○北越[illegible]記云、天保八年六月十一日、[illegible]七つ時に、[illegible]村の田中へ隕石降る、縦三尺七寸、横三尺七寸、高一尺寸、重量六貫七百匁、此隕石今に村[illegible]に現存す。

(米納津)

和納(ワナフ) 今和納村と云ふ、吉田の北にして、同じく西川の右岸とす。或説に、此地名は古事記に仁徳の御宇に、

かれ山[illegible]の大鶴を遣して、其[illegible]鵠を取らしめき、其人[illegible]追尋ねて、木國より針間(ハリマ)國に到り、亦追ひて稲羽國に[illegible]、即て旦波國、[illegible]國に到り、東の方に追廻りて近淡海國に到り、乃ち三野(ミノ)國を越えて、尾張國より傳ひて、科野國に追ひ、遂に高志國に追到りて和那美(ワナミ)之水門に網を張り、其鳥を取りて持上り獻りき、[illegible]其水門を[illegible]和那美之水門とは謂ふ也

とある[illegible]、此和納たるべしと云々。其和納は[illegible](ワナアミ)の[illegible]ひ、地勢又澤國水郷、鴻雁鵠鶴も多く住止したりとおもはるるなれば、理由正大也、然れど和納には和納津(ワナツ)と云ふ[illegible]り同郷を引證すれど、其地名の解釋に於て、精[illegible]ならず。

(和那美)

名寄云、和納村[illegible]寺は[illegible]山と號す、天[illegible]九年、村上天皇の皇子[illegible]王[illegible]住みたまへし[illegible]、親王[illegible]去の後、御[illegible]を改めて[illegible]、境内[illegible]、紀州高野の土を用て、高九尺に築きたり云々、此寺今曹洞宗を奉す。

月潟(ツキガタ) 今秋[illegible]村と改む、燕町の北二里半、和納の東二里、中之口川の左岸なる小[illegible]なれど、[illegible]

獅後の出でし所にて、方俗に其佐を月潟とのみ呼ぶ者是也。

角兵衛獅子は月潟村及び其近在より出で、當村[illegible]より、初夏に出て晩秋に還る、越後獅子と云ふ、[illegible]の少年にして、乞丐の徒にあらず、其舞曲甚古風なれど、其始源不詳、角兵衛なる者其舞を制し始る故に、かく名つくるか、年十二三の童子、頭に獅頭たる帽子をいただき、胸に鶏尾の羽など飾り、身に美服を著、種々の物を懸け、下駄にかりさんの如きを着、胸に大鼓を掛て打鳴し、童子一人が生れ落て[illegible]ふる」を唱歌して舞をなす、「名寄」近年は此月潟の伎も大に變改し輕業の態に化したり、東京には別に常住の角兵衛あり

小吉（コヨシ）（針曽根）　今小吉村と云ふ、月潟の西北に隣る、大字針曽根あり、山吉氏給地文書に載す、大清池田今其跡を知らず、

針曽根村　[illegible]所收、山吉氏給地文書

千四百二十八束苅、代拾貫文　本府

此外貳島五千貳拾五束苅、當不作

大蒲池田共

四百七十三束苅、代三貫貳拾文　本府

貳百拾束苅、代壹貫四百六拾七文　見出

此外五百文、池田之内本府、八百三拾文今度見出

百七十壹束苅代壹貫貳百貳拾文

都合拾七貫三拾九文、

味方（アヂカタ）　今白根、吉江、大倉、居宿、曲士などをも併せ味方村と云ふ、中之口川の岩堤に綿り、中蒲原郡の白根町に對す

北越雑記云、味方村は村上領にて、近村をも統べ味方組と云ひ、三條陣屋の支配下とす、此村は四近皆[illegible]庄を稱するに、獨大槻庄と稱す、關性寺（此寺は元和中の建立と云ふも不審、鐘銘には関上寺に作る）の鐘銘に曰く、[illegible]西八月日、越後國蒲原郡大月庄、関上寺、同國三島郡西川[illegible]村、大工藤原小[illegible]十郎信正作、此村に實[illegible]と守するあり、地中瓦器を堀出すこと[illegible]、[illegible]に関性寺の鐘銘、大月庄とあれば、此寺は昔[illegible]郡に在りしにや、[illegible]ふべし、又三島（ミシマ）郡の苅羽（カリハ）郡[illegible]ざる以前の舊物と見ゆれは、鎌倉時代の鋳造歟、[illegible]し、また一書に、白根（シロネ）とは味方城の[illegible]に村居し[illegible]によりて、其名出づと云へり、然れとも味方の城と云ふは、[illegible]のものかたりに說[illegible]未確證を見ず、之を[illegible]するに味方は河中島低野の一[illegible]しや問題とす。

味方村内[illegible]、北越[illegible]所收、山吉氏給地文書

三千百五拾束苅、代貳拾五貫五拾文、本府

四千四百[illegible]束苅、代[illegible]拾三貫文　見出

都合五拾五貫五拾文

此外壹萬三千八百四拾束苅　當不作

吉江（ヨシエ）　今味方村の管内とす、中之口川の堤防に沿れる水村なり、此地は上杉家の臣中條氏の一門、吉江[illegible]の[illegible]とす、「越風土記」刈羽郡にも吉井村あり、

北越太平記云、吉江中務丞[illegible]仲は、佐渡小四郎政房、觀應二年攝州武庫川の堤に、高越後守師泰を槍にて突落し首取る、後上杉家に屬し、越後へ還き、當代の家人たり

漆山（ウルシヤマ）　白根、味方と巻（マキ）の間なる大村にして、鎧潟の南方に居る、河中島南偏の惡水は落溜りて漆山の邊にて鎧潟へ入る

歸越道中　巻　[illegible]湖

秋[illegible]歸、[illegible]魂幾度[illegible]、西風且莫匆々去、

待我[illegible]、

鎧潟（ヨロヒ）　潟澤の名なり、巻、曽根の東に接し、方二十餘町（現水面五百六十町）に擴延す（一名遊湖とぞ）下流は大川、田潟 各方十町許）に入り、更に西川に會す、河中島に於て最卑低の地とす。

北[illegible]、[illegible]々、三方、四時入て[illegible]、[illegible]田[illegible]、[illegible]川[illegible]いふ、[illegible]百[illegible]り水[illegible]、[illegible]五尺、[illegible]原村[illegible]十五間[illegible]、[illegible]年より[illegible]二年まで[illegible]

巻（マキ）　今巻町、人口五千二百、本郡の治所にして、乃中央に位置す、西川の右[illegible]、新潟を去る七里、[illegible]澤の間とす。

名高に[illegible]村の修[illegible]文[illegible]、[illegible]、大[illegible]に任ぜられ、[illegible]を許さる、國中四百餘[illegible]、[illegible]百八十餘院の末寺を支配す　云々、此巻[illegible]

押付（オシツケ）　巻町の北、曽根の南を今鎧郷村と云ふ、鎧潟と西川の間なる狹地とす。押付八幡を鎧八幡とも云ふ、[illegible]神領八石八斗ありて、地方の古[illegible]より西川の右岸にあたる。

曽根（ソネ）　今曽根村と云ふ、戸數六百、[illegible]北一里餘、西川の右岸なる大村なり、此巻曽根共に[illegible]東に[illegible]りて一里を隔つ。

大友（オホトモ）（中野小屋）　今笠木、高山井に西川の西岸の數村と共に中野小屋（ナカノコヤ）村の管内とす、曽根の北にして、[illegible]村に[illegible]、大友六箇村の古[illegible]地文書あり、

大友村　北越[illegible]所收、山吉氏給地文書

五千八百四十三束苅、代四拾貫八百文　本府

八千四百五十七束苅、代五拾九貫貳百文　見出

三貫五百文　野方見出

都合百三貫五百文

此外千九拾苅　六箇村中使六人

三百苅　白山田源方田

早通川（ハヤドホリ）　北越雑記云、早通川の水源は鎧潟にして、其水流れて遠藤村のうらより、大川田潟を經て

（新通）

新通（シンドリ）水門に至り西川へ入る、此川の分派は大潟新島の中間より新規に堀割る、文化年中長岡村上兩侯の命にて、西川へ堰入、内野村の海濱に至り大洋へ放つ（新島とは今坂井輪村の新通（シンドオリ）を云ふ、通とは溝渠ノ通水する所にて、大通、早通、新通など云ふこと各地に多し）

板井（イタヰ）

今木場、黒鳥、鳥原、金巻等に合併し黒埼村と改稱す、味方の北とす（北越雑記云、凡味方より板井、木場、北場、黒鳥、鶴貝、小新に至る邊、諸村の田水常に深し、六月水の涸るるを待て稲苗を植う、苗の長尺餘に及ぶ、又此邊田に穢れる田は畦畔の境なし、又浮田（ウキタ）あり、秋季に水至れば小舟を用て刈稲を収む、云々）

木場（キバ）

今黒埼村へ入る、板井の西北にて、田潟大潟の東傍とす、黒鳥村に近し。

治亂記云、新發田〔重家〕に依て、[illegible]への備ふ、新發田道り木場と云處へ新城を築かる、本城には[illegible]藤七、二の丸には山吉玄蕃允を置かる、其後新潟の町人を[illegible]、其地を攻取、[illegible]は牛[illegible]にて、佐野の一宗也○北越雑記云、木場村に沼多し、[illegible]沼東西五百間南北百五十間、[illegible]沼東西二百間長四百間、これより小なるは[illegible]、平柳沼など五所あり、此村は水の患あれど、又養水の備なし、田堤（タツツミ）と名づけ、年々[illegible]の水を田に溜めて、植附の養水とす、北につづき黒鳥村にも池沼多し、的場沼[illegible]百間長二百間を大なりとす。

黒鳥（クロトリ）

今黒埼村と改む、名跡に「當國に黒鳥一平と云ふ武の行跡を傳ふ、此村は成徳寺に古り傳ふれど、古代の事なりに年代相違あり」云々と見ゆ、南蒲原郡加茂を参考すべし。

群鳥はくら争ふ塚はかりさにうもれぬくろとりのさと、　泉　久[illegible]

古説云、當國の俚諺に鵂鶹ありて、秋時の日に風雨の稍来らんとするときは山[illegible]、たとへば雲中より雷の落る如く、雷は高山よりなだれ落るが如き響ありて、いづくとも定めがたし、俗の諺にむかし奥州阿部の族徒黒鳥兵衛とかいへる者あり、八幡太郎義家いために討れ、其頭と胴と両断して、其胴を黒鳥八幡宮の地に埋む、然るに其胴と頭元の如く合せんと欲して、此鳴動をなすとぞ、一笑すべし。（○署風土記云、黒鳥記は、本名越後村名寄、近来加茂の人の作なれど、其跋には

出雲崎蒲長橋屋藏、天仁元戊子年、西光坊律師安鎭之

黒鳥記、永禄十年、古井川左近寫之、云々、

此黒鳥記は康平の比、安倍の餘類黒鳥兵衛國門が寄居島の塞に籠城すとの事を記す、寄居は即鍋にて、塞と云ふは黒鳥村にありとの事ならん、然れども小説信を採るべからず。）

金巻（カネマキ）

今黒埼村へ入る、俗に專ら大野（オホノ）と呼ぶ、木場の東にして、信濃川の西岸に在り、中之口川此に來り、本川に復歸す。

（大野）

新潟より大野に來り、中之口川の堤路を三條長岡等に向ふ、近世之を三國街道と稱するは、本は魚沼郡に出でて、關東に通ずれば也。

坂井（サカヰ）

今新通、小新、鶴貝などを併せ、坂井輪（サカヰワ）村と改む、西川の末にして黒埼村の西北とす、一方は海濱の沙丘にして、内野驛より新潟に至る、北陸道之を經由す。

小新（コシン）

北越雑記云、黒鳥小新の邊は地形卑下にして、田は水害を遁れがたく、民家は高堤により洪水を防ぎ、野草の類を以て薪に代とす、池沼多し、浮田あり、浮田とは洪水には浮上り、水涸すれば常の如し、或は水の爲めに洗ひ流さるれば、其跡は池になり、菱藻を生ず、之を防ぎ止めんには、杭を以て四方に繋ぎ置くなり、又潟より潟に流るる小流に浮上る地あり、渇水の時は水底まで四尺ありて、洪水の時も平地數尺流れながら、小潟の深さは尺に過ぎず、西川は小新と平島の間にて大川へ歸するなり。

平島（ヘイジマ）

今坂井輪の大字とす、西川此に於て信濃川へ復歸す、戊辰の役、七月廿九日、松ヶ崎上陸の官軍已に沼垂を略取し、未明を以て新潟を襲ふ、其一隊は平島に渡航し、新潟敗走の東軍を要撃す、（頼存記より○七月廿九日曉、薩長藝十二番隊、三道より新潟へ進撃、一隊平島對岸の馬追押行、折節九市辻の中を小舟に棹して相渡候處、賊徒舟を棄て逃候に付、一里程追撃候得共、追々き候得無覺束、引返し平島に至る途中にて、米澤兵二十人計出遇ひ接戦候内、賊の伏兵一方より砲撃、苦戦之折節援兵に出會、其力を得遂に賊を追拂、數名を斃す内一人隊長と見受候者討留候處、賊より其首を斬去候に付、姓名相改め米澤藩臣色部長門の臣と承得申候　新潟史料）

新潟（ニヒガタ）

今市制を布く、人口五萬一千、西蒲原郡の北端なる堆洲の上に位置し、東南は直に信濃川の水汀に臨み、西北に沙丘ありて海濱と相限る、一州の都府にして、北海の大馬頭とす（越後鐵道は對岸沼垂に在り、相距る半里許）

八千八木縣新八、七十日橋成六町、海口波平容砂汀、
沙頭草茂愛商駐、桂川歸帆使人覽、魚市曙光開船候、
夜道揺洲留一夢、此間何由背長瑯、　如亭

新潟は古代に聞ゆるなし、蒲原[illegible]は上杉家入國の後の事とす、近世舟江の古名を以て此地に擬すと雖、其實はあらず、往昔を按ずるに、信濃川阿賀野川（阿賀野川）此間に瀉集し、大水浸漫、幾多の潟湖を生じ、天然自然に成れり、されば寧楽京の北越拓地の當時にありては、まづ詳ね中外の境界を此に定めらる、沼垂柵、岩船柵の位置を以て、其形勢を想ふべし、已にして沼垂岩船の柵轄し、[illegible]鉾立（ホコタテ）の南は全く皇化の域内と爲る、此に於て蒲

原[illegible]、[illegible]、其に[illegible]絶す、是より蒲原沼[illegible]久く海口の名[illegible]なり、[illegible]行路の次第を叙し、蒲原沼垂と云ふもの是也。其後海口河道の水土又[illegible]りて、蒲原[illegible]へ、新潟之に代り興る。一書に新潟古へ[illegible]津[illegible]生田の里と云ふとあるは、附會捏造の言のみ。

元禄中に撰したる新潟[illegible](白山神社傳記所引)に「[illegible]有[illegible]、[illegible]之徳、是為[illegible]、新[illegible]之[illegible]此乎、昔時[illegible]土生田船江邑、[illegible]、[illegible]字[illegible]、互牙相噬、[illegible]之九[illegible]、[illegible]手」云々、この土生田も船江も、延喜式蒲原郡の古祠名なるを、好事の[illegible]此地に[illegible]し、以て由[illegible]所とするなる[illegible]、[illegible]せしのみ。土生田は今も中蒲原郡に現存し、[illegible]江[illegible]は[illegible]、[illegible]とすること、未其[illegible]を見ず、[illegible]。新潟は「永正の頃まで[illegible]村の邊に在あり、土生田庄の内なり、河[illegible]で、天文の末には今の[illegible]山村へ移り、元和三年關屋村と寄居村の間へ轉ず」云々とあれど、地[illegible]、[illegible]に出でざる[illegible]言のみ。

按ずるに、新潟は其名の如く潟の方言平夷の地なる沼潟に[illegible]混ある者を云ひ、和名抄の加[illegible]に合ふ、篭註云[illegible]、[illegible]、柘梁、注島[illegible]地、[illegible]之地、新[illegible]鏡、[illegible](同引)の潟岸なる[illegible]より[illegible]如し、又新潟は蒲又島とも號したりと云へ[illegible]、[illegible]するに足る。天正中己に[illegible]町と[illegible]、[illegible]て之に[illegible]。新[illegible]址の下に[illegible]すること(し)當時の形[illegible]ふるに居民は二地に分れ、一は濵村にして沙丘の下に家居し、一は島村にして[illegible]上に[illegible]す、其間に内[illegible]あり、謂ゆる新潟の潟は此江に[illegible]ならむ。大[illegible]の低地(沼[illegible]の現存するは、昔[illegible]形を想ふに足る)を其内灣とす、されば古文書に新潟濵、白山島并び見えたり。

(濵潟新)

元禄十二年、同十三年新潟[illegible]訴訟の立會圖に、沙丘の邊を「砂山、古新潟町跡」と標し、寺[illegible]を「古川[illegible]」とも「西川[illegible]」とも附箋す、信濃川の一支江なりしを知る。又此[illegible]の邊へ(寄居村の)[illegible]民を移したることも、寛[illegible]八年[illegible]文書に明徴とす。

濵村を本町と稱す、(後世まで物成帳には新潟濵村高六百[illegible]石と記するは、[illegible]天正[illegible]地の故[illegible]する者にして、濵村を本元とすれば也)島村は白山島にて港町と稱す、其東傍を片町と稱し、其洲崎をイッテツ町と云ふ、沖之口を控へたり。元和二年、長岡城主堀直寄、濵市の[illegible]を[illegible]り諸役を免除し、翌年、新町村[illegible]町等を開き、市中の法度を定む、慶年牧野康成堀氏に代り更に法度を頒ち、益商業を奨勵す。

「沖の口船役之事、商人役之事、あへ物役之事、むろ役之事、てんびん[illegible]付役之事、あさゝ役之事、かゝ役之事、[illegible]役之事、[illegible]手役之事
右九[illegible]、先代より有[illegible]役に候得共、[illegible]用捨候條、新潟[illegible]も取立、富貴仕候樣、可[illegible]候也、
辰の霜月七日(元和二)　丹後(堀直寄)
新潟町中」

新[illegible]町之[illegible]、來九月十五日以前可相立候、[illegible]に[illegible]申候者[illegible]上、餘人可[illegible]事、
本町、并かた町の内に有之[illegible]敷等はこほち、新町へ引越申間敷候事、
本町之内にても、[illegible]居の者か又は子かたの儀は、新町へ越候而もくるしかるまじき事、
本町にて、前々のごとくけんふ小物紙以下賣可申候、米大豆のみせ賣、并くしこくしあわびこぶから鮭類、新町にて賣不申候事、
村[illegible]、[illegible]も[illegible]へ可[illegible]、
二の丁[illegible]町に[illegible]有之[illegible]に家を可相立候、諸役有之間敷候事、
町うらに[illegible]、[illegible]過ぎ、[illegible]候、[illegible]この者[illegible]町人をかくし[illegible]候事、
町人の内他郷へ引越ものを見かくし、代官に不相理候はば、十人組[illegible]不[illegible]、[illegible]事、
奉公人[illegible]、町のなかに有[illegible]候事、
河[illegible]間、其外[illegible]て[illegible]形のごとくに仕、[illegible]いつれも[illegible]可申[illegible]候事、
町中に[illegible]有之者、代官に[illegible]、[illegible]可[illegible]候、背下に[illegible]候はゝ、代官折[illegible]、[illegible]へ可[illegible]上候事、
[illegible]町、七月中に可[illegible]、[illegible]の[illegible]在仕候[illegible]、可[illegible]
右條[illegible]、[illegible]者、[illegible]度可[illegible]附候、仍如件、
元和三年巳七月[illegible]日　丹後(花押)
[illegible]
「新潟[illegible]町中、[illegible]元[illegible]、[illegible]人させ町中にかくれ居候[illegible]可有之、(中略)
他國[illegible]商人[illegible]、[illegible]候者、[illegible]て、心のままに賣買させられ可申候、[illegible]き[illegible]、商人あいはてられ候者、[illegible]所に[illegible]人[illegible]、并に[illegible]人之[illegible]、[illegible]主[illegible]、商内物、荷物、[illegible]刀迄念を入相改、日記に右之衆加判して、商人之在所へ[illegible]、其所之代官[illegible]より手形を取可[illegible]、自然商人へ亭主[illegible]物以下に付[illegible]之儀有之者、[illegible]度可[illegible]

仰付候事、(中略)

元和四年午五月十九日　（牧野家奉行二人連署）

此港市の自治は由來久しと雖、其盛大の規畫に就けるは元和中に在りて、堀牧野二公の治法に基因するや、推斷して可なり（新潟は舊と港市として、近世三百年間に常に發達し來りたり、地形の變移、各種の制法、頗る多の風習、詳論の資料に足る者あり）本港は萬治[illegible]間に、市巷の大改修あり、條坊の整理、溝渠の開通多く此際に成り、（明治の新潟は此港市の形状は、全く之に因れり。）之を明暦の改修とす。此時寄居村は本町を撤去し、[illegible]新町に移し（古町を古町と改稱せるは之に先んぜり）寄居島を市街に編入し、其[illegible]民を寺裏通の西に移し、後に至り寄居村と稱せしむ（延寶八年立合[illegible]に寄居の村名なし）

明暦二年、新潟[illegible]は改修後の新潟は延亥にして、本町古町を二大通とし、之に[illegible]小巷を加へ、都合[illegible]間數二千三百餘間、人家千十一戸と云へり。[illegible]自由地に、[illegible]二十石を寄居村に給與せらる、[illegible]新潟の民宅に[illegible]、代地三十石、[illegible]と説く、天明[illegible]明[illegible]に[illegible]て新潟[illegible]と云ふ、[illegible]治したる[illegible]也、一書に萬治三年新潟町割と云ふ、本[illegible]萬治延寶間七八年にして、改修の功成れるならん。

天保十四年、[illegible]直領と爲る、是歳、戸口本家千八百餘件、借家[illegible]、店借三千六百餘件、總人口二萬三千三百[illegible]二百四十餘人と注進せらる。嘉永中[illegible]町を開き、明治[illegible]年に[illegible]島等を民宅とし、尋いて各方の閑地を開き、全市の廣さ俄に加はり、凡從前に三倍すと云ふ。凡新潟の地形の變を見るに、古代には沙嘴沙丘の江海の間に在りし者のみ、後漸く洲嶼の増生により、平[illegible]に[illegible]港津を定め都邑を開く、而も當岸蒲原（カンバラノツ）津、[illegible]江水東移して其邑を失へり、故に水戸口（ミトグチ）[illegible]代對岸の[illegible]邑と[illegible]訟して止まず、各邑市の盛衰は全く水戸口河流の去就を以て決せられたり、其民の力を港津の興廢に盡せるも故ありとす。延寶六年、新潟町民は沼垂の港津占を拒み、公訴して之を爭ひしより、水戸口（沖之口）は新潟の獨占に歸す、元祿十年、新潟町民又沼垂と洲崎の古領を爭ふ、公訴状あり、最善く津邑の實情を述べたり、

新潟湊の儀は、信濃川阿賀の川の流を以相立申候、右二流の川筋、越後の儀は不及申、信州上州[illegible]の商人、其外在々所々より[illegible]來候諸色、於新潟賣買仕候、古は新潟と只今の地より西の方に住居仕候得共、川に離れ候[illegible]相立、四十三年以前、未の年（明暦元）當新潟へ流に隨ひ引移申處、近年は川あせ島出來、新潟の地より右島を[illegible]、[illegible]廻船つなぎ所[illegible]く成候故、諸色の[illegible]、[illegible]商人も不自由に而、[illegible]新潟[illegible]仕候に付、島く地[illegible]に[illegible]候[illegible]は、先年[illegible]新潟町を右島々の地へ移し、信濃川の流に[illegible]不仕候而者、[illegible]海[illegible]川の[illegible]へ、[illegible]可仕[illegible]座候、先年（延寶八[illegible]）町に[illegible]新川[illegible]、新潟[illegible]りに[illegible]成候に付、御[illegible]へ御[illegible]上、[illegible]新川[illegible]様に被[illegible]附、不[illegible]を[illegible]候、少しく[illegible]御座地に[illegible]候[illegible]、川の[illegible]申候[illegible]、[illegible]千五百[illegible]失[illegible]、町中及[illegible]

享保十五年、新[illegible]田[illegible]、加治川[illegible]の後治[illegible]府に[illegible]、新[illegible]して松崎に新[illegible]口を[illegible]す、是より新潟海口の淺淤年一年より甚く、近年官民力を盡して、流末河身の修治を爲し、海口（水戸口）入津の安全を[illegible]るも、其功いまだ成らず。

信濃河みなかみ白く月さえて柳かつ散るあきのはつかぜ、

玉木　[illegible]貞

鴈はまた渡らぬ秋の川のおもにさほさからろの音さこゆなり、

川村　修就

外交志稿云、天保年中更に清商の拔荷私[illegible]を禁ず、是より先文政中拔荷密買を禁ぜしより、歳月の久しき、新潟及び北國諸浦の奸商、密買するもの多し、老中水野[illegible]眞田幸貫等商議、以爲く新潟は北海の要港、[illegible]の[illegible]する處、之を藩封に置く、[illegible]を免かれずと、是に於て收て官地となし、始て新潟奉行を置き、貿易の事を視察せしむ。（新潟奉行の初任は川村清兵衛修就と云ふ、天保十四年奉行廳を開く、黄[illegible]文中河村十右衛門瑞賢、東北沿海の航路を開通し、新潟其[illegible]を被る、[illegible]に居民今に二人の功徳を稱し、[illegible]河村[illegible]は云ふ也）○[illegible]政の[illegible]運にあたり、新潟を以て外國貿易市の一と稱すこと約す、慶應四年四月、[illegible]の期に先んじ兵亂起り、奉行江戸に[illegible]り、假に新潟の地を米澤[illegible]上杉氏の將士に附し保持す、外國人の來市するもの期日の如し、七月廿九日、官軍海路新潟に入り、十一月に至り始て開港、[illegible]に於て新潟[illegible]、神戸、函館に比[illegible]して、五港の一と稱さる[illegible]

[illegible]代實録云、慶應四年四月、米澤上杉氏[illegible]新潟に[illegible]る、[illegible]の東[illegible]六に[illegible]ふ、[illegible]後は[illegible]上杉氏の[illegible]なり、乃文[illegible]して[illegible]中[illegible]して曰く、君臣の義[illegible]せざる[illegible]に二百[illegible]年、今[illegible]祖[illegible]公の三百年祭に當れり、因て[illegible]を致さむとす、今越の人誰か祖宗の遺民にあらざらむ、今若し[illegible]下に[illegible]武功を立て、金[illegible]を[illegible]じ賞[illegible]を[illegible]する者は、[illegible]く[illegible]に復せむと、米澤の將色部[illegible]、[illegible]の將[illegible]原平[illegible]新潟に會し、普米英三國の居[illegible]を見て、一[illegible]を[illegible]し人を横濱に[illegible]はし、各國公使に告るに、[illegible]國[illegible]して、以て薩長二藩天下を亂すの罪を討つの事を以てす。

維新史料云、乾行丸、大[illegible]手等、攝津艦へ乘付、新

[illegible]通り候様得貴意、大[illegible]四門（中略）七月廿一日、能登七尾出帆、同廿二日、泊崎より丁卯丸外に[illegible]西國船に被[illegible]へ陸軍千人餘乘込、一所に出帆、佐渡小木へ一泊、同廿四日夜半同所出帆、翌廿五日新潟を左に見過、新發田領内松ヶ崎濱口に錨を下し、軍艦は陸兵上陸相濟迄守衞いたし居、其夜六ッ時過、[illegible]の船ゟ新潟[illegible]轉航相積候、大砲、砂山に一町計ッ、相隔、砲臺七箇所を設け相守候[illegible]見及候、其夜は同港[illegible]いたし居候處、陸兵より新潟[illegible]に付、海軍も應援之儀被申達、廿六日曉八ッ時より[illegible]相[illegible]、[illegible]行も相[illegible]候に付、[illegible]いたし居候得、[illegible]之砲臺より砲擊、對し放發候間、[illegible]發候得共、闇夜にて敵之砲臺を目的に[illegible]、彈着不分明に付、不數十出放、沖に滯船、廿八日朝五時、砲臺近く乘寄候を[illegible]に、亦陸より放發相始候に付、直に放發之央、丁卯丸も松ヶ崎より[illegible]、共に八時迄[illegible]候得共、元來前件の如く西間之[illegible]故、目的不相定、且陸軍も未[illegible]候てけ、迚も[illegible]之間出放、七ッ過松ヶ崎へ引取碇泊、此節[illegible]一箇左舷より右舷へ貫洞、[illegible]此損所[illegible]手一人[illegible]候、餘[illegible]は[illegible]上を越し海中へ落[illegible]候、同廿一日朝五時、丁卯丸共に松ヶ崎出發、又々新潟[illegible]之處、陸より[illegible]に付、四時より九時過迄[illegible]致し候得共、今日も陸軍[illegible]不致候に付、八半時頃[illegible]陸軍[illegible]に[illegible]之[illegible]し合せ、其夜九時新潟へ轉航、曉七時より放發、賊にも激く放發相防候、廿九日朝四時前、陸手之[illegible]丸解自火を放候[illegible]候に付、沿海之[illegible]自然に[illegible]、[illegible]へ向け敗走いたし候、猶追擊之上、艀船にて上陸、官軍新潟へ繰込、賊一人も殘居不申、靜謐相成居申候

新潟縣廳（ニヒガタ）　新潟市の西側、中通町に在り、越佐兩國、十六郡一市を管治す、人口百七十五萬。

柳濱泊舟圖　　館　柳　灣

小[illegible]、泊在[illegible]中、[illegible]、
一[illegible]在[illegible]。

（他門）

新潟城址（ニヒガタ）　今詳ならず、當明暦元年條坊の改修により、西國一新し、その[illegible]を傳へざるならん、或は白山島とも云へるに因り、今の[illegible]の邊、當來城址（延寶六年圖にも見ゆ）今其[illegible]所を[illegible]せらるゝにやと云へり、又白山島に傳に古居島てふものありしこと、古[illegible]記に散見す、古居とは中世[illegible]に[illegible]に同じ、又村木町（元和二年文書に見ゆ）を他門（タモン）ともいふ、他門とは正に城塞の多聞を[illegible]て云ふ[illegible]式の[illegible]に出づとおもはる、いづれにしても白山の邊に在りしならんが、未其徵を得ず

北越軍記云、天文十一年、三條の長尾平六旗をあげ、新潟には[illegible]十左衞門を入置、下郡の上杉を攻へしむ、〇北國太平記云、天正九年、新發田因幡守二心し、新潟にも城を築き、叔父新發田刑部左衞門尉[illegible]る。同十三年、[illegible]景[illegible]公新潟城を攻め給ふ、前々より當城へ[illegible]手を[illegible]向られざる其故は、此新[illegible]は、[illegible]州會津より流れ出る阿賀川と、信州筑摩川と犀川の流れの末落合て、是より海に續たり、其川中にある[illegible]の島を白山島と號す、其島中に城を築て、新潟の城と號く、尤無双の要害なるに、剰へ白山[illegible]權現を勸請したる、河上の島崎を堀切て、是を取[illegible]たれば、堅固の城郭なり、景[illegible]は新潟の[illegible]に着陣、先[illegible]を差遣し、[illegible]城を押へさせ、新潟へ[illegible]の通路を打止め置れけり、是は白山島は田畠少しもなく、在住する所は商人數多あれば、自ら兵粮盡て開城せんは必定なれば也　〇治亂記云、新潟[illegible]の中に二十町横八町の島あり、其島に新發田方より城を築て、一家刑部少を籠置き、町人共の妻子を質に取て、色部本庄への道を取塞ぐ、又云、天正十一年四月、景勝公新潟へ出馬有て、中島の新發田刑部が城を攻らる、大船に櫓をかき上げ、五艘つつ並べて綱を附、川上より流しかけ、繰廻しに引登せ、流し火矢を打入る、[illegible]、[illegible]六[illegible]有なれども、[illegible]して、[illegible]り、然れども是を[illegible]せず、[illegible]城中より[illegible]すまし、[illegible]にて城中を打拔ける間[illegible]なりけり、かくて火矢の手も不叶、責べき樣もなければ、六月に[illegible]に御馬を入れらる　〇[illegible]武鑑云、天正十二年、[illegible]守計畧にて、新[illegible]の兩司[illegible]大[illegible]、[illegible]國を定め、景[illegible]公へ[illegible]し、[illegible]山より人數を出させ、長島よりは[illegible]、[illegible]の宮島將監右の大[illegible]分也、人數[illegible]五百にて[illegible]には[illegible]人數百[illegible]、[illegible]人[illegible]如く仕なし、夜の亥の刻に押寄、物具ひしひしと堅め相圖を待[illegible]に、[illegible]刑部を[illegible]頭て首提げ持來る、景勝[illegible]ありて二人は前代の如く、新潟[illegible]兩所の司に命ぜられ、[illegible]の加[illegible]、又兩所の城は番手を[illegible]れける（[illegible]七の[illegible]にて、新[illegible]）

八千[illegible]水[illegible]、[illegible]人[illegible]、何[illegible]、
[illegible]方、[illegible]、歌吹之海脂粉[illegible]、
[illegible]紅[illegible]、[illegible]是女[illegible]、就中[illegible]、
所謂八百八[illegible]嬌、嬌[illegible]、[illegible]、
[illegible]老客情[illegible]、[illegible]一[illegible]、新[illegible]、
絲[illegible]、　　靜　軒

治亂記云、新潟は日本一番の[illegible]にて、信州會津の大河落合て、町家も二千軒餘り[illegible]、[illegible]國の商人[illegible]、奧州上方の上り下りには、此[illegible]、舟[illegible]也、〇[illegible]風土記云、新潟は古[illegible]生田[illegible]と云ひ、中[illegible]江津に居[illegible]といふ、其後新潟と云へり、北越軍記には新瀉と書けり、[illegible]年中川上[illegible]りて、今の地に[illegible]、[illegible]三千軒餘、古町、新町、[illegible]門通、[illegible]原通、寺町など稍して[illegible]の地なり、諸川の落合にて、[illegible]に八千八川の[illegible]水此に集まると云ふ、

（白山島）

〇吉田松陰紀行云、新序人烟萬竈、縱横渠あり、五方群聚して、百貨具備す、隱然北州の一都會とす、予新潟より松前に直航せんことを謀る、三日夜達すべし、陸行十數日を累ぬるにあらざれば至るべからず、且積雪の中或は梗路あらん、凡松前に航する春の彼岸に始まり、秋の彼岸に止む、今數日を待たば舟まさに發すべしと、蓋新潟の舟[illegible]貨物を載て松前に至るもの甚多し、而してその最も先に至るものは、今年の船税を除く、故に舟人死を以て先を爭ひ、往々彼岸に先じて發するものあり、

排雲來宿北陸際、日暮乃向海樓投、寒風栗烈欲裂膚、枉畏向人説此游、慈夫男子遂素志、家鄕更貽父母憂、慈母寄字猶不至、應算今夜在何州、枕頭眼冷短夢流、昔時如此夜悠々。

白山神社（ハクサン）　新潟市街の西南端なる水涯に在り、古書に新潟をば白山島とも云へれば、往昔よりの鎭守たるを知る。抑新潟の地の往時孤嶼の状を成しゝ事は、今も洪水浸漸の時漲痕を探見するに、古町を中心として、一堆洲を生ずるにて明白なり。且西方に一脈の沙丘と市街の間に、内江を生ずるは、此内潟やがて新潟てふ潟なるべしと云ふ

船江神社神田記云、當社祭神像、大悲十一面像一體、寛永十年奉供、十一面五寸銅像、元禄年中法印宥海安置、不動尊木像二體、承應三年、太守牧野忠成公安置、別當寶積院、神主小林氏、黒印地高三十石、寶積院開基不詳、中興光法師、越前州河田庄吉水寺住僧也、寛永二十九年建立

白山の、現存の堂は、社記に承應年中の改築と云ふ、然るに正保二年の新潟町古圖とて一張の偽作あり、それに市街の東に別に白山島白山宮を標記す、誤謬せらるゝ勿きを要す、又此宮の神主より寶曆九年船江神社と號する由を上申せる文書あり。

青嶋の市にうなづく船江かな、　助叟

國々のふねの名をさす涼みかな、　老山

或云、新潟興立の初めに越前國三國湊の人多く來移して町家を成し、廻船の業、娼館の風、言語の節など三國（ミクニ）と相似たり、白山社も三國より勸請せしにや云々、然れども當國に白山神の多く祭らるゝは、古代より自ら其因由あり、必しも三國より勸請せりと思惟すべからず、且新潟、沼垂、寺泊等の湊町の共に白山を鎭守とするは、尚其説あるべし。

柳橋居月夜々深、江入東流向夕過、八百八橋涼似水、撿得七十二橋風、

新潟　頼三樹

寄居（ヨリヰ）　今新潟の市中に編入せり、市の西方なる沙丘に接れる村里を指す、此地恐らく古の新潟湊即本町の墟ならん。寄居とは戦國時代の俗言、要塞に同じ、新潟城とて天文天正の頃に築かれしは此地か、而も寄居村に今城址と傳ふる所なし、昔白山島の寄居を此後世開きて田宅と爲しゝを、明暦の市街經營の時に、其寄居の者を町家に入れられ、別に其寄居の村種の農民を以て商賈と分離して、沙丘の邊に置れしのみ。延寶七年宮川氏古圖には、信濃川は寄居島を挾みて二分し、西洪は西岸を古新潟と標したり。さて寄居の名義は、北越名寄志に引ける長尾景賢傳記の中に「元龜三年、武田信玄小野庄へ攻入り寄居を取立て、伊香保の北にも要害を構へ、鳥川（トリジ）を放火し、東上州へ發向」云々とあり、寄居とは取手と同義なりと知らる、俗語の取附を寄附（フチタ）など云ふと同じ意に出でしならん、又武田家城址の村里を今に寄居町と云ふ。

又元禄十六年新潟町甚諍訟立會の時に、新潟市中の市に、寄居島村外に砂山古新潟町其他の許文あり、新潟六間取次書、寛曆六年寄居村三役連署のものに「當村の儀、古來高九百石餘の處右御取立候處、先新潟町不殘砂入に相成、明暦元未年、當新町居屋敷に御取立被成候、代地として古川を被下置、瀬高三百八十石開發當在候處、又候其後四十六石餘新潟へ御取揚、殘高の分年々砂入そう喰に相成、惡作打續、村方退轉、享保二十卯年以後、無年貢地に被成下、寺院方所持の自高四十石餘御納所仕候得共、是又近年砂吹埋、過半田畑に不都成、居屋敷も砂に埋り候」とあるにて、明暦以前新潟湊本町は砂山下の古川端に居りしが、砂入の爲寄居島と其居所を交換し、且其後も砂入の害止まざりし状態明白とす。但此に古高九百石とあるは疑ふべし、正保國圖には此村を載せず、延寶以後の新村たるべし。日新潟并に寄居の人民年に砂埃の防禦に困みしとは、寛政頃にも多く傳へ、其の丘に始て松樹を植栽せるは、寛政天保比の文書に見ゆ、近年に至り砂防（スナヨケ）の事成るなる。

関屋（セキヤ）　新潟白山祠の西南一里、東は信濃川に臨り、西には沙丘を負ふ不定の村あり、れを最低低なり、漸に此末は排除の舟路を此に穿たんと論ずる者あり。

関屋には政の時、長岡侯の米倉あり、新潟の町會に属別して、関屋番と云へり。〇南溪東遊記云、新潟は信濃川其外の川に落合て海に入る所なり、海口近く一二里の所は、川幅皆も一里二里ばかり、滿々として湖の如く、入り海の如し、岸より岸まで水甚深く、千石二千石の大船といへどもいづくまでも自由に出入りす、誠に川湊にては日本第一ともいふべし、川幅の廣きも天下無双ともいふべし、されど越後は地皆平坦なるゆゑ、流れ甚穏にして、運河などよりも静なり、惣じて越後路石無く、皆ニコ土ゆゑに、川の両岸も柔にて崩入り次第なり。されども水静かなるゆゑに、大に崩る事もなし。其水は常に黄色に濁れり、余は三條と云所より新潟迄十里の所を、此信濃川の堤通り下りしゆゑ、此川の闊さを見及べり、長岡の城下より此新潟迄十六里を、四百石積程の川舟常に一日づゝに上下す、誠に運漕に便利なる事も、海内又有か、

る川なし、其大なる事日本第一なるに、其名高からざるは北陸僻遠の地にありて、殊に其川平穏に[illegible]ならざるゆゑなるべし。

水戸口（新潟港） 信濃川の海門を云ふ、又稱沖之口、其左岸は即新潟にして、右岸を山之下と呼ぶ。水戸口の門洲は時々其位置を變ずるのみならず、海門全體の形も世々に移動す、元祿越後之古圖に據れば、左岸は今の上大川前通（舊名他門）より北方に走せ、會津川は東方より來り、日和山の直東に於て信濃川に會し、其北を以て海門とす。享保十五年、會津川松崎にて海に入ることとなりしより、海門の形狀一變し、信濃川の流末は右岸沼垂濱山之下の沙丘を衝き、遂々其岸崖を崩壞す。爾來百七十年、水戸口次第に東に移動し（會津川の東方より會流したる壓迫力の消滅に因るならん）其距離千間にも及びなんと云ふ。

水路志云、信濃川口は泝ること二浬の處より上流に、水深四尋ありと雖、川口に門洲ありて、喫水七八呎以上の船は之に進入すること能はず、信濃川は著名の大河にして、源を信州に發し、二百餘浬を經て海に入る、而して新潟より其上流長岡市までは、七十噸積の汽船日々往復す、本市は開港場なれども、外國貿易は實に[illegible]振はず、本港の海上交通は、酒田、佐渡、直江津間最も多く、次に北海道、大坂なりとす、信濃川口門洲（土俗水戸と云ふ）は絶えず其位置と水深とを變ずるを以て、時々之を探知せざれば、之を知るに由なし、且此門洲附近は大抵海波と河流と衝突するを以て、洲上通航の際、危難に遭ふ事少からず、故に常に旗を揭げたる小舟を門洲に置き、燈臺附近の沙丘上に水深信號竿を設けて、洲上の水深を示し、又船見櫓を設けて、通航の可否及び天氣の好惡を信號す（此業は總て本地一私人の施設になるといへども能く熟練せり、之を水戸教と稱し、難破船救助の事をも兼ぬ）一般に卑低平坦なる海岸にして、河口燈臺の外一の目標となるものなし、燈高は海面上六十八呎半、晴天光達十浬、大船は川口外に於て燈臺を南東に望み、距濱五鏈乃至一里、間に假泊するを可とす、然れども風浪に暴露し、且[illegible]地悪く、冬春の期中は潮力の強き船錨にあらざれば、此に錨泊すべからず、何となれば南西より西を經て北方に轉ずる諸風の、吹去り吹來る甚迅速にして、如何なる[illegible]具も頼み難き程の強浪起ればなり、故に此に來るものは先佐渡の夷港に於て天候を見定むるを以て萬全とす、又此地の航海は四月より十月までを以て最好の期とす、其他の月は暴雪風、或は波浪強く、現に冬春出入の總船額は、夏秋の十分一に滿たず、大潮升一呎、小潮升半呎。

中蒲原郡

中蒲原郡

西蒲原の東、南蒲原の北にして、中越後と下越後の中間なり、其東南部東蒲原にして、東北を北蒲原とす、今治所を新津町に置き、七町三十四村、人口十八萬（本編は南蒲原の大島村を本郡に收め、本郡の七谷村を南蒲原へ移す）

中蒲原郡は地域廣く、江河の水域を占め、舟車の通路四方の走集たり、卑濕の下田多しと雖、富有名市の其間に散在するは、民業の篤厚きを知るべし。

山之下（沼垂濱） 今沼垂町の附地とす、又沼垂濱と云ひ、信濃川の河口右岸の沙丘下なり、沼垂の民家元此一帶の沙丘に倚りて在りしが、後世河海の洪浪に其岸崖を浸蝕せられ、遂に移轉して會津川（阿賀野川）の南方に新聚落を成す、今の沼垂是也、慶安延寶の比、沼垂濱山の下に榎島てふ新洲を開拓して、山之下榎の二新田を建つ、古舊池、御救堀、横堀、古[illegible]山など古の沼垂の港津、一部此に存す（村志、町村字調書、正保國圖、延寶八年立會圖）

（榎島） 國邑志[illegible]云、小川安[illegible]記曰、沼垂は大同元戊年より承應二巳年迄八百四十八年の間、今の王瀬と申處に住所す、承應三午年より寶永元申年迄七箇年の程、大偏と申處へ引移、此所も段々川缺にて、寶永[illegible]年より[illegible]十二年、信濃川縁、新潟向に住居[illegible]、阿賀川[illegible]り、此所も又川缺、[illegible]年より[illegible]新田、此所に住居[illegible]引退て住居す、今[illegible]是也、王瀬と沼垂に河渡村と山之下村との[illegible]し其名を存せり、今も沼垂の地名なり、

〇小川五兵衛舊記云、信濃川阿賀川、以前は別々に海へ落入、兩川之間に通る小川有之候所、阿賀川大水の節に右小川へ押向、延寶[illegible]末頃より全く信濃川へ流入、兩川一集に相成申候、元阿賀川口は古湊と唱、今以堤殘存在仕居、延享年中迄此地に住居仕者も有之候、信濃川は其砌迄、當今の新潟町中程にて海へ落入申候處、當領分年々欠込、新潟方年々附出し申候。

（古湊） 〇[illegible]云、沼垂町傳來の承應三年圖に、王瀬向山に「往古沼垂古居敷」とあるは然るべきことなれど、又山之下の西なる一洲に「中頃沼垂古居敷」とあるは疑ふべし、此山下の西の河中島は正保國圖に「沼垂の内大島」と明記せられ、新發田藩御用部屋留保文書にも、小川[illegible]記と同文を載せ大島とす、此に大橋とあるは誤れり、承應三年圖も年代相違あり、新潟市[illegible]の宮川氏古繪圖は、延寶七年湊出入の時の註文を加へし者とす、此圖に據れば、

（大島） 信濃川あかの川の交會に大島あり「藤六島あみ場」と標し、此島と蒲原村の間を「かもやぼり、すはの尾川」と標し、又「すはの尾へうつり候事、貳拾六年以前にて候」とあれば正に承應三年に沼垂の民は大島に移れりと云ふに符合す、又大島と沼垂（王瀬向山）の間に「此所四

十六年以前に切申候、元沼垂段々缺申候」と記し、四十六年とは正に寛永十一年にあたれば、是より阿賀川の變遷ありしを知るべし、又蒲原村の南に「沼垂町此所へ十七年以前にうつり申候」とあるは、寛文[illegible]新潟向に仕居と云ふに符合す。

又延寶八年訴訟立會圖に據れば、山下頭の西新田の西北に洲崎遠く突出して、新潟須崎町の北を屏障す、榎來山下頭の地年々缺失し、水戶口の形狀大に變じたるを知る、又同圖に大島とあらまち島を并び擧ぐ、あらまちは承應三年沼垂の新町(アラマチ)を置き、後縮めたる地なりと知らる。

王瀬(ワウセ)　山之下の東方にして、焼島潟(ヤケシマ)(阿賀川の舊河道)を前にし、小丘あるにす、總稱向山(ムカヒヤマ)とも云ひ、古の沼垂市[illegible]す　王瀬の西に古湊池あり、延寶中まで阿賀川は焼島潟より屈折して北に走り直に海に放つ、之を沼垂湊と云へり。此河道の變遷洲口の閉塞は、寛永十一年より起れりと云ひ、正保國圖には已に沼垂の舊址を埋沒す。而も延寶八年訴訟立會圖には、古湊の江尻四十九間は漸々俗に閉塞したる狀を畫けり、延享年中まで舊沼垂の民戶若干此に留まれりとも云ふ、今も字に藏堀、蠻尾敷、寺屋敷なさのこり、舊市街圖も存す。(俗說、王瀬沼垂は大同元年に創始のごとくに云ふは固より非なり、渟足柵の築造は既に孝德紀に見ゆ、蓋大同とは俗說多く上古の遺をなみるに假れる諺辭のみ)

御役之儀、小屋下之内者、四時共可爲半役事、
町屋職割之儀、兩人可相斗、但我儘之儀於有之者、可爲曲事、附小屋下以後地子、可爲三年休事、
當津自前を居し之者、向後如何樣之以頭目相理候共、不可致承引事、
自他國者岸之剷、非分横合不可有之事、
當津公事之訴之儀者勿論、於何事も閣代官人不可致企訴訟、但代官若非分之儀有之者、以目安可致言上事、

右條々堅可相守由仰出、被成御朱印者也、仍而如件、
天正拾四年十月朔日　(奉行署名缺く)
島田宗兵衛どのへ、同年人佐どのへ

沼垂津定書は今島田氏に寫本をつたふるのみにて、原本なし、奉行人の署名を缺く、(同年月日の免船狀には「直江奉之」とあるも署名に係る)蓋服失を經たる者とす。此文中居職割の事あれば、天正十四年にも津邑に變災ありて、民宅を更定したるを知る。

王瀬向山は、上古渟足柵を置かれし地點、王瀬の東半里に河渡新田あり、卽柵家(コホト)の遺名とす。中世にも渟足蒲原は并び稱せられ、天文天正の頃に至り、猶沼垂足新潟相對立す。其後沼垂は會津川に倚りて新發田領たり、新潟は信濃川に倚りて長岡領たりければ、二地は事を以て相競ふの狀を生じ、之に加ふるに沼垂の居地漸く歳水次に會ふて遷轉したるを以て、其民口は幾多の苦勞を被れること想察すべき者あり。沼垂人民が延寶年中再王瀬に還住を計畫したる頃、新に會津川の水路を修治して、航運漁撈の業を營まんとし、忽新潟人民に拒まれたる事、下の裁許狀に徵すべし。

牧野駿河守領分、越後國蒲原郡新潟町、與溝口信濃守領分、同國同郡沼垂町訴論、糺明之趣、沼垂町近年川欠入、去年河渡村邊え住居引越、阿賀の河より新川附之、古小川え堀續、阿賀の河より水行能候間、以來海邊え水道附、右之新川大河に罷成、阿賀の河水淺、古來新潟え入候諸方之廻船、往還難成候得者、新潟町轉退可仕之旨、新潟町之者申之、沼垂町之者住所、古沼垂え移候に付、爲藏米運送并漁船通路、小川堀之候、阿賀野河淺成候儀、聊無之旨申候、度々遂穿議之處、畢竟新規之儀、沼垂町之者非分也、然間今度堀候新川、沼垂之者如元可埋之、但住所於爲沼垂一領之内者、可爲勝手次第、仍爲後證、雙方え被下置之條、守右旨永不可違失者也、
延寶九酉年六月四日(奉行人、加賀、筑後等、十一人連署)

渟足柵址(ヌタリノキ)　今詳ならず、王瀬河渡(カウド)の沙丘なるべけれど、後世沼垂濱の名が此にのこすの外、他に墟址の見るべきなし、沼垂濱并に河渡の條に參考すべし。(北蒲原郡松崎(マツガサキ)市河社をも參考)

孝德紀、二年、越國之鼠晝夜相連、向東移去、三年、造渟足柵、置柵戶、老人等相謂之曰、數年鼠向東行、此造柵之兆乎。齊明紀、四年夏、越國守阿陪臣伐蝦夷、秋、蝦夷朝獻、饗賜贍給、有加於常、仍授渟足柵造大伴君稻積、小乙下。(按に渟足の柵の廢止は國史に徵せず、渟足岩府の兩柵建立の後、和銅五年始て出羽國を置かる、出羽已に國稱を置かるれば、此に至り渟足岩府の廢城さなれるを推斷すべし。

和銅五年、太政官奏曰、建國開疆、武功所貴、北道蝦狄、遠憑阻險、實縱狂心、屢驚邊境、自官軍雷擊、凶賊霧消、狄部晏然、皇民無擾、伏望便乘時機、遂置出羽一國、奏可之、

或は云ふ、沼垂濱にトンビ山、又は長者山と名づくる一岡あり、土俗此に長者の傳說をなす、是れ柵址などにやと、又天文天正頃に、乘足城と云へるも此濱なるべけれど、同く詳ならず、居民數轉して、墟落も荒野空山となり果てにし後なれば、或は是れ全く洪浪に呑まれたる歟、或は又深く土砂に埋まりたるか、共に知るべからず。

乘足城址(ノッタリ)　北國太平記云、天正九年、新發田因幡守心し、新潟乘足にも城を築き、乘足には武者善兵衛門[illegible]、新潟乘足兩城を攻落る、十三年、藤田能登守計略にて、新潟乘足の兩司は玉木屋若狭屋とて兩人の者也、此二人町人たりと雖、代々弓箭を取て武[illegible]し、殊に隱れなき有德者にて、軍役に國主より[illegible]

時は、騎馬の者二十騎つつ引從へ出て、高景の時より代代彼處の代官職を承り、云々　新潟城址參考すへし)

河渡(カウド)

今津島屋(ツシマヤ)、海老瀬、本所などを合せ大形村(オホカタ)と改む、

王瀬の東にして沙丘に倚る、此地は近世の新撰なれど、其河渡の名は沼垂郡の郡家(コホド)の遺蹟とす(美濃の諸郡に郡家を河渡、神戸、國戸など稱する例證あり)而も北陸道の渡津にあたるを以て、兩義偶合して河渡の文字をあてらるるも、本義郡衙(コホド)に外ならず、蓋承應中沼垂邑退轉後、其東偏を開き、更に一部落を成したる者とす。河渡白山祠の南隣に大佛(ダイブツ)石塔とて一基あり、其累ねたる石は新舊の制作相混じ、後世の補修を經たる者なれど、一古物とす。(近年少く場所を變じ、民家の傍へ移す)是れ享保以前、北陸道の渡口の埠頭に建てられし者にして、此里を大佛村と云ひ、新潟の方より大河を渡るを大佛の渡とのみ唱へたり、されば元祿中年福氏越路紀行に「地藏堂と云所に行て船を借りて、流れに棹して彌彦の山を後に見なして、大佛と云所にて船より上りぬ、夜已に明ぬれば暫時人家に立寄りて休息し、山路を上り下りして青是(古蒲原郡)と云所に泊りぬ」云々。享保以後地形は變じ、官道は今の沼垂町より島見濱の方へ移りたりと雖、延享年中の檢地帳に猶河渡町と記し、往時の小驛たりし影響をのこせり。又白山祠(大形神社)の背より松林の間松か崎濱に通じて、昔時の北陸道と稱するもの其遺趾存せり、其河渡より北の方一帶の海岸を當時代に八箇濱(ハカハマ)組と唱ひ、阿賀河口閉過の後も、猶舊慣によりて一組なりき、義經記に云ふ所の八十八里濱なるべし。(署風土記云、松が崎、新川口の開けざる以前は、阿賀川加地川合流して大佛村の傍に至り、新潟へ向渡となり、此に信濃川と相會して海へ入れりとぞ、今は大に變ず。(名寄)

(大佛)

大形(オホカタ)神社

延喜式、沼垂郡の一祠也、今河渡村に存す。(神祇志料)(國邑志稿云、大形神は今蒲原郡河渡村に在り、元來は沼垂の大佛渡と云ひし所にて、大佛は今も村の西南に在り、村の東北に白山權現と呼ばるる者即大形神也、社地松林廣し。式社考證、小池氏云、河渡村白山社の扁額は凡百年前のものと見ゆ、大形神社とあり、又神鏡の裏にも大形神社と鑄附たり、小山の上にて、見おろす田沼は、往昔の大潟なるべく、昔は會津川此を流れたり、此村は北陸道の古往來にて、内野との間、入江三里を大佛の渡と云ひ、今も村内に大佛の石塔といふがあり、河渡も即河門の義なり、享保二十年の舊記に「河渡村白山宮、開基者慶安三寅年」とあれど、河渡は千歲の古村たるべく、慶安年中まで鎭守神ましまさざる理なし。

○今按に、河渡の里名は正保國圖になし、北陸道は王瀬沼垂より直に松崎(マツサキ)に向ひ、謂ゆる大佛の渡は即沼垂の域内たりしを知る、されば河渡の更新して一村を成せるは、沼垂町が王瀬を退轉したる後に在り、慶安三年の事たるべし、舊地なれど其村蹟は全く重新の餘に成れり。

松崎(マツサキ)

河渡の東にして、今大形村へ入る、正保國圖に松崎を載す、古村なり、蒲原津址の下に接ける、佛武の古文書に松崎合戰とあるも、此地の事たるべし。松崎の東北を松崎濱の域内とし、下山(シタヤマ)と呼ぶ、下山より河渡、山之下一體の地は、通船川を以て其南方を限り、一島嶼の狀を成す。

通船(ツウセン)川

河渡の南にして、沼垂海老瀬の北を東西に通ず、即阿賀野川と信濃川間の運渠とす。此渠は安永元年の開鑿なれど、之より先き阿賀野川の全流、此間を經過して信濃川へ入る、享保十五年、新發田藩新河道を開きて、松が崎濱へ切落す、津島屋以西二里の舊水脈、一時に杜塞す、而も此杜塞の爲めに、通船の便を缺き、新潟の訴訟止まざるを以て、舊水脈の疏通を謀り、連年土功を起したれど成就せず。寛保二年、津島屋に八百餘間、新河道を穿ち、阿賀の水を西へ導きしも又成功せず、寶暦八年に海老瀬の南に新河道を開通し、千間下を穿ちたれど又成功せず。安永二年に至り、阿賀の舊河道に就き、更に修築を加へ一渠と爲す、今の通船川是なり、王瀬の南に於て燒島(ヤケシマ)潟に入る　近年、燒島潟は通船川并に栗之木川の分派を容れ、西北に新河道を穿ち、山之下の港口(ミナトグチ)に傾注することと爲る。

名寄補云、新川は阿賀川松が崎より新潟へ通船の爲に堀たる川なり、依て世俗通船川とも稱す、阿賀川より砂を流入すること強く、日々是が爲て閉塞なし、舊新田に至て阿賀の古川と合し信濃川へ入る、此古川跡を世俗燒島潟と稱す。

(潟島燒)

小川五兵衛舊記云、享保十五年、松ヶ崎御普請、十六年春、阿賀野川洪水に付、松が崎御普請所破損、十七年七月、右破損所御普請後、江戸より御下り、津島屋村出洲之内堀割、古川堤込被仰付、材木は公儀様より被下、新發田領より入用金人足差出し候、十八年十九年、堤込御普請相勤候、猶洪水度毎に砂吐出、水行悪之に付、元文三年四月、小阿賀野川(古川)堤込御普請目論見、八月中旬迄に成就、入用金八百兩、人足拾三萬人餘、猶右破損有之節、猶其後年々相勤候、然れども右川筋水行悪く候に付、寛保元年、新發田御郡代御下り、見分有之有之、二年四月、津島屋の川原堀割被仰付、新川水入候様御普請被仰付、入用金千三百兩、人足拾三萬六千人、延享元年、新川御修覆に、入用金千三百兩、人足六萬九千人、年々通船無之様、不絶浸方仕候得共、松が崎水戸へ水勢強く引落申候に付、寶暦七年、本所村より新川堀替、御目論見の御役人御下り、翌年御普請入用金二千兩、人足拾九萬人相勤候、猶も砂川故保ち難く、普請手に及兼候に付、安永二年、古通船川御普請可被遊より外無之旨被仰付、入用金七百兩、人足拾萬人差上成就、其後年々修覆、不絶砂吐入、時々通船

差支候に付、今以年々新發田領内過分の人足差出、川浚仕居候。

津島屋（ツシマヤ） 今大形村の大字なり、通船川の南、阿賀野川の水涯にあたり、松が崎濱と河流を隔てて相望む。津島屋とは渡津なる其田南より出でし名歟、此村昔時は阿賀川の東岸に在りきと云ふ、正保國圖には已に阿賀野川の西岸に一日市、津島屋、海老瀬と標す。

海老瀬（エビガセ） 今大形村へ入る、津島屋の西南、通船川の岸にして、當會津川の邊なれば此名ある歟、諸川の例に、河流の屈曲して海老魚の状に似通ふを海老と呼ぶ、此地の形状又相合ふ。

本所（ホンジョ） 今大形村へ入る、津島屋の南にして、阿賀川の西岸とす、沼垂より新發田に通ずる路側（北國街道）此に係り、長橋梁を架す、寶暦年中此より西へ分水渠を造り、阿賀の水を沼垂湊へ通ぜしことありしが、數年にして埋卻す。

木戸（キド） 今石山、中山等の諸新田を併せ石山村と改む、本所と沼垂町の間にして、通船川の南岸とす。

沼垂（ヌッタリ） 今沼垂町、人口一萬、信濃川の右岸にして、新潟の西南とす、新潟市街と河水を隔つと雖、近年橋梁を架し、名づけて萬代と云ふ。此町は貞享元年沼垂濵の遺民水害を避けて移徙、長峰（ナガミネ）、馬越の地域を假借して新開したる者とす（山之下、沼垂濵以下の條を參考すべし）新發田藩此に倉庫に置き、官米を出入集散せしむ、故に商賈新潟と相抗敵して、利權を爭ひしも、禁制ありて、沼垂町人の廻船海運を聽さざりしと云ふ。〇沼垂鐵道停車場は市街の北偏龍（リュウ）が島に在り、今北越線の終驛とす、直江津八十五哩、新津十哩。

（長峰）（龍島）

小川五兵衛筆記云、新潟にては阿賀信濃の兩河口を以て古來湊立來候樣申候へ共、沼垂町の儀舊き所にて、天和年中相應の家宅有之候、新潟町は承應の比まで寄居島と唱へ、只今の町より餘程西の方に住居候、右寄居島洲崎を新潟と申すも、二百年以前は今の新津小路邊に、家數五十軒計有之候由なれば、湊の儀は往古は沼垂町進退に相見候、然處沼垂の儀追々川缺仕り、承應三年より貞享二年まで、五箇度移轉仕、殊外困窮に及、新潟の方追々付寄洲出來、明暦元年只今の地へ引移、地利宜相成、家數も相增、兩所にて湊進退に在候處、元祿年中、信濃川の島地を兩所にて相爭ひ、御公邊へ訴、新潟町にて湊立來、沼垂町不可妨旨、御裁許被仰付、右以來、湊は新潟町進退に相成候。〇又云、享保中松が崎堀拔兩川に相成候得共、湊之儀者新潟計立來、當時新發田領分に湊は無之候、大坂回船之儀も、沼垂燒島と申處へ舟乘入、御藏米積受申と雖、新潟湊より津出仕候。

沼垂新潟は天正の頃に在りては四傲の湊町たり、其上古に在りて沼垂は猶名跡あり、頗世に著る。然るに近世如何なる故にや、港津の廻船業を失ひ、河海乘ずべき便あるも、其利を盡す能はざりき。蓋近世の初めに方り、沼垂の舊地、不幸水害に罹り、人民數回其居を移したり、此間に遺民流亡、湊町津屋の業を失ひし歟。舊史を按ずるに、寬文年中、河村十右衛門（老後瑞賢と云ふ）東北の海驛を巡視して、沿海廻船の行程を定めたり、東北諸國の商業運漕此時より勃興す、新潟の廻船業又之に因り盛大を致せるや明瞭とす。されば河村の沿海海驛を定むるに方り、沼垂は未安堵定居せず、随ひて沼垂は海驛の利權を失ひ、後世永く新潟と競ふ能はざる事と成る。此餘弊延いて今日に存り、近年龍が島車驛の爭論起り、沼垂新潟の人民極力相抗拒したる事あり。想ふに是れ地形の變遷と、人事の得喪に係り、至大の事情を起生したる者と謂ふべし、識者の詳論探省をまつや多し。〇又按に、沼垂は王瀨大島等を去りし後、蒲原村の南西、長峰の地に轉じ、信濃川を隔て新潟と相對視したることあり。其明證には寬文四年沼垂町割圖現存す、三年卯の秋より翌年春迄普請を爲し、本町百軒、通町百四十七軒、片原町二十三軒、寺社十三所を移すと附識す。然るに此新沼垂は并に蒲原は、數年間に河水に浸蝕崩壞せられ、延寶中王瀨の舊地に港津を復舊して移轉を爲さんと謀りしも、新潟より之を支障しければ、更に便地を占めんとて鏡（カガミ）潟の邊に長峰及び馬越等の地を借り、栗之木川の東岸に町割を爲す。是れ天和二年の事にして、三年を經て新市に成る、之を貞享の移住と云ふ、猶蒲原津址を參考すべし。

新發田五萬石。あらうさままよ、新潟がよひが、止められよ歟、（是は沼垂の伊呂波數首の一、一篇の時好たりし頃、藏米の出入集散、一に新潟に由りし情景を寫したる俗謠とぞ、今に新潟の俗謠びて之を傳ふ）

美久理神社（ミクリ） 今沼垂町鏡淵（栗之木川の一淳淵）の邊に在りて、白山妙理權現と云ふ、舊は王瀨向山に在りて、沼垂の民の古來鎮守神とせること、古國圖に多く見ゆるも、其式内社に相當るや否やは未明證なし。〇美久理の名義は水分にや、和州吉野に子守神と云ふは、即水分神也、ミクマリと美久理稍近し、然れども草名にも美久利あり、和名抄三稜草を美久利と訓み、是は一名莎草、〈本草和名〉一莖時叢生陂池濕地、至秋抽莖、開花六七枝、花皆細碎成穗、黄紫色、中有細子、其、葉花實、共有三稜、葉中有白瓤、存藪如藤（時珍）と古書に見え、根塊は藥用となる、俗にアヒバとも云ふとぞ、此草名に出づる歟。或は曰ふ、此美久理の語は妙理權現てふ白山神に呼び通へば、後世美久理の名を失ひ、白山とのみ呼ぶことと爲る、云々。〇式社考證云、新發田藩享保二十年書上に「沼垂白山社、古鰐口、年號貞治六丁未年と有之候」云々、この鰐口は出羽國羽黑權現の銘字も加へありて、本來此社の物にあらず、天正年中上杉家にて出羽を攻取りし頃、

彼地より分捕し來りて奉納せりとぞ。

法光院（ホフクワウ）　沼垂町に在り、眞言宗を奉し、米満山[illegible]と云ふ。名寄云、法光院の本尊[illegible]不動明王は、[illegible]大師大同年中諸國[illegible]の時、沼垂は海川[illegible]かりければ、一宇を建てて彼像を安置ありし也、[illegible]比丘の[illegible]、其他[illegible]一千佛混[illegible]古[illegible]寬正[illegible]年[illegible]、[illegible]、青[illegible]の五満向山の長者[illegible]附[illegible]

蒲原（カンバラ）　今[illegible]町の南、長峰新田の地と相夾雜して蒲原村あり、（沼垂白山祠の西栗之木川を隔つ）沼垂町の管内に入る。此村は延寶中まで長峰村の北、信濃川會津川の交會に居りしが、水災のために其地を失ひ、長峰の南に移れる者とす。蒲原村は古の蒲原津（カムハラノツ）と稱し、當國の名邑たり、近世の村[illegible]、[illegible]形勝怡好の地を保ちしが、延寶中[illegible]失す。正保國圖に據れば「蒲原村、高五拾石」を二大河の交會、南岸に標し、其南に長峰村を隔て「蒲原新田、[illegible]石」と標す。延寶八年公訴立會圖も[illegible]ふるに、蒲原新田とは御手洗（ミタラシ）、嶋無（カシヲナシ）の二村に分れ、此時を[illegible]ならざるに、水災に流失す。蒲津にあたれる蒲原村に金鉢（カナハチ）山てふ沙丘さへありしが、皆流失す（今新潟に蒲原浄光寺と云ふ一向宗あり、寬文二年此地より移轉したれば、山號を金灑（カナハ）と號するとぞ）新潟宮川氏古圖、沼垂の[illegible]文延寶等の古圖、皆蒲原津の舊位置を載せ、當時二大河の交會を沼垂の尾（スハヲ）と云ふ（古蒲原の津村の地點は、大略今の信濃河の中、萬代（バンダイ）島などの邊と想像すべし）

(蒲原津址)

建武三年色部高長軍忠狀、去年、建武二、自十二月十九、日々合戰無退轉、（中畧）小國兵庫助政光、[illegible]風間池河内一族以下等、構蒲原津城墎、楯籠之間、同於廿[illegible]日、松[illegible]合[illegible]之時、[illegible]田左衛門太郎[illegible]、同廿四日、[illegible]下、[illegible]之時、[illegible]六郎長淸、同九日、[illegible]三郎、中間[illegible]藤三以下五人[illegible]、[illegible]（中畧）同十一月十二日、蒲原發向之時、最前[illegible]候[illegible]、[illegible]所[illegible]之間合[illegible]、及[illegible]年、[illegible]（[illegible]）[illegible]横[illegible]なるべし）當國退治無[illegible]所、云々（大日本史料）

延喜式云、越後國海路、自蒲原津湊、[illegible]敦賀津、舟賃、石別二束六把（これは當國の貢米を、海路敦賀津へ廻さんが爲め、蒲原の津の湊より出船、其貢米は毎一石に二束六把と定められし也）○義經記云、明くれば[illegible]の大明神を拜奉て、九十九里の濱にかかりて、蒲原のたちを越えて、八十八里濱など云ふ所行過て、あらかはの松原岩舟を過て、云々（此蒲原は卽津の湊にて、のたちはのたりの誤たること推斷すべし）○名寄云、野積浦西生寺の六[illegible]は[illegible]治二年蒲原の津の永阿彌と云ふもの、三千[illegible]を寄せて南京より作り下ししと也、是等の結構も應仁文明の亂に零落す。

蒲原神社（カンバラ）　今蒲原に在り、五社（ゴシヤ）明神と稱す、延喜式蒲原郡青海神社にやと北越[illegible]記に載せ、寶曆年中、新[illegible]主[illegible]の顯進したる青海社てふ額あり、然れども加茂町にも青海神社を傳說す。此なる蒲原は上古の名津の遺蹟なれど、[illegible]地退轉の餘、衰廢を極めたることありしにや、[illegible]證明了せず惜むべし、猶青海郷に參考すべし、此邊に鐙、近江山、近江澤など云ふ字多し、青海の[illegible]越後土產云、金津庄蒲原村五社明神は、一塊地にして五[illegible]あり、故に五社明神と號す、每年六月朔日祭禮あり、此日の神託に五穀豐凶を聞くとて、參詣して香花を奉る人夥し、拜殿の左右に比丘比丘尼の二木偶人あり、土人の說に昔副山市[illegible]の族、秩父六郎重宗と云者、義經公越後に潜居り給ふを傳聞て、來り尋ぬれども遂に不遇、因

(五社)

一夫婦共に[illegible]、後[illegible]人[illegible]居[illegible]、今に六[illegible]て、[illegible]に、[illegible]時に[illegible]六[illegible]と云ふ[illegible]六[illegible]て[illegible]門に[illegible]子[illegible]、五[illegible]社に[illegible]、式に青[illegible]云ふは[illegible]、[illegible]すべし、又[illegible]、當國に[illegible]、蒲原津の條に引ける古文書に見ゆるごとし。

青海郷（アヲミ）　和名抄、蒲原郡青海郷、[illegible]（今詳ならず、蒲原津の邊の郷號に似たり、今沼垂町の西南に鐙、近江新田、近江山、近江澤などと字する地あり、（沼垂町と鳥屋野村の管內に分入せらる）鐙（アブミ）、近江（アフミ）もに青海に近し、古郷名の遺蹟にやあらん。近年南蒲原[illegible]加茂の[illegible]を青海社と云ひ、其[illegible]を青海社と云ふも、古[illegible]書に徵見せるには非ず、殊に[illegible]に文治[illegible]年[illegible]の庄々注進の中に、當國「青海庄、[illegible]御[illegible]」つ[illegible]に石[illegible]、[illegible]「[illegible]」とありて、石河庄[illegible]加茂[illegible]ば、青海は石河山[illegible]す、加茂を青海の[illegible]とするは[illegible]甚し、[illegible]れども蒲原津は近傍[illegible]村は、早く其郷庄名を失ひ、金津庄などを[illegible]引するが如き狀なれば、今[illegible]に[illegible]んずと云ふのみ。

(潟)　(近江)

鳥屋野（トヤノ）　今鳥屋野村と云ひ、女池、紫竹山（シチクヤマ）、所島、出來（デキ）島などを併す、沼垂の西南に隣り、鳥屋野潟と信濃川の間なる低野とす。此鳥屋野はもと蒲原新田の中なれば、正保國圖には載せず、延寶八年立會圖にも大島新田、[illegible]川原を載すれど、鳥屋野村なし、所島（トコロ）の邊に鳥屋野島てふ蒲原村の屬洲名を擧ぐるのみ。いつの頃よりか蒲原浄光寺の北山別院此に建ちて、[illegible]上人[illegible]竹[illegible]生の不思議を談じ、又[illegible]院の歌詠に附會して、種々へ

(紫竹山)

妄説を流布す、御上は固より此地に係らず、名寄云、鳥屋野てふ名所は何書にも未物の證となさず、此に蒲原郡金津の庄の内に、鳥屋野と云る里あり、申傳に承久三年順徳天皇佐渡國へ遷幸あらせ給ひし時に、寺泊浦より渡御ありしに、海上にて風濤御船を吹き歸し、此邊に着御ありて、鳥屋野に皇居ならせ給へし御址なりと、て、北山(キタヤマ)と稱する岡山あり、里俗に御天皇山と號して尊び侍る、新[illegible]、順徳天皇「はし[illegible]鳥屋野にまさちふみ分てを[illegible]錦る秋の狩人」と[illegible]、鳥屋風土記云、鳥屋野の御天皇山(ゴテンノウ)は、今も土民地とへし時にも動かぬ靈地なりと說き、[illegible]に[illegible]、[illegible]云ふもあり。○二十四[illegible]人當國、[illegible]年い後教化、[illegible]の間には、東[illegible]國々へ立越て、諸方を教化し、[illegible]國へも歸りたまへ、鳥屋野に一寺を營み、遠近の[illegible]ける折から、[illegible]の杖を庭前の地にさし込て、[illegible]人に對し、ず[illegible]て[illegible]心なしとはいへども、今す[illegible]法義、佛意に叶ひ末代に[illegible]るものならば、此枯竹に根芽を生じ、而も枝葉に繁茂すべし、これ予が[illegible]法[illegible]を示す所なりと宣ふに、不思儀なるかな、此杖[illegible]て、[illegible]に生ひ出ける、正保三年、本願寺より此地に[illegible]を[illegible]給ふ、(紺江[illegible]神社佛閣記に、承元[illegible]上人の弟子[illegible]、鳥屋野に一宇建立、云々)また[illegible]記[illegible]の[illegible]に曰、越後國蒲原といふ所に一宇を建給ふ、淨光寺と號す、是親鸞所也、又鳥屋野院と申奉るは[illegible]御寺有し所なり、彼所に[illegible]竹あり、昔より今に繁茂せり、[illegible]の其[illegible]には今に草一[illegible]も生せずとなん、諸人[illegible]なるもの也、蓮如上人遺德記に曰、三十五歲、北山鳥屋野院淨光寺に入給ひ、なほ舊跡を[illegible]て、感涙を流へ給へりとあり。○按に、鳥屋野に[illegible]光寺の別院のありけるは、然るべきことも也、此院は近世新潟へ移る　但二十四輩圖會に、越中伏木の[illegible]寺に[illegible]めこの鳥屋野に在りしを、文明三年の頃、蓮如上人下向、越後の舊地を越中に移し再興云々とも說くも、甚だ附會なり。

所島(トコロジマ)

戊辰の役、七月廿五日、官軍松ヶ崎(マツガサキ)濱へ上陸し、新潟を襲ふ、廿七日に至り「惣勢沼垂に會合、廿八日は下所村迄繰出し、日夜河を隔て砲戰、廿九日曉、諸軍上所村裏にて、出來島と申す川の中洲より渡り、二時頃鳥屋口へ進撃候得共、殘賊居合不申候」云々。

鳥屋野潟(トヤノガタ)

鳥屋野の南なる沼澤なり、今周圍二里許、栗之木川を通じて信濃川の潮汐に感ず。近傍の低田は皆近世の開墾なれば、往時は此潟横越(ヨコゴシ)島の中心を占めし大江灣なりしを想ふべし。所々に砂丘(方言ヤマ)丼に池澤(方言カタ)の散在するは、舊形を追跡するの指針たるべし。

栗之木川(クリノキ)

龜田驛より北、沼垂を經て信濃川に通ずる一江なり、流水は潮汐によりて上下す、長凡二里半、小瀬船丼に艀舟の往來日夜絕るがごとし、明治二十九年、分派を燒島潟へ通ず。

燒桃鄕杏蒲平坡、小艇輕衝錦水波、[illegible]能蕭寺、
今朝送客至瓶陂、　長戶　得齋

名寄云、横越島百四十二ヶ村の江湖惡水、落合て川をなし、鳥屋野潟、女池(メイケ)潟、小針潟、上沼潟(以上四潟接續せり)へラ潟、丸潟、表潟、鍋潟、長潟、駒首潟の十水、紫竹新田にて合し、蒲原沼垂の間を流れ、玄的島にて信濃川へ入る、龜田より新潟迄三里、通船の便あり、栗之木川と云ふ。○凡鳥屋野潟栗之木川の間、田土最卑濕、其至穗の田、毎春土塊(ツチコエ)を散布して、苗草の根を托する所を固くす、之を土肥と名づく、而も霖潦毎に洪水浸溢、畦畔路渠も往々崩壞し去り、水も泥も一時に浮動す、蓋大地の表土沖積いまだ固からざる者とす、又方俗浮田と云ひ、表土の下層に水を湛へしむる者あり、最奇とすべし。

龜田(カメダ)

今龜田町、人口五千五百、鐵道沼垂へ四哩、新津へ六哩、横越島の中央に方り、栗之木川の水運あるを以て、近世繁榮して一驛市と爲る。

自龜田、至新潟、舟中所見、　佐久間象山
久住長途此放船、異江雨暗遠連天、棹隨岡水[illegible]坡臥、鵠近蓬窓雙就眠、岸樹含風[illegible]々、汀[illegible]草[illegible]々、鄕園不見空回首、日暮烟波思渺然、

北越軍記に、上杉謙信に仕へし龜田小三郎と云ふ人あり、此鄕士にや、方俗龜田島と云ふは横越島に同じ、信濃川阿賀野川の間なる洲嶼狀の地とす。

横越(ヨコゴシ)

今横越村と云ふ、龜田の東一里半、阿賀野川の左岸に在り。此村は接近の諸村の首里なりしにや、諸村の總號を横越島と稱す、方三里許、其地卑濕、全く堤防を以て田宅を保障す。

横越島(又龜田島)とは中蒲原郡の北部なる洲嶼狀の一地區にして、西は信濃川、北は通船川、南は小阿賀野川、東は阿賀野川に限る。今沼垂町、鳥屋野村、大形村、大江山村、石山村、曾野村、両川村、早通村、横越村等とす。○新發田藩政の時、此諸村を總へ蒲原横越組と云へり、當時蒲原を首里とし、大庄屋を置きしが、後横越村へ移し、即蒲原横越組の名起るとぞ。

(横越島)

澤海(サフミ)

今横越村へ併す、横越の南にして、小阿賀野川の邊とす。此村は近世江戶旗本小濱氏の采地(四千石高)たりき。(小濱氏は其祖攝州今川家の船手頭にて、間宮氏と共に德川家へ歸す)小濱氏より以前、溝口氏の食邑たり。初め新發田藩祖溝口伯耆守の二男、孫左衞門善勝(又政一又伊豆守)江戶に奉仕し、慶長十五年、父の遺言に因り、新田一萬一千石を分與せられ、陣屋を澤海に置く、寛永中某地二千石を二男源左衞門助勝へ、山口千石を三男九十郎直勝へ配分し、嫡子金十郎へ本領八千石を傳ふ、元祿三年、

[illegible]刀政有の時、[illegible]色に[illegible]事を属するの故を以て、四[illegible]役收、[illegible]所存す、大槻寺と云ふ。

木津（キツ）　今横越村の管内とす、濁海の西にして、小阿賀川の北岸とす。

北越雑記に「新津丹波守[illegible]門が見[illegible]左[illegible]門[illegible]直と云ふ」とあるは、此地の在名とす、又[illegible]多文書[illegible]十六年のものに「[illegible]分、蒲原[illegible]内、五反六十歩[illegible]税所給、六反[illegible]税所給、[illegible]」[illegible]なる中の木津は此ならん、[illegible]は今知れず。

酒屋（サカヤ）　今[illegible]村と改む、濁海の西にして、小阿賀の信濃川へ入る地にあたる、水路新潟を去る四里、長岡三條并に會津、津川、五泉、新津等の水運は之を經て新潟に往復し、小江[illegible]とす。

小阿賀川（コアガ）　俗に小阿賀とのみ呼ぶ、阿賀野川（會津）の一支にして、濁海村と萬願寺村の間に於て信濃川へ入る、河幅僅に三十間許なりと雖、水量頗大也。此川は本來能代川（ノウダイ）の末なりしを、新發田藩にて阿賀野川の水量を調劑せんが爲めに、萬願寺の龍之口を穿開して、能代川へ阿賀野川の分水を併せたる也と、其開鑿年代不詳、且正保圖に已に此水派を載す、一說、會津の川船の航通に便せんが爲めに開きたりとも云ふ。初め濁海小川又は萬願寺小川とも云へり、元文三年、其支派[illegible]分水し、西へ流るゝ四里、酒屋村と鎧潟津村の間に[illegible]の水路を改修す、是は新潟湊の淺せ行かんことを慮り、新潟町民の要求に依り、新發田藩にて其工役を負擔したる者とす。

天明三年羽下村伊藤舊記云、元祿十六年二月、濁海大[illegible]寺參詣人、濁海小川破船、人死有、元文三年、阿賀野川より萬願寺小川へ堀割、人足三萬八千人、川敷堤敷六町二反七畝餘、新川口村三十二間、土手三百五十

[illegible]役、新[illegible]田[illegible]は小阿賀[illegible]を便利にするを以て、[illegible]崎[illegible]水[illegible]貢[illegible]と稱し、時々小阿賀[illegible]土功[illegible]られたりと云ふ。

大淵（オホフチ）　今大[illegible]村と云ふ、白根島の東北部とす、[illegible]にして、[illegible]に對す、此地[illegible]大[illegible]とも云ふに、近[illegible]まで河水[illegible]して、白根島の外に別に一洲を成したるなり也。大[illegible]の南を臼井村（ウスヰ）と云ふ、臼井より[illegible]之[illegible]の方へ、今も舊河[illegible]でる、閘門を築造して、[illegible]水に備ふ。

白根（シロネ）　今白根町、戸數一千四百、中之口川の右岸にあたり、一大洲の上に在り、總號白根島と云ふも此也、新津の西三里半、新潟へ六里。

（白根島）

白根島は信濃川の幹流と、其支流（中之口）に包圍せらる一洲なり、南北五里、東西二里に滿たず、四面厚く堤防を築き、以て河水を拒ぐ。白根町、新飯田村、茨曾根村、[illegible]村、[illegible]、小林村（木山）根岸村、大郷村、臼井村、[illegible]巻村、大島村等とす。○明治五年三月、大河津堀割工事起る、中越後の諸村は現租百石に每三人の役夫を課せらる、就役の夫凡十萬と號す、四月三日凶徒あり、役夫を誘て課役の辛苦を說き、官吏を殺害し宿舍を焚き、四出して掠奪を爲す、役夫皆散じて其家に歸る、會津舊藩士渡部悌助固より時政に不滿なり、同志を糾合し之に乘じて亂を作す、蓋徳川幕府の恢復を想へる也、六日悌助鳩集の徒數千人を以て加茂町に至り、轉じて三條町に次り、本願寺御坊に一宿し、信濃川に沿ひ下る、夜白根町に至り一宿す、八日新潟縣廳を襲ふと揚言し、進んで平島（ヘイジマ）に達し、縣吏官兵（兵數二百）と遇ひ、[illegible]數合、之を見て役夫幷に附和隨行の衆民皆逃亡す、悌助等力拒すれども支へず、遂に潰散す、悌助白根に返り潜伏、兵吏追ひ至り、之を捕らへ法に處す、騷動凡旬日にして息む。

茨曾根（イバラソネ）　今茨曾根村と云ふ、白根の南にして、新飯田の北とす　[illegible]、[illegible]て、[illegible]村を合せ[illegible]、此川[illegible]蒲原中[illegible]、中口川の堤[illegible]なり。

庄瀬（シヤウゼ）　今[illegible]村と云ふ、白根の南信濃川[illegible]る。北越[illegible]に「[illegible]」とあるは此地の[illegible]。今之[illegible]、[illegible]代に[illegible]。

須田（スダ）　今[illegible]田村[illegible]の南に[illegible]。[illegible]記云、須田に須田氏の館址あり、信州源氏井上の流にて、岩井氏とも云ふ、須田相模守満國は[illegible]信公を[illegible]當國へ[illegible]、長子右[illegible]光義は[illegible]、二男大炊介長[illegible]は[illegible]に仕へ、會津[illegible]の時は[illegible]川の城主となり、伊達[illegible]軍を破り其名世に高し。

新飯田（ニイダ）　今新飯田村と云ふ、庄瀬の西南、白根の南里、中之口川の右岸とす、即白根島の南偏なり。此村に田圃の中多く構を穫うるを以て、三條[illegible]人、[illegible]時來[illegible]するものあり。

大島（オホシマ）　新飯田の南を大島村と云ふ、白根島の南[illegible]角狀の地にして、信濃川と中之口の分岐にあたる、北は燕町（西蒲原）南は三條（南蒲原）并びに河水を隔てて相對す、今南蒲原の郡管に屬す、一[illegible]須古（スゴロ）島と云ふ。

秋の夜、河邊にかしましき音の聞ゆるを、かれは何ぞと問へば、人々鮭を捕るに小舟にて、網をはへて流行まゝに、鮭ののぼり來てかかれる時、其舟の腹を打つ、方言にほてうつと云ふなりと云をききて、

さけのぼる夜半の河瀨の流し網さちありけりな舷のほてうつ、　　泉　圓

小須戸（コスト）　今小須戸町、人口四千、信濃川右岸に在りて、新津の西南二里半、三條酒屋の間なる水驛と

稱す。

此町は近世の開置なるべし、古書に聞見せず、小須戸の東、矢代田との間に鍛倉潟あり、五社川に違る、今[illegible]田と綴ると雖、當地形猶辨ずべし。

矢代田（ヤシロダ）

今小須戸町の管内にて、小須戸の東、丘に倚れる村々也。鐵道加茂新津の間の停車場とす、大字天澤（アマガサハ）には嘗て石腦油井あり。○小川氏天保九年留記云、新發田領天が澤村目木の草水運上の儀、寶暦度に貳百兩と申上候、寛政度には四十五兩と申上候處、追々出方聢敷無之、運上減少、且村目木邊は寛政度に御上知被仰付、當時は天が澤のみにて、運上四兩餘に候。

天が澤の山際に泉あり、其湧出る所はめぐり六尺計、底清く見えて、末遠くながれ行く、水の上に浮べる物は油なり、里人これをしもとともし火の料にすとて、渠をほりわかちて水潴へなどして、彼油を採るを見てよめる、　圓

[illegible]何にしあつめむ涌出づる山下水も油なりけり、

矢代田の本田某の宅に、新田義宗朝臣の鎧所と傳ふる一揃あり、（越後志）義宗は武州男衾郡畠山（ハタケヤマ）の弓矢明神の社說に、越後國村松の邊にて討死と曰へり、新田武藏風土記に村松を去る三里許と）義宗は義貞の三男にて、正平中越後に居り、坂東諸州に轉戰して、上杉氏と相挑みたること諸書に見ゆれど、其事蹟詳ならず。

金津（カナツ）

今金津村と云ふ、石腦油の産地なり、矢代田の北、新津に接し、山丘に倚る。金津嶺は高三丈計り、上は小戸村に田間を經て覺路津に至り、信濃川へ入る大通川と云ふ。

金津は夙に名に呼ぶ、近世は新津、小須戸より横越島まで一般に金津庄と稱したりき、金津氏は新津氏と一門にして、當國の豪族なりき。東鑑、承久三年、北條式部朝時北陸道より上京の條に、

入越後國、相催小國源五兵衞三郎頼綱、金津藏人資義、小野藏人時信以下於上洛。

義經記云、義經王丸は吉次の奥州の語を聞き、身も越後國に打越して、鵜川、佐橋、金津、奥山の勢を催して、都へ攻上らんと思ひ立たるとふも、恐しくぞ覺えける

○北越軍記に「金津新兵衛尉義舊は不賀の一家にて、越後にては久しき侍にて、謙信公八歳にて栃尾の浄安寺へ被追下候但、新兵衞は乳母夫にて候故、背に負て供いたしたりと申候、隨分忠節大功の侍故、後には春日山の城代を務む云々」又云「永正六年、援が馬場に、越後の名家與田兵門守、金津外記戰死して家督なかりければ、爲景の寵臣昭田久三郎を黒田の遺跡とし、和泉守秀忠と改め、弟久五郎を金津の遺跡として、伊豆守と號し、金津保を賜る」云々、皆此地に干係す。

妙蓮寺（メウレン）

今金津村大字島（シマ）（東島とも）に在り、日蓮宗本山派の名蹟にて、本成寺日印上人開基、正應元年とぞ、日朗の墓塔あり、寺域廣く、堂閣亦宏大なりしが、近年頽ふ、新發田藩政の時は田祿を給與せられたり。

越後國蒲原郡金津保本條、妙蓮寺法久山本覺院、依有子細、可爲北陸道總本寺、門徒等者、深固可守彼寺本寺者也、仍而法式之事、

惡口　三月　打擲　三年　刃傷　十年

殺害　一期

右條々違犯者、予不可爲門弟、其不用制誡者、異可加成敗而已、　德治元年、大歳丙午、八月十三日

南無日朗附囑摩訶一日印（在判）（北越雜記）

朝日（アサヒ）

今金津村の大字とす、普談寺觀音堂（當國第三十番）あり、又式内、蒲原郡日飯野神社は此地に在りしかと云ふ。○按に、今朝日の若宮と云ふはいと小祠にて、民有の林藪中に在りて、村民の崇敬もなし、唯此林中に貝殼の出づるを奇として、二三の說あれど、千年の古祠たる證はなし。沼垂郡の石井（イハヰ）神社が中世變じて岩井觀音となりたる例、又和州山邊郡式内朝日豐明姬神社が朝日觀音とも稱したる例に想ひ合せて、此に普談寺堂が卽古の神域と疑はるる也。朝日觀音といふことは抑いかなる所以にや、諸國諸郡に多し、此なる古祠も其觀音に打消されて亡びたるが如し、且飯野はアサヒノにて、後世之を朝日に訛るも自然の勢とす。

（日飯野）

程島（ナドシマ）

今金津村の大字とす、此里の丘上に畜生が原と稱する邊、太古の土器并に石器を拾ふべし。（人類學會雜誌）

古津（フルツ）

今金津村の大字とす、陸路の記に、いにしへ此わたり入海にてありしより、里人の云へるをきて、

百舟の泊てし新津の面影は稲葉の浪に今も浮かべり、

と詠じけるも、畢竟臆想のみ。古津新津の西北は地勢漸下して信濃川に至る、其間に小戸、大鹿、覺路津の諸村あれど、皆近世の新田なれば、しか想像せらるる歟、然れども凡卑低の野は人口稀少の往昔に、耕稼せられざるを常とす、且津の字を假れる地名なればとて、直に上古の津泊港灣と想ふは甚非なり、猶考ふべし。

大鹿（オホジカ）

今小戸（コド）、出戸（デト）、梅之木、子成場（コナシバ）等と併せ小合（コアヒ）村と改む、[illegible]の名字とす。金津古津の西北、卑低の田村にして、信濃河畔に至る、大鹿は寛永十五年、小戸は慶安元年の開發初檢の新田とす。

北越雜記云、小部の踊歌は鄙鄙の俗にて、奸婬の媒を成す、最に惡むべし、其曲節を聞くに、大略は甚九踊なり、於婆と云ふもの之に次ぐ、其間五泉の[illegible]、新津の松坂猶異なり、又小戸大鹿の二村にはロカイ節と云ふを歌ふ、

けさの嵐に、櫓櫂をとられ、獨漕行く、因見の浦、

拍子は笛太鼓のみにて、昔は子成場（コナシバ）ロカイと唱へ、此邊大方此踊なりしを、今は小戸大鹿にのみ殘り、他は皆甚九と爲れり。

（小戸）　（子成場）

新津（ニヒツ） 今新津町、人口九千、南蒲原加茂より連なれる山脈の北端にあたり、能代川（ノウダイ）の左右にまたがる。今鐵道の停車驛にして、又郡の治所とす、新潟へ六里、村松へ四里。石油業を營むもの多し、蒲原郡第一の產地とす。○能代川は又新津川とも稱す、村松の山中に發し、此驛を過ぎ小阿賀野川へ入る、舟筏を上下すべし、屈曲多きが故に九十九曲（クジフクマガリ）と呼ぶ。（九十九曲河）

新津町字舘ノ腰（タテノコシ）と稱する地は、新津氏の故宅とす、東鑑、建仁元年、城四郎長茂に伴ひ新津四郎以下、和州吉野に於て誅せらるゝ事を載す、新津四郎とは此地の郷士なりしを知る、城氏の一類滅亡の後、別に新津氏起る、信州平賀源氏の一門也。

北越軍記云、新津丹波守勝門は清和源氏にて、平賀左兵衛尉盛義の後胤、平賀三郎信資より越後に新津の保を領知す、丹波守の父は金津小次郎資俊也、新津金津は越後にて久しき名家也、丹波守は孫次郎、中世に昨より謙信に仕へ、度々の軍功あり、只今の新津秀監も中者の先祖に候。

甲斐國志云、大系圖に越後新津は平賀の流とす、兵家茶話に日向家説を載せて曰く、上杉の臣新津右京の子某、甲州に來り日向大和守に依り、信玄公に仕へ、日向玄東齋と號す、蓋本州に新津氏あるは之に因る、日向村古文書年の寄文にも見え、子孫のもの多し。

又略氏云、新津氏は佐々木高綱の七男、右衛門尉泰に出づと云ふ、既に信じ難し。

福王寺（フクワウジ） 新津町の山手に在する、部落に在り、眞言宗、開基不詳、古名谷福王寺は和銅年中の草創と云ふ、本尊大日は春日の作、又湛慶作の藥師、太子作の觀音等あり、往古源親義奥州前九年の軍に歸るさに、安倍の貞任が族宮國與島兵衛尉一平をも誅伐有て、欣喜の餘此寺へ太刀并外調度を寄附せらる、云々、又按に此寺今火災を經て、什物を傳へず、源親義と云ふは新津氏の祖先を誤りたるに似たり）

古田（コタ） 今新津町の大字にのこる、慶長十六年の書に古田組とありて、後、新津組にあたる、蓋新津の舊名にて、古の國衙領居は社領の地なりければ此稱起る歟とも疑はる。○香取文書、應永十八年の社領目錄に奥郡分、蒲原郡内、一町二反金澤西得安、六反大金澤得安、云々、とありて、今金澤てふ大字も、古田と相交雜して殘れり。○（金澤）

飯柳（イヒヤナギ） 今新津町の管内とす、町東半里程、金澤と接す。○天明三年伊藤某記云、享保八年、飯柳村百姓四人、切支丹吟味あり、新發田へよられ、淨明寺中ひらき相分る、明和二年、飯柳村切支丹吟味あり、組頭醫者とも三人、新發田へ上り籠へ入候（近村二本木と中野に切支丹類族二戸あり、天保中まで宗門改の時、別帳に載せ時々に監視せられしこと一書に見ゆ、亦當時の一逸事とすべし）

秋葉山（アキハ） 新津山と云ふ、驛南の高岡にして、金津田上に連なり、第三紀の丘陵とす。山中に[illegible]秋葉權現を勸請せる祠堂あり、此山卑少なれど、蒲原郡の一野の中心に突出するを以て、遠く諸方より瞻目せらる。○秋葉山の下能代川の左岸に、煮壺（ニイツボ）と號する油井あり、相對し右岸に柄目木（ガラメキ）の火井あり、火井は如法寺（西蒲原郡）のものに同じ。（煮壺）（柄目木）

地學雜誌云、草水（臭水の義）は越後七不思議の随一として世に喧傳せられ、新津驛の大字田家の煮壺最著名なり、煮壺とは六角形の小池にして、水深六間許、水面中央に沸々として天然瓦斯の放散するを見る、池の縁端には石油浮流し、其色綠黑にして、性質濃重なれば、製煉に堪へず、煮壺の傍近に浴場あり、古油井の冷泉を導き、天然瓦斯を燃料として温熱を加へ、以て澡浴に供す、隣谷（シホタニ）の出油其最大なりしは明治廿三四年の頃にありて、此際存在したる油井約四十有、合して一日六七十石の油を得たり、金津は明治九年の頃には、地表より九間を鑿下して、能く二石許の日產ありしも、其後漸く頽廢するに至り、漸次下降せざれば出油せざる傾向あり、すべて田家（タヘ）、隣谷、金津、天ヶ澤、鎌倉之を包括して新津油場と總稱す、此地域たるや沖積的の地、間に丘阜、北走する大丘陵にして、頁岩及び砂岩を主層とし、其大體の構造北東に劃をなす第三系の一層を作りて、北より南西に向けて、南蒲原、古志、中魚沼の三郡に沖伸し、東西の方向には東山にも相伴ひ、隔絶して、其膨脹なる構造を突き噴出したる火山岩のために噴合せられたるもの也、蓋新津產油地附近に發達する火山岩は、主に安山岩質の集塊岩に屬し、丘陵を形成する小山脈の中央を横ぎり、第三系地層の屑軸方位に做ひて迸發したるが如し、從來開坑せられたるものに就て產出の油質を概括するに暗黑色濃重の油種にして、概ね機械油に適する特質を具備し、目下是が所產は一箇月約千石であり、就中隣谷（シホタニ）の油產を首とし、金津之に亞ぐ、而して未知の含油層は蓋し頁岩層を副層する第三系層列の邊に屬し、大體越後に發達せる含油層中上位に該當すとも云ふ、其下には含水層あり、其下部の探究は未だ明かならず（隣谷は今金津村の管内とす、此地方の油井は二三十間を常とし、深四十間に至るもの稀少とす）（隣谷）

能代川（ノウダイ） 又能生臺（ノフダイ）に作る、或は九十九曲（クジフクマガリ）と云ひ、新津川の別稱あり。二源あり、一は粟が嶽の瀧谷（タキヤ）に發し、村松町を經由し、一は長毛山に發し、各北流して、橋田村大字能代に於て合併し、新津驛を過ぎ、茨島に至り小阿賀野川へ入る、長凡十里。此川は水量多からざれど、平野を流るゝを以て、灌漑灌漕の利多し、末流新津より小阿賀に至る一里半許は元祿三年の築堤に係る、其以往には、此川井に信濃川小阿賀

の灾會に於て、溜あありしと想はるれど、沿革詳ならず。〇一の堰とは新津山の下に於て、能代川右岸より分水し萬願寺村の方へ疏通す、二の堰とは、同所左岸へ分水東にして、小戸村の方へ流る、共に灌漑の養水也。

萬願寺

方言瀬へて萬願瀬と云ふがごとし、今七日町と併せ、滿日村と改む、新津の東北一里、阿賀野川の左岸にして、小阿賀の分水口に當る、分水口を俗に龍ノ口と名づく。

萬願寺は、舊風土記に、播州佐用郡の人萬願寺氏當國に移り、居地を稱ると曰へり、然れども此地方の河畔に某瀬某寺と唱ふ地名多くして、皆瀬灘の義なり、萬願寺も瀬の名をして村名と稱れるのみ。（此邊に大安寺、安養寺、千代等の類なる皆同じ）〇北越軍記云、千坂對馬守清胤は上杉家代々四家老の一人也、分加丁夫ありて、見事なる仁體也、嫡子は病者、二男は法體にして遂に家内斷絶するを以て、古き家なる故に、千坂が家人滿願寺千右衛門と云者を取立、家督を繼がせ伊豆と云ふ、元和の末に對馬と改む。又云、萬願寺浪人、謙信代に度々軍功有之候得共、御家傳記等は不存候、慶長五年越後一揆の時、浪人萬願寺兵部云々。

七日町

北越軍記云、慶長五年八月、溝口伯耆守、我領内にも一揆之催の事もやあると、領内の百姓共の人質をとらせ、新發田の城へ入させけるが、其使の者七日町の宿を過て、川を渡りける所に、渡守三人寄合て之を切殺す。

小口

今下新、大蔵等と合併して新關村と云ふ、新津の東南一里、阿賀野川の左岸にして、能代川之を過ぐ、又早出川は新關村大字羽下に於て阿賀野川へ入る。〇越後國新風土記云、小口村の若宮祠所は能代川より東の方五丁計り、字御廟と云所にあり、何れの北にや土人舊古出羽門より…を掘出せしかば、是は若宮の墓所なりとて、其所に小堂を建立す、其後此邊より太刀五十三振を掘出しぬ、是もそのまゝ埋めて、其所に石塔を建つ、然れども若宮は何人たるとを詳にせず。

下條

今新關村の大字とす、下條堰は灌田の水路なるが、其利弘廣し。天明三年伊藤甯記云、元和六年、村上周防後守様御代、下條用水江堀立、寶永六年、阿賀野川早出川へ切入、下條向島切入。

羽下

今新關村の大字とす、阿賀早出の二水、羽下の東に於て相會ふ、近世激衝變易の狀勢は、此里の伊藤氏記に散見する所あり。

天明三年伊藤甯記云、享保九年三月、霽代大水、桑山村へ新川切入、五七日の内に本川に相成、寶暦七年五月、大水、高山村切入、五七日の内に本川に相成、同十一年三月、霽代大水、千歴仁切れ、七日の内に新川本川となり、阿賀野川早出川落合、安永五年、千歴仁村埜く川欠き分れ、向島新屋敷へ移る、云々。

早出川

川内村の奥杉川に發し、川内谷の諸溪を併せ、五泉町の東を經て、阿賀野川へ入る、長八里、此川は能代川に比し、水量稍大、川内谷を出でて下游に就くも、奔湍急流、頗る治に難し、其水甚清冽にして、鮭魚の好みて泝洄する所也。

五泉

今五泉町、人口八千、新津の東南二里、早出川の畔とす、舟は阿賀野川を經て新潟に通ずべし。諸村里に養蠶甚盛大なるを以て、紡績絹帛の工匠多し、橋郭の褶地を繞り、五泉平の名あり。

五泉は天保年中より陸州沼津藩一萬石の治所にて、其陣屋ありし地也、又上杉家の時、甘糟某の食邑にて、今の八幡宮境内は其城郭址と傳ふ。北國太平記、天正十年魚津後詰の條に、「後に期仙の城主になされたる甘糟備後守清長に、百騎の勢を指添、天神山に殘し置かる」云々。

（佃煕）

里の名いつつの泉いつ見ても來てもすまほしき家はや、　澤田　中清

按に五泉名義不詳とす、柏崎領風土記に五泉の名、門徒の冷水さて清流あり、五派に分れて此地に注ぐ故とあるは、附會に近し、永享年中に建てれる興泉寺といふものあり、興泉の名は即五泉に因めるならん、然れば北國太平記には期仙とある如く、五泉の泉など云ふ故事あるに非ず、一説、興泉寺に由り解くものあり。〇柏崎領風土記云、八幡宮摂社の天神は古祠なり、天正十八年庚寅、上杉家奉行なるべし）北條…存す、「今度社領…、本三貫文之所、如前々天神へ附置候者也」云々と、

安勝寺

五泉に在り、淨土宗、常光院と云ひ、近世は瀧川町の新善光寺の末山なり。ろのかみ新田義貞、亡て後其臣世良田右馬助が男頭兵衛（按するに、上杉家の陪臣に世良田氏あり、此右馬助が子孫なるにや、北越の事記に見えたるは、上杉定實軍兵を指向、…を攻るとき、…田豊田等は蒲原へ引退し、軍評定を改て、…城には森備前守、新山の砦には山下又左衛門、…には世良田九左衛門を…とあり、此九左衛門は乃其…なるか）先君追福の爲に出家して當寺を開基すと云、其後…應に至て、會津大…青木村の領主生江右近…剃して…と號す、之を中…とす。（柏崎領風土記）

安勝寺にいたり櫻のさかりなるに

世の春をよそなる庭に咲出て塵にけがれぬ花の色哉、　圓

（論）

橋田

今橋田村と云ふ、五泉の西南一里、新津加茂に連綴する山脈に倚る、源平盛衰記に城資盛の從士、橋田太郎あり、此郷士なるべし。〇橋田山に山王社あり、式内蒲原郡宇都良波志神社是なりとぞ、（神祇志料…西大寺資財帳に「越後國…橋庄」新定…寶龜九年、云々、蒲原郡…橋庄」と云ふ、此地の事歟、）北越軍記に橋本峠、又は橋本城とある本はたゞ此處にて、

此地の事とす、曰く

慶長五年、越後一揆蜂起、三條城を圍みければ、新發田の溝口伯耆守宣勝後詰として打出、一揆分陀(ブンダ)川に出兵しけるが、溝口の兵に探られ、百五十餘人討たれ、二里隔てたる橋本の城へと入にけり、溝口水陸二手になりて、宣勝は陸路を進み、先手は船數十艘にて水の戸口より進みければ、一揆ども敵を兩方に受け叶はずとや思けん、橋本の城を捨、法華山へ取籠る、溝口橋本の城を燒、護摩山の峙にて大篝火十餘箇所燒かせ、後詰の由を三條の城へ見せければ、三條にも火を合せけり、云々、

分陀川とは阿賀野川の分田(ブンダ)村(北蒲原郡)の渡口なれば、其進退の地形を辨ずべし、水陸二手とは一方は西なる信濃川の手を云ふとし、法華山詳ならず、護摩堂山などを指す歟。○北國太平記、天正十三年、杉原城攻の條に、當の九田周防守(護摩堂周防守)とあるは、近地川内谷に當あり、橋田村大字九田(マルダ)存す。

(九田)

能代(ノシダイ)

今橋田村の大字とす、此に若宮明神と稱する一祠あり、土俗之を順德院の皇子なりと說けど、近人の附會なれば其實を知り難し、又南北亂の際の事跡歟なども云ふ。

越後雜志云、能代の若宮明神は順德院の皇子顯成王也、土俗廢隱親王と稱す、承久の變後佐渡國へ赴きたまはんとて、竊に京を出て此地へ下向、歲十六、小口村の間人(ハザマ)道問齋が方に忍び居りたまふ、鎌倉の家人能代左衛門尉之を聞き、皇子を彼村家に襲ひ殺害し奉る、然るに能代が一家皇子を取殺し奉りける祟にて、惡病につかれて死亡斷絕しけり、村民恐懼、皇子の靈を祭り、鎭めて若宮と申す、安永元年、小口觀音堂の岡に古墳を發掘し、皇子の御名を刻める鐵札を獲、棺槨の中には御冠御劍、并に太刀二十四口を見たり、柏崎陣屋の吏來觀し、舊の如くに埋藏せしむ、云々。(小口の條を參考すべし、鐵札云々とあるにて、附會の情を洞見す)

護摩堂山(ゴマダウ)

橋田村大字菅之澤(スゲノサハ)の西嶺にして、南蒲原郡田上(タガミ)村に跨る、村松の西一里半、北は新津山、南は鑵毛山に連接す。

名寄云、菅名庄菅之澤に護摩堂の古城あり、弧峰削るが如く、頂上に井水ありて、要害堅固なり、平賀左兵衛尉盛茂の居城にて、平賀の一家は越後に久しき名家なり、金津新津など皆一族とす。○按に、信州平賀の一家金津新津等に來住したること、別項に見ゆ、護摩堂山も其一族の占有せし地たるべし、然れども盛茂が此城を守ると云ふは、後世の訛傳ならん。是菅名金津兩庄の境界にあたり、山中に食土あり。

(菅之澤)

村松(ムラマツ)

今村松町、人口七千三百、五泉の南二里、山麓の小平夷に居り、近世奥田氏の城下町なりしが、近年歩兵第三十聯隊の兵營を置かる、新發田へ十里、加茂へ四里。

村松の里より川内の山里へ行くとて、愛宕の嶺に出づれば、空いと靜なるに、ここかしこ女どもの群れ居るを見れば、茶を摘むなりけり、折しも杜宇のなきければ、　泉　圓

ほとゝぎす啼こそ渡れ打群れて木の芽摘子が菅笠の上に、

村松城址(ムラマツ)

能代川の一支源、瀧谷川の畔に在り、寬永十九年、村上城主堀氏(本姓奥田)斷絕、幕府其舊族丹後守直時の分封三萬石を存す、嘉永三年に至り、城主格に列せらる。戊辰の亂に、東軍に應じたりしが、當内又勤王黨あり、七月下旬、官軍海路より新發田水原新潟等に入る、廿九日長岡の東軍又大敗す、東軍猶三條、加茂、村松等を維持せんと欲せしかど、信濃川、阿賀川、小阿賀川、五十嵐川の諸渡口悉皆守りを失ひ、四日水原保田の方面より來れる官軍村松に迫り、一擊して之を取り、城主立去く、五日長岡口の官軍又村松に來會す、[illegible]所在、東軍奔潰して盡く、村松藩主[illegible]も出奔す、士の留まる者、族某を推し官軍に迎降す。

奥田氏の祖、丹後守直政は堀[illegible]の次男、[illegible]と共に堀氏に屬し、越後に移り、魚沼郡坂戸城を守る、慶長十五年、堀氏[illegible]、直寄駿府に赴き、德川公に侍す、信州飯山の四三萬石を給せらる、大坂の役、軍功あり、元和二年、當國長岡城を賜り、四年更に[illegible]、村本庄城に移る、封十萬石、孫直定に至り、[illegible]十六年、村松三萬石を叔父直時に分ち、十九年直定[illegible]封、

按に、村松に城砦ありしことは、北越軍記、天文十一年、三條の長尾平六俊景の兵を擧ぐるや、村松に野本大學を置き、下郡を防がしむと云ひ、十八年に至り、新發田尾張守長敦が手に菅名村松安田等を攻取ること見ゆ、此に[illegible]壘は堀氏の陣屋に同じかるべし。

青橋(アヲハシ)

今大蒲原(オホカンバラ)村へ併せらる、村松の南なる一部落とす、色部文書、建武三年高長軍忠狀に、

同八月廿六日、菅名庄佐々河山、并青橋條、黑金津條於所々合戰致軍忠畢、

とある青橋條は此ならん、佐々河山詳ならず、又黑金津條とあるも疑ふべし、黑は里の誤寫にして、里金津鄕、鄕保の名に里てふ言を負はする例多し。

大蒲原(オホカンバラ)

今大蒲原村と云ふ、村松の南とす、奥蒲原の謂にや、大蒲原の南なる七谷村は今本郡に屬すれど、地勢全く加茂川の源にして、南蒲原に入るべきものとす

瀧谷(タキヤ)

今別所、戶倉等を併せ、十全村と改む、村松の南にして、東は[illegible]白山の麓とす、能代川此に出づ。○瀧谷の慈光(ジクワウ)寺は曹洞家當國四刹の一なり、傑堂能勝和尙の開基とす、洞上聯燈錄に據れば、傑堂の弟子顯窓、嘉吉年中

(普光寺) 岩谷寺に居ると云ふ即此也、近世寺領黒印百石を有せり。名斎に、俾堂和尚は楠判官正成の四男、幼名庄五郎、梅山門本和尚の弟子也、幼年出家の時、正成討死の心掛侍り紀念として、鐙と幕布を附與せらる云々とて、建武三年正月廿日の訣別状を載す、五月の湊川合戰の最期を豫料したりとの意なるべし、後世の僞作たること必せり、此消息の寫本世上に多く流布す。○梅花無盡藏集に、兵家七書之本源、雖秘術難測、若能傾心致誠、則掬水月在手者乎、昔者相陽慈音、有廊僧、以傳其山之經旨、慈音以傳中條之源兵庫、茲有長尾祖顧老人、細究慈音以來之正脉、且又從自己胸襟流出、設一派之劍術、老人獣識神戸甫秀、遷志於斯道、傳彼一流、云々、普光寺傳に建立の檀那を神戸太郎秀重(ヒデシゲ)と云ふ、もしくは此に見ゆる神戸甫秀と同人異説にあらずや。

菅名(スガナ)

(木越) 菅庄名にて、村松、五泉の邊を總べたり、今木越(キゴシ)、石曾根、村松と五泉の間の邊を以て菅名村と定む、或は菅野に作る。○東鑑、文治二年、當國菅名庄、六條院領、預所、判官代但馬[illegible] 木越に城之館、馬場、殿小路など呼ぶ地ありて、四方二三町許の城址殘る、又宮之下に普明寺と名づくる寺ありて、何の世の頃にや、城主の實名を普明と曰へりと傳ふ。(名跡考)上杉北越軍記に、天文十一年、三條の長尾俊景旗を擧げたる時、菅名には平王式部少輔利景を入置き、下郡を遮らしめしが、十八年五月に、村松安田と共に落城の由を錄す、北國太平記には天正十年、景勝公新發田表へ出陣、

(菅野) 八月十一日、越府出發、發崎(鉢崎)宿陣、十二日柏崎、十三日出雲崎、十四日三條、十五日菅野、十六日杉原、

(水原) とありて、管領武鑑に菅野(スガノ)の上坂刑部某と載す、治亂記に菅名但馬守市國、新津入道などをも錄す。又按ずるに木越の菅名城址、俗に城之館(ジャウ)と呼ぶに依り、北越軍記に見ゆる城織部正資家の居れる所なりとも説くものあり、不詳。○北越略風土記云、城織部正資充は餘五將軍平維茂の末流なり、謙信幼少の時より勤仕せしが、後に勘氣に罹る事ありて、越後を立退き、甲州武田家に仕へ、勝頼滅亡の後、東照神君に奉仕し、城和泉守と號す、大坂の役に物見あしく改易せられ、上州河井村に蟄居す、其子宇兵衛、牧野駿河守忠成に仕へ、其子孫河井喜兵衛と稱す、神君より拜領せし虎の皮の陣羽織、保昌五郎の刀を持傳ふと云ふ。

川内(カハチ)

早出川の源にして、山谷方三四里を占む、郡の東南隅にして、閻見嶽、五剣居嶽、日本平山の諸嶺を以て、南蒲原東蒲原と相限る。地質は古生層の岩石に成る、往々水晶を拾ふものあり

日本平山(ニッポンダヒラ)

川内村の東嶺にして、東蒲原郡に跨る、標高一千七十餘米突、山頭の隆窿頗廣し、日本平の西南に五剣居嶽あり、早出川の遠源とす。

名蹟に川内谷永谷寺の池に、無縫石塔の浮び出ずることを言す、此事北越奇談にも奇する所あり、然れども是は天然に石塔に似たる石の、池中渇水に露出するにて、何の怪異か之あらん。

矢津(ヤツ)

今川内村の大字とす、村松の東一里、早出川の畔也、矢津八幡は菅名庄の總鎮守と稱し、本地佛堂もありしが、近年之を毀つ、村松藩政の時、神田十石を附せられき。

紙屋(カミヤ)

(水戸野) 菅庄名にて、川内谷、大蒲原、瀧谷七谷等の諸村を總べたり。東鑑「文治二年、殿下御領、越後國紙屋庄、預所攝政局」とあるは此なるべし(北越雜記云、紙谷庄水戸野(ミトノ)村に古城址あり)立花大友文書に、氏時當知行目錄、越後國紙屋庄を收めたり、此庄は菅名庄と相交錯するごとし。

岩谷藥師堂はめいた頭書云、天正六年(中略)五月廿四日、すかのへ手入、同五日迄相動、すかの過半村おし候處に、廿六日より大雨ゆへ動相延候間、足輕等調儀さ、同廿八日いかづちの地へ動、其城はたに取詰候處に、所々より悉に助勢、あけくちゑおもろき、敵も卅餘人打取候得共、のけくおに候條はいほく、五十餘人越度候、就之くろ川より不請儀候由、御せつかんの上、至元に入寺候、(集古文書、會津新風土記)

(沼越峠) 川内谷の東、菅名嶽と日本平の山隘を沼越(ヌマゴエ)と呼び、東蒲原郡五十島(イカシマ)に通ず。○北越軍記云、八月七日、官軍の一隊村松より川内村へ進み、八日水戸野を守り、小面谷の賊營を攻むず、賊は笹目村松野村等を守る、十二日手を分ち賊を撃ち、遂に之を走らす、賊高石村を放火し、沼越より遁逃して津川驛へ退く、廿六日官軍津川へ進入す、

菅名嶽(スガナ)

(小山田) 川内谷の北にして、阿賀野川の左岸に隆起し、形状秀抜、樹木蒼鬱たり、其西麓なる中川、笹堀、馬下(マオロシ)、小山田(チヤマタ)の諸村今合併して川東(カハヒガシ)村と曰ふ。此邊田間に多く櫻樹を植ゑ、果属の種類を保護す、春時花及觀るべし、然れども花品は謂ゆる葉櫻にして、佳種に非ず。

小山田の花見に行きて　泉　圓

野に山にあかれ心を空にさへさそひ頭にも晴く雲雀かな、すみれさく岡の芝生にやすらひて野末につづく花を見るかな、

北越戰記云、八月十日、官軍の一隊五泉驛より馬下(マオロシ)村へ入る、時に賊阿賀北の小松村放火、山腹に築壘して守る、官軍河南井に河北より進撃、十一日賊遂に潰え、石間村へ退き、營壘に據り防禦す、仍て佐取村を取り之を撃つ、十六日に至り賊退走、更に吉津五十島の嶮を拒し屈せず。

笹堀(ササボリ)

(馬下) 今川東村と改む、阿賀野川の南岸にして、安田村の渡場(ワタリバ)(北蒲原郡)に對す。

慶安二年、新堀村阿賀川洪水にきりこまれ、枝川早出川へ寄合ふ、元文二年、宮川四郎兵衛と云ふもの、枝川しめきり、新田開發、用水堀をも穿ち、論瀬村へ續く、明和二年、新堀村しめきり築替、云々（天明三年伊藤手記）按に、正保國元祿圖に、新堀村より南西に一條の小流を畫かく、末は早出川に入る、長一里許、俗に之を天正年中のきれこみとも說き、今に逆川の一部、池沼の存するを、天正池（テンシヤウ）と名づく。

(天正池)

論瀬（ロンセ）　今一本杉を併せ、東木村を改む（論瀬は昔有須（アリス）村とも云へりとぞ）川東村の西に連り、阿賀野川と早出川と交會に當り、全く二水の沙土堆洲に成る、地勢卑下、洪水ある每に必ず害せらる、河道又南移北遷、瀬年々に變易し、最閉險の柵を備ふ。

柏崎風土記云、論瀬村は慶長年間までは葭野谷地なりしを、今の村の長作久開東の先祖、重兵衛と云ふ者追々開發して所持し來りしを、萬治二年御檢地を受く、一之堰二之堰、村の東二里計馬下（マオロシ）村より、閉伽の川二百五十間を堰き、樋口へ水を取る、樋九尺竪四尺、長さ十二間に候なり、此一二の樋も近代柏崎の宮川四郎兵衛の仕せしものと云ふ。

一年、橘由之と共に小山田の山ふみせむとて、早出川を渡りて論瀬の里ゆく程、ここかしこの花の木ども皆うつろひて、風さへ吹ければ、

春風は吹かばふかなむ雪とのみ散る間をだにと今日は見にきつ、　泉　園

一本杉（イッポンスギ）　今論瀬に併す、相接して高山桑山の大字あり、此邊河流年々に變じ、地形常態なし。高山は寶暦七年、桑山は享保九年まで阿賀北なりしが、河流決潰の爲めに河南に移る。

日置郷（ヒオキ）　和名抄、蒲原郡日置郷、訓比於木。○今詳ならず、本郡の金津、日飯野の邊、また村松、菅名等は其色をおもはるるも、古郷里の名をつたへず、日置郷は是等の一所にやと疑はるれど、確證未だ見えず、日置の名義は出雲國の日置郷を參考すべし。

東蒲原郡

東蒲原郡（ヒガシカンバラ）　中蒲原、北蒲原の東にして、山中の地を占む、阿賀野川之を貫流し、岩代國會津の通路にあたる。今一町十一村、人口二萬一千、役所は津川町に在り。

東蒲原は何の世よりか會津の領域に歸し、近世は若松侯の知行たりしを以て、蒲原郡に屬せりとは云へ、自ら別區を爲せり、明治十九年に至り新潟縣の管內に入る。傳說に昔城氏の頃、越後に居りながら出羽會津の兩地を制取し、越後守長尾の叔父平丹坊は、會津惠日寺に住し會津を領す、小川庄（コガハ）其時より會津の域內へ入ると云ふ。小川庄とは本郡の古號にして、東鑑文永元年の條に、小河庄赤谷に城長茂の居りしことを載す。赤谷は今北蒲原郡に屬し、新發田五十公野より東蒲原郡へ通ずる山路にあたり、地域相接す、當時赤谷をも此山中と共に小川庄の名の下に籠められしを知る、和名抄の郷名は何にあたるやを知らず、又北蒲原郡は和名抄の沼垂郡なれば、小川庄は本來沼垂蒲原いづれの屬域たりしやをも詳にする能はず。塔寺八幡宮長帳に「永正七年小川のきつねもとし」とあるは、今津川の狐戾を云ふ。

(小川)

小川越又は津川越と稱するは、阿賀野川に沿ひて越後より會津に通ずる險路を云へり、今若越鐵道の計案ありと雖、未だ其貫通を見ず、新編會津風土記云、小川庄は山嶮しく谷深く、道路險坂多し、飯豐（イヒデ）、高森、御神樂、岡崖、矢竹（スカリ）等の高山四方に峙ち、揚川（アガ）の急流其中を流れ、一村每に山を隔て川を隔てて、耕地少なく、土性は上品なり、村里皆山の間に在り、暑は遲くして弱く寒は早くして強し、大凡十月より雪降り、三四月の頃迄消えず、中にも深山の村村は八月末より霜降り、雪氣甚深し、田圃多からず、菅野（カノタ）とて山間の草木を燒き、其跡に粟、蕎麥、稗等を植、冬春の際、青苧を採す

下條（ゲデウ）　今下條村と云ふ（會津領の時、今の揚川綱木三川等二十七村を總べて、下條組と云へり、其東隣に接る）本郡の西端にして、中蒲原、北蒲原より津川若松に通ずる山道の口に當る、阿賀野川の南岸に沿ひ、數多の部落より成る、菅名嶽（中蒲原）寶珠山、菱が嶽（北蒲原）等を以て郡境を限る。

往時阿賀野川に沿ひ山溪をたどる道路は險惡を極め、洪水には往昔所なり、大雪には全く往來を絕ちたり、且若松侯より石間（イシマ）、釣濱の二所に關門を設け、行人を嚴制したり、近年に至り、右岸小松（コマツ）石間より角嶋、大牧を經て津川町に達する道路を修造し、自轉車往復自由自在と爲る、其嶮阻の道の害、雖西の耶馬溪に比すべし、當時の道路險惡なりし狀は、

(小松)

新編會津風土記云、阿賀野川の岸を彼方へ渡り此方へ越し、一里許への間の所を四五度渡り、川岸所々に村里あり、凡て津川驛の登り舟の綱手を引き上る細徑にして、岸に沿ひて行程九里、之を小川通と曰ふ。○嘉永年中、東北紀行云、五泉より風雨を冒して發す、村道に由る小川通なり、滿路樟深く步を取る太く苦む、之に加ふるに支途多く、迷ひ易き所は人なくして迷錯せしむる處なり、馬卸川を渡る、甥多、猶る、赤前月沼の致す所、菅名は其西を擁し、雲霧に眠さして辨識すべからず、釣濱に至て稚松侯封域に屬す、關あり譏視す、莫渡陵津二川を渡り、小花地嶺を踰ゆ、峽路險隘にして杉檜蔚森す、水土紫緒色

（石間）

を帶ぶ、やゝ下り小花地川を溯ること半里ばかり、此間に凡四水あり、皆阿賀の一派なり、但其經る所に隨て名を異にするのみ、既にして口碁路開く、殆方向に迷ふ、たまたま村民來る乃尾して行く、岡巒起伏、陂陀上下、其間獨木橋を渡るもの二、實に課程と爲す、津川驛に至る、已に初更なり。

今新潟より安田驛に至る七里、安田より本郡に入り、阿賀野川の右岸を行く七里、河水を渡りて津川驛に達す。

會津新風土記云、石間村に小田切某の館址あり、是は天正十四年八月、小澤和泉が內應に依り、越後の兵小川庄に入れるを、石間谷の諸士防戰したる事あり、即小田切等の事なるべし、鄕頭古山仁次衛の家に、慶長十四年岡金介吉次の林木禁伐の狀、幷に

請取申手形數之事

九枚者　下封指紙　卅五艘者　上舟之帳　六枚者

材木役折紙

右物數之儀、貴殿御符之まま請取候間、則於若松御奉行衆へ相渡可申者也、仍如件、

慶長十九年十二月　嶋永與兵衛　安間理非内

石間　仁兵衛殿　參。

石間の對岸佐取村にも慶長年中の古文書ありて、大道武年の筆蹟を記す、其字名に吉次とありて、花押を比較するに全く石間文書の岡金介のものに同じ、されば慶長の比大道なども私稱濫用したることとおもはるる也。又佐取村と小松村、慶長九年河瀬境界の爭論判決書は、一紙を半分づゝ兩村へ配附をきりわけ渡候」と註し、半截せらるる者、新風土記に抄載せり、奇異の規符と謂ふべし。戊辰の役に、「官軍は保田口より八月一日赤坂賊壘へ押寄、凡四三十人斗打取候樣相見候折柄、終に潰走、官軍大勝利、同後赤坂へは…と內壘を對築し、九日迄は賊と對陣、同十日小松關門乘取る可くと存じ、兩度迄接戰にも及申候得共、何分賊勢盛にして、翌十一日黃昏迄苦戰、終に小松關門乘取申候、十七日石間の關門乘取候得共、賊兵は揚五十島谷澤等に據り防戰し云々、廿六日に至り退走す、

五十島（イガシマ）

今下條村の大字とす、揚川の南岸にして、其南嶺を沼越峠と云ひ、中蒲原郡川內谷に通ずる山徑あり、日本平山と倶に名高き間道とす、此隘を三月澤（ミツキサハ）口とも稱し、會津藩の時口留番所を置かれたり。

岩谷（イハヤ）

今三川（ミカハ）村へ併せらる、下條村の東にして、右岸の小村里なり、岸に良瀬鑑誡之碑あり。碑文略に曰く、會津之地多山、其溪谷之水、未知幾千百流、至越後蒲原郡津川合爲一、是爲揚川、又西流九十六里、與信濃川會而入海、故封內之水、莫大於此川、舟楫漕運之利、亦莫之川如、然曲岸絕壑東江者數所、舟人每經此、汗手死心、須篙撐牽、左支右吾、巧令舟不與巖相觸、然後得出峽、若倍工毀手、指顧失措、俾犯之間入舟之材、葬魚腹者、往々爲不少也、則其害亦莫之川如、客冬十二月十六日、有越之商賈、買舟下此川、至貝喰風卒起、覆溺四十四人、嘗其尾或得或不幾、稅官聞見之、爲作叢塚於巖谷平等寺、又建石岸側、傳人爲予記其由、予因題曰良瀬鑑誡碑、云云、嘉永紀元戊申。

平等寺（ビヤウドウ）

三川村大字岩谷に在り、藥師堂とも云ひ、大日本史平維茂傳の注に「蒲原郡小川庄平等寺、維茂所建、寺有維茂塚云」と載するは此とす、老杉の下に題碑を建つ。名寄云、岩谷堂に秋田城介餘五將軍平維茂の墓あり、阿賀川の北にて、其寺の本尊（地藏尊）は島內某人が守佛と云ふ、維茂の護念佛藥師如來は口殿に在り（會津溫故拾要抄云）、寬文八年、國主正之公岩谷に平維茂の碑を建立す、弘文院學士林恕（春齋）の撰文なり、高一丈二尺幅三尺一寸、或書に維茂は陸奧守藤原實方の後胤にて、越後國蒲原郡へ被流云々、諸書に據るに讒言の爲に被流理由不相見、附會說信するに足らず、岩谷の地たる蒲原郡の東部に位して、會津に通る幽道の地なり、維茂經過して能口河中より偶藥師像を感得し、篋口佛を信ずるの餘り、堂閣を造營し、世諱を避て此地に長壽を終給ふなるべし、村の宮の方に茂の平と云ふ地あり、是館跡なりとぞ、平等院に傳ふる所、永延元年維茂開基とあり、會津雜考に據れば、長曆元年維茂葬所とあり、此寺火災に罹り、舊記今不詳、村內に經塚、山田、坊主畑、坊林等の小名あり、是皆院宇の舊なるべし。○按に餘五將軍維茂は良名の武士なり、其子孫は越後出羽會津に雄視し、城氏と號し、陸奧の藤原氏と相對稱せらる、此寺其建造と云ふ、形情誠にあたれり、但し其墓の此に在るは、或は世の疑ふ所なり、然れども元亨釋書、往生傳等特に維茂の篤信念佛の事を載せたれば、謂ゆる大往生の善死を遂げたるや明白也、其終焉の地は詳ならざるも、當時火葬を以て俗と爲せば、納骨は必しも千里を遠しとせず、維茂の墓の此山中に在るも怪むべからず、城氏の越後會津兩地に繁榮せるを想はゞ、自ら悟る所あらん。

和鳴餘五將軍碑下作　佐野　膽堂

白雨之野春燕行、猶將古墳世不知、幾年源若桂未行、

磨崖欲刻紀遊詩、

平等寺內に藥師堂あり、五間、永正年中僧永源の再興せる古建築にして、柱礎所々朽損すれども、羽目（ハメイタ）板に種々の題書ありて、考古の料に足る、世間希覯の珍籍とす、

「當江爲一見、黑田治部（中略人名十三）永祿十年卯月廿五日書」

「天正六年ひのへとら、三月十三日、謙信さま御とんしに附而、三郎殿と平次殿御名代あらそひ、國中いこいこに候條、三月末、黑川かのとき小國の地より責入、四月十六日ふてうきにてはいほく引こみ候、五月一日、三條手切候、同十三日三郎殿春日を引のき、御城之內へ御入候、三ほう寺殿を始十餘人御味方候間、春日を

（岩谷藥師堂）

日々の御調儀候、就之栃尾三條申合、小田切治部少輔、小河大納、五月廿四日、すかのへ手切」（中蒲原郡川谷の雷坂址の下に下文を引きたり、文末に當時入寺の人名四、戰死の人名二十「此外廿餘人」と記す）

會津住事雜考云、平等寺勸進帖、敬白、請早業十方檀那助成、於會津小河庄岩屋山平等寺、再興五間四面之伽藍、安置十二大願之尊像勸進之狀、右謹而考故實、按當寺開闢之元來、人王五十一代、平城天皇御宇、大同元年丁亥、餘子將軍之御願也、抑將軍小河龍口、揚川乘船、通路時節、靈光之輝、尊容涌出、（中略）永正十四年丁丑六月日、勸進沙門自性永源。○鶴峰文集、平維茂傳文中云、小川庄岩谷邑、有寺號平等、傳稱維茂所建也、寺中有維茂墓、々上古杉一株、今猶存焉、世遠時移、無知其爲名將隱遁者、余尋遺蹤、追思其人、排開榛塞、墳草向春。

新谷川（アラヤ）　又綱木（ツナギ）川と云ふ、岩谷の東北、蒜場（ヒルバ）山（標高一三四〇米突）に發し、山中を曲流して、岩谷の東、川口に於て阿賀野川へ入る、長凡八里。

（川内）　新谷川の谷を内川（ウチカハ）とも名づく、五頭（ゴヅ）山、綱木峠の山脈を以て北蒲原郡と相分堺す、新發田より綱木峠を越ね、此谷に入り、諏訪峠を踰ねて、阿賀野川の涯に出で、以て津川驛に達する一路あり、是は舊新發田藩侯の江戸往來の官道なりしが、近年行旅之を便とせず、自然廢道と爲る。

五十澤（イカツハ）　今三川村の管内とす、大谷銀山あり、綱木山へ連接す、近年改めて内川とも云へる村落とす。

（大谷）　大谷（オホタニ）銀山は創開不詳、元文の比までは銀を多く産し、小屋二十軒計あり、今は衰微すと新風土記に見ゆ、近年又稼行すと雖、産額多からず。

小川庄五十澤村、與綱木村山公事に附而、双方目安口上、數度紛明候處に、五十澤村之申分は、大谷山、馬之髪立、見のわの嶺を申所境目に而、其より五十澤之方、大槻有之所、同赤そふと云所、五十澤領内之由申候、綱木之者申分は、槻木有之所者、綱木領之由申候、近郷七箇村之者に相尋候へば、境目之所見申たる事はなく候、馬之髪立みのわの峰を申所、五十澤與綱木村之境目に而、今度論所に大槻之立候所は、五十澤分と兼而承及候由申候、然處綱木者理不盡に槻木枝を伐候旨、五十澤の者見附、斧鉈共數多取候て、及相論に附而、隣郷之者罷出可噯由申候内に、綱木之者彼槻木の本立木皮を剝、剩本木をも伐採候、是は五十澤之者年々彼木に山判を仕置候、其判を爲可隱と相聞候、如此五十澤領無紛候處に、綱木村之者非義を企、不相屆儀、前代未聞に候、其上隣郷細越村又十郎、先年五十澤山之内にて、槻木を伐候處に、細越村之肝煎内藏允と、綱木村百姓内匠兩者に付而、今内談、又十郎木を闕候處は、論所之内にては無之、小屋場にて候由、内藏允かたより内匠かたへ非を相調候、其樣子又十郎に謂候へば、小屋場にては無之候、今度論所の赤そぶにて闕候由申候、然者隱居候、肝煎を差遣、百姓之分として、不謂事をたくみ、作り公事仕、而常不相屆に附而、綱木村之内匠平左衞門二人、共に令籠舍候、細越村之内藏允も、内匠に被頼作り非を仕に付、是又同罪に申附候、向後も非公事仕出候はば、可行死罪候、綱木村へも右之通申出候間、可得其意者也、仍如件

元和貳年八月十一日　町野長門守（判）

稻田數馬助（判）

小川庄五十澤村肝煎百姓中

行地（ユクチ）　今三川村の大字とす、五十澤の北にして、此より津川驛に至る、山路を諏訪峠とす。行地に長谷川氏てふ舊家あり、天正慶長比の文書に多く見えたり、此家に謙信少壯の時の一簡を傳ふ、

對晴景、黑田和泉守年來慮外之劇、連續之間、去秋此口へ打越、可加成敗分候之處、其身以下之渡、可遂他國之由、累歎之條間、任其旨、令當國へ相移候、幾程も無之企逆心現形之條、即加御退治、黑田一族、悉令生害候、依之本庄方へ被成御書候、可有御滿足候、恐々謹言、

二月廿八日　長尾平三景虎（花押）

小河右衞門佐殿

小河とは即長谷川氏にて、庄名を以て呼びたるにやあらん、貴重なる文書とす、又新谷伊兵衞の祖安部理非内の元和二年の覺書あり、皆新風土記に見ゆ。

諏訪峠（スワ）　新發田より赤谷、綱木の諸嶺を經て行地（ユクチ）に下るべし、此嶺は新谷川の東方にあたり、棒掛山につゞく。○會津新風土記云、諏訪峠は坂路九折にして、登ること一里十七町、甚艱所なり、大抵十月より四月までは、雪深くして牛馬を通ずること能はず、絶頂に諏訪明神の社あり因て名づく、頂より望めば眼界甚廣く、東南の方ひらけて、磐梯布引等の諸山を見る、西北は數山を隔て、晴朗のときは、遙に北海に行かふ帆も見ゆ、○北越軍記云、天正十五年、景勝公赤谷城へ取詰められければ、蘆名勢新發田城より後詰を出せしに、一の渡戸と云所にて景勝等に出會、一戰に打負、上綱木まで敗軍、重て三百騎にて津川城より打立、諏訪峠に着て聞けば、景勝大軍にて小浦（今北蒲原郡安田村）と云所に陣取待掛けりと、蘆名勢之おそき、諏訪峠より引返し、重て出ざる故に、赤谷城は程なく落城す。

綱木（ツナギ）　今綱木村と云ふ、新谷川の奥にして、赤谷（北蒲原郡）と行地の間なる山驛とす。

會津新風土記云、安部理非内覺書、赤谷小田切三河城え景勝就御手使、若松宿老衆（天正十五年、蘆名勢）は津川在陣之砌、赤谷え被加勢兵粮遣候刻、綱木にて景勝先手之

（新谷）

…を双方市渡戸にて打合、聲敵を押へ候得とも、大軍之…御座候間、味方敗軍仕候處、綱木村之内細道にて我等…在、長谷河近内と申者兩人返し、鐵を入れ敵を悶拂味方引のけ、夫より道々にてせり合御座候、我等藏之助など申者しんかり仕候、其日は新谷村迄被成放火候、云々。

新發田町より一ヶ月に米四石宛、荒谷村藏の助取よせ被成由申候間、無異儀通し可申者也、

慶長十七□月廿日　溝口（花押、溝口秀勝）

米留奉行共

小花地

荒谷は新谷に同じ、今三川村の大字とす。

今揚川村と云ふ、揚川とは小花地谷澤西村等を併せたるものとす、右岸岩ありて、建築石材に採らる、又土きて石灰を製すべし。下條、三川二村の東南に隣り、此邊に大牧、本眞岩の絶景あり。

温故拾要抄云、阿賀川の涯大牧村は西岸絶險、岩石亂立、本眞岩、簾岩、衣岩、大黒岩、東比壽岩等の名あり、又松原間に舟ふ、頗る佳景なり、往古は大牧村より小花地迄、間道あり、谷澤を經て吉津村に横渡し舟ありて往來せり、天保初度にこれを廢め、津川町代官所主の篠八島韓治、有志者と協力し、川口村より、荒谷山を經て、大牧村の地へ新路を開きて往來の便を爲す、僅の路錢を取れるのみ、明治維新後、九年に至り更に川口村より山へ登らず、白崎村を經て直に大牧に抵るまで新道を開鑿す、本眞岩の斷岸絶壁の岸下へ、長六な架し、往來のものをして易からしむ、明治十六年、本眞岩の岸下長二十三間程洞道を穿ち、其他諸處路線を替へ、騎車通行の路となれり。

小花地買舟　　高橋　古溪

一曲奇於一曲奇、石皆怪異樹皆献、棹歌纔欠時皆好、未必揚川劣武夷、

（谷澤）

戊辰の役、七月下旬、新發田、水原、村松等皆官軍の取る所と爲り、東軍皆會津へ退保す、津川口は官軍保田驛より進み、赤坂の壘を陷れ、勢に乘じて石間口を違ふ、東軍岡柵を自燒して津川に走り、阿賀河水を阻障と爲して、左岸に扼守す、已にして官軍の一隊新發田赤谷より綱木峠諏訪峠を略取し、山谷林堂に陣營、八月下旬に至る。

○續國史略云、八月東軍沮會津川、與官軍相持、別使四小隊守谷澤村、兵凡五千三百人、官軍留之、兩造而陣、連日交戰、官軍數清讓之不利、而若松敗報至、二十六日東軍燒谷澤營、棄津川營、引去。聖代實錄云、八月初旬、官軍赤谷石間を拔き、二道並び進んで、諏訪嶺の南に陣す、會津の兵津川西に據り險を阨し之に對す、官軍も亦山谷に潛進し、日として戰はざるはなし、廿六日會藩の兵山道口の敗報至るに及んで、自軍營を火して遁る、官軍追躡して東嶺、野中に戰ひ、遂に船戸に至る、船戸は若松を距ること五里なり。

津川

今津川町、人口二千七百、亂山の中に在れど、阿賀野川の涯にして、新潟若松の中間に位置し、往來交易の驛市たり、會津藩の時は代官を置かれ、近年新潟縣に屬し郡衙の地とす、新潟へ十四里（水路十六里）若松へ十六里、新發田へ諏訪峠を經て十里。

新編會津風土記云、津川の舊邑諸は今地に非ず、西村の界津川澤の畔に在り、貞治年中此に移ると云ふ、本邦新潟より往來する川船、此にあつまり毎年六度の市日を定め、商賈多く來り諸物を交易す、此所は小川莊の中程にて、天正の頃まで蘆名の長臣金上氏居住し、引續て元和のまで此所にて莊中の仕置をせしにや、されば今に町と稱し諸組に屬せざるも、其形見るべし、又元和六年、津川町人の訴狀あり、蒲生家へ捧げしものとす、

乍恐書物を以て申上候事

一越後濱口伯耆殿御分領に新役被成御立候而、會津へ罷上諸荷物の御役被成御取候間、諸商人迷惑仕候事、

一同堀丹後守御分領にても、新役御取被成候事、

一右兩所御分領より、先年以來御役仕り、罷出候荷物に御座候へば、御役御取候ても御尤に候へ共、諸他國より荷通の諸荷物、無之御役被成御坐候儀、前代にも無御座候事、

右之御役取立に付て、諸荷物不罷通候、右津川口道中之者共、商人同前に迷惑仕候間、御役無御座候樣に、被仰遣可被下候、以上、

元和六年四月十七日　　諸商人、道通之者共、

古四王神社

津川町の鎭守なり、諡大彥命を祭る、高志道を平定したまへる神德を傳へて、越王と云へり。舊記に腰王に作り、北蒲原郡五十公野村、又羽後國秋田の寺内にも同名の舊祠あり。温故拾要抄云、腰王權現は空海草創、社域に杉の古木ありし

新善光寺

會津新風土記云、津川新善光寺は昔西村に在り、建久年中、僧定尊、信州善光寺如來の夢告によりて、等身彌陀の銅像を鑄て安置したる所也、貞治の頃、僧感生、常陸國某處に至り、夢告によりて當寺を再興す、因りて舊跡を寺內に移せる、感生より五世の後、某の時、寺僧■宇壯麗になりしが、永正の比兵亂の故に産を失はれ、殿堂破れたり、寺物數多を傳へ、中にも天正二年蘆名の過去帳あり、史料に好資とす。

相國樣御法度、前々爲上寺之仁、於寺之指引違背不可有之、至於相違之者、可爲曲事、

其方之末寺、號出世者、添狀者增上寺迄可被指越候、□上以添狀傳奏迄披露有之、相濟候樣、相國樣御一通有之條、違背之仁者、公方樣へ御披露之上、急度可申附事、

無修行之仁、着色衣事、言語道斷、背法度之條、急度可申付、六十餘州出世之僧、增上寺添狀無之分者、

一切有間敷之間、御一通明鏡候事、

會津之内に而、門中各別之上、從他寺手被入事、可爲無用事、右之條々至違背仁者、急度可申付者也、仍如件、

元和二年丙辰六月十日、昔光御智國師源譽

新　善　光　寺

地志提要には、新善光寺正平十七年今地に移すとあり。○拂川藥師堂は日光寺と云ひ、天台宗を奉ず、文祿元年金上盛備の書狀寫をつたふ、元祿十六年改鑄の鐘銘に古銘を勒し、

大沼郡火玉、大工藤內次郞家貞、西山日光寺、本願盛敬白、寬正五甲申、云々、

溫故拾要抄云、津川玉泉寺も昔は西村に在りしを、榛木(ハンノキ)谷地(ヤチ)に移す、榛木谷地は卽今の津川市街なり、此寺に寬永十五年入定の僧淳海の遺骸を厨子に安置したりしが、明治十三年の大火に灰燼に歸す。

西村(ニシムラ)八幡宮

揚川村大字西村に在り、津川町の西十八町、盖津川西村の謂にして、津川の寺社は往昔皆西村に在りしを、後今地に移すと云へり。此八幡宮は、小川庄の大社なれば、會津領の時、神地十三石餘を寄附せられたり、緣起不詳、御正體とて古鏡十數面あり。○溫故拾要抄云、西村八幡宮は皆川權頭政次上總國小泉庄より勸請すと、不審、(皆川は蜷川の訛歟)御正體銘鏡七面あり、一面に「天曆七年□廿八月十五日奉掛諸願成就、願主忠茂」とあり、忠茂は平維茂の宗族ならん、其他に「寬仁四歲庚申八月拾伍日」「建曆元未八日拾伍日」「永仁六年戊八月十伍日」など銘文見ゆ、銘なきものもあり。

木本□□

八劔大明神御本體、于時永和三丁巳七月十二日戊子、敬白、(新風土記)

今按、當社天曆の銘ある古鏡は文體疑ふべし、署名も古法に背けり。

狐戾城址(キツネモドシ)

津川城と云ふ、市街の東北なる高岡にして、周廻一里許、麒麟(キリン)山と號し、鹿瀨村へ跨がる、元和元年廢毀とぞ。(溫故拾要抄云、狐戾は其形麒麟に似たる山なり、西南は常浪川に臨み、東北は揚川を瞰す、二水山下を環り、西に至て合流す、東は石壁高く屛風を立たるが如く、狐も過ること能はずとなり、建長二年、蘆名氏の一族藤倉伯耆守盛弘築き居焉、金上氏とも稱したり、盛備子孫相繼て、十四代遠江守盛備まで住せしといふ、盛備は弓矢取て名あるのみにあらず、傍久和歌を嗜み、風雅の聞もあり、蘆名の使者として上京して、豐臣殿下に謁見し、感賞を蒙りしといふ、天正十七年六月五日、摺上の役に打死す、墳墓は耶麻郡大寺村に在り、細川幽孝、大田三樂等盛備に與へし書、四家合考に載す、後上杉家蒲生家の將士之を戍り、廢城に至る。)

塔寺八幡宮長帳云、永正七年庚午、六月廿七日、小川のきつねもとしへ、松本けんさう殿越後勢をひき打いられ候、やがてうちたち、七月の六日おしかへされ候。○北越軍記云、天正八年、織田信長より會津の蘆名盛降へ內通させ、新發田因幡守を逆心させらる、會津の評議には景勝大軍にて新發田へ取詰めなば、因幡守中々一槗も合することあるまじ、急に成ては會津より二百餘里(今の六町一里)の所なれば、險阻を多く越て早速後ぜもなるまじ、津川城より二十里許の狐戾城に、(今按、津川狐戾二十里とあるは誤謬あるべし一城二名なり)三百騎宛入置、新發田より一左右次第、五十騎百騎づつ赤谷城まで被遣、夜に紛れて新發田五十公野兩城へ加勢させらる、云々　伊達日記云、天正十六年、政宗公蘆名打亡し、會津郡中の肝煎大百姓召集められ、跡々物成御尋被成、御奉公仕候者共に、何れも御加增下され候、原田左馬助は會津御專切の時より、津川を下さる可き由御約束に候、津川の狐もどしと申城、金上遠江家中指置、摺上(スリアゲ)にて打死申され候間、城上越後本城を廻閏にかかへ、政宗公へ御奉公仕候故、左馬助に津川不被下候、會津山の內に仕ナ、□□ウ、横田、川口、屋ナリトは御手に不入置、八月末に左馬助爲御代官、新發田長井の御人數を以、屋なりの城責落なで切に仕候間、津川へ籠候者も御座候、津川は大切所にて御働も卽時に不成、左馬助得其意候へば、事伴の事に可被成由御意候、

去六日之書狀、今月廿六日京着、御書中并使者口上、一々令得心候、抑今度御覺悟討死之儀、不慮之次第、難盡紙面候、併被對太閤、御忠節、且京家御奉公、且口入、對越國御約束之旨無相違、景勝御手前偏御頼在御手柄部郡無其隱候、然而貴所事、去比御□而押者任候通、無餘儀候、自然御供之儀は、不可成御挨拶候、兎角御手前之御計策專一候、公儀御取成、并於其國兵糧米等、今日此方差下候、鐵炮同玉藥事、何箇年も候へ、御雜儀之中□可相看候間、可御心安候、任大御本意滋程在之間敷候、委曲使者可爲演說候間、令省略候、恐々謹言、

七月廿六日　　(花押、石田三成)

金上　六郎殿御返報(新風土記)

北越軍記又云、慶長二年、景勝會津へ入部にて、津川城には藤田能登守を被置、五年三月、能登守故あって、妻子下人二百計にて會津を出奔、景勝公は家康公を待受手配、津川には鮎川帶刀を被入置。又云、越後一揆、三條を陣拂して皆津川城へぞ集りける、堀の家老監物直政、丹後守直寄など、九月八日、下田表に一揆共を切崩し、勝に乘て追掛、六里の間に甲首百七十餘討取、津川へ攻寄ければ、城中玉藥盡き、圍を切拔落行けり、監物は城を乘取此旨を御所へ注進に及びける。(塔寺八幡宮長帳云、慶長二年丁酉、三月廿四日、從越後越勝樣御打入、同五年庚子、六月、越後之地家方へ申上り候間、津川口八十里

口、御代官には宇津江藤右衛門殿、滿願寺仙右衛門殿、ずが野殿、かき崎殿御打入候へ共、堀の久太郎殿衆、水くきほをき殿の衆、きんけんを働き、當國衆打まけ、則御かき被成候、

常浪川

天滿川とも、室谷川とも云ふ、上條谷駒形山并に御神樂嶽に發源し、北流して天滿を經て、津川驛の東に於て阿賀野川へ入る、長凡八里、此山谷を上條と總名す。

天滿 津川より鳥居に至る通路は、天滿に於て常浪川を横絶す、天滿は傳馬の義にて、昔の宿場の名殘にや、今小川村に屬す、會津領の時、海道組と稱し、八村に分れたり

上條

常浪川の山谷にて、今上條、東川、西川の三村を以て諸部落を總ぶ。南は大沼郡、東は河沼郡、西は中蒲原南蒲原に至り、各山嶺を以て相限る、會津領の時、上條組三十村に分れたり。

太田 今西川村と改む、上條谷の中央にあたり、室谷、柴倉兩溪の交會なれば、田野少平の地あり、羽黒神社あり、徑尺一寸の鰐口を藏す、銘に「康永四年八月十五日、太田今羽黒」とありとぞ（新風土記）近年太田を改め豐川とも云へることあり、津川驛を去る二里餘。

仁谷（杤堀） 今西川村に杤堀てふ部落に屬す、會津舊事雜考に、塔寺八幡宮長帳及び津川新善光寺過去帳に據り、永享五年會津の名族新宮氏兄弟、小川莊人谷にて自殺し、其首を黒川葦名家へ傳へんとせしに、忽祟厲を爲しければ、土民恐怖して所々に其靈を祭り、寶首宮と云ふと述ぶ。新風土記に「仁谷山は杤堀村の西一里、此山の西南鍋倉に洞穴あり、村老の說に昔高倉宮以仁王の生害ありし所なれば、此邊を御生害が峰と云ふ」云々とあり、新宮氏の祟厲を高倉宮に擬したる者歟。杤堀の長谷川氏に、元和六年漆木栁植するとも、蠟年貢はかへざる可き旨の制書（蒲生家より出せるもの）を傳ふ。又仁谷より西に踰ゆれば村松（中蒲原郡）川内谷に出づべし、古文書あり、往來を禁止せし狀見ゆ。

足まゝ之事、高に指り候金銀之事、京使江戸使之事、古者小川庄杤堀村之内、越後への道筋、人ケ谷に其村より定番を遣候に付而、高百石分右之通許遣候條、不致油斷堅可守者也、

寛永十六年五月　守　主馬

享保年中杤堀山に鉛鑛を採りしと云ふも永續せず、近年磁鐵鑛の探索を爲し、其伏在をたしかめたりとぞ。

東山 今東川村の大字とす、太田の東南二里許、字中山と云ふ地に、高倉宮の遺蹟と說き、車形の墓石、又鳴笄、清水寺の廢址、建仁二年の銘ある墓碑など、數多の傍證を擧ぐる者あれど、固より正實の論議に入れ難し。東山の隣部なる押手の舊家に、天正十八年平田左馬助と署名せる一通の文書あり、中に、

松橋殿の氏神、拾貳をゆわい立申され、かのなかとのは七間に作申され候と承候、次にはまはし殿のひくわんさるやはうと云者に、寺をかかせ候とうけたまはり候、やち田三千かり寺かき免にて候、松橋殿津川よりさるかくをのほらせ候て、七日時かためにおとらせ候とも承候、かの遊人達歸り申さるる事と者、かやうに深山草深處へ入候て、みかとにはまん世のかたみには何をかかせんとて、女めん一へん納られ候共承候（新風土記所引）

此書の文意未了の處あれど、松橋殿てふ貴人の一時山中に寓止したる由は明白なり、其氏神とて祭りたる拾貳社は今も中山に熊野十二神現存すれば、天正の比には松橋殿と云ひはやせる物ならん、近世高倉宮に附會して、更に種々に附會せる也。○東山村の中山（山中）の西五町計、小倉嶺に石神あり、御廟山とも云ふ、高二四尺餘、徑九尺計の封土の上に栗の老樹あり、其側に車の形に造りなせし石塔の如きものあり、此北に室狹き十六間計にも塚あり、車形の石を置く、此所より洪東に下りて二町四方計の平地あり、宮の住玉ひし跡なりと云、此處より東の方の小峯に大塚五つ、小塚二十餘連れり、何人の墓と云ふことを傳へず、俗說に高倉宮以仁王上野沼田より會津郡に來り、遂に此所に隱れ居て、天年を終らせ玉ふ、車の塚は其墓なりと、薨御の年は傳へねども、四月三日なりとて、今に尊崇すること大方ならず、凡宮の遺跡と稱する者は會津大沼郡所々にあり、或說に玉海「治承四年九年二十三日、傳聞、高倉宮及賴政入道、胡日の頃駿河國を經て、奧の方に向ふのよし、彼土人の告札あり、同十月八日、傳聞、高倉宮必定現在なり、去る七月伊豆國に下着、當時甲斐國にあり」など見え、王の遠國へ落延びたまへる一證とすべし、又高出村に御所神社あり、これは高倉宮と同異明白ならねど、月見御所と云ひ、貴人の住み給ひし所にて、社は其靈を祭るとぞ、此に又御所清水と云ふ泉ありて、今も土人尊敬して用ゆるものなし、笠一枚を存す、地は皮にて黒漆にて塗たるものなり、裏に鐵形を打しあとあり、寛文以迄は金の鐵形もありしとぞ、同村領寒寺に厨子あり、一は大昭寺高倉院尊位としるし、一は月見院尊儀としるす（新風土記）

御神樂嶽

常浪川の源にあたり、西川村大字豐川の南に屹立す、大沼郡に跨がり、山勢雄麗なり、標高一千二百米突。御神樂は土俗の說に、此山中に時々神樂の縹緲として聞ゆることありと云ふ、其何の故たるを詳にせず、伊佐須美明神の舊址とも云ふは採り難し。山麓廣谷（廣谷）に鑛坑あり、銅并に黄金を產す、第三紀凝灰岩に胚胎す。又近年杤堀山に磁鐵鑛を發見したり、津川驛の南四里。

駒形山

御神樂嶽の西南にして、室谷川の遠源とす、標高一千四百餘米突、南蒲原郡下田郷の東にあたる、此山

は初頭にあたり、殘雪斑をなして馬形を現出す、因て名づく、北に銀太郎、銀次郎の連嶺ありて、中蒲原郡との界をなす。

高陽山（カヤヤウ）　御神樂嶽の東にして、蒲原、河沼、大沼三郡の交界とす、東川村の柴倉の奥一里、柴倉川此に出て西北流、戸倉川を併せ、大田の邊に至り、室谷川へ入る。○高陽山と御神樂嶽の間に鉾峠（ホコガ）あり、本郡と大沼郡との徑路とす。

鹿瀬（カノセ）　今本鹿瀬、向鹿瀬を合併し兩鹿瀬村と改む、（會津領の時、鹿瀬組九村と云へるは、今の兩鹿瀬、豐實、日出谷の三にあたる）津川の東北に隣り阿賀野川の兩岸に沿る里落なり。草倉に銅鑛を產出す、近年本郡に於て第一の富源に推さるる所也。

温故拾要抄云、鎌倉の僧某、昔鹿瀬邑に方八町の地を錢五貫文に買ひ多寶（タハウ）寺を草創す、（安貞元年の文書を藏むれど疑あり）後五世歷て曹洞宗に轉ず、雜考曰、寬正辛己、越後草水邑觀音寺住僧可山、中興小川莊鹿瀬邑多寶寺、而爲曹洞宗、又新編風土記に曰く、古塚は鹿瀬村蓑岡の中に在り、新宮次郎盛俊が墓也と云、塔寺長帳、永享五年、新宮氏小川莊に打入討死のよし見ゆ、此人なるや詳ならず、又村の西六町許蓑岡の中に塚九つ相並べり、側に古松一株あり、邑主吉見氏先祖の墓也と、雜考に享祿三年の記に此村に住する吉見忠親と云者見ゆと述ぶ。

草倉銅山（クサクラ）　鹿瀬村に在り、近年々額二百萬斤に近しと云ふ、此山は第三紀層及び安山岩より成り、方今の鑛脈は草倉本𨫼、船內澤𨫼、滑澤奥𨫼、及び角神（ツノカミ）是れなり。○温故拾要抄云、鹿瀬銅山四所あり、一は角神より丑寅の方一里餘に在り、草倉山と云ふ、一は角神より寅の方十町餘に在り、大川端（オホカハバタ）と云ふ、一は角神より十五町許寅の方南谷（シナカダニ）に在り、一は角神より三十町許辰の方黑崎山に在り、又鶏足山と云ふ地より鶏足石を出す。○會津新風土記に鹿瀬銅山は元文四年より、鑛を採り、寬政二年を吏員を置き其事を掌らしむ、近頃は銅の出ることを甚少しとあり、明治維新の際、之を民業に任せ私採を許し、其後盛况を呈し、今に盛行す。

日出谷（ヒデヤ）（寶川）　今日出谷村と云ふ、鹿瀬の東北にして、阿賀野川の右岸に在り、日出谷の東北を寶川谷と云ふ、御靈山の西南澗にして、長六里許、今豐實（トヨミ）村と改稱す、其東は耶麻郡に至る。○日出谷の佛寺に、貞享年中囚人定の屍を藏置すと云ふ。

會津新風土記云、鹿瀬組揚川の左右に傍ふ村々は、間近く相向へども、川荒く急流にて、輙く船を渡し難き故、川岸より大綱をわたし、藤蔓にて一尺計の輪を作り、細綱をつけ大綱に通して之に物を結ひ引き渡す、又桐貝とて長五六寸周二三寸計に桐を削り、中を空虛に鑿り、其穿貫螺に似たるものを吹きて相圖と爲し、兩岸に出向ひ、彼此につけたるを引きて用を辨ず、土俗綱渡と稱ふ。

鳥井（トリヰ）（燒山）　本嶺の名にして、本郡と河沼郡の堺にあたり（即越後と岩代との堺）阿賀川左岸の規嶺とす、小野より八田禍取（ヤチタフクトリ）と云ふ、近年鳥井峠と改稱するは是也、今小川村へ併せらる。津川驛より鳥井峠まで四里、此間に燒山（ヤケヤマ）に險谷あり、田鼠石を產す、化石なり、鳥井より更に四里にして野澤驛に至る。

戊辰軍中雜吟　奥平謙輔

馬首橫於振旅還、相人熟視勝猶寒、雨閣今日無人守、狂使王師容易攀。

關河歲月思依々、春半出家秋未歸、落日飛鴻無限思、西風荷葉滿戎衣。

阿賀川（アガ）（揚川）　又揚川に作り、或は阿賀野川と云ふ、岩代國の西南會津高原（俗に小倉入（オグライリ）と云ふ）に發し、（二支源あり、一は只見川と云ひ、尾瀬沼を源池とし、帝釋山より出づる伊南川を併す、一は鶴沼川と云ひ、那須嶽、山王峠の北麓に發し、共に北流）若松平野に於て中游と

（阿賀野川）爲り、猪苗代湖より出づる日橋（ニツバシ）川を[illegible]水相會し、更に西に向ひ、越後山中を橫斷す、此地方は[illegible]中に[illegible]し、東蒲原郡是なり、已にして山を離れて平遠に流く、即中蒲原の沃原にあたる、下游には西方信濃川へ分水路あり小阿賀と名づく、本は松岡附近にて加治川及び福島潟の下流と共に一江を爲し、沼垂に歸入す、只見川源を距る五十里と稱す、本州々界に入り五里、津川に至り、津川より松が崎に至る十五里、津川以下は舟を浮べ帆檣と綱手を以て自由に上下す、一名會津川と曰ふ、古書に或は揚川と書し、偶に濁り更に桐川に作る者あり、

（會津川）會津名所云、阿賀川は下野國日光山の麓より流れ出で、會津の山中を經て當國に至り、松が崎の新川口にて海に入る、昔は加治川と落合ひ、大佛村の傍を流れ、新潟の向ひあたりに信濃川と合して、新潟湊に落たりしに、今は大に異也。○名寄補云、阿賀川は信濃川に亞ぎたる大河なり、水源は越後上州奥州の堺ヲセ沼より出で、若松南方の谷川及び稻代湖の水を併せて、小川莊の山間を過ぎり、蒲原郡内を流れて、享保年中堀開きたる松崎濱の新川口にて海に入る、津川より上は灘瀬多くありて舟通ぜず、津川より松崎新潟まで里數凡十五里、通船自由なり、從新村木等を日々積下し、戻り舟に鹽魚類の荷を積上る、新川口を掘開かざる前は、加地川、佐々木川、新井郷川を合し、沼垂驛の後方（南方）を流れ、信濃川と合して新潟の湊に至りしに、今は大に異れり。○阿賀の名義詳ならず、阿賀野の野はナニハなりとも云へど、方俗特に之を添て稱へざるは、別に謂はれある者歟。管見武鑑、北國太平記、北越軍記等に阿雅にも作り、阿雅（アガタ）二郡とは云ふ沼垂（今の北蒲原）瀬波（セバ）（今の岩船）二郡を指す、會津塔寺長帳に「享祿四年辛卯、此年あかきたのさむらひ、此外越後七郡のさむらひ同心あつて、長尾殿ときりあひ出來候」とも載す。○阿賀川の獵鮭場をすべて瀧と云ふ、往時は

專ら瀬(方言瀬)に就き鮭の上るを捕獲したれば也。會津新風土記云、小川庄揚川に傍ふ村々にて、鮭をうつと唱へ、川中に村をうち、木柵をかきて、中をあくること三間計、木錺を一にし、其側に石を累起し、上に九尺四方計の小屋をかけ、銛を一丈餘の柄につけ、鮭の登るをまち、打附けて是を捕る、谷澤(ヤザハ)村にてとれるもの鼻曲り、形も大にして味佳なり、藩廳に上け是を干てたくはふるに、暑を經て味變せず。

北蒲原郡

(阿賀北)

北蒲原郡(キタカンバラ) 下越後の大郡にして、西は阿賀野川を以て中蒲原と相限り、南は飯豐山、五頭山の脉を以て東蒲原と相限る、西北は海洋に至り、東北は岩船郡と相接す 今三町三十九村、人口十九萬、治所は新發田に在り。

本郡は古の沼垂(ヌタリ)郡にして、下越後又は下郡(シモ)と云へる區域の中とす、北國太平記に「阿賀北(アガキタ)二郡の内蒲原郡は過半新發田因幡守が領地なりと」載せし者即本郡とす、此阿賀北は何の頃より蒲原郡へ併せられしにや、黑川村藏王權現の鰐口の銘に、永享八年蒲原郡奥山黑川と刻めば、當時已に沼垂郡の名目亡びぬ。管窺武鑑に「阿賀北衆には、黑川、相川、色部、加治、松本、竹俣」云々とある中、相川色部は瀬波(セバ)の者と云はれ、即岩船郡の武士にて、阿賀北二郡とは今の北蒲原と岩船也。

沼垂郡(ヌタリ) 延喜式に載せ、和名抄には奴太利と注し、三郷に分てり、今の北蒲原郡、并に中蒲原郡の北部沿海の域地を云ふ。渟足柵、沼垂瀬等の沿革を稽ふれば、中蒲原郡の中に見ゆるごとし、本郡の建置は岩船出羽秋田と同く、邊防の城塞より一轉して、郡郷の政治に歸せし者とす。國造本紀に多く古國名を載すれど、以北の地は收められず、當時全く邊外の荒境なりしを見るべし。國邑志稿云、古事記に垂仁帝の同母王子沼帶(ヌタラシ)別命、伊賀帶日子命二柱ありて、其伊賀帶日子命は蒲原郡伊賀良志社に祭られ、其裔孫を五十嵐氏と云ふ、後世沼郡に繁し、沼帶別命は沼垂郡に縁由あるべし、書紀には鐸石(ヌテシ)別に作り、姓氏錄に和氣朝臣、稻城壬生公、山邊公など實に鐸石別命の苗裔とす ○大同方に

□太甲章□□□□□大伴君稻□等之家□□(下略)

とあるは上下缺文多ければ、奴太甲章なるべし、齊明紀に、渟足柵造大伴君稻積とある此人也 又今新發田の東南に大友(オホトモ)村あり(今竹之俣と併せ川東と改む)大伴君の名號を傳ふるにや、大伴佐伯氏の當國にも在りしことは、岩船郡佐伯郷に論ずるごとし。

(大伴)

足羽郷(アスハ) 和名抄、沼垂郡足羽郷、(國安須波)○今詳ならず、白川庄と云へる地にや。野志に白山庄は足羽郷なるべしと云ふも、彼庄は賀地郷と見る方穩當にて、安田笹岡など白川庄の地全く郷名の擬すべきものなし。一説、新發田に諏訪社あり、足羽社にて本郷は彼地とすと云ふも、附會にちかし)

城氏系圖に足太郎永家と云ふがあり、足羽の署とす、其弟を加地三郎永成と云ふに合考すべし、然るに永家は白山太郎とも號せる人とす、不審 大同方に

阿賀波□、大己貴神方、古志臣阿賀波丸之傳方、時人血標功、云々、

とある方剛も此地名を負へり。

白河(シラカハ) 舊庄名なり、又白川にも作る、近世本郡の西南、水原、笹岡、安田など諸村里を總稱しき。蓋阿賀野川の河流の清白なるより起れる名稱にして、其水邊の庄號と稱れる也。東鑑、文治二年、白河庄を殿下御領と注す、殿下とは攝籙家を指す、建長二年道家處分記にも載せ「越後國大面庄、越後國白河庄、右件庄々所附屬如件、家領自元不幾、彼此相分之間、雖之少以忠之至也」とあれば、殿下の家領なりしを知る。而て玉海には城助職を白川御館と云ひ、此人即庄司たりし也、今も安田の城址は初め城氏の居りしを、其苗孫世襲して安田氏と改め、元和年中に廢せりと云ふ、されば安田城址、即白川御館址なり。城助職は長門本平家に城太郎資長の弟、次郎資職、資茂後名を四郎長茂と改むと云ふに同じ、盛衰記一本には助持にも作る、治承四年兄資長越後守に拜任し、木曾義仲追討の途に上りしが病みて卒し、長茂代り其兵を率す

玉海、治承五年(養和元)七月一日條云、此次兼光朝臣曰、越後國勇士城太郎助永、弟助職、國人號白川御館、云々、欲追討信濃國、依故禪門前幕下法命也、(中略)助職僅相率三百餘人、元率萬餘騎云々、引退本國云々、然間本國在廳官人已下、皆遂宿意、欲凌轢助元之間、欲引籠本國之城之處、秀平(奧州高館)遣郎從、欲押領、仍遁去佐渡國了、此時所相伴、僅四五十人云々、其後前治部卿光隆知行越後國之人也、今日傳聞云々、後聞、□脱佐渡國□說也、引籠本城、云々、廿二日條云、人傳云、越後助職未死、猶以強、不減信濃源氏等、雖以掠領、未入部、云々、八月六日條云、前幕下傳院仰云、以陸奧住人秀平可被任陸奧國刺史之由也、件國素大略虜掠、然者拜任何事之有哉、如何、又越後國住人平助職、依宣旨、向信濃國、依勢少敗者、全非過怠、思節之至、頗可有恩賞歟、左大臣申狀云、可被補郡司賜官符也、云々、余云、秀平任守、更助職補郡司云、其思如何、十五日條云、去夜有除目、越後守平助職。○吉記、治承五年八月十五日條云、越後國守從五位下平朝臣助職。一代要記云、養和元年六

月比、以越後國白河四郎助職、爲大將軍、遣信濃國之處、爲木曾冠者仁科二郎等、被打落、助職僅存命而歸了、北國皆木曾押領之」とし、後に、東鑑、養和元年八月十三日條に「平資長、可追討木曾次郎義仲之由、宣下」又九月三日條「越後守資永、號城四郎、任勅命、驅催當國軍士等之處、今朝頓滅、是蒙天譴歟」とあるは、共に誤傳を載せし也、太郎資永と四郎助職を混亂したり、壽永元年八月の條に、城四郎永用とあるは、助職の更名にして、同十月の條に「相摸兒資元當國守護」とある資元は資永の誤とす、又同書に永用、長用、長茂などある、皆同訓異書なり。東鑑又云、城四郎長茂、本名資茂者、鎭守府將軍維茂男、出羽城介繁茂七代裔孫也、維茂於不堪上古之勇士間、時人感之、將軍宣旨以前、押而稱將軍云々、繁茂生而則逐電、任舍悲歎、經四箇年、依夢想告掘求之處、於狐塚得之、持來于家、其狐令變老翁、忽然來授刀、并抽摘等云、嬰兒可爲日本國主、於今者不可至其位云々、嬰兒者則繁茂也、長茂爲遺跡、彼刀令帶之、云々。

赤坂（アカサカ）（水草）

阿賀野川の右岸の山坡にして、水原、保田より津川町に通ずる路頭に當り、本郡の極南隅とす。今草水（クサウヅ）、六之瀬、渡場など坂の近傍の諸村、皆安田へ合併せらる。草水より保田、出湯の山中に花崗岩の瞭石多く露布す、石工之を伐りて草水ミカゲ石と稱す。

游赤溪、此地戊辰役戰場也、　廣堂
呼做赤壁赤奇哉、斷岸長江宛髣髴、驚鼓無聲山自拭、
但看隊々白帆來、

維新史料云、七月廿八日、官軍保田へ繰込、八月朔赤坂の賊壘乘取、八日草水村七曲山へ繰替、壘壁を築壘及砲戰、十二日猶又九山寳珠山へ轉陣、出湯口より分勢の人數と合兵固守罷在、十四日申の刻頃、同所へ賊徒多勢不意に襲來、同十七日寳珠山相固候隊絶頂より直ちに石間村賊壘へ押寄、云々。○策府云、戊辰之役、官軍破水原、進陣保田、賊據寳珠山、扼赤坂、以觀音寺爲營、時大風揚沙、長將野村三千三、昧爽先令奇兵隊從間道踰十三本松、縱火觀音寺、以本道軍衝赤坂、賊恃風不備、敗退保石間關、々臨阿賀川、截斷崖通路、最險隘、官軍不屈、雁行而進、賊知不可支、遂混砂雜糧食、置之營中、棄關走、官兵奪營食之、嘔死者數人。

觀音寺は赤坂の東なる山腹に在り、大字草水に屬し、本郡と東蒲原郡の交堺にあたる、此は曹洞宗、文明九年月窓和尚開基、隨法幢地なれば、地方の一名刹とす。寺の林園中に鑛泉涌出し、水石清奇の佳境あり、俗に湯場と號す、寺を離る、數町、鑛泉は六十五度、熱を加へて浴湯すべし。

新江川（シンエ）

赤坂の西麓に於て阿賀野川を分派し、西西北の方向に流れ、濁川村に至り新郷川（ニヒガウ）に歸す、元文年間に新發田藩の造築したる水道にして、其堤防堰棚等の土功巨大也。○名寄補云、元文四巳年、溝口侯渡場村に於て阿賀川へ水門樋を設け、分水して田疇にそゝぐ、白川庄岡方組と稱する村里壹萬石餘皆畑のみなりしに、新江成功の後は皆稻田となり、豐實の益初めに倍す、新江の灌漑する所、渡場村より新崎村に至る、里數凡六里餘あり、此の如き用水たるを以て、其源は大なるも末は甚細微なり、世俗新川（シンカハ）とも稱す（野志に據れば享保十九年の起工とす）

渡場（ワタリバ）

新江川の分派口にあたる、今安田村の管内とす、山浦の條に引ける古簡に、建武二年十二月廿五日、白河庄渡合合戰云々、渡合即此なるべし、今も安田と村松との間なる渡津とす。

天明三年伊藤氏記云、承應元辰年、村上の松平大和守様御代、阿賀野川渡場村より堀口立、新堀をほる、かみ（此三字不詳）村前通新川筋御普請、奉行里見久左衛門殿、

渡場より分水する新江は元文中の造築に成れど、之より以前承應中にも土功を起し、成らずして止みき、伊藤氏記に見ゆるもの是也、其遺跡は今も安田村の田疇に存するものあり。

安田（ヤスダ）（保田）

今安田村と云ふ、赤坂の西南にして、小驛市也、阿賀野川へ近し、新潟新發田より津川若松等に通ずる一站とす、新潟七里、津川七里、新發田六里。○方俗安田ダシと稱する東南風は、阿賀野川の峽谷に起り、安田の地其風口にあたるを以て此名あり、春夏の候殊に多く、連日止まざる事あり。

安田は貞享二年安字を改めて保を採り、保田町と云ひ、今も大字には保田を依用す、此町昔火災ありしに、安田（アンデン）の反切は煙（エン）なれば、其安字を忌むべしとて改更したりと、拘忌の陋習といふべし。○安田史料云、保田に隣接する古村は、寺社、大室、小浮、六野瀨、草水とす、自餘は皆新村新田のみ、前田は寛永十五年の初檢、澤田は正保二年、羽多屋は慶安元年、備永は明暦二年、先山は寛文六年、山本は正保四年、渡場は正保二年の初檢とす、（其保田の如きも近時二千石の村高なりしか、古檢は千石許とす）新保、久保の初檢は未だ聞かねど、恐らくは古村にあらず、新保は河畔の堆洲に位置し、久保は狹少の面積に過ぎず。又云、保田の管名、延寶、天和の比の新田檢地帳に、安田組安田町、又安田村と記せり、正德二年村鑑には

當町の義宿場故に、先規より諸色何も相勤不申候、

宿場とは中越後より加茂、村松を經て此地に至り、新發田に向へる古往來（俗に、北陸道の不時往還と稱す）なれば也。同村鑑又曰「當町の義數度火事に御座候に附、慶長十四年西町割直し」延寶四年檢地帳に「當町割直り古屋敷畑に成に附、今度合檢地」貞享二年永引帳に「當町燒失に附、居屋敷幷本畑割直に依て合檢地」云々、慶

長の町割とは城池の西表へ南北に市巷を置きたるにて、延賢貞享に至りては城池已に廢し、更に東西に長き村坊を置きし也、今は沿革して十字巷を成す。

安田（ヤスダ）城址 保田驛家の東南に存す、悉皆開發して田圃と爲れど、壘壕の遺址歴然たり。本丸、二丸、三丸、北郭の四區、方二町と稱し、本丸は長四十間横二十三間とぞ。（安田志料）

此村の正德村鑑に、城主安田上總介とあるは誤れり、上總介（名は能元、能元の兄惣八郎も上總介と稱せるごとし）は刈羽郡安田の人にて、毛利氏大江姓也 北越軍記列傳に「安田治部は平氏にて、謙信先祖より奉公致し、度々軍功顯し、大剛の兵也、川中島合戰にも働き勝れ、感状取候、只今の安田新六郎が先祖也」とあるこそ、此地の舊主なれ。土人の傳へに、此城は城（ジャウ）平氏の居れる所と云へば、彼れ平助職(長茂)の白川御館、蓋之に同じ、其裔孫在名を冒へ、安田氏と爲れる也、白河を參考すへし。北越軍記に、天文十一年、三條平六俊景叛の時、篠塚宗左衛門（治亂記に篠田と云ふ）を安田の砦に入置、下郡の上杉方を防がしむと云ひ、十三年、三條平六討死、諸將に新恩の祿を賜り、安田治部少輔順易に堀越、金津兩保を與へらる、此時安田砦は未だ落城せず、本主治部（治部順易の名を上總介順易と作る者は誤れり、且上總介は景勝公に奉公せし人にて、治部と年代前後の差あり、一書に治部長秀と云ふ）は舊邑に居らざりしと見ゆ。去れば天文十八年五月七日、菅名安田の兩城を下郡の新發田尾張守其攻取れる由を載せたり。治部子なく河田豐前長親の子を以て遺跡を相續せしむ、之を安田筑前と云ひ、景勝公に仕ふ。上杉家轉封の後此邑は本庄城主村上氏の知行と爲り、其將吉竹右近安田城を守る、元和八年廢城と爲る。

安田志料云、天文中此地に據守せる篠塚氏は、土着の世家にあらず、越後野志「古志郡大島庄皿の峰城主篠塚伊賀守の後裔主計某」と載せたる一族歟、北越軍記には天文十四年、篠塚伊賀守同宗左衛門等の凶徒所々の要害に栖籠ると載す。管窺武鑑「天正十五年、新發田伊地峰落城に附、伊地峰を下條釆女に被下、下條の地をば釆女の弟安田筑前に御加恩也」云々、又治部の一族と想はる掃部てふ人あり、天文二十二年河中島の戰に長尾平八郎と共に先鋒たり、弘治三年の上田原の戰にも功あり、又安田伯耆あり、河中島に從軍す、一說に伯耆と治部を同人と云ふ、又慶長五年、一揆蜂起の時、下郡の一揆の大將安田平八郎定治と北越軍記に見ゆ。

安田表附城之儀、昨日如圖取之鐵砲早々被仰附之由、可然存候、明日可罷歸候之條、無御油斷之□度可申上候、聊不可存疎意候、可御心安候、委曲御使者へ申渡候間、不能委細候、恐々謹言

七月二日　堀久（判）

三山　御返報（古簡雜纂）

安部埋非內覺書云、先年治部少輔むほんの砌に、景勝殿より足輕五十人我等預申候、越後の內安田城主堀但馬、中野長に人數を出し備を立候處に、其外物頭に清水釆女、小田伯耆守、西方左馬之助、岡村修理さて私組在候、拙者馬を入、敵を城中に押込、其上さくるわまて放火仕候、（會津新風土記）

署風土記に安田氏の出自を述べ、二說を擧げたり、其據平氏の裔孫と云ふもの稍信據にちかし、曰く、

長上正言記云、餘五將軍の支族城太郎資永より八代、城加賀前司入道師顯、其子越前守有時、父子共に新田義貞に從ひ、義貞打死の後有時が子有信、越後へ來り名字を改め、安田加賀守と號し、上杉家に奉公す、有信六代の孫有淸は上杉定實に仕へ、其子安田治部少輔長秀は或は伯耆守と稱し、謙信公に奉公、度々の軍功を顯す、天文年中栃尾合戰の功により、堀越半分金津保內下條村半分を賜はりしも此長秀なり、云々、（北越軍記、宮腰合戰の時、五備の大將安田治部云々）

一說「安田周防守は長尾爲景の妹聟にて、其先祖は源賴義の後、加地源太泰基が後胤にて、文明の頃安田城主と爲る」と述ぶ、謬戾甚し。山浦の條に引ける文書に白河與五爲氏と云ふも、南朝方にて、この安田在住の平氏たるべし。

孝順（カウジュン）寺 保田驛に在り、眞宗東派に屬し、親鸞上人三度栗の舊跡を傳ふ、又燒栗の緣起あり、共に近世好事の僧の方便談のみ。三度栗の不思儀は常陸國稻田（イナダ）にも說き、燒栗の奇跡は山城國田原の山中にも說く。（三度栗とは柴栗の一種也）○二十四輩圖會云、保田上野原の三度栗の舊跡は、孝順寺の支配なり、燒栗より根芽を生じ、而も年每に三度實を結ぶ、此寺の緣起に、渡邊源次競治承の亂に、宇治川に討死しければ、其妻子都を落ちて北國にさまよひ、終に越後分田村に隱れ住みしに、建曆二年亡夫三十三回の忌日にあたり、親鸞上人の巡化に遇ひ、其得脫の大慈緣を喜び、供養の爲めに燒栗を捧げしに、上人不思儀の法力を示し玉ふ、云々。○和漢三才圖會云、三度栗俗謂柴栗、其樹不甚高、其子薄扁、小殼往黑色、本草所謂栗楔之類、相傳、親鸞過分田村時、有一婦、持燒栗饋于途、至安田村、書六字名號賜之、於上野原休息、埋栗以餘甲地曰、我法昌世、乃燒栗生芽、果今成林、長八町橫十五町許、而每歲三度結子、云々。

上野（ウハノ）原 保田驛の東北なる荒原にして、大室村に至る、樹木叢生し、方一里許、故に上野林とも云ふ、林中に屋瓦を造り、陶器を製する家多し、一稱安田野とぞ。○北越軍記云、慶長五年、上杉家の舊卒人越後に一揆を起し、三條城を取卷けり、後詰として八月六日、村上周防守義

明千餘[illegible]にて安田野に陣をあり、翌七日溝口伯耆守を一手に成、三條より三里此方に陣を取、

夕霧に上野が原を過ぎくれば家路をふらし馬もまつく[illegible]も、　[illegible] 古樹

寶珠山（ハウシユ）

安田村の東端にして、東蒲原郡にかかる、甚だ高からずと雖、形状[illegible]にして其[illegible]す、此山高からずと[illegible]、[illegible]にして、遠望するも明に[illegible]すべし、峰巒[illegible]ずして、[illegible]岩より成る

[illegible]云、八月八日、官軍高田[illegible]五泉へ[illegible]、同九日同所より久保村迄進軍、翌十日赤坂並生水村邊に當り、[illegible]に相聞候に付、直に丸山間道へ進入、同十一日長州振武隊と合兵、寶珠山へ繰登せ、雲木[illegible]貫して相進候處、本道より官軍進撃、恰小松村[illegible]へ[illegible]進、[illegible]戰の折柄に付、[illegible]大を不[illegible]越、[illegible]下を[illegible]、[illegible]進、及[illegible]候處、[illegible]大に狼狽[illegible]、[illegible]の[illegible]に乘じ、直に[illegible]入、協力[illegible]、遂に小松村[illegible]門乘取申候、寶珠山の山の尾を立石山（タテイシヤマ）と云ふ、中腹に巨岩あり、祠堂を置き之を[illegible]、[illegible]を本地佛と[illegible]したり、此を去る少許に石門あり洞然たり、天成の奇構也、俗に胎内潜（タイナイクグリ）と呼ぶ、其邊に深流あり、[illegible]すべし、保田驛を去る四十町。（此邊に[illegible]中、[illegible]の[illegible]一所あり）

務京（ムナキヤウ）

寶珠山、立石山の麓にあたり、丸山（マルヤマ）の北とす、山[illegible]の原中に[illegible]岩の[illegible]として[illegible]所あり、俗に[illegible]に[illegible]せし事ありと[illegible]く、此邊をツベタ平とも稱す、ツベタ平の丘上に石器時代の繩紋土器の破片散布す、太古野民の墟落たりしを知るべし。

小澤（コザワ）

今安田村の管内とす、保田驛の西、[illegible]川の右岸にあれり、此里は北越軍記に、

天正十五年景勝公赤谷城を攻められければ、會津勢三百騎、津川より諏訪峠に着し、景勝大軍にて小栢と云ふ所に陣取居たりと聞き、峠より引返す、云々、

とある小栢に同じ。○小澤に接して島瀬新田あり、新發田[illegible]地[illegible]に曰く、

蒲原郡新發田[illegible]、[illegible]島[illegible]新田、館之腰與申所畑之内、古錢瓶堀出之、寶暦八寅年六月也、同年八月、右古錢二[illegible]地[illegible]作之、　[illegible]書

分田（ブンダ）

今分田村と云ふ、小澤の西北に隣り、阿賀野川に近し、其[illegible]即分田渡也、此邊[illegible]にて、[illegible]年々に[illegible]ず、[illegible]天明三年伊藤[illegible]記云、前々分田舟渡は福岡村へ舟着候處、元文三年に水が曾根村切れ川に成り、水[illegible]にて渡船相[illegible]候、分田村大橋より川岸迄四百八拾間、[illegible]保[illegible]年より[illegible]めて分田村永々舟渡新江屋（シンゴウヤ）へ舟着申候

分田渡之舟、勸進之儀、如前々之、給人并百姓方可致勸進候也、　慶長十六　十月六日　（溝口家章）

橋田くみ　古田くみ　加茂庄　保内庄
大茂之庄　出[illegible]　分田渡守かたへ

北越軍記云、慶長五年、越後一揆[illegible]として、三條城を攻圍む、新發田の溝口は後[illegible]として、七百餘[illegible]にて城を出て、三里（今按六里いあやまり）行て分[illegible]川に陣を取、一揆方は山吉、三條、藏王堂、[illegible]、水原、加治等八千にて五泉に陣を取、[illegible]に三百人を差遣し、[illegible]の内に[illegible]き、溝口を[illegible]候、溝口先手は[illegible]太兵衛、三百餘にて進みけるが、川端に新き不淨の多きを見て咎め、料り[illegible]ふに伏兵此野にあり、弓鐵砲を以てむくらの中を射立させければ、案の如く伏兵ともこらへかね、一度にざつと立出けり、引取けるを追かけ追かけ、百五十[illegible]人討取けり、

福岡（フクヲカ）

分田村の大字なり、近世文久三年、會津松平氏京都守護の功勞を以て、越後下郡に於て新用五萬石を賜はりし時、陣屋を此里に置きたりしが、數年にして廢す

寺社（ジシヤ）

分田村の大字なれど、保田驛の北にして、地勢分田に懸隔す。○柏崎[illegible]風土記、福隆寺は眞言宗にして、寺社[illegible]手[illegible]云、[illegible]て、[illegible]人[illegible]を[illegible]し、今も[illegible]、[illegible]す、元和二辰年仙雅と云ふ僧此[illegible]跡を[illegible]、[illegible]年、村上[illegible]堀丹後守、[illegible]て、[illegible]建す。

堀越（ホリコシ）

今[illegible]村と云ふ、[illegible]の北にして、保田[illegible]原の西なる大村なり、大字[illegible]に分る、東南[illegible]ゆ。

堀越村の中に[illegible]田原と呼ぶ地ありて、村民相傳へ新田氏の古[illegible]と云ひ、[illegible]古墳と傳ふるもの七[illegible]あり

小島（コジマ）

今京ヶ瀬村と改む、分田の北に隣り、阿賀野（アガノ）川の邊とす、此村の僧庵に梅の老木あり八房と稱す、又[illegible]數かけと稱する[illegible]あり（[illegible]ける車[illegible]榮[illegible]）近世[illegible]等[illegible]稱の花木を、佛法に[illegible]に假託して、俗をあざむきしも一時の風習なりけん。

小島の八房梅は、[illegible]人の奇特なりと云ふは、名だに見ば（和[illegible]にも[illegible]十）[illegible]此[illegible]五百年の古木、[illegible]からず、其花[illegible]八重にて、[illegible]は八[illegible]簇生して實を守ふと[illegible]ふ、然れども此八房は伊達政宗の朝鮮より遠く[illegible]せ來れる異種にして、佛法に相あづからず、[illegible]に當[illegible]を以て、今は民家所々にあり、南[illegible]記には八房は上古の[illegible]梅と同じと云ふ（[illegible]名勝志云、越後國蒲原郡なる[illegible]島の八房梅、昔仙臺の君政宗の朝鮮より持た來り、松島瑞岩寺に植ゑられし八英の梅なんあり、その頃ほひ後水尾の帝愛でたまひて、花香樹の名を賜りけるとなん、この梅越後の國と陸奥の國と、二本のみ名[illegible]るやうに聞へて、[illegible]に[illegible]には聞[illegible]ぬを、云々（松島圖志にも此說詳也）

水原（スイバラ）

今水原町、人口九千、下條山口を連接して一邑を成す、[illegible]西南の[illegible]也、新發田へ三里、新潟へ五里　○水原は近世[illegible]府の陣屋を置き、代官を派して六

萬石の公料を支配せしめし地とす。明治維新の初め、越後府を置きしも此とす、府數旬にして停廢せられ、水原縣と改め、尋いで新潟縣へ併合す。

水原は往昔福島潟の開田ありしより、民戸増加し、因りて殷富を致すもの多かりき、或は杉原（スイバラ）にも作る　上杉家の時杉原氏あり、即邑主たり、其城塞址は神明祠の邊と傳ふれど、今民宅と爲り分明ならず。○北國太平記云、天正十年、景勝公新發田へ出陣、八月十六日、杉原に着陣あり、翌日城主杉原左近將監を先手として押出、云々、歸陣に左近將監後殿して討死を遂げける、因て杉原近邊の者、城の番手申付られ、神越將監に杉原勢を預らる、其後新發田より網義を降参せしめて、梅津入道宗三、劍持市兵衛兩人を指添へ、杉原城を持堅めける、同十一年、景勝公又出陣ありて、先づ藤田信吉が砦を打取、此時杉原常陸介は本丸の留守にて、大將の陣本にありけるが、藤田が手へ寄り向く、景勝公は佐々岡の[illegible]井左[illegible]、下條采女は南人が杉原の押へに指置かれ、新發田表へ馬を向けらる。○越後治亂記云、天正十年、景勝公新發田へ御馬を出され候へ、會津よりも加勢にて攻まじとて、新發田勢は手に餘りなく田へ引籠、御人數出せられしに、水原の城代は[illegible]田與惣左[illegible]門なり、主二騎と云もの籠城を退し、新發田を討取、新發田　[illegible]北國太平記云、天正十三年、佐々岡、下條、安田の城をも、又の地は新發田の家老の評定し、杉原を攻落して大將の御意に預らんと、城を取巻き攻討かず、梅津入道が家人一心により、當手二の曲輪迄乘取られけ、大將梅津は搦手より落て行く、斯て杉原城へは近邊より當番手を遣されけるが、翌年の春大國押七を杉原の城代になさる（北越軍記云、杉原常陸介親憲は大國但馬守が弟にて、舊七郎と云、杉原讃岐守實家が養子となり、度々の軍功其名尤高し）北越軍記云、慶長三年、轉て水原に首[illegible]を置かれ、七萬三千石の地を治む、寛保中代官山中源四郎某あり放逐せられ、下吏二人死刑、一人遠島に處せらる。（維新史料云、七月廿五日、柏崎表より海軍御繰出、松が崎濱へ着岸、軍艦七艘、即日千人程城下下町へ御繰込、不取敢[illegible]内口々諸人數差出、翌廿六日新發田城より福島潟間道進軍、翌廿七日早天水原陣屋攻撃之處、賊狼狽一戰にも不及、市中放火潰走。）

下條（ゲデウ）

水原市の西北に接續し沖積の村となり、此は北國太平記に、天正十年、織田が越國亂入に附、新發田、井地等、諸城、新潟、乘見の敵城押へのため、阿賀北二郡の内、蒲原郡の者共には、當國の[illegible]井新左衛門尉、下條の采女、杉原左近、安田の城兵云々」など見ゆる所とす。下條采女は河田豐前の子なりしにや、管窺武鑑に「天正十五年、新發田滅亡に付、伊地際の城をば下條采女に被下、駿河と號せしめられ、下條の地をば采女舍弟安田筑前に相恩なりしとも記す

無爲信寺（ムヰシンジ）

下條に在り、慶長年中邑人佐藤氏の建立に係る、とある一寺號を置て改號したる者なれど、二十四輩武田無爲信坊の名を繼ぎし者なれは、今眞宗東派の名刹にかぞへらる（二十四輩、會津に、無爲信法師は武田太郎信義の子にて、母は鹿島大宮司の女なり、奥州會津郡稲津に誕生す、信勝と名乗り、同國耶和に居住せり、聖人常陸國稻田の郷に在す時、信勝これを聞傳し、無二の信心を發得し、遂に以て宮の野郡に一字を造立しける、今の御寺の城下梅小路は此地なり、又會津郡大房（オホブサ）に一字を建立し、文永元年七十九歳にて大往生を遂げらる、これを無爲信寺と云ふ、永正三年白川郡柳倉に移し、寛永年中蒲原郡田中に移され、又寛保中洛東に再興せしめけれど、いづれも無縁にして相續せず、終に寶暦年中從如上人の命に依し、越後に再興す。）

山口（ヤマグチ）

下條に接續す、山口は慶長十六年溝口伊豆守善勝（澤海邑主）の三男九十郎元勝へ分地新田一千石、子孫江戸旗本に列し、世傳して大政革新に至る。

安野川（アンノ）

下條山口の西を流る、源は大室村の上が嶽に出で北流、水原町の中島に至り、安野川と呼び、末は駒林村を經て、葛塚村に於て新郷川へ入る、長六里、一名駒林川、本名庵の川。

大室（オホムロ）

今笹岡村へ併す、水原の南、安田の東北に當る、郎菱（ヒシカ）嶽の麓とす、寶珠山の東にして、五頭山の南皆一脈の別峰なり。

（墓蓋）北國太平記云、天正十一年、景勝公杉原より新發田へ押出す治長は城を十四五町出て陣を取、左の小山續きに能き繁みあり、是れ究竟の場所なりとて、景勝先陣の合備の中より大室源次郎一手を彼茂みへ遣され、翌日合戰最中に敵の後へかかりければ、治長敗軍す。

村杉（ムラスギ）

大室の域内にして、温泉の出づる所なり、近年浴槽を修理し、旅店ありて來客に應ず、温八十五度火熱を加へ入浴に適はしむ　此地出湯村をたる十餘町、其間の一溪に第三紀白堊層より動植物の化石出づ、俗に龍石と呼ぶ。

宮之下（ミヤノシタ）

大室に隣接し、今共に笹岡村に併す、山浦八幡宮あり、一書に此宮を式内、蒲原郡日飯野神社、或は中山神社なぞ云ふも採り難し、元和二年古帳に「宮田之與宮之下村、五拾餘石」とあれば新村にはあらず

山浦（ヤマウラ）

宮之下の古名なるべし、山浦八幡の號遺れば也、越後野志井に式社考證に見ゆ）蓋武中の古簡に山浦條と云ひ、白河庄に屬す、隣近の村里をも統べて條と云へるにや。

越後國白河庄山浦條地頭、大見[illegible]橘守代、加治國兵衞四郎政光申状事、右同庄白河與五郎氏、同一族等小國兵庫助、同一族等爲對治[illegible]向、大將佐々木近江權守景綱之間、馳被御下、去年建武二年十二月廿三日、

興田庄御□合戰之節、同廿五日白河庄渡合合戰之節、捨身抽忠之條、御見知之上者、賜御判爲備後證狀如件、
□武□年十二月、
承了（花押影）　大日本史料

信州の村上氏滿の子國滿、當國に來り山浦源吾と稱したり、もしくは此地に居りしにあらずや、佐々岡を參考すべし。

五頭山（イツツムリ）

水原の東南にして、出湯村の峰巒なり、五峰并び起れば此名あり、昔は此山に修驗秘密の行道を修し、弘法大師の開山と稱して、佛神を安置したり、蓋山下の温泉を以て奇特の表示とし、之を本として諸種の靈應を說きしならん。

名寄補云、五頭（イツツムリ）は□□の北に聳る、天旱すれば近里の人絕頂に登り、薪を燒て雨を祈る、山足華報寺に温泉あり、一說に此山古名五月雨（サミダレ）山と云ふとぞ。○按に、此五頭を五月雨山と說くは、福島潟を越水海と判定するが故ならん、古歌なりとて

年を經て宿りし越の水海は五月雨山の森宰歟、

是は佐渡新風土記とて虛誕多き書に見ねて、爲兼卿の作と曰へり、固より正しき典據なし、其他數說あれど採り難し。○縮新史料云、八月三日、諸方潰走之賊徒、勝屋出湯邊の山谷に潛伏之趣に付、出湯村へ繰込、五頭山上へ臺場を築、番兵差出置、四日賊兵襲來、五日五頭山に循又賊兵襲來、十九日中の澤へ繰込、賊徒八人打取申候

出湯（デユ）

今笹岡へ併す、水原の東南二里、鹽類泉あり、温百度三度、山中なれど客舍浴室等の設備稍足れり、本州に於て屈指の温泉とす。

丁□洞春館浴泉　　鵬堂

養痾兼足養閑情、浴罷山園試散行、自在煙嵐來入眼、天風擺破石泉聲、

柏崎領風土記云、出湯村は相傳へ往古空海法師四方に周遊して化益し、此地に來り暫く逗留ありて、二十六坊を建てたりと、今に石佛所々に殘りてあり、賽河原（サイノカハラ）は村より北の方十五町計にあり、石を積て早世せし者の菩提を弔ふに因て名く、三月より七月比まで參詣多しとぞ、華報寺の僧來て水施餓鬼を執行す、温泉、華報寺境內にあり、何れの比より湧出ると云事詳ならず、温泉小屋四間二尺に三間一尺、其中に五ッの湯槽を設く、凡諸病に宜し、湯槽には分きて効驗ありとぞ、別に浴者の旅亭を設けず、温液に浴する者は農夫の家に留す。○按に、温泉の湧出する地に、夙に人民の住止を見るは、諸國に其例證あり、此なるも必しも空海を待たず、空海開山と云ふは中世修驗行道の徒の假托して唱へしのみ。但し此出湯寺、藥師堂の邊に、石佛石塔の古雅なる者の散亂するは、謂ゆる往時布金の地たるを證するも、空海と相干係せず。近世安永年中三十三體の石佛觀音を造り、別に山中に置く。

華報寺（ケハウ）

出湯村に在り、彼温泉は其境內に屬す、曹洞宗、文明年中、耕雲寺六世大安梵守の開基なりとぞ、然れども此に藥師堂の驗場等のありしこと、文明以前已に久し、大安和尚は廢圯を中興したるならん。越後志云、華報寺藥師堂の傍に、寶曆九年銅經筒を獲たり、長八寸徑三寸銘あり曰く、

右志爲過去慈蓮聖靈一周忌也、本願聖人一寶、大檀那平氏女、大檀那大中臣朝臣德夜叉丸、永仁五天□四六十三敬白、

又天神堂村（今天神堂と改む）修驗寶藏院舊記に曰く、

一峰　觀世音、二峰　藥師、三峰　不動明王、四峰　毘沙門天、五峰　地藏、蓮臺山金剛界、法花山胎藏界

（中略）右之通五頭山峯落、本尊五體、□繪飯綱不動像一幅、同繪彌陀像一幅、金佛大日一體、此外諸法相渡申候以上、

延應元年己亥九月三日　　□□□判

越後雜志云、昔弘法大師五頭山に□界の□□を□し、五峰には護摩檀を起し、五佛種現を勸請し、山下には□持の靈窟あり（今の温泉窟是なりとぞ）海藏寺□院を本坊とし、四院三十二坊の末寺を附屬せしめ、四世繁昌したりしが、曆仁年中火災の後衰へ、今も南に□□□野あり、大日堂僅にのこり、西に法□山とて、羽里村に其名のこる、云々、○今按、龍門役話に、南禪寺開山大明和尚は、一時越後華報寺に住栖したりと記す、即此

上一分（カミイチブ）

今笹岡村の大字なり、下一分と云ふもあれば、中世の庄田名田の一分々地の遺號とす。○柏崎領風土記云、上一分は新田常說と云人の開發せしと云傳ふれども詳ならず、古城跡は村より東の方七丁計にあり、今陣が峰と云、又隣村折居村の地內に八森と云古城跡あり、此八森落城の時、陣が峰に相陣を取し所とも云傳ふれども是も亦詳ならず、館屋敷は村の東端にあり、何人の住せし處にや詳ならず、廣さ二反餘。

折居城址（ナリヰ）

今笹岡村大字折居に在り、女堂（ナンナダウ）城とも云ふ、其岡を鉢盛（八森に同じ）とも呼ぶ、千坂氏の塁墟也（女堂）

略風土記云、折居村鉢森の千坂氏は上杉家の庶流にて、扇谷朝宗の孫高春（千坂駿河守）を祖とす、高春越後に下向し此に居り、其孫を清胤とす。○柏崎領風土記云、笹岡村の古城主今井右衞門佐は、女堂村の八森の城主地坂伊豆守と合戰に及び、天正六年二月、八森へ四十餘人忍入落城すと、此時保田より笹岡の城主庶なるを窺ひ、七十餘人の兵を引率して、□兵急に笹岡城を攻む又落城に及ふと、此森の□傳なり、按に地坂は千坂を誤り傳へしなるべし、千坂伊豆守清胤は上杉家代々の四家老の一人也、分別工夫辨才逞しき人體なりしと、千坂伊豆其子二人、嫡子は病者にて役に立たず、生質愚にして遂に家門斷絕す、後に直江兼續が才覺にて、千坂の家人滿願寺千

石倉門と云者を取立て、家督を繼がしむ。○新居山に虛空藏堂あり、又權現堂あり、女堂の名も之に因りて起る、中世の修驗行道の遺跡たるや明かなり。

羽黑（ハグロ）　今笹岡村に屬す、隱婆堂あり、一說に此は往時羽州の羽黑山伏の流ありて、役優婆塞を安置したる者と云ふ、出湯村に近ければ出湯のウバサマと稱せられ、近年世俗の信仰するもの甚多く、十王經の葬頭河の奪衣婆と混同す。

笹岡（ササヲカ）　佐々岡、又笹岡にも作る、今笹岡村と云ふ、安田と水原との間、堀越の東なる諸部落を合同兼併す。

山崎村對方之內、常安寺へ進置候、與開右寺屋敷之儀、是以來□分定置處、相違有間敷者也、仍如件

元和五年卯月十日　堀　丹後守直寄(花押)

何の世の事にや、渡部（ワタベ）の城主左衛門尉國行、ある時婦女を從かへ國上（クガミ）御山の花を觀しに、其日笹岡の城主中將常安も山に會り、互に事咎めして遺恨を結ぶ、之を謠曲（キヨクヤ）にて作りて其事を云ふ、名所、野志、按に中將とは中條にて此國中條てふ氏號あり、其を訛れるならん、今此村の近地に居人何某に、同中將何某の位牌ありと云ふ、又天樹寺は天樹丸てふ童の葬揖所と傳へ、鎭守八幡宮あり、中條氏は古家人にや、東鑑に多く中條氏あり。○北國太平記云、天正十一年、景勝出馬、菅野より上道七里計りの行程を押て、杉原（スイ）取出べしとて、其日の尻の下刻、阿賀川の南まで押付る時に、佐々岡（ササヲカ）の酒井新左衛門尉上卒を從へ、川の向に備を立て敵を押へ、味方に川を渡させけり。北越治亂記云、新發田押への第一は笹岡にて、此城は御館亂の戰功として、今井源右衛門に給りし也、新發田へは一日、春日山へは三日路也、前度山浦源吾國清の居城なりしを、遠所は如何とて、國清を近所へ移し、其實を今井に預給、今新發田押への所なれば、酒井將監、黑金宮內兩人、足輕百餘人指添らる、今井先祖は下平修

理と云ひ、上田の妻有の住人たり、云々。○維新史料云、七月廿七日官軍新發田より四小隊、笹岡表出張之處、堤村に於て光圓寺脫徒屯集之旨に付、寺燒拂ひ笹岡へ着、翌廿八日保田表へ進擊、八月朔日、草津（クサウヅ）屯集の賊徒攻擊の手配有、云々。

松岡（マツヲカ）　今浦村と併せられ松浦村と改む、五十公野の西南にして、笹岡村の東北とす、八幡（ヤハタ）、放生橋(法正橋に作る)等の大字あり。八幡に八幡宮ありて、古祠なるべけれど、緣起明了を缺く、西大寺容尊が諸國に放生池を置きたること、孝謙、高倉傳等に載す、其所なるべし、放生川、放生（ハウジヤウバシ）橋の地名さへ遺るは、其傍證なり。

北越軍記云、天正十年、新發田表退陣の時、直江山城守新發田勢に被切立敗軍之所、上杉民部大輔義春橫鎗を入れ、新發田を突崩し、八幡の砦涯まで追討に仕候、八幡の砦は放窪と申て、五十公野城との間に佐々木川と中川向、則五十公野城より五六町近所にて候、先手行かかりに、八幡砦を取、遂之を落す。又云、景勝公先手の衆、新發田に被切立、放生橋迄敗軍、其本迄因幡守乘掛、大事に及候處を、上條義春は前備なりしが、景勝日の丸の旗を取、三十間程先へ押出し、手廻の者を下馬させ鑓を取、膝の上に乘せ、長柄に折敷て備候に附、因幡守引返引取所を、追討に仕候。北國太平記云、新發田合戰に、後殿杉原左近將監討死しければ、直江取て返すに、妻手は山高く峙ち、弓手は深田にして沼の如し、其上放生川幅狹しと雖、谷川にして岸高く、然も底深き早川也○治亂記に放生を放行に作るは誤れり、此川は細流にて末は乙治松原を經て福島潟へ入る。

荒川（アラカハ）　今松岡村へ併す、笹岡出湯の東北に當る、荒川山は五頭山の隣嶺にして、山中に魚止瀧あり、(嶺東は赤谷綱木等の山谷にして、新發田より津川驛に至る小徑あり)溪流の末は本田村を經て二里餘にして福島潟へ入る

本田（ホンダ）　今本田村と云ふ、荒川の西北にして、福島潟に近接す。享保寶曆の頃より、盛に潟端（カタハタ）新田の開墾を計畫し、本田山の溪流に土流（ツチナガシ）とて、土砂の流送を行ひきと云ふ。

天王（テンノウ）　今中浦村の管內なれど、本田に接し、福島潟の南岸にして、水原新發田の中間とす、牛頭天王堂あるを以て此名あり、近世の新墾地にして、全く沼澤の退涸（ヒアガリ）に成る其開田は市民に命し當事せしむ、此地の市島氏の如きも其一人なりき。

福島潟（フクシマ）　本郡の西部なる潮沼にして、周圍四里、(方一里許)新發田と水原、葛塚の中間にあたる。下流は西北に決して新潟川（ニヒガタ）と稱し、濁川村の名目所に至り、阿賀野川へ入る。此潟は近世四周淺水の地皆開墾せられ、幾多の新村新田を生じたり、俗に潟端（カタハタ）と云ふ是也、往昔は此潮水の面積猶廣く、大畧荒川、笹岡（ササヲカ）等の高地を南限とし、其北は海岸の沙丘を限り、一體の卑濕沼澤たりしごとし（其以北、二王子飯豐の數川流此に注し、幾多の洲渚漸く涸れて近世の狀態に推移したる也）猶太古の潮沼生成の初めを照會するに、福島潟も一面の海灣なりし時、その海灣に淡水流れ、沖積して、漸々に淺水を生じ、淺水との外に門洲を生じ、內外相隔離す。かくて門洲は風力の沙埃を飛揚堆積せしむるに因り、(之を流沙と云ふ)漸次に沙丘を築り海岸を築り、又內潮は鹹湖より變じて沼澤と爲る。而も淺流搬出の泥土は沼澤の間に漂積して陸土を生ず、新發田の地が此福島潟と紫雲寺（シハ々）潟の中間に漸起せるは、此的例とす、凡是の如き水陸の變遷は、越後の平野に於ける沙丘沼澤、河水田土を生成したるなれは、今日蒲原郡の卑濕地は、數萬年の太古に於て、一面の淺水海灣なりしこと勿論也、地學者或は之を澤湖と命名す

うらみても何にかはせん立てのみ思ひ[illegible]なさなけれは、越後[illegible]成[illegible]げる越の水海[illegible]かけれ
ば蛤もまたひろはれ來にけん、貫之

(越水海)

此二首は[illegible]に傳ふる所、福島潟を[illegible]越の水海と稱したる證とす、然れども[illegible]にせよ貫之朝臣にせよ、[illegible]の作なれば、越湖をなるか[illegible]必しも此に[illegible]するを待ず、萬葉集に越中國布勢[illegible]名なる水海あれば、後世[illegible]の作は[illegible]とみる可なり、[illegible]潟をも信濃[illegible]と稱す、[illegible]

東遊記云、福島潟は越後にて[illegible]大なる潟にて、[illegible]六七里に餘りて、江の如く湖水を見るが如し、其外にも鎧潟、白[illegible]潟、鳥屋野潟などいひて越後には潟と名付るもの甚多し、他國には無きものなり、此越後は唐土の江南の地に似て廣大なる國にて、しかも際も限なき如く甚平坦なる土地なり、其中に大河流る、土地甚平なる故に、川の流れも急ならず、所々に河水兩方へくぼみ入りて溜り水となり、是を彼地にては何方何方といふ、皆甚大にして二里三里四方、或は五六里四方なるも有り、他の國は地狹く、たとひ廣き所にても土地に高下あれば、川水急に流れて左右へくぼみ入るのいとまなし、唐土なども繪圖を以て考ふるに、洞庭湖といふ者、此越後の潟々同趣なり。

(潟端新田)

○福島潟の潟端新田は近世年を逐ひて成れりと雖、殊に力を致せしは新發田藩にして、加治川の治水と相待ちお[illegible]行へり、享保中新發田藩、加治川井に福島潟の溜水を松ヶ崎[illegible]に決せしめんことを幕府に請ひて允許を得、乃之を從として沼澤の新田一百町を幕府に納れ、開田の着手完成る、已にして幕府水原に陣屋を置き、吏員を派し潟端新田の事を監視せしめ、山本丈右衛門と云者に請負を爲さしむ、寶曆中丈右の事功半途にして敗れ、是れより人を代へ勞を積み、縁邊の田土年を逐て増加す、當時開發人を地主代と云ふ、蓋丈右未成の事功を後人代りて整理しぬ[illegible]。

小川氏天保九年記云、福島潟は土流し井に舟運びの路[illegible]にて、追々田地[illegible]致し候、阿賀川出水の時、新井郷川[illegible]水致し、潟へ吐出し、且元來潟附同樣の場所に附、開發地方[illegible]、水上高八九尺位の所々に築立、數千間に及候得共、右新開場所[illegible]所之事故、[illegible]今水[illegible][illegible]不申、[illegible]近地面に[illegible]にて、土引等年々取捨、其[illegible]田方用水不用の[illegible]より、右開作前途、川々土流致候、地主代りは[illegible]年以前、新發田城下町同役[illegible]兵衞と申者、元地主より一萬五千両に[illegible]讓候處、潟端[illegible]限に[illegible]、[illegible]々[illegible]受、目錄に致度趣にて、追々約諾の由相聞候、右目錄に相成候得者、自然自然開作、入はまりも遠び、新田養育の一助にも相成候に付、役場(地主)にも厚く世話致し、才覺金[illegible]り等も致され候。

葛塚（クヅツカ）

(新郷川)

今葛塚町と云ふ、人口八千、福島潟の北西にして潟の下流は一條の江水を存り、此村を經て新崎[illegible]に至り、加治川と共に阿賀野川へ入る、之を新井郷川と云ふ、長三里、新潟川より阿賀野川に通じ、阿賀川に入り新潟に至る航路あり、小舟[illegible]を[illegible]、[illegible]、凡五里

葛塚は沼垂新田にして、近世の開闢とす、小市街の狀を成し、水原に亞きて町と稱らせる、[illegible]土記云、葛塚は七八十年以前まで、潟にて草原多かりしを開發して、今は人家數百軒、田畑甚廣濶なり

岡方（ヲカガタ）

(高森)

舊新發田藩政の時、小澤、分田の邊より小島、京ヶ島、黒瀬、十二、高森の近傍、すべて阿賀川の東岸を岡方組と稱したり、養水乏しくして白田多かる諸村なれは也、新江を以て養水とす。今十二、長戸呂、高森、三屋、太子堂等を合せ岡方村と稱す。

小川氏天保九年記云、岡方組新江之儀、享保十九寅年新規[illegible]、江戸御[illegible]八ヶ下向、御普請[illegible]江[illegible]堀立、[illegible]に仕り開作仕候

濁川（ニゴリカハ）

(新崎)

今新崎、名目所を併せ、濁川村と云ふ、岡方村北に[illegible]、新江川、[illegible]川、[illegible]し、相合して名目所に於て阿賀川へ注入す。

正保圖に[illegible]、[illegible]川[illegible]阿賀川[illegible]に[illegible]、加治川は[illegible]、一村の南を[illegible]阿賀川に會ふ。延寶八年の新潟沼垂出入立會圖に、[illegible]川を新發田川と標記し、其北に並行して濁川、[illegible]濱通[illegible]、[illegible]後[illegible]加治川の[illegible]、[illegible]川の[illegible]、[illegible]形の大[illegible]を[illegible]し[illegible]とす。[illegible]と云ふは今[illegible]新發田川の前にあたり、濱通堀は今[illegible]治川の河道にあたる、此加治川は正保の頃には、眞野より西南に流れ、佐々木村を過ぎ、新發田新田に於て新潟川を合せ、西に折れて阿賀川に入る。故に正保圖には新埼濁川、高森を隸せず、其以東なる[illegible]山[illegible]町、[illegible]屋村、[illegible]、[illegible]村、[illegible]山村、[illegible]村、等は見えず、享保十一年、加治川[illegible]、新崎内[illegible]の[illegible]路を塞ぎ、新に[illegible]、山を斗破して河道を作り、[illegible]崎領に導く

木崎（キサキ）

今島崎村と改む、葛塚の北に隣り、新發田より新潟に至る通路にあたる　細江あり、月を松崎新潟に通せしむべし、新發田川、又木崎川の名あり、此渠は古圖に乘通堀とも云ひ、加治川の一支流なりき。

東遊記云、新潟より小船をかりて此國の木崎といふ所迄五里が間、川の入江くを傳ひて乘りしに、其間廣き所は二里に餘る所もあり、狹く入込所は僅に二三十間の所もあり、是は木川筋にあらざるゆゑなり、流れ甚靜にして流れざるが如し、此日時大にて、兩岸の景色うるはし

く、入江〳〵には蓮の葉甚多し、夏月には新潟の町より舟を浮べ、蓮華を賞し又は納涼なども甚繁昌すといふ、此船中より四方を見るに、西南より東北へ六七十里を見渡して山なし、東北には二十五里の所に佐渡山見ゆ、東方に奥州會津の山見ゆる也。

内島見(ウチシマミ)

今木崎を併せ、島崎村と改むる者是也、近時新潟沼垂より新發田に往來する通路之に係由す。

内島見村は正保圖に載せ、福島潟と海濱との間なる沼澤斥鹵中に孤立せる唯一の村なりき。爾後陳世の治水開土により村落四傍に起り、今や民口萬を以て數ふ。當時の形状を按ふに、内島見村の左右に前潟後潟の二大潟あり、加治川其南を流れて水濱相通ず、故に東は佐々木、道賀まで北は太郎代濱、松が崎濱まで、内と新崎、濁川まで全く無主の空隙なりき。

沼垂郷(ヌタリ)

和名抄、沼垂郡沼垂郷、今中蒲原郡に屬する山之下、河渡(カウド)の邊より、北蒲原郡松ヶ濱、南濱等の海岸一帶の地なるべし、沼垂濱の古蹟の事は、中蒲原郡の條に詳にす。

松崎濱(マツガサキ)

今松ヶ崎濱村と云ふ、太郎代の西北方にして、阿賀野川口の右岸なる沙丘に倚る、加地川末村の南に於て阿賀野川に會し、共に海に朝宗す。此河口は信濃川口の東約三海里七鏈にあたり、門洲あり、水深二尋乃至六尋未滿とす。往昔は諸水松が崎より西に轉折して信濃川に合流したるを、享保十五年此地の沙丘を開鑿し、直に海洋に注注せしむ、是れ新發田藩の土功にして、福島潟及び諸水の氾濫之に因り大に減少し、沼澤の田土に變じたる者最も多しと云ふ。○戊辰の亂に、東西兩軍、其阿賀野川の間に對抗して秋に至る、新發田藩孤立、官軍に應せんと欲するも形勢甚難し、七月下旬、官軍艦艦に乗じ松崎濱に至り、進みて新發田を取る。維新史料云、七月廿八日、吉井幸輔より大村益次郎への状に曰く「官軍北越松か崎より拔揚陸候處、新發田人數早速相應し迎へ候に付、無人境を行く如く沼垂迄占め申候」又揚陸隊の一將の届書に曰く、七月廿三日、火輪船六艘直に島見、太夫、松ヶ崎三村の沖を指して進み、廿五日海岸に近づくも半里程にして、進退聞合、直に愉快之事に御座候、端船を以て一時に上陸、松ヶ崎を指して會り、此にて長兵庄内之重臣を刺し申候、此夜松ヶ崎の會津川の岸に、遠々壘を築き相固め、新潟よりの敵に備へ候、

松が崎は正保圖に松ヶ崎新田與伎と標し、此村の海濱より揚川(阿賀川)の岸までの距離を擧げて、此間拾六町四拾六間と記したり、揚川は此地の南邊に於て屈曲し、降下の水勢、ややもすれば此間の沙丘を突破して、直に海洋に洪溢せんと欲す、故に特に此註記を爲さる、新潟の津民は每に松が崎の決潰を危懼し、濟濟江河の變遷を防へんことを力めたり、新潟奉元祿十年會論日記に曰く、

元祿三年九月、松が崎濱に堀出來候、松が崎邊の條段々川試仕、海へ程近く罷成、兼々無心元存居候、然るに今度濱邊に堀をほらせ候へは、満水之節は能水道に可相成候、先年御公儀様迄も御歎申上候通、阿賀の川新堀之水道にて、新潟は衰微可申候ては、當町一統の難儀に候上、沼垂町へ申遣候處、寝町奉行より右の堀埋させ申候、

是及過以て沼垂乃至新發田藩の官民が、松が崎に新河を起し、新河を造るの資料ありしを反證す。享保十一年、加治川を松が崎に轉ず、時に幕府新田の功を欲し、紫雲寺潟を排水するや、新發田藩の人民幕府に出訴する所あり、遂に新潟の津民と協議せしめ、松が崎の沙丘を穿ち、小水路を造ることと爲る。然れども其水路は長六町幅三十間、河口井に出水なりしも、洪水排注の洗堰たりしのみ。而も斗破の翌春洪水の至るや、護岸洗床の土功皆破れ、從來屈曲の河道は全く棄拾して新水路に就き、

是より信濃川會津川は截然其注口を分ち、新潟津民の苦情百出して、新發田藩に要求せるも、終に奈何ともし難かりき、天保九年小川氏舊記云、

享保年中、加治川紫雲寺潟へも分水落入候を、御公儀にて右潟新田に御取立の節、字境川(道賀(タウカ))分水しめ切被仰付候に付、出水之節加治川水吐不宜、水拔御普請御願申上、享保十四年、江戸表より御役人御下り、十五年八月廿三日、御普請鍬入、同十月十四日御切明、口幅七十五間、川巾三十間、海手まで三百八十五間御座候、此入用金七百兩餘、人足壹萬五千六百餘人、新發田領内より差上申候、然る處十六年春、雪汁出水にて、右御普請所大破仕、御定杭押流し、水深貳丈餘、堀幅百五十間餘、暫時の間に罷成、兼而被仰付候御繕普請之儀、可仕手段も無之、江戸御役人御下り見分之上、同十七年十九年追々御普請、云々、(中蒲原郡の通船川を參看すべし)松が崎は享保年中堀割之節、船出入不殘被求の規定にて候、然れども昔は信濃川阿賀川兩口を以て立來候樣相聞候處、承應中右兩川一口に相成、[illegible]信濃川新[illegible]口相立申候、其後阿賀川通に於て、松が崎地低故水溢れ、濱山段々欠崩れ、享保中水拔御普請被仰付候、云々、

神祇志料云、式内[illegible]市川神社は今松崎村の稲荷社也(式社考證、小池氏云、松が崎の稲荷社を市川神と云ふは、此傍を流る加地川の舊城遠かりしに依り、上古は市川と唱へしに因る歟、其社天保年中まで加地川の邊にありしが、川缺と爲り山上に移す。○蒲原闍雜載云、松が崎稲荷祠のある山丘は、其峰を鶏が腰と名づく、又城が腰と云ふ、小川氏舊記境川切開享保中の書に、

加治川惡水拔の箇所御見分、太夫濱と松ヶ崎の間、城の腰と申處御見分、御檢使御意には此處も水吐能く可有之、云々、

さある卽此をす、此峰は甚高からずと雖、信濃一本杉に福島潟の方面を眺望し、眼界頗廣し、もしくは古の渟足柵なきの遺址にあらずや、奥州の多賀城址は市川てふ村落に在り、名義は詳ならねど、諸州の國府址に市川てふ名往々見ゆ。

加治川（カヂ）

本郡の中心を貫流する水流にして、其源を赤谷川と云ひ、飯豊山に發す、新發田の東に於て今泉川、姫田川を併せ、平野を洞流して、松が崎濱に至り阿賀野川と共に海に歸す、長凡十五里、福島潟、紫雲寺潟を左右にし、其間を流るゝを以て、水の利害頗大なるものあり、新發田藩政の時、歷世築堤改修等に力を盡し、其治績今に稱せらる。

此川は古書に賀地川、又鬼川に作る、賀地郷の西を過ぐるを以て其名あり、加治村、三日市より下流五里、小舟を通ずべし。此川の河道變移のしばしばなりしことは、餘他の諸水に異なり、今日も潟湖排水の計畫を試みつつあり。相傳ふ、此川はもと福島紫雲寺の兩潟へ分派歸入したりしが、後其福島潟の北方に長函埠洲漸く成り、潟口と河筋は分離す。正保圖には潟の北方、佐々木、高森の間は濱山に至るまで一圓の空白と爲せず、已に加治川と福島潟とを分離せしめ、潟の餘水は加治川に流入する狀を載す。又當時道賀村より西南に屈折し、佐々木村の西を經て、高森村の邊に於て新潟川(潟口)に相會したり。一圖に之を新發田川と標し、古書に佐々木川と云へるもみな之に同じ。承應中に至り、聖籠觀音堂の西なる砂丘に新河道を通じて、內島見に導き、學東南の下流を塞ぐ。享保十一年、更に蓮潟の北なる二山（フタヤマ）を斗破し、直に西方に駛行せしめ、松が崎の濱通堀てふ低地に導く、俯後大變なし。近時に至り、排水の計畫は道賀眞野原の邊より、(屈折を避け)直に次第濱に海に放たしむるに在り。卽四里の迂回を止め、一里の捷徑を作り、閘門を設けて、

(二山)

航路の水量を節制せんと云ふ者なぞ。

島見濱（シマミ）

今南濱村と云ふ、黄八箇濱と唱へける、諸村の南部なれば也、松が崎濱の東にして、木崎の北一里半。八箇濱（ハチカハマ）とは島見左右の濱村を云ひ、沼垂濱より出羽國へ赴ける古驛路にて、義經記に

蒲原のたりを越えて、八十八里濱なぞ云所行過て、

とあるは、此八が濱より乙濱（キト）に到る間を指す。

龜塚濱（カメツカ）

今龜代濱、次第（シダイ）濱を合せ龜代村と改む、島見の東に連接す、龜塚とは古墳狀の一丘名にして、エモト山とも唱ふ、小祠ありて、一説これをば式內市川神社と云へり。

聖籠（セイロ）

今聖籠村と云ふ、加治川の西にして、新發田の西北一里半、砂丘に觀音堂あり、之を聖籠森と云ひ村名之に因る。

俗說に、此觀音堂に豐後國眞野百合若と、玄海島翠丸との昔話を牽强するは、隣村に眞野の名あれば也、當國廿九番の巡禮所とす。○北國太平記云、天正十五年、景勝新發田表より歸陣、新潟乘足へ馬を寄せらるべしとて、新發田池之端兩域の間を通り、瀨伊路（セイロ）の森を右に見て、佐々木川を渡り押通す　今此路程を按ふるに、佐々木村にて加治川を渡り、觀音堂と內島見の沼澤の間を過ぎ、島見濱へ出でて北陸道の大路に會ひしを知る、正保圖にも此觀音堂を大書し、沼澤の間なる嚮標たりし趣を理會せらる)

(瀨伊路)

蓮潟（ハスガタ）

今蓮潟村と云ふ、聖籠村の西、島見濱の東とす、承應年中加治川を聖籠の西北に迂回せしめ、蓮潟へ導きしが、後又蓮潟の北なる二山を開通し、以て今日の形狀と爲る。一書に享保十一年、加治川瀨替、蓮潟より新崎前へ水通り候を、島見浦山そとへ新川筋相ましし、松が崎前へ出す(天明三年伊藤舊記)と云へり。

佐佐木（ササキ）

今佐佐木村と云ふ、新發田と木崎の間にして、新發田西北の水陸衝路に當りければ、戰國時代關門を置けり。此に佐々木川あり、此川は新發田城外の田野より發源したる溝渠なれども、昔は加治川の一派にして、鴻沼村に起り、濁川村に於て新潟川を合せ、阿賀野川へ入る、長凡五里。

(佐々木川)

北國太平記云、天正十五年、景勝新發田表より歸陣、一里半先なる歩渡りにする所の佐々木川へかかり押行、[illegible]上道七里有餘にして、新潟乘足へ寄せらる。○佐佐木は古書に佐崎に作る、氏號佐々木に相因するにはあらず。建武三年、秋山高長軍忠狀「五月十七日、於佐崎原合戰、[illegible]捨一命、若黨中間討死被疵、其數不及注申」云々、高長は足利方にて、佐々木加治近江權守景綱に屬し合戰したる也、佐崎原とは新發田と佐々木村の間、福島潟の汀岸なりけん、正保圖に福島潟の北際に佐々木の一村を標するのみにて、今餘の新田は勿論見えず、後世佐々木の西南一里に葛塚町起る。

(葛塚)

猿橋（サルハシ）

今猿橋村と云ふ、新發田町の北に接す、北國太平記に「天正十五年、新發田治長が老臣猿橋和泉、城に心を寄せ、猿橋口の寄手藤田能登守の陣へ矢文を射入、敵を引入」とあり、佐々木村の東に隣る。

道賀（ダウカ）

今中田、島潟、眞野目なども合せ鴻沼（コウヌマ）村と改む、猿橋の東北にして、加治川の左岸に當り、新發田城下の低卑の田野とす。正保圖に據れば、加地川は道賀村と觀音堂の間を流れ、地藏堂山と稱せる河洲も載せらる。又享保の末まで、加治川の一支は道賀と眞野の間より、紫雲寺潟へ入り、之を境川と名つけしが、同十三年之を杜塞し、紫雲寺潟を開墾す。

島潟（シマガタ）

今鴻沼村と改む、(島潟は道賀の東南一里餘、新發田の東にあたる)加治川の左岸にして、堤防を以て洪水に備ふ。凡加治川は島潟以下の下游は大堤あり、

格護して以て水患に防ぐも、歳時潰決の憂あり、地勢を按ずるに島潟は加治川の本流(赤谷川)と姫田、今泉の諸水の合流する所にして、中游下游の段層にあたり、謂ゆる激衝の一角とす。故に一朝此堤にして潰ゆれば、新發田より西北の平野は江海に變ずべし、明治二十九年七月此堤破壞、浸水の田圃八千餘町なりしとぞ。(是より先、安政四年五月にも、島潟堤防決したることあり)河道の形狀を見るに、往昔加治川の本流、もしくは支派は、此邊より新發田城の北を經過し、佐々木の邊に至り福島潟へ入りし如し。今も城北の卑低の沼田をば鴻沼と稱し、古川跡さへ殘り、佐々木川と云ふ。土人の傳に、溝口氏入部の後、加治川の堤防を起し、島潟より道賀の方へ河道を定め、鴻沼の亂流を治め、城下氾濫の患を免ると云へり。

(鴻沼)

池之端

(吉浦)

今吉浦、中之目等に合せて、中浦村と云ふ、新發田の西にして、福島潟の東縁とす。○池端五千石は近世溝口讃岐の食邑とす、此家は新發田侯二祖宣勝の三男、内記宣俊、寛永五年、新田五千石を分減せられて別家し、乃江戸旗本に列し、世襲して明治に至る。

越後治亂記云、天正十五年十月、新發田落城、二十九日池端へ押寄せ、霜月朔日には城主[illegible]之助を攻落さる。○北越雜記云、寛永五年、新發田藩二祖宣勝の二男左京宣知、新田六千石の地を分給し、切梅に役所を置き、江戸旗本に列す、元祿五年邑を奥州の中に易へしめらる。(切梅、今中浦村の大字にのこる)

新發田

今新發田町、同本村の二に分つ、人口一萬七千、下越後の都邑とす、新潟の東七里、本郡の中央にあたり、近く山海を控帶し、田野の間に居る。

態用一簡候、抑前刻者新發田被討果候儀、其聞候間、實儀不屆、爲專使得可申屆、先用脚力候處、還而預使價候き、本懐不斜候、(中略)

極月三日　　伊達　政宗　(花押)

上杉殿(古簡雜纂)

新發田は近世溝口氏の城下にして、慶長の初め、土田五萬石を賜與せられ、爾後加墾新開、年々に加はり、實入二十萬石の封額に近すゞ稱せられき。又俗說、新發田の文字もと菅田、柴田等に作りしを、溝口氏受封の後、開墾の義を寓して、之を改むと云ふ。然れども上杉家の世の舊記、多く新發田を用ゐ、菅田、柴田は之を見ること稀少とす、溝口氏改文と云ふは、附會の談のみ。

新發田城

今兵營と爲る、(外郭は開きて民宅に變ず)仙臺師團の管内にして、步兵第十五旅團、第十六聯隊の營所とす。此城は加治氏の一族、新發田氏の築く所にして、天正中因幡守重家に至り、上杉家に叛き、攝守七年の久きに涉りしが、遂に亡ぶ(重家の牙營は後の溝口氏改修の本丸にあらず、二丸の北なる小丸即是也)慶長三年、溝口伯耆守秀勝、國主堀氏の與力として賀州大聖寺城より入部、堀氏絕家の時離立、五萬石の所領舊に仍る。溝口氏の封内、沼澤不毛の地甚大なりければ、歷世力を治水に用ゐ、墾田年々に加はる、文久元年、幕府封額を正して十萬石と爲す。戊辰の亂に、陽に東軍に應ぜりと雖、敢て兵を出さず、七月下旬に至り、急に官軍を迎へ歸順す、已にして發落。○續國史畧云、慶應四年六月、會師(有泉横山二隊)次五十公野、米將千坂某等議曰、新發田首鼠兩端、不及今討之、恐貽禍、三日進兵薄城、要新發田、徵藩主出質於米澤、及出兵表信、曰不然則、與鼓相見、五日城主溝口某出城、而館諸水谷、將出質也、於是會師退舍五十公野、而師米師舍松崎沼垂、新發田農民四集、撤橋梗道、以沮藩主北行、明日揚旗鼓、持竹槍、擁圍城下、勢不可制、於是城主竟出質。

新發田氏の祖は佐々木盛綱の裔孫、加治太郎左衞門尉綱重なりとも、加治左兵衛尉資寶なりとも傳ふ、實は明證なし。○北越軍記云、新發田尾張守長敦は越後に久しき名字にて候由、勝れたる勧不承死去仕候、子なき故弟の因幡守治時に一跡被申付候、此因幡守は剛强第一の兵にて、一代の武功數十度あり、謙信討死の後、弟に少知を申付られ新保と申候　又云、新發田因幡守は織田信長の内通を得て、天正九年に心を企て、會津の盛名より兵粮玉藥人數を遣し助けらる。○越後治亂記云、家督論の時、安田惣八郎は景勝の爲め、五十公野源太を引附なば、一定勝利と思ひ、長澤道壽齋を說き、道壽齋同心して源太を引入ける、源太は新發田尾張守が弟にて、後に因幡と受領す、信去景勝代になりて、させる賞もなき故、安田は是を恥て自殺し、因幡守は道壽齋と談合して楯籠る。又云、天正十五年十月廿三日、五十公野落城、誅伐の男女の首を、新發田が外張の堀端に埒を結て懸たりける。○管窺武鑑云、天正十五年九月廿四日より新發田へ取詰られ、廿八日本城乘崩すべくして、泉澤河内守が備を以て池之端の後攻を押へ、藤田能州の寄口は、南大手の猿橋也、廿五日の夜半より、安田上總介搦手口より押寄、一の城戸の町屋へ火をかけ責かかる、猿橋口の敵内通ありければ、藤田長柄の者六百人一番に城へ押入、能州自分は西の曲輪へ向て備を設けたり、夫より本丸一曲輪を取巻て、同廿七日迄備居候、廿八日の朝景勝公諸手を解して、本丸をば御旗本を以て蹂潰せとの上意あると均く、藤田は其備に下知し、眞先に堀へ飛込、云々、色部修理は因幡の妹婿に候間、色部に首を討せ、景勝公へ奉る、即柴田の城をば小倉伊勢守に下さる、小倉その後因幡守を夢に見て煩附、明年春死去也、因て城を宮島三河守に下されしに、又死する、其跡佐藤平左衞門も同く死し、山岸宮内拜領、本丸に丸倉を建て柴田堂と名附、云々。(名寄云、新發田福生寺に往昔の因幡守殿の墓あり)

「令旨拜見仕候、仍對[illegible]之儀、雖學有子細、而于今如此、御率候由、被達上聞、長谷三位法眼へ下御申不[illegible]御下知、過當至極候、[illegible]之旨、[illegible]法眼へ[illegible]得貴[illegible]候條、此旨可預御披露候、恐惶謹言、

霜月四日　（新發田）重家（花押）

長谷殿　[illegible]

「御[illegible]、仍[illegible]八幡之稱號、[illegible]之三字井不[illegible]、新發田因幡守被施之儀、被[illegible]下、間[illegible]任[illegible]候、[illegible]作國[illegible]、[illegible]生之[illegible]調候旨、[illegible]般[illegible]由、然[illegible]御下知非[illegible]之旨、宜預御披露候、恐々謹言、

十二月十日　景勝（花押）

長谷三位法眼御房」

諏訪神社

新發田の鎭守なり、昔は城中の小丸に在りて、[illegible]新發田氏の[illegible]所なり、[illegible]一年、溝口宣勝の時、[illegible]町へ移し、[illegible]中町三ノ町に移す、今の[illegible]是也、[illegible]を配祀し、俗に太夫[illegible]と云ふ、無[illegible]の名稱とす。[illegible]寶光寺は曹洞宗、溝口家の[illegible]所にて[illegible]の所建とす、託明寺、眞宗東派、溝口氏に隨從して賀州より轉徙す、寶光は[illegible]名淨見、即ち勝の法諡とす、正[illegible]中將軍家（常憲）の諱に觸り、淨見を停めたる者也、眞[illegible]宗、寶信院は溝口氏の所[illegible]とす

五十公野（イキミノ）

今五十公野村と云ふ、古[illegible]イキミノなり、[illegible]城郡に五公郷あるに參考すべし、新發田の東南に隣り、其山丘を五十公野山と云ふ。

（井地峰）

五十公野或は井地峰に訛る、北國太平記に「謙信公の小姓井地峰[illegible]五郎は[illegible]して道[illegible]齋と云ふ」とある是也

治亂記云、道壽齋と云ふ者は、元能登國山[illegible]の城代長澤筑前守が小姓なりしを、謙信所望ありて長澤勘五郎と號せしめ召仕はる、新發田因幡守が聟と爲り、五十公野の城代を被仰附、然るに景勝公に怨を含めることあり謀

心す。又云、天正十五年九月、景勝五十公野へ押寄、後の山へ人數を入れ、諸木を切伐し、[illegible]田へ[illegible]渡し、寄場を拵はせられ、大將は上の山へ備を立て、城中を眼下に見下、其後十餘日攻給、十月廿三日、直江山城守が手にて攻落し、道壽齋夫婦は自害也[illegible]武鑑云、井地峰城を直江に被仰附、城の西方山際より[illegible]町程隔て、七八町餘り土居を築廻し、東の山下を流るゝ[illegible]川を南の方より堰入て、此一方を手向はずにして、景勝公東の山へ御陣替被成、南の方追手口は藤田能登守、[illegible]見は島津左京亮、兼て池の端の押へ也、搦手口は安田、二の見は小倉伊賀守也、須田は柴田の押への爲めとて、土手の外へ押出して備へたり、云々、柴田落城の後、伊地峰をば下條采女に被下、此時駿河守に被補也。

石井神社（イハヰ）

式内[illegible]の官社也、今五十公野山に在り、後世本地佛を[illegible]き觀音堂を建て、岩井堂（當國巡禮廿八番）と號せり、別當をば白蓮寺と曰へり。

式社考證、小池氏云、中條峠の若一王子祠を式内石井神社と稱するは誤れり、五十公野に岩井山こそ[illegible]、社境なれ、此山は他山に異り、奇岩怪石[illegible]立ちて、いと面白く、松の群立見ること多し、觀音堂其頂上に在りて、堂前に[illegible]もはてざる古井あり、今こそ水草居たれ、此石井昔はめでたき[illegible]美水なれ、其號は即古の神社なり、元祿十年の舊記に、

岩井山白蓮寺は來迎寺[illegible]林[illegible]創草の儀、年代久敷、記錄紛失、知不申候、岩井山權現之堂、代々守致來候云々、

と錄し、古き配札に岩井山權現護摩供別當なぞと記せるもあり、されば近年白蓮寺住職も復飾して神社にかへされたり。

古四王神社（コシワウ）

五十公野村に在り、蓋越王の謂にて、大彦命を祭るとぞ、當國所々にあれど、此なるもの最著る、

[illegible]村[illegible]高昌寺と云へり

爲吉四王[illegible]、田方[illegible]、任[illegible]之旨、可有寺納者也、[illegible]十[illegible]年三月十[illegible]日

（判）（溝口直温殿）　高昌寺

内竹（ナイタケ）

今五十公野村に屬す、[illegible]此寺に[illegible]木川と云ふがあるやに[illegible]せたり、五十公野と[illegible]、[illegible]三[illegible]條あり、[illegible]北[illegible]云[illegible]、慶長五年、越後一揆の起、溝口伯耆守[illegible]因へ[illegible]、一揆方[illegible]田、庄瀬、[illegible]寺、[illegible]千餘にて[illegible]、[illegible]々木川[illegible]にて[illegible]と一[illegible]、[illegible]打[illegible]、一揆散々になりて潰にけり、

豐田（トヨタ）

古[illegible]名にて、[illegible]新發田五十公野の邊を指して日へり、東鑑、文治[illegible]年、當國豐田庄東大寺領と載するもの是也。

五十公野山に、新[illegible]田[illegible]淨見院（[illegible]）の[illegible]あり、[illegible]年改號して豐田[illegible]と云ふ、即庄名を[illegible]て[illegible]とす、五十公野山[illegible]現[illegible]に[illegible]甲申、新發田豐田之[illegible]信州之[illegible]、行年七十二[illegible]云々、と[illegible]す、また豐田[illegible]、建武三年文書に見ゆ、山浦の條を參考すべし、鴻[illegible]の地[illegible]ならず

米倉（ヨネクラ）

今米倉村と云ふ、五十公野の[illegible]にして、赤谷川の左岸[illegible]す、[illegible]新發田領は米倉村の山内に限り、赤谷以南は會津領なりしを以て、山内には溝口氏の[illegible]あり、新發田より山内まで三里

（山田）

新新史料云、山内口、六月十四日[illegible]、[illegible]の折[illegible]、大雨前[illegible]々、賊も赤[illegible]に乘じ[illegible]す、[illegible]相對し暫時[illegible]も不[illegible]、[illegible]人數より何者に候や、相尋候得は、[illegible]州と答ふ、暗號いかゞかと[illegible]候、[illegible]して不記答、[illegible]方込矢に裝塡の間合もこれなく、[illegible]相接、[illegible]、苦戰時を移し賊を斃すも多し、[illegible]之賊を長[illegible]して、赤谷[illegible]候處、賊[illegible]を集め、網木村山上に[illegible]候趣に付

翌十五日曉、賊の背後へ出て不意を撃ち、我落崩して猶走す、其明十六日掃蕩、諏訪嶺を越、津河を隔て我々對陣、互に打合候得共、雨後河水怒漲して渡不得。

赤谷（アカタニ）

今赤谷村と云ふ、舊小川庄に屬し、會津領たりき、山内の南一里、加治川の上游にして、二王子山、紫川山の峽間とす。此より綱木峠、諏訪峠を經て東蒲原郡津川驛に通ずる險路あり。戊辰の亂に、七月下旬、會津兵は水原、新發田より赤谷に退き、關柵に據り守備す、官軍進擊一戰利からず、已にして敵守地を棄て、津川へ走る、此より津川迄凡六里。

赤谷は東鑑に小河庄赤谷と云ひ、往時は彼庄(東蒲原郡)の喉口たるを以て、其庄號を負へる也。且越後より會津に赴く通路は、六十里越、八十里越、小川越(阿賀野川を溯る)の數多あれど、古人は赤谷越を以て捷徑と爲し・なり、近年まで新發田侯の江戸往來は此路を採れり。(管窺武鑑云、天正十八年、(奥羽繩打の段)景勝公會津より野沢津へ押し、赤谷峠を越え、下越後の黑川、相川へ出る、云々、又十九年、(九戸一揆加勢の段)景勝公赤谷越をして、會津へ出らる、云々。

赤谷城址（アカタ）

會津温故拾要抄云、赤谷村の西に大壇と云ふがあり、高一丈周四十間、是は城四郎永用の妙見菩薩を崇奉したる故跡とぞ、東鑑曰「壽永元年九月、越後國城四郎永用、於越後小河庄赤谷、構城郭、相奉崇妙見大菩薩、奉呪咀源家由、有其聞」また闘峰壘址は村西三町許山上に在り、南の方に隍の跡存す、今は草木繁茂し、往々兵器の朽たるを得ることありといふ、天正十五年、上杉の臣新發田因幡、其主に叛き蘆名氏に通せしとき、小田切三河を此に籠めて拒兵とす、十月中旬、[illegible]を攻む、數日防戰し、終に腹切て死す、[illegible]云所あり、景勝の陣所なりと云ひ、[illegible]、東樋[illegible]間より淸泉涌出す　〇北越軍記云、新發田因幡守逆心の時、會津の蘆名盛隆へ内通、内々に越後境赤谷城主小田切三河守を絆きの通路として兵粮玉藥人數を差遣、太平記云、會津の三浦介盛隆は會津の界、赤谷峠に砦を築き、先代より赤谷左衛門佐と云ふ五百騎の士大將を籠置れける、此城西と南は沼深く池廣く、又高山峨々として寄手の備配り自由ならず、治亂記云、會津領赤谷の城代、小田切三河守は新發田が一宗なれば、兵粮を船通ひして津川を下し、下江川と云所へ入て新潟へ運り、夫より新發田へ屆ける、(今按、此運粮の水路は誤傳なるべし)又云、天正十五年八月、景勝公新發田表へ押詰、先つ加地、今泉を攻落し、九月十四日、赤谷を攻め落し、其より五十公野へ押寄、(〇北越軍記又云、天正十五年九月、赤谷落城し、新發田より會津への通路切塞かれ、因幡守も最期を覺悟し、家人波多野男左衛門を、赤谷より五十地野迄の道筋三淵と云ふ大節所の岩穴に隱れ居らしめ、景勝公の通り給所を待居ける、云々。

瀧谷（タキダニ）

(小戸七瀧)

今赤谷村の大字とす、此一溪は加治の右岸にあたり二王子山の中とす、内倉川又は小戸（チド）川と云ふ、山中に七瀑あり小戸七瀧（チドノナナタキ）と號す、又温泉あり。

瀧谷温泉は炭酸泉、百五十度の熱湯にして、文久年中、浴槽客舍を置く、村家を離れ一嶺を越ゆ、四里餘の空山に孤在し、幽僻極まる、赤谷川(飯豐川)の溪畔にあたり飯豐山の西北、二王子山の南とす。

觀小戸七瀑記　　小川　恋齋

(上略)天保癸卯之夏、一日得導翁、入瀧谷村、過村得一川、曰新江、傍川行三四町、得阿彌陀堂、上磴六七十級、回顧則山水平遠、既非俗境、又行半里許、路益窄、山則一塊石、丹碧斑如荷葉皴法也、既而兩山忽闔、途窮而水合、乃涉達西岸、路稍嶮、一里許、休溪上、導翁曰、是名七瀑口、東入山三四町、得樵夫焚炭舍、乃定爲夜宿處、又行四五町、得温泉、谷水奮激、全石爲底、全石爲蓋、湍流倒懸、魚不能上云、自此樵徑未啓、闢茅荊而進、途窮出溪上、是爲大瀑上流、積雪下見水、至是顧後者、久不到、日且暮、急尋來路、歸未及半道、日已落、束枯茅燃之、照山求路、遂得達茅舍、已過夜半、與翁炊米、睡意始蘇、將寐甚猶不申脚、皆坐賦達旦、乃與導翁尋昨路至雪溪、氣候如春、得曲湍者、非奇觀、又進上得一匹練、名赤眞瀑、大石丈餘、水搏之、激爲千萬條練、翁曰上有御澁瀑、路險難達、乃不往、更攀一山、赤岩嶮、[illegible]下山、[illegible]、是爲其瀑所懸、瀑迺右折、忽得三匹練、第一名不動瀑、次四ヶ子瀑、次滑瀑、以不動爲最奇、俯仰可十丈、水唯見微揚、無直下者、[illegible]揚起、狀如白霧、坐崖上而觀、日暝雪消、[illegible]瀑勢愈急。(下略)

赤谷鐵山（アカタニ）

(飯出川)

地學雜誌云、此鐵山は飯出（イヒデ）川(加治川の源)の畔にして、鑛床は赤谷村の簀立（スダテ）、及び小又（コマタ）銅山に散布す各本村を東に飯出川の崖腹に沿ひ上ると凡二里半餘の處にあり、高山を負ふを以て冬期は積雪甚深く、爲めに十二月より四月に至る間は採掘の事業を中止す、(銅鑛は鐵鑛床中に硫化銅の散點するものに過ぎずして、盛業は得て望む可からざるなり)鑛石は鐵雲母に屬し、陸中和賀郡仙人鐵山のものと同一なり、鑛石の品位は勿論上下の區別あるも、其石灰岩中に挿間するものは、品位概ね上等なり、鑛床は數多の扁豆形をなし散布するものなれば、鑛量を概算するに甚錯雜するを以て、局處ゝに計算せば、合計十九萬噸とす。

飯豐山（イヒデ）

又飯出に作る、赤谷村の東凡八里、山勢雄大、本郡幷に岩船郡西置賜郡(羽前)耶麻郡(岩代)東蒲原郡に涉り、峰巒秀を競ひ、三國嶽を中心とし、大日嶽、杁差山、若王子山等座を連ねて聳ゆ、大日嶽最高し、本郡と東蒲原の交界にあたる。此山彙は主として花崗岩より成り、傍支蟠延して、方十里餘に亘る、三國嶽標高

千八百餘米突、大日岳千九百三十米突

飯豐は名[illegible]、一說湯出の義と云ふ、又新撰字鏡に豐を井比止與と訓み、[illegible]州[illegible]河郡に式内飯豐[illegible]神社あり、イヒトヨと云ふ鳥名より出でしと聞き、山頂に五所王子を祭る、[illegible]王子[illegible]者にして、[illegible]所々に五社權現と云ふもの[illegible]同じからず[illegible]し、[illegible]の條に詳にす。新篇會津風土記云、飯豐山五社の五王子權現の西一里餘、大日[illegible]の頂上に御西權現とて一岩窟あり、之を奥院と名づく、此[illegible]年中まで人跡全く通せず、後漸々に開けて[illegible]するなり。

敷[illegible]等[illegible]、[illegible]村[illegible]外[illegible]、[illegible]道[illegible]應下種、飯豐山雲現們來、　小田島[illegible]塢

二王子山(ニノウジ)　飯豐の西北なる一嶺にして、其間に加治川の大[illegible]赤谷川(アカタニ)を挾在す、此山は新發田の東南四里、山[illegible]南北に走せ、之を望めば飯豐の前面に當りて、[illegible]山を擁[illegible]、山中に二王子社あり、[illegible]飯豐山五王子の第二と云ふ意に出づ。今山下の諸村を合併して川東村と云ふは、加治川の東方なれば也、田貝(タカヒ)、[illegible]山、大友、岡田、三光、横[illegible]等の大字あり。

野志云、二王子嶽は田貝村より登り、一里にして不動堂あり、又一里にして毘沙門堂あり、又二里にして山頂[illegible]堂あり、[illegible]、毎年九月新米を炊き山頂に[illegible]し、[illegible]登山して飯を持歸り、不[illegible]室に於て年[illegible]門をトす、式社考證云、風土記節解に「美久理神社、在加地郷二之王子嶽、絶頂有久理穴」云々と、然れども此山の絶頂に二王子ありて、外に久理穴なし、[illegible]の觀音堂を二王子と云ひ、そこに岩穴あり。

(貝田)

姫田川(ヒメダ)　二王子山の諸[illegible]山、田貝、三光(サンクワウ)の川々姫田に於て相合ひ、姫田川と稱し、加治驛の東に於て、菅谷川と共に加治川へ入る。

竹俣(タケノマタ)　虎丸(トラマル)とも云へり、今川東村と改む、加治の東南一里半、虎丸の西に接して大字石[illegible](イシキ)、岡田あり。石[illegible]は中世の[illegible]言、私有田宅の一區、一職の異書にして、諸州に一色とある地名と同義ならん。

會津塔寺長帳云、永正五年戊辰、又越後の亂たけの又殿ゆわやの城にこもり候、[illegible]八條[illegible]打死、與四郎殿[illegible]をたのみ御越候て、やがて[illegible]東へ御のぼり候へ[illegible]に、此一亂は長尾爲景に對せる[illegible]殿ならん、ゆわやの地名不詳、五十公野山の岩井の[illegible]にや、八條殿、與四郎殿ともに不詳)(署風土記云、加地新左衛門尉佐々木實泰の四男、筑後守信綱は竹俣庄地頭職を爲り、之を竹俣氏の祖とす。

[illegible]記云、竹俣氏の[illegible]址は虎丸村に在り、新發田を去る三里[illegible]。北越軍記云、竹俣三河守朝綱は筑後守春光が子也、三河守[illegible]景[illegible]代に越中の魚津城に自害にして、名を末代に殘す、此家に名譽の靈劍あり、謙信公へ獻上したり、作[illegible]竹俣兼光なれば、[illegible]名に竹俣兼光と號す。其實今に米澤に[illegible]治[illegible]記云、天正十五年、新發田[illegible]の時、[illegible]木[illegible]り、五十公野表へ押寄せ、加地、竹俣の在々燒拂ひ、又太平記云、天正十五年、新發田合戰の時、竹俣[illegible]後[illegible]刈田[illegible]に當り、今[illegible]川を越え、新發田近くまで亂入す。

([illegible]石)

加地(カヂ)　和名抄、沼垂郡賀地郷、訓加知。○今加治村。[illegible]村、竹俣等加治川以東にあたり、中世には加治、奥山の二庄に分れたるごとし、紫雲寺潟てふ潟は本郷の北に在りし也。

東鑑、文治二年、當國加地庄、金剛院領、堀河大納言家[illegible]、[illegible]し、佐々木盛綱の子信實は本庄の地頭職を賜はり、加地太郎と稱す、子孫繁衍して下越後の名族たり、天正年中に至り斷家亡ぶ(佐々木系圖、北越軍記、大日本史)又別流あり、城平氏の一族にて、奥山鬼九郎資國の弟長成も加地を家號とせり(城氏系圖、氏族志)鎌倉[illegible]寺へ寄、[illegible]後[illegible]加地庄内、佐々木[illegible]、[illegible]、任[illegible]

寄進云々、永和二年

と見ゆ、時[illegible]は信實の子、加地[illegible]より五[illegible]、[illegible]加地氏は備前にも淡路にも住止したり、皆一族なるべし、東鑑太平記等に加地氏の人々多く見ゆ、[illegible]の[illegible]たりき、建武の亂に、加地佐々木近江權守[illegible]は當國[illegible]利方の大將軍と稱せられたり。

(地加)

三日市(ミツカイチ)　今加治村と稱す、[illegible]田の東一里、[illegible]治川の右岸なる小市場なり、其一部を[illegible]道場町と稱す。

近世三日市の下館に柳澤氏の陣屋あり、享保八年、[illegible]左内時[illegible]甲州の邑を轉じて此に移封せらる、[illegible]川[illegible]の弟也、世襲して明治[illegible]新に至る、封土一萬石[illegible]村[illegible]と云へり。

(治加)

上館(カミダテ)　今上館村と云ふ、[illegible]日市の東北に[illegible]、[illegible]館舍の遺稱とす。

北越軍記云、加地安藝守[illegible]綱は下越後を領知し、上杉家へ仕へて代々軍功あり、先祖は佐々木[illegible]より出、鎌倉右大將家より加治庄を賜はり、[illegible]に在て[illegible]し、春綱男子無之に附、天文の初上杉定實の御下知にて、長尾爲景の末子[illegible]千代を養子に定めらると[illegible]、[illegible]千代[illegible]信公[illegible]なし、後男子出生して、加治但馬守[illegible]と云ふ、[illegible]信[illegible]の後、御館亂の時、[illegible]三郎殿に組し[illegible]死、其後[illegible]絶申候。(北國太平記云、天正九年十二月、井地(カヂ)道如齋、[illegible]城に押寄、不意に攻入、城主[illegible]在京[illegible]、景久は在春日山にて、留守居の者共少々ありけるが、皆[illegible]行けり、道如齋は地下人共の人質を取り、百姓共の内より大將分を撰出し、[illegible]作をさせて此所をも[illegible]なしにける、同十五年、新發田攻の時、[illegible]の城をも燒討にし、西を攻めて東より乘入ければ、大將分[illegible]先に逃行、

(跡城[illegible])

（光藏）

菅時、燈々騰る。（按に加治の古城とて上館、下館等に藏光村に藏と云ふ地、すべて三所に傳ふ、又藏光に宮内には藤戸明神ありて、之を加地氏の氏神なりとも説く。

今泉（イマイヅミ）（藏光今菅谷村へ併す）

今加治に併す、加治上館の北に隣る。（北國太平記云、新發田因幡守已が領分今泉に城を揺揚げ、皆々籠し置く、天正十五年、上杉家は大軍新發田表へ押寄せければ、今泉よりも加勢せんと出るを出す、藤田能州是を見て、其歸るさを討んと、夜半に及びけれども、敵歸らざれば、忍て堀川を渡り越し、今泉の城に押寄せければ、新發田に加勢に歸ると心得、木戸を開く處に、藤田下知して城中へ乱入す、城中に殘りし兵僅なりければ、安々と本丸まで乗取す。

菅谷（スガタニ）

今菅谷村と云ふ、加治の東北一里、山麓にある村なり、此地は西北なる岡を櫛峯（クシガミネ）又櫛形山と云ひ、其古城は東なる第三紀層の高地とす、此邊に石器時代の遺物を拾得する事あり。

菅谷寺（クワンコクジ）

菅谷不動堂是なり、建久の比、法念上人創建の大寺にて、天台山無動寺に擬せられし者と云ふも、後世火災に罹り、遺構に存する能はず（菅谷の本尊の頭首村存すと云ふ）僅に草字を見るのみ。

東鑑、建久六年、法念上人[illegible]、自是後日參上、佐々木三郎兵衛尉盛綱入道西念也、[illegible]有御對面、[illegible]六條若宮別當子、尊下敬之也、仍禮讃殊甚、云々、[illegible]之後、發心[illegible]同宗、[illegible]之道、近年[illegible]後日[illegible]谷山、模天台山無動寺地形、[illegible]立一伽藍、安[illegible]動明王尊像、[illegible]傳橋草庵居住、練行日新、云々 又云、大[illegible]（[illegible]文）日本國御祈禱、[illegible]念上人奉加持之本尊、練之[illegible]法之刻、[illegible]、[illegible]法、可[illegible]、附一庄於不動堂之旨、[illegible]御出、[illegible]有存念、不能[illegible]、[illegible]凡數雜事[illegible]、[illegible]之給、[illegible]之[illegible]、不[illegible]之由答申、[illegible]進發、又云、承元四年、越後國菅谷寺者法念上人薫修遺跡也、右[illegible]下御時、雖有興行御志、寒御事出來、後漸年序、守先考御素懷之由、今更及御沙汰、彼寺邊幸出仕宜所、可率[illegible]之由、今日被仰相州、云々、

石川（イシカハ）

菅谷の東にして、二王子山の谷なり、今菅谷村の大字とす。上杉家の四家老の一に石川氏あり、此邑を在名とすと曰へり、遺跡を見ず。

菅谷川（スガタニ）

二王子山の北に[illegible]、[illegible]田、坂井、寺内の谷々を[illegible]し、南に向いて流れ、一名坂井川と云ふ、菅谷を過ぎ、石川を併せ、寺内の東にて姫田川と相合せ、末は加治川へ入る、[illegible]一[illegible]に之を今泉（イマイヅミ）川と曰へり、享保年中まで此川は紫雲寺潟へ落込みしを、新發田藩にて南西へ轉せしめ、姫田川と共に加治川へ歸入することとはなりぬ。

（今泉川）

金山（カナヤマ）

今貝塚、金子（カネコ）等に併せ、[illegible]村[illegible]む、菅谷の北にして、菅谷の[illegible]に[illegible]たれる地なり 此邊は加地[illegible]界に[illegible]れ、[illegible]、新田[illegible]、[illegible]國[illegible]に、

[illegible]

之由、國司所候也、仍[illegible]達如件、

建武元年[illegible]月五日　　散位　高[illegible]奉

[illegible]上御目代殿（史料）

國造[illegible]云、加地庄願文（グワンモン）山と古書に見ゆるは、今の金山村菅塔山のことにや、中條の羽黒[illegible]山と混同する説あれど非也。東鑑、承久三年五月、佐々木信實、相從北陸道大將軍、北條式部丞朝時、令上洛、舍阿波守相中將信成卿家人、河勾八郎家賢、引率類六十餘人、籠于越後國加地庄願文山之間、信實追討之訖、關東士敗官軍之最初也。

（額文山）

紫雲寺新田（シウンジシンデン）

今金塚、加治、紫雲寺、堀切の四村に分屬す、加治川の東北にして、近世まで方二里許の沼澤なりき、初め新發田[illegible]之を開かんと謀り、西北岸なる眞野原より着手し、享保六年排水路を鑿ち、湖[illegible]に穿たんとせず、沿湖の村民頻發の利を訟へ、排水を拒む、たまたま信州高井郡の人竹子屋葉、幕府の公裁を得て金湖の排水治田を謀る。同十三年加治川の支流落堀川に今泉川の流入を防止す、新發田藩は村民此事を以て加治川に害ありと論じ、又官に訴ふ。同十五年松ヶ崎に加治川[illegible]口を開くに[illegible]、[illegible]和平に歸す、やがて出水に[illegible]を起し、[illegible]水を決して、海洋に導き、草葉荒墟の地[illegible]して稲梁[illegible]たる邑[illegible]る、北邊に於て近世開功の稀首たり。此[illegible]形状は[illegible]潟に似たれど、極めて[illegible]なりしを以て[illegible]す。[illegible]比して數大なりし故に、不[illegible]、[illegible]潟と云ふも、[illegible]北[illegible]云、紫雲寺潟は三里四方一圓に[illegible]々たるを、[illegible]二十年[illegible]、新田に高石に及ぶ、[illegible]年前までは、大[illegible]にて、[illegible]行[illegible]に[illegible]つきたるありて、[illegible]出[illegible]故に、[illegible]けらる、[illegible]の[illegible]まる所[illegible]といふ、[illegible]の[illegible]れたる所[illegible]名づけ、今[illegible]、[illegible]地して[illegible]を[illegible]る、村里も出來[illegible]寺といふ[illegible]へ[illegible]、其頃[illegible]村[illegible]者の娘[illegible]女、紫雲寺[illegible]たるに、[illegible]になるかず、彼女之を[illegible]泉水に飛入る、即大雨三日夜に及び、[illegible]して[illegible]生ず、故に紫雲寺潟といへり、云々。（此に記するは俗人の

窪澁に過ぎざるも、本來紫雲寺潟は極めて淺水にして、在昔平陸の陥沒して、湖面を生じたりやと疑はるる狀あれば、俗人之に因り想像を加へ說を成すも怪むに足らざる歟、學者猶深く考ふべし）

古川（フルカハ）　今加治村の管内とす、三日市の西北一里、紫雲寺潟の西濱にあたれる地なれど、加治川の堤に沿ひ、近世の新村にあらず、古文書あり、證すべし

「三浦和田又三郎茂成言上、欲早下賜安堵國宣、備末代龜鏡、越後國奥山庄中條内、羽黒、瓜植、并加地庄古河條内田畠在家壹宇間事、（中略）元弘三年十二月日、」（史料、羽黒文書）

草荷（サウカ）　古川と相接し、加治村の管内とす、紫雲寺村の東野原に近し。○小川氏天保九年書記云、三日市領草荷村と新發田領道賀村との境川と申すは、古來より加治川の水半々に紫雲寺潟へ通し候川にて、加治川滿水の節は大半吉潟へ通じ申候處、享保十二年紫雲寺潟御新田願人有之、境川水留めしめ切の御普請被仰付候由に付、新發田領五十三村より通路の儀御公儀へ訴申候、同年境川〆切出來、翌年江戸御役人下向、右〆切場所見分之上、代りの水拔不被仰付候ては、難成筈に被思召、紫雲寺御新田落堀迄三十二町程の處一箇所、次第（シダイ）濱と申二十五町程の處一箇所、大夫濱と松か崎濱の間た二十町程の處一箇所、御水盛迄被遊候得共、濱山厚く御普請被仰付候由にて、加治川の落口阿賀の川通の内、松が崎にて、年々阿賀川水附込、海邊迄漸く四百間程の處を、新發田領自普請被仰付候、云々。

稻荷岡（イナリヲカ）　紫雲寺新田の西北偏なり、今紫雲寺村と云ふ、新發田の北二里、新田中の大聚落也。稻荷岡の北なる沙丘を橫斷して堀切川あり、即紫雲寺潟の排水路也

小川氏書記云、紫雲寺潟公儀御新田、享保十三年境川〆切、夫より段々開發、同十六年落堀御普請、長千六百間、同二十年御檢地、田畑千六百町餘、高一萬六千石、四十一箇村と成候

堀切（ホリキリ）　今紫雲寺潟新田の北部の村名に呼ぶ、舊堀一名落堀（オトシボリ）切川に因る、其北は松地村に至り、海濱を藤塚（フヂツカ）、村松と云ふ

名寄補云、加地川の東、加地郷金山谷中條邊の小川を合へ紫雲寺新田を過ぎり、村松濱にて海に入る、昔此邊廣大なる沼にして、其餘水加地川へ流入りしを、享保元文中此川を堀切り、一萬三千石の良田を開發す、故に堀切と云ふ。

（齋藤）

奥山（オクヤマ）　舊庄名なり、紫雲寺潟の東北、胎内（タイナ）川の兩岸に渉る、謂ゆる中條、黑川の邊を云ふ、名寄に誤て新發田の邊とす（國邑志稿）東鑑、文治二年、當國奥山庄、殿下御領と見ゆ。城（ジヤウ）平氏の庶流を奥山と號するは、此に住せし也、奥山記に曰く「城太郎資永は鎭守府將軍維茂が四代の後胤、奥山太郎永家か孫、城九郎資國か子也」平氏系圖、城氏系圖等に據りて、

○維茂―繁茂―貞成（城太郎）―永基―┬永家（奥山太郎）
　　　　　　　　　　　　　　　　　├永成（加地三郎）
　　　　　　　　　　　　　　　　　└助國（城九郎）

○維茂　繁茂　貞成　資家　永基　永家（奥山太郎）―資國　資永

及氏族志は考定して「平維茂六世孫、永家、居越後稱奥山氏、生資國長成、原注云、長成據桓武平氏系圖、資國稱城九郎、長成稱加地氏、源平盛衰記、城氏系圖」資國二子資永長茂」と曰ふ、東鑑に資永の下に注し「城九郎資國男、母將軍三郎清原武衡女」とあれど、資永を武衡の外孫とするは、一二世の差違あるを疑ふ、時代合はず、東鑑には出羽城介繁茂より七代の孫を資永、資茂と爲す、皆合はず。

右寄進所職、越後國奥山庄中條内河□□、高野村公館、□□名關心中、和田□兩郎□□、□□□當國□山中内中河倚池□職事、云々、建武二年□月、史料

中條（ナカデウ）　今中條町、人口八千六百、舊□□□北國□、長村北部の名邑とす、紫雲寺新田の東にして、胎内川近く流る、

鎭守神社の鐵鉢の銘に「伊佐比古御鉢、乾元元年丙午五月五日、奥山庄中條住人、和泉次郎□□□白」と見ゆ、鎌倉幕府の時、相州三浦氏の一族、此地の所領を賜りて住す、（今山吉川を參考すべし）和田太郎義盛の弟、五郎□□□□が一男□□始て中條□の地頭たり、子孫累世中條氏とも稱したり、越前守藤資は其名□□と云へ、上杉長尾□□に仕へ□信公に奉公し、其子越前守景資と云ふ、景勝に奉公し天正十年魚津に戰死す（越風土記）○北越軍記云、天文廿一年、謙信公遁世し高野山へ赴かんとせられけるを、諸士追留引返、互に誓紙を書れ、證人の人質を出しける時、中條越前守藤資無二の忠信を以、一番に證人を出す、と云、藤資は大剛にて度々軍に證たる者にて候由、中條は久しき名字にて、賴朝公・仲□□尊氏公等の御判有之て、古き家にて候、子息景資其子與次郎は會津へ所替の時、結良城に入□候、只今の中條與四郎の先祖にて候

鳥坂山（トツサカ）　舊は中條山と云ふ、中條邑の東を隔して峙立し、形狀鷄冠に似たり、故にトカサと稱し、轉じて鳥坂と爲す、山麓に野中、羽黒、本山、飯角等の諸里あり、山の北に胎内川流る、羽黒は今中條町の大字とす、中條内羽黒（飯角（イヒズミ）も今中條の大字とす）國邑志稿に、中條山の麓、羽黒の觀音山とてあり、城資盛が據守せる鳥坂城蓋此とす　東鑑「建仁元年四月二日條云、越後國馳驛參申云、城小太郎資盛（原注、助永男、長用

（羽黑）

郡）佐富國、捕北國之輩、擬攻城ゝ、佐渡越後兩國軍兵雖襲之、資盛據城之間、不能破陣、云々、同五月十四日條云、佐々木左衛門入道西念使者參着、捧一封状、和田義盛持參御所、其状云、日來城小太郎資盛叛朝憲、構城郭於越後國鳥坂、近國之際、存□□□、雖來襲、追悉以敗北、爰西念可發向之由、奉鎌倉、件御教書去月五日到着于西念之住所、上野國□部郷、仍不廻時刻揚鞭、三箇日之中馳下鳥坂口、則遣使者於資盛、相觸御教書之趣間、答早可防戰之由、因茲敵勇士等、于時越後佐渡信濃三箇國輩、爭鋒競集、（中略）資盛已下賊徒飛矢石、不異同腳、又資盛姨母、號坂額御前、雖爲女性之身、百發百中之藝、殆越父兄也、人擧奇之、特此合戰之日、殊施兵略、如童形上髮、着腹巻、居矢倉上、射還攻之輩、中者莫不死、西念郎從又多以爲之被誅、于時信濃國住人藤澤四郎清親、廻城後山、登于高所見之發矢、其矢貫坂額左右股、即時之間、清親之郎從生虜、疵及平癒者、可召進之、姨依被疵之後、資盛敗北、資盛叔祖出羽城介繁盛、自叔父之手、所相傳之刀、今度合戰之剋紛失、云々、是より先正月、城四郎長茂京に於て軍兵を引率し、御所に推參して、關東追討の宣旨を請ひ奉りしが、大番に仕ふ武士小山朝政に拒せられ、而も京鎌倉の騒動と共に起り、廿二日和州吉野山に於て誅殺せられしも、越後國の城氏は未平定せず、五月に至り戰亂愈急に、六月初旬に至り平定したり。鳥坂の所在につきて、諸書或は頸城郡姫川原（ヒメカハラ）の故地を以て之に擬し、或は蒲原郡より三日にして鳥坂口に到着せりと云ふを據き、奥山庄中條にはあらざるべしと云ふ、然れども「馳下鳥坂口」とは鳥坂の城下の謂にあらず、征軍の行途三日にして敵境に到るの義のみ。城氏の族類は奥山、加地、白河、橋田、僧津などなれば、下越後は皆敵境にして、謂ゆる鳥坂口也。且坂額御前の名稱に就き一傍證あり、坂額とは飯角（イヒスミ）御前とあるべきを、鎌倉の人々音讀してハンカクと云ひ、坂額の文字をあてたる歟。坂額とは如何にも出典なき名稱とす、飯角（イヒスミ）の地名は今に鳥坂山の下にのこる。

（飯角）

矢叫びの音はたえてもこがらしの木玉にかよふ鳥坂の峰。　廉堂

柴橋（シバハシ）　今飯角、羽山（ハヤマ）、鶴栖、長橋等と中條へ併せらる、中條の附近部落也。相抱きて本郷村（ホンガウ）、西條村等ありて今皆中條へ併す、奥山の本郷の義なるべし、建武元年文書に中條鶴栖の名目あり。

（本郷）

築地（ツイヂ）　今築地村と云ふ、中條の西北にして、海濱に在り、砂丘東北乙（キノト）瀬に連接し、紫雲寺新田の北邊とす。北國太平記、天正十五年、新發田合戰の條に、中條與次が軍代築地修理亮守と云ひ、管窺武鑑に築地の中條越前守景資とあれば、昔は中條築地を混同して一邑と見做しし如し。

胎内川（タイナイ）　一名乙（キノト）川、中條の東南飯豐山の深溪を源とし、山中凡七里、熱田坂、坪穴、鼓岡の邊より漸く下游と爲り、中條、黒川兩驛の間を過ぎ、東北に屈曲し、荒川と共に桃崎濱に於て海へ入る。明治廿年下流の□仙を避けしめ、荒井濱に河口を作る、因りて河道を減縮すること一里許。

樽橋（タル）　中條驛の東一里半、赤谷（今黒川村の管内）邊にて胎内川を横絶する橋梁あり、樽が橋と呼び、溪流は狹隘に架す、兩崖皆石、景致頗多し。胎内川は洪水急に至り、激湍環崩、勢最危險、中條黒川の驛路往々斷絶す、獨り此樽が橋水患なし、古來安全の津梁と號す。岸高く淵深く、橋長數間、柱礎を置かず、甲州猿橋の製と相同じ。樽が橋の上流熱田坂（今黒川村管内）に熊野社あり・近世之を式内沼垂郡川合神社ならんと云ふ、舊別當を川合山神宮寺といへり。

坪穴（ツボアナ）　今黒川村の管内とす、樽が橋の上流一里、熱田坂に近し、關谷（岩船郡）の山谷に連接し、徑路を鍬江（クハエ）通と呼ぶ。○維新史料云、八月二日、三日市驛へ出張仕候ニ小隊中條へ進ム、地形を見定候處、中條の地たるや、本道は胎内河橋より黒川關谷の諸路に通じ、萬頃の沼田を踏て、陸續たる高山を右にし、左は森々たる松林村家を繞ふ、其間の徑路少人數にては中々守り難き場所に候得共、夫々手配り相固め居候、同六日、坪穴黒川等之賊往河を越え、兵を三道に分ち、夜に乘じ襲來するの趣きに付、所々篝火等盛に焚立、嚴重に防禦の手當仕置候處、果然三字過賊兵果して押來、三方より發砲致し、市街追々へ放火、黒烟四方に漲り、敵の多少も計得がたく、味方小勢の上、新發田兵は速に引退き、隊尚人數孤軍と相成も尚不撓、必死苦戰、賊兵十餘人も打斃候得共、何分敵の銃丸如雨、隊長之がために戰死、不得已三日市（ミッカイチ）迄引揚申候。

黒川（クロカハ）　今黒川村と云ふ、胎内川の右岸にして、中條を去る一里、岩船郡堺に接す。此地は近世柳澤氏の陣屋あり、享保八年、柳澤刑部少輔時睦（美濃守吉保の二男）甲州より轉じ、黒川に一萬石の食邑を賜ふ、子孫世襲して大政維新に至る。黒川村の東に館（タテ）村てふ大字あり、内に古館と云ふ處あり、共に黒川の舊主三浦和田氏の遺跡とす。和田左衛門尉義盛の六男六郎兵衛尉義信の子、豐前守茂治、黒川郷の地頭に補せられ、子孫黒川と號す。（署風土記）藏王權現の鰐口銘に曰、金光山鰐口、如意□權現、越後國蒲原郡奥山黒川大檀那、平朝臣氏實、平實隆、平村□、平元義、于時永享八年、大才丙辰、二月吉日、願主耐海、實時、貞□、（國郡考）今藏王てふも本村の大字にのこる。又北越軍記に、下越後の士黒川備後、又黒川備前とあり、北國太平記に黒川左馬助と云ふがあり、皆郷士なるべし。

（館村）

奥山庄内黒河條地頭職者、圓心實子なき上、女房平氏

の錫たるに依て、南保三郎右衛門は貢を献ずとして、未來所[illegible]也、云々、此所半分をおくぬきの[illegible]入道がい子息くにますをやうしとかうして、へうりの状を給候とも惣領中候、[illegible]て、彼所一円に[illegible]候、云々（史料）

黒川は昔より[illegible]及び、其名[illegible]也、此黒川にて[illegible]油[illegible]中に混じ、黒色の川と成せは[illegible]○越後風土記云、黒川村の油田は[illegible]上に在り、[illegible]大ならず、古來既に發掘したる油井は甚[illegible]したるは、極ふに穂口、概して三十間以下に出水多く、[illegible]て[illegible]百間掘下げたる例ありしも、出水の甚[illegible]するに至れり、目下一日間の産額一石許にして、原油は[illegible]を精油に製出する井あり。○寄紀聞記に早く[illegible]、本草所謂石脳油、出于黒川村、其智紀七年、[illegible]也」と述べ、越後巡見記（文化三年撰）に「胎内川の邊の一村より臭水出で、カクマと云ふ草を編み、溝へさげおくに、油之に附着するを、器へ採集す、毎年此油の運上二十兩餘を献ず、一壺より日々五六升づゝを採り、一升の代價百四五十銅」云々と載す。又文政十一年、江戸の人中川儀右衛門、黒川の臭水を製煉し、臭氣を去り火止を加へ、石油と命名し、一升賣價二百四十八銅にて、江戸市中に販賣を初めしが、公儀より故ありて停止せしめられしこと、産業事蹟に見ゆ、三才圖會は「黒川村、石油與臭水相雜、往々而出、土人置屋於上、以草拇入[illegible]中、多取之、燃燈甚明、其臭如硫黄、故俗曰臭水油」云々。近年製煉の石油をランプに用ふる事となりしより、臭水油は自然用途を減ず、而も油田附近の村家に、冬夜猶此臭水を燃するもののなきにあらず。○東遊記云、タテ村に袖名川と云ふ小川あり、其川端にすこしの岡有りて、小き池有り、其池に油湧く、其油のわく池此地に五十餘ありといふ、余は入口の所四つ五つを見る、池の大さ四疊敷斗、或は七八疊敷斗にて、其中に油わき出で、水と油は別々にきは立て見ゆ、其上に小屋をかけ、雨の入らざるやうにして、里人各此池を領して、毎日油を汲取り、猶少し水の交りたるをカクマといふ草を以てしぼり取る時、油と水とたやすくわかるゝなり、よく涌池は毎日油二斗ばかりづゝも得るといへり、此油灯火に用ふるに松脂の氣ありて甚臭し、光りは甚あきらかなれど、油といへると違なれば、價は常の油の半ばなりとぞ、然れども此所より毎日數十斛の油出るゆゑ、此國にては多く此油を用ふ、誠に地中より寶のわき出るといふべし、されば他國にて田地山林などを持て家督とする如く、此池一所持てる人は、毎日五貫拾貫の錢を得て、殊に人手もあまた入らず、寶に永久のよき家督なり、此ゆゑに池の賣買甚貴し、今年も油よく涌池一つ掘物に出たりといひしが、いかほどの價にやと尋しに、金百兩なりしといふ。

（川名氏）

高野（タカノ）　黒川村の西半里許なれど、今乙村の管内にて、胎内川の右岸なる平郊とす。

三浦和田八郎[illegible]後家尼[illegible]代、[illegible]言上、欲早下賜安堵國宣、備後鞆[illegible]、越後國奥山庄高野郷内、上野十闕房田在家等（中略）元弘三年十二月日（史料、羽黒文書）

乙（キノト）　今乙村と云ひ、胎内川の兩岸を管内とし、北は荒川の河口なる桃崎濱に至る、築地黒川の北隣とす。胎内川は昔本村の大字富岡より北に流れしが、近年西に決し、直に海に入る。○乙の名義につきて一説あり、此地は沼垂、岩船兩柵の中間なりければ、柵間（キノト）の濱なりしならん、俗説今に至るも乙寺の二王門を、岩船蒲原の交界なりと云ふは、乙の名義柵の間なりしを誤り傳ふるに似たり、云々。

乙寶寺（オツハウジ）　今乙寺なり、[illegible]の名[illegible]云へり[illegible]本尊大日如來は行基[illegible]る靈場にて、[illegible]二王門は[illegible]の木像あり、如何にも[illegible]翰集云、越後[illegible]三日市乙寺、有比丘[illegible]僧[illegible]又[illegible]比丘[illegible]林、去寺一里、深谷之間、二猿入頭於穴中而死、比丘收屍埋之、以其木[illegible]下[illegible]不聞良[illegible]、夫婦[illegible]乙寺[illegible]、此寺昔有二猿、一[illegible]常[illegible]也、[illegible]稱乙寺とするは[illegible]同一の[illegible]傳ふ、[illegible]今[illegible]十五間、二王門[illegible]間半、[illegible]、三重大[illegible]十九年村上[illegible]從に收めらる。

式社考證云、乙寶寺[illegible]八所明神あり、社人の説に昔大日堂は今の[illegible]、後八所明神の山をきり崩し、[illegible]、乙村は[illegible]市川里と云ひ、村民は河流の[illegible]木を薪とするを[illegible]、八所明神は其河[illegible]なればとて、又大日如來の木像は流木なりければ、今には[illegible]むとも説く、式内沼垂郡市川神社にや、不審。

荒井濱（アラヰ）　今大村の大字にて、乙寶寺の西なる海汀とす、古簡に荒居に作る。

海老名太郎[illegible]交申、奥山[illegible]以下村々事、爲有其沙汰、來十三日以前、可被相對事、及遅引者、無殊用之旨、可注申之由候也、仍執達如件

建武二年十月十日　沙彌

和田又[illegible]（今略）

[illegible]濱　今、[illegible]大字なり、西南は[illegible]濱に連なり、北は荒川の河口にして、岩船郡と相限る。明治二十年頃まで、胎内川は此地にて荒川に落合ひしが、其後坂井濱に新渠を造り、水路[illegible]、北蒲原郡の最北隅にして、中條驛を去る二里半。

都岐沙羅柵址（ツキサラ）　今詳ならず、齊明紀四年、越國守阿倍比羅夫が北狄を討ちて功を錄し、
夏四月、阿倍臣率船師一百八十艘、伐蝦夷（中略）定渟代（ヌシロ）、津輕二郡々領、遂於有間濱、召聚渡島（ワタリノシマ）蝦夷等、大饗而歸、秋七月、蝦夷二百餘、詣闕朝獻、饗賜贍給、有加於常、仍授柵養蝦夷二人位一階（中略）授都岐沙羅柵造（原作[illegible]）位二階、判官位一階、授渟足柵造大伴君稻積小乙下、云々、
とあり、當時の國府の東壁に明記せらるるは、實に磐舟渟足二柵にして、[illegible]三所とす、磐舟の[illegible]名を[illegible]、乙の地は磐[illegible]、[illegible]に從ふべし、其名も[illegible]に[illegible]、今は[illegible]に[illegible]く。

岩船郡

岩船郡（イハフネ）　北蒲原郡の北に隣り、本州の北限とす、東は羽前國置賜郡、（小國谷）北は同西田川郡、（庄内鼠が關）西は海洋とす。今四町十九村、一島、人口六萬五千、大略山谷海壁に局限し、平坦の田野は、三面川荒川の下游少許に過ぎず。
孝德天皇紀に磐舟の柵の建置ありて、蝦夷の鎭所たり、導いて郡と爲り、沼垂郡と相並ぶ、邊境越後の古地なり。

（岩船郡）

延喜式和名抄に或は磐舟、或は石船に作り、伊波布禰と訓す、中世改めて瀬波（セバ）郡と云ふ、其時代縁由明白ならず、色部文書、
越後國色部[illegible]領[illegible]三部長倫申
瀬波郡[illegible]數人小泉左衛門二郎持長、大河[illegible]次郎將長、同立島[illegible]三郎不知實名、以下輩事、任押領、且依守護御代官[illegible]一揆[illegible]、長倫子息[illegible]九一族相共、七月十二日[illegible]持長城、[illegible]次[illegible]大河[illegible]澤城之間、任守護御代官[illegible]相伴、一族今月十日馳向大手陣、始自一木戸打破所所城、終日終夜合戰、[illegible]追[illegible]將長以下凶徒等、[illegible]之處、長[illegible]等新[illegible]三郎安長、被射通左小肘畢、凡合戰之[illegible]、軍奉行人築[illegible]七入道[illegible]、悉知之之間、不可有其[illegible]候者、云々、建武元年八月十二日　平長倫

（瀬波郡）

北越軍記、北國太平記等にも瀬波郡、セバノコホリとあるは、岩船郡（ゴホリ）の郡士を指し、阿賀北二郡の其一とす、（或は下郡と云ひ、下越後とも唱ふ）寛永年中迄、[illegible]記には、岩船郡を瀬波郡と書す、（越後雜志）蓋正保前後に、岩船の舊に復したる也（野志に、上杉氏の時、岩船を瀬波に改めたりと云ふは誤れり）
色部三郎入道長忠軍忠事、右當國[illegible]之間、屬于佐々木近江權守景綱、去年建武二、自十二月十九、日々合戰無退轉、然而河村彌三郎秀義一族以下等、押寄瀬波郡之間、一族相共馳向、致合戰、[illegible]追落、城内[illegible]畢、是一、云々、建武三年十二月、色部文書

坂井郷（サカヰ）　和名抄、磐船郡坂井郷、○今詳ならず、中保内村に大字坂町あり、此邊を昔は坂井郷とも曰へしにや。

保内（ハウナイ）　荒川の南岸、胎内川の東にして、北蒲原郡黒川村に隣れる諸村の總名なりき、今保内、金屋の二村に分つ。元祿年中の舊記にも、上保内、下保内の二區分ありしと云ふも、本來何の保の保内にや、原名を亡失して、地性詞のみを遺す。○一説、此は瀬波（セバ）の保内なるべし、瀬波の渡と云ふも此なりき。按ずるに名寄に「荒川は貝附（カヒツケ）村はセバの渡より、平林を過ぎ」云々と述べ、貝附は今保内の大字貝附（カヒツケ）にて、關谷の峽口にあたり、[illegible]狹窄して、最其名に適ふ。瀬波と云ふも此峽名より轉じたるなり、俗に瀬波[illegible]とて、每朝四時の別なく、[illegible]より風吹き出て、貝屋村前の濱まで及び、巳午の時刻に止む。

（瀬波）（貝附）

北越太平記云、永祿十一年の秋、本庄繁長逆心いたし、居城へ引籠て居候、謙信大に怒、直に馬を出して、本庄を被攻、上杉弥五郎義春先手にて、貝附川にてはげしき合戰あり、三の手上田衆、千與と云ふ者をいたし、繁長を突崩す。

金屋（カナヤ）　今金屋村と云ふ、近世保内郷の内にて、幕府一橋家の食邑を定めたる時、此に一萬石の陣屋を置き、[illegible]を寄せり。金屋に接して海老江（エビエ）あり、胎内川と荒川との會江にあたり、乙村桃崎濱と水を隔て、相對す。

關谷（セキダニ）　荒川の峽谷にして、保内の東とす、今關谷村女川村の二に分つ、山中方五六里に涉り、東南に飯豐山の別峰あり、北に光兎山（クワウサヤ）聳え、東方は即越後山脈にあたり、折峠を以て羽前西置賜郡と相限る。（○新史料云、八月十日、保内桂立村[illegible]、[illegible]を築き[illegible]之處に付、荒島迄繰込、同十一日掃[illegible]、進發して貝附へ出張候得共、賊已に[illegible]候に付、尋いて下關へ繰込候處、賊徒榎峠に據り候趣にて、直に二重嶺を越え、[illegible]峠へ上り、賊と對戰、遠台より互に砲發仕居、[illegible]三字より進[illegible]の手筈にて、諸[illegible]兵隊三道に分れ、峠を乗り取り、猶も勝に乗じ、急追追撃、官軍遂に進て、沼村迄繰詰。）

下關（シモセキ）　關谷の山驛にして、荒川の南岸に在り、米澤山形に

通ずる山道にあたり、中條驛より樽が橋を經て此に至る六里、黑川驛より日附を經て此に至る五里、平林驛を去る四里。

大倉(オホクラ)神社 下關の祥𠮷寺の鎭守とす、又座頭(ザトウ)宮と呼ぶ、土俗相傳ふ、昔瞽者あり、折峠(チリ)を營む、小國谷(西蒲原郡)に到らんとし、路を失ひ夜半琵琶を彈ず、時に一婦あり來り、聽くこと之を久うし、大に其曲に感ず、遂に導て人家に至る、明に臨み語て曰く、吾は人性にあらず、此山に棲む蛇なり、吾風に溪泉を谷中に湛溜し、大湖となさんと欲す、汝必ず人に語るなかれ、若し片言を漏さば、汝が命之を絕んと、言終り忽然として影響を見ず、瞽者大に懼れ、遂に人に語て死す、今祀る所の神主は其琵琶なりと云ふ。

土澤(ツチサハ) 今關谷村の大字なり、鐵江(タハエ)澤川に沿ふ、此川は貝附大島の間にて荒川へ入る。○柏崎領風土記云、關鄕土澤村の白山社は式內鐵梢神社なりと傳ふ、奇異なる神傳の傳説あり。○按に、鐵江は古簡に鐵柄に作り、

(江鐵)

雜訴決斷所牒、和田左衛門四郎茂長女子、平氏
越後國奥山庄內、鐵柄、鼓谷、鼓澤三箇村事、
牒、當知行不可有相違者、以牒、
建武元年九月廿九日　三善　朝臣(飯尾貞兼)
內大臣藤原朝臣(定房)(連署略之)(史料、三浦文書)

と見え、奥山庄とは今の北蒲原郡胎內川の邊なれば、關谷保內に隣接す、鼓谷、鼓澤とあるは詳ならず、今荒川の海口に鼓谷あれど、小泉庄內なるべければ、此に奥山庄とあるに合はず。

幾地(イクチ) 土澤と相近接す、今關谷村の大字とす、

領知分(會津新風土記魚沼郡吉祥寺文書)
五拾壹石七斗二升　安田之與　宮之下村
四拾八石五斗九升五合　關くみ　幾地　村
百四拾九石六斗八升五合□□□　□□　□
〆貳百五拾石
右知行分、山林竹木野川相除之、全可令領納候也、
元和二年九月十六日　村上周防守　安勝(花押)
平澤彌兵衛殿

川口(カハグチ) 下關の東一里、大石川の荒川に合ふ所を川口とす、大石川は東南に深き一溪谷とす、數方里の廣さありて、七箇谷の名あり。

杁差山(イアリサシ) 大石川の源頭にして、飯豐山の同脈別峰とす、東は西蒲原の小國谷に屬す、此山と二王子山の間より、胎內川發源す。杁は和名抄に「郭璞方言注云、江東把之無齒者爲杁、音拜、楊氏漢語抄云、江布利」とありて、農排具なり、其語根は柄振の義とす。

折峠(チリ) 越後山脈の一嶺にて、下關(シモセキ)の東三里、峠を踰ゆれば小國谷の玉川宿にして、往時米澤藩の關柵を置きし所とす。○名寄云、折峠より藥品龍骨出づ、昔旅の盲目此所に龍に逢へり、龍の曰へるは我は此土中に住める龍なり年滿ちて近く出でんとす、其時は山崩れ谷塞り、麓の村里を蕩する也、然れども其處々に杙を打時は、我出ることは叶はずして死す、穴賢人に語り給ふな、漏し給はゞ命なしと云終て、音もなし、盲目我命を捨て多くの人を救助けんと思ひ、麓の里の人々に云々と語る、仍て山も里も無難にて、盲目は卒に死せり、里人哀み忝ながりて、小祠(ホクラ)を營みて神に祭り、座頭宮と號す、今出づる藥品は正しく其龍骨なりとぞ。

折峠は今關谷村に屬す、或は其龍蛇の栖めりてふ說を釋きて、此は神代卷の大蛇(ヲロチ)の類にて、折も大蛇の轉訛なり、出雲の肥川上にも大呂(オロ)の地名あり、援引すべし。且此村の奥に八口(ヤツクチ)てふ大字遺りて、雷明神鎭坐す、雷も此蛇の類に外ならず皆太古の勇賊か魁帥を譬喩せる鬼神談歟、云々。按に、出雲の鳥上之峰に、今大呂の地名遺る、又出雲風土記に、

(口八)

意宇郡母理(モリ)鄕所造天下大神大穴持命、越八口(ヤクチ)平賜、而還坐時來、坐長江山、云々、

と載せて、同國大原郡神原(カムハラ)鄕に八口神社(今ヤクチと唱ふ)あるは、頗考據に足る、八口及び神原とは越國東北の部族にて、其大穴持命に降附化服せしものは、出雲國へ移りて、彼地にも八口、神原の名を遺したるにや。

大內淵(オホチブチ) 折峠の麓とす、大蛇淵の謂なるべく、關谷には大蛇の鬼神談を傳唱し、或は古風土記の遺帯かとおもはる、又今の蝦夷語にペチは溪流の義とす、又通ず。○大內淵の民家を去る一里、荒川の溪流中に貝之脇溫泉あり、百四五十度の熱湯なれど、浴客舍等を設備すべき地なければ、徒に流水に混入するのみ。

湯澤(ユサハ) 今女川村へ併す、下關驛の對岸にて荒川の畔とす、二溫泉涌出、客舍旅店ありて、浴遊の人多し。○藥師湯は溫百三十度、山麓の岩隙より出づ、高瀬湯は溫百五十度、荒川の沙原に在るを以て、洪水には浸水を被る、一名吉良(キラ)の湯と稱す。

(良吉)

女川(ヲンナガハ) 湯澤の西北なる一山谷を女川谷と云ふ、今村名に轉ず。谷の奧は光鷲山(クハウサギ)にして、村上の東方に聳ゆる高峰なり、此邊より東北方三面(ミオモテ)山中に渉り、古生層の地質なりと論せらる。

(山鷲光)

利波鄕(トナミ) 和名抄、岩船郡利波鄕。○今詳ならず、或は利は瀨の誤にて、瀨波なるべしと云ふも、利と瀨の兩字は如何にして誤れる歟、無要の疑惑のみ。或は刺波にてシバと訓みし歟、瀨波(セバ)渡、瀨波郡ありと論ずるも附會にちかし。利波をトナミと訓み、越中に礪波郡あれば、自らトナミてふ古言ありしを知る、關谷の舊稱にて、後世亡びたる歟。

平林(ヒラバヤシ) 今平林村と云ふ、荒川の北岸にして、保內と相對す、西北は平曠にして加納村、鹽屋濱に連接す、新發田村上の間の小驛とす。

(色部)

平林に色部氏の舊邑なりしと云ふ、千眼寺と云ふ佛堂あり、北越軍記に、平林内藏助と云ふ人あり、色部の一族にや、色部てふ本來地名にて、色部條(加納を參考)と唱へり。畧風土記に秩父平氏、小泉本庄の左衛門尉行長が舎弟、長門守爲長、鎌倉公方成氏より下越後の色部庄を賜ふと云ふは誤なるべし、之より先き小泉庄に秩父氏色部氏ありて、當國に久しき名家なり。色部文書(史料)元弘三年十月の綸旨に「色部長綱後家性空、當知行所々不可有相違者」云々、又建武元年八月、色部總領秩父三郎長倫が瀬波郡謀叛人小泉持長以下を誅罰したる軍忠狀あり、持長も長倫の一族歟。畧風土記又云、色部修理大夫顯元は長尾爲景に屬し、其子修理亮長實は謙信公に隨從し、武功の者なり、新發田因幡守叛逆の時、長實は其妹聟なれば、種々言らふと雖、新發田に與黨せず、其子長門守は景勝公に隨ひ會津へ移る。

小岩内(コイハウチ)

今平林村の大字とす、驛の東南貝附の狹(セバ)の渡の北岸とす。式内荒川郡荒川神社在り、此地往昔は渡津なりければ、此神を祭る歟。

荒川(アラ)

羽前西置賜郡小國谷の溪流、相合して一水と爲り、越後岩船郡を横斷し、本郡に入る。飯豐朝日の二大山を源頭とし、上游小國谷に岡谷數十方里の水、結束して貝附の峽口を出で、下游三里許にして海に入る、流勢猛烈、荒川の名に負かず、遡源朝日嶽を去る廿里。

鹽屋(シホヤ)

今平林村へ併す、荒川の海口右岸にして、平林驛の西とす、荒川此にて胎内川と合ひ海に入る、此川口にて鮭の漁利大なり、近年猶冬一萬貫匁の收獲ありと云ふ。

名寄云、荒川の水上は出羽國に在り、米澤城下より五里此方宇津(ウツホ)嶺より出で、横嶺、黑澤嶺(俗諺に關谷より米澤城下まで二十里の間に、十三嶺を横斷するとて十三峠の名あり)を經て、羽越の境シリガ嶺を過ぎ、關谷に入り、飼付村のセバノワタリより平林を過ぎ、桃崎の向ひわたり鹽屋驛の傍にて海に入る、沖往來の舟をよせて、休む所なり。

岩船(イハフネ)

今岩船町、人口三千四百、鹽屋の北なる海濱にして、桃川、琵琶潟を控へ、一名岩船なり、往時の北陸道は沿海松崎より海に沿ひ、乙、鹽屋より此に至り、瀬(セ)波(ナミ)府浦を通過せり、近世は海道の旅行者減じ、多くは中條平林より村上鹽野町の山道を取る。

修理亮入道治、今日罷向候、相催一族等、不廻時刻、可被馳參于岩船宿候、仍執達如件、

建武二年九月廿一日　　源(花押、佐々木導譽)

色部總領并一族御中(色部文書)

磐舟柵址(イハフネノキ)

今の岩船の明神山なるべしと云ふ、沙丘にして最高地なり、孝徳紀「大化四年、治磐舟柵、以備蝦夷、遂選越與信濃之民、始置柵戸」文武紀「二年、令越後國修理石船柵」、四年、令越後佐渡二國、修營石船柵」とありて、古代蝦夷の邊境を開かるゝに方り、重要の防塞たりき、已にして出羽秋田の諸柵起り此城隱す、淳足柵址及び出羽柵址に參考すべし。

石船神社(イハフネ)

岩船町の明神山に在り、式内石船郡の官社とす、俗に明神大石船に乗りて天降りたまふと云ふ、其寶字は正倉(ホクラ)の形にて、太た古雅なりしが、近年焚失せて再興す、村上の西南一里半。

石船柵址懷古　　　　竹堂

中宗澤要置時、此地置兵防北陸、重疊青山古形勝、遼逈東海上桃宜、老蓮遂指營門址、行客回看旅店前、向晩躑躅小邱上、霜松蕭々護荒祠、

按に威奈大村墓誌に「慶雲三年、命兼太政官左少辨、越後北疆衝接蝦虜、柔懷鎭撫、允屬其人、同歲十一月十六日、命卿除越後城司、四年二月、進爵正五位下、卿臨之以德澤、扇之以仁風、化洽刑清、令行禁止、所冀享茲景祚、錫以長齡、豈謂一朝遽成千古、以慶雲四年、歲在丁未、四月廿四日、寢疾終於越後、時年卅六、粤以其年冬十一月廿一日乙卯、歸葬於大倭國葛木下郡山君里」云と見ゆ、慶雲中の越後城と云ふは、正しく磐舟もしくは淳足とす、殊に磐舟柵は文武帝の時に修營の事さへ明白なれば、當時接衛柔懷の地は此間に外ならず。和銅元年始て出羽郡を建てらる、出羽柵是より蝦夷の交界にあたり、淳足、磐舟の屬柵と爲るも此際に在り、大化四年の造柵より此に至り凡六十年とす。

琵琶潟(ビハ)

(有明)

一名岩船潟と云ふ、又有明(アリアケ)潟の名あり、岩船濱の東北なる一江にして、近山の衆水之に瀦集し、長一里備鼓町の沼澤を成す。往時猶廣大にして、岩船濱と七湊山、桃川山の間、東西三十町南北六十町にも及びけん、後世之を開きて、小泉庄の加納田と爲し、減りて加納庄の稱起る。○名寄云、磐舟濱の東に廣さ一里餘の入江潟あり、其向山の岸の岡に有明(アリアケ)村ありて、光淨寺(當國巡禮二十七番の觀音堂)に蹊たる清水出づ、風景最好、夫木集に爲賴

潟の色に有明の月のさえ見えて汝濱も白く殘る月影

とあるは此なり、北越雜記云、有明潟の岸に有明と稱する名所あり、歌にもよめり、海潟まで程遠からず、其間砂原にて濱に續けり、これ古の水盆の跡なるべし、何の時か海の差引異りて、僅なる川より水落行く、故に今殘りて潟となりしと見えたり。昔は平國にて、交通に云へるに合す。

神納(カンナフ)

(加納)

舊庄號にて、平林村の北、桃崎濱の邊を云ふ、村上の小泉本庄の南とす。神納は加納(カナフ)の訛にして、小泉庄加納田の義より出て、分化して加納庄と云ひ、今神納村、西神納村の二と爲す。越佐雜誌云、岩船神社の大般若經に「越後瀬波郡、加納庄岩船鄉永祿四年」と見ゆ、岩船諸上寺の說には此寺昔感應寺と號し、庄號は

此段申より被ル[illegible]

「任今年七月廿六日宣旨、知行不可有相違之状、國宜如件

　元弘三年十二月十四日　[illegible]（義貞）

越後國小泉庄[illegible]、色部[illegible]三郎[illegible]言上

[illegible]

可有御下知[illegible]。（色部文書）

桃川（モモカハ）

今有明を合せ、神納村を改む、瀬波潟の東方なる山せし地とす、式内桃川神社此に存す。桃川は或は百川に作り、本名にも呼び、[illegible]潟の[illegible]江を指す、百川潟とも曰へるに似たり。

七湊（ナナミナト）

今[illegible]、[illegible]、里本庄なども共に、神納村と併す、其[illegible]は北東にして、村上市街に接近す。七湊の七高山に式内[illegible]神社あり、往昔此[illegible]の[illegible]大なりし比の地勢には、此地其港門なりきを傳ふ。

山家郷（ヤマヤ）

和名抄、磐船郡山家郷。○今村上、瀬波（セナミ）井に七湊、[illegible]川より岩船、平林等にわたる地なるべし。七湊の側に山居（ヤマヤ）村ありて、今神納に併せらる、是れ山家の遺[illegible]とす、中世小泉庄起りて本郷の名亡ぶ。東大寺[illegible]に、天平勝寶[illegible]年、越後國二百戸を本寺に寄せられ、中に[illegible]郡山家郷五十戸とあるは此なり。

小泉（コイヅミ）

舊庄名なり、村上の古名を本庄と云ふは、小泉本庄の謂にて三面川より荒川までの諸村里を[illegible]めたり。[illegible]和名抄の佐伯山家二郷の地に開きたる私田なりき、東鑑、文治二年新[illegible]地頭[illegible]、越後國小泉庄、[illegible]門中御門[illegible]納言。

（宝本）

色部文書に、建武元年七月、小泉左衛門二郎持長誅罰の事見え、其持長とは小泉本庄の城郭なるべし、且持長も色部同族にて、秩父平氏、本庄地頭の[illegible]流なれば、小泉とも本庄とも號したる也。

村上（ムラカミ）

今村上町、村上本町の二に分ち、人口一萬、本郡の首邑なり、新潟を去る十八里、新發田を去る十一里、羽前[illegible]關（ネズガセキ）を去る十三里。

村上は昔時小泉本庄の中にて、本庄氏の城館ありし地なれば、本庄城と云ひ、其城下に村里ありしを、元和中堀氏の時、城郭井に市街を修理し、邑名をも村上と改めたりと云ふ。越後[illegible]志云、村上城下は昔市街を成さず、村落各所に散在せしなり、今の新町邊には天神岡、塔坂（タフジヤウ）二村あり、山邊里門外久保多（クボタ）町邊より三面（ミオモテ）川邊にかけて山[illegible]里村あり、長井町邊に田中村（今西神納に屬す）あり、飯野に飯野（イヒノ）村といふあり、寺町の端に中貝といふ村あり、其他[illegible]、羽下ノ淵（フクロハタ）の村も此地内に在りしよし、古記に据て之を考ふるに、元和四年、堀[illegible]後守が當地に移住せし際、塔城天神岡二村を外に移し、家臣の宅を作る、今の[illegible]新町是なり、又飯野、馬場、[illegible]、[illegible]黒町、長井町、庄内町、久保田町を立てらる、[illegible]町、片町、加賀町等は松平大和守在城の時、即慶安年中に出來しとぞ。

村上城址（ムラカミ）

市街の東なる城山是なり、周圍一里八町と稱し、松杉繁茂す、兵法家の許可して要害無双の堅城[illegible]する者とす。小泉庄の地頭本庄氏の[illegible]なりしを、元和年中、堀丹後守直寄修[illegible]す、戊辰の亂に、城主内藤氏東軍に應ず、已にして、藩内分[illegible]して官軍に歸せんとする者あり、七月下旬、長岡、新潟、新發田等陥る、城主遂に歸順す、八月十一日、官軍村上城を收む。

本庄二萬貫は越前守繁長の一跡なりしが、上杉家國替の後、堀[illegible]治の與力村上周防守頼勝（與次郎）へ其城を賜り九千貫の知行を下され、是より地名を改め村上と呼ぶ、云々と北越軍談に載す（北國太平記、管窺武鑑などに、村上の本城越前守重長とあるは追書なるべし）村上周防守は謙信譜に其名を[illegible]明とし、元和四年、越後少將忠[illegible]

[illegible]

也、武功忠功の者にて、天文中[illegible]尾に在城云々とあるは信用し難し、米澤鹿子に據るを可とす。

秩父進次郎行長、後[illegible]新左衛門、[illegible]長七[illegible]、[illegible]倉將軍之[illegible]、[illegible]越後國加地、瀬波郡小泉庄本庄之地頭職、自[illegible]父[illegible]、下向越後本庄之地、[illegible]氏稱本庄者、行長十二世之孫、本庄大和守[illegible]、繁長者房長之[illegible]子也。（米澤[illegible]子）

北越軍記云、本庄[illegible]次郎繁長は後越前守と申候、是[illegible]信一門にて、大和守房長が子也、胎内にて父に別れ、十三歳に一族小川紀八郎、鮎川因幡守が[illegible]心を討平げ、[illegible]剛强、無双の兵也、元龜天正の頃、繁長を新發田因幡守治長が[illegible]の如く申候、一旦[illegible]信公に背きしか共、降参の後は以前の如く奉公し、景勝家督爭の時、一[illegible]後、羽州大寶寺家督の事に附、越後を立退浪人せしが、景勝公會津へ被移し時歸参し、福島城に死去仕候、又云天正中、出羽國庄内の領主、大寶寺義興男子なきにより、

本庄繁長の次男千代丸を養子にせんと呼取しに、義興實子出生に付、千代丸を本庄へ返し遣はさんとす、天正十九年、大[illegible]本庄合戰、繁長討勝て義興を討取、本意の如く千代丸を庄內へ入城させ、景勝へ伺はずして、大寶寺義勝を上洛させ、秀吉公へ御禮申上さするに付、景勝[illegible]被致、不屆の由にて、機嫌不宜、文祿四年八月、繁長被[illegible]立[illegible]、寛永七年、村上城主松平右京大夫高崎より入部の時、領內八箇組八十五村四萬石の百姓ども、御料所になりたしとて、大庄屋八人、江戸御勘定奉行所へ駈込訴訟し、引渡し延引す、翌正保元年十月、裁許あり、私領引渡し[illegible]御[illegible]致す、云々、此事折焚柴記、北越雜記并に[illegible]門[illegible]御實記に見ゆ、八組とは何組にや詳細知れず、張本人大庄屋は三五兵衛、新五右衛門、市兵衛の三人とす、岩船、[illegible]原、山東に散在の組村なれば、猶考ふべし。

瀬波（セナミ）　今瀬波町と云ふも、人口一千七百、村上の西一里、三面川の左岸海口にあたり、湊町ありて、船舟の[illegible]入するも、[illegible]邑たるを免れず。三面川の鮭漁は、此地を以て大[illegible]、[illegible]に[illegible]瀬波（セナミユ）[illegible]の名あり。

西奈彌神社　今瀬波町に在り、式內の官社とす、又式內[illegible]は[illegible]に其[illegible]地在りと云ふ。〔神祇志料〕

耕雲寺（カウウン）　村上の東一里餘の山中に在りて、村里をば門（モン）前谷（ゼンタニ）村と云ふは、本寺の門前なりしより起り、轉じて山中[illegible]名[illegible]、昔は[illegible]澤（トサハ）と云へる地とす、今山邊里村の管內とす。〇此寺は近世寺領百五十石、曹洞宗の[illegible]所にて、末寺八十餘寺を總べたり、開基は傑堂和尚なれども、其師梅山を推して一祖とす、[illegible]永[illegible]同[illegible]にして、[illegible]は小泉本庄の地頭秩父平氏の一族とす、傑堂の遺作とて、

岩[illegible]の波打[illegible]出でて見よきたみの境何國なるらん

と傳ふる者あり。此寺佛殿、廻廊、總門等壯大なりしが、近年失火して亡ぶ、山林に杉の良材多きを以て之を採用[illegible]、再修す、一書に遠國の良種を移栽したる者、當國第一の美林なりと稱す、云々、山號を[illegible]樹と曰ふ。

門前川（モンゼン）　[illegible]寺の奥、光兜山の陰に出て西流、村上山の北を過ぎ、三面川へ入る、長五里、一名相川、又山邊里川と云ふ。

佐伯郷（サヘキ）　（山邊里）　和名抄、磐船郡佐伯郷。〇今山邊里（サベリ）村以北、鹽野町村などの地を云へるならん、山邊里は佐伯郷の佐伯（サヘキ）里にて、條里の遺稱にや、如何。近年此地方に絹布を織り、一種の織物を出して、山邊里織と號す、茶、鮭と共に村上の名產とす。國邑志稿云、大伴佐伯は共に日臣命の後裔にして、古代の大姓豪族なり、姓氏錄に高志連、高志壬生連の二家も並びに日臣命の裔孫とす、（右京神別の部に載す）是は此國の本郷に住めるを高志連と曰へる歟、沼垂郡の渟足柵造は大伴氏なりしことも參考すべく、其昔蝦夷を鎭撫の爲めに、阿倍臣などと共に下向せられしにや。

相川（アヒカハ）　（鮎川）　又鮎川（アユカハ）に作る、今山邊里の大字とす。北越軍記云、鮎川攝津守は本庄が一族にて、家來の如くなる者にて候由、本庄房長死去候へ、[illegible]長幼少に候故、鮎川[illegible]心仕候を繁長十三歲にて鮎川を討取申候、後に繁長五番目の子を鮎川になし申候、只今は孫太夫の先祖に候。

大場澤（オホバサハ）　今小川、古渡路などと合せ館腰（タテノコシ）村と改む、山邊里の北に接す、此地に鮎川氏の館址ありて、其近傍を字して、館腰と云へるより、後世[illegible]して村名と[illegible]す

小川（コガハ）　今館腰村の大字とす、米澤[illegible]子に「本庄房長、天文八年歿、有一族小川右衛門長資云者、押而移本庄城、[illegible]意、舉動奢侈、已歷十三箇年、天文辛亥歲、繁長十三歲、誅長資」とある小川某は此名を稱せるなり、北越軍記に鮎川某と云ふ。

三面川（ミオモテ）　（野村川）　又野村（ノムラ）川と云ふ、三面の山中朝日嶽に發し西南流、新屋（アラヤ）に至り、中游と爲り、高根川を併せ、山邊里の西に於て相川（門前川）を容れ、西方一里、瀬波濱と海府山（岩崎）の間に於て海洋へ入る、長凡十里

三面川の鮭漁は、近世村上城主の[illegible]に依り、其盛大を致す、謂はゆる種川[illegible]法也、海口より上流四十餘町の間、河流を二分して、南北の兩道と爲し、其中間に[illegible]を[illegible]り、魚の泝上する通路とす、堀川と名づく、而て南岸六千間の河道を修理し、鮭卵孚化の種川とす、卽禁漁の區域なり、此制度は安永年中、內藤氏の家臣青砥武平次の設計に出で、後人之を守り今日に至るも易へず、近年の[illegible]四萬貫匁と稱す。

新屋（アラヤ）　（鷲ケ巣山）　今三面村と云ふ、山邊里（サベリ）、館腰の東北にして、三面谷の[illegible]口にあたる。新屋の東に鷲ケ巣（ワシガス）山あり、山頂二峰に分れ、二子（フタゴ）山の名あり、山中に神祠を置く、此山は標高千二百五十米突、光兜山と相連り、[illegible]火山迸發岩より成立す、[illegible]れば[illegible]上の形狀あり、三面谷は此山より以東[illegible]、[illegible]山等に圍まるゝ窪地とす。

三面谷　朝日[illegible]川の[illegible]流にして、方四五里の山谷を占む、今新屋村の管內とす、村上の東北六里、[illegible]山は[illegible]火山迸發岩より成る地[illegible]にして[illegible]と云ふ

三面谷の山家は、平氏の[illegible]れたる[illegible]なりと云ふは、地方の唱說する所なれど、固より徵證の在るにあらず、[illegible]、殊に此村は近世[illegible]年中に[illegible]て村上[illegible]に[illegible]して、人家に往來する事を[illegible]ると云ふ[illegible]れり、古來小泉本庄の管內とす。〇米澤地名選に「越後國岩船郡三面山は小國谷[illegible]山より西北八九里にあたり、平家池大納言[illegible]、小池大炊助の居る所也、」

大[家]助何の世より此に住めるにや、天保の今日は三十軒程もあり、此山[家]は百年許前迄は知れる人なかりしを、一日其山より出づる谷水に箸の流れ来たるを見て怪しみ、其山に分入りて之を發見す云々と載す。然れども大[伴]助の家に[illegible]國年村に[illegible]の家老[illegible]某と名せる旅人通行を禁ずることを告げ[illegible]一通を收藏したり、戊辰の戰爭の時、兵火の爲めに[全]燒亡すと、人類學會雜誌」[illegible]を避けして、[illegible]も[illegible]を絶れざりしか、人民は今も夏冬[illegible]して[illegible]、實に全く人生に遠ざかれり。

以東嶽(イトウ)　三面谷の北なる連嶺にして、泥俣山(ドロマタ)と相並び、羽前[西]田川郡界に[當]る、即朝日嶽の別峰なり、標高千六百四十米突。[泥]俣山は之より低きこと五百餘米突。朝日嶽は是等の東に在りて、小國谷の北にあたる、標高二千百四十米突。

高根川(タカネ)　以東嶽の西方に發源し、西南流七里にして三面川へ入る、山中に高根村あり。高根金山は第三紀の砂岩及び粘灰岩の累層にして、此に黄金及び黄鐵礦の鑛染を見る、其厚十餘尺に達する箇所ありと雖、含金量は富饒ならず。

(高根)　名寄補云、高根金山、昔庵金も盛りなりしに、其しき崩れて、人多く死せるより相止みたり、高根村より金山まで八里ばかりありとぞ、此山より流れ出る川に沙金あり、山足の者ネコ流しと稱するものにて之を取り、家業と爲す者あり、安永年中、水原の代官所へ訴へしにより、公儀へ申達の上、佐州より金堀の者召寄ネコ流しにて沙金を取りしと雖、費用程取れざるに依り相止む、又天明七未年、隣の町の庄屋某金山を試堀したれども、費用嵩みて相止めたり。

猿澤(サルサハ)　今猿澤村と云ふ、高根川の右岸にて、北陸道の小驛店とす(村上と鹽野町の間)鵜渡路、宮之下などは之に屬す、村上を去る二里半。

河内神社(カハチ)　式社[考]證云、村上の北一里宮之下村に一宮河内[明]神あり、當郡の一宮にて、昔は山七谷川七瀬と申し、ありと傳へたり、もしくは式内なる[多]岐神社[illegible]「多岐・河内」と云ふ古書もありて、此邊に三面川と云ふ[illegible]流れめぐれり、然るに土人の口碑に、頼人[親]王十川村に住居給へるが、本[庄]出羽介と云ふものに殺され給へるを[祀]るなりと云ふ、頼人は史に見ゆる後鳥羽院の皇子[illegible]宮と同時とす、云々。

鵜渡路(ウノドロ)　今猿澤村へ合併、高根川の末にて右岸とす、高根川は村の南にて、三面川と相合ふ。○鵜渡路とは瀞字の假借にて、水流の緩なるを瀞と云ふ、[東]國に其例多し。

鹽野町(シホノマチ)　今鹽野町村と云ふ、北陸道の小驛なり、村上の北四里、此より葡萄峠の分水嶺を踰え、鼠關、[温]田に向ふ。

此地は近世米澤上杉氏の陣屋あり、公料一萬三千石の田邑を支配したり、御預所と稱する是也。○鹽野町の大字に小須戸(コスド)あり、其北なる葡萄峠の邊に大須戸(オホスド)あり、義經記にストウとあるは此大須戸、小須戸なるべし。

(大須戸)　あらかは岩舟と云ふ所につきて、すとうの見ちはぼさしろ水に、山河まさりてかなふまじ、いはひが崎にかかりて、(海府浦の岩が崎より海邊を通行)云々。

餘戸郷(アマベ)　和名抄、磐船郡餘戸郷。○今の海府浦并に其北なる[海]岸、府屋などの海村を云へるなり、餘戸は海部のアマベに通じ、海部の民の住居なりしを知る。餘戸、海部は相通してアマベともカイフと曰へる例、諸州に見るべし。

海府浦(カイフ)　今上海府、下海府の二村と爲る、三面川の末流、右岸より起り、直徑六里許、勝木川に至る海濱なり。其山嶺は全く噴出岩及崗石を以て成り、峰巒磅礴、紛亂錯雜し、本州第一の奇景と稱せらる。此浦は山海相逼れど、所々に村里ありて、往時は之を以て北陸道の[illegible]としたり、故に村上より[illegible]由する山[路]をば、之に對し海府[道]と名づけたり、[岩]崎(イ)[illegible]崎(ザキ)は海府浦の南極にて、[瀬]波(セナミ)[illegible]の對岸とす、延[喜]式・[多]岐神社の[舊]址と傳ふる不動[堂]あり、小[illegible]に[illegible]。

(岩崎)　いはこが崎にかかりて、オチムツカサはんと[illegible]へ通る、と載せしいはこが崎即此とす、オチムツカサルは海府浦の[舊]名なるべしと雖、今詳にし難し、[illegible]所あるに似たり又同書に、

あらかはの松原、いは舟を過て、せなみと云所に、いたりやなくゐ、右うつぼ、せんかけ橋など名所名所を通りたまひて、念種の關へぞかゝる、

さもあり、此名所も又海府浦と知らる。○今岩[illegible]、大月、間島(マシマ)、柏尾(カシヲ)、馬下(マオロシ)等を上海府と稱し、濱新[保]、[寒]川、脇川、[illegible]などを下海府とし、北は八幡村[府]屋の濱に[至]る。濱新保(シンボ)は二村の中央にて、[鹽]谷町の正西二里半、新保とは[本]庄に新[田]あるが如く、中世の田[地]に出でたる名稱なり、諸國に其例多きが中にも、岩船郡には四五箇所の新保あり。又建武元年文書に、新保[illegible]三郎安長とて、色部氏の一族の人名にも見ゆ。○地學雜誌云、海府浦大月(オホツキ)濱の間許の沖に、長さ百間幅十間の間、處々に石油、海底より湧出するは、特に海面の靜なる時に目撃し得べき事實なり、海濱一帶は東西に極めて狭く、南北に引伸する第三系地盤の構成する處なれども、高處に擴延するは悉く花崗岩なり。

(柏尾)　(濱新保)

(大月)　[南]齋先生東北遊記云(弘化丙午五月)戊申午天、至[illegible]船、命舫海行、召舟子與[酒]錢、約每逆佳境、下舫細探之、無負路程、蓋海府之勝、愈探愈奇、至眞島樽尾之交、境益深山益複、怪石如夜叉鬼面、或立或踞、或仆或倒、下馬下、日晩投宿民舍、已同、舫至笹川(ササガハ)下歩、

左右[illegible]々、皆出其表、并似神仙之所宅、純骨無肉、萬類爲象、或似如野樹、勾欄曾樹、珠簾相懸、或附如牙城、金盤承露、列峙其中、或環如屏風、或平如几掛、器用皆備、而悵乎主人不在、或石脉下裂、如閣門扇柱、桃欄皆具、而悵乎闌鑰之不可開、其石多奇怪、雲頭笭等、十八法窟而呼見殊狀者、其岸多實隈、永口相薄、洞灣彭湃爲聲、想石鍾之音、亦在于此、其奇澤[illegible]數丈之旗、時裂白面、躍出魚[illegible]、而[illegible]危勢窮、則又有平[illegible]遼浦、以[illegible]之[illegible]、而見萬石岸變、[illegible]海蟠茫、如張[illegible]、松樹[illegible]累其上、此乃祇園天女祠、々前有路、與[illegible]浦相接、日光耀映、的[illegible]如畫、羽[illegible]越尾、[illegible]于此[illegible]、頻三樹[illegible]遊記云、謂海山之美乎、我[illegible]之[illegible]島、謂海山之奇乎、我[illegible]羽之[illegible]跡、而合其美與[illegible]者、今[illegible]超之海府、々々距村上三里、漁村[illegible]落、背[illegible]枕[illegible]海、小[illegible]日、[illegible]里咫尺、不能來往、而海[illegible]舟[illegible]、[illegible]風[illegible][illegible]間、舍[illegible]者[illegible]舟、風[illegible]急、三[illegible]始進、[illegible]見村上[illegible]、[illegible]見、過[illegible]早川[illegible]村、[illegible]峠、[illegible]海[illegible]出、千百松樹、欹斜横生、根附岩角、不[illegible]寸土、[illegible][illegible]、[illegible]如[illegible]、自此以北、丹崖[illegible]、或[illegible]植、或[illegible]、[illegible]小[illegible]、頂[illegible]松[illegible]、[illegible]皆[illegible]、[illegible][illegible]天[illegible]、[illegible]方[illegible]、洞明[illegible]、[illegible]十字、[illegible]而入[illegible]、[illegible]數十尺、右[illegible]左[illegible]、不[illegible]、下[illegible]、洞上[illegible]、直立數百尺、有二[illegible]、[illegible]、[illegible]人[illegible]也、過[illegible]川[illegible]川、[illegible]益[illegible]、山[illegible]、此[illegible]一[illegible]、百千松樹、[illegible]生欹立、形[illegible]位置、如出人工、而[illegible]有[illegible][illegible]、有[illegible]、有大小[illegible]、初見[illegible]斗[illegible]、一[illegible]平[illegible]遠[illegible]、[illegible]群[illegible]山[illegible]、[illegible]成一大島也、[illegible]存[illegible]、[illegible]恍惚、奇幻變化、皆在造物[illegible]中、而不自知者也、以南[illegible]海[illegible]、一[illegible]、起[illegible]之間、風雨自崎[illegible]間而至、急[illegible]屏風[illegible]、々横[illegible]斗出、[illegible]回折、[illegible]六曲屏風中、[illegible]二大孔、々高十丈、

帆漁之、方正端正、如快刀截斷者、繫舟巖下、涉遂傳杯、[illegible]露、散[illegible]上、頃之雨[illegible]、經今川脇川(ワキカハ)、[illegible]島、[illegible]數萬尺、半腹以上、青[illegible]、[illegible]松[illegible]落、[illegible]間所[illegible]者、自此而往、奇巖怪石、[illegible]有可[illegible]、[illegible]無趣、[illegible]泊、觀[illegible]谷[illegible]立[illegible]、峭[illegible]、[illegible]何有十[illegible]乎、

蒲萄山(ブダウ)

又武動山に作る、下海府浦の東嶺にして、[illegible]野町[illegible]より此山を踰え、海濱に下る、今[illegible]野町の管内とす

[illegible]記云、武動山は名高き[illegible]所にて、雪中には全く通路せず、半は過行きて谷あり、其邊數丈の岩石の上に矢(ヤ)向明(ムカフ)神の社あり、又大なる洞窟あり。(管[illegible]武鑑云、天正十八年、景[illegible]公[illegible]津より赤谷峠を越し、下越後の中川、桐川へ移り、蒲萄[illegible]へかかり、庄内(田川郡)へ打出らる、

漆山(タルシヤマ)神社

式内の古社なり、近年考定して矢向明神與とそ[illegible]式[illegible]云、延[illegible]式内[illegible]五斗、越後國所進」また[illegible]式越後國中[illegible]の中にも漆あり、新[illegible]越後[illegible]名産とす、今も村上城下以北の山野に[illegible]多く皆自[illegible]まほり、其村々には漆貫を多く貯へ持てるを[illegible]とする也、野志に蒲萄村の行[illegible]寺の大日堂を式内漆山神社と[illegible]も信じ難し、蒲萄峠の矢吹明神ぞ漆山神なるべし(東[illegible]記云、蒲萄[illegible]も[illegible]なく頂に至れり、此所に矢[illegible]明神とて祠あり、此所は山の[illegible]なる故にや、[illegible]もやゝすくなく[illegible]ゆ、祠の後に[illegible]穴あり、明神の[illegible]所なりといふ、此[illegible]穴の上の方に[illegible]を[illegible]あり、[illegible]高[illegible]ばかり[illegible]云、其[illegible]の[illegible]に古木の杉數十本有るに、[illegible]くに[illegible]くの中に[illegible]、此[illegible]は誠に[illegible]を見る如く、奇絶比類なし。

黒川俣(クロカハマタ)

蒲萄山の北なる山谷を云ふ、今黒川俣、中俣の二村を含る、東北は庄内堺に至り、南三[illegible]の高原地とす、雷峠を經て庄内に至る山徑あり。

北中村(キタナカムラ)

舊大毎(オホゴト)中村と曰へり、山野なり、[illegible]野町より此に至る四里、勝木川に沿ふて西に下り、寢屋濱に出づ。今府屋、立島、碁石濱など合せ八幡(ヤハタ)村と改む、

勝木(カツギ)

[illegible]木川は大毎の山中に發し、碁石濱にて海へ入る。(越[illegible]志料云、越後國の方言蒲をカツキと云ふ、延喜式、[illegible][illegible]御原神社は[illegible]木原に坐せるならん。

寢屋濱(ネヤ)

勝木川の河口庄方の濱なり、鉾立(ホコタテ)と稱する柱狀の奇岩その[illegible]に峙立す。(三千風行脚集云、溫海の溫泉に一七日入作りて、道すがら[illegible]、[illegible]橋、鼠[illegible]、蒲萄[illegible]、三里の峠をこえ、村上[illegible]、新潟、矢[illegible]を過、[illegible]馬場を行て、云々、[illegible]に、大[illegible]方に

保古□□蘂越後國□□□□臣等之家□□□□磐船神

方云々

とあり保古[illegible]、此岩にはあらぬか、[illegible]詠の歌

[illegible]の[illegible]はの[illegible]立は海の神守るためなるらん、

大川谷(オホカハダニ)

勝木の北、黒川俣の西なる村里にて、今村名[illegible]、[illegible]屋、中濱、[illegible]之下等の大字あり、[illegible]北は羽前西田川郡[illegible]鼠ヶ關(ネズガセキ)(念種關)の濱に迫り、間[illegible]此間に限らる。蒲萄川、勝木川并に此大川は共に鮭漁多き[illegible]中に、大川は每年四千貫匁の[illegible]あり。[illegible]武元年、大河[illegible]次郎[illegible]長、立島[illegible]三郎(實名不知)等が[illegible]せられしこゝは、[illegible]の[illegible]下に見ゆ、大河[illegible]を見ゆれば、[illegible](ハヤ)を云ふも此[illegible]地名なり、立島は勝木川の谷に其名存す、府屋は小町にて北中村を去る二里、鼠ヶ關へ一里半、[illegible]ヶ關は越後出羽の國界なり、中濱と關との間を原海と云ふ、海岸に突出する[illegible]帽子は宛も[illegible]牙の如し、之を[illegible]と云ふ、[illegible]或は横、甚く洞穴ありて人を容るべし、戊辰の役、賊この帽壁の窟中及び山頂に[illegible]、[illegible]を置き堅守して官軍と戰ふ、官軍は明[illegible]八月廿六日、新發田及び[illegible]土加越の兵、中濱

に一[illegible]、[illegible]より戊時に至る、たまく失火あり、官軍大川村に退く、九月一日官軍進撃す、賊正面及び山上より[illegible]す、吉井参軍此[illegible]に[illegible]るも、賊は要地を[illegible]、[illegible]烈しければ、官兵は死傷頗多く、退きて堅壁を[illegible]相持す、廿六日に至るまで決せず、たまたま庄内[illegible]井氏[illegible]の報至る、賊乃退散す。（越後雜志）

粟島

（粟生島）

今粟島浦と云ふ、人口五百七十、下海府の西十海里なる[illegible]島とす、[illegible]紀層の岡巒あり、小柴山と名づく、島人は漁業及び牧馬を爲す、粟或は粟生に作るもアハフとは訓せず、アヲに近し。

水路志云、粟島は新潟の北微東約三十一海里、距陸約十海里の所に位し、長三海里餘の一島なり、其最高巓は南部に近く位し、高さ六八〇呎、該島の東側なる前濱村の偏北に於て、該最高嶺を西に隔け、水深十尋の處は西風及び南西風を避くるによろし、此錨地は飛島の地に優れり、新潟[illegible]間に往復する汽船の爲め、[illegible]要の錨泊地なりと云ひ、該村落の近傍には數多の和船泊する事あり。又云、日本海の沿岸航路に於て、佐渡と越後の間、及び其北方、生島近傍は、海流概して北方に向ふ、然れども強き北東風あるときは、其方向を變ず、粟生島と飛島とを連接せる一線以内は、海流に感せざるも、該線の外側に於ては、海流北々東に向流し、久六島に近つくに從ひ[illegible]力を加へ、該島より更に北東に向ひ、大速力を以て津輕海峡に流入す。（大同方に粟島彙を載せ、粟生蝦夷等の家傳と曰へり、粟生とは蝦夷の部種名にも呼びしとおもはる。

粟島彙、[illegible]生蝦夷等之家傳方、身寒喘、又嘔、又[illegible]効、加多[illegible]（牛蒡）、波自加美（山椒）、止利加布登（烏頭）、三味水[illegible]、粟島[illegible]、[illegible]方、胸[illegible]動、心氣[illegible]、者與、宮保之乃[illegible]（大黄）、夜爲久左（黄連）、也萬比[illegible]支（[illegible]）、三味水[illegible]。

國[illegible]志云、萬葉集十二巻に越の海の子難（コカタ）の海の歌の次に、粟島をよめる一首あり、

　沖[illegible]間より[illegible]に見ゆる粟島のあはぬ物から吾に[illegible]する兒等

と云ふ、是は岩船郡の海島なるべし、

嘉永元年四月、[illegible]國船[illegible]羽州[illegible]に至り、尋いて粟島に至る、[illegible]三百石を[illegible]し、往て之を[illegible]らしむ、[illegible]島は[illegible]十八九町、南北一里許、米澤藩越後預所の内にあり、此役松代[illegible]主眞田幸貫、人を越後に遣はし、其形勢を視察せしめ、乃之を江戸に報し、且命を待つ、既にして異船粟島を去り、烈[illegible]も解くと云ふ。（外[illegible]志稿）

　戊申夏、有海[illegible]警、　　心　齋

　俄人日々窺[illegible]、警報如飛不少休、聞說虜兵侵粟島、三千鐵騎發羽州、

佐渡國

佐渡國（サド）

越後の海中に在り、新潟の西二十餘海里にあたり、[illegible]三郡に分ちしが、近年合併して一郡と爲し、仍て佐渡郡と云ふ、治所は相川町に在り、新潟縣の管内とす、面積凡五十六方里、人口十一萬二千（佐して佐州（サシウ）とも云ふ）

（佐渡郡）

此島は地形二條の山脈より成り、東北より西南に幷馳するを以て、其前なる界小の山を小佐渡（コサド）と名づけ、後なる高嶺の山を大佐渡（オホサド）と名づく、其大佐渡、小佐渡の間なる沖積層の平野を國中（クニナカ）と號す、國中の左右に海水灣入し、島の全形法馬に似たり。○神代紀、大八洲生成の段に、

（佐州）

（佐度島）

佐度洲（サドノシマ）を生む、古事記には佐度島に作り、[illegible]りと曰ふ、[illegible]して[illegible]本紀に[illegible]、[illegible]の[illegible]名[illegible]、[illegible]明紀[illegible]、[illegible]國[illegible]、[illegible]云べし、[illegible]せ、越國守[illegible]管内たりしことを[illegible]、[illegible]續日本紀に、

　佐渡國[illegible]、[illegible]、同越國[illegible]、久[illegible]
　四世孫、大[illegible]定賜、

とあれば、越國の總領の下なから、別に國造ありて之を治めし也。國郡建置の始に於ては、[illegible]一國たり、後二郡を分割したり、續紀[illegible]養老五年、分[illegible]、[illegible]加茂羽茂二郡」已にして國號を停めて越後に併せられしが、數年にして復置せらる

　續紀、天平十五年、以佐渡國[illegible]越後國、天平[illegible]勝八年
　十一月、復置佐渡國。

按に、佐渡は天正古検地[illegible]萬二千石、後二萬石に上りしを元祿年中に改検すと云ふ、佐渡志に元和七年の收納[illegible]萬八百餘石とあるは、古検に合はず、元祿六年、[illegible]原[illegible]検地して十三萬石の本高を縄せ、非常の増額とす、蓋此島相川金山の開坑以來、民口俄に加はり、田野亦地方を[illegible]して[illegible]せらる、慶長年中に至り[illegible]を[illegible]り、て、人口の[illegible]元和中二十萬と云ふは信ずるに足らず、雖、開坑の初め人口倍蓰の一徴と爲すべし。佐渡志に慶長の[illegible]戸數[illegible]萬に滿たずと傳ふ、寛保元年戸一萬九千百餘、口九萬[illegible]千四百、文化十二年戸一萬九千五百餘、口十萬餘[illegible]、地力盡きたりとの說も其故なきに非ず、佐渡志云、慶長以前は詳ならねど、大久保石安執政以來、人口倍加し食料[illegible]に[illegible]かざりしかは、此國の米を輸出するを禁じ、海濱所々に問屋を置て、越後、出羽、陸奥等の國々の船より米を買取て、相川へ運送し價を定めて之を賣らしむ、此問人三十餘人あり、今の米屋町に居れり、

其價は元和の頃一石に後藤銀拾八匁餘、寛永に至りて二十匁内外なり、又越後國ノ御料所の租米を移して、其不足を補はれし事も度々に及び、元和八年一歳に移せる所五千四百餘石と記せり、慶安の初め銀山衰へ、相川の人家少くなり、從て米價賤く、二年己丑の七月、一石を銀二十二匁に買ふ、十一年相川の五千石を海運して江戸に納めしめ、又一萬六千石を江戸の商人へ買ふ事を許されしかば、國中の米穀に乏くなりし、折しも近國の米一粒も來らず、一石の價後藤銀八十匁にてなほ求め得がたくなりき、左れば市中の男女は金銀を携へながら、餓死するもの多く、農家のみ恙なかりしとぞ、此後は此例米も銀にかへて江戸に納む、元祿七八年の頃國中の米價賤くなりて、又五六千石、一萬石を他國に出さる、年もありけり、後には[illegible]は官に納め[illegible]貯へあり、民に助合穀など云ふものを置て、凶年饑歲の昔に比すれば頗る足れりと云ふ。

佐渡の名義詳ならず、書紀通證に「佐度與=門通、言海路之門也」と云ひ、古事記傳には、狭門の[illegible]、此島へ舟入る、其門を渡る故にや云々、其に未だ信據に足らず。佐渡は昔に[illegible]、雑太一郡なりしを、後三郡に分つ、然れども國名を以て郡名にも用ふること、未考しと雖も、今按に、國名を郡名に轉ずるは其例多し、然れどもこのサドはサハタは[illegible]自ら判別す、沙太は澤田の義たること隱然たれど、サドは未だ決め得ず、或は[illegible](原義とす)說にて越路より望みて人家村落の在る島なりとて、サト之島と云へるが、後其トを訛れるにや[illegible]佐渡は海中に孤懸して、北方は大洋渺々たり、古來異俗の來人[illegible]、[illegible]の諸種の散在に止らず、(延喜式當國[illegible]料[illegible]ず)欽明紀に島の北東に肅愼(ミシハセ)人の來泊したる由を載し、聖武紀「天平十寶四年、渤海國使着于越後國佐渡島」と見ゆ、其二、高麗、渤海は同國にして異朝、一邦にして各種なり。(越後の越海參考すべし)貞觀儀式の追儺の文に、

穢く惡き疫鬼の所々村々にかくりしのぶるをば、千里の外、四方の堺、東は陸奥、西は遠値嘉(トホチカ)、南は土左、北は佐渡よりをちの所をなむ、たちえやみの鬼の住所と定め賜ひて、云々、

古人の[illegible]に對する想念を據ふるに足る。又諸國に追儺の作法に、多く鬼を佐渡が島へ逐ふと說く、遠流罪の罪所に附属して、佐渡をかく畏怖せるごとし[illegible]佐渡の[illegible]に吹來る風の方もうしながむる[illegible]における誤か、[illegible]。　家　雅

新潟當陰國志云、鳥逐は田野の害鳥を追ふ意にて、正月の行事也、之をドンド火又ワアホイとも云、ドンドは喰き狀ワアホイは鳥を追ふ聲なり、其唱曰「今夜はさこの鳥追じや、[illegible]鳥追じや、さあらば追て[illegible]け申さう、おほほい〳〵の島のぼう、頭を折て鹽[illegible]へ〳〵入れて、佐渡が島にせなくば、向[illegible]なせ、[illegible]〳〵」とうたふなり、或曰、昔時北條の時入道國中を管るの時、横暴日に長じ、貢賦年に加り、民間其患にたへず、鳥追の謡に託して謗へりしものなりとぞ、[illegible]は當時をさすなり、鳥追は取るものを追ふの意なり、取とは貢賦を收むるの事を云へばなり。

佐州の[illegible]て、[illegible]の顯めて佐渡の寶庫と稱する所以の者とす、近世は干烏賊(スルメ)を第一とし、干鱈(ヒダラ)、干鰒、[illegible](キンコ)、鯣鱈等之に次ぎ、殊に干鰒以下の三種は、相川奉行が官命を以て、其製造[illegible]せる者とす、干鳥[illegible]、[illegible]は出[illegible]取立て、自由に他國に販賣したり、近年は島民多く漁舟に乗じ北海道に往來して收穫を力む。○產[illegible]云、佐渡の海産物は往時干鱈を主としたり、初め慶長九年、當國の行所に御船役を置き、水夫方を養ふ、元文年中より奉行所に於て專十箇、海鼠、鰒鮑の三品に[illegible]を加へしにより、漸次產額を增加し、一ヶ年六千斤を[illegible]するに至れり、而して寶曆三年[illegible]他の販路を謝絶し、獨長崎のみへ年々七千斤の俵物を輸送せり、遂に一萬斤以上の[illegible]出を見るに至れり、[illegible]らんことを[illegible]、文政十一年、相川市外に一地を指き海士町と稱し、[illegible]に漁業者及び製造人等を[illegible]せしめ、之を保護するに、御[illegible]米を[illegible]へ、一年百石の[illegible]を下げ、且婦女は他に嫁せず、夫を迎へ別戶をなさしめ[illegible]偏に海人を養成し、專ら[illegible]業をなさしめ、又三郡の漁村にも各々其受負高を定めて、濫捕[illegible]を禁じたり、維新[illegible]此[illegible]を解き、方今に於ては各濱自由に捕獲[illegible]買す、大抵一年の[illegible]額[illegible]内外なりと云ふ。○延喜式に佐渡布を[illegible]ふ一種の品あれど、其性質文色を知らず、[illegible]の品なる如しと雖、自ら一種たり、(延喜式、[illegible]、官人[illegible]布[illegible]四十端、[illegible]十人染手一人、各給佐渡布[illegible]一領、大膳式、佐渡調布九端)近[illegible]此品に[illegible]の名ある事を聞かねど、土人[illegible]る[illegible]一種の[illegible]物あり、サキオリと稱し、木綿布の古きを細に割き、[illegible]を以て[illegible]織とし之を[illegible]、[illegible]の如き衣に裁縫して着用す。

羽茂(ハモチ)郡

明治二十九年廢止して佐渡郡へ入る、本島の西南部にして、前佐渡(マヘサド)の一部とす、俗に南(ミナミ)佐渡(サド)と云ふは卽此とす、(中世は國府川を以て大[illegible]を分ち、新潟[illegible]れたり)本間一黨に羽持殿あり、此南佐渡を管知したり。

羽茂郡は和名抄、九鄕に分つ、後世或は羽持に作る、茂字は古訓毛知に假る、望月の望と同く、茂盛滿盈を云ふ(ウム)毛知と云ふ(○釋日本紀に、欽明紀の島東禹武邑とあるを羽茂に引きて、羽茂は古訓ウモにて、禹武より出て

しと稱し、[illegible]紀通[illegible]、[illegible]渡事略、佐渡志等皆之に從へり、然れども雜太は島東と云へば、決して西南なる羽茂に混ずべからず、羽茂は古來ハモチにて、雜太と自ら別地なりとす。

(三崎)(松崎)

松前郷（マツサキ）

和名抄、羽茂郡松前郷、訓萬都佐木。○今小木村是なり、島の西南端にして、其岬角を澤崎と名づく、總稱三崎（ミサキ）とも云ふは、松前の轉聲にして、今は眞前（マサキ）とす、和名抄の訓注萬都の都は促音と知るべし。

延喜式には佐渡國驛名を載せ、松崎、三川、雜太とす、松崎即小木也にして、越後の頸城郡郡宇郷并に古志郡伊神（コレカミ）郷より渡航したるを知る。近代の諸地志に松前を以て松崎（マツガサキ）に引きあて、德村に松前岬、松崎坊など云ふがありと記ふれど、從ひ難し。松崎は沿海の小村なれど、和名抄羽茂郡に當り、且三川を經て、雜太國府に到るべき驛路に合はず、松前崎は後の三崎たること、疑惑を容れず。

澤崎（サハサキ）

今小木の大字澤崎に屬す、南佐渡(小佐渡)の西南限にあたり、本島四岬の隨一なり、岬背の山は岡陵にして、地形險阻ならず、岸邊に民居散在す、此埼の東北に深く灣入するを以て、北方に二見（フタミ）鼻を望む。

宿根木（スクネギ）

今小木の大字にして、澤崎の東南に連り、深浦、[illegible]なと云ふ大字も存す、是等の地名は弘安八年の古文書に見ゆ、宿禰宜に作れり。

稱光寺（ショウクワウジ）

三崎道場とも稱す、宿根木に在り。佐渡志云、貞和年中、越後國の聽聲寺より託岸といふ僧を渡して、始て一字の庵を建、これを三崎の道場と名づく、文和四年乙未、遊行渡船上人國々巡りて、三月十三日こゝに着く、此さき三岬より船を出し迎へしといふなり、斯て此道場に留まること十日ばかり、それより府中に移りて、後ふたゝび茲に歸り、八月七日纜を解き、越後の柏崎に渡れり、渡船上人この庵に錫を卓したまひて、ある日庵の觀音に詣て詠る歌に「此國の補陀落山はこれぞこの救世のおかたのめもろ人」[illegible]庵は道場をさること一里ばかり高き山の半にあり、又遊行四十二世尚門[illegible]正は、稱光寺の長松庵に於て出家せる人とぞ。

強清水（コハシミヅ）

今小木の大字とす、本間文書、弘安八年領[illegible]檢下知状に見ゆ、清水に強（コハ）の名を冒はするは、他所にも其例あり、名義不詳。

本間左衛門次郎有久、舍兄左衛門太郎宣定と相論の條々(大意)

一強清水、深浦、并に[illegible]浦の事

右有久は宿禰宜の内の強清水、深浦并に柄[illegible]の内、田[illegible]宣定押領の由之を訴ふ、本件の強清水等は、木浦内の小名にして、全く宿禰宜、柄[illegible]内に非ざる旨、後に[illegible]の弘長三年三月二十一日の下文の如くんば、木浦の内宿禰宜、柄[illegible]、伊豆穗、堂釜は[illegible]致す可しと云々、又件の強清水等所見なきとは、宿禰宜[illegible]内たるの條[illegible]なし、宣定は弘長以後木浦の内宿禰知行をとして、年序を經たれは、重久の[illegible]に及ばず、次に[illegible]井、堂釜の事に堂釜内には井[illegible]定領せしむべし云々(佐渡志)此に載する田浦は江積（エツミ）と隣り、澤埼の東北とす、江積（エツミ）柄[illegible]に同し、共に岬村の大字とす、其東に伊豆穗、堂釜あり皆小木村に屬し、伊豆穗は井坪（ホツボ）に作る)

(江積)(井坪)

木野浦（キノウラ）

今小木村の大字とす、井坪の南にして小木港に接する海濱とす、本間文書重久宣定の相論條々の中に、

一木浦守護代職事、

右於彼職者、文永五年宛給宣定之處、重久弘安二年稱當知行由掠給、別納下文之條、無其謂、所詮至彼職者、宣定可致沙汰也矣、

右條々下知如件

弘安八年六月一日　　前武藏守平朝臣

[illegible]

小木（ヲギ）

今小木町と云ふ、[illegible]、澤埼の東一里半、南面して小[illegible]、小木[illegible]と稱す、[illegible]の東南を[illegible]し、[illegible]、[illegible]地ありて、外[illegible]と稱す、新潟港へ四十海里、[illegible]へ三十五海里(赤泊村四里、相川町[illegible])、此港を總稱して三崎と云ひ、佐渡の門端とす。

佐渡雜志云、小木[illegible]、[illegible]て[illegible]り、此山[illegible]、内の[illegible]山とす、[illegible]、[illegible]六箇所、[illegible]所より旅人の[illegible]ける、[illegible]の入口の[illegible]神主之を燈す、此潤は百四五十艘船かかる、外潤は二百五十[illegible]、[illegible]云々、[illegible]、天正十六年、[illegible]六月[illegible]日の[illegible]に[illegible]押出し、同[illegible]へ[illegible]、海上[illegible]八十里、陸より六七町[illegible]におかける。○佐渡[illegible]、[illegible]和[illegible]戊年十一月十五日、[illegible]大地[illegible]にて、倒れ家も百二十二戸、半[illegible]千四百二十二、燒失家屋三百二十八、死者十九人、[illegible]、[illegible]、[illegible]十町[illegible]となり、[illegible]澤岬の[illegible]退き[illegible]出で、[illegible]の[illegible]を失ふ、之れに因て官より[illegible]をなさしめられ、[illegible]年の後甲子八月、[illegible]る、然れども形勢全くは[illegible]に復せず、又此[illegible]に[illegible]新に田土を得たる地もありとかや。

(間郡弘)

安隆寺（アンリユウジ）

小木の[illegible]也、傳説文永十一年三月、日[illegible]の[illegible]を帶せる日朗が、渡海着岸の故跡なりとぞ。此寺に元人の寫せる紺紙銀泥の法華經七卷あり、其跋文に曰「至元廿二年乙酉五月日、時[illegible]我[illegible]所傷、水陸飄流一

切衆生、依我功德因緣、發菩提心、成等正覺、乘及己身、現世淨□、當生淨土、化度羊生、又願小男大願實竹、病厄消除、壽命延長、成就大願、一門眷屬、消災解厄、福壽增延、先因久遠、離苦生天、法界含靈、俱霑利樂爾、右散位前書上將軍賴□母誌。〇小木の海潮寺(カイテウジ)に御所櫻(ゴシヨ)てふ名木あり、其花薄紅にして葩太やかに其香深し、傳へて順德上皇の遺愛の花種なるを此に移栽せりき。中世まで此に稀有の老幹なりしにや、童謠に「佐渡の三崎の御所櫻、枝は越後に根は佐渡に」とうたふ、今あるは枯木の蘖生と曰ふ。

蓮華峯寺(レンゲブジ)（小比叡）

今小木町の北大字小比叡(コヒエ)に在り、此寺近世朱印九十石の田祿を有し、門前七十戸の佃民を置き、佐渡唯一の貴刹たりき、蓋中世の守護不入の域を維持して近時に至れる者とす。開創不詳、其小比叡山と號するより推せば、天台別院なるべし、而も後世は眞言宗を奉したり。堂字は宏麗ならずと雖、奥院、骨堂、大師堂、圓橋、二王門等、近世の物にあらず、什寶亦多し、皆考古の資料たるべし。

佐渡志云、小比叡の蓮華峯寺は嵯峨天皇の勅願所とぞ、記錄もなければ、其ことさたかならず、こゝの鎭守の神山王の祠に古くより傳へて、火災に免れたりといふ額あり、それにしるせしを見るに「是社傳聞一以舊記等讃明證因茲」の十數字を彫れり、此寺承應の災とは承應元年壬辰三月、澤根の右門信俊といふもの父子、家子二十人ばかり、官軍に叛きて、この寺の住僧と心を合せ、衆徒をあつめてたて籠るとあり、討手の兵寺を攻て火を放ちしかば、籠れる者防ぎ戰ひて、あるひは死し或は落ちうせ、事平らぎぬ、本坊、庫裏、寶藏火に罹り、諸堂は殘れり、又云、古より此島にて名だたる寺の亡びて跡なきも多し、中に羽茂郡常樂院の古鐘は、弘長壬戌の銘ありて、近時近山城國西岡來迎院に在りしとぞ。

水湊郷(ミナト)（大橋）

和名抄、羽茂郡水湊郷、訓美奈止。（高山寺本）〇今羽茂村の内、大橋の邊是なり、小木の東に隣り、羽茂川東北の山間に出て、此にて海に入る、一名湊川と云ふは、古號の遺れる者とす。國郡志稿云、羽茂川は川茂(カハモ)外山の奥より出て、清士岡、西方二村の間にて海へ入る、昔は此川口は船着にて、清士とも云へし歟、其湊を後世□□(オホハシ)へ移せるならん、（清士岡の河口の長橋にちなみて、近年大橋村と改號す）小比叡山の東南なり。

菅生郷(スガフ)（杉）

和名抄、羽茂郡菅生郷、訓須加不（高山寺本）〇今詳ならず、佐渡事略に羽茂本郷村に菅原あり、歌名所の「越の菅原」なりと說けど、越菅原は本來大和國なるを、後人誤りて越國と云ひ、近世之を佐渡に云々するは無稽甚し、菅生郷は赤泊村にや、大字大杉及び杉之(スギノ)浦(ウラ)ありて須加不を須古、須岐に訛り、遂に杉字に改めし歟、大橋と赤泊港の間に存す。

凡佐渡に歌名所を說くは疑ふべし、元祿八年、横地□八子の撰べる古跡考は、當國第一の舊地志なるに、九箇の名所とて菅の越原（羽茂）雪の高濱（小泊）越の松原（八幡）奈古の□橋、二見(フタミ)の池、五月雨山、越衣海、越高根など其證歌を引きたれど、一も採るべからず。文明十四年原撰と號する眞野皇陵記に、是等八所の外、鶴屋が崎、初瀨川、三瀨川、龍王が崎、國府川、國分寺、入相、越の青山など證歌さへなき名所を載せしも、其一字一句全て僞造と見うけらるれば、追究するも益なし。

赤泊(アカドマリ)

今赤泊村と云ふ、小港なり、電信線越後寺泊浦より此に沈め渡さる、距離廿二海里許。

佐渡雜志云、小木、赤泊兩港より越後の今町、柏崎、出雲崎、寺泊、新潟へは夏は日々の渡船あり、冬は出雲崎、寺泊へのみ渡海す、大下り(オホクダリ)の暴風には赤泊の北方松が崎へ向け漕遁る、赤泊の潤は四方風當らず、靜き潤なれど淺くして狹く、小船のみ集まる、此泊の禪長寺毘沙門堂は、永仁六年、大納言爲兼卿當國左遷の時、住居の舊跡とぞ、配流七年の間とす。（名所考に赤泊山は寺寶を運上とし、其寶長一寸二三分の大さあり、他國へも送る云々）

十桑郷(トクハ)（德和）

和名抄、羽茂郡八桑郷、訓也久波。〇今赤泊村の北部なる德和(トクワ)の邊なるべし、赤泊と相接す。國郡志稿云、八桑は十桑の誤たるべし、其訓注也久波は止久波なりけるを、也字を止に誤りたるより、本字十をも八に改竄して、此の如き混亂を生じたる歟。

駄太郷(タダ)（多田）

和名抄、羽茂郡駄太郷。（高山寺本、無駄太）〇今松筒崎村是なり、德和の東北の海岸にて、賀茂郡の岩首村に至る。多田(タダ)は又大田に作り、本間の一族に太田殿あり、此に食邑したり、管見武鑑、天文十二年南佐渡羽持衆の中に太田殿とあるは是也、今松筒崎村へ併せらる。〇按に、駄太は太田部と云ふ姓氏より出でし歟、三代實錄、元慶三年、佐渡國浪人、高橋眞人利風、同殺雜太團權校尉、道公宗雄、及從取高階眞人有□財物、賀茂郡人、神人□知(?)、道公（下太公を古に誤る）今人、爲同殺之從、太田部（刊本部を郡に誤る）志眞刀自女、□半□子女、見在不獲、云々。

松筒崎(マツガサキ)

今松筒崎村と云ふ、赤泊の東北三里、前佐渡の海岸の中心にあたり、越後の海岸を去る最近し、蒲原郡角田(カクタ)岬と相望み、凡十八海里、小岬角突出し其南側を松が崎の泊とす、小木、赤泊に次ける小海驛なり。

一頭山(ヒトツムリ)

又東叡山と云ふ、標高六百四十米突、松筒崎の北嶺にして、前佐渡山脈の第一峰とす。(?)經記に、白山の岳とあるも此にや、

舟は岸に遙かけて、よな山を經てかくた山を見つけ、あれ見給へと申ける中に、風吹來て遙の沖に漂ひ、御

舟は佐渡が島へ陸付て、まほろしかもかた（賀茂潟）へ舟を寄せんとしければども、浪高くして寄せ兼ね、松陰浜清へはせもて行、其も白山の岳より下したる風烈くて島を離れ、能登のすずが御埼へぞ向けたりける、此に松陰（マツカゲ）が浦と云ふは今松崎が浦をあやまる。

川茂（カハモ）　今赤泊村へ併す、松が崎の西なる山中にして、羽茂川の源とす、赤泊より此山中を過ぎて瀧手新町驛に至るべし、川茂の西南を羽持本郷とす。

經塚山（キヤウツカ）　川茂の北に當れ、一嶺山に連る、前佐渡の山脈にして、眞野竹田の東南を壓す。○佐渡志云、或記曰く、順徳上皇崩御、この國にて燗きし奉る、明る寛元々年五月御骨を大原の法華堂の側に納む、供奉の臣清範その御灰を集めて眞野に陵をいとなみけるにや、まさしく貴骸をおさめたるにはあらざるなるべし、いまの陵の南にあたり經塚といふ山あり、甚險峻にして常に人跡をたつ、そのかみ清淨の地を撰て、此山のいたゞきに上皇の御宸翰または御誦讀の御經等を埋めたりと。○今按、經塚山を順徳上皇の埋經の地と說くも、然るべき解ながら、又煙（ケブリツカ）山にやと疑はるゝ也。上古の制度として邊地軍防の爲めには、必烽火防人の設置ありき、此なる經塚の地勢も越後に對向して、烽火恰好の峰とす、烽火（トビ）の事は令義解の軍防、幷に三代格烽候の條に詳見す

（煙山）

星越郷（ホシコシ）　和名抄、羽茂郡星越郷、訓保之古之。〔高山寺本〕○今詳ならず、川茂などの山中にやと云ふも、徴證なし。

高家郷（タキヘ）　和名抄、羽茂郡高家郷、訓多支へ。〔高山寺本〕○今詳ならず、國邑志稿に「郡に郡家ありて、之を高家と云へしにや、雜太郡にも高家郷あるに想ひ合せ、羽茂の本郷村卽高家郷歟」と論じたり。

羽茂（ハモチ）　今羽茂村と云ふ、川茂の西南、大橋の北なる山間にて、羽茂川之を流る、此地は羽茂郡の中心にあたり、中世は本間の一族此に居る者を、羽持殿と云ふ、南佐渡の雄傑たり。

羽茂川（ハモチ）　川茂村經塚山に發源し西南流、本郷村を經て大橋村に至り海へ入る、末流には湊川とも名づく、長四里餘、當國にて第一の長流とぞ。

羽持城址（ハモチ）　續風土記云、羽持殿は本間八郎左衛門尉頼綱（系圖能忠より四代久綱の弟とす）の五男、重成の末なり、越後國にも領分あり、天正十七年、對馬守高貞の時落城す。○北越軍記云、永正六年、長尾爲景越中西濱に敗北し、妹聟羽持參河守高信を頼み、佐渡國へ落行。又云、天正十七年、佐渡衆逆心に附、景勝七千餘にて發向、羽持三河守高持、同橘之丞は居城に引籠、五日計防戰落城す、越後治亂記云、十七年六月、羽持人數八千餘にてカウノ川岸へ乘出し、川を隔て陣取しが、一戰に敗北し、其夜の内に金銀を舟に積み、一門不殘引具して何國共なく落行けるが、風に逢て心ならず、新潟へ吹附られ、からめ捕て御陣場へ引出し、はつつけに懸られたり。○管窺武鑑云、南佐渡澤田羽持は羽持殿支配なり、但北一郡よりは狹し、元來兄弟にて、北の河原田は惣領家にて、羽持殿は庶子筋に候故、河原田の旗下の如し、佐渡衆何れも本間一黨也、然るに北佐渡河原田殿は柴田因幡守へ一味により、南佐渡羽持三河守は景勝公に訴へたり、天正十二年五月、藤田能登守を備大將被仰附、狹野間へ着、羽持へ入城、七月澤田へ陣替河原田を攻られけれども落去せず、九月に至り藤田引還さる、十六年南佐渡衆は會津の蘆名盛高に方便て越後を背く、北佐渡是を幸と、越後へ注進して御訴言仕る、景勝公卽出陣、羽持三河守鴻川にて一戰に打負、這々羽持の城へ逃入、急ぎ妻子眷屬を引連、船に取乘潜出逐電の處、風惡くて新潟へ吹附られ、新潟の兩司搦取送越す、卽鴻川の河端に、三河守兄弟人質の女子とも十一人磔に掛けられ、城は掃捨にせられける、

度津神社（ワタツ）（同数）　今羽茂村大字飯岡（イヽカ）に在り、國幣小社に列す、延喜式にも見ゆ、小木港の東北二里、當國の一宮にして、釋紀に欽明紀の「禹武邑」「河浦」に註して、

神名帳曰、羽茂郡度津神社、（大）大目神社、（小）[illegible]之、禹武邑者羽茂郡也、河浦者、此度津神社也、と曰へり。然れども禹武は羽茂にあらず、賀茂郡の海濱を想はれ、瀬河浦も羽茂の邊に其地あるにあらず、從て誤りとす。又一宮記に素盞嗚尊五十猛神を祀したるは、神代卷に五十猛神、新羅國に渡りたまふと云ふに因むのみ、附會を免れず　土人は近世一宮八幡宮と號し、神宮寺千光院之を司れり、（新羅國に渡[illegible]神あり、此と一類の神祇ならん）祠邊に男山、女山てふ双岡あり。○伯家部類、永萬元年、神祇官年貢「佐渡國一宮神主、本宮造成、年貢者銭三百貫進」とあるも此社なるべし、類聚[illegible]抄に「[illegible]宮權現、丹波國、佐渡國一宮」とあるは疑ふべし。

一　拾三石二斗二升二合四夕、差上見出共、
　此内四石七斗七升五合、御寄進引、
殘、八石五斗四升七合四夕、本納
　此内、四石三斗四升、文三之永不作引、
引殘、四石二斗七合四夕、文四之兼帯御藏入、
但御披地之時分、一紙紛失由、被仰候間、本出給候如此候、仍如件
　文五八月十日　富永備中守長綱
　千光院樣參

關山北飯岡一宮記云、和銅中、大津熊野麻呂、吉備大彦麻呂二公、在治設府于澤崎而居焉、時川茂嶺上有毒蛇、大爲民物之害、二公遣之、乃往而射之、矢中其頸、而不能入、二公默祈一宮、將復射之、空中忽有一白羽矢、飛

鳴而過、中蛇貫頸、後人因名其地曰蛇背、遺骨尚在、大殆數抱云、謹奉神矢祀之、西方尚號曰張弓明神、

越伏郷 和名抄羽茂郡、越太郷。○高山寺本に越太なし、蓋は越伏なるべし、伏字を太に誤れるものとす、今の西三川村蓋是れのみ、小布勢てふ大字存す。

亀脇（カメワキ） 今西三川村の管内と爲る、羽茂の西、小木の北、澤崎の東北に連なる海岸とす、宮話、井坪と相隣る。○亀脇に印刷用石版石を産す、凝灰岩若くは黄色の石灰岩にして、其質最緻密なり、此種の石は本邦に於て他に發見せられず、僅に近時發見せられしも、大塊の石を獲難しと云ふ。

小布勢（コフセ） 今西三川村へ合す、田切須（タキリス）とも云へり、亀脇の北にして田切須崎の邊に小布施明神あるに由る、此邊に土器と稱する石器時代の遺蹟あり。（田切須崎は澤崎の東北六海里にあたり、眞野灣の南角なれば、北は二見の崎端に對す）此地は小木港より雜太郡へ至る通路にあたり、古の三川（ミカハ）驛なるべし、延喜式に松崎、三川、雜太と次第せるに合考すべし。今西三川と云ふは、多田の三川村に對し、西字を冠せしめて相分てるのみ。凡此一帶の海岸、澤崎より田切須までを、西浦とも稱す。

（三川）

西三川（ニシミカハ） 今村名に呼ぶ、砂金の坑山あり、佐渡志に、宇治拾遺に出でたる「能登の國司が佐渡國へ人を遣して砂金を採る云々」は、年暦久しくして詳ならねど、西三川の砂金山の事ならんと述ぶ。○佐渡事略云、西三川の砂金（シヤキン）山は文祿二巳年開發、赤砂山にて、其山の根を堀る、上に大なる溜池あり、山水を湛へて樋を設く、樋を抜けば大瀧になり流れ落つるにネコタを敷き、堀たる砂を流し止めて、それを揀りて金を採る、是れ至極の金にて位よし。○童蒙日本佐渡日記云、西三河に、砂金を出せる山あり、其様を見るに、深く穿ち入るにはあらで、蛭なるを欠取れる也、雲かゝる山も終に切りならせば、只ほろ／＼とこそ砂に混りてあるを、高きより水を引き、ねこたに流して、砂金を得るとぞ、其業すなる者の語る、云々。

（砂金山）

近年西三川の砂金山の邊、字笹川（ササカハ）十八枚の地に、法名（ホフミヤウ）院塚てふ者のありしをば、彦成王（此王は佐渡院の皇子にて、皇胤紹運錄に母尚光女と註するの外、他に所見なし）の墓なりと言ひ出で、村民郡吏并に本願寺等の其事に與り、陵墓傳說地と裁定せらる。彦成王をば越中國伏木の勝興寺の寺傳には、善空房信念と云ひ、親鸞の弟子とす。信念の親鸞に隨從して勝興寺を創めたりと云ふ說は、附會種々にして、孰れか眞實と探求するにも勝へざりしが、近時に至り小木の正覺寺に承應年中記錄の緣起と云ふを提出し、光[illegible]の子信應と云ふもの、院の勅願にて竹田村に彌陀堂を建て、信念法親王も下向して此に住持し給ひ、後其寺を西三川に移されきと唱ふ。然れども正覺寺にかかる[illegible]貫串すべき緣起傳說のあることは當國公私の古記錄に未曾有なり、是れ疑ふべき一なり、其緣起書の事實、并に文章は甚だ偽作に似たり、是疑ふべき二なり、正覺寺は勝興寺の傳說の外に、有力の證あるに非ず、是れ三の疑なり。（竹田の堂は眞輪寺に同じ）

雜太郡（サハタ）

明治廿九年廢して佐渡郡へ併せらる、島の西北部を總べたり、國中（クニナカ）及び北佐渡の大半を總め、三郡中最豐邑と稱せらる、俗に澤田に作る者多し、和名抄、雜太郡、佐渡太と注し、八鄕を管す、延喜式、凡雜太團、給[illegible]職田二町とありて、邊要の備ありしを徵す、三代實錄、雜太團校尉道公只雄あり、後世北佐渡、南佐渡を以て大區分とし、北を加茂郡、南を羽茂郡と云ひ、雜太の郡境一時頗縮小したり。明暦元年、三郡の郡界を更定し、雜太郡復興す。○佐渡志云、北佐渡の五十里、相川より外海府の諸村、今は此あたり雜太郡の内なれども古へは加茂郡に屬せしならん、元和三年の検地帳に、戸地村と五十里本鄕をば加茂郡とあり、又寛永十一年五月に識し、相川本興寺の舊記にも、加茂郡と記せり、雜太郡となりしは明暦二年郡境を定めらしれときのことなるべし。

澁手（シブテ） 今澁手、青谷等と共に眞野村の管内とす、小布施の東、川茂の北にして、新町驛に隣る。此は和名抄、羽茂郡入日鄕の中なるべし、中世澤田羽持領混亂し、明暦元年羽茂雜太の郡界を定め、澁手と新町驛の間に榜示を建てらる、

（[illegible]）

澁手浦より北、國府（コフノ）川の河口かけて眞野入江（マノノイリエ）と云ふは、近世好事家の定めし名目なれど、眞野てふ村名に因みて、歌名所の入江をば移したる也、然も地形入江と云ふべき者にあらず、全く浦也、古人は實に國府浦と曰へるならん、今も戀（コヒ）か浦の名のこる、但し古跡考及び續風土記に順德院、澁手浦へ御着岸の時、御製「いざさらば磯打渡に事問はん沖の方には何事かある」と、順德院の事あはれと思召給ふ故に、浪が濁々申つるとかや なぞ云ふは、土俗の傳ふる所なれど、附會の嫌あり、宗札法師の此浦に打浪ありて引浪なしと歌ひしと云ふも、勿論虚妄なり。○管窺武鑑に「南佐渡の羽持本間三河守申は、佐渡三郡の小國なれども、古より能弓矢を取、謙信二度渡海あれども不隨して、二年迄持耐へけるが、終には叶間敷と各申合、三度目謙信の出陣に馬を繋ぎ、其節去以後音絶なれども、内心景勝へ說言申べきと思ひしに依て、澁手、吉岡、澤田、大野、羽黑、太田を始め南郡衆は柴田へ一味せず」云々と、謙信二度渡海とあるは謙信の兵の渡海にて、自身の事にはあらざるべし。

新町（シンマチ） 今新町、人口千四百、眞野村の管内とす、小木、赤泊兩港より來る者、澁手に相會し、此地其咽頭にあたる。二見灣（眞野入江とも云ふ）の東南隅に位置

し、眞野村の西に連る、赤泊より三里、河原田へ一里半とす。

此町は近世の設置にして、吉岡新町と稱すべき者ならん、澤田、吉岡、識手等の郷士が離散したる後、工商の往來りて、此に驛家を成し、南佐渡の小市邑を生じたる歟。

吉岡（ヨシヲカ）　今眞野村へ入る、此邊は本來和名抄、羽茂郡大目郷の域内とす、本間氏南佐渡氏の一家に吉岡殿あり、此に居れり。

管窺武鑑、夏目定吉記曰、天正十六年（十七の誤也）六月十六日、我等組を以吉岡と申城の丸戸張の一擶を乗破、又南佐渡氏本間三河守采拜を取て、澤田太郎左衛門、吉岡右近に先手をさせ、鴻川を前にあて備を設けるが、一戰に敗北しければ、藤田能登守は吉岡城へ取詰る、態と搦手をば闕を拔きければ、城内より女童妻子どもを落し逃延さんとす、此女童などを皆捕て城方へ見せければ、城内の澤田、大野、吉岡、識手四人の士大將城より出で、降參被申候。

眞野（マノ）　今吉岡、識手及び竹田等を併す、然れども吉岡に大目（オホメ）神社ありて、舊羽茂郡大目郷の域内と判定せらるれば、眞野の本村も勿論大目郷内とす。近年此地の陵宮、官民の尊敬繹厚く、眞野の名大に世に聞ゆることとなり、雜太郡竹田郷、雜田郷の地まで、却て眞野に併せらる。○眞野は古に聞えし地にはあらず、舊名泉澤（イツミサハ）と云ひ、吉岡殿の知行内にて、雜太の國府、竹田の國分寺へも近ければ、固より幽閑の村里なりけん。例の虚誕多き續風土記に、

順德院此國に渡給ひ、眞野浦に御着船、此邊は三里餘の入江にて、凡て漁戸のみなれば、打附に玉體を寄せらるべき舍もなく、むくつけなる男共來りて物言ふを聞し召にも、是なん音に聞く眞野の鬼なるべしと、いとど御心を惱されける、眞野古は竹田村の内たり、今は眞野村と云ふ、

など、順德院の遺事を傳ふれど、信用に勝へず、抑御舟の越後國寺泊浦より出發したまふ事、吾妻鏡に明證あれば、小木か赤泊に着岸あらせ給ふ、何ぞ迂路を取り、港泊なき國府浦に到りまさんや、且御製なりとて、

思ひきや雲の上をばよそに見て眞野の入江に朽果てんとは（此一首は眞輪寺にも御眞蹟とて其影寫をつたふるも、其詞草拙劣にして、上皇の文藻に似もつかず、語言太卑く、句調も命意も全く淺劣す、彼の宗札法師の贋書と共に、近世の好事家の作爲なるべし）

の一首あれど、眞野川とて細流の國府浦に注く者を見るの外、入江と稱すべき江渚なく、漫に國府浦の入海を指して入江と呼ぶは失當甚し。蓋歌名所に眞野入江の名あるをば、眞野村に引きつけ、かくは要なき附會を爲して世を惑はするなれ。佐渡志に「眞野川は昔泉澤川といひ、文和四年、遊行渡海上人の渡海記に見ゆる泉は此なり」と述ぶ、眞野村は古名泉村なるべし。

佐渡陵（サド）　眞野村に在るを以て、近時專ら眞野陵と云ふ、順德天皇の火葬所にして、延寶七年修理兆域を定めらる。蓋御骨は京師に還し奉り、大原法華堂陵に納められ、此なる蹟跡は後世殆ど亡ぶ、延寶に至り探尋して修理を加へ、封境を限り樵蘇を禁ず、陵廟の號此より興る。此御陵は近世國分寺の末院眞輪寺僧之を守り、山陵志に順德天皇、諸傳爲葬所、以其收骨歸京也、雖然眞野山、於今奉陵寢之祀、不敢弱陵云、邊鄙淳朴之風、此大可賞矣と論ず。續風土記には、

（眞野陵）

順德院御在島、二十二年の春秋を送らせ、仁治三年九月十二日、御壽四十六歳にして崩御ならせたり、御遺勅に朕を眞野山に納め、南向にすべし、都方なればなつかしと宣へける故に、御尸骸を南向に納め奉る、今の陵是也、末世の驗もとて、御棺の上に松植ゑられしに老木となり枝四方へ垂れしも、南の一枝取分け長く都ごり、云々、延寶七年、當國御奉行曾根五郎兵衛吉正の節、近邊の田畑を擇め、五十間四方に圍ませられ、土手の上に並松立ち木戸あり、昔は國分寺守之處、遠方につき眞野眞輪寺今守之、云々、

と記す、此陵を御尸骸を斂めし所と思惟せるは殊に謬ふべし。續古今に、後鳥羽院の隱岐島に崩御ありし比、

大原にをさめ奉る由聞えければ、

入月の朧の清水如何にして終にすむべき影をさむらん

とあるに據り、大原法華堂に御陵寢に遺[illegible]せられし程も推測せらる。又遠島にて御惱大漸の際の記事は、平戸記に載せたり、百練抄に「仁治元年四月廿八日、佐渡院御骨、康光法師奉懸首、渡御大原、云々、五月十三日、佐渡院御骨、奉納大原御墓所」とあれば大原の隱岐院の御陵に合葬し奉れる趣も明白とす。

眞野宮（マノ）　眞野の御[illegible]なるが、御陵と稍隔たりて在り、舊眞輪寺の地にして、御影堂（ミエイダウ）を轉じて神祀と爲せる也。○一書に曰く、眞野宮は承久太上皇陵奉祀の古廟なり、我が中世史に於ける至痛極悲の大變、實に傳へて此の間に在り、後世の人永く之を悲み、皆時運の來復を思はざる者なかりき、果せるかな武門自ら潰れ、遂に王政維新の大業を啓きぬ、今上皇帝陛下即位の六年、深厚の叡旨あり、眞野廟安置の神靈を還幸爲し奉り、之を後鳥羽天皇水無瀨宮（大阪府三島郡）に配祀し給ふ、此に至り海中六百年顧望未歸の御魂、始めて其の所を得玉へり、而も島中十萬の民衆、朝夕追慕の情念破るべからず、之を以て翌年宮中更に御勅を下して、故皇の分靈と爲さしめ玉ふ、十一年車駕北陸道を巡幸し玉ふや、特に侍臣に命じ、波濤を踰えて御代拜を爲さしめ、山野を踏みて遺跡を撿らせ玉ひぬ、叡思の在る所之を仰げば益々恐懼を加ふるのみ、而るに社殿已に星霜の久きを經て、頽敗を見るのみなら

（眞輪寺址）

ず、境域の地圖界濕の憾ありしを以て、頃日隣接の御料地區を請ひ、擴張の允許を得たり、即此に改築の工を起し、追遠の禮を擧げ、又歳時奠饗の祭典、永遠保持の方法を立つ、云々。

此なる眞輪(シンリン)寺は國分寺の末院にして、承久帝の御影像を置けり、續風土記に「眞輪寺に御製の寫、幷に御像あり、木像は池藏人の作と傳ふ」佐渡志に「供奉の臣池藏人權頭清範御葬送の後、邊陬の地なれば年經て里人の御舊跡を疑はんことを畏れて、たはけなくも小さき尊像を彫み奉りたりとて、今に眞輪寺に崇め奉る」云々、御影堂の縁起稍明白ならず。佐渡名勝考には「眞輪寺天暦年中草創今は順德院御廟別當」云々、また文明年中の原撰と號する眞野皇陵記あれど、近時の僞書なるべければ引かず

又延寶六年、國分寺賢教言上案に「國分寺門徒眞野山眞輪寺者、天暦年中之御草創、本尊者阿彌陀如來(中畧)順德院承久亂之時、當國被成遷幸、眞野山御住居、二十四年の春秋送給、終於彌陀堂、仁治三年九月十三日崩御、即奉葬眞輪寺境内、築陵建石碑、繼御法事有之由、致傳承候其御舊跡于今相殘、(中畧)廟嶋之廻、滿方三間、結竹笆、且夕致掃除、御命日之勤行等、無怠慢修行仕候」云々とあるも悉くは信じ難し、彌陀堂址は堂の平(タツヒラ)とて今も古跡を談ずれど、國分寺にも和泉村にも御坐所の事をつたふれば、いづれを眞と見分ち難し　大略の事濟の上より推せば、國分寺に御座あらせて崩御、火葬の後其火葬の野に御影堂を置きしにあらずや。

（堂之平）

安永四年佐渡日記云、眞野の陵は濵手の浦の民家を離れ、山に寄つて入る事十餘町也、是は鎌倉の北條が窮め、舟にて放たれ給ひて、照日の御形を忽鬼籠る島に降し奉れば、堂の平の小松が本に草敷き木を伐りて、假の宮所を置く、折節の御手遊びに、白菊の殊に清げなるを殊に取りて、名と都忘れと召されしとぞ、此花如何計御心を慰め奉りしにや、扨種々に其根絕えず、今も秋毎に咲出づめりと、

花に感あり今更何を忘れ草、　丈雲

啼く蟬も膓あらばたえぬべし、　曉臺

日も暮方に眞輪寺に言寄れば、聖情ありて一夜止む、抑此眞輪寺は假に二年皇居ありて、其後堂の平に移し奉るとぞ、中頃上杉が亂に罹つて、寺門一旦破壞すと云へれど、破れたるを補ひ、再び止觀の法窓を開き、永く御廟の洒水を勸む、されば小線の精舍ならず、猥に臥所定めんこと、頗恐れあるに似たり、夜坐閑につきて、籬前を見れば、露は氷を碎きたる樣に草の上にも散り石にも散りて、山よりぞ先づ冷かなる、虎々しき墻には、蔦の葉風さゝやくばかり音づれ、さし昇る月に嘯き、獨悶兩の感に隔れゝば、其昔上達部などの窶ぶれたる直衣つくろひ、或は萎たる烏帽子引立て仕まつる樣の、幻に見ねもしずる思ひせられ、漫に凄懍たり、斯る夜なからましかば、あだに一炷のかひもあらじとて、頓て火に置て、

みじか夜や仁治三年うす煙、　且水

大目(オホメ)郷

和名抄、羽茂郡大目郷、訓於保女。○今眞野村の大字吉岡、眞野幷に新町(以上近代雜太郡)及び畑が浦村なるべし、吉岡に大目神社あり。

（小河内）

郡郷考云、雜太郡吉岡村に大目神社あり、棟札に德治二丁未年と記したり、此村里よりすこし山へ登る所に、大目林と名づくる地あり、今も羽茂郡堺に近し、大目林は神社の舊址なるべし。佐渡志云、大目社は當國九社の第二、大宮寶神也、按ずるに大目はもと郷名なり、昔は羽茂郡に屬して、大目郷小河内村といへる一村なりしが、明暦中雜太郡に入、後また吉岡村に併せしなり、德治二年丁未七月、本間遠江守といへる地頭このやしろを修理せし時の棟札は、今も殘れり、其ころのやしろは小河内川の際にありて、地殊に廣かりしを、上杉家の時に故ありて沒收し、今は田圃にひらきたれば、尚その地の名をば昔のまゝに大目林と檢地帳にもしるせり。

竹田(タケダ)郷

和名抄、雜太郡竹田郷。○此郷は中世雜田郷と混じ、府中の邑内たり、府中は國府川の南北に涉り、後世惣名澤田府中と呼び、竹田の郷名亡びたり、然れども和名抄二郷の區分は、大略東南を竹田、西北を雜田とせる者とす、竹田蓋高田の義、雜田は澤田の義なれば、地形を見て其往昔を想ふに足る。今の眞野村大字竹田國分寺、名古屋幷に畑野村大字後山、大久保、三宮等は竹田郷の舊域ならん。

澤田(サハタ)城址

今眞野村大字竹田の田間に在り、古の竹田郷の地なれど、之を澤田と名づくるは、本間氏の守護の代の時、此に居館して雜太國府の政務を執り、後世其一族竹田、雜田の郷內を混同して、自家の領知と爲し、之を澤田殿と云へるより、名稱益相亂る。此城址は本間山城入道の高館(タカダテ)にして、謠曲に檀風(ダンプウ)と云ふも此に外ならず。佐渡志云、竹田村の澤田城を檀風と云ふ、資朝卿「秋たけし檀(マユミ)の梢ふく風に澤田の里は紅葉しにけり」この歌より出て、世に行るゝ謠曲にも檀風といふ一闋あり、彼の卿の息の阿新仇を報ひしことを演べたり、西の方に城戸(キド)街道といふ處ありて、今小川内の眞樂寺路是なり、順德帝の隨從藤原爲則(遠藤左衞門尉)が歌とて書傳へし中に「此も又都の春に似たる哉柳櫻の錦戶の里」「佐渡のうみの古比の浦波とことはによるとはすれとかへる日もなし」「浦近く落合水の細江川濁るや民の田草取るらむ」細江川はまた高館川ともいふ、後に國府川開けてより、この細江川は名のみ殘れり。元德三年、日野資朝卿の子息國光、其比は阿新(クマワカ)殿とて、歳十三にてましけるが、父誅せられ給ふべきよしを聞きて、都を出でて十日餘と申すに、越前の敦賀の津に着きにけり、是より商人船に乗りて、程なく佐渡國へぞつきにける、自ら守護本間山

城入道が館に至りけるも、父子の對面を許さず、四五町隔りたる屋に置きたれば、(中略)是こそ中納言のおはします所の中よとて見やれば、竹の一村茂りたる處に、堀ほり廻し屏塗りて、行き通ふ人も稀なり、五月二十九日の暮程に資朝卿を籠より出し奉れば、遙々と尋ね下りたる幼きものを、一目も見ずして終てぬる事よとばかり宣ひて、是より十町ばかりある河原に出し奉り、輿舁き居ゑたれば、少しも臆したる氣色もなく、敷皮の上に居直りて、辭世の頌を書きたまふ(太平記)

佐渡志云、本間氏は鎌倉幕府の初めより此國に土着したるならん、本間系圖に村上源氏爲平親王の後裔とあれども、記以年號等從ひがたし、建仁元年辛酉、越後國人城小太郎資盛が鎌倉殿に背きて、鳥坂城に立て籠りしとき、佐渡勢馳せ向ひ功ありしと云ふは、東鑑正しく地頭等の事に見えたるなり、後藤谷、土屋、名古屋など云ふもの所領地を賜りて此國に移住り、又本間が分れて數十家となれり、嫡家は國府に住して、世に山城兵衛尉と云ふ、佐渡の地半は此家にて領ぜし故、里人とも中國殿と呼びしとかや、本間系圖には、其祖能忠後朱雀帝の御時、始て此國の國守となるとあり、今本朝世紀及び此國の古記を併せ考ふるに、彼系圖のいふところ謬りあるなり、但し鎌倉より室町の世には、軍役の催促にも從ひけるが、うちつゞきたる世のみだれに乘じて、遂に彼子孫ほしいまゝに一國を分ち領し、永祿天正の頃まで傳へ來りぬ、されば其一族各所領の地に據り、爭ひ戰ひ民を苦しむること絶えず、永正七年夏、越後の上杉六郎爲景來り兵を羽茂の本間氏に借る、是は去年爲景上杉顯定がために越後を追れしによれり、此年六月、爲景羽茂の力を借りて、遂に上杉顯定を椎谷浦に戰ひて是に勝つ、是より永く隣好を結べり、天正五年七月、上杉輝虎入道謙信、麾下の將をして此國の叛くものを討たしむ、其後屢叛きしかど、遂に輝虎の勢威に畏れて降をこひ、いつとなく其麾下の如くなりにける。○續土風記云、澤田殿は川原田殿の元祖頼綱の嫡子、十郎左衛門宗忠の末也、領分廿九所、外に越後に宮川新保を知行したり、天正の末年、信濃守高遂に至りて亡ぶ、正中二年五月、山城入道が、資朝卿を誅し奉れるは、竹田里(タミ)梁瀬の木河原と云ふ地とす、此城を檀風(ダンプウ)と云ふは、中頃觀世世阿彌此國へ渡りし時の作曲名とぞ。○按に、北越軍記に「天正五年、佐渡守、重心の時、國侍澤根、潟上、羽茂、佐原田四人は元より越後味方」とあり、佐原田は澤原田にて、澤田の誤なるべし、同書十七年景勝佐渡平均の條にも「羽茂三河守と佐原田與左衛門尉年國は城に引籠、五日計防戰落城」云々と載す。管窺武鑑に參照するに、天正十六年六月、景勝は、澤田太郎左衛門、吉岡右近に先手をさせ、鴻川を渡り吉岡城へ取詰る、城内の澤田、大野、瀧手四人の士大將降參」云々とありて、年國と云ふは吉岡へ籠れる也、又「天正十二年七月廿日、藤田能州羽持より澤山の城へ陣替し、五日には河原田表合戰、討取首數都合八百五十九員有て、藤田は澤田へ入城也、役所に首塚を築かせ玉ふ、定て于今可有之者也」と、當時南佐渡の黨たりき。又本間系圖は數本あれど、孰も彰考館本と大同少異なるを、皆十分に信用し難し、蓋後人の追作歟、古證文に符合せざる所多し。中原本傳寺に傳ふる、天文十二年本間貞直が佐渡守に任せる口宣は、余北山永祿九年の棟札に合ひ、此人は河原田城主なること疑なし、然るに系圖に載せず、續風土記等の所説あれど、殆と信を置くに足らず、惜むべし。又本間の祖右馬允能忠は東鑑に義忠に作り、鎌倉の頼朝實朝等に仕へたれば、其子左衛門尉能久の佐渡守護と爲りしは承久の比とす、相模國の住人海老名氏の一族なれど、其本間と云ふ地名は後世相州に聞えず、亡びしならん。(東鑑に本馬ともあり)能忠の同胞對馬守忠家、山城守に補せられ、其族は相州に本く、後代、佐渡、出羽等に廣まるも、佐渡本間の相續は、本なりしは、讃岐に轉住したれば也

大膳(ダイゼン)神社

竹田に在りて、續風土記に之を以て日野資朝の靈なりと云ふ祝ひて都へ歸し奉れる由作、大膳職の(?)は、例の虛誕なり、式内雜太郎御食(ミケ)神社の一名のみ。

佐渡志云、御食神社、今後山村に此社ありて、雜太郎の小祠を修驗行院いつき祭るといへり、されど竟に其地の帳に見えざれば如何にやあるべき、竹田村大膳の上御食神社なりと、古き物に記したり、按ずるに御食津神ともいひて、元大内の大膳のつかさ所に祭られたる神なれば、古へ通はし呼て大膳の神とも言たるを、後には御食の名を失ひて、大膳大明神とのみ稱しけるにや

國分(コクブ)寺

今眞野村に屬し、大字竹田の東とす、其大字を即國分寺と云ふ、延喜式に「當國々分寺料一萬束、新造藥師佛像料在百束」、又續日本紀に「神護景雲二年、北陸道使、右中辨豐野眞人出雲言、佐渡國造國分寺料稻一萬束、每年支在越後國、常當便國、差夫運漕、海路風波、動經數月、至有漂損、徒費運脚、乞割當國田租、以充用度、許之」とあるものとす

佐渡志云、國分尼寺は頽廢して代格にも見ゆれど、今其寺を傳へず、僧寺は現存して眞言宗を奉じ、古府の南にあり、今は此あたり一つの里となりて、國分寺村と名づく、七層の塔礎は今も殘れり、奇古の物なり、初め天平に作られし寺は、正安のころ雷火に燒け、再建ありしも元祿二年己丑又災にかゝりて悉くやけぬ、今も寺のあたりの地を穿ちて、稀に天平の瓦を得ることあり、古色觀つべし、其多く得易き者は、後に修せし時の瓦なりといふ、此寺の南に天神山、天神林あり、この天神の祠には順德上皇の書せたまへる斯礴の二字の額ありけるを、上杉の兵燹の後に移して、國上寺と云ふにおくといへり、承久三年、

順德院の御舟、越後寺泊浦より當國着岸、やがて今の國分寺に置奉り、又泉村に黒木の御所を作りてうつし居奉れり、此時皇居しめられし處は、縊が浦の水上堂(ダウ)が平といふ邊にして、御心[illegible]のあまり、都忘といふ白菊を殖て愛させたまひしが、後の世までも殘りて、このあたりの草むらにはまれに咲よしを云へり、此國にましますこの、所々にての御製とて、傳はれるものあり、柳が壺といふ所にてよませたまふといへる一首、

こよひふく柳がつぼのあきかせにそのきりつぼの月やうらむ、

六代[illegible]記云、佐渡國へ御舟渡りつかせ給ひぬれは、いつしか宿にかける羽禰もさましく、北よりふく風のつてに、御文つけさせ玉ふ、御返なぎかきたりし後の男どもの、故郷へ歸るを召よせて、かゝる浮世をみるめの島なれは、いかでかかへりまいる事あらむなぞ、仰せられもはてず、おつる御涙は誠に哀にぞおぼえける―藤原光經卿集云、新院佐渡國にうつらせ給て後、康光がもとへふみ遣すし侍しついでに、前途程遠く思ひをそなたの雲になぐさみがたきよし申て、

思ひやるそなたの雲のはてもなし都の山も見えずや有らん。

承久軍物語云、新院は彼是にをくれ給ひて、御心細さ限りなかりければ、御送りの武士共今日ばかり明日ばかりとたいめさせ給ひて、佐渡の國にも附給へば、皆々御暇給り、かへりの帆かけければ、御涙とともに御書をあそばし、九條院へおくらせ給ふ、其奥に

なからへてたとへばすにかへるともうきは此世の都なりけり、

ときこえたまふ。

[illegible]周提、佐渡志別本云、國分寺は年久く荒廢せしを、寛文年間法印賢教、奉行曾根氏へ愁訴して曰く、當寺は往古の勅願所にて、順德院巡狩の時も行幸ありしとなり、因之帝の御菩提を奉修し、國家安平の祈禱をも勤むること、代々の住僧一日の如し、冀くは江戸謁見をゆるしたまへと、延寶七年、本寺修造功竣り、八年江戸に於て御目見を許さる、古證文あり、

「右さしん帖、國分寺、上はせんかふり、南はうさいがわの川、西は寺さか神はいみち、經が峰、ほしがくぼ、東はつちやすみは、道野のほか、地内の田畠、されいなくせんれいにまかせて返附候、仍爲後日之狀如件

延寶元年五月吉日　　左衞門介泰宣」

「宛行、佐渡國國分寺別當職者、波多郷内新田一町林一反、所當米六斗、令有泰寄進者也、

右於役別當職者、以但馬坊宛行所也、少破之時、且可致修理者也、仍宛狀如件

貞治五年七月廿三日　　左兵衞尉有泰」

「佐渡國國分寺藥師佛寄進狀之事、合一段寺田七百五十口、右田者寄進申處實也、於末代違背之儀有間敷候、仍寄進狀如件

寶德元年十二月吉日　　宮浦次郎兵衞」

本間系圖に兵衞太郎泰宣ありて、能忠―能久―忠綱其諸子は久綱、賴綱(河原田の祖とす)貴貞(九郎)宗忠(山城守十郎)の四家に分れ、宗忠の四世孫を泰宣とす、泰宣は卽太平記の山城兵衞入道にやと想はる。この系圖は固より信據し難と雖、一二の資益なきにしもあらず、八多郷の條に引ける古簡に參考すべし。有泰は長安寺の條に參考すべし、系圖に孫四郎有泰あれど、年代合はず

妙宣寺(メウセン)

阿佛坊(アブツバウ)とも云ふ、今眞野村に屬す、國分寺の東にして、日蓮上人の舊跡とす、初め大野村塚原に在りしを、天正年中に此に移せりとも云ふ。疑はくは此は國分尼寺の舊地にて、法華堂ありしを、日蓮の舊跡と混亂する歟。

縮風土記云、蓮花王山妙宣寺は竹田村の内なり、元祿七年分て阿佛坊と云ふ一村と爲る、開基阿佛坊日得は、遠藤武者盛遠の曾孫、爲盛と云へるが、文永八年、日蓮上人塚原(大野(オホノ))に居住の比、歸依して其弟子と爲り、中老僧の一人たり、○佐渡志云、資朝卿墓、妙宣寺境内に在り、小さき石の五輪塔にて、五百年前の物なる事、うたがふべくもあらず、此卿正中二年乙丑十二月當國へ流さる、其事世の知る所なれば省きつ、鎌倉の沙汰として、正慶元年壬辰五月二十九日、國府の地頭本間山城入道その一族本間三郎をして失ひまいらす、失ひまいらせし地は國府大城戸(オホキド)の西南、岩野といふ所なりともいひ、又は松山のうしろ國府の古川のかたはらなりともいへり。

(阿佛坊)

國府址(コフ)

又府中とも云へり、雜田、竹田二郷を包め、國府川の南北に涉れり、故に河邊に國府市、四日町の名のこり、府中八幡宮も存す、(今眞野村大字四日町及び八幡村)河南に國分寺幷に本間の高館址等遺る和名抄には雜田、竹田の區分明白なれど、後世二郷相混じて、澤田の國府と云へり、其廳舍址は詳ならず、佐渡志に澤田城址(竹田鄕)を以て古府なりと云ふは疑はし、

和名抄云、佐渡國府、在雜太郡、行程上三十四日、下十七日、管三郡、延喜式云、佐渡中遠國、行程上三十四日、海路四十九日、自國津、漕敦賀津、稻貴石別一束四把、又云、佐渡國爲遠流、去京一千三百二十五里、

佐渡志云、古の國府は、今の竹田村の田間に古跡あり、遊行八世渡船上人の文和年中渡海記に、府中に移りし時、本間が一族渴仰しける由を記するも此なり。又云、此國にて始て國府を置かれしは、雜田郡雜田鄕にぞありける、世易り時移りて鄕里の數も多くなり、亦其所を改め名けたるもあるべけれど、古き名の今になほ殘れる所もあるなり、其中雜田郷はいつの頃よりか竹田に併せたりき、左れど民間の言ひならはしには、古府(コフ)とも雜田とも云ひ

て通ずると云へり、今此郡の地勢を見るに、一國の中にも最も古く開けたる事疑ふべくもあらず、今の相川府治は慶長以来のことにて、其頃まで相川は加茂郡の内なり、明暦二年郡境を改められしより、之れも雜田郡となれり、此郡を雜田と名けしは、古昔に多きをさはと云へるを以て、田の多きを郡の名とすと云ふ、又さはたは佐渡をのべたる語なりと云說もあれどいかにや。

雜田鄕（サハタ）

和名抄、雜太郡雜田鄕、訓佐波多。○今三宮、八幡、金丸等すべて竹田鄕の北、國府川の邊を指せるならん。此鄕は郡名の起因地にて、國府川の岸なる卑濕を澤田と云ふより出でし名目なれば、多數の田てふ意にはあらず。此鄕の境界の事は、國府并に竹田鄕澤田城の條に參考すべし。

四日町（ヨッカマチ）

今眞野村に屬す、國府川の河口、右岸の小邑にて、八幡村に接す、四日市とも國府市場と稱し、古國府の市町たりしこと著明とす。○佐渡志云、古府の西四日町に大願寺（ダイグワン）とてあり、是は貞和の頃に寺基を開き、初めは府中橋本の道場とも、松山の道場ともいひけり、文和四年乙未、遊行八世渡船と聞えし僧、此國に渡りし時、本間佐渡守歡び迎へて、此に置きしとぞ、是より時宗となる。○[illegible]閣[illegible]藏云、遊行渡海上人記は、當時布教の化德と、歷世文藻の狀を參考すべし、殊に

越關携杖渡欄橋、峭壁攅峰去路遥、鬼坂石荒征馬躑、
澤根濱近旅人繇、壁寄滄海傍山港、願北白雲出岫□、
所々村々煙□裏、行間鐘磬道場朝、

とあるなど、精疎を缺けど、徵古の一資たるべし、又渡海上人の詞法、九代信碩上人の大願寺の詩とて、彼寺につたふるものあり、

險抑四隣離世俗、梵王宮裡脱塵氛、僧房迹絕生新草、
佛閣斜連對古墳、蘿月談空欣曠宛、松風說法拂迷雲、
威儀相繼祖師意、稍禮六時日夜勤、

（大願寺）

此に對古墳とあるは、もしくは眞野御陵の事歟、渡海上人の欄橋鬼坂といふもの、今不詳。

國府川（コフノ）

又鴻川（コウ）につくり、カウノカハと唱ふ。新穂村の溝泓を源とし、小倉村の谷の水之に合せ、竹田の北を過ぎ、三宮村に於て新保川を併せ、四日町に於て海灣に入る、長三里餘。國府の邑を過ぐるを以て此名あり、其海灣をば國府浦と云ふも此故なり。

越後治亂記、天正十七年五月、景勝佐渡へ發向、澤根、鴻上出仕して、御先を承はる、佐渡の羽持は人數八千餘にて、カウノ川岸へ乘出して、川を隔て陣を取、夫よりはなれて吉岡、澤根の者共二千餘にて控たり、七手組の内より赤手、黑手、長手の三組、一度に川を渡りてかゝりければ、一支も支へず散々に敗軍す。○管窺武鑑、天正十六年、佐渡御平均の時、夏目舍人介定吉組を下知して、鴻河を眞先乘越、川向にて敵一騎討、云々、又鴻の川を隔て、北佐渡、南佐渡と申來る。

（鴻川）

三宮（サングウ）

今畑野村へ併す、眞野村竹田の北にて、國府川の畔とす、此邊に一宮、二宮、三宮とて三所の社ありて、順德天皇在島の時に生れさせ玉へる皇子を祀ると傳ふ、不審。

佐渡志云、三宮村[illegible]王大明神はその御名傳はらず、千歳の宮と記せしものあれども疑はしきなり、御在世のほど、國府の地頭本間山城兵衞尉守護し奉り、末社の神は上皇供奉の人々、甲斐兵衞佐範經、左衞門大夫康光、右兵衞佐の局等を祀ると、古き物に記せり。

宮浦（ミヤウラ）

今畑野村の大字とす、康曆二年本間文書に載せて、宮浦保寺田と云ふ、寺田も今畑野村へ入る、

佐渡國宮浦　慶宮寺

右於境内、諸軍勢濫妨停止、（中略）天正十七年六月日

（御朱印）奉行中

佐渡志云、一宮（イックウ）大明神は宮浦村に在り、舊說に上皇在島

（一宮）

ふたりの皇女、ひとりの皇子降誕あり、御母は供奉の官女三人の中、誰にかありけむさだかならず、ある人の記に、御母右衞門佐の局と記せり、此局の名は承久記にも供奉の中に見えたれば、據なしとせず、されど確かな[illegible]にはしかず、後鑒せさせたまひて、國人等神とし祀り、一宮、二宮、三宮大明神と仰ぎぬ、一宮は皇子を[illegible]せりとか、神殿たびたび兵火にやけしことは、別當慶宮（ケイグウ）寺の大般若經の奥書に見えたり、此經卷は明應十年地頭久知加賀守直泰の寄進なり、ある人のいへらく、一宮明神の祠建たる時に、慶宮寺も始て作り、其事を記せし物もありけるを、百七八十年のさき、住僧の心として國中の一の宮といひなし、彼度津（ワタツ）神社になして世に達むことを謀り、舊記ともとり捨て、あらたに附會の記作りて、羽持郡飯岡の一の宮の別當と偽て訴へけるが、官裁に及びて羽茂郡のかた古證詳なれば、慶宮寺の僞謀顯はれつ、此時より實說を失へりとぞ、此祠の傍より堀出せしといふ一つの瓶あり、形狀といひ古色といひ、世に類なきものにて、其に[illegible]きさまなり、此瓶今は目黑町[illegible]の祠中に移して深く納め置く、その故長ければ記さず、又別當職慶宮寺のほかに、國分寺もまた故ありて此神に[illegible]仕ふることあり、程遠きを以て門徒上之坊行基坊を慶宮寺の寺中に置といへり。

（慶宮寺）

金丸（カナマル）

今眞野村へ併す、三宮の北とす、本間文書、永享十年石田鄕金丸半分とありて、名田の遺號とす、而も之を石田鄕内とするは地形に合はねど、鄕堺の移動は隨世之あるなれば、必しも究めず、金丸本鄕とも云へり

引田部神社（ヒキタベ）

今金丸に在り、俗に引田明神と唱ふ、式内雜太郡の官社たり、別當を勸性院と云へり。（佐渡志）○國邑志稿云、引田は阿倍臣同祖にて、大彥命之後也、大彥命は書紀に、孝元帝の皇子にて、阿倍臣等七姓之始祖

也と見ゆ、崇神帝、四道將軍を置かれし時、北陸道の大將軍にて下向あれば、傍由縁あり、齊明紀に越國司阿倍引田臣、又天智紀に阿倍引田比羅夫、征新羅將軍の一人なり、又續紀「景雲元年、改引田朝臣宿奈麿姓、賜阿倍朝臣」とあり、引田氏の子孫當國に住しがありて、祖神を祀れるにもや有らむ。

八幡

今八幡村と云ふ、四日市の北、金丸の西にて海灣に沿へり、其濱を越松原と說き、歌名所に引きつくる書あり。

此八幡村なる八幡宮は、諸州の例を推すに、謂ゆる府中八幡なるべし、古跡考に、順德院此里にて郭公の歌よみ給ふと說き、續風土記に八幡里に順德院の皇居跡ありと云へど定かならず、西北は直に川原田町に至り、二見灣の灣首にあたる、神境を馮が森と呼び、海上遠眺の望標たりし。

八多鄉 (畑)

和名抄、雜太郡八多鄉 ○今畑野村是也、竹田、雜田の東なる地とす、加茂郡大野鄉に連接す、新町驛より畑本鄉に至る二里許。

東大寺要錄、天平勝寶四年、越後國二百戶の中に雜太郡幡太鄉五十戶とあるは此とす、後世俗用には專ら畑に作れり、又波多にも作る。

可令早本間左衛門四郎有綱、領知佐渡國波多鄉內、本間十郎左衛門入道惣護女子跡(山城九郎左衛門入道昔妻)次郎兵衛尉女子跡(號小田女子)并孫太郎入道跡代官職事、

右守先例、可令領掌之狀、如件

元亨三年十二月十六日　左馬助平朝臣

本間系圖に、山城守十郎左衛門を宗忠とし、其舍兄を九郎資貞とす、

宗忠―泰定(源內兵衛)―有綱(四郎)
　　　　　　　　　―有直(主計助)―泰宣―有直

此系を元亨の文書に對比せば、太平記謂ふ所の山城兵衛入道は泰宣にあたるごとし、泰宣同時に泰秀あり、

佐渡國十社神事間事、兵衛太郎、相共任先例、可被催沙汰之由候也、仍執達如件

元亨三年十月二十一日　沙彌行惠

本間九郎入道殿

此九郎をも系圖の資貞に擬し難し、年代合はず、不審。○一書に、畑本鄉の熊野社は式內雜太郡御食神社にや、熊野奇御食神と云ふこと古書にあれば也、云々。

長谷

藤澤周佐渡志別本云、長谷寺に直江山城より當時の代官鳥羽某へ告げし寺領證文あり、

長谷寺、如前々、脇坊共寺領無相違相渡候、別而可被加懇意事尤に候、恐惶謹言

三月四月　兼次判

鳥羽十左衛門殿

長谷は今畑野村の大字とす、此地大字河內に式內雜太郡飯持神社あり、又安國寺てふ大字あり、即足利氏の本願にて、諸州に置きし精舍の遺址とす。

小倉 (八猿)

今畑野村へ併す、畑本鄉の南なる山谷なり、經塚、一頭等の高峰ありて、前佐渡の松箇崎と相表裡す。大字猿八に式內雜太郡越敷神社あり、越敷とは折敷にて木盤を云へり、猿八と云ふも奇異なる地名とす。又小倉に式內物部神社とつたふる一祠あり、是は桓武紀延曆十年、佐渡國物部天神授位とあるにあたり、村名は此神を鎭め坐せる小倉の在りけるより起る歟。

栗野江

今畑野村の管內也、畑本鄉の東北に接す、此に賀茂明神の祠宇あり、境內廣くして、當國一宮度津社よりも大なりと佐渡事略に見ゆ。延喜式、賀茂郡大幡神社は此賀茂祠にや、賀茂郡大野鄉に近隣す。

目黑

今畑野の管內にて、俗に目黑町と云ふ、此に舟代と字する地名のこる、古文書に舟代保と云へり、

ゆずりわたす、佐渡國雜屋の保三分二、ふなしろの保のうち上村、なかへのむら、子息本間の山城の彌二郎にゆずりわたす、(中畧)貞治五年六月日、源有直(判)

國中

元本島の中心なる沖積層の平野の總名にて、大佐渡、小佐渡の兩山脉の間を指せり。近年畑本鄉新穗町の邊に國中てふ村名を起せしも、一時にして廢したり。

高家鄉

和名抄、雜太郡高家鄉、訓多介倍。高山寺本、多岐へ。○今詳ならず、一說、後世賀茂郡へ入れる武井村ならんと云ふも、武井は大野鄉內なれば、地理に合はず、國邑志稿に高家は古の郡家ならん、本屋敷村などにやと曰へり。

讓渡佐渡國高家村事、合一所、右一所者泰秀子なき間、舍弟六郎を養子として、吉見殿よりの御下知之狀相副、永代讓上條、不可有他妨者也、仍爲後日之狀、如件

貞和二年五月十八日　源泰秀判

中興 (金澤)

今新保、千種、貝塚等と併せ金澤村と改む、目黑、金丸の北にして金北山の麓なる平野とす、其溝洫を新保川と稱し、國府川へ入る。

中興保は應永十四年文書にも見ゆ、北佐渡の大邑にして、川原田驛と夷港の中間に在り、本屋敷村とも稱したり、又古簡に新宮保と云へるは、新保村なるがごとし、

下本間加賀次郎兵衛尉直泰、可令早領知佐渡宮浦保、寺田半分、新宮保西方三分二、久知鄉三分二地頭職事、右任亡父有泰、應安二年六月十日讓狀、可領掌之狀、如件

康曆二年六月二日

人類學會雜誌云、中興村に發見せる石器時代の遺跡も亦土器塚なり、字を城と名く、夷港より相川に通ずる縣道の左側の畑とす、國中地方內最低の水田に沿へり、想ふに海水國中地方を貫流せし時代には、此地は岬をなし、人類生活上最好の地なりしならん、其畑は最低の水田よ

り高さこと凡二間なり、隣村を貝塚と名づく。

和泉（イヅミ）　今金澤村の管内なす、中興の西南にて、此に順德院の黑木御所を傳ふる廢墟あり、一說古代の塚墓にあらずやと。

　佐渡國和泉保四分一（號惣領方云々）同保内田堂町屋敷一所事、任當知行旨、本間四郎左衛門尉末長當掌、不可有相違之狀、如件

　　應永二十九年十二月十二日　（持義判）

續風土記云、和泉村に上皇の御料地ありて、御幸の假宮も有けり、今は荒て百姓の居所と爲る、境内に御休所の跡とて芝山あり、一間餘に二間計、五六尺も高うして上は平也、風流なる石あり、是を古より鎮守と崇め置き、穢すことなし。○大八洲遊記云、和泉村、探順德帝黑木御所故址、今已爲田圃、田中纔有一坏小隴、礫石作堆、茅草叢之、然如地勢則、前開平田萬頃、後擁金北諸山、隔田略與古國府相對

荒木神社（アラキ）　佐渡志云、和泉村荒貫大明神社は社地七段、阿艮氣と云ふ邑に在り、古祠と傳へたれども、徵とすべき記錄なし、後人の考をまつ。○按に、國造本紀に

　佐渡國造、志賀高穴穗朝、阿岐國造同祖、久志伊麻命四世孫、大荒木直定賜、

と載す、此荒木神は國造大荒木直を祭れるならん、阿岐國造は同書に天湯津彥命の後と云ひ、天神本紀にも見ゆれど、古事記、日本紀には其名をあらはさず、其族黨の關係稍明白を缺く。

石田鄕（イシダ）　和名抄、雜太郡石田郷、訓以之多（高山寺本）

（今二宮村、河原田町是なり、中興の西にて、雜田郷八幡村の北とす。

獅子城址（シシ）　又河原田（カハラダ）城と云ふ、二宮村大字中原（ナカハラ）と石田の間に在り、或は東福（トウフク）城と云ふ、本間氏嫡流の居れる所とす、南佐渡の庶流、澤田、羽持等に對して北佐渡と號したり、古文書

（河原田城址）

　佐渡國石田郷の内、山城左衛門の知行分のあと、同國たけいの保の三分二（中略）貞和二年六月、しやうけん

とあるは、北佐渡殿の所領の事ならん。○佐渡志云、獅子城一名河原田城と云ふ、風土記に此石田獅子城のことを、東福城と記せるは、後人附會のあやまりなり、獅子城といへるは本間が家の紋所、重目結（十六目結と云）より出て、古き名なり、石田中原の間にあり、本間左衛門少尉時直が居城にして、其名古くより聞えしなり、年經て天正十六年上杉家の領となり、其後金山奉行の支配に歸し、寬永二十年に壞れてより、永く廢跡とはなれり。○續風土記云、本間系圖曰、村上天皇の第四子、爲平親王の孫、本間能久、後朱雀院御宇に初て佐渡國の守護となる、其子忠綱播州に住し、當國の守護たり、其子八郎左衛門尉賴綱、佐渡へ渡り石田郷に住す、是を河原田本間の元祖とす、累代の名佐渡守高綱（山城入道）に至り、天正十七年六月、城中に於て自害し本典寺に葬る、佐渡雜志云、川原田町より山の手子に當り、石田村と云ふに古城跡あり、本間佐渡守高統居城の由、此を河原田城と唱ふ（國邑志稿云、北越軍記に「天正五年、佐渡國侍下尾佐渡守、本間山城守兩心、水畑城に籠り候を、越後より黑川、山吉、本庄、色部、新發田等の軍勢を遣され攻平ぐ」と云ひ、同十七年、佐渡國平均の條にも「下尾佐渡守師家、本間山城守直久以下、澤根、潟上、羽持、佐原田六人にて分領」の由見ゆ、下尾は地名にや、佐渡守とあれば、本間氏の稱首なり、又山城守と云ふは何邑主にや、いづれか河原田の城主たるべし。

管窺武鑑云、越後の柴田因幡守計策を致し、河原田城主本間佐渡守同心致候故、北佐渡加茂郡衆は新保、片山、五十里、澤根、吉井など皆柴田と一味す、北佐渡河原田殿と南佐渡羽持殿と、兩家の樣なれども、元來は兄弟にて、然も河原田は勢也、云々、天正十六年七月、景勝公より羽持へ加勢、藤田能登守信吉□付、河原田へは柴田より梅津宗三五十騎の備にて、新□、春より宵に取乘、云々、七日佐渡守は城を出て、澤根殿と二備を以て、敵味方をば右に見捨、脇へ廻り羽持殿が備へ切拜崩す、右の方より崩れかゝる故、能州は本茂混亂す、（中畧）能州旗本の人數取て返し切入故、河原田衆の備騒動す、自國なれば山野に偏り（カラマ）引退故、河原田殿を不討得、又云、七月二十一日、河原田の宿城へ一番乘は澤田殿弟本間藏人也、二構無難乘取、爰にて河原田殿、武者奉行本間健□と申侍、手早に刎橋を曳かせ候、武者振見事也、九月に至て能州召返さる、又云、天正十五年、柴田蒲城に付、北佐渡衆起請人質を差上、南佐渡衆命證の盛高に方便られ、逆心の由を訴訟す、十六年（十七年の誤なり）、景勝公御出馬渡海、河原田殿は澤根の御陣へ罷出、御禮申上、御平均の後、鬼角國風表裏の作法を見したれば、其儘差置れては、後年無覺束との上意故、河原田殿を初め各越後へ引越、本領の高に應じて、御知行下候。○佐渡志云、本間左衛門尉とて、太平記に、正慶二年五月十九日鎌倉極樂寺坂に高戰して、其主大佛陸奥守貞直が前に切腹の事を錄す、梅松論には此人を高時入道の家臣と曰へり、當國河原田殿の一門にて、中原（ナカハラ）の產とぞ、此人の所領をば海老名九郎左衛門同子虎松に分讓る旨の、貞和五年の古文書あり。

（中原）

二宮（ニクウ）　今石田、中原、眞光寺等を合同して二宮村と改む、二宮明神あれば也。○佐渡志云、二宮は順德院皇女忠子姫を崇むとぞ、此姫宮の歌「またもみむしつかいほはたおりはしのをりなわすれうやまふきのはな」、「あをやきのいとてきうふるはたかは、なみのあやおるひまやなからむ」鎌倉より河原田の地頭本間左衛門少尉をして守護し奉らしむ、今に河原田より來る道を下馬坂と唱ふるな

り、祠官の内近藤と云ものは上皇の御隨身藤原直家が末といひ傳へたり。

妙照寺 今二宮村大字市之澤に在り、又一之谷と云ひ、日蓮上人遺書に「文永九年夏の頃、佐渡國石田郷一の谷と云所に有しに」とある此也。

妙勝寺の法華曼荼羅は本化宗の至寶とする所也、建治五年、佐渡國一谷、日法華經山妙照寺」と記せるもの一幅、其一谷配流の時、三身表題三判の本尊といふもの一幅、其他二幅、皆日蓮の書とつたふ、日静の曼荼羅、日興(富士派の祖)の筆のもありと。○續風土記云、一之谷妙照寺は法華宗身延山の末寺也、文永八年十月、日蓮上人は寺泊より當國松が崎カウノ口と云所へ着船、新穂城主本間六郎左衛門重連預りて、塚原に移し置かれ、翌九年四月より、近藤小次郎入道預て、一の谷に移して、庵室を建て住給、歸依の者あり、學成坊日静と云、十一年三月一の谷を立ち、越後國柏崎へ渡海、云々

長木 今二宮村の大字とす、本間文書、應永十四年のものに長木保を記す

眞光寺 今二宮村の大字とす、寺境内三十町、此佛字は金北山神の佛體にて、本地堂に將軍地藏菩薩を安置し、眞言宗を奉じたり、近世五十八石の寺領を賜はりしは、慶長中金山盛大以來の事典、一書に此寺に龍宮寶と傳說する異邦の金器を傳ふ、高二尺六寸、口徑一尺六寸。

河原田 今河原田町、人口二千三百、二見灣の灣首にあたる小市驛なり、舊北佐渡殿の城下町なりしを、江戸幕府、慶長六年當國を收め、金山奉行を置ける際、廳を此に定めて、市坊を區畫す、(寛永二十年、廳を相川に移す)故に此河原田城址と相距り、別地に居る。明治維新後、一時相川の治所を此に復すとの議ありしが、果さずして止む、相川へ二里半、夷港へ四里。

嘉吉年中、觀世太夫元清入道世阿彌、故ありて流罪の時、今の和泉村の正法寺と云へる禪院にこもり居て、謠曲に「山より出る北時雨」と云詞を作りたるよし、言ひつたへたれども、たしかに記せしものなし、後天文二十二年のころ、元清が玄孫元忠、河原田の城主本間氏のまねぎに應じ、門人市若、彦九郎、保生七郎、服部又四郎、同主太夫、春四郎など云者を伴ひ來り、河原田にて猿樂を興行せしことあり、其時の番組と云もの、翁、式三番、玉井、實盛、軒端梅、船辨慶、半蔀、弓八幡と記せり。○佐渡志別本云、中原長福寺の證文に、

長福寺同門中並共に
合七千三百七十苅　皆上
三百八十五束苅　文二之永不作
六百五十九束苅　當永不作
三千百五十二束苅　當不毛
河原田談義所取分
一　本二百三十束苅こはり　無見出　青野村文六
(中略)
本府二千三百八十五束苅　此米二十石三升四合
見出　貳拾五束苅　此米二斗一升
合米廿石二斗四升四合　談義所分指出し
慶長五年十月廿八日　彦左衛門

又同所の本傳寺の證文あり、

合三百七十苅　此米三石一斗八合也
右者巳年御城之堤に罷申候中年迄御藏前にて被下候當年分は田地にて御仕候はば可奉存候
酉二月廿五日　本傳寺
(中略)寺領替として百姓分御書付候也中使致相談候還候(中略)酉三月四日　大　山城(判)

小野郷 和名抄、雑太郡小野郷。○今詳ならず、もしくは後世青野と訛れるにや、石田郷の西に青野村ありて、今山田に併せ、野田と改む。青野を小野郷とすれば、五十里、澤根などは此郷内たるべし、青野山は直に相川市街の東に連接す。

(青野)

五十里 今澤根町へ併す、河原田町の西北に潜り、海に沿ひ長居し、炭屋町、水主町など稱する條あり、五十里とは古代の郷の下に置かれたる里の遺稱たるべしとも云ふ。

管窺武鑑云、天正十二年、藤田能州河原田を攻らる、五十里、澤根の敵城より、河原田へ後攻可仕道筋の押へに、軍勢を指遣さる、又十六年、藤田、安田、須田三頭、澤根の湊へ着船、五十里、澤根兩所の上の山の臺に陣城を堅く取敷也、吉井の城へ手遣すべしとて、五十里殿、澤根殿兩士大將の内より、案内者を付れ候

澤根 今澤根村と云ふ、五十里の西に接し、共に灣岸に居る、合人口三千八百、相川町の南一里、二見灣の北隅にあたる、船舶の出入あり、西に隆起する岡を鶴子山と云ひ、上杉氏文祿年中、此に銀を採れり。

(鶴子山)

澤根の白山城は、本間家の一家之に居る、北越軍記、天正十七年、澤根刑部廣綱を佐渡六人衆の一とす、五十里相川などの地、此澤根の知行なりしと。越後治亂記云、天正十七年三月、佐渡御陣の御備あり、まづ見届の爲め、光秦寺實存和尚を渡され、潟上播部、澤根源四郎兩人を引付て、四月下旬に歸國、五月初に出雲崎に御馬を立らせられ、先勢を渡し、同二十八日澤根浦へ到着す、御舟は六月十二日同所へ着岸也

二見 今二見村と云ふ、澤根の南一里、此地は澤根以南に突出して、岬角を成し、其西背に米郷、稻鯨、橘、高瀬、大浦等の大字あり、皆二見村に屬す。二見の臺鼻は米郷の岬とす、古簡には二見を蓋見に作るものあり。

(蓋見)

佐渡國蓋見半分地頭事、故御所被下御判說、早欲下給安堵御判、仍言上如件、永德元年四月日

二見灣(フタミ) 或は眞野灣と云ふ、舊名國府浦、又猿が浦と曰へり ○水路志、二見灣は佐渡島西岸にある一大灣にして、灣口南西に面し、臺が鼻を北角となし、田切須埼を南角とし、灣入四海里、闊さ約三海里半、水深は濱に向ひ漸減す、灣口中央に二十尋内外にして、底質沙殼多し、上入は眞野入江と曰ふ、其錨地は二見村の東面にして、臺が鼻を南西に望み、水深五六尋、細沙底の處とす、但南風或は西風強吹するときは、激浪起り錨泊安全ならず、上陸場は該村の南端に近く設けたる小波止場(長さ約半鏈高潮に沒す)を除く外、容易に着岸し難し、又灣内所々に險岩暗礁あり。

大浦(オホウラ) 今二見村の大字なり、西面して海洋に對し、相川の南一里とす。○按に古簡に「長木保三分一、奏津保四分一、中興保捌分一、金丸保半分、大浦郷、雜太郷十二分一、宿禰宜浦、本間左衛門太郎有泰當與所也、若於彼所坊子孫可爲不孝之子、早任先例、可令有泰領知、仍爲後日、讓狀如件、應永十四年七月二日、左エ門尉忠判」とある大浦郷は、此海岸相川鹿伏などをも總べし舊號にや、大浦と鹿伏の間に春日埼あり、西に突出して顯著なり。

鹿伏(カフス) 今相川町に屬す、大浦と相川市街の間なる海岸とす、俗説辨に扶桑略記、佐渡國鹿賦郡と見えたりと授けり、郡は郷の誤にて、一時の私稱なるべし。鹿伏觀音寺に、小倉前大納言實起卿、其子前宰相公連卿父子の墓あり、此は天和元年、實起卿公連卿及び竹淵刑部大輔季件(公連の弟)三人勅勘を被り、當國へ配流せられ、鹿伏村に安置せられ、貞享元年、父子尋いで薨去、乃此に葬る、季件は元祿八年赦免歸京、凡貴顯の當國流罪は、元正紀、養老六年、正五位上穗積朝臣老を初見とし、天和の實起卿父子に終るごとし。○諸國里人談云、佐渡國鹿伏明神、毎年二月九日、大雨風にして、夜に入て大きにあれ、明方よりしつまり、翌十日極めて晴天なる事、例年たがはず、土俗其夜は神事ありといひつたへ、戸出をせず籠れり、あけの日社頭の邊にふしぎの矢の根數多あり、尖矢かりまた、かぶら矢など、さまぐの形にして、大さ常の箭の根のごとし、人民これを拾ひて守とす、他國の僧など拾ひ得て來ることあり。

相川(アヒカハ) 今相川町、人口一萬六千、(戸數三千と稱す)大佐渡の西南なる海岸に位置し、西面して大海に臨瞰す 近世此山に金礦を出すこと太盛なりしを以て、官吏工商亦來集し、遂に大邑を成し、一國の治府たりき、沿襲して今に至り、郡衙を置く、但其礦山は、近年岩崎氏の私占に歸せしめらる。

山神社(ヤマノカミ) 今大山祇神社と改む、俗に山之神と云ふ、慶長十年、金山奉行大久保石見守長安創建、鑛山の繁盛を祈りて報賽せる者とぞ、當府政治の時、年額米百苞餘の祭料を給し、相川鑛民の守護神たりき。
曉臺日水佐渡日記云、金銀涌出の山を遠く見るに、山は[illegible]の空虚の如く、限りなく穿ち通し、其中冥々として、水と土の氣に煙を混じ、臭き事筆も言はず、黄泉の業なれば斯くもあらん、見巡らん事、風流の上に由なし、水金町と云へるを過りて、娼家に絃歌を聞く、

月かなし島何城の夏をどり、

濤皆し石に怒れる響あり、　曉臺

相川鑛山(アヒカハ) 相川市街の東北、北澤(キタザハ)川の溪澗に在り、近世天下稱して佐渡の金山(カナヤマ)と曰へるは即此とす、海内第一の寶坑たりき。諸書に、此山慶長五年徳川公海内を一統し、翌年本島を上杉氏(會津殿)より收められしに、天も公の盛德に感じて、是歲より黄金多く出づと云ふ、然れども上杉氏の時、已に此島開坑採金の事ありと知るべし。
地學雜志云、相川鑛山は金北山(三千八百尺)山脈の南端にあたり、海濱に市街あり、市街の北方なる第三紀層の隆起一帶の地を其鑛區とす、其鑛務局製煉所等は市内に在り、坑場は溪流に沿ふて上ること十餘町に在り、[illegible]脈は主として凝灰岩を通ずるを通常且重要とし、[illegible]石安山岩も亦之が母岩たることあり、其鑛理は數十[illegible]の觀を呈せるも、其實鳥越脈、杉本脈、大立脈、中山脈、及び青磐立合脈の四條に過ぎず、而も各三大鑛脈に會して北方に偏嚮し、以て錯節を呈す、此四條の鑛脈は時に盛衰はあれども、慶長六年の開發以來、三百年の久しき、須臾も其坑業を停止せず、其舊坑の如きは上下縱橫に走り、實に往時の盛況を追想すべし、各鑛脈の大部は其鑛石たる白色堅硬の石英之に充實し、平均二十尺乃至三十尺の幅員に達し、最厚なるは百尺に及べり、鑛石は此石英中にありて、數寸乃至數尺の幅員を有し、或は連り或は絶え、時に坑道數百尺の間、諸含有は全く之を缺くあり、富鑛部は舊來の實況に徴して、大略四百尺を隔てゝと說けり、鑛種は自然金、輝銀鑛、黄銅鑛、黄鐵鑛、方鉛鑛、閃亞鉛鑛等を通常とす 又云、採鑛に困難あるは、坑場に於て常に免れざる數なれども、特に當山の如き其甚しきを覺ゆ、即鑛脈は廣大なればとて、有物は判然是に充滿せるものに非ず、其大部はただ石英の充實する所にして、時に數百尺を隔てゝ富鑛部の散在するに過ぎず、此部に逢へば一時の盛あるも、忽にして又衰ふ、茲に最奇とすべきは、往昔火藥の用を詳にせず、唯鎚と鑿に依頼し、數百尺の岩石に切入りたるに、其點悉く富鑛部なる事是なり、これ偶然の結果か、そもくまた別に確たる見込ありて然りしものか、今相川鑛山の沿革を畧述すれば、其濫觴は遠く慶長六年(西暦一千六百一年)にありて、「本山より一里許南に位せる澤根村鶴子銀山の山仕三人、茲に金銀の氣あるを考へ、各自相分れて道遊、割間歩の三坑に稼人りたるが、幸にも出銀の量極めて多く、翌年には一千貫に達したりと傳ふ、同九辰

年貢盤坑を開發し、同十八年に至りては總坑數三百に達し、相州の人口十萬を超ゆるに至れり、爾來各坑の盛衰は之を枚擧するに遑あらざれども、寶暦元未年には一時貢額甚し、王政維新の後、洋式の採鑛法を實施す、凡慶長十八年より明治二十二年三月に至る、二百七十六年間に於ける金銀の産額を推算するもの左の如し、

金百二十三萬三百四十八オンス、七四〇

此通貨二千五百八十二萬七千百二十二圓四十五錢

銀六千二百七萬八千二百十二オンス、六三八

此通貨七千九百十萬四千八圓八十七錢

合計通貨一億四百九十三萬千百三十一圓三十二錢

右の計算中、明治元年より同二十二年三月迄二十一年三月間の産額左の如し、

金五萬千四百九十四オンス、五七〇

此通貨百三十八萬四千七百七十一圓四十八錢九厘

銀百五十萬二百六オンス、九一〇

此通貨二百十六萬七千三百七圓五十一錢

合計通貨三百五十五萬二千七十八圓九十九錢九厘

又明治二十年度中の産出金銀量は左の如し

金五千五百八十一オンス、二〇

銀十三萬五千二百十九オンス、〇四

夫れ相川鑛山は古來既に巨額の産量ありしを以て、其富源は殆に堀盡され、遠からず衰運を來す哉と、畏懼を抱くもの多し、然れども現今開坑の鳥越立合、大切立合、大立立合、青盤立合の東端は果して何地に延長するか、亦如何なる富鑛部の之に埋藏せらるゝかの點には、未探索の及ばざる所あり、又道遊立合に近時再び盛んに佳良に金鑛を出す如き、將來の事決して豫期すべからずと云ふにあらずや。

佐渡志云、慶長六年辛丑、當國關東の御料に併せられ、河原田城を修して官廳となし、又鶴子山の麓にも官舍を作り、同八年大久保石見守長安命を受て之れに代る、明れば九年春官廳を相川に移し、河原田城鶴子山にも尚下司を分ち居らしむ、(後寛永二十年河原田城の城を毀つ)同十八年癸丑迄は長安一人にて國政を總へたりしが、此年四月其身死し家亡びてより、代官二十餘年の程は二員に定められ、また御目付を添へられし年もありけり、延享四年、奥州伊達郡銀山及び桑折藤田十二村壹萬二千石の地を兼掌るべきこと命ぜられ、毎年下司十餘人を彼處に遣し居たりしが、寛延二年其事を止められ、爾後一島の民政と金坑を治む。○佐渡事略云、文祿年中澤根の鶴子山に、銀間歩開發の由言傳ふ、相川銀山は慶長六年最初は道遊に金銀涌上る、それより青盤割間歩開發の由言傳ふ、盛衰さまざまにて、時々直山(ナホリヤマ)あり。○佐渡志又云、昔越後國主上杉謙信、佐渡の金を採て軍國の用を辨ぜしと云ふも、多くは西三川村の砂金なり、慶長六年より後相、川の中山立合より穿得る處の金夥く上納せしと見えたり、是れ熟金にして上品なり、中にも最上のものを紫金と名つく、又銀は天文十一年の夏、越後國の商船澤根の浦に纜を繫ぎて、終夜天色を望むに、金銀の氣空中に顯するを怪み、旅の主人に議りて、地頭本間氏に告げ、礦脈を尋て鶴子山を開きけれども、功の成らざるを嘆じて、越後の國主上杉謙信に斯くと訴へければ、入道が下知として同國魚沼郡上田山の金掘人夫數百人を渡らしめて、天文の末弘治の頃までに銀銅を得たるなかに、金も少しく交りたれども、費用を補ふに至らず、年經て慶長六年關東の御料に併せられしより、天もまた盛德に感じけるにや、金銀を出すこと年毎に多く、中にも相川の中山出る處の銀には多く金を帶びたり、其金は異邦に生ずる處の煉金にして、銀さぢと云ふは、生れのまゝの銀にて上品なり、其餘は雜碎百煉して銀となるなり、又銅は鶴子山より産するを以て錢鑄たることあり、寛政の頃相川鳥越山より銅出ること多し、幾程なくして銀山と共に衰へたり。

北狄(キタエビス) 今戸地(トチ)、小川、達者(タッシャ)、姫津と相合せ、金泉(カナイヅミ)村と云ふ、相川の北なる海岸にして、外海府の內とす、北狄とは賀茂東に對して北字を冠らしむ、蓋古の夷種の居れる地なりければ、此名を命したる歟、達者と云ふも奇異の名也。○戸地の海崖に石鐘乳縣まりと一書に云へり。

(達者)(戸地)(善知鳥) 鹿伏村より北、戸地村までを古は善知鳥(ウトウ)七浦と云ひしなり、元應二年八月廿六日境界の定文今に戸地村に傳はれり、今島治の南鹿伏村に善知鳥明神の祠あり、又治下の市街に鹽竈明神の祠あり、此二神を祀ること六十餘州中陸奥と此國の相川のみにて、餘國にはなき由、左れば此邊七浦など開き始めしは、陸奥の人の來りて居けるにやあらんか。(佐渡志)再考、烏字東諸州に其名多し。

姫津(ヒメツ) 相川町と北狄の間なる漁村なり、續風土記云、魚鱗の利は海國の要なれども、昔は其事に疎かりしを、慶長九年甲辰の春、石見國の海濱の民を移して、姫津の浦と云ふ所に置き、國の內にて漁業を專にし、土人にてあまねく見ならはしむ、元和中に至りて越前の漁民をも移すと云へり、又相川の南の郭門の外に海士町と云を置き、鮑を捕ることを業とせしめらる。

慶長三年、小川村大乘寺訴狀曰、小川村之内チウチ湯場大畑ヶ申處、新田に可成處御座候得共、大山之內奥一里餘之處、江道を附、水通不申候はねば不罷成候、岩山にて候爲、前代より心着無御座候、然に拙僧井觀音信敬且那共、江道普請仕、新田開申度奉存候間、十石も出來成就候はば、三箇一佛供に可被下候、三箇二は御公方樣へ指上可申候、云々。(佐渡志別本)

金北山(キンポク) 大佐渡の首山にして、一島の高峯とす、標高千百六十米突、近世此山嶺の峯筋東西を以て、

雑太、賀茂の郡堺としたることあり。○此山は島の鎭さある高峯なれば、古来山頭に神祀を置き、金北山權現と曰へり、本地將軍地藏と傳ふるより推せば、七高山の一なる靈宿の修法場に擬したるごとし、其供僧坊を眞光寺と云ひ、今二宮村の大字にのこる、山徑三里に近し。○義經記、君の御供もたに思ひ參らせ候はゞ、西は西國博多の津、北はほくさん佐渡の島、東は蝦夷の千島迄、御供申さんずるぞと申したり、云々。○別本佐渡志云、金北山權現は除米五十八石を別當眞光寺へ賜はる、眞光寺は初め當妻の山伏なりしが、上杉家の時眞言宗に歸し、上杉謙信公の牌を安置す、當代に至り一州の宗祀公署の祈禱所たり、永祿九年丙寅の權現堂棟札には、大檀那源朝臣本間佐渡守貞直と見え、慶長元年のものには、直江山城守、青木隼人正など、同十四年のものには大久保石見守長安と記したり。

與知鄉（ヨチ）

和名抄、雑太郡與知郷。今詳ならず、國邑志稿に與知を後人伊知に訛り、市之澤と云へるは、此遺號かと論じたり、然れども市之澤は石田郷内とす。

岡□鄉（チカ）

和名抄、雑太郡岡□郷。○今詳ならず、岡の上か下いつれかに脱字あるならんが、高山寺本には全く郷名を逸失すれば、對照し難し。

加茂郡（カモ）

古賀茂に作る、又加母ともあり、明治二十九年廢止、佐渡郡へ併入す。島の東北部にして面積最廣し、前濱より外海府へ渉り、謂ゆる大佐渡小佐渡の兩山脉を横斷して、全島の一半を掩有したり。賀茂は和名抄五郷に分ち、續紀の養老五年賀母郡と云ふにあたる、後世郡堺錯亂し、雑太郡の北偏をも兼併し、專ら北佐渡（キタサド）と稱したり。相川奉行治政の初め、（新風土記には明暦元年の事とし、國郡沿革考には、正保圖に郡堺を更定したりと云ふ）郷村の配置より推して、郡堺を正し、大略古代の區畫に復したり。○管窺武鑑云、佐渡は鴻の川を隔て、北佐渡、南佐渡と申來る、北には河原田殿、加毛郡支配也、南には羽持殿、澤田羽持兩郡支配也、但北一郡よりは狹し。

(北佐渡)

外海府（ソトカイフ）

本來大佐渡（オオサド）の背なる海岸の總稱にして、相川町の北より二龜島まで、十里許の間を云ふ、海府は海部の訛にして諸州に同名多し。即今の金泉村、高千村、外海府村是なり。佐渡事略云、此國西北の海に附たる方を外海府と云ふ、小川村より願浦まで、山嶽尖く峙ち平地なし、海中に岩多く、赤松など根さして、島臺と云ふ樣の者幾所もあり、大なる岩や不思議の窟など種々にて、始には目を驚すも、後は厭ふ心地す、都て屏繪の山水を見る如し、温和にはあらず、海上白浪の走るを、土俗兎と云ふ、激浪強き時は百千雷の如し。

片邊（カタベ）

今石花、後尾等と共に高千（タカチ）村へ併入す、金泉村の北、外海府の中央にあたり、金北山其南を蔽へり。相川より後尾（ウシロヂ）まで凡五里、此間山極めて峻險、海に沿ひて所々漁家の散在を見るのみ。佐渡志に片邊の南村を以て、古の御名部（ミナベ）埼にあてしは從ひ難し。同書云、欽明紀に見ゆる肅愼人の來到したる御名部埼、瀬川浦、及び禹武邑などの地名今定かならず、御名部は今の南片部村、瀬川浦は今の鹿の浦、禹武は羽茂に轉じて今は又はもちと讀かへたるなり、今も此邊に蝦夷塚と云ふものありて、近世まで巨人の骸骨を堀出せしとありといへり、所謂肅愼の隈にやあらん、又此邊古き童謠にも「片部鹿の浦の中の水のむな、毒が流るゝ日に三度」とうたひぬ、左れば夷人の飲みし水も此流れにて、古へ此水に瘴癘の氣ありて飲むもの其毒に中りしを、年經てのちも其事をうたひて飲む人を戒めしにや。

(後尾)

石花（イシハナ）

今高千村へ入る、後尾と相隣り、近世迄雑太、賀茂の郡界は此後尾の北に定められたり。○石花は外海府の古村なりしにや、北佐渡殿の幕下石花將監と云へるが、外海府の領主なりしと傳ふ。〔佐渡雜志、續風土記〕

高千（タカチ）

此村は外海府にして雑太郡堺に接し、金北山の背にあたる、高下（タカシタ）、千本（チモト）の二浦なりしを、近年改めたる也、大字石名の東南に檀特山あり。

檀特山（ダンドク）

金北山の北東に連り、大佐渡の山脉の中なり。佐渡志云、石名村清水川の源に檀特山あり、堂に釋迦を安置し、梵字水の名世に高し、本山の代の古銅鐸あり、振聲清亮にして、凡品にあらず、此山に相連れる高嶺を金剛（コンガウ）と名づく。○名所考（元祿八年撰）云、檀特山清水寺、六十年以前悉燒亡、本尊は仙人窟に兩部の大日、拜瀧に不動、各石にほりつけて梵字あり、明星嶽の梵字平には釋迦と弘法との像あり、其外白瀧、賓杖瀧、胎内潜り等品々あり。

眞更川（マサラカハ）

今關浦（セキウラ）、大倉、岩谷口、願浦などと合せ外海府村と號す、高千の北にして、鷲崎の西南とす、相川町より眞更川迄凡十里。

佐渡國石田郷金北半分、長宇濱、長池、關浦等事、任當知行之旨、本間太郎左衛門尉千直領掌、不可有相違狀、如件

永享十年十二月日　（花押、判）

國邑志稿云、式内賀茂郡大幡神社在今外海府の大倉村に在りと云ふは信け難し、延喜の昔にあたり、外海府の邊遠に名だたる祠堂あるべけんや。

(關浦)

二龜島（フタツカメ）

又賀茂島と云ふ、鷲崎の西願（ネガヒ）浦の海中なる岩礁なり、此岩礁は本島に於て最北限の地とす。欽明紀なる「佐渡島、北御名部之碕岸、有肅愼人、乘一船舶、而淹留、春夏捕魚充食」云々の御名部（ミナベ）の碕は其島の北とあるより推量せば、鷲崎願浦の舊號なること疑な

(御名部崎)

し、禹武の條を參考すべし、片部浦に引きあつる說あれど、禹武邑との關係より想へば彼浦にあらず。

鷲崎（ワシ）（彈埼）

本島の北端にして、其岬角を彈埼（ハジキ）と名づく、即外海府と内海府の交堺にあたる、南に糯木埼（姫埼）を望み、其距離凡十四海里、中間を夷海灣とす。（夷町七里、眞更川二里）

今鷲崎以南の見立、黑姫等を合せて内海府村と云ふ、内海府とは本來外海府に對し、彈埼より羽黑、梅津までの海岸を總稱す。

浦川（ウラカハ）（内海府）

今馬首（ウマクビ）、白瀬等と共に加茂村へ併す。即内海府浦の南部とす、集古文書、

寄進　圓城寺

・佐渡國青木、加賀、梅津、津浦、浦河、大野保地頭職事

右爲飛驒國島原小八賀南方替、寄進之狀、如件

康永三年十一月　　權大納言源朝臣

夷灣（エビス）（馬首）

本島の東岸なる大灣にして、前佐渡山脉の東端姫（ヒメ）埼（ザキ）を南角とし、内海府の馬首（ウマクビ）を北角とし、西南に灣入すること六海里許、其弦の長凡八海里、灣底の沙濱に夷町湊町の大邑ありて、其錨地を夷港と名づく。

羽黑（ハグロ）

今加茂村へ併す、夷町の北一里、海岸に居り、内海府浦の南とす、此地の土豪を澁谷三郎左衛門尉と云ひ、鎌倉御家人の家なりしが、天正年中亡ぶ。

五月雨山（サミダレ）

羽黑山の別名なり、金北山の東に連り、檀特山の南とす、新風土記に爲兼卿の作とて、

年を經て積りし越の水海は五月雨山の森の雫か

を引けるも、典據に欠く所あり。○佐渡志云、羽黑神社は昔吉井本鄉安養寺といふ邊にありしを、いつの頃よりかこゝに移せしといへり、永仁三年の古鐘あり、「佐州羽黑山正光寺、奉施入推鐘一口、長三尺、右奉鑄志者、爲陸奥守平朝臣御宿禱、並結緣助成、乃至天下法界、平等利益故也、（中略）永仁三年乙未九月」、當寺はもと天台宗なりしが、上杉景勝の時眞言に移りしを、寛永十七年、古きに復して天台に歸伏せし由、天海僧正の免狀ありて、相川東照宮の社僧を兼帶す。

梅津（ウメツ）

今加茂村へ併す、羽黑に隣り、直に夷町の北とす、舊保名にして澁谷氏の邑たり、古簡、永德元年の執達狀（左衛門佐判、吉山播磨入道殿あて）に「梅津保、付浦川浦、澁谷平三跡地頭職」の事見えたり（佐渡志）

新風土記に、梅津の眞法院に普梅と云ふ異種あり、是は順德院御手植の老木にて、それ故に自然に梅津院とも申習したりと述べしは、例の附會の嫌あり。按に梅津は欽明紀禹武（ウム）邑とある地にて、普梅より起れる新號にあらざるべし、

（禹武）

欽明紀、五年十二月、越國言、於佐渡島北御名部之碕岸、有粛愼人、乘一船舶、而淹留、春夏捕魚充食、彼島之人言、非人也、亦言鬼魅（オニ）不敢近之、島東禹（ウム）武邑人、採拾椎子、爲欲熟喫、著灰裏、炮其皮、甲化成二人、飛騰火上、一尺餘許、經時相鬪、邑人深以爲異、取置於庭、亦如前、飛相鬪不已、有人占云、是邑人必爲魃鬼所迷惑、不久如言、被其抄掠、於是粛愼人、移就瀬河浦、浦神嚴忌、人不敢近、渴飲其水、死者且半、骨積於巖岫、俗呼粛愼（アシハセノ）隈（クマ）也、

此に禹武邑を島東と曰へるにて、地形の大略を辨ずべく、且島北の崎岸とは鷲崎の方を指すや明白なれば、（舊說禹武は羽茂に同しと云へるは固より誤れり）瀬河浦井に阿部久志彦社等と相參考して、梅津は禹武津なりと知らる、粛愼人が當年夷灣の諸村里を抄掠したる狀想ふに足る。但粛愼は海外の一夷なれば、越國の雜種たりし蝦夷と思ひ誤り相混ずべからず。

加茂（カモ）郷

和名抄、賀茂郡加茂郷。○今梅津、歌代、長江、夷町の邊にて、内海府をも籠めたるならん、加茂村てふ名も遺る。此郷は郡名の起因地にて、神名より出でし歟、長江村の阿部久志彦社やがて其神にあらんや。

歌代（ワタシロ）

是梅津夷などと共に、澁谷氏の舊邑なりしと、澁谷は本間と同く鎌倉御家人にて、謂ゆる澁谷金王丸の庶流なりしならん。

夷（エビス）

今夷町、人口二千百、夷灣の灣首にして、湊町と一溝を隔てゝ南北に連る、二市街相合して戸數一千許、本島東海岸の大邑とす、相川を距る六里、新潟港三十二海里。

夷港は近年外國通商の埠頭に準せられ、其港界は椎泊（河崎村）より北五十里（加茂村）の間の一線を外堺とす。其灣勢廣濶に過ぐれど、金北山の山脈西方を蔽障するを以て、新潟貿易の船舶、西風に遭はるゝ時、必此に避くるを大法とせり、其開港も之が爲めとす。加茂湖は夷の西南なる瀦水にして、其下流は細溝と爲り外灣へ通ず。○佐渡雜志云、夷町家數百五十、問屋十二人、船掛の澗には無之候得共、入船有之、殊に漁獵を專とし、諸方へ便よく、諸商取捌よろし、湖水の吐口の川、長十五間計りの橋なり、橋の南を湊町と云ひ、家數二百四十、此兩町をこめて兩津（リヤウツ）と唱ふ。

湊（ミナト）（兩津）

今湊町、人口二千二百、夷町の南に連る、舊名湯上の南と曰ひし也。管窺武鑑に「天正十六年、景勝公御渡海の御用意也、先樣子見察の爲め、大石播磨守出雲崎より船に乘、南佐渡を左に當、東の方へ押廻し、北佐渡の内片上（湯上の誤）の湊へ着」云々。近年夷と合同し、兩津町と號せしめらる。

長江（ナガエ）

今吉井村の管内とす、加茂の西にて、吉井と相接す。新風土記云、熱串彦神社、長江村に在り、水の尾大明神と號す、或說河崎村と云ふも、今長江村を採

明す(貞治五年の古證文に長江村見ゆ)

阿都久志彥神社　今長江村に存す、此神より加茂の地名起りしにや、神と加茂は一聲の轉にて、古言通用したり。延喜式、賀茂郡阿都久志比古神社を載す、即嚴奇の說とす。

長江村寺社神田半納之事
一四石八斗三升神田　三斗九升九合觀音寺　四斗五升
三合七夕春青坊　都合拾壹俵一斗八升二合七夕
右皆納仍如件　慶三霜月十五日
石野(判)　高雲齋(判)　吉田(判)　寺社方參

(瀨河浦)
國邑志稿云、欽明紀の浦神を書紀通證に渡津神社に引きあてたれども、肅愼人の移れる瀨河浦の近地とおもはる神なれば、渡津社にあらず、阿都久志彥社ならん、瀨河とは後の三瀨川なれば、長江村に隣る。(佐爲鄕を參考すべし)○按に、肅愼は海外の夷部にして、釋紀に後漢書曰、挹婁古肅愼之國也、在夫餘東北千餘里、鬼谷子註云、周成王時、肅愼氏獻白雉、還恐迷、周公作指南車、以送之、
と據ける者是なり、我古語には肅愼人を何と呼びしか、釋紀秘訓に
刀シハセ(刀字はミなり古假名に多く見ゆ)
と云ひ、欽明紀の傍訓にはアシハセ、ミシムセ、兩注あれば、ミシハセを正確とすべき歟、且其肅愼隈てふも此佐渡島の東に在りしならんが、今傳誦する所なし。

(肅愼隈)
三瀨川　今吉井村へ併せらる、加茂湖の西北岸にして、長江村に隣る。三とは善鄕名佐爲の訛にして、欽明紀の瀨河浦即此なり、「肅愼人、移就瀨河浦、浦神嚴忌、人不敢近、渴其水、死者且半、骨積於巖岫、俗呼肅愼隈也」と、浦神の嚴忌さに因り、神の水を飲みて死亡したる趣に聞ゆ、長江の神社を嚴奇とも水之尾とも云ふは、正しく古傳に契合す、肅愼來到の全文は禹武の條に見內るごとし。

佐爲鄕　和名抄、賀茂郡佐爲鄕。○今吉井村の中なるべし、加茂鄕の西にして、雜太郡界に至る、加茂湖の西北岸とす。
佐爲の遺名は三瀨川に徵すべし、此湖岸の西北を上古に瀨河浦と云ひ、其佐爲鄕に屬するを三瀨川と訛り、其東長江村加茂村などを加茂瀨河とも唱へしにや。

吉井　今吉井村と云ふ、夷町と中興村の間にして、加茂湖の西北岸の高原地にあたる、吉井は舊藍原氏の邑たり、本間遊谷に幷び鎌倉以來の土豪なりしが、天正の末年に退轉、其本國相州にて即藍飯原氏也。
新風土記云、藍原氏、其先祖秀綱は小野源藏と云ふ、攝津國より來り、當國吉井十六鄕を領し、子孫藍原と稱す、天正十七年、藍原大和守泰理卒去。○管窺武鑑云、天正十二年、藤田能登守信吉渡海、此砌吉井降參に付、宿城を二つ吉井の城へ構て歸陣也、夏目定吉記曰、
藤田下知して、佐渡先方衆は吉井城へ取掛、藤田は河原田へ向ふべしとあれば、羽持三河守手配して、新保城をば大野衆に抑へ、片上をば羽黑衆に、本間三郎九郎を指添可押と申され、三河守は鴻の川の上の瀨を越、吉井城へ取掛、吉井の各も鴻川へ出でしが、引退き城へ逃入る、佐渡衆競抵て、出丸一つ乘取、九月に吉井有無に攻落すべき內談にて、押寄取詰る、是に依て吉井殿降參を請ひ、被申入樣は、某元來羽持殿の高恩を得たる者にて候得共、時の權に任せ河原田へ母を人質に取られ候故、云々、(大意)
又云、天正十六年六月、景勝公御渡海、吉井殿是を聞て初の働にさへ手懲なれば、城を明て羽持へ逃行也、即御平均の後、吉井城も掃捨らる。○別本佐渡志云、吉井本鄕剛安寺に、藍原大和守の寄附狀あり、大聖院にも古證文あり

「青木之內、□明寺之兩職、致寄進之由、并細野之內、木渡田相歸申候ははゞ、前々の如く、其時も寄附之者、盡未來際、違候筈申事有之間敷者也、仍如件
天正十五年如月十三日　自□
剛安寺　參」

「本鄕村、寺社神田分
一　貳拾九石二斗一升七合四勺　半納見出共
此外、五石、於新田御繩之布施に御引御半候也
一　三石八斗四升三合四夕八才　右二割
合四十一石六斗一合三夕八才
此內、壹斗八升六合九夕八才、下致左衛門請
右御藏入如件
慶二　極月廿八日
鳥山(判)　宗助(判)　甚兵衛(判)
中使　源兵衛殿參」

「吉井之內、大聖院半納之事
合三十三石二斗一升五合三夕　見出共に
此內、六斗六升三合四夕　當記也
右皆納之處實也、仍如件
慶長四年極月廿九日　彥左衛門」

(夷潟)
加茂湖　又夷潟と云ふ、夷海灣の灣首、一條の沙堆に依りて隔離せらるる內灣なり、而も淡水湖にして、北少東に下流を通す、俗に長一里半橫半里と稱す。湖海の間に沙堆には村坊ありて、北を夷町、南を湊町と云ふ。
新風土記に、此水海をば歌枕名寄の「越湖、佐渡國」と註せるによりて、越湖と主張したれど從ひ難し。古歌によめる越水海は、名所方角抄に「越の海、布勢海」と一所に並載したるごとく、越中國布勢湖を本歌とせば、種々の替歌あれど、諸書に佐渡と註せしは古意にあらず。但し佐渡を總名によべる越國の中なれば、其湖水の越湖と

よむも詞章の上に妨なかるべし、識者差別を要す。（佐渡志云、此國にて名所と云ひ、和歌者流口實々するところあれども、宗札法師が渡海の記などいふものは、後人の杜撰なれば、もとより論ずるにたらず、今其一をいはば、加茂の海を越の湖などいへるは、もつとも誤れり、文明中宗忍法師が當國に渡りて、此湖を過てよめる歌に「みたれあしのかゝるをりしもおのれのみ声葉てみゆる鴫の湖」とあり、此越の湖まことにてゝならんには、鴫の湖とはよむべきにあらず、また同しころ閑阿といへる法師の、こゝにてよみたる歌の懷紙の傳るをみしに、「湊江の浪のよれよれあしかものうきねの床やわびしかるらん」とあり。

（鴫湖）

潟上（カタカミ）

今新穂村へ併す、鴫湖の西南岸にして、新穂村に隣る、吉井の南にあたり、湊町の西南一里。彼地を潟上の湊とも云へるは、此地に本間氏の一族居りて、潟上の土豪なりければ也。

新風土記云、潟上の本間殿は上杉家に隨從し、米澤へ引越す、享保十三年、其子孫源太郎入道快閑、當國へ渡海し、先祖宗本齋名高の墓を拜したり。○北越治亂記、天正十七年、佐渡平均の條に、潟上掃部あり、北越軍記、佐渡六人衆の一を潟上帶八郎利忠と云ふ、管窺武鑑には片上（カタカミ）に作る。

（片上）

長畝（ナカウネ）

今新穂村へ併す、潟上に隣接す、永徳元年教書、本間四郎左衞門へ賜へる判に、

佐渡國雜太郷内、長木三分一、加茂郡内長畝半分、闕所事、右任相傳當知行之旨、云々、（下畧）

殖栗郷（エクリ）

和名抄、賀茂郡非栗郷、高山寺本殖栗、注恵久利。○今詳ならず、諸郷の配置の跡を推すに、潟上の邊に郷名を缺く、此に擬すべき歟。東大寺要錄に、天平勝寶四年、勅封越後國二百戸の内、加茂郡殖栗郷五十戸とあるは卽此とす。

大野郷（オホノ）

和名抄、賀茂郡大野郷、高山寺本、注於保乃。○今大野村（新穂村へ併せらる）是也、潟上の西南にして、雜太郡八多郷に隣り、地勢稍高く、國府川は此原野に發す。

新穗（ニヒボ）

今新穗村と云ふ、湊町の西南二里なる大邑とす、新町驛の東北二里半、新居保の義なるべし。○新穗の山王祠は北陸道大社山王宮と稱したり、別當を新延寺と云ひ、慶長五年、上杉家の宰吏川村彦左衞門の神田古寄に、山王神田五百八十五束苅を免除したり、其祀なるべけれど、本緣不詳。

新風土記云、河原田本間將綱の四男、左近大輔重連を新穗本間の祖とす、文永年中、日蓮流罪の時、六郎左衞門尉重連に預置ると云ふも是也。國邑志稿云、管窺武鑑に新保（ニヒボ）とあるは、新穗に同じ、新保城をば大野堂にて押へと見え、又「藤田殿燒拂或は刈田等の働仕ること、片上城へ二度、新保へも兩度也、されども敵中々に不出合候」と載せたり。○文安五年、靑木秀高、隅田元親、新穗有時、河原田幸直の四名連判にて、武井保を武井殿へ（アメキ）渡す證文あり（佐渡志）隅田は何地の住士にや、靑木は今新穗村の大字にのこる。

（新保）

本間新兵衞尉貞忠申、佐渡國泉保、新宮保、金丸郷、宇津屋保、靑木郷事、守貞和十五年一月十三日御文、可被沙汰付貞忠代之狀、依仰執達、如件

觀應二年六月二十七日　　筑後守判

本間刑部左衞門入道殿

（青木）

皆川（ミナカハ）

今新穗村へ併す。皆川の細溝に奈古繼橋てふ歌名所をつたふ、是は新風土記に載せ、宗札法師の大永渡海紀行と稱する僞書に見ゆるなれば、固より採るべきにあらず、歌枕名寄に佐渡と注し、八雲御抄に越後と注すれど、信據し難し。

武井（タケヰ）

今新穗村へ併せらる、舊雜太郡畑野村に隣る、或は竹井に作る。

本間源八郎子供に讓渡、竹井保事、子供おさなく候はんほどは、後家尼御前もちて、公方の御公事等を沙汰し、子供をもすごさるべく候、（中畧）合戰の時は、一味同心をなし、城内にも子供をはこめられべく候、仍て爲後日、讓之狀如件

興國元年七月日　　沙彌道昭

按に興國は南方吉野朝廷の正朔なれば、本間の一族にも南北の分裂ありて、其歸依を異にしたるにや、本間文書にまた

紀伊國凶徒退治事、就院宣所差遣左兵衞佐直冬也、早可發向之狀、如件

貞和四年七月八日　　（尊氏判）

と見ゆるは誰に與へしにやを知らずと雖、皆當時の事たり。又前の興國の文書に公方の字あれど、此には足利公方を指したるにあらず。

根本寺（コンボン）

今大野（新穗）の塚原と云ふ地なり、日蓮宗の名藍にて、日蓮在島の時、暫此に留止したりと說けり、一書に此寺は天文十一年日成の創建とす、阿佛坊と相距る一里、或は阿佛坊寺は則ち此塚原（ツカハラ）に在りし者也と說けり。

（塚原）

勲知郷（クチ）

和名抄、賀茂郡勲知、訓久知、下音女几反。（高山寺本）○今河崎村より水津、岩首までの地を指せる歟、河崎村に久知てふ大字のこる。

勲知は和名抄刊本に動知に誤れり、三代實錄、元慶三年當國加茂郡人[illegible]勲知雄とあるは此郷名を負へる人名ならん。久知氏は本間の一族にて、其城址なりとて、城腰（ジヤウコシ）てふ大字のこれり。（佐渡志、本間文書に

敬白起請文、右意趣者

一越佐如何樣に變化候共、對久知、浮沈共、末世末代可爲一統事

（久知）（河崎）

一自三方中率子細、無表裏可令内通候、及三方へ令和合候共、於爲一味は久知へ及注進、可爲其扱事、(以下省略)

天正十年四月廿四日　景勝血判

本間下總守殿

長安寺（チヤウアン）　久知河内に在り、此寺天長八年の開基にて、昔は國内無双の大寺なりしと、觀應年中、園中將と云ふ公卿亂を避け此村に下りて、寺の舞樂を興し給ふともつたふ、地頭本間左兵衛尉貞泰、同頼秀などの古證文あまたあり、又順德天皇の陽雲山と書かせ給へる宸筆額は、越後國雲洞庵へ移され、龍宮鐘は金北山の眞光寺へ移され、今金剛力士の巨像あるのみ。(佐渡志)長安寺は天正の兵亂に燒亡し、近世は大野清水寺の末流と爲り、寺衆十二家は皆農戸と爲りて、毎戸に古佛を安置し、舊案あり。(佐渡志別本)

「久知郷長安寺中事　合四至、限東中院道、限西久知大道、限南白土尾、限北二王道、

右於寺中可禁斷殺生之狀如件

文永八年三月　日　御使右兵衛尉藤原

(北條相州時宗判)」

「定佐渡國久知郷長安寺、箇條之事、

一興隆佛法事、衆徒於螢雪修學、並修理造營、不可被退慢、

一寺田催役事、面々所役、不可被缺如、

一殺生禁斷事、合四至、限東中尾道、限西久知大道、限南勢至崎楊木、限北大道、此内不可殺生狼籍、

一山野用物、於郷内者、爲寺中隨意、非制限事、

一從地頭方、不可入使者事、

一寺中撿斷事、寺中之作法、不可綺構門之撿斷、一山會合、盡理非、極淵底、依衣儀、可是非、隨科之輕重、可被付寺造營、於猶雖計事者、輙不可成敗、經上訴、可仰上裁、

右云條々、一山別當、并衆徒同心、守譜代之証文、不可違失狀如件、

觀應三年閏二月　日　左兵衛尉源貞泰」

「佛神田事、合壹町者

右於彼田地者、如元可致寺務、加賀守源有泰之所可被致平愈、御精誠之誠精、爲災息延命如誠、仍狀如件

應永五年正月　日　加賀次郎源直泰」

本間系圖に、貞泰、有泰(中興、并に國分寺の條に見ゆ)一直泰の名を載せず、系圖の不信惜むべし。

椎泊（シヒトマリ）　今兩尾（モロチ）、羽二生（ハニフ）なども共に河崎村へ併入す、赤町の東二里、夷灣の南岸なる岩崖の上に民居す

(兩尾)

椎泊の山中には柯樹多く、其實を椎子（シヒノミ）と云ふ、兒童炒食するに味佳なり云々と、佐渡志に述ぶ、欽明紀に此島の東の禹武の村人が、椎子を拾ひ熟喫（コナシクハ）んとして、灰裏に入れ、其皮甲を炮きしに、變化のもの出現したる由載せたり。

水津（スヰツ）　今水津村と云ふ、椎泊の東にして、前佐渡山脉の東北端にあたる、其岬角を姫埼（ヒメ）、又は糯木埼（モチキ）と云ふ。

(姫埼)

姫埼燈臺は岬上水面を距る一三六呎に點火し、光達距離十海里、夷灣の南角に位置するを以て、東方新潟より進口するもの、之を望みて灣港に入泊す、燈臺の下に海中一岩屹立す、高六十六呎、龍王と名づけらる。

岩首（イハクビ）　水津の南西にして、前佐渡の海岸とす、今岩首村と號し、赤玉、柿野浦、蚫浦等之に隷す。舊羽茂郡と賀茂郡の堺（サカヘ）は岩首、松箇崎の間とす。

此邊は謂ゆる前佐渡にして、姫埼(水津)より澤埼(三岬)に至る、一帶の高嶺を背にするが故に、前濱とも稱し、前佐渡の稱起る。大略、一頭山脉を前佐渡とし、金北山の大佐渡山脉に對す。○前佐渡の海岸より、多く竹木を伐出して越後に賣る、竹を主とし、大長材になし、唯稀に[?]の巨石を出すことあり。石は赤玉と稱する、[?]色の大塊を出す、庭園に安置して雅致に富む、赤玉瀬（カセ）を産出の本場とするとぞ。

(赤玉)

蚫浦（アハビ）　今岩首村の大字なり、海產鰒より出でし名ならん、延喜式(神祇式)大嘗祭供神雜物の中に、佐渡鰒四合、合別納一斤、又、大藏式平野祭給料の中に、佐渡鰒十四斤とあり、今にも當國の名產の一とす。

東國

東國（トウゴク・ヒムカシノクニ） 是れ大和京畿の東方諸國を指せる泛稱にして、日本書紀に「崇神天皇以豐城命、令治東國是上毛野君、下毛野君之始祖也」また古事記、水垣宮(崇神)段「大毘古命子、建沼河別命者、遣東方十二道而、令和平其麻都漏波奴人等、與其父共往遇于相津」(陸奥の會津なり)とあり、景行天皇紀に「遣武内宿禰、令察北陸及東方諸國之地形、且百姓之消息也」とある東方は北陸に對稱す。（東方）

古事記、日代宮(景行)段に「倭建命、平東方十二道之荒夫琉神」と見え、倭建命の征路を按するに、伊勢より沿海、駿河、相模に至り、總國より日高見國に入りたまふ。日高見は後の陸奥なり、而して其歸途は武藏、毛野より信濃を經て、美濃に還りたまふ、海道山道の二大差別の在るを見るべし、當時此諸國蝦夷蟠據、故に稱して東夷と曰ふ。(紀記、及常陸風土記、寬平熱田緣起)其山東(碓氷坂東)を或は吾嬬國と號す、故に東方を訓みて阿都末と爲すことあり、沿路をば東道と云ふ。（東道）

東方十二道は其目詳にし難しと雖、國造本紀にも「彥狹島命、初治平東方十二國」と云ひ、高橋氏文にも東方諸國造十二氏とあれば、美濃尾張より山海兩道にわたりて、十二國の名ありしを想ふべし。又景行紀に東山道十五國とあるも東方十二道に同じ。何となれば崇神紀にも、東方十二道をば「武渟川別遣東海道、以平戎夷」と云ひ、山海は東方東國の二大區分なればなり。而も互見錯出の跡を推すに、東海道東山道共に追書の辭に過ぎず、其實は一の東國(東方に作るも同じ)あるのみ。

東國の稱は、道國郡鄕の制度定まるの後も、尙沿襲し、以て今日に至る、然れども往々其の指す所を異にす。之を例するに、逢坂關(近江)以東を關東と稱し、東山、東海兩道の別稱と爲したるは平安朝の制なるに、鎌倉武家の比には、東卅三箇國の號ありて、東國の名は廣く北陸道をも兼攝したり、後世には、關東を以て坂東(碓氷、足柄の東)に混亂し、關八州の稱あり。之に因り、近時東國の疆域中、尾張(名古屋)以西を以て關西と稱するに至る、濫と謂ふべきなり。（東關）

東山道（トウサンダウ・トウセン） 信濃を中心とし、東海北陸の二道の間なる諸國を總べたり、故に山道とも、又中山道とも云ひ、山險殊に多し。陸奥出羽も東山道の管内に數ふると雖、地勢頗絕して、相係連せる所少し。歷世の跡を觀るに、東山東海は來往其路を異にするも、並比して離れず、人事風氣等、一致する所多し、山海二道を總稱しては、東國の名あるも謂に以あり。

熱田太神宮寬平緣起に「日本武尊、與稻種公、更議曰、我就山道、公歸海道、當會尾張」云々とあり、又崇峻紀に東山東海二道の並見するあり。蓋地形の自然に生ぜる大區分にして、信濃と遠江、駿河の間なる山嶺の橫亘に起因す。天武紀十四年に「東山道美濃以東諸國」云々「東山使者巡察諸國」云々とあれど、未た定制の者にあらず、文武の朝、大寶元年に至り、七道の區劃は巡國觀察の永制と爲り、當時近江、美濃、飛騨、信濃、上野、武藏、下野等の七國あり。陸奥は蝦夷雜居の域なれば、別に按察使あり、和銅五年、北陸道の出羽を陸奥國按察使に隷せしめらる。養老二年、陸奧の南偏に石城、石背の二國を置かる、當時石城、石背は東山道に隷せしめられし歟、數年にして之を廢せしめられしと雖、尙後奥羽二州は全く東山道の巡行に屬す。(養老五年、信濃國に諏方國を分ちしも、又數年にして廢す)寶龜二年、武藏國を以て東海道に隷せしめ、東山道は八國を管帶す。（山道）

旅人の山道へわぶる夕霧にうまやの鈴のおとひびくなり、(新六帖)　衣笠內大臣

山道とは本と信濃の險坂を指せるにて、景行紀に「進入信濃、披煙凌霧、遙徑大山、得出美濃」とあるは其正證とす。同紀に又「彥狹島王、拜東山道十五國都督」云々此東山道は東方道の謂ひたるべき由を、東國の條下に辨ぜり、東海と別異して對比したるにあらず。

按に、彥狹島王は豐城命の孫、御諸別王の父にして、東國に繁榮せる毛野氏の祖先にましませり。此毛野の地は後世の東山道の區內なれば、史家の追書に東山道都督と云へるも、其實東海をも總べたまへる者とす、當時別に東海道都督の事ありしにあらざれば也。又崇神紀に「兄則一片向東、當治東國」云々、以豐城命、令治東、是上毛野君、下毛野君之始祖也」とある趣に考合せても、東山道十五國とは東國と同一義にして、東海を特除したるにはあらず。

然れども崇峻紀に至り、東海道の外に東山道を擧げ「遣近江臣滿於東山道、使觀蝦夷國境」と云ひ、又毛野氏の諸族が多く兵馬の役に從事し、其人々は陸奥に遷住したる跡もあれば、蝦夷征服は毛野氏の力に因るや大なり。是れ陸奧の毛野國に相係り、以て東山道の巡行に歸せる所歟、されば地理的の山道(中世以降、山道、仙道相通用したり)は、信濃の山坂を中心とするも、歷史上上古の政治的山道は、毛野を重要としたりと謂ふべし。

中山道とは仙道と同く、中世以降の名稱たるべし、專行旅の道程に語る、中とは東海と北陸との中間なればならん。（中山道）（仙道）

延喜民部式云、東山道、近江、美濃、右爲近國、飛騨、信濃、右爲中國、上野、下野、陸奥、出羽、右爲遠國、

東海道（トウカイ）　東國沿海の地、伊勢より常陸に至る一帶を曰ふ、今十五國に分れ、東山道と相表裏す、或は單に海道（カイダウ）と稱す、往時に在りては、東夷の巢窟なりしも、其王化に浴せるより、人民繁殖、強勇武を尙び、風氣最精悍なり。平安朝失政の日、源賴朝其士馬の精強に資り、武門政治の基を鎌倉に開く、足利織豐の數氏、踏襲すと雖、形勢稍異なり、德川家康に及び、海道一の弓取と號し、遂に江戶幕府の盛業を成す。明治維新、百度更革して、大政府を江戶に移建し、稱して東京と曰ふ、古い東夷の地は帝都の域と爲る。

東國凡に海道、山道の二大別ありし事は、倭武尊東征の行路を推して之を知るべく「崇峻天皇二年、遣宍人臣鴈、於東海道、使觀東方濱海諸國境、近江臣滿、於東山道、觀蝦夷國境」（日本書紀）とあるも、二道の對比を知るに足る、是れ地形の自然に生ぜる大區分なり。（之よりさき崇神紀に「武渟川別遣東海道、以平殘夷」云々と見ゆれど、簡は東方道と同じ意にて、當時已に東海道てふ定制の諸國ありしにはあらず）「天武天皇十四年詔曰、東海道、伊勢以東諸國、有位人等、並免課役」云々、直廣肆都努牛飼、爲東海使者、巡察國司郡司、及百姓之消息」と、是皆分道巡察の源なれど、未だ定制の者に非ず。文武天皇大寶元年六月に至り「遣使七道、宣告、依新令爲政」の文見ゆ、此に至り七道は行政區劃の大綱と爲り、巡國觀政の行程一に之に由る。當時、伊賀、伊勢、志摩、尾張、三河、遠江、駿河、甲斐、伊豆、相模、上總、下總、常陸の十三國に分ち、常陸以外は陸奧の域、風氣相異なるを以て別置す。養老二年、上總より割地して安房を置き、寶龜二年、東山道武藏を改めて本道に隸せしむ。

東海道、西宮記にウミヘツミチ又ウヘツミチ（北山抄、宇女都美知、又宇倍都美知）とあり、中世以降專ら音讀す。大和京の初めには、名張の橫河を以て東方の道口と爲し、又阿拜の新家を入都の驛亭と爲す、平安京には逢坂關を以て之に換へ、鈴鹿山を踰ゆ、伊勢に入る。甲斐は山中に孤懸すと雖、富士の陸にして、海道を距る遠からざるを以て、之に屬せしめらる　本道は東方交通の大路に係り、平安京の朝、東方多事、富強拓殖の務、皆之に在りしを以て、大路中東海を推して最要と爲し、海道の名は轉じて大路の義有り。凡海道の行程を紀し、其風土に感興せるは、倭武大王に起る、然も口誦の古代に屬す。貞觀中、右近衛中將在原業平、海道を經歷し、其詠伊勢物語に載す、後世傳唱して東下（アヅマクダリ）と稱す。平家物語に至り、特に海道下の一段を造り、征途の事を賦す、鎌倉府起るに及び、海道の往還最繁し、實[illegible]記に六十三次の驛名を載す。江戶幕府に至り、京師に達する驛傳法を更定し、置驛は五十三次と爲す。明治維新の初め、蒸氣船の利を知り、海陸の競爭を見たり、明治二十年、橫濱以東の鐵道を延長し、熱田名古屋に至り、以て長濱、岐阜線に連絡せしむ、廿二年に至り諸路成功し、東京より岐阜（美濃）米原（近江）を迂回して、京都及び大坂神戶に至る一線全通す、稱して東海道線と云ふ、本線也。尋いで名古屋より柘植（伊賀）を經て草津（近江）に通ずる別線を起工し、數年にして成る、（關西鐵道）卽東海舊道の一部なり。（山道は未成らず）

延喜民部式云、東海道、伊賀、伊勢、志摩、尾張、參河、右爲近國、遠江、駿河、伊豆、甲斐、右爲中國、相模、武藏、安房、上總、下總、常陸、右爲遠國。

(海道)

美濃國

美濃國（ミノ）　近江の東にして、南は伊勢、尾張、參河に接し、北は越前、飛驒に至る。木曾川其東北の邊界山脈を中貫して來り、飛驒川を併せ、[illegible]、尾の低野に入る。白山山脈より發する長良川（郡上川（グジヤウ）、糸貫川等の末にして、又墨俣（スノマタ）と云ふ揖斐（イビ）川も[illegible]に會し、南に向ひ、遂に伊勢海に歸す。此江右岸の低[illegible]は美濃の管内にして、左岸は尾張の諸郡とす、故に地勢自ら西美濃、東美濃の二に分れ、大略岐阜を以て其分界點とす而も西濃の北部の山谷は飛驒高原に連接し、南部の低野は尾張の諸郡と共に卑濕也、東美濃の北部は全く飛驒高原の分域なれど、其木曾川以南は參河の高陵地に連接したり。今一州十五郡に分ち、岐阜市は離立す、（本編は武儀、加茂、惠那の管内にして飛驒川の水域に屬するものを割き、別に飛驒の飛驒谷の一編を置き之を續べたり、又惠那郡の明知（アケチ）地方は參州矢作川の水源にして、地勢參河賀茂郡に入るべきを以て、彼所に移せり）面積四百方里許。

美濃は古書に三野（古事記、萬葉集、靈異記等）御野（東大寺文書、大寶三年御野國戶籍）また美乃（政事要略、倭名類聚抄）にも作る。其名義は此地の廣野を稱美して、眞野（マヌ）と曰へるにや（倭訓栞）靑野、大野、簀野の三あればと云ふは、固より古言にあらず、古歌に「百小竹（モモシノ）の三野」とよむ、冠辭考云、百とはおほくしなえたる草の莖をつゞけたる也「百岐年（モモキネ）の三野」とあるは、岐字誤れる歟）本巢（モトス）郡に美濃郷あり、古事記に、開化帝の皇孫、神大根王を以て本巢國造と爲す、日本紀之に合ひ、國造本紀には

三野前（ミチ）國造、春日率川朝皇子、彥坐王子、八瓜命定賜、
三野後（シリ）國造、志賀高穴穗朝御代、物部連祖、大臣命孫、臣賀夫良命定賜、

とあれば、本巢國造は三野前國造也。（前は道の口（ミチノクチ）と訓む、

(三野國)

西美濃をさす）後に至り、東美濃に道後國造ありて、分裂したるを知る。又牟義都國造あり、大碓命の裔孫とす、東美濃の北偏を占めたり。又古事記、日代宮段に、

大碓命、娶三野國造之祖、神大根王之女兄比賣、生子押黒之兄日王、此者三野之宇泥須和氣之祖、

(美州)

(濃州)

宇泥須亦地名なるべけれど、今詳ならず（新撰美濃志云、州號は此國のさまをまねびて、よからぬならひなれど、むかしより詩文には用ふる人多く、本朝文粹、本朝麗藻、田氏家集、元亨釋書、砂石集、日本紀竟宴和歌の橘朝臣直幹が歌の前書等に美州とかきて、頭文字を用ひしは正しく、同じ田氏家集、本朝無題詩等に濃州とかきしより、いまに至るまで通用となりしは、かへりてたゞしからず、伊賀、伊勢は頭文字同じければ、伊州、勢州と上下の文字を用ひわけしはむべなり、美作に作州と下の文字を用ひたれば、當國にはさしつかへなく、頭字を用ふべき事也。

美濃　茶山

衝雨過荒驛、停轎問故關、谷通三越路、雲接九畿山、京口枯桑津、行宮亂竹間、敗軍多殉節、遺史枉隨刪、

又

山河形勝地、林薄戰爭場、村落堤爲郭、民居土作牀、兩岐開道出、千頃漲潮荒、雄長今誰在、靑燐夜漸茫、

美濃は負京畿の東に於て、山道の門戶に當れり、而も東海道より尾張に入り、美濃、伊勢の兩路ありて、伊勢には鈴鹿越、伊賀越の險あるを以て、兵馬の馳驅は美濃路を取るを大法とす。故に木曾川の諸渡津、及び西美濃の原野は、常に山海兩道の走集に當り、兵家の必爭地となる（美濃明細記云、美濃古郡十八、今尾張の中島、羽栗、海西の地を分割して併せたるを以て、二十一郡とす、總高六十四萬五千石、其内十一萬七千石は公料、笠松御支配、十二萬九千石尾州名古屋御領分、其餘は諸家、大垣十萬石、加納六萬石、以下小邑七八十家に分給せらるるなり。

木曾川

信濃西筑摩郡の山谷を出で、飛騨山脈と惠那狭の間より本州に入り、苗木、細目、兼山を經て、飛騨川を併せ、江流益大なり、太田川の稱あり（木曾の遠源鉢盛山より南流、凡二十里にして本州惠那郡坂下村に至り、西流十五里にして尾州犬山と本州鵜沼の間に達す）已にして山谷を去り、濃尾平野に就き、二州の界河と爲る、尾張川、鵜沼川、起川等の稱あり　漸く西南より南向に轉じ、墨俣川（長良川）を容れ、揖斐川と相併び、長島（伊勢桑名郡）を挾みて海へ入る、長凡五十五里　八百津、兼山より以下、舟楫の上下自由なり、河幅は大約二千尺、最廣四千尺。

美濃尾張の低野は、全く木曾川の沖積層に成る、故に其水の利害、今に於て猶相依る所あり、河道の改變、水脈の分合、亦古來數あり、其事諸所に散見せしむ。

發大垣、至長島舟中作

一篙煙水與悠々、舟路東沖百八鄕、好是南風萩米熟、家々午飯響杵舂、　星巖

岐阜縣地誌云、濃尾平原の變遷に附き、或は參河國猿投宮寶藏より出でし地圖に據り、或は赤坂驛に舟附祠あり、又赤坂及び養老近傍に於て、嘗て土中より小舟を發見せる事實等を援證して、平原の過半は一千五百年の往時に於て、海灣たりしと說く者あり、而も之を駁して「濃尾平原は岐阜に於てすら、海面上僅に四十尺に過ぎざれば、木曾川の洪水毎に、廣大の面積其浸沒する所となるは、著明の事實とす、されば如上の引證は、其海灣たりし所以を解釋するよりも、寧古來洪水の漲溢を示す者と謂ふべし、本平原は是の如く急速に成り立ち得ず」と云ふあり、後說或は眞に近からん。又云、木曾川の洪水は（廣野川址を參考すべし）近古の事、稍記錄あり、天文三年洪水、郡上川の河道變ず、天正十四年、木曾揖斐の二川出水二丈餘、葉栗中島の兩郡此際に在りと、慶長十三年、長良川再新河道を生ず、慶安三年洪水、長良川特に甚し、死者三千人、世に之を枝廣洪水と云ふ、元祿十四年洪水、慶安の決より出水二尺高し、明和四年洪水、堤塘破壞十一萬三千餘間、溺死二百人、寛政十年には慶安の洪水より六尺高し、文化元年洪水、高須輪中劇甚、死亡五百七八十人と稱す、近年には明治十五、十七、十八の三年連に破堤す、廿六年洪水、山壞れ、死亡七十餘人、破堤八萬六千間、廿九年又洪水、揖斐川今尾に於て二丈六尺餘を增し、木曾川笠松に於て二丈二尺餘を增し、村落田野一面に汎濫して、海灣の狀を呈したり、云々。又云、往昔は諸川に堤防の設なく、其創築は何時代にや、天正十年豐臣氏木曾川に修築し、堤北の郡村を一帶に美濃國の管內と爲したりとも說く、慶長以後、加納の奧平氏、尾州の德川氏、各其封內の築堤を力め、殊に慶長十四年、郡代岡田將監善同の猿尾成り、後世將監猿尾と稱せられ、慶安三年、郡代伊奈忠次の籠堤成り、廣大を以て名あり、享保九年、幕府制して、木曾川治水の工費は、二千兩以上は國內に課し、四千兩に超ゆれば近江國をして加役せしむ、明治二十年、政府は更に改築工事に着手し、未だ落成せず、其工費數百萬圓

不破郡

不破郡

當國の西偏にして、近江國より美濃尾張の廣野に下る門戶に當り、地勢峽谷を成す。其北に伊吹山、合川山、金生山等の諸峰屏立し、南に靈山、養老山等散在す、其多良谷の地（近世上石津郡と云ふ）養老郡に屬すと雖、山川の形狀を察して、本郡の分域と見做すべし。今本郡、面積七方里、人口三萬二千、一町十

四村、垂井に治す

美濃路上　　　渡邊　精所

長亭□□路悠々、身遙歸雁不堪留、細雨布帆過淡海、夕陽疏馬入濃州、亂山環合村二戸、兩國中分水一流、無限情懷向誰說、松風滿地冷於秋、

不破郡、和名抄十二郷に分つ、國府此に在りて、又東山道の要衝にあたるを以て、關柵の設置ありき、古來史冊の上に著名なる顯地とす　舊本州中原の大走路にして、國家必爭の要道なり　不破の名義不詳、齊明紀に　六年十月、百濟佐平□□、□信、達佐平貴智等、來獻唐俘一百餘人、今美濃國不破片縣二郡唐人等也　とあるを始見とす　又古姓に不破勝あり、大領神社を祭祀すへし　一書に古事記に、當昔野上に□あるに據りて、不破郡は當昔より分てる也、野上郷は不破郡に屬すと論ずれど、從ひ難し、野上は當に別に多藝郡に在るへし、必しも不破の野上に援引せず、不破は後世に至りて不和に同じ　〇本郡は仲山金山彦神の鎮坐する所にして、美濃國神名記（當國神名帳）に八十二座の祠を擧げたり、今其存在の明なるは一半のみ、近世檢田三萬七千餘石。

三桑郷(ミクハ)

和名抄、不破郡三桑郷、〇今詳ならず　今眞村の地、不破山の西に在りて、近江國界に接し、別に一境を成す、此地の古名にあらずや、三桑とは今も本郡に眞桑村存す、同語とす、桑樹を稱美したるにや。

寢物里　　　安藤　秋里

頽垣茅屋古比隣、紡績聲中笑古見、國界消々三尺水、漸入燈火兩國人、

長久寺(チヤウキウジ)

今近江國坂田郡柏原村の屬地にして、俗に寢(ネ)物語(モノカタリ)の里と云ふ、濃江の國堺に當り、峽勢はむしろ不破郡今須村に入る。其南北の峰は三百米突より四百米突に及び、東西の分水原野は百八十米突の小平夷を成す（近江の博物誌參考）

長久寺より居益驛を經由して、關原垂井に向ふものは、即東山道の古路にして、不破山越とは正に此隘路を指す。天武紀に、玉倉部(タマクラベ)邑と云へるも、此間より西息長(オキナガ)横川(ヨカハ)に至る地に外ならじ　玉倉部は邑と號すれば、和名抄、坂田郡上岡郷にあたるべし、而も後世長久寺にタケクラベの遺稱ありて、長久(タケクラ)寺てふ一院ありしが與したる址ならん　玉倉部は古訓タケクラへなるを推測するに足る。〇美濃國明細記に、長久寺の東なる車返坂の南の鴨(カモノ)澤(サハ)邊を、和暫野の古蹟とするは從ふべし、天武紀并に萬葉集の文意を玩索するに、和暫野は後の關が原に同じ

木曾路圖會に

和暫見野は長久寺村の南の田園の地なり、今は鴨の澤邊と云ふ、車返坂は長久寺村の東二町許に在り、少く坂にて、これより今須驛へ六町、

云々と、其車返の名義にも一説を加へたれど、附會の嫌あれば、之を省く　竹之尻川南方嶺山より來り、長久寺の細溝を併せ、今須驛の南を東に流れ、養老郡牧田村に至り多良川藤川と會ふ　嶺山は今須の南二里、濃江二州の交界に峙ち、山谷險し

今須(イマス)

今今須村と云ふ、關原柏原(カシハハラ)二驛の間に在りて、又小驛亭の狀を成すも、荒寥を免れず　古書には居益に作る　古邑主長江氏の時は妙應寺即是なり、長江氏は鎌倉御家人の苗孫にて、土岐國主の時に隨從し、應仁中に至り其家亡ぶ

（益居）

江濃記云、屋形は土岐殿、守護代は永井（初號長江）齋藤兩守護代あり、永井々中は美濃居益の城主也、是も初は公方に奉仕、京都に祗勤す、嘉吉比備中守高景と申人、土岐殿外戚にて、同國の豐島に知行す、齋藤と中惡成て、度々合戰ありて、備中守高景、同子息四郎左衛門景秀討死也、其跡を永井越中□門知行して、□□に□□、□□久の軍功に因り、相州より移り、□□村を□□、□□に景□、法名行禪に至り、□仁二年、齋藤□□□□□□□滅亡す、□井の長江氏も、居益長江氏と同□□□□

寶暦記（永祿元年書）美濃□□□□

居増一里　山中五十町　垂井二里　赤坂一里

□□二里　□田

此書、□間の里數は□□□ならねど、道路の所由を見るに足らん。

妙應寺(メウオウ)

今須村に在り、青坂山と號し、西□曹洞宗□□□所とす、正平年中、今須城主長江八郎左衛門尉重景建立、大徹和尚の開基也　明細記　青坂明神を寺の鎮守とす、鎌倉權五郎景政を祭る、長江重景の父□□景此祠を立つ、重景は即景政七世の孫也、木曾路圖會　近世寺領、朱印高二十石。

按に、當國神名帳、不破郡青坂明神あれば、今眞に青坂祠あるは久し、此神名帳は鎌倉府の起れる以前の記錄（原本は南宮に傳へり）にやと想はれ、日從四位下青坂明神とあれは、永久の比鎌倉より勸請したる者にあらず、歴世加階の古祠なるべし、日長江氏を鎌倉平氏の族類なりと云ふも猶ふべし、なほふるき上古の村號なりけん新撰美濃志に、此村に青坂氏のこるとへり、然れども相模國永江にも鎌倉平氏あり、景政の孫四郎武景をば永江と稱したり、而も當國神名帳不破郡從五位下長江明神あり、不審。

伊増峠(イマス)

今須と關原の間なる橫嶺にして、峠の傾斜は今須に向て險峻なれど、關原より登る太緩也、山中の一村、山中(ヤマナカ)、藤下(トウゲ)は今關原村に屬す　〇一條禪閤藤川記云、伊増たうげと云ふは美濃のさかひにて、要城と見えたり、一夫關にあたれば萬夫過ぎ難き所といふべし。

(不破山)
此山に神やいますと手向せむ紅葉の幣は取敢ずとも。

按に、此山は東に松尾山を隆起し、西北は伊吹の大嶺に連接し、美濃路の一險とす、古前に不破山（フハヤマ）と云へる、即之に同じ。萬葉集に、柿本人麻呂が高市皇子の壬申亂の功業を述へし句の中に、

八隅知し、吾大王の、聞こしめす、背友（ソトモ）の國の、眞木立、不破山越えて、狛劍、和射見我原の、行宮に、云々、

和射見我原（ワザミカハラ）は後の關原なり、又同集に和射美能嶺（ミネ）あり、

(和射美能嶺)
和射美能の嶺往きすぎてふる雪のいとひもなしとまをせそのこに、

又此今須峠の古名とす。中世以降には專ら不破中山（フハノナカヤマ）と稱す、其山家をば特に山中宿とは云へり、南宮の中山と相近ければ、おのづから差別あり

秋は宿月にや人のとまるらん關屋はあれし不破の中山、(新葉集、美濃の國不破の中山雪きえて解くる氷の關の藤川、(拾玉)

二條前宰相、美濃の國より登りて、雪の降る日くだられしに、申侍りし、

降果つる我身ならずば不破の山雪に越行く跡や無はん、(續草庵)　頓阿

山中（ヤマナカ）

今關原村の大字とす、謂ゆる不破山の中にして、東山道の一線之に係る。小溪あり西方より來り、村家の傍を過ぎ、藤川へ入る、謂ゆる黑血（クロチ）川也、

山中と云所を過ぎて(藤川記)

郭公已が五月の山中におぼつかなくも音を忍ぶかな、

雲の瀧と云ふ所を(同上)

(雲の瀧)
夏來ては鳴音を聞かぬ雲の瀧のみ名をや流れ逆ふらん

雲の瀧は黑血川のいささかの懸水にて、其崖を雲が鼻とも云ふ、永享四年覽富士記に、

雲がはなと申所にて、羇旅の中に、抄秋し關に、小春漸近つきぬる風光に嘯き侍りて、

里の名に聞く雲のはなかつら秋はすくなし春かけてなげきあり、

然るに太田道灌の平安紀行と云ふ書に、此を雲の原とよめるは疑惑あり（新撰美濃志に、細川玄旨の老之木曾越に、此地の事を、

美濃の中山、又不破の中山なとゝこそ侍るへきに、今所の者の山中と誤るにやとおぼえぬ、

と云はれしを辯駁し、中山は南宮山なりと斷るは非也。今按に、南宮山は仲山神の鎭坐なれば、彼をも中山と云ふは當然ながら、古歌に驛路にかけてよめる中山は、南宮にはあらずして、此今須峠の山中たるべし、是地理の上にて明白とす。

石原峠（イシハラ）

山中の北嶺にして、此を經て玉村に通ずる間道あり、慶長五年、關原合戰の時、西軍此山中に屯留し、更に出てて陣地に就きたりと云ふ。

今夜は山中にとまりぬ、彌生の末なれども、所がら山風も宿あらしく、そぞろ寒き心地して、まどろまれず、(草根)　正徹

春ながら伊吹おろしは夜寒にて眞柴折焚くみのの山中、

祇園執行日記云、貞和六年七月廿六日、濃州御敵（大將土岐周濟房、兵庫入道道存子也）責來近江堺山中宿邊之間、洛中騷動、鎌倉殿（足利左馬頭）執事（高武州　等可有發向由風聞、今夜先佐渡判官入道（江州佐々木）發向　○山中民家の側に、常盤御前の墓と傳ふ、石塔婆三基あり、一說に鎌倉の常盤駿河守殿の墓といへり。○野ざらし紀行云、今須山中をすぎて、いにしへ常盤の塚あり、伊勢の守武がいひける「義朝殿に似たる秋の風」とは何れの處が似たりけん、我もまた

義朝のこころに似たり秋の風。

俗說に、常盤御前は源義朝に後れ、平清盛の妾になりしが、京都を逃れて東國へ下り、此に至り盜賊に殺されたりと云ふ、又織田眞紀には、山中の不成人族（カタワ）の祖先は常盤を殺し、其子孫世々かたわものたりしことを述ぶ、（新撰美濃志）○大谷刑部少輔吉隆の墓は、山中の民家の北に在り、吉隆は豐太閤に仕へ、五奉行の一員に列し、越前敦賀城に封せらる、慶長五年八月十五日の戰に、松尾山の小早川秀秋の進止を監視せんが爲め、特に山中に陣す、秀秋盟に背き西軍を襲つ、吉隆之を拒み激鬪、藤堂高虎の軍東より來り、吉隆の横側を突く、かくて吉隆の二千兵、死傷殆盡きければ吉隆自殺す。關原合戰圖志云、宮上は大谷吉繼等陣所なり、關原記に「山中村北の入口宮の上手に、大谷刑部少輔吉隆、四國九州畿内の勢四萬餘騎、此處に陣取る」とあり、山中村八幡宮の上にあるを以て、宮上と云ふ、山地なれ共平坦なる處多し、其宮の上より一町餘隔て吉繼の墓あり、石にて五輪の塔を作る、文字なし、但し藤堂氏の建つる所と云ふ。是れ即吉繼が最初に陣せし地にして、東南に松尾山を見る、其距離甚だ遠からず、山中村は中山道（ナカセン）に係り、道傍雲の瀧と稱するあり、長さ四五間なるべし、此瀧より下の方半町許にして北より流れ出づる溪川あり、是れ黑血川なり。

黑血川（クロチ）

今須峠の北なる溪澗にして、長凡十町許、末は松尾山の北麓にて藤川へ入る。山中宿の邊に於て、東山道と交叉するを以て、山中宿をば黑血とも稱することあり。

白波は岸の岩根にかかれども黑血の橋の名こそかはらね、（藤川記）立寄りて見れば名のみぞ黑地川くろき筋なき流の白絲、（堯孝覽富士記）

此溪は細流なれど、驛路の要害たるを以て、古より其名著れたり、然れども、太平記に、曆應元年五月、高師泰兄弟が此地に陣して奥州勢を拒止したる事を錄し、

前には關の藤川をへだて、後には黑地川をあてて、其間に難をぞ取たりける、抑古より今に至るまで、敵を

待には、後は山に倚り前は水をさかふことにてこそあるに、今大河を後にあてて陣を取られけること、亦一の兵法なるべし、

云々と述ぶ、此形勢は山に倚り水を據し、兵家の據るべき守地なり、黒地川を大河と想ひ誤り其所を[illegible]みしは、太平記の一失のみ、何ぞ兵法の尋常なるを云ふを得ん。慶長庚子の軍も、[illegible]同一の[illegible]法を用ひし也。又同書になは[illegible]勢の大[illegible]顯家[illegible]の進退を論じ、

此時、新田[illegible]義貞[illegible]を顧へて、天を篤らし地を擇ずる[illegible]黒地の陣を拂んと[illegible]ならば、北[illegible]より越前へ打越て、義貞と一になり、比叡山に攀上り、洛中を脚下にみ下しなば、將軍(尊氏)京都には一日も堪忍し給はじと覺ぬしを、顯家は我大功、義貞の出に成らんずる事を猜みて、北國へも引合はず、黒地をも打破ず、俄に士卒を引て、伊勢より吉野へぞ回られける、さてこそ日來は鬼神の如くに聞えし奥勢も、黒地だにも破得ず、して後攻の東國勢京都に著き[illegible]なば、恐るるに足らざる敵也とて、京勢には思ひ劣されぬ、云々、

凡此役に、奥勢が青野、黒地を破り得ず、伊勢路より吉野に出で、遂に和泉攝津の間に戰ひしも克たざりしは、顯家卿の失敗とやいはん、然れども、越前の義貞と合せんが爲めに北へ赴けと云ひ、顯家卿には義貞の思なるを猜忌したりと說くは、臆測に過ぎたり。青野黒地を破り得ずして、越前へ山越えしなば、伊勢路に出でしよりも猶大なる失計とす、青野原の條に引ける難太平記の論述に參考すべし

黒血川の地名の本語は、盛衰記に載せ、風土記の逸文と思料せらるれど、壬申役の當時、此邊に戰鬪なし、玉倉部以西にてこそ戰はあれ、古傳と雖、天武紀に詳明なるに合はねば採り難し。盛衰記に曰く、天智崩御の後、

皇子大友位にもれ給ひぬる事を恨みて、[illegible]を發し、淸見原の宮を遷で給ひしかば、宮は都を出て吉野山に入り給ふ云云、白鳳元年壬午に、始めて不破の關を置て、美濃國にて軍がまへし給へり、皇子此よし聞給ひて、西兵をあつめ向ひ給ふ、兩軍山中の宿にて合戰す、山中の東なる川を隔てゝ戰ひけり、兩陣たかひに白刃を合せければ、其河黒き血に流れけり、扨こそ彼河をばくろち川とは名づけたれ、云云。

藤下(トウゲ)

今關原(セキガハラ)村の大字とす、山中の東に接續し、藤川其崖下を流れ、松尾と相堺す。卽今須(イマス)峠(不破の中山)の東の山口にあたり、小險坂を成す、一轉に石王峠とも云へり、故に峠の名ありて、後其文字を改めし也、藤川臺(フヂカハダイ)とも稱す、○關原合戰圖志云、藤川臺は藤下村の内にて、大道の北、藤川の西の崖上に在り、古昔に此藤川臺の名を寶擬の山ともいへり、大谷吉繼が陣を構せる所なり、西軍大垣より山中村石原峠へ人數を繰込、東軍の旗頭を見て、更に石原峠を下り、藤川を渡り小關、小池、天滿山等へ隊を出たせし事なれば、此藤川臺は當時に在て兵員の指引には大に便利を與へたるの地なりしを知るべし、

又德川公戰後の首實撿を爲せし故蹟なり

藤川の橋の、桁の朽たるを見て、

誰ねばや幾年波を渡しけむ半絕ぬる藤川の橋、(藤川記)

松尾山(マツヲ)

今須村の東にして、關原村松尾の南にあたる、今須峠と相連接し、東は牧田村に至る。其の峰頂は二百九十餘米突、山脚は藤川、竹之尾川の二水廻流す、庚子の役に小早川秀秋此山に據りて關原を瞰下し、終に間に寄せて西軍を破てり

松尾山は松尾村より南、坂路行程凡十町許、山頂に平坦の地あり、東西十間南北十二間、四方土を堆し、其中間を低くす、少しく峯を降り數所の亦坦地あり、是れ皆往時不破河内守(光治)が營せし營址なり、[illegible]長、[illegible]井長政と戰ひし時、河内守をして之を守らしむと云ふ、[illegible]秋は此營址を應用して陣所となしたるなり、山頂より關原を[illegible]れは、東西兩軍の陣所歴々に指すべし、其[illegible]に[illegible](關原合戰圖志)

松尾(マツヲ)(大關)

今關原村の大字とす、卽關原[illegible]の西に連り、藤川に至る間を云ふ、一名大關(オホセキ)とも稱し、古の不破[illegible]の址にあたる。

不破關　[illegible]

曉月光[illegible]不破關、[illegible]向西[illegible]、[illegible]

[illegible]過鈴鹿山。

關原合戰圖志云、藤川の架橋をば大木戸(オホキド)橋とも云ふ、橋より東へ坂路を登れば、之を大木戸坂と云ふ、昔るこゝ凡一町にして、不破關の古址(松尾村の内字大[illegible])あり、今猶其石垣を遺存し、其近傍に於て往々古瓦を掘出す[illegible]あり、此古址より以東は平原にして、卽關が原也

不破(フハ)關址 (大木戸)

今關原村大字松尾の大木戸坂に在り、此地を又大關と云ひ、北方八町許に[illegible]小[illegible]の字のこる。蓋不破山の隘路は今須峠を本道とすれど、藤川玉村より長岡(江州)に出づる別路あれば、本[illegible]に附屬して、小關を置かれしを想ふべし。

秋風や藪も畠もふわの關　芭蕉

不破は古三關の一なるが、養老五年四月の事は續紀に見えたれば、此時代より起れる歟、又は壬申の兵亂に要塞の一に見立てられ、遂に定置のこともなれる歟、盛衰記には、白鳳元年壬午とあれど、年號干支ともに合はず、不審。而も已に軍防令には三關の特記あり

義解云、凡置關、應守固者、(謂、境界之上、臨時置關、應守固者是也)並置配兵士、分番上下、其三關(謂、伊勢鈴鹿、美濃不破、越前愛發等、是也)設鼓吹軍器、國司分當守固、(謂、目以上也、言三關者、國司別當守

國、其餘考能兵士）所部兵士之數、依別式、

戸佐佐宮（トザサ）　明細記云、松尾村不破關舊蹟と、關藤川の間の、道の南側に鎭座す。○美濃神名記の關比男明神は此社か、文明五年、一條兼良の藤川記に曰く「關屋の中にちいさきほこらの有を、里人に尋ね侍りければ、清見原天皇を祝ひ奉るといふ、まことや彼の御代に、軍を防がんとて立てられしことなれば、今の關のやうにもあらぬを見侍りて、

　清見原遠と守りの名をとめば關の固めはさもあらばあれ」

建治年中、十六夜日記云、不破のせきやの板庇は、今もかはらざりけり「ひま多き不破のせき屋は此程のしぐれも月もいかにもるらん」○仁治三年、東關紀行云、柏原といふ所を立ちて、美濃の國關山にもかゝりぬ、谷川霧の底におとづれ、山風松の梢にしぐれわたりて、日影も見えぬ木の下道、哀れに心細し、越えはてぬれば、不破の關屋なり、荒屋の板庇年經にけりと見ゆるにも、後京極攝政殿の「荒れにし後はたゞ秋の風」と詠ませ給へる歌思ひ出でられて、此の上は風情もめぐらし難ければ、いやしき言の葉を殘さんも、なかなかに覺えて、此處をば空しく打ち過ぎぬ。○按ふに、延暦八年、諸關一切停廢の勅ありけれど、其後復舊せられて、朝廷大事あれば固關の使を發遣せられしこと、日本紀略、扶桑略記等に明白なり、且類聚三代格に、延暦の勅、

置國之用、本備姦寇、今正朔所施、區宇無外、徒設關險、勿用防禦、遂使中外隔絶、既失通利之便、公私往來、每致稽留之苦、無益時務、有切民憂、思革前弊、以適變通、宜識此狀一切停廢、其所有兵器粮糒、運收國府、自外館舍、移建於便郡、

を載せ、其下に承和、元慶、昌泰等の諸關の勘過の事を云へり　凡關櫃は國郡の政治の上に干係すれど、諸關の前後停止の狀は今詳にし難し、土豪割據の世には、武家にて固守したる事もあらん。

關藤川（セキノフヂ）　藤川の異名とす、不破關の傍近を流るればかく呼べり、多く歌詞に見ゆ、土俗は今藤子川（フヂコ）と稱す。

　大歌所、元慶のおんべの美濃の歌、〔古今〕

　みのの國關の藤川絶えずして君に仕へん萬代迄に、

阿佛尼のいさよひ日記に、みのの國せきの藤川渡るほどに、先づ思ひつゞける「我ことも君に仕へん爲めならで渡らましやはせきの藤川」云々、二條良基公の小島のくちずさみに、關の藤川は其名もなつかしければわきてとひ侍し名はとぐしけれど、さしもなき小川にて、萬世までの流れともわかれず、されど絶せぬためしはいとたのもしくて「とても猶沈まぬ名をやとゞめましかゝる淵瀬の關の藤川」玄旨法印の老の木曾越に、關の藤川を越るとて「世の中のうきは流れて澄む水の末も頼まん關の藤川」烏丸光榮卿の打出の濱の記に、やゝ行過し下りゆく道に橋あり、藤川也「つかへ來て渡るも深き恵みあれや君よろづ世の關の藤川」と見ゆ、正徹のなくさめ艸には、關の藤川朝わたりしつゝ、不破につくとありて、其歌はふはの關をよめり。

和墅（ワザミ）　又和射見に作る、今其名を失ふ、蓋不破道の要衝にして、後に不破關を置かれし所とす、和射美が原とは、卽後の關が原に同じ　明細記等に、今須村の鳥澤邊を以て、和墅の古蹟と爲せど、地形古書の趣に合はず、採り難し。

天武紀云、元年夏六月、辛酉朔、壬午、詔村國連男依等、急往美濃、告發諸軍、急塞不破道、朕今發路、甲申、大分君惠尺、馳之往於近江、喚高市皇子逢於伊勢、丙戌、乘驛來奏於朝明郡曰、發美濃師三千人、得塞不破道、於是先遣高市皇子於不破、令監軍事、丁亥、高市皇子遣使於桑名郡家、以奏言、遠居御所、行政不便、宜御近所、卽日天皇留皇后、而入不破、比及郡家、尾張國司率二萬衆歸之、天皇卽分其軍、塞處々道也、到于野上、高市皇子自和墅參迎、天皇謂皇子曰、夫近江朝左右大臣、及智謀群臣、共定議、今朕無與計事者、唯有幼少孺子耳、奈何之、皇子攘臂按劍奏言、近江群臣雖多、何敢逆天皇之靈哉、天皇雖獨、則高市賴神祇之靈、請天皇之命、引率諸將、而征討、豈有距乎、爰天皇擧之、携手撫背曰、愼不可怠、因賜鞍馬、悉授軍事、皇子則還和墅、戊子、天皇往和墅、檢校軍事、而還于野上行宮、己巳天皇往和墅、命高市皇子、號令軍衆、天皇亦還于野上、而居之、七月、庚寅朔、辛卯、天皇遣村國連男依、率數萬衆、自不破出、直入近江。○按に和墅は不破山の山隘を扼止すべき要地たり、もしも之を今須とせば、彼村は狹地にして陣營を置くべからず、之に加ふるに藤川玉村の別路を支持し難し。且萬葉の歌詞に「眞木立、不破山越えて、狛劍、和射見（ワザミガ）が原の、行宮に、あもり居まして、天の下治めたまふと」云々とあるに參照し、野上行宮をも和射見我原行宮と稱へしを見るべし。野上は關原と相連り、一面の山野なれば、關原は其和射見が原たること明白とす。又萬葉に

（和射見原）

　わきもこが笠を借手の和射見野に吾は入りぬと妹に告けこそ、

　和射美のの嶺往き過ぎてふる雪のあきてもなしと申せ其兒に、

とよみ、嶺とは後の今須峠にて、眞木立不破山も亦卽此のみ。

關原（セキガハラ）　今村名も呼ぶ、其原野は今須峠、松尾山を以て西南を限り、東は桃配山、野上に至り、北は小關の山脚に至る。藤川の一水、伊吹山に發し、西北より來り、原の南邊を過ぎ、牧田村に流れ下る、原の北邊に藍川あり、東に流る。東西一里、南北半里、東山道と桑名敦賀の南北路此原頭に相交り、四通の街を成す。今鐵道は東岐阜垂井より此に來り、北路を長岡驛に向ひ、米原に於

て、岐分す

新撰美濃志云、關原村は今須宿へ一里、垂井宿へ一里半あり、町の中なる八幡宮の前より、北國へ通ふ路あり、又伊勢國へ通ふ牧田街道あり、伊丹集に

「あづま路の美濃の中路絶にしより我身に秋のくるを知りにき」とある中道は、此街道なりとかや、また遠近抄に、

「いなきつる跡にしきられて行きもやられぬ關の原かな」とあり、平治物語に、源義朝父子主從都を落ちて東國へ逃げ延びしに、佐殿頼朝一人逃げ後れて關原にて平家のものに生捕られし由見ゆ、

關原合戰圖志云、慶長五年九月十五日の大戰に、兵馬の馳驟したりし場面は、方三十町許なるべし、慶長二年の檢地帳に據り、當時の地盤を推考するに、水田の以て歩騎に妨ぐるもの少し、唯僅に天滿山の東、寺谷川に沿ひ水田あり、藤古川の北岸、及び相川の左右にも水田あり、又十九女池の下流、(此地沼泥極めて深し)及び桃配山の前面にも少許の水田あり、是等の個所を除くの外は、皆原野及び畑地たり、故に其道路にあらざるの地と雖、當時歩騎の進退に於て、十分の自由を得しを知るべし、

曾降天兵百萬師、關原草木亂旌旗、須臾風雨鏖三鼓、
黄鉞干戈止一麾、山帶城雲連北闕、途開蹕樹向東移、
廻顧此地皆功業、不待崇朝創永基、　南郭

關原の北なる山嶺は合川山と云ひ、即藤川の源とす、伊吹山の一支にして、最高八百米突より、漸東して漸く低く、額堂山を經て菩提山に至り、四百五十米突とす、其嶺脈は猶東北赤坂の金生山に連亘す、關原驛の北六町許の麓に丸山と云ふ孤丘あり、丸山の西十町許を小關と云ひ、亦一聚落なり、小關の南に天滿山あり、

小關（コゼキ）　今關原村に屬す、驛の西北にして、北國街道之に係る、此地は不破關の固守せられし昔は、關塞ありて其別路を扼したる古蹟とす、承久記に、官軍山田二郎重忠、美濃尾張の合戰に打負けて逃げけるが、小關と云ふ所の高き木に、旗を結附けて落ちたりける、是は定に敵ありとおもはせんが爲め也と覺えたり」云々、小關の西に池沼あり、之を寺池、又は小池と云ふ、

關原合戰圖志云、關が原合戰記に「三成が原の西、北國道小關村へ、十五日の未明に着、小關村の北合川山の尾崎に陣を取り、前二町程に柵の垣を二重につけ、其間に鐵砲を入けたり」御手配留に「石田治部少輔三成は關が原北國海道の北、小關村の内、篠尾と云ふ所に青竹を以て矢來を二重に結ぶ」とあるに據りて、實地を測るに、古書と大差なく、篠尾は小關の内、北山の尾の少し高き處にありて、後方には合川山高く聳え、左には合川の流れあり、右には池寺の池、天滿山あり、前は關原全體の地形を一目に下瞰すべく、實に關が原東西の陣所中、第一等の地形と稱するも不可なかるべし、又小池には石田三成の部將島勝猛、蒲生郷舍の陣所あり、關原合戰誌に「治部少輔三成は北國海道小關野に本陣を居、先手島左近、蒲生備中小池に張出し柵を二重結て備を立」云々、小池より關原本道まで八町」と見ゆ、今篠尾は耕地となり、小池の陣跡は篠尾より凡二町許、島津の陣とは一町十五間を隔つ、又小池の神田（カンデン）は島津義弘陣所なり、三成陣所の右方一町餘、後方にあり、義弘姪豐久之が前隊たりきと云ふ。○同書又云、小關と本驛の間なる路傍を陣場野と稱し、此に床几場（シヤウギバ）とて、德川家康が床几を移し、首實檢せる故蹟あり、天保十三年、幕府の吏此に石垣を築き封閣を定む、大戰の日、家康一番首を桃配山に實檢し、次に陣を此に進め、終に藤下の藤川臺に移りたる也、天滿山は床几場の西とす、

天滿山（テンマン）　小關の南、松尾の北なる小丘にして、原中に孤立し、二丘斜めに相並ぶ、丘下に一祠あり、神名記の從一位天滿天神に當る、○關原合戰圖志云、天滿山、北には小西行長の陣所あり、今池寺池（イケテラ）に臨む[illegible]、廣くば、當時の陣地は、現今の畑中に在りしなるべし、天、山南に浮田秀家陣所あり、南は山麓にして、[illegible]て、山名の因て起る所なり、此山も北の峯と頗相似て、山上多數の軍隊を置くべきの地なきも、山下東南の地は平坦にして且廣きを以て、陣營と爲したるものなるべし、小西が陣所より其距離凡二四町許あり

山擁平原[illegible]路長、即今行[illegible]、黄花籬落丹楓寺、
壽是當年血戰場、　竹外

玉村（タマムラ）　今玉村と云ひ、小關の西に一村を成す、藤川此を流れ、玉藤川の異稱あり、一書に、玉村は古事記に見ゆる玉倉部（一作玉倉部）の地かと云へど、[illegible]きに似たり、

新撰美濃志云、玉村は近江國の堺に在り、十搶日錄、長祿二年、玉歡場領、不知行之在所、美濃國玉村保」とあるは此也、又榮花物語の玉の村菊の歌に、

長和五年、大嘗會、すきの方の御屛風、
うつろはで底面白き初霜に同じ色なる玉の村菊、

此玉は此地歟、夫木抄には近江國玉村とす（今按、長和の大嘗の歌なれば、當國にあらず、江州とす）北國太平記云、天正十一年、北近江、賤が嶽より早馬濃州に來て、事の急を告しかば、秀吉さてこそ軍には打勝たるぞとて、馬に打乘駆出したまふ、餘りに強く驅玉ふほどに、玉村を過ぎ藤川村にかからんとし給ふ處に、乘馬息切死にけり。

藤川（フヂ）　今藤子川（フヂコ）と云ふ、歌詞には多く關藤川とよみ、當國の名所とす、伊吹山中に發源し、山麓に同名く村里あり、今近江國坂田郡の管内とす、南藤川と稱すし）此川關原の南を過ぎ、松尾山の麓に於て黒血川を容れ、馬頭（ウトウ）坂の西に於て寺谷川（小中寺池の流れ）を併せ牧

田村に入る、末は多良川、相川と落合ひ、船附驛に至り揖斐川へ注ぐ。

山本郷（ヤマモト）

和名抄、不破郡山本郷。○今詳ならず、地形を以て推論すれば、關原村、玉村などにやとも云ふを得ん。

野上郷（ノガミ）

和名抄、不破郡野上郷　○今岩手（イハテ）村是なり、大字野上存す、關が原の東、府中垂井の西とす

霞立つ野上の方に行きしかば鶯なきつ春になるらし、（萬葉）此歌は何地とは定めず、野の上とよみたるを、夫木抄に「不破の山朝越行けば霞立野上の方に鶯ぞなく」と替へ、此地に定めたり）

野上（ノガミ）

關原驛の東二十町餘、相川の南にて、中山道之に係る、中世には聞えし名驛なりしも、近世は荒寥の寒村たり、相川村とも稱し、鶴舞山と菩提山の山勢相逼りて峽を成す間に位置す　野上長者の宅址、井に觀音堂は今龍泉寺と云ふ寺院の地是也

今野上村の南、鶴舞山の麓、往還より少し南の方へ入、觀音堂あり、昔長者住居て、此に花子と云遊女（アソビ）有しが、吉田少將と云人、あづまの方へ下りしに、此にて泊り、彼花子に一夜の契を結び、又逢までの形見とて、扇を互に取かはし別れしより、花子門へも出ざる故、長者花子を追出しければ、狂女となりて都の方へ上り、遂に少將にめぐり逢ふ事を謠曲に作れり、其眞僞はしらず。木曾路圖會

新撰美濃志云、野上は昔天武帝の行宮を興し給ひし邑にて、中世は驛家なり、東鑑、建長四年、將軍宗尊親王の關東下向の條に、晝御は野上と載せたり、更科日記に「野上といふ所につきぬ、そこにあそびどもいできて、夜ひとようたうたふに、あしがらなりし、おもひ出られて、哀に戀しき事限りなし」としるし、名所方角抄に「野上の里、不破の關より二里ばかりし也、美濃の中道といふ、此あたりなり、うかれめよめり」とかきし如く、こゝは遊女（アソビ）のありし里なるゆゑ、古歌に多くは其艷情をよみ來れり、其歌は六百番歌合に、寄傀儡（クグツ）戀、左、定家朝臣「ひと夜かす野かみの里のくさまくらむすび捨ける人の契りを」右、寂蓮「恨むべきかたこそなけれ東路の野上のいほの薬がたの空」源三位頼政家集に、行路戀といへる事を「打過し野上の里の妹を見てかへりくだるは涙なりけり」新拾遺和歌集に、爲秀「露しげき野上の里のかり枕しほれて出る袖の別れ路」玄旨法師集、遊女「くれにけり野上の里の草枕たれとちぎりをまつむすぶらむ」とみえたり、抑のち〳〵の歌にもかくのごとくはよみたれど、實は應永の頃にはや里もあれて、遊女もなかりしにや、慰み草に「藤川朝渡りしつつ不破に着く、野上などいふ所は、里もかすかにうかれめもなし」としるせり、藤川の記には「野上の茶やにこしをたてゝ、又されうたを、旅人にめさまし草をすゝめずば野上の里にひるねをやせん」と狂歌をよまれ、老の木曾越にも、「野上の里にて、なつ草をわけ來て見れは旅衣胸の野上にかゝる朝露」と、是又ざれ歌をのせられたり。

桃配山（モモクバリ）

野上、鶴舞山標高三八〇米突の麓にて、大道の南傍なる尾端なり、關原の正東に當り、牧田村烏頭（ウトウ）坂の東北十町餘　庚子の役に、德川公の登りて、指揮大戰したる遺跡なるを以て、永く後人の記憶にのぼる、又古賦に作る。

當代記に「內府は野上と關原の間、南宮山の西、海道の桃配と云ふ山原の北の尾崎に陣し玉ふ、御陣は關が原の町東の端迄十二町先きに立る」と、桃配山は今の關原驛の東端と相去る八町餘、國道の南に隆起したり、なほ其南に連亘する小嶺あり、登るに隨きて眺望佳なり、然れ共山合狹く且嶮にして、大兵を置くべきの地なし、又山の東に下れば小溪あり、一の谷と云ふ、其水北に向ひて流れ、桃配山の塚をなし、傍に水田ありて國道に沿ひ、西に原野にして、關が原、池下（イケシタ）の水田に接し、西南には白別當谷、十九女池（ツツヤカイケ）あり、又此邊國道の北百餘歩、林樹の中に濠壘の遺址を見る。

野上村、天武帝行宮遺蹟云、

桑麻何處問行宮、想見湖橋事戰蹤、君看點撿讓光裏、正統他年歸孝宗、　春草

野上行宮址（ノガミ）

今詳ならず。諸書に桃配山を以て卽行宮址と爲すは、慶長の大捷と壬申の亂を相混する者にして、桃配は野戰の陣地たるべきも、決して第宅の形勢にあらず、二者分別を要す　此行宮の事は、天武紀に見えたり、又孝謙記に

從五位上尾治宿禰大隅、壬申年功田三十町、淡海朝廷諒闇之際、義興鑾駕、潜出關東、于時大隅參迎奉導、掃清私第、遂作行宮、供助軍資、其功實重、（持統紀云、以直廣壹、授尾張宿禰大隅、并賜水田四十町）

とあれば、民宅に就きて行宮を定められしを知る、後世に謂ゆる長者屋敷など云へるが、卽行宮になりにける尾治宿禰の宅址にあらずや、尾治氏の事は猶次の伊吹の條に參考すべし　○藤川記云、昔淸見原天皇、美野の野上に假宮を立られしことは、日本紀の中にしるし侍れど、ほど遠き事なれば、宮の舊跡など、たしかに知る人は無かるべし、今は草刈わらはの、朝夕の道と成りたるを見侍りて、

あげまきは野上の草をかり宮の跡ともいはず分けつゝぞ行く。

伊吹（イブキ）

野上の北數町、相川を隔てたり、菩提（ボダイ）山の山脚なる一聚落とす、此に伊吹神社ありて、野上の民も之を氏神とす、古姓氏に尾治（尾張に同じ）伊福（イフキ）部（五百木部、廬城部にも作る）ありて實に同族とす。野上行宮の主を尾治氏とし、此に伊福神の存在するを見れば、尾治伊

福部二氏の祭れる者たること明瞭也　然るに之を伊福部神と號せずして、伊吹神と云へるは、此邊に鎭めの大嶺なる伊吹山に呼び通はせて、伊吹とのみ呼べる歟　伊福部とは本來吹部にて、吹笛を世職とせる部族名より出てしとも想はるれば、伊吹山と相干涉せず、不審

伊富岐（イフキ）神社

伊吹の北なる山の尾埼に在り。○濃陽志畧云、神名式、伊富岐神社と曰ひ、本國帳所謂、正一位伊福貴大明神是なり、里老曰く、古は大祠たり、僧房十二あり、且社產若干、中ごろ亂世に値ひ、寺院蕪廢、社產皆沒す、只今一叢祠を存するのみ。○按に、此祠は文德實錄「仁壽二年、以美濃國伊富岐神、列於官社」とありて、元慶元年紀、幷に朝野群載に見ゆ、俗說、皇孫鸕鷀草葺不合尊を祭ると云ふは、固より妄誕なれど、伊福部氏の氏神にして、彼の伊福山の山神を祀奉る者歟、本國帳に、伊福貴の御子神九座を載せたり

伊吹山は今江州坂田郡に屬し、此伊吹を去る二里餘にして其麓に達す、然れども山の東北部は、本州揖斐郡春日井村に屬し、其支脈は東に延びて相川山、菩提山、金生山等と爲る。古書に往々美濃の伊吹山と云へるも、此故なるべし。爲憲の口遊に、七高山の條

　伊吹山、在美濃國不破郡、但伊吹山國史所注異吹也、猛風常甲他山差也、今改爲伊字、

とあり、此に甲吹の說あれど從ふべからず、伊吹にても異吹にても、本義は吹の一語に歸す、伊は發聲に外ならず。

相川（アヒ）

關原村の北嶺、相川山に發し、小關の東に於て左に折れ、東流して野上、伊吹の間を經て、垂井町の北を過ぎ、漸く東南に屈し、養老郡に入る。末は杭瀨川と相合ひ、小幡村に於て牧田川へ入り、揖斐川に歸す、長凡五里。和名抄に藍川鄉の名あれば、昔はアヰなりしを知る、近俗又谷川に作る。

末遠き世に逢ひ川の岩浪の千年を越ゆる程のさやけさ、（菩提寺寶富士記）

岩手（イハテ）

又菩提と云へり、今野上、伊吹、大石等を併せて岩手村と云ふ、垂井町の西北にあたり、溪流あり岩手川と云ひ、相川に入る、此邑及び關原、府中等の田五千石は、近世竹中氏の知行にして、其陣屋ありき、貴守八幡は當國神名帳の八幡若御子社なるべし。

竹中氏の祖半兵衛重治は、世に稱して智謀無双の軍師と爲す者とす、其子重門、七歳にして父を失ひ、羽柴秀吉に倚り、乃父の舊邑を安堵す、後叙爵して丹波守と稱し、河州玉手村千石の田を增賜せらる、秀吉の薨ずるや、豐鑑を造りて、一代の功名を錄す　庚子の亂に、重門德川公の軍に從ひ、子孫是より江戶に常住し、旗本に進し、交代寄合に列せらる、

　慶長己酉之仲冬、自駿府還路、過濃之磐手、磐手者竹丹君之采地也、留滯三四日、

深情永不忘、尋徑到濃陽、開席欣迎我、讀書設机床、
風雲興感慨、霽月滿心腸、筆下唯隱趣、幄中每簇張、
青山低眼目、泉石入膏肓、隱逸主人意、離山菊傲霜、

新撰美濃志云、岩手氏はふるき地士にて、承久記に、信濃國の住人岩手三郎と見えしも、美濃を誤りたるにて、此家の人なるべし、永祿の頃、岩手彈正は菩提山城に居りしに、竹中重元に攻取られ、是より後竹中の家領とす、重元は大野郡公鄕村大御堂の人にて、遠江守と云へり、其子を半兵衛尉重治と云ひ、安藤伊賀守が聟也、天正七年、重治播州三木陣中に卒去し、禪幢寺に歸葬す、此寺猶存す

菩提寺（ボダイジ）

（菩提山）

觀音堂と云ふ、岩手村の西なる山麓に在り、其嶺を菩提山（ボダイサン）と云ふ、高四百五十米突、此寺は當國巡禮第十六番の札所なり、俗說に、此境地に菩提樹あれば寺號とすと云ふ。然れども菩提樹は榮西和尚の宋國より舶載せしを初めとし、此寺は類聚國史「天長五年十月、美濃國菩提寺預定額」とある官寺にて、彼樹の舶齎以前に建立せらる、俗說の採るべからざるもの、此類最多し。

高家鄉（タケヘ）

和名抄、不破郡高家鄉、○今詳ならず、其訓もタケベにや、タキベにや、又カキベにや決め難し、府中村の邊にやとも思はるれば、假に此に係ぐ。

府中（フチユウ）

今府中村と云ふ、垂井驛の北にして、相川を隔て相望む、即古の國府の廢址とす、岩手村の東半里。

美濃府は和名抄に「國府、在不破郡、行程上四日、下二日」延喜式に「上近國、管十八郡」と載す　今府中の東南の中にオヤカタと呼ぶ所あり、蓋府廳の跡とす（濃陽志畧）美濃介島田忠臣、

　元慶七年、美濃下任、衙後歸陛、吟懐、

東來不覺換炎涼、睡陛寒陰猶自傷、氷合弓腰堅六潤、年隔簷瀟任時光、昏村偏習秋收陰、家業還嘗擧辯、外吏三餘無暇日、且因省退謂高篁、（田氏家集）

　和藤進士、秋日過關門、聞美州風俗新詩、

自分元知命在天、彫蟲曾未學京鮮、武城下邑牛刀鈍、何用無才報有年、（同上）

御館跡の西に國府宮あり、南宮の旅所と呼び、每年五月の祭に、南宮の神輿此に臨幸す、古の惣社の遺跡なるべし。美濃府は何れの世より廢亡したるにや、治承四年、平維盛の軍勢美濃のコフに到着の事、盛衰記に見ゆ、當國神名記に從六位上館守明神あり、府館の鎭守歟。

民安寺址（ミンアン）

府中の民家の字にのこる、民家の西偏とす。文和の頃、北朝の天子京師の亂を避け、暫時滯止したまへる所とす。○小島のすさびに「垂井の頓宮は當時の守護頼康うけたまはりてつくりまうく、云云、風いみじう吹出てくれ行まゝに、物も見えず おびたゞしく吹まさ

はして、山の木ともを多く吹きたふして、神なりひらめき落かゝる、云云、頓宮はくろ木のはしらなればつよからず、かくて渡らせ給べきならねば、民安寺といふ所へ臨幸あり、云云、つぎのあした、もとの頓宮修理して還御あり」としるし、藤川記に「鏡島をたちて、もとの路をへて垂井に至る、民安寺と云律院にとまる、駄餉などは僧都の被官たる人、たか屋の何がしに仰せ付て、ねんごろなる事ともあり、くだ〳〵しければもらしつ、誠や文和の頃、後光嚴天子南軍におそはれましくて、小島に行幸のありしついでに、この寺にもわたらせ給ひけるとなむ、かり宮の礎など今にあり、其ときみづから植させ給へる松の老木となりてあるを見て、世におほふ君がみかげにたくふらし民安かれと植し若松」、と見ねたり。

市之尾（イチノヲ）　市之尾ハ古墳より巧なる石製器具を出せり、其十五點は東京博物館に收めらる、七點は車輪石にして、其他は鍬の如き者三點、杯、壺などもあり（人類學會雜誌）

大瀧（オホタキ）　今府中村の管内と爲る、府中の西北なる山中にして、瀑布あり、高八九間、又火雷明神祀あり、本國帳に載せ、今專川神と呼ぶ
大瀧山（オホタキ）は伊吹山と山脈を同くし、其地質は謂ゆる古生層に屬し、濃飛高原西部の諸山と相同じ、標高七百七十七米突。

敷原（シキハラ）　今府中村の管内と爲る、大瀧の東にして、梅谷と相隣る、本國帳に正二位敷原明神とあるは此にあるべし。梅谷川は府中平尾の間を流れ、垂井驛の東に於て相川へ入る。

平尾（ヒラヲ）　今府中村へ併せらる、府中の東、青野原の西北なる山麓に位置す、眞徳寺と云ふ本願寺東派の別院あり、俗に掛所と云ふ。
永祿記に「永祿十一年九月七日、信長尾濃の軍兵を率して打立、平尾に被陣取者也、同八日に江州高宮に着陣、佐々木館觀音寺山攻めらる」云々、とある平尾は此歟。

藍川郷（アヰカハ）　和名抄、不破郡藍川郷。○今垂井町なるべし、府中の南にして、宮代村の北、野上郷の東とす。相川此にて岩手川、梅谷川を併せ、東南に屈折す、相川は蓋藍川にて、郷名、即此水名に出づ。書紀通證に、神代紀の藍見川（アヰミ）を此と爲し、喪山（モヤマ）の舊蹟をば「喪山、今云僧都、訛變音也、藍川之上、有送葬山（ソウソウ）」と述ぶ、木曾路圖會にも
垂井の東、相川の向ふ、大垣路（東海道の別路）と木曾路の追分の左、木曾路の方へ行くこと一町許にして、北に小山あり、これを喪山と云ふ、
と載せたり。然れども、一說、武儀郡大矢田村に在りと云ふ、彼地の條に參考すべし。

垂井（タルヰ）　今垂井町、人口二千三百、鐵道東驛とす、米原へ十七哩半、岐阜へ十三哩半、又不破郡の治所とす。

發垂井　　黄石
散盡征途幾日愁、一鞭曉色入江州、忽疑故舊來迎揖、
面々家山落馬頭、

垂井は美濃路の舊驛にして、近世は木曾路と美濃路（大垣より尾州に出でて東海道に連絡す）此に相合ふ、中世は木曾路、赤坂、青野より直に府中に入り、野上驛に向へりと想はる。而も東鑑に、嘉禎四年、將軍家上洛の時、小隈、垂井、小脇、野路と宿泊したり、寛元四年、入道大納言家歸洛の條にも、垂井宿見ゆれば、當時已に一驛とす。之より先に、承久三年鎌倉軍が東海東山の兩道より進軍したる時の狀勢を按ふに、兩道の兵杭瀨、洲俣、市腋（イチエ）の諸渡口を奪ひ、不破郡に入り、野上、垂井兩宿に合戰僉議の事、東鑑に其明文あり。蓋美濃の國府、府政已に衰へ、垂井を以て走集の便地と爲し、後遂に國府に代りて地方の首邑と爲れる也。○明細記云、垂井驛南宮明神の大鳥居の側に、長屋屋敷と呼ぶ地あり、長屋氏は此邑の舊主にて、鎌倉權五郎の裔孫、長尾小四郎景頼、承久の軍功に因り本邑を賜ふ、天文中に至り其家絕ゆ、今須の長江氏と同族也。○按に、本國神名帳に垂井明神ありて、今玉泉寺と云ふ禪坊の門前に、垂井と名づくる寒泉あれは、地名は全く之に因れり。

藤原頼任朝臣、美濃守にて下り侍ける、ともにまかりて、其後年月へて、彼國の守に成て下り侍るとて、たる井といふ泉を見てよめる、　　藤原經隆
昔見したる井の水はかはらねどうつれる影ぞ年をへにける、（詞花集）

垂井の宿につく、昔の如くならば、此邊に遊女などあるべきにやと、杜牧が「珠簾十里揚州路」といへる事を思ひなつらひ侍り、（藤川記）
あさはかに心な掛そ玉簾垂井の水に袖も濡なん、

新撰美濃志云、後光嚴天皇の垂井頓宮は、鳥居の南邊、其舊地なりとぞ、小島の口ずさみに曰く、
文和二年八月のすゑ、鎌倉の大納言（尊氏）已に尾張に着ぬと奏せしかば、同廿五日、小島（ヲシマ）の頓宮よりたるゐに行幸あり、（中畧）たるゐの頓宮は、當國の守護頼康（土岐）うけたまはりて造りまうく、
然るに一書に、小島行宮も垂井宿同所と記すは非なり、歷代皇記に「文和二年六月六日壬寅、臨幸山門、同十三日、赴美濃國、着御垂井宿小島行宮、同九月三日、遷御土御門皇居」と見ね、皇胤紹運錄に「後光嚴院、文和二年六月六日、臨幸山門、依南方軍上攻上也、同十三日、赴美乃國、同年九月廿一日、還御帝都」としるし、續神皇正統記にも「文和二年に、南方の軍勢、猛將如雲、謀臣如雨ともいふべき、忽八幡山より亂れ入る、六月二日、延曆寺に臨幸あり、これより濃州に御下向あり、然といへども、程なく又敵軍沒落す、大樹同相公羽林還幸の事

沙汰ありて、九月廿一日には御京着」云云と見えたり、太平記の主上江州へ落させ給ふ事とある條には「主上又徒跣にて召れたれども、昇進らすべき駕輿丁も皆逃失て一人もなければ、細川相模守清氏馬より飛て下り徒立になり、鎧の上に主上を負進せて、鹽津(シホツ)の山今坂、この山は峻ならずを越られける、云云、是より東は路次の煩も無りしかば、美濃の垂井の宿の長者が家を皇居にして、云、朝臣以下の官軍、皆四邊の在家に宿を取て、皇居を警固し奉りけり」とありて、尊氏も山門より供奉したりしよしなれど、左にはあらず、又高氏九月三日鎌倉より此たる井に着かれし時、先陣して參られしを實とすべし、くはしく池田郡白樫村の條にしるせり、府中の民安寺をも參考すべし。

金蓮寺(コンレン)　垂井驛の南に在り、神護(ジンゴ)山と云ひ、時宗十六世他阿の草創にして、應永年中の事とす、嘉吉元年、此道場にて、鎌倉管領持氏の子、春王安王を殺害したること、諸書に見ゆ、其墓は寺の西なる御所野に在り、近世朱印地、三十五石

結城戰場物語云、鎌倉持氏公の御若君、春王殿、安王殿、結城の城に生捕られ給ひ、都へのぼせ奉る程に、青野が原に着給ふ、かゝりける所に、京より飛脚二人馳來して、御兄弟を道にて誅し申、首取京着あるべき由、警固の武士にささやきける、即垂井の宿とまり、道場へ入奉り、御對面あつて、先十念を御さづけ候へとて、手を合せておはします、いまだ十三十一の若君達にてましませば、いかで哀れのなかるべき、云云、太刀取、云云、刀ぬき御兄弟の御首を水もたまらず打落し、其の御首をば桶に入、都入と承る、云云、因幡守(長岡)御兄弟の御首取出し實撿す、天下御覽じて、云云、首をば美濃へかへしてきやうやうせよとの御諚なり、云云、御首を給つてみの、國へ立歸り、垂井の宿の道場へ入奉り、首もむくろも煙となし、骨をば六高野(カウヤ)へ送り、首をばたるおにつかまつる」、云云、と見えたる是なり、鎌倉大草紙には「結城落城の時、兄弟三人生捕にして上りけるを、舎兄二人はむなしく御座ありければ、美濃國垂井の道場金蓮寺にて生害す、永壽王殿にはいまだ東西不覺の體なれば、一命を助け美濃の守護土岐左京大夫持益にあづけらる、此二人はいかなる果報にや、兄弟三人同心により、二人は御殺候へども、不思議に命たすかり給ふ事ただ事にあらず、偏に神明の御加護也、寶德元年正月御沙汰ありて、永壽王殿をゆるして、亡父持氏の跡を賜はり、關東へ下らせらる、即元服して左馬頭成氏と申す」云々。

かり寢する宿の朝端のあれ果てて露もたる井のあけ方の空、蒲生氏郷紀行

御所野(ゴシヨノ)　關原合戰志云、御所野は池田輝政の陣所なり、垂井驛の西南にして、南宮より垂井に至る通路の邊とす、今此野の中に、春王安王の塚、及び此驛人民の埋葬地あり、此野の地形高敞にして、南方近く南宮山を見る、是れ昔時聖武天皇行宮の趾なるを以て、御所野と稱すと云ふ、此野の西南に日守(ヒモリ)山あり、合戰誌に「垂井の山の東方に陣を取る」とあるは、即此山を指したるなり　○今按に、御所野とは文和の黒木御所の遺跡ならずや、太平記に、文和の御所を垂井の宿の長者が家宅と云ふは、小島のすさみの文意に合はず、採り難し、彼の長者宅は今驛中の鳥居の南邊とす、此驛中の故址こそ、不破頓宮の地にて、俗說この二跡を交錯する如し。

不破頓宮址(フハノカリミヤ)　今詳ならず、垂井驛の鳥居の南邊に、長屋氏の宅址あり、其の地歟。舊說、御所野とも曰へり、然れども御所野は文和二年の黒木御所たるべし、續紀に謂ふ所は驛中の故址歟。

不破宮は、蓋天武天皇の兵を集め事を謀りたまへる祥地なりければ、持統、元正、聖武三帝に至り、巡幸して其任蹤をとはせたまへることゝし、其史籍に見ゆるは、大寳二年九月、遣使於伊賀、伊勢、美濃、尾張、三河五國、營造行宮。十月、太上(持統)天皇幸參河國、令諸國無出今年田租。十一月丙子、行至尾張國、庚辰、行至美濃國、授不破郡大領宮勝木實、外從五位下。乙酉、行至伊勢國。云々　養老元年八月、修美濃國行宮(アンハチ)。九月丁未、天皇行幸美濃國、戊申、至近江國、觀望淮海、甲寅、至美濃國、東海道相模以東、東山道信濃以東、北陸道越中以東諸國司等、詣行在所、奏風俗之雜伎、丙辰、幸當耆郡、覽多度山美泉、癸亥、還至近江國、甲子、車駕還宮、天皇日、駐到美濃國、不破行宮、留連數日、云々、天平十二年十月、天皇行幸伊勢國、十一月己酉、到美濃國當耆郡、十二月癸丑朔、到不破郡、不破頓宮、甲寅、幸宮處寺、及曳常泉、戊午、(六日)從不破發、至坂田郡横川頓宮、云々。

天平十二年、不破行宮、大伴宿禰家持作歌、一首、

關なくは還りにだにも打行きて妹が手枕まきてねましを、萬葉

上に引ける持統、元正、聖武の三朝の行宮は一所なりや、亦各別なりやは詳にし難しと雖、假に一所と見倣して此に係く、宮處(ミヤノマサ)は宮代村の舊名なり、宮處(ミヤシロ)寺は宮代の寺院とす、曳常(ヒキツネ)泉は詳ならず、神名帳に從五位上引常明神あれば、不破郡内たることも疑なしと雖、今其名亡ぶ。(天武帝の行宮は野上の條に詳にす)常陸風土記に、三野國引津根之丘(ヒキツネノヲカ)に綺姫(カムハタヒメ)の居りしことを載せたり、亦此とす、然るに安八郡に服織郷ありて、綺姫の織業の故跡と想はる、猶考ふべし。

(曳常)　(引津根丘)

新居郷(ニヒヰ)　和名抄、不破郡新居郷○今宮代村なるべし、府中村に新井(アラヰ)てふ大字あれど、地理合はず、宮代は名細記に新井郷と載せ、新撰美濃志にも、郡村記

を引き新井郷宮代村と曰ふ。

宮代

今宮代村と云ふ、垂井驛の南に隣り、南宮山の麓とす、南宮とは卽金山彥神社にして、地方の名祀とす、宮代の名も亦此に因む。聖武紀に宮處寺とあるは、此地の寺にして、宮處はよみてミヤシロと云ふ、苗田を苗代と云ふが如く、シロは處字の義にあたる。

大領神社

宮代の村東の林中に在り、或は天武帝奉仕の不破大領荒木田臣勝好を祭る（名細記）とも、又不破勝の祖神とも云ふ。○神祇志料云、大領神社は又宮勝靈神と云ふ、卽南宮の所攝の神也、不破大領宮勝の祖神を祭る、按、新撰姓氏錄に、不破勝は百濟國人、淳武止の後とみえ、上勝また勝など云ふ姓あり、並百濟國多利須々の後と云り、之に據るに、美濃不破郡に居る者を不破勝といひ、各務郡に居る者を各務勝といへるにて、宮勝蓋又其同族也、續日本紀、大寶二年、不破郡大領宮勝木實、東大寺正倉院文書に、各務郡小領各務勝小牧、三代實錄、貞觀八年、各務郡大領各務吉雄、厚見郡大領各務吉宗などあるを思ふに、其祖多利須々を祭て大領神と云へるにやあらん、延喜式に載せ、當國神名帳、從一位大領大神と曰へり。

始入濃、億井雨中、望拜南宮、
山前卸笠拜南宮、殘雨吹晴默禱中、尙識神靈有加護、
至今世々出英雄、（梅花無盡藏）　僧　萬里

仲山金山彥神社

宮代村に在り、延喜式、名神大と注し、當國神名帳に、正一位勲一等、仲山金山彥大神と曰ひ、卽一宮也。又南宮と號するは、府の南に在れば也、（府址の正南凡半里。今國幣中社に列せらる。社家は不破（代官大夫）大庭、宇都宮、西東等の諸氏、近時まで奉仕し、神領四百石を有ちぬ。

（南宮）

此神は續後紀「承和三年、仲山金山彥神、奉授從五位下、預名神」と見え、後加階して三代實錄、貞觀十五年、正二位に進めらる。神社考に一初府中立之、後移于郡南仲山、故號南宮、祭祀供魚鳥、凡産于美濃者、必以南宮爲氏神云」と述べ、社記に「神武天皇元年、鎭座當國府中、崇神天皇五年、遷于中山麓」新撰美濃志）とあるも、其遷座の說、明白ならず。祭神は、

神社考曰、南宮山神者、天武天皇白鳳之初所建祭也、曰金山彥、神代紀所謂「伊弉冊尊生火神、因熱懊惱而吐、卽化爲神、號之云金山彥」是也、此神於五行卽爲金神、蓋天皇擊大友皇子於此、時有所祈美濃中山、而後建神祠耶、彼社家者亦云爾。

あらはるゝ御名もたのもし影高き金山彥を祭る神垣、（卜部兼邦神祇百首）

名も高き南の宮の誓とて山の東の道ぞたゞしき、（藤川記）

木曾路圖會云、南宮は離火南方を司る故にかく名附くる也、慶長の亂に、安國寺恵瓊此に陣し、宮を燒拂ひける が、其後再修ありしけ、寬永年中也、當宮昔は今の塔ある所に在りしを、寬永以來、山下に遷座ある、社人社僧各十二坊あり、攝社は十禪師を二宮と云ひ、本社の北に在り、高山大神を三宮と云ひ、本社の南に在り、隼人大神を四宮と云ひ、南大神を五宮と云ひ、七王子七社あり、本地堂には無量壽佛を安んず、卽法林殿、南神宮寺と號す（近世迄天台宗を奉じたり）○按に、伯家部類「永萬元年、神祇宮御年貢進、美濃國南宮社、八丈五疋」と錄し、一宮記に「南宮神社、金山彥命也」と注する者皆是也。

宮處寺址

今du詳ならずと雖、宮處は宮代に同じければ、此村に在りしこと明了也。天平十二年、聖武天皇不破行宮に至り、宮處寺及び曳常泉を巡りたまふ、或は云ふ後の南神宮寺にやと。南神宮寺は扶桑略記「天慶三年正月、有勅、遣延暦寺阿闍梨明達、於美濃國中山南神宮寺、令修調伏四天王法、擅按內供奉十禪師、于時燒香之煙、廻滿寺中、助修伴侶卅人、各掩其鼻、將門被誅之日、自寄満國、結願之時、賊主將門、其首到來」としるし、元亨釋書に「釋明達、姓上師氏、攝州住吉縣人、天慶二年正月、於美州山南神宮寺、修四天王法、降平賊將門、二月十三日午時、赤雲自東來、入爐壇、須臾炁氣滿場、十四日將門伏誅」云云、と見えたり、又今昔物語には「比叡山の東塔に心懷と云僧有り、美濃守の北の方の乳母、此僧を養子とす、其緣によりて美濃に在りけるが、國人此僧を一供奉と名付て、畏り敬ふ事限りなし、其頃其國に大疫發て病死する者多かりければ、國人皆心を一にして南宮と申社の前にして百坐の仁王講を行ふ」云々とあり。

（南神宮寺址）

南宮山

宮代村の西南嶺にして、野上の鶏籠山と同基にして異峰とす、南の尾は栗原山と云ふ、標高四百餘米突、山南は養老郡牧田村とす、古名を仲山と云ふ。此山の半腹に高山權現宮あり、南宮の奥院と稱す、當國神名帳に正一位高山大神と云ふ、又此山を美濃の御山とよみて、歌名所とす、枕草子にも此名を收む、

我こふる美濃のおやまのひとつ松ちぎりし心今も忘れず、（古今六帖）いちはらのおほきみ

おもひ出づや美濃の御山のひとつ松契りし事はいつも忘れず、（伊勢家集）

（美濃御山）

然れども此山の孤松を詠する故事を傳へず。小島口吟に美濃のをやまさかやは、はや彼小島のあたり近く聞しかば、行さきも今は程あらじさ、けふぞちと心ちもおちゐ侍りし、名にしれふ一松も猶其まゝにて、むかしの跡かはらぬよし、此あたりのしもべのかたりしを、よくも尋ねきかざりしぞ、後までくやしかりし、うかりけるみのゝを山のまつこともげにたくひなき世のためし哉」藤川記に「美濃國の歌枕の名所、その所はいづくともしらねど、心にうかぶ事どもを、筆の次に書あつめ侍るべし、希に來てみのゝをやまの松のうれしき身にもあま

の羽衣、國人の說にいふ、此山には天人の影向有によりて、人來の松とも名付けるとかや」云々。或書に此山を美人山と云ひ、古今六帖を引き、王主の、

見し山に降りかさなる玉串豐の明りに逢ふが嬉さ

を擧ぐれど、玉串をよめる大嘗會の歌は備前國御野郡の地にて此にあらず。〇新撰美濃志云、御山の一つ松は今は植繼の木さへ枯失せて、舊跡のみのこれり、此山を象の山ともよみ、

神さぶるときの山松幾年か霜の白ゆふかけて見ゆらむ〔南宮十首〕權律師光永　稀に逢ふて神もめつらし高山の峰の柳葉取返す袂〔同上〕伊豆守利綱

高山(タカヤマ)とも云ふも、此山の一名とす。〇關原合戰圖志云、關原合戰記「南宮山、岡が鼻在陣の衆、後の牧田、舟地(フナチ)海道へ程七八町あり、岡が鼻は南宮山の南、栗原村の上なれば、猶更舟路海道近し、然れ共肝要とする陣付の垂井又は中山道の海道へは、山頂より十八町と云へり、殊に坂急にして馬など下すに自由ならず」云々「南宮山の頂に此時の陣城の跡あり、山の頂より艮の方に道二筋あり、一筋は南宮の社の内へあり、一筋は尾一つ南の方に降て、是は宮代村の内へあり、岡が鼻長束が陣所へは、毛利陣所より二町餘、山續なり」とあり、此山の頂に、雨乞場と里人言ひ傳ふる地あり、是れ毛利秀元が陣所跡なり、此山脈南に引き、岡が鼻に至りて盡く、古記に南宮山、又栗原山岡が鼻といへるも、皆同一の山脈なり、此山相川、牧田川の間に孤立するを以て、之を美濃の仲山とも稱するなり。

(高山)

袁佐(チサ)郷

和名抄、不破郡表佐郷、高山寺本遠佐郷。〇表佐とあるは誤りなれど、今も表佐(オサ)村と云へは、昔よりかく誤りて、俗用に通じたる也。表佐は宮代の東なる相川の岸なる村落とす、袁佐は姓氏にて、長の義なり、古氏號に多く見ゆ。

(表佐)

栗原(クリハラ)郷

和名抄、不破郡栗原郷、〇今栗原村、宮原村相合せて合原(アヒハラ)と改む、即此也、表佐郷の南にして、養老郡に接壤す。栗原の南嶺は南宮山と一脈異峰、之を岡が鼻と云ふ、庚子の役に、長束正家此山に陣す。關原合戰圖志云、栗原村に陣したる長曾我部盛親は、其家臣を斥候として、岡が原へ遣し置き、長束正家は歩の者を石田方へ使に遣はしたる處、何れも歸り來り、西方すべて敗軍となりたる旨を申報す、此時に至るまで南宮山上毛利の軍勢は手を空しくして居たりしが、俄に動搖して、一同に鬨聲を發せしかば、山下の諸隊齊く騷擾して、遂に潰走す。

郡鄕考云、續紀「天應元年七月、右京人正六位上、柴原勝子公言、子公等之先祖、伊賀都臣、是中臣遠祖、天御中主命二十世之孫、意美佐夜麻子也、伊賀津臣、神功皇后御世、使於百濟、便娶彼土女、生一男名日本大臣、遂尋本系、歸於聖朝、時賜美濃國不破郡柴原地、以居焉、厥後因居命氏、遂負柴原勝姓、伏乞蒙賜中臣栗原連、於是子公等男女十八人、依請改賜」穗井田忠友云、文中柴原之柴、蓋訛、當作栗、姓氏錄、右京未定雜姓、有中臣栗原連。

三代實錄「貞觀六年、美濃國栗原神授位」と、この栗原はこれ也。イクリ原の豐は發聲なるべし、又當國神名帳に、不破郡大栗栖、小栗栖の二社を載す、栗原栗栖相因まざるにもあらず。

荒崎(アラサキ)郷

和名抄、不破郡荒崎郷。〇今綾戶、長松、十六(ジフロク)などを合せ、荒崎村と云ふ、此なるべし。表佐郷と相川を隔てて其東に在り、北は青墓村とす。

綾戶(アヤド)

今荒崎村の大字とす齊明帝の時、本郡に歸國の俘人を安置したることあれば、漢人(アヤト)の訛りて地名になれるにやと曰へり、綾戶の南に十六と云ふ部落あり、十六井(ジフロク)と稱する青泉あり。〔濃陽志略〕

(六十)

長松(ナカマツ)

今荒崎村の大字とす、垂井町より中山道を經て此に至る一里程、更に一里にして大垣市街とす。此に城寨あり、庚子の役に、一柳監物直盛之を守る。長松は竹中源助重成（竹中半兵衛[illegible]、出羽守重利の子）織田信長に屬し此に居る、豐臣秀吉清須を出て上洛する時、長松の竹中伊豆守が許に一夜を明かして、江州に入りし由見ゆ（重成は後[illegible]に仕へ、豐後國竹田に封せられて、一萬五千石を知行したり、寛永十一年、采女正重次の時あり[illegible]封）庚子の役に、武市式部、長松を守りしが、東軍の大軍赤坂に來るや、八月廿三日の夜、逃れて伊勢の桑名城に退保す、一柳監物進みて長松を取り、東軍の爲めに之を守る。

青野(アヲノ)郷

和名抄、不破郡眞野郷。〇此に眞野と云ふは、青を訛れるならん、謂ゆる青野原の村落にして、今の青墓、赤坂の二村なるべし、別に眞野の地名はなし。

青野村は垂井の東北二十町、青野原の中央とす、今青墓村の大字と爲る　青野の北なる山麓に國分寺の遺蹟あり、今金銀山と號する眞言宗の小寺あり、古の堂宇の礎は、田間に散在すと云ふ、仁和三年火災以後衰へたるならん、三代實錄、仁和三年六月、美濃國司上言、國分寺災、佛堂佛殿、一時成灰燼、願以席田郡定額尼寺、堂宇嚴麗、令修御願、請爲國分寺、許之、此地は府中の東二十町許とす）

伊吹山さしも鳴きつるほととぎす青野が原をすぐや過ぎつる〔夫木〕爲尹

(國分寺址)

青野原(アヲノ)

新撰美濃志云、結城合戰物語に「昔日本開闢の時、あらゆる外道此國を我ものになさむとて、此所に寄來たる、即我朝の伊勢神明を始め、大小の神祇悉く天降らせ、御合戰ありけるに、外道功理を失ひ、手負打死して、血は川の如し、頃は六月半の頃、さしもに青き此野邊も、

紅葉濃く色いず、かやうに惡鬼を退けて、目出度御代の神遊びに、青野赤原となる上は、幾千世迄も靜まりぬべしとて、青野が原と申也」と見えたり、此文意解し難しと雖、古書なれば定めて風土記などの本據の説の殘りたるにてもあるべし、名所方角抄に「青野原は垂井より五町計東なり、此原を過ぐればあふはかの宿也」云々、正徹の草根集に「青野が原に出たれば、國の堺はるかに、南の方はるくと山も見えず、命あらば花にかへらむ夏野の青野がはらをけふは行とも」、雅世卿の富士紀行に「あをのが原を申所を過るとて、艸の葉の青野が原と見えしかで花濃く分る露ぞ寒けき」、堯孝の覽富士記に「青野が原をかすかに、しかのねかすかにきこゆ、所ぞなく青のおはらに青[illegible]らくるもしられぬ妻をうらみて」扶桑略記、百錬抄、吉記等に、承暦三年、源國房と同重宗と合戰し、また義家當國に下り國房を追し事どもを、前太平記といふ僞書に、此青野が原にて大合戰ありしよし、ことくしくかきなし、重宗此原にて討死したりしよししるしたるは、附會にして信じがたし、されども藤川記に「あをのが原を過侍れば、むかしものゝふのありしが、うちじにしたる所とかやいへり、分行ば四方の草木の色も行衛のか原ゝ夏の此ころ」とかかれしは、本據のあることなるべし。

太平記云、（延元元年正月）奥州國司顯家卿は、南朝の官軍として、鎌倉を立て上洛、其勢五十萬騎也、尾張に着ければ、美濃の根尾、徳山より堀口美濃守貞滿千餘騎にて馳加ふ、又將軍尊氏五萬餘騎にて、國司の跡を追て上洛す、濃州へ着ば、土岐彈正少弼頼遠七百餘騎にて馳加る、國司の勢六十萬騎、前で先に將軍を討んとすれば、高、上杉、桃井が勢八萬餘騎、國司を討んと跡に付て追て行く、云云、足利方は評定して宇治勢田の橋を引んと云ふなり、土岐頼遠[illegible]然として耳を傾けるが、抑目前を通る敵を、大勢なればとて、矢の一つをも射ずして、徒に後日の戰に乘らん事を待んとは、自餘の御事は知らず、頼遠に於ては、命を際の一合戰して、義にさらせる屍を、九原の苔に留む可しと、餘義もなく申されければ、諸大將皆理に服して、悉く此義には同じける、去程に奥勢の先陣既に垂井、赤坂邊に着たりけるが、後攻の勢近づきぬと聞にければ、先其敵を退治せよとて、又三手引分して、美濃尾張兩國の間に陣を取る、後攻の勢は小笠原信濃守、芳賀清兵衞入道禪可、二千餘騎にて自貫（ジキ）（羽栗郡印食村）の渡へ馳向ば、奥勢の伊達信夫の兵共、三千餘騎にて、大河を渡てかゝりけるに、芳賀、小笠原散々に懸立られて、殘少に討れにけり、二番に高大和守、三千餘騎にて洲俣川を渡る所に渡も立ず、相模二郎時行五千餘騎にて亂合、半時計戰たるに、大和守が憑切たる兵三百餘人討れにければ、東西に散て引退く、三番に今川五郎入道、三浦新助阿字賀（シカ）（羽栗郡足近郷）に打出て、横合に掛る處を、南部、下山、結城入道一萬餘騎にて亂合、火出る程に戰たり、今川、三浦元來小勢なれば打負て河より東へ引退き、四番に上杉、武田、上野、二萬餘騎を率して青野原に打出でたり、奥勢には新田德壽丸、宇都宮の紀清兩黨、三萬餘騎にて相向ふ、上杉も遂に打負て、五番に桃井播磨守直常、土岐彈正少弼頼遠、副將軍春日少將の扣へたる二萬餘騎が中へ懸て入り、七百餘騎の勢も纔に二十三騎に打成され、土岐は左の目の下より右の口脇迄、鋒先深に切付けられて、長森城へ引籠る、桃井は土岐も打たれたりときゝ、近江を[illegible]、軍兵を以て黒地川を閉め、前には關の藤川を隔て、後には黒地川をあてゝ、其際に陣を取ける、國司、奥州六十萬騎、垂井赤坂青野原に充滿したるが、僅に士卒を引て、伊勢より吉野へは廻りける、さてこそ日來は鬼神の如くに聞えし奥州勢、黒地をだに破得ず、まして後攻の東國勢京都に着なば、恐るゝに足らざる敵なりとぞ、京勢には思劣されける、果せるかな、顯家卿今年五月廿二日、和泉堺安部野にて討死したまひけり。（難太平記云、奥勢三十萬騎にて美濃國に着けるに、當國の守護人土岐彈正少弼頼遠、土岐山よりうち出で、青野原にてもみ合べしと申けるに、明日の合戰一大事とて、海道勢三手に分て、鬮をとられしに、一二三番の鬮を取て、入替々々せらるべしとて、鬮をとられしに、桃井宇津宮勢は一くじ、故殿御國、三浦介は二くじ、吉良三河勢、高刑部は三鬮也、明日一番勢合戰始けるに、桃井宇津宮勢等うち負しかば、赤坂宿の南を杭瀬（クヒセ）河に退けり、故入道殿入替られて、猶敵攻ける杭瀬川の堤の上に、非人の家ありけるにおり居給ひけり、夜に入て雨降しかば、敵重てかゝらぬ先、黒血い味方に加り給べしと、人々申けるを、只是にて明日御方を可待と被仰ければ、米倉八郎右衛門手負ながら有けるが云く、如此をこがましき大將をば見候はずにしかじとて、火を付ければ、力なく此あたりにて黒血に被加けり、桃井申けるは、戰の間互に退かざれば、身を全する事なし、先ずる敵には水ばなにすこし退て、亦味方たて直してかゝるには、敵も退也、努あでにより勝利するを高名ぞと云ける、此事を後に故殿被仰しは、桃井は強からん敵には、幾度も負軍せむずる人なり、人の天命は左樣に故實によりて遁るゝ事不可有、先たゝかなて力なく御方勢時退は習也と被仰し也、さて土岐打出しかば、黒地は京都より切ふさぎて支、海道は御方もみ合しかば、奥勢は伊勢路へ赴きぬ。

青野が原にいきふりたる松の一木たてるを見て

（老之木曾越）　内齋

經てやこし幾夜嵐の松一木なれぞ我身の老の友なる、

新撰美濃志、幣懸（シデカケノマツ）松は青野が原にあり、朱雀天皇の御時、南宮の社に、將門調伏の御祈禱ありしとき、幣をかけしより名木となりしよしいひ傳へ、また盗賊熊坂長範

このわたりに住みて、旅人を惱ひなやましけるが、此松のもとより遠く[illegible]故、[illegible]取[illegible]いふ、また北の内[illegible]、岩、[illegible]、中に[illegible]かくいふ[illegible]寺の號なきをありて、[illegible]の記にも、[illegible]、今はなかりし[illegible]にうたれし處也」としるせり。されど[illegible]いふ者は、すべてたしかなる古書ともにしるしたるものなし、雜々拾遺に[illegible]いふ人のせしるは、[illegible]の事なるべし、遂[illegible]、[illegible]時、[illegible]者が許に宿られしに、其夜盗[illegible]いふ者に、生年九十六歳にて、承安三年、[illegible]いふ盗賊、[illegible]が財を奪ひ取むとせしよししるしたるは、[illegible]ならず、古松は正徳年中大風に倒れて、今のは植繼の松なり。

矢道(ヤミチ)　今青野村の大字とす、青野[illegible]にして、[illegible]村へ[illegible]て大字榎戸(エノド)あり、榎戸に[illegible]清水とて、青[illegible]に[illegible]存す
續[illegible]云、[illegible]平[illegible]入洛時、[illegible]山[illegible]放矢[illegible]之、今[illegible]路[illegible]是[illegible]也（濃陽六歌云、[illegible]出此清水、在榎戸、與青[illegible]間、有一老松、清泉不絶、

青墓(アヲハカ)　今青墓村と云ふ、[illegible]赤坂の間にして、青野原の中[illegible]此村里は古の驛家にて、和名抄、不破[illegible]驛、延喜式、傳馬[illegible]四疋とあるに當るべし、

（青波賀）古書に青波賀にも作る　東鑑に、[illegible]久元年、上洛、於青波賀[illegible]、[illegible]長者大炊[illegible]女等[illegible]、[illegible]六年、下向、今青御于青波賀驛、[illegible]也 なども見ゆ、

（大墓）今俗呼びてオウハカと云ふ、古書にも或は大墓(オホハカ)に作る。
[illegible]りあれは此里人にあふはかのはかなからずぼくも來て見ん（藤川記）

名[illegible]記云、保元物語に美濃國平野平太といふは、内記平太行遠也、其女一人は六條判官爲義の妾と爲り、四子を生む、一人は大炊と云ひ、青墓の驛の長の家を保ち、其男子は[illegible]政遠、保元の亂に討死し、次男平三眞遠、出家して[illegible]玄光と稱し、又平治の亂に死す、男女皆源氏の[illegible]なり（按に、東鑑に頼朝「於青波賀驛、被召出長者大炊息女等、有[illegible]、故左典廐（義朝）御寵[illegible]下向之毎度、令止宿此所給之間、大炊者爲御寵物也、仍被[illegible]之故歟」とありて、平治物語に、義朝[illegible]して青[illegible]に着けるに「長者大炊の[illegible]延壽は、[illegible]御志あさからずして、女子一人おはしまし、夜叉御前とて十歳に[illegible]給し」云々、一本には「夜叉御前は[illegible]捕られしを[illegible]、[illegible]瀬川に身を投げて死しけるを、大炊延壽其屍をば中宮大進の墓にならべて葬れり」と云ふ、中宮大進朝長は、義朝の二男（頼朝の兄）分脈に「母[illegible]女、平治元年[illegible]之[illegible]、於路[illegible]出、不堪行歩、於濃州[illegible]宿、父[illegible]之[illegible]」と曰へり、村の北に[illegible]存す
按に、青墓には[illegible]より出たる名なるべし、村內[illegible]路の北に[illegible]墳一所存す、[illegible]の側に在り、村の東を晝飯(ヒルイ)と云ひ、[illegible]と稱する所[illegible]、[illegible]然たる古墳とす、庚子の役に、東軍の先鋒福島正則の陣營せし所とぞ、此大[illegible]の東南六町許に[illegible]山（[illegible]陣所址）あり、此[illegible]に古墳[illegible]おもはるゝ土饅頭多し。

（晝飯）

赤坂(アカサカ)　今赤坂村と云ふ、[illegible]の東北一里半にして、東山道の一驛とす、美江寺驛に至る東に二里餘、杭瀬川其東を流る。昔は揖斐川の水、神戸(カウド)町の西（安八と揖斐郡堺）を南に流れ、赤坂の東に於て杭瀬川に入りしを以て、水量頗大なり、之を杭瀬渡と云ふ、東山道の要津の一所たり。後世山口呂久(ロク)渡を以て揖斐川を越に、杭瀬は細流僅に小橋を架するのみ。
藤川記云、青野か原昔武士のありしが、討死したる所とかいへり「わけ行けば四方の草木の色もなは青野か原の夏のころ」赤坂をこゆるとて「たたかひの昔の庭もにはさりの赤坂こそておもひ出つつ」、新撰美濃志云、谷七郎[illegible]は、[illegible]の北、[illegible]址、村南に存す、[illegible]六[illegible]代同名の良工とす、また昔の株瀬川の宿と云ふは即赤坂村とす。

兒安神社(コヤス)　赤坂村の北に在り、三代實錄、貞觀十八年[illegible]位[illegible]にて、[illegible]神抄に「こやすの[illegible]、美濃」と收め、當國の名神、[illegible]式部大輔[illegible]成、子安[illegible]に代りて[illegible]せしことを述べたり、[illegible]しげければ[illegible]。

明星輪寺(ミヤウシヤウリンジ)　赤坂[illegible]と稱す、[illegible]「金生山明星輪寺[illegible]光院」といひ、赤坂の北十餘町、金生山の東面に在り、[illegible]也、本堂の側に[illegible]あり、山中は名高き[illegible]石[illegible]出づる所なるが、岩石形状の[illegible]異なるもの亦多し。
同北海先生遊子、當[illegible]閑、　矢橋　[illegible]山
寛元明[illegible]、[illegible]、山[illegible]、
林[illegible]、[illegible]、[illegible]、
赤坂村の西北に[illegible]する一[illegible]なり、西は[illegible]

金生山(キンシヤウ)　山、今川山より伊吹山に[illegible]り、其東端に居るを以て、標高二百餘米突に過ぎず[illegible]、[illegible]低岡を下瞰し、眼界[illegible]。[illegible]に、金生山、東山[illegible]以故山不高、南[illegible]、滿山[illegible]石小石、其中出[illegible]村其[illegible]、不[illegible]之名（寶暦[illegible]云、金生山[illegible]は[illegible]にして赤、白、[illegible]色あり、黑石、白石、黒白石、赤石、[illegible]石、[illegible]石、[illegible]石、花斑石、桃花石、[illegible]石、[illegible]足石、黄金石、[illegible]石、[illegible]埋石、太湖石、九[illegible]石等の名稱あり、多く印材とし、或は各種の器物を造る、世に赤坂石細工と稱す、地學雜志云、金生山は濃尾高地（古生層）の南方に在りて、最著名且[illegible]富なるフズリナ石灰岩の産地なり、此地の石灰岩は甚美なる外觀を有する

も、満山樹茂くして露出至て少し、東側は急に岐阜平野に落ち、西側は地層の傾角北西々に準して、徐々に傾斜す、全山の石灰岩は處に因り種類同じからず、或は結晶して白き者あり、或は粘板状にして灰色を呈し、或は灰土状をなし、或は鐵分を含みて赤色を呈し、或は稜礫岩狀をなす、此石灰岩の厚さは少くも二三百米突に達すべく、其下部は特に化石に富み、結晶質の部分は白くして化石少し。

關原　　　黄石

同宿原頭下馬過、松風如[illegible]大風歇、某丘某阜悉堪印、最見勝軍山色多、

御勝（オカチ）山　赤坂村の西五町、平野に隆起する獨基の岡山なり、東側の[illegible]田より高きこと凡五十米突。其頂に於て南北六十間、東西二三十間許の平坦あり、[illegible]今にしこゝ、[illegible]子の役の陣營址たることを示す、近世の德川公の[illegible]たるを以て、特に貴みて御勝山の名を命じたり。○按に、當代記に、德川公が岡山陣の時、僧徒[illegible]の説を述べたりと云ふは、[illegible]川の本[illegible]ば此にも牽強したる者なれど、當時の實説なるべし、僧徒の方便とや謂はん。曰く「八條村の瑞雲寺申上げるは、御合戰[illegible]利[illegible]に候、傳へ承るは、昔大友の皇子に天武天皇[illegible]給ひ、吉野山を出り[illegible]へ御下向の時、此岡山御本陣也、此所より[illegible]が原へ御出、不破[illegible]において大友と清見原と御合戰なされ、則清見原御[illegible]利にて候、[illegible]杭瀬川、流矢疵、其苦み治し給ふ故に、其名を[illegible]川といふと、風土記にも書申候と、言上仕れば、[illegible]で外御[illegible]被成、岡山はさらば[illegible]山なりとの御諚にて、其後は岡山を勝山とぞ申ける」云々。

安樂（アンラク）寺　勝山の東面に在り、紫雲山と號し、淨土宗也、寺内の法橋印五重塔は、大友皇子の菩提の爲にたてし古塔也といふ、四重目の石[illegible]枚離れて峰に落り、大きさ二尺四方ばかりに見ゆ、寺中の鐘は甚ふるくして、其形世のつねならず、銘に「播州印南郡平津庄、生石権現擁護、願主小川備中入道[illegible]弼玄助、奉行笠原入道金阿、神吉左京亮貞清、大工[illegible]野伊豆守宗友、應永二十六年己亥、八月十二日、年行事永[illegible]」と見えたり、慶長亂の時、人持來りて陣鐘にかけしといふ、はなはだ重き物にして、遠國より來る故にふしぎといふべし、又一說は、此鐘は大谷吉繼の陣中に殘し在しを、關東方へ分捕し、此寺へ寄附せし物なりとぞ。

(弋瀬河)　　(株河)

杭瀬（クヒセ）川　源流は揖斐郡宮地（ミヤヂ）村の山中に出でて、平坦に[illegible]南に折れ、本郡と安八郡の間を流れ、相川を合ひ、養老郡へ入る、源より末流（牧田川の落合）まで凡六里。此川は往時赤坂[illegible]の東に於て、[illegible]川を容れしを以て、大[illegible]頗大なりしと[illegible]、村の[illegible]に[illegible]に帰したるを、[illegible]杭河道狹少、今は[illegible]間の一溝のみ。○杭瀬をた杭瀬、弋瀬に作る、古書杭河不同じ。

砂石[illegible]云、[illegible]の[illegible]山門[illegible]に、[illegible]云[illegible]けり、承久の亂の時、京方にて弋瀬（クヒセ）河のたたかひに、[illegible]云々

[illegible]云、株瀬川は[illegible]東にて、[illegible]と安八郡の[illegible]、昔の流は大[illegible]、[illegible]田[illegible]郡（[illegible]）より出でて、[illegible]川[illegible]、[illegible]の[illegible]より[illegible]かはりて、今は小川となる、安八郡大垣の西に久世川の名のこるも此故也、昔の株瀬川宿といひしは、即赤坂村とす、[illegible]門集に（[illegible]下向の條）「くひせ川といふ所にとまりて、よろ[illegible]ふた見て、夕やみのら[illegible]にもずかない火を水なる月[illegible]かと見る」としるし、吾妻鏡に「[illegible]四年十一月十三日、凡去今年[illegible]、武州[illegible]民[illegible]之餘、美濃國高城西郡、大久禮、以上千餘町之乃貢、[illegible]之儀、[illegible]出左[illegible]門尉、春近兵衛尉等、於當國株（クヒセガハ）河驛、被施行往反浪人等、於[illegible]上下向[illegible]者、勸行程[illegible]數與旅粮、不稱可止往由之族者、預置于此庄園之間百姓、被扶之、云云」と見ゆ、源平盛衰記の太政大臣師長公尾張の井戸田へ下向の條に「みの、國關山にもかかりつゝ、云云、ふはの關やの板ひさし、年へにけりと見えきつゝ、株瀬川にもとまり給ふ」としるし、仁治三年の東[illegible]紀行に「くゐせ川と云所にとまりて、夜更るほどに、川端に立出てみれば、秋の最中の晴天、清き河瀬にうつろひて、照月なみも數見えはかりすみ渡れり、三千里の外の古人の心、遠く思ひやられて、旅のおもひいとどおさへがたくたまゆれば、月のかげに筆を染つゝ、花洛を出て三日、株瀬川に宿して一宵、しばしば[illegible]を[illegible]一千里[illegible]秋三五夜の月にいたきしの、かつがつ[illegible]子にきつゝるついてに、しちぎりを[illegible]の今[illegible]か、る[illegible]の月を見んとは[illegible]と見えたり、何れも[illegible]のよしなり、[illegible]は、覽富士記に「くひ瀬川わたるとて、夕されば霧たちくし河の名のくひせもとめて船やつながむ」藤川記に「株（クヒセ）川といふ所をふねにてわたりて、わたし守ゆきゝにまるくひせ川月のうさぎもよるや待らむ」。○按に、細川[illegible]道の[illegible]之[illegible]にも「[illegible]」とありて、此[illegible]は[illegible]かりしてを流の浮世渡れる」とありて、此[illegible]は[illegible]大[illegible]かりし[illegible]思はる、大垣城に戸田氏入部の後、揖[illegible]川の[illegible]流[illegible]久渡に向け、杭瀬に[illegible]せたりと考へらる[illegible]子[illegible]には、西軍の[illegible]島左近、株瀬に出で[illegible]東[illegible]たり、[illegible]地志に曰く、

杭瀬川は[illegible]年中に河流[illegible]す、俗に傳ふ、昔は赤坂[illegible]より厚見[illegible]加納まで、七里の渡航ありきと、是は往昔河流に堤防の設なく、洪水毎に平野に汎濫したればなり也、

永享四年、雅世卿紀行に（赤坂と中川との間）「長橋と申所を過けるに、あたりの田の面遠く見渡されて」云々と

あるも杭瀬の邊の景狀とす、□株杭を古語にクヒ、又はクヒゼと云ふ、夫木抄に「枯れたてるはじのクヒゼのわかだちに色づくと見し葉さへ散りぬるし」とのす

有寶郷（ウホ）

(字留生)

和名抄、不破郡有寶郷（今字留生村なるべし、御山の南にして、杭瀬川の西に沿ふ

一說、有寶はアラホと訓み、荒尾村なるべしと云ふ、荒尾は即字留生村にして、字留生明神あり、(當國神名帳、不破郡從三位宇留明神) いづれにしても、此地なるべし、此土なるを杭瀬とも云へり　新撰美濃志云、

於濃州內方、所々千九百八十壹貫六百文之事、目錄別紙有之、令扶助之訖、全可領知者也、

天正十四年九月　秀吉

那波和泉水守との

別紙　こえひ、さくら村上下、有里、たる井、大墓、かさけの中荒尾。

今字留生村の福田に、那波正澄の館址存す。

荒尾（アラヲ）

木曾路圖會云、首社は荒尾村に在り、平將門の靈を祭る、字留生祠とも云ふ、昔將門の首を京都にて獄門にかけられし時、其首ぬけて關東へ飛歸らんとするを、南宮の隼人神矢を放ちて射落したまふ、即此に之を祭る。

文部郷（アヤベ）

和名抄、不破郡文部郷、○原書に丈部とあれば、ハセツカベとよむべきに似たれど、今郡內に其名なし、綾戸村綾里村の舊郷名を缺けば、文部の誤りにやとおもはるれば、暫く之を改補す、有寶郷の南、東原郷の東とす

静里（シヅサト）

今静里村と云ふ、長松の東にして、大垣市街と杭瀬川を隔てて相望む、吾境日錄に「寛正三年八月、美濃國中曾禰郷之事、阿野大納言家押妨」云々と、今静里に大字中曾根あり、此歟、

綾野（アヤノ）

今野口村を併せ、綾里村と改む、静里の南にして、杭瀬川、相川は村南に於て相會ふ。此地は本郡の東南隅にあたり、安八郡多藝島村、養老郡小幡村と隣る。

野口（ノグチ）

今綾里村の大字とす、西尾豐後守光教は此村の人とぞ、初め氏家卜全に屬し、織田豐臣二家に奉公し、遂に德川家へ歸す。船田前記に、西尾直教は明應年中の人にて、齋藤家に仕ふ由見ゆ、即光教の祖先なるべし、參州西尾より移住したる歟、光教は揖斐城三萬石を領知し、其子嘉教の時、除封せらる。

養老郡

養老郡（ヤウラウ）

明治二十九年、多藝郡、上石津郡（カミイシヅ）を併せて、養老の新稱を立つ。不破郡の南にして、山嶺を以て近江犬上郡と、伊勢員辨郡とを相限り、東は段海（ダンカイ）川、及び揖斐川を以て安八郡に堺し、南東隅は海津郡に至る、今一町十三村、面積十一方里。

(多藝郡)

本郡は延喜式、和名抄に多藝（タギ）郡にして、後世其西境多良（タラ）谷を高城西（タカキニシ）郡と云へるより、二郡に分裂し、高城西郡更に上石津郡と改む、故に今多藝上石津を併せしは、復古と謂ふべし（和名抄、多藝郡を岐と注し、八郷に分つ、其笠野郷は今安八郡へ入る、近世檢地、養老郡の諸村合四萬石計りならんと云ふ）（多藝、石津（今の海津郡の西偏を云ふ）は本來一郡たり、文德實錄「齊衡二年、美濃國分多藝郡、置石津郡」と曰へり、之より先に、文武紀「大寶二年、從美濃國多藝（タギ）郡民七百十六口、于近江蒲生郡」また元正紀「養老元年、當耆（タギ）郡」聖武紀「天平十二年、當伎（タギ）郡」に作る、仁明紀には「承和五年、奉授美濃國多紀郡、無位久久美□神、從五位下」とも見えたり。

(當耆郡)

古事記に、倭武命の伊吹（イブキ）山より下り伊勢へ還りたまふ路程を錄したる中に、當藝野上（タギノヌノヘ）あり。又萬葉集、天平十二年、聖武帝巡幸の頓宮を、

(當藝野)

田跡（タト）河の瀧を清みか古へゆ宮仕へけむ多藝の野（タギノヌ）の上に、とよめり、此詞章は專ら養老元年、同二年、二度の行幸の事を「いにしへゆ宮仕へけむ」とうたへるにや、又倭武命の故事をもさして歌へるにや、詳ならず、蓋昔、天平の行幸は、白石（シライシ）美泉を賞し給へるなれば、其地所も概推し得れど、倭武命の過ぎ給へるは、後世いづことも定め難し。（一書にこの野上をば、不破郡野上郷に引きあつるは誤れり）

倭建命自居寤（サメヰ）清泉發、到當藝野上之時、詔者、吾心恒念、自虛翔行、然今吾足不得步、成當藝斯形、故號其地、謂當藝也　（同傳云、當藝斯は和名抄、舟具に、柁、正船木也、多伊之」とあるにあたり、今の世にカヂと云ふもの也、多藝斯を多伊之といふは音便なり、但し其形はいかがありけむ、今世と同じかりきや異なりきや定かならず、又其野上といふ野は、養老瀧に近きあたりと聞ゆ、今も此野ありて廣しとぞ）

按に、當藝の地名は本來瀧布のタキより出でしにや、又タギと濁り、おのづから別になりや、稍判然し難し、彼萬葉なる歌に多藝野と清き瀧を二つ言ひわけたれば、本來二語清濁の別ありきや曰ふべき、今もタギ郡を多嶋など全く濁音に唱ふ。○尾張國風土記、元應二年所作註文に「美濃國多岐庄內、貞松名地頭職」云々とあるは、此郡內なるべし、貞松今詳ならず。

上石津郡（カミイシヅ）

(高城西郡)

明治二十九年、養老郡へ併せらる、不破郡の南にして、地形不破郡と相抱擁して一境を成し、其溪谷を多良川と云ふ、此地古の多藝野の西域にして、中世には高城西（タカキニシ）郡と稱す、蓋高城は多藝の訛とす。近世まで土豪高木氏此に居り、土田人民を私有せり、寛文年中、郡界更正の際の事歟、明治維新の後、此地は石津郡

と相接續せざるを以て、上石津の新號を立てらる。面積凡七方里、若宮山脈と鈴鹿山脈（養山三國嶽）の間なる縱谷にして、南は伊勢州員辯郡に至り、北は不破郡の南宮山に至る。

東鑑、寛喜四年十一月、武州（北條泰時）被廻撫民術之餘、美濃國高城西郡、大久禮、以上千餘町之乃貢、被停進濟之儀、於當國株河驛、被施予往反浪人等、云々、按、高城は多藝にして、西郡の稱あれば、當時東郡亦之ありしならん、但大久禮今安八郡上下大僧村あり、然れども多藝の東にあれば、之を西郡と稱するを得ず、東鑑の文、高城西郡及び大久禮の意なるか、而して多藝西部は即今石津村の管内なり。（國郡考）

牧田

（烏頭坂）

今牧田村と云ふ、南宮山の南麓にして、關の藤川、今須の竹之尻川、共に多良川此地に合し、牧田川と名づく。關原驛より牧田（相距る一里に滿たず其間に烏頭坂あり）に出で、養老山下を南に走りて、勢州に赴くを牧田街道と名づく。

關原合戰誌云、慶長五年九月十五日、未の下刻には、本陣已に潰し、西軍悉く敗れければ、諸將士は皆西北なる伊吹山に向ひて逃げ登りしに、獨り島津義弘は西軍諸將の逃走するを見て、大に其卑怯なるを怒り、孤軍進みて東軍の中を馳驅し、直に家康の陣を突かんとせり、陣場野は小關を距る僅に五町、然れども家康の本陣堅固にして近づく能はず、故に其前面を過ぎ、西貝塚に至り、筒井定次の隊を衝破し、更に關の原驛の西に出で、福島正則と戰ひ、突貫して烏頭坂（牧田村）に出つ、勘田より此邊まで凡十七町、此間東軍尾擊止まず、其烏頭坂に至るや、秀秋、直政、忠勝等其兵を以て急に之に迫る、島津豐久苦戰して之に死し、其間隙を得て義弘更に南に走る凡七町許、牧田村字大門に至る、直政、忠吉と追ひ來りて再之に迫る、義弘の臣長壽院盛淳其遁れ難きを知り、自身義弘と稱して戰死し、以て敵を欺き義弘をして遁れしむ、然れ共東軍其義弘にあらざるを知るに及びて、直政は單騎猶進みて義弘を追ひしが、遂に銃傷を負ひて氣絶す、是に於て義弘遂に逃れ去れり、今牧田の路傍關中、薩摩墓と稱する五輪石塔多く存す。（島津主從數人は時山に入り、江州芹川谷へ踰え、疾走して僅に脱去したり）

（牧田）

○明細記云、牧田村は牧田庄と云ふ、此村の川原石多し、里民石間に麥を蒔き、水を引て之れに灌ぐ、冬より春に至り、其ほど豐熟す、若し水涸るれば、麥も亦萎む、黃穗變青芥亦然り、奇異といふべし、吾妻鏡に、寛喜二年六月十六日、美濃國飛脚參り申て云ふ、去九日辰の尅、當國蒔田莊、白雪降云々、牧田街道は中山道關が原宿より別れ、こゝを經て伊勢尾張へ行く道なり、曾丹集にみのゝ中道とよみしは、此道なりといへり。○按に、當國神名帳多藝郡正五位上中山南明神、正六位上中山南明神の二座あり、牧田は南宮山（中山）の南なれば、此に在ること疑なし。

名細記云、大永五年八月、江州の淺井備前守亮政、美濃へ發向、多藝郡、不破郡所々の在家を放火して、菩提山の居城へ打寄せんとする故に、不破河内守、稻葉備中守等五百餘騎、栗原山に馳向ひ待懸しに、亮政如何思ひけん、引退て牧田に陣をぞ取にける、西美濃の諸將此由を革手城へ注進したりければ、土岐頼藝、西美濃の侍長井、日根野、鷲見、野村等を相具し、千七百餘騎栗原山に馳付け、栗原山の西南に出し時、近江勢大橋、三田邑、雨森等四百餘騎、谷間より突て出、頼藝の旗下へ横鑓を入れ相戰ふ處に、月箇瀬、赤尾、大野木を始として五百餘騎、又山蔭より鬨を作り、眞黑に成て旗本に切て掛れは、美濃勢は敗軍に及び、斯て日も既に暮けれは、淺井が勢多藝山を後にして陣を取、其夜明方に江州へ引退く、頼藝は此戰に稻葉備中守通則父子六人討死の樣子、甚感じ賜ひ、通則の末子、十七歳にて禪光崇福寺の喝食にて居たりけるを還俗させ、相續せしむ、後一鐵と稱する是也。

牧田川

不破郡の藤川を源とし、牧田村に於て今須の竹之尻川、幷に多良川を容れ、東南流養老郡に入り、今高田町の北を過ぎ、烏江に於て杭瀬川と相合ふ。本源より此に至り凡六里、（多良川の水源より八里）更に半里舟附に於て、揖斐川へ入る。

市之瀬

今一之瀬村と云ふ、牧田の南に隣り、多良谷の山口にあたる。濃陽志畧云、江州堅田の古鏡銘に「濃州牧田庄市瀬」とある此也、長彦祠あり、按ずるに美乃神名帳に、多藝郡從四位上長彦明神とあり、市瀬古へ多藝郡に隷す、則此祠たる疑ひなし、三代實錄、貞觀十一年授位の長孫神之に同じ。

（笙嶽）

同書又云、笙嶽、在市瀬村東、一名聖嶽、又囁嶽、只從者便耳、數峯巃嵷、其中峯松柏鬱茂、其上四三面巨岩、律屼不可攀躋、東通一徑、惟生茅草、絶頂有二峯、登臨之、則千里一瞬、西望琵琶湖、水色如銀、竹生島在其中、如一盃石、比良、比叡、三上等、又北越諸山、歷々可見也、南俯則伊勢海、滄波涵天、町屋川長流、若也帶、東顧則尾陽金城、映射夕陽、女墻府庫、可指數也、其餘則遠不可極、渺々焉蒼々焉、緣崖谷澗、謂之蛇澗、既而蜿蜒下磯、則抵養老瀑布、世謂此山、爲養老瀑布源者、未曾見之者之說也。○笙が嶽は標高一千餘米突、多度山脈の雄峰にして、古生地層より成る。

建部郷

和名抄、多藝郡建部郷。○今詳ならず、牧田一之瀬などにや、建部は古姓氏號なり、市瀬の長彦神と相因む所あるにやと疑はるれど、未だ其說を得ず。

再考、建部はタギベと訓み、多藝氏の部民の意なりしにやとも疑はれ、又倭武命の名代の民を建部と稱へしなれ

ば、當國同名[illegible]、[illegible]正四位上白鳥明神[illegible]正しく此名代の[illegible]、[illegible]れども、未だ其祠の存否を詳にせず。

佐伯郷（サヘキ）　和名抄、多藝郡佐伯郷。○今詳ならず、佐伯[illegible]、本郡にては多良谷の事にやとおもはるれど、徴證なし。

多良川（タラ）　牧田川の一支源にして、時山の奥、三國嶽、[illegible]牧田川に入る。[illegible]、[illegible]江州犬上郡五僧（作川谷）に出づべし。

多良　多良谷にして、今、時村多良村の二を分る、時は時山に續し、谷の西南の稱を云ふ。（一書に多羅尾（タラチ）に作る）

此谷は近世に[illegible]高木氏[illegible]、禄高三千四百[illegible]、[illegible]に直隷して、交代寄合[illegible]に列せられたり。高木三家[illegible]に高城西郡とある[illegible]同く、[illegible]、此山谷は江東鑑に時、多良山とありて、[illegible]時の條を參考すべし。

（宮）**宮**（ミヤ）　多良村の大字にして、山谷中の首里とす、此に式内多[illegible]神社あり（[illegible]、多藝郡に此社名なきは脱失なり）。[illegible]田より[illegible]凡二里。

時（トキ）　今時村と云ふ、多良の西南にして、多良川の源とす、古昔は專ら時山（トキヤマ）と云ふ、古書には土岐（トキ）、止岐通用したり。[illegible]、此に多良御[illegible]と[illegible]し、東鑑には時多良山と曰ふ。

（時山）

（止岐）文治六年四月、美濃國、時、多良山地頭、玄蕃助藏人仲經、不從御事由、事在關申狀、被下院宣之間、二品所被遣御下文也、又、建久四年九月、御外舅憲寶法眼子、玄蕃助大夫仲經、賜土岐多良庄、依舊好異他也、此仲經の族類詳ならず、頼朝縁故の人とす。

靈山（レイ）　時村[illegible]にして、江州犬上郡界に跨り、靈仙（リヤウセン）[illegible]山と[illegible]、南は[illegible]江三州の交界たる三國山を相望む。

新撰美濃志云、靈山（レイ）は時山の西の方の高山なり、[illegible]、[illegible]多良川と[illegible]る、五[illegible]は[illegible]江州犬上郡五[illegible]出づる山徑を云ふ。

澤田（サハダ）　今養老村へ併せらる、牧田川の東にして、牧田川の[illegible]、養老川の北[illegible]、此に式内[illegible]。久々[illegible]、[illegible]和五年[illegible]位[illegible]也、[illegible]正[illegible]年[illegible]に「東[illegible]、美濃國[illegible]村（サハハタ）[illegible]」の[illegible]即是なり、又同書に「小[illegible]、濃州上方[illegible]」とある上方（ウハカタ）は今養老村の大字とす。

（澤田）

勢至（セイシ）　今[illegible]村と改む、高田町の西とす。新撰美濃志云、勢至は淸子とも書けり、此に昔多藝七坊の一なる椿井山[illegible]勢至[illegible]也、[illegible]に「[illegible]正六年、常[illegible]。濃州[illegible]、致[illegible]、被成御[illegible]、可[illegible]付[illegible]方一云々とあり、（[illegible]道とは、牧田より此[illegible]を經て、[illegible]へ出づる伊[illegible]道を指す）俗に[illegible]ヒトツビと云ふは、白石の千人塚より、程なく[illegible]の日ノ玉（ヒノタマ）[illegible]出でて、勢至、上方（ウハカタ）などの邊を飛行すと也。

（上方）

養老山（ヤウラウ）　多良の東、高田町の西南なる横嶺にして、白石（シライシ）村に屬す、今白石、勢至、五日市等、山下の[illegible]村を合併して、養老と改む、山中には名高き多度瀑布あり。

（白石）

地[illegible]養老山脈と云ふは、濃尾平野の西界にして、鈴鹿山[illegible]平行す、其諸峰北には笙嶽（標高一千三十餘米突）あり、最高峻とす、南には多度山あり、山勢斗絶す、[illegible]其餘勢南に延き、勢州桑名の北郊に至りて盡く、長凡十里。

養老瀧（ヤウラウ）　今養老村大字白石の山中に在り、高田町の西南一里、大垣の西南三里餘。謂ゆる多度の醴泉の地是也

（多度山）

[illegible]布[illegible]並びに古より稱せらるれど、世に往々二者を[illegible]混して相分たず。此山は和名[illegible]國[illegible]の[illegible]にして、[illegible]多田[illegible]と云へること、[illegible]に見えたり、[illegible]養老山[illegible]の[illegible]すべからず。

[illegible]、養老[illegible]、白石村の[illegible]山内に[illegible]、[illegible]山内にて、今[illegible]、白石村[illegible]て、[illegible]大垣より[illegible]二里[illegible]て、[illegible]より三十町許未の方へ入りたる、百戸計りの山村なり。それより[illegible]に至る[illegible]、山[illegible]十町[illegible]、[illegible]古[illegible]に「[illegible]開大、寶[illegible]之不[illegible]、[illegible]人[illegible]にたる、也、まして[illegible]な[illegible]に[illegible]入るな[illegible]、此[illegible]に「[illegible]の御代に、[illegible]いへるものありて、[illegible]に[illegible]として、[illegible]出、これによりて[illegible]人[illegible]に[illegible]、[illegible]とおほせける由」いへるは、[illegible]に見らぬ[illegible]なり、[illegible]縁起は十訓抄（建長四年の書）古今著聞集（建長六年の書）に[illegible]、[illegible]に[illegible]せしなるべし、[illegible]に[illegible]、[illegible]いへるもの[illegible]、[illegible]もと[illegible]十[illegible]、[illegible]によりて作りたるものと見えたるが、かの[illegible]元正帝の[illegible]るを、[illegible]の御時とし、[illegible]、[illegible]とは[illegible]、又[illegible]は[illegible]によりたるか、いづれをか[illegible]し、又新撰美濃志に「源丞内とは元正帝（グエンジヨウダイ）といふ御名を聞あやまり、ゲンシヤウナイとせしものならむか、今考へかたし、縁起には母といひ、十訓抄、著聞集等には父とし、謠曲には父母を謂ふたぐひの違は、究るに及ばずといへども、事實に於ては國史の正しきに從ふべし」といへり、養老神社は土俗菊水天神と稱す、[illegible]神詳ならず、此神社は[illegible]より四町ばかり東の山腹に鎭坐あり、[illegible]社の境内に、菊水（キクスヰ）と稱する泉あり、社のかたへの岩間よ

（菊水）

り湧出て、夏の日も猶あたりいと涼しく澄わたり、清さこゝ物にたとへむやうなく、世に稀なる名水なり、此泉を菊水といふは、いかなる故にて、いつのころ號け始しや、すべて古書に所見なし、養老の謡曲、天正中の註本に、菊水と云ふ事見にたれば、その頃既に此名ありしとは知られたり。○養老寺は瀧谷山元正院と號し、眞宗東派なり、この寺往古は天台宗にて、不動佛を傳來せしが改宗の時[illegible]堂をたて之れを安置す、即いまの不動堂なり、天正年中、豐太閤、進藤[illegible]師紹巴その他の學侶に命じて、[illegible]百首の和歌を作らしめられしが、その中なる養老の歌を、[illegible]の寺主[illegible]法印[illegible]申こひて、當寺に[illegible]附せしを、今に傳へて寺寶とす、其後慶長十二年[illegible]、[illegible]に一株の松をうゑこ[illegible]、今[illegible]千歳樹と[illegible]養老寺より山[illegible]二町[illegible]、[illegible]を過る七町餘にして、東西二十七八丈、南北十六[illegible]の平地あり、そこに[illegible]、こは養老の山ふみする人を憩はせ、又宿しもすべくまうけたる家にて、明[illegible]八箇にてこれを建たりとぞ、[illegible]設け、湯にわかして人に浴さ[illegible]、今は[illegible]たれど、湯の山 稱は猶存せり、此あたり[illegible]の樹木多し、此のころは[illegible]に見まる景色なり、こゝより見わたす気色、三方目にさはるものなく打はれて、美濃の國内は更なり、東の方尾張三河の山々を望み、南は伊勢の海かけて、遥に一眸の下に見えたり。

尾[illegible]、同[illegible]年九月、將軍家(義滿)參宮、十二日山田[illegible]、美濃國[illegible]の勸めにより、養老の瀧を見られ、十六日江州へ歸せらる。

多藝[illegible]泉址 養老山中の養老神社(當國[illegible]郡從四位上養老[illegible]神社)の[illegible]也。その菊水の稱あるは、[illegible]に

菊水は齡を延ばすと云ふにより、養老改元の詔に、此泉の効を述べたまへる旨を體して、かくも名づけたるならん。但此菊水は今之を驗するに、尋常の寒泉にして、[illegible]泉の類にあらずと云ふ、蓋古時の醴泉(即[illegible]物の[illegible]浸入せるもの)變じて尋常の水となれるのみ、泉井[illegible]分を變改するは、世に其例多し。

續紀、靈龜三年十一月癸丑、天皇(倭根子高瑞淨足姫)、臨軒詔曰、朕以今年九月、到美濃國不破行宮、留連數日、因覽當耆郡多度山美泉自盥手面皮膚如滑、亦[illegible]無不[illegible]、在朕之躬甚有其驗、(續紀[illegible]行本甚有を有其に作す今[illegible]本をもつて正す)又就而飮浴之者、或白髮反黑、或頽髮更生、或闇目如明、自餘痼疾咸皆平愈、云云、符瑞書曰、醴泉者美泉、可以養老、蓋水之精也、寔惟美泉、即合大瑞、朕雖庸虛、何違天貺、可大赦天下、改靈龜三年、爲養老元年、云云、美濃國司、及當耆郡司等、加位一階、又復當耆郡來年調庸、餘郡庸、云云、癸巳、授[illegible]濃守從四位下笠朝臣麻呂、從從四位上、介正六位下藤原朝臣[illegible]、從五位下、十二月丁亥、令美濃國、立春[illegible][illegible]醴泉、而貢於京都、爲醴酒也。

十訓抄また古今著聞集に「昔元正天皇の御時、美濃國にまづしくいやしきをのこありけり、老たる父をもちたりけるを、此男山の木草をとりて、其あたひをえて父を養けり、此父朝夕にあながちに酒を愛でほしがりければ、なりひさごといふものをこしにつけて、酒をうる家に[illegible]て、つねに是をこひて父を養ふ、ある時山に入て薪をとらんとするに、苔ふかき石にすべりて、うつぶしにまろびたりけるに、酒の香のしければ、思はずにあやしくて、其の邊を見るに、石の中より水ながれ出る所あり、その色酒に似たりければ、くみてなむるに目出たき酒也、うれしく覺えて、其後日々是を汲て、あくまで父をやしなふ、時にみかど此事を聞召て、靈龜三年九月日、其所へ行幸ありて、叡覽ありけり、是則至孝の故に、天神地祇あはれび其德をあらはすと感せさせ給て、美濃守になされにけり、家ゆたかに成て、いよいよ孝養の心深かりけり、其酒の出る所を、養老の瀧と名づけられけり、」云々

○新撰美濃志云、養老神社は瀧より五町計り東の麓に在り、祭る所は白山の菊理姫なるべし、如是院年代記に、養老元丁巳、美濃國山中醴泉出、飮之白髮變黑、云云、白山權現顯造」とあり、また源丞内が子孫の者、其先[illegible]に七旬ばかりの老翁來り、こゝなる大木の楢に[illegible]り、其中に寶のあるを汝に與ふ、我は白山權現也といふと見て夢さめぬ、昔の如く木に登りて、十二の[illegible]しが、鷲一羽梢に來り、又北の方に飛行しが、赤坂の大旨にて羽根をやすめ、[illegible]殊といふ里に至り、我は白山の[illegible]といひて飛去ぬ、それより加賀の白山にまうでけるに、[illegible]長く養老に[illegible]たれむ、こ[illegible]に心ざしあらむものは、養老に來るべしと告て失給ひぬ、[illegible]に歸りて夜明を見れば、金銀の寶珠となれり、[illegible]山[illegible]白山權現を勸請し、養老寺を建けるよし、[illegible]起、又垣生の[illegible]等にしるしたれど信じがたき[illegible][illegible]はその境內にあり、清[illegible]にして[illegible]に[illegible]なを名水なり、[illegible]に湧出せし美泉は、[illegible]にはあらで、此菊水なるべしといへる」は誤りなるよし、飛驒人田中大秀が養老美泉辨にくはしく論したれば、こゝには省けり。

多藝行宮址 元正天皇行幸の行宮址とす、今[illegible]京[illegible]に白石村に行宮所と云ふ字ありて、此に行宮[illegible]趾なり、元正帝の[illegible]、每年[illegible]に元正帝行幸[illegible]すと曰へり、他書には見えず。

元正紀、靈龜三年九月、甲寅、到美濃國不破行宮、丙辰、幸當耆郡多度山美泉、賜從駕五位已上物、各有差、戊午、免不破當耆二郡今年租、癸亥、還至近江國 養老

二年二月、行幸美濃國醍泉、甲申、從駕百寮同物、己丑、國郡司授位賜祿有差、三月戊戌、車駕自美濃至宮。續紀、天平十二年十一月、己巳、到美濃國當伎郡、十二月癸巳朔、到不破頓宮。

天平十二年、美濃國多藝行宮作歌　　大伴　東人

古へゆ人の言ひ來る老人のをつといふ水ぞ名に負ふ瀧の瀬、

田[illegible]かいにしへゆ宮つかへけむ多藝の野の上に　　大伴　家持

（田跡河）

田[illegible]、今養老川、又白石川と云ひ、末は津屋川と稱し、下流は揖斐川へ注入す。地學雜誌云、養老山は古生層より成り、瀧は石灰の斷層に卽角岩を以て結搆せらる、其しのぶ石と云ふ者も、角岩にして、酸化錳類の岩中に滲入しシノブ草の狀を呈する也。（垣衣草石は其色やや青く、大石を取て之を碎けば、各片每に皆垣衣草に似たる紋理あり）

田後（ト）郷

和名抄、多藝郡田後郷。○今養老村及び上多度村なるべし、養老山は古の多度山にして、田後の遺名は、卽此瀧たること明瞭也、一書に、田後をタジリとよみ、續日本紀の田尻物部の有緣地かと述ぶ、不審。

鷲巣（ワシス）　今上多度村に屬す。白石の東にして、養老川の邊なり、鷲栖玄光は此村人とぞ。平治物語の義朝が野間の內海へ下向の條に「去程に青墓は大炊がもとにおはせしが、かくても有べきならねば、やがて立出給ふ、鎌田を召て海道は宿々通り得がたし、是より內海へ著かばやと思ふは如何と宣へば、鷲栖玄光と申は大炊が弟なり、隱れなき強盜名譽の大剛の者にて候、憑で御覽候へと申せば、可然とて此よしを仰せらるゝに、玄光悦て、云云、小船にて下る、云云、二十九日、尾張國智多郡野間內海へ著給ふ」としるし、同物語の岡崎本に、內記平大夫行遠なり子、俗名は記平武さねとを、出家して玄光法師と申」と見え、吾妻鏡、文治元年十月の條に、「平三蒙道、內記大夫行遠子息」云云、（新撰美濃志）今按に、玄光は青墓の長者の一族なれば、之を強盜とあるは疑ふべし、強者（ツハモノ）の誤なるべし。

有田（ウタ）郷

和名抄、多藝郡有田郷。○今日吉（ヒヨシ）村、小幡村是なり、牧田の東にして、不破郡栗原郷の南とす、大字有田存す。此邊を中世安久庄とも云へりき、日吉に大字安久（ヤスヒサ）存す、又大字中村あり。平治物語に「建久三年、[illegible]守康が鎌倉殿へ參り、多記庄半分を給はりたる由を申ければ、上中村と云所を賜はる」云々、亦此也。

（安久）

橋爪（ハシツメ）　今日吉村の大字とす、舊名篠塚とぞ。○新撰美濃志云、昔此地牧田川の橋本の里なれば、此名ありしならん、篠塚明神社あり、新六帖の逍遙院の歌に、

神もさぞふりくる雨は篠塚やうまやの鈴の小夜ふかき聲」とあるは此なるべし、一說高田町はもと名篠[illegible]

（篠塚）

小幡（ヲバタ）　近[illegible]（イヒタ）、江月等を併せ、小幡村と云ふ、小幡は本此地の通し名也、多藝村の東とす。北は不破郡に接して、段海（タンカイ）川の西とす、段海とは相川（不破郡）と杭瀬川（安八郡）の合流を云ふ。段海川の東は多藝島村と云ひ、安八郡に屬すれど、近世は本郡の管內たりしこともあり。

物部（モノノベ）郷

和名抄、多藝郡物部郷。○今多藝村なるべし、續紀「寶龜八年、多藝郡人、賜姓物部多藝宿禰」とあるは、蓋此在名を負へるにて、此地に今多伎神社存す、其氏神とす。

大墳（オホツカ）　今多藝村と改む、有田（ウタ）郷の南にして、牧田川の過ぎず、（高田町の北）舊多藝庄の總社あり、三宮護法菩薩と云ひ、卽式內の多伎神社也。（當國帳に從五位下多伎明神）大墳城と云ふは、今の菲福寺の境內是なり、九茂氏の據れる所とす、[illegible]紀に「[illegible]四月、[illegible]、[illegible]分一騎入[illegible]、[illegible]里、[illegible]村、九茂氏[illegible]」とあれば、此[illegible]庄を押領したる也、[illegible]、光茂三[illegible]入[illegible]此を去り、安八郡[illegible]に[illegible]、[illegible]に退[illegible]、常[illegible]に、九茂[illegible]子、[illegible]公して、[illegible]に居りしことあり、

常福寺（シャウフク）　大[illegible]、[illegible]宗。[illegible]、九[illegible]存す、此寺に[illegible]、[illegible]止したる[illegible]、[illegible]にも記せり、[illegible]にて、山[illegible]し和[illegible]、遠人[illegible]、[illegible]と云ふ、一年[illegible]中、に見ぬところこしの[illegible]「[illegible]秋、夜の月」[illegible]みけるが、[illegible]ぞけられ、こゝにおすらへしとぞ、[illegible]草には「內海へ流人の[illegible]時、[illegible]月、四ッの[illegible]りかたきしるしにや雲のうへまでのぼる白波、とよみて左[illegible]せられしよし」し[illegible]、[illegible]して「草[illegible]くに[illegible]ならば[illegible]、[illegible]れ、」とよみければ[illegible]、[illegible]す、などさめ草は[illegible]の旅行の日記なるべければ、[illegible]須まで來りしよしのみしるして、こゝにとゞまり[illegible]は見えず、定めて[illegible]、此所へ[illegible]し事はおぼきたる物なるべし、[illegible]に[illegible]せあまり五の年、秋七月十六日、これを書ことしたなり、かく計なぐさめ草の種よりもいかでさくらむ物おもひの花、[illegible]」としるせり。（新撰美濃志）

金屋（カナヤ）　今多藝村の大字とす、神祇志料云、金屋に式內御井神社、（當國帳從五位下御井明神）あり、其舊址は金屋の東七町許に存じ、四百五十坪あり、其水旱魃にも涸るることなく、水田を潤す。

直江（ナホヱ）　今多藝村の大字とす。新撰美濃志云、天正十二年五

月、秀吉公竹鼻より多藝へ馬をよせられ、直江村を要害として、九毛三郎兵衞に其邊の仕置を仰付らるる事、大閤記に見ゆ、横山山城守長知は此村の人とぞ、前田利家に仕へ、加賀に於て役筒の家老と爲る、又此村に志津鍛冶の宅址あり、直江六郎兼俊、(兼氏の二男)暦應の頃此に居る、其族に兼友、兼信などありて、之を直江志津の劍工とす。

高田(タカダ)　今高田町、人口四千二百、牧田川の南岸にして、養老山下の市巷なり、大垣へ二里半、舊名島田(シマダ)村と呼びしを、近時その市坊を高田と云ひしに因り改定す、本郡の治所とす。

(島田)

烏江(カラスエ)　今高田町に管内とす、高田の東なる村里にして、牧田川此にて段海川(杭瀬川相川の合流)を併す、或は歴末に作る。

益田岐阜路記云、牧田の東に高田と云ふ所あり、其原に歴末と云ふ村あり、是れ大垣の南也、歴末より河船に乗り桑名へ行く也、京都の商人などは、荷物を江戸へ下すに多くは此道を通はすと云ふ(烏江より桑名まで舟航凡九里)○一書に、高田を聖武紀に見ゆる高田寺の地と云へど、今採らず、又此地は和名抄何郷の屬域にや、田後郷、もしくは物部郷の中なりけん。

(歴末)

富士郷(フツチ)　和名抄、多藝郡富上郷。○濃陽志略頭註に、栗笠(クリカサ)村に福地大明神あり、此邊を福地と曰ひしにや、倭名抄の富上は富士の誤なるべしと述ぶ、此説によれば、今の笠郷村、廣幡村等にあたるべし。

(栗笠)

船附(フナツキ)　又舟附に作る、今栗笠、下笠(シモカサ)等を併せ笠郷(カサガウ)村と改む、多藝島を笠野郷と云ひ、此を下笠郷とも云ひしにや。船附は揖斐川の西岸にして、牧田川、杭瀬川等の水此にて會合ふ、舟様上下の便利多し。

新撰美濃志云、舟附村は西美濃より桑名及び熱田などへ通ふ、商船の往来つねに絶ゆる事なし、昔平治の亂に、源義朝の内海へ通られしも、此船路なり、異本の平治物語、義朝青墓を出て野間の内海へ下向の條に「株瀬川を下しけるを折戸(ヲリト)に關すゑて下る船を搜す」云云としるせし折戸は、其地うせて知る人なければ、此邊必其舊跡なるべし、其關を居ゑ川船を改むるに、こゝより便りよき地はなく、又船着といふ村名の今に殘れるもその證なり、さらば源平盛衰記の播磨室山合戰の條に「備前守行家、云云、三十餘騎を相具して、云云、美濃の國の住人、折戸六郎重行をはじめとして」云云、としるせし重行は此わたりの人なるべし。

(下笠)

(折戸)

大野(オホノ)　今笠郷村の大字とす、一書に、此を古書に多藝野と日へる地と說けるは、採るべからず、通路の地にあらねば、古書の輙にあはず、當國帳、多藝郡大滑(オホヌ)神社あり、滑沼同訓なれば、オホヌと云へるが、後世大野に訛れるならん、此地の南に上池、下池の二沼澤あるは、謂ゆる大滑りのものとす。

(大滑)

飯之木(ハンノキ)　今岩道(イハミチ)、大跡(オホアト)などと合せ、廣幡村と改む、下笠の西にて、養老村の東とす。

新撰美濃志云、榛木(ハリノキ)を俗にはんの木といふ、此あたりも榛原(ハリハラ)にて有しなるべし、土岐系圖にのせし、貞治五年八月三日、將軍義詮より土岐下野入道頼高へ賜はりし證狀に、美濃國多藝内春木(ハルノキ)郷とあるはこゝの事なり、鈴屋集に「田中の道麻呂みまかりて、尾張なごやの靈岳院といふ寺のうちに、年ごろ住ける跡に、石ふみたてむとするに、此老翁は美濃國多藝郡の榛木村の人にて、やがてはりの木のをちとなむ名のりける、故なお此跡のしるしにも、榛の木をうゑたりける」云々。

(春木)

下池(シモ)　本郡の南偏に在り、方十餘町、津屋の東、下笠の南にして、東は丘陵を以て揖斐川と相隔離す、池水は西南津屋(ツヤ)川(養老瀧の末)と相通し、駒野に至り揖斐川へ入る。下池の北に上池とて小昇湖あり、是等は地近世多く水田に開きたれど、往時は猶廣き大沼澤なりけん。

根古地(ネコチ)　今大巻、大場など、下池の東北岸の諸村を併せ、池邊と改む。○新撰美濃志云、根古地は又猫地に作る、本州加茂郡の犬地、尾州海西郡の狐地などと同く、其獸の主継せし地のよしにきこゆ、百練抄に「久安六年、京内訛言、近江美濃兩國山内、有奇獸、夜陰群入村閭、食損児童、俗稱之猫狛、此事見小野宮右府記、俗言不違也」とあるは、徒然草にいへる愚俗の怖るる猫又と云ふものならん、今此猫地に附會せんも一興なるべし。

津屋(ツヤ)　今志津、船見、若宮を併せて下多度(シモタド)村と改稱す、養老山脈の東麓、高田の南二里、海津郡界に接す、津屋川とは、養老山の末にして、下池の水と相通じ、南流して揖斐川へ入る、長三里。

志津(シヅ)　今下多度村の大字とす、津屋の南にして、海津郡界に臨み、東は下池に對ふ。○鍛冶譜に「濃州多藝志津住人、兼氏、志津三郎兼氏、後來相州、爲正宗弟子、能作寶刀、備之志津鍛一云、、兼氏は又包氏に作り、天應の比、和州手動木より此地に來れりと、其寓居の地をば、鍛冶屋敷と呼びしが、慶安三年の洪水に、山崩れて今は跡なし、兼氏の作は世に上々、評定せられ、直黄金百枚と曰へり「聞細記新撰志」兼氏の子孫流裔は、謂ゆる關鍛冶是也。

垂穗郷(タルホ)　和名抄、多藝郡垂穗郷、高山寺本乘穗に作る。○垂と訓は俗字通用したり、訓は有有の義より、アリチアリとも假借したる歟、今津屋の北、上多度村に大字有尾(アリヲ)あり、然れども明白に辨證し難ければ、暫く其疑を錄するのみ。

(有尾)

海津郡

海津郡

明治二十九年、下石津、海西の二郡を合せて海津の新號を立つ、養老郡の南にして、伊勢美濃の間に插入す、即西は山嶺を以て相限り、東は河水を以て相限り、其域内は二分して駒野、太田の山崖と、高須輪中の沮洳に屬す、今二町七村、治所は高須に在り。本郡の全地卑濕、合四萬石計ならん。

下石津郡

明治二十九年廢して海西郡へ併せ、海津郡と改む、養老郡の南にして、揖斐川の西岸に沿ひ、西は美濃山脈を以て伊勢桑名郡と相限り、南は伊勢桑名郡の地とす、東は舊尾州の海西郡と木曾川を以て相限りしが、後に其河道變じて、東方に遷轉したるを以て、木曾川西岸なる海西郡の地は、本郡と畛域を分たず、遂に合同して一郡治に歸することとなりぬ。

(石津郡)

下石津郡は古の石津郡にして、和名抄伊之津と注し、四郷に分てる地なり。近世高城西郷の多芸谷、時山をも誤り石津郡の管内と稱し、明治維新後に至り、多芸谷を上石津と云ひ、本郡に下字を冠らしめ相分つこととす。而も彼上石津は養老山の西北に居り、此下石津の養老山の東南に居るもの、其地形全く別區を成して、相接屬せず。○文德實錄「齊衡二年、分美濃國多藝武義兩郡、置石津郡上二郡」と、この古郡四郷の地、今面積凡三方里半。

山崎郷

和名抄、石津郡山崎郷。○今城山村是なり、大字山崎存す、郡の西北隅にして、養老山脈の麓とす、東南して津屋川、揖斐川の水流に對す、西美濃より伊勢に通ふ牧田街道は、本郷の駒野を經由す。

駒野

今城山村と云ふ、高田の南二里、高須町は揖斐川を隔てて其西に居り。城山と名つくる一丘あり、天正慶長の比の砦址とす。○新撰美濃志云、駒野城は東北に揖斐川、津屋川を帶び、西南は山溪嶮く、沼田深くして殊に要害よし、天正十一年正月、秀吉公江州より伊勢へ發向の時、駒野城主高木彦左衞門、故信長の厚恩を思ひ、秀吉の命に從はず、秀吉の先手、津屋村より前谷坂大谷河原へ押出し攻め掛りしも、防戰し難く、其まゝに桑名表へ押入る、其後高木も秀吉公の威勢に敵し難しと知りければ、身を隱しぬ、慶長五年の大亂には、西軍桑名大垣の間の要害として、駒野に據へられ、高野越中守之に據る、九月十三日、今尾の市橋下總守、駒野に押寄せ一戰を試みんとしけるに、伊勢路より浮田秀家、毛利秀元等の人數四萬餘、太田河戸へかかり來りければ、市橋も出でかねたり、十四日、駒野城引拂ひ、高野の勢は大垣へ退保す。

河戸

今城山村の大字とす、上野河戸と稱す、古の郡家にてコホドと云へるが訛れるならん、本州の諸郡に傍例多し。板坂卜齋覺書に「慶長五年十四日、家康公赤坂へ着御、伊勢の内カウヅコマと云ふ所に、長束大藏大輔、龍造寺二備陣を取、旗手幟に見ゆる」とある即此とす。

(郡戸)

名古屋、大須寳生院の大日經疏釋見聞の奥書に「美州郡戸庄、馬澤寺住、釋沙門淨律房能賢、十九、于時嘉曆四年、歳次己巳」云々とあり、郡戸即河戸の舊書とす、馬澤今地名にのこる。

菩提山

河戸の西嶺にして、駒野の飯盛山と并ぶ、養老山脈の一峰とす、山中に昔僧院ありしが、荒廢しけるを、承應三年高須の領主、小笠原土佐守貞信之を再興し、改めて寒窓寺と云ひ、臨濟宗に屬せしむ。元祿中に至り、高須の領主德川義行、別に山中の舊址を修理せしめ、之を行基寺と云ひ、淨土宗に屬せしむ、寶永六年に成就す。新撰志云、行基寺の寄附の證狀左のことし「濃州石津郡上野河戸村、菩提山境内之覺、一西は風呂屋谷を限り、東は市之木谷迄、北は鴨尾嶮を限り、南は菩提谷迄、山境、右谷之峰通は境石を可限、右菩提山は行基菩薩入定の舊地、依之要行山圓心寺再興之望有之、境内右書記之通可建立候間、永不可有相違者也、元祿十五年壬午十一月、要行山圓心寺性譽上人」、每年[illegible]月朔日より八日迄[illegible]まつりと名つけて、遠近[illegible]參詣[illegible]多く、諸賣物を持來りて市をなし、夥しき賑合なり、本堂は六間四面といふ、行基の作の石佛の阿彌陀、其他の二十五菩薩あり、開山行基堂、行基上人御影堂、[illegible]及[illegible]廣く、[illegible]も四字ありて、高須侯崇敬[illegible]字もあり。

櫻樹郷

和名抄、石津郡櫻樹郷。(今詳ならず、山[illegible]は)郷の南なる石津村にあたるごとし、クラギと訓む歟、他に例なき地名とす。

太田

今中島、松山、境など相合せ、石津村と改め、桑名、多度山の東北麓にあたり、揖斐川を前にす、南は直に桑名郡香取に至る。揖斐川は太田以南に於て、津[illegible]殊に渟瀦して、大江の狀を成す、太田川と云ふ、太田の中島の地より、桑名郡香取村に向ひ、一條の古川跡あり、何の世にや、揖斐川の分派したるならん、或は云ふ、此河道は舊揖斐川の本流なりしが、近世[illegible]にして木曾川と相逼ることとなれりと。

太田の城址は、中島の山に在り、原隱岐守長頼(一作高豐)慶長の比、三萬石を領し此に居れり、世子の時に、西軍に應じ敗亡す。管窺武鑑に「東方の福島[illegible]太田長島に居城するを押へて、原隱岐守太田の城に在、其家卜全の居城と云ふも太田の北、安江に存す」(明細記、新撰志)信長記云、天龜二年五月十日、信長公長島一揆を討たん爲め發向し玉ふ、西美濃多藝山の麓に付て働く人々には、柴田勝家、市橋九郎左衞門、氏家常陸介、飯沼勘平等を宗徒の士として、其勢二萬餘也、信長は津島口に御馬を立玉ひ、多藝口の勢も在々燒拂て引取可申旨、十二日寅刻に仰遣さる、之に依て氏家卜全は柴田を待受退べきとて、勢州下鹿取村に陣を取居たりけるに、長島

邊の一揆起て、勝家が馬印の五幣を奪取り、亦太田川の兩岸に長島近邊の海賊共、早船を五六十艘推立、五月雨は甚しく、其邊の在々は皆滄海の如くなれば、船に乗りつゝおりつ自由を得し一揆等、彌差加て太田郷に陣取て居たりける、是に依て小稻葉に居たる太田甚兵衞も、引きを捨て強きに附き謀反しければ、太田村、駒野村近邊の一揆も、猶一起して、遂に卜全は討れにけり。

物部郷（モノヽベ）　和名抄、石津郡建部郷。○本書に建部とあるは、物部の誤なるべし、隣郡多藝に物部郷建部の二地あるがために、錯亂したるごとし。今高須町是なり、其大字馬目（ウマノベ）は物部の轉訛とす。當國神名帳、石津郡正六位上物部神、神明神とあるは此郷内の社たり。

高須（タカス）　今高須町と云ふ、人口五千、然れども全く江村にして、其市街は七百戸許とす。舊尾州殿の分家、攝津守殿の陣屋ありて、三萬石の支配高なりければ、樵貴い食邑なれば、其名著る、大垣の南五里、名古屋の西八里。

方今高須輪中と云ふは、木曾、長良、大榑、揖斐の四水に圍まるる一洲にして、輪中は今二町五村に分ち、濃尾平野に於て最肥沃の田野と稱せらるゝも、地極めて低窪にして、四周圍むに大河を以てするのみならず、堤防の中に又溜江藻ありて、雨を受ふること特に深し、一朝霖雨至れば、萬頃の田野變じて滄海に化し、而も一秋に登る、十年、償を償ふと曰へり。○高須舊記に、高須は昔稻荷社の邊に、稻荷社ありて、其地洲山を成して稍高かりしかば、此名起る、領主は大永年中、尾州津島の四家七黨の隨一、大橋某より世を累ねて、天文天正の頃まで相續せりと云ふも、詳ならず。慶長中には、高木十郎左衞門盛兼の食邑たり、城郭を構へて之に居りしが、庚子の亂に西軍に與し、德永壽昌に攻められて落城す。（下野國志に、宇都宮氏の氏家市國は、曆應元年、章氏の数

昔を賜り、石津郡高須郷へ入部すとあるは信じ難し）

高須城址（タカス）　慶長五年の亂に、松木の邑千德永壽昌（式部卿法印俗名昌時）高須を取り、仍て之を賜はり、知行地五萬八千石と爲り、高須の故砦を修築す。十六年、其子左馬助昌重相續しけりしが、寛永五年、昌重大坂城重修の役を課せられ、怠慢の罪を以て除封、稻葉丹波守正勝代りて入部せしが、幾年ならずして、相州小田原へ移り、寛永十七年、小笠原土佐守良信、下總國古河より入部、封二萬三千石。元祿四年、小笠原氏越前國勝山へ移り、城主中絶。（封土は公料となる）元祿十三年、尾州大納言光友公の二男、松平攝津守義行君の食邑と爲り、封土三萬石、城郭の修理完からず、故に館舍を置くのみ、城主の號なしと雖、累代四位少將を極官とし、貴介の家たりき。義行の後、嗣子或は絶ゆれば、本家尾州より入繼し、本家嗣絶ゆれば、高須より入繼したり、又水戸中納言治保の子義和入繼し、其子義建、其諸子慶勝は尾州家を繼ぎ、容保は會津家を嗣ぎ、定敬は桑名城主の後を承け、三人共に戊辰の變亂にあたれり。

新撰志云、高須天神棟銘に「奉新造立天滿大自在天神御社一宇、右意趣者、某生國江州蒲生郡伊庭庄住人也、然依此所在當知行、子孫代代後記、然神慮、社頭其外、拜殿以下新造立、天滿大自在天神請券、願者現當二世之悉地令成就、仍如件、慶長九年九月、德永式部卿法印壽昌」とあり、されば此社は當國帳石津郡從四位下東天神（日本紀畧、延喜十一年授美乃國東天神、從五位下）とある古祠にはあらずや。又云、名古屋、大須寶生院所藏の釋摩訶衍論卷第一の奥書に「嘉曆四年己巳二月十五日、於美州石津郡郡戸庄高須寺、令書寫了、右筆尾州越中房能金」と見えたり、高須といふ名のふるきを知るべし、今河戸庄といふは郡戸の轉せしたるなるべし、分脈系譜に、美濃守源光衡を、土岐右衞門藏人郡戸（コホリト）判官代と號し、よししるせるは、此地名を名のりしなるべし。

内記（ナイキ）　今高須町の大字とす、市街の東南にして、大江川の畔とす。平治物語、義朝の幼子斬られの條「内記平太まさきを申は、美濃國住人内記平大夫ゆきとをが子、青墓の大炊が弟也」云云としるし、吾妻鏡の建久元年の條に「内記平太政遠、保元逆亂時、被誅乙若以下、同舍弟等云云、内記大夫行遠子息」云云と見えたり、六條判官爲義妾は平太政遠が姉なり、神皇正統錄「于時三十七歳、是美乃國住人、内記平大夫行遠之女、青墓長者大炊之姉也」としるし、此政遠此村人なれば、内記と稱せし也。

大庭郷（オホバ）　和名抄、石津郡大庭郷。○今詳ならず、もしくは西江村などにや、西江とは高須の南の安田、帆引、宮地、稻山等を併せたる新號也、大庭は大三輪に通ひ、宮地の野々宮は大三輪神ならんと云へる一説に合ふが如し。

宮地（ミヤヂ）　新撰志云、此地の野々宮（ノノミヤ）八幡は、沼田の中に在れど、洪水に時浚されず、尾州中島郡にも宮地村ありて、大三輪神社座せば、此も舊社なるべし。○按に、當國帳石津郡二十二社と云ひ、十三社の名を擧げ、九社を略す、若し大三輪神の名も見えざるか。

大江川（オホエ）　高須輪中の惡水吐にして、本來は長良川の分流の舊河道なりとも云ふ、即舊石津郡と舊海西郡の堺線にして、天正以前の濃尾の州堺とす。蓋古の木曾川（尾張川）の跡とす、故に大江と呼ぶ、今長三里許の渠を成し、内記村の南は渠水稍大にして、左右に沼池多く、極めて卑濕の田野とす。○新撰志云、大江川は俗に百八里江（ヒヤクヤサト）といふ、高須の北、野寺、幡長の邊より出で、其左右の村里昔百八里と云ひ、極めて磽饒の田なりしが、近世濕地蕪野となり、蘆葦のみ生ひ茂る。

（百八里江）

海西郡（カイサイ）　明治二十九年廢して下石津郡に併せ、海津郡の號を立つ、高須輪中の東側の地なり。然れども其郡域中の數村は、安八郡及び桑名郡（伊勢）の管内なりき。

此地は木曾川并に長良川の間に當り、古より洪水漲溢の災を被りし所とす、昔時尾張國に屬し、中島海西の二郡に分隷したる者歟。天正の末年に至り、木曾川の幹流全く東遷して、中島郡の地を貫通し、長良川墨俣川松木の東に於て木曾川に合流したるより、形勢又變じ、この木曾川の新流を以て、濃尾の州界と更定せられ、木曾川以西の數村を濃州へ折入せしめ、海西郡の稱を立てらる、地二方里に滿たず。

福江（フクエ）　今金廻、高須新田、油島新田等と併せ、大江村と改む、大江川の東にして、高須輪中の島尻とす、高須の南二里。

濃南治水策紛々、只要浚汁歸一新、試取峻堤除却去、須流注處是河身。　小原鐵心

油島（アブラシマ）　高須輪中の極南にして、勢州の長島と相望み、其間に一堤あり、長半里、木曾衣非（エビ）の二水の混流を制止す、俗に千本松と云ふ。五鈴遺響云、油島村は離て衣非川の東岸にあり、桑名郡と懸絶す、古昔公領なり、今桑名領となり、本郡に屬す、本邑の河中に六百間の堤を築て、木曾川白石川の分流を防禦す、延享中鹿兒島の松平薩摩守台命に據て所築なりき、旗納八幡宮は同處にあり、昔平治元年、左馬頭源義朝、美濃より知多の野間の内海へ潜行いしとき、此地を經て軍旗を此神に奉納したる事蹟を傳ふ。

油島のシメ切は木曾川治水の上に於て、著顯なる一事とす、其用意は專揖斐川の流末が、木曾川に支へらるゝを避ひ、二水各自に海に入らしめしに在り、然れども此シメ切に依り、二水の航路の全く阻絶するを慮り、洗堰（アラヒゼキ）の南方に切戸をのこして、航通の路と爲す、近時更に修理を加へ、長塘六百間、其幅十六間、洗堰石垣凡百間、[illegible]木曾川と長良川の混流を制止し、長良、揖斐の二流を油島の南に合一せしむる計畫ありと云ふ。治水汎論云、延享年間、幕府より油島締切工事を島津家に課す、稱して手傳普請と云ひ、木曾長良と揖斐との會流を制止す、大河合湊の中流を締切るは、頗難事なりければ、石船を沈め巨材を積し、力を盡して之を成す、而も經費三十萬兩の多きに及び、掛員は仕拂不分明の嫌疑を被り、四十六人切腹して其責を引きたり。（油島締切に從事せる薩摩藩士の墓所は桑名の寺院に存す）

日原（ヒハラ）　今大和田（オワタ）、秋江（アキエ）などと合せ、東江村と云ふ、大江川の東にして、福江の北とす。秋江は神鳳抄、尾張國秋吉御厨とある神封にして、此邊を近世まで秋江庄と號したり、大須眞福寺の古簡に「寛正七年秋江源三郎、同文明十二年、秋江左近藏人信家、同十四年、秋江左京亮甚家」などあるも、皆此を本居とす。（尾張志）

（秋江）

鹿野（カノ）　今松之木、成戸等と併せ、吉里村と改む、日原の北高須の東にして、木曾の西岸とす、長良川北より來り、此にて木曾川に會ふ、吉里（ヨシサト）とは此邊の總稱名なりとも云ふ。

（吉里）

新撰志云、康正二年造内引附に「山下孫三郎殿、尾州賀野東方段錢」と見ゆ、尾張の妙興寺にある、貞治六年寄進狀に「尾張國中島郡賀野御厨」としるしたる舊地なり源平盛衰記に西光法師が子息、加賀守師高、左衛門尉師平、右衛門尉師親兄弟三人をば、山門の訴狀に依て尾張の國へ流されたりけるが、當國井戸田と云所に有りけるを、追討のために武士を差下さる、師高が母是を聞き急ぎ人を下して斯と告げたり、師高あはてまよひて、彼此所をにげ出て、同じ國かのと云所に忍び居たりけるを、討手の使下向して、小熊郡司惟長、河室判官代のりとも等を相具して、[illegible]にて戰ふ、師高[illegible]兄弟三人、思ひ切てふるまひけれども、ついにかなはずこれなが等に誅せられけり」と見えたるかの[illegible]、るべし。

（賀野）

松之木（マツノキ）　今吉里（ヨシサト）村と改む、高須の東一里、慶長年中の[illegible]めに、江州の武士[illegible]永法印[illegible]、豐臣氏に仕へ、此[illegible]たりしが、後高須城主と爲る、當時二萬餘石の[illegible]き。

尾州[illegible]寺文書、貞治二年閏正月の沽却狀に「尾[illegible]島郡田地事（中略）一所三段、在大日前、一所一段小、在所松岐、又柳坪」とある松岐は此にやとも[illegible]田後記に「明應丙辰、戎始四千人、次千[illegible]手、頭[illegible]、濟松樹、投尾之津島」とあり、其無首（カシラナシ）に注して「[illegible]源名之」とあるは大江川の形狀に符合し、松樹にも東名と注したれば、松樹渡は木曾川たること明白とす。

高田郷（タカダ）　和名抄、安八郡高田郷。○今の今尾村なるべし、大字高田存し、近年まで高須輪中に在りながら、安八郡の管内なりしは、舊慣の遺習にや、木曾川の[illegible]轉に因り、安八、中島、石津、海西の四郡の地、後世一輪中に入ることとなれる也。（之に因りて推ふに、古の木曾川は墨俣の邊にて長良川を容れ、安八郡と中島郡の間を西南へ流れ、楡俣の邊より高須輪中の中心へ向けて下り、大江川の筋を貫通したりと知らる、其比は今の東戸川、即大榑川はなしと知るべし）

聖武紀、天平勝寶七年、前監物主典、高田毗登足人之祖父、當任美濃國主稻屬、壬申兵亂、以私馬奉乘駕、幸美濃國、天武天皇嘉之、賜封戸、傳于子孫、至是坐誣告高田寺僧、下獄奪封。○按に此高田の足人の賜はりし封戸は、即此高田郷なるべし、其高田寺と云ふは今詳ならず、夙に亡びしならん。又東鑑に「文治六年、美濃國大九、菊松、高田郷等地頭、對捍乃貢事、（中略）高田郷地頭保房

等、如私領知行、不致所當以下勤」と見ゆ、此高田又此鄕。

今尾（イマヲ） 今に今尾町、人口六千、高須の北に隣れり、其市巷は七百戸許、其實一江村のみ。揖斐川の東岸にして長良川の分渠車戸（クルマド）川東より來り、此にて揖斐川へ入る。今尾は舊今毛（イマモ）に作り、齋藤國主の頃、中島某四代が間此に居城す。天正十五年より市橋下總守長勝の邑と爲り、長勝二萬石を知行し、庚子の亂に東軍に應す、慶長十三年、伯耆國八橋郡へ移封、城主中絶す。元和五年、尾州敬公（德川義直）入部の時、竹腰山城守正信は公の傅たり、食邑三萬石を今尾に賜はり、附家老と云ふ、之より世館舍ありて、明治新維に至る。

(今尾城址)

脇田（ワキダ） 今今尾の大字と爲る、曆應四年、攝津掃部頭調秀の讓狀に「惣領、能直分、美濃國脇田鄕一色、三井、大幡、築瀨、大島」云々とあるは、脇田鄕一色即此なるべし。新撰志云、脇田村の源頼光塚と云ふは、五尺四方計の切石の上に、五輪塔（石造）を安置す、高九尺、其地域四五百歩許、（この大石塔の左右後の三方に、小卵塔其數凡百許二列に排置す、其作は中世時代の物なるも、頗宏壯とすべし、但し其源頼光の塚と云ふことは疑ふべし）抑頼光の美濃國司に任ぜられ下向したる事は、赤染衛門集に「あまつゝと云所にとまる、その夜風いたうふき、雨いみしうふりて、もらぬ所なし、頼光がところなりけり、壁にかきつけし、草まくら露をだにこそ思ひしがたがふるやぞ雨もとまらぬ」と見えたり、即其あまつゝいふ所は、いづくなるにや、今考へがたしといへども、杭瀨川より前にしるしたれば、府中の國廳近きあたり成るべし、當國に住居ありしよしはきこえたれど、こゝに墳墓を築きし事はいかなる故にや、今知りがたし。

車戸川（クルマド） 又大榑川と云ふ、海西村大字勝（カチ）にて、長良川を分派して西に導き、今尾に至り揖斐川へ入る、長一里半卽高須輪中の北界とす、車戸とは水傍の聚落の名なり。

者結（ジヤケツ） 今幡長（ハタチサ）、野寺、勝の諸村と相合せ海西（カイサイ）と改む、今尾の東、吉里の北にして、長良川と車戸川を以て三面を繞らす。一書に、蛇穴に作り、此に蛇穴御靈祠あり、又其蛇の栖める池のこると曰ふ。尾州眞福寺の悉曇字記奥書に「元德三年五月、於尾張國中島郡大須庄者結、自是間御房御手賜之畢」とありて、大須の地名は、今長良川の東岸に屬し、者結と河水を隔つ。

野寺（ノデラ） 今海西村と改む、今尾の東一里、野寺の北を勝（カチ）村とす、慶長五年の亂に、今尾の市橋氏の兵此歩行（カチ）の渡に於て、西軍の兵と此に戰ふ、北岸は安八郡御壽村（大藪）とす。

(勝)

安八郡

安八郡（アハチ） 不破養老の東にして、北は揖斐郡に至り、南は海津郡に至り、其東は本巢、稻葉、羽島の三郡に堺す　全部平衍にして、沮洳の地あり、河水環繞貫通して、地勢卑濕を免れず、而も土壤の饒腴なる無双の良田と稱す。其分域は大垣市と福束（フクツカ）、墨俣（スノマタ）輪中の二と爲すべし、今三町、十九村、治所は大垣に在り。

安八郡、和名抄六鄕に分つ、其高田の一鄕は今海津郡へ入り、多藝郡笠野鄕は本郡に歸したり。本郡古代の境界は、西北に杭瀨川あり、又東北に呂久川流れて墨俣川に入り、大略全郡を以て一輪中を成したり。後世、呂久川西に屈して、澤渡川の一河道を生じ、地勢大に變ず、其說、揖斐川の條下に見ゆ。

文德實錄、仁壽二年の條に「藤原高房、天長四年春、授從五位下、拜美濃介、威惠兼施、屬託不行、發擿奸伏、境無盜賊、安八郡有陂渠、隄防決壞、不得蓄水、高房欲修隄防、土人傳曰、陂渠有神、不欲瀦水、修之者死、故前代國司、廢而不修、高房曰、苟利於民、死而不恨、遂駈民築隄、瀦灌不過、民至今稱之」と載す、此陂渠は今何處にや詳ならねど、古より治水を以て郡の大事とせるの情實を知るべし。

安八は安八磨（アハチマ）の下略とす、名義不詳。天武紀に「村國連男依等、急往美濃國、告安八磨郡湯沐令多臣品治、宣示機要、而先發當郡兵」とあり。又正倉院文書、大寶二年戸籍に、御野國、味蜂間郡、春部里と見ゆ、味蜂間（アハチマ）は即安八磨に同し。春部は春日部なれど、和名抄池田郡に春日鄕ありて、本郡になし。之に因りて考ふれば、池田大野の二郡は、本味蜂間郡より分割して建てられしもの歟。又元明紀、和銅元年、美濃國安八郡人、國造千代妻如是女、一産三男、給稻四百束、乳母一人。〇本郡は近世檢地高七萬五千石、内大垣領五萬二千石許とす。

(安八磨郡)　(味蜂間郡)

大榑（オホクレ） 今海松（ミル）、柚内（カイチ）と合せ、仁木村と云ふ（上大榑は大藪に併す）本郡の南端にして、車戸（クルマド）川を以て高須輪中（海津郡）と相限る、大榑川とは車戸川の一名とす。縣地志云、寶曆三年、幕府薩摩藩主に油島堤址及び大榑川洗堰の築造を課役す、仍て藩吏平田靭負等其大榑川の工事を董せしに、成るに垂んとして、漲水激衝して之を破壞せり、靭負等自裁して其非責を引く、其趾今猶稱して薩摩堤と云ふ、幕府は後更に吏を派して前工を竣れり。

榑はクレキにて、板屋の榑材なり、此大榑と云ふは名義不詳　當國帳安八郡從五位下大呉（オホクレ）明神とあるは此地の古祠とす　輿長に

尾張國に大呉里と云ふ所あり、舊記に大呉（オホクレ）とかけり、根元を尋ぬれば、卷向日代の御宇天皇におはしま

(大榑川)　(大呉)

しける時、西方に大にものわらふ聲のしければ、あやしくて燈を給ひて、石津田連と云ふ人を遣はして見せらるゝに、□は牛の如くなる者の集りて、□□ける聲のおびたゞしかりけるを、此石津田すこしも恐る心なくして、劍を拔て一々に切にけり、是れより其所をば、大斬里(オホキリ)と云けるを、後誤ておほくれとは云ひなせるとかや、

と云せしは、正に古風土記の逸文にて、美濃國安八郡大□の事とす、當國神名帳に參據して之を知る、尾張の諸郡に大呉の地名なし。又東鑑、寛喜四年の條に、大久禮とあるも此ならん、近世、此邊を二木(ニキ)庄と曰へり、康正二年造内引附に「蜷井殿、美濃國二木庄段錢」見ゆ、故に今仁木村の名を立つ。

(本二)

柿内(カイト)

今仁木村の大字とす、(海松と併せて松内(マツウチ)と唱ふるは近年の事とす) 新撰志云、柿内は垣内に同じ、當州に□□を名たるが、或は垣外と作り、カイトとよむ習あり、東鑑、建長六年□□野山本宮造營事、就領家訴、有其沙汰、且彼社領美濃國垣富(ガイト)以下地頭等、此色代、可□□物之由、被仰出之、云云」とある垣富はこの事なるべし、分脈系圖に「六條判官爲義□女、母鳥羽院□女、美濃國垣富尼」としるし、同じ系圖に爲義の猶子、遠路冠者爲家の子、與一太郎經家の男、重成の母は「爲義女、嘉御方、依□□、美乃國垣富郷相傳、號垣富執人重成」ろの子成基を恒富(ツヒト)藏太郎といひしよし見えたり、彼系譜の印本に垣富を恒富とかけり、誤字なるべし。

加茂(カモ)神社

式内安八郡の官社也　神祇志料云、今大□庄下大榑の白鬚明神是也。古事記并に姓氏錄に開化天皇の皇子日子坐王は三野本巢國造□君等祖と見ゆ、是に因れば、此社疑ふらくは日子坐王を祭れるならん(當國帳、從五位下加毛明神)

大藪(オホヤブ)

今上大榑と併せ、御寢(オンジユ)村と改稱す、楡俣(ニレマタ)も之に入る

長良川の西岸にして、一方は輦戸川に添ひ、大垣の東南二里半とす　楡俣と森部の間に、長良川(□俣)と揖斐川(澤渡)の分派の相混流する所ありしが、近年共に分派を止し、堤防を修治す。

(俣楡)

福束(フツカ)

今□東村と云ふ、大榑の北にして、澤渡川(サワタリ)　揖斐川の左岸とす、□□□□□□東牟里□□□□の亂に、丸茂、郡兵衛(養老郡大墳を參考すべし)此地に拠り、西軍に應じたりしが、□永□□に攻められ陣陥る。

大田(オホタ)郷

和名抄、安八郡大田郷。○今詳ならず、諸郷の位置より推及して、此郷は福束大榑の邊にやともおもはる。古事記、景行天皇の皇子□□命は大田君之祖、又應神紀に日子坐王は大田君之始祖なぎあれど、關係の有無を詳にせず、もしくは此大田郷は大呉の□にや。

笠野(カサノ)郷

和名抄、□□□立野郷□□□□□□□あれ、□□□□□□□□□□□□□□□□□□内に屬せて、安八郡へ入り、其大字に□□あり、(下□は今養老郡に存す)立野は此にして、□□と云ふは笠の誤にやあらん。此假定にして誤ならば、□□村、洲本村は此郷内とす。

多藝島(タギシマ)

今多藝島村と云ふ、福束の北に、揖斐川を隔て、西は養老郡(多藝郡)と杭瀬川を隔つ　大字上笠(カミカサ)あり　新撰志云、多藝島は土岐系圖に「應永六年、多藝内多藝島御庄」とあり、又上笠は下笠に對する名にて、古は笠の郷といへるにや、文武帝の朝に、國司笠朝臣麻呂あり、元正帝の養老四年まで十五年間重任したり、此人の開きたる村里なれば、笠とは名づけし歟。

(笠上)

水門(スヰモン)川

大垣市中の惡水吐(□水濠水を排除す)にして、揖斐川に歸す、其落口には水門を設け、揖斐川の□水を防止す、□□□は□□の東にして、□□□□□□□二村は此堤防に居る　水門川は又大垣市中の□□□□□して、小舟□を通へ、揖斐川筋を上下し、□□□□間の交通を爲す

舟□大垣　□名　　賴山陽

桑水□□入□□、□□□□□□、獨□□□□□、
一篷風雪下濃州。

青柳(アヲヤギ)

今若森、外野(ソトノ)、割田(ワリダ)などと合せ、南杭瀬村□□、多藝島の北に□り、大垣市□の郭外とす　保元物語に、六條判官爲義に、□□青柳庄を□ふ□□は此にや。

服織(ハタ)郷

和名抄、安八郡服織郷。○服織は八多と訓むるなり、當國帳安八郡從五位上八田若宮明神、從五位下八田明神とあるにて明白とするも、此郷は今何地にや。大垣町、南杭瀬、安井、三城などの□に□名なきを見れば、之を推すべきにや、大垣の八幡□□八田若宮にやとも□はる。按に、常陸國□土記に「□□□□命、自天降時、□□□□從而降之神、名□□日女(ヒメ)命、本自□□國日向二神之□、至三□□□引津(ヒキツネ)村之丘、後及美麻貴天皇之世、長幡部遠祖□□命、□自三野、□□久慈、□□□機、初織之」とある引根津は今詳ならねど、此に□□郷のあるは、正しく其地たるを徴證すべし。且古事記伊邪河宮段に「神大根王者、三野國之本巢國造、長幡部連之祖」とある長幡部連も三野國内の舊姓と知らるれば、又引根津之丘の服織をも治めたまへる皇族に、長幡部連の姓名を負はせたまへるを想ふに足る、猶不破郡也常を參考すべし。

大垣(オホガキ)

今大垣町、人口二萬、西美濃の都邑とす、中央に舊城郭あり、北に鐵道車驛あり、南に水門川ありて、運輸の用に供へらる　大垣市中と云ふは、東及び西北は揖斐川、西は杭瀬川に至る一區域を云ふ。鐵道岐阜

を去る八町半、近世は戸田氏十萬石の城下にて、又大柿(オホガキ)に作れり。

明細記云、大井莊大垣は天文四年、土岐氏の旗下、宮川吉左衛門安定、三千貫を領し此に築城す、牛屋(ウシヤ)村の地なり、牛屋川を形取り、柵を搆へ要害を嚴めたる故に、大垣の名起る、今城西の流れ是れ牛屋川にして、遮那院(八幡宮社僧)の山號牛屋は之に因る、又青柳の石壘を移したるより、青柳町の稱起る、天文十三年より、織田氏(信秀)の屬城となる、織田播磨、竹越道鎭城代たり、道鎭は尾州家竹腰氏の先祖なり、永祿四年、齋藤龍興之を取り、氏家直元を置く、乃壘を高くし壕を深くし之に據守せしが、天正元年、織田信長の攻破する所となる。

大垣城址(オホガキ) 維新後に毀、今猶天主閣を存す。按ずるに、大垣城は本丸、二丸、三丸、松丸、鐘丸相抱擁し、其門は七口あり、天文四年の比、宮川吉左衛門創築、本丸のみ構狹かりし故に、城の北の方より、牛屋川の流れて西南にめぐれるを要害にかたどり、大垣を附けめぐらし廣く構へたり、故に大垣と名づけたりと。慶長庚子の亂に、西軍之に據りしが、東軍の破る所と爲り、其比迄は今の七口、外郭はなく、松丸も郭の外なりき、續いて石川氏城主と爲り、江戸兩將軍の東西往來にあたり、常に此城に宿次せらる。慶長十八年、八幡郭の堀成る、元和八年、殿守を改造す、戸田氏入部に至り、寛永十九年、東大手門修造、正保二年、二丸の石垣を改修、慶安中大鼓門丼に諸所の石垣多く成る、云々。

新撰美濃志云、大垣は宮川吉左衛門安定築城の後、尾州織田家の屬有と爲る、故に織田眞紀「天文十六年、織田播磨守、居大柿城」と見え、安土創業錄に「齋藤道三近江國より加勢を乞ひ、十一月始(天文十六年)織田播磨守か當國大柿の城を攻む、信秀聞之、竹鼻へ勢を押出し、それより稻葉山近邊を放火す、敵是を見て大柿を引て井口の城へぞ歸りける」としるせり、竹越攝津守重吉入道道顯(あるひは道鎭、道珍また道椿ともかけり)天文十七年より永祿二年まで十二年のうち當城に住す、織田眞紀に「永祿二年十一月二十日、齋藤義龍帥軍、攻竹鼻山、道三帥軍下山、陣於賀良川邊、竹腰道鎭帥六百人、渡川直衝道三旗下、軍破道鎭死之」と見え、天正記、信長記、總見記等にも義龍に與力し、鷺山にて戰死したりし由にしるせり、氏家常陸介直元(あるひは友國)入道卜全は永祿三年より元龜二年まで十二年守りしが、永祿七年より信長公に屬し、元龜二年五月長島合戰に石津郡太田の郷にて戰死す、氏家左京亮直重は卜全の嫡子にて、元龜二年より天正十一年まで十三年が間此城主なり、其後池田紀伊守信輝、其子之助輝政等が當國を配分したりしが、信輝、之助長久手合戰に討死す、秀吉公より大垣へは番手を置かれ、天正十四年、一柳伊豆守直末に預けらる、同十七年直末□海六萬石を賜はりしが、翌年小田原征伐の時戰死す、伊東長門守祐盛、天正十八年より十年の間當城に居る、殿守を建てしは、卽此時なり、庚子の亂に祐盛の子□□□盛正、大坂の命旨を體して八月十一日退去、石田三成の妹聟、福原右馬助直高以下、高橋、相良、秋月、熊谷、垣見等の九州の將士城に入り守備す。(八月二十三日岐阜城陷り、十四日東軍兵を分ち大垣に備へ、德川公大垣赤坂に進む、直高固守して下らず、十九日諸將出て降る、熊谷、垣見は肯せずして死す)

おあん物語云、おれが親父は山田去暦といふて、石田殿に奉公し、彦根に居られたが、其後治部殿御謀叛の時、大垣の城へ籠りて、家内皆々一所に、御城に居ておじやつた、家康樣より攻よせ大勢城へ向はれて、軍が夜晝おじやつたが、石火矢を打時は、城の近所を觸廻りておじやつた、夫はなぜなれば、石火矢をうてば櫓もゆら〳〵動き、地も裂るやうにすさまじいさかいに、氣の弱き婦人なぞは、卽時に氣を廻して難儀した、夫故に前方に觸て置く、其觸が有れば光り物がして、雷の鳴るを待つやうな心しておじやつた、始の程はいきた心ちもなく、只ものにおそろしやこはやと計り我れ人も思ふたが、後はなんともおじやる物じやない、我々母人も其外家中の内儀娘たちも、皆々天守に居て鐵砲玉を鑄ましした、又味方へ取た首を天守へ集められて、夫々に札をつけて覺え置、さい〳〵首におはぐろを付ておじやる、夫はなぜなりや、むかしはおはぐろ首はよき人とて賞翫した、夫故白歯の首はおはぐろ付て給はれと頼まれておじやつたが、首もこはい物ではあらない、其首どもの血くさき中に寝た事でおじやつた、ある日寄手より鐵砲打たれ、もはやけふは城もおち候はんと申す、殊の外城の内さわいだ事でおじやつた、其所へおきなが來て、敵かげなくしさりました、此早おさわぎ被成な、しづまり給へ〳〵といふ所へ、鐵砲玉來りて我等が弟十四歳に成し者に中りて、其儘びり〳〵として死でおじやつた、扨々むごい事を見ておじやつた、其日我が親父の持口へ、矢文來りて、去暦事は家康樣の御手習の御師匠申されたる者じやる程に、城をのがれたくば御たすけ有べし、何方へ成共落候へ、路次の番も候まじき、諸手へ仰置れたるとの事でおじやつた、城は翌る日中攻落さるゝとて、皆力落して心細く成ておじやつた、親父ひそかに天守へ參られて、此方へ來いとて、母人我等をもつれて、北の塀脇より梯子かけて、吊繩にて下げ、扨盥にのりて堀を向へ渡りておじやつた、親達二人わらわとおとな四人計、其外家來は其儘にておじやつた、城を離れ五六町北へ行きし時、母人俄に腹いたみて、娘を生み給ひ、おとな其まま田の水にて産湯つかひ、引あげて褄に包み、母人をば親父肩へかけて、青野が原の方へ落ておじやつた、怖い事でおじやつた、云々。

慶長六年、石川長門守康通、參河の舊領を以て本城を賜ふ、十二年康通卒し、其父日向守家成後事を視、外孫石川主殿頭忠總に遺跡を繼がしむ、元和四年、忠總豐後國日田へ轉じ、松平甲斐守忠良、關宿より入部、封五萬石、其子因幡守延長、寛永元年信濃國小室へ移る、岡部內膳正長盛之に代り、福智山より入部、其子美濃守宣勝、寛永十一年播磨國立野へ移る、松平越中守定綱之に代り、山城より入部、封六萬石、在城一年にして桑名へ移られ、戶田左門氏鐵に大垣十萬石を賜ふ、尼崎より入部、此より數代相續す。

大垣八幡宮（オホガキ）　稻荷神天神を配祀す、俗說、南都東大寺八幡の分祠にて、初め藤江村に在り、（藤江は今大垣の管內にて、市街の東偏とす）大井庄十八村共に祀り、朱印社領二十石、其別當を遮那院と云へり。（牛屋山大日寺とも云ふ）按に、此八幡は當國帳に八田（ハタ）若宮明神とある舊社なるべし、卽和名抄、服織（ハタ）郷の鎭守とす、八田を八幡（ヤハタ）に轉ずるは[illegible]く易き業ならずや。

全昌寺（ゼンシャウ）　大垣城下の名藍とす、曹洞宗、堂舍壯麗なり、明治廿四年の震災にあひ、多く破損し、頗舊觀を失ふと云ふ。寛永十二年、藩祖戶田氏鐵夫人（大誓院と號す）の本願にて、戶田氏の菩提所なり、開基信照岩は尼崎城下の全昌寺の住僧にて、戶田氏に隨ひ此に來る。

室（ムロ）　今大垣町の管內とす、宮村と相并び、市街の西北に接す、室村白鳥宮は當國帳、安八郡從五位上鵄栖（トビス）明神なりと、其供僧坊を星辰寺と云ひ、宮村に存ず。（新撰志）

大井（オホヰ）　舊庄名にして、大垣市街及び近郊皆之に屬せり、大井庄は南都東大寺の領也、卽古證文に「美濃國安八郡大井庄、五十三町九段百八十步、天曆四年十一月廿日、都維那法師」としるし、又「東大寺政所、大中臣清則、右補任大井庄別當之職如件、康和三年二月廿八日、都維那法師」「大井御庄政所散位大中臣則平、右人補任、件庄下司之職如件、天治二年八月十一日」云云、「大井庄役事、令[illegible]了、可計下知之由、被仰下候、定無殊候、爲其可有此旨御候狀、如件、正治二年五月右大辨」など見ゆ。

明治二十四年十月廿八日、午前六時四十分、地大に震ひ、濃尾の平野其禍を被る最大なり、而も大垣を損して[illegible]中の慘と爲す、民屋四千三百中、全く崩壞する者三千四百、死亡七百人、負傷千三百、火同時に發し、二千餘屋を延燒す、本願寺別院は此日法會あり、參詣の男女二百餘人、一棟の下に壓殺せらる、されば此災を大垣地震とも云へり。

池尻（イケジリ）　今笠縫、河間（ガマ）、笠木（カサギ）等と併せ、北杭瀨（キタクヒセ）村と改む、大垣の西北なる郊村とす。舊東山道の驛路此を經由し、古の杭瀨の渡津とす、（不破郡赤坂驛と池尻の間に舊渡津の址あり）東方揖斐川の呂久渡を距る一里餘。

承久記云、尾張川の軍破れて引退く、頃は六月六日、美濃蒔田にて、京方少々返し合戰あり、落行ける勢の中に、尾張國の住人山田三郎重忠申けるは、さればとよ、討手に向せられたる者共、矢の一つも射ずば、君の御尋あらんには、何とか答へ申べきなれは、重忠は一軍せんと思ふなりとて、杭瀨川の西の端に、九十餘騎にて扣、櫓左衛門と矢合、東軍の兵雲霞の如く續ければ、山田三郎さつと引てぞ落行けるが、小闕にて高き木末に旗を結付てぞ落行ける、是は茲に敵ありと思はせん爲也と見えたり、かくて東軍は既に野上、垂井に陣を取て、軍の手分をしたりける。（新撰志云、池尻城は民家の北に在りて、其地稍高し、飯沼勘平長繼（法名常念）此城にありて、信長公に隨ひ、永祿十二年、信長伊勢の淺香、大河內等へ向はれし時をはじめ、元龜元年近江の姉川合戰、おなじく堅田のいくさ等に一旅隨從軍功あり、また同二年、伊勢の長島の一揆退治、天正年中、宇治の槇の島、攝津の荒木攻、越前刀禰山の合戰等に、數度戰功を顯はし名譽の働あり、天正十一年、秀吉公[illegible]時、長繼氏家とともに公に屬す、四月十七日、秀吉公[illegible]より[illegible]尻に到り、勝家が一味せしを聞て、[illegible]、其日秀吉公大垣より[illegible]へ向はれしが、[illegible]主へ內通せしよし、氏家に告げしくありければ、氏家[illegible]がて長繼を大垣に招き生害せしむ。又云、池尻の西[illegible]

（青木）

云ふ所は、青木刑部法印淨憲の故里也、刑部法印は[illegible]田殿及び豐臣家二代に奉公し、慶長十九年、八十六歲にて大阪に病死、其子民部少輔一重、初名所左衛門、[illegible]ふ、壯年の時近江の姉川合戰に、眞柄十郎左衛門と[illegible]り功名を擧ふ、のち秀吉公にも屬し、德川家へ[illegible]後に列し、攝州麻田に子孫繁榮す、林牛助も青木村より出たる人にて、はじめ宮川家の家長たりしが、後石田治部少輔三成が使番となり、慶長五年九月十四日、笠木小軍に功名し、赤山御本陣よりも御目に留る程の働をせし者也と、名將記に見えたり、常山紀談には「林半助は美濃の安八郡青木村の百姓なり、石田に仕へて使番なりしが、株瀨川にて一番首をとりぬ」云々。

笠縫（カサヌヒ）　今北杭瀨村の大字とす、池尻の東南にて、大垣に近し、笠木と相并ぶ。（圖會記云、笠縫は古の驛路のかゝりし所にて、今も此里より最近き所に、宿地と云ふ所有り、十六夜記に曰く「隣よりかきくらしつるしぐれに[illegible]て、ふりくらせば道もいと惡しくて、心より外にかさぬひのむまやと云所にとゞまる、（永仁六年二月十八日）旅人はみのうちはらう夕ぐれの雨に宿かるかさぬひのさと」。

堯孝の覽富士記には「笠縫堤と云ふ所にて、手に持てる笠縫包み行つれて言問かはす今日の旅人」し、老の岐蘇越に「笠縫の里、しかく〳〵のよし聞て、道もせにしけるをまゝの糸柳ゆきかふ人のかさぬひの里」。

興福寺（コウフクジ）　今北杭瀨村の大字なり。新撰志云、此村は隔成

紀「元慶五年、美濃國稲二千束、施與輸寺、以充造鐘樓料」と見ゆる地にや、又此に菅野明神ありて、近郷十三村の總社とす、姓氏錄に「菅野朝臣、出自百濟王貴首」とある氏人の祖神歟、同書「三野造、出自百濟國人布須麻乃古意彌」とも見ゆれば猶考ふべし。

那珂(ナカ)郷

和名抄、安八郡那珂郷。○今中川村、北杭瀬村及び和合村なるべし、服織郷と安八郷の中間にして、中川村に中野の大字さへのこる。

中川(ナカガハ)

今中川村と云ふ、中世中川庄とも云ひ、伊勢の神領たり、大井庄の北に隣る、大字領家(リヤウケ)、北方、曽根等あり。神鳳抄に、美濃國中河御厨を錄し「内宮五十石、長絹二十疋、外宮三十五石、長絹十疋、三百五十六丁」と云ふ、神宮雑例集に「美濃國五十戸、保元院宣、以中河御厨、為濟所、代米三百六十六石二升、雑例、凡絹百六十疋、進米二百八十一石五斗八升、曳出物馬一疋、代絹五疋、永暦二年、大宮司公[illegible]在任以後、以八丈絹七十疋、凡絹五十疋辨進之」新撰志云、隣大納言雅世卿の富士紀行に「中川と申所にて、上より流れ出ける水なれや今はた渡る中川の水」とよまれしは此あたり成るべし、中河進士大夫藤原清雅は、分脈系譜に「左大臣武智麻呂の裔孫、撿校武藏公[illegible]成の子、清雅、美濃平野氏、住美濃國中河、號中河進士」と見え、また其後の頼朝も「住中河」とし、る世り、また同じ系譜に「小笠原大膳大夫政康入道は、清和源氏、小笠原信乃守貞宗の四代孫、大長秀の舎弟也、為濃州中河殿、被養、故政字請之土岐殿方、依長秀光子、後自中河呼回、譲家政」云云とあるもこゝの事なるべし、花營日錄に「寛正四年癸未十一月、兵衛佐殿被免、松王丸殿中截御賄、廿日宗成朝臣、奉持于御目、伊勢備中守之。五年甲申七月、宗成御房、濃州中河大膳御下知、就土岐押妨之儀、以布施下野守被仰付也」云々、○小笠原文書、元弘三年、中河御厨を小笠原彦五郎へ知行せしめられし綸旨あり。

曽根(ソネ)

今中川村の大字とす、大垣の北一里。當國帳、安八郡從三位曽根明神此に存す。○曽根城址は今の華溪寺の境地是なり、寺は延寶年中に至り、其城主稲葉一鐵の建てたる禪院の中廢したるを再興したる也。稲葉一鐵は、幼年にて方縣郡長良崇福寺の喝食たりしが、大永五年、牧田合戰に、其父兄六人一時に戰死しければ、土岐賴藝喝食を還俗せしめて、家名を繼がしむ、一鐵後織田殿に仕へ武功の譽あり、天正十年六月、芝原にて安藤伊賀守父子を討取、同十六年大野清水村にて卒す、年八十二、長良月桂院に葬る、子貞通は右京亮、曽根侍從とも云ふ、永祿のころ家督をつぎ、曽根の城にありしが天正十年、信長父子明知光秀に弑せられし時、右京貞通美濃に歸り、領知の神社佛寺等の制札を出し、越前路等の荷物通路の運上出させ、其外七ヶ條の不審を行ふよし、秀吉公氣色を損じければ、兵粮米玉藥等を城中にこめ置、父一鐵は清水に退き貞通は揖斐に退きて陳謝しければ、秀吉許容ありき、天正十二年四月、尾張の小牧の軍に、秀吉公に從ひければ、奈良屋田等に城を築き、羽柴時と貞通とに守らしめらる、其年貞通は揖斐より郡上八幡の城にうつり、慶長五年、東照宮に從て犬山城二三の郭を守る、同じ年豐後臼杵の城へ移封せられぬ、庚子亂の時には、西尾豐後守光教、不破郡野口より此に移りて在城しけるが、軍功により此年揖斐城を賜はり、彼へ移る。

平野(ヒラノ)

舊庄號なり、中川庄の北にして、今の神戸、南平野、北平野、下宮の地皆是とす、古の安八郷の村里に當る。平野庄は延暦寺領なりし由は、百錬抄に見ゆ、保元物語に、美濃國住人平野平太が鎮西八郎に射落されしことを載す、此村人なりけん。○十六夜日記云、笠縫里を出て行く、よもすがらふりつる雨に、平野とかやいふ程、道いとわろくて、人通ふべくもあらねば、水田のおもをぞ、さながら渡り行く、あくるままに、雨はふらずなりぬ。

柿寺(カキ)

今南平野村八條に在りて、法號を瑞雲寺と稱す、慶長五年九月十四日、徳川公進軍、岐阜より莚田の道筋を經て、此寺邊を通られしに、瑞雲寺の僧大、なる澁柿一折を捧げて、路次に獻上す、公大に悦び大柿が我手に入りぬとて、延喜を祝はせけると、後世大垣藩の江戸獻上物に柿あり、此本緣なりけん。

西保(ニシノホ)

今南平野の大字とす、北方とも云ふ、平野庄の北方又は西保の謂とす。不破河内守光治の塞址あり、天文天正の頃、齋藤氏に從ひ此に居る、文祿の比より木村宗左衛門由廣の邑たり、封一萬石、庚子の亂に、由廣大垣城に入り戰死す。(大垣の北一里半)新撰志云、不破河内守光治は、初名は右衛門通貞、齋藤に仕へ北方城五千貫の主なり、永祿七年、齋藤没落の時、西美濃の三人衆、氏家稲葉安藤は信長公につきけるも、不破のみ舊恩を思ひ從はざりしが、齋藤龍興より信長に屬すべき旨一簡を遣はしければ、光治之を信長公に捧げて、是より彼に出仕す、朝倉義景滅亡の時、龍興越前にて討死したりしを、光治此戰場にありけるが、龍興の死骸を近檀村にて尋出し、公に申こひて僧を請じ厚く葬りければ、信長公其志を感じ近檀村を光治に下し賜ひけり、さて越前の一揆などを治めければ、府中の郷を前田利家、佐々成政、不破光治に賜ひけり、是を府中の三人衆と呼べり、のち信長公の仰によりて、越前の地を嫡子彦三に譲り渡し、其身は本領西保に歸りて在りけるが、後又近江の安土山の城代となる、其二男不破彦五郎は信忠公に仕へ當城にありけるが、天正十年京都にて戰死す、又稲葉右近大夫方通は一鐵の子にて曽根にありけるが、

三討死しければ、不破の家老等はかりて、彦三の妹聟方通をこゝに招きて城主とし、八九年ありて、天正十八年加茂郡和知へうつる。

安八郷（アハチ）　和名抄、安八郡安八郷。(今神戸町、及び北平野、南平野、下宮等是なり) 郡刊郷の北にして、池田、大野二郡に堺す。此郷やがて郡家にて、郡所（コホド）の名(中世の書に郡戸につくるもの)のこりしが、後世神戸に作るは謬也。

平野一色の[illegible]院實大寺は中山觀音堂と云ひ、萬治年中戸田家より再興せらる、尾州大須寶生院古書の奥書「安八郡平野光大寺住人、文明二年」とあるも此とす。又北平野に丈六堂と云ふ地名ありて、(今北平野村大字丈六（ジャウロク）道（ドウ）)今も不動を安置する一字あり、こゝに安八大夫の墓と傳ふるが存ず、昔の郡司の墳にや。

(丈六道)

神戸（ガウド）　今神戸町と云ふ、人口三千四百、安八郡北偏の名邑なり、其東を揖斐川流る、俗に神戸渡と云ふは此とす、庚子の亂に徳川公進軍の徑路とす。(大垣の北二里)

神戸は蓋郡戸の譌にして、古の安八郡の郡家なれば、此名起る。中世は平野庄と號し、延暦寺領に歸し、山王權現社を建てたり、故に小比叡里の稱あり。

小比叡神社（コビエ）　神戸の大社なり、舊稱山王權現、社領五十石給りて、社人數家ありき、社僧は善學院と云ひ、下宮の別祀に對して、上宮とも稱したりき、天正五年の銘ある不破氏獻進の石燈あり。(明細記云、平野庄五條の神護寺善學（ゼンガク）院は、即山王の社僧也、弘仁八年乙酉、此地に安八大夫安次てふ者あり、傳教大師を勸請して之れを創建す、今の本堂は則往時傳教の居りし所にして、後代修補して今に至る、尚古柱を存す、源平盛衰記「新大納言成親のまだ中納言にておはしませし時、尾張國主にて、目代にて右衞門尉政友を當國へ

(善學院址)

下されけるが、美濃國くいせ川にて宿をとり、山門領平野庄の神人くずをうりて出で來れり、政友之を買んとて價の高下を論じ、様々になぶる程に、くずに墨をぞ付たりける、かゝりければ、神人等いきどほりおこつて、山門によぢ上つてそうをいたす間、しゆと奏聞に及ぶ」云々、此事百錬抄にも見ゆ。

宇波刀神社（ウハト）　善學院の境内に在りて、於門（オモン）明神と唱ふ、即式内當郡の官社にして、當國帳、從三位於門（ウハト）明神と云ふ、是也　當國帳、又從三位大國玉明神と云ふが見ゆ、今於門の近地に三輪明神ありと云へば、大國玉即是ならん。

下宮（シモミヤ）　今村名に轉ず、神戸町の東南にて、揖斐川の邊とす。下宮山王は神戸の上宮の對稱にして、其社僧を勸學院密勝寺と云へり　近世、社領五十石の朱印狀は勸學院へ給與せられたりき。

柳瀬（ヤナガセ）　今下宮村の大字なり、救使明神と云ふ小祠あり、式内安八郡荒方神社にあらずや。又攝津親秀が曆應四年の譲狀に、簗瀬の地名あり、此歟。柳瀬の東は揖斐川筋にて、藪川之に落合ひ、呂久渡と稱す、中山道之に係る。

大島（オホシマ）　今開發（カイホツ）村と併せ、和合（ワカフ）村と改む、下宮の南大垣市街の東北半里程にあたる。開發は神鳳抄に「美濃國開發御厨、内宮分、但建久以後神領」とあるに當る歟。治水汎論云、大垣藩は西濃十萬石の土田を有し、當時尾州の向ふを張り、所謂輪入七八萬石の周圍堤に全力を用ひたり、就中揖斐川の衝に當れる(城市の上游に位す)大島堤の如きは敷五六十間、馬踏六七間の大堤防にして、臨時出水の際には、藩主自身出馬し、城下町村の士庶蝟集、其防禦に從事し、又非常の堤防修理には、領主初め土砂を運搬し、領内上下合力同心、是亦一生懸命の仕事となせり、城市田宅の保護盡せり至れりといふべし、爲めに維新以前五六十年間は、同輪中に限り浸水の患を免

(開發)

れたり、明治[illegible]の浸水に罹りしといふ。

今宿（イマジユク）　今三城村と改む、大島の南にて、大垣の東北に接す、三塚（ミツツカ）今宿と云ひ、中世は小驛なりき。小野、澤渡（サワタリ）は其東に連り、揖斐川に臨む、共に三城村の大字とす。

小野（コノ）　此邊に昔長橋を架して往來を渡したりと、呂久渡の南に接す、美濃の長橋とて歌名所たりき。(名所方角抄云、長橋は橋の長五町許也、笠縫より東にて、垂井より四里ばかり、此橋は墨須なり。(墨須とも云ふこと未詳)○雅世卿富士紀行に「なか橋と申所を過侍に、邊の田の面遠く見渡されて」

秋深き田面につゞく長橋は穂波をかけて渡すとぞ見る

と見え、堯孝の覽富士記に「なかはしと聞ゆるは、げにそはるゝと見わたされたるにや、數ならぬみの、長橋ながらへて渡るもうれしかゝるたよりに」とよみ、老の木曾越に「美濃の長橋は此道筋にはあらねど、見渡る高根のこなた一里許、在賀の方に其名有りといふを聞て、年なみのたつに長はしき、渡りたよりなきさの老の身の上」と見えたり。

(美濃長橋址)

澤渡（サワタリ）　今三城村の大字とす、小野に並び、呂久渡の南とす、或は曰く、此村古書に佐渡（サワタリ）に作り、或はサドとよめり、源平盛衰記に「美濃源氏にさどの左衞門尉重實といふ者あり、平家にへつらひて當國やじまと云所にありけり」云々、然れども分脈に「佐渡守重宗、子重實、佐渡源太、號八島冠者」とあれば、佐渡守に補任せられしが故に佐渡と號するのみ、佐渡（サワタリ）村に居れりと云ふにはあらじ、其八島の地今詳ならねば、暫く此に係く、平治物語佐渡重成は源太重實の子とす、又東鑑に佐渡前司重隆あり、重成の兄弟とす(澤渡又早渡につくる)

平治物語「義朝落著青墓野間下向」の條に「青墓大炊が許を出んとし給處に、宿の者共聞附て二三百人押寄たり、佐渡式部太輔是を見て、爰をば甫成討死して通し進らせ候はんとて」としるし、佐渡前司重隆は吾妻鏡に「文治六年四月、美濃國内地頭、佐渡前司重隆、堀江禪尼、姉公領爲令沙汰其事、召使則國入部之處、菊松犬丸等公文、凌礫之由、依有訴被尋下之間、二品殊令驚申給、其狀内々可被達權中納言許之由、云々。」

小泉（コイヅミ）

今古宮、難波野、直江などを併せ、川並村と改む、大垣の東南なる澤渡川の邊とす。小泉は後宇多院御領目錄に美の國小泉庄と見え、康正二年造内引附に「三貫文、濃州小泉四箇鄉段錢、花頂御門跡」とある地歟。又小泉御厨あり、東鑑文治六年并に建久三年の條に載せ、神鳳抄に「小泉御厨、二宮、八丈絹一疋、八十四丁三反六十歩」とあり、同異如何を詳にせず。

古宮（フルミヤ）

今川並村の大字なり、當國帳、從五位下法留岐明神此に在りしならんと云ふ。

禾森（ノキノモリ）

今高橋と合同し、安井村と改む、川並に隣り、大垣市街に近接す、木をノキに假るはノ木の二合なり、當國帳正五位上名木林明神を此に在るべしと云ふは、是非を知らず

牧（マキ）

今牧村と云ふ、川並村と接し、澤渡川の岸とす。三代實錄、元慶六年、美濃國不破安八兩郡野、本自禁制、永爲藏人所獵野、云々、同七年、美濃國、禁百姓獵於禁野內、云云、とあるは何地にや。不破には關が原青野などあれど、安八郡には獵野と云ふべき者なし、獨此牧村の邊、形勢稍符合し、牧と云ふも馬域なれば、獵野とも稱し得べきがごとし。

揖斐川（イビ）

又伊尾川に作る、揖斐郡德山谷の奧に發し南流廣瀨川を併せ、房島に至り凡十三里、漸く平夷に就き、稍東に傾き、藪川（糸貫川の一支派）を合せ、安八郡に入り、又西南に繞り、大垣輪中と墨俣福束輪中の間を流れ、養老郡船附に至り、牧田、杭瀨の諸水を併せ、航運の利愈大なり、以下南流九里、桑名の海へ入る、長約三十里。

（伊尾川）

伊尾川は安八郡の東に於ては、專ら呂久川、又澤渡川と呼ぶ、又此川の一支、昔安八郡北平野の北より西南に流れ、（池田郡と安八郡の堺線）其水杭瀨川に入りたり、近世此一支杜塞して、杭瀨の渡津廢す、蓋大垣城主戸田氏の業歟。又按に、伊尾川は今安八郡内を二分して、其間を流るるも、古代郡界制定の頃には、此伊尾の西支を以て大池田、不破の堺を限り、（之を杭瀨と云ひ）東支を以て大野郡の堺を限り、其水は墨俣に於て、糸貫川、長良川に灌したるがごとし。（木曾川も往昔は墨俣に來れり）されば揖斐川が其澤渡より西南に於て、安八郡の中腹を貫通するは、後世の事ならん。卽澤渡川の開通ありしより、揖斐川（呂久川）は墨俣川と分離したる歟。今も墨俣輪中に藥川と稱する小渠あり、澤渡川の水を墨俣川へ導けり、地勢高下以て證すべし。

（澤渡川）

長友鄉（ナガトモ）

和名抄、安八郡長友鄉。○今詳ならず、結村、墨俣村の地歟、服織鄉の東とす。此邊は墨俣川、澤渡川の變遷により、古今の地形を改易して、舊名を失へるごとし。又陽成紀「元慶六年、美濃國長友神、授位」當國帳「安八郡、從五位上長友明神」と錄す、鄉中の名神とす、此神は後の結神にあらずや。

結（ムスブ）

今結村、大垣の東一里、澤渡川の左岸とす、此村名は神號に出て、小野長橋より此を經て、墨俣の渡に至るを以て、結の町屋とも曰へり、近世の尾張路も大略同し。

結の町屋とかや申所にて、（雅世卿富士紀行）
朝露の結の里の旅衣わくる草葉も色かはるらし、

結の町屋と申所にて、（堯孝法印覽富士記）
朝しもの結ぶの町屋夜をこめて立つあき人も袖や露けき、

（町屋）

結神社（ムスブ）

結村に在り、いざよひの日記に「ひるつかた過行く道に、目にたつ社あり、人に問へば、結ぶの神とぞ聞ゆると云へば、
守れただ契結ぶの神ならば解けぬ恨にわれ迷はさで」
と見え、藤川記にも、
世の人の仇を結ぶの神なりと祈らば心解けざらめやは
と詠ずる者是とす。然るに當國神名帳に結神なし、因て疑ふ此神は舊名長友神と云ひ、長友鄉内に在りしも、後世鄉名亡びて其神德の故によりて、結神と稱へ終には村名にも及ぼしゝ者にや。

墨俣（スノマタ）

今墨俣町と云ふ、結村の東にして、長良川の西岸に在り、大垣より尾州起渡に向ふ驛路にあたり、之を尾張路と云ふ（大垣より一里半起へ二里半）墨俣、又洲股に作る。

（洲股）

按に墨俣は美濃の東方と西方の中心たるのみならず、尾州中島郡（今其西偏は美濃へ折入し羽島郡と云ふ）と相隣れ、三方の交堺とす。其墨俣川は今は長良川の別名に過ぎずと雖、往時は木曾川東より來り之に灌し、又揖斐川（呂久川）藪川（糸貫の一支）も北西より來り之に注ぎ、大江を成したる者とす。當時此川、卽濃尾の州堺なりければ、尾張の洲俣川とも云へりし。十訓抄に

唐には蜀江とて、錦洗ふと詩歌に作る所あり、日本のすのまたなどの樣に廣く、いかめしく人も通はぬ大川也。

と云へるも、此大江の昔の形狀なり、近世の水勢をのみ見て、古の尾張川と想ひまがふべからず。

（墨俣川）

類聚三代格、承和二年官符、尾張美濃兩國堺、墨俣河渡船四艘、元二、今加二、右河岸廣遠、不得造橋、仍增件船、布施屋二處、右造立墨俣河左右邊、件河、東海東山兩道之要路也、渡船少數、因茲貢調擔夫等、

墨俣河也、累日經旬、不得渡達、彼此相爭、常事鬪亂、身命破害、官物流失、宜下知諸國、預大安寺僧傳燈住位僧忠一、依件令修造、講讀師、國司相共檢校、但渡船者以正稅買備之、布施屋料、以救急稻充之、云々。

宇治拾遺物語に「清見原天皇、美濃へおはしまし、すのまたの渡に至り給ひしに、早く大友の大臣の使來りて、渡の船どもをかくさせ置つれば、得渡り給はず」とあるは、天武紀の趣に符合せねど、又一古傳說なり。後拾遺集に「範永朝臣尾張守にて下り侍りけるに、すのまたといふあたりにとまりて」云々、さらしなの日記に「尾張國美濃國のさかひに、須のまたといふわたりして、野上といふ所につきぬ」云々、又廬主の遠江紀行に、須のまたの渡に雨に逢て、其夜やがて其所にとまり侍るに、駒どもあまた見えて、

澤にすむこまほしからぬ道にいでて日ぐらし袖をぬらしつるかな、

又阿佛尼のうたたねの記に「美濃尾張の境にもなりぬ、すのまたとかや、廣々とおびただしき川あり、ゆききの人あつまりて、舟をやすめずさし返る程、いと所狹う喧かましく、怖ろしきを近隣合ひたり、辛うじてさるべき人皆渡果てぬれども、人々も輿や馬と待ちいづる程、川の端におり居てつくづくと來し方を見れば、(中略) 此國になりては大きなる川いと多し」云々、又堯孝の覽富士記「墨俣川は數多かく所の情也、川の表いと廣くて、海面などの心地し侍り、舟ばし遙につづきて、行人征馬ひまもなし、あるは木々のもとたちゆかびて、庭のおもむきおぼゆるかたもあり、御舟からめいてかざりうかべたり、又かたはらに鵜飼舟などもみえ侍り、一とせ北山殿に行幸のとき、御池に鷁ふねをおろされ、かつら人をめして氣色はかりつかふまつられ侍し事さへに、夢のやうに思ひ出され侍る、それより外にかけても、見及侍らぬわざになむ」、正[illegible]なくさめ時に「[illegible]川はみの尾張の境とかや、岸に打寄たれば、船はむかひにあるほどにて、時うつるまで誘ひおぬ、と許りありて、里の子せりかなにか、かたみにつみもちたる三四人、おきなの着かゝりたるなどを乘せして來る、帝部の船よりおりかれ侍るを、こにやむまことにやすけおろしなさして、我もいみしうくるしげなるも、何となく實にぞ見侍りし、水鳥どもの河洲にむらかりわたるいとおもしろし、船人も拍子を思ふ水鳥のすのまた川は波こゝろせよ」、應仁別記の周山尾張守長政の、細川勝元におそれて夜にまぎれて落ける時の落書に「細川はすのまた川と名のれかし尾張そこなふ川とこそきけ」と見えたり、又集古文書、文明十五年のものに、鵜沼の材木をば、墨俣の湊より、近江國へ上せたる法文字數通あり。

東鑑、文治元年十月の條「今度差須狀可上、被發京師、先至尾張美濃之時、御兩國住人、可令固足近(アチカ)洲俣渡」とある足近は墨俣の東にて、當時の木曾川の本流とす。承久三年の役に、東海道より登れる大將軍相模守時房、みづから洲俣の渡を奪ふて進むこと、又同書に見ゆ。新撰志云、いざよひの日記に「すのまたとかやいふ川には、船をならべて、まさきのつなにやあらむ、かけとゞめたるうきはしあり、いとあやうけれどわたる、此川つゝみのかたはいとふかくて、かたかたはあさければ、かたふちの深き心はありながら人めつゝみにさぞせかるらむ、假の世のゆきゝと見るもはかなしや身を浮船をうき橋にして」とありて、浮はしのありしよししるせるは、其頃將軍家などの通行に、船橋をかけし事ありしなるべし、吾妻鏡にも嘉禎四年二月、將軍家御上洛の條に「依去夜風雨洲俣足近兩河浮橋流損、云云」と見えたり、濃陽徇行記に「スノマタ川、船をかくる時、尾州領と加納領と川半分づゝ橋船を出し、尾州領より出る船をも、加納衆請取、加納より船橋かけ、番人者も加納より[illegible]、云云、今も此地に橋杭[illegible]にて刻める[illegible]傳ふとかや、又[illegible]稱したり[illegible]い事は、東鑑、養和元年三月、十郎藏人行家、[illegible]光家、同次郎僧義圓(號卿公)泉太郎重光、相具尾張參河兩國勇士、陣于墨俣河邊、平氏大將軍、頭亮重衡、左少將維盛、越前守通盛、薩摩守忠度、參河守知度、讃岐左衛門尉盛綱(號高田)左衛門尉忠久等、在同河西岸、及晩侍中廻計、密々欲襲平家之處、重衡朝臣舍人金石丸、爲洗馬至墨俣之間、見東士之形勢、馳告其由、仍侍中未整陣之以前、頭亮隨兵襲攻源氏、縡未拒然、侍中從軍皆敗失度、雖相戰無利、義圓禪師爲盛綱被討取、藏人次郎爲失度被生虜、泉太郎同弟次郎被討取于盛久、此外軍士或入河溺死、或被傷殞命、凡六百九十餘人也」としるせり、其のち承久の亂れには、尾張河九瀬の渡りへ勢をくばりしに、洲俣へはさかみの守時ふさ、云云、また河内判官秀澄云云など、承久記、承久軍物語、吾妻鏡等にしるし、曆應元年の青野原合戰には、高大和守三千餘騎にて洲俣川を後る所にて、相模三郎時行が五千餘騎と互に亂れ合ひたたかひしよし、太平記に見えたり。(今墨俣村の大字下宿(シモジク)に[illegible]の築なりとつたふる叢[illegible]存ず、下宿の對岸は足近(アチカ)村也)

墨俣(スノマタ)神社　今墨俣の渡口に在り、渡口は新地にて、舊驛内にあらず、當移して此に置かれしもの也　此神は延喜式、安八郡の官社にて、當國帳に從五位下と標したり

(又此邊に太平記に見ゆる、土岐大膳大夫頼康の弟、悪五郎康貞の墓と云ふもの存す)

墨俣に、木下藤吉郎が計策として、城を假に取立てて、美濃入の要害と爲ししこと、織田記太閤記等に見ゆ、今も村内に此故跡を傳へたり、城の戶、城の腰、殿町などと字す。

二木（フタツキ）　今小俣村の大字にて、上宿と下宿の間とす。新撰志云、鄙曲撰要抄別紙追加曲（文保三年の頃の古書、享德三臘月中旬、善常善房のかきたる古寫本）の内、海道といふ唱歌に「關の藤河浪こせど、水のしがらみ行やらで、誰かは心をとゞめむ、不破の關やの板びさし、關屋のあまりにまばらなれば、時雨も月もたまらず、駒並て渡る井せきの杭瀬川、雨にさはれば、笠縫の里にやしばしやすらはん、此にも契りや結ぶの杜、うらやましくも立ならびて、枝さしかはす二ッ木の、水のながれて河島の、我せ俣やかはるらむ、あやうく渡す浮橋の、足近をこゆる朝ぼらけ、はや赤池にや成りぬらむ」とつゞけたり

森部（モリベ）　今大森、一色、大明神等を併せて名森村と改む、其社名森とは當國帳に名木林明神と誤る者にて、其社此地に存在するにや。森部の伊勢大神宮は、倭姫命世紀の伊久良河宮にあらざること、別條已に其說あり。森部は墨俣の南にて、大垣の北一里半、其東は長良川（墨俣川）を隔てて、竹鼻に對す。此に澤渡川より墨俣川へ落つる一派あり、犀川と名づく、往時は洪水毎に逆流の害ありしが、近年之を締め切り、二水相通ぜしめず。永祿四年五月十三日、織田信長兵を率ひて西濃に赴く、森部に至る時、齋藤の侍大將長井甲斐守、日比野下野守兵六千を率ゐて之に出づ、信長の兵僅に千五百に過ぎず、信長分ちて二隊となし、陣を堅くして急に之れを撃つ、勝に乘じ北ぐるを逐ひて青柳村に至る、首を獲ること三百二十餘級〔信長記〕

物部郷（モノベ）　和名抄、安八郡物部郷。○今詳ならずと雖、森部、物部相近ければ、即此歟。又當國神名帳從五位下物部明神を載す、森部に六社明神と云ふがあるは、此所縁の古祠にや。

羽島郡

羽島郡（ハシマ）　明治二十九年、羽栗中島を併せて羽島と改む
木曾川長良川（墨俣川）の間なる一洲にして、地形彎曲して弧を成す、其北邊に境川あり、東北の少部は各務野に連接すと雖、大勢に於ては一洲堆のみ、故に笠松輪中と云ふ。今二町十八村、笠松に郡役所あり

羽島郡は古尾張國の境内なり、濃尾の州界は古代墨俣川に在りしを河道の變遷に由り、其勢に從ひて後世美濃に割入せられしものとす。即古の墨俣川は、水勢に於て濃尾の分界たるべき力量ありければ也、中世に至り、木曾川南に移り、堺界も之に從ひて轉ず。或書に論じて曰く、凡東國より海道、山道を進軍するにあたり、美濃尾張の平野に勢を合せ馳驅決戰するを大法とす、然るに海道の軍已に進みて尾張に入り、起川（木曾川の中游）に着きたりとも、未だ山道の勢は落合はずば力足らず、又山道の軍は已に東美濃に入り、太田川に到りても、是又海道の勢に合期せずんば、たがひに小勢にて一致せず、早く起太田の兩渡りを打こし、此川の合渡墨俣に會合して戰するを要とす、上方勢も又起太田の兩所へ軍兵をわかちては、人ずくなになり、便利をうしなふ故、かならずすのまた川に待請てふせぎ戰はんとす、こゝをもて大田川起川は軍用の固めになりかたく、只墨俣のみ東西通路の要害とす、天正の中ごろ、信雄の内大臣尾張國を領知せられしかば、秀吉公はからひて古來より墨俣川の美濃尾張の國堺なるを改めて、木曾川通り起を境とし、葉栗中島海西三郡のうち百二十村を割取て、美濃に屬られしは、もとより信雄公が領知の要害の固さを惜み、かねて不時の備へ、合戰に弱からしめむがため、かく國堺を改め替られし成るべし、張州府志等に、信雄公が領知を減少せしめむがために堺を改め多くの村々を美濃につけられしよしをいひて、此軍用の謀に意ありし事をいはざるは、考への至らざるなるべし、太閤の大量にて、わづかの地を惜みて減少を行はれしよしは有るべからず、よく辨へ考ふべし。
又一理あるに似たり、形勝は千古依然として、東門走集の要害たるべし。羽島郡の村里は近世機織の業大に起り川島絹并に美濃縞の名著る、年額約百萬圓の產あり。

中島郡（ナカジマ）　明治二十九年廢して羽島郡へ入る、笠松輪中の西南部にして、面積凡二方里半。近世檢地高、一萬二千石。

中島郡は古尾張國中島郡の管内なりしが、天正以後此國へ入り、一郡に建てられし也 其地域を探るに、海津郡の東北部なる蛇結（ジャケツ）の邊、或は中島郡の内とす。此沿革の因由は、全く河道の變遷に在り。古代國界の定の初めには、木曾川、本郡と稻葉郡の間を流れて、墨俣に至り、北より來る諸水を併せて南流したり、此河道即美濃尾張の國界たり。後世木曾川南に移り、羽栗郡を中分して其間を流れ、及村に至り更に分派して、一は足近（アヂカ）川と爲り、一は起川と爲る。其足近川は近世杜塞したりと雖、足近村の南に、其廢河道を見るべし。起川即今の木曾の本流にして、中島郡の間を貫過す、近世國堺を此に定められたり。又西堺の墨俣川は、安八郡と本郡の間を過ぎ、海西、石津の郡堺を限れるものなりしも、後世東に移り、起川と合ひ、海西郡の中間を貫過することとはなりぬ。

小藪（コヤブ）　今小藪村と云ふ、本郡の西南端にして、墨俣川此にて木曾川（起川）に落合ふ、對岸は海津郡、并に

尾州中島郡の管内とす、笠松の西南四里、高須の東一里半。

(眞福寺址)

大須（オホス） 今小薮の大字に並れり、昔は庄號に呼び、者結（ジャケツ）村も此庄内たり、今者結は海津郡に庄名を存す、又大須の北野眞福寺（シンブク）、後世名古屋城下へ移し、寶生院と改め、多く古書を蔵す、今寶生院の境内を、名古屋の人、今猶大須と云ふは此故とす。眞福寺本、倭名鈔の奥書に「元徳三年、尾張國中島郡大須庄眞福寺」また同字類抄古書の奥に「建武五年、於尾州大須庄寶生院」と見ゆ、徳林は詳ならねど、眞福寺は其據林に移りてのこる、能信上人開基の蘭若たりき。

○妙興寺文書 元弘二年の本錢返田賣券に
合五段者、ざい尾張國中島郡内、長谷村薩内入道かき内、
四至、東ゟなかは、南るいち、西おほす、北るいち、
と見ゆ、西おほすは大須にて、其東に長谷村あり、又小川ありて、小川はやがて後世の起川の筋にや、此邊は歴代水災にあひ、地形頗る遷す、猶考ふべし

八神（ヤカミ） 今八神村と云ふ、小薮の北に隣る、往時此邊を長岡庄とも曰へりき。

堀津（ホッツ） 今堀津村と云ふ、八神の北にして、墨俣の東岸とす、東正二年諸内引付に「伊賀美作守殿、尾張國堀津北方段錢」と見ゆ、船田後記に「明應四年四月、石丸利光之子利高、招[illegible]散於江之南郡、假道於伊、而欲入國、云云、古光頼（土岐）為大將、[illegible]童子為副、戎殆四千人、次于河手、更渉無首（カシラナシ）（以水無源名之）濟松樹（水名）投尾之旗島、廿九日午、經鐵梟、義朝將軍埋鐵之地、古来出師、避此地、而光過之、次于堀津、石田之際、又遂次烏穴、竹鼻、云云」と見えたり。

市之枝（イチノエ） 今石田、城屋敷井に西加賀野井と合せ、下中島村と改む、堀津の東、八神の北にして、木曾川に臨み、尾州の祖父江と對向す、[illegible]同國名所に、中島郡荏三位標江（イチノエ）天神とあるは、今此村の[illegible]社なるべしと云ふ。

(市腋)

按に、此市之枝は東鑑、承久三年の渡津なるべし、六月三日、官軍進發の條に「食渡、云々、洲俣、河内判官秀澄、山田次郎重忠、市腋、伊勢守光員也」、また同六日の條に「凡株河、洲俣、市腋等要害、悉以敗績」。この市腋は其名を傳へず、市腋の誤にて、腋の音を採りてエに假れるならん、然るに、載録者腋脇同訓なるを以てイチワキと誤り、脇字を用ひしなるべし。洲俣渡の南方二里半にあたり、尾州一宮驛の西二里半、正に進軍渡航の形勢に合ふ。

桑原（クハハラ） 今の八神、下中島などの邊を桑原村とも云へりき、尾州妙興寺、貞治六年散位長利の寄進狀に「尾張國中島郡、桑原村内須垣内名事」云々と載せ、應安三年清長寄進狀にも「中島郡桑原村」と曰へり。桑原とは即桑園の義なれば、養蠶の業のありし村里ならん、新撰六帖に、光俊朝臣

美の尾張さかひ續きに植並めてよむともつきじ桑のいくもと、

船橋家の職原抄私記（正保五年の板行本）天平二年に美濃國より桑の葉に寶の字を虫くひたるを天子へ獻する故に、即天平寶字と年號にしたるとぞと見えたり、續日本紀にしるせる旨とはたがひたれど、美濃に桑樹のありし事はしるにたれり（新撰志）

石田（イシタ） 今下中島村の大字とす、市之枝と相接す。濃陽志略云、松葉集に尾張國の名所に、石田里を收めたるは此歟、寶治二年百首歌に、光俊朝臣

まきおきし石田のわせのたねなればほかにまたしきさなへとるなり、

と詠みしは此地か、又尾張の海西郡の石田村か、今は何れとも定めがたし、眞福寺古文書に「末代寄進中下地之事、云々、延文五年[illegible]十二月日、[illegible]石田郷[illegible]」[illegible]

加賀野井（カガノヰ） 今下中島村の大字とす、東岸の[illegible]と對し西とも云ふ、加賀野井と[illegible]の間に、木曾川の水分れ、北方へ導き、竹鼻を過ぎ西に折れ、墨俣川へ落込む。是は舊河道の跡を利用して、灌田の渠と為したる也、逆（ギャク）川と呼ぶ。

(逆川)

濃陽志略云、木曾川の分水を加賀野井より西北に導きたる、之を逆川といふ、傳へいふ、加賀野井彌八郎は其先東南院宮に仕へたる僧官なり、東南院宮は仁瑜法親王といふ、即南都[illegible]子、薙髪して大須眞福寺に住す、親王薨ずるに及び、擅に此地を領す、遂に加賀野井を以て氏となせり、天正十二年、秀吉加賀野井城を拔き、彌八郎流落す、慶長庚子の亂、石田三成彌八郎を誘ひ、關東に往て家康公を刺さんと欲す、然れども拜謁許されずして果さず、歸路池鯉鮒驛にて、水野和泉守を殺す、彌八郎亦兵の為めに害せらる、家遂に滅ぶ、加賀野井の城址は、今に城屋敷と云ひ、大字にのこる、一書に彌八の諱を秀望と曰へり）。北越軍記云、慶長五年、石田亂の時、福島左太夫以下の諸將、竹鼻城へ押寄けるが、小越（オゴシ）の川西に土居柵を振り、大筒を仕掛てあれば、川下へ廻り、加賀野井村より川を越す、城勢之を見て引入ける。

江吉良（エギラ）

(長間)

長間（ナガマ）は今沖村、中村等を併せ、上中島村といふ、加賀野井の西北にして江吉良村に隣る。眞福寺、求聞持秘記の奥書に、文正元年、尾州中島郡長間神宮寺と見ゆ、神宮寺今はなし、江吉良は今江吉良村といふ、長間の西北にして、竹鼻町と相接し、市街を成す

古昔江吉良島と云へりとぞ。

駒塚（コマツカ）

今駒塚村と云ふ、加賀野井の北にして、笠松の南二里、此邊は近世西門間（カドマ）庄と云へり。尾州家の時其長臣石川氏の采地なりければ、其邸あり。石川氏の祖は厚見郡加賀島村の人にして、杢兵衛光信と云ひ、其子光重伊賀守と稱し、秀吉公に仕へ、其子紀伊守光元も秀吉公に仕へ、播州龍野一萬石を賜ふ、其子東市正光忠、尾州家へ奉公す、世祿一萬石。

飯柄（イヒガラ）

今駒塚村の大字たり、尾州妙興寺、貞治六年美作守泰隆の寄進状に「尾張國中島郡賀野御厨内、飯柄郷」とあるは此なるべし、當時の名は今海津郡に存す、

狐穴（キツネアナ）

今門村の大字とす、竹筒鼻町の東にして、木曾川を隔てたり、熱田神宮古證文に、

大宮大納言奉行、熱田社領尾張國狐穴郷事、當度施行之處、彼官人等以押妨云云、早止彼妨、可從沙汰付雜掌、更不可有緩怠儀之由、所被仰下也、仍執達如件

康永三年十月十三日、沙彌（花押）

今河南門佐入道殿

大浦（オホウラ）

今新井（アラヰ）、三宅、光法寺（ミツハフジ）などを合せ、正木村と改む、門村の北にて、舊渡の渡口とす、北小薮（チグマ）に通ずるを美濃尾張の舊路とす　天正十二年五月十六日、本多忠勝の書状に、

此表之儀、去一日に、筑前大山表迄引入候、只今之敵陣取之儀、濃州境目、おこし三柳と申所に陣取候、（徵古文書）

此村の北より西へ、竹筒鼻と小熊の間に向ひて、一條の舊河道あり、即古の足近川にして、尾張川の一支派なり。

○廿四輩記に曰、云、瀬部とは瀬踏部といふ事なり、瀬部七門徒の事、當時高祖聖人、木瀬の道場より日比野（ヒビノ）に徒り、足近（アヂカ）の渡りを越給ふ時、川の瀬多く、水高く漲りてわたり難かりしを、七人の道行身命を捨て瀨ふみし、聖人を越し參らせけるに、聖人大浦に淹留の間、彼七人に各名號を書寫し與へ給しより、其子孫瀨部七箇寺とは稱へ來れりとかや、又河野九門徒と號して、九箇寺ありこれは羽栗郡の本庄木瀬といふ地に、聖人を屈請なし奉り、御教化を蒙りける其寺なりと云、又彼木瀬の道場とて聖人の御舊跡といへるは、今の竹が鼻の御坊といふ是なり。

石作鄕（イシツクリ）

和名抄、中島郡石作鄕。○今詳ならずと雖、大浦に石神社あり、飯柄にも石神社ありと云へば、此邊の舊名にて、後世河道の變遷によりて亡びしにや　石作神社は式内に列し、尾張國神名帳に中島郡從三位石作天神と載す。

石作は尾張氏の一門にて、姓氏錄に「火明命六世孫、建眞利命之後也、垂仁天皇御世、奉爲皇后石作石棺獻之、乃賜姓石作大連公也」と載せ、當國の葉栗、丹羽、山田の諸郡に同名の社あり。

曲利（マガリ）

今正木村の大字とす、これは弘福寺田勘錄帳に「中島郡一條勾金里（マカリガネ）」と云ふにあたるごとし、其北は直に葉栗郡に堺すれば、一條と云ふに契合す。帳中に「津部里二條、草引里、酒梨里」などあれど、今詳ならず、中世水災ありし地なれば、變改を免れざるごとし。

東寺所傳、天長二年、尾張國弘福寺田勘検帳、

弘福寺、亦名川原、（この寺は和州に在り）田卅町四段二百八十一步、

一條勾金里、廿九坪、七段九十三步、（中畧）

雄部里、五坪、一町、已上五坪、天平十四年、勝寶七歲、寶龜四年、無圖、延曆五年、弘仁十三年圖、井川原寺田、

六門田、九段二百九十八步、（中畧）

二條草引里、廿五坪、九段二百八十八步、（中畧）

酒梨里、一坪、八段卅五步、（下畧）

羽栗郡（ハグリ）

明治二十九年廢して羽島郡へ入る、笠松の中の東北部にして、面積凡三方里半、近世檢地高、二萬一千石許。

羽栗郡は舊尾張國葉栗郡の管内なりしが、天正以後此國へ歸し、一郡に建て葉を羽に改められし也。此地は木曾川の激衝に當り、河道の係變分派、沿革する所多し。廣野河口址、江川、川島、及（オヨビ）、食（ジキ）、足近川址等を參考すべし。○羽栗中島の諸村は、近世一般に門間庄と云へり、此庄號は河の東南なる尾州の諸村にも被る。

竹鼻（タケガハナ）

今竹ヶ鼻町、人口四千五百、羽島郡西南の小繁華とす、笠松を去る二里、大垣の東南二里、木曾川其東を流る、竹ヶ鼻井に笠松には、近年木棉織を出す、世に美濃縞と稱する者是也。

濃陽志畧、竹鼻は古書に竹鼻和（タケガハナワ）と唱へける證あり、俗に松葉鄕と稱す、毎月二七の日を以て市を開き、民戶富饒の邑なり、（今市中の繁、井に綿の製造販賣を此に專にす）

寳正六年造内引附に、「飛島井殿家、尾張國竹鼻和郷、小熊保段錢」梅花無盡藏に「明應五年丙辰、今茲也、石丹（石尾丹波）出江、假道於伊嶋、過尾之津島、直竹鼻、入濃之喜多寺」云々、安土創業錄に「天文十五年、齋藤道三近江國より加勢を乞ひ、十一月始、織田播磨守が當國大柿の城を攻む、信長之を聞き、同十七日竹ヶ鼻勢を押出し、それより火を稻葉山の近邊に放す」云々、古城、村北に在り、不破源六之れに居る、今本覺寺境内たり、按ずるに不破源六は織田信雄麾下の將なり、天正十二年五月六日、豐臣秀吉加賀野井城を拔く、十日直に竹鼻城を攻む、一夜にして堤を築き、水を引き城を漬す、源六支ふる能はず、城を献じて降を請ふ、其後杉浦五左衛門之れに居る、慶長庚子の亂、杉浦岐阜黄門の麾下に隷す、故に此城を堅守す、八月二十二日、東軍起川を渡り、進で之れを攻む、即日城陷る、杉浦自殺し、何來城終に

す。

去八日御狀、今月十日、竹鼻表に令拜見、其方へは從前々門前并等同仕候儀、（中略）

六月十日（天正十二）　羽柴（秀吉判）

石川伯耆守殿（集古文書）

明治二十四年、十月廿八日の震災、大垣第一、笠松、竹鼻之に亞ぎたり、笠松潰屋六百、死亡二百餘、傷者四百許とす、竹ヶ鼻は潰屋五百餘、死亡百七十、傷者二百餘に上る、同時に火災起り、各六百字を延燒したり。

専福寺（センプクジ）　竹ヶ鼻に在り、今東本願寺の別院とす、濃尾の間に繁榮せる河野九門徒の一所にして、竹が鼻御坊と稱す、河野郷、圓城寺并に大浦を參考すべし。

葉栗郷（ハクリ）　和名抄、葉栗郡葉栗郷、○今竹鼻町、井に小熊村、福壽村の邊なるべし。郡郷考に、島村に福正院と云ふ名寺あり、之を葉栗臣の建立と傳へたりと云ふ、島は今小熊の大字なり。濃陽志略には本郷村は葉栗本郷ならんと云ふ、本郷は即今の福壽村是也。

葉栗郷は郡名の本據たるべし、古事記孝照帝の皇子「天押帶日子命者、羽栗臣之祖也」とある姓氏は直に此を本とする歟、又山城國久世郡にも羽栗郷あり、其本末を詳にし難し。

小熊（ヲグマ）　今小熊村と云ふ、竹鼻の北に隣り、墨俣川の東岸なる名邑なり、近世は此邊すべて西門間庄の中に籠めたり。小熊の北に境川あり、小渠なれど古い木曾川の廢址にして、濃尾の州界なりければ、其名を負ふ。濃陽志略云、小熊は古へ小胡麻にも、小隈に作れり、尾府に至る七里半、吾妻鏡、嘉禎四年將軍家上洛の條「二月十二日、小隈御泊、十三日垂井」と見え、同く建久元年十月の條に「小熊宿」康正二年造内段錢并國役引附に「飛鳥井殿家、尾張國小熊保段錢」また尾陽雜記に載せたる古證狀に「尾州小熊保事、飛鳥井殿相領候處、去康正二年建仁寺祥雲院、聽賢寺進、被沾却候、其後長享年中、鶯見美作守、自祥雲院、又令買得候刻、以吹擧狀、當御院殿御判令頂戴候、其御下知共、尾州之事候、然上者當方分領、勿論之處、飛鳥井殿違亂之子細候哉、無覺悟候、巨細之旨、鶯見可注進候、得其意勢州へ申遣、當御代并御下知等、申沙汰可然候、恐々謹言、六月十三日、政房判、遠藤丹後守殿」とあり、又平家物語、治承元年西光法師が誅せらるゝ條に「子息加賀守師高は解官せられて、尾張の井戸田へ流されたりしを、同國の住人小胡麻の郡司維季に仰せてうたせ給ふ」云々、古今著聞集に「をごまの權守、若かりける時、京に宮仕して侍りけるが、あるとき彼主人行幸の供奉の爲に、内裏へ參りける供に侍りけり」云々。

（小胡麻）

（足近川址）

（阿志賀）

足近（アヂカ）　今足近村と云ふ、小熊の東に隣り、柳津の西とす北に境川あり、南に足近川の廢河道のこり、南及と北及の間より西へ流れし痕跡明白なり。新撰志に、境川は即足近川なるべしと云へど、東鑑に

嘉禎四年二月九日、洲俣、足近兩河浮橋流損、十一日、萱津逗留、修理兩河浮橋、十二日、小隈御泊、

とあるに因り、小隈と萱津（尾州海東郡）の間なること明瞭とす。且水脈の形狀を推すも、足近川は境川にあらずして、足近村の南を流れたる木曾の分派たること疑なし何の世にや埋塞す。今小網村に川口と云ふ地、舊足近川の墨俣川へ落入りし所ならん。東鑑、文治元年十月の條にも「尾張美濃之國住人、可令固足近、洲俣渡々」とあり。

○延元三年正月廿四日、官軍美濃國まで攻上り、阿志賀川を越ゆ（結城氏古文書）廿八日、垂井赤坂邊まで着たりしに、跡より上る足利方の勢近づきぬと聞えたりければ、まづ其敵を退治したるを、今川五郎入道、三浦新介高繼、阿志賀に打出で横あひに官軍にかゝる所を、結城南部、下山が勢一萬餘騎にて奮戰し、また今川三浦の勢をやぶる（太平記、南山巡狩録）

阿遲加神社（アヂカ）　國帳葉栗郡の官社とす、今足近村、大字直道（スグミチ）に在り、延喜式、國帳、尾張神名帳には從三位と標す、今八劔宮と號す。

柳津（ヤナイヅ）　今柳津村と云ふ、足近の北、笠松の西なり、和名抄に「尾張國、田代、高島、楊津郷等」とある楊津にあたる、田代（デンダイ）は柳津の東に存し、今松枝村の大字とす

及（オヨビ）　今南及、北及の二に分れ、南及は大浦に併せられて在り、木村と云ひ、北及は田代、長池と同く松枝村に收む、笠松の南に隣り、木曾川の西岸に沿ふ。及川と云ふは、足近川に對したる名稱にて、起川に同じ、足近川の廢址は及より小熊の西南まで其痕跡を見るべし。

新撰志云、及川は正徹の草根集に「あじか、およびなども同じやうにてこそ過ぬと」見え、堯孝法印の覽富士記に「尾張國および川にて、我君の惠みや遠く及川はたかに清る水の音哉」とよみ、宗長手記の津島堤にて川の廣さをいひたる條に「およぴ、洲俣河落合ひ近江の海ともいふべし」としるせり。夫木和歌抄に家集、およみのはし、隆源法師、「さ夜ふけてたよみのはしを引わたす音にぞしるきあたらのゝこま」とあるもこゝなるべし、其あたらのゝ駒はいかなるこまか、今考へがたし。（今按、音にぞしるきとあるより推せば、足近野の内なるべし、川の橋を渡り行く足音と云ふにかけて、足近野をよみ入れたり）

笠松（カサマツ）　今笠松町、人口四千四百、本郡の治所とす、木曾川に臨み、岐阜の南二里。鐵道は東方を通過すと雖、車驛なし、對岸に木曾川停車場あり（尾州黒田村）相距る二十餘町。

笠松は全く近世の新置に係り、慶安三年、尾府其美濃伊勢等の公料の地を支配せしめんが爲めに、此に吏員を派遣駐在せしめたるより、士庶來集して、遂に名邑と爲る。

新撰志云、尾州曹祐署に「慶長十九年四月廿九日、連日

(笠町)

大雨故、濃州の堤多く切れ、尾州へ水押入る、海東郡勝幡村の堤崩れ、田畠損亡不可勝計、圓城寺村の下、笠町の民甚右衛門と云者の姪蛇になり、勝幡の池へ飛入しゆゑ、其水他所に異なるよし、此説ありしと見えたり、其頃まで、笠町(カサマチ)といひし也、郡代陣屋は、慶安三寅の年、岡田將監初めて御郡代として、南美濃のうちの御料の村々を所務ありし時、こゝに假屋を建て、下吏を置かれしが、寛文二寅の年、名取半左衛門御郡代の時より、陣屋となりて在勤し、それより今にたえず（濃國史略云、天保六年、美濃國尚貧、笠松民嗷焉、至一萬許、攻笠松代官野田斧吉、斧吉走自村、桑名、高須發兵備之、初村民代助、修笠間大洲、賂斧吉、不如舊例、至是川溢、與洲、淺損百餘村、斧吉巡視水災、次代助家、村民告愬、欲庇之、鳴鐘蜂起、幕府召斧吉、命大垣、捕亂民、繫致魁首十餘人、停其官俸、斧吉尋自殺）

河沼郷(カツマ)

和名抄、葉栗郡河沼郷、○今笠松町以東の當讀なるべし、中世此地、屢水害ありしを以て、其戎辭ならず　河沼は俗に河野(カウノ)に作り、河野九門徒てふ名ありて、此地方の佛教業者の往事を指せり、其流は竹鼻の照蓮寺、印食の專光寺今に存す。

(河野)

川島神社址は今八剣村大字徳田(トクダ)に在り、笠松の北にして境川其西北を流れ、古は川島てふ形の地なりしを知る

(徳田)

新撰志云、徳田村の九所大明神社は修驗常仙院つかさどる、濃陽志略に「里老傳云、昔在川島村、其水漂流、至此下壓、川島村民崇之、徳田里民不一、即以此村八幡崇之、以川島村有八幡社、稱徳田八幡」と見えたり、さらば此古神名式に尾張國葉栗郡、川島神社」としるし、尾張國神名帳に「從三位川島天神」と見えたる官社なるべし、但仙覺法師の萬葉集注に引用したる尾張風土記に「葉栗郡河島川、在河沼郷河島村、奈良宮御宇、聖武天皇時、凡海部忍人申、此神化爲白鹿、時々出現、有詔奉齋、爲大社焉」と。

印食(イジキ)

(食)

今八剣村と改む、八剣祠あれば也、俗に自貫(ジキ)と呼び、上自貫、下自貫の二部に分つ、頭音を脱したるにて、伊達をタテとも唱ふるに同し。古書に食の渡と云ふは、木曾川の一渡津にて、尾州より當國厚見郡へ越えしならん、今は印食より南二十餘町にして、圓城寺に鐵道架橋あれど、昔は地勢も異なりし故に、印食渡も此村に在りし也。

(自貫)

印食は徳田の北にあり、吾妻鏡、承久記、承久兵亂物語に志るしたる尾張川九瀬のうちの食渡(ジキ)はこゝなるべし、上印食下印食ともいんじきとは稱せず、かみじきしもじきと呼べり（新撰志）○南山巡狩錄云、延元三年正月、東國より攻上れる小笠原信濃守、芳賀禪可二千餘騎、自貫の渡にうちのぞめば、官軍伊達信夫三千餘騎にて支へし、是を敗る、二番に高大和守三千餘騎にて洲俣川にうちて出れば、相摸次郎時行五千餘騎にてかけ合せ、これを破る、云々（一本に自貫を白貫に誤る）（太平記）

伏屋(フセヤ)

今三宅、平島(ヘイシマ)を併せて上羽栗村と改む、印食の東南に隣る、一書に此は布施屋を建てられし地ならん、昔渡に布施屋を置かれしことは、日中抄河海抄共に曰く「承和二年云、如聞東海東山兩道河津之處、或渡舟數少、或橋梁不備、由是貢調擔夫、來集河邊、累日經旬、不得利涉、宜每河加增渡舟二艘、其價直者、買正税、又造浮橋、令得通行、及建布施屋、備于橋梁、其渡作料、宜用救急稻」云々。

三宅(ミヤケ)

今上羽栗村の大字とす、一書に此は厚見郡三家郷の地なるべしとあれど、地形全く境川の南にて、尾張葉栗の域内とおもはる。且濃陽志略に、上門間庄三宅村は古へ井口と稱せしを、中世三宅と改む、式內葉栗郡石作神社此に在りと云へば、厚見郡の三家郷にはあらず。

平島(ヘイシマ)

今上羽栗村の大字とす、今は木曾川に隔まねど、昔は此にも渡津ありしなり、承久記に尾張川九所の渡の一を神島(ヒエジマ)と云ふは即是とす。

(稗島)

圓城寺(エンジヤウジ)

笠松の東にして村名なり、今米野、江川を併せて下羽栗村と改稱す、鐵道線此にて木曾川を横絶す。管領武鑑に「庚子の亂に、池田三左衛門輝政、一番に木曾川を乘越し、岐阜勢を切崩し、瑞龍寺の町口迄追打し、引返して圓城寺に陣を取る」云々。

新撰志云、圓城寺村に西徳寺、稱名寺あり、共に河野の九門徒の一所也、康應二年、羽栗郡の野民九人、綽如上人に歸依して、祖師眞筆の名號を一幅づゝ、九人に賜ふ、是を河野の九門徒といふ、文明二年、蓮如上人、伏屋村に草堂を結び、祖師の像を安置し、九門徒に命じて輪番たらしめらる、其後草堂退轉し、門徒も又離散し、東西二派となる、祖師の像は今印食村專光寺に安置す。又云、野々垣氏は代々當村に在りて木曾川渡の事を掌る、これを圓成寺奉行といふ、番所ありて下役のもの守る、船渡は木曾川を越し、尾張の北方村に至る。

江川(エガハ)

今下羽栗村の大字とす。新撰志云、江川村、木曾川は村の南を流る、此所川中に島ありて、水二筋に流れ、水勢はげしき故にや、洪水に堤ゝ切るゝ事度々也、慶長十一午年六月三日の大水に、江川村、平島村邊の堤決る、同十七年子四月二十九日、同所の堤又決る、元和五未年八月七日同堤決る、慶安三寅年九月朔日、江川村の堤損所多し、これを枝廣大水といひ又やろが水ともいふ、承應三午年七月十三日、江川村の堤決る、寛永三寅年五月十六日に、前渡村の堤切れ、承應二巳年七月朔日に、松本村の堤切れ、明和三戌年に米野村の堤決し、寛政十午年四月七日に、圓城寺村の堤大切れ、枝廣洪水より水三四尺程高かりしとぞ。

米野(コメノ)

今下羽栗村の大字とす、庚子の役に、池田輝政此渡津を經て進む。合戰圖志云、八月廿一日、岐阜、將木

造具様の兵五千、出でて新加納に屯す、各務野の西端也、米野渡は新加納の南方一里餘にして、河水は即木曾川なり、川の中洲に笠田、松倉、小網島、河田島、松原島の五村あり、川の廣さ十町強にして、其間渡口數處に分れ却て渡涉の往來に便なるものあり、東軍は池田、淺野等の諸將之を破りて岐阜に迫る、廿二日の事なり、所獲の首級二百廿七、捕虜五十餘人。

川島（カハシマ）

岡坂の東南なる河洲の地にして、今川島村の稱を立てたり。木曾川東より來り、漸く山谷を出て平原の下流に臨むを以て、此に至りて河幅頓に廣く河中に數洲をなし、總稱して川島と呼ぶ。織物を産す、結城（ユフキ）及び棧留（サンドメ）縞を稱す、縞布は主として河田島より産し、又川島縞の稱あり、美濃第一の工業地に推さる　川島の渡を河田（カウダ）の渡、又は米野渡と云ふ。尾張志云、

（河田）

木曾川の中島は河田島、小網島、松原島、笠田島、牛子島等をすべて河島と稱し、其内笠田島村の白髭の社は、此島中の惣氏神にして、森も古樹茂りて、昔社のおもかげいちじるし、これぞ葉栗郡の官社、川島神社ならん。

松原（マツバラ）

今川島村の大字とす、慶元古文書、庚子の役八月、「去廿二日、濃州笠田（カサダ）、萩原二手に而相働候處、岐阜人衆しんか[illegible]に相支候處、羽三左衛門、松原渡越、及戰追崩、町際迄不殘討捕候」

中屋（ナカヤ）

今大佐野、松本、神置等をも併す、平島の東にして、本郡の東端とす、各務野前渡（マヘト）に近し。昔は木曾川此邊より堺川の筋を流れしを、後世南に移り、今の如くになりぬ　中屋の西入寺、大佐野の安樂寺は、謂ゆる河野九門徒の一に數へらる。

廣野河口址（ヒロノノカハグチ）

今中屋村と稻葉郡各務野の間とす、廣野とは各務野の別名にして、其南邊を過ぎしを以て此名あり、即木曾川の舊道にして、今の堺川の筋を云ふ、凡此河口より墨俣まで五里。木曾川は各務野鵜沼渡に於て山谷を離れ、前渡（マヘト）以下に於て全く平坦の地に跳く、故に河流の遷移は、歷世此前渡（摩免戸）以下に起る　古史に傳ふる所、神護景雲三年に廣野の河口擁塞して、其南に新道を生ず、謂ゆる尾張（オハリ）害ふてふ議は、此時より起る。續紀、神護景雲三年九月、尾張國言、此國與美濃國堺、有鵜沼川、今年大水、其流改道、每日侵損葉栗中島海部三郡百姓田宅、（中略）望請、遣解工使、開堀復其舊道、許之」とあるは、此河道の東南遷せる初發の事狀とす　而も開堀復舊の工役を起し、河道北に還りしも、其後の洪水に、又東南遷したる事は三代實錄に載せ、貞觀中の事とす。貞觀七年十二月「尾張國言、昔廣野河、流向美濃國、當于此時、百姓無害、而頃年河口擁塞、惣落此國、每遭雨水、動被巨害、望請堀開河口、令之從流、太政官處分、依請」とかくて翌年七月九日「尾張國言、奉太政官處分、堀開廣野河口、令其從流、而美濃國各務大領、各務郡吉宗、厚見郡大領、各務吉雄、率兵衆歩騎七百餘人、襲來河口、攻傷郡司、殺從夫、河水流血、野草亦赤、成功將半、有此相妨、至是、太政官下符、美濃國司依、河流利害、兩國爭論、彼此相持、歷代無定、於是、朝議審其得失、下知兩國、令其堀開、而營寸功役已發、作事稍成、及傷人流血、雖云郡司無狀、抑亦國吏之失、靜而言之、理甚合然、宜早令堀開、又搦與兵衆、法禁是重、依實言上」と見え、遂には廿日「下知尾張國司暫停堀開河口之事焉」とありて、工役も中止しければ、是より河流は葉栗郡、中島郡、海部郡を浸して、新河道を生じたりと知るべし。猶稻葉郡の堺川、鵜沼川の條を參考すべし。

揖斐郡

揖斐郡（イビ）

明治二十九年、池田、大野の二郡を合併し、揖斐の名を命ず、揖斐川の水上にあたれば也、本州の西北隅にあたり、一町廿二村、治所は揖斐町（三輪）に在り

揖斐郡の地は、山谷全積十分八九に居り、平坦の野は四五方里に過ぎず、其山地を德山（トクノヤマ）谷と稱し、即[illegible]なり、近世撿田六萬餘石の地なるべし。

池田郡（イケダ）

明治二十九年廢し、其域内を大野郡へ併せ、揖斐郡と改稱す、不破郡の北にして、安八郡の西北に隣る、德山（トクノヤマ）谷は揖斐川の源なる山谷也、越前近江と山脉を分ち、本州の西北隅にあたる、又池田郡の管内たりき。

和名抄、池田郡、伊介太と註し、六鄕に分つ、本安八郡の分地なるべし　正倉院文書、大寶二年の戸籍斷簡「御野國、味蜂間郡、春部里」と云ふがありて、味蜂間は同安八の舊號なれど、春部の鄕名なし、和名抄本郡に春日鄕あるは、正しく之に當る　大寶二年頃は、味蜂間郡の西北偏を分ち、池田の一郡を建たりしを想ふに足る

額田鄕（ヌカタ）

和名抄、池田郡額田鄕。〇今詳ならず、鄕村の配置より推せば、八幡村歟　一説、此鄕名に因り、舊事本紀なる「額田國造、志賀高穴穗朝御世、和邇臣祖、彦[illegible]命孫、大直[illegible]命、定賜國造」と云ふに引きあてたり、然れども近江國坂田は額田とも曰へる地なること、彼條に論述したるごとし。ただし和邇臣同祖の家なる春日氏の部族が、又此地に春日の鄕名を傳ふるを見れば、頗其緣ある也、猶考ふべし。〇正倉院文書、大寶元年美濃國戸籍の中に、各田部と云ふ姓氏あり、これは額田部の額を各と省畫したるもの歟。

市橋（イチハシ）

今八幡（ヤハタ）村へ合す、池田郡の南端にして、不破郡赤阪金生山の東麓にして、杭瀨川の邊とす。

分脈系譜に、石川源氏、太郎光衡の子光治は「號成田、美乃國市橋庄地頭、永久勲功」とあり、市橋氏は光治の弟、大和守光忠を祖と爲し、累世相續して此に居る、天文年中、國主土岐敗亡の後は、市橋壹岐守利尚、齋藤が旗下たり、其子長利は織田殿に仕へ、其子下總守長勝は秀吉公に仕へて今尾城へ移る、事は今尾の條下に見ゆ。〔明細記、新撰志〕桃花蘂葉に「市橋庄、梅津是心院領也今院主一條禪閤之子息、亂世已後在庄也」とあり、此庄は文明年一條家を本家と爲しゝを知る、市橋氏即其地頭也。

片山（カタヤマ）　今八幡村の大字なり、市橋の北に隣る、西なる山嶺は不破郡青墓村の山につづき、山上に城柵の址のこる、山麓に古墳墓散在し、往々發掘して副葬品を獲たり。○片山は古名寢覺（ネサメ）の里と曰へりとぞ、古今六帖、また夫木抄初秋歌、衍西「東路のいさめの里ははつ秋のながき夜をひとりねかね我名ぞ」と見たて、契沖法師の夫木抄の校本にいさめは寢覺（ネサメ）也と傍注したれば、此ねさめの里の歌なるべし、小島のくちずさみに「ねさめの里とかいふも此わたりだかし、げに明しかねたる草の枕は、ことはり過ぎたる秋の夜也」と述べたり、又老の木曾越に「ねさめの里の曉の影などよみしは、杭瀨川の邊、今中森と云邊にて」云々と見ゆ、又片山の八幡宮は、當國神名帳に、池田郡從五位下片山明神とあるにあたる歟　（寢覺）

八幡（ヤハタ）　片山の東にて、杭瀨川を隔つ、八幡宮あり、即當國帳に池田郡、從五位下八幡若御子明神とある是也

池田郷（イケダ）　和名抄、池田郡池田郷。○今本郷村、池田村等是也、八幡の北に隣る、池田郡に於て中央の地とす。

姓氏錄に池田首ありて「景行天皇皇子、大碓命之後也」と曰ふ、大碓命の裔孫は美濃に繁衍したるも、故なきにあらず、此郷及び可兒郡の池田、共に其由緒の地ならん。

池田山（イケダ）　今本郷村の西嶺を云ふ、片山の北に續きたり、大字藤代の釜（カマ）が谷に櫻樹多し、春花の比は頗美賞せらる、詞人之を霞間溪と命ずるものあり。

釜が谷は池田山つづきの谷合なり、もと此あたりの山は年來の强雨洪水に、谷川溢れ岸崩れて砂土を吹出し、不毛の禿山となりしを、天明の頃村々の人々いひ合せ、樗種を蒔ほどこし、鎌を入るる事を禁めて、薪はもとより下草とても苅取る事なかりしかば、おのづから小鳥群がり栖みて、木の實の糞より樹草生ひたるが、殊に櫻木多く有りて、年を追ひのびたち、近頃はよし野嵐山などにも亞げる程に花の山とはなりぬ、馬頭觀音のいませる小堂、又山神の祠などは、さながら花に包まれたるが如く、麓のあたりよりは、尾張美濃の山々、村里川筋等あざやかに見え渡りて、風景たぐひなし。〔新撰志〕　（釜谷）

小寺（コデラ）　今本郷村の大字とす、安國寺あり、即曆應中の足利本願の精舍なれど、後世は其名の如くに衰微す　蔭涼日錄「永享十二年、濃州安國寺之猊首座吹嘘、如是院光久、可書上之由被仰出」とあるは即此寺の事とす。

河野通當は伊豫越智の一黨なりしが、流浪して當國に至り、安國寺に居りしが、國主土岐成頼に出仕、稻葉伊賀守光族の遺跡を相續し、稻葉刑部少輔と云ふ、後入道して鹽塵と云ひ、其墓は本郷龍德寺にあり、其子通則は牧田に戰死し、末孫一鐵は長良崇福寺の喝食なりしが、還俗して家を嗣ぐ、織田氏に仕へ勇戰の譽れ高し、三位法印是なり、子孫世々臼杵侯たり、又林宗兵衞正三の子を養いて、稻葉正成と曰ふ、其子正勝家を起し、德川氏に仕ふ又侯籍たり、小寺山とて、池田山の中に稻葉氏の城柵址存す。〔明細記、新撰志〕　（安國寺）

池野（イケノ）　八幡の北にして、六之井の邊なり、今六之井、上田（ウヘダ）などと合せ池田村と云ふ、大垣の北二里、

本郷（ホンガウ）　今本郷村と云ふ、池野の北に接す。土岐系圖に、頼康の弟を池田刑部少輔頼忠と云ひ、其子右馬頭之康は池田三郎忠之とも稱す、此地に居れる歟、頼忠の墓は、宮地村の禪藏寺に在り。〔明細記〕此邊を雲門庄と云ふ、龍德寺の山號をも雲門と云へり。

新撰志云、龍德寺は雲門山と號し、臨濟宗也、國枝大和守正助の父なる一源入道、應永の頃に建立して、悟溪派妙心寺たらず、境内山林とも領主よりの免許、其頃養源院の隱跡に稻葉鹽塵、また其子備中守通則の墓あり、古城趾は群類本の紀氏系圖に「宮內少輔紀朝臣維實、本名埋實は中納言長谷雄の子、從四位下信乃守淑望の二男にて母は美乃國池田鎭主稚將女、仍止當國、號池田、其子は池田右馬允泰政、實は源仲政の子なり、其子は池田薩摩守泰光、治承五年、爲賴朝卿御方、一門討死、その子は池田武者所泰永、紀四郎判官泰永と號し、元久元年伊勢合戰忠功、承久大功、延應二年卒、年八十二」と曰へり、國枝氏の事は、其後年經て、文明中に國枝大和守爲助、此城を築て住めり、爲助は土岐家に屬し、武功によりて南部の內を領知し、のち一源入道と稱す、妻は石丸丹波の女なり、船田亂記に「國枝爲助嫡石丸、爲助兄弟五人、明應四年戰死」と見たり、國枝は厚見郡鏡島の安藤氏よりわかれたる國ざむらひ也、同參河守市光、信長公安土に在城のころ、此城を守りしが、天正十二年卒す、市光の妻は稻葉一鐵の女也。○本郷に大字萩原（ハギハラ）、又養基村大字脛永あり、是は當國帳池田郡八岐（ハキ）明神の所在にあたる歟。　（萩原）

春日郷（カスカベ）　和名抄、池田郡春日郷。○今春日村あれど、和名抄の伊福郷にあたれば、彼處にあらず、養基村にあたる歟、糟川の南岸にして、糟川の名も此郷名より出でたる也　而も伊福山中を糟川谷の名あるは、更に本名より移れるならん。此春日郷は正倉院、大寶二年戸籍斷簡に「御野國、味蜂間郡、春部里」と云ふにあたる。　（春日部）

養基(ヤキ)**神社** 今養基村大字田中(タナカ)の八木(ヤキ)大明神是なり、八本郷（中田）村にも八幡宮あり）延喜式に列すれども、當國帳に見えず、廃したるにや、仁明紀、嘉祥二年、美濃國池田郡養基神預官社、或有本の誤也とも載せたれば、當國帳の洞字とす、當國帳に従五位下八岐明神あれど、此と各別なり。

壬生(ニフ)**郷** 和名抄、池田郡壬生郷。○今詳ならず、宮地村などにやとおもはる、田中の西、小寺の北とす、此郷古郷に配當すべきものなければ也。

宮地(ミヤヂ) 今宮地村と云ふ、小寺の北にて、杭瀬川は此村の西なる山中に發す 此村の熊野祠は、境地かうがうしくいと物ふりたれど、當國神名帳の何社にあたるか詳ならず、謂ゆる小倉明神朝鳥明神など、所在不明の諸神の中にや、但し宮地大神と云ひ、熊野と呼ばずと云へば、従五位下天神明神にや。

小島(コジマ)**郷** 和名抄、池田郡小島郷。○今小島村是なり、糟川の北にして、東北に揖斐川流れ、西は山峰重畳して、又山谷及び春日村の谷に連る、南北朝亂の頃、土岐頼康此地に居り、文和二年、北主の巡狩あるや、此に駐在しますこと數十日、二條關白良基も後れ至りて行在に參候す、其紀行を小島のすさびと名つく。

瑞岩寺(ズヰガン) 小島村の西にして、糟川谷の口に在り、大垣の北四里半、土岐氏の創建せる所也、新撰志云、瑞岩寺と枝突明神社は山際にあり、文和二年後光厳天皇京都の乱をさけて、當國に行幸し給し時、此所に一夜宿らせ給ひ、あくる日白樫村の頓宮に入らせ給ひし故跡也と、里人いひ傳へき、瑞岩寺は萬松山と號し、臨済宗、悟溪派妙心寺末なり、土岐大膳大夫頼康入道善忠の建立にて、瑞岩寺は善忠の父伊豫守頼清の法號也、土岐系圖に、頼清は伯耆守頼貞の子にて、池田郡に住みしが、後伊豫守護さなり、尊氏將軍の命により、延元元年六月伊豫より上洛の途中、攝津の中川にて討死を遂て卒すと、境内一町八反、山林三町餘、領主より除地なり寺中大岩ありて瑞巌行と呼べり、又寛永の頃、大川の城主たりし岡部内膳正長盛の墓も此寺にあり、文和二年、二條の良基公の小島の行宮へ至られし時、此寺に宿られ、日野權大納言時光卿もこゝにさふらはれしよしは、小島のくちずさみに、けふぞやがて小島の頓宮へまいりし云云、こよひは瑞岩寺とかやいふ寺尋出てとゞまる、此堂いと見所多し、山陰ふかう作りなして、岩木水の流れ、都にてもかゝる所はをかしかりぬべきさまなり、又の日も猶日一日やみくらす、にかく敷て其夜はあけぬ、旅ねの心ほそさいとやるかたぞなき也、いとゞ叉うきに逢そふ旅ね哉うかれ心ちの夢に紛れに、時光朝臣のさふらふ所をあけて、やすみ所にてありし」云云。○常樂記云、至德四年十二月、土岐光繇禪門善忠他界、於濃州小島、伊勢美濃尾張、三國守護。

小島頓宮址(ヲジマノトングウ) 小島村白樫(シラカシ)に在り、木曽路圖會に、小島は赤坂宿より谷汲道を四里行て、山中に在り、明細記、新撰志に、白樫に頓宮址ありと云ふも、其詳說を缺く、此皇居は、文和二年六月仲旬より八月下旬迄ましませり、七月下旬に良基公參向あり、八月廿五日小島より又垂井頓宮へ皇居を移し奉る、頓宮は「其北美濃守護、土岐大膳大夫頼康造り儲けたる黒木御所、小柴垣など結渡したり」云々と口すさみに見ゆれど、六月小島頓宮に入りたまへる當時の記錄なし、太平記に說く所あれど、信偽相半の書也。

口すさみ云、文和二年七月廿日、草庵を出で、東路遠く思ひ立（中畧）かくて二三日の道を、五六日のほどにやう〱とからうじてをしまにまいりつきぬ、見もならはぬ所のけしき、左も右もそびえたる山に、雲いと深くかゝりてさらに晴まなし、げに叉なう哀れなるものはかゝる所也けり、時しも秋のみ山の有さま、たゞおもしろかでいひしらぬ物の哀れいはんかたなし、鹿の音虫の聲も、かの松島にて聞し秋は物の數ならずおぼえしは、其所からの思ひなしにや、姨捨山ならねど、いさなくさめかねたる旅の空也、あまりによろずたど〱しかりしかば、二條中納言（良冬卿）のたちいりたる所へまづおちつきぬ、この宿の有さま、かやがのき端、竹のあみ戸、まばらなるすのこより、風もたまらず吹あけて、一夜だに猶やとりがたし、今一日もといそぎて、けふぞやがて小島の頓宮へまいりし、雨さへかきくれて、なをしの袖もいさゝしほれはてぬ、冠かげのめづらしきにや、山人めくものおほく見侍りし、内裏のありさまは、此あたりにはまれなる板ぶきなれど、山はさながら軒端にて、峯嵐のはれまなし、やがて御前のめしありて、此ほどの世のしきなど奏す、云云、八月五日、雨のうちに題を給はりて、遠天祭「侍を野山のおくにのこせきや月をかたみに思ひ置けん」旅寝「横雲の波こすもほのぐ〱と過て小島のそあけゆく」。

白樫(シラカシ) 今小島村の大字とす、此に城柵の跡ありと云ふは、土岐氏の居れる所にて、卽北主を奉したる境地にや、詳ならず、揖斐町の西一里。新撰志云、白樫の城址、其城主長井藤左衛門長弘は、齋藤越前守利藤の子にて、土岐房政政頼二代の執權なり、のち白樫より文殊にうつり又稻葉山にうつり、享祿三年家臣西村勘九郎（のち齋藤道三）に弑せらる、（美濃名細記の齋藤系圖には「長井左衛門利安、始池田郡白樫城居之、移文殊、移長良、崇福寺建立後、居稻葉山後、今長井洞、小瀬木瀬寺掛所之地也、享祿三年正月、家臣西村勘九郎弑之」としるし、谷口村汾陽寺に傳ふる永正十四年の古書に長井越前守長弘と見えたり）その子齋藤右衛門尉利賢は亡父の仇勘九郎を討罰せむとひしかども、土岐頼

襲ゆるさず、これに依て白樫に籠居す、利賢の孫女春日局は御當家に昵近し、其緣を以て子孫御旗本に奉仕す。○又云、白樫の矢野五右衛門の子孫、其家今に存し、宅地の中に浮田氏の家が穴居の跡のこる、秀家の遺物をも數點收藏す、關原合戰の時、秀家敗走して山谷に入り、此家に潛伏し、後更に走りて薩摩に赴き數年を經しが、幕府の聞く所と爲り、仍て八丈島へ流され、彼島に終へたり。

小島の大字新宮を二宮とも云ふ、當國帳、池田郡の第二に列する、正五位下事玉明神を祭る故にや。

美濃國小島庄、御年貢算用狀事

合文正元年分

一七拾七貫四百文　糸貳百五十六兩代、一兩別三百文宛

此內廿一兩、寺社除之、

一玖拾五貫五百八十文　綿五百三十一兩代、壹兩別百八十文宛、此內七十兩、沙汰人七人除之、

一麥八斗　代四百文　大豆貳石參斗　代壹貫八百文

一四拾壹貫六百四十文　米五十九石四斗六升、石別七百文宛、此內五百五斗、權甲料御倉付除之、

一伯四拾八貫四百八十二文　錢成方、此內拾六貫、寺社人給除之、

五拾貫文　五社へ新御寄進

七拾貫文　國下用

四貫百五十八文　就御下向下用米伍石九斗四升

八貫七百五十文　御下向之時御雜事

已上參伯四拾參貫七百八十八文

此內參伯貳拾五貫參百六十五文　御代持方へ不足

殘而拾八貫四百廿三文

但國々依亂、御年貢或は惡黨に亂取、或は放火に失剛、半損之者申、しからは給人方無足たるへく候哉、

野依修理進惟春(判)(集古文書)

糟カス川

又柏川に作る、春日川の訛なるべし、春日鄉の邊を流るれば也、春日カスカ村大字中山の奥、伊吹山に發す、長五里、小島と養基の間に於て揖斐川へ入る。

(春日)(香六)(粕川谷)

新撰志云、香六カウロク村(今春日村の大字とす、小島の西二里)春日神社は村の西の方にあり、美濃神名記に池田郡從一位糟河大神とあるは此社なるべし、糟川の流れも近く、春日と糟河とは同じよみなれば、文字の替りしなり、和名抄に池田郡春日とあるも、此あたりの舊鄉なるべし、玉滴隱見に「小西攝津守行長、關ヶ原敗軍の後、伊吹山の麓なる糟加太といふ所、葭原の中を跨サマヨヒ歩しを、琳藏主といふ沙門行會て、竹中丹後守重門に注進せしかば、重門小西を生捕るとある」糟加太は粕川谷などの事なるべし。

伊イ福フキ鄉

和名抄、池田郡伊福鄉。(今春日村是なり、伊福山の山谷にして、不破郡合川山の陰、方二三里にわたる。

伊福は又氏號とす、日本逸史、延暦十二年平安京新營の時、美濃尾張の二國にて、殷富門を造り、是を殷富門と名づけられしは、伊福氏の號を取れる由見ゆ。

德トク之ノ山ヤマ谷

揖斐川の源にして、南北十里、東西四五里の村員を占め僻遠の地なり、西には伊吹山、國見山、金糞嶽、三國嶽等ありて、近江國伊香、淺井二郡と相限り、北には夜叉壁嶽、冠嶽、能鄉山等ありて、越前國今立、大野(今立、池田)二郡と相限る、今山中の村里は久瀨、坂內、德山の三に分つ、太平記に「延元三年、奥州國司顯家卿上洛之聞えければ、堀口美濃守貞滿、根尾德山より千餘騎にて馳加り玉ふ」云々、根尾谷は德之山谷の東に隣り、本郡の山谷とす。

德之山谷の舊主を德山五兵衛と云ひ、慶長年中、前政德川家へ歸し、遂に旗本に列せらる、猶舊邑の中八百石高を賜はり、子孫世襲して近年に至れり。

津ツ汲クミ

今横山、日坂、小津、杉原など並せ、久瀨村と改稱す。揖斐川の兩岸にわたり、小島の北より三里餘の間を占む。日坂は西方の支谷にして、國見山に至り、小津チツ谷は東に在り、横藏村の北にあたる。

(小津)

廣ヒロ瀨セ

津汲、日坂の北にして、廣瀨谷とも云ふ、今坂內村と改む。此谷は揖斐川の別源を成し、山中南北七里東西三里、金糞嶽、三國嶽、夜叉壁嶽の嶺峰在り、西南江州草野谷へ通ずる山徑あり。(揖斐町より廣瀨まで凡八里)

近江名跡記云、東草野村甲津原に、美濃の廣瀨兵庫が羽柴秀吉の母を招き置きたる故跡あり。豐鑑云、長濱には、秀吉の北方、父になん作給へり、其外臨ふ者ども妻子も多かりけり、信長うたれさせ給ふうへは、敵にも敵來るべし、弓をも引ほどの者は備中へ赴きぬ、年老たる者など少々殘れりとても、防べき樣にもあらねば、唯身を隱すにはしかじとて、伊吹の精廣瀨と云山の奥ににげ迷ふ散々に越ゆく樣、淺ましなどおろかなり、云々。○新撰志云、姥瀨山は廣瀨鄉の西の方なる山をいふ、美濃紙は廣瀨の鄉にて多くすき、その外當郡のうちにては三倉村、津汲村、西村、横山村、杉原村等より多くすき出す、又武儀郡をはじめ、諸郡北の方によりたる地は、紙をすく村々多し、大直紙といふを第一の上品とす、長一尺四寸幅一尺ばかりにて、つねの直紙よりは厚く強し、其次を典具デンクウ帖といふ、よのつねの木津直キズキ紙なり、大直紙よりは長幅ともに六七分ほど短かし、又白く塵なきを書院紙ともいひて、障子等を張る用とす、往古より當國の名産にて、まづ延喜の民部式に美濃より紙麻を貢ぐよしみゆるし、師實朝臣記、治曆四年七月、後三條院卽位云々、此宣命紙用美紙、白所給也、例用美乃國所進紙、而爲美濃國紙工、令造之」と見え、踐祚記の此御卽位の條にも同じさまにしるせり、又西宮記の裏書、天德四年七月宣命

をかく條に「美濃守貞村、在京仍令進年料紙」とあるも此の紙の事なるべし

川上 今坂内村の大字とす、廣瀬谷の西奥にして、越前近江と本州の交界、三國嶽の下とす 三國嶽の北の山中に夜叉池あり、又川上の北に門入村あり、廣瀬谷の北極にて、今德山村の管内とす

夜叉池 又戸闢池と云ふ、白山山脈の西端なる嶺上に在りて、古來の探討の人少く、且本州の人は其水廣瀬川と爲り揖斐川へ落つと云ひ、越前の人は其水日野川と爲り、白鬼女川是也と説く、近江人も近江に近き地と思惟したり。

近江輿地志畧云、戸羅池は伊香郡己高山法華寺の頂上の東にあたり、方三町許たゝへて、美濃越前の二國へ流れ去る、戸羅とは龍神の謂なり、不破拾遺に曰く、昔安八郡の大夫とて富貴の家に、女子二人あり、或年の夏、田畑大に旱して、一郡甚困窮す、ある日山伏一人きたりて、一人の女をあたへば、水をあたへんといふ、太夫諾しにて、雨忽降て水みてり、山伏曰く、我今住方は遙北にあたりて、山上の地なり、われ誠は人間にあらず、是より北八相といへる山の奥に、大なる池あり、それに年へてすめる大蛇なり、云々、按するに不破拾遺の説も、土俗のつたふるところ倶に孟浪の語にして、齒牙を勞するに及ばず。新撰美濃志云、夜叉池の女子投身の談は、青墓の夜叉女が、杭瀬川に身を沈めて死せるをば、俚俗誤りて此の事をする歟、（杭瀬川は昔此川筋なりしが後世變ず）島東山は河上の北に在り、山の西にあたり、夜叉池あり、百村家を去ること三里、賤の小手巻に、四方に木茂り、百間に八十間程もあるべし、いと畏ろしき池也、諸村民雨乞に行き、紅粉、白粉、針等を笹の葉船にのせ、水に浮べ扇にてあふぎ、池中へ出して沈めばよし、此方へ吹返せばあしし云々、と載す。

德山 今德山村と云ふ、廣瀬の東北に隣り、横現山の麓にあたり、德之山谷の最北とす 揖斐町より此に至る、九里、更に四里にして國界冠越を經て、越前今立郡池田谷に到る。

杉原 德山村の南にて、坂内村の東なり、今久瀬村の大字とす、美濃紙の産地と云ふ 庭訓往來に播磨杉原を紙の名産とす、杉原とは漉原にて、紙を漉き造る所を名づくるにや、偶然にはあらじ、美濃紙のことは廣瀬の條に詳にす。

大野郡

明治二十九年、池田郡に併せて揖斐郡と改め、藪川以東の地は本巣郡へ併す。池田郡の東、安八郡の北とす。

大野は和名抄、於保乃と注し、十三郷に分つ、文武紀二年に大野郡の名初見す 往時の郡堺は、東方藪川（糸貫川の支流）を以て本巣郡に限りしが、後世此川西北に轉して、郡域を二分することとなれる也 又近世德之山谷の揖斐川東岸の諸村里、幷に根尾谷の糸貫川西岸の諸村里を、大野郡の所管と爲しこともありき。

横藏 今神原、有鳥、木曾屋を併せて横藏村と改む、横倉藥師堂ありて、當國に名だたる靈場なれば也。

（神原） 德之山谷の口、揖斐川東岸の溪澗にて、揖斐町の北二里、谷汲觀音堂の西北一里餘、山峰を以て相隔離し、西台山に谿也。

横倉寺 蓋中世延暦寺の天台別院にして、諸堂塔、門屋殆古風を存す、其坂本と稱するは、又彼本寺に擬せるものとす、近世寺領朱印四十石、兩界山と號す。今寺中の法寶、本尊藥師如來、脇侍日光月光、次に役小角作深沙王像、不動明王坐像、（銘に曰く、承相廿五歲厄除、貞元年仲春作、山門傳下）十二神將立像、（銘に曰く、仁和元年乙巳、正月八日新建）四天王立像、（銘に曰く、長承三年甲寅九月揖詣）大日如來坐像（銘に曰く、[illegible]九年[illegible]二月檀詣之）辨才天守護神（銘に曰く、天暦二年、[illegible]守[illegible]請之）眞谷直賓の作[illegible]院立像、弘法大師の作地藏[illegible]立像、仁王錢立像（銘に曰く、建長八年丙辰、七月九日、佛師、大佛寺住坂作、法眼大和百位、運慶作[illegible]心信盛の作彌陀立像、行基作兩界曼陀羅二幅、唐畫涅槃像一幅等ありき。

砂石集に「昔尾張國山田の郡に、有馬か明長と云侍有けり、承久の亂の時、京方にて杙瀬川の軍に疵あまた蒙りて、已にとゞめさして打捨られ、武士共京へ歸登りぬ、友達二人落て忍て有けるが、夜に入り明長か屍を取て孝養せんとて、軍の庭を見るに、手はあまた負ながら、命はいまた絶ざりき、さて肩に引かけて、青墓の北の山へ具してゆきぬ、黒衣きたる僧一人、横倉より來れりとて草の藥をもみてたびければ、是を服して腹の中の血有る程くだして、身もかるく心地もたすかりて覺えける、さて此僧は見えず」云云、横倉の藥師は、根本中堂の藥師の御衣の木の切れにて造り奉れると申傳て、靈驗あらたに聞こゆ、年來常に參詣しけり、云云、かゝる因緣を以て御たすけ有りけるにこそ、返々尓し」としるせり、此寺衰微し、天正の頃再健せしともいふ、又俗にむかしの本尊藥師佛は、元龜元年、比叡山炎亡の後、横倉より彼山へ移すともいへり（新撰志）

楫斐郷 和名抄、大野郡楫斐郷 ○楫は揖の誤なるべしとも想はるれど、薩州の揖宿を中世より風に指宿に誤りて、通用する如く、楫斐も俗用にかくも書せしならん。楫は字書に以周切イウなり、其イの音を假借したりともせん歟 此郷は今の揖藏村、大和村、北方村などなるべし、此邊を揖斐庄と云ひ、揖斐川即此に在り、大和村の大字南方に、伊尾野あり、伊尾揖斐は諸書通用したり。

房島（ハウジマ）　今南方（ミナミカタ）と合併して大和村と改稱す、揖斐町の西北に隣り、伊尾川の西とす、南方の小字に仁坂と云ふがあり、尾州井目寺の舊記、

濃州大野郡揖斐庄、南方保仁坂三御社御寶前、天下泰平故也、文明三年辛卯、閏八月日、願主南道、[illegible]寶、御代官左衛門尉秀久、（新撰志）

房島の簗は長八十間、俗に運上梁（ウンジヤウヤナ）と云ひ、當國第一の魚梁場なり、

揖斐（イビ）　舊稱三輪（ミワ）、揖斐庄の市街なれば、近年改稱して揖斐町と云ふ、人口三千七百、即本郡の治所とす、

三[illegible]大垣の北三里半、岐阜の西四里半、三輪明神社あり、昔[illegible]は揖斐山の尾崎にありしを、天正年中今地に移すと。

揖斐城址（イビ）　三輪町の北なる山丘にして、石垣井戸なとの舊址遺り、俗に城台と唱ふ、是れ揖斐出羽守頼雄の築ける者とぞ、頼雄は土岐頼貞の子にして、大興寺を建てたり、大興寺は山の東麓に在り、開基は夢窓國師の法嗣、[illegible]和尚、續群書目録に永享十一年、濃州大興寺新命中牧首座[illegible]とある者此也、中絶の後、萬治年中再修せらる、

永享[illegible]年、公方[illegible]教書

大興寺領、美濃國揖斐庄、三[illegible]保内、大光名、同庄四十保、散在、尾張國葉栗郡保、柳木、所在、云々、右任[illegible]康寄進状、可領掌状、（史料通信叢誌）

とある頼康は頼遠の法號とす

新撰志云、揖斐頼遠の子孫代々相續、其後詳ならずと雖、土岐左京大夫頼藝は、天文十一年大桑の居城を退き、こゝに來りて籠を、住みて同十六年まで居城す、安土創業錄に「土岐美濃守頼藝は北方[illegible]大桑の城に在りけるを、齋藤道三追出しければ、頼藝尾州へ來り信秀を賴みけり、信秀濃州西方の兵衆、安藤、不破、稻葉へ使を遣はし、頼藝を見續れ候へと云ひければ皆同心す、八月上旬、信秀多勢口より打入國中放火す、かゝる所に道三が郎從、春日丹後守堀田道空と信秀の郎從平手中務太輔、兩方和睦を調ふ、是より頼藝は揖北の谷に要害を構へ移る」と見えたり、其後は堀池某居る、三輪明神、天正五年の棟札に、堀池千壽丸の名を錄す、天正十一年の頃、稻葉氏の略有する所となる、西尾豐後守光教、慶長五年の軍功により加增、三萬五千石の領主と爲り、曾根より此へ移りしかど、古城に居らず、平地に新城を構へたり、其[illegible]修理光[illegible]は五千石を分與し、其宅址は今の長源寺是也、元和九年、政明（光教の養子）の時、亂心の仕業あるに依り改易せらる、其城所は松林寺是也、其後岡田將監善長（後伊勢守善同）此地五千石を賜り、其[illegible]を置き、累代相續

大神郷（ミワ）　和名抄、大野郡大神郷、（今揖斐町是なり、）文武紀「大寶二年、美濃國大野郡人、神人大、蹈八蹈田、給稻千束」とあれば、神氏の住地なりしを知る、當國神名帳、大野郡正三位大國主大神と見ゆ、今に其社存す

三桑郷（ミクハ）　和名抄、大野郡三桑郷、（今詳ならず、ミクハと訓むか、不破郡にも同名あり、もしくは谷汲村、長瀬村なとにあたる歟、備考ふべし、一書に、本郷、岸桑村を以て之に充てたり、岸桑、三桑は同語たること疑なしと雖、彼此一地と爲し難し。

谷汲（タニグミ）　今谷汲村と云ふ、揖斐町の東北三里半、一山を隔てて粕川の西なる溪間に在り　西國巡禮三十三所の終尾にあたれば、往昔の男女今に山野に相望む、岐阜の西北五里（按に、當國神名帳、大野郡正四位上工（タクミ）明神あり、谷汲は工の訛にあらずや

華嚴寺（ケゴン）　谷汲觀音即此也、近世寺領朱印四十石、天台宗を奉じたり、佛殿七間、近年修理を加ふ。

三十三所の觀音を拜み奉らむとて、所々に參り侍りたる時、美濃の谷汲にて、油の出るを見てよみ侍る、

世を照らす佛のしるしありければまだともし火も消えぬなりけり（千載集）　大僧正覺忠

元亨釋書云、豐然欲營勝區、安觀音像、延曆中、相攸至美州谷汲、岩精舍、當平其、鑿一岩、忽石中油出、然生希有心、誓曰、我於此地、安大悲像、若抽利衆生、願此油益多、言已涌如泉、然大喜、便安十一面觀音像、長七尺五寸、自是靈驗播傳、延曆中、朝廷聞其瑞應、賜額華嚴寺、後其油斷絶、今猶是殿前需焉云（新撰志云、谷汲寺緣起の大意は、延曆十七年、陸奥國會津郡黑川郷富國の住人、大口大領、京都にのぼり、佛工に觀音の像を造らしめ歸りけるか、中途にして彼尊像の靈夢に告給ひし事ありければ、其像を此地に留む、豐然法師即大領か靈夢によりて、其地もと毘沙門天の居ましければ、彼像を觀音の脇立とす、かくて大領俗後となふ事ありて、觀音の頂上なる十面を取り歸國し、會津[illegible]福寺の新像の頂にこれを置けり、其後大永元年辛巳の秋、谷汲の住僧千葉坊承性、一乘坊貞祐また靈夢の告ありて陸奥に下向し、往昔の來由を語らひ、頂面を請望み、是を授り得て谷汲に歸り、坊舍院伏尊法印なして頂上に附けしめ、十一面全備の尊容となしぬるよしぬるよし見えたり、名細記に、延曆十七年丁丑、[illegible]寺別當、建武元年十一月下旬、新田足利合戦之時、堀口美濃守貞滿、九ヶ年籠居當山之間、堂舍燒失、本堂僅殘、永和年中、土岐頼康修造、文明十一年己亥三月、本堂皆燒失、此時觀音與脇士門天共、同十四年壬寅年、薩摩國谷山郡福本坊[illegible]寺住僧道破、本堂建立也、毘沙門天者、天神御作、則御筆紺紙金泥經卷十卷、館、腹身收之、本堂大梁、道破自作也、大口大領建立時、自石中油涌出、爲常燈明、然將軍義教欲見之、遣京都、永享十三年辛酉、義教生害、依是動油石不出谷汲」（[illegible]抄云、三十三所とは何ぞ、（中略）第一十番華嚴寺谷汲と云、延曆年中に此地より油涌出す、是を以て灯明に用

る故に名云、七尺十一面、美濃國什美郡に在り、豐然法師の建立、五間四面の堂也、參詣の次第（中略）に就、景淸等し、或は那智を初ヶ爲し、或は長谷を初ヶ爲し、或は御室戸（ミムロド）を初ヶ爲し、又長谷を終ヶ爲し、或は御室戸を終ヶ爲す、唯行路を本として、前後を論せざる歟（建武二年、御室御所日錄、三十三所の一に、美濃國谷汲を收む」（新撰志）又云、谷汲寺の清水は、本堂の下より流れ出づる淸泉にて、汲出水ともいふ、賤の小手卷に「此水堂の下を樋にて通りて手水鉢に入る、堂の左に鐘樓有り藥師堂石段にて上る、本堂の前の左右の柱に、魚の形を眞鍮にて製し鋲にて打付たり、鯉魚なりと云、順禮指を以て此魚を摩して拜む、開齋の意にや、門前に茶店多し、西國順禮此所にて精進落とて魚物を食ふ」云云、二王門の内に仮橋あり、杖藤は門内の東隅にあり、三十三年めの開帳ごとに、此藤の花咲き英を垂るゝといへり、また此藤のほとりに三尺ばかりの石ありて、觀音遷向の時の佛足の跡とて、人の踏みたる足跡の如きくぼみの形つきたり、念佛池は本堂の十町はかり南西にあり、百三間はかりの小橋を架す、人橋の上にて念佛を唱ふれば、池水湧あがりてその聲に答ふるが如し、よりて名づく。

名禮（ナレ）　今谷汲村の大字とす、七社明神とて猿田彦を祭る祠あり、是は當國帳、大野郡正一位花長大神にして、花長を猿田彦の鼻長かりしと云ふことに附會したるならん、釋日本紀に引ける風土記逸文の花鹿（ハナカ）山即此とす。○神祇志料云、花長（ハナガ）神社は今名禮村に在り、七社明神と云ふ、（美濃明細記）蓋阿麻乃彌加都比女を祭る、阿遲須枳高日子命の后神におはす、垂仁天皇御世、建岡君に勅して此神を求むる時、美濃花鹿山に至り、榊を造て神に誓ふ、即是也（尾張風土記、參取出雲風土記）神護景雲元年、神封一戸を充奉る（新抄格勅符）延喜式に列し、又花長下神社あり。

（花鹿山）

（花長神社）

深坂（フルサカ）　今谷汲村の大字とす、應正二年造內引付に「二貫文、深坂次郎殿、濃州深草保段錢」とあるは此ならん

長瀨（ナカセ）　今岐禮村をも併す、谷汲の東にして、直に糸貫川の岸に沿へり、根尾谷の山口とす、此邊をすべて岐禮庄とも號したり。○岐禮（キレ）法泉寺は東春山と號す、大桑の城主土岐左京大夫賴藝、齋藤秀龍に攻られ、天文十六年十一月、山本數馬が采邑岐禮郷に至りしを、秀龍猶もおかしければ、山路を越ヶ越前國に到り、朝倉義景を賴みしかども許容せざりしかば、上總に赴き眞里谷上總介賴商を賴み、東隅郡萬喜の城に居住す、晩年眼病にて盲ければ、剃髮して宗藝と號せしを、淸水（キヨミヅ）の領主稲葉一鐵、古主の恩義を謝せんため、天正十年使を遣はし宗藝を上總より迎へとり、此岐禮村に新館を構へて居らしめ、米二百俵男女六七人を屬けて養育したるに、同年十二月卒去、年八十餘、即其館を轉して寺院を爲ししとぞ（新撰志）

（岐禮）

近年稲富と改め、今又上秋と合せ富秋村と改む、

木振（キブリ）　長瀨の南にして、糸貫川の畔とす。糸貫の一支、西南に流れて藪川と爲るもの、此地にて分派す。

木振の白山に白山權現を祭り、別當を來振寺明星院と云へり、即式內、大野郡來振神社、當國帳に正二位來振明神、正五位上來振明神、正六位上來振比咩明神など云ふにあたる、木振の西に寺內（ジナイ）、櫻大門など云ふ大字のこる、當伽藍址なるべけれど、其傳を失ふ。

（來振山）

明見鄕（アカミ）　和名抄、大野郡明見鄕。○今詳ならず、木振、寺內などの邊にやとおもはるゝも徵證なし。又は其西の豐木村、西鄕村などにや、明見の地名も他に見ぬ字面也。

藪川（ヤブ）　糸貫川の分渠にして、富秋村の木振の邊より西南に流れ、三里餘、川合村の座倉（ザクラ）に於て揖斐川へ入る、昔は此川今の本巢郡眞桑村、美江寺の西を流れ、當時大野郡と本巢郡の交堺とする所なりしごとし、即墨俣へ落ちしが、後は揖斐川へ入ることゝなれるなり、（本巢郡伊久良川址を見よ）

野村（ノムラ）　今大野、西大門などと合せ豐木（トヨキ）村と改む、本巢西、黑野の北とす、慶長中より寛永九年迄、[illegible]河內守長孝、其子長則、此地一萬石を[illegible]、長則子なかりし故に絕家す、（新撰志）元祿元年、大垣戸田氏の支封、淡路殿一萬石の陣屋を此に定めたり、明治[illegible]す

大野（オホノ）　今豐木村の大字なり、即大野郡の名の據れる本なるべし。靈異記に、欽明天皇御世、三野國大野郡人、曠野の中の狐を娶り、其家を狐直と云へる由を記す、水鏡にも見ゆ。

水鏡云、欽明の御時とぞおぼえ侍る、野干をきつねと申侍りしは、ことのおこりは、美乃ゝ國に侍りし人、かほよきめ（好嬢）を求むとて、物へまかりしに、野なかに女にあひ侍りにき、此男かたらひよりて、我が妻になりなんといひき、此女いかにものたまはんに隨ふべしといひしかば、あひ具して家にかへりてすむ程に、男の子一人うみてき、かくて年月をすぐすに、家に、あるいぬ十二月十五日に子をうみてき、そのたの子すこしおとなびて、この家の女（家室）を見ることにほえしかば、このめの女いみじくおぢて、男にこれうちころしてよといひしかども、をうとの男きかざりき、此めの女よねしらぐる女（稻舂女）どもに物食せんとて、から碓の屋に入にき、其時此犬はしりきて、かの女をくはんとす、此めの女おどろきおそれて、えたへずして野干になりて、籬の上にのぼりて居る、男これを見てあさましとおもひながらいはく、なんぢとわれとが中に子すでにいできにたり、我なんぢをわするべからず、つねにきてね（來寢）よといひしかば、其のちきたりてね侍りき、さてきつねとは申そめしなり、そのめは桃の花染の裳をなんきて侍りし、其うみたりし子をばきつとぞ申し、ちからつよくて、はしる

事とぞきりのとく侍りき。

上秋郷

和名抄、大野郡上杖郷、高山寺本、上狄。○杖又は狄とあるは、秋の誤とす、今上秋村存す、（上秋）昔はカミツアキとよめるが、後世カンタキと呼ぶ、木振の南にして今は更に富秋村と改む。大同類聚方に、美比字良藥、美濃國大野郡、上挍井見直、烏麻呂所上傳、とある上挍も、上秋の誤なるべし。

下秋郷

和名抄、大野郡下杖郷、高山寺本下狄。○上秋より推して、其下なる地なるを知る、今の黒野村などの邊歟。

黒野

今六里、相羽、下方などと合併して、大野村と改む、揖斐町の東南一里半、藪川に近し。文祿二年、甲州谷村の城主、加藤遠江守光泰、朝鮮陣に於て卒去、其子作十郎貞泰、幼穉なりければ、黒野村へ移され、四萬石を給せられ、慶長十五年、伯州米子城へ移る、後伊豫へ移封。

志麻郷

和名抄、大野郡志麻郷。○今清水村及び西郷村なるべし、黒野の北西、揖斐郡の南東とす。清水の大字に島村あり、地形稍疑惑なきにならず、猶考ふべし。

清水（長良）

今清水村と云ふ、大字長良に月桂寺あり、稲葉一鐵の墓あり、月桂は一鐵の妻室の法號なり、一鐵は天正十六年清水村に卒去す。清水は伊豫河野氏の人々の流寓して居れる地にて、一鐵も其裔孫とす。夢窓家集に、濃州清水と云所に庵結てけるを、捨侍ける時、幾度かかく住み捨てて出つらむ定めなきに結ぶ假庵、とあるも此歟。又分脈系譜に、美濃源氏、山縣先生國政の末子、清水五郎蔵人頼兼、その子は「頼高、承久合戦之時、京方爲大井戸渡大將、被討了、討手紀野二郎國光、加野二郎皆以一家也」その子を清水太郎頼氏とす。

牛洞

今中之元、瀬古、松山等と合せ西郷村と改む、清水の北隣とす、文安六年、醍醐三寶院所領目録に美濃國牛洞郷とあるは此ならん。

大田郷

和名抄、大野郡大田郷。○今詳ならず、もしくは衣斐などの邊にや、當國帳に正三位大田明神と云ふがあれど、これも所在を失ふ。

衣斐

大衣斐、小衣斐の二に分つ、今は公郷、領家と相併せて、當村と改む、黒野の西とす。此衣斐を和名抄の揖斐郷なりとも云ふは從ひがたし、同名異地とす。此は江斐寺と云ふがありて地號、康富記「嘉吉二年九月廿日、東岩藏之密花院坊主等月上人並等日房等、今日下向尾張國一宮給、來廿四日勝福寺塔供養也、爲導師等月上人被請招、云云、來廿八日、美濃國江斐寺塔供養也、等月上人同爲導師者也、仍今日下向也、彼兩寺供養之表白、諷誦等事、依所望、草々進之」と見えたり、寺名より轉じて地名を起せる歟。

公郷

今村の大字とす、衣斐の西にて、揖斐川の邊とす、一書に、公郷には杉野、赤地大御堂など九の小郷ありと云ふ。按するに、公郷に接して領家と云ふ大字あれば此は中世の頃、一郷を公私の二區に分ち、一は公田にて公郷と稱し、一は私田なれば領家の占有なりしより、其名稱出でしならん。○新撰志云、公郷の白石と字する地に、八疊岩といふ一石あり、當國帳に正二位白石明神と云ふもの此也。

郡家郷

和名抄、大野郡郡家郷。○今川合村に大字郡家あり、即此邊を云へる也、黒野の南にして、藪川の右岸とす。土岐系圖に、郡家三郎光續は、光行の二男饗庭二郎光俊の子なりと云ふ、饗庭は今郡家の北に相羽あり。（相羽は今大野村の大字とす）

五里

今川合村の大字にて、此邊は揖斐、藪二水の挾む所と爲す。五里とは田制の名目にして、古代田積を計算するに、まづ條里坪並を以て其位置を定め、町段歩の積を數へたり、拾芥抄に「條起從北行於南、限卅六條、里起從西行於東、限卅六里」とあり、古田圖田文の遺れるものに據れば、此條里は一郡を一區域として打算せる事も明白とす。此大野郡に於て、五里の東北に六里の名のこり、（今大野村の大字とす）西より起りて東に行くと云ふに合ふ、條の事は本巣郡に言ふ所あり。

磯

上磯下磯の二つに分つ、今共に川合村の大字とす、郡家の南西に隣る、上磯に礒塚と云へる古墳ありて、前年之を發きたり、猶同形の丘墳數所ありと云ふ。當國帳に大野郡石部明神あれば、昔は石部といへる地とす、磯の南座倉に於て藪川の水揖斐川へ入る。

石太郷（座倉）

和名抄、大野郡石太郷。○今詳ならず、磯村本庄の邊にや、（今川合村へ入る）石と磯と古訓同じ。東鑑、文治二年の條に「二品御下文、美濃國大野郡内石太郷、美濃藤次安平濫妨、爲刑部卿典侍御沙汰事、云々」と見ゆるも此とす。又園城寺文書、正安元年將軍家政所下文に「藤原宗光領知、美濃國石太、五里兩郷、同國津布良庄」云々とありて、五里と相隣る、又津布良は大野郡津原村にあたるときけど、津原の名今亡びたり。

本巣郡

本巣郡

揖斐、安八の東に隣り、稲葉郡の西とす、今一町廿二村、治所は北方に在り。明治二十九年席田郡及び方縣郡の西偏、大野郡の南部の地を本部に併せ、以て今の疆域を成す。（近世検田六萬石許にあたる）又北方の山谷は根尾谷と云ひ、近世其一半は大野郡の管

内なりき。

(本巣圖)

本巣は和名抄毛止須と註し、八郷に分つ、大寶二年の戸籍には本實に作れり、又本巣國の稱あり。按に、本巣は長良、揖斐の二水を左右に帶び、糸貫川に倚れる平野とす。凡美濃の平野に於て正中にあたる、和名抄、本郡に美濃郷あるは、其故あることならん。(拾芥抄に本樔に作り、新撰字鏡往來に本蘇に作る)

古事記、伊邪河宮(開化)段に「御子日子坐王生子、神大根王、亦名八瓜入日子王、三野國之本巣國造、長幡部連之祖」とありて、本居氏は三野國之は三野國造の誤にて、三野と本巣は古二國なりと述ぶ。國造本紀に「三野前國、春日率川朝(開化)皇子、彦坐王子、八瓜命定賜」とありて、三野の道後二國に分つを見れば、古事記の三野國之の之は改易すべからず。三野前國即本巣國にして、後の大野、池田、安八、不破、多藝等は本巣國にて總攝したりと知るべし。○大根王は、又神骨王に作れり、景行紀に、「天皇聞美濃國造名神骨之女、兄名兄遠子、弟名弟遠子、並國色也、則遣大碓命、使察婦女之容姿、時大碓命便密通而不復命、由是恨大碓命」と見え、古事記にも「大帶日子淤斯呂和氣天皇、聞看定三野國造之祖、神大根王之女、名兄比賣弟比賣二孃子、其容姿麗美、而遣其御子大碓命、以喚上、故其所遣大碓命、以召上、而即己自婚其二孃子、更求他女人、詐之名其孃子、而貢上」云云、故大碓命娶兄比賣、生子押黑之兄日子王、此者三野之宇泥須和氣之祖、亦娶弟比賣、生子押黑弟日子王、此者牟宜都君等之祖」と見ゆ。

(古橋)

驛家郷

和名抄、大野郡驛家郷。延喜式、驛馬大野六疋、傳馬大野郡三疋。○今本巣へ入り、鷺田村なるべし、即呂久渡にして、不破郡垂井赤坂より來り、呂久渡に於て揖斐川を過り、方縣郡へかかるを東山道の古路とす。

近世、此邊を古橋庄と號したり、後宇多院御領目錄に、美野國、古橋庄南北を收め、今も古橋の遺名あり。

(鷺田)(六)

呂久

今寶江、古橋等と合併し、郷名鷺田を採りて村名を改む、本巣郡の西南にして、安八郡墨俣、結の北に接す。

呂久は又六字を用ひ、六渡、六河と云ふこと諸書に見ゆ、當國神名帳大野郡從五位上六社明神と云ふがあれば、此社名より起れるにやとも說けり、六社とは六の數ある社の義ならん。○呂久渡は安八郡大島に對し、澀渡の上流半里許とす、昔は此川墨俣へ落合ひたりと云ふ考說は、揖斐川の條に見ゆるが如し。

七崎郷

和名抄、大野郡七崎郷。○今本巣へ入り、川崎村ならん、近年此地の一本と云へる里を、七崎とも改稱したるは、其故ありしことならん。呂久の北にして、近世川崎庄と號せる者とす、川崎の西には藪川流る、此川は昔川崎村の東を流れしにや、されば村里の遷轉、境堺の移動ありしや明なり。

(川崎)

唐栗

今川崎村の大字とす、當國帳に、大野郡正四位下唐國明神あれば、昔は唐國と云へる地歟。

森

(守)

唐栗の東にして、今又川崎村へ入る、景行紀に「大碓皇子封美濃、仍如封地、是身毛津君、守君之始祖」とあり、身毛津は後の武藝郡なれば、守も地名にて、此里は其遺唱かと云ふ說あり。

居倉

今川崎村の大字なり、森と相接す。此に天神社ありて、船形石と云ふ巨石を置く、是は天照大神を伊勢に遷座し奉れる時、暫駐輦せられし遺跡とぞ、神輿を御船代と云ふことは古語也。○垂仁紀に「爰倭姫命、求鎮座大神之處、入近江國、東廻美濃、到伊勢國」と見え、倭姫命世記に「遷幸于美野國伊久良河宮、四年奉齋、次遷于尾張國中島宮」と見ゆ、伊久良とは藪川の舊道にして、中世大野本巣の郡堺を劃りし者なり、いつの世よりか此川杜絕したり、藪川村[illegible]、[illegible]し、今[illegible]川と云ふ是は、[illegible]此筋とす。

(伊久良川址)

源平盛衰記、治承五年三月、墨俣合戰の前に、[illegible]、板倉合戰の事見え、長門本平家に[illegible]に作る、[illegible]誤にして、板倉と云ふは[illegible]の[illegible]にあらずや、[illegible]

二月平家五千餘騎にて、尾張國墨俣川に[illegible]けり、十郎藏人行家は、美濃國板倉(長門本作[illegible])と云所に構へたりけるを、平家押寄て、後の山より火をかけて攻ければ、行家叶はずして、同國中原と云所に陣を取

中原と云ふ地名も今詳ならず、墨俣の東と想はる。又康正二等造内引附に「三百八十文、有馬伊賀守殿、濃州倉居島段錢」とあるも、倉居の顚倒にやと疑はるゝも、後宇多院御領目錄に「美濃國倉居庄」と云ふを收めたり、倉居は居倉にあらで倉居の誤歟、不審し。

彈正

今彈正村と云ふ、川崎の北に隣り、舊川崎庄の内とす、海老、溫井等も今此村へ併す。彈正とは官名より出でし人名の轉じたるにや、近世は澤田とも曰へり。(土岐系圖に彈正氏あり)

福島

今彈正村の大字とす　新撰志云、福島は舊名兵庫村と云ふ、仁明紀「承和四年三月、美濃國言、兵庫自鳴、五年五月、美濃國言、古樣弓弩、不可中用、從加修理、何用之、今須棄古樣廿脚、更造新樣四脚、許之」とある兵庫なるべし。

栗田郷

和名抄、大野郡栗田郷。○今詳ならず、彈正村なるにや、當國帳に大野郡、從四位下栗栖田明神を載す「栗田はこの栗栖田の栖字を省畧したる也、本巣郡にも別に栗田郷あり。

船木郷

和名抄、本巣郡船木郷。○今船木村是なり、鷺田の東にして、席田川を隔て、北方町の西南一里、本田村も此郷内なりしならん。中世には船木庄と稱し、十四條、十五條、十六條、十七條、十八條、十九條の六

（十四條）

條、北より南にわたれり。即古代田積を計るに、其坪並を定むる區畫に用ひし條里の遺號也。季瓊日錄云、長祿四年、知恩光院領、濃州船木庄內、十四條、守護被管人岡部押妨、云々 常樂記云、康永三年十月、一性房他界、本名宮相阿闍梨、美濃船木十八條代官。（十六條は即美江寺にて、十七條は今大字のこる、十九條は牛牧村へ入る、條里の事は揖斐郡五里を參考すべし）

美江寺（ミエジ）

今船木の大字とす、其寺は後世岐阜へ移さる、故に地名にのみ遺ふ。舊船木十六條の地とす、梅花無盡藏云、明應五年、本堂上葺化緣序、美濃州本巢郡船木鄉、十六條、大日山船積寺、號美江寺、云々。新撰志云、船木庄美江寺は、東山道の宿驛にして、赤坂驛より二里餘、河渡驛まで一里餘の馬繼とす、熊野祠は當國神名記、正六位上美江明神なり、美江寺は永祿年中燒亡したり、藤川記に「美江寺といふは、かが島より五十町」云々とあるは、寺の在りし時の事也。○江濃記云、永祿七年三月上旬、淺井長政六千騎の勢を卒し、濃州へ發向す、垂井赤坂に陣取りて、在々所々に放火す、齋藤方には評定取々なり、淺井勢此由を見て、御會寺（ミエジ）川の表へ押出、敵を嫌なく追掛、百七八十討取、勝鬨音上げる、濃州勢は明日の軍とて、勢をまとめ稻葉山に引取、淺井勢は御會寺村へ取込て陣を取る、其後は互に對陣して、十騎二十騎づゝ出て、足輕軍ばかりなりしが、早速無事調ひける。（此に美會寺川と云ふは、今犀（サイ）川と云ふ小巢の筋にて、昔は藪川此を流れて水量多かりし也、伊久良川亦同じ）

（御會寺川）

（犀川）

十七條（ジフシチデウ）

美江寺の南にして、今船木村の大字とす。船木の古城址あり、土岐賴員の子三郎賴胤此に居り、船木氏を稱す、曆應中に卒去する由、美江寺過去帳に載す。土岐系圖には、賴員の弟左近將監賴重を船木と號す、常とあるは誰にや。其後天文の比より、林佐渡守正長之に居る、其子を宗兵衛正三と云ふ。明細記云、正三の子市助は稻葉兵庫頭正通の養子となり、稻葉佐渡守正成と稱し、當將軍家に仕へ奉り、二萬石を領す、其妻大猷院殿の御乳母となり、春日局と號す、その子稻葉丹後守正勝、御老中となり、相模の小田原八萬五千石を領す、二男（正勝の弟）稻葉七之丞正定名古屋に仕へ奉り、千石を賜はり、當村を領す、正定の孫六郎右衛門病死して嗣子なく、家斷絕す。

牛牧（ウシマキ）

今牛牧村と云ふ、船木の南にして、安八郡墨俣の北とす、大字祖父江、野白（ノハク）等あり、美江寺川（犀川）此にて墨俣川（長良川）へ入る。祖父江（ソブエ）とは尾州にも同名あり、礎江の義か、水泉に多く鑛物の混在して浮游するを礎と名づく。

十九條（ジフクデウ）

今牛牧村へ入る、古城址あり。尾州織田信秀の四男、與次郎信清（犬山鐵齋と稱せる人）の子、津田勘解由左衛門信益の居れる所とす。信益の子於佐井は美人の名譽ありて、初め東福門院に奉仕し、後尾州敬公に侍し寵幸せらる、故に其一族名古屋に仕へ、津田氏と曰へり。

栗田郷（クルスダ）

和名抄、本巢郡栗田郷。○今詳ならず、牛牧などにや、船木の南とす、當國帳に正六位上栗田明神あり、クルスダ、クツタ相近し。栗田は栗栖田（クルスダ）の省畧たることは、氏族志「東大寺文書、孝謙帝時、有美濃少目栗栖史大成、正倉院文書、大寶中、有御野國本簀郡、栗栖太里人、栗栖田君若子賣」。

（栗栖太）

穗積郷（ホヅミ）

和名抄、本巢郡穗積郷。○今穗積村存す、船木の東、牛牧の東北に接し、長良川の右岸とす、糸貫川は穗積と生津（ナマツ）の間に於て長良川へ入る。

生津（ナマツ）

今生津村と云ふ、穗積の北、本田（ホンデン）の東にして、糸貫川の邊なり、河渡（カウド）驛と接す。

[illegible]東鑑、寛喜二年六月十日條、「去八日、美濃國生津庄內、雪降委地二寸許」と記し、舊本の今昔物語にも、生津御庄と見えたり。

北方（キタカタ）

今北方町、人口三千二百、本郡の治所とす、中山道河渡驛の北一里、岐阜の西二里。俗に芝原北方と云ふ、芝原庄の北方と云へるが村坊となれるならん、芝原は席田郡にて、其地相接す。北方の舊邑主を安藤氏と云ふ、群書類從本、長享元年江州陣着到に濃州安藤左京亮あり、天正中、西美濃三人衆の隨一たる、伊賀伊賀守守就此に居り、安東の稱を冒す。明細記云、安東守就入道道足、同伊賀守尚就父子は、天正年中甲斐の信玄へ內通に依て、信長公の不審を蒙り、河渡城を立退き、武藝郡谷口村の山中へ隱れし居りしに、十年六月、信長生害を聞て、谷口を出で芝原の北方に掻上を構へられければ、稻葉一鐵今我領地にいかに舊主なればとて、案內もなく打入事こそ奇怪なれとて一鐵父子も宮田（ミヤデン）にかきあげを構へ、軍の用意を致されける處に、本田（ホンデン）村に安東人數を集めて居たりけり、則一鐵より人數を遣し、入亂て相戰ふに、勝利ありて、雜兵多く所々にて討取、殘る兵を追拂ひ引擧ければ、物よしとて、一鐵父子大きに悅び、又北方さして寄られけり、（北方の內地下村と云處に城跡有り）六月七日夜半過に押寄、八日未明より戰ひしに、安東の士百四五十人討死すれば、稻葉方にも百餘人討死し、安東父子も終に死す、一鐵父子勝利を得て、一鐵は河渡へ、右京亮は輕海へ人數を擧られける。

（本田）

圓鏡寺（エンキヤウ）

北方に在り、瑞鏡山補陀落院と號し、眞言宗、近世寺領五十石 新撰志云、弘仁年中、弘法大師不動尊を安置し、之を定照と名づく、其後補陀落上人、聖觀音を安置し、補陀落院と改む、永延年中、良祐法師中興し、境內の池に辯才天を祭る、樓門は永仁四年の上梁牌を見るも、其他の諸宇は舊物にあらず、寺寶紺紙金泥の大般若經は、寛喜二年、曾我耶庄夕部の池より出現せる者に

して、當宮より獻上したる經王なり、云々。

安堵鄕（アト）

和名抄、本巢郡安堵鄕。○今北方町なるべし、（生津も此鄕内歟）北方の邑主を安藤と云ふはアトをアンドに訛りしに由る、卽安堵鄕は此地なるを證明す　安堵はアトにて、古姓氏に跡部あり、古地名に安曇川ある、皆同語とす

物部鄕（モノベ）

和名抄、本巢郡物部鄕。○今眞桑村なるべし、北方の西、穗木、本田の北とす、上眞桑に當國帳從五位上物部明神の祠存す、又同村、室木明神も此に存す。

眞桑（マクハ）

和名抄、當國に大野不破二郡に三桑鄕ありて、後世其地を失へりと雖、眞桑は三桑と同語にて、桑を賞美したる言なるべし。

新撰志云、堯孝法印日記「文安三年正月元日、美乃國眞桑庄爲本領、當冬令還補、仍一昨日御下知、御施行等、拜領之時、細川右馬助入道宗へ申侍りし、あふく哉みのゝを山のまつかひも有ける御代の道のめぐみを」と見え又同月九日條にも、眞桑庄還補のよし志るせり、又甜瓜は眞桑村の名產也、上品にして皮うちのはだ色靑く、美味香氣世の瓜にすぐれたり、用藥須知後編に「甜瓜眞桑瓜也」としるしたる如く、此地の名があまうりの惣名となりて、他國の產をもまくは瓜と呼ぶ事となりぬ、御湯殿のうへの日記に「天正三年六月廿九日、のぶながよりみのゝまくはと申す名所のうりとて、二ツしん上」云云と見えたり、其頃までは多くも產せざりしにや、駿府政事錄に「慶長十七年六月廿五日、松平攝津守（忠昌、加納の城主也）獻美濃瓜一籠」。

輕海（カルミ）

今眞桑村の大字とす、當國帳從三位輕海明神あり。又此に城址あり、安東稻葉の人々居れりと、天正十七年、一柳伊豆守直末、大垣より此に移りしが、翌年直末戰死、廢城と爲る。（明細記、新撰志）安土創業錄に「永祿五年五月、信長公は西美濃所々に放火せんとて打立ち、多藝山の麓より北を登りに燒拂ひ、墨俣に要害を構へて、十九條（創業錄、九條とす、今信長記によりて十九條に改む）の砦には織田信淸が弟勘解由左衞門を入置る、折節雨降り續き、川水多く出で通路なかりければ、齋藤龍興は所々の洪水にて墨俣より信長援兵叶ふまじ、勘解由左衞門が砦を攻落さむとて押寄す、十九條より水練を以てかくと墨俣へ急を告ぐ、信長之を聞き、勘解由うたせては叶ふまじと川を乘越し給へば、齋藤方の先陣牧村牛助は輕海表、深田を前に當て待居たり、勘解由左衞門水田を越え信野に上り、牧村と相戰ひけるに、牧村打負引退ければ稻葉又右衞門入替り勘解由左衞門と相戰ける、云々。

遠市鄕（トホチ）

和名抄、本巢郡遠市鄕。○今詳ならず、トホチと訓むならん、今の早野村などにや、物部鄕の北とす。

書紀通證云、景行紀、聞美濃國造、名神骨之女、兄遠子、弟遠子、並有國色、遣大碓命察之、遠郎遠市。

早野（トキノ）

今土貴野村と云ふ、眞桑村の北とす、早は疾速の義に通へば、トキに假る、和名抄の遠市鄕は此なりと云ふも、稍其理由を缺く、トホチ訛りてトチトキと移れるにや。

屋井（ヤヰ）

今土貴野村の大字とす、早野の西にて、藪川の東岸とす。新撰志云、屋井村はもとは八居とかけり、往古は八居といひしが、のちにはやゐと喚びかへ、文字も今の如く替りしなるべし、古事記に「日子坐王子、神大根王亦名八瓜日子王、三野國本巢國造之祖」としるし、國造本紀に「三野前國造、春日率川朝（開化天皇）皇子、彦坐王子、八瓜命定賜國造」と見えたり、彼御名を地處にかけてのこりしならん。

美濃鄕（ミノベ）

和名抄、本巢郡美濃鄕。○今一色村是也、大字見延存す、見延は元和年中の村高帳に、美濃部と記せり、[illegible]部鄕の[illegible]す。一色は美濃部の小字なりしが、今村名に立てらる、早野の北にして、糸貫川藪川其左右を流れ、[illegible]高屋、石神等あり。

（見延）

鹿立鄕（シカタチ）

和名抄、本巢郡鹿立鄕。○今詳ならず、當國帳本巢郡正六位上坂立明神あり、坂立、鹿立相近し、一語の轉なるべし。其地は今の文殊村、山口村などにやとも疑はる。

山口（ヤマグチ）

今曾井を併せ、山添村と改む、根尾谷の山口にあたり、糸貫川（此にて根尾川と呼ぶ）の東岸とす。北方より二里、此を經て根尾谷に入り、越前大野郡に通ずる山徑あり。

季瓊日錄に、長享三年、相國寺領濃州西山口の事、違亂に及び迷惑云々の事見ゆ、此なるべし。

文殊（モンジュ）

今文殊村と云ふ、山口の東にて、西鄕村の西北に接す。康正二年造内引付に「相善庵領、濃州文殊中村、上方段錢」を載す、卽是とす、文殊の南に舟木山あり。

外山（トヤマ）

今外山村と云ふ、山口の北にして、根尾谷の南部とす、糸貫川の東岸の山谷なり。山口より此村の大字日當まで二里半。（太平記、土岐系圖等、外山氏あり）外山の東は山縣郡伊自良谷也。

秋澤（アキサハ）

今則松と合併して、網代村と改む、外山の東南なる小山谷にして、其水は鵜養川と爲り、西鄕村、黑瀨村を經て長良川へ入る、長三里。

根尾谷（ネヲ）

糸貫川の源にして、南北七里東西四里、本巢郡の北方の山谷也、卽德之山谷の東に並行する者とす。明治二十四年十月廿八日、此山谷震動し、餘波濃尾の諸郡に及びたり、死傷二萬二千人、世に喧傳して岐阜地震と云ふもの是也。今西根尾、東根尾、中根尾の三村に分つ。

地學雜志云、根尾谷は根尾川其間處を流れ、山口より入

り烏帽子越を經て、越前に出る溪路とす、抑此四邊を構成する地質は所謂秩父古生層にて、角岩其下層を爲し、遠く長峰村近傍に至る迄洽達し、泥板岩其上層を掩ひ、以て白山權現山に境す、此地は大岩の露出なく、皆片々破碎され、少許の塊状を呈するも、數尺に及ばずして寸餘の層状屈曲をなし、一時非常の壓力を受けたるを證するを得可し、故に顯然地表に斷層のある處を識別し能はざるなり、而して能郷村より北部に、少區域の閃緑岩斑岩ありて、白山の花崗岩に連る、明治廿四年十月廿四日の地震は震動の源地を探るには、能郷村字藤谷より、日當村に至る十里間の谿谷にありて、爲めに其四近の村落は非常の損害を被むれるなり、中にも長島村及び天神堂村(今本巢郡根尾村の大字)は慘酷なる震害を受け、長島村に於て高さ三丈の三重石垣を築て堤防をなせる者、其一箇所は切斷せる如く沒却し、河水と平均になれり、又從來道路の西側は二尺餘も低く、東側は平均にして、住家其上に位せるも、今は反て西側は道路より高まること三四尺、東側は道路より下ること六尺許に至り、隆起陷落一ならず、故に家屋の陷裂線に會せるものは、皆顚倒せざるなし、當時陣谷の最高處に登りて、南方を望めば、山岳崩壞して赭色を呈し、東南五十度の方向と正南方に當りて、二大陷裂線を發見す、此線たるや各正しく其方向に進み、山あれば之を截斷して根尾谷に向ひ傾くを見る、而して其東南を指すものは、板屋村に顯はれ、山縣郡に入ると云ふ、又北方には白山を貫きて數多の裂線あり、就中越前今立郡部子山の方向を有するものは頗著大なりと云ふ。

樽見(タルミ) 今板所、市場、大須などと併せ、東根尾村と云ふ、外山村日當の北二里半、根尾川の二源大須川、長嶺川此に落合ひ、根尾谷の中心とす。

根尾城址(ネオ) 二所あり、二は西根尾村の字律志にて、此を堀口貞滿の居れる所とぞ、貞滿は延元三年の春、根尾徳山より打出てしこと、太平記に見ゆ。一は中根尾村の神所(カウドコロ)とす、太平記に「脇屋刑部卿義助は去る九月十八日、(曆應三年)美濃の根尾の城に立籠しかども、土岐彈正少弼頼遠、刑部大輔頼康に責落されて、郎等七十三人を召具し、微服潛行して熱田の大宮司が城、尾張國波津か崎へ落させ給て、十餘日逗留して敗軍の兵を集めさせ給て、伊勢伊賀を經て、吉野殿へぞ被參ける」と見えたるは、此所とつたふ。

(神所)

長峰(ナガミネ) 今中根尾村と云ふ、樽見より此に至り一里半、長峰より更に五里にして烏帽子(ハヒバウシ)峠に至る、即白山山脈の分水嶺にして、濃越の州界とす。○元治元年の冬、水戸脱藩の將士、武田伊賀守等の一隊、美濃に入りしも、合渡川に於て大垣藩の支ふる所と爲り、即北に走り、谷汲より根尾谷を經て越前に入る、烏帽子は一書に這越、又灰ホウシと記す、峠の下を大河原と云ふ、大河原川即根尾川の源とす

(烏帽子峠)

能郷(ノウガウ) 今西根尾村と云ふ、根尾川西岸にして、其北限には白山權現の峻嶺あり 烏帽子峠の西にして、本巢揖斐及び越前大野郡の交界とす。

新撰志云、納鄕の白山權現社は御本社、納鄕山の峯にあり、村内の社は御旅所也、本社と御旅の社とは七八里隔てたり、養老元年の鎭座、越の泰澄法師の祀る所也と、御旅社に六石二斗の除地あり、例祭は三月十二日御旅の社に祭りの能ありて、岐禮(キレ)、德山(トクヤマ)等の惣社なれば、其村々より祭用を勤む、謠曲の能はむかしよりの傳來ありて、越前農人其わざをよくす、村の名もそれによれりとぞ、越前の丹生郡田中村にもむかしより幸若の音曲の傳へたる如く、かゝる奥山の里にいにしへぶりの伎藝ののこりたるは、いとめでたき事なりかし。○納鄕の權現峯、標高六千九百餘尺、花崗岩より成る

(納鄕山)

糸貫川(イトヌキ) 又根尾川と云ふ、根尾谷の奥に發源し、南に流れ凡十二里にして山間を出で、山口驛に於て二派に分れ、本派は北方町の西を過ぎ、生津村於て長良川へ入る、此間三里半、分派は藪川と稱し、南西に向ひ三里許にして揖斐川へ入る。

糸貫川は元慶元年の大嘗會の大歌に入りし名所にて、催馬樂にも謠ふ、伊豆奴支(イツヌキ)川又は貫河(ヌキ)とも呼ぶ。梁塵愚按抄に「貫河は美濃國に伊豆貫川と云所あり、伊豆を畧して云へり、」云々、

(伊豆奴支川)

牟之呂太のや、牟之呂太の、伊川奴支加波にや、すむつるの、伊川奴支加波にや、すむつるの、すむつるの、すむつるの、ちとせをかねてぞ、あそびあへる、(古本催馬樂、體源抄、河海抄)奴支河波の、せせのこすげの、やはらたまくら、やはらかに、ぬるよはなくて、おやさくるつま、(一段)おやさくるつまは、ましてるはしも、しかしあらば、也波支の伊知にくつかひにかんきて、(二段)沓かはば、せんがいのほそしきをかへ、さしはきて、うはもとりきて、みやぢかよはん、(三段、體源抄)

(貫河)

揖斐抄、奥書曰、文明龍集、著雍閹茂、糸貫河西、隱納釋常照。

席田郡(ムシロダ) 明治二十九年廢して本巢郡へ入る、本巢、方縣の間なる小郡にして、面積一方里許、筑前の席田と共に諸郡無比の狹地とす。蓋方縣郡の分地にして、席大の狹處なるも、しかも田宅多ければ、席田の名ありし也。然るに元明紀「靈龜元年、尾張國人外從八位上席田君邇近、及新羅人七十四家、貫于美濃國、始建席田郡焉」とありて、席田君の氏號に因りて、席田の郡號を命ぜらるゝ如くに載せらる、是れ恐らくは誤れり、席田君の舊姓は今詳にし難しと雖、新羅人の酋長にて、蕃別の

君とし、此地に郡を建て、席田の名を得たるより、其氏號を席田君と賜へるにて、國史の記載此事情を混亂す、

日本後紀、

天平寶字二年、美濃國席田郡大領、外從七位上子人、中衞、無位吾志等言、子人等六世祖父、乎留和斯知、自賀羅國慕化來朝、當時未練風俗、不著姓字、望請國號蒙賜姓字、賜姓賀羅造、と詳に言へるより見れば、子人は上に云へる席田君邇近が子孫たることを推知せらるゝに、不著姓字とあれば、元明紀の席田君は全く史家の追筆に出づ。此大賀羅造の氏神は、當國帳、席田郡正六位下賀羅明神とある是也、(仁明紀に見ゆる席田郡人國造眞祖父の事は、方縣郡の條に擧げたり)

席田は和名抄、無之習太と注し四鄉に分つ、狹地なれど民口の充滿したるを知る。仁明紀「承和六年、美濃國席田郡、空閑地七十町、賜宗康親王」ともあれば、其間猶空閑の野の在りし也。後世蓆田庄と云ひ、楞伽寺領たり、寶德三年に錄せる寺記に、美濃國蓆田庄七箇名は寺產たる由見ゆ、七箇名は今詳ならねど、春近は必定その名田の一にて、謂ゆる春近名なり。

(田近)

東鑑、承久三年六月六日、今曉、武藏太郎時氏、陸奧六郎有時等、渡摩免戶(中畧)武藏太郎、到于蓆田、官軍卅許輩、相逢合戰、其橋精兵、射東士及數返、云々、官軍退亡、凡株河、洲俣、市脇等要害、悉以敗畢

(茂加)

美和鄉

和名抄、席田郡美和鄉。○今席田村の加茂、北芝原の邊なり、直に北方町の北に接し、加茂明神あり、當國帳、正六位下加茂明神是なり。又佛生寺あり、是は當國帳、從五位下美和明神とある社の供僧ならんか、後世寺社幷びに廢絕す、

芝原 席田村の大字なり、北方を芝原北方とも云ふは、此地と相接すれば也。當國帳、正六位下柴原明神は此にありしを知る。諏訪大明神繪詞に、美濃國蓆田庄芝原に、新羅三郎義光酒宴の時、諏訪神太爲仲自殺のことを載せ、諏訪系圖には「自其時、彼芝原庄被補當社領、以爲仲舊請當所神、云々、于今當所芝原宿、中程社頭是」と述ぶ。

磯部鄉

和名抄、席田郡磯部鄉。○今席田村の石原、三橋、春近などならん、石原は磯部石部と其義相通ず、加茂の北に隣る。(石原に法應寺の廢址あり)

春近 今席田村の大字なり、東鑑、文治二年の條に美濃國春近とあるは此地にて、春近は其名字の上より見れば、人名を取れる者にして、謂ゆる名田とす。或云、元明紀、靈龜元年、席田君邇近とあるは邇近の譌にて、邇近やがて春近となれるにや、又東鑑、寬喜四年の條に、當國の武士春近兵衞尉あり。

國恩寺 春近の眞言道場なり、三代實錄に見ゆる國分寺なるべしと云ふ、仁和三年六月、美濃國司上言、國分寺災、梵宇佛殿、一時成煨燼、席田郡定額尼寺、殿字宏麗、令修御願、請爲國分寺、許之。○按するに、春近の北野と云ふ地は、昔天滿大神ありて、北野宮とも云へるより其名ある歟、當國帳、席田郡正一位天滿天神と載せたり。

野北)

三橋 今席田村の大字とす、福田寺とも云ふ、佛生寺の北にて、糸貫川の東邊なり　新撰志に、福田寺とは元慶元年席田郡を大嘗會の悠紀に卜定せられし福地なれば、かくも名づけたるかと論ず、

名太鄉

和名抄、席田郡名太鄉。○今席田村の郡府、上之保などにあたる歟、他に徵證なければ推しあて、云ふのみ、石原、春近の北とす。

郡府 今席田村の大字とす、此は古の郡家なるべしと云ふ、然れども諸州に郡家をば郡府と云へる例を聞かず、稀有の一例とやせん。

上之保 今席田村の大字とす、北方町の北一里、知勝院あり、船木山の麓にして、曹洞宗を奉す、寬文元年、加納城主、松平丹波守光重創建、其祖母久松氏(德川公の異父妹)の菩提を弔ふ所とせる也。

船木山 又桑山と呼ぶ、小丘なれど當國の著名山とす、俗に北は文殊村、西鄉村にかかり、周圍十二三町とす、

(桑山)

藤定家卿の館跡ありと云ふは、何かの誤りなるべし。

紅葉なほ色あさしと云心を、今上よませ給ふついてに、奉りて侍る、　右大辨通俊

いかなれば船木の山の紅葉の秋はすぐれどこがれざるらむ、(後拾遺)

五月雨のもみぢを染むる例あらば舟木の山にいかがこがれむ、(藤川記)

今按に、船木山は本來諸國の同名多きものなれば、通俊朝臣の詠はいつこと定め難し、近江の船木山なども、歌名所の本據ならん。然るに本巢郡にも船木鄉あれば、後人之に因りて、船木山の歌を此にもよめど、彼鄉內に山丘なければ、近き席田郡の桑山を、その船木山に擬しるに過ぎじ。

那珂鄉

和名抄、席田郡那珂鄉。○今詳ならず、西鄉村を云へるにや、西鄉に大字中村あり　郡府の東北に接し、後世は方縣郡の域內に入れる地とす　大友文書に、大友式部丞氏泰代、宗運與再宮陳申、美濃國仲村莊下方、雜掌覺舜、掠申當莊建武四五兩年御年貢未進由事(中畧)建武四年者、云鄉分、云名、令究濟之條、返抄明白也、翌年者奥州前國司、并當國根尾山凶徒等、攻入莊家、至于種子料、令濫妨之間、土民等逃出、更不及耕作業、損亡之條、不限于當莊歟、云々と大友文書に見ゆ、是那珂鄉即仲村庄にや。

西鄉

西鄉村と云ふ、昔は那珂の西鄉なりしが、後世單置して、西鄉の中村と云ふこととなれるにや、土岐系圖に西鄉氏あり。

正法寺 小野に在り、小野は今西鄉村の大字とす、鵜飼村に近し、岐阜の西北。新撰志云、此寺は寬正六年土岐

(小野)

成頼之を建て、雪江宗和和尚を招請せしも、永祿五年の兵火にやけたりしを、慶長年中、黑野城主、加藤左衛門尉貞泰、除寺の跡に眞言の一寺を建立し、五光山正法寺と名つく、今の寺是なり、あるひは蓮華院ともいふ、寺の前に後成恩寺兼良の靈廟ありて、關白社といふ、郡上の城主東常和ならびに種玉菴宗祇、長享の頃、兼良公の廟を拜む和歌、常和の家集にのせ、又享祿のはじめ、西三條内大臣實隆公も正法寺に來り、和歌の宴會を行はれしとぞ、古老茶話、作者詳ならず、寛延寶曆頃の作なり、美濃國鵜飼の庄に、小野と云ふ里あり、爰に一條禪閤兼良公の墓あり、公は應仁の始め山名宗全にくるしめられ、南都に六年計おはして、文明の頃は美濃國へ下り、持是院妙椿法印が本に來給ひ、此所の正法寺に住給ひ、後又周防國大内助が許へこし給ひ、そこにて身まかり給ふ、然らば美濃に墓有ることは、齋藤(持是院)利國の妻は、公の御女なりければ、爰に墓を移し營みてとふらひけるとかや、纔なる籔の内に在るぞ」とあり。

藤川記云、かはて(川手)の持是院にかくくだりたる由をつぐ、三位の大僧都妙椿則きたりて、思ひよらざる由を云、さらはあすよりは正法寺に休所を構ふべきよしをしめす、此寺は禪刹の諸山なり、由良門徒にて山號を靈藥山といへり、國中最初の禪林なり、妙椿は正法寺のむかひに城をつき、池を深くして軍壘の構へをなせり、則舟を浮べて堀のうちに至る、僧都つねの居所あり、山居のすまゐを學び、後園などあり、持佛堂は淨土の三昧をもよほせるとみえたり、名作の本尊ども多し、此たび庵號を出しければ、法城と云二字を書つかはし侍り、齋藤新四郎利國は[illegible]の猶ながら、猶子にせりその人の館に行てみければ、いづくもかき拂ひて、武具どもきりならべ、なに事もあらば則打出べきと用意也、去りながら又風月歌舞[illegible]をもすてざると見えたり、此所にして酒宴の興を催す、美濃守源成頼の息男、生年九歳なり、回雪の袖を飜へす、むまれながらにして天骨を得たり、美伊寺法師又舞臺にして袖をかへす、又方丈の前に二株の松をうゑて、みたび鋤を下す事有き、追逝一偈曰、

鷲峰正法遍塵々、靈藥毒人還活人、五祖山中誰作主、栽松道者是前身。

今按に、明細記に正法寺は昔川手に在りて、土岐賴康創建、永祿兵火に罹り、中絶の後近世小野に再興すと云ふは誤れり、藤川記の文に據るも、當時此長良川の北岸にて、妙椿が築ける稻葉山城へ舟を浮べて往來したる趣分明とす。又蔭凉日錄に「長祿六年、美濃國正法寺、壽兆首座、寛正二年、正法寺禪初首座、公文御判被遊也」などと載す。

早利涉和尚、時住正法寺、　萬里
忽辭江左赴岐陽、和氣吹春當日長、閒說山中有靈藥、彌分半盞酌枯腸、(梅花無盡藏)

村部郷（ムラベ）

和名抄、方縣村部郷、○今詳ならず、もしくは近年方縣より割きて本巢に入れる七郷村にあらずや、席田村の東にして、西郷村の南とす、或云坂部の誤ならんと、曾我屋參考すべし、

今川部、又丸、尻毛(シッケ)などと併せ七郷(ナナサト)村と改稱す、

改田（カイデン）（開田）

西郷の南、合渡の北にして、東は木田黑野に接す

改田は古書に開田(カイデン)に作れる地なるべし。

氏族志云、源重長、居美濃木田、稱木田氏、子重國、稱開田氏、承久之亂、重國與子重知、姪重季、俱從[illegible]、○神祇志料云、延喜式方縣郡若江神社、今鵜養郷西改田村に在りて、誤て若宮八幡と云ふ、當國帳、方縣郡、從五位上若江明神。

曾我屋（ソガヤ）

改田の南にして、今合渡村へ併せらる　新撰志云、元和寛永頃に曾我部(ソカベ)村と書けり、分脈系圖に利仁將軍の裔孫、坂戶(サカベ)判官藤原則明の子、抄見堂別當能[illegible]は[illegible]蘇合郷に住すと云ふ、蘇合も、坂戶も、曾我戶坂、部も皆相通ふ言葉也、又此に夕部池と云ふがあり、夕部又サカへと訓む。(夕字をサカに假借すること、其謂を知らず、北方圓鏡寺を參看)

驛家郷（ウマヤ）（夕部池）

和名抄、方縣郡驛家郷。延喜式、驛馬方縣六疋傳馬方縣郡四疋。○これは大野郡呂久渡の次東なる合渡の渡なるべし、卽長良川の津頭とす、今之を合渡村といふ。驛路昔此より分れて、一は各務郡に出て東山道の大路とし、一は武儀郡に由り、飛驒に赴く小路と爲したり。

合渡（カフド）（河渡）

今合渡村と云ふ、近年方縣郡を離れて本郡へ入る、北方の南一里、東山道の古驛とす。長良川其東を流る、卽墨俣渡の上流一里餘にして、合渡の渡と稱す、其對岸は稻葉郡鏡島村也。

十二月、在河渡川陣營作、　鐵心
軍門雪滿葉蕭々、寒雁啼過旌影飄、奇正中間吾有算、半旬持戰不曾挑、

貝原の岐蘇路記に「長良川岐阜の北西に於て二派に分れ、南に流れて又一流に歸す、其處を合渡と云ふ」と曰へるを、諸書に引據して、合渡の名義と解けり、又同東大全てふ庚子役の戰史には、此に長良川の一流、古川新川の二流落合ふと說く、大同小異の解とす。天正以後の諸書に、河渡(カウド)川、郷土川、又合等渡と云ひ、水名より轉して驛名に移れる也。而て長良川をガウトと云ふは、方縣郡の郡戶(コホド)の傍を過ぐればなり。長良郷福光は卽古の郡戶なれば、彼地に郡戶川の名起り、轉じて東山道の驛頭に於ける渡津の名と爲れる耳、二水合渡の解は採るべからず。○慶元古文書、庚子役のものに江戶(コウド)に作る「八月廿三日治部少輔島津者、各爲後詰、江戶へ罷出候處を、卽乘向ひ追崩ろくの川へ追入、一人も不洩討捕候事」云々。

寺田（テラダ）

今合渡村の大字とす、蔭凉日錄「長祿己卯九月、建仁寺禪居庵、濃州寺田郷、半濟之事」とあるは此[illegible]

稻葉郡

稻葉郡 明治二十九年、厚見郡、各務郡及び方縣郡の大半分を合併して稻葉の新號を立てらる、山名稻葉に因める也、今一町廿九村、治所は岐阜に在り。（岐阜は市制を布き郡治の外とす）

濃州道中　伊藤　錦里

一帶野水接岸流、輪蹄暫憩滿目遲、岸渚風微牛犢臥、牧童相背逐魚兒、

（片縣郡）

方縣郡 明治廿九年廢し、厚見、各務に併せ稻葉郡と改む、但西偏の數村落は本巣郡へ入る、南は長良川を帶び、東及び北は山縣郡と相連接し、小郡たりき、近世檢地凡三萬二千石。

方縣は和名抄六郷に分ち、齊明紀六年に片縣郡とある者此也（へ方縣を比と云ふ明應年中の攝書には、方縣に作る）蓋山縣と共に古の牟宜都國の分域にして、一縣を二分したる其片方の名たるべし。續紀「寶龜元年、美濃國方縣郡少領、外從六位下國造雄萬、獻私稻二萬束於國分寺、授外從五位下」とあるは當時美濃國造姓を賜へる人とす、其家の本系は詳ならずと雖、續後紀「嘉祥二年、方縣郡前擬大領、美縣直繼陽善根連」と云ふと同族ならん、美縣は美濃縣の省歟。

鵜養郷 和名抄、方縣郡鵜養郷。○今木田村、黒野村鵜飼村等是也、鵜飼川あり、長良川へ入る、此地は古席田郡の東に接し、合渡村の北とす、後世鵜飼に作り、郷名を忘るることなかりき。

木田 今木田村と云ふ、分脉系圖に源滿政の孫、佐渡守重宗の二男「木田三郎重長、住美濃國東有武郷」と、又「木田判官代重國、承久亂京方、於大豆渡被誅、高松院判官代開田家紋片道」云々と、開田は木田の西に隣り、今本巣郡へ入る。

八島 氏族志云、美濃源氏、尾張源氏、参河源氏、並出自鎮守府將軍滿政、滿政長子忠重、左衞門尉、生定宗、駿河守、生重宗、佐渡守、生重實、重長、重時、重實稱佐渡源太、居美濃八島、又號八島冠者、（美濃八島、據源平盛衰記）故子孫或稱佐渡氏。○按に、當國帳、方縣郡正六位上八島明神あり、八島冠者の名も此方縣郡の地に起るならん、一書に佐渡をサワタとよみ、安八郡澤渡に連合したり、今八島の地名亡びたりと雖、木田氏も八島同族なれば、假に此に係く。

黒野 今黒野村と云ふ、木田の北に接し、市坊を成す、福光へ一里餘、（岐阜の西北一里、河水を隔つ）光國寺と稱する眞言宗西派の掛所あり。

黒野は文祿三年加藤遠州の子、作十郎貞泰四萬石を賜はり、甲州谷村より移住し此に居る、庚子の亂に、貞泰西軍に應ぜしが、又東軍に歸し本領を安堵す、云々、揖斐郡の黒野村にも加藤氏の居城を傳ふ、いづれか是正なる、明細記并に新撰志等は其舊跡を缺く。

（折立）

鵜飼 今折立、古市場、交人、御望下鵜飼等を合せて鵜飼村と稱る、黒野の北とす、折立は鵜飼庄の本里なりと云ふ、是等の村落は往昔鵜を使ひ、漁を爲し、ならんも、今は此地に鵜舟なく、專ら長良福光の河中に其業を傳ふ、鵜は濃名鵜河鳥と云ふものにて、實は鸕鷀にあらずとぞ。（空瓊日錄、永享九年六月、允書記以鵜養庄年貢横領事庭中侍之、即包都寺三十九貫文、鑑監寺三十六貫文、大藏庵領一町餘田地、可渡之由、被仰出。

古市場 今鵜養村の大字とす、新撰志云、古市場は今市もなければ、昔は少川市と云へる地なるべし、日本靈異記に、聖武天皇御世、三野國片縣郡少川市、有一力女、爲人大也、名爲三野狐、是昔三野國狐爲母生人之四世孫也、力強當百人力、住少川市内、恃己力、凌弊於往還商人、而取其物爲業、云々。

（少川市）

城田寺 今椿洞、打越、土居など合せ常磐村と改む、鵜飼村の東北とし、山縣郡の山谷に近接す、城田は當國神名記に方縣郡正六位上城田明神の鎭座せる所にて、中世僧徒の占有に歸せるならん、城田寺の舊趾あり。

船田後記に曰く、方縣郡城田山舍衛教寺、昔一應の眞宗あり、空中より飛びかへりて此に墜つ、舍衛國の三字あり、因りて佛殿を營み、旗陰寺と云ふ、後世、河手城主土岐成頼堂宇を修理し、剃髪して宗安と云ひ、此に移り栖む、然るに家督相續の事に因り兵亂起り、土岐齋藤利國が家士石丸玄蕃利光、船田合戰に敗れ江州へ走りしが、明應五年五月、江州より城田寺へ入る、宗安は六月廿日院中を出で、加納の城にうつり、二男元頼は當院に留まりありしが、寺の四面に櫓をあげ防戰の支度す、齋藤利國が軍襲ひ來りて火箭を放つ、元頼方打負け、元頼自殺し利光も一族三十四人、火を放ちて自害す、其時寺閣ことごとく燒失すといふ、梅花無盡藏に「明應五月丙辰、今茲夏、石丸出江、假道於伊勢、過尾之津島、宿竹鼻、十日既、入濃之城田寺」とかけるも其時の事なり、又此爭論の事、文龜年中沙門宗澤が當寺にて法華讀誦したりし記文にも見えたり。

（班覺寺）

大唐郷 和名抄、方縣大唐郷。○今詳ならず、城田寺、鷺山などにやとも云ふ、これは歸化韓種を置かれし故の名にて、齊明紀「六年、百濟佐平鬼室福信、獻唐俘一百餘人、今美濃國不破、片縣唐人等也」とある是

（諸越）

也、今昔物語には方縣郡の旦郷の橋とあれば、諸越と訓めることを知るべく、（後紀「弘仁五年、化来新羅人加羅布古伊等六人、配美濃國」とあるは何地に配せられしやを知らず、）夫木集に「あつまぢの諸越の里に織りてたつきぬをやからのきぬと云ふらむ」。

鷺山

今鷺山村と云ふ、黒野の東、城田寺の南にて、長良川の北岸とす。濃陽志畧云、鷺山の古城は岡山の頂に在り、山の西を正木と云ふ）舊志に、天文の末齋藤道三、隠居の後、此城に在り、弘治二年四月廿日戰死すと云々、名蹟記に、文治の頃、佐竹常陸介秀義居すと見えたり、分脈系圖に「新羅三郎義光四代孫、佐竹常陸介昌義一子、佐竹別當秀義、美乃國山田郷地頭職始而拜領」と見ゆ、又土岐氏未だ國司にならざる以前、此里に住せりといふ、又本朝武鑑に、美濃國に石谷といふ武士あり、齋藤道三と同心にて鷺山城に籠れり、寄手齋藤新九郎之れを惜み矢文を射、是非共に城を出でられよ、未来にはなるまじきと旨理り送りしが、終に討死す、人皆惜みあへりと云々、石谷は今鷺山の北一里、方縣村と改む。

（石谷）

則武

今則武村と云ふ、鷺山の南にて、長良川河中の一洲渚なり、島村と相並び、岐阜の西北とす。康正二年造内引附に「一五百三十二文、伊勢國司幡入道殿、濃州則武郷段錢」

方縣郷

和名抄、方縣郷、○今長良村なるべし、其東部は思淡郷なれば、專ら西部の福光の邊か、式内方縣津神社（當國帳に從二位と標す）は福光の八代の地なる縣明神是なり。

（肩肩）（水野）

方縣は正倉院文書に大寶二年戸籍斷簡「肩縣郡肩肩里」とあるに當る、即一郡の郡家たりし歟、靈異記に水野郷と云ふも此邊、郡家なれば其舊名水野を改めて、肩肩とも喚びしごとし、靈異記、女人産生石、以之爲神而祭祀、第卅一、美乃國方縣郡水野郷、楠見村、有一女人、姓縣氏也、年迄十廿有餘未不嫁、未通而身懐妊、逕之三年、山部天皇世、延暦元年癸亥、春二月下旬、産生二石、方丈五寸、一色青白斑、一色專青、毎年増長、有比郡名曰淳見、是郡部内、有大神、名曰伊奈婆、託卜者言、其産二石、是我子、因其女家内、立玉籬而齋、往古今來、未都見聞、是亦我聖朝奇異事云（今按、此石神は即式の津社にて水野は御を添へし言葉也）

長良

今村名に轉ず、舊庄名にして、福光、雄總の邊をも云ひ、郡上川此に至り長良川の名を負ふこととなる、岐阜市街の北にして一水を隔つ、長良天神社あり。

福光

今長良村と改む、崇福寺あり、文明二年、齋藤越前守利長入道宗雨建立、近世は寺祿朱印地三十石を有したり、紫衣勅許の禪林とす。道三塚寺中に在り、此寺最初建造の地は枝廣洪水の時、崩壊したりとも云ふ。此村は河に臨み、丘崖高下し、百百峰、鶴峰、岩崎、ママコ淵などあり、枝廣と云ふも此邊の舊名也。

雄總

福光の東に接す、藤川記に美濃の名所をよみて「たなはたの逢ふ瀬は遠き鵲の尾總の橋を先やわたらん」とあり、これは枕草子に、をふさの市を載せ、夫木抄に「假初に見し計なるはし鷹のをふさの橋を戀や渡らむ」とあるを本典とする如し。大和國八木の邊に小房あり、彼地の事なるを、此にもいひかけてよめるならん　然るに岐阜の人は牽附會して、其橋址を此に求めんとするは、古意を得ず

千手院

眞言宗にて、雄總山護國之寺と云ふ、寺記曰、昔聖武皇帝大佛鑄造の御願を起させ、行基法師に勅して其治工を諸國に尋ねさせ給へるに、當國厚見郡日野郷に、金王丸といふ小童ありけるが、よく佛像を圖するを見て行基京都にいざない歸り、奏聞して毘盧舍那の大佛を鎔鑄しめ給へり、此金王は觀自在三十三身の分身にして、凡工にあらず、それがはじめ試みに鑄し觀世音の像を當寺の本尊とす、其東大寺の大佛成就供養の日、紫宸殿の前庭に紫雲一叢たなびき來りて、ひとつの佛鉢を降らし、雲中に聲ありて、茲鉢は是釋尊在世、靈鷲山にて持給ひし佛鉢なるを、稀有の大像供養を天感ありて、降す所なりと聞え、彼佛鉢を金王麿に授け給ひければ、當寺の什寶となりて今に傳はりし（按に東大寺大佛の鑄師佛師の名は朝野群載に見ゆ、金王丸とは云はず、然れども雄總の治工の事も、諸書に散見し、近世の所談にあらず、已に東大寺の假名縁起にも見ゆ）

思淡郷

和名抄、方縣郡思淡郷。（本書誤作思淡）○今長良村の東偏に志段見存す、即此とす、名義は下樋なる歟、古語に下樋山、下樋小川などあり。

志段見

金華山の北なる河崖にして、山を負ひ其峽中に居り、景色頗佳なり、百々峯を主山とす、北東に銚子峰あり、大字有津に屬す、古津の東北は山縣郡の域内に属す。此邊に土佛と云ふ所あり、濃陽志畧、巨岩屹立、形如立佛像、故名是地也、石磴縈廻、下俯長良川、南見金華山復舟山、可謂形勝矣、岩中有洞、有石釋迦像、其上有石曰鏡石、其面可三尺甚平、可以鑑人物。

かが岩に鵜舟のかがりうつるより水底のみか山さへも照る、　　大館高門

長良川

上流を郡上川と云ひ、二源あり上之保川、吉田川とす、二水八幡に於て相合ひ、南流して郡上の山谷を出て、武儀郡の高原に入るや稍西に傾き、板取川を容れ、又武儀、津保の二川を併せ、更に轉して西南に進み低野に就く。（凡稻葉郡長良村以下に於て初めて長良川の稱あり）即岐阜市街の西北に於て分派して三流となり、又相合して南に轉し、糸貫川を併せ、墨俣渡を過ぎ、此間に於ては專ら墨俣川と號す。御寄村大藪（安八郡の南）に至り二派に分れ、一は南向して直に木曾川

に入り、一は西向して(大榑(オホクレ)川と云ひ)揖斐川に入る、長約三十二里と號す、古名藍見(アヰミ)川とも、藍見河の名は神代紀に出づ、武儀郡大矢田の條に詳にす、近世詞人此川を藍川と云ふは之れに因る也。

鏡裏仍青馬蹄霜、重巒青山去路長、一把黄花半瓢酒、藍川堤上作重陽。　星巖

新撰志云、方縣郡の鵜舟は今鵜飼郷になし、長良に在りて之を岐阜の名物とす、濃陽志畧曰「有使鸕鷀捕魚者、因曰匠、捕鵜者鵜河鳥也、郷俗謂以爲鸕鷀、毎年夏、泛舟溪流、放鳥捕香魚」、藤川記にこの鵜飼の事を叙し「十七日夜かが島へ歸る、月出の程、江口に出て、鵜飼を見る、六艘の船に篝をさして登る、又一艘を設けて、それに人々乗りて見物す、おほよそ此河ののぼりくだり、夜になれば獵船數を知らずといふを聞て、ゆふやみに八十とものをのかゝりさしのぼるぶねは數もしられず、鵜の魚をとるすがた、鵜かひの手縄をあつかふ體など、けふはじめて見るなれば、ことのはにものべがたく、哀とも覺え又興を催す物也、うかひ船くるやたなはの短夜もすほゝれなばさくは明ぬを、すなはち鵜のはきたる鮎をかゝり火に燒て賞翫す、これをかゝりやきといひならはしたるとなむ、とりあへぬ夜河の鮎のかゝりやきめづらとも見つあはれとも見つ」と見え、老の木曾越に岐阜の鵜舟の光、かすかに見え侍れば、あまつ星くもり行かといさり火の影消そむる遠の夜川に」と記せり、鵜舟もと十二艘ありしが、今は減りて七艘となる、鵜匠一人にて鵜を十二三羽ほどづゝつかふ、手縄をくりさばき、鵜の付たる魚を吐かせて、又水に放ち入るゝ、その手業の物なれたる事、あやしく見事なり、鸕鷀も又その辛苦を勤めなすは、誠にめづらしく不思議といふべし、本草正譌に「岐阜人の飼置きて年魚を捕らするは、島鷀(シマウ)なり、常の鸕鷀よりは大きにして羽色蒼黒し、これを捕るに知多(チタ)師崎(モロサキ)邊の海中の石に網を張て捕る、若捕れざれば、北海出雲の海濱に到ると云ふ」としるせり。

明治二十九年改めて稲葉郡と云ふ、北及び西は長良川を以て限り、南は境川に至り、東は各務野に至る、近世檢地三萬六千石。

厚見(アツミ)郡

(淳見郡)

厚見、和名抄阿津美と註し、六郷に分つ、靈異記には淳(アツ)見(ミ)郡に作る、郡名の本義詳ならず(古語アツミとは熱水なれど、此には温泉なし、安曇てふ古姓あれば、姓氏號より出でし名なるべし)桓武紀「延暦七年、美濃國厚見郡人羿濱倉、賜姓美見造」、仁明紀、承和三年、美見造貞繼其先百濟國人也」とあり、大同方にも「六甲藥、美濃國厚見郡人、美見造家傳方也」と載すれば、當時の豪族に美見氏ありしを想ふに足る、清和紀、貞觀八年、厚見郡大領を各務吉宗と云ふ、美見氏と同異を詳にせず。

日野(ヒノ)

今日野村と云ふ、金華山の東北にして、長良川の南岸とす、北は長良村の古津に對し、東は芥見村に連る、(日野金王丸の事は雄總千手院の條に見ゆ)峽上の水光山色は藍川の溝中の物とす。

稲葉(イナバ)山

日野の西南にして、岐阜の東に峙立する峰巒なり、其山甚高からずと雖、平野の上に在りて、山色秀潤なるを以て、遠く仰望すべく、其北に長良川を帶び、岸崖の間頗幽趣あり、(山名は神名より出でしごとし)山の北偏は謂ゆる岐阜の古城址とす。

重登十八樓　黄石

六載重登十八樓、依然景象坐堪收、千尋翠獻金華色、百里長河碧玉流、笑我舊顔存醉興、看他老友賦佳遊、餘生天地鷗蹤客、又爲風光幾日留、

新撰志云、稲葉山は近世金華山、破鏡山、一石山などとも云ふ、其峯數多あれど、總稱稲葉山なり、北の方の丸山にもと權現の鎭座ありしを、のち今の地に遷座ありしにて、丸山は即いなば山の本所なるよしを知るべし、古今和歌集に「題しらず、在原行平朝臣、立別れいなばの山の嶺におふるまつとしきかば今歸りこむ」とあるを、その集の古人の註どもに、此山の歌とし、あるひは因幡の國の山とするもありて、顯註密勘、奥儀抄等に因幡の國の山なりといひ、八雲御抄、[illegible]兼抄などには美乃の山とするよし見えたり、又紹巴法師が註解したる建保名所百首抄にも「因幡山、美濃」と記し、其外夫木抄の古寫本にも「いなば山、因幡、又美濃」と見え、井蛙抄も之に同じ、今いづれと定め難けれど、實方朝臣などの比より、此美濃國の稲葉山の歌多く見ゆ。○實方朝臣家集に、小一條殿のするがにふみやりたるに、かへりをはせで、たゞいなばの山といへるに、

むすぶなるおやまの山もあるものを何にいなばの峯にかゝらむ、

津守國基家集に、美濃國へまかりくだるに、ある女の許に歸りて、いとまごひてたつに、いふ事の侍らざりしかば、

しかじともなどはとゞめぬ不破の關いなばの山のいなばいねとや、

かへし

旅の空行べき君と知りぬればなにかとゞめん關の名たてに、

小島の口すさびに、内裏の庭もさながら田面につきて、いなばの山も遠からねば、又かへりこむ都のたのみならでは侍る事もなし、

おもひきや思ひもよらぬかりねしていなばの月を庭に見んとは、

美濃奇觀云、稲葉山の南尾西表に伊奈波神社あり、東北につゞきて峰高く峙てるは即古城山にて、今俗金華(キンクワ)山と云ひ、神社のあるかたを稲葉山といひ慣はせども、うは

（金華山）　（稲葉川）

誤にて、幾峰ありてもすべて稲葉山、一名金華山なるよし、美濃志にいへるがごとし、嶺にいたる二道あり、一は七回口、一は百回口といふ、羊膓の坂路いとさかしく、東北は長良川にのぞみ、断岸壁を立たるごとく、峩々として要害双なく、古木鬱々として物凄くおのづから神靈の氣に感じ奇く異なる山なり、峯に登れば天守臺の邊眺望よろし、昔は長良川を稲葉川ともいひける、今昔物語に「いまはむかし、美濃國にいなば川といふ大川あり、雨ふり水いづる時にははかりなくなる故に、其川邊にすむ人は家の天井をつよくつくり、板敷のやうにかまへおきて、水出る時は其上にのぼり飯なども炊くなり」云々と見ゆ、又伊奈波神社縁起に載たる、明神の難行法師にしめし給ひし歌（此縁起、延文四年九月、正四位下卜部宿禰兼前の奥書あり）「伊奈波川底さへてらす玉こいし我こそとらめ神はぬるとも」又船伏山、鏡岩など云ふ、遍みなこの川そひの名所にて、鵜飼舟に乗りて賞翫する者とす。

十八樓記　芭蕉

美濃國長良川に臨みて水樓あり、伊奈波山後にたかく、亂山西にかさなりて、近からずまた遠からず、田中の寺は杉の一むらにかくれ、岸にそふ民家は竹の圍みのみどりも深し、さらし布所々に引はへて、右にわたし船うかぶ、里人の往かひしげく、漁村軒をならべて、網を引き釣をたるゝ、己がさまざまに唯此樓をもてなすに似たり、暮れ難き夏の日も忘らるゝばかり、入日の影も月にかはりて、波にむすぼるるかがり火の、かげもやゝちかうなりて、高欄のもとに鵜飼するなど、誠にめざましき見物なりけらし、かの瀟湘の八のながめ西湖の十のさかいも、涼風一味のうちにおもひをこめたり、若此樓の名をいはむとならば、十八樓ともいはましや、

このあたりめに見ゆるものみなすずし。

一葉輕舟信自由、金華山影落中流、咬々不盡沙禽語、聽到西溪十八樓、　星巖

千絲柳色晩風柔、春動藍川古渡頭、欲問美人南國信、片帆吹上九華舟、　春濤

岐阜城址

又井口城と云ふ、井口とは岐阜の別名也、又稲葉山城と云ふは、其山中に在れば也、諸書、此城は建仁年中、二階堂山城守行政の創築せる所、其後伊賀前司藤原朝光、其子稲葉三郎光資など云ふ人々住めりと云ふも其徴據を缺き詳ならず、應永の比、土岐家の執事、齋藤左衛門尉利長之を修理し、以下累代之に居る、稲葉山井口城の著るる實に此際とす。（按に、藤川記に小野の正法寺のむかひに、齋藤妙椿が城を築き池を深くし、軍壘の構を成せるに、舟を泛べて其堀の内へ至り、妙椿の常に居る座室を訪ね、法城の二字を題書したる由見ゆ、此城は即稲葉山とす、妙椿の修造たる事、最明白也）織田信長の美濃を畧するや、此に移りて西上の本據と爲す、天正十年信長薨じ、二子信孝美濃を有ち岐阜に居る。十一年、羽柴秀吉之を攻め、信孝敗死す、秀吉乃本城を以て池田紀伊守之助に與ふ、十二年、之助小牧山に戰死す、其弟三左衛門輝政に賜ふ、岐阜侍從と云ふ、即此人也。天正十八年、輝政參州吉田城へ移り、三好少將秀俊、（豐臣秀次の弟）代りて岐阜へ入部す、幾もなく卒し、信長の嫡孫秀信之に代り入部、十三万石の封高を有す、之を岐阜中納言と云ふ、慶長五年の亂に、秀信西軍に應じ、嬰守して東軍の至るを待ち、力戰克たずして陷る、八月廿三日也、尋後廢毀）○關原合戰圖志云、稲葉山の古城は今俗金華山とのみ呼ぶ、（又御山と云ふ）此山周圍巖石壁立し、老樹蓊欝たり、東は日野村を限り、北は長良川に臨み、西麓は則岐阜市街にして、連檐數千戸あり、山脈南に延くこと十八町、瑞龍寺山（砦趾二所あり）に至る其山南は則豁然たる田野なり、岐阜市街より城に登る坂路三あり、七曲、百曲及び水の手と曰ふ、此三所坂路の外、丸山より槻谷、赤川洞の間なる山脊を登り、天守に至る小徑あり、甚峻嶮なり、然れども此徑は慶長中、織田秀信居城の際には、或は人民の登降することを許さゞりしものなるべし。秀信の平常居住せし處は槻谷（ケヤキダニ）の口にありて、山下御殿及び千疊敷等の名稱を存す、現今岐阜公園となれる地、即此也。

（槻谷）

岐阜懷古　木下　實聞

殘壘荒門積水阿、運傾後主若悲何、雲霞偏許降幡下、山谷猶餘折戟多、臺廢千間空石礎、阪回百曲鎖藤蘿、晩風忽起松濤涌、絕似當年奏凱歌、

新撰志云、齋藤左衛門尉利長は應永の比、稲葉山の古城を修理し、又稲葉神社を今の地に移したりと、然れども系圖に「利永、文安二年、築上加納城居之」と記して、稲葉山の事なし、上加納は稲葉山の出城なるべし、其子利藤は父に代り土岐の執權にて、退隱の後は持是院權大僧都法印大年妙椿と號す、河手の持是院はその隱居の地なり、此人文學を好みよく歌をよみて、一條禪閤兼良公の文明年中の藤川記に「美濃の國に、むさし野の艸のゆかりをかこつべきゆゑあるのみならず、高砂の松のしる人なきにしもあらざれば、おもひたつ事有けり」としるされし、松の知る人とは此妙椿の事也。又東下野守常縁が家集に齋藤入道意念と贈答せし歌をのせ、文明四年に當所因幡神社の緣起を書寫して寄進し、あるひは小島の口すさみの奥書に「依持是院法印見索、不省春蚓秋蛇之嘲終薄功矣」としるしたるたぐひ、風流にとみて雅人の名を得し事あげてかぞへがたく、其上佛乘をも捨てず、主君成頼の菩提の爲に、瑞龍寺を建立して悟溪和尚を招き、善業を修しけるとぞ、其ころ將軍義政故ありて妙椿を征伐せむとせられしが、和尚もとより將軍の歸依僧なれば和議をこひとゝのへしかば、事故なかりける、文明十二

年病く、其位牌は瑞龍寺にあり、越前守利國は妙椿僧都の猶子にて、實は甥なり、土岐成頼、政房二代の執權にて忠功あり、故養父利藤の寵臣石丸玄蕃利光、武力あるにより職祿を進め、齋藤の苗字をも授けて、近郷舟田に住せ置れけるが、大守成頼の繼室と意を企て、成頼の前室のうめる嫡子政房を廢し、おのれがうめる四男元頼を惣領に立むと謀りけるに、玄蕃與して事を行はんとす、明應三年、利國大寶禪寺を建立し開堂の時、玄蕃はかつて新四郎利國をうたむとし、隱謀發覺して舟田合戰に及べり同四年六月玄蕃利光が舟田合戰にうちまけ、近江國に走りければ、同年の秋政房家督をつぎ、同五年四月、玄蕃近江より立歸り、元頼を大將として城田寺に屯せしが敗軍に及び皆自殺す、同じ年の冬利國軍兵を率て近江國に打出、蒲生左衛門大夫貞秀入道知閑と合戰し、十二月蒲生郡日野の中野村のたゝかひにうちまけ、利國以下戰死す、法名一超妙純、江北記に「明應二年九月、環山寺殿（佐佐木高清を持是院合力申、濃州より御入國云云、明應四年、齋藤丹波（本苗石丸）爲合力、南衆錯立、宮部合戰に失勝利間、環山寺殿は多賀へ御牢人候、十八日の間御座て頓而被對御本意候、明應五年に持是院南へ被取掛候事は、前齋藤丹波を合力の儀、無念之由にて被掛候得とも、失利無正體落居候、両野陣と申は此時の事也」としるしたるも、日野合戰の事也、利國の子利親、幼名大納言君も、父と共に戰死す、濃陽志略に利藤、利國二代を稻葉山の城主とし、名細記には之を上加納の城主とす、二城を並び上持したるならん、利親の子利良幼稚なりければ一族池田郡白樫城主長井利安この城に移り、土岐政房、政頼二代の執權たり、利安は（又長弘と云ふ）享祿三年其家人西村勘九郎に殺さる、勘九郎は又土岐政頼の弟頼藝と和談し、主君を革手(カハテ)城に攻め、政頼退きて越前へ走りければ、頼藝を土岐の總領とし、其身は執權と爲り、長井山城守利政と改名す、已にして稻葉山へ移り、齋藤左京大夫秀龍と改名し、天文十一年に至り頼藝を放逐して美濃一國の主と爲る、入道道三是也。

江濃記云、齋藤家の家僕は永井藤左衛門、同豐後守等なり、此豐後守は山城國西の岡より牢入して齋藤家に來り、藤左衛門が與力と成て、度々合戰に勞功をつみ永井豐後守と號して、彼家の家僕と成る、齋藤の家督斷絶の時、彼の家領を兩人して知行す、其比公方義尹と細川高國より齋藤をめさしけるに上らざりければ、公方より勢を向られ、永正十七年に近江勢の向ひけるの時、革手の城はあまりに要害あしとて、稻葉山を取立て城とす、其後藤左衛門と豐後守と不和に成て、豐後守は病死して其子山城守利政が代に成て、やがて藤左衛門を討取、齋藤を名乘り、自美濃半國を知行し、入道して道三と號す。

道三の養子義龍相續して稻葉山に居りしが、永祿二年其父道三を弑し、四年病死す、弟龍興家を繼き、同七年織田の軍兵に攻め圍まれ落城し、越前へ走る、齋藤家此に至り全く斷絶す、信長は永祿七年齋藤龍興を近江に追ひ退け、九月尾張の清須より當城にうつり、十三年のうち居住ありて、天正四年二月、近江の安土の城にうつらるもと稻葉山の城といひしを、信長澤彥和尚と議り、周の岐山の故事に據りて岐阜と改むと云ふ說、安土創業錄、鹽尻等に見えたり、美濃明細記附錄に、土岐齋藤織田三代軍記（一名美濃古記、又濃陽諸士傳記とも云ふ）を引きて曰く「山を岐山と云ひ、里を岐阜と申すことは、昔よりの儀なり、明應より永正の頃までの舊記に多く見えたり、往昔は加納を脊井、吉田と申し、ぎふを今泉、忠節、井ノ口と申ける、信長岐阜入城の後、脊井、吉田を合せて加納と號し、忠節、今泉、井ノ口、早田を岐阜と定めける、ぎふと云ふことは古き名にして、信長の名つくる所に非ず」云々、又明應年の頃の刊行せる、少林無孔笛集（漆桶万里居士の文集にして、一名梅花無盡藏集とも云ふ）の文中に、岐阜、岐山、岐陽等の文字ありて證とするに足れり、然るときは安土創業錄、鹽尻等の說信を置きがたし、又天正記に、天正十一年岐阜大亂、三七信孝一首の歌をつらね「たらちねの名をばくださじ梓弓稻葉の山の露と消ゆとも」とあれど、信孝は豐臣に「岐阜をたゝれし樣にて、郎從ども皆落うせ、日頃めぐみ深かりしもの計り殘り留れり、三介信雄尾張の勢を具して城をかこみ給ひぬ、使をはしらかし尾張のかたに御座よとたばかり給へば、城を出て川舟に乘りて、知多の宇津美に御座せし也」とあれば、此城にて最期せられしにあらず、年を經てのち信長公の嫡孫秀信は豐太閤の計らひにて當城主となり、十三萬石餘を領す、慶長五年の亂に、八月二十五日關東の軍兵に攻落され、秀信降參して城中を退き高野山に籠居し、幾程なく彼山にて卒去す、其後七年七月當城を毀ちて加納に移さる、城郭すたれてのちは、たゞ岐阜御山と稱し、岐阜奉行の預りにて、俗人などみだりに入る事を禁めらる、御山の四方の間數大略、西のヒラ九百八十間、北のヒラ千二百六十七間、東のヒラ三百二十四間、南のヒラ千八百四十八間、總計四千四百二十三間、町數に積りて七十三町なり、又樫原砦(カシハラトリデ)一名瑞龍寺山の砦といふ、稻葉山の西南にあり、慶長五年石田三成が家士、樫原彥右衛門守りしが、八月廿三日淺野右京大夫に攻破られて、彥右衛門其子內膳等戰死したる地也、武藤峠(ムトウトウゲ)は天守臺の南にありて、武藤つぶらともいふ、つぶらは方言にてとりでの事也、武藤助十郎落城の時砦を棄て逃亡す、松田砦は武藤峠の西南にありて、松田尾、松田矢倉といふ、松田十太夫守りしが、八月廿三日の落城に戰死す、此地また樫原砦の邊遠近の山川村里等見え渡

り名古屋、大垣、桑名の渡りまで見えて、絶景たぐひなし。鷹巣山は達智洞の南の方にありて、七曲峠の高根より辰の方に見ゆ、岩戸と云ふ所に観音窟と云ふ奇勝あり、(今北長森の管内とす) 鏡岩は天守臺の北東の山下、長良川の南岸にあり、むかしは石面鏡の如く光りきといへど、今はさる光澤もなく、只普通の大岩也、其下川深くして水色藍の如し。

伊奈波神社

岐阜市の東、稲葉山の麓に在り、此神社は國史に載せ、又源規記に見え、當國帳には正一位伊奈波大神とありて、著名の社なり。然るに延喜式に載せず、恐くは脱失ならん、近世此神を式内物部社に引きつけたる説あれど、當國帳別に從五位下物部明神あれば、相混同すべからず。俗稲葉權現と稱し、古縁起を傳ふるも、眞僞錯出す。

(社神間香)

續撰記云、延暦元年、厚見郡部内、有大神、名曰伊奈波、云々。(方縣郡水野を參考すべし) 續後紀、承和十二年、厚見郡無位伊奈波神、奉授從五位下、依國司等解狀也、三代實錄、元慶二年、授正五位下美濃國香間神、正五位上、同四年、授美濃國正五位上伊那波神、從四位下。○梅花無盡藏云、濃州第三宮因幡大菩薩、祭禮再興之題辭、伏惟、昔日厚見之一郡、比屋共勤祭儀、中年以來、郡中之平民、大半稱兵家子、薩神祖宗、唯加納井口之兩郷、修補之而已、云々。(明應五年) ○藤川記云、江口より船に乗りて二里ばかり河傳へにさかのぼる、いなばの山の麓を過る道なり、此の山は奥州より金の化來せるよし、稲葉社の縁起にありとかや、

みねに生る松をばしるやいなば山こがね花さく御代のさかえを。

木曾路名所圖會云、岐阜稲葉山の物部神社は、鳥居額に因幡社とありて、祭神は五十瓊敷入彦命にして、物部氏の祖也、初めは伊奈波山椿が原に鎮坐、天文八年齋藤氏之を今の地に移す。新撰志云、この五十瓊敷命、父帝より弓矢を賜ひ、又鍛冶に命じて多くの太刀を作らしめ給ひし故、世に武神と仰がれ給ひて、延喜式にかく物部神社としるしたる者なるべし、はじめは椿原といふ地にありしを、天文八年齋藤秀龍城を築く時、今の地に奉遷なし奉るといへり、濃陽徇行記に、むかしは本社は北の方、丸山に鎮座、峯本權現は天守臺の所に鎮座あり云々、此峯本權現は金大明神と、共に本社の攝社也、即美濃神名記に厚見郡正三位金大神としるしたる社なれば、當社縁起にいへる陸奥國よりなかへし金石の御魂にて、金華山と呼べる言の本の神なるべし、金石を伊奈波の神の本體と申す事、古き傳へにや、又峯本を伊奈波神の御母、金を御妃と云へり、其他大行事、后御前、大神門などの攝社あり、伊奈波神は乳部毛理倫滿及び物部の人々を從へ、因幡國より移り來たまふと傳ふ。○神祇志料云、伊奈波神は添閒神に同じ、當國の第三宮也、(因幡社縁起) 蓋日子坐王の子、丹波比古多須美知能宇斯王を祀る、此美知能宇斯王は垂仁天皇の皇子、印色之入日子命の外祖にて、稲葉國造の祖也(參酌古事記傳事本記) 今按、因幡社縁起、美濃明細記に土人の傳説を擧て、本社祭神をば印色入日子命として、因幡國に封されし事を記しつれど、美知能宇斯王は其外祖なる故に、かく誤り傳しものなる事著し、故今之を取らず、又金神を伊奈波神の妃神として淳見斗姫を祭るとあれど、淳見斗姫は景行天皇の皇女にして、五十瓊城入彦命の妃にあらず、且伊奈波神の美知能宇斯王なる事上に云るが如くなれば、金神は淳見斗姫にあらざることも又明けし、又源規記に、延暦元年、方縣郡水野郷楠見村縣氏女の石を生成る時、伊奈波大神卜者に託て是我御子也と教給ふとあるは、其事怪誕に似たりと雖、疑らくは美知能宇斯王かの縣氏の女を妻として生坐る御子ありしを、語り傳ふるまにまに、いと上代の事なる故、時代をも誤りてかくさまに言傳たるにはあらざる歟、若然らば金神蓋縣氏の女にやあらむ。

環郭皆山紫翠堆、夕陽人倚好樓臺、香魚欲上桃花落、
三十六灣春水來、　春濤

岐阜

今岐阜市、人口三萬二千、一州の都會とす、其地濃尾平野の北偏なりと雖、飛騨高原を背にして、長良川を帶び、山水清麗なり。戰國の際、齋藤氏之に據り府鎮と爲してより、織田信長の起るや又此に居る、慶長庚子以後其城廢したりと雖、尾州侯の別都たり。近年縣治を置き、繁榮ますます加ふ、鐵道名古屋を距る十九哩。

明治二十四年十月廿八日、大地震、美濃尾張其激衝に當れり、岐阜五千戸の民屋、全崩一千、半崩三千、死亡二百六十人、負傷七百餘人、時に火災六所に起り、二千餘戸を焚盡す、道路橋梁の損亡頗多く、鐵道は平井熱田の間中絶したり、岐阜全縣を通觀するに、西美濃に烈く東美濃に輕し、統計死亡四千五百人、傷者七千人、壞屋四萬宇、半壞屋一萬八千宇、燒失屋五千宇に達す、近世の至大慘事たり。

岐阜縣廳

岐阜市大字今泉に在り、美濃國十五郡、飛騨國三郡を治む、人口約一百萬。

新撰志云、岐阜御殿は慶長中大久保石見守奉行して之を營み、七年東照公此地に成らせられし時御止宿、又元和元年七月、大坂陣の歸路に、台德公も當所に至らせ、即此御殿に入り給ひしとぞ、其のち廢れて今は御殿なく、惣塀のかたちのみ殘れり、其地を北御屋敷と云、其南の方に大久保が陣屋ありて、岡田將監も郡代としてあづかりすみしとぞ、其のち元和五年の秋、尾張殿の御領地となり、其時陣屋の地に、新殿を營建ありて、名古屋より代々の君上、岐阜に成らせ給へる時止宿遊ばされしが、其新殿も今は廢して南御屋敷とのみ呼べり、そのゝち官

舍をいとなみ、御代官支配たりしが、元祿八年六月より岐阜奉行を仰付られ、町內御山等の所務をつかさどる。

　風□□左始有秋、來醉岐陽第一樓、眼底江山作絕處、桃花春晴古濃州、　小原鐵心

（井口）

岐阜の名は、織田信長が齋藤氏を攻滅して稻葉山城に入りし時、新に命したる者と說く、然れども之より以前より已に岐阜の名あること、岐阜城址の下に擧ぐる如し。（古刀銘盡、岐阜住具衡、大永元年と云ふ刻文さへあり）城下の村落は專ら井口（イノクチ）と曰へるを、信長の時城下の市坊を拓き、岐阜の內町を定めたる也。（岐阜志畧に風土記殘篇を引き「義婦山、在郡正北、往昔連代郷、有阿刀脯氏之女、蚤喪其夫卒隱此山」云々とあれど、殘篇と云ふものは全く僞書なれば、依據し難し）○尊海僧正東の道の記云、いなばの山のふもと井の口といへる所に、一日逗留し侍べれば、伴ひし人の世にはかなくなりしよしかたれば、

　世の中の人はいなばの峰におふるまつやなか〳〵はかなかるむ。

山科言繼卿集云、元龜二年十二月、雪中獨吟、於濃州岐阜旅宿、大內よりの御つかひさねとして、しはすの廿日あまりの頃、美濃國岐阜といふ所に下り侍りけるに、雪のふる日いなばの山に向ひて、勅のりの趣成就し侍るやうにと、天地に祈念し、又は境地の面白さを筆に任せて、志の行く所しかなり、

　すべらぎの御爲には武士も從はしめよ天地の神、都路に稻葉の山の嬉さた色に出でてもいざかへりこん。

岐阜志畧云、岐阜總構の內を內町と云ひ、構外を外町と云ふ、南口御園に市立し、西口岩倉町にも市立し、市神とて今も榎樹あり、北口は中河原に市立ありしと云ふも、天文年中の洪水に其榎樹流失す、凡岐阜の町數四十四、家數千六百、人數七千、東西三百七拾八間、南北五百七拾八間、惣構土居長拾六町餘、東は丸山より西は忠節村口迄、土居外は長良川也、西南は上ケ門より白木町山際迄土居の外惣堀あり、堀の幅九間より五六間迄、但町方は土居限りとありと雖、堀南はいつとなく百姓ども埋出し候、云々。

　當所船木之事、如前々爲十二人之者、可令商買、並下川之下候船木一切令停止訖、新規諸役等免除之事、不可有相違者也、

　　天正九年極月十九日　　信忠（判）

　今度船木商賣之儀、拾貳人被仰付、御判被下候、然ば殿樣へ上木千本木五拾宛、於末代進上可申候、商賣之儀任御判之旨、一切不可有相違候、次孫一拾貳人之內え可被入由、心得終、左候得ば、拾三人分に候也、

　　天正九年十二月廿二日　　氏管七郎（判）

　　　船木拾貳人江

岐阜は慶長以後其府城廢したりと雖、商工の徒は猶散せず、隱然として尾州侯の別府たりき、其產物は撰絲絹あり、元文年中より紋縮紬を織り、遂に岐阜縮緬の稱起る。

岐阜の法華寺は矢島町の西にあり、啓運山と號し、日蓮宗、京都本國寺の末なり、もと尾張の清須にありて、織田家の祈願所なりしを、永祿年中信長公此地にうつし、八ツ棟作りの堂を建らる、公安土へ移られしのち、住僧日陽（日遥）清須に歸り、此地の寺を通ひ所としたり、又眞宗東派善行寺には什寶あり、

　貴坊儀者、爲清和天皇之直傳、多田滿仲之末孫、依爲當國之舊蹟、今度斷宗追院之障、聊無之候間、可被心易候、其外郡中五十年以來之新地坊主共、當月十五日より來月迄に、從其方悉可令追拂候、若及異儀敵對候者、急度可令成敗者也、仍而下知如件、二月八日、信長（花押）濃州厚見郡井之口善行寺、

今泉（イマイヅミ）　岐阜市街の南方にして、今は市坊と爲る、一柳伊豆守直末、加藤遠江守光泰は共に今泉の人にて、織田豐臣の二家に歷仕し、子孫封侯を世々にす、一柳の宅址は郡西本願寺別院の地とぞ。

美江寺觀音院は織田家の時、本巢郡十六條より移したりと、寺說に本尊十一面觀音は、昔伊賀國名張郡中光寺に在りしを、養老元年本巢郡に移し、船木庄に堂塔を建す、云々、近世寺領十石。藤川記に「美江寺といふはかべしまより五十町はかりを隔て、本尊は十一面觀音、斗帳などのうちにもましまさず、打あらはれて人におがまれさせ給ふ、利生をかうぶるものたほしとなん、往來のたよりに二たびまうでゝ禮物をいたす、緣起などくはしくは尋ぬるに遑もあらず、たのもしな佛は人に見ゆ寺のとばりをたれぬちかひ思へば」と見えて、もとの寺にてはあらはに安置したりしよしなれど、今は斗帳をたれ三十三年目に一度づゝ開帳ありとなん、例年正月晦日、寺の門前に車二輛をかざり、車上に兒子稚子などを置きて田樂を奏す、又田植田耕等の俳優をなして、修正會と名づく。

本願寺、西派の掛所は今泉願正寺に在りて、其門下二百箇寺と稱す、東派の掛所は小熊上宮寺に在りて、其門下七十箇寺と稱す、岐阜の御坊と唱ふるもの此也、小熊は今泉の東南に並び、今岐阜の管內とす、大寶寺と云ふ禪刹あり、此寺昔は郡上郡吉田村に建てられしを移したる也。

常在寺（ジヤウザイ）　岐阜革屋町に在り、日蓮宗、齋藤利藤建立、日範上人の開基とぞ、西村勘九郎入道道三及び一色左京大夫義龍の肖像あり、又本巢郡長文殊寺の古佛像を傳へたり。土岐累代記云、土岐賴純は惣領にて川手に在城せられけるが、京の妙覺寺日善上人法弟に法蓮坊と云者あり、此法師本國は京都西の郊の町人の子にて、還俗して賣人と成、山崎屋松波庄五郞と名をつけ、永正比每年美濃に下りて油を賣り、常在寺日護上人の吹嘘に依て、長井洞の住長井藤左衛門長弘、稻葉山城主齋藤新四郞利良（妙椿

の孫)にも目見し、兩家へ馴れ親しうす、賴藝は血氣の勇士なれば、兄賴純を討て國を奪ふ惡心出來、内々諸士を語らひ、或時俄に大軍を催し、鷺山より討て出で遂に兄を逐ひ、革手の城に移り入て一國を治め、彼松波庄五郎を取立武士と成し、西村勘九郎と號しける。

島（シマ）

今島村と云ふ、俗に岐阜島と云ひ、市街の西北なる長良川の分派の中に在り。大字早田（サウデン）、近之島（コンノ）、旦之島（タンノシマ）、江口などありて、西は木田村、南は鏡島、市橋に對す。

(江口)

江口（エグチ）は藤川記に江口といふは津の國にあると同名也、されど遊女などはなくて、夜なれば鵜飼のくだるといふを聞いて、

鵜かひ舟よゝと契れば是も又云へば江口の遊也けり、

云々とある地とす。

早田（サウデン）

今島村の大字とす、岐阜の直北にあたり、此邊を古書に長良川の中の渡と云ひ、弘治二年、齋藤道三父子の古戰場とす。

新撰志云、池上（イケノウヘ）の縣明神は神名記「厚見郡、正六位下莪縣明神」と云ふにあたる歟、池上の東北早田は傳燈寺の舊址あり、別傳亂記に云ふ、別傳首座は齋藤義龍の爲に寵遇せらる、義龍一寺を創建し、少林山傳燈護國寺と號し、別傳を以て其開祖となす、別傳頗る計あり、義龍に勸め濃州の禪刹をして悉く傳燈寺に屬せしめ、自僧錄司とならんと欲す、永祿三年、國國の禪徒相議して、犬山瑞泉寺に集り、書を妙心寺に呈し、別傳の邪謀を告ぐ、寺乃第一座席を削らる、別傳出走其終はる所を知らず、寺亦無廢すと云ふ、今庚申堂遺る。

市橋（イチハシ）

舊庄名なり、今本庄村、市橋村、三里村の三に分つ、岐阜の西南にして、鏡島の東とす。

(鳥屋)

鳥屋（トヤ）村は今本庄村と改む、字佐、六條、清（セイ）は三里村と改む、西之庄は市橋村と改む、皆舊市橋庄と云へる分内とす。新撰志云、鳥屋は、源頼朝富士牧狩の着到に、美濃國御家人戸民と云ふ、此地の人なるべし。

西之庄（ニシノシヤウ）

今市橋村と改稱す、昔は市橋西庄と云へる地ならん、康正二年造内引付に、山下孫三郎殿、美濃國西庄内、惣領段錢の事見ゆ。

立政寺（リフシヤウ）

西之庄に在り、(岐阜の西南一里)淨土宗西山派智通和尚、文和三年開基の名藍とす。新撰志云、立政寺は龜甲山と稱し、境内に智通和尚の植おきたる櫻樹あり、故に櫻寺とも云ふ、寺領朱印五十石。○永祿記云、永祿十一年七月廿五日、信長より一乘院(義昭)へ御迎進上、即濃州西庄立政寺に被移御座候也、則信長祗候、御太刀御馬、靑銅千貫、進物歷々たり、これより打つゞき計策におきては聞に髮を入られず、八月七日江州佐保山へ信長被移越、九月七日に公方樣へ御暇を被申、江州を討果、御迎を可進上之旨被申入、云々。

今峰（イマミネ）

今市橋村の大字とす、分脈系圖に今峰左馬頭氏光あり、慈照院八幡社參記に永享十年、土岐今峰三郎賴通あり、此地名を負ふ人々なり。

新撰志云、今嶺氏光は分派系譜に土岐賴遠の子として、土岐系圖に「穗保修理亮氏光、改保々、於細目討死」と見え、其兄に今峰駿河守光政、弟に今峰右馬頭氏直あり、又太平記に「仁木右京大夫義長、三年が間伊勢の長野の城に籠りたるが、土岐右馬頭氏光、外山、今峰兄弟三人之に屬し籠る、弟外山、今峰忽に翻りて寄手に加はり」云々、土岐系譜に今峯左馬頭とし、太平記には土岐右馬頭とす、ともに此氏光にて、兄弟に外山、今峰を名のる人多し、土岐系圖にのせたるはすこしたがひて定かならず。

藪田（ヤブタ）

今市橋村の大字とす、神名記に厚見郡正六位上藪田明神と云ふは此なるべし。

市俣郷（イチマタ）

和名抄、厚見郡市俣郷。○今詳ならず、市橋庄の地にや、市俣、市橋其名義相通ずる所あり、或は疑ふ俣は椅の誤歟と。

草太郷（ヤブタ）

和名抄、厚見郡草太郷。○此に草とあるは、草の誤なるべし、東大寺文書、天平勝寳二年、美濃國司の解文に、

姉、乎久須賣、年廿二、價稻捌佰束、右厚見郡草田郷、戸主物部麿之賤、

と云ふがあり、又神祇志料は式内厚見郡物部神社に註し、按、新抄格勅符云、聖武天皇神龜元年、射園神に美乃地一戸を充て神封とす、又按、續日本紀、物部用善に物部射園連姓を賜ふ、是に據らば、射園連は物部連の同族にして、物部神或は射園神と同じき歟、未た明證を得ず、

と曰へり、若くは草太はヤブタと訓み、此に物部氏の人々住みて、其社もありし歟。

三家郷（ミヤケ）

和名抄、厚見郡三家郷。○今詳ならず、國郡考に今の羽島郡の三宅を以て之に引きあてたれど、彼地は本來尾張國葉栗郡河沼郷の域内にして、境川を隔つれば、同名なれども異所とす。

厚見郷（アツミ）

和名抄、厚見郡厚見郷。○今詳ならず、岐阜加納の地など、定めて是等の一郷ならんとおもはる、其特徴として正倉院文書、弘仁九年酒人内親王獻上文「美濃國厚見庄、墾田一百二十餘町」とあるを援引せば、加納は厚見庄の加納田歟。

郡家郷（グウケ）

和名抄、厚見郡郡家郷。○今詳ならず、厚見郡の本つける舊里なれば、厚見郷と一地分區とおもはる。

鏡島（カヾシマ）

今鏡島村と云ふ、岐阜の西一里半、東山道の驛次にして、長良川合渡の渡津の東岸とす。此村乙津寺の緣起に、空海法師此寺に鏡に對して、自像を刻む云々と說くは、附會の語のみ、本郡の大領家に各務氏あり、其各務島の義也。

藤川記に「七ッ打程に、鏡島の小庵につく、院主かたち

く、此程の庵はさはる事有て、此二日に愛にうつり侍り、こゝをは[illegible]院といふ、餘の所をかれるとなむ、紫のゆかりともすだく所なれば、よろづに心やすし、云云、廿日歸南せんとす、けふすなはち鏡島をたちて、もとの路を經て小井に至る」とあり、五月六日にかゝしまに着ありて、同廿日迄十五日がほど當所にあられしよし也、古城跡は市場にあり、城主は石川駿河守光清(法名三關)はじめてこゝに住す、是多田滿仲の子、大和守賴親の末孫にて、世々當國の住人也、其子石川某(法名江雲)家を繼てこゝに住す、李兵衞光信(法名養德、信長公に仕ふ)その子孝兵衞光政(法名玄桂、秀吉公に仕ふ)まで四代鏡島の城主なり。

乙津寺（オツシン） 鏡島に在り、俗に梅寺と稱す、近世臨濟宗、寺領五十五石、石川氏の中興する所なり、群書類從本河茶論の奥書に、岐陽乙津沙門蘭叔述とあるも卽此とす。○一書云、昔空海瑞甲山乙津寺に於て梅花一枝を地上に挿み、誓願して曰く、佛法此土に榮ゆるならば、此枝葉を生ぜよと枝忽枝を抽て葉を生ず、是より一に梅寺といふ、文明中一條禪閤此寺に詣で寒梅の詩あり曰く「大師歷試東[illegible]瑞、只有乙津古甲科、幾度人亡城又換、風流留得一枝花」又宗祇の句あり曰く「加賀島は每木に匂ふ梅の寺」每年四月二十一日に會式あり、此日には除厄と稱し、賽人群集す。○北越軍記云、慶長五年八月、岐阜城の後詰として大柿より石田、島津、宇喜多三萬餘にて鄉士川の西宿迄寄來ると注進ありければ、黑田田中藤堂桑山戸川の諸將、吾先にと馳向ければども、鄉士川水増りければ、香島の渡へ推詰、梅(ウメ)の寺の門前に諸大將集る、云々。

(梅之寺)

日置江（ヒキエ） 今日置江村と云ふ、鏡島の南、長良川の岸に沿へり、加納の荒田川此に至り長良川へ入る。大字次木(ナメキ)、高河原、御茶屋などあり、對岸を穗積村とす。

高桑（タカクハ） 今高桑村と云ふ、日置江の南にして、本郡の西南端とす、岐阜より二里半、境川此に於て墨俣渡へ入る。分脈系圖の、土岐當津左京大夫賴益の條に、

池田美濃守賴忠、子賴益、於尾州古井、濃州高桑、並牧城數度亡敵、云々、(賴益は川手の總領康政を討滅し之に代る、南方紀傳には元中六年賴益土岐康行を退治すと云へり)

高桑卽此とす、此村の東北なる佐波(サハ)は今高桑の管内とす對岸は羽島郡小熊驛とす。

鶉（ウヅラ） 今鶉村と云ふ、日置江の東にして、茜部村に接し、境川の北邊に居る、加納町と鶉村の間なる低地に沼池あり。

東大寺文書、左辨官下美濃國(中略)茜部庄西堺牓示內、東西二町南北十餘町、橫以押妨、(中略)號光國私領、鶉鄉之別府、偏所押領也、(中略)大治元年六月廿日、大史小槻少辨藤原。檢註言上東大寺領、美濃國管、茜部庄西堺子細事、西堺內相論田畠桑在家等、田畠拾捌町參佰步、田伍町捌畝貳拾步、見作畠拾貳町伍畝佰捌拾步、見作八町八畝步、荒三町七畝百八拾步、桑參佰貳拾本、在家拾貳家、右去六月廿日、宣旨偁、東大寺領美濃國管、厚見郡茜部庄西堺、宜遣官使、任延久三年官符、令糺定、去延久三年六月卅日官符所注、載西堺高牓也、而前出羽守源朝臣光國、以祉領鶉鄉內地、寄進故二位家領平田庄加納之刻、堺限四至之日、折牓示畢、背件牓示、所押妨茜部庄西堺田畠十八町餘也、仍任宣旨狀、國使並寺家使、相共加實檢、如舊令糺定畢、仍言上如件、大治元年八月、庄司散位中原成季、國使大判官代藤原盛道、官使左史生安部重之、

茜部（アカナベ） 今茜部村と云ふ、加納町の南にして、羽島郡笠松町の北西十町許とす、式內茜部明神(當國帳にも見ゆ)は今縣明神と云ふ、又近世加納藩主修造の八幡宮あり。

比奈守神社（ヒナモリ） 式內厚見郡の官社にして、當國帳從五位下を標す、今俗稱田守に作り茜部の上村に存す(神社志料云、

按、日本書紀、景行天皇、筑紫を巡狩給ふ時、日向夷守に至る、兄夷守弟夷守と云人ありとみえ、三國志に我國の風俗を記して、其官名に卑奴母離と云ふ者諸國にありし事みゆ、是に據らば本社或は美濃國の比奈守の祖神を祭れるにやあらむ。

茜部村の人堀掃部は齋藤家に仕ふ、其子六之助、其子太郞左衞門秀重は織田信長に仕ふ、其子久太郞秀政、豐臣秀吉を輔け越前三十萬石を食す、二子あり、侍從秀治は越後を賜はりしが封除かれ、美作守親良は野州烏山城へ移り二萬石を領す、秀政また奧田忠七郞五郞の子を養ふ、之を堀監物直政と稱す、直政の子孫仕籍たり。船田(フナタ)は加納の南にて、茜部村の中とす、船田亂記の書あり、其大意、明應三年土岐美濃守成賴の繼室謀計、先腹嫡子政房を廢し、我子四男元賴を家督に立へとする志にて、土岐の長臣齋藤利國の家士、石丸丹齋利光と謀反、舟田に築城、利光と主人利國と戰ひ、利光江州に走り、明應五年利光江州より返り、又兵を起し方々稻城田地において戰ひ、元賴利光等生害、云々(明細記、新撰志)

(船田)

川手（カハテ） 今厚見村と改稱す、茜部の北にして、加納町の東に接す、境川其東傍を流る、又革手(カハテ)に作り、土岐氏の古城址あり。○北越軍記云、慶長五年八月、東國勢已に亂入と聞たければ、岐阜中納言秀信も川手村閻魔堂迄出馬あり、味方敗軍に及びければ、津田藤左衞門踏留り無比類働にて相支ふ。

(革手)

河手城址（カハテ） 厚見村大字下川手に在り、土岐賴康、康永の比、濃尾勢三國の守護となり、河手城を築き之に居る、嘉慶元年卒す、弟康行嗣ぐ、其後康政、賴益、持益、成

頼、政房、政頼、頼藝等數代居館とす、頼藝の時大桑に築城したりしが、天文十六年、齋藤秀龍河手、大桑兩城を攻め之を破毀し、頼藝出奔す、河手是より廢墟と爲る。土岐系圖、頼康は伊豫守頼清の子にて大膳大夫、刑部少輔、左近將監、康永元年、伯父頼遠生害之後、依尊氏命、向信州晋生寺、又向豫州征之、軍功若干也、嘗之爲管領職、美濃尾張伊勢三國守護、濃州厚見郡河手城築居之、文和二年六月、後光嚴院帝、因山名亂、自江州坂本、至濃州垂井、臨幸自垂井至小島、此時從十義行、而頼康供奉、小島頓宮、垂井頓宮、頼康奉之而造營、同九月還幸時、又供奉也、延文二年四月尊氏再去時、剃髮號善忠、嘉慶元卯年十二月卒、七十歳、法號建德寺殿男善忠居士、菩提所河手正法寺」新撰志云、池田の頼益は池田郡に住み、又尾張の菅津にも移り住めり、兄頼康の子康行、その子康政、將軍の命に背きしを討果したる賞により、土岐の惣領となり、美濃守護に補し、河手に在城す、南方紀傳に「元中五年八月、島田伊豫守滿貞、兄土岐の康行が代官として都にありて、兄をほろぼしみづから惣領にたゝん事をのぞむにより、謀をめぐらし、從弟の宮内少輔詮直は康行が猶子たるにより、先詮直に意あるのむねを將軍義滿に訴ふ、其故に詮直勘氣せられ、滿貞に尾張の守護を給ふ、是により滿貞尾張にむかひ、然る間詮直黑田口にて滿貞と合戰に及ぶ、康行も人をつかはして滿貞をうたんとす、將軍このよしを聞たまひて、土岐左京大夫頼益に命して康行を征す、元中六年二月康行おちゆく、頼益にのみ、國守護職を給ふ」云々。新撰志に正法寺跡は村内に在りと云ひ、藤川記の文を引きたれど、正法寺は本巣郡小野にして、此にあらず、土岐系圖に頼康菩提所河手正法寺とあるに據りて、かく云はれたる如し。藤川記には、

六日、垂井をたち七つ打程に、鏡島の小島につく、七日かはての持是院にかくと下る由を告く、三位大僧都妙椿郎來りて、思ひよらざるよしを云ふ、さらば明日よりは正法寺に休所を構ふべきよしを示す、八日正法寺に移る。

とあり、川手にありし寺院は謂ゆる持是院ならん、正法寺にはあらず。○梅花無盡藏に「余受府司之命、在革城、講三體詩、借馬遊伊自良楊岐庵、三日又歸革」云々とある革即川手にて、當時の府城とす。又「濃之革縣、靈藥山、有洲、其西北號天岩、十境之一也、慈光相搭之後、日泥芭江、盖天岩之末流也」とある革縣も同じ、而も靈藥山とは正法寺の山號なれば、天岩洲、日泥芭江等も實は川手村にはあらず、小野の地歟。

川邊(カハベ)郷

和名抄、厚見郡川邊郷。(一本に革手と細書す)○是は中世の川手にて、今の厚見村なり、船田前記に「總官府在河邊、乃船田之東又數十歩」とあり、是は土岐氏の河手城を河邊官府と云へる也、川邊の訓はカハテなること知るべし、古の尾張川の邊とす。

加納(カナフ)

今加納町、(人口六千)上加納村の二に分つ、岐阜市街の南に連接し、近世岐阜城を棄却して此に城壘を置きしを以て、市坊を成す。

(椎)　(井沓)

新撰志云、加納は岐阜の一里南にありて、東山道の宿驛なり、西の方合渡へ一里半、東の方鵜沼へ四里十町、町の長さ十八町程ありて、賑はしき城下なり、此地はもと沓井(クツヰ)、吉田といひしを、信長岐阜の城へ入られし後、加納と改められしよしいへり、されども加納といふ名は諸國に例多く、すでに吾妻鏡、文治六年四月の條に、美濃國椎加納と見え、神鳳抄に「美濃國椎加納、七十六丁三段餘」としるす、椎(ミヒ)は今こゝの川の名にのこれり、文安二年八月、齋藤左衞門尉利長、此沓井郷に加納に築き、革手の城のおさへとし、子孫繼で居住し、あるひは家老などにも守らせ、又長井豐後守利隆も城主たりしが、天文の頃より斷絶廢城となりしを、關ヶ原御陣の後、慶長六年(慶長創業錄には、七年七月朔日、濃州加納の城普請始まり、岐阜の城を彼地に移し給ふ、と記せり)幕府より修造せしめらる、藩翰譜に、奥平作州信昌加納の城を賜ふて移る、岐阜の城を毀ち之を築かる、當家天下をしろしめして、第二番目に築かれし所の城也、云々。

加納(カナフ)城址

加納町の南偏にして、下川手の西北とす、平城の構にして、荒田川と呼ぶ小溝を外隍とし、東西四町南北五町、本丸は其中心に在りて最狹小也。慶長六年、奥平美作守信昌、加納城を賜り、封土十萬石、其子攝津守忠昌は德川公の外孫たるを以て、松平の號を拜領す、其子飛驒守忠隆、寬永九年卒し、家嗣なく收封せらる、大久保加賀守忠職、相州小田原より移封五萬石、寬永十六年、明石城主松平丹波守光重と相代り、光重封七萬石、寶永八年淀城へ移封、安藤對馬守信友、備中松山城より移封六萬五千石、寶曆六年奥州岩城(イハキ)城へ移る、永井伊賀守直陳、武州岩槻城より移封、三萬二千石、以て大政維新に至る。○久昌山盛德寺は奥平信昌及び其室德川氏の菩提所也、其墓あり、夫人幼名龜姬、母は駿州今川家の關口氏也、(即家康公の長女たり)世に加納殿と稱したり、忠昌以降の墓は光國寺に在り。○明細記云、齋藤系圖に、齋藤帶刀左衞門尉親頼(後改視紫)後鳥羽院御宇に美濃國目代に補せられ、子孫相承す、足利尊氏は土岐頼康を以て美濃尾張伊勢三國の守護と爲し、是より土岐氏大に興り、齋藤氏之が家老たり、齋藤利永は加納天滿天神社を創建し、其子利藤は妙椿と號し、應仁の頃の人なり、文武の才ありて世に著る、利藤の弟を利安と云ふ、長井左衞門尉と稱す、池田郡に居り、其裔孫に内藏助利三、又春日局(稻葉正成妻)あり、此家の紋に梅鉢を用ふるも、天神を氏神とすれば也。

上加納（カミカナフ）　加納町の北にして、岐阜市街に直接す、今上加納村と云ふ（加納の傘は其業近年の勃興なれど、方今年産十萬閒の直ありて、岐阜提灯と共に手工の特産とす、蓋抄紙の業と相因りて發達したる歟。

瑞龍寺（ズヰリユウ）　上加納の北、稲葉山の南麓に在り、金寶山と稱し、臨濟宗悟溪派の名藍とす、齋藤妙椿其主君成頼の菩提所として建てたりと傳ふ、成頼法名瑞龍と云へり、妙椿の木主も其塔頭開善院に在り。（瑞龍寺の山は稲葉山と相表裏し、信長公井口（キノクチ）攻の時此より攻入りしと傳ふ、又慶長五年の亂には、

岐阜城より南十八町に瑞龍寺、武藤、ツブラ三箇所の砦を構へ、三成が家人樫原彦右衛門父子、河瀬左馬助松田十太夫千餘兵にて籠りけるを、淺野幸長押寄て一時の中に攻取たり、（北越軍記）

と曰へり。

長森（ナガモリ）　加納川手の東を長森庄と云へり、今北長森、南長森の二村に分つ、南長森の大字切通（キリトホシ）に長森城址あり。

(切通)

新撰志云、長森庄切通の城は土岐彈正少弼頼遠當國の守護と爲れる時、土岐郡大富より此に移る、太平記曆應元年青野合戰の條に、頼遠傷を負て長森の城へ引籠ると載す、又同書康永元年九月、頼遠持明院の上皇、御車に、無禮の擧動ありて、本國へ逃下り、いよいよ罪科遁れずば、楯籠りて謀叛せんと、知音一族を招き寄す、其事京都へ聞え、一族刑部大輔頼康へ討手退治の教書を下さる、頼遠術ては事行はれずとて、潛に京へ上り、夢窓國師を憑けるが、大逆さしおき難しとて、被誅云々、土岐八郎頼

(長森城址)

明入道周濟房は頼遠の弟なり、（土岐系圖に、頼員の五男にて、頼清、頼遠の兄とするはあやまりなるべし、太平記に頼遠の弟としるし、又頼清を土岐六郎、頼遠を土岐七郎と稱し、此周濟房を斗候八郎ともいひしにて、兄弟の序はしられたり）剃髪して兵部律師頼蓮、又周崔坊とも號す、江濃記に頼遠狼藉して身を失ひしかば、其弟周崔坊入道頼明に美濃守護を給る、此人打死の後、頼康家督を繼云云と見え、また祇園執行日記に貞和六年、周濟房謀叛、將軍義詮親征して之を誅したる事見ゆ、その後、土岐宮内少輔詮直（兵庫頭頼忠の弟、伊豫守直氏の二男にて、加茂郡肥田瀬に住し、肥田瀬宮内少輔とも稱す）も此城に楯籠りしなり、南方紀傳に應永六年十一月、土岐宮内少輔詮直、池田周防守二人大内にくみし、尾張の國より美濃の國にいたる、土岐美濃守頼益是をせむ、詮直はいぐんして長森の城にたてこもる」と見えたり。

藏之前（クラノマヘ）　今南長森村の大字とす、手力雄（タヂカラヲ）の祠あり、當國帳に厚見郡從五位下手力雄明神と云ふもの是なり。

堺川（サカヒ）　又皂莢（サイカチ）川と名づく、切通の邊より西南流、本郡と羽島郡の堺線を成す、是は古の尾張川の廢河道にして、前渡の西より起り、其舊績を探るべし。彼河水南に移れる後、猶各務野の麻綜（チカセ）が池より出づる一溝、切通にて廢河道に入るを以て、今に至るも水流絶えず。麻綜池より高桑村の長良川の落合まで、凡七里、屈曲太しき溝渠なり。

(皂莢川)

各務郡（カガミ）　明治二十九年廢して稲葉郡へ入る、厚見郡の東なる山野にして、之を各務野と云ふ、木曾川其南を流れ、東北は加茂郡に至る、近世檢地二萬石。各務は和名抄加々美と注し、（節用集、梅花無盡藏、各各務に作る）七郷に分つ。各務は土佐の香美郡と同語なれど、其本據を詳にせず、謂ゆる鏡岩の存在に緣る歟。又各務氏あり、續和紀、貞觀八年各務郡大領各務吉雄、厚見郡大領各務吉宗見ゆ。

那珂郷（ナカ）　和名抄、各務郡那珂郷。○今那珂村あり、蓋此とす、舊厚見郡長森の東にして、三井郷の北なり。正倉院文書、大寶三年戸籍斷簡に、三野國各務郡中里とある亦此とす。

新加納（シンカナフ）　今那珂村の大字とす、加納町の東一里半、中山道の小驛とす、近世江戸旗本坪内氏六千五百石の領邑ありて、其邸を此に置きたり、少林寺は東陽和尚の開基、其墓あり、永正元年示寂。

更木（サラキ）　舊郷名なり、古の那珂、三井二郷の域内に渉れり、今は三井大野の邊を更木村と稱す、名古屋萬松寺の鐘銘に、

美濃國各務郡、弓削田庄、佐良木郷、長瀧寺推鐘、檀那蒲田源左衛門尉藤原範貞、禰宜藤原兼光、大工兵衛大夫藤原友次、結衆五十餘人、文明七年己未十一月、

と刻す、長瀧は今那珂村に屬し、手力雄祠あり、（新撰志）梅花無盡藏に「各々務郡、佐良木之桐野里」と云ふ、桐野も今那珂村の大字とす。

三井郷（ミヰ）　和名抄、各務郡三井郷。○今更木村に大字三井存す、新加納の南とす。式内、各務郡御井神社（當國帳に正四位下と標す）は此に在り、曆應四年攝津親秀が譲状に、美濃國三井とあるも亦此歟。

大野（オホノ）　今更木村の大字とす、大野の南は羽島郡の平島、米野にして、木曾川の緣邊とす。庚子の亂に、東軍池田輝政彼渡津より進み岐阜城に向ふ、岐阜の將木造、百百、飯沼の三將、上有知城主佐藤と新加納大野村の間に備を立てて、池田の先鋒伊木清兵衛の隊を拒く、岐阜勢克たず敗走。

村國郷（ムラクニ）　和名抄、各務郡村國郷。○今前渡（前宮村と改む）なるべし、此地木曾川の對岸尾州葉栗郡に村久野（ムラクノ）の地名あるは、本郷より傳播したる歟。式内、村國神社は今各務村に存し、又式内村國眞黑田神社（當國帳、從五位下眞黑田明神）あれど、存否を詳にせず。美濃の村國は著姓たりき、天武帝壬申の亂に、村國連男

依あり、其家名を發す。(大和添下郡にも村國郷あれば、彼地を本とする歟)續紀、天平神護二年、贈正六位上、美濃少掾、村國連島主、從五位下、島主者壬申年功臣、贈外小紫男依之孫也、始仕仲滿、寶字八年、遣使固關、島主內應、先歸朝廷、勅使以其初謀、横加誅戮、死非其事、故有此贈。後紀、延暦十七年、美濃國人、村國連惡人配流淡路國、以停宿群盜、侵犯百姓也。

前渡(マヘト)

今前宮村と改む、新加納の東南一里半、木曾川の北岸にして、尾州丹羽葉栗の郡境に對す。古書に摩免戸又は大豆途に作り、承久亂に尾張川九箇所の渡の一とす。

東鑑、承久三年六月三日、官軍今曉進發、東山道大井戸渡、大夫判官惟信、筑後左衞門尉有長、糟屋四郎左衞門尉久季、鵜沼渡美濃目代帶刀左衞門尉、神地藏人入道、池瀬朝日判官代、關左衞門尉、土岐判官代、開田太郎、摩免戸能登守秀康、山城守廣綱、下總前司盛綱、平判官胤義、佐々木判官高重、食渡山田左衞門尉、臼井太郎入道、洲俣河內判官秀澄、山田次郎重忠、市脇伊勢守光員等也、五日辰剋、關東兩將着于尾張國一宮邊、合戰間事、有評議、自此所相分方々道、鵜沼渡、毛利藏人大夫入道西阿、池瀬武藏前司義氏、板橋狩野介入道、摩免戸武州駿河前司義村以下數萬、洲俣相州、城介入道、足立豐島江戸河越輩也、及晩、山道討手、渡大井戸、惟信已亡、胤義廣綱以下、皆棄警固地歸洛、六日、今曉武藏太郎時氏、陸奥六郎有時等、渡摩免戸、官軍不及發矢敗走(按に尾張川の九所渡は杭瀬、洲俣をも併せ數ふる者とす、其實木曾の下流は七所のみ、又大井戸(大田)は中山道の通路とす、其餘の六所中、鵜沼、池瀬、板橋、摩免戸は上流、食渡は中流、市脇は下流と見るべし) 而も東軍尾張路の本隊は主として摩免戸を衝き、官軍又之に應じ此口を大切にしたりしが、大井戸より頽崩して、摩免戸の渡は敢なく東士の手に落ち、食、市脇はた洲俣、杭瀬も官軍總敗軍とはなりぬ。板橋と云ふ渡は今其地を失へど、前渡と伊木(池瀬)の間なりしこと、本書に就きて辨識すべし、承久記に摩免戸を大豆途に作る。

(摩免戸)

(大豆途)

各務野(カカムノ)

今蘇原村より前渡まで、東は鵜沼より西新加納までの原野にして、所々に田宅散在すと雖猶空閑の狀を免れず、其中央に野と字する小里あり、中山道之に係る。(今蘇原村大字三柿野)貝原氏の岐岨路記に「鵜沼の西のはづれより、西は廣き野あり、各務野といふ、廣さ三里四方ありと、云々、但し東西は三里ばかり、南北一里半程に見ゆる、此野に田畠なし、たゞ青草のみ生ず、野の南に三井山といふあり、其山の南も木曾川のわきまで野なり、」云々。

加納到鵜沼　春水

頭際秋原路、路由行樹成、天高秋氣冷、山帶夕陽明、不見行人影、但聞驛馬聲、未知何處所、松頂認孤城、

蘇原(ソハラ)

今蘇原村と云ふ、當郷名にして季瓊日錄に「長祿三年、南禪寺眞光院知行、濃州蘇原郷內十貫文分、自康正元年、明萬院押領」と見ゆ、明萬院とは土岐賴益の法號也。

飛鳥(アスカ)

今蘇原村の中にして、古市場とも稱す、式內、飛鳥田神社(當國帳正三位飛鳥明神)此に存す、又東島と呼ぶ地に式內、加佐美神社 當國帳正四位下笠見明神)存す

各務郷(カカム)

和名抄、各務郡各務郷。(今各務村及び蘇原村なるべし、那珂郷の東北にして、各務郡の北偏とす。

各務村の麻綜の池は境川の水源とす、村の北に大字須衞あり、其山嶺の陰は武儀加茂二郡の管內とす。神祇志料云、式內村國神社二座、(當國帳、從五位下村國明神)其一座は各務村の東なる白山に在り、一座は廢す、蓋村國連の祖及び男依を祭るよし、慈眼寺草創記に載す。

(須衞)

芥見郷(アクタミ)

和名抄、各務郡芥見郷。○今芥見村井に岩村の地とす、各務郷那珂郷の北なる山中にして津保川の南とす、八雲御抄にあくたびの里と云ひ、古より名所とす。

したもえによをのみつくす人ならで誰かふすぶる芥火の里、(夫木)

(芥火)

芥見(アクタミ)

今芥見村と云ふ、岐阜の東二里半、津保川郡上川は此地の北に於て相會ふ、山縣武儀二郡に交界す。○東鑑、寬元三年、就禁物年紀、被附美濃國芥見庄於山田郷、可爲萬年入道御使之由、云々、康正二年造內裏段錢引附云、二貫文、屋代源藏人殿、濃州芥見庄段錢。(藤川記云、竹之內僧正のあくたみの庄を一見すべきよししめす、因て江口より舟にのりて、二里ばかり川つたひに泝る、稻葉山の麓を過ぐるみちなり。(芥見の東を大洞と云ひ、觀音堂あり、願成寺と號す、寺傳に行基作佛と云ふ、古刹なるべし。

(大洞)

岩田(イハタ)

今岩瀧と合併して、岩村と改む、芥見の西南とす、式內、伊波乃西神社(當國帳、正四位下伊波西野明神)此に存す、俗に岩西神と呼ぶ、神祇志料云、岩西神社の邊山腹に巨巖あり、土人傳て彥坐王の墓とす、彥坐王の子神骨王は實に三野前國造の祖也、

東鑑「建長四年、若宮別當法印隆辨、拜領美濃國光瀧郷」云々、光瀧の名今聞かず、一書に光は岩の缺壞にて、岩瀧にあらずやと云へり。

大榛郷(オホハリ)

和名抄、各務郡大榛郷。◎今詳ならず、鵜沼の邊か又は蘇原かならん、加茂郡坂祝村にも大針の名のこれど、彼地は形勢全く峽中に在りて、此郡と懸隔す。大榛とは榛原の義歟、又は治田の義歟、方俗に洞と云ふは、治田の訛なり。

驛家郷(ウマヤ)

和名抄、各務郡驛家郷、○今鵜沼村なるべし、延喜式、傳馬各務郡四疋、驛馬各務六疋とあ

り、東山道の一亭舍にして、合渡と大田の間驛とす。田氏家集に鵜沼（ウヌマ）と云ふ、

（鵜沼）

過鵜沼　島田忠臣

河出源尉幾甚嵬、路次層巖背面廻、指晉一朝行過電、長流萬里傍開雷、嵐寒山菜抽紅雪、浪濺石牀瑩膩苔、惆悵老慵田別駕、年餘知命不春來、

鵜沼（ウヌマ）

今鵜沼村と云ふ、岐阜の東凡六里、木曾川の北岸にして、尾州犬山市街に相對し、木曾川の中游下游の交界とす（後宇多院御領目錄に、鵜沼庄を載す）

曾入和歌水有名、香於吉野滿山櫻、微瀾教作家々酒、來綆級稜終日盤、（梅花無盡藏）鵜沼有櫻井、和歌名所也、

（宇留間）

新撰志云、鵜沼驛古は宇留間とも云ふ、梅花無盡藏に「貫河渚安、一日欲觀飯山櫻井、飯山尾之北涯、櫻井卽鵜沼」とあるはこゝなり、今に櫻井の清水といふ古跡あり、藤川記に「東路のうるまの清水名をかへばしらじなたびにたつの市人」とあるは此しみづのよし、小澤盧庵が東の道記にいへり、八雲御抄に「うるまの關、美乃云云、うるまの渡、美乃云云」と見え、後拾遺集に「東のかたへまかりけるに、うるまといふ所にて、源重之、東路にこゝをうるまといふことは行かふ人のあればなりけり」、藤原仲文集に「かうつけのかみにて下りけるに、美濃國うるまのわたりにて、行かよふ定めがたきは旅人の心うるまの渡りなりけり」とよめり。

（鵜沼川）

〇鵜沼川の名は續紀、神護景雲三年の條に載せ、尾張川、卽今の木曾川に同じ。當時此河水は前渡（マヘト）より各務郡と葉栗郡の間を流れ、之を廣野（ヒロノ）川とも呼びたり、三代實錄、貞觀七年十二月、八年七月等の條に、此川造轄の事を載す、廣野川口址及び堺川を參考すべし。〇新撰志云、鵜沼石とは各務野より出づ、石脆く色黑し、頗奇狀をなし、草木を植うる能く活く、好事家の清玩也、鵜沼の城山に焦米（ヤケゴメ）石を出だす、本草正譌曰、鵜沼及び堂洞城、今に至り土中に燒米あり、碎石の如し、數百年を歷て朽ちず、一粒を呑んで痔を截る、西陽雜俎には「燋米、弦陀國、昔尸毗王倉庫、爲火所燒、其中燋米燋者、于今尙存、服一粒、永不瘴癘」と見えたり、梔子は伊木山其外の山にもあり、貧民採りて花をうる、せんはことといひ、ほしかはかして食料とす、芋は此邊多く圃に作りて食す、うるま芋といふ、長澤右京進は石丸利光の子、はじめ鵜沼の承國寺僧にて、景祐といひしとぞ、季瓊日錄に「長祿二戊寅、美濃國承國寺景稜首座御判、被遊、寬正二辛巳、承國寺瑞勢首座公文御判、被遊也」、船田後記に「長澤右京進、孫九郎、本鵜沼承國寺僧、名曰景祐、臨敵最勇捍也、今時越諺、謂人之進於事者、凡稱鵜沼小僧也」と見え、梅花無盡藏の明應五年、石丸丹波敗軍の事をいへる條に「父子五人自害、孫九景祐廿二日討死」としるせり、又船田後記の終に「僧勝藏主、鵜沼長福寺僧、利光之姪」とあるも、この寺に住し僧なり、大澤和泉守は當所の城主、永祿五年八月午、大澤次郎左衞門正次は和泉守の子なるべし、信長公に攻られ城を燒取られて退く、太閤記合せ見るべし、南宮社は南町にありて、鵜沼一村の惣社といふ、驛北の嶺を八木山と云ふ、各務村の東にあたる、山下に大安寺あり、臨濟宗、應永十八年辛卯、笑堂和尙開基、土岐美濃守賴益大檀越なり、興禪院譯居保公と號す、今に至て牌あり、中世兵燹に罹り、殿堂烏有に歸し、後春叔和尙再興す、境內に觀音堂あり。

伊木（イギ）

鵜沼渡（犬山の內田へわたる）の下流に伊木山あり、木曾川の岸に峙ち、平地を拔く凡百四十米突、此邊を大伊木、小伊木と云ふ、其瀨を池瀨（イケセ）と云ひ、承久役の渡津とす、東鑑に池瀨、承久記に氣瀨（イキセ）と見ゆ、摩免戸の條參考すべし。

（池瀨）

觀音坂（クワンノン）

鵜沼驛の東なる坂路なるべし。蜀山人壬戌紀行云、觀音坂を上れば、左は數丈の岩高く聳え、右は谷ふかくして木曾川みなぎり流れ、川の向ひに山つらなりて、木々の若葉風にそよぎ、樣にあづま屋なきのみなる、此比へのもてはやせる岩掛といふものに似たり、川の中にも奇石怪巖所々にありて、岩にせかるゝ波の音かしがましきまで聞ゆ、岨づたひの道ほそくして苔滑らかに、馬の通ひ危うければかちよりゆく、左の岩の上より岸のかぎり往來の人をよびて、ここに正觀音たゝせ給ふ、道はゆきぬけにして跡のかたにもどる事なし、參らせ給へとす、むゝ。〇按に、梅花無盡藏に「鵜沼鄉有靈場、號金剛精舍、中略、余談駐止于鵜沼、二十有餘宿、能爲此境也、向北則諸峰羅列、數百年之松屏盤、風度月棲而朝夕嘶咽、向南則木曾飛驒之大川、合流爲鵜沼一條之長江矣」、云々、また觀音坂の邊の事歟。

宇泥須（ウネス）

古事記に「大碓命娶兄比賣、生子押黑之兄日子王、此者三野之宇泥須和氣之祖」とある宇泥須は、當國の地名ならん、一書に鵜沼洲ならんと云ふ、猶考ふべし。

山縣郡

山縣郡（ヤマカタ）

稻葉郡の北なる高原地にして、地勢武儀郡に依屬す、今武儀谷の奥なる數村をも管治し、都合一町十六村とす。

山縣は和名抄、夜末加太と注し、六鄉に分つ、古書に山方、又は山形にも作る、古の牟義（ムゲツ）郡の域內なるべし。扶桑略記に、長元四年六月、甲斐守源賴信が平忠常を捕らひ、參洛の途上、美濃國山縣に於て忠常病死の事見ゆ、此地は驛路經由の所にあらねど、故ありて此に至れる歟。〇山縣は名義山の傍なるべし、又縣を上田てふ義として考

ふるも妨なし、中世美濃源氏の一族に、山縣と稱するは、此地に出づ。（近世檢地凡二萬五千石）

出石郷（イジ）

和名抄、山縣郡出石郷。○今詳ならず、伊自良谷などにや、出石（イツシ）をば伊自（イジ）に假借にするは稍例法に違ざかれど、而も其事なしとも限られず、猶考ふべし。

伊自良（イジラ）

今上伊自良、伊自良、梅原の三村に分つ、本郡の西偏、本巣郡外山（トヤマ）と相接する山谷にして、俗に伊自良谷と云ふ。釋紀所引の上宮記に、意富富等王は牟義都國造、伊自牟良の女子、久留比賣を娶り、彦主人王を生みたりと云ふ。伊自牟良は地名を取れるにて、卽此とす、名義は、石村なるを訛りて、伊自良と成れる歟。

伊自良川（イジラ）

上伊自良村長瀧の釜嶽に發し、南流方縣郡に入り、黑野に至り長良川へ入る、長五里、一名旦（ダン）川。

掛（カケ）

（釜嶽）今上伊自良の大字とす、黑野の北三里半、高富の西北三里半、岩屋室と云ふ觀音祠あり。掛の西北に釜（カマ）嶽あり根尾谷及び武儀谷へ跨る。美濃志畧云、釜嶽、里民呼曰釜溪、連亘數里、絕頂有池、四時不涸、此山雜樹蒼靑、岩石嶙峋、最寄奇也、釜嶽の下に甘南備寺あり、當國帳、山縣郡正三位甘南備神は此ならん。

大桑郷（オホクハ）

和名抄、山縣郡大桑郷。○今大桑（オホクハ）村、櫻尾村、富岡村是なり、伊自良谷の東に隣る、其溪澗は高富町の西を流れ、方縣郡に入り、伊自良川に注ぐ。分脈系譜に、新羅三郎義光の裔、甲斐の逸見又太郞惟長「永久亂、渡美乃國大井戶、依其功、賜美濃國大桑郷了」また惟長の弟重氏「大桑郷相傳、號逸見大桑」など見ゆ、其後裔は亡びしにや、土岐政房の弟、兵部少輔定頼を大桑城主とす、船田後記に、大桑兵部少輔あり。

大桑城址（オホクハ）

大桑山に在り、（明細記）新撰志云、屋形頼純（前名政頼）永正十四年家督相續せしに、近臣長井政利（のち齋藤道三）に追はれて、天文のはじめ越前國に退きしが、同十六年、從弟朝倉義景の援けを得て歸國し、政利を誅伐せんとて、大桑の城に來り、同年十一月病卒、年四十九、其墳當村南泉寺にあるよし、土岐系圖に見えたり、賴純の弟頼藝は、頼純越前に退きしのち、土岐の惣領となり、美濃守護をうけ給り、河手の城にありしが、其後當城にうつり住めり、江濃記に「其比美濃國大桑に御座す土岐頼藝の代に成りて、道三が威勢つのり、忽に道三と不和になり、合戰數度に及びけり、然ども土岐殿打まけ、尾張の國へひらき給ひけり、又に遠山、德山など云もの尾州越州へ下り、織田朝倉をたのみ、美濃へはたらきければ、齋藤道三小勢にて稻葉山より打て出て、越州尾州勢を悉く追散し、其後は他國よりのはたらきなく、猶威を近國へ振ひけり、其後尾張の武衞殿並に京の公方様より御あつかひの御使ありて、齋藤と土岐殿和談有りて、土岐殿大桑へ御皈座有り、子息兩人公方へ御勤仕申けり、其後頼藝は隱居あり、子息次郞殿屋形になほり給ひけり、次郞殿は則道三聟に取り奉る、かくて五六年美濃の國治り、諸人安堵の思ひをなしける處に、諸士悉く齋藤に伏し、土岐殿を背き、天文十六年十一月十七日、頼藝並に當屋形次郞殿、鷺野に出給ひける隙をうかゞひ、道三稻葉山の城より人數を出し、大桑の屋形を責落しければ、土岐殿半悉く散亂し、頼藝も合戰すべき手だてもなく、信濃へ落行、後に甲斐へ落給ひ、武田を頼み給ひけり、屋形次郞頼充は其年二十四歲にて、たけくいさむ大將なれば、勢をあつめ一合戰と志さし給へども、御運の末にや美濃衆悉に道三に隨ひ、普代舊功の侍一人もなければ、力なく神戶の渡り迄落給ひしを、道三の兵追掛討果す」云々、此次郞殿は名を又頼師、頼次など孰れか是なる、其長兄を稻法師丸と云ひ、名を頼榮、又は頼秀とす。

深瀨（フカセ）

今高木と併せ、富岡村と改む、大桑の南にして、高富の西北とす、岸見山あり。深瀨に隼人神社存す、是は當國帳に正六位上隼門明神と云ふにあたる、神宮寺稱明院あり、近世十石の朱印高を給せられたり、高木明神と云ふも當國帳に見ゆ。

高富（タカトミ）

今高富町、人口二千許、本郡の治所とす、岐阜の北二里、近世本庄氏の陣屋ありて、名邑と爲れる也。本庄氏は丹後宮津侯の連枝にて、宮內少輔道芳の子道章、寳永三年此地方にて七千石を賜はり、別に下野國に三千石とぞ）子孫相續、以て近時に至れり。○地學雜志云、明治廿四年十二月の地震に、高富の森と云地に於て、陷沒五尺、西に辷ること二尺餘に達す、高富郡役所の北に於て、裂線二條に分れ、一段毎に地盤階段をなして北に下り、諸流此處に渟滯して、瀦水の面積二百町餘歩、及ぶ、東深瀨斷裂線は西北に進み、梅原村を過ぎ、山縣、方縣、本巣三郡の界なる奈古坂を踰えて、外山村に出で、是より針路を北に轉じ、根尾谷に入れり。

三田郷（ミタ）

（三井田）和名抄、山縣郡三田郷。○今岩野田村、高富町なるべし、岩野田とは近年岩崎、平野、三田を合併したる新稱とす、此三田は正倉院文書、大寶二年戶籍斷簡に「御野國山方郡三井田（ミヰタ）里」とあるに當る。又仁明紀、承和九年、山縣郡少領、均田勝淨長に中臣美濃連姓を賜ふとある均田も、ミタとよむ歟、古法に公田（ミタ）を均分して營作せしめしことあれば、かくも假借したる歟。○正倉院文書、大寶二年、御野國山方郡戶籍、三井田里戶數佰拾戶、上政戶拾壹、（中下壹戶、下上壹戶、下中壹戶、下々捌戶）中政戶貳拾壹、（下中伍戶、下々拾陸戶）下政戶拾捌、（下上壹戶、下中壹戶、下々拾陸戶）口數捌佰仇拾仇、男肆佰貳拾貳、女肆佰陸治參、云々。

粟野（アハノ）

今岩野田村の大字にて、高富の南方とす、分脈系圖

に美濃源氏、飛騨瀬大郎國成の二男、粟野二郎國光あり。○明應年中の美濃兵亂を記せる船田前記、後記の二篇の奥に「粟野大龍寺、淳岩和尚之記也」と題せり、今に大龍寺と云ふ禪院のこる。

片野郷（カタノ）（加野）　和名抄、山形郡片野郷　○今一屋美村か、大字加野あり、三田郷の東とす、片野の訛に似たり。加野は分脈系譜に、山縣先生國政の孫、清水頼高「木久合戰、為大井戸大將、討手粟野二郎國光、加野三郎、皆一家也」云々

岩井（イハヰ）　今一屋美村の大字とす、粟野の東、長良の北なり　新撰志云、岩井は又岩屋と稱し、延算寺藥師堂あり、陵頽して纔に遺れり、清和紀、貞觀六年「以美濃國山縣郡延算寺、預之定額」按に、當國帳山縣郡正六位上久志明神あり、久志は藥師にちかし、此延算寺と相關係せざる歟（延算寺）

世保（ヨヤス）（安與）（近春）　今世保の邊の諸村里を合同して、北春近、南春近の二村とす、武儀川此にて郡上川に落合ふ、高富村の東とす、或は與安に作る。

美濃源氏、幷に土岐家に世保を名乘る人多し、分脈に佐渡冠實の五代の孫、小島二郎重俊の孫、孫五郎重連がお子、世保孫次郎貞賴と見えたり、貞賴の曾祖父重俊は「美乃國岩瀧郷本主、不久京方、被討了」と同系譜にしるせり、世保刑部少輔持賴は南方紀傳に「永享元年己酉七月、伊勢の國司滿雅蜂起、仁木持長、一色義貫、長野、雲林院、木造中將持康これをふせぐ、土岐世保刑部少輔持賴大將として、岩田において合戰、國司滿雅打負、すなはち打死、世保其首をとり、みやこにのぼせ實檢して四條にかくる云云、十年戊午五月、大和一揆蜂起、吉野の官軍所々に出張す、越智伊與のかみは猶高鳥の城にたてこもる、一色義貫、世保持賴を大將として大和につかはし、合戰におよぶ、云云、十二年庚申五月、伊勢の守護土岐世保持賴退治として、細川讃岐守に仰て、大和の國多武の峯において合戰、持賴打まけ自害」、土岐系圖には、河手の城主大膳大夫康政の子、刑部少輔持賴、鎌倉管領足利持氏に通しける故、持氏生害のゝち、義教將軍の命により、永享十二年五月、和州において生害、法號を龍源寺春岩居士と名づけしよししるし、南方紀傳には南朝に御方申けるよし見えて、持氏に屬きたるよしは見えず、江濃記に「伊勢の世保と申は、伯耆十郎賴貞の子息、賴康の舍弟也」ともしるすも、こゝの住人なりしが、伊勢の守護職をうけ給はりて、彼國にありしなるべし、揖斐記に「正長元年のしはすに、南方の御叛反、伊勢の國司打出て、土岐の與安と合戰す」としるし、應仁別記に「伊勢國へは土岐の世保五郎政康打入ぬ」云云、とあるは皆此持賴の事なり、應仁別記に政康とかけるは、傳聞のあやまりなるべし。

大神郷（ミワ）　和名抄、山縣郡大竹郷、○今山縣村なり、大字三輪存す、本書に大竹とあれど、東大寺文書、安易院奴婢解に「山縣郡大神郷、戸主神直、大庭之賤奴小勝、年廿九、價稻壹仟束」とあれば、大神の神字缺崩して、竹と爲れる也

三輪（ミワ）　今北野、岩村などと併せ山縣村と改む、高富の東北にして、武儀谷の口にあたる。明神あり、當國帳に正二位三輪明神と載す、袋草紙には、稀代の歌なりとて、

「時の至る折を知らぬもあはれなりつとめても見よくるる日やなき、

是こもりたる修行者詠之、

食とする木の葉は風に散り果てぬ露の命を何に掛まし

此返答は、みのの國山形郡三輪社の神の歌」と曰へり。

此地に清水觀音堂、幷に眞長寺と稱する眞言宗の古刹あり、眞長寺は三輪明神の供僧にして、近世寺領十七石の朱印を給附せられき。

北野（キタノ）　今三輪に合せ、山縣村と改む、鷲巣城址あり、江濃記に「道三稻葉山の城をはだか城になし、川を打越し、山方と云ふ山中に引籠り、父子合戰す」とあるは此地[illegible]す。大智寺と名づくる臨濟派あり、朱印地十六石六斗を給せらし名藍也　近世徘諧に美濃派と稱する一派を立てたる、獅子庵支考は此村に生まれし人[illegible]

新撰志に

千疋（センビキ）　今千疋村と云ふ、三輪、春近の東にして、武儀川を帶ひ、郡上川其一方を流れ、南に保戸島村と名づくる河洲あり　保戸島の南は津保川流れ、三輪郷に至る、

植野（ウヱノ）（井野）　植野は千疋の大字とす。又上野（ウヘノ）に作る、康正二年造内引付の「三貫文、山縣左近將監、濃州井（ヰノ）郷段錢」も此にて、井野（ヰノ）とも云ひしが、相移りたるならん、今も村内に井社あり。

新撰志云、分脈に源氏多田判官頼綱の三男國直は、美濃の先生山縣三郎といふ、山縣郡に住し、のち出家し安養國に配流のよししるせり、其妹讃大納言能俊に嫁して、參議俊雅をうむ、國直こゝに住みて子孫山縣を家號とす、源三位頼政の子、山縣先生蔵人次官國政も實は山縣三郎國直の子なり、治承四年頼政宇治にて戰死し、家人等其首をこゝに持來り葬しは、此國政の住地なりし故也、國政の二男山縣二郎頼清もこゝにすみしなるべし、その外分脈系譜に落合三郎國時の子、山縣蔵人、國益、その子山縣判官代國綱、その子孫山縣を家號とする由見ゆ

蓮華寺（レンゲ）（上野）　上野に在り、寛文年中、邑主石川伊賀守正光、（尾州殿の陪臣）再興す、且頼政の墓を修して碑を建て、林學士に請ふて銘を作る。分脈系圖「頼政、兵庫頭仲政子、母勘解由次官藤原友實女、法名頼圓、號蓮華寺、其墳寺在濃州山縣郡」云云、

忠臣義士、封其墓旌其名、建祠追祀、刻碑叙事者、古來之美談也、從三位源頼政、墓在美濃國山縣郡上野村、載於藤公定所編源家系譜、然風霜之古、草木之易、殆五百年、遺蹤寥々、里民傳稱、治承宇縣之役、三位伏刄、渡

邊氏族、臨危致命、其中一人、纔三位首、泳水僅免、欲赴關左、三位族類、素有在斯者、故暫憩於此、其夕夢三位告曰、埋我於此、覺而奇之、遂葬焉、乃立廟崇之、且構一宇、號金光山蓮華寺、後人勸八幡祠於寺中、以爲鎭護之神、爾來國郡換守宰、歷代多兵燹、祠破寺廢、獨幸保其墓而已、（中略）寛文六年、丙午五月、弘文學士、林子撰。○新撰志云、蓮華寺には昔源三位頼政の畫像ありしにや、頼政家集の奥書に、讃詞をのせたり、其長篇左の如し「淸和一派源家祖、產得綱開天下奇、歌詠直登三位任、射斃親結九重知、文經武緯並於此、義膽忠肝更有誰、成敗論功同婦女、死生義處是男兒、欲除巨竊身先殞、長使英雄泪更垂、歲在治承因熾盛、宇河袞々幾僵尸、時臻壽永寃復、與下欣々想展眉、不管皇恩酬已沒、兼修佛事助冥資、蓮華儀樹東濃地、古柏依然翳相祠、石馬識衣生氣源、荒鷗莫府、悲、四絃須史淡陣跡、三尺成童激壯思、有客躬手題謁像、長吟代讚卷還之、右蓮華寺殿、正三位源氏頼閒大禪定門肖像、置于寶嚴院常住、永享三年三月廿有四日、前南禪比丘、惟肖得巖書」としるし、其末に　右二帖、付濃州山縣郡蓮華寺常住、奉當住靑陽軒昌瓉書記者也、延德三年八月五日、法眼紹永、住山興昌桂寄進焉」と見えたり。

餘戸郷（アマリベ）

和名抄、山縣郡餘戸鄕。○今詳ならず、千疋村などにやとおもはる。

保戸島（ホトシマ）

今保戸島村と云ふ、側島、戸田の二大字あり、千疋の南にして、洲嶼の狀あり、郡上川北東より來り、二分して一は武儀川に入り、一は津保川と落合ひ、三水共に保戸島の西南に合ひ、一道の長良川と爲る一書に昔は津保川と郡上川保戸島に於て合流せず、郡上川は武儀川と相會して、直に西流、高富を經、梅原の邊にて伊自良川を容れ、卽今の伊自良川の河道を南に流れ、黑野の邊にて津保川に會したり、天文三年大洪水の時、郡上川の河道變し、津保川と保戸島に於て相合したり、云々、眞僞を知らず。

武儀郡

（武藝郡）（務義郡）（牟義都國）（身毛津）

武儀郡（ムギ）

山縣郡稻葉郡の北にして、長良川の上游（郡上川と云ふ）の地を占む（然れども其奥は別に郡上郡の別區を成す）上有知關の兩邑を首部とし、武儀谷、牧谷、津保谷の三支あり、今三町廿八村とす。然れども本篇は地形に考按して、山形郡の谷合以下五村を本郡に收め、本郡の板取村を郡上郡へ移し、加茂郡の富岡村を本郡に收めたり。又菅田町井に金山神淵等四村は飛驒谷の一目を設け、其下に繫ぐ。（近世撿地凡三萬石）

和名抄、武藝郡（延喜式同じ）牟介を註し、九鄕に分つ、正保圖に武儀に作り、後世之に仍る。○續紀、養老元年の條に、務義郡に作り、正倉院文書、大寶元年戸籍斷片に牟下都とも、牟義都とも、牟義ともありて、其姓氏には牟宜都部など稱したり。又大安寺資財帳には、

武義郡廿五町、墾江野、四至、東大岳、西縣岳、南路北熱田之限、大島野、四至、東大河、西山、南北百姓家之限、

右依前律師道慈寺主僧敎義等啟白、平城宮御宇天皇天平十九年歲次甲申、納賜者、

釋紀所引、上宮記に牟義都國と云ひ、古事記日本紀に景行帝の皇子大碓命を身毛津君の祖とす、卽此國なり、其氏人は雄略紀に身毛津君大夫あり、天武紀に身毛君廣あり、光仁紀、天應元年、牟義都公眞依あり。姓氏錄には「牟義公、景行天皇皇子、大碓命之後也」また紀伊國丹生系圖に、

三野國なる牟毛都と云人の兒、犬黑比と云者、彼御犬一伴率引、弓矢を手に取持、大神の坐す阿帝川の下、長谷川原に犬甘の神と云名を得て、石神と成て今に在、

とも見ゆ。其古代の疆域は山縣、郡上等を籠め、謂ゆる東美濃の北偏なり、景行紀に「以大碓皇子、封美濃、仍如封」とありて、大碓命の此地に居たまへること分明とす。

跡部郷（アトベ）

和名抄、武藝郡跡部鄕。○今武儀谷なり、南武藝村に跡部てふ大字のこる、山縣郡大神鄕の北とす、近世西山口庄とも稱したる地にて、大矢田も本鄕の内なりけん。

高野（カウノ）

今南武藝の大字とす、此に大森明神あり、是れ淸和紀「貞觀六年、美濃國從五位下高野神、授從五位上」とある祠にや。濃陽志畧、當國帳、武儀郡正三位垣野明神あるに合考すれば、高野は古訓カキノなりしならん

下土岐左近將監頼忠、可早領知美濃國武儀庄内安、弘見、加藤鄕等地頭職事、右爲勲功之賞所宛行也者、守先例可致沙汰之狀如件、

觀應二年九月廿日　義詮判

この文書は土岐系圖に見ゆ、廣見は今南武藝村の大字にのこれど、安、加藤は詳ならず

宇多院（ウタヰン）（廣見）

今東武藝村の大字とす、康正二年造内引附に「廣橋殿家、美濃國宇多院段錢」の事見ゆ、此に淸瀨明神あり當國帳に、武儀郡正三位淸瀨明神とある是也。○新撰志云、宇多院の淸瀨明神、舊社なり、舊社は濃陽志畧に「在村東南、里民傳云、昔宇多院行幸於此、御泛之地也、然宇多院到此、不經見、山中僻村、恐非駐蹕之地、不知何由、今廢、祠只有林樾耳」としるし、鹽尻に、宇多院の土俗に云、むかし宇多院遊幸し給ひし故、村名をかく云、御社（タシロとよむ）楠森なんどいふ地あり、是淸瀨明神の境内にして、彼院御泛し給ひし所也といひ傳ふ、云々。

谷口（タニグチ）　今東武藝村の大字とす、（上有知町の西三里）汾陽寺あり、延德二年、齋藤利藤の招請に依り、悟溪和尚開基、悟溪派の名藍とす。

武儀川（ムギ）　郡上川（長良川）の一支源にして、牧川と相并び、根尾谷と郡上谷の間に於て、北西北より南東南へ流る、長凡十二里、（其末流一里半は山縣郡の管内とす）之を武儀谷と云ふ。山中の民は抄紙、養蠶を以て耕樵の業と相交へたり、一名神崎川。

（武儀谷）

佐野（サノ）　武儀谷の中央の邊を、近世佐野邨（今亦郷と云へり、佐野は今北武藝村、西武藝村、乾（イヌヰ）村の三に分つ、山縣郡大桑の北にて、一嶺を隔つ。

柿野（カキノ）　今乾村と云ふ、洞戸（ホラト）村に近接す、此に伊勢兩宮と稱する祉ありて、當國帳垣野（カウノ）明神蓋是なりと、高野の條并看すべし。

富永（トミナガ）　今青波村と併せ、富波と改め、山縣郡の管内とす、高富の北三里、上有知の西四里。

谷合（タニアヒ）　今谷合村と云ふ、武儀谷の奥にして、其西なる葛（クズ）原（ハラ）北なる北山、圓原（エンバラ）の三村と共に一區を成し、根尾谷と洞戸谷、板取谷の中間に插入す。（今山縣郡の管内たり）

神崎（カンザキ）　今北山村と改稱す、谷合の北にて、武儀川の一名を神崎川と云ふは、此間に發すれば也、神崎の東北は圓原（エンバラ）村にして山谷廣し　○貿易備考云、河苔（カハノリ）は美濃山縣郡圓原村に於て之を採る、其六七月の間に採るものを以て上品となす、之を製するには、能く水桶に洗ひ沙を去り、竹簾を以て漉き成すこと、紙を製するが如くにし、曝し貯へて食品に充つ、然ども多く產せずと云ふ。

（圓原）

大矢田（オホヤダ）　今大矢田村と云ふ、南武藝村の北にして、上有知町の西一里半に在り。

大矢田所產、有魚梁、極樂寺、在大矢田、蓋岐之紙市、

浣花春水祇堪魚、換得百錢纔寫書、却笑靈文困於我、只收柿葉世緣踈、（梅花無盡藏）　僧　萬里

濃陽志略云、大矢田の牛頭天王祠傳に曰ふ、天稚彥命を祭ると、古事記曰「阿遲志貴高彥根神到、而吊天若日子之喪、云云、切伏喪屋、云云、此者在美濃國藍見河之河上、喪山云者也」今天王山下に一埒壞有り、呼んで喪山と曰ふ、是れ喪屋の迹なり、天の羽々矢の故を以て名づけて大矢田と云ふ、亦桂洞、雉居田等の地名あり、其後養老二年、泰澄大師神祠を創建し、一伽藍となし、名けて天王山禪定寺と曰ふ、弘治中回祿の災に罹り、寺院烏有となる、今僅に二院を存す、古は社產七十石あり、天正中亦沒す、鐘銘明應三年十一月の字あり、此山中大楓樹甚多し、霜後紅葉山に滿ち錦の如し、名遠近に播し、來賞する者多し。○按に、喪山の神傳、荒唐の事今にして究め難し、蓋古人唯疑を存し、此地の山川に托して、其質問を遺れざるのみ、漫に理談を加へずして可也。牛頭天王社、今大矢田神社と改稱す、當國帳に此神名なし、不審。

喪山（モ）　新撰志云、神代紀曰、高皇產靈尊、賜天鹿兒弓、及羽羽矢、以遣之於葦原中國、此神來到、卽娶下照姬、遂不復命、是時高皇產靈尊、怪其久不來報、乃遣無名雉伺之、其雉飛降、止於天稚彥門前、所植杜（カツラ）木之杪、天稚彥乃取羽々矢、射雉斃之、其矢洞達雉胸、而至高皇產靈尊之座前也、於是取矢還投下之、其矢落下、則中天稚彥之胸上立死、此世人所謂反矢可畏之緣也、遣疾風擧尸致天、便造喪屋而殯之、先是天稚彥在於葦原中國也、與味耜高彥根神友善、故味耜高彥根神昇天弔喪時、此神容貌正類天稚彥平生之儀、故天稚彥親屬妻子、皆謂吾君猶在、則攀牽衣帶、且喜且慟、時味耜高彥根神忿然作色曰、朋友之道理、宜相弔、故不憚汙穢、遠自赴哀、何爲誤我於亡者、則拔其帶劍大葉刈、以斫仆喪屋、此卽落而爲山、今在美濃國藍見川之上、喪山是也、世人惡以生誤死、此其緣也」云々と、見ゆる古跡なり、一說に不破郡今井驛の東の方に小山のあるを、喪山の跡といひ、其ほとりなる藍川をも藍見川なりといへるはあやまりなるべし、そこには、慥なるつたへも、よりところもなく、只藍見川と今の藍川と其名の似たるのみなり、此村の名を大矢田といふも、彼反矢（カヘシヤ）の來りしより起り、村の南西に渡來（ワタライ）といふ田面のあるを、彼大羽羽矢の渡り來し地なりといひ傳へ、また東南に隣れる笠神村に雉射（キシイ）田、杜木（カツラキ）洞といふ地もありて、古書にのせたるむねとよく符合すれば、里民のいひ傳へを正しとすべし、市岡猛彥が著したる美濃國喪山考にも、此大矢田村なるよしいへり、藤川記には、さきの梢ありとも見えなくに誰母（タカオモ）山と名づけそめけむ」とよまれしは、も山の歌なりとぞ、神道百首に卜部兼邦「見のこくに喪山はきかし神の世のもかりときけば淚おちつゝ」。

笠神（カサカミ）　今藍見村と改む、大矢田の東にして、郡上川の西岸とす。此に郡上川を曾見河とも稱し、神代紀に載せたる天稚彥命の古事を說く。然れども記紀二典の文意に據るも、天稚彥が降下せる葦原中國は、專ら出雲國を指す、又喪屋は天上の高原より飛降落下したるが、偶然にも此藍見河の上に留まれりと解くを穩當とす。されは笠神里に雉射田、桂木洞などの故事まで附會するは、穿鑿に過ぎたり。

（藍見河）

御佩郷（ミトラシ）　和名抄、武藝郡御佩郷。○今牧谷是なり、上牧村に大字御手洗（ミタラシ）存す、ミタラヒとミトラシ相轉訛混淆したる也。

濃陽志略云、御手洗村、民傳曰、六所大明神、昔爲牧谷八鄉惣社、社寶獅子、銘有嘉元二年字、或曰是本國帳載眞木倉明神、眞木與牧訓相同、恐是此神也。

（御手洗）

牧川（マキ）　武儀川の東北に并び、根尾谷と郡上谷の中間に當る、北西北より南東南に向ひ、長凡十三里、一名

(牧谷) 板取川と云ひ、中を洞戸と云ひ、口を牧谷と云ふも、或は總號して牧谷とも稱す。山民の生業は武儀谷に同じ、殊に抄紙を特技とし、其原料は遠國より輸入し、近年愈盛大なり。

洞戸 牧川の山谷の中央にして、今洞戸村と云ふ、大字市場を以て、首里とす、上有知町の西北四里、武儀谷の谷合村の東二里半許。(市場) 市場の東北、郡上谷の界嶺を高賀嶽と名づく、板取谷の白谷嶽と相對峙し、秀抜敬すべし、山下に虚空藏堂あり、之を高賀明神とす。相傳ふ、天曆年中、藤原高光山中の妖鬼を誅戮し、寺を建てて蓮花部寺と名づく、後世觀音堂存す、之を蓮花寺と稱す、(高賀山) 其他若宮、大行事、月日宮、牛頭天王、金剛童子、大日、不動、兒宮などの祠宇多けれど皆衰敗す、金口の銘に正和二年と刻し、經卷に文治二年、并に貞治年中の寫字あり。(濃陽志略、新撰志)

有知郷 和名抄、武藝郡有知郷。○今上有知町、并に安曾野村、洲原谷村等なるべし、御厩郷の東にして、郡上谷、牧谷の交會にあたる 有知とは內の義歟、近世は富元庄、東山口郷と稱したり、新撰志に「東鑑、建久三年六月、美濃國內、庄之地頭」云々を內庄とよみ、此郷に引きあてしは誤解なり。

前野 今安宅、安毛にも作る、曾代に合せて、安曾野村と改む、當國帳に正六位上前野明神とあるは、此地の社なるべし。

曾代 上有知町の北にして、郡上川、板取川の落合の南岸とす、康正二年道內引付に「入江殿御領、美濃國曾代段錢」の事見ゆ。俗に曾代絲と稱して、蠶絲の色白く光ありて上品なるを賞美す、他所の產と雖、精好の品は皆曾代絲と呼ばる。

洲原谷 今洲原谷村と云ふ、上有知町、曾代の北にして、郡上谷の隘口に當る、郡上川北より來り

(立花) 此を貫流し去る、其西岸に須原神社あり。又大字立花の湯洞に鹽類泉出づ、微温湯なれど浴場の設置あり。

須原神社 舊稱白山權現とぞ、濃陽志略云、權現祠、華表岸上に在り、大水至れば卽波濤漲ぐ、其下一岩あり、其形甚奇なり、名づけて神岩と曰ふ、權現祠遠近來詣し、之を加賀白山祠に比す、按に此祠山林廣し、宮殿輪奐、本郡第一たり、恐らくは是れ式內の神ならん、然れども祠官凶奔、典故を知らず、慨するに勝へんや、社產二十七石。

上有知 今上有知町、人口五千二百、本郡の治所とす、岐阜の東北六里、郡上の八幡町を去る八里、郡上川市坊の西方を流る 新撰志云、上有知は富元庄內と稱す、昔は城下なりし故に町並よく、居民殷富なり、鉈尾山あり、高十五町、町の東北に峙つ) 藍見川は郡上川なり、鷗南の安永二年釜戸浴湯日記に「上有知より岐阜まで舟にて下りなむといふ、こゝよりぎふまでは五里なり、あやふき瀨ども多し此川は郡上より來る、こゝにてはあお見川といふ、宿より送り來りし人に、わかるともやがてや人にあひ見川岸根の波の立歸りなば」云々、(富元) 打物、鎌等の器をつくる鍛治多し、むかしより隣村關の鍛治天下に名高く稱美せらる、中古大半わかれて當村に移り刀劍をうつ、其家後世農具庖丁の類をつくりて、今は太刀劍をうつ事すくなし、常陸守廣辰、上野守國常、乃の外兼綱、兼庸等、みな關の兼常の後裔也、○松茸は鉈尾山、小倉山等に産するものをきりて製す、桑の葉は此邊の村々より持來りて、上有知にて諸村のこかひする者に賣る、之を桑市といふ 釜戸浴湯日記に、孤枕夢醒驚短宵、門前唯有若喧鬧、初知蠶室三眠起、喃蠶步振桑市囂。○上有知は古書に神地に作ることあり、(神地) 分脈系圖、山縣頼清の三男頼經を、東鑑永久三年の條に「美濃源氏、神地藏人頼經入道」と錄したり、又分脈に頼經の同胞頼資、其子頼綱、頼保をも上有知藏人と註したり。

上有知城址 二所あり、一は鉈尾山、一は小倉山也、鉈尾山は天正の末年より佐藤六左衛門秀方、其子才二郎方政、二代の居とぞ。庚子の役に、才次郎岐阜城へ入り敗滅す、同年飛騨國主金森法印長近に上有知并に關の邑を加賜ありければ、法印新に小倉山に築き之に居る、其子長光相續、封二萬石、慶長十六年病死、家名斷絕す、城隍の遺址猶存す、金森氏の墓は淸泰寺に在り。

生櫛郷 和名抄、武藝郡生櫛郷。○今中有知村、下有知村、小瀨村等なり、有知郷の南とす。中有知に大字伊串あり、卽古名の遺れるものとす。

下有知 今下有知村と云ふ、上有知の南一里、神鳳抄、美濃國下有知御厨、內宮、八丈絹二十疋、紙五十帖、尺絹七疋副進とある此也。○新撰志云、下有知の糠塚より、近年太刀鏡鈴などを發掘したり、古墳なり。

龍泰寺 下有知に在り、禪の名刹にして、近世は朱印地三十石を有し、東美濃洞派の總錄所たりき、應永年中、俗惠[illegible]開基。

小瀨 今池尻村と併せ、瀨尻と改む、下有知の西南にして、郡上川の邊とす、今熊野文書、養和元年、美濃國池田庄、小瀨庄と云ふは此とす。長良川の鮎は、上流小瀨に於て捕ふるを美味第一とす、頭小に身大にして肥滿なり、俗に小瀨丸と名づく、長七八寸、重百錢、稀には一尺一寸、重百八九十錢のものあり。

志摩 今中有知村と改む、古簡に下有智御厨、島の名と云へり、謂ゆる名田なりき。當國下有智御厨、三分方內、依爲河威入道押合[illegible]所、自國方所致所務也、爰於島名田畠、并布久々見、市庭田畠等者、被帶各別相傳知行證狀之上者、如元知行不

可有相違之由所候也、仍執達如件、

建武二年八月十四日　　左衛門尉（花押）

天野讃岐權守殿（史料）

布久久見の地名、今詳ならず。

白金（シロカネ）郷（銀）

和名抄、武藝郡白金郷。〇今小金田村、倉知村是なり、郡の南端にして、津保川其南を流れ、厚見郡の平見郷と相對し、西に關上川流れ、津保川と相會ふ。（小金田は近年小屋名（コヤナ）、白金、山田の三村を混亂して作れる稱號とす）

美濃國銀庄、可令知行給之由、永福門院令旨所候也、仍執達如件、

元弘三年九月六日　　判

道惣上人御房（集古文書）

康永元年文書には、銀を白金に作れり

山田（ヤマダ）

今小金田村の大字なり、津保川の南岸に在りて、平見村の東に隣る。吾妻鏡、寛元三年、就之物年紀、被付美濃國平見庄於山田郷」云々、又分脈系圖「佐竹常陸介秀義、美乃國山田郷地頭職始拜領」とあるは此なり、郡上谷にも山田あり。

倉知（クラチ）

今倉知村と云ふ、津保川の北岸、關驛の西とす、明治廿四年十二月の大地震、此村恰も地震斷層線の横切る所にあたり、災害甚し、津保川の河水も、其流勢を變じたりといへり。

稻朽（イナクチ）郷

和名抄、武藝郡稻朽郷。〇今關町の南、津保川の對岸に稻口の名あれど、稻朽郷は關町、吉田村、富岡村など津保川の西北を指せしにあらずや、名義不詳、當國帳に武儀郡伊奈岐明神あり、稻朽と同語歟

關（セキ）

今關町と云ふ、人口五千餘、東美濃の一名邑とす、飛驒に赴く驛次にあたり、岐阜より四里半。此より津保川に沿ひ、山路八里にして菅田に至るべし、又東は伊深、蘇生又は太田等に至るべし。地勢飛驒川、郡上川の間なる高原の上を占め、四方走集の便あり、其關と名づくるも、中世關柵を置かれし要害なりけん、此邊近世は富元庄といへり。〇明治二十四年十月廿八日の大地震、東美濃は稍輕しと稱せらる、而も關町は三百三十字の全潰、四十五人の死亡あり、火に焚滅したるもの百戸許とぞ。明細記云、美濃の關鍛冶は刀工の名古より著る、昔は志津三郎兼氏、元應の比大和より此國に移る、多藝郡志津に居りしを以て在名を稱す、相州正宗の弟子にて最良工なり、同時に金重あり、敦賀より關へ來住す、又正宗の門下とす、其子孫金行、兼光以下、歷世名工あり、惣じて關の打物は地鐵善く、鋼及強さを以て稱せらる、品位は稍滿たずと云ふ、加茂郡太田、蜂屋、神戸、赤坂等にも劍工あり、皆關の分派なるべし。〇新撰志云、關鍛冶、金重は直金二三十枚、金行は金重の半價なり、又泉水は千壽院と稱し、泉州より來り關に住す、金五六枚、平治物語に賴朝[illegible]關ヶ原にて囚はれ給ひし時、靑墓の長者が計ひにて、隨身ありし髭切の太刀の代りに、泉水とて同じ程なる太刀を柄鞘に納め替て、淸盛の許へ遣はしけるよし見えたる是なり、國長（泉水の子、道印、千壽院といふ、永和の頃、關及赤坂にも住す、金一枚より五兩まで）兼永（正慶の頃、大和國より來りて關に住す）兼光（兼永の孫、母は關の金行の女なるゆゑ、元應の頃大和國より來りて關に住す、金三枚より五兩までなり、子孫多し）兼常（應永の頃關に住す、同名二代あり、武備志に小刀兼常としるせり、異國にまでも稱美せるを見るべし、金二三枚）兼房（大永頃の鍛冶、熱田寶刀に濃州關住兼房と銘あり）兼吉（明應の頃の鍛冶也、熱田の寶刀に濃州關住と銘したり）。〇古刀銘鑑に據れば「應永十八年、濃州關住兼吉作」「濃州關住兼谷作、明應二年」「濃州關住兼宗、長祿三年」「關住兼房、文明十六年」「關石見守兼房、大永七年」「關住若狹守氏房作、文祿元年」「關住兼定、永正元年」など見ゆ、兼光は兼吉の弟か子なるべし、同名四五代あり、兼定も同名四代はあらん、又美濃の關鍛冶の[illegible]して名工の多かりしは、其理由美濃尾張の在郷武士の嗜好、他の諸州に超越して、其佩物を注意したるに依る、や謂はん[illegible]、濃尾の士が[illegible]、[illegible]共に天下の權柄を掌握せるも、是等の事以て相因りて論するを要す

關より西北、下有知の邊は本來空閑の荒野多かりしを、寛文年中關の村民相謀り、養水を引き田畝を開き、數年にして五百四十餘町の良田を得たり、其水は曾代より關上川を堰入れて、倉知の邊まで灌ぐとぞ、凡四里。

吉田（キッタ）

今吉田村と云ふ、關驛の東北に隣る、觀音堂あり、新長谷寺と稱す、當國帳武儀郡長谷明神あり、此寺の鎭守歟、

新長谷寺（シンハセ）

吉田山金剛院と稱し、近世朱印田五十二石を有し、佛殿、大師堂、彌陀堂、釋迦堂、本尊（嚴龕に永正十七年寄進と題す）食堂、三重塔、鐘樓、（鐘に貞治二癸卯云々と銘す）二王門以下大小の諸宇あり。寺傳に貞應元年、讃忍上人發願建造と云ふ、本堂日錄に「寛正六年、濃州長谷寺造營料」云々とあるも此とす、藏經の寫經には元享年中より永享年中に至るまでに抄寫せる者多し、東美濃の古刹とす（明細記、濃陽志略）

肥田瀬（ヒダセ）（飛驒瀬）

又飛驒瀬に作る、今鑄物師屋、平賀を合併し、富岡村と改む、關驛の東にして、津保川其東南を流る。（富岡は今加茂郡の管内とす）後宇多院御領目錄に、飛驒瀬庄を收む、分脈系譜に「山縣先生國政の子、飛驒瀬太郎國成、又山縣判官代經國の子、飛驒瀬太郎重信」又土岐系圖に大膳大夫賴康の弟、土岐伊豫守直氏の二男詮直「肥田瀬宮内少輔、賀茂郡肥田瀬住、應永六年十一月、鎌倉管領滿兼、大内義弘、叛將軍義滿、詮直應義弘、守之、使頼益令討之」と見えたり、詮直その父伊豫守卒し、初七日に佛事を修せし事、坐香書　禪僧周信が文辭

なりしの拈香の文に見えたり。

平賀（ヒラガ）

今富岡村の大字とす、名古屋大須、寶生院古寫經の奥に「永正九年卯月、濃州無義郡、平賀本善寺常什、筆者日禪」と云ふ、今此地に本善寺なし、東光寺てふ夢窓國師の開きし禪院あり。

津保川（ツボ）

一名飛驒瀬川と云ふ、長良川の一支源なり、郡上谷と飛驒谷の間に發源す、其山谷は即津保谷と曰ふ。山中を流る五里平賀に至り、猶南流二里にして漸く西に折れ、又三里にして白金の西南に至り、郡上武儀の二水と相會す

大山郷（オホヤマ）

和名抄、武藝郡大山郷、○今詳ならず、津保谷にやあらん、飛驒に至る山路にして、開驒の東北とす、加茂郡富田村に大字大山ありて、津保谷の南境に接す。

津保谷（ツボ）

飛驒瀬川の山谷にして、南北五里許、郡上谷と飛驒谷の間にして、別に一溪を成す、即津保川なり　今富野村、下之保村、富之保村、上之保村、中之保村の五に分つ、三極、抄紙料を特産とす、

神野（カンノ）

今大野、志津野等と合せ富野と改む、大野は當國帳に大野明神と見え、神野は分脈に美濃源氏、淸水頼直の子を神野二郎頼忠とある地なるべし

殿村（トノムラ）

今殿村、町村の邊を下之保と號す、神野の北に隣れり、文祿三年の古證文あり

一津保之内下之保山御年貢相定事一西洞山一ちのふ山一くヽわの山一いはう山一なり山一長はう山一屋たき山七ヶ所之物成、拾八石京升、相定申候、此上少も非分不可有之候、御年貢被請候間、御給人より用木以下被切取候はゞ、何時も兵部少輔所へ可被申越者也、

文祿三年九月五日、たらき村、くつわの村、いわかせ村、にしはら村、との村、まお村、大もん村、右庄屋組頭中、門池七右衞門長重（判）各務勝右衞門久恒（判）染尾左介思直（判）（新撰志）

日龍峰寺（ニチリユウホウ）

殿村の高澤山に在り、高閣山崖に倚りたる、京都の淸水寺のごとく、風景殊に勝れたり、境内に藥師堂、大日堂、多寶塔、鐘樓、樓門あり、又堂の側に小池ありて、岩屋地藏を安置す、水淸潔にして龍宮に通ずといひ、旱魃に村民雨を禱り、必驗ありといふ。寺傳に、むかし飛驒國に兩面四臂の異人ありしが、此山に來りて毒龍を制伏す、其後行基千手觀音の像を安置す、山中に千本檜といふありて、枝葉茂り立るが篠木のごとし、是彼異人が携來りし杖を、地に插み置しが生ひのびし也といへり（新撰志）

中之保（ナカノホ）

今中之保村、富野の東北四里半、神淵村へ一里、飛驒の驛路に係る。中之保の若栗と云ふ地は、當國帳若栗明神の在る所也

郡上郡

郡上郡（グジヤウ）

武儀郡の北なる一大山谷にして、飛驒谷と相幷び濃飛高原の中央にあたる、今一町十六村、治所は八幡に在り、近世板地凡三萬石）本編は武儀郡の板取谷をも、本郡の下に係けたり

郡上は和名抄四郷に分つ、文德實錄齊衡二年、分美濃國多藝武義兩郡、爲多藝石津武義郡上、凡四郡」とあり、古は群上に作れり　延喜式、拾芥抄にも群上とす、高山寺本和名抄にも群上とありて、安群（アグ）の上の謂ならん。一說武義郡の上の義とす。

（郡上群）

雲鬟峰勝百峰間、落日回首不破關、不識北行猿幾里、
林端纔得賀州山、　山陽

下田（シモダ）

此邊を近年上田村と改め、又富田村と更改す、郡上谷の南端にして、下川村（勝原大矢刈安などの部落あり）と相抱擁す。西に福部（フクベ）嶽と稱する瓢形の山峠あ、又龍が瀧あり。下田の南木之尾（コンノヲ）を郡界とす、武儀郡須原に連接す。或人の詩に

孤杖朝過木尾關、崎嶇石徑檜杉間、廻頭故國雲煙併、遠近高低山又山、（亘部輔）

木尾

と云へる如く、山に關塞を置かれしこともあり。又此邊闕木（クジキ）と云ふ部落は、當國神名帳郡上郡杭木明神の地歟。

借安（カリヤス）

今下川村の中とす、又刈安に作る。北越軍記云、慶長五年八月、郡上城主稻葉右京進は犬山へ加勢して、上方一味の所、遠藤金森の兩人、東軍一味にて郡上を伺ふ、稻葉も已に東軍に降參し、郡上の城攻は無用なるべきに兩人押て攻寄ければ、城中より此由を犬山へ知らす、右京は元より短慮なる上、勇氣盛なる男なれば、馬引寄せ打乘て、一驟かけに馳行、城より二里計此方なる借安村に勢を待揃、九月三日の曉天に櫻町の遠藤が陣に押寄せて、不意を討て散々に戰けるに、遠藤金森櫻町の陣を引取れば、稻葉は其儘城に乘込ける、斯て兩方晛合く所に彌扱になつて人質を出せば、遠藤金森も和睦して郡上を引揚けり。

那比（ナビ）

今相生村へ合併す、（八幡町の西南）常縁集に、郡上郡、那比の新宮とふ社にて「神もここに幾世か夏を杉の杜、（宗祇法師）みやゐてなれぬ山ほととぎす」とあるは此地とす。又乙原（オツハラ）と云ふ地は、當國帳大原明神の大原と同異如何

郡上郷（グジヤウ）

和名抄、郡上郡郡上郷。○今八幡（ハチマン）町及び相生、川合の諸村なるべし、一郡の首邑にして、亂山重疊、間に小平田を見る。吉田、上保の二溪北より來り、此に合ひ、西は板取、東は和良に僻路を通じ、南方武儀郡の米庭にあたる。

正倉院文書、大寶二年戸籍斷簡に「郡上里、戸主、大田部伊賀岐」云々とあり、又高山寺本和名抄に群上郷に作る、安群郷の上郷なる謂なるべし。○太平記、曆應二年、越前黒丸の後攻として、土岐頼遠尾張美濃勢を引率し、穴間(アナマ)、郡上を經由して大野郡へ向はるる由を載す、穴間は越前大野郡の山谷名にして、郡上の西北に隣り、相距る十里許なり。

郡上城址(グジヤウ)　近世或は八幡城と稱したり、其南に赤谷城址あり、共に東(トウ)氏の故壘なりとぞ、八幡は近世遠藤氏二萬六千石の鎭城なりしが、元祿五年、遠藤岩松常久早世して絕家、其一族主膳胤親は別に江州野洲郡三上(ミカミ)一萬石を賜ふ。井上中務少正任之に代り、常州笠間より移り、之に代る、封五萬石、同十年丹波篠山へ轉封。金森出雲守頼旹、羽州山上より移り之に代る、封三萬八千石、寶曆八年、兵部少輔頼錦（頼旹子）暴斂苛法、其人民を苦めて騷擾止まずとの故を以て、版籍を削除せらる。青山大和守幸道、丹後宮津より來り之に代る、封四萬八千石、大政維新に至るまで世襲したり。

明細記并新撰志云、八幡城は東下野守常縁の祖、中務丞胤行の時、承久の軍功により、郡上郡の地を加へ賜はりて領知せしが、常縁の時、文明のはじめ當城を築き、當郡篠脇より移り住みけるに、齋藤入道忌念が爲に城を奪とられ、しばしがほど退城せしが、和歌をよみて忌念に送りければ、本領もとの如く忌念よりかへしけるゆゑ、再居城となりて子孫に傳へしなり、鎌倉大草紙に、東下野守常縁は千葉退治の擒探として、下總國に下向し、康正元年より東の庄に居住し、所々の合戰に打勝、京都の御感にあづかりける所に、京都に大亂起り、常縁が美濃國郡上の城を、山名方より打入て、應仁二年九月に攻落され、同國住人齋藤持是院法印妙椿と云人悉押領しける、常縁關東にて是を聞、此所は常縁が先祖中務入道素暹、承久二年に初て拜領の在地なり、代々十世に及びて終に他人は知行せざりけるを、我代に至りて思ひの外に、箇樣に成行ける事無念といふも愚なり、其折しも亡父式部入道素明が爲に、追善の法事を營み僧を供養しけるが、代々和歌をたしなむ家なれば、かくれもひつゝける、あるがうちにかゝる世をしもみたりけん人のむかしの猶もこひしき、（中畧）齋藤妙椿傳聞て、常縁はもとより和歌の友人なり、今關東に居住して、本領かゝる成行事いかにく本意なき事におもひ給ふらむ、我も久しく此道の數寄なれば、いかで情なき振舞をなさんや、常縁歌をよみて送り給はば、所領もとの如くに返しなむと申入れければ、常縁もとより達者にて、十首の歌を美濃國へぞ送りける、妙椿よりかく申かはしける由、上聞に達しければ、御感許あり、下總國には子息縁數をさゞめ、四月上洛して、五月妙椿に對面して、本領を請取打入ける」云々、常縁の子宮内少輔頼數、其子元胤、其子大和守常知とつゞきたり、永祿年中に至り、遠藤六郎左衛門盛數（東氏の智なり）東氏に代り城主たりしが、其子左馬助慶隆、天正年中豐臣家より加茂郡小原へ移さる、稻葉右京亮貞通之に代る、（天正十三年の事歟）庚子の亂に貞通、其子彦六一通と西軍に應じ、犬山を守備す、遠藤慶隆東軍に應じ、兵を起して郡上を襲ふ、

北越軍記云、遠藤但馬守より八月廿日郡上の城を攻る間、稻葉は犬山より來り後詰して合戰を始けるが、稻葉は東軍の内通有るに依て、稻葉早速和睦して陣を引たりけるが、又不慮のとこそ出來にける、此郡上は元遠藤左馬守數代の本領にして、近頃迄居城しければ、城替の恨もあれば、留守の間に飛驒の金森法印同息出雲守と申合せ、遠藤は升田口より、金森は長瀧口へ押出る、

既にして稻葉氏又東軍に歸附し、戰後に至り豐後國へ移封、遠藤氏再び本領へ入部しけり、八幡宮は城の東に在り、前は叢荷谷にのぞみ、絶景の地にて、堂宇も壯麗とす、宗祇塚は此城下にあり、遠藤家の建立也、是は東氏古今集歌道の傳受を頓阿より常縁が學び傳はり、東下野守常縁に傳へけるが、常縁は郡上に住し、其傳の都に絶えたるをおしませ給ひ、一條内實隆卿へ相傳させたく思召し、宗祇を御使として美濃へ遣はされける故宗祇傳へ來りて、實隆公へさづけ參らせり、亂世にて常縁上京もかたき故に、宗祇御使に來りて古今傳の一人に加はりしは、よき幸なりしよし、牡丹山殿の和歌物語に見えたり、又白雲泉あり「紅葉は流るゝ龍田白雲の花のみよし野思ひ忘るな」東野州常縁、宗祇に古今傳授して、此所まで送り來り、和歌を獻してあたへられし泉ゆゑ、宗祇水といへり、近世金森兵部少輔遠近の領地たれば、永く世に傳へんとを公卿へねがひて、其ことの葉を多くあつめて世に傳へたり、

言の葉の道に結びし契をも盡きぬいつみにのこすあさかな、　鳥丸　光榮

八幡(ハチマン)　今八幡町、人口六千餘、一郡の治所とす、岐阜を去る十三里、郡上の古郷とす。八幡宮あるを以て、城柵に八幡の名を命じ、延いて市坊の名と爲る。按に、當國帳、郡上郡明神あり、又此地に鎭座せるならんも、今詳ならず）濃飛高原の西南なる大邑にして、地勢高山(タカヤマ)と相匹敵して、稍卑小なり、標高二百十米突。

山田郷(ヤマダ)　和名抄、郡上郡山田郷。○今山田村、西川村などなるべし、郡上郷の北とす、中世東氏は山田庄の地頭職たりしと云へば、山田庄は即本郡の私田を稱めたる名なるべし。東野州常縁の家集に、齋藤入道忌念に山田の庄押領せられし後、詠てつかはしける「いかに計なけくとかしる心から猶ふみまよふ道のやとりは」返し、齋藤入道忌念「ことの葉に君が心を水莖のゆく衛た

どちらば跡は絕せじ」かくて山田の庄返し侍りける後、常緣「ふるさとのあるゝを見ても先ぞ思ふしるべあらずばいかゝわけこん」返し、怠念「此ころのしるべなくとも故鄉に道ある人ぞやすく歸らむ」と見えたり。

徳永（トクナガ）　今山田村の大字とす、八幡の北西二里、上保（カミノホ）川の谷なる小站也、更に山路三里にして白鳥に至るべし。

栗垣鄉（クリガキ）　和名抄、郡上郡栗垣鄉。高山寺本、栗原　○今詳ならず、上保、長瀧など歟とおもはるるも、且證を得ず、且栗垣は栗栖の誤にやとも疑はれ、高山寺本之を栗原と作るは益不審也。

郡上郡に栗栖（クルス）てふ地名のありしことは、常緣集に「山田庄栗栖の杜にて、花さかり所も神のみやまかな、（宗祇）さくらに匂ふ峰の榊葉」と載す。當國帳本郡正六位上國津（クニツ）明神とあるも、國栖の社と其名相近く、又九頭（クヅ）明神の事は、斐太後風土記、千光寺古經卷の奧書に見ゆ、

奉施入九頭大明神御寶前、始自文永八年八月晦日、至建治元年、終書寫功、願主、左衞門少尉橘知綱、

右二部者、濃州郡上郡、九頭大明神有之、當國本所自綱、御出馬之時取之、當山觀音寄進、天正元年癸酉八月、檜那川尻新之丞利忠。

今山田村栗巢の大字あれど、古の栗垣、栗栖、國津、九頭等と如何の干係あるを知らず。（栗栖と國津二語の説は、大和の國櫟（クズ）、并に紀伊の栖原（スハラ）國主神社の條に參考すべし）

(栗栖)

上之保川（カミノホ）　郡上の北界大日（ダイニチ）嶽に發し、長瀧、白鳥、劍、德永等を經て、八幡町の西に於て吉田川と相會し、是より郡上川の名あり、（其下流には長良川と云ふ）長凡八里。

白鳥（シロトリ）　今爲眞（タメタニ）、大島等を併せ、上保村と改む、（上保と山田の間に劍（ツルギ）村ありて、今間見（マミ）と合併して獅富村と改稱す）當國帳、當郡白鳥明神あり、今白山權現と稱す。白鳥は西に油坂嶺を踰ゆれば、越前大野郡の穴馬谷に出づ。

長瀧（ナガタキ）　今歩岐島（ホキシマ）、前谷、二日町などと併せ、北濃村と改む

長瀧寺阿名院あり、天台宗、白山權現の舊別當にして、當國の古刹なり。新撰志並明細記云、長瀧寺は加賀白山社僧の中にして、養老中泰澄法師白山を開きし時、此地にも伽藍を建てたりと、本堂には本尊大日、座像一丈二尺、脇侍の諸佛皆八九尺、大講堂には肥前權守的宗里、飛驒權守藤原宗安、應長元年建立の梁牌あり。

白山神社（ハクサン）　當國帳に當郡正四位下小白山明神とあるもの是なり。白山は其山脉の西南に延くものは江州境に至るを以て、古人も白山は美濃に跨ると曰へり、而も長瀧より加賀の白山本宮に至る十里の山谷を隔つ。此長瀧は盛衰記に見ゆる、木曾義仲の敬白文に「加賀馬場白山本宮、越前馬場平泉寺、美濃馬場長瀧寺」と云ひ、美濃方面の白山の遙拜所にして、長瀧寺之を司れる也、馬場（ババ）とは祭庭の義なるべし、不詳。

阿彌陀瀧（アミダ）　北濃村大字前谷に屬す、長瀧の北にして、大日（ダイニチ）嶽の山中とす。大日嶽標高一八〇〇米突、火山岩より成る、其北面は越前大野郡穴間谷、并に飛驒の白川谷に屬し、三國峠の別稱あり　○新撰志云、阿彌陀の瀧、高さ百間ばかり、飛泉巖頭より落飛して、其形恰も數百の布を曝すが如く、落る音颯沓として遠近に響く、山頭の蒼樹蓊鬱として日光を遮り、陰涼心に徹して人をして毛骨慄然たらしむ、瀧の左の方に屛風岩とて、屛風を立廻したる如き數十丈の絕壁あり、又瀧の右に深六間、巾十六間、高七尺許の岩窟ありて、中に觀音の小祠を置く。

(大日嶽)

鷲見（スミ）　今高鷲村と改稱す、長瀧の北にして、本郡の窮極とす、飛驒の白川谷（莊川村）と一嶺を隔つ、鷲が岩是也　此に鷲巢岩と稱する者あり、江村北海濃北紀遊曰「遠鷲岩、孤峰特立三十丈、奇偉無比、赤松翠柏、不假寸土而生茂、羣鶴常巢其上」また此邊に上野（ウヘノ）と稱する寒原あり、標高凡九百米。

板取（イタドリ）　今板取村と云ふ、武儀郡の管内とす。八幡町の西四五里、小山脉を隔て、牧川の源に在りて、武儀郡洞戸村の北に隣るも、小谷猶小區分を成す、長六里、橫三里許。

白谷（シラタニ）　板取村の縣里と稱し、山中の極南にして、洞戸に隣る、八幡町の西四里、上有知の西北六里。箭括（ヤハズ）嶽は濃陽志略に「在白谷、孤峰秀拔、與洞戸高賀嶽相對、遠方見之、形如箭括、故名」又走嶽「在白谷、近時鑿採金礦、今不復取、此峰有城墟、里民云金王丸所居、然金王居此、不經見風土之說也」、又孫瀨嶺「在白谷、近時鑿鉛礦、不利于民、故錮」此地の閑敎寺觀音堂は、當國三十三番巡禮、一番の札所とす、

板取谷の北嶺は、越前大野郡穴馬谷と脊梁を分ち、花房嶽を高峰とす、西には屛風山あり、根尾谷の北限にあたる、板取とは草名、漢名虎杖と云ふ。○板取谷の木材は杉を第一とす、成長迅速なれば、二三十年にして伐採す、徑一尺、其地質は中生層の岩石に屬す。

和良鄉（ワラ）　和名抄、郡上郡和良鄉。○今西和良村、口明方村など歟、後世安群鄉の地と混同したるに似たり、郡上鄉の東に隣る。

吉田川（キッタ）　郡上川の一支源にして、八幡町の北東北の一溪なり、長八里、水源を水曾禮池と云ふ。

北越軍記に「慶長五年八月、金森法印は家人に吉田孫三郎とて本郡上の者ありければ、即是を案内者にて、飛驒より尾崎山へかかり、郡上の古田山へ打登り、城を目の下に見降して、長瀧口より攻掛る」云々、古田山も吉田山にて、今の口明方村小野と市島の間に、吉田と云ふ小部落あり。

梅花無盡藏に「大寶寺鐘銘、濃州路、郡上郡、下田鄕吉田村、臨濟山大寶寺僧堂」云々と載す、此寺後世岐阜の

(吉田)

小熊へ移轉す、船田亂記に「明應甲寅冬、今持是院公性僧都、風大寶精利於州之吉田村、延瑞龍悟溪禪師、爲開山焉、特拾蠟月十一日、庀開堂之儀、僧都預於九日昳草、將行現之、大風俄起而雲霧飈、西尾直教叩馬曰、今日之行不可也、僧都領之、欲早欲更行、天氣惡、竟不行也、石丸利光竊聞其行、欲道害之、而不能也、內自悔怒、其夕起兵於舟田、欲襲加納伐之」云云。

畑佐（ハタサ）　今奧明方村の大字とす、八幡を去る五里餘、吉田川の上流に在り、銀銅鉛を產す。鯢魚（サンセウウヲ）は郡中諸溪流に產し、其大なるものは長さ三尺に餘る、方言之をはざこと云ひ、烹て食すべし、又畑佐の奧、坂本山に磁鐵鑛を產す。

赤谷山（アカダニ）

畑佐の北は、分水嶺を越え、飛驒大野郡清見村大原に至る、凡三里、峠の東に赤谷山あり、馬瀬谷に跨る。赤谷山は濃飛高原の一山脈を成し、東なる飛驒山脈（乘鞍御嶽）と相并行し、北は雛が峰、森茂山、天生峠より金剛堂山に至り、越中の低野に下垂し、南は吉田川と馬瀬川の分界を爲す。

安郡鄕（アグ）

（和良）

和名抄、郡上郡安郡鄕。（高山寺本、安群）○今和良（ワラ）村、東村なるべし、和良鄕の東にして、飛驒川の一支谷を占む。和良村大字三庫（ミクラ）の邊は、舊安貢（アゴ）村とも云へる由、新撰志に見え、又安郷野と云ふ地名ものこる。安郡は古代は猶廣く隣接の地に及ぼししにや、郡上郷の名も安郡の上郷の義にして、彼處に安久田（アグタ）てふ大字のこる。

祖師野（ソシノ）　今沓部卯之原などと合せ東村と改む、和良東村の義とす、飛驒川の一支馬瀬（マセ）川の谷にして、八幡町の東五里、金山驛の北三里。

沓部（クツベ）　祖師野の南とす、康正二年造內引附に「一貫三百文、進士石見守殿、濃州沓部相原段錢」とあるは此にして、近地に相原の名ものこる。〔新撰志〕

加茂郡

加茂郡（カモ）

武儀郡の東にして、飛驒川の兩岸に涉り、南は木曾川を以て可兒郡と相限る、今四町廿三村。（近世撿地四萬石許）然れども其五村は飛驒谷に在るを以て、本篇は之が出入を爲せり。

加茂は古書皆賀茂に作る、和名抄十二鄕に分ち、山中に居るも開拓早く就れるを想ふべし。類聚國史、延曆十九年、公卿奏議、美濃國言、賀茂、可兒、土岐、惠奈四郡、居山谷際、土地墝埆、雖比郡有年、而損荒常多、通計彼此僅爲得七、而今依收八法、全徵無遺、百姓不堪、申訴不息、伏請、賀茂惠奈二郡、同收六、土岐可兒二郡、得七永爲恒例、臣等商量、地有沃墝、上下不等、年有穰荒、損得已殊、賦稅之法、不可一槩、又依令、損田五分者免租、而今之所行、不勘五分以下損、計人別所營、一畝收八、皆弊之民、不堪辨備、申訴繁多、非獨美濃、夫百姓之於賦、僅增一分、則以爲甚重、減片數、則甚以易悅、伏望、改新制而收七、依舊法而免三」云云、勅許之。

揖可鄕（イフカ）

（伊深）

和名抄、武藝郡揖可鄕。○今加茂郡伊深（イブカ）村、加治田（カヂタ）村等なるべし、武儀郡津保（ツボ）谷の南にして蜂屋村の北に隣る。

東大寺文書、天平勝寶二年交易雇奴婢解文に「奴豐麻呂年二十二、右弁義郡揖可鄕、戶主、武義造宮之賤」と見え、又東鑑「弘長二年、春日部左衞門三郎泰實、被召放美濃國指深庄地頭職」云々、指は揖の譌也。○伊深の正眼寺は臨濟宗關山派の名藍にて、關山國師の開基に成る、又此地に鹽類泉出づ、溫六十三度。

加治田（カヂタ）

（堂洞）

今加治田村と云ふ、楮田の義なるべし、今も楮紙を名產とす、横川和尚の東遊集に、

謝濃楮之紙

破衾補紙晒離邊、滿地霜花蝶出翻、楮國有餘皆此處、風嚶無力試龍泉、

とある、是等の地の產にやありけん。○加治田と蛭田の間なる丘を堂洞（ダウボラ）と名づく、堂洞合戰とて、世に傳ふる小役あり。堂洞軍記云、永祿七年八月、關の城主長井隼人佐、加治田の佐藤紀伊守を攻めければ、信長公より加治田加勢に、齋藤新五郎を遣さる。隼人佐絹丸口へ押寄せ戰ひけるが、紀伊守子息討死しければ、新五郎力をはげまし横鎗に突亂り、終に關勢を追散らし、肥田瀬川迄追詰高名をぞしたりける、新五郎、紀伊守等なほ關の城を攻陷さむとて、信長公へ加勢を乞ひ、關の城の三方を取圍み攻めければ、城主長井隼人佐防ぎかねて、城を明けて引退きぬ、さて新五郎を紀伊守が養子となし給ひ、永祿十年、新五郎に當城を讓り、紀伊守は伊深村に屋敷を構へて閑居し、天正六年病死しければ、龍福寺に葬りしとぞ、天正十年六月、當城主齋藤新五郎京都にて戰死しければ、新五郎が伯父肥田玄蕃留主居にてありしを、兼山鳥ケ峰の城主森勝藏長一、加治田を攻取らむとて、小山の砦へ人數を出しける、牛ケ鼻の留守居より其由を告しかば、玄蕃一族の兵士を催し、百五十餘騎夜にまぎれ牛ケ鼻の砦に忍ばせたり、扨森方夜討をし掛けれど、うちまけ兼山へ引退く、勝藏怒りて大勢を催し加治田へ攻寄せ堂ケ洞の峯にかけ登りたり、玄蕃下知して西大手の搦堀北山の手、南大手等三方の口々を堅めさせ、大將玄蕃は東口にむかへたり、森方惣人數一手になりて南口に向ひければ諸方を堅めたる者共、東山を忍びて上の屋敷へ乘越、大門を開き七百餘人にして取卷きかかり立ければ、勝藏まけて兼山へ引退く、森方には五十八人、玄蕃方にも四

十人の戦死あり、云々

大山（オホヤマ）　加治田の西にて、津保川の邊に在り、今富田村の大字なり。諸書に此地の加茂明神を以て、式内加茂郡大山神社にあてたれど疑ふべし、揖可郷(武儀郡)の舊域にあらずや

蜂屋（ハチヤ）　今蜂屋村と云ふ、太田驛の北一里半、蜂屋柿の出づる所とす。明細記云、八屋の枝柿は、本草綱目に謂ふ所の白柿、一名柿餅なり、里民の古傳に曰く、文明年中、此村の瑞林寺の僧、之を將軍義植公に献ず、其の後豐臣大閤の時、之を伏見大阪に献じ、傜役を免除し柿餅百を以て、租米一石二斗に充つ、其餘差あり、東照神祖の時、大久保石見守田地を檢して、上品の柿一百を以て、租米一石に充つ、此柿生時に闊七八寸、重百錢之を乾したるを釣柿と名づく。

剝皮曝日紫參差、肌上鋪霜味與時、自是茶家高品物、嶺南休誇產蒼菱、　信　金龍

明衡往來に「美濃守高階所給、枝柿廿於蜜房、人丸之姓、知有以矣、況欄剛柳絲、可具春遊、三種物千金還輕」同じ明衡朝臣の著したる新猿樂記の諸國の土産の條に「美濃八丈、又柿」と見えたり、また文祿三年卯月、加賀の中納言殿に御成記(群書類從のうちにも印行す)の献立のうちに「みの柿、帶枝金たみて」としるせり、新續大筑波集に「味は蜜とや云はん蜂屋柿」。

東鑑、文治六年、美濃國蜂屋庄、成勝寺執行、昌寛陳狀、相副之云々、又建久千葉介常胤擯歎狀、云云、稱有由緒、院中美濃國蜂屋庄、云云、功積曾不思食忘、但於蜂屋庄者、故院御時、依御令停止地頭職、云云としるせり、又名古屋天王坊所藏の經卷の奧書に「美濃州賀茂郡、蜂屋庄室田郷、安樂山等永禪寺常住、勸進比丘長禮、願主信重、助緣島左近尉、應永十七年庚寅正月」云々。分脈系圖に「山縣三郎頼清、三男三郎頼經、子頼俊、蜂屋冠者」、原氏系圖に、土岐光貞男定親、濃州蜂屋に住す、土岐系圖に、隱岐定親の長男貞經、蜂屋兵衛尉、近江守、加茂郡蜂屋に住す、蜂屋近江守貞秀は貞經の長男、蜂屋修理大夫光經は貞經の三男、同兵部小輔光房は光經の男、兵庫とも名のる。○關大曆云、文和二年四月、於尾州、守護代土岐家人等合戰、件黨類、原、蜂屋等也)

生部郷（オホベ）　和名抄、賀茂郡生部郷。○今詳ならず、オホベと訓む歟、式内賀茂郡太部神社あり、(當國帳、當郡從五位下太部明神)蜂屋の地に舊名なければ、此歟とも疑はる。(刊本イケノベと傍訓す)

埴生郷（ハニフ）　和名抄、賀茂郡埴生郷。○今富田村なり、大字羽生（ハニフ）存す、蜂屋の西にして、津保川の東岸とす。羽生の邊に夕田（ユフタ）あり、夕田より加治田に至る坂を佐久太坂と呼び、當國本巣郡に夕部（サカベ）池あれば、夕田も舊訓サクタにて、式内佐久太神社(當國帳佐久田明神)蓋此とす。一書にセキダとよめり、即夕の音セキをば、サクに轉じて假れる者なり。

(夕田)

井門郷（ヰノベ）　和名抄、賀茂郡井門郷。○今加茂野村、田原村是なり、大字稲邊（イナベ）あり、(一書に伊邊に作る井門は舊傍注に、ヰノベとありて、高山寺本「讃岐國三木郡、井門郷」に爲仍倍と注したれば、門は閇の缺壞に出づ。

(稲邊)

加茂野（カモノ）　津保川飛騨瀨の東にて、太田驛の西なる曠野なり、方一里許。今驛之巣、木野（キノ）等の部落あり、地相は各務野に同じ、關驛より太田に至る通路之を經由す。

田原（タハラ）　今田原村と云ふ、加茂野の西に接す、土岐系圖に、頼益の弟尾張守頼嗣は、加茂郡田原住と載す。新撰志云、續草庵集に飛鳥井刑部卿(雅朝朝臣)美濃國西田原といふ所を、守護(土岐持益)にさまたげられしを口入し侍りし、とゝこほり侍りし頃、申送り侍し「古里にかへりおくる、春の鷹のいえつかれて音をのみぞなく」返し、守護の遵行にそへて申侍りし「ふる里の道もまよはじ春の鷹此玉つさをかけてかへらば」と見えたり、又此田原の西村に多井明神あり、本國帳にも見え、式内多爲神社是也。

小山郷（チヤマ）　和名抄、加茂郡小山郷。○今坂祝（サカハフリ）村ならずや、下米田村に大字小山あれど、彼處は志麻郷にあたる。
東大寺文書、天平勝寶二年交易奴婢の解文に「奴益羽、年十五、右加茂郡小山郷、戸主、上建稲寶之賤」云々、また當國帳に當郡小山縣明神あり。

勝山（カツヤマ）　今酒倉、黒岩等と合せ、坂祝村と改む、田原の南にして、木曾川の右岸に居り、太田驛と鵜沼驛の中間とす。
勝山は舊名は猿啄（サルバミ）と云へり、木曾川此に於て兩岸の岩崖に窘束せられ、激湍を成し、山勢亦非凡、南岸は尾州に屬し、栗栖村と云ふ。安土創業錄云、永祿六年、(堂洞軍記に據れば八年の事とす)信長公小牧山より犬山に出でて木曾川を渡り、猿啄城へ押寄す、初め田原左衛門之を鎮きて、十七年居住しけるが、其一族多治見修理、土岐家に叛いて田原を放逐し、之に代り十八年在城す、信長公忽に攻落し、河尻與兵衛秀隆を入置。

(猿啄)

大針（オホハリ）　今坂祝村の大字とす、一書此大針を以て、和名抄、各務郡大楼郷にあてたれど、地形全く相離るるを以て、其混同し難きを知る。○耳比典利帖に、曆應四年古節、佐分越前前司師貞代、申状、美濃國蜂屋庄内、太田郷、黒栖村、大針郷、以下所押妨事、云々。

坂倉（サカクラ）　今坂祝（サカハフリ）村と改む、勝山と太田の間なる河岸に在り、此に式内坂祝神社鎮座し、土人加茂明神と稱す、(神祇志料)此邊には木曾川を太田川とも呼ぶ。

(坂祝)

太田　今太田町、人口二千七百、本郡の治所とす、岐阜の東七里、中山道の一驛にして、東美濃に於て要衝の地也。其渡津を太田川と云ふ、對岸は可兒郡土田町、今渡村なり。

縣主神社　太田の加茂明神是也、式内の官祠、當國帳、賀茂郡從三位縣主大神と録す、姓氏録に鴨縣主は彦座命の後と云ひ、彦座命の子孫當國に繁榮したまへば、此は其鴨縣主の氏神とす（木曾路圖會、新撰美濃志）

驛家鄕　和名抄、賀茂郡驛家鄕。○今太田町なるべし、延喜式に賀茂驛馬四疋とある是也、東山道の要站にして、中世には大井戸と稱す、太田は或は大井戸の訛ならん。

（大井戸）

東鑑云、承久三年六月、官軍東山道大井戸渡、大夫判官惟信、筑後左衛門尉有長、糟屋四郎左衛門尉久季、五日及晩、山道討手、武田五郎、同小五郎、小笠原次郎父子八人、小山新左衛門尉等、渡大井戸、與官軍挑戰、大將軍惟信已下逃亡、有長久季被疵。

曰理鄕　和名抄、賀茂郡曰理鄕。○今古井村なるべし、太田の北東に隣り、飛驒川此に於て木曾川に合せ、卽太田川の名あり、對岸を今渡村と云ひ、可兒郡に屬す。

古井　今古井村と云ふ、コビと唱ふるは訛音ならん、河崖に北立岩あり、小山觀音堂を望む、里人の遙拜花を捧ぐる所とて、又牛が鼻と稱する崎山あり。梅花無盡藏に「賀茂郡蜂屋庄、大井鄕、祇園牛頭天王靈社」云々。

川邊鄕　和名抄、賀茂郡川邊鄕。（今川邊町存す、山之上村も本鄕内なるべし、古井の北、蜂屋の東にして、飛驒川の一岸也。此邊は和名抄の鄕里の位置頗繁密なり、古代夙に開けたるを知る。牧𤢖樓漫筆に、元祿九年の秋、賀茂郡上河部村道塚崩壞して、中より一甕を發見したるに、管玉一寸許りのもの數百出づと錄す、上河部は今下麻生町の大字とす、式内阿夫志奈神は上河部に在りとも云へり。（神祇志料）

川邊　今川邊町と云ふ人口四千二百、太田驛の北二里許、飛驒川の西畔なる小村坊なり。細目善惠寺の享德元年左衛門尉利成の寄進狀に、河邊庄長夫錢事云々と見ゆ。（新撰志）

美和鄕　和名抄、賀茂鄕美和鄕。今美和村是れか、川邊鄕の北にして、揖可鄕の東、矢筈嶽の下なり。當國帳、當郡從五位下美和明神あり、

川浦　今廿屋、鹿鹽を合せ、美和村と改む。村の北に矢筈嶽あり、津保谷及び神淵村に跨り、太田の北方に峙てる雄峰也。鹿鹽には鑛泉出づ。

下麻生　今下麻生町、人口二千、川邊町の北に隣り、共に飛驒川の西岸に居り、舟筏上下の便利あるを以て、商工の徒生業を得、太田驛を去る三里半。（上麻生は今武儀郡の所管にて、飛驒谷の中なれば、彼條を參照すべし）

中家鄕　和名抄、賀茂郡中家鄕。今詳ならず、下麻生の湯顯、當國帳に、加茂郡從五位上中都家明神とあれば、ナカツヤとよめるを知る、下麻生に縣明神あるは其社にあらずや。

志麻鄕　和名抄、賀茂郡志麻鄕。今下米田村なるべし、飛驒川其西を流れ、木曾川其東南を繞る、且其二水の交會にあたり、小山島と名つくる岩嶼あり、勝境の名高し。

小山　今下米田村と改稱す、古井村の東、飛驒川を隔つ、新續犬筑波に「霧雨に小山は隱れみのぢかな」とあるは、小山觀音堂の景なるべし。此堂は木曾飛驒二水の合流の處の孤島に居く、巨岩蟠立、涌出するが如し。神祇志料に、式内中山神社（當國帳、從三位中山大神）今中山鄕信友村に在り云々、信友は今下米田の大字とす。

米田鄕　和名抄、賀茂郡米田鄕（今上米田村、和知村、八百津町等にあたる、志麻鄕の北とす、中田米田庄と云へる區域は、稍廣大なりしごとし。

福島　之を米田鄕の遺里と傳ふ、今吉田、比久見と合併し上米田村と改む、川邊町の對岸とす。

和知　今和知村と云ふ、小山の東北に隣り、木曾川の北岸にあたり、可兒郡兼山町に對向す。

八百津　今八百津町、人に五千六百、和知の東北に隣る、木曾川北岸の村坊なり、太田驛の東北三里、御嵩驛の北一里半。木曾川の水運は是より以下舟筏殊に利あるを以て、（黑瀨舟と云ふ）山中の諸貨物之にあつまる、舊名細目、近年改稱す。

（細目）

細目の北嶺を大船山と名づく、渡津は伊岐津志に至るを黑瀨と呼び、錦織に至るを油皆と呼ぶ。淨土宗西山派の善惠寺あり、近世衰頽したれど、一書に其古證文を傳へり。寄進、右野上鄕年貢之内、大糸代拾貳貫文、並河邊庄長夫錢事、任月泛御寄進之旨、重而令寄附善惠寺者也、萬一至子々孫々、致違亂煩者、永可爲不孝者、就其彼大糸代、雖有歉中或水旱風損、或不熟之時節、至于此代者、猶不及減少、可致其沙汰之狀、如件、享德元年十一月、左衛門尉利成、善惠寺方丈」また「御茶園の所、寺内一町六段、令寄進候相違有間敷之狀、如件、天正三年亥、五月廿日、直勝、細目善惠寺」と見えたり、直勝は肥田玄蕃允の實名也

（黑瀨）

久田見　今久田見村と云ふ、細目の北一里半、山間に在り、飛驒谷の黑川、白川等に至る小徑あり。

飯地　今飯地村と云ふ、細目の東五里、苗木へ七里、木曾川の北岸に在り、南岸は土岐郡所管の大湫驛にして、中山道之に係る。

可兒郡

可兒郡（カニ）　加茂郡の南にして、木曾川を隔てて相對し、地形加茂と相合同して一區域を爲すべし、今二町十五村、人口三萬五千。然れども池田豐岡小泉の三村は、土岐郡に屬すべきに似たり、故に本篇之を彼郡下に移したり。

可兒郡、和名抄、七郷に分つ、名義不詳、可兒鞭師堂(願興寺)には[illegible]の古説を說く。此郡に景行帝の泳宮（ククリ）の舊址を傳ふ、山間なれども東美濃に於て富邑とす、近世搜地三萬石。

日理郷（ワタリ）　和名抄、可兒郡日理郷。○今土田（ドタ）村、今渡（イマワタリ）村なり、木曾川太田渡の東岸とす、古昔此渡を大井戸、又大炊渡と名づく。大井は本此邊の總名にて、和名抄大井郷は今の久々利、廣見の地にあたる。

渡口[illegible]、大井庄土田驛、大炊（オホヒド）渡あり、按に承久記曰く、承久三年五月、官軍陣を尾張河九つの渡口に張る、大炊渡其一なり、六月東軍の裨將武田五郎、兵五萬を率ゐて大炊渡に至る、一戰之を破る、官軍西走す、後世其地を知らず、好事者曰く、三井、大炊と音便相近し、是羽栗郡三井寺なりと、今其地を檢するに、三井は鵜沼の南に在り、武田五郎東山道を經此に至る、則恐くは其地に非ざるなり、土田古は大井莊に屬す、大炊、大井邦訓、相同じ。

(加茂郡大井戸を參考すべし)

(大炊渡)

土田（ドタ）　今土田村と云ふ、加茂郡太田驛の東南にして、河水を隔つ、近世東山道の渡筏は、土田の北金屋（カナヤ）に於てするを以て、彼處を今渡と云ふ、而も土田より西南、尾州犬山(二里半)羽黑(三里)に通ずる小路あれば、亦小店々す。

天正本太平記云、觀應元年七月、美濃國より早馬打て、土岐兵庫頭入道[illegible]、(揖斐郡長[illegible]城址を參考すべし)謀叛を起し、國中を打略すとて告げたりける、すはや是こそ天下の[illegible]なれ、[illegible]武者にては叶ふまじとて宰相中將[illegible]、三萬餘騎、美濃國に馳下て、土田、鳩吹に陣を取る、其[illegible]にや恐けん、因佐方を失て四方に離散し、周濟將軍門に降りしかば、思ひの外早速に落居ありて、降參の敵を召具せられ、同八月二十九日、[illegible]上洛あり。○金山記云、天正十年三月、武田征討、十二日中將殿(信長)岐阜御出馬、土田御泊、十三日御馬[illegible]。

可兒川（カニ）　郡の東、上之郷村[illegible]の邊に發し、西流、御嵩、伏見の南を經て、下惠土に於て久々利川、大森川、姫川等を容れ、土田の南西に於て木曾川へ入る、長七里。

鳥走（トハシリ）岩は土田可兒川の中に在り、[illegible]村と相對して、巨石碨磊各丈數十尺、形は[illegible]の如し、四色の[illegible]、百に[illegible]し、[illegible]、極めて奇觀をなす、其上流一潭有り、深きこと測るべからず、名づけて[illegible]と云ふ、[illegible]、俗に之を[illegible]と謂ふ、可兒川に[illegible]る、水流[illegible]、兩岸巨岩屹立、[illegible]數十[illegible]、[illegible]を爲すべからず、大[illegible]をなす、長さ十六間、殆ど[illegible]の如し、東山道の[illegible]をなすと云ふ。(濃陽志略)

今渡（イマワタリ）　今今渡村と云ふ、御嵩驛の西二里半、新撰志云、金屋（カナヤ）は土田の東にあり、古名を今渡といふ、天正十年、森武藏守の軍勢、米田[illegible]を攻めむとて、七月二日金山を打立ちるが、中井戸の渡りは[illegible]して渡りかねかりければ、金山の町より下り立ち、やにはに川を渡せしより、其所を今渡りと名付たるよし、金山記に見えたり。

(金屋)

德野（トクノ）　今今渡村の大字下惠土（シモエド）と云ふ是也、下惠土は伏見村東山道のあひの宿にて、[illegible]に屬す、惠土上は叉江渡に作り、[illegible]名にも呼びたり。

新撰志云、德野は慶長の頃は平岡石見守の領知なりしとぞ、平岡石見守頼勝はじめ秀吉公の近臣なりしが、金吾中納言秀秋を取立給ふ時、彼卿に附屬を命ぜられ長臣となる、筑前を給せられし時、平岡に三萬石を給ふ、秀秋筑前を召上られし時、平岡心肝を碎き、東照宮に申上げて其つみを輕んせらる、石田が亂にも平岡秀秋を諫めて、東照宮へ忠勤し奉りければ、秀秋卿滅亡の後、平岡は彼德野にて一萬石被下、子息定當に家督を給ひて石見守と稱す、其のち定當亂心して不行跡惡行ありしかば、領知召あげらる。

(上惠土)

矢集郷（ヤツメ）　和名抄、可兒郡矢集郷。○今[illegible]里村に大字矢戸（ヤト）あり、ヤツメは古言にて、弓箭の事にかゝける雜掌の家なりしと想はるれば、矢戸と相因むことなしとせず。

矢集は姓氏錄に箭集宿禰、石上朝臣同祖、伊香我色雄命之後也[illegible]、[illegible]本紀に物部[illegible]にも「物部矢集[illegible]連公、矢集[illegible]連祖」と載せ、天武紀十二年、美濃矢集連、[illegible]賜姓曰宿禰」とさへあれば、此は其部民矢集連の舊居なりしことを推斷し得べし、(和名抄、駿河國矢集郷あり、矢集（ヤベ）也、女と註す)物集のモツメは持部の義なれば、矢集は矢部と云ふに同じく、矢之部にやとも云ふ。

(矢戸)

帷子（カタビラ）　今帷子村と云ふ、土田の西南にして、本郡の西端とす、尾州丹羽郡善師野（ゼンジノ）、栗栖と小嶺を隔てて相分界す。

新撰志云、帷子山は村の北、中切の御林山なるべし、夫木和歌抄に「かたびら山茂樹、二條太皇大后宮肥後、さ夜更てかたびら山の郭公ひとりねさめの友となるらむ」と見えたり、又同抄に「よみ人しらず、かたひらの森の木の葉はちりぬともおもひはやまのまつぞかはちぬ」とあるもこゝの歌なるべし、鳩吹（ハトフキ）山は北の方上田村の堺にあ

(鳩吹)

りて、一名を天神山ともいふ、帷子七村の里民、みな此山の草木を刈る、此山すぐれて高く、絶頂に古松數樹たちたるが、遠近より見ゆ、又巨岩ありて、馬蹄石と名づく、其名詳ならず、山上より眺望すれば、美濃諸郡の村里山川、眼下につらなり、風景殊に勝れたり、此山を土田に天神山といふはあやまりなり、眞禪寺は帷子の石原に在り、禪宗なれど、行基開基、古觀音堂を再興したるなりと云ふ、天正十一年、森武州長可八貫二百文の寺田を寄附し、今も十石九斗の領地あり。○按に、東鑑、建久三年十二月の條に「平家沒官領内、美濃國小泉御厨、

(惟)

惟庄、源兵衞尉等、廿箇所、被奉[illegible]黄門室家、將軍家御妹也」云々、惟庄は帷の誤にて、即此なるべし、文安六年醍醐三寶院門跡目錄にも「美濃國帷庄」を收む、一書に、昔此庄内に多く麻を植ゑ、帷子布を織りたり、故に帷庄と名づくと曰へり、是非を知らず。

地理纂考云、明治廿四年十月廿八日の地震の斷層線は、南は美濃國可兒郡に起り、北々西に走り根尾谷に入り、漸次北々西に方向を轉じて、終に越前の南部に至り、延長凡十七里に亘る、帷子村の福田寺の傍に小丘あり、彼の大震の際、中央より見事に截斷せられ、深さ二十五間幅二十間に餘る一大裂を生じ、山の北に辷りて、山下の稻田等ゐに西[illegible]せり、之を斷層線の南端となす、其線西に進み、木曾川を踰て勝山驛の東端を過ぎ、武儀郡倉知村に入る。

可兒郷（カニ）

和名抄、可兒郡可兒郷。○今伏見村、兼山町等なるべし、曰理郷の東に隣り、可兒川あり、(俗に堺川と唱ふ)伏見村の内に本郷と字する地存するは、古郷の遺稱歟。

伏見（フシミ）

今伏見村と云ふ、木曾路圖會云、伏見宿は往還左右列松ありて、西は太田まで二里、此より東は列樹なし、山里なれば也、(兼山町の北數町のみ) 老の木曾越に「信濃路過て、美濃國に出れば、山の端にげていと廣やかに見ゆ、此國のふし見よむべくはあらねど、名に便りて、玄旨法印、同じ名の伏見の里の草枕夢に都をたつこゝちして」と見え、齋藤拙堂下岐蘇川記に、天保丁酉四月、余役を終り江戸より還り、路を東山に取り、十三嶺を下り、晩に伏見驛に宿す、舟を買して岐蘇川を下れば、桑名に至る殆ど二十里、一日ならずして達すと、乃艤舟して發す、舟伕長、薄板之を爲る、呼で鵜[illegible]と爲す、灘急にして舟走る、兩岸奇巖、一時に排し去き、當前見る所、條忽後へに在り、唯崖行き山走るを見、而して舟の移るを覺えず、山皆石身戴土、松之がもとを爲る、忽一大岩水中に屹立するに遇ふ、舟殆之に觸れんとす、少しく讓れば虀粉矣、衆懼れて而て默す、舟人笑て柁を換して之を避く、竇岩穴を探めて過ぐ、如此者數[illegible]、未だ嘗て纖毫を差はず、已にして峽を離る、地平遠なり、犬山城を望の上に露れて、粉壁碎明、仰望み見て歡然、云々。

(中井戸)　(金山)

兼山（カネヤマ）

今兼山町と云ふ、人口一千五百、木曾川の南岸にして、八百津と太田の間に位置す、村坊の中に中（ナカ）井（ヰ）と稱する、智井あり、中村此泉を中井戸（ナカヰド）庄と號したるは此に起ると、古昔は金山（カネヤマ）と曰へるを、明曆中兼山に改む、御嵩町の西北一里半。

新撰志云、兼山の淨音寺は、天文年中、齋藤大納言正義創建、正義二十五歳の畫像の畫幅あり、其讃揖斐[illegible]、儼麗なり、賛は中村瑞泉寺の僧明叔が作にて、古雅なる事いふばかりなく「提三尺劍、而四百年安堵者、公也」と書き出し終りに「天文己亥八日如意日、遠阜野釋、明叔製並書」とするせり、遠阜とは明叔其時岩村の大福山大圓寺の住僧たりし故也、齋藤大納言といふは織田眞紀等に見ゆたれど、其傳詳ならず、濃陽志畧に「里民云、正義者、近衞關白稙家公之猶子、初爲僧在叡山、自號武還俗、來于濃州、請齋藤道三、冒其姓、曰齋藤、天文六年、

(鳥峰城址)

築烏峰城居此、天文十七年二月、[illegible]年三十四」云々、可成寺あり、是は元龜元年九月、[illegible]森三左衞門可成江州宇佐山に戰死しければ、其[illegible]の墓みて菩提所と爲せる者なり、可成、[illegible]子は武藏守長可也、古城跡は烏峰にあり、山の西を追門とし、此の東を搦手とす、これを杉洞といふ、[illegible]今になごれり、其地深谷多く、土岐九十九谷といふ、天文六年、[illegible]言始て城を築きすみしが、信長公當國を伐り取り給ひ、當城を森三左衞門に與へて在城し、名を金山と改む、可成は本土岐家の[illegible]なりしが、信長に仕へ、軍功を[illegible]はし、諸子皆武名あり、中にも長可は[illegible]ひ、天正十二年四月九日、尾張の長久手にて戰死す、[illegible]に「森武藏守といふは、織田に入りて青也けり、東美濃三郡を知て金山と云所にあり」云云としるせり、其武[illegible]に「森武藏守本知は美濃國、金山の城七萬石を領す」と見えたり、長可の弟、蘭丸成利、坊丸、力丸は共に本能寺の變に戰死す、[illegible]云々、秀吉公に仕へ(信州松代城へ移封、十二萬石を領したり)御舍弟に譲し、作州津山城を賜はり、子孫今に存續たり、按に土岐氏圖に左兵衞尉光定の六男「伯耆守頼貞當國守護、法號光林寺、稱當山」とあるは、此烏峰に居れるにや、土岐系圖には「土岐左近將監[illegible]殿」四、御一家の次、[illegible]たるべき由、伯耆[illegible]へ神明定」云々、[illegible]は頼貞の誤ならん(定林寺は土岐郡に見ゆ)

伊岐津志（イキツシ）

兼山町の北東に隣る、今[illegible]と合せ、[illegible]津村と改む、加茂郡八百津と河水を隔てて相對す。

錦織（ニシゴリ）

今錦織村と云ふ、兼山の北東二里、木曾川の南岸にて、古來木曾官林の綱場を置く所なり、今は御料局の林區署居る ○貝原篤信が木曾路之記に、木曾山の材木の事をいへる條に「此流るゝ木ども、木曾を過ぎ美濃の内なる、太田の四里川上に、錦織と云所にいたる、此所に

つれに大づなをはりて、ひとつも下へなかさずせきとゞむ、後にて筏につくり、桑名、熱田へくだす、其地にて商人買とりて、諸國へうりつかはす、奉行二人常に錦織に居て、此事をいかさどる、錦織には町なし」云云としるしたるがごとし。濃陽志略に「此地也、兩岸石壁、水流甚狹、號藤渦、留止流材、其上流渦湧處、曰石門、雖輕舟、不可上、從此以下、爲留材之所、兩岸面々、皆嶄岩、奇狀萬態、其石堅如[illegible]、爲甚奇栢、叢生其間、河流一曲、[illegible]、名[illegible]、其西岸石壁、削成如屛、名曰屛風岩、其岸有門自然成隧、下通水底、曰鵜宮隧、其下流屈曲、水若投[illegible]、曰圓淵、其西岸一岩、直立甚奇、曰天狗岩、其東岸有一岩、[illegible]若屛[illegible]、名曰鞍岩、其下流西岸、有大小二岩、[illegible]、曰烏帽子岩、水中有一岩、曰[illegible]岩、[illegible]、[illegible]之奇也、殊不可[illegible]、其間[illegible]、其[illegible]、人可[illegible]行、東岸下數條[illegible]、以[illegible]、最[illegible]之地也」云々。

郡家郷

和名抄、可兒郡郡家郷。○今中村、御嵩町なるべし、可兒郷の東とす、可兒郷の東[illegible]の地を開きて一郷と爲しし也。中村の大字顔戸(カホド)は諸郡に郡戸と云ふと同じく、即郡家の遺稱とす。

顔戸(カホド)（中村）

今中村の大字とす。新撰[illegible]云、明知庄顔戸八幡宮は昔八幡太郎義家の建立といひ傳へたり、むかし此庄石清水の知行所なりし故、勸請せしなるべし、石清水[illegible]宗清法印立願文（建保五年の古書也）「可建立[illegible]、右件[illegible]者、成清爲[illegible]之時、[illegible]失了、云云、美濃國明知庄者、[illegible]也、[illegible]子相傳于今知行、付彼付此、可[illegible]可[illegible]之[illegible]也、神必[illegible]納矣」としるせり、社務は[illegible]寺一かさどる、もとは社の邊に大樹の塔ありしが、三門ばかりの古木にて、二蕪表松と呼びしよし、今は枯はてたり。

（明知）

御嵩(ミタケ)

今御嵩町と云ふ、人口二千二百、東山道の山驛にして、又本郡の治所とす、岐阜の東十二里、中津川驛へ十二里、舊御嶽(ミタケ)に作る、御嶽神社あり、此邊を小泉庄と稱したり。

御嶽(ミタケ)神社

權現山に在り山高からずと雖、松檜生茂し、驛の最位に屹立す、俗に之を和州吉野の金精神を勸請せる者とす、然れども當國帳、可兒郡正六位上高山(タケ)明神あれば、必しも勸請と推斷し難し、後世之を吉野藏王と混同するは、神名神德の相同じければならん、其供僧を願興寺とす、

願興寺(グワンコウ)

大寺(オホテラ)山と稱し、又可兒藥師と云ふ、天台宗を奉じ御嶽の神事にも參與したり。本尊瑠璃光如來、傳教大師の開基、長德二年、[illegible]の靈感に因り、再修したりと。天正九年、村[illegible]の長協力、堂宇を修造し、十餘間の大殿を成す、甲陽軍鑑には「かんの大寺」と云ふ是也。○新撰志云、御嵩藥師堂は、中世の兵亂に、其領地も散亡したりしを、慶長七年東照宮より百石の寺領を寄附、此寺領の村のうちに、瞽女三人あり、むかし行智尼の侍女に瞽三人ありしが、それより傳へ今に可兒の瞽女といふ、もし近郷に盲女あれば、必此三家のうちに來り住む、其やしなひ料を遠近に乞ひもとむれども、官の禁めある事なし。

驛家(ウマヤ)郷

和名抄、可兒郡驛家郷。○今上之郷(カミノガウ)村是なり、大字宿(シク)に存す、[illegible]の東に隣り、土岐郡日吉郷に接す 延喜式、土岐驛馬、可兒八疋、傳馬、可兒郡四疋」、東大寺文書、天平勝寶二年[illegible]解文に「[illegible]、年十五、右可兒郡[illegible]家郷、戸主、守部[illegible]之[illegible]」とあるも此とす、近世は小泉庄の上郷と稱し、古制全く隱す。

次月(シツキ)（上之郷）

今上之郷村の大字とす、御嵩驛の東二里、可兒川の[illegible]に近し、[illegible]泉あり、温七十度、浴舍を設け之を湯屋と稱す。濃陽志略云、鬼窟、在次月村山中、可兒川上流、大石[illegible]々、各數十丈、推[illegible]山間、飛泉[illegible]流其下、磐若鳴玉、石崢有穴、可縋[illegible]下之、其內自然成窟、里老云、昔者[illegible]治工、其性[illegible]獰、亡命[illegible]此窟、化爲鬼、俗呼[illegible]太郎、常噉人、後爲御嶽人見殺、風土之說、不足採信也、其窟側有大石、平如砧板、名鬼砧(オニノマナイタ)、有二長石、直立名鬼箸(オニノハシ)、其山西世有大石、其下成窟、名鬼下窟、有二大石、竝峙、名[illegible]、皆奇觀可駭。

大井(オホヰ)郷

和名抄、可兒郡大井郷、高山寺本[illegible]井、○今詳ならずと雖、久久利、[illegible]見など、可兒郷の南の諸村を云へるならん。久久利川の堰などありしが、即郷名と爲り、大井と稱し、其西なる木曾川にも大井戸てふ渡の名も出でたる歟。

伊香(イカウ)

又伊川に作る、今[illegible]田、平貝戸(ヒラカヒト)等と合せ、[illegible]村と改む、土田の東惡戸の南とす。久久利川、姫川等此にて可兒川へ入る。

下切(シモギリ)（姫）

今姫治(ヒメチ)村と改む、舊姫(ヒメ)庄と云ひ、下切は其[illegible]里をさす、平牧の南、伊香の東南にして、姫川あり。東[illegible]に往々中切、上切と云ふ地名ありて、一村一郷の小區を指示す、沖[illegible]にて間切と稱するると同義の語とす、建武二年、西園寺家領目錄に「美濃國郡戸庄內下切」とあるは此なるべし。

平牧(ヒラマキ)（羽崎）

舊庄名なり、今大森、羽崎(ハサキ)等を平牧村と云ふ、伊香の東にして、久々利村に近接す 土岐系圖に、頼忠の弟、[illegible]河守[illegible]五郎康貞の三男を羽崎光貞と爲す。

久久利(ククリ)（[illegible]）

今久久利村と云ふ、御嵩驛の西南一里、古書に[illegible]又は[illegible](ククリ)に作る、後宇多院御[illegible]目錄に久久利庄を收めたり。新撰志云、平治物語に、[illegible]源五[illegible]安が、左兵衛佐源頼朝に[illegible]を剃らしめざる事あり[illegible]せ、今も可兒郡中村に纐纈氏あり、纐纈はキクトジともよめど、纐纈をククリとも呼ぶ、即久々利の地名より出でし氏號也。

百岐年、三野の國の、高北(タカキタ)の、八十一隣(ククリ)之宮に、日向に行き[illegible]をありと聞て、吾通路の、奧十(オキツ)山、三野

(鷗一十八)

の山靡けと、人は踏めども、かく依れど、人は衝く共、心なき、山の奥十山、三野の山、〔萬葉〕

最ねたし泳の宮の池に住む鯉故人に欺かれつゝ、〔夫木〕

頼めたたくりの宮の池に住鯉こそ常の知邊とはなれ、〔同上〕

泳宮址（ククリ）　景行紀云、天皇幸美濃、左右奏言之、茲國有佳人、曰弟媛、容姿端正、八坂入彦皇子之女也、天皇欲得爲妃、幸弟媛之家、弟媛聞乘輿車駕、則隱竹林、於是天皇權令弟媛至、而居于泳宮、〔泳宮、此云區玖利能彌椰〕鯉魚浮池、朝夕臨視、而戲遊也、時弟媛欲見其鯉魚遊、而密來臨池、天皇則留而通之、爰弟媛以爲、夫婦之道、古今達則也、然於吾不便、則請天皇曰、妾性不欲交接之道、今不勝皇命之威、暫納帷幕之中、然意所不快、亦形姿穢陋、久之不堪陪於掖庭、唯有妾姉、名曰八坂入媛、容姿麗美、志亦貞潔、宜納後宮、天皇聽之、仍喚八坂入媛、爲妃、生七男六女　〔按に、萬葉に高北の八十一隣と云へるは、此地方は高原にて、高き區分なれは也〔百岐年は舊訓モモシヌともモモツタフとも云ふ〕泳宮址は今詳ならねど、八幡宮及び其放生池址ありと聞けば、即そこなるべし。奥十山は木曾の山山にて、三野山も此地方の山、何峰となく、廣く指したる也。

御代之數記云、泳宮城址は四五反許の畑にて、今も字を御殿畑といふ、其かたへに一畝には足らぬほどの、窪かなる所あり、草生茂りぬ、これぞこの弟媛の命のひそかに來りて、鯉を見給ひたる池なりける、眞に古の棟瓦出られていと床し、其西の方に大藪といへる竹むらあり、これ媛のかくりましたる所なり、瀬磯山はと問へば、其向たに近う立てる山、それなりと答へたり、弟媛の鯉魚の池に浮ぶをみんとし給ひたる、古への事を思ふに、鯉は其頃より、此國の名高きものなりしなるべし、今も此國には養鯉甚多し、八坂入彦皇子の御墓は、久々利の中にて、大萱といふ山の狹間にありて、をしほといふ、其域東西十四間南北十七間あり、近き頃は民有の林なりき、其西の方の小高き山の上に、八坂入彦命、八坂入媛命、弟媛命の御靈をば祭れり、今郷社にていと小やかなる祠なり。

新撰志云、慶長五年の秋、東國より大軍進發せられし時、木曾の山中は險要の境なれば、當時木曾義昌の遺臣を求め出し、山村、千村の二人先鋒を命ぜられ功勞あり、義昌の舊領一萬六千石を、二氏の一族に給ひて、所々に第宅を構へけるが、千村平右衞門良重、同家惣領にて、久久利を在所として居宅をむすび、世々在住せり、〔山村甚兵衞良勝は關所あづかりを命ぜられ、木曾の福島にうつりすめり〕其一族山村、原、三尾等の九家ありて、これを久々利の九人衆と稱す、皆名古屋の世臣となりしも、千村山村は江戸にも參勤し、兩屬の事となれり。〔久々利の邊に穴多し、或は之を古人穴居の跡と說く、又享保十八年、村內のバンバと云ふ字邊の白田より、鐸一口を發見す、此鐸名古屋の納見寺に遺り、近年は名古屋の某所に收藏すとぞ。又久々利の大萱（オホガヤ）北山の東に、源十郎かまと稱する昔あり、源十郎は昔の陶工にて、其造れる者、彩繪ありて古雅なりと。

土岐郡

土岐郡（トキ）　可兒郡の東南にして、尾州庄内（シヤウナイ）川の上流、土岐川の溪谷をなす　東方は高原の一區なれど、地勢尾參の山野に連り、其水西南流す　今二町十五村に分ち、人口四萬五千、〔本編は地勢に相し池田、豐岡、小泉の三村をも可兒郡より本郡へ移す〕近世検地二萬二千石

(郡杵礪)

許

土岐郡、和名抄六鄕に分ちたり、天武紀礪杵に作る〔五年、美濃國司曰、在礪杵郡、紀臣阿佐麻呂之子〕云々、

旅路行く人、美乃の國ときの郡と云所に宿りて、

結び置きし人や解くらむ下紐のときの郡に旅寢しぬれば、〔仲文家集〕

東の方へ下るに、みのの國ときの郡にて、

旅人の說しきものは草枕雪ふるときの郡なりけり、〔重之家集〕

池田鄕（イケダ）　和名抄、可兒郡池田鄕。〔今豐岡村、池田村、小泉村是なり、古來可兒郡の管內なれど、地勢は土岐川、右岸なる山野に屬す　集古十種に載せし鐘銘に「美濃國池田郡井□鄕、御□□□權現、明□二年」の文あり、今池田村□□倉（ナンクラ）に藏王を祭れる小祠存す、當時此邊を池田郡井□鄕と稱したる也〕

(旗長)

永保寺（エイハウ）　今豐岡村大字長瀨（ナガセ）に在り、池田町屋の北半里、久久利村の南二里、虎溪（コケイ）山と稱し、夢窓國師か開ける禪院にして、足利氏の本國守護土岐氏の保護に成る。後世衰へたりしを、再興して東海第一の勝區に推され、七百年寺僧五山の僧行を傳へたり。

(溪虎)

濃州虎溪（コケイ）と云山中に棲侍ける頃、一筋の道だにもつたへぬ山の奥なれど、參學の志あるたぐひ訪來けるをいとひ侍て、

世のうさにかへたる山の淋しさを訪はぬぞ人の情なりける、〔夢窓國師家集〕

土岐伯耆前司入道、よみて奉りける歌の御かへし、

ことはりを背くそむかぬ二道はいづれも同じ道也けり、夢の中夢とおもふも夢なれば迷を迷と云も夢也、〔同上〕

前年行脚の僧の、安藝國佛通寺に來り、山水を一

見してよめる、
安藤[illegible]國[illegible]許ヶ山のなかり[illegible]の虎溪は日本一
也。(中國軍記)

新撰志云、虎溪山永保寺は古溪、又は渓にも作る、夢窓が尊氏公の[illegible]により當山を開きしなれば、よく人の知る所なればしるすに及ばず、夢窓はじめ安藝國大木山棲泉寺より當山に來住せりといふ、貞和二年、光嚴天皇の勅願道場となし給ひ、寺産數百貫、境内に三十餘坊[illegible]りしが、年へて衰[illegible]したり、[illegible](天[illegible]和尚の[illegible])に「余嘗東山之日、圖花[illegible]、[illegible]之交、爛然以開也、今若遊亂、[illegible]、[illegible]之不可得也、可惜[illegible]不當時、四月山[illegible]、[illegible]、雖花[illegible]主[illegible]」[illegible]は[illegible]年中[illegible]にて、[illegible]を拔べる人也、又近代の文[illegible]には、[illegible]の[illegible]に一[illegible]、山[illegible][illegible]、森々[illegible]、中[illegible]、[illegible]入寺門、[illegible]、不[illegible]、記其一二、[illegible]水、其高數十丈、[illegible]子、可[illegible]、[illegible]百[illegible]也、門前有[illegible]、永正年中所立也、[illegible]曰美濃守、余謂以歳月考之、恐土岐氏所[illegible]、[illegible]有一[illegible]、[illegible]、有[illegible]松、形[illegible]龍而枯、有[illegible]、其[illegible]古、[illegible]手、則[illegible]鳴、所謂放生[illegible]人[illegible]者是也、池上有[illegible]、曰十八[illegible]、有岩拔地、曰[illegible]音、岩頭有一[illegible]、曰[illegible]、[illegible]、把而見之、即元[illegible]閣含經也、[illegible]破壞、[illegible]、云云、其後有[illegible]石、高數[illegible]、[illegible]壁如[illegible]、余[illegible]之、其上平[illegible]可[illegible]、[illegible]則[illegible]、是[illegible]石師所趺坐也、下岩入一巷、曰華藏、最清潔、虎溪閑寂地、流[illegible]爲林泉、寺[illegible]僧徒少、松[illegible]、清池觀水月、危石證[illegible]禪、我[illegible]路、一[illegible]天、下山入常住僧[illegible]、曰永保寺、此中有八院、而每年[illegible]住持之」云云と見え、防丘誌選に「虎溪[illegible]濃[illegible]之[illegible]區、而正和年中創建佛殿、距今四百餘年、山林爲[illegible]、[illegible]開敞、[illegible]境幽、可賞益多、以故四方好事之往、問名而來遊者不少、其地也[illegible]、長川前流、洞谷林麓、竹樹泉石、皆極清美、是故地不甚[illegible]、山不甚[illegible]、而與人間異軌、眞方外之佳境也、寺之地方不甚大、而撮奇得要、一山之勝、萃聚於此、堂宇池臺、[illegible]亦各極所宜矣」云々。

池田(イケダ)
(町屋)

今池田村と云ふ、池田鄕の首里にて、俗に町屋(マチヤ)と[illegible]名唱ふ。多治見町と土岐川を隔てて相望む、[illegible]古屋より勝川(カチカハ)、内津を經て此に至る七里、土岐、[illegible]に至り中山道に會す、故に小驛站の狀あり、然れども和名抄の可見驛家を以て之に擬すべからず。

神[illegible]抄、池田御厨、内宮六十七丁七反三百歩、[illegible]田六丁、段別百五十文宛、八丈絹六匹、紙五十帖。○新[illegible]曰、紀氏系圖に中納言長谷雄の子、[illegible]、二男、宮内少[illegible]、母[illegible]「美乃國池田領主[illegible]女」、仍住[illegible]池田」と見え、純實の子池田右馬允[illegible]政、[illegible]仲政子としるし、其子「池田[illegible]守[illegible]光、治[illegible]五年[illegible]月、[illegible]御方、[illegible]子池田武者所[illegible]、紀四郎[illegible]、元久元年[illegible]勢[illegible]功、承久大功、延應二年卒、八十二」とあるは池田[illegible]入道勝入の先祖にして、代々此地にすめり、[illegible]陽志略に右馬允泰政を左馬[illegible]泰政とするは非也

御供之數云、田中村、もと池田鄕のうち、町[illegible]村と中の鄕村のふたつなりしを、近き頃合せて田中村と改めたりといへり、今の町あるところを池田町屋と呼びて、和名抄に可兒郡池田驛家と見えたる古き驛なり、こゝより東南岩山といふに、池田の城の址あり、これ池田勝入齋信輝の先祖の居たりしところなり、町の西、道より北三町許に神明社あり、これ池田御厨の舊祉なり、行々て富士嶺あり、山の形富士山に似たれば、近き邊りのものは池田富士といふとぞ、こゝに美濃尾張の國境の標たてり、これより尾張國東春日井郡内津村のうちなり。

小泉(コイヅミ)

舊庄名なり、池田町屋の西北なる大原、野中など[illegible]併して、小泉村と云ふ、後宇多院御領目錄に、美濃國小泉庄と云ふが二所あり、其一所は此なるべし。

土岐川(トキ)

尾州勝川、庄内川ども)の上流にして、卽本[illegible]の山野を剖割する主要の溪谷とす。其水源[illegible]木曾川の南なる高原地に在りて、西南に流れ、[illegible]州の[illegible]川と并行し、美濃國に於て特異の方向を見る。[illegible]り此溪流に沿ひ本郡に入り、東山道木曾路に會するものを下(シモ)街道と名づく。土岐川は惠那郡竹折の山中に出で、[illegible]戸を過ぎ、小里川を容れ、多治見、池田の間を流れ、尾州東春日井郡へ入る、長凡十里、其山野は[illegible]原料に供すべき土石に富めり。

黑味鄕(クロマ)

和名抄、土岐郡[illegible]味鄕と[illegible]味[illegible]の誤とすべし、當國神名記土岐郡從五位下[illegible]味大神あり、蓋クルマと讀む、上野國の郡名[illegible]と同[illegible]、其方[illegible]詳ならずと雖、多治見、妻木などの邊にあたる

多治見(タヂミ)

今多治見町、人口六千五百、土岐川[illegible]に在り、近世此地に陶戸[illegible]、[illegible]大なるを以て、商工多く集まれり、土岐[illegible]一里半、尾州瀬戸の北三里餘、其[illegible]は方[illegible]戸と[illegible]して、美濃尾張相下らずと云ふ、鐵道名古屋へ二十三哩

工藝志料云、美濃にては土岐郡の多治見村に於て[illegible]の陶器を云、此地古より土器を造り[illegible]名あり、文化年間に至りて、始て磁器を製す、其尾張國に[illegible]を以て、[illegible]を瀬戸、赤津(アカツ)より本郡の久尻村に及し、[illegible]色に傳せり、亦是を新製と唱ふ、今に至て[illegible]數十を設けて[illegible]なり、其造法瀬戸、赤津に倣ふと雖、其質殊に透明にして、青花(藍染付をいふ)浅花、黄色の藍染付をいふ)の[illegible]多し、尾張新製磁器と并び世に行はる。○産業事情云、美濃の陶器は夙に日用具を製するを以て世に名あり、其產地は往昔より土岐郡を盛なりとす、其創めて磁器を製

せしは[illegible]年、安政元年の頃、本郷[illegible]原村に起り、次いで[illegible]治田村に製し、漸次妻木、一倉(イチクラ)、其他の諸村に及べり、其他の頃は各家他領に製する物品を、我自領内に[illegible]ることを[illegible]りて(土岐郡は公料、其[illegible]本藩家[illegible]なり)、[illegible]、其後は漸く販路を[illegible]紛錯す[illegible]販路[illegible]小[illegible]して、[illegible]なり、[illegible]に至ては、[illegible]四十三[illegible]なりしも、[illegible]約[illegible]三十[illegible]あり、近年他[illegible]大[illegible]、多治見の勢[illegible]は明治十二年[illegible]一周[illegible]したり、當時一年の[illegible]價[illegible]萬[illegible]村[illegible]工[illegible]人[illegible] ○工業要云、美濃焼は土岐郡を中心として、[illegible]可兒の兩郡にわたり、其産出する所[illegible]、多治見、土岐津、一倉、笠原、妻木、下石、[illegible]れら各村において製出する[illegible]、なほ有田(アリタ)焼の伊萬里(イマリ)におけ[illegible]は[illegible]後分業法行はれ、例へば一倉に[illegible]妻木は珈琲碗、[illegible]は小皿、下石[illegible]如く、分業して製出することゝなれり、其[illegible]九分、[illegible]一分の割合にして、明治十年の[illegible]、漸次[illegible]增加し、ついに[illegible]清國米國に[illegible]上に達せり、其[illegible]りいふと[illegible]に位し、[illegible]殆ど三分一にあたれり、[illegible]、其[illegible]年あた製陶[illegible]はじめ[illegible]一層增加せしかど、されども[illegible]して小規模の舊[illegible]製造にして、陶工場組織をなす[illegible]は、多治見[illegible]はじめ西浦圓治[illegible]父[illegible]後[illegible]なるや、[illegible]羈絆を脱し[illegible]を以て全國に[illegible]めんことを圖り、しばしば[illegible]府の[illegible]代官に請[illegible]せしも、[illegible]けられて其志をとぐること能はざりき、其後時世は維新となり、[illegible]の制限を[illegible]かれ、[illegible]の自由を得しかば、圓治父が志の成れるを喜び、巨資を投じて工場を起し、陶業の改革に從事せり、是れ美濃焼近時の發達上大に與りて力ある者とぞ。

(比治丹)

依土岐伯耆十郎、多知見四郎二郎[illegible]事、和泉國御家人和田[illegible]助[illegible]、去月廿二日令[illegible]候、以此旨可有御披露候、恐惶謹言、

元亨四年十月三日　　修理亮[illegible]古文書[illegible]

多治見は[illegible]記に丹治比に作る、丹治比より[illegible]氏にて、古書に多く見ゆ、多治見國長は太平記[illegible]八種いうたに「美濃國住人、土岐伯耆十郎頼貞、多治見四郎國長と云者あり、共に清和源氏 後胤として、武勇の聞えありければ、資朝[illegible]様々の縁を尋て眤び近づかれ、朋友の交[illegible]浅からざりけり」と見え、同記の土岐の[illegible]が同[illegible]に依て、六波羅より討手を差向けし條に「元德元年九月十九日の卯の刻に、軍[illegible]の如く、多治見が宿所、[illegible]小路[illegible]、土岐十郎が宿所、三條堀河へ寄せける」、增境に「みのゝ國の兵にて、土岐の十郎とかや、又ただ見の藏人などいふものども、しのびのぼりて四條わたりに立[illegible]たる事有、云云、事の起りは、御門世をみだり給はむとて、かの武士どもをめしたるなりとぞ」と見え、保[illegible]記は「正中元年九月二十三日、事現れて土岐十郎[illegible]時、丹治比なんど申者、京都にて誅せられけり」、土岐系圖に「大膳大夫光行(浅野判官)の四男、國[illegible]の子、又四郎國[illegible]の二男、國長」とありて、[illegible]流の家とす。

笠原(カサハラ)　今笠原村と云ふ、多治見の東南一里、土岐系圖に、貞治五年、義詮將軍より下野入道頼高に賜ひし證狀に、美[illegible]國妻木郷内笠原とあり。

妻木(ツマキ)　今妻木村存す、[illegible]は郷名にも呼び、廣く本郡の[illegible]方を指したり、土岐系圖、應永三十四年教書に[illegible]木郷見ゆ。

妻木氏は近世江戸[illegible]本たり、慶長五年、郷士を以て東軍に應じ、本領を安堵す、二千三百石高とぞ、土岐の[illegible]也。

柿野(カキノ)　今[illegible]村と併せ、鶴里(ツルサト)村と改む、妻木の南にし、[illegible]に[illegible]、[illegible]國山[illegible]つ、[illegible]國神名帳に土岐郡、從五位下[illegible]明神あり

曾木(ソギ)　今[illegible]木村と云ふ、柿野の北東にして、[illegible]村に近し、土[illegible]圖、貞治五年教書に、妻木郷内曾木村、[illegible] ○曾木[illegible]、溫七十九度、[illegible]設完からず、[illegible]、曾木溫泉入浴の事見ゆ。

土岐津(トキツ)　今土岐口、高山を合併し土岐津町と云ふ、[illegible]木の北にして、土岐川の南岸とす。今郡役所は高山に在り、岐阜を去る十[illegible]里、御[illegible]の東南二里半

高山(タカヤマ)　郡の中央にあたり、下[illegible]道の經由する所とす、[illegible]、此地は古へに聞こえず、[illegible]山記に土岐郡高山城主平井[illegible]が[illegible]武[illegible]守に[illegible]、[illegible]の[illegible]に、[illegible]高山城に[illegible]るを、[illegible]けれは、[illegible]木に高山を給ふ云々。

土岐口(トキグチ)　高山と多治見の間とす、此に[illegible]と云ふ字ありて、古より小[illegible]見す[illegible]美濃守[illegible]を[illegible](た[illegible])[illegible]六代の[illegible]賀守光[illegible]、[illegible]光[illegible]の弟、[illegible]守光[illegible]の三男なり、[illegible]六孫王經基をはじめ、その子滿仲、その子賴光たの[illegible]國、その子國房、また[illegible]光の[illegible]、その孫[illegible]、數代打[illegible]守に任じ、[illegible]國を受[illegible]しける故、子孫何れも[illegible]に住し、[illegible]源氏と稱す、光[illegible]はじめて土岐郡[illegible]に住し、土岐をもて家號とし、彼家の元[illegible]となる、子孫所々に住し、各家號を異にす、光衡右大將賴朝卿に從ひ、美濃守護職を拜し、家の紋に桔梗を用ゆ、と云ひ、土岐口を以て土岐氏の故里と爲せど[illegible]ふべし、

土岐村は和名抄土岐郷[illegible]地なれば、彼處こそ土岐氏の故里なれ。

肥田（ヒダ）

高山の東にて、今肥田村と以ふ、土岐家の庶流に肥田氏あり、船田亂記に肥田孫太郎、同判官あり。美濃[illegible]八幡宮[illegible]記の終りにのせたる、永享十年御參向帶刀のうちに、土岐肥田伊豆守持重を見え、長享元年江州御動座着到には濃州土岐、飛驒伊豆守としるせり、[illegible]田備守[illegible]月より堀内氏への書簡、肥田伊豆守、同修理亮は土岐[illegible]肥田村に住みし人のよし見えたり、土岐[illegible]中務少[illegible]同[illegible]に[illegible]肥田源四郎、肥田兵庫助はともに、永[illegible]中[illegible]文永年中御番帳に見ゆ（新撰志）

淺野（アサノ）

今[illegible]、土岐の[illegible]流に淺野氏あり、淺[illegible]守光[illegible]の子にして、（頼貞の父とも云ふ）後[illegible]あるさは北面）出羽守に任じ、又山田[illegible]道せし實に、建保四年、左衞門尉に任じ、[illegible]と稱す、實朝公大將拜賀の時隨兵たり、[illegible]ふよし、[illegible]、土岐系圖等に見ゆ[illegible]淺野太郎光時、その子淺野太郎光清等みなこゝに住めるならん。

久尻（グジリ）

今[illegible]、[illegible]村を改む、土岐村の北にして、陶器の[illegible]とす（新撰志云、久尻には昔[illegible]をやき出す[illegible]所にありて、元祖を加藤[illegible]といふ、尾張の瀨戸の藤四郎の一類なるべし、世にくじりやきと稱す、[illegible]を竈（カマド）と名づけしは、此陶竈より起りし成るべし、當村[illegible]、今治見、下洞、妻木、下石、笠原等にも陶器を[illegible]、[illegible]を久尻焼、又[illegible]焼ともいふ。久尻四郎貞[illegible]は土岐[illegible]に土岐守光定の孫、[illegible]屋近江守貞經の二男のよし見えたり、この人なるべし。

大富（オホトミ）

今久尻に併せ[illegible]村と改む、土岐系圖に、彈正少弼頼[illegible]は土岐[illegible]に住し、後[illegible]長森へ移り、當國の守護たりし由見ゆ、此に定林（チャウリン）寺址ありて、今は大字にのこれり。定林寺（チャウリンジ）は土岐伯耆守頼員の法號とす、暦應二年卒去す、家中竹馬記には伯耆入道頼貞と云ひ、員貞いづれか是なる（淺野光行の子、光定の父也）頼貞大宮の高（タカ）田（ダ）に居り、又可兒郡金山にも住したりと。定林寺の事は季瓊日錄に、「永享七年、濃州定林寺、新命昌[illegible]西堂、入交御判出」その外永享九年、同十一年、長祿二年、寛正二年に、定林寺西堂公文の事を載す、當時有名の大坊なりしを知る。高田は當國[illegible]、土岐郡從五位下高田明神の在りし地歟（明細記、新撰志、縣地志參考）

（定林寺）　（高田）

楢原郷（ナラハラ）

和名抄、土岐郡楢原郷。○今詳ならず、土岐津、肥田、久尻の邊なるべしともおもはる

餘戸郷（アマリベ）

和名抄、土岐郡餘戸郷。○今詳ならず、釜戸を近年餘戸に改めしも、釜戸は東山道の山驛にして、古の驛家たり、餘戸にはあらず、或は小里（チリ）村などの邊歟。

小里（ヲリ）

今萩原と合せ、稲津村と改む、肥田曾木の東にして、惠那郡淡氣（タムケ）鄕に連接す。小里川は上手向の邊より出で、小里に至り、土岐川へ入る、長五里。（織田眞紀、天正二年遠利に作る）

土岐系圖に、六角判官國[illegible]の三男、又太郎國村の子、國氏の五男を小里太郎國定と云ふ、又國定の[illegible]を萩原孫三郎國資と云ひ、國定の兄を猿子（マシコ）參河守國行と稱す、猿子と云ふも此邊の地名とす。

（遠利）　（猿子）

土岐郷（トキ）

和名抄、土岐郡土岐郷。○今土岐村是なり、東山の東北二里、近世は津田庄と稱し、半原、神箆、一日市の三村に分れしも、舊號を失はず、土岐とも稱したり。行嚢抄云、土岐、自釜戸至十此一里、此所は土岐氏の出てし里也。新撰志云、津田庄半原村に、土岐伯耆守頼員の墓あり。

神箆（カウノ）

今土岐村と云ふ、土岐川の谷合にて、下街道の一驛なり。天正二年、甲斐の軍勢遠山明知へ攻入りし時、織田方より神箆（カウノ）、遠利（チリ）の二城を築き之に備へたる事、[illegible]田眞紀等に載す、即此とす。

御[illegible]之數記云、土岐村、戸數六百餘り、人口三千に近し、こゝに神[illegible]神社あり、當國神名帳に見ゆ、もと此神のおはしましける山を、天神山といへり、こゝに一鏃篦竹といふものあり、其根ひとつにして、矢篦竹二本おのつから其間ならびて生ひいづ、一鏃に矢篦竹一双を代る、近き頃は一ならびの竹生ふること稀れなれりとぞ、又本つ道の北の山の上に、[illegible]が城の趾あり、山の上に[illegible]いあとあり、山のもとに高き石垣あり、永保中には多田伊豆守國房、文治中には土岐美濃守光衡これに居たり[illegible]か後天正の頃、織田信長公岐阜の守りに、小城十八を置きて武士を籠められしことあり、此城も其一つなりといへり、土岐伯耆守頼貞が住みたりし館のあとは、此村一日（ヒトヒ）市場（イチバ）の田の中にあり、頼貞は嘉曆の頃の人にて、後に此國の守護職に成れり、其子十郎頼兼は朝廷にこゝろざし篤かりし人にて、元德元年九月都にて打たれぬ、事は太平記、保曆間記に委し、この山中より石に化りたる貝を掘出すことあり、此邊にていと名高きものなり（土岐口を参考すべし、土岐の名義不詳）土岐家中竹馬記云、抑當家者、滿仲の長子頼光の苗孫として、清和源氏の宗[illegible]也、等持院殿の時、御一家の次、諸家の頭たるべき由、土岐伯耆入道殿（頼貞、法名存孝、號定林寺殿）に被仰定ける以來、今に至る迄其證跡勿論也、先代高時を亡ほさるべしとて、最初に伯州に被仰合、他に異なる御約[illegible]子細等、古老申傳る依也、伯州の長男頼宗は早世、二男頼遠家督になられける處に、不意に横難に依て御生害あり、其時頼宗の長男頼康（大膳大夫、法名善忠、號建德寺殿）御家督、實子御座なくて、舍弟頼雄の子息を御猶子あり、康行と申是也、此時不忠の者有て、當家に錯亂し、

（高野）　（一日市場）

康行御敵にならるゝによつて、頼宗の三男頼世（刑部少輔殿、法名[illegible]、[illegible]寺殿）公方御味方として御忠節あり、其時[illegible]三男[illegible]（[illegible]）[illegible]院殿）悉事[illegible]を[illegible]、[illegible]院殿御[illegible]して、頼益家督の御判頂戴あり、然間與善院殿を當家の中興と申[illegible]、此[illegible]、[illegible]院殿以[illegible]賞せらる[illegible]、[illegible]、康行の亂に[illegible]進退本[illegible]を失て、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]の[illegible]ありて、[illegible]時[illegible]公を相續せず、[illegible]を[illegible]、[illegible]に依て賞を行はれ、不義に依て[illegible]を失ふ故に、賞罰[illegible]也、康行の子息康政を土岐世保殿と[illegible]、三代あり[illegible]の亂中、[illegible]州にして討死せられし後、子孫[illegible]、[illegible]行の不思に依て[illegible]流になられる也、[illegible]方に[illegible]、[illegible]永正八年[illegible]、伊豆守利[illegible]の[illegible]ある[illegible]な、

日吉郷（ヒヨシ）　和名抄、土岐郡日吉郷。○今日吉村、明世村是なり、土岐郷の西北にして、肥田、高山の北なる小[illegible]を占む、可児郡上之郷と相隣る。

日吉村に本郷、南[illegible]、白倉、宿、[illegible]澤、細久手等の字あり、て、其宿と云ふは古代の[illegible]路の經由せし所にや、可児郡上之郷の宿より日吉の宿をへて、釜戸の宿に出で、竹折へ向ひし歟。

細久手（ホソクテ）　日吉村の北にて、近世中山道の新驛として置かれし所なり、御[illegible]より三里、大湫より一里半、此驛は慶長十五年の[illegible]新[illegible]永十[illegible]年の開拓とも、社[illegible]南[illegible]あり、久手は方言[illegible]の地を云ふ、

月吉（ツキヨシ）　今河合、戸刈等に併せ明世村と改む、日吉の南、肥田の北とす、夫木抄に美乃國月よしの里、

やみならば殘ぬべき者をたのまぬも人に待たるゝ月吉の里、　元輔

[illegible]志云、石[illegible]は山野に産す、俗に月の[illegible]といふ、本草[illegible]正誤に「[illegible]州月吉郷に多く産す、月の[illegible]と云ふ、[illegible]り、其[illegible]石蛤も有り」と記し、物類品[illegible]の[illegible]の條に[illegible]、[illegible]國に産する日の[illegible]、月の[illegible]と稱する[illegible]、[illegible]、[illegible]、此[illegible]非也、[illegible]北水[illegible]、[illegible]戌[illegible]中より此物を[illegible]、[illegible]中に入り、[illegible]して後、[illegible]去て乳液の[illegible]たるもの也[illegible]見えたり、又三日月形の白石も出づるを、[illegible]に名[illegible]

驛家郷（ウマヤ）　和名抄、土岐郡驛家郷。○今餘戸村是なり、日吉郷の東、土岐郷の北にして、土岐川の[illegible]にあたり、[illegible]那郡の竹折郷に隣る、東山道の古驛なり、今[illegible]戸の宿（シク）と呼ぶ里、即其舊址にや。

立坂（タチサカ）　延[illegible]式に驛馬可児八疋、立坂、大井各十疋とありて、大井は[illegible]なれば、立坂は土岐郡とす、後世此名亡ぶ、又同[illegible]、土岐郡[illegible]馬五疋と載せ、即釜戸宿の[illegible]なるべし。

釜戸（カマド）　今大湫と合せ、餘戸村と改む（此地を餘戸と改めては何の[illegible]にや）中切、公文垣外（クモカイト）、宿村、大島など[illegible]、[illegible]、[illegible]國[illegible]名所の一とす夫木抄「かまどの山」[illegible]、[illegible]美乃、

美乃の國[illegible]の山の日暮るればけふわたらせぬなげきをぞする、　[illegible]信

と見ゆ、釜戸より東北竹折迄二里。○建武三年、[illegible]寺所[illegible]目錄に、美乃國小[illegible]釜戸とあるも此歟。

釜温泉（カマド）　釜戸宿の森前明神の域内に在り、單純泉、温七十度、泉池方三間許、深四尺、傍に浴舍を設け、採[illegible]して澡洗に供す。安永二年、釜戸浴湯日記云、釜戸の湯は昔天[illegible]寺の老宿、世上のため也とて、浴室[illegible]等を設[illegible]るが、正德の頃大水にて、浴室等流失しけり、其後又作りしかど、寶曆己の年の大水に流れうせぬ、夫より段々衰へ、近年やうやうかたばかり作れり、されば此湯の事は一切天[illegible]寺、取[illegible]なり、此所の[illegible]山に[illegible]一字あり、其[illegible]寺に[illegible]一人[illegible]して、湯の事を司らしむ、[illegible]より一町ばかり[illegible]りて、山の[illegible]に神[illegible]の[illegible]、[illegible]の大[illegible]、下より[illegible]河[illegible]、[illegible]五六間、[illegible]二三間[illegible]、此水[illegible]く、[illegible]、おなくさきやうなり、[illegible]湯にあらず、[illegible]石[illegible]などゝいふべし、味もすこし[illegible]はゆし、此池より浴室の内へ[illegible]をかけて水を入る、[illegible]にかけて、火をたきてわかす、

大湫（オホクテ）　今釜戸に合せ、餘戸（アマベ）村を改む、釜戸の北一里、中山道の小[illegible]、[illegible]に至る[illegible]、[illegible]高く、土岐川の水源に[illegible]、十三峠（ジフサン）の[illegible]、[illegible]絕險の境には非ず。

[illegible]、[illegible]山[illegible]上下、果然此際十三峰、　鐵心

大湫[illegible]の間に[illegible]、[illegible]光[illegible]の[illegible]、久手と云ふ所より、[illegible]坂と云ふを踰ゆ、今日の[illegible]て山の[illegible]山なり、かなたこなたより見[illegible]に、[illegible]山[illegible]に山の[illegible]かに見ゆ、見つゝ[illegible]へ[illegible]ぬ、[illegible]、山[illegible]なればさだかに見ゆ」[illegible]云、大湫[illegible]、多[illegible]石、其最[illegible]十數丈、上[illegible]樹、一寺也、[illegible]上、可[illegible]山[illegible]、一時一[illegible]、凡十三嶺、[illegible]頭[illegible]

惠　那　郡

惠那郡（エナ）　土岐郡の東北にして、木曾川の兩岸に沿り、信州木曾谷の谷口にあたる、美濃國の東限也、今六町二十一村を管内とすれど、明知（アケチ）地方（一町五村）は水晶山の南、參州矢[illegible]川の水源にあたり、形勢全く參州

の加茂郡に入るを以て、本篇之を除く、又加子母(カシモ)は飛驒谷の中なるを以て、併せて之をも除きたり。

恵那は和名抄六郷に分つ、其絵上(エナノカミ)郷は今の木曾谷 西筑摩郡の地に當る、又那は古書皆奈に作る、正保國繪圖に定め、後世之に仍る。○恵奈は山名の恵奈に起れる、意義不詳、山の東は信濃にて伊奈郡と云ふ、伊恵音相通ずと雖、其是因の異同を知らず、恵奈山の下には神御坂(カミノミサカ)(科野坂)の險路あり、上古より東山道の絶險と稱す、謂はる吉蘇路是也、延喜雜式 美濃、互蓬驛若目一八、令抑較土岐恵奈兩郡驛事、井驛家迎送事」と載せ(大井驛を經て)清和紀 貞觀四年、土岐恵奈兩郡百姓疲弊、特給復一年」又五年十二年迄に給復せらる、其皆驛家送迎の事に由れり、

恵奈は中世遠山庄と稱す、是は中津川御厨に籠められ、伊勢の神領なりしやにも疑はる、遠山氏あり、加藤景廉の子孫とす。近世檢地三萬石、村木井に驛馬を名産と爲せり、近年は寶石の採集者多く山中に入る。

竹折(タケヲリ)郷

和名抄、恵那郡竹折郷。○今竹折村、大井町等是なり。東山道の古驛路之に係り、土岐郡立坂の驛家は東とす、竹折村は土岐川の源にして、大湫十三峠の南とす。尾州より土岐郡に入る下街道は此にて東山道に會す、此邊の地勢山中と雖、頗洪積沖積の原野廣し。

(佐貝木)

竹折の南に佐貝木(ササラキ)、野井あり、今合併して三郷(ミサト)村と改む、竹折と大井驛の間に中野村あり、今永田(ナガタ)、正家(シヤウゲ)などと合せ、長島村と改稱す。

大井(オホヰ)

今大井町と云ふ、木曾路の山驛なり、人口二千、御嵩驛の東八里、阿木(アギ)川は岩村に發し北に流れ、大井驛を貫き、木曾川へ入る、長三里。一書に大井宿の東野の邊に、花無山と稱する西行の歌名所ありと云ふも、山家集に花無山の事なければ疑ふべし。○浪遊文草云、大井驛、早發驛馬、以渉山路、曉霧始銷、寒雲如湧、爾結若長緣、蜿々若虬龍、書法最奇古。

大井は延喜式に「驛馬、立坂、大井各十疋、坂本三十疋」、又美濃國坂本、土岐、大井三驛、信濃國阿知驛子、課役違免、とあって、有名の山店とす、又仁明紀に「承和七年官[illegible]、承和五年、美濃國言、管恵那郡、無人任使、郡司暗拙、是以大井、人馬共疲、官舍頽仆、因茲坂本、驛子恐逃、諸使接遇、國司濃席田郡人國造真祖父、令加教諭、於是逃民更歸、逃還不絶、遂率妻子、有率土、夫見善不賞、何以責成、望請停史生一員、特置驛吏、預于把守、令得成勢、若得其人、爲終身任、其公廨者、給史生料、特減省官員、頗非穩便、宜史生數依舊例、真祖父一身、特以任用、從此而後、不得更補、其俸料者、分折公廨、給史生半分、事力公廨田、不在給限」とあるは往昔の驛吏の事情を見るに足る。又季瓊日錄「長祿四庚辰、香嚴院[illegible]、美濃國遠山庄大井郷、別當職之事、如先規可有成敗之由、命于飯尾左衛門太夫也」と見ゆ、此なるべし。○濃州[illegible]に「大井驛往日此地驛館、令押[illegible]一員居之、監村木[illegible]、近時廢之、但使輕卒輪戍而已」と見えたり、岡田伊勢守善同、美濃の御郡代の時の官舍なるべし、[illegible]年に「正保の三年、葉月はじめのほど、江戸を出侍り、十六日、まごめの峠より、みのゝ國を見おろして、今ぞ心おちたおにける、其夜は大井の里にとまる、此所は慶長のむかしまでは、伊勢の翁のあつかりなる所にて、たびゝきかよへる里なり、今やどる家あるじも、むかしのずさなり、ふる人も此家にやどりなれ給ひてしとおもひ出ればば庭のやり水かげとまる心ちして、涙もよゝと流れそひぬ、物語に、おかしいあま君、親ろんわうのあとを尋ねて、年へてのぼり住みける都にちかき大井の宿、むらさき式部が筆のすさびも思ひ出られて、くみてしる昔の宿のあはれさはこゝも大おイ里のいさゝ井、岡田豐前守善政」

安岐(アギ)郷

和名抄、恵那郡安岐郷。○今岩村町、阿木村、本郷村等なるべし、竹折郷の南とす 當國帳、恵那郡從四位上阿木明神、今阿木村に存す、岩村の東北にして、水晶山の麓也。○新撰志云、血洗社は阿木山の麓、大野平にあり、神代のむかし、ある御神こゝにて御子を産給ひ、胞衣を洗ひ給ひし跡也といひ傳へ、血洗池といふ古跡ものこり、また惠奈山の名もそれより興りしよし、里老いへり、永享以來御番帳に、遠山安木太郎見え、また長享元年江州御動座着到に濃州遠山安城孫次郎としるし、家家紋帳にも遠山安木氏の家紋をのせたり、皆こゝの人なるべし。

(阿木)

飯羽間(イヒハザマ)

今富田と合併し、本郷村と改む、岩村の北に接す、本飯間(イヒハサマ)に作れり、此村に礦泉あり、溫六十二度、許槽の設備完からず。○甲陽軍鑑に「天正二年四月、いひはざま城へ信州河中島衆の内三備をもつて取詰る、たゞ一時にいひはざまをせめおとし、信長より[illegible]たる十四日に武[illegible]取り、いひはざま右衞門が本城のへおとし込、生[illegible]、勝頼公御機嫌よくおはせ候、信玄[illegible]城をあけ[illegible]のくし原、さうしの仕事は、甲州信濃の下者の詞にて、あさなる事をはきてたる事かなど申候故、しかもいまだあてらきと云城落たる故也、四月上旬に御馬入なり」と見えたり、其以前にも同氏の人こゝに住みし也、永享以來御番帳に、遠山飯間宮内少輔と見え、長享元年江州御動座着到に濃州飯間孫三郎としるせり。

岩村(イハムラ)

今岩村町と云ふ、人口三千三百、大井驛の南二里半、遠遠の山中に居るも、近世封侯の城邑たり。卸慶長六年、松平和泉守家乘、上州より移り、封二萬石、其子乘壽、元和元年遠州濱松へ移る、丹羽式部少輔氏信之に代り、參州伊保、賀茂郡より來る、封二萬石、

元祿十五年、和泉守氏音に至り、非政不治の故を以て、版籍を削られ、松平氏（乘紀氏音の孫、大給家）信州佐久郡より入部、子孫世襲して大政變革に至る、封三萬石。（太閤記に岩村を岩倉に作る）

御伽名數記云、岩村の西、相原といふ所に、一條宰相中將信能の墓あり、國の侍從に其事のあとを探りてよみ、即此事ありて遣はされたり、信能卿は承久三年のこたへ、宇治のわたりを守りしが、御軍敗れて捕へられ、遠山景朝あつかりて、此岩村におてかへり、相原にて殺しまつりぬ、其亡骸をこゝに埋めたりしに、後の人その御門跡に遺されたる志を哀み、いさゝかなる祠を建て、其靈を祭り、若宮社と稱へけるが、其外には何の殘れるものもあらず、あらぬは理り、七月五日下向、其八月十四日に失せ給へば也、云々。東鑑云、七月五日、一條宰相中將信能、相預遠山左衛門尉景朝、着美濃國、即於當國遠山庄梟首、云々。新撰志云、分脉に中將信能「承久三年八月十四日、於美濃國被斬」と見え、承久記には景朝を景村とし「一條宰相中將は遠山左衛門尉景村具足し、美濃國遠山へ下り切奉らんとす、此宰相元來西方に心を懸たる人にておはしければ、念佛不怠、今はの時に臨んで、紫雲たなびき異香薫じ、音樂空に聞ゆと、人々も聞ける程に被切給ふ」云々と見えたり、景村は景廉の四男、景經の子にて、七郎左衛門と名のれり、名細記に、景村卒して寒城の十町計り西の山に葬り、靈社を營む、今若八幡と稱し、又一里計り西武並山にも、景村靈社あり、云々、其苗孫の次第詳ならねど、長享元年九月の常徳院殿江州御動座着到記に、濃州遠山岩村と記すを見る。

岩村城址（イハムラ）　此城は石疊垣墻の設備なく、自然の丘山溪谷を要害として構へたり、全く天正以降の築造の樣子を加へざりきとて、論者の多く舉げつらへる者也。一名霧が城と云ひ、遠山判官の創始なる。明細記云、遠山判官景村の子孫、代々邑主たり、景村子孫多く、土岐惠那二郡に分地す、其後城は苗木、明智、飯羽間、串原、大井等なり、織田軍記には「明智の城主、遠山勘左衛門」云々、久須見、佐良木、阿木、野井、曾木の諸城」とあり、遠山内匠助死後、養子御坊丸勝長、幼少相續也、天正元年三月、秋山伯耆守晴近甲州より來り之を攻め、御坊丸を養子にす可き和談にて、當城を請取り在城、御坊丸を武田信長の人質として甲州に遣はす也、信長天正三年十一月之を取り、河尻肥前守重能を置く、天正十年三月河尻は甲州にて、領地を賜り、岩村は森蘭丸に賜りしも、其後本能寺にて打死。○武徳安民記云、慶長五年八月、京方岩村城には田丸中務具忠、高山城には具忠の家來田丸主水、苗木城には關治兵衛等籠りしを、東國勢木曾の郷士千村平右衛門、馬場半左衛門、山村甚兵衛に美濃衆遠山久兵衛以下相加り、之を攻落す。○甲陽軍鑑云、信玄公御代に東美濃の岩村霧が城を攻落し、城代に秋山伯耆守、信州先方には座光寺を始め三頭を附けらる、伯耆守は岩村城、先方岩村殿の後家を妻女に仕候、後家は武田信玄の妹、信長のため伯母故、信長より美濃先方の侍共、小城をかまへたる人々へ十騎十五騎ばかりづゝ警固にさしそへ、其外取出をこしらへ、都合十八ケ所、岩村の秋山伯耆守のおさへの爲に申付らる。

(山城霧)

水晶山（スヰシヤウ）　岩村の東にして、其山脈は惠那嶽より東北木曾に連なる、此山は六方石を產するが故に特名あり、又此邊に貝介の化石を產す、第三紀層の構成なれば也。○天正三年十一月、岩村城内は粮米盡果ければ、秋山、座光寺初め城兵等は、水精山の柵を破り、切拔けんとしけれども成らず、二千餘人討死して落城す。○里人談云、御嶽の麓に月吉村、日吉村といふあり、此所秋に至れば夜每に降るものあり、長四寸ばかり、螺貝のごとく、屈曲して色黃白き石なり、これを月のさいふ、又岩村町の邊に、星石といふ石あり、太田村すこし、土中より掘出すなり、色うす黑にして、性は水晶石に似たり、大きなるは稀なり、燧石に供する程の石の角だちたるなり。

遠山（トホヤマ）　古庄名にして、岩村等に及ばせるが如し、今岩村の西南なる馬場山田、上手向の邊を遠山村と稱す。東鑑に「文治元年、故伊豫守義仲朝臣妹公、自京都下向、所賜美濃國遠山庄内一村也」と載す、遠山の名は信州伊那郡の南偏、參州の東北の山中まで及ぼしたれば、其境域明白に定め難し。○古今著聞集云、美州遠山と云所の百姓の妻、夢に見るやう、うせにし舅來て云く、明日地頭殿の狩に何にもして隱してたべ、我もとより片目の盲たりしが、當時も替らぬをしるしと思ひたまへとて、泣々語ると見てさやかしく眞に思ふほどに、次の日地頭狩しけるに、雉の家の内へ飛入りぬ、此雉をとりて釜の中にかくし置ぬ、狩人求めかねて歸りぬ、夫申けるは、げにまことにておはしけり、すにくくはればやきてこそ、おはしつらめといひて、ねだ殺してけり、此妻あまりに心うかりければ、やがて家を出て行くを、夫にがさじとす、はては地頭に訴ふるに、事の子細をきゝて、其罪の者にころさて追ひこめ、妻はなさけ有る者とて、其家敷をたびてけり、近きほどの事なり。

馬場山田（バンバヤマダ）　今上手向と合せ、遠山村と改む、馬場山田は濃陽志略に「里民傳云、此村本屬岩村城、曾有八幡祠、萬勝寺奉祀、里民皆以田地寄附爲產、慶長中、田丸中務在岩村城、寄于百石、神祖命遠山民部、取岩村城、以明知邑六千石、賜民部、其後寺產之地、爲間田、岩村明知二藩爭之不決、官裁收爲公領、元和中、賜千張藩。」

淡氣郷（タムケ）　和名抄、惠那郡淡氣郷。○今遠山村、中岡村、陶（スヱ）村、阿木村等是なり、岩村の西南にして、

土岐川の支源、小里川の發する所とす、後世手向に作る。乃遠山村に上手向の大字遺り、鶴岡村に下手向の大字遺る。

(手向)

陶村[illegible]は、近年[illegible]業を以て鳴り、美濃茶碗の本場にして、之を[illegible]市場に出し、諸州へ販送す。○美濃[illegible]燒は天正慶長の頃に起り、瀬戸井に原津を阻ぐすと云ふ、元祿二年、[illegible]松[illegible]代[illegible]窯の數を制限し、二十餘適と定む、文化中より始めて清白の磁器を造る、當時窯の制限ありしのみならず、諸品の販送輸出も、尾州侯の封内を經由する能はざりしを以て、營業不便多かりしが、明治維新後、[illegible]を一掃し、美濃[illegible]起る。

([illegible])

久保原

[illegible]今[illegible]山村に屬す、[illegible]元[illegible]、元[illegible]元年、遠山[illegible]州[illegible]行[illegible]に一手向[illegible]内、[illegible]木村、[illegible]原、佐々良木、[illegible]行之[illegible]地[illegible]とあり、[illegible]は今の阿木村にあらずや、久保原は[illegible]原に同じ。

坂本郷

和名抄、惠那郡坂本郷。○今坂本村、中津町及び落合村なり、竹折郷の東にして、古の神[illegible]下なれば此名あり。式内、坂本神社(今國府[illegible]、惠[illegible]、從五位上[illegible]。[illegible]千旦林[illegible]の八[illegible]、[illegible]日入[illegible]、[illegible]記[illegible]科坂本[illegible]東山[illegible]、[illegible]村[illegible]時の山店す、[illegible]坂本三十疋」また「凡[illegible]發[illegible]使、[illegible]十七[illegible]、使[illegible]十束、平路[illegible]八束、使[illegible]六束、[illegible]國阿智[illegible]、[illegible]別四十五[illegible]」[illegible]、[illegible]を見る。又三代格、齊衡二年官符[illegible]、惠那郡坂本驛、與信濃國阿智驛、相去七十四里、[illegible]、[illegible]早發、犯夜暮至、一[illegible]、[illegible]子負荷、常困[illegible]遞。[illegible]之由、[illegible]、殊[illegible]、永免[illegible]子租[illegible]、[illegible]十一年[illegible]二年之[illegible]、[illegible]施[illegible]限之恩、往還[illegible]、[illegible]治方、[illegible]興復、况復任於[illegible]吏、更施何術、今[illegible]彼郡之課丁、總二百九十六人也、就中二百十五人、爲驛子、八十一人輸調庸、比之諸郡[illegible]尤甚、望請[illegible]諸郡司之中、富豪[illegible]勤者、[illegible]以五位、期三年中、令治件郡、[illegible]請官裁者、左大臣宣、奉勅依請、與[illegible]之事、一准去天長元年八月廿日格」と、此に七十四里とある[illegible]路は、千旦林より東惠那嶽の南を踰えて、小野川を下り阿智驛に出でしにや、又中津川落合より湯舟澤、清内[illegible]山[illegible]て阿智驛に達したる[illegible]、今判決し難し、信州伊那郡阿智驛の條を參考すべし、此山路を古書に神御坂、又科野坂と云ふ。

(千旦林)

茄子川

今阪本村の大字とす、千旦林に接し、此に上宿てふ地名[illegible]る、阪本の上宿の名の[illegible]るならん。

中津

舊名中津川宿、近年[illegible]手賀野と合せ、中津町[illegible][illegible]、人口五千五[illegible]、今本郡の治所とす、岐阜を去る二十一里、木曾路の名驛にて、大井の東二里半、川上川の溪に在り。(川上川は驛北に於て、木曾川へ入る、此[illegible]に出で、[illegible]里)更に東一里餘にして十曲峠に[illegible]、之を濃信の州界と爲す。

式内、中川神社は當國[illegible]、惠那郡[illegible]從五位上中津川明神とありて、今[illegible]内の八幡に[illegible]、神明に[illegible]又白山にや、いつれか分明せず。

(川上川)　(中津川)

落合

今落合村と云ふ、中津川宿の東半里強、其澤潤は惠那[illegible]の北なる湯舟澤より發し、落合に至り木曾川へ入る、長四里。○新撰志云、落合川は惠那山の澤が谷より流れ出、湯舟澤と合ひ、木曾川へ入る、十石峠は木曾の口にて、美濃の惠那郡と信濃筑摩郡の堺とす、相傳ふ、落合五郎兼行は、木曾中三權頭兼遠の季子にて、源義仲に隨從したり、其宅址村内に存すと云々。

十曲峠

又十石峠と云ふ、九折羊腸の坂路なれば、十曲の名ありと云ふは附會にちかし、名義不詳。之を踰えて東北すれば、即西筑摩郡木曾谷とす、其馬[illegible]宿まで半里餘。蜀山人壬戌紀行云、落合の橋梢杭なし、又釜が橋ともいふ、貝原氏の記に、是信濃の安曇郡と美濃の堺也、是より東は木曾なりとあり、されど今の美濃と信濃の境はす曲峠にあり、此所に札たてゝ「是より東北湯舟澤、雅好法師の古跡なり」としるせる、湯ふね澤は橋より一里あり、熊が洞立岩などいふ所ありとかたれり。

(十石峠)

惠那嶽

中津川の東南三里、信州下伊奈郡に跨り、標高凡二二四〇米突。此峰は木曾山脈に屬すと[illegible]北方は飛驒山(乘鞍山)の餘勢を受け、南方に波合山[illegible]山を遙起し、[illegible]の間なる一雄峰とす、(又此山と[illegible]山の間に、阿賀[illegible]一峰あり)一名胞舟山、信濃にては野[illegible]山と云ふ。

新撰志云、惠那嶽は當國第一の高山にて、遠國よりも見ゆ、其かたち舟をふせたるに似たれば、俗に胞舟山といふ、峰につもれる雪、夏に至りても消ざる事、御嶽[illegible]嶽などに同じ、東北の[illegible]は信濃の湯舟澤村に接れり、吉蘇志略、湯舟澤の條に「在惠那山北麓、岩石形如舟、里民云、是天照大神降誕時所浴也、村名職是之由、且效胞衣於此山、故名曰惠那、則惠那山名、亦由於此、其山下所出水滋旋、則所謂温川也」と見えたり、惠那權現社は延喜神名式に惠那郡惠那神社と見え、美濃國神名記に從五位下惠那明神、[illegible]の小手巻に「惠那山に山上に七社あり、惠那權現は九尺四面の社、其外は小社なり、每歳九月九日に登山す、絶頂まで五里、[illegible]生茂り、常には道もなし、大勢[illegible]わけて登り、前夜は川上に通夜、水垢離をして山にのぼる、山上の木は風烈しき故、麻木の如く低し、四方を望むに富士、淺間、白山、伊吹、近江の湖、伊勢の海、一瞬に見渡す、其夜は山上に小屋をさし通夜し、翌日下山す、山上に池あり」としるせり。○按に日本武尊のことむけたまへる科野坂の神は、蓋惠那神に同じ、

(惠那神社)

惠那嶽の下を過ぐる峠路を、神御坂と曰へるも、惠那の坂の義とす。後拾遺集に「爲善朝臣三河守にて下り侍りけるに、須俣といふわたりにおり居て、信濃の御坂を見やりてよめる、能因法師、

白雲の上より見ゆる足引の山の高根や御坂なるらむ」

信濃地名考、惠那郡は美濃信濃兩國の境、伊那郡の西南にあたり、是を御坂越といひける、彼高つ峰によぢ登て、遙に園原にくだり、阿智の驛にいたると見えたり、今は野麥をこえて人かよはず、駒場の邊より小野川、園原を通り、坂本に至る凡三十餘里といふ(今道三十餘里とあるは過大なり、十里許とす)

繪下鄕(エナノシモ)　和名抄、惠那郡繪下鄕。○別に繪上(エナノカミ)ありて、即木曾谷(今西筑摩郡信州へ入る)を指す、其下なれば苗木、付知など木曾川の北岸の山谷の古名とす。繪は惠那の省略なること、傍例多ければ疑說せず。

苗木(ナヘギ)　今苗木町、人口三千餘、中津川の北一里、木曾川を隔て相對す、近世遠山氏一萬六千石の城邑たりしかど、山中幽邃の地なれは、太閑寂なり。

苗木城址(ナヘギ)　河水を沮み、山嶽に據り、往昔より遠山氏の居れる所とぞ。甲陽軍鑑に「永祿八年、信長公より御使にて、勝賴公へ養女を進し度候、此女子は我等父彌正[illegible]、美濃國苗木勘太郎を聟に仕、昔より苗木城に居住候を、彼者の娘を幼少より我等養育候」云々、又改正三河後風土記に、木曾の臣は長篠敗軍以後、苗木の遠山久兵衞に便り、武田に叛き織田殿へ降る」云々。○新撰志云、苗木は遠山久兵衞友政は勘太郎の跡の絕たるをつぎ、木曾の明照(アテラ)山より移りすみて、天正十五年、當城を退去すといふ、金山記には遠山久兵衞尉、木曾義政に與みし、森家に敵對する事ありければ、武藏守其遺恨により、天正十一年五月、苗木を攻ければ、遠山禦き得ず打負け、五月廿日累代の居城を退去し、上野の館林に至り蟄居、河尻肥前守直次は一萬石を領し、天正より慶長五年までの城主なり、關ヶ原記に、肥前守は大坂に伺候し、關次兵衞を城代として守らしめしを、遠山舊臣なる故、關東に訴へ、御ゆるしを得て攻取りしよししるせり、遠山、千村、山村と同じく、東照宮の命を奉りて、石川光吉(尾張の犬山の城主、備前守と稱す)を降す、其軍功により當郡のうち數ヶ所の領知を賜はり、當城にうつる、又明照とは中津川手賀野(テガノ)の阿寺(アテラ)山の事なるべしとも云ふ

(明照山)

坂下(サカシタ)　今坂下村と云ふ、苗木の東北二里、信州西筑摩郡田立村と相隣る。川上(カハウヘ)川は北方より出て、木曾川へ入る即坂下の溪谷とす、長二里半、付知谷と同く廣き御料林あり。

付知(ツケチ)　苗木の西北なる山谷に在り、谷の長八里許、付知、福岡の二村あり。附知は今付知町と稱し人口五千二百、苗木を去る五里、万山の中なる孤村なれど、人民木材を伐り出すこと古來盛名あり、故に自ら大邑を成す。西北加子母(カシモ)を經て飛驒谷の下呂(ゲロ)驛に至る八里餘。新撰志云、付知山、檜けやき等の良材多く有り、天保十一年、將軍家の御用木に伐出しありしも此澤なり。むかしも美濃より將軍家の御用木を奉りし例あり、殿中日記(蜷川親元)に寛正□□□□土岐濃州使、遠藤主計允、御風呂桑木事□中付候事、依御奉書、過書、番匠一人、可有御中沙汰云云と見えたり、東山殿山莊を造營ありて、風呂屋に用木を美濃の土岐へ仰られたる趣なり、また齋藤親基日記に「文正元年十一月、東山御山莊料、美濃國御材木事、爲使節可下向之旨、齋藤五郎兵衞尉興基、松田主計允數秀等被仰付之」と見えたり、又木の葉(コハ)山は木曾山舊記に「元和の頃、佐藤半太夫木曾山の繪圖を撰す、三十一枚續也、濃州中津川において人民を集めて、此圖作られしに、附知の村民のみ、圖を進上せず、付知の山の形狀、木の葉なりに殘りしを、是より此名起る」云々。

(付知川)

高山(タカヤマ)　今福岡村へ併せらる、附知川の谷に在り、苗木の北に隣る。地學雜志云、惠那地方は花崗岩の分解に由り、數多の鑛石を產出す、其中[illegible]產所は高山村字[illegible]、[illegible]村字高樂山なり、錫石最多量にして、盛に採掘せられ、次に多量なるは砂鐵にして、黃玉、電氣石、綠柱石、水晶、黑水晶、青玉、長石、雲母、陶土并に少量の砂金、金紅石等共に此に產す、又中津川村近邊よりも出ると云ふ、皆岩石の崩壞により、分離して地中に埋沒せられたるものなるを以て、何れの溪流に於ても採集することを得し

中野方(ナカノバウ)　今中野方村、(舊中之坊に作る)苗木の西南、笠木(カサギ)山の邊の山村とす、加茂郡飯地村の東北二里。笠木山は木曾川北岸の一高峰とす、拔海凡千百二十米突。

(笠木山)

木曾川　　　栗山

倚倒銀河天半來、奔流直劈碧山開、風吹怪石千岸[illegible]、
地底鼓鼕十月雷。

飛驒國

飛驒國(ヒダ)　北は越中、東は信濃、西は加賀越前、南は美濃、謂ゆる濃飛高原の主部にして、地勢最高し。今三郡に分ち、岐阜縣治に屬す、面積二百六十餘方里、耕土は其百分の三許、本州無比の磽确とす。本篇は三郡の外、飛驒谷の一綱を建てて、濃飛間の峽谷を收む。

(飛州)

飛驒は和名抄比太と注し、國造は「志賀高穴穗朝御世、尾張連祖、瀛津世襲命孫、大八椅命、定賜斐陀國造」

（斐陀國）

事本紀云、又成務紀云、平神譯二年、以飛驒國造高市根呂、爲造西大事人判官、延暦二年、飛驒國造祖門しなど其氏人見ゆ。其地東山北陸兩道の間に在りと雖、嵩山闊絶、風氣自然に殊なるを以て、政法亦相別てり。大寶令、凡斐陀國庸調俱免、毎里點匠丁十人、毎四丁、給斷丁一人、一年一替、餘丁輸米、充匠丁食、とあり、專工匠を以て朝廷に奉事したり。桓武紀、延暦十五年、令天下諸國、搜捕逃亡飛驒工、若有容隱者、科違勅罪。萬葉には「斐太人の打墨縄の直一道に」と云ひたり。（日本紀略、弘仁二年の條、飛驒工の事見ゆ）延喜式三代格、承和元年官符等にも、「飛驒國、調不輸、但率里人輸庸布」、又「毎年匠丁一百人、其古抄、准調庸例」と、以て當時の大法を知るべし。

宮作る飛驒の工の手斧の音ほとほとしかるめをもみしかな、拾遺集。

飛驒の名義は、齋藤彦麿の諸國考に、挽手人（ヒタヒト）てふ古語あれば、即工匠の義より起り、國名となれる歟と論ず、一に驒に古音ダヌなれば、ヒダヌにて、直野の義ともあれど、採り難し。○地志提要云、飛驒古へ國府を大野郡に置く、今の灘郷高山なり、鎌府の末には信濃守護小笠原貞宗、州事を兼知す、延武中興、姉小路高基國司に任じ、世小島に居る、足利氏の反する、貞宗之に應じ、國司と相抗す、國子政長に至るまで、州事を兼管して、國司と相持ふる三世、尹綱に至り、應永中、將軍義持、京極高光に命じ、兵數千にして來り攻めしめ、尹綱敗死、義持本州を以て高光に賜ひ、尹綱の從子師言を以て、國司を襲がしむ、文明中、尹綱の孫基綱、古國司となり、姉江に居る、初め高光の家臣三木正頼、櫻洞城に居て州を監す、其曾孫自綱に至て、松倉城に居り、州内の傍高山、山田、鍋山、姉小路の諸氏を併す、弘治の初め姉小路氏絶ゆ、自綱は姉小路氏を冒し、因て州守に任す、子自綱嗣く、天正十三年、豊臣氏金森長近を遣して之を討たしむ、自綱拒戰克たずして出亡す、即長近を封して高山に治せしむ、六世頼時に至り、元祿中、徳川氏其封を上山（出羽）に徙し、前田綱紀に命じて戍卒を高山に置しめ、代官伊奈氏田賦を掌る、既にして城を毀ち戍を罷め、郡代を置き、州事を統しむ、王政革新、改て高山縣とす、後廢して筑摩縣より兼治す。

（飛驒山脈）

地學雜志云、飛驒山脈は本洲の最高山脈にして、富士帶の西に接續し、越後、信濃、越中、飛驒、美濃の國境に盤踞す、此山は主として古生統花崗岩、斑岩及び安山岩より成り、親不知子不知の絶崖に於て、突然横斷せられ日本海に入る。○曾我耐軒飛州志餘錄云、飛州、地之平衍、直職之出不多、然東山嶮巓、重疊相倚、連峰間大巨壑、合沓際天、蓋衍橫窿乎北陸東山二道、自然爲之奧區、宜其兩奇險怖之觀。海内鮮罕其比焉。

（飛驒高原）

地學雜志云、飛驒木曾兩山脈の東側は、姉川谷、松本平、天龍及び興川谷に急斜し、其西側は斜状より成れる一大高原をなす、此高原たるや、美濃の大半、飛驒の全部、及び之に隣接する越中、加賀、越前、近江の部分を有す、故に之を飛驒高原と名つく、此地盤は主として絲片麻岩、結晶片岩より成り、其上部に厚き古生層あり、彼の片麻岩等は專ら飛驒に露出し、古生統は專ら美濃を領し、北東向東北より西南に走り、花崗岩、綠岩、斑岩、石英斑岩の噴出數多あり、殊に斑岩の如きは廣く表面を掩ふ、其他處々に安山岩の噴出あり、地質上此高原の最奇觀とすべきは、飛驒、越中、加賀、越前等に現はれ、植物化石を含有する侏羅系に屬する砂岩、粘板岩の累層なりとす。

飛驒谷

飛驒谷（ヒダ）　飛驒川の山谷は美濃、飛驒兩國の中間に在りて、南遠の面積を有す、其南偏は地形自然加茂郡（美濃）に入り、北部は益田郡（飛驒）に屬するも、其正中の山谷は、險阻自ら疆域を限り、別に一區域を成す、昔時は此山中人民稀少、故に郡家を建てず、大野金山渡を以て相分ち、其南は武藝郡より美濃國府に通ずるを以て武藝郡の管内とし、其北は概して益田郡の管内とせり、中世には古郷已に亡び、境域漸く混亂す。本篇、武儀郡の五村、加茂郡の五村、惠那郡の一村、益田郡の五村を割き飛驒谷の一綱を立つ。其疆域、飛驒川の中游に當り、東は惠那郡付知（ツケチ）谷に至り、北は益田郡及び郡上（グンジヤウ）郡に連り、西は武儀郡、南は加茂郡とす。

飛驒川（ヒダ）　一名益田（マスタ）川と云ふ、飛驒高原南偏の大水脈にして、木曾川に歸す。其源は益田郡高根村の大池（乘鞍嶽の南麓）に發し、西流八里、甲驛に至り轉南に轉し、久々野、萩原、下呂等を經て、下原に至り馬瀬（マセ）川を併す、（甲驛より凡十七里）、以下加茂郡下麻生驛に至る六里、又三里にして木曾川へ入る。

曾我耐軒の飛州志餘錄に、益田川と馬瀬川共に水無嶺に出づと爲すは誤れり、益田川は久々野に於て水無嶺下を過ぐるも、馬瀬川は赤谷山の大原に發源し、全く別源とす。曰く、船戸（今下原）者、小坂落也、益田川初出水無嶺下、便分爲兩派。至此再相會、非復向者渡流、自恃其勢力、互不相下、崔嵬自引、乃合、擁ゝ走石、築開數里、飛驒美濃、以此爲界、對岸美濃金山、亦村市闃然、二川既合同爲飛驒川、入美濃之境、由井尻過楢野、皆武儀山中也、百泉亂注、水勢逾壯、然岸石對峙束之、兩岸之間、僅容一綱、岩相闕、水高數丈、溪旁人家、仰聽水聲、而往往大石側出、每阨其流、水更躍丈餘、倒射石角、濺珠碎玉、的皪一空、宛如飛瀑、終日不止、未幾亂石如林、縱錯水中、巨流爲之如減如沒、但見其噴雪濺珠、沸騰乎石縫中

耳、已而岸谷忽開、汪洋無際、魚鳥相忘乎其中、平波激漫南、是日使擔斗而隨焉、行採蓴菜、采松村、以籌火青浜包濃、味極芳烈、又水產淡鹽、土人設竹笥、以捕之、其首數枚、其大尺餘、山水奇絶、既不可狀、一路如此、緣流而轉、每路轉轉、景致便別、正如橫幅畫卷、舒卷一向現之、出出新新、每使人瞠然拭目、山水之觀至此而極矣、又南數里、飛驒川合於木曾川、流過岡山之下、[illegible]大川紀行、稱岡山水石之勝、此亦飛驒山水之所波及、[illegible]永五年也、此に岡山とあるは、加茂郡勝山の事にやと想はる)

菅田郷（スガダ）　和名抄、武藝郡菅田郷。〇菅田町、金山町及び神淵村などなり、武儀郡津保谷の東北にして、古より飛驒往來の山路之に係る、されば光仁紀「寶龜七年、美濃國菅田驛、與飛驒國大野郡伴有驛、相去七十四里、山谷險深行程殊遠」云々ともあり

神淵（カンブチ）　今神淵村と云ふ、津保谷中之保の東一里、其下流は上麻生村に至り、飛驒川へ入る。〇神淵の首里を中切と呼び、寺洞には龍門寺あり、季瓊日錄、永享十二年、濃州龍門寺の事見ゆ、此寺は土岐定林寺殿頼定の本願にて、寧一山の開基とぞ、頼貞の母は北條貞時の女なりき、鹽尻に云へり。〔明細記〕

上麻生（カミアソフ）　今上麻生村と云ふ、下麻生の北に接すれ共、武藝郡の管内とす。新撰美濃志云、神淵谷は上麻生にて飛驒川に落合ふ、其あたり兩岸巨石多く、水澄りて景よし、川巾はなはだ狭く、丈餘に過ざる所ありて、水勢洶湧して殊にめづらかなり、そこを餓鬼の咽といふ、又其邊の西の岸に水の湛たる深淵ありて、赤池といひ、一株の老松あり、はたへ松と呼びて、土人雨を祈る。

七宗山（シチソウ）　神淵の東、上麻生の北にあたり、飛驒川の右岸に鬱葱たる山林あり、金森氏の時より、爲制して御留木山とし、坂之東村の柿か野に山守を置き、其番所もありしぞ、十種御留木とは、杉、檜、槇、槻、栢、樫、樅、栂、朴、姫小松是也〔新撰志〕

桐洞（キリボラ）　又蕨原に作り、今菅洞を合せ、菅田町と改む、神淵の北二里なる山峡なれば、古の菅田驛も此邊にやと推斷せらるれば、かくは改めしならん。溪を沙田（スナダ）川と呼ぶ、故に沙田村とも稱したり、金山へ一里、人口二千七百。

金山（カナヤマ）　今金山町、人口三千許、岡山へ八里、高山へ十八里、飛驒谷の名邑とす、驛東に於て馬瀬川、飛驒川へ入る。

新撰志云、金山は高山の往還に當り、豐饒の町居なり、飛驒川此邊にて川巾稍廣く、水勢も穏なれば船渡あり、大舟戸（オホフナト）と呼ぶ、益田郡下原村之れを司る、其尻以下は水勢穏かならず、坊山は町の西にありて高き石山なり、長洞は町の西、梢洞村の境にあり、山の中には所々に金を掘し穴あり、むかし[illegible]等を掘りし穴にて、鑛を穿ちたる[illegible]積み置しが、今も穴の口に殘りありて、其形火打石の如し、金山といふ村名も、こゝに起るなるべし。

神田郷（カンダ）　和名抄、賀茂郡神田郷　〇今詳ならず、式内加茂郡神田神社（當國神名帳加茂郡從五位下神田明神）は東白川村の神土に在りとも云へば、飛驒谷の左岸の山谷にや、不審。三代實錄、貞觀六年、美濃國諸神授位の條には、兇上神田神と載す。

神土（カンド）　飛驒川左岸、加子母川の山谷に在り、今東白川村と改め其西なる和泉村の邊を、西白川村と改む。明細記、神祇志料等に神土は延喜式の神田に同しかるへしと云ふも、確證なきにあらず、猶考ふべし。

白川（シラ）　一名加子母（カシモ）川、飛驒山脈に發し、付知川と其源山を同くし、西南流黒（クロ）川を併せ、飛驒川へ入る、長十里、白川には加子母、東白川、西川の三村あり、其南の黒川には黒

川蘇原の二村あり、白川の北佐見（サミ）村は別に一溪を有せり。〇新撰志云、赤河（アカウ）の谷川は黒川と落合ふ、白川黒川赤川などいふ川は、陸奥をはじめ諸國に多くありて、何れも水の色によりて名つけたる者なり、犬地（イヌヂ）は[illegible]り、古城跡は遠藤小八郎胤直の居城也、胤直は[illegible]守胤基の子にて、[illegible]公に仕へ六千五百石を[illegible]に居す、慶長五年の亂に、石田三成に與しければ、一族左馬助慶隆、七月中旬小原を發し、佐見の砦を落し、[illegible]直城ヶ根に居り、八月下旬犬地を發し小原に合あり、御一統ののち胤直改易せられ、[illegible]なりしよし、遠藤家譜に見えたり、小原といふも此邊なりとす、[illegible]天正中[illegible]けられ、七千五百石を領知して小原に居れり。

加子母（カシモ）　神土の白川の源にして、飛驒山脈に逼近せる山村とす、惠那郡付知谷より加子母に踰え、西北飛驒中山の下呂驛に通ずる徑路あり。〔此村今惠那郡の管内とす〕加子母の唐鹽（カラシオ）山は付知の井手小路（キデノセツチ）山と並稱せられて、大木巨材の、叢生して林を成す所とす、木曾の御料林は[illegible]山の東北五六里許、其間に東俣[illegible]あり。

下原（シモハン）　今益田郡下原村、金山佐見（サミ）の北にして、飛驒川の西岸に沿ふ、下原より下呂驛の間の峡路を、土俗中山七里と唱ふ、又下原の大舟戸より金山驛へ渡る飛驒川を、古書に金山（カナヤマ）河と稱す。

延喜式「凡飛驒國金山河渡子二人免徭役」と見ゆ、此金山河は何處なるらむ、今の美濃金山は、往昔飛驒國に屬したりしにや、中山（ナカヤマ）七里は天正年中、金森家にて其岸路を開きて棧を造り、上方參勤の道路とせしにて、往古は和佐を山越にして大舟處（オホフナト）より美濃國に渡りし由なり、或人曰、美濃國の金山は天正年中迄、三木家代々の領地なりし由を、彼里の舊家の古記にも錄せりと

そ

中山道中　　朱　君宜

洞裂崩嶇路分、中山七里絶風塵、地過危橋横古樹、
天開峭岸帶白雲、江底霆霓時起浪、林間麋鹿自成群、
幽靈石上三更月、夜々猿啼不可聞、

國討餘錄云、下原爲飛驒南境、地誌云、金森長近之取飛驒、使可重自郡上入、以攻其南、可重[illegible]料、敵阻險嶺之險、以拒己、乃而改途、由下原進而搗之、是也、又云、明年可重就國、途出於此、盜挾鳥銃、伏于道側、從者[illegible]而走之、生獲數十人、可重赦而遣之、及求[illegible]、又[illegible]發、乃向所獲者也、於是[illegible]殆盡、[illegible]得脫者、[illegible]追、捕而斬之、[illegible]國豊民、欲爲主復讐也、至此伴命、爲得其死所矣、

和佐（ワサ）　今下原村の管内とす、飛驒川の東岸にして、鑛泉涌出す、[illegible]六十度、和佐の西岸三淵（ミツフチ）に重箱岩あり、方形堆[illegible]、[illegible]凡二丈三尺、又六角柱あり、長九尺六寸、徑一尺七寸、[illegible]の一奇也、[illegible]の北瀬戸（セト）に海（ハイ）蛸岩、又花岩と[illegible]する石門あり、高十間餘、貫穿して潮通す

保井戸（ホイド）　今中原（ウヘハラ）村と改稱す、中山七里の最中にあたり、其[illegible]上原村と云ふ、[illegible]餘錄云、有小村落、曰保井戸、在[illegible]之下、阪上峭[illegible]對立、左右幾乎合矣、路在其間、[illegible]可過、[illegible]知[illegible]、因記、[illegible]山、有一處類此者、上關下合、如[illegible]狀、路[illegible]殆不容足、[illegible]東[illegible]馬、地方間有此險、[illegible]田與相信忠之平信濃、冒險深入、不[illegible]料敵退據大島要害、一軍幾乎沒矣、豐臣大閤秀吉、略但馬、途出[illegible]險、軍不得相顧、敵伏兵山腹、將伺其過、下石壓之、[illegible]、[illegible]公之獲免、可謂天幸矣、然非[illegible]涉其地者、未必至[illegible]也、[illegible]兵者是不踰戶限、按圖求之可乎。

竹原（タケハラ）　保井戸の東、下呂の南にして、小山谷を成す、今竹原村と云ふ、御厩野と稱する小站ありて、下呂

（御厩野）より加子母、附知、苗木等へ赴く捷徑とす、御厩野と下呂驛の間に、乘政（ノリマサ）の炭酸泉あり、溫五十七度許。

下呂（ゲロ）　今下呂村と云ふ、飛驒川の東岸に居り、金山へ六里、萩原へ二里。光仁紀に、寶龜七年、下留（ゲル）驛を置かるる事見ゆ、上呂も有るべし、下留（シトマリ）は下呂有に同し、之を音讀して後世ゲロと讀り、下呂の字を命す。

（下留）**湯島**（ユノシマ）　下呂村の管内とす、益田川の水濱にして、溫泉涌出す、[illegible]泉、溫熱一百十八度許、河水混入し、且其[illegible]にあへば、全く水中に沒す、浴舍數戸ありて、客寓に供す。○後風土記云、羅山文集に「我國溫泉、其[illegible]者、攝津之有馬、下野之草津、飛驒之湯島、此三處也」と見ゆるは、下呂溫泉なり、文政年中以來、天保年中度々の大雨出水にて、[illegible]に[illegible]て、溫[illegible]の泉脈を突き破りしにや、舊の湯口東岸を離れて、益田川の中央の水底に湧出ることに成ぬ、湯島の里人、百術を施せども如何にとも爲方なし。○（同）[illegible]餘錄云、[illegible]湯千下呂、至則數日大雨、益田川水大[illegible]、[illegible]湯[illegible]、水已退、[illegible]故、[illegible]湯池、[illegible]乎中、[illegible]而去、下呂溫湯、在昔名亞草津有馬、林羅山[illegible]、有[illegible]之、然百年以還、益田川[illegible]而東、湯泉數處、[illegible]在水中、則今之存焉者、安保異日不全湮滅。

益田郡

益田郡（マスダ・マシダ）　飛州の南部にして、分水嶺（俗稱郡上界（グンジヤウケ））以南の山谷を云ふ、今其久久野、山之口の二村は大野郡の管内に入り、又餘二町九村を萩原に治む、（本篇は益田郡の中山（ナカヤマ）五村を飛驒谷の中に收めたり）

和名抄、益田郡葛之多と注し、二郷に分つ、清和紀「貞觀十二年、勅分飛驒國大野郡、爲益田郡」、延喜式、頒注曰、割大野郡、置益田郡」と、益田とは增田の義歟、餘州のマス田（マスダ）の義なるもあり、此なるは古訓マシタと云へば、傍例に準じ難し。益田川は即飛驒川に同じ、特に其上流に於て益田川と稱す。

（益田川）飛州志に[illegible]村（今上原村）[illegible]山[illegible]の經[illegible]書に「應永廿三年、[illegible]主、益田郡[illegible]生郷」云々とあり[illegible]曰へり、[illegible]生は今武儀郡上[illegible]生村（飛驒谷）の邊を指せるにて、中世國郡界の移動ありしを證はる。

益田鄉（マシタ）　和名抄、益田郡益田鄉、訓万之田[illegible]、[illegible]之多[illegible]。○今詳ならず、[illegible]太後風土記に上呂、[illegible]萩原の邊ならんと曰へり、名義亦知れず。

萩原（ハギハラ）　今萩原町と云ふも、其實は山村にして人口三千八百、飛驒川に傍り、下呂の北二里の驛店とす、郡役所亦此に在り、高山へ十里。

後風土記云、飛州志曰、萩原の諏訪城は佐藤六左衛門吉[illegible]方之に居れり、[illegible]方の[illegible]（一齋と稱し、江戸幕府の[illegible]也）[illegible]に「[illegible]方、文祿三年卒、其子才次郎方政、慶長五年八月加納合戰に死す、今五輪石塔、[illegible]下石[illegible]、法[illegible]年月記これ無し、坦云、此塔[illegible]は才次郎方政なるべし、大隈方の人故、法[illegible]年月を記さぬ成べし、[illegible]方[illegible]原にあると、天正十四年より十六七年まで、三四年に過ぎず」云々とあり、其後金森家臣の内にて守りしか、又は廢絶せしか、不詳。

禪昌寺（ゼンシヤウ）（中呂）　今萩原町の南、中呂（チユウロ）に在り、禪宗、天授中、[illegible]開、[illegible]洞に創建し、[illegible]寺と號す、享祿元年、[illegible]今稱に改め、天文此地に移す。

禪昌寺にとまる、曙の空ちかく堂に下るを、[illegible]紙鳶をかゝへて追來る、折ふし庭の柳のありければ、

庭掃ていてはや寺にちる柳、　桃青

飛驒　益田郡

櫻洞（サクラボラ）今萩原町の管内とす。後風土記云、三木系譜に「三木大和守直頼は永正大永の間、馬瀬、上櫨、阿多野、三郷を切取、櫻洞に築城居之」と見ゆ、其子右京大夫良頼、其子大和守自綱、相續城主たり、自綱は大野郡の郷村も數多討取て、威勢強大に成り、天正七己卯年、大野郡松倉山に新城を築きて移住、息左衛門尉信綱に此城を守らせけるが、[illegible]に枝父綱山聖後守[illegible]と謀を合せ、逆心を企て露顯しけるを、父自綱入道、松倉城へ信綱をすかし寄せて、天正十二甲申年五月、家臣に命じ害せしとぞ。〇櫻洞古城遺址、尚存、按地誌、白井太郎利國、應永中所營[illegible]、及大正中、三木自綱據之、既而徙於松倉、留次子信綱守之、金森長近之入也、自綱又徙在高堂、[illegible]時諸[illegible]、既爲自綱所滅、自綱專制一境、長近首攻高堂、[illegible]、自綱宮嶮、離城而逃、高堂既抜、諸城[illegible]、自綱客死於京、[illegible]綱[illegible]信濃、及大根川、土[illegible]、力[illegible]、自綱第[illegible]元[illegible]、守尾崎、畑[illegible]、居江名子、皆莫知所終（[illegible]餘錄）

上呂（カミロ）今萩原町の管内とす、萩原の北一里半、小坂の西南二里、飛驒川の左岸にして、卽古の伴有（トマリ）驛とす。

（上[illegible]）後風土記云、上呂は古人上留と書きてカミトマリと曰へるを、後世誤りて上呂とかき、且よみあやまれる也、飛州志に、上呂の解あれど、採るに足らず、光仁紀寶龜七年、美濃國菅田驛、與飛驒國大野郡伴有驛、相去七十四里、岩谷險隘、行程殊遠、其中間置一驛、名曰下留とあり、この大野郡は當時益田郡の分置せられざる前にて、伴有は卽後の上呂にあたる、下留は卽下呂也、七十四里は今路十里十五丁に當り、菅田は今地名かはりて、所在未詳なれど、金山より神淵までの間なるべし。

（有伴）

[illegible]討餘錄云、上呂村有八幡神祠、土人謂之爲宮、書於上棟云、祠係源太義平保元中之所創造、當時[illegible]傳如也、已而歲久矣、應永十九年、白井太郎利國更新之、寧平治物語、帝王編年記、十訓抄、東鑑等、[illegible]平[illegible]悍多力、爲其將材、曾見飛驒、爾後如云、事在平治中、今此所祀雖於保元、可知爲義平祀焉、[illegible]、義平嘗至飛驒、嘗[illegible]結納者[illegible]、當闔史、[illegible]之[illegible]、之速、於是[illegible]祀[illegible]（上呂八幡、一號久津八幡）又云、上呂、山谷間、頗[illegible]、皆[illegible]死、[illegible]知其前年[illegible]也、數年前、[illegible]内[illegible]、[illegible]特甚、所在竹[illegible]、[illegible]以[illegible]料、不[illegible]、[illegible]集云、嘗稱、竹實[illegible]所食、今竹間時見其開如粟、結子如[illegible]、江[illegible]米、以爲荒年之[illegible]、古人不吾欺也。

尾崎（ヲサキ）今上根、歸津等を併せ、川西村を改む、萩原、上呂の西、河水を隔つ。〇鸛討餘錄云、尾崎、居民數十家、[illegible]天正中、歸雲城主[illegible]筑前守秋貞、城而據之、古今治亂記、有[illegible]、[illegible]前守秋貞、甲[illegible]亦云、飛驒白谷[illegible]、然小[illegible]江田氏、家[illegible]自[illegible]一揆、[illegible]尾[illegible]月及[illegible]名、外[illegible]、[illegible]前守殿、[illegible]過年、但[illegible]守如故、又[illegible]名[illegible]、而[illegible]白谷、則知治亂記筆[illegible]傳也、秋貞以地屬上杉[illegible]、[illegible]殺中、後世無有於打保

馬瀬川（マセガハ）益田川の一支流にして、其西に在り、郡上谷の[illegible]に源し[illegible]成り、其源頭の大原（オオハラ）は、今大野郡荘川村の管内にして、高山と郡上の通路にあたる。大原の東南は卽馬瀬村にして、南北七里、東西一里半、萩原上呂と相表裏し、郡上郡の和良郷と相隣接す。馬瀬村の西北には赤谷山あり、極北には川上嶽あり、并びに高峻二千米突に近し、南には位立山あり。

（瀬馬）

山之口（ヤマノクチ）尾崎の北なる小溪を占め、川上嶽の下とす、今大野郡に入り、山之口村と云ふ。

川上は方言カホレと云ふ、此山は位山と龍が峰の中間に居り、郡上界（分水嶺（クジヤワケ））の一峰なり、川上嶽と龍が峰の間は、郡上と高山の捷徑とすれば、南西より北東に向ひ山道あり。

（嶽上川）

小坂（ヲサカ）今小坂町と云ふ、實は山村にして、萩原の東北に在り、部落數方里の溪山の間に散布す、其小坂の[illegible]、[illegible]川[illegible]て益田川に入る、大洞川一名小坂川

小坂[illegible]、益田川[illegible]此、與小坂川合、[illegible]前一[illegible]、[illegible]口[illegible]、[illegible]、[illegible]大、上流[illegible]、南[illegible]、[illegible]如[illegible]、有根[illegible]中、以[illegible]之底、[illegible]、[illegible]平下、小[illegible]、[illegible]、水[illegible]知[illegible]、度[illegible]、枕草[illegible]所云、[illegible]水（アサウヅ）[illegible]也、[illegible]原[illegible]、[illegible]、爲[illegible]、今從之、橋[illegible]有[illegible]、一在[illegible]、其一[illegible]也、[illegible]字[illegible]之十石、植以標[illegible]、[illegible]今二字[illegible]、其在[illegible]、亦[illegible]有、頭[illegible]、不詳何據也、[illegible]抄云、淺水[illegible]、有[illegible]前、[illegible]大下[illegible]、一時[illegible]、此者、[illegible]往[illegible]、今此山間[illegible]、名間上國、[illegible]今者、[illegible]、[illegible]之不可止、[illegible]如[illegible]大[illegible]、[illegible]討餘錄）（[illegible]記云、朝六ツの橋は、飛驒國の山川にかけ渡せる石橋にて、いかなる時代といへども、其橋のもとに到れば、少し明らかになりて、人[illegible]に見ゆ、[illegible]へば朝六ツ頃のあかりの如し、故に土俗朝六ツの橋と名くとかや、物知れる人のいひしは、此橋の下には名[illegible]るけなるべしと、實にさもありぬべく[illegible]（[illegible]て[illegible]名[illegible]、[illegible]、朝六時の[illegible]は附會の[illegible]のみ）

落合（オチアヒ）今小坂の管內とす、小坂の東南三里、大洞川、御[illegible]川此に落合ふ、炭酸泉あり溫百三十度、小坂湯、又濁河湯と云ふ、泉穴數所あり、中に最高熱の一泓、方數尺なる者に屋を架したり、夏日御嶽の行道登山者之を過ぐる者、必ず之に浴して身潔を爲す、此より御嶽を東方四里餘に望む。〇人類學會雜誌云、小坂村落合組の南垣內（ミナミカイト）に、近年一日石鏃二百餘枚を拾集したる人あり、飛州石器の多き想ふべし

落合の近地に又大洞鑛泉あり、溫五十五度。小阪[illegible]有溫

湯焉、池尚現存、但是石爲之耳、不復覆以屋、今徒實泉溢然平中、宿者往往汲斷桶中、以火煖之而浴焉、自謂有奇效也、[illegible]、守株待兎、人不自悟、可唉（消討餘錄）

久久野(ククノ) 今久久野村と云ふ、（大野郡管內）小坂の北に隣り、宮峠（大坂嶺）の南麓とす、高山へ三里
(石浦)
按に、延喜式「當國驛馬、下留、上留、石浦(イハウラ)、各五疋」と見え、下留上留は明白なれど、石浦は今宮峠の北、高山に接して大名田村の大字に存す、當時の國府は大名田村七日町の邊なれば、古驛は其石浦に非ず、上留（上呂）と國府（七日町）との中間、久久野村こそ古の石浦驛の舊地なるべしと思はる。

秋秀郷(アキヒノ) 和名抄、益田郡秋秀郷、訓阿伎比天、高山寺本阿支比豆（今詳ならず、久々野村、朝日村などにあらずや）

朝日(アサヒ) 今朝日村、久久野の東にして甲(カイト)と云ふ所とす、高山より山口峠を踰へ一里半、甲に至り四里半、上が
(甲、)
洞を經て信州木曾に出る山路とす。
朝日村は[illegible](ミミシマ)より御嶽に登るべし、秋神川の谷より入る、秋神川は益田川の一支源にて、濁川山あり。

御嶽(ミ) 世に木曾の御嶽と稱し、飛驒山脈の主峰、標高一萬五百尺、稍圓錐形をなす、舊火口の痕跡所々に存し、或は水を湛ふるあり、或は煙(サン)を發するあり、空洞なるあり、頂邊にある者五所、其二つは池と號する者、形狀宗好[illegible]、周圍一里許、其西方は絶崖を成し、半腹にして[illegible]と稱す、頂上は四時雪を戴き、小河あり、即御嶽の頂にして、木曾福島の管內たり、[illegible]、登山
(三池)
拜點の[illegible]し、一千八と稱す　御嶽の別峰、東北に[illegible](マヽハ)、西南に[illegible](マヽコ)なり、[illegible]洞山、野麥峠より乗鞍嶽に連絡す、西南に[illegible]なり、樵谷(ハラダニ)山、加子母山に延引す。

日和田(ヒワダ) 今高根村に屬す　後風土記云、日和田は御嶽の北面の中腹なる郊原に在れば、穀物みのりかねて、僅に蕎麥大豆稗を作れり、其も累年八月頃の早霜にて、收穫甚乏ければ、蕨根を掘て人命を繋ぎ、山稼をのみすれば古來檜を伐て信濃國に賣出し、檜皮は殊に能く剥取て出せる故に、其を稱へて檜皮(ヒハダ)村の名を負しならむ、今も檜皮もて火繩を索て餘業とせり。

上洞(カミガホラ) 今野麥、日和田、中之宿などと合せ高根村と云ふ、朝日の東に隣り、益田川の源とす、南に御嶽あり、東北に乗鞍嶽あり、其間に栃洞、野麥の諸村連亘し、飛信の州界を爲す。

野麥峠(ノムギ) 後風土記云、阿田野郷の野麥は、乗鞍嶽の南方の中嶺の野に在て、（信濃國筑摩郡川浦村に越る嶺の下）檜皮(ヒハダ)村より後に開きしならむか、此村最初に野に麥を蒔しに生出で、穗も熟したれば、村居を開きしならむ。〇野麥峠の南なる栃洞(トチホラ)山は山脈東に馳せて、鉢盛山、鳥井峠等、木曾川と信濃川との分水嶺と爲る、高山より野麥峠迄十一里、此より信州松本迄十二里。
(栃洞山)
上が洞の道後に清和紀、貞觀九年授位の飛驒國道後神の社あり（神祇志料）[illegible]按に[illegible]は[illegible]九十五度、上が洞の北二里、山が洞に在り、（[illegible]志）野麥の山中に竹谷(タケダニ)流あり、又た池あり方一里許、乗鞍嶽の麓とす、即益田川の源にあたる。

乗鞍嶽(ノリクラ) 野麥の北二里、山容御嶽に似て大なり、頂上に四池あり、四峯の山頭對立して馬鞍に似たり、標高一萬四百五十尺、山神を朝日と名づく、[illegible]幾多の池沼あり、大丹生池を其最とす。〇飛驒山脈は、越中越後の交境、親不知の海崖より起り、飛信の州界を爲り、美濃高原に至りて盡く、其脈中の諸火山は、越中の立山、當國の乗鞍、御嶽等最著る、故に或は是等を總べて御嶽火山脈と稱す、乗鞍嶽は主として安山岩より成り、頂上に火口池あり、而も其北に大小四個の缺損せる火山あるを見る、第二峰には火口池現存し、第三峰は殊に外輪山を備へ、火口池さへ存す、第四第五は分明ならず、蓋火山噴起は第五峰より始め、世を逐ひ南遷し、今の第一峰に極まりし歟（地學雜志）

大野郡

大野郡(オホノ) 飛驒高原の中心にして、越中神通川(ジンツウ)の源とす、大略乗鞍嶽より川上嶽、龍が峰等に連なる分水嶺以北の高原とす。龍が峰の西に白川谷あり、又本郡の所管とす。今一町十一村、（乃の二村久久野、山之口は本篇之を益田郡の下に係く）高山に治む。
和名抄、大野郡於保乃と訓し、三郷に分つ、聖武紀「天平勝寳元年、飛驒國大野郡大領、外正七位下飛驒國造高市麻呂、獻當國國分寺知識物、授外從五下」。〇郡號考云、符用集には「大野、益田、荒城、大原府」とあり、是拾芥抄の誤をうけて、大原を一郡として擧たる也、三才圖會には彌[illegible]りて「大原府、益田、荒城、天野、本爲三郡、今加天野、爲六郡」といへり、天と六とは大と四とを誤れり、古今此三郡之外なし、貞觀十二年已前は大野荒城二郡なりき。

水無神社(ミナシ) 今宮(ミヤ)峠の北、水無川の邊に在り、其村落を宮と呼び、其溪流をも宮川と云ふは、皆神號に出づ。久久野より一里、高山市街の南一里半、位山は其西南に聳え、宮峠は一名水無峠と云ふ。水無神は今國幣に列す、貞觀九年此神授位の事、國史に初見し、延喜式に載せらる　飛州志云、みなしと申は地名にて、此村に今オヒカハラと云所、川水地中を潜りて、下に涌出づ　貞元日記云、文明十三年、飛州一宮神主政憲。
(宮峠)(水無峠)

神代□□、日本紀、□□□□水間命□□、大入杵□□□、姓氏錄に水主直は火明命の後と見え、續日本紀に□□國高市郡の□□、大野郡に移りし事を合せ考ふるに、水無は即水主にして、山城久世郡、水主坐天□御魂神と同く、火明命を祭れる者ならんとぞ思はる、されど一宮記に御歲神を祭ると云ふものと大に異なり。○按に、近年飛驒神社總覽等と云ふ書に、水無神は□□天皇を祭るてふことを言ひ出で、是は文德□□□國司、姉小路中納言基綱の、此國にて八所の歌よみて、都へ奉らせられし文の裏に「宮殿は府より二里餘、本社神武天皇といへり」云々とありとて、其を證據とせんとする也。されど神武天皇を諸國に祭りたる例はかつて聞かず、古書舊記にも符合せねば、固より採るに足らず。近時の俗情は、凡て皇室御由緒を說きて、□□のよすがにせんずる傾向あり、寺も社も皆然り、此に八所歌も書きと云ふも、是等の手段に供へんとて、巧める者の業ならん。

「奉鑄□鐘一口、飛驒國一宮社、右鑄洪鐘結衆、然則上答四恩、下資三有、法界衆生、俱越解脫之道、□土群類、同到涅槃之域、弘安四年辛巳九月八日、

大工□□、勸進藤井年守、地頭朝高」〔飛州志〕

「當國當社一宮、水無大明神奉造營上葺、本願、出羽國住治部□□□、成就□、于時神主藤原朝臣、民部少輔政治、貴賤合力一通而已、大永元年辛巳、自三月三日始、七月悉成就、別當千光寺千秋坊、戶當信定、于時享祿二歲己丑、棟上、爲本願、一宮同名宥林、初夏二日、令志願滿足所、此刻神主藤原朝臣、民部大輔政慶、再講所求時詣、吉祥如意砌、別當袈裟山大門坊定仙、戶當信定、大工新次郎治信、同井町九郎左衛門、上葺勸進武十貫文、江馬左馬介時經、五貫文三佛寺萬春後室妙泉、八木五俵、一宮同名少納言、入目之事、大永元年辛巳ヨリ、社□千枚、□師作料三十貫なり也、其外□い是なし、八□八八、于時己丑棟上、依宮守本願、悅ときに十貫文以上、里小勸進之檀那、清水兵衛、久々野田中左衛門太郎、番匠鍛冶悅いの善申候、同三番の馬を鍛冶也、長木は石浦若宮より□□□杉也」、

飛州三澤記云、夫飛驒國大野郡一宮水無大明神は、往昔七社にて、御本社一の宮は御歲神也、末社は熊野、天滿、稻荷、富士、白山權現、節大神の社、其外本地堂、鐘樓、拜殿、神樂殿各處をならべ、（中畧）代々の社家十二人、就中永正の頃に至て、御宮守一宮民部少輔彥綱、神祠の傍坪の內に屋形を搆へ、嫡男右衛門大夫國綱は、永祿元龜の頃、三木自綱に緣組て姊聟となる、是より家名を改め、三木刑部大夫と云ひ、後入道して三澤と號す、天正の初に至り、片野、石浦、無數河、山之口等を加へ領して、天正五丁丑歲、山之下城を築き居之、神職を家臣森某に讓り、其身は全く武門に入る。○國司餘錄云、土神水無瀨祠、在水無嶺下、山有一水、流過祠下、忽復沒出、大約百步、漸大、衆水會同、爲飛驒川、（今按、水無川は飛驒川の源に非ず）水無嶺、與馬瀨阿田野諸山、綿亘相屬、二十餘里、皆爲御嶽（乘鞍）別支、御嶽木曾之望也、木曾之地、介乎北陸東山二道之間、爲之脊梁、即如飛驒諸山、發脈御嶽、則飛驒地勢、與木曾高下相埒、亦足以俯視北陸東山二道乎股下、今以弧度法測之、茲嶺又爲飛驒脊梁矣、古昔建土神之祠于此、非偶然也。

位山（クラヰ）

乘鞍嶽より西、白山山脈に連亘する南北分水嶺の一峰にして、宮峠の直西に峙つ、其西には川上嶽（カホレ）、龍が峰等あり。

位山、其名特著、往往見于名人歌咏、碧玉和歌集已有咏茲山者、僧堯惠北國紀行亦及之、然其實平々、非有特異、享保中、長谷川忠崇、植石以標之、游者僅得以識其處、□名□人、山□□□、□□□村、□□□□、□□□、□又□之一位、□方□本□、□□、□□□、□□、吉昔□□、以充□御、今□□久、元和中、□□□□、□□人一進之、□時內人及傳□、□□□之、□□□□□、至今傳之其家」〔□□餘錄〕○□□□□、□以□作之、採于飛驒位山、後名抄、□子、和名□□北、□以與一位音近也。有識問答、□□□久□之□亦是也□□□□

文明十八のとし月の末に、飛驒の山路をわけて、東の方へ趣き侍りぬ、位山を見るに、千□萬山□なりていつこを限りとも知らず、

稍吹く嵐もたかき位山檜原が下にかかる白雲〔堯惠北國紀行〕

飛驒の國司基綱卿、くらゐ山のいちゐの木を笏の料にのぼせられしとき、

位山峯ちかき迄我こえしみちをば君が手にくりて見よ〔雪玉集〕

後風土記云、三代實錄「貞觀十五年二月廿八日、飛驒國司言、大野郡愛寶山、十三年十一月十八日、十四年十一月十二日、今月十五日、三度紫雲見」とある愛寶（アユホ）山は位山の舊名なるべし、冠辭考曰萬葉七「紫之名高之浦之愛子地に」云々、紫は殊に貴き色として名細ければ、名高しと云かけたり、栞中紹に紫庭は帝庭也、日本紀に紫門をみかどと訓す、此紫宮に比する歟、拾遺集「こむらさきたな引雲をしるべにて位の山のみねを尋ん、元輔」

（愛寶山）

大野（オホノ）鄉

和名抄、大野郡大原鄉、高山寺本、大野鄉。○今高山町、大名田村、名田村是なり、水無嶺の麓なる廣野を占め、宮川の細流之を貫き、地勢本州に於て最平夷と稱す。

大名田（オホナタ）

舊鄉名にて、高山をも籠めたり、高山の西には名田と曰へり。今大名田村、灘（ナダ）村の二名を建てらる、一書に名田は稻田の義ならんと論ず、又大野田の義にて名○一

は野の說にやゝ疑はる。之を要するに、郡名の起因にして、飛騨高原の最中の平地にあたれり、拔海凡二千尺。

國府址

(七日町)

今大名田村、七日町の邊とす、國府總社井に國分寺此に存ず。

和名抄、飛騨國府、在大野郡、行程上十四日、下七日、管三郡。延喜式、飛騨、下中國。○按に、國人の說に、大野國府も、中世吉城郡の廣瀨郷へ移されたりと云ふは、其徵證に乏し、彼れ廣瀨村の條を參考すべし。

幽討餘錄、飛騨、自上古宿儺撫化、土豪根株盤結、而負固恃險、其民淳昧不辨順逆、易以變亂可知矣、上總介藤原忠清之弟、爲飛騨守景家、以其妻爲平内府宗盛乳母故、其子判官景高、兵衛尉景康、三郎景經、四郎景俊、皆爲平氏所眷遇、治承四年、廳使移鎭守府將軍藤原秀衡檄云、關東諸國皆歸源賴朝、所餘但有伊賀、伊勢、飛騨、陸奥、出羽而已、夫伊賀伊勢二國、爲平氏根本之地、不待言也、若奥羽二國、則不過以秀衡所管、而數之耳、信否未可知也、則知當時諸國皆叛、獨飛騨尙屬平氏可見矣、飛騨之於平氏、宜如武藏相模於源氏也。

國分寺

七日町に在り、近世再修す、本尊釋迦如來、藥師堂には瑠璃光如來を置く、(藥師堂は古の金堂ならん、建築も中世の遺物と曰へり)三重大塔、(文政年中再興す、七重大塔、仁王門、觀音堂、彌陀堂等は唯その廢址を說くのみ、後風土記」七日町なるは僧寺にて、別に吉城郡古川驛に尼寺を傳ふ。

粧成晩出八家坊、初八其皆初月光、鍛冶橋邊伴郎去、國分寺塔寶鐸王、　柳湖

松倉山

今大名田村大字西一色、管内とす、高山市街の南一里許とす、千光寺記に、天正年中、三木自綱入道久庵、益田郡より起り三郡を押領し、大に松倉に城く、自綱の先祖は江州佐々木氏多賀[illegible]の子孫也、前國司姉小路殿の没落にあたり、忠死の功に因り、三木義賴上洛して國司號を望み請ひ、再び下國す、其子を自綱とす、二男を鍋山に置き顯綱と云ふ、(松倉は寒甚しきを以て夏日之に居り、冬は萩原に居れりと)天正十三年八月、金森長近の兵來討、自綱を吉城郡高遠城に圍み之を降し、松倉山に向ふ、自綱の子秀綱出走し、松倉終に陷り、三郡平定す、云々。

(一色)

後風土記云、西一色に石窟あり謂ゆる石敷也、一色の地名もこれより起る歟、飛州志に種々の俗話をひけるは、古へをしらぬ妄說にして、さるにたらぬことなり、其石槨は四方大石を組上て、上も亦大石を以て天井とす、外方は圓丘の加く土を載たり、其口は東南に向き、四尺九尺ばかり、奥に本窟有り、二間四方、天井の高九尺餘也、平石二枚を用たり。○西一色に、近世金森氏の建てたる東照宮、井に松泰寺ありき。

石浦

今大名田村の大字なり、延喜式に石浦驛あれど、此にはあらず。○後風土記云、永祿年中、明人秀文と云ふもの兵亂を避けて飛騨に入り、石浦村に所居す、其宅址に秀文靈祉を存す、秀文は畫を善くし、筆力卓越、世に飛騨秀文と稱す。

江名子

今大名田村の大字とす、高山市街の南に接す。稻荷在てふ一祠ありて、式内、大野郡荏名神社是也、清和紀、貞觀九年授位の事見ゆ。

(灘)

本母

今灘村の大字とす、高山市街の西に接す、後風土記に本母は本府の義なりと云へるは誤れり、本母は古訓ホノボなるべく、自ら別語とす。

神祇志料云、清和紀、貞觀十七年、飛騨國正六位木母(本母の誤り)國津神授従五位下、今大野郡本母村に在り。○後風土記云、本母は其名義本府ならむか、この地卽古の國府なる故、此里に國津神を齋祀せるならむ、總座考にも、七日町荆生本母等の地、古の國府の跡にて云々とあり、抑此邊は國の中央といひ、地勢平坦にして、北方に三枝山峙立、北風の寒烈もなく、南方其外うちひらけたれば、自然に國府にも稱ふべき地也、明應文龜の頃の國司、姉小路基綱卿の歌に、保布府里(飛州志云、大野郡今の本母村の舊號也)とありて「かやりたく烟のくもる空もうしほのぶのさとのゆふ月の影」とよめり。

岡本

今灘村と改む、松倉山の北麓にして、高山市街の西、上枝村の東とす。○後風土記云、岡本を古町とも唱ふ、天正七年己卯の四月、三木自綱來て松倉山に修築したる頃、商家を此處に集居らしめ、城下の市坊とせしも也、其後金森家高山築城の時、市場を開かれて、商戸は皆々新城下へ移住したるならむ。

高山

今高山町、人口一萬六千、飛騨高原の都邑なり、岐阜を去る三十四里、越中富山を去る若干、信濃松本を去る若干、今大野郡役所在り。高山は近世三百年間一州の首域なりしのみならず、上古以來國府の在る所にして、形勢又之に副へり、其高原海洋を拔くこと一千八百餘尺の點に當り、神通川(此にて宮川と呼ぶ)の源に居る。

後風土記云、文龜年中、姉小路基綱(中納言)の飛騨の八所の歌の書、此國の府、高山と云、それより云々とて八所の方角行程を記し玉へれば、最ふるくより在けむ、三才圖會に、淨土寺は高山にあり、承保年中の草創にて、建保年中再興とあり、又八幡宮高山にあり、大永年中石清水を勸請と見えたり、昔は天神山(今の古城跡)の引延びたる尾にも人民の住家や在けむ、故高山の里とや云けむ、永正の頃より外記と云人、其天神山の壘に住めり、高山に居し故に高山と名のる、(永祿元年、三木自綱と廣瀨宗城とに亡ぼされぬ)其後天正十三年、金森五郎八本州に討入て、三木休庵が居城松倉を攻落し、それより高山外記の舊蹟を點検し、山腹を切拓き其土を北麓へ運ば

せ、平均して家中の宅地とし、(今の馬場の呉服町也)乾隆の低地を(往古は宮川の舊川原也とぞ)埋均して阡陌を開き市井を營み、城下に集る町人商人等の居所とせられける、是天正十六年までの事なりしとぞ。

高山城址（タカヤマ）　市街の東南にして、今臥牛山と稱し、公園と爲し、邑人の春夏遊樂する所とす。○後風土記云、永正中高山外記が築きて住たる天神山の古城跡を、天正十三年八月、金森法印父子、越前國大野郡より攻入り、飛騨國平定の後、同十六年此地を見定めて山を堀崩し、一二三の丸まで平均して、高く城壘を築き、樓々は云もさらなり、殿閣をも數多建並べ、慶長五年に至り、金城成就し、父法印の居城となす、養子金森出雲守可重には、古川增島に新城をきつきて、一萬石を分添て住しめられしとぞ、此城は初代入道より、六代金森出雲守頼旨まで、百五年在城、元祿五年壬申、幕府命して出羽國上山城に移されぬ、乃飛騨は是より公料となり、代官をして、支配せしむ、高山城は加賀宰相綱紀卿に預けられて、其家臣年々交代して守ること四年の後、元祿八年乙亥、加州家より德川家へ願て城を毀たれけり、夫より古城跡と云へり。○閑討餘錄云、金森長近治於高山、至今爲大邑、街道衢路、制逕迂曲、非一覽可盡也、牙城陵久、遺址不復可得其詳、然大率踞高岡控巨川、因山谷高下之勢、以置樓櫓、設重濠、規模猶傳、千載之下、想見其人、子孫傳至元祿中云、相傳、金森氏橫斂、年甚一年、元祿中民不能堪、赴愬于江戸、執政奏旨削封、移之遠地、及更封郡上、又爲民所訟、封爵俱絕。○縣地志云、元祿中飛州は公料と爲り、高山陣屋は伊奈忠篤、長谷川忠崇等之を治めたり、安永二年十月、大原正紹が代官たりし時、增租の新令を布く、民服せず嘯集して强訴す、正紹援兵を苗木（ナヘギ）郡上に假り、悍民を擊ち刑を加ふる五百人、之を大原騷動と云ふ、六年に至り國民幕府に哀訴す、正紹及び其子正純召還され、稅政を除く、明治元年、陣屋を廢し縣廳と爲し、梅村速水知事たり新法を布く、二年正月、速水京都に赴く、暴民間に乘じて起り、郡村を橫行す、速水變を聞き歸任、萩原に至り、騷動又止む、爾後高山は筑摩及び岐阜の支廳たり、十二年支廳を廢し、三郡々役所を置かる、三十年に至り三郡各一廳を設く。

照蓮寺（セウレン）　高山市街の東北に在り、眞宗東派に屬し、飛騨門徒の觸頭たりき、初め白川谷に在り、開創不詳、天正中、寺主明了、淨土新宗の門徒一揆を率ゐ、金森氏を輔け功あり、遂に相結びて親姻と爲り、寺殿を城北に修築し、殆ど封侯に匹敵す、後故あり寺主を廢し、東本願寺の別院と爲す。一書曰、高山照蓮寺は、その寺領高二百三十三石、大野郡白川郷に於て十六箇村、是れ朱印を以て賜るにあらず、古來寺務の事蹟分明の故を以て、下し賜る處の免許の地なり、凡て寺社古跡たるものは、其境内山林を以て、除地とするに、免許の地方所務に於ては、當寺の外曾て其例なし、寺記に因れば、當主明了金森長近を助け、亂を鎭めし功によるなり。○後風土記云、天正十六年の春、高山城下に照蓮寺を引きうつして建てらるる事、彼寺記に見ゆ、夫より金森家他國出陣の節は、明了に城中を戍衞し國中を守護せよと命ぜらる、第二世郎生院宣了は金森出雲守可重の女岩子を室とす、第三世讃興院從純は金森出雲守重頼の三男長門守頼直の子也、寛永十八年辛巳本願寺宣如上人の女(左京姫)を娶る、五世一乘院海雅、此時故ありて本山本願寺の掛所と成り、爾來輪番僧交代す。又云、萬治年中照蓮寺從純は別莊を建て之を松亭と號す、當昔の領主の公子にて、且國中の門徒宗の巨魁なれば、木石を撰み、許多とりよせ、屋宇庭園、成功の結構、亦想像すべし、其八景の歌の一、

殿つくりひだのたくみがてならせるをのへの月の影ぞくまなき。　季吟

大八賀（オホハチカ）　今大八賀村と云ふ、舊郷名に拠て、大名田の東を指せり。其溪流を大八賀川と稱し、岩井の山中に出で、西に流るること六里、高山市街の邊にて宮川に入る。(八賀或は蜂谷（ハチカヤ）に作る)

牙[illegible]月樓對來新、[illegible]中出半春、清光同[illegible]東山好、何似月[illegible]巧照人、　柳灣

後風土記に大八賀鄕の[illegible]村[illegible]村の間にアハ畑峠あり、アハは和名抄大野郡阿拜（アハ）鄕の遺名ならんと論ず、然れども阿拜鄕は今の小八賀谷にて、大八賀は相隣ると雖、山口鄕とす。○神祇志料云、清和紀、貞觀九年授位の飛騨國四天王神は、今漆垣内村(大八賀の中とす)の天王洞に在り。

三福寺（サンプクジ）　今大八賀村の大字にして、高山市街の東北、大八賀川の右岸とす、櫻山八幡此に在り、和[illegible]國府に大永年中の勸請と曰へり。「飛騨治亂記」には三福地に作り、平清盛の代官、三郎左衞門尉其綱之に入部すと說けり。○後風土記云、往古寶雲山三佛寺てふ佛刹ありし故に、村名をも同く唱へたりしが、後世福字にかへたりとぞ、一宮祠藏する所の大般若經後書には「貞治三甲辰年、高秋七夕、書于飛騨國小八賀鄕、寶雲山三佛寺西向寮畢」とあり、後世寺觀を城壘に用ひ來りしにや、三木直弘、永祿七年七月放火せし故に、今に猶土中に古瓦又は米穀、大豆、粟等燒け焦たるが多く殘れりと也、又三福寺の東に鍋山（ナベ）あり、此も三木自綱の弟顯綱の居りし城址とす、

錦山（ニシキ）(鍋山)　高山町の東に當りて、麓より巓まで十町餘、所生松茸の香味は、國中にて最上品と稱す。錦の山は丌山にて丹土也、神武紀なる丹敷浦もかゝりしにや、丹敷山の名もある也、されど俗に錦山とのみ書けり、古國司姉小路基綱卿の歌に、

染ては人ゝ國にも　時雨らむ處のにしきの山のもみぢ葉。(後風土記)

松之木(マツノキ)　今大八賀村の大字とす。後風土記云、神代抄に飛驒國に御佃を点す、今野今詳ならず、松之木村の東田にや、此御田は昔より苗を植うるに、菅笠を縫ふが如くに車の形を成さしむ、號して御佃(ミツクダ)と曰へり。

山口鄕(ヤマグチ)　和名抄、大野郡山口鄕。○今大八賀村なるべし、大字山口存す、即大野鄕の東なる山谷にあたる。飛州志云、大野郡山口村□心本尊裡銘曰、永正十五年、大野郡山口鄕。○神祇志料云、式内、大野郡槻本神社、今大八賀鄕山口村に在り、日本宮と稱す

見渡く花を尋ねてふけ　ほのの　山口しるく雲ぞかかれる。(後風土記)　國司　基綱

飛驒、□衰田少、専力競事、時已仲夏、家別紡謀重四五座、村里之間、直□丹乳、終日不止、閭境歳收稲綿頗數十萬金、繭淬頗之、又出山蠶、堅綾中用(南寸餘錄)

阿拜鄕(アヘ)　和名抄、大野郡阿拜鄕、訓阿波。○今丹生川村なるべし、高山の東北、山口鄕の北に隣れる小八賀川の山谷とす。阿拜は伊賀國に郡名ありて、敢(アヘ)と訓むは、此なる者と相異也、高山寺本にも此阿拜に安波を註したり。

小八賀川(コハチガ)　乗鞍嶽の大丹生池に發源し、西流七里、宮川に入る、一名丹生川と云ふを以て、今その山中を丹生川村と號す、大字大谷(オホタニ)を中心とす。

丹生川(ニフカハ)　今村名に呼ぶ、即小八賀鄕なり。南寸餘錄云、小八賀鄕、丹生、戸別蓄二十餘匹、放牧山林、育子成群、但牛日本紀、文武帝大寶二年、飛驒獻神馬、大赦天下、富鳴之輩此群中、亦未可知也

千光寺(センクワウジ)　今丹生川村大字下之保に在り、高山の東北二里、小八賀川の北岸、袈裟(ケサ)山の下とす、此寺にて秋日の晴天に遠近の山野を望むに、雲一面に擁ひ亙へ、山上橋あらはれて島を見るが如く、奇幻謂はん方なし、之を霧海と名づく。(観元日記、袈裟山の名見ゆ)

千光寺記云、仁德天皇之世、小八賀鄕出羽平、山上有窟、宿儺出現、長十八丈、一頭兩面、四肘兩脚、二手結印、是則救世觀音化身也、草創寺字、得一石塊、有□滾一帖、千手觀音一軀、故山號袈裟、寺號千光。○後風土記云、千光寺、開基不詳、永祿七年、甲州勢亂入の時、兵火に罹る、後僧如舜再興す、萬治三年也、一頭兩面堂あり、脫宿儺の靈を祭るとし、寺鐘は天文十五年、國主三木直頼の鑄造せしめし者とす、銘文を刻す、又寺藏、古寫經に文永、建治年中の奥書ある者を見る。

日面(ヒノモ)　今丹生川村の大字とす、大谷(高山の東四里)の東一里、書紀通證に、

仁德紀、飛驒國有一人、曰宿儺、其爲人壹體有兩面、面各相背、頂合無項、各有手足、其有膝而無膕踵、力多以輕捷、左右佩劍、四手並用弓矢、是以不隨皇命、掠略人民爲樂、於是遣和珥臣、祖難波根子武振熊而誅之、今按、飛驒、其爲國山嶺谷國、宿衣裳有襞積、故名之也、大野郡八賀谷(ハチガヤ)出羽平村、有洞窟、土人傳云、宿儺之所住也、

(嶺谷)　(出羽平)

後風土記云、出羽(デハ)が平(タヒラ)の窟は口徑に五六尺計り、白晝にても窟中はいと闇き故、炬火を燈して入る、窟上より白滴りたる水滴りて、石乳となれり、窟中甚廣大也。南討餘錄云、日面村、有古洞、傳爲上古妖賊宿儺所據、剌頭窟之、黑暗無見場、燃炬而入、白蝙蝠見人驚起、踊躍□□而不下者久之、書紀云、持統帝八年、飛驒荒木郡人、當國部寺日、獲白蝙蝠進之、或恐其捕之於此、磐石一座、上有池可以貯水、俗謂之硯石、又傳宿儺平生研□其上、又傳宿儺舊居袈裟山、今其石硯現存山中、□形頗更傳相符、繼顧涉不經、然天造草昧、異類所感、未易臆決必無此理、

大丹生池(オホニフ)　小八賀川の源にして、乗鞍嶽の北麓なる□火口池なり、周圍二里餘、西に決し青屋瀑布と爲る、此山中猶幾多の池沼あり。

三枝鄕(サイクサ)　和名抄、大野郡三枝鄕、訓佐以久佐。○今上枝(ホツエ)村、清見村是なり、大野鄕の西とす。後風土記に今の上枝の邊をば、三枝鄕と云ひ、美衣太と呼ぶと曰へり、即佐以久佐の譌也。○三枝は古姓氏なり、古事記并に姓氏錄に見えたり、然るに、

郡鄕考云、正韻抄、さきくさ、さきはさいはひ也、日本紀に福草とかけり、延喜式「朱草別名」といへり、和名抄に莫の字を用ひて「枝々相値、葉葉相當」といへり、互樹玄同放言といふ書に「飛驒國大野郡三枝鄕あり、巨樹あり云云、この樹の高さこそ大約十二三丈、亓の周圍は七尋にあまりつべし、そが根より凡二丈許あかりて、大枝三本にわかれたり、これよりして梢まで枝ごとに三叉にわかれて、絶て增減あることなし、その葉は欅に似たれども、何の木といふことをしらず、鄕を三枝と唱ることは、またくこの木によりてなり」、此說に依れば三ツエダと訓へくや、サイクサとは訓しがたし、不審、猶考ふべし。

中切(ナカギリ)　今上枝村と改む、上切、下切もありて、近世三枝(ミエダ)と曰へる所とす、後風土記云、下切に伽藍跡と稱し、元祿の檢地帳にも六畝餘の寺地あり、持統天皇紀に、新羅沙門行心が大津皇子と與に謀叛して、飛驒國伽藍に徙さるることを見ゆ、或は此にあらずや、中切には古器を始め古墳多し。

三日町(ミカマチ)　今清見村と改む、高山の西二里、川上川の谷に在り、此より西東と南大原に赴く兩路岐分す。後風土記云、三日町村が河の了德寺に、文安年中の古證「河上莊まさの蔡原□門」云々と書せる田券を收む。

川上嶽(カホレ)　郡上界の嶺上にして、位山の西に隣り、三日町の南三里、川上川は此に出でて北流し、

中切に至り宮川へ入る、長六里（川上嶽の南方に連立する峰嶺は、益田、馬瀬（マセ）の二水を分界す

（龍峰）

大原（オホハラ）　今清見村の管内とす、三日町の南七里、[illegible]峰の峠を隔て、全く馬瀬川の源に在り、此より郡上郡吉田谷へ踰ゆ八幡に至る又八里、天正中金森氏の領國以來、關を置きて近年に至れり。

龍峰（リユウガミネ）は東川上嶽（カホレ）、位山に連り、南は赤谷山に倚り、北方に蜿蜒して森茂山を起し、謂ゆる赤谷山脈を成す、（北道游草云、山頂當飛二州界、抵大原即其上峰也、[illegible]村[illegible]闊、[illegible]辭行旅、援以行筝、此間游道淺蘿瑲琮、如聞鈞天之樂、而秋花爛熳、[illegible]挾路爭發、如行錦繡障中、耳目俱勝、頓忘道途之勞。

夏厩（ナツマイ）　今清見村の管内とす、三日町の西、一嶺を隔て、二里半、小鳥川の上游とす、龍峰其南に、森茂山其北西に聳ゆ。夏厩より白川谷に入るに、六厩（ムマイ）峠を經て新淵まで五里、森茂峠を經て御母衣まで六里〇小鳥郷、川上郷、白川の村里、おしなへて居村の本田畑よりは、燒畑の雜穀作毛多ければ、初秋穗の出る頃より、山中に小屋を掛て、老人兒等に家を預け置、村中の男女おのがとし、山畑の小屋に一人宛別れ行てよな〳〵守り、案山子（方言に猪の曾未と云）を立、夜もすがら鳴子（方言土宇豆久）をひき、猪笛（シヽアエ）を吹き、（桐木を以造る、火吹竹の如し）板等（ハム）を打鳴し、不斷聲を揚て、猪を驚し逃去らしむ辛苦想ふべし（飛後風土記）

白川谷（シラカハ）　今大野郡の管内にして、南を莊川村、北を白川村と云ふ、龍が峰山脈と白山（ハクサン）山脈の間なる峽谷にして、南北凡十三里、東西四五里許。其水は越中に入り、射水川（庄川とも號す）と云ふ、飛驒高原中、別に一區の大壑を成す。

白川（シラ）　庄川村の極北、寺河戸の山中（郡上郡に跨る）に發し、上白川と稱す。猿丸、新淵を過ぎ、尾神に至り尾神川を容れ、御母衣に至り白水瀧の末を併せ、荻町[illegible]な谷を過ぎ、小白川に至る凡十八里、是より以下、越中礪波郡の平谷（タヒラ）の峽流と爲る。

白川谷は近世白川郷と稱し、荻町（オギマチ）を首里とし、照蓮寺の寺領たり、初め足利幕府のころ、内島爲氏、白川郷保木脇に居り、山中を知行したり、其子雅氏、其子氏理、其子氏房まで相續せしが、天正十三年十二月山崩れ、歸雲山の館其災に罹り、内島一族家人三百餘人壓死埋沒す。或は曰ふ、此山中は文明の頃、飯島正蓮寺てふ淨土新宗の僧に歸服したるを、内島爲氏越中より來犯し、正蓮寺を放逐して、之に代れりと。

（莊川）

新淵（ニヒフチ）　今莊川（シヤウガハ）村の大字とす、上白川に屬し、相接して猿丸（サルマル）あり。〇今昔物語に、飛驒國男、退治邪神語「今は昔、諸國行脚僧、飛驒國の深山に分入、道ふみまよひ、大なる瀧の簾を掛たるやうに落るを見て通り過て、人里に來て宿りしに、主美食を與へて、丁寧に饗へしらひければ、僧喜びて此處はいと樂しき地なり、思ふことなく豐に暮玉ふらむと云へば、主答へて、幸に我一人の女あり、妻せて我家をつかせ申べしといへば、僧諾てけり、終に夫妻の約をなさしめたりしが、其後月日を經て、此里の習に美麗の女を、神へ年々生贄に備ふることを聞て、我こそ我妻にかはらめとて、生贄となり山神の祠へ行きけり、やがて神殿より出來る大猿小猿ともを生擒て歸來て、神と云虚名（ソラナノリ）告して、年々人を食ひけむ、是は猿丸といひて人家に緊近ば、人の害となる物なり、かゝるものに生たる人を備へしは愚也とて、[illegible]とともに大領のもとへ訴て、其猿を殺さむとせしに、叫喚こと限なし、皆人のなだむるまゝに杖もて、數多打て、後を戒め追放しぬ、其後家は豐饒に、其郷人に敬はれ、妻とむつまじく、子孫繁昌す」（大意）と見えたり、村名といひ瀧といひ決て此村なるべし、如是猿丸を神と崇めて、多年生贄をそなへし村なれば、[illegible]猿丸と聞へしにや、[illegible]

（猿丸）

尾神（カミ）　今莊川村の大字とす、白山御前（ゴゼン）[illegible]栗原[illegible]中の谷[illegible]り　此山中に化石を産す、[illegible]

御母衣（オホロ）　今白川村の大字とす、尾神の北にして、白山[illegible]谷白水瀧の水、此にて白川へ歸す　御母衣に近く保木脇あり、三方崩（サンパウクヅレ）山の下とす、天正十三年十一月、山崩れ保木脇の歸雲山城を埋却す　[illegible]餘錄云、白川爲白山之麓、險嶮危[illegible]、有地名三方崩者、延[illegible]里許、[illegible]山四合、缺其一面、石裂[illegible]、不見寸草、[illegible]傳[illegible]云、天正十三年、地大震、越中諸[illegible]地裂、陷沒人家、[illegible]而於[illegible]同時、飛驒西境、歸雲白川山崩、壓殺三百餘家、[illegible]此[illegible]

（三方崩）

（大白川）

大白川（オホシラカハ）嶺泉は地獄谷に在り、熱百三十度、僅に[illegible]屋を置き、樵夫の休止する所とするのみ。白水（シヨミヅ）瀧は白山御前嶽の溪間に懸り、隣頂泉の水之に混じて、白濁を帯ぶ、瀑壁潤底爲に白色に變ず。瀑布は直下二千尺と稱し、壯觀紀州那智瀧の右に出づと云ふも、其地極めて僻にして險なるを以て、探討の人稀少とす。縣地志云、天正十三年十一月、三方崩の地震は、其源白山の害にせずと雖、或は火山の爆裂に由りしを疑ふ、安政五年二月二十六日の夜半、當國大地震、小島、小鷹利、高原、白川の諸郷其害を被り、死者二百人を數へたり、原因不詳。

（白水瀧）

鳩谷（ハトガヤ）　今白川村の大字とす、荻町、飯島と相隣る、[illegible]法嶽、籾が嶽西方に連亘し、加賀國堺を成す。東方天生（アマフ）峠を踰えて、河合村月が瀬迄三里。（月が瀬より古川迄四里）

後風土記云、白川の籠渡と云ふは諸所に在り、楓に似たるハトノキと云ふを、十文字藤にて搦み、首尾を曲撓、つなぎて籠骨とし、下の方に鳥巣と名づけて、藤を經緯に延べ、鳥籠の隔子のごとく編み、上の方に刀貝（トヲ）と唱ふる木をくりぬき、藤もて籠に幾重も繋留て、數條寄集たる藤の大綱を其刀貝に貫き、川の兩岸に張わたし、切株に

（荻町）

からみつなぎ、其端に引綱と控綱を兩方に附け、人を載て此方の岸上より、彼方の岸上へ引渡す也、一人にて手繰わたる貌は、恰も蜘蛛の糸をつたふに似たり、其危きこといふべからず、「神の代のまなしかたまの小舟すら水なき空をわたりやはせし」本居大平。幽討餘錄云、前漢書西域傳、罽賓國、每漢使者至、送至縣度、又曰、行者騎步、相持繩索、又有度索尋橦之國、後漢書西域傳論、踰山塔谷、攔行沙度之道、水經注、罽賓之境、有橋相引、李膺益部耆舊傳、笮橋賛、飛閣代閣、梁益記、笮橋連竹索爲之、亦名繩橋、代所謂云、蜀木橋也、縛人橦上、人自以手緣索而進、衣並內府公家只、今秋有葛護跡、皆宗祇名勝記云、葛護渡、在白山之南、卽飛驒西境、乃知飛驒縣度之山、已甚矣、因以爲名、至今尙存。

吉城郡

(荒城郡)

吉城郡（ヨシキ）

飛驒高原の北部にあたり、高原川及び宮川の中游の地區を指す、今古川町、船津町以下十村、治所は古川に在り。

吉城は古へ荒城（アラキ）と云ふ、何の世に改めしにや、蓋室町府治の初にあらん　國郡考には、

按、當郡の荒字あるもの、大抵之を改む、蓋荒字を忌しならむ、改稱年時詳ならずと雖、東鑑に、建久四年、荒木郷地頭職を多好方に命ずとあり、又門前村安國寺、明□元年庚午、一切經上篇文に「飛驒州吉城郡、荒城郷、大平山安國禪寺」とあり、江間系圖「八代、荒城郡司平□□、永和四年改時則に與き、應永八年卒」とあれば、明□の前に改めしならん

和名抄、當郡は七郷に分ち、何れも□□と注す、持統紀、八年、以進大𡌛、賜倭白鵯鶴者、飛驒國荒城郡人、常國部弟日、云々。

名張郷（ナバリ）

和名抄、荒城郡名張郷。○今國府村の南部なる、名張、村山、瓜巢、宇津江、廣瀨、三川等なるべし、大野郡三枝郷の北に隣り、宮川の兩岸に涉る。

內江瀧（ウツエ）

國府村大字宇津江（ウツエ）（宮川の左岸に在り）。○後風土記云、內江の瀧は三段、每段三四丈、三瀧の水源に四十八瀧あり、且此一山楓多し、秋末には紅錦を布くが如し、瀧より峰まで紅葉ならぬ所なし、最奇絕の壯觀なり。

廣瀨（ヒロセ）

高山と古川の間なる大村にして、今國府村に屬す、宮川の右岸とす、瓜巢（ウルス）に廣瀨高遠（タカトオ）城址と云ふものを傳へり。

神祇志料云、清和紀、貞觀九年授位當國度瀨神は今廣瀨に在り、同祀、貞觀十七年授位當國高（タカミ）神は、廣瀨の三川に在り、式內荒城郡大津神社は、村山村の松森天神是也

○後風土記云、廣瀨村の宮內、國府（コフ）の麓に、古墳各一所其他鍋塚、鎧塚など四所あり。人類學會雜志云、廣瀨村鴻（コウ）峠の古墳奥行二丈あり、室の奥に坎あり、高さ八寸計、石を幷べて緣とせり、猶奥へ行く五尺、室の幅は此所にて七尺五寸、高さ九尺五寸あり、四傍石を疊みて壁となし、天井は大なる板石を以て蓋へり、頗壯大なり、坎は二尺許の深さあり、定めて石棺なるべし」○按に、廣瀨の北、八日町に至る間に一丘陵が橫はり、之を國府峠と稱し、俗說之に因りて廣瀨を以て古國府と爲し、或は大野郡の府を此に移したりと說くも、確證に乏し、此は大野國府の北二里餘を隔つれど、高原郷荒城郷より此を經由して國府に往來したるを以て、國府峠の名起れる歟、又は都や國府に說れる歟。

(國府峠)

荒城郷（アラキ）

和名抄、荒城郡荒城郷。○今國府村、國府峠の北にして、古川町の東なる山谷なり。東鑑「建久四年、多好方、承神樂、賞賜飛驒國荒木郷地頭職」とある卽此とす。

荒木川（アラキ）

水源は折敷地山、今丹生川村に屬す、西流八里、古川町に至り宮川へ入る、宮地、八日町等は荒木川の北岸に散在す。

宮地（ミヤチ）

今國府村の大字とす、八日町の東一里、式內荒城神社あり、俗に河伯大明神と云ふ、昔年地頭多氏の奉納せる假面を襲藏す、本社古鐘銘云「飛州吉城郡荒城郷內、河伯大明神御寶前、永祿五年七月」○（飛州志）○後風土記云、荒城とは新墾の義にして、上古此地を新墾し、耕田の爲めに水神を祭り、仍て荒城神と云ひ、郷名之に因るか（神祇志料又之を採る）今按に、荒木は伊賀國にも同名あり、彼國の阿拜、名張は此國にも同名あり、再考を要す、又姓氏錄「荒城朝臣、大中臣之同祖」ともいへり。

安國寺（アンコク）

今國府村の大字門前に在り、此寺は足利家の本願にて、七堂伽藍の大地なりし由、千光寺記に述べたり。後風土記云、安國寺には古文書あまたあり、瑞岩和尚開基、本尊釋迦像の銘に「延文二丁酉、佛工駿河法眼定□造之」と見ゆ、其胎內には貴書の陀羅尼經七卷、血書の法華經一卷、舍利十二顆、瓜三十片を容れたりけり。

八日町（ヤウカマチ）

國府峠の北一里、古川町の東一里、今國府村の大字とす、八日町より大坂峠を踰え、吉田村津に至るを越中街道とす。○天正十年十月、高原郷の江馬常陸介、甲州勢を頼み、大坂峠を踰え、荒木郷へ打入り、三木自綱と八日町に戰ひ、江馬敗れて死す、其墓猶存す。

半田（ハンダ）

今國府村の大字とす、八日町に近し、此に甲石と稱する奇石を出す、几上の置物、又は卓上の花瓶に代用せらる。

雲田村山中、生田石、大數寸、其貌如□、空洞方寸、□□中有□餘□云、昔其郷村古□洪水、故崇河伯祠乎、

不知其水害所以、河伯祠前老樹存、唯有黑田白石在。於今在田畠餘焉、

深河郷（フカガハ）　和名抄、荒城郡に河郷、訓布加加波、○今古川町なるべし、荒木郷の西、宮川の右岸とす。吉田禮云、□□記に「其木□□王子、是深河別之始祖也」とあり、通證にはこの深河をも引きせり、深河の地名京畿附近に著大なるものもなければ、もしくは此を治め賜ひしが、即ち河別にましまし、江州甲賀郡に深川（フカハ）郷あり、フカハと同言、此なるも布加波と曰へるが、古川（フルカハ）に訛れるにあらずや。

古川（フルカハ）　今古川町、人口五千八百、高山市街の西北三里半、荒木川の宮川に會ふ所に在り、近年此に郡治を置かる。
後風土記云、古川町に式内、荒城郡高田神社の廢址ありと云ふも詳ならず、上町には國分尼寺の遺蹟あり、延喜式「飛驒國國分寺料、五千束、又殊會料一千束」又町の北氣多（ケタ）に、氣多若宮神社あり、清和紀、貞觀十五年授位の事見ゆ。○南討餘錄云、古川、有古城址、曰增島、至今居民百餘家、日中開爲市、交易喧然、四野平曠、彌望無際、舊傳稱之古也、自越前越中而至者、大約兩日達乎此處、岡嶺四環、人行乎絶谷之間、仰視其上、兩崖雄聳、障蔽天日、綿綿不見其頭、至此諸山豁然而開、擁出平川、心目爲之一快、地志云、天正十年、廣瀨宗城、襲牛丸親綱於小鷹利、親綱遁之、遷職古川、殺渇相當是也、長屋可重、以稻葉通朝外援、事金森長近、屢戰有功、長近愛其勇、以爲義兒、冒姓金森、實留守也、長近既取飛驒、治於高山、使可重城居於此、食封萬石、及可重爲嗣、遷治高山、而城遂廢。

（多氣）

杉崎（スギサキ）　今細江（ホソエ）村と云ふ、古川の西北二里、宮川の右岸とす、小島（チジマ）郷とも云へる地なり。○後風土記云、小島と云は中昔小島何某、杉崎村の山城に住ける故、小島の城と唱へしを、建武の後、飛驒の國司代々住たまひ、其分家の小島氏も代々住居せられしより、村名と郷名ともなりしと也、古來此杉崎を小島とのみ云ひ、本名は杉崎と云ことを知らぬ里俗は、今も猶少からずとなり。○南討餘錄云、據南方紀傳、續太平記等、元德中姉小路參議頼經、出爲飛驒國司、世襲其任、三傳至尹綱、又據櫻雲記、正平二十年、南朝詔令尚行於二十餘國、飛驒居其一也、及南北已混一、足利義持遣斯波高貞、□小笠原持長、京極高貞等兵伐之、姉小路氏四世八十三年而亡、實應永十八年也（按に飛驒國司頼經は、初名高基、建武中興の際に下向すとも云ふ、諸書の說く所異同あり、親元日記、寬正六年、飛驒國司、小島殿勝言、拾皮被進）

（小島）

細江（ホソエ）　萬葉集によめる、大和國の飛驒の細江をば、同名の因みにて、此にも設けたる也、今村名に立てたり。

名にきく細江の方を遥に見やり侍りて、

峰こゆる月も移りぬ夏山やひだの細江の夕闇のそら、

（堯恵北國紀行）

游於杉崎、古城址尚存焉、文龜中、國司姉小路氏遺裔、綱基築而據之、傳至其孫小島主殿頭時光、天正十年、江馬常陸介輝盛、挾強援、攻掠近隣、時光一戰滅之、壁壘赫然、然而踰年、牛丸親綱棄城而走、小鷹利現爲廢城、不聞時光出兵援之、則知時光先亡、或傳爲親綱所弑云、有水發源楢原、由大江流、經於此、乃入宮川、清沙白石、消消可愛、萬葉集中、古歌所稱、飛驒細江是也、綱基有愛其名、取以號細江漁史、而又歌詠唱酬、散見於靑玉和歌集、則一時風流可想。（南討餘錄）○貞觀九年、當國阿多由太神、（式内、荒城郡）大歳神に授位の事、清和紀に見え、今阿多由太神は杉崎の中宮とも、又國府村木曾垣内なりとも說く、大歳神は杉崎に現存す。（後風土記、神祇志料）

飽見郷（アクミ）　和名抄、荒城郡餘見郷、訓安久美、高山寺本飽見。○今詳ならず、細江、小鷹利の邊ならんと曰ふ、

餘戸郷（アマリベ）　和名抄、荒城郡餘戸郷。○今詳ならず、飽見の餘戸にやと想はるれば、河合村などにあたれる。

小鷹利（コタカリ）　又小田刈に作る、今小鷹利村と云ふ、細江村の西にして、宮川に合へり。即小島の背後の地なれば、向小島とも稱し、信包（ノブカネ）の東北に小鷹利城址と云ふものを傳へたり。千光寺記に小田刈城主、國司姉小路宰相と云ひ、向小島の國司御所址も信包に在りと、後風土記に述べたり、又黑内にも小鷹利城址を云ふ。
新著常陸國志云、向氏は飛驒國向小島より出づ、戶村本佐竹譜には「飛驒宰人、向右近宣政、飛驒三木の一男なり、義宣公御代に、常州に參る」とあり、飛驒國治亂記に、小鷹利城には佐々木の末葉、多賀太郎の子孫、三木大和守直頼、其子白綱入道休庵あり、小鷹利城には牛丸又右衞門重親、一家五十餘人、士卒百人許領せる、杉崎の城には小島時光、白川郷歸雲城には内島兵庫頭氏理居住す、其の他江名子、一の宮は共に、小身各三木幕下の如くにて暮けり云々とあり、牛丸氏没落して、宣政の所領となりしならん。

（信包）

高野（タカノ）　今大村、信包等と併せ小鷹利村と云ふ、此邊の野中に古墳多し、又石器を拾ふべし。後風土記云、寶曆の際地高峠に、高野村の窟穴を五箇所しるして、岡所と曰へり、飛州志にも高野の岡の事を錄す、又男子形（チハセカタ）祠あり、方言カナマラと稱し、即金精（キンセイ）明神（又金勢に作）に同し、其頽寶の陽石十杜長六寸より以上、大なるは周一尺餘あり、來由詳ならず、小無雁村にも同祠あり。

小鳥川（コトリ）　龍が峰に發し北流、夏厩（ナツマイ）を經て、河合村角川に至り、宮川に入る、長十里、龍が峰は山脈の東を走り、白川と并行す、峽谷人烟稀疎、白川よりも甚し。

天生峠(アモウトウゲ)　河合村月ケ瀬より、白川谷中野(オヤマナ)町へ通ずる山径、之に係る、標高一三三〇米突。

(月瀬)

高討餘錄云、土人相傳、世所謂飛騨工者、月瀬里人也、[illegible]古木工寮、[illegible]工匠於飛騨、逐年更番[illegible]役、謂之番匠、[illegible]飛騨工者、當時[illegible]通而稱之也、不知其幾何、合併計之[illegible]於上下數百年間、更[illegible]未嘗也、是以佛祠神祠、傳爲飛騨工所造立者、至[illegible]遍乎海內也、而今俗傳爲月瀬產也、昔以此爲一人專稱焉。

角川(ツノカハ)　小鳥川此にて宮川に會ふ、故に河合村と改む。角川の西なる山中に銀鑛を出す、近年の開坑に係る、又此邊の片岸中に石灰を產す(地學雜誌)金剛堂(コンガウダウ)山は角川の西北一里、越中の礪波婦負二郡の交界にあたり、地方の一目標たり。

(金剛堂山)

高家郷(カウケ)　和名抄、吉城郡高家郷、訓加木倍。高山寺本、注加支へ　○今詳ならず、坂上坂下なるにや。高字を加岐に假るは、古音カングなれば、カクよりカキに轉じて借用せる也。

林(?)　今坂上(サカカミ)村と改む、古川を去る五里、宮川の右岸とす、依の[illegible]坂下[illegible](今坂下村に屬す)を越中婦負郡へ通ず。

(小八賀)

小八賀(アハカ)　[illegible]以嶸分界、獨[illegible]出入、入者[illegible]治文[illegible]、出[illegible]、[illegible]以爲信、蓋飛騨四道、設[illegible]凡三十六所[illegible]、[illegible]、[illegible]月[illegible]後一名、以爲[illegible]門、近[illegible]、良[illegible]、[illegible]至[illegible]、然[illegible]價[illegible]貴、職由此耳、不知[illegible]往[illegible]、居民[illegible]山谷、[illegible]開甚力、[illegible]田、[illegible]田亦門之[illegible]田、[illegible]云、梯田、[illegible]山[illegible]田、[illegible]起如階[illegible]、[illegible]小[illegible]、[illegible]田、稍爲雅馴、方今昇平日久、生[illegible]日繁、地力[illegible]、[illegible]開至是、蓋自然之勢也、百年以還、滄海之地、[illegible]田、年多一年、往往爲一大聚[illegible]、一旦[illegible]、[illegible]、不止得不償失也、人人[illegible]利、曾不之[illegible]、[illegible]田利[illegible]力勞、亦何心哉、見居脚自

然穿成洪洞、有微風自洞中出焉、陰氣砭人肌骨、不可嚮邇、土人爲風穴、水經注云、屈縣有風山、山上有穴如輪、風氣蕭瑟不止、蓋衆風之門也、土人所言、亦此之類也、

宮川(ミヤ)　飛騨高原北部の大水なり、位山水無嶺に出て、高山市街の北に於て大八賀川、小八賀川、川上(カオレ)川を容れ、古川に於て荒木川、角川に於て小鳥川を併せ、谷村に至り高原川に會す。以下越中の管内にて、峽間を出でて初めて平野に就く、卽神通川の稱あり。位山の源頭より、高原川の會流迄、凡十五里、乘鞍嶽より計れば二十里許。

陶討餘錄云、既渡、顧見棧道懸空、問之卽捷徑也、聞去此數里、山石對峙、中央懸溪、不可施橋、土人剖巨藤爲經、細藤爲緯、織爲飛梁、繫實岸石、以索繫其兩端、呼爲藤橋、人行其上、或見有人渡索渡水、略如向者所聞、但引手自繫巨索以進、不復須人、以爲少異耳、迄異壞惟可懼、絕崖之下、有側徑如綫、而鉤出乎回淵、而又往往石壁沙崩、徑亦不通、乃架棧橋以補之

高原川(タカハラ)　槍ケ嶽に發し、西北流、双六川を併せ、船津に至り、北に轉じ跡津川を容れ、茂住を經て、谷村(今船津村の管內)に於て宮川に會し、越中に入る、長凡十五里

茂住(モズミ)　今船津町の管內とす、相去る四里、茂住の北西一里を谷村とす　越中上新川郡下(シタ)村との交界を千貫(センクワンハシ)橋と稱し、蓋岩重疊、自然に亦を成すものに似たり。

茂住銀山は、鑛床の形狀、神岡に同じ、近年々額銀五百貫匁、鉛六万斤、鉛十萬斤許　茂住は天正年中、越前の人糸屋宗貞、金森氏の命を承けて開坑したり。和佐保山、亦當時の開坑に係り、寬永以後銀山中絕し、文化中又採礦を爲すものありしかど、高山郡代之を收め官有と爲す、近年更に私人に交附して、採煉せしむ、

靈洞實蒙紫彩凝、蒼巖相護勢峻嶒、要知昭代多祥瑞、看取深山寶藏興。　鎚鑿遠穿白尖涯、細々礎々金石諧、山至下來相報道、鑛光今日不勝佳。　細灣

跡津川(アトツ)　茂住の東なる一支溪にして、東西五里の長谷たり、谷中の數部落は、今船津、阿曾布二村の管內とす。

神岡山(カミヲカ)　高原川右岸の鑛山にして、鹿間(シカマ)山とも和佐保山とも云ふ、船津町の北二里、今其管內とす、漆(ウルシヤマ)山は高原川の左岸にして、小豆澤(坂下村)の東南に屹立す。銀銅鉛丹を產し、飛州の一富源なり。神岡鑛山は、方今採銅及び大富を主とし、漆山之に亞ぐ、母岩は角閃片麻岩にして、石灰岩を夾む、近年々額、銀千二百貫匁、銅五六萬斤、鉛五十萬斤、製煉所を鹿間と云ふ、三井氏の稼行にして、山中の人口四千許。

(鹿間)　(和佐保)

船津(フナツ)　今船津町と云ふも、實は山村なり、其村坊は高原川の左岸にして、高山を去る七里、高原郷の小繁華とす

後風土記云、舟津は昔舟渡(フナト)と稱したりしを、寶永四年、舟津と改めたり　又文化中舟津の諏訪明神を、式內、大津神社に引きあてたり　關田作簀に、舟津の藤橋は、三十三間の舟渡なりし由を述ぶ、今は壯富の製とす

伏方(フセカタ)　今神川村と改む、船津の西南とす　後風土記云、伏方の藥師堂緣起に曰く、昔傳教大師入唐、延曆元年歸朝之時、於江州志賀郡、作於七體之藥師、安置比叡山延曆寺、丹波西木山神藏寺、近江國法王山東高寺、三河國[illegible]米寺、越後國米山密藏寺、東海道桑種寺、當國石王山信光寺也、是則七佛之靈地也、

柏原(カシハラ)　今神川村の大字とす、杉崎の東にあたる、此地の水月庵と云ふ尼院に石器あり、長一尺三寸許、方に此石を鎭懷安產の神璽と爲し、所請崇拜するぞ、人類學會雜志

常蓮寺(シヤウレン)　船津町の南吉田(ヨシダ)に在り、(今阿曾布村の管內也)飛騨門徒の巨刹にして、舊號顯智坊と曰へり、慶長年中

今名に改む。寺説に常蓮寺は高山照蓮寺と同く、文永正嘉の比、嘉善坊の開基なりと曰ふも誤あり。○後風土記云、天正四年五月、石山本願寺顯如上人より、飛驒國惣坊主幷に門徒へ諭示したる一書、又准如上人より飛州濃州信州の三國門徒に諭示したる一書、共に願智坊に在り其顯如の書中に、

籠城如何命も目出に候、就夫各如何心得られ候哉、法難は一旦の苦、未來は永生の樂果なれば、いそぎ如來を頼み奉り、云々。

遊部郷（アソブ）(阿曾布)(麻生野)

和名抄、荒城郡遊部郷、阿曾布、高山寺本、遊部郷○今阿曾布村幷に船津等にあたり、中世以降高原郷と云へるに同じかるべし。按に喪葬令義解に「遊部（アソベ）者、終身勿事」云々とあり、大和國高市郡遊部郷に、其名義を詳にす。淸和紀、貞觀九年、當國遊幡（アソハ）石神に位を授けらるること見ゆ、石神は今阿曾布村の大字にものこり、麻生野（アサフノ）并に阿曾保てふ大字ものこれり

殿（トノ）

今阿曾布村の大字とす、船津の北にして、高原川の北岸數町、和佐保山の下とす、諏訪城址あり、即江馬殿の故墟とす。○神祇志料云、陽成紀、元慶五年授位、當國賀茂若宮神、今殿村の鶴山に在り、

南討録、殿村江馬輝盛故城趾也、據甲陽軍鑑、武田晴信、使飯富昌景攻之、宜其據得地利。飛驒著姓、傳世之久、無出江馬氏之上者焉、高山國分寺、舊藏江馬系譜及刀一口、刀即平氏傳家之寶、所謂小烏也、原出尙方、朱雀帝所賜以賞平貞盛戰功也、蓋時存焉乎江馬氏也、及其亡刀失所在、系譜云、江馬氏祖名輝經、平經盛子也、北條時政撫視、以爲義子、及冠稱江馬小四郎焉、覺係無稽之言、輝經者豈非義時小四郎之訛哉、十四世孫左馬頭時盛、生子常陸介輝盛、時盛初以地屬上杉輝虎、後與此絕、及輝盛降附武田晴信、送質於甲府、以爲之質、事詳於越後河田長朝書焉、其書至今傳之、甲陽軍鑑、永祿三年、飯富昌景等三將、取飛驒不克、七年昌景獨以部下、入寇飛驒、輝盛降、越後軍記、天正四年、上杉輝虎入越中、聲稱討椎名泰種於越沼、遣偏師略飛驒江馬氏、據此等、輝盛事蹟可以徵也、又據古樂寺藏經跋語、天正十年、輝盛與小島時光戰、軍敗見殺、江馬氏遂亡。

高原（タカハラ）(寶)

舊郷名に見えたり、即高原川の水域にして、十數里の山谷を占む。一説に、此は中世銀鉛の産ありしより、財郷と稱したるが、高原に訛れりと、恐らくは非也、近世産銀以來、高原を改めて寶（タカラ）とも曰ふのみ。○園城寺文書、應永三年、足利將軍より飛驒國高原、小八賀南方の替地を、佐渡國にて賜與したる事見えたり。

高原郷に、毎年正月十五日、嫁祝棒とて、新婚の婦女を祝ふ習俗あり、是は古の粥杖と云ふもの遺風ならんと云ふ、田中大秀の嫁祝の詞に「此下高原いさゝには、去年より新しく聟とりよめ取せしいへ／＼に、正月の十五日の明かた、わらはべどものつどひ、よめの君祝ひ申、御子たちあまたうみ給てとのゝしりて、十束あまりの木をきようけづりて、たからづくしてふ物かきつけ、ぬり付などして」云々。

双六（スゴロク）(四五六谷)

今上寶村の大字とす、船津の東三里、其溪流は越中の國境笠ヶ嶽より出づ。双六は此に盤石一座あり、鬼斧神鑿、宛として博局のごとく、畫路井然たるを以て、此名を得たり、又村木岩あり、同巧にして異形とす。○東遊記云、四五六（シゴロク）谷は、越中飛驒信濃三國の間へ入り込る谷なり、富山へ落る神通川を上り、又其支流を尋てのぼるに、甚谷遠にして、其奥を究る者なし、近き年飛州舟津の人、此谷の奥を究んとて、三日の糧を用意して、段々川にそひて入りしに、其食も乏しくなりぬれば、魚を釣り食ひて、猶數日の間尋入りしに、ふと伴ひし者の顔を見やりたるに、異形の化物なり、大に驚きて聲をかけたるに、其呼たる者の顔も異形に見えて、恐しさいはんかたなし、たがひにかくみゆるからは、此地に留ことを有るらめとて、いそぎ歸れり。

在家（ザイケ）

今上寶村の大字とす、双六の南にあたる、相傳りて宮原あり、大森八幡宮此に鎭座し、寶曆元年の社人朝行狀、天正三年、江馬輝盛の狀等を藏す、後風土記、式內、荒城郡荒原神社は即此歟（神祇志料）

今見（イマミ）

今上寶村の大字にて、在家の東とす、(舟津を去る凡六里)槍が嶽の下なり。今見に隣れる田頃家（タゴロケ）に、永昌寺てふ臨濟禪宗あり、古は永照庵と稱したり、此寺の古文書に「正和元年、大和守平氏權守政盛」とあるは必定江馬氏の人にやあらん、又古寫經二百余卷ありて、文應、嘉曆、至德、寶德以下の年號を題す、寺説に五十嵐小豐治の寄付と云ふ、(後風土記)五十嵐は越後を本據とする姓氏なり

槍嶽（ヤリガ）

飛驒山脈の高峯、一萬一千六百五十尺、(三〇九〇米突)山骨は石英斑岩に成れりと雖、乘鞍嶽より立山に連續する、火山脈の中間に峰起して相隣へり、西北に鷲羽（ワシバ）嶽あり、飛信越三州の交界とす、又槍か嶽の東に大天井山あり、信州に屬し、松本の西北を限する屏障にして、槍より高きこと百米突許

硫黄嶽（イワウ）

槍が嶽と乘鞍嶽の間に、硫黄が嶽、燒山、笠が嶽等の火山あり、其硫黄は標高二千餘米突、硫氣孔あり、燒山亦氣孔ありて、盛に噴出す、其他は休息するもののごとしと云ふ。

平湯（ヒラユ）

硫黄嶽の下、一千七百餘米突の高地にして、炭酸泉湧出す、一所は百八十度、一所は百五十度、夏日登山の浴客あるを以て、旅店數戸を置く。舟津より此に至る九里、東へ山を踰え松本に通ずる間道あり。永祿年中、甲州武田氏の兵は此路より來犯したり、平湯瀧は直下數百尺、亦本州の壯觀とす。

神坂（カミサカ） 平湯とおなじく、今上寶村の大字とす、蒲田湯あり。鹽類泉温百六十度、平湯の北三里、笠が嶽の麓にあたる、浴戸あり、夏日往宿する者多し。○延喜式、當國進貢の藥物九種の中に、羚羊角三十具を錄す、羚羊はカモシカにして、今も笠が嶽の山中に稀に之を見る、雷鳥と共に深山の名物とす。

尾張國

尾張國（ヲハリ） 木曾川水域の南東なる低野にして、稍東せば參河國に連接する岡陵ありと雖、太險峻ならず、知多（チタ）半島亦岡陵より成る、故に一州の地に三百米突以上の山峰を見ず、今面積百零四方里、九郡（名古屋市獨立す）に分つ、原野肥沃、尚國又開くべし、唯此水の害、歴世除き難きを以て、其美濃との交堺は、古來變遷多し。尾張は和名抄、乎波里と註し、古書に尾治、又小針に作り、大和、河内に起れる尾張連の兼治したる國とす 古事記傳云、續紀、神護景雲二年、尾張國山田郡人小治田連藥等八人、賜姓尾張宿禰とあるに因て思へば、尾張を小治田とも云しか、若然らば即小治にて、田に依れる名なるべし、又神代紀に尾羽張と云ふ劍もあれば、劍に因みたる名かと思へど當らず、又國形の南の方へ長く尾の張りたる故の名かと云ふもいかゞ、此國の風土記と云ふものに、終の意に云へることあれど、其說定かに聞て雖し）名義の諸說あれど、皆要領を得ず、本は大和の葛城（カツラギ）の地名とす（小川氏云、神武紀曰「高尾張攺曰爲城」と、これ葛城山の尾の張りたる高原を、尾張とは名けしなり、小治の說も善けれど、古書に明證なし、小治田、小幡は尾治、小針と相關せず）尾張氏は上古の大姓にして、姓氏錄天孫と標し、其分裔を載せ、舊事本紀今本に其系譜を收め、天孫本紀と號す（天孫本紀に尾張、物部二家の祖は一神に出で、火明命、饒速日命に同じと爲したるは謬れり、又火明命の子、天香山命を高倉下命に同じと爲したるも謬れり、此亦先輩已に其論斷あり）古事記、水垣宮段に「尾張連之祖、意富阿麻比賣」と云ふがあり、此國に海部郡あれば、此頃より尾張連の人々移居したるか、又定かならず 國造本紀に、

尾張國造、志賀高穴穗朝、以大別火明命十世孫、小止與命、定賜國造。

とあれば之に據るべき歟、然れども系譜に參考するに、

十一世乎止與命は

此命娶尾張大印岐（オイナキ）女子、眞敷刀婢、生一男、

とありて、此地の丹羽郡の貴姓稻木（イナキ）別に姻覯したる情實は明なるも、時代相違す、乎止與命の子、建稻種命は邇波縣君の女を娶りて、日本武尊に奉仕したる人なれば、乎止與命は景行帝朝以前の人とす（建稻種命が日本武尊に仕へ、其子尾綱根命が譽田天皇に仕へ、緒家望を發したる趣は、古史に詳なれはいはず）古事記に建稻種命の妹を「尾張國造之祖、美夜受比賣」と曰へるも、當時已に尾張連に此國の國造職を賜はりしを證す。○尾張は後俗よみて乎和利に同じ、修しては尾州と云ひ、稀には張州と云ふこともありき。

葉栗郡

葉栗郡（ハグリ） 本州の北偏にして、木曾川に沿へる小郡也、今面積二方里半、十三村に分ち、人口三萬、郡役所は大田島村に在り、丹羽郡と相通じて、方俗上郡（カミコホリ）と呼べり。

葉栗は和名抄、波久利と註し、五郷に分つ。神護景雲年中、鵜沼川（木曾川の一名）洪水、その河道を改めしより、頻に本郡を浸蝕し、貞觀以後に至り、河道本郡の地を東西に貫穿し、尾濃の交堺形勢一變し、葉栗河沼二郷は全く河北と爲る 天正以後、河北は美濃の管内に歸し、葉栗、羽栗相分つ。

尾張志云、昔は尾張と美濃とは墨俣川并に堺川の筋を以て相分ちしに、天正十二年、羽柴秀吉公の計らひにて、起の渡、北方、河田の渡を以て、國堺に改め、川西の村々を美濃に屬られたり、その美濃の地は今羽栗郡と書す、是織田信雄公の尾張を領知ありしかば、其地をせばめんために、斯く國境を改められしと云ふ人あれど、さにはあらず、昔より墨俣川を東西わかれの切所とし、京方墨俣を破らるれば、必宇治、勢多にもふせぎ得ずして敗軍となり、又關東方墨俣川を引退けば、起、矢划を防得ず、かならずまけ軍となるが多ければ、信雄公に與力し給へる德川公の強兵を憚れ、かくはからはれしならん。

村國郷（ムラクニ） 和名抄、葉栗郡村國郷。○今村久野（ムラクノ）村、小草村、鹿（シカ）村、飛保（ヒボ）村、宮田村等なるべし、郡の東端にして、丹羽郡に接し、北は木曾川に繞れり。本郷の對岸、美濃國各務郡にも村國郷、并に村國神あり、彼地を本として、此に分てるならん、古訓は牟良久奴歟。

村久野（ムラクノ） 尾張名所圖會云、村國郷は後の村久野庄なるべし、曆應元年十一月、沙彌淨阿より當國目代に與へし狀、村久野庄大嘗會米事云々と見え、其後の物に村久野とも、村岑ともかけるあり、村岑の里雅馴なれど、他國人のき

ゝあやまりて、歌にもよみしなるべし、丹波國大嘗會の歌に村くもの里をよみたる例にて、此村久野も悠紀の大嘗會米の國郡狀、曼陀羅寺に所藏する如く、大嘗會によりたる地名と心得たるかもはかりがたし、天正記に、もちはぎ中納言といふ人、此所へ遠流せられしとあり、其は秀吉の母公の父のよしいへり。

草井（クサヰ）

今小杁、鹿子島（シカコシマ）を相併せ、小草（チソシカ）村と改む、無善様まれり、村久野村の東北に隣り、丹羽郡據若村と共に木曾川の南岸をなす、美濃國前渡（マヘト）に對す

木曾川（古名廣野川）は此邊より尾張低野に就き、洪水氾濫の患、古來無りと稱す、古史に見ゆる廣野川（ヒロノ）（鵜沼川とも云ひ、尾張川に同じ）の南流にして、葉栗郡の域内を貫流したるは、即此邊とす、近世に至り、徳川家にて御囲堤水の爲めに、猿尾を築出す（○名所圖會云、草井村に猿尾あり、木曾川の水激流して、こなたの提やゝもすれば決しやすき故、大造なる籠に大石を入れて、幾筒も積上げ、其長さ千餘間、水下へ斜に張出して、其石籠に水を除け、堤の平安を得せしむ、當國にて石籠を張り出せるを猿尾といふは方言なり、石籠は諸國に多しと雖、かゝる長きを大行なは、外にあることなし、近隣宮田村、鹿子島村等にもありて、俗に千間猿尾（センゲンサルヲ）といへり。）

（千間猿尾）

小杁（チイリ）

今草井と併せ、小草村と改む、杁をばイリと訓むこと不審なり、杁は樋杁の謂にして、古訓江布利とす

小杁は即ヲエフリなるべし、式内葉栗郡伊富利部神社と云ふも此なるにければ、ヲイホリよりヲエフリ、ヲユリヲイリと訛れる者歟、伊富利（イホリ）は尾張氏の同族の氏號也

尾張志云、式内葉栗郡伊富利部神社は本國神名帳に從三位伊福利部天神と見えて、今其社地定かならずと雖、これも庭入部ならば、島村の八幡など其舊社ならんか定かならず、今按ずるに小杁（チイリ）はイホイリの轉じたるにて、其舊地にてもあらんか、其村の熊野社は境内二反餘の地にて、樹古く三百年をも經たらむとおぼゆる大樹の松あり、又當社正に八幡社寛永十一年の棟札に、葉栗郡小入村と書たれば、杁によりたる村名にもあらず、かたぐよしなきにもあらず、よくく考へ定むべし

（伊富利）

宮田（ミヤタ）

今宮田村と云ふ、村久野の西に隣り、又木曾川の岸に瀕り、美濃の川島と對す（○名所圖會云、葉栗丹羽二郡は昔より蠶を飼ふ、村民多くは此業を以て產の代とす、隨て田圃に桑を植うると諸村に多し、此邊の蠶は信州種をよしとして、地種は用ひず、信州種を飼始めしは、天和年中宮田村なりとぞ）

用水川（ヨウスヰ）

尾州低野の中央を貫通する溝渠にして、大用水とも稱す、上郡には宮田杁と唱へ、下游には般若江川と云ふ、長八里、此水路の上游は寛永年中の開穿に成ると云ふも、下游般若江川は、其舊流に仍り之に通じたるならん。○名所圖會云、宮田の二杁（フタツイリ）は木曾川の南堤に杁二ケ所をふせて、彼川水を引き西南のかた數百村の用水とす、中島郡東に至り海に入る、始め慶長十四年大野村に杁を作りしが、寛永五年其杁を廢し更に同十九年迄に杁及び井筋出來たり、また此邊は所々に水車を設けて、碓つき粉をはたき、諸種の利用をなさしむ、

飛保（ヒボ）

今飛保村と云ふ、村久野、宮田に接し、丹羽郡東野村に境す。飛保の曼陀羅（マンダラ）寺は淨土宗西山派の六檀林の隨一にして、今に本州の名跡とす、天野氏の鹽尻（元祿の比の隨筆）に、

葉栗の曼陀羅寺は、本州府北の古跡、西山檀林の名藍なり、彌生の末、彼寶刹にまいりぬ、また夜を殘していで侍べり、（中略）さて飛保に至り、志く侍りし精舍に入る、十餘間の佛宮、彩飾蔵に、坊舍凡十三院、東西につらなり侍る、瞻仰して階をのぼれば、長廊晝靜にして、香案煙殘り、金界喧なくして、聲音隱々たり、八尺來迎の聖像、三侍あざやかに拜まれさせ玉ふ、うやくしく香をたきして、九拜し奉るに、思ふに此寺は、當山第一祖大僧正上人は、花山院内大臣忠經公の舍子、西山の正流を傳へ、名望一世に高かりし當寺を基して開福寺と號せられ、後小松天皇殊に尊信を賜ふ、第七世日空光上人の時、寛正三年靈異ありて、觀經の曼荼羅を感得せり、これより日輪山曼陀羅寺と改號ありし、後奈良院、天文十年勅願の綸旨を下し、官寺に列し玉ひし、凡て當寺の風高く檀林の花蕾して、負笈の學徒あとを接す、云々。

（曼陀羅寺）

淺井（アサヰ）

今日比野（ヒビノ）、江森（エモリ）等を合せたり、飛保村の西に隣り、丹羽郡時之島村に接す。此邊をば近世門間庄（カドマ）と云へり、和名抄若栗郷の域内歟

尾關（ヲゼキ）

今大野、東若、河田等を併せ瑞穂（ミヅホ）村と改む、淺井村の北、宮田村の西とす、和名抄、中島郡小塞（ヲセキ）郷あり、同名の地とす、續日本紀に小塞氏見ゆ

名所圖會云、尾關石見守は尾關村の人にて、初號新左衛門、父子共に福島正則に屬し、父は一万石、子は二万五千石を領す、石見守武勇なりしが、武勇人にすぐれ、世のほまれ多し、其事跡は岩田夜話に詳なり、良福寺は同村にあり、黄檗宗、當寺の山林は河田村の四ツ塚と地つゞきなりて、古塚甚多し、小塞弓張等が墳墓なるべし、文化十四年丑の秋にも、山をくづして石棺を堀出せしことありといふ、續日本紀に「延曆元年、内掃部正、外從五位下、小塞宿禰弓張言、弓張等二世祖近之里、庚寅歲以降、因居地名、從小塞姓、望請依庚午年籍、改換小塞、賜尾張姓、許之」と見えたり。

大野（オホノ）

今瑞穂村に入る、尾關の北にして、木曾川の南岸とす、式内葉栗郡大野神社は、今眞福寺境内に存す（神祇志料）氏族志云、大和源氏、宇野頼治、弟頼景、其曾孫頼清、采于尾張大野、稱大野氏、其子頼重、頼時、承久中並

勤王死節、知多郡にも大野あり、いづれの地か此大野氏の邑ならん）

河田（カウダ） 今瑞穂村の大字とす、美濃の川島村に對し、渡津あり。名所圖會云、河田渡は河田村より木曾川を經て、美濃の新加納に至る驛路なり、慶長五年八月二十二日、關東の軍兵岐阜の城を攻しとき、こゝを渡りしなり、又葉栗人麿塚は、同村のうち四ッ塚と云ふ地にあり、其所古塚多く、すはら塚、かちうと塚などいへるを始め、大小十七八所あり、其うち寶永三年十月、此塚あばけて石棺出でたりしが、其うちに劍鏡飯器等ありしが、みな腐損し居たり、鹽尻に、葉栗人麿ノ塚なるべし云々、と見えたり。

黒岩（クロイハ） 今瑞穂村の大字とす、此に黒岩明神とて、黒石を祠る者あり、一説之を式内中島郡石刀（イハト）神にあてたれど、地形合はず、もしくは式内葉栗郡石作（イシツクリ）神にや。

光明寺（クワウミヤウジ） 今光明寺村と云ふ、瑞穂村大字極樂寺の西にして、黒田驛の東北に隣る。○名所圖會云、光明寺は其始め天武天皇の白鳳六年の建立にて、舊鐘銘に「飛鳥淨御原御宇、丁丑、小乙中葉栗臣人麿始建立し、はぐりの尼寺と名付けしよし」しるしたる古刹なりしが、中古廢絶し、其後再建せし寺なり、近世天台宗に屬す。

篠野（ササノ） 今光明寺村に屬す、妙光寺は篠野にあり、臨濟宗、寺傳に、文和三年、相州鎌倉圓覺寺の義海和尚草創、天文年中、妙心寺の大休和尚再建中興せしよしいへり、寺寶に古證文ありて「寄進妙光寺事、合葉栗郡內野村篠野、四至、限東貧守天神、右寺家同位牌田等、奉寄進當寺也、若子々孫々之中、致違亂煩者、可爲不孝之義也、仍可守此旨、依寄進狀如件、永和戊午四年九月、橘泰武」と見えたり。（名所圖會）

北方（キタカタ） 今北方村と云ふ、黒田驛の北にして、木曾川の緣邊とす、美濃に通ずる國道此を過ぐ、對岸は即笠松町也。名古屋より岐阜に通ずる鐵道線、亦之を過ぐ。

尾張志云、北方の川並奉行、木曾川の流材と通行の舟を改む、又郡代官をも兼て、當郡中島郡美濃地の內數百村の租稅公事等を掌る、御代官方下役も在番す、はじめ寛文二年川並役被仰付、下役手代等附屬す、享保十一年川並役を止られ、宮田奉行より兼帶せしを、天明元年より再北方代官に被仰付たり、大日社は北方村の木曾川堤の上に在り、もと大日堂と申せしを、近き頃鳥居など建て、大日社とあらたむ、大日如來を神社とあがむるはいかゞしけれど、美濃國池田郡に藥師勸請神社などいへる例も多ければ、いとめでたし、此大日は靈佛にて、人の力量を增すとて、昔より里人尊崇せり ○名所圖會云、北方より美濃の圓城寺村への船渡を、圓城寺の渡とも云ふ、長谷川秀一の舊宅址は、北方にあり、幼名長谷川竹といひて、信長の小性をつとむ、成長して藤五郎と名のる、信長横死の後は秀吉に隨ひ、越前國東郷を領し、從四位下侍從に任じ、名を秀一と改む、此人器量拔群なりしよし、太閤記、玉滴隱見等の書に載せらる。

黒田（クロダ） 今黒田村と云ふ、北方の南にして小驛也、今鐵道木曾川（キソガハ）停車場此に在り、名古屋へ十四哩、岐阜へ五哩。

延喜式、葉栗郡黒田神社は此里に存す、東山東海兩道の連絡たるべき、尾張海道の古驛とす、故に北宿（キタシク）の名遺る。○名所圖會云、黒田宿は東鑑に見えたり、和歌の名所のよしは、松葉集、秋の寢覺等にいへり、又こゝを松枝（マツエダ）庄とも云ひて、西園寺の家領なりしが、公經大臣の時、北山の伯三位資長の地と、此莊を替られしこと、增鏡に見えたり。（松枝のこと、愛知郡御器所を參照）

（松枝）

くろ田の里 〔海道宿次百首〕 參議爲相卿

遠近も今はた見えずうば玉の黒田の里の夕やみの空、

又慰草に、應永廿五年、黒田へ來りける事を敘し、

この所のさま、前もうしろも田面にて、林は軒ちかく、いさゝ村竹めぐり、民の家所々、かやが軒端のかきをさへ、さながら夏ろいかげにかくされ、若葉の門をとぢたり、都よりあづまへ行かふ旅人の過る堤の道も、只此かきねの外なれば、むらがり過る駒の足音も、物さわがしき折もあるべし、わさ田におりたつ田子の聲々にうたひ、夜は蛙の耳かしかましきなど、珍らしき心地ぞせし、庭の木下に卯の花のほのかに咲きたるを見て、

正徹法師

夜もすがら光は見せようば玉の黒田の里に咲る卯花、

又云、善導寺黒田村にあり、寺傳に云ふ、當寺はもと當郡河島にありて專修坊といひ、親鸞上人東國化導の砌、補道と云へる僧、上人に歸依し弟子となる、大谷遺跡錄に、羽栗郡黒田善導寺は古へ專修坊と云ふ、河野九門徒の隨一なり、上人眞筆十字名號を安置せりとしるせり、河野九門徒といへるは、今美濃に屬せる所も多けれども、古へはみな當郡にて、共に葉栗郡のうちなりき、所謂大毛村聖泉寺、北方村妙性坊、美濃にては竹鼻の專福寺、印食の東光寺等是也、又黒田の白田の中に善光寺の廢址なりとて、五輪石塔一基を存せり、慶長二年の兵亂に、其堂舍滅亡に及びしとぞ、此寺の事は塵添壒囊抄に見えたり。

尾張志云、南方紀傳、元中五年（北朝嘉慶二年）美濃の島田伊豫守滿貞は、其兄土岐康行が代官として都にありしが、兄康行をほろぼし、自身惣領にたゝむ事を望み、從弟の宮內少輔詮直は康行が聟たるに依り、先詮直逆意あるむねを義滿將軍に訴ふ、其故に詮直勘氣せられ、滿貞に尾張の守護を給ふ、是に依り滿貞尾張におもむく、しかる間詮直黒田口にて滿貞と合戰に及ぶ、康行も人數をつかはして滿貞を討むとす、將軍此由を聞給ひて、土岐

左京太夫恒益を遣はして康行を討す、(恒益も康行が從弟なりとぞ見えたり、明德記に錄せるもおなじさまにて、伊豫守打負て逃たりしよし也、常樂記に「嘉慶二年五月九日、土岐左馬、於尾州黒田合戰場討死」と見え、正保國繪圖草に黒田の地藏のおます御堂、明德のころ戰場になりて、かたちもなくなりしよし記したる、亦此合戰の事なり。○同書又云、黒田の城跡は東西六十五間、南北六十三間、東に一重濠、西に二重、南に三重濠の跡あり、今は皆田となる、當國志に天正十八年、相換の北條うたれし時、一柳市助末盛、山中の城の先がけして討死す、關白をしませ給ふ事限りなし、舍弟直盛をして其家を繼がせ、既物になされ、尾張國黒田の城に移さる、封貳萬石、慶長五年の秋、德川殿伊勢國神戸の城を賜と見えたり、其後廢城となる。

割田(ワリデン) 黒田村西南の地を云ふ、一說、分脈系圖に開田(カイデン)てふ氏號あるを、此地に引きあつる者あり、然れども美濃に改田(カイデン)あれば、此には非ず。○名所圖會云、割田村あたりの諸村、所々にて絲絹紬を製し出す、就中割田絹を最上名產とす、近年は結城木綿、寬大寺木綿を織出す事また夥し、神宮雜例集に「尾張國本封、調絹九十四、云々、新封、調絹二十五疋」など見えたり、正中二年に書寫する尾張國解文にも、調絹及び精好生糸を此國より貢献せし由見え、今昔物語にも「尾張國はもとより絹糸綿などある所にて、よろづにともしからず」云々としるせり。

門間八幡宮(カドマ) 名所圖會云、黒田村の支邑門間に在りて、黒田村の氏神とす、本國神名帳集說に、門間八幡をば伊富利部神社に引當て考へ置きたるより、近頃は式の神號のみを呼べり、元は八幡村の八幡とて、國分寺と同く諸國皆ある例にて、廻國の行脚共は必參詣する慣習なれば、常に諸國の詣人絶ゆるとなく、殊に國分寺は廢跡のみなるを、當社は今も儼然とあり、天正十年黒田の城主澤井左衛門尉再建すと云ひつたへたり、今も當郡中の大社なるが、昔は一層の大地にて、門間村をも八幡村といひたり、そは門間以覺寺の阿彌陀の銘僧の古書にも「享祿四年辛卯十一月、尾州葉栗郡、上門眞庄八幡村福藏坊」と見えたり。○按に、門眞(カマド)庄は中世葉栗郡の大部分を總めたる私田なり、木曾川の兩岸に涉り、今も美濃羽島郡に其遺蹟を聞くべし、諸權勢家の私田にて、一書には西園寺殿の管知と曰へり、又門眞八幡は卽本庄の鎭守なれば、

(眞門)

朝野群載に

奉寄封戸拾煙事 尾張國五煙、播磨國五煙
右割給封内、奉寄石清水八幡宮如件
天永元年十一月 攝政右大臣正二位藤原朝臣

とあるに參考すべき歟、山城國新熊野文書、建武三年尾張國門眞庄とある又此也、割田の名義も朝野群載の割給の謂ひ歟。

里小牧(サトコマキ) 今里小牧村と云ふ、北方の南、黒田の西にして、木曾川の東岸とす。○里小牧、玉之井の邊、むかしの官道の船渡なり、後世廢れて里人等のみ渡れり、南及(ミナミオヨビ)村、北及村、今は美濃に屬せり、正保の繪草に「あおか、およびなども、おなじやうにこえ過ぬ」としるし、宗長手記に「同じ國津島を立侍る、此所各堤を家居とす、およびのまた川落合、近江の海ともいふべし」云々と見えたり、及川とは里小牧の邊にて木曾川を云へる也。

玉之井(タマノヰ) 今玉之井村と云ふ、黒田の西南に隣り、木曾川に沿へり。名所圖會云、玉井は明日香井雅經家集に、

東へ下るとて、玉の井の森にて、馬よりおりて、
思ひ出づやみたるる川にせし禊忘れぬ袖の玉の井の水、

とあり、藻鹽草に玉の井尾州と見えたり、夫木抄に、

思はずにぬるゝは里の名もつらしむすばて過む玉の井の水、　爲相

又玉井四郎助重當宅あり、東鑑曰、元曆二年、尾張國住人玉井四郎助重、本自背先日憲、今亦背諸人之由、云々、近日殊又有違背之科、今日被仰助重云、濫行貴命之上者、不可住日域、依令勅旨關東、不可參鎌倉、可逐電云々、

大毛郷(オホケ) 和名抄、葉栗郡大毛郷、○今大毛村は高田村と合せ、大田島と改む、黒田の東、光明寺の南とす、黒田村光明寺村等は舊郷内歟。
式内、葉栗郡大毛神社(本國帳、從三位大毛天神)は大毛に存す、今六所明神、又ヒナカタの宮と號す、社邊に古墳墓あり(名所圖會、郡郷考)

島(シマ) 今大田島村と改む、黒田驛の東半里、葉栗郡役所此に置かる。
(粟和) 島村は古名和粟と云ひ、村中の字に和粟(ワグリ)郷、又若栗橋など云ふが殘れり、(神祇志料、張州府志)式内、若栗神社此とす。

若栗郷(ワカクリ) 和名抄、葉栗郡若栗郷、○今大田島村の島は古名和粟と云へりとあれば、此を本として其東なる淺井村、瑞穗(河田)村などにも及ぼさんか。

宇夫須那神社(ウブスナ) 今島村に在りて、俚俗權現社と唱ふ、(若栗神をば八幡宮と唱ふ)式内葉栗郡の官社にして、尾張連の祖神也、初め崇神帝の皇子八尺入日子命、尾張連の祖、意富阿麻比賣を娶り、八坂入日賣命を生み、景行帝は其八坂入日賣を娶り、御子五百木之入日賣命を生みたまふ、(古事記)其五百木の入日賣は生れたまへる產生(ウブスナ)なれば、其名を負ふとぞ。環翠抄に、
風土記云、尾州葉栗郡若栗郷、宇夫須奈の社あり、廬入姫誕生產屋地也、故に此號あり、云々。

佐千原(サチハラ) 今佐千原村と云ふ、島村の南にして、其地全く中島郡の域内に插入す、舊中島郡神戸郷の管内なりけん、式内中島郡坂手(サテ)神社ありて、今八劔明神社

(坂手)

と唱ふ」神祇志料、國内神名帳集説」

佐千原は又佐手原と云ひ、神鳳抄に尾張國佐手原御厨とある此也、尚上世には坂手原と云へるにや、又坂手は訓みてサテと云ふべき也、妙興寺文書、貞治二年、沽却尾張國左手原郷事、現錢五十貫文云々。

中島郡

(三野)

中島(ナカシマ)郡 葉栗郡の南にして、木曾川を西に帶び、南は海西、海東に至り、東は丹羽及び西春日井に至る。各郡平田の田野に成り、數條の溝渠南北に流る、今郡治を稻沢に置き、五十五町村を管治す、人口十一萬。

中島郡、和名抄奈加之萬と注し、九郷に分つ、後世尾張川(木曾川)の河道變したるより、本郡西偏の地は河西と爲り、天正年中割きて美濃の管内に入る ○按に、中島郡は尾濃平野の眞中心にして、當國の國府をも置かれし地とす、其土田極めて肥沃なれば、夙に人煙の繁かりしを想ふべし。伊勢大神の神戸ありて、大神巡幸の古跡を傳ふ。又延喜式、中島郡[illegible]神社、見努(ミヌ)神社を載せ、此は

古事記、黒田宮(孝靈)段云、天皇娶春日之千々速眞若比賣、生御子千々速比賣命、

と相干係するやに想はれ、又

古事記、玉垣宮(垂仁)段云、御子大中津日子命者、尾張國之三野別等之祖也、

とあるは、正しく此中島の三野(ミノ)の事跡を知らるれど、二社共に後世所在を失へり、今考ふへからず。又近世此地方にて猿投(エンタ)宮の古圖と云ふ者をもてはやして、古代の地形を論する人多し、而も其圖は中島郡海部郡とおもはる

る迄を、皆大海洲とし、海中に大洲を標し、之を中島と云ふ、頗古書の趣に合はず、最も疑ふべし、此圖は何年代に成りしにや。

西村氏治水論には「尾張美濃國古圖は、参河國猿投神社の寶藏に有之寫也、養老元年の圖なり」云々と述べ、地質調査所の百萬分一圖說明書には「尾張美濃平野は、古圖を案じ、口碑地名に徴するに、北は岐阜、東は瀬戸、西は赤坂養老までの地は、近時迄海底たりしと云ふ、猿投宮の寶藏より出で、一千有餘年前のものなりと云へる古圖に據り、木曾川揖斐川庄内川の土砂の爲めに、新造せられたる土地の大なるを看るべし」云々。

抑養老元年は今を距る凡千二百年、その間に河海の變遷も多かりなん、而も彼圖に謂ふごとき地形なりしには非ず。古史紀錄多しと雖、尾張美濃の事跡を所々に探求すれば、大略は得るに難からず、其河道水脈の古今殊に甚きを知るも、本州歷史時代の尾張平野は、決して海灣にあらず。其古說は諸郡校考に觸あらず、今且其古圖(實は近時の僞作なるべし)に就き、其一二を指摘せんに(古昔の意に符合せざるは擧ぐるに及ばず)中島郡に一ノ宮下津の二地を記せど、一宮とは養老年中の名にはあらず、尾州にて一宮、名稱の起れるは、延喜式以後の事とす。又養老郡を至ノ水海とすれど、養老以前に已に葉栗光明寺の建ちしこと、風土記逸文に見ゆ。又名古屋を浪越と記す、是れ波浪の打越ん計の山崎なりとの考按なるべけれど、名古屋をナコエと唱へし例はなし。且浪越の傍なる熱田は、日本武尊の東征の時に、往來經由し給へる所にて、當時の海道山道の道程は、古書に明記すれば、彼古圖のごとき形狀にはあらず。其他數十の地名あれど、記紀は勿論、風土記逸文、姓氏錄、延喜式、和名抄等に參照すべきものは少く、大抵後世の名にて、水濱に因むが如きものを妄撰し書したる也、火高てふ古名を大高に作り、ビハシマ、八幡山、三本木(サンボンギ)、御器所(ゴキソ)など全く後世の名字さへあり。又地圖の高低と地質の差別を探求して相比照すれば、益此古圖といふ者の近人の僞作たるを識別すべし、而も今日猶かかる僞圖に據り、治水を論じ變遷を說く人あるは、如何にしても奇怪なり、海東郡の條をも參考すべし。

神戸(カムベ)郷

和名抄、中島郡神戸郷。○今神戸(カムベ)村并に馬寄村開明村等なるべし、一宮驛の北にして、葉栗郡界に接す、即伊勢大神宮の神封なりしを以て此名あり。神宮雜事記曰、尾張國中島郡、國造進中島神戸、神宮雜例集曰、尾張本神戸三十戸、號中島神戸。

本神戸(ホカンベ) 今神戸村の東部にして、直に一宮驛の北に接す、此は倭姫命世記に「大神遷幸于美濃國伊久良(イクラ)河宮、次遷于尾張國中島宮、三箇月奉齋、倭姫命國造等進舍人市主、地口御田、並御船一隻」云々とある故蹟たるべし。然るに近世稻葉の北なる中島村に此故蹟を說くは同名なるが故なるべけれど、神戸の地の此なる上は、別に中島宮址のあらん道理なし、神戸ぞ宮殿所在の地と知るべし。天野氏總社参詣記には、

清洲城下の北に中島の宮おはします、俗に御園の神明と云ふ、垂仁の朝に大神暫くおはしましける處なれば、御船代を其の跡に殘し侍り、云々。

是も清洲御厨の神明をば、中島神戸宮に引きあてたるにて採りがたし。○神鳳抄に、尾張國本神戸、内宮、御神酒三缸、二宮本神戸、田五十町五反、畠二十一町五反三百歩としるし、皇大神宮年中行事に「進納尚御裳料等事、糸三勾、尾張神戸」とある地なり、神戸明神は俗に北大門大明神と號し、本神戸村に在り、延喜神名式に酒見神社としるし、皇字沙汰文に尾張國酒見御厨とある如く、

（酒見）　むかし伊勢の神宮へ神酒を奉りし御厨の地ある故、社號をかく稱す、酒見は酒調貢の畧にて、外宮の酒殿にまします宇賀乃咩（ウカノメ）命を勸請して祀りし社なり、境内にむかしの酒甕のこりて、古記ともにいへるによく合へり。（名所圖會）

新神戸（シンカンベ）　神戸村の西偏とす、天慶年中、賊將門追討祈願の報賽に、伊勢神宮へ尾張國の地にて、若干の御神封を寄附し賜ひしが、もとよりの神戸の外なれば、新神戸と名付けられしなり、扶桑畧記、太神宮諸雜事記に見ゆ。又神鳳抄に二宮の新神戸、田八十町一反、畠七町三百歩と見え、神宮雜例集に尾張國六十戸、本神戸四十戸、新神戸十戸、新加神戸十戸。

馬寄（ウマヨセ）　今馬寄村、本神戸の北にして、葉栗郡黒田の南とす。神祇志料に、今寄庄馬寄村三所明神に石門別命を祭り、奇き石を以て神體とす、其三四町坤に石刀と云處あるが、本來そこより移したり、と云々。式内中島郡石刀神社は是なるべし、又今寄（イマヨセ）、馬寄は一語の轉なれど、いづれが原語にや。（今寄）

宮後（ミヤウシロ）　今開明（カイメイ）村と改む、神戸の西とす、式内中島郡野見神社あり、社境廣し、俗に此邊を野見庄と云ふ。

奥（オク）　今奥村と云ふ、神戸の西一里、木曾川に沿ひ、葉栗郡玉之井村に接す。○名所圖會云、了泉寺は奥村にあり、一向宗、瀬部七門徒の一にして、寺寶に方便法身の像あり、永正十年の證如上人裏書に曰「中島郡笑生（ノブ）庄内、籠郷奥村、湧泉坊、屬中莊」と見ねたり、大谷遺跡録にも收入せり、瀬部村も此あたり近ければ、これらの地名によりし號なるべし。

小信（コノブ）　今中島と併せ、小信中島と云ふ、奥村の南西に接し、同じく木曾川に緣れり。此邊は昔笑生（ノブ）庄（野府にも、笑笛にも作る）と云へり、奥村をもこめたり、即小笑生の遺區とす。小信神明は堤上に在り、一書、之を以て式内、中島郡堤治神社に引きあてたり。（笑生）

（野府）　名所圖會云、野府（ノブ）村は神鳳抄に笑生御厨と見ね、又古昔笑笛庄とも見ねたる舊地にて、織田信長の弟九郎信治、尾州野夫の城主と、織田軍記、尾陽雜記等に見えたり、元龜元年九月、江州坂本合戰に乃夫九郎信治戰死す。日本工業史云、愛知縣の縞木綿（シャモメン）は、中島郡を中心として、名古屋市、海東、葉栗の二郡よりいづ、中島郡の機業は、織田氏の時既に絹屋起より、八丈絹をいだし、織田氏の治を岐阜に移さるゝや、織工皆岐阜に移りしといひ傳ふ、其後天明寛政のころより、綿結城縞（メンユフキ）、棧留縞（サントメ）の類を織るもの、木曾川を挾みて美濃は笠松以南に起り、尾張は北方以南、小信、中島、奥、起、萩安賀に起りて、つひに祖父江、山崎に及べり、綿結城縞も文化文政以後にいたり、やゝ細緻の佳品をいだす、されども上方にてはすべて美濃縞と呼びしとぞ、そは一旦美濃笠原、北方のものへ賣込み、夫れより京都大阪へ輸出せしかば、かくは呼びし也、文久の末川糸と稱する西洋紡績絲の輸入するや、一層細緻の佳品をいだす、然れども營業は餘暇に織出すことゆゑ、其産額貳萬圓餘に充たざりき、ついいて一種佐織（サオリ）縞と稱するもの、海東郡佐織村より織出しゝかば、これにならひて織りいだすもの多し、この佐織縞は津島井に勝幡へいだし、それより江戸、奥羽地方へ販賣せしとなん、維新後にいたり、紡績絲益輸入し、中島郡の機業にとりては大に利益を與へしが、其後粗製濫造にながれ、一時衰運に傾きしも、明治五年小信中島村の機業家にて、紡績糸を内國の正藍にて染め、經緯とも二筋づゝ撚り合せて、所謂双子（フタコ）縞といふものを織出しゝより、郡中一般に双子縞を織りいだし、つひに衰運を挽回することを得たり、同じき十一年ごろ瓦斯紡績絲を使用し初めしより、中島郡の機業頓に面目を改め、改良瓦斯糸織、綿一樂織の如き、殆絹織物に匹敵するほどの進歩を與へたり。

起（オコシ）　今起町と云ふ、又小越、尾腰に作れり、一宮の西一里半、木曾川の堤上に在り。此には大河あれば川とも云ひ、近世は此渡津を以て名古屋大垣の間の通路と爲したり、名古屋へ五里、大垣へ四里。○慶元古文書、德川家康の檄に、
急度申入候、依去廿二日萩原渡、同起川ニ被越候由、殊翌日岐阜ヲ被相働之由、井伊兵部少輔、本多中務中越ニ存候、其元何樣にも御相談、無越度樣御行肝要候、出馬候義も無油斷候間、可御心易候間、猶御吉左右追々待入候、恐々謹言、八月廿五日、

（起川）　起川とは大畧笠松北方（キタカタ）より以下、祖父江の邊までの別稱とす。蓋主として木曾川の中島郡の管域を貫流する河道を指す、此河道は中世以降の遷移に因れる者にして、足近渡瀕して、及（オヨビ）川起り、及川は更に起川萩原川の二派に分れ、今の形狀と爲れるに似たり。慶長五年八月には、東軍は河田、小越（チコシ）の二渡より進み、本多中書直勝其小越に向ひ、煙火を相圖に二渡并進したること、諸書に見ゆ。○名所圖會云、起は美濃路の馬繼也、南の方富田村より町屋長くうちつゞき、旅店茶店等つるはしく、往來の旅人常に絕ゆることなし、昔は八丈紬を當村より織出し、朝貢にもし又諸國へも出せり、庭訓往來に尾張八丈とある名産なり。（小越）

板倉（イタクラ）　今三條村と改む、起驛の東半里、日光川の邊とす。名所圖會云、板倉天神は本國帳、從三位御寶天神と云ふにあたる、神鳳抄に尾張國御寶板倉御厨とある舊地なる故、寶德二乙酉年、神明社を建設したりしが、其神明宮かへつて大社にて、今は生土神とす。

小塞郷（チセキ）　和名抄、中島郡小塞郷、訓乎世木。○今詳ならず、葉栗郡に尾塞村あれど、地形相混亂すべきにあらず、起、祖父江の邊に郷名を缺けば此邊にや。凡木曾川の沿岸は、洪水岐流の大變を經し地なれば、古

代の郷里の沿革して、其名を亡ぼしたるもの多きも、蓋當然の事とす。（本國神名帳、一本、中島郡尾寒神社とあり）

祖父江（ソブエ）（鹽江）　今祖父江町、上祖父江村の二に分つ、稲澤町の西二里、木曾川に沿へり、北は起驛に連り、南は佐屋川に至る。祖父江は古書に鹽江（シホエ）に作る、シホエソブエ蓋同義とす、シボソブは一語の互轉なれば也、式内、中島郡鹽江神社は今上祖父江の中野にありて、白髭明神と稱す（尾張志、名所圖會）妙興寺、元應二年大介所領注文に「一所、曾布江上下」と載す。下祖父江（即町と云ふもの）の西に、木曾川分派して佐屋川の一支を發す、其分派の岸に沙丘あり、高十五米突許。蓋河濱の沙の風に飛揚せられて堆積したる者歟、祐久の河岸なる沙丘も同一の理由にて成生したるならん。

祐久（ユウク）　今東加賀野井と併せ、祐賀村と改む、上祖父江と起驛の間とす。善伊竭の説にて、神鳳抄「尾張國伊福部御厨、八丈絹三疋、五十丁」とあるは此なるべし。

於越渡　　星巖

山關向北盡、漾漾一川平、津吏狎鷗立、風帆爭鳥征、古隄連白里、迴野接州城、前路晴可卜、夕陽向吻明、

拜師郷（ハヤシ）　和名抄、中島郡拜師郷（今新明（シンメイ）村に大字林（ハヤシ）野あり、是即拜師の遺號にや、萩原川の東にして、美和郷の西とす、萩原、苅安賀、高井の諸村あり。

萩原川（ハギハラ）（日光川）　近世專ら日光川（ニッククワウ）、又は古川と云ふ、一道の溝漁にてし、起、一宮の田野の潦水、板倉に於て相合せ、南流萩原驛の西を過ぎ、海東郡勝幡村を經て鹽江の南に至り海へ入る、長七里許。此河道は本來起川の分派にして、起驛の北より板倉に至り屈折し、以下南流、津島にて佐屋川に灌注したる形狀、今に歷然たり。管窺武鑑に、庄子の役、東國一味の衆、美濃發向のため、川上は川田渡より、川下は萩原渡、をこしの渡を打越、西美濃へ押廻す、云々、とあれば、近世の初めには猶木曾の一派たり、其後廢す。名所圖會に、此河道をば三代實錄に見ゆる廣野川なりと云へるは、大に誤れり、足近（美濃中島郡）及（オヨビ）井に起、玉野の條を參考すべし。

萩原（ハギハラ）　今萩原町と云ふ、起驛の東南一里、美濃路の小驛とす、元政法師の身延紀行に「壯跳ねし野邊の萩原霜枯れてあたなる露のかたみだになし」とよまれたり。

（串作）　萩原と起との間なる富田、五城等を今大徳村と改む、又萩原の東に大字串作（クシツクリ）あり、康正二年造内引付に「八百五十文、進士小二郎殿、尾張國中島郡内櫛作河室段錢」とあるはこのことなり、河室と云ふ地今は没落にあり、又河室山觀音寺も此地にあり、淨土宗なり、河室は舊と地名にて、源三位頼政か高倉宮に啓しつる、諸國源氏揃のうちなる、尾張源氏河室判官代とあるはこの人なり、

（富田）　又富田（トミタ）聖徳寺と云ふは今名古屋に在れど、天文年中には此富田に在りき、初め小笠原某と云ふが羽栗郡大浦に一向新宗の道場を立て、永正年中之を富田に移す、天文十八年、信長公が美濃の齋藤道三と聖徳寺に參會したる事、諸書に見ゆ、慶長中に及び、再三移轉して、名古屋へ置かる（尾張志、名所圖會）○總見記云、富田庄と云處は在家七百軒餘有之、富裕の地にて、正徳寺は一向宗の大名坊主なり、攝州大阪本願寺門跡より代僧を入置れ、尾張美濃兩國の守より、諸役免許の朱印を取置き、近國無雙の名跡なり。

朝宮（アサミヤ）　今萩原町の管內とす、妙興寺文書「觀應二年、寄進報恩寺、中島郡朝宮保內、田地合參町者、一所阿古江名、一所孫次郎名」云々、また元應二年所領注文に「一所阿古江河西」とあり、河西とは萩原川筋の西なり。

林野（ハヤシノ）　今河田方、西宮重などと合せ、新明村と改む、萩原町の東に隣る。元應二年文書に、林野を宮田里と註す、宮田の條里號は今亡ぶ、若くは宮は富の誤歟。

高井（タカヰ）　今高井村と云ふ、林野の東にて、苅安賀の南に接す、妙興寺元應二年大介所領注文に「一所、壹町号高井、一所、五町井江坪尾田代」など見ゆ、康安二年公役納法注文には「五反高井位田、又號幾田、五百文」と見ゆ。

苅安賀（カリヤスカ）　今苅安賀村と云ふ、萩原と一宮の間なり、又假屋須賀にも作る。小市坊を成し、舊城址あり、天正中織田信雄の臣、淺井田宮丸の居れる所とぞ。尾張志云、延喜式、中島郡大口神社は、本國帳に從三位大口天神と記したれど、今廢して其處知れず、妙興寺所藏、貞治二年の沽却狀に「尾張國中島郡田地事、一所三段、大口前」と記したれば、其頃までは大口と云ふ地のありしなり、府志に刈安賀村の非口神明と稱する社なりといへり、非と火と同音なれば、火口（ホクチ）なるべく、火口は大口よりつゞまりやすく、知多郡火高（ホタカ）を今大高といふと同例なれば、しかいへるなるべし。

毛受（メンジョ）　今馬引と合同して、日光村と改む、苅安賀の北に隣り、日光川此邊に起るを以てなり。毛受は免受の誤か、免字形混亂し易し、蓋免除の義にて、田制租法の上より出でし名とす。妙興寺文書、牛野郷康安二年坪內注文に「當郷內除云々壹町毛受引二坪」と見ゆるは、免除の義に合へり、天正の頃勇士に毛受勝助と云ふは此村人とぞ。

一宮（イチノミヤ）　今一宮町、人口一萬五千、中島郡の大邑とす、鐵道之を經由し、岐阜名古屋の中間とす、眞澄田神社あるを以て、一宮驛と稱す。東鑑、永久三年六月五日、關東兩將著于尾張國一宮邊、合戰間事、有評議、自此所相分方方道。名所圖會云、無住國師は字を一圓房と云ひ、同時に萬德

寺中興常圓上人、一宮地藏寺の空圓上人あり、この三人皆相州梶原氏の俗姓にて、世に尾州の三圓といはる、地藏寺今に存す、又須賀崎山勝福寺福壽院あり、康富記に嘉吉二年九月、東岩藏密化院坊主等月上人、幷等日房等、今日令下向尾張國一宮給、來廿四日勝福寺搭供養也、爲導師等月上人被請招、云々、彼寺供養之表白幷諷誦事、依所望康富草進之」と見えたり。

眞墨田神社

今一宮町に在り、國幣に列せらる、又眞清田に作る、蓋眞砂田の義とす。承和十四年、眞清田天神授位、仁壽元年官社に預り、(續後紀、文德實錄)延喜式、名神大社に列す、之を當國の一宮とす、(色葉字類抄、臥雲日件錄、一宮記、鹽尻)近世社領三百三十三石。

名所圖會云、十六夜日記に「一の宮といふ社を過るとて「いちのみや名さへなつかしふたつなくみつなき法を守るなるべし」、云々、當宮の舞樂は古へ殊に名高かりしが、中世廢絕したりと雖、今も左右の樂所は形の如く存せり、されば神寶の假面に、稀世のもの多く傳はれり、其內陵王の面は順德帝の勅附といひつたへ、裏書に承元五年の文字見え、其餘も建曆德治延文等の年號多く見えたり。

○神祇志料云、眞墨田神社は今松降庄一宮村に在り、蓋天照國照彥火明命を祭る、神宮雜例集に、火明命の子、天香語山命を以て鏡作の遠祖とし、其裔孫は世々當國の國造たり、眞清と云ふは鏡に由緣あれば、天照國照神火明命を祭れる也、社說に天照大神、大己貴神を祭ると言ふは誤れり。○按に、東鑑「元曆元年、池大納言家沙汰、眞清田庄、八條院御領」とあるは、此神領を權門に假托したるならん、後宇多院御領目錄には、明に眞清田社と記し又御領中に收めたり。祭神は詳ならねど、眞清田は眞清の鏡と相干與せず、沙田をマスタと云ふこと、古語其例諸州に多し、殊に赤染衛門の家集には「其こふ國人はら立つとありて、田もつくらじ、種とりあげほしてんといふときゝて、又ますだの御社といふ所にまうでたりしに、神に申させし、

賤の男が種ほすといふ春に田をつくります田の神にまかさむ、

かくてのち、田皆つくりてきとぞ」と述ぶ、沙田耕種の神なる由、古風土記などの逸傳なりとおもはるるにあらずや。又祭神を一宮記に「眞清田大明神、此大己貴命也」と云ひ、近地を美和鄕とせば、之に從ふべき歟。臥雲日件錄には(文安四年の條)弘法大師神泉苑祈雨時、以茅草作龍形、咒爲眞龍、於此善女龍王、與茅龍相共協力大雨、其後弘法命善女居神泉淵也、茅龍自乞居尾張國眞清田宮森木中、弘法任其所欲、眞清田乃一宮也云々とあり、名所圖會にも本社に龍神を配祀すと云ふ、猶考ふべし。一書に國常立命云々とあるは、天野氏が

我尾張國一宮二宮、正保以來祠官不辨神號、故以一二三之數推定、一宮國常立尊、二宮國狹槌尊云、然則以熱田社、推爲豐斟渟尊哉、不足論焉、

と云へるごとし。

己が毛のくろだも近くなりにけりわくる牛野につづく萱原、(堯孝覽富士記)

牛野

今一宮町の小字とす、元應二年、妙興寺所領注文に載せられ、又康安二年牛野鄕三十餘町の坪付注文あり、中に田介熊野地、高木尾の地名も見ゆ、田介熊は元應二年注文に犢熊百姓名內荒野と云ふに同じ。

美和鄕

和名抄、中島郡美和鄕。○今三條村、一宮町、妙興寺村等是なり、神戶鄕の南に連る。宮地村は今三條と改む、花池神戶と呼ぶ地に、三宮明神あり、卽式內中島郡大神神社是なり。○妙興寺文書、延文二年沽券に「中島郡北條美和鄕、筥野田畠合壹町在所高田迫」云々、と載す、式內、中島郡高田波蘇岐神社と云ふは此歟。

戶塚

今三條村の大字とす、妙興寺元應二年所領注文に一町「破鍋里、廿七坪」とある破鍋卽此とす、康安二年坪付注文にも「破鍋里、卅六、二貫文、洗足里、大甲里」など見ゆ、洗足、大甲とも其名今傳へず、其里は謂ゆる條里の里なり。

妙興寺

今一宮驛の南にして、村名にも呼ぶ、臨濟宗に屬し、殿堂古雅なり、殊に寶器古簡の收藏多く、尾州第一の貴刹とす。寺祖滅宗和尙(圓光大照禪師)は中島藏人源某の子也、出家修禪、一代の英傑たり、たまたま久我內府通相公の歸依を得て、三十三町の田地を寄付せられ本寺を建つ、文和年中の事とす、後光嚴帝勅願の宣旨を賜ふ、今存する覺皇寶殿の一字は、應永以前の古建築に係るとぞ、「國中無双禪刹」の勅額を揭ぐるも虛誇にあらず。

亂後、初遊、尾之妙興寺、于時寓意、

三日揚鞭醉尾州、存亡話盡故人樓、晴雲未辨初冬雪、山是明朝定白頭、(梅花無盡藏)

臥雲日件錄云、尾州妙興開山、有鞋故事、昔年赴關東時、聞諸道途、故不載于入東錄、品藏主曰、州中郁鐘與開山曾於去寺可三里、置大洲、人不知其故、州中養于薪柴、妙歲、師勅里中兒童曰、持破草鞋拾于路傍者來、則當與錢、諸兒各從命、來者必如約、如此者殆乎一歲、破草鞋稍如山、師於是命寺之力役、刈萩來、切根可爲握、又命折柳枝來、切之亦如萩長、然後從諸僧到彼洲、凡繫乎一萩以一草鞋、擲散洲中、柳枝亦然、其不知幾千百、人又不知爲甚事、到明年萩與柳生洲中、擲々葱々、傳來刈之爲薪也、洲廣可方五百里、故一年受用殆乎三百貫之資云、寺用有餘、故州中養于薪者亦刈之、率三分一以供寺、予今如此云々、又曰、人傳開山乃高野大師再來、故變作贊、有「高山起定飯禪派、熱社施田護法門」之句、蓋熱田明神

有施田之巽、下句謂之也、予曰栽萩柳之計、如石崑鄕種桃而用破草鞋類、陶侃拾竹頭木屑之意乎。

尾張國中島郡萩薗圓光寺、同塔林庵□□領等事、爲末代編鑑證文條々、

圓光寺同塔林庵者、爲大應國師開山、宗號興行靈場也、然爲同國妙興禪寺末寺、滅宗和尚可被管領之、但宗林庵、宗曦弟子宗周房仁、坊主職者可被補候也、當寺領、萩薗村拾捌町者、宗曦重相傳地(中略)。

當寺祈願所領、公家武家綸旨御教書、并寺領安堵御下知已下證文等、調置之也、宗曦一期之後、滅宗和尚可被相傳之、云寺云庵、嚴致興行沙汰、爲門徒相傳、至于未代、無退轉樣仁、撰器用仁、可被付之哉、(中略)

延文己亥二月十五日　圓光寺住持沙門宗曦(花押)

茜部鄕(アカナベ)　和名抄、中島郡茜部鄕、訓阿加奈倍。○今稲保村、稲澤町、國府宮村、山形村、下津村等なり。美和鄕の南東にして丹羽郡吾鬘(アヅラ)鄕に堺す、近世宮田用水川此地を貫流す。

(稲島)　本國帳、中島郡從三位茜部天神は稲島(イナシマ)の久田と云ふ地に在りと、(郡鄕考、名所圖會)稲島は今於保と合せ、稲保と改む。

久多(クタ)　名所圖會云　久多に式内、中島郡久多神社の廢址あり、傍にのこれり、天背男命宿居跡も此所にあり、命は中島海部直の祖神にて、こゝに住み玉ひしなり、此の近きほとりに石首といふ地ありて、農人地中より古瓦を掘出す、千年以往の大厦のあとなれど、誰人の居地なるか、今はしるよしなし、又久田氏の宅跡も同所にありて、久田彌四郎滿嗣の城址といふ、鹽尻には「尾州國府宮の神主中島連は天背男命の裔なり、曆應二年八月、久田守相房正政死して、其子幸德丸神主となる、久田彌四郎元政是なり、建武四年二月廳宣を賜ひき、それより代々相續す、」云々、其廳宣は今妙興寺に所藏せり。

於保(オホ)　今稲保村の大字とす、稲島と妙興寺の間にて、於保明神鎭座す、(本國帳に從一位と標し、延喜名神臨時祭式に多神社とあるもの)仁壽三年、尾張國多天神名神に預ると云ふ者是也、蓋多臣の祖神とす、(文德實錄に「嘉祥三年九月、神祇權少副占部業基、向尾張大神社、告以賀瑞之由」とあるは此にあらず、熱田神宮を指す)延喜式、大神社、刊本大神々社に誤る。

妙興寺、應安二年文書に「志辨里、廿六、六反大、公役四貫文、小那子三反、公役七百五十文、於保權介方辨之、志辨里、廿二、一町、公役六百廿文、武藤方辨之」などある志辨里、小那子も於保の邊にや。

國府宮(コフノミヤ)　今村名にも呼ぶ、稲島の東下津(オリツ)の西とす、國府の廳址并に總社、觀音寺等此に在り。名古屋の西北三里餘、稲葉驛の東北に接す、舊名府中と云へる邑也。

國府址(コフ)　國府宮の西、松下(マツシタ)村(今大字と爲る)に在り、相距る二町許、江吏部集に、大江匡房が國司たりし時、此に學館を營みたる事見ゆ、北州衙址も、國府の衙廳址と總社の中間に、今一堆丘をのこす。(尾張志、名所圖會)

(松下)　延喜式、尾張、上近國管八郡、和名抄、尾張國府、在中島郡、行程上七日、下四日。

尾張大國靈神社(ハリオホクニタマ)　大御靈神社、宗形神社と共に式内に列し、今並に府中の舊邑に存し、總社明神、御玉明神、角玉(ツメタマ)明神と稱す、總號して國府三所の宮と云ふ。妙興寺の嘉祿元年廳宣に「一國之總社(ソウシャ)、府中勸請之敬神」云々と載するも此也。

(總社)　名所圖會云、國府宮の北に三本杉あり、神木と號す、政所とは本社の東南の地にして、此に古陵墓あり、此社は仁壽三年官社に預り、野々部氏を正神主とし、蜂須賀氏を權神主とす、天野信景の總社祭語記に、當宮の祠官は天背男命の裔、中島海部連の後なり、中世家兵へ家系を失ひ侍るにぞ、武衛家當國を領せられし時、神主正六位上秀定(久田彌四郎と稱す)文龜年中に一百七十貫文の采地を領し、近境稲島村の土端の城に住し、稲島に背男命の岩屋の跡も傳へ殘れり、秀定が子秀守は家の號を野々部と稱し、其子成清は鹽河と稱號し、其子秀光(鹽川源六と云)天正中信長に屬し武事を勤めし、其弟秀政又野々部の稱を續で祀を奉ずと。○林氏神社考云、尾州中島郡府中國玉大明神者、國之總社而大己貴之垂迹也、(見于梅花無盡藏集)每年五月六日、明神下降之辰也、年代遠而不知其曆數也、昔係回祿而記錄皆亡、今存者只最勝王經一卷而已、其祭禮、桃弓棘矢、武者試馬、土餅燈燭、儺母逐鬼、深密之喫事、在巫祝口傳也、總社大明神有四十二王子之列廟、以象四十二章經也、第一號角玉明神、第二號宿彼艮卦、而攘惡鬼邪鬼、是又醫王善逝之垂跡、第三號御玉明神、栖此坤卦、而護往來行旅、是又地藏聖王之垂跡、餘則不可一一記焉、有國玉御靈角玉三所之名神、巫秘而不顯、儒者以表日月星、佛家以表法報應、云云。○諸國里人談云、尾張國府宮、每年正月十一日に、直會祭といふあり、神官旗竿を立て道の邊に出で、往來の人を捕ふ、さるによって其日は諸人戸出をつゝしむ、旅人などは旅館に逗留するなり、斯く恐るれども自然とこのために捕はるゝ者出來て、其人を沐浴をさせ、淨衣を着せ神前につれ行き、大きなる俎板、木にて作れる庖刀、生箸をまうけ置、又人形を作りて捕れの代として板のうへに据ゑ、その傍に彼人を居らしめ、神前に備へ進ずる事一夜なり、翌朝神官來りて件の備物捕人共に神前よりくだし、土を以て大きなる鏡餅を作りて彼人に背負せ、青銅一貫文を首にかけさせ追放すに、走り行てかならず倒る、その倒れたる所に土餅を納めて塚を築くとぞ。

子生和(コフワ)　今長野、赤池等と併せ山形(ヤマカタ)村と改む、國府宮の

(川曲)北、一宮寺の東南とす。十三權現あり、是は本國帳、從三位川曲天神にあたり、從三を十三に誤り、川曲カハワを子生和に訛れる者といふ。

赤池アカイケ　今山形村の大字とす、丹羽郡吾鄉に隣接す、赤池は黑田一宮より熱田の方へ赴く通路に當る。康正二年造內宮引附に「三河平四郎、尾張國中島郡赤池段錢」と見え、文保三年沙彌明空が作、郢曲の海道といへる謡詞に「水の流れて河島の、我黑俣やかはるらん、あやうく渡す浮はしの、足近をこゆる朝ぼらけも、はや赤池にやなりぬらん、初霜むすぶ糸薄、枯葉の尾花打ぬれて、茅茨や切ぬ萱津の軒、軒も亂れて吹風に、たち笠雨のふる渡りの、橋にとかゝるかちの人、雲晴れ行けば夏の日の、熱田八劔いちじるき」云々。

萬德寺マントク　今山形村大字長野ナガノに在り、國府宮の東北とす、眞言宗の名藍にて、地方の大本寺なれば、門末多し。○名所圖會云、萬德寺は神護景雲二年の創建とつたへ、中廢の後、建長六甲寅年、龜山帝の勅願を蒙り、常順上人興復す、上人は俗姓桓原氏、長母寺の無住一圓國師の兄弟にて、其ころ尾張の三圓と稱せられし一人なり、此寺に藏むる覺禪抄百卷、紀伊國根來寺の頼瑜法師の著作にて、御修法ありし例をも書きのせたれば、國史を補ふにも足れり、又古文書數十通あり。

下津オリツ　今下津村と云ふ、一宮驛の南一里餘、淸洲驛の北一里餘。砂石集に「去る文永七年七月、尾張國下津の宿に雷落ちて、道行く馬三疋蹴損じて、小屋に走入り、双六打居たる法師の背にかけあがる」云々と載せたる古驛なり、近世は稍衰へ、今は尋常の村家たり、蘆庵が歌に、

賤の女が麻機立てて宿毎に下津の里の名にも違はじ。

名所圖會云、下津は街巷をなす、常に往來の人絕えず、旅客絡繹たり、昔は大驛にて、京鎌倉の通路なりしこと諸書に見え、大神宮の神封にて、神鳳抄に尾張國下津御厨と見えたり。○富士紀行云、永享四年九月、尾張國下津と申す所を、夜深くたち侍るとて、

夢路をもいそぎ來にける旅なれや月にかりねの夜を下津まで、　藤雅世卿

又覽富士記云、おりつの御とまりにて

暮にけり乘るてふ駒を引とめて今やおりつの宿をたづねむ、　堯孝法印

(折戸)源平盛衰記云、養和元年三月、墨俣川合戰、行家負けて小熊と云所に引退きしが、猶防ぎかねて、小熊の陣を落されて、尾張國折戸チリト(平家物語長門本に折津に作る)宿に陣を取る、平家は隙なあらせそとて、勝に乘て攻下ければ、折戸をも追落され、熱田宮へ引退き、在家を壞ち垣楯を搔き、爰に暫禦けれども、熱田をも追落されて、參河國矢矧河の東岸に城構して陣を取。○按に下津は古訓オリトなるべし、十六夜日記に「尾張國オリトといふむまやをゆく、よき野道なれば、熱田の宮へ參りて」云々としるす、津と戸は古言相通したる例證多し。

稻葉イナバ　今稻澤町、人口二千五百、本郡の治所たり、下津の西にして、名古屋を去る四里。近年稻葉小澤チザハの二村を合せたる新號也、元政の身延紀行に、

(稻澤)里の名の稻葉刈りほす秋過て雀さびしき小田の刈宿。

名所圖會云、稻葉村の人齋所權介成淸が子、冠者淸通が事は、鴨長明の發心集、及び三國傳記に見えたり、齋所はやがて此場にて、稻葉はインバの轉ぜるものならん。

(小澤)○尾張志云、美濃路稻葉宿は東方小澤村までも町屋連り、問屋本陣旅宿等備はれり、江戶の方淸須宿より二里、京の方萩原宿へ一里の馬繼なり、當驛萩原起の三驛とも慶長五年より宿並となりしよしいへり、本國帳にのせたる伊那波神社あり、美濃より移したるならん。

櫻木サクラギ　今稻澤町へ併す、妙興寺文書、元應二年大介職讓渡所領注文に中木里也、一段注文に、貳町餘、三行寺、上人寺敷地、一所一木村半分、長福寺、蓮花寺、寺田、漆段、佐賀里廿七坪、四段同田、六反石橋、同寺田、四町餘、淨土寺敷地敎寺領、壹町、暗木里十三坪、八段里廿四坪、陸段、大坪里八坪、鏡牛島」云々、これらの舊名今詳ならず、石橋イシバシは中島村の大字につたふ。

(石橋)中島ナカシマ　今中島村と云ふ、稻澤町の北にて、俗說此を本據とす、然れども地勢は稻澤町井に稻島よりも卑下し、古邑の狀を備へず、不審。

尾張志云、中島村は是れ當郡の主鄉にして、流布の風土記に天照大神をば、尾張國中島郡中島鄉に移し祭ると云ふ、沙石集に尾張國中島といふ處に、近世の上人寺を建立し、僧五六人止住し、如法の衣鉢など帶して侍りとあるもこゝなり、近世高北庄と稱す。○元應二年讓渡所領註文に「尾張國大介職、一所中島屋敷近邊、一所桑原村、一所前野」など云へる中島屋敷は此歟、貞治五年、中島郡吉松保地頭職、寄進、但當保田先立於淨土寺眞福寺原註云、穗田二箇寺、有契約之下地」云々、この吉松も今詳ならず。

淺井アサイ　今天池、竹腰タケノコシ等と併せ光堂ヒカルド村と改む、稻澤町の西とす、式內、中島郡淺井神社は此に在りしならん。

大塚オホツカ　今大塚村と云ふ、稻澤町の南にして、用水川此を過ぐ、下切シモノキレに性海シヤツカイ寺と云ふ眞言敎場あり(妙興寺、元應二年文書に、大塚、塚原荒野とあれば、墳丘より出でし名也)

(性海寺)名所圖會云、性海寺は當國一宗の寺務たり、弘法大師開基、建長年中、長谷部某、及良敏上人と力を合せ、金堂灌頂堂、鐘樓山門等を營建す、依て良敏を中興の開山とす、良敏熱田大宮司の家に生る、良敏の法嗣淨鑁上人のとき、後宇多帝の勅を蒙り、異賊降服の祕法を修せしむ、異賊降服御祈禱證狀、塙檢校が螢蠅抄にも、尾張國中島郡性

海寺文書をして之を出せり。

長束（ナツカ）　今一治（イチヂ）村と改む、大塚の東に隣る、豐臣氏の奉行たりし長束大藏少輔正家は此村人なりと、長束の西に高御堂と云ふ地あり、伽藍の廢墟なれば、土中に瓦を發見すべし、里人は瓦堂の跡とも呼ぶ。

奥田（オクダ）　今奥田村と云ふ、長束の南とす。○名所圖會云、起街道の奥田邊は、四方數里、目の及ぶ限り山なく、人里遠くして悉く水田なり、俗に奥田の千町田面といふ、村の近きわたりに、むかしより龍蛇田畝に棲みて、偶に其形を形す事あり、里民甚恐怖す、凡日本廣しと雖、かゝる廣遠の田面は、他國にあることなし、人々嘆賞せざるはなし、又鹽尻に寶永三年丙戌、奥田村安樂寺、阿彌陀三尊像を再興せり、彼佛像の胎內に正和元年十月の字見え侍る古刹なれども、今唯一院のみ殘れり、田畑の字にむかしをしのぶ事多し、云々、
淡海地志云、織田系譜曰、津田彈正久長の嫡男敏定、二男敏宗、敏宗は左馬助と云ひ、尾州奥田を領す、其子定宗は永祿三年鷲津合戰に死す、此家を飯尾とも云へり。
尾張志云、奥田直政は堀秀政が女を娶り、遂に堀姓を冒し監物と稱す、堀氏の女の腹に雅樂助直清をまうく、庶子二十郎直寄は母賤しければ、年長じぬれども世繼にはせず、直寄竟より太閤の御所に召仕はれ、慶長三年堀秀治越後國を給ひし時、丹後守に任ぜられ、彼國坂戸の城を領す、同十三年、直清直寄母同じからざれば兄弟の間むつましからず、爭論の事起りて、明る十四年直寄御家人に召加へられ、信濃國飯山の城を給はる、子孫越後に封侯たり。

（日下部）
日部鄕（クサカベ）　和名抄、中島郡日野鄕、高山寺本、日部鄕。○今日下部（クサカベ）村存す、日野は日部の誤なるを知るべし。下津村の南にして、清洲驛に近し、本郡の東南隅とす、奥田、長束なども此地皆この古鄕域歟。○神鳳抄

（草部）
に尾張國草部（クサカベ）御厨と云ふは、又此地とす、又妙興寺文書に「元德三年、尾張國草部鄕內、清水寺田畠」の賣券あり。

六角堂（ロクカクダウ）　今井之口を併せ、四家（ヨツヤ）村と云ふ、下津の南也。
（四家）
○鹽尻云、長光寺は世に云ふ六角堂なり、仁壽元年に鎔範せし銅像の地藏尊を安置せり、今に當國六地藏の一にして、此像凶事あらんとすれば汗を流しけると、是れ義楚六帖に、宋國定州の寺の金佛の異を云へると一般なり、六角堂の後板に書捨し筆の跡多し、云々、

增田（マスダ）　今市場（イチバ）村と併せ、市田と改む、日下部に接す。名所圖會云、益田村加納院は萬德寺經藏奧書に「永正拾四天丁丑霜月、益田寺、盛忍大寶坊」云々とある眞言院なり、又豐臣家に仕へし增田右衛門尉長盛は此村人とす、(一說長盛は江州益田村の人とぞ)市場とは舊清洲の城下の市場の謂歟。
（市場）

中庄（ナカノシヤウ）　今堀田、七寺等と併せ玉田村と改む、奥田村の南にして、海東郡堺に在り、康正二年造內引附に等持寺領、尾張國中庄とあるは此歟。名所圖會云、中庄滿願寺は七寺（ナナツデラ）の長福寺などと共に、古刹なりと云へど、緣起明白ならず、寺に傳ふる涅槃像畫幅の裏に「奉新造涅槃像一幅、奉中莊滿願寺常住仁永代寄進所也、仍後代寄補之所如件、貞治七戊申年二月十五日、當津源尼公、大施主了阿彌陀佛」とあり、これ即ち千本下長者の母、己れが姿を畫きて奉納せし者にて、甚目寺の什物と同物なり、畫者は兆殿司なりといひつたふ、
（七寺）
堀田尾張守之高は堀田（ホツタ）村の人、紀氏にて、母は今川了俊の弟蒲原氏兼の女なり、はじめて堀田村にうつり、堀田を家號とす、其子彌五郎之泰、興國四年正月四條畷にて戰死す、此人武內宿禰の祠を津島に建立す、これを彌五郎殿社と呼べり、其子修理大夫之盛は文武に達し、和歌をもよくよめり、新續古今集によみ歌をいらばれしと人
（堀田）
の知る所なり、かく代々文武の兵士相續せるは、實に名家と云ふ可し。

大矢（オホヤ）　今吉田村と改む、中庄の西にして、用水川此を過ぐ、大屋中三安資は此村に住みしとぞ、梅花無盡藏に「中島郡大屋鄕、瑞雲山淨土禪寺」云々。東鑑、治承五年三月、尾張國住人大屋中三安資、與平氏合戰、從軍悉以滅亡、平家乘勝之間、去其所、被籠熱田社訖、重衡朝臣以下、定近來歟、當國在廳等、多以從平氏之處、安資抽忠直、尤神妙之旨、被仰含、云々、又壽永三年、尾張國住人、大屋中三安資、依有其功、如元管領所帶、剩可領國中狼唳之由、給御下文、當國者悉以順平氏之處、安資爲和田小太郎義盛之聟、獨候源家之間、如此云々。

千代（センダイ）　大矢の北にあり、神鳳抄に「千代氏御園、七町四反」、千代氏恒貞」と見ゆ、妙興寺延文六年の寄進狀に「尾張國千代氏庄內、永吉田地之事」と記し、性海寺建武四年の證狀には、千代とばかり書き氏の文字を省けり、(名所圖會)本國神名帳に從一位千代神社とあれば、舊訓はチシロなるらん、今梅須賀と併せ梅代村とす。

國分（コクブ）　舊國分寺の地にして、今村名に呼ぶ、千代の北、稻澤町の西南半里程、地勢稍隆起して、中島郡の平野に於て、一丘を成す所とす。○飯倉圓覺寺文書、正中二年、三宅鄕內國分溝口兩村とあれば、古人已に村名に唱へし也。

國分寺（コクブンジ）　國分村大字矢合（ヤハセ）に在り、國府址の西南凡一里、寺の北、水田を隔て法花寺（ホッケ）と云ふ大字あり、即尼寺址とす、(近世尼寺址に國鎮寺と云ふ禪院を置く)此矢合は妙興寺の舊記に鈴置（スズキ）鄕と云ひ、熱田社領なりしを、滅宗和尙熱田再興の故を以て、寺領に附與せられしことありと曰へり、應安二年文書に「荒尾方、國分寺原子分、三貫三百文」とある是なり、本國帳には鈴置神社を載す、地
（法花寺）（矢合）（鈴置）

等高寶、寺境亦頽廢し。

續紀、神護景雲元年、尾張國海部郡主帳、刑部岡足、獻當國々分寺米一千斛、天平感寶元年、山田郡人生江臣安久多、獻當國々分寺知識物。延喜式、尾張國、々分寺料二萬束、文殊會料二千束。○元亨釋書云、光勝、不言姓氏、稱宗也、弱冠於尾州國分寺薙髮、爲沙彌、云々。

山口（ヤマグチ）今平村、馬場、中井を併せ四郷村と改む、國分村の西北に隣る。妙興寺嘉暦四年證文に

合五段、在管中島郡山口保内、在所下切貢賀垂内也、四至、限東國分領、限南類地、限西當県、限北類地、

右件田地者、高階朝臣爲現當二世所願、所奉寄進、山口保内、落一色、止縮除也、云々、

同貞和二年證文には「寄進報恩寺、中島郡山口保内、青木島畠地、合参町」云々、また

妙興寺不動寺え、永代寄進市田地之事、

合参段者、此内有島□坪□、東限不動寺、南限浮免、西限寺領、北限富田方、

右彼田地者、雖爲中野方、妙興寺不動寺え寄進、云々、

大永五年乙酉卯月二日　織田上野介達清

中野方とは、今の中野ならん、何方と云ふ地名郡内に多し。

溝口（ミゾグチ）今轡田村と改む、近世海東郡の東溝口に分ちて、西溝口と稱したり、國分村の南とす。鎌倉圓覺寺の正中二年文書に「尾張國中島郡南條、三宅郷内、國分溝口兩村田畠」云々と見ゆ、又近世村侯に溝口氏あり、尾張志云、按に、藩翰譜曰、伯耆守源秀勝は、尾張國の住人、溝口彦左衛門尉勝政が男也、昔逸見太郎義清、承久の戰功によりて、美濃國大桑郷の地頭職に補せられしより、子孫代々かの國にあり、其後尾張國に移りて、溝口の地に住せしより、溝口とは名のれる也、秀勝いまだ竹丸と申て童なりし時より、丹羽五郎左衛門尉長秀に仕へ、元服の後金右衛門尉と名のり、天正九年四月、若狹國高濱の城を給はる、同十一年加賀國大聖寺の城を給はる、十四年豐臣姓を給はり、慶長三年、越後國新發田五萬石を給はる。

三宅郷（ミヤケ）和名抄、中島郡三宅郷。○今三宅村存す、日部郷の西にして、南は海東郡界に至る、國分、豐田、寶田等は即本郷の内たるべし。宣化紀元年に「遣尾張連、運尾張國屯倉之穀於筑紫」、安閑紀二年、尾張國間敷（マシキ）屯倉などあるは此歟、海部郡にも三宅郷あり。

（敷間）

尾張志云、神名式、海部郡生桑（イクハ）神社、本國帳、海部郡伊久波天神と見えたり、この神海東海西二郡のうちにはいまさず、隣郡三宅村に鎭り坐して、今も生桑の神明と申す、新撰姓氏錄に的（イクハ）の臣、建内宿禰男、葛城襲津彦命の後なりとあれば、紀氏の祖神を祭りし歟、津島の攝社の彌五郎殿の社は、堀田彌五郎其祖神（武内宿禰）を祭るとぞ、蓋此三宅の神を勸請し奉りしなるべし、又三宅の天王社地、巨石多き内に、一つの大石高さ三尺五寸ばかり、横二尺五六寸ありて、足跡の形あるを、里老の傳へに素盞烏尊の足跡といひ、又津島の牛頭天皇はじめてこゝに居給ひしが、洪水に流れ、今の津島に至り給ひしよしいへり、其實否定かならず、されど今も猶津島の元宮といひならへるなり、屯倉の礎の礎石の遺れるにや。

目比（モクヒ）今寶（サネ）田村と改む、三宅村に隣接す、式内、中島郡萓咋（モクヒ）神社は此地の安養寺に存す、蓋萓咋臣の祖神とす（神祇志料）續紀、天應元年、尾張國中島郡人萓咋臣船主言、己等與敢朝臣同祖、庚午年籍謬從母姓、云々、

（咋萓）

嫁振（ヨメフリ）今六輪（ロクワ）村と云ふ、三宅の西南にして、日光川に沿ふ、日光川は六輪以南萩原河の舊道にあらずして、自ら後世別途の修治に成る。嫁振は延喜式、中島郡賣夫（ヒメノリ）神社の鎭座する地ならん、語言相近し。

片原（カタハラ）今片原一色村と云ふ、三宅の北に在り、名古屋清洲より矢合片原を經て、祖父江に往來す、片原は北を西島村とす、稻葉驛の西とす。

横野（ヨコノ）今西島村へ併す、中島の西にして、西野村に接る、妙興寺、應安二年公役注文に「七反、横野村日、三百五十文、圓光寺分」と載す。

玉野（タマノ）今玉野村と云ふ、祖父江と萩原との間にして、日光川の西邊とす。（神祇抄、尾張國玉江御社、また熱田神領目錄「文和三年、中島郡玉江莊、田畠十四町同莊」云々とあるは此にあらずや、式内、中島郡鞆江神社と云ふもあり）

萩原川の舊河道、玉野村を夾み、二分して南流したり、其東なるは今の日光川筋より六輪村の西に入り、津島の方へ流れ津島川となりし也、其西なるは今の領内（リヤウナイ）川筋にして甲新田以南に淳滯して一大沼澤を成し、末は佐屋川へ入りし也。

（川内領）

森上（モリカミ）今二俣、本甲、大牧など、合せ、領内村と云ふ、玉野村の南とす、前須津島より一宮に通ずる鐵道は、森上に停車場を置く。

川埼郷（カハサキ）和名抄、中島郡川埼郷。○今詳かならず、玉野より山崎牧川の邊に郷名を缺けば、此所か、或は山埼の誤にて、山埼村は其舊開墾と云ふも、確據なし。

長岡（ナガヲカ）舊庄名なり、祖父江の南、領内川（日光川と佐屋川の間）の邊とす、大牧、中牧、二俣、甲（カブト）、丸淵、島本の諸村あり。今領内、丸甲（マルカブト）、牧川、川淵、開治の五村を爲る（川淵、開治は近世の新田にして、領内川と佐屋川の間なる沼澤を開きたる者とす、川淵は海東の管内、開治は海西の管内とす）

東鑑、嘉禎元年、近江入道（佐々木信綱）庶假所賜、承久宇治河先登賞豐浦庄、被附寺社等之間、爲其替尾張國長岡庄地頭職、被成下御下文。又康正二年造内裏段錢引附にも、

雅樂備中入道殿、尾州長岡庄段錢」云々とあり、觀心寺文書、正平三年尾張國長岡庄を興隆料として寄附の事見ゆ、此國はすべて武家方の張行せしに、宮方よりかかる沙汰ありしこと、一考を要す。

甲　今九瀬と合同して、九甲村と云ふ、祖父江の南一里、三宅の西一里（津島へ一里半）領內川に沿へる村落なり、淵森明神あり。

尾張志云、神名式、中島郡布智神社、本國帳、從一位布智天神とあり、一本淵森天神とかけり、神祇寶典に、この社を駿河國富士郡なる布智神社もともに、富士神社なりとし給へり、されど古の假字士と智とまがふべきよしなし、集說に玉野村八劔社とするも、そこに富士と呼ぶ地のあるより思ひたるより誤りなり、甲新田なる火神の社は、もとより淵森明神と申し、本國帳の一本に淵森天神とあるにもかなひたれば、府志に此を式社とせり、そは軻遇突智命を祭りたる古社にて、慶長年中鎭火災の御祈なと仰付られ、もとより除地等ありて、おもたゞしき社なれは、府志の旨に隨て誤りなかるべし

登登川址　今詳ならず、尾張志、名所圖會等に長岡庄に在りて、木曾川の分派なりしが、後世埋もれてなしとあるにより此に係く。佐屋川にや、領內川、萩原川いつれにや詳ならず、猶考ふべし。

顯注密勘抄云、尾州記、有女人、容貌太ゝ、注に俗語徳徳志といへり、又尾張國登登川と云河あり、菅清公記云、大己貴少彦命、巡國之時、往還足跡、故曰跡跡、注云、今謂之啼々。

海部郡

海部郡

今海東海西の二郡に分つ、中島郡の南、愛智郡の西、二方は江海に逼まり、其地斥鹵盧平なり、殊に南偏、鵜浦、蟹江以下は全く近世の堆成墾開に出る、丘垤と雖海面を拔く十米突を踰えず。

和名抄、海部郡阿末と訓し、十二鄕に分つ、海部氏は當國の著姓たりき、天孫本紀に饒速日命世孫三十二氏の中「天背男命、尾張中島海部直等祖」また其尾張系圖に「尾治多與志連、大海部直等祖」とありて多與志は海東郡の富吉庄の名と相因む所ある歟、古事記、崇神帝紀に「尾張連之祖、意富阿麻比賣」とあるも、此地名に因る歟。又寛平の熱田緣起には「宮酢姫、其祠在愛智郡氷上村、以海部氏爲神主、海部氏是尾張氏別姓也」云々。

海西郡

今木曾川縁邊の十五村を以て海西と爲し、彌富村に治む、然れども其地形甚整はず、又木曾川以西にも海西郡の村落ありしを、天正以後美濃國へ分屬せしめたる事、彼國海津郡の條に曰へり、今海西郡凡三萬七千口、面積五方里　○海部を二郡に分れしは、何年代にや、俗說源頼朝公の治世とつたふ、本國神名帳には東西の分別なし。

海東郡

今二町三十九村、人口八萬六千、面積八方里、海西郡の東北に連接す、古書或は皆等に作る、其境域は海西と歷代出入あり、近時命者或は海東海西は養老年間猶海瀬たり、海中の一嶼沖島の地を除けば、餘は皆滄波變じて斥鹵廣平に化せる也と談す。然れども和名抄に海部十二鄕を載せ、その島田鄕は、成務帝の世に島田縣と云ひ惡神（凶徒）の居れること、姓氏錄に載せ、島田臣、海部直、伊福部等の舊姓あり、且甚目、三宅、阿波手森などの古跡あれば、養老以後の新地とは爲し難し、中島郡を參考すべし。

延曆廿年、多度寺資財帳
尾張國墾田、井田代、參拾伍町捌段肆拾歩
海部郡十三條、馬背里、壹町參段、田代、葦原、參拾肆町伍段肆拾歩（上下畧）

三刀鄕

和名抄、海部郡三刀鄕、高山寺本、三方とあれど、○今詳ならず、三刀は水門なれば、海西郡の木曾川の河口などにやと疑はるるも、此地古今の變革多く、地勢も詳に判定し難く、古名もつたへず。

物忌鄕

和名抄、海部郡物忌鄕。○今詳ならず、國郡考に和名抄原載の次序を推し、三刀、物忌、三宅等は海西郡なるべしと述ぶれど、別に徵證あるにあらず。

八田鄕

和名抄、海部郡八田鄕、○今詳ならず、愛知郡桐森村に八田あれど、地勢懸絕す。

佐屋川

木曾川の支派にして、中島郡下祖父江の西に於て分出し、南流佐屋村を經て、市江村に至り再び本河に會す、長四里に滿たず、（近時治水設計、佐屋の一派を締切り、全く杜塞せしめんとすとも云ふ）佐屋と木曾の間なる洲は、神明津輪中、早尾輪中と云ふ

神明津

今神明津村と云ふ、木曾川佐屋川の二水に圍まるる島洲の北端にして、美濃國羽島郡小薮村と相對し、長良川此にて木曾川に會す。津島の西北二里餘、今中島郡の管內とす。

（柿）此邊を柿木島と稱し、神鳳抄、尾張柿御園と云ふにあたり、今に神明とて伊勢大神を祭るとぞ、神明津に接して十町野と云ふは、妙興寺文書に「元應二年讓狀拜附註文、一所桑原村云々、一所十町野云々」とあるにあたる歟。

（十町野）

馬飼

新撰美濃志云、馬飼村は十町野の南にして、神明津の輪中也、むかし尾張美濃より國飼の御馬を貢りしが、其馬飼戸のこゝに在りしなるべし、延喜の左馬寮式に「飼

戸六十、尾張國九十と見え、類聚國史に「天平九年四月、勅御武得麿、國造左右馬寮及畿內近江美濃等國戸分□□馬」としるせり、また書紀大化二年の條に「自今以後、□京日、恐所乘馬痩不行、以布二尋麻二束、送三河尾張兩國之人、雇令養飼、乃入于京、於送郷日、送鐵一口、而參河人等、不能養飼、翻令痩死、若是細馬即生貪愛、工作誣詐、便使偸失、若是牝馬孕於己家、便使祓除、遂奪其馬」云云とある、參考すべし。

早尾（ハヤヲ） 今早尾村と云ふ、神明津の南にして、津島の西北一里に滿たず、佐屋川に臨み、この輪中の大村なれば、早尾の輪中と謂ひつべし。

（赤目）

赤目（アカメ）、給父（キフブ）、立石等は早尾と神明津の間にして、今合同して八ヶ村と云ふ、給父は木曾川の水濱に沙丘あり。○名所圖會云、北條高時入道の二男相模次郎時行は、鎌倉敗亡の後流浪せしが、故あり赦免せられ、官軍に屬せり、其子平太郎時滿本州蟹江村に蟄居し、其子平太郎時任、葉栗郡横井村に移住し、始て横井氏を稱せり、其子時永、海西郡を領して赤目に城を築きて居住す、是よりして子孫各海東海西兩郡の諸邑を分ちて領知せりと。

立田（タツタ） 今立和（タツワ）村と云ふ、早尾輪中の島尻にして、西は油島（美濃國海津郡）の千本松堤と相對し、南は長島（伊勢國桑名郡）を望む、地極めて卑濕、池沼田野相半す、潑水あり鵜戸川と名づく。

市腋（イチエ） 今市腋村、東市江村の二に分つ、舊市腋島と云ひ、津島日置の南に一洲島を成したりしなり、此地は佐屋川木曾川合流の處にして、其水濱に沙丘あり、高十米突、村の北方にも沙丘横たはり、近世の新地にはあらず。

（市江）

市江又は一會にも作る、貞應年中の海道記に、

夜陰に市腋といふにとまり、前を見おろせば、海さし入て、河伯の民うしろに養はれ、見上れば峰峙ちて、山祇の髪風に梳る、岩を打つ夜の浪は、千光の火をいたし、木々に鳴く曉の鐘は、孤枕の夢を破る、此所にとまりて、心は獨りすすめども、明行は友に引かれ出でぬ「松かねのいはしく磯の浪枕伏しなれてもや袖にかくらん」、市腋を立て津島の渡と云所を、舟にて下れば、蘆の若葉あをみ渡りて、つながぬ駒も立放れず、

此文中津島とおもはるる語句もあれど、市腋の峰とは沙丘を指せるにて、其南方は大きに連れる江灘なりしを知る、又津島の渡とは津島川の末にて、都て伊勢桑名より熱田の方へ航走するものをも指したり、此には市腋より北へ溯り、津島を經て萱津驛に其夜宿りし由も、下文に見ゆれば、下ればと云ふべからず、實は北へ溯上（サカノボ）れるのみ、但し路程の東行を下るとは云へば、亦大害なきに似たり。

馬津（ウマツ） 今詳ならず、古驛名にして、東海道の官渡なれば、市腋の邊とおもはる、蓋中世此水の溯する所を待り、地形其舊を失へる歟、一説に津島に松川（マツカハ）てふ字あれば、彼地ならんと説くも、津島にては餘りに北に迂回するやの疑あり、津島市腋相去る一里半。

後紀、弘仁三年五月「伊勢國言、傳馬之設、唯送新任之司、其外無所乘用、令自桑名郡榎撫驛、達尾張國、既是水路、而徒置傳馬、久成民勞、伏請、一從停止、永息煩勞、許之」とある榎撫（エナツ）は蓋今の桑名驛なるべければ、其水路を經て來るべき尾張の初驛は、延喜式に、當國

驛馬、馬津、新溝、兩村各十疋、傳馬、海部郡、愛智郡、各五疋

とあるに參照して、其海部郡馬津なるを悟るべし、兩村驛は愛智郡沓掛なれば、新溝は其中間なる熱田の邊たること又推斷すべし、此渡は永祚元年尾張國司解文にも「依無馬津渡船、以所部小船、并津邊人令渡煩、（中略）早津邊可置渡船等也、海道第一之難所、官使上下留連處也」ともありて、赤染家集には「尾張國へ下りしに（中略）うまつと云所にとまる、夜なり居におりて涼むに、小船に男二人許乘り漕渡るを、何するぞと問へば、いかなるものを汲みにまかるると云へり」とも記す、三代格に草津渡とあるも、草は萱の誤にあらずや、一説草をカヤとよみ、萱津かと云へり、されど萱津は濱近くならず、世に著るべき渡頭にあらず。

類聚三代格、承和二年官符、尾張國草津渡船二艘、元一、今加二、右河、崖岸廣遠、不得造橋、仍用件船、

此に右河崖岸廣遠とあるより推せば、萱津の庄内川にはあらず、木曾川の大江を指せる者ぞ。

荷之上（ニノヘ） 今市腋村へ併す、信長記に永祿三年、今川義元へ亂入の時「河内二之江の坊主と、鯏浦の服部左京助は、義元へ手合として、武者舟千艘計海上へ押出」せる趣を錄す、二之江（ニノエ）は即荷之上に同じ。

（二之江）

本部田（ホンブダ） 今東市江村と改む、市腋の東に接す、此の邊を昔は茨井庄（イバラキ）とも云へりと

（茨井）

尾張志云、茨井庄は市腋の東南方なり、永祿年中に連歌師紹巴が書る富士見道記に「桑名近郷崎嘈ありて、むかひを待て、月に遊□の宿に入つるに、は舟あまたして尾州へわたりぬ、茨江といふ川島をながめやるも、なつかしきこゝちせり、本府といふ處にて」云々とある茨江は、今茨井庄といふ地なるべし、又この本府といへるは、今の本部田村なり、本部田より八穗に至る近世二十村は重に茨木庄內より、すべて此新田と呼べる村々は、慶安より今の天保に至るまでに、新に開せし土地なりと知るべし。

鯏浦（ウグヒウラ） 今前箇須新田と合せ、彌富（イヤトミ）村と改む、市腋の南に隣り、木曾川の東岸とす。○尾張志云、鯏浦は市江島七村の南の極なり、支邑に海老江と呼ぶ地あり、此うぐひうらを又はいぐひうらともいへり、織田軍記に「元龜元年、尾張國長島の一向宗は、一揆とはいひながら、御方の國にはさまり居て、去年坂本陣の御留守にうぐひら

(小木江)

の彥七郎殿を討たる事、實に以て言語同斷惡き仕方なり」、きあるうぐひちも卽此の事なり。○うぐひを一書にヲキエに作り、從て小木江、子浦、鶯江の字をあてしもあり、彥七郎諱は信興、信長の季弟也。

(彌富)

前ヶ須（マヘガス） 今彌富村に併せ、彌富（イヤトミ）村と改む、木曾川此にて筏川、鍋田川を分派するを以て、江上の一埠頭にして、船舶來集し、水驛を成す、今海西郡役所を置く、又名古屋より勢州に通ずる鐵道、此にて木曾川を横斷するを以て、停車場あり、名古屋より十哩、桑名へ五哩なり（又一宮より萩原、津島を經て此まで十二哩の支線鐵道あり）

(茨江島)

前ヶ須の東方古川（フルカハ）までの新田は今十四山（ジフシヤマ）、寶地（タカラチ）、飛島（トビシマ）の三村に分つ、此間は潮相交れども、田疇は頗る開けれは、肥饒の田土を見るなり、古書に茨江島と云へる地蓋此なり。

筏川（イカダ） 木曾川の一支にして、前ヶ須の西南に起り、東南に走せ、二里にして飛島村の南邊に於て海へ入る、一說、木曾川の材木の筏を組みて下れるをば、此より通じて熱田の白鳥へ送りければ此名ありと、されど近世の事とす、古書には見えず、且近年木曾川の流水を、鍋田川と本（ホン）川二派に約束し、分派を停止したれば、筏川も幾年ならずして、全く杜塞して亡ぶることとならん。

森津島（モリツ） 本川と鍋田川の間なる堆洲は、今大藤村、兩國村の二に分つ、大藤村とは、森津に一株の藤方二十間餘に繁茂し、花の長數尺に及び、地方の一奇觀なればとぞ、

(尾張川)

木曾川（キソ） 伊勢美濃兩國に派出す、尾張の西北堺を繞りて流れ、古名尾張（チハリ）川と曰ひ、往昔貞觀年中まで、今の美濃國羽島郡の西北を流れ、小熊に於て長良川を併せ、墨俣川の稱あり、以下當國中島海部と、美濃の安八石津との堺川と爲りて南流しき。貞觀以後、河道全く變じて、當國の葉栗中島海部の地を貫穿し、支分横出、其委曲を詳にし難しと雖、大畧河道世を追ひて東南に移れり、天正年中、豐臣氏尾張の國郡堺を改定し、尋いて堤防の修築を力め、萩原川を締切り、近時の形狀を爲す。今や佐屋川を制止し、漸次締切りに就かしめ、神明津以下に於ても、本河と長（ナガ）良川の常水分流を力む。長良（ラ）は立田に於て揖斐と合流し、本河は前ヶ須に於て二派と爲り海に入る、其一派は鍋田（ナベタ）川と稱し、卽現今の國郡界なり、其西なる水道は卽本河にして、今伊勢桑名郡の管內とす。

(鍋田川)

治水汎論云、岐蘇川は飛信嶋山の間に發源し、太田犬山の山峽を出つるや、直に美濃尾張の下游低野に就く、其幹河線四十六里、本支航路一百里と稱するも、治水の方術盡さざるを以て、利を享くる少く害を被むるや大なり、抑此河水は近古七八派に分れて、亂流横走し、尾州徳川家入部以後、親藩の威權を以て、國堺犬山町より彌富村に至る十二里、所謂御圍堤と稱へ、長城然たる大堤防を築成して、今も揖斐川長良川は水害に困難を極むる西濃數十方里の低地と勢州長島桑名等の勾配低き西南地方へ、岐蘇本川の大水量を壓窄しおり、於是西南地方の水難倍增加し、困却限り一方ならざりしが、彼地は大垣長島等數小藩と數十家の旗本領地のみにて、威力亦如何ともすべからざるのみならず、諸川節水普請後は、尾州御圍堤修理相濟候までは、對岸他家の普請は遠慮可有之ことと云ふ如き抑制を受け居たり、延寶年中油島締切の後は、美濃人稍魚鼈に化するを免れたりと雖、猶五年一秋の歎あり、近時に至り、始めて木曾長良揖斐の三川分流の治水計畫定まり、土木年を逐ひて成功す、云々。

三宅郷（ミヤケ） 和名抄、海部郡三宅郷、○今詳ならず、津島の舊名歟、津島牛頭天王の元宮と云ふが、中島郡三宅郷三宅村に存すとも云ひ、（尾張志、名所圖會）二地相干係する所あるに似たり。

(藤浪)

藤浪とは津島の邊の舊里名なりとつたへ、今根高、河田、小津の諸村（津島町の東北）を合せて藤浪と名づく。

津島（ツシマ） 今津島町と云ふ、人口一萬四千、海東海西の首邑にして、（今は海東の郡治たり）一宮、彌富に鐵道を通じ、西尾張の小都會たり、名古屋の西四里、水陸送運の便あり。

(津島川)

津島川は佐屋川の支流にして、市街の西南に港灣あり、佐屋川より木曾川に往來すべし。昔は萩原川の水も此港に歸し、江灣の形狀も今と異なりし也、此と桑名の間の航路を津島渡とも云ひ、津島川とは木曾川本流の別名にも用ひられき、或は桑名より熱田へ渡るをも、押しなべて津島渡とは唱へられたり、昔此地が尾張伊勢の交堺なる名邑なりければ也。○宗祇名所方角抄云、伊勢より尾張へ行くに、桑名より北に津島の渡といふ所あり、名所なり、津島より下津の宿へ上りて熱田へ行く、下津へ四里熱田へ五里。○宗長手記云、津島をたち侍る、旅宿は此所の正覺院、領主織田霜臺息の三郎、禮とて來臨折紙などあり、宿坊興行、

つゝみ行く家路はしげるあしまかな、

此所は各々、堤を家路とす、橋あり三町あまり、熱田の長濱よりは猶遠かるべし、及川洲俣河落合、近江の海ともいふべし、橋のもとより舟十餘艘かざりて、若衆法師誘引、此河づらの里々數をしらず、桑名までは河水三里ばかり、舞謠、笛つゞみ大鼓、舟ばたをたゝき、さゝずしてながれわたりしなり、桑名より迎の舟うたひのゝしり、さし合こぎちがひ、送迎の舟一つになりて、心もとなくとほり侍りし、あくるあした正覺院へ蘆のはにつけて

綱手繩引かれ忘れし老の波今日は袂に立歸りつゝ、

又此津にて等運所望、

飛はたる百舟のとまる篝火かな、

此津南北美濃尾張の河ひとつに落ちて、みなとのひろさ五六町、寺々家々數千軒、きこゆる西湖とも云ふべし、數千艘橋の下に貫く、旅泊の火星か河邊の螢かなど、ふることもさながらにぞ見えわたる。宗牧東國紀行云、織田彈正忠信長折節早々まかり下るべきよしの返事あり、桑名より川舟にて津島に着きたり、翌日やがて那古野に下着、平手中務丞政秀出迎、云々。

名所圖會云、津島奴野城は大橋氏の居れる所、正慶中參河守定高之を築く、定高は平家の名士肥後守貞能が子、大橋太郎貞經の後裔にて、代々尾張三河に居る、定高が孫定省が時、此城に良王君を隱す、信濃宮傳曰、良王君の御父は兵部卿尹良親王、母は世良田右馬助政義の女なり、上野國寺尾の城にて誕生あり、正長元年四月、寺尾より下野國三河村落合の城に入らせ給ふ、永享五年上野國を出で、世良田政義、桃井貞綱等、良王を津島へ入奉んと志して、四家七名字其外の兵士とともに、同七年十二月三河國を打越んとて浪合に至り、二將戰死す、王は三河國間瀬村に至る、里人此人々を疑ひ入ざりしかば、桃井滿昌祖父の所領坂井郷に行て正行寺を賴み、遂に津島の奴野城へ入給ふ云々、又津島本蓮寺の緣起には、大橋太郎左衞門尉通貞は、平家の侍なりければ、鎌倉松葉谷の土牢に籠められしを、肥後國鍋谷庄司の女の腹に生れし通貞が一子、法華讀誦の奇驗により、其父赦免せられたり、此一子即貞經なり、云々。

津島神社（向島）　津島市街の西、向島に在り、謂ゆる牛頭天王祠なり、東鑑に「文治四年、修理大夫家津島社、板垣冠者不辨所當由之事、無御沙汰」と載せ、當時已に有勢の社頭たりしを知るも、緣起の眞實を知らず、近世千二百石の神領を傳へり。

東海道圖會云、津島牛頭天王は、此津の生土神とす、本殿の西脇に內外兩太神宮、左に一王子、稻田姬宮、右に八王子宮、透垣の左に荷宮あり、又居森社と云ふを第一別宮とし、之を彌五郎殿、或は麻疹宮とも稱す、牛頭天王は昔韓土より歸朝の時、筑紫の津島に世を累ねたまひ、欽明元年、當國海部郡門眞庄藤浪里に移りたまふとぞ。○尾張名所圖會云、津島牛頭天王社は、弘和元年大橋參河守定省修理し、其後裔小田井定常遂に神職と爲る、彌五郎殿は浪合記に左太丞宮と錄し、正平元年堀田彌五郎正泰初めて平貞經を祭る者とぞ、一說に彌五郎殿は式內海部郡伊久波神社にして、堀田氏の先的臣の祖神なりと。○按に、津島社は織田豐臣の二家に尊敬せられしにより、近世迄其神領を保持し、東海道屈指の名祠たり、其六月十五日の車樂祭は海內の壯觀とうたはれき、津島祭記に車樂とは尊神西海より此地へ移りたまふ時、草刈の小童が籠の上に竿を立て旗をつけ、笛吹き遊べるを喜び給ふ、之に因り後世其形を摸して神を慰め奉る、云々、又信濃宮傳に良王君津島奴野城におはせし時、佐屋村の大屁大隅守といふもの彼君を討取奉らんとしければ、宮方の輩之を察し、船祭に事よせて大屁をたばかり討果す、云々と說く、二書共に不審の事のみ多ければ、信據とし難し、車樂の名義は今之を詳にせずと雖、京都の祇園會の一變して船祭と爲りし者のみ（良王君云々は全く小說にて、浪合記、信濃宮傳は僞書のたぐ也）

松川　今草場村と云ふ、津島の西北にして、全く近世の新田とす、一書に松川は馬津川にて、古驛馬津の地なるべしと云ふは信じ難し。

諸桑　今諸古村と云ふ、津島の東にして、日光川の西畔とす。尾張志云、此村は神名式、海部諸鍬神社とある舊地なれば、海などの埋れて里となりたるにはあるまじきに、天保九年閏四月、當村の北裏なる田の中より、楠の刳船を堀出せり、長十三間二尺、横巾七尺ばかりありて、中程にて繼目一處あり、入江などにかゝりし船の、地震津波等の[illegible]に埋れし物か、めづらしき事なり。

日置鄉　和名抄、海部郡日置鄉、今佐依木村、八幡村、大井村、神島田村等なるべし、津島の南にして、市腋の北なり。

日置八幡宮は、即八幡村に在り、東鑑「文治二年、尾張國日置領、被奉寄佐女牛若宮」とある神領なれば、其若宮八幡を置かれし也、八幡宮の供別當なる常[illegible]寺の[illegible]卷奥書に、

建武五年戊寅、中暑）於尾州海西郡日置庄一色、常[illegible]寺草庵、右筆安養佛子覺忍、

と記す（一色は今神島田村の大字にのこる）文安六年、三寶院所領目錄にも「日置庄、六條佐女牛八幡宮領」と注したり。

落合　今八幡村の大字とす、西春日井郡にも同名あり、集古文書に永仁六年院宣「熱田社領、尾張國落合鄉、惣領主職」云々とあり

佐屋　今須依、柚木と併せ、佐依木村と改む、津島の南にして、即佐屋川に沿へり　近世此を以て津島桑名の埠頭と爲ししことあれど、今は驛路の狀又變じて、全く來往の客を見ず。

舟到佐屋作　春水

桂楫蘭橈彩鷁舟、皷聲成隊溯秋流、松間城堞迤遙浦、雲外山峰擁上游、扇[illegible]風吹芙蓉水、英草波[illegible]白蘋洲、雨來願得携吟伴、垂柳渡頭試釣游、（尾侯艤舟迎待、雖幔以扇與爲號）

尾張志云、桑名熱田の七里の渡、海風波烈しき時は船出しがたく、公私の旅人滯留はなやめりし故、桑名より木曾川筋を三里さかのぼり、佐屋へ着岸して陸路六里熱田に至る、是を佐屋まはりと云、佐屋より神守宿まで二里半の馬繼なり、貞應海道記の頃より、此川舟にて津島の邊へ至りし事はしるけれど、官道か私道か定かならず、

寛永二年佐屋を宿驛と定められ、同三年将軍家御通行、同五年海道の並松を植たまひしより、正しき東海道の宿並となれり、宗牧紹巴なども、津島より川舟にて上下せしよし、紀行どもに見えたれど、其頃まで佐屋へはかからざりしなり。

水鳥鳴くと人の云へばや佐屋泊、　芭蕉

柚之木（ユノキ）

佐屋の北なる小里にして、今佐依木村の大字たり、式內、海部郡、由乃伎神社此に存す、國內帳には夜燔に作れり　○尾張志云、尾張と號つけたる故縁は古傳を失ひて知りがたし、今傳はれる風土記殘缺「尾張者、經世積曾精古之所領行也、神日本磐余彦天皇、東征之時、誅佐湯貫首人、歸化之場、海部佩室臣、奉射天皇、天種子命、以三角石弓及王大羽矢、射殺佩室臣、討終於海部氏丼、因此號其國、謂乎波里乃國、謂尾張者音之訛也、」此風土記はやゝ後のものにて、上古のにはあらず、されど古き傳へのいささか存せるを、後人の修補したるものとおぼしくて、なべては據りがたく信じかたし、さりとてひたずら捨べきものにもあらず、湯貫首海部佩室なといへる湯貫海部二氏の號は、和名抄に海部郡海部郷、神名式に、海部郡由乃伎神社など見えて、今も猶柚木の村あれば由縁ありげにおぼゆ。

圓成寺（エンジヤウ）

今神島田村大字中一色に在り、淨土宗、關通派の本寺とす、舊名西方寺、開創詳ならざれど、寺中に應安永和の年號を刻める古碑存す、慶安中品學上人再興し、關通上人之に嗣ぎ、淨業專修、化他度衆の台擧あり、國君に申出の允許を得て、元文元年寺政を改め律院と爲し、圓成と云ふ。〔名所圖會〕

島田郷（シマタ）

和名抄、海部郡島田郷。○今詳ならず、勝幡（ショウバタ）はシマタの轉訛にやとも疑はる、一書に下田と云ふを引きあてたり、下田は伊福郷內にやと想はるれば、地形合はず。

島田は古代に在りて著名の大邑とす、後世其名の亡びしは遺憾多し、古事記日代宮(景行)の段に、

御子大碓命、島田君之祖也

とあるは何地にや、此とも定め難しと雖、同書檜原宮の段に、

神八井耳命者、尾張丹羽臣、島田臣等之祖也

とあるは、正しく此地の事とす。當國に丹羽郡丹羽郷樹波神社あり、又一族多臣の祖神、中島郡於保村多神社さへあれば、神八井耳命の皇別が當國に移住したる事跡明白とす。姓氏錄、

島田臣、多朝臣同祖、神八井耳命之後也、五世孫武忠（タケヱ）賀前（カサキ）命孫、仲臣子上、稚足彦天皇諡成務御代、尾張國島田上下二縣、有惡神、遣子上、平服之、復命之日、賜號島田臣也、

と載せたるは、島田臣の本縁なれど、亦成務帝の時、此に衙長の居りしことをも悟るべし。島田臣は國史に散見し、文德紀、齊衡二年島田清田朝臣が姓を賜りしことあり）

勝幡（ショウバタ）

今勝幡村と云ふ、津島の東北一里、日光川の東邊にして、中島郡二宮村の南とす。

永正年中、當國の守護斯波殿の目代、織田彈正忠信定、勝幡に居り、其子信秀の時、愛智郡古渡村へ移る、勝幡に方百間計の城址のこる、即信定の築けるものとぞ〔信長記、名所圖會〕信定は中興の祖敏定の第三子にして、月岩入道と稱し、初め犬山城に居れり。

佐折（サヲリ）

今勝幡村へ入る、萬德寺の釋命經書に「文安四年、中署」尾州海東郡左折鄉、有處書寫畢、永麟房」と題す　名所圖會云、佐折村昔より縞木綿を織る家多し、按に萬葉集にさおりの帶とよめるは、狹織（サオリ）にて今の、狹之機織（サナタ）といふものなるべし、されば狹織が村名となりしものか、織はおり、折はをりにて、假名違ひたれど、後世は混じてかける例多し。

(田木)

蜂須賀（ハチスカ）

今蜂須賀村、木田（キダ）、金岩等を併す、勝幡の東、神守の北とす。蓮花寺の寺說に、此地高須賀の森に蜂數多栖みければ、蜂塚と云へるが、訛りて蜂須賀と爲ると云ふも、須賀の方却て原語なるべし。諸州の例、沙地を須賀と呼ぶ、妙興寺、應安二年文書にも蜂須賀とあり。

名所圖會云、阿州蜂須賀侯の祖先、藏人源正利の宅址此とす、高名記に、正利は元來斯波武衞家の末葉なりしが、蜂須賀に住し、其子小六郎智勇の士なりければ、犬山城主織田十郎左衞門信清の旗下に屬し、後彥右衞門尉正勝と改名し、信長公に仕へ、木下藤吉郎秀吉の後見にせられ、大に家を與す。○蜂須賀氏の系譜は、阿州家の所傳詳ならず、肥後國志に古傳あり、頗參考に資くべし、肥後國志云、名和家臣蜂須賀系圖に、新田大炊助源義重の次男義兼より七代の孫、高親を蜂須賀隼人佐と云ひ、其子親家始て肥後に來る、古文書興國二年の宣旨に、左兵衞尉源親家が左衞門少尉に任ぜらる、事見ゆ、又異本の蜂須賀系圖には、蜂須賀隼人允高親以上の總統全く前本と異にして、播津源氏想光數代の胤とす、永正年中にや、治部少輔家親の置文に曰く、

親房に遠江國崇原庄被下、居尾敷鶴谷村、尾張國皆等（カイトウ）之郡被下、居居敷蜂須賀庄被下、從是號蜂須賀名字、宮方將軍之戰時、依宮方忠抽、丹波國府井庄被下置候、又伯耆國一役被下候、右條口宣候也、九州筑後國河崎庄十町のくせん、九州八代庄小井尤鄉の內六町くせん也、云々、

此親房と曰ふは、系圖に載せず、親家の初名にや、又は親家の父祖の名にや、文章錯謬なれど、參考に供すべし。

海東郡之內、蜂須賀村蓮華寺領之儀、任御理、五十石之儀、田地幷百姓三人相添候間、我等拜領之間、不可

有相違候樣、此旨ヶ度彼寺へ可被仰聞候、恐々謹言、
天正十八年十月　日　原彥次郎長政
蜂須賀阿波守殿、參、阿波守方

二寺(フタツデラ)　今花正、花長、東河口等と合併し正則(マサノリ)村と改む、蜂須賀の東、中島郡中庄の南とす、福島左大夫正則は此村の人なりしを以て、彼名を立つるとぞ。

福島市松は二寺村の大工の子なりしが、幼少の時人を殺し、逃れて山東に走る、名所圖會、後秀吉公に親緣ありしを以て召歸し、公に隨從して軍功を立て、遂に當國を賜り、左衞門尉正則と云ふ、慶長五年、東軍を導き關原に戰ひ、安藝へ移封、參議に叙任せらる、而も其終を全くせずして改易せらる。○花正は、神鳳抄に「尾張國花正御厨、御封戸三十七町」とある舊地とす。

(花正)

海部(アマ)**郷**　和名抄、海部郡海部郷　○今詳ならず、諸郷の位置より推せば、神守村なとの邊にやとおもはる、即當郡の本據とす。且神守は古書掃部を云ふ氏號に出て古語なり、海部氏の事は海部郡の下に述ぶ、參考すべし。

神守(カモリ)　今神守村と云ふ、名古屋熱田より佐屋に往來せる舊驛次にして、小市坊を成す、日光川と蟹江川の中間とす。

神守は古姓にして、古語拾遺に蟹守と云ひ、河内和泉に掃守郷存す、職員令に「大藏省掃部司、掌鋪席牀簀苫、及鋪設洒掃等事」とあるも此舊職の遺れる也、而て此に掃部の地名あるは、其故あることならんも、詳にし難し、尾張志云、憶感(オカム)は式內社にて本國帳、正一位憶感名神と載せ、文德實錄、仁壽三年列官社の事さへ見えて大社なりしが、後世全く廢し、今神守村吉祥寺を憶感山と呼ぶにて、此寺は昔の大社の別當なりしを知るのみ、甚目寺の邊を今江加見庄と云ふは、憶感を江加見(エカミ)に訛りて、庄號にのこれる歟。

(憶感)(江加見)

篠田(シノダ)　今篠田村と云ふ、神守の北とす、乙之子(オトノコ)と云ふ部落あり、豐臣三位法印吉房の故里とぞ、○名所圖會云、乙子村貴船祠棟札に、

奉造立、貴船大明神社頭者、依爲當國日根秀次公御氏神、御父三位法印爲御興（中略）于時天正廿年壬辰九月。

三位法印とは秀吉公の姉婿にて、長尾彌助と云ひし人なり、秀吉顯達の時、武藏守吉房と號し、其子秀次は秀吉の養子たりき、祖父物語に、美濃堂洞合戰の時、藤吉郎(秀吉)初て騎馬にて出陣せしが、乙子村彌助が飼置きし雜役をかりて鐙片々、わら沓片々にて乘出し、則彌助を口取にして行きける趣を錄す。

(乙之子)

志摩(シマ)**郷**　和名抄、海部郡志摩郷　○今詳ならず、諸郷の位置より推せば、二寺、沖之島の邊歟、神守の東にして、伊福郷の北とす。今沖之島、遠島、安松を合せ寶(タカラ)村と改む、俗說に此は猿投宮古圖に沖島とあるに當ると論ずれど、固より贋作の古圖の事なれば、援引するも益なし、沖とは中島郷に區別せる名稱のみ。

(沖之島)

遠島(トホシマ)　今寶村と改む、近年七寶燒の產地とす。○七寶は慶長中京師の人平田彥四郎道仁、阿蘭陀人（一說朝鮮人）に就き初て之を學び、子孫に傳へしも微々として振はず、唯平田家の秘法にとゞまる、享保中平田就門の門より背長浮いでて、稍妙を得たるのみ、然るに天保中、尾張海東郡服部村の人梶常吉、偶阿蘭陀製の七寶器に類似せるものを購ひ、これをうちくだきて其製法を研究せしが、或は苦窳し或は毀損し、完全の器を製することを能はざりき、されどもさらに屈することなく鍛練して、つひに始めて直徑五寸の小盃をつくりいだせり、其後筆筒墨臺などいふ文房具をつくりしが、この事藩主にきこえ、召されて筆架硯屛を造らしめらる、其製支那舶來の明製のものにもをさく劣らざりしかば、感賞の餘これを幕府に獻ぜられたり、常吉其法を林庄五郎に傳ふ、庄五郎これを塚本貝助、塚本儀三郎に傳ふ、皆同郡遠島村の人なり、ことに貝助出藍の譽ありて、一尺六寸ほどの皿鉢に名古屋城の景色を繪模にしていだしゝが、これぞ後年畫を寫しいだす濫觴とはなりぬ、又この貝助の代りに陶磁胎に七寶應用の事をも工夫せしといふ、かくて遠島附近の村落、農業の傍七寶製造に從事するものおかりしが、近年にいたりては全く七寶製造を專業にするものゝいで、寶村の組合中（寶村、篠田村、赤星村、沼村、吉賀村、須成村）寶元と稱する製造家八十八戶にて、職工五百四十人を使用し、一年八萬九千圓餘の造品をいだせり（明治廿九年調）されども寶村附近の七寶は、謂ゆる工業的に發達したるがゆゑに、大むね下等品にして、精巧なるもの少し。（工業史）

新家(ニヒヤ)**郷**　和名抄、海部郡新家郷　○今新居屋(ニヰヤ)村存す、郡の東北にして、中島郡日部郷の南とす、新家は新居と同義にて、或はニヒノミと唱ふ、諸國に多く見ゆる地名にして、本來は官家屯倉などの新に置かれしものを呼へるにや、又ノミとは單純に家宅の事を古語にかくも云へるにや、未詳（新居屋の南一里、赤星村にも新家(ニイヘ)てふ大字存す）

(新居屋)

森(モリ)　今森村と云ふ、新居屋の北に隣る、南禪寺文書、建武二年勅宣に「尾張國北庄、合田左衞門尉跡、可令知行」とある庄は此歟、不詳

甚目寺(ジモクジ)　今甚目寺村と云ふ、新家郷の中にて、古訓ハタメなるを、後世寺號により、專らジモクと唱ふ。津島の東二里、蟹江の北一里半、觀音堂ありて大刹とす。中世には勸修寺の所領たり、建武三年門跡御領目錄にも見ゆ、

尾張國甚目寺莊、相傳系圖（勸修寺文書）
勸修寺僧正房成寶――熱田宮女菅原氏女――藤王女―

(甚田)

一道惠——吉祥女法名眞女——源淳
尾張國甚目寺莊事、事書一通如此、以此旨可令申入西園寺入道、前太政大臣家之状、依仰執達如件

元應二年七月廿九日　相模守　判　前武藏守　判

陸奥守(北條維貞)殿

古事記傳云、三代實錄卷九に「尾張國海部郡人、甚目連公宗氏、尾張醫師甚目連公冬雄等、同族十六人、姓賜高尾張宿禰、天孫火明命之後也」とある甚は甚の誤歟、今伊勢の一志郡に甚目(ハタメ)村あり、海部郡に甚目寺と云ふが存す。甚目寺は甚目龍麻呂の建立と傳へ、當國屈指の古刹とす、岐阜木苛寺に此寺の事をつたへり。

尾州甚目寺推鐘、諸行無常、是生滅法、生滅々已、寂滅爲樂、長祿二年戊刁九月十七日、大檀那竹田久阿彌、法印圓海、

又甲陽軍鑑に、治默寺に作り「織田信長公、幼少の時、治默寺へ手習にあがり、手跡を習はずして、江の鮒を釣り、蕗の葉に膾を作り、或は朋友のくふ物を奪て食ひ」云々と錄す(名所圖會云、甚目寺、昔甚目龍麻呂漁獵して江の中に黄金佛を得て、乃一字を造立す、推古天皇吉貴四年丁巳なり、保和五年從位藤原連長、僧智能、下司大江末房等私力を盡して再營し、天治元年地震、堂宇破壞したるを、大治元年庄司散位大江爲通、幷に長谷部氏女合力して再建し、建久七年聖上人信越に勸め、堪、な請ひ、經始を爲ししより、後世永く法燈を耀すよし、文永元年に造る所の緣起に見ゆ、今も此寺眞言宗の淨侶住持し、別に樹栄として甚目龍麿の子孫三家相續して、僧徒に列す、鐘は新舊二箇あり、

江州西六寺鐘(中畧)建武二年三月廿日、大工藤原國安、大檀那道譽、住持比丘證俊。濃州大野郡、揖斐庄南方保、今拔之御社、御寶前鐘、天下泰平故也、文明三年辛卯、閏八月日、願主善通代寶、御代官左衛門尉橘永久。

清林寺址(セイリン)　今甚目寺村大字坂牧の延命寺藥師堂是也、類聚國史「貞觀十四年、尾張國海部郡清林寺、列之定額」とある古精舍なりしが、中世頽廢し、天正中曹洞禪の一僧、寺宇を再修して、青林山延命寺と改む(尾張志)

(狩津)

萱津(カヤツ)　今萱津村と云ふ、甚目寺の東にして、西春日井郡界、五條川の畔とす。(名古屋の西一里半)此は古の驛次にして、熱田より來り、庄内川を萱津にて渡り、(國府)下津、黑田の方へ向へるごとし、(後宇多院御領目錄に尾張國狩津庄とあるも此ならん、狩をカイに假る)

六百番歌合に、

東路の萱津の原の朝露に置きわかるらん袖は物かは。

東鑑、建久六年六月廿九日、將軍家着尾張國萱津宿給、當國守護人野三刑部丞成綱、進雜事、嘉禎四年二月十日、將軍家萱津御宿、[illegible]剋御不例、御霍亂歟、諸人驚騒、醫師時長施術之間、少選令御本復、十一日、御逗留于萱津宿、(貞應海道記云、津島の渡りはつれば、尾張の國になりぬ、片岡には朝陽影うらにさして、焼野の草に雉子なきあがり、小篠が原に駒あれて、馴し景色引かへて見ゆ、又園の中桑下に宅あり、蓬頭の女蠶に向ひて蘇養をいとなみ、側には傴倒たる翁鋤を持て野菜をつくむ、大方なる小童部と雖、田を習ふ志、唯足をひおりことする思ひのみあり、弱くしてよりかゝる有樣、あはれにこそ覺ゆれ、

山田うつ卯月になれば夏引のいときけなき子も足ひぢにけり、

幽月は影にあらはれて、旅店しづまりぬれば、草の枕をしめて萱津の宿にとまりぬ、○東關紀行云、萱津の東宿の前を過ぐれば、そこらの人集て、さともひびく計りののしり合ふ、今日は市の日になん、當りたるとぞ云ふなる(愛智郡稻葉地を參考)

尾張の國に下りける男のかたらひ待けるが、あすのぼりなんとしける時、しぬばかり覺ゆれば、行くべき心地せぬ由いひけるに、傀儡あこのよめるうた、

死ぬ計り歎く道ならば命と共に延びよとぞ思ふ、

(新續古今)

此遊女あこは藻鹽草に「萱津の原、てくつの、是も在所なり」とあれば、卽萱津に居れる歟。

阿波手森(アハテ)　上萱津の西殿森と云ふ是也、名所方角抄「阿波手の森浦里あり、下津と云ふ里の南にて、建保名所にも入」と述ぶ、藻鹽草に阿波手浦を尾張と曰ひ、「昔は此邊まで入江差込みしを、後世堤をつき田を開き、海に遠くなりたるならん、變易の例まのあたり見る心地す」と名所圖會に論ず。

名に立てる阿波手の浦のあまたにもみるめはかづく物とこそきけ、(金葉)　源　雅光

按に、阿波手は里ともよみ、夫木抄に尾張「日くるればあはての里の海部の夕とどろきか物もきこえず」とあり。此阿波手の故事は、風土記に載せられしが、歌にもよみて名所と爲れりと想はる　古今集編注密勘に「あはでの森など云所をば、皆風土記を引てかやうに言ひならはせり」と見え、原書は今傳へねど、色葉集に、「なげきのみしげく成り行く我身かな君にあはての杜にやあるらむ」、相模、是は康平三年三月、高倉の一の宮にて、國所の名をあはせ給ひけるに、よめる歌也、あはての杜は尾張國に在り、昔妻その夫を見んとて尋行けるに、彼森に行きつきて會ひ見ずして死にけり、是によりてあはての森と名づけけり、其國をもをはりと云ふは、終と書てけるを、尾張とは註する也、と述べしは、正しく古文の遺せる者と知られたり。又紹巴富士見道記に、

阿波手の森、門前の妙勝寺與行、森の東に反魂香燒跡、又森下に社あり、數の香の物入りし瓶あり、

野分にやあはてのもりの初梔、

とある反魂香の事も、風土記の古傳に出でしものと想はれ、彼の「不逢」と云ふより、死者の亡魂が更に返り會ふ由の、ものかたりなるべしと推察せられたり。然るに尾陽雜記、海道圖會等、此れの歌に詠むもの(鹽竈の藻鹽)の香物を置きたりと云ふは、古人の傳說にはあらず、又一書に正法寺緣起を引き、返魂香塚を說けど、色葉集の趣に合はず。

光明寺（クワウミヤウ） 遊行派の念佛道場にして、昔は海道の名藍なりしと云ふも、近世大に衰ふ。三國傳記に、永和年中、當津の道場の衆徒の上洛の事を錄し、梅花無盡藏にも尾陽萱津道場と見えたり、皆是也。

中島郷（ナカシマ） 和名抄、海部郡中島郷。○今大治村、赤星村等なるべし、大治に大字中島存す、新家郷の南、志摩郷の東とす。

(松葉) 中島の邊を中世には松葉（マツハ）庄と曰へり、東條西條の名は今ものこる。尾張志云、京都妙顯寺の元弘三年五月の寺領寄進狀に「尾張松葉庄、同國小塩郷」云々とあるよし、張州志略に記し、熱田寶物廳の繪の奉納書に「大永五天乙酉、七月吉日、取次本願唯海、尾州海東郡松葉莊、安井彥三郎吉久」と記せり。

明眼院（ミヤウゲン） 大治村の馬島（マシマ）に在り、此寺近世眼病治療を以て著れ、寺域內に療養院あり、寮と云ふ。藤部屋、竹部屋、柳部屋、松部屋、榎部屋は男子の眼疾寮とす、椿部屋、櫻部屋、桃部屋、桐部屋、梅部屋は女子の寮とす、又別に療治所、對面所、針臺、方丈、庫裡、客殿、書院等の結構ありて、尋常寺觀の比にあらず、又文庫寶器の類は悉く問はず、書院の障子は悉皆圓山應擧の畫なること、最世人の眼を驚せり。

(馬島)

名所圖會云、明眼院は舊名藥南院、本尊藥師如來、延文二年淸眼僧都中興して、眼疾の奇方を傳ふ、寬永九年、後水尾院の女三宮の眼疾ありし時、住僧圓瑩其藥を獻り、針治を加へまつり、明和三年桃園院の二宮御眼は、住僧圓海療治し奉る、是より勅願所とはなりぬ。

伊福郷（イフキ） 和名抄、海部郡伊福郷。○今伊福村存す、近世は伊孚（イムギ）と訛れることあり、其地は志摩郷の南とす。

(伊孚) 伊福は尾張氏同祖の古姓にて、當國の名家たり、拾芥抄に「尾張美濃二國、造殿富門、伊福部氏也」とあるは延暦の造都の比、伊福部の盛大なりしを見るに足る。神鳳抄「尾張國伊福部御厨」司中公文抄「太神宮御領、伊福部御厨、海東郡政所殿」云々と錄し、本國帳には正四位下伊福部天神と云ふがあり、皆此とす。

秋竹（アキタケ） 今村、川部（カハベ）、下田と相合せ、井和（キワ）村と改む、伊孚の北に隣接す、即伊福郷內の地たるべし。尾張志云、秋竹庄秋竹村に藤島明神あり、式內の古祠とす、川部村には本國帳、海部郡河藻天神がいませしならん、又河邊太郎重直は浦野重遠の子にて、山田先生とも河邊冠者とも名のる、源平盛衰記、平家物語の諸國源氏揃のうちに、美濃尾張には河邊太郎重直、同三郎重房と見えたり、此河邊村の人なるべし。

(川部)

芝山（シバヤマ） 尾張志云、康正二年造內引附に「六貫文、芝山三川守殿、海東郡之內段錢」と記し、諸家紋帳に芝山三河守持嗣と云ふ人を當郡の家とす、長享元年九月、常德院殿江州陣着到に「二番衆、尾州芝山修理亮」と云ふ人見ゆ、當時芝山の地名ありて、ここに住けるゆゑ、かく名乘しが、今は其郷すたれてしれずといへども、鳥ケ地新田彌勒寺の本尊銅像の背に彫たる、明應九年八月の資銘に「尾州海東部芝山郷、彌勒寺本尊」と見え、其彌勒寺もと河邊村にありしが、蟹江合戰のとき燒失して廢寺となり、この本尊やけ殘りてありしを、鳥ケ地新田開墾の後、一寺を營み此像を請來りて安置せしものなり、今も河邊村に彌勒寺の跡あり、されば芝山の舊郷は河邊村のあたりなりし事疑なし。

蟹江（カニエ） 今蟹江町、須成村、新蟹江村の三に分つ、伊福郷の南なる斥鹵舄瀉の地を占め、本郡の大邑とす、鐵道名古屋より五哩半、彌富へ四哩半。

蟹江城址は、本町の北寅に在り、方五六十間、(名所圖會)此城は天正十二年、瀧川一益謀計を以て、城將前田與十郎を降し之を取りしが、參河勢淸洲勢に攻圍まれ、一益力盡きて遁れ去る、下島城とも稱したり。○松平家忠日記云、天正十二年六月十六日、かにへ、下島、前田城、瀧川調儀にて取候、則家康かけつけられ、小口をさられ候、十八日戌の刻に、下島城攻崩、敵討捕候、九鬼は船にて落候を、御本所樣(信雄)大船にてのりかけ、敵舟を取候、七月三日、かにへ別心人前田與十郎に腹をきらせ候、かにへ城渡し、瀧川舟にて退候(へ、本前田を於田に讓る)

須成（スナリ） 蟹江本町の北に接す、常樂寺と云ふ寺利あり、金口銘曰「尾州海東郡、富吉（トミヨシ）庄、蟹江山常樂寺常什也、明應九年庚申六月十八日、施主一阿彌敬白」と、富吉とは此邊の舊號なりしを知る、弘安六年鎌倉圓覺寺文書にも見ゆ。

(富吉)

大野（オホノ） 今善太新田と併せ、千秋村と改む、蟹江の西半里、天正十二年瀧川一益が桑名より尾州を犯せし時、山口玄蕃重政大野に築壘して之を防ぐこと、諸書に見ゆ。大野は斥鹵の地なれど、近世の開墾にあらず、萬德寺釋論紙背書に、寶德第二庚午(中略)於尾州海東郡富吉庄大野談議所、又眞福寺の觀音督經跋に、

文明八年丙申(中略)海東郡富吉庄大野西方院眞坊、

と見ゆ、大野の南は全く近世の排洲開墾に係る。

古川（フル） 蟹江川、日光川等は蟹江の南一里餘に於て滙合して、江灣と爲り海潮を通ず、諸溪水の歸注する所

にして、古川の名あり、或は曰く、古川とは尾張田歌といふものに「すくせ川に舟うけて」とうたひし者歟、今は廢れたれど、此あたりにありしかもはかりがたし、云々。

(蟹江川)

蟹江とは本來此邊の舊江瀦の名より出でたる者也、又延喜式、當國貢進の御贄、蟹蜷二擔四壺と載せたれば、蟹を名産としたることも想ひ合すべし。今の蟹江川は宮田用水の末なれど、彼用水の開かれざる前には、別派の陵水歸注して、往昔より一江を爲ししならん。

津積(ツツミ)郷

和名抄、海部郡津積郷。○今詳ならず、諸郷の位置より推せば、戸田村、萬須田村などにあらずや、蟹江の東北にして、中島郷の南とす、東は愛智郡界庄内川に至る。

戸田(トダ)

今戸田村と云ふ、蟹江の東北に隣る、朝野群載、康和五年二月、大膳少進平秀政が當國富田(トダ)庄司に補せられし事見ゆ、富田即此也。鎌倉圓覺寺文書、正應三年南瀨權殘許狀に「尾張國富田庄內、北馬島領家、姉小路三位家雜掌阿願、與地頭代寂入幷百姓等相論年貢事」と題す、北馬島とは今も戸田の北一里許に存す。

(富田)

尾張志云、戸田村は戸田庄の本所にて、昔は富田と書きトミタと唱ふ、拾遺和歌集にをはり米とよみしごとく、當國の米は名物なるに、此あたりの米ことに勝れて、戸田米とよべり、藏玉和歌集に稻を富草(トミクサ)といふよし見えて其富草のよき田といふ意の地名なるべし、すべて此あたり海濱をとりてこやしとするゆゑ、清淨にして高貴の御食料とするも可と聞きぬ。

福田(フクダ)

今福田村と云ふ、蟹江の東南にして、海濱に近し、汝入新田あり、茶屋(チヤヤ)と名づく。福田は近世熱田より下一色を經て、前箇須に至る東海道線を驛路とするを以て、其路頭に當れり、熱田より二里餘、前箇須へ二里半。○御作の數の記云、福田村、此わたり悉く水田にし

(茶屋)

て、其中にあるいさゝかなる村なれば、こゝにしも御車止めさせ給はんは、いとも畏き事なるを、さるいぶせさをも厭はせ給はぬ大御心の忝なさに、御供の人々も狭き一間に、五人六人もおしこみて、暫時は休らひぬ、其路はなへて田の畔を廣めたるばかりなるを、昨日の雨に損はれていと惡しく、木曾の山路もなか〳〵なり、蟹江川日光川の川合橋をわたり、善太川をも過ぎ、云々。

新川(シン)

又砂子川と云ふ、木津用水幷に大山川、五條川及び庄內川の過水を通ずるものにして、西春日井郡に起り南流、庄內川と幷行し、茶屋の東南に於て海へ入る、長五里、天明年中の開鑿に成り、諸村頗其修治の利をうくるとぞ。

萬場(マンバ)

今長須賀、前田、伏屋(フセヤ)等と合せ萬須田(マスダ)村と改む、戸田、馬島の東にして、新川と庄內川の間なる島狀の地とす。式內、海部郡國玉神社は本國帳、太國玉に作り、今萬場八劍宮の相殿に在りとも(神祇志料)また萱津村の阿波手森の社即是なりとも云へり。(尾張志)

前田(マヘダ)

今萬須田村の大字とす、神鳳抄尾張國前田とありて、神封に收められし地也。加州前田家の祖先は、此地名を以て氏號とせられしにや、利家は前田の東一里許の荒子村に居られし事、諸書に見ゆれど、前田村の事は詳ならず。加能越三州志云、延喜元年、菅丞相道眞公、左遷太宰府、謫居三年、生二子、兄以前田爲稱、弟以原田爲稱、倶以爲氏久之、前田氏擧族東移尾州荒子、又按、續日本紀、筑前國有前田臣市成、然則前田稱舊在筑前、而丞相子孫因之、且尾州亦舊有前田邑名、以之觀之、則彼是相併、應是稱前田、而爲家號矣、又小瀬甫庵說、以前田氏、爲系出於利仁將軍、妄無甚焉、又京大德寺興臨院、有天正十四年書、其書指我國祖、而謂平氏前田筑前刺史、元和五年六月、白山鐘銘曰、參議從四位下源朝臣利光、云々。

下一色(シモノイシキ)

今下一色村と云ふ、萬場の南にして、同く庄內川新川の間とす、(今愛智郡の管內に入る)一色川とは此に庄內川の別名とす。天正十二年、下一色前田蟹江の三所の城寨、瀧川一益に據はれしを、參河勢來りて攻め寄せ、之を陷れしことあり、下一色城址は其後庄內川に浸蝕せられ、今は分明せず。

丹羽郡

丹羽(ニハ)郡

本州の北部にして葉栗中島の東春日部郡の北とす、木曾川を以て美濃國に堺し、善師野(ゼンシノ)峠、入鹿山の丘陵を以て可兒郡(美濃)と相分つ。方俗上郡(カミ)と稱し、高原低野相半す、今面積十方里、人口八萬、四町三十五村。

丹羽は風土記逸文に丹波に作れり、和名抄邇波と註し、十一郷に分つ。丹羽氏は二流あり、一は神八井耳命の裔にして、丹波臣と云ひ、(丹波神社、前刀神社を看よ)一は日本武命の裔にして、縣君と云へり、(大縣神社を看よ)舊事本記に「日本武命兒、武田王、尾張建部君祖」と錄する縣君の家と、同異知れず。

吾鬘(アヅラ)郷

和名抄、丹羽郡五鬘郷。○原書五は吾の省體なるべし、古風土記には吾縵に作る、今多加森村及び淺瀬村なり、多加森に大字吾鬘存す(古事記傳云、吾鬘をば今吾鬘とも書くは、文字を誤れる也)本郡の西偏にして、中島郡美和郷茜部郷に接す。

阿豆良(アヅラ)神社

式內に列し、本國帳、從一位吾縵名神と錄

し、釋紀に尾張風土記を引き、多具國の神、阿麻乃彌加都比女を祭ると曰ふ、此女神は出雲風土記に（秋鹿郡伊農郷の條）赤衾伊農意保須美比古佐和氣命の后、天甕津日女命とあるに當り、多具國とは出雲國楯縫郡に多久郷あれば、即彼地の舊號とす

（吾縵）尾張國風土記、中卷曰、丹波郡吾縵郷、卷向珠城宮御宇天皇、品津別皇子、生七歳而不語、傍問群下、無能言之、乃後皇后夢、有神告曰、吾多具國之神、名曰阿麻乃彌加都比女、吾未得祝、若爲吾充祝人、皇子能言、亦是壽考、帝卜人覓神者、日置部等祖建岡君卜食、即遣覓神時、建岡君到美濃國花鹿山、攀賢樹枝造縵曰、吾縵落處必有此神、縵去落於此間、乃識有神、因竪社、由社名里、後人訛言阿豆良里也。

高木　高木今多加木に作る、妙興寺應安二年文書に「丹羽郡高木、田七反三百歩、公役七百五十文、同高木國重内、二町八反、公役二貫八百文」など見ゆ。

馬見塚　今多加木、森本等に併せ、多加森村と云ふ、馬見塚とは續紀□□□年の條に見ゆる尾張連馬身の墳墓より起れる名歟、（名所圖會）一宮驛の東とす。

淺野　今小淵と併せ、淺淵村と改む、馬見塚の東に隣る。天正二年遣内段錢引付に「一貫六百文、北野社領、尾張國下淺野保段錢」とあり。分脈系圖に、清和源氏の淺野判官代源光時あり、尾張國在住の事見えたり、織田信長に仕へし淺野又右衛門長勝は、即此村人にて、其子孫平長政は、豐太閤の正室の姉婿なりければ、特に親任せられ、大に其家を興したり、即藝州侯の祖也。

丹羽郷　和名抄、丹羽郡丹羽郷。○今赤羽村、穂波村時之島村などなるべし、赤羽に大字丹羽存す、吾縵郷の北に隣り、葉栗郡界に接す。

爾波神社　今赤羽村に存す、式内に列し、本國帳、從三位丹羽天神と錄す、同尾張丹羽臣の祖神とす

古林煙接野人家、桑柘隱々映淺沙、鴎鷺不離祠下水、半江秋雪宿蘆花、　鷲津　毅堂

赤見　今丹羽と合同し、赤羽の新名を立つ、織田彈正左衛門尉勝久の孫を、赤見左衛門信久と云ふは、此に居れる也、（名所圖會、尾張志）赤見の東北なる西大海道、定水寺は今穂波村と改む、此に式内宅美神社存す（神祇志料）海道は垣處の義とす。

大桑郷　和名抄、丹羽郡大桑郷。○今詳ならず、古知野村、瀬部村の邊にや、丹羽郷の東北に接す。

古知野　今古知野町と云ふ、一宮驛の東北二里許、小巷街を成す、布袋町と相距る一里、人口千五百許。

瀬部　今島宮、奈良と合せ、豐原村と改む、葉栗郡界に接し、古知野の西に在り、神祇抄尾張國瀬部御厨。名所圖會云、瀬部東野の邊を松竹郷と稱し、竹籠を造る細工人多し、應仁記に、畠山尾張守政長の敗軍を諷せし落書に、

無性なる竹を積みて尾張籠組むより早く縁で離るる、

とよみて名物とす、松竹は今葉栗郡飛保村の大字にも遺る。

（松竹）尾張國瀬部御厨内、降任跡、可令知行給之由、院御氣色所候也、仍執達如件、　貞和四年五月廿日　（判）
謹上、春日大夫殿（集古文書）

奈良　天正十二年の夏、羽柴方の將士、此に築寨して守備したり、小口の西一里。

赤童子　今木賀中奈良と併せ栄村と改む。鹽尻云、長幡寺に觀音堂ありて、其壇上金剛童子の性惡忿怒の形相世にいちじるしく、赤童子の村名は此靈像によるとなん。

穂積郷　和名抄、丹羽郡穂積郷。○今青木村に大字穂積あり、赤見の東、奈良の南にて、小折驛に近し、浮野村も本郷の中なるべし（青木とは本木名にて、五條川の別號とす）

浮野　今浮野村と云ふ、大字勝栗あり、此は式内[illegible]のある所、神鳳抄には「搗栗御厨、漆江二丁」と云ふ、永祿年中當國國司解文にも、丹羽郡漆の事見えたれば、一產物としたりしを知る。

鹽尻　今小山、町屋などを併せ、豐富村と改む、[illegible]、淺野の東とす、式内鹽道神社は此にありと云ふ、されば舊名シホヂをシホジリになまりし者とす。

上春郷　和名抄、丹羽郡上春郷。（今詳ならず、もしくは上春日部の省畧にて、本郡の西南隅、春日部郡に隣接せる地にやあらん、即今の三重島村、九日市場、二川村、豐秋村など五條川と幼川との間なり。

三井　今市吉、平島を併せ三重島村と改む、淺野の東南、岩倉の西とす。東寺文書、天長十年弘福寺田勘檢帳に「丹羽郡十町、十六條、道邊里七坪、一町、十七條桑原里十二坪、乃至廿六坪、九町」とあるは三井の邊にや、條は北より數ふるを法とすれば、地位此間にあたる、殊に三井は道邊と古言相近し。

岩倉　今岩倉町と云ふ、人口三千五百、上郡の大邑とす、名古屋の北三里。飛保曼陀羅寺弘治三年券狀に「岩倉中島入道宗慶、同中島刑六廣正」と見ゆるは、此地の人歟、大一大見明神と稱する社あり、伊勢外宮の大神を祭り、神鳳抄「外宮新溝御厨」又「新溝神領」とあるは此とす、岩倉は昔新溝と呼びし里にて、證法寺の本尊阿彌陀佛譜の裏書にも、新溝とあり、梵鐘にも、新溝と銘刻せり、按に織田伊勢守が岩倉築城の後、舊名を失へる也、（名所圖會、尾張志）又一書に、土州侯の祖、山内猪右衛門一豐は岩倉の人なりと曰へり。

（新溝）

岩倉城跡（イハクラ）　今開きて田畑と稱せり、猶城跡と呼ぶ、[illegible]に寶永年中の紀行あり「岩倉の里近く、古城の跡あり侍りし、昔織田の一家、左馬助敏信の一男、伊勢守信安入道常永こゝに築きて居城とし、本州上四郡を進退して、いかめしくきこえしに、其息大和守信武、(系圖に信安の子信賢、信之、信泰等ありて、信武なし)惣見院の君と相爾と不和の事出來て、永祿二年にやあへなく亡びられ侍りし跡かはり早うつりて、只牧童の苅りのこす夏の草のみ、年に生茂ることとなりぬ、されば百花妍を爭ふも春久しからず、一斤根をのこして曉露行人の袖をぬらす、人の世の定めなきさまを、なにくれとなくかぞへ侍りて、

昔々[illegible]時、人民城郭古今非、當時誰識[illegible]條下、一片[illegible]城[illegible]

織田系圖に「織田因幡守[illegible]昌、始仕當國、四世孫敏信、始築岩倉城」とありて、敏信の孫を彈正久長とす、即敏定の父なり、敏定の[illegible]子を敏信とす、三子を信定とす、信定の子を信[illegible]とす

上沼郷（カミヌマ）　和名抄、丹羽郡上沼郷。○今岩倉町、幼村などなるべし、幼に神野（カミノ）てふ大字のこる、即上沼の遺名なり。熱田神宮の文和三年、權宮司尾張仲時の神領注進状に「丹羽郡、上沼御園」と見え、今も神野に相接して八剱（ヤツルギ）村あり、熱田の別宮を置く、即上沼御厨にあたる。八剱、石佛、神野、芝原、井上等を合同して幼村と云ふは、此傍を幼川流るればなり、幼川は入鹿（イルカ）の池より出で、五條川へ入る野水とす。

(八劔)

(幼川)

井上（ヰノウヘ）　今幼村の大字とす、岩倉町の北なり、式内生田神社は此に在す、寶永の寶永年中の紀行文に見ゆ「村總立上り、既に傳ふ、生田川の名は難波の名所をひとしく、初音き時鳥も情ありけり、横雲白き東嶺のすがた、はなをかし、

(芝原)

是もまたへづちいく田の昨鳥かたらひ捨てし暁の聲、

生田の社はこゝより北なる、井上庄芝原（シバハラ）といふ里にましますとなむ。

布袋（ホテイ）　今布袋町と云ふ、人口四千五百、本郡の中心にあたるを以て、近年郡役所を置かる、名古屋の北四里、一宮驛の東一里半。

小折（コオリ）　今布袋町に併せらる、小折の邑主、生駒左京家宗の女は織田信長公の室と爲り、信忠信雄等を生みたり、其生駒氏の邸址所は今に遺り、久昌寺と號す(名所圖會)

○小折は昔の郷名にて、古の郡家の地なり、布袋は布袋野と稱し、近世まで野地なりしを、市坊に開きて、今日の形狀を爲れる也。

家忠日記云、天正十二年八月廿八日、羽柴こほり前へ押出候、所々放火候、家康も清須より岩倉へ御うつり候、敵陣持に陣取候、九月七日[illegible]候

稲木郷（イナギ）　和名抄、丹羽郡稲木郷、訓以奈木。○今布袋町、秋津村等なり、秋津に稲木神社存す、中世稲木庄と稱して、本郡に秋田を置きたるも、此遺名を取りて呼べる也。

尾張志云、稲木庄とは丹羽郡の中にて、北は犬山の邊より、南のはてなる北島、九日市場のあたり、又中ほどの宮木、岩倉、神野の邊の村々をもいひ、其他さびぞくに屬して一定せず、昔の國所にてはなく、後世の定なる故なるべし、又日本書紀に見えたる稲木の稲置是なる可しといふ人あり、謹なる證なければ定め難し、東寺に、稲木庄は稲を積置く所を云ひ、[illegible]を採り頃を築き、[illegible]水火を防ぎし也とも見え、尾張氏系圖系云、謹考丹羽郡古代之證文、北香白岩倉山、南至十河口河、東條西條、合二十三條也、此一郷内、故無他人所領、件證度文書憲有、度々焼失、少々相殘之處、去正暦二年又燒失畢、于時紀伊掾季光、立紛失状、以件状爲本公驗、相傳之證驗、代々手繼明白也、至季光舍弟、小弓大夫所光、以所領號小弓庄奉寄進本宗於御堂關白家、立木田大夫季高、本寄進所領於陽明門院御領、仍號陽明門院御旨田、又郡司尚光之時、以惣領號稲木庄、寄進後白河院御願長講堂領、云々、季高之後、有立木田、原、池上、上野、下野、羽黒、吉部、稲羽、前野等諸氏。

稲木神社（イナギ）　今秋津村大字宿木（ヤドリギ）の天道社（テンダウ）是なりと云ふ、稲木庄の惣社と稱したり、延喜式に列し、本國帳には從三位稲木天神と標す。本國帳集說云、古事記曰、大中津日子命(垂仁天皇々子)稲木別、尾張國之三野別之祖、依日子之稱、附會日天子者歟、夫天道者、[illegible]北斗[illegible]也、東[illegible]北斗、云々、[illegible]云、天道神、本[illegible]氏稱大道大日、而[illegible]、卜部家、以天道[illegible]氏之所號、[illegible]之、[illegible]別、[illegible]高[illegible]者、附會也、近世小[illegible]官、[illegible]紀、[illegible]天道根命者、據天道之字、以附會也、賢家以牛天王充之者尚矣、然[illegible]本據、則不足取之、[illegible]以[illegible]氏爲本而可也、俗坐或書天[illegible]、而强[illegible]也、或曰[illegible]神、但依[illegible]說、異[illegible]號、造祠亦有故哉、云々、是亦後世好事之說歟。

(宿木)

按に、尾張の稲置は景行紀日本武尊西征の條に「[illegible]」者、得美[illegible]云、[illegible]公使[illegible]尾張田子之稲置、乳近之稲置[illegible]來し云々、この田子、乳近は必定地名にて、稲木は其の倉院の兵吏なるべし。

石枕（イシマクラ）　宿木の北にして、今同く秋津村の大字たり、尾[illegible]云、今川了俊の二言抄奥書に「此本就[illegible][illegible]而不見之者也、了俊自筆本、其子孫今川[illegible]正少輔方傳出、仍寶德二年癸酉八月二日、下着於尾州丹羽郡稲木庄岩枕郷吉祥庵、一覽之依懇望、桃井讃州之手跡也、不可許他家者也、明應六年六月日、書寫之」と見えたり、隣尾に、尾張國石枕の里は昔東國に通ふ路なりき、噂合の[illegible]、旅人やどり着けば、臥所の下に石の枕を隱し置き、

寐入りし頃、其枕にあてゝ打殺し、ものゝ民を埋理なざせりと云ふ傳ふと書けり、諸國此類多く、武藏常陸などにも斯る處ありて、猿者野邊のたとへ家のなど、人口に膾炙するものと一般なり。

前刀(サキト)郷 和名抄、丹羽郡前刀郷（今豐國村、高屋村、山名村、和田村、山村等なるべし、稻木郷の北にして、木曾川に至り、西は葉栗郡村國郷とす）

前利(サイト)神社 今豐國村大字齋藤(サイト)に在り、神祇志料云、齋藤村は慶長年中の檢地帳に前刀に作れり、此社は式内に列し、本國帳、從三位前刀天神と錄す、仁明紀「承和八年、右京人物部由主典、縣主前刀連氏益、賜姓縣連、神八井耳命之後也」とあるに因り、丹羽臣の一族、前刀氏の祖神たるを識す。

（齋藤）

高屋(タカヤ) 今南北に分れ、南高屋村と云ふ、古知野町の北、齋藤の西とす、神鳳抄に「高屋御厨、採代米三十石、赤曳糸菓子等」とあるは此にして、蠶絲を貢進せり、今も諸村桑を植ゑ蚕を飼ふこと、古の遺俗ともいひつべし。高屋に隣り、同村大字宮後に式内井出神社あり、神祇志料云、出宮の東北に清水涌く、以て證すべしと。

般若(ハンニャ) 般若今和田村の大字なり、高屋の北にして、木曾川の南岸とす、熱田神宮、文和三年御領目錄に「般若野郷、白田廿玖町八反十步」とある者此也。此に岩手杁とて堰あり、慶長年中、郡代伊奈備前守が檢地の時、造りたるものとぞ。灌漑の利廣し。

山名(ヤナ) 今山名村と云ふ、木曾川に沿ひ、犬山町の西一里、美濃の前渡(マヘト)に對す。天文二年仁和寺仁海僧正の東道記に、

尾張國やなと云ふ所に、一夜を明し侍れば、其里にいとうつくしき若衆ありけり、酒などたうべて、其あしたおきわかれければ、

梓弓やなの里人一筋に思ひ別るゝ橫雲の空。

山名を矢名に假るは、例なきにあらざれば、轉訛にはあらで、元よりヤナと曰へる地ならん。河瀨に魚を捕ふる簗と云ふものなどより起れる名歟、式内に山部神社とあるも、此なる神とす。

小口(ヲグチ)郷 和名抄、丹羽郡小口郷（今小口村、柏森(カシハモリ)村等是なり、前刀郷の東南に當る、式内小口神社存す。

小口の南なる富成(トミナリ)村、太田村は小牧原に連接し、近世の開拓に成れる田宅とす（家忠日記云、天正十二年八月十六日、羽柴濃州迄出馬致由、十九日、敵先勢小口はくろへうつる、廿七日、羽柴かくてん山へ物見に越候、三河物語云、天正十二年、關白殿十萬餘騎引つれて、うるま（鵜沼）を越て、犬山へ押出て、こまき山を取らんとし給ひに、家康早く取附させ給て、山へあがらせ給へば、關白殿も手を失ひ、たぐちがくでんに諸勢は陣取て、一丈計に高土手をつきて、其内に陣取なり、

下沼(シモツヌ)郷 和名抄、丹羽郡下沼郷。（今詳ならず、高雄村にあたるか、尾張志に上沼、下沼は後世上野(ウヘノ)、下野にあたると說けど、上沼と上野は一地にあらず、下沼下野は同所ならん、高雄(タカヲ)とは近庄號なるを、今村名に轉し、上野下野木津之に屬す。

（高雄）

名所圖會云、下野村に式内託美(タクミ)神社あり、又楉野(シモトノ)天神ありと、本國帳に載せたる所にて、下津野を楉野に通はせたる也。尾張志云、下野神明社は延喜神名式に丹羽郡託美の神社、本國帳に從三位託美天神とある是なり、此地は神鳳抄に「外宮託美御厨」云々とあり、さてこの社は下野村の民家の南、木津川の東の方、河流の東面に在て、南北百間ありと云へり、社地の東の方の字を天神と言ひ、稍東南の方をオホダケミと云ふ、是は大託美の意なりと或人いへり。

木津(コツ)用水 高雄村大字木津（犬山市街の西）より、木曾川の水を堰入れ、丹羽及び東西の春日井郡に灌漑す、其末南に小口村に於て二分し、古木津川は小牧原を貫流し、（小牧山の東を過ぐ）西春日井郡に至て、新川町に至り五條川に合流す、即新川と稱す。（海東郡を參考すべし）新木津川は其東方なる田樂味鋺を經て、勝川町に至り庄內川へ入る、古木津川長六里、新木津川は稍短し、一里餘、犬山新川は、寛政中、郡奉人見、有門奏の建議して成功せるものと）

小野(ヲノ)郷 和名抄、丹羽郡小野郷。（今詳ならず、犬山、岩田、岩?の村、郷名を缺く、此に擬すべき歟、犬山と云ふも、小野山の訛か傳はるるにあらずや、狩獵の地を犬山と稱すると云ふことも、小野の名にに相通して悖らず。

犬山(イヌヤマ) 今犬山町、人口七千、木曾川の南岸にして、本州北方の大邑とす、名古屋の北六里、近世には州侯の家老成瀨氏の居城たり、近年稻置村と改稱したることもありき。

犬山とは、今昔物語等本に、山野に遊獵する業をも曰へり、此も狩野の義より出でし名歟、今は城下をのみ犬山と呼ぶも、昔は善師野、今井(イマエ)、羽黒まで廣く犬山とは呼びぬ、式内、針綱(ハリツナ)神社は犬山の白山平に在りしを、近世市中へ移して鎮守神とす。（名所圖會）犬山の中に余坂と呼ぶ所あり、此は康正二年造内段錢引付に「妙法院御門跡領、尾州一橘余坂」とあるにあたる歟。梅花無盡藏集には、遊飯山櫻井之詩序一篇ありて、飯山(イノヤマ)は犬山に同く、櫻井は對岸の鵜沼を云ふ。

（飯山）

しのびて美濃國迄まかり登り侍りしかど、都へもはばかり多く、またあとへもかなはぬ事なん侍りて、犬山といひし所より、なるみの浦ちかく出侍りしに、山路には引かへて、海っちの住居もめづらしく覺え侍りしかば、（李花集）　宗良親王

山崎より[illegible]六里に今日は來て稀めづらしき旅衣哉、[illegible]に、[illegible]心寺第三世[illegible]、犬山の號を改めて[illegible]とすと見えたる如く、當城をむかしは乾[illegible]城ともよべり、永享のはじめ、當國の守護武衛左兵衛督義[illegible]の門葉、斯波武衛少[illegible](法名元[illegible])はじめて當城を築き、當[illegible]小口の[illegible]主[illegible]田與十郎廣近に命じて守らしむ、文明中織田大和守敏定より以後は同左馬助敏信、同伊勢守信安、同[illegible]正[illegible]信定、同與二郎信康、打つゞき城主たり、天文十六年九月、[illegible]山の合戰に、信康戰死の後、津田下野守[illegible]清これを守る、是れ信康の二男にて、信長公の妹婿なりといへども中らいあしく、其のち信清思ふ子細ありとて、當[illegible]甲州へ流[illegible]したり、信長公郎池田[illegible]三郎[illegible]に當[illegible]ふ、天正[illegible]の間、[illegible]田[illegible]の首將[illegible]代之を守る、[illegible]子の亂に、西軍の將[illegible]川[illegible]守[illegible]之に[illegible]して[illegible]大垣に掎角したり、八月東國の大兵[illegible]入らんとす、石川[illegible]守を[illegible]して犬山をひらき[illegible]が原へ走る、其後小笠原和泉守吉次に賜ふ、封一萬七千石、此時[illegible]山城の天守を移して當城に置かる、吉次は[illegible]川下[illegible]守[illegible]吉の[illegible]相たりし、慶長十二年、平岩主計頭[illegible]吉に犬山城を賜ふ、(小笠原は下總佐倉へ移封)封十萬石、[illegible]川[illegible]直の[illegible]相を兼ぬ、十六年[illegible]吉[illegible]卒、嗣子なし[illegible]封

犬山城址（イヌヤマ）

[illegible]の北なる一丘を占め、木曾川の上に[illegible]立[illegible]、方[illegible]間[illegible]、丘高十餘丈、形狀頗佳麗なり。元和三年、[illegible]成瀬隼人正正虎、尾州侯義直(敬公)の付相を命ぜられ、[illegible]、封三万五千石、御附家老と稱す、子孫[illegible]して大政[illegible]新に至る、三層の高閣猶存のこれり。豐鑑云、天正十二年、秀吉信雄矛楯の時、池田勝入(信[illegible])[illegible]國に移り住みしを、秀吉かたらひ給ふに、始[illegible]にて[illegible]るたがへけりとなん、秀吉未だ美濃に[illegible]、池田[illegible]國(ウルマ)の[illegible]に打渡て、犬山の城を責ふに、ゐの比犬山に信雄のずさ、中川勘左衛門といふ者城主にて有しが失にけり、かくしつゝ犬山に主なき折なれば、池田は渡舟を求め、川を越て城をやすくとりぬ、秀吉其後大軍具して走下り、犬山の城に至る、此城を得ざらましかば、輙く川を越て軍立せん事難かるべし、偏に池田勝入心をはげましける故なりとかんじ給へり。

内田（ウチダ）

犬山町の東北、木曾川の岸にして、美濃の鵜沼(ウルマ)に渡る津口とす、瑞泉寺あり、臨濟宗、應永廿二年、妙心寺[illegible]開基、[illegible]なり、

瑞泉寺　　　　萬里

[illegible]、只今[illegible]、[illegible]花[illegible]歸日、
五[illegible]樓前[illegible]一[illegible]新、([illegible])

善師野（センジノ）

内田の東を丸山と云ふ、古墳とおもはるる丘地なり、

今善師野村と云ふ、犬山の東一里餘、山中に在り、二百米突許の山嶺を以て、美濃國可兒郡[illegible]子村と相限る、[illegible]尾(ツガチ)は善師野の管内なれど、木曾川の岐中に在り、山清の孤村にして、[illegible]中の[illegible]なり、

[illegible]前、[illegible]、[illegible]山房借景[illegible]、
[illegible]([illegible])

(尾[illegible])

[illegible]尾の山房は[illegible]寺と云ふ密刹なり。

栗栖（クルス）

[illegible]尾の東北にして、(今善師野村の管内とす)又木曾川の岸とす、[illegible]山([illegible])と相對す。○名所圖會云、[illegible]山、[illegible]木茂りて[illegible]なり、中にもカンカケといふ邊は、常に猿猴多く群遊す、本州の山に猿の住むは、此邊に限れり、清和紀、貞觀十六年、尾張國[illegible]神授位とあるは此里にて、[illegible]神とあるも同じ。

岩田（イハタ）

舊庄名にして、今岩田、岩橋、今井の三村に分つ、犬山[illegible]羽黒の間とす、([illegible]之地南原は岩田村と云ふ、[illegible]云ふ)[illegible]田を[illegible]名所としたり、

今よりや岩田の里の[illegible]風は夜寒に吹かば衣打つらん、(夫木)　　　　為家

尾張志云、今井、[illegible]之地、[illegible]等を岩田庄と云ふ、[illegible]名所岩田里、昔より尾張の地とすれど、八郡の内にさる名の村なし、此莊號に古名の殘りたるにてもあらんか、府志には海西郡石田村を此名所とす、それも確なる證あるにあらず、彼是を合せ考ふ可し、和名抄に丹羽郡小野と見え、古歌にあづま路の岩田の小野とつゞけたるなどを思へば、強ちに捨て難き説にや。

小弓郷（ヲユミ）

和名抄、丹羽郡小弓郷。○今[illegible]村、[illegible]村等なるべし、小野郷の南、小口郷の東とす、其南は[illegible]山田郡味岡庄の地にして、東には本宮山入鹿池あり、美濃國可兒郡界に至る。

さよふけてをよみの橋を引渡す音にぞしるきあたへ野の駒、(夫木)　　　　隆源

この歌は、ここなりとも[illegible]はれねど、[illegible]して[illegible]を存す。

羽黒（ハグロ）

今羽黒村と云ふ、犬山の南一里、布[illegible]の東二里餘[illegible]正の比、[illegible]井坊久[illegible]といふもの、尾張[illegible]し、[illegible]川出雲守其下司たりし由、[illegible]川[illegible]日記に見ゆ、(名所圖會)羽黒の[illegible]鳴海(ナルミ)に式内[illegible](ナカシ)[illegible]神社あす。(尾張志)

天正十二年三月、美[illegible]可兒郡金山城主、[illegible]守[illegible]は参河勢清洲一味にて出陣と聞き、丹羽郡へ出張しけるに、羽黒城には秀吉公より堀尾茂助、山内[illegible]右[illegible]門等を籠置かる、森は尾藤甚右衛門と共に羽黒八幡林に陣す、酒井左衛門尉忠次は[illegible]川公の御前に参公して言上しけるは、小牧山を敵にとらせなば、國中を見下され御方[illegible]に及ぶべし、早く清須を御立遊ばされ、小牧山に楯らせ給ふ可し、又森は當時[illegible]人に[illegible]武藏と呼ばれ、大に武威に誇る者也、彼れ羽黒あたりに陣す可し、一揆して追拂て、参河の武勇を京方のやつばらに見せて、目を覺させんと申ければ、公御氣色麗はしく、尤と[illegible]し給ひければ、[illegible]

衞門尉其勢二千餘許り二手に分れ、十七日の早天に賊をつくり、樂田、五郎丸、羽黒近くの民居を放火し、森が三千ばかりの兵中へ羽黒になりて突てかかる、兩陣いざみ合ふ中に、森が勢敗走しける、森が家人野呂助左衞門父子、羽黒の東の山下にて返し合せ、松平又七郎家信と戰ひ、武名をのこして討死したり、今に野呂塚存せり。

(入鹿池)

入鹿(イルカ)池

羽黒の東一里、峰巒抱合して、中に碧波を湛へたり、南北凡三十町、東西凡十町、池の北を今井村、南を池野村とす。池水は西に決し、小富士山の麓を過ぎ、羽黒村に至り羽黒川と云ひ、西南流し幼(イサナ)川と稱し五條川へ入り、專灌漑に供せらる。安閑紀二年に、尾張國に入鹿屯倉を置かるる事見ゆ、其屯倉の地は今詳にし難しと雖、入鹿の名は此池と相因れる歟。

名所圖會云、入鹿池の杁は長十八間、横五十四間、うち幅二間餘、高二間餘、十三扉をしかけ置、轆轤もて其扉を上下す、俗に第十三の扉をあくれば、其水國中に充滿すといへり、堤の濶七十五間、東西九十三間あり、世に無双の壯觀とす、國中第一の大杁なり、寛永十年修造以來、今に丹羽春部二郡の養水とす、修造以前は沼地に入鹿村てふ民家ありしを、轉居せしめて、池塘を築かれたる也。

小富士(コフジ)山

入鹿池の西に本宮山、小富士山の二峰あり、小富士は北にして稍低し、標高二百七十六米突、形状富士に似たりと云ふを以て、此名を負ふ　凡本宮、小富士、小牧の三峰は此地方の古生層、乃至第三紀層、第四紀層の山野に雜はり、孤立して新火山岩より成る、一山相と謂ふべし。

樂田(ガクデン)

今樂田村と云ふ、又學傳、額田に作る、羽黒の南にして、東は春日井郡界に接す　布袋の東二里、城址あり、天正十年、豐臣氏の將士を置きて守備せしめし所とす、是より先織田の一族の居城たりしとも曰へり。

(或傳には本來は校田なりしと、不詳)

(勝部)

名所圖會云、樂田村の小名に勝部(カチベ)と云ふは、梅花無盡藏にも見ゆ、日本後紀、弘仁五年、尾張國丹羽郡田廿四町賜夫人從二位藤朝臣、とあり、夫人は即皇后藤智子にまします、もしくは此勝部は夜駒田に御名を負はせ、其田部を藤智部と曰へるにあらずや。

(額田)

○老人雜話云、額(ガク)田(デン)小牧は皆尾張の內也、小牧は東、額田は西、太閤は額田に陣し玉ふ、常眞大御所は小牧にまします、此時太閤方の先手は蒲生飛驒守、細川越中守也、敵と相向ふ時、額田の東二里許に小山城と云所にて、越中守は飛驒守を捨て退はづす、飛驒守は踏止て敵を抑へ、太閤の陣へ來らずと也。亦長湫と云は、此時太閤方池田勝入、額田の北犬山(イヌヤマ)に本陣あり、犬山の東岩崎(イハサキ)の城に、大御所方の丹羽勘助籠る、犬山より額田迄五里許あり、勝入額田に往き太閤にまみえて云、能き人衆を率ゐて、三河に中入し敵の本郷を燒討にして、妻子を居る程ならば、敵よりも牧にはこらへては居らじと申す、太閤は思慮にはならじとて許さず、勝入聞し請て今の世界に過たるはなしと申す、太閤許す、やがて長湫岩崎に合戰あり、云々。○三河物語云、關白殿おぐちがくでんを引拂て、すのまたを越て、いもふへ御を給ふ、家康はしげんしへ押出して給ひて、其より吉田、御出入、云々(いもふとは詳ならず、竹が鼻か加賀の井のことにや、しげんしと云ふも詳ならず)

(二宮)

大縣(オホアガタ)神社

今樂田村の東、本宮山の麓に在りて、二宮(ニノミヤ)と稱す、式内名神大社にして、續後紀、承和十四年、大縣天神授位の事見ゆ、祠官重松氏は尾張宿禰の一族にして、祭神は邇波縣君の祖、大荒田命とぞ。

(荒田)

尾張志云、二宮村の大縣神社は、大荒田命を祭れるならん、天孫本紀の尾張氏系譜に「十二世孫、建稻種命、此命邇波縣君祖、大荒田女子玉姫爲妻、生二男四女」とあるに明し、姓氏錄に「倭建尊三世孫、大荒田命」云々、此大荒田命の荒田と云ふも、當時の地名なるを負ひませし御名なるべし、其地は今の丹羽郡なりしか、今は春日井郡に隸る、久保一色村に荒田と云ふ地あり、又今も葉栗郡なる羽根村の支邑にも、荒田と云ふ地あり、此等皆さもにこの大縣よりいとも遠からぬか、久保一色なるはことにまぢかくて、田縣神社の本地なり、依て之に依れる神名なる可し、荒田は延久記に、檢校荒田高人と書くといふ人見ゆ、宅宇寺に「評本質、大荒田氏、尾張國人也」云云、「丹羽管作、伊勢荒田氏、尾張國人也」云々なるも、皆此荒田氏にて即大荒田命の子孫にもやあらむ、今は此祭神を國造建稻種命と云ふなる、是は二宮と稱するより出たる後のこと也、續後紀に「承和十四年、奉授尾張國无位大縣大神、從五位下」、三代實錄に「貞觀元年、授尾張國從四位下大縣神、從四位上」、延喜式部少輔大枝朝臣音人、向伊勢國度會郡、縣神社、本神位記酬賞」とあり、此亡後も幣數度あり、文治二年三月の宣命に依りて、正一位に進ませ給ひて、名神大社の崇敬は今も猶ほいちじるく、世に國內の五社と稱せる中にも、二宮と申て崇敬殊に甚だ盛なり。

本宮(ホングウ)山

二宮山とも、尾神山とも稱す、大縣神の東遺にして、標高二百九十餘米突、本州に於て最高峰とす。○尾張志云、二宮山は峯數々ありて、其高きを本宮山といひ、眞宮山とも云ふ、高さ十里、尾張の內にて高山也、奇石怪岩多く、草木繁れり、陵北の小富士山に向ひて、此峰を大富士ともいふ、西南に高く大屏風を立てたるが如し、峰に本宮大宮の社たてり、東南の山腹に鍾洞と云ふ岩窟あり、口狹く其奥を測り知れず。

久保一色(クボイシキ)

今久保一色村、東春日井郡の管内とす、樂田の南西に接す　此に縣森あり、即式内丹羽郡田縣(タアガタ)神社にして、田神大歳神(チハシラ)を祭ると云ふ、毎年正月十五日年々を行ふ日、村民男形を捧げありきて、終に神殿に納るを恒

例とす、又古の遺風也。(神祇志料)○久保一色の西北(柴田村の管内)に前方後圓の一大古墳あり、青塚(アヂツカ)と稱す、天正十二年、小牧山對陣の時、羽柴方にて此塚山に陣城を置けり。

(青塚)

東照宮の出來軍七度なり、青塚、額田、長湫、蟹江、阿鳴川、川鰭等也と、老人雜話に見ゆ、家忠日記に「天正十二年六月十三日、小牧城はこやに陣替、廿日、敵城かくてんにおかれ、青塚火にかけ候、廿二日、筑前(秀吉)近江まで馬をいれ候」云々。

西春日井郡

西春日井郡(ニシカスガヰ)

丹羽郡の南、東春日井郡の北にして、本州の中心にあたる、東を東春日井郡、西を中島海東の二郡とす、今五町三十三村、人口五萬五千、その面積は五方里許、全郡平坦也。

(春部郡)

春日井とは元春日部の訛にして、延喜式に春部郡(カスカベ)、和名抄之に加須我倍と註したり。(延喜神名式、刊本には春日部とあれど、松江本には古本に因り日字を削る)六郷に分つ。其地後世山田郡の村里と混同し、境域明白ならず。尾張國神名帳には春日部郡に作る、而も猶山田郡を殘す。元龜天正に至れば己に山田郡の地を春日部郡に併す、後人從ひて春日井に作る。明治十三年東西の二郡と爲る、其西春日井は古の春部の西部、并に山田郡の極西の僻地を包む者に似たり。尾張名所圖會云、春日井の郡名は、昔は春部、春日部とも書きしを、應永以前の頃より今の如く春日井の文字を用ひたり、三代實錄の貞觀十九年の記、延喜民部式、和名抄、壒嚢抄等に春部と見え、延喜神名式、拾芥抄、梅花無盡藏、三國傳記等に春日部とかけり、山田郡の廢れしのち、其村里多く當郡に屬きしかば、今はいとゞ廣大なる郡となれり。

(春日部郡)

塵袋并壒嚢抄云、昔尾張國春部郡、國造川瀬連と云ひけるは、田を作りたりけるに、一夜の間に藤生ひたりけり、あやしみおそれて切棄る事もなかりけるに、其藤大に成にけり、其故に此田をばはきたと云へりとかや、此事仲尙公尾州記に云へるには、其藤高大如樹、因號藤木田云、即俗云波木。○再考、此に春部郡國造川瀬連とあるは、即尾張氏の人なるべし、今も西春日井郡小針村に尾張神社あり、されど神名式山田郡尾張神社にあるに合はず、不審、又春日部は古姓氏なれど、尾張系圖に見えず、河内高安郡に春日戸神社あり、一名天照大神と云ふは、尾張氏の遠祖火明命を指す、(伊勢大神にはあらず)姓氏錄に春日井連あれど、蕃別にして相混亂すべきにあらず

高苑郷(タカソノ)

和名抄、春部郡高苑郷。○今詳ならず、本國神名帳に春日部郡從三位高田天神と載す、麗荒に高田寺村あり高苑ならんと云へど、高田高苑相似て相同じからず。或は云ふ、清洲に御苑神明あれば、高苑と云ふも清洲の舊名にあらずやと。

和名抄、春部郡餘戸郷。○今詳ならず、高苑の剰餘の別里なるべし。

山村郷(ヤマムラ)

和名抄、春部郡山村郷。○今詳ならず、一説、東春日井郡の外山、片山など云ふに引き附けたり。

清洲(キヨス)

今清洲町、人口二千五百、名古屋を去る鐵道四哩、西春日井郡に屬すと雖、其地中島海東の郡堺に密接し、尾張平野に於て中心にあたる。織田信長の勃興せる故邑にして、天正より慶長中まで、本州の都府たりきと雖、名古屋築城の後は、士民皆彼に移り、頗衰へたりと雖、仍市坊を存す。

北畠南侍臨八荒、禍根誰料伏蕭墻、荒墩僅禁村童牧、曾是君家調馬場、　茶山

(清須)

名所圖會云、清洲は當國の中央なれば、中昔より武家守護職の居城なりしが、慶長遷府の後尋常驛舍となる、昔府に近く富饒及び中島海東の三郡に亘り、十二村を合して町並も數十ありしとぞ、清須といへる號は、神名抄に清須御社と見えたるが初めなれど、古今六帖の歌に「藻かり舟今ぞなぎさに清洲なるあしべの田鶴の聲さわぐなり」とよめり、又草に「都にて度々逢ひ奉りし僞を、さそはれて、田面の中なるやうの所にいたれり、此は家居もさるかたに類ひろく、國郡の政を行ひ、百姓の行きかへりて、朝暮にすたれず、門前市をなせるやうにて、都の外のこゝちもせず、更にけりながるゝ影も川浪のきよすにすめる幻夜の月、正徹法師」、又清須志にいへる如く、城下繁昌の頃は、須賀口に妓樓ありて、往還の旅人を利かし、近きほとりの士農工商、遊興せし地なれども、廢れてのち年を經たれば、其面影を見るべきものなし、只田圃の字によへると、又此邊の童謠に「清は須賀口に、よい茶は燕屋に、女郎は清洲の須賀口(スカグチ)に」と謳ふのみ、其名殘なりける、又尾張名所記に、むかし〳〵清洲の城下盛んなる時に、諸方より御國といへる傾城、山王のあたりに來て芝居をしつらひ、やゝ子おどりといふことをせしよしるせり。須賀口は今別立して、須賀口村と稱す)

(須賀口)

總見記云、清洲より二十町南、須賀口熱田へ行く道に、大なる寺を築て、萬松寺と名附け、前の法事には、千部の經を讀せられ、大伽藍を立給、信長をば情ある大將哉と、近國迄も沙汰しけり。

清洲城址(キヨス)

市坊の北、五條川の西畔に存す、初め斯波氏の築ける所にして、弘治元年、斯波義統臣下に害せられ

て死し、國中騒亂しければ、織田信長那古野（ナゴヤ）城より兵を出し、清洲を攻め之に移居、さて斯波氏に代り當國に領合す。[illegible]兵を四方に出し、[illegible]を[illegible]す。慶長管に[illegible]、[illegible]天正十年六月、本能寺の變、信長[illegible]に遇ふ、前田玄以清命を帶びて、幼孫三法師を奉じ清洲に還る、已にして臣信雄來り會し、信長の遺領を[illegible]を議り、信雄（信長の二男）を以て尾州を賜はしめ、清洲に居らしむ。十二年、信雄、秀吉と隙を生ず、三河の松平氏、信雄を援け兵を[illegible]に入る、遂に小牧、長久手に戰ひ、秀吉の軍[illegible]、[illegible]年和議成りしが、十八年に至り、秀吉清洲を收め、信雄を逐ふ、本州は秀吉の養子秀次の封邑と爲る、文祿四年、秀次罪あり自殺、秀吉福島正則を清洲に封ず（知行十八萬石）慶長庚子の亂に、正則清洲を以て東軍に屬し、[illegible]川家康を迎へて美濃に入り大捷、是歳正則[illegible]に移り、家康の第四子忠吉清洲に封せらる（知行高五十四萬石）十二年忠吉卒し、其弟義直代て受封、十五年[illegible]名古屋に[illegible]るを以て、更に名古屋に徙に移る、清洲城廢す。

清洲城址、[illegible]村に[illegible]、五條川畔にわづかに存せり、[illegible]其城地は廣大なりしが、年を逐ひ田にすき畠に墾き、今の如くなれり。されば天守臺を初め、諸門、殿字、倉庫、土居の名[illegible]の字に[illegible]、永和元年、當國の守護斯波右兵衛督[illegible]に到て當城を築き、守護代として家人を置き守らしむ、斯波氏、其祖高經は足利尊氏の一族なる故、建武年中、越前國にて新田義貞父子を討取りし功により、當國及び越前、また遠江國を賜り、斯波尾張守と名乘れり、其子管領左衛門佐義將は、此義重の父なり、義重の子治部大輔義淳、其子治部少輔義郷、其子治部少輔義健、其子左兵衛督義敏まで代々管領職を領し、其身は在京し、家人を下して國務をとり行はしむ、其次の守護[illegible]は[illegible]より當國の守を[illegible]ぎしより、義[illegible]不和せしかば、文明九年[illegible]八郡して此清須に在城す、[illegible]天野氏云、文明丁[illegible]に[illegible]の府治を移し清洲に[illegible]すと）夫より[illegible]兵衛佐[illegible]、[illegible]達、治部大[illegible]まで當城にありしが、[illegible]田大和守入道常[illegible]、及び其爲同[illegible]守[illegible]に國政をおこなはせしが、[illegible]權守護にもまさり主家をないがしろにす、天文の初め常[illegible]死去し、養子彦五郎信友代りて家老たり。

按に、[illegible]田は文明中の敏定（大和守常英）を以て祖與の祖とす、梅花無盡藏に清洲府[illegible]長延[illegible]圖、織田敏定來之云々と見ゆる者是なり、敏定の子常寛は小田井織田の祖也、敏定の子備後守敏信入道常也は、清洲の家督にて岩倉城を傳へ、其子伊勢守信安、豐後守定政、因幡守達廣等ありて、達廣の道鐵を常祐と爲す、常祐天文十六年濃州稻葉山に戰死す。

信友[illegible]の時、天文二十三年、義統の家人梁田彌次右衛門、那古野[illegible]五郎等與りて信友を誅せんとす、信友[illegible]君[illegible]、同年七月、[illegible]田三位等、坂井大膳[illegible]にふ、[illegible]に本丸へ取りかゝり攻しかば、不意を討たれて[illegible]少輔、丹羽左近等の人々内外に走り廻り防戰せしかども、皆々討取られて、義統を始め老臣三十四人自殺す、[illegible]子岩[illegible]丸は那古野に逃行き織田三郎信長に侍る、信長信友を[illegible]伐し當城にうつり、岩[illegible]を元服なさしめ治部大輔[illegible]義銀と稱せしめて輔佐ありしが、永祿四年義銀了見を發し、三河の吉良義安及び當國戸田の石橋[illegible]などの一族をかたらひ、信長を亡さんとせしかば、信長大に怒り義銀を追拂ひ、吉良石橋を追放せしかば、足利武衛の高家終に至て斷絶す（名所圖會）

樋口高古高松館記云、林氏者、清洲縣之侯館也、館以當[illegible]名、是地也在城[illegible]中央、四繞田[illegible]、市陌第宅、[illegible]中[illegible]、遺址荒[illegible]、其朝東有一培塿、若松亭々者、翳林[illegible]、林[illegible]也、[illegible]幻川[illegible]也）、今[illegible]吉[illegible]什一、[illegible]之、[illegible]區。云々

（御園）

いま樹木屋敷と云ふは、清洲城址の西北とす、御園（ミソノ）は樹木屋[illegible]、北に在り、[illegible]にして、文安年中御[illegible]に、[illegible]西[illegible]と見えたり、又[illegible]二年、[illegible]を[illegible]に當す、御園[illegible]○[illegible]十五月、林、平手を始め、清須は日本一の名城なれば、[illegible]上使、信長[illegible]して[illegible]事候し、間日は赤[illegible]か、[illegible]等打死せんと[illegible]、信長公[illegible]出させ、六具[illegible]出せと彼印、御[illegible]郎[illegible]丸に[illegible]、小[illegible]東[illegible]せよ向に[illegible]「大[illegible]れば、[illegible]門なり、一度[illegible]」と三[illegible]げ[illegible]て、[illegible]ふ、大[illegible]の[illegible]にて[illegible]へたり、兩人早し々々と宣ひて熱田源太夫殿の宮の前にて、千八百に成り給ふ、云々）

朝日（アサヒ）　今[illegible]中村と[illegible]、[illegible]清洲の東に隣れり、[illegible]二〇一名[illegible]、秀吉二云の鄕里の遺[illegible]を保せるものあり、[illegible]て秀吉の[illegible]られしは、夫[illegible]の[illegible]にして、當所の人なりき、[illegible]に、[illegible]と云ふ所の[illegible]野[illegible]にて、[illegible]と云ふ有[illegible]人の娘なり（又右衛門妹の女也）其父[illegible]ならず、母は朝日村の住人なり、後朝日殿と稱すと云ふ[illegible]あり。

[illegible]川（[illegible]）　丹羽[illegible]の[illegible]、青木川の末にして、落合村に於

て幼川を併せ、本郡に入り、清洲の町中を流れ、須賀口萱津の間を經て、新川町の南に於て、庄内川へ入る、長五里。

落合（オチアヒ）

今落合村と云ふ、清洲の北半里、中島郡下津村に接す、康正二年造内引附に「三貫文、伊勢左京亮殿、尾張國落合郷段錢」とあるは此の事にや、海東郡にも同名存す。

（宮重）

落合の邊に宮重（ミヤシゲ）と呼ぶ地ありて、尾張大根の名所とす、宮重蘿蔔は專甘脆を以て稱美せらる、○松平家忠日記云、天正十二年三月、津島桑名出陣、十六日、清須近所落合の郷迄着陣、十七日、犬山表へ働候、森武藏守もお候處敗押破敵敗北、三百餘討捕、十八日、清須へ出仕候廿四日、此具の城普請、廿八日、小牧へ陣替、羽柴小牧原へ押出候、廿九日、信雄川内より小牧へ被移候、四月一日、敵引まわしにて陣取候。

徳重（トクシゲ）

今徳重、法成寺、宇福寺、彌勒寺、中之郷等と上拾箇、下拾箇の二村に分つ、拾箇庄と云へる地か、落合の東にして、北は幼川を以て丹羽郡と相界す桃花藥葉に「尾張國、重保、普賢院、相國、祠官宛給也」と見えたり、又文安六年に捌三寶院門跡領目錄にも「尾張國得币保國、内々、愰良志庄」などを收めたり。

九之坪（クノツボ）

（平田）

今九之坪村と云ふ、清洲の南清洲の東半里許、此に平田寺と云ふ禪院あり、隣村平田（ヒラタ）の舊主某氏の香火所とぞ、永祿十年紹巴の富士見道記に、平田の松元院にて能の芝居を見たることを錄す、即此なり、〔獨既、尾張志〕

簗田出羽守子息、酒をもたせ、九之坪松元院の今春大夫勸進能芝居におもむく、明日の一折に、

ほととぎす聲うちわたす門田かな。〔紹巴紀行〕

訓原（クニハラ）

今九之坪の東なる井瀬木、久地野、高田寺等を合せ訓原村と云ふ、是は式内、春日部郡訓原神社この井瀬木に存すれば也、栗原天神と云ふ、尾張系譜に「尾治佐迷遠之子、栗原連」と云ふが見ゆ、此地に因める名號なり〔本國帳集說、神祇志料〕

六師（ムツシ）

今六師村と云ふ、訓原村の北にして、共に古木津用水路に沿へり、式内、春日部郡牟都志神社。

藤島（フジシマ）

今小木（チギ）村に併せらる、六師の北にして、小牧山に近し、中島郡妙安賀村國分寺の銅磬銘に曰く「藤島賢林寺、勸進僧公朝、天福二年」云々、梅花無盡藏に「春日郡小木郷、禪庶寺」云々。

（小木）

元亨釋書云、戒深、尾州賢林寺侶也、五十年餘不出寺門、日夜誦法華、又感求舍利、一日座上現舍利色明白、深微壽世事、剝帶像安其中、寂後身不爛壞、趺坐儼然、州人哀惜、建祠閟之。

小針（チハリ）

今尾張村に作り、市之久田をも併す、小木の東に隣り、小牧の南とす、枇杷島町の北方三里。

名所圖會云、尾張神社は小針村にありて、今は山王と稱す、延喜神名式に山田郡とあり、こゝは尾張といへる國號の起れる土郷なれば、此社を立てたるが、兵亂に衰へて小祠となれり、近きわたりにむかし祭器を作りし土器田といへる地ものこり、又鏡田、直會、油田など呼ぶ字ものこれり、又社の南の方に政所の古社を存せり、されど此地は古の山田郡の域内にあらず、先にも此に疑惑を遺せり、式内山田郡坂庭神社と云ふも、小針の邊なる、坂場にありて、三明神と稱す、不審。

多氣（オホゲ）

小針の南なる大毛村は、近年多氣に作る、是は式內、春日部多氣神社の在る所なりとの說に據れり。大毛は和名抄葉栗智の二郡の鄕名にもあり、名義不詳。

豐場（トヨバ）

今豐場村と云ふ、小針、多氣の南、春日部原の西に隣る。豐場山と稱する一基の丘あり、田間に隆起す、一書に、式內春日部郡物部神社は、豐場八所明神是也と、大山川は、豐場の西北を流るる野水也。

如意（ニヨイ）

今如意村と云ふ、豐場の南、味鋺の北とす。名所圖會云、如意瑞應寺は夢想國師の開基、瑞龍寺と云ひしを、應永年中當所の住人、長谷川大炊助庶原直行修造中興し今の寺號とす、浪合記に、長谷川大炊助直行は、越中國名子の貴船山城主、石黑越中守直之が子なり、尾州如意村に住すと記せり、又鹽尻に曰く、山田庄如意村六所明神は、式內、山田郡の大井神社なり、青龍寺堂ありは社の本地佛にて、六觀音などもありけん、昔此村は神戶と稱す、和名抄に山田郡神戶とあるはこゝなり、然るに大井神社の本地佛に、如意輪堂ありし故に、村名を如意と呼び初めしと、云々。

味鋺（アヂマ）

今味鋺村と云ふ、玉野川の北にして、新木津用水此にて玉野川へ入る、名古屋清水町の北一里餘。

○味鋺の天永寺の南に味鋺神社あり、其傍に二子山と名づくる古墳あり

味鋺神社（アヂマ）

式内春日部郡の一祠とす、舊事記通證に物部氏の祖、味間見（ウマシマミ）命を祭れるならんと云ひ、神祇志料には味鋺邑の東北に物部天神（式内春日部郡）ありと述ぶ。然れども味間見はウマシマミにて、アヂマにあらず、（鋺は本訓マリをマに假借す、後世の當書に鋺を鏡に誤れり）名所圖會云、味鋺は小牧山田の村落にして、中むかしより鏡を造に誤りて、沙石集に尾張國味鏡と云ふ所とし、康正二年造内國役引付に「十貫文、玉泉寺領、尾州味鏡分段錢」と見ゆ、當村天永（テンエイ）寺の古緣起は文明十二年の記錄にして「鳥羽天皇之御願、西師上人之草創、天永年中開基也、蓬萊宮之末社、六所明神鎭護之靈場、瑞界之本主、十二願王接化之燒場也」と見えたる如く、味鏡神社の社僧勤修所にて、安食荊井兩庄を寺領として、七堂十二區の伽坊儼然たる古刹なりしが、五百年來の兵革に零落し、山號さへ鏡の池に附會して、味鏡と名くるに至る、さるを天正九年辛巳、鄕民議して再建し、や、

（味鏡）

（天永寺）

舊利に復れるなり。

安食郷（アジキ）　和名抄、春部郡安食郷。○今味鋺村、川中村など云ふ、此邊は玉野川(味鋺川)と矢田川(安井川)の河流に古今の變[illegible]るべく、古郷の境[illegible]晦昧なり。春部山田の舊域の[illegible]さざる所多し　安食氏、又清須[illegible]云ふ、[illegible]も此地の舊名[illegible]、安食は又葦敷に作る、[illegible]元元年、新田義貞足利竹之下の合戰に破れて、[illegible]まで退去りし時、宇都宮公綱[illegible]屬して、[illegible]（アジキ）、[illegible]の河水を阻して敵を拒まんと云ひ、尾張國に退陣したる事見ゆ、葦敷川とは即此にて、玉野矢田の二水の[illegible]流せるを云ひし如し、文安六年醍醐三寶院所領目錄に尾張國安食庄を收む。

名所圖會云、安食庄とは今福德、中切、成願寺の三村を指す、味鏡川と矢田川の間をさす。(今川中村と改む) 諸書[illegible]葦敷とあるを、安食なり、東鑑に見えたる葦敷三郎重義、平家物語、源平盛衰記等にいへる安食次郎重頼、其子太郎重賢、同三郎重隆など歷々の武士、何れも此邊の人なり、治承より承久の頃まで、或は鎌倉方に屬し、或は公家方に味方せし人もありて、みな武功ある人々なり、尾張源氏、浦野重遠の子孫の由、分脈系譜に見えたり、

(成願寺)

[illegible]德寺は福德村にあり、隣村成願寺（ジヤウグワンジ）は安食重頼法名常觀の菩提寺なれば、安食庄内の本寺にて、此寺及び中切村[illegible]圓寺等、みな常觀寺の支院なりしが、今は本寺退轉したり、葦敷二郎重頼夫婦の木像もこゝにあり、驪尻に葦敷二郎といふもの四人見えたり、

(浦野)

浦野（ウラノ）四郎重遠の二男重頼、其子重高、其子重行、及び山田筑後前司重定の弟入島左衛門尉時成の三男重茂等、ともに葦敷二郎と稱せり、此古像はいづれにか侍らん、重頼は嫡家の別祖にして、山田先生重直の弟なりしが、出家しけること古記にあれば、重頼入道の像なることうたがひなき歟、云々、成願寺は成願寺村にあり、太田和泉守牛一はじめ又助と云ひ、信長公の近習書記の役を勤め、又弓[illegible]六人[illegible]の一人にて、名高き人なりしが、幼少の[illegible]此寺にて[illegible]長し、[illegible]年に及び還俗して武將となりしとぞ、軍功も[illegible]聞え、雜記を好み、太田記[illegible]せる書等、又信長記十五[illegible]をつくりたり。

大蒲沼（オホカバ）　[illegible]の西にして、近世は大略開墾して水田と[illegible]、[illegible]村に屬し、大蒲新田と云ふ。本大山（オホヤマ）川の瀦[illegible]なりしが、[illegible]中堤防を築き、玉野川の[illegible]、[illegible]を木津用水に併せ、新川を開きたるより形狀[illegible]

比良（ヒ）　今比良村と云ふ、如意大蒲沼の西、[illegible]原村の[illegible]す。比良大野木と如意味[illegible]との間に、玉野川と庄内川)の過水を北に導き新川へ合流せしむる洗堰あり。

名所圖會云、庄内川、連年の流砂に川底高くなりて、強雨滿水の時、激浪溢れ堤をこぼち、小田井、小野木を初め、數村年々水害にあひ、年[illegible]不熟の[illegible]甚しかりければ、國主が命を奉じて、水野某工夫をなし、庄内川の堤を[illegible]四十間がほど切りさげ、五合目よりの高水を大蒲沼へ分水し、新川を堀割、[illegible]水を通じて、長く損害の憂をなきなり、天明年中の事とす。

大野木（オホノギ）　又小野木に作る、今大野木村と云ふ、比良の南に接し、庄内川の北岸なり。式内大乃伎神社と云ふは、山田郡に列すれば、此村は舊山田郡の域内なるべしと想はるゝも、庄内川は古今遷移して、形狀審定し難ければ、是非を知らず。

小田井（オダヰ）　今上小田井、中小田井、下小田井の三に分れ、其下小田井は西枇杷島町の管内なり、比良の西南に連接し、清洲の東南とす。

小蓬萊詠[illegible]、長興禪寺、辛丑上巳、會織田和州[illegible]歌時也(梅花無盡藏)

寺在清洲一里東、數株無恙舊時紅、主人連日勸盃話、逢又看花敏定功、　僧　万里

名所圖會云、小田井[illegible]下小田井に[illegible]て、[illegible]田[illegible]し、[illegible]代[illegible]、[illegible]下[illegible]、[illegible]代總丸の幼年なるをもて、將軍義政の母勝智院に口入を[illegible]せられ[illegible]由、[illegible]見えたり、其頃より織田氏の威勢のつよかりしを見るべし、津田[illegible]寺に[illegible]の名に、織田[illegible]久長、[illegible]、其子[illegible]、其子[illegible]は信長に仕へ、みな當代[illegible]見えたり、小田井[illegible]所にて、[illegible]、その外[illegible]なきも[illegible]、今は上中下三村となる(東小寺は中小田井[illegible]。[illegible]にて、[illegible]十九年、津田[illegible]、信時は信長の子なり、又八郎と稱し天正の初めに死す)

西枇杷島（ニシビハジマ）　今西枇杷島町と云ふ、人口五千餘、清洲[illegible]東南二十餘町、名古屋の西北一里、庄内川(此にて枇杷島川と云ふ)の右岸とす、[illegible]小田井に[illegible]なりしか、近年[illegible]の[illegible]して、枇杷島町に連接するを以て、特立して一市坊をなす、西春日井郡役所在り。

土器野（ドキノ）　今河原（カハラ）村と併せ、新川（シンカハ）町と稱す、西枇杷島村の西に隣り、清洲一宮に向ふ、美濃路と甚日寺[illegible]に向ふ村路の岐分にあたり、小村坊を成す。

(新川)

土器野の西を流るゝ新川は、天明四年の開鑿にして、庄内川の堤上に柳樹を植ゑられしは、弘化二年の事とす、(名所圖會、新川は此にて五條川を合せ、庄内川と騎跡南流す、二水の間に洗堰ありて、水勢を相殺せしむ)

庄内川（シヤウナイ）　東春日井郡、玉野川の末にして、其遠源は美濃恵那郡に出て土岐川と云ふ、西春日井郡に至り庄内川の名あり、蓋山田庄内の巨流の謂なり。新川を分ち、又矢田川を容れ、遂に名古屋の北西を繞り、下一色の南に於て海へ入る。下游味鋺以下五里、(遠源より測れば二十餘里)名古屋及び其西郊に幾多の渠溝を通じ、頗灌漑漕運の利便を生ず。

(枇杷島)

枇杷島（ビハシマ）　今枇杷島町、人口凡一萬、(西枇杷島、新川をも合算)名古屋市の西北なる一街にして、笈瀬川と名づくる細溝を以て相分てり。

俗説に、此は治承年中、相國師長、當國井戸田に謫居の時、里の長横井某の女を寵愛せられ、歸洛の時、其女に琵琶を與へて去りたまへければ、女慕情に勝へず、其琵琶を抱きて此地の池に沈みて死せり、琵琶島の名此に起る、云々、是は師長が堪能なりしに附會せる物語なれど、實は此地の形状琵琶の様ありしより出でしものゝみ。琵琶島橋は庄内川に架す、大小の二梁に分ち、大七十二間、小十七間、元和八年國主より創造せしめられ、往時は當國第一の高橋なりとて、往來の人の稱美したる者とす。○明治二十四年十月廿八日、午前六時、大地震、枇杷島(ヒハシマ)の架橋損し、民屋全潰一千許、死矢百六十八、しかのみならず火災の繼起したるを以て、慘酷言辭に絶したり。

(伊奴)

稲生（イナフ）　今名古、瀬古等を併せ、庄内村と云ふ、枇杷島の東北に當り、庄内川の左岸也。延喜式山田郡伊奴(イヌ)神社とあるは、此なる[illegible]野神にあたり、稲生は即伊奴の訛かとも云ふ。

尾[illegible]山田[illegible]東光寺、新生[illegible]妙敬義透蔵主、續[illegible]田瓜[illegible]、[illegible]會此、以[illegible]菓集題、

海山[illegible]、同作[illegible]花[illegible]牡丹、今日群山紅會合、

一飛我亦始[illegible]、[illegible]花[illegible]」

名所圖會云、稲生村の邊古塚の隠れたる如きあり、名(ナツカ)

(名塚)

村にも砦跡あり、織田信長舎弟勘十郎信行、弘治二年合戰したる地なり、又新福寺は名塚の西にあり、天台宗、古佛像多し、其形すぐれて雅なり、五百年以往の作と見えたり、又境内に五輪石塔二三基ありて、其内に應仁元年十月の文字見ゆるもあり、此寺往古は大伽藍にして、いつしか破壊せしを、天文十二癸卯年、勝行坊[illegible]中興して、其形ばかりを殘せり。

田幡（タバタ）　今志賀、兒玉等と併せ金城(キンジヤウ)村と改む、名塚の南にして、名古屋城の北に接し、清水町に隣る。此邊を上名古屋(カミナゴヤ)と云へり)

尾張志云、田幡村は御城の北、御深井(オフケイ)[illegible]の外に在り、舊名は田名幡なるべし、延喜神名式に山田郡多奈波太神社とあるは、大須眞福寺にある釋論開解抄の、應安五年とある奥書に「於尾州山田莊田幡郷[illegible]坊書寫」と見えたり、又田幡の東北志賀(シガ)村に神名式山田郡[illegible]神社ありて、俗に綿八幡と唱ふこのやしろもこゝにあれば、其證あきらかなり、

(志賀)

○今按に、志賀てふ地名は、筑前にもありて、安曇氏の海部の居れる地にて、[illegible]津見神を祭れり、此なるも必定安曇氏の居れる里なれば、志賀の名を遺せるなり、然るに尾張志に此邊新川を掘られし時、地中より多く貝殻を出し、今も貝塚と呼ぶ所あり、昔は志賀の里も海邊にて、即海神(ワタツミ)を祭れるならんと論じたるは、精しくあらず、海神を氏の祖神として祭るは、必しも濱海の地にあらず、信濃國にさへ海神を祭る。

辻（ツジ）　今安井、光音寺と合せ萩野(ハギノ)村と改む、田幡、志賀の東北に當り、矢田川に沿へり、矢田川或は安井川とも云ふ。

(安井)

延喜式、山田郡羊神社、同郡小江(ワケチエ)神社は辻村安井村に在りと云ふ、(尾張志、神祇志料)辻とはヒツシの上略なるらん、猶考ふべし。

清水（シミヅ）　今清水町と云ふ、志賀の南にして、名古屋市街の郊外なれど、杉村と相接攏して、小市坊を成す、清水の東大曽根(オホソネ)も小市坊とす。

山田（ヤマダ）　今飯田、大曽根、矢田大幸等相合して六郷(ロクゴウ)と改む、名古屋市街の東北郊にして、犬山瀬戸の兩路は此より分岐す。

此地は當時山田郡山田庄の本據なるべし、沙石集に「山田次郎源重忠は、承久の時君の御方にて討れし人なり、弓箭の道人にゆるされ、心もたけく器量も人にすぐれたるものから、心もやさしくして、民の煩ひを思ひ知り、よろづ優なる人なりけり」と見え、承久記に「墨俣へは河内判官秀澄、山田次郎重忠、一千餘騎にて向ひける、東國の兵雲霞の如くつゞきければ、暫く戰ふてぞ山田[illegible]瀬を引て落行きけり」と見えたり。(後宇多院御領目録に山田庄を載せたる、亦此)大日本史云、源經基子滿政、生忠重、忠重孫重宗、佐渡守、居美濃、子重實、住島[illegible]生[illegible]、重實子重遠、[illegible]、與弟重時及源光信等、[illegible]天王、重遠[illegible]家女婿、及祖重宗與義家戰死、住尾張、子重直號山田先生、生重滿、號泉冠者、重滿子重忠。

矢田（ヤダ）　今六郷村の大字とす、瀬戸川は此に至り、凡[illegible]矢田川とも稱す、[illegible]流一里半、稲生に至り庄内川に[illegible]合ふ、

(矢田川)

矢田は矢田判官代源義清の名字の地にあらずや、義清は足利判官義康の[illegible]子にて、熱田大宮司季範の外孫なりしを、盛衰記并びに分脈系圖等に詳也。義清壽永二年水島合戰の時討死し、其子孫は參州に居り、仁木、細川の兩家に分れ、足利の一門に列して、後世大に興る、猶[illegible]考ふべし。

長母寺（チヤウボジ）　矢田の北、木ケ崎に在り、矢田川の南岸なる一丘を占め、島洲の狀を成す、蓋守山村の管内なり

(木崎)

名所圖會云、長母寺は臨濟宗を奉ず、寺[illegible]に山田[illegible]建てし天台の道場にして、大伽藍なりしが、年を經て衰壞せしを、弘長三年、無住大圓國師、當山に來住ありしより、今の宗となる、國師道跡考に「師の長母寺に來る、

弘安六年、五十七歳、沙石集十巻を著す、弟子無普道證これを受け、京都西方寺に於て梓行す、此書今に至って盛に天下に行はれ、僧俗貴賤悉く鑽信す、當時の書にしてかく天下にもてはやさるゝはいとも稀なり、正應年中、萬歳樂と稱して、正月の初春を祝する謡物を作られ、徳若といふ小者に授け、俳優之を歌はしむ、今に至て猶々昌なり、其謡の詞は多く法華經を用ふ、所謂狂言綺語の業を以て、讃佛乘の因、轉法輪の縁となさんとの意なりとかや、永仁三年、高野山に上り、加持土砂三斛三斗を取來り山内に散布す、是れ此の山に葬る亡靈得脱の爲めなり、正安元年、聖財集三巻を草し、其後蓮生寺にて添削す、仍て現に其長母寺の藏本には異書あり、正安二年、妻鏡一巻を著す、嘉元三年滿八十歳、寺内金剛三昧院に於て雜談集十巻を纂す、弟子無眼之を受けて本州萬德寺にて梓行す、後寺務を弟子に譲り、寺内桃尾軒に退隱し、手自ら壽像を作る、紙にて張子にしたる肖像なり、今現存す、正和元年十月十日遺偈を述て曰く、一漏浮海、八十七年、風休浪靜、依舊湛然、泊然として入定す、天文十五年、大圓國師と謚す」云々、當寺は昔矢田川の北にありて、川筋當寺の大門前を流れしが、明和四年の山つなみに、寺域の中央を押流して川筋となりぬ。

餘戸郷（アマルベ）　和名抄、山田郡餘戸郷。○今詳ならず、餘戸はよみてアマルベと云ひ、海部（アマベ）とも通ひ、志賀村の白山神社あるに今考すべしと言へど、據なきにあらず、後の正をまつ。

東春日井郡

東春日井郡（ヒガシカスガヰ）　西春日井の東にして、山谷稍廣し、本州におて大郡とす、面積十八方里、人口八萬三町、三十八村、治所は勝川に在り。

中世山田郡廢し、春部愛智の二郡へ割入す、近年更に春日井（春部の訛）を東西に分つ、其東郡は大略山田郡の舊域にして、勝川、田樂、味岡、小牧の邊のみ春部郡の本域とす、而も此春部山田の舊新境界不審多ければ、攷討を要す。

山田郡（ヤマダ）　後世廢して、春日井、愛智の二郡に併せらる。和名抄、夜萬太と註し、十郷に分つ、中世山田庄あり、廣く當地村を籠絡し、本州の大庄たり、後宇多院御領目録にも、當國山田庄を收む。（西春日井郡の山田を參考すべし）

天武紀云、五年九月、神官奏曰、爲新嘗卜國郡也、齋忌則尾張國山田郡、齋忌此云踰既。

岩崎（イハサキ）　今岩崎村と云ふ、丹羽郡界の久保一色（この村今東春日井の管内とす）の南にて、小牧驛の北三十町許。獨巷の一峯原中に立つ、平地を抜く凡二十五米突、岩石累々たり。延喜式、丹羽郡石作（イハツクリ）神社と云ふは、此岩崎山の神にやとも云へり。

名所圖會云、岩崎山は小牧山と同一の形狀にて、平原に獨立したり、山上の眺望はいふばかりなし、天正十二年、秀吉公の命によりて稲葉伊豫守通朝此のところの砦を守りしよし、稲葉系圖に見えたり、山上巨岩多く、奇險目を驚かせり、熊野社觀音堂あり。

（岩崎山）

間間（ママ）　今村中（ムラナカ）及び小牧原の新田を合併し、境村と改む、岩崎の西南、小牧山の傍なる原野にして、田畝は多く近世木津用水の灌漑に賴りて成れり。

尾張志云、間々は小牧山の北麓なる里にして、昔は眞々とも書したり、分脈系譜に懷島五郎左衛門の妻は、尾張國眞舞一分地頭たりと云ふは此歟。（又尾張志に本國帳山田郡眞々天神は此里に在りと云へど、不當、其社は山田郡にあらず）

小牧山（コマキ）　春部郡、丹羽郡の交界なる原野に獨立し、高八十六米突、形狀圓くして、東西稍長し、名古屋城の東北三里半。山下の原野は近世木津用水の灌漑に由り、大略水田と爲る。

此山、織田信長永祿年中修造して城寨と爲し、清洲の士民を移して、山下に一衢を開きたりしが、三年ならずして、又美濃の岐阜城へ移り、小牧城址と爲る。信長公記に「永祿五年、築於小牧山、北龍通水、運漕甚便、上民皆諾。土木不日而畢」とあるは信長の經營を稱美したる言なれど、運漕の江渠ありしとは信じ難し、今も山下に壕池あれど、運漕に供すべき形狀にあらず。天正十二年、羽柴秀吉、德川家康の戰爭にあたり、參州の諸將、小牧の故城に據りて敵を制したり。

（小牧城址）

舩津（フナツ）　今西之島、三淵（ミツフチ）と併せ和多里（ワタリ）村と改む、小牧山の西南とす。舩津、西之島、三淵など水に縁ある名あるを以て、昔は入江にて、渡津にあたれりとて、後世好事の者古圖に附和して、養老年中云々の談あれど、妄誕固より一笑にも直せず。

尾張志云、舩津村は或は瑞穂の庄といひ、又和名抄に山田郡船木とあるもこゝなるよし、さて往古此あたりまで入江にて、舟の出入ありしが地名に殘り、船人等この邊の山を見て帆を巻ける故、帆巻山といひしが、後に轉じて小牧村となりしなりと、小牧村の里老の言傳ひありて、さるよし書記したるもあれどいかゞあらむ、うけがたし、地勢の高下等をもて考ふれば、入江のありしさまも見ゆれば、昔は船のつきたりしたと、なしとも言ひがたし。

正眼寺（シヤウゲン）　今和多里村大字三淵に在り、曹洞禪宗の名藍と

す。旧の中島郡下津の東、傳法寺村(今丹羽郡二川村)に在りしを、元祿年中此へ移す、佛殿山門等は應永年中の舊材なりと傳ふ。

名所圖會云、正眼寺の寺說に、應永元年、國王青生直正敕許を得て、中島郡下津の郷金剛山傳法寺の廢したるを中興し、佛號を崇みて青生山正眼寺と名づけ、通幻寂靈禪師を開山とし、天鷹和尚を住僧とす、傳法寺村は水潦の害ありて、住僧修行の煩ひ多かりければ、元祿二年今の地に移せり云々、張州名勝志に「青生尾張守直政、源鎌倉氏親族、尾陽住、理入道家貞子、尾張守直政、斯波武衛家臣也」とあるに據ふべし、鎌倉の諸系圖には高經と書きて、常國守護武衛家の元祖なり、當寺に位牌ありて、正眼寺殿[illegible]尾州大守青松直政大居士と見えたり。(青生と云ふも青松の誤なるべし)

小牧(コマキ)

今小牧町、人口四千餘、名古屋の北三里、犬山に赴く通路にあたる、小牧山の東十町。

名所圖會云、小牧の宿は町屋長く、農商家をつらね、伏泊の旅舍多し、昔は小牧山の南の麓(今元小牧と云ふ地なり)にありけるを、德川家の初めに、東の原にうつし、街道をもつけ替へ、松を植ゑしの、寛文七年より市をゆるされる。

味岡(アヂヲカ)

舊庄名にして、小牧山の左右に廣く及ぼしたりしが、今は小牧町若椅村の東なる本庄、二重堀、田中の邊をば味岡村と名づく、蓋味岡庄の本據の地とす。

朝野舊聞に應永三年有宮御庄司「同下味岡御庄司、可令早停止朝臣濫行、御庄雜務事」云々と見え、康正二年造內裏段錢引付にも「萬壽寺領、尾州味岡新庄」と見ゆ。

二重堀(フタヘボリ)

今味岡村の大字なり、小牧町の東に隣り、小牧山を去る二十町許とす。名所圖會云、二重堀村、天正十二年、秀吉公小牧山に對してこゝに砦を築き、日根野備中守弘就を置て守らせらる、四月二十二日、秀吉敗績して、退きしを木村常陸介、神子田半左衛門、小寺官兵衛、明石左近等此の砦によりて殿をなし、なり、さて此の合戰に小牧近き村々には砦を多く築きたれば、小松寺の砦には丹羽五郎左衛門長秀、久保の砦には蜂屋出羽守頼隆、金森五郎八長近、青塚の砦には森武藏守長可等を置て嚴重に守らせられたりと。

本庄(ホンジヤウ)

今味岡村の大字とす、其山嶺は小松の東に連なり、本宮山の餘脈とす。神祇志料に式內春日部郡手江神社は國內帳に魚江ともありて、本庄村字江山八所明神にあたるべしと曰へり。

小松寺(セウシヨウ)

今味岡村の北なる山の尾崎に在り、其崎西は岩崎山に對し、東北は本宮山の高嶺に連なれり。

名所圖會云、小松寺は眞言宗、天正年中の兵火に、伽藍佛像經典等殘りなく燒失し、後住僧及慶法印再建し、舊觀に復せり、前田德善院法印は、幼少の時及慶法印が弟子となり、雉髮したりしが、常々武の道を好み、丹羽長秀の吹擧を以て、秀吉公に仕へ、大僧正の位綱ながら、京都の町奉行を勤め、後に五奉行の一人となれり、其頃法印秀吉公に請ひて寺領山林等を寄付せりと云ふ。

文津(アヤツ)

今味岡村の大字とす、二重堀と小松寺との間にして、田中と相接す。古事記傳に

玉垣宮(垂仁)段、御子本牟智和氣命、率遊狀者、在於尾張相津二俣椙、作二俣小舟而、持上來、以浮倭之市師池。

とある相津は、今の文津村にて、アヒツをアヤツに訛れるにやと論じ、一書には名古屋の杉村に二俣椙の故跡を說く。「尾張相津なる二俣椙」とあれば、昔は名高き巨木なりしならんが、其椙何地に在りしにや。再考するに尾張とは本來大和國高域の地名なれば、「尾張相津なる二俣椙」は市師池と同じく、大和なるべし、如何。

池田郷(イケダ)

和名抄、春部池田郷。○今詳ならず、池內、田中などの邊、卽味岡庄の舊名にや、田中は味岡村に屬し、池內は林村と合せ池林と改む、此より田樂のあたり郷名を缺く。

池之內(イケノウチ)

今林村と併せ、池林と改む、小牧の東北なる山中にして、大山川の谷とす。

(林)元亨二年、鎌倉圓覺寺領、尾張國林、阿賀良、作田坪々名寄の一通あり、傳寫して世に布く、此に林(ハヤシ)と云ふは池之內の林にや、されど阿賀良と云ふ名をきかず。

(大山川)○大山(オホヤマ)川は美濃可兒郡界なる內津山に發源し、大山村(今野口と合併し大野と改む)より味岡本庄へ西流し、南に折れ二重堀に於て新木津用水と交叉し、如意村の大箭に至り新川に合同す、長凡五里。

田樂(タラク)

今田樂村と云ふ、小牧の東南とす、篠川驛の北一里半、式內春日部郡伊多波刀神社あり、俗に板[illegible]八幡と稱す。

(陶)田樂と池之內の間に陶(スヱ)村あり、或は末に作る、一說之を以て和名抄山田郡[illegible]郷に擬せど、地形合はず、然れども[illegible]、村名より推せば、陶[illegible]の古村なるべし、東は山嶺に接す。

大草(オホクサ)

今大草村と云ふ、田樂の東北なる山村とす、福厳寺と云ふ禪刹あり。文安二年、[illegible]西尾式部道永開基、盛禪和尚の開山とす、寺は日東洞上傳に列す。大草の南を下原(シモハラ)村とす、春日井原に連接す。

外山(トヤマ)

(原)(外山)今外山村と云ふ、田樂の西にして、小牧町の南とす、小牧原、春日井原の間に在り。式內、春日部郡外山神社は今六所明神と稱す、梅花無盡藏云、春日部郡、外山(トヤマ)郷、陶竹寺、云々、家忠日記云、天正十二年四月三日、外山一番に移候、九日岩崎筋へ働候て、敵先手池田勝入父子、森武藏守、其外一萬五千餘討取候。

春日井原(カスガヰ)

今開墾して春日井村、八幡(ヤハタ)村、味美(アヂヨシ)村、柏井村等と爲る、外山、下原の南、勝川、味鋺

の北に出て、新木津用水之に灌漑す。

按ずるに天野氏の人物志に、原大夫高春は春日部の郡司にて、原を以て在名したり、東鑑にも見ゆと、東鑑には「壽永三年三月、尾張國住人、大夫高春、依召參上、是故上總介廣常外甥也、又爲[illegible]外甥、[illegible]民恩賞、就廣常之好、[illegible]相國、去治承四年、[illegible]東以來、依有其功、本知行所領、可[illegible]公之旨、被仰含」云々、「春日部原」の人なりけん。

柏井郷（カシハヰ）

和名抄、春日部柏井郷）〇今柏井川村の邊を指す、[illegible]村の東とす。中世以降柏井庄と號し後宇多院御領目録に載せらる、山田郡の諸村をも庄內に數へたり。但今の柏井村は新田にして、古村にはあらず、近世迄下條原、上條原と云へる空曠なりき。

勝川（カチガハ）

今勝川町、人口一千二百、名古屋の東北二里、又名古屋より多治見に通ふ道、之を經由す、玉野川の南に流れ、新木津川を容れ西に向ふ、卽庄內川なり。

（名古屋十哩、多治見廿三哩）

勝川は天正十二年、東照公小牧陣の時、池田勝入が竊に參州へ進軍するを見て、後を躡ひ勝川に至り、地名も吉なりとて、野竹を伐り取り旗を揚げて東し、遂に長久手の大捷ありきとて、諸書に喧傳する所なり。

和爾良（ワニラ）

舊名柏井庄上條（ジヤウデウ）と云ひ、勝川村の東にして、玉野川の南畔なり。昔は玉野川、上條と勝川村の間を流れ上條、下條、松河戸等は山田郡の域內とす、式內、山田郡和爾良神社此に存す。

（上條）

和爾良上條の南西なる下條、松河戸等は今小野村と改む。名所圖會云、群書類從本の小野系圖に、敏達天皇七代の孫、參議小野峰守長男、筑前守葛絃の子と見え、麒麟抄に、道風は尾張國上條にして生れ玉へり、此人は右京大夫葛絃の子息なり、嫡子道風、次男元風、三男伊風、女子一人なり、何れも手書なり、其中に道風を以て第一とす、云々。

志談郷（シダ）

和名抄、山田郡志談郷（原書、志誤に作るは非れり）〇今志段味村、和爾良村及び內津、篠木等の村里なるべし、玉野川、內津川の山谷とす

志談は後世志段味（シダミ）に作り、玉野川の南岸に志段味の三箇村ありて、其村內に古墳の崩壞せるあり、名義詳ならず、雅實は北越の方言にシダミと唱ふ、當否を知らず。

（志段味）

龍泉寺（リユウセンジ）

志段味村大字吉根（キツコネ）に在り、和爾良の東にして、天台宗の古寺なり、其山崗は大森村の北に連る、天正十二年、羽柴方と參河勢の對陣せる古跡とす。

（吉根）

名所圖會云、吉根の龍泉寺は古書に龍泉（リユウセン）山に作る、[illegible]集に「尾張國龍山寺は、昔龍王の一夜のうちに作りて供養せる寺なり、夜明くれば塔はほりさしたりとて、當時も其[illegible]見え侍べり、馬頭觀音にて靈佛におはします」と見え、熱田の舊記に當寺を熱田の神の內院とし、八[illegible]のうち三[illegible]を此地に埋めし故、今に至るまで印刻の觀音の像の傍に、三刀を圖するよしいへり、今當國四觀音のうちに列し、慶長三年、秀純和尚再建し、本堂、上門、多寶塔を[illegible]立せしより、昔に倍して繁昌の靈地となる、龍（タツ）の御山とて和歌の名所なり。

（龍山）

雨雲のさそひつれてやくだるらんたつの御山の夕立の空、　衣笠內大臣

雲はれぬ龍の御山のほとゝきす空をかけりて時わたるらん、　源仲正

驪苑云、龍の御山は衣笠の大臣の歌にとゞまりけるも、世に廣く聞えざるは口おし、天正十二年の役、豐臣秀吉の陣所となりし、とにかく其ころはさこそはさわがしかりけん、物換り星移りて、汗馬戎衣の跡さへむなし、寒月邊城の暮、關河古塞の秋、むかし語りとなり行き侍りぬ。

篠木（シノキ）

舊庄號なり、今の雛五（ヒナゴ）、不二（フジ）、神坂、內津の四村及び其近傍をも籠めたり、山田郡北偏の地なり。

寛平の熱田緣起に「日本武尊、還向尾張、到[illegible]之」云々とあるは、皇子が信濃路より尾張に歸りませる時の路程とす。東鑑には「建久五年、故鎌田兵衛尉正清女子參上、以尾張國[illegible]」[illegible]、正應六年、北條貞時[illegible]給の事、又建武元年「篠木庄內、[illegible]口村、圓[illegible]所寺」の[illegible]として、[illegible]寺なり。

（篠木）

密藏院（ミツザウヰン）

今[illegible]村に在り、天台宗の古刹なり、開山[illegible]上人は本常州の人、平姓[illegible]氏の子也、[illegible]伊勢大神宮に詣て、[illegible]の勝地を得[illegible]、[illegible]年、當寺を建立し、七堂伽藍を營み[illegible]、[illegible]傳及び三國傳記、本朝高僧傳等に見え、尾張[illegible]寺、[illegible]下に屬して、末寺となる寺院、今猶一[illegible]、また當寺の傳法は葉上僧正（榮西國師）の傳を、[illegible]上人が[illegible]の葉上流、或は[illegible]房貞辨に受て、[illegible]一流を興立したれば[illegible]。名所圖會[illegible]

坂下（サカシタ）

今神[illegible]坂村と併せ、神坂村と改む、名古屋[illegible]川より坂下、內津を經て美濃に入り、東山道に合ふ下街道と云ふ。

內津（ウツツ）

今內津村と云ふ、名古屋を去る六里、國界を踰え、一里半にして可兒郡多治見町に至るべし

內津は[illegible]熱田緣起に現（ウツツ）とある地とす、卽日本武尊の經過したまへる故跡也、而も別に春日部郡に現天神あり、延喜式、春日部內內神社（一本內神社）と[illegible]。內津村は古の山田郡內なれば、神[illegible]の地は此にあらず、[illegible]に內神社は卽內津村の妙見宮にして、初め[illegible]村の大[illegible]に在りしを移したりと云ふは、疑ふべし。〇名所圖會云、

（現）

內神社は熱田緣起に「還到[illegible]、進食之間、稻種公[illegible]從、[illegible]久米八州、[illegible]馳來啓曰、稻種公入海亡沒、日本武尊

往間悲「曰、現哉々」と見えたれば、建稻種命駿河の海にて、失せ玉ひしをこゝにて聞き玉ひし故、此命の社を建てたりしが、中世僧徒其祭祀を掌りしより、混淆して稻種命社とは稱せず、妙見寺とのみいひならはしなり、其妙見は舊は大草村にありしを、こゝにうつせるなりとも、いひ傳へて、彼の村にもと妙見といへる地ありとぞ、そはいつの頃のことにか定かならず、社の上なる山に岩窟あり、深さ八九尺、常に清泉湧出す。

(妙見寺)

内津山(ウツツ) 内津川の源にして、美濃の可兒郡と本郡の交堺とす、内津川は西南流三里餘にして玉野川へ入る　尾張志云、内津山の頂に妙見寺の奥院あり、大石を疊ちて壇とす、甚けはしくして登ることたやすからず、石間に泉あり、その水雨[illegible]浦十に[illegible]て増減す、世人之を[illegible]とす、東北の方は[illegible]可兒郡[illegible]田村にて、其處に[illegible]の降る[illegible]にた、此山に[illegible]夕に吹て、其日は天快晴する故、里俗に[illegible]の[illegible]、内津の夕[illegible]といへり。

高藏寺(カウザウ) 村名なり、今玉野(タマノ)、外之原等を併せ、玉川村と改む、内津の南にして、玉野川の北岸とす、今[illegible]、名古屋より多治見を經て、信州に赴く者此を經由す、[illegible]名所[illegible]會云、高[illegible]社は山頂に在り、俗に[illegible]國[illegible]の[illegible]を[illegible]、其[illegible]を高藏寺と云ふ、開創[illegible]、永正七年、[illegible]中興とぞ、[illegible]玉野川の流にして、[illegible]、中にも入尾の渡より、[illegible]岩までは、水中に石なく、白砂の[illegible]流なれば、輕舟に棹して[illegible]すれば、さらに別趣の風景、[illegible]に出づるの心地せり。

[illegible]　岡田　新川

赤[illegible]、[illegible]白[illegible]、[illegible]從[illegible]府現金[illegible]、[illegible]夜[illegible]、[illegible]千[illegible]、怪石生光[illegible]玉[illegible]、[illegible]水[illegible]、[illegible]官[illegible]、[illegible]氣粗、

玉野(タマノ) 今玉川村と改む、其流は美濃の土岐川の末にして即玉野川の名あり、其は西春日井郡に入り庄内川と云ひ、愛智海東二郡の間を流れて海に歸す。此溪流石白く水清く、玲瓏玉を布くがごとし、故に此名ありと、玉てふ溪流の名は諸州に多し、或は其地に瑪瑙、水晶等を産するこ[illegible]あり、此玉野川にも瑪瑙を拾ふことあり、水源土岐[illegible]郡[illegible]山中は、[illegible]地なれば、其頃ある[illegible]

(玉野川)

水野(ミツノ) 今水野村と云ふ、玉野川の南に[illegible]れる山村とす、其東に品野村、[illegible]掛村なとありて、美濃の土岐郡界に至る。○水野村の小金山の金神社は、式内山田郡の官社たり、(後世白山權現と稱し、別當[illegible]寺)[illegible]は曰く、天孫太紀、尾張氏[illegible]に尾治[illegible]と云人あり、此社は之を祭る[illegible]

定光寺(チヤウクワウ) 今掛川村大字沓掛(クツカケ)に在り、即尾州[illegible]公の廟の在る所とす、名古屋[illegible]六里。○名所圖會云、定光寺は臨濟宗、建武三年[illegible]禪師の開基なりしを、元和八年、[illegible]の[illegible]から、境内の山林に心を留め、身後[illegible]を[illegible]、同[illegible]年、[illegible]を當山にむかへ、[illegible]を建て、[illegible]せらる、山内の[illegible]に[illegible]して、[illegible]。

[illegible]、[illegible]

[illegible]　陳　元贇

[illegible]、一律、

[illegible]十[illegible]、[illegible]白、今日[illegible]、[illegible]樂、[illegible]、白[illegible]一[illegible]、[illegible]千秋永不[illegible]。

(沓掛)

品野(シナノ) 今上品野、下品野の二村に分つ、水野の東とす、美濃の土岐郡、參河の加茂郡の地に近接す　名所圖會云、品野には下品野に[illegible]あり、本業の燒物にして、瀨戸赤津の如し、[illegible]數九六[illegible]ありて、種々の品を燒出せり、又品野城は上品野村、[illegible]の方の山手にあり、若有[illegible]に「[illegible]年、[illegible]出[illegible]州、大[illegible]之、取品野城、陽松平家[illegible]」としるし、[illegible]記に「先是尾州科野の城をば、今川家より櫻井の松平監物家次に守らしむ」云々。

神戸郷(カムベ) 和名抄、山田郡神戸郷、○今詳ならず、もしくは水野村の邊を指したる歟　[illegible]に如意村の地を神戸と云へど、如意は和名抄、春部郡安食郷の中なれば、相混すべからず、式内、山田郡尾張戸神社と云ふが見ゆるは、尾張神戸の神社の謂にや、又式内、山田郡尾張[illegible]神社と云ふもありて、是は水野村の當國明神にあたるかと想はるれば、猶考覈すべし　尾張志云、下水野村と上志段見村との間に、當國(タウコク)山あり、其[illegible]は式内の尾張戸神社ならん、即尾張氏の祖神なり、近世東谷大明神と稱す、源敬公の時、此を尊ちて古きを[illegible]の[illegible]を堀り出しけるに、[illegible]ありて當國明神と[illegible]たり、依之當國は[illegible]尾張といふが如く、尾張戸の神の本貫の地なることもしられ、且東谷は當國の轉じたる事明らかならしめられたり、かくて寛文五乙巳年に[illegible]ありき。

(當谷山)

三國山(ミクニ) 上品野村、東にして、尾濃參の三州交界の一峰とす、南は[illegible]見峠、[illegible]段山に連り、東に[illegible]河[illegible]原地を帶びたり○三國山の頂上には三の[illegible]石ありて、國界の標とす、其南なる[illegible]見が峰は、赤津村の上方にあたり、[illegible]ゐる、古歌に[illegible]める[illegible]見山は此とぞ、(尾張志)

[illegible]さびて[illegible]松杉に[illegible]見る山はいく世經ぬらむ、　雅遠

(なのりそ[illegible])

赤津(アカツ) 今赤津村と云ふ、水野の南にして、瀨戸町と相[illegible]る、尾州陶家の商落とす、或は飽津に作る　[illegible]事[illegible]云、赤津、品野、瀨戸の三村相[illegible]り、古より[illegible]以て名あり、[illegible]長年中、國主より瀨戸[illegible]の[illegible]を[illegible]められ、加藤[illegible]三郎を以て宗家と爲し、御[illegible]屋と稱せしめ、赤津村に[illegible]場八段五畝、高二十石を除免し、[illegible]年金二十兩を下賜し、陶器を獻進せしむ、寛永中唐三郎召されて

（飽津）

[illegible]御深井（オフケキ）に窯を造り、又江戸外山（トヤマ）の邸内に製造したる事あり、子孫其遺業をつたへ、今に繁昌す。

[illegible]寺は赤津村に在り、曹洞宗、應永八年、下總正眼寺の天[illegible]祖[illegible]和尚開基、寺境に怪岩奇石多し、[illegible]寺も此村に在り、一向宗、高田派專修寺の直末にて、[illegible]と稱す、正應年中[illegible]僧にして、開山海[illegible]上人は、もと武州[illegible]上人の弟子なりしが、後京都にて[illegible]上人に[illegible]、[illegible]正五年、當村の城主松原下總守廣長、一貫四百[illegible]田地を[illegible]寺に寄付す、寺寶聖德太子傳記五卷、奥書曰、「右此傳者、岸田坊、山門不出之秘書也、於四天王寺東門村、[illegible]王院蓮摩堂、書寫之云々、右傳者雖爲長老[illegible]秘書、道見依有誓約之儀、寫之了、于時寛正三年壬午、孟夏吉日、[illegible]者沙門元赤誌之、尾州山田郡内飽津保上村、於太子堂[illegible]之、[illegible]正五年甲申三月、松原下總守廣長」とあり、又式內山田郡大目神社は、赤津の太守[illegible]の大目王子祠即是なり。

瀬戸（セト）　今瀬戸町、人口九千、名古屋を去る五里。陶業を以て大邑落を成す、瀬戸とは陶處（スヱト）の訛にして、俗に陶器をセトモノと云ふは、又之に由る。

按に、瀬戸の本業とは、古窯にして、專ら瓶皿の類を造り瓦器の域を離れず、享和年中に至り、藩士津金氏國主に請ひ、陶戸の經理に任せ、始めて南京様の磁器を摸造しこれを新陶と稱す、即新窯也、是より瀬戸染附の堅完美麗なる、唐津伊萬里と相競ひ、需用の路頓に開け、海内の大產物と爲る。慶應三年、陶工の祖加藤四郎春景の大牌銘を深川神社の境内に建つ、牌版は陶を以て製す、近時尾州陶器の年額、約一百萬圓。○名所圖會云、此地方に瓦器を造るも頗久遠也、日本後紀「弘仁六年、造瓷器生、尾張國山田郡人、三家人部乙麿等、三人、傳習成業、遊雜生、聽出身」と見え、弘仁式に「應供神御由加者、河内、和泉、尾張、三河、備前、造作焉」としるせり、陶工元祖藤四郎は加藤四郎左衛門の尊稱にして、久我大納言通親卿に仕へ、五位の諸大夫となる、名を景正といへり、春慶（或は春[illegible]、又春景）といへるは[illegible]の故なるが故、其所に十[illegible]に精しからず、道元禪師は通親卿の二男なりしかば、貞應二年入宋す、藤四郎之に隨ひ[illegible]して宋に[illegible]二年歸朝す、[illegible]、[illegible]州[illegible]、濃州[illegible]野[illegible]村、[illegible]國知多郡半月村、愛知郡末森村等にて陶試むると雖、心に適せず、終に山田郡祖母懐（ウバガフトコロ）といふ所に居を占め、陶器を製し家業とす、元祖藤四郎を始め歷代の傳說、陶工にいへると俗に傳へたるとは、[illegible]異同ありて、一定しがたし、享保年間に春[illegible]、寶曆年間に春字などの名工もあり、今赤津の春岱などは陶工中の巨擘にして、盛に[illegible]を出し、其名世に聞えたり。○按に、製瓷造陶の技は、土石の好と薪材の饒なるを待ちて、初めて成る。此地方は實に其三事を具備す。殊にコス土は美濃尾張の第三紀新層中の砂礫層に往々散布するものにして、河流に出るものを蒐收す、尾張にては瀬戸、美濃にては[illegible]原、土岐口、妻木等に產す、瀬戸にては往時は陶器の彩色に用ひたりと雖、其產極て少量なるを以て、現今は多くは外國品を仰ぐと云ふ。

主惠郷（スヱ）　和名抄、山田郡主惠郷。○今瀬戸及び印場、新居（アラヰ）などの舊號なるべし、主惠は即陶にして、大嘗會式に「尾張國所獻造、瓷以下十六種」と云ひ、其他にも當國より瓷器を貢進せる例見ゆれば、由來遠し。謂ゆる藤四郎燒の以前、夙に主惠の名の久しく世に知られしを悟るべし。

印場（インバ）　今印場村と云ふ、瀬戸町の西二里、勝川の東二里。式內、山田郡澁川神社は昔此村の澁川と云地にありしを、後世其南十町なる今處に移すと。

大森（オホモリ）　今大森村と云ふ、印場の西に隣る、勝川の東南一里半、龍泉寺山の南とす、矢田川其傍を流る。

[illegible]記云、天正十二年四月八日、[illegible]田[illegible]人は小牧山の[illegible]より[illegible]、[illegible]入て、[illegible]て、[illegible]山[illegible]へ四千八人、[illegible]小[illegible]山[illegible]若[illegible]山に龍泉[illegible]小[illegible]城へ入らしめ玉ふに、其夕刻に敵龍泉寺を出で南方をさして[illegible]進ありければ、先手は[illegible]く小幡へ打立て敵の跡よりしたひ行く、神君も其夜密々に小牧山を出で玉ふ、[illegible]大[illegible]、[illegible]山[illegible]川[illegible]、九日の曙、池田[illegible]入道[illegible]へ打て出て、三河[illegible]村まで[illegible]、[illegible]長久手にて三河先手に[illegible]かれ[illegible]となる、池田、森、堀[illegible]て[illegible]君の[illegible]本にわたり[illegible]も、[illegible]軍となる、池田、森の二大將討れて蜘の子を散らすが如く羽田の方へ逃歸る、すべて追討にさる首一万三千五百餘級、三河[illegible]は勝に乘じ、龍泉寺より十町此方、池川といふ所まで追ひせしが、長追すべからずとて是にて物別れせり。今日の[illegible]、御先手[illegible]、[illegible]、秀吉總勢八万餘人十六段に[illegible]、長湫さして[illegible]を立てらる、然るに神君は[illegible]に物わかれして、小幡の城へ入らせ玉ふ、御道にて龍泉寺の方を御覽ぜられば、瓢の馬印龍泉寺の上の山へ押出す、「先手の大將三人を討たせ筑前が勢ためらふ」と仰られ[illegible]玉ふ、秀吉は[illegible]にもみて龍泉寺觀音堂の前まで馬を向けらる、蒲生氏郷「敵は勝て兜の緒をしめ取合ざる有樣に見ゆ、御馬を納めらるべし」と諫めければ、秀吉も得心して柏井郷上條村の田中に宿陣して、明日拂曉小幡を乘取べしと其用意せられける、小幡にては神君夜に入り御馬を出され密に人數を揃玉ふ、諸軍是は必定龍泉寺の方へ御働あるべきかと推量する所、信雄とともに穩便に小牧山に御歸陣あり、翌朝秀吉は朝込に小幡へおしよせむとするに、寂々寞々として人更になし、然らばとて十二

萬の勢を誘引にして、樂田へ軍勢を返さる。

小幡(ヲバタ)　（小治田）

今小幡村と云ふ、大森の西半里、民家の北、陸軍射的場の西に古城砦の廢址存す。

尾張志云、小幡は古昔小治田、尾張田に作り、續日本紀なる小治田連藥が一族八人に、尾張宿禰姓を賜ふとある小治田(ヲハリダ)は、小針村ぞ本貫の地なるべけれど、さる多き一族なれば、定めて一處にはあらずして、數處にわかれ住み、此ヲバタにもありしなるべし、此村の北の方の山手に古き陵の跡多くありて、葬具などの地中より出る事あるは、かの氏人等が墳墓なるべし、又三の丸天王社拜殿にかけたる鰐口の銘に「尾張春日郡山田莊、小幡長谷村、[illegible]宗地藏堂鰐口、元[illegible]元來八月廿四日、本願三藏坊」と記せり。

守山(モリヤマ)　（森山）

今守山町、大永寺、川村などを合併し、二城(ニジヤウ)村と改む、小幡の西に隣り、矢田川と玉野川に挾まる、地勢平實にして、丘陵は龍泉寺山に連る。

參州の松平三郎清康已に岡崎城を取り之に據り、東參西參を徇へ、漸く尾張を侵す、[illegible]城頗[illegible]ふ、天文四年、森山の城主其宗に[illegible]て降る、十月清康[illegible]に謂て曰く、我[illegible]田[illegible]遠江三州を略し、席巻して西上し、兵を京[illegible]に觀さんと、十月、清康親ら精騎一萬人を率ゐて森山に次し、岡崎[illegible]留[illegible]して以て尾兵を誘ふ、十二月五日、[illegible]中[illegible]し、[illegible]す、清康起て之を視る、阿部彌七刀を奉じて從ひ、誤て其の父定吉殺さるゝと聞き、清康を弑す、清康時に年二十五、清康の子廣忠、廣忠の子を家康とす。織田家譜に筑前守[illegible]、同信[illegible]、同孫三郎信光等を森山城主とす。

守山と云所に泊りて、旅寐いと寒かりければ、

もる山の里の名に負ふ宿かればさよもすがらに[illegible]でし[illegible]るらん（あづまの道の記）　倉海

三河物語云、尾張の國森山、清康の御手を取申故、美濃へ御心置有て、森山の御陣とて、一萬餘にて岡崎を立給ひ、其日は岩崎(イハサキ)に御陣を取、明ければ森山に御附有、（中略）三河にて森山くづれと申は此事なり、

大永寺(ダイエイ)

今二城村の大字にも呼ぶ、禪院あり、無住國師道跡考に「山田[illegible]郎重[illegible]、居本州山田庄小幡田村、建久八年三月、重[illegible]國[illegible]十七回忌、建一院、今太永寺是、原天台宗」と見ゆ、[illegible]尾に、川村の人、岡田伊勢守時常、大永二年に再建したるよししるせり、岡田氏は山田氏の裔孫にて小幡の城主なり、尾州名勝志に勅賜大永寺號とし、開山梅[illegible]道[illegible]和尚、かくて岡田氏宮司の田三百九十石を此寺に寄せしが、天正年中に至り、寺領を沒收せらる、宮司とは六永寺村の古名とぞ、或は川村の分地とす、（名所圖會、尾張志）川村(カハムラ)に式内、山田郡川島神社存す。

高間(タカマ)　（川村）

今高間村と云ふ、大永寺の西にして、瀬古(セコ)村と云いへる地なり、延喜式、春日郡高牟神社は此地に存して、高見島天神と稱す、高高岡、高見、高牟は一語の轉訛也。瀬古とは本州諸郡に多く其名を聞くべし、[illegible]に作るも同じ。

（古瀬）

高間の西なる大山街道に沿ひ、玉野川の分水あり、西南に[illegible]き、矢田川を踰え、名古屋市に入る、江川と稱する[illegible]也

船木郷(フナキ)

和名抄、山田郡船木郷。○今詳ならず、小幡、守山の邊の舊名にや

愛　知　郡

愛知郡(アイチ)

春日井の南、海東の東にして、參州加茂碧海二郡と境川を以て相限る、其東偏は丘陵起伏して高原を成すも、西部は全く平坦とす。今名古屋市の外、三町四十三村、人口凡二十万とす（本郡は知多郡の大高、名和、有松の三村をも愛知郡の下に係けたり）

（年魚市郡）（阿育智郡）

愛知は古昔愛智に作る、和名抄阿伊知と註し、十郷に分つ、後世山田郡の三郷を併せ、現今の境域を成す。愛知は古言にアユチと曰へり、神代紀に吾湯市(アユチ)村、景行紀に年魚市郡、（日本武尊所佩草薙横刀、是今在尾張國年魚市郡熱田社也）萬葉集に阿育智(アユチ)郡とある皆同じ、尾張氏の居住せる故邑にして、其地海道美濃路の走集にあたり、形狀險要なるを知る。○尾張氏の事は國名の條に詳にす、元明紀「和銅二年、尾張國愛智郡大領、外從六位上尾張宿禰乎己志」とあれば、郡司を世職とす、嵯峨紀「弘仁四年、令尾張國愛智郡、貢采女郡司子孫、年十六以上二十以下、容貌端正、堪爲采女一人」とあるも、其名家たるを證す、[illegible]に愛知縣とて、故郡司の墳墓を傳ふる者あり、其詳説を得ず、

阿由知の名義は、湧田の清水に因むかとも云へり、物の湧きいづるをアユといへるは、[illegible]花物語に「血あえさせ給ふ」など云ひ、源氏物語に「汗あゆるこゝちす」など書し、田を開きて水のわき出づるをアユチとや申へけん、萬葉集に、

小治田の年魚道の水を、間なくぞ人はくむてふ、云々

とあるに「天武天皇御世、依奏聞小治田鮎田、賜小治田大臣」と註したり、鮎田とはアユチに同じ、現在六帖に、

[illegible]立てる鮎田の早稲を刈果ててあゆちの水は現れにけり、

とあるも、鮎は治字の誤にて、又傳説とするに足れり、但そのアユ田、アユ[illegible]いづれか原語とすべきをやや詳にせずと云輿

中村郷(ナカムラ)

和名抄、愛智郡中村郷。○今[illegible]豐(オリトヨ)村に大字中村あり、[illegible]の西北隅にして、岩塚、日比津、[illegible]

號の諸村をも續めたるならん。庄內川其北西を流れて、[illegible]と相限り、北は西春日井郡枇杷島に接す。文和三年、熱田神領目錄に愛智郡上中村を收めたり、豐太閤の故里なれば多く其遺跡を詳にせず、名古屋市の西一里。[illegible]に「竹筑前守豐臣秀吉、天文六年爰に生れ、後には天下になり昇給ふは、尾張國愛智郡中村とかやきて、名古屋の宮よりは五十町許西にて、賤しきの民の屋すみか五六十ばかりやあらん、郷のあやしの民の子なれば、父母の名も詳かはしらん、一族などもしか也」云々、貞德翁異記には「秀吉公曰く、我尾州の民間より出たれば、草苅るすべは知りたれども、筆とることは得知らず」云々、祖父物語に據れば秀吉の養父は織田信長の同朋（同朋衆）にて、筑阿彌と云ひ、卽中村の人なれど、眞實の父にあらず、又同書に「天正十八年、小田原征伐の歸るさに、秀吉公中村に御一宿、ここに仁王と呼名せるわつぱ有へし、我幼年の時ともに草を刈しが、彼仁王我より年少し上なりし故、いさかひては鎌づかにて叩かれけるが、其遺恨今に忘れず、仁王呼出し首切て後とらせんと仰ければ、傷りてとく病死し子もなきよし啓しければ、さらはとらせよとて、中村一圓百姓に下されける、其のち朝鮮征伐代肥前名護屋に御在陣の時、外村の百姓どもは御伺ひなりしに、中村のものは一人も參らざりしかば、公怒り給ひて又召上らる」云々とあるは信じ難き節々多し。

常泉寺　上の中村に在り、太閤山と號し、日蓮宗を奉じ、元和年中、僧日涌の私建とぞ、寺中に影堂ありて、秀吉公の像を安置す　又妙行寺に加藤清正を祭る、清正も此村に生れければ、今に二公の宅址とて、村民の話說を爲す者あり。

　[illegible]前[illegible]業想豐公、公在微時也牧童、煙雨滿村春[illegible]靆、
　可憐牛背出英雄、　春濤

稻葉地　今中村と相併せ、織豐村と改む、庄內川を此にて稻葉地川とも稱し、其西岸は東海郡萱津村とす。稻葉地の古形に東宿と云ふは、昔の萱津の東宿也、東關紀行に「かやつの東宿の前を過ぐれば、中畧　往還のたぐひ、手毎にむなしからぬ家つとも、彼の見てのみ人に語らんとよめる、花のかたみには稍かはりてぬぼゆ、
　花ならぬ色香も知らぬ市人の[illegible]歸る家つと」

日比津　今日比津村と云ふ、稻葉地の東に當る、この村定德寺の縁起に「愛智郡日比津村[illegible]寺、天文年中小島建立、明應三年當寺御堂建立」云々と載す、日比は[illegible]の訛なりと聞こゆ「名所圖會」　（津島）

岩塚　今岩塚村と云ふ、稻葉地の南にて、熱田、古渡より津島、佐屋に通する路頭にあたり、東海道佐屋廻の小驛なりき。或は塚を須賀に作れど、本義に叶はず[illegible]のみ、文和三年、熱田神領目錄に愛智郡岩塚郷を載せ、七社明神と稱する古祠存す、其境內に岩塚と號する一墳あり。

尾張志云、南城の西南則武庄は庄內二十村あり、是は中世則武といふ人の名田なるべし、終に廣く庄號となれるなり、大系圖なる[illegible]外、今[illegible]師圖成傳に「醍醐[illegible]寺領柴田、而被付退之後、只[illegible]尾張國[illegible]則武名等、元曆[illegible]八三年下、安倍知行了」とあり、名田なる事明けし、又熱田神官馬場家に藏めたる元亨元年の古文書に「あつたの宮の御りやう、のりたけのがう」云々とあり、　（武則）

烏森　今高須賀、八田等と併せ、烏森村と改む、岩塚の東に接す、高須賀に[illegible]と稱する一丘あり。

此庄內に今も熱田[illegible]領四百石あまりあり。

名所圖會云、高須賀は眞福寺の古寫經の奧書に「於尾州愛智郡在郷、高須賀大[illegible]坊[illegible]貞治三年」とある地にて、中郷は今も長良の地名のこる、又祖父物語に「木下藤吉郎に大名になりて、家人なきに迷惑して、伯母聟七郎左衛門とて、清洲にれんじやく商して居けるを呼寄せ家來とし、末々何程大身に成たりとも十分一取らせんと[illegible]」　（乍）

神戸郷　和名抄、愛智郡神戸鄉。○今御劍村、一柳村などの地を云へるならん、卽伊勢大神の神戸なり。[illegible]の神戸村を以て之に擬すれど、ガウドは[illegible]にて、神戸にあらず、其[illegible]ドなどにある地名に似て、之を[illegible]べし。

御厨　今中村、[illegible]などの地は昔[illegible]御厨村と云ひ、比は一[illegible]御厨の中にて、[illegible]八十余人、御[illegible]下向有直を遂させたること見ゆ、今御厨の[illegible]一村と云ふ、一楊の舊號を取れる也、神鳳抄にも一楊[illegible]る。　（錫一）

東鑑、正治元年、中將家（源賴家）[illegible]御教、六箇所、被止地頭職、其所々內[illegible]之[illegible]出來者、自神宮可被觸出、且又可[illegible]宮內[illegible]兩度內尾張國一楊御厨、自神宮被[illegible]、可退出地頭代之由、加下知、云々。

荒子　今荒子村と云ふ、岩塚の南一里、熱田の西一里、觀音寺あり、[illegible]院之[illegible]、天台宗[illegible]、元祿年中[illegible]て、[illegible]寺、前田[illegible]は此村人なりしとぞ、本朝武林傳に「前田[illegible]人[illegible]初築尾州荒子城、以居焉、荒子與前田村相去十町許、故以前田爲氏、有男號利家」云々。（集古文書、淸和院、應永廿六年、尾張國荒木郷とあるは、荒木郎荒子にや。

高畠　今荒子村の大字とす、東鑑、建久三年、一條前右門[illegible]遺跡廿所の一に尾張國高畠庄とし、桃花蘂葉には「尾張國高畠庄、家門由緒之地也、自山[illegible]本禪門時、附家門了、此又依有要用、寄與尾州廣德寺」と載す。

熱田新田　村の南なる[illegible]にして、沿海の沒入新田と[illegible]今明德、寬政、寶田の三村に分つ、荒子

す。東は熱田舟入川に至り、西は庄内川に至る、大畧正保以後の墾開とす、方一里もあらんか、古歌に謂ける年魚市潟の跡とす。

米野（コメノ）

今牧野、平野、露橋などを合せ、笈瀬（オヒセ）村と改む、鳥森の東にして、名古屋市街の西郊とす

米野は文和三年熱田神領目録に、愛智郡鷗野郷と云ふにあたり、同書に又愛智郡字連一色と云ふは、米野に接する北一色の舊名歟。

笈瀬川（オヒセ）

庄内川の分派にして、昔は稲生の邊にて堰入れしが、今は江川と同く、瀬古辻村の邊より導き來る　其筋の一渠は廣井の西、米野の東を經て、蛭政村に至り海へ入る、長四里許。

廣井（ヒロヰ）

今押切（オシキリ）を併せ、那古野（ナゴヤ）村と改め、名古屋市の管内とす、日比津の東にして、名古屋市に接す。廣井押切の二村は、元城西の農家なりしが、市街の延張するに從ひ、其地次第に市内に入り、大半變して町家と爲り、今鐵道停車場を置かれ、形勢頓移る。

江（エ）川は笈瀬川に駢行し、其東を流るゝ一渠なり、辻江筋、又東江筋と云ふ、猶其東に駢行して舟入川あり

(江川)

日部郷（クサカベ）

和名抄、愛智郡日部郷。○今詳ならず、古風土記逸文に「三宅寺、南去郡家九里十四歩、在日下部郷伊福村」とあるに據り、後の那古野、廣井、押切と云へる邊、即名古屋市の西北は此郷域にあたるを知る。

仙覺萬葉鈔云、尾張風土記曰、同國愛智郡福興寺、俗名三宅寺、南去郡家九里十四歩、在日下部郷伊福村、平城宮御宇、天璽押開豐櫻彥命天皇、神龜元年、主政外從七位下、三宅連麻佐所奉造也、○此逸文なる福興寺、三宅寺、伊福（イフキ）村と云ふは今其名を傳へず、たゞ其南去郡家九里と云ふにより、熱田（アツタ）の郡家（今神戸（カウド）町と云ふ）の北九里（今路一里八町許）の地點を求め得べし、大畧名古屋廣小路の邊とす、式内、愛智郡伊福神社も此地なるべけれど共に分明ならず、尾張志に、伊福神社を春木村の高福寺に引證したれど、彼地は山田郡兩村郷なれば、全く同名異實とす。

名古屋（ナゴヤ）

今名古屋市、人口二十七万、南は熱田町と相連り、東海道の大都會なり、近年私に中京の號を立つ（北街に海部郡の枇杷島、清水町、大曾根等は西春日井郡の管内とす）上方（カミカタ）（大坂京都等）と坂東（東京）との中間に於て、尾張の首府の位置に一區域を成し、此地は常に其の中心にあたるを以て、人物の集散商工の殷盛、古より他に勝れり、城市は徳川氏の開置以後、三百年に満たずと云ふと雖、山田、清洲、萱津の舊邑相降比し、此間形勢千古不易のものあるを見ゆ、鐵道は東京より來る者、此に於て二分し、一は岐阜より近江に入り、一は伊勢路を經、共に京坂に向ふ、又東北に多治見に向ふ支線あり。

名古屋は古書に那古屋、又那古野（ナゴヤ）に作る、（□□□□の養老元年古圖に浪越とあるも、僞書なれば論の限にあらず）廣井押切の東にして、古井の西なる岡の原をさしたり、即名古屋城の邊を其本據とす、名古屋城開市の後は、猶那古屋の村名を郭外に遺ししが、今は廣井をば那古野村と稱す、眞福寺の大師入定の決記の奥書に「于時貞治第三暦甲辰中九日、於尾州國那古屋庄、安養寺小所、忍榮書寫了」とあり、安養寺は今の三丸龜尾天王祠の供僧なりき、○慶長十五年、名古屋城を築き、五年を經て落成す、清洲の士民從ひて移る、故に市巷の稱謂、多く清洲の舊に依る、俗謡に「音に聞こえし名古屋の山を、たきやならした肥後の殿」（尾陽雜記、續撰清正記）とつたふる山丘は、今詳ならず、城中たること必せり、一説西本願寺掛所と云ふは信し難し、本城に遠ければ、剗平の要もなければ也。

(那古野)

雖未申來候、以書之次啓問候、家來之者那古野へ往還付而、種々御馳走之由候、誠不寄存知、子細快然候、自今以後切々可申述事本望に候際、弓廿張進之候、聊表之儀候、恐々謹言、

四月七日　道三

佐々隼人佐殿（新撰美濃志）

名古屋城（ナゴヤ）

市街を前にして、北は西春日井郡の田野に連なる、面積は方十町に近し、其地平衍、其西に堀川を通じ、濠塁の設備ありて、深邃なる區處す　其本丸は近年陸軍省に移せられ、前宮の殿宇は離宮に屬す、其餘は陸軍第三師團の諸營舍、操場等にあてらるるを以て、徳川氏の舊觀と相違多し

慶長十五年、江戸幕府、西國大名二十家に課して名古屋に築造せしむ、二十家知行六百萬石の力を集め、二歲にして成る、五重の天守矢倉は加藤肥後守清正の建立する所にして、巨石を疊みて之を成し、五層の樓閣を其上に置き、葺くに銅瓦を以てし、棟尾は鯱餘（シャチ）を立てたり、其の鯱片は黄金を以て鑄成し、光耀天日に映じ、數里の遠きより仰望すべし、故に金城の稱あり　○尾州侯は源敬公（諱は義直）慶長十二年清洲へ入部、尋いで名古屋に移り、封六十二萬石、御三家（紀州、水戸）の首長にて、其支分は高須、美濃高須郡の一家ありしのみ、（犬山城成瀬氏、今尾城竹腰氏は尾州家の付相たり、其下に石河、志水、渡邊の三家、各萬石を食す、皆御年寄と稱せらる）其封地は尾濃參信の四州にわたれり。

天守閣は五層（地下に一層を加ふれば六階なり）面積南北十七間、東西十五間半、第一層は五百三十六席、第五層は百席を敷くべし、高十七間餘、平地より測れば二十四間餘（疊高七間許）寶暦二年修理を加へ、明治二十四年十月の地震に、石疊少崩すと雖、樓閣は損せず、鯱の高八尺五寸許、小天守は清洲城より移したる者とす、宮殿數字は皆慶長の舊構にして、宏壯の規

(名古屋離宮)

撰を見るべし。

名所圖會云、昔の那古野城は今の御城二之丸の辺也、太永年中、駿河の國主今川氏親この地を畧取し、始めて那古野に築き、末子左馬助氏豐(幸充の子)を置き、清洲の斯波義統の妹を氏豐の妻としたり、其ころ海東郡勝幡の城主織田彈正忠信秀(清須三奉行の一人なり)今川氏豐と共に連歌を好み、時々那古野の城中に至り、一間の居所を乞得て、五日三日或は十日程づゝ逗留し、連歌茶湯などして遊びたり、享祿五年の春、例の如く信秀逗留ありしに、夜に入りて今市場の方に火事ありとて、城中さわぎ立程に、若宮社、天王宮、天永寺、安養寺に火かかりて、火の子を城へ吹きつけたり、城の東南の方より勝幡の兵士、日置の城主織田丹波守と調し合せ、内外よりせめければ、今川の家士不意の夜討に戰ひ負け、氏豐は上京しぬ、信秀は計畧を以てたやすくのりとり、やがて此城に移りけるが、天文三年吉法師(信長の幼名)誕生し翌年、信秀は古渡に新城を築きて、そこへ引移り、那古野は信長の居城なりき、同廿三年七月、清須の家老織田彦五郎信友、斯波義統を弑して猶清須にありしを、翌弘治元年四月、信長兵を發して彦五郎を討取り、其城にうつり、那古野は信長の叔父孫三郎信光の居城となりしが、其年の十一月信光死し、林佐渡守信勝を城代に置かる、同三年正月信勝退去して浪人と爲り、那古野は一時廢墟と爲れり、天正慶長の頃、此地の人、名古屋山三郎と云ふがあり、浪人して京都に於て歌舞妓を興行したること、諸書に見ゆ。

名古屋東照宮（ナゴヤトウセウ）　郭内三之丸に鎭座、元和五年創建、殿舍壯麗なり、舊神官を吉見氏、供僧を尊壽院と云ひ、藩國の時尊崇最厚かりしを以て、今に士民の仰瞻する所とす。○名所圖會云、東照宮に隣り龜尾天王祠あり、天文元年の那古野合戰に此祠燒亡し、其頃參河の松平竹千代君(東照公)幼稚にて、別當安養寺の坊舍に三年ばかり宿り居らる、かかる因あれば、慶長築城の時も移轉せられず、郭内に居きて大城の地主、府下の氏神に祀て奉る、その拜殿の金口に元龜元年の銘見ゆ、本地堂の金口に大永八年の銘あり、又鰐尻に「天王祠、正觀音形像、中嶋牛頭天王、非崇利女、左右惠八王子、今日奉施入牛頭天王御正體、勸進沙門□算、本地阿彌陀佛、正安四年壬寅四月」と擧げたり。

愛知縣廳（アイチ）　今名古屋南久屋町に在り、尾張九郡一市、三河十郡を管治す。縣廳の西なる條を廣小路と云ふ、即全市の中心にあたれり、此は慶長開府の時、市街の南端を限られし所にして、以南は荒茫として、日置前津の村落、古渡より熱田驛まで担道を通せるに過ぎざりきと云ふ。

建中寺（ケンチウ）　市街の東偏に在りて、古井（コオ）村(今千種と改む)に近し、淨土宗、慶安四年創建す。徳川家の追福所なるを以て、境域の廣大、堂宇の壯美、無双の結構と稱せらる、三百年間、當家君臣の墳墓多く此に在り。○建中寺の西北に長久寺あり、眞言宗、清洲中將忠吉の菩提寺にして、清洲に創建せられしを、移府の時併せ移さる。

眞福寺（シンプク）（大須）　名古屋の名所にして、古典籍の收藏を以て世に知らる、謂ゆる大須本、眞福寺本の出てし所とす。此寺は初め中島郡大須村(今美濃國羽島郡に屬す)に在り、眞言宗、北野山寶生院と號したりしを、慶長十七年此に移轉し、猶舊地の名を呼びて大須（オホス）と曰ふ　開基能信上人は伊勢神主度會行家の子にして、勢州多氣郡安養寺佛通禪師の弟子と爲り、又密教を學び、正平五年、南方の綸旨を給はり本寺を建つ、任瑜法親王(後村上院皇子)其遺跡を相續したまひ、勅願所に列せらる、其經藏に格納せる内典外典證文の類、傳へて近年に至れる者數百卷、中にも古事記、扶桑畧記、靈異記、高野大師傳、太子傳曆、和名類聚抄、本朝文粹、七大寺年表、將門記、正中二年尾張國解文、口遊、神仙傳、空也誄等、稀世の史料多し。

前津（マヘツ）　名古屋の東南にて、其地今半は市區に編入し、半は千種村に入る、萬松寺國達寺などは、前津の地とす、榮國寺は往昔の刑場（シオキバ）にして、此に耶蘇宗門の一徒、千餘人を殺戮せられしと云ふは、寛永の比の事歟。

日置（ヒオキ）　名古屋の西南にて、其地今市區の内と爲る、前津の西に接す　日置八幡宮は式内愛智郡日置神社なるべし、本國帳に從三位日置天神と載せたれば、昔は八幡と呼ばず、○日置庄は台記久安六年七月の條にも見ゆ、東鑑にも日置を佐女牛若宮八幡に寄附の事見ゆ、海東郡にも日置鄕あればいづれと定めかたし。台記云、久安六年七月、召尾張成直、即日汝年老家貧、勤勞歷意、吾深憐之、欲令撿注尾張國日置庄、對曰、臣昔爲熱田神主、是以彼國有勢者、數讎忌臣、今若赴向彼國、昔從者有[illegible]如何、云々　○名所圖會云、織田丹波守は日置に住し、勝幡の彈正信秀を援けて那古野を取りたり、天文十三年宗牧の東國紀行に、那古野に下着して連歌を興行せしに、織田丹波守、喜多野右京亮などが來りて一座したるよし記せり、又日置の千本松原と云ふは、寛文年中まで行樹ありしを伐拂ひ、町屋を開かる、今いふ橘町などの邊とす。(丹波守は小田井城主にて名を常寛と云へり)

舟入川（フナイリ）　又堀川と云ふ、日置の西にして、廣井の江川と駢行す、熱田より運漕の艇舟之を泝る、凡五十町、城西の濠池之に注ぎ、一川を成す。○古渡志云、古渡の堀川は慶長十三年、當地撿地人の後に出來也、河口二十間。尾州舊話畧云、慶長十六年六月、舟入を堀る、白鳥邊、別に堀川を構ふ。

古渡（フルワタリ）　今名古屋の市區へ入る、日置の南とす、東古渡は改めて古澤村と云ひ、僅に存す。古渡は熱田の北なる古驛

(宮渡)

にして、延喜式、新溝驛とあるも此歟とおもはる。其渡の名義は河海に因み、昔は愛智潟の潮江は、熱田の西を北の方へ流して、此邊まで入りしならん。後世地形變し、此なる渡津は廢し、宮の渡を以て海道の往來したるにより、古渡と云ひ、其昔の名をのこしたる歟。郢曲の海道篇に古渡の地名をよみ入れたり、明月記舊渡に作る、

都人も日を重ねて古渡りふるき世[illegible]ぬ影やとどめん、（[illegible]

[illegible]法印[illegible]七紀行」

名所圖會云、古渡は府の南にして、市部庄と稱し、昔渡[illegible]有り、明月記に「尾張國古渡着、往昔海湖沒岸之[illegible]地也、[illegible]東方之時、自鳴海到於此」と、また明日香井集に、[illegible]

昔より名はふらぬ古渡さても待ちせぬ橋柱かな、

ともよまれたり、[illegible]記に阿育知郡片蕝[illegible]里と見え、倭名鈔に愛智郡片輪郷とある、即古渡の舊名なり。○再按、片蕝片輪はともに潟廻の義にて、愛智潟の灣を成せる、一岸の謂なり、古渡とは後世此潟の埋沒して、舟の出入も絶えたれば、名つけたるならん。片蕝里人の子道場法師の事は、[illegible]、前揭二書の外、水鏡、本朝文粹にも見え、世に知られたれば引かず。

(片蕝)(片輪)

古渡城址（フルワタリ） 今古渡町の東本願寺別院の地即是也、天文の[illegible]年、織田備後守信秀、那古野城を[illegible]子信長に讓り、古渡に城を築き之に移る、信長記に、[illegible]城に元服と云ひ、宗牧が東國紀行に、禁裡御修理の内勤を宗牧に[illegible]せ令かられて、古渡の城主信秀に傳達したる事見ゆ。[illegible]東本願寺別院は、元祿年中之を建立し、名古屋掛所と號す、[illegible]にして、名古屋第一の大厦とす、別に[illegible]あり、享保年中創建す。

(名古屋掛所)

明治二十四年十月廿八日、大地震（午前六時四十分）美濃尾張[illegible]平野を搖撼せしが、名古屋、熱田、清洲、一宮、黑田等其[illegible]甚し、近世未曾有の大慘事たり、餘波三河に及ぶ。愛知一縣の統計、死亡二四六五、（負傷三千餘）家屋全潰四三〇〇〇、半潰二〇〇〇〇とす、其名古屋熱田一帶に於てすら死亡三百人、潰屋二千字に達せり、紡績工場の崩壞の如き、酸鼻を極めたり。

驛家郷（ウマヤ） 和名抄、愛智郡驛家郷。○今詳ならず、蓋古渡の邊の地なるべし、延喜式、當國の驛馬は馬津、新溝、兩村とありて、馬津は海部郡にて新溝は即此愛智郡の驛家たること明瞭なり。新溝の名も後世傳へねど、地形により推して古渡の地たることを想ふべく、且此は片蕝とも稱し、古の愛智潟の一港灣たりしことも其説あれば、古渡と見て大差なし。

(新溝)

厚田郷（アツタ） 和名抄、愛智郡厚田郷、高山寺本熱田に作る。今熱田町是なり、神宮あるを以て、後世或は宮と唱ふ。

釋紀所引、尾張國風土記曰、熱田社者、昔日本武命、巡歷東國還時、娶尾張連等遠祖宮酢媛命、宿於其家、夜頭向廁、以隨身劍、掛於桑木遺之、入殿乃寤、更往取之、劍有光如神、不把得之、即謂宮酢媛曰、此劍神氣、宜奉齋之、吾形影、因以立社、由郷爲名也、[illegible]上云、[illegible]郷は即熱田なり、[illegible]二年、[illegible]村構が[illegible]は からひにて、社の地を占ひ定められしに、其處に楓樹一株ありしが、自然に炎燒して、その樹水田の中に倒れ入り、[illegible]熱田と名づけしよし、記したるが如し、この説は[illegible]を考ふるに少したがへるふしあれど、古説なればいかゞはせむ、先その旨に隨ひつ。

神戶（ガウド） 今熱田神戶町は愛智郡の古郷名にて、即厚田郷の民中をさす、カムへにはあらで、[illegible]をゴホドと云へ、訛りて、神戶、[illegible]戶、河渡なと稱すること、美濃の諸郡の例にて其所以を諾るべし。（名所圖會云、神戶町は熱田第一の繁盛にして、前は蒼海の漫々たるをのぞみ、驛路には旅客ひまなく群行し、船場には商人の荷物つどひて山の如し、抑熱田は鎌倉府の頃より旅泊の事見え、昔は街道二筋ありき、今道の事は地藏院の古證文に見え、永祿の頃より人家立續き町並となり、近世は五十三次の一にて專ら宮（ミヤ）と云ひ、繁榮他に殊なり。

(宮)

熱田に參りける頃、人々師走の海見んとて、船さしよせけるに、海邊に日暮して

海くれて鴨の聲ほのかに白し、　芭蕉

熱田（アツタ） 今熱田町、人口七千、名古屋の南に接する驛にして、海陸の通衢にあたる。

尾張志云、熱田は近世宮の宿と云ひ驛舍すれど、王朝の古[illegible]にあらず、武家執政の世となりては、京都より鎌倉へ通ふ道筋にて、今の如く旅宿をもおきしよし、吾妻鏡、源平盛衰記等をはじめ、古軍書紀行などに見えたれど、今の繁昌のさまには及ばざりし也、當所地藏院の天正元年の古證文に、今道、東脇等に住みし舊しき人の名を[illegible]たれど、昔は新地なるべく、享祿の神宮圖にも、南の方は陸地至て少く、傳馬町のあたりは濱はたのやうに[illegible]しばかりる、されば三四百年已前までは家並も多からず、其後追々海へ築出し、町家となりしかども、二百年已前には家作も稀に、旅宿なども[illegible]かくしからずなりしにや、明曆二年に印行したる東海道の道中記にしるせるに、五十三驛のよしあしをことはりて[illegible]なるみ宿熊し[illegible]みや宿熊し、[illegible]たり、今をもて見れば、其五十三[illegible]ち此宮宿にまさるものなきにて、古今の變遷を知るべし

熱田港（アツタ） 熱田市街の南に在り、其内港は狭隘にして小舟[illegible]を容るるに過ぎず、外港（保田と唱ふ）も大艦の碇泊することなし　然れども伊勢灣の北極にあたり、名古屋の埠頭なるを以て、四方の運漕之に歸し、客時皆[illegible]

(保田)

日夜出入す、四日市十六里（大船は四日市に寄泊す）神社(カミヤシロ)三十九里、

尾州路上　　　　芳山

五月探勝未思還、舟過東海七里灣、回首始知來路遠、若烟落日萬市山、

熱田より桑名に至るを尊七里の渡、又は間遠の渡と稱し東海道の大渡津と爲したり、是は專ら近世の定めなりしかど、其後熱田四日市の間を常航路とし、今は鐵道の便に因り、又此渡を行かず（伊勢桑名の間遠渡を參考すべし）○熱田は古へより新麥稈にて馬形をつくり、玩弄物に賣出ぎし所にて、麥稈眞田(サナダ)をはじめしは明治十六年の比とす、これより長足の進歩をなし、組合を組織し一定の商標を貼付して、海外まで出荷することを規定するにいたれりとぞ、今は東京、岡山、愛知の外廣島、香川兵庫等よりも多少の産出ありといふ、東京は大森の如き、歴史上創業の地なれど、其産額よりいふときは第三に位し、岡山六拾萬八千餘圓を第一とし、愛知三拾三萬二千圓餘これにつげり、神戸横濱より輸出せし最近の價格武百武拾參萬圓餘に達せり〔工業史〕

年魚市潟址(アユチ)

今熱田の内港より、北へ彎入せる一江なりしならん、故に熱田港を以て此遺跡と爲すも不可なし、○東海道圖會に、宮より鳴海の間なるへしと云へるは精しからず、此潟は古渡、片輪(カタワ)の傍にも當ずる如く、熱田市街の西なる界濵の田野、即往時の汝干潟にして、後世漸次に變じて田野と爲り、近世には全く村落に化したり、謂ゆる熱田新田是なり、萬葉集に「年魚市方汝干にけらし知多の浦に朝こぐ舟も沖による見よ」と詠じ、知多浦は今知多半島地の西岸、横須賀日長(ヒナガ)崎の浦にあたるべし、又同書に「櫻田へ鶴(タヅ)鳴渡る年魚市方潮干にけらし鶴鳴渡」とよみたるは熱田の東なる作良郷にて、その田の邊の鶴の聲きさて、熱田の西なる汝干潟の事を想像したる也。

（吾湯市）

熱田神宮(アツタ)

今官幣大社に陞せらる、熱田町の中にして其地を江崎と云ふ、神代紀に「草薙劍、今在尾張國吾湯(アユチ)市村、即熱田祝部所掌之神是也」とある者とす、日本武尊神劍を此に安置したまへるより、後世之を祝ひ、其靈威を仰ぐ、文德紀、齊衡元年尾張大國社と云ひ、寛平縁起には大神宮に作り、日本紀略、康保三年正一位熱田大明神と云ひ、國内神名帳（永正三年、熱田神宮寺座主知法院書寫）には熱田皇太神宮と云ひ、永正六年の熱田講式には「日本大棟梁、熱田大神、百王鎭護宗廟」と稱し來りき、近時に至り、朝廷の崇敬益深厚を加へ、接遇は伊勢大神に亞ぐと云ふ。

謁熱田祠　　鐵心

力扛鼎、勢如雷、（此及第四句、景行紀中語）提起手中氷一片、東邊一顧盡王臣、何知皇子巣神人、白鳥西飛帝慈泣、長見靈威衛[illegible]立、千秋血食年魚市、（即愛知郡、出延喜式）祠門下馬來拜跪、老杉有雨濕朱甍、神帳深々鈴索鳴、想見火烈其揚燒津野、（在駿河　鑒殺群兇上皆猶、三尺有靈神護持、光芒四照毛可吹、君不見大汝之父何雄偉、出雲川上割蛇尾（大汝即大己貴、見萬葉集、父爲素盞烏）

神祇志料云、熱田神社は延喜式名神大に列し、日本武尊を祭り、草薙神劍を以て靈形とす（日本書記、古語拾遺、熱田縁起、釋日本紀）即尾張第三(サンノミヤ)宮也（源平盛衰記、平家物語、神道集）其神殿二宇、東西に相並ぶ、土用殿東にあり、神劍を鎭奉る、正殿西にあり、後世四坐の神を配奉る、號て大宮五座と云ふ（國内帳集説）四坐とは天照皇太神、素盞嗚尊、宮簀姫命、建稻種命なるべしと云ふこと、近世の定説なり、然れども神名帳頭注には、大宮日本武、東素盞嗚、南宮簀姫、西伊弉冊、北倉稻魂、中央天照大神、已上六社と云ひ、稻種を倉稻にあやまる、伊弉冊と云ふも疑ふべし、神名帳考證并に臚尻等には奇稻

（三宮）

田宮とす、何ゆ、素盞嗚尊大蛇を斬て[illegible]を得て天神に獻り、其劍を皇孫命に授け給ひしが、垂仁天皇の時に伊勢の神宮に齋ひ奉る、景行天皇の時、日本武尊東國を代給はむとて、大神宮を拜し給ふ時に、倭姫命この劍神劍及び囊を給ひて、若急事あらば此囊を開き給へ、努(ユメ)勿(ナ)怠りそと誨給ひき、故相武(サガム)國に至り給ひし時、其國造皇子を殺さむとして、野に火を放ちけり、爰に[illegible]口を解て見給へば、其中に火打を有ける、故其刀を以て草を刈り拂ひ、其火打を以て火を打出し向ひ火を着て燒退け、其國造等を悉く滅しき、故其名を[illegible]といふ、而して上總より陸奥に入り卒て、悉く蝦夷を撃ち、又山河の荒神を平和して、尾張國造建稻種の妹宮簀媛の家に御入りて、其御佩の草薙劍を授て、我床守(トコノモリ)せよと詔ひ、即伊勢に幸し、御病にかゝり坐る時も、猶此御刀を思して、「其大刀はや」と詔給ひて、即崩坐ぬ（古事記、日本書紀、熱田縁起、神皇正統紀）故此後神劍を宮簀媛に留給ひける、其て、歳經ますます顯はれたり、天智天皇七年、新羅國の法師道行、窃に神劍を盗み國に還らむとせしに、途上度を失て舟得進まず、遂に津に浮泊でき、時に神教ありて之を以て道行を捕て之を殺しつ、此後神劍は大殿に御坐り、天武天皇朱鳥元年六月、御病をトふに、神劍の祟り給へり、即勅して之を熱田社に還奉らしむ、是より始て御社守七人を置き、尾張氏人を神主祝とす（熱田縁起）平城天皇大同三年、齋部宿禰廣成奏しけらく、草薙劍は最貴き天璽に坐すを、日本武尊東夷を征給ひしより、尾張國に鎭り坐し、外賊盗み奉らんとせしかど、境を出給ふことなかりき、其神異此の如くなるに、昔より幣帛を奉る事なきは如何ぞやと奏申しき（古語拾遺）凡熱田祭事甚多く、毎年正月朔、祠官等神饌類を具て、神殿の廊に置く、尾張氏之を案上に奠へ、雉、兎、藻、其等の物を奉り、祝師祝詞を讀み、權内人太玉串を取り、伶人樂を奏す、之を

夕供御と云、古へは十二月□の□なるを以て也、又元日より千箇、八劔、松姑、日割、南新宮に膳八膳具ハ撰形を奉り、酒飯を供ふ、二月□年□上巳日に大宮左右に篠を以て棚を飾り、八姫酒を神庭に供へ、午日に高藏、日割、氷上、知加麻、八□等の社に神饌を奉り、明日御田神を祭り、東西十二社に饌を進め幣を班つ、五月四日、聖神事と云ふ、五日、大宮神輿、海上門樓上に幸す、是日郷代浦代てふもの、前年五月より齋潔りて、奉幣の事を掌る、十一月新嘗祭、上寅日より辰日に至る、辰日御田神を祭る、其儀新年に同じ、凡新年新嘗には、漁人等より御贄大小魚二百五十尾を供ふ　「續尾、張州府志」□熱田大神宮□起云、日本武尊、□□化□之後、宮簀媛不違平日之約、獨守御□、[illegible]日、靈驗寄聞、若有□□□之人、則[illegible]、相議曰、我[illegible]之前、占社□□神□、衆議感之、定其社之地、有楓樹一株、自然炎燒、倒水田中、光焔不□、水田尚熱、仍號熱田□(この縁起は白雉十六年、宮□宿□清稚□原等にして、□平二年、藤原村□市修す□□中の史料なり)　□熱□□圖會云、熱田大神宮は江戸松姑島に鎮座、[illegible]樓なり、七社とは大宮、八劔宮、高□□、大福田宮、日割宮、氷上宮、源大夫宮を云ふ、□□堂は神宮寺にて、側に不動堂あり、即八劔の本地佛とす、又從□堂あり。當國名所圖會云、熱田宮は享祿年中の古圖に據れば、海上門の外に五重大塔を建ててあり、社務を政所と呼ぶ、神驗の事は古書に多く載せたるが、中にも十訓抄、撰集抄、春日驗記、元亨釋書、沙石集、續世繼、寶物集、宇治拾遺、平家物語などに見えけるは世に皆し、四隅の神門は、南正面を海上門と云ひ、東を春敲門、西を鎮皇門、北を清雪門とぞ、雅樂は昔氏人尾張連濱主が其能の事、續後紀に載せ、後世相傳の業を失はず、其事は類聚源抄、河海抄はた臨□等に擧げらる、赤染衛門家集に

熱田の宮といふ所にまうでて、(中略)神さびておもしろき所の樣なり、遊びして奉るに、風にたぐひて物の音もいさとをかし、

宮のねに神の心やたよるらむ森の木風も吹まさる也、

(松姑島)

神封の事は、新抄格勅符に「熱田神卅戸、尾張國、不見年紀」とありて、のち天長十年封十五戸を大神に納れたまひ、「續後紀」弘仁三年、嘉祥三年、昌泰二年連に刺して神戸百姓を公役に充る事を禁ぜられ、「當社古文書」凡神税は辨官の報を待て社用に充てしめらる。「延喜式」其他詳を傳へねど、中世文和三年四月、宮司尾張仲勝の神領注進狀に、惣田畠五百六十二町八段百拾歩と見えたり、近世は御神領四千九百石餘、又敷地高七百五十六石、惣社務則武庄五百八十石、此を御供田と號す、其他大宮司の私領并に社家社僧の所領合せて、一万石に近しと云へり、「名所圖會」張州府志には「今神領市井三百三十餘町、二千八百七十二戸、祭田則武庄秋米五百六石餘」と述ぶ、□尻には「神領、四至田園市井、凡三百三十餘町、則武庄秋米四百五石、田二十八町餘、大宮司領、鳴海庄秋米七百十七石、田五十四町餘」云々、その他永享十二年伏見殿御領目錄に「熱田領四百五十貫、別納萩郷万餘疋」とのす、妙興寺文書にも熱田領のことを彼是見ゆ、

正月十一日、熱田宮前にて、宮人卯杖舞を奏し、陪從竹川を謠ふ、尾張氏踏歌の頌を唱へ、巾子の神人小鼓を振り侍る樣、いといと昔おぼえたる、

蓬萊宮裡戯花暄、春敲門頭楊柳新、寶鼎更着太平日、踏歌何事羅金蹄、　天野　信景

熱田に詣づ、社頭大に破れ、築地は倒れて草むらに隱る、ここかしこに繩をはりて、小社の跡をしるしに、石をすゑて、其神と名のる、よもぎしのぶ心のままに生けるぞ、中々にめでたきよりも、心とまりける、

しのぶさへ枯れて餅かふ宿哉、　芭蕉

(土用殿)

按に、熱田寶劔鎮座の由來は、古事記、倭武命の東征以下崩御に至る諸章、朴實にして最感想を深うす。日本紀は始末顚缺けて委曲を盡さず、熱田縁起は文稍浮□の嫌あれど、猶多く逸事を錄したり。凡大神の明徳は、此諸書に古語拾遺を并看すれば、之を覗ふに□幾からん、天淵記は不實の言あり。又按に、大宮の土用殿名義不詳、書紀通證に「王木翁曰、熱夏也、田土也、夏火徒於秋金之交、土用之義也、社記、月令曰、季夏大雨時行、燒薙行水、利以殺草」云々とあれど、附會の辭ならん。古事記傳には「或説に土用と云稱は、社傳に更になきことなり、渡用御殿と云とあり、それを土用と云ひなし、土金五行の説に附會して近世に云ふなり」と論ずるも、渡用の語を註解せず。又神祇志料に、本社所藏承和十四年文書に、神體五□とあるに依らば、承和以前より四座を配祭したりと述ぶ。然れども延喜式に一座たること明白なれば、承和文書の五座と云ふは疑ふべし、寛平縁起に「以熱田明神、為尾張氏神、宮簀媛及建稻種命、大宮相殿神也」とあるにも符合せず。且此相殿神と云ふも延喜式に載せざれば、謂ゆる式外にて、式內の大社は專ら土用殿の一祠とす。又熱田明神は寛平縁起に「以尾張氏人、爲神主祝等職也」と述べ、六國史、姓氏錄に尾張連、尾張宿禰の人々見ゆ、其一族にて掌れるを知る。然るに此尾張氏大宮司は中頃より血統變じたり、其次第は大宮司尾張員職が女、當國目代藤原季範に嫁きて季範を生み、季範外孫の員□を嗣ぐ、其女子は下野守源義朝に嫁し、頼朝、範頼を生めり。故に東鑑に「熱田社、依爲外戚祖神、殊被致申心之崇敬」と云ひ、玉葉集には

櫻花ありなむ後のかたみには松にかかれる藤を頼まむ、

これは熱田大宮司の御事になむ、昔待宵の大宮司[illegible]代々なり來りけるに、情職が女の名を松と申けるが、[illegible]に[illegible]、[illegible]生みける後、[illegible]、[illegible]させたりけるにより、[illegible]て大宮司になりて、[illegible]

[illegible]たる[illegible]する者[illegible]、此[illegible]は領田[illegible]く、[illegible]兵仗を帯る[illegible]、子孫今猶をは今宮[illegible]も世間たえたる[illegible]、[illegible]なり。上總介[illegible]の三男を養ひ、季範と云ふ。上[illegible]て間なりて、されば[illegible]は藤原を名のる、[illegible]す、即大宮司家也、次に權宮司と云ふものあり、[illegible]一[illegible]其一家は[illegible]又禰宜[illegible]、[illegible]時に家は尾張姓にて古よ[illegible]、[illegible]云ふは、守部宿禰にて[illegible]人を[illegible]、尾張の[illegible]ぞ）世職とす、鹽尻、[illegible]」以下を仕の神人、近世四百家と稱せり。又大日本史列傳「熱田[illegible]、其先世〻父〻範直、永久之役効力王室、[illegible]北條義時敎職、熱田祠官、父家範、並大宮司、後[illegible]時、昌能爲大宮司、任攝津守武者所」とあり、昌能は武[illegible]人にて力を[illegible]方に効せしも克たず、大宮司の勢威は此に至り頗ぶ衰退したるを思ふべし、近世の宮司は、全く熱田[illegible]臣氏の[illegible]に由れる[illegible]

（蓬萊島）

長恨歌抄に、[illegible]方士が蓬萊宮にして、楊貴妃が靈魂に尋ね逢ふを云ふ、熱田[illegible]門の事とし、謡曲楊貴妃及び文集・[illegible]能[illegible]に「[illegible]たくしゅんこう門」とある皆同じ、又[illegible]の一地を蓬萊が島と說く、宗祇秘中抄に「蓬が島とは竹生島、あつた、筑紫の志賀の島をさす」と述べ、林氏神社考に「本朝指爲蓬萊者三、富士、熊野、熱田是也」とあり、此說は早くも貞應海道記に、

熱田宮の御前を過れば、示現利生の垂跡にひざまづきて、一心再拜の[illegible]に頭を傾く、（中略）[illegible]ずとも、不死の[illegible]は採らずとも、[illegible]は一生の[illegible]なり、是[illegible]年の[illegible]にあらずや、[illegible]さを心を常にとる人に[illegible]、島の[illegible]をこられ、

とあり、其由來は詳ならねど、[illegible]たるを[illegible]大永三年[illegible]の天爵記には[illegible]加へたり[illegible]此[illegible]讃には「[illegible]熱田楊妃[illegible]」と[illegible]曰ふ[illegible]は近世[illegible]文明十七年の[illegible]なり、是も[illegible]島に附けて[illegible]生じたる俗說ならんが、楊妃を祭ると[illegible]れるは[illegible]ならずや。

　白[illegible]有靈、開遣[illegible]、生々合託死決前、天寶[illegible]何故事、重陽[illegible]熱田宮、云々、　萬里

小田[illegible]、竹取抄云、熱田神は日本武尊なれば、古傳に白鳥に化りて飛去り給ふと云ふ神蹟にあたる、さて又之を楊貴妃に謂るは、堅瓠集に貴妃は白鷗の精なり、其爪赤釘の如しとありて、白鷗も白き鳥なればよく合へり、云々、

永享四年、[illegible]紀行云、あつたの宮を過ける程に、

　神垣も光[illegible]ふらし動きなき道が島に[illegible]て、

天文十三年、宗牧紀行云、熱田の神は昔[illegible]の代おこりて、我國をおたふけんさせしにも、貴妃に生れ給て、彼世をみだれしも、此神の力とぞ、方士が尋ね來れる蓬[illegible]も、此[illegible]地を申となり、長恨歌の太眞院、此宮の春[illegible]門に思ひよりへられたり。

永祿十年、紹巴紀行云、熱田神宮寺、いささか西の方に楊貴妃のしるしとて、五輪石塔、苔に仆て立たり、

慶長十二年、羅山東行日錄云、世之傳者、或以熱田廟爲蓬萊宮、以此神爲楊貴妃之靈、蓋流俗之妄乎、而小野道風書門額曰春敲者、方士來叩此宮門也、宮祠名太眞殿、後改今名、其額今猶在云、非也、明宋濂日東曲、所謂國有楊貴祠妃、蓋承此說也、

[illegible]中、[illegible]

　宮[illegible]　宗[illegible]

東[illegible]紀行云、[illegible]宮に到りぬ、[illegible]ければ、やがて[illegible]て拜み奉るに、木立[illegible]木の間より夕日の[illegible]さく入りて、[illegible]たるに、[illegible]て[illegible]たる中にも、[illegible]の、[illegible]に來居るさま、雪の積れるやうに見えて、遠く白きものから、[illegible]行[illegible]に[illegible]行く、云々。

八劍（ヤツルギ）神社

今熱田大宮の南に在りて、下宮[illegible]式に[illegible]、凡年中[illegible]宮に[illegible]ることなし、[illegible]に因れば、和銅元年、[illegible]見賀入道守、安倍朝臣[illegible]人、奉幣[illegible]云へり。○神[illegible]料云、八劍神をば平家[illegible]、并に神名帳に[illegible]行ひ事ありし後、[illegible]造り加へて、同殿に祀れる、之を八[illegible]宮とす、[illegible]此說を擧て、[illegible]り後、末代になか[illegible]る者もありなんとて、四ツの[illegible]如、造りて社に立られたり、一の社官の外、本[illegible]を知らず[illegible]、[illegible]らくは後人八劍の名に依て、附會せる說なるべし。

　今丁[illegible]春、八劍宮[illegible]、實一千[illegible]、東風[illegible]山川、[illegible]、[illegible]時光[illegible]國一千年、　天野　信景

此社は太平東下りの文句に「いつかたが身の尾はりなる、熱田の八劍伏拜み」云々さよみ、圓齋の東國陣道記には「社務總檢校の家にとまりけるに、社僧寶[illegible]坊（權座主）出られて、當社の内八劍宮は、日本武尊たるのよし物語あり、かぞへ見んいく世かねぬる花の宿」云々、平家物語、劍巻云、新羅の帝草薙の劍を盗み取らせんとて、生不動と云ふ將軍に、七の劍を持せて日本へぞ渡しける、生不動已に尾張國まで攻來る、熱田神宮惡き奴かなとて

之を取殺し給けり、乃所持の七の劍を召取て、草薙劍に加て寶殿に祀たり、今の八劍大明神とは是なり。熱田の御子神三座、その摂名御子神社は大宮鎮皇門の内に在り、日割御子神社は御所前町の大福田社の南に在りて、日破宮と稱す。古事記傳に日割御子とは、草薙劍の御棠の時の、火打の神德を齋へるにやとも說けり。

日破隊道と興行に、日本武尊の東國にて向火の時の、燧をあがめたる所なりときゝて、

いな妻は空に打出すひかり哉（永祿十年、紹巴紀行）

また高座結御子神社は大宮の北五町新機屋町に在り、高藏宮と稱す、即仁明紀「承和二年、高座結御子神、預名神」、熱田大神御兒也とあるに當る。以上三社、式内名神大と唱せらる、御子神は仁武の宮簀媛の生兒と云ふにはあらで、[illegible]にて[illegible]者とす。

熱田の宮に詣でける道にて、[illegible]の鳴森を問は、中の森となん、[illegible]（[illegible]）

[illegible]ずる緣よりかくてかた[illegible]中の森と云ふとも、此中の森や、[illegible]の御社ならん、名なるべし。又式内、青衾神社は[illegible]、[illegible]、御田神社は鎮皇門内に存す、其他傳馬町に[illegible]、源大夫御前と稱するがあり、[illegible]て、大宮の西に紀太夫御前と稱するがあり、[illegible]は尾張國造乎止世命を祀り、紀大夫社は其[illegible]を祀るとし、御前とは女神に用ふるが通例なるが、此には男神にも唱ふ、又大夫とは專當[illegible]名に取る歟、神名帳頭註に、熱田の末社を舉げ、日破宮、日成宮、八劍宮、氷上宮、宮簀媛也、大福殿、源大夫御前、紀大夫御前の七祠とす。諸社根元記には、高[illegible]宮本地[illegible]門と注し、大福田に作る、熱田の舊說には五宮八社十二御前と云ひ、大宮以下の五宮、[illegible]若社以下八所、源大夫以下十二所と延久記を引きて說す。大福田大[illegible]は貞治三年[illegible]家神名帳にも見え、熱田大神の法號とす。

平家物語、劍卷云、出雲國にて素戔嗚尊に害をしたりし八岐大蛇天降り、無體に命を失はれ劍を奪はれし怕り散せず、今日本武尊の帶て東國に赴給を、せき留て奪歸さん其爲に毒蛇と成て、不破關大路を伏塞たり、尊事共し給はず躍越てぞ通られける、尾張國に下て松子島と云所に、源大夫と云者の家に泊り給へり、大夫に娘あり名を岩戸姬と云けり、眉目貌好りければ尊是を召て幸し給ふ、かくて駿河國富士の裾野に到給ふに、凶徒等野に火を附て尊を燒殺し奉らんとしける時、帶給へる天叢雲劍を拔て草を薙給ふ、薙草に火附て劫たりけるに、尊は火石水石とて、二の石を持給へるが、先水石を投給たりければ、即石より水出て消てけり、又火石を投給ければ、石中より火出て凶徒多く燒死けり、其よりしてぞ其野をば天の燒ろめ野とぞ名附ける、叢雲劍をば草薙劍とぞ申ける、尊振捨給し岩戸姬の事、忘かたく心に懸りければ、火山復り江復ると云とも、志の由を彼姬に知せんとて、火石水石の二の石を駿河の富士の裾野より、尾張の松子島へこそ投られけれ、彼所の紀大夫と云者の作れる田の北の耳に火石は落、南の耳に水石は落、此二の石留る夜、紀大夫の作ける田、一夜が内に森と成て、多くの木生繁りたり、云々。

熱田神宮寺址

近年廢絕す、延喜式に「凡尾張國熱田社、毎年春秋二節、々別屈僧六十四口、轉讀金剛般若經一千卷、其布施供養、以神封物充之」とあるも此の事なり。

嘉祥三年、太政官符、熱田大神神戶、頃年之間、依大神諾、造建神宮寺、就中如法院一處、別院三處、塔三基、佛菩薩四王御像、總一千廿八軀、書寫經論、一萬五千九百餘卷、依度々官符、隨時立例、不得輙闕怠修理、寺家驅使法會、皆用神戶人、今所在謀丁不幾、而混雜公民、云々。（熱田文書）

(如法院址)

名所圖會云、神宮寺は海藏門の外に在り、仁明天皇勅建、如法院之を司れる由、承和十四年の太政官符に見えて、おぼろげならぬ靈區なりしが、中世兵亂にて衰微頹廢せしかば、右大臣豐臣秀頼公再興し、慶長年中、十間梁十三間半の瓦葺の佛殿を建立せられしかども、是また衰廢して、年久しく無住となり、修理をも加へざりしに、元祿九年、江戶護持院僧正隆光、幕府に吹擧し、十五年堂宇を修理中興す、本尊藥師靈驗の事は、沙石集に、文永の頃、盲目を明けたまへる由のせたり、○近世神宮寺は眞言宗の淸僧三院を置く、別に天台宗の座主あり、即如法院と稱し、其下に權座主三院あり、共に子孫世襲して供僧と云へり。張州府志云、如法院稱熱田座主、供僧妻帶是亦稱尾張氏、文明十一年、座主淸德勸請書、今在寶井東光寺。

尾張志云、熱田瀧之坊は堀之内町に在り、宗長手記に「大永六年三月、熱田宮へ參宮めぐりしつるに、松風神さびて、誠に神代おぼゆる、此御神は東海道の鎭護の神々かや、宮の家々くぎぬきまで汐の滿干、鳴海、星崎、社の木の間々々、伊勢の海見わたされ、こゝの眺望誰が言の葉もたるまじくなむ、旅宿瀧の坊興行、織田筑前守來りあはれて、ときはなる松の葉こしの遠干潟、神官人所望に、うすもみぢ松にあつたの若葉かな」と見え、其後は熱田大發句帳に宗碩「海松やこりそめしまのしぐれかな」宗牧が東國紀行に「雷かれや穗なみにかへる浜の聲」紹巴が富士見道記に、

宗長以來宿をせし瀧の坊にて、

宿かるも尾花がもとの名ごりかな、

なぐめづらしき齋房とす、同じ富士見道記に、永祿十年八月、熱田法華堂本遠寺にて連歌の事も見ゆ、本遠寺は應安年中、日澄上人の開基とす。

圓福寺、熱田傳馬町にあり、[illegible]井道場と稱し、遊行派[illegible]上人の開基とす、當寺は足利尊氏の一族にして、落[illegible]金[illegible]等にも作し、新後拾遺集にもりの呼續の濱の歌を收めらる、叉熱田院に[illegible]氏の白[illegible]白鐘の地藏菩薩、光信筆[illegible]公[illegible]などを收む。(名所圖會)

旗屋(ハタヤ)　今熱田旗屋町と云ふ、往昔に「日本武尊[illegible]せ給ひ、白旗を化して[illegible]、尾張國に落させまり給ひしが、二流の白旗を見[illegible]る故、こゝを幡屋と名づけし、右兵衛佐[illegible]は、代々源氏の大將に成べき故にや、彼幡屋にて生れ給ひし」よし記せるは、則この事なり、今誓願寺中に賴朝產社をつたへり。○誓願寺は淨土宗にて、熱田上人と稱せられし[illegible]光[illegible]の建てし者とす、此尼は[illegible]川崎宗の宮中に[illegible]て[illegible]せられ、元和六年、東福門院の内旨により、[illegible]寺領を[illegible]附せられたり。

白鳥(シラトリ)　[illegible]西、[illegible]町と稱す、白鳥の[illegible]ありて、[illegible]遺事を傳ふ、近世法持寺と云ふ、僧房その丘壙の側に建[illegible]。古事記に

於是化八尋白智鳥(シロチドリ)、翔天而向河內國之志幾、故於其地作御陵鎮坐也、卽號其御陵、謂白鳥御陵也、然亦自其地、更翔天以飛行、

とあれば、[illegible]行紀に見ゆる三陵の外にも、白鳥の飛行の不思儀に感動し、尾張氏の有[illegible]人々が、此に御陵を起して崇敬したるならん、一說、天武天皇の御世に、白鳥三陵に[illegible]して、此にも衬ると云ふは信じ難し、此丘を寐山とも稱す、熱田を寐覺の里とも云ふは之に因る歟、東海道圖會には鍛(タンプ)[illegible]た斷夫と云ひ、卽蓬萊山の舊跡と說けり。

(寐山)

連れて行きねやまも知らぬ白鳥のさきの世もうき身の契哉(夫木)　行家

尾張志云、白鳥の材木場は國主の經營也、元和元年、木曾山御拜領あらせられし後、彼山の良材を熱田にとり寄せ給ひ、御用木あるひは御拂木等を掌る奉行二人、下役多くありて指揮す、この白鳥奉行役所の事は、他國遠國の人までもよく知て、貝原篤信が岐蘇路の記に「凡木曾山中に材木多き事いふに及ばず、檜、さはら、松、栗、欅多し、杉なし、けやきは重くして水にうかばず、故に下す事なりがたし、御嶽に良木殊に多し、村木をきる杣は尾州[illegible]り和泉、紀伊、近江の人を雇て遣はさる、每年春の雪消、二三月に山に入て、十月に出る、凡幾千人といふ事を知らず、此杣人ども山中に家ありて居住し、木を伐り村木に削る、あるひはくれに割て、長四尺ばかりなる小さき木を川へ流せば、いくらともなく水に隨ひて流れ下る、川中の石にかゝりてとゞまりたるは、筏に乘たるもの來りて落すといふ、舟はもとより水早くして石の高ければ通はず、此ながるゝ木とも木曾を過て、美濃の内太田(オホタ)の四里川上に錦織(ニシゴリ)といふ所に至る、其處に大網をはりてこと[illegible]いる川下へ流さずせきとむ、そこにて筏に作り、[illegible]名熱田へ下す、熱田の内西の方白鳥といふ舟のつく處に下す、この地にて商人買とり、諸國へうり遣はす」と記せり、元祿寶永の頃かくいへるが、今にたがはず。○白鳥村木役所は、今宮內省御料局の管掌に歸す、堀川は名古屋の舟入川に同じ。

尾頭(ヲトウ)　尾張志云、尾頭町は熱田伊屋町の北にて、古渡(名古屋)の南へ續く、「延應元年九月、尾張國の住人中島左衛門尉宣長者、承久之逆亂之時、爲官軍之由有沙汰、被收公所領、然而當時候御所中、頻依訴申之、於尾頭田畠者、可付渡之旨、今日被仰付」云々とあれば、尾頭はこゝなるべし、彼音訓交りの湯桶よみゆゑ、うけぬ人もあれど、今の文字尾頭もおなしよみなれば、さしてとがむべきにもあらず。

精進川(シヤウジ)　熱田傳馬町の東に於て熱田海へ入る、或は三途(サンヅ)河(カ)と云ふ、其水源は名古屋の東、古井(コヰ)[illegible]して、長二里もあらん。此川は熱田神宮の禊所なれば精進と名つけしに非ずや、[illegible]川[illegible]の事は[illegible]なり。

(三途河)

永祿十年紹巴紀行云、[illegible]の里(熱田の一名)[illegible]、山崎と云ふ所にて、玉林[illegible]行あり、夜に入て[illegible]さる程、手をとりさり、[illegible]に至る、此名は當宮本[illegible]閻魔王宮にておはしますとて、三途川[illegible]六の像あり○按に、紹巴が[illegible]橋と[illegible]へるは、今[illegible]文はおんぞう子橋と[illegible]へ、其剛下[illegible]往の[illegible]は、[illegible]和七年の[illegible]にて、銘文あり讀むべし、

(寐覺)

堀尾金助公、去天正十八年六月十二日、於相州小田原陣中[illegible]、其[illegible]名[illegible]定門也、慈母[illegible]餘、修造此橋、以充卅三年忌、普[illegible]之[illegible]、

てんしやう十八ねん、二月十八日に、をだはらへの御ぢん、ほりをきん助と申、十八になりける子をたゝせてより、又ふためとも見ざるかなしさのあまりに、今此はしかける事、ははの身にはらくるいともなり、そくしんじやうぶつし給へ、いつがんせいしゆんと、後のよの又のちまで、此かきつけを見る人、念佛申たまへや、卅三年のくやう也、

羽城(ハジヤウ)　今羽城町と云ふ、[illegible]川の東にて、[illegible]は[illegible]城に作る、小壘の謂にて、永祿天正の比、鄉士加藤氏の城壘ありし所とす、紹巴が紀行に「永祿十年八月、加藤圖書助が所地の橋まで、海を堀上たる、松陰近く有て、出入汐はやき所なれば、

みつしほの入江や宿の秋の暮」

と載す、圖書助の家は、福島正則國主たりし時、亡滅せらるとも云ふ、

千竈鄉(チカマ)　和名抄、愛智郡千竈鄉、○今詳ならず、熱田町の南偏を云ふ歟、上知我麻社在り。傳[illegible]山

崎、笠寺、星崎の邊など云へど探り難し、星崎の邊は正しく作良郷とす。

尾張志云、熱田の市場町の東の方に源太夫社います、延喜神名式に上知我麻神社、本國帳に從二位知我麻上天神とある是なり、尾張氏の始祖、國造小止與命を祭るよし諸書にいへり、さてこの知我麻といふは、倭名抄に千竈と見ゆ其地は今の千竈荘（戸部、山崎、笠寺、本地、南野、牛毛、新井、七村なり）の古名なり、此社もとは本地村あたりに坐けむを、後此處に移し祭れるなるべし、（八九百年ばかりあなたにもやとおもはるゝよしあり）、かく遷座し給へる時、世も久遠なるのみならず、上知我麻といふ社の、今は此熱田にましますによりて、熱田に千竈荘といふ名さへ負はするは、古昔にそむける近世の妄事也、又こゝなる知我麻、上下の例に違ひて、上に坐を下知我麻といひ、下に坐すを上知我麻と呼ぶにても、上古の本處ならざる事を思ふべし。

作良郷

和名抄、愛智郡作良郷。○今笠寺の北に櫻村ありて、文和三年、熱田神領目録にも作良郷とあるは此とす、然らば山崎星崎などの地、即古の作良郷の中なるべし。

　　高市連黒人、（萬葉）
櫻田部たづなき渡る年魚市方潮干にけらし鶴鳴渡、

櫻田部は作良郷の田の邊の義なるべし、又催馬樂呂の歌にも、
櫻人、其舟ちゞめ島つ田を十町作れる見て歸りこん、

とある櫻人も、此郷人の謂にや、如何。○櫻に中村城址とて、山田氏の居れる所あり、總見記に見ゆ。

呼續

近年山崎、戸部などを合せて、呼續町と云ふ、人口五千、熱田の東に連なる。此濱は新拾遺集に、嚴阿上人、
鳴海かた夕なみ千鳥立返り友呼續の濱になくなり、

とよめる名所とす、即年魚市潟と成海潟の中間なる汐濱と知るべし。

（山崎）井戸田の南を山崎川流る、細流也、山崎の南を戸部と云ふ。弘治永祿の比、戸部新左衛門とて、今川方の旗下に屬し、織田方を拒きたるは此地の郷士とす、甲陽軍鑑にも見えたり。（戸部）

笠寺（笠覆寺）

今笠寺村と云ふ、呼續の南にて、又前濱と稱す、天文永祿の間、此に城塞あり、織田今川二家の爭點たりき。笠寺は即笠覆寺の法號也、本尊十一面觀音、聖武帝の時創建、初めは小松寺と云ひしを、延長年中鳴海の長者の女再修すと傳ふ。笠寺縁起一巻、續群書類從中に收めたり、古鐘の銘に、

尾張國呼前笠覆寺、建長三年辛亥五月、阿願、

と見えたり、又寺藏、文安應仁の比の愛智助右衛門尉清の古簡あり、本尊は笠を覆ひ、頭も被れる由、宗長手記に見ゆ。

星崎

舊庄名にて、熱田と鳴海の間を指したり、蓋沙嘴の名に出でしなり。今笠寺の南なる本地、南野、牛毛、荒井などの諸里を併せて星崎村と命名す。古書に星崎城と云ふは、笠寺の壘なるべし。

星崎やあつたのかたのいさり火のほのも知らずや思ふ心を、（堀川百首）　仲實

又晩花集云、東に下りける時、伊勢の四日市場といふ所の濱より、舟にのりて、熱田に渡るとてよめる、
星崎に漕ぎてわたれば棚機の舟のりすらむこゝちこそすれ。

道家祖看記云、永祿三年五月、今川大軍を以て當國亂入の時、星崎面へ扣へたる佐々下野守、三百餘りにて六萬餘騎の押へ仕候者、信長を出迎へ、某一人なり共今川と組み打死せんとたくみ申て、扨も妙なる御出也、某命を捨候はゞ、今日の御合戰に御勝候事必定なり、今日天下分け目の合戰是れ也、我々は東向に今川旗本へ亂れ入べし、殿は脇へ御向ひ、鐵砲弓も打捨、唯々無體に打て掛らせ給ひ候へ迚押向ふ、云々。

天白川（黒末川）

鳴海の西に於て海へ歸す、長五里、水源は岩崎村に發し、西南流、鳴海、笠寺二村の間に至る。笠寺以南の低地は、往昔の鳴海潟にして、即天白川の水の淤澱せるならん、一名黒末川と云ひ、近世其流末の地形大に變ず。

信長記云、永祿三年五月、今川義元尾州へ攻入る、爰に河内二之江の坊主、鯏浦の服部左京助、義元へ手合として、武者舟千艘計、海上は蛛の子を散らすが如く、大高の下、黒末川口迄乘入候得共、別の働なく乘歸し、戻りさまに熱田の湊へ舟を寄せ、遠淺の所より下立て、町口へ火を掛け候はんと仕候を、町人共寄せ付て、瞳と懸出數十人討取候間、無曲河内へ引取候なき。

星崎のやみを見よとや啼く千鳥、　芭蕉

成海郷

和名抄、愛智郡成海郷、訓奈留美。○今鳴海町、及び智多郡有松村、大高村、名和村等なるべし。

東大寺文書、天平十八年、愛知郡成海郷、戸主荒田井直牛養と見え、古書には專ら成字を用ひ、後世は鳴字を用ふ、式内、成海神社は本國帳に從三位成海天神と云ひ、今東谷明神と稱す、蓋尾張氏の祖神とす。文安六年[illegible]三寶院所領目録、鳴海庄あり。

鳴海

今鳴海町、人口七千、熱田の東南一里半、東海道の一驛なり。近世鳴海絞とて、一名産とするは、隣村有松に織りて染上げたる綿布とす。鳴海城は永祿三年、今川家の驍將岡部五郎兵衛が守りし故蹟とす、方俗根小屋と呼ぶ。

甲斐なきは何人知れず逢ふことのはるかなるみの怨なりけり、（後拾遺）増基

昔にもならぬなるのみ里に

來て寂寥しき旅寐をなする、〔名寄〕静賢

名所圖會云、鳴海寺は昔小高原に在りしを、今驛中に移し、如意寺と云ふ。寺に傳ふる地藏驗記に、康平二年、尾張守[illegible]の家臣、[illegible]、海道の傍に營みし堂宇とぞ。

鳴海寺にて

[illegible]なれば又あくかれて浦つたふらむ〔續古今〕　光俊

鳴海[illegible]　眞室

續八東[illegible]、[illegible]行路難、曾得夜流挪一句、何妨抹過海門[illegible]〔寂室錄〕

(下丹)

鳴海驛の中央の小丘に城址あり、部岡部元信の據守したる者とす、此時に方り織田氏の兵善照寺（センセウジ）鳴海の東、丹下（タンゲ）（北に在り）中島（南に在り）の三所に向城を起し攻闘したり、桶峽の敗後、元信獨退走せず、敵に請ふに故主の首級を以てす、遂に之を得、軍を收へ東歸す。○總見記云、鳴海の城主に山口左馬助と云者あり、信長公御若氣の不行儀に退屈してや見限けん、備後守殿卒去の以後、尾州を背て今川に降參し、駿河勢を引入て尾州へ亂入せんと企つ、然間鳴海の城には子息山口九郎次郎を籠置、左馬助は中村の在所を拵[illegible]、笠寺と云所に取出の要害を構て、今川の家老葛山備中守、岡部五郎兵衛、彼是五頭を[illegible]て、一向尾州の地を荒す、信長公は事の外に御立腹にて、天文二十二年四月十七日、御年十九歲、纔八百の人數を率して、鳴海表へ御出陣あり、中根村を馳通り、小鳴海へ被移、三の山へ御上りの所に、敵の山口九郎次郎、千五百計の人數を率て、赤塚へ馳上りぬ、赤塚の鄉へは三の山より十五町東也、鳴海よりは十五六町北に當れり、云々。

惡みにあふ鳴海潟、干潟もとほく浦傳ひ、天照神は星崎に、光りもくもらぬ世にしあれば、願をみちの汐風も、[illegible]吹きおくる兩村山、云々、〔鄙曲海道くだり〕

鳴海潟址（ナルミ）　全く後世陸地と爲り、舊形を詳にする能はず、[illegible]寺、星崎の南にあたり、大高の北。天白川の末に一江湖ありて、之を鳴海潟と稱したる也。東海道圖會に、是鳴海宿の海なりと云ふは精しからず、潟は本來濱浦と相連す。更科日記に「尾張國なるみの浦を過ぐるに、夕汐たゞみちて」云々、光行の貞應二年海道記に「常津をたちて鳴海の浦に來ぬ」などあるは、濱海にて潟にはあらず、一地なれど其指す所の原據を同くせず、鳴海浦（ナルミウラ）は寛平[illegible]起の日本武尊の御歌にも見ゆ〕轉寢記云、鳴海の浦の潮干潟、音にきけるよりも面白し、濱千鳥群々飛渡りて、海士のしわざに年ふりにける、鹽釜どもの、思ひ思ひにゆがみ立てる姿ども、見馴れずめづらし、云々

(鳴海浦)

浦人の日の夕暮になるみ潟歸る袖より千鳥啼く也〔新古今〕　通光

富士紀行云、鳴海潟のほとり海つらにつゞきて野あり、これぞ上野（ウヘノ）なるらんと覺えて、雅世卿、

朝日さす鳴海の上野鹽越て露さへ共に干潟とぞなる、行嚢抄云、昔の鳴海の驛は、今の地より左の方の山下にて、今の驛の所は海中にて有しが、漸々干潟と爲りて、後道をつけかへて、今の如くなりたり。○按に、鳴海町の東に相原宿とて、いさゝかの離落のこる、是は古海道の跡にて、晉掛村に通ず、今の有松、阿野は慶長以後の驛路とす。又鳴海町の北に古鳴海（コナルミ）あり、井戸田より之を經て相原へ出づるを、上野路と稱したり。

(上野)

なるみかた鹽干に浦やなりぬらむ上野の道を行く人もなし〔夫木〕　景綱

相原（アヒバラ）　今鳴海町の管内とす、驛市の東半里、藍原（アヰバラ）にも作る。又飯原（アイバラ）鄉とも云へり、參州本多氏の祖、右馬允助定の舊邑なり。

可令早領知尾張國橫根鄉、同粟飯原鄉等、右爲勲功之賞所宛行也、（中略）建武四年八月、本多[illegible]知多郡橫根を參考すべし。

大高（オホタカ）　今知多郡大高村、鳴海の西南に[illegible]、[illegible]す熱田、四町餘、大府、四町餘、[illegible]とぞ、鳴海潟の南岸なりける地にして、其[illegible]は海灣に面へり、此二村は共に古の成海鄉内の地なるべし、[illegible]川[illegible]元日記に「尾張國大高鄉大[illegible]」[illegible]々とある大高も此大高に同じき歟。

(名和)

古事記傳云、熱田、大神宮緣起曰、日本武尊[illegible]尾張國愛智郡時、稻種公啓曰、當郡氷上邑（ヒカミ）、有桑梓之地、伏請大王稅駕息之、日本武尊感其志誠、踟蹰之間、[illegible]、[illegible]姬、問其姓氏、知稻種公之妹、名宮簀媛（ヤアスナ）、即命稻種公、娉納伴侶、合卺之後、寵幸周厚、數日淹留（中略）還來尾張國、日本武尊歌曰、

奈留美良をみやればとほし比多加だにこのゆふしほにわたらへむかも、

(氷上)

熱田社或書に「氷上邑、後謂火高里、神社民家、數[illegible]依岡麓、火高謂大高」といへり、ここに「後謂火高里」とある後は後字の誤にて、本より氷上とも、火高とも云ひしなるべし。

火上姊子神社（ヒカミアネコ）　大高村に在り、日本武尊の妃、宮簀媛を祭り、延喜式、愛智郡の官社とす。今神官久米氏は、寛平縁起にある海部氏の後にはあらず。此氷上社も、中世熱田田島禰宜師にて支配したりとて、鹽尻に古證文を引けり。

(火高)

讓與諸職之事　一祝師職當屋敷家等　一社職給分私領其外悉　一氷上禰宜職、其外諸職等、當知行惣領職事右代々本證書等相副而、左京亮範和江一圓所讓渡實正也、但庶子配分之事、爲成敗少不可扶持、（中略）

明應六年五月　　　櫛宮司祝師尾張守仲春

されど本國帳によれば、愛智郡に氷上社二所ありて、大

高村の外に熱田の末社にも氷上社あり、猶考ふべきことゝす。○古事記傳云、當平尻起曰、日本武尊於甲斐坂折宮、有爾宮簀媛、御歌曰、阿由知がた比加美阿禰古はわれこむとこさるらむやあはれ阿禰古は、
また宮簀媛下世之後、建祠崇奉之、號氷上姉子天神、其祠在愛智郡氷上邑、以海部氏爲神主、海部是尾張氏姓也」とあり、さて此火上の末社に常世社と云ふありて、姉子の墓也とつたへり。尾張志云、大高なる白鳥山といふ處は、今の氷上神社の舊地にならびたる、一連續の山にて、俗人は取出山(トリデ)ともいふ、是も昔は鳥出の意なるべし、白鳥社あり、此山の事熱田宮のある書に「氷上舊宮(モトミヤ)緣西南山三町餘、云白鳥山、又名取手山、當舊宮舊跡也、前有白鳥社、其傍有末社三宇、寬永十八年、代官與原備市右衞門、没收此山、白鳥山、舊氷上宮之境内也」とあり、この山ぞかの能煩野(ノボキ)より化出まし白鳥の、先づ翔り來て暫留座けむ舊址なるべく、又當國に白鳥と云地名の起れる本處なるべし、かくいふはかの倭建の命の大御歌に「をとめの床の邊に吾置し劒(ツルギ)の太刀其太刀はや」と、かくまで深くおもほしたる御命のきはみにすら忘れずうたひ出給へりし、ますら雄のいさみる御氣の、いさゝかもたゆみまさで、化出ましし白鳥にしあれば、倭の國よりも、まづ此尾張なる御妻の御住所に、天翔り來まさむ事、疑ひなかるべし。

(鷲津)

大高城址(オホタカ)

大高の民家の辰巳の方に存す、東西六十間、南北十六間許、今民宅となれり。永祿二年、今川勢大高に據り二城を拔き尾張に入る、大高には鵜殿長持を籠め置けるに、兵粮乏しければ、松平藏人元康して兵粮を入れしめ、翌年、今川義元四萬の大兵を以て、來り鷲津(ワシヅ)丸根(マルネ)の二壘を拔き、元康をして大高城を守らしむ。たまたま義元桶狹間の大敗にあひ、元康岡崎に退歸す。桶狹間は大高の東南一里、鷲津丸根の二壘は大高の北西に在り、相距る七八町、共に岡山に倚る、三河物語には此岡山を棒山(ボウ)と云へり、

(棒山)

改正三河記云、神君は義元討死の事を知り給はざりけるに、駿河勢は將卒共皆逃去るよし、風說聞えければ、是天命なり、城を枕として討死せんに、何の恐れあらんと仰らるれば、人々義のあたる所、皆仰にぞ從ひける、其時小川の水野下野守信元より、淺井六之助道忠といふ者を、大高城へまゐらせ、織田殿の軍勢いまだ道路を塞がざる中に、早く三州へ引返し給ふべしとの口上なり、互に鋒楯の中ながら、流石外舅のちなみ捨難く、かく密事を告られけるとぞ知られける、神君も此上は今夜當城を退去すべしとて、池鯉鮒の驛に出でたまふ、一揆ども道を妨げければ、淺井の計略にて、道を開いて通しけり。(三河物語也)○永祿十年紹巴紀行云、大高城より水野防州迎舟を熱田加藤の庭に押入たり、思ふ方の風吹きて、船人の舷を叩き唄ひかはして大高に入る、是は古城にて、門人の傳許とりし所也、城は松風(マツカセ)の里にて、鷲は呼つぎの濱なり、

(松風)

呼續濱へや霧にわたく舟、

夜半に門を見れば、長老の一向念佛坊主、城取れ退落され、所火の光り輝く、白日の如くなれば起出て、

旅枕夢路たのむに秋の夜の月にあかさん松風の里

按に、紹巴は大高を松風の里といへるが、歌枕名寄には當國に松風里ありと云ひ、俗に熱田を松風里とつたふ、東鑑に松枝保御器所と云ふを思ひ合はすれば、マツガエを松風とあやまりて、歌にはかくよめるにや。

有松(アリマツ)

今知多郡の管内とす、鳴海驛の東南半里許、此村の絞染は慶長年中、知多郡英比(アクヒ)庄の民、この驛路の傍に店を出して、旅人に販與したるより名産と稱りぬ。有松の東南少許にして田樂(デンガク)狹間に至る、今川義元敗死の陣址とす。按に、近世の驛路は鳴海より有松落合に向ふことゝなれるも、往昔鳴海の南方に干潟ありて、渉渡の煩ありければ、鳴海より東なる相原を迂回して、落合に出でしを知る、されば近世相原に代りて有松の興れる者とす。有松の絞染は、今年額三十萬反の產出ありとぞ。

井戸田(ヰトダ)

今瑞穗村と改む、呼續の北、熱田の東なる田村とす。○尾張志云、井戸田の若宮八幡は、本國帳に愛智郡從三位津賀田天神とあるもの是也、この社地をば俗に長森(ナガ)と云ふは、松樹つゞきて長ければ也、津賀田は墓田の義にて、その墓田といふは、この本郷北也、二郷のうち、殊に古塚多かるより出たる地名なるべし、又此社に古寫の大般若經六百巻を唐櫃にをさめて傳來す、是は應安年中に發願して供養したるなり、奥書したる者百十七巻ありて、應安、永德、至德、明應、寬正等の年號を見る、たゞし元弘觀應の二巻は、此應安年中より以前の寫巻にて、五百年以上のもの也、又元曆、文治、建久、正治などの年號ある分十七巻あり、是は皆後人の加筆にて、墨色こそなり、心して見るべし、又此奥書ある巻の内に井戸田津若宮とかける二十二巻あれども、八幡と書たるひとつもなきを以て、八幡の社號なき證とすべし。

名所圖會云、盛衰記に、妙音院太政大臣師長の左遷の事を錄し「三河國へとは披露あれど、實は尾張國井戸田へ流罪にて、都を出され給ひける、(中略)比は霜月廿日に及ぶ事なれば、皆白妙の晴れの空、清き川瀨にうつりつゝ、照月波も澄渡り、二千里外古人の心想遣り、旅の哀さ哉云し、去程に尾張の井戸田に着給ふ、保元の昔は南海土佐の畑に遂されて、治承の今は東國尾張國へ流され給ふ、但し心ある人は皆罪なくして願ふ事なれば、古き

事に思ひ定めて、鳴海潟、熊野浦に遠見して、常には明月を望み、浦吹風に嘯きつゝ、花色を彈じ和歌を咏して、等閑に日を送り給ひけり」云々、又同書に、加賀守藤原師高か目代、彼國に於て白山の末寺涌泉寺と事起り、安元三年四月解官、尾張國に流罪せられしが、師高師平師經兄弟三人、井戸田くいふ所にありけるに、清盛公當國の家人に命じ追討ありければ、師高等蚊野（カノ）といふ所にかくれたるが、こゝに討死したりしを、師高が馴親みし萱津の遊女、其骸を收めたる由に記せり、今に井戸田の田間に三の塚あり、これなり、長門本平家物語は「師高の亡骸をば、鳴海の眞福寺から取納めけるこそ、無慙なる」と載せたり。

大毛郷（オホケ）

和名抄、愛智郡大毛郷。○今詳ならず、御器所村、瑞穗村の邊にや、呼續の北にして、厚田郷の東、作良郷の西とす。

田子（タコ）

舊庄名にて、今の瑞穗村にあたる、大喜（ダイキ）、高田、中根などの大字あり、大喜は熱田神宮の家號にもあり。

（大喜）尾張志云、田子庄とは田光（タクワウ）池の邊四村をすぶ、景行紀、日本武尊西伐の條に「尾張田子之稻置、乳近之稻置」の二人隨從したること見ゆ、田子は卽此地なるべし。田光は又蛸に作り、書紀集解に「愛智郡大喜村南、有蛸池、相傳曰、田光庄、民家千戸、甚殷富」と述べたり。

中根（ナカネ）

尾張志云、東鑑、文治六年の條に「尾張國松枝保、御器所長包（ナカカネ）庄」云々とある長包も此地にして、今の中根村なるべし、ナカナカ湍滿通用したる事、古書に例あり、

（長包）此中根を府志及び寛和の村帳に、山田庄としたるは傳へ誤れるなり。

高田（タカタ）

名所圖會云、文和三年、熱田神領目錄に、愛智郡南高田郷とあり、東鑑に文治六年（建久元年）當國の住人高田四郎重家と云ふも、此里に居れる者歟、山田の一黨なり。

御器所（ゴキソ）

今御器所村と云ふ、熱田の東北にして、名古屋に近し、東鑑文治六年の造大神宮役夫工米地未濟の條に、尾張國松枝保御器所とあれば、此地は松枝（マツガエ）と云へる保内なりしこと、御器とは祭器に同じ

（松枝）松枝はマツガエとよみ、夫木抄、當國松風里と云ふにあたる歟、松風、松枝一聲の訛のみ、又葉栗郡黒田にも松枝庄名を傳ふ。

まつかぜの里にむれ居るまなつるは千世をかさぬる心地こそすれ、（懷中抄）

八事（ヤゴト）

今川名、伊勝（イカツ）と併せ廣路村と云ふ、御器所の東北に隣り、名古屋より平針（ヒラハリ）、擧母に通する舊路にあたる。康正二年造内段錢引付に「參貫文、三上美濃殿、尾張國八事北通段錢」と見ゆ。

興正寺（コウシヤウ）

八事山に在り、名古屋市を去る一里半、元祿元年、國主の建造せる眞言律宗の叢林とす。興正寺の背なる七八十米突の峰巒を、音聞山と說く、是は八雲御抄、藻鹽草等に「おときくの山、尾張」と曰へるによる。

（音訛山）音聞の山の麓や近からん阿波手の杜にあひかたきかな、（夫木）爲擧
いつちなる山にかあらむ雁かねの音きく高くきこゆなるかな、（家集）躬恒

川名（カハナ）

今廣路（ヒロヂ）村と改む、此に天神祠あり、延喜式愛智郡川原神社なりと云ふ、然らば川名は川原の訛とす、御器所の東なる岡野に居る。

物部郷（モノベ）

和名抄、愛智郡物部郷。○今千種（チクサ）村、廣路村、田代（タシロ）村、鍋屋上野（ナベヤウヘノ）村及び名古屋市の東偏にあたるごとし。

文德實錄に實叙大兩部は「尾張國愛智郡人、物部氏也」と見え、釋書も之に據れり、又延喜式、本郡物部神社を載せ、當國帳には從三位物部天神と云へり。此神は今建中寺の東南なる古井の石神（シヤクジ）堂にあたる、（國內帳集說、尾張志）と云へば、郷域も想像すべし、北は山田郡の村里に接し、日部郷の東に連なる丘陵高原の地とす。

古井（コヰ）

今千種（チクサ）村と改む、直に名古屋市の東に接す、石神は原中の一巨石の上に小宇を建てたり、又山田八幡宮あり、「尾張志云、古井村の八幡は式內、愛智郡高牟神社とぞ、此高牟の訓も決しがたく、又國帳の高牟氣とあるは高向歟、さらば地名又姓にあり、されど高向とある古名とおぼしき證見えず、又姓ならむにはみな其祖の神をまつる例なるに、社說は高皇産靈尊にては其神にかなはず。」○近年千種村大池の八幡山をば、長門國人の御陵所なりと說き、其證據なりとて「長門さかや改元云々、北山の里にをさめ奉る」など云ふ古文をもてはやすものあり、蓋熱田大宮司家を頼みて、此里に潜居しませりと詐らん巧也。

（千種）

末森（スヱモリ）

今田代村と改む、古井の東とす、山中に古が洞池と稱する池塘あり。又小城あり、これは天文十六年織田信秀が築きて二男勘十郎信行へ讓與したる者にして、弘治三年信行死去の後廢す、（信長記、織田眞紀、尾張志）方三四町計。

石作郷（イシツクリ）

和名抄、山田郡石作郷。○今岩作村、長湫村、枝子石村など愛智郡の管内に入れる地域、岩作は方俗ヤザコと唱ふ、イハザコの訛なるべし、故に石作もイハザコの假借たるべしと論ぜらる。又式內山田郡石作神社ありて、石作は姓氏にも地名にも多く見え、殊に尾張氏の一族に石作連（イシツクリ）ありて、當國中島郡には石作郷あり以之豆久利と註したれば、石作氏の祖神なりと想はる、然るにイハザコと唱ふること、疑惑なき能はず。

岩作（ヤザコ）

今岩作村と云ふ、名古屋の東三里餘、瀬戸町の西南一里半、此は山田郡石作郷の地なるべしと云ふも、其イシツクリイハザコの同異を詳にせず、此邊に岩木とて褐炭を産す。

猪子石（キノコイシ）　今猪子石村と云ふ、岩作の西一里、村東の山頂に豕子に似たる石あり、長四尺五寸、又其南藤森に赴く路傍に長五尺許の冢石あり。（藤森の白山祠を、尾張志に式内山田郡和爾良神社なりと云へり）

長湫（ナガクテ）（長久手）　又長久手（ナガクテ）に作る、岩作の南に隣る一村にして、其原野は岩崎村に連る、湫とは方言卑濕の地を云ふ、天正十二年四月九日、徳川氏の軍が羽柴勢を殲滅したる古戰所とす。

頃紫誰復問英雄、破壁人家半掩扃、草是無名野思遠、花猶有影蝶還醒、風塵落木消兵氣、山色染衣餘酒醒、虎口龍爭空一夢、數峯依約舊時青、　丹羽　花南

長久手合戰の事、小牧山、大森、小幡等に參考すべし。

此長湫様、卯九日及合戰、池田勝入父子三人を始、森武藏守、堀久太郎、長谷川藤五郎、三好孫七郎其外大將之分を十人餘、以下之者一萬餘討申候、羽柴儀も迴路旨、不洩一人茂、籠置候間、不移時日、可根切事眼前候、上洛不可有程候、尚使者可爲演說候、恐々謹言、

家康御判

卯月十日

廣田新平兵衛尉殿（慶元古文書）

山口郷（ヤマグチ）　和名抄、山田郡山口郷。○今山口村、上郷村、幡野村など、岩作の東なる山村なるべし、參州猿投（サナゲ）山の西南とす。尾張志云、尾張國山田郡山口郷内、有張田（ハリタ）邑、尾州記曰、昔此間多榛、俗謂之波里、云々。○延喜式、山田郡小口神社、當國帳には從三位山口神社に作る、神祇志料に小口社は今山口八幡宮是也、村中に小口谷と云ふがあれば、山口小口は一地なりとも論ず。

加世郷（カセ）　和名抄、山田郡加世郷。○今詳ならず、岩作の南なる岩崎、平針の邊にあらずや。

岩崎（イハサキ）　今岩崎村と云ふ、岩作の南一里、熱田の東北四里、天白川の水源にあたる。○三河物語云、松平清康、廿計の時、尾張の國へ御手を懸させ、岩崎（イハサキ）シナノと云郷を切取給ひて、シナノの郷をば松平内前殿へつかはさる。

岩崎城は丹羽氏の居る所とす、參州一色の族類にして、丹羽若狹守氏清、天文年中之を築く、其子右近氏識、其子氏勝、氏勝の二子、勘助氏次と云ひ、次郎氏重と云ふ、天正十二年、氏次は織田信雄に屬し小牧山に在陣す、四月九日、池田森の大軍急に參州境へ出軍し、先岩崎を攻破り、氏重以下當守の老幼二百四十餘人之に死す、時に小牧山の軍勢、池田森の後を慕ひ、長久手に食ひ掛り、池田森の敗北と爲りぬ。○三河物語云、卯月八日、見吉（ミヨシ）孫七郎殿を大將として、池田、森其外三萬餘にておだた（小口）がくでんを立て岩崎へ出、一時に城を責取て、かちどきを作て有ける處に、小牧山の家康は、三河へ敵がまわると聞召て、水野、榊原其外の人數を遣され、程なく敵に押寄て合戰、見吉殿をきり崩し、追打に打て、然る處に堀久太郎、長谷川藤五郎岩崎よりきほひて到る處へ、追かければ、敵散々に亂れてかへされて、おばた（小幡）迄ったれける、家康は御旗本井伊兵部少計を、雜兵三千餘にて跡より押しつめさせ、敵おばたへ逃入るを御覽じて押寄せけるを、池田勝入、森庄藏押立て家康へ向ひける、即押合ての合戰なり、家康三萬餘の者共切崩し、急ぎ人數引上ておばたの城へ入らせ給ふ、關白殿はさりうせん寺迄押出し給へ共、家康御目のさかせられたる武邊なれば、手を失ひ給ふ。

平針（ヒラバリ）　今平針村と云ふ、岩崎の南、熱田の東なり、諸書に式内愛知郡針名神社は此村にありと云ふ　然らば針名は古姓、尾張系圖に十四世尾治針名根連とあり、姓氏錄には波利那連あり、針名の地に住みたる人歟（針名根の根は敬稱なるべし、少彥を少彥名と云ひ、天兒屋を天兒屋根と云ひ、天高市を天高市根と云ふごとし）其針名は今の平針なりや否やは別に考據の資料なし、平針と針名が稍似なる名なれば、いささか附會するにすぎざるべし。

兩村郷（フタムラ）（諸和）　和名抄、山田郡兩村郷、訓布多無良。○今諸（モロ）和（ワ）村、春木（ハルコ）村、沓掛村、豐明（トヨアキ）村等なるべし、岩崎の南にして、作良郷成海郷の東とす。和名抄、山田郡驛家郷と云ふも、即兩村の驛にて、沓掛豐明の邊なるべし。

傍示本（バウジモト）（祐福寺）　今部田と併せ、春木（ハルコ）村と改む、平針の東南一里半、參州加茂郡界にのぞめり、傍示は榜示にて、古の州郡界の標示せられし地也。○此村に淨土宗祐福（イウフク）寺あり、延曆元年、達智賢了上人開基の名藍にて、永享四年九月、將軍足利義教此に詣てたり、今に當國の巨刹なり（名所圖會）

驛家郷（ウマヤ）（二村山）　和名抄、山田郡驛家郷。○今沓掛村及び豐明村にして、即兩村驛にあたる、兩村驛を延喜式に雨村に作るは誤なること論ずる迄もなし。新溝（古（フル）渡（ワタリ）なるべし）より兩村を經て、三河の鳥捕驛に向ふ、鳥捕は池鯉鮒の邊とす。

增基遠江道記に、尾張の鳴海の浦にて、（中略）ふたこ山にてつつしの、はるばると咲て侍るに「から國のにしきなりとてくらべ見むふたむら山のにしきには似じ」兩村は千載集に、師頼「程近、衣の里に成にけり二村山を踰て來つれば」とよみ、後撰集に清寶「くれはとりあやにこひしくありしかば二むら山もこえずなりにき」とよまれ、織物の二匹に言ひかけたり　此山は即成海郷より沓掛邊の岡山を指し、三河路なれば三河の地へもかけてよみたり。然るに參州の宮地山をも二村山と稱するにより、紛混亂したる形跡あり、學者宜く識別すべし。盛衰記宗盛東下りの條に曰へる、

鳴海がた汐路はるかにながむれば、磯打波に袖をうる

けし、ななし千鳥音づれて、二村を過ぎぬれば、三河國八橋をわたり給ふ、

また仁治三年海道の記「熱田をたちて濱路におもむく程、有明の月もふくるともなし、千鳥さく／＼おとづれわたり、云云、やがて夜いうちに、兩村山にかゝりて、山中などを過し程に、ひむがしやう／＼しらみて、海のおもて遠にあらはれわたれり、波も空もひとつにて、山路につゞきたるやうに見ゆ、玉くしげふたむら山のほの／＼と明ゆく末は浪路なりけり」云々とある、皆此なり、然るに貞應三年の海道記に「鳴海浦より潮見坂といふ處を登れば、宮地二村の山中を眛に過て、山はいつれも山なれども、優興は此山にひく、けふすぎぬかへらば又よ二村のやまぬ名ごりの松の下道、山中に堺川あり、かくて三河國に到りぬ」云々、二村の上に宮地の語あるは、誤謬必せり、後人の竄入なるべし。

沓掛（クツカケ）

名所圖會云、沓掛は古の兩村驛とす、近世此村の南一里、落合の邊を海道とは爲したり。沓掛の東に堺川あり、卽國堺の堺限にして、堯孝法印の富士紀行に、

今日は又千代萬代の堺川二つの國の渡りのみかは、

とある是也、今勅使（デシ）池あり、面積三十餘町。永祿元年、京鎌倉六十三宿の次第を記し、墨俣、一里黑田、三里折戸、二里萱津、三里熱多、五十町鳴海、五十町沓懸、五十町三河國八橋など云へり。（寶曉記）

永祿十年三月廿四、沓掛と云城を簗田出羽守知れる所なれば、心の儘にて、田樂が窪とて穩しからぬ山の峠など、迎の侍あまた待たせけるをも歸して、三河の堺川を前にせる、祐福寺に入て、

風のそよぐ光りか岩に飛ぶ螢（紹巴富士見道記）

（勅使池）

落合（オチアヒ）

今東阿野、間米、前後などを合同し、豐明村と改む、有松の東にして、沓掛の南とす。中世以降の東海道は、專此を通したるに似たり、知多郡界に接す。

桶峽　　植村蘇洲

茅寒幽蹊露滋宋、孤松陰下一墳荒、與夫不解興亡事、[illegible]擬[illegible]話夕陽、

田樂窪（デンガクガクボ）

落合と有松の間にして、大脇（オホワキ）とも云へる地なり（文和の熱田神領目錄に、大脇郷と云ふを記す）又田樂狹間とも屋形狹間（ヤカタハザマ）とも稱し、永祿三年、今川義元戰死の所とす、有松を去る十八町許　名所圖會云、藍原宿（今鳴海村大字相原なり、鳴海驛の東半里許に在り）と二村山の間なる田樂窪は、宗祇が方角抄に「鳴海の里を行けば藍原宿を過て、田樂がくぼといふ野を過る」と記し、紹巴が富士見道記には「田樂が窪を經て三河の堺川に前なる祐福寺へ入る」と見え、貞海僧正のあづまの記に

田樂がくぼといへる野を行けば、山たち出るよしおとされて、

あぶりたる山たち共が出逢て串さしやせん田樂が窪。

田樂窪の西南半里、一丘阜を隔てて桶狹間あり、相距る十六町、而も古來桶狹間合戰を説き田樂狹間の役とはいはず、蓋二地相接比し、當時傳稱たまたま桶狹間を云ひ、田樂窪を呼ばざりしならん　田樂窪、文化年中所建の桶峽弔古碑に曰く（論世邦文）

登高周眺遠、[illegible]戰[illegible]數十箇處、何國莫有、余獨悲此桶峽矣、記曰、永祿三年、駿族西征、五月十九日、陣桶峽山北、織田公由[illegible]襲之、駿侯義元滅、夫駿强國也、方其國勢、相甲爲以親從、尾八亦往々送款、於是大舉入尾、攻鷲津丸根拔之、因明日將淸洲而朝食、當皆置酒軍中、會[illegible]西北、風雨暴發、敵人鼓譟、及從者[illegible]、皆不意其猝至、中軍大亂、格鬪死者、二千五百餘人、云々。

田樂窪は今屋形狹間と云ふ、桶峽弔古碑の北に太子根山（ダイシガネ）あり、織田公が藍原宿より來襲の徑路之に由る、又弔古碑の西丘に寺字あり　田樂窪より孔道に從ひ東すれば、

（大脇）

落合、前後（ゼンゴ）に至る、前後の北丘に、千人[illegible]とて、今川[illegible]の戰死埋葬を說く所あれど、詳ならず、[illegible]云、西軍太子が根を下り、直に[illegible]、[illegible]す、[illegible]東軍周章[illegible]、所措を知らず、全[illegible]す、[illegible]せず、兵を間米（ゴメ）山に集合す、千人塚の附近なり、東軍數二萬五千、本陣五千に上ると云へり

桶峽　　落合[illegible]

英[illegible]部[illegible]勢不支、[illegible]知[illegible]奇、[illegible]二段分前[illegible]、[illegible]軍獨[illegible]、[illegible]水殺流[illegible]必[illegible]、强兵分力必[illegible]、[illegible]敵[illegible]中、間道[illegible]枚[illegible]、[illegible]同[illegible]、頭顱早屬吉法師、[illegible]峽路、[illegible]、行人剝[illegible]殘碑、多少悲歌滿詩賦、智力畢竟何足恃、

（前後）　（間米）

桶狹間（オケハザマ）

今有松村の大字とす、田樂狹間の南にして、西大高、丸根、鷲津等の地を去る一里、永祿三年五月十九日、今川勢の屯したる陣所とす。

湯淺常山東行筆記云、でんがくがくぼと云ふは、道の南に見ゆ、里民は御屋形狹間と云ふ、軍記に桶狹間とあるは誤なり（東海道圖會云、有松村と落合村との間の原山なり、桶狹間、又屋形狹間といふ、今川義元戰死の所にて、松下に標石あり、又善江（センコウ）と云ふ地に千人塚あり。（名所圖會云、今川義元我東尾張に攻入し時、織田信長公は熱田の宮に詣て、夫より舍人門を出で、[illegible]を經て井戸田に行き、山崎より野並（ノナミ）にかかり、古鳴海（コナルミ）を過て太子が根に陣し、二手に分れ、一手は今川の先手にあたらせ、自身南へ廻りて、田樂が窪の敵の本陣を攻め、首を得ること二千五百餘級、其中名ある將士六十餘人と聞えし、今も七塚あれど、年ふりたれば戰死の姓名知れず。（知多郡志云、桶狹間は正保圖に桶廻間、元祿鄕帳に桶廻間に作れり。

知多郡

(智多郡)

知多郡　愛知郡の南なる半島にして、伊勢海灣の中に突出し、東に衣浦の一内灣を抱く。今面積凡廿三里、人口十五萬、七町五十六村に分ち、二島を屬す。本篇は地形に相察して、有松、大高、名和を知多より割き愛知へ移し、參州播豆郡の佐久島を本郡へ係けたり。

知多は古書知智混用す、和名抄四郷に分つ、古事記、於上宮孝昭段に「皇子天押帶日子命者、羽栗臣、知多臣之祖也」とある智多臣は、此地を開きたまへる皇別なるべし。知多臣の遺蹟後世傳ふる所なしと雖、英比殿の崇敬一郡に最たるを想へば、もしくは天押帶日子命を祭れるにあらずや、且知多の地名も、其所以を詳にせず、猶考ふべし。○知多郡は風土温和、山野江海の利源、力營して之を發すべく、人民勉強、頗富饒の名あり。

番賀郷　和名抄、智多郡番賀郷。○今詳ならず、諸郷の位置より推せば、横須賀町、加木屋、養父、佐布里のにあたるごとし、本郷の西北隅とす　番賀は禿義にて、禿山崩崖より起る歟

知多郡志云、番賀はヒナガなるへし、番字を番に誤れる歟、後世の日永郷にして、荒尾以南、横戸以北を其地とす。

荒尾　今荒尾村と云ふ、大高名和の南に接し、本郡の北偶とす、古の番賀郷の北限ならん(本國帳、知多郡荒太大神とあるは、荒太やがて荒尾に同じかるべし、清水明神是なるべし)

横須賀　今横須賀町、人口二千、伊勢灣の海岸に居り、熱田港の南六浬、半田町の北三里。

細井平洲、如來山記云、熱田驛之東南邊、邐迤如鳥萠焉、知多郡也、望之其如瘤、而青間見赤崖者、稱如來山、土俗曰藤崖、登之三四十仭、而能望十二州者、我尾州無山、於是爲妙矣、右轉而下、北上得寺、曰觀音寺、是余幼時讀書之處、春夏之月、都人士多游焉、云々。○横須賀は古へ馬走瀬村と云へり、紹巴富士見道記云「七月廿八日、小倉道場、閑窓にくらし、まばしと云處まで馬にて行ける」云々、然るに衣浦千鳥集に、

(馬走瀬)

横須賀の濱は、古へ尾崎といふ、中頃衣浦とて名高き歌枕なりしに、保元の頃より馬走瀬の里と呼ぶ、とあるは信じ難し、天和年中、國侯行殿を横須賀の海岸に設け、臨江亭といふ、其址今にのこる(知多郡志)

日長　今日長村と云ふ、知多半島の西岸の一陸角にして、北隣なれど、熱田より望めば顯著とす、日永の鼻と稱す。

國内神名帳に、當郡從二位日長天神と云ひ、鼻の松原に其祠遺れり。

大野　今大野町、人口三千五百、横須賀の南方二里の海濱とす、西方遙に勢州の四日市に對して九浬を隔つ。

大野の鹽湯治(海水浴)は昔より名高かし、海音寺の僧師頼來の發想に創まると傳へ、其の西北海濱に、岩石の屹立して潮水を淳滯せしむる所あり、之を撰び浴場とし保身を爲す　大野は本郡の繁邑にして、足利家の世には一色殿の在所なり、後世沿革を經たりと雖、商工紡織の往昔の如く、繁昌今に一郡に冠たり。○小倉は今大野に隣れる金山村に屬す、本國帳に小倉天神と云ふは此に存す、又紹巴紀行に、小倉道場より馬走瀬へ赴ける由を記す

(小倉)

大興寺　今大野の東一里、金山村に屬す、一色氏の故蹟とす、大興寺の北を岡田村とす。

一色氏は中世、本郡大野宮山城に居る、初め一色範氏、(本國參州、足利氏の族臣)大興寺を大野の山中に建て、修所とし、範氏の子範光は、岡田村に慈雲寺を建て、又祈修所とす、今慈雲寺に、嘉慶二年、一條禪閣作の一色禪門賛文を藏す、範光の子詮範は北粕谷に長壽寺を建て(後に)慈雲寺觀音堂の本尊座下の銘に「檀那一色左京大夫、本寺住持、前妙與周幹再興、明應三年甲寅春三月」とある左京大夫、即詮範なり、明徳記に詮範を大野城主と云へり、詮範の子滿範は中務大輔滿範に同じ、師崎社の經卷の奥書に「應永十五年、中務大輔一色從五位上、修理大輔、源朝臣沙彌道範」と見ゆ、其他本郡所々に一色氏の舊傳多し、此家の衰ふるや、其家人佐治駿河守宗貞、故主を擯出して之に代る、其孫八郎信方に至り、織田信長に降附す、西之口村の神明祠棟札に「明應六年、佐治伊豆守爲永」「享祿四年、佐治次郎右衛門爲貞」「天文二十年、佐治右京亮爲成」などあり、爲隆と云ふは傳はらず、駿河守なるべし(知多郡志)

(岡田)

贄代郷　和名抄、智多郡贄代郷。○今諸郷の位置より推せば、番賀の南にして、富貝の北とす、即常滑の近地諸村を包括すべきに似たり。

常滑　今常滑町、人口六千七百、大野の南一里半、同く海濱に居り、陶瓦の産地なり、熱田港へ二十海里。

永正四年に宗長が宇津山記に「伊勢國多氣より大湊に出で、尾張國智多郡常滑といふ津に渡る」云々、宗牧東國紀行にも「常滑の水野氏の館まで送り侍る」云々と記す、此地は昔より陶瓦の器物を燒き、山中の地底より古陶の器を出す。(名所圖會云、常滑の山中、地に埋もれし陶器は、全きもの稀なり、たまたま全きものあれば、世人古器と玉のごとくに珍重す、古へ此地に造れるは、大小甕瓶の類なりしが、百年已前より手造の茶器を燒き、名工も其人に乏からず。産業事蹟云、常滑窯は、文化年中、鯉江方救新方を工夫し、其子方壽志を繼ぎ、之を以て畢生の

目的となし、種々の考案を費し、天保年中に至り遂に新竈を造成し、現時の諸竈は全く其規模に則とる者なり、元來此村の製陶は、鯉江一家專業に屬せしが、村人其業を營むもの年一年に多く、近時に及びては村中の窯數二拾餘、其工人千百餘人となる、工業志云、近世土管の製造は常滑を以て其嚆矢とす、常滑は元來瓶類を製造せし地にして、傍茶器、酒器類を製造せしが、其產額巨大ならざりしに、明治十六七年より、土管の製造開けしかば、これより常滑の陶業頓に盛大をいたし、其產額昔時に十倍せり、眞燒土管は、鯉江方善が弘化四年高須侯の命により、徑六寸及八寸のものをつくりたるに始まる。

小鈴谷（コスガイ）

今小鈴谷村と云ふ、常滑の南二里、釀酒戶多し。

（廣目）大字廣目（ヒロメ）は民家四十戶、親密和睦して一家のごとし、文化中其美風を賞せられて、官より旌表せられしが、近年に至りて稍故俗を存せりと云ふ。

多屋（タヤ）

今多屋村と云ふ、常滑に隣接す。○知多郡志云、多屋は古へ丹畬と書きしを、後世タヤと訓み、遂に今字に作るに至る、慶長年中の御繩取帳には、假名にタンシャ村とあり、

富具鄉（フグ）

和名抄、智多郡富具鄉。○今風宮埼（フグ）南北の海濱にして、坂井、上野間（ウヘノマ）、奥田、野間、內海の諸村にあたる、後代の南、但馬の西とす。

風宮崎（フグ）

野間村細目（ホツメ）の海邊にして、斷崖壁立す、知多半島西岸汀線、此に於て屈折するを以て一角を生ず、本國神名帳、智多郡從三位富具神社。○風宮埼と常滑の鬼（オニ）が埼の間は、海岸弧狀を成す、大谷、小鈴谷、上野間の諸村は此濱とす。

野間（ノマ）

今野間村と云ふ、富具埼（一名野間埼）の北邊にして、常滑を去る四里。平治の亂に、長田庄司平忠致は源義朝を野間庄內海に誘殺したり、野間は庄名にて又村名歟。內海は野間庄內の一村にて、其所に義朝殺害にあひしならん、今內海町當是なり。

　　詠野間內海、感源典廐作、　　茶山

娶妻當得陰麗華、生子須如李亞子、此事古今一所同、
能兼二者將軍是、如何一朝與讎往、婦翁忽變興禍機、
身既伏誅二子殘、妻抱稚孤奔大難、浮雲空惜山日移、
內海風雨啼凄其、空華成名片時夢、香骨千載被人吊、
太原遺孽兼文武、末路無如意氣屈、鶴岡原荒又墟壁、
祇有怒濤來弔古、

大御堂寺（オホミダウ）

（柿並）今野間村大字柿並（カキナミ）に在り、眞言宗、寺中に源義朝の墓あり。蓋此寺は平康賴の發願にして、義朝の子賴朝の興立せる者なり、往昔は大伽藍たりしを想ふべし、中世廢頹の後、近世官府并に尾州家より修治せられたり。

東鑑、文治二年、前廷尉康賴法師、蒙恩澤、可爲阿波國麻殖保司之旨、所被仰也、故左典厩墳墓、在尾張國野間庄、無人于奉訪、破後只荊棘之所掩也、而此康賴任中、赴其國時、寄付水田三十町、建小堂、令六口僧修不斷念佛、仍爲被酬件功如此、文治六年十月、御上洛、以尾張國御家人須細（スサイ）治部大夫爲重、爲案內者、到于當國野間庄、拜故左典厩墳墓給、平治有事、奉葬于此所、云々、此墳墓、被掩荊棘、不拂蔭草之由、日來者於關東、遙令聞食給之處、佛閣新造、莊嚴之粧滿眼、僧衆掃座、轉經之聲滿耳也、二品怪之、爲解疑氷、被尋濫觴之處、前廷尉康賴入道、守于國之時、建立一伽藍、奉資三菩提、云々、鄭重之儀、尤賞之、彌被羅門之懇志、更感古抹之結構、云々　○名所圖會云、大御堂寺は天文三年勸進帖には、承曆年中の草創と記す、慶長五年の秋、九鬼大隅守の兵船、當郡を侵掠したる時、堂舍を燒拂れたり、內殿の本尊は阿彌陀佛、當郡主水野家の物にて、中興長岡法師も水野家の俗緣の人とす。○此寺に織田信孝（三七殿）の墓あり、豐鑑に、信孝野間庄へ遁れしことを載せ、此にて自害したり、管領武鑑に、信孝公尾州內海の里にて御生害、辭世に、

　昔より主をうつみの里なれば報をまてや羽柴筑前、

この歌詞の眞僞は知れず。

內海（ウツミ）

今內海町、人口四千八百、野間村の東南一里、小港灣ありて、船舶の伊勢、志摩に往來するもの多し、神祇志料に、式內、智多郡入見（イルミ）神社は內海に在りといへり。入見、內海は其義を同くす、昔は入見とも稱したる歟。

　海近き浦には松の音立てて波ぞうつみの沖つ汐風、苔寄　　長明

野間庄內海は平治元年、長田庄司平忠致が其主源義朝を殺害したる地とす、（長田は此地にあらで、伊勢の渡會郡なるべし）東鑑、正治二年「平原平次景高妻、故將軍御時、拜領尾張國野間內海以下所々訖」とあれば長間內海も同地なれば、つづけて唱ふれば一地名にも使用せられしなら、後宇多院御領目錄にも、尾張國野間內海と舉げいる。

名所圖會云、內海の海天に蜃氣樓を現出すること、空海大師の乾達婆城喩もおもひあはすべし。

　海中屢顯見城樓、走馬行人南北東、眞者仁觀寫眞實、
　智人能識假而空、天堂佛閣人間殿、依有濁世與此同、
　可笑見莫當取、能觀皆住眞如宮

但馬鄉（タヂマ）

和名抄、智多郡但馬鄉（今師崎、大井、豐濱、河和、布土、富貴など、智多半島の東南岸の地なるべし）近世は田島（タジマ）庄と云ふ、但馬を田島となまりたる也。

（田島）姓氏錄に「但馬海直、火明命之後也」と載せ、尾張氏と同祖の家にして、天孫本紀に「火明命六世孫建田背命、海部直、丹波國造、但馬國造等祖」とあり、此なる但馬も丹波但馬の海部の居住したる地なれば歟。

須佐（スサ）

今豐濱（トヨハマ）村と改む、內海と師崎の間にして港灣あり、熱田より三十一海里。東鑑、文治六年野間參詣で

條に、當國御家人須細とあるは、即須佐江にて、此郷士歟。

萬葉集の東國歌の中に「あぢの栖む須沙のいり江のこもり沼のあないきづかし見ずひさにして」と云ひ、歌名所とすれど其地知れず、類字名所集には攝津とすれど、勝地吐懷篇には東國の地名なり、攝津にあらずと論ず、もしくは此知多の須佐にあらずや、萬葉に又

味の住渚沙の入江の荒礒松あを待つ兒等は唯一人耳、

とよめり。○須佐の北嶺に岩屋寺あり、觀音堂にして、慶長五年の兵火に罹れりと雖、燒亡せずして止みきと。社に棟札を存す、須佐掃部助長治の草創とつたふるも、緣起詳ならず、宋版の經卷を收藏す。(名所圖會)

幡豆埼(ハヅ)　又羽豆に作る、內海の東二里半、師崎町の海岬にして、伊勢海と知多灣の分界にあたり、著顯の一角とす。(幡豆はハヅレの義歟)○水路志云、幡豆埼は知多半島の極端にして、海中に斗出すると凡二鏈餘、其頂高さ一二一呎、識別し易し、尙其南東方三鏈の間は、礁脈斗出す、此島の北方、師崎水道の西側に三小灣あり、師崎、片名、大井と云ふ、皆小船の泊所に過ぎず、而て三河灣中師崎(モロザキ)を便宜とす、

式內、智多郡羽豆神社は此埼頭にあり、古昔燈台のごとく、滄海の上に泛びて、四望の江山、眺矚極めて壯觀廣大なり　又相接して日和山あり、即中世の波津(ハヅ)崎城址とす、太平記に熱田大宮司昌能が波津が崎城に、鵜座刑部少輔の籠り居れる由を載す、又應仁記に「尾張海東郡、波津が崎に牢人蜂起」の事を載す、海東郡にはあらず。○名所圖會云、正平二十四年の夏、宗良親王信州より當國へ出御、羽豆崎より御船にめされ、伊勢路を經て吉野へ入り給ふ、細川勝元の筆蹟に、尾張國番頭崎の城代が、士卒の手負人國中の時、費用の事を記したり。

師崎(モロザキ)　今師崎町、人口十七百、半田町の南六里、熱田へ二十四海里、一色(參州)へ七海里。○師崎とは森崎にて、羽豆神の神林よりいでし名なるべし。

永享記に「永享十二年五月、大和軍一色親子三人自殺、同二十一日千川殿幡頭崎へうちつむる」とある千川(チガ)は、千賀氏の祖先にて、本國志摩の人也、今も鳥羽港の邊に千賀村ありと。千賀氏是より世々師崎村に居り、孫兵衛重親(實は佐治氏の子といふ)に至り、慶長五年の亂に、款を東軍に通し、九鬼氏の海賊船を拒ぐ、功を以て舊邑を安堵し、國侯に隨仕す、大坂の役に又船手に從事し功勞あり、采地千四百石、子孫世襲して船奉行と爲り、以て明治に至る。

大井(オホヰ)　今大井村と云ふ、師崎の西北に連り、小港灣の前にす、村中に藥師堂あり古刹と云ふ、鰐口銘に曰く「知多郡山田郷、極樂寺、日那禰宜、寶德三年五月」。

篠島(シノ)　知多半島の東端、海中に三島あり、篠島、日間賀(ヒマカ)島、佐久島と云ふ、篠島は幡豆崎の東南二海里、伊良胡埼の北五海里、今篠島村と云ひ、人口一千八百、野島之に屬す。

水路志云、野島は俗名神の島と云ふ、三河灣門列島の最南にありて、此島と篠島との間の水道は水深く、一鏈以內に於て大艦を行り得べし、篠島は野島の北に近在し、(東西四五町、南北十町許)其嶺東西に分立して、松樹祖生す、此二嶺間の低地兩側の外は、全岸概ね亂岩險峻なり、該低地の湖邊に部落あり漁を業とす、北岸に小埠頭あり、漁船多く此に泊す。○名所圖會云、篠島は師崎の南、海上一里許に在り、後村上天皇の猶皇子にましませし時、伊勢の大湊より出船し、東國に進發し給ひ、洋中風に會ひ、此島に漂到したまふ事、太平記に見ゆ。今[illegible]見所と云ふ御座を行在址と說く、松平君山の詩句に「翠華回島嶼、神國天一涯、寺留帝子迹、人想地仙家」と云へり、(或は曰ふ、篠島昔志摩國の管內也と)

神風や御舟よすらし沖つ浪たのみをかけし伊勢の濱邊に、(新葉)　　大僧正頼意

日間賀島(ヒマカ)　篠島の北にして、師崎の東二十町許に在り、東西十町、南北四町、今日間賀島村と云ひ、人口千五百。

名所圖會云、篠島、日間賀島、佐久島此三島を所の者は三國と稱す、此島もと勢州度會郡に屬し、神供を貢ぎ、又志摩國にも屬したることありしにや、神鳳抄に志摩國答志郡篠島と見えたり、答志郡へ海上甚近し、本國帳知多郡比摩加天神を載す。

題日間賀江亭　　松平　秀雲

滄波南浦口、孤嶼水中央、山控三河遠、海連五瀨長、
歸檣依斷岸、漁網掛斜陽、臨眺含形勝、淹留對酒觴、

佐久島(サク)　日間賀島の東北二十餘町に在り、今三河播豆郡の管內にして、佐久島と云ひ、人口一千四百、島形半月狀を成し、南に一灣を抱く、地積は日間賀より稍大なり、島の東南崖に近く辨天島、鳥島など云ふ岩嶼あり。

明應八年、富士歷覽記云、佐久島といふ所へ舟よせて、八德庵といふ小庵にやどりてみるに、山水のたえぐなるをうけて、まとに山の井の住もさびしく見え侍れば、

斯くしても世はすまれけり山水のしづくをさへにまたでやはくむ、

船をいだし侍るに、右のかたにあたりてたかし山なりといふをみれば、山ともなき岡の、はるかに見わたされて、

昔よりそのなばかりやたかし山いづくを麓ともなし、

北越軍記云、慶長五年三月、御所(家康)御下向、四日京より船にて三州佐久島に着玉ふ、斯て御舟を廿一日には篠島に掛られ、御供衆は陸路を廻り吉田へ着、御舟には女中十四人小姓十八人許也。

知多灣(チタ)　知多半島の東なる海灣にして、參州寶飯幡豆の二郡を一岸とし、東南は渥美灣(豐橋灣)に連る、此二灣の間に佐久島、日間賀島橫たはれり。

波洗ふ衣の浦の袖貝をみぎはに風のたゝみおくかな、〔名寄〕

(衣浦)

衣浦(コロモ)は、宗祇方角抄に、鳴海より五六里辰巳の方なるべしとありて、今の知多灣の一名なりと云ふ。○水路志云、知多灣は幡豆埼と生田鼻(參州幡豆郡)との一線以北にして、其形宛も北に向へる牛角の如し、灣入凡十五海里、其幅灣口に於て六海里、夫より漸次狹隘となり、境川に達す、其灣內水深九尋以下、底質概略泥、灣周總て遠淺にして、殊に生田鼻の處は、灣口の半に及ぶ遠淺水となる、故に實際船を行るべき處は、灣口に於て二海里、中央最濶處に於て三海里半、大濱權現鼻附近に於ては一海里に滿たず、灣の東側は一般に平坦の耕地にして、一山を見るなし、其最突出せる權現鼻に至る迄は、沿濱松樹密に併列す、灣の西側は知多半島にして、南方より北方に下る所の疎樹低樹脈(四九九呎以下)連亘するも、目標となるべき一秀峰なし。

河和(カワ)　今河和村と云ふ、師崎と半田の中間、知多灣の沿岸とす、野間村と東西相去一里半、河和の北を布土(フト)村とす。

富貴(フキ)　今富貴村と云ふ、河和、布土の北にして、武豐町の南に接す、此邊を幾津志庄と稱したり。幾津志庄は文安三年醍醐三寶院所領目錄に、尾張國枳豆志(キツシ)庄とあるに同じ。

武豐(タケトヨ)　今武豐町と云ふ、人口四千、知多灣の埠頭にして、近年鐵道を架して、東海道線に連絡せしむ、(名古屋へ二十四哩)橫濱百九十海里。

(長尾)

半田、成岩、武豐の三町は南北一里半の間に接比し、實は一邑のみ、武豐は舊長尾(ナカヲ)村と云ひ、本國帳にのせし武雄(タケチ)豐石(トヨイハ)二神社のありければ、近年改號にあたり、兩號の文字を取合せて、武豐と命じたる者とす、(武豐の南大高にも、本國帳の知里付天神あり)埠頭の對岸は、參州大濱の權現埼也。○水路志云、武豐泊地は冬季西風の流行期に於ては、船舶の碇泊に適す、其底質泥にして錨掻き亦善し、邑は權現鼻の對岸にあり、濱に沿ひて人家並列す、停車場あり、供給品に乏しからず。

成岩(ナラハ)　今成岩町、人口八千三百、武豐半田の間にて、戶煙最繁し、(成岩は唱ふること奈良輪に同し)常滑の東二里。本國帳に、智多郡正三位成石天神とあるは、此なる社とす、石岩古へ相通へり。

半田(ハンダ)　今半田町、人口七千、郡役所を置かる、名古屋へ鐵道二十一哩。半田川は英比(アクヒ)の高原に發する野水にして、長二里許、市街の東を過ぎ、衣浦の遠淺に注ぐ。

(岩滑)

半田は舊稱岩滑(イハナベ)、又椰部、岩鍋に作れり、業葉(ナリハ)天神あり、本國神名帳に見ゆる古祠とす。此邑近世富家多く、殊に安政の比より酒造の業大に興る。(知多郡志)○水路志云

(半田川)

半田邑は大濱村と水を隔て、東西に相對し、半田川の西側にあり、川內和船の滯泊多く、時々小汽船の泊することあり、知多灣中最繁盛を極め、供給品に富み、良質の淡水を得べし、又盛大なる釀造家あり。

英比鄕(アクヒ)　和名抄、知多郡英比鄕。○今武豐、成岩より緒川、大府の邊までを指す、即本郡東北、衣浦堺川の西岸の地とす、殊に半田川の水源を阿久比谷と稱す。(無住國師の雜談集に阿弋(アクヒ)に作る)

(阿弋)

阿久比神社(アクヒ)　式內の官社にして、本國帳從二位英比天神と載せ、今半田の北一里、阿久比村の稗宮神社即是なり。

(坂部)

上阿久比村の坂部(サカベ)に久松氏の城址あり、久松氏は菅原姓、英比殿の後裔と稱し、本郡の舊族とす、天正中、久松佐渡守俊勝は參州の松平家に隨從し、其妻室は即水野氏の女、家康の生母なりければ、特に[illegible]と稱す、長子三郎四郎[illegible]名城に封せられ、次男源三郎康俊は遠州久能城に封せられ、子孫後に[illegible]したり(俗說、菅原道眞の子、知多の浦に流竄せられ、阿久比谷に居る、後に許されて[illegible]るが、鄕里を開きければ、辛夷の後に至りても、鄕民崇敬して英比殿と稱し、其像を造り之を祭る、男女二[illegible]、民家皆一日つつ順番に宿し奉り、今に至るも怠らず、其像の後世あやまりて佛像に似たるが故、或は別に地藏と稱す、云々(名所圖會、尾張志)一說、英比氏は即阿久比の神にして、(國內帳集說)古の有土の君たるべし、史に脚咋君あり、阿波に鮎食の地名のこる、又知多臣の祖神、天押帶彥命あり。○按に、山海名產圖會に「尾張眞珠をアコヤ玉と曰ふは、智多郡の地名なり、波間カシハと云ふ貝より採る」云々、蓋英比を訛る、この地名とは、いづれか本源にして、孰か末義なる

(阿古屋)

改正三河後風土記云、永祿三年五月、神君十九歲にて尾州御出陣前に、知多郡阿古屋(アコヤ)鄕主、久松佐渡守定俊(後俊勝)が家に立寄給ふ、佐渡守が妻は神君の御生母にて、御父廣忠卿御離緣の、ち、定俊がもとへ御再緣ありて、御子數多設け給ふ。

龜崎(カメザキ)　今龜崎町、人口六千、半田の北一里にして、衣浦の岸なる神崎山の下とす。此崎より以北、堺川まで二里は、狹長なる內港(俗唱大川)を爲し、堺川の水之に注ぐ、水深乏くして、大船出入し難し。

龜崎と云ふ所に、めつらしげなる盃、さし出しける女にいひかけたる、(富士見道記)　紹巴

宿りせば万代も經ん龜崎や見るめ貝ある浦の苫屋に、

(神前)

龜崎の渡津は高濱へ八町、干潮深二丈七尺許、古よりの小航とす、其南方に北大濱村松江への小航あり、淺海十五町許を橫跨す、本國帳、智多郡神前天神を載す、龜崎は即神前(カムザキ)の訛とす。

生路（イクチ） 今生路村と云ふ、龜崎の北一里半、衣浦の内港にのぞみ、古の生道鹽の産地とす。

生道鹽は延喜式に「尾張國、調、生道鹽一斛六斗、又、東寺料、生道鹽、日別五合七勺」と見え、（標註に生道際鹽也、大如大豆、元一顆、搗得鹽一斗とあるは不審）一名産とす。本國帳、智多郡伊久智天神從三位と標し、今八劔宮と稱す、文和三年、熱田神領目錄に生道郷を收め、又万里和尙の常照塔樂樹詩序に、

知多郡有邑、曰生路、昔熱田靈祠東征、先入其境、射獵得甚、取弓刺岩、則泉忽涌、此泉至今在、號曰生道井、云々、（梅花無盡藏）

とあり、日本武尊の事跡は信じ難しと雖、熱田の末裔神を祭れる地ならん。

緒川（ヲガハ） 今緒川村と云ふ、生路の北一里、堺川を隔てて三州刈谷、吉田に對し、大府驛の南半里（堺川は村の東南に於て衣浦へ入る）

（小川）

尾張志云、昔川又小川（ヲガハ）に作る、平家物語、又盛衰記に見ゆる、治承四年源三位賴政、高倉宮に參りて申上げし詞のうちに、美濃尾張には河邊太郞重直、同三郞重房と見え、分脈系譜に重直、重房兄弟にて、浦野兵庫允重遠の子なるか、山田先生又河邊太郞と名のり、重房は小川三郞と名のりしよし記せり、いつれも居地によりたる稱號なり、承久記の宇治河合戰の條に、三浦黨河次郞泰村の乳母の子、小川太郞經村、京方の火威の鎧着てかね黑につけたる人の首をとりて、高名せしよし記せり。

知多郡、緒川水野右衛門大夫爲則が在所に着付り、此所に暫く休息すべき由、懇切に申ければ、

松の上にくるてふいとの幾結び玉のを川の末かけて見ん、（富士歷覽記） 入道中納言雅康

小川城址（ヲガハ） 水野氏の故墟とす、水野氏は治承年中より此に居り、地方の豪家たり、天文永祿の比、下野守信元、織田松平二家に對立したりしが、天正三年、信元橫死し、弟忠守、範方、忠重等松平家に仕進し、子孫諸侯と爲る。

尾張志云、藩翰譜の水野勝成の傳の中に、浦野四郞が子重房、小川の三郞と名のる、その後小川下野守雅經が時に至て、尾張の智多郡英比鄕小河村の地頭職になさる、それが子孫藏人貞守が時、同國水野といふ處に移り住み、水野と名のると見え、下野守信元は織田信長に一味の人なりしに、天正三年讒言にあひ、情なくも殺害せられぬ其時下賤の女服に男子ありて、二歳なりしを、客人といふ女房才覺あるものにて、ひそかにかくして我子と名づけ置きしが、後年德川公に奉りしかば、外様の士土井甚助といふものに養はせて御取立、甚三郞利勝と名のらせられしよし、松平記に見えたり、又信元の同胞の女子あり、家康公の御母なり、故ありて廣忠君御離別の後、久松佐渡守菅原俊勝に嫁したまひて、松平隱岐守定勝兄弟三人を生給ひし事實は、海内の人よく知る處なり、慶長七年逝去、傳通院と謚す、

乾坤院（ケンコン） 緒川村に在り、曹洞宗、文明七年。水野藏人貞守の建立にして、近世水野氏より修造せられ、結構卑少ならず、古文書あり本寺につたふ。

將軍家政所下、尾張國英比鄕内小河村一色住人、可令早源雅綱法師、法名賢妙、爲地頭職事、右任亡父前下野守雅經法師、法名舜實、去年八月十五日讓狀、爲彼職、守先例、可致沙汰之狀、所仰如件、

文永二年十二月七日

案主　菅野、知家事　藤原
令右衛門少尉　藤原
別當左京權大夫平朝臣
相模守平朝臣

大府（オホフ） 今大府村と云ふ、近年東海道鐵道此を經由するを以て、一驛と爲り、龜崎武豐の支線は此にて分る、名古屋へ十二哩、武豐へ十二哩。

讀書桶間村　　森春濤

古戰雲荒慘不開、殘碑近在亂峰堆、夜探休讀英雄傳、雨滴山窗鬼哭來、

（石箇瀬）

石箇瀬（イシケゼ）川は桶間（ヲケハザマ）の邊より流るる野水にして、大府村にて堺川へ入る、長二里もあらん、石箇瀬合戰の爲めに名高し、近地に村木と云ふも古戰場とす。〇尾張志云、永祿元年、緒川の水野信元と岡崎の元康君と、石ケ瀬にて伯父甥の合戰あり、水野は織田家に屬し、德川殿は今川家の方人し給ひしゆゑ、然りしなり、渡部半藏守綱、此時十七歳にて初陣高名したりし由、當代記、增補創業錄等に見えたりし、同三年六月、德川殿の軍兵緒川を襲ふ、緒川よりも兵を出して石ケ瀬にて合戰す、同四年二月七日、又德川家の兵と水野の刈屋の兵と、石ケ瀬にて合戰す、其後信長公と御和睦ありて、信元との合戰もなく、尾張三河平均に靜まりしよしいへり。

橫根（ヨコネ） 今橫根村と云ふ、大府の東北に隣る。〇改正三河記云、永祿三年、廣瀨の三宅右衛門佐挑寔坂にて敗北し、尾州背挑崇邊まで放火せられしと聞えければ、信長大に憤り、水野下野守信元に、御身の甥元康を早々討取て出すべしと、密かに命せらる、信元辭するに詞なく、出張すべしと聞えけるにぞ、岡崎方にも橫根村石が瀨に軍勢を押出し挑戰けり、時は六月十八日なり、翌日刈屋城邊十八町畷に信元出馬して合戰す、水野が勢ども追立られ、遂に刈屋に逃入、却說、本多家の由緖を尋るに、豐後國の本多右馬允助定、等持院殿足利尊氏將軍家に仕へ、尾州橫根の鄕并に粟飯原鄕を賜ふ、其子小八郞助政、其子定通、其子定林其子は次郞定助といふ、定助に二人の子あり、平八郞助時、八郞正時といへり、此助時は平八郞忠勝が祖なりとぞ。

三河國

三河（ミカハ）國　尾張の東にして、矢作（ヤハギ）、吉田の二水系を以て其境内とし、南に海灣を抱有す。地勢、東方遠州と山脈を以て限り、北西の二面は波狀の高原、尾濃二州と相連る、故に東北偏は山岳重疊して、土壤亦磽确なり、南方は之に反す。今十郡、愛知縣の管内とす。和名抄、參河、三加波と註し、古書公用、みな參河に作る、後世に至り專ら三字を用ふ、又修して參州（サンシウ）と云へり。俗に名義を說き、鴨田、矢作、男川の三水あればなりと論ずるは附會に似たり、而も未だ明解を聞かず、矢作川の一名歟、賀茂郡賀茂鄕を參考すべし。○古事記に「三川（ミカハ）之穗（ホ）之別」ありて、皇別に出で、國造本紀に穗國と云ひ、後の東三河之にあたる。又國造本紀に、

(參河)(參州)　(三川)

參河國造、志賀高穴穗朝、以物部連祖、出雲色大臣命五世孫、知波夜命、定賜（天孫本紀云、大木食命、三河國造祖、出雲醜大臣之子。姓氏錄云、神饒速日命十一世孫、千速見命）

とあるは、特に後の西三河を治めたる歟、其他御立（ミタチ）史、大伴（オホトモ）部、七君、高椅（タカスカ）君、長谷（ハセベ）部直、宮道氏、安曇氏、野見氏などの古邑あり。

近世、續國風土記、參河國寶飯郡八名郡の寫本とてもてはやすものあれど、僞書にて事に益する所なし、當國神名帳一卷あり、頗史誌の資料に足らん。又三河名義の說は、寬文刊本、職原抄首書に「參河國、有三河、一曰男川、二曰豐川、三曰矢作川、男川者河上有山神、白馬時出也、豐川者、此河上有長者、民屋豐饒、故曰豐川、矢作川者、日本武尊東征時、於河邊多作矢、故曰矢作川」とあるは、古風土記の逸文とも疑はるれど、徵據しかたし、參河國古蹟考、羽田氏に、内山氏國號考を引き、後世男川、豐川、矢作の三川の說は採り難し、賀茂郡あれば賀茂の神の御川の義なりと論破す、稍確實を覺ふ。同書猶も垂仁紀「落別王者、小月之山（君の誤ならん）之祖也」とあるを引き、小月は今賀茂郡月（クワチ）原（ハラ）山の下に築山鄕あり、其地なりと云へるは、附會の誚を免れず、小月氏の事蹟につきて當國に何の關係を見ず、月てふ語のそはる地名を擧げて云々するは、杜撰極まれり。また八雲御抄にみつ川てふ歌枕を參河と註せられたれど、當國をみつかはと云へること、他書に見えず、從ひ難し。

三河は鎌倉武家の比に、足利源氏の人々の食邑あり、吉良（キラ）、一色（イッシキ）、今川、仁木、細川の諸家此に起る。戰國時代の末に松平氏（徳川）の勃興せるより、近世の武家諸侯は大半其門葉屬隸に出でたり、三河侍の顯榮利達、亦其極盛を見たり。慶長以後、徳川氏の三河を治むる、頗恩顧の情を存し、寺社の免、給與最厚く、海內其比を見ず、僧祝の賜田殆一萬石に上れり。

過參州口號　　星巖

萬里河山無戰塵、淸平二百有餘春、哆哆尙自誇門伐、
眞個南陽多近親、

三河灣（ミカハ）　水路志云、三河灣は南は渥美半島に依り、西は知多半島に依て成る所の一大灣にして、東入及び北入の兩灣に分れ、前者を渥美（アツミ）灣、後者を知多灣と曰ふ、灣門は兩半島の各至端、即伊良湖（イラゴ）埼と幡豆（ハヅ）埼との間にして、南西に面し其濶さ七海里、一系十四の島嶼、其中央に列坐して、數條の水道を成せり、即渥美半島端の北側と、列島の間を中山（ナカヤマ）水道、列島と知多半島端東側との間を師崎（モロザキ）水道と曰ひ、前者を渥美灣、後者を知多灣に入るの水道とす。

碧海郡

碧海（アヲミ）郡　三河の西偏なる、平衍の低野にして、境（サカヒ）川を以て尾州知多（チタ）、愛知二郡と相限り、南は知多灣の海に至り、北は加茂郡の山野に至る、東は矢作（ヤハギ）川を以て額田、幡豆二郡と相限る、今面積凡十八方里、三町六十一村（人口十二萬五千）を管治すと雖、矢作川以東に六村あり、本篇は其六村を額田郡の下に係けたり。

(青海郡)

碧海は和名抄、阿乎美と註し、十六鄕に分つ、姓氏錄に青海に作り、續紀、天平神護元年の條に「參河國碧海郡石村村主押縄等九人、賜姓坂上石村村主國內神名帳、碧海郡、石村天神ノとも載す。其十六鄕の舊地、今分明ならず、莿野（アツフノ）鄕は加茂郡へ入り、其名猶存す、又幡豆郡の大川、大濱二鄕は後世本郡の所管と爲る、郡界の出入あるを知るべし。又矢作川の河道は、後世西に移りて、今の形狀を成したれば、古の郡鄕の位置、頗明瞭を缺く、近世の碧海郡、高七萬八千石と曰へるは、慶長以來の制とす。○碧海は元姓氏號に出でしが、古姓に青海首あり、又姓氏錄に參河國青海郡御立（ミタチ）と云ふ地名見え、

姓氏錄、御立史、御使同氏、氣入彥命之後也、持統天皇御代、依居參河國青海郡御立地、賜御立史姓、日本紀漏、

御使（ミツカヒ）朝臣、出自諡景行皇子、氣入彥命之後也、譽田天皇御世、御室雜使大丘生等、逋逃不仕、天皇遣使尋求、並不復命、於是氣入彥、奉指追於參河國、捕獲參來、天皇嘉令使者、賜姓御使連也、續日本紀合、

考證曰、氣入彥命は他に證なけれど、五百城入彥命と其語近し、通へは、きはめて同人なり、又舊事本紀に日本武尊の御子「佐伯命、參川御使連等祖」とあるは傳への少く異なる也、今參州碧海郡志貴庄和志取鄕と云ふあり、其處に連花寺山あり、土俗の傳に、此に昔大王生住みて、其勢盛かりし故鷲王とも云へり、氣入彥命之を捕り玉ひ、城を築きて住玉ひし地を、和志取と云ふと、今は宇頭(ウトウ)村と呼び、宇頭の神明宮の地を御立と云ふ、云々。

鳳來山色映中天、城郭回看碧海船、試問漢王提劍地、懷嘉盡在彩雲邊、　南郭

堺川(サカヒ)

參尾二州の州界にして、碧海郡と知多愛知の間を限る、西加茂郡舫生(アソフ)村の黑笹山に發し、西南流、刈谷町と緒川村（知多）との間に於て、衣浦（知多灣と稱す）へ入る、長五里。

一書に、堺川は刈谷の南四里、大濱町の權現岬に於て海潮に入ると云へり、是は刈谷と大濱の間、狹隘にして淺淤の海潮なれば、此入江をも河流と見做したる說なり。然れども狀形は全く江灣なれば、河流と爲すべからず、此江を俗に大川と呼ぶ、又堺川の古名大平(オホヒラ)川と云ふも信じ難し、今も額田郡に大平の地名あり、男川其傍を流れ、男川の古名即大平川と曰へるを覺るべし。

(大川)

衣浦(コロモ)

知多灣の一名にして、尾張國に斥出す　堺川の末なる入江をば專ら衣浦と云ひ、遂に其南なる廣灣をも衣浦と呼ぶことゝなる。宗祇名所方角抄に、

衣の浦、尾張の國に入たり、鳴海より五六里なり、海道にあらず、鳴海の里より藍原宿を過て、田樂が窪といふ野を過て、沓掛を下りて、一里ばかり東に川あり、是まで尾張也、

と述ぶ。川とは堺川を指し、尾張參河の交堺にして、其末なる入江を衣浦と曰へる由明白す。更科日記に「三河と尾張となる、しかすがの渡り、げに思ひ煩ひぬべく、をかし」とあるは、三河と尾張との堺川を、然菅(シカスガ)の渡と誤り記されたるにて、思ひ煩ふと書かれしも興あり。

刈谷(カリヤ)

今刈谷町（人口二千三百）元刈谷(モトカリヤ)村（人口千八百）の二に分る、堺川の東岸にして、本郡の西南隅とす　海道の鐵道車驛にて、安城と大府(オホフ)の間にあたる、岡崎へ四里。

刈谷は尾州緒川(チカハ)（知多郡）の城主水野氏の別邑にして、其城塞なりしが、寬永九年、松平主殿頭忠房水野氏に代り入部、慶安四年、稻垣攝津守重綱之に代り、元祿十五年、阿部伊豫守正春、寶永七年本多中務大輔忠良、正德二年三浦壹岐守明敬など、數交替を經、延享四年土井伊豫守利信以後、二萬三千石を傳へ、明治維新に至れり。

刈屋城址(カリヤ)

水野右衛門大夫忠政、天文の比、知多郡小川より、初めて移居し、嫡子下野守信元相續し、永祿三年五月、桶狹間合戰のゝち、信元の弟藤九郎信近、此城を守り、六月駿河勢の爲めに攻め破られしも信近戰死、信元之を復す、天正三年、信元橫死、織田氏の將佐久間信盛、其遺領を領せしが、天正八年に至り、信元の弟忠重十郎世に本領を附與せらる、慶長五年の亂に、忠重刺客に殺され、嫡子勝成相續、次男忠清又之に承けしが、其後轉封。○改正三河風土記云、天文十年、刈屋城主水野忠政の息女（傳通院）を以て廣忠君の北方を定め給ふ、此故は御父淸康君、晩年に忠政が離別せし妻を娶て、後の北方になさる（華陽院）此北方忠政方におはせし時、設け給ひつる女を以て、今度廣忠君の北方にはなされしなり、翌天文十一年壬寅、十二月廿六日、若君御誕生あり、竹千代と申す、然るに此若君三歲の御時、御母君御離別あり、そのゆゑ如何といふに、前年水野忠政は卒せられ（大成記、天文十二年、水野忠政卒去す、法名大渓賢雄）其後長子信元は織田信長に志を通せらるゝにより、廣忠今川家の與國として、信秀に一味する水野と緣を結ん事、本意に背けりとの思召故なりしとぞ、又云、天正三年信長は佐久間信盛が讒言を信用し、德川家の御手をかりて水野をし誅し、水野の遺領刈屋の城をば信盛に賜りける、水野二番の男子あり、女房其子を懷にして、濱松に赴き、土井小左衛門利昌が家に養ひ取て子としける、さる由緒をや聞召れけん、天正七年、長丸殿御誕生の時、此兒七才なりしを召出され、長丸殿に附られしに、其頃は甚三郎利勝といひたり、後には追々出身して、下總古河の城主となり十六萬石領し、大炊頭とて天下大老の職に昇りたるはこの利勝にて有ける、利勝の次男利長の裔孫、再び刈屋城へ入部す）

(雁屋)

三河物語云、今川殿より刈屋(カリヤ)の水野藤九郎殿を忍びに討取らる、其故は藤九郎殿緒村に番を置き、其へ行通ふとて、濱手の方に人無かりければ、伊賀衆聞きかけて、やすやすと忍び入て討取、下野殿の御子也、永祿十年紹巴富士見記云、刈屋城主水野信元御城内にして、野州信元、饗應をつかせ、御門前に澁たる瀨を汲ませ給へり、孟蘭盆の手向をば、又刈屋にてせり、緒川より刈屋へ舟十二艘に灯籠をともし、風流をかけ給へり、海上の遊興、都には見なれぬ事とも也、磯のしほにひかれて、龜崎といふ所へ押おろす。

重原(シゲハラ)

今上下の二村の分つ、刈谷の北とす、天文十七年、參河勢と尾張勢此に合戰の事あり。平治物語、源氏揃の條に、重原兵衛父子と云ひ、康正二年造内引付にも「重原庄段錢、一貫百五十文、堤新次郎殿」とあるは此なり。

小山(ヲヤマ)

今小山村と云ふ、重原に接す、當國神名帳に碧海郡正五位下小山天神といふがあり。

高濱(タカハマ)

今高濱村と云ふ、刈谷の南二里、大川（堺川の末にして、知多灣の內港とす）の東岸にして、知多の

…明を指摘す。

○今按、□□云、出刈谷客館、行二里餘、抵一原□南賀侍、日午放侍、大川貢八九里、南三十五里、入于海、以西維尾州也、其後郭而南下、四五里許、東岸數百□、館低斗□、古槐老松、蒼翠撑天、佛龕在其間、(中略)下十里許、過與志濱、又南十里抵高濱、乃大川入海之所、其邑千餘戸、面背而衆、其上檣帆、加以魚鹽、海舶造□方、云々。

大川郷（オホカハ）

(吉濱)　和名抄、幡豆郡大川郷、訓於保加八。○今本郡なる吉濱村、高取村、高濱村、新川町など、大濱の北を指したる歟。謂ゆる大川の一岸にして、地形幡豆郡の海岸と相連接す、猶考ふべし。

大濱郷（オホハマ）

和名抄、幡豆郡大濱郷、(刊本濱を瀆に誤る)　○今本郡に入り、大濱町并に棚尾村、鷲塚村等の地なるべし。近世大濱の東なる矢作川の筋を以て、郡界に改めしにより、二郡の舊域相出入したるごとし。

大濱（オホハマ）

(新川)　今大濱町、新川町(大濱人口六千、新川人口六千五百)の二に分つ、高濱の南にして、衣浦(大川)を隔てて知多郡半田に對す、(知立の南三里半)新川は近年まで北大濱と稱したる地とす。

富士歴覽記云、(明應八年)ちたの郡緒川、水野爲則が在所に着侍り、緒川より舟にて三河へ行侍しに、風かはりてしまぐにとゞまり、大濱といふ所へ舟よせて、ある堂舍にしばらくやすみて、本尊の御前によみし、

おほはまの波ぢわけぬと思ひしにはやかの岸に舟よせてけり、　雅康

こよひは船中にてあかし侍て、夜一よ船子ども枕のうへをわうへむし侍れば、おもひつゞけ侍る

難波江にあらぬ舟路もあま人のあしのしたにて一よあかせる。

改正三河記云、天正四年の夏より、三州遠州の地に風流の踊をなす事流行したり、其始には市中商人の小倅等が、夏の暑をしのがんため、夕方よりすずみながら踊りけるを、年取し男女、信山侍も亦前に與に乘じ、打むれて踊れば、武士農民も同じく隊を分ち群を連ねたり、こゝに大濱より岡崎へかけし群の中に美□あり、此太鼓を打つに其妙堪能なり、其他笛拍子は申までもなし、□若手習武藝近年にまさりて器用なり、岡崎殿信康君悦び給ひ、やがて近習に召出され、長田傳八直勝（ナホカツ）と名乘しが、直勝容貌美麗のみにもあらず、才能拔群にして智畧もすぐれければ、日々に君寵ふかかりけり、信康君御事ありし後は、濱松へ召され仕へけるに、長田といふ苗字、源家に於ては不吉なりとて、由緒により永井傳八と改む、天正十二年、長久手（ナガクテ）の戰の時、傳八廿三歳にて池田勝入を討取て高名し、後は右近大夫とて封侯に列したり。

稱名寺（ショウミヤウ）

大濱に在り、名高き時宗の遊行道場にして、延元四年、僧其阿開基　此寺には、徳川氏の祖、有親(法名長阿)と云ふ人の遺跡を説けど、従ふべし、凡時宗の諸寺往々徳川氏の祖先の遊行經廻の故事を説すれど、信を取るべき者少し、牽強附撰のことのみ多し、皆近世好事の造言に出づる歟。

二熊松、大濱熊野社、々領六十石、林泉寺、曹洞宗、寺領二十三石、寶珠寺、同宗、十一石、永井家の菩提所なり、稱名寺々領三十石、長阿嘗此にて寂す。○改正後風土記云、有親、親氏の御父子、上州徳川の故郷を立出給ひしのちは、天地廣しといへども、世を忍ぶ身は道せまく、人の見知らん事を恐れ、しばらく相州藤澤の道場におはしけれども、こゝも猶鎌倉に近ければ、又立出て諸國行脚し、やがて三河にいらせ給ひ、大濱稱名寺は時宗なればこゝに年月を送り給ひて、有親は稱名寺にてうせ給ふ、御墳墓も寺中にいとなみたまひしとぞ、稱名寺にては享德元年とす、藤澤寺にては永享十二年とす、異説區々にして定かならずといへども、藤澤の御願文、足助の大般若經等によるに、□永の時既に當國に御住居ありしには疑なし、されば御齢も七十前後におはしけるなるべし。又云、足助八幡宮の大般若經奧書に、□□の自筆の奧書に、應永廿七年十一月八日としるしたるもの今猶存す、これを以て鎌倉大草紙、小山若犬丸が一亂に、鎌倉殿下向のよし聞て、新田小山田村等悉く退散して行方しらずとあるを合せ見るに、頗る據あるに似たり、大三河志も此說を採用せりと見ゆ、故に人成記、上杉□が亂により新田を落失給ひしといふ說はとらず、□□本にも永享十一年三月上旬、故郷を立出給ひしよし記す、其前後の文を見れば、悉く相州治亂記の文を僭任にこゝかしこへ書加て、斧鑿の痕明らかなり。

天文十三年、宗牧東國紀行云、大野より參河大濱へ渡りたり、稱名寺の住持領までわたらせ給ひ居侍る、岡崎まで急ぎ侍れば、住持も馬にて鷲□まで渡り給へり、大津の□□寺に住給ひしを、藤澤よりの仰にて、此道場に入院あり、其身花山院殿の御息にてありしを、思はざる亂出來て、時衆に成給へり、哀なる世なり、

又二里ばかり南の方、熊野崎とて三熊野へ向へる洲崎へ酒を出で、大濱稱名寺にて納涼せし、折節、

三くま野の浦風すずし秋の海、(永祿十年紹巴紀行)

(大濱熊野社)

權現鼻（ゴンゲン）

大濱町の南二十町、知多郡武豐の對岸、一海里を隔つ、東に矢作川口及び平坂港あり。○水路志云、權現鼻は知多灣東岸中、最突出せる石堤角なり、大濱村は南方に伸び、高潮面上高さ五呎にして、著明の目標なり、此鼻の南方、矢作川附近の沙堆は年々移動すと云ふ、凡權現鼻以北の海面を衣が浦と目ひ、見る所廣しと雖、其水深五尋以下、三尋以上の地は、全灣の六分一に過ぎず、然れども底質泥土、且能く西方を保障し、錨搦も善きを以て、小艦に在ては最好の錨地とす。

鷲塚（ワシヅカ） 今鷲塚村と云ふ、大濱の東北一里、油淵と矢作川の間なる江村とす、西尾町の西半里許、矢作川を隔つ。○宗牧東國紀行云、おしづかの寺内一見して別れたり、むかひは吉良（西尾）大家の御里成べし、こゝの眺望いもいはぬ入江の景なり、船より馬引おろさせ、うちはへ行程、武藏の國まで思ひやられたる野径、打過て岡崎に着たり。

米津（ヨネツ） 今米津村と云ふ、鷲塚の北、櫻井の南一里、矢作川の邊とす。二葉松云、米津の古城は藤太夫道寂、同藤藏勝政（法名淨心）其嫡男小太夫政信（法名覺辨）政信味方（ミカタ）原合戰に打死。按に米津小太夫の子勘兵衛田政は東照公に仕へ、武州久良岐一萬石を賜はり、封侯に列せらる、寛文六年一萬石加封、貞享中に五千石を族子に分知せしめ、寛政十年出羽國長瀞へ移封せられたりし。

油淵池（アブラフチノイケ） 大濱の北なる沼澤にして、今東西二町、南北十五町計と云ふ。其水は矢作川并に新川（シンカハ）の海に通ず、古は猶廣大の瀦池なりけん、一名北浦、西端、東端の二村は油が淵の北邊にして、卑濕を開きて田宅と爲す。此邊は藻鹽草に三河（ミカハ）の沼と云ふもの歟、又夫木抄に當國緑野（ミドリノ）池と云ふを名所にあげたり、不詳。

福釜（フツカマ） 今福釜村と云ふ、油が淵の北一里半、安城驛の西南一里。松平氏の一族此に居れるを、福釜松平と稱す
福釜松平は長親君の二男、二郎親盛の流にして、永祿の比、右京亮康親あり、又親忠君の六男刑部丞親光は、西福釜と稱したり、其後裔大に顯はるるものなし。三河物語に、永祿六年、門徒一揆の時、尾萩河の西には、藤井の松平勘四郎殿、フツカマの松平右京殿、兩所相并で岡崎へ御忠節あり」云々

安城（アンジヤウ） 今安城村と云ふ、又安祥に作る、東海道の鐵道東驛とす。岡崎町の西二里、大濱の北四里、碧海郡に於て平野の中心にあたる。或は安靜に作り、案祥、安條ともあり。

安祥城址（アンジヤウ） 二葉松云、安城古城を城森といひ、松平親忠より四代御在城にて、安祥と號す、天文年中、織田合戰の節討死の安祥左馬助長家は、親忠公の六男也 ○改正三河記云、松平和泉守信光君、岩津におはしけるが、安祥の城を攻とらんと、文明十一年七月十五日の夜、安祥の西の野に踊をおどるにあたり、其勢百六十餘人、大手の方の道を押り、散々に攻戰へば、城兵等立足もなく敗北し、討るゝ者五十餘人、手負は數しらず、安祥の城忽に落ち、西三河三分一は御手に屬しければ、軍勢も次第に數增しぬ、御子親忠君、法名淸仲、右京亮又藏人頭と申奉る、同子親長は岩津をゆづりうけ、岩津殿と申し、二男長親君家督をうけて安祥にましまし、出雲守と申し、法名道閱（三河物語には法名道悅に作り、大樹寺に長親の道文あり、當時の一門は岡崎、岩津以下數家に分れしよし明證なり）長親君の御子信忠君、法名太香（御心あらくしく、國民悉く恨み背く、御父入道殿の時降參したる尾州駿州與力の國人等は、皆本主の方へ歸りける、依て今はた、安祥一城のみぞかゝへ給ふ、大永三年僅に十三歲に成らせ給ふ淸康君を家督になされ、御身は大濱の郷に御隱居なり、淸康君の時、岡崎城へ移りたまひ、大略國内を伐從へ、尾州まで地を廣められしが、不慮の災にて尾州守山に薨去、天文十三年、尾州勢當國へ攻入、まづ安祥を攻取、今川義元之をきき捨置き難しとて、天文十八年十一月、臨濟寺雪齋和尚を惣大將とし、駿遠參の軍勢七千餘騎を十二手に分ち、岡崎に着到ありしは五日なり、六日の早天安祥に押寄たり、安祥城の守將織田三郎五郎信廣も、城兵に下知して防戰す、岡崎衆は兵急に攻付て本丸ばかり殘りければ、士將信廣を生捕べしといさみたり、今年三月三日、織田信秀も卒去し、今は其子上總介信長十六才、安祥の後詰せんと鳴海の邊まで出陣せしが、安祥の方に當り黑烟あがるを見て、はや落城と察し、軍を留めひかへたり、雪齋のはからひとして、信長の先鋒へ書札を送り、安祥既に落城し、三郎五郎今は切腹せらるべきを、先は留置たり、其方へ留置れたる竹千代を此方へ歸されなば、信廣をも渡し進らせ、互に人質替すべきはいかゞと申送る、信長大に悦び、十一月十日、双方笠寺に出會引替たり、竹千代君即神君の御事とす。

大岡郷（オホオカ） 和名抄、碧海郡大岡郷。○今平貫村大字大岡あり、此歟、然らば安城村も郷内なるべし。
近年大岡、高木、山崎、上條、別所等を併せ平貫（ヒラキ）村と改む、りの山崎の白山神社、上條の白山神社、社領合百八十石を給せられたり、平貫と云ふは當庄名歟。

高木（タカギ）（貫平） 今平貫村の大字とす。一書云、高木淸秀の父宣淸は字は、六郎左衛門、淸秀初字は善二郎、主水と稱す、少より水野信元に小河に仕ふ、後に去て織田信長に仕へ、又德川家康に見ゆ、家康命にて祖先の封田參州大岡の地を賜ふ、文祿三年病を告げ、食邑贈名に卜居す、家康時々狩して幽居を訪問す、其子正次、河内丹南の地を賜ひ、子孫相襲きて世侯たり。
日長（ヒナガ）神社は延喜式、碧海郡と註し、文德實錄、仁壽元年授位の官社なり。一書云、高木村の縣大明神、古くは神離日長神社なり、日長神社へ長享二年供米十粒と云ふ古き書付ありと、又同村長家の古系圖に氏神日長宮とあり、水帳にも田淵の字にあまたありと。

智立郷（チリフ） 和名抄、碧海郡智立郷。○今知立町、并に今村、牛橋、駒場、若園等の諸村なるべし、刈谷の北一里半。
郡鄕考云、智立の倭訓チタチとあるは訛なり、知里布にて今の池鯉鮒に同じ、但かく唱へ訛れるは後世の謬歟、

知立社の□口の旁に、尾張國智多郡智立神社とありし由東□□に見えたり、然れども三河國神名帳に正一位池鯉鮒大明神とあれば、中古までは池鯉鮒も誤らざりし也。

池鯉鮒（チリフ）

今知立町、人口□千、東海道の驛舎にして、岡崎へ三里、鳴海へ三里。（今碧海郡の治所とす）

東海行海道記云、三河國にいたりぬ、雉鯉鮒が馬場を過て、數里の野、一兩の橋を名づけて八橋（ヤツハシ）といふ。藤光廣歌に云、池鯉鮒にて、御寄に鮒の見えければ狂歌す「此里の名に負ひたりとおさかなの料理をしたる池の鯉鮒」皆人をふ、此な御泊にて有ける程に「昔の葉のかけとたのをむありうせぬ松がねかつら一夜なれども」

（雉鯉鮒）

知立（チリフ）神社

知立町の西の入口に在り、文徳實錄、仁壽元年授位の事見ゆ、延喜式、碧海郡の官社也 三河國官社考集說には、知立神は吉備武彦なりと熱田縁座記に見ゆと述ぶ

伯家部類、永萬元年注進、神祇官進社の中に、池鯉鮒社、布百卷を錄す、又本社の古額、正安辛巳の裏書ありて、正一位智鯉鮒大明神と題せりとぞ、池鯉鮒の文字も中世よりの事也。○海道圖會云、知立明神は當驛近隣二十餘村、刈谷城下等の生土神とす、神事は當驛と刈谷と隔年に勤む、多寶塔社前に在り、社前に的場あり、昔は流鏑馬を行はれしと、御手洗池は驛の東の入口に在り、魚鱗多く殺生を禁ぜらる、旱魃には鄉民神を此に祈り、神寶蛙の面を出して、池水にうかせば□現應ありとぞ、此面は古代舞樂の具にて、此外にも古作の面あり。○改正三河記云、天正二年、於義丸殿生る、中納言秀康卿是也、御母は三州池鯉鮒の神主にて、永見志摩守小野吉英が女、お萬の局といふ。

中將遺跡問常村、落日春陰野水昏、燕也不來花也未、離燕戀絕奈王孫、　六如

八橋（ヤツハシ）

今知立町の東に牛田（ウシダ）、八橋の二村あり、今合せて牛橋と改む。

（牛田）（駒場）

八橋と□場村の間、逢妻川の辺に昔橋ありしと傳ふ、土人は駒場（コマバ）の一堆丘（古松五六株を生ず）の側なる芦生をさして、古の杜若の池りと云ふ

伊勢物語云、昔男ありけり、あづまの方に住むべき國求めにとて行けり、元より友とする人ひとりふたりしていきにけり、道知れる人もなくてまどひいきけり、三河の國八橋と云ふ所にいたりぬ、そこをやつはしといひけるは、水行く河のくもでなれば、橋をやつ渡せるによりてなむ、八橋といひける、其澤のほとりの木の蔭におり居て、かれいひくひけり、其澤にかきつばたいと面白く咲たり、それを見て、ある人の曰く、かきつばたといふ五文字を、句のかみにすゑて、旅の心をよめといひければ、よめる、

から衣きつつ馴れにしつましあればはるばるきぬるたびをしぞ思ふ、

皆人かれ飯の上に涙落して、ほとびにけり。○古今集、今昔物語、貞應海道記云、雉鯉鮒が馬場を過て、數里の野原に、一兩の橋を名づけて八橋といふ、くもでに物思ふ人は昔も過ぎきや、橋柱よ己も朽ぬる歟、空く朽ぬる者は、今も又過ぐ、云々、又云、八橋の橋の上に、思ふことを誓ひてうち渡らば、何となく心も揺く橋に過ぎて、とく過れば宮橋といふ所あり、數多くのわたし板は朽て跡なし、八本の柱は拔て諸にあり、心の中に昔を尋ねて、昔のはしに今をしるす、「宮橋の殘る杜に□問はん朽て幾世か絕渡りぬる」云

夢だにもかくて三川のやつはしをわたるべしとは思はざりしを〔平治物語〕　師長

明應八年、雅康富士歷覽記云、智田郡鎌川より八橋を見に、人々さそひてまかりて見侍れば、聞及しよりかたちもなく荒はてて、かきつばたなども心うつくしく見え侍らず、あはれなる心地してよめる、云々。永祿十年、紹巴富士見道記云、岡崎へと思立に、八橋の杜若□□、遺跡な尋けるを、代官□□吉十郎□傳へて、八橋向馬場といふ在所へ使に被仰、□人の古昔の名主に下知して、何様置よしありけるに、諸國の旅人根を引て行、今は我も得さ由と云々、實にもと思へるは、橋柱さへ削取れると見てあり、西に下馬堂といふ跡には、松一村、□の中に、時雨の松といひて一本有り、餘儀しける木陰なるべし、東に少岡あるに石塔あるは、業平のしるしといへり、在所の人に杜若はせて、植田になせる池の、業平と答たる田を、則今よりして杜若寺に預行ふよし、昔仁壽永代の折紙書て、早苗を引棄、手づから植渡して、石塔のもとへあがり、兩鄉の樽に、露ばかり予小牧より爲持たるを、諸共に酌かはし、餉を心計取出て、昔語になりて、云々。（昔仁壽とは刈屋の水野殿をさす）

ここも三河紫□のかきつばた、　酋[illegible]

宗祇方角抄に「八橋川に花の瀧あり、八橋の宿三町許西也、北より南へ流れたる小川也、橋も一丈許なり、四角なる木のちいさきを八渡したり」と云へるは、其義明かならねど、八橋の川瀬に瀑布ありとは想はれず、二葉松に、杜若の花にひでかけたる詞なりと論じたるに從ふべき歟、花瀧とは大木集に「風わたる花をみかはの八橋のくもでにかかる瀧の白絲」慈鎭とあり　○海道圖會云、八橋は池鯉鮒より八町許東、牛田村の松原より左へ入る七町許、此に一堆の丘あり、其側に凹なる池の形の是生ありて、是れ昔杜若ありし跡と云ふ、北の方に逢妻川の流れあり、是れ八橋の橋を渡せし所と云ふ、昔此所は官道なりしと、業平塚はかの丘に在り、碑石は八橋村の無量寺に移さる、八橋とは伊勢物語の詞に「水行く川のくもでなれば、橋を八渡せる」とあり、加茂眞淵氏は水行くにあらず、水せく川の誤なりと評し、其堰きたる水を田の養水にとて、八方へ小川を堰りてこれに橋を架したり、

此故にくも手とは曰へり、云々」○行覺抄云、池鯉鮒の追分より左十町許を、八橋とて、昔は驛宿なり、村中に川あり、淨教寺の岸邊に小さき池ありて杜若あり、原野の澤と云ふも此邊にて、夫木集西行の歌「さみだれは原ののの澤に水みちていづれ三川のぬまの八橋」とよむ、十六夜日記にも八橋を出て、山もと遠き原野わけ行くと云へり。

送子和巳三河　徂徠

東方千騎下山門、濹國江山雨後春、杜若橋邊春草色、知君出馬問王孫、

難太平記云、元弘に高氏御上洛の時、不思議の事ありける、三河國八橋に御着の時、御前無人數の夕に白き衣かつぎたる女一人來て、御子孫懸事なくば七代守るべし、其後逢には當陵合戰に出給ふ時、風雨をもつてしめし可申と云て、如此に失にけり、ろれよりしてたしと御無反のことおぼしめし定め給ふ。

今村（イマムラ）

今村各省に依る、池鯉鮒八橋の東に隣れり、○三河物語云、此河には吉田を立て、岡崎に着、濱村は居萩、宇頭（ウトウ）等、今村、牛田、八橋、地理字のに障とる

逢妻川（アヒツマ）

知立驛の西を流る、水源は西加茂郡宮口村に出で、西南流六里、刈谷の北、小山村に於て境川へ入る、此水脈に古の八橋を蜘蛛手に架渡したるものとぞ。

一木（ヒトツキ）

今一木村と云ふ、知立町の西に隣る、康正二年造内裏段錢引付に、大和守九郎殿、三河國一木村之段錢、云々、

境（サカヒ）

今境村、東境村の二に分つ、知立の西北一里、境川の西にして、東は尾州知多郡、尾州山田郡二村（フタムラ）の東にあたる　又坂井、酒井に作る、當國國名帳、碧海郡酒井天神と云ふを載す

(井田)

二葉松云、境村に酒井與右衛門の宅址あり、其井甘美之を酒井とは名づくと、德川家の御先祖親氏公此に生れ、酒井德太郎と申す。○改正後風土記云、世良田三郎親氏君は後に松平太郎左衛門と稱せらる、有親君の御子なり、時宗の僧と身を變し、德阿彌と稱して三河國におはしける頃（大久保彦左衛門が物語には、義貞の威勢によりて、仁田の内の德河の郷中におはし給ふによつて、德川殿と申奉る、義貞が尊氏に打負給ふ時、德河を出させ給ひてより、中有の衆生のごとく、いづくと定め給ふ事もなく、十代ばかりもここかしこ、御流浪なされあるかせ給ふ、德の御代に時衆とならせ給て、御名を德阿彌と申奉、西三河坂井（サカヰ）の郷中へ立寄らせ給て、御足を休めさせ、折節御徒然さのつれづれに、いたらぬ者に御情を懸させ給へは、若君一人出來させ給ふ、然處に松平の郷中に太郎左衛門と申て、國中一の有德なる人ありけるが、いかなる御縁にか有やらん、獨娘の有けるに、德阿彌殿を婿に取り、一跡に立參らする、然る處に坂井の御子、後に御尋おはしまして對面、お疑ひ更になしとは雖、人の一跡を繼ぐ上は、總領とは云難し、家の子にせんと仰ありて、末の世迄おさなならせ給ふ由、しかとの事はなけれども、申傳にあり」云々と述べ、有親の名はなく、親氏法名は德阿彌と記し、其子は「以下は歴代かぞへあり」西三河坂井郷に五郎左衛門といふ氏あり、親氏其聟として其娘の腹に男子出生す、後に小五郎と滿々といふ（大成記、廣親、三松鉄、廣廣）この小五郎が子孫繁昌して、酒井家と稱し、德川家佐命の功臣となる、○野史云、新田氏の族、德川左京亮有親、應永年間、其の子親氏と遁れて藤澤寺に入り、薙りに僧となりて名を德阿彌と稱す、永享十二年六月、居を參州阪井郷に徙したり、三松傳に曰く、有親相州に遁れて藤澤寺に入り、時宗の僧となりて、名を長阿彌と稱すと、又藤澤寺宇賀神縁起に曰く、左京助有親、德阿彌と號し、其の子親氏長阿彌と號す、應永二年、時宗の僧となり、上州を去りて參河に赴く、又鹽尻に曰く、有親德川郷に住す、足利持氏之れを忌みて常に害せんとを謀る、故に郷里を去りて釋氏に投じ、諸國を遍歴し、永享元年松平郷に至る、又大濱稱名寺說に曰く、有親父子永享中清淨光寺に入る、十二年秋、石川孫三郎と云ふもの扈從して稱名寺に入る、享德元年七月十四日を以て寂すと。○按に、松平氏が新田德川の一族なりしや否やは、歷史上重要なる問題にはあらず、親氏泰親の時より、其蹟初めて發す、寒微の家たりしこと想ふべし、後人其祖先の神聖を稱揚して、附會種々なるは、皆江戶幕府の權勢の日にあたり、時の卯望の情に驅られ牽合せる臆說のみ、故に松平氏の事は、親氏以前之を問ふべからず、其遊行の時衆たりしや、又は新田の浪人たりしやと云ふ疑問も、必しも究めずして可なり、殊に藤澤、大濱等の遊行寺に傳說するもの、最信ずべからず、蛇足を加ふるに過ぎざれば也。

(若林)

堤（ツツミ）

今堤村と云ふ、知立の北一里、尾州平針より堤に至り、矢作、岡崎に通ずる一路あり。

提の南なる若林（ワカバヤシ）花園を今合同して若園村と云ふ、康正二年造内段錢引付に「八百文、借宿五郎殿、三河國豐原庄、若林郷」とあるは此歟、豐原の莊名、近世聞こえず。○光廣卿（春）暗紀行に、岡崎の北半里計りに、花園山（ハナゾノ）ありと云へど、一書に花園は宮地山に在りと說けり。是は八丈御抄に「はなろの山、はなぞめとも」と云ひ參河と註せられ、宗祇方角抄には、花園山海道にあらず在所尋ぬべしと述ぶ、不詳。

(花園)

上野（ウヘノ）

今上野村と云ふ、知立の東二里、矢作の北とす、三河舊は上野庄の名あり、後宇多院御領目錄に、三河上野庄を收む、今の樹木村、壽惠野村等も庄内なるべし、上野庄上村の隣松寺は今壽惠野村の管内とす。按に、上野庄は正親町三條家の領有にもなりしにや、戶田彈正と云ふが、三條を本家として、此庄の代官たるは寬正年中の事とす、卽渥美郡田原仁連木へ移れる戶田氏

の目なり。二葉松に上野の戸田小法師の子を彈正宗光とす、戸田系譜に、彈正左衛門尉宗光は正親町三條の庶流とあるは、本末を倒にしたる言なるべし、蓋上野庄の地頭庄司の女、又系譜に「松平和泉入道信光君御女、自岩津入城于上野城」とありて、之を蜷川親元日記に十田に作り、彼官人と云ひ、

三河國富田郷事(次名在別紙)事、爲守護細川讃岐殿御成敗之處、彼亡人等濫居其邊、立歸及種々横簿云々、併提領之官人中許容之族在之歟、若然者以外次第也、早任御下知之旨、可被致其沙汰候(中略)

五月廿六日(寛正六)　親元　貞維

松平和泉入道へ　十田彈正左衛門尉へ御奉書也

とあるに參考すれば、當時の家格を知るべし。○改正後風土記云、尾州森山城は織田彈正忠信秀が弟、孫三郎信光居城せしが、近年清康君の御方に内通したり、清康君壹萬餘人を引率し給ひ、天文四年十二月、森山に御着陣ありし所に、君の御叔父櫻井の内膳正信定は、いつしか志を變じ、今度御出陣の節も、森山は己の婿なりければ、虚病を申立御供せず、上野の城に籠居せり。(外史云、岡崎公西上、入森山遇弑、信定遂圖自立、安倍定吉奉公子廣忠、出奔伊勢、信定遂立居上野、天文六年、廣忠入岡崎、信定折而仕之、七年、信定卒、十四年、信定子清定、據上野叛、酒井忠尚往諭清定、十五年、廣忠自將攻上野、清定忠尚降、令忠尚守上野、十六年、忠尚復叛)永祿六年、上野に酒井將監忠尚、又神君に背き奉り、門徒一揆に加擔したりしが、翌年一揆平定の後、忠尚出奔す、翌年忠尚また密に上野に歸り、故城に立籠りしも、敢なく落城す。

鴛鴨(オシカモ)　今渡刈と併せ、壽惠野(スエノ)村と改む、上野の東北に接し、矢作川の西とす、松平の十八黨に押鴨家あり。一書に、第十八、押鴨家、櫻井の信定より六代、宮内少輔忠頼が庶子、淡路守忠直が筋といふ、都築の家の譜には、信忠の子佐渡守忠直といふ者あり、清康には弟にて、三州押鴨に住居し、其子を宮内大輔忠康といふ、これ都築が家の祖なり、と載す。

(末野)

沙彌明空の郢曲撰要(文保三年撰)の追加なる海道曲に「鳴海かた、干潟も遠き浦つたひ、風吹送る二村山、打過ぎぬれば是やこの、又國こゆる堺川、遠里濱に立のぼる煙の末野(スエノ)とすぢに」、按に末野を當國の名所とする、こと、古書に明徴なし、郢曲の詞によれば、碧海郡の平郊をさして云へることもありけるにや。

渡刈(トカリ)　延喜式、碧海郡糟目神社は今渡刈(トカリ)村のカスモと呼ぶ地に在りて、潮崎明神といふ、(當國官社考集説、神祇志料)

采女郷(ウネメ)　和名抄、碧海郡采女郷、高山寺本、釆女郷とす、○今畝部(ウネベ)村存す、上野、壽惠野などもこの郷内とす、本郡の東北隅にして、賀茂郡擧母郷に連接し、東に矢作川流る。采女(ウネメ)畝部(ウネベ)は古言已に相通じたる事、和州畝傍の例にて知らる、

(畝部)

谷部郷(ハセベ)　和名抄、碧海郡谷部郷　○谷部は長谷部の畧とす、舊事本紀「景行天皇子、五十狹城入彦命、三河長谷部直祖」と載せ、續紀、「神護景雲二年九月朔、今年七月、得參河國碧海郡人、長谷部文選、所獻白烏、仍所司令勘圖牒、白烏是中瑞、長谷部文選、授少初位上、賜正税五百束」と、この長谷部はこゝなる名族なりしや推知すべし、今長瀬村に大字橋目(ハシメ)存す、蓋長谷部の訛とす、即采女郷の南に隣る、古蹟考に谷部を瀬部(セベ)に引きあてしは謬れり

(長谷部)　(橋目)

大友(オホトモ)　今長瀬村の大字にのこる、舊事本紀「景行天皇々子、倭宿禰命、三河大伴部直祖」とあるは此に住める氏人の祖ならん、長谷部直と相因縁す、國内帳、八名郡大伴明神あり、一書に八名郡加茂村の鴨社の攝社に、大伴明神ありと云ふ。○古蹟考云、孝德紀二年二月の條に、三河大伴直といふ人見え、此人の家方は、大同類聚方にものせたり。

長瀬(ナガセ)　廿四輩圖會云、願照寺は長瀬にあり、開山六老僧第廿五番、桑子明專海法師の開基なり、專海房は貞安二年五月、野州高田において聖人に歸隨し、常隨給仕の法侶なり、安靜(アンジャウ)御影も當寺より差上られたりとぞ、世傳に此安靜の御影とは、御和讃御著作有て、叡覽あらせ給ひし御姿を、畫工朝圓法眼に命ぜられ寫さしめ給ふとなん。○長瀬村の森越(モリコシ)八幡宮は、近世六十石の神領を給せられし一祀なり。又諸書を按するに、永祿三年五月十九日、桶狹間の敗報の傳ふるや、其夜松平元康大高より兵を還し今村に抵り、間道より長瀬(森越、舳越などの總稱)大門を經て大樹寺に赴る、廿日、今川の將士岡崎城を棄去る、廿三日、元康岡崎へ入る。

(森越)

志貴(シキ)　今村名に呼ぶ、舊庄名にて、京の楞伽寺記に「三河國志貴庄下條」とありて、觀應二年の比、寺領の莊田たり。今宇頭(ウトウ)、柿崎、尾崎などを併せて志貴村と云ふ(宇頭は三河物語鵜等に作る)延喜式、碧海郡和志取神社は、柿崎村の白山なるべし、俗に白山祠の邊をワシトリと名づくるとぞ(神祇志料、當國官社考集説)寶曆四年、柿崎村田畑名寄帳にわしとりの字ありて、其田に接して宮之根、馬場前、宮前など、古社たること明白なり。(和志取地名考)然れども、本郷村にも和志取の地名あり、比較を要す

(宇頭)

鷲取郷(ワシトリ)　和名抄、碧海郡鷲取郷、訓和之止利。○今本(ホン)郷(ガウ)村并に志貴村の中なるべし、本郷村に和志取神社あり。當國官社考集説云、式内和志取神社は頓の首書に「鷲取、和志取、皆兒弟也」と、和志取神は姓氏錄の「御立史、氣入彦命後也、持統天皇御代、依居參州青海郡御立地、賜御立史姓」とある氣入彦命に同じ、御立村は今加茂郡に

(本郷)

存す、又本郷村の蓮華寺の傍なる小社を和志取と云ひ、瀬部明神社の末社にも和志取あり、又其社より二町ばかりに和志取塚あり、天王社を置く。○二葉松云、本郷の古城は植村新六榮康の居れる所也、植村は美濃の上岐源三郎持益の裔にて、遠州植村に移住、明應年中より參州へ來り、新六榮康、岡崎清康公に仕へたり。(榮康の子氏明、氏明の子榮政は家康公に仕へ、其孫家政は和州高取城主と爲る)

藥王寺址（ヤクワウジ） 古簡考云、矢作宿の南、本郷村の蓮花寺は古の藥王寺といへり、本朝鍛冶考に、貞吉は正安比の人にて、「三河國、住竹藥王寺、久原貞吉」と銘すと云ひ、古刀銘鑑にも藥王寺三河矢矧住と見ゆ。又本朝文粹に、

晩秋、過參州藥王寺、有感、　慶保胤

參河州碧海郡、有一道場、曰藥王寺、行基菩薩昔所建立也、堂舎雖舊、風物惟新、前有琉璃之水、後有黃纐纈之林、有草堂、有茅屋、有經藏、有鐘樓、有茶園、有藥園、白眉頭陀、宗是羈旅之客、牛馬之走、初尋寺、次巡堂、庭前徘徊、簷下談話、耳目所感、聊記斯云爾、

矢作（ヤハギ） 今矢作村と云ふ、矢作川の西岸にして、岡崎の市街と橋梁を以て相通す、又矢矧に作る、古書或は矢矯に誤る

古の矢作宿は村の南なる本郷村、大字渡（ワタリ）の邊なるべし、其對岸明大寺を矢作の東宿とす、河水の變移に因り、形勢今昔の相違あり。矢作橋は近世海道に名だかき一梁にて、長二百八間、高欄に擬寶珠を飾り、杭數七十、五十三驛第一の長橋と稱せられしもの也。又柳堂（ヤナギダウ）勝蓮寺は一向宗の高祖上人、嘉禎元年勸化の故跡なりとて、巡拜者の詣づる所とす。

旗亭畔柳滴餘霖、矢矧川頭驟雨晴、行到橋心人甚好、松間鴟尾忽分明、　鐵兜

驛家郷（ウマヤ） 和名抄、碧海郡驛家郷。○今本郷村の渡井に矢作村の中にて、古の鳥捕驛（ワシトリ）又は矢矧宿と云へるにあたる。鳥捕は延喜式に載せ、ワシトリと訓むならん、此地鷲取の驛家なればなり、文字も就を省きたるにて、鷲捕を以て正字とす、本國神名帳にも鷲取天神あり。

(鳥捕)　(矢矧)

梓弓矢矧の里の樺さくら花にのみ居る我心かな、〔新六帖〕爲家

おもはずや矢矧の里のうかれつませなにもおはぬ人な留めそ、〔名寄〕長明

夕されば眞野の林に風吹きて矢はぎの里は夏ぞすずしき、〔夫木〕仲正

矢矧の宿の長者の娘、淨瑠璃御前と云ふが、九郎御曹司(牛若丸)の奧州下向の時に懸想したる物語あり。小野阿通が之を作りたりと傳ふるは、其實古物語を改修したるならん、十二段に分ち、峰の藥師の功德を說きたり。今矢作村に淨瑠璃御前の墳と說く所あり。(額田郡明大寺を參考すべし)又催馬樂の奴岐川の歌に「矢はぎの市にくつかひに行かむ」と云ふ句あり、奴岐川は美濃の糸貫川なりと云へど、賀茂眞淵家集に矢作は三河國なれば、奴岐川も當國なるべし、美濃にはあらずと曰へり。○太平記云、建武二年十一月廿五日、新田義貞、脇屋義助、六萬餘騎にて矢矯河に推寄、足利陣を見渡せば、其勢二三十萬も有るらんと思しくて、河より東橋の上下三十餘町に打圍みて、雲霞の如くに充滿たり、渡りつべき所は、三箇所候得共、向の岸高くして屏風を立てたるが如くなるに、敵鏃を汰へて支へければ、態と敵に河を渡させんと、河原面に馬の懸場を殘し、西宿（ニシジユク）の端に南北廿餘町に扣へて、射手を河中の洲崎へ出し、遠矢を射させてぞおびき出し合戰ある。日已に暮ければ、合戰は明日にてぞあらんづらんと、足利勢皆河より東に陣を取。○元和四年光廣東道記云、矢矧川の橋桁を、指にて折れば百五十四間あり、遊君淨瑠璃の舊跡は、今岡崎の城中になりたりと云ふ、泉水島山など形殘れりと語る、慥なることなり、長者の跡とへば、橋の西海道の北裏ある所あり(岡崎の城中に淨瑠璃曲輪の名のこる)○常山紀談云、箭矧の橋の水に壞れしを、東照公造れと仰せられしに、兼てより船渡しにすべしと云ふ人の有けるが、「幸にて候、船渡ぞ善からん」と申すを、東照公「汝は末を知て本に暗し、往來の旅人を苦めんは吾志に非ず、又要害も其本を論ずれば、唯國民の和と不和とに在り、險を恃みて敵を防ぐは道を知らざる也」とて、橋を元の如く架けさせ給ふ。

筒針（ツツバリ） 今本郷村の大字とす、永祿六年、門徒一揆の時、小栗[illegible]この村を守り、一揆を拒みたり。

三河物語云、安祥の長親は城を出させ給ひて、クハゴ、ツツバリ、ヤハギへあがり、雜兵五百にて河崎を押上て八萩河を越させ給ふ。又云、小田彈正忠、安祥を責取ば、佐崎の松平三左衛門殿、廣忠へ逆心し、岡崎へ向ひて、渡理（ワタリ）ツツ鍼に取出をとり給ふ。

渡（ワタリ） (亘) 今本郷村の大字とす、矢作村の南にして、其東岸は額田郡三島村六名とす。此渡津は古の鷲捕矢作の驛路にあたれば、地名もワタリと云へる也、或は渡里に作り、又亘字を用ゐたり。渡の古城は鳥居伊賀守忠吉の居にして、(忠吉は新田義貞の將、鳥居忠景の裔孫とも云ふ)忠吉は岡崎公清康、廣忠及び元康に歷仕し、忠吉の子彥左衛門元忠は、慶長五年、伏見城に戰死す、嗣孫封侯を世々にしたり。○後風土記云、天文十三年、織田信秀大軍をさしむけ、安祥の城を攻落し、長子信廣を入置、直に岡崎の城を攻んとす、守將松平三左衛門忠倫は、織田の大軍を恐れ、信秀の味方となり、岡崎を侵奪せんとす、信秀大に悅び、重て出張の爲とて、渡理筒針に砦を構へ、軍勢を籠置く、翌天文十四年の春、廣忠君は矢矧川を渡り、清縄手にて織田勢と合戰あり、十六年再三渡に於て

合戰あり、尾州勢敗軍す

矢作(ヤハギ)川

水源は本州の北遠山(トホヤマ)の山中に發し、西南流、擧母の東を過ぎ、足助川を容れ、岡崎の西を過ぎ大平川を容れ、大濱と平坂(ヘイサカ)の間に至り海に入る、長凡二十八里、其下流、岡崎より平坂まで凡五里

長居せぞ心して居よ梓弓矢矧の川の蘆の一むら〔新六帖〕行家

矢矧川上野にたてるかばざくらいつか軒端にならんとすらん〔夫木〕親隆

(矢矧川)

盛衰記に源行家尾張より三河國へ追落され「矢矯(ヤハギ)川の東の岸に城構して陣を取、平家續て攻下、河より西に引へたり、當國額田郡の兵共も馳來て、源氏に力を合せたり〔一所には矢矯を高作に作る〕しが」後平家は西をさして落行く由を載す、然るに平家物語の印本には、矢矧川の橋を引き、搔楯て防戰す」ともあれば、矢矧の橋は當時已に架せられしや否や、疑惑あり、又此河流は昔矢作の渡の邊より、南へ上宮の邊を流れ、幡豆郡横須賀より海に入りしごとし、今も八面山の邊より、一支幡豆郡の横須賀へ流るるを、古矢作川と稱す

類聚三代格、承和二年官符、渡船、參河國飽海矢作兩河、各四艘、元各二艘、今加各二艘、右河等崖岸廣遠、不得造橋、仍増件船、但船者以正税買備之、浮橋并布施屋料、以救急稻充之、

大成經〔先代舊事紀〕てふ僞書に、推古帝の時、三河八腥橋を造れる由なのす。〔多田文書、多田院御家人、高橋庄六茂宗軍忠狀に「建武二年、十一月廿五日、馳參三州矢作河、屬于足利上總五郎入道殿御手、致合戰、同廿七日、渡河致散々戰、抽軍忠訖」云々と、又梅松論に「去程に、數萬騎の官軍、關東に下向するよし聞えければ、高越後守を大將として、大勢を差添て海道へ遣さる、師泰に仰られけるは、先三河國に上て矢作川を前にあて、御分國たる間、賊催して當國の軍勢を相待べし、努々川より西へ馬を越べからずと、將軍の命を請て、當所に陣を取所に、爰に義貞大勢にて河の西の岸に陣を取、兩三日相支し、雌雄いまだ決せざる處に、東士三手に分て、まづ上下の手は河を渡りて、西の岸にをいて火をおらして相戰ければ、中の手は兩陣共に進ざりけるに、敵中の手義貞の陣より堀口大炊介と云ける者乘出で、四角八方に討てめぐり、武略を盡して戰ける」云々。

富永(トビナガ)

今桑子、油端、坂戸、牧内などと併せ中郷(ナカガウ)村と改む。本郷の南、安城の東にて、神鳳抄に富永御薗とあるは此ぞとす、坂戸には延喜式、碧海郡酒人(サカト)神社あり、姓氏錄に「酒人、小川眞人、男大迹天皇皇子、兎王之後也」とあり、本郡に小川郷もあれば、此氏人の居れる地歟。

(酒人)

桑子(クハゴ)

今中郷村の大字とす、妙源(メウゲン)寺〔一作妙眼寺〕と云ふ一向宗高田派の一寺あり、近世寺領二十石、安藤念清房、俗名安藤薩摩守の開基とぞ〔二葉松〕或は念信房を平田庄司安藤正次と云ふ。

後風土記云、岩津村中村某が家に傳へし、三州一向宗一揆宗亂記といへる書、文詞古拙なりといへ共、此一亂の始末頗審なるに似たり、其中に佐崎合戰の時、御味方散々に敗走せしかば、神君一騎にて桑子の妙源寺へ入らせ給ふ、其間に御供大勢馳集り、堅固に守護して御歸城有、此間神君には内陣にわたらせ給ひ、惠心僧都彫刻したる佛前にて、一揆退散國家安全の御祈念ましくけるが、永祿六年三月廿五日、妙源寺へ御書下され、此本尊を岡崎へ御請待あり、御持佛堂へ安置なし給ひける、今江戸増上寺に安置する本尊阿彌陀佛、世に黒本尊と唱ふる者是なり、其御書并びに其代りに賜はりたる佛像、今も妙源寺に傳ふとあり。

(妙源寺)

佐崎(ササキ)

又佐々木に作る、今藤野(フヂノ)村と改む、酒人(サカト)渡の南にして、矢作川の西岸とす、此を藤野と改めしは、夫木集、當國の名所に藤野村、宗の緣くりかへし見えいるは藤野の村の花盛りかも とあるに因る歟

(藤野)

上宮寺(ジヤウグウジ)

改正三河記云、永祿六年、不思議の一揆起り、三河國中を越て大に騷動す、其濫觴を尋ぬるに、古井出雲守今川へ内通の聞えにより、今年九月、神君は佐崎に塞を築かしめられしが、彼此所の兵粮乏しければ、西尾の酒井雅樂助正親が居城にて、菅沼藤十郎定顯を所々に遣はし、兵粮を取入しむ、佐崎村に上宮寺といへる大寺あり、寺中に籾をあまた乾置たるを見て、借用すべしとて申送り、その返答も聞かず、塞に運び入させたり、三州に一向宗三箇の大寺といふは、佐崎の上宮寺、針崎の勝鬘寺、野寺の本證寺をいへり、又土呂の善秀寺といふもあり、上宮寺は糧米奪はれし事を怒り、彼信徒を呼集め、抑我淨土眞宗一向專念の教、當國流布廣宣の濫觴は、宗祖の御舎弟上人、宗門の大要を邊鄙の土民に教化せられ、東國北國行脚の事終り、天福元年の頃かとよ、歸京のをりから、當國矢作宿藥師堂にて、一七日說經し給へり、其時聽聞の貴賤、歸依渇仰して、みなこの宗門に入しより、本宗の頃は、其宗旨繁昌になり、國中諸士の寺院ある中にも、上宮本證勝鬘の三寺は、宗祖以來、守護不入の靈場なるを、今度菅沼が暴動、前代未聞の狼藉なり、徒に止べきにあらずとて、師信のよしみを以て、千四百餘人、手々に棒千切木を提て、菅沼が屋敷に押寄、家宅を破り男女小兒迄も打殺し、上宮寺の住持信祐、弟子性祐、家司三浦四郎右衞門は賊人となり、今は宗門破滅の時至れり、此方より一揆を起し、佛敵を退治せずんばあるべからずと相觸を爲す、夫一向專念の教意は、手の舞ひ足の踏事も、皆是報佛應化の妙用にして、自力にあらず、然らしむる處は不可思議如來の御はからひなりとて、父母死ても墳墓を築に及ばず、其寺を廟堂として、雜行雜修の心を抛て、一心一向に身命を阿彌陀佛に歸依する本意

なれば、元より君臣は現世ばかりのちぎりにて、佛祖如來は未來永劫を頼む所と聞覺え、國中の士民隱起止め難し、神君御心を惱ましめ給ひ、岡崎の專福寺祐欽、渡村の善秀といふ兩僧に命ぜられ、和順の事を扱はせられしが、一揆の僧俗更に聞入ず、かくては彌彼門徒を誅伐せらるべしと聞て、一門親族の歴々より譜代舊好の勇士等も、專修の教化に歸依の徒は、夜半まで馳往せしに、忽ち君臣の大倫を忘れ、今朝は針崎、土呂、佐崎、野寺思ひ〳〵に立退き、一揆に力を合せける、佐崎の松平三藏信次（直勝、又は親光）先にも野心の聞にあり、今度も一揆蜂起につれ、上宮寺の隣屋敷を城郭に構へ、上宮寺に加勢せし故、佐崎の一揆等殊更心強く働きしかば、一揆平定の後、所領沒入せられ、後に加藤主計頭清正に仕へ、加藤佐助と名乘り天草にて討死す、宗長記には三藏は佐崎にて討死し、今も上宮寺の南に墓印の松殘れりとみゆ。○下に掲ぐる一篇は、門徒一揆の時のもの歟、松崎は佐崎の誤りにあらずや、

松崎籠城之儀是非事、上郷續之在所、幷西條端之寺内に雖有之、敗次第可有成敗、若自然寺内不及手、早速交名可有注進、敗北方可相渡事、取出普請出來之上、猶々松崎城へ出入可停止、縱雖爲緣之在所、人人之外一切出入、手指次第可成敗事、敵相語調儀候者、其方並嗣次第、可令領掌、松崎城中之者、但筋有其望者、猶而和談可申付事、右條々所定、不可有相違、若別人雖有訴訟、不可許容者也、仍如件、

十一月九日　元康

松井左近さのへ（臨元吉文書）

櫻井鄕

和名抄、碧海郡櫻井鄕。○今櫻井村、古井村等なるべし、佐崎の南とす、當國帳に碧海郡櫻木天神とあるは、今の櫻井白山宮にやあらん、（此宮は近世神領五十石）知立をさる三里。

櫻井松平と云ふは、長親君の三男、内膳正信定を祖とす、信定の子家次（監物）、其子與一忠正、其弟與次郎忠吉等之に居り、菩提寺に其墓あり、裔孫封侯たり。後風土記云、天文五年、松平仙千代君は清康君御家督を繼給ひ、岡崎に御在城ある所に、清康君の叔父（櫻井の領主松平内膳正）信定は次第に權威に誇り岡崎一圓を押領し、やがて仙千代君をも殺害せんと姦計を廻しければ、阿部大藏定吉に幼君を匿まいらせん事然るべからず、倅めこそ狂氣して弑逆の罪を作りたれど、定吉は身命を捨て忠義を盡すべしと、或夜密に仙千代君を伴ひ、岡崎をのがれ出、勢州神戸へ赴く、翌年十月、仙千代君岡崎へ歸城あり、即廣忠君と申す、阿部大藏等と評議し給ひ、内膳正信定が櫻井の館を攻給はんと、御人數を催さる、信定も今は力盡て防戰せん術なければ、老父道閑入道殿を頼み、ひとへにおのが罪を詫しけるに、廣忠君是を聞召、曾祖父君の仰遺言すへからずとて思宥あり）

小河鄕

（小川）

和名抄、高山寺本、碧海郡小河鄕。○今小川村、三川村是なるべし、櫻井村の南とす、國內帳に小川天神あり、二葉松に、小川村に石川氏と本多氏との二城跡あり、本多彌八郎は此に居り、後佐渡守正信と曰ふと通ふ。石川は日向守家成、東照公に仕へ家を興す、本多正信、其子正純（上野介）は江戶幕府初代二代の執權職なりしが家亡ぶ、正信の弟、三彌正重の裔は、世々封侯たり。

後風土記云、文安三年八月、本願寺蓮如上人（兼壽）下野國へ來り、一向專修の宗門を廣めらる、此時小山政康も法談を聞きしに、蓮如の言葉に、三州は我鄕里なり、故に彼國中佐崎、土呂、針崎は殊に大寺と稱す、然れども一國擾亂して是を鎭むる者なし、其方彼國に立越て、我宗門を守護せらるべしと有しかば、政康尓とて蓮如を伴ひ三州に至りて小川の城に居住す、この時に小山を改て石川と稱す、政康男子あり、石川源三郎といふ、松平親忠君の招に應じ、御一字賜りて、左兵衛尉親康と名乘せられ、一二のものと呼ばれ、此親康が子孫繁榮して、石川氏は代々の御家人となる。

藤井

今野寺、木戶と併せ、三川村と改む、小川の南にて、米津の北に隣る。藤井松平は長親君の五男、彥四郎利長の流なり、利長の子、勘四郎信一は、東照公に仕へ、伊豆守と稱す、子孫二家と爲り封侯に列したり。

野寺

（本證寺）

今三川村の大字とす、本證寺と稱する一向宗あり、二葉松に「寺領六十九石、開山教圓房、俗名親稱、小山判官の弟也」と曰ふ、此寺に本多正信の位牌を置く、正信は當時一向一揆の一謀師たりき。○改正後風土記云、門徒一揆中にも、野寺の本證寺の住持空誓、中島安樂寺、櫻井の圓光寺の三僧は剛强絕倫なる者どもなり、永祿七年二月、小川の戰に本證寺は鐵の棒、安樂寺、圓光寺は櫻木の八角の棒を振上げ、夜叉天魔の荒れたる如き勢にて立働きたり、圓光寺は深手を負、「穢土の緣既に盡く、彌陀の淨土へ只今往生する有樣を見よ」と、大音に呼はり、上帶押切り鎧を投捨、腹一文字に搔切て、南無阿彌陀佛と唱へつゝ、最期を遂げぬ。

刑部鄕

和名抄、碧海郡刑部鄕。○今詳ならず、坂井村あれど、是は堺の意より出でし名にて、刑部と全く其音を異にせば、相混じ難し。古蹟考云、刑部鄕今詳ならず、八名郡長山村若宮明神の鰐口に、明德三年、刑部御對云々の銘あり。

依綱鄕

和名抄、碧海郡依綱鄕、訓與佐美、高山寺本依納鄕、訓與流美。○今詳ならず、高山寺本依納とあるは、亦一考を要す。一書に、萬葉集の

青角髮依網の原に人もあはぬかも石走の淡海縣の物語りせむ、

此歌は遠淡海の國司の下向の道に、三河の依網原にてよ

(夜寒)　あるならんと述べたり。又堀川百首に「風吹く夜寒の里のねさめにはいとど人こそ戀しかりけれ」、謌書に尾張國の名所とし、熱田高藏宮の邊を夜寒の里といふ者さへあり、然れど此よさむの本歌は萬葉の依網の原の什なるべければ、尾張に求むべからず、三河の名所と改定すべき歟。

大市郷（オホイチ）　和名抄、碧海郡大市郷、訓於保以知。○今詳ならず。

碧海郷（アヲミ）　和名抄、碧海郡碧海郷、訓阿乎美。○今詳ならず、一說、今矢作川の東なる、青野村の舊名歟と云ふ。

横禮郷（キレ）　和名抄、碧海郡横禮郷　高山寺本、横禮（今詳ならず、横は玉篇に「五貴切、木也、可爲杖」とあれば、キレとよむか）

呰見郷（アザミ）　和名抄、碧海郡呰見郷。○今詳ならず、呰見はアザミとよむべし、呰は字鏡に口毀と云ひアザケルの義あり、故にアザに假る。本郡又薊野郷（アザフ）ありて（今加茂郡へ入る）後世薊生に作る、薊は薊にあやまれる也、呰見も名は薊なるべし。

河内郷（カフチ）　和名抄、碧海郡河内郷。○今詳ならず、神鳳抄に當國河内御薗を載す。

碧海新渠（アヲミ）　明治十三年、加茂郡山室（根川村）に矢作川を派分し、碧海郡に導き、堤を造り閘を置き、灌漑に利用す、其末は三支と爲り、刈谷、高濱、藤井の三所に至る。碧海郡開墾碑に曰く、我三河之國、土地饒沃、荒蕪不耕者多矣、而以碧海爲最、北負山阜、南面田野、彌南益低、苟引北流、注南畝、則彙原野爲良田者、不知幾萬畝也、文化之末、和泉村農都築彌四郎、立志首起、謀新鑿之、渠起矢作上流、加茂郡越戸村、漸導之西南・注入本郡之海濱、實驗親測、焦心多年、竟請幕府、天保三年、始得允許、起工有日、會病歿事終不成、彌四郎經營、十八年之久、爲之破産亡家、爾來有志者、亦繼其吹噓、世無復說開渠者、萬延文久之際、岡崎藩與上野等數村水涸、欲開新渠疏流、將起閘口於馬場村、鑿開渠西、注於海濱、時諸侯之封土、犬牙錯雜、各異其意向、加之士民異議、嫌疑百出、慶應二年、岡崎藩請之幕府、幕府遣吏、査檢地理、農民競拒之、直訴請止之、吏不聽、檢而抵野田村、農民鼎沸蝟集、横竹槍樹席旗、大呼要路、闔郡爲之騷然、事終罷、延而至明治維新之日、有志者更主張前意、請願益切、愛知縣縣官、亦親臨其地、百方懇諭、九年丙子、縣官示工規八十餘目、其解說懇到、立案明確、郡民豁然感悟、連署表無異議、於是人心初定、工事可以舉行矣、而計其費概金八萬圓、十二年一月起工、翌年三月竣功、僅十六閲月矣、新開之施工也、分派矢作之河流、發源於加茂郡山室村、築導水堤、設砂吐杁樋、又構第一水門、酌節水之多寡、防供水害、下而至渡刈村、構第二水門、及水捨杁樋、乃爲第一水門之助、篠目村地形最低有惡水流過其間、乃造大暗渠、塡封低洼者、高二丈七尺、長百三十間、下而至里町村、有一水門、分流入西、幅壹丈二尺、長七千餘間、達元刈谷村海濱、是爲第一分流、即西線路也、安城村分流入東、幅壹丈二尺、長六千餘間、達藤井村、再入矢作本流、是爲第二分流、即東線路也、幹流幅二丈四尺、長壹萬六千間、達高濱村字蛇脫入海、是爲本流、三線合計、長十三里、其下流藤井高濱兩村、築堰堤防流砂、高各十餘尺、宛然爲瀑布之狀、如其分水路、乃縱横交錯、恰如蛛網、凡四十里、蓋開渠之澤、七十餘村、其所耗失則七十餘町、其所得則變地可爲田者、官地四百八十八町餘、民地四百二町餘、山林原野可爲水田者三千三百六十五町、畑地可爲水田者四千五百六十町、云々。

幡豆郡

幡豆郡（ハヅ）　碧海、額田の南にして、海濱に至る、東隅に山岳ありて、寶飯郡に交界すれども、高一千尺許にすぎず。今面積十方里、人口八萬、四町、三十三村（佐久島（サク）は本篇之を幡豆郡より離き、尾州知多郡の條下に係けたり）

幡豆は或は播豆に作る、（三代實錄、和名抄、八郷に分ちたり、其二郷は今碧海郡へ入る、近世は一郡四萬八千石の高あり）幡豆の名義詳ならず、宮崎に羽豆神社あり、泊の義かと云ふも清濁の差あり、尾州知多郡の師崎にも羽豆神社あれば、猶考ふべし。

小島（コジマ）　今淺井、米野などを併せ、川崎村（カハサキ）と改む、八面山の東北とす、三河物語に「清康拾九の時、尾島の城を取せ給ふ」とあるも此小島ならん　小島八幡宮は、近世三十餘石の社領を給せられたり、淺井の源空院に、松平十郎三郎康孝（天文十一年卒す、三木の邑主）の墓あり。

(淺井)

永良（ナガラ）　今羽角、貝吹と併せ、吹羽良と改む、家忠日記にしばしば永良郷長地にて、白鶴引かせ、鶴捕ふること見ゆ、又永良中島の堤防破壞、幷びに修理のこと、同書に散見す　此地は家忠の父、伊忠が元康（岡崎松平家康）より賜與せられし者歟、

長澤在城之儀、同心致祝着候　然者永良郷、去年相改五百文、七分渡之、殘處者此方給分、雖申出候、今度之刻も、無別儀候、長澤在番之儀、請負被成候條、永良郷殘所相添、村松給、千本給、早野者、田方政所、御

税所請給共、一間違之候、永不可有相違者也、仍如件、
永祿六年六月朔日　元康
松平主殿助殿へ（慶元古文書）

（江原）

意太郷（オタ）

和名抄、幡豆郡意太郷。○今詳ならず、オタとよみ、今御鍬村の大和田と云ふは、乃の訛にあらずやとも曰ふ。大和田、江原（エハラ）、和氣等を併せて今御鍬（ミクハ）村と稱す、西尾の北一里。

熊來郷（クマク）

和名抄、幡豆郡能束郷。○能束は能來の謬とす、延喜式。當郡久麻久神社あり、今も熊子てふ地名ののこれるにて之を證すべし、久麻久村、西尾町、大寶（オホタカラ）村、西野村等にあたる歟。

久麻久神社（クマク）

式内二座と註し、當國帳に熊來明神と曰へり、今其一座は八面山に在りて、大寶天王と稱し、一座は熊子村に在りて、稻荷とす（神祇志料）近世神領二十石。

八面山（ヤツオモテ）

一座孤峰にて、平野の間に屹立し、矢作川其下を流る、高[ ][ ]丈、西尾の北半里。○當國官社考集說云、熊子谷の久麻久神社に、古き鰐口あり「寶德元年己巳、十二月、三河國吉良（キラ）庄、荒河大寶天王御前」と銘す、其山中より多く雲母を掘出す、ここより雲母の出るも、いと古きことにて、續日本紀、元明帝の時「和銅六年五月癸酉、令大倭參河、獻雲母」とあり。（二葉松に、八面村荒川屋形天王社、社領二十九石とあるは即大寶天王に同じ）

（紀等）

荒川城址（アラカハ）

今久麻久村大字八面に屬し、吉良の一族荒川氏の古墟とす、二葉松に「荒川甲斐守賴持、始め神君の妹聟也、後に御敵になる」と曰へり、太平記に荒川三河入道とあるを見れば、舊號なり、吉良滿氏の次男貞弘を家祖とす。

三河物語云、紀（キラ）等殿は小田の彈正忠（信秀）と御一身あり、然間駿河より紀等へ押懸ければ、荒川殿は屋形（義堯）に別心して、駿河と一身して、荒河を持所に、屋形は駈出させ給ひ、敵に打向はせ給へば、屋形の御馬敵の中へ引入られて、即打死を被成、其より紀等殿の御子達は駿河へ附せ給ふ。改正後風土記云、荒川甲斐守賴持は（荒川が名、義廣又は賴時、義虎等區々に見ゆ、度々改名せしにや）吉良が一族にて、殊更此賴時は東條持廣が聟なりしが、屋形義昭と不快なりしかば、荒川は酒井雅樂助正親にたより、松平家へ降參して、永祿四年正親を荒川が城へ引入れ、西尾の城を攻めとり、西尾の城へは雅樂助正親入替る、之により元康君其忠勤を賞せられ、御妹聟になされしに、永祿六年忽一揆に組して、御敵の色をあらはす、又云、七年二月、酒井正親が籠れる西尾城、兵粮乏きよし岡崎へ注進したり、神君刈屋の水野下野守信元に援兵を請せ給へば、信元二千餘人を引具し加勢せらる、神君此勢を以て兵粮を守護せしめ、矢作の方へ出で、西野へ廻り六里程を經て、難なく西尾の城へ兵粮を納れ給ひ、其御歸路に八面の城に責寄給ふ、八面は元より荒川の居城也、雅樂助正親も西尾より人數を發し、櫻井、小川、野寺、八面の邊を放火す、八面の城兵與の聲を聞て打て出る、寄手はわざと引々と會釋して、四五町ばかり引退、大返しにかへして攻立れば、城兵たまり兼て皆々城へ逃歸る、岡崎刈屋の兩勢勝軍して、小川の安政といふ所迄引取所に、鷲塚野寺の一揆共三百餘人、是を喰留んと押出し、前路を遮る、云々。

（紀羅良）

吉良（キラ）

中世の庄名にして、幡豆郡の諸郷里を籠め、東西の二條に分ちたり。名義は雲母を産する地なれば此稱あり、八面山を其地とす、即雲母山の名を負ふ、大同方に吉良里また紀羅良（キララ）の語ありて、いにしへより著る。

建久二年道家々領處分記に、吉良西庄とあるは即西條にして、西尾の邊を指す、足利左馬頭義氏、其地頭職を領し、之を嫡子長氏に傳へ、長氏此地に居り、諸村を子孫に分知せしめ、吉良、（西條）今川、東條、一色などの諸家興る。今川記云、長氏の御事、義氏の一男ましまし候へ共、病氣によって、三州吉良庄に御隱居、泰氏（長氏の弟）當腹の權威に附、長氏の猶子の義にて、惣領（足利の家督）相續ありしと也、長氏の一男滿氏、實相寺殿と云ふ、吉良の初祖也、次男國氏、今川の初祖也、云々。又難太平記に、足利高氏の心事を論じて「御謀叛の事思召し定て、上杉兵庫入道爲御使、先吉良上總禪門に被仰合しに、御返事に云、今までおそくこそ存ずれ、尤可目出と、其後人々にも其御談合有けり、此事關東御立の時より、内々上杉兵庫入道は申勸けるにや、家時、貞氏此兩御所の御遺意を、大方殿の上杉計に仰きかせられけるとかや」云々、吉良禪門は滿氏の子貞氏（一書に貞義）を云ふ、貞義の孫三郎滿貞は、高氏の軍に從ひ功を立て、法名省堅、其菩提所道光（ダウクワウ）寺は今久麻久村の大字にのこる、號道光寺殿を中興の祖とす。

（雲母山）

（道光寺）

去月十五日、於三州竹島合戰、被疵之由、吉良左兵衛滿貞所注申也、尤以神妙、彌可抽戰功、仍如件、
貞治二年二月四日　（判）（足利義詮）
天野左京亮殿（遠江風土記傳）

西尾（ニシヲ）

今西尾町、人口七千四百、郡役所あり、岡崎の南四里、近世は大給松平氏の城下たり。西尾を西條（サイデウ）とも稱し、吉良氏の故邑とす、道光寺殿滿貞の嫡流にて、屋形と稱し、永祿中、義昭（一作義諦）まで相續したり。（又近世武家に西尾氏あり、是は東條持廣の子吉次、織田家へ質たりし人を祖とす、吉次豐德二家に仕へ、隱岐守と稱し、子孫遠州横須賀に世住たりき）

西條城址（サイデウ）

即西尾城とす、初め吉良氏此に築き、傳へて義昭に至り、永祿四年、松平家の將酒井雅樂助正親、襲

ひて之を取る。一向門徒の亂に、正親城に據り固守、遂に掃蕩の功を見る、正親の子重忠(河內守)相繼ぎて天正十八年に至る(凡松平の家臣封邑の大なる者、實に正親を稱首とす、謂ゆる四天王の隨一とす)是歲田中吉政當國を賜り、岡崎へ入部し、西尾は其屬寨たり　慶長六年、本多縫殿助康俊、寬永十五年、太田備中守資宗、正保二年井伊兵部少輔直好、萬治二年增山彈正正利、寬文三年土井兵庫頭利長、延享四年三浦壹岐守義理等を經て、明和元年より松平(大給)和泉守乘祐の居と爲り、世襲して大政維新に至る。○改正後風土記云、其頃西條の城主をば、吉良左兵衞佐義鄕とて、清康君御事ありし後は、今川家の旗下を放れ、織田信秀に服屬す、天文五年、今川家より攻伐んとす、松平家の家人等も命を輕んじ合戰す、城兵若干討れければ、義鄕も討死す、其弟上野介義安は(東條持廣養子)速に降參す、一族荒川甲斐守賴持猶々今川に內通しければ、今川より義安を駿府へ呼取、藪田に蟄居せしめ、西條の城をは、義安の弟左兵衞督義昭に與へらる、義昭ははじめより今川方にて忠戰しければ、義元より東條西條共に兼領せしめらる、仍て義昭は西尾城に居城し、東條をば番手持りに守らせけるが、この義昭いかゞあたりけん、永祿三年織田信長に語らはれ、其身は俄に東條に移り、西尾の城には牛久保の牧野新次郞成定を呼入て、岡崎を乘取んとす、是により岡崎勢と合戰あり。○三河物語云、荒河殿は義昭(西條)へ逆心をして、家康の御手を取、坂井雅樂助を荒河へ引入、西尾の城を日々夜々にせりあひければ、牧野新次郞もこらへずして城を渡し、牛久保へ行、其より西尾の城には雅樂助を置給　(歷史地理雜志云、西尾舊城內、御劍八幡劍の鰐口銘、
三川國吉良庄、西尾御劍鰐口、酒井雅樂助政家寄進、
永祿七甲子年八月十五日、替生大工藤原宗次、
政家は正親の前名とす、古蹟考に此金口銘を遂き、文字相違す、政家の名なし、又城下の伊文(イモ)天王社を、國內帳の正三位內共大明神かと云へり)

西野(ニシノ)　今西野村とも、西野町とも云ふ、西尾の西にして、矢作川の沿岸とす。瑞岳山實相(ジッサウ)寺と稱する臨濟派の禪刹あり、文永八年、吉良上總介滿氏の創立にして、即吉良諸家の祖刹とす、近世五十七石の田產あり、釋書に、文永八年、總州別駕源氏、建實相寺參州、延聞國師爲第一祖しとあるは此也。

(寶相寺)

今川(イマガハ)　今大寶(オホタカラ)村と改稱す、西尾町の東に接し、久麻久村の南とす。吉良滿氏の次男國氏此に居邑し、其家を今川と稱す、範國に至り足利尊氏に從ひ戰功あり、遂に家を興し、子孫駿河遠江等を占領し、參河に及べり。

今川記云、今川殿は長氏の二男國氏、國光寺殿、其子太郞基氏、童名龍王、御弟あまたあり、常氏關口殿、俊氏入野殿、政氏木田殿、この頃までたしかに見及申候、駿河今川御一家の人々の初め也、又那兒居、石川などと申は、基氏の御妹聟也、是も御一家と申候、基氏の御子式部大夫賴國、次に刑部少輔範滿、次に佛滿禪師法析、次に五郞範國入道心省也、當今川殿は此心省の御筋にて候也(範國の子範氏、貞世、仲秋、皆雄名を發す、貞世は法名了俊と云ひ、最後世に稱せらる)難太平記云、今川庄をば足利左馬入道の御時より、吉良長氏の少年の御時、裝束料に給ひしを、吉良庄惣領可爲進退と、沙汰有し故に、今川基氏不會になり給ひしにや、故殿範國の御代に足利省觀、上總入道合體有て、父子の契約より遂亂止き、了俊讓得間相續也、東福寺佛海禪師は了俊が師也、仍彼塔頭正法院に永代寄進申也、此和尚は我等が先祖、今川一名此所知行せし初より、政所にて有し高木入道と云し者の伯父にておはせしかば、旁々よしみ有し上に、我が亡き世の父母の菩提にとて、今川庄を佛海禪師に永代寄進申き。

平坂(ヘイザカ)　今平坂町と云ふ、人口三千八百、西尾の西[illegible]里、小港ありて知[illegible]の一埠頭とす、[illegible]驛走船出入す　寬永十二年、當國五個の津にて、大濱、吉濱、平坂、犬飼、御馬の五所を代官所より定められし由、二葉松に見ゆ。

寺津(テラツ)　今寺津村と云ふ、平坂の[illegible]に在る　二葉松云、寺津の[illegible]永大明神、社領十七石、金剛寺、[illegible]二十一石、又古城あり、大河內金兵衞[illegible]秀綱居る、其子正綱は長澤の松平甚三郞正次の養子となる(正綱の後分れて三家と爲り、當國吉田、上州高崎、上總大田喜に封候たり)按に、大河內は源三位賴政の孫、大河內[illegible]にて、いつの頃よりか當國に移り、吉良家の被官なり、永正年中、備中守貞綱あり、臥蝶城頭と稱す(宗長手記、重編應仁廣記)臥蝶(フセンテフ)とは寺津の古名歟(尾張名所圖會云、參河國臥蝶の地頭、大河內備中守貞綱は吉良の被官なりしか、威を振ひ駿河の今川氏親と合戰す、大河內は尾張の斯波義達に援を乞ひて、遠江の引馬(今の濱松なり)の城に栖籠る、氏親一萬餘の軍兵を率し、永正十年三月、遠江へ發向あり、又義達は大河內を援けて見付(ミタケ)に出張ありしが、今川の家臣朝比奈十郞泰政が爲に敗軍す、同十一年三月、大河內重て引馬を取かへし、又尾張へ出馬を請ひしかば、義達再び進發して大河內と共に引馬に籠城せり、氏親又三萬の兵にて同年六月城を取まき攻擊ければ、八月十九日終に落城して、大河內貞綱其弟巨海(コノミ)新左衞門尉道綱以下千餘人討死し、義達は降人となりぬ。

(臥蝶)

巨海(コノミ)　今刈宿、中根と併せ西崎村と改む、寺津の南に接し、皆沿海の斥鹵とす。

巨海に八劍宮あり、舊社領十七石、又長壽寺あり、永久年中足利義氏建立の尼院なり、今代退轉して願成寺と改め、本乘尼の墓あり、即左馬頭殿の妻、實相寺殿の母なるべし。○東遊記云、巨海村天祥山長壽寺といふは、其昔は

議々然たる大伽藍なり、鎌倉の右大將賴朝の息女、足利左馬頭義氏に嫁して室となり給ふ、此ゆゑに義氏三州に封ぜられて、西尾に居住し、吉良氏の始祖となる、此室歿後堂字を建立し、寺領をも寄附せられき、則此長壽寺なり、然るに吉良氏衰敗に及びて、寺も段々零落し、今はやうやく名のみ殘りて、一字の小庵に地藏尊を安置し一人の尼僧ありて、香花を供するばかりなり、此庵に住する尼、二十年來斷食の行をなして、奇妙の人なりと、其あたりに評判して、參詣信仰の人群集す、云々

八田郷（ヤタ）

和名抄、幡豆郡八田郷、訓也多。○今吉津（オキツ）村に大字矢田存す、されば平坂、寺津などもこの郷內なりし也、近世矢田の養壽寺、桂岸寺ともに三十五石の給祿ありき。

新島郷（ニヒシマ）

和名抄、幡豆郡新島郷、○今詳ならず、高山(田生)寺本には折島に作る、門りて違ふ折は祈の誤にて、佐久（サク）々よみ、今の佐久島にやと、然れども海中の孤嶼なれば、古代已に郷に立てられしとも信ぜられず、一色、松木島の邊に郷名を缺けば、新島とは即此歟。

一色（イッシキ）

今一色町、人口三千七百、西尾の南二里、海濱に居る、幡豆崎(尾州知多郡)の北八海里、其海は渦水と渡しと云ふ。

一色とは中世の田制名目に出づ、或は一職一職の義歟、又は他色の役を課せざる免田を一色と曰ひしにや、其義理盡さざる所あれど、田制より出でしや疑なし。(石稻（イシキ）の義と云へる說あれど、附會なるべし)宇佐大鏡に一色田の例證あり、田制上の名目たることを知る。

字佐大鏡云、筑後國小河庄松延名者、免除田率雜物公事雜役、爲一色田、町見米二石五斗、絹五疋、辨濟國事之外、無他役、偏所勤仕神役也、

一色氏は吉良今川等に并び、足利武家の盛族とす、今川記に「滿義の御子、滿貞の弟、有義を一色殿、滿長を橋田殿、尊義を東條殿、滿康を岡山殿」と曰へり。又難太平記に「一色少輔太郎入道の父は、山臥にて有しを、今川基氏姉聟に取し間、故殿御國には伯父にて、一色入道と故殿は從弟にておはしまし」と見え、少輔太郎入道は九州探題と爲りし道猷入道範氏を指す。又丹後守護たりし一色範光あり、大日本史に「足利泰氏(義氏子)七男公深、住于參河國吉良庄一色、始稱族一色、公深孫爲範光」と云ふ。康正二年造內引附に、當國吉飯郡、牛久保の一色刑部少輔見ゆ、又尾州知多郡には、この一色氏の族葉繁榮し、大野（オホノ）を居邑としたること、彼條に參考すべし。

松木島（マツキシマ）

今生田村、酒手島等と併せ、衣崎（コロモガサキ）村と改む、一色の東にして、海濱に居る。生田（イクタ）島は佐久島に對し、知多灣と豐橋灣の交堺にあたり、矢作古川此に於て海灣に歸す。

松木島の北、五保（イッホ）村の大家は、神鳳抄三河國大家御園と云ふにあたる。

古矢作川（コヤハギ）

今八面山の東北より南に流るる一支にして、長三里餘、此水脈は古今の沿革ありしと云ふも、未だ其說を得ず。昔は矢作の幹流、額田郡福岡の西を流れて、幡豆郡へ入りしやに疑はる、其後如何にして近世の形狀と爲れるやを詳にせず。

天竹（テンチク）

今市子、野々宮等と併せ、六郷村と改む、松木島の北、西尾の東南一里、此に草綿初種の說あれど、眞否不詳。

敷島の大和にはあらぬ唐人のうゑてし綿の種は絕えにき、(六帖)　衣笠內大臣

貿易備考云、わたは棉綿(まわた)に對して之を木綿と曰ふ、其實は草綿なり、(別に木綿の一種あり)、卽漢名吉貝（キツタ）にして、和名をばんやと曰ふ、寶曆九年、和蘭人瓜哇產の木綿種子を齎し來る、翌年命して之を諸國に植ゑしむ、然れども性質甚だ寒を畏れ、冬に至て盡く枯れたりと)其始めて本邦に傳はりしは、延曆十八年、印度の漂民三河國に着し、齎す所の綿種を獻る、翌年詔して諸國に植ゑしむ、是を第一期となし、中世其種を失ふ、文祿年間、再び種子を得て、之を大和國に植ゑ、尋で畿內及び中國四國に傳播す、是を第二期となす、承應二年、徵、元祿化の際、又種子を齎し來りしより、全國殆栽植せざるの地なきに至れり、是を第三期となす、爾來二百有餘年、三河は綿を以て第一の產物と爲す、幡豆郡一色村を以て專賣市場となし、同郡平坂港の買次を經由して、東京に販出す、問屋仲買の開業は、文化年中にして、天保中より綿の產出增加し、營業自然繁盛なりしも、近來外國綿類の輸入多きが爲めに、大に衰色を呈せり。○產業事蹟云、綿は大日本史曰、「桓武帝延曆十八年、有一人乘小船至參河、以布覆背、着犢鼻無袴、左肩著紺布、形似袈裟、年可二十、身長五尺五分、耳長三寸餘、言語不通、人見之曰、是崑崙國人也、其人後頗習中國語、自謂天竺人、常彈一絃琴、而歌聲甚悲楚、其人隨居川原寺、許之、卽賣所持貨物、作屋于西郭外、路傍行人、皆停而息、其人始持綿種而來、試令紀伊、淡路、阿波、讚岐、伊豫、土佐及太宰府等殖之、其法擇陽暖沃壤之地、堀穴深一寸、相去各四尺、洗種漬水、經一宿而後殖之、一穴四枚、以土掩其上、以手按之、每旦灌水、常令潤澤、待生芸之」云云とあれば參河國に綿來せしを始めとすべし、漂着の地は幡豆郡にて、今も天竹村と云ふは、天竺崑崙の人なればなり、川原寺は今センガジと云ひ地藏堂とす「綿の種は絕えにき」と云ふ歌あれば、綿種は全く絕えしとも疑はるれど、今に至るまで此地に其種を絕せず、地當々稱し、又着波陀（キハタ）と云へり、又崑崙人の古像地藏堂に傳はり、綿神と唱へ、近年新波陀神と稱し、新に社字を建つ、新波陀とは太秦氏絹織の功ありて波陀公と稱するに對し、新波陀と稱するなり。

野宮（ノノミヤ）　今天竹、市子などに併せ六郷村と改む、國内帳に幡豆郡齋宮明神とあるは此にて、貞觀元年の悠紀宮の神事を行はれし故蹟ならん。三代實錄に、幡豆郡神祇官のトにあたり、大嘗會の悠紀方たり、風俗歌舞を奏せること見ゆ、野々宮の西に接し齋藤村あり(今豐田と改む)齋宮にあらずやと說ける人あり。

礒泊鄕（シハト）　和名抄、幡豆郡礒伯鄕、訓之波止、高山寺本、礒泊鄕、訓之波止。○當國神名帳に正五位下礒泊天神あり、又孝德紀大化二年河邊臣礒伯（シハツ）てふ人名も見ゆ、海岸の泊津の義歟、されば今の吉田村、宮崎村、保（ヤス）定村并に幡豆村などにあらずや。勝地吐懷篇に、萬葉集なる高市連黑人の、

(四極山)
四極山（シハツ）打越見れば笠縫の島こぎかくる棚無小船

とある歌は此礒泊鄕の山なりと云へり、其故は此黑人のよまれたる羇旅の歌八首の第三にて、此上に尾張國の歌あり、下には近江の歌あれば推量すべしと也、極めて堅固なる考按とす、(されど古來の諸家說には、豐後國、或は攝津國に援引せり)笠縫島とは此沖の島嶼とさせることも疑ひなし。○古蹟考云、白鳥社(寶飯郡)に折本の寫經數卷ありて、卷末に年月は記さねど、柴戸大明神と書す、角平村の柴戸社の舊物歟、國內帳に幡豆郡礒泊天神、卽これにあたる○今按、角平には國內帳別に津枚明神あれば、礒泊天神は角平にはあらざるべし、尙探る所あれ。

宮崎（ミヤサキ）　今村名にも呼ぶ、矢作古川の東一里なる礒埼とす、其埼頭の海中に兜（カブト）島以下の岩嶼數多散在す。此埼なる羽豆明神は、文德實錄、仁壽元年播豆神授位の事見え、式內に列す、郡號も此社より出でしにや、又此社の東の浦を特に幡豆と呼ぶ。

羽利神社（ハリ）　卽羽豆神社なり、國內帳に「正一位羽利大明神、坐幡豆郡」とある是也、荻原村にも同神を祭れば、利は豆の誤にあらず。古蹟考に東三作氏系圖を引き、作善男四世孫幡豆介助平、中納言顯長卿三河國司也、羽利宮神拜之時、御被賜宮司辭之、被送一首和歌、

梓弓かけてし物を筈の助いかにしけるぞ羽利の社を。

(西幡豆)　(鳥羽)
幡豆（ハヅ）　今西幡豆村東幡豆村の二に分つ、宮崎より形原（カタノハラ）(寶飯郡)に至る沿海にして、北に山嶺を負ひ、一區の邑落を開く。天文永祿の頃、邑主小笠原新九郎康元、此地寺部の城山に居りしが、後松平家へ降附す、近世西播豆の鳥羽邊七村を吉良家領なりき。

参河國幡豆郡之內七ヶ村、吉良領鳥羽村、野場村、横須賀村、乙川村、岡山村、宮崎村、小山田村、三千二百石之事宛行之畢、全可令領知者也、
元和三年五月(朱印)　吉良若狹守とのへ

此家は江戶旗本にて、當國故主の裔末とす。

水路志云、西幡豆浦錨地は東側には梶島を控へ、北面には高山脈を帶び、西側には宮崎より淺水にて連絡せる梶島ありて、南及び西風を除く外、能く四方を保障す、此錨地は甚廣く、數船舶を容るべし。

辨天島（ベンテン）　東幡豆村の海上に在り、端田（ハシタ）鼻(寶飯郡形原の西浦)の西にあたる岩嶼にして、辨財天を祭る、佐久島并に蒲郡の辨天と合せ「三天の稱あり」、江山の眺望佳し。

修家鄕（スカ）　和名抄、幡豆郡修家鄕。○今詳ならず、スカと訓むにや、横須賀の邊の舊名歟、然れども他に例證を見ず。

横須賀（ヨコスカ）　今横須賀町と云ふ、人口二千、西尾の東一里、矢作古川の東岸にして、小驛市なれど、昔の吉良東條の舊邑なれば、今に一方の幅湊とす。

(駮馬)
東條城址（トウデウ）　横須賀の東、廚村大字駮馬（マダラメ）に在り、吉良東條氏の故墟にして、永祿四年吉良義昭に至り亡滅す。○今川記云、吉良滿義の四男尊義は、滿義御隱居の御跡東條を押領して、御兄滿貞と忽御中惡く成り、合戰ありけれど、後は和談にて、終に東條御相續也、瀧源寺殿と申。○宗長手記云、東條殿初めて参する事なり、二三日逗留、基春なり、

浪やゆく春のかざしのわたつうみ。

改正後風土記云、天文四年、守山一亂の後、清康君の御妹智東條右兵衞督持廣は、仙千代君を吾子の如くいとをしみ、やがて元服なしまいらせ、持廣の一字を授け二郎三郎廣忠君とぞ稱しまいらせける、理髮は阿部大藏定吉つかふまつる、持廣は何卒して此君を岡崎へ歸し申たしと、度々今川家へも憚れけるが、程なく持廣も病死有しかば、大藏も君の微運の程を哀みける、(松平記)しかのみならず、養子吉良上野介義安志を變じ、織田家に內通し、此君を擒にして、信秀方へ渡さんと計畧す、大藏是を聞て大に驚き、再び君を伴奉し、東條の城を逃出、駿河へ赴く。○又云、永祿四年、酒井雅樂助正親、本田彥三郎廣孝は藤浪畷の勝に乘じ、吉良義昭を攻亡さんと、時日を移さず東條へ攻寄れば、忽に兜を脫て降參す、依て義昭をば岡崎へ召寄られ、東條をば鳥居彥右衞門元忠、松平勘四郎信一に守らしめらる。○按に東條松平と云ふは、長親君の四男甚六郎義春の家にて、二葉松に東城寶臨寺に義春の墓ありと述ぶれば、吉良庄內に分地せられしを知る、此家天正の比絕え、家康公其三男忠吉を以て東條の名跡を繼がせられしが早世す、松井周防守康親は元東條の家人なりしが、勳功により松平號を賜り、一家を起したり。

(荻原)
饗庭（アヘバ）　今荻原（オギハラ）村の大字とす、(横須賀の南)東條をば或は御廚鄕と云ふは、此饗庭御廚の近地なれば也。神鳳抄に参河國、

饗庭御廚、外宮、見作三名一所當內、七石五斗七分、殘口入、蘇美御廚、外宮、上分六石、雜用三十石、角平御廚、外宮、五十二丁五反、蘇美同所、云々。

中右記云、長承元年、御廚事申子細了、三河國饗庭御廚

内、字角平、寺島郷事、件所、代々國司奉免、永久三年被奉免宜旨了。

一毀日之郷　百貳拾六貫八百貳拾文
一岡山之郷　貳百貫文
一萩原之郷　草加治郎右衛門給六拾七貫七百貳拾文
一萩原之雜色　林右衛門給三拾貳貫貳百八拾文
一綿内之郷　七拾六貫四百六拾文

右都合五百貫文出置候、東條領河茂え出置候、召殘候地野山共、一圓に代官之義申付候、縱無事雖有之、依田部其方へ領掌之上は、於彼城知行者、永不可有相違者也、仍如件

永祿六年閏十二月　　藏人　家康
松井左近とのへ（慶元古文書）

友國（トモクニ） 今廚村の大字とす　三河物語云、家康東祥の城へ押寄せ、取出を取給ふ、小牧をば本田豐後守が持、糟塚をば小笠原三九郎が持、共國をば松井左近が持、本田が手にて藤浪原に一合あり

津平（ツヒラ）（角平） 今廚村と改む、謂ゆる角平御所此なり、此に城寨址あり、東條松平甚太郎康忠の臣、松井左近忠次の居れる所とす　永祿の頃、松平大炊助好景は中島に居住し、又本多彦三郎廣孝に小牧の砦を守らしめ、小笠原三九郎長茲には糟塚の砦を守らしめ、松井左近忠次には、津平の砦を守らしめられければ、日々に東條の吉良義昭を攻めて合戰、更に止時なかりしとぞ。（改正後風土記）（所）

瀨門（セト）（寺島） 今寺島、岡山、本田、小牧等を併す、横須賀の北に隣れる村とす。寺島八幡宮は近世三十五石の社領を有し、岡山花岳寺三十六石の寺領を有したり、（花岳は東條持廣の法號なり）又其北に花藏寺あり、同く關山派の禪利にして、寺領四十八石なりしとぞ。（按に瀨門とは古代製陶の地歟、延喜式に參河國陶器監造見ゆ）

岡山（ヲカヤマ） 今瀨門村の大字とす、吉良滿義の子に、滿康を岡山殿と云へるは、此に住せし人にや。又吉良義昭は岡山に楯籠りしことありしも克たず、遂に去りて流浪して死す。○改正後風土記云、義昭は先に東條の城を攻落され、降人となりて岡崎に蟄居せしが、哀れ世の變もあれかし、時に乘じ家の再興をもなさばやと、内々思慮をめぐらす所、永祿六年一向專修の徒がかたらひを、天の與ふる幸なりと、東條の岡山に城を取立てて楯籠る。

小牧（コマキ） 今瀨門村の大字とす。改正後風土記云、吉良義昭、永祿四年其勢三百六十餘騎、東條城を拂て打て出で、藤波畷に備へたり、こゝに小牧の砦を守りし本多彦三郎廣孝切て出で、西尾の兵を合せてともに戰ふ、敵方東條さして退かんとす、この時本多逃すまじと馬を馳來り、群懸る敵を追ちらし、富永伴五郎を突伏せければ、東條勢は散々に敗走す、討取首とも都合七十八級、藤浪畷に棹結渡し掛並べ、凱歌を奏して歸陣せり。

木田（キダ） 今瀨門村の大字とす、今川の一族に木田氏と云ふは此なる名を負へるならん、
難太平記云、關口、入野、木田などゝ云人は今川國氏の子共にて、我等が祖父基氏の弟共の末也、故殿御國の御爲には、從弟の子ども也、今川をば基氏計相續なり、入野關口は母方小笠原にて、其方より讓り得たる也、入野と藝州は三浦大多和の人々母方にて、一公讓得て入野とは申也、今川の川ばたの人々と云は此人々の事也。關口入野は詳ならず、安藝國に入野ありそこか、關口は永享四年覽富士記に、三河國山中の宿、此つづきにて關口と中所ありと載せたれば、宮路山の邊にありける地名也。

六栗（ムツグリ） 今野場、永野、須美と併せ、松坂村と改む、横須賀の東北一里半、深溝、蓬池（額田郡）に近接す。野史云、夏目吉信二郎右衛門と稱す、姓は源氏、參河六栗の人なり、其の先は鎭守府將軍滿快より出づ、滿快の七世國平始めて信濃の夏目邑に住す、子孫因りて以て族稱となす、吉信德川氏に仕ふ、一向の亂、吉信之に黨し、野羽故壘に據りしが、力盡き降る。改正後風土記云、矢作川の東、六栗郷野羽の古城は、當時夏目次郎左衛門吉信宅地なるを、砦に取立て、一揆を呼入て近郷を侵掠す、依て松平伊忠深溝より打て出、野羽の古城に押寄攻破る。

（野場）

桐山（キリヤマ） 今前川と併せ、豐國村と云ふ、家忠日記「天正五年五月、岡崎信康、切山へ楊梅見物に被越候」とある是也。

額田郡

額田郡（ヌカタ） 碧海の東、幡豆の北にして、寶飯、設樂と山脈を以て相限る。今面積凡二十五六里、三町二十四村、人口六萬五千、治所は岡崎町に在り。（本篇は額田郡の深溝村を寶飯へ移し、碧海郡の中島、青野等六村を額田へ移す）額田は和名抄、奴加多と註す、（河内國に額田の郷名あり、古姓氏に因るものの如し）八郷に分ちたり、近世撿田四萬三千石。

中島（ナカシマ） 今中島村と云ふ（碧海郡の管内とす）岡崎の南二里半、矢作川の東にして、幡豆郡堺に在り。古の矢作川は此村の東を流れければ、中島、占部、槽海等を碧海郡とする歟。
二葉松云、中島村、内宮神明、社領十石、淨土宗崇福寺、々領三十萬石、（家忠日記に中島崇福寺とあり）古城二所あり、板倉彈正重定、松平大炊助好景とぞ。○永祿の初め、板倉彈正重定は、織田家に與力し、中島郷に砦を構へ、其黨同主水重茲、其父三次郎重宗と共に之に籠り、

近郷を侵し掠む、深溝大炊助好景來り攻め、板倉一戰に利を失ひ、岡の城へ引退く、こゝにもたまりかね東三河に逃入けり、また好景今度の勲功とて、中島長良の兩所を岡崎殿より賜はり、好景は中島城に居住す。永祿四年四月、東條義昭は人數を出して、酒井將監忠尚が守りたる上野の城を攻圍む、其事岡崎に聞えしかば、中島の松平大炊助好景に命ぜられ、上野の城を救はしめらる、吉良は大炊助が上野に向ふと聞き、中島の町裏に軍兵三百餘人伏置たり、大炊助はこの事夢にも知らず、僅に五十騎計りにて馳出る處に、伏兵起りて攻戰ふ、されども大炊助は名を得し勇士なれば、長良、善明、丹宮の堤にて、敵多く討取て其逃るを追ふ、敵は牟呂（成稿に土呂につくる）邊より大勢進み來り、大炊助矢に當りて死す（長良、牟呂、善明は中島の南にして、幡豆郡瀬門の北とす）〇中島の板倉氏、永祿四年、彈正重定は岡崎殿へ叛きけるも、八右衛門好重は大炊助好景に隨從し戰死す、三子あり、長忠重、主定重、其仲は卽勝重なり、勝重初め僧と爲る、香峰宗哲と號す、中島永安寺に居る、父戰死の後兄忠重亦尋て戰死す、家康人を遣り歸俗を命じ、奉行に任ず、勝重人と爲り深沈にして偉度あり、粗々書史に渉る、因て是の命あり、專吏事に從ふ、故に亂世に居り、未嘗て甲を擐し陣に臨まず、然ども功或は執矛の右に出づ、職にある二十年、家康心を傾けて之を信任せり、諸要職を歷任し、能吏の名古今に高し、勝重因伊賀守、長子を周防守重宗と云ひ、二男を内膳正重昌と云ふ並に封侯たり。

占部（ウラベ）　又浦邊に作り、中村、定國、國正などの部落に分れしが、今は三木、下和田などを併せ、占部村と改む。當國帳、碧海郡占部天神を載す、定國天王社にあたる歟と云へり。天王社の金口の銘に「寶德二年未六月、渡邊兼綱」とありと云ふ、渡邊半藏守綱の祖先なるべし、守綱は此村人たりき。

三木（ミツキ）（木械）　今占部（ウラベ）村と改む、中島の北とす、相接して青野、合歡木の二村あり、合歡木は古書に械木に作る。三河物語に「信忠の次男九郎豆殿に械（ネブノキ）の郷を讓らせ給ひ、三男十郎三郎殿に見次（ミツキ）の郷をゆづらせ給ふ」見次は卽三木なり、械は合歡に同じ、九郎豆は藏人信孝なり、十郎三郎は康孝の字とす。

改正後風土記、碧海郡械木領主、松平藏人信孝は廣忠君幼少の時、國務大方ならず、岩津の松平太郎親長（長親君廣光）既に死去あり嗣子無ければ、所領は廣忠君に收めらるべきに、藏人權威に募り是を押領したり、此頃綱殿の十郎三郎康孝も卒去ありしかば、乃の所領をも藏人無禮に押領す、阿部大藏定吉は岡崎隨一の執事にて、尤藏人とは不快なり、天文十六年丁未、廣忠君は今川へ年始の御禮とて、藏人を御名代として駿州へ赴かしむ、大藏時を得たりと悅び、酒井石川と評議一決して、藏人が三木の居館を追捕し、其資財を沒入し、其家族共を放逐す。

青野（アヲノ）　今青野村と云ふ、近世椿明神、椿天王などありて、共に御寳若干を給與せられたり。一說、此邊を和名抄碧海郡の碧海鄕とぞ。

土井（ドヰ）　今上和田、中之郷、井内、宮地等と併せ、霞海（カスミ）村と改む、中島の北にして、岡崎の南一里。（碧海郡の管内）

土井に本多彥次郎信重の宅址あり、其子豐後守信孝は門徒一揆の時此に據り、土呂、針崎、東條の一揆兵を拒ぐ。（二葉松）信孝の後侯籍に存す。又土井大炊頭利勝は、水野信元の遺孤にて、土井村の人小左衛門利昌に養はれし事諸書に見ゆ、中之郷の大聖寺をば土井家の菩提所とつたふ。

宮地（ミヤヂ）　今霞海村の大字とす、犬頭明神あり、當國神名帳に載せたる僞祠とす。又式内、碧海郡比蘇神社は、犬頭の北三町程田の中に在り、上和田に接する地なり、天神と號す。（古蹟考）

犬頭神社（イヌカシラ）　諸國里人談云、三河國上和田村に犬頭社といふあり、願人は深更に及び青銅百疋持て詣へ、鳥居の邊より社まで、四つ這にはひて行けば、かならず福を得といひつたへたり、昔天正年中、領主宇津左衛門五郎忠茂獵して山に入、一樹の下に假に睡を催しけるに、手飼の白犬頭に枕の上に吠る、睡眠の妨を怒て、腰刀を拔て犬を伐る、其頭飛て樹の上の大蛇の頭に噛付たり、忠茂これを見て大きに驚き、卽大蛇を殺す、又彼犬の忠情を感し、兩和田村に犬頭犬尾を埋て是を祭る。〇古蹟考云、犬頭明神は近世社領四十三石、文和二年、上和田城主宇都宮泰藤、飼犬の爲めに蛇の危難を免れたるに因り、熊野社の末社に犬頭靈神を祀ふと傳ふ、三川雀、三河提、二葉松等には泰藤といはず、大久保忠俊の父の事とす、犬の故事は泉州犬鳴山にも傳へ、今昔物語に狗咋殺大蛇語あるを本とす、而も犬頭と犬蛇の物語は各別なるべし、今昔物語に三河國に犬頭より蠶絲を得たる一話あり、三州碧海郡和田鄕、熊野權現、於犬頭御寶前右之同犬一對、奉寄進之、于時慶長十五云々、延喜式云、三河國犬頭白絲、二十絢、（以下同）今昔物語、犬頭得蠶絲語云、今は昔、三河國の郡司、妻を二人もちてふたりに蠶養（カヒ）させて、絲多くまうけけり、然るにもとの妻が蠶、いかなる事にや皆死しければ、をとこうとみてより來ずなりにけり、かかりければ家もまづしく、人もなくなりぬ、妻は從者二人ばかりになりて、心細く悲きこと限りなし、然るに蠶一つ、桑の葉につれてくらひ居けるを見つけて、取て養ひけるに、備大きになりぬる程に、此家に白き犬を飼けるが、此蠶の物のふたに入、桑食ふを見て、ツとよりて食ひけり、時に妻蠶一つの故に

犬を打殺べきにあらねば、蠶だに養得ざる宿世なりけりと、哀に悲しとて、犬に向て泣き居しに、此犬ふと鼻ひたれば、鼻の穴より白き絲二筋、一寸ばかり差出たり、あやしと思ひて、其絲をとりて引けば長く出づるを、雲に卷附たるに、如何程となく出るを又別の雲に卷附、かくの如く二三百の籰にまき取るに盡きもせねば、桶どもにまく、四五千兩計をとりて、後絲盡きてければ、犬は倒れて死にけり、妻これは佛神の犬になりて、助けさせ給也と思て、屋のうしろの畠の桑木の根に、犬を埋みけり、夫の郡司其門の前を過るとて、家を見やりたれば、妻多くの絲を繰り居たり、夫思ひけるは、我家に蠶をかひて絲おける絲は黒くふし有ていやし、此絲は雪の如く白くして光ありて美きこと類なし、いかなる事ぞと問へば、妻事の有樣をかくさず語る、郡司大に驚き、かく佛神の助給へる人を、我おろそかに思ひける悔しさよとて、此妻がもとに止まりて、後の妻がもとへは行かざりけり、彼犬を埋し所の桑の木に蠶のまゆを作りてありければ、又それを取て絲に引に、うるはしき事並なし、國司此事をほやけに申上しかば、其より後犬の頭と云絲をば、彼國より奉り、た頭が孫傳へて、今も其絲奉る藏戸なり、此絲藏人所に納められて、天皇の御服に織るなり、前生の報によるなるべし、云々。

上和田（カミワダ）

今槽海村の大字とす、明大寺の西南に隣り、大久保黨の故里とす。大久保七郎右衛門（一書に左衛門五郎忠茂と云ふ）松平清康に屬し、山中の地を賜し、其子新八郎忠勝（後に五郎右衛門忠俊と云ふ）甚四郎忠員等は廣忠に仕へ、忠員の子七郎右衛門忠世に至り、大に家聲を揚ぐ、諸弟皆武名あり、即相州小田原城主の祖とす。波合記に大久保氏の祖は、宇都宮朝綱の裔孫にて、尹良親王に供奉したりと說けど、波合記は虛誕多ければ信じ難し。忠世の弟彥左衛門忠教の錄せる三河物語には、忠茂以前の事蹟を載せず。大久保家留書云、大久保は代々御當家の舊臣、先祖より忠世に至るまで武勇忠義比類なし、三州にても一向亂の時、上和田村忠世の屋敷へ、大久保一黨の者共三十六騎相集り、一向の賊徒を防ぐ、大久保は日蓮宗にて、三州上和田の郷妙國寺の大旦那なれば、此時妙法蓮華經の旗を眞先に押立て戰功をなす。

改正後風土記云、天文十三年、松平三左衛門忠倫は佐崎城に在りて織田方へ降參し、上和田へ移り、尾州勢を引入、岡崎へ攻寄せしも、十六年渡里合戰に織田方敗軍しければ、信秀猶忠倫へ評議し、岡崎を攻取一圓に押領せんと軍勢を催促す、此事岡崎へ聞えければ、廣忠君密に筧平三郎重忠を遣して、上和田に至り忠倫を刺殺す。又云、永祿六年門徒亂の時、上和田は大久保常源が子、五郎右衛門忠勝、住所なりしを寨に取立て、一門都て三十六人の大久保黨立籠りて、土呂、針崎の一揆と合戰す、小栗大六も一族筒針の寨を守り賊徒と戰ふ、土呂針崎は岡崎に近く、上和田其間に有る故、一揆岡崎に近寄事を得ず、翌七年二月、御軍一統に御赦免の事仰出され、二月廿八日、上和田村淨土宗淨珠院一本、淨見、又成就とに渡らせられ、賊徒等願通りの御印書をなし下されしかば、一揆僧俗悦ぶ事限りなし、斯て石川日向守家成仰を承り、降參の蜂屋等を案内として、土呂の善秀寺に向ひ、寺内忽に靜謐すれば、針崎にむかひ高須口より勝鬘寺に押寄せ火を放つ、此烟にむせび一揆等大に狼狽する時、日向守「一揆共悉く助命あるぞ」と呼り馳めぐれば、一揆等蘇生せし心地し、歡聲天地をひびかして降參す、上宮寺、本證寺に籠りし一揆共も、思ひ〳〵に退散す。

大野郷（オホノ）

和名抄、額田郡大野郷。○今詳ならず、福岡町、坂崎、相見の邊にやともおもはる、左證なし。

福岡（フクオカ）

今福岡町、人口三千、岡崎の南一里半なる小村坊とす、舊名土呂（ドロ）と云ひ、又土羅（ドロ）にも作る、近年改號す。○貿易備考云、福岡土呂市は薪及び炭を山邊より、魚類を海邊よりし、木綿其他を近郷より輸送し、各地の商估來集して互市す。

(土呂)

(土羅)

宗長手記云、大永三年六月七日、尾張智多郡大野の旅宿、八日に參河苅屋といふ所、水野和泉守宿所一宿、同國土羅一向堂一日逗留、十日に今橋牧野田に一宿、十一日遠江吉美に着。○改正後風土記云、永祿六年一向門徒亂の時、土呂善秀寺に籠りたる一揆方、吉田源太左衛門は元來門徒にもあらざりしが、本多彌八郎正信と知己の交を厚くせし故、心ならず一揆かたとは成りしなり、岡崎の御家人内々吉田方へ書簡を送り、降參すべき樣謀をめぐらし、本多、蜂屋等をも諫めて、早々罪を謝せらるべきにやと申送る、蜂屋半之丞は大久保忠にたより降參を願ひ、日ならず一揆平定す。

坂崎（サカザキ）

今坂崎村と云ふ、土呂の東南に隣る。二葉松云、坂崎の古城は天野三郎兵衛康景の父、神主三平の居れる所とす、康景は岡崎三奉行に勤めたり、城址今は社地となる。

大草（オホクサ）

今高力、萱池、横落等と併せ相見村と云ふ、福岡の南なる山中にして、深溝村に連なる。南山巡狩錄に、正平三年正月、四條畷の戰に、京方大草三郎左衛門公經打死しければ、足利殿より三河國大草郷還補の教書を、其子孫に賜はる、云々、康正二年造内段錢引附に「七百五十五文、大草次郎左衛門殿、三川國大草郷」とあるは此郷士とす、其後西郷氏之に代る。○二葉松に「大草は西郷清海入道の居住後、松平七郎昌久、左馬允）永祿七年岡崎殿より被攻沒落す、或は乙部が同心とも云ふ」云々。此西郷は松平の支族にて、岡崎明大寺、山中等に其墟を傳ふ、信光（一說泰親）の五男、紀伊守光重を祖と

し、岡崎家、又大草家と稱す。

高力（カウリキ）　今相見村の大字とす、高力氏は宇理の[illegible]谷一族にて、即與左衛門貞高（一云、清長、號佛高力）の故里とす、與左衛門の子土佐守正長封侯と爲り、其孫[illegible]長に至り、寛文八年肥前島原城に於て[illegible]。

菱池（ヒシイケ）　今相見村の大字とす、本は池沼の名にして、池水は北に流れ、古矢作川に入りしと云ふも、近世全く涸れたり。

二村山（フタムラヤマ）　西參河、東參河の分堺を成す一嶺にして、其山脈は東北設樂郡の方まで蔓延し、片麻岩層より成る、一名宮路山と云ひ、東海道の古驛路之にかかれり。

武藏國より登りけるに、三河國に二村山の紅葉を見てよめる、〔詞花集〕　[illegible]　能元

いくら共見えぬ紅葉の錦哉誰れ二村の山と云けん。

十六夜日記云、二村山をこえて行くに、山も野もいと遠くて日も暮れはてぬ「はるばると二むらやまを行過て猶末たどる野邊の夕やみ」○按に、參河の西、尾張の東堺にあたりて、二村てふ同名の山あり、共に海道に當れば、古來相混亂し易きところとす、盛衰記、源氏矢矧の陣中より平家の陣へ遣りける關者の言葉に、

東國の軍勢は、後陣は當河、先陣は橋本、見附、國府に着、穗近き高士（タカシ）、二村は軍兵、野にも山にも隙ありとも見えず、

とあるは、其路程の前後を推定して、此なる二村を云へることを分明とす、又更科日記には、東より上り、高師山を踰え、二村の山中に宿り、次に宮路山の紅葉を見たりと云ふ者、稍前後の錯出を憾むべきも、尾張の二村山にあらざる事は明確とす、曰く「二村山の中にとまりたる夜、大きなるかきの木の下に廬をつくりたれば、夜ひとよいほの上に柿の落ちかかりたるを、人々拾ひなどす、宮路山を踰えし程、十月[illegible]日なるに、」[illegible]元五年云々、然るに從へ、高師と二村をも混同するもあり。

山中（ヤマナカ）　今山中村と云ふ、二村山の中にあれば也、東海道の古驛路之を過ぎ、首里を舞木（マヒキ）と云ふ

山中の宿　　堯孝

旅衣たゝきなしともおもはねず民も賑ふ山中の里〔永享四年覽富士記〕

舞木八幡宮は、近世百五十石の神領を附せられし大社なりき、渥美郡、一に伊賀、八幡、舞木、小坂井、西尾、寺津、長瀬を國中七所の八幡と號したり。○山中城は松平の支族、岡崎大草家の所有にて、清康（岡崎旋作）の時、山中をも取れり、三河物語に「御家にて三御普代と申儀は安城御普代、山中御普代、岡崎御普代と申也、清康の御拾四五の時、安城より山中を切取らせ、御本領と被成」云々、また竹千代殿、今川殿の府へ引附られさせ給ひて、三河の物成皆今川殿押へし、御普代衆へは山中二千石さへ渡し候はねば、御普代衆手作をして年貢所米をなして妻子をはごくむ」云々、

法藏寺（ホフザウジ）（出生寺）　山中村舞木に在り、二村山出生（シュッシャウ）寺と號する古刹にして、昔は法相宗なりしと云ふも、至[illegible]年中、教翁上人中興して淨土宗の檀林と爲す、近世寺祿八十三石。

出生寺、東數里間、有四十八溲、其地多紅、家々門戸石可構、巧匠如[illegible]常様乎、便是所謂優鉢集、四十八度未傳名、〔梅花無盡藏〕　僧　萬里

頼むかげ稍法はずば有爲の世を出てて生まるる寺とこそきけ、〔名寄〕　宗尊　親王

正保四年、小堀宗甫紀行云、長澤より二村に至りぬ、山中に寶藏寺あり、山を見れば青葉にまじるもみぢのあらしにさそはれたる、さながら錦をたつが如し。○改正後風土記云、法藏寺は二村山國豐院といふ、大寶年中、行基菩薩開基して、出生寺と名付けたるを、永享三年に及び教空上人、改て淨土宗となす、松平親氏君當山に歸依を信ぜられ、額書を納めらる、其頃より寺號を改めしと、信光君に至り本堂を建立し給ひ、[illegible]寺料[illegible]十貫[illegible]を寄附し給ふ、かゝる由緒の故にや、神君幼[illegible]此寺にましくて、手習遊ばしけるとて、今に其時の硯机等を傳へ、[illegible]開山には三河の[illegible]院にて物書、手習[illegible]しける時の硯机を、後に法藏寺にうつしたりとみなたり、長澤松平[illegible]、[illegible]中守[illegible]より五代、上野介[illegible]、此寺に入り教翁[illegible]といふ、[illegible]といふ、其、凡三河は御當家[illegible]の地、[illegible]、大樹寺、大林寺、法藏寺は同源の[illegible]林にて、[illegible]の[illegible]場と[illegible]にける

本宿（モトジュク）　今本宿村と云ふ、元山中の宿村たるべし、岡崎より此に至る三里、又三里にして御油に達す、此古路を近年は鐵道經由せず、寂さ[illegible]に歸す、大字舞地[illegible]、元和七年[illegible]紀云、山中と云所過ぎて、[illegible]と云ふ寺あり、其下にはこれ舞地といふ里あり、（舞地）

昔時の住院と[illegible]、寺舞地の里を[illegible]にはして。

驛家鄕（ウマヤ）　和名抄、額田郡驛家鄕、今山中村、本宿村、藤川村などなるべし、即山綱の驛家にして、中世の山中、近世の本宿と號せるに同じ。

（山綱）山綱（ヤマツナ）は延喜式に見ゆる驛名にして、今も山中村の大字に山綱と云ふがのこる、式に一本に山綱に作るは非也、[illegible]驛の驛馬と驛伝馬は該津の間とす

藤川（フヂカハ）　今藤川村と云ふ、山中村の西北に隣る、永享四年覽富士記に「誰れか住む都のたつみしかはあらで此いふうまやの宇治川の里」とあるは藤川をさきがめて、宇治川とよめるならん、然るに關齋再遊紀行に土川（トカハ）俗讀藤川とあれば、トウカハと云ふを正實としたる如し、下略。

作岡（ツクリヲカ）　古驛亭の一にして、藤川の邊とす、今美合（ミアヒ）村の大字

(岡)

國にあたる県、古書に岡、作岡互に見ゆる所あり。

三河物語云、伊直の相に新九郎は一萬餘にて西三河へ出る、新九郎は吉田へ附、先手は下地の御位、小坂井に陣を取、聞ければ御油、赤坂、長さは、山中、藤河を打過て、大平に陣を取、聞ければ河を越て[illegible]原へ押上り、[illegible]の[illegible]を陣を取、聞ければ河を越て[illegible]、先手は大平河を前にあて、岡、大平に[illegible]、牛久保、[illegible]、吉之[illegible]を[illegible]、[illegible]て通り、[illegible]田の[illegible]を行過て、大指寺に本陣を取ば、[illegible]は岩津の[illegible]押[illegible]又云、門徒一揆の時、[illegible]り河地を[illegible]、[illegible]に、小豆坂[illegible]、[illegible]のふみ[illegible]へ出させ[illegible]、作[illegible]、大平より一[illegible]の[illegible]を[illegible]をして[illegible]す、一[illegible]をかへて大[illegible]へ上る[illegible]を、[illegible]に、[illegible]にもて[illegible]に取[illegible]、[illegible]、田を[illegible]、[illegible]代水をやまかすらん、早藤澤にかかりぬる、[illegible]、山中なかなかに[illegible]、この[illegible]は藤川の[illegible]、又[illegible]年[illegible]京[illegible]六十三次の[illegible]に、[illegible]五十丁、八[illegible]二里、矢波木二里、作岡五十丁、山中五十丁、[illegible]二里、[illegible]津一里、[illegible]、此[illegible]と云ふは[illegible]に[illegible]川にあたる、[illegible]、[illegible]川と[illegible]との[illegible]とすれば、岡村にやと推定せらるる也。

本宗寺　[illegible]川の西北、美合村の平地に在り、一向宗の大[illegible]にして、[illegible]如上人の[illegible]と稱す、[illegible]門徒の[illegible]七[illegible]寺と[illegible]如何、[illegible]永禄七年二月、一向一揆[illegible]に平均[illegible]れば、上宮寺、[illegible]寺、本證寺、[illegible]寺は[illegible]をなし、すべて一向宗の寺[illegible]破却し、門徒[illegible]べしと[illegible]出さる、[illegible]によれば、[illegible]破却[illegible]されしかば、一向門[illegible]、是は[illegible]に前々の如く成置くべき旨仰出されしに、如何[illegible]と申けるに、前々は此地も野原なれば、前々の如く[illegible]を[illegible]捨て野原にせよと[illegible]られ、三州中の門[illegible]寺は[illegible]破却せらる、其後廿年を[illegible]て、石川日

向守家氏の寺の願により、國中の一向宗[illegible]を[illegible]許せらる、其時の御教書額田郡平地村の光[illegible]寺に有りと[illegible]正[illegible]〔後風土記〕

麻津郷　和名抄、額田郡麻津郷、(今詳ならず、マツとよむか、藤川の邊、[illegible]、美合など[illegible]ずや。

柱　今針崎、羽根、[illegible]などと併せ、[illegible]村と[illegible]、[illegible]ありて、[illegible]の南一里なれば、[illegible]を取[illegible]より、村名をも[illegible]に改むるとぞ、[illegible]、[illegible]なるべし。

柱は[illegible]「三[illegible]、内宮六[illegible]」とある[illegible]、國内[illegible]に[illegible]津[illegible]。

針崎　[illegible]の南に[illegible]、[illegible]寺といふ一向新宗(本[illegible]あり、[illegible]の一[illegible]の[illegible]、二[illegible]に[illegible]田[illegible]の[illegible]を記す、[illegible]に近し。

三河[illegible]云、其[illegible]十[illegible]、[illegible]とて[illegible]、[illegible]の[illegible]、[illegible]をはずれ[illegible]、[illegible]を[illegible]て[illegible]、はず、[illegible]の[illegible]せ[illegible]、[illegible]、大久保一[illegible]の[illegible]、[illegible]。

小豆坂　[illegible]中今川[illegible]田の合[illegible]にて、七[illegible]と云ふ[illegible]、[illegible]物語に[illegible]、[illegible]、[illegible]十一年六月十日、[illegible]、小[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]十七年三月[illegible]、[illegible]、一[illegible]、十七年三月、[illegible]、上和田に[illegible]、[illegible]田[illegible]小[illegible]は[illegible]の下の[illegible]、上和田の[illegible]に[illegible]、[illegible]に[illegible]、[illegible]に[illegible]を[illegible]、同十日に[illegible]に[illegible]出し合戦あり、

(羽根)　(舞木)

卽是也とも云ふ。

三河物語云、小田の彈正(信秀)案詳より八萩河の下の瀬を越えて、上和田の取出へ移らせ、聞ければ馬頭の原へ[illegible]出して合陣を取らんとす、[illegible]宗[illegible]上和田へ[illegible]かんとて、是れも[illegible]に[illegible]を[illegible]出す、[illegible]と上和田の間一里あり、山道の事なれば[illegible]に目[illegible]出ずして[illegible]るが、小豆坂へ[illegible]宗[illegible]れば、小田も三[illegible]、[illegible]に(小[illegible]先手にて、[illegible]合をして[illegible]に[illegible]、[illegible]三[illegible]を[illegible]て合[illegible]、[illegible]して小豆坂の下まで[illegible]、其時の合[illegible]、[illegible]坂[illegible]十[illegible]、[illegible]六年十一月廿三日、[illegible]一[illegible]、[illegible]、[illegible]に[illegible]、[illegible]半道まで[illegible]一[illegible]、[illegible]百七[illegible]にて、[illegible]に[illegible]を[illegible]、[illegible]、[illegible]、一[illegible]十七一[illegible]、[illegible]合戦す、一[illegible]、一[illegible]、[illegible]、[illegible]田[illegible]、[illegible]、[illegible]に[illegible]、[illegible]に[illegible]、[illegible]一[illegible]、[illegible]、[illegible]に[illegible]、[illegible]に[illegible]、[illegible]出[illegible]見せ[illegible]、[illegible]、[illegible]上和田[illegible]。

明大寺　今六名、[illegible]、三[illegible]と[illegible]、[illegible]の[illegible]に[illegible]、[illegible]川を[illegible]と[illegible]、[illegible]を[illegible]と云ひ、[illegible]、[illegible]の小[illegible]、二[illegible]一[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]りて、[illegible]の[illegible]、[illegible]、[illegible]寺と云ふ、松平[illegible]、[illegible]に[illegible]べし。

(大寺)

矢作[illegible]の事、[illegible]の[illegible]の女とぞ、其[illegible]

(宿東作矢)

殘る、（二葉松）又金高に作る。俗說、伏見中納言師仲、保元年中、爰に宿して金高の女と通じ姫を生む、牛若丸奥州に下るとき、驛を過ぎて絃歌の聲を聞き、笛を吹て之に和す、姫延き入れて遂に此に宿せしむ、牛若再會を契り、名笛薄墨を與へて別れ去る、期を過ぎて遇はず、姫戀慕堪へず菅根川に投じて死す、侍女冷泉悲歎して尼となると云ふ。[illegible]、好問堂小說云、豐太閤の時、阿通女房、矢矧の宿の長が娘の淨瑠璃姫の十二段の草子を作り、後これに節博士をつけ唄ふと傳ふ、然れども之よりさき享祿天文の頃、已に淨るりと云ふ唄ひものの名目見ゆ。

明大寺城址（ミヤウダイジジヤウ）

二葉松云、古屋敷、一所は足利義氏御所と云ひ、一所は西郷彈正、永享年中、此村の平岩と云ふ所に新城を築き移り、其後菅生村に岡崎城を築くとぞ、今舊傳寺の地を城跡とす。

改正後風土記云、天文十七年戊申三月、小豆坂の合戰、織田方打負たりと聞こえければ、織田方へ内通の徒は大に驚き恐る、其中にも三木（ミツキ）藏人信孝、岡崎城を乘取て吾武威を顯はさんとおもひ立、五百餘騎を引率し、四月十五日、三州明大寺村に打出で、魚住に陣を張る、大久保が記には、小豆坂合戰前に岡崎御家人等、閑入坊山に昇りて、内藏人が岡崎を襲はんとかけ出けるを見附、妙大寺町よりすかふ川へ出るを待て射るといふ。

滝谷六所神社（シヤカマロクショ）

今三島村明大寺に在り、近世社領百六十石を給せられし大社なり、蓋松平氏の產土神にて、加茂郡六所山より移す。

龍海院（リユウカイ）

今三島村明大寺に在り、是の字寺とも云ひ、近世寺領三十五石、禪宗、摸外和尚の開基とす。寺記、享祿三庚寅の年正月元旦の曉、岡崎の松平清康君左の掌に、是といふ字を握り給ふと夢み給ひ、大澤龍海院の住僧、摸外和尚に問せらる、摸外答へけるは、是の字は日下の人といふ字也、天下を掌握に歸せられん事、君の御身にあらずんば、必御子孫にあらんと言ひければ、清康君大に悦び、當寺を御建立有て、後に酒井家の菩提所たらしめらるゝよし見えたり。

六名鄕（ムツナ）

和名抄、額田郡六名鄕。○今三島村に大字六名存す、岡崎村も此鄕中なりしならん、刊本六石に作るは非也、名義六名と云ふこと他に聞かず。

大平川（オホヒラ）

又男川（オトカハ）と云ふ、本宮山の西なる宮崎村に發し西流、樫山を經て大平に至り、屈曲して岡崎と明大寺の間を流れて、矢作川へ入る、長七里、一名菅生（スカフ）川と云ふは、岡崎の古名菅生なればなり。本久軍物語「高師の山をもわけすぎて、宮路山へ打かかり、おとは川のはたにおりたちて」云々とあるおとは川は此にあらず、宮道山に在り。

(川男)

光廣元和四年道記云、岡崎城は見ずして過る、をと河といふを渡りて行くに、左右に松山多し。法源元祿十二年紀行云、大ひら川を渡る、昔は大屋川といふとなん。（閣齋再遊紀行云、大平川、舊謂之男川、今俗亦曰夫川）

瀬を早み流るる水はおほや川あやふき橋をわたるかちひと（夫木）為家

日のくれに大屋川原をわけゆけばまこもの下にうくひなく也（現存六帖）

(川屋大)

三河物語云、今川殿より雪齋長老加勢と聞き、岡崎衆喜びて、弓取三十人計、閑入坊山へあがりてながめける、折節岡の城より九郎豆殿（藏人信孝）五百計にて、岡崎へ打廻と有て、眞黒にかたまりて坂を押上る、岡崎衆一矢射懸、坂を下り明大寺の町へ入て、すぐにスガウの河原へ出けり、九郎豆殿町に火を懸けさせず、一町計引退き備を立ておはす處へ、岡崎衆立歸し、町の上下より射懸けるが、誰が矢ともなく、九郎豆殿を馬より射落す。

大平（オホヒラ）

今男川（チトカハ）村と改む、男川は又乙（オト）川に作り、大平川と云ふも同じ、大平の南を流れ、明大寺の東とす。

近世、大平一萬石は大岡越前守忠相の邑にして、寛延年中より世襲して大政維新に至る、岡崎の東南一里也、大平は永祿天正の頃、本多作左衛門重次の居邑なりき、永祿七年正月、門徒一揆、大平の民家を放火したる事あり、又大永年中、岩津の松平大炊助親定、小美保母兩村を、米津某より攻取、小美保母は大平の東なる部落なり。

(川乙)

高隆寺（カウリユウ）

今男川村の大字とす、其寺は本宮山と號し、吉良今川兩家の祖、足利上總介義氏の菩提所とす、天台宗を奉し、寺領三十五石、近世まで相傳したり。義氏が在住の事は、東鑑建長四年十月、將軍家[illegible]東下向の條に、御矢作宿逗、左馬頭義氏朝臣（ホラムラ）[illegible]」とあるなど明[illegible]とす。高隆寺の近地、丸山、洞村などに古墳の崩毀せるものを[illegible]し、又寛政七年、洞村に銅鐸一口を掘出せしこと、古今要覽稿に載せたり。

丸山（マルヤマ）(村洞)

今男川村の大字とす、見元日記、天正六年の條に見えたり。

三河國額田郡内諸事、及種々類雜之閣、令[illegible]成敗之處、彼寺人等、太平鄕[illegible]經廻之由候、（中略）

五月　敦賀[illegible]（原註云、吉川播部助也、知行、太平鄕代官事、十田に契約の間如此）

十田彈左衛門尉殿

額田郡平人交名之註文、折紙

丸山中務丞、父は舊此寺本人、討死、同名之次郎、中務弟也、同名出家兩人、大庭次郎左衛門、同名長瀬[illegible]尾張、同子七郎大郎、高力、黒柳、片山、額田左京亮、龍谷兄弟、以上

額田鄕（ヌカタ）

和名抄、額田郡額田鄕。○今詳ならず、もしくは大平の邊の舊名か、額田は古姓にして、即郡號の起因地なりと知るべし。

樫山（カシヤマ）

今牧平、櫻井寺等と併せ、豐岡村と改む、大平川の上游なる山間にして、岡崎を距る三里。

櫻井寺は、眞言宗の蘭若にして、近世寺領二十八石、花

園山と稱せり、廣澤山天恩寺は櫻山の東、高富村の片寄に在り、近世寺領八十石、臨濟宗圓山派に屬せり。

宮崎

今宮崎村と云ふ、大平川の源にあり、本宮山を以て寶飯郡に堺し、雨山、龜穴などの大字あり、櫻山より龜穴まで二里、龜穴より東へ一嶺を越え、設樂郡大和田まで三里。

(龜穴)
宮崎は戰國の頃、設樂の奥平氏の占有せる所にして、龜穴、雨山に砦ありき、甲陽軍鑑に「天正元年、信玄公三州寶來寺表へ御馬を移され、岡崎筋へ向ひ、上道四里こなた、宮崎に取出を被仰付、東美濃衆の侍、山家三方衆中のもの籠置る」と載す。○雨山とて、歌枕に當國の名所とす、夫木集、[illegible]三河國[illegible]、

(雨山)
雨山に來つゝ鳴けばや子規聲の色さへぬれ渡るらん。

鉄野

今形野村と云ふ、櫻山の北にして、同く山村たり、其[illegible]は西南して大平川に流る、岡崎の東三里、

鐵野の北方なる高原地は、所謂る下山の郷也

乙見

舊庄名なり、今村名に呼ぶ、鐵野の西、大平の北にして、岡崎の東郊とす。

([illegible])
式内、額田郡稻前神社は今乙見村稻前に在り、神明宮と云ふ、一說、之を[illegible]村[illegible]、三河國[illegible]神社に附會するは謬れり、[illegible]は[illegible]の[illegible]名也

古[illegible]考云、國内帳、正五位下稻前天神、これは昔岡崎城下の地に在りしを、天正慶長の時、村ともに他へ移さる、其舊址は岡崎[illegible]金町專福寺にあたる、一說に、岡崎城内の天王社に稻前神を配祀す、天正中舊社退轉、云々

岡崎

今岡崎町、人口一萬七千、西參河の大邑とす、矢作川、大平川を帶び、東海道の驛路とす。(但し古海道は岡崎の南なる明大寺を過ぎ、近年の鐵道も岡崎の南一里、日名の邊に停車場を置く、名古屋二十五哩、豐橋二十哩。)徳川公の興れる城府にして、慶長以後、諸侯を置き之を守らしめたり。

望岡崎城　　林　春齋

累世先君多戰功、岡崎城郭聳蒼穹、國家根本從茲始、欲問幽風歌大風、

觀三河萬歲樂　　岡本　韮亭

遂々拍節土俗歌、[illegible]恩澤深、二百餘年聲莫絕、太平基創自三河、

三河萬歲と云ふは、徳川氏江戸入部の後、故國の土俗、毎年正月の祝節に江戸に至り、舊風俗を演じたるを云ふ、其俳優の一種なれど、江戸開府の後に名聲を發するは、其故あることとなり　又萬歲につぎて、岡崎節とて世に廣く行はるゝ小唄あり　「岡崎女郎衆よい女郎衆」とうたふ、昔の矢作の宿の遊女の名殘なるべけれど、此小唄の世に廣まりしも、寛文以後の事とぞ。

岡崎城址

徳川氏の故郭にして、天正十八年、家康公東遷の後、豐臣氏の將、田中兵部少輔吉政之に居る、封六萬石、慶長四年の亂、吉政東軍に應じ、其の兵を導びく、戰後筑後へ移封、是れより參河の諸侯に[illegible]せられ、本多豐後守康重、正保二年より水野監物忠善へ七傳[illegible]任に至る、寶曆十二年、松平周防守康福　六萬石　明和六年、本多中務大輔忠肅(五萬石)世襲して明治に至る。○大八洲遊記云、岡崎居民一萬三千、[illegible]出豐橋上、[illegible]新後置額田縣、治本國、九年廢屬愛知縣、此土東照公發跡地、風俗淳厚、非餘邑之比云、故城以當海道中央、近毀以爲官道、道傍[illegible]壘址、猶有存者、

岡崎　　茶山

松間指點尾、城入晚虹中、驛馬橋聲閙、津樓[illegible]影叢、遠峰低大野、平楚河長空、昭代開基地、山河鎮鬱葱、

(生菅)
岡崎は舊名菅生とも云へり、惣持寺文書に證すべし。三河物語に松平太郎左衛門泰親の時、岩津、岡崎を取り、岡崎を次男に讓ると載す、此次男をば一書に紀伊守光重と云ひ、即西郷彈正左衛門の父なるべし、文龜元年大樹寺置文に、岡崎左馬助親貞、同六郎公親の二人あり、松平黨の人々の、早く此驛路形勝に占據したるを知るべし。又西郷と云ふは當國の舊姓にて、太平記に守護代西郷彈正左衛門、同西郷兵庫助など見ゆ、(星野行明の條を見るべし)松平泰親の子が此家の名跡を繼ぎたるならん。東三河の嵩山の西郷氏も、同族なるべければ、本末の關係明ならず。○二葉松云、岡崎城主西郷彈正は、岩津城主松平親忠と度々取合ありしが、當國の寺社取扱を以て、親忠の弟光重を聟に取、岡崎の城を讓り候て、彈正左衛門は大草の城へ引取り、元重の子親貞相續す、男子なかりければ、松平(安祥家)信貞を岡崎に置て西郷と號す、又本丸東西の堀を清海と號す、是は彈正左衛門剃髮して清海と改め、此堀を掘りに依て也、其後信貞、清康公を聟となし、岡崎の城を渡す。○改正後風土記云、岡崎山中の兩城主、松平彈正左衛門尉信貞入道昌安は、西郷と稱す、安祥の松平清康、岡崎山中の城を攻取んとて、大永四年、軍勢を催し給ふ、此時御歲は十四なれど、老功の大久保左衛門五郎忠茂入道[illegible]謀をめぐらし、先山中を奪取る、昌安入道も爲方なく降參す、(同時[illegible]大林寺の[illegible]上人、此和睦を扱ふ由、其寺に傳ふ)息女を清康君に進らせ聟君とし、同時[illegible]城を[illegible]り進らす。○宗長手記云、安城一夜、それより矢矧の渡りして、妙大寺[illegible]は岡崎と云ふ、松平次郎三郎(清康の子信忠)の家城なり　宗牧紀行云、岡崎に著きたり、安部大藏など、知は尾張境まで出陣の事ありて未た歸らず、大林寺金剛軒と云所へ同道したり、明日孝清まで送りの事申たれば、西郷より孝清きむかはれたり、金剛軒にて一夜閑談しつゝ、皆々同心して岡崎を立たり。

隨念寺

三河徵、并二葉松云、隨念寺、淨土宗寺領五十石、滿生寺、一向宗高田派寺領五十石、惣持寺、曹洞宗居院、號[illegible]山殿、從[illegible]氏殿先判、云々。

（總持寺）

高播磨守後家明阿申、參河國すかふの郷事、この所は亡父越後守刑部丞拜領地也、而師泰之時、明阿相傳知行、年序をふる間、如元刑部丞さり狀をいたし了んぬ、仍御教書ならひにかのゆつり狀備進之、しかれは彼地を、當國總持寺にきしんこうりして、末代迄も上の御きたうを申へきにて候、（下畧）（集古文書、足利尊氏判物）

改正三河志云、松平清康君、森山にて横死あり、極密々に本國へ立歸り、岡崎の近邊菅生丸山にて荼毘す、大樹寺記、菅生丸山にて御火葬、寶學和尚御引導勤とあり、隨念寺記によるに、御火葬ありし菅生丸山にも御墳あり、仍て神君永祿四年に其地に一寺御建立あり、今隨念寺といふ是なり、又大林寺記によるに、大林寺西鄕氏代々の菩提所なれば、清康君始適夫人、西鄕吉安入道女春姫、此故清康君を葬るとあり、今案ずるに荼毘の後に、三ケ所に御分骨ありしなるべし。

（八帖）

大林寺（ダイリン）　岡崎の西、八帖（ハッテフ）にあり、矢作川に沿へり、淨土宗、西鄕清海入道の創建、眞悅上人の開基とぞ、岡崎第一の古刹にて、近世は寺領百石を有したり、寺傳に清海入道の諱を賴嗣と云ふ。八帖は名義詳ならねど、當國神名帳に額田郡八帖天神を載せたり、今の諏方社なるべし、俗說あれどきくべからず。

（六供）（胄山）

甲山寺（カブザン）　岡崎の北、六供（ロック）に在り、其地を胄山（カブトヤマ）と呼び、天台宗の大坊にて、俗に六供六坊と稱す。六供と云ふは六齋供養の語より出でしならん、近世寺領二百五十石、其鎭守甲（カブト）八幡は松平家の乃祖、源義家の遺器を祭ると稱し、岡崎城主歷代崇敬したる者とす、家忠日記に六供三城坊と云ふも此僧寺か。改正後風土記云、今川氏親は北條新九郞長氏入道早雲（本氏伊勢）を大將にて一萬餘兵永正三年丙寅八月廿日、三國の勢を揃へて、東三河の吉田に着陣す、（年月は大成記に從へり）先三河二連木、牛窪、伊奈、西郡の勢を以て岡崎の城を押へしめ、寄手數千騎は大平川を馳渡し、念志（ネンジ）原にかけ登り、胄山を打過て井田の鄕を越え、大樹寺を本陣として、殘の兵を以て岩津城をぞ攻たりける。

位賀鄕（ヰガ）　和名抄、額田郡位賀鄕〻〇今岡崎町、廣幡町なるべし、廣幡に大字伊賀あり、卽位賀の訛とす、伊賀は岡崎市街の北に連接して、一帶を稱す、八幡宮あり、故に廣幡と改號せる歟。

伊賀八幡宮（イガ）　舊社領五百四十石、岡崎城主歷代の崇敬あり。改正後風土記云、織田信秀は松平清康君の横死を聞き、天文五年丙申二月、八千餘人の軍勢を差向て、大樹寺表に陣を張る、岡崎勢は仙千代殿は幼少なりとも、清康君の舍弟方歷々としておはしませば、仙千代殿御名代として一軍すべしと、岡崎を打立て、十四五町押出し、こゝにて勢を二手に分け、井田鄕に合戰あり、織田方の軍勢は只一戰に利を失ひ、尾張の國まで逃歸る、見苦しかりける有樣なり、大成記、家忠日記、大久保が記等には伊賀鄕八幡の鳥居、井田の鄕の方へ一間眞中に進み、又伊賀の八幡の方より白羽の矢敵方へ雨の如く飛行し、此靈驗によりて、一軍勝利と爲ると述ぶ。

能見（ノツミ）　今廣幡町の大字とす、能見松平は信光君の八男、次郞右衞門光親の流にして、曾孫大隅守重勝は家康公に仕へ、重勝の曾孫市正英親、豐後杵築城主と爲る。

松應寺（ショウオウ）　能見に在り、淨土宗。〇改正後風土記云、松平廣忠君、天文十八年二十四歲にて隱れさせ給ふ、時に織田方より岡崎を攻めんとするさまあれば、能見の原に密葬し奉る、其後更に大樹寺にて表向御葬禮を行はる、慶長十六年能見原の御葬地に一字を建立し給ふ、これ今の松應寺なりといふ、松應といふは神祖八才の時御墓詣し給ひ、其地に松を植給ひけるが、其松繁茂するにより、寺號とせられしなり、寺領百石とぞ。

井田（ヰダ）　又伊田（イダ）に作る、今廣幡町の大字にして、鴨田に近し井田合戰は明應二年十月、西參河の上野城主阿部滿五郞、寺邊城主鈴木日向守、擧母城主中條出羽守、伊保城主三宅加賀守、八草城主那須宗左衞門等、軍勢合せて三千餘騎、松平親忠君の領内に攻入、廿日井田鄕合戰、敵終に敗走し、是より後は西三河の國人も、大半親忠君の御手に屬す、此戰に討死せし敵味方と多かりしかば、親忠君是を憐み給ひ、井田の邊に田といふ所に、淨土寺を營建ありて、大勢の骸骨を埋め山の如く築て、千人塚と名附らる。改正後風土記）〇三河物語云、森山くづれの後、小田彈正忠大樹寺へ押出し、伊田鄕と申者、上は野なり下は田なれば、野方へ四千、田方へ四千押寄する、岡崎より出る衆も、八百を二つにわけて打向ふ。

（可無多）

鴨田鄕（カモダ）　和名抄、額田郡鴨田鄕〇今大樹寺村及び常磐村なるべし、位賀鄕の北に隣る、（鴨田八幡は大字大門に在り、舊社領七十石）矢作川の東岸とす、大同方に可無多（カムタ）と云へり。
大同方云、可無多藥、參河國額田郡鴨田之高明安[illegible]之家、世々傳不流學也、云々。

（日名）

大門（ダイモン）　今大樹寺村の大字とす、井田の西にして、矢作川の東岸、長瀨村へ對すなり、相接して日名（ヒナ）村あり、今廣幡町へ併す〇延喜式、碧海郡日長（ヒナ）神社、國內帳にも同じ）は今詳ならず、盖日長村は昔西岸に在りしが、水災にかかり退轉し、彼社も失せたるならん、今の日名は日長の移徙したる新境たるべしと云ふ、古蹟考に日名の神明は新地とおもはると云へるは然もあらん。

大樹寺（ダイジュ）　鴨田村（今改大樹寺村）に在り、岡崎の北一里、淨土宗鎭西派、成道山松安院と號し、文明七年、松平親忠創建、天文十九年勅願所に准せられ、寬永十八年重修して、田祿七百石を附す、親忠以下五世の廟塔を置く。三

河物語、大拾寺に作る。

改正後風土記云、大成記に、大樹寺は井田合戰の後に建てらると述ぶれど誤れり、此寺は文明七年二月に草創し、開山は眞蓮社勢譽上人、愚底聖訓和尚といふ、官庫に親忠君長享三年、延德二年などの大樹寺御寄狀あり、又三世実譽愚眞が記文に、

右當寺者、大樹那松平前右京亮親忠、法名大甑西忠、(三河物語に清仲に作る)與勢譽以同志、所開基此一宇也、既經三十回星霜、行學不退轉焉、然依爲日域宗門之本寺、爲報恩、住于洛東大谷、八年之間、國中興兵亂、寺院及大破矣、愚眞尋來報謝輕身賦、再興之殿宇也、然則思公於蓮上、定可知見、老僧於現世、成報謝、因茲爲西忠之子孫之人者、男女同於當寺、定歸依、被運悲志、累葉同及萬世者、爲愚老之門葉之輩者、共以此地、仰本所、被致報謝者、末葉益成繁久、仍備思永世之興隆、不顧當時譏、欲式定、云々。

又長親君の證文に

禁制、於當寺中狼藉之事、竹木伐取之事、對衆僧致非義之事

右於背此旨輩者、堅可處罪科候、當寺之事、西忠爲位牌所上者、自然國如何樣之義出來候共、爲彼人、堅可被致警固者也、仍如件、

文龜元年辛酉八月十六日、　長親判

次第不同

尾根美作守(家勝判)　岡崎左馬助(親貞判)
田原孫次郎(家光判)　長澤七郎(親清判)
上野左衛門大夫(親賢判)　形原左近將監(貞光判)
岩津源五(光則判)　牧内右京進(忠高判)
岩津大膳入道常□(判)　竹谷彌七郎(秀信判)
岩津彌九郎(長□判)　岡崎六郎(公親判)
岩津八郎五郎(親勝判)　細川次郎(親世判)
岩津源三(算則判)
岩津彌四郎(信守判)

又云、永祿六年、當國一向門徒蜂起の時、神君より大樹寺へも加勢の事仰遣されければ、淨土宗の坊々は云ふに及ばず、檀那の武士町人百姓の差別なく馳催しければ、程なく千餘人になりけるに、登譽上人筆取て、旗の表に厭離穢土欣求淨土の八字を書き、是を眞先にたて、一揆原をかけ破り、程なく靜謐に及びしかば、之を吉例となされ、軍中每度此旗を用ゐ給ひ、今も日光山神庫第一の寶物とて傳へらるるとぞ、按ずるに厭離欣求の由來、區々にして一定せず、大樹寺の開山勢譽、此二句を御旗に書いて親忠君に獻す、親忠君此旗を用ゐられ、井田野の合戰に切勝給ひし後、御代々の旗と定められたりといふ(醍醐源惠筆記)これ正說なり、爾後歷代御當家にて此文句を重んじたまふ、此旗を文祿年中名護屋御陣にも持せ給ひし事は、筑前の國興崎淨迹寺記にも見えたり。○榊原小平太は、家康公に親侍し、智勇を以て稱せられ、一代にして家を起す、幼時嘗て大樹寺に讀み、筆札を善くせりと、其先蓋伊勢の人、參河に移り上野殿に仕へり。

瀧村(タキムラ)（瀧山寺）

今常磐村と改む、鴨田大樹寺の東一里許、此に瀧山(ロウセン)寺と稱する藥師堂あり、寺領六百石、又松平家の由緒地にて、寛永年中重修して天台の別院と爲し、當國第一の貴寺に推さる。其末院萬松寺の本尊臺座銘、

吾主松平和泉信光公、祈武運長久子孫繁榮、建立此寺、某甲等君臣厚因、三世高恩何盡也、古親氏公、次泰親公以來、從松平鄕隨身、吾等不顧粉骨、數度之戰場、討伐怨敵、君御運强、岩津大膳攻落、今岩津御在城、剩某甲等賜地方八百餘町之御恩賞、一家安穩也、(中畧)永享十二庚申年、十月廿八日、青山權之丞光教、萬松初住龍澤代(江戸會志)

保久(ホツキウ)

今田代、外山などと併せ、下山(シモヤマ)村と云ふ、瀧村の東、鍛野の北にして、松平の南とす、昔は尙加茂郡足助の邊まで高原地を皆下山(シモヤマ)と呼びし歟。康正造內段錢引附に「二貫五百文、山下上野入道殿、參河國保久鄕」とあるは此なり、三河物語に

和泉守信光、法名月堂の時、西三河の內、三箇一はきり隨へ給ふ、オギウ、ホツキウを攻め取らせ給ひて、岩津の城をば御總領職へ渡させ、オギウの城をば次男源次郎殿に御ゆつりあり、其後に案祥の城を思付被懸。

田代(タシロ)（下山）

今下山の大字とす、岡崎の東北四里、甲陽軍鑑に元龜二年、甲州勢西參河へ亂入し、田代、八桑等を陷ると云ふは此ならん。

改正後風土記云、弘治二年二月廿日に、松平家より下山日近の城主、奥平久兵衛貞直を攻られんとて、東條の松平右京亮義春を御名代として馳向ひ、義春討れしかば軍兵引返す。二葉松に據れば日近城は保久の邊、名之内に在り、中古は高の播磨守の所領たり、又岡崎惣持寺領と爲り、奥平家に押領せらると。

奥殿(オクドノ)

今奥殿村と云ひ、桑原、日影、宮石等を併す、近世大給松平氏の陣屋あり、傍地四千石を治めたり、大給村を去る一里。

大給松平氏、五代眞乘の次男縫殿頭眞次、寛永年中、奥殿の故里に七千石の田を賜はり、嫡子乘次(四千石)次子乘眞に傳ふ、乘次石見守に任し、貞享中一萬石を加增せられ、侯籍に列したり、文久年中に至り、其裔孫信州佐久郡田野口(タノクチ)へ移る。

岩津(イハツ)（岩戸）

今岩津村と云ふ、奥殿の西南、大樹寺の北とす、岡崎より一里半、松平信光の居れる地にして、安城岡崎と相並び德川發祥の墟とす、松平記岩戸(イハド)に作る。

改正後風土記云、文安の比にや、洞院內大臣實熙は、松平太郎左衛門泰親君の事を樣々にはからひ、足利家に申て、三河國の眼代とせられしとぞ、是は實熙の庄園三州に在しゆゑ、其所の目代にせしならん、是より國人

彌畏れ服しけり、蜷川親元の記に、寛正の頃、三河の守護人細川讃岐守に、其國人攻させける時、松平和泉入道、十田彈正左衞門尉をして、追捕せしむべきよしの奉書を蔵たり、この和泉入道と申は信光君の御事なれば、泰親君の御譲りを請給ひし後、十田と兩人にて眼代たりしにや、十田と云は二連木の城主なりし戸田の祖也、信光君、幼名二郎三郎、又左京亮とも稱せらる、三男なれども家督を相續ありて、岩津城に移り住し、岡崎をもたせ給ひ、御子四十八人、長享二年逝去、家督は親忠君に讓り給ふ、親忠より長親君へ家督を讓り給へしも、安祥へ移り、岩津城をば長親の御兄親長へ給はる。又云、永正三年、岩津殿、駿州の今川家と合戰起り、大軍岩津を攻めんとす、岩津太郎親長僅に五百人にて、敵を防ぎ兼てぞ見えにける、此事安祥へ聞えければ、長親君諸兵を呼給ひ、眼前に見ぬ城を攻させ後詰せずといふ事やあるべきとて、矢作川の上川原よりおしあがる、北條早雲入道是を見て、人數を二手に下知すれども、右往左往に逃しかば、早雲も引立られ、背山まで引退たり、此時田原の戸田がはや今川方を背き、長親君へ降參せんとするよし聞て、早雲我は西郡の城修築せんと云捨て、吉田まで引取しとぞ。

○按に、松平氏はもと京都洞院家の下司にて、又守護細川殿の被官歟、三河物語に、

御先祖松平太郎左衞門尉氏、御法名は卽德阿彌、弓矢を取て早く山中拾七名をきり取らせ給ふ、(中畧)太郎左衞門尉泰親、御法名用金、御父親氏におとらせ給はざりし、弓矢取と申、御慈悲中々申盡し難し、然る處に大臣殿勅勘を蒙らせ、三河の國へ流罪ならせ、程なく御赦免、御歸京とぞ申ける、其時國中に於て大小人によらず、名の有侍に御供申せと有て、さがさせ給へ共、源氏の嫡子に渡らせ給へば、泰親に增したる族姓なしとて、泰親に被仰、御供をこそ被成けり、其よりして三河の國の御綸旨には、德川泰親と被下給、然間松平の郷中を出させ岩津に城取らせ給ひて、御居城として住ませ、其後岡崎に城取給ふ、云々、

此に謂ふ所の大臣は、洞院家をさせる也、浪合記と題する僞書にも、洞院大臣流罪の說あるは、備考に足る歟、浪合記云、永享十一年、洞院實煕、參河國に流され、大河内に在す、嘉吉三年、歸洛ありて内大臣に任す、歸洛の時、松平太郎左衞門尉泰親、富家の者にて、金銀を借奉る、泰親の娘は實煕の妾にて、此腹に男子一人あり、富永五郎實興と云ふ、參河國富永御所と云ふは、實興殿の事なり。

親元日記、寛正六年五月、細川讃岐殿御使、飯尾は六左衞門、三河國額田郡牢人等事、御被官松平和泉入道、親類被官人等、許容之族有之、任去月御奉書之旨、可加成敗之由、賞翫御状御所望、云々、とあるにより松平氏も十田(額田郡上野)と同く細川殿の被官たること明白なり、又十田が正親町家の下司たるが如く、松平も洞院家の下司たりしこそ推定を容れん。

信光明寺(シンクワウミヤウ)　岩津村に在り、其山林は卽岩津城にして、松平信光の墓あり、近世寺領百二十石、淨土宗を奉ず。信心寺又同宗にして、寺領百石なりしが、近年廢滅、(此寺は信光の嫡子、備中守親則の菩提のために建てられし也)其遺址を轉じて、同宗西山派深草流の圓福寺(エンプク)と爲す、(圓福寺は山城國の深草に在りて、建長年中、圓空立信上人開基)(圓福寺)

眞福寺(シンプク)　今岩津村の大字にも呼ぶ、天台宗の古刹にて、靈鷲山と號し、近世三百五十石の寺祿を有したり。

阿知波(アチハ)　今岩津村の大字とす、式内、額田郡謁播(アチハ)神社は此に在りて、春日と稱す、此祠は文德紀、仁壽元年參河國謁播神とあるに同じ。○阿知波の邊に古墳の崩壞せるものありて、勾玉土器などを得ることあり、(古蹟考)大同類聚方に、(謁播)

穴加渚藥、三河國額田郡謁播神社之宮造、額田部連長之藥方、云々、

と見ゆるも此地のことゝす。

新城郷(ニヒキ)　和名抄、額田郡新城郷。○今岩津村、細川村、井に奧殿村なるべし、鴨田郷の北にして、加茂郡堺に至る。細川村に大字仁木あり、卽新城の遺とす、名義不詳。新墳の謂にや、墳を古語に城とも云へり、

仁木(ニッキ)　二葉松に、仁木の古城は越後守義長、居と曰へり、義長は足利義氏に屬して戰へる、右京大夫義長なるべし、康正二年造内裏段錢引付に、三貫三百文、仁木右馬助殿、三河國大濱寺」とあるは今詳ならず。

大日本史、足利義清、稱矢田判官代、從源義仲、戰死備中水島、子義實生實國、義季、義宗、實國稱仁木氏、義季細川氏、義宗號川氏、實國五世孫曰賴章、義長、義長三世孫曰和氏、賴春、和氏生滿氏、賴春生賴之、(尊卑分脈、與賴章、義長等、俱爲十住氏、二氏倂爲強族、細川氏最盛、(太平記)其後有畠山、斯波二氏、共爲足利氏管領、所謂三管領也。

細川(ホソカハ)　今細川村と云ふ、岡崎の北二里奧殿の西にして、足助川其傍を流れ、矢作川に會す。玄旨法印東國陣道記に、

三河國にわたりて、細川の流ときゝて、

細川の流れ末をくみ見れば又古へに返る波かな。

二葉松云、細川村の奧の峰を花園山と云ふ、今は村首山と稱す、堀川百首に、

細川の岩間の氷閉ぢながら花園山の峰ぞ霞める

又云、細川の古城は御前田に在り、細川讃岐守居館の後、松平少目和泉守乘元居る、別に根古屋あり、又稱名院あり。按に松平乘元は、泰親君の次男にて、大給家の祖とす、二代細川次郎親世(改名乘正)三代細川源次郎乘勝と

云へり、親世以下細川に居りしを知る、天正十八年、左近亮乘まで、四代の宅址なるべし。細川太松寺は淨土宗、近世寺領百石、大給松平家の菩提所たり。○百篇應仁廣記云、足利家繁昌の起りを尋るに、足利判官義康は熱田大宮司季範が娘を娶て、左馬頭義朝と相聟也、義朝の子は頼朝也、然れば義康の子息達は頼朝同姓ノ上に、外戚に付ても又親し、義康の子三人有り、嫡子矢田判官代義清、次男上西門院藏人義長、三男足利上總介義兼是也、義清は木曾義仲の妹聟なるが故に、彼麾下に隨從し、壽永二年の冬、平家追討の將として、水島の軍に討死す、義長も此時兄と一所に討れぬ、義清の子孫は今の仁木細川の兩家也、義清義長討れし後、上總介義兼亡父の遺跡を領して、足利の家を相續す、北條四郎時政が娘を娶て、頼朝卿と相聟なれば、兩縁の眷顧故、鎌倉にても威高くして、一方の棟梁源家の貴族也、是より義清等の子孫も、皆足利家の麾下に屬して、彼餘蔭を蒙る故に、義兼の子孫を押して足利殿と稱し、鎌倉三代斷絶の後は、自然と源氏の棟梁と成給へり。

加茂郡

加茂郡(カモ)

明治十二年、東西の二郡に分つ、西參河の北部なる、原地にして、美濃、尾張の高原地に連り、近世五萬石は掩田高とす、面積凡五十方里、地利甚薄し。

加茂は古書皆賀茂に作り、和名抄八郷に分ち、後世碧海郡舸野郷の地をも併す。又中世には郡内の諸郷、高橋庄の私田に籠められ、本庄新庄の別ありしと云ふ、其分域を詳にせず。

西加茂郡(ニシカモ)

加茂の西偏にして、今一町二十九村、人口四萬三千、擧母に治す。

東加茂郡(ヒガシカモ)

加茂の東偏にして、今一町十九村、人口三萬、足助に治す。

東加茂郡は北、明知(アケチ)以下の六村、今美濃國恵那郡の管内なれど、地勢本郡に入る、又北設樂郡稻橋、武節の二村も交通本郡に密接す、故に並に本郡の下に係けたり。稻橋の西に根羽(ネバネ)村あり、足助川の水源とす、今信濃國下伊奈郡の管内なれど、本篇之を本郡の下に收む。凡是等參河、美濃、信濃及び遠江の四國に渉る山谷諸村を、古來遠山(トホヤマ)と唱へたり、赤石山脉と木曾山脈の交會にあたり、足助川(矢作川)豐川(吉田川)の水源、幷に天龍川峽谷の一部を籠む。

(遠山)

思ひきやみやこをように別れ路の遠山の邊につゆきえむとは、(海道記)　光行

三好(ミヨシ)

今三好村と云ふ、擧母の西二里、尾張國堺の堺川に近し、(知立驛の北二里)古の碧海郡内の地にして、或は三吉に作れり。

莇野郷(アザニフ)

和名抄、碧海郡莇野郷、高山寺本、莇野。○刊本莇は薊の誤にて、莇も誤れり、當に薊に作るべし、和名抄、草名莇を阿佐彌と註し、此に薊野は阿佐不と讀む、蓋麻生の義にして、薊を麻に假り、野を生に借る今の莇生(アザフ)村、三好村、宮口村、逢妻村などにあたる、莇は俗用薊の譌とす。

(莇生)

宮口(ミヤグチ)

今宮口村と云ふ、莇生の東、擧母の西なる山村にして、碧海郡の逢妻川は此邊の山丘の間に發す。

擧母郷(コロモ)

和名抄、賀茂郡擧母郷、訓古呂毛。○今擧母町并に梅坪村、根川村にあたる、矢作川の西岸にして、碧海郡采女郷の北とす、古歌に衣里とよめり。按に、古事記玉垣宮(垂仁)段に「御子大中津日子命者、許呂母之別之祖」、「次落別王者、三川之衣君之祖也」と、また碧海郡の西灣を衣の浦と云ふ、(擧母町の西南五里)昔は衣と稱して、西參河の汎名なりしやに疑はる、此擧母郷は其衣君の居邑にて、特に其名を後世に傳ふるも、以前は猶廣く指ししならん。千載集には兩村山(フタムラ)(尾張)によみ合せたり、業平の八橋の歌に「唐衣きつつ」とよめる地も、碧海郡知立郷なれど、當時彼邊をも衣と唱へしにより、杜若の詠中に、其語を取り用ゐられしならん。

(許呂母)(衣)

立歸り猶見て行かむ櫻花こふもの里にはふさかりを、(千載)　貞武

二村山越侍る、衣の里このあたりにぞ侍らむ、名に立てる旅は衣の里ならば露分けきつる袖やかさねむ、(覽富士記)　尋孝

光廣卿春曙紀行云、矢矧の里に立寄て、里人に問へば、衣の里は矢矧の橋のかかりたる川につきて、四里半北の山中なりとぞ。

擧母(コロモ)

今擧母町、人口四千二百、本郡の郡治とす、岡崎の北三里半、矢作川の右岸にて、西參河の名邑也。

駿州へ下向の時、三河國松平兵衛大夫入道在所に一宿せしかば、かのものやさしき者にて、上洛にはかならず又一宿の由、度々駿州へ申し下す間、さる便風に申遣ける。

おもひきや一よのやどりかり衣君がなさけをちゝにみんとは。(爲和卿家集)

擧母城址(コロモ)

此城は近世寛延二年、奥州岩木城主内藤左馬助政長が男、兵部少輔政晴修築、封土二萬石、世襲して近年に至れり。此地は昔中條出羽判官秀長と云ふ人の居れる所とぞ、秀長が明應二年十月、松平親忠と戰爭せることと諸書に見ゆ、又天文弘治の比擧母、寺部、梅が坪等は尾州織田の占領に歸したることあり。○西加茂郡志云、擧母城址は三所あり、一は中條氏の古墟にて、根川村に屬す

二は内藤氏の造築なれど、其一は寛延二年、上州安中城より移封の初め、繩張りしたるも、修理未成らずして、水害あるを以て、更に道場に築く、安永五年に至り、新城成る。

長興寺　今根川村の大字に呼ぶ、本長興寺と云ふは擧母城主中條出羽の判官の佩某が、建武二年に創めしものと云ふ、縁起不詳、「二葉松」擧母の南とす。○長興寺の南なる山室に、矢作川を派分する碧海新渠あり、明治十三年開通す。

(山室)

古擧母城址。今根川村金谷に在り、建武中より中條氏之に居る、鎌倉評定衆出羽守景長が七代孫、出羽守秀章、擧母の地を領知し、三宅鈴木と相對抗す、中條氏代々の寄進状、猿投宮に存す、其墓所は長興寺に在り、永祿中に至り、織田氏の兵に攻められ退去、長興寺は貞和四年、中條備前守秀長の創建とつたふ、秀章は明應中の人也、猿投社延慶三年の古諭文に、前出羽守景長の名見ゆ、此人の時本邑の領主たり、景長の子を秀長とす、又長興寺の高根と云ふ地に二古墳ありフタツタカネと呼ばる、近年石棺露出し、遺物若干を得たり、又擧母村兒子口の田間にも、一古墳現存す。(西加茂郡志)

中條　擧母の邊の舊邑名なりしごとし、擧母城并に猿投宮に中條氏を説く。保元物語の源氏揃の兵の中に、當國の中條氏あり、卽邑號を以て氏に命じたる者とす。

梅坪　今梅坪村と云ふ、擧母の北一里、此にも昔は豪族居れり、三宅氏と云ふ。三宅隼人正師貞、其子藤左衞門正貞、正貞の子總右衞門康貞は家康公に仕へ、子孫封侯に列し、寛永年中より當國田原の城主たりき。

四郷　今越戸、花本、荒井等を併せ、上郷村と改む、梅坪の北にして、又矢作川の西岸とす。此邊を高橋庄と稱したり、上郷とは高橋の上郷の意歟。(四郷には近世幕府の代官所ありしことあり)

荒井　今上郷村の大字とす、此地の大島明神は式内、賀茂郡兵主神社なりと云ふ(當國官社考集説)兵主とは上古國郡所在の兵庫の鎭守をいふに似たり。○康正二年造内引付に「參百五十文、三淵掃部助殿、三河國荒井、井萩分段錢」とあるは此歟。

越戸　今上郷村の大字とす。官社考集説云、越戸の八王子權現の中門の額に灰寶神社とあり、卽式内、賀茂郡灰寶神社なりと、或は曰ふ越戸の東の川端に波岩辨天社あり、此社古くは川の中に在りしを西岸に移す、卽式内の神なりと。

伊保鄕　和名抄、賀茂郡伊保郷。○今伊保村、橋見村、廣澤村なるべし、四郷の西にして、山中一區を成し、其溪流は東南して矢作川へ入る。式内、賀茂郡射穗神社は後世藏王權現と稱し、其別當を大好山永保寺と云へり。

(射穗)

伊保堂の茶臼山、明治十八年石棺露出す、縱九尺橫五尺、中に劍三口、曲玉九十餘顆、其他土器、金器若干あり、西北三町、山洞にも古墳あり、明治十二年石棺あらはる、廣稍大なり、劍二口、矛一枚、鏃二枚、土器十三口、金環二枚を出せり、又殿貝津の知夜が峰にも一古墳あり、近年石棺を發露し、遺物數件あり、茶臼山の北六七町、廣澤村加納のささか洞にも、古墳の壞れたるものあり。(西加茂郡志)

八草　今篠原、大畑等を併せ、橋見村と云ふ、伊保の西にして、尾州(岩作に近し)に堺す。八草城主、那須宗左衞門、伊保城主、三宅加賀守等が、明應二年、松平親忠と合戰、又八草城主中條將監が、天文十七年、松平廣忠と合戰の事、諸書に見ゆ。

猿投山　伊保の北なる一峰にして、西參河の高原に於て雄秀と稱せらるるも、抽海七百米突に過ぎず。形狀小鐸に似たり、舊火山岩より成る歟、擧母の北三里。○今山下を廣澤村と云ふ、式内賀茂郡廣澤神社存す、俗に此邊を廣澤郷とも云へり。

(廣澤)

狹投神社　今廣澤村大字猿投に在り、式内の官社として文德實錄、仁壽元年狹投神授位の事見ゆ、俗に猿投宮と稱し今に至るも世に聞こゆる大社也、國内神名帳には、正一位猿投大明神と云ひ、本社中門の扁額にも同じ、嘉元二年云々、源朝臣朝忠と裏銘あり、古蹟考に本社寶曆十年勘錄の緣起、さては嘉元三年の棟札、正和五年の黑印狀などを收めたれど、皆僞作なり、神主は三宅氏、中條氏、武田氏あり、其中條は擧母城主と一家にて、古文書ありと云へり。又本社の舊簡なりとて「猿投別當職事、所補任佰光也、早任亡父貞恒之例、專神事可令勤仕」云々、文和元年、足利氏の證文なりと、不審。國内帳、又從三位猿投三御子大明神あり。○官社考集説(古蹟考)云、卜部兼倶の神名帳頭書に、猿投明神は景行天皇第一子大碓命也と載せ、本居氏の古事記傳にも「猿投村と云ふところは、昔より碓が棲むとぞ、其はそこにさなき山と云ふに社有て、今も大なる社にて、或は景行天皇を祀るとも、或は大碓命を祀るとも云へり」云々、社領七百七十六石、一村守護不入の地なり、社僧は白鳳寺と號し七坊あり、神主四家神子樂人もあり、社地は卽大碓皇子の陵墓なりとも傳ふ、又此山を鷲取山とも唱ふ。

(猿投宮)

木瀨　今高岡村と云ふ、擧母の北四里、猿投山の陰にして尾張美濃と當國の國堺なる三國峠の近地とす。木瀨の東北、大阪の邊を今本城村と云ひ、其北上仁木邊を福原村、下仁木の邊を淸原村、豐原村と云ふ、尾州の瀨戸美濃の多治見に近し。

(上仁木)

廣瀨　今力石、寺石下等を合併し、石下瀨村と改む、四郷の東にして、擧母へ二里半、矢作川の左岸とす。足助より力石を經て、四郷、伊保を過ぎ、尾州平針へ出づる通路あり。

(力石)

三河物語云、廣瀬の作間を切て參れ、大濱の口にて百貫出すべし、手を負せるものならば、五十貫出すべしとありければ、云々、御約束の如く五十貫被下、云々。○改正後風土記云、永祿三年、神君は擧母梅坪を攻給ふ、廣瀬の城主三宅右衛門佐、此事を聞て士卒を引具して、城中を打出で、拂楚坂に陣取要害に據て軍をはげむ、岡崎勢三宅が陣をかけ破り、勝に乘じ城下迄攻付、凱歌をとなへ引返す、神君は是より直に尾州沓掛に攻寄給ふ

野口

今中切、中金などゝ併せ中野村と云ふ、力石の東にして、足助に近し。此に式內、賀茂郡野神社あり、國內神名帳、正四位下野社明神。

高橋鄉

和名抄、賀茂郡高橋鄉。○今廣瀬、平井、矢並の邊なるべし。中世に高橋庄と云へるは廣く西賀茂郡の鄉村を籠め、擧母、伊保なども其庄內に入れり。後宇多院御領目錄云、三河國高橋庄、宣政門院、但龜山院御時、御寄進八幡宮、同新庄、富小路前大納言。○無文禪師行狀云、師至參之廣澤庵(原註、加茂郡高橋庄)而居、又赴長鄉實林寺、天門尼年忌之請。

矢並

今四谷村と云ふ、廣瀬の南、擧母の一里半東とす。傳鈴木氏の邑にして、鈴木系圖に高橋庄矢並鄉と載す。一書に矢並の鈴木左京進重勝が女は、松平親忠君に嫁したりと云ふ、重勝の子與六郎重親は酒呑へ移り、小次郎忠親は足助へ移る、寺部の鈴木も一族とす。

寺部

今寺部村と云ふ、擧母の東半里、矢作川の左岸とす。天文の比、城寨ありし、鈴木氏之に居る。慶長十五年、渡邊半藏守綱、碧海郡古部より此に移り、陣屋を構へ、食封一万四千石、尾張殿の年寄に列せらる。爾後子孫世襲して、尾張殿の家人たり、以て近年に至りぬ。

寺部の鈴木氏は又鱸に作り、戰國の比、西三河の名家とす、一說、長享年間より鱸氏之に居ると、天文中に日向守重敎(一作重辰)あり、永祿元年、松平氏の兵寺部を攻む、九年に至り其族遂退散す。(西加茂郡志)

今度鱸日向守逆心之刻走廻、日向守追出、寺部城請取候處、其元親類被官就相替、日向守重而令入城處、相戰蒙痛手、殊息半彌之助、同被官名倉、遂討死罷在候、然者年來別而奉公之筋目、令言上候處、於寺部領內、百貫文之知、令扶持畢、在所相立候儀者、寺部落着之上、可申付候間、此旨彌可抽忠功之狀、如件、

永祿元年戊午四月十二日　治部大輔(判)

松平次郎右衛門殿(寛元古文書)

改正三河記云、永祿三年の春、寺部の城主鈴木日向守重辰、近頃吉良義昭をかたらひ、內々今川家を叛き、織田に內通する聞えあれば、松平藏人元康は先是を誅伐あるべしとて、二月十二日、寺部の城へ押寄らる、重辰力屈して降參す、今川義元は元康君の初陣の軍功を感ぜられ、御內領のうち山中三百貫の地を返しまいらせ、腰刀を授奉る。

野見

(御立)

今野見村と云ふ、寺部の南とす、式內、賀茂郡野見神社あり、文德實錄、仁壽中授位の事見えたり、是なり。又野見村に大字御立あり、姓氏錄に、靑海郡御立と云ふことを載す、碧海郡鷲取鄉を參考すべし。古蹟考云、延喜式に「參河國所造、等呂須伎已下、土器七種」を例進することを見ゆ、此野見社はかかる土器を貢ぎたる土師の祀れる歟、土師即野見宿禰の末たることゝ、諸書に見ゆ、今御館、大見、山室の三鄉入合の山を能見山と云ひ、山上の社は午野天王社と稱す、是れ野見社なるべし、一說、白山社を以て式社と云ふ。

古瀨間

今益富村と改む、野見村の東に隣り、戰國の比には鈴木黨の人々の居れる所とす。

賀茂鄉

和名抄、賀茂郡賀茂鄉。○今詳ならず、野見、寺部の邊ならずや、即本郡の名の起因地とす、矢作川の東岸也。賀茂鄉とは、本來大神の鎭座によれる名稱にして、古言カミカモ相通ず、其社は卽野見神ならん、延喜式、當國の第一に錄さる。此神は初め猿投と同位階なりしに、後世に至りて競はせ給はず、國內帳の世に至り、猿投神は正一位に進みたるに、野見は正五位下に淹滯せり。國名の參河と云ふも、此社の下を流るる水を神の御川と爲せるにより、其名も出でしやと疑はるるに、中世以降は痛く衰へ其社の跡さへ定かならず、猶考ふべし。

足助川

(巴川)

足助の東南、下山の奧、作手、菅沼の山中に發し、曲折凡七里、足助に至り西南に轉し、五里にして、矢作川へ入る。足助の水域は、丘陵起伏して、田土瘠薄、其大地は皆火山岩より成るを以て、林叢鬱々として、村里寂々たり、足助川一名巴川といふ。

九久平

今大給、瀧脇、中垣內などゝ併せ、小川村と改む、足助川の東傍にして、擧母の東南二里、岡崎より九久平迄三里半、九久平より足助迄三里。

大給

今小川村の大字とす、卽大給松平氏の苗字地也。親忠君の二男、源次郎乘元此に居り、初めて大給と稱し、其子親正細川村へ移り、子孫繁衍して封侯に列するもの五家と云ふ、大給は荻生の義歟。

瀧脇

今小川村の大字とす、二葉松に「瀧脇古城は松平三郎大夫乘清、親忠公の男、乘元の二男也、乘清五代の孫、助十郞正勝大坂に討死」瀧脇の家は駿州庵原郡小島一萬石を給はり、俗に世良田松平と稱しぬ、一說、家祖乘清は親忠君の九男也と。

仙陀鄉

和名抄、賀茂郡仙陀鄉。○今詳ならず、大給、松平の邊は鄉名を詳にせず、此歟、センタとよ

むことも、其實を詳にせず。

松平（マツダヒラ）

（高月院）

今松平村と云ふ、九久平の東一里半、六所明神山の下とす、卽德川氏の祖先の占住せる所なり。高月院と稱する淨土宗の寺に、松平親氏、同泰親父子の墓を置く、傳寺領百石　泰親の子信光、岩津に移り、松平氏此の時より初めて其稱を專す。

相傳ふ、松平村の村長太郎左衛門信重と云ふは、在原姓なりしが、德川親氏を女婿に爲し家を讓る、應永年中の事とぞ、而も在原姓の故舊一家を遺留す、卽江戸幕府の時にも、世稱太郎左衛門（祿四百四十石）の家是也。○改正後風土記云、德阿彌君、參州に潛み居給ふ頃、松平村の太郎左衛門信重は、一族廣く家富けれども、女子一人の外男子なし、或時太郎左衛門は德阿彌を招き、貴殿還俗あり聟となり給はゞ、家は直に讓り進らすべしといふ、德阿彌いかにもその詞に從はんと、還俗して坂井より松平郷に移り給へば、信重は德阿彌を聟になし其家をゆづる、仍て是より松平太郎左衛門親氏と名乘給ひ、信重が女子のはらに出生ありし男子泰親君を、松平の家督と定められけるとぞ、按ずるに松平太郎左衛門が呈譜をはじめ、其餘諸書にも、泰親君を親氏君の御弟なりとす、是又一說なり、されども德川系圖等には御子とする故、しばらく舊を改めず（額田郡坂井を參考せよ）○史學雜志云、松平村高松寺の法華經奥書に「心願成就、奉寄者也、應永三十四丁未、二月十一日書寫了、三河國松平郷、太郎左衛門尉源親氏」とあれば、初より源姓を稱せしもの如し、然れども岩津妙心寺由緒書上の中に「信光公御盛年より開山上人御歸依遊、御陣旗に六字之名號御直筆被遊、南無阿彌陀佛、參河源氏、賀茂朝臣と御染筆、則開山上人御加持候て、所々之御陣へ御用被遊、其後御當山へ御納御坐候に付、以後御安置御坐候」とあり、同寺本尊の腹中に信光の納めたる自筆の願文にも、亦賀茂朝臣とありとぞ、又參河國は昔加茂社御領所在の地にして、賀茂朝臣は陰陽家の姓、卽幸德井氏の流なれば、松平氏が賀茂朝臣を稱し且葵の紋所を用ゐる等、實は其氏人ならんとの說あり、寬永本尊卑分脈、世良田三河守賴氏の次子、敎氏の下に、新に朱線を附記し、滿義より家康に至る十三人を細書したるは、正しく後人の竄入したるにて、印本大系圖には載せざる所なり、○按に、松平氏の本姓、或は在原、又は賀茂、ともに信據すべからず、岩津妙心寺傳說の如きも然り、縱令新田源氏の種裔なるにもせよ、中間其家譜亡び、流轉其後に續きしからには、故實舊譜之を尋ぬるを得ることなきや必せり、畢竟するに無稽の說のみ、唯松平村の人、親氏泰親父子、初めて武を以て家を起し、後孫繁衍、三四代にして屹と西三河の大名と爲る者歟、岩津の條を參考せよ。

六所山（ロクシヨ）

（蜂峰）

松平村の東嶺にして、群巒の間の傑出すれども、左のみ高嶺なるにはあらず、六所明神を祠する一祠あり、故に明神山と、本名は蜂（ハチ）が峰とぞ、大三河志に、松平親氏此地に居住の後、その故國上州なる德川の氏神、讚岐六所明神を此峰に勸請すと云ふ傳說を採錄せり、其實詳ならず。

大沼（オホヌマ）

今大沼村と云ふ、松平の東一里、下山郷の中とす、甲陽軍鑑に、元龜二年、武田勢西參河へ亂入し、大沼、田代（タシロ）などを陷れしこと見ゆ。

和合（ワガフ）

今下山（シモヤマ）村に改む、足助川の上游にして、菅沼村（設樂郡）に隣る。此邊は山中の片麻岩に、雲母を代塡する所の石墨を產出す（設樂郡田原村にも石墨を出す）和合は足助の東南凡四里。

信茂郷（シモ）

（下山）

和名抄、賀茂村信茂郷。○今詳ならず、下山の諸村にやとも云ふ、卽松平の東なる山地とす。

出來山（デキ）

足助の東三里なる一嶺にして、設樂郡の段戸山に連なり、西面して加茂郡に雄視す、山下を金澤村と云ふ。

山田郷（ヤマダ）

和名抄、賀茂郡山田郷。○今詳ならず、[illegible]村、穗積村などにや、松平の北にして、足助川の兩岸にわたる部落をいふ。

則定（ノリサダ）

今酒呑、白瀬、市田村などと相合して穗積村と改む、九久平と足助峠の間にして、足助川の右岸とす、戰國の頃、穗積姓鈴木氏の居れる所とす。

酒呑（サケノミ）

今穗積村の大字とす、鈴木與六郎某、文明年中酒呑千貫文の所領ありて、足助鈴木の別流たりしとぞ、後松平家の屬將と爲る。

足助（アスケ）

今足助町、人口二千二百、東加茂郡の治所とす、岡崎を去ること、凡六里半、西三河の高原地の中心にあたれども、寂寥たる寒邑なり、足助より東北、稻橋（イナハシ）、根羽を經て、信州伊奈に通ずる間道あり。

遠江國に侍りし時、參河國より足助重春、宮に從ひ侍りしを、猶思ひ定めぬ由申遣して、

ひとすぢに思ひさだめぬ八橋のくもてに身をもなげくころかな（李花集）　宗良親王

秋夕の心を

心なき尾花が袖も露ぞ置く秋はいかなる夕なるらん　源重春

（新葉集）

按に、足助は當國の名家とす、源滿政の裔、賀茂六郎重長、其子足助冠者重長、蓋足助氏の起るは此父子の時とす。元弘の亂に、足助次郎重範あり、重範は其子孫なるべし。鈴木系圖に據れば、次郎左衛門重則、重範の女婿と爲り、其所領を併すと爲す、遷替の始末詳ならず。

足助城址（アスケ）

鈴木氏之に居る、大永の比、次郎左衛門重政、其子重直は越後守と稱す、當時西參河の北方に雄視し、松平氏と相對し、攻守和戰相下らず。元龜二年、武田氏の兵に破られ、西參河震動、鈴木重直其子信重と足助を去る、武田の將下條伊豆信氏足助に入る、天正二年に至

り、武田の兵撤去し、鈴木氏復足助に歸りしも、十八年に至り、德川家に隨ひ東遷し、足助城廢す。○元龜二年二月、武田信玄甲府を出で、駿河遠江を巡見し、三月廿四日、東三河に兵をすゝめ、四月十五日、西三河足助の城におし寄たり、城主鈴木越後守重直應じけるにや、城を棄て逃去ければ、こゝには下條伊豆信氏を殘置き、大沼の木村兼九郎安信、太代の松平傳藏規清、淺谷の梁瀬入道道悅、足利(アスリ)の鈴木忠兵衛、原田彌五平(大志、彌五郎)八桑の那須惣右衛門を攻めたるに、此輩皆小身なれば城を開き遠州へ逃去ること〔改正後風土記〕

(室平)

東鑑、建久十年七月、三河國飽海本神戸司、室平四郎重廣、率數十強盗人等、於當國可振武威、云々、八月、安達九郎景盛、自三河國歸參、重廣逃亡、云々と、今足助の東、宮平(ミヤヒラ)村に室平と云ふ地名のこる、重廣は其處の人なりしにや。

加彌(カミ)鄕

和名抄、賀茂郡彌鄕（彌を一本爾に作るは誤れり、加彌は上の義にて、信濃鄕の對稱とす、下山の北なる足助の近傍を指すごとし。

阿摺(アスリ)

今阿摺村と云ふ、足助の西北にして矢作川の上游左岸とす、又足利に作り、鈴木氏の故迹なりき。

阿摺川は明川宿の邊に發し、西流四里、矢作川へ入る。

榊野(サカキノ)

今野見村と改む、阿摺川の北岸にして温泉あり、鉀純性溫六十一度（足助と明知の中間に當る）

明川(アスガハ)

今伊勢神(イセガミ)村と云ふ、足助の東北三里、信州伊奈郡飯田に通ずる山道の小驛とす

明知(アケチ)

今美濃國惠那郡の管内とす。明知、串原、吉田、三濃下、原田、上村の六町村は其溪流南に流れ、矢作川の上游に在れば、地勢宜く參州の管内と爲すへき也。此參濃信遠の四州の交界を、古來總名遠山(トホヤマ)と呼び、山谷廣大なり。○明知町、今人口三千二百、中津（惠那郡治）を去る八里、足助を去る五里。

明知庄は石淸水別當宗淸願文（建保五年）に「美濃國明知庄者、大塔領也」云々と見え、後世土岐の一族此庄を領知したり。○新撰美濃志云、土岐系圖「明知彥九郎賴重は民部少輔に補せられ、賴遠の弟賴基の子也、領土岐郡明智鄕、始稱土岐明智」と見え、其他明知を名乘れる人多し又豐鑑に「明智日向守光秀は美濃國土岐郡明知といふ里に生れ、昔は土岐の一門とかいひし、貧しくなりはて、下部の一人をも持たず、越前國などさすらへありき、思ひがけず信長に宮仕、心に叶ひもて、江南志賀郡を知り、坂本と云所に城構あり」云云と見えたり、土岐郡明知とはあやまりにて、此地の事なるべし、然るに此地の古城主は遠山氏と傳へ、天正二年武田勢に攻落されしも、武田亡滅の後本領に居り、慶長五年の亂に、德川家へ一味し、明知七千石を安堵し、遂に御旗本に列したり、光秀の家と相關せざる歟。

串原(クシハラ)

今串原村と云ふ、明知の南一里半、或は櫛原に作る。○新撰美濃志云、遠山氏宅迹は、永享以來御番帳に、遠山櫛原五郎と見え、長享元年江州御動座着到に「濃州遠山、櫛原藤次郎、遠山櫛原藤五郎」としるしたるは、この人なるべし、其のち遠山與五郎の一族すみしといふ、遠山彌左衛門が時、甲斐の武田勝賴の爲めに、天正二年攻落され廢宅となる。

上村(カミムラ)

今上村と云ふ、明知の東三里、惠那郡の阿賀(アガタキ)瀧山の南にあたり、矢作川の水源とす。信州伊奈郡に隔する根羽、平谷と相隣ると雖、距離三里許。○慶元古文書に、明智上村と云ふ、

下、令早遠山彌次郎景房、領知美濃國手向鄕內、明智上下村、荒木村、笹原、佐々良木、安士名等知行之所々、地頭職之事、右人任先例之旨、領掌不可有相違之狀、如件、

元弘元年七月日

○新撰美濃志云、上村大船寺、大船山にあり眞言宗なり、高山にて境内も廣く、一里四面餘ありといふ、良辨僧正の開基にて、もと山上に在りしが、堂宇頹廢し、寺産も耗損せしかば、慶長以後山下に移れり、良辨杉辨慶杉なんどいへる古木、其外名ある舊跡所々にあり、元龜三年五月、織田信忠卿岩村の城を圍まれし時、軍將當院を賴み、後の險崖を凌て水晶(ウシロ)山に登り、城中を見下しこれを射落し、勝利を得し所也。○甲陽軍鑑云、永祿十三年年霜月、家康の人質松平源三郎、甲州下山より山道三河へ欠落故、明朱年伊奈郡代の秋山伯耆守申わけの爲めに事よせ、信長持東美濃、家康持東三河へ嬶働仕る、兩國衆五千計出、上村に於て合戰、秋山勝利を得、四十六の頸帳甲府へ進上、大將分に出たる明知の城主、遠山民部入道宗叔父子討捕。○改正後風土記云、織田方より苗木、吾野、串原、馬籠、瀨戸崎、明知、飯狹間等すべて十八ヶ所に砦を設け、美濃先方衆に織田殿手勢十騎、十五騎許を差添て、岩村の城の押とせらる、武田勝賴是を聞て、天正二年二月十三日、明智の砦に攻よせければ、信長先手の兵は明智の向ひ嶺が岡へ取乘、武田方には串田山のかたへ廻りかゝると見えければ、信長早々下知せられ、忽に其勢を引取んとす、山縣昌景これを喰留めんと競懸て、跡をしたひ上道四里程が間追かけて引ければ、織田勢は上道八里跡へさがりたり、明智は即落城す、勝賴猛威に乘じ、飯狹間の砦にとり詰、之をも攻取る。

稻橋(イナハシ)

今北設樂郡稻橋村は明智上村の南にして、明川の東三里とす、此より東北根羽、平谷に向ふを伊奈遠山の山道とす、平谷まで五里。

稻橋の西を武節(ブセツ)村と云ふ、又稻橋の大字夏燒に鑛泉あり、炭酸性に屬し、溫凡五十三度。○武節は武田氏の兵を三州に出せる頃、合戰ありし地なること、伊那溫知集に古輪を援引せり。又三河細見に、武節村川手(カハテ)り人川手主水

(武節)

は非伊家に仕へ食祿三千石、大坂役に戰死と云へり。

根羽（ネバ）

（峠路仙）

今根羽村と云ふ、稻橋の東北二里、足助川の源にて、此より登ること三里、平谷に至れば分水界に達す。今信濃國下伊奈郡の管内にして、一驛舍とす、足助稻橋より伊奈へ赴く者と、豐川設樂より津具を經て仙路峠を踰來る者、此に相會ひ、波合驛に向ふ。（平谷より波合まで二里）

甲陽軍鑑云、天正元年四月、信玄三河にて病氣、十二日三河美濃信濃三箇國の間、ネバネの上村と申所にて御他界なり。○改正三河記云、天正十年三月十三日、信長公は信州禰羽根に着陣、十四日平谷を經て波合に着かる、この所へ信忠卿の使到着し、勝頼父子の首を獻せらる。

寶飯郡

寶飯郡（ホイ）

（郡飫寶）

額田郡の東南にして、東參河の域内とす、北及び西は山嶺にて限り、東は吉田川（一名豐川）南は渥美海灣に至る。今八町、二十五村（人口七萬、面積十三方里）を管すれど、額田郡の深溝、八名郡の橋尾、三上（ミカミ）、豐津の諸村も、地形當然本郡へ入る。

寶飯は後世ホイとよめど、本來寶飫の譌にしてホーと唱ふべき者とす。和名抄、寶飫郡、穗と註し、十三鄕に分つ、延喜式井に古史皆寶飫に作る、拾芥抄に至り寶飯に作れり。近世五萬二千石の撿田とす。

穗國（ホ）

古事記、伊邪河宮段云、美知能宇斯王、生朝廷別王、朝廷別者、三川之穗別之祖。また國造本紀に「穗國造、泊瀨朝倉朝、以生江臣祖、葛城襲津彦命四世孫、菟上足尼定賜」とありて天孫本紀にも、三川穗國造、美己止直とあり、其遷替の故を知らずと雖、穗の一國の風に成立したること想ふべし。

形原鄕（カタノハラ）

和名抄、寶飫郡形原鄕、訓加多乃波良。○今形原村、西浦村、鹽津村及び深溝村なるべし、郡の西端にして、額田、幡豆の兩郡に接し、海岸に居る。延喜式、寶飫郡形原神社は今形原の春日明神是なりと。續後紀、承和六年、參河守橘本繼奏備、去年十一月三日、五色雲、見寶飫郡形原鄕。○近世の諸書、或は片原に作る、又形原松平は信光君の四男、佐渡守與副を祖とし、又七郎家忠は東照公に仕へ、紀伊守と號し、其子家信又紀伊守と云ふ、子孫封侯たり、丹波龜山城主是なりき。二葉松云、形原の古城は賴朝公時代に、方原下司次郎師光之に住す、其後松平佐太郎與副、同又七郎家忠、云々。○三河物語云、永祿六年、門徒一揆、東祥櫻井上野も別心しければ、東三河も駿河方なり、岡崎の御味方は、竹之谷の松平源蕃殿、形（カタ）之原の松平紀伊守、不高須（フカウズ）の松平主殿助、是の三人ははさまれ給ひて御忠節あり。

三州寶飯郡、形野原大明神え、高貳石所奉寄進之者也、仍如件、

元和六庚申年十二月七日　　松平庄右衛門

神　主　殿（參河國古蹟考）

西浦（ニシウラ）

今西浦村と云ふ、形原村の西南にして、幡豆浦に接する海濱なり、其南岬を端田鼻と名つく、古書にも見えたり。○家忠日記云、天正十四年九月十九日、家康田原へ鹿狩、小松原迄被越、廿一日我々は形原より渡海候へど、風吹てはした崎より歸候。

端田鼻（ハシタ）

水路志、渥美灣の北岸に斗出する端田鼻より西方生田鼻に至る直徑六海里半の海岸は、岩沙相半し三四の彎曲をなす、其宮埼以東は背後に高山脈を控へ、前面に四小島散在す、宮埼以西生田鼻迄は平低の沙濱にして淺水遠伸す、端田鼻の西側を西浦と云ふ、小舟を泊すべし。

深溝（フカウズ）

今額田郡の管内にして、深溝村と云ふ、形原の西北に隣れる山村とす。（額田郡蒲池に接す）岡崎の南四里、御油の西四里。

深溝松平は、信光君七男、彌三郎元芳の二男、大炊助忠景を祖とす、大炊助好景、其子主殿頭伊忠、其子主殿頭家忠、三代東照公に仕へ、皆戰死を遂げたり。子孫封侯にて、肥前島原城主なりき、家忠の日記七卷、其家に傳へ、世に噴稱せらる。

深溝、松平大炊助忠定宿所にて、

しけりあふ木末の夏の外山かな、　　宗長

岡崎より深溝松平又八、同弟うちつれて着たり、向ひの小寺に旅宿いひつけられ見參、父大炊助の時より等閑なき事なれば遊覽して、

花かさもいふまで雪のまかき哉、　　宗牧

家忠日記云、家康吉良よりふかうず御歸候、宇谷にて御酒むかい申候、雁を被下候。○本書に深溝の會下寺、法花寺の名しばしば見ゆ、本光長滿兩院のことにや、長滿は正慶元年、僧日靜の開基とす。

葦谷（アシノヤ）

今深溝村の大字とす、康正二年造内段錢引付に「五百五十五文、天花寺領、三河國葦谷鄕」とあるは此とす、又「八百五十六文、岩崎左近將監殿、三河國岩堀屋敷」とある岩堀も葦谷の近地とす。

竹谷（タケノヤ）

（石拾）

形原の北蒲形の西なる村落にして、海灣にのぞめり。當國帳、竹谷天神あり、また東鑑「元曆二年二月、熊野山領、三河國竹谷蒲形兩庄事、有其沙汰、當庄根元者、開發領主、散位俊成、奉寄彼山之間、別當湛快、令領掌之」云々。○竹谷松平は、信光君の長子、左京亮守家の流にて、玄蕃允淸善は東照公に仕へたり、其裔孫は西郡四千五百石を食し、交代寄合衆に列しき。

今拾石（ヒロイシ）、鹿島、西迫など相合せ、鹽津村と改稱す、

蒲郡（カマゴホリ） 今蒲郡町、人口三千五百、東海道鐵道車驛にして岡崎と御油の中間とす。北に宮地二村の翠峰を負ひ、南に渥美海灣の碧波を湛へ、驛路の一勝地とす、海水浴場あり。（蒲郡とは近年、蒲形、西郡（ニシノコホリ）の二邑名を廢して之に代へたる也）

（相府） 府相（フサウ）の濵の沖に竹島あり、辨天祠を置く、竹島の南に猶二岩嶼あり、又竹島の西形原の沖に亀岩あり、又府相の東、三谷（ミヤ）の海中に佛岩といふがあり。○三河雀云、凡海内の七辨天とは、相州江島、藝州宮島、江州竹生島、紀州天の川、常州布施、越後野尻と三州普相なり。

大島や小島がさきのほとけいは雀の森に鱗（國府）の松原、（附蒲松）

蒲形（カマカタ） 舊庄名にして、西郡庄と云ふに同じ、即今の蒲郡是也。東鑑、文治元年、熊野山領蒲形庄と曰へり、蒲形城と云ふは形原松平氏の要害たりき、天桂院、即竹谷松平氏の墓所なり。○此地に近世、竹谷松平家の陣屋ありて、西郡、四千五百石を治めたり、西郡城址は神之郷村に存す、（西郡） 西郡とは寶飯西郡の義とす。

神之郷（カミノガウ） 今神之郷村と云ふ、蒲郡の北なる山邊に在り、又上之郷にも作る、古の赤孫の上郷とす、赤孫神社あり。

西郡城址（ニシノコホリ） 永祿五年三月、神君は去年東條、長澤等の城々攻落され、其勢に乘じて、今川方の鵜殿長助長持が、西郡上郷の城に有けるを攻らるべしとて、松井左近忠次を其大將に命ぜらる、此城要害嶮岨に據ればとて、甲賀の徒を招き、三月十五日の夜、城内へ忍入らしむ、やがて城内櫓々に火をかけしに、長持は城の北藤堂の方へ遁行所を首を取、久松佐渡守俊勝をして守らしめらる、翌年の春、門徒一揆の時、今川方より上郷の城を取立、長持が子藤太郎長照、其弟藤助長忠に守らせけるに、竹谷の松平玄蕃頭清善は藤太郎とは異父同母の兄弟なり、然るに今川方にて清善が女子を串刺にしけるを憤り、いかにもして、此怨を報ぜんと思へば、やがて上郷におし寄て、力を極めて攻め、藤太郎藤助始め一族七人、軍士七十餘人討取。○按に、鵜殿氏は秦姓にて、當國の舊族と云へり、文明十三年東國紀行に「常顯院に着たり、長持より、使同道して、靜に城の山々里々見し、世に變らぬ年を經て、繁昌所がらにや年がら　や、當國數度の急劇をも遁れし城なり」云々、此長持も西郡城主なるべし、永祿中の長持は三河物語に長勿に作る。又鵜殿松平氏あり、信忠君三男、三木（ミツヤ）十郎三郎康孝の流なるも、玄蕃（又備後）清善は其姻親たるを以て鵜殿を冒す。

赤孫郷（アカヒコ） 和名抄、寶飯郡赤孫郷、訓安加比古。○今蒲郡町、靜里（シツサト）村、神之郷村蓋是也、形原の東北に瀕る。赤孫は赤引絲とて、麻の名より出でしともおもはるれど、或は鷲の蟲の蛹をアカビキと唱ふるとも聞けり。近世此邊を保内郷とも云へり。

赤日子神社（アカヒコ） 今神之郷村に在り、當國神名帳、正二位赤孫明神、式内、寶飯郡に載せ、文徳紀、清和紀に赤孫神授位の事見ゆ、神祇令義解云、神服部等、齋戒潔淸、以參河赤引神調絲、織作神衣。和訓栞云、三州西の郡の三好氏より、今も赤引の麻を調進す、赤引の神ましませり。神祇志料云、西郡上之郷村の三好氏の持てる、字麻畑に作れる赤曳絲を、毎年伊勢大神宮へ進らせしが、今は其事絶えたり。

美養郷（ミヤ） 和名抄、寶飯郡美養郷。○今三谷（ミヤ）町、并に豐岡村なり、赤孫郷の東に隣る、宮地山の南なれば、美養と云ふも其故ある歟。

三谷（ミヤ） 今三谷町、人口三千五百、蒲郡を去ること一里許。○國内神名帳に、八剱天神と云ふは、即三谷の鎭坐とす、三谷の北牧山（マキヤマ）（今豐岡村と改む）に十鹿見（トカミ）明神あり、國内帳に砥神に作る。宗牧紀行に「西郡よりみや、こしこえの面白き海面」云々とある亦此とす。

御津郷（ミト） 和名抄、寶飯郡御津郷。○御津村、大塚村、御馬（オンマ）村にあたるごとし、美養郷の東とす。御津を方俗ミトと唱ふるは、即古言にて、津をトに假借せるならん、水門の義歟。

廣石（ヒロイシ） 今御津村と云ふ、式内、御津神社あり、俗に船洲明神と稱し、文徳紀、仁壽元年授位の神とす。鵜藏の經巻、金器等に古題銘あり。又此地に淨土宗、大恩寺あり、寺領百石、牧野氏の菩提所とつたへたり、近年土中發見の金口あり、（東海道圖會、當國古蹟考）

奉懸鰐口、惣庄大明神御寶前、三州寶飯郡、御津庄、信心衆等、于時永祿元戊午八月吉日、禰宜成政、氏成、守親、大工南金屋宗次。

御津神社（ミト） 當國神名帳には正三位と註す、御津山の南、（野泙） 泙野（ナギノ）の地に、自然の岩窟ありて、俗に石たたみの荒神と號す、海灣を眼下に見下して、景色いとよし。

日本國三河州、御津庄、大明神洪鐘也、述一偈而銘之、
洪鐘一口、脱休圓成、河津寂宮、□得華鯨、（中略）
享德元年、□甲十月十五日　大願主藤原政家
當庄刺史、細川兵部少輔源朝臣

大同方云、母兵世業、參河國寶飯郡御□神社傳方、村瀬貫名之家之藥也。○梅花無盡藏云、文明十七年、季秋十二日、兩宿三戸（ミト）之大昌寺。（この三戸も御津に同し）

灰野（ハヒノ）（三戸） 今御津村の中なるべし、此灰野は羽滑庄の遺名かとも云へり。東鑑、建久五年、爲御祭治事、丹波賴基朝臣注申之、其上獻長藥等者、參河國羽滑庄、爲國東御恩所、令領知、云々、また康正二年造内引附に、八貫文、三河國羽滑庄とも見ゆ。

（羽滑）

御馬（オンマ） 今御馬村と云ふ、御津村の東南に接し、海濱に居り船舶の碇泊に供ふべき小江澳あり、故に俗に當國五箇津の一に數へ、國府村御油停車場の南也。

行末のはるかに見ゆる小松原君が千年のためしなりけ

る。(夫木、秀忠朝臣三河國名所歌合) 清輔

此小松原は御馬津の原なるべし、いかにや。一說、此御馬をば萬葉に見ゆる參河國行幸の時の、引馬野に押當てたり。遠江國に引馬野あれど、彼國まで行幸なかりしと思惟し、かかる論も出づる也。されど引馬野のみにあらず、他にも參河行幸の時、濱名、海を超えて、彼地迄出でましし證あれば、引馬野を參河國に求むべからず。

宮道（ミヤチ）鄕

和名抄、寶飯郡宮道鄕、訓美也知。○今長澤村、赤坂村なるべし、卽東美養二鄕の北にして、山中に在り、其西北は額田郡二村（フタムラ）に接す。

古事記傳云、日代宮段に、「倭建命御子、建貝兒王者、宮首之別之祖」とあれど、舊事本紀に「稚武王、近江建部君、宮道君祖」とあり、建貝兒王と稚武王は御兄弟なれば、宮首は宮道の誤にて、御兄弟の間の傳への紛れなるべし、其地は參河國也、此姓は姓氏錄には見えざれども、續紀四に、「賜宮道宿禰吉備麿、朝臣姓」と載せ、三代實錄三十にも、宮道朝臣彌益てふ人見ゆ。

君があたり実井に見つつ宮路山打越行ん道も知らなくに、(後撰集)

宮路（ミヤヂ）山

赤坂驛の邊より長澤驛を經て、額田郡二村の山中に至る嶺を云ふ、貝原氏吾嬬路記に「宮路山を今は只山中（ヤマナカ）とのみ云ふ、昔持統天皇行幸ならせ給ひし、頓宮ありし所なれば、宮路といふとなん」云々、持統帝參河國行幸の事は、本紀に見ゆれど、此に頓宮の事を載せず、且宮道別の古姓のあるを見れば、此名は持統帝の時に始まるにあらず。當國神名帳に、正五位下宮道天神を載せ、行嚢抄に「長澤の邊、竹（タケ）大明神の山を宮路山といふ」と述ぶ。竹大明神とは建部神の訛にして、建部君宮道別の祖倭建命を指す、事由頗明ならずや。

三河守の馬のはなむけせしによめる

名にしおへば遠からねどもみやち山これをたむけのぬさにせよ君、(家集)　凡河内躬恒

東よりのぼりけるに、三河國宮路の山を、神無月つごもりにはべるに、紅葉まだ盛りに見えければ、

嵐こそ吹きにざりけれ宮路山まだ紅葉はの散らでのこれる、(玉葉)　菅原孝標女

宮路山の藤の花を

紫の雲と見つるはみややぢま名高き藤のさけるなりけり、(廬主遠江道記)　增基

源平盛衰記、關東下向の條に「矢矧の宿を打過、宮路を越つつ」云々、東鑑、建久元年、頼朝上洛歸路の條に「入夜令宿宮路之山中給」と見ゆ、古より驛路にして、延喜式、度津、山綱の間とす。○現行東關紀行、矢はぎと云所をたちて、みやぢ山越過る程に、赤坂といふ宿あり、此にありける女故に、大江の定元が出家しけるもあはれなり。

長澤（ナガサハ）

今長澤村と云ふ、「宮路山の山中とす、長澤松平氏の邑にして、近年まで交代寄合衆三百俵の一家此にあり。○承久軍物語に「宮路山おとは川の端に、おりたち」云々、乙葉川今長澤の溪流の名なり。

(乙葉川)

長澤松平氏は信光君十一男、源七郎親則の流なり、其八代上野介康忠に至り、男子なかりければ、東照公の九男上總介忠輝其家名を繼ぎしが、後又大河内右衞門大夫正綱をして長澤松平の號を冒さしめられ、正綱の後裔封侯三家と爲る、別に源七郎と稱し長澤在住の一家ありしは、忠輝絕家の跡を再三興ありし也と。○改正後風土記云、永祿四年七月、神君東參河へ働き給ふ、其頃今川方の糟谷善兵衞宗益、小原藤十郎鎭吉、當國押へとして長澤の城に有て、近鄕を侵掠するにより、松平勘四郎信一、石川日向守家成等をして是を攻しめらる、折節神君は牛窪より御歸路、もし長澤の城兵打て出る時は、味方進退難義なるべしとて、軍勢を二手に分けて、一手は山下の大路を通行し、一手は御旗本に從屬して山南を通行する處に、長澤城中出火して騷動大方ならず、之に驚き競ひ進み、無二無三に攻立て長澤鳥屋根落城す。

等夜乃野にをさぎぬらはりをさをさもねなへこゆゑにははにころばえ、(萬葉)

この本歌は東國のことゝ思はるるも、其地を知らず、伊賀とも下總とも說くものあり、夫木抄に「立返り亦もきて見むはし鷹の鳥屋野をいづる秋の夜の月」家隆ともあり。按に三河物語に

(鳥屋根)

家康ある時(永祿四年)長澤へ御はたらき有て、鳥屋（トヤ）根（ネ）の城へ押懸て、我々とあて給ふ、榊原彌平兵衞之助早くも押込みければ、名を早之助と仰附らる、との事を載す、此鳥屋が根は鳥屋の野の一嶺にて、古歌によめるも、もしくは此地にあらずや、試に係けおく。

關口（セキグチ）

今長澤村に關口の地名僅にのこり、觀音堂の稱にも負はせたり、今川氏の一族に關口の在名あるは、蓋此地に起る。永享四年、堯孝法印覽富士記に「山中のつづきに、關口と申所あり、

道廣く治まれる世の關口はさすとしもなく守るとしもなし」

とあるは、當時此地を驛路とせるを見るべし。○三河名所圖會云、長澤村西の端を關屋といひ、往昔此所より右に折れ、宮道山中を通り、赤坂驛の東端關川に出づ、是れ古道なり、關屋十王堂の北に乙葉（オトハ）塚ありて、乙葉川の水名もあり、鳥屋が根は長澤村の番場の城址にて、松平源七郎の城址は御殿場といふ是也。寶飯郡誌云、古の山綱、渡津の驛路は、今の海道より南にして、宮道山五本松の邊より、赤坂宿の南の峰つづき、關川へ下りしならん、中世には今の海道の如くなりしならん、又或は十王堂より南に折れて、宮路山へかかりし歟。

萩（ハギ）

今萩村と云ふ、長澤村の北に隣る、夫木抄に當國萩山とて「色々の錦とぞ見る萩の山しからむ鹿や秋は立らん」

道經とのせ、爲忠朝臣三河國名所歌合の一首あり、卽此地とす、國府へ近ければ、其題詠に入れる者とおもはれたり。

赤坂

今赤坂町、人口一千五百、東海道の驛次なれど、鐵道は此を經由せず、寂寥の村店とす。近世は遠州中泉代官所の出張陣屋此にありて、參州諸郡の公料を支配したり。

　夏の月ごゆよりいでて赤坂や、　芭蕉

神鳳抄に、當國赤坂御厨とあるは此なるべし、又長福寺と云ふ淨土宗をば、里民宮路長者の宅址と說き、參河守大江定基は、此赤坂の長者の女に愛著し、忽其遠逝に會ひ、發心入道したる談を傳ふ。貞應年中海道記曰、矢矯をたちて、赤坂の宿をすぐ、昔此宿の遊君、花顏春こまやかにして、蘭質秋かうばしき女有りけり、契を三州の吏、妻妾に結べり、妾は良人に先んじて世を早うし、良人は妾に後れて家を出づ、この法師は名たかき入宋僧寂照也、續世繼、發心集等に三河聖と云ふ。

御油　(五井)

今御油町、人口一千五百、赤坂と相去る半里、寶飯郡の治所とす。御油鐵道車驛は町の南一里(御津村大字西方)に在す。○御油は舊五位又五井に作り、當郡に五井と呼ぶ村三所ありしと云ふ、名義不詳。三河雀、三才圖會等に僻說あれど參考しがたし。此を赤坂の五井と稱すれば、昔は驛店にあらず、近世に至り五十三次の中に加はる。

御油に城址あり、狐屋敷と稱す、膝栗毛に、旅客が狐に欺かれたりと云ふは此ならん。又御油松平氏あり、信光君の七男、彌三郎元芳の流にして、御油の又五郎殿と云へり、其裔は江戸旗本に外記と云へる家とす。○貝原氏吾嬬路記に「古は三河のふたみ道とて、二路あれど、末は一つになるてふ諺あり、光行紀行は御油より本野原にかかり、豐川へ行き、阿佛尼記は御油より渡津にかかりしと見えたり」云々。其本野原より本坂越するを二見路と云へる證典は、

　　高市連黑人羈旅歌
　妹も我も一つなれかも三河なる二見の道ゆ別れかねつる、〔萬葉〕水河なる二見の道ゆ別れなば我夫も我も獨鴨寐む、

按に二見路は後世姬街道と稱したり、萬葉に「妹も我も一つなれかも」とよめるを見れば、古代より山道を婦等の通路とし、海道の荒井の渡をば男子の通路とする習俗のありけるにや。○三河物語云、駿河衆は引間につき、本坂と今切兩手にわけて押て出て、御油赤坂にて出合けり。　(二見路)

望理鄕　(森)

和名抄、寶飫郡望理鄕。○今國府町、御油町、白鳥村なるべし、宮道の東南御津の東北とす。

望理を一書にマガリと傍訓したれど、國府の大字に森の名のこるを見れば毛利なり。

國府

今國府町と云ふ、人口一千九百、御油の南に隣る、御油鐵道停車場此に在り、三河物語に國府を國、又郡と書したるは、當時方俗の習なりけん。

和名抄、參河國府、在寶飫郡、行程上十一日下六日。延喜式、參河、上近國、管八郡。○增基庵主記云、三河國々府にとまる、このをりしのをかに、人々止まりて、きたなさいふべきにもあらず、柏の木の下に、幕ひきて宿り侍て、人知れず思ふことおほう侍るに、曉かたに、

　ねらるやとふし見つれども草枕有明の月も袖に見えけり。

橘爲仲家集云、三河の國たかし山と云所に、守季綱の旅粧束つかはしたるにそへたる、

　さして行衣の關の遙けきに立歸るべき程ぞ知られぬ。

爲任

今國府町の大字と爲る、爲當にも作る、康正二年造內段錢引付に「一貫文、朝倉左京助殿、三河國寶飯郡、爲任鄕段錢」。

國分寺址

今詳ならず、諸州の例、國府に在るもの多し。○續後紀、承和十一年、參河國言、永停任諸師、以其布施物、充用造寺料、其法會之時、以國分僧臈次第行之者、勅依請許之。延喜式、參河國、國分寺料、二萬束。

白鳥

今白鳥村と云ふ、國府の東、八幡の南とす、國內神名帳、正三位白鳥大明神、坐寶飫郡、從四位上白鳥三御子明神。

古蹟考云、白鳥村の上宮を總社と云ひ、下宮を白鳥社とす、此村は國府の東北五町許の地にて、古府中の域とす、白鳥社に大般若經の殘缺數十卷あり、中に永和康曆の頃の奧書ありて、財賀寺圓位の筆なる由見ゆ、又長さ二尺五寸許の鐵砲一挺あり、銘に「慶長十七年、奉納白鳥大明神、野田善清」云々と刻む。　(總社)

賀茂鄕

和名抄、寶飫郡賀茂鄕。○今詳ならず、國府の東北なる平幡村、穗原村などにあらずや。

八名郡の賀茂と混ずべからず。

八幡

今平尾と合せ、平幡と改む、國府の東北に隣る。八幡宮あり、近世神領百五十石、蓋國府の鎭護として勸請せる也。

宗長手記云、(大永二年)八幡ちかき所(伊奈か、牛窪か)牧野四郎左衛門尉が宿所、本野が原といふ野を分ていたり、一日連歌あり、「ゆく袖も草葉のかげの夏野かな」此國折節俄に鉾楯する事ありて、矢作八橋をばえわたらず、舟にて同國水野和泉守が館、苅屋に一宿。

慶元古文書、建武三年九月判物、

仁木孫太郎入道義高、討死之時、子息彌三郎義長、軍忠之事、右亡父義高、今年四月八日、御敵新田左馬助已下、亂入于參河國候間、屬大手大將軍宮內少輔四郎殿御手、至同廿日、於吉良庄致合戰、於御前追落御敵畢、

同凶徒等、於同國八幡取陣候間、六月八日、令發向彼陣、同九日抽至極軍忠、同追落御敵、同廿八日於本野原抽合戰忠候、

國內神名帳の首に、八幡三所大明神、若宮兩所、天滿天神とあるは此府中の祠なり、若宮兩所は八幡の辰巳の方、天滿は南方に在りとぞ。

參河國寶飯郡八幡宮之事

八幡神領、同寄付、并同一色、神領等之事、光久、同設樂給田之事、於當社中殺生禁斷之事、供僧勤行等之事、禰宜出仕之事、右條々、如年來領掌了、然者神領等之事、無他之綺、可爲神主計、縱雖有競望之輩、一向不可許容、若地頭代官非分之義、於申懸者、披露之上可加下知、以此旨神事祭禮等、不可令怠慢狀、如件

永祿五壬戌年三月七日　　　氏眞（判）

坂

今八幡村西明寺の門前の小坂を云ふ、太平記に矢矧鷺坂合戰の事見え、之を梅松論には遠江國鷺坂と云ふ、審按を要す。又此赤坂驛の邊の鷺坂の外に、矢矧川の邊にも鷺坂ある歟、林羅山、慶長十二年東行日錄に「過鳴海海木、過池鯉鮒、越參州之鷺坂、而息於岡崎」云々とあり、疑ふべし。

みかはのさきさかといふところに、たよりにつけて返し、

忘るなとかたみにきつる旅衣きみをみかはの立うかりけり、（橘爲仲家集）

太平記云、建武二年十一月廿五日、足利勢皆矢矧より東に陣取けるが、如何思けん、爰は叶はじとて、其夜矢矧を引退き、鷺阪に陣をぞ取りたりける、斯る處に、宇都宮、仁科、愛曾伊勢守、熱田攝津大宮司、後れ馳にて三千餘騎義貞の陣に着きたりけるが、矢矧の合戰に合はざる事を無念に思ひて、打寄ると倂しく、鷺坂へ推し寄せて、矢一つをも射ず、拔連ねて攻めたりける、引立ちたる鎌倉勢、鷺坂をも又破られて、立つ足もなく引にけり。

平尾（ヒラヲ）

今平幡村の大字とす、何の比にや（明治の初年頃）平尾の財賀山より、銅鐸一口を得たり、其物現に東京博物館に置かる、又前年御油驛の水戸山（ミト）にも銅鐸を得たりと。又鷺坂西明寺門前に築山、又舟山と呼ばるる古墳あり。蜷川親元日記別錄に「寬正二年、三河國三橋錢屋、與新善法寺雜掌、相論同國稻束平尾內、貢物下地事」とあるは其地今詳ならず、中にも平尾と云ふは此なると同名なり、如何。

財賀（サイカ）

今平幡村に屬し、北方の山中に在り、眞言宗の古刹ありて、陀羅尼山財賀寺を云ひ、參河國七御堂の隨一と稱す。○世に家康公一の宮の後詰とて、稱美する一戰あり、其退口（ノキグチ）の殊に巧妙なりしを想はる。三河雀てふ書に、永祿七年、神祖三州一宮後詰にて勝利、歸陣の時、今川勢其跡をしたはんかと、千兩（チギリ）村より財賀村へ横道し、萩村より赤坂山、長澤へ出つ、是を一宮の退口と申也、財賀寺僧道しるべ仕り、此時財賀村を寄附せらるとあり、今に寺領百六十石、云々。

本野原（ホンノ）

近世皆開きて田畝と爲れど、猶舊態の認識すべきものあり、凡八幡より東吉田（ヨシダ）川に至る空野にして、方一里もありなん。其野口（ノグチ）は今市田、千兩の二村を合せ、穗原（ホノハラ）と改めたり、穗野とは本野（ホンノ）の元名とす又本野原てふ大字は豐川町の管內に存す。

（原穗）

光行東關紀行云、ほむのがはらに打出たれば、四方のはるかにして、山なく岡なし、秦甸の一千里を見渡したらん心地して、草土とも蒼茫たり、月の夜の望みいかならんと、床しく覺え、繁れる篠原に、數多踏分たる道有て、行末も迷ぬべきが故に、故武藏の司（平泰時）道のたよりの蔭に仰せて、植置れたる柳も、未陰を賴む迄はなけれども、かつかつまづ道のしるべと爲れるもあはれなり、唐土の甘棠を敬ひて伐らず歌なん作りけり、此心にや有けん、いみじく茶し、「うゑおきし主なき跡の柳原猶其影を人やたのまん」、

櫻雲記に、正平六年八月の比、三河本野原に於て、直方富永高從、同直資、足利方富永直樂と合戰に及び、高從、直資勝利を失ひ、終に討死すと云へり、富永と云ふは此邊の大名なりし歟、設樂郡野田を富永氏の邑とつたふ、又永祿七年、一宮後詰の時の狀は、三河物語に、

氏眞は遠江、駿河の人數を催して、旗本は牛久保に一萬計にて有、一野宮を五千餘にて攻るを、三千內外にて家康公後詰を被成けり、氏眞男ならば出て軍をすべしとて、八幡と佐脇の間へ押出させ給ふ、本野が原へ出て、氏眞の所を押通し給ひて、市野宮攻ける者共を押除て、其夜は取出に御陣取給ひ、明ければ本の道に出させ給ひて通らせ給へ共、氏眞出給ふ事ならず、市野宮ののきくちと申て、三河にて沙汰するは是也。

千兩（チギリ）

今穗原村の管內とす、千兩をチギリに假るは一異例とす、兩秤に千木量（チギハカリ）と云ふものあり、是れに由る歟、又千木兩の中略にや。

古蹟考云、鬼渡（ウトンド）の庄千兩村の產土神を犬頭（イヌカシラ）と名づく、鰐口の銘には「奉懸千兩大明神御寶前、天文七戊戌年」云々と見ゆ、村人の說に、昔犬神あり、黃金を掘に出す、每年千兩ありければ、犬死して埋めたる所に社を建つ、云々、二葉松には犬頭明神は、古史に見ゆる犬上氏の祖神なりやと云へり。

佐脇（サワキ）

今佐脇村と云ふ、御馬の東、白鳥の南とす。○二葉松に佐脇は佐脇右京亮明秀の居れる邑にて、永祿中、板倉彈正重定の楯籠りしを、松平元康一戰に擊破すと、（永祿五年九月、元康の重定を佐脇に伐つや、二連木、牛窪の兵重定を援けて、小坂井の東に戰ふ、地形不利にして、松平親俊等の前軍敗れ、兩路に分れ走る、元康馳せ至りて敵を衝き、衆隨て反戰し、遂に敵將重定を殺、佐脇

八幡の兩砦陷る）國内帳に佐脇天神を載す。

度津郷

和名抄、寳飫郡度津郷、訓和多無都。〇今佐脇村、伊奈村、前芝村などなるべし、國府の東南にして、海濱に沿ひ、吉田川の河口に至る。延喜式、渡津驛と云ふは此郷内にして、然菅の渡を云へるなり、別に驛家郷あり、併看るべし。

參河國寳飯郡渡津郷、鬼足大明神洪鐘、右爲志者、天長地久、御願圓滿、國土安穩、諸人快樂、所奉鑄也、　應安三年庚戌十一月日
大工　藤原助久　勸進　聖見阿彌陀佛
檀那　朝阿彌陀佛

鬼足社は篠東郷内とおもはるれど、此に渡津郷とあれば、中世篠東郷廢して、渡津に兼併せられしを知る、其唱呼もワタウトと云ひ、鬼渡庄の名も其訛に出づる者なるべし。〇扶桑略記云、治曆三年、參河國解狀偁、管寳飫郡渡津郷住人、壬生眞世、所領牝牛、生犢、有二尻二尾七足。

(渡鬼)

伊奈

今伊奈村と云ふ、佐脇の東とす、伊奈は本多氏の邑にして、縫殿助正忠の時、松平家へ從屬し、其子助大夫忠俊は家康に歸付し、其子彦八郎忠次に至り封侯に列し、子孫江州膳所城主たり。又宗長手記に、井奈の牧野平三郎宿所にて

卯の花や浪もてゆずる沖の島

とよめりしは、牛久保の牧野氏も此に亭宅のありし故にやあらん。〇享祿二年、吉田田原合戰の後、本多縫殿助正忠は、已が居城伊奈へ清康君を迎奉り、酒を進らせ賀し申す、（譜諜には、此時に葵の御紋の事を載たり）清康君は再度吉田の城に入らせられ、十餘日逗留の間、近邊の城々を攻從へ給ふ、永祿六年一向一揆のとき、岡崎の御領、東は長澤の方へ三里餘、夫より東は今川に屬して敵地なり、然るに長澤の上野介康忠も若年にしてしかも小勢なり、神君思慮を廻らされ、東三河へ御使者を遣され、今川押の事を頼み遣はされしかば、伊奈の本多助太夫忠俊、小坂井糟塚に砦をかまへ、人數を籠て吉田の城を押へ、山家三方、築手の奥平、菅沼、西郷、設樂等皆々岡崎へ人質を進らせ、各其身は居城に在て、駿河を押へ嚴重に用意せり。（改正後風土記）

前芝

今前芝村と云ふ、或は前島と唱ふ、伊奈の南にして、豐川の河口右岸にあたる、全く斥鹵を開けるに似たれば、近世の新村なるべし。寛文年中より灯明臺を置き、商船の入泊に便す。

(島前)

篠東郷

和名抄、寳飫郡篠東郷、訓之乃都加。〇今豐秋村に篠東の大字のこる、伊奈の東とす、牛久保村も本郷の中たりしごとし、當國神名帳に篠東明神あり。

古蹟考に、大和物語なる「しのつかのうまやうまやと待ちわびし君はむなしくなりぞしにける」てふ驛をば、此地に引きあてたり。

萬歲と云ふ歌舞の濫觴詳ならず、中世足利武家の頃に、已に此歌舞あり、近世江戸幕府の起るや、三河の萬歲江戸に至り、毎年正月、城中に召さる、是より三河萬歲の名著る。此萬歲は院内村作太夫、毎年正月十一日、幕府御勘定所に奉仕したりと。删補松、并に吉田名蹤跡錄には、院内、別所、宿村等より出つ、大和國にも宿村と云ふより萬歲出つと云へり。その院内、別所、宿村と云ふは、皆賤民平民の居に分てる稱なれば、万歲は村外に別居せる部民の世業たるや明かなり。宿は夙にも作り、名義詳ならねど、諸國に其例あり、（別所は今碧海郡平貴村に屬し、院内は詳ならず）產所、散所など云ふも院内に同し。〇寳飯郡志云、宿と云ふ地名は强に驛亭と思惟すべからず、昔の風俗汚穢のことあれば、必本村の外なる別屋に物忌みせしむ、之をば宿とも云へり、されば當國に上宿、下宿、宿村など云ふは、必しも驛亭の故跡と爲し難し、云々、夏目氏の說なり、今豐秋村に大字宿あり。

(宿)

菟足神社

今豐秋村大字小坂井に在り、俗に八幡と呼び、式内の官社たり。（淸和紀、貞觀六年授位）一書に菟足は鬼上の訛にて、開化帝の皇孫、鬼上王を祭ると曰へり、鹽尻にも一說あり、皆信すべからず、若くは輪足の訛言にて、渡の義歟。〇官社考集說云、菟足社、毎年風祭と云ふ事あり、雀を生贄に奉る、和訓栞にも出てたり、古は此風祭に、兒女の人身御供を奉り、中比は猪鹿を獻りたるとありと、宇治拾遺物語に、三河風祭の事を記するが如し、「拾遺物語曰、三河守入道、（大江定基）いまた俗にありけるをり、もとの妻をば去りつゝ、弱く形よき女に思附て、それを妻として、三河へゐて下りける程に、三河國に風祭を云事を見るに、生贄と云事に、猪をいけながらおろしけるを見て、此國を退きなんと思ふ心附てけり」云々、當社の古鐘は、應安三年のものにて「三河國寳飯郡、渡津郷、鬼足大明神」とあり、近世社領九十五石。（三川雀、三才圖會、和訓栞）

小坂井

今平井、篠東を併せ、豐秋村と改む、東海道の驛路にかかり、一名糟塚とも云へり。

改正後風土記、永祿六年、神君小坂井牛窪邊に砦を築き、巡見し給ふ所に、吉田より小原肥前守人數を出し喰留んとす、味方小勢にて頗る難儀に及ばんとせしに、平岩七之助親吉、人數を召具して馳來り、敵を追立ければ、難なく岡崎へ御馬を入られたり。

牛久保

今牛久保町、人口三千六百、小坂井の北、豐川町と相接する村坊なり、又牛窪に作る。戰國の頃に、牧野氏の邑なり、其家は阿波の田内左衛門尉の裔にて、紀姓とぞ、永祿中、新次郎成定に至り、東照公へ歸降し、其子右馬允康成軍功多し、子孫長岡、笠間等に、封侯たり。

甲陽軍鑑云、駿河義元の時、山本勘介、三河國牛くぼより

奉公の望に參ると雖、散々の夫男にて、一眼、指も協はず、是はちんば也、然れども大剛のものなれば、召置かるる樣にと、庵原宿なる故、おとなの朝比奈兵衞尉を以て申せども、抱へ給はず、云々。○牛久保に一色山正圓寺廢址あり、蓮臺と字す、羽田氏の說に、古經卷に「三州行明郷、一色山正圓寺六坊」てふ奥書あるを見たり、また康正二年造內引附に「六貫七百文、一色刑部少輔殿、寶飯郡田三所段錢」とあれば、是は一色氏の邑數と述ぶ。今も牛久保に別名一色のこり、二葉松にも一色刑部少輔を牛久保の古城主とし、後牧野全慶、次に牧野古伯等の居れる所と云へり。又牛久保町の中條は古名鍛冶と云ふ、當郡加治神社は國內帳に見え、森村天王社に「寬正五年、中條郷北鍛冶村」云々と鐘銘に見ゆれば、明證とすべし。

驛家鄉（ウマヤ）

（渡津）

〔寶飯郡志〕　和名抄、寶飫郡驛家鄉。○今下地町、然菅（シカスガ）村にあたるごとし、渡津篠束の東にして、即延喜式の渡津（ワタウド）の驛とす。

十六夜日記云、宮路山のすそのをすぎ、日は入りはてて、猶もののあやめも分ぬ程に、わたうどかや云所に止まりぬ。親行海道記云、とよかはと云宿の前を過るに、あるものの云ふを聞けば、此道は昔よりよくるかたなかりし程に、近き頃俄にわたふつの今道と云方に、旅人多くかかる間、今は其宿は人の家居をさへ、外にのみ移すなど云ふなる。

然菅（シカスガ）

寶飽海川の渡名なり、今吉田川の下游右岸なる、五井（ゴヰ）、津田などをば合せ然菅村と稱す、古の然菅の渡の跡なれば也。

荒磯越す浪はさわがし然菅に海の玉藻はにくくはあらずて、〔萬葉〕

行通ふ舟路はあれどしかすかの渡は跡もなくぞ有ける、〔夫木〕　源順

しかすがのわたりにて、渡守のいみじうぬれたるに、〔廬士遠江道記〕

旅人の年も見えねど然菅の見馴て見ゆる渡守かな、

屛風の繪に、しかすかのわたり、行人立わづらふかたかける所をよめる

行人も立ぞわづらふしかすかの渡や旅の泊なるらん、　家經〔金葉〕

二葉松云、然菅の渡は建保名所百首に志香次賀渡と書けり、此處さたかならず、或は矢作川の河上といふ人もあれど、今考見るに、宮路山よみあはせなれば、宮路ちかき豐河の流れのすゑなるべし、或人の評言に、今小坂井の邊を度津の鄉といへり、遠江濱名の橋の有るゆゑに橋本と言ひ、三河しらすかのわたり有ゆゑに、渡津およびしにやといへり。○按に、然菅を中世より歌詠には白菅（シラスカ）とも詠りたり、清少納言の枕草紙に「渡はしらすかのわたり」とあるは、已に白菅と訛れるにて、續古今には之を白菅の湊とよみたり、

（白菅）

松かげの入海かけて白菅の湊分れて出る船人。

又此然菅の渡は、一時中絕したることもありし如し、飽海川河岸廣濶、海潮進退して、一大江を成したれば也、

行かよふ船路はあれどしかすがの渡は跡もなくぞなりける、〔永觀元年、一條相國家障子繪歌〕

此歌にて、渡航の中絕を論ずべし。又今橋、豐川の往來は、やがて然菅の別路たるを見る。一說、志賀次賀とは篠束の轉訛かとあるは非なり、須賀は洲にして、塚と全く性狀を異にす。

下地（シモヂ）

今下地町、人口二千四百、豐橋市街と橋梁を以て相通じ、吉田川の北岸なる村坊とす、下地とは下瀨の訛にあらずや、此邊は古の東海道渡津の驛にあたる。

改正後風土記云、享祿二年五月、松平清康君は牧野傳藏信成が吉田の城を攻べしと、軍勢催促し給ひ、同廿七日、岡崎出馬ありて赤坂に陣を取り、廿八日小坂井に出を立られ、下地の在々所々放火せらる、牧野兄弟積て期したる事なれば、城には老人病者七十餘人、殘し置、壯士千餘人を引具し、吉田川を打渡り向の岸より提に上り、皆來る松平勢を見れば、其勢三四千もあらんかと覺え、曳々聲して押來る、傳藏韓信が背水の謀は此時にて候とて、しと、船共悉く押流し、下地の堤にれし登り、先陣まつしくらに突立れば、松平勢は御油の方へ崩れ走る、清康君御覽じて、敵勝に乘たり入替り戰へとて、自身馬を進め給へば、千二百餘の軍勢我劣らじと討てかかる、牧野兄弟四人共、元來必死と覺悟せしかば、大勢に圍れながら、少しも氣を屈せず、殘らず討死す、清康君は吉田川の上の瀨を馳渡し、直に吉田の城に責入り給ふ、城兵防ぐに及はずして城を捨、女童部は田原をさして逃去、○三河物語云、東三河をば牧野傳藏が持つを、清康御働ありて、赤坂に御陣取らせ給へば、先手は御油、から(國府)に陣を取、明ければ小坂井に御旗が立、先手は押おろして下地の五位（ゴヰ）(今然菅村の五井)を放火する、吉田の城より之を見て、小國を二人して持つて何かせん、今日じこぶの合戰して、云々。

大村（オホムラ）

（五位）

今大村と云ふ、下地の東北にして、同く吉田川の右岸に繞る、舊は八名郡の管內なりしが、何の世よりか右岸に移る、蓋河變に因れる也。國內帳、八名郡大村天神ありて、大同方には「大村藥、三河國口口郡、大村乃家尒傳而、朝家尒所上奏方也」云々。

行明（ギヤウメイ）

今柑子（カウジ）と合せ、明子村と改む、豐川の南、大村の北に接す、星野（ホシノ）庄とも云へる舊邑なり。

（星野）

太平記云、延文五年八月、畠山は密に京都を逃出て、關東さしてぞ下りける、參河國には仁木右京大夫、多年管領の國なりければ、守護代西鄉彈正左衞門、五百餘騎に

て矢別に出張して、道を差塞ぐ云々、吉良治部大輔も仁木が語らひを得て、參河國の守護代、西郷兵庫助と一に成て、矢別の東に陣張りけるが、大島左衛門佐義高、當國の守護を給りて、星野、行明等と引合ひ、國へ入ける路次の軍に打負て、西郷も伊勢へ落行ける、云々。○臨兒云、星野は庄名にて、熱田大宮司の庶流之を知行せり。古蹟考云、今行明村の氏神を星野社と號す、方角抄に「豐河、世俗に今橋といふ宿よりも北なり、星野など云所にちかし」云々。○神鳳抄に當國香淵御園と云ふは、今の柑子にて、カフチをカウジに訛れるにやと疑はる。

(柑子)

宮島郷

和名抄、寶飫郡宮島郷、訓美也之末。○今星野、牧野などの邊ならん、下地の北、牛久保の東とす。古蹟考に、牛久保を宮島庄と云ふとあるは、蓋牧野より推及したる者にして、本來を以て云へば、牛久保は篠束郷なるべし。又豐川は昔二筋にて、其西の一筋は豐川古宿の岸を流れしが、明應七年の地震の時、淵瀬變じ、西の筋は全く絕えたりと古蹟考に見えたり、されば宮島てふ郷名も、此二筋の河中の洲なりしにや。

牧野

(當古)

今當古、三谷原、瀬木などと併せ、陸美村と云ふ、大村の北にして、豐川町に近し。當古は御油八幡より嵩山、本坂に向ふ驛路にあたり、古より豐川の渡津とぞ。當古に接して三上村あり、今八名郡の管内なれど、河の西岸に懸絕す、河道の遷移ありしに因り、村落も遷轉したるならん。

二葉松に、牧野村、牧野左衛門尉成時入道古白の宅址ありと云ふ、この牧野は牛窪、吉田兩所の牧野氏の本居なりしことを著し、東三河の名族なりき。

豐川郷

和名抄、寶飫郡豐川郷、訓止與加波。○今豐川町、麻生田村なるべし、本野原の東にして、豐川の水流に沿へる地なり。

東鑑、嘉禎四年十月、將軍關東下向の條に「十九日、入夜雨下、戌一刻、著御豐河驛、廿日風雨、辰剋出御本野原」とあれば、驛は原中に在りて、今の豐川町の古宿にあたるべし。

(古宿)

豐川

今豐川町、人口三千八百、豐橋の北にして、鐵道あり設樂郡の山家まで架設したり、街東一里にして吉田川（古名豐川）に至る。

文明十三年東國紀行に「牛窪より迎の人に逢ふまでとて、豐河の寺に待たりける、長老も出座ありて、酒牛無理にまかり、富長近くまでおくられ、去年以來山家國中とりあひ出來て、この路は一向不通にて侍る」とあるは、此邊の事にて、富長と云ふは設樂郡千秋の邑主とす。○三河雀云、豐川三明寺は天女垂跡の故事をつたふ。無文禪師行狀云、參州三明寺、宇賀神垂跡之地、而世爲名藍、元曆兵燹之後、地屬蒭蕘者有年、師偶過此地、戚其泯滅、駐錫營興堂宇、傍建塔婆三級、革改爲禪院、而奉香火、其塔今尚存焉。（按に、宇賀神とは稻荷神の一名なれば、謂ゆる豐川の平八狐の主神にや、如何）

妙嚴寺

豐川町に在り、禪宗、曹洞派、僧義易開基、嘉吉元年と云ふ、近世寺領四十五石。寺内に荼吉尼天堂あり其奉祀の本尊を、垂跡には稻荷大明神と談し、俗に豐川稻荷と云ふもの是也、靈驗世に唱說し、信仰參詣の男女遠國よりも至り、當國第一の熱鬧を見る。此祠は古へに聞こえず、荼吉尼天祭は、天保九年十一月に初まると。（寶飯郡志）三河名所圖會云、寶曆の頃まで、牛久保町西島の稻荷社に參詣者多かりしが、此稻荷より豐川の平八狐が許へ婿を遣はしたるより、豐川の方俄に繁昌し、西島稻荷はいたく衰ふ、云々。世間淫祠の由來、大抵かくのごとしと知らる。

雀部郷

和名抄、寶飫郡雀部郷、訓散散倍。○今詳ならず、一之宮の邊（豐川郷の北）かとも疑はる、又舊事本紀に「神八井耳命者、意保臣、雀部造等之祖」とあるに參考し、今の大村にやとも云ふ、即大は意保に同しければ也、雀部とは古姓なるが、名義不詳。

(草部)

再考、當國帳に寶飯郡草部明神を載せ、一宮の邊豐川の西岸に草部てふ村名、近年まで遺れり、されば雀部とは若くは草部の誤にあらずや、古蹟考には雀部郷は一之宮の邊と云へど、明徵を擧げず。

一宮

今大木、篠田、西原などと合せて桑富村と改稱す、豐川の北にして、砥鹿神社此に在り。

永祿七年四月、駿河の將小原肥前守鎭實は佐脇八幡の兩砦を復し、吉田牛窪の援とす、神君も又一宮に砦を築しめ、本多百助信俊に五百の兵を添て守らしめらる、今川氏眞急に大軍を催して三州へ發向し、八幡の砦に着陣し、五千餘騎を以て一宮の砦をかこましめ、別に武田信虎が一備を以て、岡崎よりの援兵を押へ、すべて十二段、堂々堂々と備へたり、此事岡崎へ聞えければ、神君三千の人數にて、急に後詰あるべき軍令を下さる、酒井左衛門尉石川伯耆守をば牛窪より佐脇八幡の間に備へて、氏眞を押しめ、御旗本二千人は武田八千の備を馳ちらし、本能が原を押過るに、今川の大軍此猛威に氣を奪れ、敢て戰ん氣色もなし、神君今川の先手と氏眞が旗本の間を突破り、難なく一宮の砦に入給ひけるに、二萬に餘る今川勢道を開て通しけるこそ不思議なれ、今夜は一宮に御一宿あり、遠州引間城主飯尾豐前守致實は、氏眞が陣中に有しが、内々岡崎へ志を通じければ、今夜病と稱し居城へ歸るとて、新井白須賀邊を過るとき、火を放て驛舍を燒立ければ、氏眞驚く事限なし、翌朝本國へ退軍す。

砥鹿神社

今桑富村の一宮と云ふ即是也、文德紀、嘉祥三年授位、延喜式に列したり、近世は社領百廿石。麓の宮の外に峰の別宮あり、相去る五十町、俗說、大已貴神を祭ると云ふも明徵なし、一宮記に載するのみ。（總國風土記の逸文、又類聚國史の逸文漁獵部を引くものあれど、

共に暨作に出づ）三才圖會には「文武天皇、令勅使公宣建立、賜草鹿砥氏、其子孫相續爲神職」云々、神主は今に草鹿砥氏と云ふ、草鹿部の訛なるべし。又社家の中に戸賀里氏あり、されば砥鹿を古人戸賀里とも云へるにや、卽鳥狩の義あり、一書止所（トカ）の義にて、大已貴神の止所なりと云ふは杜撰のみ。末社、津守大明神、三御子明神は國内帳に列す。

橋尾（ハシヲ）　今八名郡の管内なれど、吉田川の右岸にして、一宮に隣る、改正後風土記云、天正三年五月、武田勝頼は旗本一萬騎を分て、渥美郡仁連木、寶飯郡牛窪を放火し、橋尾の堤を切崩す、東三河の用水を落して旱損させ、國を饑餓せしめんとの惡計也、依て是を防ぎ給んとて、神君吉田城まで御出馬ありし、信康君は法藏寺に御陣をはり給ふ。

本宮山（ホングウ）　一宮の北嶺にて、麓を今本茂村（モトシゲ）と云ふ、此山標高二千五百尺、寶飯、設樂、額田の郡界にあたり、群嶺の上に超出し、地質は片麻岩層に屬すと云ふ。本宮とは砥鹿神の奧院をば此峰に定めけるよりの名也、豐橋の北四里。一名本茂山（モトシゲ）と、三川雀に云へり。

（本茂）

吉田川（ヨシダ）　又豐川とも云ふ、設樂郡の山家名倉山に發し、南流段嶺（ダミネ）村を經て、作手（ツクテ）川を容れ、岩代川の名あり、長篠に至り乘本川を容れ、西南流本宮山（ホングウ）の麓に至り、始めて平夷に就く。以下五里は寶飯と八名、渥美の郡界を爲し、豐橋市街の北を過ぎ、前芝村の邊に於て渥美海灣に歸注す、長凡十七里。

源光行海道記云、かくて本野が原を過ぐれば、ものうかりし蕨も春の心を生へ替りて、秋の色うとけれども分けゆく駒は鹿の毛に見ゆ、時に日重山にかくれて、月星躔に顯れ、明曉をはやめて豐河の宿にとまりぬ、深夜に立出てみれば、此川は流廣く水ふかくして、塞に極たる大なる渡なり、河の石瀬に落る浪の音は、月の光にこえたり、川邊に過る風の閣は、夜の色白し、又みぎはの鄙のすみかには、月より外にながめなれたるものなし。

おぼつかないざ豐河のかはる瀨をいかなる人のわたりそめけん、（東行紀行）

此川は古名飽海河と云ひ、類聚三代格に見ゆ、近世は一名姉川とも云へり。

設樂郡（附八名郡）

設樂郡（シダラ）　東三河の東北なる山谷にして、吉田川の上游とす、明治十三年、南北の二郡に分つと雖、其境域太慥合せず。

設樂は和名抄、志太良と注し、四郷に分つ、延喜式頭書に「延喜三年八月、割寶飯郡置設樂郡」と。中世土豪設樂氏あり、保元物語の源氏揃の中に、三河國には志多良中條云々と見ゆ。後三年合戰記に「國司源義家の郎等、參河國の住人伴次郎傔仗助兼」の武勇の事を錄し、吾妻鏡によれば伴の一黨は當國にも住す。淺羽本系圖に據れば、參河の設樂、八名、宇利、幡頭、富永いつれも伴黨に出て、幡頭郡司員助を宗とす。また太平記に、設樂五郎資重六波羅攻の時に戰死、一族富永四郎資鄕も殞命の事を載す。戰國の頃には山家三方（ヤマガサンパウ）（三方とは山保にて山中の郷保の義なるべし）と稱し、奧平菅沼の兩氏ありて强姓たり、近世檢田二萬石。

（山家三方）

南設樂郡（ミナミシダラ）　今新城町、海老町幷に千秋（チアキ）以下二十一村（人口二萬七千）を管治す。設樂谷の中、吉田川の右岸、幷に築手、菅沼、鳳來寺の邊を云ふ、面積凡十三方里。

北設樂郡（キタシダラ）　今田峯川（吉田川の源）の奧谷、幷に加茂郡足助川の水脉に屬する稻橋、武節、及び遠州天龍川の谷に屬する津具村、本郷村、富山（トミヤマ）村など、凡十三村（人口一萬五千）を管治す、面積四十餘方里、然れども僻遠にして一郡治の力足らざるのみならず、地上又も合せず、故に本篇は其北を割き加茂郡に移し、東を割き遠州の山香へ移す。

八名郡（ヤナ）　吉田川左岸、遠州々堺に沿へる山谷にして、今面積十四方里、人口三萬、富岡に治す。然れども其地勢二段に分れ、一は全く設樂谷に入り、一は近く渥美郡に接す　且小郡なるを以て、本篇は之を分ちて、設樂、渥美の二隣に兼有せしむ。（又吉田川西岸の三村は寶飯郡へ移す）

八名は和名抄、也名と注し、七郷に分つ、蓋亦古の神國の分野とす、其七郷の分置あるを見れば、昔時民居の凡に集まりしを知る、近世檢地一萬九千石。○郡鄕考に八名をば稻根山緣起に楊那に作ると曰へり。伴等系圖に幡豆郡司員助の子正助、其子依助を八名郡司とす、依助の子孫に八名太夫と稱するものあり。

賀茂郷（カモ）　和名抄、設樂郡賀茂郷。○今詳ならず、諸郷の位置より推せば、千秋村、西郷村、新城町（シンシロ）等にあたるごとし、寶飯郡界に接し、吉田川の右岸とす。

野田（ノダ）　今石田、川田などと併せ、千秋（チアキ）村と云ふ、本宮山の東にあたり、設樂谷の入口とす。其千秋と改めしは、中世千秋氏の邑なりしを以て歟、二葉松に、設樂郡定池村の古城は屋形が谷と號す、千秋常陸介範勝、尾州熱田より來りて大友氏を改めたり、次に富永隱岐守直郷、同兵庫頭信賢、同兵庫助久兼、同千若丸と云ふ。又正平十三年、尊氏將軍薨しければ、千秋三河藏人高範和歌を詠して南山の儒臣有範朝臣に贈る「時しもあれ袖にうきねをかけそへて雨も涙もはれぬ袖かな」櫻雲記に見ゆ。富永氏の事は、本野原幷に豐川の條を參

（千秋）

考すべし、又石座村に大字富永あり。

杉山（スギヤマ） 今西郷村と改む、千秋村の西に接す、康正二年造内引附に「一貫文、杉山彈正左衛門尉殿、三川國設樂郡」とある杉山氏の在名は此なるべし。東遷基業云、天正元年正月、菅沼定盈、九百餘人にて野田城に籠る、甲州勢、濱名平山より三州宇理（ウリ）の原へ出、十一日に野田へ取掛る、南に大河流れ、寄場惡き故、石田村を上り、佐々良瀬、黑坂兩方より、杉山原まで段々に陣取り、轟目木（トドメキ）の砦を本陣とす、家康公は後詰として、笠頭山に至り陣取給ふ。

野田城址（ノダ） 今千秋村の根古屋（ネコヤ）と云ふもの是也、根古屋は永正年中に築き、菅沼織部正定則入道不春、其子新八郎定村、其子新八郎定盈に至り、武田信玄の爲めに落城す。

〔二葉松〕 三河物語云、天正元年、信玄三方原より伊の谷（イヤ）へ入て、長篠へ出、其より奥郡へ働かんとて出させ給處に、やぶの内に小城有ける、野田は是にて有か、通りがけに踏散らせと仰ありて押寄、竹たばを附、もつたてかめのかうにて寄掛くる、晝夜ぱたんなく責けれ共、菅沼新八郎、松平與一殿（櫻井忠正）の加勢に入らせ給へば、事ともせずおはします、然共日數積りければ、二三之丸を取られて、本丸へつぼむ、然る間扱をかけて、二之丸へ移して、鹿垣を結ひ押込て、長篠の菅沼伊豆、作手の奥平道文、段嶺の菅沼新三郎が人質と替相にして引退きけり、信玄は野田の城を責る内に病つかせ、落城後は切て上る事もならずして、本國へ引て入とて、御病おもく成て、平井波合にて御病死。○信玄野田陣に病死の事を、柏崎物語に鐵炮を以て打たれたりと云ひ、諸書に其說を傳へたり、甲陽軍鑑は信玄鐵炮に當りて死するといふは、敵方よりいはしむる虛說なりと、口を極めて其非を辨じたり。されど甲鑑は信玄方の者共が、舊主の事を極めて張大にし、虛設せる論多ければ、悉くは信じ難しと、一書に論ず。

驚倒暗中跳銃丸、野田城上笛聲寒、誰知七十二疑冢、
不似一棺湖底安、　磐溪

新城（シンシロ） 今新城町、人口四千三百、鐵道は豐橋より牛久保、豐川、一之宮等を經て此に至る、十四哩。此は近世菅沼氏七千石の陣屋ありしを以て、設樂山家の大邑たり。

宗牧東國紀行云、豐川の寺をたちて、富永ちかく送られて、菅沼織部入道の息達、早くより相待たる由也、去年以來山家國中とりあひ出來て、此道は一向不通にて侍るを、敵味方送迎參會して、行き別れたり、其かみ鳳來寺參詣して見しわたり也、織部の新城、目をおどろかしたり。

新城とは、野田の新塁の義とす。菅沼定盈野田を甲州勢に渡すとて、城所淨古齋が舊地大野田に新城を築きたりしに、天正二年五月廿八日、甲州勢築手より新城へ大軍進んで出陣す、新城は壘壁もいまだ半間なり、人數も所々散し居たり、新八郎も心ならず、南山口より迯出けり、間もなく織田、松平兩旗にて大軍押寄、長篠、有海原に合戰あり。

設樂郷（シダラ） 和名抄、設樂郡設樂鄕、訓之多良。○今平井（ヒラヰ）村、石座（イハクラ）村、信樂（シカハ）村にあたる、新城の北とす、

〔平井〕 平井村極樂寺の邊を今も設樂村と唱ふ。天正三年、甲州勢長篠入の時、信長は平井村の極樂寺山を本陣とせられ、城之介信忠は矢部の三神山、三助信雄は御堂山に陣とらる。

石座神社（イハクラ） 〔大宮〕 今石座村の大宮と云ふもの是也、延喜式に寶飫郡石座神社と載せたるは、分郡以前の舊籍に據れるものとす。國内帳には正三位磐倉大明神坐設樂郡と云ふ、文德紀、仁壽元年石鞍神授位の事見ゆ。○大宮の邊は、天正三年五月廿日の戰に、織田方の諸隊の陣せし地とす、竹廣の西に隣り、雁峰其西を壓して屹立す。古蹟考云、大宮の東草部（クサカベ）に松尾明神あり、此山は天正三年五月、岡崎三郎信康君の陣所とす、今新城の永住寺につたふる古鐘銘に、

大日本三河國、設樂郡松尾大明神鐘、大壇那國久信家、
大工豐川南一色九郎左衛門、長享二年戊申十一月七日、
勸進沙門眞家、（前銘）
奧平美作守御老母、爲妙心大禪定尼寄進之也、天正二甲戌霜月吉日、三州新城村、延命山永住禪寺、三世傾州導應老衲代、（後銘）

富永（トビナガ） 今岩座村の大字とす。康正二年造内引付云、四貫七百五十文、富永源六、設樂郡富永保段錢。○富永氏は、中世一方の豪族たり、野田の條を參考すべし。本來伴黨の人にして、設樂俊兼の子資隆、始て富永五郎と稱す、其子資平は承久合戰の時宇治に進みたり、資平の子資綱は太平記、助重（五郎左衛門）に作る。

川路（カハヂ） 今竹廣、大海、有海なども併せ、信樂（シガラキ）村と改む、康正二年造内段錢引付に「三貫五百文、設樂越中守殿、三河國下鄕河路村」とあり、此邊は長篠合戰の遺蹟多く、川路には甲將高坂源五郎昌澄、眞田源太信綱、同兵部昌輝、內藤修理亮昌豐等の墳墓をつたふ。

竹廣（タケヒロ） 今信樂村の大字とす、川路の北にして、柳田山（ヤナギダ）彈正山（一名八劔山（ヤツルギ））てふ丘阜あり、天正三年五月廿日、德川公の陣地とす。改正三河記に「神君は竹廣村の奧、彈正山の正樂寺前に陣し給ひ、信康君は草部村松尾鎭坐の山に陣し給ふ、小田松平兩家の惣勢七萬貳千にて、天正三年五月十八日には長篠近く押出す」と云へり、甲將山縣三郎兵衛昌景の墓存す。

〔八劔山〕 ○八劔山の社は、當國帳に、設樂郡劍若御子天神と云ふにあたる。

大海（オホミ） 今信樂村の大字とす、瀧川猿橋の邊にて、豐川鐵道は此に至る凡十七哩、山家（ヤマガ）の走集とす、馬場美濃守信房

の墓あり。

(清井田) 清井田は、長篠合戰に武田勝頼が出でて、德川勢に當りし地とす、大海驛と有海、竹廣の中間なり、長篠合戰畧記に「織田德川方は、此所彼所に三重の柵に、三千挺の火砲を備へしに、武田勢瀧川の猿橋、鵜の口より三拾餘町押出させ、清井田原に本陣を居ゑ、有無の一戰を遂んとす、やがて大宮表、柳田表、竹廣表の三方に手配りし、廿日卯刻に合戰始まり、未刻まで入亂れ」云々「終に惣敗軍に及びて、勝頼主從纔に六人、瀧川を越え、小松が瀬を渉り、武節の城にぞ引取ける」云々。

有海

今信樂村の大字とす、大海に接し、吉田川(此に三輪川と云ふ)右岸なる狹地なれど、波狀の岡陵あれば、有海原と稱し古戰場なり、長篠と川路の中間とす、西は清井田原に連接す。

改正後風土記云、天正三年五月廿一日、長篠の甲州勢、夜中より軍追々繰出し、始の程は輕卒を出して迫合をしたりしが、甲州勢次第に欺き引れて、敵柵悉く蹈破れと押しかゝれば、信長卿下知有て、柵中より鐵炮をはげしく打立る、山縣勢爰にて人塚を築く程打殺さる、甲州衆は手を代へて四番まで押寄しが、皆々鐵炮厳しく打かくればこらへ兼て引退く、山縣昌景仍備を立直して、松平家の本陣に打てかゝる、御陣よりも鐵炮はげしく打立れば、其玉にあたり昌景敢なく討死す、之を見て三河勢は竹廣の方より、まつしくらに諸勢に抽て突てかゝる、此時惣軍一同に鬨を揚げいさみ進み追討すれば、勝頼もせんかたなく、武田勢惣敗軍と成、鳳來寺の方へ敗走す、橋邉といふ所まで、追かけられ、谷川に陷り溺死するものまた多し、內藤昌豐今は討死の時至れりと、殘兵百餘人すぐつて、半途より引返し、獅子奮迅の怒をなせば、近寄がたく見えける處に、流矢一つ飛來り、是にあたりて馬より落ちて死す、穴山梅雪が一家は跡を見ず、寀防が嶺をさして逃行く、馬場美濃は勝頼を落ちのばし、旗影も見えずなりしかば、踏止て討死す、凡今日の合戰、卯の始に押出し、午の終に武田方は總敗軍となりにける。

岩代川

吉田川の上游にして、有海、長篠より上に此名あり、一書に田峯川と云ふ、段嶺作手の溪澗の末にして、東南流す。

(田峯川) 三河物語云、天正三年五月廿一日、信長家康兩旗にて、十萬餘あるみ原へ押出し、谷を前にあててぢやうぶに柵を付て待かけ給所に、勝頼は纔二萬餘にて、たき河の一つ橋の切所を越、剩へ橋を越てから一騎打の處を、一里半押寄ての合戰也。

(瀧川) ○瀧川は海老驛の山中より出でて、南流二里許にして、田峰川へ入る、長篠の西にして、黑瀨川とも云ふ。

長篠

今長篠村と云ふ、信樂、乘本の北にして、鳳來寺山の麓とす、有海原と瀧川を隔つ。長篠は永祿年中、菅沼伊豆守、其子新三郎之に居り、山家三方衆の一に數へられ、甲州勢と尾參勢の爭へる山塞とす。其名たかき長篠合戰は、天正三年五月二十日の事とす。三河物語に「奥平道文の嫡子作州は、勝頼に別心しければ、長間の城を出し給ひて、作州の子九八郎を頓て昇殿になさる」、云々、長間も長篠に同し。

(長間) 東三河の山家三方衆は、向背其常なかりしに、天正元年夏、武田勝頼父の喪を深く秘し、此頃松平家より長篠を取詰たる由聞ゆれば、三州に發向せしむ、依て先手の馬場は鳳來寺二上山に陣し、典厩小山田土屋等は大通寺、岩代川邊に陣し、久間山の向城におし寄す、されども甲州勢は長篠の後詰なし難きを知て、諸軍を黑瀨まで引退く、これは八月八日の事也、長篠籠城の甲州勢は、兵粮も次第に乏しくなり、城を開て鳳來寺へ逃上る、城主菅沼新三郎正貞は志を改め、再度松平へ降參し、依て長篠には松平與一忠昌を籠置れぬ、これは八月十五日也、天正三年に至り、奥平美作守同九八郎父子に長篠城を預け附けられ、甲州勢を防がしめらる、此地左(北)は鳳來寺、右(南)は鳶巣山にて、乘本川ながれ出る、鳳來寺山の根より瀧澤川めぐり流れ、此地にて乘本川に落合ふ、長篠の城の南にあたり、田峯川より西に有海原とて平地あり、勝頼勢は瀧澤川を越て、有海原へ三十町程張出す、敵味方の間わづかに十二三町に過ぎず、信長卿は諸備の前に堀をうがち、壘をつくり、柵を二重三重に構へ、鐵炮數千挺打立、遂に是にて合戰あり、五月廿二日戰の後、信長公の仰せに、九八郎方六町にも足らぬ搔揚にこもり、數萬の大軍にかこまれ、終に一度の不覺もなく勝軍せしは、古今稀なる大功なりと、諱の一字授けられ、信昌と改め三千貫の所領を加へ給ふ、又人質に出し置たる九八郎妻を勝頼磔に懸し故、神君の一の御長女龜姫君を嫁し給ふ。(改正後風土記)○長篠城址は民家の西南、美和川岩代川の落合の崖上に存す、其北に醫王寺大通寺の二丘ありて、武田勢の陣地とつたふ、城址の西(岩代川を隔つ)有海原に鳥居强右衛門勝高の墓と、其磔死の跡とをつたふ。

鳳來寺

今村名に轉ず、其山峰の名にも呼ぶ、長篠の北にして、門谷と云ふに寺字あり、藥師佛を奉す。近世は天台眞言の兩宗、兩學頭十二坊に分れ、千三百六十石の田祿を給せられたり、一に寶來寺、又蓬萊寺に作り、山號をば煙巖といふ。

(門谷)

送褒嶋子方之三河　徂徠

憶君奉使向三河、路入函關滄海波、杜若水寒芳草歇、芙蓉峰霽白雲多、吹笙幾訪鳳來寺、置酒誰聽魚麗歌、聞説登臨名蹟徧、嵩山少室定如何、

鳳來寺、坂中の吟

木からしに岩吹とばす杉間かな、　桃青

麓の門谷に一宿して

夜着ひとつ祈り出して旅寢かな、　桃青

（鳳來寺山）

鳳來寺は開創不詳、利修仙人の開く所と傳ふ、當國七御堂の第一に數へられ、種々の不思儀を談ず。近世は此山の藥師化生して、德川公と爲れりと說き、公の廟を置きたり。兩學頭は藥師方、眞言宗に依り、醫王院を當職とす、松高院は東照廟の供僧にて、天台宗を奉したり。○鳳來（ホウライ）寺（ジ）の山峰は火山岩より成り、標高五九〇米突、第三紀層の高原地に迸發したる也。

黒瀬（クロセ）郷

和名抄、設樂郡黒瀬郷。○今長篠村、鳳來寺村、海老町などとす、鳳來寺村に大字玖老勢（クロゼ）あり。康正二年造内引付に「九百五十文、彥部近江守殿、三河國設樂郡内、黒瀬郷段錢」とあり。改正後風土記云、武田勝頼大敗軍の時、ただ二騎を從へて、長篠を落延て黒瀬の小松が瀬を渡り、諏訪法性上下大明神を前立にしるしたる、秘藏の兜を脱で道に捨たり。

海老（エビ）

今海老町と云ふ、人口二千八百、鳳來寺山の西にして、瀧川の谷に在る山驛なり、大海より此に至る三里、段峰の東方にあたる。舊山家の島田（シマダ）郷と云へるも此邊歟、地字のこる。

（島田）

築手（ツクデ）

又作手に作る、長篠、新城の西なる山谷の名にして、本宮山の北にあたる、其衆流は北に走る三里、田峰川へ入る。回鑿市峰の間、大和田（オホワダ）、保永（ヤスナガ）、田代、鹽瀬、布里（フリ）、巴等の小村落散在す、往時は作手三十六村と稱せり。戰國時代に、作手の奥平氏、段嶺、長篠の菅沼氏を山家三方と呼び、剛强の士豪とす、新城より大和田に至る二里。

（作手）

（大和田）

改正後風土記、永祿十一年、奥平監物貞勝、作州貞能父子は、遠三の今川方を大勢かたらひ、松平家へ歸順せしめたり、此奥平が祖を兒玉庄右衛門と稱す、其末流上野國奥平郷を領せし故、子孫奥平と稱し、軍配團扇を以て家の紋となす（和名抄、上野に奥平といふ郷名なし、浪合記に、武藏七黨の中に兒玉庄右衛門貞政、尹良親王の御味方して、後に三河國に隱れすむ、その子孫奥平（オクダヒラ）と稱すとあれど、僞書信を取り難し、一說には三河の國の地名によるといふ、この後說是なりや）築手に居住す、其後に至り道文作州父子、武田信玄に攻られ、力及ばずして松平家へ叛きしも、信玄病死の趣を内々注進したり、この奥平元來豪族にして、一類廣きものなれば、孫九八郎は松平家に歸參せん事を欲し、祖父にも父にもすゝめ、一族相はかりて、天正元年八月、歸參の志を決したり、卽武田勢の籠りたる本丸へ鐵砲を打かけ、其身は一族男女、武具兵具とりもたせ、築手を立のきたり、甲州勢大に驚き、大勢追かくるを、石筒金坂（大成記、月堂）にて美作守九八郎父子取て返し、手勢僅に三百騎を以て、宮崎山迄立退き、瀧山に入り濱松へ赴く、又云、八月廿一日、甲州勢宮崎瀧山へ向ひ追慕ふを、奥平父子は所々を燒拂ひ、散々に戰へば、甲州勢敗軍し、奥平父子の兵士、田原坂まで追討す、赤羽根邊より築手邊までおしよせて、甲州勢數多討取て、島田郷に火を放つ。

（奥平）

鴨谷（カモガヤ）

（清岳）

今高里清岳などと併せ、巴村と改む、大和田の西にして、額田郡界に近し。甘泉寺、正眼寺と云ふ寂室派の禪院あり、奥平氏の舊塋所とす、舊寺祿十石餘。奥平氏の作手城址は、清岳市場に在り。

菅沼（スガヌマ）

今菅沼村と云ふ、大和田の北二里餘、加茂郡下山川水源にあたり、段嶺の谷、島田郷など云へる地と相密邇す。

改正後風土記云、菅沼に信濃守定直といふ者あり、本は土岐の一黨なり、然るに松平親氏泰親兩君、大勢にて俄に攻寄、息をもつかせずせめ給へば、定直も防戰かなはず、兜をぬいで降參し、菅沼長く御旗下に屬す、定直が七代の孫織部正定盈に至り、神君御代大に武功を顯はし、忠臣の名を後の世に殘したり、本文菅沼が傳は、藩譜注文に引所と同じ、紀州家臣菅沼九兵衛系圖も是と同じ、但菅沼新八郎系圖には、定直を以て伊賀守資長とし、或は信濃守定直と註す、其うへに本文の如きことはさらにしるさず、美濃國土岐三郎光兼が二男にて、三州野田の富永兵庫助信資が義子となり、同菅沼九郎左衛門忠道が家を繼き菅沼と稱す、親氏君三州永澤庵にて連歌し給ひしに、忠道も連衆たりしが、親氏君の凡人ならぬを知て、婿の資長をすゝめて、御旗下に屬すといふ、此資長が子孫後に繁茂して、島田、長篠、田峯、野田等に分れ、いはゆる山家三方といふ是なり。

多原（タハラ）郷

和名抄、設樂郡多原郷。○今詳ならず、菅沼と相隣りて田原村存す、多原の遺唱にや、築手の郷内とす、又多原はオホノハラとよむ歟とも疑はれ決定し難し。

段嶺（ダミネ）

今段嶺村と云ふ、又田峰（ダミネ）に作る、築手の北にして、今北設樂郡の管内とす。

（田峰）

戰國の頃、段嶺郷と云へるは、田口、名倉などすべて田峰川（岩代川の源）の谷を統稱したる如し、甲陽軍鑑に三州のツクデ、ダミネ長篠是三人は山家三方と云ふとありて菅沼氏の邑内とす。三河物語云、東三河に奥平道文と、菅沼伊豆守と、同新三郎、是等がなかしの、つくで、だみね、山が三方を持ちたるが、逆心して信玄に附。

段戸山（ダント）

段嶺の北、名倉の西にして、加茂郡界の出來山に連る、其高頂は四千二百尺に達し、山谷の廣さ三四里に及ぶ、當國第一の雄峰とぞ。（此山は片麻岩層より成る歟）

田口（タグチ）

今田口村と云ふ、田峰川の源にあたり、僻遠の山中に在り、豐橋より（新城海老を經て）凡十三里。北設樂郡の治所にして、北なる稻橋武節、幷に東なる津具（ツグ）村本郷村、富山村などを管轄す。田口より信州伊奈郡に通する山道あり、根羽驛まで凡五里。

名倉（ナグラ）

今名倉村と云ふ、田口の西北に隣る、或は納庫に作

る、名倉砥と稱し其名世に聞こゆるは、元此地の産歟。二葉松云、名倉の武士、奧倉善八郎、天正十年七月、本多百助(德川家の一將)を伴ひ、信州へ入り討死。○東照軍鑑云、元龜元年十一月、信州伊奈の郡代、秋山伯耆守二千餘の人數を引具し、東三河名倉の谷へ打出て、奧平喜八郎を以て、山家三方へ手遣し、各を引附けたり。

川合（カハヒ）（明神山）　今三輪村と云ふ、(北設樂郡)鳳來寺山の東にして乘本川(一名三輪川)の源とす。其山嶺を明神山（ミヤウジン）と稱し、山中には乳岩、胎内潜門（タイナイクグリ）、石橋等の奇巖あり。二葉松云、川合山は杉松楓の生茂れる山にして、又砥石を産す、世に三河白と呼ぶ。(三河白は名倉砥とも稱し、原質は凝灰岩に屬す)

美夫鄉（ミブ）（三保）　和名抄、八名郡美夫鄉。○今詳ならず、大野町川合村などにあらずや。美夫とは皇極紀に「乳部此云美父」とあると同く、古書に壬生と作るもあり、產部の義にやと曰へり、職名より姓氏と爲り、地名に移れる歟。再考、舊事本紀、景行天皇々子五十功彥命（イコトヒコ）、三川三保（ミホ）君祖とあるは、三保美夫相近し。小川氏は姓氏錄、參河國御使連とあるも、御夫の訛かと疑へり。

大野（オホノ）　今大野町と云ふ、人口千三百、乘本川の上にて、大海の東北一里半なる小村坊とす、山中に阿寺（アテラ）の瀑布あり。大野の近地、能登瀬の白岩湯は鹽類泉、溫七十二度、當國に於て一名泉とす、又大平寺(舊寺領三十五石)てふ關山派の禪林あり。

乘本（ノリモト）　今乘本村と云ふ、大野の南にして、田峰川此にて三輪川と相合ふ、乘本川とは三輪川の一名とす。乘本の東南嶺を鳶巣（トビガス）と稱し、長篠と相對し、距離八町許、天正三年五月、甲州勢が向城をつけし處とす。（鳶巣）改正風土記、天正三年五月廿日、酒井左衛門尉忠次は「竹廣より南にまはる、山路を傳へて鳶巣久間を攻落し候はんには、勝頼前後よりもみ立られ、明日必味方の勝となるべし」と申、奧平美作守貞能を案内者に命せられ、其勢八千餘、終夜險岨を越、廣瀬川を渡り、吉川村松山をへて、鳶巣に取登る、しのゝめ漸々あくる頃、敵の後陣を燒立、鬨の聲をあけゝり、此折ふし長篠の城よりも、城門を押ひらき、奧平九八郎をはしめ突出て、武田方は前後の敵にもまれ防き兼、散々になりて敗走す、兵庫頭信實(信玄が弟なり)以下鳶巣山に籠りし軍士、二千餘人討とられ、祖父山、君が伏床、久間山等の敵の附城とも、悉く責落さる。

山吉田（ヤマヨシダ）（舟着山）　今山吉田村と云ふ、乘本の東南にして、國堺に臨み、板敷川の山谷とす。遠州井伊谷（イノヤ）の嶺脉と東西相分つと雖、皆古生層の地質に屬す、舟着山（フナツキ）を主峰とす。神鳳抄「吉田御園、上分三石、菓子雜用十一石」とあるは此歟、外宮神領目錄に、吉田御園菓子栗六籠といへり。○譜牒餘錄(職史所引)云、元龜三年十月、山家三方衆、權現樣へ別心仕り、甲州の山縣三郎兵衛を、井伊谷筋へ引出し、鈴木石見守重好在所、山家吉田へ多勢を以て押寄、吉田は本城はかり離屏をかけ、二之丸は柵ばかりの體にて候故、扱ありて甲州へ渡し、佛坂と申處へ通り、二里程引退、其時伊平の小屋に、近藤石見守罷在候故、彼小屋へ相移申候。

服部鄉（ハトリ）　和名抄、八名郡服部鄉、訓波止利。○今乘本村、山吉田村、吉川村などにあたる歟。近世服部庄といへるは、大野をもこめたり、寶飯郡服織明神と云ふは、國內帳に見ゆれど此に非ず。按に、延喜式に「踐祚大嘗祭、凡織神服者、神祇官差神服社神主一人、給驛鈴、遣參河國、召集神戶、卜定神服長二人、織女六人、工手二人、訖率長以下十人、將當國神服部所輸調絲十絇、歸向」云々とあるに據れは、此邊當地は古昔神服部の居宅なりしこと推斷すべきも、其遺風は全く後世にきこえず。

吉川（ヨシカハ）　今吉川村と云ふ、乘本の南西にして、新城より吉田を經て、遠州井伊谷に至る間道あり。改正後風土記云、天正元年八月、奧平は甲州勢を欺きて曰く、松平殿吉川筋より濱松へ歸陣せらるべし、其時味方當地に出張し、難所を前に當て、東西よりさしはさみ討ならは、味方勝利疑有べからず、云々。

富岡（トミヲカ）（宇理）　今富岡村と云ふ、吉川、新城の南にして、吉川山の東なる隘谷に居り、人口三千餘、八名郡の治所とす、豐橋の北四里、昔は宇理庄と云へり、近年改號す。康正二年造内段錢引付に「四貫五百文、慈恩院領、三川國宇利庄」と載せ、三河物語に「清康御年廿許の時、西三河の人數八千あり、宇理の熊谷が城へ御働、からめ手のかさへ押上させ」云々。改正後風土記云、享祿二年庚寅、松平清康君は熊谷備中直盛(大成記、直利)が宇理城を責られんとて、軍勢發向し給ふ、此熊谷は武勇智謀人にしられし者なり、然るを織田信定入道月岩に隨順せり、清康君には此宇理攻取り給後は、彌武威盛に成給へば、昔より今川に屬せし東三河の國人も、やゝ心を變じ清康君の御方に隨順するもの多かりけり。

八名鄉（ヤナ）　和名抄、八名郡八名鄉、訓也奈。○今富岡村、長部村なるべし、長部に大字八名井（ヤナヰ）存す。蓋八名部の訛にして、上古の姓氏より出でて、鄉名にも郡名にも唱へられし歟、八名井とは八名部なるべしと想はれ、梁を河瀬に張り、捕魚せる部族か。

吉祥山（キチジヤウ）（八名井）　富岡の西、吉田川の東に屹立する獨巷の孤峰にして、古生層の成生とす、笠頭山と云ふも此峰にや。○三河後風土記云、天正二年五月、菅沼定盈新城を退けるが、吉祥山の麓にて、甲州勢追來れば、返して戰ひ、西

郷(西江とする本あり)まで逃延たり。

渥美郡

(渥美半島)

渥美郡

東三河の南偏にして、本郡と寶飯郡の間に海灣陥入するを以て、一翼は半島を成し、稱して渥美半島と云ふ。山嶽は古生層に屬して、太高峻ならず、村落碁布す。今一郡、面積凡二十一方里、人口十萬、四町、三十二村、豐橋に治す。(八名郡吉祥山南の九村は、地勢本郡に密接すれば、本篇之を渥美郡の下に係く)
和名抄、渥美郡阿豆美と注し、六郷に分つ、(渥美は古姓氏安曇に同じ)後世の俗、或は渥海に作り、アクミとよむは謬れり、近世檢地四萬石、奥郡とも呼ばる。

渥美灣

三河灣海の東なる一支にして、灣首に豐橋市街あるを以て、豐橋灣とも稱すべし、灣南は渥美半島にして、畠田原の二澳あり、北岸には幡豆浦の良泊地あり。
水路志、渥美灣は三河灣中、篠島と矢作川口、生田鼻との一線以東の部分にして、灣入凡十六海里、幅最狹處に於て五海里半、水深凡十一尋以下にして、漸次灣頭に向ひ淺水となる、灣內到る處、底質良好にして、水深亦適度なれば、處々に錨地を得べし、灣の南角は卑低の沙地にして、疎松林あり立馬埼と云ふ、其高さ十呎未滿の低角なり、立馬と篠島の間を中山水道と云ふ。

養父郷

和名抄、八名郡養父郷、訓也布。○今賀茂村金澤村等にあたれり、吉祥山の下、吉田川の岸とす、賀茂に養父てふ部落存ず、西郷村も郷內なりし歟。

加茂

(小野田)

今賀茂村と云、賀茂大明神あり、近世社領百石を有したり、豐川の東一里餘、富岡へ二里。
東鑑、文治二年、賀茂別當領、參河國小野庄等被成御下文、云々、關大曆、文和二年、賀茂神領、參川小野田庄、云々、これは今の賀茂村の事にて、小野田庄とつたふれば、東鑑には田字を脱したる歟。(古蹟考)

西郷

(中山)

今西郷村と云ふは、賀茂の東にして、吉祥山の南とす、西川、中山、萩平等の大字あり。○康正二年造內段錢引付に、「四貫七百五十文、七條金光寺領之內、三河國中山之郷」とあるは此なるべし。西郷とは西郷氏の居れる邑なればならん、西川、中山の二城址存す。宗長手記に、

大永二年、本坂といふを越えて、西郷宿所あないして、熊谷越後守館、勝山、一日ありて
あふち咲くくも井にちりのふとも哉、

と識する勝山は、何所にや。西川城は、二葉松に、天文中西郷孫三郎稙員、永祿年中、同左衛門佐清員、天正年中、同彈正忠家員などいひ、甲陽軍鑑に、甲州勢は西郷山に備を立て、吉田を攻むといふ。駿河國志に、西郷正勝同元正父子、永祿五年、中山の五本松城に戰死し、元正の弟義勝も、元龜二年竹廣合戰に討死しけるが、義勝が遺孀愛子は、其後德川公の侍妾と爲り、秀忠、忠吉を生む、稱して、西郷局と云ひ、駿府寶臺院に葬ると、一書、吉員を孫九郎吉員に作り、其養女昌子、即西郷局と說く、家員は元正の子にして家を嗣ぎ、子孫幕府に仕ふ。○改正後風土記云、永祿五年七月十七日、今川の勢嵩山の城を乘取ける、九月十一日、氏眞又朝比奈備中守泰能に命じて、西郷彈正左衛門正勝が五本松の城に夜討せしむ、正勝は先年岡崎の城を清康君に讓り進らせし、昌安入道の孫なりしが、近年神君より本多百助信俊を以て招がれしかば、御味方に參る、しかのみならず野田の菅沼新八(西川)段嶺の菅沼小法師、長篠の菅沼左衛門、設樂越中守等をも追々すゝめて德川家へ降參せしむ、氏眞かくと聞て大に怒り兵を發す、正勝寄手を引受散々に防くといへども俄の事にて人數も少ければ、正勝終に討れたり、嫡子孫六郎元正月谷の城に有て、是を聞て早速に馳來りけれども、從兵僅に十四人、大勢の中に切て入、おなじ枕に討死す。○駿河國志云、三河國西郷庄嵩山月が谷の城主、西郷正員は、享祿二年、松平清康に屬したりしが、又今川氏に降る、其子正勝、永祿四年月が谷より中山の堂山に移り、又五本松に移る。

嵩山

(月谷)

又嵩瀬に作る、西郷の南にして、遠州三箇日、氣賀へ通ずる山道にあたる、今嵩山村と云ふ、國內帳、八名郡柄山明神あり、此歟。
嵩山の東なる界嶺を、本坂越と云ふ、此山道は東海道御油と天龍川の間なる別路にして、古代は二見路と稱せられ、近世姫街道といへりとぞ。

玉川

今玉川村と云ふ、嵩山の西にして、豐橋の北東一里餘、近年長彥、長良など云へるを合併して、新稱を建てたる也。

和太郷

(下條)

和名抄、八名郡和太郷。○今嵩山村、玉川村、下條村などにあたる、玉川の邊に和田てふ部落のこれるあり。
下條は吉田川の東岸に沿ふ、三河物語に「永祿中、東三河の國侍は設樂一番に御手をとり、其について西郷御忠節なり、次に野田の菅沼新八郎、下祥の白井が御御方を申」とある下祥は此歟。○古蹟考云、昔の豐川路は古宿より三明寺、當古へ出て河を渡り、和田、金田、岩崎等を經て、雲谷を過ぎ、遠江國へ入る、國內帳に和田天神あり、されば此邊は海道記に峰の原と云へるにあたる歟。

美和郷

和名抄、八名郡美和郷。○今三輪村なるべし、下條、嵩山の南とす、豐橋の東北に隣る、三輪

村々神之郷とも云へるは、美和(古書大神また神にも作れば)の遺唱に外ならず。○神之郷村大字神谷は神鳳抄「神谷御厨、内宮十石、副進十石、莫子雜用二十石」とあるにあたる。

石巻山（イシマキ）　三輪村の神之郷山是なり、本坂嶺の南にて、參遠兩州々界に廣布する、古生層山嶽の南端とす。延喜式八名郡石巻神社此に在りて、謂ゆる美和大神を祭る、文德紀、仁壽元年石巻神授位。○赤岩法言寺は、石巻山の下に在り、眞言宗の古刹と云へり。

多米郷（タメ）　和名抄、八名郡多米郷、高山寺本、多米郷。○今多米村存す、石巻山の南にして、遠州々界に密接す。

幡太郷（ハタ）　和名抄、渥美郡幡太郷。○今豐橋の邊なるべし、神鳳抄に秦御厨と云ふを改め、近世吉田方と云へる諸村中に、羽田てふもの遺れりとぞ。(今吉田方を村名に轉す、豐橋の西とす)

豐橋（トヨハシ）　今豐橋町、人口二萬、東參河の都會とす、吉田川(一名豐川)の南岸にして、渥美海灣より上流一里半許とす。鐵道東京百九十哩、名古屋四十五哩、又設樂郡に至る支線鐵道あり、豐川線と名づく。

招客古稱吉田、樓佳妓妙久喧傳、倚欄長袖豐斑纈、
露指摻々最可憐、　　春濤

(吉田)(今橋)　豐橋は舊名吉田、維新の際之を改む、中世今橋（イマハシ）と云ひ、古の飽海の新神戸、秦御厨等の地なれば、今も神明宮ありて、祇園社と共に、豐橋の大祀とす。○此地は昔より東海道の驛路にあたり、北岸は延喜式の渡津驛（ワタウヅ）にして、謂ゆる然菅（シカスガ）の渡なり、親行海道記に「わたふ津の今道」とあるは、道もしくは橋の誤にやあらん、永享四年堯孝富士紀行に「今橋、矢矧より八里、御泊にてあかずあけゆく月を見て、夜と共に月すみわたる今橋やあけすぐるまでたちぞやすらふ」云々と見ゆ、宗長手記に「大永三年六月九日、三河國土羅（ドロ）一向堂、一日逗留、十日に今橋、牧野田三一宿、十一日遠江吉美に着」と載す。又鄙曲の海道(鄙曲撰要に追加せらる)

宮路の山中（ヤマナカ）中々に、問へば遙けき吾妻路を、渡津かけて見渡せば、(盛久東國下には「わたうど今橋打渡（ワタウド）」云々)新今橋（ニヒイマバシ）の今更に、立歸る橋柱、あらしの音も高師山、

とあれば、架橋を今橋と呼びしが、宿名にも轉じたる也。○東行話說云「狩人の矢矧に今宵宿りなば明日や渡らん豐川の水」と詠みたるは、此川上の瀬を渡りたるにや、山の姿は替事の容易ならぬ共、水の流れは疇昔の間も定めなき物ぞかし、既に「吉田通れば二階から、ちよいと招くしかも鹿子の振袖が」といひしは、まだ五十年には過ざるべし、老人は初罝大形染の木綿振袖だに、虱宿かる旅寢の床とや成ぬらん。

想ひやる今日は都の神祭ここを吉田の里ときくにも、
(光廣卿春曙紀行)

吉田城（ヨシダ）　豐橋市街の北偏にして、吉田川に沿へり、今歩兵第十七旅團の本部にして、又第十八聯隊營あり。

吉田東三河之義申付候、異見可仕候、至吉田小郷、一圓に出置候、其上於入城者、新知可申付候、已來山中之義、可爲所務候、段借錢向下共、不可有異儀者也、仍如件、

永祿七年甲子六月廿二日　　藏人家康

酒井左衛門尉殿(慶元文書)

天野文書、天文十四年、今川義元感狀に「今橋城、小口取寄候時、了念寺え可相移之由、下知最前踏入」云々、同時雪齋長老の狀には吉田城と記す。ここは永祿七年、德川家の將、酒井左衛門尉忠次の居城と爲りけるより、天正十八年には、池田左衛門尉輝政、當國十五萬石を封賜せられ、本城へ入る。慶長五年、輝政東軍に應じて功を立て播州へ轉じ、爾後德川家の故將、松平(竹谷)玄蕃頭家清、松平(深溝)主殿頭忠利、寛永九年、水野隼人正忠清、正保元年、小笠原壹岐守忠知、元祿十年、久世讃岐守重之、寶永二年、牧野備前守成春、正德二年、松平(長澤)伊豆守信祝、七萬石、子孫傳世して大政維新に至る。○二葉松に「吉田は初め今橋城と曰ひ、永正二年、駿州今川殿の命により、牧野古白之を築く」と、牧野氏は寶飯郡を本居とし、田三（デンサン）を家の通稱に呼び、紀姓田口の裔孫と傳ふ、三河物語に、松平清康牧野傳藏が兄弟四人を下地堤に討り、吉田城を取り、田原の戸田氏を屈服せしめたる由を載す、曰く「清康吉田へ攻入、田原へ押寄させ給ひければ、戸田も降參、又吉田へ押しもどさせ給ひて、十日御逗留の中に、山家（ヤマガ）三方、作手（ツクデ）、長間、段嶺、野田、牛久保、設樂、西郷、二れん木、伊名、西之郡何れも降參し」云々、又同書に永祿七年、吉田攻の事を記し、「吉田へ取詰め、紀研寺の砦には、鵜殿八郎三郎、醋塚（カスカツ）の砦に小笠原新九郎、二連木口の取出をば卽戸田丹波守がもち、家康下地へ御はたらき」云々。○改正後風土記云、岡崎の御家人等は、永祿四五年頃まで、人質を駿府へ出し置もの多し、今川方小原肥前守鎭實、吉田にてこの人質を預りけるが、松平手切ゝ聞て大に怒り、岡崎方の人質十一人、吉田の城外龍念寺口に於て串指にしたりける、永祿七年六月、岡崎より酒井忠次を先手として、吉田城を烈敷攻給ふ、小原も武功老錬の將なれば、力を盡し防ぎ戰ふといへども兵粮も次第に乏しく、朝夕落方を求る折節なれば扱となり、城を開て東三河一圓に德川殿御領に引渡す、即忠次には吉田の城を賜り、東三河の諸士を皆其手に屬せしめらる。○德川御實紀附錄云、元龜二年四月、武田信玄三州へ攻入由聞え、濱松より吉田城へ御歸座あり、信玄の先鋒山縣三郎兵衛多勢にて攻來る、君は三の曲輪に御覽あり、敵のさま我をおびき出し、彼の松原に伏兵もて討

むとするならんと宣ひしが、敵方よりは土橋まで進來り引取しとぞ。

悟眞寺（ゴシン） 豊橋關屋町に在り、淨土宗、貞和五年善忠上人開基、堂宇壯大なり。此寺に往昔より濱納豆といふ菓子を造り、一名物とす、昔後水尾法皇の御所に獻り、「ひくしきに渡りかかれば三河なる濱名は浩ちて此に八橋」の興歌を賜りしとぞ、故に今八橋納豆と稱す。御津神社の古經卷の奧書に「於三州今橋悟眞寺、住持比丘慈智寫(中略)應永十六年十二月廿九日申刻畢」と見ゆ、(古蹟考)

飽海（アクミ） 今豊橋町の東偏の舊號なり、飽海神戸といひ伊勢の封邑たり。近世飽海と渥美を混同し、渥美にアクミの傍訓を加ふるは、渥美本神戸と飽海新神戸との差別を知らざるなり。神宮雜例集に「參河國本神戸、廿戸號渥美神戸、新神戸十戸、號飽海神戸、新々神戸十戸」云云とあるにて、其誤を正すべし。

(飽海河)

類聚三代格によれば、飽海河とあるは、豊川の一名にて、當時此に東海道の渡船を置かれたり（矢作川の條を參看すべし）

寛正五年三月、可早任先例云々、三河國飽海神戸事、右件神戸者、停止御神領、每年日入上下、其四箇神役之外者、自往古不致雜役之所、云々（古蹟考所引氏經記）

仁連木（ニレンギ） 今豊橋町の東北偏にして、飽海と相接す、又楡木に作り、二禮木に作る。戰國の頃、戸田氏の城邑とせる所なり、田原(戸田)康光の子、丹波守宣光、元龜二年甲州勢の爲めに二連木を追落され、(宣光の子、主殿助重貞戰死す)後之を回復し、天正六年、康長(重貞の子)松平の氏號を賜ふ、信州松本城主の祖也。

(二連木)

甲陽軍鑑云、元龜二年四月、信玄吉田へ御馬を向らる、二連木と云所に取出仕、家康衆防居る、總軍を以て大手へ（彼寄其上搦手へ山家三方、小笠原、山縣衆衝、之を見て城を明け、引取也。○三河物語、永祿の比、二れん木の戸田內通、吉田(今川の將朝比奈之を守る)より人質を盗取、吉田と二れん木の間、相井たる所なれば、何の相違もなし、云々。又天正三年、勝頼遠州より東三河へ押出して、二れんぎへ働き給ふ、其時家康の御陣は、吉田に立て、はおかみ原にて、はげ敷あしがる有て、勝頼は其より引入給て、長篠へ寄掛る。

(蕃)

古蹟考云、仁連木は古名蕃（ハシカミ）と云へり、神鳳抄に「蕃御厨六石六斗」、外宮御領目錄に、料田六十六丁、段別一升宛」とあるにあたる、吾妻鏡に「本神戸新神戸、大津、伊良胡、蕃、橋良を六所の神封と爲す、橋良（ハシラ）は今の福岡村なり。

(橋良)

飯村（イムレ） 今豊岡村と改む、豊橋市街の南にして、東海道の路線之に係る、吉田二川兩宿の中間たりき。

牟呂（ムロ） 今牟呂村と云ふ、吉田方（ヨシダカタ）村と相並び、豊橋の西なる床南に居り、渥美海灣の奥にあたる　國內帳に、渥美郡、牟呂天神を載す、牟呂を後世牟呂に訛れるごとし。○天文二年、松平清康横死し、其子仙千代(廣忠)尚幼、叔父信定之を立るを謀る、仙千代伊勢に奔り、又今川氏の援助を乞ひ、遠州掛塚に移り、暫之に居り、後今橋の牟呂に移る、當時今橋は今川氏の持城なりければ、牟呂を仙千代に與へられし也、天文五年九月とす、(家忠日記増補)尋いで大久保忠俊の計謀に由り、仙千代岡崎城へ歸住す。

(吉田方)

三河物語云、廣忠十三の御年、父におくれ、拾三伊勢へ御濃入、拾五の春、今河殿より加勢、三河の國もろの郷にうつらせ給ひて、拾七歳の春、御本居被成、岡崎へ入給。

高蘆郷（タカシ） 和名抄、渥美郡高蘆郷。○今大川町、高師村、野依村、細谷村、高塚村など、豊橋の東南なる地にして、南は大海に至り、東は遠州濱名郡とす。神鳳抄に「三河國高足御厨、內宮十石」とあるも郷內に在りしならん、同書に野依（ノヨリ）御厨、岩前御厨なども見え共に近地とす。

(野依)

更科日記、(長元五年)に「三河の國高しの山といふは、はしは名のみして、橋のかたちもなく、なにの見所もなし」とあるは高橋の山とききとがめて、橋の有無を[illegible]じたるにすぎし。

按に、古事記玉垣宮(垂仁)段、御子大中津日子命者、吉備之石无別、許呂母之別、高巣鹿之別等祖とありて、許呂母は當國賀茂郡擧母郷にあたれば、高巣鹿は高蘆郷なるべし、高塚の村名さへのこれば、古語高蘆（タカシ）を方俗高巣鹿ともいひ、後世高塚と訛れる也、巣鹿は又須賀に作り、之を塚に訛れる例、諸州に多し（○海土遠江道記に

(高巣鹿)

たかし山にて、陶坏造るところを問ひて、

ただならぬ高しの山のする造り物思をぞ焼くとすときく、

とあるを、古蹟考に傍證して、今高師山の內、大津と植田の間なるタイゼシに、土中より土器をほり出すことあり、大將に使用せられし陶坏なるを、此より[illegible]進したる歟、云々。然れども大津植田は驛路の由る所にあらず、宇谷（ウノヤ）の邊に土中陶器の出づる所ありと云ふ、陶主に云ふ所は宇谷なるべし、如何。また土中發見の土器は、時代に種々あり、別に鑑定を要す。

高師山（タカシ） 高蘆郷の岡嶺にして、大岩山の邊、東海道の古路に專此名あり。また遠州白須賀、濱名湖の邊までも及ぼして、廣く高師山と呼ばるることあり。盛衰記に「源氏は矢矧川に程近き、高志二村の軍兵野にも山にも、隙ありと見えず」と載す。貞應二年源光行海道記「豐河を立て、野くれ里くれ、はるばると過れば、峯野原と云所あり、日は野の原の露より出て、若木の枝にのぼらせ、雲は峯の松風にたれて、山のいふ天とひとつに染たり、遠

望、感、心情つきがたし、
山の端は露より底に埋もれて野末の草に明くるしののめ、

やがて高師山にかかりぬ、石利を踏んで大岩山を打過れば、焼野が原に草葉萌出て、緑の色煙をふくむ、此林地を過ぎ行けば、山中に橋川あり、これより遠江國にうつりぬ。（此焼野原は今の梅田村の東方より、二川あたりまでの地なるべし、一里に余る野をホンノと訓み、本坂越に引きて、高師山の普門寺を古名高師寺と云へりき、あれど、形勢吻合せず。又高志、大蔵とある大蔵、詳ならず、大岩山のこと歟。又高師山に二村山、名所を[illegible]る故人多し、是は明應の[illegible]、永享の[illegible]、以下皆然り、謡曲盛久東下りにも「わたらど、今橋打渡り、雲と煙の二村山は、高師の名のみにして、野里に道や續くらん」とつづけたり、[illegible]更科日記に高師の次に二村をあげたる記事のあるを見て、後人高師を二村に同じと誤解したる歟。

二川（フタカハ）

今大岩と併せ、大川町と改む、人口二千、鐵道停車場あり、春曙紀行に「玉くしけけふ二川のあけゆけば是も三河の内とこそきけ」とよまれたり。

流れてはいつれの瀬にかとまるべき淑をわくるふた川の関（夫木）

大岩山（オホイハ）

二川宿の北なる山にして、岩石錯峙す、中にも亀岩と號するは最奇偉なり、岩下に觀音堂あり。〇永享四年覽富士記云、大いは山とかやのふもとを過侍るに、ふりたる寺みえ侍り、本尊は普門示現の大士にておはしますよし申侍しかば、しばし法施などたてまつりし次に、

君が代は數も知られぬさされ石の皆大岩の山となるまで。

梅花無盡藏云、出三戸（ミト）里大昌寺、疾風暴雨、午後宵大岩寺、入見石、熊坂石等險、晩間歴逆河（サカヒカハ）、入遠江乘（キミ）里、見

濱名湖。〇光豐卿元和四年東道記云、吉田の大橋九十八間あり、城は外へ見えず、大岩に行く程に、山に大なる岩ほあり、山の頭に烏帽子を着たる様なり、其東に比叡山に似たる山あり、烏帽子きたるは小比叡に似たり。又同じ人の春曙紀行に、二川の町を出て、うみみちの松影をゆくゆく遠望せしに、東の空に當りて富士山、いと白雲の様に、さすがに山高しるく見ゆ、云々

谷川（タニガハ）

按ずるに、鎌行東關紀行に「参河遠江の境に、たかしの山ときこゆるあり、山中に越かかる程に、谷川の流れ落て、岩瀬の浪ことごとしく聞ゆ、堺川と云ふ、

岩つたひ打ち渡す谷川の音も高師の山に來にけり」

此堺川の事を、今谷川村と呼ぶ、又宇谷（ウノヤ）と稱す。舟形（フナカタ）山普門寺とて、眞言宗の古刹あり、近世寺領百石を有したり、此は多米郷と相隣り、二川の東北也。（宇谷）宗長手記云、大永三年、今川氏親入國ありて、遠州静謐とはいへども、隣國の凶徒等たゆる事なし、三河國境舟方（フナカタ）といふ山に城方ありけるを、田原彈正忠（戸田）諏訪信濃守以下、濱へ榮催し、舟方の城打落す、城守多米又三郎（今川方）討死し、敵この城を持つ、朝比奈泰以時をうつさず濱名の海渡海して、即ちおさへ數多討捕、則奥郡過半發向して、新川に歸城す。（船方）

高塚（タカツカ）

今七根村と合併して、高根と改む、二川の西南二里、海濱に居る、高塚の東に小松原、小島（今合併して小澤村）細谷（ナツヤ）などあり、白須賀に至る三里半、小松原に東觀音院と稱する、臨濟宗の一字あり、舊寺領百石。

磯部郷（イソベ）

和名抄、渥美郡磯部郷、訓以曾倍。（今磯邊村、大崎村、植田村、老津村、杉山村などにや、高師郷の西にして、内灣に沿へる地方とす。今の磯邊村は舊小濱、草場など云へるを改めたるなれど、其所以あることとなるべし。

老津（オイツ）

今老津村と云ふ、舊は大津にして、東[illegible]に「大津神戸」、二宮[illegible]御料と云ひ、[illegible]にあたる[illegible]。又[illegible]行、七條院御所[illegible]門[illegible]が、永禄年中、宗長公より大津七百[illegible]の[illegible]はりて、宗[illegible]を再興したるも此とす、[illegible]大津は[illegible]名所に老津島、藁部（ワラハベ）浦を云へるも[illegible]二葉松に之を[illegible]へたり、然れども一説に老津島、[illegible]を近江國とも[illegible]をたり。〇大津の東は西に小[illegible]所々の断崖に貝殻[illegible]、[illegible]時代の遺跡たるを見る、北は植田大字に[illegible]（大津）（植田）

大崎（オホサキ）

今大崎村と云ふ、近世大給松平[illegible]、旗本三河[illegible]の食邑たりし、三州大崎は此[illegible]、大津の北に隣る、高師川此に來り、海灣に注入す。

杉山（スギヤマ）

今杉山村と云ふ、老津の南に隣る、和名抄、杉山御薗、神鳳鈔等に載せ、南東は[illegible]植田川の大字に境る、

田原（タハラ）

今田原町、人口三千六百、老津の西南一里、南に大洋を負ひ、北に江灣を抱く、近世は三宅氏の居邑たり、之より先戸田氏の邑たり、

田原戸田氏の祖、彈正左衞門尉宗光は、[illegible]上野城に[illegible]にて、松平和泉入道信光の女を娶り、正[illegible]三條殿を本家とし、其家領の下司たりしごとし、宗光田原に移り、（田原は神鳳抄に[illegible]内御薗、[illegible]、[illegible]新神戸（ニノミ）と並せ、伊勢神領なりし地也）康光、政光、康光、宣光、相續す、宣光の妹は松平廣忠の後妻たり、田原殿と稱せらる。

三河物語云、竹千代様（家康）六歳の時、質物として、駿府へ御下向、西之郡にて御舟に召れて、田原へあがらせ給、田原の戸田少弼殿（康光）は廣忠の御しうと也、竹千代様のまま祖父なれども、小田（信秀）へ永樂千貫文に、竹千代様を賣らせ給。（改正後風土記云、康光が子五郎政直は、俄に心を變じ、織田家へ内通し潮見坂に伏兵を置き、竹千代君を奪取る、其後康光は五郎政直と心

を合せ、竹千代君を船に乘せて、尾州熱田に送る、宣光二連木へ移り、田原は今川家より守兵を置かれしが、永祿七年、本多廣高（家康の將）朝比奈元智を帥ちて之を取る。○改正後風土記云、永祿七年、田原の城攻取べき旨、本多廣高に仰付らる、廣高花の郷に砦を構へ、數日田原を攻めて、遂に之を取る、神君廣高が功を賞し給ひ、此城を賜りて移り住しめらる、其上近邊悉く廣高が所務として、彼進退を任せ給ふ（寬永集）

(甠)

今度田原城之取出申付、爲其恩賞進置地之事、

一二百貫文　田原之郷　一百五十貫文　吧之郷

一五十貫文　二崎之郷　一五十貫文　白尾之郷

一百貫文　浦之郷　一七十貫文　與地之郷

一百貫文　新田并之郷等二所

一田原之城、諸々以□普、可取置之、宮代之事、其方へ可申付、并室王山寺之儀事、

一進置地之内、一間之諸役等所務、其方可爲計事、

右之條々、永不可有相違、若此内於不足者、以他之地、可進置之、縦自何雖何儀、彼地者末代可爲本地、田原惣地分檢注之、於進置地者、可免之者也、仍如件

永祿七年甲子六月日　家康御判

本多彦八郎殿

廣高追々近邊を攻取しかば、赤澤、大久間、高松、赤羽根、神部等すべて賜ふ所七千餘貫の地なり

田原（タハラ）城址

田原町に在り、相傳ふ、明應年中、戸田彈正左衞門尉宗光之を築き、四傳して康光に至り、今川家、德川家の取る所と爲り、池田輝政領國の時、其老臣伊木清兵衞忠次之を守る。慶長六年、戸田康光の弟、光忠（庄左衞門）の子、土佐守忠次に賜ふ、忠次の孫、山城守忠昌、肥後天草富岡城へ移り、（寬文四年）三宅土佐守康勝之に代る、封一萬二千石、世襲して明治に至る。天保十年、三宅氏の老臣、渡邊登（號崋山）法に問はれ處刑、其申渡云、其方、主人領分、三州田原は遠州洋中へ出張候場所にて、海岸懸相心得罷在候に付、海防手當は勿論、蠻國の事情に通じ、主人の輔翼に相成度心底にて、高野長英、小關三英、幡崎鼎と交り蘭書を學び、去年參向の甲比丹ライマンより説話等傳聞し、其上追々蘭書の理義相分候に隨ひ、彼國の政教武備等、行届候樣に存候而、主人領分海岸手當等の儀深く心配いたし、異國船の儀、近年御出候通、打拂被仰付候ては、後來恨を結び不可然旨存迷、愼機論、并に海外事情を相答候趣の書面を綴り、右之内には井蛙鳴鳩、或は盲瞽想像等の譬を取、其外恐多事共を相認、御政事を批判致候段、畢竟海岸御手當薄く候ては、不慮の義有之節、國家の御爲不相成儀と、一途に存過し候心底を以、自問自答之心得にて、右之通認置候得共、右始末不慎公儀、不敬之至り、重役相勤候身分別て不屆に付、主人家來へ引渡、於在所蟄居申付」登服罪、慨何ならずして、憤慨自殺す、後人之を悲む。

浦（ウラ）

今吉胡、波瀬、片濱などゝ合せ、童浦（ドウホ）村と改む、田原の北にして、海灣に突出せる陸角なり、沙嘴を大洲（オオス）埼と名づく。二葉松に「老津島とは、浦村より續き洲崎をいひ、名寄に、紫式部

三河におい津島といふ洲崎に向ひて、童（ワラハベ）の浦と云ふ入江の、をかしきを口すさびによめり、

老津島々守る神やいさむらむ波もさわがず童部の浦」

とあるを引きたり。此入江は面積一方里に餘り、水淺く堆洲散在し、其東岸には大崎、大津、南岸には田原、西岸には吉胡、浦村等あり。○大洲（オホス）埼は高さ十呎未滿にして著明ならず、其内側には淺水灣あり、高師川之に注ぐ、大低潮に於ては、通路に熟するものに非されば、此邊小舟をも行り難し。（水路志）

(童浦)

(大洲埼)

吉胡（ヨシゴ）

今童浦村の大字とす、其西に笠山と稱する一峰屹立す、渥美海灣の一目標とす。吉胡は神鳳抄に見ゆる伊勢の御厨なりき。

姫島（ヒメ）

今童浦村大字波瀬の海中、一海里許に在り。水路志云、姫島は其山尖頭にして、高さ二〇一呎、渥美灣中屈指の好目標とす、船舶は中山水道に來れば、立馬埼の上に此島を見るべし、尚此埼に近接すれば、此島と其右方に當る笠山とは共に等邊三角形にして、恰も二島相并ぶが如き觀を呈す。

渥美（アツミ）郷

和名抄、渥美郡渥美郷。○高山寺本には訓註なけれど、刊本には安久美と註したり、因りて東鑑（并に神宮雜例集）に見ゆる飽海神戸を以て之に擬するものあれど謬れり、渥美は本神戸にして、飽海は新神戸なれば、全く相異す。此渥美郷は今も神戸村と云ひ、六連村高松村及び田原などをも籠めたるならん。本郡の中央にして、上古安曇（アツミ）氏の海部の來住して、地方を開きたる故邑とおもはる。

神戸（カンベ）

今神戸村と云ふ、田原の南に接し、外洋（遠州灘）にのぞめり、神戸の東六連村に、神鳳抄、濱田御薗の故地あり、又古今要覽稿に、神戸郷谷之口（ヤノクチ）村に土中より、寬政三年、銅鐸三口發掘したることを載せたり、谷之口は田原を去る一里許。

奉造健鋳口、三河國神戸郷、一味山永興寺、現世安穩、後生善所、致信心誠者也、

文龜三年癸亥仲冬吉日　願主守阿彌陀佛

これは金口の銘にて、兜足神社に在り。（古蹟考）○谷之口の古銅器は、一高三尺四寸重九貫目、一高二尺四寸五分八貫目、一高八寸六分、續後紀「承和九年六月、若狹國進銅器、其體頗似鐘、是地中所掘得也」とあれば、其類にて編鐘とも云ふべき歟、古書にはこれを鐸ともいへど、正き名にあらず。（閑田耕筆、參河古蹟考）

按に、神宮雜事記、垂仁朝に「皇太神、三河國渥美郡一宿御座、國造進渥美神戸」と云ひ、延喜式に「參河國封戸二

十戸」、雜例集に「參河國本神戸廿戸、號渥美神戸」とある、皆此神戸とす。古蹟考に、鵜海をば本神戸と爲して合せるは疑ふべし、本封ゝ新封を錯亂する歟。○三河雀云、神戸久丸大明神は社領三十五石、正月初日の日に久丸といふ祭あり、氏子七郷、門戸を閉おて出でず、荒神なり。

大壁郷（オホカベ） 和名抄、渥美郡大壁、郷訓於保加倍。○今詳ならず、此郷の位置より推せば、田原の西なる大久保、江比馬などの邊にやあらん。

大久保（オホクボ） 今大久保村と云ふ、田原の西一里半、長興寺（チヤウコウ）と云ふ曹洞宗の名藍あり、僧春尚開基、近世寺領百石、○大久保の西を野田村とす、蘆池と呼ぶ一池塘あり、其傍に阿志神社存す、是は文徳紀、仁壽元年授位、延喜式、渥美郡の一官祠とす。

（長興寺）（蘆池）

徳川御實紀云、慶長十五年閏二月十六日、三州大久保藏王山にて狩し給ふ事あり、參遠の人數驅り出して勢子とし、數十里を圍む、群卒凡二萬人、狩立る聲銃矢の音、山谷にひゞきて雷霆のごとし、其日の獲物鹿二十餘頭、猪狐兎の類數多あり。○三河雀云、瀧雲山長興寺は小本寺なり、天南、祥山、大通、希舜、琴宗、光國の六派の末寺より、當山幷びに萩原村龍溪院、野田村泉龍院へ當番す。

江比間（エビマ） 又醉馬に作る、今泉村と改む、古の〈神鳳抄〉泉御薗の地歟、田原の西三里、渥美灣に臨む。

村松（ムラマツ） 江比間に接し、泉村の大字とす。三代實錄に「貞觀二年、參河國、獻銅鐸、高三尺四寸、徑一尺四寸、於渥美郡村松山中獲之、或曰阿育王之寶鐸也」、とあるは此地の事也。

赤羽根（アカバネ） 今赤羽根村と云ふ、蘆池の南にして、田原の西南二里、大洋に面へり。○外宮出納所給人引附云、觀應元年七月、廳宣、三河國渥美郡赤羽禰七郎次郎、寄進御贄干鯛百隻、長一尺三寸〈古蹟考〉

水路志云、凡濱名湖より西して、舊の大山燈臺の近傍に至る、凡二十五海里間は、俗に屛風岩（ビヤウブ）と稱する顯著なる黃崖にして、水際より直立し、其高さ一〇〇呎より二八〇呎に至り、崖面に數多の小谷小溝あるを見る。

大山（オホ） 渥美半島の骨格を成せる、古生層の最高峰にして、赤羽根の西にあたり、三百三十米突許、海崖に隆起したり、山麓に越戸（チツト）、和地の二村あり。

和地郷（ワチ） 和名抄、渥美郡和太郷。○古蹟考に、和地郷は一本に和太に作れど、今和地村存れば、太は地の誤なるべしと云へり。原書和太の上には、幡太と云ふがあれば、幡太の太を和地にもまぎれたる歟、かかる例は寫本に往々あり。さて和地郷とすれば、越戸の邊より西、伊良胡までの地をこめたる也、國内帳、渥美郡和地天神。

福江（フクエ） 今福江町、人口二千七百、田原を去る四里餘、大山の西北にして、渥美灣の一支港を抱有し、遙に幡豆（ハヅ）浦と對す、舊名畠（ハタケ）と稱し、海陬の一大邑なり。畠の東に泉福寺と云ふ天台宗の精舍あり、舊寺領百十七石、畠の西に御厨原あり、中山村に屬す。

（畠）

立馬埼（タチマ） 畠（福江町）の西北一里餘、伊良胡の北東北二里餘なる陸角にして、伊勢灣と渥美灣の交界を成し、西北は佐久島篠島等に對し、知多の師（モロ）埼と相望む。

水路志云、立馬埼より東方凡二海里、沙濱の盡くる處に畠の港あり、良港の如く見ゆるも、水甚淺し、然れども渥美灣内に於ては、小船の最良泊地とす、畠の西を中山（ナカヤマ）村と云ふ、中山の西は三河灣門にして、中山水道と云ふ。

（中山）

伊良胡埼（イラゴ） 畠の西南二里にして、伊良湖村と稱し、其（西南）大洋に面する方には岡陵ありて、突起百四十米突に至る。岡陵の内方に斥鹵ありて、池沼を生ず。此埼山（サキヤマ）は渥美郡の盡頭にして、志摩の答志（タフシ）に對向し、伊勢三河兩海灣の門戸にあたる、之を母子（ハハコ）埼とも云ふ。明神祠あり、國内帳に正三位伊良久（イラク）大明神とあるは是也、近世神領廿五石、又堀切神明あり、これは東鑑、神鳳抄等に見ゆる、伊良胡御厨の所與。

（伊良久）

二つありける鷹の、伊良胡わたりすると申ける、一つの鷹はとゞまりて、木末にかかりて侍ると申す、

すた渡りいらこが崎を疑ひてなほ木にかかる山かへりかな〈山家集〉

保美の杜國が許より、伊良古崎へ一里、三河の國の地續きにて、伊勢とは海を隔てたる所なれども、萬葉には伊勢の名所に入られたり、此洲崎にて碁石拾ふ、世にいふ伊良胡白とかや、崎山と云は鷹を打所也、海のはてにて、鷹の始て渡る所といへり、伊良胡鷹、歌にもよめりとおもへば、猶あはれなる折ふし、

たかひとつ見つけて嬉しいらこ埼　桃青

水路志云、伊良胡は大山の西方七海里に位し、隆起する一七二呎の多岩角なり、其東方七鏈に尖岩あり、高さ五〇五呎、此埼西に於て屢々激潮を見ることあり、而して潮流は極めて強く、漲潮は北に流れ、落潮は南に流る。

五十良兒島（イラコ） 今の伊良胡の地の舊名とす、海洋の間に在りて、殆ど島洲の狀あれば此名あり。萬葉集に、

行幸于伊勢國時、留京柿本朝臣人麻呂作歌、

潮さゐに五十良兒の島邊榜ぐ船に妹乘るらむか荒き島ねを、

麻績王流於伊勢國伊良虞島時、々人哀傷作歌、

打麻（ウツソ）をみのおほきみ白水郎（アマ）なれや射等籠が四間の珠藻かります、

空蟬の命を惜み浪にぬれ伊良虞能島の玉藻苅りめす。

（射等籠島）

正徹日記、文明五年八月、伊勢國大江といふ所より舟にのり、いらこのわたりとて、すさまじき所をこし侍るに、こよひは十五夜なりけり、昔は所々にて歌などよみ侍しに思ひの外なる心なして、かぢの枕に經もる月をわづかにみて、

　いにしへも思ひいらこの月みれば櫂の雫に落涙、

十六日、舟よりあがりて、潟濱とて浪の荒々しき所を越侍る（今[illegible]村に大字片濱存す）古今著聞集にも

　正上座といふ弓の手、わかかりける時、參河の國より熊野へ渡りけるに、伊勢國いらこのわたりにて、海賊にあひけり、云々、

とのせたり

信濃國

信濃（シナノ）國　北陸東山の間なる大國にして、地勢最高く、我中原の屋棟と稱せらる。富士火山帶之を通じて南北に走り、飛驒、樺太の二大山脈の左右より來り會ふ所とす、故に山河糾紛として、形狀太だ錯雜す。大略、木曾谷、伊那（イナ）平（天龍峽谷にして諏訪湖邊をも攝す）松本平、善光寺平、上田平、佐久（サク）平等に分つべき歟。今面積凡八百五十方里、十六郡、一市、長野縣を置き之を治む。

信濃は和名抄、之奈乃と註す、古書科野（シナヌ）に作れり、（古事記并に舊事紀）其國造は神八井耳命の裔にして、國造本紀に據れば「科野國造、瑞籬朝御世、神八井耳命孫、建五百建命定賜」と云ふ、諏訪下宮の神主は此國造の後にて、金刺氏と云へり。養老五年、信濃國を割き始て諏方（スハ）國を置れしが、天平三年に至り、諏方國を廢し信濃國へ併す。（續紀）木曾（キソ）谷は元美濃國惠奈郡絡上郷の地とす、後世當國へ入り、筑摩郡の域内に定めらる。○信濃路・科野坂の嶮峻は古書に多く著る、西堺美濃より登る神（カミ）坂、東堺上野より登る碓氷（ウスヒ）坂、共に信濃の坂と稱せり、東山道とは原此坂路經由の謂にして、後の中仙道、木曾路と云ふもの皆同じ。信濃、中世以降修して信州（シン）と唱ふ。

書紀通證云、信濃、科木（シナノキ）出於此國、其皮甚靭强、今用以飾馬鞍鐙、蓋皆之類也、或曰諏方社裝束、亦用此物、古式也、神樂歌曰、

　木綿（ユフ）作る志那の原にや朝たつね汝（マシ）もかみぞや遊べあろべや、

延喜式、年料別貢雜物、信濃國上野國、俱有樺皮、蓋當國更科郡、埴科郡、倉科郷、穗科郷、上野國辛科郷、男信郷、笠科郷等、亦皆與同出于此地也、（今按、此に擧ぐる外に當國に科郷、當信郷あり、又埜科神社、三代實錄に見ゆ）○古事記傳云、志那と云ふ木は謂ゆる榻（タク）なり、其樹の皮しなしなしき故に名づく、今も紙布（シナヌノ）、多布（タフヌノ）布などを出す、信州の名産なり、多布と云ふも楮に織れる布なれば多久の語とす、多久を楮と云ふは古書に見えざれど、此國の方言なるべし。○郡郷考云、信濃は冠辭考に、此國山國なれば級坂ある故なりといはれき、又諸國名義考に萬葉集に三薦刈（ミスズカル）信濃の國とよめれば、篠野なりと說かる。○信濃の名義は、級坂云々の說固より緊切ならざれば採らず、三薦刈の冠辭に因り篠野と說くは、一應尤にきこゆされど、語言の轉あるままに云ひ出でたる者ならんも知れず、深く泥み難し、此國に何の科と云ふ地名の頗多きこと、是根據とするに足らん、通證の說聞くべし。而も科の木を樺（カニハ）に混同するは非也、科は近世の本草家菩提樹の漢名をあて、桑楮に類似すれど、喬木也、其樹皮は樺と大に異なり。かくて志那をば紙布を造れる樹名に本づくとせば、更級とは晒したるにて、埴科とは櫨（ハニシ）に似たる科か、（櫨、和名抄、波邇之、今之黃櫨木也）其他も皆科の木に就きたる名目とするを得。（中古の文書記錄には、多く信濃布の名目あり）

　倉科は黑色の謂か、穗（ホ）科、辛（カラ）科は干し枯したるを謂へるか、男信（ナマシナ）は生の謂なるべく、笠信は笠を編まん料にて、埜科は埜てふ草に似たる樣にやあらん、倚科、當科（タキシナ）未考。

又按に、古語に風神を志奈都彦、志奈都姫と云ひ、又神風を志奈斗の風と云ふ、神代卷并に大祓詞に見ゆる如し、當國にては諏方神、水內神をば風神とも云ひ、其祭典因由、各社の下に述ぶる如し。蓋信濃神を風神とも云ふ謂は、上古より此國に風吹荒むこと烈しければ、信濃風いふ名自然に出で、轉じて神名と爲り、訛りて志奈斗の語さへ支分したる歟。

　大成經てふ僞書に「推古帝五年、大仁鳥（トリ）臣、使東國、到簑（ミノ）野、至科野、治水內海」とあるを引き、河中島は推古帝の時まで海なりしならんと云ひ、又其海やがて[illegible]沼と呼び、國名之に因るなど說くは、杜撰一笑に附して可なり。

○千曲眞砂云、信濃國、天正改高四十萬八千餘石、寬永改高五十四萬八千石、元祿十四年には六十一萬石に達せりと云へど、寶曆の今には七十萬石に餘るならむ。

西筑摩郡

西筑摩（ニシツクマ）郡　信州に於て南偏の地にして、伊奈郡の西に並び、木曾川の源とす、卽木曾谷と稱す。山谷沓合して一區を成し、面積百方里許、今十四村に分

ち、人口四萬、福島驛に治す。(嶺北の楢川、奈川の二村をも兼管すれど、此二村地勢全く東筑摩郡南安曇郡に入れば、本編之を此郡より除く)

岐蘇　　　　　春木

連日岐蘇隘、盤回往若還、城隅松樹外、驛市澗流邊、危棧躡雲度、幽窓聞跑眠、偏知夢魂淨、枕底有溪泉、

岐岨山中　　　　　海莊

中山百二關、險隘老杉間、藤絡臨潭石、雲沈欲雨山、四時[illegible]雪發、千古古道閑、[illegible]弔英雄跡、[illegible]然涙自潸。留身[illegible]信州、來踏信中秋、樹抱荒城古、水搖危棧流、家書計時試、燈火照[illegible]愁、爲問故園月、寒衣已寄不。

(木曾谷)

木曾は古書吉蘇、岐蘇、吉祖等に作り、近世の詞人或は岐(キ)岨(ソ)に作る者あり。中山道(ナカセン)東山道とも云ふへし)の重險に當り、北陸より東海に赴く者、又之に會したるを以て、古より驛路を開き、木曾路の稱あり。近年鐵道汽車の架設諸方に起るも、此山道は着手稍後れしを以て、人馬の交通頗減少すと云ふ。

おそろしや木曾のかけ路の丸木橋ふみみるたびに落ちぬべきかな、(千載)空仁法師　雲も猶下に立ちけるかけ橋の遥に高き木曾のかけ路、(新後拾遺)[illegible]

(岐蘇山道)

かけ路とは絶崖を通せる路の謂にて、漢土に蜀の棧道と云ふに同じ。〇木曾棧道の開通は、續日本紀「大寶二年、始開美濃國岐蘇(キソ)山道」と載せ、同書「和銅六年、美濃信濃二國之堺、徑道險阻、往還艱難、仍通吉蘇路」ともあれば、大寶二年に開道の政令を發し、十二年を經て通路の成就したるならん。蓋從前の信濃路は伊奈郡を經由し、之を神坂路と云ふ)けるを、此に至り新開の別路成りければ、萬葉集に「信濃の今の治道(ハリミチ)」とうたふ即是也。

萬葉信濃國歌、信濃道はいまの波里美知かりばねにあしふましむなくけはけ我兄(ワカセ)、(略解云、新に墾る道には、竹木を刈除たる切株あるを、踏て害ふなと云ふ也)

されど此山谷は、曠遠の地、村里も稀少なりければ、吉蘇、小吉蘇の二村ありしのみにて、當時之を美濃國惠那郡に屬せしめられ、號して繪上(エナノカミ)郷と云ふ、惠那の上郷の義とす。且官道は三十里置驛の大則在るありて、延喜兵部式の東山道は、舊に仍り伊奈郡を經由し、吉蘇を過ぐることなかりき、驛亭の設置足らざりければなり。貞觀中吉蘇の山谷は信濃美濃兩國の爭ふ所と爲りしが、元慶三年、舊記に因り判定して、縣坂上岑(アガタサカ)を以て信濃筑摩郡と美濃惠那郡の堺と爲す、縣坂今の鳥居峠是也。然りと雖、此山谷其地信濃に漸近するを以て、世人尙信濃の域内と爲し、拾遺集、源頼光の歌にも「信濃なる木曾路」と云へり。源平の二武族起るにあたり、中原兼此に居り木曾中太と稱す、保元物語に中太を信濃人と爲す。原書云、信濃には木曾中太、彌中太、根井大彌太、云々、其一族中三(チウサン)權守兼遠、源氏の子義仲を養ひ、治承四年兵を起す、謂ゆる木曾將軍義仲也。盛衰記、平家物語並に曰ふ、信濃國安曇郡に木曾と云ふ山里ありと、國郡界の已に變改せるを見るべし。甲陽軍鑑には「武田信玄御持の木曾郡」と云へり。近世に至り筑摩郡に編入し、明治十三年立てて西筑摩と云ふ。

(木曾郡)

國郡沿革考云、木曾の地美濃を離れ信濃に入りしと雖、中世其郡名一定せず、岐蘇古道記曰、木曾二郡の稱、天正以來の記錄に見ゆ、木曾川東は筑摩郡、川西は惠那郡を分け二郡と唱しなるべしと、又福島興禪寺鐘銘に「美濃國、惠那郡、木曾莊、永應二年」とあり、蓋木曾氏此に據りしより、木曾庄を以て木曾郡、或は筑摩郡、惠那郡等を濫稱せしなるべし、正保圖は以て木曾郡と爲し、寬文中郡名復舊の時、定めて筑摩に入る。〇信濃地名考云、吉蘇山の信濃に屬したることは、何れの時といふことを知らず、延喜の御代にやあらん、拾遺集源頼光「なかなかにいひもはなたで信濃なる木曾路の橋のかけたるやなぞ」とよまる、此歌國史の闕たるを補ふに足れり、しかるに源平盛衰記、木曾を安曇郡と記されしより、あまねく誤を傳へ、土人(ヒト)すら思ひ迷ふ事になりぬ。〇信府統記云、木曾谷今は尾張殿の御領分なり、此の知行高現米千六百石、但山中にて田地なきが故に、榑(クレ)木二十六萬丁、土居(ドヒ)四千駄を以て、右現米の代として定納す、村數二十九、此谷の内は往古より木曾々の小領へ賜りて、何郡と云ふことを分明に知れざるが故に、正保二年乙酉、國繪圖出來までは郡附なく、筑摩郡帳引の外なり、其の後元祿年中に至り、國繪圖改められしとき吟味ありしに、正保二年己後、公儀へ筑摩郡と書上げられし證文あるを以て、始めて分明に筑摩郡と定めらる。〇千曲眞砂云、木曾殿(義仲)の後、遺孤冠者三郎義基此に居る、其五世孫家村薮原に館し、足利氏の軍に屬し家を起す、其子孫木曾義昌は武田信玄に降りしが、後天正十年織田氏に通じ、沓を鳥居峠に逆り織田氏の軍を迎ふ、功を以て安曇筑摩二郡の地を賜る、天正十八年北條氏滅す、豐臣氏乃木曾義就を上總國網戶に移し、木曾谷を公領とし代官を置く、慶長五年、木曾の遺臣山村千村の人々德川氏の軍を導き、木曾谷を徇ふ、是より山村氏代官となり、德川家尾張殿の預分と定めらる。

又按に、東山道は伊奈木曾の二路並び通り、其伊奈を官道としたるは古代の制也、中世には驛路の法律も破れたれば、其公私の區別も消滅し、又いつの頃よりか神御坂の險路野荊生ひ塞りて、伏屋園原の詠歌も紀行に見えずなりぬ。信濃奇勝錄に「木曾義在、天文年中須原館より福島の新館へ移り、今の街道を開く」と云ふ、此頃より自然に木曾を東山道の本道としたる歟。此木曾氏は上野國千村郷より移りし鎌倉御家人にして、之を義仲の裔孫と云ふこと、明確なる證據なし。天正中豐臣氏山林の利を

收めんが爲めなりしにや、故主を下總國に移し徳川家の附庸と爲し、新に代官を命じ、石川備前守貞清（尾州犬山城主）を以て之に任す。慶長五年の亂に、石川西軍に黨し中山道を扼せしも敗れ、木曾の遺族山村甚兵衛良勝、千村平右衛門良重等東軍の先導として功ありければ、之より木曾は公料に歸し、（又尾張殿への預地と爲りたれど）山村は[illegible]所番、千村は榑山支配を世職とする事と爲る。（山村千村等の食邑は美濃土岐郡久々利に一萬六千石、一族九家に給與せられ、江戸に出仕、尾張に附屬したり）又木曾谷を以て中山道の大路に定めければ、木曾谷中六十九次（江戸京都の間、凡百四十里、東海より十里長し）の間は、三百年間公私の人馬皆之に由れり

（木曾路）

繪上郷（ヱカミ）

和名抄、美濃國惠奈郡繪上郷（今の西筑摩郡の地是なり、惠奈の上郷の義にて、他の郷下に對す。

三代實錄云、元慶三年九月、令美濃信濃國、以縣坂上（一作山）岑爲國堺、縣坂上岑在美濃國惠奈郡、與信濃國筑摩郡之間、兩國古來相爭境堺、未有所決、貞觀中、勅遣左馬權少允藤原朝臣正範、刑部少録靱負直継雄等、與兩國司臨地相定、正範等檢舊記云、吉蘇（キソ）小吉蘇兩村、是惠奈郡繪上郷之地也、和銅六年七月、以美濃信濃兩國之堺、徑路險隘、往還甚難、仍通吉蘇路、云云、今此地去美濃國府、行程十餘日、於信濃國最爲遥遠、若爲信濃地者、何令美濃國司、遠入隣國通彼路哉、由是從正範所定、

（吉蘇）

按に、繪上郷は美濃府（不破郡）に遠く、信濃府（筑摩郡）に近し、而も往時美濃國司が遠く之に入りて此に入[illegible]とあるは險阻を踰ゆる義ならん）新道を通ぜしめたるに因り、定めて美濃管内とせられたり。されど地勢上より見れば、信濃に遥近したるを以て、後世分把り、遂に信濃の管内に歸す。古國界縣坂とは、繪上郷の北限にして、鳥居峠に當るに似たり。

木曾川（キソ）

木祖（キソ）村大字小木曾の鉢盛（ハチモリ）に發し、南流藪原（ヤゴハラ）福島を經て三岳（ミタケ）川を合せ、妻籠に至り西南に折れ、田立、山口二村の間より美濃國惠奈郡へ入る、水源より此に至る凡二十里、編筏の外舟を通ぜす、驛路は左岸を上下す、

風越の峰越しくれば木曾路川波もひとつにうつせみの聲、（夫木）

木曾路をとほり侍しに、たゞ河音のみたかく岩にむせびて、浪の氣色も心ぼそう侍しかば、

きそぢ川うつまく瀬々の浪ならば行めぐりても立かへらまし、（李花集）　宗良親王

（木曾山）

木曾川河盂の山谷を、總名木曾山（キソヤマ）と云ひ、良材に富む、是れ中世木曾殿所領の頃より、制令を設け、山民を役して森林を力めしめし者にして、方今三十四萬餘町步の面積を數へ、盡く宮室御料に編入せらる、古來此山に長養せしむるは、檜、樅（ネツ）、槇、椹（サハラ）、明檜の五種にして、之を方俗五木と云ふ。（岐蘇[illegible]隨筆）云、木曾山林は木曾殿累世の領分なりしが、天正の末に移封、慶長五年の役起るや、木曾の舊臣[illegible]して東軍を迎ふ、事平ぐに及んで、山村甚兵衛を（山村千村二氏にて一族九家に分れ、世祿一萬六千二百石を美濃信濃に賜ふ）木曾の代官たらしむ、元和年中、尾張名古屋侯に屬せらる、而して甚兵衛を代官たらしむるは故の如し、山林は古來禁あり、而も人民法を犯す者多し、之に因て寛永年中甚兵衛の世職を解き、（山林監守は是より先き寛文年中、上松奉行を置き之を司らしむ）市川甚左衛門をして之を兼しむ、爰に於て木曾山を留（トメ）山、巣（ス）山に區分す、只明（アキ）山は五種の伐木を禁じ、其餘を人民の自由に任す、後六年甚兵衛の職を復せらるゝも、山林監守は甚左衛門の司る所なり、爾來樹木の生育に盡力し、斧鉞時を以て入れ、山林の管轄規則及び採伐の所方を立つ、初め山村氏の代官職を賜ふや、毎年山中の造材薪木五千駄を山村氏に給與し、人民に六千駄を附するを例とす、蓋鎌倉以來の舊制とぞ、之を年貢木と稱したり、寛永年間市川甚左衛門（正好）職に當るに及んで、年貢木の制を廢し、薪木の伐出を停め、巣山留山五木の禁を設け、輸伐の業を與し田土の石高を撿し、濫荒の度を定め、森林を區畫し民用を辨せしむ、此時制度一變、頗民情に違ふ、正好省みず斷して之を行ふ、遂に亦令に背く者は處するに刑典を以てす、木曾の山是より益美なり。（萬葉集に載する美濃國泳（クヽリ）の宮の歌に、奧十（オキソ）山と云へるは、大吉蘇山にして、吉蘇の山々を總へて指したるならん。三代實錄に吉蘇、小吉蘇二村とあるを見れば、南なるを吉蘇村とし、北なるを小吉蘇（ナキソ）とし、其南の吉蘇山を特に奧十山とも云へるが如し。今も中木曾山風越山と云ふは、讀書、大桑の二村の山を指す、古の奧十山歟、（再考、オキソのキは、別に義理あるにあらず、發聲の音便にて自然に添りたるにすぎず、奧もしくは大の心にはあらずと知るべし）

（奧十山）

大吉祖（オホキソ）

東鑑に載せたる名にして、「大吉祖庄、宗像少輔」とありて、當時京官の領地とす、即木曾の山中を掩有せるものにして、木曾中原氏は其此庄の地頭下司なりけん、王朝にキソと云ふも同じ。大吉祖と云ひ小吉蘇に分かたるよしを思へば、此谷の中北以南を特に大吉祖庄と唱へし歟。

信濃なる須我の荒野はうらかれて吉蘇の御坂はもみぢしにけり、（夫木）　衣笠　内府

信乃にあるなる木曾路川、君に思ひのふかければ、水泡に雨をもぬらしつつ、あらぬ世をこそ過ぐしけれ、（體源抄）

笠取山は信濃國の歌名所とす、今詳ならず、

まさきとる飛騨のたくみやいでぬらん村雨はれぬかさ

とりの山、〔夫木〕　西行

（木曾御坂）

馬籠（マゴメ）　今神坂村と改む、舊木曾の御坂の舊驛、然れども神の御坂、一名科野坂の古跡にはあらず。木曾谷の南門にして、州界十石峠を去る半里、惠奈岳の正北にして、木曾川の岸に近し、近年新道を山口村に開きたるを以て、十石峠は廢道に歸す。○千曲眞砂云、馬籠峠古名木曾御坂と曰ふ、女瀧男瀧とてうつくしき瀑泉谷を隔てており、又惠那山より流れ出づる谷川に高橋をかけ、谷かげに名づく、是信州と美濃の國境なる

吹上ぐる木曾の御坂の谷風に梢も知らぬ花を見るかな、〔續古今〕　鴨長明

谷風に雲こそかゝれ信濃路や木曾の御坂の夕立のそら、〔新千載〕　千惠　法師

信濃國伊奈の山里に、しばしばすみ侍りしに、雪いみじうふりつもりて、道行ふりのたよりも絶果にしかば、　宗良　親王

稀にまつ都のつても絶ぬとや木曾の御坂を雪うつむなり、〔李花〕

木曾路圖會云、馬籠は濃州落合驛より一里餘、驛西熊鷹岩を信美の州界とす、又丸山と云ふ古砦址あり、木曾讚岐守家村の築けるものとぞ。○三千風行脚集云、中津川にかゝりて、美き信の境橋、馬籠村を過、名におふ木曾の幽谷にかゝり、都をば花にわかれて立しかど、山陰餘寒を過さねば、木曾路は今や盛なる、向上は梢端に花咲、直下は膝頭に民村をしがらむ、樹神川音あらそひ、丁々たる鉞の聲北にひゞけば、子をよぶ鳥聲にかへり、梢に乘れる鶺鴒は、南をさして流れ行く、

木曾山の斧やをのれを呼子鳥、

湯舟澤（ユフネ）　今神坂村の管内とす、此地に石鏃を拾ふこと、人類學會雜志に見ゆ。湯舟澤より東へ峠を越え、伊奈郡園原へ出づ、之を古驛路とす。○信濃奇區一覽云、湯舟澤には近世伊勢神宮の宮木を伐出したる事あり、馬籠より峠が橋の水上、東北一里餘、徑十町餘長一里餘、平坦にして、其過を霧が原といふ、兼好法師の住居址あり、古へ人家有しとぞ、近頃田圃をひらく、文化四年、其田を耕せるに、一ツの甕を得たり、其中に錢七八千を藏む、半は已に朽敗す、其の存するもの五銖及び開元通寶あり、其餘は宋錢なり、今經塚の傍に兼好法師の碑石を樹．

（霧原）

○岡邑志云、霧原山は古歌によめる切原牧の地なるべし、木曾路圖會に此原に兼好居跡と云ふは、猿猴居址にて、兼好を猿猴に轉じて、遂に住に誤る者と說く、兼好が木曾の御坂の邊に住みたる事は家集にも見ゆ　○按に、兼好法師が木曾御坂の邊に寓居したる事は、吉野拾遺に出づ、然れども此書多く信用し難き條あれば、確實には取り難し。○吉野拾遺云、我一とせ木曾の御坂のあたりさすらへ侍りしとき、山のたゞずまひ、河のきよきながれに、心とまり侍りしかば、こゝにはなもひさしくありぬべき所にこそ侍れとて、思ひたつ木曾のあさぬのあさくのみそめてやむべき袖の色かは」と詠じて庵ひき結びて、しばし侍りしに、國の守の鷹狩にあまた人具し給ふさまの、あさましくたえがたかりければ「こゝも又うき世なりけりよそながら思ひしまゝの山里もがな」とながめすてゝ出侍りし。

田立（タダチ）　今田立村と云ふ、馬籠の西北にして、木曾川右岸に居る、美濃惠奈郡坂下村と相隣る。奇區一覽云、木曾河より西、松本領奈川村より苗木領田立村までは、承應の頃まで美濃國惠那郡木曾庄と稱したり、萬治の頃より信濃國惠那郡と書しが、後はのこらず筑摩郡と定まりぬ。○田立の邊、溪流に往々寶石を發見す、青玉、綠玉、黃玉、及び電氣石等の石璞なり、是は花崗岩に胚胎せるものにて、西隣苗木山（美濃）にも發見す。

妻籠（ツマゴメ）　今吾妻村と改む、馬籠より此に至る二里、木曾川の邊にして小驛なり、東へ蘭川に沿ひて山道を上れば、伊奈郡清内路村へ至る間道あり、慶長五年九月の役、將軍秀忠、中山道を經て此に至り、関が原に勝てりとの報を得たり。

（蘭川）

木曾路圖會云、天正中木曾氏の家臣、山村甚兵衛良勝、妻籠城に居る、十二年、東照公信濃に命じて伊奈路を經て攻めしむ、時に伊奈の城主菅沼小大膳、諏訪保科等と合せ來り攻、蘭の砦を拔て妻籠に迫る、良勝防ぎて之を退く、

三留野（ミトノ）　今讀書村と云ふ、妻籠より一里半、此より二里半を大桑村野尻驛とす、

○千曲眞砂云、三留野、野尻の間、東に切立たる如き高峯、西に木曾川の急流いと危ふし、木曾路第一の難所なり、古歌に棧橋を詠しきよみけれども、此所に對しては平地とも云ふべし、山の尾先いでては谷へ入り、路曲りて九折の峰を上るが如し。○木曾路圖會云、三留野驛の東なる揚岳山とて、山姥にうたふ所とす、上人ナキヒツ云と云ふ、中木曾の高嶺も同へり、三留野、野尻の間棧道多し、牧澤橋、横川橋、羅天橋などいづれも棧なり。御傳之數云、羅天岨、羅天棧殊に險し、此を過ぐれば、向ひにうつくしき石壇も重りたる上に、たをやかなる松生ひて、其側に大なる岩の疊敷きたらんやうなるが打ち見えて、川水青う澄みたる所あり、石が根につゝじの咲たるも見ゆ、これを黑淵といふと云へり、斯くて讀書村に入る、やがて三留野驛なり。

（中木曾山）　（讀書）

ひらけゆく御世に知らるゝ大木曾や荒山中によみかきの村。　油原　春

野尻（ノジリ）　今殿村、長野、須原と相合せ、大桑村と改む、讀書の北に隣る。○須原と野尻の間二里、野尻の舊亭長の家は、木曾殿の庶流にて、文祿元年檢地の時、石川備前守光吉が木曾縣令たりし以來の、貢賦文書、悉く家

に收載す（木曾路圖會）

長野（ナガノ） 野尻と須原の間とす、此に木曾殿の館址と傳ふる地あり、又今井（イマヰ）と云ふ山ありて、山下に同櫃の址存す、關（セキ）山館（ヤマヤカタ）と云ふ、今井兼平の城跡とぞ、又河水を隔て西に殿村あり、此をも木曾殿の古跡と說く ○按に、兼平は兼遠の子息と傳へ、東筑摩郡洗馬（セバ）の西に今井と云ふ地ありて、彼處の住人歟とも說く、此人は中原師茂家記に「今居中□兼行」と錄し、木曾殿無双の勇士なりき、盛衰記横田河原軍の條に「木曾方に中三權頭が子息、樋口次郎、今井四郎、與次、與三、木曾中太、彌中太、檢非違所八郎、東十郎、進士禪師、金剛禪師を始として、郎等乘替數しらず、樣々の兵百餘騎」云々

（今井）

須原（スハラ） 今大桑村と改む驛南に臨濟宗定勝（ヂヤウシヨウ）寺あり、開山希林和尚、木曾十一代[illegible]の創建にして、木曾殿は天文中嶋島へ移轉以前は、須原に居れりとも云ふ、古鐘一口、其銘に「信州木曾庄、須賀濃山定勝禪寺、天文十八年月日、大檀越源朝臣□任」云々

ちやうせう寺の御さうしゆく、下部のに物なににても候へ、木ぅ中ぅせさく／＼わづらひなく、御さたをし候へきよし候也、天正十年丙子三月□日　家定（判）

野尻郷之内、林住宗之事、如年來之、應永代如意房へ寄進申候、爲後日之右如件、

永祿四年辛酉正月十六日　通□　定勝寺　集古文書、木曾家寄物

集古文書に天正四年の定勝寺爭訟裁許狀を收め、三尾將監直德の署名あり、木曾家の家宰にや、又武田家の奉行人にや。○千曲眞砂云、須原驛は元祿のはため道崩れ、舊道荒れり（奇勝錄云、須原は正德年中洪水にて易地とする）東の方より伊奈川と云ふ谷水流出で、木曾川へ入る、刎橋あり、木曾谷第一番の大橋、三ばねにて二十六間なり、家康日記に「慶長五年三月、[illegible]公の命に依り、

（定勝寺）

信州木曾の伊奈橋朽損し、往來通り難く、伊奈川橋大破に及ぶ間、兩所補修る」とあり。

清流一帶石岸中、如象如猊巖競工、日落寒風搖波起、八音淳底有龍宮、　山村　蘇門

寢覺（ネザメ） 須原上松の間にして、駒根村の中とす、溪流中の巖石を寢覺の床と稱したるより起り、今に岐岨路中の名所とす、謠曲にも入れり。

天和元年佐渡國へ下る路にてよめる、

老が身に思ひをそへて行道の寢覺の床の名さへうらめし（佐渡古跡考）　前大納言實起

寢覺牀　宗　楊泉

浦島個有去不回、昔年嘗到此山隈、兩[illegible]壁雙々出、九曲寒流沓々來、古木長生懸薜荔、閑雲不斷護莓苔、經過遊處今何在、獨有風波上釣臺、原註云、世傳浦島子嘗釣于此、有石如釣臺、俗呼寢覺床）

木曾路圖會云、寢覺に臨川（リンセン）寺あり、寺の方丈の庭中より木曾川を見おろす、汀の大岩を寢覺の床と云ふ、此邊河幅狹く水は淵を成し、目もくるめく心地す、兩岸の岩山屏風を立たる如く、木曾第一の風景なり、近衛家熙公の歌に「谷川の音には夢も結ばじをたれさめて床と誰か名付けん」

○奇勝一覽云、寢覺は昔此に三歸翁（ミカヘリ）と云者、釣を垂れ樂みけるより、浦島太郎とあだ名せられ、今に浦島子の古跡といひはやす、烏丸光榮卿の丙寅紀行にも歌あり、三歸翁は弘治の比此に隱れすみて、藥を山に採り人に施せりと云へば、河越三吉の事にやあらん、雍州府志曰、寶正年中、武藏國河越、有三吉者、自號三歸翁、又稱支山人、及中年入大明、留居十二年、學東垣丹溪之術、遂携方書歸本朝、稱[illegible]生」

按に、氏鄕紀行「木曾といふ所を行程に、寂しげなる家一つふたつありけるを、如何なる所ぞと問侍れば、寢覺となん見歸りの里といふを聞て、我も跡におもふ人のなきにしもあらざれば、面白き里の名なりけるものかなどおもひて「限りなく遠くも來にきその路や寢覺の跡を見かへりの里」云々とあり、此書信否未決のものなれば採り難き歟。

（臨川寺）

（三歸）

老の木曾越云、世に寢覺の床といふは、幾重にたたまりたる岩のはざまより、たぎり落る水の最白く、淀の青々と湛へたる、たとへば藍瓶に絹などをおさし入れて染るが如し、何上削成青岩之形、誰家染出碧潭之色とつづれるも、此等の氣色にやと、しばしながめて、

岩の松濤は浪に立替り旅ぞ寢覺の床ぞわびしき、

歌に寢覺の里とよみしは、美濃國株瀨川の邊、中森と云ふ所なり、されば當國のことは、昔より聞馴れぬと云ふ人も侍れど、「山里は寢覺の床の淋しさにたえず音なふ嵐枕かな」といへるは、此所の名寄にや ○光榮卿丙寅紀行云、寢覺は臨川寺の庭より見下すに、谷の氣色大なる岩ほ、巧みたること詞に及ばず怪きものなり、世俗樣々に來歷を云ふは、信用に足らず。○木曾山者云、猿樂の番物に、昔翁有て木曾の寢覺床に住しが、三度回返せしより、世に三歸翁といへりとあり、今も此邊に三歸村とてあれば據あることとなるべし。

小野瀧（ヲノ） 寢覺の近地少南とす、又岐岨道中の一奇なり、高三丈。○千曲眞砂云、小野瀧は嶺より直に落ちて、銀河の九天より落るとも云はんか、されど名所歌枕に入らず、昔細川幽齋の此所を旅行し給ひし時、木曾路の小野の瀧と云へるは、布引箕尾などにもをさ々おとりやはする、これ程のもの、此國の歌枕には如何にして洩もらしぬやと、の給へり、又烏丸光榮卿の紀行にも、小野の瀧と云ふあり、そばたちたるいはほのことに高きより、物にもさはらで一筋にて落けり、

「つま木こる小野の名高き瀧なれや山かすかなる中に音して」。

上松(アゲマツ) 今日根村と改む、須原より三里、福島へ半里、駒嶽の西麓にして小驛なり、故に俗に上松町と云ひき、近世尾張殿支配の時、山林方の官吏此に居り、林政を執りたり。

はひすかふ谷の梢をくもでにて散らぬ花ふむ木曾のかけはし(續後拾遺)　後鳥羽院

木曾の棧道は諸所にあれさ、中にも上松、福島の間に昔の棧道の舊跡をたへ、芭蕉も句碑をたてたり、慶安元年、尾州侯より有司に命じ、石垣を築きあげかけおを除き、石橋と云ふを架られ今は安穩なり、寛保年中にも尾州侯より新道を造られたり、云々(木曾路圖會、岐蘇一覽)

(御行之數云、[illegible]村にいたる、此川岸に對たての御憩所を建てたれば、暫時のほど御輿をとゞめさせ給ふ、こゝなん彼の名に聞えたる木曾の棧といふところにて、川幅狹き所に新に橋を渡せり、大川橋といへり、昔は此橋なくて筏して渡したりとぞ、石の上に休らひて見るに、此山川に馴れたるものにやあらん、橋の上よりかゝる早瀬に飛入て、彼方此方游ぎ廻りて、いやはてに水の中より花火を打上げたる、いとおもしろきに上も目をとゞめて御覽ぜさせたるなるべし、さて此橋は岨づたひに掛け渡して二所なるが、其間二十二三間もやあらん、今は石もて積みあげて、更に危ふきこともなし。

信濃路や木曾の棧あらためて危ふけもなき御世にもあるかな。　香稱

駒嶽(コマガ) 木曾川と天龍川兩河谷の間なる脊峰にして、海面を拔くこと九千七百尺と云ふ、上松、福島の東嶺にして、伊奈郡には赤穗、宮田の西に指す、謂ゆる木曾山脈の主峰とす。○木曾路圖會云、駒が嶽は其頂に石あり馬の如しと云へり、三季物語に、織田信長甲州を征伐し軍を廻し、諸將に向て、吾聞く信州駒が嶽に四百年來に及ぶ神馬ありと、明年駒が嶽を圍んで之を狩らんと思ふとて、豫め其支度に及ぶ所、其年弑せられて其事止めり、云々

駒嶽記　清　侍叟

駒嶽在信之伊奈郡高遠城之西、高八十里、巓常積雪、山半有一大石、黑色長十數丈、相傳美濃人馬山中有大馬、逸來此地、化爲石、夏日石上雪消、自平地望之、宛然駿馬食草之狀、山中無寺觀祠宇、登者甚少、高遠侯嘗遣人探之、壯士四十、村民百餘、各持十日糧、經三日始到絕頂、半腹有二大池、深如無底、有岩鳥者、狀甚竹鷄、而毛羽淡青色、青毛達距、不甚怕人、及不能高飛、樹蹲岩間、千百成群、有野馬隱見無常、沙礫中往々有其遺矢、村民云埋燼甚効、半腹而上、一望白沙、無草木、絕頂頗平坦、望富士山、如在眉睫、風帆之在天滄洋者、如連璧云、(孔雀樓文集)

凡鳥居峠以南の飛驒山脈の連續を木曾山脈と云ふ、一方は木曾川、一方は天龍川及び豐川流域の堺を爲し、南々西に走り、其幅南するに從ひ廣きを加ひ、伊勢海の東北に至りて止む、其最高點は駒ヶ岳(二三六〇米突)惠那山なり、此山脈は主に片麻岩、花崗岩、古生層より成り、其走向を見るに、赤石山系に並行せり、即北部に於ては南北にして、南するに從ひ西南に向ふ(地學雜誌)

(木曾山脈)

[illegible]やはらはふ夏の駒が嶽。　不角

黑澤(クロサハ) 今三岳(ミタケ)村と改む、上松福島の西四里、西野川、王瀧川此にて相會し、東流二里餘、木曾川へ入る、三岳川と稱す、此に御嶽(ミタケ)神の里宮あり、大宮若宮二座とす。

御嶽神社(ミタケ) 其大宮を建稱安氣(チケヤスケ)大菩薩と云へり、何の義たるを解せず、即御嶽の神なり。若宮之に並ぶ。山宮は之を去る十里、御嶽の頂上に在りて、奥院と云へり。土俗每年夏季之に參詣す、崇敬の習富士登山に同じ、近年信徒教會を組織し、御嶽教と稱す。

御信宿申達、當社百日在社、[illegible]也、爲後日、一筆如件、
于時永祿三年庚申、林鐘十三日　源朝臣木曾義政　判

御供之人數、上松二十騎、千村[illegible]、中畧[illegible]方、
百姓、馬飼、[illegible]

夫信州木曾御嶽山、當宮職者、重々由來有之、天下之社武居大祝、宮內大輔重家、云々、德治二丁未年月日(諏訪舊蹟志)

木曾黑澤大明神、若宮殿[illegible]日也、至二十九年、六月十三日、大祝[illegible]伊豫守家信、
信州木曾黑澤大明神[illegible]口也、大祝木曾義在、同[illegible]守義康、神主太四郎久次、天文二十三年甲寅、六月十五日(信府統記)

御嶽行者は、近世天明年中、覺明黑澤口の山道を開修し、寛政中、普寬大瀧口の山道を開修し、此山の中興に擬されたり、爾後其跡を繼紹し、登拜者今に絕えず。

王瀧(ワウタキ) 今王瀧村と云ふ、黑澤の西南にして、俗にオンタケと云ふ、蓋オンタケの[illegible]にて、[illegible]にサンタケ城と云ふものは、今王瀧村上島に古城を存す、又御嶽(ミタケ)なる方信御嶽山(オンタケサン)と云へば、同一語なること明白とす。中古いつの頃よりか、大和の金峯、駿河の富士などの、高山崇拜の習俗の此に移れるなり。王瀧村の西南二界は、美濃惠那郡、飛驒益田郡と嶺を以て相分ち、其三州の交境を三國山と稱す、三笠山とは王瀧村の北にして、孤峰屹立、登路一條ありて、御嶽の捷徑とす。

木曾路圖會云、王瀧村の上島に岩戸權現祠あり、御嶽の別宮なりと、氷瀨(コホリセ)と云ふ間道あり、王の瀧より瀧越に至る、山路甚險、絕壁數十仞、深水藍の如し、間道を造る、此より橋を渡り御嶽に登る、壯觀也、(黑澤より瀧越に至る凡四里、山路登攀四里にして堂あり、夜中に及べば此より炬

(御嶽山)

を照して峰に上り、金剛童子堂に達し天明を待つ、又三里登れば絶頂とす、山上積雪あり、草木生せず、頂に二祠あり、王權現、日權現と云ふ、其西北の峯に三祠あり、倶利迦羅、八王子、土祖(トソ)と云ふ、池の峰には三池あり、其一池は涸れ、一池は滿ちて東に流れ西野村へ落つ、其北を地獄と云ひ硫黃多し、地獄谷の水は北に流れ濁川と云ふ　飛驒國へ流るる源

御嶽(オンタケ)

信濃木曾谷と、飛驒國の間に跨り、標高三千百八十五米突の峰頂を峙て、一座の活火山なり　其頂邊には火口五所あれども、休止世久しく、崩壞して舊形を見ず、唯三之池の一所形迹依然、宛乎として擂鉢に似、周圍約一里、其西方飛驒に向へる一側は斷崖絶壁、鳥すらも飛翔して上る能はず、而て其半腹に地獄谷あり、常時蒸汽を噴出す（飛驒へ流出す）

木曾路圖會云、御嶽は駒が嶽よりも高大なり、山中に五葉松多し、神狗(イノコロ)あり、形獅子に似て稍大、栗鼠に似て尾白し、毛或は淡黃、或は斑文ありて虎の如し、腹下白く、三四寸を成し、人を見て驚かず、初雪の後は往々人家の傍に來る、人敢て捕へず、山神の祟を恐ればなりと傳ふ、又山上御池の邊に至れば、雷の鳥を見るべし、朱冠青趾、羽色黑白相間る、形雉の如し、一書に曰く、御嶽は黑澤より登山、今三里二十三町と測算せらる、山上に噴火の遺跡として五所の小池と、二所の噴氣孔ありて、其噴氣の勢猛烈にて、種々の響を生じ、硫黃紛々たり、山中八合目以上は唐檜、白檜の茂密なく、一面に偃松の地上に蔓延するのみ、山頂は巖石累々、氣候寒冷なり。

三浦山

御嶽の山里の一稱なり、今王瀧村に屬す。木曾路圖會云、御嶽其東北麓梯子坂より登る、山に九岐あり、木鉢澤に第一岐あり、又高嶺に登れば駿の富士、越の白山、立山を望むに皆鮮なり、第六岐至澤を過ぐれば、岩を截り路を成し、棧を架して磴と稱す、第九岐に至る、高峻を極むと雖、地平也、此を奥倉峠(オクラキシ)と云ふ、則御嶽の峠也、其徑左邊飛州に屬し、飛驒川此に出ご、右邊信州に屬し、其下に百間瀧あり、是王瀧川の源也、其上の嶺石は峻立攀ぢ易からず、凡一岐より九岐まで十里、是より樵路に從ひ下る、白谷に至る、其西岸則王瀧山なり、其東岸を中三浦と云ふ、里人云ふ、昔三浦太夫閑居して此に居る然れども實谷深く難く、居を福越に移す、其實今に一瀧氏を私稱すと、凡百間瀧より白谷に至る又十里行程山中良材なし。

(西野)

末川(セイカハ)

今西野(ニシノ)と併せ、開田(カイタ)村と改む、黑澤の北、御嶽の東麓にあたり、栃洞山の嶺脈を以て、飛驒益田郡井に東筑摩郡奈川村に界す　○奇勝一覽云、木曾の山中は、その小吉蘇の山につづきたる御嶽山の麓、西野、末川と云ふ里同など、古より村の祭に木曾踊の名は知られたり、七そぢ八十(ヤソヂ)の祖父婆より幼き孫もうち交りて、うたひつゝ扇もて立舞ありさま、今めかしからぬ振にて、諸國の酒宴も古風の趣にて、歌(ウタヒ)はうたはず、祝の古歌をうたふ、此踊は足利治世の頃刻まれば、それよりふるし、然れど木曾路の邊には歌をうたふ、而も詞なくして、くせ舞の如く、順禮の唄のごとし

福島(フクシマ)

今福島村と云ふ、人口三千、古より木曾谷の治所にして、村坊稍整ふ　上松より二里半（松本へ十五里、伊奈郡へ七里）木曾川の南岸に人家あれど、其東岸を驛市とす

奇勝一覽云、木曾將軍義仲、粟津に戰歿の後は、其子二郎義重、同三郎義基、同四郎義宗、三子彼方此方に蟄居す、鎌倉將軍の御代、義仲の曾孫源八郎基家始て出仕し、上野國千村(チムラ)の莊、相模國名香の莊を賜ふ、元弘三年、基家の曾孫又太郎家村、足利尊氏に屬し、六波羅合戰に功あり、曆應元年讃岐守に任じ、本地の外十三箇所の地を賜ふ、其治館は須原なり、天文七年より同十四年迄の間に、今の街道を開きて、福島大川の東、今大通寺の所に新館を造り、須原より引移る、義仲十九代義在の世なり、（天文十四年より天保五年まで二百九十年）和銅の頃より天文年中迄の古道を知らざる者、今の街道を以て古にあへるゆゑに、思ひ違へる事多し、今の街道も古歌の枕を詠めるにたがひ、風越山も今は道筋にあらず、天文二十四年四月、信玄討入りし時、館を自燒して王瀧上島に移る、同年八月、義康又出て福島の要害に據り、（今山村第宅の上）義昌は八澤の城に籠り、大川の東、福島の南に古跡あり）を出の際によりて信玄と和睦、同十一月義康義昌甲府へ行、秀吉の御代に至りて、義昌封を下總國蘆戶に移され、發程もなく病を得て卒す、その子義利の代にいたりて、罪ありて國を除かる、慶長五年の兵亂に、木曾の遺臣山村良勝功を立て、再故土に還り、福島に居館す、（甲陽軍鑑云、天文二十四年、信玄ヤゴノラに馬を立られ、福島筋、五頭動かせられ候故、木曾殿降參にて、所領を差上げ、甲府へ詣て御奉公可申と佗言につき、信玄將たる所領相違なく被下、高家なれば御聟になされ、木曾殿と殿字を付、穴山殿同位と仰出さるる也。

(福島城址)

興禪寺(コウゼン)

福島驛に在り、臨濟宗、嘉吉年中、木曾式部少輔信道の創建、大[illegible]和尚の開基とぞ、根井(ネヰ)山と云ふ峰あり土人、毎年盆節に、根井山に薪を燒く、京の大文字の如し（木曾路圖會）

按に、木曾殿の家人に根井小彌太あり、諸書に見ゆ、此地の人なるべし、福島は古名根井原、いまた決め難し、北佐久郡岩村田の邊にも根々井村あり、參考すべし。○東國陣道記云、木曾の内福島といふ所に、日高くつきて、所々見物せしに、よくある山寺の所に入てみれば、額に萬松山とあり、寺内に行て尋るに、住僧と覺しき僧の出られて、云々の物語有り、寺號は興禪寺となんいひける、江州黃門草津尚治の剏、南化和尚一宿、又越後直江城州

(根井)

やさられける時、聯句などありけるよしありて、主の句なゞ語られける、次に我黨の席といふ所に、白き毛色などいはれければ、さらばとて即座發句をして、入韻所望せしに。

月のみの我影のこのあきの月、　去吉

旅亭偏響江、　主

福島(フクシマ)關址　道中木曾の番所と稱し、中山道の要隘と爲したる番所なり、尾張藩の附庸山村氏此に居り、關吏を兼ねたり、福島町の北贄川(ニヘカハ)にも小關あり、福島に副たりき、(福島番所は、女人并に鳥銃を改めしこと、東海道の荒井關に同じ、此地は中山道、江戸と京都の眞中にあたり、江戸六十八里、京六十七里と曰ふ。

宮腰(ミヤノコシ)　今日義(ヒヨシ)村と改む、福島の東北二里、木曾南宮(キソナングウ)祠あり　舊名柏原(カシハラ)と云ひ、中三權守兼遠、樋口次郎兼光等の宅址あり、義仲に關する傳説多し

(柏原)

御作之數云、行き〳〵て青木の橋を渡る、こゝの丘の上に木曾義仲舊里碑といふがたてり、文化の頃こゝを預りける、山村伊勢守良由が建てたるなり、其詞の中に柏原村は今の宮越村にて、是れ義仲の故趾なりといへり、こはさもあるべし、こゝより南宮(ナングウ)の社に至る道あり、三町あまり、その社頭さなる嶽のもとにありて、松杉などの多くおひ茂りて空をおほひ、さゝやかなる水其社の前を流れて、御手洗となれり、神々しさいはんかたなし、此邊すべて義仲の館のあとなりとて、礎の趾石垣なども殘れり、南宮の神社のしもつ方に八幡宮あり、いと物古りたり、ところの人のいふを聞けば、此神社も義仲がいつき祭れる所なりといへり、さもありなん、

(木曾南宮)

山下(ヤマシタ)　古書に載せて義仲の住里と云ふものをさす、即柏原の宮腰にあたる歟。

盛衰記云、信濃國安曇郡に木曾と云山里あり、彼所　住人に中三權頭兼遠は世にある者也、(中畧)旭王丸は正く八幡殿の四代の御孫也、今こそ孤にておはせ、如何にも養立て、北陸道の大將軍になし奉らんとて、木曾の山下(ヤマシタ)さ云所に隱し置て、二十餘年が間育み養けり、(中畧)治承四年、高倉宮の令旨を木曾冠者義仲に給けるより、今は憚るに及ばず、色に顯れて謀叛を發すに、國中の兵を隨けり、既に八千騎に及へりと聞ゆ、木曾と云所は究竟の城郭也、谷は長山遙に連て、高岸聳稀に、大河漲下て、人跡又稀也、谷深く梯(カケハシ)あやふくして、足を峙てて歩み、峯高く巖稠くして、眼を竪て行く、足に向て心を摧き、谷に入て思を費す、東は信濃、上野、武藏、相摸、今按、相換にはあらで甲斐なるべし、又北越(へも通す)に通て其廣く、南は美濃國に境ひ、道一にして口狹し、行程三日の深山也、縱令數千萬騎を以ても、攻落すべき樣なし、況棧梯引落して楯籠らば、鳥も人も通へき所にあらず。○長門本平家云、仁平三年、武藏國秩父次郎大夫重隆の養君義賢は、義平(義賢の姪)に討たれ、其時二歲に成ける義仲を、母泣々相具して、信濃安曇郡に越て、木曾中三兼遠と云者を憑ければ、兼遠是を得て、實最惜さて、木曾山下と云所に生立けり、(中畧)さる程に伊豆國の流人、頼朝謀反を起して、東八箇國を管領する由聞えければ、義仲も木曾のかけはしを強く閉て、信濃國を押領す、彼所は信濃國に取ては西南の隅、美濃の界なれば、都も幾程も遠からずとて、平家の人々騷合へり。

おもひ出す木曾や四月の櫻狩。

送られつおくりつ果は木曾の秋。　芭蕉

藪原(ヤゴハラ)　今木祖(キソ)村と改む、宮腰の北二里、鳥居峠の下也。木曾谷の驛站は之を北限とす、峠を踰え奈良井に至る一里半　藪字をヤゴに假借する所以不詳。

按に、甲陽軍鑑に「天文二十四年三月、信玄公木曾の内やご原へ馬を寄せられ、附城を一つ拵へ、義高を押え云々(義高は諸書に義昌に作る)八月、信玄再鳥居峠を越、やごはらに馬を立られ、一の先付村はやごはらの向ひ嶺こてさ云所へ移り、をさうと云所へ取附、みをさ云所へ押出おんたけの城へ取詰る」云々とあり、おんたけ即御嶽にて、今王瀧村の上島に城址のこる。又一書に木曾の南宮城と云ふは何地にや、柏原にや

改正三河記云、信濃國福島の木曾左馬頭義昌は、左馬頭義仲十七代の後胤、木曾源太郎義在が子なり、世々信州木曾を傳領す、天正十年正月、木曾は鳥居峠を築て、藪原に火を放て引退き、南宮の城に入て、嶮岨に據て計策を構へ、武田の寄手を近々と引附て、矢先きびしく打立ける程に、寄手しばらく城外に立すくみ、雪風に凍果たる軍兵散々に切立られ、右往左往に散亂す

(屋護原)

東鑑、文治二年、信濃國乃貢未濟庄々の中に「落原庄、殿下御領、大吉祖庄、宗像少輔」とあるは、落原恐くは藪原の誤にやと云ふものあり、されど此藪字はヤゴと訓む、管窺武鑑には屋護原に作る、ヤゴの義不詳。

溪壑聲石四崩雷、危棧懸崖一線回、不問先知入蜀峡、萬峰飛翠自空來、　豊田　游鷗

小木曾(チギソ)　藪原(ヤゴハラ)の西に小木曾、菅村(スゲムラ)の二谷あり、今井に藪原に併せ、木祖村の大字とす、小木曾は木曾川の眞源にして、其高峰を鉢盛山と云ふ　叢古史の小吉蘇村は、小木曾以南、福島の邊迄歟、

(小吉蘇)　(荻曾)

奇勝一覽云、藪原の西澤は二つに分れて、右を小木曾といひ左を菅と云ふ、三代實錄に、吉蘇小吉蘇(チキソ)の村名見え今は小木曾、又は荻曾(オギソ)に作る、小木曾の谷は三四里の間に十五村ありて、男は耕し樵り、女は麻布を織て業とし、又年若き女子等は木賊、しなの皮など背負、藪原あたりへ出で賣物とす、これを小木曾女と云、麻衣(アサゴロモ)は木曾の名におひて、奥山里は男女ともに常着となす、故に麻を作る事多し、抑木曾は麻より出たる名にや、今も里語に

麻の皮剝ざるを木そと云ふ、又王瀧村の内に二子持と云里あり、此地は麻を作たる畑には、其翌年必ず栄を生ず、蕪菜にして常の蕪より小し、種を撒かねど自然に生ずる事、此所のみに限りて、他になしと云ふ、是又一奇也、土人弘法菜と稱す、○按に、木曾の名義は木麻にて、麻を古語曾と云へる例多し、今も麻を曾と云ふ方俗あり。此曾は元來麻草なれど、木曾と云へばシナノキ（菩提樹）の皮より造りたる絲、并に織布を指せる如し。卽木曾は信濃と同く、樹皮に採りたる纖絲に起因せる名歟。徂徠の可成談に、木曾、蕪曾の曾は蝦夷の夷にて、夷語をすべて古語曾と云へるにやとあるは、固より採用し難し、エゾはエミシの訛にて、語源自異なり

風越の峰よりおるる賤の男がきその麻衣まくり手にして、〔袋草紙〕

鉢盛山

（堺峠）

小木曾の北嶺にして、西筑摩郡并に南安曇郡へ跨る、木曾川の源とす、此山より西南飛驒堺に達する分水嶺を堺峠と云ひ、一書、此堺峠は元慶年中に定められたる筑摩郡（信濃）と惠奈郡（美濃）の間、縣坂上岑なるべしと云へり、蓋鳥居峠を本として、此堺峠に至る一線は、皆縣坂の上岑の中なるべし。奈川村は堺峠の北西にて、梓川の水源に居れど、今西筑摩郡の管内とす

鳥居峠

藪原驛の東北半里、古より驛路の木曾谷に入るものは之を經由するを以て、其名著る。往昔此に諏訪神、一說御嶽神の遙拜の鳥居門ありければ、此名ありと。

御伴之數云、鳥居峠は傳へ云ふ、此山樵夫入るときは、風忽起り山いたく荒れて、入りたる者還る事なし、天狗木魂の栖家なりと、此道すがら溪深く山聳ちて、まばらに見えたる村里にも、聖駕を待迎へ奉る衣服など、なかく見どころあり「大木曾や小木曾の山の奥までも道ある御世ときけふ民かな」昔は此坂の頂きに御たけの鳥居立てり、かれ山の名とす、木曾のみさかといへるは此なりとぞ、このほとりより藪原の驛を見れば、家二百五六十もやあらん、足の下にありていと興あり、藪原をさところの者はやごはらといへり、すなはち鳥居嶺の西の麓なり、此峠上り廿町、下り二十五町あり。

縣坂

蓋後の鳥居峠にして、卽古の美濃國惠奈郡繪上郷と信濃國筑摩郡大井郷の堺嶺とす。往時此坂より西は山峰を望みて其向背を以て分堺せられしにや、原書に縣坂の上岑とありて、今も小木曾に堺峠の名のこる

三代實錄、元慶三年九月、令美濃信濃國、以縣坂上岑爲國堺、縣坂上岑、在美濃國惠奈郡、與信濃國筑摩郡之間、兩國古來相爭境堺、未有所決、貞觀中勅遣、左馬權少允藤原朝臣正範、刑部少錄靭負直繼雄等、與兩國司、臨地相定、正範等檢舊記云、吉蘇小吉蘇兩村、是惠奈郡繪上郷之地也、和銅六年七月、以美濃信濃兩國之堺、徑路險隘、往還艱難、仍通吉蘇路、七年閏二月、賜美濃守笠朝臣麻呂、封邑七十戶田六町、以通吉蘇路也、今此地去美濃國府、行程十餘日、去信濃國最爲高近、若爲信濃地者、何令美濃國司遠入隔他國哉、由是從正範所定、

伊那郡

伊那郡

信州の南偏にして、木曾谷の東に隣り、天龍川の上游とす、其地諏訪郡と相首尾して一區域を成す。卽木曾、赤石及び富士帶の三山脈に圍まるる盆地なり、其盆地、諏訪湖邊にては諏訪平と云ひ、天龍川の岸には飯田平と云ふべし。

（伊奈郡）

伊那郡は古の諏方國の域内とす、國郡制定の後、續紀神護景雲二年に初見し、伊那郡人、他田舍人千代賣賜爵の事見ゆ。肥後國阿蘇系圖に據れば、科野國造建稻背命七世孫を金弓乃君と云ひ、其弟老は伊奈郡領たり、季弟種麻呂は伊奈主帳たり、種麻呂の子男依其女を千世賣とす。其一族は他田舍人とも、金刺舍人とも稱す、諏訪下宮の神主も此と同族とす。史に千世賣家世豐贍とあるも舊族大家たりしに合ふ、蓋此家は伊奈侍の帥にして、中世源爲公は此家名を冒せる者歟、清和紀、延喜式、伊奈郡に作り、和名抄、伊那郡五郷に分つ、後世隣郡諏訪の邑里美和の二郷を併す。

信濃なる伊奈にはあらず甲斐が嶺につもれる雪のとけむ程まで〔家集〕　亦之

信濃國伊那ゝ中山里に、年經て住侍しかば、今はいつかたの音信も絕果て、同じ世にありとも、聞かれはやなど、聞えし頃よみ侍ける、

我を世にありやと問はばしなのなる伊奈さてたへよ峰の松風〔家集〕　宗良親王

（飯田平）

伊那郡は山谷の間なれど、今俗飯田平と云ひ、寬平の地あり、亦四塞天府の國と謂ふべし、昔は伊奈氏あり、信濃守源爲公の苗孫と稱し、數家に分れて繁衍したり、小笠原氏の甲斐に起り瀰强盛に赴くや、又此に移り、南北亂の際に貞宗在り、弓馬の故實に精通し、武家の儀表たり。當時伊奈諸家南北に分れ、各向背を定めしにや、宗良親王の大河原山に寓居したまふも此間とす、天文弘治の頃、伊奈衆は武田信玄の制平する所と爲り、誅滅に會ひし者亦多し。而も天正十年、同十八年、慶長五年等の變遷つづいて起り、故家舊族離散潜伏したるが如しと雖、餘燼未全く滅びず、德川氏は知久、座光寺、小笠原等數家を留存し、村里歸農の舊族は鄕士と稱して其家格を保持したり、蓋近世特異の地方なり。○千曲眞砂云、伊奈郡には諸國に例なきことあり、十二萬石の村々に、往昔より住み來りたる節目ある大家あり、所の者これを親

方々稱して、一村家僕の如し、田植田刈收納その外、普請新發草刈等にも右の親方の入用ほど、人足傳馬を出してこれを勤む、又吉凶ともに一村人馬を出してこれを助く、今も御料所の地にのみ七八十人ばかりあり、甚威嚴たかく、尤代々帶刀を公より許されて郷士なり。

下伊那郡

明治十二年上下の二郡に分ち、大島村以南を下郡とし、飯田に治す。今一町四十一村、人口十二萬、面積百二十方里許（管内の根羽村は參河加茂郡足助川の源にして、地勢彼方に近接するを以て、本篇之を此に除きたり）

波合

今波合村と云ふ、本郡より參河國足助川の河源に出づる山驛にして、飯田の南南西六里、平谷峠を經て根羽驛に至る五里。此地は海面上凡九百五十米突、山中の孤村なれど、參州通路にあたれば、德川幕府の時關柵を置き、知久氏其番衛を世職したり。又浪合に作る、村中の溪流末は心川、帶川と一になりて、和知川といひ天龍へ落つるなり。

（平谷）

（浪合）

鎌倉大草紙云、應永三年の春の比、小山若犬丸奧州へにげ下り、宮方の餘黨をかたらひ隱居たりしが、奧州は關東(鎌倉管領)の分國と成て、代官目代數多下り、隱家もなかりしかば、奧州の住人田村庄司を賴みて、故新田義宗の子息、新田相州(義陸)幷びに其いとこ刑部少輔をかたらひて大將と號し、白河邊へ打出る間、上州武州に隱れ居たる宮方の末葉、悉く馳集まる、又云、新田相州殿は去る永德の頃まで、信濃國大川原と云所に深くかくれて有けるを、國中皆背申、宮々初め新田一門、浪合と申處にて皆討死して、父子只二人うちもらされ奧州へにげ下る。（新田相州、法名行啓）○改正三河後風土記、天正元年三月、武田信玄は鳳來寺、牛窪、長澤邊まで三州を巡見し、吉田の城を攻させ、不日に吉田を是非乘取べしと命じける所、病氣再發し苦痛に堪へず、脈搏尋常ならねば早々輦を返して信州平谷より波合に入て、旅宿にて病を養ひしが次第に重り、四月十二日夜中に口にはくさ出來、俄に齒五六枚落しが、其後殊更疲れ、心地死ぬべく覺えければ、譜代の家人共に、我死すとも三ヶ年の間は喪を秘すべしと命じ、其外樣々遺言し、五十三歳を一期の夢として、浪合の夜の間の露と消うせたり。

按に、浪合に南朝の皇孫尹良、良王（宗良親王の子とぞ）の古蹟を說くは妄誕極まれり。上人の言に其墓は宮が原と呼ぶ所にして、墓碣の高九寸、幅五寸許の一石あり、之をヨキヨシサマと唱へ、之に祈れば病を除くとて參拜すと。然れども是等の說は、鎌倉大草紙に宮方の餘黨浪合に戰死したる者ありしに附會して、足利直義の落胤、之義の事を、南朝皇孫に僞りたる者とす。浪合記、信濃宮傳の二僞書、蓋之が捏造傳播の本にて、諸州に此僞をうけて其舊蹟を求め、史家又考按を勞して、幾多の牽強を作爲せるは、禍殃に係りあり、皆浪合記信濃宮傳二書の害毒也。大草紙の云ふ所は、永德の頃大川原におはせし宮、新田の人々と浪合にて遭難せさせ給ふとある者、或は事實ならん。其宮は宗良親王(妙法院尊澄)におはすかと疑はるるも、遠州井伊谷には宗良親王至德二年（南朝元中二年にて、永德の後三年）八月、彼地にて薨去と傳ふれば、猶考覈を要す。然るに浪合記は應永三十一年（至德二年の後四十年）八月、宗良親王の子尹良、大河原に自害し、尹良の子良王は浪合に自害すと說き、また信濃宮傳は浪合記よりも後出の者なるが、尹良は大河原に死し、良王は浪合の危難を脱して、尾州津島に匿ると說く、全く大草紙の所傳と別事に屬す。大日本史には「宗良親王、不知所終」と云ひ、大草紙を引き、浪合に死せる宮は疑くは宗良ならん、然れども所考なしと註したり。

史徵墨寶考證云、浪合記、信濃宮傳に尹良王浪合に薨ずと云ふも、尹良親王とは古本帝王系圖、其他の古書に絶て據き名なり、是は伊奈郡の土豪、知久入道[illegible]一書云、四郎左衛門敦貞の女、足利直義の[illegible]之を生み、故ありて之を其家に匿せしに、應永三年三月、小笠原氏之を浪合に攻め、之れ自殺す、即此事を記せる者、寛永知久系圖、及び由緒書に此事見ゆ、然るに當時の偽譜には、之義を改めて尹良親王と作す、思ふに知久氏自合關を守る、元祿比に此說を捏造せしものならんと云々　○御伴之數云、波合は戸數二百五十許、尹良親王の社波合川の北の方、見不知山の麓の丘の上にあり、[illegible]は元祿の頃此邊りの者建てたりといへり、昔は[illegible]院といへる寺にて齋き祀りしに、今は飯田の神戸神社の祠官、此神社にもかねて仕へ奉りぬ、さてこの尹良親王は遠江國飯谷が館にて生れ、初冠りし給ひ、右大將兵部卿にまけて、親王の宣下ありしを、新田、小田、世良田、桃井などの人に相謀りて、上野國にくだし奉り、數々敵と戰ひ給ひけるに、時至らざるにや、應永三十一年この波合にて薨させ給へるよし、波合記にみゆ、御墓は御社に詣る左の丘にあり、ところの人は此山と呼びなしたり、五間四方に棚を結びて、其中はさ少し高くて、樅杉などの大樹二もと三もと生茂り、高さ二尺方七寸許の石碑立てり、これは近き年のものなり。

下條

波合の東、天龍川右岸の峡谷にして、今下條、富草、大下條、旦開等六村に分つ、謂ゆる伊奈遠山の中なり。○大下條村の南條實彩寺の洞窟より、寛政年中、銅鈴、金環、古鏡等を發見したりと（奇勝一覽）、南條は帶川と相接し、兩條の窮地なるに、古墳と思惟せらるるものあるは奇異とすべし。下條とは何地に對し下と云へるにや、是一郡の下方なれば、阿知川以南をすべて下條と稱するに似たり。往昔土

（吉岡）（和知川）

豪あり、伊奈侍の中にも最有勢の家とす、甲陽軍鑑に信州先方衆、下條百五十騎、また「伊奈侍は松尾百騎、下條百五十騎、松岡五十騎、都合三百騎也」と云ひ、今下條村吉岡（ヨシヲカ）の富山城を其遺墟とす　武田信玄伊奈侍を服屬し、一族信氏をして下條の家名を繼がしめ、伊豆守と稱す、天正十年亡滅。吉岡は飯田の南四里、吉岡の南三里に和知（ワチ）川あり

和知川は波合の山中に出で、東南して天流川に入る、長六七里　此谷に心川（和合村）帶川（大下條）の兩番所あり、波合關と共に知久氏の掌れる間道なりき、遠州山香、參州設樂へ通る。界に新野（ニヒノ）驛あり、今旦開（アサケ）村と改む。

（新野）

下條吉岡城主は小笠原長經の四男、修理亮長能を祖とす、天正十年秋、下條兵庫助（牛千代）德川家の軍に歸し、本領舊部を復せしが、同十四年故ありて改易せらる。

信州伊那郡之事、今度依仁之被遂忠信、所宛行不可有相違、手柄之次第、可被申附、但松尾、知久領内の事は除候、仍如件

天正十年八月十五日　家康

下條兵庫助殿（南信伊奈史料）

下條の山野は西北は會知、駒場野に連り、北は松尾育良の田村と阿知川を挾み、丘陵此間に起伏す。又一書に吉岡が鎭西野に、延喜式、伊奈郡大山田神社在りと云へり。粟野（アハノ）は吉岡の南一里、今富草村と云ふ是也。

（粟野）

南山（ミナミヤマ）

舊庄名にて、天龍川の右岸なる山谷を指す、即今田以南の地にて、今の龍江（タツエ）、千代（チヨ）、泰阜（ヤスチカ）（平島田）の諸村にあたる。

今田（イマダ）

今龍江村と改む、此には江戸の政の初め、伊那郷士井上淡路守五千石の陣屋ありしとぞ、知久と下條の間とす。（南信伊奈史料）

遠山（トホヤマ）

本郡の南偏、天龍川以東の諸村を遠山と云ひ、本來美濃、參河、遠江へ跨り、四國交堺の山中の總名とす。近代は、本郡に於て、和田の邊にのみ其名を傳ふ。

和田（ワダ）

（上村）

今和田村と云ふ、和田の東北に上村（カド）あり。本郡より遠州秋葉に出づる山道は此を通過す、飯田より久堅、小川路峠を經て上村に至る五里、上村より和田谷八重河内を過ぎ青崩峠の州郡界に至る六里。○和田の横谷は赤石山脈の西にして、長十里許、熊伏山（標高一七三〇米突）青崩峠（標高一一一五米突）より池口嶽等、二千米以上の高峰、其南方を遮障す。

東鑑、文治二年、信濃國乃貢未濟の庄々の中に、江儀（エギ）遠山庄とあるは此遠山なり、されど江儀（エギ）と云ふこと不審。

（江儀）

久堅（ヒサカタ）

今上久堅、下久堅の二村に分つ、遠山の北にして、飯田平の郊野に居り、飯田を去る二里。下久堅の

知久平（チクダヒラ）

知久平は天龍川の東岸、飯田、和田の通路にあたる。　蓋知久氏の故墟にや、近世は知久平の北一里半阿島に知久氏の邸館ありき。○知久平の邊に南原（ミナミハラ）山文永寺あり、近世寺領七十石を安堵し、知久氏の菩提所たり、眞言宗を奉ず、寺傳に文永年中、知久左衛門五郎源信貞、田園を寄附し、堂宇伽藍を開基とすと云へり、又蒙古退散の祈願所たりし由を説く。

（文永寺）

知久は甲陽軍鑑に地久（チク）、千久に作る、此家は伊奈信濃守源爲公の裔にて、神峰（カムノミネ）城に居る、天正年中、大和守頼之の時、德川家に附屬したり、知久衆に虎岩（トライハ）氏あり、今下久堅村の大字にのこる。

（地久）（虎岩）

知久本領之事

如前々、不可有相違者、彌可被存忠信者也、仍如件、

天正十二年七月廿六日　御判

知久七郎殿（慶元古文書）

南信伊奈史料云、神峰城址は今上久堅村の柏原に在り、相傳ふ知久四郎左衛門敦貞入道祐超の時、元中九年、宗良親王の二子尹良此地に來り、敦貞の所領富田に潜匿したまひ、應永三年親王退去の時母衣及び御旗を賜はる。○按に、知久右衛門尉信貞は東鑑に見え、伊奈の名家第一に推さる。寛永系譜に據れば、伊那馬太夫（右馬助）爲公四世の孫、中津乘小太郎頼継の子信貞を祖とし、此人正嘉二年、鎌倉に於て武者的の人數に加はる、其子行性は、「四郎左衛門、文永寺、寶泉寺」と註され、數世の孫祐超の譜に「家傳に曰く、室町將軍家の君達之義より、錦の母衣并に旗を賜はる、書狀これあり、彼旗の紋車、これによりて家の紋とす、而祐超の女子は之義の母儀也」と改撰系譜には「之義將軍者、祐超之外孫也」云々とあり

伴野郷（トモノ）

和名抄、伊那郡伴野郷、訓止毛乃。（今神稻（クマシロ）村に伴野の小字のこる、されば福與以南、阿島知久の邊皆此郷の舊域と見做すべき歟　東鑑には「信濃國伴野庄、上西院御料、地頭加賀美次郎長清」とあるも此邊の散在の私田ならん

伴野　市田　吉田　牛牧　河野　田村　林　阿島
小川　伊久間　虎岩　吉田　知久衆　今田衆
南山　南原　下條　松尾　毛賀　山本

右郷中之以人足、大島之普請可相勤、此内或號軍役人之被官、或借名於權門、令無沙汰者、不論理非、可被加御成敗者也、仍如件、

元龜二年辛未三月　（判）

秋山伯耆守殿（南信伊奈史料）

輔衆郷（フス）

和名抄、伊那郡輔衆郷（今詳ならず、高山寺本には之を缺く、其訓は他に明證なけれど フスとよみし歟。其地域も定かならねど、松尾、育良、阿知の邊にやと想はる。）

松尾（マツヲ）

今毛賀を併せ松尾村と云ふ、天龍川の西岸にして、飯田町の東南に連る。天正中まで小笠原氏の城館あり、八幡宮今に名祀とす。

千曲眞砂云、小笠原信濃守長忠は、家祖長清の孫（長經の子）にして、伊奈郡の松尾の館に居る、弘安八年、小笠原の總領伴野長泰、城泰盛に與黨して誅死し、其後は

松尾貞宗總領たり、貞宗は元弘の役官軍となり、新田氏を援けて武州に戰ひ北條氏を破る、後大鑑禪師の弟子となり、伊賀良莊に禪院を立て開善寺と曰ひ、川路伊賀良の一村を寄進す、貞宗の子政長、筑摩郡深志へ移る、永享中、小笠原の庶流遠江守光康、松尾に居る、弘治二年、武田信玄伊奈郡を征伐し、松尾の小笠原掃部頭信嶺之に降付す、天正十年、信嶺徳川氏の軍に投じ本領を安堵し、十八年從て江戸に趣き、其子孫越前勝山城主たり。

開善寺(カイゼン)　松尾の南、上川路(カミカハヂ)村(今龍岡(タツヲカ)村と改む)に在り、臨濟宗、建武二年、小笠原氏の中祖信濃守貞宗の開基にて、其因とす。今高遠の桂泉院に移傳せらるる古鐘銘に「伊那郡伊賀良庄、上河路、江秀山開善禪寺、文和二年乙未九月」云々とあり。〇奇區一覽云、開善寺の開山は宋國歸化の僧清拙、早梅花の古木の跡は大門の傍にあり、遺種は後園にあり、八重の白梅にて、香氣他の梅に勝り、實は小にて他邦に信濃梅と稱するものなり、一書に開善寺の早梅花は名におふ名木なり、村上頼平の家人埴科文治といふ者、武田村上戰場の隙、開善寺の梅今を盛りと聞えしかば、寺にうかれ來てよめる、

(川路)

響き行く鐘の聲さへ匂ふらむ梅さく寺の入相の空

下川路(シモカハヂ)　今下川路村と云ふ、飯田の南二里餘、此地の天龍河岸は、山水の奇勝を以て顯れ、近年天龍峽の名を命ず

坂谷朗廬、弘化丁未記云、下河路郷に天龍峽の奇あり、斷崖柝裂、斧劈の如く、平遠の水此に至て、頓に巉岩の窄むる所と爲り、奔騰澎湃、鋭鋒の向ふ所、石皆碎易、猶怒りに勝へざれば、則往々倒流す、是れより先き峽名未だ定まらず、余以爲らく川既に天龍と名づく、盛稱比無し、別に名を擇ぶを用ゐずと、因て定めて天龍峽(テンリユウキヤウ)と稱す、

(天龍峽)

天龍河大百川注、峽中奇勝有十數、垂竿烏帽歸鷹雌、滄浪鎖抽有逸趣、姑射橋高架其間、樵撫洞深鎖雲霧、明絕斷崖蝙蝠潭、別有龍角峰欲斷奈無路、其下奇滿壁似跑、風雨夜夜有如龍怒、仙床磐平可頹休、定有神人曾駕騎、又客嶼似其客形、奇勝一一堪題句、彼河伯若奪者乎、能納百川灌白田間、豈有藏如斯奇勝、聽嘶乎吾老矣往遠靈、　黃石

伊豆木(イヅキ)　今立石を併せ三穗(ミツホ)村と改む、下川路の西に隣り。近世松尾小笠原氏の庶流、靱負長臣、伊豆木千石を給與せられ、子孫世襲して江戸幕府に出仕し、交代寄合席の諸侯たり、卽伊奈衆三家の一とす。

立石(タツイシ)　今三穗村の大字とす、阿知川の邊に在り。〇參河古蹟考云、岩倉社の古鐘は今信州伊奈郡立石村觀音堂につたへたり、三銘あり。

三河國設樂郡、岩倉大神宮之鐘、嘉吉三年、臘月十三日、鑄之、政所智□正因、韓□□□、願主□□□光、琵氏虎久」

文明元年、丹仲冬吉日、化緣比丘昌信□誌之、日本遠江國、伊□郡、□村安樂寺の鐘也」、

文龜元年、信州伊奈郡立石村、立石寺鐘」、

會地(アフチ)　今會地村と云ふ、古の阿智驛、後世駒場と云へる地なり、下川路の西二里、中世には此に關所ありて、會地關と呼びたり、歌枕名寄に、

信濃路や通ふ心は有ながらさもそあふ地の關はさびしき。　知家

駒場(コマンバ)　今會地村と改む、飯田の南西南三里、波合(三州路)小野川(美濃路)の兩山道此に分岐す、又西北は淸內路へも通ふべし。〇駒場に宮崎氏の陣屋址あり、伊那侍の一家にして、慶長中、宮崎筑後守忠政、三千石の食邑を賜はり、子孫は江戸幕府の代官を兼ねて、地方を治めしが、貞享年中に至り收滅す「伊奈史料」

阿智(アチ)　古の信濃坂の下なる大驛にして、延喜式、阿智驛に三十匹とあるは、山道嶮遠なれば、特に他驛の四匹を倍へられたる也。延喜主税式に、

凡諸國驛馬□養、其陰路使驛、正別十七束、使稲十束、平路使驛八束、使稲六束、但美濃國坂本、信濃國□□兩驛、並正別四十五束、□稲武紀、延暦十八年、信濃國伊那郡、阿智驛□云、永爲闕驛、以道路險難也、

などあるにて、其状を知るべし。〇□□□云、阿智驛□、今伊賀良庄駒場村に、木戸脇など云ふ所ありと、阿智神社もあり。〇信濃地名考云、阿智□□に□す、下地未詳、唯阿智川の名あり、其下流ゝた原てふ□□□□、又中□代に關を置かる故に、會地の□の□□たれ、今も關の駒場、中の關、向關とて三村□□り、阿智、會(アフチ)地、樗の關皆通用してあるなり。〇奇勝一覽云、大同年中、最澄法師衆生化導の爲めに、東國に下り、美濃信濃の嶮を過て、山中旅店稀なるを歎き、二院を建て行人を接く、其事は釋書に「大師置兩院、□□有使、美乃境内、名廣濟、信濃境内、名廣拯」と見ゆ、廣濟とは□長岳寺其古跡なるべし。

(闕)　(樗闕址)

阿智神社(アチ)　延喜式、伊奈郡に官社なり、門原より古道を經て育良に至る間に、晝神(ヒルカミ)と云ふ地あり、此に鎭坐すとぞ、(奇勝一覽)今智里(チサト)村の内にやあらん。〇按に、古姓に阿知直、阿知使主あれど、兼別漢人なり、此神はこれと異にして、舊事天神本紀に「八意思兼神兒、天表春命、信乃阿智祝部等祖」とあるぞ正しき古傳の遺文なるべし、日本武尊の此山を過ぎたまへる時より已に現れて、山神の惡氣を消し嚮導したまへる神にして、此神の祝部なれば特に阿智祝部とは云へるなり。

(書神)

信濃地名考云、景行紀に「倭武尊信濃より美濃へ出給ふとて、大山を越え山の中に食したまへるに、山神白鹿(カセキ)と化り、御前に立りけるを、蒜(ヒル)をもてはたきかけ給ひけれ

ば、目にあたりて倒れぬ、是より先信濃坂を越るもの、おほく神の氣にあたりて煩ひけるに、此時より後蒜を嚼て人及び牛馬に塗れば、おのづから神の氣にあたらずと」いへり、又、「尊山中に道を失ひ給ふに、白狗導奉る狀有て美濃に出給ふ」云々、駒場の西五里ばかりに、晝神村あり、晝神は借字にて、日本武尊嚼蒜の地是なるべし、今阿智神社其地にいませり。

阿智川（アチ） 二源あり、一は淸内路山に發し南流、一は惠那嶽に發し東流し、駒場驛に於て相合ひ、東流二里半にして天龍川へ入る。

小野川（ヲノカハ） 今智里村と云ふ、駒場の西にして、同名の溪流ありて、惠奈嶽に發す。此は古の東山道の通路なりしを以て、近世木曾谷を大路と定めらるるも、猶行旅の之を過ぐる者あり、故に幕府小野川番所を置き、知久氏をして關吏を世襲せしめたり。○延喜式并に東鑑に、信濃國左馬寮大野牧ありて、此小野川の東南に今大野の地名存す。

（大野）

園原（ソノハラ） 今小野川の谷にて、古驛路にあたり、布施屋を置きて行人を留宿休止せしめたる所とす。布施屋とは蓋最澄法師の置ける廣濟院の類ならん、往昔水陸の難路に於て、慈悲の旨を體して、旅人を救濟する伏舍を、すべて布施屋と云へり。○地名考云、園原の伏屋の里は昔旅人のいこひしと見ゆれど、今は廢れて久しければ、民家所々にあるのみ、園原の東北に晝神村あり、阿智神社いませり、西北より、流るる川あり、（駒場を過ぎ阿智川と云ふ）御坂の原をくだりて、右に大野村、左に小野川あり、云々。

（伏屋）

信濃の御坂のかたに書たる繪に、その原と云所に、旅人やどりて、立あかしたる所を、

立ながらこよひはあけぬその原や伏屋といふもかひなかりけり、（新古今）

そのはらやふせやに生るははき木の有とは見えてあはぬ君かな、（新古今）

坂上是則

とくさかるその原山の梢よりみがかれ出る秋の夜の月、（保元歌合）

ははき木の梢やいづこおぼつかなみな園原はもみぢしにけり、（金葉）

そのはらを立て御坂を過ぐるとて、　橘　爲仲

よそにのみききし御坂は白雲の上までのぼるかけぢなりけり、（家集）

信濃國伊那と申所に侍りて、人の許へ申遣しける、

山高み見つつ我こし箒木のあはでふせ屋に迷ふころかな、（家集）

宗良親王

ありとてもあるかひもなき箒木の伏屋にのみや年を經ぬらむ、（同上）

袖中鈔云、昔風土記と中書見たりしにこそ、此箒木のよしは大畧見え侍りしが、されど年久にまかりなりて、はかばかしく覺え侍らず、件の木は美濃信濃兩國堺、曾乃原伏屋といふ所にある木なり、とほくて見ればははきをたてたるやうにて、立より近くて見れば、其に似たる木もなし、然ればありとは見れど、あはぬものにたとへ侍る。

南谿東遊記云、妻子（ツマゴ）の驛より木曾街道を離れて間道に入る、是は飯田の城下へ出る山路にて、其間十里、深山幽谷計にて、樵者の行通ふ細道なり、蘭（ラン）、廣瀬抔いふ在所を過て、箒谷といふ所あり、木曾峠と云ふ大なる峠の手前なり、此邊王平、勝負平抔いひ、少しづつ平坦の地あり、則此箒谷の右の方は甚深く大なる谷にて、底に谷川の音聞ゆ、其谷を打越して向ふに、雜樹隙なく生ひ茂りたる山あり、其山の七八合目とも思ふ程に、モミの高く大なる一本秀て見ゆ、其モミの木に傍ひ左の方に、木葉眞丸に茂りたる木あり、たとへば菜園にある箒草のしげれるに似たり、雜樹茂れる中に格別に秀でまぎれなく見ゆ、名高き園原山のははき木なり、かく明白に見ゆる者の、其木の下に行て見る時は影もなしとなり、只モミの木はこなたより見る如くに在りとなり、これゆゑに昔よりありとは見えて逢れぬともいひ、有るが如くにして實は無きよし、物語の類に用ひ來りつる事とぞ、箒谷の見る所よりは二十丁計りも隔てたり、又云、箒木のある山のうしろに伏屋といふ小村もありとぞ、古歌の詞を今は里の名とせりとおもはる。

數ならぬ伏屋に生ふる名のうさに有にもあらずきゆる箒木、

箒木の心を知らでその原や道にあやなくまとひぬるかな、（源氏物語）

曾乃原と人もこそきけははき木のなどか伏屋に生ひ初めけむ、（狹衣物語）

そのはらやふせやにとつくかけ橋も誰故にかは我は渡して、（重之集）

木曾路圖會云、御坂山の古道は今の木曾路にあらず、又淸内路にあらず、美濃國大井驛の北、千旦林（センダンバヤシ）より御坂路、園原村あり、或說に今も園原の北、淸内路（セイナイヂ）の邊より小野川の奥を見渡せば、連山の内に殊に高き梢見えて、之を箒木と云ふも、其所に入ては何の木と云ふことを知らずとなん。○千曲眞砂云、園原は或人筑摩郡とも、又小縣郡とも云ひ、佐久郡布施谷なと園原の伏屋里と說く、皆誤れり、昔の園原は伊奈郡伊賀良庄の内、小野川の關を越えて、美濃國大井へ出る山道あり、その道筋にあり、決定したる事也、宗祇法師も、所謂園原は、美濃と信濃の境にありと、書記したり。

科野御坂（シナノミサカ） 又神御坂（カミノミサカ）と云ふ、本國伊那郡と美濃惠那郡の界嶺にして、惠那嶽の下を經由せる者也。此古道中世以降廢したるを以て、其經由の跡稍分明を缺く。美濃には坂本驛（千旦林）信濃には阿智驛（駒場）ありて、實に山路東西の亭舍たるを想へば、其大畧を會得し難からず。而も古路は惠那嶽の南を繞りたるにや、又其北を過ぎしにや、甲陽軍傳解に「伊奈郡小野川の關の奥

（神御坂）

は菀原道は美濃へ出づ」と云へり、されど諸書に其古路は菀原道は美濃へ出づと云ひ、或は千日林より小野川へ出づと云ひ、稍紛紜なり。今園原と西筑摩郡（古の惠那郡内）馬籠の湯舟澤との間に峠ありて、標高一千五百米突、之を御坂とも唱ふ、蓋古路は由れる所とす。○按此御坂は事は「和銅六年、美濃、信濃二國之堺、徑道險阻、往還艱難、仍通吉蘇路」と云ひ、吉蘇路の大溪谷を過ずる者に比しては、並に大山を横斷する險坂路なれば、此方却て通難なりしならん。唯木曾谷は村里少く、驛亭の設備なかりける故にや、延喜式にも伊奈郡を驛路とし、此坂を經由せしむ。其後、日本紀畧「天延三年七月、東國民烟疾風多損、信濃御坂路壞」と載せ、扶桑略記「康平元年十二月、信濃國言上、神御坂寮雨間、類損事」ともあり、又當時の歌詠に多く園原、伏屋の事をよみたれば、猶東山道の要衝たりしを知る。南北朝分裂の爭亂の頃よりや、此古道は廢れて木曾路をのみ大道とし、木曾の妻籠より清内路峠を踰ゆるを、伊奈路の小道とは爲しけるならん。

古事記云、日代宮（景行）段云、倭建命自甲斐國、越科野國、乃言向科野之坂神、而還來尾張國。○景行紀云、日本武尊、進入信濃、是國也山高谷幽、翠嶺萬重、人倚杖而難升、巖嶮磴紆（カケチメグリ）、長峰數千、馬頓轡而不進、然日本武尊披煙凌霧、遙徑大山、既逮于峰、而飢之食於山中、山神令苦王、以化白鹿、立於王前、王異之、以一箇蒜彈白鹿、則中眼而殺之、爰王忽失道、不知所出、時白狗自來、有導王之狀、隨狗而行之、得出美濃、先是度信濃坂者、多得神氣、以瘼臥、但從殺白鹿之後、踰是山者、嚼蒜塗人及牛馬、自不中神氣也、

ちはやふる賀美の美佐賀にぬさまつりいはふいのちはおもちちがため（萬葉）埴科郡神人部子忍男

坂上忌寸今繼、踰信濃坂詩、

積石千里峻、危途九折分、人迷邊地雪、馬躡半天雲、巖冷花難笑、溪深景易曛、郷國何處在、客思轉紛々、（凌雲集）

（信濃坂）

今昔物語に、信濃守藤原陳忠任果て上るとて、御坂を越えける時に、馬に乘ながら桟（カケハシ）より深き谷に落入たる事を記せり（是は康平以前の事なり）、後拾遺集に、爲善朝臣三河守にて下りける時、美濃國すのまたと云ふ渡におり居て、信濃御坂の方を見やりてよめる「白雲の上より見ゆる足引の山の高根や御坂なるらむ」云々と載す。後世此御坂を木曾坂と混亂したる歌もあり、同じ信濃國にて、方向も山系も相近接すれば、混亂免れ難きことなり。

清内路（セイナイヂ）

今清内路村と云ふ、駒場の西北にして、阿智川の一支源たる溪谷にあり。木曾の妻籠（ツマゴ）より東へ蘭川に沿ひて登り、山脈を横絶すれば、此に至り飯田に達すべし。近世德川幕府此に關門を置き、飯田城主堀氏をして衛戍せしめ、木曾路の傍徑を戒めたり、妻籠より飯田まで凡八里。

山本（ヤマモト）

今山本村と云ふ、駒場の北、清内路の東なる郊野に居る、此村の峰を歌枕名所恨（ウラミ）の山に引きあつる說あり（千曲眞砂）

たつねばや心の末は知らずとも人の恨のやまのかよひぢ（夫木）（八雲御抄、うらみの山久米路橋、信濃）

（山根）

又歌枕に久米路の橋あり、之を山本村の久米（クメ）と云ふ地に求むる說あり（寄勝一覽）此に久米寺と云ふも存す。

うもれ木は中はむしばむといふめれば久米路の橋はこころしてゆけ（拾遺）（夫木抄、うらみの山久米路橋、大和）

（久米）

竹佐（タケサ）

今山本村の大字とす、千曲眞砂に「元祿武鑑、國花萬葉記等に松平攝津守義行を高三萬石、信濃國高取に居城すと載す、高取と云ふは誤れり、伊奈郡竹佐村に役所ありて、三萬石を支配せしめらる」云々、然れども節用集にも信濃國高取（タカトリ）郡と云ひ、當時高取の名ありしこと疑なし、今も山本村と清内路の間の嶺を高取居山と云へば、此地を高取と云ひ、高取役所にて支配したるを、私に高取郡と稱せしならん。義行は尾張藩の支流にて、後は美濃高須へ移封。

（高取）

伊賀良（イガラ）

中世は庄名に呼びたり、今山本の北なる大瀬木、三日市場などを伊賀良村と云ふ、飯田町の南とす。

東鑑、文治二年、伊賀良庄尊勝寺領と載す、近世は飯田の南、松尾、川路、駒場の邊すべて伊賀良庄とも稱したり、（元祿の比に高取郡と云へるも此とす、古書に育良とあるに同じ。又懷中抄に、信濃國伊倉（イクラ）山、

忘らるる身のうきことはいくら山いくら許りのなげきなるらむ

とある伊倉も、育良（イガラ）の文字をイクラとよみ違ひたるに出る。千曲眞砂に、佐久郡の川上、居倉村に引きあてしは從ひがたし。

（伊倉山）

育良（イガラ）

延喜式の驛名にして、阿智と片村の間なれば、正しく今の飯田町にあたる。信濃地名考云、育良驛已に廢して不詳、今飯田城南、阿智川以北を伊賀良庄と稱す、又伊賀良堰の名存せり、古驛趾其中に在るべし、宇治拾遺物語に「陽成院位におはしましし時、瀧口道則宣旨を承り陸奥へ下りけるに、信濃國ひくうといへる所に宿る、あるじの郡司あやしき術有り」と載せ、是は奥郡の郡司に此術を習ひ得たり云々、（盛衰記にも信濃國奥郡といひ、今も河中島四郡をさす）古驛五郡の中に今さる地名見えず、古驛の名字を尋ぬるに、疑はくはひくうはいからの假名を、傳寫の誤れるなるべし。

飯田（イヒダ）

今飯田町、人口一萬四千餘、伊那郡の都會なり（下伊那郡役所在り）近世堀氏六萬石の城下にして、名產元結（モトユイ）を出す、紙は伊賀良庄各村に抄造し、之を飯田の市店に賣買す、下諏訪へ二十里、長野へ四十五

里。

飯田城址（イヒダ） 慶長六年、小笠原兵部大輔秀政（前筑摩郡深志城主）庚子役の功を以て伊奈郡に五萬石を賜り、下總古河城より移り、飯田の故城を修理し之に居る。其子信濃守忠修三萬石を加封せられ、深志の故領へ移る、慶長十八年也。脇坂淡路守安元代り、伊豫大洲より入部す、寛文十二年、堀美作守親昌、野州烏山より入部、封三萬石、子孫世襲して大政維新に至る ○飯田は坂西（バンザイ）とも稱し、小笠原氏の一族之に住したり、（甲陽軍鑑に「はんざい六十騎」とあるは即飯田氏に同じ）天文十六年、甲斐の將秋山伯耆守晴近、伊奈郡を討平して、伊奈諸家皆武田信玄の麾下に屬す、晴近乃飯田城に居り、三千貫を領知し、城代と稱し武田の宿將たり 天正十年二月、織田の軍木曾伊奈兩道に進攻す、諸城守らず、武田氏遂に亡ぶ、毛利河内守秀頼、飯田城に居り新附の地を鎭す 六月本能寺の變あり、甲信動搖し、秀頼西走す、德川家康駿河より兵を出し甲信を定む、秀頼仍飯田を領知し、豐臣氏に仕へ、伊奈侍從と稱したり 天正十九年、秀頼卒し、京極修理大夫高知之に代る、封八萬石 慶長五年、高知東軍に應じ、功を以て加封せられ、丹後宮津城へ移る。○伊那温知集云、飯田の古城主坂西刑部少輔宗滿は、小笠原貞宗の三男なり、子孫相承して、七世伊豫政之の時、知久大和守頼元と戰ひ、敗れて上郷岡村を割取せらる、九世伊豫長忠は、永祿五年、松尾城主小笠原信貴に攻殺さる、されど武田家の領國の時に、坂西織部と云ふがあるは、伊豫の一族歟。○千曲眞砂云、飯田は鎌倉武家の時、代官近藤六郎周宗と云者、今飯田の脇の上飯田（カミイヒダ）と云ふ所に居館を構ふ、其舊跡今に存す、此家斷絶の後、小笠原信濃守貞宗の孫、坂西孫六郎宗滿居館を建て、其後移て今の飯田に居り、長姫城と號す、其後應永の頃、飯田判官代某國、初名飯田次郎と云者之に居る、其後武田豐臣兩家を經、慶長六年、小笠原兵部大輔秀政入部以後大に城の内外を普請し、堤を築き石を疊み、内外ともに調ひ、今の城地となる、城下の荒町役所は、木曾の千村氏知行、四千石の支配を司る。

（西蘇）（上飯田）

郡戸（ゴホド） 飯田町の邊を廣く郊戸（ガウド）庄とも、江須（ゴウス）庄とも云ふ、蓋東鑑に見ゆる「伴野庄、上西門院御領、郡戸庄、殿下御領」にあたる、今飯田の鎭守神を郊戸明神と稱する又之に因れり。郊戸社の在る所を近年拓きて遊覽の清境に供し、今宮公園と號せしむ、風越山の下に居れり。

風越の峰のつゞきにさく花はいつさかりともなくや散るらむ（山家集）

（郊戸）

風越山（カザコシ） 今權現山と云ふ、木曾山脈の一峰にして、飯田の西にあたり、清内路の上方とす。山中に白山權現を祭りたるを以て、後世舊名を聞へず（上飯田村の部落に風越の名存す）

風越の峯をはるかに見る時は雲はふもとのものにぞありける（詞花）　家經

松川（マツ）は風越山中に出て、飯田の南を過ぎ、天龍へ入る。

麻績郷（ヲミ） 和名抄、伊那郡麻績郷、訓乎美。（今飯田、座光寺、山吹、大島等の諸村にあたり、飯田以北とす）此は延喜式、神鳳抄に見ゆるものと、同名異地とす。

地名箋云、平家物語善光寺の縁起の條に、をうみのよしみつ（長門本には、水落郡ヲウミの東人、本太善光とあり）と云へるは麻績の訓を延べたるにて、或記に、伊奈郡麻績郷宇沼（ウヌ）邑に始て善光寺如來を居奉るとあり、今の座光寺（ザクハウジ）村の不捨山如來寺は其跡とかや、其邊に飯沼（イヒヌマ）村あり、是宇沼の名の訛りたる歟。○按に、座光寺は三代實錄に、貞觀八年、伊奈郡寂光（ジャククワウ）寺を定額に預らしむとありて往時の官寺とす、善光寺と相異なるや明白とす。唯其名字の相似たるにより、寂光善光を混亂したる歟、今善光年を定額山と云ふも、又此混亂に由る歟。（飯沼は今上郷村と改む）然らずんば、中世に方り寂光寺の佛像を水内郡に移し、善光と改號したる歟、則貞觀以前の事には非ず。

神明鏡云、難波の京の時、百濟より奉送三尊の阿彌陀佛、善光が肩に立ちまい、伊奈郡麻績の里に下て住たまふ、其後四十一年を經て、水内郡に奉移、今善光寺是也。

（座光寺）（寂光寺）（飯沼）

市田（イチダ） 今市田村と云ふ、牛牧（ウシマキ）、山吹野など云ふ地ありて、古の牛の牧ならんも、其本名を傳へず。延喜式、東鑑に左馬寮の牧を擧げたる中にあるべきも、今詳にし難し。式に「信濃國、貢蘇十三壺、五口各大一升、八口各小一升、廿取得乳者、肥牛日大八口、痩牛減半、作蘇之法、乳大一斗、煎得大一升、但飼秣者、頭日別四把」とあるは牛牧の貢例也。

市田の松岡（マツヲカ）城は安倍姓、松岡氏の故跡なり、一族山吹、牛牧等あり、小笠原家の旗下なりしが、天正中、右衛門佐貞則は德川家へ歸し、慶長の初め、一族座光寺信人と爭訟し、公裁に因り所領沒收せらる、後座光寺次郎左衛門貴隆に少知を賜はり、其祀を存す（伊那温知集、甲鑑、松岡五十騎、座光寺三十騎）

（牛牧）（松岡）

山吹（ヤマブキ） 今山吹村と云ふ、飯田の北東二里、近世座光寺氏之に居り、世祿千百石餘、謂ゆる伊奈三人衆の一家とす。○千曲眞砂云、座光寺氏は伊奈片桐の分流にて、筒目正と云家なり、天正十年、座光寺次郎左衛門、德川家へ歸伏し、一時上州大竹村へ移邑せしが、慶長六年舊領に歸り、山吹に館を建つ、山吹野には牛馬の放飼を爲し、飯田へつゞきて、平地に小松生へたり。

大島（オホシマ） 今大島村と云ふ、山吹の北、飯田を去る二里半、瑠璃寺と云ふ天台宗の古刹あり、近世寺祿二十五石を傳へたり。

改正三河記、天正十年二月二十日には、信忠卿旗をすゝめ、信州伊奈郡平谷、波合を越し、飯田の城に着陣せらる、此城守將は數日以前に逃去たり、又大島城の兵も逃れたれば、信忠卿大島の城へ入給ひ、後には毛利河内守、河尻與兵衛を留守させ、直ちに飯島に旗をすゝめらる。

阿島(アジマ)　今小川、伊久間を併せて高木村と改む、飯田の東一里半、天龍川の左岸にして、久堅村の北に隣る。

近世知久氏此に居り、二千七百石を領知し、伊奈衆の第一として、幕府に出仕し、交代寄合席に列す。

信府統記云、阿島村、天龍川の東、小園村に隣る、小川は東の山間より出て西へ流れ、天龍川に落る、知久氏代々住居領地三千石なり、交代寄合衆にて、三ケ年に一度づゝ出府、御目見後直歸國なり、波合、帶川の關所預り、和合村、小野川の兩番所をも預らる、飯田城下の丑寅の方二里。

福與(フクヨ)　今生田(イクタ)村と云ふ、阿島の北二里にして、天龍川の邊なり、小澁川東より來り天龍へ入る。○福與と阿島の間に、河野(カウノ)村、神稻(クマシネ)村(林村)あり、此邊は盖和名抄伴野郷の域内にして、元龜二年文書に、河野(カハノ)、田村、林、阿島、小川、伊久間とある村々にあたる。

(河野)

大河原(オホカハラ)　今鹿鹽(カシホ)村に併せ、大鹿村と云ふ、飯田の東六里、赤石山の下とす。其溪谷を小澁(コシブ)川と云ひ、赤石山下の衆澗を併せて、北流五六里、西に折れ二里餘にして、天龍川へ入る。此溪中は山路峻嶮にして、馬跡を通ぜず、馬を飼ふには、幼少なるを背に負ひ來りて長ぜしむと說く、其地海面上凡八百米突、絕險無比也。

(小澁川)

興國五年、信濃國大川原と申す山の奧に籠居し侍しに、たゞかりそめなる山里のかきほわたり、見ならはぬ心地し侍るにや、ふしわかぬ春の光、待ち出る鶯の百囀も、昔思出られしかば、

かりのやどかこうばかりの吳竹をありし園とやうぐひすの鳴く、(李花集)

大河原といふ深山に籠て、年月のみ送侍しに、いつを待べき期もなければ、香坂高宗などが、朝夕霜霧をはらふ忠節も、そのかたなからんことさへ、かたはらいたく思ひつゞけられて、

いはで思ふ谷の心もくやしきは身を埋れ木とすぐすなりけり、(李花集)

遠江風土記傳云、興國年中、宗良親王越中より信濃へ移り、尓後吉野より諸國を巡り、往來數十年、勤勞息まず、天授六年の夏の頃まで、伊奈郡の山中、大河原に御坐有しが、信濃の宮方みなそむき奉りて、香坂高宗より外は、御賴みもなかりければ、五月信濃を落給ひて、よし野に移らせ給ふ、夫より河内國山田といふ所に閑居ありて、新葉集を撰給ひて、南帝へ奏し給へり、同年伊勢の國司のもとへ入らせられて、夫より直て遠江國に御下向あり終に井伊谷に隱れさせ給ふ、御齡七十三、元中二年也、謂ゆる信濃宮、又妙法院法親王と申すに同じ。○按に、香坂高宗は盖伊奈侍にして、當時大河原の山中を領知せるならん、其興亡始末詳ならず、佐久郡に今も香坂の地名、氏號あり。東鑑に、文治二年、大河原鹿鹽の二村は江儀遠山庄、郡戶庄と共に殿下御領、即攝關家の傳領地たる由さへ見ゆれば、山中の僻地なれど、往昔より伊奈郡の一名邑とす。又光明寺殘篇の元弘元年、楠木城討手の交名中に、諏方祝、高坂出羽權守とあるは、必定宗良親王の憑ませ給へる人と、一家一族ならん。慶元古文書、文和二年、足利尊氏の教書、信濃國、香坂美作守、已下凶徒云々とも見ゆ、猶考ふべし。

信濃國いなと申所に侍し比、五月雨はれまなかりしに、都へ申つかはしける、

思ひやれきそのみさかも雲とづる山のこなたの五月雨の比、(李花集)

大河原の釜澤に、宗久寺福德院といふ一刹あり、今此に親王の遺事を說けど、記錄の徵すべきなし、或は信濃宮傳など云ふ僞書に附會し、此にも尹良(タダヨシ)王の事を云々するは、眞假混亂惜すべし。されど

鎌倉大草紙云、新田殿相模守義隆ハ去永德の頃迄、信濃國大川原と云所に深く隱れ有けるを、國中皆背き申、宮を初新田一門浪合と云所にて、皆討死して、云々

とある宮は、即宗良親王をさし奉る歟、猶考覈を要す

鹿鹽(カシホ)　大河原の北にして、同一山谷に在り、此溪流を小澁川と云ふも、鹿鹽と同語なるべければ、本元は小鹽にて、溪泉に鹽分を含有するより起れる名歟。

地學雜志云、鹿鹽村に鹽畑、押手、鹽湍、上之平、四所の鹽泉あり、明治八年以降、此泉を採掬して食鹽を造る、盖此地方は鹽平、奈良田等にも鹽井ありて、太古海洋の底たりし時に、鹹水岩隙に浸入せる者が、一旦凝結し、今又雨水の滲入に會ひて、溶解湧出する者なるべし。○又云、鹿鹽村に露出する太古紀水成岩は、一般に綠灰色にして、著しく斑岩樣の性質を帶び、數々板狀の裂面を呈す、此岩は石英、正長石、灰曹長石及び角閃石より成り雲母礦の存在せざるは特性なり、其外貌斑岩狀を爲すを以て、人をして或は閃綠岩の變質したる凝灰岩かの感を喚起せしむ、此岩は天龍地方に於ては、片麻岩系の最下層をなすを見れども、他の地方には未之を見ず、假名鹿鹽片麻岩と云ふ。

赤石山(アカイシ)　大河原の東南四里、駿州大井川の上游、田代谷に跨る、標高三千九十五米突。(即一萬二百尺) 山脈は南北に連り、北には荒川嶽、仙丈嶽、釜無山となり、南には椹山、大無間山、黑帽子山等と爲る。凡諏訪湖岸より起り、一線南走して八高山、日坂(ニッサカ)(遠州)に至る四十里、謂ゆる赤石山脈是なり。富士帶と木曾山脈の

中間を行く。此主山脈の西に傍ひて、片麻岩系の前山あり。

地學雜志云、天龍の谷の伊奈村邊より、赤石鍵山を望めば、太古紀の前山は傾斜緩徐にして、高きより之を見下せば、恰も小丘の集りたる高原の如き觀ありて、彼高峻なる古生紀の山の、巍々として後に聳えたるに對照して、驚くべき差異ある花崗片麻岩は、太古紀岩と新花崗岩の中間にありて、岩質酷く新花崗岩に類似すれども、傾斜の緩なるを以て區別す可し、新花崗岩の屹立せる處は、赤石鍵山の北部にある駒が岳に於けるが如く、白き岩壁を爲して、遠く望めば光輝あり、凡太古、古生、兩紀の岩層、相共に一山を構成するときは、高嶺秀峰を作り、各單獨にあるときは、稍低きを常とす。

上伊奈郡（カミイナ）

下伊那の北にして、片桐より小野、平出まで、今面積八十方里、人口十一萬、二町二十九村、伊那に治す。

(伊奈路)

伊那路とは木曾路の對稱にして、古代の東山道は之を以て官驛としたり、神御坂（カミノミサカ）を南口とし、小野（ヲノ）山を以て北口とす。近世は東山道の驛亭、木曾に定められしを以て、伊奈路は甲州、參州の往來に供用せらるるのみ。

天龍川（テンリユウ）

諏訪の水海に出で南流、木曾、赤石兩山脈の間を下る。其南山、下條の邊に至るや、左右の山相迫合し、地勢南北に分る、即信遠二州の界限とす、河水其間を衝破して南下す。凡湖源より州界に至る二十七里、尚十八里、掛塚港に至り、遠州洋に歸す、古書に天の中川（アマノナカ）の名を命ずる者あり。天龍川の岸邊は、伊奈郡に於て一大河盂を生じ、其中央飯田附近に於て沖積層の面積最廣し、謂ゆる飯田平の稱之に由る、海面を拔く凡五百米突乃至六百米突の段階地也。

片桐（カタギリ）

今片桐、上片桐の二村と爲る、此より以北を近年定めて上伊奈郡と云ふ。

(賢錐)

片桐は古書に片切、又賢錐（カタギリ）に作る、保元物語に源氏の家人信州には志妻小次郎、片桐小八郎大夫、熊坂四郎云々と載せ、東鑑にも

元暦元年、片切八郎爲安、自信濃國被召出之、殊令憐愍給、是父小八郎太夫者、平治逆亂之時、爲故右典廐御共之間、片切郷者被收公、已二十餘年空手、仍今日如元可領掌之由、被仰云々、

延喜式に賢錐驛とあるは、育良、宮田の間にして、今の片桐村即其遺址たるべし、飯田(舊育良の地なるべし)の北三里餘にあたる。片桐、七久保の西嶺をば烏帽子嶽と云ふ、駒が嶽に連接す。

飯島（イヒジマ）

今飯島村と云ふ、片桐の北二里、與田切（ヨタギリ）川、中田切（タギリ）川の二水西嶺に發し天龍へ入る、田切と云ふ部落もあり。

(田切)

飯島は近世江戸幕府の駿府代官の出張陣屋あり、寛文十二年に起り、明治維新迄永續し、改革の初めに一時伊那縣と稱したり。陣屋支配の土地は歴世沿革ありしと雖、諸郡散在の高辻、十萬石以上に及べりど。〇甲鑑に「伊奈衆大島、片桐、飯島、ハブ、アカ津、五人五十騎」とあるは、今飯島の邊に赤須（アカス）と云ふ地あり、ハブは更に其北に隣る、赤須の美女森（ビジョ）に稻荷神を祭る。

(赤須)

上穂（ウハブ）

今赤須と併せ、赤穂（アカホ）村と改む。天台宗、光前寺（クハウセン）此に在り、もと駒嶽神の供僧とす、近世寺祿六十石を給せられ貞觀年中の創始と傳へたり。〇上穂は方言ハブと唱ひ、天文軍記に波部に作る、平地廣く、其野には牛馬を牧飼す。大田切川あり、さまでの大河ならねど、洪水の時は大石を流し、伊奈路第一の難所とす、(千曲眞砂、地名考)

(光前寺)

大田切（オホタギリ）

(赤穂)

駒が嶽に發し天龍へ入る。

今大田切川の名の存るに由れば、上穂の舊名にや、東鑑に「治承四年九月、武田太郎信義、一條次郎忠頼已下、發向信濃國、襲平氏方人菅冠者、伊那郡大田切郷之城、冠者聞之、未戰放火於館、自殺之間、各陣于根上（ネガミ）川原」とある者此とす、根上川今詳ならず、天龍の舊號にあらずや。また諏訪緣起繪詞に、東夷安倍高丸暴惡の時、將軍坂の上の田村丸、延暦二十年二月、追討の爲に山道を經て下向、心中に祈願あり、傳聞諏方大明神は東關第一の軍神也と念じ、信州伊奈郡と諏方郡の境、大田切と云所にて、一人の行客にあひ、之を先導にて奥州に赴きける、即大明神の化現也、云々。

(根上川)

中澤（ナカザハ）

今中澤村と云ふ、天龍川東方の山村なり。集古文書、嘉元四年、鎌倉殿下知狀に「神眞光、信濃國伊那郡中澤郷内、中曾根村三分一地頭職」云々と見ゆ。

宮田（ミヤダ）

今宮田村と云ふ、飯島の北二里半、駒が嶽の東麓にあたる、延喜式に見ゆる古驛にして、賢錐、深澤の中間とす。

按に、式内、伊那郡大山田神社と云ふが見ゆ、此宮田驛に在りしにあらずや、其名に因みあり。

小村郷（チムラ）

和名抄、伊那郡小村郷、訓乎無良。〇今詳ならず、伊奈町に小室（コムロ）てふ小字ありとも云ふ、(南信伊奈史料)然らば宮田、春近幷びに南箕輪の邊までの地を籠めたりと見るべき歟。

春近（ハルチカ）

今東西の二村に分つ、天龍の西岸にわたれば也。蓋中世の名田の號より出でて、庄號と爲れる者とす。

(殿島)

東鑑、文治二年牧答條々の中に「春近并郡戸庄年貢事、早無懈怠、可進濟之由、可被下知也、先々以彼年貢被用御服、早々可有沙汰」と載せしは、當時院の御料たりしと明白とす。東春近村の殿島（トノシマ）は、甲鑑に見ゆる名也、「弘治二年、信玄伊奈を切從へ、御成敗の侍、伊奈部、殿島、宮田」云々。

伊奈（イナ）　今伊奈町と云ひ、人口九千、上伊奈郡役所あり、春近村の北に隣り、飯田を去る十里、東の谷へ入れば高遠へ二里半、西へ横平峠をこゆれば、木曾へ六七里。

（坂下）（伊奈部）

伊奈は其驛舍を坂下と呼び、舊稱伊奈部の里と云ひ、伊奈氏の故墟とつたへり。謂ゆる源滿快の子、甲斐守滿國の孫、伊奈爲大夫爲公の居館、禪宗、常聞寺あり、應永六年、僧覺雨開基、俗に山寺といふ。○大塔軍記の道行の詞に「伊那の篠原分け行けば、（中略）稻葉の山の峰に生る松とし聞ば如何計、心嬉き道ならん、海士の苅藻にすむ蟲の、吾からとうき思ひ、諏方の海や」云々とある稻葉は、伊奈部にいひかけたる也、節用集一本に當國伊奈部郡と云ふを載するも、此邊當時伊奈部郡の私稱ありしを採れるならん。

福智郷（フクチ）　和名抄、伊那郡福智郷、訓布久知。○今詳ならず、伊奈町の東、富縣村（三峰川の南方）に大字福地あり、然らば富縣、美篶など三峰川の南北（高遠の西）を云ふにや、然れども狹地にして古の一郷とは思惟せられざる疑もあり。

（福地）

伊奈郡に城取立、存之儘屬手者、則福地之郷可令寄進候、恐々敬白、天文十五年丙午年三月廿日　晴信（判）
信州　安國寺（徵古文書）

笠原（カサハラ）　今美篶村と改む、伊奈の東にして、高遠の西一里、三峰川の北岸とす、此邊の驛道に鉾持棧路の奇勝あり。

（阿太師野山）

延喜式に、笠原は左馬寮の官牧なりし由見え、東鑑に擧げたる信濃國寮の牧、二十八所の第一に笠原御牧と云ふ、外に又笠原牧高井郡にもあり。○千曲眞砂云、高遠の西なる笠原村は、治承中、笠原平五頼直の居れる所とぞ、此邊の牧の原を阿太師乃山と云ふ。（一書に此を六道原と云ふ）

世と共に頼まれぬかな信濃なる名も立ちにける安太師野の山（歌枕名寄）

人類學會雜志云、伊那村の東二里許に鳥宮[illegible]あり、長六間高五尺許、明治十三年、土人發掘して人骨二體、土器、鐵刀、金環等有りき、近傍には石器時代の遺物多く、下寺、八手より卯木、中坪、笠原の間、方一里半餘の中に散在す。○諏訪神氏の系圖に據れば、諏方爲盛の子爲行、其子行遠を保科四郎大夫と稱し、保科、笠原二家の祖とす、高井郡にも保科、笠原の二地竝び存すれば疑惑あり。伊奈郡にも保科の地名ありしかと臆想せられ、甲鑑に見ゆる保科彈正百井崎とあるは、高井郡の保科にあらず、別に笠原の邊（高遠にや）保科の舊名のありしを推斷すべし。

（保科）

三峰川（ミブ）　伊奈村の東なる溪流にして、高遠、藤澤等の數村邑、此山谷に散在す。

三峰川は赤石山脈に并行せる縱谷にして、荒川嶽に發源し、北流數里、（此間を入之谷と云ふ）高遠に至り、山室川、藤澤川（共に北方より流下す）を并せ、西に屈折し、二里半にして天龍へ入る。山谷の形狀頗紛雜し、地質圖に據れば、大古界の片麻岩系、結晶片岩系が、古生層と相交りて構成したる地方とす。

高遠（タカトホ）　今高遠町と云ふ、人口四千五百、三峰川の山谷中に在りて、一邑を成す、市街は藤澤川を夾み東高遠、西高遠と云ふ。高遠の名産、鍋蓋硯、竹澤硯は天保中より採造し、甲州雨端に倣ふ。

（高任）（鉾持）

西高遠に鉾持天神社あり、其峰を天神山と云ひ、西は笠原牧、六道原に連る。甲鑑には高任に作る、天文十七年「晴信公伊奈へ働き、たかたうの城へ取詰」云々、是歳「伊奈の保科彈正御味方申され」云々とあれど、保科氏の在名詳ならず。

高遠城址（タカトホ）　冑山に在り、土俗根小屋山とも云ふ、初め伊奈侍高遠頼繼之に居りしが、天文中武田氏に隸屬し、甲州の番手を置かる。天正十年二月、織田氏の軍の伊奈郡に入るや、諸城風を望み潰散す、仁科五郎信盛、孤軍の兵を以て高遠を死守す、力盡きて數日城陷る、信盛及び小山田昌辰以下之に死す、一將保科彈正正直脫走、已にして織田信長の横死あるや、信甲二州土豪蜂起す、正直兵を北條氏直に納れ、其兵を導き信州に入り、遂に伐ちて高遠を取り、故封を定む。德川家康の兵又甲州に入り、北條の兵を逐ふ、正直計を改めて德川に降附す、家康其女弟を以て正直に妻あはす。天正十八年、正直德川氏に從ひ下總國多胡に移る。慶長六年、正直の子肥後守正光高遠三萬石を賜り入部、寬永十三年、正光の養子正之（會津殿の祖）松平家號を賜り、奥州若松城へ轉す、（保科は正光の弟正貞を存す、下總飯野邑主とす）鳥居主膳正忠春、羽州より來り高遠城に居る。元祿四年、内藤駿河守頼多鳥居氏に代り、封三萬三千石、子孫世襲して大政改新に至る。○一書に、高遠とは城名にて、其村落は東を板町、西を鉾持と稱したるを、總稱高遠と云ふことと爲る、云々。

美和郷（ミワ）　和名抄、諏訪郡美和郷。○今高遠の南北なる山中を云ふ歟、高遠の南、非持の邊を近年美和村と改號するも、偶然にはあらざるべし。一說、箕輪村を以て美和にあつれど、箕輪は古の邑良郷の地とす。

非持（ヒヂ）　今黑河内、溝口と併せ、美和村と改む、高遠の南にして、仙丈嶽の西麓とす。○東鑑、文治二年「信濃國黑河內、藤澤、右兩郷、諏訪上下社頭領、云々、無庄號字之由、今度尋搜之處、彼爲社領、仍不隨國衙進止」また甲陽軍鑑には、弘治二年、伊奈侍溝口、黑河内等は誅伐せられし由を錄す。

（黑河内）

信濃地名考云、著聞集に「一條院御秘藏の御鷹有けり、いかにも鳥をとらざりけるを、よくとりかひ參らせくに

叙感のあまり、所望申さんに、従ふべきよし、仰下されければ、信濃国ひちの郡に田園をぞ申うけける、ひちの牧校豊平は是が専也、大番役に登ける時の事也」云々、今高遠の辺に非持てふ村見ゆ、其地なるべし。○按に、非持は鷹をすゑる間に通ふ、豊平が所望したるも故あるごとし、又此牧今は根津神平某が祖先にて、本姓は神(ミワ)なるべし、此地即和名抄の美和郷ならん、根津神平は保元物語、大系図等に載せ、養鷹の術に長けし事は諸書に見ゆる如し。

勝間(カツマ) 今河南(カナン)村と改む、非持に近接す、此に天正十年二月廿九日、高遠落城の時の戦死者の墓ありと云へり。

山室(ヤマムロ) 今三義(ミヨシ)村と云ふ、其谷を芝平山と云ふ、非持の北東一里、鑛泉あり、火熱を加へ浴澡すべし、文政以降客舎の設あり ○山室の遠照寺は日蓮宗を奉ず、鰐口あり、其銘に曰く

奉寄進濃州土岐郡高田郷高□大神宮御宝前鰐口

文明十五年癸卯八月

寺伝には此鰐口を天正十年二月織田の軍勢高遠城を攻むる時、此寺に陣し寄附せられたりと云ふ。信濃奇談に入る宗貞村に小松氏の墓あり、十八伝へて平経盛といふ私に考ふるに山室遠照寺に、慶長二年、小松因幡源姓の古記文をもちつたふ、それらの人を誤まれるか、と連ぬ、此古記文今はなし(歴史地理雑志)

仙丈嶽(センジヤウ) 黒河内の東にして、甲斐国に跨り、標高三千九百七十米突、赤石山脈の高峰とす。其山勢東に支分して、甲斐の駒が嶽、鳳凰山と為るを以て、直□複嶺にて起る、

荒川嶽(アラカハ) 仙丈の南にして、又赤石山脈の一峰とす、其高稍仙丈に下るとも云へり、嶽東は田代(タシロ)谷にして、駿河大井川の源とす。○高遠より南の山谷を入之(イリノ)谷(タニ)と称す、林木陰森として猪鹿の栖竄する処なるが、斧斤銃火も之に入ること稀なれば、太古無人の境致とや謂はん、今伊那里(イナサト)村(市野瀬)の管内とす。

(入之谷)

藤澤(フヂサハ) 今藤澤村と云ふ、高遠の北二里、四日市場(今長藤村)に至る、又一里、御堂垣外(ミダウカイト)に至る、即藤澤村なり、此より諏訪并に金澤に出づる二路あり。藤澤は東鑑に黒河内と并び載せて、諏訪社領たり、又同書に、建仁元年、越後城氏謀叛の時「信濃国住人、藤澤四郎清親、廻城後山、自高所能見之発矢、其矢中坂額御前」云々とあるは即在住の人にて、餘一盛景と共に鎌倉に出仕せる武士とす。

下、信濃国黒河内、藤澤、可令早任先日御下文旨、専大祝下知、勤仕神事等事、右件両郷、御寄進諏訪大明神、々外全無他勤、而余一盛景、已忘本跡、抑留恒例之御狩、々諸邦殿遣欝之由事、(中略)敢不可及遅、大明神者以神主大祝下知、為御宣事也、仍背其下知哉、返々不当也、

元暦三年十一月八日　頼朝

杖突峠(ツヱツキ) 御堂垣外の北一里、之を踰れば諏訪郡神宮寺にして、上諏訪まで距離三里、又御堂垣外の東北、松倉峠を経て、金澤驛まで二里餘。(標高千二百餘米突)

弖良郷(テラ) 和名抄、諏訪郡弖良郷。○今手良(テラ)村、箕輪村、中箕輪村、東箕輪村等なるべし、藤澤の西にして、天龍川の左右に渉る。近世手良山の名は、藤澤と松島の間なる岡嶺に存す、又下寺の大字は手良村に残れり。諏訪下宮、寶徳三年の文書に伊奈郡弖良郷と云へば、郡界の紛乱も其以前なりとす。姓氏録「蕃別、弖良公、百済国主之後」とありて、寺院に由緒ありし氏號なるべし、諏方縁詞に、弖良山に鹿狩の事見ゆ。されどタヒラ(平地)の語もなまればテラとなるべし、不審。

(手良)

箕輪(ミノワ) 旧箕輪六郷の称ありて、平出と伊奈部の間の総名たりき、今箕輪村、東箕輪、西箕輪、中箕輪、南箕輪の五村に分つ。甲州勝山記云、天文十四年、武田晴信様は信州箕輪殿の城を御攻候、卯月より六月迄落不申、和談被成、箕輪殿の舎弟を人質に御入候。○箕輪城址は今箕輪村大字福與(フクヨ)に在りて、田中城とも云ひ、藤澤氏の墟とす。天正十年六月七月の頃、信州、甲州士宼蜂起し、箕輪に藤澤次郎頼親楯こもりて、北條方に属す、徳川方なる保科弾正箕輪に押寄せ之を抜き、郷村を定めて徳川氏に帰伏しぬ。慶長中小笠原秀政の郡主たりし時、其家士を置き守らしめしが、同十七年毀ちて陣屋を木之下に移す。(伊奈温知集)

(福與)

松島(マツシマ) 今木之下、下澤村、大出などを合せ、中箕輪村と改む、伊那町の北二里半、驛北に大塚と號する古墳あり。(奇區一覧)

甲鑑に、伊奈侍の一宗を松島と云へり、元禄十五年、太田氏(太田備中守資宗の三子、駿河守資良の後)松島五千石の邑治として、陣屋を此に置きしが、享保七年に至り、陣屋を廃せらる。

木之下(キノシタ) 今中箕輪村の大字とす。千曲眞砂云、松島を去る半里、木之下と云ふ所あり、驛にはあらざれども、此辺に並びなき繁華の地にて、商工肆を連ねて賑しかりき、板倉殿の知行所なれば也。○伊奈温知集云、木下陣屋は、慶長十七年、小笠原殿衆、田中(福與)より引移り此に治す、元和三年、飯田脇坂氏の家臣来り鎮し、寛文十二年より、幕府の代官来治す、天和三年より元禄十二年迄、板倉氏(二萬石、板倉越中守重寛)の食邑たり、爾後元文中まで幕府の吏員来治せしが、遂に廃す。

深澤(フカサハ) 延喜式の驛名にして、宮田と筑摩郡覚志(サハ)の間なれば当時諏訪郡の一驛とす。今中箕輪村の澤と云ふ大字は、

(澤)

蓋深澤の遺蹟にや、澤より小野を經て、筑摩郡へ越ゆる山道あり。又近世の伊奈路は澤より岡谷、下諏訪へ向ふ、其位置の便宜を想ふべし。然れとも地名考には、岡谷の邊の三澤を以て深澤にあてたり、猶考ふべし。

平出(ヒライデ) 今朝日村と改む、松島の北二里、天龍川の左岸にして、伊奈路の小驛なり。(松島平手の間に天龍川を踰越す)

(平井手)

平出は平井手(ヒノヰデ)牧と延喜式に見え、東鑑二十八牧の中には平井弖とあるもの是なり。東鑑又云、治承四年九月、甲斐國源氏、武田、一條已下、發向信濃國、歸伊那郡大田切郷之城、各陣于根上河原、相議云、去夜有諏訪宮祝夢想、今恩賞冠者滅亡、預明神之罰歟、然者奉寄附田園於兩社、追可申事由於前武衛(頼朝)歟者、皆不及異議、令書寄進狀、上宮分、當國平出、宮所兩郷也、下宮分、龍市一郷也、云々。(宮所、龍市(イトミ)は平出の西にして、天龍川を隔つ)

宮所(ミヤトコロ) 今伊那富(イトミ)村と云ふ、平出の西にして、松島の北なり。延喜式、左馬寮牧の一を宮所牧と云ふは即此とす、東鑑の寮牧の中にも宮所を收む。又同書に、宮所郷を諏訪社領と定むる由を載す。今宮所に接し宮木(ミヤキ)と云ふに諏訪神を祭り、祖母刺國若姫の廟と說き、古墳存す。

(宮木)

辰野(タツノ) 今伊那富村の大字にして、龍市と稱するも是歟、東鑑に宮所、平出、龍市の三郷を、諏訪に寄進せらるること見えたり。

横川(ヨコカハ) 今上島と併せ、川島村と云ふ、宮木の北にして、筑摩郡へ踰ゆる山路の小站なり、古文書に見ゆ。

右自七月十三日、御方馳參於所々、致軍忠、信州一見狀給候畢、八月一日、押寄望月城、致合戰、令破却城郭之條、小笠原次郎太郎、爲日大將、所被見知也、同自九月三日、奉付守護御手、安曇、筑摩、諏訪、有坂以下凶徒等、對治之時、於所々城郭、致軍忠了、同晦日、爲國司御迎、信州淺間參向候間、助保同馳參、伊那郡爲對治、小笠原四郎、同次郎太郎、爲大將、發向之時、助保於横河城先懸、追落凶徒等了、(中畧)建武二年十月、

小野(オノ) 今小野村と云ふ、松島驛より宮木を經て此に至り、一嶺を踰ゆれば筑摩郡とす。古の驛路、深澤(諏訪郡)より覺志(カガシ)(筑摩郡)へ至るものは、此山道を經由したるならん。〇千曲眞砂云、小野村には小野社と矢彥社(一本に八彥に作る)ありて、小野社は諏訪神を祭り、矢彥社は事代主神を祭る、此を憑里(タノメノサト)とて歌名所とも云ふ、たのめのさとは枕草子に見ゆ。

(小野峠)

信濃なる伊那の郡とおもふにもたれか憑の里といふらん、(夫木)

(憑)

小野矢彥神社(オノヤヒコ) 二之宮と稱し、筑摩地村(筑摩郡)の小野諏訪神社と地を接して相並び、共に二之宮と稱すれば、古は一社なるが分れたる歟、不審。

東鑑に當國左馬寮二十八牧の一を小野とす、此地歟。又一書に此地を蕗原庄といへり、(伊奈史料)蕗原(フキハラ)も東鑑に見えて、蕗原庄(文治二年の條)とある者に同じかるべし。

(蕗原)

諏訪郡

諏訪郡(スハ) 伊那郡の北にして、天龍川の源頭とす、赤石、立科の兩山脈東西に追り、一大盆地を成す。今面積四十餘方里、人口八萬、二十四村に分ち、上諏訪を治所とす。(今俗スワと唱ふ)

諏訪は古書洲羽、又須波に作り、又諏方と書するもの多し、和名抄、諏訪郡須波と注し、七郷に分つ、其二郷は後世伊那郡へ入る、近世檢地三萬五千石の邑とす。

諏方國(スハ) 續日本紀「養老五年六月割信濃國、始置諏方國」八月、以諏方飛驒隷美濃按察使とされ、當時一國に建てられ(神龜元年の條には、諏方國を流罪中流の國と定めらる)天平三年三月「廢諏方國、并信濃國」とあれば、此間十三年を經たり、其管内は諏方伊那の二郡なりし歟、一說、小縣佐久も管内歟と云ふ。當時の信濃國府は何處にや、筑摩府なりとせば、諏方國は二郡の小國なりしならん。

國造本紀の寬永印本に「須波國造、纒向日代朝(景行)御代、建沼河命孫大臣命定賜」とあれど、舊餘の古寫本には那賀國とあれば、須波にはあらず。

諏訪湖(スハ) 四山環繞し、盤谷稍廣し、其中窊陷下して、衆潤之に歸し一海を成す。東西一里半、南北一里、(近時此海に鵞湖(ガコ)の名を命ず、其說に、漢土信州に鵞湖あり、又此海の形狀も鵞鳥に似たる條あれば、と云ふ者のごとし)湖面は海上凡七百九十米突。古事記に建御名方神が科野國の洲羽海に逃れ來たる事を錄す、本居氏の記傳に論じて、洲羽はスブマリの當にて、建御名方神の出雲より逃れ來て、此湖岸に至り、終に道絕ぬ逃べきすべなく、須夫麻理たまへる由の名にやと云はる、牽强の說なるべし。

(洲羽海)

古書に洲波(スハ)海に作る、天龍川の源池にあたり、

諏方の海の氷の上のかよひ路は神の渡りてとくるなりけり、(堀河百首)　神祇伯顯仲

けさしもや洲羽の氷のひまわれて數ふる駒の道なつむらん、(久安百首)　參議　親隆

駒とめて諏訪の門わたる旅人の氷の橋の音やさやけき　(夫木)　藤原　家長

袖中抄云、信濃諏方明神を一宮と申す、女神の許へ、師走晦の夜通ひ給ふ習とてこそ、諏方の水海氷りて、旅人も徒渡りし侍るなれ。諏訪緣起繪詞云、上下兩社の中間に五十町の湖水あり、氷閉かさなりて、厚さ事或は四五

尺、或は二三尺餘なり、氷の上に雪降り積みて、凍彌厚し、行人征馬の通路とし、大笠懸の馬場とす、漁人網をおろすとて、假令五六尺切ひらく時、十人許斧鉞を持て、切て魚をとる、然に神幸の跡は、廣さ四五尺、南北は五十丁あきてとほれり、其氷水底にいらず、兩方にあがりて山の如し、又佐久の新開(シンカイ)社は行程二日計也、彼明神と、郡内小坂(メサカ)の鎭守の明神と、二神湖中に御參會あり、然ば大小通路三の跡、辻の如くにして歷然たり、誠に人力の及ぶ所にあらず。又云、當郡の湖上に炎暑の比、風しづかなる日、鯉鮑と云漁舟有り、魚をいさる事也、他國には類ひまれなる事也、必神事の法則にあらねども、神官氏人納涼の船遊して、祭禮の勝にたむく。

群山環擁儼成墻、中貯平湖青鏡寒、君看渼鉢涵影處、天然玉女洗頭盆、　僧　六如

信府統記云、諏方湖は四方一里餘、或は一里半、二里に及べる所もあり、深さ七尋許もあり、凡旱天の年は湖岸干潟多くして稻を植るなり、年によりて五六千石、又は一萬石もありと云ふ、此水の落口を尾尻と云ひ、是れ伊奈郡を流れて、遠州へ出る天龍川の水源なり、海陸浦々民家多し、四方高山見こ景地なり、船を浮べて魚を捕る、漁船の外常に往來の船を禁ず、冬は一面に氷はりふさぎて、寸地も隙間なし、湖中に温泉の出る所ありて、其所ばかり氷合はずと云ふ、年に寄り春正月末、二月半までも氷厚くして、氷の上を渡るなり、氷の厚は九寸或は一尺二三寸まであり、人馬何程渡りても危からず、但し雪なければすべる故に、人々カンジキと云ふものをはきて渡る也、雪なくしては平地に異ならず、凡日本國中湖水多しと雖、冬に至り氷結する、此の如きは稀也、是れ信濃は其地高くして、寒氣甚しきこと、餘國に類なき故歟、冬日氷始て凍合してより、四日五日にして御渡りと云ふとあり、上の諏訪の方より下の諏訪の方まで、夜の中に幅五尺許り、氷の上に木石など引通りたる如く痕着く、是を神先とも云ふ、御渡りありて後に始て人の渡る也、氷引とて氷を穿ち魚を捕ふることあり、○按に、東鑑建長三年三月「信濃諏訪社頭湖、大島井唐船等出現、片時之間、如消而失、此事無先規之由、社家驚申」云々と、これは幻影蜃像の空中に現はれたるならんが、其頃まで湖面の水は、諏訪上社の地まで近く漲りたるを徵すべし。今は湖岸の南方一里にして、上社に達し、其間に卑濕の田野廣し、蓋皆後世の干瀉開發に係る、されば上古には長二里餘に及べる者なりけん。

八嶽報文云、諏訪湖の成立を考ふるに、八嶽の噴出盛大なるにあたり、其噴吐の岩石次第に累積して、山麓の地盤を高め、當時其南方迄擴布せる平野を中斷し、其北偏に於て此一大湖を造れるに外ならず、されど此大湖漸次其大さを減少して、沖積の土地は次第に增しつゝあるものなれば、全面の沃野と化成するも、亦遠きにあらざるべし、諏訪湖の外、猪霧が峰にヤシマガ池カマガ池あり、橫嶽に二子池、又根石嶽の東腹に牛池等あり、孰れも山間の窪地に瀦りたる者にして、火口湖と稱すべきものにあらず、諏訪湖沿岸の地は、處々温泉を噴出す、其の最多く噴出するは、上諏訪町にして、下諏訪町も亦多く噴出し、飯島近傍に於ては、突井を穿てば温泉を得べく、湖水の東に在ては(高木の沖に於て)湖中より温泉を噴出する所ありと云ふ、此等の温湯は大低無色透明の單純泉なり、又湖中各所、沸々泡をなして可燃瓦斯(沼氣)を遊離す、其噴口を釜と云ふ、有賀小坂の沖にあるもの、其噴出の量最多く、稱して大釜と云ふ、其の他栗木の釜、榎本釜、枚擧するに遑あらず、平地に在ても城趾附近、小川、久出、下金子、福島等の各部落に於ても亦之れを噴出し、槽を設けて之れを蓄へ、煮烹燈火の用に供する者あり。

岡仁谷

(平野)　(岡屋)

又岡谷に作る、今平野(ヒラノ)村の大字とす、諏訪湖の西岸にして、湖水此より決潰して南方へ流下す。岡谷は人家河涘の北に櫛比し、村坊を成す、下諏訪より伊奈郡へ赴く通路にして、相去る一里餘、平出驛へ二里餘。

千曲眞砂云、岡仁谷村、湖水の際にて、天龍川へ落る所なり、川につきて下れば、右の山際荒倉村(今川岸と改む)に毘沙門堂あり。○按に、延喜式、左馬寮の牧に岡屋牧と云ふは此歟、東鑑、二十八牧の名を錄し岡屋、平野の二牧相連記せらる。蓋岡の谷(即岡屋に作るべし)轉して岡の谷と爲り、岡仁谷に轉々したる者とす。東鑑に岡仁谷に作る所以を辨じて、

治承四年九月、甲斐國源氏、武田信義、一條忠賴已下、陣于根上河原、召執筆、令書寄進狀、上宮分、當國平出宮所兩鄕也、下宮分、龍市一鄕也、而筆者誤書加岡仁谷鄕、此名字衆人未覺悟、稱不可然由、再三雖令書改、毎度載兩鄕名字之間、任其旨訖、相尋古老之處、號岡仁谷之所在之者、信義忠賴等、拊掌、上下宮、不可有勝劣之神慮、已揭焉、彌催强盛信、歸敬禮拜云々、

とあるは、岡屋を岡仁谷とも云ひ通はせし關係を見るに足る。諏方系圖に、爲盛の子、盛行の長男、行長を岡屋、四宮、三澤、皆野、三塚等の祖とす。

土武郷

(友)

和名抄、諏訪郡土武鄕、訓土無。○今下諏訪村、并に長池村、平野村など湖水の西北邊を云ふ如し。下諏訪に富部(トベ)てふ部落名存す、又友(トモ)の町と云ふ名もあり。

此土武は諏方の神の名を、建御名方刀美と云へる、その刀美に同き歟と疑はるるも、明解なし。富部は土武部の訛たることを推斷すべし、友は卽土武に同じ。

下諏訪

今下諏訪村と云ふ、人口七千、湖水の西岸に居る。諏訪明神の下宮あり、又温泉涌出し湯

戸あり、商工の家、旅舍の往多し。○下諏訪は中山道及び甲州路伊那路參州路の交會にあたる名驛たり、北は和田嶺を踰へ、小縣郡和田驛に至る五里、中山道の險阻也、西は筑摩郡鹽尻驛に至る三里、又一嶺あり、四谷(ヨツヤ)峠と曰ふ。

諏訪郡は蠶絲織物の業盛にして、職工一萬人以上を使役し、一年の產額十萬貫餘、價數百萬圓に及ぶ、其原料信濃一國のみならず、遠く奥羽若しくは九州より購入し、近年又清國より輸入を試みるものあるに至れり、下諏訪、平野村等、一帶の地製絲工場林立す、蓋縣內第一の製絲場とす

諏訪下社(スハノシモ)

下諏訪の東北に在り、諏訪神の妃、八坂刀賣命を祭る。卽延喜式、諏訪郡名神大社、南方刀美(ミナカタトミ)神社二座の一とす、今共に官幣中社に列す。延喜式神名帳頭註に「舊事紀云、大己貴命娶高志沼河姫、生一男兒、建御名方神、諏方上社是也。下社片倉辺命、是天手力雄命男也」とあるは疑ふべし、片倉辺命といふこと他に見えず、神中抄に據れば、下宮は女神を祭ると云ふ、又伴氏の比古婆衣に、下諏方の千尋の池の中より古銅印を得たり、文に賣神祝印とありと云へり、此印に據れば、下宮は女神一座なること證すべきに似たり。

舊紀通證、古事記傳等に、上宮は建御名方富命を祭り、下宮は妃八坂刀賣命を祭ると爲す、然れども論者或は上下兩社各二座なりと云ひ、之を用ゐる諸書もあり、下宮は二殿あり、毎歳春初に遷御するを春宮と云ひ、坂下に在るもの）初秋に祭禮を行ひ、上の町の秋宮に遷座せしむと云ふ、社域に觀音堂、藥師堂、三層塔并に別當神宮寺、觀照寺等ありしが近年撤去せらる。○凡諏訪神は上宮下宮の二社なれど其授位陞位相關連して離るることなし。續紀、承和九年四月、奉授諏訪郡無位勳八等南方刀美命神、從五位下(上宮)十月、奉授無位健御名方富命前(キサキ)八坂刀賣神、從五位下(下宮)。其後の陞敍は、嘉祥三年、仁壽元年、貞觀元年、皆大神、前(キサキ)神に加階せらる、貞觀九年三月には、信濃國正二位勳八等建御名方富命神、進陞從一位(上宮)從二位建御名方富命(此に前字を脫す、補ひて讀むべし)八坂刀自命神正二位(下宮)とあり、世に崇敬せられしこと想ふに足る。神祇志料云、諏訪縁起畫詞に據れば、崇德白河の御宇、天慶永保の比に、綸言を天下に下されて、一階を諸神に授られし時、當社正一位に敍せらるとあるは一半を云るが如くなれど、天慶の增階には本神從一位より正一位に進み、前神正二位より從一位に進み坐せるなれば、永保元年に至て前神を正一位に敍されし事著し。○神祇志云、南方刀美神社二座、社北三里又有二社、曰春宮曰秋宮、謂之下宮、因併稱曰諏方上下社、按社傳上社建御名方命、下社妃八坂刀賣命、而或云八坂刀賣社、別在上社南十町許高部村、稱前宮、其旨可也、信府統記引一說云、下社所祀之神與上社同、以上社頭人居稍遠、故更立于此也、此說近是、附以備考。(按に諏訪下宮金刺氏は、科野國造皇別、神八井耳命の後)の家とす、此國造と同祖の家なる、肥後國阿蘇系圖に據れば、建稲背命を科野國造の祖とし、其七世孫金弓若の男、金刺舍人直麿を諏訪神主と云ふ、清和紀に貞觀五年、信濃國諏方郡人、右近衞將監金刺舍人貞長、賜姓大(オホ)朝臣、是神八井耳命之苗裔也、とあるは、拔き難き確證とす、俗說、金刺氏を大神(オホガ)の神胤なりと云ふは誤れり。

(宮武)

氏族志云、科野國造之胤在本國者、曰諏訪、稱上原氏(初曰神原)世爲諏訪下社神官(諸祝系圖)金刺氏之後、亦爲下社大祝(東鑑、大祝系圖)祝部金刺盛久、有歌名(作者部類)其族有諏訪、上原、手塚諸氏(作者部類、東鑑、源平盛衰記、金勝院本太平記、關東古戰錄)諏訪郡人金刺光盛、稱手塚太郎、從源義仲、以弓武著(源平盛衰記)○姓氏錄考證云、科野國造の裔、金刺舍人、長田舍人の二氏あり、是は國造の子孫か、駿州金刺宮、敏達の他田宮、兩朝の舍人に仕へたるによりて、名に負しなるべし、金刺氏は明月記に元久三年、右馬權助盛長、平戶記に盛高、峰中など皆金刺盛久の一類ならん、長門本平家には、諏方郡住人手塚別當金刺光盛と載せ、關東古戰錄卷四に、上與仲將守と云もの見えたり。

下宮は近世神職五百名、大祝を金刺氏とす、後武田晴信の御宇にあたり、大祝の宗胤絕しければ、武居祝(神氏にて、今井を以て家號とす)の童男十五未滿の子を以て、大祝職を行はしめ、年長ずれば替へたり、其下に長官、武居祝以下の五官あり、祭事を掌る(今陣一覽)武居(タケヰ)は今地名にのこる。○諏訪上下社の神主が、時に兵馬の事にも從ひしは、盛衰記に(横田河原軍の條に、諏方上宮には諏方次郎、千野太郎、下宮には手塚別當、同太郎云々見ゆ)、東鑑、太平記、はた諏訪縁起畫詞等に載するが如し。而も此武功顯著なりしは、上宮の大祝にして、神姓の一黨とす、下宮の金刺の人々はさのみ著れず、正平中、下宮祝部種等が宮方に應じ、甲州內國城に攻寄せたる事あり、南北分裂、日には下宮は常に宮方に從屬し、上宮と其趣向を異にせる如し。

諏方下宮寶前に通夜し侍りて、夜もすがら法施たてまつりしに、湖上月くまなくて、秋かぜもほかよりは夜さむに侍しかばよみける、

すはの海や神の誓いかなれば秋さへ月のこほりしくらん(李花)　宗良親王

下之原(シモノハラ)

今下諏訪村の管內とす、慈雲寺てふ臨濟禪院あり。慈雲寺は延慶二年、下村大祝金刺盛久の創立と云ふ「讀門夜話曰、諏訪郡主金刺滿貞居士、號一了、參一山國師入山附衣爲信、創慈雲精舍、請山主之、臨終偈曰、弓折箭盡、猶射紅心、踏破虛空、蹤跡難尋」、應安年の古鐘猶存す、

銘「應安元年戊申、六月初三、佛殿立柱日、住持比丘壽山昌永欽銘。大檀那大祝豐久」とあり、天文中、甲州武田信玄の叔父、天桂和尚住持し、當時七十二貫文の田祿を有せり、且旦過の浴室を設け、往來の衆客を款待したりと、慶長五年郡主日根野織部正高明卒去、此寺に葬る。（諏訪舊蹟志）

旦過湯（タンクワ）　下諏訪の温泉は旦過湯最著る、其他綿湯、無名湯、小湯等あり、皆鹹類性の鑛水とす。○諏訪志云、旦過湯は熱百五十三度、綿湯は百零七度、乃至百十八度とす、此地は海面を拔く凡二千四百廿餘尺（一書には二千六百八十餘尺とす）諸泉皆驛中に在り、旦過湯は路傍に浴槽を設け、湯戶旅舍に分導す、無名湯、綿湯も筧を以て分導す、小湯は浴室を其源泉に設く、別に湯戶の宅中に湧出するもの五所ありと云ふ。

東堀（ヒガシホリ）　今長地（オサチ）村と改む、下諏訪の西とす、四谷嶺と伊奈路の分岐にあたり、登ること一里餘にして嶺頂に至る。○東堀に名醫長田德本の墓あり、德本晩年、甲州山梨郡今井村より此に移り、寛永七年、百十八歲の長壽を以て此に終ると（奇魔一覽）

出速雄神社（イヅハヤチ）　下諏訪の西北長地村の山田（ヤマダ）に在り、諏訪神の子を祭る、毎年諏訪祭祭に、神官先づ當宮に詣り、拜禮を行ふを古法とす（諏訪舊蹟志料）此社授位の事、三代實錄、貞觀二年、同十五年、元慶二年等の紀に見ゆ。

餅屋峠（モチヤ）　下諏訪の北巡に沿ひて登る二里半、分水界、標高凡一千六百米突　絕頂の南北に民家あり、共に餅屋（モチヤ）と云ふ、南に下る二里半にして和田驛に至る、故に和田峠とも稱す。○今峠の下に萩倉（ハギクラ）てふ部落あり、是は延喜式に萩倉牧と云ふにあたり、東鑑に萩金井（文治二年）に誤る、倉字を誤ひて金井となせる也。

（倉萩）

和田嶺、舊信中最高處、信界石武甲駿遠參ヶ飛兩

越九州、　　　　山田　方谷

山道貫寰宇、此間最上游、高低來必由、南北水分流、一目窮千里、四陣下九州、蜿蜒截吾久、始得蹈其頭、

元治元年十一月、水戶浪人の西上するや、路を中山道に取り、廿日和田峠に至る、松本藩、諏訪藩出兵して之を拒ぐ、此日晴れ松本兵力戰之に支へず、大砲火藥を委棄して退る、浪人斃るるもの四五輩、諏訪郡に下り、伊奈路を求めて行く、高遠藩兵之を路に要せんと欲せしも、其威を聞き出でず、浪人諸隊、戎衣器械、皆血流朱殷、村落士民惶怖して道傍に拜伏す、飯田藩亦觀望して之を拒まず、諸隊乃揚々として美濃に入る。

霧ヶ峰（キリガ）　餅屋峠の東南二里、立科山の西にあたる大高原なり、標高一千八百八十米突、山勢東西に張り、米澤村、北山村等は其南麓に居る。霧峯の東を踰ゆるを大門峠と云ひ、湯川（北山村）より小縣郡長久保驛へ達する間道とす。

霧峯の西北麓に矢島池、釜池あり、西南面に荒河原、足倉池あり、其水皆諏訪湖へ下る。○八嶺報文云、諏訪町を發し角間川に沿進む、右側の山崖の上部は、總て灰色緻密の富士岩より成る、採石場多し、是れもと霧ケ峰より流れ來りたる熔岩にして、全體に極大なる柱狀構造をなし、其各柱は又板狀に割げる性あれば、建築材となり、瓦にも使用す

桑原郷（クハハラ）　和名抄、諏訪郡桑原郷、訓久波波良、（今上諏訪村、四賀（シカ）村なるべし、上桑原の名は四賀村に存し、下桑原の名は上諏訪に存す）東鑑、文治二年乃貢未濟の信濃國庄々の中に、桑原餘田、前堀河源大納言家領」とあるは此歟、餘田とは田令田中に謂ゆる剰田、遺田なり、

上諏訪（カミスハ）　今上諏訪村と云ふ、湖水の東岸に居り、霧が峰の西南麓とす、人口一萬、郡衙在り、下諏訪へ一里半、長野を去る二十六里、甲府を去る十七里。

上諏訪は溫泉の出づること下諏訪に同し、上下の對稱之に由る、硫黃性鑛泉に屬し、千野湯（溫百二十五度）小和田湯（溫百四十度）田宿湯（溫百八十三度）土湯（溫百八十五度）北小路湯（溫百八十三度）精進湯（溫百七十度）花湯（二源、溫百二十餘度）綿湯（溫百五十度）瀧湯（溫百七十三度）大阪湯（溫百六十度）片羽湯（三源、溫百二十二度）島崎湯（二源、溫百二十七度）松野湯（單純泉百四十度）等とす。其千野湯以下諸湯は上諏訪の村坊中に屬し、瀧湯、大阪湯は北部に屬す、其他片羽町に在るもの、島崎に在る者、湧出の微なるもの尚多し、湯戶旅店數十戶あり。

千野（チノ）　上諏訪の舊名なるべし、今溫泉の名にのみ呼ぶ、浪合記に、應永年中、南朝の皇族良王君、諏訪の千野伊豆守六郞賴憲が島崎の城に至る事を載せたり、其說は信すべからずと雖、千野は古名なり、又宮川の邊にも同名存す。○諏訪繪詞云、承久二年五月、天下の大亂起りて、都鄙軍旅を馳催ふ、信濃國其專一也、神氏の一族各相議て云、當社は大祝を神體として、さうさやう某他の重職なり、往古より神の國は郡内を出る事なし、況他國をや、潔齋嚴重にして、かつて人馬の血肉に觸れず、されば保元平治の亂、壽永元暦の征伐にも、庶子親類を遣しき、所謂桐澤別當平貞直、千野六郞光弘、藤澤次郞清親等也、今度は君臣の爭、上下の闘なり、天心測がたし、宜く冥慮を仰ぐべしとて、時の祝敦信、大明神寶前にして、可否を卜筮しけるに、速に參向すべき神判也。○千野また茅野に作る、盛衰記に茅野光家、其子太郞光弘等の木曾義仲に從屬すること見ゆ

高島城址（タカシマ）　上諏訪村に屬す、近世諏訪氏此に居りし時、城下を高島町と云ひ、上諏訪に分ちしが、今復合併す。此地は中世以降、諏訪殿の別邑なりしが、天文中、諏訪賴重武田氏に殺され、一族離散す。甲陽軍鑑卷七に、諏

訪高島在城、今福市左衛門とあるによれば、當時番手を置かれたり。天正十年武田氏の破滅にあたり、諏訪郡は甲州と共に、織田の將川尻鎭吉の封邑たりしが、六月土寇起り鎭吉死す。故主賴重の伯父新次郎入道が子、小太郎賴忠、舊好の家人を催して、俄に舊領に打入り、高島城を乘取る。たまたま駿河より德川家の將、大久保七郎右衛門忠世の來征するにあひ、賴忠因りて德川の麾下に屬す。十八年賴忠德川氏に從ひ、移りて上州總社（一書云、武州比企）に居る、日根野織部正吉明、一萬五千石を賜り入部。慶長六年、日根野氏上州壬生城へ移り、賴忠に高島城を復賜せらる。子因幡守賴水の時、封を加へ三万石、爾後世襲して、大政維新に至る。

諏方の海これもが御埼ながめつつけふ日くらしにおりくらずのみ（夫木）　大納言師氏

(衣崎)

木曾路圖會云、高島城は三方湖水にて圍み、一方に入口あり、繩手五町許、左右に沼あり、門前に橋ありて、橋下の川は舟の出入自由なり、古歌に「須波の海衣が崎に來て見れば富士の上漕ぐあまの釣舟」と、是は弘法大師とも云傳へたり。千曲眞砂云、高島の城の大手を入って二の門の橋をことの橋となん云ふ、其橋の向へ富士の影湖水へ移る、海上の風景云はんかたなし、其向ふなる崎を衣が崎とも、これもが崎とも云へり、此高島城の西南の一部を島崎郭と云ふ。

(島崎)

○甲鑑云、天文十一年、晴信公諏方郡へ打出、敵地悉放火、高島諏訪左馬助が蹈つけ門際迄、押詰放火し、尾川の城を板垣信形人數を以て攻崩し、城をばはき捨、翌日賴茂居館のコチャウ（一本小城に作る）へ押寄、ネコヤ迄燒候、天文十九年三月、小笠原殿木曾殿と組し、下の諏訪へ打出、こちやうの城を攻取申べき由、晴信公聞召、諏訪へ馬を向けらる。○諏訪神使御頭日記云、天文十一年、甲州高遠同心にて、七月一日に甲州に人數へたか馬場までうち入、七月四日に高とやの城をせめおとし、同五日に賴重甲府へ御越、同二十日の夜御腹めされ候。（史學雜志）

佐補郷（サフ）

和名抄、諏訪郡佐補郷、訓左布。○今詳ならず、諸郷の配置より推せば、湖水の南邊にて、豐田村、湖南村、湊村などにあらずや、猶考ふべし。

有賀（アリガ）

今豐田村と改む、上諏訪の南西一里、湖岸に居る。○山崎氏亜加草曰、有賀、信州諏方郡之郷名、厥先出自諏方明神、々子三人、長居諏訪、仲居有賀、季居眞志野、因各爲氏、諏方氏置大祝、有賀置大市、而奉事明神、謂之神家、家法、諏方氏斷、則有賀氏可繼之、有賀氏絕、則眞志野氏可續之、厥裔聯々于今也、鎌倉平義時之時、有賀四郎、其子五郎、共仕之、子孫相續、至備前守滿重、自滿重而來、世蒙滿字、云々、按に建御名方命の苗裔、諏方、有賀、眞志野、杵渊等を神姓と云ふ、東鑑、承久記に有賀四郎父子四人、望月、禰津云々と見えたる是なり。（甲斐國志）

地學雜志云、諏訪湖も世を逐ひて泥沙有機物の沈積により、其近傍は肥沃の土地となり、泥沼瓦斯噴出し、近年之を肥料と爲す、豐田村、湖南村、中洲村等に鐵錐を以て地を穿つこと十四五間、乃至三十間に至れば、自然地面に噴出すと云へり。

眞志野（マシノ）

今湖南村と改む、豐田の東南に隣り、神宮寺に近接す。鏊宮あり、是は諏方神の子、草奈井比賣を祭ると、（神祇志料）清和紀、貞觀八年、信濃國無位會津比賣神、草奈井比賣神並に從四下を授けたまふ。又野燒宮あり、諏訪績詞に見ゆ。人類學會雜志云、眞志野村に、路傍一個の古墳、石槨の露出するを見る、郭内高三尺七寸、奥行一丈四尺餘、南面す、此の如き墓穴は下諏訪の邊にもありと云ふ。○眞志野の邊、田間より硫黃性温泉出づ、熱百度許、其地を湯之上と呼ぶ。

神宮寺（ジングウ）

(諏訪上社)

今中洲村と改む、上諏訪の南一里半、高遠、藤澤に通ずる杖突峠の下とす。神宮寺とは此に諏訪上社ありて、中世其供僧神宮寺が、專社務を掌りければ、轉じて村名と爲れる也。

諏訪神宮寺は、近世如法院、蓮池院共に眞言宗に屬したり、本地佛普賢堂あり。信府統記云、諏訪上宮普賢堂は本社の後なる山上に在り、五重塔、鐘樓其傍に在り、本尊普賢、脇侍不動明王、毘沙門天、天正年中織田信長の軍勢亂入之時、此處にて勢揃ありし由にて、其戸板に燒箭あり、是も信長公出陣の時、諏訪の神社堂塔殘らず燒拂ひ、此堂にも火を掛けたりしに、此堂敢て燒けざりしと社家の人の語りき。○奇區一覽云、神宮寺普賢堂は正應五年、知久左衛門尉行將施入、梵鐘は永仁四年鑄成。○諏訪績詞云、嵯峨天皇は當社明神の狩の事、叡慮皆にかけ、弘仁三年御靈夢あり、彼社かと覺き所に臨幸なる、社司の指南に任せて御覽ずれば、魚肉を多くいがきの外にかけ、上に普賢菩薩とかきたる金字の札をばかけ並たり、本誓悲願御疑なくして、御信仰深かりけるとかや。

法華寺址（ホッケ）

諏訪上宮と神宮寺の間にて、近年廢滅す。諏訪舊跡志云、此寺は永仁三年、諏訪信濃權守信重（盛重の父）の中興せる者にして、本は天平の勅願國分滅罪寺なり、延慶元年五重の大塔を造立す、知久四郎左衛門行性入道敎行の施入にして、其九輪は甲斐冶工大志法道の銘ありき、信長記に、天正十年の春、法華寺に陣營の事見えたり、天正十六年「寺領三十貫文、内參貫文荒引」同十八年、石高改二十石の證文あり。

諏訪神社（スハ）

上諏訪の南一里半、中洲村に在り、今官幣中社に列し、國中無雙の名神とす。下宮の前神八坂刀賣命に對し、上宮と稱し、建南方刀美命を祭る。古典に須波神と云ひ、延喜式、諏訪郡名神大、南方刀美神二座とある其本社なり。又南宮大明神と云ひ、（諏訪

縁起詞の中に、諏方南宮と廣田南宮とは同神なりと述ぶ、攝津西宮神社、幷に安藝嚴島夷神社を參考すべし、此社を南宮と云ふことは、盛衰記、寳物集にも出でたり)或は法性大明神と云ふ、(天文年中の後奈良帝宸筆に見ゆと、奇區一覽に云へり)蓋中世僧徒の稱したる名なり。卽信濃國一宮にして、其緣起は繪卷物五軸、文和の比、公武の名人の合作に成り、大明神繪詞と顯す。

古事記云、建御雷神、降到出雲、大國主神、與其子八重言代主神、乞降、次子建御名方神、欲爲力競、而不及、卽遁去、故追往而迫、到科野國之洲羽海、將殺時、建御名方神、白恐莫殺我、除此地者、不行他所、亦不違我父兄之命、此葦原中國者、隨天神御子之命獻、故建御雷神返參上。○持統紀、五年八月、遣使者、祭信乃須波(スハ)、水内等神、新鈔格牧符、大同元年、建御名方富命神、奉充神封七戶、淸和紀、貞觀七年七月、諏訪郡水田三段、爲南方刀美神社田。○神祇志料云、延曆年中牧して諏訪郡の田野千町、稻數八萬四千束を祭料に立給ひき、是は征夷大將軍坂上宿禰田村麿、蝦夷を伐つ時、此神に祈て靈驗あれば也、(諏訪緣起)天慶三年、此神正一位に進み給ふ、東國の兵亂鎭定を祈り給へる報賽なり。(參取緣起、幷旌壁記、諸神記)

園太曆云、文和五年八月、武家奉行人、諏方大進房圓忠、當社緣起已下條々、有示旨條々、可註出云々、此事更無才覺、且神名帳已下事、相尋範聖宿禰、大概遣之、

諏方社事、莪薦明牟御子、大己貴第二御子、建御名方神、到科野國洲羽海、不行他處云々、取要、見先代舊事本紀第三卷、(按、現行の舊事本紀第三卷は、古事記の文を引きたる者にて、舊本にはあらず)

神功皇后、攻異朝之時、殘兵船於豌海事、此外桓武聖代、正得化人之記文、明神變旅客、作田村麻呂將軍、誅罰安部高丸、開成皇子書般若之時、獻硯水謁慈覺大師、守護如法寫經之道場、對良忍上人、令書融通念佛之名帳、弘仁聖主夢中、感爲普賢之應區、康平天皇鎭白波凶徒了日、仰神威、進一品之爵、弘安寶曆、罷蒙古之賊船、

以上條々之奇特、截隆辨僧正或記、幷仲範朝臣祭文等、於關東境仰信、但出所未詳、日本紀已下舊記、有所見哉否、可示給候哉、

神功皇后御宇殘兵船事、桓武聖代得記文事、誅罰高丸事、獻硯水事、謁慈覺大師事、弘仁聖主夢中感事、已上國史、幷記錄無所見候、

諏訪社神封は、上に記す所あり、又和名抄、神戸の一郷を載す。東鑑、元曆元年、池大納言家領の内に、諏訪社領と見ゆるは、當時社領を平氏の權門に寄托して、保持したるを見るべし。文治二年三月、乃貢未濟註文には、諏方南宮上下社を八條院領と註し、同上下社領、白川郷、小俣郷、熊井郷、また黑河内、藤澤、捧中村庄、捧北條、以上上下社領と註したり。又是より先、治承四年九月、甲斐源氏の諸將が、平出、宮所、龍市、岡仁谷の四郷を上下社へ寄進したることあり。承久三年八月、將軍家より越前國宇津目保を本社へ寄せし由も同書に見ゆ。○上下兩社の神主は姓氏を異にし、下宮は科野國造の裔なるに、上宮神主は建御名方命の胤にして、神(ジン)家と云ふ、卽大神(オホガ)氏とす。戰國の頃、神主又兵馬を兼帶し、上原城に居り、諏訪殿と云ふ、天文中に至り、城主頼重武田氏の誘殺する所と爲り家中絕す。天正十年、頼重の疏族神小太郎頼忠兵を起し、乃祖の故業を復す。嫡子頼水幼少にして大祝職をも承けしが、後弟頼廣に讓り、頼水は全く武家の班に列し、高島城主と爲る。頼廣の名跡は御表衣祝と稱し、專神事に奉じ、五官の上首として、德川幕府の時、上宮神領千石を保有したり。奇區一覽云、上宮の神主、神家の正胤は大同年中に絕え、桓武天皇の皇胤有員を女婿とす、卽今の御表衣祝の祖なり、其下に五官あり、神長官(チサ)(日本後紀、大同二年八月の條に、神長てふ名目見ゆ、長官に同じ)禰宜(守矢氏)權祝(矢島氏)擬祝(伊藤氏)副祝(長坂氏)是なり、又奉行(矢島氏、花岡氏)劍持(宮島氏)等の職司あり。

神氏の古系譜詳ならず、御衣(ミソギノハフリ)祝有員を始祖とす、是れ大同年中の人と、一系譜にあるも、明瞭ならず。繪詞には「神明垂跡の初め、御衣を八歳の童男にぬぎきせ給ひて、大祝と稱し、我において體なし、祝を以て體とすと神勅ありけり、是則御衣祝有員、神氏の始祖なり、家督相次で今に其職をかたじけなくす、此外に祠官すべて七十餘輩、氏人又數百人なり」と述ぶ、卽是なり。

諏訪明神畫詞云、白河院の御宇、大祝神爲信(號神大夫)存日に、長男神太爲仲を當職に立てゝ、社務を執行しけるに、八幡太郎義家の誘引によりて、上洛の企あり、當職の仁郡内を出ざるも、垂跡已來の流例也、不可然由、父爲信敎訓を加と云へども承引せず、引馬ども病臥て、郡の境大田切に至るまで七匹斃ければ、一族從人猶諷諫すと云へども、誰人の敎にか留まるべき、若神慮に背かば我身命終るべしとて登けり、美濃國遠田庄芝原と云所に至る、新羅三郎義光請じて酒宴あり、双六を打けるに、不慮に爭論出來て、忽に鬪殺に及び、爲仲遂に自害し侍けり、弘仁神祇格を見るに「掃社敬神、銷禍致福、今聞神宮司等、一任終身、侮黷不敬、祟咎屢臻、宜自今以後、簡擇彼氏之中、潔淸廉貞、堪神主者、補任、限以六年相替」云々、當職者生得譜代なれば、誠に任限のさたに及ばず、然らば彌旬日の神事を專にして、朝夕の進退を愼べきに、神體の號にほこりて重禁を犯し、父の命をも背きけるは、不思議の事也、若又末代後昆の禁にや有けん、神慮おぼつ

かなし。

神氏系圖に「有員以來、至賴信十四代、不知名字、代々勤其、以下相傳證文等、爲仲奥州發向之刻、預置司伊那馬大夫許之處、紛失訖」云々と述ぶ。爲仲は賴信の孫にて其胄伊那馬太夫は大系圖に源爲公（源經基の曾孫、甲斐守爲滿の子にて信濃守に任じたり）とあるに當り、其子孫は當國に繁衍し、

依田、手塚、諏方、中津、伊那、林、諏方部、安賀、芳美、瀬橋、植田、平塚、松本、飯田、小田、高田、二柳、村上、夏目、飯沼、片桐、那須、大島、波々、駒澤、前澤、

など云へりと。諸神氏と親屬の關係を作して、齋騎武力並び長じ、かくも盛大を致せるならん。されば中世以降神氏、源氏并に下宮の金刺氏、三姓混同して、諏訪の一黨を爲したりと知るべし。（但し有員を或は桓武帝の孫、又嵯峨帝の子と云ふは全く妄誕なり）吾妻鏡、建久五年、鎌倉殿弓馬堪能の士十八人を撰まれし中に、諏訪大夫盛澄あり、承久三年六月の條には「諏訪大祝盛重状到來、廻世上無爲祈祷之由、獻卷數、又子息信重、相具小笠原上洛、云々」とあれば、當時神官が武事にも從ひしこと明白也。同書に兵衞四郎入道盛頼、三郎左衞門尉盛經、又四郎左衞門尉など、鎌倉出仕の諏訪氏あるは、皆大祝なるべし。諏訪系圖には盛重を六郎蓮佛と注し、子を刑部太郎左衞門尉盛高とす、太平記に「諏訪左馬入道の子盛高」と云ふものと別人か。

梅松論、建武元年も暮ければ、同二年天下彌おだやかならず、同七月の初、信濃國諏訪の上の宮の祝、安藝守時繼が父、三河入道照雲、滋野の一族等、高時の次男勝壽丸（保曆間記、勝長壽丸に、太平記諸本、龜壽、桃壽等に作る）相摸四郎と號しけるを大將として、國中をなびかすよし、守護小笠原信濃守貞宗、京都へ馳申間、御評定にいはく、凶徒木曾路を經て尾張黑田へ打出べきか、しからば早々に先御勢を尾張へ差向らるべきとなり、云々。

「依信濃國凶徒賴重法師、山下謀反之事、所被下綸旨御事書也、早任被仰下之旨、可被參洛候、仍達如件、

建武二年八月廿日　左近將監判」（古簡類纂）

「市河孫十郎親宗軍忠事、

右朝敵相摸次郎、并信州諏訪三河入道照雲、同子息安藝權守時繼、以下凶徒等、蜂起之間、去七月十三日、親宗最前馳參守護御方、屬小笠原信濃守貞宗手、云々、

（史料）

木曾路圖會云、諏方上宮の内陣は御柱にて、神殿とてなし、大和國三輪明神の如し、拜殿、御供所、文庫、祈祷所、繪馬殿、護摩堂に三十九間の廊下あり、又御柱（オハシラ）、大祝殿、勅使殿、神樂殿等あり、金堂（本尊、普賢大士）大塔、五重樓并に佛宇多し、例〻年中七十五度、三月中の酉には鹿の頭七十五組を供ふ、又七年毎に御柱祭を行ふ。

あらたなる諏方の祭の御かり人しかもありけり神の誓は、（新葉）　宗良親王

神社考に、神皇正統記を援き「信濃國諏方宮、下野國宇都宮、專狩獵、供鳥獸、諏方託宣曰、業盡有情、雖放不生、故宿人中、同證佛果」と述ぶ。又六月晦、大祝等藤島社に至り、笛吹歌舞して田植の儀を行ひ、八月朔に至り、其穗稲を神前に献る、七月二十六日には穗屋（ホヤ）神事あり、御射（ミサ）山に行幸し、神官鏑を放ち弓を射て各競狩す、又申寅の歳には、四月御柱祭を行ふ、拜殿の後なる石窟を神の御座所として、其四隅に大柱を立てて、祭禮を行ふ、（諏方縁起、信濃地名考、古史傳、神祇志料）古は本社又風祝ありて、特に風の祈を掌りき、（袋草子、十訓抄）建御名方神の伊勢國より八風を吹起して、信濃國に入りたる故事は、釋日本紀并に仙覺萬葉鈔に引ける伊勢國風土記逸文に見ゆ。凡其祭禮に多く古俗舊習の痕跡を存し、千載の昔を復見すべき者あり、

諏訪舊詞云、凡寅申の支干には、當社に營あり、一國の貢税、永代の課役、桓武の御宇に始れり、但、當宮の法則、當社には異なり、元より古新二社相并て斷絶せず、信濃國の傾なし、先の寅歳造替の新社は、七種の早苗を籠れは、天水之を洗ひ、自然朽して、今度申の歳宮なし奉る、其時の古社は、又新造の後七年過りて神座、又七年を經れば前後支干一週、十三年に當て撥却す、其時に又新造して來寅の歳をまつ、如此歸して其年暦に當れば、神命より國司の目代、巡役の官人を大行事に差定め、符を下し國中の要路に關をすゑて、神用を分配す、一國の民人、當道の工匠を集て經營す、民人并國中貴賤、人屋の營作をなさず、料材を他國へ出さず、數十本の御柱、上下の大木、即三十人の力にて採用す、加之元服嫁娶の禮、共に以て是を止む、違犯のものは必神罰を被る、云々　又云當社の神事は、正月一日宮中に詣づ、社頭の鏡三所の壇を構たり、其上壇は尊神の御在所、鳥居格子のみあり、其前に香花の供養を備ふ、中の壇には寶殿、經所許なり、下の壇は松端村城幣を並べ、拜殿を專にして、魚肉の神膳を此所に供す、初官以下の官は、伊豆早社より巡禮して、内宮の壇上に神拜す、又湖水を隔てて遠山に下宮の鎭見ゆ、今日の御幸思ひやられて是を拜す、其御手洗河に歸りて、漁獵の儀を表す、七尺の清瀧氷閉て、一樹の白布地にしけり、雅樂數輩、斧鉞を以て是を切くだけば、蝦蟆五六出現す、毎年不闕の奇特なり、是を射取て各串にさして捧げもちて、生贄の初とす。又云、正月一日、深更に及て、御室に於て大祝酒牛の古に付て、當年の神役（内縣二人、小縣二人、外縣二人、以上六人）を差定む、是氏人の巡役なり、頭人の經營なり、三月以後大祝の左右に隨ひて、明年正月に至る、三月一祝、十三箇日、神事相續す、酉日神使四人御立ち、御神殿神原廊にして饗

膳あり、禽獸の肉もり、魚類の調味美を盡す、堂上堂下郭外の儀式計會す、寅日御祭、國司使、在廳官人等を引率して着座、則神物を奉る、また在廳大祝に對して幣帛を捧げ、事畢て對座、盃肉の後退出、(信府統記云、三月酉日、本社より十八丁を隔て前宮に十間廊あり、是れ往古は鹿狩の實檢所なりしを、今俗に十間堂と云、猪鹿の頭七十五組にのせて供ふ、饗膳の賄は郡中十六箇村を頭村と定め、十六年に一度づゝ祭事を勤む、其年の頭村より童男一人を神使と號けて出す、古は六人也、第一には伊奈より出る二人を外縣介 外縣(トアガタノミヤツカ)宮付と云、二には諏訪より出る二人を内縣介内縣宮付と云、三に佐久より出る二人を大縣介大縣宮付と云ふ)又云、十二月廿二日、一の御祭大祝以下の神官、所末戸社に詣す、行列例のごとし、饗膳の儀又常のごとし、同日御室入、大穴を掘て、其庭に柱を立、[illegible]を高して萱を葺き、軒の垂木土をさゝへたり、今日第一の御體を入奉る、大祝以下神官參籠す、同廿四日しんふくらを祭る禮あり、先神長立て「陸奥國せんせんつかふしの獨姫御前、腹をやませ給に、せいもん情士にさはせ給へば、東山信州諏訪郡たけいの御里にいこもらせおはします、大明神の御室中にあるしんふくらと云鳥を、御樂につかはせたまはゞ、御腹なほらせ給ふべしと申ける御使に參て候」と云、禰宜出合て「御使は候か、御贄は候か」と問、共にありと答、「つかはせ給へ」と云時に、神長「福大夫」とよべば、雅樂大夫になりて鈴をならして走り出、此時につかれをやれば、たかきまはりて鳥を見付る勢あり、其後雅樂等外居の飯を取て、昔座の神人に下引、是則安倍高丸追討の時、尊神旅客の質を現して、官軍の爲に嚮導を廻し給ひしによりて、彼後見が娘を召されて、其望をかなへさせ給ひし昔の事わざ、今もたゆずと也、同廿九日、大夜明、大巳祭、又御體三所を入奉る、其儀式おそれあるにより是を委くせず、冬は穴にすみける、神代の昔は誠にかくこそありけめ、云々。

庵澤(イホサハ)　東鑑、治承四年九月、甲斐國源氏、發向信濃國、止宿于諏方上宮庵澤之邊、及深更、青女一人、來于一條次郎忠頼之陣、謁之云、當宮大祝篤光妻也、爲夫之使參來、篤光申、源氏御祈禱、爲抽丹誠、參籠社頭、既三箇日、不出里亭、爰只今夢想、着梶葉紋直垂、駕葦毛馬之勇士一騎、西揚鞭畢、偏是大明神之所示給也、云々、忠頼殊信仰、自求出野劍一腰、腹卷一領、與彼妻。

都井(ミヤコヰ)　千曲眞砂云、諏訪神境七不思儀の一を都井とす、土俗之を天龍川の源泉とも云へり。

みやこゐと云ふ所

都井とさくに影だにゆかしきに水もつらゝになりにけるかな、(橘爲仲家集)

守屋山(モリヤ)　諏方上宮の西南嶺にして、杖突峠の西に並び、標高千八百餘米突、赤石山脈の最北端にあたる。○諏方の禰宜を守矢氏と云ふ、俗說、物部大連守屋の裔と謬ずるは誤れり、諏訪文書に據れば神氏の族とす。

「守屋神平信實(口宣案には信眞に作る)
天文十四乙巳年十二月十三日(武田信玄花押)」

「上卿　廣橋大納言、天文十七年二月宣旨
正四位下神頼眞朝臣　宜叙從三位(下略)」

諏訪縁詞に、抑藤島明神と申すは、尊神垂跡の初め、洩矢の惡賊神居を妨げんと、鐵輪を持ちて爭ひし時、尊神は藤枝を持ちて、之を伏せ給ふ、其藤枝葉榮えて花鮮にして、戰場のしるしを殘す、故に藤島明神と號す云々とありて、今川岸(カハギシ)村の橋原(ハシハラ)に洩矢(モルヤ)神社とふが存す。一書に、三代實錄に見ゆる富國守達神を、守宅神の誤寫かとあるはあたらず、延喜式、水内郡守田神、別に存す。

神戸郷(カムベ)　和名抄、諏訪郡神戸郷、○今中洲村并に永明(エイメイ)村、宮川村等なるべし、卽諏訪大神の封戸(ゴホト)とす、永明村の管内に神戸(カウド)てふ地名あるは郡家に混同するる歟、又御射山(富士見村)にも神戸の稱のこる。

・大同類聚方云、諏方藥、信濃國諏方大視白束等之家方也、元者建御名方神方、天下無雙妙方也、神戸民所知、婦人月水、産前産後、又腰氣、男女内損、折損諸血。

宮川(ミヤ)　二源あり、一は御射山に出て、西北流金澤川(カナザハ)と云ふ、一は八が嶽、立科山、霧峰の衆澗にて、矢が崎に於て相合ふ、更に茅野に於て金澤川と相合ひ、西北二里湖中に歸す。此河茅野以下に於て、上諏訪、神宮寺の間を數派に分れ行き、卑濕の田野頗廣し。(今宮川村と云ふは茅野、安國寺等を指す)

茅野(チノ)　今宮川村と改む、上諏訪の東南二里にして、宮川の邊とす、相接比して安國寺村あり、今合併せらる

安國寺(アンコク)　今宮川村の管内にして、地名にも呼ばる、謂ゆる曆應中、足利氏毎州建置の精舍の一也。○諏訪信濃志云、安國寺は長祿中、諏訪信濃守政滿入道寧庵中興す、神長官滿實記に「文明十四年五月、大雨大水、大町、十日町場、安國寺押流、栗林郷作毛共押流」云々とある十日町場は卽上之原にて、大町は安國寺の邊の民家を云へり、此に千澤城址存す、同書又曰く、

文明十六年、千澤戰爭、五月三日、上宮下位殿、伊那勢數、小笠原左京大夫政貞、知久、笠原、諏訪信濃守繼宗、彼仁々引ぬ三百騎、引籠白岐口、伊那前山陣、同六日開片山古城被取立、然間郡内勢數、向敵陣、千澤城驅認、

とあるは、上宮一族間の内訌なるべし、繼宗は政滿と同見如何、政滿は明應二年一族左馬介高家に殺されしとも傳へり、天文十一年九月、甲州勢亂入にあたり、宮川安國寺の邊に合戰ありしこと古傳に證すべし、斯の歲諏訪の宗祀たる賴重の亡ぶるや、連枝新次郎滿隣は安國寺止覺庵に入り修禪し、竹溪中派と稱したり、其二子を甲府に質としければ、武田家より永四拾貫文の寺領を安堵

せしめられ、住持は甲州の麟岳和尚に命ぜらる、天正十年二月の末に、高遠城の陷るや、竺溪の二子幷びに城中に在りて殉難す、麟岳は甲州田野山に在り、又武田家の傾沒に從ひて死す、是歲六月、竺溪の三男小太郎賴忠、兵を舉げて故封を收復す。

法度、於安國寺、山木幷伏木不可剪採、若有押伐執者は搦捕、高島へ可參者也、仍如件、天正十一年閏正月
(賴忠判)

栗林(クリバヤシ)〇大塔物語の奥書に見ゆ「文正元年丙戌、諏訪上社、栗林五日市庭、閑室而寫之、寇深法師七十一才」云々。人類學會雜志云、諏訪郡安國寺の邊には墳多し、茅野には四箇の古墳を毀ち、其石材を採りて造れる小祠あり、四塚神と號す、此塚の中より胄の星座とおもはるる鐵具幷に小刀、鐵鏃を得たりと、茅野の北、塚原(ツカハラ)の王塚は明治二十四年發掘す、玉類、鐵具、轡、ビジャウガネ、鐙、鏃、刀長二尺許のもの七八本、幷に其鞘、金銀環、及び土器等あまたを見たり。

(塚原)

上原(カミノハラ)

今塚原、矢崎などと合せ永明(エイメイ)村と改む、諏訪氏の舊館の地にして、天文天正の間、武田氏亦此に鎭戍したり。天正十年三月、織田氏の兵の焚く所となり、其六月賴忠の兵を起すや、此地永明寺を以て本陣としたりともつたふ。

上原又神原に作る、甲州妙法寺記、諏訪神使御頭日記、守屋氏記錄等に據るに、武田信玄天文十一年七月、諏方氏を滅し、高島城を取り、板垣信方を上原城に置き郡代とす。〔史學雜志〕甲鑑に「天文十九年、板垣彌次郎桔梗が原筋働の儀につき、御不審のことあり、翌年二月、諏方の郡代在城とも召上られ、其跡には長坂釣閑齋被差置」などあるも、上原城の事なるべし。

諏方の社近き上原と云所に泊りて、曉旅立とて湖水に月のうつりたるを見て、　玄旨　法印

(上原城址)

諏方の海や秋の夜わたる月影に氷の橋も見る心地して

〔老の木曾越〕

諏方繪詞云、三月祭卯日、神原(カミノハラ)の射禮あり、巳日神原に到りて又神事あり、大祝以下神殿の酒倉に入て、萩をもちて鹿の打骨を燒て肴とす、神使六人歌ひ、云々、建武二年八月、大亂の後、大祝賴繼は父祖一族朝敵になりほろびて後、寶殿にて失なふべきかと、從人等計けるに神の告ありて、當郡の內原、神野御狩場にかくれ居たりけり、堺を越ぬ重禁あれば、郡內をも出ず、進退惟に谷て、身をかくすに所なくぞ思はれける、當職は一門政賴(號藤澤)拜任す、然るに神驗空しからず、翌年賴繼當職にたちたり。〇諏訪舊跡志、上原は往昔諏訪家の居館の在りし地なり、當時諏訪の五山とて極樂、永明、金剛、光明、法光の五院あり、其極樂寺は鎌倉殿に仕へし盛重入道蓮佛の創建、永明寺は安藝守賴滿の創建とつたへ、幷びに上原に置かる、舊記に上原館の破滅を述べ、

(神原)

天文十一年四月廿四日、甲州高遠下宮同心にて打入、云々、廿八日、上原にて貝鉦鳴ず、譜代衆追々賴重の本城へ集る、七月朔、矢崎(ヤカザキ)原犬射原馬場迄、賴重出馬、甲州勢御射山原に陣取、二日、甲州勢長峰(ナガミネ)、田澤に至る、兩勢合戰、諏方敗軍、上原より桑原へ保む、甲州勢上原より五日町、十日町を放火、三日、桑原城、高橋口合戰、大熊口へ高遠勢亂妨、賴重猶も桑原を放火し、高島へ逃れ、和談取結ぶ、さて諏訪の郡は宮川より西、高遠信濃守殿へ被仰附、川東は甲州衆被仰付、然處信濃守殿、此時惣領にならんと、九月、上原を打破り、下宮へ差懸り、兩社とも手に入れらる、其由甲府へ聞えければ、晴信御馬を出され、境川に陣、同心の方々は故賴重の伯父薩摩、同竺澤齋一族、矢崎、茅野、小坂、有賀、近衆には矢島を始め二十人計、社家には神長計、山浦の地下の者共、同廿五日安國寺の邊に合戰、高遠衆討死、蓮峰軒始め七八百人なり、

(矢崎)

寬永七年、城主賴水公の時、永明寺を再修して相信寺と爲さる。

山鹿郷(ヤマガ)

和名抄、諏訪郡山鹿郷、訓也末加。〇今北山村、米澤(ヨネザハ)村、湖東(コヒガシ)村、豐平(トヨヒラ)村、泉野村、玉川村、原村など茅野(チノ)の東方なる山野ならん。八が嶽、立科山、霧が峰の連嶺に抱擁せられ、廣大なる空閑地とす、全く火山岩層に成り、謂ゆる裾野なり。

地名考云、大鹽(オホシホ)村の邊を俗に山村(ヤマムラ)十八箇村といふ、山鹿郷と云ふも此歟、東鑑に大鹽牧と云ひ、延喜式に山鹿牧と云ふは之に同じかるべし。〇大鹽は今豐平村と改む、茅野の東北二里、廣見山と云ふに石器時代の遺蹟を見るべし、其北十餘町湖東村の山口にも、石鏃、石斧、石棒等の各品出づ。按に左馬寮式に諏方郡山鹿牧、鹽原牧とつつけたるを、東鑑には大鹽牧、鹽原とつつけたり、山鹿、大鹽は同一牧にして、鹽原と云ふも近接の地と想はる、此邊に今も鹽目、鹽澤など云ふ地名のこる。

(大鹽)

古田(フルタ)

今豐平村と改む、大塔軍記に、諏方勢は有賀美濃入道性存、其一黨日桃澤(クルミサハ)、上原、矢崎、古田その外究竟の兵、云々。

湯川(ユガハ)

今北山(キタヤマ)村と改む、大鹽の北一里、山驛なり。此は立科山、根石嶽の麓にして、北に登れば立科、霧が峰の隘處を過ぎ、小縣郡大門、長久保に至るべし、甲州より上田平に通ずる捷路とす。故に甲陽軍鑑に大門峠合戰の時、晴信公クズクボより湯川へ御馬を被寄、二日御逗留と載せたり、此を又柏原(カシハラ)とも云ひき。〇三河物語云、天正十年六月、北條氏直、信州作(サク)の郡へ攻入、蘆田小屋より役の行者へ出て、かぢが原に陣取、坂井左衛門督、三千計にて諏訪を退きて、おつこつに陣取しが、氏直四萬三千にて、道一里の內外に陣取給ふこと、夢にも知らずして有ける處へ、蘆田小屋の大久保の使者、八つ

(柏原)

が道を忍びて來り、其由を申ける。(役の行者とは大門峠に同じ)

湯川温泉は元湯、河原湯、滝湯、皆硫黄性、熱八十度許、之を總稱して澁湯と云ひ、宮川驛の東三里計なる山腹、ツルベタ山に在り、其近地三之坂に炭酸泉あり、天保年中より開く、温七十七度。澁湯の北西、立科山の下に瀧湯あり、高崖に湧出し、下垂して瀑布を成すも、温度低し、鹽類性に屬す。澁湯の東なる山中に新湯あり、立科山の直下とす、鹽類泉、温九十五度、嘉永中に之を開く。以上三所、皆浴客の宿舍あり、

(根石嶽)

立科山(タテシナ)

又蓼科に作る、諏訪、小縣、佐久の三郡交界にあり、標高二千五百八十米突(佐久郡の蓼科山と参看すべし)

立科山は八ヶ嶽の北に連り、其間に横嶽、縞枯嶽、根石嶽(ネイシ)(標高二千六百餘米突)の高峰列立し、雙峙すること、側成すが如し。此諸峰は富士火山脈の中に居り、謂ゆる休火山とす、立科は此連嶺の一端に居りて、北方に上田平、河中島を隔てて遙に飯綱、黒姫の火山を望む。○八ヶ嶽會云、立科は一大圓錐形をなせる隆起の上に、小圓錐を置くものなり、是即ち噴火二次に成れるものにして、舊火山體の上に、更に小火山の噴出せしものなり、而して此舊新兩火山體は優に火山に於て見るが如く、外輪山及び中央火口丘を具ふるが如き、完全なる形相を存せず、この噴出は舊山體の頂上に、新に岩塊を噴出して、小凸起を重ねしものなるが如し、此小圓錐峰こそ、即諏訪富士にして、傾斜險急、頂邊に於て三十二度、少しく下りて廿八度あり、其裾野は東北に延びて、千曲川畔に及び、遠く淺間山の裾野と相對して、廣大なる地積を占め、又西方は横嶽、八ヶ嶽の裾野と相連り、西南に延びて諏訪盆地に連り、村落田圃その間に散在し、其牧原、神川に至る。

(泉平)

八嶽(ヤツガ)

立科の南五里、本郡と佐久郡、巨摩郡(甲州)に跨り、二千九百三十米突の赤嶽を最高頂とし、權現嶽、編笠嶽、阿彌陀嶽、硫黄山の數峰列立す、宮川金澤の直東にして、登路五六里、其裾野は三郡各一方面に當り、本郡に在りては泉(イヅミ)平と云ひ、甲州には逸見(ヘミ)平と云ひ、佐久郡には海之口(ウミノクチ)平と云ふ。

八ヶ嶽火山彙の構造は、比較的單簡なるものなり、地層の一大裂罅の上に排列せる火山鏈にして、富火山脈の一部をなし、猛烈なる勢を以て噴出せし形跡を留むるも、有史以來其噴火の記錄の傳ふるものあるを聞かず、随て浸蝕作用又既に甚く、山形破壞して十分其舊態を見ふ能はざるも、稍完全なる噴火口の跡を存し、爆裂の時代遠からざるを想はしむるものは一の硫黄山あるのみ、されど其火山力活動の餘勢として、温泉到る處に湧出するを見る。山體の大要を叙すれば、一帶の外輪山ありて、中央に火口丘を噴出せるものとす、其外輪山の火口壁は破壞して數個の孤峯となり亂立す、八が嶽の稱ある亦之より起る、其最高くして東にあるものを赤(アカ)嶽と云ひ、其北に延びて硫黄山に連れる處には、同心嶽、石尊嶽あり、之より彎曲して西に回り、根石嶽の南に降りて峰の松目となる、一方には赤嶽より南に延て、權現嶽、編笠嶽となり、西に轉じて西嶽を起し、外輪山の一端をなす、又赤嶽の正南に位し別に險峻の峙立するもの、之を稱して阿彌陀嶽と云ふ、是れ中央火口丘の一部分にして、細き山脊に因りて、赤嶽と連絡す、かくて外輪山の峯頭より次第に傾きて、東南西の三方に裾野を曳けり、元來八嶽火山彙は一の聚合火山と稱すべく、數個の火山相接續して噴出し、甲の山腹に乙火山を噴出し、乙の山腹は又丙の熔岩の覆ふ所となり、山體の構造錯雜を極むる所あり、硫黄山の如きは東北隅に墳起し、八嶽火口壁の一部たる同心及び石尊と相連り、殊に硫黄嶽火口壁外部の一部は、直に八嶽火口に臨むを見るべし、硫黄山は噴出休止の後、年月を經ること少なきを以て、峨々たる危峯をなさず、宛然漏斗の如く圓錐形をなし、中に噴口址あり、其北東の一部は爆裂の爲に缺損して、一道の深壑をなし本澤温泉の方に向へり、其噴口の形は鐵鍋状をなし、完全の昔にありては、直徑凡二百米突なりしを知るに足れり、其噴口壁には成層火山の特徴として、熔岩、集塊岩互層せる碎片的噴出物の累層を現はし、其底部及び底部には猶活動の名殘を止めて、硫酸及び礦質温泉の湧出するあり、本澤温泉は此火口底より湧出せるを導き、浴舍を設け稻子湯と稱し、信濃東部に於て稍著名なるものなり(地質調査會八ヶ嶽報文)

(赤嶽)

八劍山下作　　早崎

遠眺八劍山、八劍列峰尖、一一向穹上、劃看子傍、不見長安道、空憐花樹香、士女行行樂、何曾傳、

金澤(カナザハ)

今金澤村と云ふ、茅野の東南一里餘、甲州路の小驛なり、西に藤澤(御堂垣外、高遠に通ずる間道)あり、松倉(マツクラ)峠と云ふ。

信濃なる穂屋のすすきも打なびきかりの野をわくるもろ人(家集)　　宗良親王

(富士見峠)

御射山(ミサヤマ)

今富士見村と云ふ、金澤の東南一里、甲州路に係る。御射山の南半里に金澤川(諏訪湖へ入る)と釜無川の分水界あり、瀬澤峠と稱す。或は富士見峠と云ふ、海面を拔くこと九百四十米突、富士火山脈の八嶽と、赤石山脈の御所平(ゴショタヒラ)峠(標高一千八百五十米突)の山隘にあたる。

尾花ふく穂屋のめくりのひとむらにしばし里ある秋のみさ山(玉葉)　　金刺　盛久

木曾路圖會云、諏方の神は毎年七月、御射山狩に出ます、神主、長官、五官等が其狩屋を作り、薄を以て葺くをば穂屋の神事と云ふ、狩野の山祭に鎌非と云ふ名僧を讀に

信ず、東鑑、建暦二年、可停止鷹狩、但於諏方大明神御贄鷹者、被免之」云々、(今按、御贄鷹とは鷹を贄とするにあらず、贄の鳥を捕ふる鷹をば御贄鷹と號する也、夫木抄に「刈りてほす穂屋のすすきの御射山に鍛はやふさや御贄なるらむ」とよめるを收む)今御射山神戸の東、八が嶽の麓を穂屋野と云ふ。(御射山は神戸とも云ひ、諏方社の東南三里、穂屋は此に在り。)一書に、射とは古語矢に同じ、[illegible]に矢を一發二發と云ふを述べたり。袖中抄に、穂屋といふ處信濃國に在り、「しなのなる穂屋のすすきも風吹けばそよそよさこそいはまほしけれ」、又しどろもどろに亂れあひつつ」云々。

（神戸）（穂屋野）

諏方脩記云、五月二日、御狩押立進發、行列如常、宮河の高橋を渡て、前行旗二流、左穀葉右白、僮僕濟々たり、力者二人を相具して、柄長の杓井に引目をもたしむ、中間雑色數多、酒室の社前に至る、此所にして三頭對面の禮をなす、其後長峰山に登る、其勢相つらなれり、又獨集會原(古云、大相木)にして宇津保に改め、二流の旗を守りて左右に相分れ、夏野の草の中にして、所々に狩人散亂す、臺長峰山にて鹿を出して、面々是を射る、四日に至るまで三箇日の儀式也、其間或は宅に歸り、或は山に留て狩獵をいたす、さしも堪能の輩數百騎に及ぶと云へども、矢に當る鹿兩三にすぎず、諏訪野の鹿に穴ありと云へる古老の詞あり、業盡有情の本誓によれるにや尤貴ぶべし。又云、七月御射山と申し、進發の儀式あり、酒室の社に到れば、饗膳あり畢て長峰へ打のぼりて、行々山野を狩る、必神事の法則の非ずと雖、鷹などすゑて使ふもあり、禽獸をたてて射取者あり、漸晩頭に及で、物見が岡に至る、御射山凡四日にして御狩歸、盃酌の後矢拔あり、射手を召出、とかり矢を給はる。

（長峰山）

すすきふく穂屋ののきばのひま方になびかば神のしるしとも見む、(夫木)　爲相

雪ちるやほやのすすきの刈殘し、　芭蕉

瀬澤(セザハ)

今落合村と改む、御射山の東南一里半とす、八が嶽の西嶽(標高二千四百四十餘米突)の北に發する瀬澤川、(長四里)此にて釜無川に會す、即富士川の遠源也。

甲鑑云、天文十一年、小笠原長時、諏訪頼茂、村上義清、木曾義高の四大將、信甲の境セザハに三日馬を休め、其後甲府へ入んと談合、云々、武田晴信公惣手へ打取數、千六百二十一の頸帳を以て、勝時を執行給ふ、瀬澤合戰とは是也。

蔦木(ツタギ)

今落合村へ併す、瀬澤の東南にして、甲州巨摩郡界の一驛とす、上諏訪より此に至る七里、八が嶽權現山を東北に望む。甲鑑、天文八年、つたきに諏方衆を防ぐ。

乙事(オツコト)

又乙骨に作る、瀬澤の北東にして、八が嶽西嶽の直下とす、天正十年の秋、德川北條の兵の對陣せる原野なり、今乙事、立澤など相合して、本鄕村と改む。

改正三河記云、天正十年八月朔、北條氏直四萬餘人の人數にて、甲州を攻取らんが爲め、信州わが原まで着陣す、三日、德川家の將酒井忠次、大久保忠世等三千の兵にて諏訪より甲州へ退軍、乙骨(編年、音骨)まで着陣す、この時までも氏直が大軍間近く梶ヶ原にある事を知らず、諸將この小勢にていかでか合戰叶はずとて、大勢伏兵ある樣に見せ、衣類を解て旗の如くなし、鐵炮少々打鳴し、七隊段々に陣屋を焼拂て引とる、七里が間敵を附つれ、一人も手を負はず引取事、昔も今もあるまじとて、後々までも稱美しけるとなり。

（乙骨）

葛久保(クズクボ)

今高森と併せ、境村と云ふ、乙骨の南にて、蔦木驛の北とす。逸見平の小荒間より八が嶽の裾を繞り、湯川に通ずる徑路あり。甲陽軍鑑、天文十一年、大門峠合戰の時、甲信の境蔦久保に、信玄逗留の事見ゆ、進軍の行路を辨ずべし。

東筑摩郡

東筑摩郡(ヒガシツカマ／ヒガシチクマ)

筑摩今訛りて或はチクマと云ひ、千曲と混亂す、西筑摩(木曾谷)の北とす。今面積五十餘方里、人口十五萬、一町三十八村、(楢川の一村は西筑摩の管内に屬す)松本に治す。

（筑摩郡）

本郡は古の東間の温湯の在る所にして、國府亦此とす、和名抄、筑摩郡六郷に分ち、豆加萬と注す。後世更級郡麻績郷の地を兼併し、近代檢地五萬四千石と傳ふ。(本郡幷に南北安曇郡を總稱して松本平と云ふことあり、是は鹽尻より松本を經て仁科(大町)に至る間、南北十里、東西二三里、一面の平野にして、全く沖積層に成る、故に名づく。此平地は上古渺々たる湖池なりしとの說、郡人の口碑に傳ふれど、年代分明せず。蓋漸次排水加墾して、今の狀を呈せる者とす。湖澤の遺形、犀川の緣邊に歴然として猶存す。(安曇郡川合湖址を參考すべし)

（松本平）

奈良井(ナラヰ)

今贄川と併せ楢川村と云ひ、西筑摩郡の管內とすれど、鳥居峠の北にして、其水も北流して犀川の一支源たり。此は木曾谷の北口にして、其溪流を木曾川(楢井川とも云ふ)と呼び、中世木曾黨の人々の領知たり、而も地勢は明に東筑摩に屬せり。

管窺武鑑云、元和二年、信州飯山城主藤田能登守信吉、信州諏訪へ湯治し、不快にて京都に上り保養を加へんとて、中仙道を經て上られけるが、同國贄川と屋護原の間、鳥居峠の麓、奈良井と申所にて卒去、其邊の禪寺に葬禮す。

（楢井）

○木曾路圖會云、楢井は繁昌の宿なり、廣傳山大寶寺あり、臨濟宗、天正中、木曾の庶流、奈良井治部義高の創建、

もと義高の城跡なり。千曲眞砂云、藪原より奈良井迄一里半、此宿は梅、折敷、曲物、重箱の細工するを名物とす、木曾物といふは此事なり、又近年木地の下直なる挽を夥しく挽出す、此地は原川の源なり、木曾川と云は誤なり、誠の木曾川は鳥居峠の西の方、飛騨の國境より出で南へ流る、原川は鳥居峠の北より出で北へ流る、昔木曾の御嶽の神の鳥居此所にあり。（奈良井川は贄川洗馬驛を經て、桔梗原の西を過ぎ、松本の西北に至り十里餘、梓川と相會ふ、即原川と稱す、或は成相川に作る）

（奈良井川）

贄川（ニヘカハ）

又熱川（ニエカハ）に作る、（熱にニエの訓ある歟、贄字の譌にや）一説、昔此に温泉あり、故に其名起ると云ふも疑ふべし、諏訪明神の贄の魚鱗の楚割を、奈良井川に捕り造りたりと云へば、後説即贄の名義最かなへり。且東鑑に諏方社領白川郷を載せ、白川とは此地の古名なるべし、梓川の黒川に對稱す。

（熱川）（白川）

岐岨道中　谷　藍水

岐岨千仭險、官路過山城、積気遮人往、重雲隔馬聲、道尋南北上、斜倚半崖行、覧勝還如此、新詩遣旅情、

木曾路圖會云、熱川古此に温泉ありしと云ふ、此所より北を松本領、南を木曾谷とす、驛東の櫻澤（サクラサハ）橋、即筑摩と木曾の分界なり楢井より一里半、本山まで二里。○熱川山に砥石を産す。

（櫻澤）

本山（モトヤマ）

今宗賀（ソガ）村と改む、洗馬驛の南一里に滿たず、此を近年宗賀と云ふは、古の須我の新野の地なりとの見解に出づる歟、而も諸郷の位置を推すに、本山、贄川、洗馬等は古の大井郷なるべし、宗賀郷にはあらず。

大井郷（オホヰ）

和名抄、筑摩郡大井郷、訓於保井。○今其名を傳へず、洗馬、本山などにて、木曾谷の門戸たるべし。盛衰記に、壽永二年頼朝上野國より信濃國へ攻入、臼井坂を越したる由を、義仲きゝて「今井樋口等を招集て、此事如何有べきと問ふ、口々に申けるは、今は別の子細侍るまじ、富部、大井に城構して支戰はんに、なじかは軍に負べきや」云々とある大井は、此地なるべし。其富部は河中島（更級郡）に在りて、越後への侵入を防ぐべく、大井は筑摩郡にて、木曾谷の前拒たるべければなり、されど徴證猶乏し、再考を要す。

洗馬（セバ）

今洗馬村と云ふ、下諏方を去る五里、近世の中仙道は諏方郡より鹽尻峠を越えて此に出で、木曾谷へ向へり。又洗馬より北松本、善光寺等に通ずる別路あり、松本迄五里。

洗馬庄は、東鑑、文治二年の條に載せ、蓮華王院御領と註せらる、又瀬馬（セバ）に作る。甲鑑「天文十六年、海野平合戰、長尾景虎退散故に、信濃衆、川中島郡、高坂、仁科、海野、瀬馬降參」云々。また「同二十三年、木曾口へ御馬を出さる砌、信州侍、瀬場降參致し、甲州一蓮寺にて御成敗」云々、西洗馬（ニシセバ）は今朝日村と改稱す。○奇區一覽云、安永九年、洗馬驛の東の城墟の傍、倉澤を開墾したるに、寛政十二年に至り、其一塚より壺を發見す、中に八稜の古鏡圍徑凡四寸、背に花鳥の紋あるものと、鏃六枚、刀一振出づ、刀は柄の所にスカシ穴あり、鋒端は刀背の方へ屈曲したり、云々。

（瀬場）

鹽尻（シホジリ）

今鹽尻村と云ふ、洗馬の東二里、其東嶺を鹽尻峠と云ふ、南嶺を筑摩地（ツカマヂ）峠（又小野峠）と云ひ、一脈の横嶺、立科火山彙と木曾山脈とを連絡す。

甲鑑、天文二十年、鹽尻合戰「小笠原は峠を越てこなたへ働き、又伊奈衆も働く由、高島の城代板垣、飛脚を以て申上る」云々、同桔梗原合戰「信玄公の侍大將五頭を以て、御旗本に加、鹽尻到下を越給」云々。

奉寄進諏方下宮社、信濃國筑摩郡鹽尻郷東條事、

右旨趣者、爲天下安穩、當國靜謐、殊今度合戰勝軍、

寄附之狀、如件

貞治五年二月九日　信濃守源朝臣長□

阿禮（アレ）神社

今鹽尻村の大字大門に在りて、八幡宮と云ふ、其奥院は柿澤山に在りて、阿禮伊明神と稱す、（信府統記、木曾路圖會、神祇志料）柿澤（カキサハ）今鹽尻村の管内とす。

（柿澤）

鹽尻峠（シホジリ）

標高一千六十米突、信濃川、天龍川の河源分界にあたる。南は鉢伏山に連り、南西は筑摩（ツカマ）地（チ）峠を經て木曾山脈に至る。東山道の古驛路は、伊奈路より筑摩地に出でしが、近世の驛路は變じて鹽尻峠を經由す、此峠を諏方郡には四屋（ヨツヤ）到下ともよぶとぞ。

千曲眞砂云、鹽尻峠より眼下に諏方のうみ衣崎も見渡り、富士の高根數峰の間よりわけ出でゝ湖水へうつる、絕景いとおもしろし、峠の頂上は諏訪筑摩二郡の境なり、鹽尻町に松本殿の關所ありしが、享保十年の秋、水野家領知減少の後に罷む、町の内より北に分れ松本への近道あり、所のものは五千石通りといふ、諏訪家の分地五千石この所にあるに依てかく云ふなり、此邊すべて桔梗が原と云ふ、廣き原野にて、小笠原長時、武田家との古戰場なり。

（四屋峠）

筑摩地（ツカマチ）

今筑摩地村と云ふ、鹽尻の南二里、此を經て伊那郡小野村に出づるは、蓋東山道伊奈路の舊線ならん、其嶺を小野峠と云ふ。

小野（ヲノ）神社

今筑摩地村の頼母（タノモ）に在り、諏方二之宮と稱し、地方の名祀なり、其神事を頼母祭と名づく。舊社領十石、供僧寺ありしが、近年廢す。古洪鐘の銘に

信州小野大神宮鐘銘、夫海岸有獸謂之蒲牢、其聲如鐘、而性畏鯨、故鑄者作蒲牢形、亦復造鯨魚、以擊之、則大鳴矣、叢林古規、清閑一法器也、朝聞者停苦絕惡、暮聞者脫逃出厄、今茲郡主神勝賴、於小野神前、命苑氏造大鐘、乃就慈雲山主玄長、請解此議、拙偈一篇、述而以應命、寸挺撞巨鐘、其斯之謂歟、偈曰、神剛法鐘新鑄成、蒲牢形體甚不明、森羅萬象共功德、月白霜天百八罄、永祿七年甲子、仲冬下澣日、大檀那、諏訪

（神母）四郎神勝頼
伊奈郡の管内なる小野村にも同名の社あり、一社の後世分れて二所に祭らるゝなるべし、又頼母とは歌名所也、王の頼い思を經てあるべきにたのめの里に年を經るかな」(夫木)

小俣（コマタ）　今神戸(カウド)、二字なるを合せて笹賀(ササカ)村と改む、洗馬の北、楢井川の西方とす、諏方神社あり、東鑑、文治二年の條に、八條院領諏方南宮上下社、白川郷・小俣郷、熊井郷とあるは小俣即此なり。神戸(カウド)とは社領を中世の俗、文字をよみ僻めたる者歟、(神戸(コホド)と其名義を異にする歟、猶考ふべし)熊井は今詳ならず。

（神戸）

笹賀（ササカ）　今村名に呼ばるるが、舊庄名にて、東鑑、文治二年諏方社領の捧(ササゲ)中村庄、捧北條など云ふ捧にあらずや、後宇多院御領目錄には、捧庄と云ふを收む、集古文書、建久八年、鎌倉殿下文には捧近永と云ふ人あり、猶考按を要す

（捧）

前右大將家政所下、捧□五近永、可早辨濟諏方下宮御領、鹽尻西條所當物事、云々。

神林（カムバヤシ）　今神林村と云ふ、小俣の西に隣る、法燈國師(紀州由良興國寺の祖)の故里也、相接して今井村あり。

釋書云、覺心、姓常澄氏、信州神林縣人、禱戸藏山佛求子、一夕夢、佛以燈手授、覺有娠焉、少小無塵累之技、年十五、投神宮寺、讀佛書、十九剃染、受具于東大寺、(中略)永仁六年逝、壽九十二、(此に戸藏とあるはトクラとよむ歟、不詳、神宮寺は諏方の僧院なるべし)○今井(イマヰ)村は集古文書、永祿三年、武田家の奉書に、筑摩郡今井郷三百貫文とある地とす。

（今井）

波多（ハダ）　今波多村と云ふ、神林の西にして、梓川の南邊とす。松本より飛驒に通ふ間道にあたる、相距る三里、水澤山に若澤と稱する古刹あり。

若澤寺（ニヤクタク）　奇區一覽云、水澤の若澤寺は上波田村より十八町、谷の流に沿て登る、此寺大同年中、坂上田村丸の建立とかや、古は三十餘丁山上にありし、長祿二年今の地に移して、慈眼山若澤寺と號す、又水澤山ともいへれば、若澤は水の草字に誤りて一點を加へたるにやと云、中堂救世殿の千手觀音は、田村丸の甲の鉢の本尊なりとて、其邊の土人謁仰す、金剛瑠璃殿は藥師如來、其上に田村の神祠ありて、中に束帶の像あり、講堂は不動明王を安置す。○若澤寺の永享十一年の鐘銘に、筑摩郡波多郷、大旦那源信盛と銘す。

新村（ニヒムラ）　今新村と云ひ、波多の東に隣り、飛驒路の小驛とす。松本より新村を經て、梓川に添て西南に登り、奈川村に入り國界の險阻を横絶す。新(ニヒ)は古き物語に「あたらしの郷」又は須我の新野(アラノ)と云へる者にて、物草太郎の遺事を傳ふ。

崇賀郷（ソガ）　和名抄、筑摩郡崇賀郷、訓曾加、高山寺本、崇賀、○今波多村、新村、和田村、山形村より今井、神林、笹賀までわたるごとし、梓川と楢井川の間なる曠野とす。古昔此を須我の荒野とも云ふ、(和名抄一本に宗賀にも作る)古語須曾相通はせたり。

信濃なる須我の安良野にほとゝぎすなく聲きけば時すぎにけり」(萬葉集、信濃國歌)

信濃國に下り侍りし年、始て時鳥を聞て、

かからずは我きかましやほとゝぎすがのあら野のけさの初聲」(新葉)　宗良親王

多武峰略記云、信濃國筑摩郡、蘇我郷、草茂庄、一處田數等、在施入狀、右大納言藤原冬緒卿(原注云、贈咸貫之曾孫)所奉施入、彼冬緒卿所領、十市郡椋橋郷、山林治田(中略)以彼信濃國所領相添、奉施入之、云々。

しなのなる菅のあら野にはむ鳥のおそろしき迄ぬるる袖かな」(夫木)

（須我荒野）

信乃なる菅の荒野を飛ぶ鷲のつばさもたわに吹く嵐かな、　[illegible]

按に、菅荒野は當國の名所なりしかど、中世より其地を失ひ、何郡と云ふさへ知れず、宗長が宗祇終焉記に「信濃路にかかり、千曲川の石踏渡り、菅の荒野をしのぎて」とあるも實地の事にはあらず、行程記に「淺間山の麓にて菅平と云ふ山を望み、其荒野なりと」云ふも、明白ならず、或は伊那郡下條に菅野と云ふ地あるを、古へ[illegible]するも正說なし、[illegible]、和名抄を引きて筑摩郡宗賀と判定す、地名[illegible]には宗賀郷は荒原[illegible]歟と疑ひ、近年本山村を宗賀と改む、然れども本山は大井郷なれば宗賀にあらず、且物草太郎の遺蹟を捜して、新村の邊と定むるを最妥當とす、

信府統記云、物草物語の趣は、昔二位の中將にて、信濃國に流され玉へる人の一子、太郎母にはぐれて、筑摩郡あたらしの郷といふ處に成長したりと、今物草太郎の[illegible]きて、穂高神社の前に在り、又松本の西南一里餘へだて、新村と云は(上新村、下新村、其外東南北の五つに分てり)此邊むかし物草太郎が住居の所と云ひ傳ふ、あたらしの郷名轉轉して新村(ニヒ)と唱ふるにや、又もとよりにひの郷なりしを、他にて推量にアタラシと訓じにや(○又按、物草物語にあたらしの郷とあるは、新野(アラノ)郷とあるをよみひがめたるにて、方俗には更に新野(アラノ)も新野(ニヒノ)と同義なれば、專ら此を唱へしなり、之を多武峰略記、蘇我郷草茂庄とあるに參考するに、草茂は茂草(モグサ)の轉倒にて、物草とあるも茂草のよみひがみなるべし(草名に艾(モグサ)あり)此邊を古は茂草庄と稱したる也。物草太郎の事は穂高神社の條下に見ゆ。

（茂草）

島立（シマダテ）　今島立村と云ふ、新村の北東にして、松本と楢井川を隔て、其の西邊とす　こゝには中世小笠原氏の居館したることあれば、即島館の義なるべし、此邊は

井川の左右にわたり、古の犬養郷なり。○小笠原信濃守政長の三男、四郎氏長は島立氏の祖なりとぞ。

沙田神社（イサゴタ） 延喜式、筑摩郡の官社也、今島立村の三宮なるべし。神祇志料云、三宮村沙田に沙田社あり、此より西三里、[illegible]に御旅所ありきと、故に毎年宮社地の萱草を刈りて、神殿を葺り祭を行ふ、二十一郷の民其事に從へり

島内（シマウチ） 今島内村と云ふ、島立の北とす、梓井川、梓川其左右を流れ、相會りて犀川と爲ふ。信府統記云、凡松本放光寺山の西麓、木曾川（梓井川）の東岸を限れ、川下へ續きて、山北は即[illegible]相組なり、木曾川梓川の間、南は古梓川より、北は平瀬（ヒラセ）までを島の内と云ふ、此邊往古犬養氏の在所なりきかや、平瀬の松[illegible]寺は和[illegible]守信[illegible]と云ふ領主の開基にて、平瀬氏と云ふ、又犬養の一類たりし歟。

良田郷（ヨシダ） 和名抄、筑摩郡良田郷、訓與之太。○今廣丘村、片丘村、芳川村、吉村并に鹽尻筑摩地等なる[illegible]、[illegible]の北、梓井郷の東方にて、諏方郡界に至る。廣丘村に吉田（ヨシダ）てふ大字のこる。又東鑑、文治二年[illegible]吉田牧、[illegible]原牧とあるも此にて、後の桔梗原は、是等諸牧の[illegible]なるべし。

（吉田）

覺志（カカシ） 延喜式の驛名にて、諏方郡深澤（フカサハ）（今上伊那郡中箕輪）の[illegible]より此に至り、國府に達す、今廣丘村の大字堅石（カタシ）は即覺志の遺跡とす（地名考云、覺志は加加之とよみて、今堅石村古驛の址なるべし、深澤より大略二十六七里にあり、元亨釋書、仁[illegible]六年、信濃國大山寺僧正智、上信國の嶮路を賦し來て諏方を過ぐ、數十里の險難、四壁なづみて行かずと云ふ、今も堅石の東、埴原村に牛伏寺ありて、其故事を傳ふ。

（堅石）

桔梗原（キキヤウ） 鹽尻、洗馬より北方、松本に至り四里許の曠野を云ふ、楢井川の右方にして、左方の須我の荒野に對すべし。而も須我の古生層山野に似ず、全く沖積層に屬するを以て、田園の墾開頗多し。

過桔梗原　　頼　支峯

戰血消來碧蕪散、往事茫々白雲間、龍爭虎鬪都無迹、雲外依然甲斐山、

もののふの草むすかばね年ふりて秋風寒しききちかうが原、　　加藤　馬木

甲鑑、天文廿二年五月、信州桔梗原において、小笠原長時衆、三千餘騎出で合戰あり、信玄公の侍大將五頭を以て、御旗本は未鹽尻到下を越給はぬに、六日巳の刻に一戰をはじめ、然も勝利を得、敵をうちとる其數六百七十九、[illegible]共に頸を取、次日七日、卯の刻に合戰はじまり、同巳の刻におはる、此合戰信玄勝利を得給ひ、敵を討取其數、雜[illegible]共千四百九十三、頸帳を以て同午の時に勝時を執行、同十日にふかしへ取つめ、長時をあつかひ有て、降參の故を以て誓紙を取かはし、城を渡し、長時は牢人也。

郷原（ガウハラ） 今堅石、吉田などと併せ廣丘（ヒロヲカ）村と改む。千曲眞砂云、郷原より村井を經て松本まで殆ど、原野渺々として其生限り知られず、此邊すべて桔梗が原といふ、又歸經原と書す、是は原の東の山[illegible]に觀音の靈場あり、昔此野に佛經を負へる牛臥伏して動かざりければ、彼寺を建てられきと云ひ、因て歸經原といへりとなん。（今按、歸經の說は牽合も甚し、桔梗は草名に自存し、名義明了）

埴原（ハイバラ） 今片丘（カタヲカ）村と改む、桔梗原の東偏とす、鹽尻の北、鉢伏山の下なり、延喜式、信濃國十六牧の中に筑摩郡埴原（ハイバラ）とあるは、埴原の誤にて、即此とす、俗に垣原にも作るは訛謬に出づ。

（垣原）

人類學雜志云、埴原村字尾池の丘上より石器出づ、尾池の北なる中山村及び尾池の東に古墳群を成せりと雖、今は開墾して、二三所を存するのみ、曲玉、矢根、井に異樣なる金屬製の器具を獲しことあり。○按に、埴原は延喜式に殖原と誤れど、拾芥抄には埴原とあり、東鑑二十八牧の多きを收めて、埴原なし、大鹽、鹽原、南内、北内と見ゆる鹽字は埴の誤なるべし、上の大鹽（諏訪郡）にまぎれたる也。其下に南内北内（ミナミウチ）と云ふは埴原村の北隣に南内田北内田の地名あると相符合するに似たり。地名考には、東鑑の荻金井と云ふ牧も、鹽尻村の金井ならんと說けど、たしかならず。

（南内）

牛伏寺（ゴフク） 今片丘村の内田（ウチダ）に在り、金峰山牛伏觀音堂と云ふ、奇區一覽云、牛伏寺所藏大般若經は、燒亡の餘、今僅に殘れり、昔黑赤の二牛に佛經を駄し此に至りしに、其牛死したりとて此寺を建てらる、金堂、本尊觀音、脇侍地藏の腹内書に「至德二丁卯、五月四日、大檀那、源[illegible]建立之」云々、釋迦堂本尊の腹内書に「中興[illegible]、應永十三年、[illegible]大和守清勝」と見ゆ、大般若經卷内には「[illegible]二十八年修理、大檀那清照」と銘す、什物泉小太郎の大刀あり、是は東鑑に見ゆる泉小次郎親衡と、鉢伏山の神とを混同して傳へ誤れる人也。○按ずるに、釋書、傳教大師傳、弘仁六年、大師東州遊化之時、信州大山寺正智、禪師[illegible]、[illegible]經、便[illegible]部、[illegible]、[illegible]馬不食、知[illegible]、[illegible]而過信濃、[illegible]行裝、時諏訪大神託曰、我欲受法師[illegible]而未由也、故示此異耳、今我助述此經、預其功之一耳、言已乘馬[illegible]嘶、州界[illegible]、吾國之[illegible]道也、本是[illegible]驗、[illegible]時[illegible]、[illegible]之不[illegible]云々、牛伏寺の縁起と符合せずと雖、いづれも牛（山丘の牛に似たれば牛伏と云ふ）に附會して說を成せるなれば、眞假も強て論究すべからず。

（内田）

村井（ムライ） 今芳川村と改む、小[illegible]なり、桔梗原の北偏にて、松本に近し、相接して吉村あり。史料、建武二年[illegible]に、村井郷内小次郎知貞跡云々とあるは此なるべし。

鉢伏山（ハチブセ） 桔梗が原の東に峙ち、立科火山彙の西端にあたり、鹽尻峠の北とす、標高一千八百米突、

石英閃綠岩に成り、立科に比すれば稍異なり。鉢伏以北山邊峠、三才峠、保福寺峠、冠着山等一脈の峠嶺を成せど、其地質成立は頗錯雜す。信府統記云、鉢伏山は又八峰瀨に作る、昔此山の權現化して人倫とあらはれ、傍の丸山に居住し、其所に不思議の泉沸出でしに因り、泉小次郎と號す、此人洪水を治めて大功あり、松本出川町の邊にある水引大明神是なりと。

田河　今詳ならず、(鹽尻より發して桔梗が原の東を過ぎ松本の西南にて楢井川へ入るものを田川と云ふ、蓋此間のみ)續紀、延曆八年、筑摩郡人、後部牛養宗守豐人等、賜姓田河造、とある高麗人の在名の本とす。

松本　今松本町、松本村、人口合三萬四千、東筑摩郡役所在り、長野へ十七里。筑摩、安曇の都會にして、舊國府の故地たるを以て、信府の號あり、又筑摩、安曇の兩郡は、犀川の峽谷中に一區を開くを以て、松本平の名生ず。

(信府)　松本は舊名深志と云ひ、又庄内と云ふ、蓋捧の庄内の謂なり。小笠原氏之に居り、南信濃の望族たり、天文二十二年、小笠原長時、武田氏に破られ脫走、爾後郡邑武田に併せらるること三十年。天正十年、長時の子貞慶來り、故封を畧取し、德川氏の附庸たり、乃新城を修造し、松本と號す、爾後深志の名廢す。○信府統記云、信府の地は昔庄内とも云ひ、また深志とも、また深瀨とも云へり、上古王政の盛代には、國司補任せられて下向の節居住あり、其頃は今の三の曲輪、地藏清水の邊は市陌にして繁榮なりし所なり、其後國司の下向絕て、町數減少すと雖、猶市辻(今の地藏清水と泥町(今の柳町)麻葉町(今の安原口)西口(今の伊勢町)など殘りて、市日には衆人群集せしとなり、當國に於て頗平坦の地なり、筑摩村に神社あり郡名の本とする所とかや、永正元年甲子、小島なる深志の城を茲に移せり、其頃は猶元の名に順ひ、深志の城と云ふ、本城二の曲輪ばかりありしと、城主島立右近、後に剃髮して萬歲と號し、瑞松寺を今の飯田町の邊に建立す、天文三年甲午、小笠原大膳太夫源長時、林の城より此に移れり、二十二年五月七日、桔梗原に於て武田信玄と合戰あり、長時討負け浪人す、此合戰に小笠原の幕下、上野の地頭西牧四郎左衞門、洗馬の三村駿河など云ふ者逆心して、長時敗軍ありしとなり、山家、平瀨、犬飼、稻倉、岡田、仁科の小岩嶽(松川與、嶽下村の山なり)等猶其志を長時へ通じける故、地取合ひ所々數多あり、中にも上野、西牧の邊、野々宮合戰と云ふとあり、これより武田家持の城となり、勝賴の代まで都て三十年城代在番持なり、長時の子貞慶は、天正十年、武田家滅亡して信長公も弑せられ給ひし後、當國鹽尻の四ツ屋村と云ふ所まで、家人纔に二人にて來り、譜代の被官等を語らひ、一戰にも及ばず滯なく當城に入り、往昔別心ありし中にも、上野洗馬等は遺恨少からずとて、西牧の館へ馳向ひ、攻め籠めて詰め腹を切らせ、洗馬をも從ひ、其勢にて忽筑摩安曇兩郡の本領、悉く舊の通り支配せり、此砌越後の上杉景勝へ屬せし川中島衆の內、又は仁科の衆など、小笠原の歸參を妨げんとして勢を催し、當城の北岡田ソリメの邊まで働き來るに、貞慶出向ひて防戰勝利ありしと云ふ、其後深志を改めて松本の城と號し、大に普請を企て、塹を掘り堤を築き、四方に五ケ所の大城戶を構へ、南門を追手と定む、天正十九年、下總國栗橋に食邑を賜り、彼地へ移らせらる、云々。○千曲眞砂云、松本は町々碁盤割にして、城下に諸職人、諸商人事欠くることなく、軒をならべ家居し、毎日市立ち繁昌いふべからず、實に信府といふも宜なり。○松本城下、寬文七年、戶數、工商のみにて千二百戶、享保七年、同八千三百人なりしとぞ。

女鳥羽川　三才山に出で、屈折して岡田村を經、南流して松本の市街に入り、西に折れて舊城、南方を過ぎ、楢井川へ入る、長五里。

出川　今小島、兩島、高宮等を併せ松本村と云ふ、市街の南方に續きたる村落にして、出川は小街を成すを以て、出川町の名あり。

小島　今松本村の大字とす。○信府統記云、小島の城址、四方に流ありて、井の字の如くなる故に、井河の城と云ふ、古へ誰人の築けると云ふことを知らず、久しく小笠原家にて持來れる處、城主中絕して城に廢壞せり、寬正六年乙酉、再び之を修覆して、改め名づけて深志城と云ふ、此邊は小笠原氏數代の領地なるが故に、文龜年中洗林の城主より兼ね持てり、島立右近も小笠原の一族たりしが、何の頃よりか井河城主と爲り、永正年中に至り、井河より今の松本城の地へ移り、深志の城名も從ひて彼所にうつれり、南北相距る八町許。

(井河城址)

林館址　出川の東にして、松本城址の東南一里、山岡の上に在り、山家鄉に屬す。(今里山邊村)千曲眞砂云、林村と云ふに小笠原氏の館の址あり、今は曹洞宗廣澤寺を[illegible]かる朱印寺領十五石、按に深志小笠原氏は、開善寺入道貞宗の子政長、信濃守に任ぜられ、元弘の比已に伊奈松尾館より來り、井河館を深志に造る、是より政長の子孫小笠原氏の總領として深志殿と云ふ、六世孫長朝は林館に生る、(政長ののち長基、長秀、政康、持長、清宗、清宗、文明年中井河より林へ移るとも云ふ)文明年中、伊奈の小笠原政秀攻めて長朝を逐ふ、長朝の子貞朝家を嗣ぎ、林館を守る、永正元年、一族島立左近四郎氏長が松本の新城を築きたるは、貞朝の世にあたる、貞朝の孫長時、武田氏に攻められし頃、林館より新城へ移る。○又云、近世武家にて小笠原禮と云ふは、深志井河館主、小笠原長秀、應永三年公方の台命に依り、三議一統數十卷を撰述す、元來小笠原は代々弓馬故實の家たりしが、更に諸禮

の品節を糺すべき仰を受け、長秀仍て今川氏頼、伊勢憲忠の二人を器能と爲し、三人會議にて撰述あり、即三議一統の大草子と曰ふ、後世之を嫉方禮式と稱す。(小笠原禮と云ふことにつきては、伊勢貞丈の論述に據り、是正を爲すべし)

泉（イヅミ）　今詳ならず、出川町の邊なるべし。奇區一覽云、松本の東南に泉村と云ふがあり、泉小次郎親衡は此里の產なりしにや、貝原益軒の記に、泉親衡は扉川に扉を捕りしとの傳を錄せり。信濃源氏、出自左衛門尉滿快、滿快長子滿國、爲甲斐守、其孫爲公信濃守、生爲衡、稱中津乘氏、爲衡弟爲扶、稱伊那氏、爲扶生公扶、稱林氏、公扶孫公季泉氏、其曾孫小二郎親衡、以勇力稱、公季弟盛扶、稱客賀氏。(氏族志)

筑摩（ツカマ）　松本市街の東南を筑摩と稱し、筑摩惣社八幡宮あり、境内に一墳あり、飯塚と云ふ。信府統記云、昔鉢伏山權現化して人倫に現はれ、泉小次郎と稱し、洪水を治めて大功あり、それより海水越後へ落ち平陸と爲る、時に中房山に鬼神あり、里に出でて人民を惱す、泉小次郎乃諸神を備して鬼神を滅し、其死尸を埋む、今筑摩の社壇、赤松中の方三十六間なる飯塚是なり。○人類學會雜志云、松本町の筑摩畑に多く石器を拾ふべし、中に石棒の長二尺五寸、周九寸五分のものあり、土器も一所に散布す。

清水（シミヅ）　今詳ならず、泉と同義なれど、其の地堤同亦決め難し、市中に地藏清水町あり、清水大佛堂あり、又南郊埋橋に清水の地名ありとも云へり。(信府統記、信濃地名考)

永祿九年諏方下社造宮改帳には、
諏方左衛門尉中意趣者、外垣壹間、爲清水之鄉役之由、載本帳、此故筑摩郡之內、號清水地、造宮錢催促之處、百姓申者前々此所號清水、爲庄內之內上、宮之神役相勤之由候、然則信州之內、元來名清水村號、尋搜可致所務者、云々、

とあり、庄内の清水と云ふは正く此にあたる。さて深志を庄内と云ふは、何の義にや、其本名を失ふ、捧なるべし。俗說、佐々木了智と云ふも、捧氏の人のみ。

正行寺（シヤウギヤウ）　今本願寺に屬す、此寺は佐々木四郎高綱、剃髮の後了智と云ひ、親鸞上人に附隨して、遂に念佛道場を開きたるもの是れ也と傳ふ。初め島立にあり、石川氏の時此にうつされたり、猶考ふべし。○二十四輩巡拜圖會云、正行寺了智は佐々木四郎高綱の事也、今此寺の什寶四鋒蓮座の眞影あり、高祖聖人、法善、西佛、了智なり、繪讃とも聖人眞筆にして、實如上人裏書あり、法善は越前國橋立眞宗寺の開基、即佐々木三郎成綱なり、西佛は當國康樂寺の開基、海野小太郎幸親の息、進士藏人道廣、後太夫坊覺明といふ是なり、了智は當時の開基佐々木四郎高綱なり、又橋立の開基は盛綱ならず其玄孫三郎光實といふ異說あれども、是高綱と兄弟なるに依て、爰に連座せしめ給ふものならんか。

松本城址（マツモト）　松本市街の中央とす、西北は放光寺山、蟻が崎に連接し、橋井川東邊の丘陵に倚る、舊名は志城(或は府賀志、松本城とも云へり)今や廢墟と爲れりと雖、五層の櫓閣猶存す。

天正十年六月、織田氏の將士の信州を去るや、上杉氏の兵河中島に入り、深志を取り、小笠原の一族洞雪入道貞種を降附す、小笠原貞慶又至り、兵を起し擊ちて深志の故封を收め、款を德川氏に通ず。十八年貞慶德川氏に從ひ下總に移る、豐臣氏松本城十萬石を石川伯耆守康昌に賜ふ、康昌城櫓壘壁を修理し、土木の功役頗民力を盡す。慶長十八年、康昌の子光長、大久保長安の事に連座し除邑、飯田城主小笠原秀政(貞慶の子)之に代り入部、封八万石。元和元年、大坂の役秀政忠脩戰死す、三年、忠脩の弟忠直に播州明石城十二万石を給し、忠脩の子長知に龍野城六万石を給せられ此を去る。戶田丹波守康長、(冒松平家號)小笠原に代り、松本七万石を賜ふ。爾後寬永十年、松平出羽守直政、同十五年堀田加賀守正盛、同十八年、水野隼人正忠清等數替ありて、忠清の後忠恒まで六代相續、(忠恒、享保十年七月、江戶城中に狂疾傷人の故を以て奪封)戶田丹波守光慈、志州より來りて、祖先の故封六萬石を領知す、子孫世襲して、明治維新に至る。

(放光寺山)　(蟻崎)

信府統記云、松本城は庄内組に屬し、木曾川向ふ西は島立組なり、戌亥の方に放光寺山の、麓に眞言宗の寺あり、即ち放光寺と云ふ觀音堂なり、寺の前に蓮池あり、中島に辨財天立つ、古城跡は山あり、久しく城山と云傳へて、誰人の築けると云ふことを知らず、中古犬飼氏の人在城せりとかや、蟻崎城址は放光寺の西南の山にて、松本の城より戌の方にあり、誰人の築けると云ふことを知らず犬養、平瀨一族の人、今の成相組の内、犬飼八箇村、並に木曾川より東、岡田與、庄内與の片端々まで領知したる頃の要害とぞ。

山家郷（ヤマムベ）　和名抄、筑摩郡山家郷、訓也末無倍。○今里山邊村、入山邊村、中山村にあたる、松本(辛犬鄕)の東山也。郡鄉考云、山家は訓の山部なりしを、桓武の御諱故に、避て山家とせしならん、而も故習脫し難く、也末無倍とはよみたるのみ。

山邊（ヤマベ）　今里、入の二村に分つ、松本より里山邊を經て、武石峠を踰え、小縣郡へ出づる間道あり。○信府統記云、山邊村の山頂ウツクシ原は平山にして南北凡二三里にも及べり、此より富士山、諏訪湖見ゆ、林村は小笠原氏領主の時、居住の地なりし故、城の跡もあり、是を林の大城、小城と稱へて二ヶ所共に高山なり、近所に廣澤寺とて小笠原家の菩提所あり、薄川は東より西へ流れ、松本市へ入る、山家の温泉は湯原村にあり、古歌に見えたる白糸の湯とは是なり、筑摩の御湯と云るも是なりとか。

須須岐（ススキ）　又薄に作る、山家の郷内にして、須々岐川、薄

(薄川)

町等の名あり、古當國居住の高麗人に、須々岐姓を賜へる者あり。

後紀云、延曆十八年十二月、信濃國人、外從六位下、卦婁眞老、後部黑麻呂、前部黑麻呂、前部佐根人、下部奈弖麻呂、前部秋足、小縣郡人、无位上部豐人、下部文代、高麗家繼、高麗繼楯、前部貞麻呂、上部色布知等言、己等先高麗人也、小治田(推古)飛鳥(舒明)二朝庭時節、歸化來朝、自爾以還、累世平民、未改本號、伏望依去天平勝寶九歲勅、改大姓者、賜眞老等姓須々岐、黑足等姓豐岡、黑麻呂姓村上、秋足等姓篠井、豐人等姓玉川、文代等姓淸岡、家繼等姓御井、貞麻呂姓朝治、色布知姓玉井、

此に見ゆる須々岐、豐岡、村上、篠井、玉川、淸岡、御井、朝治、玉井は皆地名とおもはるるも、今詳ならざる者あり。

神祇志料云、信濃國須須岐水(スズキミヅノ)神は、今筑摩郡薄町村、穗屋野にあり、舊址は入山家の大明神平なる、須須岐の水源に在を以て、須々岐水神と云(松本藩神社調、筑摩縣神社調)、傳へ云ふ上古須々岐水神、此國の濁水を越海に瀉き、人民をして其居を安らしむ、神功尤大也、故神社を建て之を祭る。(社家傳說)貞觀九年須須岐水神に從五位下を授く(三代實錄)凡六月廿九日、八月廿八日祭を行ふ、七年に御柱神事あり(松本藩神社調、筑摩縣神社調)

(湯之原)

白絲(シライト)溫泉　里山邊村の湯(ユ)の原(ハラ)に在り、鹽類泉、熱百零五度。松本の東三十町、浴場三所三槽に分ち、客舍は十數戶あり、古より筑摩の湯と稱して世に著れ、四時男女群至の浴池也。

わきかへりもえてぞ思ふうき人はつくまの御湯か富士の煙か。(夫木)

修理大夫惟正、信濃守にて侍る時、ともにまかりて、つくまの湯を見侍りて、

いつる湯のわくにかかれる白絲はくる人たえぬ物にぞありける。(後拾遺)　源　重之

(東間溫湯)

宇治拾遺云、今は昔信濃國に筑摩(ツクマ)の湯と云所に、萬の人の浴ける藥の湯あり、其わたりなる人の夢にみるやう、あすの午の時に、觀音湯あみ給ふべしといふ、いかやうにてかおはしまさんずると問ふ、年三十ばかりの男のひげ黑きが、綾お笠きて、ふし黑なるやなぐひ皮まきたる弓持て、紺の襖きたるが夏毛(ナツゲ)のむかばきはきて、葦毛の馬に乘てなんくべき、それを觀音と知り奉るべしと、いふと見て夢さめぬと人にかたれば、皆行あつまるに、果して其の日如此の人來る、皆伏て拜みぬ、其人不審におぼえて問ば、しかぐと云ま驚き、我は上野の者にて、狩して爰には來つ、觀音には非ずといへど、聞も入れず拜まれて、いかに思ひけん髮を下し、都の方へ行けるとなん、

按に、天武帝信濃行幸の計畫あり、東間溫湯に浴びたまはんとして果させず、天武紀には十二年二月、遣廣瀨王、大伴安麻呂、及判官錄事、陰陽師、工匠等、於畿內、令視占應都之地、是月、遣三野王、采女臣筑羅等、於信濃、令看地形、將都是地歟、十四年十月、遣輕部朝臣足瀨、高田首新家等、於信濃、令造行宮、蓋擬幸東(ツカ)間(マ)溫湯歟、云々と述べたり。

(犬飼)

辛犬(カライヌ)鄕　和名抄、筑摩郡辛犬鄕、訓加良以奴。○辛犬は辛犬養の下略にして、當に加良以奴加比(イヌカヒ)とよむべし、後世の方俗犬飼と云ひ辛を略す、卽松本并に本鄕村、岡田村及び島立などならん、古國府も此に在りき。

按に、犬養の地名は扉川を隔てて安曇郡にもあり、本來此兩地共に犬養氏の人々の住みたりしに、後高麗人(卽辛人)の來りて占居したるに因り、筑摩郡には辛の犬養と云へる如し。三代實錄に、辛犬甘(カラノイヌカヒ)秋子見ゆ、仁和元年四月、信濃國筑摩郡人、辛犬甘秋子、向太政官愁訴云、秋子家人八人、爲拔名井子縄麻呂、大原經佐等見殺、由是下遣使、推〻事由。

國府(コフ)址　今松本町の中とす、故に信府の名あり。和名抄、信濃國府、在筑摩郡、行程上二十一日、下十日。延喜式、信濃、上中國、管十郡。

按に、信府には國分寺なし、小縣郡に在り、而も此に總(ソウ)社(ジャ)(後世八幡宮に轉じ、二郡總社と云ふは古義にあらず、諸州の例にて之を辨ずべし)現存して舊府を表す。○信府統記云、信府の惣社八幡宮は筑摩村にあり、筑摩安曇兩郡の內、六百六所の諸神ありて、其內當社をば惣社と號せしとなり、社領除地の內に、內堀と云へる屋敷跡あり、二十二三間四面の地なり、四方土手堀構の跡あり、今は神事の下役人の住所となりぬ、古は國司の御殿のありしと、又昔は社僧として眞言宗安養寺と云ふ寺院ありしとなり、當社の大祝の當職は、林氏代々之に任じて、社務を總べ掌れり、筑摩村の惣社も同神にて、六所と稱す。

(惣社)

建武二年三月、當寺中口勤、同十六日御發向之間、至于淺間宿、同奉馳付畢、仍着到之狀如件(史料、市河文書)

建武二年九月晦日、爲國司御迎、信州淺間宿向候、云々(同上、此に國司とあるは、是歲八月三十日、堀河光繼卿が新に拜任下向したる也)

一書に、同本村の字大村(オホムラ)に廳(テウ)と云ふ地あり、廣さ百坪許古來貢租を免除せらる、是れ國廳址歟、また此村の南西に國司塚あり、云々。また惣社の古鐘の銘に曰く、

信州筑摩郡國府、正八幡宮、安養寺常住、(中略)大檀那源豐松丸、并彌源永、永正十一甲戌年十一月七日、願主住持法印舜海、大工同左衞門、(善光寺名所圖會)

淺間(アサマ)　今三才山(ミサイヤマ)、稻倉などを併せ、本鄕(ホンガウ)村と云ふ、舊岡田鄕の中なり、松本市街の東北に隣り、犬飼山、筑

(本郷)

摩山(本郷山)の間なる峡谷とす。○信府統記云、淺間村には温泉多し、昔犬飼氏の人久く領知せる地なりし故、犬飼御湯とも稱す、昔此に小笠原家の菩所大隆寺ありと云ふも、今は其寺跡をも殘さず、神宮寺今は臨濟宗にて山の中腹に[illegible]存す、女鳥羽は淺間村より南に當る地にして、此山に清水の瀧あり、水野氏墓所あり。○地名考云、此國に佐久郡・筑摩郡共に淺間の地名あり、

(萬葉)

紅の淺葉(アサバ)の野らに刈萱の東のあひだも我忘れすな。(萬葉)

つゆふかき淺間の野らに小萱刈る賤の袂もかくはぬれしを(千載)

此二首は筑摩の淺間なるべし、松本に淺葉(アサバ)て云ふ町有しよし人正記に見えたり、又淺間の里、

うぐひすの谷を立出て來ればあさまの里に雪はふりせず、(六帖)

此歌も淺間の山のものと異なる證也。

犬飼湯(イヌカヒ) 又淺間の湯と云ふ、上淺間、下淺間の二區に分れて、數十所に湧出し、頗大なる温泉とす 松本市街を去る二十餘町、其温度は百十度以上、百二十七度に至り、淺間村の[illegible]とす 此地、寶永二年六月、洪水橫流して、村里[illegible]たるによりて[illegible]と云ふ

鳥の子はまだ雛ながらたちていぬかひの見ゆるは栖もりなりけり。(拾遺)

鑛泉志云、淺間村は東に本郷山を負ひ、西北に犬飼山の丘陵を控し、南は松本平野を開豁、遠く深志市街を臨む、海面より高きこと凡千八百尺、鑛泉滿地に湧出し、浴場凡五十餘所と稱すれど、顯著なるは上淺間に十四所、下淺間に十五所とす、客舍七十餘戸、此諸泉中味なき者は、炊飯煮茗の用に供せらる。

岡田(オカダ)

今岡田村と云ふ、松本の北一里、本郷村の西とす、淺間も岡田本郷の中なりしが、今は岡田と本郷相離る。松本放光寺山より岡田、刈谷原の方まで連續する丘陵を犬飼山と云ふ。

わしたかの羽風に雪は散り亂れ朝風さむき犬飼の山。　光俊

(夫木)

岡田神社(オカダ)

延喜式、筑摩郡の官社なり、今大宮大明神と云ふ、(信府統記)東鑑、文治二年の條に、平野社領、淺間社、岡田郷、今八幡宮領とあるは即此にて、淺間社は式内岡田神にあたる、岡田郷とは今の岡田村、本郷村にあたる、岡田神を淺間とも云へるは、温湯ありて温湯の神號を淺間と云ふこと、富士山神の淺間に考合せて悟るべし(平野とは京都の大社なり)

桐原(キリハラ)

今岡田と松本の間に桐(キリ)村あり、本郷村の管内とす、古歌によめる桐原の駒とは、此野に放飼したるにやと云へり、地形さもありなんと想はる、又東鑑、文治二年、洗馬庄、桐原庄とあるれは、或は桐の形誤ならん。

濟坂の關の岩かど踏みならし山立ちいづるきりはらの駒。(拾遺集)　大貳　高遠

三才山(ミサイヤマ)

今本郷村の大字とす、岡田より三才山を經て、東に峠を踰ゆれば小縣郡に出づ、之を三才山峠と云ふ、三才は御射の假用にて、名義は諏訪御射山の條に併考すべし。

(錦服)

錦服郷(ニシゴリ)

和名抄、筑摩郡錦服郷、訓錦之古里、○今錦(ニシ)部(ゴリ)村、會田村、五常(ゴジヤウ)村、中川村等是なり、辛犬郷の北とす

錦服は延喜式に錦織(ウラノ)、驛馬十五疋と云ひ、國府より此に至り、一路は本道浦野に向ひ、一路は越後道麻績(チミ)に向ふ、即其分岐とす 今の會田の五常村、蓋古驛なるべし。錦織寺とて貞觀八年定額に預りし古刹は、岩殿寺也。又貞觀六年、越後介高屋朝臣文室卒、文室左京人、本姓膳臣、又姓錦部(ニシゴリ)、信濃國人也、五代祖金持、娶信濃國人錦部氏女、生男侯、於於是侯不尋本族、以母姓爲己姓、便作信濃國人」と、國史に見ゆる錦部氏の住邑歟。

刈谷原(カリヤハラ)

今反町、保福寺、七嵐、金山等を併せ錦部(ニシゴリ)村と云ふ、岡田の北一里半、犀川の東方なる岡巒の上に在り。

信府統記云、刈屋原山、鷹作根の古城地は、昔海野小太郎幸氏の五男、刈屋原五郎と號して、刈屋原反町邊を領せり、其子孫幾代にして斷絶せるにや詳ならず、其後太田(會田)彌助居城せり、大永三癸未年より當城主となり七百貫を領し、小笠原家一の大身たり、保福寺口は小縣郡境なれば、此邊の押として置れたりと見ゆ。天文二十二年、武田の軍勢小縣郡より保福寺口に攻入、八月五日より戰あり、保福寺平より刈屋原までの間、即合戰場なり。

保福寺峠(ホフクジ)

刈谷原の西三里、近世松本上田間の通路とす、三才山と中川峠の間を並行す。

(金山)

信府統記云、保福寺は上田に至る[illegible]にして、慶長年中、此[illegible]押が澤に鉛山を見出し、其後元和元年乙卯、小笠原[illegible]政松本城主の時、保福寺の下(シモ)南の九山澤の邊、行人平と云ふ所に黄金を見出し、乃試みに堀らしめられたるに鉛多く出たり、初め毎年上鉛二十八貫の上納なりしも、寶永八年辛未に至り、又貝山を發見して鉛の增出せるを以て、運上七百貫より、增して四千貫となりしも、十八年はかりにて山色漸々惡く、鉛總て出ざる故遂にやみとなる、今は金山(カナヤマ)町の名のみ殘る。○甲鑑云、天文十九年九月、此時松本へうち入、小笠原長時を御退治なさるべしと有所に、景虎海野たいら出る、其ゆゑ法福寺口を打捨、晴信公景虎に向給ひ、九月廿八日より十月十日まで景虎と御對陣あり。

會田(アヒダ)

今會田、五常(ゴジヤウ)の二村に分つ、五常の方を古村とする歟、蓋古の錦織驛にして、東山道は錦織より小縣郡の浦野驛に向ふ、されば中川村の立(タチ)峠を踰えしものとす。

(本宮)

會田虛空藏山は、會田氏の古城なり、海野幸繼の二男會田次郎を祖とす、小笠原家退散の後は、武田家へ降り、十騎の軍役を力む、天正十年、小笠原歸國本意を遂げたるにあたり、會田、麻績、青柳等は松本へ出仕せず、眞田一味と聞えければ、小笠原より討手を向け、三家を滅されたり。〈信府統記〉○近世の會田驛は、神鳳抄「信濃國會田御厨、內宮七十丁」とある神邑とす、故に宮本とも云ひ拜領山神宮寺并に神明祠あり、又會田の別所と稱し岩殿寺あり。

岩殿寺

(所別)

今會田村の別所と稱する觀音堂是也、淸和紀、貞觀八年、筑摩郡觀織寺預定額と載せらるる古刹にして、蓋[illegible]部氏の氏寺歟。○信府統記云、岩殿寺三寶院は、會田與別所に在り、行者結界入峰の地と傳へ、創始さだかならず、近世戸隱觀修院の末寺と爲る、相傳ふ、嘉祥元年、慈覺大師七十五社並に堂塔を再興し給ふ、其比三百町の寺領を寄附せらる、[illegible]國比服部伊賀守、(麻績郷)此邊を領せし時、寺領を滅し、永樂六十貫文寄附す、天正の末石川氏領主たりし時、六十貫文も沒收せられしとなり、今は黑印十五石の寺領あり、本尊は般若經の守護神深砂明王、本地は釋迦如來也、岩屋に十一面觀音を安置し、本堂戌亥の方に三社權現を祭る。

川手

會田川(二源あり、保福寺峠と中川村の立峠に出で)西流して犀川に入る、犀川の東緣を川手と云ひ、上中下(東)の三村に分つ。會田、岡田の西に隣り、長四里にわたる。古代河水漲溢して深志、仁科の間に滯りて、川合の海を成しし頃、是等の地は湖海の中なりしも知るべからず。

麻績郷

和名抄、更級郡麻績郷、訓乎美。一本、績作結。○今麻績村、坂北村、本條村、坂井村、日向村等是なり。錦服郷の北に隣り、連山四周し、西に向ひ溪流を下す、生坂村に至り犀川へ入る、郷中四方三四里許。

(結麻)

延喜式に、麻績驛五疋とあるは、錦織驛より北に進める別路にして、越後國に向ふものとす、卽今の猿番場峠を經由して、河中島の日理驛に至る。○東鑑、文治二年、麻績御厨は太神宮御領と注し、神鳳抄に

信濃國麻績御厨、內宮八箇條、上分鮭百五十尺、同兒一桶、搗栗一斗、干柒米一斗、口入料六丈、布六十段、四丈布六十段、鮭三十隻、同兒一桶、

と載す、此鮭は疑なく犀川に捕りたる贄なれば、今の生坂村、廣津村(北安曇郡)まで皆麻績の域內なるごとし、又此御厨の神庤址は何處にや尚考ふべし。

西條

今東條、亂橋と併せ本條村と改む、會田と青柳の間にして、麻績郷の南偏とす。近年篠野井より鐵道を開き松本に向ふに方り、明治三十四年西條驛に至る、十八哩先成る。

青柳

今坂北村と改む、麻績郷の中央にあたる、甲陽軍鑑に信州先方衆青柳五十騎とあれば、强大の武士在住したりき。

北國太平記云、天正十年、上杉景勝事故なく河中島四郡を伐り從へ、其々恩賞あり、青柳に春日源太左衛門尉、尾味に尾味左兵衛尉、前代の如く本領を宛行はる。管窺武鑑云、天正十二年、景勝公尾味御成敗、城をば掃捨にせられ、春日源太兵庫兄弟に、尾味半領御加増被成下、青柳の居館を城普請被仰付、小笠原筋の押也。

尾見

卽麻績に同じ、今麻績村と云ひ、會田驛より四里、尙東北一里にして猿が馬場に登るべし。

信府統記云、麻績町は善光寺往還にて、尾味氏の居城址あり、本姓服部、又尾見甚右衛門と云へり、甲州へ屬したる時、十騎の軍役たり、一說此服部姓の家は久く此邊を領知し、昔會田岩殿寺領、三百町餘ありしを、寬元四丙午年、服部伊賀守と云ふ者、寺領を滅して永樂六十貫文とすと云ふと、岩殿寺の傳に見ゆ、其末孫にや分明ならず、天正十二年、小笠原貞慶へ從はざるに依て攻落さる。○越後治亂記云、天正十二年、信州青柳小味の城代共は八代越中守の進めにて、德川公へ隨ふと聞えければ、景勝信州へ馬を出され、小笠原領へ押込、小味の城を攻落し、城主生捕にぞ懸られたり。管窺武鑑云、天正十二年、尾味殿[illegible]心、布賀志の小笠原へ一味に付、景勝公御出馬小市と申處に御陣取、須田の手勢にて難なく城をば乘取、尾味左兵衛をば生捕。

(小味)

安坂

今坂井村と改む、麻績村の南に接し、冠着山の下なり。桓武紀、延曆十六年、信濃國人、前部綱麻呂賜姓安坂とあるは、高麗前部の此に土着したる裔孫に、在名の姓號を賜へる也。

生坂

今生坂村と云ふ、麻績、青柳の西にして、犀川の東岸とす、卽川手村の北に接す、煙草を耕種して一名產とす。

地形を按ずるに、生坂と川手との間に一段階あり、犀川の水往昔此間に支障せられ、謂ゆる川合の海を成せし歟。されば須々岐水神、鉢伏山神はた泉小次郎が洪水を治したりと云ふは、皆此生坂の支障を疏通したるを傳ふるに似たり。又生坂の北方は更に降りて一段階を成し、三水、水內まで一區の地勢を生ず。○信濃地理云、三淸地は生坂の奇勝にして、犀川の兩岸相迫りて絕壁峭立、翠松之を點綴し、水は瀰して碧潭をなし、屈曲數回、盡さんとして又顯はる、扁舟に掉して此間を下れば、眞に仙境に遊ぶの思をなす。

(三淸地)

安曇郡

安曇郡

筑摩(東筑摩)の西北に接し、地勢共に一局の中に在りて、謂ゆる松本平に屬す、明治十三年南北の二郡に分つ。
安曇は和名抄、阿都三と注し、四郷に分つ。古姓氏に安曇宿禰あれば、其氏號より出でしものとす、其證迹は穂高神社の條に見ゆる如し。近世、一郡三万六千石の村高あり。

南安曇郡

松本平の西偏にして、飛騨山、木曾山に連接す、今面積五十方里、人口五萬、十五村に分ち豐科に治す。梓川の奥なる奈川村は、今西筑摩の管内なれど、地勢に觀察して、此に本郡下に係けたり。

梓川

安曇郡の西、常念嶽と槍が嶽の間に發源し、南流六七里、乘鞍嶽の東に至り、野麥峠(飛騨堺)境峠(木曾堺)より來る黑川を容れ、轉折して東に向ひ、島島、波多等を經て漸く東北に傾き、松本の西北、高家、島内の間に至り楢井川と合せ、以下犀川と稱す、水源より此に至る凡十三里。
梓水神は三代實錄、貞觀九年三月授位せらる、今安曇村大野川の梓嶽に在り、(神祇志料)延喜式に「祈年祭料、信濃國梓弓百張、差使進上」とあるは、是等の山中に造れるならん。

奈川

今奈川村と云ふ、木曾谷に近きを以て、今西筑摩郡に併せらるるも、溪流は北に降り梓川に入る。
又松本より飛騨に通ふ山道は、梓川に泝び島々驛に至り奈川村を經て野麥嶺を超ゆ、即州界乘鞍嶽の南嶺にして島々より此まで六里。

(川黑)

木曾路圖會云、奈川、黑川の山中に泉あり、甚温ならず、味甘醶にして、其土色赤し、朱砂の泉也、土人此泉を汲み粥を煮る、善く諸病を治す。

大野川

今島々、橋場等に併せ、安曇村と改む、奈川の北にして、梓川の源頭とす。其西界には乘鞍嶽の山脈南北に渉り、飛騨國と相限り、之と并行して東に霞嶽、常念嶽の一群あり、其峽間を梓川の水源とす。
信府統記云、鉛山は大野川村より西北、道程一里餘、此鉛山は松本城主水野氏の時に繁昌して、諸國より金堀其外商人も入込み、町屋も餘程ありしが、元祿より鉛出でざる故、町屋も段々に減じて、近年は殘らず退轉せり。

(白骨)

白骨の温泉、白船の湯共云ふ、大野川より一里半、小屋を掛け舟を設け入浴の所とす。○鑛泉志云、白骨の炭酸泉は本湯、綿湯、疝氣湯共に温九十五度、乘鞍嶽の麓に湧出す、各木槽を設け、旅客の亭舍其傍に在り、元祿年中の發見に係る。(松本の西凡九里)

常念嶽

乘鞍は標高三千百六十米突、其北に硫黃嶽、槍が嶽(標高三千九十米突)等羅列す、謂ゆる乘鞍火山脈是なり。(飛騨に詳にす)常念嶽は槍が嶽の東に離立し、標高三千百三十米突と計算せらる。大天井嶽、霞嶽、有明山、鍋冠山、大明神山等、松本平の西方に競ひ峙てる諸峰は、皆常念と一群彙を成す、峻嶮雄大、蓋信中の高山、偉觀此に極まる。(地質圖に據れば、常念以南は古生層岩に屬し、西北よは舊新の火山岩錯出す)

島島

今安曇村と云ふ、大野川の東二里餘、梓川の北岸にして、飛騨路の小驛とす。松本より六里、豐科より五里半、北に大明神山あり。
島々の雜食橋は梓川に架し、長十八間、はね木四重にして、梁柱なし、南を橋場と云ひ、飛騨間道にあたるを以て、近世關監の設ありし地なり。(奇區一覽)諸國里人談云、島々の里の山岸、水神の社の下に大きなる穴あり、其穴を梓川といふ大河流れたり、此河水流れて穴に入り、水末何所と云ふを知らず。

高家郷

和名抄、安曇郡高家郷、訓太木倍。○今詳ならずと雖、近年成相の南に高家村と云ふを建置す、此邊は筑摩郡辛犬郷の西北に近接して、古村と想はるれば即此歟、飯田てふ大字あり。
今の高家、豐科の邊は成相與と稱し、犬飼島てふ地名あり、或説に、此邊は和名抄筑摩郡辛犬郷ならんと論ずるも是が故なり。按ふに、辛犬は辛犬飼なれば、安曇郡の犬飼は自之と異なり、辛犬飼は蕃別の一姓にて、安曇犬飼は地祇の一姓たるべければ也。

(田飯)　(島飼犬)

神祇志料云、大和國葛城郡犬飼村ありて、式内葛木犬養神社此歟、犬養連の祖大和多津見神を祭る、新抄格敕符に、大同元年、葛木犬養神に信濃地二十戸を神封に充奉ると見ゆ、信濃安曇郡に穂高神社ありて、又大和多津見神を祭り、安曇宿禰犬養連同祖の家とす。

豐科

今豐科村と云ふは成相を改めたる也、犀川の左邊なる平野に在りて、松本の西北二里、南安曇郡の治所とす。
成相の西南に長尾村あり、近年改號して其地詳ならず。
信府統記云、長尾村平福寺は、長德年中、國司藤原惟正建立、其後代々の國司當寺の觀音を信仰あり、近き頃島立の小笠原氏領主たりし時、再び建立ありしが、天正年中兵亂の砌、堂宇燒失して衰敗に及びしより、開山の名さへもさだかならずなりしも、燒け殘りし記錄の中に延慶元年住持良玄、文保元年住持賴賢、元亨二年住持俊慶、至德三年住持弘順とあり、又觀音堂鰐口の銘に「永享三年、大旦那讃岐守爲兼寄進」とあり、此人は上杉氏なり、棟札に「天正三年、大旦那、太守武田勝賴再興」云々。

(成相)　(長尾)

八原郷

和名抄、安曇郡八原郷、訓夜八良。○今東穂高村、西穂高村、有明村等なるべし、東穂高は矢原てふ地名存す。
八原は神鳳抄に「信濃國矢原御厨、千八百九十一丁」とあれば、中世廣大なる神封たりしを知る。信府統記に、

(矢原)

（貝梅）土俗の傳ふるには、皇極天皇の王子、伊勢國より當國に下向し、今の保高與矢原庄貝梅(萱吹にも作る)と云ふ所に居館を構へ住せられしに依て、其所を原殿と稱せり云々、又館内御廚に住みたまふ云々と記せ、土俗の口碑に穗高神と伊勢神社の混合するを知るべく、(東鑑、文治二年、信濃國野原庄、御廚とあるも此、野なるやと假借する何なきにあらざる歟、御厨を同じく庄に冠ふること疑ふべし)

穗高

舊庄名にして、矢原御廚と云ふも一揆す、今東穗高、西穗高、南穗高、北穗高等に分る、松本平の中心にあたり、烏川、乳川、高瀬川等此に於て犀川に會合す、近世保高與と云へり。(今成相の北一里、（白金）白金三枚橋の邊、小市街を成す、即東穗高村に云ふ。其北に烏川、乳川相合し、穗高川の名あり、狐島(北穗高村の東)に於て犀川に歸す。（狐島）狐島に白狐祠あり、梁水瀉注の江頭に居り、古の川合渕の一洲渚(穗高宮造營文書に、

穗高村　白金村　深草　當伏　橋爪　耳塚　池田　莊科　等々力　住吉　飯田　貝谷　中曾根　中萱　戸開　氷室　大妻　唐笠木　成合　楡村　久木　二木　乃木　何鏃　杏　寺郎　眞々部　長尾　犬飼島　平瀬　小宮　大穴　荻原　重柳　山本　際幡牧　猪鹿牧　杭戸　多々井　田毛見　狐島　堀金　細野　賀治屋　板取　大和田　菅沼郷　細萱郷　前見保　古厩郷

（猪鹿）いづれも安曇郡内の氏子の村々なり、中なる猪鹿牧は延喜式并に吾妻鏡に載せたる古牧の名なるか、後世其名を失ふ。吾妻鏡には猪字を豬に誤り、多々利、金倉井と相つづけたり。多々利、金倉井の二地も今詳ならぬが、此穗高文書の中に、多々井とあるはそれか(西穗高村にある歟)

穗高神社

今東穗高村に在り、延喜式、安曇郡の名神大祠とす。俗說に、仁明帝の王子、物草太郎社を建て、太郎の墳墓、神域に存するもの是なりと云ふ、又穗高神は皇極天皇の王子にて、白雉四年、伊勢國より下向、又此神は初め穗高嶽に天降りたまふ、即ち火々瓊々杵尊なり等、種々に說ず。

按に、穗高神は安曇氏の祖神にして、安曇氏此地を開き、一郡を建てたり、故に其祠ありて名神大祠に列す、其墳墓を物草物語に牽合するは、謬誤甚し。又此地、中世には伊勢の矢原御廚たりしを以て、其事と混淆して說を成すものあり。凡穗高神は三代實錄「貞觀元年、信濃國從[illegible]高神授位」(一書從を守に誤る)姓氏錄「安曇宿禰、海神綿積豐玉彦神子、穗高見命之後也」と見え、また「安曇連、綿積神命兒、穗高見命之後也」とあるにて、安曇氏の祖穗高見命を祭ること疑なかるべし。古事記には「安曇連者、綿津見神之子、宇津志日金拆命之子孫也」と云ふ、同神異名ならん、更級郡に氷鉋斗賣神社あり、其同類の祠とす(一書に安曇郡の山中に湖水あり「昔は穗高の邊にも犀川滞りて、水湛へ湖海を成したり、故に海神を穗高に祭るか」と說くも必しも湖海の有無に關せず、安曇氏の人々の移住して開きたるが故のみ、而も安曇氏の人々が湖海の邊を占めて其生業を營みしは、別に道理あることならん、更級郡にも安曇同族の占住せる故地あり)○穗高神社に造營文書八巻あり、文明十五年より、天正七年迄の者に係る、其長享三年の奥書に、治部少輔大伴盛知とあるは仁科殿の任官實名ならん、執筆知通、知光など、穗高氏にて宮奉行をも兼ねたり、永祿四年のものには、仁科内膳盛棟と署名し、又

穗高造營事、任先例、牧地貳拾餘郷者勿論、至迄住吉犬飼島、穴所役、可令造營之者也、依而如件、

元龜四年酉二月三日　　仁科筑前守平盛棟

穗高　伊賀守

又天正七年のものには、仁科孫四郎平盛貞とあり、是等皆仁科殿、歴代なるべし。[illegible]信府統記云、文武帝の御宇、信濃の中將と云ひし人、穗高社を造營あり、此中將は其[illegible]にて、仁明天皇の孫とかや、又俗に物草太郎と稱する是なりと、物草の物語には「昔二位の中將にておはせし人、信濃へ左遷に及びしが、子なき事を歎きて、善光寺の如来に祈り、一子をまうけて、二十せといふ年に、二十になりければ、世にはなれて筑摩郡あたらしの郷といふ處の、里人に養れて成長し、夫といふにやとはれて都にのぼり、侍從の局といへる女房に懸想し、一夜七條のずゐから橋の邊の門のやかたへ忍び入り、信濃の中將となり、後筑摩郡にやかたして、百廿年の齡をたもちて、後には穗高大明神、女房は朝日の權現とあらはれ給ふ」といふ、今當社富の末社若宮明神の祠は、此中將を祭るといふ、神司の說なり、本社の後背に塚あり、これを物草太郎が塚といひつたふ。物草太郎の事は筑摩郡の塚賀郷・茂草の條を參考すべし

朝日權現と云ふは安曇、筑摩所々に之を祭る。

烏川

穗高川の一支源にして、西穗高村の奧なる常念嶽、鍋冠山(標高二千四百餘米突)等の山中に出で、貝梅に至り乳川と會す。

有明

今有明村と云ふ、穗高、烏川の西にして、有明山の麓とす、乳川は松川村より來り、有明村を過ぎ烏川と會す。○人類學會雜誌云、有明村の原野に古墳多し、近年其數十所は已に發掘せられたりと雖、遺れる塚猶十餘所あり、一發掘者の言に、予の塚穴を掘りしこと二三十に及べり、塚中一物もなき者あり、其器物の埋藏せられし例を擧ぐるに、入口の方には馬具を得、右壁の方に直刀矢根等を得、中央に屍體の胸と想はるる邊に、金環の塊を成して十數個あるを見たり、左壁の方には土器を列し、奧壁の方にも土器を置き、器中に赤色の砂を

充たせり、云々。

中房（ナカブサ） 有明村の管内とす、温泉あり、硫黄性、熱百度より二百度に至り、涌源數所、彈正湯を最善とし、浴場の設備を爲し、客舍あり、一泉密室を造り蒸風呂と稱す者あり 松本を去る六里、仁科大町を去る四里、古廐郷と稱したり。

(大天井山)

有明山（アリアケ） 中房の西北嶺にして、今南北二郡の交堺にあたる 有明の奥に大天井山（オホテンジヤウ）あり、標高三千百八十米突と稱し、常念嶽の北に接する雄峰とす、槍が嶽と同く舊火山岩の生成に係る、穗高嶽と云ふも大天井の別名にや。○信府統記云、有明山は戸放（トハナシ）が嶽とも云ふ、其直宮城（ミヤシロ）といふ地に、有明山明王院とて、不動明王を安置す、其北の方に石行（ギシキ）、亦云……とあり、……が岩窟とて、窟内廣さ四間四方程、高さ七尺五六寸の窟あり、外面は上山にて、松楓など繁茂す、北に向て一間餘りの出入の口あり、窟内暗黒なり、此窟に岩戸と云へる大岩あり。窟口一尺……云、有明山は信に宮上とも云ふ、山麓の職原に巨石……なり、中……川……水の時流れ出でたりとも云ひ、此岩石の下に……ありて、土人……住みし所と云ふ、宮城（ミヤシロ）不動堂に北一丁許に、鬼の……石……住みきてふ窟あり、云々。

(宮城)

北安曇郡（キタアヅミ） 今松本平の北部を北安曇と云ひ、仁科大町に治す、管内一町十六村に分ち、人口五萬、面積六十七方里と云ふ。然れども其神域以北五村は、越後姫川（ヒメ）の源頭にして、地勢相異なり。其西界には越中立山に相接して、高嶺連亘、赤倉嶽劍し、三千米突の測算に上るもの多し。

川合湖址（カハヒコシ） 今本郡七貴村（ナナキ）、會染村、并に南安曇の北穗高村、有明高村、及び東筑摩の川手村等に渉り、犀川、高瀬川の水生坂（イクサカ）の峽岸に支へられ、渟滯して一潮海を成せしなり 其堆積及び排除消滅の年代詳ならずと雖、地形と傳説に徵據して、上古の湖海を辨知す。十日市場の川合神社は、此古蹟の史傳を寓止せる者にして、彼社は延喜式に載せられたれば、其比まで湖海を見し歟。

信府統記云、昔安曇筑摩二郡の間水湛へ、犀龍ありて住む、此より東高梨（タカナシ）と云ふ所の地に白龍王と云へる者ありしが、犀龍と交て一子を八峰瀬山（ハチブセ）にて産生す、日光泉小太郎と稱し、放光寺山の邊に成長す、其後母の犀龍語て曰く、我は諏訪大明神の變身なり、氏子繁榮せしめんとて化現せり、汝今我に乘るべし、此湖を突破り水を落して平陸となし人里とせんと、乃巨巖を突破り、水内の橋をも破り開きぬ、此に因り湖水落て平陸と爲り、田地を開き人民住居して、次第に郷里出來けり、小太郎は有明の里に歸り住み、子孫繁昌す、今の池田與十日市場川會と云ふ所也、云々、

川合神社（カハヒ） 今會染村十日市場（トチカイチバ）に在り、（信府統記に據れば、成相與北大妻野にも川合神ありと云ふ）犀川出島の西一里、高瀬川の邊とす、池田を去る一里。

(十日市場)

○神祇志料云、川會社は海神（ワタツミ）を祭る、上古此國海なりし時、神御名方神國民の爲めに湖海を流して、水内の山山を鑿ち、千曲の河水を越後の海に入らしめ、平陸となし後、海神の女を娶て、此地に居給ひき、（本社傳說、川會社緣起）緣起に曰く、昔日龍と化て子を生む、其後其の犀龍我姿を用て湖水に入りぬ、父の白龍我は諏訪明神の變身なり、氏子の爲にせんとて、其湖を破り千曲川の川筋を越後の大海に入らしめ、今の十日市場川會と云所に住居して、子孫繁衍すと、白龍は日光の精靈なりとあるは、神代の說なれども、犀龍の我姿をして隱ると云は、海神の女豐玉姫の事、白龍を日輪の精と云ふは天津日高火火出見尊の事を云へりと聞ゆるも、海神の因緣にて附會せし事なるが、實は上古の時諏訪神と海神と相謀りて、海水を落して陸地となする功ありしを傳ふるものなるべし。

高瀬川（タカセ） 仁科の三湖に發源し、大町の東を過ぎ、更に越中堺の山中に出づる鹿島川、蔦湯川等を併せ、池田町十日市場の西北を流れて、舩島に至り犀川に入る、三湖より測れば長凡六里、越中堺の奥山より測れば十餘里とす。○信府統記云、高瀬川は大町の山中より出て南流、犀川に入る、此川滿水には渡航なし、水流急なる故、大石を水上へ流すことあり、是は石下の砂を掘り穿ちて、大石其跡に轉び入る故、次第に水上へ上るを云ふなり、瀬筋は洪水毎に替り、渡場も定まり難く、東海道の大井河にも增れる急流なり。

村上郷（ムラカミ） 和名抄、安曇郡村上郷、高山寺本缺 （今詳ならず、松川村、池田村及び七貴村なとの邊なるべし、穗高八原郷の北にして、高瀬川の左右にわたる。 村上てふ郷名は、更級郡にもあり、筑摩郡須須岐（ススキ）の條に見ゆる村上姓の本里はいづれにあたるや、考へ難し。）

松川（マツカハ） 今松川村と云ふ、有明の北、池田の西に隣る。○信府統記云、昔泉小太郎、有明に歸住しけるに、年經て其父白龍王、母王犀龍と共に、川會に來り對面ありし、白龍王の曰く、我は日輪の精靈ぞ、即是大日如來の化身なりとて、犀龍と同く佛崎（原註松川與一本木村西の山なり）と云ふ所の岩穴に入て隱れ給ふ、是より年月久しくして後、小太郎曰、我は八幡大權現の再化なり、此里の繁昌を守護すべしとて、又佛崎の岩社に入て隱給ふ、後に役所に川會大明神の社を建てしは、此靈神を祭れりと云ふ、湖水落て平陸となりしより、田地を開き人民住居して、次第に郷村出來にけり。

池田（イケダ） 今池田村と云ふ、穗高と仁科の間なる大宿にして、南北各二里を隔てて其中とす。池田の東に會染村

陪縁村[illegible]り、犀川の西岸なる第三紀層の岡に倚る。大塔軍記に、仁科彈正少弼[illegible]房、その一族駿河守盛光、千國鬼八郎、澤戸五郎、穗高、戸度呂木、池田、庄科以下二百餘騎、云々。○池田の東一里半なる山中に、トバリ橋と稱する奇景あり、溪流幽深なり。

日岐（ヒキ）　(廣津)(日置)

今廣津（ヒロツ）村と改む、池田の東一里半、犀川の西岸に居り、生坂村と水を隔つ、其北を六坂村とす、共に岡巒の間に居る。此地は和名抄、更級郡麻績郷の内歟、東北は更級郡の管内に隣比す。延喜式、更科郡日置（ヒキ）神社今彼管内になくして、此に存すと云ふ。

信府統記云、昔日岐（ヒキ）領六箇郷とは、上生野、小立野、下生野、上生坂、下生坂、日岐、犀川の東西に跨る歟、大永の頃、仁科六代、彈正大弼平明盛の二男盛慶、日岐丸山の城主と爲る。甲陽軍鑑云、天文十八年、甲州勢松本筋へ手遣の時、小笠原衆三備の二町程左の方へ差出て、足輕五十人計連れ備を立て、已は歩六人つれ一騎一町程進み出、丸山筑前と名乘る、是は仁科の内、ヒキの城主、丸山肥後の叔父也。

船場（フナバ）

今廣津村の管内なる小部落にして、犀川の西岸に居り、更級郡信級村界に接す。弘化四年、三月廿四日、大地震、更級郡の虛空藏山崩れ、犀川を埋塞して河流を支へたる時、滯水漲溢して、船場、野平、生坂の邊まで逆上したりと。

荷科郷（ニシナ）

和名抄、安曇郡前科郷。高山寺本、前科郷。○前は荷の誤にして、爾志奈と訓み、仁科と作るものに同し。即今の大町、社村、常盤村、平村等にあたる、松本平の北端とす。仁科平氏は諸書に散見し、中世當國の盛族たり、仁科御厨は伊勢神封たり、今の社村に厚を遺す。京都萬壽寺記に「信州仁科庄、被他剽掠者」云々とあれば、仁科氏の庄田領家職を、一時彼寺にて知行せるを知る、

宮本（ミヤモト）　(仁科神明社)

今社村と改む、池田の北にして、大町の南一里半、仁科神明（ニシナシンメイ）宮あり。方四町の境域を占め、老杉繁茂す、即仁科御厨の跡にして、東鑑にも伊勢大神宮領たりし由を注したり。神鳳抄に「仁科御厨、四十丁、布八十段」とあれば、左のみ豐かなる神封にはあらざりしが、後世まで仁科の總鎭守として崇められしに由り、舊境永く犯さるることなく、今に神佐備ていとたふとしとなん。

仁科（ニシナ）　(大町)

近世大町（オホマチ）とのみ稱し、本名を失ふ、池田の北二里、今北安曇郡の治所とす。長野へ十二里、松本へ八里、越後糸魚川へ二十里。人口五千五百、一方の繁華とす、若一王子神社あり。

信府統記云、大町は中古仁科氏代々居住せし所にて、今仁科と稱するは彼家領地の總稱なれども、專大町を指し仁科と云ふは、其屋敷跡なるが故也、外の鄕村の民屋と各別にて、人家繁榮して風俗も卑からず、神社佛閣も之に從ひて多く、貢物も今皆前納にす、麻、綿、漆、駒等の產物、松本領内にて最優等とす、西の方野口の奥は越中立山に連り、山川錯落たり、北方佐野坂（サノサカ）より大町邊の川々は皆南へ流れて高瀨へ落ち、佐野坂より北の川々皆北流姫（ヒメ）川となりて越後國へ入る、すべて山中故に土地廣し。

仁科館址（ニシナ）　(森城址)

今大町に在り、その北一里に森（モリ）城址あり、又仁科氏の要害とす。○千曲眞砂云、仁科次郎平盛宗は木曾義仲に從ひ、備中に戰へること、諸書に見ゆ、承久中次郎盛遠あり、此家永祿年中に至り、武田信玄に亡ぼされ、信玄の子五郎信盛をして仁科の家號を冐さしむ、按ふに當國仁科氏二流あり、此なるは平姓なるに、別に高井郡の乙葉掃部助源賴季の裔なる仁科氏あり。

信府統記云、醍醐天皇の若宮親王、一條修理大夫高直、仁科森の城へ入部、天曆中に駒澤に一城を築き移り居る、この高直の二男を犬養殿と稱して、今の成相組平瀨に住せり、犬養の在名も是より始まりしなるべし、其後木曾義仲の次男[illegible]と云ひし人、大町村に城を構て居住す、是を王野田殿と稱せり又仁科の城に入部せしが、後天福元年、荒神堂と云ふ所に城を築て移り、此時今の大町、并に六日町、八日町、其外大路小路まで建つ、其子孫を原氏と曰ふ、是より先平家没落の末葉、維盛六代の孫横瀨孫三郎、原信濃守義達の聟となり、其子大和守盛國は原安藝守義隆の聟となり、遂に仁科の家跡を續き永享年中より森に住す、其裔仁科右衞門大夫平盛政、永祿年中、川中島にて卒す、即武田信玄に成敗せられし仁科入道なり、此人の城跡今の大町の天正院是なり。○甲鑑云、永祿四年、信玄川中島に馬を立られ、信州先方侍大將仁科、海野、高坂三人御成敗なり、然れども仁科の跡五十騎は、油川腹の御子八歲になり給ふを被仰付、仁科五郎是也。

仁科は信州の舊家也、信府統記の家系說は採り難し、大日本史氏族志には、桓武平氏系圖に據り、越後城氏と共に餘五將軍惟茂の後と爲す。壽永中木曾義仲に從軍したる盛宗は、盛衰記中一所には盛家に作り、吉記、壽永二年六日京都守備の條に、仁科次郎盛家とあれば明白とす。盛遠は其子か孫か東鑑には盛朝に作る、承久軍物語に、仁科平次郎盛遠とも、四郎とも云ひ、後鳥羽院西面に奉仕して特寵あり。又建武年間記に、武者所結番の交名に仁科左近大夫盛宗あり、此家は承久の亂に、一族東西に分れ、盛遠は京師に在りて殉難したるも、別に東國に居りし者ありて、家名絕えざる歟。園太曆には、正平十七年、信濃宮宗良親王の兵を催し給ふ時、仁科、諏方の人々之に從ひ奉る由見えたり。又蜷川親元記、寬正六年の條に「仁科方へ御狀、野依主計奉之、

御同名堀内七郎殿知行分、矢原庄池田鄕堀内事、彼伯父若狹入道殿依押領、既流年之由候、不可然候、事實候者、速被返附之、知行無相違候樣に、御[illegible]可目出候

恐々、　　　五十八
　　　　謹上　仁科殿」

仁科歷代の人名とおもはるるもの、穗高神社の下にも擧げたり、參考すべし。

駒澤(コマザハ) 今平村と云ふ、大町の西北二里、鹿島川の谷に在り、曹洞宗、神龍山大澤(ダイタク)寺あり、文明二年、仁科彈正忠盛直、絕芳和尙を招請して之を開くと、境內勝景多し。(奇區一覽)此邊より西に針木(ハリノキ)峠を踰え、越中立山に至る間道あり。

野口(ノグチ) 今駒澤に倂せ、平村と云ふ、野口の南なる溪中に葛(クズ)湯(ノユ)あり、鑛泉五所に湧出す、熱百二十度乃至百八十度、大町を去る三里、浴場の設備ありと雖、荒涼を免れず、此山中に金剛砂、石榴石を出す。

（葛湯）

大町より立山まで十二里、針之木峠を經由す、峠まで三里半、稍徑路あり、峠を下りハンノキ澤に入り平に達し、黑部川の上流を渉りザラ峠を踰え立山に至るべし、艱危甚し。葛湯の溪中(方言湯俣)に噴湯丘の在るあり、八丘幷列す、傍に現に熱泉の涌出する孔竅あり、丘は湯垢の堆積したる者にて、大なる者は高十尺、圓徑十間に及ぶ、噴口は頂上にあるもの五尺徑なるあり。此丘は炭酸石灰より成れる者なれば、容易に崩壞の恐れあれど、其湯泉盛涌の時代を距る未遠からざるにや、崔壞累々として今に草間に立てり。

鹿島嶽(カシマ) 駒澤鹿島川の奥にして、信越の州界に當り、北槍が嶽とも云ふ、飛驒境の槍(ヤリ)に別ちては、北槍とも云ふ、立山の正東に在りて、南北に連亘する嶺脈を起す。其北に進みては蓮花諸峰と爲り、親不知子不知に至りて斗絕し、其南には針木嶺(二千五百米突)五六嶽より、鷲羽、穗高、有明の諸峰參差たり。

仁科湖(ニシナ) 大町の北一里半に木崎(キサキ)湖あり、其北に中綱湖あり、其北に青木湖あり、三池相連串して二里許、總べて仁科湖と稱すべし。其水は木崎より溪流と爲りて、南下す、即高瀨川の源とす、青木湖の上なる佐野坂を分水界を爲し、地勢南北に分る。

（木崎）

青具(アヲゲ) 今美麻(ミアサ)村と改む、仁科湖の東にあたり、小嶺を隔てて上水內郡の小川村に接す、大町より長野に赴く通路は、青具に至る四里、青具より高府、笹平を經て長野に達す八里。

小谷(ヲタリ)

（北城）

仁科湖の北にして、姫川の上游なる山谷、十餘里の廣さあり。今神城(カミジヤウ)、北城(キタジヤウ)、南小谷、北小谷、中土の五村に分つ、南北の里程十里許、北安曇郡の管內とす。(小谷は方言ヲタリと唱ふ、タニを訛れるにや、又別に理由のあることにや)小谷七騎とは武田家に降附せる山中の鄕士にて、舊仁科の一黨とす。

於去五日、信州安曇郡小谷池、最前攻登、頸壹捕討之條、感入候、彌可勵戰功者也、仍如件。

弘治三丁巳七月十一日　　晴信(朱印)

岩波藤五郎どの、　(史學雜誌)

此文書に依れば、弘治中に小谷を征服せしにや、小谷池といふもの詳ならず。

千國(チクニ) 今南小谷村に千國、雨中(アメナカ)てふ大字のこり、仁科大町と糸魚川(イトヰカハ)の通路にあたる。東鑑、文治二年、千國庄、六條院領とあるは、當時小谷をすべて、千國庄と稱したるならん。○千曲眞砂云、千國に松本領口留(クチドメ)番所あり、大町より八里、此山道は姫(ヒメ)川の岸にて、上は切立たる如き石山なり、雪中に雪なだれをり〳〵有て、人馬壓し殺さる、大網(オアミ)までをすべて小谷と曰ふ、其間八里、(方言にて大網をおおみといふ)殘雪の節はうるりといふ蟲群り出て、早朝目口鼻に入り又は喰付て、晝の中は通りがたし、又は暮かた計通るなり、大網より越後國頸城郡白池へ貳里、白池より糸魚川城下へ四里。○信府統記云、千國の

（雨中）（姫川）

枝郷坪之澤村と云所は、正德四年三月十五日、亥の刻大地震にて大きなる山を搖崩し、人家田畑殘らず亡所となる、其時人數三十八、牛馬八疋打殺され、家數九軒退轉せしとなり、同時に堀の內村にても家四十八軒潰れ、人十四人、牛馬三十六匹死せり。

（簱嶽）

雨中驛の西に天狗城山、横前鞍嶽等峙ち、其北に簱嶽(イヒラ)あり、信州并に雨越三州の交界とす、蓮華諸峰は更に簱嶽に連接し、高峻九千七百餘尺と稱せらる。○信府統記云、簱峰は横前鞍より子丑の方に當る、來馬驛よりは西なり、大網橋よりは未申の方に見ゆ、此峰より雨飾山までの間數里の州堺は、元祿十五年、松本領と糸魚川領双方の百姓諍論に及び、御裁許ありて相究まりたる地也。

來馬(クルマ) 今北小谷(キタヲタリ)村と云ふ、雨中の北四里、更に二里にして大網に至る即州郡界とす。○信府統記云、中谷の諏訪神社棟札表に「小谷惣社大明神南宮、應永二十三年丙申之九、下飯森山城守平朝臣盛照」と書き、背には「本法樂、千國來馬盛實、沙門忠存」とあり。

中谷(ナカタリ) 今土谷と倂せ、中土(ナカツチ)村と云ふ、來馬の東に並び、雨飾山、天狗原(テングバラ)山、堂津山等羅列して、水內、頸城の郡界を限る。溫泉あり天狗原山の下に涌出す、天狗原の東方に戶隱、高妻、乙妻の諸峰ありて、一大火山羣を成す。

（天狗原山）

信府統記云、姫川は仁科同箇庄の東西の山々より出て、小谷を經て根知(ネチ)川とも云ふ、安曇郡なれど、地勢最北にて越後の境に入れり、東北には雨飾山あり、此邊兩國の畑入交る故、元祿年中爭論數年に及び、公義御裁許にて境界定まりし所なり、中土村に白池あり、其涯に信濃木とて神木ありて、古より七ケ年に一度づゝ、下諏訪の武居祝方より、明神の神體を表せし內鉾と云ふ物を持來りて、此木に打ち置くなり、其より此木を兩國の界とす、惣て小谷邊は、往古諏訪明神の來臨まし〳〵しと言傳へて、其社もあり。○鑛泉志云、小谷炭酸泉、今中土村の

（中土）

管内にして、新湯は温百二十一度、清泉二所とす、其北に元湯あり、温百十四度、二條の渠を成し浴槽に入る、此湯畑(ユバタ)の南五町に新之湯あり、石間に泉より湧き出づ、温百二十三度、客舍數戸ありと雖、山谷に僻在すれば、諸種の給與は皆仁科大町及び籠川に仰ぐ。

更級郡

更級(サラシナ)郡　筑摩郡の北にして、善光寺平の一部とす、今面積十六方里、人口七萬、一町二十六村に分ち、鹽崎に治す。

(更科郡)　更級は和名抄、佐良志奈と注し、九郷に分つ、(延喜式、更科郡に作る所あり)麻績郷は後世割きて筑摩へ入る。近代、一郡の地高、凡四萬五千石、河中島の沃土をも包有す。

河中島(カハナカジマ)　又川中島に作る、更級郡の東北偏なる千曲川、犀川の中洲を云ふ。其地善光寺平の中心にあたり、平夷にして豐美なり、且越後、上田(ウヘダ)、松本(木曾)三路の走集に居り、今篠野井(シノノヰ)驛實に其鐵道の交會にあたる。

(奥郡)　源平盛衰記に信濃國奥(オク)郡と云ふ言あり、宇治拾遺物語にも奥郡見ゆ、今も河中島四郡を奥の郡と云ふ。(信濃地名考)四郡とは更級、埴科、水内、高井を云ふ　天文永祿の頃、甲越二家の兵の爭へる地にして、又善光寺平と云ふ、(甲陽軍鑑、北越軍記、北國太平記、管領武鑑)或は川中島郡の私唱あり。(甲鑑云、長尾景虎定まりて一年に一度づゝ川中島へ働かるゝは、村上義清への志にて如此、景虎と氏康と取あひ、天文廿一年三月より始る、但東上野三分一は始より景虎に隨、景虎は川中島へ出て、信玄公と取合、越中能登へ出て椎名神保其外各と取あひ、關東へ出て氏康とせりあひ、雪のふらざる間三月より十月迄三方へはたらかるゝ、如件。

鞭聲肅々夜過河、曉見千兵擁大牙、遺恨十年磨一劍、流星光底逸長蛇、　山陽

龍戰虎鬪無斷休、越軍甲兵互結仇、自古興亡不暫立、至今二水交爭流、雪封殘壘蛟蛇走、秋冷荒祠風雨愁、唯有興亡長不管、蘆花洲畔一眠鷗、　海泉

元是英雄爭戰地、稻花看作陣雲連、兩山夾峙六十里、二水合流三百年、晚霧到今迷野鳥、秋風如此閙寒蟬、猶有父老存遺迹、一座叢祠傍碧田、　詩佛

千曲(チクマ)川　又筑摩(チクマ)川に作るも、筑摩(ツカマ)郡と相干與する所なし、又千阿川、知隈川に作る　佐久郡川上(カハカミ)村の甲武信(コブシ)嶽、國師嶽、金峰山等の渓谷に發源し、海之口(ウミノクチ)に至り北流、野澤の邊より西北に向ひ、小諸、上田等を經て善光寺平に入り、八幡屋代の邊より東北の方位を取り、犀川を併せ、越後頸城郡に入り、信濃川と云ふ、水源より海之口に至る凡九里、以下河中島の合流に至る凡二十五里、以下州界志久見(シクミ)まで凡十六里、(以上凡五十里)以下新潟の湊口まで凡三十里。

(筑摩川)

(信濃川)　信濃なる知具麻の河伯のさゞれ石も君しふみては玉とひろはむ(万葉)

君が代はちくまの川のさゞれ石の苔むす岩となりつくすまで(新續古今)　式子内親王

ちくま川春行く水にすみにけり消えていくかの峯の白雪(風雅)　順徳院

(千阿川)　將門記に千阿(チクマ)川の邊、國分寺に合戰の事見ゆ、東鑑には筑摩河に作り、盛衰記、平家物語等之に同じ、小笠原文書、永享頃のものに知隈(チクマ)に作る、近時筑摩、千曲并用すれど、筑摩は郡名と混同する嫌あれば、千曲の方稍まさるごとし。○扶桑略記に「仁和三年七月廿日、信濃國大山頽崩、山河溢流、六郡城廬、拂地流漂、牛馬男女、流死成丘」云々と、信濃地名考は之に注して、近くは[illegible]年六月一日、千隈川の出水に溺死數千人、佐久、諏方、筑摩、安曇等は稀事にして、他の佐久、小縣、更級、埴科、水内、高井の六郡の水災、仁和中の記の如し、されば仁和中の[illegible]流も千隈川なるべしと述ぶ。然れども扶桑略記を玩索するに、尋常の漲溢にはあらず、大山の崩頽に由れり、河流を支へ、因りて洪水汎溢を起しし事、近く弘化四年三月に、虚空藏山(岩倉山)崩頽して、犀川洪水を漲らしたる例あり、猶考ふべし。

をばすての山をもめでしちくま川底にのみこそ忍びわたらめ(夫木、六帖、勝地覽)

村上(ムラカミ)郷　和名抄、更級郡村上郷、訓牟良加美、○今村上村存す、本郡の南界にして小縣郡に接し、東は千曲川に面ひ、西は山嶺を以て筑摩郡麻績郷に分つ、神鳳抄に信濃國村上御厨小所とあるも此にて、今上平に御厨神明宮存す。

當國の豪族に村上氏と云へるは、此郷に出づ、戰國の頃には更級、埴科二郡の中を兼併したるにや、埴科郡葛尾山に居城を置けり、而も世には號して更級の村上とあり、大日本史氏族志には「村上氏、信濃豪族、出自陸奥守源頼清、頼清孫顯清、仕治中坐事、貶於信濃、生爲國、爲國官代、始稱村上氏、生孫遠、安信、安信四世孫、左馬權頭義光、元弘中、與其子義隆、從護良親王、事見義烈傳」云々。吉記の壽永二年六月、木曾義仲京師守備の條に、村上太郎信國、保田三郎義定云々とあるは、正く信濃の村上氏とす、又南北亂の頃に、宗良親王は更級郡に寓止したまへることあり、蓋村上氏に倚頼せられし也。○千曲眞砂云、改選系譜によれば、村上氏は源賴信の子陸奥守賴清、賴清の子を藏人顯清と曰ふ、初めて村上と稱す、

更科郡に遷れば也、顯清の子を宗清と曰ふ、宗清の弟栗田禪師寛覺は戸隱山別當たり、又源平盛衰記一谷合戰の時、信濃國住人村上次郎判官代基國と云ふあり、降りて足利直義の世に村上越後守國清といふもの、續太平記に見ゆ、永享年中に頼清あり、この頼清は結城合戰に上杉方なり、編年集成によれば信州村上持清、成清父子は足利義政に仕へ、上杉へ走りて、是は頼清の子孫にして四代なるべし、又高野山蓮花定院の天文書に、享祿三年村上五郎源頼胤とあるは、義清の父にして、義清の祖父なるらむ、義清は天文中武田氏に攻められ國を退去す、[illegible]村上彦四郎[illegible]されしを、信州宗を相續する所なし、又丹羽長秀の臣村上周防守は、越後本庄を賜はり、一時封侯たり、是は丹波國の人にして、亦信州村上家と相同じ　○北越軍記云、白河院の臣[illegible]義清、而て信州に住居、顯清四代の孫義國、子村上判官代基國が後胤、左衛門尉義清は信州五郡の領主なり、云々、（四鄰譚藪云、信濃には村上、一ノ大身にて、越後の内をきりへて六郡持候へば、甲州は四郡なる故、一ヶ國半程い村上を追ちらし、其跡さういなく晴信公御手に入申べく候所、村上越後へ逃入、景虎を頼給ひて、景虎年々出て晴信公に矢をつき申され候、云々。

大塔軍記云、應永七年八月、臨西歌期、地下之所務等中也、河中島所々者、大略村上中務少輔滿信當知行也、小笠原長秀且稱非分押領、且寄事於守護之諸役、令入部于所務、去間諸國一揆、村上滿信、佐久三家、大文字一揆之人々、各令同心、所々入部使、或追立或討殺　○永享記云、永享八年冬、信濃國住人、小笠原大膳大夫と、村上中務大輔と確執の事有て合戰に及ぶ、村上逐々關東公方へ申通しける間御加勢を請奉らんとて、家の子召使直守を鎌倉へ指越し、明窓和尚是を吹擧し給ひければ、御加勢可有之由被仰出ける、管領上杉安房守憲實諫言を申されけるは、信州は京都の御分國也、小笠原は彼守護人、京都の御家人也、彼を御退治あるは京都への御不義たるべしと、頻に被申ける間、此加勢は事ゆかず、

上平（カミタヒラ）　今村上村の大字とす、出浦（イデウラ）城址あり、出浦は村上黨の族名にも呼ばれ（信濃地名考）、續[illegible]云、上平村小野山組、神職の邸内に一穴あり、奥行六間余、入口高五尺、巾上三尺下四尺餘、入るに從て廣くして高さ一尺三寸許を增し、巾も亦一尺餘を加ふ、本村[illegible]より四五十年以來漸々開掘して、今僅に三を存するのみ。

(出浦)

更級鄕（サラシナ）　和名抄、更級郷、訓佐良之奈。今更級村、上山田村、八幡村等に當たる、村上郷の北に隣り西に山を負ひ、東に河流を帶ぶ、對岸埴科郡に坂城驛あり。

今更にさらしな川のながれても里をも見せんものならなくに、（新勅）

更級川は此地を流るる千曲川の別名なるべし、更級山とて歌枕名所とせらるるも、此地の西嶺の惣名にて、特に指して云へば、冠着（カブリキ）山にあたるか、冠山に超えて高く一方の高嶺なれば也、枕草子「山は更級やま、をばすて山」と載す。

月かげはあかずてるとも更級の山のふもとに長居すな君、　貫之

信濃より來たりける人に、よみてつかはす、（拾遺集）

曲水宴、月入灘暗、

花の瀨も見るべきものをやすらはでとくも入りぬるさらしなの月、（貫之家集、坤地一覽）　興風

いさよひもまだ更級の郡かな、　芭蕉

按に、更級の月は大和物語、古今集に「をばすて」の典故ありて、皆これにかけて月前の遊をよみたり。然れども「をばすて」は古歌にも小長谷（ハセ）山の本名にて、小谷郷に屬す、更級なる更級山と本來其趣を異にせる者とす。俊頼秘抄に、姑捨山は冠山なりと論定したるより、後世の學者專之に因り解釋すと雖、眞の古義にはあらず、中世以後の一說と見做すべきのみ。貫之、興風の詠歌、更級の山月を云ふもの、亦早く「をばすて」の悲感を寓したれば、更級山をば廣く更級郡の山に係てよめるも久し。[illegible]此處を意の更級山をば、[illegible]一鄕の冠着山に定めしは、古今集間の生ずる所以なり。

冠着山（カブリキ）　本名冠（カブリ）山、上山田村の西嶺にして、東方千曲川を隔て、埴科郡の鏡臺山葛尾山と相對す、火山岩より成り、形状高く清くる者の標準あり、古名更級山と云ふ、一郷の鎭山にして、又本郡の秀峰なれば也、古人に京都の小長谷山を「姨捨」とおもひ「更級やをばすて山」云々と詠ぜるにより、更級山を以て「をばすて」に擬する者、中世以來これあり、近世に至り、八幡村に姨捨山、田毎の月の名所を假作して、後世を更級山、更級里など云ふは此説の誤にあらず。（この山今俗チョボ山とも云ふ、山腹に一顆の岩のごとき岩石突起すれば也。一顆を方言にチョボといふ、標準の點より稱れるならん）

我邦の冠着山に見る月はカリホルニヤのあけばのいろ、　佐久間象山

(山冠)

俊頼無名抄云、信濃國更級郡に、をばすて山といへる山のある也、昔人のめひを子にして、年來やしなひけるが母のをば年老てむつかしかりければ、八月十五夜の月の限なく明かりけるに、此母のをばをすかし登せて、にけて歸りにけり、（をば）唯獨山の頂に居て、終夜月を見てながめけるとなり、さすがに覺束なかりければ、（めひの子）密に立歸りて聞きければ、此歌（吾心なぐさめかねつ云々）を打よみて泣居たりける、其後此山をばをばすて山と云ふなり、其先は冠（カブリ）山と申ける、冠のこしのやうに似たるとかや、それより後月見てなぐさまずとは

（姑捨山）

よめるなり。八雲御抄云、をばすて、信乃、をばすてざりけるさきは、かぶり山といふ、在俊頼秘抄。○姑捨山は冠山なりと俊頼の云へるを疑ひ、其解釋の完全ならぬを責めしは、顯昭法橋なり。

古今集顯注云、俊頼は此歌を、捨られたる姑が、山にてながむと云ひ、大和物語には、甥家に歸てよむと云へり、相違歟、又此山をば更級山ともよむ、私案に、元は更級山ともかぶり山とも云へるを、其事より後は、姑捨山といはん事を、さもいはれたるにや、やがて姑捨たらん夜、姑捨山とよまんことは、いかがと聞え、かかる事有て後、こと人のよめる歌にても有ぬべし、慰めかねつと云はん事は、甥をばが心ならずとも、月を詠めあくかるる心は、さこそあることなれば、違ふべからず、古き物語にはたしかならぬことども侍る也云々、

されど猶姑を捨たるが故に、此時より後の人其山の名によみたる歌と解けるは、飽かぬ事也。凡歌詞は地名の語縁を取り、音便に係けて感興を詠ずるを大法とす、而も後の傳ふる人は、其地の名も彼歌詞によりて起る者と爲すこと多し。記紀、風土記等の地名の本縁を說く、亦此例多かり、「曰く何の地名は何の事に因る」と、實は地の名に係けて舊事を語り、其語り言葉の中の語縁を以て、地名の本縁をも說明せんと試みたる者のみ。此姑捨も、實は小長谷の山名に係けて、棄母の舊事を語り、其物語の言葉の中の語縁を以て、小長谷を姑捨と轉じて說明を試みたる者なれば、說明は構架に過ぎずと知るべし、猶下なる小長谷山の條を參考すべし。

遠江風土記傳云、宗良親王は興國五年の頃にや、越後越中より信州へ入り、更級郡姥捨山の邊に住みたまへり、南方紀傳には、興國六年の春　親王越州より信州へ移ると述べたり、李花集に見ゆるは、

　更科の里に住侍りしかば、月いと面白くて、秋ごとに思ひやられし事など、思出でられければ、

諸共に姑捨山を越えぬとは都にかたれ更科の月、

又此頃の事にや、姥捨山の麓に住居する成俊僧都に、萬葉集を賜ふ、其事は仙覺抄文和二年中秋の成俊奥書に、（前畧）於信州姥捨山之麓、結草爲廬、養餘生耳、云有佳客、攜此集、來問余、余語曰僕有志願、積年云々、行年已向七旬也、老眼有不堪寫之愁、卷而懷之、客聞之、乃感余誠心、而此集全部廿卷、書寫而投于余、云々、

とあり、佳客蓋親王を指し奉る。○南山巡狩錄云、正平十七年の秋、今上住吉の行宮におはしまし、ことさらこよひは月の明かりしかば、信濃のほとりに居給ひける宗良親王の御許へ、かく詠じてぞ贈らせ給ひける「年經ぬるひなのすまゐの秋はあれど月の都と思ひだにやれ」宮の御許より程へて此御返しに「いかにせん月も都も光そふ君住の江の秋のゆかしさ」「月に君思ひ出けり秋深く我をばすての山となせしに」と、二首の歌よみて奉らせたまひける。（李花集）

　して又末をながむれば、あらしに浮ぶ浮雲の、時雨てわたる月影は、千曲の川のさざれ石、君が踊けん跡ならば、形見の玉と拾はまし、坂木の宿をも打過て、西を遙に我心、慰め兼つ更級や、伯母捨山の峰つづき、驪埼にこそ着にけれ。（大塔軍記）

姑捨山考（豐城氏）云、古の姑捨山は今の冠着山なり、仙覺萬葉抄の奥書に「萬葉集、余過目以後、書寫之、而有可奉呈松殿志、已久矣、爰逢元弘建武間、陵谷轉變亂、而不能容於身窩居、忽離寺門、游歷澀津也、影孤他鄉之月、羅足世波之濁、自然以來、徒綺歲霜閱光景也、今雖歸舊隱、未入寺門、信州於姑捨山之麓、結草爲廬養餘生耳、文和二年癸巳中秋、八月二十五日、權少僧都成俊記之」とある、その草廬の跡は、冠着山の東麓なる上山田村の堂平といふ所にあり、即大御堂と稱ふる觀世音の、天正年間まで在せし跡にて、此の佛はしも、行基の作れる御像のよし言ひ傳へ、續日本紀に「天平十二年九月、勅四畿內七道諸國曰、比來筑紫境有不軌臣、命軍討伐、願依聖祐、欲安百姓、故令國別、造觀世音菩薩像壹軀、高七尺、幷寫觀世音經一十卷」とある佛像なるべし、成俊僧都の庵を結びて住まれしは、その邊ならんか、さて上文に佳客云云とあるは、その佳客はいかなる人なりけん、風雅の心おしはかられて、いとくなつかし、因りて按ふに、古昔は更級鄉に此の郡の郡司の廳ありけん、佳客といへるはすなはち其の郡司大領などの爲にはあらぬか、はた宗良親王に從ひて下れる都人にもやあらん、又同山の麓の羽尾といふ處にも、山田と云ふ處にも、古塚の所々に散在して、鏡大刀などの出ることとあり。

　姨すてし山の訴人かほとどぎす、　三千風

（上山田）

（羽毛）

波閇科神社　今上山田村の城山に在り、即延喜式、更科郡の官社とす、社の邊をば波閇と字す。（神祇志料）按に、波閇科、更級、埴科はた立科、倉品など皆シナを語根として、前加したる地名なり、ハヘは蔓延の義にて、シナの木の一種歟。

（若宮）

佐良志奈神社　今更級村大字若宮の古社是なり、上山田の北にて、古の更級鄉の本據とす。此社は延喜式に載せたるを、後世若宮と稱して、八幡の齋神とするは、八幡神領となれるよりの事なるべし。○一書に、南北爭亂の頃、宗良親王更級郡に義軍を招きたまふ時、若宮ましまし、其事村上家の古記錄にしるすと述ぶ、若宮てふ地名に想ひ合せて、宮方の故蹟を牽强するにあらずや。

　おばすての月をもめでし御言川流れて君がききわたるべき、（古今六帖）

今御名川の名を傳へず、姑捨(冠着)の邊にありとも云へり。(信濃寶鑑)

八幡(ヤハタ) 今八幡村と云ふ、更級の北にして、更級郷の中なるべし。東鑑、文治二年、信濃國小谷庄、八幡宮御領とあれば、中世郡内に小谷庄てふ私田ありて、それを男山社領に附せられけるより、八幡の地名起れる者とす。○弘化四年信州地震出役届書云、三月廿四日大地震、千曲川西岸、八幡村、稲荷山宿皆潰に相成候得共、東岸は矢代宿、戸倉宿とも格別の痛無之候、八幡村家數七八十、不殘潰候、當時中之條御陣屋支配の由に候。

武水別神社(タケミヅワケ) 今八幡村の神宮を云ふ、延喜式、更科郡名神大社、武水別神、三代實錄、貞觀八年、無位武水別命神に從二位を授け、同年官社に預らしめらる、其特に崇敬を加へられし古祠なるを知るべし、神名に水別とあるを思へば、河水の治功に與れる神靈にや、古事記に天之(アメノ)水分(ミクマリ)神、國之水分神あり、されど其實を詳にせず。社家を松田氏と云ひ、古文書あり。

八幡宮、信州更級郡小谷庄、奉[illegible]洪鐘一口、一降[illegible]、[illegible]、九[illegible]、金口說教、宿[illegible]來、已事願念、三[illegible]大、納受知見、應永三丙子五月、少[illegible]長、神主[illegible]因氏、藤原[illegible]光、惣目代信光宜、大檀那願所、少別當用室、比丘宗清、大工藤[illegible]光、所司供僧等、右筆道榮。(八幡宮鐘銘)

盛衰記横田河原軍の條に「親忠より乘替を使にて、木曾殿へ申けるは、城太郎所々に火を放て、横田、篠野井、石川[illegible]を焼拂ふ、角あらば八幡の御寶殿も、如何と危く覺候、急ぎ寄候へとぞ申たる、木曾殿取敢ず、通夜大法堂に詣付、八幡社を伏拜、明れば養和元年六月十四日」云々とありて、當時已に八幡の宮殿あり、如何なる次第にて武水別社を、八幡宮に改めしや、其年代定かならず。或は疑ふ、武水別社は中世廢絶し、近人漫に其古を追蹤して、八幡宮を武水別社と爲す歟、尚考ふべし。此八幡は近世まで社領二百石を相續し、別當神宮寺ありて、更級八幡宮と稱し、其支坊放光院長樂寺には、姨捨の古蹟を擬造して、田毎の月の名所としたり。

姨捨山(ヲバステ) 八幡村の西にして、山麓に一岩あり之を姨岩と呼び、側に庵を建て滿月殿放光院と云ひ、八幡神宮寺の屬坊なりき。此山坡の地、高低に隨ひ田畝を開き、踏梯を造るが如し、秋に至り棚田稲禾を刈取りたる跡に、水尚湛へて鏡面を成す頃、夜月の之に映ずれば、田毎の月と云ひ習はして賞美す。○姨捨は又姨捨(チバステ)に作り、古書には姑棄にも作る、其故典は古今集の歌、大和物語、無名抄、袖中抄などに載せたれど、田毎の秋月と相干與せず。且其姑捨山は古人之を冠山と明言し、又考證して之を究むれば、隣境の小長谷山にあたれば、いつれにしても八幡放光院にはあらず。

(姨捨)

おもかげや姨ひとり泣く月の友、　桃青

おばすてゝ又つれて來て後の月、　也有

月夜よし田毎の數を小盃、　如泉

行嚢抄云、姨捨山とて山の半服に姨石あり、其石の根に小社あり、姨石中に田毎の月などいふことは、古歌になし、只郷民の俗說と聞ゆ、姨の捨てられて石になりたるか、云々。○近世放光院の姨捨緣起は神代の木花開耶姫の故事を引けど、固より採るに足らず、又田毎の月の事は一書に「是も芭蕉翁のいひつるものに見えしが濫觴にて、みぐるにも足らずとあれど、決(キハ)めて芭蕉翁のいひ出でたるにはあらざるべし、おもふに中古更級の月の、他所に勝れてさやかなる故に、他異(タコト)、他殊(タコト)など湯桁讀に唱へけんを、佛說に托して云出けんこと疑なし」と論じたるも信じ難し。田毎の月とは近世の語なるべけれど、他異(タコト)など云ふ文字に因りて著れしには非ず。稲田秋夕の景色を見て、近古の連歌俳諧などに携れる人々が、よみ出でたるに外ならず、月を心に喩へて、一念三千の法相を談ずるは由來久し。

郡(コホリ) 今八幡村の小字に呼ばる八幡山大実寺てふ禪院あり、されば八幡は舊名郡とも云ひて、即更級の郡家の地たるを知る。やがて山名、郡名等の起因も此更級郷に本つけるを覺るに足らん。

猿馬場峠(サルガババ) 八幡村の西嶺にして、稲荷山、桑原より麻績へ通する山道とす。此峠は古より不易の驛路也、延喜式、麻績、亘理(ワタリ)とて信府より越後へ向ふ支道も此なるべしと疑なし。今篠野井より松本に向ふ鐵道、亦此山脈を通ず。

改正三河記云、天正十年六月、森勝藏長一は上杉景勝が所領を侵掠せんと、越後の關山三本木まで攻入し所、本能寺の變をきゝ、早速海津へ引返したり、國の武士ども此虚に乘じ、人質を引返さむ、否といはゞ歸路を妨げむと騷動す、長一大に怒り、人質を引連れながら城を出る、國人等所々の山險水澁に埋伏し妨ぐるを、一々に追拂ひ、無難に通行の後、猿が馬場にて人質皆刺殺し、木曾が人質ばかり返して、木曾路を經、濃州金山に歸着す。(老人雜話に猿が峠に作る)

桑原(クハバラ) 今桑原村と云ふ、猿馬場の東北麓にして、八幡村の北に隣る。○信府統記云、八幡山の東、猿が馬場峠を過ぎ、坂を下れば桑原村なり、禪宗龍洞院あり、朱印地十五石給はる、此邊より東北都て川中島と云ふ。

稲荷山(イナリヤマ) 今稲荷山町、人口三千四百、鐵道篠野井驛を去る三哩、更に五哩にして姨捨驛あり、以て猿が馬場峠を越え松本に向ふ。弘化四年信州地震出役届書云、三月廿四日、夜亥の刻大地震、稲荷山宿は家數五百軒の處、不殘潰家に相成候上燒失致し、二百三四十人死失候、僅に民家の殘れるは、宿端の人口に半潰のもの十四五軒、其外宿中に土藏十箇所位も燒けのこり居候、稲

□山より南は一體に痛不足に候、猿が馬場峠の登口に大地に菱割(ヒヒワレ)を見申候、峠を越え麻績宿の入口にも、胼割一所有之候、麻績より松本城下の方は村々格別の痛も無之候、上田城下の方も村々格別の痛無之候。○信府統記云、稲荷山城の西、松原山に稲荷大明神の祠あり、其の東に古城跡あり、東西二百四五十間、南北三百間程の構也。越後軍記云、天正十二年、景勝公信州へ馬を出され、小笠原の構込、尾味(ヲミ)、青柳を落去し、人數を入替、境の稲荷山にかきあげをして、保科豐後守、小田切左馬助を置きて、屋代城に馬を寄せ給ふ。○八幡神主松田文書に、稲荷地と云ふも此歟。

就稲荷地在城申附、八幡社領一圓預置候、晝夜走廻不可有油斷者也、仍如件、

天正十二年五月十七日（朱印）

松田民部助殿

治田(ハタ)神社　延喜式、更級郡の官社也、神祇志料に今治田社稲荷山に存すと云ふ、然らば彼の稲荷大明神即是歟。山城國紀伊郡、稲荷祠は、秦氏の祭れる所なるが、此に治田神を稲荷社と云ふも由緒あることにや、如何。

安養(アンヤウ)寺址　今詳ならず、三代實錄、貞觀八年に條に見ゆる更級郡の定額寺院とす。一書に今麻績の邊坂井村安坂(アサカ)に安養院と云ふがあり、是歟と云へど、米澤鹿子とて米澤家の□を錄せるものに、稲荷山八幡宮安養院は信州河中島より移され、寺領二十五石給せられたりとも云ふ、即稲荷山の地に安養寺と云ふがありしにあらずや。

鹽崎(シホサキ)　今鹽崎村と云ふ、稲荷山の北にして、千曲川の西岸とす。人口五千許の大邑にして、篠野井驛に接比し、今本郡の治所とす、長野へ三里松代へ二里。鹽崎は小谷(チタニ)庄とも云ひ、古の小谷郷の地とす、甲陽軍鑑に鹽崎二十騎とあれば、在郷武士のありしを知るべし。○大塔物語に、應永七年七月、小笠原長秀、當國の守護を賜り入部し、善光寺の寺家に至り、奉行人を定め、大犯三箇條を宗とし、諸沙汰を加へしに、國人群集せしが、非據の新儀を構へ、諸家の知行をも違亂せしかば、九月に至り、村上、伴野、平賀、海野の諸人、并に仁科、大文字一揆等俄に蜂起し、篠井、上島、山王堂、二柳、芳田崎、石川等に出陣す、長秀寺家を出で横田城に移り、双方合戰に及ぶ、長秀方の一族は大塔の古要害に籠り、大軍に攻め圍まる、大井光矩双方の間を和解して、干戈を收め、京都へ註進して、上意を仰げる由を詳に述ぶ、大塔の城址も鹽崎の近地ならん、水内郡鬼無(キナ)里を參考すべし。

康樂(カウラク)寺　今鹽崎村に在り、親鸞の徒弟西佛の開く所と傳へ、一向新宗の古跡とす。○信濃奇區一覽云、西佛上人は當國海野平四郎幸廣の兄にして、俗名通廣、武士の家に生れたりと雖、京都へ登り、勸學院文章博士と爲り、藏人に補任す、後出家して西乘坊信救と號し、南都興福寺の學侶たり、治承四年以仁王の令旨を奉て、平家追討の返牒を書き、清盛は平家の糟糠、武家の塵芥と云ふ句あり、清盛之を聞き誅さんと欲す、信救遁れて當國に下り木曾義仲に仕て太夫房覺明と號す、義仲亡て後信州に隱れ、又箱根山に隱居す、建久六年比叡山に登り、慈鎮和尚の法席に列り、名を淨覺と改む、（一作淨賀）時に範宴（親鸞上人）同山に在りければ之に隨從す、範宴吉水に到り源空法然上人の弟子となり、名を綽空と改む、淨覺亦相從て名を西佛と改む、承元元年綽空（又名善信）罪を得て越後に謫せられければ、西佛之に陪從しけり、貞永元年、親鸞上人歸洛したまふ迄は終始陪從し、文暦元年、師命によりて信州に來り說法を爲す、西佛嘗て師の行狀を記し、子淨賀に授く、仁治二年寂す、八十五歲、親鸞上人より年齡十六歲長たり、淨賀行狀記を以て覺如上人に呈し、繪圖を加へん事を請ふ、覺如淨賀と關東北陸の舊跡を巡り、永仁三年繪傳四卷成る、畫は淨賀（康樂寺二代）の筆にして、詞書は覺如上人（[illegible]）なり。

小谷(チダニ)郷　和名抄、更級郡小谷郷、訓乎宇奈。（小谷の訓に乎宇奈とあるは疑ふべし、高山寺本には乎宇同訓とす、小縣郡に童女(チムナ)郷ありて後世海野(ウン)とよみ、乎宇奈はされと同訓なるべけれど、小谷にては乎宇奈とよみ難し。且小谷(チダニ)庄の名は近世まで鹽崎八幡の間に存し、此に長谷神社、長谷寺、小長谷山などありて、萬葉集に信濃國防人、少長谷部笠麻呂と云ふ人も見え、小長谷郷を長谷(ハセ)とも、小谷(チタニ)とも、小長谷の中略より更に文字にてかける語なり）とも轉じたるを知る。されば高山寺本は乎波都世、乎波都世なるを、小縣郡童女郷にまぎれて、乎宇奈と誤れる歟、東雅に「小谷を乎宇奈と云ふは、田畑の高低あるを宇無と云へば、山谷の高低あるをも宇奈といひしにや」云々と說けるに從はず。並今の桑原村、稲荷山町、鹽崎村等とす。

長谷(ハツセ)神社　今[illegible]村長谷郷(ハセガウ)山に在りて、八聖神(ハッシヤウジン)と云ふ、蓋科野國造、小長谷部造等の祖、神八井耳命を祭る歟。（神祇志料）延喜式、更級郡の官社にして、萬葉集信濃國防人少長谷部の名見え、小長谷部造、科野國造は共に神八井耳命の後裔（姓氏錄）なれば、故なきにもあらず、長谷寺と稱する古精舍もあり、附近なる姨捨(チバステ)山亦此とす、

小(チ)長谷(ハツセ)山　今鹽崎村の長谷寺(ハセデラ)山を云へり。小長谷(チハツセ)の小は前加の辭にして、發聲もしくは讚美の故に前加せらるるも、本體は波都世に止まる、之を急呼すれば波世と爲り、後人牽強しては八聖(ハッシヤウ)とも爲る。長谷を波都世と訓むことは、其說大和國長谷郷の下に詳にす。

見つゝ我なぐさめかねつさらしなのをばすて山に照りし月かな、（躬恒家集）

思ふことなぐさめければさくら花をばすて山の月にまずかも、（夫木）　能因

（長谷寺）

長谷寺は今眞言宗を奉じ、觀音堂の法號なり。其鎭守は即八聖神と稱し、式内長谷社にあたれば、舊神域に就きて佛堂を置ける也。開創不詳、白助翁の開く所と傳ふるは、小長谷氏の事を誤れるならんも、其舊傳を失へり。寛文年中、寺内の古塚より鏡十面、小玉六百餘枚（金器あまた[illegible]）を得たることありと、科野國造の祖先のものにや。

按に、姑捨山とは小長谷山の訛言にして、即此を云ふ、其山名は本來小長谷部の人々の居れるに據りて起れど、小長谷と云ふ言葉は、又葬地に通ふ、萬葉に

事しあらば小泊瀬山の岩城にも籠らば共に思ふな我兄

とよみ、岩城とは石棺の謂なり、小泊捨の諺も是等の語の轉合によりて起りたるならん。又姑捨山所在考に、是姑すたべの訛なるべし、すたべは下部にて葬地をいへり、（青木田久老の信濃漫録に、下部とは萬葉集に人の死を悲める歌、之に[illegible]の使おひて泣かせ[illegible]と見えて、地下の黄泉を云ふ、[illegible]むれけテとなるにもて、をばすて山とはよみしなるべし、如是なれば郷に姨を葬たる山に月のいるを見て、昔をしのびかこつ光景いれも[illegible]、聞きめり、然るを大和物語にあらぬ事に作りなせしより、遂まり傳へて不孝の名を負はすることにはなり侍る　以上云々と論ぜり、和訓栞にも早く姑捨の故事は大和物語に出でたり、實は元是れ[illegible]經の葬[illegible]國の謂也、されば其の歌の意は、里を勝ちと云ひて南を返し、[illegible]に水は飲まざりし信子に情なるべし、されば なくさめかねつの歌情いよいよ[illegible]、山家集に、をばすては信濃ならねどいづくにも月すむ峯の名にこそありけれ　これは大和國古[illegible]野邊に[illegible]と釋され、瀬見漫筆には、更に古代の習俗に[illegible]の事あるを證明し、

令集解云、八月此地、習以成性、謂之俗爲、假信濃國俗、夫死者則以婦爲殉、云々、

且漢土にも、棄母棄老の故諺あるを援引したり。今是等の諸說を通考するに、姑捨をヲバシタベと解かれしは地名の正解にはあらず、姑捨は本來ヲハツセの轉訛のみ。但しヲハツセてふ言葉は、語原の上に於て已に「小初瀬山の岩城」にも通ひ、又ヲバのシタベの語にも通ひ、又此國には殉夫の習俗有り、是等の諸事が湊合して、一條の「をばすて」話說を釀生したるを看破すべし。而も佛經漢籍にも棄母棄老の故諺のありければ、遂には大和物語の一章にも棄姑のことを見る次第となれるならん、冠山の條をも參考すべし。

あやしくもなぐさめかたき心かなをばすて山の月も見なくに（小町家集）

大和物語云、信濃國更科といふ所に、男すみけり、わかきときに親は死にければ、をばなん親の如くに、わかくよりあひそひてあるに、この妻の心いと心うきこと多くて、このしうとめの老いかがまりてゐたるを、常ににくみつつ、男にもこのをばのみ心のさがなく悪しきことを云ひきかせければ、昔の如くにもあらず、おろそかなること多くこのをばのためになりゆきけり、このをばいといたう老いて、ふたへにてゐたり、これを猶この嫁ところせがりて、今までならぬごとく思ひて、よからぬことを云ひつつ、もていまして深き山に捨てたうびよとのみ責めければ、せめられわびて、さしてんと思ふなり、月のいと明き夜、嫗ども いざたまへ、寺に尊きわざすなる、見せ奉らんと云ひければ、限りなく悦びて負はれにけり、高き山の麓にすみければ、其山にはるばるといりて、高き山の峰のおりくべくもあらぬに置きて逃げてきぬ、やややといへどいらへもせで、にげて家にきて思ひをるに、いひ腹立てける折に、腹立てかくしつれど、年頃親のごと養ひつつ相添にければ、いと悲しくおぼえけり、この山のかみより月もいと限なく赤くて出たるをながめて、夜一夜いも寝られず悲しく覺えければ、かくよみたりける、

我心なぐさめかねつ更科や姨捨山にてる月をみて、

とよみてなん、又いきて迎へもて來にける、それより後なん姨捨山といひける、慰めがたしとは、これがよしになんありける。

四宮（シノミヤ）

今鹽崎村の西北に此名殘る、古墳あり。○四宮は大塔物語にも出て舊庄名とす、即東鑑文治二年の條に「四宮庄、南北、御室御領」、また同四年の條に「四宮庄、右御門[illegible]御局」とあるは此地の庄田なり。（一書に篠井河原、小四宮河原ともつづけたる文句あり）

右諏訪祝、井遠野一族等、依企謀反、今月（建武二七）十三日、[illegible]守[illegible]御方之處、同十四日、[illegible]保科彌三郎、四宮左衛門太郎大將、[illegible]青沼之間、奉付守護信濃守御手、追落之、同日八幡河合[illegible]篠井四宮河原合戰、[illegible]千熊河、[illegible]先、令對治朝敵[illegible]、同十五日、八幡[illegible]合戰、同盡忠節候畢、將又於篠井河原、[illegible]切落之間、[illegible]落其敵之條、守護御方御見知上者、不可有御不審、隨而至于同廿二日、村上人々相共致軍忠候畢、仍狀如件、

建武二年七月　日（史料市河文書）

斗女郷（トメ）

（部富）

和名抄、更級郡斗女郷、訓土女。高山寺本、訓止米。（今[illegible]村、川柳村、布施村、中津村、御厨村、[illegible]なるべし。鹽崎（小谷郷）の北に當り、千曲川の西北邊とす、古書に富部に作るもの多し。

（水鏡斗費郷北參考）

盛衰記に「壽永二年、賴朝十萬騎、臼井坂をぞ越給ふ、木曾義仲と聞て、今井樋口等を招集て、此事如何有べきと問はれしに、口々に申けるは、今は別の子細侍るまじ、富部、大井に城構して支候はんに、なじかは輒に負べき」云々と載せ、富部は此千曲川河中島の要害を云へ、大井とは筑摩郡にて、木曾谷の門戸に當る地なり。富部の河

原は横田河原、はた御幣川とも同所異名とも謂ふべく、千曲川の緣邊とす。
武田授彌房乘信恩忠、彌六友光軍忠狀、(正平七年正月)六年八月三日、凶徒等蜂起之間、馳向當部西河原、致合戰忠之條、高梨能登守、小笠原五郎太郎、同所合戰之間、令見知畢、云々(慶元古文書)

（藤長）

東鑑、文治二年、布施御厨、富部御厨、御室御領と云るは當た共に讀れるものとす。神鳳抄に參考するに、
藤長御厨、内宮布五十段、長日御幣、日別二丈、外宮同前
同内布施御厨、
同富部御厨、百五十丁八所、
と見ゆ、藤長の名今聞えず。富部御厨八所とあれば、其田園は所々に散在せるを知る、中にも今の御厨村は、近時まで戸部村と稱し、御厨神明社存在す、即八所の御厨の名の本づく所ならん。其他近隣諸所に、伊勢社の在るは、いづれも舊跡なるべし、西寺尾にも其社存す。○參考本盛衰記云、富部三郎家俊が祖父、下總左衛門大夫正弘は鳥羽院の北面也、保元の亂に、讃岐院に召されて、後は陸奥國へ流され、子息左衛門大夫家弘は討れぬ、正弘が子に布施三郎惟俊、其子に家俊あり、云々、平氏系圖に惟俊、家俊なし。

（戸部）（御厨）

篠野井（シノノヰ）

今御幣川、横田などに合せ篠村と改む、鹽崎村の東北に接し、河中島の名區とす。鐵道長野へ六哩、上田へ十六哩、又麻績松本に向ふ支線ありて、本驛を以て岐頭とす。
續紀、延暦十八年、當國貫籍の高麗人が姓を賜はる條に「前部秋足、賜姓篠井」とあれば、赤古地と謂ふべし。横田川原合戰の時、信濃井を燒くこと、長門本平語に見ゆ、信濃井又同じ。
建武二年七月、諏訪祝以下誅罰、十四日、於當國船山郷青沼、合戰手始、同日篠井河原、小四宮河原合戰、同十五日八幡村上河原合戰、云々(史料、市河文書)

（篠井）（信濃井）

御幣川（オンヘイカハ）

今榮村と改む、又關平川に作り、並に遺蹟の名に出でて、村名と爲れる者、元此邊は古の藤長御厨にて、長日御幣の料として、布を貢進せる村里なりしこと、神鳳抄に徵すべし、因りて其舊跡に御幣を稱する歟。
北國太平記云、天正十年八月、景勝信州へ打入り、先三千五百騎若皐へ打て出で筑摩川、關平川を前に當て備ふべし、又一方は村上赫崎先陣にて、海津の城を出で、筑摩川の下を越て、弓手に筑摩川、妻手は犀川を後にあてよと定めらる。

（關平川）

横田（ヨコタ）

今會村御幣川等と併せ、篠村と改稱す、千曲川の左岸にして、屋代、雨宮の渡の舊津とす、横田川原の名あり。
盛衰記云、養和元年六月、城太郎資永(上海に據り、助永の弟助職の事と爲すべし)越後出羽兩國の兵を招くと披露しければ、信濃國の住人なれども源氏を背く輩は、越後へ越て資永に附、其勢六萬餘騎なり、同國住人小澤左衛門尉景俊を先として、信濃國へ越けるが、三手に分ち、筑摩越、上田越へ各一萬騎を差遣す、資永越後國府より關山を越んとす、信濃武者笠原平五、其舅に平四郎、星名權八を始とし、先陣にこそ進けれ、信濃國へ打越て筑摩河の耳、横田河原に陣を取。又云、木曾勢二千餘騎、白鳥河原より急ぎ寄せて、筑摩河を颯と渡して、西の河原に北へ向てぞ懸たりける、城が四萬餘騎、入替く戰ひけれども、二三度までこそ引退けれ。又云、井上九郎光基は星名黨を相具して、三百餘騎、俄に赤旗作出し、赤符を白符の上に附、隱れて木曾が陣を引下て、靜々と筑摩河を打渡して、城が陣に向ひ、赤符かなぐり捨て、白旗颯と差擧、喚て寄る處に、木曾殿一千五百餘騎にて、河をさと渡して音を合て、北より南より揉に揉でぞ攻たりける、云々。長門本平家物語云、井上九郎光盛はしな黨引具して、筑摩河の端を艮に向へ、城四郎が後陣へぞ歩せける、城四郎は井上が赤旗を見附て、富士の川に遣しつる津破庄司宗親が勢と心得て、此へはなく[illegible]て、敵は向へぞと下知する所に、そら聞して筑摩河をさと渡す、城の陣の前に大なる堀あり、廣さ二丈許、[illegible]、赤旗かなぐり捨、云々。○玉海云、治承五[illegible]年、越後國勇士、城太郎助永、弟助職、欲追[illegible]信濃、六月十三四兩日、渡入國中、敵黨相防之者、殆[illegible]、於彼引籠城等者、可待頼朝攻落之思、賴欲襲攻散在之城等之間、信乃源氏等分三手、キソ一手、サコ黨一手、甲斐國武田之黨一手、(今按、サコは井上の謂にや、字形相似たり)俄作時攻[illegible]之間、敵黨城之旗幟等、不及射一矢、散々敗亂了、大將軍助職、僅三所被疵、脱甲冑棄弓箭、僅相從二百餘人、逃脱本國了、九千餘人、或被伐取、或墮自巖谷落命、或交山林逃隱、凡無再可戰之力、云々。○按に、横田役を、東鑑、壽永元年十月の條に「城四郎永用、相-兄資永跡、欲奉追源家、仍今日木曾冠者義仲、引率北陸道軍士等、於信濃國筑摩河邊遂合戰、及晚永用散走」云々と載するは疑ふべし、吉記、治承五年六月「城太郎資永[illegible]、寄攻信乃國、已落了」とも云ひ、一代要記、皇帝紀抄も、皆資職(永用に同し)の戰を養和元年の事とす、蓋東鑑附載の誤歟。

（横田川原）

布施（フセ）

今布施村存す、御幣川の北にして、原の南西に隣れり。東鑑、文治二年の條に、當國布施本庄、布施御厨は共に御室御領たる由を載せ、今も布施村の外に山布施、下布施など、縣隔して在れば、中世は飛散したる庄田なりしを想ふべし。山布施の邊なる小松原に、今布施神明社ありて、伊勢御厨の故祀とつたふ。
弘化四年信州地震出役届書云、布施高田村、家數百五十、地震にて拾軒も潰候處、水押にて四五尺位水つき、大半

(五明) 病家に相成候、西山手五明(ゴミヤウ)へ出、七八町も行候處、巾六七間位の用水路有之、地震にて左右高五六尺位の江九總體めりこみ、川床高く相成り、一滴の水行無之候。

布施(フセ)神社　延喜式、更科郡の官社なり、今石川村の布施山に在り、蓋布施氏の祖大彦命を祭る。〔神祇志料〕按に、布施村に茶臼(チヤウス)山と稱する獨巷の一丘あり、河中島の平田の中に特起するを以て、之に登れば山川歷々として一望の中に歸す　土人傳へて、上杉謙信が陣營して武田の妻女(サイジョ)山に對向せる營跡と云ふ、蓋亦布施氏の古墳歟。

(茶臼山)

石川(イシカハ)　今二柳(フタツヤナギ)と併せて、川柳村と改む、布施村の西に接す、東鑑、文治二年の條に、當國石河庄、御室御領と載する者此也。○奇區一覽云、享保二年、石川村將軍塚を發きて、鏡二十七枚、銅鏃十七枚、銀環、管玉、勾玉など數多を出だしたり。

(二柳)

北原(キタハラ)　又原町とも云ひ、河中島の中央に位置し、小縣市の狀あり、篠井の北一里餘、丹波島を經て善光寺に至る、今今井(イマヰ)村を合せ中津と改稱す。

(原町) 原町(ハラマチ)は河中島に名ある地にて、諸書に散見す、米澤鹿子に、上杉憲政の陣營を置かるる大乘寺は、川中島原の町より移さる、寺領五十石を賜ふと記す、如何なる由緒ありて、上杉景勝に隨從して此を退轉したるにや。

以介(イケ)鄉　和名抄、更級郡池鄉、訓以介、高山寺本、訓以計。○按に鄉名二字、例に參考すれば、此に池とあるは、其訓註以介とあると相錯置せらるる如し、今の小島田(コシマダ)村、西寺尾村、眞島(マシマ)村などにあたる。

小島田之內飯繩領、當申之年より、如前々令寄進候、[illegible]候、以上、

正月二十八日(天正十二)　　　芋川　親正

千日殿　參〔飯綱山文書〕

頤氣(イケ)神社　延喜式、更級郡の官社なり、今小島田村に在りて、池宮明神と云ふ。○小島田は原の東一里にして、

(小島田) 松代と長野の中間にあたる。土人の說に此邊は武田上杉の古戰場にして、殊に八幡原、陣場原より水澤、杵淵の間を、永祿四年九月の大血戰地と云ふ、武田左典廐信繁の墓あり。

杵淵(キネブチ)　今西寺尾村に併せらる、小島田の南にして河岸也。○盛衰記、橫田河原合戰の條に、富部三郎平家使の郎等、杵淵小源太重光奮戰の事を演べたり、信濃源氏の一家名也。

眞島(マシマ)　今眞島村と云ふ、千曲犀の二流を帶び、村の東端に於て其會合をなす、故に川合の名あり。水內郡豆島村、高井郡川田村と相對す。

(河居) 東鑑、文治二年、善光寺領、河居(カハヰ)、馬島、村山、吉野とある四村は馬島即眞島なれば、河居は此川合に同じと知るべし。

河中島是甲越爭戰處、　　　星巖

千山圍野路、二水夾墟通、云是河中島、當年角兩雄、灘聲晴亦雨、木末暮多風、不見兵戈集、西天月一弓、

青木島(アヲキシマ)　今綱島、大塚をも併す、眞島村の西に隣り、犀川の南岸とす。善光寺の南にあたり、舊渡津の地にて、丹波島と稱するもの即此なり、今橋梁を架し、松代往來の直路を開く。

亘理(ワタリ)　延喜式、麻績と多胡(タコ)の間なる驛名にして、多胡は水內郡に在れば、此亘理は犀川の渡津を指したること明白す、地形を推論するに丹波島に外ならず。

綱島(ツナシマ)　今青木島村の管內に歸す。北越軍記云、天文廿三年八月、越後勢河中島へ出張、都合八千、犀川を越え、綱島、丹波島、原の町に、[illegible]に陣を張申候。北國太平記云、天正十年八月、景勝事故なく、河中島四郡を伐り從へ、其々恩賞あり、綱島豐後守前々の如く本領を賜ひ、貝津組なり。

丹波島(タンバジマ)　今青木島村と云ふ、原町の東北一里、犀川の岸に在り、橋を越え長野市街に至る凡一里。

弘化四年信州地震出役屆書云、丹波島家數百五十軒有之處、地震にて六十軒潰、死失四人、犀川山崩れ、堰留(セキトメ)、二十日間の洪水、四月十三日七つ時に押破れ、大圖三里位懸隔居候へ共、即時に水冠に相成、爲夫尚又潰家等有之、第一畑作皆無に相成、家財等も過半押流候由、一體堰留の場所、何時破候も難計候に附、川下村々の人家、家內不殘山々へ逃登候樣、松代殿より嚴敷御觸達有之候故、山手へ逃行居候得共、追々日數長々相成、堰留の場所、湖水に變地可致抔と、風聞有之、出張の役人始、一同怨かせに相心得、家々へ立戾候處、一時に水押相成、怪我人多分出來候趣、中には屋根樹木の上に、二日も登り居り、漸助られ候抔々申もあり、丹波島驛中一體水押、深六七尺位有之、引水の後、家の內板場の上、埃土四五尺も置きたる所あり、目通七尺位の埋樹中折に相成り、土藏造りの家へ流れ掛り居候、是は山崩の場所より流出候。

氷鉋(ヒガナ)鄉　和名抄、更級郡氷鉋鄉、訓比加奈。○今青木島村、篠井村、稻里村、今里村、岡田村、共和等なるべし、以介の西、斗女の北とす。篠井に上氷鉋あり、稻里に中氷鉋、下氷鉋あり、後世比加乃と訛り、日箇野(ヒガノ)にも作れり。

(日箇野) 弘化四年信州地震出役屆書云、松平飛驒守樣、御陣屋は鹽崎に有之、知行所上氷鉋、中氷鉋いづれも大村にて、此度皆水押に相成候、流失家百軒餘も有之由、此邊地震の時には、潰家多からず、後の水難にかかり、潰家流失致候。

氷鉋斗賣(ヒカナトメ)神社　今稻里村の下氷鉋に在り、延喜式、更科郡の官社とす。古事記傳云、本書に「阿曇連者、綿津見神之子、宇都志日金拆命之子孫也」とある宇都志は顯なり、日金は信濃國に氷鉋鄉あり、此より出たる名なるべし、また彼國に安曇郡あり、又氷鉋鄉に斗賣

神社あり、又斗女郷も一郡の中ならず、姓氏錄に「安曇連、于都斯奈賀命之後也」とある奈賀は、賀奈の誤りか。〇信濃志料云、安曇郡に穂高見神を祭る穂高神社あり、然らば更級郡斗賣神社に、穂高の宇都志日金拆命の妹、或は妃を祭りたるならん。俗說、諏訪后神の八坂斗賣命に混亂す。

今里（イマサト）　今今里村と云ふ、上氷鉋の西に隣る。〇弘化四年信州地震出役屆書云、丹波島邊に松代領分五萬石と唱候が、畑方のみにて、今春麥種麥を直に仕附置候處、此度水押泥冠り損壊、皆無作に相成候、尤今里（イマサト）邊は地高故歟、作物用立候樣に相見候、南原、北原抔は四五尺位の泥水に相成り、田畑不用立樣に相見候。

小松原（コマツバラ）　今岡田と併せ共和村と改む、今里の西にて、河中島の一方に在りて高地とす。弘化四年の地震、犀川堰留の時、松代藩より家老恩田頼母、小松原島田山・段原に出張し、前後の經營を力む。小松原小市の南岸は直に堰留の下にして、水衝の衝に當たるを以て、堤防を築き河床を掃除して、洪水の至るを待ちぬ、三月廿五日より四月十三日に至るまで、役夫日に三千人と稱したり、而も十三日の決潰、河中島浸溢を免るる能はざりき、禍害の猛烈想ふべし。〇信州地震聞書云、小松原百六十軒程の所、地震潰家の上に押水にて流失、一村跡河原に相成り、死失七十八程有之由、此小松原は犀川の谷の出口にて、押水切落し候節、水筋左右三里程にも廣がり押行申候、初め小松原土手用心のため、御料私領の人足にて、二重の土手築立候得共、俄に押水、折角の御用心も間に合不申、村里田畑も一面の河原になり申候、又此地に用水堰四筋有之候が、悉皆押埋り、川中島一圓谷水にさへ差支申候、岡田村二百六十軒の内、百軒程潰家になり、死失三十六人と申候。

山布施（ヤマフセ）　今有旅村と合併し、信里村と改む、今里小松原の西にして、布施村の北さす、地勢山岡を成し、火山岩抔に富み第三紀層に屬す。

（有旅）

弘化四年信州地震出役屆書云、松代領有旅（ウタビ）村より案内者相賴み、犀川筋山抜水湛へ候場所一覽のため、一里餘登り、虚空藏山に至る間、山野畑地押通し、二三間或は五七間位も間をおき、夥き罅割（ヒビワレ）有之、山崩も多く見え候、或は道筋くぼみに相成候所もあり、或は山間の窪畑缺下り、六十間突出し、谷間へ落ち、其儘作物存在致候所も有之候、凡虚空藏山下は入有旅、山中組、櫻井、岩倉組、孫瀬組、荒屋組、古屋、右七箇村にて三百五十軒、潰家山冠に相成、人數三百人死失候。

（山平林）

虚空藏山（コクザウ）　有旅、山布施の西にして、今更府（カウフ）村山平林（ヤマヒラバヤシ）に屬す、犀川の南川に屹立し、山[illegible]が馬場、冠着山に連る。此山西北面は第三紀層に屬し、弘化丁未の震災に崩壞す。山下に涌池あり、面積三町四反、俗に弘化の震源は此なりと說けり。虚空藏山の別嶺を岩（イハ）倉（クラ）山とも云ふ、亦同時に崩れたり。

[illegible]原氏地震紀事云、弘化四年、三月廿四日、夜亥時、地大震、民屋潰倒千[illegible]四十宇、倉廩當舍、損缺共七千八百九十[illegible]、神祠佛寺損缺、共一千八百四十區、所壓死男女共、二千五百九十五人、創[illegible]男女共、二千二百八十九人、壓死、男女共七十八人、斃牛馬、二百七十疋、田畝荒亡、三萬二千八百石、犀川壅塞二旬、至四月十三日晡時而決、潰舍二千四百六十餘宇、盡流二千五百宇、神祠佛寺流蕩、共二百十八所、溺死男女共、二十二人、田畝荒亡、三萬八千石餘、登時犀川兩岸、山崩塞流水、川中突然成二山、上者曰岩倉、高一百八十尺、長二千四十尺、下者曰藤倉、高六十尺、長一千二百尺、其中間容七百二十丈、以故下流涸濇不下、丹波島之津、人馬往來、如踏坦途、岩倉浮水壅潴、泛濫日甚、懷山襄陵、許多村落、淪胥水底、瀰漫濶七百步、長至六十里、壅[illegible]二旬而決、[illegible]濫之所[illegible]、[illegible]、不可名狀、半夜水退、天明大營復故云「信濃奇勝」〇弘化四年信州地震出役屆書云、山平林（ヤマヒラバヤシ）村地內、南[illegible]山西犀川へ向け、半面山抜突出候、長百十六間、高二十間餘、巾十六間程有之、水行不殘堰留、山平林人家百二十軒、或は土中に相成、或は川表へ被突出、人數百七十人、馬三十疋壓死致候、右山抜跡、横巾廿町位、此場所の東、岩倉村地內にも、虚空藏山半面抜出、長八十三間餘、高十六間、巾八間餘、川筋押埋、人家三十軒、人數七十人、土中に相成壓死致候、此山抜口五町程の由、右兩山三月廿四日、夜、地震にて山抜、犀川を堰留、流水追々湛へ、大凡五丈餘の湛にて、十三里程川上、松本[illegible]野平（ハタヒラ）、笹[illegible]の邊まで、田畑水冠り相成、容易に切落可申體無之、四月十三日夕七つ時に至り、上の堰の場所、通り水出來、それが爲め一時に押破れ、引續き下の堰も一時に押破、是より水下一圓押流申候、犀川北方の山々、長井山、水內（ミノチ）山、小井戸山（原註云、新町の後）大平山、當野山など所々山崩れ相見え、別して北方に多く痛家有之候

清水鄕（シミヅ）　和名抄、更級郡清水鄕、訓之美都。〇今更府（カウフ）村、牧鄕（マキサト）村等にあたる、更府に三水（サミヅ）の大字あり、即清水の訛なす。延喜式に、更科郡清水神社を載ふも此にあるべし、三水山長照寺ありて、眞言宗の古刹なす

（三水）

竹房（タケブサ）　今牧野島、下市場、中牧などと併せ牧鄕村と改む、近世朱印地、十二石高を給せられき。虚空藏山の西、犀川の畔とす。竹房は蓋建部（タケベ）の訛にして續紀に「神護景雲二年、信濃國更級郡人、建部大垣、爲人恭順、事親有孝、免其田租終身」とある孝子の故里なるべし。タケベをタケボに訛り、竹房の文字を當て、更にタケブサの訓を命ぜるごとし。〇弘化四年信州地震出役屆書云、三水（サミヅ）、竹房下市場、橫島の邊人家過半潰れ候、後込揚水にて水冠に相成、人數死失怪我等も有之上、堰留

殺に押破候節、水底の人家は大抵流失致候、田畑は不殘變地損亡致候。

牧野島（マキノシマ）　今牧郷村の大字とす、犀川の邊にして、上水内郡の水内新町と水を隔てて相望む。（保元物語に信濃の源氏方人の武士の中に、諏方、萩、桑原、安藤云々とあり、萩は牧に同じければ、此地歟、されど此國には牧の多かりしなれば、いつこと定め難き歟）甲鑑云、永祿九年、馬場美濃守（教來石信房）を信州牧野島城代に被仰付（○北國太平記云、天正十年、景勝公河中島四郡を伐り從へ、牧島の城を芋川越前守に恩賞ありて、其子庄三郎倶に入城す、是は信州の國人にて、故信玄に屬下なりけるが、牢人して上杉の家人と爲る）（埴科郡にも牧島あり）

日名（ヒナ）　今大原と共に信級村へ併す、犀川の左岸にして、水内郡と接す。其西南は安曇郡中津村にして、古の更級郷の管内なりと云ふ、此邊の郡界移動ありて、和名抄郷の配當を詳にせず。弘化四年信州地震出役屆書云、三月廿四日地震、虚空藏山崩れ、犀川堰止、水湛に相成、川上安曇郡野平、舟場、牛坂の邊まで凡十里餘の場所湛込、中にも川筋両手の村々、水内、新町、穗刈、大原、日名の邊、三里位の處、別して廣大の湛水にて、一圓湖水同樣に相成、場所により平地に水の深さ八九丈位も有之、人家も樹木もすへて水底に相成候、四月十三日に至り、堰留押破れ、水底の人家樹木、大抵流失し、田畑不殘變地損亡致候

當信郷　和名抄、更級郡當信郷。○今詳ならず、信級村、大岡村の邊にや、且其訓は多藝志奈にや、高山寺本に虎□奈とあれど、文字脱誤して詳ならず。延喜式に、更科郡當信神社あり、神祇志料に、當信郷本寒谷村に、この社存れりと述へたれど、今其地の系屬を知らず、猶探るべし。

（佐韋川）

犀川（サイ）　松本平の奈良井川（鳥居峠に發し、北流十里）と梓川（乘鞍嶽の邊に出づ）との合流に成り、松本以北に於て專ら犀川と稱す。高瀬川、會田川、生坂川等を合せ、生坂以北笹平（ササダヒラ）の邊までは丘嶺の間を通過し、東北の方位に流る。以下善光寺平の平郊に就き、東に流れ、四里許にして千曲川に入る、源より凡三十里。

犀川は長門本平家物語に、頼朝の使者雜色、越後の義仲の許へ赴くとて「サヰ河の水增りて、三日逗留」の由を載せたるに參考し、古言佐韋（サヰ）にして、蓋草名に出でしを知る。（佐韋、一名やまゆり）漢名犀字を假り、犀龍の說あるも信ずべからず。但し此河流太古松本平に於て、渟溜して川合（カハヒ）海を成し、又近年笹平の南虚空藏山崩れて、河流を支へたる等の事あれば、地異水災の歷代之れ有り、土人因て、附會の說ある如し。扶桑畧記、仁和三年七月廿日、信濃國大山頽崩、山河溢流、六郡城廬、拂地漂流、牛馬男女、流死成丘云々とあるは、正しく虚空藏山の災變に同じ（六郡と云ふも此河の筑摩、安曇、水内、更級、埴科、高井の地方へ被及する狀に符合す。）

（上略）利根川無異儀上者、後詰之擬、別ニ無了簡候、早速向當國、罷可成動候、犀川雪水故、一切無調、因茲同國飯山之□、從去四日、以國中之人夫、盡作路次、漸出來之由候間、去十二日既出馬之儀相定候之處、景虎退散之趣、去十日從和田依予註進、延引、如承候來秋之行、無一途者、併甲藏亡之旨、深重存入候、可御心易候、何レ先麥熟之時節、西上野へ出、自近所目東之模樣、可得御異見候、恐々謹言、

四月十四日　信玄（花押）

佐野殿（諸州敬文書）

水内郡

（水落郡）

水内郡（ミノチ）　今上下の二郡に分つ、更級の北にして犀川を隔て、越後州界に縁る。其下水内は猶遙北に延び、下高井と并び、千曲川左岸の地とす。近世撿地八萬四千餘石と云へり。

水内は持統紀に水内神初見し、神護景雲二年、水内郡人、刑部智麻呂倉橋部廣人など載せたり。名義詳ならず、一書に、信濃は高き地にて、此郡殊に高ければ、水落（ミノチ）と名づくとあるは、事理に合はず、長門本平語にも水落に作る。和名抄、八郷に分ち、訓美乃知と云ふ。其古郷の屬るを推すに、大畧上水内に在り、下水内は往時高井郡の屬域にやとも疑はる。又本郡大島（オホシマ）郷の地、中世洪水に破られ、一半は高井郡へ入る。○大成經てふ僞書に「推古帝五年、大仁鳥臣、往東國、廻箕野、至科野、治水內海」などあるを引き、此地の上古を談ずる者、今に絶えねば、其誤謬を數ずべし。

上水内郡（カミミノチ）　水内郡の主部にして、善光寺左右の地を云ふ、今面積凡五十方里、人口十四萬、一市三十三村に分ち、其市は町村と、相分つと雖共に長野を以て治所とす。

（高府）

竹生郷（タカフ）　和名抄、水内郡赤生郷、訓安加布。○今赤生の名なし、竹生の誤にあらずや、竹生（タカフ）又高府に作り小川庄の舊邑とす。此の說をして眞ならしめば、水内、笹平の邊まで竹生郷の舊域ならん、尚考ふべし、長野の西五里。

小川（ヲガハ）　今南北の二村に分つ、小河庄は東鑑文治二年の條に見え、上西門院領と註したり、即小川に同じ。延喜式、水内郡小川神社は今北小川村の瀨戸川に在りて澤之宮明神と云ふ。（神祇志料）瀨戸川は高府の西一里、北筑摩郡の小谷千國と山峰を以て相表裡す。

虫倉嶽（ムシクラ）　高府の北なる小嶺にして、小川谷と裾花川を分

界す。弘化四年信州地震出役居書云、三月廿四日地震、虫倉續井に大場権現の山崩れ、地京が原七十家、三百人、不殘土中に埋込、一村失せ申候、隣村へ客に罷越居候もの三人、幸に助命致候、伊折村も、三十軒程土中に相成、死失六十人と申候。

中條　今榮村と改む、高府の東に隣り、小川（今名ドシリ川）の水此村を經て犀川へ入る。（神祇志料に、式内、水内郡阜足神社は、太田郷中條村に在り、倉稲魂命を祭る云々、とあるは此地歟）

弘化四年信州地震出役居書云、三月廿四日地震、虫倉嶽并に大場權現山三分程も崩れ、ドシリ川へ押出し、巾五間高五間餘、川巾五六間の處、全く締切水湛に相成、四月九日に至り、右締切押破れ、夏和、青木、中條の三村、人家百五十軒程流失、人數百五十人位死失候し。

水内　今水内村と云ふ、高府の南一里半、犀川の左岸にして、小市街を成す、故に新町と稱する大字あり、對岸は更級郡三水、牧野島とす。○此村は郡名と同じければ、即郡の根據かとも想はるれど、地形偏倚にして疑惑あり。水内橋と稱し犀川に架せる危橋あり、蓋此橋は水内郡に更級筑摩の通路にあたり、此村即水内の域なれば、村名にも呼ぶ歟。

水内橋　奇區一覽云、水内橋は兩岸岩石、河水を夾みて迫りたる所に架す、河岸高し、先西より東へ棧道を造ること五丈四尺、それより同て南へ梁を出すこと九重にして、橋を乘架す、長十丈五尺、廣一丈四尺、水面を離ること五丈餘、慶長十六年、此邊の郷士香坂仁右衞門、隱入志摩守などが掛たる者とぞ。○千曲眞砂云、當國の歌枕名所、久米路の橋と云ふは、水内橋ならん、此橋は犀川兩方の高崖、いはほのさし出たるにかけ渡したり、其巧なること云ふべからず、藍の如き凋水、見るに目くるめきて、長虹の臥す歟と怪まる、方俗撞木橋とも云へり、此橋は落絶ては掛け直すこと克はず、其虫ばみ朽るをつかひて掛直すなり、又岩より岩へ掛渡す故に、久米の名もあるか、歌の心を能く々考ふ可し。うもれ木は中蟲はむといふめれば久米路の橋はこころして行け（拾遺）

穗刈　今里穗刈は水内村に入り、山穗刈は津和村と改む。○弘化四年信州地震出役居書云、長井村にて山崩の爲め、家三十軒土中に埋り、死失七十人、水内村にて百五十軒の中五十軒流失し、三十人の死失有之候、新町家數三百軒、月六齋の市立致し、相應繁昌の町場に候處、地震にて不殘潰家に相成候下、燒失致し、其後に至り洪水を冠り、一町内にて百人死失候、此邊相久保三十軒、上條百軒、穗刈百五十軒、不殘潰家に相成候下、洪水を冠り、死失も多人數に候。

笹平　今隣近諸村を併せ、七二會村と云ふ、中條の東、小市の西にて、犀川の岸邊とす。

弘化四年信州地震出役居書云、小市村家數百軒餘、三月廿四日の地震に、七十軒程潰、死失百三人有之、四月十三日の押破水にて、潰家の内五十軒全く流失致、右押水の跡、川筋に相成、流失の人數多分有之候、此邊には山崩も少々相見候、瀬脇、笹平、大安寺、穴平など相應の村方に候處、大半流失致候。

小市　今安茂里村と改稱す、犀川の北邊にして、善光寺、裾花川の西也。東鑑、文治二年「天台山領、小市」とあり、又天正十二年、越後勢小市に屯守して、小笠原勢が河中島を襲はんとするに備ふ、北國太平記、管窺武鑑等に見ゆ。

弘化四年信州地震出役居書云、虚空藏山山拔、犀川堰留候處より下方二里、小市村の邊にも少々山崩有之、岩石押出候に附、取除普請中に、虚空藏山堰留押破れ、流失の諸品右の岩石に支へ、それが爲暫時水行順下せず、山村山郷五百石位の田畑流失致し、人家も損じ仕候、同日書云、小柴村久保寺村（二百五十軒）八分程潰家に相成候、小市村百二十軒の處、百軒程は川添にて流失仕候、死亡三十四人。

窪寺　今安茂里村の管内とす、觀音堂あり、窪寺の地名之に因れる歟。

大塔軍記云、應永七年七月、守護小笠原長秀入部、〔以下大文字一揆人々者、爲故敵當敵上者、廻思案、一切不用之、可申請別守護人旨、内々評定、去程長秀打入善光寺、一揆之人々馳寄于窪寺、禰津美濃入道法津、窪寺下總守貞兼相擬云、所詮小笠原與當方、取攻戰防戰之仁者、則不及兎角之談合、（中畧）大文字一揆之人々者、仁科、禰津、春日、香坂、窪寺、西牧、落合、小田切、窪寺、其勢八百餘騎、云々。

(平柴)

朝日山　人類學會雜志云、平柴村朝日山の南端に古墳多し、木曾屋敷、長者屋敷、彌勒寺、朝日官林等の中に求むべし、凡一百二十餘丘ありと云ふも、已に開鑿せられたるもあり。○千曲眞砂云、朝日山城主小柴見宮内は、永祿五年、上杉へ内通したる故を以て、武田に殺さる。○甲州勝山記云、天文廿四年七月、晴信公信州御出被出候、村上殿高梨殿、越後守護長尾景虎を頼み奉り、景虎も同出馬、善光寺に御陣を張、武田殿は三十丁此方なる大塚に御陣を被成候、善光寺の堂主粟田殿は旭の城に御座候、旭の要害へも武田人數三千、弓八百張、鐵砲三百挺入候、去程に長尾景虎再々攻候へ共不叶、後には駿河今川義元御扱にて、和談被成候、壬十月、双方御馬を入被食候。○北越軍記云、弘治元年三月、上杉景虎八千騎にて信州へ出馬、旭の城に向て新地を取立、是を攻、信玄二萬餘にて出張、然れども要害に陣して兵を出さず、駿河の今川扱にて無事の儀あり。○朝日山は近世善光寺の寺領にて御花山と云ひ、獻供の花木を採る所と爲した

(旭城址)

り、歴史を有する古跡なるべし。

裾花川（スソハナ）

戸隱山、高妻山の奥に發し、鬼無里（キナサ）村に至り東流し、長野市街の西過を流れ犀川へ入る、長凡九里。北國太平記に楪花川（スヽハナ）に作る、大塔物語には「見物諸人、善光寺大門前及び花川、高田、打放子無所」とのせたり、サウハナと假借したる歟、原名はスソワノ川にて山の裾を流るる謂のみ。

戸隱山（トカクシ）

裾花川の源にあたり、其主峰標高八千尺と稱し、飯綱、高妻、黒姫、妙高の諸峰に連接し、一帯の火山彙を成す　此山長野市の西北凡五里、寶光院、中社の諸堂皆其下院ならず、中院より攀登一里にして本院に至る、奥院在り、其奥院と云ふは高妻山、乙妻山を指し、戸隱山の北なる峰續とす、更に三里餘を隔つ

戸隱神社（トカクシ）

今國幣小社に列せられ、山中舊神領の部落を定めて戸隱村と云ふ、此社は中世修驗道者の主奉して、佛寺の靈場を成したる所たり、明治維新、修驗山伏停止せしめられ、別當天台宗顯光（ゲンクワウ）寺等の僧籍を去り、神佛混淆を一洗して國幣に陞されたり。

（顯光寺址）

拾芥抄に、信濃國、戸隱山顯光寺は古佛遊行の所と云ふ、善光寺說に從行者此山に九頭龍を封じ、行基、空海以下の高僧も巡歷せりと傳ふるを、古佛云々と唱ふるならん。されば修驗道の靈が、七高山にならひて、開きたること想ふべし。東鑑、文治二年顯光寺は天台山の末寺たる由を注したれば、當時已に有勢の寺家とす。運歩色葉集に、戸隱明神（トカクシ）、信州と注し、垂跡を神祇に托したり。而も此神は古典に見えねば、中世以來、岩窟に附會して、手力雄命と說せり。

神社考云、日本紀曰、日神入天石窟時、手力雄命、立磐戸之側、日神細開磐戸、窺之時、奉承御手、引而奉出、神書抄曰、此神者思兼神之子也、或曰戸隱明神、手力雄命取磐戸擲空、落在信州戸隱、故曰㑹也。〇書紀通證云、春日社記曰、信濃國戸隱明神者、手力雄命是也、戸隱當訓登賀久禮、古事記作隱立磐戸之戸腋、其意可見也。〇古事記傳云、信濃國水内神は今其社の定かならぬは、甚いぶかしきわざなり、或人は戸隱神ぞ水内の社なるべきと云へり、今思ふに戸隱もさばかり由ある神と聞えたるに、古書に見えざれば、此說信にも有なむ、戸隱を手力雄神なりと云傳へたるは、水内神健御名方命も千引石（チビキノイシ）を手末（テナスエ）に指擧ぐさ、本書にあれば、手力もたしし神にして、手力雄神と紛れけむも其由あり。

かくて後人戸隱明神と九頭龍（クヅリユウ）を各別に說き、九頭龍は地主神なり、奥院大日峰には明神垂跡したまへりと云ひはやす。然れども中世までは、磐戸に封せられたる九頭龍を以て、戸隱明神（イハトカクシ）と爲し、其窟は即奥院たりき。此祭神の主靈、并に奥院の所在に於て古今の差異あること辨論するを要す、手力雄命の說は必しも究めずして可なり。此山天正中織田氏、上杉氏の兵亂に衰へ、慶長中再興の時、別當顯光寺三院へ千石の朱印を給せられ、別當五百石社僧三百石、社家二百石の配分たる由、金地院國師日記に見ゆ。三院とは觀修院、寶光院、中院を云ふ、舊五十三坊ありしが、近世三十六坊に減し、天台山伏住持したり。

寬正六年善光寺紀行、戸隱山へ參りぬ、二重の瑞籬を拜して、奥院へ登るに、疊々たる山の上に、すぐれて中臺に南北二つの嶺あり、各々重々に岩を累ねあげて八色をまじへたり、千峯万山の形の中に、異木異草迄とりかさなりて、或は佛菩薩の來化の姿もあり、或は天人聖衆の伎樂をとゝのへたる所も有、併觀音薩埵の勝地にてぞ侍らむ、社頭は北の嶺の半にさしあがりて、東に向ひ大なる岩屋の内へ作り入たり、彼御神は多力雄にまします、その心を、

瑞籬やしたつ岩ほに松がねのたてるも神の力とぞみる、　堯惠

吹おろす嶺のあらしも紛れ行くひゞきや谷の戸かくしの山。

三千風行脚文集云、勇猛手力雄尊、明闇の戸をひき放ち、信州當谷に提げ、自も寂寞金剛の窟内に忠記り、本體不轉肉にして、九頭龍權現とよばれまして、龍蛇の醜な期し、衆生の八苦にかはり、三熱に勞しおはします。〇和漢三才圖會云、九頭龍權現、在岩窟内、以梨爲神供、毎夜丑刻、未舂米三升備之、疑此當山地主神乎。〇奇區一覽云、奥院、本社手力雄命とす、九頭龍權現は地主神にて、岩窟中に在り、毎夜米一升三合を炊き、一升をば九頭龍に供し、三合は烏の餌とす、往古より此に二羽の靈烏あり。〇按に、北越軍記に「永祿十一年八月、上杉謙信川中島へ出馬の刻、戸隱山へ參詣したるに、諸國より祈請の願書數百通ありて、武田より謙信調伏の願書ありしを、謙信の弓箭に不叶して兕四すること、一身の大慶なりと嘲笑せらる」と述ぶ、又古簡あり、

奉納　戸隱山大權現神前　願狀

右意趣者、先筮曰、來戊午之歲、欲移居於信州、則十二郡可隨吾存分哉否之占卜、升之九三也、其繇曰、升虛邑無所疑、注曰往必得也、又越兵與甲州、可爲和同之事停止之、動甲戈可吉哉否之先卜、坤之卦也、斯文曰、君子有攸往、先迷後得主、利安貞吉、云々、由是今移居於信州、則當歲之内、一國不殘卓錐之土、可歸予掌握、若越士動干戈者、任先筮坤卦之吉爻、敵忽滅亡、得晴信勝利者必矣、專孔方五十緡、爲當社修補、可奉供　權現寶前者也、仍如件、

維時永祿元戊午年八月如意日　　源晴信敬白

戸隱山中院

戸隱火定塔は牛王峰に在り、元亨釋書「長明、居信州戸隱、

年廿五、絶音語、論法華、亦三歳不偃臥、一日語人曰、我是一切衆生喜見菩薩也、來此所燒身、已三囘、今命盡、上兜率、便積薪入內自焚」又本朝孝子傳に見ゆる笆の塔も、同所に在せり○戸隱の西南荒倉(アラクラ)山の麓に紅葉(モミヂ)岩屋と云ふものあり、是は太平記に、源頼義戸隱山の鬼を斬ると載せたる、其の遺跡なりとぞ。土人の說は、平維茂將軍維茂にかけて、紅葉狩、射鬼の穴、首かけ岩、足跡石など云ひ、山の下に酒宴場といへる地あり、蓋謠曲紅葉狩の事に合はす。大日本史に維茂傳に注して「世傳維茂曾過信濃戸隱山、有群盗、僞作婦人粧、誘維茂、又嘗夜叉鬼爲妨之、維茂殺之」とある即是とす。

(紅葉窟)

高妻山(タカツマヤマ)

戸隱山の北にして、乙妻山と相竝び、信越の國堺に峙つ、標高二千四百二十五米突、越後の妙高と秀を競ふ。近世此山峰を以て戸隱の奥院と爲し高妻を劍が峰とも名づけ、乙妻を大日峰と名づく。

戸隱山記　清　僧雯

信之戸隱山、其神曰手力雄命、嘗號戸隱大明神、天祖即位、神爲侍命折闢之功、載在國史、廟祀數千載、官歳給神封米二千石、置僧奉香火、曰顯光寺、神祠在山半、登三十里、祠傍有龍王祠、每日供飯、迨晨無有餘粒、過一歳凡用八十石米、祈之者必進梨、置之神案、拜而出、食梨之聲、嚼々然聞于祠外、明神之奥院(凡諸神祠、其部屬之神、別有祠者、謂之攝社、使令之神、謂之末社、其祠在本祠域中者、越在他所者、通稱之、本祠正殿之外、有他殿在本祠後者、不論其相距遠近、通稱奥院、義猶人家有堂有室云)在大日峰、行五十里、有一泉、闊可數尺、本祠到峰頂、唯此一水而已、行數里、到七里松、々五鬣者、數萬株、生左右谷、交梢低而塞路、枝加藤蔓、柔軟不折、纓累他樹、密而無罅、如布線纏絡、人蹈之行、路益窄益高、又行數里、到劍峯、險稱其名、蓋自本祠到劍峯頂、約二十里、危險無比、而奇幻亦無比云、其大日峰尚隔一谷、絶崖峭壁、非挾飛者不能逹得、大日峰爲明神奥院、而高凡隔絶、無有祠宇、唯有石造大日如來像、在峰半、隔谷望之、雲霧杳冥、不能諦視、山中時現佛光、又屢起五色雲、奇卉仙草、珍禽異獸甚多、而巨蟒毒蛇猛獸、與世所謂天狗者、亦屢害人、登者必雇土人爲導、齋戒唯謹、自六月朔始、盡七月而止、他月不登云。

鬼無里(キナサ)

今鬼無里村と云ふ、戸隱山の西南にして、裾花川の谷なれど、地質は小川小谷に同く、第三紀層の岡野に屬し、石腦油の井泉ありと云ふ。鬼無里の安歎居(アフキヤ)の窟は、木曾殿とも稱し、徑八十間、深四十間、俗に木曾義仲の子孫、難を避けて此に住したりと說く、又鬼無里の名義に附けて俗說あり。

大塔(ダイタフ)

鬼無里の南に大道峠(ダイダウ)あり、其邊を大塔城址とす。(信濃寶鑑)○大塔物語は、應永七年、當國守護小笠原長秀が、國人と河中島布施郷に合戰したる始末を記したり。文正元年堯深法師の作と奥書し、當國の一古書なるが、其大塔の城址は詳ならず。大塔物語云、九月廿三日、小笠原長秀、其勢八百餘騎、自善光寺打出、屆河横田郷取陣評議、移于鹽崎城、廿四日、寅刻自横田陣、夜半打立、指鹽崎打處、夜者白々明渡、自村上陣、千田蕭岐守信頼一番馳向、上島之瀬打渡、馳着四宮、(中畧)小笠原勢打守大將旗手、欲馳移于鹽崎城之處、大文字一揆以下、自方々馳懸間、偶失爲方、無力馳込大塔古要害、構輿剪木結鹿垣、去程神家大文字一揆、四方攻之、城中兵粮無一粒、既欲及餓死、十月十六日夜、使者二人、忍出大塔城、走着鹽崎城、(中畧)十七日夜、大塔城中、飯田入道、古米入道、櫛木、常葉以下三百餘人自害、去間善光寺妻戸時衆、同十念寺之聖、急至于彼、屍共取納。(再考、大塔の要害は河中島の中にあらずや、鹽崎近傍たるべきこと、本書に據りて推斷すべし、而も鬼無里の大道峠に其址を求むるは地理に合はず)

栃原(トチハラ)

今柵(シガラミ)村と改む、鬼無里の東にして、戸隱山の南とす、長野を去る三里半、東鑑、文治二年、[illegible]寺[illegible]とあるは此。

信州は山地なれば、[illegible]、更級[illegible]にして、[illegible]に由れるなり。[illegible]は戸隱の山中、裾花川の谷を以て第一の産地とし、年[illegible]二萬六千石に上ぼす。

芋井(イモヰ)鄕

和名抄、水内郡芋井郷、訓[illegible]。○今芋井村立つ、[illegible]、長野の西北とす、此郷は本來長野より栃原、[illegible]に小市、小柴見など亘りたるならん。善光寺[illegible]に、芋井鄕善光寺、天智天皇三年甲子の草創とかやと述べ、摩添壒囊抄に、

信濃國伊那郡、小泉庄妹井(イモヰ)郷に本田善光と云ふ者ありて、難波堀江に捨置し如來の像を負て本國に歸り、

云々とある妹井は、伊那郡座光寺と本郡善光寺を混亂して傳ふるならん。古文書に伊毛井に作る。

(妹井)

(伊毛井)

廣瀨(ヒロセ)

今芋井村の大字とす、東鑑、文治二年の條に當國の諸庄を錄する中に、

九栗庄　御室御領、弘瀨庄　院御領、小曾禰庄　八條院御領

など云ふ、弘瀨は此邊の庄田なるべし、九栗、小曾禰は詳ならず。

新御寄進

一　壹貫參百　入山之內大宮

一　拾壹貫五百　南鄕之內、伊毛井村在家、梨窪山共

一　七貫　廣瀨之內

右如此被寄附畢、彌可奉祈御當家御武運長久者、仍之狀如件、

元龜元庚午九月朔日　春日　彈正忠奉之

千日　次郎大夫殿（飯綱山文書）

入山は今芋井村の大字にのこる。○芋井村大字富田に、鉻京（ムツナキヤウ）と稱して、岩石の磊々として堆積する山丘あり。

小鍋（コナベ）（小田切）

〔信濃寶鑑〕今小田切（チダギリ）村と改む、弘瀬の南とす。小鍋、又元龜元年の飯縄山文書に見えたり。

「信州飯縄大明神御社領之事
貳拾貳貫　上野之内　拾貫　小鍋之内
壹貫五百　上屋之内　壹貫　北郷之内
壹貫　鎌之内　拾貫　千田之内
壹貫五百　市村之内
以上」

此に上野とあるは、今の若槻村の大字上野なる歟、不詳、千田は芹田の誤なるべし。〇小鍋の邊は中世葛山郷とも云へる地歟、其士豪を小田切氏と稱し、大塔物語にも見え、甲陽軍鑑にオダキハ三十騎と、信州先方衆の中に擧げたるは、オダキリの訛りにやと疑はる。今の小田切はやがて此地の名なりけん、今村名に立てらる。

「於去十五日信州水内郡葛山之城、其方被官尚兵衛頸壹、小田切駿河守、討捕之條、戰功感候（中略）
弘治三丁巳三月廿日　晴信（判）
宗賀　兵部大夫殿（甲陽雜志）」

飯綱山（イヅナ）（飯砂山）

戸隱の東に並び、長野市街の西北位にあたり、高さ千八百三十餘米、其の南方の裾野は瀰下して芋井、淺川の二村に渉り、火山の形貌を顯せり、山中に神社あり、飯縄山（イヅナサン）權現、其里宮は長野の北一里に建てり、今式内水内郡皇足穂命神社と說く。

奇區一覽云、飯縄山より戸隱山へ一里、その道筋、峰より北へ十四五町下れは、方十歩許の一沼地あり、此所の土砂渾て粟飯の如く、大麥の割飯にも似たり、俗に餓鬼の飯と云ふ、試に手に掬して之を喫するに、味爽飯に替ることなく、誠に珍奇のものなり、是物あるに依りて飯砂（イヒズナ）と山の名を負ふとぞ、今訛て飯縄と唱ふ。（按に、此に飯砂と云ふは諸國に食土（クヒ）又は燒米土（ヤキゴメ）といふに同く、近年漂布泥、含水硅酸礬土と稱するものならん）

飯縄神社（イヒヅナ）（荒安）

奇區一覽云、飯縄山は善光寺より一里上りて、荒安（アラヤス）村に里宮あり、此より峰まで一里半とす、三狐（ミケツ）神を祭る、貝原氏の說に、飯縄神は陀祇尼天を祭るとあるは、古今著聞集に「知足院殿は大權坊と云ふ奇驗の僧に、陀祇尼の法を修せられけるに、夢中に狐の生尾を得たり」と見え、御鎭座傳記に宇賀美多摩神と、狐神は相同じなど云へるに由る歟、三狐とは御食津の假借にて、狐狸の事にはあらず、（按に、世に飯縄の法とて人を惑はせしは、陀祇尼の類なり、其修法は稻荷神、即ち倉魂、保食（ウケモチ）とも三狐とも云ふに同じ）にも關係して、俗に狐使ひと稱する妖術是なり、愚痴惑溺の徒の云爲するものなれば、之を追究するも益なし　蓋中世飯縄山の修驗の徒にして、かかる法術を唱へし者ありけるより、彼俗說も出けん。

此山の傳說に據りて考ふれば、千日聖前を開祖とし、室町幕府の崇敬なりけん、京の愛宕と修法を同く、勝軍地藏を本地佛としたる者也　天正十年卯月、甲州慈眼寺の武田家道具目錄の中に、飯縄本尊、其法次第一冊、信玄公御肌身」と載すれば、武田家にても歸依崇奉せるを知るべし。明治九年飯縄山を上中に同く。

飯砂山反別千六百町　荒安村地元
此入會は田七ケ村、北郷七十四箇村、伊谷井思飯砂山の氏子

右飯砂山は保食神の降臨にて、一山を御神體とし明神と崇め奉、水内郡北郷伊藤兵部大夫豐前守忠縄、後堀河天皇御宇に當り、明神の御告により、天福元年山頂に幣座を構へ、大願を發して、穀食を斷ち奉仕を務め、遂に神通自在の力を得て長壽いたし、應永七年に登霞仕候、其子次郎太夫盛縄、同く長壽を得て奇驗御座候、即千日大夫とも申候、云々、

「飯縄山之事、如父豐前守拘候、不可有相違候、然而武運長久、祈念不可致退轉者也、仍如件
弘治三丁巳三月二十八日　甲州武田家（判物）
飯縄之千日」

「信州飯縄大明神領之事　荒安村
合百石者
右之分、爲御神領、被附置、御朱印而申請、可進之候、同伊毛井村在家、梨山、先規之如被附、無相違可被申附候、三右衞門、新助、彌左衛門、四郎左衛門、社家掃除以下仕候附而、郷頭之普請役、如前有相違間敷者也、仍如件
慶長九辰七月廿一日　大久保石見守
千日　大夫殿」

應仁後記に「管領細川政元は世の人に替り、行年四十歲の頃まで、女人に近附く事を禁じ、精進潔齋しうして、魔法、飯縄の法、愛宕の法を行ひ給ひし、出家山伏の如くなれば、見る人聞く人、皆身の毛をよだつ計也」とあれば、當時飯縄の法とて、京都まで傳播したるなり、想ふべし、政元記には愛宕精進と云ふ。飯縄山には本地佛を勝軍地藏と爲し、愛宕山と同一本尊なれば、飯縄も愛宕と同一の修法たるを知る。

天狗嶽（テングダケ）

飯綱の一峯にして、俗に魔所（マショ）とつたふ。○耐軒雜談云、舒明紀、九年春二月戊寅、大星是向西而去、有聲如雷、僧旻云、是天狗也、書紀古本、以兩字注于天狗二字之旁、讀言天狐（アマツキツネ）、乃知天狗、是天狐別名也、更有禪錄、相傳、往古有了庵之徒、有道了者、多力、化爲天狗、小田原最乘寺有其眞影、怪異猙惡、乃爲時俗所謂天狗也、小田原記、述永祿中事條云、寺舊有道了眞影、身跨狐背、先是美濃龍泰寺主僧來觀之、以其徒古德爲狐蠱、而除去狐形、改作今圖、又甲斐郡内、吉田村富士祠祀、小猿伊

豫家、藏道了及飯綱徳閭神之銅像、異形身猶狐背、與最乘寺道了尊影同、讓闍遺編云、飯綱信濃山名也、山有天狗祠、且傳妖術、世呼爲飯綱術、即荼耆尼術也、按史記、天狗、狀如大奔星有聲、其下止地類狗、望之如火、炎炎衝天、南齋書引晋志云、西北有三大星、如日狀、名曰天狗、天狗出則人相食、又云、昭明下爲天狗、所下兵起血流、昭明星也、顧炎那燈家許怖、禪學天狗之稱、蓋不過閃此等之名、以附會耳、雖天地之大無所不有、然似此物怪、皆係三人成虎、不唯天狗。

長野（ナガノ）

今長野市、人口三萬、舊善光寺町と云ひ、門前の民家驛市を成せるものに起因す。明治維新の比戸數三千、縣廳を置かるるにあたり、更に邑號を立てて長野と云ふ。從前越後越中より江戸に通ずる驛路にあたり、且靈佛の在るが故に、信中の小都會に推され、邑民窃に伊勢の神都に擬し、佛都の名を唱へたり。近年全信の政治中心と爲り、富庶頓に加はり面目一新す、鐵道高崎へ七十一哩、直江津へ四十六哩。

長野縣廳（ナガノ）　長野市に在り、全信十六郡一市を管轄す、人口合計百二十萬とぞ。

長野とは元箱淸水村(善光寺々中并びに門前)の南なる村名にて、善光寺の門前邑落を成すに從ひ、二村を合せて善光寺の市町と見做されしに、近年改めて寺號を去り、長野を採ると云へり。○大塔軍記云、凡善光寺者三國一之靈場、生身彌陀淨土、日本國之津、門前成市、堂上如花、道俗男女、貴賤上下、思々心々、風流不過也、去程小笠原信州長秀、打入寺家、定奉行人、宗大犯三箇條、立押買狼藉等之制札、然間國人群集、云々。

善光寺平（ゼンクワウジ）　善光寺四近の平野を總稱し、地形を以て云へば、河中島四郡と相同じ、標高四百米突乃至三百四十米突、當國に於て廣衍第一の沃野とす。

廬元古文書に「正平六年八月、武田按察房乘信息、彌六方光、於善光寺横山、凶徒寄來候間、抽戰功訖」とあるは善光寺平の事なり。又小笠原十代の屋形、政康の嫡子、信濃守持長と二男大膳大夫宗康家督爭ひより、數度道合に及びし時、善光寺表、大黑塚又漆田原共云ふ所にて、一日に七度まで戰あり、初め六度は持長利を失ひし故、七度目十敗一勝の戰に、將士身命を拋ち、無二の働き大利を得て、宗康を討取り、本意を達し家跡を繼けり、云々。〔信府統記〕

弘化四年地震出役居書云、四月十三日夕、善光寺へ罷越候處、町家不殘燒失、野原同樣に相成居候、翌朝本寺へ參候、本堂、山門、經堂、血脈堂、鐘樓、別當、大勸進とも無難に相見、町家續の中にも西方寺、正法寺は無難、其他の町家三千軒、端々まで不殘潰れ、燒失致居候、本堂前の邊、多分の石燈籠、金燈籠、佛像など崩れ碎け、不殘飛散致し、長四町、敷石さへ、所々震揚け捌置申候、凡善光寺坊中四十八所、寺役人屋敷、死失百三十八人、町家千三百六十八人の死失と申候、去りながら當時本尊開帳のため、旅籠屋、茶屋、小屋など多く出來、男女入込居り殊に諸國の參詣者入込居候得者、總數三千人にも及ふべしと相聞候、かく多人數の死失にて、諸國の客は、其連の内に助り候者有之候得ば、白骨拾歸候と雖、不分明の白骨は、俵詰に致し埋申候、町家にも一家内不殘死絶候も有之、燒跡掃除も不致候者有之候、善光寺の町宿は寺領、松代領、椎谷領(越後)三方入組に候。

妻科（ツマシナ）　今長野市の西偏を云ふ、式内、水内郡妻科神社在り、三代實錄、貞觀二年、妻科地神とある者是也。今諏方神の妻神と說く、此社の西に裾花川流れ、朝日山を望むべし。○善光寺の三神とは妻科、武居、湯福の三神なり、各別境に鎭座す。

西來聖敎久東漸、此處靑山生紫嵐、知是天堂攀可到、
雲中湧出大伽藍、　春濤

善光寺（ゼンクワウ）

(水清箱)

長野市街の高地に居り、南面して閭巷を俯視す、殿堂廣大香火熾盛、海内無双の大蘭若なり、近世天台、淨土二宗の僧尼之に奉事す。元祿改造以前は、本堂東面し、其礎址は二王門内の露座地藏佛の在る所ぞ、されば寺院并びに街路等の形狀、元祿以後一變したりと知るべし。

寺境は箱淸水（ハコシミヅ）とも稱す、水内神の舊祠ありて、本寺は蓋其和光佛堂とす、此寺中世の初めに當り、已に世間渴仰の靈場と爲り、緣起を說じて推古帝の朝の難波堀江の像と云ふ。且初め伊那郡麻績郷座光寺に在りしを、皇極天智の朝に至り、水内郡に移す云々。座光寺は淸和紀に寂光に作る、定額に預れる古刹なり、則中世寂光寺を此地に移轉したる者歟。皇極の朝に水内郡の奧山に移し、天智三年甲子、今地に建立すと說くは、竟に妄誕を免れず、年代尚考ふべし。○命區一覽云、善光寺は皇極帝の御宇、伊奈郡麻績郷宇沼村より遷座すと云ふ、本寺緣起は盛衰記、平家物語、塵袋抄等に載せ、歷代火災の變に罹りたるが、凡治承三年の炎上後、文永五年、文明五年、應安三年、寛永十九年、元祿十三年等とす、今の本堂は元祿の修造にして、南北二十九間半、東西十五間、高十丈、柱數百卅六本、四號あり、定額山善光寺、南命山無量寺、不捨山如來寺、北空山雲上寺と云ふ、寺領朱印千石、天台宗の大勸進、淨土宗の大本願以下、四十六坊之に屬す、四十六坊中、衆徒二十一坊、妻戸十坊、中衆十五坊に分れたり、昔法然親鸞の止宿せられし坊は、中衆（ナカ）の一院たり。○信府統記云、善光寺、今別當大勸進は天台宗の淸僧にて、衆徒二十一坊同じ、大本願は淨土宗の比丘尼也、中衆十五坊之に同じ、(如來の譜代家と稱し、妻帶して子孫相續す)妻戸十坊は時衆と稱すれど、遊行派と異なりとかや、寶永七年、公儀より仰出されし掟書には、

衆徒、中衆、妻戸は貞享年中解脫院宮御掟之趣に任せ、大勸進之支配たるべき事、御堂出仕之儀、本願之座席、如先例、開帳座に着座たるべき事、御朱印、幷什物等、大勸進之封印を以て納置くべし、奉納金にて相調候新古筆等も是に同じかるべき事、大勸進闕任之節、御朱印幷什物等、本願のいろひに不及、如先例衆徒老僧等に於て相守るべき事、

右之外寺中一切之法例等、聊新儀を構ふべからず、萬事表役幷寺領の町人百姓等仕置の事に於ては、寛永年中奉行衆書の旨に任せ、本願と相談の上を以て、大勸進可勤之、爲後證如此記之、双方へ相渡者也。

(按に、善光寺の舊別當は栗田氏の世業たり、天正中に至り退轉し、爾後大勸進は天台宗を奉じて、本寺別當たりしも(寛永二十年、僧昌法印の時より歟)別に比丘尼上人ありて、京都勸修寺家に依附し、寺務に參與す、是に因り寺中不和の情勢を免れず、幕府に訴訟して公裁を請へることあり、此比丘尼は俗說蘇我大臣の女尊光を開祖とすと云ふは、固より採り難しと雖、慶長中の知事尼京都大佛殿にて如來に奉侍し、且甲府の新善光寺も淨土宗なれば、其比より此女僧初めて寺務に干與することとなれるならん、明治維新後にも大本願と大勸進の公訴ありき)

本尊如來は、緣起に阿彌陀佛と云ふも、元亨釋書には欽明紀に據り釋迦佛銅像と爲す、不審。○奇區一覽云、善光寺本尊は、緣起に百濟國聖明王より奉れる彌陀三尊なりと說く、元祿九年の御改開帳の時、龕の棟札に應安三年と記し、中に釋迦佛あり、重さ六貫三百匁、觀音勢至は各八百七十匁つゝと傳ふ、此寺の御判とて、寶印を授くるは、寶物集の「今日ひらく寶の箱の押手こそ西へ行くべきしるしなりけれ」の行事なるべし。

參考本朝俗諺記云、善光寺如來と申は、昔天竺毘舍離國の月蓋長者、一光三尊の御體を、閻浮檀金以て鑄移し奉る、閻浮提第一の佛像也、佛法東漸の理にて、百濟國に渡り、欽明天皇の御宇に、浪に浮び本朝に來り給ひたりしを、推古天皇御宇に、信濃國水內郡住人、本田善光と云者、遙に負下し奉て、我家を堂とし、我名を寺號に附つつ、安置し奉てより以降、日本最初の佛像、本師如來と仰て、云々。○平家物語云、百濟齊明王、我朝の欽明天皇の御宇に、一搩手半の彌陀三尊、天竺舍衞城より此國へ移らせ給て、難波の浦に星霜を送らせ、常に金色の光を放たせ給ふ、是に依て年號をば金光と號す、同三年、信濃國の住人大海本田善光、(長門本には、水落郡ヲウミ東人、本田善光に作る、伊那郡麻績郷の條を見るべし)いざなひ進らせて、信濃へ下り水內郡に安置し奉る。○今井魯齋云、盛衰記、平語諸本、善光寺如來像、並爲自百濟來、世傳之妄亦甚矣、且如來像今現在栗田寛大家、乃釋迦像也、又有銅印二、其文一云本師如來寶印、一云本師如來檢印、亦可證焉、寛大曾祖父寛安、采邑嘗在信州、善光寺亦在其中也、當斯之時、郡縣爭戰不歇、寛安恐有盜賊兵燹之難、奉如來像、安置我家、從此相傳云。○按に、善光寺本尊永祿中の戰亂にあたり、初め越後の將士に擁奪し去られしが、後還附せられ、(栗田の條參考)又甲州板垣(イタガキ)に移され、武田氏ために新善光寺を建てき、慶長中に又京都東山方廣寺(大佛殿)へ遷置せられしを、同三年信州の舊廟若へ返す、是れ本尊遷座の通說なり。然るに或は舊佛傳へて栗田某の家(水戶藩士)に存すと云ふが、そは金佛高八寸二分の像にて、元祿の比にや柳澤甲斐守の家にて之を收め、本寺へ納附す、(同時に寶印をも納附す)小金佛是也。今之を十夜佛と名づけ、本尊に分つ、鹽尻に之を論じて、金佛小像は熱田の僧定尊が建久年中に鑄たる者と云へり。又米澤人の說に、上杉家臣の高梨某の祖先、信州退轉の時、本尊を收め去り、後米澤に在り云々と曰ふは、北越軍記の一說にも合へど、京都奉遷の事實の明白なるに背けば、採り難し。

東鑑、文治二年の條に、善光寺は當時三井寺領たりと註し、寺田私民の在りしを知る。寛元四年の條に「善光寺地頭職者、故右大將御時、長沼五郞宗政、爲値遇結緣、申請御下文之處、遷成煩之由、寺家訴申之間、被停止彼職」とあるにて明瞭とす。寺家は謂ゆる栗田寺別當及び中衆の徒なるべし、又弘長三年、北條殿より水內郡深田鄕內水田六町を此寺に寄附せらるること見ゆ。(深田今其地を詳にせず)戰國の頃、栗田別當は兵戈を帶し郡邑を私占する事、武家に同じかりき。○吾妻鏡云、故曾我十郞妾大磯虎、迎亡夫三七日忌辰於箱根山、遂出家、赴信濃國善光寺、時年十九歲也、見聞緇素莫不拭淚、云々。○曾我物語云、虎は曾我の女房に暇を乞、二人の骨を首にかけ、信濃國善光寺へ參りつゝ、曼荼羅堂に殿原の白骨を藏め、堂塔巡禮して故鄕へ歸る。○寛正六年善光寺紀行云、御堂に詣で引導する人有て、內陣に通夜せり、剩本尊の瑠璃壇をめぐり、誠に多劫の宿緣淺からず覺えて、歡喜の淚せきあへず、如來本朝御瑞現の往昔まで思ひつゞけて、

てらせ猶濁りにしまぬ難波江のあしまにみえし有明の月、　　堯惠

寛慶寺(クワンケイ)　古の栗田(クリタ)寺を移せる者にて、今善光寺域の東側に在り、淨土宗を奉ず。初め栗田村に在りしを、慶長の頃にや、栗田寛壽(幼名永壽)本寺の傍に移すと。○一說、寛壽の父は、天正中遠州に戰死せる、武田家の栗田鶴壽にて、其祖を寛安と云ひ、寛安の父を寛慶と云へりと、卽栗田別當寛覺の裔孫とす。

水內神社(ミヌチ)　今善光寺の東、假祢岡(カリネ)(本城(ホンジャウ)山とも云ふ、往時城寨の在りしことあり)に移す。是は明治十一年ま

で善光寺の境内に在りて、年神堂八幡宮と稱したりしを此に轉じたる也、岡上は亭榭樹石の布置ありて、遊園に供せらる。

式内、水内郡の名神大社、健御名方富命彦神別の神社是なり、持統紀五年に、須波神と共に水內神、幷に龍田風神を祭りたまふこと見ゆ。後世善光寺起り、本社に代りて盛大を致し、舊祠遂に衰ふ、而も佛神和光同塵の古意を傳へて近世に及びければ、全く廢滅するに至らざりしは、猶幸と謂ふべし。諏方大明神縁起繪詞云、本國水内の郡善光寺別社の事、日本紀第三十にて、持統天皇五年、遣勅使祭諏方水内神等と見えたり、又延喜神祇式にのせ、當社の分座疑なし、是れすなはち善光寺境内の當社也、毎夜寅時、大明神御入堂ありて、内陣の扉閉て、嚴重不思議の事どもなり。○古事記傳云、持統紀に須波、水内龍田一度に御使を遣して祭らせ給ひしを思ふに、風の祈の爲にぞ有けん、信濃神は清輔の袋冊子に「信濃なる木曾路の櫻さきにけり風の祝にすきまあらすな」と云ふ俊賴の歌につきて「是は信濃國は極めて風早き所なれば、諏方の明神に風の祝と云ふものを置て、春の始に深くものに籠り居て、齋して百日の間尊重する也、さてその年凡風靜にて農業のため吉なり、それに自つからすきまもあり、日の光も見せつれば、風をさまらずと云ふ、其意なり」とある、如何さまにも風に由あることなり。○神祇志料云、善光寺縁起に、皇極帝の朝、信濃國伊奈郡人、麻績里の若麻績東人、難波堀江の佛を奉て水内郡芋井鄉に移し、芋井堂と名づくと云り、是後世所謂善光寺也、蓋寺地は即水内神の社地なるを、此寺を建しより、本社は自然衰へて、天下の人善光寺ある事を知りて、神社ある事を知らざるが如くなりしものと見えたり、されど如來堂六月祓、立春より二百十日に風祭あり、十二月朔日、御注連張年越祭などあるは、本社の祭なるが佛寺に遺れる也、寺中坊舍あまたあるが中に、妻帶の僧十五坊各、俗姓を稱するは、皆諏訪より移住と云ふも、始め禰宜神主にて、此神に仕奉りしものなるべし、故に血脈相承して他姓を混ずる事を禁ずと。○信府統記云、善光寺如來堂の内陣瑠璃壇は、其東を善光の間（ヨシミツ）と云ひ、其西に三尊の佛座あり、年宮（トシ）は本堂の後に在り、毎歲極月申の夜半に、本堂へ遷宮あり、青面金剛童子に化現して年を越したまふ、神道の秘儀ありと。寺區一覽云、年神宮は八幡神を祭るとぞ、卽栗田別符なり、本寺の開基本田善光と云ふは卽此尊なるべし、毎年十二月申日夜半に遷宮あり、中衆十五坊の内三老僧を率き、十二坊に輪番に此行事を勤む、之をドウドウジと云ひ、此夜寺中門前僧俗の家々、火をしめし鳴動を制し、其行事を人々出で見ることなし、ドウドウジとは江次第に童堂子と書し、佛事の條に見ゆる名なり。

(年宮)

陸路記云、慈雲隨筆に善光寺の事をあげつらひ、天智紀「三年甲子春三月、以百濟王善光等居難波」とあるにより、善光の名を設け、是歲に建立したりと說く、或云へり、此寺の縁起皆後の作なれど、御堂は古くよりありて奧山なりしを、昔人の便宜とて今地に移せりとぞ、いまのところは水内神の御社の境内なり、過し弘化の頃、幕府の寺社奉行たりし淡路守脇坂安宅、下司の者をこの寺に遣して、委しく祭るところの佛をあらためさせられしに、かの難波堀江よりとり揚しといふは佛ひとつなるを、これは像三つあり、人々あさましとおもひて、なほくまなく探り求むるに、いとあやしきすゝけたる佛ひとつ出たり、手にとりて見れば釋迦の金銅の像にて、そびらに百濟王の奉りしよし彫りつけたりとぞ、又其うしろのかたに鎖もて閉たる所あり、引放ちてみけるに、このうちにぞ誠の水内神社の神體はおはしましける云々と、阿部連稻といふ人のかける善光寺正實記といふものに見えたり、これをば昔より年神堂ととなへて、卽水内の神にておはしますを、今は八幡社と呼換へて、此地にゆかりもなき神となしつれど、今もさすがに異なる祭ありて、境内にたぐひもなき神なり。

芹田鄉（セムタ・セリタ）

和名抄、水内郡芹田鄉、訓世爾多。○今長野市の南偏、及び芹田村、豆島村等の地なるべし。

芹田は後世千田（センダ）に作れり、古訓は世利田なりしが訛れるならん、舊事本紀、天降物部の一に芹田物部と云ふが見ゆるも參考すべし。大塔軍記に、千田い岐守信胤あり、此の在名に出づ、村上系圖に、判官代伊達の子を千田藏人親淸とするは卽其祖先ならん。

(千田)

市村（イチムラ）

今芹田村の境内にして、犀川の邊とす、東鑑に文治二年市村庄院御領と載せらる、又市村の渡と云ふは、河中島丹波島の渡と一津にして、卽北岸を市村と云へばなり。

北越軍記云、弘治二年、河中島合戰、越後勢東返と云手立にて、甲州勢を中に取こめて、一人ものがさじと攻戰ふ、甲州勢は横鑓を入て、越後勢を切て引取ければ、越後の舊軍も先を先に段々に押立、靜々と引取、犀川を渡る所、晴信の先手追來り、越後勢取て返し、追つまくりつ戰ふ所に、新發田尾張守勢八百餘り、柳原の木陰より一文字に突てかかる間、甲州勢元の陣さして引退、越後勢は勝を持て其足にて川を越し、向の岸に上りける、甲州方の諸勢も舉ばんとひしめきけれども、宇佐美駿河守千餘にて市村の渡り口に旗打立、一戰を待かけたれば追來らず。又云、永祿三年、輝虎信州野尻まで出張、晴信獅崎に陣取、市村、綱島にて武田衆と宇佐美一手にてせりあひあり。

市原（イチハラ）

今詳ならず、治承四年笠原村山栗田の人々の合戰せる所なれば、市村の地かと疑はる。

東鑑、治承四年九月、爰有平家方人笠原平五頼直者、擬襲木曾、木曾方人村山七郎義直、井栗田寺別當大法師範覺等、聞此事相逢于當國市原、決勝負、兩方合戰半、日已暮、然義直箭窮、頗雖伏、遣飛脚於木曾之陣、告事由、仍木曾率大軍競到之處、頼直怖其威勢逃亡、還城四郎長茂、赴越後國、云々。

栗田（クリタ）

今芹田村の大字にて、長野の東南郊とす、當國村上氏の庶流に栗田あり、卽此地名を負ひ、善光寺別當職たり、子孫世業、遂に武家に列し、天正の末年に至り退轉す。

大系圖に、村上顯清の男戸隱別當栗田禪師寛覺、其二男禪師寛明、栗田太郎仲國と見え、東鑑には栗田寺別當大法師範覺と云ふ名見ゆ。朝鮮の海東諸國記に「善峰、戊子年、遣使來朝、書稱信濃州禪光寺、住持比丘善峰、以宗貞國請接待」とあるは應仁二年の事にして、禪光寺卽善光寺なれば、善峯と云ふも栗田別當なるべし。此別當家は甲陽軍鑑に栗田刑部、また栗田六十騎など云ひ、當時兵事にも與りしこと、諸州の寺社家に同じ。

北越軍記云、永祿三年七月、信玄方栗田淡路守國時と宇佐美造酒助定勝と、信州野尻口にて度々せり合、造酒助打勝て、栗田を追込、善光寺へ推入、如來を分捕にして歸る、栗田色々懇望し、八百貫の知行と如來を替、再善光寺に安置す。○編年集成云、善光寺別當栗田鶴壽丸、武田家へ屬し、遠州高天神に籠城、天正九年三月、落城の時討死し、五月其子永壽丸感狀を賜ふ。○北國太平記云、天正十年、上杉景勝事故なく河中島四郡を伐從へ、善光寺の別當栗田永壽に前代の如く、本領安堵の朱印を出さる。（管窺武鑑にも、天正十二年、越後藤田能登守の合備、信州衆善光寺の栗田永壽云々とあり）

豆島（マメシマ）

今大豆島村と云ふ、芹田村の東に隣り、犀川、千曲二流の相合ふ北邊とす。

（風間）

豆島村の大字風間に八幡宮あり、式內水內郡風間神社なるべしと云ふ、風祭の下畧にあらずや、不審。袋草子并に十訓抄等に、信濃の風祭の事見ゆ、此國は風早き所なれば、諏訪明神の社に、風祝を置き、日光をも見せしめず深く籠りて祈らしむれば、其年風靜にして、農業の爲によきを、自らすき間もあり日光をも見せつれば、風をさまらずして惡し、とある故事に據れば、本社蓋風神にして、諏訪の末社にやあらむ。

尾張郷（ヲハリベ）

和名抄、水內郡尾張郷、訓乎波利倍。○今古牧村、朝陽村柳原など、長野の東、豆島の北なる村落にあたる、古牧に西尾張部、朝陽に北尾張部の大字のこる、古姓號より起りし地名なり。

柳原（ヤナギハラ）

今柳原村と云ふ、千曲川の左岸にして、其渡口を村山と云ふ、今橋梁を架し長野須坂の通路とす、長野へ二里、須坂へ一里半。

（村山）

東鑑、文治二年「善光寺領、河居、馬島、村山、吉野」の四村を注す、河居、馬島は更級郡に存し、村山は柳原村の管內に存すれど、對岸高井郡の管內にもあり。中世水流の變動ありて、一地分裂して、河の東西に離立することなれる也、吉野は蓋古野の形誤歟。

古野郷（フルノ）

和名抄、水內郡古野郷訓布無奈。○今三輪村に字大布野存す、されば吉田村、若槻村、古里村も此郷內なりしごとし、尾張郷の北、芋井郷の東とす、布無奈とは布留乃の訛なるべし、大和國に布留野あり。

（布野）

三才圖會に、布野長命寺の祖、西念は信濃源氏、井上五郎盛長の子にて、親鸞如二師に仕へたりと載す。

三輪（ミワ）

今三輪村と云ふ、長野市街の東北に隣比し、美和神社あり。

神祇志料云、式內、水內郡美和神社、今三輪村に在り、蓋三輪大物主神を祭り、國業比賣神を相殿とすと、社說に見ゆれば、淸和紀、貞觀三年に授位ありし國業比賣神を相殿とする歟。同紀、貞觀八年、以神祇官奏、勅信濃國司、講師至誠齋潔、奉幣、并轉讀金剛般若經千卷、般若心經萬卷、以謝水內郡三和神部兩神怒、兼厭兵疫。

吉田（ヨシダ）

今吉田村と云ふ、三輪村の東に隣る。弘化四年地震屆書云、新町吉田の邊、大半は潰家にて、曲り痛みも強く、皆潰も同事候、死亡も數多く候が、吉田の禪家善敎寺に、江湖會有之、授戒など致し、男女集居候に、右寺潰れ五百餘人死失致候と相聞候。同聞書云、吉田村二百五十軒の內、潰家十軒、死失四人、三輪村六百軒程の內、潰家四百軒、死失二百五十人餘有之、押潰候後、燒失致候ものも相見候。

若槻（ワカツキ）

舊庄號なり、今東條、新町、上野、田子、吉村などを併せて若槻村と云ふ。吉田の東北、長沼の西とす、東鑑、文治二年、若月庄、證菩提院領とあるは卽此とす。

（若月）

信濃名考云、若月庄、或若槻に作る、其地未詳、伊豆守源頼隆、信濃國に住して若月と號す、頼隆は源義家七男、陸奥守義隆の子也、其孫裔若月、神田、多胡を氏とす、按に今の田子村の邊にや。

上野（ウハノ）

今若槻村の大字とす、上野に一古墳あり、墳上に老松并に大乘妙典石塔あり、塚穴の壁み石は已に崩れたり、上野の北田子村にも古墳あり、其一所は前年毀ちて勾玉并に鐵鐔などを掘出したり。

西條（ニシデウ）

若月、東條と相隣る。今北郷、伺去と併せ、淺川村と改む、飯綱山の南麓とす。西條より上松の邊まで處々に石油井あり涌出の量多からずと雖、近年採酌するものあり。

（伺去）

北郷（キタガウ）

今淺川村と改む、善光寺の北一里半、飯綱山の下にして、溪流は東方に迂回して、長沼を經て千曲川へ入る、淺川是なり。

（淺川）

北郷村の戸屋峰の耕地に、一大古墳あり、勾玉、管玉、土器

を出す、西條村□澤にも風穴あり、東條の蚊甲八幡宮の後山にも風穴と云ふものあり。（人類學會雜誌）

薬師山（ヤクシ）　北郷のブラン堂（近時石窟洞に作るものあり）薬師の山を云ふ、箇は數丈の岩窟の上の岩洞あるに、梁木を挿みて堂宇を構架す、長三間横九尺、橋を架して之に入る、人堂に至らんとする時、必動搖す、弘化四年震災の後再修す、三代實錄「貞觀五年二月、授信濃國八幡（ヤクシ）神從五位下」とあるは此ならんと人々の考證あり。○荒木田久老、薬山記に、「くすり山は最怪き山にして、切立たる岩ほの中らゆ、大きなる木をさし出して、其が上に一の屋造り成せり、欄より見下せば、淺川とて草水と云へる油の湧出る流なり、屋の中には小さき藥師の石像おはす」云々、又建部綾足が「くすり山命延ぶてふくすり山たまつ流れをいざ結びてん」とあるも此地に天狗瀧あり、又温泉あるをばよめる者とぞ。

多古（タゴ）（田子）　延喜式の驛名にして、今若槻村の大字田子にあたる、今も善光寺より牟禮、柏原に赴く通路にあたり、長野の東北凡一里半、犀川丹波島の古渡より測らば凡三里もあらん。

弘化四年信州地震出役屆書云、三月十三日七つ時、田子村通行致候、此村六十軒皆潰家に成り、死失十三人と承候、時に善光寺の方にあたり、過分の山鳴り致候が、村人の申には、犀川地震堰留の場所、押破候音に可有之と、村中鳴立、彼是仕居候内、川中島の方、犀川筋白泡立ち、水押に相成候樣、遙に相見候、吉田村まで至り候に、犀川筋より村々の男女水難を逃れ、右往左往に奔參候、右水押の模樣、川中島一圓、岩石大木をも押流候大變に相聞候。

吉村（ヨシムラ）　田子の北に隣る、今若槻村の管内にして、豐野驛の西にあたる。

弘化四年地震屆書云、吉村百二十軒の處、村の出口入口にて、五十九軒の人家は、地祿三四尺位めりこみ、曲家潰家に相成候得共、潰不申、殘る六十一軒は南側、家並泥土冠り、押込相成、百七十人壓死致候、右泥土は三月廿四日の夜地震の砌、吉村より一里餘西、十八谷と唱る山間より多分に押出候、是は山崩れの處へ水吹出し、溢流候義にも可有之哉、右泥土押出、田畑も六町位の通り、一圓埋り候、村中人家沈み候邊、立木存在し、右立木六七尺の上まで、泥附居候、昨今は人家所々掘出し方取掛居候、土の厚薄は不同候得共、大抵一丈より六七尺位に候。

長沼（ナガヌマ）　今長沼村と云ふ、柳原の北、千曲川の西岸とす、津野、穗保、赤沼等の大字之に屬す、長野を去る一里半。戰國の頃より城寨ありて、貞享四年まで城下町なりしかば、俗に大町と唱ふ。

長沼城址（ナガヌマ）　千曲眞砂云、長沼は永祿中武田家にて築城、要害最堅固と稱す、元和二年、飯山城主佐久間備中守の弟、佐久間勝之、（大膳亮）當城一萬八千石を賜はる、四代相續して（勝親に至り、幕府の内旨を奉せず、病と稱し、退居游蕩に耽り）斷絕す。○甲陽軍鑑云、永祿十一年、謙信和睦不調によりて、長沼城取立、越後口を押へらる。北國太平記云、天正十年、眞田蘆田小笠原を始とし、信州衆上杉家の幕下に屬し候はんと、誓紙を出し出馬を願ふ、景勝聽て村上源五國淸と、岩井備中守を長沼の城まで指遣され、事の實否を聞定め給ひて、六月十六日、春日山を打立、事故なく河中島四郡を伐從へ、其々恩賞あり、長沼城には越後家の島津淡路守を指置かれ、筑摩川より西は長沼組と號して、島津の合組とさためらる。

中島郷（ナカシマ）　和名抄、水内郡中島郷、訓奈加之末。○今詳ならず、長沼丼に其東岸なる相之島、小島、大島などは古の大島郷とおもはるれば、中島は其西北にて、今の神郷村（カミサト）鳥居村なとにあらずや、當考ふべし、近年豐野（トヨノ）と改む、鐵道停車場ありて、中野、飯山方面の上下驛とす、長野を去る七哩。

神代（カミシロ）（豐野）　神祇志料云、式內水内郡伊豆毛神社は今神代村伊豆毛（イヅモ）に在りて、出雲宮と云ふ、飯山藩取調書、天正十一年文書蓋出雲神の子出雲建子命を祭る。（仙覺萬葉鈔、引伊勢風土記）卽諏方神に同じ。○三代實錄、貞觀八年、神祇官奏言、信濃水內郡、三和神部兩神、有忿怒之心、可致兵疫之災云々とある神部今詳ならず、もしくは伊豆毛神を云へる歟。神部ありて之に奉仕したるに因り、神部神とも呼ばれしごとし。

石村（イシムラ）（伊豆毛）　今神郷村の管内とす、延喜式、水內郡粟野神社は此地の粟野（アハノ）山に在りて、靑野大明神と云ふ、又粟野平の地名近傍に存す。○集古文書、文永十二年、所領讓狀に「信濃國大田庄大倉、石村兩所」とあるは此とす。

淺野（アサノ）（粟野）　今蟹澤、大倉なとと併せ、鳥居（トリヰ）村と改む、豐野の北東に接し、千曲川の邊とす、豐野より中野、飯山に向ふ通路、此にて分岐す。柏原牟禮の山中に出づる溪流は、淺野に於て千曲へ入る、鳥居川と云ふ、其合流の邊は、大地標高三百五十餘米突。

大倉（オホクラ）　今鳥居村の管内とす、淺野の北に在り、信長記に「天正十年夏、森勝藏は海津城を修復して之に移るべしとて、夜を日に續いで急ぎけるに、其邊の一揆とも取固められては惡かりなんと、俄に一萬餘を催し、長沼口へ相働く、勝藏七八里が間追詰、二千計討取、敵這々逃延びたる奴原、大倉城に楯籠、勝藏追掛卽日に攻落し、女童部まで撫切になし、首數三千餘を信忠公へ進上す」云々とある卽此也。

鳥居川（トリヰ）　戶隱の東、飯綱、黑姬の間なる衆澗を源とし、古間村に至り南に折れ、牟禮驛より稍東南に轉じ、淺野に至り千曲川へ入る、遠源より凡八里。豐野

柏原の間十一哩の鐵道は、此一溪の左右を縫ふて通ず、頗る曲折險峻なり、此溪流に龍摺（リユウズリ）と名づくる岩山石出づ。

牟禮（ムレ）

今牟禮村と云ふ、鳥居川の谷合にして、鐵道車驛とす、黒川、小玉、平出等の大字之に屬す。牟禮とは古言山を云ふ、又群集の義に通ふ。

北越軍記云、永祿三年七月、信州栗田淡路守國時と、宇佐美造酒助定勝、野尻口にて度々せり合、同十一日、牟禮花町合戰、造酒助討勝て、栗田を追込善光寺へ推入。○弘化四年地震届書云、牟禮宿百五十軒の所皆潰、十七軒燒失にて燒死十人、外に壓死者百七十人有之候、小玉百軒皆潰なれど、死失四人のみにて候、牟禮宿東の山手七八村、大半潰家に相成候、平出（ヒライデ）八十軒の處、皆潰家になり、死失八人。

平出

小玉（コダマ）

今牟禮村の大字とす、驛の北に隣る。○按に、北國太平記「天正十年六月十六日、景勝春日山を打立、其日は關山まで、坂東道五十里を押玉ひ、十七日には野尻と小玉との中間の原まで、四十五六里の道なれば、朝夜の間に打立、夜の七刻に長沼に着城」、是は越後流の備押、道規のやうにいつても此の如し、とある原は柏原を指す、蓋此文句は地形に合はず、小玉原あるか。

芋川（イモカハ）

今三水村と改む、牟禮の東にして、同く鳥居川の山谷に屬す、東鑑、文治二年の條に、三河庄、殿下御領とあるは此近村を籠めたる庄田なりくならん、甲陽軍鑑に信州先方衆芋川六十騎と云ひ、北越軍記に「五百川修理亮一人、今は信州芋川城主也、景虎代義仁難の時、一方の大將也」とある皆此とす、北は越後關城に接れる斑尾（マダラヲ）山に至る、○東鑑芋河庄の次に青林寺（シヤウリンジ）、寶永利旨、月林寺、今詳ならざれど、孰も今其地を知らず、月林は天台山末寺、今は松尾に寺址を遺せらる。

大田郷（オホタ）

和名抄、水内郡大田郷、訓於保多。○今牟禮、柏原の邊なるべしと云ふ、東鑑文治二年の條に大田庄、殿下御領と載す、尚石村（イシムラ）を參考すべし。

古間（フルマ）

今古間村と云ふ、牟禮の北一里半、柏原驛の南とす、戸隠山より出づる溪流此を經るを以て古間川と云ふ、即鳥居川の上游なり。

守田神社（モリタ）

延喜式、水内郡の官社なり、三代實錄、貞觀元年十二月、信濃國無位守達神從五位下を授け、同五年、同七年連に陞叙の事見ゆ、神祇志料云、今古間村に在り、一書守達、又安達に作るは非なり。

沼邊（ヌマベ）

延喜式の驛名にして、多胡より沼邊を經由して越後に入る、而も式に越後國に於ける信濃路の驛名を載せず、行程分明ならず、多胡より次驛を推求すれば、古間柏原の邊ならざるべからず、或は疑ふ、古間とは古驛（フルマヤ）の訛言にやと、一說、沼邊は湖畔の義なれば、野尻なるべし（沼尻（ヌマシリ）の義）とも云ふ。

柏原（カシハバラ）

今柏原村と云ふ、鐵道車驛、長野を去る十八哩。柏原より田口、關山、新井の間、冬季推雪最深し、稱して中山（ナカヤマ）と云ひ、信越堺の重險とす、冬季往々滿車往來を絶つことあり。

千曲眞砂云、柏原宿より越後境は、雪ふること日本無雙なり、一時に五尺八尺丈餘に至る、往來の人雪車（ソリ）を用ふ、晴日にも五六里を往くのみ、古間沼名物なり。○弘化四年地震届書云、柏原宿百軒の内、四十軒潰家、死失十六人、大古間（オホフルマ）宿百軒皆潰、死失三十八人、小古間廿八軒の内廿四軒潰、死失四人、落影（オチカゲ）四十軒皆潰、死失二十八人。

黒姫山（クロヒメ）

柏原驛の西に隆起し、山勢孤圓にして秀拔、南に飯綱、北に妙高、西に戸隠、東に斑尾、各數里を隔て對向し、黒姫其中央に居る　行客毎に云ふ、六月の朝、東上柏原の西を望む、山高く野廣く、滿目皓々、壯觀世に稀なりと。

地學雑誌云、黒姫山頂上には明に噴口壁の跡を殘し、内に火口丘あり、小黒姫山といふ、一小火口濶あり、峯の大池といふ、山の東山腹に大平なる突起あり、寄生火山ならん、東南腹の藥研澤の水は少暖なり、是れ山體の内部幾許か暖かなるに因るならん、標高一千九百八十餘米突。

しなのでは月と佛とをらが蕎麥、　一茶

下水内郡（シモミノチ）

上水内の北に連なり、下高井郡と相抱合して、千曲川の兩岸を成し、善光寺平の北偏を占む、而も飯山（下水内）中野（下高井）の二平夷あるのみ。其三方は皆火山岩質の山峰にして、越後、上野の二州堺に相限極す　今下水内郡、面積凡十四方里、人口三萬三千、一町九村、飯山に治す。

靜間（シヅマ）

今秋津村と改む、飯山町の南に隣り、千曲川の西岸とす、按に、長門本平家物語、横田川原軍の條に、信濃武者には富部三郎、閑妻六郎、風間橘五云々と、閑妻はシツマと訓み、靜間に同じ、又保元物語、當國武者の名を擧け、志妻小次郎と云ふ、又同じ。蓋飯山の地も志妻の管内なりしが、築城後に分離したるならん、下水内に於て第一の都地とす。

（妻閑）

飯山（イヒヤマ）

今飯山町、人口六千七百、長野を去る八里餘、千曲川の西岸に居り、本郡の治所とす、西北は越後堺は斑尾山より大水山に連り、嶺表委蛇として隆起し、東方には下高井の諸高峰を望む、豐野淺野より千曲川に沿ひて、越後魚沼郡に降る者、并に嶺を越え越後頸城郡より來る一支路、此に交會す。（豐野驛の北四里）

永祿十二年二月、北條氏康より上杉謙信へ與れる書に「愚息新太郎者、駿州興津、日々職守、無手透候、其口遲々、愚老苦勞此節候、一日も早く飯山邊へ、御人數被打出候樣、所希候」云々 ○甲陽軍鑑云、高坂彈正申けるは、河中島にて大勝の御威勢を以、十五箇年以來は、長沼、飯山まで御手に被入、我等大將になりて、此邊の人數を

引進國の山のあなた迄放火し、輝虎の御在城へ、東道七八里、或は十里近所まで働き、亂捕を仕候。〇北越軍記云、天正十年夏、森庄藏貝津城を捨て退登りしに附、景勝信州へ出張、北條を追崩し、河中島四郡手に入る、飯山城には岩井備中守を入置歸陣、長沼組なり、備中守經俊は謙信小性衆にて、分別有て名高き兵也。〇弘化四年地震出役居書云、須坂飯山の間、村々潰家水冠も多く相見候、中野御陣屋は別條無之候、飯山は御城郭、一丈程もめりこみ曲候て、矢倉二箇所潰れ、家中屋敷大半潰家に相成り、町方も荒増潰され候上に、燒亡いたし、野原同樣に相成候、町方は大地々祿一體に、一丈位も高く相成候ゝ承候、ひび割も相見候、又井戸は深さ四五丈も堀候所なるに、地震以後水涸あがり、一滴も無之候、飯山の地祿高低相變候趣は、町家西南の方一體一丈位も高く相成、東は低く相成候、千曲の安田渡の邊は、從前飯山城下よりも地高にて、城下每年雪汁洪水に押込まれ候と雖、安田人家は水際三四尺も高く候、然るに地震の後の押水には、安田渡場邊人家床上へ二三尺も押入候と申聞候、總じて飯山御領分內、變死千四百人と承候。

飯山城址（イヒヤマ）　市街の東にして、千曲川の岸邊に在り、舊名飯笠山、天正中上杉家之を築きて、善光寺平、河中島の押へと爲しものとぞ。慶長十五年、越後堀氏の族直寄、(奧田丹後守)飯山三萬石を賜り、舊城を修理す。元和二年、佐久間備中守安次(舊織田家の部將、佐久間信盛の族黨)之に代り、傳へて孫三十郎勝長に至り、家嗣なく除籍せらる。寬永十八年、松平大膳亮忠重入部、傳へて曾孫忠喬に至る。寶永三年、永井伊賀守直敬、同八年青山膳亮幸秀、享保二年本多若狹守助芳等相代り、爾後大政維新まで本多氏世襲、封士二萬石。〇慶應戊辰の四月、江戸脫走の隊兵、古屋作左衛門之を率ゐ信州に入り、飯山の孤懸するを見て、之を奪ひ越後の東軍に連合せんと欲す、急に飯山城を攻む、本多氏城を守り屈せず、援を松代に請ふ、官軍たまたま至り、擊ちて古屋を走らす、古屋越後へ逃る。

富倉（トクラ）　今柳原（ヤナギハラ）村と改む、飯山の北一里、此村より西へ山脈を越えて、越後頸城郡長澤村に出で、新井宿に至る凡六里。
(柳原)
弘化四年地震出役居書云、富倉峠山々、十六箇所缺崩れ笹川村五十三軒の中、三十七軒山冠りに相成、死失七十八人有之候と雖、今に其まゝに相成居候、峠を越し越後長澤村に至る、長澤より荒井宿の間、潰家も不相見候。〇富倉に近年石油を採酌す、明治四年より松澤、狐平、下山等數十坑を掘り、八九十間を以て以て最盛の涌出を見る、年額約一千石の原油とぞ、山中に又砥石をも出す。(富倉一書、巻藏に作る)柳原とは舊庄名にて、近世常盤郷の柳原庄內と云へる地なり。

常盤（トキハ）　舊鄉名なるが、今專村名に呼ばれ、飯山町の北に隣る、東鑑、文治二年左馬寮牧の內なる常盤牧即此とす、今も郊野の形狀、舊堀たるを辨すべく、又古墳とおもはるる者散在す。

戸狩（トカリ）　今常盤村へ併す、飯山町の北二里。〇人類學會雜誌云、飯山の北に長峯（ナガミネ）と稱する一帶の丘陵ありて、長さ三里に亘り、南は飯山より起り、北は戸狩に終り、廣さ十町より十五六町、其の東西各一帶の平地ありて、西方には柳原、外樣、太田の諸村を散在し、黑岩山（クロイハ）の麓とす、東方には常盤村の諸部落を散在し、更に千曲川の東岸に至れば、木島平と稱する平地あり、初め想ひしは、太古に在りては、此の平地漫々たる湖水にして、中に長峯の洲島あり、コロボックルの住地ならん、千曲川の兩岸は湖底に沒し、水族の棲處となりし者ならんと、而も思ひきや戸狩より關澤に至る途中、道の邊の畑に往々土器の破片あらんとは、是に依りて之を見れば、此の地方は、三千年以前にも今日の地形と大なる相違なく、今日の低地は一般の沼地なりしのみ。
(長峯)　(黑岩山)

中曾禰（ナカツネ）　今隣近部を併せ、外樣（トサマ）村と改む、長峰の西側にて、黑岩、鍋倉の大山脈其西方を限る、此地に尾崎の城址あり。相傳ふ、泉小次郎親衡の遠裔、尾崎城に居り、一族近邑に布き、繁榮數代に及び、飯山、富倉、大瀧、中曾禰、岩井、奈良澤、西堀、關戶、小佐原、今井、堤などの家ありしと〔信濃寶鑑〕
(尾崎)

五束（イツカ）　今太田村と改む、諏訪神社あり、下水內の一名刹とす、曹洞宗、高源院に尾崎殿の古文書あり〔信濃寶鑑〕

出置知行目錄覺
貳貫三百二拾五文　尾崎鄕、泉館廻
七貫百七十五文　同　五荷村
右之通令寄附候、永代不可有相違者也、仍如件、
天文十七年十一月　尾崎　重信
高源院へ　泉　重歲

桑名川（クハナガハ）　今岡山村と改む、飯山の北五里、千曲川其南を流れて大壑を成し、對岸を下高井の市川村なり、此邊河流の兩岸皆火山岩に係り、山險にして水急とす、大瀧の名ある所以歟。〇大八洲遊記云、至大瀧（オホタキ）驛凡此間河岸狹隘地、皆爲一聚落、横頭岡背、多種桑楮、水流淺急、底有巨石、水爲之激起沸白、雷砲電奔、似横數百丈瀑布於大地、而岸上諸山、半腹以下、開墾爲田、鱗次爲級、此地水大山高、灘流爲瀧、雄壯痛快。
(大瀧)

森（モリ）　今水內村と改む、桑名川の東三里、越後魚沼郡堺に在る小驛とす。其北に天水山（テミツ）聳ち、南に千曲川横たふ。森、志久見より東北は又沖積層の田野を見るべく、謂ゆる妻有十日町の地なり。
山盡荒郵々蓋田、田村山郭斷還連、孤行十日鄉書絕、擬把一封投信川、　雛田　松溪

下高井郡

下高井郡（シモタカヰ）

明治十三年、高井郡の北方を割きて、下高井郡と命名せらる。今面積凡五十三方里、人口五萬三千、一町十九ヶ村に分ち、治所は中野に在り、下高井は下水内と相抱擁して一地域をかたちづくり、河中島平原と、魚沼高原の間なる一河谷とす、千曲川其中心を貫通し、右岸を下高井、左岸を下水内と云ふ。

箕作（ミノツクリ） 今堺村と改號す、千曲川北岸の森村（今下水内）と共に本州東北の最端にして、越後中魚沼郡の地に堺す、堺川を志久見川と云ふ。

(笠法師山)

志久見（シクミ） 箕作の一部落にして、同名の溪流の畔とす、此川の水源に笠法師山（カサホフ）あり、一名鯛の峰と云ひ、高二千米突許、消火山にして、志久見川は即火口瀬にあたる。笠法師山の東には中津川の溪谷あり、方俗秋山（アキヤマ）と稱し、笠山數里の間、民戸寥々、僅に生息を見る。谷中に和山、切明の二温泉あり、今堺村の管内とす 秋山の東には苗場、稲包の高嶺あり、南に進めば上野吾妻郡入山（イリヤマ）谷に至る、入山と秋山の間に野反池あり、其水は北流して中津川に入る（越後の秋山を參考すべし）

(秋山)

信濃國、市河左衛門六郎助房、謹言上、
欲早任相傳當知行旨、下賜安堵國宣、備末代龜鏡、
信州高井郡、中野西條内、田地參段、在家壹宇、并
志久見郷一分地頭職、貫志加澤村等事、
右所等、重代傳領知行、于今無相違上者、依爲前、雖
不持參次第御下文御下知手續證文等、欲下給安堵國宣、
若此以不知行地、於掠申國宣、可被處重科者也、仍恐
々言上如件、
元弘三年十月 日（史料、市川文書）

市川（イチカハ） 今市川村と云ふ、舊は市川谷と云ひ、野澤より東北、千曲川南北を總稱したるごとし 今の市川村は南岸にして、虫生（ムシフ）、平林等の大字あり ○市川氏は其所蔵文書、後世につたへ、信州の史料に於て頗推重せらる、此家は甲斐國市河に出でしならん 東鑑に市河掃部助入道見西あり、當國埴科郡船山郷を參考すべし（市川谷を經由して、信越の通路と爲るものを、谷街道とは呼びき）

(虫生)

爲對治朝敵、可馳參之由、就被成御教書、去月二十九日、以舅市河三郎助保、爲代官、馳參船山、付御着到候畢、依之今月四日、市河刑部大夫助房、同舍弟左衛門九郎倫房、同左衛門十郎經助、相具子息家人等、自當光寺奉馳付、同八日於常岩北條、致軍忠、合破却城郭畢、將又就符中騒動、同十六日御發向之間、至于淺間宿、同奉馳付候畢、仍言到之狀如件、
建武二年三月 日、

千曲眞砂云、市川城は河に臨み、崖上に在る、無双の要害なり、越後魚沼郡の通路にあたり、市川谷の押へなり、今城址に定願寺と云ふ寺あり、是は上杉の河守定顯の在城あればとぞ。○越後治亂記云、明應三年六月、甲州の太守武田大膳大夫義春、信州へ出馬ありし時、其威勢に驚きて、春日、替佐、保科、河田、香坂、市川、谷七人降參して御手に隨へり 北國太平記云、天正十年夏、景勝事故なく河中島四郡を從へ、市河の城をば前代の如く、市河對馬守へ預けられ、貝津祖とす。

野澤（ノザハ） 今豐郷村と改む、虫生、平林の南とす、温泉數所に涌出し、湯澤（ユザハ）とも稱す、飯山の東北四里、鑛泉志云、野澤諸鑛泉は皆硫黄泉に屬す、熱百九十六度、乃至百五六十度の間、等差あり、その總湯、新田湯、河原湯は湯澤の民家の傍に出で、寺湯、麻釜湯、桐湯及び瀧之湯、上照湯等亦遠からず、客舍三十餘戸あり、冬季積雪丈餘に及び、僻境の憾あり。

(湯澤)

毛無山（ケナシ） 一名犬養山と云ふと説けり、蓋野澤の湯を古の犬養の湯に牽強するに由る歟、野澤の東なる消火山にして、山勢頗雄大なり、標高凡千八百米突、裾野は北方に於て特に著顯し、千曲川に向ひ降下す、笠法師山は毛無の東南にありて、更に高さを加ふ。

神戸郷（カムベ） 和名抄、高井郡神戸郷、○今詳ならず、野澤、小菅山下に神戸（カウド）てふ地名ありて、神戸（カンベ）を誤り訓めりと疑はるればなり。されど本來此神戸は何社の封戸なりしにや、上古より著れたる大社の此に在りしともおもはれず、尚考ふべし。

穗高（ホタカ） 今穗高村と云ふ、野澤の南西にして、小菅山の下とす、大字中村（ナカムラ）を主里とす 中野町を距る五里、飯山町二里、下高井の中央にあたる。○信濃寶鑑云、穗高村和栗（ワクリ）に三尺坊の舊蹟をつたふ、三尺坊とは此地の人にて、遠州秋葉山を中興せる修驗とす、年代不詳。今按ふに和栗は東鑑文治二年、和栗（ワクリ）庄とあるに當る。

(中村)(和栗)

小菅山（コスゲ） 穗高の東嶺にして、山中に神祠あり、當稱小菅權現と云ひ、地方の一靈場たりき。○奇區一覽云、小菅權現の奥院は小菅山の中腹に在り、里宮は村内に在りて、降里を神戸（カウド）と云ふ、古の神領にやあらん、初め此神小見里に降宿し、後此山に移り給ふと傳ふ、別當大聖院元隆寺、神主菅尾氏と云ふ、毎年祭日には市を立て、商賈遠近より來り、賣買交易をなす （米澤鹿子に「小菅山大聖院は信州より隨從し、米澤城下に移され、寺領二十五石を賜ふ」と曰へり、此別當元隆寺の分流なるべし、近世元隆寺領七十石。

(神戸)

木島（キジマ）　今木島村、上木島村の二に分つ、[illegible]高の西南に隣り、飯山町の東岸にあたる、地卑平衍なり。木島の南、中野の北なる峰巒を高社（タカヤシロ）山と云ふ、山の西千曲川に沿ひ、岩井、田上、柳澤の諸部落あり、今合併して倭（ヤマト）村と改稱す。天正中岩井備中守とて、上杉家の一將あり、此岩井の鄕士の名跡を繼げる歟。

(岩井)

高社山（タカヤシロ）　標高六千五百尺、飯山町の南、中野町の北東なる雄峰なり、其山脈は東方岩菅山に連なり、西は千曲川を隔てて斑尾山と相向對す。高社山に神祠あり、奥宮、中宮、里宮の三所に祀り、之を藥師（ヤクシ）大神と云へり、山南科野（シナノ）村（赤岩）に神宮寺址あり。是は式内高井郡高杜（タカヤシロ）神社なること著明なり、杜社の二字は邦俗古訓相通じたれば、疑を容れず。或は之を以て歌名所の高井山にも擬せり、方俗高井富士と稱すればならん。

(高杜神社)

文化中撰、黑崎素水、高社山碑文云、大凡海内山川景勝、必有古人詠歌、而後其名顯、如吾信濃高井山、亦其一也、山在高井郡日野鄕小館城墟北一里餘、遠陸巍然、中有怪石[illegible]、山上有高杜神社在焉、世呼高社、曾天朗則、一郡風景可俯而盡也、云々。

笠原（カサハラ）　今金井、若宮、竹原などを合併し平岡村と云ふ、木島の南にして、中野町の北に接す。岩菅山中より出づる星川、此を過ぎ千曲川へ入る、笠原の南を長岡村と云ふ。

式内、高井郡笠原神社此に存し、神宮寺僧房も近年まで遺れり（神祇志料）東鑑、文治二年の條に見ゆる、當國左馬寮領二十八牧の中なる、笠原牧南條同北條とあるは此歟。○笠原氏は平五頼直、木曾勢と戰ひ、敗れて越後に走れること、市原の條に引くが如し、盛衰記、養和元年六月、横田河原合戰の條に「昔は信濃國の住人、今は平人笠原平五頼直」と名のりたる由を錄したり、此地の人と

中野（ナカノ）　今中野町と云ふ、人口七千、下高井郡の役所此に在り、長野の東北五里、（豐野停車場の東二里）飯山の南三里とす。千曲川の右岸なる小平野の中心にして、俗に中野平又は高梨平と云ふ、高梨氏の古城址在す（中野の名は、市河文書、元弘三年のものに見ゆ）近世江戸幕府の、代官陣屋を置きて、近傍の公料を支配せしめたる地なれば、又一名邑とす。

高梨城址（タカナシ）　中野町の東隣なり、小館と稱す、高梨氏は高井郡の名族にして、井上と[illegible]す、其在名は上高井郡の高梨村に起るならんが、越後國にも其知行ありて、彼にも高梨村存す。蜷川親元日記、寛正六年七月、信州高梨彌太郎云々、又二月「高梨彌太郎方へ書狀、文章は貴殿得御意候畢、御訴訟事、先管領へ幾重も可被仰披候、既被捕上杉右典廐事候間、一段無被訴事申儀候者、難事行候哉之由申候、云々」。とあるは、其前後の事實詳ならず。

村上兵部少輔、並高梨彌太郎退治事、先度被成御教書畢、早相談上杉民部大輔、可被加治罰之由、所被仰下也、仍執達如件、

寛正六年六月九日　　尾張守政長在判

小笠原六郎殿（遠江國風土記傳）

千曲眞砂云、井上[illegible]高梨二郎政信は、木曾義仲に屬し、水島合戰に死し、同兵衛尉忠直は京都に戰死す、子孫中野に在城し、永祿中に至る。又云、永祿二年、武田信玄、高井郡の諸士の叛服向背一ならざるを怒り、三月上杉の兵害に支へられて出づる能はざるに乘じて、急に高梨館を圍む、遂に高坂彈正を始として、高梨一族を誅滅し、須田綿内井上等をも誅せらる。○越後治亂記云、明應三年、甲州の太守武田大膳大夫義春信濃の國へ出馬あり、高梨、村山、須田、井上、[illegible]等五ケ所、[illegible]、[illegible]春公御には中々不可叶、高梨の勢を五手に分け、五箇所の城へ押寄、[illegible]、何れも同時に攻よせよとて有ければ、各承り、四箇所の城は直にも可攻落候得共、高梨の城と申は、中の平高き間、二十六間程の處、三方に大河流れ、前の方より岩の峰高く、流れの末までも屏風立たる如にて、入口は一方口、殊に一騎打の難所なり、之を攻むること[illegible]をふるとも、いかで叶候はむと、段々に申ける、云々　又云、高梨頼宗は越後長尾景虎の妹智にて有に依り、輝宗加勢として、越後より新發田出羽守、五十嵐入道、柿崎出雲守を大將として、關の東に陣を取るとも聞候、云々　○同書又云、天文廿二年、武田信玄、村上の城を攻落されければ、義清は討れずして、高梨城へ落されける、須田、井上も叶はずして、武田和談致すと雖、高梨一人稱號て、降事もなかりける、晴信無念に思はれ、多勢にて攻給へども、名城なれは落べき樣なき處に、村上の譜代、土浦、西條、尾見、青柳五人心替して武田へ内通して、城に火をかければ、攻落され、高梨村上、越後へ引退。

吉田（ヨシダ）　今江部と併せ、平野村と改む、中野町の西に接する部落なり。東鑑、文治二年、左馬寮領の牧の中に、高井野牧、吉田牧、笠原牧とあるは必定此とす。之を中野（ナカノ）牧とも云ひしごとし、同書元暦元年の條に、

尾張太知宣、向關東、信濃國中野御牧、令知行、自先祖々郷朝臣之時、次第不絶、平治逆亂之刻、得替、云々。

又承久元年の條、信濃國住人中能太郎助能とあるも、此中野牧の在名ならん。○信州地震聞書云、中野御代官所總高五萬八千餘石、内高壹萬七千餘石無難、殘四万千餘石の村にて、潰家二千九百七十七軒、半潰家七百三十七軒、郷藏二十二所、堂宮寺四十六所、男女死失五百六十一

八人、怪我千四百餘人、斃牛馬二百五十六疋、外に善光寺參詣、同所にて燒死貳百人餘有之、當御代官所村々之分、人別總數貳分七厘の滅亡に御座候、田畑山林、道橋用水等多分に損所に相成候、中野町は破損あれど潰家無之候。

江部（エベ）　今平野村の大字とす、○大塔軍記云、薩摩守友尊者、嫡子樟原次郎、次男上條介、四郎、江部、草間、大藏、木島、吉田、菅間等其勢五百餘騎

間山（マヤマ）　今新野、小田中などと併せ、日野村と改む、銅鐵を出す。又新野（シンノ）には天和元祿の比、武家の代官所ありしと。

小内鄕（チウチ）　和名抄、高井郡小内鄕、訓乎宇奈、○乎宇奈（チウチ）は奈字は誤なるべし、今も中野の邊を小内鄕と云ふ、乎宇奈と云ふこと解し難し、乎宇知の誤なるべし。

（安源寺）延喜式高井郡小内神社は今中野の西一里、安源寺（アンゲンジ）（今高岡村と改む）に在りて、小内八幡宮と云ふ、古言は訓讀したるを改めたるならん（神祇志料、郡鄕考）（安源寺に接して草間（クサマ）あり、甲陽軍鑑に信州先方衆くさま備前守

（草間）十二騎とあるは此鄕士なり、安源寺に城址のこる、

櫻澤（サクラサハ）　今篠井、三□（ミツワ）、新保と併せ延德（エンドク）村と改む、中野の南一里許。集古文書、

高梨内原鄕、同里鄕、同櫻澤鄕、小布施中鄕、聖中條鄕、長□内村山、小縣内鹽田、鹽崎内屋久部、右從鄕中、集造營錢、下諏訪大鳥居造立之處、（中畧）

天正六年二月（武田家奉行連署）

夜間瀨（ヨマセ）　今夜間瀨と云ふ、中野の東一里。地名考云、三代實錄、貞觀二年、信濃國馬背（ウマセ）神授位の事を載す、馬背夜間瀨音相近し、蓋此地ならん。（北國太平

（馬背）記預摩瀨に作り、在名の鄕士ありき）夜間瀨の町と呼ぶ地、路傍春日明神を祭る、其祠堂は古墳の上に建てらる、石窟暴露し、入口高四尺幅一丈四尺を入り室あり、高六尺三寸、横幅八尺、奥行一丈六尺、此他近年、戸長役場を建てし地に一墳ありしを毀ち、金環三枚を得たりとぞ（人類學雜志）

沓野（クツノ）　今平穩（ヒラヲ）村と改む、中野の東二里、溫泉數十所ありて、山間の小繁華とす。澁の湯最著れ、田中安代の諸泉之に次ぐ、皆平穩の管内とす、客舍四五十戸ありて、善光寺平第一の浴場也、沓野、又葛野に作る。

澁湯（シブ）　又横湯とも云ふ、酸性泉、熱百八十八度、乃至百十餘度、數源あり、最廣大なるを大湯と云ひ、泉眼三箇を具す、目湯、新目湯、瀧湯、加湯、□湯、飛湯、初湯、綿湯等、浴槽浴池數所に建設せらる、横湯山溫泉寺の域内には寺湯、

（横湯）大瀧湯の二泉あり、客舍各自に湯槽を置くもの七所あり、之を内湯と云ふ。○澁湯と田中湯の間、金倉と云ふ地に大治五歲の銘ある石佛あり（奇區一覽）澁湯の東二十餘町、横川湯の上流を地獄谷（ヂゴク）と名づく、鹽類泉あり、其熱百九十六度、岩石の際方二寸許の孔隙より噴出す、其聲雷の如く、晴日蒸氣の騰上する四五丈、雲霧と爲りて飛散す、其狀甚奇偉なり、其近傍に涌泉數所あり（鑛

（地獄谷）泉志）○安代（アンダイ）湯も今平穩村の管内とす、鹽類泉にして二源に出づ、各溫百三十餘度。

田中（タナカ）　又湯田中と云ふ、澁湯の西北に接し、硫黃泉涌出す。大湯と云ふは泉源四所、合湊して浴池を開く、溫百六十度乃至百八十六度、其他脚氣湯、千代湯、□湯等尚多し、河原湯は別區を成し、鹽類泉に屬す、□湯、星川湯、瑠璃湯等の數池あり。

角間湯（カクマ）　今穗波村の管内とす、鹽類泉三所あり、澁湯の南方十餘町を隔て、浴場客舍十數戸あり。

岩菅山（イハスゴ）　又岩營に作る、澁湯の東三里餘、山勢峭峻、標高凡二千五百米突、其東方には峰巒重疊して、越後、上野の州界に綿亘す。山下に池沼あり、流れて田中を經、笠原の邊に至り千曲川へ入る、○岩菅は白根火山の正北にあたり、消火山の一峰とす、赤石山、笠嶽、毛無山等と相望み其雄鎭たり。

澁峠（シブ）　中野町より上州吾妻郡に通ずる山道にあたり、澁湯の東五里、坂路の險難極まる。峠を下る三里許にして、草津溫泉に至る、此間數里村落なし。地學雜志云、澁峠より望めば横手山は二千三百九十餘米突あり、頂上廣く平に、南北に長く、全山松柏簇生す、これ外觀よりするも、獨立消火山ならんと想像せらる、笠嶽は孤立せる圓錐峰にして、二千四百米突、其舊火山たりしを疑ふ可からず。

　　　　　右岩菅山　　　　　　　　　　　　象山

遶境遮天尺、五更見燭龍、拂雲穿碧洞、擲葛度巖松、東海有夷島、南天揖富峰、何時解塵絆、振策逐仙蹤、

上高井郡

上高井郡（カミタカヰ）　明治十三年、高井郡を二分し、其南方を上高井と命名せらる　今面積凡二十方里、人口四萬三千、一町十四村須坂に治す、河中島平原の東北部とす。

高井（タカヰ）は和名抄に太賀爲と注し、五鄕に分ちたり、高井牧、高位山などのあるを見れば高座（タカヰ）の義にて、彼の高井村の地形より起れる名とす。近世高井郡檢地高七萬石と云へり、田野頗廣し。○埴科、上高井より信濃川にそひて下るを谷（タニ）街道と云ひ、越後郡妻有（魚沼郡）へ通ず。

（高井郡）

日野鄕（ヒムノ）　和名抄、高井郡日野鄕、訓比無乃、高山寺本、訓宮能、○今中野（下高井）にも、須坂（上高井）にも、日野の總鄕名を呼ぶ傳說ありて、日野の村名

も近年立てらる　然れども古郷の位置を考ふるに、小布施村、高井村、山田村、都住村などこそ古の日野の域内とおもはる、訓をヒムノとあるは、當時の訛言なるべし。

小布施

今小布施村と云ふ、中野と須坂の間にして、千曲川の右岸に居り、水內郡と淺野、神代と相對す。天正六年文書に「高梨之内、堤郷、小布施半郷」とある堤は、小布施の隣村都住に同じかるべし。

(堤)

〇信州地震聞書云、小布施宿は潰家なし、一萬石平の田地、上砂押入、用水絶え、流失家屋おびただし。

都住

今都住村と云ふ、大字雁田あり。大八洲遊記云、福島正則墳、在雁田村岩松院、德川氏初、給正則以川中島五萬石、後移之須波、給三萬石、後又移高井野、給三千石云。

山田

今山田村と云ふ、小布施の東とす、奥山田に温泉數所あり。此山谷は白根火山（上野吾妻郡に跨る）の西麓にあたり、溪流を山田川と云ひ、小布施の西南に至り、千曲川に入る。

牛久保

小布施の東二里半、山田温泉即此とす、鹽類性、熱百四十四度、源池より筧を架し、十餘町を隔てて浴場に導びく、客舍二十餘戸あり。又溪中に涌くを河原湯と呼び、山田川の南岸七所に涌くものを、七潜の湯と云ふ八雲御抄に「七くりの湯、信濃」とあるを見れば、古より著れたるにや、（今此七潜の湯は浴槽の設備なし）不審、伊勢國榊原にも七栗の湯あり。（山田川、一名百々川）

(七潜)(百々川)

隈久保

牛久保の東一里、硫黃泉三所に涌出す、五色湯、黑湯、綿湯と云ふ。五色湯は百七十八度の高熱を有つ、浴場の設備完からず。此より白根山を踰え、草津温泉に至る四里、山徑僅に通ず、山中に硫黃を採煉す。

高井

今高井村と云ふ、山田の西南に隣り、須坂の東北とす。大字牧あり、蓋東鑑に見ゆる高井野の牧にして、延喜式左馬寮高位牧と云ふも同じ。東方上州吾妻郡の界嶺を高位山と呼び、歌名所に擬せらる、又村中に高森社あり、式内に擬せらる。

(高位)

高井野城址

高井村の堀之内と字する地是也、安藝廣島城主、福島宰相正則、元和五年、罪を幕府に獲て、封五十萬石を奪はれ、信濃に移され、食邑四萬五千石、高井野に築き蟄居す、寛永元年、正則薨じ、家臣之を葬るに、幕府の檢使を請はざりければ、再び罪を獲て家名を除かる、天明中城址に高井寺を建つ。

大島郷

和名抄、水內郡大島郷、訓於保之末。〇今小布施村の管内に大島、山王島の大字あり、其南に小島（豐洲と改む）あり。此地千曲川の緣岸にして、上水內郡の長沼村、柳原村等に對向す。古は水內接續の村里なりしが、元和四年洪水西岸を破壞しければ、東岸に移りて新村を立つと郡鄉考に見ゆ。村山の如きも千曲の兩岸に并立するは、西岸より分れて東東岸へ移れるごとし、皆洪水河道の變に依る。

村山

今高梨、五閑、鹽川などに併せ、日野村と改稱す、須坂の西にして、千曲川の緣岸とす。此地の對岸上水內郡柳原村にも村山の大字あり、蓋洪水の爲めに、一村分れて兩岸に居ることとなれるも、本來は水內郡の所管なりけん。弘化四年地震出役屆書云、須坂城下は潰家無之候、領分村々も地震の害は多からず候處、四月十三日、暮六つ時、大水押込、綿內井に川西の村々、六千石の田畑、水冠相成、溺死二十四五人有之候、又犀川より押流され來候死骸、材木等あまた御座候、右押水の中にも、村山百二十軒の村に、六十九軒押流され、溺死十三人、畑地川筋に相成、船通行致す事に相成候。同聞書云、村山流れ家五十軒、死亡十八人。村山は信濃源氏の家號にも見ゆ、東鑑、養和元年五月の條に「村山七郎源義直（義字を賴にも作れど、本書中別所には義に作るに從ふべし）本知行所、今更不可有相違之由被仰、其書様、村山米持件所、可爲村山殿御沙汰、云々、是武衞（賴朝）安否未定之時、澤兒志、以最于城四郎等之功、於事被優恕」云々。

高梨

今村山に併せ、日野村と云ふ、日野とは中世高井郡の諸村里を總べたる庄號にして、蓋高梨氏の所務なりけん。和名抄、日野鄉と廣狹の別あり、又高梨氏は中野城を以て其居所と爲せり、相去る三里餘。高梨は信濃源氏の名家とす、（高曲にも高梨と題するものあり）信府統記に、安曇郡の犀龍女は、高梨の白龍王と夫婦たりし由、俗說を錄せり。〇平家物語、八坂本、横田川原合戰の條に、井上九郎、高梨判官代の二將を載す北越軍記「高梨攝津守政賴は、井上掃部頭賴季三代の孫、高梨七郎盛光の後胤なり」云々、中野の高梨城址を參考すべし。又同書云、高梨、永祿四年川中島陣の歸りに、善光寺に四五日逗留の時、如來をもり來候と申候、只今の茂左衞門、先祖とも、源五郎先祖とも申す、賴朝義仲以來の御書、數多源五郎所に有之、云々。

須坂

今須坂町、人口六千、上高井郡の治所とす、長野の東三里、山に倚り千曲河を去る一里半。須坂は元和三年、堀淡路守直重の食邑に賜はり、一萬五千石の陣屋あり、明治まで相續したり、本姓奥田、越後村松藩祖直寄の舍弟とす。〇延喜式、高井郡墨坂神社は、今須坂の柴宮明神是なりと云ふ（神祇志料）されば須坂とは此墨坂の訛なるべし、如何なる神におはしけん。新鈔格勅符に、天應元年神封一戸を賜はりたるを見れば、特に崇敬ありし社とす。本郡に神戸郷のあるは、即此墨坂の神封を其後加へられたるやとも疑はるれど、徵證なし。

(墨坂)

須田

今須坂町の中に入る、信濃源氏の一家號なれば、昔は

村里名たりしこと明なり。○千曲眞砂云、須田氏は井上の一族にて、今須坂堀氏の館の上方に其城址あり、與國寺の域内とす、此城永禄年中に滅却す。(天正中の須田氏は福島を參考すべし)甲陽軍鑑に信州先方衆スタ七十騎と云ひ、越後治亂記に「天文廿二年、武田晴信村上の城を攻落し、義清も高梨の城へ落されければ、澤田、井上も不叶して武田へ和談」云々とある澤田は、須田の誤寫のみ。

小山（日瀧）　今豐丘村と改む、須坂の南に接す。○地誌提要云、小山村普願寺、僧信性開基、初め武州秩父郡大岩に在り後本郡日瀧村に移し、文明中又今地に移す。

大塔軍記に「井上左馬助光頼者、萬年、小柳、布野、中俣、須田、島津以下五百餘騎に出陣」云々、萬年、布野、中俣と云ふも地名に據れる家號ならんが、今詳ならず　須田氏の大岩城址は、今須坂町の東北に接する日瀧村の管内とす。

仁禮　今仁禮村と云ふ、須坂の東南一里、吾妻山(上州に跨る、標高二千四百米突許、一に四阿に作る)の西麓とす。

（楡井）信濃源氏一家に楡井あり、卽此地の在名とす、鹿兒島外史に「楡井氏、信濃國、村上判官爲國、領楡井邑、因爲氏、今稱仁禮、鹿兒島士族、皆是裔也」と述ぶ、いかなる次第にて彼國へ移れるにや。

米子　今仁禮村の大字とす、吾妻山の麓にあたり、山中二瀑布あり。一を權現瀧と云ひ、高六十丈、一を不動瀧と云ひ、高九十尺、其幅は各七八尺許。

「武田按察房乘信愚息、彌六友光軍忠狀、

(中畧)八月十日、於善光寺横山云々、

甲州凶徒武田上野介以下輩、於長覺寺退治間、馳向致忠節訖、

信濃守直頼、依寄來米子城、連日致忠節者也」、

八町　今野邊と合せ、高甫村と改む、須坂の南に隣り、米子の西とす。八町の竹之城と字する丘は、村民遊登の空地なるが、明治十九年の比、一古墳を發見し、人骨并に鎧兜の破片あまたを出せり。或人說を成して、是は永禄年中、邑主井上遠江守廣正の城址なれば、彼族黨の墓所なるべしとて、埋納舊の如くにしたりと。

野邊　今高甫村の大字とす、小笠原氏古文書に野邊原とあるは此なるべし。

武田按察房乘信愚息、彌六友光軍忠狀、

右當國凶徒、根津孫次郎宗貞以下輩、率多勢於□陣取候處、小笠原余次爲經同十郎次郎、爲大將馳向之間、屬彼手、去六月廿九日、野邊原御合戰之時、抽戰功、大□□次第、小笠原五郎太郎令見知訖、

正平七年正月日、

稻向鄉　和名抄、高井郡稻向鄉、訓以奈無木。○今井上村に大字米持あり、これは東鑑、養和元年の條に、村山米用とありて、コナモチヨネモチと唱ふ、卽以奈無木の後世なまりて、かくは呼ばるる也。されば須坂、仁禮、八町の邊も皆稻向の舊域內なりけん。

井上（米持）　今井上村と云ふ、須坂の西南に隣り、千曲川の縁邊とす　延喜式、高井郡小坂神社は井上の小坂と字する地に存す。又信濃源氏の一流に井上氏あり、此村に起る、乙葉賴季の後裔にして、井上を嫡家とし、時田、米持、高梨、須田、村上等に分る。

長門本平家物語云、伊豫入道賴義の舍弟、乙葉三郎賴遠が息、隱岐守光明が孫、あきは次郎長光が末葉、信濃國住人井上九郎光盛。(參考盛衰記に、光盛を光基に作る、大系圖には賴遠を賴季とし、此に言ふものと合はず)○千曲眞砂云、井上館は井上氏累代の居所なり、永祿二年、武田氏に破られて、一族須田、高梨等と共に散亡す。

淨運寺　井上に在り、不亂房と稱し、當國念佛宗旨の根本道場なりとつたふ、今淨土宗を奉ず。諸書に井上淨光寺の說あれど明白ならず。會津拾要抄云、昔信州に井上某あり、親鸞の說法を聞き、薙髮して善性比丘と號し、高井郡井上村に居り、相續して七世の孫周觀に至つて、天正の頃兵火の爲めに燒かる、仍て觀越後へ逃て、頸城郡柿崎の邑に移り寺を營み、慶長七年、會津に來り、また井上淨光寺を建つ、新編風土記に淨光寺に納むる古文書を載せたり。

福島　今井上村へ併せらる、井上の西にして、直に千曲川の左邊に居る、村山と綿內の間とす。戰國の頃、此に城寨ありて、河中島の一鎭として、須田氏居れり。

管窺武鑑云、天正十年、景勝公川中島四郡切取、海津に御滯坐有て、御仕置あり、福島の城をば前々の如く隅田左衛門尉に預被下、海津組也。又云、天正十二年、矢代兵心、景勝公御出馬の處、須田拔掛して城を乘取、矢代逆衛を擒にしければ、御軍令に背き候とて、所領三箇二御引上也、須田之を憤りて、城普請し始めけるを、島津淡路より使を遣して止めんとす、須田其使を成敗して謀叛の色を顯すに附、島津より備を出す、豫摩瀨殿、寺尾殿、保科左近、大室、春日の右衛門を初め、力を合せ須田の城乘破る、左衛門尉潔く働きして討死、依て福島の城をば掃捨になさる。○北越軍記云、天正十三年、信州福島城主須田左衛門は、眞田安房守と申合、景勝へ逆心仕、越後府內より使參り候へ共、出仕不致、病氣と申立候に附、貝津城主上條民部大輔義春に下知して、可討果旨也、義春謀にて、病氣見舞に福島城へ唯四五人にて罷越、半日逗留して歸城、其返禮に須田左衛門尉、六七白にて貝津へ參候處、義春二千計にて路次に押止、須田を討果、屈强の侍三百十一人討取申候。

綿內　今綿內村と云ふ、井上村の南西に隣り、丘陵に倚り、千曲川に對す、又綿打に作る。甲鑑に信州先

方衆、綿内三十騎と錄し、千曲眞砂に、村上氏の一黨揺打、永祿二年族誅せらると。

越智神社（チチ）　今綿内の山に在り、延喜式、高井郡の官社とす。新鈔格敕符に天應元年、此神に神封一戸充られしこと見ゆ。〇千曲眞砂云、綿打より保科へ行く路の上の山を、春山城と云ふ、綿打氏の古跡なり、今は富春山如法寺といふ曹洞宗の寺あり、又此に越智山華產寺といふ眞言宗の寺あり、丈六の九品佛九體ありて、唯一體のみ古像なり、八體は新佛なり、此寺に常念堂廿五菩薩を安置し、仁王像も甚靈驗あらたかなりとて、諸人群參す。〇日本往生極樂記云、沙門藥蓮、住于信濃國高井郡中津村如法寺、一生之間、讀誦阿彌陀經、兼唱佛號、予有一男一女相從、藥蓮語二子曰、明日曉可詣極樂、欲洗浴身體、兩子營之、藥蓮入夜調衣、獨入佛堂、即語曰、至于明日午時、不可開堂戸、曉更微細音樂聞于堂中、明日午後、開而見之、無其身及持經等、云々。

川田（カハダ）　今川田村と云ふ、綿内の西南に隣り、千曲川の邊とす。川田の西なる大室は、近年まで高井郡の管内なりしが、今埴科郡へ屬す。〇甲鑑に、信州先方衆、川田十騎とあれば、鄕士ありし也。

弘化四年地震出役屆書云、川田宿、三月廿四日地震には、痛家も無之と雖、四月十三日、水押に相成、宿内水嵩三四尺位に及び、此邊山際まで押掛候、綿内宿、是も三百軒中、地震に潰候もの無之、後の水押にて、十三軒潰れ、四五尺位の水冠に相成り、田畑も多分の損毛相成候。

保科（ホシナ）　今保科村と云ふ、川田の東にして、山中の一溪谷を占め、域内廣し。仁科と松代の間にあたり、南へ山嶺を越ゆれば、小縣郡の眞田長（ヲサ）村に至るべし。

(星名)

奇區一覽云、源平盛衰記、俱利加羅岳對陣の條に、信濃國星名黨とあるは、保科の人々を云ふ「元曆元年七月、井上太郎光盛侍、保科太郎、小河原雲藤三等、爲降人參上、仍可爲御家人之由、被仰下」云々、この保科太郎は大系圖に井上太郎忠長といふ者にあたる、京都南禪寺の開山、大明國師、同妙心寺の開山、關山國師も此保科の產なり、延寶傳燈錄曰、南禪寺無關、普門國師、姓源氏、信州保科人、云々、妙心寺關山、慧玄國師、世姓源氏、信州英產、云々、妙心寺の舊記には信州保科、高梨の孫とあるよし。〇按に、保科は諏方神姓なる伊那笠原の一族と云へり。永祿中伊那の保科は甲州武田家に屬し、甲陽軍鑑に保科彈正百二十騎とある大身是なり（彈正正俊の子、正直は天正中、伊那郡高遠城主と爲り、十年織田氏來攻にあたり、城を棄て逃れ、其歲又兵亂に乘じて高遠を取り、德川氏に降附す、家康其女弟を以て之に妻あはす、子孫遂に世侯たり）北國太平記に、天正十年の兵亂に「上杉景勝河中島四郡を切取りける時、板屋修理亮、保科左近將監など前々の如く本領を賜はり、海津組に召入られけると云へば、彈正の家の外に、高井郡別に保科の一黨のありしこと分明なり。〇保科の山野に石器を發見すべし、和田組の星塚の白田に石鏃、石斧、土器片など多し。（人類學雜誌）

清水寺（キヨミヅ）　保科村に在り、觀音大士の靈場とて、其境地京都の清水の殿閣に擬せり、寺說に坂上田村丸の建立とつたへ、寺塔の制凡ならず。又廣德寺と云ふ禪院あり、延德元年、保科彈正正利の創始とつたふ、不審

穗科鄕（ホシナ）　和名抄、高井郡穗科鄕、訓保之奈。〇今保科村、川田村、綿内等是なり、稻向鄕の南にして、埴科郡堺に至る。東鑑に保科御厨とあるは此なること明なれど、別に保科宿と云ふが、文治三年二月の條に見ゆ。

二品、渡御三浦介義澄亭、有御酒宴、折節、信濃國保科宿、遊女長者、依訴訟事參仕、召出其女、聞郢曲、云々、

此は宿驛と云ふべき地形にあらず、疑ふべし、されども遊女長者とあれば、彼の東海道の黄瀨川、手越、池田、矢作などの事と想ひ合せて、かかる亭長遊家のありしこと必定とやいはんか。御厨は神鳳抄に「信濃國長田（ナガタ）御厨、一名保科、外宮二百八十町、上分四丈布二百段、神馬二疋、雜用布百段」と錄し、

(長田)

中右記云、長承元年、信濃國長田御厨事、代々國司奉免、年紀久積、可爲御厨之由、同國芳美御厨事、件所無指本券、本領主源家輔、貢物之代爲仙、隨宜常許之、國司二代隨奉免、其後久爲公鄕、勤仕國役、仍不可爲御厨、

ともあり、芳美は今詳ならずと雖、此に附錄す。

埴科郡

埴科郡（ハニシナ）　上高井の西南に隣り、更級郡と千曲川を隔て相對し、河中島（善光寺平）四郡に於て、最小郡とす。今面積九方里、人口五萬、二町十五村に分ち、松代に治す。

埴科は和名抄に波爾志奈と注し、七鄕に分つ、萬葉集、信濃國歌にも波爾思奈とよむ、後世或は訛りて波志奈と唱ふ、又埴字を垣に誤る者あり、近代埴地高、埴科二萬石。

信州　黄石

形勝山河是此州、縱探隨處試登樓、枝峰蓊鬱周圍爽、
健與濃籃一道流、封建臣民諳舊典、英雄事業剩荒邱、
浮雲落日回頭久、白首征人結古愁、

寺尾（テラヲ）　今寺尾村と云ふ、埴科郡の北端にして、千曲川に緣り、高井郡川田村に界す。
甲陽軍鑑に、信州先方衆、寺尾二十騎、大室五十騎と云ひ、北國太平記に、天正十年、寺尾傳左衛門の名見ゆ、此地の鄕士とす。○弘化四年地震出役屆書云、松代より須坂の方、往來筋東寺尾、大室の邊、潰家四五軒つつ有之候、犀川の堰留押破水の爲めに、流れ來候古家は所々に漂着有之候。

大室（オホムロ）　今寺尾村の管内とす、延喜式に、大室牧とあり、東鑑、文治二年、左馬寮領、大室牧を錄す。此地の入谷、中谷の邊に塚穴多し、二十餘所も見るべし、大室と云ふも此塚穴あるが故にや。

牧島（マキノシマ）　今寺尾村の大字とす、蓋大室牧の島の謂ならん。甲陽軍鑑に、永祿九年、馬場美濃守を牧野島城代に仰付らると云ふは此にあらず、更級郡に其地あり。

英多鄕（アガタ）（エタ）　和名抄、埴科郡英多鄕、訓衣太。○今松代町、寺尾村、東條（ヒガシデウ）村などなるべし
英多は高州の例に參考するに、安賀太と訓むべし、之を衣太ともあるは、後の一訓にして、文字に因りてかくも云へしならん。郡鄕考に、信濃國人えたの源三と義經記にあるをば此歟と云ふ、地名考には英多鄕廢れて今アガタの庄ありと云ひ、松代より雨宮の邊まで、皆縣庄と唱ふ、(今雨宮縣村と云ふはこの名稱によれるなり)東鑑文治二年、英多庄、殿下御領とあるも此邊の庄田たり。

東條（ヒガシデウ）　今東條村と云ふ、松代市街の東なる山間とす、即寺尾の南なり。北國太平記に、天正十年、上杉景勝、河中島を切取り、西條は西條治部少輔、東條も東條左衛門尉など、前々の如く本領を安堵せしめられしこと見ゆ。
東條とは英多庄の東條の義なるべけれど、別立せり、東鑑に、文治二年、東條庄、八條院御領と云ひ、後宇多院御領目錄にも同じ。又東鑑、元暦元年の條に「信濃國東條庄内、狩田鄕、領主職、避賜式部丞繩雅訖、此所被沒收之處、爲繁雅本領之由、令申故云々」とあるは、賴朝が領主職を占有したるを避けたる趣也。狩田の地名今詳ならず。

玉依姬神社（タマヨリヒメ）　今東條村に在り、延喜式、埴科郡玉依比賣命神社是也、池田宮と云ふ、(神祇志料、行嚢抄)毎年正月七日、神寶二百餘顆の曲玉を出して、年の吉凶を占ふ、之を玉占の神事と云ふ、(行嚢抄)蓋玉依とは玉占の訛にやあらん。

尼飾熊野神社（アマカザリクマノ）（雨飾）　奇區一覽云、松代の東につつきて、御安（ゴアン）屋敷と云ふがあり、是より城下町の入口を御安口と云ふ、昔東條（ヒガシデウ）に雨飾（アマカザリ）の城主某といふ人あり、其人の邸址とぞ、梅樹あり御安紅梅と云ひ、尋常の紅梅より色淡く實を結ばず、其枝を接きて今は諸方へ廣ごりて、御安紅梅ともてはやす、此地の東皆神（ミナカミ）山に熊野權現の祠あり、寺田百餘石、別當修驗和合院、院の庭にも紅梅あり、又雨飾某の墓は東條に在りて、石の五輪搭數々並べり。千曲眞砂云、關屋村に明德寺あり、朱印三十石高を給せらる、高坂彈正昌宣の墓あり、それより關屋川原を通り、右の方に大きなる離れ山ありて、此山の巓に侍從坊といふ大天狗の社あり、別當は和合院大日寺と云ひ、河中島四郡の修驗の觸頭たり。○甲陽軍鑑云、弘治二年、信玄公信州を伐從へ、小山田備中守はあまかざりに在城也、其跡海津の城には春日彈正(高坂)をば、景虎と云强敵のおさへに被仰附。

清瀧（キヨタキ）　東條村の奇妙山に在り、飛泉、古樹高嶺の間を降下す、觀音堂を置き、靈地を標榜す。
市河刑部大輔助房代、難波太郎左衛門尉助元軍忠事、
右村上源藏人殿、爲信州御靜謐、御下向之間、最前馳參御方、今月十三日、同十七日、兩度馳向英多莊(清瀧)、致軍忠上者、賜御一見書御判、爲備後代龜鏡、恐々言上如件
建武三年正月十七日　〔史料〕

松代（マツシロ）（海津）　今松代町、人口八千、本郡の治所とす、近世眞田氏の城府にして、河中島の首邑たり。舊號貝津（カヒツ）(又海津（カイヅ）に作る)善光寺と南北相對し、距ること二里半。千曲川を前にし、妻女山、雨飾（アマカザリ）山を後にす、屋代（ヤシロ）驛へ二里。
弘化四年信州地震出役屆書云、矢代宿邊より、松代城下へ大地にひび割有之、城下の入口並松（ナミマツ）の處、往古千曲川の川跡の由なるが、二三尺位のひび割三筋四筋、長百間許の場所、押通有之候、城下は家中町方共、七分通潰家に相成、太守樣は櫻馬場に御立退野陣、四月十四日迄致され候と承候、凡此度の大變にて、松代御領分中、潰家四千七百軒、半潰千七百軒、死失二千四百八十人、怪我八百人、斃馬百五十と申聞候、田畑は七萬餘石損地相成候、其外十三日、犀川堰留の水押破のため、河中島流失の溺死二千人と云へど、當時取調中に御座候。

祝神社（ハフリ）　今松代伊勢町に在り、式内の古社とす、舊東條山に在り、其跡を祝畠といふ、(神祇志料)供僧を練光寺と云へり。(千曲眞砂)

白鳥神社（シラトリ）　松代に在り、其丘を舞鶴山と云ひ、祠殿華潔なり、文化中舊藩主眞田氏の興せる者にして、其祖先を配祀す。本祀は日本武尊と云ふ、蓋白鳥神は小縣郡にもあり、元海野氏の氏神と爲せるもの歟、眞田氏因りて白鳥神を此にも祭り、祖廟と爲せる也。

長國寺（チヤウコク）　松代に在り、舊藩主眞田氏の菩提所にして、又當國曹洞宗の總錄所たりき、眞田氏の廟墓あり。初め天文十六年、之を小縣郡眞田村に建つ、僧晃運開基、元和八年、眞田氏此地に移す、寺領田百石。その外淨土宗、大

英寺、曹洞宗大林寺あり、共に田祿を給せられき。又開善寺は眞言宗、西條村に在り、舊海禪に作り、小縣郡縣村に在りて、海野氏の氏寺なりしを、眞田も海野の分派なれば、近世此地へ移さる。

松代城址（マツシロ）　舊貝津城ともいふ、又河中島城とも稱せらる、武田上杉の二氏、河中島を爭有するにあたり、皆此城を以て第一の營所と爲し、上將を置きたり　慶十四年、森右近大夫忠政（勝長一の弟）川中島十二萬石に封せられ入部し、此頃よりして松代城と稱す、慶長八年、忠政作州津山城へ移り、德川上總介忠輝、越後府內城に封ぜられ、河中島は其封內たり、松代城に守將を置かる　忠輝除封の後は、松平伊豫守忠昌、酒井宮內少輔忠勝等入部せしが、皆久しからず。元和八年、眞田伊豆守信幸上田より移り、封十三萬石、後上州沼田の封三萬石を族伊賀守信澄に傳へ、本宗十萬石、世襲して大政維新に至る。甲陽軍鑑云、信玄公春日をアマカザリの城に指置かれ、高坂が跡目を有之、高坂彈正と呼る、只今の貝津なり。○北越軍記云、天正十年六月、信長本能寺にて切腹の由申來る、森庄藏貝津城を捨て、上方へ迯上候、卽景勝七月初に川中島へ發向あり、北條を追崩し、四郡を手に入、貝津城には上倉治部少輔純長を入置、越後へ歸陣也、同十二年、信州屋代越中守忠照、眞田安房守昌幸一味にて、家康方になり、景勝に對し逆心、貝津城近所にて候故、芋川、飯山領分仕候由注進に付、景勝川中島へ出馬、上條義春をば貝津城に置、信州口を鎭め、景勝馬を納申候、其刻川中島をば不殘義春にくれ被申候に付、芋川、岩井、高梨、栗田、島津其外信州衆、義春の旗下に罷成候、同十六年、義春を越府へ召寄、不屆の次第有之候間、貝津城幷領分可指上旨被申渡、義春一儀にも不及指上る。○越後治亂記云、信州より八代越中守德川方と爲り、海津城を拂て在所へ取込と申來れば、景勝出馬あり、四郡の守護代山浦源吾は、八代が一家なればとて、上條彌五郎（義春、舊姓畠山）を差替らる。○管窺武鑑云、貝津とは今の松代のことなり、天正十年、景勝公海津城に御滯在有て、信州表の御仕置あり、海津持の高坂源五郎を成敗被成、村上義清公の御息、源吾國清を被指置、筑摩川を限り、南の方は海津組と有て高坂に附たる、被官同心共村上殿の合備なり、十一年國清改易せられ、景勝公姉聟の畠山殿被指置、如前に御作法也、十二年に福島の須田左衛門事に就て、畠山殿御改易、海津城に須田相摸差置、云々。

（貝津城址）

大穴郷（オホナ）　和名抄、埴科郡大穴郷、訓於保奈。○今詳ならず、諸郷の位置より推せば、西條村、清野村、豐榮村等にあたるごとし。東鑑に文治二年「大穴庄、元左大辨師能領、近年忠清法師領」と載せ、後宇多院御領目錄にも、信濃國大穴庄を收む、卽此邊の庄田なるべし。

西條（ニシデウ）　今西條村と云ふ、松代市街の南にして、山嶺の麓とす、西條とは英多の西條なるべければ、此邊は大穴、英多の二郷の地混雜したりと謂ふべき歟。延喜式、埴科郡中村卿社、今西條中村に存す（神祇志料）甲陽軍鑑云、海津城には高坂彈正を指置かれ、相備とありて、與力衆西條、清野、芋川を始め皆附けらる、又云、先方衆西條四十騎。○信府統記云、西條山の古城を竹山とも云ふ、其下に離山あり、此所より海津の城內を見下す、故に常に登ることを禁ぜらる、狼煙山と云ふも此邊にて、峰に狼煙を擧れば、甲斐國までも見ゆると云ひ傳ふ、妻女山の東小屋の城跡は倉科村の地なり、山の內十八町程もあるべし、妻女の宮の脇に赤禿山あり、其所に路あり、西の尾崎にも路あり、陣取の塚今に多くあり、永祿四年、上杉謙信陣城とせられしと、實にも地利然るべき山なり。○北越軍記云、永祿四年、謙信川中島へ發向西條山に陣取て、雨宮海道と貝津城の通路を取切り、西條山の後より、赤坂山の下へ出る水を流させ上げ、堀の如にいたし、西條山を攻候時の防ぎ便に仕候。（諸軍書、妻女を西條に作る）

（妻女山）

清野（キヨノ）　今清野村と云ふ、松代西條の西に並ぶ。○奇區一覽云、清野村の上に古壘あり、倉科村の管內にて鞍骨の城と云ふ、天文の頃、倉科左衛門これに據れりと、城址に穴あり、徑四五尺、深さ幾何と云ふことを知らず、云々。千曲眞砂云、天文年中、清野清寄軒、同左衛門が居れる清野館は海津城是なり、但し別に清野村の山上に要害あり、甲陽軍鑑云、天文二十三年、長尾景虎川中島へ出馬し、清野宿を燒くべしと、信玄へ使を立て、一萬三千の人數を備て向はる、清野宿には馬場民部雜兵三百五十計を以て、武功宜き仕樣故、中々少しも手を附けさせず。又云天文二十年、川中島の內清野屋敷を召上られて、海津の城を築かる。又云、永祿三年、晴信川中島へ御馬を出さる、十三年以前に村上と越後へ退たる四人の侍大將、清野、高梨、井上、須田、此內清野御侘申上る、帝西條治部忠節の人故、御赦免にて歸參なり。

倉科郷（クラシナ）　和名抄、埴科郡倉科郷、訓久良之奈。○今倉科村、幷に森村なり、清野、雨宮の南なる山間とす。東鑑、文治二年の條に「倉科庄、九條城興寺領、同加納、屋代四箇村」とあるは此なり、當時の庄田は尾代の郷內まで兼併したるを知る。（按に、輝虎注進狀に「善光寺へ趣り、犀川に市村の渡越え、丹波島着、河中島を過、御幣川、千隈川、藏品川三つの大河を越え、赤坂山より清野へ罷出、西條山に陣取」云々とあり、御幣、藏品に細流あれど、千隈に比べて大河とは呼び難し。森村の奥爲、尾山鏡臺山の發源し、北流二里、雨宮渡に於て千隈へ入

（森）

る、藏品川是なり。

雨宮（アメノミヤ）　今土口、生萱と相合せ、雨宮縣村と云ふ、清野の西、屋代の東にして、千隈川の南岸とす。甲斐國志云、雨宮氏を信州河中島の舊住人にて、村上氏の庶流とぞ、風間、風祭、藤巻、雨宮を甲州にて四姓と稱ふ。雨宮山王社を、俗說、雨宮清野兩氏の鎭守と云ひ、兩氏の墓は共に森村の禪透院に在り。〔奇區一覽、千曲眞砂〕甲陽軍鑑に、先方衆屋代七十騎、雨宮七十騎と云ひ、大身とす、又「永祿四年八月、信玄公謙信の陣所西條山（サイヂウ）のこなたの雨の宮の渡りを取切、御陣を取給ふ、謙信の衆は越後への通路をとめられ、縱へば袋へ入られたるごとく也とうれふれ共、輝虎少も愁たる色なく候、かくて信玄公五日それに御馬を立られ、六日目廿九日に廣瀨の渡をかゝりかいづの城へ引入給」とあり。○北越軍記云、天文二十二年、謙信信州へ働き給ふ、前々より信玄へ屬せし輩の領分は、不殘放火、又敵味方共知れず、城に引籠たる輩の所領は、少も構なく通られ、川中島の下米（アメ）宮に陣取被申候。○下米をばアメに假ること、其故不詳、雨宮渡は更級郡の横田篠井に對し、河中島の要津とす。

(下米宮)

土口（ドクチ）　今雨宮縣村の大字とす、雨宮の東倉科川を隔つ、此邊は近世縣庄（英多郷を看よ）と稱したり。弘化四年信州地震出役屆書云、土口（トクチ）村に小川有之、千曲川へ落合候、此邊四月十三日、犀川の押水、川中島より込揚候て、人家の際迄水押來候、且三月廿四日の地震に土口荊屋の南方の岩山少々崩れ候、且大地に所割（ヒビワレ）致候。○人類學會雜志云、土口の塚穴は妻女山の南麓にあり、土民の云ふ所によれば、其數凡九十有餘ありしと、然れども今日完全せるものは、妻女山の南面にあるのみにして、幾何もなし、塚穴中最大なるものと云ふを檢するに、其口南に向ひ、天井石は三枚より成る、室の廣一坪許、

屋代郷（ヤシロ）　和名抄、埴科郡屋代郷、訓也之呂。○今屋代町井に雨宮縣村なるべし、倉科郷の西北に隣り、千曲川の邊とす。三代實錄に貞觀八年、埴科郡屋代寺、定額に預ること見ゆ、後世其寺亡びて、今は傳ふる所なし。

屋代（ヤシロ）　今屋代町、人口三千七百、信越鐵道の車驛とす、松代の西二里、上田へ十二哩、長野へ九哩、更級郡の鹽崎、篠井と千曲川を以て相隔つ。大塔軍記云、應永七年九月、村上滿信、擧旗打立、相隨人々、千田、飯沼、風間、入山、寄相、雨宮、生身、西富、小島、飯野、横田、廣田、吉益、縣續、浦野、其勢都合五百餘騎、打出屋代城、篠井之岡取陣。○千曲眞砂云、矢代宿に山王社あり、宿中より松代善光寺の二路に分る、屋代氏は村上判官代爲國が後胤とす、爲國十五代孫、賴國の二男滿照、屋代郷に住し家號を改む、越中守忠正の祖父正國、村上義清に屬し、後武田信玄に仕ふ、正國男子なし、弟勝永の四男秀正を其女子に配す、即忠正の父なり、秀正初め武田氏に仕ふ、後上杉氏に屬す、天正十一年、酒井忠次に依り德川家康に附き、釆地を更科郡に給せらる、上杉景勝眞田昌幸來り攻む、秀正防戰して之を却く、其子忠正父と共に德川忠長に仕へ、寬永九年、忠長罪あり國除かれ、忠正も亦坐して松平光長に預けらる、十五年安房朝夷二郡の内にて一萬石の地を領し、安房郡北條に封ぜらる。○北國太平記云、天正十年七月、相州の北條勢筑摩川を渡して岩鼻へ押出し、屋代へかかって河中島へ打出（中畧）景勝事故なく北條勢を追退け、屋代は屋代左衞門尉に前代の如く宛行はる、十一年、屋代は海津の城の外曲輪の加番勤めてありけるが、内々上杉家を叛かんと眞田へ約せしこと、春日山へ訴る者ありと聞き、屋代の居館へ逃歸、直に關東へ落行けり、景勝より海津へ仰遣され、屋代館を掃捨て、領地三千貫を引除け、後に眞田安房守昌幸の男源次郎に過半恩賞ありしとかや。

粟狹（アハサ）　今屋代町大字粟佐、此に式内、粟狹神社存す、其地を宮内と呼ぶ。

一重山（ヒトヘ）　屋代驛の南嶺を云ふとぞ、嶺頭に鼻取地藏（ハナトリヂザウ）の堂宇あり、地藏峠と云ふも此歟。北越軍記云、永祿元年、輝虎信州へ出張、屋代、土口、下米宮を放火し、地藏峠にかかり歸陣。甲陽軍鑑云、天文十八年、越國の景虎、今度は地藏峠を越え、佐久郡までも可働備定と風聞す。

花はなほ名のみなりけりひとへやま八重にかさなる峰の白雲〔名寄枕歌〕　中務卿

信州地震聞書云、屋代宿潰家十一軒にて、死亡九人有之候、戸倉宿は三軒潰れ、怪我人無之候、其以南は段々輕少なれど、岩鼻橫吹には、岩石崩れ落ち、廻り道往來致候。

(地藏峠)

船山郷（フナヤマ）　和名抄、埴科郡船山郷、訓布奈也末。○今五加村に大字小船山（コフナヤマ）あり、されば屋代郷の南にて、五加、杭瀨下（クヒセケ）、埴生の三村にあたるか、千曲川の右岸に添へり。市河文書、建武二年七月十四日、於當國船山郷青沼、合戰手始、云々、東鑑、寬元二年八月の條に「市河掃部助入道見西、所訴之、信濃國船山内、靑沼村、甲斐國市河屋敷等者、可令氏女領掌之」云々と見ゆるは此也。郡郷考に、諏方文書、永祿九年下社造宮更科郡之内船山と云へば、更級にも同名の地あるか。

(小船山)

中村（ナカムラ）　今小船山、内川などを合せ、五加村と云ふ、屋代と戸倉の間とす。

内川（ウチカハ）　今五加村の大字とす。○名和氏紀事云、内河は櫻町權大夫藤原朝臣在家より出づ、右馬大允右宗、後白河院の北面にて、信濃國吉田、時田、内河等の地を領す、故に子孫件の地名を以て家號とす、右宗の子時田四郎右成、

武者所と號し、鎌倉右大臣家(實朝)に仕ふ、右成の子内河次郎右忠、其の次郎弼忠、秋田城介泰盛に屬し、弘安七年北條氏の討手と戰て討死す、其の子八郎弼家、當時參河國大陽寺庄に在りしが、變を聞て遂に伯耆に遁る、弼家の子次郎右頼、右頼の妹長田小太郎行高に嫁して長年を産む。

寂莫(ジャクマク)　又寂蒔に作る、今打澤、小島など合併し、埴生(ハニフ)村と云ひ、五加村と相交雜す。○千曲眞砂云、寂蒔村にて、近き頃より木綿絲に色々の打紐を多くこしらひて賣る、善光寺參りの人なんと土産として弄び、諸國へもきこえ、名物のやうになり、寂莫打紐と稱す。

磯部郷(イソベ)　和名抄、埴科郡磯部郷、訓伊曾倍　○今戸倉村是なり、船山郷の南とす、萬葉集、信濃國歌に、

人皆のことはたゆとも波(ハ)[?]思奈の伊思井の手兒がことなたえそね、

この石井を郡郷考に磯部の井かと云ひ、地名考に磯部郷中にて戸倉の東南の山に、昔清水の涌けると云ふ泉ありと説く、千曲眞砂には森村に在りと云ふ。

戸倉(トクラ)　今戸倉村と云ふ、屋代の南二里、坂本の北一里、驛路にあたり、千曲川に倚る、戸倉と坂木の間に横吹(ヨコフキ)と云ふ岩崖あり。○姓氏錄考證云、昔安曇郡の湖水に住める犀龍、巨岩を突破り水を落して平陸となし、越後の大海まで乘りこみしとなり、其所を乘たりと號すと、信府統記に載す、乘たりは治垂の事にや、又犀龍は坂木の横吹(ヨコフキ)の岩穴へ移りたりとも云へり、

(横吹)

坂城郷(サカキ)　和名抄、埴科郡坂城郷、訓佐加木。○今坂城村、中之條村、南條村是なり、磯部の南にして、本郡の極端なり、西は千曲川を隔てて更級郡村上郷に對す、○延喜式、坂城神社は今存す、大宮明神と云ふ、源方文書、永祿九年下社造宮旼帳、小縣郡之内坂木を載す、近世の諸書に榊(サカキ)に作るもの多し。

(榊)

坂木(サカキ)　今坂城村と云ふ、上田屋代の間の鐵道車驛とす、上田へ六哩半、大塔物語にも坂木宿と云へば、古より驛市なりしならん。村上氏の盛大にあたり、此地を以て居邑とし、葛尾山に要害城を築きたり。○千曲眞砂云、坂木町に馬頭觀音の小堂ありて、其側の村上義清の塔と云ふものは、義清が越後國へ逃れて、彼地にて死したるを、其舊臣の報恩のために建てしならん。○坂木陣屋は、元和九年越後高田藩支配なりしが、延寶九年より、松代藩の支配たり、天和二年、板倉甲斐守重通の食邑となり、元祿十六年に至り、陣屋廢止せらる。

坂木城址(サカキ)　關東古戰錄に、村上家の領地、更科郡榊城と云ふ卽此とす。村上の郷名は更科郡なれば、混亂して更科、榊と云へるのみ。○北越軍記云、村上、高梨、井上、須田、島津は何れも信州の豪家也、右の輩甲州の武田晴信に打負、皆越後へ落來り、長尾景虎を賴申候、中にも村上義清は、多年武田と取合、遂に打負、天文二十二年六月に、越府へ落來り、景虎を賴みて、本領坂木へ歸城本意のことを渡望、其外の衆も追々加勢合力を乞に附、十月景虎信州へ發向、云々、天正十年六月、上杉景勝信州へ出張、北條を追崩し、河中島四郡は手に入る、坂木城には村上源五郎國淸(義淸の子)を入置、云々(松代城址を參考すべし)○改正三河記云、天正十年七月、眞田安房守は高坂源五郎と謀を合せ、北條氏直に内通し、河中島を奪はむとす、上杉景勝河中島四郡を平均せむため海津の城まで着陣、忽に高坂を生捕て、海津に於て磔にかくる、北條かゝるべしとは夢にもしらず、眞田を先手として亂入せしが、景勝筑摩川園平川を前にあて、對陣するを見て、一戰にも及ばず上田尼淵まで引返せば、景勝は河中島四郡を平均し、此所は村上が舊領なれば、その子源五國淸に授け海津に居城せしむ。

信濃國、市河左衛門十郎經助軍忠事、

右薩摩刑部左衛門入道、坂木北條、相構城墎之處、先代與力仁等、多楯籠彼城候間、當國總大將軍村上源藏人殿(村上信貞)御發向之刻、最前馳參御方、經助爲大手致合戰忠、攻落彼城、於大將軍御眼前、分捕二人打取畢、然早賜御判、爲備後證、恐々言上如件、

建武二年九月二十二日、

鏡臺山(キヤウダイ)　按に、坂本の東北なる高嶺を、鏡臺(キヤウダイ)山と云ひ、其一峰を葛尾(カツラヂ)山と云ふ。坂木城は其麓に在り、故に葛尾城とも稱す。西方千曲川を隔てて、更級郡冠着山に對す、其河涯卽横吹也。

(葛尾)

甲陽軍鑑云、信州葛尾の村上賴平も、越後長尾爲景と日中に十一度の合戰をして、終に村上が勝利を得候　又云、天文十一年、小笠原長時、諏訪賴茂、村上義清、木曾義高等、瀬澤合戰に打負けしが、重て更級葛尾の村上被官ども申合て、葛尾の城を取立甲州へ働、云々。○管見武鑑云、天文十六年、信州更級葛尾の村上義清は、晴信公に打負て、越後へ御牢人、景虎公を賴み、信州へ御本意ありたきとの事也。

中之條(ナカノデウ)　今中之條村と云ふ、坂木に隣る、近世寶永以後、江戸幕府の代官を置き、近郡の公料を支配せしめたる所也。

坂城の邊、標高凡四百米突、鏡臺山千百六十餘米突とす。弘化四年信州地震出役届書云、三月廿四日、大地震、鼠村、新池の邊は曲り家間々相見候、中之條御陣屋には別條なし、上戸倉宿も曲り家のみにて潰家なし、下戸倉二百軒の中、三軒の潰家あれど、怪我人無之候。

南條(ミナミデウ)　今南條村と云ふ、中之條の南にして、小縣郡堺に至る。此の中條南條と云ふは、中世の庄田の區分なるが、何と號したる庄にや。

鼠宿(ネズミシク)　南條の驛舍を云ふ、千曲川に緣り、岩崖の下とす、

(岩鼻)

故に岩鼻とも稱す。地形狹窄して、自然に埴科、小縣の郡堺を成せり。北國太平記、天正十年六月、上杉景勝の兵岩鼻まで打出しことを載す、岩鼻山に城址あり、虛空藏山城とも云へるもの是也。

千曲眞砂云、小縣郡鼷尻をすぐれば郡堺なり、埴科郡鼠宿の入口に鼠の宮といふあり、此宮の後大石そばだちて、いとすざまし、玄古(ゲンコ)煙草とは此地の名物とす、玄古平と云ふ者の造り出せし由也。○甲鑑云、天文二十三年、景虎は此比虛空藏山の城へ働くべしとことはり、切所を越へ鼠宿まで働かる、又云、多田三八後は淡路守と改る、信虎公の御代より、足輕大將にて、晴信公の世にも、度々譽れあり、信州皆御手に入て、虛空藏山の城番同に差置れし時、鬼を切たる大功の武篇者なり。○岩鼻の其實寺は、武田信玄の祈願に出づとて、此に其證文をつたへたり。(信濃寶鑑)

國之中郭、有俗呼曰乾巨、有席題無名矣、介子人一子桶、是云□實、證其旨曰、

一甫自矣一市社、鋤破招提西又東、別有開田住是在、貞跨積月歲時風、

小縣郡

小縣郡(チヒサガタ)

更級、埴科の東南に隣り、千曲川の兩邊に涉り、佐久郡に至る、其南北は山嶺を以て自限る。今面積五十四方里、人口十一萬五千、三町三十二村上田に治す。

小縣郡、和名抄、訓比佐加多と註し、八鄕に分つ、近世稼田六萬六千餘石、上田を以て郡の首邑と爲すを以て、或は上田平(ウヘダタヒラ)の俗稱あり、善光寺平と佐久平の間に於て一區を成す、而も其地勢佐久と相抱擁して、鴻溝なきを以て、佐久上田を一團の區分と爲すも妨げず。○萬葉集に、天平勝寶七年、信濃國造小縣郡他田舍人大島と云ふ人名見え、日本紀略、延暦十四年、小縣郡人久米舍人望足ともあり、小縣の名の史書に載する是等を始とす。

(上田平)

童女(ヲムナ)鄕

和名抄、小縣郡童女鄕、鄕訓乎無奈。○今鹽尻村、上田町、神科村、神川村等にあたる、後世乎無奈を訛りて海野(ウンノ)、宇野(ウノ)と云へり。靈異記には童女(ヲムナ)に作る、千曲川の右邊、埴科郡坂城(サカキ)鄕に隣る。

靈異記云、大伴連忍勝者、信濃國小縣郡孃里人也、大伴連等同心、其里中作堂、爲氏之寺、忍勝爲欲寫大般若經、發願集物、剃除鬚髮、着之袈裟、受戒修道、常住彼堂、寶龜五年甲寅春三月、候被人讒、堂檀越爲所打損而死、云々。○按に、和名抄に「日本紀私記云、少女乎度女(ヲトメ)童女上同」と云ひ、又「童、和良波」と云ひながら、此に童女を乎無奈に假るは、嫗を於無奈と訓むに對したる者とす、嫗をオムナと云ふことは、日本紀諸所に出でたり。狩谷氏箋註に新撰字鏡云、娵於美奈、則所謂於無奈、亦當於美奈之轉訛也、謂老女爲於美奈者、以對謂少女爲乎美奈之稱と述へたり。又萬葉集、信濃國歌に、

中麻奈に浮き居る舟の漕ぎでなばあふことかたしけふにしあらずば、

とある中麻奈を、ナカヲナと訓み、此童女鄕の事にやと論ずる者あり。

(童)

海野(ウンノ)

童女の訛にして、更に或は宇野(ウノ)に訛る、東鑑、文治二年、海野庄殿下御領と載せ、又姓氏號に多く見ゆ。後世海野平と云ふは、又上田平と云ひ、小縣郡の中心なる上田四近の村里を總稱す。○甲鑑、天文十六年十月、信州海野たいらに於いて、越後長尾景虎と甲州武田晴信と信州をあらそひ、はじめての對陣合戰あり、景虎兼て九備につくりさしかけて一戰をはじめ、云々、又越後の景虎は、村上義清に賴まれて、(中略)信玄公小室御着、信州海野平にて一戰也。管窺武鑑云、海野平合戰は、晴信廿七歲、景虎十八歲なり。

(海野平)

(宇野)

參考本盛衰記云、海野彌平四郎行弘、諸本有異同、系圖一本、海野小太郎、滋野幸親子、有彌平四郎幸廣者、本書二十九卷、作宇野彌平四郎行平。○氏族志云、滋野氏、神別伊蘇志臣同祖、桓武帝時、改賜滋野宿禰、至嵯峨帝時、更賜朝臣、其族後世居信濃者、曰海野氏、按海野系圖云、清和皇子貞秀親王、居信濃白取莊、其孫善淵王、始賜姓滋野、即海野氏祖也、今考皇胤紹運錄、尊卑分脈、清和皇子無貞秀者、而滋野貞主女、爲文德帝妃、生惟彥親王、卽清和帝兄、或以此致誤也、故今訂之、海野幸廣者、從源義仲、戰死於水島、其子幸氏、事源賴朝被親愛、其族始盛。○戰國の頃に、海野城と云ふは、卽上田城なり、滋野系圖に據るに、平權大夫重道の子、小太郎廣道を海野の祖とす、天文年中、海野幸義、村上氏と戰ひ敗死す、其子幸隆武田氏に歸降し、眞田を以て家號とす、蓋海野の庶流なり。甲陽軍鑑云、永祿四年、信玄川中島に御馬を立られ、先方侍大將、仁科、海野、高坂、御成敗也、然共海野跡をば八十騎、其儘召置れ、小草若狹被仰付、信玄公二番目の御曹司龍寶、十八歲に成給ふ盲目にて、跡を繼がせらる。管窺武鑑云、龍寶殿、海野殿の跡目を被仰付、奧坐若狹守軍代を仕る。

白鳥(シラトリ)

又白取に作る、今の上田町の中にや、滋野系圖に白取庄と云ひ、海野氏の邑たり。盛衰記に白鳥河原と云ふは、千曲川の緣邊を指す。(再考、縣村に本海野の名のこり、又白鳥明神あれば、彼處かとも云へり、然らは海野の名は跡部鄕まで及ぼさん)盛衰記、横田河原軍の段に「木曾は落合五郎兼行、鹽田八郎高光、望月太郎、八島四郎行忠、高梨、根井、大室、小室を先として、信濃、上野

兩國の勢を催集め、二千餘騎、白鳥河原に陣をとる、楯六郎親忠、先横田河原に打向て、敵の勢見て叅んと申、白鳥河原を打出、鹽尻さまへ歩ませ行て見渡せば、横田、篠野井、石川さまに火を懸て燒拂、軍場の料に城四郎が結構と見えたり、親忠大法堂の前にして、馬より下り八幡社を伏拜み」云々、平家物語の一本には、當時義仲は依田城に據り、其斥候は白鳥、鹽尻より更級八幡に至り、横田河原へ出たりと云ふ、地形契合す。

亘理(ワタリ)　延喜式の驛名にして、浦野(十五疋)と淸水(十疋)の中間なれば、千曲川の渡津にして、上田の邊たるべし。亘理の亘字は曰字の譌かとも云へど、古書に此字を用へし例頗多し、故に改描せず。

鹽尻(シホジリ)　今鹽尻村と云ふ、上田市街の西にして、埴科郡岩鼻に接す。奇區一覽云、岩鼻の懸崖は、大石今にも崩れて官道へ落ぬべき樣子あり、盛衰記に鹽尻狹間と云ふは此地なるべし、上古千曲川の水、此狹間に支へられ、小縣佐久は湛へて湖海なりしとつたふ。長門本平家物語云、城四郎四萬餘騎引具して、信濃へ打越て、筑摩河横田庄に陣を取、木曾是を聞て、其勢千騎當國の内白鳥河原に陣を取、楯六郎白鳥河原を打出、鹽尻さまへ歩ませ行て見渡せば、城四郎が方より、横田、信濃井、石河さまに火をかけて燒拂。

上田(ウヘダ)　今上田町、人口二萬三千、千曲川の右岸に居り。本郡の治所とす　鐵道、長野へ二十一哩、輕井澤二十五哩、高崎五十哩、千曲川の河盂に於て、一都會と爲す。

上田平、又は上田原と云ふは、上田近地の平曠を云ふ。凡鹽尻以東は、上田平并に佐久平、亂山四周の間に在りて、別に一區域を成す、故に上田佐久を通じて、上田平と云ふも不可なし。○甲鑑云、天文十六年、村上義淸上田の原へ出陣し、甲州の一の先の大將、板垣信形を討取旗本へ面もふらず懸つて、義淸は晴信公と互に馬上にて渡合、義淸落馬して遂に越後へ走る。○千曲眞砂云、上田は松平氏五萬八千石の城下にて、市も毎月十二度たちいと賑はし、當國に於て松本を府とし、上田は第二に落ちず、大宮大明神の森、并に日輪觀音堂あり。

上田城址(ウヘダ)　(伊勢崎)　市街の西南にして、千曲川の河岸の上に在り、初め眞田氏之を起し、上田伊勢崎(イセザキ)城と云ふ、慶長五年八月、安房守昌幸此に據り、德川將軍(秀忠)の西征を支へ拒戰三日、後世其勇を稱す。是歲昌幸の嫡子伊豆守信幸上州沼田より上田に移り、封九萬石、元和八年、松代城へ轉ず。小室城主仙石兵部少輔忠政之に代り入部、孫政明、寶永三年、但馬出石城へ轉ず。出石城主松平(藤井)伊賀守忠國、上田へ入部六萬石、子孫世襲して大政改新に至る。○大八洲遊記云、上田松平社、今祀藩祖也、社地則上田城址、櫻櫓皆毀、西隅僅存一譙樓、城覓永初、仙石侯所築、譙樓亦當時之物、眞田氏所據上田城、距此口町許慶長五年毀撤、德川氏諸將所戰、則距此殆一里。

千曲眞砂云、今の上田の新城は、眞田昌幸の起せる伊勢崎城にて、仙石氏の更に增修したる者とす、尼淵城は之と異なり、庚子年八月廿四日、江戸將軍三萬八千の兵を以て、眞田を此地に攻めたまふ、云々。○北越軍記云、慶長五年、石田亂につき、眞田安房守は嫡子伊豆守と上州犬伏宿にて、父子義絕の盃を取かはし、上田へ引返す、伊勢崎に要害を構て楯籠り、城を堅めつつ、寄くる敵を今や今やと待にける。

尼淵(アマガフチ)　上田城址の近地にして、舊眞田氏の城塞ありき、往時其崖下に千曲川流れて、深淵を成せりと云ふ。○北國太平記云、天正十年六月、信州佐久郡植田庄、尼淵の眞田安房守昌幸、上杉家へ屬せんと誓紙を出し、景勝へ出馬を願ながら、北條家へ内應、云々、北條勢は先方の眞田、蘆田、小笠原を先陣として、尼淵より打て出、筑摩川を渡して、岩鼻へ押出し、屋代へかかつて河中島へ打て出づ。

改正三河後風土記云、天文十三年の秋、神君は信州上田の眞田が城を攻潰せと、大久保七郞右衛門忠世に仰せられ、大軍甲州口より上田へ發向す、越後の上杉の軍は六千五百餘人、眞田が加勢として、密々上田に參着し、先月十七日より德川勢の鋒先一番あてむと、心に笑みを含みしに、折しも天少し曇り、奥山必ず雨ふらむとす、城下の加賀(カガ)川(一本神川)に洪水來るべし、天の時を得たりと、大に悅び計畧を施す、寄手は町口二ヶ所攻破りしに喰違の葭簾の蔭より、鐵炮雨の如く打出せば、寄手の輕卒忽に千餘人射殺さる、眞田は相圖の小旗をふるとひとしく、戸石の城より嫡子源次郞信幸、矢澤の城より長臣矢澤但馬、五百人づゝ引連れて、海野平におし出し、寄手の後を取切り、又小野山(チノヤマ)、犬間村邊に伏置たる鄕人二千ばかり、鬨の聲をあげて鐵炮を放す、寄手心は矢竹にはやれども、三方の敵を防ぎかね、河原表へ敗軍、こゝにて討死するもの三百五十餘人、大久保、鳥居、平岩、岡部等踏留り、苦戰して味方の諸勢を引取らせんとす、今日味方にて首取しは唯一人のみ、やうやく諸勢を加賀川まで引取所に、昌幸がかねて察せし時刻違はず、深山より洪水一面に出て來れば、三河勢又追立てられて敗走す、大久保殘兵を集めんと、吉田の岱に馬を留め、旗差物を押立る、弟平助忠教(彥左衛門)鐵炮を川端へ出し給へといふに、忠世皆々腰拔て用にたゝずといへば、平助もせんかたなく犬間村まで引取所へ、一村の樹蔭より眞田が伏兵起り、再三人なだれを築て敗走し、本の陣所にもこらひかね山際近く陣取る、これは十八日の事なり、諸書皆二日の事とす、然れども三河勢二日に上田へ着陣、其後眞田が謀計にて日數を歷たれば、基業の說にて十八日とす。○北國太平記云、眞田は上杉家へ援兵を乞て居城

(尾野山)

に殘し、身は九千餘騎にて二里許出張し、尾野山(チノヤマ)に陣を取り、三州勢と對陣す、其外は丸子、矢澤、戸石、浦野、伊勢山へも勢を差向る。

矢澤(ヤザハ)　千曲眞砂云、寛文九年、上田城主仙石氏、其族弟和泉守政勝に二千七百石を分知す、役所矢澤に在りき、昔滋野海野の一黨に矢澤氏あり、此に居る、甲陽軍鑑、矢澤十六騎、尾野山六騎。○奇區一覽云、兩羽祠(モロハ)の正慶年中の古碑に、矢澤氏あり、永享年中、矢澤右馬允敎滿、百六十貫文の地を領知す。○管窺武鑑云、眞田安房守昌幸は、北條を非に見て家康へ降參致し、家康にも不足を申て、討手到來の時節なれば、景勝に加勢を乞ひ、矢澤表に家康の先手と一戰に及ぶ。

住吉(スミヨシ)　今神科村と云ふ、上田の東北に接す、東鑑、文治二年の條に、住吉庄院御領とあるは此歟、この邊に鉛鑛坑あり。(安曇郡にも住吉の地名ありしごとし)

國分寺(コクブン)　上田の東、神川(カンガハ)の邊に在り、今神川村大字國分の管内にして、寺塔稱傳に依る。○千曲眞砂云、神川の北に國分寺あり、藥師如來を安置し、三重の塔あり、毎月八日の祭に近里の民群集して市をたつ、故に八日堂とも稱す。

延喜式、信濃國、國分寺料四萬束、興福寺料、四萬束、文殊會料二千束。○將門記、承平八年、將門追貞盛、率百餘之兵、火急追征、二月廿九日、追着於信濃國小縣郡國分寺之邊、便帶千阿川、彼此合戰間、無有勝負、厥内彼方上兵、他田眞樹中矢而死、此方上兵文室好立中矢死也、貞盛幸有天命、遁隱山中。○按に、諸州の國分寺、大畧國府の近傍とす、此州は筑摩府に在らずして、小縣郡に在り、異例とす。

神川(カン)　又和川、加賀(カガ)川に作る、上田市街の東にて、溪流は眞田の山中に發し、南に下り、國分、岩下(イハシタ)の邊に至り千曲川へ入る、長七里、今大屋、岩下、國分などを合併し神川村と改稱す。

(利川)

大塔軍記に「海野宮内少輔幸義、舍弟中村彌平四郎、會田、大萱、岩下、飛賀留、田澤、塔原、深井、土肥、矢島以下引率其勢三百餘」騎云々とあるは、皆海野の一黨なり、氏號は地名に出づるならんが、今詳にし難し。甲鑑信州先方衆の交名に、赤澤四十騎、おぎ十騎、山口五騎、大津十騎とうの原二十騎などあるとうの原は、卽塔原なり。

大屋(オホヤ)　今神川村の大字とす、上田の東南一里半、千曲川の邊とす。南方諏方郡より長久保、丸子を經て此に至る驛路ありて、今鐵道停車場あり、丸子に至る三里。

戸石山(トイシ)　千曲眞砂云、戸石山は神川の西北岸にして、砥を產す、一名伊勢山と云ひ、城址あり、村上氏の將津久左衛門尉之を戍りしを、天文十四年三月、武田の大軍之を攻め合戰あり、當國是より武田氏に畧有せらる。

甲陽軍鑑云、天文十五年、晴信公小縣の内戸石の城へとりつめ攻給ひ、一代になきをくれ取給ふ、侍大將横田備中、甘利備前討死。(今按、甲鑑には不實の叙述多し、戸石合戰の如き妙法寺記に據れば、天文十九年のことゝす、戸石の實戒云々、實戒と云ふこと詳ならず)甲州勝山記云、天文十九年九月、信州戸石の實戒を御のけ候とて、横田備中守を初として、隨分の衆千人計打死被成候、されども晴信樣は能引被食候、二十年霜月、信州小笠原にて平瀨實戒を攻落し給ふ、二十一年、信州御働候、小岩兵部實戒を攻落し被食、打取首五百餘人。○戸石は今神科村大字上野の管内にして、上田城の東北二里許。

山家鄉(ヤマガ)　和名抄、小縣郡山家鄉、訓也末加。○今神川の上游なる眞田の山中にして、豐里村、殿城(トノシロ)村、本原(モトハラ)村、長(チサ)村、傍陽(ソヘヒ)村等にあたる。山家を也末加に假借するは、家の字音加に取るにあらず、也加の訓あるに因れるもの歟。古語也末加は山中の義也、住所をスミカと云ふと同例にて、家をヤカと云ふも屋所の義と知るべし。

山家神社(ヤマガ)　今長村の眞田山家に在りて、白山神と云ふ、神祇志料)延喜式の官社なり。○千曲眞砂云、神川の川上に白山權現立給ふ、此川は卽其手洗とぞ、別當寺あり、此より鳥居峠を越して、上州吾妻郡へ行く道あり、又烏帽子嶽あり。

眞田(サナダ)　今長(チサ)村と改む、上田の東北三里、神川の源にあたり、吾妻山の下とす、(眞田より吾妻の峰まで三里とす)東は鳥居峠を越え、吾妻郡大笹まで五里。○眞田氏は海野の一流にして、幸隆の時武田氏へ屬す、甲陽軍鑑に、眞田源太左衛門二百騎、(信綱歟)兵部五十騎、(昌輝歟)とあり、安房守昌幸は幸隆の第三子にして、父兄の遺跡を繼き智勇の名を馳せたり、其故城址を松尾と呼ぶ。

(長)

信綱寺(シンカウ)　今長村の横尾に在り、曹洞宗、天正三年眞田氏創立、開基は順京和尚なり。

信綱樣御菩提所、可致造立筈に候間、佐久郡至手和意者、龍雲寺々領、如前々貫寺へ可進之置候、恐々謹言、
天正十三年乙酉十二月日　昌幸（判）
信綱寺　衣鉢閣下

田中(タナカ)　今常田、本海野など皆縣(アガタ)村に併せらる、鐵道車驛とす。○千曲眞砂云、田中、海野は共同して驛次を勤む、昔はよき町なりしが、寛保壬戌の洪水に人家流失して溺死者數を知らず、寶曆十一年又驛を立つ。(今賀澤(カザハ)あり、縣村の大字とす)

(縣)

信濃國、望月平六重直女子、神氏謹言上、
欲早下賜國宣、備向後龜鏡、當國海野莊賀澤村內、
田在家事、
右於田在家者、任舍兄望月大武房重慶讓狀、神氏女當知行無相違之上者、成賜國宣、爲備向後龜鏡、恐々言上如件、
元弘三年十月　日、(史料)

(賀澤)

本海野（ホンウンノ）　今縣村の大字とす、海野とは童女郷より山家郷、跡部郷まで及ほせる大名にも使用せられしにや、中にも此邊をば本據とする歟。（白鳥を參考）

常田（トキタ）（時田）　又時田（トキタ）に作る、（同名北佐久郡にもあり）東鑑、文治二年、常田庄、八條院御領（後宇多御領目錄にも此庄を收む）と云ふは此歟、甲陽軍鑑にも、先方衆トキタ十騎と見ゆ。

禰津（ネヅ）　今禰津村と云ふ、田中の北なる山中とす、近世久松松平氏五千石の邑たり（寛永元年、小室城主松平氏禰津の地を其族弟采女正忠節に分知せしむ）○千曲眞砂云、禰津はよき村也、大日如來堂を少林院と云ひ、眞言宗、又禪宗、定津院（ヂヤウシン）、朱印高三十五石、常法幢地たりき。按に定津院の開祖宗英は、伊豆國最勝院吾寶禪師の附法にして、拈笑と號せり、寶徳元年、禰津上總介信貞の招請により此に來る、洞家中拈笑一派の本寺とする所也。（定津院）

禰津は又根津（ネヅ）に作る、在名を稱せる家ありて、甲陽軍鑑に先方衆禰津三十騎と云ふ、後德川家に歸し、上州碓氷郡豐岡一萬石を領せしが、寛永二年、根津神平吉直卒し、嗣子なく除封す。此家は代々神平を以て通稱としたり、然らば諏方神氏の裔ならん、諏方繪詞にも神平貞直見ゆ。○盛衰記、橫田河原軍の條に「根津泰平が子息根津次郎貞行同三郎信貞」參考本云、系圖、禰津神平貞眞、第三子有浦野三郎貞信、所謂泰平蓋神平之訛歟。○千曲眞砂云、根津氏は滋野姓、世々神平と曰ふ、天文年中、美濃守信直武田氏に降附す、生島足島社の起請文に、松鼎軒常安被官には菅野、別府、金井、小田中、水野、藤岡など連名あり、皆根津の一黨なり。（根津）

上杉兵庫助、禰津孫四郎以下凶徒等、被合戰候由、殊去月十六日、十七日、兩度戰功注進狀、披見訖、致忠節云々、文和四年五月（義詮判）小笠原兵庫助殿（慶元古文書）

跡部郷（アトベ）　和名抄、小縣郡跡部郷。○今詳ならず、田中禰津の邊にあらずや、地名考に當郷（タウガウ）と云ふ村に引きあてたれど、當郷は福田郷とおもはるれば採り難し。

靈異記にも、小縣郡跡目里（アトメ）と云ひ、姓氏より轉ぜる名なるべけれど、今郡内に其名なし、佐久郡野澤の邊に同名遺る。（跡目）

新治（ニヒバリ）　今禰津村の管内なる新張にあたる歟と云ふ、新張俗に訛りて三張（ミハリ）と唱ふ、延喜式、新治牧と云ひ、東鑑にも左馬寮領牧の中に收む。（三張）

滋野（シゲノ）　今滋野村と云ふ、田中と小室の間にして、驛路に當り、佐久郡堺に至る、千曲川を帶び布引山に對す、滋野、海野、禰津、望月等は皆一黨族の蕃衍せる地とぞ、殊に滋野を以て本宗とし、世に滋野系圖を傳ふ、海野を參考すべし。

室賀（モロカ）　今室賀村と云ふ、上田の西、千曲川の左岸にあたり、更級郡村上村に接比す。室賀の賀は本來テニハにて之の義なるべし、室（ムロ）の村里ならん、甲鑑、信州先方衆モロカ二十騎。○千曲眞砂云、室賀氏は大井一族なり、天文十四年、室賀山城守信俊、一門を率ゐ武田家へ屬す、入道して一葉軒と號す。○東鑑、延應元年、善光寺領不斷念佛用途、水田陸町陸反、在小泉庄室賀鄉内。

浦野（ウラノ）　今浦里青木の二村に分つ、室賀の南にして、保福寺峠の麓三里許にわたる、筑摩郡松本より上田に至る驛路此を經由す。東鑑に、文治二年、浦野庄、日吉社領とあるは此とす。

今浦野町（上田の西南二里）岡村、越戶（コエド）、當郷（タウガウ）などを併せ浦里と改め、其南の高地を青木村とす。○千曲眞砂云、浦野氏は村上の一黨にて、大身の士なり、生島足島社の起請文に、浦野宗波軒信慶以下、同苗數名出でたり、武田信玄に歸伏して武功の名ありしは、浦野民部幸次なり。又云、浦野の岡村（ヲカムラ）に岡村氏あり、左衛門尉平清氏、又宗安と云ふものありて、是は餘五將軍維茂の遺裔なりしとぞ、相傳ふ、維茂戶隱山の鬼神を退治しける後、民家の女を召し、一男子出生し、在國のまゝ子孫相續したりと、天文年中、武田氏の兵岡村に築砦す、城跡存す。（岡村）

田澤（タザハ）　今村松、奈良、沓掛などと合せ、青木村と改む　田澤の鑛泉は那須（ナス）湯と稱し、硫黃性三源あり、子持（コモチ）湯、仙人（ヒト）湯、熱百五度、內湯、九十九度、客舍數戶あり。上田を去る四里、海面を拔くこと二千二百餘尺の山腹に居る、旗鉾山其西に峙つ。

信濃なる那須の御湯をもあさむはや人をはぐくむ病やむべく（歌枕、類聚）　無名　法師

子檀嶺（コマユミ）　田澤の北嶺とす（鑛泉志）延喜式、小縣郡子檀嶺神社、また三代實錄、貞觀二年、駒弓神授位とあるは此峰の鎭守ならずや、一說、武石村に駒嶺神ありと云ふ。（那須）

沓掛（クツカケ）　今青木村の大字とす、浦野町の西二里にして、保福寺峠の下一里、卽延喜式、浦野驛十五匹とある古店にして、筑摩府より此を經て、亘理（小縣郡）淸水（佐久郡）に向へる者とす。

かのころとねづやなりなむはたすすき宇艮野の山につくかたよるも（萬葉）

地名考、浦野は谷の惣名、今馬越のうまや有、筑摩郡保福寺峠のの絕頂を東へくだれば、右に夫神（チカミ）、沓掛兩村遙に山の麓に見ゆ、其沓掛は古驛の殘れる名なるべし、今ならもと村あり、後世谷の路を開きたるはしめの地名と聞えたり。○沓掛の小倉湯は、浦野湯とも云ふ、炭酸泉、溫九十七度、客舍數戶あり、那須湯の南一里。（宇艮野山）

小泉（コイヅミ）　今吉田、福田と併せ泉田村と改む、室賀、浦里の東に隣る。東鑑、文治二年、小泉庄、一條大納言家領と云ふは此なるべし、又甲陽軍鑑にも、先方衆小泉

二十騎と載す。千曲眞砂云、浦野岡村より上田へ行くに、小泉村左の山に高仙寺大日堂あり、詣人群集する靈佛なり、小泉菩見齋重成、同源次郎宗貞は、元村上の幕下なりしが、天文十四年、武田家へ屬す、其子惣三郎昌宗あり、天正十年、武田氏と共に滅亡し、一跡絶ゆ。

福田郷（フクダ・フカダ）　和名抄、小縣郡福田郷。○今福田あり、小泉を併せ、泉田村と云ふ此歟、されば往昔浦野室賀をも此郷内と見るべきごとし。又福田の古訓はフクダにはあらじ、福はフクの字音をフカに假り、深の義ならん、福富など云ふ文字の本義を探れるにあらざるべし。

須波郷（スハ）　和名抄、小縣郡須波郷。○今城下村に諏訪形てふ大字あり、此邊に舊號にや、小泉の東北にして、千曲川の邊、水を隔てて上田城を望む。

諏方形（スハカタ）　今城下村と改む、城下村に中之條あり、相連りて下之條あり、今川邊村と改む、此中下の條は何庄郷の區分にや、詳ならず。郡郷考云、諏訪形諏方部のあたり、古の須波郷也、地名一字を省く例あり、中世泉親衡が祖父、諏方部太郎扶衡など云ふ人名も見ゆ。

（諏方部）

安宗郷（アソ）　和名抄、小縣郡安宗郷、（安曾）○今東鹽田村、西鹽田村、別所村及び富士山村等にあたる。小泉、諏方形の南にして、浦野の東とす、鄕名鹽田原とも云ひ、山野頗廣し、東鹽田に古安曾てふ大字のこる。

生島神社（イクシマ）　延喜式、小縣郡の名神大社にして、生島足島神二座と云へり、今東鹽田村大字下の郷の生島在家に在り、近年國幣中社に列せらる。（神祇志料云、生島神足島神は之を大八洲の靈と云ひ、舊事本紀古語拾遺に見ゆ、大同元年、信濃國生島足島神に神封一戸を充給ふこと、新抄格勅符に載す。

鹽田（シホダ）　舊庄名とす、東鑑、文治三年、鹽田庄、最勝光院領と見え、今上田の南西二里なる山村とす。歌枕に當國鹽田川をよめど、此にはあらざるべし、佐久郡の鹽名田歟。

（保野）

延喜式、小縣郡鹽野神社、今鹽田庄前山村鹽野の大宮是なりと（神祇志料）前山は近年手塚と合せ、東鹽田と云ふ、本郷（安曾郷の遺稱）保野、五加、小島などは西鹽田村へ入る。○甲州勝山記云、晴信様と村上殿、天文十七年三月十四日、信州鹽田原にて合戰、互に小川を小橋に取候て、軍をいれつ亂れつ被食候程に、甲州打劣け、板垣、甘利以下打死、御大將は本陣にしばをふみ、かせ手を負被食候、天文二十二年八月、村上殿鹽田の要害を引退、行方不知なり候、一日の内に要害十六落申候。

別所（ベッショ）　今別所村と云ふ、鹽田庄の域内にて、保野の西南一里半、（上田より三里半）温泉あり、沓掛の東にあたる、別所とは觀音堂の領内の謂なり。鑛泉志云、別所湯は夫神嶽女神嶽の北にして、地勢東北に瀬下す、四源あり共に硫黄性、石湯は熱百十三度、久我湯は熱百五度、大師湯は甲乙各百十度許、倉澤湯は熱百四度以上、院内に屬す、湯戸客舍此に在り、院内の南十町に大湯あり、泉源四所、單純性、熱百十度許

安樂寺（アンラク）　別所に在り、觀音を本尊とし別に藥師堂もあり、八稜四層の塔婆あり、高五丈六尺、其制頗奇古なり、當國の一名物とす。新編相模風土記、鎌倉建長寺の條に、道隆（大覺禪師）より鹽田安樂寺方丈へあてたる返翰「先日觀音頂、雖蒙仰候、行道々上、至今告記候事、恐入候、又觀音聖像、左右有童陀龍像、侍衛、雖未拝其聖相、但依所示之語、讃呈」云々、これ本寺の事也。○寺區一覽云、三樂寺の創始不詳、往古長樂安樂常樂の三寺ありて、淸和帝の御宇に、八角四重の浮屠を經營し、安和年中、平維茂又諸堂を再建せしも、木曾義仲の兵火にあひ灰燼となる、北條貞時執權の頃、常樂寺學者性算北向大悲堂を中興し、樵谷禪師は安樂寺を再建す、而も長樂は永く廢す、禪林僧寶傳曰、樵谷名惟仙、未詳何許人、志趣超邁、嘗航海南、得法於天童別山智和尚、歸住信州安樂寺、云々、祖師堂に木像を安置し、其胎中に八句陀羅尼の記文を容れ、嘉暦四年に造れる由見えたり、大永の頃より此寺曹洞宗と爲る、塔婆は其實建立時代不詳、樵谷再修以前の舊物なるべし。○俗説、鹽田庄は鎌倉執權の時、北條義時の三男重時（極樂寺殿）の二男、陸奥守義政これが地頭たり、三樂寺も義政の外護ありしやにつたふ、義政は鹽田を家號としたれば、此事實なりしやも知れず。又常樂寺の如法經書寫石塔に、弘長二年造立の由銘刻あれど、外に又天長二年の銘あるは、後人の惡戯に出でたり。

（北向堂）

依田川（ヨダ）　和田峠、大門峠に發源し、北流長久保驛を過ぎ、武石川を容れ、丸子依田を經由して、遂に千曲川へ注入す、長凡八里、小縣郡南方の大溪とす、一名丸子川。

依田（ヨダ）　今依田村と云ふ、舊庄名にして、鹽川村、長瀬村をも庄内としたるごとし、東は佐久郡八重原に至り、上田の南凡二里。東鑑、文治二年、依田庄、前齋院御領。參考本盛衰記云、諸本、横田川原軍を養和二年の事とし、當時木曾義仲は依田城に有けるが、三千餘騎にて城を出て馳向ふと述ぶ、又八坂本には、壽永二年、義仲城氏と戰ふとも載す。○按に盛衰記、頼朝義仲中惡の條に、頼朝は十萬騎、上野と信濃との境なる、臼井坂を越給、木曾角と聞て、富部、大井に城構して支戰はんに、などかは軍負べき、されど平家追討の大事を閣て、兵衛佐と軍するならば、他人の嘲弄最耻かしとて、越後へ引退、兵衛佐も人の穏便を存ぜんに、勝に乗に及ばずとて引返

し、武藏國角田川のはた青島野に陣取」とありて、依田城の事見えず。長門本平語には「頼朝臼井坂を越し、信濃國佐久川の端に陣を取」とある佐久は佐久須とよみ、佐久郡の河流をばかくも唱へたるにや、小室、鹽名田などの千曲川に外ならず、當時兩軍の進止の狀に合考すべし。而も印本平語には「頼朝木曾追討の爲にとて、信濃國へ發向す、木曾は其頃依田の城に在りけるが、城を出て信濃と越後の境、熊坂山に陣を取、頼朝も同國善光寺にこそ着給」と載す、是れ壽永二年の春の事とす。當時の大勢を觀るに、頼朝は鎌倉に居り、義仲は信越に據る、頼朝の信濃に入るや、義仲は越府へ走る、長門本頼朝佐稲川に至ると云もの信歟、諸本に頼朝善光寺に至ると云ふは疑はし。長門本に頼朝の雜色が越後へ使者に赴くに、サヰ河(犀川)逗留三日と載するに據れば、頼朝は犀川を越さず。(依田氏は伊奈系圖に、信濃守源爲公の六男、六郎爲實を祖とすと、其子實信は諏方次郎大夫と稱し、木曾の軍に從ふ、(千曲眞砂、甲斐國志)天正中、依田信六郎信蕃あり、其父の時より武田氏に屬し、勇將を以て稱せられ、蘆田の城主たり、彼條を參考すべし。

生田(イクタ)　今依田村の大字とす、小笠原文書、足利義教より小笠原治部大輔入道へ與へし感狀「越知(チクマ)川、差落楠津、攻落生田別府兩城、尤神妙也、仍兩功太刀一腰遣之候也、三月六日」とある生田は此歟、別府も近所の一地のみ。

鹽川(シホカハ)　今鹽川村と云ふ、生田の東にして、千曲川に近し、東鑑に鹽川牧とあるは此歟。

丸子(マリコ)　今丸子村と云ふ、依田の南に連り、鹽田の東とす、上田を去る(大屋を經て)四里、其驛所を腰越(コシコエ)と云ふ。

丸子は甲陽軍鑑に先方衆マリコ三十騎と云ふ、天文中、丸子三左衛門武田家へ降付す、天正十三年、丸子に眞田方の者の居れるを、德川勢より攻擊したるも克たず。(北國太平記、千曲眞砂)改正三河記云、天正十三年八月十九日、三河勢上田の枝城獅子を攻めんとす、眞田が一族海野三郎右衛門、彼城主なり、寄手は昨日上田表の敗北の耻をそゝかむと、軍令を嚴にし、隊伍を亂さず、筑摩川を越えて、八重原におし出す、安房守父子、上杉の加勢一同に、八重原の下を押通り、手白塚に出張し、夜討朝込さま〴〵に手立を替て、廿日あまりを過したり、其間に關白秀吉より景勝に下知し玉へば、景勝も大軍を引率し近日上田へ發向せんとす、此事濱松へ聞えければ、九月廿四日濱松より飛脚を以て、寄手の諸將へ早々兵を引揚よと仰下さる、依て廿六日の東雲に諸將追々陣拂して引かへす、大久保忠世計りは小諸(コモロ)に在城せしめ、上田の押とせらる。

(腰越)

海部鄉(アマムベ)　和名抄、小縣郡海部鄉、訓安末無倍、高山寺本、訓阿末へ。○今詳ならず、もしくは依田、丸子の邊にやと云ふも徴證なし、猶考ふべし。

餘戸鄉(アマルベ)　和名抄、小縣郡餘戸鄉。○今詳ならず、郡鄉考に、永祿九年、諏方文書の「小縣之郡沘馬、曲、横尾三箇鄉宮錢」とあるを據き、横尾は餘戸を音讀にしたるより訛れる者歟と云へど、明白ならず。今武石村に大字余里(ヨリ)あり、此余里もしくはアマリノサトと云ふべき餘里を、余里と音讀せるにあらずや、此說當らば長久保の邊を餘戸鄉とすべし。

武石(タケイシ)　今本入(ボンイリ)、鳥屋、小澤根、余里などを合併して武石村と云ふ、丸子の西一里。武石より山嶺を横絕して、松本に達する徑路あり、武石峠と云ふ。○地學雜志云、信州の武石とは、黃鐵鑛の方言なり、又オドメ石と云ふ、凝灰岩中に鑛染を爲り現出し、晶形完美なるもの多し。(武石村の西方には、中生層の岩石構造を見る)千曲眞砂云、武石氏は大井の一黨にて、大永年中、大和守信廣あり、天正に及び、大井竹葉軒正棟之に居る、蓋信廣の裔なり、甲陽軍鑑にタケシ三十騎と載す。(神祇志料云、式內、小縣郡子檀嶺神社、今武石村男形峠に在り。武石沿革志云、武石村の鳥屋入山を、依田城址と言つたへ、木曾義仲の據れる所かと云ふ、正念寺古簡あり、

任望貴備、只今居屋敷、並上平不作之內にて、高辻合壹貫五百文、所進置候、但料所本畑の外也、仍如件

丙辰九月十二日　(判)　正念寺

(余里)

內村(ウチムラ)　武石の北、鹽田の南に、東內西內の二村あり、西內より筑摩郡へ越ゆるを三才峠と云ふ、武石と保福寺の間なり。○西內村に温泉あり、高梨湯は鹽類泉、二源、鹿教(カケ)、河原ともに熱百廿餘度、浴舍の地は標高凡二千尺とぞ、上田を去る六里、平井の靈泉寺湯も同性とす。

長久保(ナガクボ)　今新町(人口千二百)古町(人口二千四百)の二に分つ、丸子の南一里半、近世中山道の一驛にして、諏方と岩村田と間なる要店なりき。(新町を驛店とす)甲鑑に「天文十一年十月、大門峠へ働き、爰に三日逗留十五日長窪を燒、此に一日逗留」云々、大門峠は長久保より諏方郡柏原へ越え、甲州に往來するものとす、木曾路ゝ里なり、二路共に長久保に會す。長窪の東、佐久郡蘆田に至る間に、笠取(カサトリ)峠(狩鳥嶺とも)あり、標高九百餘米突、立科山の北の尾とす。

(笠取峠)

和田(ワダ)　今和田村と云ふ、長久保の西南二里、更に登ること二里半にして分水界に達す、近世の木曾官道之を經由したり。千曲眞砂云、大井の一黨、武石信廣の二男、信定を和田氏の祖とす、永祿二年、武田氏に誅滅せらる、和田氏の菩提所、信定寺と云ふ禪院存す。

有坂(アリサカ)　今詳ならず、丸子と諏訪の間なれば、和田の邊に當る。大塔軍記に「諏方の海や、衣が崎を外に見て、泣々行けば、冬の日も、早山口の里とかや、常葉山、奥に有

てふ岩屋路の、遠路近路人に一間へば、雲にも里は有坂や、一夜留りの假枕、あけぞと告くる鳥よりも、語こそまされ忍ぶねの、涙争ふ袖の露、九子の里も近付きぬ」と叙せり。

和田峠（ワダ）　信州の中央なる立科山の連嶺にして、標高一千六百米突許、木曾路第一の高嶺とす。嶺頭の小亭を餅屋といふ、西餅屋は諏方郡の管内とす。元治元年の冬、水戸浪士の西上するや、松本諏方の二藩、兵を和田峠に出し之を拒む、浪士隊一撃之を破り、伊那路を取り西上したり。

　和田峠を越るに、雲立迷ひて、更に行先も見えわかねばよめる、　玄旨　法印

風向ふ八重の雲路に埋もれて山なき山を越えわぶるかな（老の木曾越）

千曲眞砂云、和田峠は中道第一の長坂なり、五里八町の間、次宿なし、因て公儀より茶屋一軒に一人扶持つつ下し賜り、東西の餅屋を立置かる。

緒占山（チジメ）　和田峠の西にして、小縣、諏方、筑摩三郡の交堺にあたる。〇地學雜志云、緒占山は、峠道の北方、圓錐狀の一峰にして、絕頂に噴火口を遺しき、火山岩の礫砂を以て塡れたる、幅五六間廣三間斗りの淺き穴ありて、草木生せず、又麓に至るも處々に同樣なる小穴あり、此山に往々柘榴石を得、古來チジメ石と稱す、採集は秋冬雜草の枯るるを以て最好期とす、黑色に僅少の赤色を帶び、透明ならずと雖、その光澤の美なること、我國產中の第一と稱せらる。

大門（ダイモン）　今大門村と云ふ、和田の東にて長久保の南一里、此より南に登ること四里、卽大門峠の絕頂とす。

立科山と和田峠の中間にして、標高一千四百五十餘米突、諏方郡柏原、湯川、北山村に下る二里許、蘆田記に行者峠、三河物語に役行者（エンノギヤウジヤ）峠とあり。

奇區一覽云、大門峠の佛岩の一石の上に、石塔婆あり、その四表に銘文あり「西肥前太守淨阿彌陀」「北息女日光峰宮」「東近江禪閤」「南□□□應長第一曆□□」云々。〇甲鑑云、天文十一年十月七日、武田晴信八千餘の着到にて、甲府を打立、大門峠まで働き逗留の所に、村上、小笠原兩旗にて、佐久、小縣の士大將、村上に從ふも從はざるも悉く言ひ合せて、其勢一萬三千許りにて、十月二十三日信州方より懸つて合戰あり、都合三度の戰ひ、四度目晴信の旗下と、原加賀守相備を以て切り崩し、勝を得て敵を討取ると雜兵ともに千七百二十一の首帳を以て、同日未の刻勝ときを行はる。

佐久郡

北佐久郡（キタサク）　小縣の東にして、淺間山の南麓及び望月近傍を云ふ、今面積三十八方里、二町二十六村に分ち、人口六萬七千、岩村田に治す。碓氷峠の嶺上にあたり、甲州、越後（善光寺）木曾（諏方）の諸路此に會す、土地磽薄と雖、走集輻湊の所とす。

佐久郡、和名抄八鄕に分つ、中世には大井、伴野、平賀の三庄を以て、全郡を籠絡したり。近世檢田七萬七千餘石、明治十三年南北の二郡に分つ。〇三代實錄、貞觀八年、佐久郡妙樂寺定額に預ること見ゆ、今存亡知れず。

蘆田（アシダ）　今蘆田村と云ふ、小縣郡長久保驛の東一里半、望月驛の西一里、木曾路之にかかる、蘆田、長久保の間なる笠取（カサトリ）峠は、立科山の北の尾とす、立科神の里宮は蘆田に在り高井明神とも云ふ。

蘆田氏は井上氏の一族にて、大井氏の家臣なりしと云ふ、永享十三年、鎌倉公方持氏の二孤が、下野國結城に旗を揭げし時、大井越前守持光の家臣蘆田は、永壽王（成氏）を護送したること、大草紙に見ゆ。（上野國志、甲斐國志）小笠原文書に足利義敎の敎書、蘆田下野守降參云々の事見ゆ。永享亂の際なるべし。〇千曲眞砂云、小縣郡の依田氏、何の世よりか蘆田に來り、或は在名を稱したり、蘆田の邑主依田備前の建てたる光德寺存す、備前の子を下野守信守と云ふ、（甲鑑、信州衆蘆田百五十騎）天文中武田氏に屬し、其子常陸介（新六郞）信蕃、并に驍將の名あり、駿河、遠江の諸城に駐守す、天正十年、信蕃駿河の田中城を戍る、武田氏の諸城皆破るゝに及び、田中を德川氏に致し、後蘆田に歸り、德川氏の爲めに佐久郡を討平し、岩尾の戰に死す、家康其軍忠を憐み、遺子竹福丸を召し、姓名を賜ひ松平康國と曰ひ、小諸城を領知せしむ、同十八年上州へ轉封、是歲康國死し、弟康勝嗣きしも罪あり、封邑（上州豐岡三萬石）を收められ、康勝の子孫は越前松平家に仕へりとぞ。

蓼科神社（タデシナ）　今蘆田に在り、三代實錄、元慶二年授位の神にして、山靈を祭れるならん。〇信濃砂子云、佐久諏訪の堺に、飯盛山とも、立科山ともいふあり、その嶺上に立科八王子權現の社といふありて、ろの里宮は蘆田古町といふ所にあり、これを高井明神といひて、立科の本社なりといへり、山上の岩嶺に清水ありて、いかなる炎暑にも絕ゆることなく、高き所にあるをもて、高井と稱ふるよし、それをやかて神の名にもおほせたりとか、これぞ高井山の神にはありける。

　そのままにやみなはつらむ信濃路や高井の山の雲のよろめは、（歌枕、名寄）　衣笠内大臣

千曲眞砂云、立科山至りて高く、盛夏にも雪あり、其山神へ今俗願望を祈るに、麥を禁物にす、山中に鵯に似たる異鳥栖む。〇蓼科山は本州中央にあたれる大嶽なり、

諏方郡の部に重出す、此山は南方八か岳に連り、餘脈西に走り、大門峠、和田峠となり、更に北に走りて保福寺峠冠着山等と爲る、故に千曲山脈の名あり。

茂理郷（モタリ）　和名抄、佐久郡茂理郷。○今[illegible]田村、本牧（モトマキ）村、南御牧村、北御牧村の邊を云ふなるべし、本牧に大字茂田井あり、茂理は原茂多理なるを、中畧して茂理の二字に修せられ、このモタリは又雙音の上に、別に轉訛を爲し、モタヒモタヰとも呼ばれたり。承久記に甕（モタヒ）中三、望月小四郎などある、甕即此郷名也。

茂田井（モタヰ）（甕）　今望月村に併せ、本牧を改む、蘆田の東半里。地名考云、茂理郷は今の茂田井なるべし、備前國に物理をモトロヰとよめる傍例あり。

望月（モチツキ）　今本牧（モトマキ）村と改む、茂田井の東半里、角間（カクマ）川の邊なる小驛とす。○千曲眞砂云、望月氏は滋野海野と同祖の家にして、三郎重俊に出づ、世々騎射の名家たり、天文年中、遠江守信雅の時、武田家へ降附し、其子甚八郎に至り絶滅す。○望月氏は甲陽軍鑑に望月六十騎と云ひ、「是は望月に居城あり、故典廐信繁の子息、今典廐信元の舍弟義勝、永祿八年十四歳にて望月息女と祝言被成、則跡を取」云々とあれば、此にて絶家とも謂ふべし、東鑑に望月太郎、同三郎重隆、同四郎兵衛尉、同余一師重など、いつれも騎射の名人とす（下之城を參考すべし）

足引の山路遠くやいでつらん日高く見ゆる望月の駒、〔雅歳集〕

今もかもたゝせぬものか年毎の秋のもなかの望月の駒、〔風雅〕公雄

信濃國に住侍し比、人々歌よませ侍し次に、駒迎のこゝろを、〔宗良親王御集〕

みやこへといそぐをきけば秋をへて雲ゐに待し望月の駒、

望月舊地考云、横鳥郷望月宿に城光院あり、望月遠江守昌盛の創立とす、寺中の望月殿の墓石と傳ふる者の中に、法名某[illegible]を刻めるは、[illegible]と云ふも、□に五年の文字ありて、一基に[illegible]三年[illegible]とあるべしに合はず、[illegible]光の[illegible]は、[illegible]云、望月宿の大伴神社は、古來オトウヤと字する地に在り、[illegible]長年中に、横鳥郷内に新宿を置かれ、之を望月と名づけ、其時御[illegible]權現をもオトウヤの社に併せ祭る、大伴神社は古當式内の[illegible]號なり、伴野郷を參考すべし。○望月牧は古當國御牧の隨一にして、延喜式「年貢御馬者、信濃國八十疋、[illegible]望月牧二十疋」と見ゆ、東鑑にも左馬寮領、望月牧を收む。今常[illegible]間原、御牧原など云ふ、古の垌の地とぞ、此古牧の地近世その若干を開墾し七千石高と稱せらるれど、猶林草の曠地[illegible]し。

角間川（カクマ）（春日）　又鹿曲川に作る、立科山中に發し北流、望月驛の東を過ぎ、北御牧村の島河原に至り千曲川へ入る、長七里。○角間川の山谷に春日（カスガ）村あり、此に[illegible]穂島王の墓と云ふことを說くは、景行紀に、以[illegible]穂島王、拜東山道十五國都督、然到春日穴咋邑、臥病而薨、是時東國百姓、悲其王不至、竊盜王尸、葬於上野國とあるに附會せる者とす。○人類學雜志云、春日村に傳ふる[illegible]穂島王墓の周圍二百間許、之に堀を繞らし、圓墳の狀をなす、地中往々祭器の出るあり、本村比田井（ヒダヰ）より子の方三町、字十二平に、[illegible]穂島夫人の墓あり、周圍五十間、本村天神林より申の方二十町、字内[illegible]澤に二つの墳あり、周圍何れも五十間、小倉城の北の山腹に數多の岩窟あり、此邊土器の破片及び石[illegible]等多く出づ。蒼區一覽云、春日里より一里許谷川を溯り、崖上に小坑あり、寬政中此より古鏡、瓶子また香爐などを出せりと云ふ、誰の古墓にや、俗に婆羅小屋の窟と唱ふ。○按に、春日は僻遠の山村にて、古史に春日穴咋邑とあるに牽合すべからず、されど此春日穴咋の故跡、後世失せ、いまだその定說なければ、紛紜を免れず。又天正十年、依田常陸介信蕃が、蘆田春日山の奥、三澤の穴小屋に據りて、近地を討平したること、野史に見ゆ、[illegible]物に[illegible]時代[illegible]のも[illegible]と云へり、○[illegible]依田[illegible]は、[illegible]三澤小屋[illegible]られ候、[illegible]田小屋[illegible]中に此等にて候、氏政は[illegible]田小屋[illegible]候はゞ、[illegible]中山[illegible]、甲州へ八原に諏訪郡へ打入、カテノ原に[illegible]陣を取、家康樣は甲州新府中に[illegible]御座候、小田原衆も新府御對陣、其内常陸介は蘆田小屋に籠り、氏政へ關東よりの通路の兵根、人數、馬を蘆田小屋より討取、氏政への陣の續け成かたく候ゝる故、氏政も開陣相成候。

八幡（ヤハタ）　今矢島、桑山などを併せ、南御牧村と云ふ、望月の東一里とす、舊名小茂田（コモダ）といへり。

千曲眞砂云、八幡驛に八幡宮あり大社なり、祭禮には一郡のもの群參す、其西に寺尾山あり、寺を常泉寺と云ふ、甲陽軍鑑、信州先方衆、八幡神主二十騎。○按に、八幡望月の間なる、標高六百餘米突の高原を菅間（スゲマ）原と唱ふ、即望月牧の地とぞ。其溪流を布施川と云ひ、立科山中に發し北流、八幡驛の西南を巡り千曲川へ入る、長六里許、布施川の谷に布施（フセ）村あり、春日と相隣る

矢島（ヤジマ）（布施）（菅間原）　今南御牧村の大字とす、當國八島四郎行忠と云ふ人、盛[illegible]記に見ゆ、八幡より東南、伴野（トモノ）に至る間とす、五郎兵衛新田とて、近世の創業地あり。

望月の牧に至りて、野を見やれば、牛のみ多く放ち置侍し、〔老の木曾越〕　幽齋

望月の駒の影しも暫しだにとまらざる野に牛を見し世も、

横鳥（ヨコトリ）　今横鳥村と云ふ、蘆田望月の北とす。横鳥は中世の郷名にて、廣く望月御牧の諸村をもこめたる如し。地名考に「望月の邊に與古島郷といふ地あり、文祿中の古文書に、横鳥三百貫文」と[illegible]す　今牛鹿（ウシカ）、山部、宇山の三を併せ、横鳥と云ふ。

山部（ヤマベ）

（津金寺）

今横鳥村の大字とす、甲鑑、先方衆ヤマベ四十騎、此處。津金寺は山部に在り、天台宗の中本寺なり、舊寺領十九石、武田家の制狀を收藏す、

被改他宗於天台宗、雖各雜諍無佘儀、根本天台山之末寺無紛上者、津金寺任舊規、顯密共可被學台嶺之法流候、然者佐久郡之內、前々末寺可爲同意候、若及異儀者、從津金寺直可有注進候、縱雖爲東寺之碩學、可有追放御分國者也、仍如件、

元龜三年壬申八月　　　　跡部大炊介奉之

望月舊地考云、津金寺の古石塔に「承久二年、大歲庚辰、滋野氏造立」また法華經書寫石塔とおもはるる者に、滋野榮通の名を刻めるものあり。

八重原（ヤヘハラ）

今大日向、島川原、布下などと合併して、北御牧村と改む、望月の北二里、千曲川の南岸とす。三河物語云、天正十三年、德川勢眞田を責ける時、丸子の城へ働かんとて、筑摩河を越へ、八重原へ押上げる處に、眞田は是を見て、うんのの町へ押出して、八重原の下を一騎打に、手しろ塚まで働きける。

布引山（ヌノビキヤマ）

今北御牧、川邊二村の管內にして、千曲川の崖山とす、觀音堂あり、水石の奇勝を占めて、地方の名所とす。○千曲眞砂云、小縣郡滋野村の南、河向ひに布引山あり、岩山にて景地とす、觀音堂は岸上高きとて白布の形狀を見るべし、又城砦の址あり、村上義清の長臣、樂岸寺和泉守光氏の居れる所とす、又額岸寺に作る。○奇區一覽云、布引觀音堂は卽古の樂岩寺なり、望月の御牧原の北に當り、麓に千隈の清流を帶び、石壁峭然として千仭の墻を峙つる如し、別當を釋尊寺と云ふ。

（額岸寺）

釋尊寺棟札曰、布引山觀音堂、奉建立、八本之柱、同修復、大檀那滋野遠江守昌賴、同昌純、小檀那布下殿、大和守、（中畧）永正元甲子年六月。又同寺觀音綰像題曰、信州佐久郡、望月御牧、布引山釋尊寺、云々、應永三十三年、丙午云々。（望月舊地考）

（下布）

布引は小諸の西一里にあたり、其里落を布下と云ふ、布下の東なる大久保は、今山浦と併せ川邊村と改む、皆御牧の舊城也。信府統記云、天正十六年丁未、常田山の此方に、村上方依右近、布下新左衛門、樂岸寺左馬助、陣城を三ケ所に構へたる處へ、武田方の士大將、板垣信形六十騎の大物見を掛けしとあり。

下之城（シモノジヤウ）

又下之條に作る、布下の南にして、今北御牧村の大字とす、兩葉神社あり、此祠に滋野氏の祖先を說くは、信用し難き節ありと雖、猶考古の一資たらん。

奇勝錄云、下之條兩羽の社壇に、古き木像二軀あり、左は貞保親王の像、右は渤海國より歸化の人、船代の像と云傳ふ、此船代といへるは親王の師也、舊記「貞保親王館于洛陽、之滋野井、一旦厭目、因尋温泉、而來信濃、居海野而薨矣、後胤相接、而城海野、故氏海野、而姓滋野」往古滋野氏望月在城の時、近邊七郷の領主にして、左衛門督重義、其子重隆の石碑、山部の津金寺の後山にあり、大なる五輪の面に梵文ありて、建仁承久の年號あり、近年亦大碑を立て其事を記す、其畧に曰はく「望月氏出於滋野善淵王、王乃淸和帝皇子、二品式部卿貞保親王之孫也、王六世之孫重道、有子三人、一曰廣道、居海野、二曰廣重、居望月、三曰道直、居根津、各以其封爲氏、是爲滋野三家、世爲信州之巨族矣、廣重玄孫重義、屬鎌倉右大將麾下」、そのかみ下之條は望月氏の采地にて、其祖廟八幡明神ありしが、慶長年中、廟宇炎上す、乃親王及び船代の像を、兩羽の神祠に移し、廟址には形ばかりの石祠を殘すのみ、又兩羽社の後背、老松の下に、昔むしたる古石、半は土中に埋れてあり、近年掘り出してみるに、祠の如く石燈臺の如くにして、其狀甚古雅なり、柱石の三方に松竹梅を高彫にす、一方には龍龜の形かすかに見えたり、臺石の三面に彫つけあり、元祖神前とありて、正慶の年號あれば、此像も其以前の物なるべし。○望月舊地考云、望月御牧七郷の中なる太玉郷は、今下之城と云ひ、古城址あり、堀之內と呼ぶ、堀之內水學寺の古石塔の銘に「滋野前遠江守光盛（中略）文明二年庚刁」云々と刻み、又宮村（下之城に接す）兩羽社の大皷の胴中に、天文十二年の記文あり「三枝郷惣社望月大宮、禰宜神六郎」と書したり、又祠掌立神氏の古簡、

大玉郷大宮神職、此已前社領、幷諸旦那等、不可有相違候、少分之地成共、（中畧）追而立神甚六郎名跡斷絕附而者、其妹得新九郎に申合、不可有無沙汰者也、已上、

天正十四年丙戌三月十三日　　　　一　峰（判）

又宮村の畔田月輪寺の藪の中に、石塔三十餘基あり、中に元德二年の銘あるものあり、望月家の舊墳ならん。

大村郷（オホムラ）

和名抄、佐久郡大村郷。○今小諸町、大里村などにあたるごとし、小縣郡の滋野新治も此郷內ならんと云へり。○郡郷考云、盛衰記に當國の大室小室と云ふ、大室は大村の訛か、ムロムラ通音なり、今小諸と諸村あり。

（諸）

諸村は今菱平、瀧原等と併せ、大里村と云ひ、小諸町の北なる山麓とす。蓋古の大村にして、盛衰記大室、小室とあるによれば、村字此にムロと訓み、後世更にモロと訛れる也。

菱平（リヤウヘイ）

今大里村の大字とす、淺間山の裾野にして、荒涼の地なり。東鑑、左馬寮領二十八牧の一を菱野と云ふは、ここならんと說けど、如何にや。

清水（シミツ）

延喜式の古驛名にして、亘理と長倉との中間なれば、佐久郡の西端にして、小諸の邊なるべきこと推斷すべし。

まだ知らぬ人を戀れば信濃なる清水の里に袖ぞぬれける、(歌枕名寄)　齋宮　宣旨

小諸（コモロ）

今小諸町、人口八千四百、信越鐵道の一驛なり、上田と輕井澤の中間にして、千曲川の邊とす、(千曲川南方より來り、此に於て西に屈折す)淺間山を北東に望む、○千曲眞砂云、小諸は牧野氏の城下二萬五千石と雖、込高合三萬二千石にして、よき市場なり、茶屋町あり、福泉山海應院は曹洞宗、常法幢にて大地なり、光信寺は淨土宗、一郡の隨頭なり、富士見坂、市外にあり、此所より富士山かすかに見ゆ、數峯の間にて極快晴ならざれば見えず、又與良（ヨラ）町あり、與良砦址あり、甲陽軍鑑、先方衆與良十騎と云へり。

(與良)

東鑑、元暦二年五月、木曾妹公、號菊、所被加御扶持也、被仰付小諸太郎光兼以下、信濃國御家人等、云々、是信州者、如木曾分國、號住人、皆蒙彼恩顧之故也、

小諸城址（コモロ）

(小室)

市街の南に在りて、千曲川の崖岸の上とす、舊小室に作り、武田家の戍所とす。天正十八年、仙石越前守秀久入部し、子忠政に至る、元和八年、青山因幡守宗俊、寛文二年酒井日向守忠能、延寶七年西尾隱岐守忠成、天和二年石川美作守乘政、元祿十五年牧野周防守康重等、城主の交代最多し、康重以後大政改新まで子孫世襲。○千曲眞砂云、壽永年中、小室太郎光兼は木曾義仲に應し之を援く、後鎌倉へ出仕す、卽建久八年、將軍家信州善光寺詣の時、小室太郎が館に宿りたまふの由、扶桑見聞私記に出つ、蓋滋野の一族なり。應永以後小室氏衰へ、大井氏起り、文明十六年、大井伊賀守光忠小諸に邑す。大永永正の頃より、村上氏の屬邑となる。村上氏逐はれ武田氏の兵來戍す。小諸に鍋蓋（ナベブタ）城を造りしは此時歟。天正十年、瀧川一益の將、道家彦八郎正榮來り戍る。已にして北條氏の兵、一益の退去に乘し之に入る、十一年、德川氏の將依田信蕃佐久郡を攻略し小室城を取る、爾後十八年まで、德川氏の將士之に居る。○甲鑑云、天文十五年、眞田彈正所へ板垣、飯富、小山田備中等寄合の時、眞田申は、小山田殿は小室に御在城なれば、折々申談し、我等の心中大形御存知可有候、云々、永祿二年、信州にて武邊少も宜き、一兩度も心ばせのある侍三十騎召出され、下曾根に被預、小室の城代に指置かる。○北國太平記云、天正十年六月、瀧川一益は、信長公御生害の由を聞き、上州厩橋城を出て、笛吹峠を越て小諸に着き、爰にて五日滯留し、城を本人蘆田下野守に相渡し、小諸を立て諏訪へつく、又云、尼が淵の眞田、小諸の蘆田等、上杉家の幕下に屬し候はんと、誓紙を出しながら、心變して北條家に内應をぞしたりけり。

平原（ヒラハラ）

今南大井村と云ふ、小諸と追分の間にして、岩村田の北とす。甲陽軍鑑に平原城の名見え、また盛衰記、横田川原軍の條に「小室太郎、望月二郎、志賀七郎、櫻井太郎、石突次郎、平原次郎景能」云々、後世大井庄内に、入りしを以て、今南大井村の號を立つ。

加增（カマス）

今柏木、八滿と合せ北大井村と云ふ、平原と小諸の間とす。○人類學雜誌云、加增村の古塚は、大なるは其室橫二間、奥行三間、高一間一尺あり、之より曲玉、鐵刀、環、轡、鐙など數多出でしとあり、八滿（ハチマン）村には石棒を祭る石神（シヤクジン）社あり。

小沼鄉（ヲヌマ）

和名抄、佐久郡小沼鄉。○今小沼村、并に北大井、南大井(平原)長倉などなるべし、大村鄉の東にして、淺間の裾野とす。小沼は後世大沼と云ひ、文祿中まで村名に呼びしが、其後亡ぶ、鹽野村の中にて、眞樂寺の境内なる、泉池を本とすと。(地名考)今鹽野、馬瀬口を合せて小沼村と復す、一書に、此地を延喜式、沼邊驛と擬へしは失考とす。

鹽野（シホノ）

今小沼村の大字とす、淺間山の正南麓にして、追分驛の西北一里。延喜式、佐久郡鹽野牧と云ふは此とす、東鑑に二十八牧の名を載せ、中に長倉、鹽野、桂井と云ふ。

眞樂寺（シンラク）

千曲眞砂云、濁川といふ小溪は、淺間山より流れ出づ、赤土の温水にて、其色血のごとし、俗之を血池の流れと云ふ、馬瀬口（マセグチ）村の北、鹽野村に眞樂寺あり、觀音堂、三重塔などありて、古跡とす。○眞樂寺は舊寺領八十三石、眞言宗を奉じ淺間山の別當たり、其草創の說を聞かずと雖、蓋千年の古刹歟。

(馬瀬口)

夕立にやけ石涼しあさま山、　素堂

淺間山（アサマ）

本州本郡と、上州吾妻郡の間に盤踞する大噴火山にして、標高二千五百米突、山勢特立して、近く官道(標高七八百米突)を壓し、最雄偉とす。

しなのなる淺間の山も燃なれば富士の煙のかひやなからむ、(後撰)

信濃史談云、淺間山は古より其煙焔の熾盛なると、之に登臨するの甚容易なるを以て世に知らる、現火口は直徑一千尺許、四時水蒸氣、亞硫酸瓦斯、硫化水素瓦斯を噴出す、現火口の西部に二重の弓狀岩壁あり、近きを前掛（マヘカケ）山、遠きを牙（キバ）山といふ、共に舊火口環壁の殘留するものにして、牙山は最舊火口、前掛山は舊火口なり、登山の路、沓掛又は追分より通ずるも、小諸より登るもの最容易なり、里人曰く、山上西風を常とし、煙東に靡く、もし東風の煙を西に轉ずるときは、天候を變ずと。○地學雜志云、淺間山は土人の語に、山巓の少許を淺間と呼び、其前に當るを前掛山と稱せり、彼の天明三年の變にも、釜山は前掛山より高くなりたりとの事、舊記に見ゆるごとし、噴火口を俗に釜と稱す、此釜の內は堅實なる熔岩より成り、世俗の想ふ如き沸湯を湛ふるに非ずと雖、底部側壁の邊より、常に水蒸氣と共に瓦斯を噴出す、(岩隙の各所に飛散したる硫黄の附着するを見る)元是れ、大氣中の水蒸氣、該孔中に入り、地熱を受けて蒸騰する者、

(前掛山)

(牙山)(小淺間山)

即世俗誤り認めて噴烟となす所なるが、燃燒に依て生じたる烟焔に非ざるは明かなり、故に空氣滋潤なる時は其量著しく增加するを見る、淺間山の絶頂に上り、西北を瞰望すれば、二重の岩壁弓状をなして山腹を圍繞するを見る、これ舊噴火口環壁の遺物にして、近きを前掛山と云ひ、遠きを牙山と云ふ、然らば現時の淺間釜岳は第三期の噴出に屬し、第二期噴火口内に生じたる一の新火口なり、淺間山の東及び南には數個の小火山あるを認む、其中尤著きは東麓にある小淺間山なり、其形圓錐形をなし、頂上の噴火口邊よりは、水蒸氣を噴出し、四所に天水を瀦溜す、又沓掛驛の東北に屹立する離山も、一の休火山にして、是亦頂上に四所を存せり、淺間山の環壁には、頂上より四方に向て數條の裂罅あり、又溶岩流の大なるは、絶頂環壁の北部を缺壞して、上州吾妻郡に流下したるものにして、天明三年の噴出に係り、其長さ十六里。○上野名跡志云、淺間嶽は極めて高しと雖、其麓の地高き故に、甚高くは見えず、山上常に煙立つ事、甑のいきの上るが如く、亦雲の如し、此山半より上に草木生ぜず、一日の内しばしば煙の無き時あり、大燒する時、五里七里の間、夥しく鳴動して、皿茶碗の類もひゞきて破れ、燒石も飛ぶ。○廻國雜記に「今は世に煙をたえず信濃なる淺間が嶽は名のみ立けり」とよめるを思へば、文明の頃は煙のたえし事ありしにや、近き大燒は天明三年七月なりき、富士燒の事、國史にあまた見ゆれど、淺間燒の事は見あたらず、日本書紀「天武天皇白鳳十四年、灰零於信濃國、草木皆枯」とあるは淺間より降りしなるべし。木曾路圖會云、淺間山は麓より嶺まで三里半なり、嶺に岩窟有て、虚空藏の石佛を安置す、絶頂の大坑より常に煙立昇る。伊勢物語に、在原業平の東國道の次第、尾張の邊より朝間を見て、歌よみたる樣に載せたれど、其は物語の編者が、前後して載せたる也、

しなのなる朝間が岳の立煙遠近人の見やはとがめぬ。

大日本史、天仁元年、上野國言、自七月至九月、麻間峰焚、沙礫灰燼、埋沒田園。○奇區一覽云、天明三年五月、六月、淺間山大燒、七月七日、火焔暴發して、沙土を雨ふらすこと廣二十里に及び、民戸一千八百を埋沒し、死者二千を數へり。○延喜式に「信濃國、年料、貢進石硫黄二百斤、紫草二千八百斤」と載す、淺間の山に採りし者ならん、今も裾野に紫根を採るものあり。

衆山映日碧糢糊、朝岳摩天戴雪孤、一縷濃烟趁風散、
水精琢就博山爐、　大窪　詩佛

山勢崚嶒撐碧天、日華爭映雪華懸、神仙宅在最高嶺、
丹竈長生五色烟、　僧　敬雄

地災集覽云、信州淺間山、天明三年七月七日、夕方よりおほ燒降り來りければ、人民驚き出し、戸板を擔ぎ、桶擂鉢などを頭にいたゞき、又は夜着蒲團を被り、男女のへだてなく、親を見失ひ子を忘れ、我先にと命からく逃延びたり、降る石は一尺程にて、皆赤く燒通り、落つるとき碎けて火になる。輕井澤西の端、茅屋根に燃付、南側家數五十六間燒失せり、去共誰一人も防ぐ者なく、春の燒野にことならず、其後漸く十三日の頃、家々に立歸る。村々の農人は野に耕すを止め、煙のみ詠めける、煙の中より西の方へ大石落ること飛鳥の如し。無間が谷埋りて山となり、前掛山よりも高し、煙はみな卯辰の方へ傾きし故、信濃は石沙降りしこと、沓掛の東離山の半を限る、申の刻、平尾邊より平賀、大日向の方、すべて少々降る、輕井澤へ石砂積る事四尺餘、碓氷峠杓子町は五尺餘り、軒端に届く、權現宮無難、山中茶屋、屋根まで埋り平地となる、砂五六尺、阪本宿四尺、妙義山一尺四寸程、横川一尺五寸程、松井田二尺、板鼻より高崎邊一尺餘り、是より東は灰許なり、右に准じ江戸一寸程ふる。利根川筋栗橋、幸手の邊二寸餘、常陸、下總、銚子の邊少々降りしとなり、淺間山より凡七十里程隔つ。○安倍良齋、過淺間山記云、輕井澤、驛外平楚千里、萬山揺立、物象頓異、信州爲天下絶高之地、故雖仲夏、如深秋之候、抵沓掛、辭官道、入山、淺間巍然當面、絶頂勃々吐煙、如自窯中出、勢頗雄、然遠望之、與嶽蓮相伯仲、近視之不甚高、蓋地勢既絶高、山又據其上、不似嶽蓮之千仭削成、故然、踰一嶺、嶺脊與淺間相屬、登二里、淺間近覺頭上、已登、稍平夷、有木華表、沒于地、所餘僅數尺、馬夫曰、相傳華表兩楹高二丈八尺、天明中山頂火發、大石千百飛騰、灰沙雨數十里外、山中深數丈、此其所埋沒也、仰觀絶嶺已近、其側孤峰崛起、是爲小淺間、從此下山半里餘、始見山脊、往年火石覆出、焦跡深黝、不生草木、黑煙焱騰上、馬夫又曰、山巓發火處、突陷數百仭、周廻里餘、其中成一大火坑、烈燄常燃、至狩宿、有關、過之數里、渉吾妻川、天明之變、火石自山滾下、泥水與火石相激、浩蕩上陸、沿川村落、皆爲烏有、人畜死者、以萬計、相去五十年、村落未復舊云、過川、山路陟降三里、至草津、投客館。

追分

今西長倉村と改む、小諸の東三里半、近世木曾路と善光寺路との岐分たるを以て、驛舍たり。俗曲に追分節と云ふは、此驛の馬追唄に出づ、「臼井峠のじんげんさまは、わしがためには守り神」など云ふとぞ、裾野の中央とす。

千曲眞砂云、追分宿の鬼神堂、元郷中の人、寒念佛の供養に寄進しつゝ建たる小堂なる故、寄進堂といへるを、淺間山の麓なれば、彼山の鬼神なんどいふ、宿はづれより道二筋あり、右へゆけば上道と云ひ、左方を下道といふ、右は北陸道、左は木曾路なり。

長倉

今西長倉、東長倉の二に分つ、延喜式、佐久郡長倉牧の地とす。東鑑、文治二年の條にも此牧を載せ、殊に仁治二年、上野國三原庄と信濃國長倉保、境界

訴訟の事見ゆ。三原は今甘樂郡の南牧西牧など云ふ山野なるべく、又延喜式、佐久郡長倉神社と云ふは、沓掛に在る矢立神社歟。

沓掛

今東長倉村の大字にて、卽古の長倉驛とす、延喜式に長倉十五疋と載せ、碓氷峠を越ゆる山亭なり、追分より一里、更に一里にして、輕井澤に至る。千曲眞砂云、輕井澤より沓掛に至る、右の方に遠場の原、遠場の池、離山などあり、左に矢立明神、狩倉の釜場、さまざま云傳れど慥ならず、湯川は淺間山中せんが瀧より流れ出て、沓掛宿の入口へ落る、沓掛に長岡山法正寺あり、すこし行て古宿、借宿など云ふ村あり、杣人の居住にてわつか也。○按に遠場の池は、俗說鹽味ありとて、鹽澤と云ふ。離山は裾野に孤立する一峰にして、標高一千二百米突、湯川は岩村田の方へ流れ、千曲川へ入る、古宿とは古驛址たるべく、借宿とは狩倉の小亭址とす。

(借宿)(離山)

輕井澤

謠曲鉢木云、信濃なる淺間の嶽に立煙、立煙、をちこち人の袖さむく、吹くや嵐の大井山、捨つる身になき友の里、今ぞ浮世を離れ坂、墨の衣のうすひ川。

今沓掛に併せ、東長倉村と改む、沓掛の東、離山と碓氷峠の間にして、標高九百米突許の荒野に居る。民家は二區に分れ、北なるは舊驛にして、南なるは新驛なり、鐵道停車場在り。高崎へ二十五哩、長野へ四十六哩、此地は高爽無双にして、盛夏の避暑に宜し、近年富豪の徒、亭館を置く者多し。

輕井澤とは、諸州に嘉例澤葛例鄕と云ふと同しかるべし、蓋水源枯渇の溪頭の謂ならん。東鑑に左馬寮領二十八牧の名を掲け、中に長倉、鹽野、桂井と云ふ。桂井は枯井の形誤ならん、卽輕井澤を指したる也。○木曾路圖會云、輕井澤は驛場なり、上州の坂本まで二里八町、其間碓氷嶺まで二十二町登て、坂本まで二里許下る、凡信濃は諸國よりも甚高く、山上にある國なり、就中追分、沓掛、輕井澤の三宿は、朝間の腰にて、地形も高し、此三驛、南北半里許、東西二三里が程は、曠野なれば寒甚くて五穀生せず、只稗蕎麥のみ多し、又民家に草樹植木もなし、此所を遠近里と云ふは、伊勢物語「信濃なる朝間が嶽の立煙遠近人のみやはとがめぬ」と云ふがあるに因て、後人の名附しならん。甲鑑云、永祿三年三月、信州かる井澤において、信玄公へ飯富兵部少輔申上、景虎簡樣に候はゞ、此度北條氏康公御切腹疑なし、さありて其後は駿河今川義元公と、扨は信玄公兩大將滅亡と存候間、氏康公堅固の間に、笛吹を引いれ、甲州よりミマセ到下をかゝり、花水川へ打出、關東勢をば指置、景虎と有無の防戰あそばし候はゞ、勝ても負ても、信玄公の御名は、末代迄申傳べく候、云々。

(枯井)(遠近里)

碓氷峠

輕井澤の東二十町許、新舊の二路あり、新道は近年開鑿して車駕を通したる者なり、舊路には峠町と名つくる部落あり、近世關門を置き、行人を譏察したる所とす、又峠權現社あり、熊野大神を祭ると傳ふ。(上州の碓氷峠參考すべし)

甲陽軍鑑、天文十三年、笛吹峠合戰の條に「扨板垣信形を御跡に殘し置るべしと定め、佐久、小縣の御仕置有て御馬入、信形は笛吹峠の此方カル井澤に詰在」云々。○千曲眞砂云、太平記、甲陽軍鑑等に、碓氷を笛吹と書す、心得難し、笛にウの音有しや、或は曰く、竽吹と書たるならん、竽は音ウなり、此竽を笛と書誤るか。

(笛吹峠)

信濃坂

碓氷峠の古名とす、本州の西堺、伊那郡より美濃に踰ゆるをも信濃坂と云へば、一名兩地とす。○通證に「推古紀三十五年、夏五月、有蠅聚集、其凝累十丈之浮虛、以越信濃坂、鳴音如雷、則東至上野國、而自散、坂指碓井而言」(盛衰記、平語等にも碓井坂と云ふ、ウスヒをウスヰと訛るも久き事とす)と、また齊明紀「六年冬十二月、科野國言、蠅群向西飛、踰巨坂、大十圍許、高至蒼天」と、推古紀なるは地理明白なれど、齊明紀に巨坂と云ふは詳ならず。

(碓井坂)

雲脚如煙帶地過、樹梢寒露濕輕衣、行人相遇互相問、山下今朝有雨麽、　詩　佛

嶺頭立馬且徊徨、萬壑松風生客心、回首東南雲渺渺、倚天金洞一峰高、　松　塘

臨崖下碓氷、感觸發吾志、沃野千里開、杳渺與天際、培塿不滿目、遊嬉極清快、度量得似此、豈難容群類、
右下碓氷　象　山

發地

今西長倉村の管内とす、追分の南一里、此より東南に州郡界を踰ゆるを發地峠と云ふ、上州甘樂郡西牧に至る。發地峠と碓氷峠の間一徑あり、入山越と云ふ。

地名考に「長倉牧は沓掛の邊なるべし、發地馬取谷にあたるか」と述ぶ、蓋發地より沓掛、追分の野に涉れる者耳。東鑑、建久四年將軍家狩倉の條に、信濃國三原と云ふも、是等長倉、枯井、鹽野など朝間の裾野ならん。凡三原、三野など云ふは三の數にはあらず、美稱のみ、沓掛に借宿の地名あるは正しく狩倉の遺址とす。

(三原)

湯川

淺間山の裾野に出づ、一は離山の東、一は離山の西に出で、入山越、發地峠などの野水をも併せ、西南に流れ、岩村田の東より南を經て、鹽名田と岩尾の間に至り、千曲川へ入る、長八里、湯川とは鑛泉によれる名なるべし。木曾の麻衣に、

淺間山より流るる細き川あり、水の色血の如し、鬼の洗濯する水とぞ、折節雨止みて、

白雨ありしのせんたく留守は誰れ、　不　角

小田井

近年御代田村と改む、小諸と輕井澤の間なる鐵道停車場とす。舊追分と岩村田の間なる小驛なりしが、鐵道之を經由したるより、追分は衰へ、御

代田起る、追分より一里、岩村田へ二里。千曲眞砂云、小田井宿より立科山入が嶽など望むべし、宿より南に行けば、右に野あり廣漠なり、此所に大きさ一町餘ある輪の形せし芝あり、餘所の芝は青々とのびたるに、此芝はいつも芝切れて、其幅二尺餘ある輪なり、四季ともに芝なし、方俗は光月の輪と云ふ、此輪に馬の病を祈るに驗ありとして、小さき杭を駒繋と稱へてひしと打たり、左は四阿山白山權現立給ふ、其つゞきの山に秋葉山權現を祭れり、此山は平尾の古城跡なり、

大井(オホヰ)郷

和名抄、佐久郡大井郷。○今岩村田町、平根(平尾横根)三井(ミツヰ)などの地なるべし。中世大井庄と云へるは、廣く並埋、小沼二郷の地をも總べ、佐久三庄の随一たりき。

郡誌考云、大井庄は東鑑文治二年の條には、八條院御領と註せられ、(後宇多院御領目錄にも大井庄あり)小笠原信濃守長清の七男朝光は大井氏と稱し、嘉祿元年、庄内岩村館に住す、佐久三庄とは大井、伴野、平賀なり。○千曲眞砂云、太平記に、建武二年十一月、大將軍親王の大井城を攻めたまふとあるは、岩村田の事とす、○大日本史云、足利尊氏反于鎌倉、中務卿親王、與大智院宮及藤原實世等、自東海道進、攻拔信濃大井城、遂赴鎌倉)永享十二年、大井持光は鎌倉公方の遺子永壽王を匿し、後之を擁立して成氏と云ふ、即古河公方なり、大井氏の一族は岩尾、根々井、耳取、小諸、武石の諸邑に居る、天文の初め大井雅樂助の時、武田氏に歸伏す。(松原神光寺の鐘銘、弘安二年源朝臣光長とあるは、大井氏の祖にて、朝光の裔孫なるべし)○大塔軍記云、小笠原信濃守長秀、親父長基、祖父政長、代々爲補任守護職處也、長秀累由緒、賜安堵之御下文、應永七年七月、佐久郡下著、大井治部少輔光矩者、依爲一門、先陣越光矩之館、村上中務少輔滿信者、謂一家、依有内緣之儀、以使節經案内、其外伴野、平賀、田口、海野、望月、諏方兩社、井上、高梨、須田、惣國人數、不殘以使者問之、(中略)長秀在鹽崎城、爲國人所闘、光矩進中相丸子、敵味方之落居未定。

岩村田(イハムラタ)

今岩村田町、人口千五百、北佐久郡の治所とす。凡岩村田より西南、千曲川の西岸は沖積層より成立し、田野廣し、謂ゆる佐久平是なり。長野を去る十七里、御代田停車場へ二里。

岩村田は元祿年中より内藤氏(上野介正勝高遠城主と同祖)一萬五千石の陣屋を置き、又木曾路と甲州若御子(ワカミコ)口との交會なるを以て名驛とす。陣屋の東北三町に大井氏の館址あり、石並または黒岩と字せらる、安政中内藤氏城主格に昇進するや、元治元年を以て黒岩の南に新城を起さんと擬したり、今上城と呼ぶもの其除址なり。甲陽軍鑑云、天文十一年、諏方明神の夢の告あり、其ころ岩村田に御宿のかみと云女、弟子四五人持て、歌をうたふて踊る、

さても花の村上や、錦のひたたれ袴にて、鎧を着して來るとも、甲斐を好むは御大事よ、

是は村上始め、甲州を望むこと、天文七年よりなるが、信玄公度々の戰に勝給ふに依て也。

龍雲(リユウウン)寺

岩村田に在り、曹洞宗、武田氏の時、法興和尚千人法幢の事ありし大寺にて、近世も四十八石の朱印田を傳へり、(千曲眞砂)明應二年、大井氏の創建して長源寺祥貞和尚を招き開山とせる所なり。(洞上聯燈錄)

追而此趣、永昌院へ可有御傳話候、

御法幢之模樣承度砌、御使僧祝着候、殊參徒五百餘相集候由、誠和尚之威風、雖不及申候、分國之御宗門規矩に候間、御商量極此度候、畢竟每日之參學、又一夏之間、古則無疎略樣に、實衆御呵責專要候、委曲期來信候條、不能具候、恐惶敬白、

四月十一日　信玄(花押)

龍雲寺(新篇會津風土記)

態呈一封候、抑其以往遠久、不能拜顔、積鬱不少候、仍就最乘寺一回之入院、與因定津兩寺問答之儀、再亂因茲、不得往育而不叶子細候、云御老體、云炎天之時分、旁以難御苦身痛入候、無據之條、(中略)

六月十二日　勝賴(花押)

龍雲寺衣鉢閣下(北高)

平尾(ヒラチ)

今平根村と改む、横根と併せたればなり。三河物語云、天正十年九月、大久保七郎右衛門、甲州の新府を立て、かちが原より役の行者へ出て、作之郡蔵田の小屋へ行きければ、早野澤(ノサハ)の城をあけ、前山の城を燒拂ひて退きけるに、其城へ移る、四方一里二里の間に、こむろの城、ねつごや、望月の穴小屋、内山、ゆわを、耳取、かしわざき、平原、田之口、ゆわむら、田の城、うみの口、平尾、あらこやの屋敷跡など、十二三あり。

安養(アンヤウ)寺

岩村田の東、三井(ミツヰ)村大字安原(ヤスハラ)に在り、平尾、香坂に近し。奇區一覽云、安養寺は法灯國師の草創にして、智鑑禪師を開山とす、管領記に、永享十二年、鎌倉殿の季子永壽王丸、信濃大井に匿ると記すは此地なり、永壽王當國へ逃登り、大井越前守扶光(後改持光)安養寺に隱し奉る、其時の住持は智鑑の弟子にて、扶光の子なり、永壽王の母と兄弟(鎌倉九代記には永壽王の乳母の兄弟と云々)の因によりてなり、後に持光京都へ歎きて、文安二年鎌倉へ還御、左馬頭成氏是なり、世に古河の公方と稱す、是より山門繁昌して、寺領二百貫文、佛宇二十四所、末山二百三十餘といへり、星移りて佛宇も荒廢し、只風栖軒のみ存す、其邊に退耕軒、麟祥院、光明寺など呼ぶ地あり。○鎌倉大草紙云、持氏の末の御子、信濃國安養寺と申寺に深く忍びてましますを、東國の諸侍尋ね出し奉り、成氏と申て鎌倉に御所をたて、京都田舍和談して、末繁昌とさかえけり。○神祇志料云、延喜式、佐

久郡英多神社は、今安原村英多澤に在り。

香坂（カウサカ）　(高坂)

今安原を併せ、三井村と改む、岩村田の東一里餘。甲陽軍鑑に、永祿四年、信州先方の侍大將、仁科、海野、高坂の三人誅せらるることを載す、高坂とは此地の郷士なるべし、高坂彈正と云へり、春日源五郎其名跡を繼ぎ、川中島貝津彼主と爲り、四百五十騎の大身に經上る。

香坂觀音堂は、閼伽流山明泉寺と稱し、地方の名藍とす、山上山下に佛宇多し。

信濃國香坂美作守已下凶徒、爲退治、發向候條、尤以神妙也、彌可被退節候條如件、

文和二年七月五日　尊氏

小笠原兵庫助殿(慶元古文書)

志賀（シガ）

今志賀村と云ふ、香坂と相隣り、其東南とす、上州甘樂郡南牧へ出づる分水界を志賀峠と云ふ。

甲陽軍鑑、天文十六年八月、信玄公信州佐久郡志賀城を攻め、笠原新三郎を討取ること見ゆ、天正十年、依田新六郎の攻崩したる高棚城も志賀村に在り。(千曲眞砂)甲州勝山記云、天文十五年、武田御屋形信州佐久郡シカ殿城を取籠被食候、常州のもろ親にて御座候、高田方シカ殿を見繼候て城を守り候、又常州隨分之衆、高田を見繼候て淺間嶽廻に陣取、甲州人數打向、大將十四五人雜人三千許打取、此首をシカ城廻に懸、八月十一日、依田一門、高田一族、シカ殿以下打死三百許、シカ殿御上をば、小山田羽州給て、駒橋へ引取。

美理郷（ミトリ）　(耳取)

和名抄、佐久郡美理郷。○今三岡村、中津村、中佐都村、高瀬村などなるべし。三岡に大字耳取あり、蓋美理は美止理と訓み、耳取は其訛とす、是は茂理と同例にて、中間の一字を省畧したる也。一書に新張(小縣郡)にあてたれど切實ならず、耳取は大井氏の一黨の家號に呼べる舊地とす。

市村（イチムラ）

今耳取森山と併せ、三岡村と改む、東鑑建暦三年の條に、信濃國住人、一村小次郎近村と云ふは、此里の在名を呼びしならん、水内郡にも同名あり、不審。

鹽名田（シホナダ）

今中津村と云ふ、岩村田の西二里、千曲川の岸とす、木曾路は此にて千曲を渡る、耳取の南なり。歌枕に當國鹽田川と云ふは此にて、千曲を云ふものならん。

名も高き鹽田の川に舟浮けてさしのぼりたる月を見るかな、

木曾路圖會云、八幡驛より御馬寄村を過て、筑摩川に至る、流れ二つ、橋をかくる、鹽灘驛に至る。○千曲眞砂云、鹽名田の邊に至れば、渺々たる平地なり、河原宿を過ぎて、千曲川板橋長さ五十間餘なり、烏丸殿内宣の紀行に、渡し舟の歌あり、此河甚荒くして、水出で橋落る事毎年に一度も二度もあり、依て郡中百三十ケ村の附郷有て、橋を懸替る。

根根井（ネネヰ）

今塚原、常田などと合併して、中佐都村と云ふ、鹽名田と岩村田の間にして、湯川の北とす。享保十年、松本城主水野氏斷滅の時、一族水野宮内忠照に、根々井二千石を賜へしことあり。按に、木曾義仲の郎從に、根井大彌太あり、中原師茂家記に根井滋野行近ともあれば、滋野海野の一族にして、此を本とす。

今十九、於信州更科郡川中島、遂一戰之時、頸壹被討捕之條、戰功之至感入候、彌忠信可爲肝要候、恐々謹言

天文廿四乙卯年七月十九日　晴信(花押)

根々井左馬亮殿(徵古文書)

岩尾（イハヲ）　(落合)

今高瀬村と改む、鹽名田の南にして、湯川此にて千曲川へ入り落合とも云ふ。○千曲眞砂云、高野山蓮華定院の日牌記に據に、大井彈正忠行滿、大永五年、又岩尾彈正入道行頼、元龜三年とあり、天文年中武田氏に降附したるより、眞田彈正幸隆更に岩尾を戍る、已にして眞田は上田莊へ移り、大井次郎行吉舊領を守る、天正十一年、德川氏の將依田信蕃、同信則(源八)をして之を攻めしむ克たず、依田兄弟丼に銃丸に中りて死す、從兵奮戰漸にして城を陷る、行吉出奔す、この城址は村の西北にあり。千曲川の高岸にして、北に湯川の合流を帶ぶ、城外に依田氏の古墳あり、千曲川の渊に孔雀島と云ふ景地あり。

三河田（ミカハダ）

今岩尾(鳴瀬)今井、横和などゝ合せ高瀬村と云ふ。岩村田の西南にて、湯川と千曲川の間とす。○千曲眞砂云、岩村田より野澤村に至る間、三河田原といふ廣き野あり、臺を下れば千曲川とす、此坂を蛇ばみと云ひ、四五丈の岸に炭所々より出づ。○人類學會雜志云、三河田村の大塚は、上に大槻生ひ茂り、南に大なる孔あり、石槨の蓋石小し現出す。

南佐久郡（ミナミサク）

明治十三年、佐久郡を二分し、伴野以南、千曲川の上游を以て南佐久と爲す。今面積六十餘方里、二町二十一村、人口五萬、地勢頗高峻、臼田、伴野の小地を除けば、平曠の田圃を見ることなし。

刑部郷（オサカベ）

和名抄、佐久郡刑部郷。○今詳ならず、地名考に「刑部郷は郡内の地理を推して考ふるに、大伴の邊にあたる。今はすたれて、唯刑部の地名あるのみ」云々、伴野庄と云へるは此郷にあたるごとし。

伴野（トモノ）　(友野)

舊庄名にして、野澤、臼田の邊を總稱せり、大井庄の南、平賀庄の西とす。今伴野村は根岸に併せて岸野と改む、北佐久郡八幡驛の東南一里半。

滋野系圖によれば、伴野氏も其一族とす、又友野に作る、延喜式、佐久郡大伴神社は卽伴の氏神にして此なるべし。(木曾路圖會、神祇志料等に大伴神社は望月驛に在りと云へり、疑ふべし)刑部郷と云ふも古姓に出で、刑部の伴

置が住みたる由緒にやあらん。東鑑、文治二年の條に「鎌倉院領、佐久伴野庄、院御領」とあるは此とす。何の頃よりか、小笠原の一族此に來り、伴野を家號とし、天正年中まで相續す。東鑑、寛元五年友野太郎あり、太平記に、伴野十郎あり、蜷川親元記、寛正六年の條に「信州伴野四郎源貞棟、望申受領上總介事、注之云々」と載す。千曲眞砂云、伴野庄を二分せば野澤は東伴野にて、前山は西伴野とす、昔小笠原長時の子、六郎時長、伴野に移り、始めて氏を稱す、阿刀部（跡部）も同族なり、時長、時直、長泰の三代は信州小笠原黨の總領たりしが、弘安年中長泰鎌倉に誅せられ家門稍衰ふ、太平記、伴野十郎あり、新田義宗に屬し勤王す、後足利氏に降り、伴野長房、同長信あり、伴野光利、文明の頃前山に築き之に居る、光利の子節香德忠和尚、大永元年貞祥寺（ティシヤウ）を前山に建つ、高野山蓮華定院日牌記に、享祿三年、伴野刑部貞慶とあるは光利の家督なりと云ふ（洞上聯燈錄には、前山城主小笠原貞祥とす）光利の孫刑部信豐、武田氏の幕下に屬し、其後刑部貞長は、天正十一年、德川氏の將依田新六郎に攻められ、伴野城陷り家遂に亡ぶ、城址は前山に存す。（伴野の地名は伊那郡にもあり）

（貞祥寺）

前山（マヘヤマ）　今前山村と云ふ、伴野村の南、野澤町の西一里、小宮山と云ふ大字もあり。東鑑、建暦三年、信濃國住人一村小次郎近村、籠山次郎云々とある籠山（コミヤマ）は小宮山に同じ、此小宮山氏は武田家に隨從し、甲州の名家と爲る。〇甲鑑云、天文十四年、五月十三日、晴信公甲府を御立あり、こむろへ着給ひ、内山の城代飯富兵部をめし、さくの郡の樣子御問被成、又あひ木、また山主殿、よら、ひら原、望月甚八郎、あした、此人々に、それ〴〵に御會比有。

（小宮山）

大澤（オホサハ）　今大澤村と云ふ、前山の南とす。人類學會雜志云、大澤村小學校の建築地ならしの時、古墳を發堀して、曲玉、金環、刀、鏃、馬具の類出づ、此より前山村へ至る道の左に、小丸山あり、亦古塚ならん。〇野澤、大澤の氏號、古書に見ゆ、長門本平家物語の横田河原軍の條に、信濃武者には木角六郎、佐井七郎、根津次郎、海野大平四郎（中略）野澤太郎、大澤次郎云々、佐井は其實上州の住人なり、木角詳ならず。

大澤村は立科山の東北麓にありて、裾野の末端に巾廣き谿谷をなせり、谷の兩側に亘れる丘は、凝灰岩の累層より成れるが、其中間の地は既に削滅せられて、今には火山灰泥土と混じて富士岩の大塊處々に散在せり、是れ嘗て泥流氾濫せしものゝ迹にして、頃者村民井を穿ち、深さ凡六米突許にして、數多の木片を堀出せり、此等は總て樹木の幹、又は枝にして、其一端を見るに、甚しく裂けてサヽラ状をなし、又一部焦爛せる痕跡あるものあり。（八嶽火山報文）

櫻井（サクラヰ）　今櫻井村と云ふ、伴野村の西にして、野澤町の北とす。源平盛衰記、横田川原合戰の條に、櫻井太郎と云ふは此地の住人なりけん、甲陽軍鑑にも信州先方衆櫻井五騎と錄す。

野澤（ノザハ）　今野澤町、人口四千四百、岩村田の南一里半、臼田の北一里、千曲川の左岸に居る。〇野澤町大字三塚（ミツヅカ）の子安寶珠明神は、近世孕婦の鎭懷石なりとて、拜禱せられし者とす、瀬下某の私祭に起る。（千曲眞砂）

（三塚）

金臺寺（コンダイ）　野澤に在り、伴野の遊行道場と稱し、信州の名跡なりしが、近年頽衰ふ。〇奇區一覽云、伴野金臺寺は、弘安二年、時宗の元祖、遊行一遍上人の始開の地也、北條記、建治二年、一遍上人信州伴野に行て、踊躍念佛をなすとあるは、今の野澤遊行寺是なり、又跡部に鉦鑄場といへる舊跡あるは、其時の城主、伴野太郎時信といへる人、八箇の金磬を鑄させて寄附す、代々傳りて遊行の什寶也、其一箇は今此寺に有、（天明年中臼田村にて堀出せし鉦、徑六寸四分、此什寶と同じ、延慶二年三月十二日と彫つけ有、これも八磬の内なるべし）二世眞教和尚の筆の繪詞傳十卷、相州藤澤道場に有、其第二卷當寺の什物と成て有、卷中に「建治二年、信濃國佐久郡伴野と云ふ所に、歲末の別時に、紫雲のはじめて侍けり」云々、戰國の頃、甲州武田家の大身たりし跡部、小宮山など皆此地を本處とするごとし。

跡部（アトベ）　今野澤町の大字とす、甲斐國志云、跡部は佐久郡に地名あり、又阿刀部にも作る、伴野六郎時長の次男長朝、始て跡部を稱す、子孫信甲の間に多し、鎌倉大双紙に、甲州守護代跡部駿河守、同上野守父子、簒奪の事を記す、甲陽軍鑑に跡部大炊助、三百騎とあるは、甲州在府の家也。

臼田（ウスダ）　今臼田町、人口三千、野澤の南にして、同く千曲川の西岸とす、南佐久郡の治所。長野を距る十九里半、甲州の平澤に至る九里。〇凡高野、臼田より岩村田の間は、平坦なる沖積層を成し、田野肥美と稱せらる、謂ゆる佐久平（サクダヒラ）の中心とす。此邊の標高凡七百米突、海口海尻に至り、凡一千米突。

千曲眞砂云、臼田村の日影山に觀音堂あり、岩窟へ作りかけ佳景なり、千曲川の高崖にして、廣き野原を望む、此窟の上方を稲荷山と云ひ、城砦址とす、天正十年、佐久郡一揆蜂起の時、德川方の諸士の籠りたる勝間反の砦是也、河水を隔て、田之口の三分村、岩崎も當時の古戰場とす。〇小田切（ヲダギリ）川は、立科山に出で、西北流して臼田に至り、千曲へ入る、臼田より立科に登る六里。

（佐久平）

高野（タカノ）　今宿岩と併せ榮村（サカエ）と改む、臼田の南一里餘、千曲川の緣岸とす。此地は享保十年、松本城主水野家改易の時、一族豐後守忠穀に新地七千石を給せられ、高野に役所を置きたり、後出羽守忠友の時、遂に增封せられ駿州沼津城主と爲る、故に高野は市坊の狀を成し、俗に町と云ふ。

（小田切川）

千曲眞砂云、高野の岩屋觀音堂よき景地なり、宿岩の平林觀音堂、當郡第一の靈昌佛なり（高野は古書に高沼とある者歟、大塔軍記に伴野、平賀、望月、櫻井、高沼、洲吉、小野澤の一手其勢七百餘騎とある、高沼以下の氏號の原地、今詳ならず。

餘戸郷（アマルベ）

和名抄、佐久郡餘戸郷。○今詳ならず、大井の餘戸なるべし、平賀、田口などにあらずや。中世平賀庄と云へるにあたる、伴野庄の東にして、千曲川の右岸とす。

平賀（ヒラガ）

舊庄號なり、今平賀村、中瀬村、(中込)內山村、田口村等是なり。○千曲眞砂云、平賀城は龍岡を出丸とし、內山を本城とす、新羅三郎義光の三男、盛義此地に居り、平賀冠者と稱す、卽平賀氏の祖なり、其子四郎義信は勇力あり、源義朝に隨ひて京師に戰ふ、其子朝雅は鎌倉の創業にあひ、武藏守に任ず、北條氏の女婿たり、一時盛大を致せしが、故ありて誅せらる、この平賀氏の裔孫、源心入道と云ふ者あり、强猛絶倫なり、甲斐の武田信虎と屢鬪ふ、大永年源心甲州へ伐て入り、韮崎に戰爭に及び克たず、後武田晴信の爲めに殺され、平賀氏斷絶す。○甲陽軍鑑云、晴信公十六歳の初陣に、計を以て海野口城を乘取、平賀源心法師を討取給、源心は大剛の兵者にて、力も七十人力とはならはせども、十人力も可有之、四尺三寸許の太刀を常に所持せり。

中込（ナカゴメ）

今瀬戸と合せ中瀬と改む、野澤町の西に千曲川を隔て、岩村田の南一里半、民家櫛比す、其東に接して平賀村あり。

內山（ウチヤマ）

平賀の東なる溪谷に居る、今內山村と云ひ、其分水界は上州甘樂郡と相限り、內山峠と稱す。中込より峠まで凡四里、荒船山は東南に連接す。千曲眞砂云、永正年中、內山城に城主大井美作守玄岑、同小次郎隆景など云ふものありと云ふも、不審也、或は云ふ、平賀氏の居館なりと、天文中武田氏の有となり、飯富兵部虎昌之を守る、天文十七年、上杉勢八千來り圍む、虎昌八百を以て固守す、而も上杉の退却に乘じ、城を出で之を追ふ、世其大膽を稱す、永祿天正の間は、小山田玄怡守備す、天正十一年、德川氏の兵之を攻む、小山田城を捨てて出奔す。

荒船山（アラフネ）

信毛二州の界嶺にあたり、淺間以南の一雄峰とす、標高二千八百尺、形狀左右舳艫を備へて、船に似たり、頂上には神祠あり、內山村の東二里餘。

田口（タノクチ）

今田口村と云ふ、中込、平賀の北一里、臼田と河を隔つ。寬永元年、松平縫殿頭乘直、佐久郡內に一萬二千石を賜り、參州大給より兼治、初め陣屋を野澤の三塚に置きしが、同六年田口に移す、明治維新の際、龍岡（タツチカ）藩と稱せしが、幾年ならずして廢す。

新海神社（シンカイ）（龍岡）

田口に在り、三社明神と云ひ、佐久三庄の總社なりと說き、郡人の群詣する所なり、洪鐘あり、舊邑主田口氏の獻ずる所とす、銘に曰く、

南閻浮提、大日本國、上野國群馬郡高井郷、東覺寺推鐘、曆應元戊寅年、十二月廿一日、大工淨圓、當山衆徒等、勸進沙門良義、本願主昌助、藤原龜乙丸。信州佐久郡、田野口神宮寺、檀那田口左近衛將監長能、奉寄進、新海大明神御寶前、天文十二年癸卯、十一月吉日。

新海三社は蓋諏訪大神の別祠にて、大神縮緣起に新開の神とあるにあたると云へり。○田口の曹洞宗蕃松寺は、天正の末年に、松平(本姓依田)康國が、其父信蕃の菩提所として建てしものとぞ、舊寺領二十五石。

入澤（イリサハ）

今平林と合せ、青沼村と云ふ、田口の南一里。此を青沼と改めしは、地名考に「入澤村に磯部の地名見ゆ、西に十日町三條の地名あり、此邊青沼郷なるべし、天正記に上越下越三分と見ゆ、三分より水東西に分れ、上のみなまたを上中込と云ひ、下の水脈を下中込と云ひけむ、然るにいづれの比か、洪水一郡の中を貫き、東の流は絶たりと想はる」と論ずれど信じ難し、青沼は海野口海野尻の邊にあたる、此にはあらず。

奇區一覽云、入澤十日町の里の中程の川邊に、ふるき石灯籠一基たてり、其火袋は六角にして、六地藏を安置す、笠柱石より下は丸し、笠石のしなみがきて、永享二年好色師奧州住秀鶴としるせり、好色師と云ふこと、何といふ義にや知れず。

大日向（オホヒナタ）

今大日向村と云ふ、入澤の南西にして、其谷口を海瀨（カイセ）村と云ふ。東西四里許にわたり、大日向谷の東界を十石峠と云ひ、上州神流川との分水嶺にあたる、谷中には磁鐵鑛、幷に銀銅、石炭、石膏等の坑穴あり、近年の業にかかり、採鑛を力むるも、產額僅少にして、世に著れず。○甲鑑云、永祿庚申五月に、上野侍大將、小幡尾張守相幇、小幡圖書助甲府へ參り、信玄公を賴奉る故、則信玄公御抱なされ、信州大日向と云所、五千貫の所領を堪忍分とあり。

餘地峠（ヨチ）（海瀨）

大日向、十石峠と田口峠の間にして、標高一千二百八十米突、上州甘樂郡下仁田（シモニタ）、砥澤より甲州へ通ずる直徑にあたる、海瀨より海野口に出づるなり、甲鑑云、永祿六年癸亥二月十二日に、信玄甲府を御立あり、よぢたうげをこし、なんもくへ御着あり。

相木（アヒキ）（小海）

今小海（コウミ）、南相木、北相木の三村に分つ、大日向の南に隣れる山谷にして、方四五里にわたり、南谷北谷に分れ、其谷口を小海と云ふ、茂來山、小倉山、天狗岩山など三方に列立す。

相木の山中に、木葉の形を印したる化石出づ、相木氏は武田家の時、八十騎の將たり、相木市兵衞、相木能登守などあり。(甲陽軍鑑、千曲眞砂)○蘆田記云、阿江木と申は所の名にて御座候、持主は依田能登守と申候、彼能

(阿江木)

登守田の口と申城に罷在候つる所に、前山の城を右衛門佐きびしく攻取申候威勢を恐れ、田の口城を明退、八九年牢人分にて、小田原に罷在候處に、秀吉公氏政と手切に罷成り、阿江木谷へ依田能登守、伴野刑部兩將にて働掛申候、譜代の主にて候間、阿江木谷の者ども、悉く能登守と一味仕、敵に罷成候と、三月十五日の申刻に告來申に付て、修理太夫康國、幷拙者打つれ、小諸を卽刻に乘出し、一さかけに田舍道三十里程參候へば、陸間と申城へ參着、十六日の早朝に人數調、りつとう坂と申山を打越、白岩と申小城に籠候を、則乘崩し、林平と申所に敵を追詰。

青沼郷

和名抄、佐久郡青沼郷、○今小海、海之口、海之尻(南牧村)などの地たるべし、海とは此に松原湖を云ひ、小海にも別に小湖のありしならん、此湖邊の里をば青沼とは名づけたるが、後世海口、海後などの地名起り、青沼の名隱す。

松原湖

(稲子)

今北牧村大字稻子の管內とす、一名稻子湖と云ふ、高野の南三里半、千曲川の左岸なる山麓にあり、標高凡一千米突、立科山、八が岳の間なる根石嶽(標高二千六百餘米突)の下とす 湖水は三區に分れ、各方百間許、稻子湯は此湖より西に登る二里半山腹に在り、又此邊に牛池流鏑馬原あり。

松原諏訪神社

千曲眞砂云、松原に諏方上下明神立せ給ふ、社僧を神光寺と云ひ、三重塔あり、朱印地三十石、昔より守護不入とす、湖水二あり、湖中峰頭、色々の木立、種々の岩石、庭に築ける假山水の如く絶景なり。○寺寶一覽云、松原の湖水は大湖、尾長湖の二にて、大湖の東北に諏方明神あり、社頭の鐘の銘に曰く「奉施入、槌鐘一口、四尺二寸、二尺六寸、右志者爲法界衆生也、弘安二年八月十五日、大勸進法阿彌陀佛、勸進說法二人、念阿道阿、大檀那淨朝臣光長、幷諸檀那、大工伴長敬白、信州佐久郡、大井庄落合村、新善光寺、(又鐘のふち廻りに彫付あり)寛元二年甲辰七月、奉鑄寫、本師阿彌陀如來、同八月、奉鑄觀音勢至、一光三尊金銅、建長元年己酉十月三日、不斷念佛始之、勸進法阿彌陀佛」傳曰、延德元年、甲斐の敵將佐久郡亂入、六月五日、岩尾の城を檢討にす、同時落合慈善寺炎燒、甲州勢其寺の鐘を掠去り、松原に將來る、云々。

今度任卜問最吉、引率甲兵、於信之奧郡、日不經十日、而鎗城自落退散、加之向于越軍、則如信玄存分、得勝利者、併可有松原三所大明神應護、仍素願成就日、太刀一腰、具足壹兩、可奉社納者也、

永祿三季庚申九月吉日　德榮軒(花押)(古文書類纂)

海之尻

今海之口、平澤などと合せ、南牧村と改む、松原湖の西南に接したり、蓋海とは松原湖を云ひ、其後邊の地を海之尻と云へるに對し、甲州より此に至る路口を海之口と名づけし如し。甲陽軍鑑云、天文九年、板垣雜信智謀を以、信州海尻の士共城を明渡す、小山田備中闕に當り、本城に指置れ、信玄公極月に御馬を返さるる處、地の士共逆義を企て、村上人數を引出す、此左右を聞召れ、御旗本にて眞先かけ、正月晦日地士を悉追崩し、御仕置あり。

海之口

今南牧村と改む、高野の南五里、甲州若御子路の山驛とす、千曲川の左岸にして、八が嶽の麓とす。(主峯を赤嶽と云ふ)千曲眞砂云、海尻峠より、砂原濱邊のやうなる道を登れば、海口驛なり、此地は天文五年、平賀源心と甲州勢との古戰場也、千曲川は遙に東より來る、此川について登れば、川上八箇村を經て、武州秩父の山中仲津川といふへ出づ、海口驛より南へ登れば、平澤驛に至り、信甲の國堺なり。

平澤

今南牧村の大字とす、海之口より八が嶽の裾野三里の不毛を横絶して、平澤に至る。平澤の北少許に分水界ありて、標高一千五百餘米突、故に平澤は地勢甲州に入り、若御子川の水源とす、此を下り四里、巨摩郡若御子驛に至る。甲陽軍鑑云、天文十一年、信州村上の被官共、ワカミコ迄燒働き、頓て引返し、甲信の境平澤に陣す、晴信公悉追散、頸三百十九打取給。北國太平記云、天正十年九月、德川、北條、若御子御對陣、兩家已に陣拂ひに及ばんとする處に、北條猶も甲州平澤の朝日山に砦を堅固に築かるる。

川上

(居倉)

今川上村と云ふ、海之口の東にして、千曲川の水源なる窮谷とす、居倉、大深山、御所平、梓山など八部落ありて、川上谷八箇村と云へり、海之口より居倉まで四里、居倉より信上武の交界、三國山または信甲武の交界甲武信嶽まで三四里あるべし。

十文字峠

(甲武信嶽)

川上より秩父中津川へ踰ゆる險嶺とす、標高二千百餘米突、峠の北に三國山あり、峠の南は甲武信嶽二千四百五十米突の高峰を峙つ、三の峰とも云ふ。實に千曲、笛吹(富士川の源)中津川(武州隅田川の源)の三水此に發す、其西に國師嶽、金峰山、鐵峰山(標高千八百米突)等環列して、信甲の堺を限る。○木曾路圖會云、筑摩川水源は、佐久郡金峰山の北に出づ、又東三の峰より出る梓川あり、居倉の上にて相合ふ。

甲斐國

甲斐國

富士山の陰に位し、四面險阻、其中平坦にして、諸水湊流、遂に一河(富士川)と爲り南走

す、都留郡は地勢甲斐の東に離れ、山水別に一區を成すも、古より國中に依附す、津久井郡は更に都留郡の東に連り、今相模國の管内なれど、山水全く都留と同系相擁するを以て、本篇津久井をも都留の次に係けたり。○今甲斐九郡一市、縣治を山梨と云ふ、州號に呼びては甲州と云ふ。

(甲州)

甲斐は峡の義なるべし、古事記に「こちごちの山の賀比に」など云へるは、偶此國の山間に在るを形容する者に似たり、萬葉集に「奈麻余美の甲斐の國」と歌ふ。冠辭考に、奈麻余美とは、生弓の反り回ると云ふにかけたるならんと説く、文武紀、大寶二年、歌斐國獻梓弓五百張ともあれば、此國は往昔弓を土貢と爲し、なれば、斯る諺もありし歟。一説、余美は闇の訛にて、峡の山路の幽暗なる樣子より出でし歟と云ふ。○物徂徠峡中紀行云、國名謂峡爲甲斐、地皆峡、故得名、而甲斐之名行久矣、人不識其爲峡也

(歌斐)

古事記に「大毗々命(開化帝)子、日子坐王、生子沙本毗古王、是日下部連、甲斐國造之祖」と、國造本紀には「甲斐國造、纒向日代朝(景行)世、狭穂彦王三世孫、臣知津彦公、此子鹽海足尼、定國造」とあり、夙く一國を成しゝを見るべし。蓋日本武尊の東征、此を過ぎたまひ、國造の定置其際ならん。七道の區分にあたり、甲斐は海山兩道の間に介在するも、之を東海に屬せしめらる。而も峡中の通路は、本來信濃路の分派にして、東海の支別にあらず、故に後世に至るも甲州路の名は中山道と并び擧げられ、海道と相依附すること少し。延暦十六年、甲斐と相模疆界を爭ふ、津久井の地、此時相模に割入せらる。諸國武人占居の時に方り、甲斐には新羅三郎義光の諸子あり、武田、逸見、加賀美等の諸家と爲る、甲斐源氏是なり。治承四年、源頼朝の兵を起すや、甲斐源氏之に赴援す、頼朝の開府や、武田信義に本州及び駿河を管せしむ、後本州を分ちて三となし、中郡(山梨八代)を信義の子信光に、東郡(都留)を加藤氏に、西郡(巨摩)を逸見氏に賜ひ、信光を以て守護とし、子孫に傳へ、山梨郡石和に治す、應永中、信光八世の孫信滿、讒を鎌倉管領足利持氏に受く、巨摩の逸見有直、持氏の命を矯て信滿を殺し、本州を奪ふ、既にして將軍義持、有直を黜け信滿の弟信元を立つ、信元封を信滿の子信重に讓る、信重の玄孫信虎、治を躑躅崎に徙す(今の古府)子晴信に至て善く兵を用へ四隣を呑併す、信玄是なり、古府、新府以下の沿革、各條下に見ゆ。○甲斐の諸郡界は、中世混亂し、移動甚し、天正十八年撿田にあたり、山梨八代巨摩の三郡の國中を、九筋二領に分ち、都留郡を郡内領と稱し、合高二十三萬八千石、後年追墾して三十萬石に達す、(甲斐國志)國中の名稱は、勝山妙法寺記に見え、甲斐の本部の謂なり。此國中は地學者論して、地層陷落に成る者と云ひ、甲府平原と名つく、其西南に向ひ富士川の奔流するは、一縱谷を成し、謂ゆる地溝帶なり。

(國中)

北巨麻郡

北巨麻郡

本州の西北隅にして、釜無川の上游とす、八が嶽、茅が嶽、駒が嶽、鳳凰山等環峙し、地勢高燥なり。今面積凡四十五方里、人口七萬、一町四十一村、韮崎に治す。

北巨麻は近世九筋の中なる武河筋、逸見筋、并に北山筋の穂坂の地を籠絡す。和名抄、巨麻九郷の眞衣、餘戸、速見等にあたる。

巨麻郡

本州西偏の分野にあたり、明治十三年、南北中の三に分つ。近世には武河筋、北山筋、中郡筋、西郡筋、河内筋等に割裂したり　和名抄、本郡九郷のうち、東條、青沼郷の地、後世山梨郡へ入る

郷名同借考云、日本書紀の歌に「馬ならば甲斐の黒駒」とみえ、太子傳玉林抄に「或云、甲斐國八代郡、有鍬社、號日美和大明神、亦日二明神、是釋迦佛也、其形倭體而武者乘鳥駒、五百餘武當刊、彼神天降之時、踏実乘鳥駒、降賜、彼神本山曰神座、後移美和也、本山備精進御供、美和辨魚肉御供、彼馬食處云鳥駒、後移置八田御牧」とありて、寶應二年庚子七月、彼國僧詣天王寺法傳云々とあり、この文意暗黒てさだかならぬを、よく考ふるに、上古美和の神、黒駒に乘りて神座山に天降り給ひしより、八田御牧といふを置れたりとなり、神名式に巨麻郡神部神社と見え、國志に上宮地村に大神山あり神山ともいふをおもふに、此黒駒を養へる故事によりて、巨麻とは名附たりしなるべし、またこの國に馬牧の多きも此時より起れるにやあらむ、郡中に今も黒駒山あり、國志に地多産駒因爲郡名とあるも此に因あり。○今按、巨麻郡に、神部神社(俗稱三輪宮)并に八田御牧、駒が嶽等あり、神座山、黒駒村、二宮等は今東八代郡の域内なれど、古の山梨郡井上郷の地と思はる、太子傳玉林抄に八代郡とあるは誤れり、巨麻、山梨、八代三郡の事跡を混淆するに似たり。

駒嶽

釜無川の水源にして、赤石山脈の東に併行する鳳凰嶽、源氏等の一脈の主峰たり、標高三千米突と稱し、八が嶽の西南方に屹立す、其間を裾野并に釜無の河盂とす。

此山、駒城村の横手より登る、絶頂まで四里、神祠あり、夏日登拜するもの多し。山中林木繁生して、仙丈嶽、鳳凰山に連る、今是等の諸山皆御料林と爲る。嶽南を野呂川入と云ふ、早川の源也。

釜無山（カマナシ）　駒が嶽の西なる赤石、仙丈嶽の連嶺にして、遙に北に延びて、信州諏訪郡に入る、卽甲信の州界を此連嶺に限る。駒が嶽と釜無山の間なる溪澗は、北流五里、大（オホ）武川（ムカハ）に至り漸く轉じて、東南の方位に向ふ、卽釜無川是也。

敎來石（ケウライシ）　今鳥原、大武川を併せ鳳來（ホウライ）村と云ふ、釜無川の源にして諏訪郡蔦木（ツタキ）驛に接し、諏訪往還の小驛とす　金澤驛の南四里、臺原驛の北二里、釜無川の右岸に居る、標高七百米突　甲斐國志云、武河筋馬場民部は、武田信玄に擢てられ、五十騎の隊將と爲り、美濃守信春と云ふ、敎來石村は武河筋に在りて、馬場氏の本據なりければ、時の人敎來石氏とも稱したり。

臺原（ダイガハラ）　近年白須と并せ、菅原村と改む、駒が嶽の東麓にあたり、八が嶽を北に望む。釜無川の右岸なる驛舍とす　國志云、臺が原は甲州道中の宿場なり、昔は逸見筋の諸驛より此に次ぎしが、今は韮崎より逓送す、甲陽軍鑑に、天文六年閏六月廿日、坂田信形、諏訪衆と此節にて合戰の事を載す、信長記には白須、大河原と云ふ（御供之數云、菅原（スカハラ）村は舊の名は臺か原といひしを、白須村を合せて今の名にかへたり、おもふに須が原とつゝめいへるならん、是れ蔦木の峠の麓に在る村なれば、總てのさま笹子驛によく似たり、白須の松原にかゝる、此邊の土總べて砂にて、色皆白し。

(菅原)

白須（シラス）　臺が原の北とす、又白洲（シラス）に作る、松林驛路に傍ひ一里許、白洲松原と云ふ。

甲斐にしらすといふ所の松原のかけに、しばしやすらひて、

かりそめの行きかひ路とはききしかどいざやしらすの待人もなし、〔李花〕　宗良親王

(白洲松原)

國志云、白須鳥原二村の間に松原あり、松樹密茂して、稻麻の如く、皆直幹雲を拂へり、官林なり、白砂清麗にして、海濱の光景あり、白洲の名虛しからず、甚賞觀すべし、松蕈草蕈多し、其内に一株六幹にして頗奇なる松あり、是を六本松と呼へり、又荻乾場と云所に、白洲の一松（ヒトツマツ）と稱する古木もあり、此松原の中を濁川流れ、釜無へ入る。

武河（ムカハ）　舊武川筋の稱ありて、釜無川右岸、眞衣、餘戸の二鄕の諸村を總べたり。東鑑、建久五年、甲斐國武河（タケカハ）御牧、駒八匹、參着、披露御覽、可進京都云々とあるは、此地にあらず。（武河とは深流の名を本とす。國志云、當國は郡鄕諸村を大別して九筋に分ち、其一武河筋は和名抄、巨麻郡眞衣餘戸の二鄕なり、後世餘戸を甘利庄と云ひ、又大草鄕あり、此筋は西に駒が嶽、鳳凰の諸山あり、土地稍逸見筋に似たりと雖、相劣ること遐し、田額一万五千餘石、領村二十九。

柳澤（ヤナギサハ）　今横手（ヨコテ）と合せ駒城（コマキ）村と云ふ、臺が原驛の南にして、尾白川、大武川の谷を占む。柳澤は近世の封侯柳澤氏の祖先の故里とす　江戸五代將軍の時、柳澤彌太郎吉保、御側より身を起し大名に列し、遂に當國に於て十五萬石を賜り、甲府に治めたり。當時其賓客、荻生茂卿（物徂徠）峡中紀行（別名風流使者記）の著あり、亦吉保の盛を鳴らす、中に曰く「行至柳澤村、口有吊山故城、左側爲田中、挿竹表識處、謂是使君田庄、其西十歩許、昔時有大柳樹、是邑所名者、已枯矣」、云々。

(横手)

大武川（オホムカハ）　武川は二流あり、共に鳳凰山に發し、東北流して釜無へ入る。其大武川は地藏嶽、御座石嶽の間に出て、柳澤を經て、牧原の北に於て釜無へ歸す、長凡五里。

鳳凰山（ホウワウ）　駒が嶽の東南に並び、（標高二千七百米餘）地藏、觀音、藥師等の別峯あり、又東大武川を隔てて降起するを御座石山と稱す、東南は前倉山、御勅使谷に至る。國志云、鳳凰山は東面を御座石（ゴザイシ）山と稱す、西は能呂川を隔てゝ白峯（シラネ）に對す、絶頂に高さ數丈の巖あり、遠く望めば人形に似たり、又石龕あり、東南方に對峙するを地藏が嶽と云、相距ると一里弱、山脊少しく低し、其次を藥師が嶽と云、地藏が嶽より此に至る亦一里にして近し、皆東南に連なりたる一脈の山なり、其佛名を以て山の支名とするは、各處に小石佛を置けるが故なり、凡此山の絶頂二里許の間、砂白く海濱の景色あり、奇石怪巖、琪樹瑶草、一々名狀し難し、又金銀銅鉛の坑場（マブ）處々に在り、湯澤に温泉あり、御座石の湯と云ふ。（此湯は今鼓湯、温四十度と云ふに同じきか）○山梨鑑云、鳳凰山の絶頂は州人往々認めて地藏嶽と相眞る、鳳凰の表面に、暮春の交、雪の消えたる痕跡の自然に牛の形をなす所あり、之を農牛（ノウシ）と云ふ、猶白峰の農鳥のごとし。

(御座石山)

(地藏嶽)

(農牛山)

眞衣鄕（マキノ）　和名抄、巨麻郡眞衣鄕、訓万木乃、國用眞木野字。○今武河筋の中にて、圓井以北の諸村（圓野、武里、新富、駒城、菅原、鳳來など）なるべし。延喜左馬寮式に當國眞衣野牧を錄し、又「年貢御馬者、甲斐國六十疋、眞衣野、柏前、兩牧三十疋」云々。

牧原（マキノハラ）　今武里（タケサト）村と改む、臺が原の南一里半、釜無川の邊とす、古の眞衣野牧の遺名とす。牧原と柳澤の間なる黑澤、山高（ヤマタカ）、三吹等は、今合併して新富村と云ふ。甲斐名勝志云、武川之地、有牧原村、與驛路屬、佚名鈔、有巨麻郡眞衣鄕、則此其爲遺名、亦可知矣。

(山高)

圓井（ツブラヰ）　今入戸野と併せ圓野（マルノ）村と改む、圓井堰は三百年來の灌漑と稱し、今に其利を被る。

甲州御知行書立

一七百俵
つふらひ郷内に而以上

在如此可被成相務、取高之外、出田上中下共に、一段に付、井宛之夫錢有、右之分百姓請負一札有之、仍如件、

天正十七、十一月廿一日　伊奈[illegible]藏　古文書

峽中紀行云、有德姓某、前此四五十年、〔名〕島某姓者、激釜無川始爲此渠、々身三十里、源頭在関井村、田之在西郡者、皆賴其利、蓋此州之鄭白也

（甘利）

餘戸郷（アマリベ）

和名抄、巨麻郡餘戸郷 ○今淸哲村、神山村、旭村、大草村、龍岡村等にあたる、眞衣郷の南にして、御勅使川に至る、中世甘利庄と稱す。○國志云、餘戸は餘の義なり、諸州共に此名あり、中世甘利庄と云ふ、上條、下條、若尾等の十村にて、慶長高四千餘石の地とす、昔は一條次郎忠頼の領邑にて、其子孫、甘利、上條、下條、東條等の諸氏あり。

武田（タケダ）

今北宮地、鍋山と併せ神山村と改む、牧原の南二里半、釜無川を隔て、韮崎驛に對す、即武田氏の在名の起る所也 ○名勝志云、北宮地村武田八幡宮、社領廿七石、昔刑部三郎源義清、此地に住給ふにより、武田を稱號とす、四世孫信光の時、當社を石和郷に移し、子孫彼郷に館す。○按に、武田氏は義清の子、黒源太清光の長男、信義を祖とす、武田太郎と稱す、其諸弟逸見、加賀美、安田、平井、河内、田井、曾根、奈胡、淺利、八代の諸邑に分居繁榮す、治承中、信義、其子次郎忠頼、（一條）三郎兼信、（板垣）四郎有義、（逸見）五郎信光、（石和）等、并に諸弟と共に兵を起し、平氏の軍を破り、功を以て駿河守に任ず、信光家を承け鎌倉殿に倚賴せられ、安藝伊豆の守護に歷任し、老退して伊豆入道光蓮と云ひ、甲斐源氏の統領とす、子孫相傳へて石和館に居り、當國の守護たり。（石和館址參考）

武田八幡宮（タケダ）

今神山村北宮地に在り、甲斐源氏の氏神にして、蓋武田太郎信義の創建と云ふ。近世說を爲して曰く、日本武尊の子武田王、封を此地に受け、遂に此に薨す、今其墳墓を[illegible]塚と稱し、八幡宮の東北に存す、又王を八幡神に配祀し、武大神と云ふと　按に武大神とは武田王子とも稱し、石棒長二尺五寸許なるを秘藏す。（國志、山梨鑑）武田王の事蹟は信ずべからずと雖、上古の遺墟に八幡宮を建てし如し。

宮地（ミヤデ）

中巨麻郡の宮地に分ち、近世北宮地と云ふ、東鑑、建久五年、安田遠江守義定の伴類宮道右馬允遠式あり、これらの宮地いづれの人なりしか、不詳。

上條（カミデウ）

武田の南を上條、下條と云ふ。其上條は北割、南割、中割（以上同旭村と改む）東割の四に分ち、下條は西割、中割（以上同大草村と改む）東割、南割の四に分つ、甘利庄に屬し、中世には大草郷とも云へり。（大草とは本來御勅使川の山谷を指す）

苗敷山（ナヘシキ）

上條南割の西嶺にして甘利山と云ふ、鳳凰山、御座石山の尾にして、虛空藏堂あり、別當を瀧罪寺と云ひしが、近年改祀して、延喜式、巨麻郡穗見神社と爲す、徵證のあることにや。○名勝志云、苗鋪山は白嶺の麓にて之に登れば國内見えて佳景なり、西行法師の詠とて「かひの國巨麻の郡の苗敷のそのから松の下ぞすずしき」。○

大公寺（ダイコウ）

上條南割に在り、舊寺領七石、曹洞宗を奉ず。○國志云、金丸土屋の家系を按ずるに、本州に在し一色氏は、左京大夫範氏四世の孫、滿範の男、五郎義範より出し趣なり、武河上條南割村の大公寺に、大興寺殿（範氏の法名）の牌子あり、始祖の香火場に所營なるべし、一蓮寺の過去帳に「永享十一年緣佛房、一色參州之息女」あり、其黨ならん。

下條（シモデウ）

上條の東にして、韮崎の南方に方り、釜無川、御勅使川を帶ぶ。○名勝志云、甘利庄下條西割、永岳寺、寺領三十三石餘、臨濟宗、本尊不動明王。

釜無川（カマナシ）

駒が嶽の西陰に發し、北流五里、漸く東に轉じ、瀨澤川（諏訪郡）を容れ、東南に向ひ、八が嶽裾野の下を過ぎ八里、韮崎驛の南に於て鹽川を容れ、南南流三里半、南湖、今福の間に至り、笛吹川と會し、流と爲る、即富士川の名あり。

釜無は平時淸淺にして、一條の細流のみ、雨季秋霖の際にあたれば、暴漲急湍、瀰漫汎濫、故に四五百間の闊さに及ぶ所あり。其八が嶽裾野の一岸は、斷崖自然に成り、堤防を要せず、古より七里岩の名あり。中郡に至れば、西岸平夷、龍王三里の堤防は、武田家の遺築にして、堅牢の名ありと雖、時に崩壞せらると云ふ。

（七里岩）

小淵澤（コブチサハ）

今小淵澤村と云ふ、教來石の北、八が嶽裾野の一端にして、釜無川の左崖に居る、西北は諏訪郡蔦木驛に界す。○小淵澤の東南に隣れるを笹尾村とす、瀧山と呼び、泉水の盛に涌出する地あり、此水は稻田百數十町に灌くと云ふ。

（笹尾）

小荒間（コアラマ）

今白井澤、大井森などを併せ、小泉村と云ふ、小淵澤の東に隣り、裾野の中とす。西北は諏訪郡蔦久保、乙骨に通ふ古道あり、甲陽軍鑑に「天文九年信州村上方の士大將、淸野、高梨、井上、隅田、四頭を先として、都合三千五百餘騎、甲州コアラマ迄來り、其近郷を燒拂ふ、（中畧）やがて信州衆を討取、勝時を執行給ふ、晴信公廿歲の時、コアラマ合戰是也」云

小泉（コイヅミ）

今村名に轉ずれど、本泉池の名とす、小荒間に在り、田百三十町に灌く。又御手洗と稱する泉池あり、八が嶽權現の神水と說かる。

甲斐叢記云、棒道とは若御子驛より溢澤に至り、大八田、白井澤の二村を經て、八が嶽の西南麓小荒間に達す、此を過ぎて信州（諏訪郡）立澤柏原より大門峠に登るなり、之を上の棒道と名づく、其西に別路幷行して、諏訪へ出づるを中の棒道、下の棒道と云へり。

八嶽（ヤツガ）

信濃國諏訪郡へ亘出す、巨麻郡の正北の鎭山にして、諏訪、佐久の二郡へも涉り、其最南編笠山二

千五百二十七米突、最高の赤嶽は猶三百米突を加ふ。國志云、八が嶽とは峯巒岩嵏として、八葉に分るる故に名づくる也、其一峯を檜が嶽と云、三代實錄に所謂枌室神なりとぞ、谷戸村より三里許あり、其山脈北へ延て信州蓼科山、大門嶺、和田嶺等に接す、其中間に神池あり、山の東面は佐久郡、西面は諏訪郡なり、此山及び白峰、金峯の三山は本州諸山に卓絶して雲表に見はる、其遶る高大なる知るべきなり。○名勝志云、八嶽は小荒間より絶頂まで、四里許有、小荒間村に法性院と云禪院有、武田機山侯建立し給ふとぞ、村の東の方は天文九年二月、信濃の村上氏と武田勢合戰有し地也、今に劍戟の折たる、或は鏃なきありとなん、四間許りの大石あり、機山侯登りて遠見し給ひし石と傳ふ、又御座石とて、六間四方高一丈許のものもあり、遙東を念場原と云ふ　北國太平記云、天正十年八月、德川殿若御子對陣、北條勢は旗を仆れ、八が嶽へ引入しが、騷動すること斜ならず、云々。

速見鄕

和名抄、巨麻郡速見鄕、川倍見。○後世逸見に訛る、卽八が嶽の裾野にして、大畧若神子以北を指せるごとし。

みやこまでなつけて引くは小笠原へみの御牧の駒にぞ有ける、〔貫之家集〕

速見御牧とは柏前と同地かとも疑はる、後世穗坂、小笠原の邊まで皆逸見筋と云へるにより、穗坂牧を速見御牧に同しと云ふは如何にや。速見をヘミに假るは、ハヤミの約なりと、先覺已に之を說けり、豐後に速見郡あり。然れども虫名にも倍美（蛇）あり、また古姓に波美臣あり、いつれにか本つく、不詳。

逸見

逸は速字の形誤なれど、沿習して改めざる者とす。東鑑、治承四年、甲斐源氏蜂起の段に「武田信義、去夜歸甲斐國、宿于逸見山、而今日北條殿到着其處」云々、大系圖に新羅三郎義光の子、刑部三郎義淸、その子を逸見太郎淸光とす、黑源太と稱し、其館址は若御子村に在りと。又大泉の谷戸城を黑源太の古跡と云ふ、大八田には淸光寺あり、蓋淸光の逸見に居りしこと實なるべし。淸光の子光長は逸見太郎と稱し、武田、逸見二家に分れ、子孫西郡を知行す〔國志、名勝志〕鎌倉大草紙に「古より逸見は西郡を給りしを、後には一圓武田拜領して、逸見は名字ばかりの和行に過ぎず」とあるは、足利尊氏に値遇せる武田伊豆守信武の時より、逸見の衰へしを云ふ歟、應永中、武田安藝守信滿、（信武の曾孫）鎌倉の上杉氏の亂に與す、逸見有貞（一作有直）之に乘して起り、京都公方の敎旨を奉し、信滿を擊ち天目山に攻殺す、而も逸見は遂に守護たる能はず、信滿の季子信光に賜ふ、逸見の後復興らず。○國志云、逸見筋は武河筋、北山筋の間にて、古の鄕名なり、大八幡、熱那、多麻の三庄とし、藤坂上とも逸見の臺とも云ふ、八が岳に依りて地高し、藤井保、小笠原、麻生、小尾等は多麻庄の域なり、田額三萬三千二百餘石、領村六十、此地八が岳の南面に據り、山腹出泉多し、高きより田に漑ぐ、頗自在を得たり、川澤沃衍、山谿明麗、旱せず溢せず、風俗淳朴、治生を善くす、駒犢を産し秣蒭繁し。

逸見裾野

八が嶽の麓の總稱なれど、今村里散在し、其大泉、小泉の邊なる不毛をば、特に八嶽裾野と稱す、南北二里、東西二里半、約一千米突の標高にあたる、或は逸見平と云ふ。

大泉

今小荒間の東なる西井出、谷戸を大泉村と改む、泉池ありて百五十町の廣きに灌田す、其末は須玉川に合せ、鹽川と爲る。

（谷戸）大八田

今夏秋と併せ、秋田村と改む、大泉村の南に隣る、此邊を大八幡庄とも云へり、八幡宮あり。國志に、地名は此祠より出てしならんと云ふも、因果を錯るが如し、谷田が本ならん。○淸光寺、曹洞宗、寺領十六石、大八田に在り、文明七年、信悅堂中興す、初め天台宗、信立寺と云ひしを、逸見淸光、正治元年卒去の後、其菩提所と爲し淸光と改むと。〔名勝志、山梨鑑〕

建岡

大八田の諏訪明神の山を云ふ、是は三代實錄、仁和元年に授位ありし建岡神とぞ。〔國志〕

（村山）熱那

舊庄名にて、大泉、大八田の東とす、今安都那、安都玉・熱見の三村に分つ。熱那總社八幡宮は熱見村、大字村山の西割に在り。○熱見村大字小池の諏訪明神は、三代實錄、元慶八年授位の船形神ならんと云ふ、此に船形石と呼ぶ巨石あり。〔神祇志料〕

（長澤）念場原

又然場原に作る、熱那庄の東北にして、八が嶽裾野の東部なる空閑とす。今南北三里、東西二里、信州佐久郡に通ふ平澤峠の下にあたる。小驛あり長澤といふ、標高凡一千米突、韮崎の北五里半、尙一里半にして平澤に至る。

甲鑑云、村上義淸方はわかみこ筋の境、諏訪衆はだいがはら筋、南方より人數を千四五百づゝ差越、晴信公よりはわかみこ筋へ飯富兵部八百餘騎にて打出て、村上衆にさしむかふ、諏訪口へは板垣信形、是も七百餘騎にて打むかふ、天文八年己亥、閏六月廿日、飯富兵部防戰をとげ、村上衆を討とる、其數雜兵九十七人なり、ねんばのへ山と申處にて如此。根場原は信州佐久通路なり、軍鑑に、天文八年飯富此にて勝利、又十一年、平澤合戰の條に、平澤に陣を取るとあるも此處なり、相傳ふ、此原は中世に淸次と云者あり、新田を開き、民戶繁榮して、念場千軒と稱せしが、後に村居廢して今の平澤村信州に屬すと、念場原朝日山の壘址は、村山北割に屬す。

淺川

今樫山と併せ淸里村と改む、念場原の東とす。國志云、淺川村の瑞籬山は、形饅頭の如く、高三十步許、全石に成る、後に玉川玉淵あり、山上に玉權現の祠あり、祠北三四町に圓形の美石三枚あり、此を御玉澤と字す、

是卽多摩庄の名の起る所也。

樫山(柏前) 今清里村と改む、鎧峰山の下とす、此は柏前牧の舊跡にて、此樫山の尾前なる念場原、卽柏前の牧地とぞ。名勝志云、延喜式、所載之牧、甲州都三處、而穗坂、眞衣野、既在巨摩郡、因思之、逸見又有樫山村、北與信界、土[illegible]勁寒曠遠、而多産駒、于今州民皆取給焉、其稱樫山者、亦安知其非柏前轉訛乎、外是而八代郡有柏尾山、而黒駒山値其南、駒飼村在其東、皆不甚遠、蓋前與崎尾與帳同訓、而皆緣山水之稱、則此其一帶之地、或爲古之牧、亦不可知也。

比志(小尾) 今小尾と併せ、增富村と改む、淺川の東にして、金峰山の西麓にあたり、鹽川の源とす。此山中を小尾郷とも云へり、韮崎の北六里許、北に黒森峠を踰ゆれば、信州佐久郡川上村へ出づ。名勝志云、比志村藏王權現は、三代實錄、貞觀五年授位の比志神なり、往昔の社の跡は、後の山に石のほこら有て、古宮といへり。

金峰山 八が嶽の東なる大山嶺にして、甲信の州界に當り、國師嶽、仙丈嶽に連り、其南には茅が嶽、黒富士山、御嶽等あり。御嶽より金峰に至る五里、古來修驗道者の入峰して、和州吉野に擬したる所とす、(西山梨郡の御嶽を參考すべし)比志の東三里。金峰山絕頂、二千五百九十米突と云ふ、山上に本宮藏王權現あり、近世改號して金櫻神社と爲す。○名勝志云、金峰山の絕頂に祠あり、藏王權現を祭る、御嶽の本宮也、山梨郡に屬す、甲府の荒川の水源なり、又北へ流るる水は、信州佐久郡へ下り、千曲川と爲る。○國志云、御嶽は當國々主歷代の祈願所にて、古經卷に「應永十三年、施入金峰山、旦那沙彌常圓」と題せる者もあり。

茅嶽 金峰山の連嶺にして、其南方に在り、標高一千七百八十餘米突、逸見平の東方にあたる、黒富士山、金が嶽(標高一千六百六十米突)長峯等次第に降り、韮崎の東、穗坂の邊に至り盡く、此連嶺の東側は御嶽の[illegible]澤郷とす。

(黒富士山) 茅が嶽は一群の火山にして、蓋花崗岩より成れる金峯の大山塊の、邊緣に噴出したる者とす、初め茅が嶽成り、後其東方に新火山出づ、謂ゆる黒富士山にして、富士岩の熔岩流を認識すべし、爾後幾多の削磨作用を經て、山容大に變じ、今日の形貌を呈す、黒富士の東腹なる集塊岩中より、弱硫黄質の微温鑛泉涌出す、名づけて黒平の湯と云ふ。(八嶽火山報文)

茅山　加賀美光章

天外茅山色、宛如太古春、傳言陰洞下、時遇採眞人、

多摩 舊庄名にして、逸見筋三庄の一なり、鹽川、川又川(一名多麻川)の諸村、若御子韮崎までを總ぶ、其地最廣し。今小倉東向の二村を併せて多摩村と云ふ、江草、津金等と相隣る。川又川の源なる淺川に玉權現あり、又延喜式、巨麻郡當麻戸神社をは、今駒井村の諏訪宮なりと說く、參考すべし。

江草 今江草村と云ふ、茅が嶽の西麓に在りて、其曠野を長者原と云ふ、方二三十町許。

淺尾(麻生) 又麻生に作り、鹽川の水脈に居り、茅が嶽、金が嶽の西麓とす。今神取村と併せ、朝神と改む、淺尾原は方一里許、蘿蔔を名產とし、淺尾大根と云ふ。國志云、東鑑に「建久五年、安田遠江守義定、伴類五人、名越邊被刎首、所謂、前瀧口榎本重兼、前右馬允宮道遠式、麻生平太胤國、紫藤々三、武藤五郎等也」と麻生は逸見の筋の地名にあり、今は淺尾村と云、宮道紫藤は所傳詳ならず。

若神子 今若神子村と云ふ、又若御子に作る、韮崎の北方三里、信州佐久往還の一驛とす。多麻川と大泉川、此邊に相會ふ。

國志云、若神子は多麻庄に屬せり、天正十年六月、甲信士寇蜂起にあたり、八月、北條氏直本陣を居ゑし處なり、南に桐樹川、東に玉川、急流斷岸を帶び、西北は大八幡庄及び熱那庄に界して岡嶺を負ひ、又南は藤井庄にも接せり、四達要樞の地にして、今も此筋の都會なり、相傳ふ新羅三郎義光の城蹟ありと、本村の正覺寺に、義光義清の牌子を置けり、義光本州の刺史たりし時、先當筋に據りしにや、義清義光は逸見を號せし、太郎信義の時に及び、東鑑に逸見山の館と記せるも、居城の趣に聞えたり、此處にありしならん、天文天正の頃の諸記に、若神子に於て備を配り、馬を立つること、間々見えたり、四達の地なれば也。又云、壬午八月、神祖甲州に打入り給ふ時、北條勢も已に信州に打入り、逸見筋へ來らんこと歷然たるに、差急ぎ給ふ手配も聞えず、左右口、古府に二十餘日逗留あり、逸見筋切塞ぐ手立もなく、敵の旗先を觀ると、早々引取り新府に保み給趣、皆是れ敵を誘引く計策なり、古老の說に本州は「以國爲城」天府の險なり、逸見筋は八が岳の南麓五六里に跨り、東は佐久郡西は諏訪郡に接し、山足の曠原岐路多し、水は南下して路に橫はる險坂少なければ、入る者甚易くして、既に入れば出る甚難し、若し一たび此境に陷るときは、獸の坑穽に墜るに異ならず、猛しと雖、復何をか爲さんと。

豆生田 今穗足村と改む、若御子驛の東南に接す、天正十年、德川北條對陣の時、北條勢此に築砦す。

日野 今日野春村と云ふ、若御子の西にして、大八田の南、釜無川七里岩の上とす。空野あり、日野原と云ひ、方一里餘、長坂、澁澤、塚川等の部落あり。

中丸 今片颪と合せ、清春村と改む、日野と[illegible]尾の間なり、此に藤武明神あり、三代實錄、仁和元年授位の祠とす。(山梨神祇志料)一說、新府城址の稻荷社を藤武神とす。

穴山（アナヤマ） 今穴山村と云ふ、日野原、若御子の南とす。穴山氏は武田家の門葉にして、信滿の弟、修理亮滿春を祖とす、伊豆守信友は信玄の姉を娶り、移りて河内領下山城に居り、駿州口を鎭めたり、其子信君梅雪と號す、八代の小山井に下山城址を看るべし。

新府城址（シンプ） 今穴山村の南、中田村中條の西、釜無川七里岩の上とす、韮崎驛の北一里餘、天正九年、武田勝賴此に築造し、十二月移居す、翌年三月、織田の亂入にあたり、支ふる能はずして遂に亡ぶ。○御供之數云、駒井村を經て十四五町にして、新府のあとなり、今中田村につゞけり、高き石の階をのぼる、登り果てたる所に藤武の社といふあり、社の後平に打開けて東南の方に石つきならしたる跡あり、遙に南を望めば釜無川を中におきて田畑いと廣し、此城は天正九年に勝賴築きはじめて、同十年正月に古城より此に移りけるが、其三月に織田の兵に攻められて落しと、此の方の野道より下るに堤の趾みゆ、池もあり、折しも撫子の咲たるありて、いと美くし、

撫子にあはれ心のかゝりけん昔おぼえて袖ぞ露けき、

かくいふは、勝賴が其子信勝をひきゐて此を落たりし折、武田の家に傳へたるたてなしといふ鎧を着せずして、果敢なくなりなんもいと惜しさて、死なんとする際に、田野（タノ）にて其箱より出て打着せつゝ、形ばかりの式を行ひたるこそ想出られてのこと也。○國志云、新府の墟は中條村に在り、北は穴山村、南は駒井村の界に跨かり、諸士の宅址多く存せり、此墟址の西の松林中、石磴數百階を盡して、稻荷の祠前に詣る、城内の鎭守なり、稻荷の西に又一級あり卽牙城とす、東西五十間南北六十間、この建造完からずして武田氏亡ぶ。○柏尾山理慶尼記云、館へ御うつりの時は、金銀珠玉をちりばめたる輿車、あたりもかゝやくはかりにて、御供の衆かずしらず、古府より新府の其間、三百餘町と申せしを、よびつつきしつつうつらせ玉ふ、頃は十二月廿四日なりしに、あくる彌生三日にはかくならせ給ふ、

うつゝにはおもほえかたきこのとこをあだにさめぬる春の夜の夢。

家忠日記云、天正十年八月一日、相州衆出候、三日、おつこつ迄取出陣取候、六日、相州氏直押出候て、新府迄引取候、敵かけつけ一里程陣取候、古府中人數少々かけつけ候、七日、味方備も新府山へ出候、敵半里程に陣取候、家康古府中より新府へ物見に被移候て、相陣被成候、十一日、新府むかいにあし城普請候、十二日、つるの郡より伊豆の北條左衞門、黑駒近所迄働候、古府中留守衆かけ合、三百餘討取候、十月、みたけ小屋へ鐵放衆番に越し候、廿九日、氏直無事相濟候て退候、[illegible]の郡を此方へ渡し候。○改正三河記云、天正十年八月八日、神君八千に足らぬ御人數にて、若御子に向ひ、淺生原へ御陣を張らせ玉ふ、其十日神君新府にうつり玉ひ、是より數旬の間、北條氏直が五万に近き大軍と對陣す、北條方には德川殿は下山（シモヤマ）通りより駿府へ歸らるべきなり、其期を過さず、氏直若御子より討てかゝらば、德川勢を皆殺にすべしとの計算ありしとぞ。

維昔英雄割據秋、關陽撐峽跨三州、一從後主無長策、遂使提封成古郎、天目陣雲餘殺氣、猿橋險棧急飛流、村翁猶說山河固、殘壘蕭條遠客愁、　東　藍田

駒井（コマヰ） 今駒井村と云ふ、鹽川の右岸、韮崎の北一里。或書に駒井とは高麗居の義にして、往時高麗人安置の里かと云へり、高麗人の一時此國に安置せられしことは、元正紀に見ゆれば、參考すべし。名勝志に、風土記を引き、當麻戸神社在巨麻郷西云々とあるも、此風土記は僞造なれば、據とするに足らず。

當麻戸神社（タマベ） 延喜式、巨麻郡の官社とす、タマベとよみ、玉造部の祭れる玉祖神にあらずや、逸見筋に多麻川、多麻郷の名の遺るに據りて按ふべし。○名勝志云、當麻戸神社は駒井村の尾鰭（ナヒレ）明神なるべし、杉の古木ありて、華表は遙東にたち、其間皆田となれり、何の世よりか諏訪神を祭る所とす。○國志云、駒井の社の池中に石あり、正月元旦饌を供ずれば、烏來り饌を銜み去り田中に置く、其置く所を相して歲の豐歉をトす、又舊傳の俚歌あり、「あいうゑを人に知らすの烏かひ世のよしあしを知ろし召す神」。

鹽川（シホ） 金峰の西、小尾郷に發源し南流、豆生田（マメフタ）に於て多麻川、大泉川、（大八田川又境川）の末を合せ、韮崎の東を過ぎ、宇津谷（鹽崎村）に至り、釜無川へ注ぐ、長八里、多麻川は平澤峠に發源し、大泉川の遠源は八が嶽の編笠山に出づ）

上手（ウハテ） 今上手村と云ふ、淺尾の南鹽川の邊とす、東に金が嶽峠、上手とは宇波刀の訛とす、延喜式、巨麻郡宇波刀神社（三代實錄、貞觀八年授位の祠也）は此に存し、諏訪神を祭る。

小笠原（ヲガサハラ） 今小笠原村と云ふ、上手の南に隣る、此は古の穗坂の御牧の中にて、六帖に「小笠原逸見の御牧」と云ふは、二牧を并び擧げたるならん。東鑑に建曆元年、小笠原三牧改奉行人、三浦平六義村、被附佐原太郞兵衞尉」ともありて、其頃は猶名牧場とす。中巨麻郡にも小笠原あれど、原野狹少なり、されど武田の庶流たる小笠原氏の舊跡は彼地にて、此にはあらず。名勝志云、今有小笠原村、而溝有穗坂之號者、且村落之通稱、有坂上坂下、意者穗坂者大名、而所謂小笠原、是特稱者耳。

穗坂（ホサカ） 今小笠原の南なる柳平、三之藏、三津澤、宮久保等を合せ穗坂村と云ふ、駒井の東にあたる。地勢を以て之を謂へば、茅が嶽、金が嶽の南尾にして、長峰（ナガミネ）

（穗坂驛）

以南、龍王に至るまでを穗坂平と爲すべし。今の登美、鹽崎等をも籠む、近世は北山筋の域内たり。

穗坂の驛路にけふや秋の田の穗さかの駒をむらむらさひく、（續古今）　公賢

延喜馬寮式云、信濃甲斐上野三國、任牧監。又云、凡年貢御馬者、甲斐國六十疋、眞衣野、柏前兩牧三十疋、穗坂三十疋。○國志云、穗坂の臺は茅が嶽の尾崎にて、高燥にして水氣乏し、故に淺尾、穗坂、關無の三堰を鑿り用水と爲せり、古府より志麻庄を經て穗坂に至る間、本將軍地藏原とて、方三里の曠原あり、其中に龍坂の一つ屋に昔老姥住めり、信玄行軍の時臼を挽き謳歌す「いざや參らう信濃の國へ、坂はないもの善光寺」と、信玄聽て出師の吉兆と爲ししが、遂に軍に克ちて還り、穗坂の小野に、龍池新町を建てて聚落をなさしめき、龍池に古碑あり、銘に曰く「右意趣者、過去慈悲聖靈、相當十七年忌曰、奉建立五輪塔一基、乃至法界衆生平等利益、應長元辛亥、八月日、孝子敬白」。（龍地は今登美村と改む、龍王の北一里、韮崎の東一里半）○名勝志云、享保三年、三之藏、宮久保、三津澤の村民千餘戶、水に乏しかりしを以て、代官山口八兵衞政俊、野に築くこと八千間、山を穿つこと七百間、淺尾の水を引きて三村に給す、功成る乃石碑を建てて勒銘す、大穴口の碑と云ふ。

（龍地）

（宮久保）

倭文神社　今穗坂村宮久保に在り、降宮と云ふ、蓋織宮の義とす。一說、同村柳平の棚機宮かと云へり、鹽崎村宇津野谷の諏方明神も倭文宮と冒稱し、石頭椎長一尺四寸なるを所藏す。（名勝志、國志）

韮崎　今韮崎町と云ふ、人口二千五百、逸見平、七里岩の南端にして、釜無川、鹽川の交會とす、甲府の西北三里半、北巨麻の郡治とす、韮崎の北一里餘に、天正九年築造の新府城址あり。○名勝志云、梁塵秘抄に載する古歌なる「甲斐にをかしき山の名は、白根なみさき、鹽の山」云々とあり、なみさきは韮崎を並崎と見違ひてあやまれる歟。

河原部　韮崎町の一名とす。○國志云、大坪古戰場は河原部なり、韮崎宿の東北、片山の下にて、今は田となれり、鹽崎の宇津谷にも此合戰の事跡を云傳へたり、鹽河を夾み陣せしと見え、勝山記に「享祿四年、飯富殿、栗原殿、府内を引退き、信州の諏訪殿を賴候て、府中へむかいめされ候、河原にて軍あり」とは此等の事を云傳ふるならん、軍鑑に、天文七年、釜無河の荒原を戰場とし、韮崎も如今人家の有りし樣に記せるは非なり、韮崎宿は慶長中置たる新驛にて、片山の形長く細く、韮の葉に似たり、其山の盡る處なれば名とす、河原部、小岡二村を合て建立したる宿場とす。

韮崎大士洞　物　徂徠

傳云千年寺、香火大悲尊、石壁鬼神裂、苔龕日月昏、巖谿迷有路、洞曲訝無門、忽得谿然出、方知近後邨、

穴觀音は雲岩寺と云ひ、懸崖下の洞中に在り。

栗原郷　和名抄、巨麻郡栗原郷、訓久利波艮。○今詳ならず、諸鄕村の位置を考ふるに、逸見平の南部なる穗坂、韮崎の邊に一鄕名を要するごとし、此にあらずや。後世栗原筋とて、東山梨に其名あれど、全く異地とす。

中巨麻郡

中巨麻郡　北巨麻、南巨麻の中間にして、東は荒川を以て西山梨郡と界す、今面積二十七方里、人口七萬五千、四十一村に分つ。然れとも其睦澤、吉澤、宮本の三村は、荒川の源にして、地勢全く西山梨に入るを以て、本篇之を此より除き、西山梨へ移す。

中巨麻は和名抄、市川等力并に大井鄕の一部に當るに似たり。近世には中郡筋、西郡筋の中へ割入せられたり。然れとも、中郡とは中巨麻の東部、并に西山梨、東八代の一部を總べし者なれば、境域固より一致せず。

（中郡）

國志云、中郡筋とは巨麻、八代、山梨の三郡に跨る、山梨中郡には一條庄、稻積庄、鍛治田鄕等あり、田額一萬四千四百餘石、領村二十五、八代中郡は淺利庄、向山庄、九一色鄕等あり、田額一萬千四百石弱、領村三十、南に山を負ひ、山間に碁布せる地なれば、瘠土多し、巨麻中郡最廣し、鎌田庄、加藤鄕、奈胡庄等あり、又稻積庄も巨麻中郡の域にかかれり、田額二萬八千餘石、領村五十三、以上合田額五萬四千三百餘石、領村百八、山梨、巨麻の中郡は一帶の地にて、釜無、笛吹二水の間に介し荒河に中分す、水患恒年に至り瘼をなす、然れども平敞にして水田萬頃、稻粱に綿多し、頗豐饒の名あり、山澤空間の餘地なく、地方二里不足にして、村落七十八、田額四萬石に超ゆ、之を山傍一村の分界に比すれば稍狹少なりとす、嘗に薪樵に乏しきのみにあらず、苗秣以て田に糞することも能はず、地漸く瘦せて今古へに如かず、民戶隨ひて衰減し、却て佃るに堪へずと云ふ。

（西郡）

西郡筋は西八代郡、市川の邊をも籠めたれど、主として本郡釜無川以西の地を指したり、南巨麻郡の鰍澤以北の地も西郡筋か。

國志云、西郡筋は巨麻、八代二郡に跨る、巨麻西郡、田額三萬三千五百餘石、領村六十六、大井庄、土地平爽、佛を信し淫祀多し、田作に充たず、專商賈を成す、其北を八田御牧と云ふ、原七鄕は高敞にして水氣に乏しく、林薄の地半に超ゆ、加賀美、南湖、鷹津名等は大井庄内なり、八代の市川鄕は田額五千三百餘石、領

村七。

西郡の名も久きことにや、明王寺の金鼓銘に「貞應三年、甲斐國西郡、高林内、中尾権現宮」云々とあり、又奈胡氏の一族に錦織判官と云ふ人あり、太平記にも載せたり、(國志)西郡を錦織と假借したるにや、

龍王（リユウワウ）(篠原)

今龍王村と云ふ、甲府の西一里半、釜無川の右岸にして、穗坂平の南端に位置す、中巨麻郡役所此にあり、煙草を名產とす(韮崎を去る二里)○此地は舊名篠原（シノハラ）なるべし、今も大字にのこれり、後宇多院御領目錄に、甲斐國篠原庄とある是也、近世龍王池、龍王堤の名に取りて、邑名とはなしぬ、曹洞宗慈照寺(延德元年、諸角豐後守昌清建立)の庭中に泉水あり、之を龍王池と號す。

國志云、赤岩は龍王村にあり、又高岩ともいふ、釜無川に枕み、其高數丈、其土赤埴なり、南方峭絕る所を龍王鼻と云、古は其下深淵淼漫たり、是より河灘東南へ向ひ、中郡百數村は皆水下に在りき、或時は荒川に會し、或時は笛吹川を突き、亂流極まり無く、石和に奔溢せりとぞ、武田氏の時治水の役を興し、御勅使（ミダイ）川の水を激し、赤巖へ向けて十六石を置き、水勢を殺きて釜無川と順流せしめ、又赤巖一の堤防（ダシ）千有餘間を築く、其上に今巨木擁茂たり、命じて公林とし敢て斧斤を入れしめず、實に無窮の功と云ふべし、又河原の間に居民を移し、龍王河原宿と唱ふ、永祿三年の事なり。

龍王村金剛寺に、山縣大貳の墓あり、大貳は甲府の人、諱は昌貞、柳莊と號す、學術あり柳子新論を著作して唱導す、寶曆中より江戸に寓止して講說す、明和四年死罪、其御渡に曰く、其方儀常々弟子共へ、兵亂或は變事有之候節、何れの用にも相立、事により立身等致べく旨申聞候段、兵亂を好み候道理に相當、且又甲府御城付、御武器員數之儀、覺候に任せ申散、彗惑星心宿にかゝり候は、兵亂之萠に候由、古書にも有之、上州邊百姓共騷立候間、少々其印有之事之由相噺、當時は禁裏行幸も無之、因れ同前之由雜談いたし、堂上方之古實に背候趣を草紙に認め、或は兵學之講釋に付、地利へ引當不申候而者、難相分品は、甲州其外及見聞候國々に引當て、御要害之場をたとへに取用、講釋に致候儀共、かたく恐多、不敬之至、不屆至極に付、死罪申付候。

志摩（シマ）(島)

舊庄名にして、龍王の東北とす、今の松島村、池田村、福岡村并に西山梨郡千塚村、大宮村なとを總べたり、松島の島上條八幡宮の金鼓の銘に「嘉吉三年、志滿庄上條郷」とあり、又同宮大永四年の棟札には、遊川宮内右衛門尉義長の署名あり、當時の邑主ならん。(國志)

松尾明神は島下條に在り、是は延喜式、山梨郡松尾神社ならんと諸書に見ゆるも、郡界相違す、信ずべからず。

貢川（クカハ）

舊溝名にして、龍王より東南に流れ、荒川へ入る。今其邊なる石田、富竹、徳行などを合同して貢川村と云ふ、甲府市街と荒川を隔てて、其西郊にあたる。

國母（コクモ）(小河原)

今貢川の南を國母村と云ふ、國母熊野神社あれば也。國志云、本州四所の熊野とは、山梨郡横井、八代郡八代、巨摩郡小河原、都留郡岩殿是也、中にも小（コ）河原（カハラ）熊野神社は國の母神と稱す。○按、國母とは國分の訛にして、國分寺に關係ある名稱ならん、國の母と云ふこと疑ふべし。

笠屋（カサヤ）神社は延喜式巨麻郡の官祀也、今小河原村(國母へ入る)の北、笠屋と云ふ地にありて、天神と云ふ。(神祇志料)

河東（カトウ）

又常藤に作れり、中郡筋の郷名にも呼べり、龍王の南なる常永（ツネ）村、三町村、稲積村なとを指せる歟、鎌田郷の西に並ぶ、常永とは元滿漁の名なり、

鎌田（カマダ）

小河原の南荒川の西邊とす、今大鎌田二川（フタカハ）の二村と爲る、中郡筋の郷名にも呼びたり、然れども後宇多院御領目錄に甲斐國鎌田庄とあれば本は庄田とす。

小井川（コヰカハ）

舊庄名にして、河東の西に列び、釜無川の沿岸とす、今小井川村、花輪村等とす。小井河庄は後宇多院御領目錄に收めらる、方俗戀川にも作れり。

布施（フセ）

今小井川村の大字とす、甲府の西南二里、市川、鰍澤に赴く通路にあたる。

國志云、延喜式「甲斐國大安寺料、一萬二千束」と記せり、宏大の官寺たる事推して知る可し、然共今其寺の所在を傳ふる所なし、慶長中大久保石見守長安、府中に大安寺經營を催せし事ありしも、古寺蹟とは思はれず、布施村に大安寺あり、無貝那にして今衰敗し、殊更卑地なれば古跡にあるべき所にあらざれども、寺境の南四五町を隔て、方一町許の除地を有し、古寺家と唱ふ、里談に傳へたる儀丹上人、戀川（コヒカハ）地藏佛法驗の事もあれば、姑く記して後考を俟つのみ。○今按、延喜式に大安寺と云ふは、和州の官寺なり、其寺料を當國正税より賜與せられしのみ、而も大安寺の別院ありて、寺料の所務を司りしも知るべからず。

(藏川)

花輪（ハナワ）(今福 信玄堤)

今布施の南を花輪村とす、花輪の南今福（イマフク）は忍（シノブ）村と改む、即釜無笛吹の二水の交會にして、市川南湖（ナゴ）に對す、今福は舊奈胡庄内とす。○國志云、本州處々にて信玄堤（シンゲン）と稱するは、皆武田氏領國の時所築とぞ、就中釜無川は古より水災多き故に、其名を傳へたる所少なからず、皆現今の川除堤（カハヨケドテ）より、東へ距る拾町許にして、其中間は砂地なり、然るに承應、慶安の頃より、國中に新田五六萬石を開き、此岸邊も河身を約して新田と爲したり、享保中に至て、三河(笛吹、釜無、荒川)に括（クヽリ）の堤を築きて、釜無川も龍王より今福新田に至る、一道の流れとなれりとぞ、古老の說に、雁行に差次して重複せる堤は、甚大

利益あり、其故如何となれば、河邊に棄地あれば、洪水自由に流れて、激怒せず、堤防壞決の恐なし、水漸々に耕地を浸せども、敢て秋稼を害するに至らず、砂石も水に從て流れ、河底に滯ることなく、若一堤決崩すとも、次堤相支へて大破に至らず、今の堤の一所決潰すれば、直に砂石は數村の田園を埋め、數年荒廢の地となるが如きには非ず、本州三郡の諸水、皆是大山高嶽の齎(シタヽリ)にして、洪水ある毎に砂石を押し出すと夥し、下流は富士川一道に歸して河内(カフチ)の隘口に扼せらる、特に中郡は卑地にして、上古の湖心とも謂べき處なれば、河身を約して堤を一道に築ける以來、未許多の年暦ならざれ共、砂石河底を塡めて、平地より高きと丈餘を以て計るべく、洪水は毎に堤上より溢れて災害を來せり、山嶽の押出す砂石は無限、堤を築く人力は有限、堤を高くすれば河愈高くなり、後世終に修築し難からんとを恐るる耳。

市川(イチカハ)鄕

和名抄、巨麻郡市川鄕、訓以知加波。○今詳ならず、西八代郡に市川邑あれど、富士川の左岸なれば、巨麻郡の舊域には非ず、諸鄕の位置より推せば、志麻庄の邊は靑沼鄕の中たるべし、其南方鎌田、河東、小井川の諸庄は古の市川鄕にあらずや。

御勅使(ミダイ)川

釜無川の一支源にして、鳳凰山中に發し、東流五里にして幹流に歸す。其山中より出でて稍平夷に就くや、二派と爲り、四五十町にして、各自釜無に入る、急湍暴漲、盛りに石礫を漂擁し、最惡險也、河北は今北巨麻郡の管内とす。

御敕使は又御敕旨に作り、諸州往々この名あり、蓋中世田制の勅旨(チイ)の賜田賜地に因める者のみ、勅使治河の說あるは、附會に過ぎず。又名勝志に、御敕使川は洪水の時は溢、許りなれど、常には流僅小にして忘れらるる程なれば、當國歌枕の忘川は此歟と述ぶ、亦牽强の語に似たり。

(忘川)
忘川又やわすれぬうき人のわすれられずのみ思ほゆるかな、〔夫木〕　壬生　忠岑

山梨鑑云、武田信玄御勅使川の亂流を憂ひ、下條南割の河岸に、岩石を鏟鑿すること廣さ十八歩、上流に石壘を突出せしめ、急流を激して東北に向はしめ、釜無川の會する所にも、大石を置き水勢を殺き、以て順流南下せしむ、云々。

大草(オホクサ)

中世の鄕名にして、御勅使川の南北にわたり、奧は白根の山中に及ぶ、今上條、下條の邊に大草村の新名を建てたるも、此鄕の域內たりし故にやあらん。國志云、異本曾我物語に「大草鄕、蘆倉村、奈良田村などは、工藤庄司の知行所なり」とあり、御敕使川の入にて、白根諸山の間に及ぶ、此諸山の西北は卽信州伊奈郡大草鄕なれば、此にも大草と稱せしならん、又工藤氏の一派當國に來り著姓たり、甲府一蓮寺過去帳に其名を記せるものあり。

須澤(スサハ)

今大嵐、有野、駒場、築山などと併せ、源(ミナモト)村と云ふ、御敕使川の峽中とす、苗舖山北に峙つ。正平六年、足利家執事、高師冬此山中に栖籠りけるが、諏訪勢に攻殺さる。○須澤村、天正十九年、國主加藤光泰黑印狀、

於國中放鐵砲事、雖令停止、熊猿鹿可射之由、令言上之條、令免許畢、右之皮等、無油斷可指上之旨、被仰出者也、

天正十九年、辛卯、卯月六日

(洲澤)
南山巡狩錄、正平六年正月、爰に又高播摩守師冬は、去年の冬中甲斐國に落下り、洲澤(スサハ)の城にぞ籠りける、是をきゝ諏訪下宮の祝部、神祇少副袮種、六千騎の勢を以て(李花集、古證文等より考ふるに、諏訪の神官は初より宮方に屬せしなり)この城に攻入りし程に、城兵八代六郎高金討死す、かゝりしかば城は唯今落べしと見たり、爰に、諏訪五郞眞親、諏訪が勢にしたかひ寄手にありけるが、抑我身は執事の烏帽子子として、父子の契約あり、今にあたりて不義の行迹あるべからずといひ、寄手の大將に最期のいとまを請ひ、忽に城中にかけ入り、城將自害の席にのぞみ、播摩守師冬と手を組腹かき切てぞ死たりける、是を見て義を重んずる侍六十四人、一同に自害しければ、城は忽陷ける。

蘆倉(アシクラ)

今安道と併せ、蘆安村と改む、御敕使川の源にあたり、鳳凰山藥師嶽の下とす、西に山嶺を踰ゆれば、能呂川入の奈良田村に出つべし。

百々(ドヽ)

今八田と併せ、百田(ヒヤクタ)村と云ふ、御勅川川南とす、駿州路河內筋より信州路へ往來する小驛とす。龍王の西一里、小笠原と韮崎の中間とす、百々の北、御勅使川の洲を今御影(ミカゲ)村と云を、六科、野牛島、高砂等の部落あり。

百は十十(トチトチ)なれば、之に假り轉じてドヾ(トト)とも云へるにて、諸州に此例なきにあらず、本來百の一字にてドヲドとす。集古文書、永祿三年、山縣昌景の奉書に、甲州巨摩郡百々鄕武百貫を、兒野主計亮へ與ふること見ゆ。

等力(トドロキ)鄕

和名抄、巨摩郡等力鄕、訓等々呂木。○今詳ならず、東山梨郡に等々力(トヽロキ)の村名あれど、全く異所とす。按ふに此等々力は、後世下略して等々(トド)と呼び、今の百々は其遺名ならん。然らば中世八田御牧と云へる地方にあたり、御勅使川以南、小笠原邊までを指す、筑紫に轟の地名多し、噴泉激湍等に因む者に似たり。

八田(ハッタ)

今上八田(カミハツタ)は百々に併せ、百田村と改め、其南に今諏訪、在家塚、西野、飯野、榊、明穗(アケホ)、豐などの數村あり、田宅は山野の間に散在す。中世に八田の御牧と云ひ、古史に馬相野と云ふにあたる歟、近世此邊の村里を、原(ハラ)七鄕と呼べり。

(原)

馬相野(ウマアヒノ)

國志云、續後紀「承和二年、甲斐國巨麻郡馬相野、空閑地、五百町、賜一品式部卿葛原親王」とあり、馬相

野の地今不詳、按に鳳凰山駒が嶽は靈駒を産するに名あり、御勅使川の北方に駒場村相對し、其續きに有野村あり、有野は即是相野の訛傳ならん、相の言は合なり、草馬の相會する義なるべし、斯る曠原逕野に非ずんば、容閑五百町の地、何れにか索むべけんや、承和の後百餘年にして、倭名抄成り、而て此處の郷名を載せざれば、馬相野は唯原野の名ならんのみ、馬あひ野と訓して可なり。○一書に、馬相は馬城の形誤にや、續後紀一本には馬木ともあれば、畢竟眞衣に同じかるべしと曰へり。

小笠原 今桃園、山寺と併せ明穗村と改む、百々の南一里半、鮎澤の北半里、此邊は水準標高、凡二百七十餘米突〉名蹟志に「小笠原村の帖平と云ふ所に、御所と唱ふあり、小笠原大膳太夫長淸の館址とぞ」云々、長淸は加賀美次郎遠光の二男にして、子孫信州に繁衍し、近世に至るも其遠裔を名門とす（信州松尾、深志等を參考すべし）

山寺 山寺は左馬頭信家の開基とつたふ、今林藪となり、阿彌陀堂を存し、曹源寺跡と呼べり、土中に石浮圖の破缺せるもの多くあり、東鑑に「建保四年十二月、小笠原次郎長淸申云、甲斐國所有堂舍、歸敬已年尚、是爲資故右大將家之提、殊加修理等、向後爲御願寺、可被寄附一村之由、云々、有御沙汰、於御願寺事者、不可有子細、一村御寄附者、追可有左右之旨被仰出」とあり、是れ曹源寺の事ならんか、然れども大井信家、法名宗源寺と云ひ、應永頃の人あり、不審、本村は本は上下宮地と共に、小笠原同村と見えたり。（國志）

桃園 今山寺、小笠原と併せ明穗村と云ふ。一書に「桃園村に院宮あり、是は淸和天皇の御子、六條桃園に居り、桃園宮と稱したまへる貞純親王を祭る」云々、後人の附會たるべし。

高尾 今上宮地、平岡などと合併し、榊村と改む、小笠原驛の西北に隣り、山谷廣し。御崎明神あり、掛鏡、圓徑八寸六分、三體王子の像を鐫る、其銘に曰く、甲斐國八田御牧、北鷹尾、天福元年十二月五日、大勸進蓮華坊辨妻、（國志）又高尾寺舊藏の一鏡面に降三世明王の像を彫り「建仁三年、大歳癸亥、正月十武日、願主僧辨尊」また金鼓の銘に「甲州逸見、持地山延命寺公用、住持性淸、寶德二年」云々、此寺寶龜年中、儀丹行田上人の開基とぞ。○甲斐叢記云、鷹尾寺の棟札に「嘉吉三年、甲州胡麻郡、鷹津名庄、平林之郷」とも錄せり、此邊に今も鷹林、高下、鷹座山などタカてふ地名のろはるもの多し。

（鷹尾寺）

上宮地 高尾山の下とす、舊神部神社の鎭坐せし地とぞ、該社は今大井村に下宮地に在り。上宮地には傳嗣院のみ存す、大神山と號す 甲斐叢記云、傳嗣院は曹洞宗、州安派の本山にして、寺領六石餘、本尊は佛舍利にして、七重の寶塔に藏む、文龜年中、三輪の神主今澤貞重、家職を其子右近三郎に讓り、佛法に歸依し、茅屋和尚に此山を與へて寺を建て、其師祖鑑和尚を請ひ開山とす、元三輪神社の山宮なるが故に大神山と云ふ。

加賀美 舊郷名にも呼ぶ、小笠原驛の東にして、今三恵、鏡中條の二村に分つ。即逸見太郎淸光の子、次郎遠光の居里にして、其家三派に分れ、加賀美、小笠原、秋山と爲り、後南部、下山、於曾、常葉の諸氏にもなりぬ。

法善寺 今三恵村の加賀美組に在り、眞言宗の名藍なり、相傳ふ、初め村内寺部に在りしを、加賀美遠經今地に移建す、是乃ち遠光の館址とぞ。○建武二年勸修寺所領目錄に、甲斐國加賀美庄を收む、法善寺は此庄務に係與する所あらん。國志云、法善寺は寺領九十九石、宮地八幡宮の供僧職二十七石をも兼帶す、空海大師開基、後紀に、傳燈大法師位空海奏して曰く、東寺官家功德料の内、甲斐國五十戸云云と見えたれば、大師の本州に因あること蓋是なり、その後承久三年、如賀美次郎遠光、大師の靈夢に感ぜしとあり、再び寺を修造し、高野山より覺應法印を請じて住せしむ、是を中興の祖とす、加賀美寺と稱す、古昔の寺領二百貫文、天明元年、諸堂延燒してその後再建

長遠寺 今鏡中條に在り、日蓮宗、甲陽軍鑑に「信玄公は關山派（禪宗）に歸依也と雖、一向宗も恐にて、長遠寺は既に御伽衆の内也」云々とあるは、此寺と異なるごとし。一向宗長遠寺僧が武田家の使者たること、軍鑑諸所に散見す。

奈胡 舊庄名にて、加賀美の南とす、釜無、笛吹の交會にあたり、市川大門村と水を隔てたり。今南湖、藤田、今福の三村とす、今福は釜無川の對岸にあり。明德二年法善寺々領記には「七段、奈胡莊淺原郷内、中込村」とあり、奈胡の名義は眞土なり、今人土の上品なるをなご眞土と云、諸川の集る低地なれば此名あり、武田古系圖に奈胡、和泉、田島、藤田、淺原、今福、藤卷七村是を奈胡郷土手外七村と云へり、奈胡氏の出藏人義行は、逸見淸光の九男也。

（南湖）

淺原 今藤田に併せらる、南湖と加賀美との間とす。○國志云、淺原は釜無川の渡場に係る、水の淺ると云義歟、方言蛇をはアザとも云ふ、奈胡源氏の一族に淺原八郎爲賴と云ふもの、狼戾の徒なり、正應三年、禁中に侵犯して自死したる時、疵腹と名づけて罪狀せらる。○名勝志云、往昔は釜無川は、南湖の東西二村の間を流れ、淺原の邊に豆生田村と云ふがありしが、何の頃にか洪水有て、豆生田の人家田地悉流失せりとぞ。

（藤田）

大井 今大井村と云ふ、下宮地、古市場、鮎澤等を合併したる名とす。大井は和名抄の郷名にして、下宮

地以南、南巨麻郡の鰍澤の邊までを指す。

鮎澤（アユサハ）　今大井村と改む、下山、鰍澤より武川筋に通する驛路にあたる、鰍澤へ一里半、百々へ二里。○一書に、鮎澤驛に白山權現宮あり、白峰の里宮にして、延喜式、山梨郡甲斐奈社是也と說く。然れとも此地は山梨郡と混亂すべきにあらず、白峰神と甲斐奈神は自異なるべし、白峰は鮎澤の正西凡十里。

(神)

神部神社（ミワベ）　今大井村下宮地に在り、近世將領十六石、三輪明神と稱したり、延喜式、巨麻郡の官社とす。其山宮は神村上宮地に存す、（一說、此神を苗敷山神にあてしは非なり）三代實錄、貞觀五年六月、從五位下勳十二等美和神とあるも同し。○史徵墨寶考證云、正平廿二年六月、「多年軍忠之次第、叡感不少」との綸旨を奧州なる南部兩家に賜ひ、政持には甲斐國倉見山三分一、中野（ナカノ）入道跡など、信光には同國神（ミワ）郷半分、大和守跡を知行せしめられ、叔姪力を鎭守府に竭せしを見る、云々。（今下宮地に三輪の字のこり、中野は市之瀨に合せ、野々瀨村と改む、倉見山とはそこならん）

(中野)

上野（ウハノ）　今中野、市之瀨等と合せ、野々瀨村と改む、鮎澤の西なる山中に在り、中野（ナカノ）の日蓮宗の大刹を妙了と云ふ。

國志云、上野城（址）墟は上野村椿山に在り、此墟は東邊の土壘屹立せる形體を視るに、天正慶長の間修理を加へ、國主より衛兵を籠め置かれしならん、凡本州上代の墟は、山河の要害に據れるのみ、湟壘の設けを專にせず、軍鑑に國中に城壁の設け一所も無く、府の御屋形とても一重攜への平城なれば、造作なくては籠るべき處に非すと有る如し、今巍然たる高壘の存せるは、皆後年に增築と覺えたり、足利尊氏の頃、武田信武の次子、彈正少弼信明此地を領し、大井氏と稱し、數世の後を上野介信達とす、勝山記に、永正十二乙亥大井殿屋形との合戰、十七年夏大井殿を屋形より攻玉ふとあるも、この上野の城なるへし。○勝山妙法寺記云、永正十二年、當國大井殿、屋形との合戰、十月十七日申刻也、屋形方大勢なれど、彼城の廻りを不知間、皆深田に馬を騎入て打死畢ぬ、其人數小山田大和守、右衛門助殿、尾曾殿、飯富殿、其外二十騎、是大將分也、餘は一二百人打死畢、其後駿河國より、甲州への口々を塞る也、重ての調義可有之とも更に見えず、十三年、大井殿と御屋形樣ノ取合、彌強盛也、駿河と此國の取合未息、自他國路次堅固にふさがる、十七年、大炊殿城は降參めされ、浦の殿も屋形樣へ降參あるなり。

秋山（アキヤマ）　今塚原、湯澤等と合併し、落合村と云ふ、鮎澤の西南に隣り、南巨麻郡界とす。

(落合)

名勝志云、秋山村と中野村との間ノ山上に城跡あり、是秋山太郎光朝より、子孫代々住ける地とぞ、光朝は加賀美遠光の長子にして、平家に仕へたり、故に鎌倉に顯達せず、太平記には秋山新藏人光政と云ふ人見ゆ。○國志云、秋山氏の居址は今の熊野權現社地是なり、慶安年中、社地の傍の土中より、唐銅の筒二枚を得たり、長六寸、圓徑三寸餘、銘に曰く

信心大施主、源朝臣光經、芳綠源氏、并所生愛子等、現在悲母禪定比丘尼、建久八年、十月十一日、

茨澤（イバラサハ）　今大師、戸田などと合せ五明（ゴメイ）村と云ふ、落合の東にして、南巨麻郡界に接す、坪川あり中野、平林の山中に發し、茨澤と長澤との間を流れ、富士川へ入る、即郡界とす。

南巨麻郡

南巨麻郡（ミナミコマ）　中巨麻の南にして、富士川の西岸とす、即西八代郡と相抱きて、富士河の大峽谷を成すものとす。今面積三十五方里、人口五萬、二十三村に分ち、鰍澤に治す。

(西河内)

南巨麻は和名抄、大井郷の一部、及び川合郷の域とす。近世は西河内（ニシカウチ）領と云へり、八代の東河内領に對す。富士山と白根山脈との間なる峽谷にして、地勢駿州に連る。

大井郷（オホヰ）　和名抄、巨摩郡大井郷、訓於保井。○今中巨麻の大井村以南、巨麻の鰍澤の邊までにあたるごとし、即等力郷、川合郷の中間とす。大井南條、北條の區別ありしこと、叢記に說けり。

國志云、字治拾遺物語、甲斐國の相撲大井光遠の大力を記す、日蓮年譜「弘安五年、大七投宿大井莊司」と見えたり、諸書に庄司は日蓮弟子、日興の父とせり、日興は六老僧の一員にして、富士派の所祖なり、又武田陸奧守信武の次男信明は、大井彈正少弼と稱し、其城址は大井庄上野に存す、數代の豪家たり。

(最勝寺)

長澤（ナガサハ）　今小林、青柳、大椚等と合せ、增穗村と改む、鰍澤驛の北にして、中巨麻郡界に接す。○最勝（サイショウジ）寺は地名にも呼ぶ、青柳に接し、眞言宗の古跡とす、西大寺忍正菩薩の開基、近世まで二十六石の寺領を傳へたり、此寺の梵鐘、今身延山久遠寺に收む、銘あり「甲斐國大井庄、最勝寺洪鐘、云々、弘安六年八月日」。

南明寺（ナンミヤウ）　今增穗村の小林に在り、曹洞宗、明峰派の一本寺たりき。明峰素哲和尚は觀應元年寂す、天正十一年、東照公奈良田溫泉に浴したる時、此寺に數日滯留せらる、近世寺領廿二石、此邊を專大井庄と云へり。（名勝志）寺傳に元弘三年、大井彈正少弼明春の創建、第三世梅林和尚の時、寺宇を修造し、境內八町の山林を占むと。（山梨鑑）

鰍澤（カジカザハ）　今鰍澤村と云ふ、河内領西岸の驛市にして、水陸の衝にあたる、甲府を去る五里、南巨麻郡役所此に在り。

早發鰍門　　山縣　柳莊
鰍門遡向駿州通、急峡長灘見鬼工、目送千山皆北走、扁舟早已到南中、

名勝志云、鰍澤より富士川の舟に乗りて、駿州岩淵まで、今道十八里、流れ早き故に、日のうちに下る、古歌なりとて、土俗の傳ふるは「山川に小石流れてころころとかたか崎く地水の落合」とぞ。○鰍澤には近世閘門を置き、水陸の行人を監視したり、其急灘を鵜瀬（ウノセ）と云ふ。

蹴裂神社（ケサク）　今鰍澤の鳴島に在り、蓋延喜式、山梨郡金櫻神社、八代郡佐久神社と同神にして、安曇氏の祖神、日金拆命を祭れる歟、治水の神靈と傳ふ。

名勝志云、相傳ふ草昧の世、此州湖水なりし時に、一神ありて山を蹴裂き、水を瀉して土地を開く、云々、萬葉集に「大君は神にしませば水鳥のすだく水沼を都となしつ」とあるごとく、何の世にか、山を穿ち水を避しめたまへるより、村里田畠とは化りけらし。○大郷氏遊嶽蹟記云、蕉堅藁（絶海和尚）に「甲之爲州、環以群山、帶以衆川、而嶽乎大嶺之陰」と云ひ、其衆川悉く合して南に走る、此水路を羅山集に「吉田了以、慶長十二年、奉鈞命、通舸於富士川、自駿州岩淵、挽舟到甲府、山峡洞民、未嘗見舟、皆驚曰、非魚而走水、怪哉」とある如く、近世初めて通船あり。

妙法寺（メフハフ）　鰍澤の西、穂積村小室（コムロ）に在り、俗に小身延と稱し、日蓮宗の一古跡とす。相傳ふ、肥前阿闍梨日傳、初め山伏たりしか、一旦日蓮と相會ひ、法義を論じ、屈伏して其弟子と爲り、之を開くと。

川合郷（カハヒ）　和名抄、巨麻郡川合郷、訓加波比。○今の南巨麻郡にして、大畧五開村、箱原（ハコハラ）以南にあたる、近世は西河内筋と云へるにおなじ。

源氏嶽（ゲンジガ）　箱原（今五開村）大柳川の源にして、十谷山御料林の主峰とす、鰍澤驛の西三里。俗説、此山中に新羅三郎義光の城跡ありて、甲斐源氏の發祥地なりと談ずるは、疑惑あり。

切石（キリイシ）　今靜川（シヅカハ）村と改む、西河内領の小驛にして、鰍澤より箱原を經て此に至る二里半、路傍に寺澤城址あり。

切石の南を八日市場（ヤウカイチバ）村と云ふ、眞言宗大聖寺あり、新羅三郎義光の開基を説くも信じ難し。○寺澤城は、天正年中、徳川氏の戍兵を置きし所にて、岡部次郎右衛門の所築ともつたふ。〔國志〕

此時に候間、下山へ相移り、城見立候て、普請なさるべく候、委細左近右衛門可申候、恐々謹言、
六月六日　　家康御判　　岡次參る〔慶元文書〕

飯富（イヒトミ）（飫富）　切石驛の南一里、早川此にて富士川に落合ふ、飯富は舊訓オブと云ひオホの訛とす、文字も飫富の謬とす。武田信玄に仕へし家臣に、飯富兵部少輔虎昌あり、此在名に出づ

早川（ハヤ）　甲信の堺なる連嶺聳峙の間に出づ、卽白根山と鳳凰山との間なる峡谷を成し、其水筮が岳、七面山の邊に至り東に折れ、富士川へ入る、長十二里、上流を野呂川と云ふ、溪谷所々沙金を産す。

白根山（シラネサン）　又白嶺に作る、赤石山脈に并行する別脈にして、其縱谷は白根の西に田代入（ダシロイリ）と云ひ、（駿州に屬す）大井川の源とす、東には早川入（ハヤカハイリ）と云ひ富士川へ入る、白根山は三峰竝立し、北嶽最高し、三千餘米突とす（一萬二百尺とぞ）中嶽は農鳥（ノトリ）山とも云ひ、初夏山腹に鳥形を現出す、殘雪の斑紋なり。南嶽は別當代（ベッタウシロ）と云ひ山中に石膏（カヒネ）を出す所あり、

（農鳥山）（甲斐嶺）

甲斐が嶺をさやにも見しかけけれなくよこほりふせる佐野（サヤ）の中山〔古今〕

惜からぬ命なれどもけふまではつれなき甲斐の白根をも見つ、〔忠岑集〕

手越をすぎて行けば、北に遠ざかりて、雪白き山あり、問へば甲斐の白根といふ、其時よめる、三位中將、

惜からぬ命なれども、云々、〔平家物語、貞應海道記〕

國名風土記云、甲斐國とは、昔は富士山の麓に、竹取の翁とて、竹を種てあきなひける者あり、彼翁園生の竹林にして、鶯の卵を見付たり、暖め置けるに、うのゝち程へて是をみれば、容顔優なる寵姫となりけり、しかるにかれを養子とす、たけし後にかの翁が田作りける時に、暇なかりしかば、養母の謡へていはく、隙なき時にても、何とかや手助となり玉はざると、なさけなく云ければ、鶯姫これに怒をなして、富士山のみねにのぼりて、岩を蹴破て湯を走らかし、田へくる人の所、みな燒行となる、件の祖父母はにげて白根（シラネ）がみねへゆき、又彼田かける馬もにげて、信州駒（コマ）がみねにすみける、其駒主をわすれず、常になれしかば、かの馬をこゝに入て飼しゆゑなり、此ところを飼（カヒ）國と云、しかるをかなかきに、甲斐とかくなり、黒駒と云も、甲斐國よりいづるなり〔契沖竹取抄所引〕

甲斐國花藏坊にとゞまりける時、武田刑部大輔禮に來り侍りき、眺望所望のよしなればつかはし侍る、〔回國雜記〕

さえ殘る雪の白根を花と見て甲斐ある山の春の色哉

奈良田（ナラダ）　白根山の下にして、鑛泉あり、其地を湯島と云ふ、熱百二十度。（今西山村と云ふ）

（早川入）

異本曾我物語に、大草郷、薦倉村、奈良田村などは、工藤庄司の知行所なりし由見ゆ、薦倉は御勅使川入にて、奈良田は早川入（ハヤカハイリ）とす、相距る四里、又南へ下れば雨畑まで六里。

能呂川入 奈良田の北にして、早川の水源とす、南に白根山、東に鳳凰山、北に駒が嶽あり。西嶺は信州入之谷と相限り、其高峰千丈が嶽は二千九百七十米突と稱す、荒川嶽之に次ぐ、此諸山環繞の間窪地を成し、方三里許、全く無人の境なり。凡奈良田より市之瀬（伊奈郡入之谷の内）まで七八里、橫絕の徑なしと云ふ

雨畑 今硯島村と改む、早川の峽谷中にして、下山の西五里、七面山の北とす。硯材を伐出す、雨畑石と稱し、甲州の一名產とす。

雨畑石は、瀨戶宮川石に次ぎ、温潤玄黑也、其近隣黑島村に硯工あり、父祖三世造硯に從事し、其二代雨宮源兵衛（文政中？）一種の奇人にして、鈍齋と號す、鈍齋歿するの日、雨畑石も亦殆穿鑿し盡す、雨畑の硯工其手を空うすべからざるを以て、散じて四方に出す、駿州に阿部石を開き、遠州に鳳來寺石を起し、信州に高遠石を發したりと。

保村 今黑桂、草鹽などゝ併せ、都川村と云ふ、雨端の北とす、其北新倉、大野原などを今三里村と改む。凡早川の溪中、上は奈良田より雨畑まで、數里の間、所々に沙金を獲べし、其塊粒三匁乃至七匁の大さを見る、武田家の時より、德川家の初世には、盛に淘汰採拾したりと云ふ。徵古文書

當金山之儀、青柳の清八、岡澤の清七、此兩人山を見立候に付て、則ほり夫のかしらに申付候間、何方より金ほり罷越候とも、右兩人に申ことはり、ほり可申候、もし此旨をそむくものこれあるにおゐては、くせ事たるべき者也。

慶長四年卯月廿四日　右近太輔（花押）（淺野）

藥袋 今近隣五村と併せ、五箇と改む、雨端の東北に隣る。藥袋をミナヘに假るは、義理明白せず、御贄てふ語ありて之に牽强する者あり、又播州に美囊をミナキに假りたる例あれば、（袋と囊とは其訓同じければ）藥囊とありしを、後人の誤まれるにやとも說く、然れども藥字にミの義理なし、猶考ふべし。

國志云、甲州金は武田家の時より盛に出でたり、其金山は雨畑山、芳山（保村山）鳥島山（黑桂山）皆金を出す、山中に昔年鑿りたる坑口縱橫に存ぜり、今も雨畑村の者、耕業の隙に、溪流に押出せる砂金を淘汰し、之を貢進す、藥袋の佐野氏、黑桂の望月氏の類、鄕士にて往時より金鑿兒を進退したる趣見えて、天文、永祿以來の印書を所藏する者あり。

（黑桂）

笊嶽 雨畑の西嶺にして、形狀笊を覆せたるに似て頗奇異なり、山西は田代川の大壑を隔てて、赤石山を望む。（笊字、一書に筎籬につくる）

七面山 笊が嶽の東南にあたり、白峰山脈の東に支出する橫嶺とす、其主峰は標高一千七百六十米突、東に垂れて身延山と爲る。此山は身延を去る五里、日蓮の身延に開くや、山神に祈誓する所ありて、因て久遠寺の鎭守と爲す、七面明神是より著る。今山北早川に傾く溪村を本建を云ふ、赤澤、大樺瀧の奇あり。雨畑川は、七面の西澗にして北流、早川に歸す。

國志云、七面山をナナイタカレとも云ふ、此山痛く缺けたる所七つあればならん、又七面明神を祀り、遂に山名と爲る。

下山 今下山村と改稱す、西河內領の小驛にして、切石の南一里半、標高二百米突、身延山の東北麓とす。富士川の航程、鰍澤より此に至る四里とす。中世甲斐源氏の一流、下山氏此に在り、戰國に方り、武田の門葉穴山氏來り鎭し、河內筋を領知す、勝山記に、永正十年、川內の穴山道義入道と云ふを誡す。天正十年、織田氏の來攻するや、穴山信君（梅雪）德川家康に因りて款を通じ、織田の軍を迎ふ、是歲信君京都に遊び、本能寺の變に際會し、途に土寇に殺さる、穴山氏亡ぶ。

下山館址 國志云、穴山氏の下山城址は、今本國寺（日蓮宗）の境內、及び村居に係り、所々に殘壘荒壘存し、調馬埒の蹟等あり、又寺境に八幡宮の社を建て、穴山八幡と稱せり、此處は居館なるべし、寺前を大庭町と云ふ、本城は西の山上にあり、今に城山と呼べり、寺記に下山光基の居址は卽是なりと云ふ、穴山氏版築の時、舊基に據りしや否やを知らず、秋山光朝の男、下山小太郎光重系圖に見ゆ、又光基は日蓮の書に記したり、穴山氏は武田の令族、威望ありて一般なりき、嘗京都の神社佛閣の名號に准擬し、域邊に數多の寺社を建立して、繁榮言ふばかり無かりしとぞ、古人の說には京師の土を運びとりて、寺社の地盤を造れりと云へり、龍雲寺（曹洞宗、舊寺領十石）は穴山氏の菩提所なり、享祿三年創建、南松院（臨濟宗、舊寺領廿五石）永祿九年、穴山梅雪その母（武田信虎の女、穴山信友に嫁ぐ）の墓廟に建てたるなり、此寺に大般若經六百卷あり、康曆二年、乃至至德二年の原寫にして、穴山伊豆守信友再修の奧書あり

波木井 今大野と共に身延村に併せらる、下山の南に隣り、身延山の東麓とす、昔の波木井鄕と云へるは廣く相又以北をも指せり

十符之菅薦云、波木井三郞實長は、南部三郞光行の次男なり、はじめ甲斐にすみて、波木井御牧、飯野の三庄を預り、波木井の梅平に居れり、曆仁元年正月に、賴經將軍上洛の時、兄實光とともに從へり、後日蓮の門に入て日圓といへり、今も身延山に波木井堂とてあるは、この人の爲めに建たるなるべし。

（梅平）

大野 今波木井、梅平と共に、身延村に併す、波木井の南とす。（國志云、日蓮書に南部御牧波木井鄕と見え、波木井以南は皆南部御牧とす、又一飯野御牧、三箇鄕之內、波木井」と日蓮書にあり、飯野は飯富野にて方言なり、今

（飯野）

大野に作る、又日蓮書に飯谷とあるも同地とす、飯野は南部の中なれど、山川も自區別ありしと知るべし。

本遠寺（ホンヲンジ）　今大野に在り、日蓮宗、慶長十四年、僧日遠（身延山二十一世）之を開く、徳川養珠夫人（家康妾）日遠に歸依し、給賜甚厚し、紀州藩祖頼宣は夫人の腹に出づ。慶安三年、頼宣殿堂を修營せしめ、承應二年、養珠尼の墓所を寺内に營む、仍て田祿二百六十石を附せられ大坊と爲る。

身延（ミノブ）　今身延村と云ふ、波木井の西南一里、卽久遠寺の地なり、文永十一年、日蓮此山中に入り、草庵を置き、弘安四年一寺を建て、身後葬瘞の地と爲す、爾後門徒仰ぎて祖山と曰ひ、甲州の名跡たり。山嶺は白根山脈の一支、七面山の東尾にして、富士川の西岸とす、高峰をシンエン山、又奥院と呼ぶ。

うつぶさにさのみは人の寢られねば月をみのぶにねをかへるらん、　日蓮

せめて世を脱れし甲斐の身延山すむらん月をたつねてや見ん、　元政

弘安元年九月、日蓮與妙法比丘尼書　北は身延山と申て、天の橋立、南は鷹取と申て、鶏足山の如し、西は七面と申て、鐵門に似たり、東は天子が嶽と申して、富士の御山の太子なり、四方の山は屏風の如く、北に大河あり早河と名附く、早きこと箭を射るが如し、南には波木井（ハキヰ）川あり、大石を木草の如くに流す、東に富士川北より南へ流れたり、千の矛を衝くがごとし、内に瀧あり身延の瀧と申す、白布を天より曳くが如し、此内に狹少の地あり、日蓮の庵室なり、深山なれば晝も日を見奉らず、夜も月を眺ることなし、峰には巴峽ノ猿啼き叫び、谷には波の下る聲鼓を響つが如し、大地には敷かざれども岩石多く、山に石礫より外に物もなし、○同三年正月、日蓮復秋元某書、甲州飯野御牧三箇郷之内、波木井と申す、此郷の内乾の方に入て、二十餘里の深山あり、北は身延、南は鷹取、西は七面、東は天子の嶽なり、板を四方に衝立たるが如し、此外を廻りて四の河あり、北より南へ富士河、西より東へ早河、是は後なり、前に西より東へ向て波木井川、河中に一の瀧あり、身延川と名付たり、中天の鷲峰山を此處へ移せる歟、將又漢土の天台山の來る歟、此四河の中に手の廣さの平あり、爰に庵室を結び、天の雨を脱れんとて、木皮を削て四壁とし、自死したる鹿の皮を衣とし、春は蕨を折り自養ひ、秋は菓を採て命を支へ候つる程に、去年十二月より雪降り積り、改年の正月今に絶ることなし、庵室七尺、雪は一丈、四壁は氷を板垣とし、中にも雪を米に積み、元より人來らぬ上に、道も塞りて問ふものもなし、云々。○國志云、文永中、波木井六郎實長、日蓮に歸依して、身延西谷と云處に庵室を造り住せしむ、是れ久遠寺の權輿なり、日蓮書に波木井より廿里と記し、四山四川など云ふことを設け、高峽も通ひがたき僻地、難行苦身の趣を述べたれども、全體四方に餘る所二里には足らぬ山にて、然までの深山幽谷にあらず、且又無人の境にては無かりしなり、又所謂七面山の明神を寺にて祭る、是は比叡山延暦寺に山王權現を祭るに擬する者歟、身延をば比叡山の山に似たりと云ふこと、元政法師の記にも見ゆ、天子が嶽は駿州富士郡稻子の北の山なり、距此三四里、東河内領の東に在り、如何なれば他國の山を身延の景色とは云しにや、今の久遠寺は、十一世日朝、在職四十年の中興にて、文明中今地に基を遷し建てたり、其後年を追て香火の檀越加はり、寺門繁榮に及て、壯嚴備れる趣なり、武田信虎が大永二年二月、於身延授法得度、勝山記に見えたり、此時十三世日傳が書して信虎に授與せし曼荼羅、今藏めて鏡中條の長延寺にあり、信玄又佛教を重んじ、身延を東國の叡山に爲さんと云しとなど、軍鑑に記したり、其頃織田右府の比叡山を燒亡せしとある故なり。

(身延山)　(波木井川)

久遠寺（クヲンジ）　身延山の南面に在り、日蓮納骨の廟寺にして、門徒の稱して祖山妙法華院といふ者とす、境内山林方二里と傳へ、山門、二天門、本堂（曼荼羅堂）祖師堂、位牌堂、本地堂（本尊上行菩薩）鐘樓、骨塔、大方丈、小方丈、書院、寶藏以下、僧房庫厨數十宇、此邊を鶯谷（ウグヒスダニ）と呼べり。

年と共に春たつけふの甲斐ありてうぐひす谷に初音をぞなく、（身延鑑）　日潮

こがらしやれもふも高き御骨堂、　闌更

名勝志云、文永十一年五月、日蓮上人鎌倉より身延山に來りけるに、邑主波木井崇敬しければ、西谷の田代と云所に、草庵を結びて住給ふ、立渡る身の浮雲もはれぬべし妙のみのりの鷲の山風」云々。○甲斐叢記云、日蓮の此山の西谷に庵室を建て後二百年許、文明六年に、日朝住持の時、今の鶯谷に大伽藍を營みぬ、今東は澤、波木井を限り、西は小縄村、追分山を堺とし、南は鷹取山につゞき、北は下山村の嶺に至り奥院と爲す、凡七十八町四方と稱し、其間に堂塔を置き、九十四の坊舍ありて、七谷に區處す、鶯谷、西谷、東谷、醍醐谷、蓮花谷、金剛谷、中谷是なり、身延鑑には南谷を加へ八谷と爲す、溪流は鷹取山の下より出るを田代川と云ひ、追分山、身延山の陰より出るを鳥澤（トヒサハ）川と云ひ、三門の下に合脊して身延川と呼ぶ、末は波木井川に落合ひ、富士川へ入る、南方に總門あり、開會（カイエ）關と名つく、極樂橋を渡り、狐宿（キツネシク）身延町を過ぎ、三門（黑門）に入り、鶯谷を渡り石階を上る、上れば卽三堂也、（本堂、祖堂、牌堂並列す）其東の鶯谷に閣道を造り、僧院に往來す、而實不滅（ニジツフメチ）堂あり、谷にオコツ堂と呼ぶ、此僧院の東口の民家を新宿（シンジク）と云ひ、甲府の別路なり、（凡十里）奥院は卽身延芬陀利（シンエンフンダリ）峰に在り、三堂より五十町と稱す、影堂あり思親閣と云ふ、寶塔あり（身延圖經に之を涅槃處と標す）之を奥院とす。

文明十年、日意身延山伽藍記云、文永十一年甲戌、吾祖蓮公、應波木井氏請、到于甲地、僅結小茅、淨界百餘弓、一中畧 桃李成蹊、終爲一會、別開方六丈佛殿、呼久遠寺、中畧 吾師朝公、來至于玆、此地隘狹、衆每苦之、師振興建之力、移今之地、鋤山塞谷、曳木搬石、殿堂樓廡、迄于子院、各抱地勢、各得其處、逵巷交衢、俗民亦得其便也、云々。

相又（アヒマタ）　身延の南にして、今附近の諸村を併せ、豐岡村と云ふ、西南は駿州田代、楠が島の奥山に至り、溪谷頗廣し。國志云、相又を奈寸瀰が澤ともいふ、飯野・波木井・相又をば、昔飯野御牧三箇郷と云へるごとし。

南部（ナンブ）　今睦澤村と云ふ、下山の南四里、西河内筋の一驛とす。中世南部御牧と云へるは、波木井以南の總名にて、南部氏此に起る、加賀美次郎遠光の三男、光行を祖先とす。甲鑑記云、南部村の一段高き所を、三郎光行の屋敷構の跡とす、圓通院に南部家の墓石、鶴の紋を附けたるは後の拵物也　○南部山圓藏院は、臨濟宗、舊寺領二十五石、南部三郎光行の建始にて、穴山伊豆守信友、僧桂岩をして中興せしむと。

福士（フクシ）　今緒根と併せ、富川村と云ふ、南部の南にて、西河内領の驛路にあたる。福士とは延喜式、駿州富士郡福知神社、又和名抄、信州伊奈郡福智郷などある者と同語にや。知士は混淆し易し、富士山を藤の山とも呼ぶこと、富士十異號の一を藤とあるにて辨ふべし。福士紙は雁皮（三椏）にて造り、一名産とす。

緒根（チネ）　福士と南部との間とす、此邊は海潮面上、水準凡百二十米突許。

萬澤（マンザハ）　今萬澤村と云ふ、南部の南三里、又西河内領の一驛にして、駿州庵原郡堺に接す（庵原郡内房村へ一里）

（西行坂）

身延道の記云、萬澤を出でて坂あり、馬逐ふものの曰く、此坂を西行坂と申すと、　元政

懸崖廻復轉、偏信馬蹄痕、松老西行坂、雲深南部村、
延山遙仰嶺。富水未知源、自此阻三里、一鞭到寺門

冷泉爲和郷集云、天文四年六月五日、從甲州敵出張、廿七日に諸勢出陣、八月十九日に、萬澤口にて合戰、同廿日、從相州、氏綱兄弟父子何かに、一萬許にて出陣、同廿三日に、都留郡へ相動く。○家忠日記云、天正十年三月八日、まくさ迄陣替、家康は沖津に御入候、九日法花寺みのふ迄陣替候、家康まくさ迄御越候、中將樣は六日に甲府へ押入被成、勝頼は山入候由候。（此にまくさとあるは、まんさの誤りならん、即まんさはのこととす）

西八代郡

西八代郡（ニシヤツシロ）　南巨麻郡の東に隣り、相抱擁して富士河の峽谷を成す、即西河内領に對して、東河内領と云へる地方也。今面積、二十九方里、人口四萬、二十二村に分ち、市川に治す。本篇は舊川の上游なる三村をも、本郡の下に係けたれば、二十五村とす。西八代は近世の東河内領、并に西郡筋、市川郷、九一色郷等を併せたる者とす。和名抄の川合、沼尾二郷の域歟。

八代郡（ヤツシロ）　和名抄に夜豆之呂と注し、五郷に分つ、名義は谷背の意にや、富士山の正陰とすと國志に說けり。本郡後世疆界移動し、山梨郡石禾、井上、林戸、能呂等の諸郷をも併せ、更に西郡、中郡、東郡の俗稱あり。又和名抄國府を八代郡とすれど、山梨郡石禾井上二郷の間に、國衙村遺り、八代の域内にあらず、和名抄の謂ふ所恐らくは誤ならん。

川合郷（カハヒ）　和名抄、八代郡川合郷、訓加波比。（原書比を井に作る、然れども古書の例に違へば誤寫なること必せり、今意を以て改描す）（今西八代の東河内領の諸村にして、大略、羽鹿以南十島までにあたる）巨麻郡の川合郷と相對し、富士川峽谷の東岸を云ふ。

（河内）（東河内）

國志云、河内領、八代巨麻二郡に跨り、和名抄の川合郷なり、後世東河内、西河内と云ふ、東河内領は岩間庄、下部庄に分ち、又岩間、古關、常葉、田原、帶金、大島の六組とも稱す、山長く地廣けれど、澗中に僻居し、水田乏ければ、山野を燒き雜穀を種う、凡東河内領田畑六千七百餘石、領村五十九、西河内領田畑九千餘石、領村六十三。

十島（トチシマ）　今佐野、内船、井出などと併せ榮村と云ふ、東河内領の南端にして、駿州富士郡柚野村に界す　近世は萬澤（西河内領）と共に關門を置かれ、駿州口の押へとせられし地なり、一峰あり狼煙山と云ふ、何世に定めたる烽燧にや。

内船（ウチフネ）　東河内領の小驛なり、駿州々界を去る二里、市川大門へ十一里

大河内（オホカウチ）　東河内領の中央にして、今村名に呼ぶ、八木澤、丸瀧、帶金、大島など之に屬す。東領は謂はゆる天子が嶽の一脉にして、富士の西部を成す。

常葉（ツネハ）　大河内の北にして、今富里村と改む、東方に栃代毛無の連峯ありて、富士山の外郭を成す。甲斐源氏の一流に常葉氏あり、秋山太郎光朝の子、次郎光季の裔とす。

下部（シモベ）　常葉川の谷にして、毛無山の西麓にあたる、鑛泉あり、熱九十度。

到甲州下部溫泉次、作三頌、　僧　拔隊

溫泉從來冷水作、靈迹本光無可取、非佛非神非色空、會並誰受三熱苦。畧約截流接往來、溫泉應病令人安、

執此權門莫忘本、看三熱内一爐寒。彌陀藥師觀世音、三性一如神力妙、寒岩噴氣生温泉、直谷却死漢活笑。（拔隊語錄）

屛風岩（ヒヤウブイハ） 富里（トミサト）村の波高島（ハタカシマ）の北、共和（キヨウワ）村宮木の管内なる岸崖に在り、富士川舟中の奇觀とす、早川西より來り之にあたる。

屛風岩似屛風蟠、臨水千尋半空、元是以流爭激處、驚波搯寄小舟中、　詩佛

共和は舊名田原とす。

岩間（イハマ） 常葉の溪谷の北に隣り、楠甫（クスボ）、鴨狩津向（カモカリツムキ）（四字一名）宮原、葛籠澤（ツヅラサハ）、落居、久那土の諸村此に散在す、市川大門町より此に至る三里、東河内の名邑とす東鑑、建保元年、和田退治の勳功者の中に、甲斐岩間、伊賀二郎兵衛尉と見ゆ、即此なり、後世岩間庄とも稱へたり。

久那土（クナト） 岩間村の北にして、今村名に呼ぶ、道組の慈觀寺、瀨戸組の方外院、共に曹洞宗の古刹なり、貞治年中南明寺（南巨摩郡に存す）の二世雪山、三世梅林等の開基にて、近世まで田祿を保有したり。

古關（フルセキ） 今古關村と云ふ、岩間より東に登り、富士裾野本栖（モトス）湖に出づる山路にあたる、九一色と常葉との間なる高原にあたり、富士山の外郭の一部に居る。

黑澤（クロサハ） 今豐和村と改む、岩間と市川大門の間にして、富士川の河岸に居り、鰍澤驛と相對す。

國志云、慶長中、角倉玄之始て公命を奉じ、富士川の通船を開き、萬世に利を被らしむ、當時鰍澤、黑澤、青柳を三河津となし、駿州岩淵まで十八里、鰍澤黑澤は河の左右に對し、留番所（トメバンショ）を置かれたり、同九年四月奉行の印書に曰く、

任先例、今月十一日より、至于十三日、身延參詣之男女之路錢、木綿は五端六端、糸は十つれ十五つれ、米は五升六升と限る、役儀あらため無用候べき者也、

昔は往來役錢ありしを知る、又徂徠の峽中紀行曰、富士川之過此、會同萬壑、始爲瀨辯、南船來泝、兩州人、遂得通鑄山煮海之利、云々。

高田（タカダ）（印澤） 今印澤（オシデサハ）をも併せ、高田村と云ふ、黑澤の北にして市川大門の西に隣る、印は古訓オシデと云ふ。

高田の一宮淺間明神は、近世社領一石六斗、山林廣し、是は延喜式、八代郡淺間神社にあたるかとも云ふ、然れども、式内の淺間社は、貞觀六年富士山火の翌歲、勅命に因りて建てられたる者にて、史にも詳載し、今の南都留郡河口に存す、相混ずべからず。

沼尾鄕（ヌマノヲ） 和名抄、八代郡沼尾鄕、訓奴万乃乎、（今詳ならず、村里の形狀より推定すれば、市川九一色の邊たるべし。（僞作の當國風土記逸文に、沼尾梓衛神社などあるは、固より採るべからず）國志には「阿佐利庄より南、九一色鄕、富士の裾野に至る、未古鄕名を知らず、是沼尾鄕か」と述ぶ、然れども淺利は地勢白井鄕に屬す。

市川（イチカハ）（市川大門） 市川大門（イチカハダイモン）村と云ふ、釜無、笛吹の交會の南岸に在り、西八代郡の治所とす。甲府を去る四里、近世甲府、公料の陣屋を置き、代官をして近傍七萬餘石の地を支配せしめたり。

市川は舊庄名なり、然れども和名抄、巨麻郡に市川鄕と云ふを載す、其地は中郡筋の釜無、笛吹の堆洲にあたるかと想はれ、此市川村と水流を隔てて北に在り。疑くは中世巨麻郡市川てふ鄕庄名、南岸八代郡に及ぼし、遂に此に市川の名を遺すか。此地もと平鹽又は青島と云へるが、近世庄名を轉じて村名とし、又平鹽寺の門前町を合併し、市川大門の稱起る。○國志云、東鑑、寬元二年、市河掃部入道見西、所訴申甲斐國市河庄云々、また市川別當行房てふ人名あり、（名勝志云、逸見義淸五代孫、市川行房）大石寺本曾我物語には、一河、城小太郎と記せり、按に城とは秋田城介平維茂の後より出でし家か、今市川鄕内に、城山と呼ぶ市川殿の古墟あり。

平鹽（ヒラシホ） 國志云、大門村はもと平鹽岡と名づけ、東に鹽淡と云ふ温泉あり、其東を湯の洞と呼べり、後世崖崩れ溪泉埋沒して、今は温湯なし、岡の上平坦なる處、即平鹽寺伽藍跡とす、寶壽院記に、平鹽寺、貞觀七乙酉歲開基、天台宗、承久二庚辰歲、改眞言、云々、按ふに都留郡下和田村、花井寺所藏經卷の尾に、「安貞二年三月、於甲斐平鹽書畢、平鹽村住人、□妙尼」と書す、夢窓國師碑銘には、「九歲出家、依平鹽敎院以居之、授之群書、一覽輙記、及長締死尸九變之相、獨坐觀想、知色身不是空假、慨然有求道之志、十八爲大僧、禮慈觀律師、受具足戒」とあれば、永仁年中まで、師も此寺に居る、其後如何なる故ありて毀壞したるか、此寺のつま藥師を、一條一蓮寺へ寄與したること、今も里人語りつたひ「妻がほしくば一條へござれ、一でうやくしは、つま藥師」と謠ふ。○又云、二宮系圖に刑部三郎義淸は、甲斐國目代、青島下司と注す、青島は市川鄕の地名に遺り、館の址墓と云ふものも存す、義淸は甲斐源氏の祖なるが、母氏を詳せずと雖、義業の外祖は甲斐守なれば、同母兄弟ならん、古昔は國司任地に於て、在廳官の子姝を妾として、所産者多し、義淸も其類ならん。（山梨鑑云、平鹽岡は刑部三郎逸見義淸の館址とぞ、慶長年中の打量帳にも、御屋敷記す。）

風流使者記云、林木蔚然乎山谷之間者、市川庄也、昔判宮使君、左遷于此、黑源太君戀弧于此、貞觀皇胤、蔓衍乎一州者、實由此始焉、其地豐饒、亦爲一州之最、

土人指點市川庄、一抹青山黛色粧、遺澤遙知至今在、樹葱佳氣似南陽、　徂徠

弓削神社 今市川大門村に在り、式内八代郡の官社にて、近世は二宮と稱し、社田二石、境内山林竇し。(名勝志、國志)日本後紀、延曆廿四年、甲斐國巨麻郡弓削社、預官社、以有靈驗也と載するは、本社と同異如何考ふべし。

上野 (御崎神社) 今上野村と云ふ、市川の東に隣る、御崎明神あり、近世社領四十一石、市川地方の大社なれば、市川明神と云ふ、今之を以て式內表門神社に擬定す。表門神社は延喜式八代郡の古社とす、表門鄕は和名抄山梨郡に在り、此社今上野の御崎明神にあてらるるも、表門の言義、祭神共に不詳し。

一條林 上野村に在り、城壘の跡を存ず、武田信虎の一男、一條右衛門大夫信龍の塁障にして、信龍の子上野介信就に傳ふ、天正十年三月、德川氏の先鋒兵峯て之を陷れ、信就を殺し、城遂に廢す。一條は甲府の地名を本とし、武田家の一支流の家號とす。

藥王寺 今上野村、字川浦に在り、多聞院と稱し、眞言宗、近世寺領廿八石、開基未詳、天正中、德川氏の陣營と爲る、又明曆中、良純法親王(八宮と云ふ)當國配流の時、此に寓止したまふ(名勝志、山梨鑑)

大塚 今大塚村と云ふ、上野の東に竝び、東八代郡界に接す 此地は古墳に因れる名なるべし、墳丘并に埴輪破片を認む。(人類學會雜志)

蘆川 上蘆川村の水出山大石峠に發し、西湖の伏流と疑はれ、西流五里、市川に至り笛吹川に會す。上游には蘆川鄕と云ひ、(今三村、東八代郡に屬す)中游には九一色鄕と云ひ、(以下今本郡とす)下游には市川鄕と云ふ。

九一色 (梯) 中世の鄕名なり、市川の東にして、蘆川の谷とす、甲府右左口より、富士裾野を經て、駿州大宮に出づる山路は、九一色鄕を横斷す、故に九一色村、(下蘆川)に梯古關など云ふ里名あり。方俗此通路を中道と云ふ、東鑑に春田路とあるは此なるべしと云ふ說あり、下九一色の畑熊に千波瀧あり。

(中道) 國志云、中道は府より出て、諸村を經て笛吹川を渡り、右左口驛に至る三里、迦葉坂上下二里、下蘆川、梯村、古關、皆九一色鄕の中なり、阿難坂二里半にして精進村、又二里行て本栖村、甲駿の州堺とす、之を中道と云ふは河內路、若彥路(御坂鎌坂道)の中間なれば也、東鑑に春田路と云へるは中道を指すに似たり、春田とは墾田の義にて、此路線の精進、本栖湖邊に刈生とて、燒畑を作るをいふ歟。(若彥路)(今按、國志に御坂路を若彥路と爲し、山梨鄕より發すと論ず、東鑑に「治承四年十月十三日、甲斐國源氏、赴駿河國、今日暮兮、止宿大石驛、戌剋以駿河目代、廻富士野襲來之由、有其告、仍相逢途中、可合戰之旨群議、越富士北麓若彥路、十四日午剋、武田安田人々、經神野并春田路、到鉢田邊」云々とあり、駿州富士郡大石神野、春田并に中道の末に在れば、中道を若彥路とす。

柏坂 又迦葉坂に作る、九一色と右左口との間なる險坂とす。當田記云、依田常陸介は、早速甲斐并に信州へ參、兩國共に家康樣御手に入候樣に引付候へと御書に付て、則甲州衆を引附可申とて、二股を出、甲州へ上下六人にて被參、甲州入口柏板の峠に、鐘の旗御立候得ば、柏坂の峠の下、五里三里の間、右之旗見え、甲州衆ことごとく常陸介に禮を申、夫より人數二千に成申候、其後信州小諸へ、六月廿日比賊に被參候。○北國太平記云、天正十年六月、信長公御生害に附、甲府の川尻肥後守重能は、國人に討殺され、甲斐信濃上野空國となる、甲州の侍の者共は、德川家より人質を召され、御迎として、甲州柏坂の勝山に御陣城を築て待奉る、七月、德川公甲州の雖を定められんがため、勝山に暫御旗を建させられ爰に服部半藏を指置かせ給ひ、古府中に着陣、云々。

鶯宿 今鶯宿村と云ふ、下蘆川と中蘆川の間にして、今東八代郡の管內とす 國志云、鶯宿村は古印書に大宿とあり、今鶯宿梅の古株ありなど俗談するは、憑文記するに足らず。

精進湖 (生死湖) 富士山陰の一湖にして、裾野と外郭(中生嶺子嶽等之に屬す)との間なる渟蓄池なり、今周回凡六百町、決口なし(俗說、伏流と爲りて蘆川へ入ると云ふ、)北岸に精進村あり、今上九一色の管內とす、精進とは中世、富士修驗が登山の時、潔齋精進の行道場と爲せるに由るか、古名は剗の水海と云ふ 精進をば或は生死に作る、生死の海と云說も、佛經內典に出づれば、富士行者の命名に出つるや必せり。登山路は湖畔より鳴澤に向ひ、內院北口に會す、一說、精進生死を解きて、富士の背地の義とするは、語を成さず。

(阿難坂) 國志云、梯古關より、阿難坂二里にして精進村に至る、阿難坂女坂の中腹より溪水を發す、數十步ならずして一流の河と爲り、蘆川へ會す、是精進湖の漏水なり、嶺を釋迦嶽と云ふ、此邊の地名多く佛號を以てするは、柏坂を迦葉坂と云ふ類のみ、精進も に生死に作る、家忠日記增補に天正年中傳馬印書の事を載するに、シホヂ町と云へる是也、或書に背地に作るは、其意を得たる者といふべし。○今按、家忠日記に「天正十年七月八日、家康は大宮金宮まで着候、九日家康は甲府まで、其他はシヤウシ迄着陣、十五日酒左信州の事終りて、大が原シラス迄着陣」云々、シヤウシは精進なるべし。

石花湖 (剗海) 又剗水海に作る、今の精進湖、并に其東なる西湖に渉る古名にして、貞觀六年の大變に、一湖の中央埋塞して、二湖と爲れりと云ふ、石花湖は萬葉集人丸の長歌に見ゆ。○三代實錄、貞觀六年七月、甲斐國言、富士大山、忽有暴火、燒碎崗巒、草木焦熱、土鑠石流、八代郡本栖、並剗兩水海、水熱如湯、魚鼈皆死、百姓居宅

與海共埋、或有宅無人、其數難記、兩海以東、又有水海、名曰河口海云々、七年十二月、甲斐國言、云々、異火之變、于今未止、遣使者撿察、埋劉海千許町。今精進湖は方二十餘町、東に去る二里に西湖あり、西南に去る半里にして本栖湖あり。富士山西北の裾裔にあたり、鳴澤の下とす、海潮面上凡三千尺の高きに居り、大水滂濫して決潰の口なし、洑流すと云ふも、俗言に過ぎず。

本栖湖（モトス） 古書本栖海に作る、精進の西南に隣り、常葉（今富里村）の東とす。精進と同く上九一色村の管内に屬し、方三十町許、面積一千町、湖水の東岸に部落あり、中道の驛路之を過ぐ。三代實錄、貞觀六年五月、駿河國言、富士大山、西北有本栖水海、所焼岩石、流埋海中、遠三十許里、廣三四許里、高二三丈許、火焔遂屬甲斐國界、云々、同七月、甲斐國言、富士火山、怱有暴火、（中略）八代郡本栖、並剗兩水海、水熱如湯、（中略）本栖、剗等海、未燒埋之前、地大震動、雷電暴雨、雲霧晦暝、山野難辨、然後有此災異焉。日本紀畧、承平七年十一月、甲斐國言、駿河國富士山神火、埋水海。○按に、仙覺萬葉抄に「石花湖は、不二山の乾のすみに侍る、水湛也、云々」とあり、然るに千蔭の畧解に、石花湖とは鳴澤のことなり、承平年中の神火に、此水海も埋もれて絕えたるなるべしと述ぶるは誤れり、鳴澤と湖水を混同すべからず。

東八代郡

東八代郡（ヒガシヤツシロ） 西八代の東北に連り、一方は山嶺を以て自限り、他方は笛吹、日川の水脈を以て西山梨、東山梨の二郡と別つ。今面積凡十五方里、人口五萬、三十八村、石和に治す。本篇は地理に考察し、蘆川の上游三村（上蘆川、中蘆川、營宿）を西八代へ移し、日影、田野、木賊の三村を東山梨へ移す。東八代は近世の大石和、小石和筋、并に中郡筋の淺利庄向山庄等の地とす。當國の東南偏なれど、村落山野の間に遍布して、民産戸口ともに豐饒と稱す。和名抄の郡郷の布置を惟ふに、八代郡の白井、長江、八代の三郷、并に山梨郡石禾、井上、林戸、能呂等の地にあたる。

笛吹川（フエフキ） 釜無と共に、本州の河系を成す者にして、東方の一幹とす、國師嶽、甲武信嶽に發し、雁坂峠の下に至り、南に折れて直下し、小松、田中の邊に至り、重川・日川を併せ漸く大なり。（以上東山梨郡内、凡十里）以下西南に進み、鵜飼川、荒川等を容れ、東八代郡の西堺を畫かき、市川大門に至り凡四里半、釜無川に會ひ大幹と爲り、富士の名あり。石和より市川まで四里、舟楫の便あり、富士河の漕運に會すべし。

山おろし雪の白波吹きたててねとり流るる笛吹の川、〔夢窓國師歌集〕

春風に岸なる竹も音そひぬ笛吹川のなみのしらべに、〔道興准后國雜記〕

名勝志云、笛吹川を一名音取（ネトリ）川と云ふ、一說、子の方位より酉の方位に流るればなりと、又水源釜口村の笛吹淵の怪談あり、云々。

（子酉川）

淺利（アサリ） 今大鳥居、高部、木原などと合せ、豐富村と云ふ、東八代郡の西端にして、西八代の大塚村に隣り、北は笛吹川に至る。

名勝志云、逸見冠者清光の子、與一義遠は、淺利鄕を領す、其墓は今淺利村の南にあり、又中畑村に御前塚と云ふは、義遠が妻、坂額御前の墓かと云へり、川邊なる故に近頃流失す、中畑の產土社中に、姨母（ウバゴ）御祠と云ふもあり、東鑑、建仁元年の條に、越後國鳥坂城、城小太郎資盛が姨母、坂額御前を義遠妻にする事を載す。○國志云、淺利與一は平家物語、大系圖等には義成とす、吾妻鏡文治五年記には、冠者義遠とす、建久中には數所皆長義に作れり、又阿佐利とも書す、承久記に淺利太郎あり、義成の男なるべし、又嘉祿二年五月、結城七郎朝廣、並甲斐源氏淺利太郎馳參申云、去月白川關於袋辻、號若宮禪師公曉、欲起謀叛、折節相逢路、而令誅戮畢」云々、又云、與一義遠が坂額御前に契り、鎌倉殿の免を給り下向の事、吾妻鏡に見ゆ、按に坂額終に本州に在て逝す、上向山村大宮の田中に、坂額墓と云ふあり、小黑坂に坂額と云地名ありて、山神祠を祀れり、一町畠村姨母神祠あり、里人は姥神と稱し、與一が射術の事を云傳へたり、是れも坂額を祭れるにや。（今中畑向山共に右左口村の管內にて、淺利の東とす）

（阿佐利）

右左口（ウバグチ） 今右左口村と云ふ、市川の東二里、甲府より中道駿州大宮へ出づる驛路とす、甲府の正南三里。

右左口の名義詳ならず、國志に、右左口は御作神（オサクジ）の訛、今も田神を祭る小祠あり、其地を宮澤と云ふ、云々。或は說く、右馬口の馬字を左に誤れる者ならんと。家忠日記に、天正十年四月、信長は甲府よりうば口、女坂、本栖を經て駿州大宮へ出たる由見ゆ、三河物語には婆口に作る、役の優婆夷堂の口にあたる地なれば歟。

（婆口）

佐久神社（サク） 今右左口村、向山（ムカヒヤマ）の大宮明神是なり、延喜式八代郡の官社にして、近世神領十九石を傳へ、此神は太古甲斐の湖澤の水を排開かんが爲に、山を裂き給へりと云ふ。（國志、名勝志）蓋山梨郡の金櫻神、巨麻郡黜裂神と同功の神にして、信濃に謂ふ所の安曇氏の祖神、氷鉋拆命に同じ。（或は疑ふ、市川上野の御崎明神こそ、式內

（向山）

宮久神にて、右左口の大宮は表門神なれど）

圓樂寺 右左口村に在り、七覺山と稱し、眞言宗、近世寺領二十九石、此寺は役小角の開きたる、登山修行の卓錫場と說き、近時迄富士山北麓の行者堂を管掌したり。（國志）按にウバグチの地名は、此寺を昔優婆塞堂と云へるより起りたるにあらずや、小角幷に其流を汲める行者を優婆夷と稱す。

（七覺）

七覺山といへる靈地に登山す、衆徒山伏、兩座歷歷とすめる所なり、膳更に至る迄、管絃酒宴、興を盡し侍りき、宿坊の花やうやう咲けるを見て、

つほみえの花も折知るこの山に七つの覺りひらきてしかな、（廻國雜記）　道興　准后

曾根 今上曾根、下曾根の二村に分つ、右左口の北一里、笛吹川の邊とす、曾根の東南を藤岱、寺尾の二村とす。

（藤岱）（勝山）

國志云、曾根禪師玄尊は、玄一に展に作り、甲斐源氏の族人也、大系圖に、淺利義成の次に列す、平家物語にも此名見ゆ、日蓮年譜に「弘安五年、投宿曾根次郎」と云ひ、此村に城址あり、勝山と呼ぶ、武田古系圖に五郎信綱の弟、彥八郎信恵、同四郎義仲、勝山城に據り、永正中、小山田、河村、藤岱、棒が峰の合戰に討死とあり、王代記には「永正十三年、七覺燒亡、曾禰の毛澤陣取勝山に築く」とあり、大井殿と武田屋形の爭亂の時の事とす。宗長手記云、永正十二年、甲州勝山城に、今川氏親の勢二千人籠る、國人別心故也。而篇應仁後記云、永正十一年、甲州の武田次郎信昌、兄弟矛盾して合戰に及び、氏親へ加勢を請ければ、駿遠兩國の勢二千餘騎を差遣す、此勢甲州勝山の城に籠り居て、戰に隙無れば、相殘る今川家の兵無勢ならんと推量して、大河內欠綱又蜂起し、信濃三河尾張の一族幷に浪人共を相語らひ、又々尾州より斯波義達を請待して、遠州濱松の庄引間の城に楯籠り天龍川の前後在々所々を押領す。

龍華院 上曾根村に在り、曹洞宗、舊寺領七十石、山林頗廣し、昔は眞言宗にて、前附山大祥寺と號し、後の寺尾村にありしを、曆應年中、威韓和尙今の地に移し、永正年中、曾根氏再興して、桂節宋昌和尙を請し禪院と爲す、此邊に曾根氏館址あり。（國志、山梨鑑、名勝志）

白井郷 和名抄、八代郡白井郷、訓之良井。○今白井河原村、上曾根、下曾根、豐富（淺利）右左口、寺尾、藤岱、圭林、五成等にあたるごとし、沼尾郷と長江郷の中間とす。

（白井河原）

國志云、白井河原の八乙女權現の祠後に、磽确たる一丘あり、其頂上の石室深さ二三間餘、高さ五尺、廣四尺、硯材の如き根石を重ねて、三方にたたみ、巨石を蓋とし土を以て之を埋む、築石甚奇にして、其巧緻他の石室に比方すべきなし、是上世高貴の婦人を葬りし所なるべし八乙女と唱ふ。

石橋 白井河原の東南にして、今三椚、大坪、坊が峰などと合せ圭林村と改む。大系圖に、武田信光の季子を石橋八郎と云ひ、其母を淺利氏女とす、此人は此を居邑とせし歟。

黑坂 石橋の南にして、今五成村と改む、臨濟禪宗、拔隊派の聖應寺あり、康曆元年草創、開山は道雲禪師なり、應永二年、武田信滿再建し、近世まで寺領四十九石を傳へたり。

長江郷 和名抄、八代郡長江、鄉訓奈加江。○今永井村、米倉村、增田村、（增利、大間田）岡村などにあたる、白井郷の東に隣る。

（永井）

按に、長江は後世長井、永井に作る、一說、大江廣元の二男、時廣初て長井氏と稱し、其子泰秀は甲斐守に任じ其子を甲斐太郎時秀と云ふ、此地は卽時廣の氏號の起る所歟と、出羽にも長井庄あり。

米倉 今米倉村と云ふ、米倉氏は奈胡藏人義行の後也、軍鑑に「東郡に米倉一黨、野呂一黨、與類多し」云々、又續記、神護景雲二年、八代郡人、小谷直五百依、云々、今米倉の南に大谷山あり、小谷直も此地の名に因る歟。米倉の山野に古塚石室三十餘所あり、南隣岡村にも古墳多し、銚子塚、杯塚など名づく。

桙衝神社 今米倉の矛立明神、蓋是也、延喜式、八代郡の官社とす。○米倉の龍安寺は、曹洞宗、近世寺領廿五石、初め眞言宗にて、眞福寺と云へるを、大永年中改修更號す、武田家永祿天正の比、歸依四箇寺の隨一たりき。（國志、名勝志）

竹居 今大野寺、奈良原と合せ、竹野原村と改む、米倉の東にして、石和の南二里餘。竹居は古書武部、又竹生に作り、姓氏に出づ。

走湯山緣起云、甲州八代郡、居士姓竹生、名賢安、自幼食不葷肉、以精進爲業、世人云居士聖、承和二年、甲州吏炙破麻續朝臣生一男、云々、因名云金春、爲僧、云々。

大野寺 今地名に呼ぶ、眞言宗、福光園寺あり、近世寺領二十六石、山林方八町と稱したり。神座山の麓にあたり、天正年中、實恵阿闍梨の中興する所也、舊名蓮花淨院と云ひ、賢安上人の開基とぞ。（名勝志、山梨鑑）○竹居の南、奈良原の廣濟寺は、康應年中、道龍禪師開基、武田信春の創立とす、近世寺領十八石。

花鳥 名勝志云、竹居村の邊なるべし、今其名亡ぶ、道興准后記に「色にそみ聲にめでつつやすらひて長き日くらす花鳥の里」と載す、一說、花鳥塚と云ひ、大永年中、穴山南部二氏の合戰の時、南部方敗れ、討取首の鼻を切り埋みたる所と說く、然れども岡村の銚子塚をば、近き頃發きたるに、鏡三面、大刀八口出でたり、是等上古の墳墓たるべし、此邊には古墳數多あり。妙法寺記云、文明四年、甲州花取山、信州大炊殿合戰、五月二十日。

八代郷（ヤツシロ）

和名抄、八代郡八代郷、訓也都之呂。○今南八代村、北八代村、高家村井に竹野原村なるべし、長江郷の東に隣り、舊山梨郡井上郷と相接す。

八代は古の郡家の地とす、三代實錄、貞觀七年十二月の條に勅、甲斐國八代郡、立淺間明神祠、列於官社、卽置祝、禰宜隨時致祭、(中畧)今年八代郡擬大領、伴眞貞、爲祝、同郡人伴秋吉、爲禰宜、郡家以南、作建神宮、且令鎭謝、云々。この神宮は今南都留郡河口湖邊に在れば、八代郷は卽湖邊の大嵐七郷の村里なるべしと云ふ說、國志に載す。今按に、河口湖は八代の東南六七里、神座山、御坂峠を隔て地形全く隔離す、史に郡家以南とあるは、南方の遠野を指したる者なれば、必しも八代郷内と謂ふべからず。

地藏塚（チザウ）

國志云、八代は南北二村、高二千五百石、本郡の殷邑なり、古の郡司の治所とす、村内に石室一所あり、山周五十間、洞口方六七尺許、奧行き四間餘、呼で地藏塚と云ふ、當中の石面に刻みて曰く、

奉建立石地藏像一躯、右志趣者、爲故小笠原、常源本周大禪定門之御神儀、頓證大菩提也、永和第三巳、卯月廿日、大願主、右近尉坂上家政、

（奴白）

新編纂圖に、八代冠者信淸あり、武田信義の季弟とす、武田系圖に、八代與三とあるに同じ、小笠原長淸の庶子四郎長光は、信淸の嗣と爲り、八代四郎と稱す、常源は是等の子孫が、八代を中世奴白とも書せり、生山系圖に奴白與三と記し、又武田信重の四男、伊豫守基經をも奴白殿と云へること、諸書に見えたり。

熊野神社（クマノ）

北八代村に在り、舊社領三十七石、長寬勘文にも記せる古祀とす。(國志)舊別當は千手院と云ひ、毎年三月、舟祭と云ふ神事あり、是は馬場の左右に、四輪の大車各一輛を居ゑ、左を地頭船、右は百姓船とす、車上に櫓を構へ幕を張り、異樣の偶人を安置し、幕中に皷吹を奏す、壯丁數百隊を分ち車を挽引し、左右競ひて進む、近年是事廢絕す。(名勝志、山梨鑑)

高家（カウカ）

今高家村と云ふ、八代の南とす。山梨鑑云、高家の北に小山館址あり、高爽の地にして、東西七十間南北五十間、今も三面の壕のこる、穴山信懸の子伊豫守信永此に居り、大永三年敗死す。

名勝志云、小山館は一號穴山館、土人相傳ふ、穴山伊豫守信永は、祖先より、相續して、逸見の穴山村に居りしが、信永河内の下山に移り、又此地に移り、大永の初に、南部氏に攻亡ぼされ、二宮村常樂寺に生害す、信永の墓ありと、其後德川家の將鳥居元忠暫く之に居る。○北國太平記云、德川殿、天正十年秋、甲州古府に御座あり、八代の小山にも砦を築き、鳥井彥右衛門尉元忠を遣され國人を籠置せらる。

鵜飼川（ウカヒ）

上流を金川と云ひ、黑駒村御坂峠八町山に發す平井、石和の平郊に就き、屈折して西南に流れ白井河原と小石和の間に於て笛吹川に入る、長七里。一名石和川と云ひ、昔は石和村に於て、直に笛吹川に入りしと云ふ。

（石和川）

鵜飼川殺生禁斷の小說は、石和遠妙寺の下に注す、蓋石禾御厨の御贄川なれば、禁斷の制ありしなり、俳句に「あけかたやみのりにかへるいさわ河」とよめり。謠曲鵜飼に「そもそも此石和川と申すは上下三里が間、堅く殺生禁斷のところなり」云々、三里とは下游の長さに合ふ。

小石和（コイサワ）

村と改む、八代の西にして、鵜飼川と笛吹川の間なる堆洲狀の地とす、北は石和宿に至る。

（今井）

今今井、河内、砂原、東油川等を併せ、富士見小石和筋は近世田額二万千餘石、領村四十、和名抄、八代郡、八代郷、長江郷、白井郷の地をも籠め、大石和筋と相對稱したり、田土肥沃にして、蠶絲の產あり。○妙法寺記に「文明十年、霜月十四日、王京より東海へ流れ御座す、甲州へ趣、小石澤觀音寺に御座す」と云ふ、當時京師兵亂王族の人々の中に此地に來り避けたまへる者ありし歟、同書又「延德元年、京に王崩御とて、福德二庚戌年と年號改る也」と載す、後の王は前の王と同異如何。

小石和館址（コイサワ）

國志云、武田信重の居館址は小石和成就院の境内是なり、應永の末年に、武田信滿逸見の人に敗られて死し、子淸重は上方に奔り、二十餘年を經て、永享中管領上杉持常に從ひ、結城の戰に功あり、本州の守護に復賜して、此所に居館を設けたり、寶德中に至り、黑坂太郎と云ふ者を討んとて、兵を帥ひ彼地に向て、既に交戰しけるに、小山の城主穴山伊豆守、其隙を伺ひ小石和に襲ひ來り燒立しかば、信重前後の敵に道を失ひ、遂に自殺せり、穴山伊豆守は信重の叔父、修理亮滿春の子孫を云ふにや、遺恨の旨趣を詳かにせず、滿春は穴山氏の初祖とする人なり、信重の墓今成就院に存す、信重の子信守は享德四年に卒す、其墓北八代村淸道院(舊名能成寺)に存す。

石禾郷（イサハ）

和名抄、山梨西郡石禾郷、訓伊佐波。○今石和村、井に富士見村なるべし、何の世よりか八代郡に歸す、西北は笛吹川を隔て、山梨郡表門郷、山梨郷に對す。

三代實錄、元慶八年、甲斐國言、綠木生官山梨郡石禾郷とあり、板本禾を永に誤る。神鳳抄には外宮、石禾御厨と載す、後世文字を石和、又は伊澤、生澤等に作る。盛衰記に「甲斐國住人、大太郎と云ふ烏帽子商人に、平家亡て後、賴朝公甲斐國石和と云ふ所に、名田百町在家三宇給はりて、今の世迄知行せり」とあるは、後人の竄入に似たり、然れども高山寺本和名抄にも、石禾に以左和と注したれば、波和の訛も久きこととす。

伊澤館址（イサハ）

武田氏の舊宅にして、東鑑に甲州伊澤五郎信

光と云ひ、信光より後數世（小五郎信政、六郎信長、五郎次郎信時、五郎三郎政綱、六郎時綱、孫六信宗、伊豆守信武、刑部大輔信成、陸奥守信春、安藝守信滿等）此に居る。應永二十四年、信滿天目山に自死し、伊澤館衰ふ、信滿の長子信重、逃れて高野山へ入り、二弟右馬助信長、信元等、逸見と相抗爭し、二十餘年を經て、信重歸國、復守護職を賜り、小石和館に居る、信重の孫信昌寬正六年、權臣跡部某を誅し、武田家稍振ふ、信昌の子信繩、應仁文明の際に當り、石和館に在り、其子信虎、永正年中移りて北山筋躑躅崎に城き、甲府を更建す、石和館遂に廢す。○名勝志云、伊澤館は信光朝臣より、武田氏此に世をかさねしとかや、館の跡は流失しけるにや今定からず、一說に觀音寺其跡なりと云へり、此邊に菊が島と云ふ地あり。

武田が館に、梅あまた侍り、宿所等の事は、はばかり有きて、祖母の比丘尼の寺へ招引し侍て、さまざまの風情をこらし侍りき、此あたり菊が島といへる名所侍る、一首所望し侍りしかば、（文明十二年二月）

(菊島)

吹にほふ花の春風とくやみて秋をよそにもきくがしまかな、（廻國雜記）

國志云、平治物語いさはの四郎のふかけと云ふ者あり、諸家大系圖に信景を脫して載せず「信光之時、居伊澤庄今井村」と書けるは非なり、石禾は國府に隣り、三代實錄「石禾鄉淸原眞人當仁之宅、生嘉禾（中略）當仁者從四位下豐前王之子也」とある如く、古時より國衙の官人も石禾に家せし趣なれば、信光亦此に住みしならん、國衙は政令を行ふ處なれば、治承の時も先石禾御厨に會合し國人を集め着到を調べしと見えたり、土屋宗遠使を奉じまた此處を指て馳せ到りぬ、吾妻鏡曰く、

治承四年九月廿四日、北條殿（時政）并甲斐國源氏等、去逸見山、來宿于石樂御厨（禾字は樂字の草體と相似たり、故に誤る）之處、土屋宗遠馳着、傳武衞（賴朝）仰之旨、仍武田太郎信義、一條二郎忠賴已下群集、

按ふに是れ武田の人々、以前より國衙に役せしを證すべし、里人曰、石和宿の東南に市部とて、人戶ある所の邊卽古武田氏の館址なり、又宿の北に上の屋敷と云處あり、石和宿の東、廣岡に方五六拾間、殘壘を存す、高坂彈正が產せし地なりと云ふ、今も間地なり、軍鑑に「我等は春日源五郎とて、石和の大百姓春日大隅が子なり」云云とも見えたり、此處に在し殷農なるべし、又云、石和觀音寺は古へ天台宗なりしと云ふも、文明十六年、天德和尙の時より禪家と爲る、慈眼（ジゲン）寺、同村にあり、眞言宗、創立詳ならず、中興宥日、文明二年寂す、本州新義叢林七寺の一なり、所藏に信玄の書、元龜二年十一月眞言天台の大寺へ廻文、法善寺、普賢寺、慈眼寺、大野寺、藥王寺、大藏寺、法光寺、明王寺、以上、壽見寺、滿藏院、安樂院以上、今度向越後、令出馬候間、各祈念被抽精誠、憑入候、仍如件、云々。

今度當國落居、勝賴公御生害、不及是非候、貴院御力落之段、令察候、玆因於其山御弔之儀、被仰置候、尤早々登山可仕之處、散々相煩候故、延引罷過候、此空圓房幸根來寺住山罷在候條、御道具并金子指登申候、勿論注文別紙、有我等快氣次第、罷登可申候、委曲期面上之時候、恐々謹言、

卯月十五日（天正十年）　慈眼寺尊長

高野山引導院御同宿中、

石和（イサワ）

今石和村と云ふ、笛吹川の南邊にして名邑とす、甲府の東一里半、小石和に對し大石和とも云ふ、御坂（ミサカ）路（東駿州道）の驛頭とす。近世幕府陣屋を置き、代官をして公料八萬石許を治めし所にて、今も東八代の郡衙在り、

國志云、今の石和宿は石禾鄉の市部（イチベ）村と云ひし處なり、天正壬午、大須賀の文書に、「石和いちへ玉泉寺、石和二條い長福寺」（此寺は今四日市場にあり）とある類にて、古き鄉名と見えたり、東は石和川の古川を限る、鵜飼河の西今八代郡小石和筋に屬する河内、小石和等の十村も、其頃は山梨郡中郡筋へ地續きにて、共に石和鄉なる故に、大石和、小石和の名はありしならん、

(市部)

大石和（オホイサワ）

小石和に對して此名あり、近世大石和筋と云へるは、領村四十有四、田額二萬千石、和名抄、山梨郡石禾鄉、井上鄉、能呂鄉等にあたる、

遠妙寺（チンメウ）

石和村東町に在り、日蓮宗、舊寺領十石、宗祖が鵜飼人を濟度せる古跡なりとて、什寶題目其寫の石を秘藏す、鵜飼の話說は、謠曲に上りていと名高し。○名勝志云、往昔笛吹川は石和宿の北川中島（カハナカジマ）の東より鵜飼川へ流れ合けりとぞ、土人の傳に、昔平大納言時忠卿、此地に配流せられし時、夜々石和川に於て鵜をつかひて魚捕り給ふ、殺生禁斷の河なれば、法師ども大納言を捕へ、生きながら河瀨に沈めけり、其亡魂此を去らず、猶鵜をつかふ、日蓮上人亡魂を濟度し、一寺を建てらる、云々

(川中島)

平井（ヒラヰ）

石和の東南、鵜飼川を隔て、今國衙、成田と併せ英（ハナブサ）村の新稱を建つ。

國志云、平井四郎淸隆は、大系圖に逸見淸光の四男とし、武衞二宮と注す、平井、二宮の地相近し、三槐記に「治承四年八月、甲斐國平井冠者、相模國早川被討取」とあるは、石橋山合戰の時の事とす、平家の方人たり、源平盛衰記に、甲斐國住人平井冠者義直、大場の三郎が軍に從ふ、伊豆國住人、新田次郎忠俊と轡並べ、組て差違ひ死すと記せり、承久記に平井三郎、同五郎あり、東鑑に平井八郎、平井又次郎など見ゆ。

國衙（コクガ）

今平井に併せて、英村と云ふ、卽上代の國府の遺墟

とす、凡本州の府、山梨郡國部村に國府の地名あれど、これは山梨の郡家にて、コホとコフ音相近きて以て、後世相謬る、相川村の古府中は武田信虎以來の甲府なれば又辨識を要す、慶長以後に至り今の甲府の城市成る。○國志云、國衙村は石和宿の東南二十町許、下學抄に「諸國之府、謂之衙」と、卽古代官廳を置かれし處也、高爽百步許の地ひ、爽塏となれるを守して、臺の上と云ひ、古跡なれば、黎庶の廬舍すべきにあらずと傳ふ、南北朝の頃まで、本州の廳事ありて、栢尾山寺の文書に、

甲斐國小岡郷內、上野小七郎跡事、任陸奥守殿今進狀、寺家知行、更不可有相違候、仍執達如件、

曆應二年四月日　散位（花押）

栢尾山衆徒御中

とある散位は、國衙の在廳人にて、陸奥守とは、斯波家長を云ふ、又同寺文書、觀應二年六月のものに、國別當と留主所二人の署名あり、皆國衙の所出と見えたり。

國府址

和名抄、甲斐國府、在八代郡、行程上二十五日、下十三日、延喜式、甲斐國、上中國、管四郡、拾芥抄云、甲斐國八代府。

甲斐國へまかりける道にてよめる、　（甲斐目）凡河内躬恒

夜をさむみ置く初霜を拂ひつゝ草の枕にあまた旅寐ぬ。（古今）

甲斐守に侍ける時、京へのぼりける人によみてつかはす、　小野貞樹

都人いかにと問はば山高み晴れぬ雲居にわぶと答へよ。（古今）

當國安村別符地頭職事、雜訴決斷所、如此、早停止武田總五郎之下[illegible]濫妨、可致沙汰居代官之狀、如件、

正月廿四日　甲斐國小目代殿、（集古文書）

（この古簡は建武中興の比の當國々官にて、元弘三年七月の綸旨にも、甲斐國安村別符、秦家法師跡と載す、其地不詳）

古府址國衙村は、舊山梨郡石禾郷と、井上郷との間なる狹里にして、西南は八代郡八代郷に連ると雖、形狀頗疑ふべし、但山梨は東西二郡に分れ、井上は其東郡にして、石禾は其西郡なれば、國府は是二郷の間に居り、遙南なる八代郡八代郷の管內なりし歟。再考するに、三代實錄、貞觀七年、甲斐國八代郡淺間神宮を建てられし時の勅宣に、八代郡々家以南と云ひ、國府以南とは見えず、然らば國府と八代郡家は一地にあらず、一地ならば當に郡家を擧げずして、國府を以て方位を標示すべきなり。和名抄八代郡とあるは、山梨郡の誤謬のみ、又國衙と八代村との間に、二宮三輪明神あり、是れ延喜式、山梨郡神部神社なれば、以て國衙の地域は、全く山梨郡井上郷の系屬なるを辨ずべし。

（二宮）

神部神社

今錦村の二宮三輪明神是なり、延喜式、山梨郡の官社にして、巨麻郡にも同名の社存す（近世、式內、山梨郡神部神を荻原村に云々するは附會のみ）舊神領百七十七石。國衙と八代の間に在りて、州人の崇敬古より厚し、一宮淺間に亞ぎて二宮と稱す。

二宮神を、延喜式八代郡搾衡神に擬する說は、名勝志に出て、神祇志料も之に據る、然れども太子傳玉林抄、嘉應二年の註說に「甲斐國八代郡有靈社、號曰美和大明神、亦曰二明神、（二の下に宮字を脫せるなり）是釋迦垂釋也其形俗體而、武者乘烏駒」云々（巨麻郡の條に參考すべし）とありて、神座山に天降りたる者と述ぶ、佛徒附會の餘に出たる語と雖、古義の存留するを看るを要す。又二宮は舊山梨郡の地なるを、此に已に八代郡とするは、當時已に郡界の移動を知る。

（神判、武田信玄）　條目

一社壇造營之儀、無疎略、專之可相勤之事

一宮中掃除等、毎日二度之外、不可懈怠之事

一年之內、兩度之祭禮之日、井御幸以後、年始、合三度之館江之出仕、如此之日限、淨衣、立烏帽子、內衣、指刀、扇子、別而廳衙可有裝束、井加世者一人二人、小者三人斗、袴、肩衣、衣裳致結構、可被召連之事

右三ヶ條之趣、雖爲一事、於無違背相勤者、德役錢永可免許、若三ヶ條之內、一ヶ條も爲無沙汰者、如此間、可出德役錢、又三ヶ條共に爲違犯者、可改易當職者也、仍如件、

弘治三丁巳年十二月五日（判）　甲州二宮神主

井上郷

和名抄、山梨郡井上郷、訓井乃倍。○今錦村の東に隣り、八代郷の北とす。

井上は今二宮、夏目原、金川原など、合せ、錦村と改む、英村、金生村、井に黑駒村なるべし、石禾郷東鑑に、建曆三年、和田一門の闕所を勲功賞に行はれし時、甲斐國井上は、千葉の一族、大須賀四郎胤信へ賜ると見ゆ。古き童謠に「甲斐の黑駒、井の上そだち、羽はなけれど、日に千里、」とうたふ、井上の里の東を黑駒村とす。○名勝志云、井上村の南時院の姥塚は、今其洞穴の奧に觀音菩薩を置き、圓通窟とも名づく、黑駒に近き故に、是れ馬塚なりとも云ふ、蓋太古の穴居の跡とす。

（姥塚）

尾山

今夏合、蕎麥塚、下野原、八千倉など、合併し金生村と改む、錦村の南にして、高家村に隣接す、地勢神座山の西北の尾にあたるとも謂ふを得ん。名勝志に、尾山村の邊に槻の木、槻の木など云ふ地名あり、式內、搾衡神社の故址にて、それを二宮に移し、美和神とも云ふ歟と述ぶ。搾衡神の事は疑惑あるに過ぎずと雖、延喜式、「祈年祭料、甲斐國槻弓八十張」とあれば、槻弓はこれらの山野に伐造せられしにや、淺利村にも弓張山の名存す。

（槻木）

黑駒

今黑駒村と云ふ、上下の二部に分れ、上黑駒を驛舍とす。石和の東南二里餘、神座山、御坂峠の下にて、上代名馬を出せし地と傳ふ。○機山公が富士淺間

宮へ納めし願文に、可拔黒駒第一之關鎖とあるは、此地の駒木戸の事なるが、拔くとは何の意にや、關を廢して關外まで自家の版圖に收めんとせる義歟。勝頼の願文とて、甲鑑につたふる者は、

自天正丁丑、拔却黒駒關鍵、而不碍往來、通車馬、是太平得路之謂乎、伏冀、以遣開關力、忠勇馳八荒、武威傾九州、而掌上握天、量外致太平者、算日竢之、至祝至禱、稽首敬白。

甲斐の黒駒は雄略紀の歌詞に見え、書紀通證には「聖武紀、甲斐國獻神馬、黒身白髦尾、平氏太子傳曆曰、甲斐國貢一驪駒、四脚白者」云々と引證す、諸書共に是等産駒の地を、黒駒山と定む、猶巨麻郡并に下なる神座山に參考すべし。○改正三河記、天正十年八月、北條氏直へ加勢として、左衛門佐氏忠、相州三坂（編年、味坂）城に入り、若御子口と牒し合せ、甲州黒駒山、上口山に軍を進めたり、此事早く古府へ告るものありければ、鳥居彦右衛門元忠、千五百餘人を引率し、上口山の陣所へ押寄八月十二日、急に攻動かし、三百餘級の首取て新府へ送り、彼首どもを梟(カケ)並ぶるを、若御子在陣の北條勢見て驚き果て、戰ふ力なかりけり。（北國太平記には、北條右衛門佐氏堯、御坂を越て、東郡黒駒表へ打出、云々）○天正十八年、東國陣道記云、甲斐のうち河口といふ所にとまりて、曉深く御坂を越て、甲府に着、其道に黒駒といふ所あり。

甲斐の山家に立よりて、
行く駒の麥になくさむ宿りかな、　芭蕉

稱願寺（ショウグワン）　黒駒道場と稱し、曆應年中、（一説正應）遊行二世眞敎上人の開基とす、近世まで寺田三十九石、除地十七石、山林一所を傳へたり。

水市（ミツイチ）　延喜式に載する驛名とす、水市、河口、加古と云ひ駿州駿東郡の藍澤驛へ通ず。今水市の地名を聞かねど、道途の繋る所と、方位距離を按じて、黒駒の邊なるを知る。一説、上黒駒驛に近く市之藏あり、（今御代咲村へ入る）水市の市に因む所ありと云ふも、重要の關係あるにあらず。

神座山（シンザ）　上黒駒驛の南嶺にして、御坂峠、女坂峠の一脈とす、主峰黒嶽は標高二千米突許、山南は河口湖を隔て富士の裾野に對す、山上に藥王權現宮あり、即烏駒（クロコマ）の神とす。

檜峰神社（ヒノミネ）　名勝志云、神座山の絕頂に藥王權現あり、社領二十六石、是は三代實錄、貞觀十年、甲斐國檜峰神授位とある社ならん。國志云、神座山權現は、本地佛藥師菩薩とぞ。○按に、神座山の奥院を、釋迦嶽と云ふ、山木欝蒼、檜峰の名も其以ありと知らる、延喜式に檜峰の名なし、もしくは八代郡中尾（ナカヲ）神社と云ふが之に同き歟と疑ふ。さて此神座山は、古訓ミワノマス山にて、神部（ミワ）の神の天降り居座せる峰と傳ふ。太子傳玉林抄に「甲斐國八代郡、有靈社、號曰美和大明神、彼神天降之時、踏雲乘烏駒降賜、彼神本山、曰神聖（聖字一書座に作るを眞とすべし）後移美和也」云々とあるに參考すべし。又同書に美和神釋迦垂跡也とあるに因り、本山（神座の本山）に對し、釋迦嶽の別峰あるを了解すべし。

藤之木（フヂノキ）（駒木戸）　今黒駒村の管内とす、上黒駒驛より金川（カネ）に沿ひて泝れば、駒木戸を經、一里半にて藤之木に達す、御坂峠の直下なる亭舍也。駒木戸（コマキド）とは昔の關址にて、近世も口留番所を置かれし地とす。藤之木より川口驛まで三里、謂ゆる御坂路にして、古よりの官道とす、今俗、東駿河往還と唱ふ。又藤木より東、八町峠を踰ゆれば、谷村へ四里。

鹽田（シホダ）　今市之藏、金澤、新居、神澤などと合同し、御代咲村と改む、上黒駒驛の北に隣り、東嶺を中山と云ひ、駒飼村と相隔つ、石和の東南二里。

廣巖院（クワウゴン）（中山）　鹽田の中山（ナカヤマ）に在り寺記に「當正中、鹽田長者今泉道珠、俗名古屋對馬、爲内義創寺」と云ひ、開基は雲岫禪師なり、後武田氏より田祿を寄進し、朱印田八十二石、山林周廻一里廿四町と稱す。（國志、山梨鑑）

國分（コクブ）　今橋立、金田、東京、竹原田などと合せ、國立村と改む。鹽田の北にして、石和の東一里餘、金川（鵜飼川の上游）の右邊とす。

國分寺廢址あり、武田家の時、古跡を再修したりとて、今臨濟宗の僧庵ありて寺號を傳ひ、田祿七石餘ありき、永和、至德の頃まで、國分寺の存在せること、拔隊語錄に徵すべきも、長享の頃には、其廢迹を林邊鄉國分田と名つけて、中山廣巖院へ寄附せられしこと、本院文書に見ゆる如し。（國志）國府址の東二十町許。

橋立（ハシダテ）　今國立村と改む、橋立明神社あり、名勝志に、是は式內、山梨郡甲斐名神社ならんと云へり、國志には橋立は舊名林部と云ふと述ぶ、不審。○國志云、林部の社記に曰く、林部神祖の社邊に聖堂あり、何の頃にか廢絕しけん、今は聖堂と云地名のみ存したり、堂の額に振鷺の字ありしに由りて、是の名を傳へたりとなん、（振鷺は詩經中の字なり）又和歌の宮あり、今和歌牟遲（ワカムチ）と唱ふる處是なり、本州には國衙の條下に記す如く、貞治、嘉慶の頃迄、國別當、留守所、目代等の文書相傳はり、其頃除目の事も歴史に見えたれば、應仁亂の後にこそ、國衙の政令行なはれずなりしならめ、國衙の有りし程は、學校も絕えざりけん、今聖堂は東原の枝村の名なり、青鷺山小玉寺と云臨濟宗の寺あり、和歌牟遲は竹原村の枝村の名なり、里人は若韈と呼べり、太子堂あり。

林戸鄉（ハヤシ）　和名抄、山梨東郡林戸鄉、訓波也之。○今詳ならず、御代咲、國立、淸野などにあたるか。國志云、林邊（ハヤシベ）の鄉名は天正慶長中まで存し、林部神社は今橋立と改む、三枝七名字の一を林邊と云へり、

一宮（イチノミヤ） 今一櫻（イチアウ）村と改む、橋立の東にして、一宮淺間宮此にあり。此神は式外なれど、三代實錄、貞觀七年十一月、）八代郡に淺間神宮（式内名神大社）を建てられし翌月、更に山梨郡に本社を建てらる、致祭一に八代の神宮に同じ、卽本社是也、後世八代の宮（河口驛に在り）荒へ本社を以て國の一宮と爲す。〇東鑑脫漏、寬元四年三月評定、甲斐國一宮、權祝守村申、依被停止鷹狩、人々對捍供稅鳥之由事、被經沙汰、供祭事者、被免許之旨被仰出。

淺間神社（アサマ） 今國幣中社に列す、卽州の一宮にして、近世神領二百三十四石、清和紀「貞觀七年十二月、令甲斐國於山梨郡、致祭淺間明神、一同八代郡」とある者也、俗說、垂仁帝の時勸請云々とあるは、固より誤れり 名勝志云、一宮淺間社は建久五年、社領修復の事、東鑑に見ゆ、武田機山侯、當社にて詠歌の行册「うつし植うる初瀬の花のしらゆふをかけてぞ祈る神のまにまに」、天正年間、神領二百貫文。〇國志云、一宮の御宸筆、後奈良院、甲斐國八民和樂の七字なり、武田晴信の奥書を加ふ、寺家の說に、淺間宮木花開耶姫尊、本地佛千眼觀世音とぞ。〇山梨鑑云、一宮は垂仁帝八年、始て神山の麓に勸請す、今山宮の地是也、貞觀七年、現境に移す、毎年四月十五日、釜無川水災祈禳のため、神輿を龍王村へ行幸す、之を大御幸と云ふ。

去庚戌、閏五月廿三日、奉納願書於當社頭處、則信府歸晴信掌握條、豈非明神感應哉、因茲一宮鄕荒間貳拾貫、付諸役免許所、長令寄附之也、然者如右願書、加修造、至于每年十二月、動所造宮、速可被遂結解者也、仍如件

天文貳拾辛亥年二月　武田大膳大夫源晴信（花押）

甲州一宮大明神、御寶前、

都塚（ミヤコヅカ） 今一櫻村の管内とす、古墳に因れる名なり、此邊に塚墓多し、明和の頃一塚を發き、八稜鏡幷に大刀を出せり。（名勝志、國志）

能呂鄕（ノロ） 和名抄、山梨東郡能呂鄕。〇今一櫻村、相興（アヒオキ）村、石（イシ）橡（クラ）村、祝（イハヒ）村等なるべし、東山梨郡の等々力、勝沼なども此鄕內たりしやも知れず。

（野呂）

今野呂、矢作（ヤハギ）、中尾などを合せ相興村と云ふ、野呂は卽鄕名の遺稱とす。野呂（ノロ）の舊姓三枝氏は、東郡の名家にて三枝系譜あり。〇國志云、三枝系譜に、承和年中、三枝守國本州野呂に左遷せらると云ふ、仁明紀、承和十一年「甲斐國山梨郡人伴直富成女、十五、嫁鄕人三枝直平麻呂生一男一女、而承和四年、平麻呂死去也、厥後守節不改嫁也、四十四、而攀號不止、恆事齋食、敬於靈床、宛如存日、量彼操履、堪爲節婦者、勅宜、終身免其田租、卽標門閭、以旌節行」とあり、三枝家傳に、守國罪、甲州東郡の能路に配流せられ、後に在廳の官人となり「娶鎌田氏之女、生四男子、建前尾寺、爲氏寺、長德四年卒、年百六十」と見えたれば、其誕生は承和六年に當れり、然れば彼の配流以前より、本州には三枝直と云者ありしこと明なり、是卽三枝の祖なるべし、長寬勘文に「甲斐守藤原忠重、目代右馬允中原淸弘、在廳官人三枝守政處絞刑」と見えたれば、斯る時に三枝の本家斷絕に及びし歟、後記載に顯れたる者なし、世に謂ふ所の三枝の七名字は能呂、林、於曾、石原、立河、辻、萩原これなり外に窪田、石坂、山下、斉間、內田等も三枝より出しとぞ。

中尾（ナカヲ） 今野呂に併せ、相興村と改む、此里の飛來（トビキ）明神を以て、延喜式、八代郡中尾神社に引きあつる說あれど、古郡堺全く相違す、單に中尾の地名を望みて、牽强すべからず。

矢作（ヤハギ） 今相興村の管內とす、往昔矢作の部民の里なるべし、文武紀、「大寶二年、歌斐國、獻梓弓五百張」云々、又延喜式にも此國より「弓六十張、征箭四十具」を例貢とすることと見ゆ。

岩崎（イハサキ） 今祝村と改む、野呂の東に隣り、北は木賊川を隔てて勝沼驛に對す、岩崎山は村の東南に峙ち、駒飼村（今日影と改む）へ跨かる。

產業事蹟云、甲州葡萄は初め山野の自生のものとす、其起原を繹ぬるに、東郡上岩崎村の山中に、字城の平と稱する地あり、此に石尊宮ありしに、雨宮勘解由往來せしが、偶然其の路傍に一種自生の蔓草植物あるを發見し、尋常の山葡萄と異なるを知り、之を城正寺の家園に移し植ゑたり、是を甲州に於て葡萄を栽うるの始めとす、今尙土人は城の平の葡萄始生地を呼び取苗代と云ひ、城正寺の雨宮を以て栽培家の首祖とす、但し勘解由を文治年中の人と傳ふるは疑はし、元和の初め甲斐德本と云ふ老醫、雨宮氏の祖先某に就て、葡萄の功用を說きしより、此の物國人の注目する所となり、勝沼、市川の各所に分栽せらるとも傳ふ、正德中には岩崎の葡萄畑のみにて五丁步ありしとぞ。

還館作　　　物　　　徂徠

甲陽美酒綠葡萄、霜露三更滿客袍、須識良宵天下少、芙蓉峰上一輪高、

氷川神社（ヒカハ） 國志云、岩崎の氷川明神に、稀有の古棟札あり、「至德二載乙丑、六月一日、前筑前守源武政、前讃岐入道道安兩人、爲本願、建立遷坐、至于今月今日、七十七季也、夫當鄕之內、總領分政所、小澤入道沙彌知才、庶子分政所、諏方部左京亮信政、俱取綱要、專祈跡部上野介景家、身心勇猛、而永爲武家棟梁、子孫繁榮、而正爲武門樞要」云々、舊史の缺を補ふに足る。

西山梨郡

西山梨郡（ニシヤマナシ）

甲府南北の地にして、今面積十四方里、人口市部三萬五千、郡部一萬八千、一市八村とす、市郡ともに治所を甲府に置く。本篇は地形を相し、中巨麻郡の現管なる睦澤、吉澤、宮本の三村をも本郡に移す。

西山梨は明治十一年、東山梨と分離し、近世北山筋、中郡筋、萬力筋に屬せる諸村を統めたり、古の巨麻郡青沼郷、山梨西郡表門郷の地とす。

北山（キタヤマ）

舊筋の名稱にして、甲府の北なる山村を總べたり、今の北巨麻郡穗坂の邊より、中巨麻郡志麻庄龜澤郷、また西山梨郡小松、鹽部の邊へかけ、甲府、中郡筋に交界す、田額三萬三千餘石、領村七十八と云へり。本篇は中巨麻郡の現管なる、龜澤郷四村を西山梨郡の下に係く、是れ荒川の水源にして、地勢中巨麻に入らざるを以てなり。

(忘川)

荒川（アラ）

金峰山、奥千丈山に發源し、南流吉澤村に至り、龜澤川を併せ、稍東南の方位を取り、甲府市街の西を過ぎ、笛吹川へ入る。遠源より龜澤川交會に至る凡七里、以下平夷に就き三里とす、此峽谷に御嶽あり、樹石洞泉の奇勝を以て著る。

國志云、峽中紀行に「荒河、古曰忘河、壬生忠岑所詠也、蓋字由草書誤」とあれど疑ふべし、凡中郡筋は古より、河道の流轉定まらず、慶長明曆の間に及び、今の形狀定まる、されば常に水なくして雨ふれば暴漲す、故に荒川と云ひ、又雨歇めば涸れて水絶に殆ど忘れたるが如き狀もありしならん、忘川とは之を謂へる歟。

龜澤（カメサハ）

今睦澤（ムツサハ）村と改む（中巨麻郡管内）荒川の一支谷にして、茅（カヤ）が嶽、金が嶽の東側にあたり、溪源は卽御嶽なり。近世龜澤郷と云へるは、荒川の峽谷、巨麻郡の管内に係るものを總べし如し。

龜澤天澤寺は曹洞宗、舊寺領二十五石、文明五年、僧鷹嶽宗俊開基とぞ、飯富虎昌の重修とも云ふ。

福澤（フクサハ）

今齋澤、神戸、安寺（アデラ）などと合併し、清川村と改む、睦澤村の北にして、茅が嶽の東麓にあたる。〇國志云、獅子岩は安寺に在りて、高さ數拾丈、清澤川に臨めり、耳目鼻口頗具足し、其上に卉木暢茂して毛髮に似たり、其下に獅子瀑あり、高二丈餘、級をなす者三四、屈曲して落つ、深潭あり獅子淵と稱す、周四拾五六歩なるべし上流に小瀑布數所あり、服元喬の詩に「珠樺龍王水、坐開獅子村」と云ふ、此境を龍王に對せるなり。

(安寺)

御嶽（ミ）

金峰山の支脈なる一嶺にして、荒川の峽谷に隆起し、標高八百八十米突、金が嶽の東に並立す。山頭に藏王權現を祭り、和州吉野の峰入に擬し、修驗者の行場たり、今に其靈異を稱し、富士淺間宮に亞ぐと云ふ。甲府より登拜するものは、荒川の峽谷より入る、山路四里、天保中、猪狩閒右新道を造る、今嶽邊を宮本村と改む。

御嶽の新道、一路斷崖束ねたる如く、覺圓峯時に左し時に右す、而も路の迂徐宛轉するを知らず、接待亭傍に碑有り、七十許なる老人の像を刻す、骨格匪凡なり、乃ち新道を闢く所の閒右の像也、閒右は黑町爲り、自錢財を捨て斯道を闢く、豈巨靈手を斯人に假り、以て千年未發の業を扶けし歟、路又左右に轉じ、巖腹を廻りて而て下る、石壁突出して道に當る、墜つる若くにして復停る、左に巨石ありて之を受く、其中數人の來往を通ず可し、青苔紫草石上に縈絡す、幾千年の物なるを知らず、是れ所謂石門也、石門を過ぎて而して左すれば、大石懸嵌、左に奇峰有り、拔起して頭上を壓し、猿鳥も亦攀づる能はず、乃覺圓峰也、此れを過ぎて而北、巖徑狹深、蜿蜒として上る、華表有り朝天門と曰ふ、是れよりして下る、林中に入り、荊榛を披いて進む、雪虹瀑を觀る、又少しく北して左せしに、巖石突怒し、水流交衝し、左盤右激澤林壑に震ふ、巖を貽巖と曰ひ、瀑を仙娥と曰ふ、又行く數折、則地夷に、茅舍竹屋、處々點綴す、猪狩村と曰ふ、又行く里餘、石磴數百級、之を登れば廟宇巖嶐にして、樹林の間に掩映するを見る、乃嶽祠也。

御嶽神社（ミタケ）

御嶽に在りて、吉野金精明神を勸請し、また藏王權現をも摸し、本宮奥院を金峰山に置き、峰入の修行を爲すこと、一に吉野に同じ。社家を千日と云ふ、卽大夫なり、神事修行の徒百餘戸ありき。近世此社を以て延喜式、山梨郡金櫻神社に牽强する事と爲る。

名勝志云、御嶽權現金性大明神は、日本武尊也、本宮藏王權現の山宮は、金峰山に在れば、此なるを里宮と云ひ鎭座年代不詳、相傳ふ、式內の金櫻神社是也と、社領十石餘、山林凡七里許、寺家社家數多あり、文祿年中、淺野侯の時造營せり、櫻大門とて古木多し、隆辨僧正の歌に、

いにしへのよし野をうつすみたけ山さてそこかねの花もさくらめ、

とよまれけり。〇神祇志料云、金櫻神社、今御嶽山に在り、藏王權現と云ふ、蓋大和國金峰神を遷し祭る。〇按に、書紀通證に、金櫻神は淺間神に同し、卽木花開耶姬命なりと、云ふは誤れり、是は金櫻の櫻字に因みて、取違へる者とす。又名勝志以下の諸書に、御嶽神を金櫻神と云ふは、全く隆辨の歌意を採り「黃金の花さく」と云ふに據り、斷定せるに過さず。此歌は夫木集に載せ、相模國御岳へ、鶴岡八幡宮別當職隆辨の奉納せるものにて、

相模に御岳なければ、箇は甲斐の事と爲すべきも、式内金櫻神の證にはならず。吉野の御嶽藏王が「黄金の花さく」てふ典故にあたることは、金精明神、金峰山と云ふにて明白なれば、金櫻と相干與せず。且此山谷は和名抄、山梨郡の境内にはあらず、巨麻郡の内とす、別に東山梨郡に金櫻社の遺跡あれば、相混すべからず。近時御嶽の社頭の老櫻に金櫻の命名を爲し、又大門の並樹を櫻大門と云ふに附會して、式内の遺跡を云々するも、論證採り難し。

徑開八十八盤連、櫻樹成行夾兩邊、此地高寒春尙杳、江城已過牡丹天、　友野霞舟

黑平（クロダヒラ）　今宮本村の管内とす、舊御嶽神領十石、山林方四里の境内にして、御嶽の陰、黑富士（クロフジ）の下に在り。

勝山記云、享祿四年正月、浦殿、栗原殿は屋形をさみし奉て、府内を引退、御嶽へ馬を入、信州諏方殿を頼候て府中へ向、河原邊にて軍あり、浦殿打負、栗原兵庫殿、諏訪殿打死、五年九月、浦信本城を屋形へ渡し、膝下へ御詰被食候。

吉澤（キッサハ）　今吉澤村と云ふ、（中巨麻郡管内）御嶽の南、荒川の谷中にして、御嶽の東に隣る　吉澤の天台山羅漢（ラカン）寺には無數の石塔散亂す、古時の滅罪所と見えたり、五百羅漢の木像あり、寺後山中の小堂に安置す、皆朽枯すれど實に千歲の物也、作工詳かならず、天造の石橋あり、是れ山號の所據也、惣て羅漢峯と云ひ、御岳中腹なり、大通舟和尙の詩あり「北岳崔嵬羅漢窟、金環鳴月去飛鷹、岩幕芸消藏神用、梵唄時聞五百僧」（國志）

(羅漢寺)

帶那（オビナ）　今千代田村と云ふ、吉澤の東にして、荒川峽谷の中なり、帶那の北なる、能泉（ノウセン）村と共に、西山梨郡の現管とす。

帶那山は、古府中の北方なる屏障にして、岡巒起伏し、東北より西南へ延き、千塚に至りて盡く。

千塚（チヅカ）　今千塚村と云ふ、荒川峽谷の口に當り、甲府の西北に接す、此名は古墳より出づ。

國志云、千塚村の加牟那塚は周廻百間餘、窟口は南へ向へり、高九尺橫一丈、深十間、左右石壘にして、上を蓋ふに巨石六枚を以てす、石室の最大なる者なり、凡本村並に塚原、野中に無名の古塚多し、蓋村名の所起なり、又羽黑村に石室三所あり、大塚、小塚、新家塚と名く、又明峯山の顚に、石塚の上に石塔を立たるあり、古墳と見えたり、和田村に法師塚、長塚と云もあり、湯村の鹽硝庫も古の石室を其まゝ用たるなり。

鹽部（シホベ）　今千塚村の管内とす、武田の一族に鹽部氏、飯田氏あり、武田四郎有義を鹽部の祖とす。飯田（イヒダ）は鹽部の餘裔にて、其地は今甲府市街へ入り、荒河磧を飯田川原とも稱す。

(飯田)

甲陽軍鑑云、大永元年、武田信虎廿八歲の時、駿河クシマと云武士、今川を輕しめ、結句甲州を取て、己が國にせんとて、駿遠の人數を引具し、甲州飯田河原まで來り、六十餘日陣を張る、其時家老荻原常陸、武略を以て勝利を得給ひ、大將クシマを討取、（クシマ或はフクシマと呼ばる、福島兵庫正成）

曾事本紀に、甲斐國造、鹽海宿禰といふ、今の鹽部は鹽見の訛にて、鹽海に同じ、保元物語、官軍勢ぞろへの條に「かひにはしほみの五郎、同六郎、」「御曹司爲朝のために甲斐の國の住人、鹽見の五郎射殺さる」云々、大石寺本の曾我物語「建久八年富士野裾、伊出の屋形、云々、甲斐國住人の中に遊美彌五郎、同六郎兄弟八人」とあり遊美（シアミ）も鹽見の轉なり。

(鹽見)　(遊美)

湯村（ユムラ）　今山宮、羽黑と併せ、大宮と改む、千塚の西北に接し、荒川の一岸とす。溫泉あり、島湯（シマノユ）と云ひ、此邊は荒川の西南岸の地と共に、往時志麻（シマ）莊の中なり。

(湯島)

島湯は鷲の湯、熱百十度なるを第一とし、是は大覺禪師（東光寺）の發見と俗談すれど信じ難し、野の湯、溫九十九度、古來病馬を入浴せしむる者是也、鹽澤寺の新湯、溫九十二度、以上浴舍の傍に客棧數戶ありと雖、鷲の湯最清美なり。○天文十六年、武田晴信、上田原の合戰に負傷し、島湯にて平愈す、又寛永年中、前知恩院門跡、良純法親王の當國に流寓し給へる時、島湯に暫止宿あり（甲鑑、國志）甲府の西北一里。

古府中（コフチウ）　今相川（アヒカハ）村と改む、甲府の北なる高地にして、岡巒三面に環り、相川、濁川の二溪此間に發す。（相川は飯田に至り荒川へ入る）卽武田氏の故墟にして、甲鑑等の書に甲符と云ふもの是也。勝山記王代記に據れば、永正十六年、武田信虎始て此に築き、孫勝頼、天正九年まで此を府城とすること、理慶尼記に見ゆ。天正十年、武田氏家亡び、織田の將河尻肥後守鎭吉の來るや、仍此に居り、古府の稱起る。德川氏の本州を經畧する、又古府を以て治所とす、文祿中に至り、一條の新甲府成り、武田氏の故宅全く墟と爲り、躑躅崎の古城（フロシロ）と稱す。

(相川)

躑躅崎館址（ツツジガサキ）　古府中の城址是なり、甲府の北半里。○國志云、古府躑躅崎の城址は、全く平坦地に就けり、凡東西百五十五間、南北百六間、土堤高一丈許四方に塹あり、門四所、區域を別て三區とす、門堤あり左右の石壘最も低し、松樹草莽の間に、石面四五尺以上の者數枚あり、假山の迹と見えたり、法性大明神の小祠を置く、西北隅一層の臺址、毘沙門堂なりと云傳ふ、諸殿舍の跡にも、瓦片を見ず、古人の素朴推して知るべし。○山梨鑑云、躑躅が崎の古城は、回字形にして、東西約百二十間、南北約七十五間、東西の二區に分ち、門堤其中間に位す、其端門の東面は躑躅が崎山に對するを以て館名とす、武田氏三世の居址なり。又云、天正十年三月、織田氏の兵本州に入り、武田氏滅す、六月州人蜂起し、織田氏の將を殺し、郡邑主なし、北條氏直兵を出し之を圖る、德川

家康又其將に命じ甲州に入る、七月家康右左口路より軍を進め、遂に氏直と逸見に戰ひ、氏直志を得ずして去る、家康古府に留まり政事を行ふ、大抵武田の舊制に循ふ、遺臣故士來屬する者多し、十二月、平岩親吉を古府の城代とし、全州九筋を統べしむ、又鳥居元忠を谷村城に置き、郡內を鎭め北條氏に備ふ、十三年、家康命じて一條小山の道場を他に轉じ、新城を築かしむ、十八年、豐臣氏家康を江戶に移し、甲州を收めて羽柴秀勝を封す、（是歲、德川家の代官伊奈熊藏九筋を檢地す）翌年、秀勝美濃國に移され、加藤光泰之に代る、光泰朝鮮役に死し、淺野長政本州を賜はる、文祿三年、淺野の將長吉、新城を落成し、古府の士民を擧げて、一條に移す。

いざや信玄公の舊城見むと、人々さそひ行く、昔の形まさしく殘り、築地、礎、花園の畔、塘の獨梁、かしこは矢倉、富士見の御殿、かばかりあれはてにし事の悲さよ、さすがに名將の餘波、いまだ靈威の留まればや、野飼の牛馬も、石垣のうちへは許さずとなむ、

夏草やありし富士見の玉の床、　三千風

峽中紀行云、躑躅崎故城、方僅二三百弓、東都一侯第大耳、壘石不存、塹皆湮沒、唯土城崚嶒乎、形勢若有也、口凡四、以其東者爲端門、而內城一層臺址、在其西北隅、極卑矣、嗚呼以機山之英武、而擁五州兵、威震東諸侯、莫敢有抗者、乃若是其陋也、可謂能以國爲城者矣、後主之不能學之、宜哉乎、

按に、甲鑑に、天文十六年、晴信公八幡社參回廊にて、山本勘助を召呼ばる云々、又十八年八月十五日、八幡宮流鏑馬の事見ゆ、是は躑躅崎館の西に、其社ありしを、文祿中に至り、一條の新府へ移さる。又同書に「天文二十年、晴信公法體、法正院機山德榮軒信玄と號せられ、永祿九年、大僧正の綸旨を賜り、後七年の間は一入清僧の如く、護摩灌頂有て、毘沙門堂を建てられ、顯密の教專也」云々、「永祿十一年二月、太郎義信公の御殿をやぶり、其跡に挾み築地高門、何れも檜皮葺、如何にも結構なる普請にて、毘沙門堂を建給ふ」云々、此堂址尙辨せらる。○甲鑑云、甲府に三日市場、八日市場とて、口市の立つ町あり、三日市場に鹽屋彈左衞門と云町人あり、淨土宗の尊體寺と云ふ寺の脇坊主より金子をかり、云々、又云、甲府れんじやく小路の酒屋云々、又符中穴山小路に、新立寺と申日蓮宗あり、云々。

大泉寺　古府中に在り、曹洞宗、舊寺領三十一石、一州八百餘寺の總錄所とす。武田信虎、大永中創建、天桂禪長和尙の開基也、二世吸江英心は、信虎の舍弟たり、信虎以下三世の墓闕あり。

御供の數云、夢山を下りて、大泉寺といふに至る、こは武田信虎建てし寺なり、靈屋あり、其中に墓標と覺しき五輪の塔あり、其前に信虎、晴信、勝頼の木像三つあり、信虎信濃國高遠にて身まかられしかば、柩をこゝに納めしといへり、信玄の墓は相川村の內、岩窪といふにあり、傳へて云、信玄、元龜四年四月、三河の陣中にて失せたるを、其頃隙をうかゞふ敵四方に夥多あれば、其事を秘して、竊に家臣土屋右衞門尉が家に送りて火に燒き、三年が程は其家に殯す、其火に燒し所すなはち岩窪にて、眞の骨は大泉寺に葬りたりとぞ。

謁機山公祠　大窪　詩佛

不啻威名重、可知風教敦、三章猶舊法、四塞自雄藩、城破闢門在、人亡金幣存、至今祠宇裡、不敢隳蘋蘩、

小松　今相川村へ入る、小松は往時庄號にも呼びたりといふ、小松に相接して和田、塚原あり。塚原の惠運院は曹洞宗、大永年中、武田信虎、雪田和尙を招請せし地とぞ、近世まで寺領十三石。

法泉寺（原塚）　今相川村和田に在り、臨濟宗、舊寺領五十四石、山林廣し、佛殿亦壯麗なり。元弘年中、武田信武、僧月舟と協力造立し、夢窓國師を推して開山とす、信武の墓あり、此人卽武田家中興の祖とす。

積翠寺（要害）（石水寺）　相川村の管內にして、東は東山梨郡へ踰る、相川、濁川の源なり、山中に要害と字する地は、武田氏の置きたる城塞址とす、峰に倚り郭を設く。大永元年駿河勢亂入の時、信虎夫人此に籠居たるに、晴信生れたりと、石水寺物語に見ゆ。○甲鑑云、甲州四郡の內には、城郭を構へず、堀一重の御館に御座候、但御館二十町計りかなたに、石水寺の要害とて、山城一つ有之、是迚も形の如く屏も懸ず候得共、是が本城の樣なるものなり、さるにつき信玄公御前にての取沙汰を、石水寺物語と申候。

積翠寺は又石水寺に作る、臨濟宗、舊寺領七石餘、夢窓の弟子竺峰之を開く、一書に文明中、宗英和尙之を開くと、又曹洞宗興因寺あり、舊寺領二十五石、拈笑和尙開基。（信州龍津定津院參看）

岩窪　今相川村の管內とす、古府中の東に接し、間光院在り、此寺は小石和成就院を、永祿中に移したる者にて、境內に信玄夫人三條氏の墓存す。○天正十年六月、本能寺の變報の逹するや、州人蜂起して古府中に迫り、河尻肥後守鎭吉を圍む、十五日遂に鎭吉を岩窪に殺す。

永慶寺址　岩窪に在り、寶永中柳澤氏の盛滿にあたり、之を營み修福の場を爲せしが、享保九年之を撤毀す。當時柳澤氏甲州八景の題目を選み、京都貴紳の詠歌を請へる時、龍華山の秋月「名にし負はば嶺なる秋の月やしるりの曉の花のひかりも」と見ゆ。○國志云、永慶寺は岩窪村東にて、信玄火葬場の邊に在りしなり、今盡く墾きて陸田とす、寶永中松平美濃守吉保創立して、壽藏所とし、建築は黃檗山に準擬し、七堂伽藍莊嚴美麗、凡三萬兩を費したりとぞ、正德四年、吉保卒す、乃此に葬る、子甲斐守吉里家を繼ぎしが、享保九年、和州郡山城へ得

替の時邇に寺宇を毀ち、吉保夫婦の石塔肖像をば、惠林寺に遷し、堂宇門廡は府內其他の諸寺へ頒與したり、是れ新建の寺なれば、斯くの如く毀たれたる者と云ふ。

甲府（カフフ）　今市制を布く、人口三萬五千、一州の都會とす、東京を去る三十六里、鐵道架設中也。九筋の中央に居り、荒川を西南に帶び、濁川を東北に流し、地勢北に高く、金峰御嶽を仰望す。岡𡺸を愛宕山と云ひ、積翠寺山の尾崎とす。

甲府　　　　黃石

乾坤戰伐憶當年、地勢方知割據便、一水西南環絕境、
獨峯東北湧中天、風聲夜愕鼓鼙戍、雲影晴疑旗旆懸、
蓋世英雄蹤可弔、蕭々古壘鎖寒烟、

甲府は文祿中の開置に係り、古府中に對し新府とも號したり、舊一條小山と稱し、巨麻郡青沼鄕の域內とす。慶長中、大久保石見守長安、代官の首席に居り、州事を專決す、(長安は武田家の猿樂師、大藏大夫の子なり、初名藏十郞、德川家に仕へ、伊奈熊藏と共に、民政租稅の事を掌る)州內の金鑛を開き、佐渡の金工を召し吹所を建つ、(鑄造の貨幣を甲金と云ふ)元和以後、町檢斷、松木五郞兵衞金座役を命せられ、子孫相續して元祿中まで金座を預かれり(吹所址、今佐渡町と云ふ)寶永二年、柳澤美濃守吉保に甲府城を賜り、州內の田十五萬石を附せらる。吉保甲斐は祖先の地たるを以て、子孫百世の基を固うせんと欲し、首に府城を修理し、郭の內外を整ふ。士民百工の力を伸べんと想ふ者皆城下に集まる、甲府の充實、蓋此時に在り。數年にして柳澤氏轉封、一州復幕府の公料と爲る。甲府幷に石和市川に各代官を置かれ、民政を掌る、其甲府代官の管內は、田額十二萬石許なりしとぞ。

山梨縣廳（ヤマナシ）　甲府錦町に在り、本州九郡一市を管轄す、人口四十八萬、明治維新の初めには、少時甲府縣とも稱したり。戊辰の歲、舊城勤番役所を以て、鎭撫府に充てたるに始まり、沿革して縣廳と爲れるなり。

甲府城址（カフフ）　布街の中央、稍北に偏す、方四町許、謂ゆるヒラジロなり、其西北は舊士卒の住巷にして、外郭の狀を爲す。文祿中、國主淺野氏の築造に起り、寶永、享保に至り、柳澤氏修營を加ふ。享保以後幕府衞士(勤番と稱す)を置き、其統領を勤番支配と云ひ、二人、每四五年に交替す。慶應中に至り城代を置く、戊辰の變に、西軍中山道を下る者、諏方に至り、急に支隊を出し甲府に入る、城代之を見て脫走、府城西軍の收むる所と爲る、後廢す。

地志提要云、甲斐は豐臣氏(文祿三年)淺野長政を封し、小山に城て治とす、(今の甲府)關原役畢り、德川氏長政を紀伊に徙し、平岩親吉に甲府を賜ふ、慶長八年德川義直を全州に封し、親吉を以て其相となす、尋て之を尾張に徙し、大久保長安等を奉行とし、州事を管す、元和二年、德川忠長を封す、寬永九年國除し、大久保忠成を以て府中城代とし、秋元泰朝を谷村に封す(壹萬八千石)慶安中、城代を罷め、全州を德川綱重に賜ひ府中に鎭す、子綱豐(後家宣)入て將軍綱吉の嗣となるに及び、柳澤吉保を封し、秋元喬朝を川越に徙す、享保中、吉保の子吉里郡山に轉封し、勤番支配を置き、士隊騎步卒を統べ、府城を守らしめ、代官をして民政を分掌せしむ。

甲府溫泉（カフフ）　近時明治十一年、府內愛宕町に微溫泉を發見し、浴舍の設備を爲ししより、近地各所に鑛泉の探求を爲し、遂に市中十餘所の發見あり。今九十度許のものを最高溫とし、冬時は火熱を加へ澡浴に供せらる。

一條（イチデウ）　甲府舊城の地、即一條小山と云ひ、文祿中まで一蓮寺此に在り。相傳ふ、武田氏の族、一條氏の舊邑にて、文治年中、一條次郞忠賴、鎌倉に掩殺せらるるの後、夫人某故宅を轉して道場とす、即一蓮寺の濫觴とぞ。(名勝志、國志)一蓮寺舊記に「一條鄕內、壹町三段、佐分彌四郞觀阿、寄進、觀應二年」など見ゆ。佐分（サブリ）も此邊の地名ならん、佐分利とよみ、方言燒畠を曾利（ソウリ）とも、反（ソリ）とも云ふは、蓋同言とぞ。

(佐分)

甲府八幡宮（カフフ）　舊府城の北にして、今相川村の管內とす、門前を宮崎町と稱し、舊社領二十六石。○國志云、承久中、武田信光初めて石和館に八幡神を勸請したり、之を嘉應元年留守所の補任狀に國衙八幡と書す、永正十六年武田信虎躑躅崎に移居するや、神宮を其館西に置く、文祿年中三遷して新府の北に移す、云々。

長禪寺（チヤウゼン）　甲府の東北、愛宕山の下に在り、臨濟宗、天文中岐秀和尚中興す、初め巨麻郡大井鄕鮎澤村に在り、正和年中夢窓の開基なりしを、信玄の時其母大井氏を此に葬り、寺を移建す、山林廣し。○甲鑑云、甲州にて關山派の寺多しと雖、先惠林寺、長禪寺也、信玄惟高策彥兩長老へ、宗旨定めの相談ありし時、宗旨の儀は、妙心寺派に御究め、長禪寺岐秀へ參學可然と申上る。○長禪寺の鎭守白山權現は、白根の山神にて、大井鄕より移したる者とす、近時白根は古歌によめる甲斐が根なれば、此神即甲斐奈社なりと說く、然れども延喜式甲斐奈社は、山梨郡に列すれば、白根の山祠と混じ難し。

眞立寺（シンリフ）　甲府の東に在り、濁川に近し、日蓮宗、大永二年身延山十三代日傳、古府中に建てたりしを、後今の地に移す。相幷びて尊體寺（ソンタイ）あり、又大永中、古府柳小路に建てられし淨土宗の念佛場を、此に轉したる也。甲鑑に「甲符穴山小路の新立寺といふ法華寺に、甲斐は申すに及ばず、近國にもさのみ多からざる紅梅のありける」事を錄す。

一蓮寺（イチレン）　甲府の南郊に在り、遊行念佛の名道場にて、元は一條小山に在りしが、築城の時此に移さる。近年又其寺內を割きて公園を開かれ、太田園と名づく。○一條一

蓮寺は正和元年、武田時信の弟、法阿上人の建立にして時宗を奉ず、朱印田百八十石を傳へ、稲久山一條道場の願額は、東山院天皇の宸筆なり、寺宇は文化炎上の後完からず。(名勝志、國志)甲鑑云、信玄公の時、時宗一蓮寺にては、歌の會をも被遊、永祿九の春、大僧正の綸旨下る、其頃一蓮寺にて歌の御會あり、折節都より菊亭殿下り給ひ、其日御案内もなく、不慮菊亭殿一蓮寺へ御出なされ、信玄公不斜御大慶也。○一蓮寺鎭守、正之木稲荷は、今稲荷神社と改む、稲積は舊庄號にて、中郡筋荒川左右にわたる名なり。

光澤寺(クワウタク)　淨土眞宗東本願寺の別院なり、一蓮寺の西、青沼村に在り、(今市内へ入る)舊名長延寺。○名勝志云、天文年中、相州鎌倉郡常葉村長延寺を、甲府へ移され、寺領二百貫文を賜ふ、天正兵火後、今地に移し、改めて本願寺の別院とす。國志云、長延寺々嗣實了は、上杉管領家の一族にて、信玄公に寵任せらる、二代顯了は信玄公の孫にて、元和元年罪あり刑せらる。

遠光寺(ヲンクワウ)　舊村名にも呼び、青沼村の南に在り、今市内へ編入せらる、日蓮宗。寺說に建暦三年、加賀美次郎遠光の開きたる禪院なりしが、後世法華に轉ずと、近世寺領二十石。

青沼郷(アヲヌマ)　和名抄、巨麻郡青沼郷、訓安乎奴萬。○今甲府南北の地にして、荒川の兩岸にわたる。中世の一條郷、志麻庄、小松庄など云へるは皆青沼の域内なるべしと。(國志)青沼の村名は、近年まで、甲府の西南、荒川の邊に存せしが、今市内に編入せらる、青沼の南、稲積庄も此郷内なりしか。

小瀬(コセ)　今油川(アブラカハ)、落合などと合同して山城(ヤマシロ)村と云ふ、甲府の南一里半、濁川の西岸とす、小瀬に接して住吉村あり。

東鑑に「承久三年七月廿九日、小笠原次郎長清、於甲斐國稲積(イナヅミ)庄小瀬村、刑入道二位兵衛有雅」と云ひ、源有雅は當時京都官軍の與議者たりしが故に、誅殺にあへり、俗說、小瀬の藤塚は有雅の墓なりと傳へ、又毎年七月、九曜の靈形、油川の井に現出するとて、村中に小社を建て、有雅を祭ると云へり。(名勝志)稲積(イナヅミ)庄は、荒川の東西諸村をすべたり、中郡筋の大庄なるが區域明了せず、又油川は、甲鑑に、信玄公油川腹とあれば、其妾腹に此地名を稱せる者ありし也。

(稲積)　(油川)

蓬澤(ヨモギサハ)　今西高橋、七澤等、濁川東岸の諸村と合併し、清田(キヨタ)村と云ふ。○產業事蹟云、甲州笛吹川の畔、河流壅塞して、平常水患を被るもの九村、蓬澤、西高橋の二村最甚し、元祿中、田園變じて池沼と爲り、多く鯽魚を產するに至る、代官櫻井孫兵衛政能、民庶の疾苦を察し、濬治の計を幕府に以聞す、元祿九年、政能新に渠道を通し、土堤を築くこと二千百五十間、其廣さ四五間より六七間に至る、以て濁川を導く、渟水一旦に排泄して田圃悉く舊に復す、府中魚町の富民、山口官兵衛信章(素堂と號し、俳諧を善くし、桃青と友善なり)政能を輔けて治河の功あり、村人之を德とし、生祠を蓬澤南庄塚に建て、櫻井山口二人を祭拜したりとぞ。

濁川(ニゴリ)　積翠寺山の溪流、甲府に入り、市街の諸溝を併せ東南に赴き濁川と云ふ、蓬澤の南、油川に於て笛吹川へ入る。吹笛川の河瀬に沙礫堆積して、年々嵩を加ふるが爲め、濁川壅塞渟滯の患多しと云ふ。

表門郷(ウハト)　和名抄、西山梨郡表門郷、訓宇波止。○今里垣村甲運村にあたる、甲府の東にして、甲運に和戸(ワト)の里名のこる、即表門の訛とす。凡本州八代郡表門神社、巨麻郡宇波刀神社あり、式内に列す、其八代郡なるは今所在疑はしと雖、巨麻郡なるは上手村に存す、上手即表門の訛とぞ、名義不詳。

板垣(イタガキ)　今は里垣(サトガキ)村と改む、甲府市街の東端に接す、大日本史「源有雅傳曰、承久之敗、小笠原長清、押至甲斐國板垣、將斬、有雅以與政子有好、乞宥請往報、長清不聽斬之」云々。○板垣氏は甲斐源氏の一派にて、武田信義の二男を板垣三郎兼信といふ、東鑑并に大系圖に註す、太平記には板垣三郎左衛門あり、甲鑑には信形あり、後世板垣庄の名もあり。

善光寺(ゼンクワウ)　板垣の北に在り、淨土宗、舊寺領三十石、山林廣し、武田氏信州善光寺に擬して之を造る、信州善光寺大本願、鐙空皆淨尼の開基とす、一時信州の本尊を此に移置したること諸書に載す、文祿中の國主、加藤光泰の墓あり。○永祿七年、武田氏信州善光寺の本尊を甲州に移し、板垣に寺宇を營む、天正十年、織田氏東征の時、其佛像を取り去りしが、翌年歸寺せしむ、慶長二年、豐臣氏更にその本尊を京都大佛殿へ移さしむ、後又信州へ返されしとぞ。

家忠日記云、天正十年三月、甲信へ信長御打入の時、甲州善光寺を上之介美濃へ御移候を、御父子御生涯の間、又甲斐國へ御かへり候とて、十一年六月五日、岡崎迄御越候。

善光寺如來之儀、御靈夢之子細在之而、大佛殿え遷座事、被仰出候、然者從甲斐國、大佛殿迄路次中、人足五百人、傳馬貳百卅六疋宛、可申付次第事、云々、(慶長二年六月、豐臣家朱印狀)

東光寺(トウクワウ)　板垣の北にして、村名にも呼びたり、舊寺領十石、山林三十五町、臨濟宗、武田義信(信玄長男)の墓あり。此邊を夢山(ユメヤマ)と云ひ、歌枕名寄にある、「都人おぼつかなさに夢山を見るかひありて行き歸るらん」を引く。東光寺は寺說に、大覺禪師(道隆)の開基と傳ふ、釋書に「道隆住相之建長寺、徙屬中有流言者、因此有甲州之行、北地之胥吏氓黎、幸降之寵渦、隆亦曰、我爲踰海入此國是我弘道之素也」とあれば、其時歟。○東光寺に延命湯

と稱する鑛泉あり、七十六度の微温を保つ、浴舍の構造僅にあるのみ。

(夢山)

名勝志云、酒折、夢山より古府躑躅が崎の館址へ通ふ舊路あり、善光寺の邊を過ぐ、古歌に「苔衣かへさでねやの起臥に見る夢山はうつつなりけり」、法城寺、稻積國母地藏堂あり。○今法城寺廢し、東光寺に本尊地藏を收む、此地藏は昔國母上條（カミヂウ）に在りしなり、甲陽軍鑑に「上條法城寺は、嵯峨の策彦和尚五年の間住持也、甲州上古は湖なり、上條地藏菩薩の誓にて、南の山をきりて、一國の水悉く富士川へ流れて、平地となるに因て、上條地藏堂とは申せとも、水は土と成ると云ふ諺にて、法城寺と申す、此寺破れは甲州は衰微なり、末代迄も甲州の太守當寺建立あるべし」云々、法城とは北條にて、上條と共に稻積庄の國分の謂か、上條の邊に西條、中條、下條などあり、○御作之數云、夢山に今社あり、事比良の神を祭れり、打見渡せば、躑躅崎の城の廓の中に麥赤らみ、つゞり〳〵の礎のあと、眼の下に見えわたりて、繩張のさま能く知られたり、

刈り殘す麥の穗なみに風すぎて夕さびしき礎の跡、

今此登れる所は、信玄遊覽の亭を構し處なりといへり、

昔への跡は名のみになり果てゝ、現に立てる夢の山哉。

(酒依)

酒折（サカヲリ）

今里垣村の管内とす、板垣の東に隣り、石和甲府の中間とす、東北萬力筋へ赴く岐路あり。國志に當國の九筋の路首は、皆酒折に發せりとあれど、信け難し、地理合はず。

國志云、酒折は中世訛りて酒依（サカヨリ）にも作りたること、天正、慶長の書にも見えて、氏族名に稱する者あり、今は酒折に作る、皆假字なり、酒折の宮は、其祭る所は日本武尊なり、舊社は山の中段に在り、古天神と稱す、玉諸神社の址も、此上の方に在り、麓より續きて石室の存せるもの多し、櫻井村の山内には十四五所、其他松本、鎭目等の域内にも多くあり、大者七八間、小なるものは四五間廿人許を容る。○酒折神社は酒折八幡宮の境内に小祀を存す、別に北方四五町許に石の小倉（ホクラ）ありて、酒折天神と云ふ、此地を日本武尊の行宮の遺址と傳ふ、蓋宮址を轉じて八幡宮を置けるならん。○景行紀云、日本武尊、既平蝦夷、自日高見國還之、西南歷常陸、至甲斐國、居于酒折宮、時擧燭而進食、是夜以歌之、問侍者曰、

にひはりつくは（新治筑波）をすぎていくよかねつる、

諸侍者不能答言、時有秉燭者、續王歌之末、而歌曰、

かがなへてよにはこのよひにはとをかを、

(酒折宮址)

即美秉燭人之聰、而敦賞。○天正十八年東國陣道記云、日本武尊、甲斐國酒折宮にて「新治筑波云々」これを連歌の初めとは申すなり。（熱田大神宮寛平緣起には酒折を坂折（サカヲリ）に作る）○御作之數云、こゝに本居翁の酒折宮壽詞を、平田翁の手して書かれたる石碑立てり、又山縣昌貞の漢文の碑あり、昌貞は呼名を大貳といひて、此國の人なるが、朝庭の衰へさせ給へるを甚く慨きて、其方に勉しみたるが、明和四年八月、德川氏の疑ひを受けて、藤井右門と共に殺されけり。

(坂折)

日本武尊、既平東夷、還次甲斐國酒折宮、此爲其舊趾有祠、享祀不懈者、千六百有餘年于今矣、昌貞等不勝景仰之至、樹石廟庭、謂爲之銘、嗚呼尊之懿德、千載之下、八埏之外、靡不被其化焉、若夫底績之著、則史籍歷然、此不復序、銘曰、維神開國、皇擧其綱、要荒未服、逞其強梁、偉哉帝子、是民之望、爰提神劍、經營四方、梟師授首、蝦夷來王、威德所及、莫不披攘、凱旋作詠、新墾之章、鏗鏘遺響、千載流芳、允文允武、盛化洋々、綿々洪趾、寰宇以康、

寶曆十二年、壬午夏四月、山縣昌貞謹撰、

國玉（クタマ）

今里吉と併せ、國里村と改む、酒折の南にして、濁川の東邊とす。國志云、國玉村は昔山梨、巨麻、八代三郡の交界中央なる故に、國魂の神を祀り、本州の第三宮と稱したり、此村に逢橋と云ふあり濁川に架す、里人大橋とも呼ぶ、汚流の來り集まる處にて池沼多し、古への橋の長さ百八十間に及べりとぞ、又此逢橋の傍に叢祠あり、日本武尊の子、稚武彦王を祭り、酒折より此祠前を歷て東し、黑駒御坂に赴くを、若彦路と云ひ、東鑑に見ゆ。○今按、國玉の三宮は古祠なれど緣由不詳、若彦路の說は採るべからず、酒折より國玉を經て、黑駒に向ふと云ふは地理に合はず、若彦路は石和より右左口を經て、駿州神野大石に出づるものを云ふのみ。

三宮神社（サンノミヤ）

國玉に在り、蓋甲斐國魂神を祭る、舊神領六十一石、名勝志に、延喜式、山梨郡玉諸神社にあてて、舊址は酒折村の御室山に在りしを、中世此に移したりと說く、或は然らん。玉諸とは、玉村もしくは玉森の義にて、國の御魂の社に因める地名たること想ふべし。

櫻井（サクラヰ）

今橫根、河田、和戶等と合併して、甲運（カフウン）村と改む酒折の東に接す。武田信玄の族親に逍遙軒信綱あり、此に居り櫻井を家號としたり。峽中紀行云、發府取道板垣、左有酒折宮、行五六里、至櫻井村。

和戶（ワト）

今甲運村の管内とす、笛吹川に近し、卽表門（ウハト）の訛とす。○和戶の在原塚は、在原滋春の墳墓也、滋春は業平の二男にて、文德帝の頃の人也、古今集に「かひの國に相知りて侍ける人とふらはんとて、まかりける道なかにて、にはかにやまひをして、いまいまと成りければ、よみて、京にもて母に見せよといひて、人につけ侍ける歌「かりそめの行かひぢとぞ思ひこし今はかぎりのかどで成けり」大和物語には「かひの國に至りてすみける程にやまひしてしぬとてよみたりける」とあり。（名勝志）

東山梨郡

東山梨郡 笛吹川上游の山谷にして、今面積三十五方里、三十二村、人口六万餘、郡役所は日下部村小原に在り（三十二村の中、田野、日影、木賊の三は東八代郡の所管とせらるれど、本篇は此に係けたり）

山梨郡 和名抄、夜滿奈之と訓し、其於曾、能呂、林戶、井上、玉井五鄕を東郡とし、石禾、表門、山梨、加美、大野、五鄕を西郡と爲したり。後世郡界混亂し、今は於曾、玉井、山梨、加美、大野を全東山梨郡とし、能呂、林戶、井上、石禾は東八代郡へ折入し、表門は西山梨郡の一部を成す。

山梨鄉 和名抄、山梨西郡山梨鄉、訓也滿奈之。○今岡部村、春日居村、平等村などにあたる、表門鄉の東北にて、笛吹川の右岸邊とす、石禾の舊國府と水を隔てて、其北に居る。

あしひきの山梨岡に行く水の絕えずぞ君を戀ひわたるべき、（續古今）

（鎭目）
山梨岡神社 今岡部村大字鎭目の山梨岡に在り、慶安元年の神領朱印狀に、日光權現と云へり、社頭に奇異なる一足の獸像を置く、之を夔と云ふ、此社は延喜式、山梨郡の官社とす、現存の社宇は、里人飛驒の工の造れるものとつたひたり。（國志、名勝志、山梨鑑）鎭目とは神祇の鎭座などより出でし歟、鎭目の南に接し、松木、山崎、寺本などあり。山崎は椿葉記に「永享二年、かふしう山前庄を御內書にて賜はる」と云ふ地歟。

甲斐が嶺にさきにけらしなあし引の山梨の岡の山梨の花、（夫木）甲斐にて梨の花を見て、　能因

（山崎）（國府）（寺本）
國分尼寺址 今春日居村の寺本の地にして、殊に寺本には址を傳へ、隣地國府とは蓋郡の訛なるべし、即山梨郡の郡家の地とす、鎭目に接す。○國志云、國分法華寺址は、寺本村の篁藪中に礎石あり、是七重塔の心礎なり、石面九尺に八尺、柱子の痕圓形三尺五寸、野中より古瓦の碎けたるもの多く出つ、古府は八代郡に在りしと見えて、彼所に國衙村存して、石禾鄕に接壤し、此より相距ると里許なり、此邑も笛吹川水路の北轉せざる以前は、石禾鄕の地續きなりけん、國分寺の舊址、加茂神社、熊野堂、立河不動の類、故ある勝跡の近側に圍繞したれば、往昔の盛事想ふべし、三社神幸の路も、皆此に在り、又應永中より文明に至り、本州の守護代、跡部上野父子國に跋扈せし時、巖下村の館に據りたる趣なれば、此所を廳舍とし國政を執り行しかば、守護職の治所をば國府と唱へたるにや、此國府村に守宮明神あり、これは式內、山梨郡甲斐奈神社にやとも云ふ。○名勝志云、鎭目村の菩提山長谷寺は衰へて、今は觀音堂、彌陀堂、聖德太子の小堂、仁王門のみ存せり、坊舍の跡處々に殘れり、又此麓より東の方七八町許に、寺本と云所有、往昔の伽藍の跡とて、塔婆の礎殘れり、又立川不動とて、大なる不動の像、小庵の中にあり、長一丈五尺許、坐像也、是往昔伽藍の時の不動なりと、予按るに、法華寺の跡なるべし、古墳もあり。

松本 今岡部村の大字とす。名勝志云、松本村十社明神は、式內、山梨郡物部神社なり、三代實錄、貞觀五年、授從五位下勳十二等物部神、從五位上、社山を御室と云ふ、眞言宗、大藏寺は舊物部神の宮寺ならん、草創不詳、應安三年、觀道上人中興したり、三層寶塔、大藏庫などありしが、其後兵亂に罹り廢壞す、寺領二十九石。

（川立）
加茂 今寺本、小松、桑戶などと合併し、春日居村と改む、即岡部の東に隣る。加茂明神あり、一蓮寺、貞治三年寺領目錄に「矢作鄉、賀茂經田五段」とあるは此社に係る事にやあらん、近世は三十石の神田をつたへたり（國志云、立川、又太刀川、竪河につくる、府中八幡宮の永祿番帳に、立河の禰宜とあるは、國府の守宮に當れり、天正十一年、加茂の御朱印に立河の內とありて、其地は加茂に在り、或は云ふ立河は館河ならん、其は笛吹川の古道此處より國衙、石禾の方へ向ひ流れしと見ゆればなり、廳所郡家を凡て館と稱すれば、其謂れに由れるにや。）

岩下 今落合、矢坪、山根、正德寺などと合せて、平等村と改む、春日居村の北とす。岩下は足利幕府の中世にあたり、國主武田家の衰頽にあたり、跡部氏此邑に據り、守護代職を領して權勢一代に張れりとも云ふ、應永文明の比の事歟。跡部駿河守、其子上野介と云ひ、武田家の信元、信重、信守、信昌の時とす。（岩崎氷川社參看）岩下に礦泉あり、溫九十度、湯戶あり、甲府を去る凡三里とす。岩下鎭目の諸所に塚穴多し、大約四十以上を數へらる、桑田中にあるものは、全く土石に埋められたり、森林中にあるものに、稍完好の形狀を觀るべし。（人類學會雜志）

落合 今平等村と改む、甲府を去る二里半、小原驛を去る一里半。

永昌院 矢坪に在り、永正年中、武田信昌建立す、甲鑑に「信玄公は關山派なれども、又曹洞宗をも馳走有て、甲州にも榮昌院に大益和尚、其外洞家の寺あまたあり」云々、近世寺祿五十石。○名勝志云、武田刑部大輔信昌三歲の時、父信守卒す、此時跡部上野介に遺言して、信昌十五歲まで輔佐せしむ、文明三年、信昌十九歲の時、跡部逆心に依り合戰、石和館燒失せしも、信昌遂に跡部

上野介を誅殺す、寛正六年也、榮昌院の麓には、岩下村武田氏の館址をつたふ。

萬力（マンリキ）　舊筋の一號にして、今西山梨郡の地を籠め、大畧笛吹川の右岸を總べたり、今落合と八幡との間に上萬力村の名のこる。○國志云、萬力筋は山梨郡表門、山梨、加美三郷の地にして、府中の東に在り、後に板垣庄、山前庄、立川郷、大八幡庄、中摩木、大村、西保、鼎戸郷、等あり、田額二萬三千餘石、領村四十九、左川を帶び右山に傍ふ、山甚高からず、川甚大ならず、卉木鬱茂、水脈經を分ちて田に漑く、沃野平疇水旱の患なし、稻穀多實、菓樹奇品、最蠶桑に富む、國中第一の膏腴地なり、栗原、大石和二筋の土地も大抵相同じ、民多くは驕奢に奬ゆ。

加美郷（カミ）　和名抄、山梨西郡加美郷。○今の八幡村、岩手村にあたるごとし、山梨郷の北とす、國志に、笛吹川の波崎を以て、山梨郷と相分ち、其上流を加美郷とすと述ぶ。後紀、天長六年「甲斐國人、上村主萬叙位二級」とあるは即此郷なるべし。

　鶯のかうさしでの磯にちりかかる花をかづかぬいろくづぞなき、〔夫木〕　仲正

指出磯（サシデ）　名勝志云、指出の磯は笛吹川の西岸にて、今龜甲石と呼ぶ、此の磯邊の山の形、遠所より望めば、巨鼇の首出したるに似たり、故に龜の甲、さし出の磯とつゞけたるならん歟。○國志、龜甲村の西南、龜甲石あり八幡村には眞の指出磯あり、古樹蓊鬱として、水石の奇あり、東は鹽山に連り、北に慧林寺の峰巒を望む、指出磯の下流を萬力村とす、蓋突出の岬角ありて、笛吹川の暴張を拒ぎしより、萬力の村名此磯邊に係れりと云ふ、梁塵秘抄に「かひにをかしき山の名は、しらぬ、なみさき、しほの山、むろふし、かしはま山、すずのしげれるねはま山」とあり、今差出の磯の邊に波埼と呼べる耕地

(波埼)

あり、岩上に波埼明神の小祠を置く、此處の舊地名と見ゆ、室伏は北へ當り村名なり、此より望めば山高く聳えたり、波埼、鹽の山を中央とし、白峰は遙に西へ當れり、かしはまとは柏尾山を云にや、是は東なり、南の方富士山の麓に根場山と云あり、今も篠竹の多く生ずる所、かく四方の地を指して言ひるに似たり、一説に逸見筋の樫山念場原を言ふならんかと云へ共、其地遠くして是より見ゆべき處にもあらず、甲斐名勝志になみさきは韮崎にて、即是韮埼の形狀なりとしたるは杜撰也。（差出の磯の山の脊を、塔の山といふ）、

　差出の磯にて、鶯のなく聲をききてよめる、
　はる日影さしていろぐか鹽の山たるひとけてやうくひすのなく、〔回國雜記〕

八幡（ヤハタ）　今八幡村と云ふ、上萬力の北とす、窪八幡てふ名祀あり、近世神領二百七十石を傳へたり。一説、此八幡は昔大井俣と云ふに在りて、式内山梨郡の大井俣神社即是と云ふも詳ならず、今本社内別に大井俣神を祀る、舊別當を普賢寺と云へり。○國志云、新編纂圖に「建久中、安田遠江守義定、於甲斐馬木莊、大井窪大御室、自害」と見ゆ、馬木庄は牧庄也、大御室は未だ詳ならず、或は大御堂にて放光寺を云か、大井とは續日本紀に「延曆元年、山梨郡人、鞠部等、改本姓、爲大井」とあり、延喜式に所載の大井俣神社も此地なるべし、相傳ふ、笛吹川の中島、大井俣の地に彼社ありしを、今の大井窪の地に移し、窪八幡と改稱すと。

(大井)

窪八幡宮（クボ）　國志云、八幡村、別當普賢寺の所藏佛經の尾に「大檀那、甲州山梨縣、大八幡庄中萩原、昌光庵比丘尼聖春、應安七年、甲寅八月」など題す、又本尊の臺座の銘に「堂社施岸泉寺、自大永二年、至天文廿二年再興」云々、石の鳥居の内に、御廟或は經塚、華藏窟と稱する所あり、石壇方三間餘、上に石塔を立て文字を刻せり、「本願權大僧都良舜、不動坊賴實、兵部丞内、鶴田木工助、新九郎、寶林坊賴覺、全量、理光女、玄宗、上之坊、寶尊、享祿五年」云々、今この社に王代記一巻を藏む、州内の治亂を雜記する所あり、之を他の文書に校合するに、皆徵とすべし、實に一珍書なり。

岩手（イハテ）　今岩手村存す、八幡村の北に並び、笛吹川の兩岸なり、岩石の突出するによりて此名あるか。

西保（ニシホ）　今西保、中牧の三村に分つ、岩手の北なる山村也。國志云、古時は西保四村、一體に小田の谷と呼びけんを、中世牧場にせられ、馬城に由りて、西保中牧の支名も出來ぬ、小田氏もあり、今存する所の城跡は、安田遠江守義定の要害なり、居館の迹を西御所と稱す、王代記を按するに、寛正六年、跡部上野介西保小田野城にて自害と記したれば、其頃は跡部景家が此に據しならん歟。

(小田)　(中牧)

倉科（クラシナ）　今中牧村の管内とす、倉科氏の城跡あり、琵琶洼と云ふ、又唐土明神あり、是は式内、山梨郡黒戸奈神社ならんと云ふ、然れども黒戸奈は原書黒戸奈に作り、クロヘナにやとも疑はる。○國志云、上求寺の廢蹟、倉科村北の間分山御林の下に在り、男瀧女瀧の邊に礎石存せり、天正中伽藍燒亡の後、僅に不動堂のみを營作す、軍鑑に「或る時八卦の本尊不動なりとて、慧林寺の奥、上求寺の不動へ、信玄公御參りなさる」云々。

武河（タケカハ）　甲斐叢記云、武河は竹川にも作り、古牧の一なり、東鑑「建久五年、甲斐國武河御牧、駒八匹參着、被經御覽、可被進京都」云々、これは今の牧平の地にて、元西保川を竹川とも呼べるに因る、巨摩郡の武川と混亂すべからず。

室伏（ムロフシ）　今窪平、城古寺、隼などを合せ、諏方村と改む、西保の東北に接し、笛吹川の岸邊に縁る。梁塵秘抄の唱歌に「鹽の山むろふし」とあるは此地とす、鹽山と南北相對す、距離一里。

城古寺（ジャウコジ）

今諏方村の字にのこれり。國志云、夢窓年譜に曰く「嘉元三年乙巳、歸甲斐省親、牧庄主堅請、權輿淨居蘭若」、夢窓國師碑銘曰「師歸隱常牧山、唯分陰是競、誓求道不止、嘉元三年夏五月、一夕坐久、偶作倚壁勢、身忽仆去、豁然大悟」云々、此寺廢して城を築く、里人の說には、安田遠州所築、或は信玄之を築き、大村黨をして守らしむとも云ふ、按に淨居寺は嘉元中創むる所、牧の莊主何人なるか詳ならずといへども、二階堂出羽入道道蘊の釆邑なりし由、慧林寺の舊記に見ゆ、今の城古寺林は城内方三四町、全く古の城郭の中に家居せり、天正十八年、德川氏淨居寺（ジャウコ）を窪平（クボタヒラ）村に遷され、寺跡に築造せられし城寨なり。〇按に、名勝志に、甲鑑を引き「永祿の頃、機山侯今川家の合戰の時、四天王の加護により勝利を得給ふ、因て上求寺を建て給ふ、今は淨居寺と云ふ」とあるは謬れるに似たり、上求と淨居は全く別寺とす。

（窪平）

大野鄕（オホノ）

和名抄、山梨西郡大野鄕、訓於保乃。〇今西保室伏などの邊を指せる歟、西郡の境域は笛吹川の右岸なるべければ、此邊に求めざるべからず。笛吹川の東岸、加納岩村に大野の名のこれど、形勢符合せず。

川浦（カハウラ）

今下萩原、釜口、上柚野、德和などを合せ、三富村と改む、笛吹川の源頭にあたり、國師嶽、雁坂峠の下とす、溫泉あり。甲府を去る七里、小原驛を去る四里、標高七百五十米。

川浦の湯は、山腹空洞の裏より涌出す、之を槽池に導き浴湯に供す、溫熱百十三度と稱す、笛吹の激湍は湯戸の傍に轟鳴す、謂ゆる釜口（カマグチ）、一之釜、二之釜は、溪流の潭を成して、釜に似たるに因れり。〇國志云、夢窓國師詠草に「甲州河浦といふ處に、山こもりして、おはしましける時、庵の庭の雪むら消て」云々、又國師碑銘に「嘉元三年、師囘栖甲州龍山庵」とある是なり、龍山庵、今下柚木に存す。

（釜口）

國師嶽（コクシガタケ）

又甲武信嶽（コブシ）に作る、川浦、釜口の北四里にして其頂に至る、甲武信三州の交界にあたり、西は奧千丈金峯に連り、東は雁坂峠に至る。國師の最頂八千五百餘尺と稱し、笛吹川の直源とす、山谷良木巨材あり、面積五萬餘町、御料林に屬す。

國志云、相傳ふ國師嶽は、往昔夢窓國師が一夏入定面壁の地なり、國師後に慧林寺を創め、乾德を山號となす、蓋是柚木（ユノキ）の龍山庵に本づくと、或は德和村の域なる故に乾德と名くるとも云ふ、天正十一年の御朱印に竈（カマド）の鄕と見えたるは、卽今釜口村なり、此所は雁坂の麓、笛吹川の源頭にて、山深く凋窄し、河の東を河浦と云、河の西は釜口なり、南に鳴澤（今成澤に作る）と云ふあり、峽間より僅に笛吹川を通ず、其形竈に似たり。〇一圖に、甲武信嶽（標高二四五八米突）と國師嶽（標高二五七〇米突）とを分ち、東西の二峰とせり。

（甲武信嶽）

雁坂峠（カリサカ）

川浦の北二里、武州秩父郡中津川大瀧村へ出づる山道なり、標高七千尺許、秩父口の要隘とす。北國太平記、德川公、若御子對陣の條に、惠林寺筋假坂へは、北條方黑澤左馬助、二千餘騎にて陣を取、云々。國志云、新拾遺集に「秋風に山とび越て來る雁の羽むけに消ゆる峯の白雲」と云ふは凡河內躬恒の歌とす、此雁坂の詠とはなけれども、躬恒は本州の少目たりしこともあれば、全く附會とも云ひ難し。

惠林寺（エイリン）

今松里村大字小屋敷に在り、川浦の南二里半、小原の北一里半、夢窓國師の開基、元德二年、二階堂出羽入道々蘊の興立にかかる。近世寺領七十石を傳へ、享保中、柳澤氏修補し、甲斐守吉保夫妻の廟寺にあてたり。

天岸相訪於甲之惠林、有偈次韵爲謝、　疎石

破空金錫枉降臨、數日清談味德音、鍾彩殿堂成壯麗、蒼崗林樾鬱陰森、淡交高得慣無禁、浮世從他說有針、盛事定應傳永劫、山門不翅幸于今」（夢窓小録）

惠林山居　疎石

黒甜夢破午陰遷、古柏煙消對博山、三十年前麋興事、一時休罷附幽閑、

甲鑑云、南化長老は惠林寺後住也、信玄公御若き時分は都五山の惟高和尙、惠林寺に御座候、此開山は夢窓國師也、山門の左右に櫻を二本植、兩袖（リヤウシウ）と名付、此木のある間は寺の長久ならんと、國師の言置也、又云、信玄公快川和尙を呼下し、惠林寺になほし玉ふ、或時八卦の本尊也とて、惠林寺の奧上求寺の不動へ御參候に、快川大通智勝國師より、使僧を以、惠林寺へ御立寄希ふの由申さる、信玄公御返事に、近日出陣候間、歸陣の時分は、是非御見舞可申との義也、快川和尙御仰越されけるは、兩袖の櫻の下に、一所かまへ待奉る間、御立寄候へかしと重ねの使僧也、信玄公宣ふ、花と承るに參らぬは野也さて、立寄玉ひあそばしける、「さそはずばくやしからまし櫻花またこんころは雪のふる寺」國師御覽じほめたまひ、僧達拜見、悉く卽座にての和韻あり。〇此寺は天正十年、織田氏の大軍入國の時、兵燹に罹る、爾後快川の門徒、稍復舊すと雖、外護已に亡びたるを以て、振興せず。峽中紀行曰、至惠林寺、偶覩山門上、有鐘、僧快川入定、大火聚處云「從容衣鉢上樓時、樓下風與擔熖吹、欲識樓頭凉似水、我今猶拜快川師。」

「甲斐國牧莊、號高橋莊、東方、道蘊跡、除惠林寺領所、被寄附臨川寺也、爲常陸國佐都莊、并西岡田領家職、同東岡田地頭領家替、可令管領給者、天氣如此、仍執達如件、

建武二年正月廿五日　　左中將（花押）

夢窓和尙方丈（史料）

「惠林寺領之事

年貢　　　　　　　　貳百貫貳百文
右米大豆粟百貳拾七俵壹斗四升
入木并湯木共に五百九十貳駄壹把
此外瑣細之納物數在之
修補領　　　　九貫五百六十文
僕錢沿番匠行堂之恩　　七拾五貫參百九十文
普同塔頭
右改惠林寺叢林之風度、爲信玄牌所、一回仁令進獻之上者、被執行關山一派之規模、佛法御興隆專用也、於于然者、被撰師子相承器量之仁、御住山之事、至千萬萬世、不可有相違候、恐惶敬白
永祿七甲子年十二月朔日　　　信玄(花押)
拜進、快川和尚、侍衣閣下、(徵古)

小屋敷

國志云、小屋敷の六所明神は朱印社領十三石、此に蘿塚あり壇上に櫻樹あり、社中には惠林寺大檀那、二階堂出羽入道が寄附せりとつたふる銅佛あり、長一丈六尺。(近年六所社を以て、延喜式、山梨郡松尾神に擬する者あり)

法光寺（ホフクワウ）

今松里村の藤木に在り、小屋敷の北に隣る、鎌倉大草紙に、安田義定放光寺に死することを載せたるは此歟。○名勝志云、法光寺は初め萩原鄉高橋にあり、建久二年安田遠江守義定此地に遷し再興す、本尊大日如來也、賀賢上人を開祖とす、寺領十七石餘、古鐘銘曰「甲斐國牧庄法光寺、奉鑄施鐘一口、建久二年辛亥八月廿日遠江守源朝臣義定」と、側に墳墓あり、一說、義定の居館址は西小原村にて、要害城は西保村の保田山なり、云々。

於曾鄉（オソ）

和名抄、山梨東郡於曾鄉。○今松里村、日下部村、七里村、玉宮村、神金村、大藤村、奥野田村なぎにあたるべし。七里村に於曾の地名殘れり、甲斐源氏の一氏に於曾あり、加賀美遠光の子太郎光朝を祖とす、蓋此鄉人なれば也、三枝系圖に隱曾に作る。

鹽山（シホノヤマ）

七里村鹽尻の西北嶺にして、松里村へわたる、山下に鹽類泉出つ、溫六十四度。○國志云、鹽山は於曾鄉にありて、鹵鹽を產する地なり、因て名つく、古へよりしは╎の山又エンザンとも云、乾隅に小鹽山（チシホヤマ）、鹽川と云もあり●本州の名區なり、古今集を始め、和歌諸什に往々雜見せり、○回國雜記曰、此國の鹽山指出磯とて、ならびたる名所なりければ「はるの色も今ひとしほの山なれば日影さし出の磯ぞかすめる」。
しほの山さしでの磯にすむ千鳥君が御代をば八千代とぞなく、(古今)
天府從來誇富强、不須一事問他方、早知鹽嶠在山國、百二未應必海王、　　　徂　徠
鹽山に昔日鹽を採りしことは、遊覽䏻記の古簡に據りて之を證明すべし、「奉寄進鹽山向岳庵田之事、右彼田者、甲斐國山梨郡五箇村、鹽役之内、一段半、士貢壹貫伍伯文也、爲淨提菩提、限永代所令寄進也、(中畧)文安二年乙丑十二月日」。

向嶽寺（カウガク）

鹽山に在り、拔隊得勝一派の本山にして、近世まで山林廣大、佛殿淨潔の精舍なりしが、火災に遇ひ變事を經て、今衰頹に就けり。南山巡狩錄に、和漢合運を援き、元中元年、甲斐國鹽山に元中寺を建つ、是れ南山行宮の勅裁と云へるは、向嶽寺を指す。元中元は卽北朝の至德元にて、此寺なること明なるも、武田氏が南山の勅裁を仰きしとあるは疑ふべし。○名勝志云、鹽尻村の向嶽寺は、至德元年武田刑部大輔信成建立、開山拔隊禪師、臨濟宗の内にも拔隊流とて、其本寺也、寺領三拾石餘、當寺に唐土の金山寺より渡し銅磬有、徑一尺五寸六分、厚六分、銘曰「淳𤁋三年十二月十二日造」と、又寺中に尼寺有り、傳言、赤松入道圓心が娘、拔隊禪師の戒を受て剃髮し、尼となり此燈外庵に住けるとぞ、此地に溫泉有り。○天文十七年十一月、武田晴信署名の書あり、千野の地を向岳寺へ寄附せし由も見ゆ、千野は今七里村の字にのこる。
鹽山開山拔隊大和尚、上者至海外遠島、莫不傳其名、雖掩室於寰外、玄風猶騰古今矣、于時天文十六丁未六月五日、末派佳衲子奏帝、倣出世之場、自開山謂林下道人、混而不雜、今以與他山作類、堅可禁之也、但和合僧とは不妨之、
一自開山行堂之藥師堂分、二反之事寄附之、於末代不可有相違也、
一晴信爲祈願寺之上者、千部之集會、其外諸役等、弼免除之也、千野之慈德庵、新寄附、可爲全寺務者也、
一寺僧夜睡坐禪床、晝坐破窓下、傾心可學敎錄、古語云、願道僧不舍小敎矣、仍爲後代如此誌之、

玉宮

竹森（タケモリ）

今玉宮（タマミヤ）村と改む、鹽山の北に隣り、玉宮明神あり。俗說、玉宮を以て、式內山梨郡玉諸（タマモロ）神社に擬す、水晶の大塊を以て神體とすれば也、近年盜に奪ひ將ち去られしと云ひ、今之を見ず。
名勝志云、竹森玉宮の社壇の中に水精あり、周廻五尺許高七尺許、地中より生ひ出たり、其他社中に水精あまたあり。

萩原（ハギハラ）

中世の鄉名にして、竹森の東、重川の溪なる村落をすべたたり、今神金(上萩原)大藤(中萩原)七里(下萩原)の三村とす、古の於曾鄉の沿革したるものとす。國志云、上萩原の雲峰寺の寺寶に、武田家の旌旗を傳ふ、南無諏訪南宮、上下法性大明神の旗十六、諏訪南宮上下明神、天地左右に梵文六十三字を書する旗一旒、孫子に所謂「疾如風、徐如林、侵掠如火、不動如山」の語を書する旗九旒、其他日の丸、花菱紋の馬標等あり、寺の山號は裂石と云ふ。

大菩薩峠（ダイボサツ）

萩原山とも云ふ、上萩原、小田原の東嶺にして、之を踰ゆれば北都留郡丹波山村に出

づ、古書に之を惠林寺口とも云ふ。○萩原山の神戸山岩間明神を、延喜式、山梨郡神部神社なりとも云ふ、（名勝志）又此山を倭武命東征の途次經由の山とも說けど、（國志）明徵なし。今は大菩薩峠の西北なる柳澤峠を以て專往來とし、武州青梅驛に達す、（丹波山の水は、東流して多摩川の源と爲るなり）柳澤峠、標高千四百五十米突。

（柳澤峠）

小田原　今神金村の大字にして、大菩薩峠の下とす、小原驛を去る三里、此より大菩薩を越ね、三里にして丹波山村に至るべし。

（安田）

小田原の保田山妙音寺は、安田遠江守義定の館址かと說く、安田山西願寺と云ふもあれば、此地は舊號安田なるべし。

重川　萩原山、柳澤峠、大菩薩峠の間に發源し、竹森川を併せ西南流し、一町田中の北に於て笛吹川へ入る、長七里許、水量多からず。

熊野　今奥野田村と改む、下萩原、於曾の南に隣り、重川の邊とす、熊野神社あり、近世田祿二十八石をつたへ、當國四所熊野の一にて、舊名橫井と云へり。

小原　今七日市場、八日市場などを併せ、日下部村と改む。東山梨郡の中心にあたり、大菩薩往來の一驛なり　戶數五百、郡衙此に置かる、甲府を去る四里、此邊は栗實を名產とす

神祇志料云、小原西村の井俣に水宮あり、水内明神と云ひ、卽式内大井俣神社なり。

（日下部）

七日市場　今日下部村の中とす。名勝志云、七日市場村の米を、往昔大嘗會に獻納し、之を七彥の粥といへり、今も貢明神ありて、獻貢の古跡とす、藻鹽草、甲斐國ななひこの米の粥と載す。「君が代は七彥のかゆななかへりいはふことはにあらざらめやは、（夫木）俊成

玉井鄉　和名抄、山梨東郡玉井鄉、訓多萬乃井。○今詳ならず、加納岩、後屋敷より南、木賊川までの地なるべし、八雲御抄にも當國玉井里を歌名所として擧げらる。

續紀、延曆元年六月、甲斐國山梨郡人、外正八位下、要部上麻呂等、改本姓爲田井、古爾等爲玉井、鞠井等爲大井、解禮等爲中井、並以其情願也。○按に、續紀に要部上麻呂以下に賜姓のことありしは、高麗人の裔孫歟、某部何部と云ふは、多く高麗人に其例あり。田井、玉井、大井、中井の氏號は、地名に取れるならん、玉井は卽玉井鄉あり、大井は大井俣神社あり、西小原の井俣と云ふも、是等の一ならん、熊野は舊名橫井と云ふ。

後屋敷　今後屋敷村と云ふ、小原の東南に隣り、休息村に接す。淸白寺あり、夢窓國師の建つる所也、休息に立正寺（日蓮宗）あり。

（休息）

淸白寺の觀音堂は、國師建造のまゝ今に存せり、側に西湖梅とて名木あり、芬芳他に異なり、國師宋國より種を持來りて栽ゑられしと、（名勝志）絕海和尙が「先師未了舊公案、剛被東君漏洩來」と云へるは此西湖梅の故なり。（國志）

加納　今加納岩村と云ふ、加納は舊庄名にて、神内にも鹿野にも作り、神内川てふ字存す、小原驛の西南に接し、笛吹川の東岸とす。

（神内川）

神内川に石室五所あり、窖窟にあらず、奥郁なるべし、（國志）其塚穴の一は高九尺許、奥へ入ること五間に及ぶ、此塚の邊に石器、土器の散亂するものあれど、時代相違す。（人類學會雜誌）

石森　今加納岩村へ併せらる、神内川の東にして、重川に沿ひ後屋敷に隣る。田郊の中に一座の岩石あり、小祀を置き、祀ひて國立明神と云ふ、白石英、小水精を採るべし。

甲州東山梨郡加納岩村、二十里之平田中、有林邱、曰石森、大巖老樹環合、實奇觀也、

平田漠々絕浮埃、中見林邱幷作堆、怪石[illegible]巖松檜古、
奇觀千歲一崔嵬、

大野　今加納岩村へ併せらる、石森の西、神内川の南、重川と笛吹川の交會する邊にして、一町田中に近し、天正中の廢寨あり。

北國太平記云、天正十年、德川殿甲州古府に御座あり、惠林寺口へは大野に城壘を築き、松平玄蕃允、內藤彌次右衞門兩人に、曾禰下野守を添て指向らる。○國志云、大野の古砦の巽二町許に、三十六塚あり、天正壬午の年北條の一軍、大菩薩、秩父より亂入の時、大村黨討れたる者の內にて、名ある首三十六埋めたり、因て名つくとぞ。烈祖成績、天正十年六月廿一日の條下に曰く「北條左京太夫氏直、將三萬餘兵、欲取甲州、甲州之人、大村三右衞門、其子伊賀、通謀氏直、導秩父新太郎氏邦之兵、入甲州、刻期定約、新太郎自刈坂口、（甲州武州之界）北條左衞門太夫氏勝、卒八千餘騎、自郡內口（甲州相州之堺、小佛嶺口）北條安房守氏邦、率七千餘騎、自惠林寺口（大菩薩越）欲入甲州、三右陣笛吹川、待新太郎至、樋口某、納款神祖、密告其事、神祖使梅雪部曲、有泉大學、穗坂常陸、速赴笛吹川擊破之、賊敗走、新太郎聞之、不能進、引兵而退」。

田中　今栗原、歌田、中村と合併して、日川村と改む、大野の南、木賊川の北岸なり。木賊川此にて日川とも云ふ、田中の西に於し、重川と共に笛吹川へ入る。一丁田中は石和驛の東北六里なる小驛とす、（南田中に分つ）北方小原驛へ一里半。

（日川）

歌田　名勝志云、歌田の橋立明神は、延喜式、山梨郡金櫻神社也、此邊に今も金櫻田と云ふ地名あり、往昔の神社の跡也、御供田、別當免、並木、大神原など云ふ田地の字もあり、近世御嶽を金櫻神社と云ふも、孰れか是なるを知らず。國志云、歌田の橋立明神の社地に、秋櫻あり。

○今按、式内、金櫻神社は御嶽にはあらず、或は歌田を眞蹟とすべし。

栗原（クリハラ）　今日川村へ併す、田中と勝沼の間とす、舊は筋にも呼び、笛吹川の東方を總稱したり。

國志云、栗原筋は山梨郡の於曾、玉井等の郷之に屬す、萬力の東にあり、後世深澤郷、御座郷、馬木庄、惠林寺郷、萩原郷等の名出づ、田類二萬九千石。○今按、國志に和名抄、山梨郡大野郷をば、加納岩村の大野に擬し、玉井郷をば玉宮村の邊とされたれど、今採らず。○勝山記云、永正十七年五月、當國栗原殿大將として、皆々屋形をさみし奉て、一家國人引退たまふ、同六月八日、東郡の内みやけ塚にて軍あり、上意の足衆切勝て、其日に栗原殿の城をまく。

等々力（トドリキ）　今等々力村と云ふ、日川の東にして、勝沼驛の西に接す。和名抄、巨摩郡に等力郷ありて、止々呂木と訓む、此と同名異地とす。

北國太平記云、天正十年、若御子對陣の間に、等呂木（トドロキ）、黒駒、子和（コワ）、清水、三島長、勝間骨利（カツマガソリ）、岡本、平澤等にて、夜込夜掛、晝軍數十度あり。

萬福寺（マンプク）　等々力の一向宗道場にて、名勝志に風土記天眼寺云々を引きて述べたれど採り難し、甲州門徒の觸頭にして、永仁元年中の奥書ある親鸞上人繪傳を藏す、是は當寺の中興、杉之房源譽が相州大庭にて造りたる者とぞ、（國志）蓋相州より來移せる坊主なり。

勝沼（カツヌマ）　今勝沼村と云ふ、甲府を去る四里、郡内往還の一驛とす、此より東南笹子峠に至る二里。

名勝志云、勝沼驛の邊に御所と云ふ所あり、武田家の一族勝沼殿（武田信虎の弟五郎信朝）の館跡とぞ、永祿三年十一月、信玄公の命を承て、山縣昌景この館に押寄て召捕り、誅戮せられたり、是れ上杉家へ内通の故となり。

篤龍紫葡水晶光、亦見甘酸生計忙、暫著遨遊汗漫客、葡萄架下領秋涼、　正墻　適所

明治元年三月、官軍甲州へ入る、江戸の兵士二百許、近藤勇を隊將に推し、甲府を伺ひ、勝沼驛に屯す、五日、官軍土州因州の諸隊來攻し、六日、驛門を奪ひ、柏尾坂に闘戰す、之を官軍東下第一の捷報とす。當時土州藩の屆書に曰く、東山道出兵、本藩人數、信州上諏訪に於て依命致手分、甲州路罷越、三月五日、甲府に到着、即日城代佐藤駿河守へ及談判、府城受取候、然に翌六日朝、賊徒府城より三里許東に着陣候由相聞、石和驛迄斥候差出候得者、勝沼驛に致屯駐候に付、翌日因州高遠二藩、及び本藩の兵、同時押寄候處、驛中に關門を設け候體に付、押破り其番兵を追拂、夫れより惣勢を三手に分ち、一手は因州一小隊、本藩大砲隊、隊長北村長兵衛、本街道より進み、一手は因州高遠の兵、本藩小隊、隊長小笠原謙吉、吉川を渡り右の方より進み、一手は本藩小隊、隊長谷神兵衛、左の山を攀ぢ敵背へ出候樣、約束を定置操出候處、賊徒共街道の橋を撤し、砲臺を築き罷在、忽互に發砲、賊徒は民家へ放火し、谷を隔て防戰、長兵衛隊及苦戰候折柄、因州勢其應援の爲め、左の山に登り、又因州高遠の兵及び謙吉隊、右の山に登り、双方より發砲合撃し、賊徒共一時許り防戰致候得共、神兵衛隊急に敵背に出賊三人討取、大音を揚げ山上より餘賊を追下候故、賊衆落膽要害を棄候に付、三面より追撃致、賊徒少く退候て又防戰仕候へ共又敗走し、官軍進て鶴瀬驛に至り、賊徒は遂に笹子峰を踰ね遁去候。

柏尾（カシヲ）　今勝沼村へ併す、驛の東にして、菱山、初鹿野に連る、大善寺てふ古精舍あり、謂ゆる柏尾山是なり、舊深澤郷とも云へりと。○國志云、柏尾寺に藏する正中三年修理權大夫平朝臣の下知狀に、當寺在所、深澤郷、地頭逸見孫三郎長氏云々、又弘長二年、鎌倉兩執權下知狀には、深澤入道善縁と云ふ人を載す、延文二年、兵庫助源盛長の寄進狀にも、深澤村あり、勝沼以東、山間の諸村を、昔は深澤郷と稱したりと見ゆ。

（深澤）

文和四年二月廿一日、國中御敵等令亂入之間、武田修理亮信春、取柏尾山於陣、爲凶徒等對治、爲將軍家御祈禱、當國闕所内壹所、可奉寄進候、於所付者、追可有其沙汰候也、仍寄進之狀如件、

文和四年二月廿五日　修理亮信春（花押）

大善寺（ダイゼン）　勝沼村柏尾山（カシハヲサン）に在り、眞言宗、近世寺領三十二石、山林廣し、金堂方十四間、六百年來の舊造とぞ、又多く古文書を藏め、甲州第一の古刹に推さる。

かしは尾といへる山寺に一宿す、かしをと俗に申習はしければ、

かげたのむ岩もとかしはおのづから一夜かりねに手折てぞしく、（回國雜記）

「可令早衆徒等、領知甲斐國柏尾寺事、右如申狀者、右大將家御代、建久八年、堺寺内敷地四至御寄附之後、建仁、建保、寛喜以來、度々預御下知、衆徒等管領廊内、致御祈禱之處、康元元年十二月、件重書等燒失之間、弘安二年十月、賜紛失御下文畢、納置彼御下文於當所鎭守權現寶殿之刻、應長元年十一月社壇回祿之時、炎上畢、重可成賜紛失狀、云云、仍衆徒管領之實否、並文書燒失之眞僞、被尋當寺在所、深澤郷地頭、逸見孫三郎長氏、武田八郎助政、同四郎三郎政泰、野呂孫二郎政行等之處、所中無相違之由、所書進起請文也者、早守先例、可令領掌之狀、依仰下知如件、

正中三年三月廿五日　修理權大夫平朝臣（花押）

「甲斐國小岡郷内、上野小七郎跡事、任陸奥守殿（斯波足利家長）奉進狀、寺家知行、更不可有相違候、仍執達如件

暦應二年四月十九日　散位（花押）

柏尾山衆徒御中」

國志云、柏尾山暦應二年の注進狀に「當國御願所、柏尾山、建武三年五月、五日六日炎上、佛閣并寶藏注進事、常行堂并去垢屋五間、并拜殿五間、王子各三所、淨瑠璃寺三間、藥師如來、毘沙門地藏觀音、如法道場三間、釋迦普賢文珠、并膳室五間、温室五間、鐘樓堂、金泥法華經七部、天台六十巻、三部各抄物、四菩薩面裝束四具、鐃鉢一具、文永七年炎上、大善寺新佛丈六、三重大塔、二階樓門五間、并二王、右粗注進如件」とあり、建武四年狀に「甲斐國柏尾山者、本佛醫王善逝靈場、行基菩薩創立六百餘歳哉、就其奉祈源家御繁昌御寺也、云云、」延文二年義詮將軍の書あり、武田氏の證文も存したり、彼兩家世々崇敬の事論なし、寺説を通校するに、天平中彌陀を安置せる西明寺は、何頃にか廢して、鎌倉以前より藥師如來を本尊とし、今の金堂に安置せしにや、暦應二年の注進狀に、浮瑠璃寺藥師如來とは見えたれど、金堂は載せず、此時の火災にも免れしにや、天文廿四年造營供養記に、天文九年八月十一日、一晝夜大風、本堂以下破損して、國主晴信下知を得、國中棟別一升、勸進他力修治云云、實に五百年來の舊造ならん、此境內に理慶尼の墓あり、彼尼の記に、天正十年三月三日の夜、勝頼夫婦從者と共に此山に入り、彼尼の庵室に宿し、翌朝駒飼の方へ移られし趣見ゆ、又勝頼夫人の歌に、

西へ行き東へゆきて後の世の宿かしはをとたのむ御ほとけ。

菱山（ヒシヤマ）　今菱山村と云ふ、勝沼の東北にして、休息村に隣る。一書に菱山より出る溪流を硯川と云ひ、歌名所なりと說くも詳ならず。此に飛泉あり、雄瀧、(高四十丈)雌瀧、髮洗瀧の三に分つ。

初鹿野（ハジカノ）　今初鹿野村と云ふ、鶴瀬村と相并び、勝沼の東に隣る。名勝志に西行法師の歌とて「甲斐が嶺のふもとの原はくれ果て夕日殘れる初鹿野の山」といふも詳ならず。

鶴瀬（ツルセ）　今勝沼と駒飼との間にて、驛路にあたれり。○御伴之數記云、鶴瀬より勝沼に至る山坂の直中に、鳥居たてり、此なん明治元年の役に、東の國にて戎（エタチ）の端を開きたる所なりと、標立てり、此より勝沼まで一里に足らず、不二日記に此を勝頼の戰に負けし所と聞けば、名にもよらぬものなりけりと覺ゆといへる、實にさる事也けり、かの古今集白川の歌おもひ出てゝ「戰ひに負けし思へば勝沼は君が世までの名にこそ有けれ」ともいはま欲し。

望天目山、山有梵音洞、　物　徂　徠

天目山頭雲氣迷、駐轎鶴瀬驛橋西、梵音尙道鬼神聽、應有雨花流出溪、

木賊川（トクサ）　一名日川（ヒカハ）と云ひ、木賊山、黑峰（田野の奥なる木賊村の管內にして、北は萩原郷に至り、東は都留郡の山谷とす）に發し南流、駒飼川に合ひ西流、今東八代郡と東山梨郡の堺線を爲し、田中の西に於て笛吹川へ入る、長四里。

百戰空餘驚僕名、溪山長鎖舊墳塋、登臨忽遇悲風起、猶似當年吶喊聲、　山縣　柳莊

田野（タノ）　今田野村と云ひ、東八代郡の管內なれど、地形は全く東山梨に屬す、鶴瀬の東北に一里、初鹿野村と一溪を共にす。景德院あり、武內勝頼終焉の地とす、北國太平記に「德川公より勝頼父子切腹ありし、田野の天目山に、一寺を建立して、小宮山內膳の弟の法師なりしを、住職に居るべしと仰出さる」云々と見え、古より天目山と相通して呼べり、實は天目山の南にて別境とす。國志云、田野は深澤郷にて、初鹿野一帶の地なり、理慶尼記にははみの里と云へり、天目山棲雲寺へ一里許、記曰「すでに其夜もあけければ、武田殿は駒飼よりはみが宿へ出させ、かくこそ侍りたまひけれ、行先も猶ぞうずきいとゞしく心はみの里ときくから。」

景德院（ケイトク）　田野村に在り、曹洞宗、德川氏建置して、武田勝頼の菩提所とす、寺領七十五石を給したり、○御伴の數云、田野は天童山景德院といふ、此處ぞかの勝頼が腹切りたる所なりける、いと古りたる門を入りて、石壇をまた登れば、右の方に甲將殿といふ靈舍あり、勝頼また其夫人北條氏、其子信勝の像あり、いと物ふりたり、其舍の後の方に墓どもあまた列び立てるが、土屋總藏はじめ三十餘人、其外侍女十餘人の墓なり、堂の前に生害石といふがあり、天保十三年火災あり、今は荒果てゝ見る影も無くなれり、僧のいふに、世に勝頼は天目山にて失せたりといへど、此に外ならずと。○當寺文書、尾畑勘兵衛景憲より、景德院本鐵和尙へ與へし書中、

田野へ、權現樣御朱印、天正十七年に被下置候、井伊兵部殿奉行、御披露者稻葉藏殿に而候、請取人は大久保十兵衛殿に而候、甲州衆悉拜見申候、我等式も十七年之時奉拜候、就是、田野寺立根本は、天正十年十月於新府、權現樣八千之御人數、北條家五萬に而御對陣之時、甲州駿河之侍衆を被召抱、惠林寺如前々取立候へ、又田野は勝頼切腹之場に候間、寺を取立候へ、其郷如何程有之共、可被下由に而、天正十六年に、此寺立申候、樣子候而遲々申候、其段は事長く候間、不及申候、云々。

(木賊)

天目山（テンモクサン）　今木賊村（東八代郡）と云ふ、田野の奥とす。國志云、天目山もと木賊（トクサ）山と云へり、初め業海本淨和尙は遠溪祖雄と二人入元して、天目山に詣り、中峰明本國師に參禪、嗣法歸朝、遠溪は丹波佐治の高源寺を創め、業海は木賊山に棲雲寺を建て、並に天目山と號す、因て稱して西天目東天目と云ふ、本州は東天目なり、實に貞和四年戊子創立すと、宗久が都土產（ミヤコノツト）に「甲斐の國、とくさ山にこもり久しき僧ありと聞しかば、かの室にもたづ

ねまかりて、しばしありて待りしに」云々とあり、宗久は觀應中の人なり、同時代の事なれば、業海の山居を訪らひ來りし事にや、業海天目山十境を撰し、詩十首を題し、後に武田安藝守信滿、和歌十首を詠じ之に併す、共に寺に傳はれり、又邸址あり、寺記には信滿此に隱遁して、木賊殿と號すと云ふ。鎌倉大草紙に、應永廿三年、武田安藝入道明庵(信滿)は禪秀の聟也、持氏に背きけるを、逸見中務丞有直、鎌倉勢を導き、都留郡に相鬪ひ、信滿敗れて木賊山に自殺すとある、是也。

栖雲寺（セイウンジ）

天目山の名は此寺に出づ、臨濟宗、貞和四年、業海和尚創建す。○國志云、栖雲寺に業海が元國より將來れる寺記あり、名づけて天目といふ、寺境摩利支天祠の巨石なほ牟尼岩と云ひ、忌…岩は其東に在り、下に石室像を安じ、其下の小窟を金剛と名づけ、石面に文殊像を鐫れり、梵音洞は其下に在り、此穴桃源に和するが故なりと、石に刻みて曰く「貞和四年戊子、開山、業海精舍」即業海の手書也、又應永石燈あり。

御坂之嶺記云、田野寺より山を登れば、又寺あり棲雲寺といふ、天目山とは山の名にはあらで、此寺の山號といふものなりといへども、こはもとより其名ありて寺の名に付けたりとおぼし、嚴しき石の階ありて、いと荒れたる山寺なりけり、寶にかの田野寺の僧のいひつる如く、此には勝頼の事の蹟すこしもある事無し、たゞ應永の頃武田信滿といふが、此にて失せたる墓あり、小さき五輪の塔にて、その從へりし者共のも、いと小やかなる標のみ立てり、此寺の鐘樓はやがて門なるが對嶽閣といふ、さるは此樓より見わたせば、富士の山まさめに見ゆて、彼山の八合目と此樓とひとしといへり。

駒飼（コマカヒ）

今日影（ヒカゲ）村に併す、東八代郡の管内とすれども、鶴瀬の東南に連り、形勢全く東山梨郡へ入る、東方の嶺は即笹子峠にして、郡內と相限る。

(日影)

改正三河記云、天正十年三月、勝頼は小山田を頼にして惠林寺に赴しに、寺僧等防で入ざれば、せん方なく驛村斤福寺に足弱を殘し、男女五百人許りを引具し、鶴瀬に至り、駒飼の民家に七日滯留し、小山田が迎に來るを待居たりしに、小山田逆心に及ぶ、云々。

都留郡

都留郡（ツル）

甲州の東偏にして、全く水系を異にし、山嶺を以て山梨八代の諸郡と相隔離す。○幹河は即桂川にして富士の裾野に發し、末は相州に入り、馬入川（バニフ）と云ふ、此一郡は方俗古より郡內（グンナイ）を以て自稱し、其意他の諸郡と別にするものに似たり、今南北二郡に分つ。

都留郡、和名抄に豆留と註し、七鄉に分つ、其相模鄉は今の相模國津久井郡の地を指す者の如し。(本篇は津久井郡を本州に係け、都留郡の下に列せしむ、地形の自然に適合せしむるなり)都留の名義は、葛（カツラ）に同じ、桂川のカツラ、福地鄉のフチ皆同言義ならんと一書に云へり、古歌に鶴の長齡に言ひかけて、壽賀の辭柄とす。

君が世は鶴の郡にあえてきぬ定めなき世の疑もなく、(後撰)　甲斐の國へまかる人につかはしける、

君がため命買ひにぞ我はゆくつるてふ郡千代を賣るなり、(忠見家集)　甲斐の國へ罷り申とて、

(鶴郡)

國志云、都留郡は今南を上とし、北を下とし、田額二萬九百餘石、領村百十二、山嶽重層合閣し、水田少く菽豆の類のみ耕す所多し、食糧乏く、米穀は常に八代、山梨兩郡、及び相模、駿河兩國より輸入す、縑紬を出せども是亦四境の僻村に至ては之を織らず、男女唯山稼のみなり、凡て山川人物、他の甲州三郡と異にして、往來交接他邦の人に於けるが如し、又郡內（グンナイ）と稱することは、天正壬午以前は、小山田氏世襲領知の地にて、後武田氏の幕下に屬し、甲府に出勤の頃、郡內皆本領なれば、我領地をさして、郡內と稱す、他方に對して云ふ意なる可し、後遂に方言となりて、都留一郡の總稱となれり、永正、大永の頃、鶴郡內某村と書ける物あり、是亦古へより郡內と稱せしこと知るべし。○按に、小山田氏の郡內に起れる時代不詳、初め建保年中、鎌倉殿の家人加藤氏に、都留郡古郡庄を賜はりしより、子孫世襲して强大を成す。應永二十四年、武田信滿の鎌倉殿の兵を拒ぐや、加藤氏と共に都留郡を扼す、已にして信滿敗死し、信滿の子信長、猶加藤氏に倚賴し、新國主逸見有直と爭ふ、信長又敗る。永享中に至り、信長の弟信元、新に京都公方の命を以て國主と爲る、甲鑑に武田氏の祖、小山田氏の力に假りて國を復すと云ふは、此時の事歟、考ふべし

(郡內)

鐵炮玉之御用に候、惡錢有之儀、可被納候、黃金成共郡內楮成共、望次第可被下置者也、(小山田氏朱印)

六月十一日　　御室神主(吉田小佐野文書)

南都留郡（ミナミツル）

郡內の南半部にして、富士山の陰より、谷村、古川渡に至る山野を籠む、裾野にあたるを以て、湖澤多し。今面積四十四方里、二十一村に分ち、人口五萬、之を谷村に治す、甲府より駿東伊豆に往來する驛路に係る。

西湖（ニシ）

富士山陰の裾野湖の一にして、西八代郡の精進湖と河口湖(南都留郡)の間に在り。湖北の村落を西（ニシ）湖（ウミ）と名つけ、湖南の裾野を鳴澤（ナルサハ）村とす、西湖とは河口湖の西なれば歟。一說、剗海（セノウミ）の中間埋塞して、西なるは精進湖となり、東なるは西湖と爲る、西字は音セなりしを後世よみあやまる云々、石花湖參考。○西湖村に武田信虎の印書一通を傳ふ、虎の大朱印を押し、命祿元年七月

(西海)

十日と記す、私年號とす。
讓渡地事、甲斐國西海、彩山、大畑、太田、大室、四箇所
右祐光が親父、助次郎祐則の遺言に任て、祐光が嫡子若葉彥太郎、今は新助景光と號す、此仁に所譲與實也、
（中畧）
正和三年甲刁九月日　　三浦助次郎祐則
西海　介　祐光
若葉新介　景光へ（遊藝脳記）

（大田）

地學雜誌云、本栖、精進、西の三湖は、元一大湖にして富士燒岩流出の爲に之を三湖に分離せし事は、湖面の高距孰れも同じくして、各湖の間、燒岩より成るを以て之を證するに足るも、大田（オホタ）川の水源を此一大湖に發し、往昔の河口湖の川流に注ぎたりしと云ふ口碑に就ては、疑なき能はず、甲斐國志、及び甲斐叢記に大田川の記事あり左に之を掲ぐ、

大田川　殘簡風土記「都留郡、西限大田川」とあり、鳴澤村の別村に、大田和と云ふあり、地窪にして河流の跡の如し、北は西岸高く峙ち、山足を繞り、南は富士の裾野に續けり岸下に人家あり、此窪地東は大嵐の方へ續く、是れ郡の西界に當れば、大田川の跡ならん、但大田川の水源詳ならず、云々、（甲斐國志）
大田川の水源は、今詳ならねど、想ふに雪消の水の、崩崖の間に落合ひて漲りたるならん、崩崖を方言にガレとも又アラシとも云へば、大嵐村の名も是より起れる事と覺ゆ、云々、（甲斐叢記）
斯の如く其存在詳ならず、縱令之れありたりとするも、鳴澤の南西には、安山岩質角礫岩高く崖をなして、其岩骨を燒岩の下に根さして、西湖現今の湖水を遮斷せる趣きあれば、河口湖に其水を伏流するの疑なかるべし。〇今按、國志に引ける風土記と云ふは一脣書なり、ただ人を欺くのみ、劒海（ヒノウミ）てふ名義を考ふるも、塞（セ）き防がれたる海水なれば、流れ去れる者に非ず、古より決潰することなき湖澤なりしこと明白とす。

鳴澤（ナルサハ）

今村名にも呼ぶ、富士山西北の大壑の名にして、往昔より著る、其裾野なる村里にも呼ぶは、後世の事とす。
さぬらくは玉の緒はかりこふらくは布自の高根の奈流佐波のごと、（萬葉、駿河國歌）
さみだれは高嶺も雲の中にしてなるさは富士のしるしなりけり、（夫木）　俊成
無名抄云、五條三位入道は、此道の長者にていますが、されど富士の鳴澤をなるさとよみて、なるさの入道と人に笑はれ給ひしかば、いみじき此道の遺恨にてなん侍りし。〇八雲御抄云、富士の鳴澤は、高根のなるさはと云へり、流れて音絶えぬによりて、なるさはと云ふ。方角抄云、富士の鳴澤とは、八葉とて絕頂に洞の如くにて、廻に峰々八葉有と也、鳴澤を麓と心得べからず。藻鹽草云、富士の山の峰に大なる澤あり、其水と火相剋して、煙と水氣相和して立昇る、火もえ火わきかへる音、常に絕えず、されば鳴澤といふなり。又云、鳴澤にはあらず鳴沙とかき、富士の山より、いさご降ることあり、其鳴音を云ふ、此山には白砂麓へ流れ下ることは一定なり、人のおるるにつれて、いさご下り、又一夜の間に上る、云々。〔駿河草、甲斐國志〕〇國志云、鳴澤とは上古富士の山上にありける地の名なり、和歌諸集に多く其歌を載せたり、今絕頂の八葉と云處の西北の方に、內濱外濱とて、海邊の砂石の如く燒石に非ざる處あり、即大澤（オホサハ）と稱して、常に砂石の轉び下る聲、雷の如く聞ゆる、大なる澤の續きなり、今は山中涓滴をも見ざれども、昔時は八葉の內に水湛へ、此澤より遥に流れ下りしに、因て鳴澤の村名を得たりと云傳ふ、寶永の初め、太宰彌右衞門が富士山紀行に、中空に池水ある事を記したれど、今は池ある處なし、時々の山火によりて、形勢の變化限なきを知るべきなり、和歌には多く駿河なる富士の鳴澤と詠ずれども、村は甲州に屬す。〇按に、鳴澤の說、諸家異同あれども、今大澤と稱する深壑即是なり、其崖邊を覺不知子不知と名づけらる、劒が峰と雷岩の間に裂け西に下る。（池の名と云ふは信じ難し）大澤を俗に石瀧（イシダキ）とも云ひ一滴の水なしと雖、落塊の石の流下すること、水のごとく混々止まず、激衝して轟鳴を發する遠雷をきくが如し、古人「小寢（サメ）らくば、玉の緒ばかり戀ふらくは」と比興せるも以あり。
季鷹富士日記云、鳴澤の音聞くに、いづこと知らねど、大なる川水の、谷に響きて流るる音にも聞こえ、はた松杉のむらたちに、秋風調ぶる樣にも聞き成れたり、是は山の石の崩れ落る音なりといへど、さことはにさることと有らんとも思ひなされねば、鬼に角に此中窪のわざならんかし。

（大澤）

勝山（カツヤマ）

今勝山村と云ふ、鳴澤村の東、河口湖の南岸に在り、船津驛の西一里。
國志云、勝山の富士里宮は、船津、木立（コダチ）、勝山、大嵐、成澤、長濱、大石七村の產神とす、慶長八年、鳥居土佐守成次家士の文書に、大原（オホハラ）七郷百姓衆とあるもの是也、大原とは蓋大嵐（オホアラシ）の轉訛にて、此邊往昔は八代郡の屬地ならん。〇大嵐は今鳴澤村の管內とす、勝山、往時は河口湖邊の郷名にも呼ばれたり、吉田富士文書、
勝山之郷棟別之事、被爲指置候者也、十二月七日
北室神主殿　（武田信虎の御判あり）
勝山妙法寺記云、明應七年、八月廿五日辰剋、大地震、同廿八日、大雨大風無限、申剋、當方の西海、長濱、大田輪、大原、悉壁（ヒヤク）におされて、人々死事大半に超えたりあしわた小海の巖、皆流て白山と爲さる。

（大原）

（大嵐）

妙法寺（メウホフ）

勝山の東に接する小立（コタチ）村に在り、日蓮宗の小字なれど、古記錄二卷を傳ふ、妙法寺記と題し、文政九年活刻刷印して世に公にせらる。跋云「妙法寺古記錄二卷所傳於甲斐國都留郡木立村妙法寺也、起於文正元年、終於永祿四年、九十六年間、甲駿越及坂東諸國之事蹟可徵者最多」この寺記を勝山記と云ふこともあり。寺は大臣に面ひ、平湖を背にし、朝暉夕陰、景象頗富む。

(小立)

河口湖（カハグチ）

富士の北、裾野の大湖なり、此湖は三代實錄貞觀六年暴火の條に「本栖并剗海以東、亦有水海、名曰河口海、火焔赴向河口海」とあれば、此時變異ありて、河口の東に決潰せしもの、一朝に埋塞したるごとし、後世は名のみ河口湖なれど、決口なし、近年排水菜田の計畫あり。蓋此湖は貞觀以前には他の本栖剗海に比しく、稍小なりける者が、淺川山の生じけるより、渟滀して大海となれるならん、今面積二千二百町と測算せらる、

題池大雅富士圖、池生數遊極其勝概、此乃甲之河口湖、所嘗觀云、

寒空飛雪曉紛々、積潔時看峰影分、秋氣能開天半色、始知千里一夢君、　　　　釋　大典

層巒八葉鎖丹霞、寫取飛旧岳頂賒、萬古靑天懸片雪、雲中倒映玉蓮花、　　　　釋　萬庵

地學雜志云、河口湖は昔決潰する所ありて、此に御坂山の溪澗數多落ち來り、桂川の水源をなせしが、貞觀六年、富士山の噴火は、其最頂より端なく灰を雨ふらし、岩を飛し燒岩を流し、該河を埋め水路を絕ちたるを以て、諸水止むなく其所に湛へ、遂に今日の一大湖と成れり。

又云、河口湖、西湖の形勢を見るに、海面上の高さは、水量の增減に因て差あるも、平均二千七百三十九尺を河口湖、二千九百九十七尺を西湖の高距とし、河口湖より西湖の水面高きこと二百五十八尺なり、又西湖の面積、水量の增減に由り、其趣きを異にするも、河口湖の面積は約二千町步にして、中なる鵜（ウ）島西近は淺く、之より東西の岸畔に至れば急に深きも、中央凹凸少く稍平坦也、最低水以下四十三尺内外にして、五十一尺を超ゆる處なく、湖底殆土鍋の如し、西湖の面積は平均三百町步ありて、其湖底深く二百五十尺以下に達し、恰藥研に似たる所あり、かくて從來湖邊の諸村は、霖雨ある毎に湖水漲溢し、浸水の害を被むること甚しきのみならず、常に米穀を他に仰ぐの土地なれば、之を乾涸するに於ては、肥沃の田地凡八百町步を湖底に出現すべく、又四湖を用水に供するに於ては、該湖減水の結果ば、其湖周に凡八拾町步の田圃を得、河口湖を乾涸するには、東隅に方り淺川（アサカハ）山（一名嘯山）を貫き、延長十四町に亘る隧道を穿ちて、湖水を新倉（シンクラ）に疏水し、又河口湖南諸村の飮料水、及び灌漑用水に充つる爲めに、西湖の水を引き、其疏水路は鳥居坂に凡百間の隧道を穿ち、大嵐天神峠に凡八拾五間の隧道を開鑿し、遂に丸尾（マルビ）の中央を過ぎて吉田村に達す、此是を西湖疏水開鑿、及び湖底地開墾計畫の梗概とす、此計畫や甚好し、然れども甲斐國志の言へる如く、河口湖に伏流貫通するに於ては、河口湖を乾さんとするも、西湖の水は滔々瀉き來りて、河口湖を充たし、又西湖を乾さんとするも、該湖と連絡を通ずる精進、本栖の湖水流れ來り、目的を達する能はざらん、且西湖より河口湖南部の地に引かむ水も、彼の粗鬆なる丸尾石（マルビ）（轉石の轉訛か）に到れば、忽土石中に伏して地表に出でざるの恐あり云々。

(淺川山)

(丸尾)

勝山記云、永正十三年極月十六日、西海右近と平八迄、兄弟三人、大石與五郎殿も打るる也、去間、宮内丞殿、同二十九日に出陣、其後日々合戰有、地下は皆鵜（ウ）の島にて越年す、されども日々の合戰に、吉田の城を責るに、城方めでを取る、天文二十三年、信濃の知久（チク）殿親子八人大原の島に流され玉ふ、大原地下衆三八番にて守り候、廿四年五月、知久殿舟津にて生害。

(鵜島)

大石（オホイシ）

今大石村と云ふ、河口湖の西北岸にあり、其背の御坂山脈の一嶺を十二嶽と云ひ、十二の峰巒羅列して、上に行者堂あり、相傳へて役小角の故蹟とす、神座山に連り、八代郡界にあたる。

御坂（ミサカ）

河口湖の北嶺にして、甲駿東方の驛路之に係る、故に御坂峠と云ふ、地學者謂ふ所の御坂山脈は、此峠左右の峰巒なり。夫木抄に「みさか、甲斐」と註し、東國風俗冬の歌、

御坂路にこほりかしける甲斐が根のさながらさらすたつくりのごと。　　　　能　因

甲斐叢記云、御坂の嶺上より見渡せば、河口の湖眼下に湛へ、富士の山其南に當りて、廣き裾野の彼方に拔出て大空に立はだかり、其影湖水の面に浮びて、白雪靑蓮に涵せり、昔より御坂の富士とて、世に稱擧するも宜なり。○御坂峠は高五千三百餘尺、西に黑嶽（六千五百尺）女坂峠を經て南へ囘擐して、天子嶽、毛無山に至る、又御坂峠の北方は八丁峠、笹子峠より都留山梨の郡界を限る山脈に連る、東方は谷村の高原餽野とす。○地學雜志云、御坂山脈は煇綠岩御坂凝灰岩層より成り、關東山系の地盤笹子（ササゴ）峠邊より分離せしものにして、始めは西に向ひ漸々南に轉じ、彎曲して天守山脈に連續し、而して遂に赤石山脈の層向に平行す、御坂山脈は關東山系の餘波、天守山脈は赤石山系の一派にして、前者の左曲して後者となるを見れば、其日本南北彎の對曲山脈たること明瞭なり。

(御坂山脈)

河口（カハグチ）

今河口村と云ふ、河口湖の東岸にありて、御坂峠の下とす、甲府を去る八里、谷村へ三里半、古驛舍とす。延喜式に載せ、水市と加古の間なる一站にして往時は八代郡の管内とす。

一遍上人繪傳云、甲斐國板垣入道といふ人、聖に值遇し奉り、國中利益の後、御坂にかかり相州へ越え給ふ、其日は河口といふ所まで着ぬ。○國志云、川口村は古へ八代郡に屬し、富士の正北面、裾野より現はれ見ゆれば、三代實錄に、八代郡家以南、作建神宮とあるも、今の川口村の淺間明神たるべきこと明白なり、且當時を想ふに、前年の爆火に富士山裾野の諸村皆埋沒しけれども、此里は川口の湖の北岸に在りければ、爆火は湖水に隔てられて及ぶ事なかりしなり、然るに今一宮淺間神社を以て、延喜式內とするは誤りならんか、一宮の邊昔は山梨郡に屬し、二百年前までも猶然り、川口は後世に至て都留郡に入りし故に、世人も八代の淺間たるを知らず、且地理を以て之を考ふるに、三代實錄に八代郡々家以南とあれど、一宮は郡の北に當り、方位大に相違せり。

淺間神社　河口村に在り、蓋貞觀中所建の遺祀にして、延喜式、八代郡の名神大社、卽是なり　後世山梨郡の淺間神を以て一宮とし、河口社衰ふ、俗に北口本宮と云ふ。

三代實錄、貞觀六年八月五日、下知、甲斐國司云、駿河國富士山火、彼國言上、決之蓍龜云、淺間名神禰宜等、不勤齋敬之所致也、仍應鎭謝之狀、告知國訖、宜亦奉幣解謝焉、七年十二月九日、勅、甲斐國八代郡、立淺間明神祠、列於官社、卽置祝禰宜、隨時致祭、先是、彼國司言、往年八代郡、暴風大雨雷電、雲霧杳冥、難辨山野、駿河國富士大山、西峰忽有熾火、燒碎巖谷、今年、八代郡擬大領、無位伴直眞貞託宣云、我淺間明神、欲得此國致祭、頃年爲國吏、成凶咎、爲百姓病死、然未曾覺悟、仍成此怪、須早定神社、兼任祝禰宜、潔奉祭、眞貞之身、或伸可八尺、或屈可二尺、變體長短、吐件等詞、求之卜筮、所告同於託宣、於是依明神願、以眞貞爲祝、同郡人伴秋吉、爲禰宜、郡家以南、作建神宮、且令鎭謝、雖然暴火之變、于今未止、遣使者檢察、埋劉海千許町、仰而見之、正中最頂、飾造社、宮垣有四隅、以丹靑石、立其四面、石高一丈八尺許、廣三尺、厚一尺餘、立石之門、相去一丈、中有一重高閣、以石構營、彩色美麗、不可勝言、望請齋祭兼預官社、從之。○按に、三代實錄に見ゆる神造の石垣、石門、石閣をば一書に吉田の小室の鐘洞に擬し、引辨論す、然れども仰而見之、正中最頂とあるに據り、山頂の事たるを知るべし。

船津　今船津村と云ふ、川口の南にして、湖水の東南岸とす、之を經て吉田、山中の驛舍に通ず。(河口と船津の間を淺川山とす)國志云、船津に番所址あり、古來官道なれば、隣敵のために要害を構へしならん、小林尾張守の館址あり、勝山記に、文龜四年、舟津ツツノ口を小林尾張入道殿、本主のふさぎ玉ふ所を取除玉へば花立のかけなどを堀出し玉ふ、永正五年戊辰、當小室宮造り、取持小林尾張入道殿、諸國へ出て前代未聞の事也」とある是也、甲鑑にも此人を載す、蓋當時大嵐七村の領主なり。

吉田　(上吉田)　今福地村(上吉田)瑞穗村(下吉田)の二に分つ、河口船津の東南に隣り、桂川の源なる裾野とす。其上吉田は驛路にかかり、富士登山の北口とす、標高八百四十米突。

甲斐の國吉田と云へる所に至る、富士の麓にて侍りけり、今夜は二月十五日、(文明十九年)月いとかすみて、富士の峰さだかならざりければ、

きさらぎやこよひの月の影ながら富士もかすみに雲かくれして、(廻國雜記)

北口淺間社　(諏訪森)　上吉田の淺間明神にして、近年富士嶽神社とも稱す、大鳥井あり、高五丈八尺、兩柱の間三丈六尺。(文政十二年重修す)是は富士北口の神門にて、勝山記に文明十二年三月富士山吉田大鳥居立とある者とす、扁額三國第一山と題す、寬永十二年良恕法親王の筆蹟なり、神主小佐野氏は勝山村に住し、古文書を收藏す、[illegible]氏遊[illegible]記云、甲州北口淺間社の後につゞき、方八町餘の社地に、諏方明神あり、天文の頃より、士人此側に富士の遙拜所を建てたり、今の淺間社是なり、當初の諏方森はいつしか發光と爲る。

「謹而敬白、右之意趣は、今度出陣、信有抽諸軍取勝、就中數多致高名、別而上意御懇切、於被加御守護は、御戶之內、金井金襴之御戶張一旒、可奉掛之者也、仍願書如件、

永祿二年未七月十八日　平　信有(小山田氏)

諏訪御淺間大菩薩御神前」

「吉田諏訪森

甲信兩國之軍勢、爲彼森前採薪者、速に可處嚴科者也

仍下知如件、永祿四年三月二日」(武田家判物)

「願狀

今度頓速賜倒豆相兩州、氏康氏政滅亡、如信玄存志、達本意、泰太平之凱歌、令得歸府安泰者、百歲以來相違之御社領、如舊規、奉寄附、如在之禮奠、不可有怠慢者也、仍如件

永祿十三曆庚午四月廿八日　信　玄

南無富士淺間大菩薩」

國志云、諏方森は淺間を勸請せざる前より、諏方明神鎭座せる故なりと、勝山記に「明應三年、吉田諏訪大明神の神鐘武州より鑄て登せ、翌年鐘樓堂建つ」とあるも此社の事なるべし、今は其鐘なし、古文書あり、

敬白願書之事、右於當病平癒者、來六月中、速可令參詣者也、仍願書如件、

永正三年丙寅卯月十一日　源信　繩判

奉進獻富士淺間大菩薩御寶前。

北室、御室と云へるも、諏方森淺間宮に同き歟、吉田小佐野文書に見ゆ、山腹に御室、中宮など別所のありきと

も云ふ。

「富士山御室御供之初米、往還之荷物、七疋之分、可勘過者也、仍如件、永祿三庚申六月六日」(武田家判物)「有御立願之旨、御神馬幷御願書、被爲納候、(中略)十一月十五日、　御室之別當參る　跡部美濃守勝忠」「富士山北室、爲道者勸進、國東へ下度之由尤候、然者急度有下向、諸旦那可被勸之者也、仍如件

天正十五年七月三日　鳥居左右衞門元忠

富士山北御室神主殿」

勝山記に「文龜元年九月十八日、伊豆より早雲入道甲州へ打入、吉田城山、小倉山兩所に代を致して、國中大勢にて責しかど、弓矢無くして、自他國々勢衆、十月三日の夜散々退て皆死す」云々、「永正十四年正月、小林尾張入道殿、籠城出陣し給ふ、然間城を攻ること強盛にて、終に正月十二日引申候、先方終に切勝て、吉田自他國一和に定也、十五年五月、駿河と甲州都留郡和睦也、調法者内野渡邊式部丞」云々。)

小室(コムロ)神社

北口二合目の淺間明神なり、此に窟狀の岩石あり、小室の名はこれに因る歟、又禪定院址あり、修驗者の遺蹟とす。

國志云、小室淺間社に日本武尊の像を置く、長三尺二寸五分、髮は左に垂れて、左腰に入り、右手は取失す、容貌不動尊に似たり、背に銘を刻む「奉造立勸進、走湯山住、金剛佛子覺實、覺台坊、二十度、佛師、興福寺蓮珍圓淨作、文治五年七月廿八日」又女體合掌の像一軀あり、長一尺六寸五分、背に銘を刻して「奉造立勸進、走湯山住、金剛佛子覺實、覺台坊、廿五度佛師、興福寺住定海寶月坊作、建久三年四月九日」とあり、又淺間神像長二尺一寸、古作なれど銘なし、別に上代よりの神體は函中に藏め、社主も開き拜まずといふ、又武田機山入道の木像は、容貌全く不動尊に異ならず、右手に軍團扇を握り、左手に獨鈷の如きものを持てり。

(鈴原)　(胎内潜)　(劍丸尾)

一合目鈴原(スズカハラ)に洞窟あり、胎內潜(タイナイクグリ)と云ひ、佛說胎藏界の附會を爲す、富士詣の徒は雁の穴とも呼び之に入る、奧凡七八十間に至るべし。古寫本富士山按內記云、吉田口登山道より西へ入ること十一町、大なる洞穴あり胎內と云ふ、穴の徑五尺入ること四五丈にて、後向になり足より入る、極めて狹し、此處をねかへりと云ふ、又乳房岩とて水の滴る處あり、又行くこと十丈、四方漸く廣く步行自由なり、大日の銅像を置く。(地學雜志云、吉田口登山道の西に當り、山頂小御嶽(コミタケ)より麓の吉田まで、岩角峨峨たる長堤の如きものあり、是れ貞觀噴火の一大熔岩流にして、土俗之を劍丸尾(ケンマルビ)と呼べり、丸尾とは溶岩流の事なり、其中央に奇異なる空洞數多あり、就中最も大にして最も奇なるを胎內窟(タイナイ)といふ、其窟內の形狀恰も人體の腹中の如く空洞をなして、肋の如き紋理を印せり、故に名とす、其洞の內徑、初め七八尺もあれども、深く入るに從ひ細く、數多の支洞に分れたり、又其近傍に上端內徑三四尺にして、深五六間乃至十間內外なる、圓筒狀の穴數所あり、其直立せるものは井戶の如く水之に湛へ、其橫臥せるものは水道管の如く、人匍匐して之に入るを得、其形狀完好なるもあれど、崩壞せるもあり。)

富士(フジ)山

駿河に涌出す、此山近世、甲駿の二州界を限るに、絕頂より東西に引き、西は毛無山に至り、東は加古坂に至る一線に由る。

何物巧粧落日寒、關中春適彩雲端、青天一柱崢嶸出、白雪千秋突兀看、誰指仙衣縹緲、自疑玉女剖琅玕、于今存踏山陰地、喚取驪駒問大丹、　徂徠

國志云、富士は古より駿河の山とはいへど、其實七分は本州の山なり、彼れ天正五年、武田勝賴淺間明神の願書に「過半甲陽之山也」とある是なり、登山路の北は吉田口、南は須走口、村山口、大宮口の四道なり、其內須走道は八合目に至て吉田道と合す、村山道は大宮道に合す故に頂上に至ては唯南北二路なり、南面を重とすれども、古より諸國登山の旅人は、北面より登るもの多し、まづ大日堂あり鈴原大口と稱す、勝山記に「享祿三年三月、蹈(クリゲ)か馬場の大日堂炎燒、同く大日像燒めされ候」とある是也、其頃は此邊まで蹈か馬場と云しにや、卽一合目なり、二合目に小室淺間明神の社あり、役の行者堂、淺間社の西に在り、本尊は役の行者にて、八代郡(右左口村七覺山)圓樂寺兼帶す、古へ役の小角伊豆の國に配流せられし時、此山を踏み分け、始て頂上を極めきと談ず、三合目に小祠あり、道了、秋葉、飯繩の銅像あり「元祿元辰年、六月三日、月行」と刻字あり、月行は富士行者五世の法嗣なり、五合目を穴小屋と稱號す、地藏菩薩二軀あり、一は銅像甚古物なり、一は鐵首銅身の像、銘あり「尾州丹羽郷先達、天文廿二年、五月吉日」と、鰐口あり「長久二年六月一日」と刻字あり、貞觀六年爆火より、長久二年に至って百七十八年、かく神器奉納の事ありしなれば、爆火の後程なく登山せしを知るべし、七合目胸が嶽と云處に小屋あり、聖德太子の像、並に銅馬を安んず。

○山梨鑑云、鈴が原の胎內洞は俗に淺間大神出生の古跡と云ひ、洞中の形容凡女人の胎內に擬し、上顎、肋骨、臍石、胞衣石、腹帶、臍、乳房、陰門、子宮などの稱呼あり、二合目小室の御石釜は、廣さ數十丈の一片石の面に、徑二尺深七八尺許の穴あり、往昔は小室以上女人の登山を禁したり、四合目に御座石あり、高三四丈、廣六七間許。(按に、永祿七年、小山田信有の書に、中宮之御座石とあるは此四合目なること、甲斐叢記に述べしごとし、而も今五合目に中宮を建つ、不審)

小御嶽(コミタケ)

五合目にあたる。國志云、小御岳は北面中腹に在り、磐長姫命を祭る、右傍に日本武尊社、及び大天狗小天狗の祠あり、相傳ふ、昔成澤村の民、此山中より材

木を伐出しける時、初めて天狗社を建立し、享保の比までも、太郎坊正眞と號せる小社なりしに、近世年を累ねて尊信するもの多く、造營發盛大なり、信者奉納の器物夥し、皆巨大を以て名望とす、斧の重百八貫匁、刃長二尺八寸と云ふの類也。（叢記云、小御嶽社の西の方に、天狗の庭とて、樹木皆偃臥して、種々の形を成し、人手にて作れるが如き地あり。

古寫本富士山按内記云、北口五合五勺目の道傍に鰐口を掘出せしことあり、長久二年六月一日と云ふ銘あり、山内に之より古きはなし、駒が岳に銅馬及び太子像を安置す、八合目地藏の銅像あり、九合目日御子と云ふ岩あり、藥師嶽に堂あり、大宮司別當此に居る、役錢二十文、二十文の内十四文大宮司取、六文吉田取その外二合目役錢八文、五合目役錢三十二文。

六合目の鎌岩は、妙法寺記に「永正八年八月、富士山鎌岩燒る、此月大原へ天狗共寄て、三たび時の聲を作る也村の人々皆舌すくみて物云ふこともあたはず」とある是なり。小御嶽の天狗社も此頃のことか、九合目に一大圓石あり、白色にして滑澤あり、裂けて五段と爲る、物影を映ずこと鏡の如し、曉天日輪の海上より出んとする時、其影之に反射するを、日の御子と稱す「林氏神社考に「貞觀五年秋、白衣神女出現、双立舞遊、時火炎揚、有圓光、即祭之號火御子」云々、とあれば古書に出典あるか。

（火御子石）

山中湖（ヤマナカ）

吉田の東南二里、籠坂峠の下なる沼池なり、東西に長く、周廻二里半、面積千二百町、西北に決潰し、桂川の源淵とす。

山中湖、一名臥牛と云ふは、其形狀の似たるを以て、近年詞人の命じたる者とす、湖水の西畔は即山中驛にして、湖東を平野村とす、今合併して中野と改む、海面上凡二千三百尺。

山中（ヤマナカ） 小驛なり、甲府を去る十二里半、谷村を半る六里、蓋延喜式の加古驛とす、加古（カコ）を原書加吉に作るは、形誤に出でしのみ。

（加古）

國志云、山中驛の山中左衛門館址は、村北に在り、勝山記「明應三年三月合戰には、武田彥八郎殿負玉ふ、大藏大輔打死、同山中殿打死也、大永七年菊月、立正寺旦方山中太郎左衛門、五十人にて御本寺參詣、下向には河口にて掃[illegible]致候」など見ゆ。

內野（ウチノ） 今忍草（オシクサ）村と合せ、忍野と改む、內野の名は勝山記に出でたり。

籠坂（カゴ）

又加古坂に作る、加古驛の南嶺なれば也、西は富士の大嶽に連り、東北に走せて明神山、三國山等を起す。嶺北の水は山中湖、桂川に瀦して馬入川と爲り嶺南の水は酒匂川の源と爲る。山中驛より一里にして峠に達し、南下一里を須走村（駿州）とす。

勝山記「明應四乙卯年八月、伊豆より伊勢入道甲州へ打入り、かご山に陣を張しに、和睦にて引返す、又大永六丙戌年、七月晦日、鹿兒（カコ）坂の麓梨木平にて合戰あり、須走殿一族みな打死」此合戰は北條氏綱と、武田信虎なり、須走殿は今須走村を尋るに、館跡不詳、寶永の富士燒砂にて埋まれる地なれば、さも有べし。（國志）○矢筈山路云、今加古坂の西に當りて、矢筈峰とも、天神峠ともいふ山あり、其峯ふたつに分れ、矢筈の形を成せり、此坂路は即昔の驛路にて、そこに一群の木立あり、第六天神とたたへたる社の迹とぞ、此ぞ光親卿の遺迹ならん、森の邊の地形、承久記に「山のそばのかたさがりなる」と云ふによく合へり、第六天と云ふも、即卿の靈を祭りしにや。

（加古坂）

東鑑、承久三年七月十二日、按察使光親卿者、去日出家、法名西觀、爲武田五郎信光預、下向、而鎌倉使相逢于駿河國車返邊、依囑可誅之由、於加古坂梟之訖、時年四十六、此卿爲無雙寵臣、又家門貫主、宏才優長也、云々。（承久記云、按察使殿は武田五郎具し奉り、下りけるが、富士の裾、加胡坂と云所におろし奉り、鎌倉よりの狀に任せて、最後の御事唯今に候と申ければ、（中略）出家せばやとあれば、子細有まじく候さて僧一人尋出て、剃り落し奉る、（中略）居給ふ所、山のそばにて、片さがりなるに、知識の僧の衣を着せ奉る座敷も、片さがりにて、物打つ所わろく見えければ、大刀取内藤うしろに近附て、云々。○六代勝事記云、光親卿は、不盡の裾野の秋の初風、萩の下葉を吹露の、命結び敢ぬ程に、蓮の臺おろして、蓮の花を願ひ、法華經よみて、はかなくなりたまひにける、云々。

明見（アスミ）

今明見と云ふ、明日見の義に假借する歟、小池あり、方百間許、然らば淺海の訛なる歟、上吉田（福地村）の東北に隣る、桂川の畔とす。

新倉（シンクラ）

今下吉田と併せ、瑞穗村と改む、河口船津の東に隣り吉田の北とす。近世新倉の人永島安龍、河口湖の水を引き、新倉の由に灌かんと欲し、山を穿ち新渠を造る、薄地之に因り多く稻田となれりとぞ。

賀美鄕（カミ）

和名抄、都留郡賀美鄕。（今の吉田、明見邊ならん、都留郡に於て、高上の地方とす。

國志云、今十日市場より、富士の麓までの間、三十村許をすべて上鄕と稱す（今十日市場、鹿留、倉見、夏狩などを東桂村と云ひ、小沼（コヌマ）、暮地などを西桂村と改む。

（小沼）

多良鄕（タハラ）

和名抄、都留郡多良鄕。高山寺本、註太波良。○今谷村の西近を云ふごとし、寶村、開地村などをこめたる歟。

國志云、多良鄕をば中古田原鄕に作り、文龜元年、勝山向嶽寺文書に、都留郡田原鄕見ゆ、又今谷村の西二十町許に、田原瀧あり、田原淺間宮あり。

（田原）

谷村（ヤムラ）

今谷村、戶數一千、南都留郡の郡衙在り、甲府を去る十一里半、猿橋を去る三里、桂川の東岸に位

置す、郡内の舊邑なり。

鼓笛迎神於午晴、衣裳楚々展聲輕、不知身落千峰裡、小々繁華舊郡城、　毅堂

甲州に於ては、山村農家の養蠶の業、夙に開けければ、延享中より、自製の絲をもて平絹を織出しぬ、其後機業大に進歩し、郡内縞、白郡内、織色郡内など稱する種々の織物をいだし、羽織の裏地、夜具地等の料に用ゐられしかば、其需要きはめて多かりしが、舶來の海氣に似たるより、郡内海氣ともいふ、こゝに郡内中谷村の產を上品として貴べり、京郡内とて京都においても、郡内製を摸造せしが、其製甲斐の郡内に及ばず、方今甲州の絹絲は、南北都留、東山梨、東八代を以て大產地と爲し、甲斐絹の字面を以て海氣に換へたり。

谷村城址　新古の二址并び存す、一は谷村新町の西北にして、小山田氏の修造に出でしもの、一は川棚の城山にて、寛永中まで城主相續せり。其後城廢し、石和代官所の吏員此地に出張して郡政を視たり。(川棚は今寶村と改む)

(棚川)

天文元年、小山田氏は金井の故館より移り、谷村に新城を營く、小山田氏は天正十年滅亡、鳥居彦右衛門元忠來り郡内を治し、小山田氏の故城に居る、羽柴、加藤、淺野の三氏國主の時も將士を分派せらる、文祿三年、淺野左衛門氏重、新に川棚八幡山に相して築城す、之を谷村勝山城と號す、慶長六年、鳥居土佐守成次(元忠の子)代り谷村三万八千石を領知す、寬永九年淡路守成行收封、翌年秋元但馬守泰朝に賜ふ、封二万石、孫但馬守喬朝に至り、增封五万石、寶永二年武州川越城へ轉ぜられ、谷村城是より廢す。○按に、爲和歌集に、天文四年六月甲駿の合戰の事を記し「八月相州より氏綱兄弟、何かに一萬許にて出陣、廿三日に相働、都留郡主、武田被官、小山田衆合戰、終日侍りて、未刻散、小山田衆討捨七八百三百六七十討捕、聽而廿五日小田原歸陣」云々、甲鑑に「小山田左兵衛尉、天文廿年、信州時田合戰の時手負、廿一遂に死し、子息彌三郎、知行同心、斟酌仕と雖、先祖より御譜の都留郡なれば、少も相違なく仰付らるゝ也、」彌三郎は名を信有と云ひ、軍役二百騎、その子を信茂とす。

勝山記云、永正四年、當國の守護五郎殿御死去、五年十月、武田八郎殿、同子息孫九郎殿、珍寶丸打れさせたまふ也、極月五日、國中にて合戰あり、都留郡人數負る、小山田彌太郎殿、打死無限、然ば工藤殿、小山田平三殿、韮山(伊豆)へ御出仕なり、六年秋より當郡亂入以の外、殊に川口を燒く、され共國勢引るゝ也、極月に下の檢斷殿打るゝ也、七年春、國中都留郡御和睦落附、十七年、小山田殿引立て猿橋かけたまふ也、十八年二月十八日、武田殿は大原、舟津の小林宮内丞殿へ御出有之、明る日中津森へ御下候、大永七年、中津森殿檜百坪に御家造り玉ふ、享祿三年正月、越中守猿橋に御陣、三月中津森の御所燒る、卯月廿三日、八坪坂にて越中殿と氏綱合戰あり、打負て吉田衆打死致候、享祿五年、小山田越中守殿、上樣御死去被食候、去間谷村へ御越候而、新屋舖を御立候、天文廿一年正月、小山田出羽守死去、送葬御供人衆一萬。

長生寺　谷村の羽根子に在り、文明年中、臨濟宗俊和尚創建、用津院と云ひ、金井村に在りしをば、永正年中、小山田氏更に羽根子に造營して菩提所とす、近世寺領三十五石、曹洞宗に屬す。

大幡　今中津森、金井、川棚などと合併して、寶村と改む谷村の西北にして、八丁峠、三峰山、大幡山等あり。

中津森　今寶村と改む、小山田氏の舊里とぞ、谷村の西一里、金井にも小山田氏の舊宅とて、御屋敷とつたふる地あり、共に谷村を去る遠からず。(名勝志、國志)

甲鑑云、中比武田殿牢人にて、武藏瀧山に於て、或行人に行合給ひ、聖も甲州の者なれば、此砌何にも御奉公走廻らんと申ければ、甲州鹽の山の後の大杉の根に、御旗楯無を隱置けるを、取て來りくれかしと宣へば、急き甲州へ行き、取て歸り進上す、其時御約束に、御本意に於ては、永代都留郡可被宛行と有し、翌年御歸國故、聖を小山田氏に被成、彼郡を下さるる事、信玄公十一代跡より也、其上信と云字下さるる義も、此刻より始む、小山田は平氏也。

(井金)

御正體山　谷村の東南なる雄峯にして、今開地村に屬す、標高千六百米突、頂上に熊野本宮を祭り、下に中宮、若宮等あり、此山の東は道志谷にして、溪澗猶廣し。

古郡郷　和名抄、留都郡古郡郷。○今禾生村、三吉村、盛里村など、多良郷の東北に接する地なるべし。禾生村に大字古川渡ありて、郡をコホドと云へる例、諸州に存すれば、フルコホドと訓むべし。按に古代の郡家なるが貞觀年中富士暴火の變などにて、此郡家も災に罹りて、一時退轉し、その後再興したるを、古郡の郷と云はれしにや。

古川渡　今田之倉、小形山、川茂などと合併し、禾生村と改む、谷村の北にして、猿橋、大月に至る間とす。一書に古川渡は和名抄に古郡郷とある地歟と云ふ、東鑑、建保元年、和田義盛の所領、甲斐國古郡を、加藤兵衛尉に賜る。加藤氏の裔孫永く郡内の地を領し、後小山田に代られて其下に就けり。

戸澤　今三吉村と改む、谷村の東一里、一書に此地をば後紀の「都留郡郡留村、東邊砥澤、爲甲斐相模兩國」云々とあるに引きあてて論すれど、形勢疆界の地にあらず。(都留郷を見よ)

道志　今道志村と云ふ、谷村の東方なる山谷にして、其溪澗は甲駿相の交堺なる三國山の陰に起り、東北

に向ひ、凡六里、猶四里(津久井郡靑野原)にして桂川に會し、馬入川と稱る。國郡沿革考、并に名勝志に、道志、秋山の二谷は、相模堺に接すれば、和名抄に相模鄕と云ふにあたる歟と述べたり、今按ずるに、此二谷のみならず、津久井全郡は卽和名抄、都留郡相模鄕の域內ならん。

大群山（オホムレ）　道志村の東南に峙ち、相州足柄上郡の界嶺なり、東は丹澤山に連り、西南は三國山より加古坂に至るまで、一脈を成せり、此大群の一峯は、武嶽平原より望めば、恰も富士の前面にあたるを以て、或は富士隱の名あり。

秋山（アキヤマ）　今秋山村と云ふ、道志の北に井行する一谷にして、長五里許、その溪水を秋川となつけ、桂川へ入る、或は串川（クシ）とも云ふ。

北都留郡（キタツル）　郡內（グンナイ）の北半部にして、笹子峠より上野原に至る溪流一帶、及び其北方丹波山に至る間を區域とす、面積凡三十八方里、十八村に分ち、人口四萬二千、大原村猿橋に治す、近年武州八王子より來れる鐵道線方に成る。

(坂東山)(黑野田)

笹子峠（ササコ）　北都留郡の西堺なる坂路にして、鐵道は隧洞を通じて往來す、古名坂東山（バンドウ）、標高三千五百尺、此隧洞は長一萬五千餘呎、方今海內無双と稱す　峠の西を駒飼、(日影村　東を黑野田（クロノダ）とす。(今笹子村と改む)御伴之數云、笹子驛への道すがら、遙か此方より望めば行く先左右の山やうく迫りて、谷のふところに入る心地せらるゝにつきて、此國は山の峽（カヒ）なる由の名なることを知れり、驛家の數百五六十に過ざれば、供奉の人々の宿りも彼處此處、凡一里ばかりも隔たれり、登りゆく道のかたてに、矢立杉といふ大樹あり、昔武夫共の此處を過ぐる者、皆此杉に矢を射立て、山の神に手向しつゝ通りしとなんいひ傳ふる、

武夫の手向の征箭も跡ふりて神寂び立る杉の一もと。

甲鑑、天文十六年、原美濃は手柄に依て、甲州笹子峠關役所を千貫に宛り下さる。北國太平記、天正十年、若御子對陣の時、北條左衞門大夫氏勝は、八千餘騎の兵士を率て、笹子峠に陣取、既に駒飼まで足輕をかけらる。

初狩（ハツカリ）　今初狩村と云ふ、笹子村の東に接し、亦驛路にかかる、甲府へ九里、猿橋へ三里。

今はとて霞をわけて歸るさにおぼつかなしや初雁のさと、〔回國雜記〕

(波加利)

東鑑に波加利（ハカリ）はとあるは此地とす、建保元年、和田義盛の一黨退治の時、彼舊領甲斐國波加利本庄を、武田冠者に同新庄を島津左衞門尉に賞與せらるることを見ゆ。本庄新庄とは今詳ならねど、此邊を廣く稱めしならん。又和田一黨の沒落を述べ「古郡左衞門尉兄弟者、於甲斐國坂東山、波加利之東、競石（キソイシ）鄕二木（ニツキ）自殺矣」とあり。國志に初雁驛に平原ありて、競石と唱ふあれば、二木も此邊の近地とす、云々。

大月（オホツキ）　今花咲（ハナサキ）、駒橋、眞木と相合せ、廣里村と云ふ、初雁の東にして、笹子川此にて桂川と相會ふ、谷村の北二里餘。

地學雜誌云、桂川の熔岩は、昔延曆十九年、富嶽大に焚けたる節、北方に向ひ熔岩を吐き、遂に桂川河底に沿ひ七里許を流れて、猿橋の東に至て漸く止りし者ならん、大月橋にて熔岩層は凡六間許の厚さをなし、砂層の上に在り、而して今の河底は舊砂利層を堀り拔て、尙數間の下にあり。

(花咲)

駒橋（コマハシ）　今廣里村の大字とす、駒橋の東南に馬立山あり、此に菊花の紋ある石を出すを以て、菊花山の說あり、典故は、

雲の上に菊ほりうゑて甲斐の國鶴の郡をうつしてぞ見る、中宮歌合、觀菊と云ふことを、權大納言長家

(菊花山)

夫木抄この歌に註して曰く「風土記云、甲斐國鶴郡、有菊花山（キクノハナ）、流水洗菊、飲其水壽、如鶴」云々〔名勝志、國志〕また延喜式諸國年料、雜藥の中に「甲斐國、黃菊花十兩」と載せ、此國に古より菊花を名物とせる一證を見るべし、菊水の事は後漢書の註に荊州記を引きて曰く「南陽縣北八里、有菊水、其水源傍悉芳菊、水極甘馨、又中有三十家、不復穿井、卽飲此水、上壽百二十、中壽百餘、七十者猶以爲夭」云々と、我風土記の文は此荊州記の說を承けて、湊合する所あるがごとし、

桂川（カツラ）　山中湖より發し、上吉田に於て劍丸尾の溪水を併せ、東北に流れ、谷村を過ぎ大月に至り、笹子川(眞木川を併せしもの)を容れ、轉折して東に向ふ。猿橋驛に於て和田川を併せ、上野原の邊に至り鶴川を併せ、津久井郡界に入り、秋山川、道志川を併せ、漸く南に轉じて、相模平野に就く。卽相模川、又馬入川の名あり、或は鮎河（アユ）と云ふ、桂とは名義葛蔓（カツラノツル）なるべし。

桂川は源頭より都留川合流の邊まで、凡十七里、水急に岸危く、舟楫を通ぜず、上野原、鶴島以下初めて物貨の運漕あり、相州須賀の海口に至るまで、凡十五里。○桂川は貞觀年中富士山暴火の時まで、河口湖の水も之に歸入したりと云ふ、又火山熔岩の此桂川を流下したる痕跡は、大月、猿橋の邊まで歷々追索すべしと。

征茂鄕（シモ）　和名抄、都留郡征茂鄕。○今詳ならず、其訓亦知れず、(高山寺本には全く缺く)諸鄕の位置より推せば、大月、初狩などの地にやと疑はる。一說セモとよむべければ、シモの訛にて、加美鄕に對する歟と。

猿橋（サルハシ・エンキヤウ）　今驛名にも呼ばるれど、村名を大原（オホハラ）と改む、大月の東にして、桂川の架梁より其名起る、近時多く音讀してエンキヤウと云ふ、甲府を去る十二里、北都留

郡の治所とす。

雲埋老樹虚容變、水拍危巖水勢嶮、誰識行人斷腸恨、一簑寒雨渡猿橋、　正墻適所

名勝志云、猿橋は桂川にわたる、長十一丈、橋下三十餘尋、俗說、昔智ある人、猿の樹杪をつたひ渉るを見て、造り初めたる橋なりと、舊事大成經に「推古帝二十年、百濟國歸化人、有白癩、巧掛長橋、令造諸國、三河國八腥橋、信濃國水内曲橋、木曾棧、遠江國濱名橋、陸奥國會津闇川橋、甲斐猿橋等、其外一百八十橋」とあれど、此書は全く後人の妄作せるものなれば、信用に足らず、宗祇回國記、實は道晃准后の雜記に詩歌あり、

雲霞淺々渡長梯、四顧山川眼易迷、吟歩暎令疑入峡、溪雲殘月斷猿啼、

名のみして叫ぶもきかぬ猿橋の下に答ふる山川の音、

谷深きそばの岩ほのさるはしは人も木末を渡るとぞ見る。

此所の風景、さらに凡境にあらず、頗神仙逍遥の地とおぼえ侍る、此橋に種々の說侍る、昔猿のわたしけるなど、里人の申侍りき、さることも有けるにや、信用し難し、此橋の朽損する時は、國中の猿かひ共集りて、勸進などして渡し侍るとなん、しかあらば其由緒も侍ることなり、所から奇妙なる境致なり、

〔回國雜記〕

鎌倉大雙紙云、應永二十三年、一色刑部大輔持氏大將として、一千餘騎、武州横山へ發向ありて、武田を攻らるゝ、信長も猿橋へ出向ひ、攻戰といへども、武州の七黨ちゝぶはより討入しかば、信長甲をぬぎ降參す、勝山記云、大永四年二月十一日、國中勢一萬八千人立て、猿橋御陣にて、日々に御働、奥三方へ簡軍あり、此時上椙乘房は、八十里御陣を承り申候、五年三月、管領乘房御逝去、津久井の城不落、當國と管領又の和睦也

寶暦五年建碑、猿橋記云、我大日本橋梁之奇巧者、周防之算橋、岐岨之懸橋、峡之猿橋是已、峡也者山嶽之所列峙、險巖櫛比、往々斗絕、不可徑矣、比諸蜀門陝倉之阨、不易上焉、在昔方永祿天正之間、武田氏負險、城峡、其耽々關以東諸侯驚者、有以夫、傳曰、洪荒之間、有猿王跳而抱葛藟、攀緣過斷崕、古之智者視而倣是、偃巨木於兩崖、重以架澗、結構成橋、人蹟始通矣也、爾來工人繼之、製亦因加焉、云々。

行嚢讀記云、近年猿橋驛の人家に石塔を掘出す、一は貞治六年、一は應安七年の銘文あり、寺院の在りける舊跡とぞ。○御伴の數の記云、猿橋は長十七間、幅二間の板橋なり、削りたてたるが如き巖の上にわたせり、橋の上より水際まで十二三間、水際より水底までまた十二三間なりといへり、橋の上より見おろせば、岸のなからばかりより生出たる木ども、あまそそりそそりたちて、いと暗う茂りたる中より、一筋の瀧津瀨響きもさやに轟き落つるが、これも五六丈もあらん、岸よりすこし降りて、橋の裏を見る所あり、此處より仰ぎみるに、橋柱立つべき所ならねば、兩岸より巨きなる材を、雁の翔び行くらんやうに、つぎ〳〵にさし出して、橋のけたを受けて、其上に板を伏せたり、其巧みなること目を驚かせり。

岩殿（イハドノ）

今淺利、强瀨、畑倉（ハタクラ）など合併して、賑岡村と改む、猿橋驛の北なる山村とす。岩殿とは岩洞自然に殿閣を望むが如き狀あるに依て、其奇勝を占めて神廟あり。

國志云、岩殿山は七社權現廟、併に觀音堂、三重塔あり、圓通寺と稱し、別當は修驗僧なり、寺寶大般若經六百卷、諸卷の題跋中に、

甲斐州都留郡、岩殿山圓通寺、應永六年、己卯六月、勸進僧順翁、有廸、知客金剛佛子明賢、」永和四年正月、開板、奉施入、七所大權現御寶前、應永七年庚辰九月、」康曆元己未八月、開板、應永八年極月下着、摺畢、甲斐州都郡、岩殿山圓通寺、」都留郡畠倉鄉、岩殿山、應永八年、辛巳十二月、摺下畢、同十六年己丑、閏三月奉供、」

（畠倉）

經函の蓋には「永正六年、己巳卯月、唐櫃新作畢」とあり、三重寶塔は建立の年紀を知らず、升形に經文を刻み、其末に「正平三年、七月廿五日、大檀那孝阿禪尼」とあり、塔の南の宅址を孝阿比丘尼の庵と云ひ、其墓塚もあり、梵鐘は銘文なければ、古制にて、今の物の形にあらず、岩殿七社は伊豆、日光、箱根、白山、藏王、熊野、山王の七權現にて、神體木像、各長七尺許、其拜殿は東西十間、南北十一間、岩崕に柱を立て、床を張り、（屋蓋なし）天井卽岩石なり、故に岩殿と號せり、岩上より細流滴り下りて軒に洒げり、窓中より畑倉、葛野等の村里を下瞰し勝景なり、文明十九年正月、聖護院道興准后、此山に詣てられしこと、其回國雜記に見えたり、

かくて甲州に至りぬ、岩殿の明神と申して、靈社ましましけり、參詣して歌よみて奉りける、

澤雜と此岩殿の神社世々に朽せぬ契ありとは、

（岩殿城址）

此境内よりまた登ること七町にして古城跡あり。○名勝志云、岩殿城跡は小山田氏領すること久し、天正十年三月武田勝頼滅亡の時、小山田氏叛逆により、又織田信長の爲めに誅せられ家亡ぶ。○御供の數紀行云、岩殿山は猿橋より二十町許、昔小山田信茂の居たる、名高き城跡なり、此山大なる巖其頂きに聳えたる邊に、松の一本二本くねりがちにて立るがいとをかし、

朝嵐岩との山をおろし來て吹こそかへせ旅の衣手。

和田（ワダ）

今葛野、瀨戶など、合併して七保村と云ふ、猿橋驛の北方五里許の一溪谷を占めたり。

國志云、下和田の春日神社に、地藏の立像幷に衣冠の坐像あり、背後に文明十五癸卯の銘あり、社の西隣に花井

寺あり。今僧なし、舊は社の別當職なるへし、安貞二年より寛徳年中までに書寫せる、大般若經を藏む、卷末に筆者并に神主の姓名をも記したり。

鳥澤（トリサハ）　今宮谷を併せ、富濱村と改稱す、猿橋の東とす、宮谷は下和田谷日神社の劍銘に「甲斐國都留郡宮谷郷、百藏大明神、爲御劍、天文十七己酉年、十一月吉日、於猿橋元近作之」と見ゆる是なり。一書曰、往昔猿橋の未架せさるや、鳥澤より藤崎へ渡航往來とす。國志云、下鳥澤の東に堀之内と云ふは、桂川を前にし山足を後にし、時々地中より古瓦、矢鏃、刀劍などを出せり、按に東鑑、建保元年、（和田一族の所領を召放して、將士に新恩ありし時）甲斐國福地郷、鎌田兵衛尉とあり、鳥澤の邊を福地郷なりと云へば、此堀之内の古址も鎌田の居館なるべし。

福地郷（フクチ）　和名抄、都留郡福地郷。高山寺本、訓布久知。（今猿橋（大原村）富濱村、大目村、梁川村などなるべし。

（藤崎）名勝志云、福地はフチの假字ならん、今藤崎（フヂザキ）村あり。（今大原村へ併せらる）國志云、福地郷は鳥澤左右の村落是なり、鳥澤驛の南に一孤丘あり、上に小祠を置き、福地權現と稱す、縄之上（ツナノウヘ）村の小杉神社、文明癸□の棟札に都留郡福地郷縄上村とあり。

（縄上）（縄上は今梁川村と改む、鳥澤の東に隣る）

犬目（イヌメ）　今大野村と併せ、大目と改む、猿橋より二里半なる小驛とす、鶴川へ二里。

御伴の數云、鶴川驛より御板輿に召代へさせ給ひぬ、こは所々に山坂あれば也、景色殊によし、堡塞の趾あり、昔武田氏の士小山田某が築しものなりとぞ、十王坂、矢壺坂などいへる坂あり、此矢壺坂は享祿三年、小山田と北條と戰ひし所なりとしるし立てり、犬目驛にいたる。

（野田尻）○犬目と鶴川の間に、野田尻（ノダジリ）と云ふ小部落あり、其邊を長峰とも云へり。遊嚢賸記云、長峰は鶴川宿より野田尻かけての小路なり、野田尻宿の右に犬島明神社あり、傍に觀音堂あり、鰐口徑一尺二三寸、銘曰「甲陽都留郡長峰鰐口一口、借十方檀那施力、以鑄之、大永五祀、乙酉八月」云々、又一二町過る程に、西光寺と云ふ禪刹あり、方二尺許の石誌あり。

都留郷（ツル）　和名抄、都留郡都留郷。○今鶴川驛并に上野原、四方津の邊なるべし、福地郷の東にして津久井郡に接す。

延暦十六年三月、先是甲斐相模二國、相爭國界、遣使定甲斐國都留郡□留村東邊、砥澤、爲兩國界、以西爲甲斐國地、以東爲相模國地、

この日本後紀の文の缺字は都なるべく、都留村卽都留郷に同一なるを證す。東邊砥澤とは、今津久井郡名倉村に當る、卽後の津久井郡の地を割きて、相模國地と定められしものとす。新編相模風土記に、今都留郡、鹿留村の東方に、戸澤村ありと論し、□留を鹿留に牽合したれど、鹿留は古郡（フルコホリ）郷内の地にて、形勢境堺を分つべき者にあらず、猶津久井郡相模郷を參考すべし。

鶴川（ツルカハ）　今大椚村と併せ、大鶴村と云ふ、都留川の西岸なる小驛にして、上野原を去る半里。

甲路　　春　水

未識政寛猛、只看風朴淳、山田少耕獲、戸々羅爲神、

四方津（ヨモツ）　今巖村と改む、鶴川の南にて、桂川の北岸なる一村とす、鶴島と縄上との間なり。

都留川（ツル）　西原村の奥、佐野山、鶴峠に發源し、東南流、棡原村に至り南に轉じ、鶴川驛の南に於て、桂川へ入る、長七里。

甲斐の國都留のこほりの板野なるしら玉小菅笠に縫ふらん、（夫木六帖）

（桐原）棡（ユヅリハラ）原村の井戸の板屋（イタヤ）とて、民家四五戸あり、古歌に板野と云へるは此ならん、此隣村西原より今も檜木丟碌を出し、其隣村には小菅の名存す（棡原は鶴川驛の北にて、西原村を經て、小菅、丹波山に入る間道あり、又北は武州多摩郡檜原五日市へ通ずる間道あり

丹波山（タバヤマ）　北都留の所管なれど、地勢は武州多摩川の源頭にあたり、東山梨郡大菩薩峠の東とす、今丹波山村、小菅村の二と爲る。猿橋驛の北凡七里、四方阻絶の僻境なり、山中方四五里もあらん、貴金寶玉の産ありと稱せらる。

（玉山）國志云、甲州金を出す、之を世に甲金と稱す、僧日蓮の書に、文永年中、甲州北原に到り田波（タバ）黑川に遊化すとあるは、田波は山梨郡の玉山にて、大菩薩峠なり、都留郡の堺にあたり、武州玉川の水源也、黑川山は其北にて、山梨郡萩原村より五六里を距る大山なり、昔時金戸（カネホリ）多かりし由語り傳ふ。又云、小菅（コスゲ）村に金（カナ）山あり、昔は丹波山黑川山へ至るまで、所々に沙金多く出でたりとて、今に山中往々金を掘りし坑を見る、文祿年中の事なり。

（小菅）

上野原（ウヘノハラ）　今上野原村と云ふ、都留川の東岸にして、桂川の北なる山野に居り、猿橋驛を去る五里、本州最東の山驛とす、今鐵道八王子驛へ　哩。

上野原に郡内の舊族加藤氏の城塞址あり、蓋鎌倉殿より郡内古郡庄を賜へる、加藤兵衛尉の裔孫なるべし、天正中まで其家相續し、武田家小山田の麾下たり。加藤駿河守の古館は、上野原の民家に傳へたり、然れども一書に此加藤氏の城を以て、古郡の地も此號と云へるは誤れり、加藤兵衛尉の最初に賜はりし古郡は、後世古川渡に作る、卽禾生村の邊とす。）勝山記云、天文二十三年極月、晴信様の御息女を、相州へ送る、ひきめの役は小山田彌三郎殿、御供の騎馬三千、人數一萬、請取渡は上野原にて御座候、相州より御迎には遠山殿、是も五千計にて候。

鶴島（ツルシマ）　今新田村と併せ、島田と改稱す、上野原の南にして、

桂川の邊とす、桂川の舟楫は此より以下に稍自在を得るとぞ、津久井郡吉野驛の西一里。

津久井郡

津久井郡（ツクヰ） 今神奈川縣管内に屬すと雖、其地は甲武二州の中間に介在して、形勢甲州に入り、都留郡内の東偏とす。面積十三方里、一町二驛、二十一村、人口二萬八千、全く桂川（相模川）の峽谷に居る。

津久井の郡號は、近時の制定に係る、蓋古の都留郡相模郷の地にして、延暦十六年、砥澤以東を相模國地と定められしより、愛甲郡の屬域と爲る。而も形勢峽谷に在りて、別に一區を爲すを以て、自然に甲に分ち、後世奥三保（オクサンボ）とも云へり。徳川幕府の時、新に津久井郡を立てしが、又廢して河南を愛甲に、河北を高座に屬せしめしも久しからず、更に津久井縣の特稱を立てたり。明治三年、再び建てて津久井郡と爲す。舊說、津久井は愛甲、高座の地を割きたりと云ひ、又愛甲郡餘戸郷の地なりと云ふは、並びに誤れり。和名抄、甲斐國都留郡相模郷と載す、此郷は延暦中、早く相模國（愛甲郡ならん）へ改隷せしめられしも、彼書は舊籍に依りて錄せる者のみ。

新編相模風土記云、津久井は倭名抄は云も更なり、拾芥抄にも其名見えず、而して其他の形狀を量るに、倭名抄に擧る所高座、愛甲二郡の郷名、其遺稱悉く各其郡内に在て、津久井縣内に及ばざるは、當時此地山林のみにて、郷里を建つべき地に非ざりしと見にたり、今彼縣内の地形を以て論ずれば、高座郡より分裂せしは、僅に相模川の南に在て、帶の如く東西に延亘し、九分は嘗甲斐國の地たり、其分析せし年代傳を失たれば、正しく辨じ難し、然れども鎌倉大草紙、文明十年の條に、敵奥三保に楯籠りしと載せたるは、すなはち縣内の事にして、今に彼村々半は此保名を唱へり、北條役帳にも「奥三保十七村、田一向無之、何も山畠迄也、千木良、與瀬、吉野、澤井、佐野川、小淵、日連、那倉、牧野、青根、鳥屋、青山、若柳、三加木、中、長竹、大井等なり」と記し、又保内とも題し、其邊住居の諸士を津久井衆と團稱せり、按ずるに、鎌倉將軍の頃、築井太郎次郎義胤、相模川の東岸、寶峯（長竹村の屬）に城郭を構へて居住し、其邊を築井領と團稱せしと云、是區別の權輿なるも知るべからず、かくて其後、正保中の改定に、彼津久井領の地全く分ちて津久井郡としけるが、元祿四年に至り、山川金右衛門奉はり、更に改正して津久井縣と稱す。〇松屋本甲州勝山記頭註云、奥三方とは甲陽軍鑑にも見ゆ、今津久井と云ふ、ヒヅレ村の寺の古鐘の銘に、三保郷とあり、其奥の方を奥三保と云ひしなるべし。（今按、奥三保とは相模國の奥の津久井三保の謂なれば、津久井の地即奥地と知るべし、三保とは山保にて、山中の郷保の謂歟、參州設樂の山家三方（ヤマガサンバウ）の例に合すべし）

國郡沿革考云、津久井郡は其地蓋古の愛甲郡餘戸郷にして、東鑑には津久井又は筑井に作る、或曰、相模川の西南十八村は愛甲郡に屬し、其東北十一村は高座郡に屬すと、山間に僻在して別に一區をなす、徳川氏の初め分て津久井郡と稱し、正保圖之を載す、寛文復古の時之を停め、元祿中に至り更に分て津久井縣と稱す、皆以て諸郡に分つなり、故に元祿圖之に仍り、後之を襲用す、明治三年二月、再建して津久井郡と爲す。（再考、慶安中津久井の寺社へ賜はりし幕府朱印には、皆愛甲郡某所々と書す、不審）

津久井郡、正保中檢地、高五千石、天保中檢地、高萬二千石。

(奥三保)

相摸郷（サガム） 和名抄、甲斐國都留郡、相摸郷、高山寺本註、左加光乃。〇今相模國津久井郡の諸村蓋是なり、甲斐名勝志に、相摸郷は道志秋山など相模國に接する邊ならんと說く、然れども日本後紀に、

延暦十六年三月、先是甲斐相摸二國、相爭國界、遣使定甲斐國都留郡、都留村東邊砥澤、爲兩國界、以西爲甲斐國地、以東爲相摸國地、

とあるに據り、都留村の位置を推し、今の鶴川鶴島の地たると明白なれば、其東邊砥澤（トザハ）は名倉（ナクラ）村の砥石の出づる溪澗（那倉澤）を云へること亦疑惑を容れず。（名倉村は鶴島の東に接す）舊說、南都留郡の谷村の邊に砥澤の地を求め、秋山道志のみを以て相模郷に擬したるは誤れり。又延暦の制定、砥澤以東の相模郷を相模國（愛甲郡なるべし）へ改隷せしめられしに、和名抄猶之を甲斐に係けたるは、舊籍に因りし者のみ。

(名倉) (砥澤)

吉野（ヨシノ） 今吉野驛、（驛また宿に作る）上野原驛の東一里半、桂川（相模川）の北岸に在りて、甲武山路の一站とす、或は小猿橋と云ふ、（橋は澤井川に架せり、橋西に關野と云ふ部落あり、吉野と上野原の中間とす）中野へ二里半、此邊を總稱桂里（カツラノサト）とも云へり。

新編相模風土記云、津久井縣吉野驛の小猿橋（コサルハシ）は、其結構郡内領の猿橋と殆相似たるを以て名づく、橋邊總べて勝概饒く、金龜岩、嘗淵等の名區あり。〇甲州勝山記云、大永四年、此年小猿橋と云處にて、度々の合戰あり。〇御供の數の記云、吉野宿に至る、相模川流る、それを隔て、向ひの方の山、殊にをかしく、松杉などの立列びたるさま、唐繪にいとよく似たるが中に、椀を伏せたるさましたる芝山を、しつれ山といふとぞ、こは雪などの積れるをり、此芝山のみ積りもあへず、しつれ落るより此

(小猿橋)

名ありといへり、吉野坂を越ゆ、道の高低限り無く多くて、をとめ村の峠の頂より、相模川を見る。

佐野川

吉野驛の北なる山中に澤井、佐野川の二村あり佐野川の高峰を三國山と號し、武州多摩郡に跨る。

(澤井)

新篇風土記云、佐野川村は甲武の間に一區をなせる僻土なり、東北の方には三國峠、神行縣留山などの峻嶽秀て、楢原山、和田峠など、帯峯屏帳連綿と聳え、寂寥たる形勢なり、一條の徑路、高低盤回して往來をなせり、往古の童謠の殘れる詞に曰「於々牟加多於加多、何處への與女伊利、鎌倉への與女伊利なに御方」と謠へり、又「御馬にも乘らず、御駕にもめさず、夜なかの頃に、御山へ登つた殿様は、ありやあどこの殿様だ、おおそれ、恐れなく、子もだまれ、三河國の殿様だ」邊鄙の村落、古今の風俗推て知るべし、村中に阿彌陀堂あり、淨禪寺と號し、古風の造作にて、寺説に石村石楯の建立なりと、石村石楯とは弘仁年中の人にて、其墓は今村人の御石明神と祝ふものにて、神體は即大石なり、又此村の鎭山に軍荼利宮あり、之を高座明神とも、石楯尾神とも云ふ、神體は石楯にて、其物今破壞すれど、全象は長八九尺、幅四尺許もありしならんと思惟せらる、石楯尾神とは、延喜式、相模國高座郡の社にて、此村幷に名倉村にも同社を設き、高座郡にも又大島村、座間入谷村、下鶴間村などに同名社を傳へたり。

(御石明神社)

與瀬

今與瀬驛と云ふ、吉野の東半里許、同く桂川の北岸也。○御供の數記云、與瀬の驛に着きぬ、家の數百五十ばかりにて、皆農家なり「いにしへに心を寄せて叶ひなば里の名いかに嬉しからまし」神社あり、祭る神日本武尊なり、數十丈の石階あり、御社は老たる杉の蔭くらく茂れる中にありて、眞に神寂びたり、作りさまの巧みなること、かゝる山中には又あるべしともおもはれず。○與瀬社は永祿二年北條役帳に「津久井與瀬村、神領一貫九百文」と載せ、新篇風土記に藏王權現社、別當慈眼寺とあり、神體は銅像にて、謂ゆる藏王なり、其臺座には享祿の銘あり、近年之を改めて、日本武尊と云ふは何の故にや。

小原

今小原町と云ふ、與瀬驛の東半里許、同く甲武通路に當る、町と云ふも人口僅に五百許。小原より東北に險路一里、小佛峠に達す、即甲州道の要隘とす、峠を下ること三里にして八王子町に至るべし。

小佛峠

坂路の絕高は凡五百二十餘米突と標せらる、今甲武鐵道は隧道を洞通す。

新篇風土記云、小佛峠は相武二州の境堺にして、千木良村の北に在り、甲州街道也、昔は頂上に關あり、是を小佛關と呼ぶ、或は富士見關と稱す、此より少く北に寄り景信山と唱へて一區の地あり、北條氏照が家臣横地監物景信が警備せし構への跡なりと云ふ、慶長以後は駒木野に移せり、此所は甲州口の險阨にして、實に一人隘を守れば萬夫向ふことなしとも謂つべき要樞なり、武德編年集成に、武田家の小人頭、原、萩原、石坂、志村、河野、山本、窪田等に堪忍分を被下、武州八王子口に住せしめ、甲州境小佛口を拒しめたまふ、今千人頭是なりと見えたり、物茂卿が小佛嶺の詩に、「鎖鑰北來連函關、一條峻嶺限東襄、下時更問嶺西路、九十九盤還自賒」。

千木良

今千木良村と云ふ、小原の東に連り、桂川の北岸にて、小佛嶺の下たり。

□□候令啓候、仍敵中筋に相働、號當縣陣取候、兼而如被仰合候、甲府御加勢、早々千喜良口へ被引出可給候、爲其信玄えも以書狀□□御稼憑入存候、定自氏康委細可被申越候、恐々謹言、

三月三日　　大石源三氏照(判)

加藤駿河守御宿所、(上野原加藤文書)

串川

秋山村(今南都留郡の管内とす)に發し、東流、稍東北に轉じ牧野村を過ぎ、日連と名倉の間に於て桂川に入る、長五里許、秋川とも云ふ。

日連

日連村藏王社金口銘云「相州奥三保日連村金峰、鰐口一口、應安七年、甲子八月日、施主藤原友時」(新篇風土記)

牧野

今牧野村と云ふ、吉野驛の南一里、西は秋山村に連接し、津久井に於て大村と稱せらる、人口二千三百。今若柳村と合せ、内郷村と改稱す、牧野の東、

寸澤嵐

桂川の南岸にあたる山村にして、陰郷とも稱したる里なり、(小原と中野の中間にあたる)村の西南に石老山あり、道志川の北に峙つ。

(若柳)

新篇風土記云、石老は關東古戰錄に石瀧と記す、寸嵐村也、此山の大較を謂はゞ、東方初地たり一板橋を渡り、巖徑を攀ぢ躋ること八町許、一寺あり是を顯鏡寺と云、夫より虛空藏堂に至る、岩窟に一佛像を安置す、是より以上は石を踏て登る、絕頂に一祠を立つ、祠後の盤巖は殆と厦屋の如し、山中の岩石、殊類異形、實に一縣の奇境也。

(石老山)

道志川

道志村(今南都留郡の管内とす)の奥、山伏峠に發し、秋山川と一嶺を隔てつゝ、其南を幷行す。遠源を去る六里にして、本郡青根村に達し、東北の方向に流るること猶四里、三加木村と寸澤嵐の間に於て桂川へ會す、鮎を名産とす、梁を張り簀の上に捕る。

(三加木)

青根嶽

道志川の南岸の峻嶺にして、西は大群山に連り、南は丹澤山を望み、津久井郡西南の屛障とす。標高八百六十米突、一名袖平、仲夏に至らざれば雪消えず、別峰を蛭が嶽と云ふ。

青野原

今青野原村と云ふ、道志川の谷にして、石老山と青根嶽の間にあたる、中野の西二里、小田原北條役帳に載せず。

川和　（大井）

中野（ナカノ）　今中野村と云ふ、桂川の南岸にあたり小原の東二里餘、津久井郡役所此に在り、厚木町へ七里（横濱十二里）

新編風土記云、中野村は小名を川和（カハワ）と呼ぶ、謂ゆる川和縞の産地なり、昔は川和縞其外産物を交易し、土地も賑へしが、延享年中より市廢して、今は寂寥たる村落也、此東につゞき荒川御番所は、大井（オホヰ）村にあり、相模川に臨て立てり、或は是を五分一運上取立番所と稱す、凡材木炭薪の類、相模川を通行する船筏、ともに貢賦を此處にて收む、御代官手代一人、下役二人こゝに居て其事を掌る。

川尻（カハジリ）　今川尻村と云ふ、中野の東北一里餘、桂川を隔て北岸に臨し、高座（カウザ）郡と南多摩郡（武州）の境堺に臨めり、八王子は北方二里半に當る　小田原役帳に中郡河尻と錄す　近年水源を此邊に求め、桂川を分ちて、横濱市街の淨水渠を造れり。

（長竹）（津久井城址）

根小屋（ネゴヤ）　今根小屋村と云ふ、中野の東南一里、長竹（ナカタケ）村に接す、舊津久井城の墟落なり、其南嶺は謂ゆる三増（ミマセ）峠、小田山にして、相州口の要隘とす。東鑑、建保元年和田亂の時、和田氏に與したる津久井乃七郎と云ふ士は、此村人にあらず、三浦黨別に津久井村存す。

新編風土記云、根子屋とは都て番手、根城など建てし所の通稱にて、諸州に往々あり、此は中世津久井城ありしより其名起る、古城跡今御林山と云ひ、寶峰（タカノ）とも呼ぶ、文化中古城碑を茲に建つ、天文天正中、小田原北條氏の臣内藤景定、同景豐之に居り、甲州を押へたり、内藤氏建てし所の功雲、雲居の二禪寺のこれり。○甲陽軍鑑云　永祿十二年、信玄甲州東發向につき、備定めあり、御歸陣はミマセ筋にツクヰの敵城一つならではこれなしとて、此海道を御歸陣と定めらる、云々、ツクヰの城主内藤云々。○甲州勝山妙法寺記云、大永四年正月より陣立初而二月十一日國中勢一萬八千人立て、猿橋御陣にて、日々に御働、奥三方へ御籌策あり、此時分乘房（上椙憲房）は八十里御陣寄と承候、大永五年、此年武田殿と新九郎殿（伊勢長氏）と合戰ひまなし、未津久井の城不落。

青山（アヲヤマ）　今青山村と云ふ、中野の南、根小屋の西なる山間に居る、光明寺といふ古刹あり。

青山之村、櫻野光明寺禁固地、六百六十四文之所、諸公事共々、爲寄進指足候、（中畧）

大永四甲申年十二月　　内藤大和入道（判）

光明寺、小名櫻野にあり、永享の文書には桐ケ谷とあり大永の文書には櫻野とあり、然れば永享後、大永以前に今の寺地に移りしなるべし、鎌倉建長寺末にて、古文書多し、近代の僧文翁、德業兼備の聞えあり、文化元年、蝦夷開拓の時にあたり、台命ありて國泰寺を彼地に創建して、文翁に命せられて開山となさる。（新篇風土記）

遠江國

（遠州）

遠江國（トホタウミ／トホツアフミ）

三河の東にして、天龍川左右の山野とす、南は海洋に平臨し遠州洋の名あり、北に山香（ヤマカ）の大嶺あり、信州伊奈郡の天龍峽谷に堺す。今六郡に分ち靜岡縣の管内とす、面積凡二百方里、略して遠州（エン）と云ふ。

遠江は和名抄、止保太阿不三と訓み、萬葉集には等保都安布美、又等倍多保美と唱ふ、遠淡海の義とす。古事記に、

天菩比命之子、比良鳥命、此遠江國造等之祖也、

記傳に、此に遠江とあるは、本書の書例に背く、遠淡海（トホツアフミ）の誤にして、蓋後人の改竄に出づと論ず。仁德紀に、遠江國司と載せしは、勿論追書にかかる、國郡制定まるに及び、遠江の文字を以て近江に對せしめ、當時十郡を管治す。後郡數沿革あり、其郡の境域又變動甚し、各郡の條下に詳にす。○國造本紀に遠淡海國あり「志賀高穴穗朝、以物部連祖伊香色雄命兒、印岐美命、定賜國造」と云ふは、古事記と相協はず。天孫本紀、伊香色雄命の子、十市根命、其子物部印岐美連を、遠江國造、久努直、佐夜直等祖と註するに契合す、蓋比良鳥命の裔なる國造と相交替したる歟。○日本紀畧云、弘仁十一年、配遠江駿河兩國新羅人七百人反叛、殺人民燒屋舍、二國發兵擊之不能勝、盜伊豆國穀、乘船入海、發相模武藏等七國軍、戮力追討、咸伏其辜。（この新羅人配置の遺跡今知れず、小笠郡岸城郷を參看）

（遠淡海國）

遠江は建武延元の亂にあたり、州人井伊某、宗良親王を井伊谷城に奉じて勤王す、足利尊氏、其將今川範國を以て守護とす、宗良去て駿河、信濃諸州の將士を招徠し、後吉野に赴く、井伊氏終に今川氏に屬す、應永中、將軍義持、斯波（武衛）義重を守護代とし、今川氏猶其東境を領す、永正の末、今川氏親悉く全州を併せ、傳へて孫氏眞に至る、永祿の末、武田晴信駿河を取り、氏眞出奔し、本州遂に德川氏に歸し、徙て濱松に治す、其關東に遷るに及て、豐臣氏堀尾吉晴を濱松に、山内一豐を掛川に、有馬豐氏を横須賀に封ず、關原役畢り、德川氏三氏を轉封して、諸郡を所親に分封す、王政革新、濱松、掛川、横須賀、相良の四藩を安房、上總に移し、地皆靜岡藩德川家に屬せしめられしが、幾もなく廢藩し、濱松縣を以て一州を治す、數年にして又廢す、（地誌提要）近世檢地三十三萬石。（遠江風土記傳）○此國に近世内山氏の遠江風土記傳の纂述あり、文和風土記と云ふを本とする趣なれど、其文和の書と云ふは僞作なり、取捨する所あるを

要す。

遠州洋

遠州の近海を云ふ、又遠江灘、天龍灘と號す、大略、志摩國の麥埼、大王埼より、伊豆國の石廊埼、神子元島に至る海洋を指し、俗諺に七十五里の險と云ふ、約百海里。

遠州洋口號　　小笠原明山

破墨雲間月掛弓、黑蛇如箭走長空、艦衝巨浪鳴聲急、七十餘灘一夜中、

水路志云、遠州洋、冬時は西强風多く、伊豆湖水道近傍に於ては、俗に之を尾張出しと云ふ、又夏時は南風、或は南東風暴に至り、山岳の如き波濤を誘起するとあり、又鬣風と稱し、南風と北風と相鬪ふとありて、最危險なり、而して此海岸中一の泊船處なし、故に風帆船に在ては、時に天候に注意せざるべからず。

(天龍灘)

延元四年の秋の比にや、伊勢より船にのりて、遠江へ心ざし侍しに、天龍のなだとかやにて、浪風なべてならずあらく成て、二三日までおきにたゞよひ侍しに、友なる船ども、みなこゝかしこにてしづみ侍しに、からうじてしろはの湊といふ所へ浪にうちあげられて、われにもあらず船さしよせ侍しに、夜もすがら波にしほれて、いとたへがたかりしかば、

いかでほす物ともしらずとまやかたかたしく袖のよるの浦浪、〔李花集〕　宗良親王

天龍灘の名は盛衰記、平家物語の文覺渡航の事、又西行物語にも出でたり。

引佐郡

引佐郡

遠江國の西偏にして、濱名郡の北とす。大略湖水及び曠野(三方原)を以て南を限り、西及び北は山峰羅列す、東北隅は山香(天龍川の中游)と相交錯す、今二町九村、氣賀に郡衙あり。

引佐は和名抄、伊奈左と注し、四郷に分つ、明治二十九年、麁玉郡の一村、并に敷知郡の二村(古濱名郡の地)を合併したり、中世井伊庄と稱したる地とす。○引佐の名義不詳、出雲國に伊奈佐小濱ありて、神代の故事を傳ふ、此地も濱名の海の北岸にして細江あれば、濱岸の地形につきて起れる名稱にや。

坂本郷

和名抄、濱名郡坂本郷。○原書刊本には坂本坂上の二郷重複す、高山寺本には坂上なし、刪るべし、此郷は今引佐郡西濱名村の本坂、日比澤、釣などにあたり、本坂峠の下なる狹地とす。蓋東海道の別路なるを以て、驛家として分置せられしならん、卽古代には二見路と云ひ、近代には姫街道と云ひ、猪鼻、新居の大路に對して支路たり。

(日比澤)

本坂

今嶺名にも呼び、又西濱名村の大字に本坂あり、遠參の界嶺にして、參州石卷山の北とす。御油、豐川より嵩山村を經て此嶺を越に、氣賀驛天龍川に向へば、濱名橋、荒井渡を避くるを以て、古來往來多し。○按に、內山眞龍の風土記傳、本坂の名はホホツキ山に出て、ホホツキとは橘逸勢の死せる板築驛にて、板築をホツキと訓むと論ず、疑ふべし。板をホと訓むは、例にもきかず、本坂とは三河の穗(寶飫郡)の方へ通ふ山路なれば、穗の坂と云へるが訛れるにあらずや。

釣

今濱名村の大字とす、本坂の下とす、近世此地に銅鐸二口を發掘したりとて、今東京博物館に藏置す。

平山

今西濱名村の大字とす、本坂の北一里、其西北嶺を越ゆれば參州宇利、(富岡)西郷に到るべし。

天正元年正月、信玄刑部上油殿に於て、山家三方衆に案內させ、正月七日に上刑部を打立、氣賀通り引佐越を濱名平山へ掛り、三州に働き宇理の原へ出、同十一日、菅沼新八郎定盈が楯籠る野田城に取詰りて攻給ふ。〔東遷基業〕この路を、甲鑑には、勝賴公遠州平山越を御出、三州ウリへ着、云々。

贄代郷

和名抄、濱名郡贄代郷。○今引佐郡西濱名村の中にして、大字鵺代、尾奈等を指す、卽坂本郷の南、英多郷の北とす。

一書に、鵺代とは、源三位賴政の家の子、猪の隼太が鵺てふ怪鳥を打捕りける時の、勸賞に賜はりし料地にして井伊谷は隼太の居れる里とさく、突梯一笑を發すべし。

(鵺代)

尾奈

今西濱名村の大字とす、神鳳抄「遠江國尾奈御厨、五十五丁、十七石五斗、上分十九石、凡絹卅疋」經信卿記云、承曆四年、遠江守基清、停止尾奈御厨、推刈卅餘町作田之次、刈加濱名本神戶、云々。(本神戶とは尾奈の北一里、岡本を指す歟)

大神郷

和名抄、濱名郡大神郷。○今引佐郡西濱名村の東北偏、及び東濱名村なるべし、式內、濱名郡彌和山神社は、西濱名村の只木に在りて、大神の位置を證明す。(彌和山神の外に、大神神社と云ふ式內あり、又此地ならん)

三箇日

今西濱名村の大字とす、氣賀の西二里半、更に一里半にして本坂越に達す。內山氏風土記傳に「三箇日、舊名英多、後云中之郷、慶長以後、三箇日」とあれど、此は英多郷にあらず、大神の中郷なるべし。

神戶

今西濱名村大字岡本の邊歟、中世伊勢の封戶にして濱名新神戶と云へるもの是也。神鳳抄「濱名、新神戶、四十四石八斗、百九十一丁六段」と、近世に至るまで、岡本村に三十石の神領を存したり。

(岡本)

風土傳云、岡本村、神服部世住、稱宿禰、今云日代、織

作神衣、有賜田、朱符高二十九石八斗餘、有織殿、(神倉)號併建於齋宮。○神宮雜例集に「遠江國本神戸三十戸、號本神戸」ともあれば、本新ともに此地歟。

(摩訶耶)

大福寺　今濱名村に在り、摩訶耶寺と共に、眞言宗の古刹とす。(摩訶耶は大字にも呼ぶ、寺堂を眞萱堂と稱す)近世各七十石の田祿を給せられ、其大福寺傳に「昔有神幡長三尺許、題稍」云々とあるは、又神服部の遺說歟。摩訶耶は延喜式、佐野郡眞草神社と云ふが見ゆ。(大福寺には近世納豆を寺傳の名産とし、獻上品にも爲しぬ、謂ゆる濱名納豆の根元也)

(板築)

只木　今西濱名村の大字とす、三箇日の北にして、奥山方廣寺の南麓にあたり、此に板築驛の橋逸勢の古跡を傳ふ、因て疑ふ、板築はイタツキなれど、後世其頭の母音を脫落して、タツキと傳ひ、再訛りてタダキと爲れるかと。此地は山間なれど、古の本坂路の傍なれば、往來の便宜なしと云ふべからず、但其板築里と云はずして、板築驛とあるは、史家修字の誤歟。

内山氏風土傳云、公家塚、在只木村路傍、日本後紀、承和九年、罪人橘逸勢、非本姓、賜非人姓、流伊豆國、文德實錄、(卷一)初逸勢之赴配所也、有一女、悲哭步從、官兵陽逐者、此之令去、女晝止夜行、遂得相從、逸勢行到遠江國板築驛、終于逆旅、女攀號盡哀、便守驛下、廬于塚前、守屍不去、乃落髮爲尼、自名妙沖、爲父誓志、曉夜苦至、行旅過者、爲之流涕、稱爲孝女、嘉祥三年五月追贈流人橘朝臣逸勢、正五位下、詔下遠江國、歸葬本郷、女尼負屍還京、時人異之、齊衡元年七月、詔遠江國以剩田七町、施尼妙長。

(佐久米)

都筑　今駒場、佐久米、大谷、大崎などと併せ、東濱名村と云ふ、三箇日の東南とす。佐久米は、神鳳抄に佐久目御薗と記する地にて、引佐峠の下とす。正倉院文書に津筑郷あり、此に當る、和名抄之に缺きたり、天平十二年、遠江國濱名郡輸租帳

> 津築郷　官戸參拾捌　貳拾貳郷戸　壹拾陸房戸
> 口貳伯陸參捌人　壹伯貳拾壹人男壹伯肆拾漆人女
> 玖戸損五分以上壹拾肆戸損四分以下壹拾伍戸全得
> 見管田參拾捌町參段貳伯玖拾玖步　口分

是恐らくは脫漏ならん。

(津築郷)

大崎湖　又猪鼻湖と云ふ、都築の西南に突出する大崎に由りて、濱名湖と分離す、神鳳抄「大崎御薗、外宮雜紙九十帖」。

此湖水は濱名海の一支灣なれど、古名を詳にせず。方一里に滿たず、尾奈、鵺代、三箇日、都築の諸村里之を繞り、南に小溝を以て大湖に通す、濶三十步。一書に、大崎を以て古の猪鼻の渡津とし、濱名橋も此に架せらると說きしより、後人此支灣を目して、猪鼻湖と爲す、紛亂の嫌あり。是は宗祇の名所方角抄に、其誤を初めたる歟、曰く、

> 濱名橋は水海より北の山の際なり、橋本(新居)より三里あまり北なり、三河と遠江の北の山つゞきなり、古は濱名を海道にせられけり、本坂とて高師山の北に今も有り、橋本は今の海道なり、

と。抑新居の橋本は、其地屢變災を被りて、形狀を易へたれど、延喜式の東海道は、正しく湖南の濱名橋を通過し、本坂越にあらず、橋本の名決して空からず。後世變遷の餘と雖、猪鼻驛は今の新居の邊にして、濱名の大湖と外海の間なる沙濱にありしなれば、大崎とは全く方位を異にす。(猪鼻とは豕の鼻端に似たる地形に名づけしなれば、大崎の崎頭にも通ずべし、且大崎に猪鼻と稱する巨岩ありとも云ふ、新居の猪鼻と同名異地とす)○幻阿遠江記云、大崎の礫岩とて、ちひさき島につゝく、近つ淡海の竹生島を見るがごとし、此より奥の方を濱名の郷と云ひ、島山せまりし中に、纔に開けたる所より船は出入る也、瀬戸口と云ふ。

(引佐峠)

引佐細江　濱名湖の一支灣にして、東北に斗入し引佐峠(東濱名村の東界)の下とす。井伊谷川北より來り此に注ぐ、江の廣さは方二十町もあらん。

> 遠江國譬喩歌
> 等保都安布美伊奈佐保曾江のみをつくしあれをたのめてあさましものを、(萬葉)

東海道名所圖會云、幻阿遠江記曰、官山寺は湖水の中へツト指出たる山崎にて、奥の方の山を引佐峠といふ、其麓を流るゝ水の江に入るを、引佐細江といふ、然るに光廣卿の東の記には、舞坂と濱松の間、左に渫やかなる田のあるを細江の跡と人の告げたる由見ゆ、いぶかし。○池田綱政道支紀行云、引佐細江を眺め坂を下れば、又高き坂にかゝる、是れは大引佐と云ふ、入海を隔てゝ茂りたる森山の裾に見ゆるをば堀江と云ふ、夫より山谷を越えて三箇日と云ふ里に晝の舍りしぬ。

> いつ方かいなさ細江のあまころも浦をへだてゝ定かにもなし、(永享四年覽富士記)　堯孝

永祿十年紹巴道記云、伊那佐細江見るべしとて、皆々誘ひ行きけるに、本坂越は道止まれるとて、氣賀西光寺に宿し、曉起出でゝ、

> 秋近きまどを開けば木の間より西に光りの有明の月、

廿八日に、山村修理亮わりなく止めて一會、

> 夏をさへばいなさ細江や秋の聲

暮かけて小伊那佐の峠にかゝりて、あまた詠詠めて、鶏鳴、濱名の方へ航して、曙朗に修理に云ひかけゝる、

> 遠江をあさ渡りする舟人にとへば濱名の橋も白波、

三河堺川近くまで送られし名殘を、形見に返り見て、又吉田に入。

伊福郷　和名抄、引佐郡伊福郷、訓以布久。○今氣賀町なりと云ふ、引佐細江の北岸とす。風土傳

云、伊福郷は後の鵜川村にして、今氣賀に作る、引佐山及び細江此に在り。

(跳川)

氣賀

今氣賀町、人口六千六百、引佐郡役所在り、濱松の西北三里半、井伊谷川此に至り引佐入江に歸す。

氣賀は近世近藤氏一萬五千石の邑にして、幕府此に關柵を建てて、新居と相倚り、東海道の監視を爲さしめたり。近藤氏の祖、登之助(石見守)秀用は井佐谷黨なりしが、永祿中井伊氏と共に德川家に歸服して其軍を迎ふ、子孫旗本に列し、三家に分れ舊邑を保つ。

(氣賀關址)

甲陽軍鑑云、永祿十一年、家康廿七歳にて、七千計の人數を將て、遠州イノヤに菅沼、鈴木、近藤三人、覺ある武士を指置、自身はイリ山瀬と云所に馬を立。三河物語云、菅沼次郎右衛門、鶴岩見、近藤乃ボリ、是三人して案内者をして、永祿十一年十一月、遠江へ出給、○產業事蹟云、氣賀青莚は今濱名郡にも產すれど、元氣賀の近藤氏の授けし所とす、寬永年中地震、氣賀の湖田沼沒して湖に浸され、皆穎登熟せず、斥鹵の地蘆蒲の叢と爲る、近藤氏豐後國七島莚の種苗を乞ひ得て、之を其村民に授け、湖田不毛の地に植ゑ、又織造の法を頒つ、安永より天明に至り、漸一物產を成し延いて隣郡に及ぶ、近時は年額數十萬圓とぞ、氣賀莚の名起る。

渭伊郷

和名抄、引佐郡渭伊郷、訓井以。○今井伊谷村、井に奥山村、伊平村等とす。伊福郷の北なる山谷にして、今に井の谷と呼ぶ。和名抄に井以(高山寺本爲以)の訓あるを見れば、文字に從ひ或はヰイと呼ぶことと爲れるも久き事也。○風土傳云、渭伊神社、(式內)南田中冷泉涌出、井邊有橘樹、常葉繁茂矣、古老曰、一條院御宇、正曆年間、九條殿御內、備中守藤原共資、任遠江守、住于茲、寬弘七年、生共保、繡橘於衣紋、子孫任州介、延元元年、京師兵亂、而吉野皇子入御于井伊城也。

井谷川

井谷の奥、諸川(今鎭玉村)に發し南流、伊平川を合せ、井谷村に於て奥山川を合せ、次に瀧澤川を合せ、氣賀の南に於て引佐入江に歸す、長七里。(甲陽軍鑑、三河物語等にイノヤ、伊谷、飯谷なども錄す、文明元年の古鐘銘には「伊ノ郡」とも云ふ。

(井伊谷)

井伊谷

今井伊谷村と云ふ、氣賀の北一里、即井伊氏の故里とす。此家は保元物語に「遠江國には橫地、勝俣、井の八郎」と載せ、東鑑、寬元三年の條に井伊介と載す。闕城書裏書に「延元三年九月十一日、尊澄法親王(後名、宗良)尊良親王第一宮、着御遠江國井伊城」と見え、南方義軍の據有せる所とす。井伊氏、傳へて直盛に至り、永祿三年、今川義元に隨從し、桶間に戰死し、其子直親は今川氏眞に殺され、直親の所部、近藤、鈴木、菅沼等皆德川氏に歸服す。家康直親の遺孤萬千代を撫育し、長じて兵部大輔直政と云ふ、即彦根藩祖にして、上州高崎城を築きし名將とす。

(井)

風土傳云、井伊谷八幡社、所謂式內渭伊神社也、三代實錄、蟾渭神也、二宮、所謂式內三宅神社也、在于城山、城山昔郡司之所住、而正倉之處乎、大永六年、井伊直隆、獻八幡社洪鐘、今掛神前、鐘銘尚滅、神宮寺、今曰大日堂、朱符田高十五石。○今按、渭伊神を蟾渭神と混じ、二宮を三宅社と爲すは、皆誤まれり。

井伊谷宮

井伊谷村に在り、明治四年、勅旨によりて造立し、宗良親王(妙法院尊澄とも申奉る)の靈を祭る、此地龍潭寺は親王の墓廟と傳ふれば也、今官幣中社に列す。

延元四年の春の頃、遠江の國井伊の城に侍しに、濱名の橋かすみ渡り、橋本の松原、はまの浪かけて、はるはると見渡し、朝夕の氣色面白く覺え侍りければ、

夕暮は湊もそこともしらすけの入海かけて霞む松はら、　宗良親王

〔李花集〕

(龍潭寺)

風土傳云、龍潭寺、在井伊谷、朱符之寺田高八十三石、京師妙心寺末、本字冷湛、寺記曰、龍潭寺者、後醍醐天皇第二皇子、宗良親王香火之地也、陵在寺後、親王牌背銘曰、初開大檀那、一品中書王宗良、元中二年乙丑、八月十日、薨井伊館、是也、寺後荒廢、天文年間、井伊直盛延默宗禪師、中興。又云、宗良親王、南方へ歸り給ひ、弘和元年、新葉集を撰み給ふ後、再遠江國へ御下り、井伊城に薨逝のよし、御年七十三と聞こえし、方廣寺の無文和尚は、宮の御弟にて、御葬送の事を執行ひ、冷湛寺殿と申奉る。

按に、宗良親王井伊谷薨葬のこと、未明徵を見ず、風土傳は信濃宮傳に據り「井伊谷にて隱れさせ給ふ、御弟無文和尚御葬送の事など執行はせ給ふ」云々と述ぶれど、信濃宮傳の一書、もと近世好事家の僞作にて、浪合記よりも後出の者なれば、之に因りて判斷し難し。且無文和尚行狀の中に、其事を載せず、和尚が至德元年、奥山の井伊氏を訪ひ、遂に方廣寺を建つることを委曲に敍したれど、一言片辭の宗良親王冷湛寺殿に及ぶなきは、其事なかりしを見るに足る。但鎌倉大草紙に、信濃大河原の宮は浪合に薨去と云ふ者、蓋宗良親王にあたる、其年月を記せざれど、元中の初年(北朝至德)なれば、浪合より此に歸葬し奉れりと解くべき歟、不審。

奥山

今奥山村と云ふ、井伊谷の西北一里半、御嶽山の陰とす、其溪流は東南流して井伊谷川に歸す。奥山氏は井伊黨にて、修理亮貞範は、永祿五年、參州富山を守りしが、今川家より打亡ぼさる。○風土傳云、奥山城は、井伊の族人、奥山六郎藤原朝藤の城也、井之介が宮を井伊谷の奥山に迎奉るこそ、太平記に見ゆ、兵家茶話曰、延元元年の冬、宗良親王は井伊介道政供

奉して、己が領中奥山城に入れ奉りて、新助高顯をして、國中の親族に觸て招ぎける程に、秋葉の天野一黨を始め、奥山、乾、二俣、入野等の兵等、我も我もと集りける、云々、同三年再下向、李花集曰、井伊城にて、

なれにけり二度きても旅衣同じ東のみねの嵐を、

延元四年八月、先帝吉野に崩御、宮は此時井伊谷より御歎きを申上らる、後此を出て駿河國狩野が館へ移り、興國三年まで駿河に御座、信濃の國へ赴かせ給ふ、○南山巡狩錄云、延元二年夏の比には、中務卿宗良親王、井伊介が領内一瀬の山奥にすみ給ひしに、郭公のなくを聞し召して、「深山をばたどりな出てそほとゝぎす我も都の人はまつらむ」と一首の歌を遊ばされける、（李花集）浪合記によれば、宗良親王の若宮、こゝ比以谷（イノヤ）にて生れ給、御母は井伊介道政の女、此宮のち尹良（タダヨシ）親王と申す、行宮に介り給ひ、御元服ありてのち、正二位中納言に任ぜられ、其後一品征東大將軍にすゝみ給ふよし見ゆ。○今按、兵家茶話、底土傳は浪合記に據り、信僞相混じ、採り難き事殊に多ければ、看む人其心してよ、尹良とは足利直義に附會せるにて、最甚し。蓋宗良親王の井伊谷を去り給へるは興國元年（曆應三年）の八月なるべし、前年七月より、尾將高越後守師泰、斯波尾張守高經、新木（伊勢守護）義長が井伊谷を犯せしこと、光明寺殘篇に徵すべし、

曆應二年己卯、七月廿二日、符（ヰ）井貢、越後殿、井大平に向給、尾張殿濱名手向給、かもへの城、廿六日追落了、同十月卅日、千頭峰（ウヅ）城追落畢、同次年正月卅日、三□□追落畢、同八月廿四日夜、大平城□□、但當國守護新木殿落給。

（大平）

大平（オホヒラ）は卽井の本城なるべし、今井伊谷の東北一里、麁玉村に大平あり、同名異地、又大退羅（オホタイラ）にも作る。

諸□七郎之奧中軍忠事、

右去八月廿四日、遠江國大退羅城、夜討合戰之時、打入、最前城内、御敵追落、燒拂城郭、致軍忠之條、御見知之上者、

御證判彌爲抽忠勤、粗言上如件、

曆應三年十月日

承候了判、（肥後詫磨文書）

今奥山の古城址をば高平と呼び、麁玉の大平には城址なし。

方廣寺（ハウクワウ）

奥山村に在り、臨濟宗、元中（至德元年、元選無文禪師の開創、奥山氏の建立とす。大日本史皇子列傳に「元選字無文、元德三年、爲僧、後入元、嗣法福州高仰山僧古梅、歸朝居遠江奥山、創方廣寺、元中六年卒、年六十八」と敍す。此寺今半藏坊（ハンザウバウ）と云ふ淫祠を置き、俗間專ら其神の靈驗を說くも、無文の出處は頗湮沒して明了ならず、近世寺領五十石。

梅花無盡藏云、遠江州伊那佐郡、井伊谷、奥山鄉、深奥山方廣禪寺、開山祖無文大和尙、廼後醍醐天皇皇子也、爲求法航南詢、遂謁古梅、（中畧）雖佛有殿有堂、未及山門之經營、唯揷一莖草、安寶陀大士而已、云々、○無文元選和尙行狀云、遠江國奥山、有是栄居士者、慕師道望、至德元年、甲子春、師六十二歲、捨奉之廣澤庵、（原注云、加茂郡高橋庄）自訪居士於奥山、居士欣然迎接、款待益至、師作居士、登衣笠（キヌガサ）山、欲揷一莖、臨視猿樹山、以爲數峰環峙、叢樹蔚々、兩澗流淸、靈水濺々、雖台嶽方廣之勝概、不多讓此、嘉遯之地也、遂揷宇、山號深奥、寺稱方廣、（原注云、一超孝正行狀云、師應安四年、入奥山非也、今據岐陽方秀禪師、應永二十六年、方廣寺法寶編識記）嘉慶元年、是栄居士卒、號方廣寺殿、康應二年庚午、師示寂、春秋六十八 ○南山巡狩錄云、皇胤紹運錄に無文なし、但異傳の皇子を載せ、御母宗尊親の女といふ、一本帝王系圖に、滿良親王、母は中納言宗親卿女といふ、又元弘日記に、花園宮四國にわたり給ふ事所見あれども、外にあつべき皇子見えず、竹口榮齋曰、滿良親王は後の無文元選禪師の御事なりと、其說據あるがごとし。又云、興國元年、滿良親王、十八歲にして、洛東建仁寺の普光庵明光禪師の塔を拜し、落飾受戒、可翁然禪師、雪村梅禪師等に學び給ひ、四年元朝にいたり給はむ事をねがひ、筑前國博多に赴き、聖福寺の無隱禪師と相謀り、此所より元通といへる僧をともなひ、元に渡り玉はむとて、四五月ばかりを過て、溫州まで着岸し給ふ、（無文禪師行狀）こゝに花山院内大臣〃賢公の男、元要上人は、禪教に歸依し、元朝に渡り給はむと、すでに旅行に赴かんとしければ、其母の歌に、

いとせめて老ぬる身こそかなしけれ
この別路を限りとおもへば、（新葉集）

案ふに、元要上人の入唐の年月詳ならず、もしくは無文禪師行狀にみえたる、元通といふ僧は、この元要の事にて、字體誤れるも知るべからず、系圖によるに、元要上人は右大將長親（法名明魏）の弟なり。○今按、無文和尙の行業を花園宮滿良親王と爲すこと、迷惑多し。和尙の行業が、（行狀記に委曲に見ゆる如く）學僧たり名匠たるを表示するの外、毫も貴種に出でて、當時亂離の間に艱難したまへる實を見ず、殊に花園宮の四國下向は、一大要件なるに、和尙の行業之を見ず、又連年東國に義を唱へたまへる宗良親王は、同根の肉親にましますべきに、和尙の行業之に及ばず。疑くは、和尙も亦宮方（ミヤカタ）の人、而も出自を詳にせざりければ、附會の言說因て起り、遂に皇子と誤る者歟。行狀の文中疑ふべきもの下の如し、

師、後醍醐帝之皇子、不知何妃所誕、在孕之時、妃潛出宮闕、元亨三年、誕師於洛西之梅津、既而棄之、於洛之第五橋、有一士人、以無繼嗣、常祈求子、一夕詣清水、歸路聞孩兒之啼于橋邊、擧而視之、知大士之感

投、而管拘歸家、於後高有司害之、上人雖知其爲卑す、而不敢告、師幼而岐嶷、八歳入山寺、講内外書、稍長有出塵之志、十八歳、適僧仁寺剃髪、

是等の話說は、世俗人情の自然に者合せ、附會評旨に出てしこと、殆疑を容れず。たの帝家は出塵の人と稱す、而も古來貴種を誇り、以て世俗を欺くものの沙門にをさけ、不實甚しと謂ふべし。

伊平（イダヒラ）

今伊平村と云ふ、奥山の北なる山中とす、伊谷の北二里、井谷川の支源にあたる。

譜牒餘錄（戰史所引）云、元龜三年十月、甲州勢東參河へ入り、山家吉田の鈴木右兄守、彼地を渡し、伊平小屋へ引退申候、伊平小屋に菅沼治郎右衛門、近藤石見守罷在候處、甲州勢右小屋へ押懸、井伊飛騨守戰死仕候。

澁川（シブカハ）

今鎭玉（シヅタマ）村と改む、伊平の北二里、井伊谷川の源なる山中とす、山香の熊村（クマムラ）に設樂谷參州の吉田大野と峠谷を以て相限る　風土傳云、澁川村、處々流泻出流爲川、井伊川源也、三代實錄、元慶二年、遠江國益垂神授位、澁川與澁川同。

弓張山（ユミハリ）

澁川の北嶺にして、參州八名郡大野の東にあたり、標高九百米突許、弓張より西南遠參の州界にあたる山嶺は、地質古生層の成立に屬す。

三嶽（ミタケ）

又三岳に作る、澁川の南方、井伊谷の東北にして一名蛇王山（ジャワウ）と云ふ、今井伊谷村に屬す。此山中に古城ありて、永正十年の比、尾張の守護職斯波義達、當國へ押入り、三嶽に楯籠り、引間の大河内を勢援す、今川氏親の將、朝比奈十郎泰以來り攻め、義達敗走す　又光明寺殘篇に「曆應三年正月、三□□追落畢」とあるは三嶽城の宮方の追落されしを曰へる也。

（嶽深）

宗長手記云、永正十一年、大河内備中守、信濃、三河、尾張をかたらひて、大亂くはだて、引間に楯籠、今川殿進發、諸軍川を打越え、大菩薩といふ山に着陣す、北に伊井次郎、深嶽といふ山に武衛を引籠申、又浪人以下相あつまり、兵後の軍陣の如し、泰以（今川氏親被官朝比奈）打て要々を打落、武衛同與の山に退、同尾張歸國、此徒黨の城は、なかむろ甲斐美濃守（武衛家被官）數千の軍兵にて、三箇年に及び責られども、遂に落居せざりしと也。

（澤瀧）

三嶽の東を瀧澤（タキサハ）と云ひ、今都田（ミヤコダ）村に屬す、風土傳に「瀧澤はタツサと訓み、大日堂常樂寺あり、延喜式、引佐郡大森神社はタツサと訓み、此にありしならん、三嶽權現社の山中にも瀧（タツス）と云ふ地ありて、里人は大蛇の居れる山なれば、蛇王山と呼ぶと稱す」云々、附會にあらずや然れども大森はタイセキとも傍訓し、其實を詳にせず、尚考ふべし。

刑部郷（オサカベ）

和名抄、引佐郡刑部郷、訓於佐加倍。○今金指町、中川村にあたるべし、渭伊郷の南、伊福郷の東とす。

甲陽軍鑑云、信玄味方原合戰の後、濱松を引拂、刑部に御馬を立てられ越年也、天正元年正月、刑部を御立、本坂を打越、三河野田城へ取詰、改正三河後風土記云、信玄は三方原合戰に打勝ける手柄に驕りたか、濱田家へ持て還り、今より後は長く御手切仕るべしと申送る、信長よりは刑部迄使者を立て、何事も御指圖には違れ候間敷と、種々陳謝の詞を盡し謝せられけれども、信玄は更に信用せず、其後足利將軍より使を刑部に遣はされけれど、信玄は御教書に從ひ難き由を返答す、元龜三年刑部にて越年、癸酉の正月七日に、三方五千の人數を引具し、刑部を出馬し、その十一日に三州野田の城に押寄たり。

祝田（ハフダ）

今中川村を改むる者是也、風土傳「祝田は蜂前（ハチサキ）と云ひ、延喜式、引佐郡蜂前神社あり、是三代實錄に見ゆる蜂前神、貞觀八年の條に同じ、永久以來方田（ハウタ）とも云ひ、神鳳抄には刑部御厨、上分三十石、百餘丁、祝田御厨五十餘丁と注す、刑部、式內、引佐郡蜂前神社あり」云々○三河物語云、元龜三年十二月、信玄は三方原へ押上て、井の谷へ入らんとて、ほうだへ引おろさんとしける處に、家康濱松より三里に及て打出、

（前[illegible]）

其谷□政事、去乃年以御判形、雖被仰付候、由其私被仕候而、祝田郷中、都田上下給人衆中、于今徳政、法無之候間、本百姓只今訴訟申候條、任御判形旨、可被申付候、乃年季抑付候處に、錢主方令難澁、于今無其沙汰候、太以曲事に候、此上錢主方如何樣訴訟申候共、許容有間敷候、爲其一筆如此候、恐々謹言、

八月四日　關越　氏經（花押）

井次參、（徵古文書）

金指（カナザシ）

今金指町、人口一千二百、氣賀の東一里なる村坊とす。都田川、一名瀧澤川、其傍を流れ、井谷川へ入る。近時金指を改めて三和と云へることもありき、傍に五日市場（イツカイチバ）とも云ふ。

京田郷（ミヤコダ）

和名抄、引佐郡京田郷。○今都田（ミヤコダ）村是なり、刑部郷の南に接し、三方原の北邊とす。延喜式、引佐郡須倍（スベ）神社は都田村の須倍と呼ぶ地にありて、即御厨の神明社是なりき、不審、御厨の神社の、延喜式に列すること、再考を要す。

都田（ミヤコダ）御厨は神鳳抄に上分田、見作八十九丁、段別一斗と記せ、東鑑にも神宮領御厨にも、この御厨の事見ゆ。風土傳云、式內須倍神社今神明社也、百姓十七戸者、諸貢免除之宅地也、可知昔時神明之社職、今高四十石、神明二社之御戸代高七石、○宗牧東國紀行云、天文十三年十二月十二日、不春軒西郷（サイガウ）山中まで物りしつゝ、途きかてに別れたり、今泉彌四郎、又五十町許おくりて、名もしらぬ山深き里、神寂たる社の傍に、人々かはらけ取出たり、こゝ許までの故實、定めて文學者のしらざらんかし、

（田部）

この盃も數々殘多ければ、去ぁ神の木のもとなれば別れつ、井伊次郎殿へは、孝清知る人にて、昨日申し遣したり、このわたりまで迎ひくるならんなど申しも敢ず、深山を越えて侍四五人、井伊殿同名彦三郎、迎とて案内あり、急ぎ行くほどに、片岡かけたる小城あり、これも井伊一家の人、今日谷まで下着相定めたれば、抑留に及ばずとて、使僧して樽肴贈らる、馬上盞の體なり、初夜過に和泉守所へ落着きたり、次郎殿やがて光儀、明日一座の興望、又

み山にもやどやさくらの雪の庭、

かゝる山中にて、執心大切なる心を、聊か風したる計なり、十四日、引間まで急ぎ侍り、次郎殿自身、其外同名中、都田といふ所まで送りゆく、又盃かりそめの舍りにて、歸京の次、又必などあれば、

歸りこむ秋を待なん都田の畔の細水ゆき別るとも、

といひつゝ行別れたり、又廿四五町引間まで送り有り、この野は當國歌枕にも入りたり、萩女郎花などよめるにや、秋の花盛り思ひやられたり、孝清富士見つけたりやと驚かされて、見れば手にとる計なり、馬上より

昔みし富士や雲ゐになしはてむ君ひくまのゝしるべならずば。

鹿玉(アラタマ)郡

今廢し、其舊域は引佐郡、濱名郡、磐田郡へ割入す、引佐郡の東にして、荒玉川(古の天龍川の一支なれど、後世變遷す、大畧馬込(マゴメ)川の河道にあたる)に沿へり。和名抄四郷に分ち、其赤狹、碧田の二郷は豐田郡へ入り、覇田郷は長上郡へ入り、三宅の一郷のみ舊郡號を稱したり。近年全く鹿玉郡を廢したるを以て、三宅郷は引佐郡へ歸し、碧田は磐田郡、赤狹、覇田は濱名郡へ歸す

和名抄、鹿玉に「阿良多末、今稱有玉(アラタマ)」と註し、萬葉集、

(玉有)

天平勝寶七歲、筑紫防人主帳、丁遠江麁玉郡若倭部身麻呂が「我妻はいたくこひらし飲水にかごさへ見えてよにわすられず」とよみたる事載せらる、荒玉川の事は濱名郡に別見す。○風土傳云、鹿玉郡、依古書、寮郡堺者、南自有玉村、併缺下(欠崩岸)半田 內野、平口、小松、木舟等、皆鹿玉郡內也、北岡多古十八村、限熊村。西原野、東河、是河横流於郡內、故喚玉河、又號廣瀨河、按更科日記、是河自長元年間以來、移東岸流、號天龍河。

三宅(ミヤケ)郷

和名抄、鹿玉郡三宅郷、訓美也介。○今引佐郡へ入り、鹿玉村と云ふ。都田の東に隣り、(覇田郷の北赤狹郷の西)氣賀を去る二里半、古の鹿玉の郡家にて、屯倉を置かれし地歟。

宮口(ミヤグチ) 今新原、灰之木、堀谷、大平等を併せ鹿玉村とす。相州[illegible]岡文書に、曆應二年、足利尊氏より遠江國宮口郷を寄進したること見ゆ、濱松の北三里半。

庚申(カウシン)寺 宮口の町之坪(マチノツボ)に在り、臨濟禪宗に屬し、俗に猿寺(サルデラ)と云ひ、地方の名藍とす。庚申天を祭る祠堂ありて、寺は其供僧房とす、風土傳に、延喜式、鹿玉郡若倭神社は宮口に在りしならん、蓋神社を轉じて庚申堂と爲しし歟と述ぶ。

風土傳に、又宮口の北、堀(ホリ)谷の長師(ナガシ)の六所明神を、式內鹿玉郡長谷神ならんと述べたり、然れども長谷をナガシと訓める例なし、採り難し。

濱名郡

濱名(ハマナ)郡

引佐郡の南にして、東は天龍川に至り、西は今切を越え、三河國界に至る、今五町三十九村濱松に治す。○濱名郡は和名抄波萬奈と注し、六郷に分つ、然れども後世郡堺錯亂し、其地皆濱松庄に入りし故にや、敷知郡の管內と爲る。近年は僅に白須賀の一驛、猶舊稱を忘れざるありしのみ、明治二十九年、敷知、長上、豐田等の諸郡を廢せられ濱名の境域增大す、然れども古の濱名郡の地の引佐郡に併せらるゝありて、出入共に之を見る。○濱名の舊郡域は、湖西の地、參河の州堺に繞れる者なり、其大湖をも濱名と呼ぶは、橋梁の名に濱名と命じたるに因る、而も橋名は郡名に出でし如し、其言義未詳。○正倉院文書、天平十二年、遠江國濱名郡輸租帳、

合受田戸 漆伯伍拾戸

壹伯貳拾伍戸神戸　壹伯壹拾戸封戸　伍伯壹拾伍戸

官戸

口伍仟參伯拾壹人　貳千參伯捌拾伍人男　貳仟玖伯肆拾伍人女　壹拾漆人奴　貳拾肆人婢

英多(アガタ)郷

和名抄、濱名郡英多郷。○今知波田(チハタ)村、入出(イリイデ)村、新所(シンジョ)村等とす、引佐郡へ入れる設代郷の南にして、濱名湖の西岸、參州々界にあたれる地とす。寬政風土記(內山氏風土傳)に、三箇日(ミカヒ)を英多郷と云ひ、其神明社を式內英多神なりと說く、然れども三箇日は大神郷にあたり、且英多神は新所に其舊祀を遺せば、三箇日と相混すべからず。大知波には式內、濱名郡大知波神社あり。

(子登)

大知波(オホチバ) 今太田、利木、神座(カンザ)などと併せ知波田村と改む、新居の西北二里、此邊を舊笠子(カサコ)庄とも稱したり。太田は舊名小知波、湖岸に辨天祠ありて、其棟簡に「寬永十七庚辰年、遠江國敷智郡、別之內大田郷」とありしと云へば、郡界の錯亂も久きことゝす。○人類學會雜志云、利木(リキ)村の藤枝に、明治二十六年古墳を發く、埴輪土偶中、

(木利)

首のみ存するは八個、全體完備せるは小形五寸許のもの一個あり、中に髮は背迄垂れたるもの、又兜を被ふれるものもありき。

入出(イッデ)　今入出村と云ふ、大知波の東にして、湖中に突出する小村なれど、一峰あり宇津山と呼び、城壘の跡とす。

宇津山(ウヅ)　風土傳云、入出村の北崎を宇津山とし、南崎を板屋鼻とす、宇津山の古城は今川家の小原肥前守鎭實、參州吉田城より退き此に居る、永祿十一年十二月、松平家の酒井忠次之を攻め、城主退散し、駿州山西の花澤城へ赴く。(元龜三年武田勢濱松城に逼り、參州山家三方も武田へ降伏したる時、宇津山は最要害の取出なればとて濱松より將士を遣して之を守り、後詰の道を開きたる事諸書に見ゆ)

(鵜津山城址)

按に宇津は又鵜津(ウヅ)に作り、永正大永の比、今川斯波の爭戰したる時、已に境上の要害たり、其事詳に宗長手記に載す。○宗長手記云、國の境の城、鵜津山の館と云ふは尾張、三河、信濃の堺、やゝもすれば競望する族有て、番衆日夜無油斷城なり、東南北濱名の海廻りて、山のあひくせき入堀いれたる水、大海のごとく城のきしを廻る、大小船岸につながせ、東むかひは堀江の城、北は濱名城、刑部城、いな佐山、舟の往來自由なり、西一方山つゞきにて、敵の忍びかくるべき所もなし、此一兩年(大永七年)長池九郎左衛門尉親能、承普請、過半本城の岸谷の底まで堅にほりつゞけ、足を留むべきやうもなし。○上の井伊谷大平の條に引ける、光明寺殘篇なる、于頭(ウヅ)峰城も宇津山に同じかるべし。

今度者宇津山東筋、肝要之義候間、就引付候、御知行之義、御堪忍祝着候、先者當座に爲替代、三百貫地、於吉良河島、三百貫作手領、二百貫小法師知行、百貫井合領、渡置申候、其上東筋相替代候者、相違候分可進候、貴所御忠節之義候間、神明八幡富士白山、彌向後如在申間敷候、猶委細左衛門尉、得意可申入候、仍如件、

六月五日　松藏(判)　西左參(慶元古文書)

新所(シンジョ)　今新所村と云ひ、岡崎、梅田の二村をも併す、入出の南に隣る。南禪寺文書、建武二年官符に、遠江國新所郷とあるは此にて、當時は寺領たりし也。

吉美(ヨシミ)　今鷲津と併せ、吉津村と改む、入出、新所の南とす。風土傳云、吉見村延兼山、今川氏眞、察此地、永祿十年、爲城池、則妙立(メウリフ)寺境内也。○按に、明應八年富士歷覽記に「六月十三日、引馬を立ちて、吉美の妙立寺にて、あけぼのの富士、有明の月にさたかに見え侍る、

　横雲の引間の里をへだて來て又類なき富士の曙」

と、當時橋本、舞澤の渡、洪浪に破壞せられければ、吉美鷲津より渡航したりし歟。一書に明應八年六月十日、今切破れたりと云ふも誤りにて、七年の事とすと、後說を是とすべし。

(妙立寺)

風土傳又云、妙立寺、朱符高七十六石、永祿十年、上總介符曰、妙立寺者、二百餘年、雖爲開山直建立之地、今度號境目、城取之間、云々、爲其改替、云々。

鷲津(ワシヅ)　今吉美と併せ、吉津村と云ふ、鐵道車驛と爲り、舞坂、二川の間とす。(今新居には停車場なし)鷲津に接して大字中之郷(ナカノガウ)あり、二宮飛神と云ふ叢祠あり。

本興寺(ホンコウ)　法華宗の名藍にして、湖岸に臨み、櫻花多し。明應八年富士歷覽記に、遠江國わしづといふ所につきて本興寺といふ法華堂に一宿し侍り、堂の柱によみておしつけ侍りし「たび衣わしづの里をきてとへば靈山說法の庭にぞ有ける」。

風土傳云、本興寺、々田五十三石、濱松東漸寺所藏、今川氏狀曰、去子年(永祿七)四月八日、飯尾與松平藏人、令對面砌、鷲津本興寺え、藏人軍勢令亂入、其時彼寄進狀、於老師庵室紛失、云々、飯尾者、濱松城主、豐前守乘龍也。

白須賀(シラスカ)　今白須賀町、人口四千、鷲津の西南一里、僅東海道の一驛にして、海洋に臨みたり。元祿中まで、潮見坂の〃崖下に聚落したりしが、洪浪に浸されければ、高師山の中へ移り、村坊を建つと、一書に、此をば古歌によめる白菅の湊と云ふも、徒に名附べき地形にあらず、蓋白菅湊は、參河然菅(シカスガ)の渡(ワタリ)を訛れるのみ、枕草紙に「渡は、しらすかの渡り」と云ひ、原註に三河國とす。宗良親王の井伊谷によみたまへる歌に、しらすけの入海とあるは、濱名湖をば指し給へるにて、更に一謬をかさねたり。

　高師の山をおりて、白須賀の濱にて、
　沖つ風音も高師の山越えて打寄浪のしらすかのはま、
〔雅經卿集〕

甲陽軍鑑云、永祿癸亥年、今川氏眞公、三河の吉田に陣取給時、遠州の井伊心かはりにて、しらすかの邊燒立。

北越軍記云、慶長五年、御所(家康)景勝退治御下向、六月廿一日吉田、廿二日白須賀、廿三日濱松。○東海道圖會云、三州二川より白須賀まで一里、俗語眞砂のあつまりたる所を洲賀と云ふ、賀は助字なり、此宿昔は汐見坂の下に在り、元祿年中津浪して、此所へ移されしなり、今も別に本白須賀と云地あり。○風土傳云、白須賀驛、明應以來、潮波數々ありて、元祿十年、驛家を坂上に移す、驛西に國堺あり、堺川と曰ふ。

掛川志稿云、享和元年、白須賀の鍛冶谷に、銅鐸を掘出す、高四尺、徑一尺五寸、羅紋ありて、蠻國の文字とおもはるるもの六つあり、或曰麻剌襪(マラバル)術の古文に甚相似たりと、麻剌襪術は天竺地方にして、古へ佛氏の出し所にも近ければ、果して其國の者ならば、佛器たる疑なし、又天竺は、船路も便ありと見えて、天平八年、延曆十八年に、天竺の人小舟に乘し來りたること、國史に見えたれば、上古佛氏の徒、弘法のため、此類の器物をも多く

持ち來りしともありし歟、世に古器を玩賞するもの、往往鑑識ありて、西土三代の舊物といへども識別す、況や漢魏以後のものをや、然るに此器の如きは、唯皇國の土中にのみ多く存在して、其人間に流傳せしものを見ず、我時代のものならず、西土のものならず、抑西域のものなるか

潮見坂（シホミサカ）　白須賀町の東南なる小坂にして、南は大洋渺々として、波浪天を浸し、壯觀限りなし、古より眺望の廣大を以て世に推さる。

潮見坂　羅山
天地豈識幾層瀾、舒卷古人方寸端、満目不遮潮見坂、大鵬飛盡水漫々、

觀潮坂　鐵兜
晨發白菅驛、大雅明馬頭、殘雲埋客夢、冷露濕詩愁、徃有觀瀾術、羞無釋國謀、匆々吟不盡、七十五灘秋、

風土傳云、永享四年釋堯孝富士紀行に、將軍義教が汐見坂の二子塚に、富士山を望みたる事を載す、今坂上に狸塚、一名化物塚（バケモノヅカ）あり、即此歟、又坂上に挑燈して、舟路の便に充てらる。

堯孝紀行曰、汝見坂に至りおはします、此景色等閑につゝけつらむ言の葉もなし、雲のなみ煙の浪、そこはかとなき海のほとり、松原遥々とつゝきたる、すさき數もしらず、漕つらねたる小舟、いと見どころ多かり、をちかたに富士のねまがひなく顯はれ侍り、是にて御筆を染めらる「今ははや願もみちぬ潮見坂心ひかれし富士もながめて。」

高師山（タカシ）　新居、橋本の古驛より西、參河國吉田までの間なる岡陵の總名にて、殊には白須賀の邊、遠參の國界を指すごとし、古來海道の名所として詠歌に入り、歷代の記載あれど、道路の變遷、及び旅客の所見によりて、其指斥する所少異あり、參州の高師鄕を參考すべし。（歌集中、或は高瀬（タカセ）に訛る）

風土傳云、高師山は橋本本學寺の背の古驛路にして、坂を陟れば（今道五里許）三河國豐川へ出づ、釋瑠恭が遠江道記に、

高師山にて、するつき造ると聞て、
たつならぬたかしの山の陶造物思をも燒とすと聞く、

今も高師の山邊の土中より、土器を掘出す、鄕人曰く、笠子山の邊に、今も陶造るものありと。

たかし山遥に見ゆる富士の根をゆくなる人に尋ねてぞ知る、（夫木）爲家
猶しばし見てこそゆかめ高師山麓にめぐる浦の松原、（續古）爲氏

郡鄕考云、按に新撰歌枕、「高師山は大畧三河國に被入たり、また遠江と書る本もあり、依て兩國に書入侍りぬ、遠江なるたかし山とよめるうへは、兩國の山かとぞおぼゆ」など、いづれもたしかならぬさまにいへり、然れども六帖に高市黑人「あふことを遠江なるたかし山たかしやむねにもゆる思ひは」又名所方角抄「遠江國高師山・南は海なり、中間原なり、過れば潮見坂なり」又行囊抄「高師山、潮見坂の左、白須賀の北より橋本につゝきたる松山をいふ」又縣居東歸に「高師は濱名郡にて白須賀と荒井との間、大道より北なる山を云ふ」これらはみな遠江なる證なり。

猪鼻鄕（キノハナ）　和名抄、濱名郡驛家鄕。延喜式、遠江國猪鼻驛。○今白須賀町、并に新居町の中なるべし、古驛は中世に橋本と稱したりしが、明應年中、洪浪により江岸一變し、橋本の驛家を廢し、近世は新居を以て關津と爲したり。風土傳に、應永十二年、文明七年、明應八年、永正七年等、有洪波、湖水變爲潮海、蓋當此時、猪鼻驛水沒、古道廢、而新以三箇日爲驛家乎、俗以新井宿曰猪鼻者非也、と論ぜるは採り難し。橋本の名の（湖南新居の傍に）存する上は、猪鼻驛濱名橋も此なること疑なし。三箇日大崎など湖北に猪鼻驛を求むべからず。然れども古より湖南の猪鼻を大路とし、湖北の本坂（ホンサカ）、引佐を支路としたること、自然の形勢とす。されば續後紀に、

天長十年、遠江國濱名郡猪鼻驛家、廢來稍久、今依國司言、遣使撿其利害、更令興復、

と載せ、當時湖南の路の中廢したることも見え、本坂を以て一時東海道とせる狀も推知せらる、宗祇の名所方角抄に、濱名橋も湖南に在りと錄したるは、如是の事情に因りて、謬說を生じたるならん。更科日記に、

入江海（中畧）いみじく面白し、それより猪の鼻と云坂の、得もいはずわびしきをのぼりぬれば、三河國高しの濱といふ、

と述べたるは、橋のありし當時の經歷にして、海濱なる高師の山のつゞきに、猪鼻坂のありけるを證す。

延喜式、濱名郡猪鼻湖神社（キノハナミナト）。東海道圖會云、此神は湖の岸の上に鎭坐と見えたり、後世の八王子祉歟、此八王子もと濱邊の岡に在りしを、寶永四年、橋本轉村の時、諏訪明神の社中へ移すと。風土傳云、猪鼻湖神は或は大知波八幡宮とも、又尾奈村の瀨戸明神とも云へり。○按に、猪鼻の湖は湊とよみ、万葉集仙覺鈔に引ける、阿波國風土記逸文に其例あり、文德實錄に「湖有一口」とある湖口の神とす。後世濱名の水海の支灣（大崎湖）を猪鼻湖と云ふ者と、其義相異なり。此神は橋本の諏訪明神、一名湊明神と云ふもの即是なり。

（湖神社）

角避比古神社（ツヌサクヒコ）　今橋本　新居町大字濱名）の諏訪明神に混したる歟、諏訪は上下兩座を祭り、或は湊明神と稱す、蓋角避明神と湖神を合祀して、後世其古傳を失へるならん。角避とは津開の義にて、湖口の開柝を司り給ふ神靈に外ならず、延喜式、濱名郡の名神大社とす。（或書に、角避神は、貞觀年中の古圖に、湖口の東岸、日（ヒ）が崎（サキ）と稱

澤の間に標記しかりと云ふ　按に角避神は濱名郡の社なり、湖口の西岸に在ること必せり、之を東岸敷知郡の域内に標記するは、偶之を以て該圖の僞作を想はしむるのみ）

文德實錄云、嘉祥三年、詔、遠江國濱名郡、角避比古神社、列官社、先是彼國奏言、此神叢社、瞰臨大湖、湖水所泄、舉土賴利、湖有一口、開塞無常、湖口塞則民被水害、開則民致豐穰、或開或塞、神實爲之、請加崇典、冀民祈利、從之。○神祇志料云、式社考、巡拜舊祠記、遠江志等の書に新井驛の湊明神を以て、角避神にあてたれど、其社傳に、永祿の比に新に建たる神社なりといへば信じ難し、東海道名所圖會に、橋本村諏訪大明神、又湊大明神とて、江水に臨める社是なりとみえ、又土人の口碑に「往古北山、日が崎、橋本とて三所合せて三千戸の驛あり、濱名郡にて橋本宿と唱ひしが應永、明應、永正の洪水に敷知濱名二郡の地勢大に變りたれど、村の西なる高師の峯續き下諏訪山に角避比古神社の趾とて、五畝歩はかりの平地あり、其麓の田畑の字を角避下と云り、其西に上諏訪山を彌和山神社跡といひ、其麓に神田とて兩社神供米の田地あり、猪鼻湖神社は明應に流失したるを以て、三社を合せて三社明神と稱ひ、村の產土神なりと云傳ふ」と云るもの據ありと聞ゆ、猶よく考ふべし。

橋本（ハシモト）　今新居町の西南にして、大字濱名と云ひ、卽猪鼻驛家の舊趾とす。○東海道圖會云、橋本は白須賀より一里許東、昔は宿驛也、女谷とて源賴朝卿上洛の旅館の舊跡あり、當時遊女群參しければ、女谷の名あり、又風爐の井とて、橋本長者の宅址に遺るあり、五條內府の歌に、

高師山松にわりゐる鵲の橋本掛て月渡る哉。（歌枕）

風土傳云、橋本は新井關の正西十五町、湖水と潮海との間なる洲崎に在り、昔は猪澤の驛家に通ひ、湖水の海に入る所に、黑木橋を架したり、故に橋本と曰ひ、行旅宴會の所也、明應八年以後、急波ありて宿驛破壞したり。

○按に、橋本は鎌倉幕府の比に、海道の一繁昌なりしことし、東鑑の一書にさへ、治承五年、遠州の諸源氏が「到于當國濱松庄橋本邊、是依前武衞命也、此所爲要害間、可相待平氏襲來之故也」又「相待平氏襲來、向橋本、欲構要害之間、召人夫」と初見し、賴朝が此に防禦を計畫したりしも、地形の宜を得たり。（此濱松庄とあるは濱名の誤たるべし）建久六年七月、賴朝歸東の時「於遠江國橋下（ハシモト）驛、當國在廳并守護以狹人等、豫禁集、國務及檢斷等、就淸潟、聊有令辨成敗給事」云云」、その外驛次宿泊の事多く見ゆ。貞應二年の海道記には、高師山の堺川を踰え、南へ山を下り、海を望み（後の潮見坂歟）谷に入りて、後は海汀に出て、橋下の宿にとまる由を云ひ「此泊は蘆海南に湛へて、遊興を漕行く舟に乘せ、驛路東に通いて、學號を濱名の橋に聞く、（中畧）暫く舊橋に立とゞまりて興すれば」云云とのべき。

建久の初つかた、賴朝みやこに登る、其勢いかめしき事、いへばならずなり、道すがら遊びものゝ參る、遠江國橋本の宿につきたるに、れいの遊女多くえもいはずそうそきて參れり、賴朝打ほゝえみて（增鏡）

橋本の君にはなにか渡すべき、

といへば、梶原三景時と云武士取敢ず、

たた杣山のくれてあらばや、となんいへりける。（此連歌は東鑑にも載せたり）

時朝に具して、宇都宮に下りて侍りける時、曉はたゝんとての夜、人々名殘をおしみ侍りける、

曉のつらさはいつも習ひにきあやなかりつるよるの程かな、（新和歌集）　橋下傀儡藤王（イマキレ）

濱名川址（ハマナ）　濱名湖の落口にして、明應年中の今切開通以前は、此川に橋を架したり。卽橋本の東に於て、幅五六十丈の水道ありて、之を濱名川と云ひき。明應の變に此水道閉塞し、更に其東方三十町許に今切を開通す。歷史地理雜志云、猪鼻驛は天長十年に再興せられ、貞觀四年に此に濱名橋を架せられてより、後遂に橋本と再ぶことゝなる、更科日記に「濱名の橋なすぎ、猪鼻坂を上れば高師山と爲る」とあるに徵證すべし、古の橋を架せる濱名川は、永正の地震以後、全く埋まりて田と爲り、松山新田の稱あり。○東海道圖會云、濱名川は今切となりて後廢す、昔は大湖より流れ出て、白須賀の東、營の湊より海外に入りしが、今は其跡田と爲り沼と爲り、昔の川形大畧に見ゆる。

濱名川湊はるかに見渡せば松原めぐる海士の釣舟、（夫木）中務卿

橋本の泊、夜をこめてたち、濱名の橋打渡して、

濱名川よるみつ汐の跡なれや渚に見ゆる海士の小舟は、（永享四年富士紀行）雅世卿

濱名橋址（ハマナ）　三代實錄、元慶八年九月、遠江國濱名橋、長五十六丈、廣一丈三尺、高一丈六尺、貞觀四年修造、歷二十餘年、旣以破壞、勅給彼國正稅一萬二千六百四十束、改造焉。

實方の君のもとに、陸奧の國に下るに、いつしか濱名の橋渡らんと思ふに、早く橋はやけにければ、

水の上に濱名の橋もやけにけり打消つ浪もよりこざりけむ、（重之家集）

東路のはまなの橋のはし柱なみは立てどもわたらざりけり、（堀川百首）　師賴

更科日記云、濱名の橋、下りし時は黑木をわたしたりし、此度（寬仁五年）は跡だに見えねば、船にて渡る、入江に渡せし橋也、外の海はいといみじく荒く波高くて、入江のいたつらなる洲どもに、こともなく松原の茂れる中より、浪の寄返るも、色々の玉の樣に見え、誠に松の末より、浪の越ゆる樣に見えて、いみじく面白し。○仁

治東國紀行云、橋本と云所に行着ぬれば、聞わたりしかひ有て、景氣いと心すごし、南は海湖(ミナト)あり漁舟浪に浮ぶ、北に湖水あり、人家岸につらなり、其間に洲崎遠く指出、松きびしく生續き、嵐頻に咽ぶ、松の響波の音、何れも聞分難し、行人心を痛ましめ、とまるたぐひ夢をさまさずと云ふことなし、水海に渡せる橋を、濱名と名づけ、古き名所なり、(中略)此宿をも打出て行過る程に、鎌澤の原と云ふ所に來けり。

嘉禎四年春の頃、將軍家御上洛の時、供奉し侍りけるに、濱名の橋にてよみ侍る、

立ちわたる濱名の橋の朝霞見てすぎかたし春のけしきは、(新和歌集)　宇都宮時朝

東海道圖會云、橋本に昔の橋爪の石垣などのこる、橋向を小松茶屋と云ひしと云ふも今廢す、紅葉寺は、永享年中、公方義教富士御覽の時、入らせられて紅葉を賞し、其後再建して本學寺と改む。(新居誌)(舊關津吏石川氏寛永年中記錄云、應永十二年、大波此崎を破り、明應八年六月十日、甚雨大風、潮海と湖水との間の驛路沒せり、永正七年八月廿七日、波濤驛路を中斷し、又橋を破る、是より以來湖水變じて潮海となり、橋本驛家を廢し新井宿を置かるゝなり、寛永四年十月四日、地震波を擧ぐる三度、各高一丈許、家を潰す者三百四十八戶、溺死廿一人、亡船四十八艘、渡海絶ゆる者五日。○諸書に橋本、濱名川の對岸を日箇崎(ヒカサキ)と云ひ、亦一驛にして、千軒の聚落なりしが、明應、永正以後全く亡び、其地は今切の西にして、近時の新居橋本の地續きなりと云ふ、此日箇崎と云ふは即古書の鎌澤驛にあらずや。

(日箇崎)

聞過ぬ濱名の橋の浦風に音つれかはす若崎の松、(歌枕名寄)　長明

宇智(ウチ)郷

和名抄、濱名郡宇智郷。○今新居町に大字内山あり、されば新井宿以北、吉津村などを宇智郷とし、其一部をば猪鼻の驛家として分置したるごとし。

(新居郷)

正倉院文書、天平十二年、濱名郡輸租帳に、新居郷と云ふがあり、新居は和名抄にニヒヰ又ニノミなどとも訓みたれど、此にはアラヰとよみて、今の新居にあたるか。又之を和名抄に載せざりしは如何、宇智と改めし故歟、再考を要す。

新居郷官戶壹佰壹拾　伍拾郷戶陸拾房戶

口陸佰漆拾漆人　參佰貳拾貳人男參佰五拾壹人女貳人奴貳人婢

參拾壹戶損五分以上伍拾參戶損四分以下貳拾陸戶全得

見管田玖拾漆町貳伯伍拾參步　口分

新居(アラヰ)

今新居町、人口五千七百、近世東海道の關津と定められたる名邑なれど、湖海の間の狹地にして、鐵道停車場を置かれず。新濱名橋は明治十四年架造す、長二千六百間、橋梁堤塘相雜れりと雖、其長大なること海內比なし。新居又荒井に作る。書紀通證云、林氏曰、遠州荒井(アラヰ)者、相傳、古大驛無數、自山發入海、其跡接濱、明應八年九月、洪水潮決、水口成陸、今名今切者、其決處也、一說、永正七年八月也。○風土傳云、今荒井者、古中之鄉(ナカノガウ)也、古荒井、在今關東、海中十二三町、應永十二年、文明七年、明應八年、及永正七年等、有高波、破於荒井崎、於今切所號本荒井、於松原中云荒井、礎石尙存焉、而寛永四年十月四日、地震大波、關東十二町水沒、地形大變。

(荒井)

新井關址(アラヰノセキ)

風土傳云、新井關、慶長五年秋、今切爲關所、置與力十騎同心四十人、爲番兵、元祿八年、移尺於新井町、移關於藤十郞山、移町家於其山麓。○歷史地理雜志云、俗諺に、舞坂一里、船にのるも馬鹿、乗らぬも馬鹿とは、新井舞坂の間の、航海の危險なりしを云ふ、されば港口に水刎ねの大杭を打ち、波除けの蛇籠を沈め、其後稍安泰なりければ、「浪も舞坂天氣も靜、名のみ荒井の船渡し」とよみたりしとぞ、吉田城主松平伊豆守此關所を守れり、一名今切關。

渡新井江　釋　慈周

春水平於席、官船穩似梭、野樹迷單棹、汀雨細濕荷、津口吏人候、驛前旅客多、關門認王使、歎氣不誰何、

阿禮乃崎(アレノ)

新居の崎にて、舊名阿禮と云へるなり、萬葉集巻一なる、參河國行幸の時、從駕せる高市連黑人の歌、

いつこにか船はたすらむ安禮乃崎こぎたみゆきし棚なし小舟、

此大寳二年の御幸の時の歌に、引馬野の事さへあれば、東駕阿禮乃崎を渡り、引馬野迄にかせ給へるごとし。

濱名(ハマナ)湖

今湖北は引佐郡の管內にして、湖南は濱名郡の管內とす、畸形にして支湖多き半鹹湖也、周圍凡五方里、南方大洋に通ずる湖口を今切(イマギレ)と云ふ。濱名湖は古人の謂ゆる遠淡海(トホツアフミ)にして、之を滋賀の淡海に分ちて、遠近の稱を立て、又其水は往昔狹窄なる溝道によりて、外海に落ちしを以て、全く淡水に屬せり。然るに明應七年八月廿五日、地震洪浪ありて、舊湊(濱名川)を埋塞し、其東に新口を嚙開し、潮水を流す、是より湖中は潮汐の及ぶ所と爲れり。抑此湖口の開塞は、古代より其常なく、幾多の變遷ありしことは、文德實錄、角避比古神社の條にも見ゆ、後世に至り、應永、文明、明應、永正の數災あり、近世には元祿、寶永に又湖口の破壞ありしと云ふ。

(遠淡海)

今切(イマギレ)

濱名湖の湖口にして、新居と舞坂の間とす、其外海に面する方は、沙丘沙嘴相逼まり、五六町許に過ぎざるも、僅に内に入れば、直に廣濶二三十町の湖面と爲り、水勢淺くして廣さ愈加はる。近年兩驛、二千六百間の橋梁堤塘を造架し、人馬を通し、又鐵道橋をわたしたり。

國郡沿革考云、明應七年八月廿五日、大地震の時、濱名湖口壞れて海と通ず、此を今切と稱す、遠江風土記傳、八年六月十日に係るは誤なり、七年八月廿五日の地震は御湯上殿日記、實隆公記、後法興院記、親長記、妙法寺記等に出で、後法興院記、九月廿五日條「傳聞、去月大地震之日、伊勢、參河、駿河、伊豆、大浪打寄、海邊二三十町之民屋、悉溺水、數千人沒命、其外牛馬類、不知其數、云々、前代未聞事也」とあり、八年六月十日は諸書絶て地震の事を云はず、且是歳の雅康卿、富士歴覽記中に、「六月九日、佐夜中山にて富士を一見し、十三日引馬立」云々と見えたれば、必此歳の事に非ざるを知るべし、永正七年八月廿七日、又大風雨にて、今切崩れ橋本驛を沒し、(高代寺日記)終に今日の形勢となりたる也。○東海道圖會云、昔明應永正の變に、舞坂の原を破りて深淵と爲したる後、元祿年中地震つなみあり、海上風强く、波高く渡船なり難ければ、寶永年中、官家より今切の波頭に、數萬の杭を打て逆流を留め、又舞坂より湖中十八町の堤を築きて、渡船の風波を除かる。風土傳云、今切渡海、二十七町許、船百八艇、水手三百六十人、一日渡船二十五艘、夜九艘、渡津時開時塞不常也。うたたねの記云、濱名の浦ぞ面白き所なりける、波あらき湖の海路、長閑なる水うみの落ちいたるけじめに、遙遙と生續きたる松の木立など、繪にかゝまほしくぞ見ゆる、おちつき所の樣を見れば、此處彼所に少しおろかなる家居どもの中には、同じ茅屋どもなど、流石に狹からねど、果敢なげなる葉ばかりにて、結び置ける隔てどもゝ、かげとまるべくもあらず、假初なれどげに宮も藁屋もと思ふには、かくてしもなかなかにしもあらぬ樣也、後は松原にて、前は大きなる川長閑に流れたり、海いと近ければ、湊の浪宴元に聞えて、湖のさす時は、此の川の水逆さまに流るゝやうに見ゆ。

去廿五日、至于遠州今切湊、着岸の由、注進得其意候、今日和次第淸水口可乘旨尤候、見合無越度樣可仕候、今度は惣先手着船之段、無油斷働神妙候、明日被出御馬候條、猶以路次迄、追々注進待思召候、尚長束大藏少輔、山中橋内可申候也、

天正十八年庚寅二月晦日　　秀吉　朱印

脇坂中務少輔どのへ、(慶元古文書)

敷智(フチ)郡

近世は專敷知、或は敷地に作れり、明治二十九年廢して濱名郡へ併す。敷智は和名抄、淵と注し、十一郷に分つ、其舊域は西は大湖、北は三方原、東は鹿玉川に至れるごとし。後世湖西なる濱名郡(白須賀の一邑を除き)全く敷知に併せられ、鹿玉川以東の地をも併せ、境界頗混亂したり、稱して濱松庄敷地郡と云へり。

(敷地郡)

ふじのねは雲の絶間に見えそめていくかになりぬあつま路の空、　　宣長

象島(キサシマ)郡

和名抄、敷智郡象島郷。○今舞坂、篠原の邊ならんと云ふ、延喜式に本郡岐佐神社を載せ、風土傳に「舞坂村八王子祠、今稱岐佐神社、岐佐貝名也、或曰、赤坂郷入野村、有岐佐岡」と述ぶ。按に、象をキサと訓むは、大和國象(キサ)の條に其釋あれど、此なるは全くキサ貝の事より起れる地名、神名なるべきも、其傳説を缺く。此地内湖外海の斥鹵なれば、島とも號すべし。

舞坂(マヒザカ)

今舞坂町、人口二千五百、濱名湖今切の東岸にして、鐵道車驛とす。

相傳ふ、舞坂は中世の舞澤驛なりと、然れども舞澤は濱名川の東岸にして、明應の地變に漂沒して、今切の西に其跡を求むべきに似たり。日箇崎千軒と稱するは、形勢舞澤の古驛にあたる、今の舞坂、篠原は當時の舞澤の松原と云へるにあたる、猶考ふべし。○風土傳云、舞坂驛家、昔所以號象島者、此地海中、岐佐貝多生、後依澤號廻澤、今號舞坂、其澤亦爲海

舞澤(マヒザハ)驛址

今詳ならず、蓋明應の今切墮開以前に、濱名川東岸の小驛なれば、舞坂の西にして、今切墮開の時、全く漂沒したる歟、○東鑑、曆仁元年、將軍上洛、着御橋本驛、(濱名川西岸)先之、人々點家々間、陸奥太郎實時主、宿于舞澤松原、及戌剋、京兆泰時、令問彼野宿事給、被仰曰、實時者小侍別當重職、異他、尤可候于御所邊之仁也、而依無其所止宿驛中者、予暖坐於里家之條、有其恐、云々、辭申旅宿、參件松原、(下畧)又、承久三年、坊門大納言忠信、自遠江國舞澤歸京。○源光行海道記云、濱松の浦に來りぬ、林の風に送られて、廻澤(マヒザハ)の宿を過ぎ、遙に見渡して行けば、岡の邊に森あり、野原には澤あり。

(廻澤)

馬郡(マンゴホリ)

今篠原村の大字とす、舞坂の東に隣り、南に遠州洋の波濤をうけ、北に濱名湖の支灣を湛へたり、古の舞澤松原の中とす。寂室錄「延文三年戊戌、初投宿于馬郡如意寺」とあるは大悲院觀音堂のことか、又風土傳に、延喜式、敷智郡津毛利(ツモリ)神社は、俗説馬郡春日社と云ふと述ぶ、今按に、津守は後世訛りて坪井と云ふ是也。

馬郡の東なる坪井觀音堂は、大悲院と云ひ、昔は海邊に名高き辻堂なりしとぞ、仁治中の東關紀行に「まひさはの原と云所に來にけり、渺々と遙かにして海の渚近し、つくづくとながめ行程に、打連たる旅人の語るをきけば、此原に木像の觀音おはします、御堂朽て年月送る程に、一年望むことありて、鎌倉へ下る筑紫人あり、此觀音に參り、若此本意をとげ故郷へ向はば、御堂を造るべしと、心のうちに申置て侍りけり、鎌倉にて望む事叶ひけるに依て、御堂を造りける、是より人々參るとぞいふなる、其御堂へ參りたれば、願書とおぼしきもの、戸帳の紐に

(津毛利)(坪井)

結付たるは、廣く深き事海の如しと云へり、云々、「たのもしな入江に立る身をつくし深きしるしのありときくにも」とある是也。

篠原（シノハラ）

今篠原村と云ふ、濱松と舞坂の中間にて、各一里半、神鳳抄に「遠江國新封戸、篠原神戸、九町三段小」とあるは此也。江戸幕府の初めに、此に番所を置き、與力同心廿六人居りしことあり。

新田左馬助以下御敵、令没落三河國之後、落下遠州之間、同九月十三日、自篠原合戰、迄于引間天龍川合戰、抽軍忠之處、於天龍川端、亡父義高令討死畢、此等子細、每度令成御實檢候、先可賜御判之哉、恐惶謹言、

建武三年九月　（[illegible]古文書）

赤坂郷（アカサカ）

和名抄、敷智郡赤坂郷、高山寺本、訓安加左賀。○今詳ならず、入野村にあたるとも云へり、風土傳に入野、堀江の邊は原野の土その色赤し、故に赤坂郷と云いしならんと述ぶ。

入野（イルノ）

今入野村といふ、篠原の北東にして、佐鳴池の南とす、此村昔は三分して、地頭方、本所方、國方と云へり（風土傳）、宗安寺と云ふ古刹ありて、之を本所方、木寺宮と呼ぶ、蓋木寺宮は後二條院の王子の號なるが、其宮家の領庄なりければ、本家得分の地を本所方と云へる歟。

佐鳴池（サナル）

入野の北、富塚の南なる湖澤にして、南北二十町、東西三四町許、濱松の西半里程とす、

引馬拾遺、佐投浦に作る。

此池は往昔濱名湖の支澤なりし歟、今も細溝を通し潮汐を感ずと云へり、池の南に蜆塚とて、（入野村三山（ミツヤマ）の貝殼塚に百餘、土器の堆積する所あり、原人の遺蹟とす ○諏訪明神祠記云、每日寅の時、御手洗遠、一年中の神事に手向る幣帛、井に柳の枝柏の葉等を、御寶殿におさめて、是を取しづめて、机飯一膳をそへて、雅樂一人荷擔して、郡内蔦井の池に入る、翌朝に遠州さなぎの池に浮び出て、村民是を拜して渇仰す、神變奇特、今に至る迄淩遲せざるをや。

柴江郷（シバエ）

和名抄、敷智郡柴江郷、訓之波江。○今詳ならず、佐鳴池などの舊名にて、今の富塚村、神久呂（カグロ）村などにあたる歟。

富塚（トミヅカ）

今富塚村と云ふ、佐鳴池の北にして、三方原の南とす、濱松の西北一里。○引馬拾遺云、天正七年八月、岡崎の築山御前（東照公の前妻關口氏）を取り奉りて、船よりおろし、入野の湖の北富塚の向ひ谷に至りて、武士共矢ひまつり、刀を池水に洗ふ、池水久く濁れり、延寶六年秋、百年忌のみわざ有しより、池水自清たり、かの靈を清池院殿と謚す、今に至るまで其谷を御前谷といひ、其池を洗池と云。

普濟寺（フサイ）

今富塚に在り、初め濱松の南なる寺島（テラシマ）に建つ、正長元年、僧[illegible]開基、禪宗法皇派の名藍たり、東海之曹洞第二之本寺と稱す。永享四年、富塚に移し、天正十年、徳川家康重修して、田祿七十石を給す、塔頭西來院に家康夫人關口氏の墓あり（法皇派は肥後河尻大慈寺寒岩和尚の法系なれど、後世寶藏して他派に混亂す）

神谷（カモガヤ）

今神谷（カモヤ）、大久保、志都呂（シツロ）の三村を併せ、神久呂（カグロ）と改めたり、富塚の西とす　延喜式敷智郡賀久留（カグル）神社は、この神か谷に在りと云ふ、近年神久呂の字を撰みしも、偶合と謂ふべし。

（賀久留）

風土傳云、神箇谷、舊名加久禮、式内賀久留社坐焉、故曰神谷也、加久禮池、隱川在社北、大寶二年、持統上皇行幸之時、長皇子作歌曰、宵（ヨヒ）にあひて朝おもなみ隱（カクレ）にかけながき妹が廬せりけむ。○今按に、隱は古訓ナバリともよみ、萬葉の諸註釋みな此歌を伊賀國名張にかけたり、猶考ふべし。

雄踏郷（ヲブミ）

和名抄、敷智郡雄踏郷。○雄踏は原書に小文（ヲブミ）郷と重複す、異文なるが爲めに、二樣に載せられしならん、入野の西、舞坂の北なれど、細江を隔つ。（細江は佐鳴池と濱名湖の流れ江なり）

（小文）

宇布見（ウブミ）

今雄踏村と云ひ、宇布見、山崎の二大字に分つ、西は濱名湖に至る。

明應八年富士歷覽記云、鷲津本興寺を出て、鵜踏（ウブミ）の渡をし侍らんとて、舟待程に、左の方にいなさ細江を見やりて「いつくにか引佐細江の渡守我身をつくし待と知らずや」引馬の宿につく、云々。○風土傳云、宇布見村米（ヨネ）大明神、一稱ソクの社、式内敷智郡息（オキ）神社なるべし。（神祇志料に、米大明神を式内敷智郡許部（コベ）神社と云へり）

（鵜踏）

竹田郷（タケダ）

和名抄、敷智郡竹田郷。○今詳ならず、雄踏の北なる人見（ヒトミ）、伊佐地など郷名を缺けば、そこにあらずや。

海間郷（アマ）

和名抄、敷智郡尾間郷、訓於萬。高山寺本、海間郷、訓阿萬（尾間、於萬は古文古音にあらず、誤謬必せり、高山寺本に據るべし。其地は今の村櫛村并に南庄内村、北庄内村にあたり、濱名湖中に斗出せる半島地ならん、海部の漁獵業に利ありけるより、郷里を成せることを思合さる。

（庄内）

村櫛（ムラグシ）

今村櫛村と云ふ、大湖の中心なる島山に居れど、東北に陸地細頸をなして、和地村に接續す、今切より北一里半許にあたる。

風土傳云、村櫛村志津（シヅ）古城、在南之崎、古老曰、九條殿御内、備中守共實、領知村櫛庄、住此城、又住堀江、後移井伊谷、東鑑、建長三年、見村櫛館崎兵衛尉者。○今按に、宗長手記に「河西、村櫛の堀江下野守、數年の館、濱名の海、南北にめぐりて、本城、外城、黒山と云ふ、早雲庵、朝比奈備中守相談せられ、當國諸軍勢うちよせ、兩三日に落居す」とあるは、永正年中の事にて、下野守は、堀江の大澤氏に同じかるべし。又此邊を庄内（シヤウナイ）と云ふは、村櫛庄の義にて、今内山（ウチヤマ）、和田などを南庄内村とし

（志津）（内山）

其北を北庄内とす。

堀江（ホリエ）　今呉松、平松など、併せ、北庄内村と云ふ、村櫛の北一里、引佐細江の南岸、三河物語に堀河と云ふも此なるべし。俗說、昔の濱名橋、堀江と大崎の間に架せらるゝと云ふは信ずべからず。（濱松の西北三里）館山寺（クワンザンジ）在り、湖上第一の勝景と稱す、堀江の城館址此なるべし、俗に館山（タチ）と云ふ。

（館山寺）

館山寺　山梨　稻川

玆山何代闢、巖峙臨罔極、無知神造前、徒駭巨靈力、千巖簇林立、恍若丹霞艷、孤標指天起、怪松無土植、虬蟠與虎蹲、奮然鬪未息、頹波嚙其腰、丹崕半傾仄、同遊乘逸興、泛舟入天色、四顧小景豁、疑身生羽翼、一葉湖容明、鯨呑不可測、返棹指呉松、回首惜奇絶、

堀江の大澤氏は、其子孫江戶旗本に列し、高家衆の上班たりき、蜷川親元記、寛正六年、堀江孫右衛門尉とあるも此家歟。（改正三河記云、永祿十三年三月、遠州堀川の城にて攻落されし、大澤左衛門佐基胤が給人百姓と稱する內山黨、其外寺社地下人、男女五六百人、堀川の舊壘を取立て立籠り、神君の御歸路を遮り討奉らんとす、抑基胤は關白道長四代、中務大輔元賴が子、持明院左京太夫通朝が十代、左兵衛佐基久遠州に住し、丹波の大澤を領す、今の基胤は基久より九代也、此大澤今川に一味し、前年敷知郡堀江の城に籠り、中安兵部定安、椎田織部泰長等と同じく、敵の色を顯はせども程なく降參す、猶も一揆しければ、三月廿七日、神君堀川へ寄せらる、山の後平松（ヒラマツ）と云所に御旗を立らる、抑此城は海濱にして、潮滿れば船にて出入すると云へども、潮退て干潟となれば、巖崖峭壁にて、陸地只一面なれば、攻寄るに便りを得難からん、只今攻落さずば其間に潮來るべきぞ、平攻に攻落せと、大勢一面に攻入て城を乘取、城兵百八人が首を討、その餘烏合の一揆七百人は寬仁の御沙汰にて悉く赦し給ふ。

（堀川）（平松）

曾許乃御立神社（ソコノミタチ）　今北庄內村大字呉松（クレマツ）に在り、鹿島神明と稱す、淸和紀、貞觀四年、曾許乃御立神、賀久留神並授位の事を載せ、又延喜式に列す。此神每年祭日に矢鏃を研磨し、船形を旅所に移し、神樂を奏す、（風土傳、神祇志料）其歌に

萬世の千代のみかぐら奉る御請こしませ玉のみうちに、鹿島船いとふなこぎそ濟がずともこぐより早し神の誓に、

（呉松）

和治鄉（ワヂ）　和名抄、敷智郡和治鄉。○今和治（ワヂ）村存す、堀江の東にして、引佐郡界に接し、三方原の西に沿ふ、須之木澤村も此鄉內なるべし。濱名の海の一支灣、村櫛と雄踏の間より、東北に斗入し二里餘、和地村に達す、和地に密宗の大山寺（ダイセン）あり。

三方原（ミカタ）　濱松の北方、引佐郡に涉る曠野にして、近世頗墾闢を爲せりと雖、猶林叢を遺し、其中心を今に三方原村と云ひ、其舊域は南北二里、東西一里、引佐麁玉、敷智三郡の交界たりき。

南山巡狩錄云、延元二年二月、宗良親王は遠江國井伊の城に御座ありしかば、井伊介がともがらも御方を催しけり、このよしきゝて今川勢、城に寄來りし程に、三片原にして合戰あり、松井助宗申狀并に太平記に合考す、太平記には井伊介を井介に作れり。○改正三河後風土記云、信玄は已に二股城を攻拔き、元龜三年十二月廿二日、二股を出でて、神君の居給ふ濱松近邊より毛賀（ケガ）（氣賀に同じ）堀江の城に打廻らんとて、處々の村里を放火し、三方原に陣を張り、四萬三千餘隊段々に備へたり、神君是を聞き、敵我郊野を蹈付るを、一矢も射ざるは大丈夫にあらずと仰られ、八千の人數を發して三方原へ出給ふ、衆寡の數明なれば、申刻に戰ひ始り、はや黃昏に及び、雪は頻に降て、濱松勢は惣敗軍となる、究竟の勇士三百餘人討死す、信長より加勢にさし向られたる佐久間、瀧川一戰にも及ばず敗走すれば、平手監物汎秀壹人、德川殿思ひ給はん所も恥かしきて、味方には目もかけず、信玄の旗本さして切て入しが、終に討れて百三十餘人死したり、又本坂より廻りし尾州の援軍も、味方の敗軍をきゝて、路より本國へ引返す、榊原康政は備をまとめ、西島の方へ引取、神君は大久保忠世に命じ、屏が崖の少しこなたに御旗を押立て、敗軍の士卒を集給ふ。

箕形原、始望富士、　漆桶　萬里

天邊萬仞似箕形、高叫奇々仰望行、猶秘士峰眞面目、亂雲迷處未分明。（梅花無盡藏）

（箕形原）

以使僧承候條、得其意候、仍二俣之普請出來候間、向三州進陣之砌、家康出人數候之條、去廿二日、當國於見方原、得勝利、參遠兩國之凶徒、并岐阜之加勢衆千餘人討捕、達本意候間、可御心易候、又如告說者、御手之衆過半歸國之由、驚入候、各勞兵勿論候、雖然此節信長滅亡時刻到來候處、唯令寬宥御歸、勞而無功歟不可過御分別候、猶附與彼口上候、恐々謹言、（日本戰史所引、武田信玄が朝倉義景に與へし書、元龜三年十二月廿八）

（見方原）

去秋可被開及歟、信長以彼曖、越甲一和、意見候處、信玄如何分別候哉、朝倉義景於取刷者、越甲無事可落着候、信長至於取刷者、爲同心間敷由候て、德川家康へ手出し、自濃州向遠山、信玄立馬候、家康子息者信長むこにて、信長芳志故、家康三州全被入手候、依之遠州參州江手出て、信長へ事切も同前の處、猶以濃州之內遠山へ、信玄出馬通候間、彌信長家康無二無三、當方へ浮沈共に、以數通之誓詞被申合候、十□月廿一、於遠州、信玄家康有仕合、小幡尾張守初息兒弟、五百餘人敵打捕、家康被得勝利以來、信玄陣兼申候、于今遠三之山入に有之由申候、大山に候間、

(味方原)

道作事成間布由申候、飛州濃州、何も隣國無別義候、可心安候、(上下畧)〔新篇會津風土記所引、上杉謙信が遊足庵と云ふ人へ與へし書〕

甲鑑云、味方原合戰の時、信玄衆追ふてゆかば、先濱松方さいががけへ飛こみたらんにこり、武田方の軍兵もがけへ飛こまんずれ、敵右へにぐるに、何とて甲州勢左のさいががけへ飛いらん、縱飛入てもそれが武士のよはみになることにてもなし、只町人の批判に相似たる儀也、惣別信玄公の合戰は、働前に、取かけんとて思ふ國のゑづをもつて、各侍大將打寄、其國の嶮難の場をさたして、一の手二の手、横鑓、脇備後備、小荷駄奉行、所に寄てまもる旗、遊軍押勢など、申事、わり候ひて、卒爾にがけなどへころびおつる儀、いづかたにても無之、左樣にいたすを甲州の軍法といふ、但かり田などにゆき、人夫の二人三人は、在鄕などにて自然穴へおつることも有べし、味方が原合戰の刻、がけへ落たる武田武者、一人もなく候、家康武者もみだりに逃たる衆なければ、結局、馬場美濃守は「濱松衆の體皆勝負をして死する故、此方へ向たる」と、信玄公の御前にて、家康衆をあさからずほめ候、云々。

みかたが原中、草の儀、相國樣被仰遣ごとく、入こみたるべき事、從前々有來候林、幷新林之儀、下草は入こみたるべし、但枝をおろし、木葉をかき候者は、札錢を可出事、草野の事、四壁のきはより三町、田畑のきわ壹町より內は、入こみ可爲停止事、付原中新田仕立候においては、其きはまで入こみたるべき事、以上、元和九年九月朔日（年寄、大炊以下、七人連署）

うふみ村　人見村　おさかへ村　有玉村　井羽村
山滿村　いさち村　半田　岡部　大くぼ　さはま
瀨戶　しま村　入野　かもがや　わぢ　みやし田
高林　門江　富塚　けか　みやロ　中澤　西嶋へ

此外中郡中

犀崖（サイガガケ）

三方原南偏なる陷溝にして、斷崖壁立す、濱松市街の北十町許。(犀とは古言草名に佐韋（サヰ）あり)風土傳云、犀崖、濱松城西十六町許、引馬野之陷溝也、長凡五百步、水流云池川、巾凡二十步餘、樹木茂生、陷中冥闇、不知深淺、葢地妖也、元龜三年十二月、三方原陣、甲斐軍兵陷沒于茲、仍陷溝漸埋。

柏崎物語云、味方が原より馬場、山縣押て來る、山縣付入に可致と云、馬場云、門を立る隙無きに非ず、篝を燒くは如何樣の手段有も不知、山縣も尤と思ふ、コボレ人數段々集り、百餘り討て出る、其れ人數を揚げよと、馬場も山縣も人數を引き物別れに成、石川伯耆も漸歸、酒井左衛門など相談、スッパを入て見せる處、甲州勢備を直し、軍を持て居ると云、大久保七郞左衛門、天野三郞兵衛云、夫にては成らず、加樣の時其儘にては明日の軍不成、今夜是非氣を散して可然と申處へ、小平太参り劫かしたりと被申、猶又大久保、天野申合、甲州方陣所近き寺へ火を掛け、鐵砲打掛け、七十人切込、ロロ周章騷ぐ、今夜夜討可有とは不思寄、畫の疲れに草臥はする、雪は强く、寐ぼけて方角を取違へ、犀が崕へ追込られ、死亡大分有之、信玄の本陣可討出とする內、手輕く引取る。○池田綱政紀行云、犀が崖と云ふ所を過るに、かねて聞及びしにも猶越ねて、思ひかけぬ松原の中に、人知れぬ深き谷也、これより三方が原にかかる、二三里四方の野邊也、當昔濱松の家康公、武田と戰ひ有し比は、草叢ばかり也しが、今は小松茂く、野邊は見わずぞ成りし、野陣の跡、刑部（オサカベ）の山、長坂左右に見て、氣賀と云ふ關所を經て、小引佐といふ坂にかゝれば、南に入海あり、新居の奥也。

引馬野（ヒクマ）

三方原の南偏にして、濱松の近郊を云ふ、今曳馬（ヒクマ）村と云ふは、舊名をつたふる歟、萬葉集に、

(曳馬)

長忌寸奥麻呂、大寶二年、太上天皇幸于參河國時歌、

引馬野ににほふ榛原（ハリハラ）入亂れ衣ににほはせ旅のしるしに

とあるは此なる事とす。賀茂氏萬葉別記に、是は參河御幸の時、近國の民を召謁することあれば、遠江へ濱されし官人、引馬を過ぎてよみたるならんと述ぶ。內山氏風土傳には、參河御幸のついでに、遠江も相隣れば、此まで來ませるやに說きたり。堯孝覽富士記の中に

橋本を立て、引馬の宿にもなりぬ、ひくま野は三河國とこそ思ひならはし侍るに、遠江國に侍る、

と述べし、亦古の三河御幸の事より思ひ違へる者歟。

栗原鄕（クリハラ）

和名抄、敷智郡驛家鄕、延喜式、栗原驛。○栗原は延喜式に猪鼻(濱名)栗原(敷智)□摩(磐田)と次第せば、其引馬の宿にあたること明白とす、卽濱松鄕の北、三方原の南に一鄕を置かれし也。

引馬（ヒクマ）

古驛名にして延喜式の栗原卽此とす。風土傳云、引馬は今濱松の引馬坂の地にして、東鑑、建長四年、親王家下向の時、三月廿五日の晝は引間、夜は池田と載す、十六夜日記に、

引馬の宿と云所にとまる、此所の大かたの名は濱松とぞいひし、したしき人々も住ところ也、住こし人の面影もさまざま思ひ出られき、

とあるも、建仁年中の事とす、太平記には、延元三年、北條時行匹馬（ヒキマ）驛に於て、今川範氏と合戰の事見ゆ、天正中德川氏が此に修築したるより、專ら庄名の濱松を以て呼び、引馬の名遂に亡ぶ、葢引退の語は兵家の忌みて不祥とし爲す所なれば、濱松を以て之に易へし也。○曳馬に大安寺山あり、引馬坂とは天林寺前を西に行いて、大安寺山を過ぐるものとす。濱松八幡宮は、近世神領五十石

(四馬)

甲陽軍鑑に、元龜二年甲州の軍兵此神に祈る歌を載す、

唯頼め頼む八幡の神風に濱松が枝もたをれざらめや、

又颯々の松あり、是は義敎將軍の讌宴の遺跡とぞ、盃曲

(濱松八幡宮)

に、濱松の音は「ザンザン」と歌ふに因みて、一名所とす。

信宿引間、待便風、蓋其東二里有海、今日石氏携
一樽、幷二股栗、遠名産也、
引間市富屋千區、欲待便船浮海陽、石氏一樽幷二股、
旅中風味酬佳餉、（梅花無盡藏）

(池川)

野口（ノグチ）　濱松驛市の北郊にして、今八幡、中澤、池川等と併せて曳馬（ヒクマ）下村と稱す、曳馬の野口の義とす。風土傳云、野口、八幡、玄默等を元濱松（モトハママツ）と謂ふ、引馬坂此に在り、池川は元沼澤なり。○池川（イケガハ）の天林寺は、文安二年僧義俊の開基、禪家の一名藍とす。○元龜三年十二月廿二日、三方原終日の合戰に、濱松方敗軍となり、武田が先手、馬場山縣が勢はいづくまでもと追て來り、濱松の玄默口に至りしに、こはいかに城門殘らずおし開き、内にも外にも大篝炬畳の加く燒置たり、馬場美濃守頭をふりて、何さま謀畧ある事なるべしとて退散す。

濱松郷（ハママツ）　和名抄、敷智郡濱松郷、訓波萬萬都。高山寺本、濱津郷。○今濱松町、幷に淺田、伊場（淺場と改む）等なるべし、栗原驛家の南、赤坂郷の東にして、馬込川（古の鹿玉川）の西とす。

濱松郷を高山寺本に濱津に作るは誤れるならん、中世以降庄名に呼び、東鑑、治承五年の條に見ゆ。後世には敷智濱名の二郡通じて濱松庄といふに至る。

高瀬山朝こえくれば濱松の入海かけて浪ぞいざよふ、　爲兼
（夫木）

濱松（ハママツ）　今濱松町、人口一萬九千、遠州の都會とす、鐵道靜岡四十八哩、名古屋六十七哩。

濱松は地平原に居ると雖、近く江海を控へ、孔道の衝にあたるを以て、古より東海の名邑とす。德川家康の武田氏を討つや、此に據りて經營を爲す、以て天正十八年の江戸移封に至れり。爾後諸侯に附して城塞を守らしめし、世の仰慕自ら他に異なりき。

此地神君建幕營、龍蛇陣勢幾精兵、威風遺韻入松去、
濱畔猶呼千歲聲、　昌山

十三夜、濱松驛にて、いづれも故郷を語る、
後の月松やさながら江戸の庭、　其角

東漸寺、日蓮宗、引間城主飯尾豐前守乘連が、慈母菩提のために建立し、領分の棟別分錢、諸役永を停止せしむる由の古簡あり、又時宗教興寺は、勘問道場とも稱し、天正中德川公歸依の教興上人之を創む、又大安寺と云ふ曹洞派の一字あり、是は延喜式に「遠江國大安寺料、四万九千束」とある官寺の遺號を繼ぎたる者とす、其舊址は濱松城北十町許、龜背山にあり、近世肴町に大安寺を置く。

濱松城址（ハママツ）　市街の北に在りて、古城新城の別あり、古城は引間城と稱し野口に近し、新城は其西にして、天正五年、德川氏之を修築す。十四年以後は家康多く駿府に駐師したり）十八年に至り江戸に移るを以て、豐臣氏の將堀尾吉晴之に代り、封十八万石。慶長五年、吉晴東軍に應じ、城を德川氏に納る、關原戰後、吉晴雲州松江城に移封せられ、濱松は德川氏の舊臣に守らしめらる。慶長六年松平（櫻井 右馬允忠頼、同十四年水野對馬守重仲、元和五年高力攝津守忠房、寬永十五年松平和泉守忠親、元祿十五年松平伯耆守資俊、享保十四年松平伊豆守信祝、寬延二年松平豐後守資訓、寶曆八年井上大和守正經、文化十四年水野越前守忠邦、弘化二年井上河内守春正など城主其家を改めしことしばしばなりき。

(引間城址)(玄默)

風土傳云、引馬城址は元濱松の玄默（ゲンモク）に在り、永正年中、三善爲連久野某に命じ之を築くとも傳ふ、永正十二年、三河の人大河内貞綱、引間に據り、尾張國守護斯波義達之に加勢せしかど、今川氏親に攻落さる、天文永祿の比飯尾豐前守乘連、其子乘龍相繼ぎ城主たりしが、永祿三年に至り、德川氏之を取り居城とせらる、天正五年に至り、本多作左に命じて新城を修築せしめられ、六年の春に至りて成る。○五大神社、舊引間に之れ在りしを、天正修築の時、之を常寒岡の下に移され、五社大明神と云ふ、天正七年此城中に秀忠公誕生せられければ、此神を産靈と崇め、後三百石の田祿を給ふ。

(五社神社)

宗長手記云、永正十二年、武衞、斯波義達、濱松庄引間在陣、天龍川前後左右なる所々押領す、其父引間城に八幡を立てらる。朝比奈泰能伯父時茂、（下野守、今川氏親將）明る夏五月彼城に打向、折節洪水（天龍川）大海の如し、舟橋をかけ舟數三百餘艘、竹の大綱十重廿重、只陸地ににたり、敵川の向にうち出て、射る矢雨の如し、數万の軍兵安々と打渡す、敵はすなはち引き入ぬ、敵の城六ツ七ツめぐり、五十餘町の内へおひこめ、六月より八月まで攻めらる、城中そこばくの軍兵、數日をへて、八月十九日（永正十三年）に落居、安部山の金掘して、城中の筒井をくみ掘くづし、水一滴もなかりしなり、大河内兄弟父子、巨海、高橋、其外楯籠傍輩千餘人、あるは討死あるは打捨、あるは生捕、男女落行體目もあてられずぞありし、武衞父子細ありて出城、近き普濟寺といふ會下寺にして御出家、供の人數各出家、尾張へ送申されき。

○改正三河後風土記云、今川氏眞永祿七年三州發向、佐脇八幡に在陣せし時、飯尾豐前守致實が德川殿へ内通し、病と稱し居城引間へ引返すとて、其道すがら荒井、白須賀の驛舍に放火したるを憤り、歸府の後、致實禮謝の爲に駿府に來りけるを、氏眞壯士を伏置き殺害せり、致實が妻は女ながらもけなげなる性質にて、夫の横死を憤り、堅固に籠城す、神君此由を聞召、其城を渡すに於ては、飯尾が幼子、寡婦、家人等皆悉く召抱られ、御扶助あるべしと仰せ遣はされしかども、彼妻さらに承引せず、こゝに於て引間の城を乘取とて、酒井、石川兩將をさしむけらる、然るに彼妻は防戰の指揮をなし、城兵しばしば

突出て戰へば、寄手はげしく攻立、遂に外郭に乘こめば、飯尾が妻は緋威の鎧に、同じ毛の兜を着、長刀を揮って敵中に切ている、侍女七八人同じよそほひに出立て、郎從五六十人と同じく戰死し、男女一人も殘らず討死す。○東照軍鑑云、永祿十二年八月、織田信長より佐久間を御使として「遠州見付に御住居の由承り候、儀の時、天龍、今切、本坂の三所を越え、互に加勢成り難し、未御家人等有附不申由なれば、見付の御住所被相止可然旨」御異見ありしに、「遠州の堺無心許候、岡崎をば竹千代に譲り、引間を居城に取立て可爲住所」由御返事有て、九月十一日、引間へ被成御座、飯尾豐前家來の屋敷、大形小身の者に割與へ、古城より東の方に取り續けて、新城を築き、古城を家中の内へ取込み、普請被仰付、引間は惡き名なり、向後濱松と可申由仰ける、惣而引間は大名、濱松は小名なれば、引間とならで不申しが、此時より引間の名止みて、濱松と申なり。

淺田(アサダ) 今伊場、明神野、若林、鴨江などを併せ、淺場村と改む、濱松の南郊とす。此邊は中世岡部郷と稱し、賀茂社領なりしと云ふ。近世の國人賀茂氏は、此社人の末にして、一に岡部氏と云ふは之が爲なり。

(岡部)

「新宮御領、遠江國濱松庄内、岡部郷者、賀茂局一期之後者、師朝可令相傳之由、師市令契約畢、而今道久歸及八町、云々、當郷相傳知行、更不可有相違・持明院殿所被仰下也、可令存其旨候、仍執達如件

文永十一年六月七日　前周防守判

片岡五郎太夫殿」

「遠江國濱松庄内岡部郷、如元所被寄附新宮領也、殊令神用可被子孫相傳者、院宣如此、悉之此狀、

乾元元年十二月一日　大藏卿　判

賀茂神主館」(風土傳)

伊場(イバ) 風土傳云、伊場村長應寺、古證文曰「遠江國岡部松下將監、同名右近知行之內、大日領之事」云々と、天文廿三年、今川義元の判なり、又引馬拾遺曰、此寺今は領わつかに殘れり、昔信玄のころ、元政法師の徒に、空心法師とて、物よく書き、歌の道もかしこかりけるが、しばし住けり、ある夕方門田の面に子供等の立さわぐを見て、

片々に行別れても里の子の家路計は踏もたがへず。

鴨江寺(カモエ) 今淺場村大字鴨江に在り、眞言宗、近世二百十五石の免田を有し、本尊觀音大士とす。創始不詳、俗に芋堀長者、大寶二年の開基とつたへ、門西に大塚あり。

遠州濱松庄鴨江寺領、同寺中、門前、其外山林一切、爲不入、諸公事、棟別、四分一、人足等、免除之事、右令旨、并數通之證文、爲明白之間、任舊規之例、領掌畢者、以此旨、可被抽國家安全之懇祈者也、仍如件

天正十四年九月七日　三位中將藤原家康

光明寺殘篇、曆應二年、足利方より井伊谷を攻めたる時「尾張殿、濱名手向給、カモへの城追落」とあるは、蓋鴨江に同じ。古は鴨部と云ひ、鴨大神の氏子の邑落なりし歟、

若林(ワカバヤシ) 今淺場村の大字とす、西は篠原高塚に連り、海濱の地なれば、濱松浦と云ふ、源光行海道記に、橋本を立て、濱松の浦に來りぬ、長汀沙深くして、ゆけばかへるが如し、

浪の音を風の便にたぐへきて梢に寄する濱松の浦。

增樂(ゾウラ) 今淺場村の大字とす、若林と高塚の間とす、永享四年堯孝法印紀行に「ぜうらが松とて、最舊りたる木の根ざしなど、見所あり、かげにやすらひて、

誰世にか植ゑておきなの松が根に今日の例しの君の千歳は」云々。

米津(ヨネヅ) 米津今新橋と併せ、新津村と云ふ、濱松の南一里大海の濱とす。一書に、米津は昔コメツとよみ、延喜式、敷智郡許部神社のありし地歟と述ぶ。風土傳云、波除堤は米津より舞坂の間、長凡六千四百八十歩、高幅不定。

蛭田鄕(ヒルタ) 和名抄、敷智郡蛭田郷、訓比留多。○今詳ならず、もしくは米津などにあたる歟。

馬込川(マゴメ) 源を引佐郡鹿玉村に發し、南流三方原(ミカタ)の東なる野水を併せ、濱松の東を過ぎ、米津の東南に至り、海に入る、長五里。

馬込川は古の荒玉(アラタマ)川の河道にして、天龍の水此を奔流したりしが、後世河道變じたり。史に據るに、靈龜元年地震、荒玉の河道壞る、神龜三年、天平寶字五年、又洪水決堤の災あり。

(荒玉川)

續紀、靈龜元年四月、遠江國地震、山崩、壅鹿玉河、水爲之不流、經數十日潰、沒敷智、長下、石田三郡、民家百七十餘區、并損苗。神龜三年十二月、遠江國五郡、被水害、并限三年、令加賑貸。(五郡は鹿玉長上を加へし數なるべし)天平寶字五年七月、遠江國荒玉河堤、切決三百餘丈、役單功三十萬三千七百餘人、宛粮修築。

靈龜の山崩は何地なるやを詳にせずと雖、其潰沒の害三郡に及びしを見れば、當時の天龍は卽鹿玉河にして、鹿玉河の外に天龍なかりし也。蓋是等の變異ありし後、鹿玉分岐して東に天龍の一派を生じ、中世に至りては本末全く相易り、更に天龍の河道は東に移りて、荒玉の水名亡びたり。其舊河道には附近の野水之に聚まり、馬込村たまたま驛路にかかるを以て、之を馬込川と云ふ。古代の地形を以て之を論ずれば、荒玉河は鹿玉、敷智の二郡と、長上、長下二郡の交界にして、天龍の水は、赤狹と高薗との間を西南に流れ、今の馬込川の筋に入りしごとし。風土傳に、道本、貴船より有玉村の邊まで、天寶年

中の堤の跡のこると云へるも、此舊河道の西岸なるべし。○甲陽軍鑑所載の三方原合戰陣地圖に據れば、天龍は野部の邊にて、大小の二流となり、其小天龍は更に三方原の東に於て二岐と爲り、其岐分の最西派は馬込川にあたる、古書に廣瀬河と云ふも此とす。三河物語云「元龜四年、甲州勢懸河より天龍の上の瀨を乘越て、濱松へ働きまごめの河を隔てて、足輕をして、其より引取て、カンザウの瀨を越し、社山に陣取給ふ」、このカンザウ今詳ならず。

(中郡)

長上郡

明治二十九年、廢して濱名郡へ併せらる、敷智郡の東にして、天龍川沿邊の村里を總べ、中世には郡界移動甚く、其名も中郡と呼びしが、近世に至り長上郡を復興したるも、和銅の舊域にはあらず。卽近世の長上郡は、古の鹿玉郡、幷に長下郡の一部を籠め而も長上郡の貴海鄕は豐田郡の管内に入りたり。和名抄、長上郡長乃加美と注し、六鄕に分ちたり、今の笠井町、蒲村の邊を其舊域とす。續和紀、貞觀六年、長上郡田地一百六十四町、施入貞觀寺、七年、同郡空閑地百六十町施入同寺。

長田郡

長上、長下は長田の分置に出づ、續紀、和銅二年、遠江國長田郡、地界廣遠、民居遙隔、往還不便、辛苦極多、於是分爲二郡焉。然れども長田の全郡の舊域を想ふに、北は鹿玉郡に至り、下は海濱に及び、廣袤さのみ大ならず、民居遙隔、往來不便と云ふは、稍疑なき能はず、他に事故のあるありて、分郡せられしならん。○風土傳云、按長田郡、長田鄕以北爲長上、以南爲長下乎、後世混復爲一郡、單號長上郡、郡中古今水破多、故舊傳說亡焉。

長下郡

和名抄「長下郡準上」と注すれば、長乃資母とよむべし、八鄕に分ち、其地域は後世の天龍川左右に涉りしが、何の比よりか廢し、一部は敷智郡、一部は長上郡、一部は豐田郡に併せられしごとし、諸鄕の位置、頗明瞭を缺く。○萬葉集に、天平勝寶七歲、筑紫防人、國造丁、長下郡物部秋持、

かしこきや御言かかふり明日よりや加曳がいむたねをいむなしにして、

加曳をば、一書に地名歟と疑へり。

天神

今天神村と云ふ、濱松の東にして、馬込川を隔つ、大字馬込あり、又馬籠に作る。

(馬籠)(船越)

風土傳云、馬籠村、船越一色、在鹿玉河流、而驛路也、昔天龍川、與鹿玉川合南流、一名廣瀨河、行人渡船之所故云船越、中古謂此河、曰大天龍、謂池田之流、曰小天龍、而後大天龍塞、小天龍倍大、近世架土橋於馬籠、承應三年造板橋、而於池田村渡船、其黃頭郞、迄今舟越人也、船越給田、除地高五十石。

(廣瀬川)

文德實錄、仁壽三年、九月、遠江國奏言、廣瀨川、舊有渡船二艘、而今水潤流急、不由利涉、公私行人、擁滯岸上、請更加置二艘、以濟羇旅之難、詔許之。

白羽

今寺脇、中田島、寺島等を併せ、白脇村と改む、馬込天神の南にて、馬込川の迹とす。風土傳云、凡號白羽之地、國中有三所、各屬海濱、其一在鹿玉川、與長田郡界、潮去爲島、沃土平地、捕海物爲產業、號白羽者、齋白羽命也。

寺島

風土傳云、富塚村普濟寺、初在寺島鄕、正長元年、華藏和尙、至寺島住草庵、號隨緣寺、城主吉良左兵衞佐爲旦越、太平記「元亨三年、吉良一族、遠江國、城郭を構」是也、地有水難、永享四年、移于富塚。○白羽の邊に又龍禪寺といふ觀音堂あり、近世寺領百石、西傳寺といふ淨土宗院も遠からず、幷に地方の名藍とぞ。

大楊鄕

和名抄、長下郡大楊鄕、訓於保也奈木。○今芳川村に大字大柳存す、されば白羽なども大楊鄕の舊域なりしならん。

老馬鄕

和名抄、長下郡老馬鄕、訓於以万。○今芳川村に大字老間存す、天龍川の西岸にして、古來水災ありて、地形の變遷しばしばなりしとおもはるれば、舊域は推し難し。

頭陀寺

東海道圖會云、靑林山頭陀寺は、眞言宗、馬込橋より南八町に在り、三代實錄に、貞觀五年、以遠江國頭陀寺、預定額とあるは是。風土傳云、頭陀寺、舊在富塚村、天正中移焉、本尊藥師佛、蓋云毘首羯摩造、今寺產二百石。(今芳川村の管内とす)

(西[illegible])

頭陀寺庄は高野寶幢院に、野山金剛乘院料たりし由の證文あり、戰國の頃、頭陀寺庄の地侍に松下嘉兵衞之綱と云ふがあり、豐太閤幼少にて微賤なりし時、此家に仕へたり、後豐公其舊誼を思ひ、之綱の子石見守吉綱に駿州久能一万石の田祿を給したり、子孫德川氏に歸服し、常陸國筑波郡小張に移され、又下野國烏山、陸奧國二本松同國三春等に移徙し、正保元年除封。○太閤素生記云、其比遠州濱松の城主は、飯尾豐前と云て、今川家の幕下の者なり、又近所久能と云ふ所あり、松下嘉兵衞といふもの、小城の主なり、是も今川の幕下なり、加兵衞久能より濱松へ至る道にて、猿を見附て連て行く。改正三河後風土記には、久能と云はず、頭陀寺と云ふ。豐鑑云、木吉二八計の年、只ひとり遠江の國までさすらへ行て、松下氏、石見守とかやに仕へて、暫在しが、思案さるにや元の里に歸りぬ。(野史には松下加兵衞、長上郡西塚の地、三千貫を食し、頭陀寺城に居ると云ふ、西塚は今蒲村の大字に存し、馬込の東北とす)。○寬元日記別錄に「文明八年、本鄕備、遠州河曲庄頭陀寺の土倉に預置拾貫文事、無沙汰之可被成下御下知」云々、此に河曲庄頭陀寺とあるにより、風土傳に天正中移建とあるを訂正すべし。

通熊鄕

和名抄、長下郡通熊鄕、訓止保利久万。○今詳ならず。もしくは河輪などの舊名にや、又

延喜式、長下郡登勒（トロ）神社と云ふを載せ、通照の名と相似通ふ所あれど、如何にや。

河輪（カハワ）　舊庄名なり、今河輪村、五島村、芳川村の三に分つ、天龍川掛塚の西岸なる低地にして、濱松の東南一里、其南は直に大洋に至る、江海の間なれば、古來地形[illegible]變したるを想ふべし。

（河勾）宗長手記に「今川義忠、遠州入國、子細は河勾（カハワ）庄、堀川庄、改替ともに御判あり」云々、又蜷川親元記に、河曲庄に作れり。

幡多鄕（ハタ）　和名抄、長下郡幡多鄕、訓波多。○詳ならず、もしくは飯田村にやと云ふも、附會の嫌あり。

飯田（イヒダ）　今飯田村と云ふ、天神の東にして、蒲村と相接して、其南に當り、芳川の北とす。曹洞宗龍泉寺あり、舊朱印田三十石を賜へり。

茅原鄕（チハラ）　和名抄、長上郡茅原鄕、訓加波良。高山寺本知波良。○茅原は知波良とよむべきも、加波良とあること疑ふべし。然れども蒲と云ふ名の遺るを見れば、茅原を加波と訓み、良は後人の竄に係るごとし、猶考ふべし。

蒲（カバ）　今蒲村と云ふ、天神の東にして、東海道の驛路に傍へり、大字神立（カウダチ）ありて、古の伊勢神領蒲御厨の遺跡たるを證す。

（神立）清和紀「貞觀十六年、授遠江國正六位上、蒲大神、白伊大刀神、並從五位下」と見え、東鑑、正治元年の條にも蒲御厨とあり、今神立神明宮を、蒲大神と稱し、風土傳に蒲神主の舊記を擧げたり。尊卑分脈に「蒲冠者、源範賴、池田驛妓が蒲生御厨に生みたる子」と云へり、蒲生にてもカバとよめる歟。神鳳抄に、蒲御厨卅石、五百六十町とあれば、廣大の村里を籠蓋したるならん。

蒲神社（カバ）　神立に在りて、伊勢の御厨の序たること明了とす、近世まで朱印高二百六十石をつたへ、地方の大社とす。然れどもこれを國史に出づる、蒲大神に引きあつるは疑ふべし、序の神明は式内にあらず、國史に特載せざるな例とす、御厨の齋場に過ぎざれば也。蓋蒲大神の延喜式に見えぬは、名の變りたる耳、長上郡朝日波多加神社と、子倉神社の眞所在詳ならねば、蒲大神は即此二社の一に居る歟とも疑はる。

「下蒲御厨、可早免除、惣檢校清成免、蒲上下田畠在家、并加徵米、在家田米等之事、右且任先例、且依勤厚、可令免除之狀、如件

治承四年十二月十三日　源朝臣（花押）」

「關東下向之間、國々軍勢、相從于信氏、雖被同道、於蒲惣檢校者、爲神職之上者、所令免許也、仍狀如件

元弘三年七月五日　源信氏（花押）

蒲惣檢校殿」（徵古文書）

蒲御厨は、元弘三年七月十九日の綸旨に、北條一類、泰家法師跡と註せられ、新地頭を補せらる、（史料、其他曆應二年、總檢校源清保の着到狀、永和四年今川了俊の御厨神明造營沙汰狀など、社藏の古簡多し。

植松（ウヱマツ）　今蒲村の大字とす、尭孝覽富士記に「千代ふべき種をば君にゆづらなんけふわけすぐる植松の原」とあれば、不易の孔道とすべし。

長田鄕（ナカタ）　和名抄、長上郡長田鄕、訓奈加多。○今橋田村大字永田のこる、即此邊にあたる、蒲村の東北とす。

（橋羽）橋羽（ハシバ）、永田、今相合せ橋田村と稱す。風土傳云、橋場村は昔の鹿玉橫流の橋所也、公文屋敷と云ふも此に在り、又殿屋敷と號す、永田には長傳寺あり。

壹志鄕（イチシ）　和名抄、長上郡壹志鄕、訓以知之。○今詳ならず、今市野村、天王（テンノウ）村などにや、市野（イチノ）と云ふも壹志野に近く、天王村の石田と云ふも壹志田と近く聞ゆるにあらずや、蒲村の北とす。

（市野）

（中田）神祇志料に、延喜式、長上郡大歳神社は天王村に在りと云へり、又神宮雜例集に、

遠江國本神戶三十戶、號濱名神戶、新神戶十戶、號中田神戶、新加神戶十戶（神鳳抄云、遠江國本神戶十八石、六十町、號中田神戶、新神戶四十四石八斗、百九十一町六段、號濱名神戶、新封戶倍原神戶。

とある中田神戶は、今天王村の中田（ナカタ）にあたる歟、美園庄とす、不審　天王村は其名の如く、祇園天王社あり

（天王）

河邊鄕（カハノベ）　和名抄、長上郡河邊鄕、訓加波乃倍。○今詳ならず、もしくは市野村の北なる萬斛村などにや、古の鹿玉川の東岸にして、河邊とあるに名義相合ふ。

萬斛（マンゴク）　今中郡村と云ふ、又萬石に作る、正保年中の墾田建置にかゝり、古の鹿玉川の橫流せる野を開きたる者とぞ。（風土傳）

（邑勢）萬斛村の大瀨明神は、延喜式、長上郡邑勢神社なるべしと云ふ、邑勢はオホセと假借するを得れば、大瀨に同じ、又鹿玉川の水流に因める名號とす。（笠井町の西に隣る）近里に比すれば地勢稍高し、正保の新開に始まれるにあらず。

「遠州みその、內、萬石の六郎左衞門屋しき、とり出の城になさるゝてう、彼名田納所之分、四貫四百文上の事、そうちあん殿え申ことはり、城の程さしをかるゝもの也、仍如件

太永六ひのへいぬ、十二月廿八日、　（上杉氏輝）

あさひな彌次郎殿」（古文書類纂）

覇多鄕（ハタ）　和名抄、鹿玉郡覇多鄕、訓反多。○今有玉村小野田村并に平貴（ヒラキ）村にあたる。萬斛の西にして、馬込川の上游にあたり、引佐郡鹿玉村の南に連る、小野田村の大字半田（ハンダ）は即古名の遺唱とす。

有玉（アリタマ）　人類學會雜志云、有玉村の字欠下、ウタウ坂を登れば、林間に俊光將軍神社と云ふがあり、此は太

古人類の遺跡と覺しく、現に種々の遺物(石器土器)を發見す、其北に當りて點々古墳あり、數年前孰れも發掘せられたり、今は僅に其跡を存するのみ、又其北に神明社あり、故に北邊一圓を神明平と呼び或は將軍平と呼ぶ、其西方は三方原にて、三千人塚あり、曳馬拾遺に、將軍とは橘逸勢の事にや、或は白伊太刀自の神の事にもやあらんかといへども、毫も據る所あるにはあらず。○三方原ウトウ坂は大菩薩山とも云ひ、永正十二年、今川勢の陣したる地とす。(笠井の條參考すべし)風土傳に、俊光靈社の緣起あれど、荒誕に屬す、又古墳を船岡千人塚と名つけたり、山北に欠下と呼ぶ窪地あり。

(下欠)

(大菩薩山)

內野

今小松、半田を併せ小野田村と云ふ、濱松の北二里三方原の東界にして、馬込川の上流にあたる、神鳳抄に宇治乃御厨と云ふは即此內野に同じ。

貴船

今平口、道本、小林などを併せ、平貴村と改む。風土傳に此地に木船森ありて、即萬葉集に詠じたる璞の寸戸の林なりと述ぶ、蓋神名に貴船と云ふがあるに依り後世これに引かれて、寸戸を貴船に改めしならん。又此地の東南一里餘豐西村にも、大字貴平あれど、鹿玉郡内にあらず、但貴平てふ地名古辭の、此國に多きを證するに足る、山香郡にも岐階郷あり。伎倍とは柵戸に同き歟柵戸人とは柵養の蝦夷と其業を同くし、馬柵の牧者の謂ならん、當國城飼郡あり、參考ずべし。

璞の寸戸が竹垣あみめよも妹し見えなば吾戀めやも、

伎倍ひとのまだらふすまにわたさはだいりなましものいもがをとこに、　　阿呆多麻の伎倍のはやしになを立てゝゆきかつましもいもさきだたね、

(倭倍)

蟾沼郷

和名抄、長上郡蟾沼郷、訓比木奴萬。○今詳ならず、美薗、笠井などにあたる歟、清和紀、貞觀八年、遠江國蟾渭神授位の事見ゆ、沼渭其訓を同くす。

美薗

今寺島と併せ、美島村と云ふ、貴船の東、萬斛の北とす。神鳳抄に「美薗御厨、五百町、內宮上分卌石、口入廿石、長日御幣紙、三百六十帖」と載せ、後宇多院御領目錄にも此御厨を收めたり、廣く諸郷里を籠絡したるならん。

笠井

今笠井町と云ふ、人口二千八百、美薗の南にして濱松を去る二里餘。風土傳云、笠井、美薗庄内也連雄爲市、東隣大見村、古長上郡碧海郷。

宗長手記云、永正十一年、大河內備中守、引間城に大亂をくはだつ、今度は今川殿御進發、笠井庄楞嚴寺に御馬たてらる、諸軍天龍川を打越、大菩薩と云ふ山に着陣、北に井伊次郎、深嶽といふ山に武衛(斯波義達)を覺悟す。

(今按、此に笠井庄より打越とあるは、當時笠井は河中島たりし也)甲陽軍鑑に載する圖には、笠井の地を小天龍の河洲と爲し、其東に更に大天龍を畫かく、笠井の東を流れし小天龍の一支は、飯田の東を過ぎ、掛塚の西にて海に入りしならんが、近世其水脈絕えたり、楞嚴寺は今市野に存す、大菩薩山は有玉村に存す。

羽鳥

今貴平、倉中瀨などを併せ、豐西村と改む、笠井の東に接すれど、近年まで豐田郡の管內にて、天龍西岸の村なれば、豐西と云ふ。延喜式、長上郡服織神社は此に在るべし、又山城國新熊野社文書、養和年中、遠江國羽鳥庄は其領知たりしこと見ゆ。

碧海郷

和名抄、長上郡碧海郷、訓安乎宇美。○今中野村なるべし、大字大見存す、笠井の南、橋羽の東にして、天龍川の西岸とす。

風土傳云、碧海郷、於今有淵沼、且砂礫多、此地中古、天龍河之水派、而舟筏直通池田驛、一曰池田口、延喜式、長上郡子倉神社、今大見村子倉明神是歟。

(大見)

中野

今中野村、俗に中の町と稱し、濱松を去る一里半、驛路天龍河の橋西に居る。此橋は初め明治七年、郡人金原某私財を投じて架造したりき、松尾大明神あり、舊社領卅五石。

高苑郷

和名抄、磐田郡高花郷。高山寺本、高菀郷。

○高苑を花又菀にあやまれる歟、今中野の北笠井の東に、龍池村大字高薗あり。是天龍川の西岸に在りて、磐田郡の諸郷と隔絕すれど、往昔には接續の地とす、大字善地あり。

(善地)

赤狹郷

和名抄、鹿玉郡赤狹郷、訓阿加佐。○今赤狹村、中瀨村是なり、善地の北にして、往昔は天龍川の幹流、赤狹善地の間より西南へ流れ、鹿玉川と稱したること、諸所に說きたるごとし。今は赤狹と磐田原の間を南へ流る、(此郷は近世豐田郡の管內にて、國領郷とも稱し、又赤狹を赤蛇にも作れり)對岸を一俣町とす。

(國領)

於呂

今赤狹村の大字とす、又柴本と云ふ、延喜式、鹿玉郡於侶神社此に在り。風土傳に、於呂明神は鹿玉川の河伯蛇神を祭ると云ふも、古言に蛇を袁呂とありて、於呂とはなし。○人類學會雜誌云、赤狹村の於呂、及び岩壁に古墳あり、其數は無慮百餘、今官有地に屬せざる部分は、石灰原料採掘のため、已に盡く發掘せられたり、副葬品中に嬰兒の札を以て成れる長徑九寸、横徑六寸、高四寸のものあり。

根堅

今赤狹村の大字とす、安政年中、此に鑛泉を發見し、浴場を設けたり、夏日は入浴客多し、濱松五里、二股一里。

雲岩寺

風土傳云、雲岩寺、朱符田三十五石、明德四年洞岩玄鑑和尚建立、慶長十九年、改名龍泉、寺中六所明神社之棟札云、元和九年癸亥、豐田郡赤佐郷別所村、云々、岩水寺藥師堂、朱符田四十三石、稱行基開創。

磐田郡

（石田郡）

磐田郡（イハタ） 天龍川以東、小笠郡に至るを云ふ、今五町三十七村、之を見附に治す。然れども二俣町并に野部、阿多古等の九村は、天龍川中游の山谷に在りて、地勢は稍隔するを以て、本篇は別に山香（ヤマカ）の一綱を立て、現磐田、周智の管内の十數村を割き取れり

磐田郡、和名抄、伊波太と注し、十五郷に分つ、元明紀には石田（イハタ）に作る、後世改めて豐田郡と云ひ、其郡界錯亂して、大抵國府（見附）の西北を豐田郡と爲し、東南は山名郡に混し、近世に至り、見附の一區獨り磐田郡の古號を傳へたり。明治廿九年、郡界を更定し、天龍川以東を以て磐田郡と爲し、豐田、山名の二郡名廢す、而も今の郡域を以て、和名抄の郡域に比較すれば、諸郷の出入多し。

豐田郡（トヨタ） 明治二十九年廢し、其管村は磐田、濱名の二郡へ併せらる 此郡名は古書に載せず、中世磐田を改めて豐田と爲したる歟。和名抄刊本、國郡部に磐田の下に「豐田、訓止與太」とあるは後人の竄入にて、即磐田郡を豐田郡と改めたりとの補註なるべし。郡郷部には豐田の郡名なし、以て原書の正本に豐田郡なかりしを證す、拾芥抄、又豐田郡を載せす 其地域は磐田郡の西北部に止まらず、長下郡、長上郡、鹿玉郡、山香郡の各幾部分を兼併し、頗大郡なりき。

掛川志稿云、豐田郡は天龍河左右上下、北より南へ長く本州第一の大郡也、此豐田郡は古の磐田郡に、鹿玉、周智、山香、長上、長下、五郡の諸村を入れたるもの也、按に和名抄分註に「止與太、國府」とあるは、國府の在る所を擧たるものと見え、國府は豐國郷也、然に止與太國府と註したれば、和名抄の頃は既に豐國を豐田に改めたるにや、さて豐田郡を建られたるとは國史にも見えず、又本郡の内、金石文の郡名を存する者、山東村光明寺、長祿二年の鐘、大谷村八幡宮、永祿九年の鐘の外、今に證とすべき者なければ、其建置得て考ふべからず。

天龍川（テンリユウ） 信濃國諏訪湖に發源し、西南流伊奈（イナ）郡を經て漸く南に轉じ、本州山香の山中に入り來り、津具川、奥之山川、氣田（ケタ）川、青谷川等を併せ、二俣以南に於て始て下游の平野に就き、六里、掛塚に至り海に入る（國界より凡十八里、諏方湖より凡四十八里）

天龍川は古代に鹿玉川と云ひ、其下游に於て變遷數なり、大要靈龜以前には、今の馬込川の筋を流る、是れ鹿玉と名づけらるゝ所以也、即鹿玉郡の東堺をなしき、靈龜元年地震、河水諸郡を潰沒し、神龜天寶に至り、連に水災あり、鹿玉川の支派、蓋此時より磐田長下二郡の中を横流す、後支派の國府（見附）池田の間を流るゝ者を天龍と稱し、遂に全川の本幹と爲る、東鑑に、

承久三年五月廿八日、雨降、武州（泰時）到遠江國天龍河、洪水之際、河有舟楫之煩、此河頗無水、皆徒歩渉畢、

嘉禎四年二月、將軍家御上洛、五日着懸河御宿、六日、今日諸人乘替以下、御出以前進發、依王覇之思、不及狐疑、欲競渡天龍河之間、浮橋可破損歟、雖加制敢不拘之由、奉行人横地太郎兵衛尉長直等馳申、仍左京兆（泰時）調鳴之程、從懸河宿、到于河邊、著坐敷皮、雖不令發一言給、諸人成禮猶豫、自然令靜謐訖、將軍家御通之後、乘馬供奉、此河水俄落、供奉人所從等者、不能渡浮橋、又無乘船沙汰、大半渡河水、僅及馬下腹云々、酉刻、入御池田宿、

今も池田の東、見附の西に河道の跡のこる、即天龍村の邊にて、今浦（イマウラ）は蓋其海口なり。天龍とは本渡津の名に出でて、河水の總名にも移れる也、詞人は天中川と云ふ。

（天中川）

〇十六夜日記云、天りうのわたりといふに舟にのるに、西行が昔（西行法師綸詞云、東のかたざまへ行ほどに、遠江國天龍のわたりにかゝり付きて、舟にのりたれば、所なしおりよと、鞭をもちてうつほどに、かしらわれて、血ながれてなん、西行うちわらひて、うれふる色も見えずおりける、云々）も思ひ出されて、いと心細し、くみあはせたる舟たゞ一つにて、多くの人のゆきさしかへる隙もなし、

水の泡の浮世に渡る程を見よ早瀬の小舟棹も休めず。

光行海道記に「池田の宿を立て、くれぐれ行けば、林野同じ樣なれども、所々みちことなれば、見るに從ひて珍らしく、天中川（アマノナカ）を見れば大河にて、水面三町計あれば、大舟にて渡る、流早く渡さかしくして、棹も差得ねば、大なる杙を持て、横竹に水かきて渡る、張博望が牛漢浪に溯りけん、浮木の舟のかくやとおぼえて、

「よしさらば身を浮木にて渡りなん天つみ空の中川のみづ」、

とあるも、當時の事とす 又太平記に、新田義貞東國の戰利なくして上洛する時「天龍川の東の宿に着給ひ、俄に在家を壞て、浮橋をぞ渡されける」とあるも、東宿は見附に外ならず。其後いつの頃よりか、池田の西に轉流し、謠曲東國下には、

はや横雲の引間より、天龍川も見にたり、寢へはつる姿の池田の宿、鷺坂、旅寐にだにもなれぬれば、夢も見附の國府とかや、

とつゞけたり。又宗長手記に、天龍川大海のごとしとあるは、鹿玉の舊河道歟と疑はれ、此に至り、河道の三派と爲れるを知る。風土傳に「馬籠、中古謂此河曰大天龍、謂池田之流、曰小天龍、而後大天龍塞、小天龍倍大」とあるは、近世の事にして、今の天龍は即小天龍（コテンリユウ）の倍大し

(小天龍川)

たる者とす。鹿玉、見附の二舊天龍、今は共に杜塞して僅に野水の細溝となりぬ。

天龍河上天龍遊、龍去天高二水流、二水中分成大小、小斯厲揭小斯舟、　井上　氏女

慶長十三年、吉田了以が天龍川を決して水害を除きたる由、傳記に見ゆ、蓋近世の治水は、諸國多く此角倉氏と伊奈氏(徳川家の郡代)との遺圖に依れり、天龍の河道の定まりしも、實に吉田伊奈二氏の力ならん。

諏方のうみの氷解くらし遠つあふみ天の中川なぎさまされり、　横瀬　定臣

一道并流劈地開、灘聲捲雨鬪風雷、寒予無翼共飛翀、兩度天龍河上來、　梁　星巖

貫名(ヌキナ)郷

和名抄、長下郡貫名郷、訓奴木奈。高山寺本、訓沼岐奈。○今詳ならず、懸塚、袖浦の邊と想はるるも、此地河道の變遷して、形勢數易したる所なれば、推論し難し。風土傳并に掛川志稿には、長下郡を近世の山名郡、卽大田川の邊と論定し、貫名をも彼地に求めたれど、見附の南なる飫富郷(今於保村)は疑なく磐田郡なれば、長下郡の諸郷が、飫富郷の東にあるべき道理なし、磐田郡の西偏に於てこそ、長下郡の諸郷を求むべけれ。

掛塚(カケツカ)

今掛塚町、人口七千五百、天龍川の下流、海に入る處にあたり、濱松の東南二里、中泉の西南一里半。(名義は缺洲歟)

掛塚港は、河水流下の沙礫堆土より成れる岸堤に包まれ半環狀の河港なり、方十數町に及ぶ、然れども遠州洋の急濤にあたり、滿潮五尺干潮一尺の門洲橫たはり、且河水漲溢の時は激浪を生ずるを以て、天候靜和の日にあらざれば出入し難し。○此港市は當國に於て第一の名泊とす、梅花無盡藏に、文明十七年のことに、

渡天龍河、就懸塚、明日欲赴駿河之小河、出五緡借舟、入浴費用百片、

艤舟懸塚脱行裝、百片青銅買浴湯、海飯沙多食無味、腥風撲鼻小漁房、

又天文中には、三河の松平仙千代(廣忠)父を喪ひ、阿部大藏定吉に具せられて伊勢國へ逃れしが、伊勢より渡海して懸塚に來る、仙千代を鍛冶五郎の所に置き、大藏が弟四郎兵衛定次は、兄と志を同くして、染衣の姿となり、西樂寺七社權現に祈念し、三州所々に馳廻り、舊友ともをかたらひ、遂には其本望を遂ぐ、(改正後風土記)又永祿十二年、駿河の今川氏眞は懸川の天王山にて、德川に仕負け扱になり、懸塚より舟に召し、舅北條を賴て小田原へ御牢人なりと、甲陽軍鑑に見ゆ。

(懸塚)

長野(ナカノ)郷

和名抄、長下郡長野郷、訓奈加乃。○今長野村、十束(トツカ)村などなるべし、長野村の大字前野(マヘノ)に延喜式、長下郡長野神社ありて、今八王子と云ふとぞ(風土傳)舊社領四十五石、前野に接して本郷と云ふがあり、卽十束村と改む。

(前野)

伊筑(イツキ)郷

和名抄、長下郡伊筑郷○今詳ならず、イツキとよむ歟、今の井通(ヰトホリ)村にや、宮之一色と云ふ大字あり。

太田(オホタ)郷

和名抄、長下郡大田郷。○今詳ならず、池田村などにあたる歟、一書之を見附の東なる、太田の邊に求めしは、古郡界の形狀に合はず。

一言(ヒトコト)

今西之島、森下などと併せ、井通村と改む、天龍川と見附の古天龍川との間とす。驛路にあたり、小坂坨ありて、一言坂と稱す。

改正三河記云、元龜三年十月中旬、信玄三萬五千の軍を引具し、遠州乾の城主天野宮内右衛門景貞を案内とし、多々羅、飯田の兩城を攻落し、夫より久能の城に攻かゝり、袋井見附の間、木原西島に陣す、濱松にては、神君かくと聞召て、大久保七郎右衛門忠世、本多平八郎忠勝、内藤三左衛門信成等に四千餘人の人數をそへて、斥候のために見付の宿までつかはさる、此輩三加野(ミカノ)まで張出し武田が軍備の樣を伺ひ見るに、勝負のほども危し、其時本多平八郎廿五歲なりしが、黑糸の鎧に鹿の角打たる兜を着、彼蜻蛉切の鑓を提て、只一騎、二反ばかりへだてたる間へ乘入、燒草に火を放ち、其烟に乘じ引取所に、甲州勢は喰留て悉く生捕にせんと、一言坂の下まで乘かゝる、平八郎敵味方の間を縱橫に乘割て、味方一騎も討せず、軍を全くして濱松に歸りしかば、神君以これ八幡大菩薩の御化身と覺ゆると、褒詞を賜はりける、扨甲州勢の中よりして、一首の歌を書て、一言坂の上に立たり

家康に過たるものが二ツありからの頭に本多平八。

風土傳に、一言坂上野原は建武永享の頃の驛路たり、天正中も猶然り、上野の名は古人の紀行にも見ゆと述ぶ、然れども古書に見附の上野、國府の上野と云へるは、一言坂にはあらず。

池田(イケダ)

今池田村と云ふ、天龍川の東岸にして、東海道の舊驛なれど、近世は衰へて驛市の面目なく、全く荒村となりぬ。○海道圖會云、池田宿は昔天龍川の西岸に在り、古人の東下の紀行に、池田宿に泊りて、天龍川を渡ると書きたり、後世川瀬變し、夫木集に「そのかみの里は河瀬となりにけり此に池田の同じ名なれど」と載す。風土傳云、承應三年、造板橋於池田村。

池田宿の長者、熊野(ユヤ)が娘の事は、盛衰記平語に見え、殊に謠曲に作りて、海道第一の美人とほめのゝしりたり、熊野又湯谷に作る。羅山の丙辰紀行に「今は此宿、天龍河の東のはたに形ばかりのこりて、わづかなる小民ども渡を守りて居侍る、大天龍、小天龍とて、新田左中將の浮橋の桁なかりけるを、飛越えられけるも、茲の事也、濱松のそばなる細流を、小天龍と今にいふめる」とあるは

疑ふべし、左中將の時の大天龍は見附の西にて、池田の東なれば、公の事にはあらず。○太平記、俊基東下りの條に曰く「池田の宿につき給ふ、元曆元年の頃かとよ、重衡中將の東夷の爲に囚れて、此宿に着給ひしに、東路の埴生の小屋のいぶせきに故鄕如何に戀しかるらんと、長者の娘がよみたりし、其いにしへの哀まで、思ひのこさぬ涙なり、天龍川を打渡り、小夜の中山越行けば」云々。○池田村、時宗行興寺は、時衆の道場にて、舊朱印地十六石、湯谷女の墓所とてあり。

遠州天龍、池田渡船之事、
河上河下、雖爲何之出行、地形於可然地、船可通用之事、
棟別拾五間、寺方共に、此屋敷分、扶持を出置、並拾二座に付役等、竹木不可伐之事、
於分國中、夏秋兩度升を入、致勸進之由、中上之間、可爲先規事、
右條々、於河原者夜中奉公之條、停止諸役、永爲不入、免許畢、然者役拾人之者共、爲雖色分上者、聊不可有非分、於背此旨輩者、急度申出之上、可加下知者也、仍如件

天正元癸酉年十一月十一日　　家康（花押）
船守中（徵古文書）

元和三年、德永種久上下紀行云、天龍小天(コテン)の渡し舟、棹さすしづくおのづから、我袖ぬらす計也、昔は熊野(ユヤ)の古里の、池田の宿も今は早、召使はれし朝顏と、消果ぬれば跡もなし

入見(イルミ)郷 （加茂）

和名抄、磐田郡入見鄕。○今富岡村なるべし池田の東北に隣り、大字加茂、氣賀等あり。延喜式、磐田郡入見(イルミ)神社は、今加茂(カモ)に入目(イルメ)山大滿寺のあるに據れは、此地にありしが廢絕したるならん、又同書、御﨑神社は卽﨑大神にて現存す。（神祇志料）

壬生(ミブ)郷 （岩田）

和名抄、磐田郡壬生鄕。○今岩田村なるべし、富岡の北にして、岩田原の南とす。今昔物語に、聖武天皇の御代に、遠江國磐田郡壬生鄕、丹生直弟上が、磐田寺を造りたる事を載せ、其寺址は今の岩田村大字匂坂(サキサカ)に在りと云ふ。

掛川志稿云、岩田と云名は、見附の西北天龍河の東匂坂中村に、岩田大明神、岩田山增參寺あり、增參寺は舊名岩田寺と云ひ、古へ丹生直弟上の立たる寺也、靈異記に見えたり、又匂坂の下氣賀東村にも、岩田大明神ありて遺れり。○靈異記云、丹生直弟上者、磐田郡之人也、建塔發願、時生女子、捨舍利所產、歎喜異奇、告知諸人、諸人亦喜歎轉、國司郡鄕悉喜、引率知識、建七重塔、安彼舍利、以供養了、今磐田郡部內、建磐田寺之塔是也。

匂坂(サキザカ) （向坂）

今岩田村と改む、匂は字書に見えねど、古來カヲリと訓みたり、此にサキザカと云ふに從ひ難し。一書に向坂に作り、匂坂にも誤るを見れば、向字をサキと假借したるが本源なるべし、サキを淸音に呼ぶは、其證ならん。而も古人鷺坂にも作れるは、濁音を誤まれるにや。

匂坂中村に在り、匂坂は一に向坂に作る。風土傳に太平記、建武二年十二月矢刎、鷺坂合戰は卽此とすと云へり、三河國にも同名の地あり。然れども梅松論に、建武二年十一月下旬、矢刎の合戰「一晝夜に及ける間、師泰引退て、其後遠江の鷺坂、駿河の今見村に於て相支と雖、安も防き難かりけれ」云々とあれば、太平記なるも此地の鷺坂とす

鷺坂(サギザカ)

鷺坂山と申す所にて、
遠く見る富士の高根も白鳥の鷺坂山をけふぞ越えぬる（雅世鄕富士紀行）

野中(ノナカ)郷

和名抄、磐田郡野中鄕、訓乃奈加。○今詳ならず、もしくは廣瀨村磐田原の邊にや、匂坂の北とす。

磐田原(イハタ)

見附の北一里餘、天龍川の東岸なる高原にして、三方原と相望み、廣袤亦相似たり。原の東を太田川流れ、向笠村と云ふ、北は神增、社山等にして、今廣瀨村と改稱す。

今はしもほにいでぬらむ東路の岩田の小野の篠のをすすき、（金葉）

社山(ヤシロヤマ)

今廣瀨村と云ふ、二俣町の東南一里許とす。○人類學會雜志云、豐田郡磐田川の北に一岡あり社山といふ、其南を俗に大手前と稱し、磐田が原に連續す、其天龍河に寄りたる方の高き所に、南方に延きて數十の古墳散在せり、さて此所を大手前と稱するは、土堤東西に亘り、其長凡三四町、中央に門の跡存すれば也、大手前より磐田が原を經て見付、中泉に至る間、天龍河に臨める高き所に、古墳と共に、貝塚と成ん類の遺跡あり。

天正元年、勝賴は一萬五千を引具し、九月十日、遠州に出陣し、所々放火し、天龍川の上の瀨を渡り、濱松を攻んとすれども、手筈相違し、屋代山を歷て山梨、須賀原に陣を張る、掛川の城主石川日向守家成、勝賴をねらひ、鐵砲にて打取らんとはかりけるが成らず、勝賴は大軍寸功なく歸陣するを惜て、金谷臺に於て諏訪原の古城を取立て、歸國す。（改正三河記）

飯布(ハフ)郷

和名抄、磐田郡飯寶鄕。○原書、飯寶重出し、其一は飫寶にして、於保村にあたれど、一は詳ならず。一說、飯布(ハフ)の誤にして、今の向笠村かと云ふ。

向笠(ムカサ) （無笠）

今見取村を併せ、向笠村と稱す、社山の東南にして、太田川の邊なり、三河物語に無笠に作る。○掛川志稿云、向笠の竹內村に熊野權現あり、此に飯布大明神もあり、按に、和名抄、飯寶鄕を載せたれば、飯布は卽飯寶にて、もと鄕名なりしも知るべからず、又東鑑、文治四年、遠江守義定使者、參着於當國、所領下人等、引用水之處、近隣熊野山領之住民等、相支之間、起鬪亂、

互及及傷」、此熊野山と云るは、卽權現山のとにて、當時引用水の地は。明ヶ宮と云所ならんと、内山眞龍云へり、此頃安田義定遠江の國司なり、此邊見附の國府に近ければさもあるべし。

豐國郷（トヨクニ）　和名抄、磐田郡豐國郷、訓止與久爾。○今見附并に中泉町、梅原村なるべし、其一部分を割きて驛家郷と稱したれば、專ら中泉の方を、豐國郷とすべき歟。
掛川志稿云、見附の地は古の國府也、又豐國郷なり、驛家也、豐國と云名は、國府に豐雷命神社、豐雷賣命神社生雷命神社のありければ、其名をとれるなるべし、其後豐田に改め、遂に郡名とせしものならん。○今按に、豐雷命以下の三社は延喜式に載す、然れども之に因み豐國と名づくと云ふは、臆想に過ぎず、且豐田は豐國を改めしものと云ふも、稍其所以を得ず、磐田の磐をば豐と改めたるにあらずや

伊摩郷（イマ）　和名抄、磐田郡驛家郷、延喜式□摩　○式に栗原、横尾とあるは、栗原は引間にして、横尾は掛川なれば、□摩もしくは摩□の誤脫なること必矣。且其驛家の見附にあたるより推せば、貞應年中の海道記に、國府いまの浦と云ふは此驛に同じ、卽伊摩なるを辨知すべし、曰く「遠江の國府、いまの浦につきぬ、爰に宿かりて、一日二日止まりたる程、あまの小舟に棹さしつゝ、浦の有さま見廻り」云々。

見附（ミツケ）　今見附町、人口七千二百、舊驛にして、東遠江に於て、掛川と相并びて大邑に推さる、磐田郡役所在り、鐵道は其南半里なる中泉に停車す。東海道圖會に、見附宿は濱松より四里、富士山顯に見ゆれば、見附の臺と云ふ、見附とはさる名義にや、天龍川の東なる高原に居れば、臺とも謂ふべし。盛衰記に、見附の名初見し、菊河、見附、橋本と曰へり、古驛たるを知る、其後は國府にも見附と名を負はせ、見附府とさへ云へり。十六夜日記云、遠江見附のこふと云ふ所にとゞまる、里あれて、ものおそろし、かたはらに水の江あり、

誰れか來て見附の里と聞からにいとゞ旅寢の空恐ろしき。

正慶日記云、白須賀を出て行くに、見附の國府うちすぎ、小夜の中山越侍る。又云、相良にて、遠江の府中より、人の登りぬる使あるに、いそぎ立出侍る（文明五年當月）
宗長手記云、三月三日、見附の國府、堀越六郎亭、先祖は伊豫守貞世、（九州探題、今川）風雅玉葉作者、法名了俊の事、

はな咲てなるてふ三の千とせ哉。

宗牧紀行云、今日掛川までと急ぎ侍りしを、天龍の舟渡、河風吹きて、池田が宿、遊屋が跡まで事とふ程に、見つけのこうの傳馬、いひつくる間に暮たり、さらば今夜の旅宿は、此家になど定めたり、鬼やらふ夜とて、豆打さはぐ程、十五日の月さし出で、いとゞ都思ひ出られたり、此所は今川貞世の住み給ひしとなん、情ゆかしくて、古城のあたり立出で見めぐらず、浦の山風吹きたてば歸りたり。○三河物語云、秋山（武田の將）は信濃よりも、遠江の國アタゴへ出で、見附の郡（カウ）に陣取る（郡は卽國府（コフ）の訛とす）

遠江國見付府之事、（今川家朱印）
右本年貢百貫文に相定之處、以五拾貫文之增分、百姓職事、訴訟申之間、停止代官一圓領掌畢者、每年百五十貫文可納所、若於無沙汰者則、可令改易之者也、仍如件、
天文十五年五月
　見付府町人百姓、（徵古文書）

風土傳云、舊府は國府八幡の地に當り、新府は城之崎に當る、壽永建久の比、安田義定國守に任し此に住す、文治四年の引水論の時、熊野山と云へるも、城之崎より近し、端城趾は、御所道場と中泉との中間に在り、南北二箇の郭を擁ふ、南郭方七町餘、中に大見寺を建て、御子神を齋ふ、北郭方數十步、此城は堀越氏之に居れり、永祿十二年正月、德川殿端城を破り給ひ、新城を築き給ふ。○城之崎とは貝塚村の域内とす、謂ゆる鎌田原なり、城之崎を新府と云ふは、卽永祿中の新城なればならん、安田義定が城之崎に居れりと云ふことは、他に徵證なし。端城は上野とも云ふ、多田文書、建武三年、高橋茂宗軍忠狀に、遠江國々府上野に合戰ありしこと見ゆ、（梅松論鷲坂合戰と同時の事ならん）上野の端城（ハンジヤウ）は驛東の大見寺を其舊墟とす。

「去月廿三日、上野端城乘取刻、任寄齋見、井伊次郎同前、爲後詰之手當、相搦、安堵云々、
十二月七日　義元（判）
天野安藝守殿」（風土傳）

「去廿二日、見附端城乘崩之刻、粉骨感悅候、（中略）
天文六四月廿八日　義元（判）
天野小四郎殿」

國府址（コフ）　今見附中泉二邑にわたる、和名抄「遠江國府、在豐田郡、行程上五日、下八日」、延喜式「遠江、上中國、管十三郡」。按、和名抄郡鄉部に豐田郡を載せず、國郡部には敷智の下に豐田國府と加へしを見れば、豐田は後世の改措に係り、國府在磐田郡とあるを正本とす。

國分寺（コクブ）　見付堺町に在り、延喜式、遠江國分寺料、三萬束と載せたる舊跡なれど、諸國の例のごとく、後世荒廢して唯古跡をつたふと云ふのみ。近世天台宗、寺領十二石。又東鑑に、建久六年、遠江國府光堂の名見ゆ、今西光寺、蓮光寺、省光寺とて時衆の寺宇あり、その一所を遺址とする歟。

國府八幡宮（コフ）　今中泉堺町に在り、近世社領二百五十石、社境内に須波山あり、式内須波社の舊址にやと云へり、堺町は舊名境松と云へり。

(境松)

泰邦卿道の記云、中泉、境松、國分寺、八幡宮、伊間浦、鴫川橋など云所、押合押合、向隣に爭ひて立並びたり、就中鴫川と聞けば、都なつかしく思ひしに、左もなかりければ、

似たさかひまつ　間遲しときて見れば何鴫川か今の浦哉、

鴫の長明の記に、遠江國府伊間浦に着ぬ、爰に二三日留りたる程に、泉郎の小舟に棹して、浦々の有樣見廻りければ、鹽海水海の中に洲遠く、松所々におひたりといへり、我來て見れば、今の伊間浦は、池一つありて海につゞきたるもあらず、もとより宿次にあらざれば、人を留る宿もなし、押並て見付の宿あれば、隣て二つの宿あるべきにもあらず、もしくはそのかみ此見附を伊間浦とも唱しにやと思へば、安嘉門院四條の歌に「たれか來て見付の里と聞くからにいとゞ旅寢ぞ空おそろしき」とあれば、亦其昔より見付は驛站の名なることあきらけし。

(總社)

淡海國玉神社　今見附町に在り、當國總社明神と稱す、弘治三年文書に「遠江國見付府總社、神主神太郎」云々と錄す、(延喜式磐田郡の官社とす)近世神領七十二石。○按に、總社を式內社と云ふ者は疑ふべし、後人國玉と云へるにつけて、總社を以て之に擬したる如し。風土傳に昔は國玉神社向坂郷に在りて、磐田社と云へりとあるに從ふべき歟。

又式內、天御子神社、堺町に在りて、今牛頭天王と稱す、參向雜東に「是に遠江國見附のこふの者にて候、扨も當所の祇園會明日にて候、此祇園會と申は、上下の旅人をかたらひ、車の上にて囃する例にて候」云々、(式內を祇園と云ふ疑ふべし)矢奈比賣神社(仁明紀、承和七年、矢奈比賣天神授位)は見付の天神山に在り、須波若御子神社は諏方山に在りて、御子神社は大見寺城內に在り、皆國府の傳祀とす、又豐雷命社も此地と云ふ、是等の諸神、いづれも加茂大神の裔社なるべし。

中泉

今中泉町、人口四千三百、見付の南に隣り、鐵道濱松へ七哩。此は近世、幕府の陣屋を置きて、遠參の公料を支配したる所とす。東海道圖會云、中泉は昔の遠州の國府と云ふ、驛路はそのかみ、池田の宿より鷺坂へかかりしに、今は直に中泉へかかり、南を往來する也。

掛川志稿云、延喜式、磐田郡に田中神社を載す、今中泉の邊の田の中に、田中の森、或は手長の森と呼ぶ所あり、相傳て式內の舊趾とす、三四十年以前、森の大樹轉倒して一の石棺露る、其中に白骨ありしと。風土傳云、天正六年、德川公中泉に行殿を建てられ、同十七年の頃まで、屢來止せられしが、後寺觀とせられ、今は中泉寺と云ふ、俗に御殿場と唱ふるもの是也。

二宮

今中泉町の大字に唱ふ、二宮明神とは、鹿苑明神又は高根明神といひ、文德紀、嘉祥三年授位の鹿苑神にして、延喜式にも列したり、(神祇志料)中世には庄號とす。

(天龍)

岡田

今千手堂、萬正寺等と併せ、天龍村と云ふ、中泉の南にして、古の天龍川の河邊にあたる。天龍と云ふ地名も往昔より傳へ、一書に天龍寺てふ道場ありけるより、其渡津を天龍と名つくと述ぶ。

更科日記云、天龍と云ふ川づらに、假屋つくりまうけたりければ、そこにて日頃過る程にぞ、煩ひもやうやうおこたる、冬深くなりたれば、河風烈く吹上けて、堪がたく覺えけり。○風土傳云、天龍村、船繋松は、池田宿の正東三十町、昔天龍灘の津にて、船を繋きし處也。

飫寶郷

和名抄、磐田郡飯寶郷。○飯は飫の誤にして、今の於保村なり、大之郷てふ字ものこれり、中泉の南、岡田の東とす。其郷南に湖沼ありて、大浦又は伊摩浦と云ひしが、近世に至り排水して、其跡を亡ぼす。

集古文書、天文廿二年判物に、於保郷と載せ、建武四年八月の判物にも、

遠江國二宮庄、於保郷之事、長尾次郎國資、依爲子孫、三和次良右衞門尉光繼、爲本領望申間、云々。

(於保)

大浦湖址

今於保村、并に福島村の南に湛へたる一江にして、沙丘に因りて外海と相隔離し、東西一里半、南北十餘町にも及びし如し。天龍川、太田川の水此に瀉し、鴻雁飛鳴の澤地なりき。後世天龍の河道西に移り、又慶長九年、太田川を大島の海へ排除したるより、形勢一變し、漸次開墾して、今や湖池を見ず。丙辰紀行に「中泉と云へる所は。鴻雁多く。遊獵によろしき地なれば、大相國(家康)年毎に放鷹せさせ給ひてありしが、余も御供にはべりし事あれば、芭碣雲一去、雁鶩空相呼とやうち誦すべし」とあれば、其頃迄沼澤猶多かりし也、大字鹽新田を舊湖口とす。

遠江守櫻井王、奉天皇歌、

九月の其初雁の使にも念ふ心は聞こえ來ぬかも、

天皇、賜遠江守櫻井王、報和歌、

大乃浦の其長濱に緣する浪ゆるけく公を念ふ此頃、

續紀に、和銅七年、櫻井王從五位下を授けられし人なれば、天皇は卽元明の女帝也。此浦を後世今浦と云ふは、伊摩の驛より望みて、其景色を賞せし故ならん、相距る一里餘。一書に「今浦は見附臺の南をいふ、今は淺せて沼野と爲る、八幡宮の後に池あり、古の浦の古跡とぞ」と述ぶ、中泉八幡の邊まで水脉を通じたるにや。歌枕に伊間浦にも作る、仁治三年の、

(今浦址)

海道記云、遠江の國府、いまの浦につきぬ、爰に宿かりて一日二日止まりたる程に、あまの小舟に棹さしつゝ、浦のありさま見巡れば、しほ海湖の間に、洲崎遠く隔りて、南には極浦の波袖を濕し、北には長松の嵐心をいたましむ、名殘おほかりし橋本の宿にぞ相似た

る、昨日の日移りなからずば、是も心留らずしも、有らざらましなどおぼえて「浪の音も松の嵐も今の浦に昨日の里の名殘をぞ聞く」。

風土傳に、「磐田海、西東原野、南湖海、北大河」と云へる亦此なり。

遠江府ちかく成て、今の浦と中入海あり、湖水なり、〔東關紀行〕

殘る日も入海近く見えてけり此夕暮のいまの浦浪、〔亮孝富士記〕

神戸郷（カムベ）

和名抄、磐田郡神戸郷。○今御厨村なるべし中泉の東南に隣る、古の鎌田御厨と云ふもの是也。

（御厨）

掛川志稿云、驛路より南、太田川今浦の間にある十七村を御厨（ミクリヤ）庄と稱す、東鑑、神鳳抄等に載たる鎌田御厨ありし故なり、今も鐵影村に神明祠あり、鎌田神明と稱す、十七村の總鎭守也。東鑑に、治承五年五月、豐受太神宮禰宜爲保、參入營中曰、遠江國鎌田御厨者、爲當宮領、延長年中以來、爲保數代相傳之處、安田三郎義定押領之、云々。

大日本國遠江州、山名郡、鎌田御厨、下和口之阿彌陀堂、永享九年丁巳、十月廿三日、鎌田小大夫高傳、（下畧）〔風土傳所錄、濱松城本丸、石上古鐘銘文〕

鎌田神明社（カマダ）

今御厨村鐵影（クハカゲ）に在り、神鳳抄、鎌田御厨、上分廿一疋百丁とある厨にあたる、近世百石の朱印田を有したり。

風土傳に、此社をば式内、山名郡島名神社に引きあてたるは誤れり、見附の東南半里程。○醫王寺は鎌田に在り、眞言宗、現在の堂宇は藥師堂、大日堂、御影堂、鐘樓堂、寶藏なり、近世寺領百三十五石。

貝塚（カヒヅカ）

今東貝塚は、御厨村へ入り、西貝塚は西貝村と改む。

掛川志稿云、貝塚村の西貝塚は、貝殼の山をなす所なり、其地今浦の東にして稍高し、西北は濕田なり、古の漁村にや。人類學會雜志云、遠州貝塚の介墟には、精製石器、粗製石器、人骨、獸骨、角齒并に土器等出て、之を仔細に探らば、大益あらん。

福田（フクダ）

今中島と併せ、福島村と改めたり、御厨の南にして、大田川の河口右岸とす。見付の東南一里半、横須賀の西二里、小港泊あり。

福田の湊は、古の今浦の湖口にあらず、近世の開鑿に係り慶長九年の事とす。地志提要云、福田港、東西二町南北三町、港口幅二町、東南に向ひ、滿潮深五尺、平水三尺、寶永年中横須賀港震災に因りて梗塞し、後此港に繫船す。

太田川（オホタ）

一名三倉川、又諸井川と云ふ、森町の奧、大日山に發源し、向笠村に於て敷地川を併せ、御厨村の東に於て原谷川を併せ、福田の港に至り海へ入る、長十里。

（諸井川）

太田川は慶長九年まで、原谷川と東西各別に流れ、東支は横須賀に至り海に入り、西支は今浦湖に入りしと云ふ。是歳郡代宮伊奈忠次、形勢を察見して、治水墾田の規畫を成し、原谷川を福田、大島の間より直に海洋に放流せしむ、之を諸井（モロヰ）川と云ふ、後太田川をも諸井に併せ、福田の海門を開くと。

大島（オホシマ）

今豐濱村と改む、太田川の東岸にして、海濱に居る。此地は斥鹵にして、江海の間なる一洲なりしが、近世大田川、諸井川（原谷川の末）の水派變じ、舊態を改めたり。

（豐濱）

掛川志稿云、大島は諸井川の下流、海濱の村也、昔は諸井の下流其東を流て、横須賀湊に至て海に入り、又太田川の下流其西を流て海に入る、二流の間に洲をなす、慶長九年、伊奈氏撿地の後、此村の中を堀割て、太田川を通ず、大安寺、延文五年の金皷に大島郷とあれば、大島は古き地名也、太田川大島に至て海に入る、川幅百歩餘、又海潮の進退ありといへども、川口淺くして狹く、浪荒き故に大船の出入成がたし、又一筋西に分れ、福田村を經て鹽新田に至て、今浦の下流を合せて、遂に西して海に入る、按に、諸井川昔は諸井村の長市と云所より、中野の北島羽野境を經て、大島の東を過ぎ、横須賀湊の今澤と云所に至て海に入り、太田川は東脇村より少し西南を流て、中島村の東分と云所に至れり、其原流あせて今は多く新田となる、慶長九年伊奈氏大島村堀割の後、東脇の落合と云所より堀割て諸井川を合し、大島村の中を流れて海に入れしより、次第に川幅濶くなりて、遂に今の如くなりぬとぞ。

湊（ミナド）

今同笠、寄木など併せ幸浦（サチウラ）村と改む、大島の東に隣れり。今川記に、遠州湊村は、貞世入道了俊の遺跡にして、其子孫に傳領したる由見ゆ。

（同笠）

風土傳云、同笠（ドウリ）訓止保利、俗號濱邊通、淺羽庄東南之限也、延喜式、長下郡登勒神社、和名抄長下郡通熊郷。○按に同笠の訓は他に例少き名なり、然れども之を登勒社、通熊郷に擬すべからず。

久米郷（クメ）

和名抄、磐田郡久米郷。○今詳ならず、幸浦村などかと云ふも、臆想にすぎず。

小名郷（チナ）

和名抄、磐田郡小各郷。高山寺本、小谷。○今詳ならず、且小各、小谷いづれか正しき、小名にあらずや、引佐郡に尾奈と云ふ名あれば、小名に從ふべき歟。而も之を淺羽の邊と云ふは、臆想にすぎず、猶考ふべし。又萬葉東國歌の中に

花散らふ此向つ尾の乎那の乎のひしにつくまできみがよもがも、

とある乎那も卽ここ歟。

淺羽（アサバ）

今三村に分つ、大島の東北に隣り、松原の邊を東淺羽と云ひ、長溝中村の邊を西淺羽と云ひ、諸井、柴村の邊を上羽淺とす、卽

紅の淺葉の野らに刈草の束の間も吾忘れすな（萬葉）
とよみたるも、此なるべしと論ぜし人あり。

（柴）
掛川志稿云、袋井驛より南、諸井川の東三十三村を淺羽庄と稱す、東鏡に出たる淺羽庄司宗信の宅趾、今も柴村の內に存せり、柴村も亦東鑑に見えたり、又安田義定遠江守なりし時、淺羽庄を領す、建久四年、義定所領淺羽庄の地頭職を收公せられ、加藤次景廉を以て其代に補せらるること東鑑に見えたり、國初の頃、諸井川の流淺羽庄に溢りし故に、慶長九年伊奈氏撿地の時、其漲流を易たるとあり、又本多越前守利長、横須賀城主の時、（正保二年より天和三年まで）其水東に數里の長堤を築きたりしより、遂に水溢の憂停て、堤內の三十三村、一萬石の良田となりたり（諸井川は原谷川の末なり、袋井川とも云ふ）

（諸井）

梅田（ウメダ） 今東淺羽村と云ふ、八幡宮あり、淺羽三所の一にて、近世七十石の神領を享有したり、三所宮は八幡、馬場と梅田の三地にありき。

小野鄕（ノ） 和名抄、磐田郡小野鄕、訓乎乃。○今詳ならず、笠西村に小野田てふ字ありと云へば、もしくはそこ歟、淺羽の北にて、袋井驛の東南とす。

高部（タカベ） 今笠西村と改む、諸井川の東岸にして、袋井驛の南に接す。○爲和卿集に「今河氏親分國に、愚の知行數箇所あり、遠州高部鄕は替地を渡すべき由申され了、」とあるは此とす。

人類學會雜志云、高尾（卽高部）の古墳は字大門と云所にありて、一說に親王の墳墓と、近傍の地に丸野御殿、御門、北御殿、西門の小字あり、堀出品に因て考ふれば、全く上野國大室村の古墳より出し物と同種なり、卽鏡、刀、轡、管玉、曲玉、土器なり、塚の周圍にて埴輪の破片を得べし。

「遠江國東方、高部鄕總領職事、任本領、尾張孫三郎朝宣知行、不可有相違者、天氣如此、悉之以狀、
建武元年三月二十七日　式部丞」（史料）

「遠江國高部鄕地頭職內、本間山城兵衛五郎入道覺法知行分、田畠事、覺法庶子各別之間、賜綸旨御牒之由、就令申之、自內親王家、被出御避狀畢、然早如元知行、不可有相違之狀、如件
建武二年五月十二日」

尊永寺（ソンエイ） 今笠西村の管內とす、法多山と呼ばる、宸室錄に「法多淸夜月」で　風土傳云、法多山尊永寺、眞言宗、朱符田高貳百五石、在石野村、高部東一里、山中與區之所、界佐野郡曾我山、小笠山、山中松林、產松茸、杜仲、又出砥石。

（法多山）

赤尾（アカヲ） 今笠西村の中とす、風土傳に、赤尾の長樂寺阿彌陀堂は、赤尾神社の舊跡を轉じて佛閣と爲したる歟と云へり。三代實錄、元慶二年、赤尾神、澁垂神授位の事見ゆ。

千柄鄕（チカラ） 和名抄、磐田郡千柄鄕。○今詳ならず、田原村などの邊鄕名を缺けど、おしつけにも定めがたし。

三香野（ミカノ） 今西島、新池、彥島などと併せ田原村と改む、見附驛の東北、袋井に至る間とす。

風土傳云、三箇野驛路也、有橋、有坂、夫木抄曰、中務卿のみと云々。此歌は都にかへりのぼらせ給ひけるに、遠江にみかのと云ふ橋をわたらせ給ふとて、よみ給ひけるとぞ、橋梁大田川。中空日記云、西島の右に岩井村といふ見ゆ、里人いふ、昔鎌倉の右大將の君の、放ちたまへる鶴の池といふあり、今も鶴を見ることありなど語る、三香野にいづ、

數ふれば早出しより廿日餘り三日野の原にけふはきにけり。　景樹

（西島）

風土傳云、新池訓爾比介、日蓮上人記、見新池左衛門、武林傳、加々爪右京亮忠定、領山名庄新池鄕。甲鑑云、信玄公、久野の城御見廻の時、家康衆隨分の侍大將、みかの川をきり打て出る。

（新池）

山名郡（ヤマナ）

明治二十九年廢し、磐田郡へ併せらる、此郡境域古今の變遷あり。近世は見附の東南、袋井より淺羽、福田、今浦の邊を總稱したり、然れども古山名の郡域は、專ら袋井より北、久能、宇刈、森町など山間の狹地を云へり。

和名抄、山名郡、也末奈と注し、六鄕に分つ、續紀「養老六年、割遠江國佐益郡八鄕、始置山名郡」とある其八は六の誤ならん、後世其四鄕は周知郡へ入り、二鄕は他の磐田郡の諸鄕を併せ、山名郡と稱したり。○掛川志稿云、山名郡は古今の郡域相違あり、按に大島村觀音堂、延文五年の鰐口、淺羽庄梅田村八幡、應永十[illegible]年の棟札、和口村永享九年の鐘等に、山名郡とあるを見れば、今の郡境となりたるも久しきと也、古へ山名郡の地は、續紀に割佐益郡八鄕とあれば、佐野郡の西灘にして、驛路より北、太田川の東なるべし、其間に延喜式の山名神社、和名抄に載たる鄕名、或は村名となり、又は小地名となりて遺りたり、其地後世大概周智郡となる、されども今猶山名の庄と稱する也。

信藝鄕（シノギ） 和名抄、山名郡信藝鄕。○今詳ならず、山名町などにあたる歟。

荻戶鄕（オギヘ） 和名抄、山名郡荻戶鄕。○今詳ならず、其訓もオギトにや、オキベにや、又荻萩相誤り易し。

袋井（フクロヰ） 今土橋、木原、川井（カハヰ）などを合せ、山名町（ヤマナ）と云ふ、人口二千六百、掛川見付の間なる小驛也。一書に此は四方岡山にして、中に田園ありて袋の如し、井泉ありて其養水とすと云へり。

永祿元年、寶曉記、京鎌倉宿次六十三、橋本五里、疋馬

（山名）

二里、油田五十丁、國府二里、袋井二里、懸河三里、西坂五十丁、菊河云々。○三河物語云、今川殿は三河の廣忠へ加勢あるべしとて、林西寺の說齋長老に仰附らる、說齋駿府を立て藤枝に附、明ければ藤枝を立出、大炊河、さよの山を打越、懸河に陣取、明ければ福路居、見附、天龍河を打越、其日は引間に陣を取。○家忠日記云、天正七年四月廿六日、家康馬伏塚迄被越候、廿七日、三河衆ふくろい迄陣よせ候、敵國安を引退候、廿八日我々は河合市場へ陣替候、廿九日、敵大井川を引退候。○掛川志稿云、袋井驛は元和二年、新に建てられたる驛家なり、川井（カハヰ）村は袋井驛の西にあり、川井は川合なり、宇苅川、袋井川相合する所なれば名とす、萬葉集に、天平勝寶七年、本州より筑紫に至る防人、山名郡丈部川相と云人あり、地名を以て其名とせしにや、此村及び堀越、中村、高等四村、今川貞世入道了俊の遺跡にて、其子左京大夫貞臣、其子治部少輔貞基領せし由、今川記に見えたり。

（川井）

木原（キハラ）（熊野神社）　今袋井に併せられ、山名町の大字とす、熊野神社あり、近世神封七十石を安堵せる名祀也。蓋東鑑、文治四年の條に、熊野山領云々とある者、即此を指す、舊國府の東北一里半。

文治四年三月、遠江守義定、於當國所領、下人等引用水之處、近隣熊野山領住民等、相支之間、起鬪亂、互及刃傷、仍彼是搦進之、云々。（小笠郡の比木の條の東寺文書を參考）

三河物語云、元龜三年、信玄は遠江へ御出馬、來原（キハラ）、西島に陣取給へば、濱松よりも見附の原へ出で、町へ火をかけ引退く。

土橋（ツチハシ）　今山名町の大字とす。

爲遠州土橋鄕之內、萬疋之改替、三倉之谷百貫文、所被下置候、萬一本領主、豐後守抽忠節、至馳參者、以相當之替地、可被補之由、被仰出者也、仍如件

天正七年己卯二月八日　上屋右衛門尉奉之
和田河內守（風土傳）

不入斗（イリヤマセ）（富士淺間社）　今久努（グド）村と改む、袋井驛と原川との間とす、又入山瀨に作る、其假借例、名義論、下に見ゆ。

掛川志稿云、山名郡不入斗はイリヤマセと訓す、故に或は入山瀨、又入山津（イリヨマズ）に作る、共に假借の字なり、イリヤマセは不入計の訛也、他州にも例あり、足利義詮公より土岐下野守頼高に賜りし御教書に「武藏國大井鄕、入不講村地頭」云々あり證とすべし、今俗に計を斗に誤る、此村富士淺間（フジセンゲン）あり古祠也、其神領の租税は、公私領の外なれば、其符に入れ計らざりしより村名となる、此邊の村々は昔久野城主三郎左衛門宗能舊領也、天正十一年の淺間宮の棟札云「遠州周智郡山名庄、不入斗之鄕、地頭本間源三郎重泰」此本間氏は久野宗能の黨類也、又此村周智郡菅谷村に隣る、故に誤て周智郡とせしにや、鰐口銘には「天正十七年、山名郡不入計之鄕」とあり、或は此淺間を以て延喜式の山名郡郡邊（クメヘ）神社とする者あり、彼他州にある不入計村、大概相近く古祠或は式社あれば此淺間も亦式社なるべし、又郡邊神社は一本にコホリベと訓たれど久奴部なるべし、今久野村あり、即古への山名郡久奴鄕なり、久野と不入計と其地相近し。

富士淺間宮

遠江國富士不入許、安間彌六、同彌七、同余一、吉良右衛門二郎入道等跡　事
右爲當社領、守先例、可致沙汰者、奉寄之狀如件、
建武二年十一月十日　源朝臣（足利直義）

貫名（ヌキナ）（沓部）　今沓部（クツベ）と共に、久努村の管內とす、妙日寺と號する法華精舍あり、（一書に貫名と沓部を同地とす）○南畝改元紀行云、沓部村に鷲妙山妙星寺あり、貫名山妙日寺なり、音の同じきと字の似たるに據りて、誤れるなるべし、土御門殿（安倍泰邦）の東行話說にも、妙星寺とあるこそ心得ね、貫名重忠の法號を妙日尊儀と云へば、妙日寺なるべし、緣起を按ずるに、大織冠より十二代、備中守藤原共資の時、遠州に下り井谷に住す、共資より五代の孫を井伊新太夫惟直と云ふ、其第三の子を政直と云ふ、此時初めて貫名の在所を知行し此所に住す、故に貫名四郎と申す、其子行直、同五郎重實より重忠まで、四代の間の屋敷なり、此重忠の時伊勢平氏に組し、安房國長狹郡東條市川村に配流せられ、其所にて一子を設く、日蓮上人是なり、正嘉二年、重忠配所に終る、遺言して此所に骨を歸し葬る、昔は此地を王野河原と云ひしとなん。

村松（ムラマツ）（油山寺）　今久努村の大字とす、油山（ユサン）寺あり。○油山寺は眞言宗、近世朱符田高四十七石、本堂七間、天野氏再修、三重塔、慶長十六年久野氏再修す、相傳ふ往古此山油水涌出せりと、醫王山と稱す。（風土傳考）

去比醫王山取立、普請品々出來、各馳走之段注進、寔以快然候、近年者東西陣勞打續、云々、　實元、判、
七月八日　天野安藝守殿

今按、此文書に取立普請とあるは、寺塔に非ず、城寨を謂へり。

菅谷（スゲカヤ）　人類學會雜志云、山名郡菅が谷の地には、三の溪谷あり、各北に開き南に閉ぢ、互に並行して、其間に橫穴散在せり、最西の谷を牛殺ノ谷（ヤ）と云ふ、此所の東側に三穴あり、東隣の谷を池ノ谷といふ、北端に溜池あるを以てなり、此所の兩側に凡て三十餘穴あり、最東の谷を岩（イハ）穴（アナ）の谷といふ、橫穴判然と現れたるが故なり、此所の兩側に凡二十餘穴あり、總數百八穴ありし由口碑に傳ふれど、こは只數の多きを稱せしのみにして、必しも正數にはあらざるべし、入口の高巾共に二尺餘、奥壁まで漸次に開張し、室の大小は一定せざれど、長巾奥壁の高、共に五六尺の間なるを通例とす、中には二個相通ずるものあり、長者穴と稱するものゝ如きは、五室連合せり、或人、砂を以て全室を充したる穴と、入口より室の半まで石を

以て閉ぢたる穴を試掘せしが、一片の土器一塊の骨だも獲る能はず、人を葬りたるの痕跡は更に發見せざりしと云ふ。

大田郷（オホタ）　和名抄、周智郡太田郷、訓於保多。○今磐田郡に歸し、今井村にあたる、大字太田あり。三倉川を一名太田川と云ふは、此を過ぐれば也、見付の北三里。

山田郷（ヤマダ）　和名抄、周智郡山田郷、訓也萬多。○今磐田郡三川村（ミツカハ）なるべし、大字山田存す、卽大田郷の西北に隣り、磐田原の北とす、

依智郷（エチ）　和名抄、周智依智郷、訓江知。○今詳ならず、磐田郡の[illegible]知村にあたるか、山田郷の北にして、周智郡一宮村の西隣なる山谷とす。

敷地（シキチ）　（小矢部川）　今敷地村と云ふ、磐田原の北にして、二俣、社山の東隣にあたる、見附驛を去る三里餘　其溪流を一名小矢部川（コヤベ）と云ひ、南流四里、向笠村に至り太田川へ入る。

明治二十三年、敷地村の中谷と云ふ地に、土中銅鐸を得たり、其兩面に浮紋あり、格子を以て六分し、其格子の中に鳥の形を鑄出し、模樣形狀甚奇古なり、今此鐸は東京博物館に收藏せらる。○風土傳云、敷地村岩室山、嶺有佛堂、巖瀧泉、山谷諸佛諸堂之名存焉、穿地則佛像出焉、西北石壁、號牛鼻、寂室禪師、延文年間、室山看花詩曰、

野興催人青春長、行看岩院滿庭芳、老來好景雖多遇、眼前風光心欲狂。

（岩室）岩室寺（イハムロ）は今觀音堂のこる、當國の古精舍とす、東鑑、文治二年四月の條に「遠江守義定朝臣、自彼國參上、日來於當國湖（ミヅウミ）、岩室已下山寺、雖搜求豫州（義經）不獲之由、被申之、則行御前、被備三獻、此間頗及御雜談」云々。

周智郡

周智郡（スチ）　今太田川の上游、并に山香（ヤマカ）の犬居、氣田、奥之山などを以て周智郡とし、凡一町十二村、森町に管治す。然れども其山香の山中は、全く天龍川中游の大溪壑にして、太田川上游の狹地と相係屬し難し。本篇は山香の一綱を立て、犬居、氣田、奥之山等を統べしめたり。（太田川上游の森町、天方、久努等は地勢磐田郡に入るべし）

周智郡は和名抄五郷に分つ、名義不詳、（山城國綴喜郡に朱智神社あり）五郷の中、三郷は後世磐田郡へ入り、山名郡の四郷、并に山香郡の山谷をば本郡に併せたり。

小山郷（ヲヤマ）　和名抄、周智郡小山郷、訓乎也萬。○今一宮村なるべし、磐田郡に入れる今井村にも大字小山あれど、彼地は大田郷に屬す、諸郷の位置より推定して、一宮と爲すべき歟。

一宮（イチノミヤ）　今村名に呼ぶ、見付の北四里餘、森町の西一里、本宮山下の溪谷を占む。○人類學會雜志云、一宮村、八王子社附近の丘に添て古墳あり、明治十四年、墳上の楠を伐りしに、石室あらはる、鍍金の銅板を被せたる木刀あり、八王子社は矢崎と呼ぶ部落に屬す

小國神社（ヲグニ）　今一宮村大字五川（ゴカ）の宮代（ミヤシロ）に在りて、小國天神と稱す。仁明紀、承和七年、小國神授位、延喜式、周智郡と註し、後世當國の一宮に推さる、（當國には濱名郡角避比神の如き大社ありしかど、中世早く衰へたるにや、一宮に推されず、一宮記には日坂の事任神を以て一宮とす、其事任神も後衰へしにや、小國神は延喜式の小祀なれどかくのごとし）近年遂に國幣小社に班せしめらる。朝野群載に、永保二年、遠江國一宮、小國社、淸原則房神主補任の牒符を載す、慶長中、神領五百九十石を神主鈴木彈正へ給與せらる。

本宮山（ホングウ）　一宮村の北嶺にして、三倉村の薄場（ウスバ）より登るべし、標高四百九十米突、東方八莚山に連り、中生層の岩石より成る。

掛川志稿云、本宮山登攀五十町、諸郡一眸にあり、二俣四十八瀬川、水深くして渉りかたき時は、此山を踰て和田谷に下り、氣田川を渡り秋葉に至る、是を本宮越と云、本宮或は岩戸明神と稱し、本宮山にあり、一宮小國神社の奥院とす。

大洞院（ダイドウ）　（橘谷）　一宮村の橘谷（タチバナヤ）に在り、洞家の名匠、如仲の芳躅とす。風土傳云、如仲天誾、周遊山澤、入橘谷、營草大洞院、時應永十八年也、後住近江國興洞壽院、大洞之地、元是一宮神領之地也、如仲永享九年正月遺書曰、大洞院老僧開山之地、先師梅山大和尚本祖開山靈場也、就大嶽有橘谷本主武藤方寄進、堅可辭、專以小布施方、爲本願檀那、可爲寺家之供物也、有大藏經、書曰、周防國太守大内公、依吾實和尚激勵、所寄附也、中頃武田梅雪、攫置之甲州身延山、天正中、仙[illegible]長老、訟德河公、以權威淺還附寺。○（衾谷川）衾谷川（フスマノヤ）は橘谷に出て、宮川を併せ、南流二里にして敷地川へ入る。

田椀郷（タマリ）　（圓田）　和名抄、周智郡田椀郷。○今詳ならず、タマリと訓む歟、今圓田（エンデン）村ありて圓田に改め作れど、昔はエンデンと唱へず、マリタとよみしにやとも疑はれ、かくては椀田の誤にやとも疑はる。圓田は一宮村の南とす、文字を改作して故名を失へる例、諸州に多し、猶考ふべし。

久努郷（クヌ・クド）　和名抄、山名郡久努郷、訓久度。（高山寺本訓註缺）○今久能、又改めて久努西村と云ふ、

（久努國）

磐田郡へ入れる山名町(袋井驛)の北に接し、森町の南三里。(郡邊(クヌベ)社は不入斗(イリヤマセ)を參考)

久努に和名抄久度と註したるは疑ふべし、努を度とよみたる例は他に見えず、且久能とも久野とも傳ふるは、努の古訓は正しくヌたりしを推すに足る。古姓に久奴(クヌ)直、久努朝臣ありて、遠江駿河に於ける貴族たり、又久努國の名あり。國造本紀に、遠淡海の次に、

久努國造、筑紫香椎朝(仲哀)代、以物部連祖、伊香色雄命孫、印幡足尼定賜、

と載す。天孫本紀、物部系譜には、

宇麻志麻治命七世孫、物部大小木連公、佐夜部直、久奴直等祖、志賀高穴穗宮御宇(成務)天皇御世、爲侍臣供奉、

同八世孫、物部印岐美連公、遠江國造久努直、佐夜直等祖、

とあるを合考すれば、印幡足尼は大小木連公と異名同人とす。蓋遠江の東方に久努、佐夜等の別治の邑ありて、久努殊に大なりければ、久努國の名稱も出でしならん。後の山名、周智、佐野、磐田などを總べたる地域にもあたりけん、詳には知り難し。駿河國にも久能の地名のこり、大彥命の裔孫、阿倍久努朝臣は駿河を本居と爲せしが如し、彼條を參考すべし。

久能(クノ)

又久野に作る、近世末本村と云ひしが、今久努西村と改む。往昔在名の郷士久野氏あり、永祿年中三郎左衛門宗能、德川氏に降附し、其子宗安は德川賴宣卿の傅相と爲り、紀州に赴き、子孫勢州田丸城の城代を世襲し、食祿一萬石。

久野城址(クノ)

甲陽軍鑑云、元龜二年二月、信玄公高天神を引揚、ヲタガ松それより柴が原、それより鷺坂、宮口まで燒働、久野、懸川へ押寄、御巡見の時、久野の城ヒヨトリ山にて、小幡上總介兄弟、名擧の殿也。○風土傳云、久野城址は東海道七つ森の北に望見すべし、永正の比、可睡齋の開基、佐渡守宗隆の創築、其子を宗能とす。○久野城は元和三年、北條出羽守氏重に賜はり、食祿二萬石、寛永十四年まで在邑し、總州關宿城へ移封、(其孫裔は慶安年中掛川城へ封せられしが、萬治元年除籍)是より廢城となりぬ。

可睡齋(カスヰ)

久能に在り、曹洞宗の禪院にして、近世は德川家の殊遇に因り、駿遠參の一宗祿所たり。又明治六年、秋葉山の威德大權現を寺内に移祭したるより、熱閙の香火場と爲る、謂ゆる三尺坊なり。(秋葉山を參考すべし)○可睡は應永十四年僧如仲の開基、久野氏の建立、慶長中に至り十峯宋山和尚之に住し、德川公に親近して、しばしば承奉する所あり、此寺是より興り、田祿卅五石をうけ、三州の惣錄司となりし也。

遠州周智郡上久野萬松山可睡齋、與中田雲林寺、飯田崇信寺、堀越海藏寺、幡鎌最福寺、本寺大洞院之法式、異論裁許之條々、

可睡齋藝訓訴旨、遠州周智郡橘谷山大洞院者、大源之直弟梅山之道場、而二代如仲之開基也、其法嗣喜山、眞巖、不琢、石叟、物外、大徹各造建寺院、大洞六派之門首、毎歲開山忌、九月七日、二代忌二月五日、門葉數十百、供衆會本山道場、而修其追福者也、然處彼門首之所存區區、而會式不如法、嗟歎尤不淺、就中慶長十七年、可睡十三代宋山、被命僧錄司、其御朱印被充下于大洞院、自是大洞與可睡、兩寺一寺之表役、八十年來所相勤也、加之、慶安二暦、大洞院境内之御朱印、又十七代秀天頂戴之、兩度之印章、相收于可睡齋、是以大洞院之事、無大小、可睡令指揮之者也、爰往歲不琢派雲林寺、石叟派崇信寺、物外派海藏寺、大徹派最福寺、以密計濫本山輪住請狀之舊式、奪取現住之直務、爲門首之任、此請帖之式者、現住之要領也、然恣變改之、仍及糺明之處、四派之罪科難逃、就法王派之兩寺謝之、自今以後、本山之勤行、客殿座位之次第、不可有非禮、且可睡齋登山之時、可有送迎之儀、其餘大洞院之事、不依何等、可睡之旨意、有違背間敷之由、再應取證書、令宥免其咎者也、依之今春如仲忌之節者、可改客殿之被位處、四派不肯之、剩種々信約之旨、申紛之間、招于役寮、記其口上、雖令加印形、猶任雅意、不承服、如此違背之者、於指置之者、僧錄之掟、將來難立之旨、申之、云々。(元祿七年寺社奉行裁許狀)

（海藏寺）

堀越(ホリコシ)

今久努西村へ併す、久野の西にして、土橋の北とす、今川氏の館址、幷に海藏寺あり。

風土傳云、仲秋屋敷址、於郭中建海藏(カイザウ)寺、々背有山、齋諏方明神、是亦舊墟也、山北深泥、劇草生、東字荊川、西南水田、海藏寺、朱符田高拾六石、開山物外和尚者、如仲法嗣也、蓋應永中、仲秋建之、置父貞世牌、銘曰開基了俊大居士、了俊卒去、應永二十七年也、門外古松、物外所植、故號松雲山。○按に、了俊は一世の英傑なりしが、應永三年、鎮西探題を罷め、幕府の疑ふ所となり、駿河に遷り遠江に移る、六年鎌倉殿(滿兼)の變にあたり、又了俊に連引す、上杉文書、公方義滿より上杉安房入道禪定に與へしものに「今川伊豫入道、關東へ沒落のよしきこへ候、不思儀の造說の者候、かやうにて候者、天下のため不可然候、何とも御方便候て、討候はゞ悅入候」とあるは、七年正月の事なり、此沒落とは、難太平記に見ゆる、相州藤澤の隱居を云ふ。其後は遠州中田堀越などに隱れ、述作を以て殘年を終れるごとし、難太平記に「應永九歲二月、于時七十八歲、德翁」と奥書し、辨要抄に「應永十六年七月、八十四德翁」と載す、落書露顯は蓋絕筆にして「八九十歲に至るまで、熱心の侍れば云々」とあり、高家本の今川系圖には「應永廿七年、九十六歲卒去」と爲す。

山名郷（ヤマナ）

（山梨）

和名抄、山名郡山名郷、訓也萬奈。○今山梨村飯田村ならん、磐田郡に入れる大田郷の東に接す、山梨は山名の訛にや、延喜式、山名郡山名神社を云ふ者、今山梨村に在りと說く。○掛川志稿云、山名山梨ともに山無なり、山梨より南は平坦にして山無し、故に古記古圖などには、月見里と書て山なしとよみたり、又上山梨に正福寺に、橘の逸勢本州配流の時よめりと云傳ふ歌あり「古里も今は遙に遠江月はくまなし山なしの里」、又式內山名神は、今山梨牛頭天王ならん、天孫本紀に「物部山無媛連公、輕島豐明宮御宇天皇、爲皇妃」「武諸隅連弟、物部印岐美連公、志紀縣主、遠江國造、久奴直、佐夜直等祖」とあれば、此物部山無媛連公は、本州に生れて、地名を以て其名とせし人なるべし、又山名神社は山無媛連公か、或は物部氏の祖神などを祀りたるものなるべし。

（山無）

飯田（イヒダ）

今飯田村と云ふ、山梨の北に隣る、甲陽軍鑑に元龜三年十月「信玄遠州タタラ飯田の兩城を落して御仕置ありし」と云ふは此歟。又洞上聯燈錄に、天關和尚は、遠州飯田城主山內對州が創めたる崇信寺に居り、又大洞院を繼て、永享中逝去すと云へり。山內氏は此地方の士豪なるが、始末不詳、一稱天方氏。

宇刈郷（ウカリ）

和名抄、山名郡宇知郷。○宇知は宇刈の謬なるべし、今も飯田の北を宇刈村とす、今俗或は鵜飼に作る。

（鵜飼）（西樂寺）（一色）

掛川志稿云、西樂寺は宇刈の下村に在り、朱印地百七十石、相傳ふ、行基の草創、其後寬治元年、六條右大臣源顯房公再建し、眞言宗となる、永正三年、足利將軍義澄公、田六町の寄附狀、永祿八年同義輝公の文書、今川義元の寄附狀、豐臣秀吉公の朱印等あり、天正中武田の爲めに寺を燒る、其後東照宮御祈禱所に仰せ付られ、舟明山にて樽木二萬本拜領すと云へり、一色村は宇刈の東に在り、宇苅川を隔つ、凡一色と呼ぶ村諸所にあり、一色は一職にて、神領一職の田地の村名となりたる也、此村に若宮八幡あれば、昔は一村其神領の田地なるべし、又此村今庄屋富永氏一家の田地にて、外二十戶の民は皆奴僕の如し、祖を富永半左衛門と云ひ、昔の宇刈七騎の一なり、久野城主久野宗能に仕ふ、實子なく甲州の人村松藤兵衛を養子とす、休牧齋と號し醫師也、甲斐の將穴山氏に藥を與へしとありて、其時の狀今存す、甲陽軍鑑に出たる御伽衆卜齋は此人なり、休牧が三世法名一心の時、山林の爭訟あり、理は一心にありしかども、官と爭ふ故を以て刑せらる、其妻橫山氏馬に乘り中泉御代官所に至り、其首を請て歸り葬りしとぞ、夫より以後山林は彌富永氏の有となりて、今在所の山林頗廣し、又云、宇刈の城址を北城と呼ぶ、何人の城なるか詳ならず、按に應仁二年、細川勝元より天野安藝入道に與る文書に、遠江國宇刈郷事、依爲本領、被成下勝間田越前守元長、還補之判、號三條中納言家代官、山內駿河守、于今不去渡之云云、然れば勝間田、山內二氏の中の城跡なるべし。○延喜式、佐野郡眞草神社は、今宇刈村の東馬が谷に在りて、宇刈谷の古祠とす（神祇志料、掛川志稿）郡界の少移したるを知るべし。

（眞草）

衾田郷（フスマダ）

和名抄、山名郡衾田郷、訓布須萬多。高山寺本、不須末多。○今詳ならず、森町、天方などにあたるごとし。一書に一宮村の宮代の邊を、伏間谷と云ふとあれど、一宮は和名抄周智郡の地なれば、相混亂すべきいはれなし。

天方（アマカタ）

三倉川（一名森川）の山谷にして、宇刈の東北とす、今天方村、森町、三倉村の三に分つ、天方城址は今森町の大字城下に在り。天宮と云ふも、森町に屬す。

（天宮）

掛川志稿云、城下大鳥居の邊、すべて森川上下の間の村々、天方郷と稱す、城下南に川を隔て、向天方と云村あり、其下流川の西に天方村あり、天方の名義考る所なし、さて天方の中流にある飯田村を、飯田庄と稱するを以て考れば、天方は天宮方にて、昔天宮大明神の神領なりしにや、天方大明神は御朱印高五十石の古祠なり、天方は舊庄名なるべし、中古より山內氏兄弟、飯田天方の城に住せり、應仁二年の文書に、三條中納言家の代官、山內駿河守云云見えたり、されば天方飯田は山內氏世々住せし所にして、天方飯田は三條家の庄園なるを知るべし。

森（モリ）

今森町、人口六千六百、見附の東北四里、掛川の北西三里、山間の名邑なり、天台宗の古刹を蓮花寺といふ。周智郡役所あり、三倉川此を流れ、一名森川。

改正三河記云、天正元年八月、武田逍遙軒信綱、穴山梅雪、山縣三郎兵衛昌景、一條右衛門信龍等、森郷に陣を張にける、神君此事聞召、本多平八郎忠勝、本多作左衛門重次、追拂へとて遣はされしに、堀越といふ所にて、逍遙軒が勢と合戰を取結び、逍遙軒の人數散々に切負て、右往左往に敗走す、是を見て山縣、一條、穴山等は宇刈、山梨邊に備て有しが、早々二の手を以てもり返して戰はんとすれども、濱松勢は手早く追捨て引取ける、信玄公の御他界ゆゑ、武田の御備色變ると見えたり。

大鳥居（オホトリヰ）

今間詰、鍛冶島などと合せ、天方村と云ふ。掛川志稿、松岩山藏雲院は大鳥居にあり、曹洞宗、飯田村崇信寺末なり、按に天方郷は山內氏（一稱天方氏）累世の領地也、元和九年、掛川城主青山大藏少輔幸成に、天方三千石を賜る、是幸成の外祖、天方山城守通直の舊領なればなり、藏雲院は山內氏の開基にて、青山家母方の墳墓の地なり。

今川義元裁許狀、（永祿二年）天宮神主中村氏所藏（徵古文書）

去卅年、武藤形部少輔申狀仁、父中村新左衛門尉、前々

夜討之子細有之條、在所於其刻令追却、然上者、實國在家、別當在家、雖可知行儀也、中途仁有之由、及訴訟之間、武藤與助太郎、遂糺斷之上、武藤爲證文出之判形仁、夜討之子細、一向無之、武藤申掠段、歴然之條、實國在家、別當在家、如前々助太郎仁還付、出印形了、但自此内、陣夫壹人定夫、參箇一諸納物之分、代物仁積之拾四貫百餘之分也、云々。

(見藏)

三倉(ミクラ)　森町の北にして、大日山の麓、本宮山の谷奥にあたる、森川は此に出で、三倉川と云ひ、下流は太田川と呼ぶ、稲田に至り海に入る。三倉谷、一名大河内、三河物語見藏(ミクラ)に作る。

按に、難太平記「建武四年やらん、康永元年やらん、陸奥勢とて、北畠源大納言入道の子息顯家卿、三十万騎にて押て上洛せしに、桃井駿河守(今播磨守)に宇津宮勢、三浦介以下爲味方、自跡おそひ上りしに、故入道範國殿は、其時は遠江國三倉山に陣どりて、此御方の勢に馳加て、海道所々にて合戦なり」とあるは、此天方の山里なるべし。犬居、氣田の山家(ヤマガ)を背にして、險阻なれども、攻守の便あり。

大日山(ダイニチ)　三倉の北嶺にして、八荒山の西に並び、高二千八百尺、中生層の岩石に成る、山中に寺院あり。

大日山金剛密院は、眞言宗を奉し、森町を去る二里、護法神を繁昌坊と云ふは、三尺坊、半僧坊の類なるべし。

山香

山香(ヤマガ)　遠州の北方、山中の總稱にして、信濃、美濃なる遠山(トホヤマ)と稱する高原地と相連り、西隣參河の設樂(シダラ)谷を山家(ヤマガ)三方と云ふと同じく、此にては山香に作り、名義は山所に外ならず。(在所をアリカ、住所をスミカ洲所をスガと云ふに比例すべし)古語にはヤマカと云ひ、濁音にあらず、肥後の山鹿郡も同語なるべし。此山中は全く天龍川の峡谷、及び其支渓にして、方十里もあらん。今は周智郡、磐田郡、及び參河國北設樂郡の管内に割入せられ、境域頗錯亂す。本篇は新に地勢の向背、水脈の分合に考へ、古の山香郡、及び磐田、鹿玉の數郷を本として、山香の一綱を置きて系屬を正す。

(山香郡)

掛川志稿云、延喜式頭書に「元慶五年、割磐田郡、置山香郡」とあり、和名抄、山香郡四郷に分ち、也末加と訓註す、此山香郡を中古山香庄と號す、應永六年、畠山基國より天野遠江入道に與る文書「山香庄領家職之事、東手之内藤川事、」同十六年、鎌倉滿兼より天野左京亮に與る書「山衙(ヤマカ)庄西手村之内、瀬尻大峰之事、」明徳四年今川仲秋より長瀬駿河守に與る書「山香庄之内、犬間、上長尾之事、」藤河、犬間、長尾は榛原郡の北、大井河の西にあり、今其邊を總して河根(カハネ)と云、瀬尻、大峯は天龍川の上流にあり、今は豐田郡に屬す、然れば中古山香庄と呼びし地は、卽古の山香郡なると知るべし、其境界東は大井川の上流に至り、西は天龍川邊に至りし事、亦古文書を以て證とすべし、今大時(オホトキ)村六所大明神神像、文安五年の背書「周智郡之内、大土岐」小股村、諏訪明神、延德四年の棟札「周智郡氣田庄、小股村」などあれば、中古より既に山香郡は廢して周智郡に入り、猶其地を山香庄と稱せし也。

(山衙)

曾能郷(ソノ)　和名抄、磐田郡曾能郷。○今詳ならず、二俣町に大字大園(オホソノ)なれは、此邊を曾能郷の舊地とすべき歟。

(野邊)

野部(ノベ)　今野部村と云ふ、二俣町に接し、敷地村の西とす、磐田原社山の北。掛川志稿云、野邊(ノンベ)村は天龍河の東岸にある村なり、新編纂圖、大系圖等に「遠江權守藤原爲憲五世、入江權守清定の孫、野邊三郎家貞、其子野邊次郎家貫、其子野邊小次郎家綱」又、「入江清定の三男、池越右馬允景兼之孫、野邊左衛門尉爲貞」云々、皆此野部を領して住せし人なるべし、此村に俱多摩大明神あり、山王ともあやまりつたふ、又天龍院あり、天龍院は二股の城主、松井五郎八宗信創立す、宗信は今川義元に從て、永祿三年五月、尾州鳴海に戰死す、寺後に其墓あり。(甲陽軍鑑に野部をノンベと訓む)

按に、江州永源寺の寂室錄に、遠州部野山中話舊の一篇ありて、遠州路河村庄、龍壽山永安禪院と細註したり、野部を河村庄とも稱したる歟、東鑑、建久二年「以遠江國河村(カハムラ)庄本主、三郎高政、奉寄附北條殿、有訴訟之故也」とあるも此歟。

(河村)

賢婦繁茂林、邂逅遠州野部山中、話舊甚慵、
幻影闘深隱、秋風袂欲分、法多清夜月、龍壽暮天雲、
去後誰思我、可憐獨有君、精勤持志節、歳晩振斯文、
〔寂室錄〕

攷正三河後風土記、元龜三年三月、武田信玄は見付の驛より江臺(ゴウダイ)島にうつり、四郎勝頼、武田左馬助信豐、穴山信君入道梅雪、二將を以て、遠州豐田郡二股の地を攻しむ、此城の守將中根平左衛門正照、小勢なるが故に、濱松より加勢等を籠置れしかば、氣を屈せず防戰す。(今野部村大字合代島(ガフタイシマ))

(合代島)

二俣(フタマタ)　今二俣町、人口四千餘、天龍川の左岸にして、山香の山口にあたり、見附の北三里半。東鑑、文治二年、遠江守安田義定が二俣山に鹿を射取たることを載す。天龍川を此地にては鹿島川と呼ぶ、大字鹿島(カシマ)あり、鹿島山に椎脇(シヒカワキ)明神社在り(按に、風土傳に「二俣郷、當磐田郡壬生(ミフ)郷、今蜷原(ミナハラ)是也、此地山間、有水海、大蛇

(鹿島)

（蜷原）

住、日下部大様、斬蛇救民、當此時、於水海、爲郷乎、堀地則、埋木漁獵之陶器出、又割岩引水於大河、今有鹿淵之名」云々、また蜷原(ミナハラ)、笹岡、鳥羽山(トバヤマ)の三所に古城寨址ありと云ひ、蜷原城は石垣のいこれるあり、毘沙門堂、和田島(ワダガシマ)、油淵等の地名もありとぞ。

二俣(フタマタ)城址 初め二俣氏の築く所とぞ、永祿十一年、徳川氏の寥有に歸し、中根平左衛門を置かる。元龜三年、武田氏の兵來攻城陷り、依田下野守幸成入りて之を守る。天正三年、徳川の諸將之を圍み、幸成の子信蕃を誘降し、大久保忠世入りて守る、七年徳川信康來投、故ありて自殺す、其墓は清瀧寺(セイロウ)に存す、寺は淨土宗、近世田祿五十八石。

（清瀧寺）

按に、二俣氏は宗長手記「抑朝比奈備中守泰熙、當國に於て新官歳思の次第、社山に左衛門佐籠在城、配慮を以て二俣の城へ退け、尉尾張の國の浪人等、足を空にして隱る所なし、信濃三河の國境まで、手裏にしたがひたり」左衛門佐をば原註に今川一門二俣殿と曰へり、是は永正年中の事歟。○風土傳云、二俣近江守昌長築城の後、明應十一年、松井左衛門信薫、昌長に代り、其子五郎八宗信につたふ、宗信桶狭間合戰に死したり、玖延寺雲板銘に「永祿十二年四月、松井兵庫頭助近」とあれば、其比まで松井氏の居城とす、瀬尻村に享祿二年、同三年の昌長資案あり。○改正三河記云、二俣城は天龍川に臨み、東には小河あり、天龍川の方に水矢くら有て、城中に水を汲み入る、元龜三年三月、武田方には大綱を以て村木數多筏に組て、川上より流しかけければ、水路をふさぎて釣瓶の繩を切たり、是よりして城兵水に渇しければ、寄手と和睦し、城を開て濱松に歸る、天正三年六月、神君は二俣の城を攻め給ふ、依田右衛門佐信蕃よく守り急に落城すべくもあらざれば、毘沙門堂、鳥羽山、和田島、蜷原に砦を築き、大久保七郎右衛門忠世に命ぜられて、向ひの兵を籠め置かれしに、十二月に至り遂に落城す、天正七年八月九日、岡崎の三郎信康君を堀江の城にうつされ、十日に二俣の城にうつし、大久保にあづけらる、これ忠世が伴ひて山林僻郷へ落し參らすべきかとの思召なりしさ、九月十五日、天方山城守通綱、服部半藏正成、二俣の城へ御使し、神君の仰を傳ふ、信康君兩人にむかはせ給ひ、我謀反して勝頼に一味するといふことは、更に思ひも寄けぬ事なりとて、涙に咽び仰られしが、いさぎよき御腹めさる、半藏馴染なれば介錯賴むと仰せあれど、其御姿見上るより手も出しやらず、山城守手間取ては恐れ入り候さて、御介錯を勸む、當城の山續き、小松林の茶室にて火葬し、騰雲院殿達岩善通大居士と追號し、御年二十二、御葬送懇ろにいとなみて、山城守半藏濱松へ歸り、有樣一々申上れば、神君は更に物をも宣はず、此後半藏御前に在し時、鬼といはるゝ半藏も、主の首をば討かたかりしやと仰ありしを、山城守聞傳へて大に恐れ、終に逐電して高野山に閑居したりとぞ。

阿藏(アクラ) 掛川志稿云、阿倉山玖延寺、御朱印二十石、舊二股の和田と云所にありて、雲谷山九淵寺と號す、永正年中二股近江守昌長剏立也、今の地に移て後、號を改む、今川氏の文書に見ゆ、(今二俣町の大字に阿藏あり)駿州增善寺三世、仙林惠椿和尚開基。

山香(ヤマカ)郷 和名抄、磐田郡山香郷。○今光明村(クワウミヤウ)なるべし、二俣の北にして、舊山香郡の地に連なり、其境嶺を光明山とす。山香とは山所の義なること別項に見ゆ、光明村の大字に山東(ヤマヒガシ)てふがあるは、山香の東郷の遺稱ならん。二俣より山東の溪を上りて、光明、本宮二山の間、犬居に踰ゆるを四十八瀬越ゝ稱す、凡三里。

（山東）

光明山(クワウミヤウ) 今山下の山東、只來、横川、船明などを合併して光明村と云ふ。天龍川左岸に峙立し、犬居の南とす、山中に光明寺ありて、虚空藏菩薩を安置す、破鐘あり、其銘に「遠江州豐田郡、二俣郷明鏡山光明寺洪鐘、住持比丘梵性、大旦那柴田元貞、沙門眞清、同國森住大工藤原次盛、于時長祿二年戊寅、十一月初六日敬白、」

（光明寺）

此寺昔は密宗なりしが、近世禪宗、田祿三十石を給せられき。

（横川）

改正三河記云、高明山の城は、武田方より籠置し、朝比奈又太郎泰方、天野宮内右衛門景貫防戰す、この地嶮岨にて容易に攻破り難し、天正三年六月、本多平八郎、榊原小平太、二王門口を攻破り、神君御旗本勢を以て、横川に軍を移り、鏡山にとり登られ、敵の後より城中に攻入り給ふ、守將朝比奈降參。○横川(ヨコカハ)は多く天野文書に見ゆ、彼家の本領の一邑たりき。

碧田(アチタ)郷 和名抄、鹿玉郡碧田郷、訓安乎多。○今下阿多古村に青谷(アヲヤ)ありて、濱名郡赤狹(古の鹿玉郡赤狹郷)の北に隣る、即此邊にあたる、上阿多古村、熊村も此郷内なりけん。

阿多古(アタゴ) 中世郷名に呼びたり、もと溪流の名に出で、愛宕川と云ふ、天龍川の右岸、井伊谷の東北陰にあたり、今二村に分つ。

（愛宕川）（石神）

内山氏の風土傳に、延喜式、鹿玉郡多賀(タガ)神社は阿多古にあるかと云へり。石神(イシガミ)は今下阿多古村の大字にして、一石を神體とするとぞ。上阿多古の阿寺(アテラ)と云ふ部落に、明治十八年頃、民家の邊より、石棒を發見す、長二尺三寸周一尺四寸、量四貫五百匁。○風土傳云、石神社、齋富上石一箇、追年增長、此地又有六所明神、以六箇石、併立神前、郷人曰熊野神。

熊(クマ) 今熊村と云ふ、二俣並に濱松より浦川、津具に赴くものは阿多古村に來り、熊村を經て山路をたどる、村東に白倉山聳ゆ、參州鳳來寺より熊村に出て、秋葉山に詣づる行者の通路あり、座頭轉(ザトコロバシ)と云ふ。

白倉山(シラクラ) 阿多古の北、天龍川の西岸に屹立して、東岸の秋葉、光明二山と相競ひ、頗秀抜なり、標

高一千餘米突、地質は結晶片岩層に屬するとぞ。

太峰郷（オホミネ） 和名抄、山香郡[illegible]郷。高山寺本、大峰郷、（今龍川村に大嶺 云ふは、即此遺名とす、阿多古の北、白倉山の東なる峡谷にして、天龍の兩岸にわたる。

横山（ヨコヤマ） 今龍川村の大字とす、龍川とは小川、雲名、戸倉、月村など、天龍川の兩岸の諸部落を併せたるものにして、犬居村の西に隣る。濱松より横山まで凡七里、此より犬居へ一里。

雲奈（ウナ） 今龍川村の大字とす、天文廿一年、今川家より天野氏へ與へたる證判に「犬居、山中、宇奈、横川名職、井字名之内、新田共に、都合五十貫文者、定納陣夫五人、代官職之事、領掌訖」云云。

與利郷（ヨリ） 和名抄、山香郡與利郷。○今詳ならず、大峯郷の北なる大井、佐久間、浦川などにあらずや、而もいまだ其徴證を得ず。風土傳に、延喜式、遠江國中男作物の與利等腊と云ふを、與利郷其外の產腊にて、腊は乾肉の名也、今も氣田の井與利（ヰヨリ）郷杉村に鹿苑社あり、腊を出せし舊地ならんと論ず。然れども井與利郷は氣田郷の舊域なれば、此西手（ニシテ）と此說隔す。西手は應永年中の文書に、

（西手）

山香（ヤマガ）庄、西手村々內、瀬尻大峰、云々、とありて、天龍河の河畔の山村を總稱したり、蓋秋葉山の西なれば也。

大井（オホヰ） 今戸口、瀬尻（セジリ）、平山など、秋葉山の西北、天龍河にいぞめる部落を合同し、山香村と改號す。二俣の北六里、青崩山道の小站にして、奥之山（オクノヤマ）川此にて天龍へ併す（大井の東に不動瀧あり、秋葉山の北とす）大井村、佐久間村などには、村長を公門（クモン）と云へり、中古の公文の遺號とす。瀬尻は天龍川の急灘に因りて其名出づ、凡瀬尻以下掛塚までは、近世角倉（スミノクラ）形の小舟を上下せしめたり、凡十一里。

（瀬尻）

平山（ヒラヤマ） 今山香村の大字とす、天野氏文書「遠江國犬居、大峰、平山等三箇村、地頭職事、乃本領當知行上者、不可有相違之狀如件、應永六年十月、天野遠江入道どのへ、沙彌」これは公方義満の教書とぞ。

佐久間（サクマ） 今佐久間村と云ふ、大井の西北にして、天龍川の西岸に跨がる、久根（クネ）銅山あり。

久根銅坑は享保年中の始見に係ると云ふ、爾後興廢常なかりしが、近く明治三十年の頃に、一大鑛床に邂接し、忽好況を呈す、地質は結晶片岩系に屬し、三條の鑛層を胚胎し、扇豆狀を以て成る、其一鏈は幅百尺に及ぶべしとぞ。

（久根銅山）

神妻山（カウヅマ） 佐久間村の南、半場に在りて、權現山とも云ふ、浦川村の東に連り、山中に神妻權現の社あり、近世朱印田二十七石五斗。一說、此社を三代實錄、貞觀二年信濃國馬背神と云ふに引きあてゝ、國郡界古今の變革ありと云ふものあり、地形に考へ、其非を覺るべし。蓋「神妻社、祭日切馬爪、以爲古例」とあるにつけての附會のみ。

浦川（ウラカハ） 今浦川村といふ、熊村の北にして、天龍右岸の一溪流を占む、二俣を去る凡七里、津具川は浦川村の川合と云ふ地に於て、天龍に歸入す、浦川の南に白倉山あり。○風土傳云、浦川村白蔵山、通大峰、凡四里、山中人跡少、神人住焉、俗號山男、雪中見其跡、知盛大也。

津具川（ツグ） 今三河國北設樂郡の管內に屬し、津具村に發し、東南流七里許、浦川村に至り天龍川へ入る。

津具川の山谷は、地質第三紀に屬し、亂山の間に在れど、形勢險峻ならず、自ら一區を成す。今八村、人口一萬四千、北設樂郡の管內とすれど、堺域整合せず。其位置は天龍川の西岸に在るを以て、本篇之を山香の下に係く。

本郷（ホンガウ） 今本郷村と云ふ、浦川の西北一里半、南設樂郡大野町の北二里、元何郷の内にや。

本郷の西に御殿山あり、今其邊を御殿（ミドノ）村と云ふ、御殿の北を振草（フリクサ）村とす、振草の大字古戸に凝灰岩の砥石を代りて一產物とす、本郷の北を御園村とす、今は園とのみ呼ぶ。

（御殿）

津具（ツグ） 今上下の二村に分つ、本郷の北四里、標高凡六百八十米突の位置に當ると云ふ、遠參二州に於て無双の高原なるべし。田口の東北二里、（田口は今設樂郡の治所とす）二俣より計らば十二三里もあらん。三河細見に津具に鑛山ありて、武田家の時は、其金堀奉行を置かれしやに載せたり。

富山（トミヤマ） 今富山村と云ふ、佐久間の北四里、津具の東四里、天龍川の畔なる孤村にして、信州伊奈郡界に接す、舊圖に左太郎分、左衛門分など云へる部落即此とす。

奥之山（オクノヤマ） 今奥之山村と云ふ、富山、佐久間の東にして、天龍川の一支栃生（トチフ）川の谷にして、氣田谷の北とす。其東なる黑法師の山脈は南北に走り、天龍と大井（遠駿の州界）との分水嶺たり。

相月（アヒツキ） 又綾附（アヤツキ）に作る、今奥之山の大字とす。掛川志稿云、奥之山相月村、帝釋堂永正十一年の銅版に「周智郡綾附郷」とあれば、周智郡の管內に入りしも久きことなり、氣田は和名抄、山香郡の郷名より起る。

奉讓造立、平安寺鋺守三所、帝釋、牛頭天王、若宮八幡三所、三島權現、平家修理太夫經守立之、遠州周智郡、奥山綾附郷、鎌倉從賴朝、以上使改之、大旦那、奥山左馬尉實吉、綾附日見各合力、□□□願主守長子孫、西之光守、禰宜兵衛再興之、于時永正十一年、甲戌霜月十二月、（下畧）（風土傳）

奥之山郷より大峠の邊に、信濃宮の事蹟とて說くものあ

れど、訛言多きに似たり。

奥領家（オクノリヤウケ）　今奥之山村の大字とす、山香庄の奥の山の領家職の義にて、中世の田制に出でたり。青崩山道の小站にして、大井の北三里。

地頭方（ヂトウカタ）　今奥之山村の大字とす、領家方に對し地頭職の得分なりし者とす　地頭方の東に黒法師山（クロホフシ）を望むべし、標高二千米突以上の連嶺、南北に走行す、又北には東西に走る青崩の嶺脈あり。

山住（ヤマズミ）　奥之山村の大字とす、相月の東にして、此に山住權現と稱する一祠あり。或書に、之を以て延喜式、周智郡芽原（ハキハラ）川内神社に引きあてたれど、地界相違して、今こそ周智の管内なれ、古の山香屬域なれば、式内社にあらず。

杼生川（トチフ）　奥之山の溪流とす、一に瀧中に作り、又水久保川と云ふ、長凡十里、山谷顛躓し

青崩峠（アヲクヅレ）　山香、秋葉より信州伊奈郡に出づる唯一の徑路にして、或は秋葉道と云ふ、二俣より秋葉山、天龍川に沿ひて犬居に至り、更に杼生川の谷を登る、其界嶺標高一千一百餘米突、之を青崩と名づく、二俣より青崩まで凡十三里、青崩より飯田まで凡十里。

秋葉山（アキハ）　今犬居村に屬し、天龍川の東岸とす、犬居の首部、堀之内の北二里餘、山上に秋葉神社あり、標高八六六米突、山甚高からずと雖、樹木森々たり、鎭火の靈を祭ると云ふ。

合羽着て鹿にすがるや秋葉道、　　其角
かし鳥に杖を投げたるふもとかな。

遠州周智郡犬居之郷、大登山秋葉寺は、山開より元和八年死去の昌春迄は、代々禪家持にて御座候、雖然信玄一亂之時、犬居郷も秋葉山も、放火之地となり申候處を、相國様から坊に被下候共、山坂之事不罷成、鹿之伏土になり申所を、可睡六代等膳和尚、相國様之得御意被成、其故かのう坊へも申理、我等果候上は、一跡別當職相違有間敷候と、一筆をとり、山中筋へ血脉をさづけ、此施物にて、觀音堂を初大形寺家建立被成、先之光播之弟子光達を住持と定置被成候、縱かのう坊一筆無之候共、一亂之以後、以御証を草切仕、元和八年迄禪家より持ちぬ申候處、曆然にて御座候事。（寛永二年、可睡齋光達言上書）

秋葉神社（アキハ）　祭神不詳、近世秋葉山三尺坊大權現と稱し、鎭火の靈驗を說きたる名祠也、古代には聞えず、頃年本地の佛像を排斥して、一山神道の管理に歸す、故に僧寺を廢し、三尺坊の祭壇は可睡齋へ移さる。○或說に、清和紀、貞觀十六年、遠江國岐氣保神授位の事あり、當國山香郡岐氣郷ありて、後の秋葉にあたれば、岐氣は岐陛の譌にて、岐陛の火神（ホノカミ）ならん、秋葉神即此に同じ、云々。

秋葉寺址（アキハ）　此寺は創始不詳、永祿十二年、德川氏より別當光播へ判物を賜りければ、光播を推して中興とす。甲陽軍鑑に「元龜三年、越中の椎名方へ、去年未の九月、德川家康より越中越後へ兩使、一人は加納房、一人は熊谷小次郎、加納房僧也、右信狀に去年以權現堂、色々家康入魂の旨、信實に候、於此者大慶候、云々、此權現堂は遠州秋葉の先達、加納房が事也」とあれば、往昔は修驗行道者の住持せる者とす。可睡齋の宋山和尚の入山したるは、慶長年中の事歟、爾後宋山の法嗣之に居りて、三尺坊の靈異を說き、遠近士民の歸依を厚くし、廣く諸國に威德をかゞやかしたり。安永七年、宋山七世の孫任宗、勅願所の綸旨を申降し、愈盛大を極めたり、明治維新の際に至り、寺僧退去して、三尺坊大權現を可睡齋へ移す。

東海道圖會云、大登山秋葉寺、天文永祿の頃兵火に罹りしが、本社本堂共火つきけれども、棟上より白水流出、災を免れしと、今に堂宮の檜皮少々焦れて見ゆ、例祭十一月、火鎭の祭あり、此神の靈驗は第一弓箭刀杖の難を免れ、第二火災燒亡の難を免れ、第三洪水沈沒の難を免るとて、近年都鄙の參詣おびたゞし、秋葉講とて國々にて人數を集め參詣し、其參詣の路頭に標石、又は燈籠なども建てて諸人を導く。○掛川志稿云、秋葉は山中深嶺、四抱五抱の杉甚多し、此山不殘寺領にて、御朱印二十六石の外に、十九石の除地あり、山に登るに鳥居數所に在り、二町目には、正德四年彦根城主井伊氏より建進の鳥居あり、本堂には本尊正觀音を安置す、相並びて右に本社三尺坊ありて、其鳥居の額に正一位秋葉大權現とあるは、後西院の宸筆とす、秋葉寺緣起に、當山の守護神、正一位三尺坊大權現と申奉るは、觀世音菩薩の垂跡權化にて、本信州の生れなり、六七歲にて出家させしが、大學無双の阿闍梨となり給ふ、其頃越後國藏王堂に十二坊あり、其第一の三尺坊の主と成給ふ、此時に不動三昧の法を一七日の間執行して滿する曉、燒香の中に火焰もえ上り、烏形兩翼にして左右に劍索を持たる相現せしかば、一法に成就したり、我身即本尊とならんと、心に觀念せるに、煩惱業生死の報悉く滅盡して、忽飛行自在神通を得給ふ、然る所へ一の白狐出現せしかば、則此白狐に乘り、何國にても其止まらん所に住して、度生利益を專にせんと契ひ、虛空を飛行しけるに、今の秋葉山に白狐とゞまり、爰を安住の峰と極め給ふ、其時空中に聲ありて、「以種種形、遊諸國土、度脫衆生」の文聞えけり、是永仁二年八月中旬の事とぞ、其詞頗荒唐なれ共、外に據るべき實證なければ其儘書載せたり、文化七年正月、本社、本堂、方丈、庫裏不殘燒失す、同十一年觀音堂新建、九月入佛、文政二年本社造畢。○鹽尻云、今時も猶淫祀は多し、貞享二年の夏、遠江の國秋葉山の三尺坊を祀り、路をへて京にいたらんとせしが、官命ありて邪神を坂の下より追ひかへし、其主者同謀の者を罰したまひしにぞ、人少しは眼も開きぬ、其間に男女のまどひて、財をすて

ける事かぎりなかりし、予も東武下向の道、池鯉鮒の驛にて見侍りしが、あさましくうたてく覺えし、あゝ愚俗其鬼にあらざるを祭るのみか、三尺坊の、七面のなんど、むかしあらざる邪神を崇敬して、道に背き財を費し侍ること、歎くにも餘りあり。○耐軒餘錄云、案、信濃戶隱山、越前日永（ヒナガ）嶽、武藏高尾山、皆有妖神祠、呼爲飯綱神、觀其圖形而傳之、乃所謂天狗也、今遠江秋葉山祠、世俗喧傳有祈必應、香火頗盛、此亦爲戶隱山神別祠、仍爲荼耆尼天、荼耆尼狐神、別號白晨狐王菩薩、又貴狐天王、可知其實是狐也、僧運敞谷響集云、荼耆尼有二種、一啖人心、雖祈者得福、而爲邪術、一啖去人心垢穢、是爲正法、但啖人心既爲幻矣、去其垢穢、幻之又幻、不足辨也、文德實錄云、美濃席田郡有妖巫、使神行人間、以啖其心、民被其害、先是巡部者、畏避不肯涉其地焉、越前守高房、單騎驅入、捕而殺之、大和本草有云、世有飯綱術、眩惑人之耳目、卽爲荼耆尼術、乃知不過使人眩惑其心耳、適遇英明不惑者、卽敗矣、小民無知、往々爲其蠱惑、不但今日、朝野群載云、唐初百姓多事狐神、時有諺曰、無狐魅不成村、狐王廟見于宋史、則至宋不衰可知矣、續紀、光仁帝寶龜十一年之詔、中原康富記、宗祇物語、並詳述巫蠱事、則知國朝亦此風盛行、不但今日也、著聞集、載一貴紳適有所祈焉、以命僧善荼耆尼術者、數日當晝而寢、夢狐來留其尾而去、既覺探枕上、果有狐尾、明日所祈卽遂焉、爲之建祠、此等妖妄不可信、大抵係姦猾誇張爲幻、誑惑時俗所謂天狗、亦爲是物也。

秋葉（アキハ）城址　今詳ならず、犬居城と同異如何、山香庄の地頭天野氏の故跡とす。

掛川志稿云、秋葉の城と申は、今大峰村の中腹に、御所の跡と云所ありて、內裏山と呼び、又水久保の小佃と云所にも、內裏と呼ぶ所ありと云へり、天野信景が鹽尻に、秋葉山は我遠祖の城地にして、前下野守景隆、親王將軍宗良の令旨を奉じ、延元の初よりたてこもり、乾、奧山等の兵を統て、王の軍を勤めし、男安藝守景顯、其子民部少輔遠幹、及び其嫡子對馬守遠貞に至て、此城を主維せり、遠幹以來宗良の御子尹良親王の幕下となるとあり、按に、信濃宮傳に「信濃宮宗良親王は、遠江國にもましましければ、井伊谷宮とも申けり、井伊遠江介道政かひかひしく御供仕り、奧山の城に入奉り、新介高顯をして國中の與族を招き集めける程に、秋葉の天野一黨をはじめ、奧山、乾、二俣、入野等の兵我も我もと集りける、當國の守護今川五郞範國、軍兵を率して攻まいらせけれども」云云、又「宮の御子興良親王は近年（正平元年、新田義宗碓氷峠の合戰利を失ひたるの後）秋葉山にかくれましましけるが、今川しきりに害心を企て、討取參らすべしとて攻來りければ、秋葉の城主天野周防守景顯、無勢にして力無く、御命を助奉ん計に一旦降人になり、親王を囚の如くにしてみづから御供申し、京都に上り二條大納言爲定の館に入れ參らす、文中三年九月、北京にてかくれさせ給ひけり、又宗良親王は其後井伊谷（ヰノヤ）にて薨ず」云々。○南山巡狩錄云、信濃宮傳、及び天野信景所藏古事殘篇等によるに、興良親王は延元、興國の間、駿河國にて狩野介貞長が許に居給ひ、のち遠江國にうつり給ひ、天野周防守景顯かしづき申せしかど、正平七年天野無勢なる折から、今川が兵ども宮に迫りたりし故、一時のはかりごとに、天野は降參し、宮の御命をたすけ奉りしとや、此宮は擒の如くにて入洛し給ひ、御ゆかりおはします御子左中納言爲定の許に居給ふと云、時勢に考ふれば、いかにも實を得たるが如し、しかれども他の正史にくはしき傳說なし、後の識者考あるべし。

「天野周防七郞左衛門尉經顯、當知行地事、不可有相違之由、天氣如此、悉之以狀、
元弘三年八月廿九日　式部少輔（判）

「判（足利尊氏）
上總親王宮、奉憑取之由、今河入道所注申也、尤以神妙、彌可抽戰功之狀、如件　文和二年五月廿七日
天野周防前司入道殿」

「關東たいぢのために、はつかうする所也、よろづたのみおもひ候、いそぎ〳〵さんせられ度候、へつしたる忠しやう可有候、猶々いそぎ〳〵さんせられ度候、
觀應二年十一月廿八日　（判）（足利尊氏）
天野周防守殿」

「上卿久我大納言　永德二年七月六日宣旨
宜任下野守　天野景隆　藏人頭右兵衛督氏房奉」

「遠江國奧山鄕三分一、信濃守跡、地頭職之事、爲料所、所預置也、（中略）正平十三年九月廿一日　左馬頭
天野兵部少輔殿」

天野文書、數十通、山下熙庵遺稿中に在りとて、風土傳にも收めたり。元弘元年五月、鎌倉攻の時は、新田氏に隨ひ忠功ありしか、建武二年以後は足利氏に方人したる趣分明なり。然るに正平の年號あるもの一通あり、猶考ふべし、信濃宮傳は信を取り難し、鹽尻も失考多し。

犬居（イヌヰ）　今犬居村と云ふ、秋葉山の南麓にして、氣田川の谷とす、卽光明山、本宮山の陰也、又乾に作る。

掛川志稿云、犬居は堀之内の舊名也、元弘元年、天野周防七郞左衛門經顯が狀に「若黨犬居左衛門五郞茂宗」とあるを、犬居の名の古く見えたる始とす、至德三年、昌山氏より天野遠江入道に與る書に「大峰、平山、犬居村地頭職之事」云云、天野氏久く此山中を領して威勢あり、其一族家人多く其間に住せしに因て、犬居を山中の總稱として、氣田、熊切、砂川の諸村、皆犬居鄕と稱し、犬居山中と呼ぶ。

領家（リヤウケ）　今犬居村の大字とす、堀之內の西にして、龍川村の雲名に接す。領家の十二が谷、及びキンペイヤクに横穴

二十餘所ありと一雜志に載す。又本邦地質學上に於て、太古界の水成岩の一種片麻岩は、領家にあらはるるを以て、領家片麻岩の號あり、石英、黑雲母、及び多少の長石を含むと云ふ。

掛川志稿云、按に領家と云は京家の人の私領の地なり、是を庄園と稱し、其領主をば領家と稱し、其武家の得分をば地頭方と呼ぶ也、然るに中古より領家所帶の地、武家の有となりたる故に、應永六年文書「遠江國山香庄領家職之事、東手之內藤川事、爲兵粮料所被預置也」云云、是は天野氏の預り所にして、全く其本領の地にはあらざる也、領家村は秋葉山の下、深淺の間にあれど、三尺坊の參詣に因り、坂下、和田谷、長澤など、旅亭館を專とす、六所明神あり、犬居の總鎭守一宮と稱す、慶長六年古證文に領家六所明神と云ふ。

堀之內

今犬居村と改む、本は犬居の堀之內と云ひ、堀とは城池の謂なり、二俣の東北三里、森町の西北三里、氣田川の谷間なる名邑とす。

掛川志稿云、堀之內市場は、昔天野氏の城下の町也、今は農あり商ありて、秋葉山への參詣者の旅店もあり、瑞雲院は天野氏の建てたる曹洞宗の寺院とす。○改正三河記云、天正四年四月、神君は間路を經て瑞雲といふ所に屯し給ふ、これは乾の城主天野を攻給はんとの事なりしに、折節甚雨降つゞき、氣多川出水して、堀內、和田谷まですゝみたる御先手の軍士も、進み得ず退軍ありしに、天野は敵陣に聞る、機を失ふ可らずと、軍勢をいだかせ、乾より三里の間を馳にはせて、後陣の勢に喰付て挑みかゝる。○甲陽軍鑑云、永祿十一年、信州伊奈より、山道を秋山伯耆押て、二俣の邊へ働出る、三年以前より、乾の城主天野宮內右衞門、內通申上る故也。

(瑞雲院)　(乾)

犬居城址

堀之內に在り、天野氏の居れる所とす、此家は伊豆の藤內遠景の嫡流にして、其菩提所瑞雲院に古文書を傳ふ。足利家の管領畠山基國の狀、

遠江國大峯、平山、犬居村地頭職之事、橫地左京亮長連父、爲去正平六年就掠給之、可遵行之由、度々雖被仰守護人今川入道心省、任御事書之旨、心省觀應三年六月、成安堵之間、依不沙汰附、康曆二年十二月、被止料所之儀畢、雖然長連猶以就歎申之、去月廿一日、令有其沙汰之處、於正平御下文者、申成料所之間、令弃置候、至料所之段者、旣被止其號之間、傍所被閣長連訴訟也、此上者可被全領知狀、依仰執達如件、

至德三年六月廿七日、　左衞門佐、

天野遠江入道殿、

天野氏遠江國犬居を領せし始め詳ならず、周防七郎左衞門尉經顯が元弘元年の注進狀に、若黨犬居五郎茂宗、小川七安市と云名あり、又同年の綸旨にも當知行とあれば、其頃旣に犬居に住せしと見えたり、夫より數世、大峯、平山、犬居等の地頭職として相續し、永祿天正の間、宮內右衞門景貫の時に至て、甚强盛に誇る、しかれども其終遂に東照宮に敵しかたく、城を避て降伏せり、武德編年集成曰「天野は藤氏に忠を盡せし周防三郞經政が後孫にて、遠州奧山郷三分二を領し、再名あり」云々。○三河記云、天正四年七月、家康犬居へ御働あり、タル山の城を攻取、カツサカへ押寄給へば、シホ坂を持て入立ざれば、大久保七郎右衞門に石が嶺へ上り、笠より追崩せと御意あり、大久保おうけして石キリへ移りければ、天野宮內かなはじと思ひて、カツサカをあけてシシカハへ移りて引退きけり。

岐陛郷

和名抄、山香郡岐階郷。○岐階は岐陛の誤にて、キヘと訓む歟、萬葉集の遠江國歌に「鹿玉の伎倍」てふ語あり。今も貴平てふ地名、濱名郡內に遺れば也、岐階にては訓讀に苦む。或は曰ふ、岐陛は後世其頭にアの一母音を添加し、アキヘと爲り、アキハと移れるならんと。

氣多郷

和名抄、山香郡氣多郷。○今氣田村存す、熊切村も之に屬する歟、犬居秋葉の東にして、山谷廣し、其東は大日山より黑法師山に連なる嶺脈に至る。

三河物語云、天正二年四月、家康犬居へ腰兵粮にて御働き有て、瑞雲に御旗が立ければ、諸勢はレウケ、堀の內、和田の谷に、陣取、折節大雨ふりて、大水出ければ、一兩日は何れも兵粮なくして迷惑したり、御旗本ミクラ迄引取らせ給處に、天野宮內ケタの郷より出で慕ひつき、たる山カウメウの城よりも先へ廻つて、田野、オフクボ村に出で、鄕人を相加へて、此の峰谷、彼處のをづる、山崎、木萱の中よりして矢をはめ、鐵炮をはなし、大聲あげて附間、田野オフクボ村に敗軍、上樣は天方へ入給ふ。

氣田川

小俣、京丸の奧に發源し、西南流、秋葉山の東を過ぎ堀之內に至り西に向ひ、秋葉山の南に於て天龍川へ入る、長十里。

掛川志稿に、氣田村の中に十五七百と云ふ部落ありて、キイナゴと訓む、是は天野氏の家人十五人にて、此部落七百貫文高の地を知行したる故に、十五七百と書すと說く。今按に十五七百は、もと寸五七百にて、キイナホと云へしにや、寸は万葉假字キにて、八百をヤホと訓む例に因り、七百をナホと假借したるごとし、畢竟好事の所爲に出づ。

小俣

今氣田村の大字とす、堀之內の北四里の山中にして、七百米突許の高地にあたる。小俣の諏訪社の棟札に、正德四年周智郡氣田庄小俣村とあり。(掛川志稿) ○人類學會雜志云、遠州の奧なる京丸に、阿彌陀佛の木像あり、其背書に、

(京丸)

南無西方極樂世界之阿彌陀如來、十方三世諸佛、皆是

阿彌陀佛、請願者本願大□諸願成就、皆令滿足所、正年四十九歲、丙申年男子藤原國吉、刑部卅、天長地久御願圓滿、志事、當所富貴□子孫榮昌、七難卽滅、七福卽生、昔天竺□外長者、阿彌陀如來依功德、往自驗國大王成、今生信濃國善光寺佛前、□本多善光之□、寶正甲申、五月十一月廿八日、敬白□謹、

人口は小俣京丸兩村合して八十餘、食物は通例粟と稗にて、稀には米を食ふことあり、其他串柿、椎茸、芋などを食料の中に數ふべし、古人の紀行に、遠州奥山の京丸の牡丹は、花の大なる車輪のごとしとて、其奇異を說き、或地圖には京丸に牡丹谷てふ標目をさへ加へたれど、今此山中を探見するに、牡丹などは根もなき造りことなり、もしくは石楠花を牡丹と思ひたがへしにや、山中に石楠花多し。

熊切（クマキリ）　今熊切村と云ふ、氣田川の谷、この東側の諸部落を總稱す、石打杉村（スギムラ）、大時、花島等の大字あり、杉村を往時は井寄郷と云ふ。○掛川志稿云、杉村の門島といふ所に、一叢祠あり、神體因擬の古像あり、三軀は長二尺五寸許、一軀は二尺許、古鏡二面あり、一は徑一尺、一は二寸五分、祠中に陶器十三あり、神酒を入る器也、祭禮の時は十三器皆酒を入る、此器の狀尋常の物と異なり、舊隨身門ありて今廢す、隨身像亦祠中に納む、慶長十八年の棟札に「襲奉修造、小國鹿園大菩薩御寶殿」とあり、今は小國鹿園の字に因て、誤て正國六音（シャウコクロクオン）と稱す、此祠は一宮小國、二宮鹿園の二社神を合祀せる也。

(杉村)

大時（オホトキ）　今熊切村の大字とす、大日山の北にあたり、堀之内の東三里許。大時の六所明神の神像背書に、文安五年、周智郡之內、大土岐とあり、又此邊なる花島の帝釋堂の古鰐口、年月の銘刻なけれど、土中より堀出せし物なるが「周智郡春山」とあれば、山香郡の廢したるも久年の事とす（掛川志稿）

小笠郡

小笠郡（ヲガサ）　明治二十九年、佐野、城東の二郡を合併し、小笠の新號を立つ、小笠てふ山峰の、佐野、城東の間に峙てるに取る。一町四十五村、人口九万五千掛川に治す。

佐野郡（サノ　サヤ）　明治二十九年、城東郡と相併せ、小笠郡と改號す、卽小笠山の北、諸井川（末は大田川に合ふ卽袋井川に同じ）の上游なる平原地にして、岡磴四周して自ら一區を成し、東海道の驛路之を過ぐ。

掛川志稿云、佐野を左郷と訓す、古は佐夜とも佐益とも書けり、後には多く佐野字を用ひしより、今は誤りて佐乃と訓するなり、姓氏錄、舊事紀「佐夜部直」續紀「佐益郡」萬葉集、延喜式、倭名抄「佐野郡」に作る、後世に及び長享五年、大悲山金皷「左夜郡」天文十九年、下西郷神宮寺金皷「佐夜郡」慶長十一年、紺屋町了源寺顯如上人肖像「佐夜郡」に作るを以て思へば、誤て佐乃と訓するは近世のとなるべし、名義は兩山間にて川に據りし地なれば、佐谷と云ふとならん、凡佐と云ふは水に屬せる地をさす、諸國郡郷の名、佐狹等の字に從ふもの頗多し、されば水に據りて曠野に在るを佐乃と云ふ、（常陸筑波郡、久慈郡、肥後山本郡に佐野、丹後熊野郡に佐濃郷あり）山間に在るを佐谷と云ならん（上野那波郡韜田、河内丹比郡、肥前養父郡に狹山あり、皆借字にて、佐谷田、佐谷間など云義ならん）又上古佐夜部直の居りし地は、何處なるか知らねども、恐くは山口の郷中にや在りけん、式に所謂己等乃麻知（コトノマチ）神と云も、其遠祖美麻知（ウマシマチ）命を祭りしものと見ゆれば、國造の神事に預りし類にて、其餘裔の祠官となりてありし世も有りけん、郡郷の名も多くは小地名より起りて、廣く係るものなれば、此佐夜と呼びしも、佐夜の中山に近き所より興りしものにて、遂に郡名にもなりしものならん、上古は素賀國などありしか、早く廢せしかば、成務帝の朝には、物部氏の徒佐夜部直と呼びて、素賀國造に繼ぎ、久努直と云もありて、仲哀帝の時には久努國造と呼びしもありしと見ゆれば、其頃の佐夜の界は、大概今のごとくなりけんを、久努國も亦早く廢したれば、孝德帝の時郡の大小を定められし時には、いつしか其界も混同して廣くなりしにや、養老六年二月には、又「割佐益郡八郷、始置山名郡」と續日本紀に見ゆ、（倭名鈔、山名郡に六郷の名ありて、佐野郡も六郷なるを以て思へば、山名の八郷なるべき理もなく、養老の時に八郷ありしが、倭名鈔には六郷に減ずべき理もなければ、八の字は六の字の誤寫なると知へし）、此に山名郡となりし地は卽古の久努國にて、此時再び舊界に復せられしものか。

(佐益郡)

小松郷（コマツ）　和名抄、佐野郡小松郷、訓古萬都。○今曾我村なるべしと云ふ、磐田郡久努村（古山名郡の地）の東に隣り、驛路にあたれる地とす、（曾我村大字平野（ヒラノ）に小松原の名のこると）大池村も此郷の舊域內歟。

(平野)

曾我（ソガ）　掛川志稿云、和名抄小松郷は、六百年前までは廢滅せざりしと見えて、神鳳鈔に小松御厨あり、小高御厨、山口御厨と云もあれば、俱に郷名なるを知るべし、其後見る所もなけれど、本郡五郷の內、此餘の郷名は各據もありて、比校推測する時は、小松は今の曾我の庄中たる疑ひなし、舊事紀に「素賀（スカ）國造、橿原朝世、始定天下時、從侍來人、名美志印命、定賜國造」とありて、素賀國と呼びしは、今の佐野、山名の邊をさして云しと見ゆ、成務帝の頃より後には、遠江國造、久努國造、など見えたれば、いつか素賀國造も廢れ、其代りには佐夜部直な

(家領)

ど云もありしならん、今曾我庄と云は、卽素賀の國號の遺れるものにて、領家村の曾我と呼ぶ地は、恐らくは素賀國造の後裔などの跡なるべし。

遠江國笠原庄內、曾我鄕地頭、領家、同國富部鄕事、爲給分預置所也、仍可致其沙汰之狀、如件

應永廿年正月十九日　　源　範　泰

天野左京亮殿

原川（ハラカハ）

今曾我村の大字にして、領家と相近し、舊は小驛店なりければ、原川宿と云ひ、歌枕名寄にも載せられたり、

腹川や背川の水の底清み住里人の心をぞ知る、雅經。

掛川志稿云、原川宿は袋井と掛川の間にありて、旅客の爲に酒肆茶屋など設けて、生業とすれ所なれば、國初前に早く町となりて軒を并べしものと見え、慶長九年檢地帳にも原川町とあり。○三河物語云、永祿十一年、家康不入斗（イリヤマセ）の御陣より仰つかはさる、大炊河を切て、駿河の內をば信玄の領分、遠江は內をば某領分と相定て有處に、秋山(伯耆守晴近)被出候事ゆはれなし、早早引歸らせ給へと、御使立ければ、秋山は見付の郡より山ナシへ引入スクモダか原へ押上て、原河の谷を通り、藏見（クラミ）、最鄕（サイガウ）を通り、サヨの中山へ出で駿河へ行く。

澤田（サハダ）

今曾我村の大字にて、原川の東とす、三河物語に永祿十一年、懸川今川勢對陣の時「天王山に取出をなされ、久野三郎左衛門を置かせられ、西はカハ田村の上に取出をなされ、各々番手に持、南には曾我山に取出を成され、蝮塚（マムシヅカ）の小笠原與八郎持」とあるカハ田はサハ田の誤にあらずや。

大池（オホイケ）

澤田の東にて、掛川の西とす、今大池村と云ひ、沼池あり。集古文書、元弘三年下月の綸旨に、遠江國大池庄、高家跡とあるは此にて、往昔は鎌倉北條一門の領邑たりしを知るべし。

邑代鄕（イヒシロ）

和名抄、佐野邑代鄕訓、伊比之呂。○今垂木村、和田岡村雨櫻村にあたる、小松鄕曾我庄の北とす、雨櫻村の大字家代は邑代の訛とす。

(代家)

掛川志稿云、倭名鈔、邑代を伊比之呂と訓す、後に上代（ウヘシロ）とも家代とも云、皆音訓の轉訛にて、今の家代村は其名の遺れるなり、然るに今の俚俗に垂木七ヶ村と稱せり、此七村平素新交往來すら事一族の如し、按に諸國に邑字に從ふ地名甚多し、邑美（オフミ）、邑智（オフチ）、邑久（オフク）の類みな於不と訓す、蓋呉音なり、以不を轉じ以比と訓す、以比之呂と訓せしによれば、飯代と云義なるにや。

垂木（タルキ）

今は垂木村、雨櫻（アマサクラ）村の二に分つ、俗に中原庄垂木谷とも稱す、驛路の北にして、幡羅鄕に隣る。

掛川志稿云、雨櫻牛頭天王は、下垂木村の石川と云所にあり、相傳ふ、山內家の時、祈雨のために一首の歌を作り、社頭の櫻の枝に結び付けたれば、速に靈驗ありて雨降りたり、よつて雨櫻天王と稱すとぞ、應永廿七年の金鼓銘に「遠江州垂木天王宮寶前、應永庚子、閏正月初吉、勸進比丘明澤」とあれば、應永中草創せしなるべし、六所明神は二之谷に在り、雨櫻天王の脇宮と稱し、祠官の徒仕ふる事、上下の差ひなし、東南にあたりて田野の中に馬場あり、神事の時流鏑馬の遺風を行ふ、祠頭に永正十一年八月鑄る所の洪鐘あり「大檀那興津濃州守久信、二俣八郎左衛門長富、富塚五郎右衛門久行」の名を刻せり、何れの所の人にや知らず、按に、此村金谷の古洞より、儀刀明器の類を掘出す事あり、これに因て考れば、古洞は古へ此邊に住せし郡司なぞの墳墓にて、此六所大明神も其祖神を祀りたるものならん。

(櫻雨)

富部（トンベ）

今垂木村の大字とす、應永廿年、今川範泰より天野左京亮へ、給分として富部鄕を預置くとの、古證文あり、(掛川志稿)曾我の領家の下に、引きたるもの卽是なり。

各和（カクワ）

今吉岡、高田と併せ、和田岡村の稱を立つ、曾我村原川宿の北にして、原谷川に沿へり、三河物語角笆（カクハ）に作る。

(輪客)　(笆角)

掛川志稿云、各和は客輪とも書す、蟵田原（スクモダ）に迫る所なれば、白羽、端和、箕和など云類にて、崖曲と云義ならん、崖をかけと訓するも、缺と云言にて、掛川、懸塚など呼ぶ所と同し類ならん、今金塚など呼ぶ邊は、卽崖田にて常に水の岸を嚙む所なり、然るに國初前、今川家の一族各和氏なるもの此に住す、地名を以て氏とす、今田野の中に堀の內、木戸口と云小地名あり、武德編年集成に、永祿十二年正月廿五日、駿河の城近き客輪村の砦に、各輪三郎兵衛、今川方として據る、久野三郎左衛門、本間五郎兵衛を攻む、三郎兵衛二日が間散々に拒ぎ闘て自殺し城陷る。又云、大呂山永源寺、蟵田原（スクモダ）にあり、舊趾は岡津原の西にあり、永祿年前には、寺を龍昌院と稱す、故に開基を龍昌院殿青山道空居士と云ふ、居士は今川家の一族にて、各和伊豫守某なり、享祿四年、天文二年、三年の寺領の文書あり、又天文七年道空の寄附狀に、龍昌院の儀は天庵和尚へ永く進置候とあれば、享祿の頃此人創せし寺なるにや、永祿十一年、氏眞よりあたへし龍昌院領裁許狀に「寺領末寺、井祖母被附置靈供田等、只今肥後守爲人給、寺家及退轉」云云の文あり、其頃に至り、各和氏も甚窮迫し、且翌年には氏眞も出奔し、共に沒落せしものと見ゆ。

(原田墫)

幡羅鄕（ハラ）

(田原)

和名抄、佐野郡幡羅鄕。○今原谷村、原田（ハラダ）村、井に原泉村是也、邑代鄕の北にして、八荒山の溪流に縁る。原谷に大字本鄕あり、原田に大字原里あり、原田（ハラダ）は舊庄名にて東寺文書に見ゆ。

遠江の原川と云ふ川をわたるに、霧深くして、

霜枯の原の川霧うきてのみ旅の空にもあるおひもかな、(夫木)　光　俊

原谷川（ハラヤ）　八荒山に出でて西南流し、原谷本郷井に嶆田原を過ぎ、原川宿に至り倉眞川（クラミ）と相合ひ、磐田川へ入る、即袋井川の上游とす。

（原谷本郷）

掛川志稿云、新編纂圖に、左大臣武智丸公の末葉、藤原爲憲遠江守となる、是を原氏の元祖とす、又爲憲を工藤大夫と號す、即工藤の祖也、其五世孫を原權守師清と云ふ、其子遠江權守清仲、其子原四郎清行、其子原三郎清益とあり、北條記、永享十一年鎌倉持氏生害の段、「持氏滿貞兩御所御自害あり、大御所の御頸をば金子入道斬之、小御所の御頸をば原太郎兄弟討之、金子は常陸國下妻庄にて御恩を蒙り、原兄弟は遠江國にて御恩を蒙る、此等は金澤合戰に上杉禪直に一味して討れし下總守が子也、下總守は讒言の罪あるに依て誅せらるゝと雖、其子三人、外祖原左馬助貞信の吹擧により京勢に加り、御所中に亂入り亡親の忠をあらはし、兄弟三人皆面々に一所懸命の地を安堵せり」と、松堂錄にも長福寺大旦越、遠江守藤原賴景有り、蓋原氏の遠江守に任ぜし人ならん、其餘原田司農、又安藝守景保、叔父原兵部、など云人々見ゆ、皆原氏の一族なるべし、天文廿三年、吉岡春林院寄附狀、及び寺中四至の證文に、原左衛門尉賴郷あり、永祿十三年、原武藏守賴延の狀二通有り、されば原氏の退轉せしは元龜天正の間にあり、其宅址は即本郷村に存す。

長福寺（チヤウフク）　今原谷村大字本郷に在り。掛川志稿云、安里山長福寺、昔は天台宗なり、後曹洞となりて、大輝和尚を開祖とす、天慶七年六月二日の鐘に「遠江國佐野郡、原田郷、長福寺鐘」と刻せり、本郡隨一の古刹たる見るべし、世降りて明應三年八月、寺宇兵火に罹りしかば、當時の住僧惠珊、燈火の照し難きを恐れ、寺を圓通院の松堂和尚に授けし事、寺記に見えたり、されば大輝和尚を以て勸請開祖とすれども、實は松堂の中興せし所なり、然るに六世好巖和尚の頃、領主原氏と不和になり、寺領をはじめ末寺まで離別せらる、永祿七年三月、原六郎賴延より各和村龍昌院へあたへし狀に曰「長福寺、本寺領、幷末寺共に、各和之龍昌院の住持慶岳和尚へ、永く進置申候、彼地之事者、根本大輝派之事にて御坐候、自舊門徒鬼角被仰候共、返進申間敷候、若又從寺家六ケ敷子細候共、堅可被仰達者也、仍如件」とあり、天慶年の古鐘、今大和の金峰山の藏王堂に在りとぞ。

幡鎌（ハタカマ）　今原谷村の大字とす、大洞院末の最福院あり、寺田三十五石をつたへ、如仲の弟子大輝の開ける地なれば、一派の門首たりき。

細谷（ホソヤ）　今原谷村の大字とす、元德三年鎌倉幕府の裁許狀に見ゆ。

遠江國原田庄雜掌直瑜、與細谷郷地頭原小三郎忠益、相論所務事、

右就訴陳之狀、擬成敗之處、今月十五日、兩方和與訖、如直瑜狀者、年貢事、所詮以和與之儀、於向後年貢者、以當郷弘長目錄（但以後目錄、令出帶者就是非、可有其沙汰）爲公田數、至當郷惣領忠益分者、以段別貳百文錢貨、不論旱水風損、每年十一月中、可令究濟、若背此狀致未進者、任先例可被成現米者也、但國中平均大損亡之上、當庄半損以上損亡之時者、以使節被遂檢見、任實正可被定損得也、（下略）（東寺文書）

居尻（キジリ）　（孕石）　又井尻に作る、今孕石（ハラミイシ）、大和田、炭燒等と併せ、原泉（ハライヅミ）村と改む、八荒山の下とす、觀音堂あり。掛川志稿云、大悲山觀音堂、方四町許、里民の說に、本郷長福寺智顯上人、此觀音を信仰し、大同二年とかや、靈夢に因て御堂を建立すと、故に彼上人を祀り守護神とす、文龜二年五月鑄る所の金皷に「遠州左夜郡、原田庄、大悲山顯光寺常住」（此金皷、今山名郡淺羽庄八幡村八幡祠に在り）とあれば、昔は緇徒の守りしものにや、此堂も元龜中武田氏の兵火に罹せしとて、佛像の外一の故物なし、又炭（スミ）

（炭燒）

燒（ヤキ）村とは古より炭燒ありて生業とし、炭を年貢とせしゆゑ名づく、天正十七年、本國總檢地ありし時あたへられし證文今存す、「其郷山中之事に候間、每年納候に、すくすみ六十二俵、納所あるべく候、以上」とあり。

日根郷（ヒネ）　和名抄、佐野郡日根郷、訓比禰。○今倉眞村、粟本村、東山村、西郷村にあたるべし、尚代郷の東に隣り、掛川の北とす。中世小高御厨に兼併せられ、日根の名亡びて西郷とのみ呼ぶこととなれるにや。

西郷（サイカウ）　今西郷村と云ふ、本は小高御厨の西郷の義なるべし、曹溪山法泉寺の寺後に二碑あり、其一は「雲江妙慶、貞治五年四月廿日」其一「梅巖花蘂、應安二年二月朔日」と刻す。○掛川志稿云、此に西郷と云は、佐野郡の中央にありて、東郷西郷と對せし名にもあらず、中世三河國西郷氏の有せし地にて、庄名なるものに似たり、西郷齋宮なる者曾て此に居す、今上西郷に古壘あり、構村（カマヘムラ）と呼ぶ、享德四年、法泉寺各庵和尚の讓與狀に「遠州上西郷、曹溪山法泉寺」とあるに據りて考れば、西郷の名は掛川築城前にあり、村内に孤山あり平塚山と云、今觀音寺の境内たり、近年古鏡など堀出せし事もありしといへば、古墳ありし地と見えたり。

天王山（テンノウ）　西郷村に屬す、掛川の古城の東北なる一要害とす。三河物語云、永祿十一年、氏眞は駿河をば信玄に押拂れ給ひて、懸河へ朝稻の備中守所へ落來給ふ、家康懸河へ押寄、天王山に御旗を立させられ給へば、城よりも功者のものども出て戰くせり合あり、天王山に取出を被成而、久野三郎左衛門を置かせらる、然間正月廿三日に落城して、氏眞は小田原へ落行給ふなり。

倉眞（クラミ）　今倉眞村と云ふ、三河物語に、遠江衆原河、久野、懸河、藏見（クラミ）、西郷、角笆（カクハ）云々とある藏見是なり。倉眞川は粟が嶽の山中に出て、南流二里、日坂川に會ひ、西流原谷川（ハラヤ）に入る。

倉眞は名義聞にして、クラマに同じ、山林溪谷の鬱幽たる形狀より出でしならん、倉廩とも相通ず。

粟嶽（アハ）

倉眞村の東北嶺にして、驛路の傍に聳起するを以て、行人の標目と爲る、或は無間山（ムゲンザン）と云ひ、又阿波嶽と呼ぶ。

あつま路は衣手さむし白雲の淡々が嶽の秋いはつかせ、　眞淵

(無間山)

東海道圖會云、淡嶽は海道より北に當て、絶頂に杉の村立茂々と見えたり、高峰に阿波々神社あり、社の下段に無間（ムゲン）山觀音寺と云あり、此無間山と云ふに附けて、撞釣鐘などに云説あり、坂路嶮くして、一度踏み損ずれば無間地獄へ墜るに似たり、因て名附る歟。○掛川志稿云、粟嶽は山勢八光（ハックワウ）山、大悲山と對にし、昔阿波神社の社領なりし故に、其名を負ふ者ならん、觀音寺の金鼓の銘に「文祿三年、左夜郡西山村、粟嶽山觀音寺」と刻せり、山麓より茨のみ多し、山の南面の處に平坡あり、平坡以上絶頂に至までは、老杉古樹茂、雜樹交加、陰氣蒼溢て、晝日も尖端を知らず、絶頂に至り始て巨石あり、其形立へが如く伏すが如く崩るゝ如く、恰も人造に出るものに似たり、遠くより此山を望めば、山頂の林木鬱蒼を抱る如く、數十里の外といへども、山形の見ゆるまでは、一瞥して知るべし、故に遠州洋海を舟行するもの、此山を以て標識とす、又無間山とも云は、浮屠氏の名づくるものなり。

阿波（アハ）神社

近世郡中に、阿波神を粟（アハ）宮、又粟大菩薩と云ひ數所あり、いつれか式内の舊祠にや、今詳にせずと雖、粟嶽の一寸坊の祠を以て、其舊跡とせん歟。掛川志稿云一寸坊權現は、初め日坂の奥野村長松院の僧にて、永正の頃天狗と化し、一訓和尚、長松院二世、永正十年死す）さ號の字を論ぜしと、長松院記に見えたれば、一寸坊祠の起るは、三百年外の事と見ゆ、式社の廢替せしも、諸國皆久きとゝみゆれば、此阿波神も永正より適に古く廢せしものにや、此祠は事任社の如く、古人の紀行の類にも見えず、且觀音寺も武田氏の兵火にかゝりしとて、一の古物をも傳へねば、考べき便なし、又五明村に粟宮あり、俚俗の口碑には古祠なるよしなれど、名のみ遺れり、倉眞村の宮の島八幡も、天正十年の棟札に「佐夜郡倉眞郷粟大菩薩」とあり、是皆郡中の事なれば勸請宮なり、又延喜式印本に阿波々神社とあるによりて、近世好事家の歌に阿波々山などいふ名もみゆれど、恐らくは誤なるべし、阿波の神社ならん、又觀音堂あり、權現祠より低處にして、僧房の上にあり、此觀音は昔阿波神社の本地佛とするものならん、木像長二尺許ありて、彩色もなく古作とみえたり、昔武田氏の兵火に罹り、其時甲兵の奔去しとて、高三尺四寸許の古鐘あり、銘に「遠州濱松庄、宇布見長寳寺、永仁二年、丙辰三月十五日」と刻めり、是鐘小さくして手頃なりしかば、甲兵提け廻りしものなるべし。

松尾（マツチ）郷

和名抄、佐野郡驛家郷。延喜式、横尾驛。○今掛川町に松尾てふ地名のこり、横尾は松尾の誤なりと云ふ。

掛川志稿云、延喜式に載する、佐野郡横尾驛は他書に經見する所なし、今城中に松尾（マツチ）と呼ぶ所あれば、横は松の字の誤歟、蓋日根郷より分れて懸川とも呼び、今の城西にありし古驛なり、東鑑には「養和二年五月、伏見冠者藤原廣綱、日來住遠江國蒲河邊」とみゆ、今城西に西宿中宿々呼ぶ所あり、是今の掛川にある西中町の名の原く所、卽古驛家の遺址也、又城東仁藤（ニトウ）の小高き岡に松樹立つ、御所原と呼ぶ、是必將軍賴經の行殿の趾なるべし、東鑑曰「嘉禎四年正月、將軍家御上洛、云々、二月五日懸川御宿、爲匠作御沙汰、仰遠江國御家人等、雜被造御所、横地太郎兵衛尉長直、爲奉行」、又十月下旬の條にも「廿一日池田、廿二日懸川」とあり、或は曾我の庄高御所村を、嘉禎の御所のありし趾ならんといへど、掛川を距ること二十町許西なれば、異なる故の名なるべし。

掛川（カケガハ）

(懸河)

今掛川町、人口八千、鐵道濱松へ十七哩、靜岡三十哩、東遠江の名邑なり、或は懸河に作る。

掛川志稿云、驛路の北を流るゝ掛川は所謂日坂の下流なり、永正年前、驛路を易へられし時、川に傚ひて開きしものとみえて、驛家の屈曲なるは、卽川の屈曲する所なり、又掛川の名義も、此河流の懸崖ありて、崩缺の狀あるに因れり。又云、葛布と云ふものは、方今海內廣きも、之を造るは獨我掛川の產あるのみ、古來本州の中すら他郡に出ることなし、蓋風土の然らしむる所、城北の諸山自生するもの多き故なるべし、さて驛家の產となりしも久き事なるべけれど、其始を詳にせず、源平の頃には葛袴、絲葛袴など呼びて、貴人も騎裝衣の用となせし事は、東鑑、平家等所見多し、五百年前には今の尾州鳴海絞纈布の如く、驛亭の軒にかけてひさきしものと見え、藤谷權中納言爲相卿の歌にも「是もこの所習と門毎に葛てふ布を掛川の里」などよまれたり、其後には專ら獨家の奴袴にのみ用ひたれど、今世は武家の袴にもなし、或は雨衣などにも用るやうになりたれば、片齒、諸齒の別ありて、滿精好になりぬ。○永享四年雅世卿紀行云、

旅衣袖にも浪を懸川やぬれていさはぬ今日の雨哉。

懸川（カケガハ）城址

掛川町の北なる山岡に倚る、今川氏領國の比、其臣朝比奈備中守泰熙の創始歟。永祿十二年、今川氏眞、駿府を棄て懸川城に來り、朝比奈泰朝に倚る、徳川家康攻めて之を取り、石川日向守家成を置く。天正十八年、豐臣氏の將山內對馬守一豐、封邑六萬石、本城を賜ふ。庚子の亂に、一豐東軍に應し殊功あり、土佐國二十四萬石賜はり、高智へ移る。後松平隱岐守定勝、元和三年安藤帶刀直次、同五年松平越中守定治、寛永二年朝倉筑後守定重、同十年青山大藏大輔幸成、同十二年松平大膳亮

世重、同十六年本多能登守忠義、正保元年松平加賀守忠晴、慶安元年北條出羽守氏重、承應元年井伊兵部少輔直之、寶永三年松平遠江守忠高、同十八年小笠原壹岐守長凞、延享三年太田攝津守資俊、五萬三千石、世襲して明治維新に至る。

掛川志稿云、駿遠の守護職今川修理大夫氏親の家老に、朝比奈備中守泰凞と云ふ者あり、本城は此人明應文龜の比に築きしなるべし、永正九年泰凞卒し、男泰能幼稚なりければ、叔父右京亮泰以補佐したり、其比連歌師宗長來りて、本城に逗留せし事あり、後泰能泰朝二世、四十餘年の間、高壘淺濠悉く成りて、其界をも廣くせしにや、永祿十二年一戰の時は、本城外城を始め、四門のさま、大概今日に異なる事なし、又慶長の初めに至り、山内對馬守一豐城主の時、城外の總堀を浚へし事有り、元和六年、松平城中守定綱の時には、本丸の山頂に三重の層樓を建て、城郭漸定り、永く一方衛護の金湯とはなりしなり、本丸の南に松尾曲輪あり、池を松尾池と云、昔は松尾口とて一方の城門あり、川には橋をも掛けしなり、松尾曲輪の內、池東の低處數十歩の間を特に懸河と呼ぶ、此に代々相傳へて牓示を立つ、其故は詳ならねど、國初以來ありしものと見えて、元和九年の古圖にも見えたり、是に因て地勢を考るに、池の北岸都て懸崖なり、恐らくは是築城前には水流の廻りし所にて深淵なりし故、天險を恃んため、其口を塞て川を南へ移し易へ、其趾を要害の大池となしたるものならん、鎌倉以來驛家を懸河と呼びしも缺川(カケ)と云處にて、此懸崖に據りし名なるにや、霧吹井は一名不覗の井と呼び、天守臺の傍に在り、宗長手記に見ゆる深井は此事なるべし、寶永四年、東海道大地震、掛川の驛內、城中の屋宇多く傾倒したり。

宗長手記云、大永二年五月、北地の旅行、小夜の中山を越えて、掛川泰能(朝比奈備中守)亭に逗留、この比普請最中、外城のめぐり六七百間堀をほり、土居を築き揚げ、凡本城と同じ、この地岩土といふものにて、只岩につきあげたりともいふべし、城と外城の間堀あり、冷々としてのぞくもいと危し、此城にて發句とて「五月雨はくも井の岸の柳かな」、又南に池有岸高く水廣くして大海に似たり、凡龍池ともいふべし、「池の雨やさしはすみのえ春の海」、是は四五ヶ年先きの事なり、本城に井あり、前備中守泰凞、當國の事承る始め、此山を見立築き、深げ水に堀あたる、麓の川の底とおなじ、汲あぐる轆轤の繩、千尺にもあまりぬらむかし、武藏野のほりかねの井はいかゞ有りけむ、此城を環りて大なる川あり、仍懸川といふにや、東西都鄙の大道あり。〇掛川志稿云、西町の東本願寺懸所は、元圓滿寺と云ひ、代々門跡往來の時の宿所なりしが、寛政三年、本山懸所と呼ぶべき旨免許あり、嘉助と云ふ商人、經營して莊嚴をつくす。又云、延壽院は文化元年、廣安寺と改む、昔は博士小大夫と呼びて修驗の類なり、天正十一年の裁許狀に、遠江國中の院內(オンナイ)十一ヶ所の地名を載たるは「氣加、笠井、天龍、河井、飯田、大淵、笠原、河村、勝川田、榛原、懸河」なり、是等昔は廣安寺の先祖博士某が支配せしといへり、今其家に傳る古文書に、延喜二年下國々聲聞身異書と云もの有り、最も怪きものなれど、古き僞書と見ゆ、其中に聲聞身(シヤウモンジ)の國々にあるを、散所(サンショ)とも院內とも云よしみえ、又千秋萬歲(センズマンザイ)のとなども見えたり、今川家裁許狀にも載たり、

(內院)

「陰陽博士職之事、右海道七ヶ國、可爲惣別當之旨、延喜御門御奧書、幷尊氏將軍御判形、海藏寺證判等明鏡也、然者懸河院內(オンナイ)、如先規、松永大夫可申付、兼又聲聞身令商買類、自餘之違、致商買事、堅停止之、諸商買役等、年來雖不及沙汰、自然至後年、雖有難澁之族、不准于他之條、不可有相違、就中隨散所之下知輩、如往古引付、年貢錢無相違、可請取之狀、如件、永祿六癸亥年、十月十九日、上總介判」とあり、此證文は紙質も古色にて、永祿の物たる疑なし、さて陰陽博士職と云ふも、唯陰陽師と呼ぶ程の者なるを、唱へ誤れるまゝに書しものと見ゆれど、後に至りては、竟に此文によりて、博士小大夫など稱する事になりしなり、松永大夫は小大夫が父祖なるべし、海道七箇國惣別當とは、了俊の狀に「遠江國七道、諸々往來人、非人の物まで、可爲成敗」とあるを以て誤りしものならむ、七道とは田樂、鉢叩、修行法師、猿引の類をさして云しなり。

下俣(シモマタ)

今掛川の大字とす、延喜式、佐野郡利(ト)神社ここに在りて、戶神明神と云ふ(神祇志料)又圓福寺幷に金丸山の砦址等あり。〇甲陽軍鑑云、永祿六年、懸川圓福寺と云律宗の寺より申上る、御父信虎今川氏眞の機に違ひ、去年春迄駿河に在りつれども、頃中此圓福寺へ移る、正月十九日御上洛、云々。〇掛川志稿云、金丸山は久能宗能が守りし砦跡とす、圓福寺址も下俣の寺谷に在り。

仁藤(ニツトウ)

今掛川町の大字とす、又日東に作る。日東(ニツトウ)藥師堂の天文十九年の金鼓に「遠州佐夜郡下西鄉、懸河山神宮寺東[illegible]改之、施主貞順、同三郎衛門」と刻せり、過去帳にも「開山香谷英公座主、享祿二己丑五月七日」とあり、

(東口)

舊は今の北西鄉天王祠の境內にありて、其佛僧等が建てしものとす、又藥師堂に銅佛像あり、徑一尺許の圓なる銅板に、其像を打出て掛るやうに造りしものなり、是三百年前後の風俗と見え、た居山中にも多くあり。(掛川志稿)〇家忠日記に、懸川益田と、しばしば載せられたり、益田といふも懸川の小地名にあらずや。

杉谷(スギガヤ)

(南鄉)

今結緣寺(ケチエンジ)長谷、南西鄉、上張などと併せ、南鄉(ナンガウ)村と改む、掛川驛の南、小笠山の邊とす。〇杉谷は舊菅谷に作り、慶長古證文にスゲカヤとあり(掛川志稿)爲和鄉集に、遠州菅谷、水無御園と云ふも即此とす。

掛川志稿云、明和九年五月、既奴あり秣を刈んとて、長谷(ナカヤ)

村小出ケ谷の山際崩れし處に至りて、銅鐸一口を得たり、今仁藤村正願寺に在るもの是なり、鐸高二尺餘、鈕高五寸九分、身高一尺四寸五分、口徑縱六寸二分横八寸八分、左右に子の如きものあり、背より口につゞけり、鈕の前後に二孔あり、身の表背に四孔あり、各徑六七分なり、款識なし、羅紋あり、重さ十斤十兩、土色透徹して其疑餘艱なし、村上侯内藤家の藏品と同形同大なり。又云、乘安寺は南西郷に在り、通幻派の宗翅越翁和尚の開基にて、朝比奈氏之を建つ、天正以後頽廢しけるが、元祿十六年、朝比奈泰能、弘治三年九月葬見ありてより法會までの儀禮を藏す、朝比奈氏の全盛なりしさまも見え、且凶禮の書世に少なければ、好事者の珍重するものなり、乘安寺は泰能の時、泰興のために建たりし寺なるべし。(風土傳云、南郷の結縁寺は村名にも唱ふ、事任神の祉あり、曹洞家の僧住す、云々。

雨中日阪小憩　　星巖

徙倚帶中度、咫尺面横岡、山磴相高下、人家乍有無、雨添溪骨大、風引樹聲麤、何處小帘出、一杯聊可沽、

山口郷

和名抄、佐野郡山口郷、訓也萬久知、○今東山口村、西山口村、日坂村是也、掛川の東とす、佐野の中山の口の義とす。

貞應二年海道記云、(天龍川を渡り、上の野原を過ぎて)山口といふ今宿を過れば、路は舊に依て通せり、野原を跡にし、さとむらをさきにして、打かへ〳〵過行ば、事のまゝと申社に奉幣す、「思ふことのまゝにかなへば杉立る神のちかひのしるしとぞみん」社のうしろに小川を渡れば、佐夜中山にかゝる、此山口をしばらくのぼれば、左も深谷右も深谷、ながき道はつゝみの上に似たり、兩谷の梢を眼下に見て群鳥の巣を足の下に顯、谷の兩邊はたかく、又山の間を過れば中山なり、「分のぼるさよの中山なかなかに見えて名殘はくるしかりけり。」○掛川志云、山口の内に寺家と云ふ所に、安養寺の廢址あり、白山祠の鰐口に「遠州佐野郡、山口鳴瀧郷、安養寺白山之鐘、永正十七年、庚子五月吉」と刻みたり、(今西山口村成瀧)山口郷は古兩宮の御厨ありし地とす、其跡今傳らざれども、關谷、本所の二村に神明祠あり、御厨の地には必神明あれば、兩村の神明は兩宮御厨の跡なるを知る、

(今西山口村關谷、東山口村本所)神鳳抄に、小高御厨三百町也、山口同所にまた「小高上郷、内宮領、下郷外宮領」と註したり、小高は又庄名に呼び、今掛川驛南北の諸村を小高庄と云ふ、古棟札、古證文には未だ見ず、高階氏の領地なりし歟、成瀧村には高御堂と呼ぶ所あり、按に高階氏系圖に、遠江守永業と云人あり、其叔父大和守經重、新古今に名あり、又遠江守成朝、新後拾遺に名あり其人の年歷大概知るべし、又遠江守從二位治部卿重經、應長元年薨す、是鎌倉右大將家の時の、大藏卿泰經が五世の孫也、又高師直の祖を大高大夫惟頼と云、其八世孫重長を小高右衛門と稱す、太平記に高師直が一類に遠江次郎あり、師直討れたる時一類の内に、山口新左衛門、山口入道あり、因て意ふに千羽村の高塚は高階氏の人の古墳なるべく、但高山平安寺は其守塚なるべし。(今東山口村千羽)

爲和卿家集、今河代々、別而當家扶助之處、彼分國に愚知行數箇所侍り、當今河親父氏親の代には、何も何も知行可相渡由被申候、先遠州小高郷、陸州小柳津、此兩所は可渡、相殘分遠州相良庄郷、同國高部郷、但是は替地を爲和に可相渡由被申了、同國貫谷水無御園、何もく當給人に替る處に、當今河此仔細をも未申候、人々に侘事とも申折節侍間、愚詠如此、小高郷は京着の分とて黄金十兩宛、氏親一兩年莚上之處に、無程遠行之間、無念無極、其旨にて黄金十兩は、每年被出之間、此訴訟を葛山中書、岡部左京進等内々申共、不事行間、心底を申述候也、

日坂

今日坂村と云ふ、掛川の東二里にして、其日坂宿は恰も佐夜の中山の西坂にあたる、(近年鐵道は此を經由せず)入坂又は新坂にも作れり。

掛川志稿云、日坂は元西坂なり、其府志の訓をなまりて日字を用ひしも久しき事とみゆ、參議爲相卿、海道宿次百首、「名に高き佐野の中山あかなくも日坂こたやらでかへりみる哉」と見えたり、宗長手記大永二年の條に「さよの中山半こえて日坂と云、こゝを二里はかり過て懸河」とあれば、此頃は驛のさまなりし、されど日坂の宿は必金谷の宿に對せしとみゆれば、文明の頃は既に宿となりし事は推して知るべし、されば驛家の沿革は、懸河と初倉の間遠ければ、菊川の宿を置き、島田を驛となして初倉は廢し、金谷の宿立て菊川は衰へしかば、日坂は宿となりしものなるべし、日坂の下町より南へ、清水と云ふ處を經て、二之宮へ出づるを舊驛路とす、日坂の清水の名は、光行の海道記に妙井渡とあり、此に清水といふを、妙井渡と書しは、日本紀に妙美井を之三豆と訓ぜしによりしものとみゆ、但渡の字は俗に井戸など云意にて書しものなるにや詳ならず。○又云、日坂村、民戸彌五兵衛の宅地を道場と云、昔念佛道場ありし跡なり、家に親鸞上人自畫の僧像三幅(光明品一幅、三方正面彌陀像一幅、寶上如來像一幅)道場緣起記一卷あり、其畧曰、此道場は親鸞上人の弟子、常陸國眞壁の眞佛聖の弟子、遠州鹿見郷專海房專信の開基也、後專海房道場を和田の門善と云弟子に附屬し、三州長瀬の願正寺へ遷れり、又門善の弟子に和田の信正と、大町如道(越前國より來れり)と云者二人有りて此道場を建立す、覺如上人關東下向の時尋られ、智海山深廣寺と號けらる、然るに其後師

檀不和となりたるにより、僧侶も退轉し在家となりしが、俚俗猶呼て道場と云とあり。

長松院 今日坂にあり、可睡齋の六門の一たり、開山は石叟永珊和尚、文明十八年、近世寺田四十八石餘あり。開基を川合織人源成信と云、境内に成信の墓あり、其事蹟は傳ふるなく、僅に松窓錄にみゆ、「明應丙辰、秋之季十日、菊源氏成信侍中、補庵宗忠居士戰死矣、因野衲述賛言一章、爲洩郷一山、以餞行云爾、因緣時節遇冤讎、劍及光中歸凱秋、端的萬關透過去、一心忠義徹皇州」、又宗忠居士初七日經銘もみえたり、此詞に因て考れば、必今川家の功臣にや、又京公家の日代などにや、(掛川志稿)寺邊を奥野と呼ぶ、

遠江國金屋郷内深谷、山口郷内奥野、下西郷内柳道寺、并五段田事、右爲料所、奉寄進之上者、如前々可有執務之狀、如件、

明應五丙辰年九月廿六日　五郎（判）

長松院、(集古文書、平田寺藏)

己等乃麻知神社 今日坂驛の八幡宮是也、然れども其舊址は驛の西なる古宮町にて、寛永二十年、古宮地を驛の傳馬屋敷と爲す、(掛川志稿) 文德紀、嘉祥三年、遠江國任事神授位。淸和紀、貞觀二年、遠江國眞知神陞位。延喜式、佐野郡己等乃麻知神社。近世神領、朱符田百石餘。

(事任神社)

里人のことのままにや手向せんいづくなりとも神はうくらし、　景樹

掛川志稿云、淸少納言が日記「ことのままの明神、いとたのもし、さのみききけんとやいはれん」、相摸家集「まつまちのことのまゝ」、阿佛尼十六夜日記「建治三年、ことのまゝとかや云やしろ」、五條内府の歌枕名寄「さやの中山の道の口なる、ことのまゝと云やしろ」の類、みな事の任社としるせり、さて摩知は麻尙の音通にて、隨々など云語に通ひて、太占に由ある神なるにや、文德實錄に任事社とあれば、己等乃麻知と云ふも事の任と云ふも、其義は通へりとみゆ、さて己等乃麻知と云神は、即物部氏の祖美麻知命にて、其子孫の創せし神祠にや、成務帝の時に物部の連の流を以て、遠江國造、久努國造、久努直、佐夜直などに任ぜられし事、舊事記に見ゆ。○按に、大同方「己等乃麻知藥、元者大己貴神方也、佐野臣等之所傳」と載せたり、祭神の事は、神祇志料に、蓋天兒屋命の母許登能麻知姫なりと述ぶ、一宮記に「己等乃麻知神社、號事任、猿田彥命」、又頭註には大己貴命也と、兩說を擧げたり。中世の比、此社を當國一宮とも稱へしことあるならん、近世は周智郡の小國神を一宮と定めたり、事任神の一時頽廢したればならん。

鯨山 日坂の北嶺を本宮山と呼ぶ、一名雄鯨山と號す、狀を以て名くる也、今事任の本祠あり、古宮の地は其東の山脚也、然に海道記に社の後に小川を渡ればとあれば、貞應の頃は既に今の八幡の地に、社を移せり見えたり。(掛川志稿)

日坂を出てうるた川、鴨潟をすぎて、潮井河原に出つ、女鯨山をくぢら山と云ふあり、(享和改元紀行には鯛山鶏山とあるに同し)

身にぞしむ潮井河原の木枯は鯨山より吹くにや有らん、　景樹

佐益中山 日坂の東なる坂嶺にして、之を降れば金谷の菊川なり、古代の驛路は、此中山より牧野原を經て初倉驛へ出で、近代菊川の小驛は廢したれど、其東なる金谷にて大井川を渡りたれば、不易の坂路なり。今鐵道は此を經ず、掛川より中山の南方を進み、堀之内に出て、迂回して金谷に達す。

甲斐が根をさやにも見しかけけれなく横ほりふせるさやの中山、(古今集、東國歌)(按によこほりとは、中山の中の地名とぞ、今も久延寺の東に四郡橋と云ふがあり、此邊は佐野、榛原、城飼三郡の交塚に近ければ、四郡と云ふにはあはず、林羅山の癸未紀行には、遠州四郡臥、佐野一山長と造句す)

(小夜中山)

旅人の草ゝ枕におく太刀のさやの中山けふやこえなむ、(壬二集) 旅衣たちし日數をかぞふればさやの中山早こえぬらむ、(萬代)

掛川志稿云、日坂より菊川に至るまでの坂路を、佐夜中山と云、其道兩山に夾まれて、左右の谷間甚狹し、佐夜は狹谷なるべし、其中間の山なれば狹谷の中山と名つけたるなるべし、古より佐夜、小夜など書るは皆假名なり、古今集に「ヨコホリフセルサヤの中山」此山を詠する初めとす、其より後の撰集、家集、記行等に載たる歌甚多し、又佐夜をサヨと轉用したらんと見ゆるもあり。○東海道圖會云、宗久が都苞に「サヨノ中山サヤノ中山兩說あり、中納言師長公、當國の任にて下り玉ひける時、土民はサヨの中山と申侍りけるとて、中古の先達もさやう讀まれ侍る、賴政は長山と申しける、此度尋ねはべれば、老翁サヤの中山と答侍」云々、夜啼石の由來は、茶店に板行して、之を賣る「命なり小夜の中山」と常に口すさみて、母の讎をうち果せしとぞ。

年たけて又こゆべしとおもひきやいのちなりけりさやの中山、(新古今)　圓位

宗長手記云、寬正七年、浪人蜂起して、小夜の山口に、瀬名、(陸奥守貞延) 堀越、不慮に討死數輩、今川義忠進發、然る所に面々中あしくて、味方の凶事を互に悅びなどして、果は各討死す、三年の間に矢部左衞門尉、朝比奈肥後守、岡部左衞門尉三人病死す、これただにあらず。○紹巴富士見道記云、やゝ小夜の長山に上りぬ、雪齋大原和尙開基の一字、影前に立寄りて獨酌、盃面に狂句のうかべるを、壁に書き付けゝる、

けけらなき山もうらみじ越て猶甲斐が根見えぬ五月雨の空、

麓に菊川と云ふ名も匂ひ淺からざるを過ぎて、金谷と云ふ宿にて、大井川渡す、小夜の中山、長山と書くも、さもこそは、二三里が程、山の顯一文字にして、さほ山の面影はさらなり、貫之土佐日記に、よこほりふせると、男山を川尻より見て書るも、道理也。

久延寺（クエンジ）　佐益の中山に在り、夜啼石と相因める子育觀音の堂宇とす、夜啼石の奇談は、俗說種々ありて、固よりいづれを古傳、正說と定め難し、松浦佐用姫の流轉類掛川志稿云、姙婦墓は夜啼石の東北側、林中にあり、何れの時なるか詳ならず、續太平記、永享四年、將軍義教公、富士遊覽歸路の時、菊河の件に「昔小夜姫と云ける女、此所にて山賊の爲に害せらる、于時胎内にありける子、生れて此石上に夜啼するを、近き邊の人是を不便して養育せしかば、從來いみじき素性にもや有けん、知慧賢く才最高く、十三と申ける年に出家しけるが、母の横死を悼み、復讐の念やみ難く、遂に様を替へ、身も此山の盜賊の群に入り、殺生に心を盡しが、後に本意を遂せりき」云々。○又云、鎌塚は中山にあり、建武二年八月、北條時行の餘類、名越太郎邦時、兵を起して京へ攻上んとして、小夜の中山に於て、今川式部大輔範國に討る、鎌塚は名越太郎が死骸を埋めたる所ならん、今川は名越を討て、初て本州に大功を立たれば、塚を築て其標とせしものなるべし。

二十日あまりの月かすかに見えて、山の根際いとくらきに、馬上に鞭をたれて、數里いまだ鷄鳴ならず、杜牧が早行の殘夢、小夜の中山に至りて忽驚く、

馬にねて殘夢月遠し茶のけむり、　芭蕉

小夜の中山にて、夏の日あつかりければ、

いのちなりわつかの笠の下凉み、　芭蕉

城東郡（キトウ）　明治二十九年、佐野郡へ併せ、小笠郡の新號を立てらる。即小笠山以南海洋に至る原野を占め、其溪流を國安川と云ふ、東は榛原郡、西は磐田郡とす。

（城飼郡）

城飼は和名抄、岐加布と注し、十一郷に分つ、續記「寶龜二年、遠江國城飼郡主帳、無位玉作部廣公、檜前舍人部諸國、以私物養窮民廿人已上、賜爵二級」云々。和訓栞云、書紀に城養と云ふ語見え、俘囚の類を柵の中に養ひ置くを云ふ。○今按、凡城飼とは俘囚にも柵養夷と云ふものあれど、本來此語は柵を造り馬を飼ふ業を、都て城飼といひ、其馬飼をば柵養の夷とも、又柵戸の人とも云ひしに似たり、即牧夫の謂とす。（濱名郡有玉の伎倍を見よ）又此には後世改めて城東と云ふ、然れども城西の對稱なし、中世の郡郷に東西上下等の對稱の、其偶匹を缺くもの往々これあり。「掛川志稿云、城飼は名義詳ならず、延喜式に、遠江國白羽官牧の馬直を獻せ、又「諸國所々牧飼馬、遠江國白羽」など見えたれば、此郡中飼戸田ありしより、郡名にもなりたる歟、武德編年集成、天正二年東照宮の上意にて、城飼を城東に改たる由見えたり、然るに嶺田村王子權現の大般若經跋「應永十八年十月納、城東郡、内田庄上郷、若一王子」、「文明十九年丁未卯月八日、城飼郡内田庄上郷」などあり、猶城飼郡とあるは唯一巻にして、其他皆城東郡と記せり、此外郡中散在する天正以前の文書城東郡とあれば、城東、城飼一定ならざりし故に、天正二年より城東の字に定られたるなるべし、郡中水田廣く、南方海濱の諸村は漁獵多し、本州第一膏腴の地なり、檢田凡六萬石高とす。」

笠原（カサハラ）　舊庄名なり、東鑑、文治四年の條に「八條院領、遠江國笠原庄、齋院御方年貢、可沙汰進之由、被下知地頭之條、尤神妙、但毎事不法之由聞召、雖有他御領、殊令相傳之給所、只彼御庄也」云々とあり。蓋小笠山以南、土方東西にわたり、城東全郡に及ぼせり。文明五年、正廣日記「老僧昔此邊へ下りて、笠原より勝間田と云所へ、文などつかはす」云々。

寄進、遠江國笠原庄、中勝一色、正作田地貳丁事、

十六坪壹町、　廿二坪五段、　廿三坪五段、

右彼田地者、當庄一宮及大破之處、神主藤原惟弘、勵愚力、可令造營之由申之間、爲末代御造營料、所永代奉寄進之者也、仍寄進狀如件、貞和三年四月五日、右衛門尉高行、（風土傳所收、高松社文書）

堀之内（ホリノウチ）（西方）　今西方村に併せらる、東海道鐵道此を經由し、車站を置く、掛川と金谷の間とす。中村の東北二里、川崎相良の西北三里、日坂の正南一里、菊川の末なる國安川の上游とす。

荒木郷（アラキ）（加茂）　和名抄、城飼郡荒木郷、訓安良木。○今加茂村、西方村の邊と云ふ。

風土傳云、加茂村、伊勢外宮、春木大夫知行、神領凡百石、今按、神鳳抄荒木御厨此也、又有加茂社、東鑑曰、文治四年五月、笠原庄、齋院御方年貢、可沙汰進之由、被下知地頭、云々、昔時賀茂齋院領在焉。○永和二年の東寺文書に、加茂庄下賀茂領とあるは即此地とす。

加美郷（カミ）（半濟）　和名抄、城飼郡加美郷。○今詳ならず、其加美と云ふによりて之を忖度せば、荒木郷の東、六郷村、横地村など、國安川の上游にあたる歟。此諸村は舊の庄名を知らねど、本所、西方、半濟（ハンサイ）など、正しく庄田の名目の遺るあり。

横地（ヨコチ）　今横地村と云ふ、加茂の南東なり、保元物語に、源義朝隨從の兵士を數へ、遠江國には横地、勝俣、井の八郎と云ひ、東鑑、治承五年の條に「遠江國住人横地太郎長重、勝田平三成長等、到濱松庄橋本邊、拒平氏」

云々とあり、當國には久き名家とす。宗忠手記にも今川義忠に横地、勝田が隨從の事を載すれば、戰國時代まで相續したり、古文書にも多く見ゆ。

奈良野(ナラノ)

今横地村の大字とす、堀之内の南一里、延喜式、城飼郡奈良神社此にありて、今藤谷明神と云ふとぞ。(神祇志料)

鹿城郷(カラコ)

和名抄、城飼郡鹿城郷、訓加良古。○今の内田村なりとも云ふ、荒木郷奈良野の西北とす。遠江書紀通證に「天武紀四年、自筑紫貢唐人三十口、遣遠江而安置」とあるを引き、鹿城郷は此唐人の安置せられし邑にやと註す。さて又其鹿城の文字を、加良古と云ふ語に假借したるは如何、不詳。

掛川志稿云、上内田より山を隔て南に枯木(カレキ)谷と呼ぶ所あり、古の鹿城郷なり、和名抄加良古と訓す、然に今枯木と呼ぶは、却て和名抄以前の古訓なるべし、此枯木谷を下内田と稱す。(此國には新羅人をも置れし事日本紀畧に見ゆ)

內田(ウチダ)

今上中下の三内田に分つ、掛川の東南一里半許、奈良野の西とす。

風土傳云、中内田村、平尾八幡宮、朱符田高三十石、社地高平、郡中行程、自此度云、相傳有安所(アンドコロ)道明居址。○掛川志稿云、内田庄は、源平盛衰記に遠江國住人内田六郎家吉と云人あり、又承久記に、内田四郎同六郎あり、家吉の兄弟なるべし、内田庄の桶田村の祠中に、古佛三軀あり、又古寫の大般若經二百卷許あり、唐櫃一合に納たり、第四十四跋に「内田庄上郷、若一王子、大般若經也、于時應永十六年、九月廿五日、日那惡興、日本第一雖爲惡筆、利益結緣不顧恥辱、令助筆了、於右筆者、北六道七箇國内、越前國坂北郡、長畝郷内、白山豐原寺七院内、寶塔院住侶、行賓房權律師賴惠」云々。

小笠山(ヲガサ)

内田の西北にして、掛川の南にあたれる、一岡巒なり、形狀秀圓にして蓋笠に似たり、南は

(入山瀬)

高天神山に連り、東北は佐夜中山まで一脉の堺嶺たり。土人相傳て、此村昔は小笠權現の神領なりと云ふ、入山瀬(イリヤマセ)又不入計に作る、續太平記に、結城攻の時、今川勢の中に、遠江國住人入山瀬八郎と云者あり、此小笠山郡中第一の崇嶺にて、東の方峯をなす所に權現祠あり、北より望めば蓋を張たる狀あり、城東郡の諸村半は此山足にあり、筱峯御殿、小笠權現の西にあり、高天神記、天正七年十月の條曰「小笠山の砦、是は東照宮先年掛川攻の時、御本陣に成りし所也、今に於て筱ケ峯の御殿と云是也、吉例に依て今度宮になさる」、武德編年集成に「永祿十一年十二月、始て掛川を攻らる、御旗入山瀬村に立らる」云々、又高天神記曰「往古より小笠山は權現社也、此故に城東郡を小笠原庄と云、小笠原の氏神を祀り奉る、又笠原庄と云ひ、上を畧して云習したる也」と、或は此小笠權現を以て、延喜式の城飼郡比奈多乃神社とする者あり、按に、比奈多乃神とは天夷鳥命ならんか。

(小笠神社)

土形郷(ヒヂカタ)

和名抄、城飼郡土形郷、訓比知加多。○今土方村是なり、卽小笠山の南麓とす、入山瀬、川久保等は皆土形の大字となる。天野文書に「遠江國笠原庄内、土方下郷」云々と記せるものあり。

掛川氏稿云、古事記、明宮段曰、大山守命者、土方君、幣伎君、榛原君等之祖、書紀曰、大山守皇子、是土方君、榛原君、凡二族之始祖也、和名抄に他州にも榛原郷日置(ヒオキ)郷あり、日置は比於木、比木(ヒキ)、又經木(ヘキ)とも訓めり、幣伎或は比木とも訓すべし、本郡に土形郷あり、又比木村あり、榛原郡に隣る、然ば古事記に出る土形君、幣伎君、榛原君の氏族は、本州榛原、城東、兩郡の中より出たるにや。

(土方)

高天神山(タカテンジン)

土方村の南、横須賀の東なる岡巒にして、標高二一八米突、海濱を去る一里許、山頂に城址あり。

高天神城は、甲陽軍鑑に、今川の被官福島(クシマ)(或は久島に作る)上總此城主なりしが、一年甲州西郡迄發向し、武田信虎に射取られ、其子浪人して北條氏康に仕へ、北條上總綱成と稱し武名を揚げし事見ゆ。小笠原家譜には、天文年中、小笠原左京進春儀、馬伏塚に居りしが、今川の家令久島左衛門、高天神城にて謀叛の聞あるにより之を討ち、春儀其功に依り高天神をも拜領すと曰へり、永祿天正の比、今川德川の伴職にあたり、小笠原與八郎長忠、高天神を以て家康に降附、武田氏の兵來攻、天正二年に至り、高天神叛き、甲將之に入る、九年、家康攻めて之を拔く。○改正三河記、元龜元年正月廿七日の夜、小原肥前守、三浦右衛門佐父子は、駿州花澤の城を出で、高天神の城主小笠原與八郎長善(一本、長忠、又氏儀)は年頃の舊友なれば、長善を賴み謝罪して德川家に從ひ奉らんと案じ出し、高天神に來りしかども、小笠原是をふせぎて入ざりしかは、近邊長崎村に蟄居せしを、小笠原討手差向け、小原三浦をはじめ妻子從者迄、都合七十五人を誅し、其屍を沓掛原にうづむ。

狹束郷(サツカ)

和名抄、城飼郡狹束郷、訓佐都加、高山寺本、左豆加。○佐束村、并に岩滑村、中村、大坂村にあたる歟。内田土方の南に接し、俗に三東谷と稱す、大坂はやがて大狹束の訛にあらずや。

(佐東)

中村(ナカムラ)

今中村と云ふ、大畧城東郡の中心にあたり、土方村の南にして、國安川の右岸とす。高天神山は中村の西を蔽ふ。掛川を去る二里餘、日蓮宗満勝寺あり。

三河物語云、天正六年、家康は高天神に向はせ、大坂山に取出を被成けり、ヲカサの取出は此前に取給へり、七年、高天神の取出中村に二つ、同シシガ鼻、同ナフガ坂、以上六取らせ給ふ、八年八月より高天神へ取懸、四方に深く廣く堀をはらせ、高土居を築き高屏を掛けもがりを結び、堀向には七重八重に大柵を附させ、一間一人づつ

の手當を被成。

大坂（オホサカ） 今大坂村と云ふ、中村の西南にて、高天神山の下とす。大坂貞永寺は、足利家の時建てられし安國寺なり、南禪寺和尚開基、應永二十年、住持性勝西堂への御教書に、安國寺とあり、而も天正十六年の文書には、貞永安國寺と記す、何の時に改號したるにや。（横須賀郷里雜記）

松淵郷（マツフチ） 和名抄、城飼郡松淵郷、訓萬都布知。○今大須賀村并に笠原村にあたるべし、後世馬伏塚の名のこり、馬伏は卽松淵の訛とおもはるれば也。

横須賀（ヨコスカ） 今西大淵村と併せて大須賀と改む、高天神山の南西麓にあたり、南は海濱に至り、磐田郡に接す、掛川の南三里、横須賀の海岸は、近世まで小港ありて、諸井川の末流之に歸したりしが、慶長中河流變じ、寶永中地震、港田途に其形を失ふ。

横須賀郷里雜記云、横須賀は元大淵郷の地にして、應仁年中には三社市場（サンシャ）と云へり、熊野三社ましませばなり、軍全町には軍全坊權現おはせり。

(三社)

横須賀城址（ヨコスカ） 新古の二址あり、其古城は馬伏塚（マブシツカ）と云ふ、三河記に見えたり、マムシツカと傍訓したり、〔〕〔〕年、信濃の小笠原長高、來り今川家に仕へ、横須賀を賜はり、馬伏塚に築城す、其孫與八郎長忠の時、高天神山に據り、武田氏に屬す。徳川氏の將大須賀五郎左衛門康高、天正四年新城を修造し、高天神山に對す、天正十八年、徳川氏東遷の後、豐臣氏の將、有馬玄蕃頭豐氏入部す、封三萬五千石。慶長五年の亂、豐氏東軍に應じ、亂平ぎ丹波國福知山城へ移さる。爾來松平出羽守直政、元和九年松平大隅守重勝、同九年井上主計頭正就、正保二年本多伊勢守忠利、天和二年西尾隱岐守忠成、三萬五千石、子孫相繼ぎ大政改革に至る、淨土宗、撰要寺あり。高天神小笠原家記云、長高は故あり遠志を出で、參州幡豆へ越し、吉良殿御判ありて時節をまたれ、猶駿州今川殿を相み、比善麻（ヒキマ）に逗留ありて、下海道を通り、城東郡の三輪（ミワ）の庄屋が館に宿り、妻子を此に留め置き、今川殿へ奉公あり、馬の飼領地賜はる時、長高申さるゝは、三輪郷に妻子を指置中途に、隣郷の百姓馳走いたし、懇を請ひ申す間、此邊を下し賜はるべしとぞ、則三輪、岡崎（ヲカザキ）、横須賀、せいかやの四郷を賜ふ、其後淺葉の庄を賜ふ、又馬伏塚の城を申請け、取立居住せらる、左京進春儀は長高の長子なり、長高の跡を占む、こゝに今川の家令久島左衛門、城東郡高天神の城を預り居る、或時久島謀叛の聞えありて、春儀此事を聞て、左衛門を伐亡す、其戰功に依て則高天神の城を拜領す。（岡崎は今笠原村と云ふ、横須賀の北にて、淺葉庄に接す）○改正三河記云、天正二年、高天神の小笠原與八郎敵となりければ、八月馬伏塚の舊壘を修築せしめられ、大須賀五郎左衛門康高をこゝにこめ置、高天神の押となされける、康高此時より城飼郡を城東とあらため、馬伏塚を攻めて横須賀の城と稱し、横須賀三社大明神を再興し、神田二十石を附たり、此地古昔熊野の神領地故、大寶のむかしより熊野を祭りし御社なりとぞ聞えし。○風土傳云、山名郡淺羽庄岡山村、接城飼郡岡崎村、有馬伏塚、古城址、城廢後、岡山村百姓住于此、今田中一丘、有城門跡、其東南深田、古老相傳曰、昔時潮水至此。

(馬伏塚)

(三輪)(岡崎)

大淵（オホブチ） 今西大淵は大須賀村へ入り、東大淵を大淵村と改む、横須賀の東とす。改正三河記云、天正四年十一月、勝賴小山相良に着陣すると聞えしかば、神君、信康君横須賀まで御出陣あり、三日大淵郷の三社山に御陣を移さる、八千の人數は山麓に備へたり、勝賴は横須賀に攻寄んとすれ共、三社山御在陣あれば、鹽買坂の本道を恐れ、海手を押して軍を十七段に分ち、入江を隔てゝ陣を張、一戰を挑まんとせしかども引返し、高天神の城に馬を入る。

新井郷（ニヒヰ） 和名抄、城飼郡新井郷、訓爾比井。高山寺本、𪉩比爲。○今大淵村、三濱村、三俣村など、横須賀の東なる海濱ならん、大新井濱てふ名のこる、國安川の右方とす。

三俣（ミツマタ） 今三俣村と云ふ、大坂の南に隣り、國安川の右岸とす、其南は海濱にして、三濱村と云ふ、卽濱新田なり。

三俣川は國安川の舊名なり、此河古は東西中の三派に分流し、其西派は大坂村鹿島社のうしろより、保地の里中を經て、大淵郷の方へ流る、今は絕えて其河跡皆田地となれり、濱の新田是なり。（横須賀郷里雜記）

國安川（クニヤス） 佐益中山の東なる菊（キク）川の末にして、堀之內、奈良野、中村などを經由し、西南千濱（チハマ）村の國安に於て海洋へ放出す、長凡六里。天正六年、大須賀康高、國安川の邊に甲州勢とせり合ひ、勝利を得たり。

新野郷（ニヒノ） 和名抄、城飼郡新野郷、訓爾比乃。○今千濱村、新野（ニヒノ）村等にあたる歟、海濱にして國安川の左方とす。東鑑に、文治六年、遠江國住人淺羽三郎、新野太郎など云ふは、此郷士歟。新野村の南を今池新田（イケシンデン）村と云ふ、近世新野池を開きたる者とす、而も其管內なる合戶は郡家の訛かと想はれ、高松社てふ古跡あり。

「新野池新田置目之事、（徵古文書）
田地起し、其年者十分一たるべき事、
二年目者三ツ取たるべき事、
三年目よりは、本郷に一ツさがりたるべき事、
右峰田新田如置目、諸役令免許候、但苗代所之儀者、新野、あさいな、門屋三ヶ郷にて、田地之積り次第、可申付者也、仍如件
慶長十年巳正月十一日　忠政（大須賀氏）
「定、池新田置目之事、

(池新田)

一ひがしは新野池しりの川をさかひ也、にしはかど屋の郷はづれより、みなみ海のはたまで、其内の野山、池新田百姓にうり付候間、竹木草共に餘郷の者少もかりとらばはきとるべき事、
一池新田百姓、草薪取候事は、にいの、朝いな、比木、宮地、さくら、此郷の野山にてかり可申候、
一右之やご之內、田畑に成所は、見立次第、起可申候事、
右此旨、少も相違有間敷者也、
未正月十一日、(慶長十二年)

櫻池(サクラ) 新野池の一名とす、其大沼澤は開墾せられ、小池僅に存す。圓光大師行狀翼贊云、笠原庄にさくらの池と云池あり、皇圓上人、彼所の領家に申して、放文をとり、命終の時、水をこひ掌の中に入て終にけり、原註曰、庄の領家は、花山院大臣忠雅公にて、命終は嘉應元年六月也。○風土傳云、櫻池、今池周凡九百歩、南方有堤、是曰女池、其西有男池、近世埋却墾田。里人談云、備後阿闍梨皇圓は、源空上人の師にて、比叡山にありて、その頃の名匠、一山の雄才なりける、皇圓曰、長壽は蛇身にしかず、吾蛇身となりて彌勒の出世を待べし、遠州櫻が池はその深き事をきく、吾これに住んと、臨終の時、此池の水を掬す、其時池水大きに騷く、皇圓入寂と同時なりきとぞ、今に至て閑夜には鈴の音池の邊にきこゆると云り、此池は遠江國笠原庄櫻村に、男池女池とて、方五町ばかりの池二ツあり。○今池新田の東を佐倉村とす、佐倉は朝夷鄕內なるべければ、彼池は兩鄕へ渉れる者ならん。

(佐倉)

合戸(ガフト) 今池新田へ併せらるれど、舊地にして卽本郡の郡家なりしならん、諸州の例コホドガウトなど、皆郡家を云へり。國安川の東一里半、海濱に居る、北方の丘陵を高松山と云ひ、熊野社あり。

高松神社(タカマツ) 近世社邊を門屋(カドヤ)と稱し、神領三十石をつたへたり、熊野大神を祭る。風土傳云、高松社、自古社領無軍陣、故神門不廢、神主相續、古書存焉。

「下笠原御庄高松社、定補神主職事、祝部吉弘、
右者、任先例、爲令致御神事之勤、所令補任也者、庄內幷社內、宜承知之、敢不可違失、以下、
治承五年十一月日　源　(判)

「遠州城東郡笠原庄之內、高松神領、閣戸村箇所之神田、一王子分之事、
右任代々判形旨、永領掌、不可有相違、棟別、鹽取船武艘、停止諸役、免許之田畑、浦山荒野、濟米如例年、可爲神納、神領之內、池成之處、水旱次第、令開發、可所務、惣別於神領分者、雖有他競望、不可許容、彌神事祭禮等、無懈怠可勤仕之狀、如件
永祿元戊午年九月廿八日　氏眞
高松社神主殿

高松社の古文書中には、疑惑なきにあらず、識別を要す、

高橋鄕(タカハシ) 和名抄、城飼郡高橋鄕、訓多加波之。○今南山村に大字高橋存す、卽此とす、新野の北に隣る。

河上鄕(カハカミ) 和名抄、城飼郡河上鄕、訓加波加美。○今川野村、相草(アヒクサ)村なるべし、川野に大字川上存り、高橋の北、荒木の東とす。

比木(ヒキ) 今比木村と云ふ、佐倉村、朝比奈村と共に、榛原郡堺に接す。此は幣岐(ヘキ)君の裔孫の居住したる地にや、土形鄕の條を參考すべし。又比岐庄は、上賀茂社領たりし由、東寺文書に見ゆ、卽此とす、今も村內に賀茂神を祭る小祀存す。

(比岐)

遠江國三代御起請三社領事、(東寺文書)
一三代御起請地、
原田庄最金剛院　飯田庄蓮華王院　質侶王圓勝寺
曾我庄長講堂　上西庄遣迎院　山名庄熊野山
相良庄蓮華王院
一三社領地、
比岐庄上賀茂　加茂庄下賀茂
右注文如件、
永和二年二月七日　左官掌　中原(判)

朝夷鄕(アサヒナ) 和名抄、城飼郡朝夷鄕、訓安左比奈。○今朝比奈村、比木村、佐倉村などなるべし。新野の東に隣り、御前岬に近し、卽本郡の東南陬とす、牧野原は朝比奈の北方數里に亘る岡陵とす。

榛原郡

榛原郡(ハイバラ・ハリハラ) 小笠郡の東にして、北は大井川に至り、他の二面は海洋に對す、遠州の東南隅とす。今三町、十村、人口六萬、(外に大井川の上游なる川根の三村をも管治す、本篇は地形の分合を相察して、駿州志太郡に係けたるを以て、川根は本郡より除く)川崎に治す。

(蓁原郡)　(針原)　(蝠原)

榛原は古書多く蓁原(ハリハラ)に作る、正保國圖以後、公用榛原に定めらる。和名抄、波伊波良と注し、九鄕に分つ、而も古訓は波里波良とす、萬葉集の古例に徵すべし。又元亨釋書に、遠江國針原(ハリバラ)と載す、是傍證也。蓁は萩(ハギ)に同じく、榛(ハリ)は今のハンノキ(赤楊)也、同名の異草木とす。○榛原君は土形君と共に應神帝の皇孫の裔とす、此地を主宰したまへる歟。土形鄕の條を參考すべし。又續紀、天平五年、蓁原郡人君子部眞鹽女、寶龜二年、蓁原郡主帳赤染造長濱など云ふ名見ゆ。○三河物語云、伊豆の早雲新九郎に隨へ、三河へ押寄ける遠江衆には、
宇豆山、濱名、堀江、伊野谷、奥野山、乾、二俣、

濱松、蛭塚、原河、久野、遠河、藏見、西郷、角笆、天方、堀越、見藏、無笠、鷺坂、森、高天神、鄕原、その外小侍衆云々。

（向榛原）近世向榛原と稱して、大井川の東北岸、宗高、飯淵、吉永、相川、小杉などをも本郡の管內としたり。是は大井川の河洲なりし故と思はるれど、元來大井川の河流を以て、遠駿の州界と爲したれば、淵瀨の變易する毎に、沿岸の郷里は歷世離合ありし也、而も其沿革の跡を詳にせず。明治十二年、向榛原全く駿州志太郡の管內へ移さる、今靜濱、相川、吉永、大洲の五村、即是也。

御前埼

又御覽岬に作る、遠江國の東南角にして、榛原郡御前崎村に屬す、相良の南三里。

（御覽埼）水路志、御前埼は駿河灣の西角にして、其高さ凡一五〇呎、漸々北に高まる一帶の臺形地にして、綠樹蔚薈たり、其埼の南東兩側は急降して、濶さ大約二鏈の平低なる白沙濱之を圍繞す、其狀は上靑下白の二帶の如く、之を南方より望む時は、白色殊に著し、尙該沙濱より凡三鏈間、岩陂擴延し、低潮に在ては高潮界線を距る二鏈の處まで露出す、燈臺は埼の南側にあり、燈高は高潮面に一七三呎、晴天光達一九海里半、御前岩は燈臺の東一海里八鏈にある、干出二呎の一岩にして、其南北合せて二鏈の間は淺水なり、大浪起る時は著く白波飛散すと雖、平波の際は高潮時に於て最危險なり、船舶の此岩に觸れて難破せるもの甚多し、トド根は御前岩（俗稱オキノオマヘ）の西に當り、燈明臺を距る一海里の所にある一大暗礁なり。○東海道圖會云、白羽村の御前崎に、駒形明神祠あり、社頭に燈明臺ありて　渡海船のめあてとす、沖の大岩を御前岩といふ。

（御前岩）しるはの埼は、荒海の中に、岩はのはるはると磯より並び出て、汐干れば馬の背の如く續きて數々見ゆ、里人は七十五里の駒形と云ひならはし、其所の神を駒形明神と申す、彼れ遠江灘とて、舟人の手向して、かしこしとするは、此岩にあたる浪の荒きに因りて也、　眞淵

沖津船手向すらしも岩浪のしるはの磯に懸る白ゆふ。

白羽

（志留波）今白羽村と云ひ、御前崎村の西に別立す、延喜式に「白羽官牧、馬直四千四百六十束」とあるは、此邊に牧馬を公營せられしを證す。萬葉集、天平勝寶七年、當國山名郡の防人が、筑紫に在りてよめる歌に志留波の磯と云ふも、白羽の埼とす。

等倍多保美志留波乃伊宗と爾閉の浦とあひてしあらばこともかよはむ、

或書云、白羽村は榛原郡にて、白羽牧と云も主稅式にみゆ、但し岡部日記に、此歌は筑紫へさゝれたる、此國の防人の歌にて、筑紫と遠江といとのきたるさかひなれば、古郷しのぶ思ひのたへ難きを、かの筑紫にあるにへの浦と、此しるはの磯は、食物のにへと汁と、むかひて近きが如くならば、物はおもはじを、名のみは相似てかひなきよしを云り、さるを防守の歌なることをわすれて、遠江にぬへしろといふ里のあるに思ひよせたる歟と云は、ひがことゝいはれたれば、爾閉の浦はこゝにはあらぬか。

地頭方

（笠名）（新庄）今地頭方村と云ふ、御前崎村の北とす、相良庄の地頭方の義なるべし、新庄てふ大字もあり、又大字笠名あり。

天野下野守景隆申、遠江國笠名村事、任證狀等之旨、所返附也者、如元知行、不可有相違之狀、如件

明德三年六月三日　右衞門佐

水路志、御前埼灣は御前埼の北側に於て、御前埼と新庄村との間にある一開灣にして、元鼻より東方へとゞ根及び御前岩擴延して、能く波濤を防止するを以て、西より北西の風に假泊し得べし、然れども北及び東風には危險なり、冬季船東方より來り、強西風に會し、遠州洋を航過し難き時は、一時爰に避泊するもの多し。

相良鄉

和名抄、榛原郡相良郷。○今相良町并に菅山村、萩間村、地頭方村、白羽村、御前崎村等にあたる歟、大江郷を參考すべし。

此郷は中世相良庄と稱し、白羽官牧を混同して、相良牧とも稱したり。國牛十圖の詞書に、

遠江牛、相良牧白羽立牛、稱相良牛、件庄、蓮花王院領、都て牛勘うして駿牛あり、人多く誤りて筑紫牛といふ、即いほりの中に物あり、又洲濱をもさすにや、故今出川太政大臣家より、筑紫の牛の父母を此牧にうつされてより、此姿なるよし、

と述ぶ。東鑑、治承五年の條に「依安田三郎義定訴、相良三郎等、被收所領」云々、又寬元三年の條に、相良賴三郎あり、相良氏は即此牧庄の下司にして、城飼郡の內田と同族也。其族人の肥後國に移れる者ありて、近世の人吉藩主は即此系に出でたり、伊豆國伊東、工藤、狩野、皆同族とす。日向記に「工藤三郎祐時が嫡子、次郎祐朝は遠江國早良、長門國三隅庄、并に奥州鞭指の庄松山をも讓得」云々。

飯津

今相良町大字波津、延喜式、榛原郡飯津佐和乃神社は、波津の牛頭天王なるべしと云ふ。〔神祇志料〕

相良

今相良町、人口八千八百、川崎の西南一里半。○水路志云、相良町は御前崎の北五海里四分の三にあり、此に一小川あり、市街の北側に沿ひ海に入る、該町は此邊の首邑にして、船舶の出入も亦多し、海運の便は川崎町に異なる事なし、高潮、平穩の時は、吃水五呎以下のものは出入するを得ん、該川口の南東方凡一海里半に、二小岩の東西に相丼ぶあり、足立岩と曰ふ。

相良城址

近世田沼氏の築く所とす。初め田沼專左衞門

意行、八代將軍吉宗の近侍たりしが、其子主殿頭意次、頗君寵を厚くし、九代十代三世に歷事し、威權當世を傾く。寶暦八年、相良一萬二千石を賜ひ、後數增封、側用人より老中職に進み、安永元年、相良に新城を起す。天明五年に至り、前封を併せて五萬七千石に達す、七年、前代在職中不法の罪を問はれ、削封四萬七千石、二男玄蕃頭意正に奥州信夫郡下村の田を給し、其祀を奉ぜしめ、相良の新城破毀せらる　文政六年、意正若年寄累年の功を以て故封相良に還住、世襲して明治維新に至る。

改正三河記云、天正四年三月、武田四郎勝頼遠州へ發向す、瀧坂より横須賀までの間、鹽買坂をば遠慮して濱手をめぐり、横須賀の砦に押寄せて、短兵急に攻しむ、神君は濱松より出馬し、瀧坂鹽買坂に備へて、敵の餉道を塞かしめられければ、相良に新城を築かせ、軍兵粮米若干を籠置、甲府へ歸陣したりけり、甲州軍士遠州海上に兵船をとりよそひ、地方を侵掠めんとする聞えありければ、濱松より中島與五郎大將として、鮭坂港にて兵船に取乘り、深夜に相良の浦に乘附、四月四日曉に敵の船に大筒を打かけけり、云々。○家忠日記云、天正六年霜月、敵大井川を越、二日、小山、相良筋へ移候由にて、家康信康馬伏塚へ御陣被取候、諸人數は柴原に有候、三日、敵勝頼よこすかの城向迄働候。

平田寺（ヘイデン）　今相良町の平田（ヒラタ）に在り。掛川志稿云、平田寺の石造多寶塔銘は「延慶三年、庚戌正月、願主沙彌如蓮」と刻せり、又永仁中に下したまへりと云ふ綸旨あり、

遠江國相良庄内、田百町、並屋敷一所事、任一條三位家附狀、菊川宿攝行所領、云々。

風土傳云、平田寺開山上人龍峯は、上杉掃部頭頼重の子にて、足利尊氏の外姪也、一條三位とは卽沙彌如蓮に同じ、弘安元年、小夜中山に賊にあひ死す、三位の子月輪童子は平田寺二代の住持と爲る。（今按、平田寺記は、小夜中山の夜啼石の故諺に附會するものなれど、眞說を知らず）臨濟宗、近世寺領五十石。

「遠江國相良庄東方内、吸江山平田寺、爲御祈願所、致無□之懇誠、可奉祈萬歲之寶算者、天氣如此、悉之以狀

嘉曆二年役九月廿一日　　兵部少輔（判）

龍峰上人禪座」

「遠江國相良庄平田寺之事

寺領田畠山林、并寺中之塔頭、靈松庵、正心庵、廣濟寺、一枝庵、四ヶ寺領、寺外之塔頭、大聖寺、正福寺、井谷寺、慶安寺、理趣寺、西方寺、六ヶ寺領等之事、任天澤寺殿兩通判形之旨畢、并寺中寺外、塔頭末寺領等、田畠共、去天文亥年撿地、增分寄進之上、向後庄内、雖有撿地、寺領塔頭、末寺領共、停止地頭代官之綺、撿地免除之旨、爲證文明鏡之條、任其儀畢、縱至于後年、爲私領雖充行于他、聊不可有相違事、

寺領湊廻船、諸商買船役等、如前々收務、不可有相違、并野菜船壹艘、船方共、停止諸役之上者、不可有地頭代官之綺事、

輪番住院所之事、無其器量之輩、競望堅停止了、同諸末寺之塔主看院、不斷于本寺、號坊主、恣不可居住事」

塔頭末寺衆、若違背本寺、就各別之奏者、於有披露之子細者、既背寺法之條、可有改易塔主庵主事、

本寺并海雲寺、其外塔頭末寺領中、諸役免許之上者、顯役押立、日役立歸、木伐役、惣別地下次之役等、如先規、一切不可有之事、

右條々、任先判形并印判之旨、永不可有相違者、守此旨、彌可被專修造勤行等之狀、如件

永祿四辛酉年三月十八日　　氏眞（花押）

西山寺（サイサンジ）　今菅山（スゲヤマ）村の大字に呼ぶ、相良の北一里。○正廣日記云、相良に西山寺とて、おもしろき山寺のあるに行はべるに、御堂の側に櫻の木あり、其木にまさに此二三年の程、空はくまなくて雨ふり侍るとあれば、ふしぎの思ひをなして立出てみるに、誠に隈なき日の光に雨ふり侍り、きくのこと、おぼえて、「はる、日にいかなる雨そ花の雪空に知られぬ櫻木の影」玉泉坊と云ふ所に二三日止まり、墳谷備前入道の子、左近將監正治の勸めにて歌あり。（文明五年）

菅谷（スゲガヤ）　今菅山村と改む、此邊は石腦油の坑井あり。○相良石油は、明治六年始めて採酌製造し、十一二年比には、一月三千石の涌出ありしが、後稍衰ふ、地表より百二三十間に及ぶを最深とし、含油母岩は細沙にして、厚幅三尺に滿たず、又子バ士よりも涌出することあり、坑井一百以上を數ふ。

萩間（ハギマ）　今萩間村と云ふ、相良の北とす、一說、萩間を蓁原の訛なりと云ふは信じ難し、大字男神、女神（メカミ）あり。

地學雜志云、本邦石灰石の有機生因に二種あり、動物性及び植物性是れなり、植物性石灰石の一例は相良にあり、ヌリボラ石灰石と稱し、其岩層の時代は第三紀の中新層に屬すべきものなり、相良の北なる男神（チカミ）、女神の兩山に露出す。

大江郷（オホエ）　和名抄、蓁原郡大江郷、訓於保江。○今相良町の大字に大江のこる、然らば中世相良庄内に籠められて亡びし者とす、蓋海邊を大江郷とし、山野を相良郷とせるが混同する歟。

細江郷（ホソエ）　和名抄、蓁原郡細江郷、訓保曾江。○今川崎町の大字に細江のこる、然らば中世勝田庄内に籠められて亡びし者とす、猶大江郷の例に同じかるべし。

川崎（カハサキ）（川波靜）　今川崎町、人口八千七百、或は靜波（シヅナミ）と云ふ、金谷の南東三里、本郡の治所とす。○川崎は靜波川の河口を舟着場とす、東京、横濱、清水間往復の汽船、毎日數回此に寄航す、河口は水淺く、唯々高潮に於て漁舟

を過ぐるのみ。〔水路志〕此川は切山の邊に發し、南流三里餘。

掛川志稿云、蓁原郡勝間田氏本州の古家なり、初て保元物語に遠江國の住人横地勝間田と見え、久く相續して鎌倉室町に仕へ、建武以後今川家に隷す、東國西國の軍、皆今川に從て其役を勤め、數十世相續す、今川記に曰く「文明七年の春、横地四郎兵衛、勝間田修理亮、謀反を起し、武衛殿と内通し、古狩野介が館を城郭にかまへ楯籠り、又惡黨なりしかば、今川義忠五百餘騎を二手に作り、横地勝間田が城を取卷、晝夜息をもつがず攻戰ひ、七日に當る夜中、兩人共に討死、義忠は此歸路夜中、鹽買坂にて横地勝間田が餘類の爲に流矢に中て卒す」、勝間田氏家譜を見ざれば、其世次を詳にせず、川崎の道場村清淨寺に、五[illegible]の石塔二十餘基あり、其中全きは五[illegible]八基あり、皆勝間田氏の石塔なり、其中一基に刻せる文字あり、建武四年四月八日、又文和三年ならんと見ゆるもあり、石の質堅實ならず、又潮風に當て悉く湮滅せしと見ゆ惜むべし　○川崎湊は昔柏原（カシハラ）村の中にて、後世分れて柏原町とも云へり、近年は靜波と改稱したることもあり。

（柏原）

勝間田（カツマタ）郷

和名抄、蓁原郡勝田郷、訓加都萬多。○今勝間田村是なり、相良の東北に隣る、勝田は美作國にも同名あり、名義參考すべし。

掛川志稿云、按に勝間田氏先祖より相傳へし本宅の地は中村邊歟、川崎近所なるべし、切山、養勝寺等の山城は、中古戰爭の間要害に構へたる所と見えたり、長興寺は中村建蓋谷（ケンザカヤ）に在り、寺領卅五石あり、開山大珍成全和尚、寶德元年寂、開基勝間田十郎政次、牌あり「三州太守、當寺開基、賢叟長公大禪定門」、寺領は舊勝間田氏の寄附なりしを、東照宮の御妾茶阿局の弟三人僧となり、當寺及び金谷驛洞善院、小山龍滿寺の住持となる、是に依て局の願にて御朱印を賜る、

（建蓋谷）

わざと一ふてまひらせ候、おむづかしき御事に候へ共、けんざがや、又こやまのふまんじの、ぢれふの御しゆいん候やうに、たのみ入まひらせ候かしく、せんめう、殿樣、ちやあ、返々御きも入候て、よくゝゝ、たのみ入まいらせ候、

茶阿局は金谷の人也、無雙の美人也、訴訟の事ありて、濱松城に參りしに、局に召仕はせ給ふ、此局は越後少將上總介忠輝卿の御母也、成安寺も中村に在り、紀州根來寺の覺鑁の開基にして、眞言宗新義派なり、天永元年に、鳥羽上皇の御願として、當郡初倉庄を寄附し給へり、其後勝間田政次十五貫文の地を寄附して、十二字の坊を建立し繁昌せり、天正の初め兵火にかゝりて終に衰微す、寺後の堂に二尺三寸立像の藥師を安置す。

切山（キリヤマ）

今中村と共に、勝間田の大字なり、川崎町の西北一里半、牧野原に近し　切山とは山崖斷絕の謂ならん、此地時々、大地割裂移動の變ありき。

掛川志稿云、今勝間田川の上源に、勝間田氏の古城あり、山の中段を截割したる趾儼然存せり、因て村を切山と名く、此切山村は今川家の時、岡部氏の領分也、永祿三年六月、義元戰死の時、氏眞より五郎兵衛正綱へ與る感狀に曰く、

駿遠兩國内知行、勝間田、井桐山、内田、北矢部内、被官休息分之事、右今度於尾州一戰之砌、大高番掛雖相捨、鳴海城堅固持堅之段、甚以粉骨之至也、雖然依無通用不得下知、城中人數無相違引取之條、忠功無類、剩苅屋城以籌策、城主水野藤九郎、其他隨分之者共、數多討捕、城内悉放火、粉骨之所、不准于他也、彼本知行、右子細、數年雖令沒收、爲褒美所々令還附、永不可有相違候、如前々可令所務、守此旨彌可抽奉公之忠狀、仍如件、

風土傳云、夫木抄の撰者藤原長淸は、勝間田の邑主歟、夫木抄の跋に「此和歌集者、藤原朝臣長淸自撰也、或書曰、長淸遠江國住人、勝田越前守也、長淸法名蓮昭、存生之間者、秘藏而不及外見、逝去之後、高駿河守依所望、一本書寫、其後武藏守師直、一本書寫」云々。

かつまたの里　　前參議爲相卿

いとふなと菊川渡る道をゆきて問はむとぞ思ふかつまたの里、

永仁二年春日、藤原長淸が家にて名所花を、

尋ね來てかつ見るからに勝間田の花の影こそ立ちうかりけれ、〔夫木〕

坂口（サクチ）

今坂部村へ併せらる、此邊を坂口谷（サクチノヤ）と號し、川崎町の北一里、其岡山を高尾（タカチ）と呼ぶ。

掛川志稿云、高尾の龍門山石雲院（セキウン）は、備中國横谷村洞松寺の末にて、寺領百五十三石、宗芸和尚指草の洞家なり、境内廣く、諸堂備る、創建は勝間田氏、法名決山道勝禪門とぞ、聯燈錄曰「石雲院宗芸性岱禪師、抵遠州高尾山、得地叔刹、郡將葛股氏寄附田產、明應五年長逝、壽八十三」また武田勝賴、天正二年十一月の安堵狀に「如今川義元、德川家康時、不可有違亂旨」云々と見ゆ。

（石雲院）

神戸（カムベ）郷

和名抄、蓁原郡神戸郷。○今吉田村に大字神戸あり、即此邊とす、上吉田に神明社あり、即服織の吉田神ならん。

延喜式、蓁原郡服織田神社、片岡神社を載せ、神祇志料に服織田神は白羽の白羽明神にして、片岡神は吉田にあり、吉田は舊名片岡（カタヲカ）と云ふと述ぶ。今按に、服織田神も神戸郷内にあるべし、神戸貢進の神服織につきたる社とす、白羽牧、白羽磯に服織神を求むべからず。

（吉田）（片岡）

吉田（ヨシダ）

今吉田村と云ふ、川崎の東北一里、小山（コヤマ）城址あり、大井川の舊派にのぞみたる要害とす、天正三年、甲州勢此に籠りしこと、諸書に見ゆ。風土傳云、天正三年八月、武田勢諏訪原の城を棄て、小山に五[illegible]籠る、德

（小山）

川公之を攻められしに、勝頼小山の後詰とし、九月十五日大井河に陣を張る、天正十年以後、此城廢す。(色尾を參考すべし)

川尻 今吉田村へ併せらる、川崎の東北一里半、大井川の河口、南岸にして、其海を俗に釘浦と云ふとぞ。大井川は其河道しばしば變し、金谷以東四五里は殊に大なり、往昔いつの頃にや、吉田の西南の川崎の邊に落ちたることもありき、又北方に轉じ、駿州益頭郡の地を浸したることもあり、近世は吉田の邊を流れ、對岸を向榛原と云ひ、川尻村も遠州の管内たりしこともあり。

船木鄉 和名抄、蓁原郡船木鄉、訓布奈木。○今吉田村の西北なる初倉村に大字船木あり此也。仁德紀に「遠江國司表上云、有大樹、自大井河流之、渟于河曲、令造船、充御船」とあるも、此鄉の事にや。延喜式、本郡大楠神社と云ふがありて、神代紀「櫲樟可以爲浮寶」と見え、浮寶卽船なれば、大楠神は仁德帝の時の大樹の靈を祭れるにもあらん、上古の風俗實に然也。此大楠神は今初倉村矢口の楠臺にのこりて、楠御前と呼ばる。

(大楠神社)

湯日 今初倉村の大字とす。○掛川志稿云、湯日村は高坂と云所より冷泉出るを湯井と呼ぶ、村の名此に起る、鎌塚と云ふ所あり、大井河の西岸なるが實は川の南に當る、今は湯日の屬地なるも古は此を本村なりとも云へり、昔遠江より駿河に移る路、初倉金谷のみならず、此所よりも大井河を渉て島田に至れり、堯孝法師富士紀行、かまつかと申あたりにて、

駒留めよ草刈をの子手もたゆく取鎌塚の此渡にて、

當御代に至ては、旅人の大井河を渉る者、金谷の外、上瀬、下瀬を渉る事を許さず。○永祿元年、寶曉記にも、菊河一里、鎌塚五十丁、島田駿河國と載す。

(鎌塚)

色尾 鎌塚渡に同き歟、三河物語イラウ崎、家忠日記井籠崎。○東海道圖會に、「大井川金谷の宿にて河留めの時は、色尾より渉りて藤枝へ出るもあり」云々。伊呂瀬は伊呂尾渡とも云ひ、今初倉村より向榛原の江留へ渡るを伊呂尾と云ふ。風土傳に、船木鄉湯日谷の色尾村と云ふ、亦此なり。

(井籠崎)　(伊呂瀬)

改正三河記云、天正三年八月廿日、高明、諏訪原既に落城せしかば、神君は此勢に乘じ、直に小山の城に向はる、勝頼大きに驚き、出家、山伏、町人者をも一度に取立て、漸く二萬餘騎にとり集め、九月十九日、甲州を出陣す、神君此よし聞召、前に堅城あり後に大敵を引受けて大事なり、敵長篠大敗の恥を清めんと必死にかゝる、銳氣を避けて、いざ軍を班すべしと下知し、小山の城を巻ほごし、川にそひ伊呂崎(基業、大成記、伊羅崎に作る)に操り引取り給はんとす、勝頼の先手は五六千騎、大井川向岸に出でしも跡追せず、兩軍ともに開陣す。(同書又云、元龜三年正月、神君大より金谷へ御馬を出さる、酒井左衛門尉、小笠原與八郞、伊呂瀬を越して、島田の河原に陣を張て、十九日濱松に歸らせ給ふ。○家忠日記云、天正七年九月廿五日、伊豆船むかいに井籠崎まで越候、霜月二日、伊豆使掛塚より船にて越候はんにて、牧野を被越候。

初倉鄉 和名抄、蓁原郡驛家鄉。延喜式、初倉驛。○今初倉村あり、(船木鄉と混ず)牧野原の東北、大井川の南岸とす、中世初倉庄と云へるは、猶廣く近鄉の地をも籠めたるならん。東寺文書、平治元年、寶莊嚴院御庄園注進に「初倉庄、朝隆卿、六丈細布十三段、四丈白布三百段」と、また後宇多院御領目錄に「初倉庄、龜山院時、寄進禪林寺」と載せたり。貞應年中の海道記に日坂の妙井より「播豆藏の宿を過て、大堰川を渡る」由見え、後世或は箸倉に作れり。

打渡しゆく瀬あまたの大井川見えてぞ遠きはつくらの山、(藻鹽草)

(箸倉)

光行海道記云、播豆藏の宿をすぎて、大堰川をわたる、此川は川中に渡り多く、又水さかし、流を越え島を隔て、瀬々濁々に分れたり、此道を二三里行けば、四望幽にして遠情抑へ難し、時に水風例よりも烈くして、白砂霧の如くに立つ、笠をかたぶけて駿河國に移りぬ、前島をすぐるに、浪はたたねど、藤枝の市過れば、花はさきかけたり。○掛川志稿云、金谷宿の下に矢口あり、矢口の下に古の初倉の驛家址のこり今はさびし、初倉或は播豆藏、又波津倉に作る、盛衰記、光行海道記に其名見えたる外、東鑑、東關紀行、十六夜日記などには見えず、古へ掛川より初倉に通じ、初倉より駿州小川驛に通ず、然るに掛川と初倉の間遙に遠く、山坂ありて路も險阻なれば、其間に菊川宿を建て、天文中までは菊川宿ありしと見えたり、文明の頃菊川掛川の間に日坂宿を置き、又同し頃金谷は既に驛となりたれば、初倉驛は其頃より廢せしにや、畢竟島田を驛となして初倉は廢し、金谷の宿立て菊川は衰へ、夫より日坂は宿となりたる可し、湯日の下、矢口村の原に大なる古墳多し、又同村に式内敬滿神社、大楠神社もあり。

(播豆藏)(矢口)

敬滿神社 延喜式本郡の名神大社とす、文德記、仁壽三年敬滿神靈を名神に預らしめ給ふことを錄す、今矢口の鏡滿森に在りて、俗に川中島の辨財天と云ふ。(神祇志料、東海道圖會、風土傳)

牧野原 本郡と城東との郡堺にあたれる高岡にして、御前崎より漸起して、金谷に至る長六里、幅里乃至二里、第三紀層に屬する地質にして、其東緣には石油を湧出す。
此原は一名布引原と云ひ、不毛の空閑なりしが、近年多く開墾に就き、茶を植ゑ耕稼を勉む。○風土傳云、牧野原東西凡五十町、南北凡二百五十町、東關紀行に「菊川を渡りて、いく程もなく一村の里あり、駒場とぞいふなる」と

(布引原)

ある駒場は牧野原の中にて、今の諏方原の地なるべし。

牧野原城址（諏方原）

今金谷町に屬す、驛の西にして、牧野原の北限にあたれり、東海道圖會云、牧野原城は初名諏訪原城、天正年中武田氏の築く所、後徳川家に歸して、松平周防守康親之を守る、堀切の跡、天守臺など顯然たり。○掛川志稿云、牧野原城跡は驛路の傍にて民宅となる、此城天正元年の秋、甲州方より築く、同三年八月、甲兵夜遁れ、東照宮の御手に屬す、夫より松井左近忠次を以て守らしめらる、其廢毀の年月は記錄に見えず、甲州流の兵學者、此城及び小山、駿州久能、三枚橋を以て名城とすと云。○高天神記云、天正元癸酉年の秋、諏訪の原に城を築く、馬場美濃守繩張なり、山城の取樣、極秘傳、東北の澤を大堀小堀として、大手の馬出しには、諏訪明神の社の森を用ひ、西南を空堀にして、馬出の取樣、美濃守工夫至極の城取也、是は高天神の城を攻落し、城東郡を取べき内意也。

菊川

今金谷町の大字とす、牧野原城址の西、佐益中山の下なる溪澗に在りて、本來は溪名とす。即城東郡を流るる國安川の源也。建久元年、源頼朝上洛の時、菊川宿に次れり、又東鑑云、承久三年六月、中御門前中納言宗行、相伴小山左衛門尉朝政、下向、宿于遠江國菊河驛、有書付旅店之柱事、

昔南陽縣菊水、汲下流而延齡、今東海道菊河、宿西岸而失命。

いにしへもかかるためしをきくかはの同じ流れに身をや沈めむ、（大平記）　俊基

掛川志稿云、菊川宿は近世廢す、此谷の水中より菊石と云ふもの出づ、其質脆くして摧け易し、菊花又は龜甲の紋をあらはす、或は菊川とは此石のあるによりて名つけらると云へり、驛の廢止時代不詳、宗祇名所方角抄に「わすれめや軒のかや間に雨もりて袖ひきかぬる菊川の宿」とあれば、其頃はやゝ衰へたりと見ゆ、堯海僧正の天文紀行に、菊川の宿をとほりて「冬がれの山路のくさもうつろへる宿の下行菊川の水」とあれば、天文の頃までは猶宿驛なりしと見えたり、天正二年、甲州方より牧野原に築て攻戰せしかば、此所の民家散亂せしにや、舊家などは絶てなく、都て古事傳らず、菊川驛より東、牧野原に登るを菊坂と名く、西の方佐夜の中山に登るを東坂と呼ぶ也、金谷坂、日坂を合せて四所の坂磴あり、甚險阻なる故に、土人小箱根と稱す、藤原爲家卿の歌にも「東路のさやの中山中々に歩より行て馬やすゝめん」とよまれたるも理なり。

攝待

又接待に作る、菊川の西南、小夜中山に在り、平田寺古文書に見ゆ、（風土傳）路次待客の亭舍を云ふ。

遠江國相良庄内、田百町、井屋敷一所事、任一條三位寄附状、爲菊河宿攝待領、永代更不可有牢籠之由、可被下知沙門給者、依天氣執達如件、

永仁四年五月十三日　兵部卿

平田院上人

榛原鄉

和名抄、榛原郡榛原鄉、訓波以八良。○今金谷町なるべし、（清和紀、貞觀二年正月、又十六年二月に、遠江國蓁原神とあるも、蓁原の誤にあらずやと云ふ）後世其地名を失へど、諸鄉の配置により之を推す。

金谷

今金谷町、人口七千、大井川の西岸なる岡陵に倚る、鐵道掛川へ十哩、藤枝へ八哩。

風露微涼宵道曉、暑威滿目火雲堆、二十五驛遠江上、勝水名山駄夢來、　松崎慊堂

掛川志稿云、金谷の驛はいにしへに聞こえず、宗祇が名所方角抄に「佐夜の中山の方に、かなやと云ふ宿あり、川の間一里あり、川の西は遠江なり、川向は駿河島田と云宿也」と、明應五年、今川氏親の古文書に、金谷鄉と稱す、地形を按ずるに、大井川は天正中迄横岡牛尾の間を經て、今の金谷驛河原町を流れたり、其後牛尾山と駿州相賀村の間より大井川を流し、西南山本の田地を開墾し、夫より田舖次第に增加し、河原町も遂に人家となる。○東海道圖會云、金谷宿の北に大井川の渡口あり、淵瀬折々替れば、古より徒杠輿梁もなり難き故、金谷島田の民は、往來の人を背越して、旅客の嚢を貪る云々。○宗長手記云、さ夜の中山の麓、金谷といふ里一宿、西行上人東國道の記に、「此山を越え侍るに、年なかばたけたる男行つれ、ゆく〳〵語りける、昔此山はさ夜の長山と申、ふるき歌にも有とやらん、ほゝゆがめて語りける」となん、扨は若命なりけりさ夜の中山も、長山にてやとぞ覺ける、山中の道三里ばかり、長々と松の木の本につゞきたる道なり、發句、筆ついでに書加、

かひがねは雪にしぐるゝ山路かな。

大代川

八荒山に發し東南流、金谷驛を貫きて、大井川へ入る、長五里半、牛尾、志戸呂、大代などの諸部落此谷に縁る。

質侶鄉

和名抄、蓁原郡質治鄉、（高山寺本、賀侶鄉）○質治の治は侶の誤にて、志都呂と訓むべし、（郡鄉考、掛川志稿）今五和村に大字志戸呂あり、即金谷の北なる山中を質侶鄉とす。東鑑、建久元年の條に、圓勝寺領、遠江國質侶庄地頭、板垣兼信流罪の事を載せ、質侶にナルトモと傍訓したる、今其名を聞かず、質侶の誤にて、後人漫に訓を加へし事明白なり、東寺永和二年文書、圓勝寺領質侶庄。○掛川志稿云、志戸呂鄉は、金谷驛の北に在り、大井河其東を流れ、大代河、菊川其西を流て、兩河の間にあり、志戸呂五箇村と稱す、古は大井河、牛尾山と横岡の間を流れ、

下は金谷の河原町を經て、東南島の方に至りしを、天正中山を鑿判して本州に屬し、河を山と相賀の間に流し、北横岡より南金谷河原町の間、大井河の趾を開墾して田地とす、元和中の事なり。

牛尾 今横岡、大代、志戸呂、竹下、高熊などと、合併して五和村と改稱す、五和とは五箇の訛にして、此山中は元五箇村と稱したることあり、粟が嶽の東麓にあたる。○掛川志稿云、牛尾山の山脚、養福寺の門前に鹽井あり、因て潮村と名く、今は牛尾の二字を用ゆ、是は昔相賀村より續たる駿河方の山也、或は云此山を切割たるは天正十八年のことなりと、按に此年八月、豐臣家の中村式部少輔一氏、駿河に移り住して、大に土木を起す、此山の切割は中村氏の手に成りし歟。

鵜田 今詳ならず、駿河新風土記に、榛原郡鵜田寺の壞佛は、昔牛尾村にありしを、後世駿州志太郡大津鄉へ移すと云ふ、大津鄉野田の條を參考すべし。○靈異記云、駿河國與遠江國之堺、有河、名曰大井河、其河上有鵜田里、是遠江國榛原郡部内也、奈良宮治天下、大炊天皇御世、天平寶字二年戊戌、春三月、鵜田里河邊、沙之中有音、云々。

志戸呂 今五和村の大字とす、金谷驛の北西一里。掛川志稿云、志戸侶陶器は、初め尾州瀨戸の陶工此里に來り造り出せしより、志戸侶燒と稱す、天正十六年御朱印を賜り、夫より相續て燒く、今は造る事多からず、僅に耕種の助とするのみ、元來此所より出る物は、大方下品なれども、昔は陶器も少くして、今の如くにはあらざりし故に、茶家者流などに於て稀に名稱ある物もあり。

八荒山 五和村大字高熊の西北にして、粟が嶽の北二里餘とす、標高八百三十米突。掛川志稿云、船岩は八高山下の大井河中流にあり、大井川此に至て、東に曲り、河幅三十歩許とす、八光山、或白光、八高、又八講に作る、峯に至る六十町餘、榛原佐野兩郡に跨り、粟嶽大山より稍高くてし大也、武德編年集成曰、安倍家傳に、大藏元眞を遠駿の界に謫置れしが、甲州方の八講山の砦を拔て是に移ると云々、此砦の趾詳ならず、又此山に大垂細垂と云無雙の瀑あり、大垂は山の北裏にして、大垂權現より正北八町許にあり、細垂は權現より二十町許、大垂細垂共に横に見る也、濁り見るべからず、大瀑細瀑と云はずして大垂細垂と云は、古歌に「岩そゝぐ垂水の上」とよめるに同じ、垂と云も瀧の事也。

駿河國

駿河國 遠江の東にして、大井川、安倍川の水系に傍へる山野、幷に富士山の南方を以て域内とす。今一州、五郡、一市に分ち、靜岡縣の管內とす、面積凡二百二十方里。

駿河は修して駿州と云ふ、州俗山西、國中、山東の三區分を成す。山西とは大井川の下游左岸の平夷にして、國中とは安倍川の近地とす、山東は大畧富士の南麓を云ふ。嶽北は甲州の域內にして、富士川は實に甲州より來る。○駿河、蓋上古に在りて珠流河、廬原（阿倍廬原國とも）の二國造あり、國郡制定の初め、伊豆國をも、併せしが、天武帝九年、伊豆二郡を割きて別に一國とせらるること、扶桑畧記に載せたり。古事記傳に、駿河は日本武尊東征の時、相武の管內なりしならんと論ずるは、甚非なり、或は之を駁して、此說只古事記を迴護するに過ぎず、地勢を以て之を考ふるも、相武の名は駿河に及ぶ理なしと曰へり。相武は卽相摸にして、足柄（筥荷）の連嶺を以て駿河、伊豆と相分界すれなりば也。

東鑑、建暦二年、駿河國大田文を作らしむる事見ゆれど、此國の田文とて今世には傳ふる者なし。民部省圖帳の殘缺、又は總國風土記の殘缺なりとて、駿河の圖帳の條文、種々に世にもてはやせど、是は近世の僞造偽作に屬し、全く徵憑の利益なき惡書とす。○掛川志稿云、駿州七郡、豐臣氏の時田額十五萬石、今代に及び二十二萬八千石。駿河新風土記云、當國慶安年中高帳、十九萬一千餘石、永八百四十餘貫文、金二十八兩。

駿河灣 駿州の南方の海灣にして、古名駿河海、其東側は伊豆半島に屬し、西南は遠江國榛原郡の濱岸とす。○尾張國熱田寬平緣起に、倭武尊東伐の歸途、甲斐國より山道、海道の二路を擇び、稻種公は海道より尾張へ向へるに、

稻種公、度駿河之海、海中有鳥、鳴聲可怜、毛羽奇麗、問之土俗、稱覺賀鳥、公謂曰、捕此鳥獻我君、飛帆追鳥、風波暴起、舟船傾沒、公亦入海矣、

と載す、蓋遠州洋の惡風波に逢へる也。又萬葉の駿河國歌に「駿河の海おしにへ生ふる濱つゞやいましをたのみ母に違ひぬ」とよまる。○水路志云、駿河灣は石室埼、御前埼の間にて、其口幅三十海里、灣入三十三海里、灣奥は駿河にして、富士山は其海岸より內地に入ると十三海里半の處に聳立す、灣內水甚深くして、御前埼附近を除く外、更に航路に阻礙なし、而して灣の中央、稍灣門に近き深水界中に、一大淺堆あり、瀨之海と唱ふ、其形南方に緩斜して、餘は急降す、堆頂の水深十八尋（底質沙殼及礫）其傍海の一千一百餘尋に達するを見れば、該堆は高さ七千零八十呎の海底高山なりと謂ふを得べし、灣岸に於て現著なる高山は、東側には大平、鷲巢、江梨、達摩、天城及び高通山、灣奥には富士山、愛鷹山、西側には高草山、有渡山、龍爪山、伊佐布山等の高山あり、皆指導標となる、海灣の東岸、伊豆の海瀨は、巖壁峭立

し、屈曲出入して、小港灣數箇所あり、然れども稍大艦を容るべき處は、戸田（ヘダ）港にして田子、妻良（メラ）子浦は、小艦以下の漁船の錨地に過ぎず、帆船に在ては、風向常に一定せざるが故に、港口に望みながら入泊し得ざるの患ありと云ふ、尙其他安良里（アラリ）、松崎及び中木等の小港ありて、安良里は甚狹しと雖、能く四方の風浪を遮斷し、小漁船に最可の泊地とす、灣奥即駿河の海岸は、伊豆海岸に反して甚卑低なり、然れども海瀕陸界なれば、接近するも危險なし、此灣奥の西隅に清水港あり、灣內の最良港とす、東隅には江の浦港あり、清水港に次ぐものとす、又該海岸にある二大河（富士川、興津川）は共に舟の出入を得ず、鈴川と狩野川は小なれども、小船は出入するを得、且其碇泊所に適す、又海灣の西邊（駿河遠江にわたる）も卑低にして且漸淺なり、然れども御前埼附近を除く外、距濱凡四鏈の地に於ては、水深五尋以上ありて、更に危險を見ず、此海岸にある二大河（大井川、阿倍川）は小舟をも通ずるを得ずと雖、相良川、河崎川及び城腰川は小なれども、吃水五呎以下の小船、海波平穩の時に於て、高潮を待て出入するを得べし。

志太郡

志太（シダ）郡（山西）

駿河國の南界にして、大井川を以て遠江國榛原郡と相分つ。東は海洋（駿河灣に）至り、北は高草山、宇津谷峠の山脈を以て安倍郡と相限る。方俗山西（ヤマニシ）の稱あるは、宇津谷峠の西なる一區なれば也。今三町廿五村、（人口十二萬）を藤枝に管治す。○大井川の上游なる山谷は、駿遠二州の間に在りて、別に一區を成す。其地今志太、榛原、安倍の三郡に分屬するも、本篇は便宜之を合同し、大井川川根（カハネ）谷の下に總べて、本郡の首に冠す。

志太は萬葉集に斯太、思太に作る。或は志駄に作り、（天正十八年、智滿寺々領證文、駿州志駄郡）和名抄、志太郡八郷に分つ。駿河新風土記云、志太と名付しは、此郡の内シダと云草の多く生ふる故にやあらむ、凡其地に多く生ふるものをもて、郡名又は郷名に負する例甚多し、近江國蒲生郡、武藏國橘樹郡、遠江國榛原郡など是なり、今此志太郡西北の方皆山に傍たる村里にして、シダといへる草至て多し、大津の郷などにては、此草にて籬を結ひ、藥梨の郷にては薪の料にも充つ、俗名ウラジロと云ふ。

斯太浦（シダノウラ）址　蓋大井川の末流、河水分派淳滞して、往時江灣の狀ありしを、斯太浦と云へるならん。即初倉驛より小河、前島などへ渡れる江津是也。萬葉の駿河國歌に、

斯太の宇艮をあさこぐ舟はよしなしにこぐらめかもよなしこさるらめ、（駿河雜の唱歌には、岩田の志太江とよみたり）

また懷中抄に、

志太の浦をこぎ出る舟の目もはるに彌遠さかる旅のわびしさ

と云へるを引けり。後世地形變じ、今は江灣なし。又萬葉卷十四、兒持山の歌などと同く、都武我野（ツムガノ）の歌あり、

都武牟賀野に鈴が音きこゆ可牟思太の殿のなかちし鳥狩すらしも、（原註云、或本歌曰美都我野）

（都武賀野）可牟思太は上志太にて、兒持山も近地にあれば、都牟賀野も此郡の中なりけん、今其名をきかず。

益津（マシヅ）郡（益頭郡）

明治二十九年、志太郡へ併せらる、古の益頭（マシヅ）郡の地とす。此郡は志太郡の北に隣接し、和名抄に末志豆と注し十郷に分つ。後世益頭、志太の郡界變動し、益頭の地多く志太に兼併せらる。又拾芥抄に益豆に作るは誤謬なるべきも、近世は公私共に益津の文字を用ゐたり（駿河國諸郡階帳にも、益津に作れば、中世よりの事ならん）續紀、天平寶字元年の詔に「妥得、駿河國益頭郡人、金刺舍人麻自、献蠶兒成字、其文云、五月八日、開下帝釋標知天皇命百年」云々。益頭は古訓ヤキヅにして、古事記燒遺、景行紀燒津に同じ。之をマシヅと唱ふるは訛に似たれど、和名抄の比に至り、已に文字に就き、更にマシヅの諸例を創めたる者なり。當時の俗習、火燒の事を忌避せるに起る歟。○燒津の日本武尊の遺事は、別項に論ずる所あり、而も駿河新風土記に、別種の說あり、稍解釋を異にせば、此に援引して對照に便す。

益頭の古郡名は、日本武尊の古事に起る、然れども彼の草薙と云ふと混じて、野火の所と想ふべからず、古事記に云ふ、此野に沼ありと、沼は今有度（ウド）郡にて、淺畑の沼に當る、又草薙のほとりの山は、小鹿の原と名付し所なれば、上代は鹿の多く住るによりて名附しにも有べく、いまのさまにても野火を附くべき所なり、このほとりは惣て大野なり、國造の野火附て、尊の草薙たまひしは、この處なる事いちしろし、さて古事記に還出とあるに依りて思ふに、この野まで來り玉ひて、此火の難に逢給ひ、かへりて又燒津に至りて、其國造ともを切はふりて、燒きたまひし故に、この處を燒津とは名に負へたりしなり、又野燒村あり、是も後世燒の字を忌て改めて野秋といふ、夫より東の方高草山の峽を越て、有度郡小坂村に出る道を、日本（ニホン）坂と云、是古の官道にて、小川の驛より横田の驛に到る所なり、昔日本武尊越玉ふ道なるが故に、ヤマト坂と名附しを後世誤りて字音に呼びしならんか。

大井川

又大堰、大猪に作る、駿遠の州堺にあたり、東海道の巨河なり。其源は甲信の間なる赤石山中に發し、田代川と云ひ、南流して井川の名あり、中游以下には專大井川と云ふ。相賀に至り東に折れ、卽下游と爲り、五里にして駿河灣に入る、水源より此に至り凡三十六里。

此河流は島田、金谷の間を渡津とし、往時は橋梁の架設なかりしを以て、土人游泅して板輿を肩にし旅客を送迎す、海道一の險阻たりき。近年架橋あり、島田、金谷の間、(七百二十餘間)相川、吉田の間(六百六十餘間)以下數所、封建割據の昔に在りては、天險を利用して防守の設備と爲せるを以て、是等の河流、嚴制を布きて橋梁舟筏を禁じ、津驛を兩岸に置き、往來の人馬を制爲したり。○新撰駿河國志云、大井川は舊幕時代に在りては、架橋渡船を禁ぜられしを以て、人馬皆之を徒涉せり、而も其河中の水脈幾條となく分れ、深淺詳にし難きを以て、往來の人必人足(川越と稱す)を傭ひ、或は蓮臺に踞り、或は肩背に負はれて渡涉せり、其人足は島田、金谷の兩驛に川會所(問屋とも、庄屋とも云ふ、沿革あり)ありて之を支配し、洪水には一切之を抑止したり、其川留め川明けは、每に駿府代官所の出張陣屋、(島田に在り)幷に江戸道中奉行に報し、頗其事を愼重にしき、海道名所圖會に、

此大井川、古へより舟なく桴なく橋なうして、往來の人は島田金谷の川越所に立寄り、何文川の定めを聞て其賃を渡し、割符を取つて渡丁に越さしむ、交易の賈人、京登り吾妻下り、伊勢まいり、富士詣など、八人懸りの臺に乘せられ、又は肩車にて涉すもあり、相撲の關取は人を雇はず、丸裸に成て、土俵入の如くわたるもあり、卿相の雲客、列國の諸侯は、駕を臺に居ゑて、水堰の備夫は前後を圍ひ、急流に足を揃へ聲を合て涉す、渡丁は紅葉散り水落て冬川の寂さに弱るも、みかさ增す夏河を質に入れ、かしかりの沙汰、羅山子のいへる如く、已が草の戸は流るれども、首たけの借錢を爲して、五月雨の水に威を增し、下り酒の樽を解て宴するとぞ、島田金谷の渡丁都て七百人なり、霖雨降り止まずして、水量ましぬれば、河止とて東西の驛中所せくまでふたがり、一驛二宿も後へ戻りて、水の落るを待もあり、云々、

然るに、明治維新の後は、從前の禁解け、渡船を置き、明治十五年に架橋成り、二十二年鐵道架橋成る。又云、大井川の名は日本紀、仁德天皇の條に始見し、

遠江國司上表言、有大樹、自大井河流之、停于河曲、其大十圍、本一以末兩、時遣倭直吾子籠、令造船、而自南海運之、將來于難波津、以充御船也、

とあり、大井川上流の山中、千頭御料林より大木の押流され出つること、今も之を川狩澤附と云ひ、上古の遺風を想ふに足る、維新以前は此河に舟を橫たふるを得ず、唯上流の山間より木材を積下すことありしに過さず、今は舟楫自由なれど、謂ゆる高瀨舟にして(其操法は富士川と同く、綱と桿とを幷用して上下す)約二百隻、廿五里の上流に泝ると稱す。○掛川志稿云、大井河は河尻、飯淵の間に至て海に入る、白根が嶽の源より八日路、人家無く詳ならず、河尻まで凡九十里と稱す、下流は沿革多し、古は橫岡と牛尾山の間を流れ、今の金谷驛河原町を經て、東南島田驛の南を流れ、本州小杉と駿河一色の間を經て、田尻濱に至て海に入たり、天正中より牛尾山と駿河相賀の間を流れ、又何れの時にか其下流大日村より一筋西南に流れて、上吉田、小山の邊を經て川崎に至て海に入り、又一筋、寬永十年の頃、色尾より下、川尻飯淵の間を流て海に入る、今の河筋是なり、夫より後東西に大堤を築かれ、小杉一色の間の一流と、川崎に至りし一流は絕たり、然れども小杉一色の間に、今に細流あり、古大井河の流れたる跡存す、因て猶此細流を以て兩國の堺とす、

○按に、大井川を以て駿遠の堺とすることは、古今不易の形狀なり、然るに此河道島田以東の低地に於て、往々北岸を決潰し、一時は小杉田尻の邊に分派したることあり。近世向榛原と稱し、北岸の數村を遠州榛原郡の所管とせしは、是が爲めなり。又上流の山中は東山香とも稱し、古は遠州山香庄内の地なりしとも云ふ。近世は其東岸を駿州志太郡に、西岸を遠州榛原郡に、又水源を駿州安倍郡の管内と爲す。本篇には川根谷の一綱を建てて、此山中を統べたれば、各郡に分出せしめず。

大堰川　　中島米華

大堰之水不受舟、急灘如雪咽且流、壯丁一群死爲賭、憑河宛與平地侔、寒衣且將周章頂、街索便爲牖子牛、昨雨河流長幾尺、十步一蹶頭欲白、江亭把酒聊自勞、始知來路山光碧、

類聚三代格、承和二年官符云、遠江駿河兩國堺、大井河、渡船四艘、元二艘、今加二艘、右河涯崖廣遠、不得造橋、仍增件船、云々。○更科日記云、大井川と云ふわたりあり、水の色世の常ならず、摩粉などをこして流したらむやうに白き水、早く流れたり。○十六夜日記云、菊川をいでて、今日は大井川を渡る、水いとあせて、聞しにはたがひて煩なし、かはらいくせとかや、いと遙なり、水のいでたらむおもかげ押しはからる、

思ひ出る都の事は大井川いく瀨の石の數も及ばし。

仁治東關紀行云、すこし打上るやうなる奥より、大井川を見わたしたれば、はるばると廣き河原の中に、一筋ならず流れ別れたる河瀨ども、とかく入違ひたるに似たり、中々に渡りて見んよりも、よそめ面白く覺ゆ、云々。○羅山丙辰紀行云、大井川は明日香川ならねど、霖雨ふれば淵瀨かはる事たびたびなれば、東の山の岸を流れて、島田原の中にある事もあり、西のかたに流れて、金谷の山

にそふ事もあり、又一すぢの大河となりて、大木砂石を流す事もあり、あまたの枝流となりて、一里ばかりが間にわかるる事もあり、されば、いにしより島田金谷の民、おのが家はたゞよひ流るれども、旅客の費をむさぼるゆゑに洪水を悦ぶ、賣炭翁が單衣にして年の寒きを待つが如し。

さみだれの雲吹きおとせ大井川、　はせを

川根谷（カハネ）

大井川の上游なる山谷にして、今榛原、志太の兩郡に分屬す、卽西岸には下川根、中川根、上川根、榛原の管内、東岸には伊久美、笹間、東川根（志太の管内）以上六村とす、山谷の廣さ東西四里乃至六里、南北十二三里許、八高山、千葉山の北より、信州堺の三隅山、大無間山に至る。

河根鄕五百貫之地、爲手長申付上者、無々沙汰、石川伯耆守方へ年貢等、如氏眞時、可之納者也、仍如件、

永祿十二己巳年四月十三日　家康

天野宮内右衞門尉殿

家山（イヘヤマ）

今下川根村と云ふ、金谷驛の北三里半、八高山の陰に居り、五和村と隣る。

天野文書、永祿十二年、家康公證判に「奥山兵部丞、同左近將監、幷家山鄕に、爲新恩、是又不可有相違」云々、又同年石川伯耆守の書にも「家山鄕諸類、源兵衞、氏眞御供中罷越候由」云々とあり、關氏は家山の地士にして、天野の給人たりしこと知られたり。

長尾（ナガヲ）

今中川根村と改む、卽下川根家山の北とす。○掛川志稿云、應永十六年、畠山左衞門佐基國より天野遠江入道に與る文書「山香庄領家職之事、東手之内、藤川之事」明德四年、今川仲秋より長瀨駿河守に與る文書「當國山香庄之内、長尾、犬間之事」とありて藤川、長尾、犬間等の川根の諸村、其頃は山香庄に屬せり、然る時は此川根の諸村は古山香郡なりし故に、中古山香庄と稱せしにや、今一郡の内なりと云へども、道路隔りて人馬の往來惡き故に他國の如し。

千頭（センヅ）（犬間）

今上川根村と云ふ、卽中川根の北とす、大字犬間（イヌマ）は之に屬す、金谷驛より千頭に至る凡十二里、上川根と東川根の間、大井川の斷崖に鐵鎖を以て橋を架す、長五十間、支柱を建てず、之を渡るに浮動する搖籃のごとし。○千頭御料地とは、勅定の世傳御料にして、川根谷、井川谷より赤石山の連峰を越え、長野縣の管内に至る、山林廣大也、千頭一に泉頭にも作る。

天野山城守光政申、當國山香庄内、犬間、上長尾事、如元所返附也、不日に渡附、可被執達請取之状、如件、

明德四年十二月一日　仲秋

寸又川（スマタ）

大井川の一支源にして、千頭に於て幹流に歸入す、長凡七里。黑法師山の奥、信州伊那郡の堺なる三隅嶽、池口嶽に發し東南流す。大井川は此合流以下十六里を舟楫稍利ありと稱し、十石積の高瀨舟上下す。

黑法師山（クロボフシ）

千頭の北、犬間の西嶺にして、山脊（周智郡）の奥之山に連接し、高二千一百餘米突、赤石山系の一雄峰とす、此嶺脈は南北に走せ、川根谷の西限を成す。

伊久美（イクミ）（笹間）

今志太郡伊久身村、川根谷の東岸にして、島田驛の北三里半、瀨戸谷（セトノヤ）村の嶺背にあたる、伊久美と相抱擁して笹間（ササマ）村あり。○改正三河記云、永祿十二年、武田信玄は山縣三郎兵衞昌景に二千五百人を屬し、駒子に砦をかまへ、花澤、藤枝、伊久美山の敵を押へしめ、旗本は久野山に屯し、一萬八千の軍勢を興津河原に押出し、北條勢と日々足輕迫合せしむ。

德山（トクヤマ）（土岐）

又土岐（トキ）山と云へり、（今志太郡德山村、笹間の北にして、西岸（大井川）の中川根と相對し、智者山、七つ峰の嶺脈を以て安倍郡と相分つ、靜岡の西凡八里。○改正三河記云、永祿十一年十一月、今川氏眞は府中を落ち、砥城（トキ）の山家に忍び居たりしが、朝比奈泰能使を立て、氏眞を遠州懸川の城へ迎入る、長谷川二郎右衞門は一族二十一人、軍兵三百餘人、藤枝の城に籠る。

堀之内（ホリノウチ）

今德山村の大字とす、堀之内とは城砦内の義にして、戰國の比、德山鄕の地頭之に據る。○土岐氏は元亨年中、山城守清房此山中に土着し、子孫今川氏に仕へ、永祿中に至る、今も大東院てふ、禪宗の一字あり、其寺前を御屋敷と稱し、文澤（フミサハ）河内の奥の無双（ムサウ）峰を要害跡と傳ふ、武田家の軍兵來り守りしことありとも云ふ、一說、德山鄕を三浦氏（今川被官）の食邑と云ふ。（駿河新風土記、駿河名勝遺跡）

藤川（フヂカハ）

今志太郡東川根村と云ふ、德山の北にして、西岸（大井川）の上川根と相對す。

藤川村の寬永十四年水高檢地證文に、德山鄕藤川と記す、小長井（コナガヰ）と云ふ城跡ありて、牛頭天王社、幷に古墳墓を遺せり、城主は土岐氏の一族にて小長谷を以て苗字とす、藤川の山中に天狗石橋と稱する奇怪の岩石排布せらる。〔新風土記、駿河名勝遺跡〕

智者山（チシヤ）

又千社山に作る、藤川村と安倍郡大川村の界嶺也。○掛川誌稿云、大野峰とは、大井河の上流、藤川村の北東に高嶺あり、古の大野峰也、今智者山と呼ぶ、權現の祠あり、又觀音堂あり、古き棟札十二枚存せり、朽敗して文明ならざれども、其中に曆應五年と刻せるものあれば、祠堂建置の久しきを知るべし、又其觀音の順禮歌に、大野をてらす云云とあれば、此智者山は大野峰なる事しるべし。

井川谷（ヰカハ）

今井川村と云ふ、（安倍郡の管内とす）大井川の水源にして此にて田代川の名あり、大字に田代あれば也。千頭、藤川より井川に至る凡四里、井川より上赤石山中は全く人煙を見ず、甲信の國堺に至るまで十數里、駿遠二州に於て、第一の絕險也。（安倍郡落合より、口坂本を經て井川村に往來す）○井川村大字岩崎

の笹山は、山脈安倍郡梅島山に連接し、享保年中此に砂金を採取したりと云ふ。

大無間山（オホムケン）　井川村の西嶺にして、標高二千三百餘米突、井川谷と寸又（スマタ）谷(千頭)の中間に盤据す。大無間の北に三隅（ミスミ）嶽あり、(一圖に三隅を樒山と記したり)信州伊那郡に跨る、三隅の西に幷びて池口嶽あり、標高二千二百餘米突、寸又川は此間に發源す。

赤石山（アカイシ）　大井川の水源、西側に峙つ、井川村より山徑凡十里、信州下伊奈郡大河内村の東嶺にあたる。

赤石山は駿遠甲信の間に渉れる山彙の主山に呼ばれ、赤石山系の名あり、其山脈は南北の方向に走り、其主山は三千九十餘米突の標高あり。主山の北に仙丈嶽、駒嶽、鳳凰山、白峰山など皆三千米突を數ふ、南に至れば稍競はずと雖、七面山、大無間山、黒法師山等、二千米突の峻峰あり。此赤石山系は古生層の岩石より成り、地質學者の論述あり。○赤石山系は秩父系の古生岩層より成り、山の西側には輝岩、石灰岩、石英岩など西に傾き、其上部なる粘板岩、砂岩は山の東腹に於て向斜層を成し、是より東方に尚其向斜層を累ぬ云々。

田代川（タシロ）　大井川の水源にして、赤石山系の峡谷を流る、謂ゆる縱谷にして、南北二十里、左右には赤石山、白峰山の連嶺屏立し、其地は甲斐と信濃との域内に挿入し、形狀頗る奇異なり。

大長郷（オホナガ）　和名抄、志太郡大長郷。○今大長村の名を立てたり、島田驛の西に隣り、大井川の東北岸なる峡谷とす。掛川志稿に、大長を後世相賀（アフカ）となまる歟と論ず、大長の大字に相賀存す。(高山寺本には大長郷なし)

(相賀)　掛川志稿云、高山白山權現は相賀の高山の峰に鎮坐す、慶安中朱印社領拾七石五斗、此祠初め高山權現のみなりしに、三百年以前、加賀國白山の社僧來て、白山を合せ祀り、夫より高山白山權現と稱すと云、今川家及び武田家の文書を藏す、相賀を大鋸に作るものあり。

神座（カンザ）　今大長村の大字とす。掛川志稿云、神座村は遠州横岡村に相對して、大井河の東岸にあり、崖上に大井大明神の祠ありて、地勢巨川を壅壓するに足る、是祠に因りて神座の村名あり。

伊太（イダ）　今大長村の大字とす、向谷堀拔あり、一條の溝渠にして、寬永二十年、代官職長谷川藤兵衛長勝、伊太の向谷の岩を堀拔き、大井河の水を引き、島田驛の田地に灌漑せしめし者とす、後世其利永くつきず。

大野郷（オホノ）　和名抄、志太郡大野郷。○今詳ならず、類聚國史に「天長八年、駿河國荒廢田四十町、令墾開爲大野牧田」とあるも此なるべし、もしくは島田驛などの邊、昔の大野にあらずや。

島田（シマダ）　今島田町、人口一萬二千、大井河の東北岸にして、海道の名驛とす。東鑑に、建久元年東歸の路次、廿二日懸河、廿三日島田、廿四日駿河國府」と見ゆ、同書曆仁元年の條にも、島田の驛名を錄す。

掛川志稿云、島田驛の古書に出るは、東鑑を初とす、宗祇の名所方角抄曰「佐夜の中山の方にかなやと云宿あり、川の間一里あり、川の西は遠江なり、東向に島田と云宿あり」と、按に、金谷驛より大井河を渉て島田に至るは、中世以後のことにや、古は遠江初倉驛より駿河小川驛に通せり、永享四年、藤原雅世卿の紀行に、島田川と申所にて「島田川橋打落す駒の足も早瀬の浪もをとぞ聞ゆる」とよみ給へる川は今の栃山川也、今に橋あり、また同時堯孝法師の紀行に、鎌塚にてよまれたる歌あれば、此歸路は島田より鎌塚を經て、菊川に出給へる也、慶長九年、大井河の洪水に、島田驛家を東へ押流し、激浪鬼岩寺山に沮り、岸村を過ぎ青島を經て海に入る、是近世の一大變なり、此時西北の丘上に假驛を立られ、數年の後舊地に復す、是より以前驛路の變革は考ふべからず。

島田宿に大井神社あり、貞觀七年十二月、遠江國大井神昇叙の事は、三代實錄に見ゆ、此歟。驛西の神座村にも大井大明神あり、兩社いづれが本元たるべき。○島田に昔劍工あり、義助と云ひ、康正年中より文祿の比迄、同名六代相續したり。連歌師柴屋軒宗長は、義助の族人とす。古刀に「明應三年、駿州島田住、義助作」と銘する者あり、又「駿州島田住、輝吉、天文九年」「島田住兼明、文明某年」などとも見ゆ。

元祿三年の冬、島田の驛に至りて、

宿かりて名をなのらする時雨かな、　芭蕉

大津郷（オホツ）　和名抄、志太郡大津郷。○今大津村是なり、島田驛の北なる山間にして、近世は大津庄と稱したり。神鳳抄に駿河國大津郷御厨と云ひ、東鑑に文治五年「太皇大后御領、駿河國大津御厨」とあるも此郷内とす。今も野田に神明宮存し、大津御厨の遺祠たるを證すべし。

野田（ノダ）　今大津村と改む、新風土記に「靈異記、遠江國鵜田（ウダ）寺は今志太郡野田村に在りて、島田驛の北の高地なり、是は大井川の水流に依りて、古今國界の變せしにや」と論ぜるは此とす。然れども野田は往時大井河の横溢したる世にも、其北岸の高地に位置して、形勢の變動なし、故に鵜田堂即野田堂也とせば、本來志太郡内也。

(鵜田寺)　○掛川志稿云、鵜田堂は大津郷野田村にあり、藥師堂三間、藥師坐像、二尺餘木佛、志太郡一二の古佛なり、此寺永祿十一年二月、武田氏の爲に燒かる、後天正中に堂を建たり、故に天正山と號す、金皷銘曰「元亨釋書云、駿州鵜田寺藥師像者、天平寶字二年三月、一沙門渡大井河、水底有聲曰、取我取我、沙門穿聲所而得像、高三尺坐像、

(鵜田)

左右耳闕、命工補之、其後像放光、駿州鵜田寺藥師、開闢以來年代等、人王四十代、淡路廢帝、天平寶字二年己亥矣、自爾以來、至大永五乙酉、七百六十九年也、駿河國大津本庄、志田郡野田村、鵜田寺藥師堂、大永五乙酉、五月八日敬白」按に、嚢異記、元亨釋書、共に木像六尺五寸とあり、金鼓銘には三尺とあり、今在る所の像二尺餘なり、又釋書には駿州鵜田寺と云はず、遠州也、或は此藥師古へは遠江にありしが、洪水に漂流し今の所に來ると云、され共其趾遠州に無く、藥師出でりしと云所も、野田寺の前にあれば、鵜田里、是遠江國榛原郡部内也と云へるは、嚢異記作者傳聞の誤なるべし、又按に、低下にして水多き田地を涼と呼ぶ也、是に據て考れば、鵜田はもと涼にて、又野田村の古名と見えたり、鵜田寺の前は皆卑濕の田地なり。

(大草) **慶壽寺**　今大津村大字大草に在り、文和年中、南江宗師和尚の開基にして、駿遠兩州の守護、今川中務大輔範氏の菩提所とす、即範氏の墓あり、近世朱印高五石。○按に、慶壽寺に、寺領孫太夫名田井野田藥師堂田に付きての證文あり、永正十五年、十七年の二通にて、頼覺と云ふ僧より、珠泊房へ與ふるものなり。又大永六年の證文は、大津釋迦堂田につき、監寺珠次より珠泊房へ與ふるものなり、慶長五年の文書には、大津慶壽寺とあり。

(智滿寺) **千葉山**　今大津村の大字とす、島田驛の北一里半、川根谷に近ければ、川根郷内とも爲すことあり。洞上派の智滿寺あり、大永年中、慶文和尚此寺を建てしこと、聯燈錄に見ゆ。然れども寺説に、廣智菩薩の開基と云ひ、天台慈覺大師の中興と傳ふ。佛像古雅、本堂(觀音大士)藥師堂、地藏堂、彌陀堂、仁王門、鐘樓山王社等存す。駿州に於て、清見寺、柴屋寺と相並び、古寺と號せらる。駿陽陽徵古云、源頼朝判物之由にて、智滿寺代々所持仕候、

駿河國智滿寺、國中第一之大伽藍□□、觀音利生之道場、天長地久之御願寺、異于他靈地也、然者□□山者、貫首別當等之官領之仁、更不可有、但一和尚、爲院主、宿老廿人、一同僉議、可令張行寺務也、兼又守護人已下、撿段執當之輩、妄不可濫入寺中、若鬪諍喧嘩、不調狼藉之族、出來之時者、衆徒宜進止、令拂却於寺中之狀、如件、

文治五年十一月十八日、

(華押)

又天正十八年八月廿二日、羽柴秀吉の寺領安堵の證文もあり。

葦原郷　和名抄、志太郡葦原郷、又英原郷。○今詳ならず、高山寺本には葦原なくして、英原を葦原に作る、いづれか是なる。今島田驛の東に阿知谷あり、舊名阿字が谷なりしと、此邊を昔は阿字原郷とも云へるにや。

道悦島　今岸村、細島、阿知谷などと相合せ六合村と改む、島田の東に隣り、大井河の北岸とす。一書に、此邊は慶長九年の洪水に、村落流亡したるを、元和に至りて、齋藤道悦開墾して再興すと云へり。

阿知谷　掛川志稿云、阿知谷の名義は、此村の山中の石に、梵字阿を刻まれたり、故に阿字谷と云ふと、今も會下の段と云ふ地に、石壁八行の文字を刻すれど、皆磨滅して讀むべからず、漢字中の一字のみ分明に見ゆ。又云、阿知谷の慶壽寺の西、「民戶と川の間の田地を、極樂寺と呼ぶ、文化四年、慶壽寺の僧、門前の石垣造らんとて、藥師堂の古墳を毀て、平石の六尺許なるを取除け、其内を見れば、空虛にして周り小石を以て疊たり、陶器數多あり、鐵銅の朽たるもあり、仝八年七月、又本堂の艮の山の古墳を毀て、西の方より堀崩し、蓋石を取除たれば、北の方に切立たる石あり、其際に大なる白骨埋れり、又其後の方に白骨一堆あり、殉死の骸にや、又太刀の折たる、小鏡、破瓶、其外銅器の類、皆朽て土の如くなりて、底にかたまり附てありしと云へり、五輪石塔、極樂寺の邊に四基あり、荒墳慶壽寺の後に三あり、皆中世の物とす。

餘能郷　和名抄、志太郡餘能郷。○今詳ならず、高山寺本には此郷名なし、道悦島の東なる大井川沿岸の地にやとおもはるるも、徵證なし。

向榛原　今静濱、相川、吉永、大洲の四村と爲る、道悦島の東、大井川の北岸なれど、中世以降、遠江國榛原郡初倉庄の管内なりしを以て、此名あり。○江海の間なる堆洲にして、古より洪水汎濫の患あり。○一説、昔は大井川是等の諸村の北を流れしと云ふも、明白ならず。蓋大井川は島田驛、道悦島の邊より分派して、數流と爲り、其一派の向榛原の北を流れしは眞實なるべし。万葉集に見ゆる志太浦と云ふものも、必定この江水の灣曲に外ならじ。

江留　又泉と云ふ、今相川村に併す、島田驛の東二里、河水を隔てて、初倉村と相對す。此渡を伊呂尾の渡と云ひ、即古驛路とす。○向榛原は、大井川を隔てたる故に、向榛原と稱す、其地古は上泉、下江留、唯二村のみ、近世新田大に開けて、戶口年々增益し、宗高、吉永、相川など十八村となる、天正四年、德川氏の執事天野三郎兵衛景能より出せる狀に曰く、

(相川)

江留之内、足洗分米方十八俵、如先規屋敷分に、我々承に而被下候間、其隣郷悉百姓堪忍仕候樣に、其方才覺專要候、云々。(掛川志稿)

(飯淵)(釘浦) **吉永**　今吉永村と云ふ、相川の東にして、海岸に居る、大字飯淵は即大井川の河口にあたる、此邊の海洋を里俗釘の浦、國が濱と唱ふ。○大井川は天正寛永の間に至り、今の如く飯淵と川尻(吉田村)間にて海へ入るとなりたれども、其已往は小杉と田尻一色(今和田村なり)間にて海へ入りしとぞ。明治維新の後に及び、大井川の河道を

以て駿遠兩國の堺を改定せられ、郡の隷屬も變換す。

宗高（ムネダカ）

（靜濱）（棟高）

今靜濱（シヅハマ）村と改號す、島田の東二里半、燒津の一里半、向榛原の大字なとす、其海濱を小杉（コスギ）と云ふ。掛川志稿云、宗高又棟高（ムネダカ）に作る、民家棟別に田地を持たりし故、棟高を以て村名とす、此村には今に至て、佃戸無し、本田、白銀、中河原、高德島、中島、新町等の小名あり、民家其間に分居す、其中新町（シンマチ）は東北小杉の境にして、家並宜く、坊市をなす。

藤守（フヂモリ）

今靜濱村の大字とす、南禪寺文書、建武二年官符に見ゆ、

應停止、國司守護使入部、并官使、檢非違使、院宮諸司、及神人甲乙人等亂入、造諸社以下、大小國役、關東領西之早打役、當寺領、遠江國初倉庄内、江富郷、吉永郷、鮎河郷、藤守郷、云々、

この鮎河は今の相川に同じ。

刑部郷（オサカベ）

和名抄、志太郡刑部郷。〇今詳ならず、もしくは青島村などにあたるか、道悅島、阿知谷の東北に隣る、一書には、青島を古の蒸原郷にあてたり。

青島（アヲシマ）

今青島村と云ふ、島田、藤枝の中間にして、驛路にかかる、大字内瀨戸（ウチセト）あり、古の瀨戸山（セトノヤマ）と呼びたる名所とす。

（瀨戸山）

うらかるる尾花の波にかへるなり汝路に遠き瀨戸のやまかぜ、〔堯孝法印富士紀行〕

都にと又こそいそげ泊風も船路にはあらぬ瀨戸の山越、〔雅世卿富士紀行〕

東海道圖會云、瀨戸村は島田驛より一里許、瀨戸川、瀨戸山あり、名物に染飯（ソメイヒ）とて、茶店に强飯を山梔（クチナシ）子に染め、之を摺りつぶして、小判の形に薄く切り、干乾して賣る。〇新風土記云、瀨戸は和名抄益頭郡西刀郷とあるにあたる、然れども其益頭郡に係けたるは誤にて、地形必然志太郡に屬す。〇駿河名所遺跡云、瀨戸新田の里長岩本某の宅内に、天明年中、古墳を發見す、石壙の中に太刀、武器、玉、瓶などを出せり、此村の染飯は今に亡えて賣る店なし、此染飯は天正十八年、久我大納言の小田原下向の記にも見え、昔は旅人の晝餉にしたる者とぞ、俗說之を大喰の餘に象とると云ふは、附會の談のみ、瀨戸の町を、郡人行燈（アンドウ）町と呼ぶことあり。

前島（マヘジマ）

今青島村へ倂せらる、瀨戸山の東方にして、相川、江留より藤枝驛に至る路頭とす。即中古の驛路、遠州初倉驛より伊呂尾（大井川）を渡り、江留村より前島、藤枝に到りしことし。貞應二年海路記に、

播豆藏の宿をすぎて、大堰川を渡る、此川は川中に渡多く、又水さかし、流をこゝ島をへだてて、瀨々瀉々にわかれたり、此道を二三里行けば、四望かすかにして、遠情おさへ難し、時に風例よりも烈くして、白砂霧の如くにたつ、笠を傾けて駿河國にうつりぬ、前島を過るに、浪はたたねども、藤枝の市を通れば、花はさきかかりたり、

前島の市には浪の跡もなし皆藤枝の花に替つつ。

志太（シダ）

今青島村の大字と爲る、前島の北にして、瀨戸川の南岸とす。此に近世鑛泉浴場を開く、鹽湯と稱し、七十六度の温を有す。又此地に天然瓦斯の噴出するものあれば、浴場には之に點火して燈に代へたり。

夜梨郷（ヨナシ）

和名抄、志太郡夜梨郷。〇今詳ならず、ヨナシと訓むにや、（高山寺本には此郷名を缺く）其地域は稻葉村、瀨戸谷にあたるか、然れども稻葉に隣り葉梨村あり、夜梨と相近似す、頗疑惑あり。一書に、衣梨の誤寫にて、エリとよみ、萬葉なる「橘の美衣利の里に父を置きて、道の長路はゆきかてぬかも」の歌を掲けり。又再考するに、夜葉の誤寫にあらずや、夜葉ならばヨナバに牽引すべし、即稻葉の地也。

稻葉（イナバ）

今稻葉村と云ふ、青島村の西北に隣り、瀨戸川の山間にあたる　昔は稻葉庄、又稻葉郷と云ひ、瀨戸川の山峽の村里を總へたり　今川國主の頃、京貴三條家の私庄たり、堀の内又は御所が谷など云ふ地ありて、三條殿の遺跡を傳ふ。

掛川志稿云、稻葉の心眼寺は寺田三十石あり、本堂九間、坐禪堂五間、開山北山伶賧和尚、享祿二年寂、開基開成院殿心眼宗智大禪定法尼、逝去の年月知れず、蓋三條内府の夫人ならん、相傳ふ、大永年中、三條殿京都より下向し、此村の御所谷は其住宅なりきと、今川家譜に、今川氏親の姉聟、三條内大臣實望公、勅使として駿河國に下り、氏親を修理大夫に補任せられし由見えたり、又宗長手記に（大永四年より六年の間なり）三條内府御在國とありて「慈光院殿いつくやらん御歸に、丸子柴屋にたちよらせおはしまして、松木はしらにあそばしつけらる」とあるは、駿府の方より此村の御所が谷に歸り給ふ時のことと聞ゆ、慈光院と云ふ小庵も今に存す、慈光院は實望公の法號なれば、其爲めに立たる寺なるべし、又普光寺と云ふもあり、普光は實望公の子息公兄卿の法名にて、其爲めに立たる者とす、稻葉莊は其頃三條殿の領地なり、實望公は義教將軍富士遊覽の時、共に下り給へる三條中納言實雅卿の孫也、宗長手記に「本所樣、御方入御」云々、本所樣は實望公也、御方とは夫人也、此頃諸國の戰爭に因て、縉紳家大に困窮し、國々の大名に寄食し給へるもあり、殊に實望公は今川氏親の姉婿なれば、其北方及び公兄卿とゝもに駿河に下り、其傳來の領地に住し給へるなるべし。

瀨戸川（セト）

瀨戸谷の山中に發し、南流、稻葉村助宗（スケムネ）に至り東に折れ、藤枝町の南を過ぎ、燒津村の城の腰に於て海洋に放つ、長凡六里。此川の山峽は、稻葉庄と云ひ、川根谷と相表裡して、幽閑の一境たり。〇新

清水寺（稲葉村助宗）は、瀬戸川の北岸なる觀音閣とす、鬼岩寺（藤枝）の西に在り、所藏文書、

稲葉郷之内、近年被所務來候寺産、不可有相違者也、仍如件、

永祿十三年、庚午二月朔日、　（判、武田信玄）

新清水寺、

（花立山）

瀬戸谷（セトノヤ）　今瀬戸谷村と云ふ、瀬戸川の源なる山村とす、此村普門寺の、永祿三年、今川家の證文に「稲葉郷、瀬戸、高山寺云々」と載す。普門寺は天文五年六月、花倉曹子良眞が、其弟義元に迫られて自殺したる處とす。○高山寺は眞言宗の古刹なれど、普門寺は濟家也。○花立（ハナタテ）山は瀬戸谷村の高峰にして、安倍郡藁科（ワラシナ）谷及び川根谷、笹間に跨る。花立の南に高根山あり、標高一千八十餘米突。

西刀郷（セト）　和名抄、益頭郡西刀郷、訓世止。○今藤枝町なるべし、即瀬戸川の北岸とす。南方の青島村にも瀬戸山の名あれど、益頭郡内の西刀郷は彼にあらずして此のみ、

藤枝（フヂエダ）　今藤枝町、人口九千、志太郡役所を置かる、鐵道停車場は驛南半里なる前島に在り、静岡を去る十二哩。○藤枝の驛亭たりしことは、東鑑に岡部藤枝島田と次第せるにて知らる、又明日香井集に、承久の比、參議雅經卿

あつまへ下るとて、藤枝に、

春を待つ歎きは誰もある者を同じ枯葉の藤枝の里。

藤枝宿に蓮生寺と號する念佛道場あり、熊谷蓮生法師の法弟の開きし者にて、親鸞上人の一向專修門に歸依し、傳へて今に至ると。

駿河路や花橘も茶の匂ひ、　芭蕉

鬼岩寺（キガンジ）　藤枝町の西なる岩田山に在り。掛川志稿云、駿河舞の詞に「いはたなる志太（イハタ）への」又「いはた志太江などうたふ、岩田は藤枝の舊名也、岩田山は今の鬼岩寺山是なり。○鬼岩（オニイハ）寺は楞嚴山と號し、眞言宗、近世は寺領朱印十二石、觀音堂、不動堂、講堂、鐘樓、赤塔等存す、寺中に眞言岩、又鬼岩と稱する巨石あり、縱橫八間許。この寺に足利義教一宿の事は、富士御覽日記に「永享四年壬子九月、公方富士御覽の御下向に、初の十日京都出御、同十七日駿河國藤枝鬼巖寺に御下着、雨すこししぐれて、曉方より晴て、月はあり明にて、いそぎ御立、同十八日府中」云々○正廣日記云、駿河國藤枝といふ所は、彼領地にて、長樂寺といふ寺に、各々かりそめにすみ侍る、富士をみはべらぬと人に語り侍れば、おに岩といふ山よりこそ、富士はみゆる所なれとて、人に誘はれしほどにうれしくて、老の坂苦しけれども、あがりてみれば、東に高草山といふ山の上より、雲なきことに晴て、さだかにみえはべれば、年月ののぞみもはるゝ心ちして、「富士はなほうへにぞみゆる藤枝やたか草山の峯のしら雲」。

（岩田）

（鬼岩山）

益頭郷（マシヅ）　和名抄、益頭郡益頭郷、訓萬之都。○今西益津村なるべし、藤枝町の東に隣り、大字郡（コホリ）の名のこる、蓋古の益頭の郡家とす、中世以降、益頭庄と云へるも、此邊の土田を廣く籠絡したり。

東鑑、文治三年、圓勝寺領、駿河國益頭庄。同四年、益頭庄地頭、北條時政。承元三年、以益頭庄乃貢、爲鶴岡宮寺常燈油之由、被仰相州。○攝津親秀讓狀、駿河國益頭庄内、燒津郷。

（郡）

田中（タナカ）　今西益津村と改む、藤枝驛の東に隣り、近世諸侯の一城邑たり、舊名德乃一色（トクノイシキ）とぞ。○甲陽軍鑑云、元龜元年正月、花澤落城の後、藤枝の德乃一色明て退く、是は堅固の地なりとて、馬場美濃に馬出をとらせ、田中の城と名附、晉番手持也、信玄公二月中旬迄、田中に御逗留。（新風土記云、改撰系譜に御厨庄田中と錄す、御厨とは方上御厨の中なればならん）

（德乃一色）

田中城址（タナカ）　東西七百八十間、南北二百八十間、永祿中、今川家の長谷川次郎右衛門正長之を守りしに、元龜元年、甲州勢に乘取られ、即甲州より修築を加へられ、田中城と號す（名勝遺蹟）天正十年、武田家敗亡の後、田中の城塞は猶其將依田右衛門佐信蕃の固守する所なりしが、德川家より說諭して信蕃を退去せしむ、參河の將高力與右衛門清長代りて田中城を守る。中村一氏當國を賜りし時、其部將橫田内膳正村詮田中に居る、慶長五年、中村氏移封、是より田中は駿府の番城と爲る。寛永十年、駿河大納言家籍沒、田中は松平大膳亮忠重に賜ふ。爾後水野監物忠善、松平伊賀守忠晴、北條出羽守氏重、西尾丹後守忠照、酒井日向守忠能、土屋相摸守政直、太田攝津守資直、内藤紀伊守一信、土岐伊豫守賴殷等交代頻なり。享保十五年、本多伯耆守正矩、上州沼田より移封し、四万石、以て明治維新に至るまで世傳したり。

長樂寺（チヤウラク）　西益津村に在り、臨濟宗、此寺開基を知らず、中興は芸巖德香和尚、正中年中の事とぞ。天文二年仁和寺尊海僧正の東の路の記に「藤枝長樂寺に、善德寺（承芳、のち還俗して今川義元と云ふ）います程、立寄ぬれば、和漢の一折興行

ゆきやらで花や春まつ宿の梅、　晉卜

友三話歳寒、　九英

扣氷茶煎月、　承芳

又是より遠江の天方、道芝庵へ歸りて年を越侍る」云々。俗說、小川長者法榮の本願に成ると云ふも、長樂寺也、文明中の正廣日記には、藤枝の長樂寺と云へり。

高楊郷（タカヤナギ）　和名抄、益頭郡高楊郷、訓多加也奈木。（高山寺本、太加夜奈）○今高洲村に大字高柳あり、青島村の東、西益津の南とす、此邊即高楊の舊郷域ならん。

小柳津（チヤイツ）　今小土（コヒヂ）と併せ、豐田村と改稱す、高柳の東に接す。神鳳抄に載する小楊津御薗即此とす、小柳津の柳新屋に

（小土）神明宮ありて、御園の舊地たるを證す。爲和朝集にも、駿州小柳津は家領なりし由見ゆ。

（小川）**小河郷**（コガハ）　和名抄、益頭郡小河郷。○今小川村、和田村并に大富なるべし、即高楊郷の東なる沿海の地とす。小川は延喜式の驛家にて、遠州初倉より之を經由し、安倍の横田に達す　中世以降は此驛廢し、藤枝を以て之に代へたり、然れども小川長者法榮が長樂寺を建立したる俗説を傳へ、又此村里に遊行道場海藏寺、禪家信香院の二古刹ありて、舊驛亭たるを想像せしむ。又梅花無盡藏に文明十七年、自遠之純塚、船路二十里、一日之中、遂達駿之小河、小河濱曰神浦、名所也、船上見富士」など見えたり。○新風土記云　國々に某の長者と稱する者あり、此國にてその名の傳はりたるは、富士郡に五萬長者、志太郡粉川長者などあり、又名は傳はらねどたゞ長者屋舗といふものあり、手越の長、木瀬川の長なども長者ともいふ、豪富を呼べる名の如し、遠江國赤地村の九尾長者、高天神軍記に見え、志太郡小川村の法榮長者は、永正年中の人にして、其子孫は長谷川氏と云ひ、田中城主次郎右衛門正長、即其流とぞ。○高草山林叟院の傳説に文明三年、小河村の東濱に精舍を建つ、長谷川正宣の本願にして、遠州高尾石雲院の賢仲和尚を開山とす、明應七年戊午八月八日、大雨洪水、廿五日大地震動、海水大涌、死者凡二萬六千人、精舍の地海中に沒す、然れども此精舍は前年丁巳を以て、高草山下へ移したるを以て、其災を免る、云々。（名勝遺跡）

（和田濱）**一色**（イツシキ）　今田尻と相併せ、和田村と云ふ、宗高の東北にあたり、其間に木屋川あり。此細流は古の大井川の一派にして、向榛原の北界とす。田尻の海岸は、駿河灣の西側に於て、稍突出の狀あり、和田（ワダ）濱と稱す。

新居郷（ニヒヰ）　和名抄、益頭郡新居郷、訓爾比井。○今燒津村なるべし、大字新家（アラヤ）存す、字訓は異なれど、義理相通也、小河郷の北に接し、瀬戸川に沿ひ東に海灣を控へたり。（遠州の新居郷荒井と同例也）

（新家）（城之腰）**燒津**（ヤイヅ）　今燒津村と云ふ、戸數一千七百、海岸に倚りて邑落を成す、藤枝の東一里半、小鐵道を架設せらる。燒津の中心を城之腰（シロノコシ）と云ふ、羽倉氏の駿府志畧に「城腰港、戸數四百餘煙、多漁戸、日釣二三十里外、漁事之盛、甲于近郡、有丼海堤、長六百三十弓、港内不宜碇泊」とある此也。

燒津港（ヤイヅ）　瀬戸川の河口を云ふ、三保埼の南西凡十四海里、海岸の曲處にあたりて、河口は半潮の時端舟を行るべし。此港は商船并に漁船の集まること多く、駿河灣の西側に於て一名港とす。

燒津邊に吾行きしかば駿河なる阿倍の市道にあひしこらはも、（萬葉）

燒津神社（ヤキツ）　今燒津村の入江（イリエ）明神是なりと云ふ、（新風土記、東海道圖會）延喜式、益頭郡の官社にして、蓋日本武尊を祭る　近世社領、朱印高七十石。駿河國諸郡神階帳、益津郡、正四位下燒津明神。○按に、燒津は日本武尊の賊軍を討滅したまへる古事を傳ふれば、著名の地點とす。景行紀に、

日本武尊、初至駿河、其處賊陽從之、欺曰、是野也麋鹿甚多、氣如朝霧、足如茂林、臨而應狩、日本武尊信其言、入野中而覓獸、賊有殺王之情、放火燒其野、王知被欺、則以燧出火向燒、而得免、王曰殆被欺、則悉焚賊衆而滅之、故號其處曰燒津、亦進相摸、欲往上總、云々、

然るに、本書得免の下に、靈劍蕤草（クサナギ）の事をも註したれど、延喜式有度郡に草薙神社を特載すれば、燒津の野火自燒の事と、靈劍攘賊の遺跡は、全く別地に屬す。本書たまたま之を混同せるは、史筆の誤なり、古事記も混亂の譏を免れず。

（燒遣）倭建命刊（サカム）相武國之時、其國造詐白、於此野中有大沼、住是沼中之神、甚道速振（チハヤブル）神也、於是看行其神、入坐其野、爾其國造火著其野、故知見欺而、解開其姨倭比賣命之所給嚢口而、見者火打有其裏、於是先以其御刀、刈撥草、以其火打而、打出火、著向火而、燒退還出、皆切滅其國造等、即著火燒、故於今謂燒遣（ヤキツ）也、自其入幸渡走水海之時、（中畧）其后弟橘比賣命歌曰、

さねさし佐賀牟のをのにもゆるひのほなかにたちてとひしきみはも、

此書に據れば、駿河の事にあらず、而も燒遣（ヤキツ）の命名の故をも錄すれば、倭建命の燒津の向火と、次なる有度の草薙と、次なる相武の小野の火攻は、本來三事三地なるを、語部の之を誤りて混亂したるを疑ふ。然らざれば事理狀勢に於て、解釋に苦まむとす。本居氏の如き、駿河も往昔相武の國の域内ならむと云はれたるも、かかる難解の古語あれば也。而も山海の不易の形狀より推考すれば、駿河と相武は其間に足柄箱根の峻嶺ありて、自然分離して、相兼攝せらるべき所以なし。相摸の愛甲郡小野神社（式内）が、別に沼中の道速振神を祭る古祠として遺存するを見れば、駿河の燒遣と相分析して混ずるなきを要す。

物部郷（モノノベ）　和名抄、益頭郡物部郷、訓毛乃乃倍　○今詳ならず、東益津（ヒガシマシヅ）村の遠目の邊にあたるか。新風土記に、成務帝の朝に、物部氏の祖、大新川命を駿河國造とせられしこと、國造本紀に見ゆれば、本郷は其名跡なるべしと論ず。

（遠目）**當目**（タウメ・タウベ）　又遠目に作る、今石脇、方之上、野秋、花澤などと合せて、東益津村と改む、瀬戸川の河口北岸にして、岡當目、濱當目の二に分つ、古書にタウベとよみたり。

當目山は海岸に屹峙し、山勢雄奇なり、虚空藏菩薩を安置する堂宇あり。（當目山より小濱花澤の邊は、德川氏武

(那閉神社)

田氏の爭戰せる地とす、天正六年八月、德川氏の兵當目山に到る、七年九月、進みて持舟城を取る、當目より持舟に至る二里、九年十年、連に持舟當目の間に戰ふ）山下の埼頭を鍋崎と名づく、鍋崎明神社を置く、此は延喜式益頭郡那閉神社にして、當國神階帳に、正五位下那閉天神と錄せらる、一書に虛空藏堂を以て那閉の舊祠と云へり。

大崩（オホクヅレ）

遠目と用宗（持舟に同じ）の間なる險崖の名にして、又親不知子不知と稱し、高草山の山脚斗絶して海浪と相激る處とす、今鐵道此を通過す。三河物語に「家康公田中へお働き、トウベのしたに御陣、山西へ御働き被成給、勝賴之を聞召、是は家康をおつぼへ引入たり、ウツノヤを行きて田中の城に移りて、後を取切て一合戰して果すべし」云々とあるは、天正六年德川氏遠目大崩に進軍したる時の事とす。

高草山（タカクサ）

東益津村の西北に隆起する山嶺にして、宇津谷峠に連接し、藤枝驛の東北凡一里半。

新風土記云、高草山は有度郡に跨り、二里ばかり屏風を立たる如くに見ゆ、其西北岡部、内谷はもと朝夷鄕にして、古昔益津郡に隷ければ、今斷じて益津郡の山とす、されば此山は古の所謂飽波山にあらざるや、其絶頂に平坦なる所を俗權現平と呼ぶ、近き頃まで小祉ありしと見ゆ、礎のみ殘りぬ、類聚國史に大化三年、丁未春、令阿倍大臣、萬年河國益津郡飽波山と云へり。○按に、延喜式、益頭郡飽波神社を、諸書或は、藤枝町の川關明神にあてたれど疑ふべし、高草山に其舊址を求むべきに似たり。

(秋野)

花澤（ハナザハ）

今東益津村の大字とす、高草山中に在り、永祿年中今川の被官小原肥前守鎭實此に據りしが、元龜元年、武田氏に攻められ城陷る、南大手を馬場口と云ひ、東大手を野秋口と云ふ。〇甲陽軍鑑云、永祿十二年、今川氏眞沒落、御館を被明、トキノ山家へ苦み給ふ、信玄公御館を燒拂はせ給ふ、山西花澤の城に、今川家弓箭の功者の家老、小原肥前楯籠ると雖、身構して左のみ氏眞公へも取合はず候、元龜元年正月、花澤城へ取詰給ふ、城より降參、小原肥前、村上彌右衛門兩人を助け、家康の方へ送らる。○野秋の弘德院所藏、雲版銘曰、

駿州益津郡小河住人、長谷川長重雖寄進之、及今大破、同國馬場村住人、鈴木平左衛門爲菩提再鑄之、于時享祿己丑。〔國郡沿革考〕

花澤に法華寺あり、高草山と號し、近世は東叡山の末寺と爲り、元祿中再修して觀音堂、仁王門、奥院、僧坊等具備す、寺傳に天平年中聖武皇帝の勅願と云ふ。○法華寺の後峰を狼煙山と云ふ、古の烽燧臺にして、東は箱根二子山を望み、西南は遠州の小笠高天神に知らすべしと、又法華寺より安倍郡用宗に到る山道を、日本坂と云ふ、是れ延喜式小河より横田に向ふ官驛路の跡なるかと、宇津谷峠と海岸大崩の間なる一徑也。

(法華寺)(日本坂)

方上（カタノカミ）

今東益津村の大字とす、東鑑に「駿州方上御厨、地頭、武田五郎信光」とある卽此也、神鳳抄に方上を上方に作るは錯置とす。方上の中里に若宮八幡祠あり、鰐口銘に

井伊少將掃部頭直隆、武運長久之處、方ノ上庄中里村、寬文十二年、五月吉日、

井伊氏の祖直政、一女に通ず、其女中里の民家に就き男子を擧ぐ、卽掃部頭直孝とす、若宮は直孝の產土神なるを以て、寬文中彥根藩より祠堂を修理せしむ、村内の新村氏宅を直孝誕生屋敷とつたふ。

飽波鄕（アクナミ）

和名抄、益頭郡飽波鄕、訓阿久奈美、在上下。○今東益津村の方上、花澤などを云ふか、卽高草山の邊とす、高草山を參考すべし。

八田鄕（ハタ）

和名抄、益頭郡八田鄕。高山寺本、訓夜太。○今詳ならず、もしくは廣幡村にあらずや、村に青山八幡宮あり、八田てふ地名に因みて八幡神を祭れるにや、而も之を高山寺本に夜太と訓ましめしは不審なり。

八幡（ヤハタ）

今假宿、當間、水守、横内などと併せ、廣幡村と改む、藤枝町の東北に接し、方上の西とす。青山八幡宮あり、古鐘銘曰、

洪鐘震雷覺群生、聲遍十方無量土、佛陀和光僧法樂、拔除四生長夜苦、色心常昏久迷情、晝夜聞鐘發道心、含識種類並聞知、怡神淨刹得神道、　大鳥　吉正
弘安四年辛巳三月十五日　大工　藤原　惟久
大檀那沙彌蓮阿、勸心阿闍梨寂心　平　末行

假宿（カリヤド）

今廣幡村の大字とす、岡部、藤枝の中間にあたる。萬福寺と稱する岡部氏の菩提所ありて、寺邊を氏の舊宅と傳ふ。岡部氏は當國の名家にして、東鑑「文治三年三月、佐竹藏人被遣駿河國、所被召預岡部權守泰綱也」云々とあるは、蓋其祖とす。（系譜に、遠江守藤原爲憲、六世の孫清綱の子を泰綱と云ひ、在廳人たりしごとし）子孫舊邑を傳へ、今川家に被官たり、永祿中次郎右衛門正綱、五郎兵衛正教、兄弟並びに勇名あり。今川氏已に亡ぶ、正綱德川氏に歸附し、天正十年、甲斐の亂、正綱之に赴き戰功あり。正綱の子、內膳正長盛、德川氏に仕へ坂東に移り、慶長中播州山崎四万二千石を賜り、のち丹波龜山城及び福智山城等に移轉し、其子美濃守宣勝の時、泉州岸和田城主たり、封六万石。

神鳳抄、駿河國岡部御厨は此地か、假宿万福寺の境内に內宮權現、一名狼明神あり、〔新風土記〕狼は岡部の訛にして、內宮と云ふは伊勢大神の御厨なれば、內宮を移祭れるならん、然らば今の岡部町は、岡部の本據地にあらずと知らる。

岡部（ヲカベ）

今岡部町、人口五千、藤枝の北一里卅町、宇津谷峠の山中に在り、東鑑に岡部宿を錄し、丸子藤枝

(谷内)

の間とす。又伊勢物語、宇津の山路の歌詞に參考するも、此山道の驛路たりしこと久し、俗說、花澤の日本坂を古驛路と云ふは、尚往昔の事歟。

露しげき蔦のしげみをわけすぎて岡部にかかる宇津の山道、(新拾遺)法印定印　露深きつたの細道分越ん岡部の里は山かげにして、(夫木)爲相　身のうさの又友もなき類哉岡邊のさとの松のひともと、(新六)宗尊親王

岡部町は驛亭たりしこと疑なしと雖、今の廣幡村の假宿に岡部氏の遺墟を傳ふれば、いづれか本據たるべき、若宮八幡社は岡部町の鎭守にて、岡部權守淸綱の創建と傳ふ。○岡部町の大字に内谷あり、これは宇津谷の訛にあらずや、ウツノヤもウツタニも義理相同じ。然れども今山の南には岡部内谷と云ひ、山の北には宇津谷丸子と云ふ、一名二分したる者歟。又按に國造本紀に「廬原國造、志賀高穴穗朝御代、以池田坂井君祖、吉備武命兒、意加部彥命定賜」と見ゆ、志太益頭の山西地方も昔の廬原國の分野なれば、此に意加部彥命の名はやがて此間にのこりて、後世訛りて岡部とは爲れるごとし、されば假宿の狼明神も再考を要す。

三輪　今岡部町の大字とす、延喜式、益頭郡神神社此に存す、祠は田間の一丘を占む。三代實錄、貞觀十五年、駿河國美和大神授位の事載せたり。

子持坂　今岡部町の管内に入る、朝比奈村の南に接す。○駿河草云、子持川は藻鹽草當國に載せらる、按に志太郡の子持坂のほとりにながるゝ川を子持川といふ、源は朝比奈谷よりながるゝ川なり、歌枕未勘に兒持山の歌あり、此あたりの山をいふなるべし。

兒持山わかかへるてのもみづまでねもとわは思ふ汝はあどか思ふ、(萬葉)

澤會鄉　和名抄、益頭郡澤食鄉、訓佐波比。高山寺本、澤會。○今葉梨村蓋是也、廣幡、藤枝の西なる山間にして、瀬戸谷と朝夷谷との中間なる一泗にあたる。

葉梨　今葉梨村と云ふ、舊庄名也、上之郷(西方北方)中之合、下之郷、花倉、藪田などの大字存す。

葉梨中之郷に葉梨が谷と云ふ地ありて、此に二階堂駿河守藤原惟行の塚とつたふるものあり、入道塚と稱せり、惟行は波梨入道とも號しければなり、是は鎌倉右大將家の時の人とぞ、(掛川志稿)圓覺寺文書、觀應二年、今川範國より「葉梨庄内上郷、除崇壽寺領」の寄附狀あり。

花倉　今葉梨村の大字とす、藤枝の西北一里、今川氏の館址、幷に古寺社の廢址あり。

(相摸新風土記)

新風土記云、今川五郎範國入道心省は、足利尊氏の方人して、箱根、竹の下、手越川原、鷺坂、靑野原などの合戰に、數多の軍功ありしとて、駿河國に數十所の所領を授けられしより、同五年此國に移りけると(今川記)見ゆれば、正しく此年より今川氏の領國とはなれるなれど、駿府に居りしにはあらず、此頃南方の宮方として入江、蒲原、狩野の一族此ほとりにありしかば、府には居ざりしなり、(南方記傳)心省の子範氏、其次泰範二代の墓の志太郡にあるを見れば、このころまでは志太郡花倉を居館としたりと云傳ふるは、さもあるべし、かくて其次範政の代には、まさしく今の府を館と定めたるなる可し、富士御覽記に、駿府の館の事有り。○花倉の盤脚院は、曹洞宗、朱印十石を傳ふ、文明年中の開基とす。遍照光寺は今川氏親の子、花倉曹司良眞の葬提所にて、天文中の創建とぞ、良眞は其弟義元に攻殺せらる。此寺後世廢し、瀬戸谷の普門寺に遍照光寺殿の木主を置く。梅花無盡藏に、葉梨庄日濃山盤脚寺の事を載す。

藪田　今葉梨村の大字とす、建武中に建仁寺へ寄進せられしことあり。淸拙和尙語錄云、綸旨賜田、上堂祝香云、京都東山、建仁禪寺住持、傳法沙門正澄、欽奉聖旨、特賜駿河州藪田郷、一圓田地、爲本寺常住、○三河物語云、吉良の屋形義藤(義統)は駿河へ下し申て、藪田の村に置奉る。

朝夷鄉　和名抄、益頭郡朝夷鄉、訓安佐比奈。○今朝比奈村是なり、岡部の西、葉梨の北なる山谷にして、宮島、玉取、新舟、殿村等の大字あり。

朝比奈川は此山中に發し、假宿を經て西南流、當目にて瀬戸川へ入る、殿村に朝比奈氏の宅址あり、俗說、堤中納言兼輔卿の後胤、駿河守公國の五男、五郎國俊を朝比奈の祖とす。今川記に「享德五年、遠江國の横地、勝間田、蜂起、小夜中山口に合戰、一族堀越陸奥守討死し、其後朝比奈肥後守泰盛も討死し、岡部左衞門佐も病死」云々とある、卽此家系に屬す、掛川城を築きて今川氏を屛障したりし備中守泰能父子、同く此家に屬し、其事蹟諸書に見ゆ。(武田信玄、永祿十二年の判物あり、

(村殿)

貳拾貫六十文　米錢共に　朝比奈總次郎分溫井森之島

貳貫四百文　中田屋敷萱屋敷共に靑羽玉取之夫丸二人

五貫文　富士給

三貫貳百貳拾文　朝比奈備中分

五貫貳百文　同名甚左衞門尉分

拾六貫八十文　同名右馬助分

貳貫文　同分三野々夫丸壹人

七貫四百二十文　同名次郎左衞門尉分

屋敷壹間　朝比奈總次郎居屋敷

七百文　同所宗善寺

合六拾貳貫八十文、(中略)

朝比奈總左衞門尉殿、

(取玉)

安倍郡

安倍郷（アベ）

明治二十九年、有渡郡を併す、安倍川左右の地にして、駿河に於て國中（クニナカ）と稱する者是也。靜岡は當國府にして、此に在り。今靜岡は市制を布き、他は二町二十二村、同く靜岡に治む。（大井川の水源井川（ヰカハ）谷は、今本郡の所管なれど、本篇之を除く）

（國中）

安倍は和名抄八郷に分ち、中世或は安部に作れり、正保圖安倍に復し、元祿圖安部に作るも、公用多く安倍とす。（國造本紀に、民部省圖東國兵、或關等など云へるは固より比等なし）地形を按ふに、國中は古の阿倍（アベノイホハラ）廬原國にあたる、宇津谷峠を以て山西（ヤマニシ）志に郡を堺し、薩埵峠を以て山東（ヤマヒガシ）と相分つ。（山東の由比蒲原は、中世以降廬原郡内に入る）

（阿倍廬原國）

姓氏錄云、廬原公、笠朝臣同祖、稚武彦命（孝靈天皇子）之後也、孫吉備建彦命、景行天皇御世、被遣東方、伐毛人及凶鬼神、到于阿倍廬原國、復命之日、以廬原國賜之、

國造本紀に據れば、廬原國は山西をも管轄したりと想はるる證あり、「志賀高穴穗朝（成務）御代、以池田坂井君祖、吉備武彦命兒、意加部彦命、定賜廬原國造」とある意加部は、志太郡の岡部並その遺號とす。且古書には駿河と廬原の二國相合せて、今の駿河と爲りける趣己に明かなれば、阿倍廬原國は國中より山西をも籠めたるにて、元名は廬原國と云へるに同きを知るべし。

新風土記云、古事記、姓氏錄等の古書を按ずるに、阿倍臣の祖、建沼河命が此地方に緣ある事は、崇神天皇の御代なり、建沼河命は東方十二道將軍として下り給ひ、此地には住み給ひけん、然してより、此所の名に負しにて、其子孫の氏とはなれるなるべし、萬葉集に安倍の市に燒津とよみ合せたるにても、今の府のあたりなると明なり、又此命の子孫當國に由ある者は、安倍氏のみならず、久努朝臣、長田朝臣、阿倍志斐連、池田、廬瀨朝臣など、皆地名今も存してよしあり、又安倍氏の此國に居りしとは、類聚國史九十二、孝德天皇大化三年、阿倍大臣宅駿河國益津郡飽波山と云ふとあり、此大臣は阿倍の内麿を云ふなるべし、又古は總てこの邊を安倍の國とも云ひしにや、姓氏錄に阿倍廬原國とあるによりて思ふにも、廬原は安倍の中の小名なりしが如し、又安倍てふ語意を案ずるに、饗の意にや、すべて物を食ふ事なり、阿倍と同じ流に、膳臣、膳大伴部など云姓ありて、天皇の大饗に仕奉る家なり、此郡中世より二に分れて、東の方を安東、西の方を安西と云ふ、續紀に天平勝寶五年、安倍朝臣小島、爲駿河守、延暦元年、阿倍朝臣男笠、弘仁初、任駿河守など、安倍氏の人此國守となりしも、由緣ありし事なるべし。○今按、阿倍臣の駿河國に由緣ありしことは明白なり、然れども建沼河命の昔より、夙に由緣ありしにはあらず。且阿倍廬原國の語を解きて、安倍の中の小名を廬原と云ふかとするは、大小を錯誤したる也。古書に廬原國ありて安倍國を見ず、蓋廬原國の中に稍後世に至り安倍の氏人の移り住みて、遂に二名を連稱することとなれる也。姓氏錄に、景行帝代阿倍廬原國とあるは追書のみ、廬原公、廬原國造の名を元とすべし。又安倍の語元は饗なるべけれど、其本國は伊賀の阿拜（アヘ）にて、饗膳の職を奉仕したるに由る。

さかこえて阿倍の田のもに居るたづのともしききみはあすさへもかも、（萬葉）

いとどしく阿倍の市人さわぐらし坂越かかる夕立の雲、（新續古今）

有度郡（ウド）

（有渡郡）

明治二十九年廢して安倍郡へ併せらる、今安倍郡の南偏、海灣に近接する地域にして、靜岡市街も其一半は有度郡の管内たりき。

有度郡は和名抄宇止と訓し、九郷に分つも、舊郷名大半亡失す。後世有東（ウド）に作り、（駿河志料云、永正文書に有東郡に作る）正保圖に有渡（ウド）に作り、爾後公用多く之に仍る。○駿河國新風土記云、萬葉集に有度牛麻呂と云ふは、此郡人なり、有度てふ語意は植所（ウウト）の義歟、其有度の里は今の有東村なるべし。○今按、有度の語意不詳、之を植所と解くは牽強に過ぎたり、古書に植所（ウウト）の語なし。此郡にて有度濱を名所とするを思へば、海濱を本とする歟と疑はるれど、海岸ならぬ地に有東村、有東坂あれば、此推想も無用也。日向國の鵜戸岩屋などは、鵜戸蓋ウツロ（洞）の義なれば、此なるもウツロと同義なる古語より其地名の出でしか。又ウトフと云ふ地名諸國に在り、ウドの延音にや、如何。（肥後國には宇土郡に作る）また正倉院文書、天平十年駿河國正税帳に防人部領、安倍團少毅、有度部黒人、とあれば姓氏號にも轉ぜらるるが、其本義を知らず。

（莵礪）

大同類聚方に「呉石藥、駿河國有度□之神社所傳之方也」とまた「大須戸藥、駿河國有度郡、上見神社所傳之方也」と載す、呉石（クレシ）、大須戸、上見など皆地名ならんが、今詳にし難し。又孝德紀に「東國朝集使具陳、前宰曰、國司等莵於任所自斷民之所訴、大市連輙違斯詔、自判莵礪人之所訴」とある莵礪は此地なりや、不審。莵礪のトは清音とす。

内屋郷（ウツノヤ）

（宇津谷）

和名抄、有度郡内屋郷。高山寺本、訓宇都乃夜。○今長田村の西北部なる宇都谷（ウツノヤ）、丸子、手越、鎌田などにあたるごとし。

梅花無盡藏云、内屋或作宇津屋、其西曰臼井里、渦屋在、藥梨之東、内屋之西、昔有能清寺、其山腰之大釜、

口画有記曰、永和巳未三月、摂指羊今、凡一百七年。宇津谷ノ團子は海道の一名物なりき、閑齋が「大極十團問、都來足一貫、今此粉團子、誰成茂叔看」と云へる、宗長手記には大永三年)「折節夕立して、宇津の山に雨やどり、此茶屋昔よりの名物十だんごと云ふ、一杓子十つつ必下らうなどにすくはせ興ぜり、夜に入て着府」云々とある、皆此。

宇津山（ウツ）
(宇津谷峠)

有度郡と志太郡との間なる界嶺にして、宇津谷と岡部驛の間を峠とす。(明治九年トンネル一百五十間を通ず)在原業平の感興せる蔦の細道の遺跡を說く、東鑑、承元四年の條に宇都山（ウツノ）に作る、新風土記云、宇都山は內屋郷に在り、此峠今も官道なり、さて此山を越る事、伊勢物語にはじめて見えたれ共、其時は間道にして、驛路にあらざる事、伊勢物語の辭にきこえたり、此山の官道になれる、何れのときを云事さだかには分りがたしといへ共、延喜式を考ふるに、遠江國初倉の驛より、此國小川の驛、夫より横田驛を記せり、此古道はうつの山よりは一里南ばかり東南の方、日本坂を越えて往來せるごとし、又東鑑を考るに「文治元年十一月、去七日、所被副上洛御使之里法師丸、自途中馳歸申云、雜色濱四郎、至駿河國岡部宿、俄病腦」云々とあれば、此頃は已に此山官道と定まりし歟、さては延喜より下、文治より上二百年餘の間に、官道は革りくなり、さて其革りし年は何れの頃にやあらんと思ふに、寬治年中、源義家陸奧へ下向し玉ふ時、武運長久を祈り玉ひて、過ぎ玉ふ道凡五里ばかりを隔て、必八幡大神を祭る、今俗これを五里八幡と云ふ、何れも官道の近きにあり、志太郡青山八幡神社も其一社にして、藤枝より岡部へ下る官道にあれば、此時既に今の官道に革りしと見えたり。○今按、義家が五里八幡を建てしと云ふは、齊東野人の語のみ、信據すべからず、又一書に駿河風土記の逸文なりとて、宇津谷本原神社と云ふを說く、其風土記は近世の贋作なれば、ゆめ取用ふべからず。

(字部山)

駿河國に到りぬ、宇都（ウツ）の山にいたれば、戸楓はへしげりて、路いと細うくらきに、修行者あひたり、かかる路をばいかでかおはするとと問たければ、見し人なりけり、都に其人の許にもとて、文かきてつく、

駿河なるうつの山邊のうつつにも夢にも人にあはぬなりけり。(伊勢物語、新古今集)　業平

岡部の里を過ぎて、遥にゆけば、宇都の山にかかる、此山は山中に山を愛するたくみの削り成せる山なり、森々たる林をわけて、峨々たる峯を越ゆれば、山高うして目を遮るものとては、檜原槇の葉、老の力此を疲れたり、足を任するものは苔の岩根、蔦の下道、險難にたえず、

「あすや又きのふの雲に驚かんけふはうつつの宇都の山越」、手越の宿にとまりて足を休む、(貞應海道記)

宇津の山を越ゆれば、道の邊に札立て、無緣の世捨人ある由を書けり、少し打入りて見れば、僅なる草の庵の中に、一人の僧あり、(中畧)此庵のあたり幾程遠からず、峠と云所に到りて、大きなる卒都婆の年經にけると見ゆるに、歌ども書きつけたり、(仁治海道記)

吾妻路はここをせにせん宇津の山哀も深し蔦の下道、

東鑑、承元四年六月、御臺所御方女房、丹後局、自京都參着、於駿河國宇都山、爲群盜、所持財寶、并自坊門被整御裝束等、悉被盜取之由、申之。

うらかれや馬も餅食ふうつのやま、　其角

宇津のやま女に夜着をかりて寐る、

丸子（マリコ）

丸子宿と云ひ、古驛なり、今長田村の大字とす。宇津山の山口にあたり、手越の西南に隣る、或は鞠子、麻利子に作る。

うめ若菜まりこの宿のとろろ汁、　芭蕉

(麻利子)

東海道圖繪云、丸子は岡部より二里、宇山石を名産とし、市店に沽る、飲食には薯蕷（トロロ）汁を賞美す、誓願寺（セイガン）といふ禪刹あり、後奈良院の勅願所とぞ。○誓願寺に片桐且元の墓あり、慶長二十年、五月廿八日病卒。且元大坂城を退去し、駿府に來歸したる事は、豐臣家敗亡の際の一慘劇にして、諸書に議論多し。此寺は梅花爛漫なるに、丸子大鑪山誓願寺一宿、府昔有奈良櫻、云々。

(誓願寺)

文治五年、手越平太家綱、奧州征伐之間、候御供、募其功、可被行其賞之由言上、仍駿河國麻利子一邑、招居浪人、建立驛家、云々、仍任、申請之旨、被仰下、爲散位親能奉行、早可充行之趣、下知內屋沙汰人等、云々、

寶泰寺文書に、元龜三年、丸子廣濟寺、米參拾六俵は、寶泰寺々産たる円見ゆ。(駿陽舊古)

柴屋寺（サイオクジ）
(泉谷)

丸子の泉が谷に在り、(此谷には滿泉涌出す)臨濟家に屬し、宗長法師が開く所とす。宗長の遺物、老人面、茶器などを所藏し、其屋守樹石も、四百年の昔をしのぶに足る。○駿河志云、宗長法師は連歌の達人にて、世に知れたる所也、島田驛の産にして、國主今川氏親の和歌の友としてよかりけり、永正元年の頃、丸子に庵を結び、柴屋軒と名つけ爰に住めり、東に高峯あり吐月と云ひ、西に峙るを天柱峰と號す　○永祿中紹巴紀行云、宇津山に到りぬ、我入らんとする道と云へるは、右の谷を見おろして、左は峯に付て上りぬ、誠に蔦楓生茂り、木の下暗き五月雨の餘波に、袖もすそに濡れ、心細くして里に着きぬ、關の戸近き鳥の子を、十づつ重ね上る術よりも、あやしき名物あり、俗言に團子と云ふ、忘れ難きままに、口內に吟じつつ行く、程もなく丸子と云ふ里に着きぬ、昔はかしこにや有りけん團子を和して、此所の名と

やしけんとぞ、獨言に思ひけるなり、又宗長山庄の記、都に所持せし一冊、筆跡芳ばしく、且分入るに、道のほど一町餘り、小川をわたり、別墅を訪ふに、此の寺は晋願寺と云ふとて、小僧を案内者に出されしを伴ひ行き、道の中に柴屋のほかり、乃心寺前湖法陽叔に逢ひ奉りて、一谷を三町ばかり左りの方へ入りて、庵室を見巡るに、休和尚手跡にて、柴屋と古文字、又宗長像掛れり、影をうつす事、命のうちは戒められしが、但し亡き跡にも留めば、肖蘭の衣服に墨染を上にして、水色の足袋に扇子をそばにして云へりとて、さながらなり、後には道遥院御詠二首、御自筆あざやかにして、庭上には廿六年を重ねたる石上に碑銘あり、宗長の卵塔は破損して、古木は存したり、一二國の流れに同流せり、云々

手越(テゴシ)

今長田村の大字にのこり、安倍川の西岸とす、故に手越河原の名あり

手越は舊時海道の一驛にして、殊に遊女の名高し東鑑、治承四年、平氏、大軍手越驛を經て東下の事見え、建久四年、將軍上洛の時、手越宿に御所を建てたる事も見ゆ。平家に、手越の長者の女千手の前の事を記し、一書に武田太郎信義の妹、又は賀茂五郎時久の娘なりし女少將と云ふなど、皆手越の遊女とぞ、近世は衰へして全く尋常の民家となりぬれど、猶長者屋敷なとをつたふ。藤利子の條にも見ゆる手越平太家綱はその長者にやあらん、又永仁年間あり、夜我物に載する妓少將の事々相十與す。永享四年雅世卿の紀行に「手越をかや申す所に、遊女とおぼしくて、門にたち侍るを見て、

おほけなくよその袖さへ引かばやゝ見ゆる手越の里のうかれめ」

とあるは、當時已にその家は絶えたるに、里の婦をば遊女とおぼしき興詠したるならん。金玉集の大貳と云ふも娼婦、

攝政良經公の家にまかりし大貳と云ふ女、久く相知れる人なりけり、駿河國手越と云所に、さそふ人有てまかりけるに、つとめての年、千本の櫻をわけて、かれが朝夕のなかめにもせよとて、根ながら送りけるに、彼里近き建穗(タケフ)寺と云に、其花を植て佛に手向ける由、消息の中に云おこせければ、(金玉集)

我玉の光と妻に結びてよ千本の櫻ちりになさなば。　藤原　有家

梅松論云、成良親王をば足利義詮六歳にして相伴ひ奉り、手越の驛に御着有し時、伊豆駿河の先代方の寄來る間、扈從の者無勢成といへ共、武略を廻らして防戰ふ處に、當國の工藤入江左衛門尉、百餘騎にて御方に馳參て、出仕を致ける程に、敵退散しけり、則宇津谷を越て三河國に馳付玉ひて、人馬の息を休めたふ、建武二年七月なり。○難太平記云、建武二年の十二月、手越(テゴシ)河原の戰に、御方打負しに、當小路殿(足利直義)御討死有べきよしを細川陸奥守申間、渕邊々云御年來の仁申て、我先御前に討死仕べしと、唯一騎大勢の中に馳入てうたれき、御方つゞくに及ず、今川名越三郎入道々此時討死也、故入道に同陣申されけるは、是は御打死のつぼにあらず、御退有て味方をまとめられて、後日の御合戰可目出之由申て、御馬の口を押返しければ、御馬廻りの人々、一同に御馬の尻を打てひかせ申けり、くらく成ければ、敵勢亦さいまられしか共、敵勢かゝらざりければ、夜に入て御陣により興津の宿に追付申されけり。(新風土記云、明暦中、遠藤原、手越河原、安倍川筋、藁科川筋の不毛を開發して、新田にすること、友野文書に見ゆ、

手越を立て、野邊をはるばると過ぐ、北に遠ざかりて、雪白き山有り、問へば甲斐の白峰といふ、

年頃ききたる所也、

惜からぬ命なれ共けふはあれといきたるかひの白根をも見つ、(光行海道記)

旅人の手こしがはらを乘駒の足なみ早しいろぞ朝たち、(堯孝富士紀行)

按に、手越は古言手兒(テゴ)にて、愛兒の義より出でし歟とも云ふ、萬葉集、東歌國歌(十四)に「左和多里の手兒にいゆきあひあがこまがあがきな早み言問はずきぬ」とある手兒、又手兒の呼(ヨビ)坂なども皆當國の事にあらずや、因りて更に狹渡(サワタリ)の枕辭あるを思へば、渡舟を手づからに越すをも手越と云へる也、南渡渉合す、手越渡は近世まで徒渉の外、舟筏の特介さへありしこと、大井川に同じかりしが、明治七年始めて架橋す。○手越の向敷地(ムカフシキチ)と云ふ地に、曹洞宗、徳願寺あり、今川義忠の室、北川殿の菩提所として建置せられ、近時まで山林田畝、數多傳領したり。

他田(チサタ)鄕

和名抄、有度郡他田鄕、訓乎左多　○今長田村の中、持舟、石部なとの邊を、他田の舊鄕とする歟、郡内居鄕の東方に接し、海濱に居る。

他田は中世以降、庄名にも呼び、有度全郡にも及ぼしたり、或は長田に作りしを以て、今持舟、丸子の邊を特に長田村と改定す　續日本紀、和銅五年の條に、

阿倍臣宿奈麻呂言、引田朝臣邇閇、久努朝臣御田次、長田朝臣太麻呂等、實是阿倍氏正宗、與宿奈麻呂無異、但以居處、或別氏、隨止別氏、俱宗本姓、許之、

此に長田(ヲサダ)とある居處は、必定此にして、久努は久能村と成す、阿倍氏の此地方に繁昌したることは、郡號安倍の下に述べしが如し。○新風土記云、昔當國の官人に橘の遠茂あり、其父を長田入道と云とも見えたり、長田は有渡郡の地名にて、今も橘氏の人あり、其後裔にや、又東鑑に「橘次爲茂、爲俊許、爲北條殿、許當七郡田所職、是又遠茂、爲平家方人、治承四年、奉射二品」と見えたる田所職と云ふ者、いかなる職にや、又宇治拾遺物語に、駿河前司橘季通と云人の話見えたり、時代を考ふるに、

この人遠茂の父にあらずや。

鎌田（カマダ）　今長田村の大字とす、鎌倉円覺寺の永和三年官符に、駿河國、鎌田孝吉、高松孝吉などは寺領たりし事見ゆ。其孝吉の義解も知らねど、鎌田の田は名目なるべし、鎌田の稱號にや。

用宗（モチムネ）　今長田村の大字とす、丸子の南にして、海岸に在り、或は持舟と云ふは訛言なり、相近接して石部（イシベ）、廣野、小坂などの大字あり。

駿府志畧云、持舟、古港也、烈祖之在駿城、築石堤三百弓于海中、以便碇泊、一歲海嘯、長堤蕩壞、今海中畾壘石者、長堤之遺也、港頭桿潮堤、長一百八十弓、有二石閘、以瀉港北諸水、其西石部、多釜戶。

（石部）

持舟城址（モチフネ）　用宗の城山是なり、方四町許、戰國の頃、今川氏の兵を置きし所にして、甲州勢の來侵にあたり、其部將之を守り、天正七年より十年の交、頻に德川氏の兵を拒ぐ。城址に寬文五年建立の碑あり、天正七年、向井伊賀守正重、持舟を守りて戰死の由を錄す、正重の孫將監忠勝、德川家の船手大將たり。

廣野（ヒロノ）　用宗の東北に接し、安倍川の河口にあたる。當國風土記に「廣野社、日本武尊所奉祭、素盞嗚尊也」など云ひ、書記通證にも引用すれど、贋書の言ふ所、斷々乎として斥くべし。

安倍川原（アベカハラ）　今大里（オホサト）村に屬し、彌勒（ミロク）町、安倍川村など云ふを營地とす、靜岡市の南郊にあたり、東方、下島（シモシマ）まで一面の廣斥とす。

安倍川原は駿府治世の比には、獄門梟示の刑場たり、彌勒堂正念寺とて、無緣供養の道場あり、其處に刑死の徒を葬むれり、近年正念寺廢し、寺中の由井正雪墓は、彌勒町の南に移轉し猶存す。○駿府留帳抄云、由井正雪、元來駿府素性之者、幼少之時臨濟寺に有之、讀物抔仕、其後江戶へ罷出、七書抔講釋仕、太平記の評判讀となり、自分にも平家物語評判抔作り、軍學之弟子數多取候て、方々名を發したる由に候、兩親共に駿府の宮崎に罷在候、慶安四年八月、一類不殘、於駿河御成敗、兩親もはり付にかゝり、正雪首も亦從江戶返候而、阿部川西河原に、隨從自害の者どもと、一同八人獄門にかゝり申候、正雪は當年四十二才のよし、かくの如く事終而以後、正雪自害の宿所、駿府茶屋町梅屋九郎右衞門悴を呼寄、召捕の時之樣子承り候得ば、御同勢にて梅屋所を取卷、夥敷表騷動の節、正雪隨從の若き者共は、是非切て可出と色々申候得共、正雪かくて被召捕候はゞ、拷問に逢見苦敷死を可仕候、唯々一所にて尋常に切腹に極り候と申、少も不騷、かたひざ立、扇を手に持居、書置と見え認終、其儘切腹仕候、殘りの者共もおもひ／＼に自害云々、

（彌勒）

稻川（イナガハ）　今馬淵（マブチ）彌勒、川邊より下島、中島の邊まで相合せて大里村と改む。淺間宮の社人稻川氏は、此地に傳領地ありしにや、

「被拘來候御神領之內、御小屋錢八貫貳百文、并段錢五貫八百文、爲新寄進被相渡候、」云々、

と、武田家天正三年の判物あり。（駿陽徵古）

（馬淵）

伊河麻神社（イカマ）　式內、有度郡に列せらる、今稻川村上島の伊鐵明神是也。（新風土記、神祇志料）

中田（ナカダ）　今大里村の大字にのこる。

走湯山領、駿河國中田保、西島鄕等事、依安倍凶徒蜂起、雖預軍勢等、如元所寄附也、云々、

建武三年十二月六日　前上總介（花押）

當所預所（集古文書）

下島（シモシマ）　今大里村へ入る、靜岡の東南一里半、海岸に居り、大字高松（タカマツ）と相隣り、大谷（オホヤ）村の西とす。富士郡淺間大宮司の古判物に、國宣執達狀あり、

駿河國下島鄕地頭職事、任去月八日國宣之旨、所奉打渡富士大宮司也、仍渡狀如件、

建武四年十月二日　景隆（判）明仙（判）

（高松）

高松は鎌倉円覺寺の永和三年官符に、高松孝吉、下島孝吉とあるは見え、當時寺領たりしこと明かなり、其孝吉とあるは田地上の名目なるべけれど、未詳。

寶樹院址（ハウジユ）　新風土記云、寶樹院は遊行一向上人開基の道場にして、下島、石田の邊を其舊址とす、是れ足利尊氏公の長男竹若曹子菩提のため建立せる大地なり、今に富士見が原の道場さて故跡を談ず、此寺永祿十二年、武田氏の兵亂にあふて廢せしが、近代に及び古文書を證として安西寺より請願する所あり、府中寺町に寺號再興をなす、古文書は貞治、文安、永正等のもの數通あり。

「寶樹院寄附之地事、

將軍家安堵御判、御停止諸公事、雖不可有末代子細、若號子孫等之中、致違亂▢出來候者、永可爲不孝之仁候、此旨可被存知之狀、如件、

貞治三年六月六日　心省」

「竹若御料御菩提所、駿河國寶樹院領之事、將軍家安堵停止諸公事、御判有之、

一　等持院殿御判云、駿河國內屋鄕、云々、（下略）

永正六年九月廿三日　氏親」

「一　寶樹院領　駿河國內屋鄕之內、佛光寺田・井番匠給田

大岩鄕內　等持院殿御寄進

紺兌井下島道場田　慶壽寺殿寄進

井宮井上足洗鄕之內　長慶寺殿寄進

淺宮　今林寺殿寄進

馬淵御堂屋敷（今按、これは永正文書は、堀內道場建立地、今川範忠寄附とある者と同異如何）

向笠文太夫知行內

府內寺中附玉屋々敷

長沼鄕內買得下地

本宮地々替　脊谷郷中田郷之内
大屋郷内　朝比奈太郎契約　本宿本屋敷　齋藤加賀守契約
鵜道場屋敷　岡部次郎契約　南安東之内　安西郷之内
永正六年九月六日　氏親」
（中畧、以上は地名のみ多く抄出す）

伊豆山記に「元弘三五月、竹若被遺骨葬七尾地、正覺院經代、云々」、太平記に曰く、元弘三年五月二日、夜半に足利殿の二男千壽王は鎌倉大倉谷を落て行方知れずなりたまふ、爰に長崎入道諏訪入道、兩使にて、京へ上られけるが、六波羅の早馬駿河の高橋にて行逢ひ、足利殿は鎌倉に背き、敵になりたまふと聞く、折しも足利殿の長男竹若曹子は、伊豆の御山におはしけるが、伯父の宰相法印良遍、兒同者十三人、山伏の姿になりて、潜に上洛したまひ、是も浮島原（不審）に彼兩使に行逢ひける、兩使さてはとて生捕り奉らんとしけるに、法印是非なく馬上にて腹切て、道の傍に打伏しける、長崎さればこそ、内に野心あれば外に逃る謀なけんとて、竹若殿を押へ刺殺し奉り、同宿十三人悉く首を刎て、原に懸てぞ通りける云々。○國志云、聖一色（ヒジリイシキ）の圓福寺（府城より東一里餘）の寺畠に、五輪の古塔石あり、慶安年由井正雪謀叛の時、此塔側の松下へ菊水の旗一旒を埋めたる事あり、土人は此石塔を足利尊氏の墳と稱すはあやまれり、竹若曹子の墓なるべし。（今按、聖一色は豐田村に屬し、下島の北一里餘にあたる）

大谷（オホヤ）

今大谷村と云ふ、久能山より西南へ連接する岡嶺に傍ひ、海崖にあたる、古文書に多く大屋を作る。圓覺寺文書、貞治元年、駿州下島郷内、大屋勘解由左衛門尉が闕所を、寺領に寄附せられしこと見ゆ。洞上聯燈錄に、行之正順和尙、駿州大谷郷に大澤寺を開き、後又富士郡永明寺を創め、永正十二年寂す、云々。

久能（クノ）（久努）

今久能村と云ふ、久能山の南麓なる村落にして、海岸に縁り、大谷の東北に連る、卽古の有渡濱是なり。

國志云、昔は久能山を有度山とも云ひ、其麓は濱湾也、之を有度濱と云へりと、抑之を久能と名づけられし故は、秦川勝が孫久能、寺を造りて、補陀落山久能寺と號せしに由る、然るに此觀音靈場は、永祿十一年、武田信玄當國へ打入、興津の横山に築城し、猶此久能に築かせられてより、寺院を矢部妙音寺邊に移さる。○按に、久能は遠州にも同名ありて、古姓氏に出てたり、天武紀に久努臣、又阿倍久努臣ありて、此地方に繁昌せる阿倍氏の一族の家號ともなれり。秦某が久能寺を建てしにより、地名を久能と呼べるには非ず（神社考に秦久能と云ふ人が、寺を建てて我名を寺號とすあるも、非なり）地名を以て寺號にも呼びたるのみ。（阿部久努（クヌ）臣は長田郷の下に見ゆ、久努は居處の名なりし由明白とす）

有度濱（ウド）

久能山の下にして、東北は三穗松原に連なる。童蒙抄に「昔駿河國の有度濱に、神女あまくだりて、舞ひ遊びしをうつして、今の世には駿河舞とて、東遊にする也」と載せ、是は正しく古風土記の逸話なるべけれど、詳に傳へず。久能寺緣起には、昔伶人稻川太夫と云ふもの、有度の濱松の下に、天人の舞樂を見て之を學び、子孫に傳へ、世々寺家の法樂師たる由載す、（國志）羽衣神社を參考すべし。

いつとなく戀するがなる有度濱の疎くも人のなりまさるかな、（新勅撰）相模

有渡濱の天の羽衣春はきて今も霞の袖や振るらむ、（壬二集）家隆

駿河の守になりて、久しく音つれざりければ、

あやしきは駿河のかみといひしよりなど有度濱のうとくなるらむ、能宣

有度濱のうきにはあらず手子の浦の戀しからむを兼てならふぞ、兼盛（兼盛家集）

貞應二年海道記云、うとの濱をすぐれば、浪の音風の聲こそ心すむ所なり、濱の東北に遠地の山寺あり、四方高くはれて、四明天台の末寺たり。

安居（アゴ）

今久能村の大字とす、榊原照久の菩提所照久寺あり、寛文年中建立。安居とは昔久能寺の僧侶が安居禪を修したる院宇の在りし所ならん、海道記に安居一夏の行、云々。

根古屋（ネコヤ）

久能村の親里にして、永祿中山寺を此より退轉せしめ、城寨を置きしが故に、根古屋の名起る、靜岡東驛より大谷を經て此に至る二里半。（根古屋とは根城といふごとし）

久能城址（クノ）

今神廟の境内卽是なり。初め永祿十一年十二月、甲斐の大軍當國へ亂入し、久能山の天險を見たてて城郭を築かる、卽武田家の家臣今福入道淨閑、與力四十騎を從へて之を守れり。已にして武田家亡び、當國は德川家の手に歸せしが、天正十七年より豐臣家の家臣國内に分封せられ、久能一萬六千石は松下加兵衛吉綱に賜ふ、其子石見守重綱は慶長五年の亂に東軍に應じ、七年封を常陸國筑波郡へ移さる。十二年、德川公駿府に移居す、此頃より久能城は其侍臣榊原七郎右衛門清政（康政の兄）に守らしめらると云ふ。清政の季子大内記照久、職祿を襲ぎ前大將軍公に親近し、元和二年四月十七日、公の遺命を拜し、卽城頭に葬埋す、尋て神廟を起し僧院を置き、城寨自廢す。照久山下の地に宅を營み、侍衛營の如し、幕府因て祿千八百石を給付し、與力八騎同心三十人を總べ、其職を世々にせしむ、以て近時に至る、久能御門番と稱せり。○駿府留帳抄云、慶安四年七月、由比正雪と云ふ浪人、紀州大納言殿の名を偽り、叛逆を企つ、正雪元來駿府之生、近年江戸に罷在候て、諸浪人をかたらひ、其他當地近邊の在々所々、名主百姓共迄申合、駿府を燒拂、

其上鈞の節に、久野山へ稀成、模様を見合、睦月之御城をも乘取可申くわだて仕候由、然る處に同類の内より訴人罷出、右次第一々申上候、依之廿七日久野御代官榊原越中守へ被仰付下、早速江戸より註進、云々」

久能山（有度山）

一名有度山、靜岡の東、清水の南、海岸に沿ひて隆起せる一連岡にして、長二里餘にわたり、高九百尺に及ぶ、嘗て紀行に、久能山の状を見るに、海岸孤絶の處に在りて、觀音老人晏座の地なれば、補陀落山とも申すなりと述ぶ、此久能山、南は大海漫々として、後は山の尾二三里に續き、峰高く谷深く、三方の險崖屏をたてたる如し、誠に要害第一の地なりければ、武田家にて衞戍を置かる、慶長十二年、徳川氏は更に搦手を掘切らせ、益堅固を加へ、虎口は南方十七曲の險あるのみ、坂下の村名を根小屋と曰ふ、元和二年徳川家康公の葬地となりしより、榊原氏之に主として守衞の任を世々にし、濫行を禁ず、北の山麓を土器谷と曰ふ、絶頂に登り土器を擲ち飛ばせば、飛鳥の如くに舞て降る、謂はゆる搦手の切岸は是也。〔國志〕

久能山寺址

永祿十二年、武田氏寺宇を山の東北村松に轉し、其址に城寨を起す、即後の神廟の地に同し。此寺は緣起傳説、頗古雅なる節あれば、此に附記す。〈村松の久能寺は今代に鐵舟寺と改む〉

駿河の國久能の山にて、月を見てよめる、

浪のみかき茶さるゝ旅なれやさやかに見よと月はすむとも、〔山家集〕

貞應海道記云、宇度濱、浪風の聲ことに心すむ所なり、濱の東北に靈地の山寺あり、四方たかく晴れて、四明天台の末寺たり、堂閣繁昌して、本山中堂の儀式をかり、一乘讀誦の聲は十二廻中に間絶る事なく、安居一夏の行は、採花汲水のつとめ驗をあらそふ、修する所は中道の教法、論談を空假の願に決して、利する所は下立の衆生、歸依を遠近の境にいたす、佛前に名をきけば、行基菩薩の建立、本尊の實を尋ぬれば、觀世音と申す、補陀落山の聖容、出現の月あきらかなり、大かた佛法興隆のみぎり、數百箇歳の星霜ふりにけり、僧侶止住のみね、三百餘宇の禪戸僅かなり、雲泉石神山に議りて惡言をふせぎ、天形の木實は、寺内に納めて善業をなす、千手觀音かの山より石舟に乘て此地にくだりたまひけり、其舟善神となりて山路の大阪に石舟護法と號す、彼海岸山の千壁は南方より北へ飛んで、有來を此山に導く、宇渡濱の晶天、面を地に得て、舞樂を此濱に學べり、むかし稻河太夫といふ人、天人の濱松の下に樂をしらべて舞ひけるを見てまなび傳へけるに、人の見るをみて鳥の如く飛んで雲に隱れにけり、其跡をみれば一の面形を落せり、太夫これをとりて寺の寶物とす、よってこの寺に舞樂をしらへて法會を修行し、其太夫が子孫を舞人氏とす、二月十二日常樂會とて、寺中の大營なり、その後天人歸るゝ、廻雪は春の花の色、みねにとゞまり、曲風は秋月のこゑ空にきこゆ、よって此濱をすぐれば松に舞容有て、濱につゞみあり、天人の樂今も聞くに似たり、

袖ふりし天津をとめがはごろものおもかげにたつあとのしらなみ

元亨釋書云、辨圓、字圓爾、以字行、姓平氏、駿州藁科人、母秋氏、建仁二年出生、五歳入久能山堯辨法師之室、云々、賜謚聖一國師、圓爾之號、始于爾矣。〇神社考云、久能山、一名有度山、昔有久能者、入山狩獵、海岸近所、一古杉樹、光如朝日、久能怪、而令人射墜、就見之、長五寸餘、閻浮檀金千手觀音像也、久能奇之、山中平坦地、立寺置像、一夜夢、老僧告久能曰、我自補陀落山、來于此、善哉汝安置我、々能化衆生耳、覺而知其靈驗、因號曰補陀落山、寺曰久能、一云、久能者秦氏之子、推古帝時之人也、本古、其後聖武天皇時、行基法師入久能山、伐古楠木、刻千手像七軀、以彼五寸像、納于新像腹内、東海道圖會云、久能寺山に、推古天皇の御宇、久能忠仁卿、駿河守に任じ、下向、或時田獵して山に入り、觀音像を得給ひ、伽藍院を營み、安置し奉る云々、國志云、久能寺緣起に、此寺は秦川勝の二男、尊良の子、久能の創建なりとも曰へり

久能東照宮

久能山に在り、近年別格官幣に列せらる、徳川家康を祭る　初め元和二年四月、家康の駿府に薨するや、侍臣榊原照久、臨終の遺命を承け、此山に奉葬して、自其祠事を掌る。時に幕府國主賴將(後に紀州へ移封、改名賴宣)に命じ、廟堂を建てしむ、翌年二月に至りて落成す、勅旨あり、東照大權現の號を宣下せらる〈後正保十二年に至り、宮號を宣下〉是歲三月、幕府野州日光山に改葬せしむ、而も本廟は嚴然舊の如く、日光と竝び稱して、徳川家の宗廟たり。領社領三千石、其典禮奉行は稍日光に遜色ありと雖、又東海の一壯麗地也、

登久能山書感　　松本寒堂

石磴盤回老樹間、此中何事設重關、鐵槌難入三泉底、
知是祠龍埋骨山、

（德音院）

久能山登攀の路は、根古屋より北へ十六曲の之字形の石磴を上る此間凡六町、傍に徳音院あり、此は舊別當八僧房の一なる學頭にして、其餘坊は山中所々にありしも、明治の初年皆廢止せられ、僅に大師堂の一區を遺して、徳音院の寺號を傳へしめらる〈山中なる五重大塔、護摩堂など多く廢壞せられしも此時とす〉慶安元年、僧仙忠開基、天台宗に屬す。山門、衞所、社務所、寶庫等を經て雁木坂を登れば、樓門あり後水尾院の勅額、東照大權現の五大字を題せらる、次に唐門あり。垣内には拜殿、内陣、内々陣、その建築華麗を極む、金碧晃耀、粉飾爛

然なり。此を距る數十歩、廟墓あり石を以て築造す、俗に寶塔と云ふ、老樹滿山、宮殿參差、閑且窈窕の靈境なり。寶庫には名物多し、其最貴重すべきは、東照公の遺什にかゝる兵器、日用道具、幷に幕府歷代の造進にかゝる甲冑にして、數十點あり。

駒越（コマゴエ）（不二見）

今村松、矢部などゝ相合せ、不二見（フジミ）村と改む。駒越に不二見橋とて、富峰に對する小橋ありて、人に言ひはやされしに因り、遂に村名と爲る、久能山の東麓にして、三保埼は此地の海中へ斗出す（駒越は駒留（コマゾメ）の訛にて、牧馬の地なりしならん）

加茂（カモ）

今不二見村の中とす、駒越の北也。新風土記云、永享四年、堯孝法印富士紀行に「九月廿日、清見が關より船に召され、三保の方にこぎめぐりて、府の方へかへり賜ふ」とあり、此時清見寺より加茂の邊へ漕返されし歟、清見寺には富士山見えず、加茂埼の富士見橋は此國にして富士を望むに此所にまさる所なし、其橋の西にある古松の立る株を、加茂明神の森とす、凡古今の繪師の畫く所、三保を右にし清見寺を左にして、富士を前に畫くは、正しく此所の景を寫せるなり、されば今川記にのする九月廿日の諸詠も、此にてよみしものとす。

村松（ムラマツ）（矢部）（船越）

今不二見村の大字となる、清水町の南に隣り、東に入江を隔てて、三保埼に對す。相接して矢部（ヤベ）と船越と云ふ大字あり、東鑑、正治二年矢部、船越、三澤云々、永祿十年、紹巴富士見道記に、三保の松原へ舟にて押移り、明神の御前の殘滴を、京衆あまた諷へるに分ち、江の天人の衣かけ松の蔭より、磯傳ひに村松と云ふ所に行きしに、原にあまたの馬あり、神の牧といへり、少し里中を離れたる院内にて、當妙心寺東谷和尚御下されたるとて、歷々の非時を饗せらる、云々。

鐵舟寺（テッシウ）

村松にあり、近年故宮内少輔山岡鐵舟、久能寺の廢跡を中興して、寺號を改めしなり、舊寺の觀音堂存す。羅山の丙辰紀行に、久能山の東一里餘に此寺ありと載せ、寺領二百石を相傳したり。久能寺の彼山より此に移れるは、永祿十二年の事にして、十三年武田信玄より快辨法印へ與ふる下知狀に、

任于古院主相續之旨、可被補任久能寺住職候、然者建穗寺後住之事、撰相當之人可承者也、（駿陽徵古）

又當寺所藏文書に、天正三年、武田勝賴より妙樂坊へあてて、

平澤寺領、幷門前之諸役免許之事、

駿州東泉院、幷寺領之事、

の二通あり、其關係不詳。

龍華寺（リユウゲ）

鐵舟寺の南隣とす、元和年中、甲州大野山本遠寺の日近上人開基、國主賴將公の母（正木氏、養珠院殿の建立とぞ）此寺の庭中に、富士の大臣と三穗の長洲幷び入り來り、遠山近海の眺望無比の奇觀と稱せらる、其說馬琴の書にも擧げたり。○國志云、矢部の龍華寺は田祿二百六十石を有す、寺の亭は東面して其庭低き杉垣あり、垣の外は田圃なり、庭中に十間計りの這梅あり、泉水の上に老松立ち、側に蘇鐵樹を植う、太清麗なり、此にて彼垣越に富士を望むべし、其聳たるや富峰は假山の如く、海灣は盃水の如く、三保の松原屏風を立ちならへ、伊豆の山々よりは目睫、清見寺など、奇勝一日の中にあつまる、誠に東海無双の勝景なり。

三保（ミホ）（折戸）

今三保村と云ひ、折戸（オリド）を併す、折戸は駒越の東に隣り、（半島地の地頸に當る）折戸より背東北に沙嘴の斗出するあり、之を三保埼、又松原と云ふ、宛然たる浮島なり、村落此に在り。延喜式、廬原郡御穗神社と載するを見れば、此浮島は往昔有度郡の管内ならざるを知る。昔は清水港の江灣を隔てたる江尻、與津と一管内たりき。凡沙嘴の長四十町、幅十町より二十町に及び、廣狹均からず、松林滿洲、桃樹之に雜はる。

遊三穗松原記　　精里

沖津江尻之畔、特浮島之障瀾、如清見龍華二刹、亦待浮島、然後擅名於世、無浮島則無驛、況樓閣之觀乎、勝區精神、會於浮島、如講家點睛、可謂至要、但島距官道二里而贏、往返費半日、故行旅大抵目眞神廟、而鮮能履涉其島之浮、亦非若封田浮石然、地勢平坦、潮汐有時乎漫天、而島未嘗淹沒、若有神物使其低昂故受此節、云々、

見穗浦（ミホ）

清水港の舊名也、即清水、江尻と三保埼の間なる江灣を云ふ。海水東北淨見埼（キヨミ）（興津）三保埼の間より灣入して環を成す。萬葉集に、

田口益人大夫、至駿河淨見埼、作歌、

廬原の淨見之崎の見穗の浦のゆたけき見つつ物念ひもなし。

三穗松原（ミホノマツバラ）（三保埼）

又三保埼と云ふ、海上斗出の一洲なれば也。

駿河小志云、美保洲、一作三穗洲、以洲多三株松、一曰三尾洲、以洲尾岐爲三、北與興津抱海成灣、是爲清水港、距港十餘町、有村是爲宮方村、村盡端有祠、是爲美保祠、祠東數町有老松一株、是爲羽衣松、即謠曲所載、天女懸羽衣松枝、漁父伯梁獲之是也、松下有碑、享和二年、故府尹牧成傑所樹、徧洲皆松林、沙清石細、松間多產丹蕈、往々有至大者、香味無比、又有奇樹、生潮水中、木高五六尺、季夏開黃花、狀如黃蜀葵、土人謂之濱木瓜。○東海道圖會云、清水町より入江二十町、舟にて三保松原へ着す、又清水より陸地を巡り、折戸を歷て三保へ至る、行程一里半、松原は東へ指出たる洲崎にて、折戸より崎端（眞崎（マサキ）と云ふ）まで四十二町餘、此間に貝島、羽衣濱、八頭（ヤツガシラ）、渡瀨濱、戌亥尻、宇津久呂などの字あり。

清見がた關山寺はくれそめて入日のこれる見穗の松原（風雅）　藤原冬隆

きよみ潟船こぎ出でて三保の崎松の上ゆく月を見るかな（新古今）　中務卿親王

清見

浪打出て見れば廬原の見保の沖つは浪靜かなり、（新後撰）

春風や三保の松原せいけん寺、　鬼貫

凉さのすいゝほそりて三尾かさき、　五筑

名所方角抄云、淸見潟、淸見寺より一里、江尻と云宿有之、三保より汐入の川一里西に有之、舟にて三保へは川をさし出る、無双の景地なり、江尻非名所也、

御穗(ミホ)神社

三保松原に在り、三代實錄、貞觀七年、元慶三年授位の事見え、御廬に作れり、延喜式、廬原郡三座並小の一とす。神祇志料云、御穗神、每年六月神鋒を離宮羽衣社に幸す、攝社八雲社、神明社あり、祭每に必先漁して鮮魚海菜を二社に奉るを恒例とす。

御穗神は、新風土記に、僞作風土記の說を承け、所祭大己貴命、御穗津彥命、御穗津姬命云々、御穗津彥は卽建御名方命、一名三保須々美命に同じと曰へり、是れ出雲の御穗埼の故事を本元とする解釋なり。海道圖會にも、大己貴、御穗津彥の說を援引したり。而も式に一座なれば、二神三神を祭るべき理なし、岬角を御穗と云ふは、古言眞穗にて、抽き出でたる地形に名づくる歟、必しも出雲の神の此に移祭られしにもあらずと知るべし。正保二年、鑄造の本社神鐘銘に「駿河國御穗之郡、廬原古國、有渡接濵、靈松籠舊、羽衣如新、銀濤萬頃、瑞籬千春、云々、（國志）神主太田氏に武田家の奉書をつたへたり。（駿陽徵古）

以先御印判、補任三保之神主職之上者、向後不可有御相違、幷大明神御供免、松原山以下、如近年相拘、國家安全之御祈念、可凝精誠之由、被仰出者也、仍如件、

天正五年丁丑九月十一日　土屋右衛門尉　奉之

太田喜三郎殿

羽衣(ハゴロモ)神社

三保神社の邊に、羽衣社とて、石のほくらあり、卽羽衣の古松の跡とつたふ。昔は吹上濵のさき五六町に羽衣松とてありしが、度々の津浪にて荒れ崩れ、後世其ほくらを此に移すと說く、又三町許東に伯梁松とて、古木のこる。（國志）此社を今土人は辨財天を崇むと云ふも、僞作風土記には羽車磯田神社、祭神大己貴命とあるは、天女の傳說に合はず近世の捏造に係る耳。書紀通證云、風土記曰、磯田社、離宮也、大己貴登天上奏歸順條、忽乘御天日鷲大羽車、休御穗御埼、後其鷲爲祀、曰有天女脫羽衣、謂羽車也、舊事記曰、大己貴神乘天羽車大鷲、而覓妻、宗因曰、伶人家有東遊者、相傳安閑帝御宇、於駿河國有渡濵、天女降現、爲歌舞、道守氏翁、傳此曲、林氏神社考、引風土記、詳載神女羽衣事、丹波風土記、亦有此事、有渡濵故事、見萬葉集、蓋皆本于搜神記。○神社考云、三保松原者、在有渡濵、北有富士山、南有大洋、久能山嶮於西、淸見關、田子浦在其前、松林蒼翠、不知其幾千萬株也、殆非凡境、誠天女海客之所遊息也、按風土記、古老傳云、昔有神女、自天降來、曝羽衣於松枝、漁人拾得、而見之、其輕軟不可言也、所謂六銖衣乎、織女機中物乎、神女乞之、漁人不與、神女欲登天、而無羽衣、於是遂與漁人爲夫婦、蓋不得已也、其後一旦、女取羽衣、乘雲而去、其漁人亦登仙云、能因法師歌曰、

有度濵にあまのはころもむかしきてふりけむ袖やけふのはふり子（出於續拾遺集）

今按に、神女羽衣の古諺は、丹後風土記逸文の萬葉仙覺鈔に引く者、幷に近江風土記逸文の帝王編年記に援かる者に參考すべし。神社考に據れば、三保の羽衣も古風土記の逸文たるを知る、通證に僞作風土記を擧げ、羽車の說あるは擯斥して可なり。伯梁の名は風土記以後の附會にして、漢土の故事、白龍漁服の義に取る。而も羽衣の古諺を搜神記に本つくと云ふは非なり、又自本邦一種の舊神話のみ。丹後の奈具(ナグ)社、近江の與胡湖に倂看するを要す。○寬文丁未、池田綱政紀行云、松原の內一里四方と云ふ、片削作りの宮居あり、傳には社人とて門戶を列へ、宮居も數を建て、三積の大明神と云ふ、春と秋とに祭もあり、それより海邊には百にも及ぶ蜑共の家居あり、此處は漁と鹽焼きに世を渡るとなん、宮の後に井筒を造りて、女の童汲居たり、日比聞及びし淸水也、水際までは五尋もあらん、水淸く底開し、社頭の前に樹四本、一つ根より生岐れて茂りたるあり、又樹の古く大きなるあり、繩を請ひて度りて見れば、地際の根十九尋半、（間にしめ十六間一尺五寸）枝のくばり中々繪師も及ばじとぞ見ゆる、これより羽衣の松とて、宮より六町許も南を指して行く、砂深き海邊にて、幽かなる祠あり、これさへ破れ果たり、爰に昔時は松在しと云ふ、

清水(シミヅ)

今淸水町、人口六千二百、入江町の東南に接し、江尻町と相望む。三保浦の西岸にあたり、巴川の河口とす、靜岡の東二里餘、良港の名あり。

國志云、淸水の里は當國第一の湊にて、富饒なる所なり、官の米廩ありて、駿府代官之を支配す、或は曰ふ、此地昔機淸水、柳淸水と云ふ靈泉ありて、里の名は起れりと、或は然らん、袋町（淸水と江尻の間）に砦址あり、永祿年中、武田家にて築造して、小田原北條家の海賊を拒ぎたり、天正十年の頃、向井兵庫正綱之に居り、船手の大將たり、其子將監忠勝は德川家へ仕へ、子孫船手方と爲る。○甲陽軍鑑云、永祿十三年、信玄公駿州府中に御逗留、淸水の屋敷構は、關東小原海賊あがり攻取り居たらん時、當方より攻ほろぼすに、さのみ手間不取樣の繩張、工夫可仕旨被仰付、馬場（美濃守信房）委細畏たりとて、其如く仕る、山本勘介流城取の極位也、是又武藏上野への御働に、江尻城代山縣（三郎昌景）可被召連との御遠慮なり。

清水港(シミヅ)

古の三保浦是なり、今商船軍艦常に來泊し、東海に於て屈指の港灣とす、橫濱百十海里。

去月廿九日之注進狀、四日於柏原披見候、廿七日至清水着舟之由、被聞召屆候、無油斷働、切々申越候義、感思召候、九鬼相談、伊豆地體、早舟に而可見斗由、順風相待尤候、少も越度候而は、不可然候、今日大垣に被爲成候、尙以追々可致言上候、猶長束大藏大輔、山中橘内可申候也、

三月四日　秀吉（朱印）

脇坂中務少輔殿、（慶元古文書）

水路志云、清水港、駿河海灣奧の西邊にあり、有度山の東麓より、北々東方凡二海里半の間、松原斗出して、三保埼を爲し、此と興津海岸とに據て、其港門を成し、東に開口す、港内水深は十五尋以下、泥底にして、駿河海灣内最良の泊地とす、濱の南側は干潟多く、隨て淺水遠出し、西側は沙濱にして、陸土平坦、興津、江尻の二驛、及び清水町こゝにあり、三保崎は有渡山の北東に斗出する平沙の陸古にして、其舌端を眞崎と稱す、而して沙上は總て、松樹森立す、所謂三保の松原なり。○名勝遺跡云、清水港は中村氏國主の頃、（天文十八年より慶長五年迄）關船（セキセン）を置き、海賊方をば其城に扶持せらる、慶長十九年に至り、城の隍を埋め町家を建つ、十九年町内四十二軒を問屋と定め、其廻船を駿河小早と唱へて極印せらる、万治年中より甲州の廻米、及び國産を廻漕し、益繁昌におもむけりとぞ。

入江（イリエ）

今入江町、人口三千三百、清水の北にして、巴川の畔なり。昔は入江庄と名あり、清水、江尻なども本來は入江庄内にて、後世分立したるならん。蓋三保浦の入江、中世より干潟と爲り、遂に陸土と變じたるものにて、今の入江町は、七日市場と上清水町を合併したる新號也。

鶴岡文書、永仁元年、駿州入江庄内、長崎、楠木の地を神領とせることあり、（相摸新風土記）保元物語に、源氏の從兵入江右馬允、高階十郎、云々。太平記、建武二年入江庄住人工藤左衛門尉春倫が、兵一百を以て、足利直氏の急を救ふたる由見ゆ、文中に「入江庄は海道第一の難所にて、北條家の德宗領なりき」と云へり。有渡庵原の二郡にわたれる大庄にて、興津、薩埵なども庄内なれば、難所とは說かれし歟。○續太平記云、應永二十三年十月、鎌倉公方持氏公は執事上杉入道禪秀の陰謀により、鎌倉を出奔して伊豆に入り、諸武士を語ひ、重て駿河國興津、山西に引退て、逆徒退治の謀をなす、當國目代庵原兵衛藏人まづ一番に合力す、今川、武田以下次第に驅催され、持氏頓て此勢を具して鎌倉を攻めんとありしに、上杉方は早も此方より押寄打散せさて、四万餘騎、足柄山を越て駿河國へ亂入し、入江莊の北の山際に寄て陣取ける、此より持氏陣所まで阪東路三里を隔てたり、持氏は其身は山西に師立する風情に見せかけ、夜半二百餘人を間道より上杉の陣近く林の陰へ忍ばせ、時刻相圖を定めて攻寬り、上杉勢を散々に切崩す。○新風土記云、淨土眞宗の開祖善信、東國經歷の時、入江庄にて弟子入江光信、一寺を建てて教覺寺と云ふ、入江氏は駿河守爲憲の裔孫、狩野、工藤、岡部、高橋とは近き一族にして、保元平治の頃より此國の武士の名家たる事、曾我物語其外諸書に見ゆ、文曆元年、光信宅地を轉じて專修道場となしたる後、四世融海の代に當りて、應永二十三年、上杉禪秀亂を起して足利持氏と戰ふの時、兵火にかゝり鎌倉に去り、祖光信の舊跡に寺をたて光信寺といふ、慶長年間將本國へかへり、府中に建立して西本願寺に屬すと云々。

巴川（トモエ）

麻機（アサハタ）沼の下流と、龍爪山に出づる長尾川（西奈川）の相合せる者にして、東走して入江、江尻二驛の間を過ぎ、清水港へ入る。長四里。其水洄流して巴字をなすが故に、此名ありと云ふ、川合（千代田村）より清水の間、舟楫を通ず、流勢太緩。

吉川（キッカハ・キツカワ）

（吉香）（上原）（澁川）

又吉香に作る、今上原（ウハハラ）、吉田、楠木、有東坂、草薙などと合せ有度村と改む。入江、清水の西に隣り、巴川の南、久能山の北なる原野を占む。

東國志云、梶原景時は兼日より駿河國吉香小次郎を知り、海道第一の勇士なれば、彼が家前を過ぐるに畏怖ありと云ひけるが、果して正治二年正月廿日、吉香が館の北なる狐崎に遮られ、大内山に引退きて攻殺さる。○東關紀行云、或木蔭に石を高く積上て、目にたつさまなる塚あり、人に尋ぬれば、梶原が墓となん答ふ、彼梶原は（中略）都の方へ馳上りける程に、駿河國きかはと云所にて打れにけりと聞しが、ろは爰にて有けると、哀れに思合せける、云々。○按に、東鑑正治二年、景時一族伴類誅死の條に、吉香小次郎、澁河（シブカハ）次郎、矢部平次など勇士の交名あり、澁川は吉香と共に有度村の大字にのこる。吉香小次郎經光は承久の軍功をかさねて、西國にも新恩地を加賜せられ、子次郎經高は安藝國山縣郡大朝新庄を傳領して、正和二年彼地へ下向し、子孫中國の名家たる由、吉川記に見ゆ。

草薙（クサナギ）

今有度村の大字とす、入江の西一里、久能山の北麓とす。景行紀、日本武尊の駿河國に至り賊を攘ちたまふ條に、

其處賊陽從之欺曰、是野也、麋鹿甚多、氣如朝霧、足如茂林、臨而應狩、日本武尊信其言、入野中而覓獸、賊有殺王之情、放火燒其野、王知被欺、云々、

と云ひ、續けて「則以燧出火之、向燒而得免」と記せど、尙加註して、

一云、王所佩劍叢雲、自抽之、薙攘王之傍草、因是得免、故號其劍、曰草薙也、

とあるは、深く究明すべき書體也。抑野火の起るにあたり、之を拒ぐは向火（ムカヒビ）も一法なれど、薙攘も亦一法なり。

當國に燒津、草薙の二地ありて、共に舊名古へより傳ふるは、共日本武尊の古跡たることなければ、實は何れとも審據なし、二地に二回の事件ありしにも非ず、古史其同一の野の所計なりしに誤まられて、かくも混亂したる歟、一云の詳最坑索すべし（燒津の條を參考）凡日本武尊の危難に遇給へるは燒津、草薙、小野の三地とす、此三地三事を、一所一件かの如くに混亂したるは、異説物語の誤に出づと爲すべし

草薙（クサナギ）**神社**　延喜式、有度郡の官社とす、即日本武尊賊に圍まれたまひ、燒け、草の奇異により、火を免れたまへる故跡とす、近世神領五十石。

欲得家民解倒也、東往到度遮山川、騁門一自羅浮動、晉氣收消草雉煙、　羅山

堯孝覽富士記云、入江の宿高蒼など過ぎて草なぎ野山、こゝや彼の草薙の神劍靈瑞をあらはし侍りしあたりならむとて、いと畏こくそ覺え侍る、此所に草薙の御社九箇八千の御社など申て、昔神々降殿の御陣の跡に、社あまたましますとぞ、海道よりは見えず。○兵家茶話云、入江庄草薙神社、近世衰失し、形ばかりの小祠あり、舊社の礎僅に殘れり、側に數百の樹あり、傳へて日本武尊の時より生來れりと、其根の高方一丈許、屋室のごとし、稀有の古木なり。

池田（イケダ）　今小鹿、曲金、八幡などと合せ豐田村と改む、草薙の西にして、駿府の東郊なり。鶴岡文書、應長元年、北條貞時駿州池田郷内を寄進したる事見ゆ。又式内、有度郡池田神社は此に在りしならん、新風土記に、池田村の藩原の中に叢祠の跡あり、之を蝦森（エビス）と云ひ、是池田神社の舊境と曰へり。

小鹿（チジカ）　今豐田村の大字とす、池田と相接る。國志云、小鹿平は駿府の東一里、有度山の尾とす、山高からずと雖、岡頗廣し、落田の蘿菔は當國第一の名產とす、郊野一面つゞの比等し、平澤觀音堂此に近し、むしは古草に駿河國男鹿原（ヲジカノハラ）を名所とするは此なり、平澤（ヒラサハ）は今有度村へ入る、觀音堂は地方の古刹なり。

（男鹿原）（平澤）

時しもあれをしかの原を秋ゆきておひまをさへぞこぼるべき、（源順家集）朝立や小鹿の原に狩くらし日の跡をけふもつなぎて、（今川千首）行人もかやぬらさん妻戀ふる小鹿の原の秋の白露、（秋風抄）

小鹿の原野は、昔の日本武尊の草薙の狩場の遺跡なるべし、近年此に石器を得たり、石の厚さ五寸、徑り一尺、中心に凹みあり、其數五。蓋原人の遺物とす、地形を察するに、猶石器土器の留存するものあらん。

八幡（ヤハタ）　今豐田村の大字とす八幡宮あり、地方の名祠にして、中世の府中八幡の遺れる也。永正十四年、今川氏親修理しける趣の棟札ありて、連署の中に、目代平氏爲と云ふも見ゆ、在廳官人の遺制也。御本安西氏に永祿十二年、元龜、天正等の武田家制物をつたふ。甲陽軍鑑云、永祿十一年、氏眞の御館を燒拂ひ、信玄公御旗本は駿府淺間が花に陣取、先手は八幡、萬の谷、ウハ原、江尻迄陣を張。

改正三河記云、永祿九年七月頃より、駿府に風流踊流行する事、衆人耳目を驚せり、先八幡村より踊始て、郷々村々へ躍をかくれば、又其村々より踊を返すほどに、國中の踊おびたゞしくなりて、八月の末九月の半まで躍ければ、次第々々に華麗を競ひ、凡費用を計に、一日一夜の雜用幾千萬ぞや、村々より市中へ踊をかけ、市中より武士へかけ、武士は府城へかくる、しかれども當年はや寒冷の時節に至れば、來年の秋にいたり興行すべしとて、九月下旬には踊を休みたり。

小黒（チクロ）　今豐田村の大字とす。新風土記云、小榑（チクレ）御厨は神鳳抄に見ゆれど、其地定かならず、榑は和名抄に久禮とあれば小黒村か、クレクロ音近し、此邊南安東の田の字に伊勢領と云ふがありて、内外宮二所の小祠も存す。

（小榑）

曲金（マガリカネ）　今豐田村の大字とす、曲金と柚之木（ユノキ）の間の官道に、狐（キツネ）が崎とて、梶原景時が一族伴類の誅殺せられし古蹟あり。羅山の丙辰紀行にも、此地なりと述べたれど、庵原郡大内村の條に論ずる如く、梶原の敗死せる狐崎は此の地に非ず、當に清見關以東に求むべし、岫崎の訛名かと疑はる。

（狐崎）

長沼（ナガヌマ）　今豐田村の大字とす、太田道灌平安紀行に、清見潟と手越の間に、

長沼に生ふる眞薦を苅る賤の袂もかくやぬれはさらじ、

とあるは此なるべし、されど此一首は眞偽未決なり。○曲金の西は南安東と云ひ、駿府に相接す、音羽山と呼ぶ一丘に觀音堂あり、清水寺とづく、京の音羽山清水寺に摸擬したるものにして、今川氏の被官朝比奈元長の建置とぞ。

新居郷（ニヒヰ）　和名抄、有度郡新居郷、訓爾比井。○今詳ならず。

託美郷（タクミ）　名和抄、有度郡託美郷、訓多久美。○今詳ならず。

嘗見郷（ナメミ）　和名抄、有度郡嘗見郷、訓奈女美 ○今詳ならず。

會星郷（アフホシ）　和名抄、有度郡會星郷、訓安不保之。○今詳ならず。

貝蔑郷（カベ）　和名抄、有度郡貝蔑郷、訓加倍。○今詳ならず、同名常陸國に相類とす、參考すべし。舊名白髮（シラカベ）部を改めたるなり。

横太郷（ヨコタ）　和名抄、安倍郡横太郷、訓與古太。○今靜岡市の市街に横田（ヨコタ）町存し、中世には安東郷と改稱したるごとし、今北安東は獨立して安東の名をつたへ、南安東は豐田村へ併せらる。

（横田）

横太は延喜式の驛亭にして、小河、横田、息津と次第す、今の静岡横田町は古驛名の遺れるなり。

静岡(シヅヲカ) 今静岡市と云ふ、人口四萬、安倍川の東なる原野に在り、賤機山の下とす、地は廣平、而も海道の要衝にあたり、國中の最中を占む、古より不易の都邑たり、近世には專ら駿府(スンプ)と稱せしが、明治の初年改號して静岡と云ふ、鐵道東京へ百二十哩、豐橋へ七十哩。

静岡縣廳(シヅヲカ) 舊駿府城址追手門内に在り、今駿遠豆三州十三郡一市を管治す、人口百三十萬

駿府は古の安倍の市、國府の古の地にして、和名抄、安倍郡横太、川邊二郷の境内とす、後世其東南偏を有渡郡とするも、後に移轉せるならん、安東安西の地名の遺存するに依り、此地の舊安倍郡の境内たるを知る、慶長中徳川宗中の邑内を限し將軍職に任ずるや、駿府を收め宿將を遣き、尋いで職を辭し駿府に退隱し、諸侯に課して城郭を營す、此に於て駿府は江戸に亞ぎ、驛に四方貴顯の都邑と爲る、家康遂に此に薨じ、子賴將に城を賜ひ、封五十五萬石、常陸國より移る、已にして紀伊(宗家の後)に遷し、忠長之に代る、寛永九年、忠長除封、是より府に直轄し、番頭を置きて之を守らしむ。明治元年の後、朝廷徳川宗の故封を收め、更に駿遠の地七十萬石を給して先祀を奉ぜしむ、乃江戸の士五千餘家、家達、慶喜二公を奉じて來住し、駿府を以て本城と稱す。二年六月、静岡と改號し、四年に至り廢藩、縣政廳所とす。○新風土記云、駿河府中は安倍の市の舊跡なり、昔より名邑とす、國府の政治廢れて後は守護今川殿居る、永祿九年、今川家にて家の老臣飯尾豐前守野心の沙汰ありて、遠州より招き誅殺せらる、其時小路筆といふ事ありしと見えたれば、今の如きまちのありしとは知られたり、其後永祿天正二度の兵火にて、昔の家居は殘りなく失て、天正より以前住みしといふもの今はなし、

(人宿)

かくて慶長の初より、民家もそこ〳〵に建初たるを、同十二年徳川公父にうつり賜ひ、擴張して今の町を割らしめ賜ふ、是れ專ら友野宗善が力なり、宗善の家は代々府の町人の頭にて、町年寄職となる、府中官道の北を安倍郡とし、南を有渡郡とす。○新風土記云、府中の宿町は人宿(ヒトヤド)と云ひ、梅屋町と同く、昔旅人宿の所也、本陣八文字屋長兵衛などいへるものも此所にありしなり、永祿の頃、今宿と云へるも此ほとりの事なり、古くある横田の驛にむかへる名なるべし、長崎白糸割賦會所舊地は三丁目にあり、慶長十四年、後藤庄左衛門に命ぜられ、府中の町人に長崎白糸の割符二百丸を賜り、京、江戸、堺と同く糸座仲間に入り、年々長崎へ下り商賣せりと云ふも、町年寄の家斷絶せしより、其事知れず、七間町は名つくる由來考、古き町の名なり、武徳編年集成「慶長十九年八月廿九日、兩狀正一尼、大藏卿局駿府に着し、大野常成守氏治が宅に於て、片桐市正に對面し、直に登城する事を得りて、七間町に寓居し、徳川宿の作女阿茶局を招き、締結の事を商議す」云云、梅屋町、人宿町、七間町のほとりは、ことに古き町にて府の最中、上古安倍市と云ひしも此所なる可し、この邊に旅宿のあるを初めに聞え、

(今宿)

むかし今川氏の文書に今宿(イマシク)と稱せし處は、このあたりを云ひしにあらずや、友野氏藏、永祿九年、今川氏今宿法事三箇條目に「傳馬商人等、除今宿他宿の事、前々無之處、近年猥之由、甚以曲事也、然者如往昔今宿へ可令致商賣、云々、今宿商人中」と見ゆ、

(連尺)

又慶長年間の頃、連尺(レンジャク)町といふ町名あり、諸國の城下連尺町といふ處は、追手筋にあるを以て思へば、一名このほとり連尺町ともいひし歟、(連尺とは荷物をくくる繩をいふ)又友野文書に友野座、米座と云ふ商人の名目あり、友野座は絹布を商ふ、今の呉服町是なり、米座は卽石町にあたる、其呉服町今六丁あり、府の最中にして、往古より府の本町なり、友野與左衛門は此町に居る、今川氏領國の時より、府の商人の頭たり、松木氏の家絶てより其家の文書も友野家に傳ふ、松木新左衛門は兩替町に住し、此家何代の主人にや、學を好み熊澤氏貢智の說を信し、又算術を善くし、村岡新介好和と友たり、村木代出の御用を勤め、今世に材木師と云ふものゝ山の法は、此新左衛門と江戸本材木町紀ノ國屋文左衛門との定る所なりと云傳ふ。○静岡は安倍山中より產する竹頁質なるを以て、昔より巧緻なる竹細工ありしが、寛永正保のころ淺間山に淺間社を造營するにあたり、採漆を使用せしにより、一時江戸の漆工この地に來り、竣功の後も少數の漆工この地にとゞまり、竹細工の漆類に蒔繪塗を施す、其後漸漸進步し、青貝を漆器に嵌入するものいでたり、嘉永三年、米國船の豆州下田に出するにあたり、之に販賣を試み、大に其賞翫を得て、漆器貿易の端緒を開き、横濱の貿易港となるや、駿府より若干の地を割與せられて、駿府町人拜領地と稱し、漆器商店をいだしたり、爾後蒔木塗の如きも静岡の特色として外人に賞翫せらる、明治四五年までは其產額一年七八萬圓なりしに、今日其產額參拾萬圓の上にいづといふ。(日本工業史)

小梳神社(ヲグシ) 今静岡紺屋町に在り、延喜式、安倍郡の官社にて、中世には少將宮(セウシヤウ)と稱したり、徳川家の時、府城の鎮守神とあがめたり。

(少將宮)

新風土記云、小梳を音讀してセウシウと云ひ、八坂祇園社の少將井宮に雜合して、舊名を失へる也、小梳神社の舊地は城内の城代邸にあたる、寛永八年忠長公之を城外(新谷町)(シンヤ)に移され、延寶再遷して紺屋町(コンヤ)へ遷せられ、崇敬殊に加ふ。○駿陽從古に、天正五年、武田家判物、少將宮供僧免の許狀あり、其文書は今北安東村の泉動院にありと云ふ、泉動院は天正三年、武田勝頼の下知狀に、一千燈院に造る、此千燈院は古の少將宮の供僧ならん、一

證文に駿府宮中供僧衆とあるも、少將宮の千燈院を云ふ。又此社の舊地を宮之町と云ひ、三河物語に「竹千代樣(德川家康)駿府の少將之宮之町に、御年七歳より十九迄、御きづかひを被成候御事、云ふに計りなし」とある如く、家康公幼少の時、寓所とす。駿府志略云、小杭閣一日少將井、在縣衙東北、初在城中、寛永中遷新谷巷、又遷今地、今曾守府、卽古云、間宮新谷氏。

雷宮(イカヅチノミヤ) 靜岡七間町の小祀にして、加茂(カモ)明神とも云ふ、一説、之を式内大歲御祖(オホトシミオヤ)神社にあてたり。

新風土記云、大歲御祖神を俗に賤機山の名吾(ナゴヤ)明神に擬するは非なり、今の雷宮是のみ、其は延暦儀式帳に伊勢の「湯田神社、稱鳴雷命、又大歲御祖命」とあるにて、大歲御祖神の一名を雷神と云ふこと分明なり、雷宮今は稻荷神を配祀して、兩社大明神と稱す、別當修驗は雷光寺と云ふ、七間町と石町の境に在り、社中に府内の文庫あり、すべて府内町々に事あるときは、此ところに會して事を議す、三代實錄、元慶二年、授駿河國正六位岐都字命神、火雷神、並從五位下、(岐都字命神、外に考ふべきものなし一作岐都咩命)社記に室町殿日記を引て曰、文安二年、有渡郡三澤郷、遠江國濱名郡坂上郷、三河國碧海郡谷踏郷を當社に寄ると、太田道灌の慕京集に、嘉吉二年五月、駿河國府の國分尼寺菩提樹院に宿り、雷の宮に詣ること見ゆ、又諸家改撰系譜に「神尾氏、左衛門元久、山城國加茂神主也、稱光帝御宇、應永中、元久息女、宮仕違旨之事有之故、流罪、駿河國淸見關、永享四年壬子四月、普光院義敎、爲富士一覽、駿河下向之時、元久被召出、補神職、後改氏號神尾」とあれば、有度郡加茂村に住居賦、此は淸見關より近し、室町殿日記に雷の社に神領を寄られしとあるは、此元久より將軍へ執申せし故たるべし、武田氏より神領を寄られし文書も、たゞ雷の社とあり、又火雷神を加茂大明神なりといふ故は、山城下加茂は火雷の神を祭れるに因る、彼加茂村は古く加茂神田にてありしならむ。(加茂村、舊名三澤(ミサハ)郷)

今宿之内、雷宮屋敷壹間、并御神領五貫文之所、如前々相拘、建立□社、相當之祭等、可相勤、但有申掠旨者、重而被聞召、可被加御下知者也、仍如件、

庚午六月十六日　原隼人佐、市川備後守　奉之

寶臺院(ハウダイ) 靜岡順町(江尻町とも)に在り、淨土宗、永正三年僧稱誉柚之木(ユノキ)村(今豐田村)に龍泉寺を建立す、天正十七年五月、德川家康の妾西郷局を龍泉寺に葬る、寛永五年、幕府追修の禮を擧げ、奏請して從一位を贈り、殿堂を今地に移遷して號を寶臺院と改む、二代秀忠將軍は西郷局の所出なれば也、爾後田祿三百石、紫衣敕許の寺格なりき。

花陽院(ケヤウ) 靜岡人宿町(傳馬町)に在り、淨土宗、慶長十四年、僧文慶中興、德川家康の外祖母大河内氏(阿萬の方と云ひ、參州刈谷城主水野忠政の室)の五十回に當り、府中道場を轉じて改號新修す、故に德川家御由緒の寺なりとして、寶臺院に亞きて待遇せられき。

大河内氏源應尼は、初め松平清康に嫁し、廣忠を生む、卽家康の眞祖母とす。後天文の末に、家康の駿府に來質たるや、又祖母と同寓す、當時老尼も水野氏の後室として、質に納れられたれば也。永祿三年、源應尼卒去、之を府中道場に葬る、(狐崎智源院の僧知短、葬事に與り、其弟子を文慶とす)慶長十四年、府中寺を改修し花陽と云ふ。本寺扁額銘書に曰く、是斯梵刹也者、祖母源應尼公之舊地也、初今川義元居府城之時、予爲嚴父君、遠出三州、而質於府下、寓居於禪尼之家、禪尼慈愛、頗紹于所生、既發義軍、永祿庚申夏五月、聞訃驚門、使人送葬于此、墳墓唯爲築封而已、爾後歲序屢遷、寺宇廢壞、遂轉爲士人第宅焉、云々。

寶泰寺(ハウタイ) 靜岡傳馬町に在り、臨濟宗、無文元選禪師の開基とつたひ、永祿中の中興、雪峯和尚は林際寺鐵山の法類たり、寺中に天正十一年十一月、駿府に卒去せる岡部次郎右衛門正綱の墓あり、(一説、此寺は初め眞言宗たり、故に山號をは金剛山と唱ふと、無文行狀には、駿州府中寶泰寺、亦師播[illegible]之地云)改正三河記、永祿十一年、今川が領地駿州にては、士農工商とも家業をなげうち、踊の仕組、衣裳の物すきの外は、他事ありとも見えず、殊更三浦左衛門佐が法大寺へかけし踊こそ、尤前代未聞なれ、衣裳は綾羅金繡の美麗を盡し、鞨は金銀の紙もて束ねしが、國主氏眞にも花やかに風流をきはめし衣裳鮮被して、其雖子方の中に混じ太鼓をうつ、實に其家破滅の兆ならん、云々。

一華堂(イッケ) 新風土記云、時宗(遊行宗)は遊行二世上人眞教、當國に一華堂長善寺を開きしより、其教往々弘まれり、此一華堂は駿府本町六丁目にあり、慶長七年、寺領三十石を定められたり、永祿の兵火に罹りたる後、梅屋勘兵衛旦那となり、今の佛宇を建立す、十二世乘阿切臨上人は、永祿天正頃の人にて、和歌を善くす、内裡の歌會に列したることありて、今に百首の詠草を傳來す、又源氏物語の註抄、并に兩部神道口決抄を著す、(旦過堂修福寺は九丁目にありて、長善寺の屬院なり)

駿河國一華堂長善寺當知行事、所々寺領屋舖、田畑山林并末寺之事、安西高後屋舖田畠之事、蒲原利光寺、下方泰德寺、加島清泰寺領之事、右任増善寺殿證文、不可有退轉之状、仍如件、

天文元壬辰年九月日　氏　親

報身寺(ハウシン) 新風土記云、淨土宗は源空の附法なる鎭西流、聖光弟子聖阿、弘安年間此國に來りて、府の馬場町なる報身寺を開く、是此宗の此國に弘まれる始め也、すべて淨土の宗門東國に流布する事は聖光の弟子、鎌倉の光明寺の開祖良忠より、此派大に弘まりたりとぞ、其流に諸崇と

云者あり、大永年間此國に來りて數多の寺を開き、其後光明寺の流ならぬ僧も多く來りて寺を開くものあり、何れも鎭西派にて、智黒院を以て惣本寺として、關東の檀林につけり、寬永年間府ノ寶臺院を建立ひしより、かの寺一國の觸頭と云者にて、此一宗の事を沙汰す。

駿府城址

今靜岡市街の中、稍北偏に存す、平城の制にして、南を追手とし、外郭には四足（西方・橫内・東方）草深追手の四門あり、以内は二丸、本丸の二に分ち、總面積十五萬坪許、方六町餘、腰繩後門壕を環ちめぐりと雖、今は其の内に豐橋歩兵旅團の所屬なる第三十四聯隊の兵營にあてられ、今に衛戍地とす。新城上記云、駿府城は慶長十二年、畿內并に丹波、備中、近江、伊勢、美濃十國の課役、知行高五百石に一人夫を出さしめ、修造せられし者とす、（二丸北門の立石は、若狹宰相の功なりとつたふるも、此時京極忠次へ課役あればならん）然れども之より以前、利義城い年暦さだかならず、今川範政初めて府治へ移りしにや、其より代々の館すべて安倍郡のうちにあるをもて見れば、當時の居館疑なし、氏眞の代に至り、其家の武威おとろへたるころ、永祿十一年十二月、武田晴信入道此國に亂入して、十二月十三日、館を初め諸士の住宅、神社佛閣、民屋まで火を放て、一字ものこさず燒捨しむ（甲陽軍鑑、鎌倉九代記）其翌年正月、北條氏康子息氏政ともに氏眞を駿河へ返し入れんとて、大勢を率ひて出陣あり、武田の軍勢と興津川原に對陣す、四月廿八日武田信玄甲州に歸りしより、北條氏再駿府の館を造らしむ（甲陽軍鑑）十二月武田又亂入して駿府にいたる、此時駿府の守將岡部次郎右衛門正綱、侍五十四人たて籠り防き戰て輙く落去せず、臨濟寺の鐵山和尚を武田語らうて、味方にまゐるべき由を岡部にすゝめて降しむ、夫より武田の領國となりて、江尻に城をきづき清水に屋敷をかまへ、久能、丸子、用宗にも手を置く、天正十年三月、駿府城衛の武田上野介信龍、同左衛門大夫信光、織田氏の軍を避けて甲州へ走る、（天正七年、三河松平家より藤枝用宗の城を責め、由比倉澤まで放火して、駿府の市中淺間惣社の御社迄燒拂ひ給ふとき、駿府に守將ありし事物に見えず）同十年四月より全く松平家の領地となる、（岡部正綱は此時松平家へ再歸し、甲州の地まで進軍して奇功あり）天正十四年に至り、家康公濱松より此地へ移り、小田原北條家を押へ給ひしが、十八年に小田原滅亡に及び、秀吉公より坂東を家康公へ賜はり國替せらる、之に因り秀吉の家臣中村式部少輔一氏、當國を拜領し駿府へ入部す、慶長五年一氏卒去し、德川公より一氏の子忠一を伯耆國へ國替せしめられ、內藤豐前守信成をば駿府へ置かる、十一年信成を江州長濱へ移され、駿府を以て德川公の居第とせらる、十二年三月より土木を初め、七月公移居せられしが、十二月新城火災、翌年正月より再修を命じ、三月に至り成る、殿守閣九を營き、七重の天守臺をおこし、鴟吻黄金、破風銅針隱銀にて作る、本丸の石垣百二十間、高さ七間或は八九間、曲輪八百五十間、周廻すべて千間悉く落成す、元和二年の四月に、德川公薨し賜ひし後は、賴宣宰相殿の居城なりしが、其五年紀伊國和歌山の城にうつり給ふ、此年甲府中將忠長卿、駿河遠江すべて五十萬石の所領加へ賜はりて、寬永二年此の城にうつり、駿河大納言殿と申す、同じ九年に所領を召放されて甲州にうつる、其年十二月、大御番頭をこゝの城代となされてより、御番城となる、寬永十二年十一月晦日炎上す、殘る所は竪石門と冠木門のみなり、やがて寬永十五年造營、今の御城御殿是なり。○按に、駿府には城代一人、勤番組頭一人、士三十人、與力同心六十人を置き、寶永四年より加番一人、定番一人、與力同心六十人を增したり。市政は奉行ありて之を視、清水湊、並に江尻、丸子兩驛をも兼治す、與力同心六十八人、水主五十人之に屬す。又駿河郡代あり、紺屋町に衙を開き、駿遠信の公料地を支配したり。

今川氏の駿河在府の事實につき議論あり、初め範國其諸子（範氏貞世仲秋）と共に足利尊氏を助け軍功あり、正平六年當國の守護と爲る。然れども當時は南北亂離の際なれば、國人の向背も常形なく、入部在府も安泰ならざりしならん。範國元中元年に卒し、領國は其子貞世に傳ふべかりしを、貞世（了俊）固辭したるを以て、範氏の子泰範（兄あり氏家と云ふ）に駿河半國を與ふ。泰範の子範政の時まで、山西の花倉城に居りしは、半國の主なれば也、此際國中、山東は入江、狩野等の領知歟、想ふべし。又宗良親王御集に據れば、親王一時駿府の官軍の許に居たまふ、是は正平六年以前の事にて、

かくて、又の年の半まですみ侍しかども、さすが又我世へぬべき所にもあらねば、こゝをも立出侍らんとせしに、狩野介貞長などやうのものども、夜もすがら名殘おしみて、さかづきたび〳〵めぐり侍し程、過ぎてしかた、猶行末の事まで、二心なきことなど申あつめつゝ、はてはゑひなきなどせしかば、いつの程よりのなたみにかと、あはれに覺えて、出さまにそこのかべに書おきし、

身をいかにするがの海の沖の浪よるべなしとて立はなれなば、

かしこをば夜ふかく出侍て、おきつといふ所は曙がたになる、云々、

とあれば、府中の豪族は狩野氏なりしこと、推斷して可なり。此狩野氏は後今川家へ降附し、其一族寬正年中に又府中に楯籠り、今川義忠（範政の子範忠、其子義忠）に殺さる、此に至り駿府始て今川氏の居邑と稱れる歟。（狩野介の嫡流も此際衰替せしにや、被官の名に僅に殘る）

宗長手記云、今川義忠入國の子細は、河匂庄、小川庄段替、ともに御判あり、その時狩野宮內少輔（七郎右衛門尉事）といふもの、遠州守護代職吉良殿の內、巨海新左衛門尉、この庄を請所にして在城、よき城を構へ、狩野と申合、入部を違亂す、しかるに義忠自身進發、横地勝田御供す、六月より十一月（寛正六年）まで狩野が城府中責らる、同廿日せめ落され、狩野生害す、此の宮內少輔は伊豆狩野助の一類なれば、武衛の狩野加賀守、（當國之郡代）同名にして與力す、されば安倍の山中、甲州につゞき責入がたくとて、三箇年宮內少輔遠州數千軍兵をひき入れけるをも、悉責亡す。

「御自訴事、以證文管領へ御申肝要候、仍自此方も相副使者令申候、於催促之儀者、連々不可有等閑候、委細七郎右衛門方申談候間、定而具可被申候、恐々、

七月廿八（寛正六）　親　藤

狩野介へ　御宿所、（蜷川親元日記）」

「去八月廿二日廿三日、令發向狩野七郎右衛門尉館、被官數多被疵、致粉骨、被責要害之旨、注進之趣、奉行人披露畢、（中畧）十月十六（寛正六）

勝田修理亮　横地鶴壽　狩野加賀守へ」

府中（フチユウ）

靜岡の舊號にして、或は駿府とも云ふ、卽當國の國府なりければ也。和名抄、駿河國府、在安倍郡、行程上十八日、下九日。延喜式、駿河上中國、管七郡と云ひ、川邊郷の地に當る。

府中は古阿倍市（アベノイチ）と云へる市邑より出て、此を府と定められし後、東なる横田郷を安東、西なる川邊郷を安西と唱へたり、阿倍市は万葉集に

燒津へに我行しかば駿河なる阿倍の市路に逢し兒らはも、

と見え、著名の市なりし狀を想ふべし。然れども新風土記に贋作風土記を援き、安倍市の說あるは採るべからず。

（阿倍市）

此府は東鑑、建久元年の條に、島田、駿河國府、與津と次第して、海道の驛たりしことも知らる。後世も今宿、府中宿の名さへ出てたり。謠曲盛久東下篇に「手越の川の朝夕に、思を駿河の國府を過ぎ、清見が關の中々に、とまらぬ旅やうかるらん、薩埵山より見渡せば、遠く出でたる三保が崎」とつづけたり。

府中小野繩手にして、御輿たてられ御覽じて、前後左右をよみあひ、御跡はいまだ藤枝五里のほど、何とはなくつたへて、山も河もひゞきわたりけるとなん、御着府、すなはち富士御覽の亭へ、すぐに御あがりありて、

正二位源義教

みずばいかに思しるべきとのはもたよばぬふじとかねて聞しも、

御返し、　從四位源範政

君が見むけふのためにやむかしよりつもりはそめし不二の白雪、（富士御覽日記）

今川氏が府中に館を置きしは、義忠の時なるへしとの說あり、或は然らん、其以前には專在廳官人など之を治め、僅に國衙領を保ちしにや。又狩野介てふ豪族も此に居りしごとし、今川氏の館址の名殘は屋形町の稱ありて、今に殘る。（新風土記云、屋形町大森氏宅の銀杏樹は、數百歲の古木也、此所は往昔國分尼寺（コクブニ）、菩提樹院の門前にて、此樹は其門前に在りし者とぞ、宗尊親王鎌倉へ下向の時、此樹下を過ぎて連歌ありしと傳ふるは、未其說を見ず、

蔡景集云、嘉吉元年五月、京に登り侍る、駿河の府に至て、國分尼寺菩提樹院に宿りて、安等の宮方に詣侍りぬ、又惣社、雷の宮、建穗の馬鳴の宮など、志の幣手向侍りてよみける「ねぎごとやしづはた山のほととぎす旅ゆく我とゆふかけてとへ」、

此國にして屋形と稱する者は、今川殿の居館ならん、然いふ故は府中の地坪を併せ考ふるに、古のさまは東は安倍川の流れあり、西の方に藁科川の流れありて、其中間にて今內の廣き所、此ほとりに過たるなし、其地高く水清冷にして、館を建へき所なり、又此所、今なりたる研屋町の北裏なる、金座後藤庄三郎光次が、館の地は、關東にさまで廣大なり。光次新につくりし所と思はれず、亦舊址なるべし。又云、大永年中、當國の人なる宗長法師の記に、駿河黃金の事を載せたるは、享祿年間今川氏の通用判金造りしものを云へるなる可し。今好事家にもてる今川小判と云ふものを見るに、其かたち小判の如きものにて、面に[illegible]なるか、五七の桐なるかの如き極印一つありて、重廿四匁八分あるものなり、又形同じきものにして面に京目一兩と書き下に花押して、右の方に駿河の文字あるものあり、又面に吳座目ありて下に桐の極印して、裡に三つ巴駿河の文字ありて、重さ二匁なるものあり、慶長駿河小判は重さ四匁八分、江戸の判と同じ、後藤光次駿府本通町に宅地を給はり、今の上魚町南側を云ふ處にて鑄造したるなり、元祿の小判にも駿河判と云ふものあれど、駿府にて造れるにあらず、駿河座の小判師多々良庄太郎、江戸に召れて造れる故その名あるのみ。

（國分尼寺趾）

賤機山（シツハタ）

靜岡市街の北なる丘山にして、龍爪山、麻機山の尾にあたる。書紀通證、俗說辯等に此山の故事を掲げど、例の贋書に出でしもののみ。賤機は古言委文機にて、

誰か爲ぞしつはた山の長き日に翠のあや織る春の霞、

〔風雅〕　知家

賤機山に淺間大菩薩あり、それへ詣でて歸るさの道に、雪のうすく散るは見て、（天文二年仁海僧正紀行）

唐衣しづ機山に織掛る時雨や雪の下染にせん。

奈古屋神社（ナゴヤ）

今賤機山に在りて、兩社（總社、新宮）の域

內に別宮として祭らる。近年之を以て式內大歳御祖神社に擬するは誤れり、又彼の兩社に比して三社の一とするも古義にあらず。淺間惣社と兩社に、東照宮を配して三社と稱せるを、近年東照宮を斥けて奈古屋神を以て之に代へしのみ。○奈古屋神を大歳御祖神とするも非也、古老の傳に此山の地主神にして、今も此邊の民戶は奈古屋神を氏神とせば最舊社なるべし、社殿の背に小丘ありて、其形南に向ひて、ことさら築き成せる如く、古の陵墓の制に倣ふ、明和年間、大風ありて其丘上の松の古木倒れたるに、根の下に窟洞あらはれ、廣さ三間ばかりありしとぞ、相傳ふ當時之に入りて觀たるに、石窟にして石門を備へ、鏡また舊器あまたありて、上代の墳墓なりし事明なりけるとぞ、〈新風土記〉今川氏の國は一に奈古屋五郎と稱して、其一族に名兒屋三郎と云ふ人ありしこと、南方紀傳に出たり、此社名と相關係したる者とす、社名の所由未考。

淺間新宮(アサマシングウ)(センゲン)　賤機山に鎭座す、國府崇敬の靈祠なるを以て、德川幕府又之を厚待し、祠殿頗る華麗なり、今國幣小社に列し、總社神并に奈古屋神、一境三座、同格にて、其地を宮崎(ミヤガサキ)と呼ぶ。天正十八年、豐太閤の朱印狀に「國府新宮、惣社々領は家康寄進の當知行帳面の如く」云々と云ひ、往時は新宮惣社を兩本社とせること疑なし、其後久能東照宮の分靈を合祀したり、都合三座、別宮二柱は奈古屋神、麓山神是也、境內の祀宇棧屋、合四十三棟、神領二千六百石、神人供僧十數家ありて之に奉事したり、此新宮は何の世に富士郡の大宮より移祭したるにや、俗說、延喜元年と曰へり、式外の社なれど、東鑑以下の諸書にも見え、謂ゆる淺間大菩薩の新宮とす、殊に東鑑に、駿河國富士淺間宮、遊行進宮之儀、奧州〈北條義時〉爲御經營、云々ともあれば、鎌倉執權の崇敬、特に厚かりしに似たり。

富士の社にて櫻のさかりを見て
富士の根は開ける花のならひにて猶時しらぬ山さくらかな、〈續後撰〉　法印 隆辨
駿河の富士の宮にてよみ侍る　平 泰時
千早振神代の月のさえぬればみたらし川もにごらざりけり、〈新勅撰〉

東鑑、貞應三年二月、自駿河國進使者申云、當國惣社并富士新宮等燒失、神火、云々。○神社考に、駿府の淺間は延喜年中之を建つ、大宮淺間宮より移したる也、故に新宮と曰ふ、新宮に人所藏の慶長十四年の祝詞に、新宮淺間大菩薩、清和天皇建立とあり。今按するに淺間遷宮の事、何時代なるか明證なし、淸和帝の貞觀年中、富士山の災異ありし頃、國府へも移祭したる者とすべき歟。今川記に、建武元年、今川範國入道心省、當社へ願文を捧けしを見え、難太平記に今川家の軍器、赤鳥引繩は當社神壞の告によりて、心省入道これを靑野原合戰に用ひしと見ゆ。慶長比には、專淺間兩宮と唱ふると、駿府政事要畧に明なり、古鐘一口、銘文磨滅して、明了を缺く、

駿河國淺間新宮大菩薩
奉鑄、、、
造、、、、九月十七日當社前神主村主、、、、、大、、、氏始鑄之其後永久二年庚辰二月、日、繼、源氏大檀那、、氏、、、久、、鑄改之又文曆元年甲午十二月三日大勸進惣社別當憲信檀那當神主村主氏、、、、氏鑄之(下畧)

近世新宮神主を村主氏といひ、知行四百七十石、惣社神主を志貴氏といひ、知行百七十石、之を兩神主と稱し、其餘の社人、劍役、鎰取、神供役、巫女、案主、奉幣使、樂人、流鏑馬、奉行、承仕、輿丁などにて、七百七十石を分配したり、又廳守(チヤウカミ)と云ふ家あり、神事惣奉行にして、國方とも稱す、是は兩社及び國中の大社、富士大宮を初めとし、六所淺間、入山瀬淺間、熊積淺間、有度八幡、白鬚明神、志太八幡等八處の神事を司る、知行五十石、社領の中に定額あり、惣社別當僧を惣持院と曰ふ、知行二百石、眞言宗なり、供僧玄陽坊以下十四坊、知行百三十石餘を分配す、其他建穗寺四百八十石、久能寺二百二十五石は、兩寺此地に居らざるも、法事に預り神領の分配をうけたり、慶長四年中村式部少輔殿の奉行より出せる判物に、宮領二千七百餘石と載す。○貝原氏吾嬬路記云、駿府淺間は、延喜年中富士の本宮をここに勸請す、南の山に穴あり、そこ知れずと云ふ、神社の美麗なること、東國に於て日光を第一とし、淺間を第二とす。

賤機や曇らぬ花の神垣は春に和く光添らん、〈今川氏眞家集〉

昔淺間社に山田長政の繪額ありき、渡海兵船の圖にて、「奉掛御立願、諸願成就、令滿之處、當國生、今天竺暹羅國住居、寬永三丙寅年二月吉日、山田仁左衞門尉長政」と題す、長政は府中の木藥屋小西源左衞門の家の僕にて海を渡り、暹羅にて彼國王の聟となれりとぞ、然るに天明の頃、淺間社燒亡して、額も禍にかゝり、今は唯其摸寫本世に珍重せらる。○駿陽微古によれば、淺間宮の供僧玄陽坊へ、元龜三年大般若免として、武田家より米四十俵給與の證文あり、天正二年文書には、役從拾人米五十俵とあり、天正五年の文書には、近年當家陣屋として籠め置きたる屋敷を、寺境に寄進する旨を記せり、武田家の軍勢が一時賤機山に陣城をおきしことを知る。

惣社(ソウジヤ)　新宮と相并び、賤機山に鎭座す、中古國守の管內諸神を遙請拜祭せる壇場なること、諸州惣社の例にて著明なり。然るに近年、之を以て式內神部(カンベ)神社にあてゝ、遂に古義本色を失ふ。
神部は延喜式の刊本にカムベと傍訓したれど從ひ難

し、甲斐國に山梨、巨麻の兩郡各神部神社を載せ、之をもカムべと訓みたれど、實跡に徵きて之を求むれば、三輪明神と云ひ、且古書に證引するも、神部はミワ、又はミワべと訓むべし、又和名抄、本郡に美和鄕あれば、其鄕に鎭座せしを、益頭郡にも三和村神社あり、此國府惣社の名は、東鑑貞應三年の條にも見え、又古鐘銘にも載す。○宗長手記云、府中一宮と淺間、一所宮座也、當宮惣社の神主志賀駿河守泰守、號惣社宮内少輔、終日物語せしに、當社造營由來の事明に、代々守護の證信願文などの事語りて後、文に云遣し侍る、
　跡甚し賤機山の其上の道の隈なく聞くもかしこし。
寺町攝取寺の過去帳ヵ書に「鎌倉四代賴經公、御一宗賢進別當菩提所、石塔有之」云々、又淺間社の古鐘に「惣社別當憲信」と銘あり、又有度郡の八幡宮大乘經の古寫本にも「總持院別當憲信、惣社別當憲信」とあり、賢進憲信文字は異なれども同人ならむ、時代を推すに、文曆は藤原賴經將軍の世にあたる。(新風土記)○臨濟寺文書、大原崇孚和尚寄書に「年始の御禮、八日早朝に新宮、惣社、兩神主參りて、惣持院別當御對面ありし後、御祈願所寺々、府中府外、先例より參り附たるはかりは、不及沙汰」云々。

　淺間社領當納之積、(武田家九龍の判物)
八百三十三俵、三斗三升四合、下方升　新宮太夫
八十八俵、五升　安西太夫(中略)
都合三千四百四俵、壹斗八升六合九夕、
右之内十分一之積、合三百四十俵壹斗三升八合七夕
此外六十七俵壹斗五升　護摩領
　己卯十月十一日、(天正七年)

安西(アンザイ)

舊鄕名なるが、今其地分れて靜岡市へ入るも、安倍川の畔、賤機山の近傍を南賤機村と云ふは、即安西村也、安倍の西鄕の義に出づ。

(宮之井)

安西寺は今靜岡市の管内とす、文保元年、遊行第三世智得上人の遺跡智達開基す、此寺に今川家の古證文、寄書、明德以後のものを所藏すと新風土記に云へり、○安西ノ井(ヰ)之宮(ノミヤ)と云ふ地は、名義不詳、此に德川家康の後室、朝日殿の墓あり、(法諡瑞龍寺)墳上に五輪の大石塔あり、天正十四年來嫁し、十八年京師に逝去、東福寺に葬り此に分骨したりと。

川邊鄕(カハノベ)

和名抄、安倍郡川邊鄕、訓加波乃倍。○今靜岡市街の西偏、及び南賤機村にあたり、安西鄕と云へるもの蓋是也。安倍川の邊なればかく名づく、今靜岡の南郊に川邊(大里村)の名あれど、古鄕にはあらず。
延喜式、安倍郡中津神社今詳ならず、府中研屋町の中川原に住吉明神あり是歟と云ふ、又安倍川の南岸、向敷地(今長田村へ入る)の舟山住吉森歟とも云へり。

阿倍川(アベ)

梅島(ウメガシマ)村の山中(安倍峠)に發し南流、中河內川、足久保川を併せ、賤機山の邊に至り、始て山峽の間を出づ、即安西の岸堤とす。藁科川西より來り之に合せ、更に東南向し、大里村中島に至り海灣に放出す、長凡九里、上流には大河內川と云ふ。
　三代格、承和二年官符、駿河國阿倍河、渡船三艘、元一艘、今加二、右河、崖岸廣遠、不得造橋、仍增件船。
新撰駿河國志云、安倍川は上流に於ては河道變易なしと雖、下流賤機山の邊より以南には、古來變易あり、凡賤機山以南は、沖積層の土地にして、涯際廣く開けたれば、往古は一面の砂礫にして、水流或は合し或は分れ、一定の河道なかりしものゝ如し、口碑の傳る所によれば、此の川中古までは今の南賤機村井宮より、賤機山の麓脚に沿ひ、奈吾屋神祠の前を過ぎて、三派に分れ、一は安東村の方に赴き、麻機村淺畑沼に遶り、一は宮ケ崎町より四ツ足町の方面に流過し、今四ツ足天滿宮の神體なる大石は、當時河中に横偏しありたる大岩石の一部なりといふ、又一は千代田村(南安東)淸水山の西端を掠め、曲金の狐ケ崎に至り、カツサ川の名を得て東海道、[illegible]津となり、有度山に沿ひて南流し、今の高松及び大谷村の間より有渡濱に注けり、是れ豐田村に八幡山と稱ふる一丘陵ありて、前後左右他山に聯絡したる跡なくして、孤立せる所以なりと、而して彼の藁科川とは全く河身を異にして、東西に分流したりしといふ、或は然らん、藁科川の下流もまた現時の安倍川より稍々東方へ流れ、大里村中野新田は、其河道の古跡なりといふ、蓋し安倍川の藁科川と合流するに至りたるは、其年所を詳にすることを得ずと雖、近世のことなるべし、東鑑文治五年の條下に「十月廿八日、景時申云、安藝國大名、葉山介宗頼、依伊澤五郎催、爲奥州御下向御共、率勇士參向之處、於駿河藁科川邊、聞已御進發之由、自其所歸國訖、云々」とあるを見れば、當時は未だ安倍川と合流せざりしものなるべし、其の後物換り星移り、水勢の轉徙と築堤の關係とによりて、安倍川の河身西に轉して、藁科川と合流し、以て今日の形狀を爲すに至りたるなり、慶長年間、南賤機村松富、井宮より、大里村中野に至る間に、敷十六間高三間、馬踏六間、長二千有餘間の大堤を築き、其水の激する所には石を疊みたりしかば、河道永く一定して復變せずと云ふ。
○今按、安倍川の昔賤機山より直に南行し(稍東に傾き)大谷濱へ入りしと云ふ考按は、猶熟慮を要す、藁科川の名東鑑に見ゆるも、是は安倍川の水が藁科に併せたりと見倣すも不可なし、安倍川が東鑑時代まで藁科と各別に流れしとは想はれず、但其二流が一合一離、而も一所を數派に分れて横走し、今日の河道より廣大なりしにもせよ、全く各別に流れたりと云ふは有史後の事に非ず。

安部谷(アベ)

安倍川の峽谷の謂にして、今の美和村などを特に指目する歟。今川家の被官安倍氏は安倍谷の土豪にて、

永祿天正の比、安倍大藏元眞あり、當時武田氏の兵來迫して、今川氏危し、元眞出奔して遠州へ至り、德川氏に倚頼す、子孫一郎信勝、孫攝津守信盛、累年の功を以て遂に諸侯に列せられ、武州岡部を食邑と爲しき。

埴生郷(ハブ)　和名抄、安倍郡埴生郷、訓反布。○今詳ならず、もしくは安東村などにあたるか、靜岡市の北、賤機山の東麓にて、其土もいはゆる埴なれば也。

安東(アントウ)　舊郷名にて、安倍市の東の謂とす、後世南安東、北安東の二村と爲り、今南安東の地は豐田村、靜岡市へ割入し、北安東のみを安東と爲す。

安東の福田寺は丸山に在り、賤機の山中に屬し、慶長年中、德川公の旨を承けて、金座後藤光次之を建つ。此寺に公の試草なりとて「松高き丸山寺のながれの井いくとせすめる秋の夜の月」侍従阿茶の手跡なりとも云ふ。

(大岩)
臨濟寺(リンザイ)　安東村大字大岩(オホイハ)に在り、天文中今川義元創建、天正中兵燹にかかり、德川氏再興して寺祿百石を給與す、大岩は古文書にも見ゆ。

臨濟寺は天文五年、今川氏輝(義元の兄)の菩提所として、大原雪齋和尚(諱崇孚、諡禪國)開基したれど、其師大休を以て祖世に推せり。雪齋は義元の叔父にて、材幹超群、軍國の事にも從ひ、武功殊に多し、天文十八年參州安祥合戰を其最とす。義元の桶間に敗死するや、其首を本國に傳ふ、乃此寺中に葬り、天澤寺殿と號せしむ。○本寺の古證文、天文二十年、治部大輔義元判物に、臨濟寺とあれど、

(林際寺)
駿河國上原新在家之事、
右去天文廿年辛亥、爲寺領、志多眞方之内、天澤寺殿領掌之上、新在家被立置之間、云々
永祿參庚申年十二月廿四日　氏眞(花押)
林際寺方丈

とも見ゆ、武田信玄、武田勝頼の判物には林際寺(リンサイ)衣鉢閣下など、云ふ、慶長五年に卒去せる國主中村式部少輔一氏の墓も寺中に遺れり。

國分寺址(コクブン)　安東村の長谷(ハセ)に在り、此邊を宮内とも云ふ、延喜式、駿河國國分寺料二萬束云々とあるは、是とす。近世は僅に一僧房を遺し、淺間宮の供奉の員に列せしが、今全く廢す。安東の國分藥師は、永祿年中、武田家にて之を鎔解して銃丸と爲したりと云へば、金銅像なりしにや、眞言宗を奉じ、小院近年まで存せり、贋作風土記に國分寺の事見ゆれど、固より採るべからず。

沓谷(タツノヤ)　(洗足)　又蔦谷に作る、今足洗(アシアラヒ)、川合などと相合し、千代田村と改む。甲陽軍鑑に「旗本は駿府舘が花に陣取、先手は八幡、蔦の谷、うは原、江尻まで陣を張る」云々、昔は驛道之を過ぎしに、近世遙の南を過ぐ、音羽山、愛宕山の丘陵は其中間とす。

蓮永寺(レンエイ)　沓谷に在り、法華宗、元和年中國主頼宣の母(家康妾阿萬)養珠夫人の本願にして、僧日乾中興す、長沼の田百石を寄附せられ、德川家の廟屋を置きたり。安永年中火災にかかりしも、爾後重修を爲し、樓閣殿堂、頗莊嚴を加へたり。寺傳に文永十一年、日蓮上人庵原郡松野村に法華道場を起し、芳樹院と云ふ、天和乙卯年、養珠夫人芳樹を沓谷に移し、改號中興せしむ、云々。

錢座(ゼニザ)　今千代田村の大字とす、近世寛永錢を鑄造したる地とす。○新風土記云、寛永の新錢は、寛永年中近江國にて始めて鑄さしめ給ひしより、京、江戸、大坂其外にて鑄たるもの多し、明曆二申年、駿府町人に命じて新錢五百萬を鑄ることを許さる、有度郡沓谷村に今錢坐と稱する地字を存す、其錢の象は大かた俗に耳白と云錢に似て、目方少し輕し。

廣伴郷(ヒロトモ)　和名抄、安倍郡廣伴郷、訓比呂止毛。○今詳ならず、もしくは千代田村、麻機村などの地歟。

淺服(アサハタ)　(麻機)　今麻機村と云ひ、千代田安東の北とす、鎌倉圓覺寺、永和三年官符に「駿河國淺服庄内、東郷、井獺名春吉」とあれば、舊庄號とす。其山嶺は賤機の北に連り、龍爪山の尾とす。

夜とともにあさはた山に織るものは木々のもみぢの錦なりけり。〔歌枕名寄〕

淺畑沼(アサハタ)　此を池(イケ)が谷とも云ふ、靜岡の北一里餘、周廻四十町、下流は巴川と稱し、瀨名谷の長尾川を合せて東流す、淸水港に注ぐもの是也。

新風土記云、再拜記に神部神社は賤機山の惣社大神なりと說き、駿河草には惣社の別宮に神部神社ありと記したり、按るに淺畑北村に淺畑淺間三社明神と云社あり、再拜記には小梳神にあてたれど、實は神部なる可し、然いふ故は、この社の號神部と云につきて案るに、伊勢神宮にて神服部神麻部を神部とも云へることあり、此社の祭神を風土記には大神宮を祭ると云ものは、大神の御服を織ると云古事ありしなる可し、此又地名を淺畑と云ふは、麻機の義なり、今之を淺間三社と云ふものは、古の社に淺間の神を合せ祭りしものならん、又今の惣社の末社に神部神社といふものありと云も、それは後世に至りて此社をうつし祭りしなる可し。(今按、神部はミワベとよむべし、神麻(カンチミ)部の例を麻畑、淺服に引くべきも、神部社にあてがたし)

牛妻(ウシツマ)　(門屋)　今門屋(カドヤ)、郷島などと合せ、北賤機村と云ふ、安倍川の峽谷東岸(麻機村の西)の地なり。白澤(シラサハ)大權現と云へる舊祠あり、これは延喜式、安倍郡白澤神社たること疑なし。

龍爪山(リユウザウ)　牛妻の東嶺にして、其標高三千六百尺、靜岡の北方の鎭山とす。滿山森欝遠望して之を識る、山勢南に下り、麻機、賤機と爲り、三里許にして盡く。龍爪とは山神龍藏權現と云ふを祭れるに由る、此山

神祭に、昔鐵砲を發射離發せしめ、鐵砲祭と云へり、何の縁由にや、近年龍藏權現の稱を改め、穗積神社と爲す。

龍爪山　　　　山梨　稻川

巉嶮長巒聳滄邊、誰攀石路俯高巓、雷聲忽震中峯樹、雲氣常封小洞天、丹父噴烟神鱗墮、巨鼈拔木大風顚、荒陬自古多奇論、青史誰徵遺老傳、

美和郷（ミワ）

和名抄、安倍郡美和郷。○今北賤機村井に美和村なるべし、安倍川の峡谷とす。三代實錄、貞觀十五年、駿河國美知天神授位、これは美和の謬のみ、而も延喜式益頭郡に神神社と云ひ、安倍郡に神部神社と云ひ、いづれか授位の神ならん。但し諸書に神部神社を、賤機山、麻畑山はた服部などに牽合せんとせるは、皆從ひがたし、此郷に在りしこと疑なし。

足久保（アシクボ）

（足坏）

今美和村の大字とす、足久保川は安倍川の一支澗にして、長三里、觀音堂法照寺あり。又近世當國の名產に足久保茶と稱し、公儀の貢品たり、今は郡中各村に焙茶すれど、昔は足久保山にのみ特產したり。○新風土記に、式内安倍郡足坏神社は、足久保の谷澤なる白髮明神ならんと云ふ。然らば足坏はアシツキとよまずしてアシクボとよむ歟、坏は土製の盃にて、古語にクボテなど凹みたる物と義理相通ず。

川津郷（カハツ）

和名抄、安倍郡川津郷、訓加波都。○今詳ならず、もしくは服織村などにあたる歟。

八社郷（ヤケシ）

和名抄、安倍郡八社郷、訓也介之。高山寺本、八社郷訓夜計之。○今詳ならず、社の字は疑を決め難し、ケシと訓むより推せば、御着御衣をミケシと云へる古語を想はれ、衣偏の一字たる疑ふ。又社字にコソの訓あれば、更に通音を假りてケシとあてたるにや。

服織（ハトリ）

又羽鳥、服部に作る、今服織村と云ひ、建穗、慈悲尾、千代、新間などを合併す。安倍川の西岸にして、藁科川の北岸にまで及ぼす。

（羽鳥）

東鑑、元曆元年、駿河國服部庄、池大納言家領とあるは、當時廣く郡内の諸村に及びし大庄ならん。後宇多院御領目錄にも「服織庄、御手領、一頭分」と載せたり。賤機、麻機の地名も服部と相緣る者にして、神服部の部民の氏神なれば、上古此郡内に服部の民の住みて、其より此服部の名の出でしこと明白と謂ふべし。羽鳥の龍津寺文書、

服織之寺領、米穀百參拾貳俵、如前々、不可相違者也、仍如件

元龜元年庚午六月廿六日　　　信玄（花押）

羽鳥の南、藁科川の邊に木枯森（コガラシ）とつたふる一丘あり、八幡神を林中に祭る、天明年中此に石碑を立て、本居宣長の撰文を刻す。中に

（木枯森）

木枯森は、駿河國に在ことは、古今六帖の歌以てしらえ、阿倍郡に在ことも、風土記に見えてうつもなし、と云へど、僞風土記は證と爲し難し。枕草紙に「森はこがらしのもり」とあるは、山城國葛野郡の木島にあるが如し、此にあらず。而も、

こがらしの森の下草風はやみ人のなげきは生そひにけり、（後撰）人知れぬおもひするがの國にこそ身をこがらしの森はありけれ、（新後拾遺）

されば駿河なるも一古跡とす。又天文二年、吾妻道記に「大井川を渡る、云々、木枯の森のあたりに、くすみと云ふ所に山寺あり、そこに泊り月影の寒きを見て、仁海僧正、

川波のさえ行くままに山の端の月に障らぬ木枯の森、

云々と載す。くすみは今不詳と雖、南藁科村の飯間に楠谷見性寺あり、（元龜三年武田家の判物に此名見ゆ）くすみは楠谷（クスヤ）の誤にあらずや。また名所方角抄に「富士は、木枯森よりは東に高山ありて見えず、川□□駿河の府と、まりこ川との間に在り、其水上五六里はかり北に、此森見えたり」云々、五六里とは五六丁の誤寫歟。

過木枯森、宿山原善應寺、

晴川秋淡水聲喉、噬睫吟酸逆旅令、馬背了當舉頭指、隔煙某址木枯森、（梅花無盡藏）　　萬里

慈悲尾（シヒチ）

又椎尾（シヒチ）に作る、安倍川の西岸なる丘陵に倚れる部落となす、今服織村に屬す。（靜岡市の西北一里）增善寺あり、椎尾山と呼ぶ、駿河三十三番巡禮の札所とす。

（椎尾）

增善寺（ゾウセン）

慈悲尾にあり、曹洞宗、文明十二年、遠州高尾石雲院宗芝の弟子辰應之を開く、大檀那は郎國主今川氏親とす。故に當時寺領も多かりしが、今川家滅亡の後衰へ、近世は朱印田十二石にすぎず。而も江戸旗本なりし今川家にて、嘉永四年、寺中に氏親の墓碑を建てたり。

駿河國椎尾增善寺境内、門前田畠、井諸塔頭諸末寺、光寀寺領壹町四段半、畠貳枚、上島郷内浮免貳町、同段錢六貫文、字石郷地頭方、岡部左馬允分拾貫文、賀島内蓮光寺分、米百貳拾俵餘、代五貫文、小杉米六十六俵半等之事、

右寺領所々、任代々判形之旨、如宗滴和尙讓狀、令領掌畢、井末寺拾貳ヶ寺之内六ヶ寺、惠椿和尙、貞林寺江雖有致割分判形、爲本寺之間、增善寺江令還附、牧谷光寀寺之事、是又可爲本寺之計、諸末寺當時之看坊、於有不儀之子細者、遂糺明、從本寺可被相斗、隨而龍雲寺之事、代々爲隱居所、向後可被相斗、縱寄事於左右、宗滴之讓狀、別備雖令所持、不可任其意、兼又椎尾門前、寺領内、諸末寺共、棟別諸役、如先規停止之、令寄附、船貳艘、如前々停止諸役、雖爲何之浦、可被繫、井當寺之事停止輪番、當住持法嗣之外、於後代不可有門徒法類競望者、守先例、可被執務之狀、如件

永祿八年乙丑十一月七日　　　上總介（氏眞）

增善寺　宗佐和尙

建穗（タケフ）

今慈悲尾の南を建穗と云ふ、羽鳥の西にして、舊建

穗寺の域内なり、寺は近年廢したれど、建穗神社のみ遺る　建穗は方俗呼びてタケフと云ふ、東鑑にも建福に作れり、建部の義歟と一書に見ゆ。○丙辰紀行云、建穗寺は昔役行者の草創せしやうにつたへたり、中比より密家のもの移り居る、

此地元來法界宮、水實心性似虛空、吟眸所々不知暮、羅山

石徑補深古寺楓、

(建福)

馬鳴神社

延喜式、安倍郡建穗社是也、初め建穗村の馬鳴森に在りしを、建穗寺興立の後は、其鎭守神とせられ、寺中別に馬鳴明神を置きたり、〔新風土記、神祇志料〕東鑑、承元四年、駿河國建福寺鎭守、馬鳴大明神託少兒、而藏可有合戰之由、云々、被進御劍於彼社」と、この西歲には果して和田合戰あり。元龜三年、武田家より出せる判物に、建穗寺中性院の義道坊、心藏坊は前々の如く神役に從ふべしと合達す、即建穗の供僧とす。

建穗寺址

近世菩提樹院を擧頭とし、寺中二十餘房、府中の淺間新宮の神事に預り、田祿を賜りて繁昌したるも、維新の變後全く絕ゆ。〔駿河草云、建穗寺は瑞祥山と號し、觀音大士を安置し、白鳳十三年、沙門道照草創せりとぞ。

當寺法度事

一寺領、幷末寺等、可爲如前々事、

一寺領、幷坊跡不可估却事、

一寺中諸沙汰、可爲如皆規、門前千代、𨭉輪諸役免許之事、

一年中庚申爲布施、如前々棟別寄進之事、

一爲俗體、坊領不可相拘事、付坊領令估却於還俗者、買主可爲損亡事、

一堂之左右之道三間分、不可押領事、

一每年正五九月、爲國家祈念、護摩供勤行事、

一寺法戒行、幷諸沙汰、於寺中令糺明、可有落着、但出非法之義者、及披露可被遂裁許事、

右具在前、

元龜元年庚午六月廿六日　（武田信玄判）

建穗寺〔駿陽微古〕

(千代)

藁科川

靜岡の西方なる峽谷にあたり、志太郡の北と曾我物語に「駿河國に聞えたる四箇の大寺、建穗、久能、平澤、大窪」とある、大窪の一寺後世その名なし。

す、七峰、知者山を水源とし、南東に流れ、服織村に至り、安倍川に入る、長凡七里。今大川、淸澤、南藁科、中藁科幷に服織村等此峽中に屬す。東鑑文治五年の條に、藁科川とあるは、東海道の津頭にあたれば、安倍川合流の下游を云ふ、聖一國師園爾は駿州藁科人たりし由、釋書に見ゆ。十六夜日記云、手越と云所にとゞまる、某の僧正とかや登るとて、いと人しげし、宿かりかねたれど、さすがに人のなき宿もあり、あくる日わらしな川とかや渡る。

藁科

今山中を分ち、大川、淸澤、南藁科、中藁科の四とす、北藁科は羽鳥、新間を指せど村名にたたず。

(富澤)

富澤は今中藁科村に屬す、靜岡の西に三里、富澤の北五里餘にして大間瀧あり、即藁科川の源頭とす。此峽谷の西界には七つ峰、智者山、北立山等峙ちて川根谷（大井川の上流）と相限る、東北界は足久保、西河内の諸嶺に至る。○藁科、又藁階に作る、藁科氏は當國の名家にて岡部、入江、蒲原などと同く遠江守藤原爲憲の子、駿河守時理の裔孫とぞ。保元物語に駿河國には入江右馬允、高階十郞、息津四郞云々とある高階は藁階の誤なるべし、タカシナてふ地名氏名は、當國にかつてきき及ばされば也。

葛間鄕

和名抄、安倍郡葛間鄕、訓加都良萬。○今安倍川の上流なる玉川村にあたる、大字桂山あり、即葛間の訛とす。

桂山は靜岡の北四里餘、大河内川と中河内川の合流の邊とす、今川家の被官に桂山家あり、此在名を稱せる歟。

(桂山)

玉川

舊庄號なり、今は村名に呼ぶ、落合を首里とし、中河内、西河内の二溪に分れ、地勢井川谷（大井川の水源）に連接す、溪流は四五里の長さあり。安倍川の名は、大河内川と玉川の溪流と相合ふてよりの下に唱へらる。

(落合)

大河内

今大河内村と云ふ、安倍川の源を此にて大河内川と稱す、靜岡より此村の横山に至る凡五里、横山より梅が島へ五里とす。

梅島

今梅が島村と云ふ、大河内の奥にして、地勢富士川と大井川の間に當り、山谷數里に亘る。其北方甲州南巨麻郡に通ずる分水界を安倍峠と云ふ、東は連嶺屛立して、富士川の峽谷なる南部、福士の諸村と相表裡す。○梅が島の大瀧は高三十三尺、二層を成す、温泉は單純性、温百十度、古來地方に聞ゆる名泉とす、（南部驛へ四里）浴舍數戶あり。

安部湯島、大村彦六郞扶持、山中江相越米穀六拾駄之事、右非商買之荷物之條、諸關中役錢除之、每年無相違可勘過之者也、仍如件

永祿十一年六月七日〔徵古文書〕

湯入壹人に付て、鐚錢者五拾文、米は京升參升宛可取候、なべたけ以下之儀は、借可申候、右相定之上、若違犯之人於有之者、其元鄕中之者共、不殘出合可押取候、內膳內の者などと申共、ひいきなく可取者也、

文祿五年申六月十日　內膳正　村詮

梅ケ島惣百姓中、〔駿河土產〕

後なるは中村家の老臣の判物にて、村詮は横田氏なり前なるは武田家の判物とす。○梅が島金山は、享祿の昔に發見採取し、慶長年中に盛に出鑛したりと說くも、其額數を知らず、享保中にも稼行したり、又近年も稼行すれど産金多からず。○地學雜志云、梅が島四近の溪澗中に、

(金山)

砂礫に混して黄金を出す、又日影澤、富山には山金を出す、明治十九年、日影澤の渉中より小判形の大塊、長徑三寸、短徑一寸五分、厚四分、重百零三匁、(砂石十五匁を混す)のもの獲たるとあり。

庵原郡

庵原郡（イホハラ）

安倍郡の東にして、巴川と富士川との間とす、今四町十村、之を興津に治す。然れとも地形を接するに、薩陲嶺の西は安倍郡の國中（クニナカ）に屬すべく、其東なる由比、蒲原幷に松野、内房等の地は富士郡と相拘擁す。

（盧原郡）庵原は舊盧原（イホハラ）に作る、正保圖以後庵原を定めて公用とす。且其訓もイホハラを古言とす、何の世よりかイハラに訛る。和名抄、盧原、訓伊保波良、六郷に分つ、姓氏錄、

（五百原）盧原公あり。古事記、黑田宮(孝靈)段、御子日子刺肩別命者、五百原（イホハラ）君之祖也、又天智紀、二年、盧原君臣、率健兒萬餘、正當越海而至、云々。蓋上古は盧原國ありて、今の國中、山西の地區にあたる、其説安倍郡の下に詳にするごとし。

西奈郷（セナ）

和名抄、盧原郡西奈郷、訓世奈。○今西奈村存す、高部（タカベ）村も西奈郷内ならん。安倍郡麻機村の東北に隣接し、龍爪山の溪谷とす、其溪流は長尾川

（瀬無河）と稱し、巴川の源とす。歌枕に、

せな川や早瀬をたにずゆく水にいもこひ渡る涙なるらむ、(夫木)　爲家

（瀬名）瀬名（セナ）川てふ大字もあり、中世の一驛とす、寶曉記に「島田五十丁、前島一里、藤枝二里、岡部五十丁、滿利子一里、手越一里、國府五十丁、瀬無河二里、高橋一里興津」とある瀬名河に同じ、○瀬名は今川一族の氏號に呼ばる、

（世奈）陸奥守貞延、同氏貞等あり、當時無双の武家たりき。又世奈（セナ）にも作る、蜷川親元記に奉書案あり、

今河治部少輔殿跡、遠州河井、堀越、中村、瀬井陸州世奈事、爲御料所、被仰附候、彼所へ不日有入部、時宜御注進候はゞ本望候、仍兩國人中合力事、被成下奉書候、猶以無相違樣、御計略肝要候、恐々、

七月廿八、(寛正六)　狩野介へ、

鎌倉管領九代記云、應永廿三年、持氏鎌倉を落ち、伊豆の名古屋に至りしが、猶駿州大森が館より山深くわけ入て、瀬名の奥なる安樂寺に落附給。○足利季世記云、其比天文五年丙申、駿河國今川氏輝廿四歳にて早世す、家督相續の息男無くして、舍弟二人あり、一人は花倉寺の住持に定む律僧也、其弟善德寺の住持に定む禪僧也、此兩人同年にて十九歳なり、此中を一人還俗して家督を繼かしめんと諸家老評定す、花倉の母は福島上總介が女の腹にて、外祖福島の一類是を立んとす、善德寺の母は氏輝と一腹にて中御門大納言の女の腹なり、本妻の子なれば是を立んと云、其上善德寺は器量骨格よしとて、今川家の瀬名陸奥守(氏貞)頻に望しかば、殘る家老一同して善德寺を還俗して義元と號し、頓て花倉へ取り掛くる。○新風土記云、今川氏この國を領すること二百餘年、其支流かれこれ多く、堀越、瀬名、尾崎、葉木、蒲原、關口、小鹿など云ふ一族、諸郡に居住して武威を振ふことと年久しかりしも、今其地名をのみ忍ぶばかり也。○天正四年武田家の奉書に「瀬名郷内利倉宮事、自前々拘來之上者、自今以後、彌不可有御相違者、宮中造立祭禮等、無怠慢可令勤仕之旨、所被仰出也、仍如件」とありて、淺間宮の社人奈吾屋太夫へ與へられたる證文あり。(駿陽徵古)

高部（タカベ）

今村名に轉す、西奈の東に接し、巴川の北なる岡陵に倚る。新風土記云、高部庄は永享年中の記錄に見ゆ、神鳳抄に當國高部御厨とあるは此なり、一説、今の飯田、袖師の邊まで此庄内なりしと。

大内（オホウチ）

今高部村の大字とす。○駿河國志云、大内龍泉（リュウセン）寺に梶原が墓あり、正治二年、景時相州一宮館を退去して、上洛せんとて駿河まで上る、在國の武士起りて之を遮りしかば、景時狐崎（キツネカサキ）より取て返し戰ひけるに、景時の子息

（鳥坂）四人忽に殺害せられ、景時は走りて大内の鳥坂（トサカ）山に籠る、吉香、庵原、三澤、飯田の輩群り攻め、景時、景季以下皆自殺す、即其伴類三十三人の首を路頭に懸け、鎌倉殿へ注進す、東鑑に其案を載す、

正治二年、正月廿日、於駿河國討取、景時父子同家士郎等之事、

蒲原小次郎最前追責之、討取梶原六郎(景國)同八郎(景宗)飯田五郎手、討取二人景茂郎等、吉香小次郎、討取三郎兵衛(景茂)澁川次郎、討取梶原平三家子四人、矢部平次郎、討取源太左衛門尉(景季)平次左衛門尉(景高)狩野右衛門尉以上三人、矢部小次郎、討取平七(景則)三澤小次郎、討取平二武者、船越三郎、討取家士三人、大内小次郎、討取郎等一人、工藤六、討取九郎(景連)云々、

（龍泉寺）今も龍泉寺に苔むしたる五輪塔あり、年號かすかに延□五年十一月日とあり、文字久蝕分明ならねど、是は梶原氏のものには非ず、狐崎は今詳ならず、駿府の狐崎は後世の名にて、梶原の古跡にあらず、抑古の海道は高橋大内より瀬名川を涉り阿倍市へ出てたりとあれば、瀬名川の邊ならん歟。(高橋の高源寺にも梶原一黨の墓とつたふる者存す)○按に、梶原敗死の故跡は、昔より世に喧傳したるにや、東鑑已に備載し、仁治二年の東關記にも「尙打すぐる程に、或木陰に石を高く積あけて、目立樣なる

塚あり、人に尋れば、梶原が墓となん答ふ、いとあはれに覺ゆ、哀れにも空に浮れし玉鉾の道の邊にしも名を留めけり」云々とあれば路頭にて顯然たりしが、後世其遺跡亡ぶ。然るに、東海道圖會に「大内の觀音堂、靈山寺より十七八町嶮路を登れば、景時自殺場とて、五輪石塔あり、山下に瀧泉寺と云ふ毘沙門堂あり」と述ぶ、此絕頂の五輪石塔は、道の邊の石塚と云ふ者と相同しからずと知るべし。又當時の戰鬪の狀は、夜暗の事にして、

廿日亥刻、景時父子到駿河國清見關、而其近隣甲乙人等、爲射的群集、及退散之期、景時相逢途中、彼等怪之、射結箭、仍盧（原書蘆につくるは非也）原小次郎、工藤八郎等追之、景時返合于狐崎、相戰之處、飯田四郎等二人被討取畢、（中畧）然而當國御家人等競集、景時、並景季、景高、引後山相戰、而雖貽死骸、不獲其首、云々、廿一日巳刻、於山中搜出景時、並子息二人之首、凡伴類三十三人、

とあるごとく、翌朝に至り搜索終る。蓋前日の日暮、射的退散の頃に景時清見關に到り、盧原小次郎等に逢ひ、狐崎に返合せ勝利、乃景時は敗れながら、共夜進みて高橋、大内の邊まで至りしが、亥刻に及び遂に群集の敵に圍まれ敗亡したる也。清見關より大内まで三里、日暮より夜半迄の戰とす。されば狐崎と云ふも清見關の邊にて、大内にはあらず、（鳥坂にも、曲金にもあらず）薩埵嶺の岫崎の一名なるべしと思惟せらる、而て海道記なる梶原塚は高橋、吉香の邊なる事も推斷せらる。

盧原郷（イホハラ）

和名抄盧原郡盧原郷、訓伊保波良。○今庵原村井に飯田村、袖師村等とす、西奈郷の東にして、海岸に至る。

清見がた關より外もいはばらの松こそ浦のへたてなりけれ（新千載）　爲家

盧原は後世庵原に作り、イハラと訓る、東鑑の庵原に作るは誤寫のみ。庵原氏は中世當國の名家なりしが、天正以後退轉す。○武家事紀云、庵原安房守（忠胤）は今川の家人なり、氏眞武事に倦みければ、武田信虎窃に瀨名刑部大夫（關口氏廣）三浦、葛山、朝比奈などを催して駿府を襲はんとす、此事顯はれ、庵原の忠勤を以て、信虎を放逐し關口を害す、（永祿五年四月）云々。

庵原川（イハラ）

（伊佐布）龍爪山の東揭に出でて東南流し、伊佐布山を繞り、海濱、嶺と横砂の間に至り袖師浦へ入る、長三里。伊佐布は大字にも呼ばれ、其山色著明にして、袖師浦の望標とす。

豐積神社（トヨツミ）

延喜式、盧原郡の官社とす、今庵原村一宮豐玉明神是なりと云ふ（新風土記）當國神社再拜記と云ふ書に、由比驛の町屋原の淺間神社を、豐積社とするは疑ふべし。

久佐奈岐神社（クサナギ）

（草萱）延喜式、盧原郡の官社にて、今庵原村大字草谷の東草薙明神即是とす、有度の草薙明神に對稱せる者なり。神祇志料云、草萱村の久佐奈岐社は、蓋日本武尊を祭る、此に神像四軀あり、正殿の左右に二座づつ並びおはす、男體は三軀女體は一軀とぞ。

高橋（タカハシ）

今飯田村と云ふ、庵原の南にして、江尻町の北とす。東鑑建保六年の條に「荻野二郎景員父、梶原平次左衛門尉景高者、正治二年正月、於駿河國高橋邊自殺」云々とあるは、當時此地の驛路にかかりしを知る。太平記にも六波羅の早馬、駿河國高橋にて登りの人と行逢ふこと見えたり。又曾我物語に「宮藤助經はやがて駿河國高橋につきて、船越、木津輪のひさしくをかたらひ、本領進退の本意を遂げんと企てける所に、伊藤次郎助親さきだちて、このよしを聞き知りて、要心きびしくするあひだ、力およばずやみにけり」云々、この木津輪とあるも此邊の地名とす、今詳ならず。○遊覽記云、高橋の古道は今これを上海道、又は北海道といふ、國府より山の手について、高橋川の橋を渡る、永祿元年の宿次にも其名見ゆれば、其頃までは猶此驛にかかりけるにや、川は淺畑沼に出で、瀨名を經て、末は江尻の巴川と爲る。○氏族志云、堀河帝時、大宅光任事源義家、以武勇顯、所謂大三大夫者也（後三年軍記、宇治拾遺物語）其子光房、稱大二大夫、亦屬義家有功、孫光延事源賴朝、居駿河、食高橋、油比、西山地、因命其族、（東鑑、太平記、大宅系圖）高橋氏後移石見。（南行雜錄）

飯田（イヒダ）

今村名に呼ぶ、東鑑に盧原、飯田、吉香の人々あれば、昔も地名に呼びたり、高橋の八幡宮を俗に飯田八幡と唱ふ。

江尻（エジリ）

今江尻町、人口四千二百、鐵道靜岡へ七哩、興津へ三哩、清水港（古名三保浦）の西岸にして、入江、清水の二街と巴川の一水を隔つ。此地は高橋村の浦濱なりしが、元龜元年、武田氏此に築城して、東海の一鎭に擬せられしより、尋いで城下町を開き三日市と云ひ、遂に驛舍と爲る（新風土記）

江尻路上　鐵兜

東風褭足久無縶、夢在三峰二十年、今日珠流河上路、一天秀色玉生煙、

光行海道記云、江尻の浦を過れば、青苔石に生ひ、黑布磯にはふ、南は海淼々と浪をおこして孤帆天に飛び、北は茂松歯々と枝垂れて一道をなす、（中畧）此浦遥に見渡せば、海松は波の岩根を離れたる草にして、海月は潮の上に移る影也、共に浮世を諭して人を戒む。○爲村紀行云、かくて日高く江尻の驛につく、人の案内に任せて、近き濱邊に出づ、清見潟、富士を見る日は、又類なき所にて、かなたの三保の松原をも見渡す。

江尻商人宿之事、右每月三度市、同上下商人之宿、橋之東西共、井屋敷貳間、如前免諸役畢、次同屋敷之

（袖判、義元）

内、酒家甕四桶三、井就酒之諸役免許畢、仍如件、
天文十一壬寅年十二月十六日

江尻(エジリ)城址

天正十九年、小芝の城郭を毀ち、其外郭を町家とせらる、此小芝城は武田家に於て之を築かれ、天正十年三月、穴山梅雪齋信旻の居城たりしが、梅雪德川家に降り、六月梅雪上方は横死の後は、德川家より將士を置かる。(海道圖會、駿河名勝潰蹟)○甲陽軍鑑云、元龜元年、信玄公田中に御逗留有て、江尻御普請、駿河先方衆に被仰付、山縣三郎兵衛在城、相備とも合九百八十騎。

西久保(ニシクボ)

今嶺、横砂と合併し、袖師村と改む、江尻の北、庵原川の海に入る邊とす、袖師(ソデシ)濱とも稱す。(此浦は清見潟、三保浦の一部分と見て可也)堯孝法師の富士紀行に、

(師袖)雲深くおほふ袖師の浦人よいつくに富士を見るめからまし、

とよめる此也。○西久保の神戸(カウド)神明社、神鳳抄に見ゆる高部御厨の別宮ならんと、新風土記に云へり、又高部山大乘寺と稱する寺院あり。

清見(キヨミ)潟

今興津の南、清水港の古名にして、特に淨見崎と三保埼の間なる海灣(袖師村の東にして、清水港の灣口)を指す。而も古來往々三保浦と相混同し分別なし、三保浦は卽清水港なり。

光行海道記云、清見が關を見れば、東南は天と海と高低一つ眼を飛し、西北は山と磯と嶮難おなじく足をつまだつ、磐の下には浪花風に開て春の定めなく、峰の上には松色翠を含て秋を恐れず、云々、

吹よせよ清見浦風忘貝拾ふ名ごりの名にし負はばや、
變らばや今日見る計り清見潟おほはじ袖にかゝる浪路は。

親行東關紀行云、清見が關も過ぎて、しばし休らへば、神の石群々汝干に顯れて波に結ぶ、磯の鹽屋所々に風さそはれて煙靡きにけり、東路の念ともなりぬべきわたり也、昔朱雀天皇の御時、將門と云もの東國にて逆謀(ゲキム)起しける、是を平げん爲に、宇治の民部卿忠文を遣されける、此關に至て留りけるが、清原の重藤と云もの、民部卿作ひて軍監と云司にて行かれ「漁舟の火の影は寒して浪を燒き、驛路の鈴の聲は夜山を過ぐ」と云唐の詩を詠(ウタ)しければ、民部卿涙を流しけりと、聞くも哀なり、

清見潟關とは知らで行人も心計はとどめ置くらむ。

名所方角抄云、清見潟又浪の關ともいふ、北は山、南は海也、寺は山かげ也、寺より富士は見えず、海よりは見ゆべし、寺は南向ひ也、關は此門前也、寺を五町計東へ行過て、興津の里に出れば富士見ゆる也。

芙蓉削玉千尋秀、蒼浪蹴天萬頃青、九月巨鼇山下路、蘆花吹夢過寒汀、　澤井　鶴汀

淨見(キヨミ)埼

今興津町の西、大字淸見寺(セイケンジ)の磯埼なるべし、三保松原の眞埼(マサキ)と南北相對す。今埼邊に浴場を開き、亭館櫛比す。

田口益人大夫、任上野國司時、至駿河淨見埼、作歌、

廬原の淨見の埼の見穗の浦のゆたけき見つつ物おもひもなし、(萬葉)

此歌に云へる見穗浦は、淸見潟淸水港と其指す所を同一にす。又夫木集に「淸見川いづる港に汲みてばせかれてたたふ浦の入舟　衣笠内府」とよみたるあり、淸見寺の西なる旗打川を淸見川とよみたる歟。然れども名所の詠作には地形に符合せざるもの多ければ、悉くは證引論擧し難し。

淸見(キヨミ)關址

蓋淨見埼の要害にして、後の淸見寺の地歟、諸書往々說を爲して、薩陲嶺の岫崎は古の淨見埼にして、關塞も彼に在りし歟と云ふ。是は日本紀畧、承平三年岫崎關の名あるに由る者なれど、二地相距る二十町許の間に、兩柵を置かれしとも想はれねば、淸見關をば其近地に因りて岫崎關とも云へるに過ぎざるべし、餘書に載せず。淸見の寺號永く興津の西に存するからには、之を以て直に古の關の址と爲すべきと論なし　海道圖會并に國志、淸見寺の門前を關屋(セキヤ)里と云ひ、貞應海道記にも、江尻浦と興津浦の間に關屋を叙せり。更科日記に「淸見が關はかたつかたは海なるに、關屋どもあまた有て、海までくぎぬきしたり」とあれば、長元年中に關猶存せり。

(屋關)淸見寺元淸見關、海門月落雨斑々、推窓指顧樵蘇裡、多少簑翁罷釣還、(仙巣稿)

國志云、淸見關址は今の寺の東とす、古書に延曆二十年、陸奧の夷酋高丸叛逆、兵を起して攻上り、已に駿河國淸見關迄押來るを、坂上田村丸大將軍として出向はれ、之を破りて奧州へ攻入り、夷を平げ給へりと云ふ事、又天慶の亂には、參議右衛門督藤原忠文征東使として下向し、淸見關まで着陣しけるに、田原藤太秀鄕、常陸平太貞盛すでに將門を討亡ぼしぬる由なれば、征東使も歸京に及ばるゝ事見ゆ、殊に朝野群載には、天曆十年國司の解狀に、當國西は遠江國榛原郡に隣り、東は相摸國足柄關を承け、境內に淸見、横走の兩關を帶すと明記せらる、又海道記に「淸見の關屋の邊に布たたみと云所あり、昔關守の布をさりたるが、積りて石になりと云ふ」と記せり、此石今詳ならず、春の彌生の潮過に、諸遠く怪しの岩さまく海中にあらはれ、布たゝみ上げたる形のものも見ゆと聞く、藤原光俊の歌に「庵崎やすみだ川原に日はくれぬ關屋の里に宿やからまし」とあるも此里なるべし、又淸見が岩屋と云ふは、今興津驛の東の洞と云ふ邊にやあらん、後京極攝政の歌に見ゆ、

淸見潟ひとり岩屋の秋の夜に月も嵐も秋は悲しき。

今按に、淸見關の邊に磯崎てふ名所あるにつけて、磯崎を庵崎(イホザキ)にひがめ、紀伊の亦打(マツチ)山、角太(スミダ)河、廬前の古歌を引き、此にも角太川亦打山の地名をよめど附會の譏を免

れず。殊に光俊の歌は康永年中鹿島詣の時、武總　堺なる隅田川に詠せる者とす、清見關と相あつからず。此附會は何の世より起れるにや、紹巴の富士見道記の如きは、寶歴い書なるに、（永祿十年）

清見寺月航和尚より御使にて、眞土山越え、急げとあれば、雨聊ふりぬるを打拂ひつつ、袖しの浦を打過ぎけるに、所がら海士人の角田河原、廬原より丈室に入り、小夜ふけて（中畧）いぬる、

と述べ、村松原々清見寺の間に眞土山、袖師浦、角田河原、廬原の四地あるやうに書きなしたれど、其實袖師、廬原の二あるのみ。是は萬葉の「眞土山夕越えゆきて廬崎の角太河原に獨かもねん」とあるを本とし、廬崎を廬原の礒崎と引き換て、亦打山角太河をも設けたる者に過ぎず。夫木集に、已に、

　廬原や角田河原の礒枕たびたび見れどあかぬ浦哉、

と、源家長の一首あれば、廬原に亦打角太をよみ合することも前例あり。歌枕名寄にも、亦打、角太を駿河にも載せたり。又此に防人（サキモリ）の哥を名所とするも誤れり、皆是れ中世の詩歌、寄詠の弊套にして、古歌の本義にあらず。

○駿河草云、八雲御抄に、駿河國崎守の細江と云へり、或人曰く、いにしへ清見崎に舟の往還を守るを崎守といへれど、此清見潟は大海にて、細江とも堀江とも云ふべからず、しかし古は洲崎の堀江などありけるにや、今の三保の眞崎の浦などの、海へ出張たる樣なるべし。

崎守の堀江こき出るいつて舟梶とる間なく戀はしけらむ、（萬葉）

清見潟なみの戸さしもあけて行く月をばいかに夜半の關守、（宗久都苞）

清見がた空にも關のあるならば月をとゞめて三保のまつ原、（甲鑑）

故關形勢倚灣碕、北伐何年此駐師、客枕淒凉春夜雨、驛鈴漁火想當時、　越　秀野

清見寺（セイケンジ）

寺號より出でて、今興津町の大字にも呼ぶ、興津宿の西にして、古の淨見埼の地とす。俗說に、淨見原天皇の御宇に、此埼に關を置かれ、其傍に佛堂を建てらる、是れ本寺の創始と云ふは信じ難し。今川家繁昌の時、其外護に因り、清見寺著れ、永享四年、足利義教の東海を巡るや、此寺に至り還駕す、爾後海道一の名藍と稱せらる。慶長年中、住持大輝和尚、豐臣氏德川氏の知遇を得、其資助を以て殿堂を重修す。七境の勝は清音閣（山門）將軍石（在山峯　清淨觀（客室）四分境亭（在山嶺）利生塔（客殿西、云北塔壇）齋腰亭（大士堂名）九曲泉（庭中瀑布）是なり、關捩和尚の詩に、

亭子藤蘿外、潮光戶牖間、魚龍吹浪出、舟楫傍欄還、

とあるは、實に然りと爲す。寺祿二百石、法寶什器亦觀るべき者ありしかど、近時衰弊昔に似ずと云ふ。

清見寺二首　僧　六如

棟宇從何代、江山特占奇、鮫人來禮佛、韓客過留詩、潮想廣陵壯、寺疑甘露移、欲題慚小杜、辜負暮鐘時。
殿閣臨無地、東南祇有天、片帆虹外樹、疎雨國中烟、書暗龍鱗潤、院空魚柝傳、要觀波瀾濶、宜此學參禪。

清見寺開基不詳、聖一國師の弟子關聖と云ふ人之を重興すとも云ふ、（海道圖會云、清見寺本尊正觀音なり、開山關聖禪師、世に鮪和尚と云ふ、浦人の捕へ殺したる丈餘の鮪に法語を授けて蘇生放還せしむ、淨見長者此奇特に感じ、財を捨て和尚をして寺塔を建てしむ、和尚は菩薩の化現なりし云々）關聖とはセキヒジリの謂なるべし、其實名にはあらじ。寺傳には「創建敎叟和尚者、魯國人也、來朝之時、本鄕淨見、歸依之、創庵於麓山、關聖和尚、諱明元、敎叟法副也」とある、皆信用なし。地志提要に、嘉吉二年、今川氏親僧明元をして中興せしむとあるも誤れり。今も此寺に足利尊氏像を祭り、宗長手記に開山開國とあれば、今川家の乃祖範國が建てて、尊氏の修善にもと、僧開國と云ふに住持せしめたる歟。

正廣（日比氏、號招月庵）日記云、文明五年九月十三日、清見が關見むとて、人々伴なひて行き侍るに、こと空晴て浦浪もなく、富士も手に取計にて、關のあたりを見るに、心も言葉も及ばず面白く、聞しよりも見るは勝り侍る、關の荒垣の柱を少し削て、

　月ながら幾世の浪を清見潟よせてはあらず關の荒垣

小船漕ぎ出させて、三保の松原のほとり迄こがせ見れば、すこし隔つる山を出てて、浪の上より又富士を見侍るに、老の後の思出是に過ぎじと思侍る、彼草庵に返りぬれば上總介殿（今川義忠）對面あり。

宗長手記云、清見寺、先年正廣下向、關の荒垣の柱に書附置かれしも、今は其柱だに朽果ぬれば、

　かきつけし柱だにこそ荒垣の朽てのこらぬ浪の言の葉、

此寺回祿の後は、等持院殿（原注高氏將軍）御影堂、開國（原注開山也）さへ寨のかたはらに御座ますを拜して、深く悲涙して、

　清見潟關の荒垣よる浪を昔にかへす國ぞさかなむ、

など讀みて歸られて後、此柱を短冊箇にさす程所望、やがて長寶寺殿（義忠、號長寶寺殿桂山）とりよせ、遣はされしに、同く御歌を添られてとありしに、

　たづねつと都にかたれ清見潟これぞしるしの關のあらがき、

此歌を箱の蓋に蒔繪にさせて自愛ありし。

永享四年の公方義教下向の事は、雅世卿紀行幷に堯孝法印紀行に見え、義教が「關の戶のささぬ御世にもきよみかた心をとむる三保の松原」とよめる此時とす。又世に傳ふ、昔畫僧雪舟、明國に遊び、我富士峰の圖を造る、三保松原、清見寺の景をも加へ、江山樓閣、掩映して勝絕を呈す、歸朝の後雪舟清見寺に至る、畫中曾て造りし

所の層塔、實は有ることなかりければ、大に之を恨み、勸募して五重樓を建てたりさ、眞否を知らず。

　清見の勝景は天下の奇絶なり、誠に八湘を捨て一壑の中にをさむるならし、予亂を避けて東に赴く日、宿をこの梵閣に投じて歸心を催すことなし、云々、

兵馬飛塵滿九衢、百花春過未曾蘇、莫言勝景無常主、萬里江山入戰圖、（清見寺詠草）　藤　寶澄

清見寺ゆくてに見つる花の色のいく程もなくもみぢしにけり、清見潟花の春こしかへるさは浪の關もるもみぢをぞ見る、（清見寺懷紙）　豐　秀吉

　清見寺留題　朝鮮來聘使

蒼松翠柏十洲間、棋樹瓊宮鏡裡寒、聞說三山浮海上、却從清見寺前看、

清見寺に琉球國具志頭王子尚宏の墓あり、慶長十五年、江戸始貢の途上に病み卒去此に葬る、寬政二年墓石を修造す、王子は尚寧王の弟とぞ。

息津(オキツ)郷

　和名抄、廬原郡息津郷、訓於木都。○今興津町是也、廬原郷の東にして、薩陲嶺に至る。

延喜式、息津驛馬十匹もあるも、古今不易の名地とす。

息津鯛と云ふはアマダヒの一種にして、乾して遠地へ送るを以て、殊に著る、而も歲額は三四萬尾に過ぎずとぞ。（此地またシラスと云ふ小乾魚を出す）

　宗良親王御集云、かしこ（駿河の狩野介貞長がもとにて、府中の地歟）をば夜ふかく出侍て、おきつと云所は曙方に成ぬるに、霧もたえだえに成て、夜たゞ見えたるいほざきの松原は、さながら海の上にのこれり、吹はらふ風のけはひもすさまじきに、いつて船のはやく過るも、波の關守にはよらぬかと見ゆ、月は有明なればあくるもしらず、おもしろくすみわたりて、一かたならずみすてがたければ、せきのとにしばしたゝずみ侍しに、袖のうら風秋の夕よりも身にしむ心ちせしかば、

　東路の末近行かぬ庵崎の清見が關も秋風ぞ吹く。

　今興津町は八木間(ヤヤマ)、横山、薩陲、洞などをも合せ、人口六千、庵原郡の治所とす。古驛は近世中宿、本宿と云へる邊、昔より變らざる亭舍なるべし。東鑑、治承四年、又建久元年の條などに奥津とあるも、又沖津にも作れり。

興津(オキツ)

（奥津）（沖津）

十六夜日記云、沖津の宿の障子に書附ける、

　猶ざりに見るめばかりをかりまくらむすびおきつと人にかたるな。

光行海道記云、興津の浦を過ぐれば、鹽釜の煙かすかに浦人の袖打しほれ、宅邊には小魚を晒して、屋上に鱻を舂けり、云々。親行東關紀行云、おきつと云ふ浦、海に向ひたる家に宿りたれば、終夜浪の音いねられず、

　清見潟磯邊に近き旅枕かけぬ浪にも袖は濡れつつ。

國志云、興津神社は宗形三女神を祭る、兼好法師の歌に「知る邊なき沖津の濱に鳴くたつの聲をあはれと神もきくらん」と云へり、宗長法師の記には、興津の不捨院にて潮湯治しけることを載す、此寺名今きかず。

權大納言宗房卿、東國へ下り侍りしに、いろぎのぼり侍るとて、おきつの宿をすぎて、清見が關をこえけるに、かの宿の遊君たちかへり給へと申おくり侍ければ、よみて遣しける、

　いかにしてたちかへらまし清見潟こえてくやしき浪の關守、　源重泰

　かへし

越えて行く人をなにとか恨むべきとゞめぬ關の名こそ惜しけれ、（續現葉集）　遊　女

名所方角抄云、興津、北にさつた山あり、清見より五町有之。○駿府志畧云、興津驛、負山臨海、戸數三百餘、[illegible]東有捍潮堤、長一千二百五十弓、周書有津、冬春架橋、夏秋撤之。

興津(オキツ)川

　河内村の奥、徳間山に發源し、東南流、中河内川、小河内川等を容れ、小島村を過ぎ、薩陲嶺の南なる洞村と興津宿の間に於て海に入る、長凡五里。

　清見潟月に向へる興津川流るる影や海に出つらむ、（夫木）　僧正本澄

　谷おろしの風しやまねば夜と共に興津河原に、、、、、、、（堀川後百首）　顯仲

興津川原は永祿十二年正月、小田原の北條勢、薩陲山、由比濱に陣したる頃、武田勢一万八千駿府より返合せ、此に兩家對陣す。時に遠州より三河の松平勢、駿府へ向ふべき形勢ありければ、武田勢急ぎ河内の大平山より山踰して、南部へ退き入りたり。

横山(ヨコヤマ)

　今興津町の大字なり、宿の西北にて、興津川の峽谷右岸の地とす。天文天正の比に城砦あり、或は興津城と呼ぶ。

　興津横山の城にて、清見が關近き處なり、はるの雲横山しるし波の上、（宗長手記）　宗長

薩陲(サツタ)山

　古名磐城山、興津川其西を繞り、海洋其東南を洗ひ、山勢斗絕、北は[illegible]原峠、内房山に連なる。此山興津、由比の間に橫出し、海道の一險阻とす。方俗、國中、山東の境界を此に限る。

　踰薩陲嶺　伊藤　錦里

九折盤林杪、回頭遠近晴、河流歸海白、嶽雪接天明、斷壁猢爭渡、懸崖樹倒生、登臨思不已、況復幾年情、

海道鬬會云、磐城山西の麓を洞(ホラ)村といふ、此より登れば切通し坂、夫婦(メヲト)坂、葛籠(ツヅラ)坂、牛房坂を經て山上平、これが峠也、東の麓を倉澤といふ、（此間凡十八町）中古此山の麓に、地藏薩陲を海中に得て、一堂に安置す、薩陲の名是より始まる、今も薩陲村東勝院にかの像を置く、此

峠絶景にして、寅卯の方に富士、巳の方に伊豆の岬、酉の方に三保松原見え渡る、險路なれば昔は淸見關の要害なりしと傳ふ。○國志云、觀應二年、足利尊氏が薩埵峠に陣したるに、足利直義、伊豆國府より上杉、石堂の諸將を遣して之を擊つ、太平記に、

彼薩埵山は三方嶮岨にして谷深くきれ、一方は海にて岸高く峙てり、寄手は大手の大將として上杉憲顯、二十餘萬騎、由井の濱より押寄せ、石堂賴房、搦手の大將として十餘万騎宇都部佐（ウツブサ）へ廻て押寄る、中にも兒玉の一黨三千餘騎は、極て嶮き櫻野より薩埵山へ寄たりけり、云々、

櫻野（サクラノ）は今由井の西に尻食阪と云ふあり、是より攻擊したるならむ、尊氏の陣場跡は薩埵山の東麓、寺尾（今由比町の管内とす）の上にて、此より内房へ（山越五里、櫻野へ二里、興津河原へ一里。

伊豆國仁科郷賀郷、三島宮、納御劍之事、右彼御劍者、薩埵山御合戰之時、依御祈申、當社御寶殿被納置者也、

文和元年三月　日　　駿州目代（花押）

態令啓候、懸川之地落居、今河氏眞駿州河東江被退之由候、抑去年信玄駿州へ出張候之處、氏眞沒落、遠州も悉屬當手、懸河一ケ所相殘候き、經十餘日、號信長先勢、德川出陣、如先約遠州之人質等、可請取之旨候之間、任于所望候し、其已後北條氏政爲可救氏眞、駿州薩埵山へ出勢、則信玄對陣、因茲向于懸川、數ケ所築取出之地候之故、懸河落城候之上者、氏眞加生害候之歟、不然者三尾兩國之間へ、可相送之處に、小田原衆岡崎衆、於于半途遂面會、號和與、懸川籠城之者共、無恙駿州へ通候之事、存外之次第候、（中畧）

五月廿三日（永祿十二）　　信玄（花押）

津田國千世殿、夕庵、（徵古文書）

遊囊賸記云、薩埵山は梅花無盡藏集に「畧問行人都不知、坂名薩埵字猶疑、秋風斷岸三千尺、下馬擧時脚底危」と詠し、自註に「坂上有地藏小堂、故名薩埵歟」といふ、此山上古も道路なきにあらず、万葉の歌にて知るべし、されど親不知を官道とせられければ、却て古の山路は閑徑となる、紀州の牟婁、越後の頸城にも親不知と云荒磯あり、其處には必其上の山に活路ありて、風波の惡き時は之を過く、正に薩埵に同じ、明曆紀元に新に上路を開かしめられ、當初の閑徑は中路と稱して今も往々存す。

(崎磯)

磐城山（イハキ）　今薩埵嶺の古名とす、昔は坂嶺を通路と爲せるが、中世海涯の磯濱を往還したる證もあり。近世明曆元年、朝鮮來聘使通行の時、修造を加へて遂に官道を坂嶺に定められしが、今は又海汀の親不知をば官道とし、鐵道も磯邊を過ぐ。（磐城とは名義岩木にて、埋櫧炭などより出でし者歟）

磐城山たた越え來ませ磯崎（イソザキ）の許奴美の濱に吾立ち待たむ、（萬葉）（畧解に、此歌を常陸國の磯崎、陸奥國の岩城郡に引きあてしは大に誤まれり）

續歌林良材云、駿河國の風土記に云「廬原郡不來見（コヌミ）の濱に妻を置きて通ふ神あり、其神つねに岩木の山より越て來るに、かの山に荒ぶる神の道さまたぐる神ありて、さえぎりて通さず、件の神の在らざる間をうかがひて通ふ、かるが故に來ることかたし、（中畧）女神の歌にいはく、岩木山たた越え來ませいほさきのこぬみの濱に我たちまたむ」此歌も萬葉集に入られ侍り、廬崎は廬原の崎也、こぬみの濱は男神の來ぬよりいへると云々。○今按、歌林の說に廬崎とあれど、萬葉には磯崎と云へば、廬崎は誤れり、畢竟中世にあたり辨基法師の亦打山廬前の名歌を（其實紀伊なるを）當國に引きあやまりて、磯崎廬原に牽合したる者とす。

(崎廬)

岫崎（クキガザキ）　薩埵山の山の尾の海に入る者を岫崎とす、又磯（イソ）崎の名あり、今興津町の管内大字洞（ホラ）の邊とす、洞も古訓クキなれば、或は疑ふ洞の文字につきて、後世其名の呼び聲を改めたるを。

(洞)

駿河の國へ下りけるに、くきの崎にて、

波の花くきが崎よりちりくめり梢も見えず風の早きに、（夫木）上總

淸見潟浦風寒き夜な夜なは夢もゆるさぬ浪の關守、（新後撰）大納言典侍

藻鹽草云、波の關守と申は、今の世に久岐賀（クキガ）崎と云所なり、古は此道を通りけるに、汐滿ちぬれば往來の人立さどまりて、女浪男浪をかぞへて、小浪寄りぬる時、通ひける故に、關守とも、浪の關戸とも申ける。

(關浪)

遊囊賸記云、日本紀畧「承平三年正月、遠江、伊豆等國、連署解狀曰、官符使、卜部松見、於駿河國、爲群賊被奪取了、岫崎關、爲凶徒被打破」云々、淸見が關を岫崎の關とも云ひ、淸見寺の門前其舊跡なり、淸見崎、淸見潟といふも皆此寺を以て準的とす。

光行海道記云、岫崎と云所は、風ひやう〳〵と獵て磯をまはし、波混々とみたれて人をしきる、行客此にたつさはりて、響くよせひく浪間をうかがひて、急ぎわたる也、左は險崖の下、岩のはさまをしのぎ、右はかずかさなる浪のうねをのぞめば、眼もくれぬべし。○親行東關紀行云、くき崎となん、荒磯の岩のはさまを行過る程に、沖津風烈きに、打寄る浪もひまなければ、いそぐ鹽干ったひ、道かひなき心地して、乾すまもなき袖のしづくまでは、かけても思はざりし旅の空ぞかしなど、打ながめくれつゝ、最心細し、云々、

沖津風けさ荒磯の岩傳ひ浪分衣ぬれぬれて行く。

海道圖會云、岫崎は興津川を渡りて、薩埵山の海岸を云ふ、仙覺抄萬葉の注に、淸見崎は今の岫崎なりと、此道は岩石多くして、高浪打寄する故、容易に通り難し、一騎打の道にて、往來の人更に後を顧るに暇なし、扨こそ

(親不知)

親不知子不知の名あり、越後國糸魚川の邊にも此名あるは、同く浪の打際也、此所の上道は、明曆元年始て開かる。遊囊日錄云、二十二日、曉晴、上磐城山、卽薩埵嶺古之官道、在山下、待其來往、遇濤來、還避之巖穴、候其退輙出走、死生瞬息、有親子不能相顧者、故俗有不知親不知子之目。

許奴美濱（コヌミ）

(不來見濱)

岫崎の邊の海岸とす、萬葉名所考に、常陸國の大洗礒前の濱なるべしと云ふは非也、磐城山の磯にて、此地に外ならず。駿河國志に、沖津の亦打山の邊の、糠山と云ふは、許奴美山の訛かと說くも、古歌の旨にあはず。

駒なつむ岩木の山を越えかねて人もこのみの濱にかもねん〔新續古今〕定家

古風土記逸文には、不來見濱に作る。

河奈鄕（カハナ）

和名抄、廬原郡河奈鄕、訓加波奈、○今詳ならず、もしくは興津川の峽谷なる小島村などにあたるか。

小島（チシマ）

(宍原)

今小島村と云ふ、興津驛の北一里とす。此より北方甲州の下山へ通ずる要路あり、一里小河內、一里富士峠、峠を下れば宍原と云ふ、宍原より二里にして下山の萬澤村に至る。

蓮華四萬八千丈、直逼虛空佛座高、請看長風掃雲霧、眉間正放白光毫、　珮川

小島は幕府封建の時、松平氏一萬石の陣屋あり、此家は世良田松平と稱し、參州瀧脇の邑主松平加賀右衛門乘清の跡にて、元祿年中より小島を食地とす。

立花（タチバナ）

今小島村の大字とす、萬葉集に、當國の防人部押領使が、立花の美衣利の里とよめるは此歟。

立花の美衣利の里に父を置て道の長路は行きかてぬかも、　丈部足麻呂

立花の東由比が濱に至る間に、西山寺、八幡平と云ふがあり、永祿中武田氏井に北條氏の將士の屯營したる所とす。○管窺武鑑云、永祿十二年春、北條は今川を駿州へ本意の爲めの働にとて、自身出陣也、北條家の先衆は薩埵山、八幡平、由比、神原まで取續て陣を取候。

河內（カウチ）

今西河內村と云ふ、小島の西北にあたり、興津川の水源とす。中河內、西河內の二澗に分れ、其北嶺を德間山と云ふ。此山は大平山とも云ひ、永祿十三年の春、武田北條の兩軍興津河原に對陣の時、參州勢駿府へ亂入せんとする形狀ありければ、信玄急ぎ興津より退き、甲州へ還らんとす。然るに北條勢は八幡平、內房、萬澤口の要害を切塞ぎければ、信玄は已むなく西河內の奧、大平山を越え、下山德間澤へ下りしとぞ、四月下旬の事とす。〔改正三河記、駿河國志〕

(德間山)

(大平)

駿河國大平之鄕臥雲庵領之事、合八貫五百文者、右爲天澤寺殿御靈供、寄進申候、寺家山林、井門前棟別、轉役、課役如前々免除之、不可有相違者也、仍如件、

元龜三年壬申二月　日　氏眞

大輝和尙〔淸見寺文書〕

由比（ユヒ）

今由比町と云ふ、人口七千四百、薩埵山の東なる海岸にして、山中の入山をも管內とす。由比は古書由井にも作り、或は湯居に作る、其東を蒲原驛とす。

(入山)

由比は近世紙を名產とし、其山野に抄紙の原料たる三椏を培栽す。

大洋濤聲響寥々、雨氣蒸虛未起風、路至薩陀殘睡覺、三椏花白曙嵐中、　茶山

(大和田浦)

由比濱とは蒲原と薩埵の間なる、灣曲せる海汀を云ふ、由比宿と倉澤の間凡一里、海道記に大和田浦と云ふも此とす、

(湯居)

岫崎云々、大和田の浦に來りて、小船の沖中にたたよへるを見る、海館の中に此所をのみと愛で、身をは留めず、

忘れじな波の面影立添て過る名殘のおほわたの浦、

湯居の宿を立て、遙に行けば、千本の松原と云所あり、晴天の雨には、翠蓋の笠あれば、袖をたくらず、砂濱の水には、白花散れど風を恨みず、

聞詫ぬちちの松原吹風の一方ならず我しぼる聲、

蒲原の宿にとまりて菅續の上にふせりぬ。

倉澤（クラサハ）

薩埵山の古道の坂口とす、今由比町の管內にして、宿の南凡一里。甲陽軍鑑に「永祿十二年十二月信玄公蒲原の城を攻兼ねたる體にて、明日は駿府へ可取懸、此蒲原は重ねての儀可被成と被觸、夜中打立、翌朝由井、倉澤まで通る」云々。

蒲原鄕（カムハラ）

和名抄、廬原郡蒲原鄕、訓加無波良。○今蒲原町、由比町并に富士川村なるべし。薩埵山以東、富士川に至る地にして、廬原郡內なれど、形勢は富士郡に入る。

(神原)

蒲原は又神原に作る、保元物語、源氏の從兵に當國の住人息津四郞、神原五郞、など云ふもの見ゆ。蒲原御庄は東鑑、文治四年の條に載せ、當時法皇の御領なりき、又元曆元年の條に蒲原驛あり。

蒲原（カンバラ）

今蒲原町、人口七千二百、鐵道興津を去る六哩、岩淵を去る三哩。○東關紀行云、蒲原の宿の前を過る程に、後れたるを待ちつけんとて、或家に立入たるに、障子に物かきたるを見れば、

旅衣すその庵のさむしろにつもりもしるき富士の白雪、

(吹上)

とあり。○海道圖會云、蒲原宿のすこし北の方は、七難坂と云ふありて淸泉あり、其右を吹上濱と呼び、六本松とて淨瑠璃姬の塚あり、此姬は參州の矢刎宿の長者の娘にて、源九郞御曹司義經奧州へ下る時、七難坂に至り疲れて死す、淨瑠璃姬此事を藥師の夢の告にて知らされ、義經を救ふ、云々。○淨瑠璃十二段の草子には「駿河の

(七難坂)

蒲原、田子の浦、吹上にこそ御着ある」と云へり、蒲原の浦を田子浦とも呼べること明白とす、後世は富士郡吉原の南に田子浦ぁ說くは之にかはず。

蒲原城址（カンバラ）　今蒲原町の西、向田（ムカフタ）と云ふ地に存す。永祿十二年正月、北條の大軍當國へ押入り、武田勢を追拂ひて、蒲原城に北條新三郎綱重を置かる。十二月武田信玄大擧して南下し、駿河の諸城皆解走す、綱重獨蒲原に在り、堅守して動かず。信玄之を圍むも下し難し、急に聲言して駿府へ赴くと稱し、陣を拔き西行す、綱重城を拂ひ其後を躡ひ、甲將小山田備中と遭合しに、武田勝賴道場山に打出で、城へ乘掛る、綱重大敗之に死す、一書に此城は今川左衛門尉仲秋の居りし所と云へり。

就ㇾ蒲原落居、早々御音問祝着候、抑去六日當城宿放火候き、例式四郎、左馬助、聊傍故無紋に城へ責登候、定恐怖候之處、不思依に乘崩、城主北條新三郎兄弟、淸水、笠原、狩野介已下之凶徒、惣而當城に所楯籠之士卒、不殘討捕候、當城之事者、海道第一之險難之地に候、如此輙遂本意候、非人作候、剩味方一人も無恙候、可御心易候、恐々謹言、

十二月十日　信玄（花押）

堰澤（セキサハ）　今蒲原町の大字とす、蒲原驛と由比驛の交堺に當る太田道灌の平安紀行に、岩淵と沖津の間に、

取すてておくてのさなへせまさはの井杭も今は波のうもれ木。

田子浦（タゴ）　今蒲原町の管内、吹上の邊の舊名とす、卽富士川の河口西岸にあたる。十六夜日記に「富士川を渡り、田子浦に打出」云云。淨瑠璃十二段の中に、所々田子の浦とあるは、皆蒲原吹上濱と一地とす。又續紀「天平勝寶二年、駿河國廬原郡、多胡（タコ）浦濱、獲黃金獻之」とある濱は、今の蒲原町大字小金（コカネ）の事なれば、皆此地に外ならず。然るに何の世よりか、富士郡吉原の南を田子浦と呼び、蒲原なるは其名を失へり。此は亦山部赤人が不盡の高峰を望見したる地にして、江海の上より、北々東に望みたるごとし。

田兒の浦へ打出て見れば眞白にぞ不盡の高嶺に雪は降りける、〔萬葉〕山部宿禰赤人

晝見れど飽かぬ田兒の浦大王の命かしこみ夜見つるかも、〔同上〕

新風土記云、昔多胡浦に黃金を獲させたまふ事、國史に載す、今廬原郡に小金村と云ふあり、因て思ふに、黃金は海濱に採るべきにあらず、小金の山より流れ出てて、沙中に拾ひたる者なるべし、然れども小金村は金礦のあるべき地に非ず、何れの山よりか流れ出でしならむ、或は云ふ、富士の西麓、武田氏領國の時、採鑛すと云へば、其等より富士川を流れて浦へ寄りしにや、更科日記にも「駿河路にて沙金を沙汰するを見たり」と記す、今も安倍郡梅島村に、砂金山申傳苦と云ふ記錄あり、享祿中盛に採りたる後、慶長年中復起り、駿府に於て此砂金にて小判を鑄たるを、駿河判と云ふとあり、この享祿の沙金は、蓋世に稱する今川小判なり。

東關紀行云、田子の浦に打出でゝ、富士の高嶺を見れば、時わかぬ雪なれども、なべて未だ白妙にはあらず、青くして天によれる姿、繪の山よりもこよなう見ゆ、貞觀十七年の冬の頃、白衣の美女二人ありて、山の頂に並び舞ふと、都良香が富士の山の記に書きたり、如何なる故にかと覺束なし、

富士の嶺の風にたゞよふ白雲を天津乙女の神かとぞ見る。

名所方角抄云、田子浦、富士川より少東（今按、西の誤歟）なり、岩もとへ五十丁計也、蒲原よりは東也、三保の入江より浮島が原までの浦、おしなべて田子の浦と惣名にいふなり、淸見興津など其内の小名なり。（今按、惣名小名の論は採り難きに似たり、田子浦は廣く及ぼして見るも、薩埵山の東方に限る、興津淸見に及ぼすべからず）

手兒呼坂（タゴノヨビサカ）　田兒浦の坂路なれば、蒲原驛の東なる七難坂などの古名とすべし。

安豆麻治の手兒の欲婢佐可（こえていなば吾はこひなむのちはあひぬとも、〔萬葉〕

安都麻道の手兒の欲姒左賀こえかねて山にかねむも宿りはなしに、〔同上〕

夫木に「ましらこのよびさかとよみてテコにはあらず。紫式部日記にた手兒（タゴ）、田兒は萬葉の中に田籠にも作り、紫式部日記にたをちかた人の聲かはせ我越しわぶるたがこよび坂」と載するは、誰子（タゴノ）呼坂をばかくも讀み違ひたる歟。八雲御抄、歌枕にはタコテコ幷び擧げたり、古來相通して云へるごとし。万葉畧解に呼坂を薩埵山なりと云ふは、是れ𫀈歌林良材に薩埵の古名岩木山の此方の坂を、呼坂と名附くとあるに據れる者歟。同書云、

廬原不來見の濱の女神は、男神を待つとて、岩木の山の此方に至りて夜々待つに、待得ることなければ、男神の名呼びてさけぶ、因りてそこを名附てての呼坂とす、云々、（以上古風土記逸文）てことは東俗の詞に、女をてこといふ、田子浦も手子（テコ）の浦なり、

此本文を玩索するに、岩木山の東なる一山坡にて、薩埵同所とは解釋し難し、一書に富士郡鈴川の邊と云ふも、誤謬勿論也。

浪のうつ手子の呼坂先越えて待つと知らずやをちの川長、〔今川集、駿河草〕

岩淵（イハフチ）　今中郷木島を合せ、富士川村と改む、蒲原の東北にして、富士川の西岸なれば也。岩淵は海口より泝ること一里半、甲州鰍澤（カジカザハ）より下る舟筏を此地に繫き、近世東海の官道ぁ此に定められしを以て、水陸の屯集さす。大宮へ三里、身延へ十一里、鐵道停車場は中郷（ナカガウ）の地に置かる。

岩淵の名は古書に見えず、昔の富士川の渡津ぁ此より下

（小金）

（多胡浦）

（手子坂）

（蒲原河原）

游にして、蒲原驛と鈴川(元吉原驛)の間、分派數條の川々を徒渉したる也、之をば蒲原河原(カンバラカハラ)と云ひ、其東岸富士郡にも蒲原驛ありき。然も此河原は洪水横溢の患、歴代絶えざりければ、蒲原驛もいつしか廢し、西岸なる廬原郡の蒲原驛のみ今にのこる。かかる狀なれば、吹上濱より鈴川までの地形、古今の大變異ありしと知るべし。慶長の比より、岩淵を以て海道の渡津とは定められたり。海道記に「蒲原をたちて、遙に野を打過る程に、富士川にきたりぬ、此河中にこそ、石を流す巫峽の水のみ、何ぞ船を濯さんや、人の心は此水より嶮しければ、老馬を賴みて打渡る、老馬老馬、汝は智ありければ、山路の雪のみに非ず、川の底の心をも能く知れり」とあるは、善く此河濱の狀を記されたり。又

南山巡狩錄、正平六年、高氏、直義、薩埵山對陣の時、十二月宮方の者ども旗を擧ると雖、終に小笠原の一族等が爲に打破らる、(小笠原氏古文書)案するに、當時信濃國に於て足利家と合戰に及ぶ者は、宗良親王にしたがひ居たる者どもなるべし、十一日、蒲原河原に於て宮方、小笠原の一族と合戰に及ぶ、宮方を攻落さん爲め、小笠原の一族由比山に陣をとる云々。

と云ふも此邊の事とす。

けさちりし甲斐のおち葉や田子の浦、　芭蕉

大井郷(オホヰ)

和名抄、廬原郡大井郷、訓於保井。○今詳ならず、松野村、內房村など、岩淵の北、富士川の峽谷の中なるを云へし歟。大河の邊に多く大井てふ地名の在るも、偶然にはあらじと思惟せらる。

松野(マツノ)

今松野村と云ふ、岩淵の北一里半、富士川に添へり。今靜岡の東郊、沓谷の蓮永寺は往昔松野村に日持上人の創始したる者と云ふ。日持は此村人にして、日蓮の上足六老僧の一員とす、高僧傳に載す。

改正三河記に「永祿十一年十一月六日、武田信玄三万五千人を引率し下山通をへて由井、八幡坂を左に見なし、長坂こえ宇都總(ウツフサ)といふ所へ、日數七日におし附て、松野に陣をとる、信玄兼々內通せし今川家諸將へ、彌忠勤勵むべし、恩賞望の儘たるべしと申送る、今川氏眞此事夢にもしらず、信玄出軍すと聞て、さらば出向て蹴散さらんと、薩埵峠を前にあて、清見寺に陣を取りしが、今川家の諸將甲州勢の旗の手見ゆると、そのまま逃失せたり」云々。松野、宇都總は由井、八幡坂の北にして、此なる敍述其體を失へり。

內房(ウツブサ)

今內房村と云ふ、松野の西一里半、富士川の南岸とす、北岸は富士郡芝富村長貫にして、西北隣は甲斐南巨摩郡萬澤村とす。日政上人身延紀行に、

甲州萬澤より一里計りきて、うつふさと云ふ川の流れ、富士の雪をひたし、淋くをかしき所なり、「うつふさにさのみは人のねられねば」と、高祖の詠じ給ひしを、里の子どもよみ覺えてかたる、「うつふさにねられぬ物を片敷の枕の山は富士の白雪。」

駿河國志云、觀應二年、足利兄弟薩埵山合戰の時、直義方の勢二手に分れ、其一手は海道、蒲原、油井より打て出て、一手は富士川を登り、北より內房山を踰て、興津川へ出てたり、太平記に、一方には石堂入道が子息右馬頭賴房を搦手の大將として十萬餘騎、宇都部佐(ウツブサ)へ廻て押寄るとある是なり。○甲斐國志云、內房の河涯、左右の岩壁數十尺、鏡ひ峙ちて奇絕甚し、河水湍折、深く陷りて(俗に竈の口(カマノクチ)と名つく、形狀相似たればなり)內房より長貫へ渡るに、藤橋とて藤蘿を綴ひ架たる危橋あり、土俗相傳ふ、上古は兩岸の磐石相連なりて橋を成せりと。

（宇都部佐）（竈口）

白鳥山(シラトリ)

內房の北西、富士川に臨める山峰とす。新撰國志云、寶永四年大地震、內房の白鳥山崩壞し、河流を壅塞す、遂に對岸長貫村の地を浸蝕し、河身東に移ること三百間に及びしが、一年有餘を經復舊す、安政元年の大地震、白鳥山又崩る、河身東移、年月を經て復舊す、明治十八年、河身改修の策を立て、釜石と云ふ地に本流を二派に分ち、其一派後川(ウシロカハ)を以て航路に供用せしむ、爾後未變災を見ず。

富士郡

富士郡(フジ)

富士山の西南麓にして、富士川并に海濱に至りて盡く、今二町二十村、吉原に治す。

富士郡、和名抄浮志と註し、九郷に分つ、後世駿河郡柏原(カシハハラ)郷をも兼併す。東鑑に「文治三年、駿河國目代橘遠茂子、橘次爲茂、賜富士郡田所職、又五年、被奉納千兩於仙洞、是富士郡濟物也」と見ゆ。此綿は冷泉大納言爲家の歌にも「駿河なる富士の桑子の新綿は高根の雪のいろに似るらむ」とあれば、今の眞綿の事にて、飼蠶より取りつくれる者とす。○都良香の富士山記に「古老傳云、山名富士、取郡名也、山有神、名淺間大神」と載す、山名は郡名に出つと云ふは、顚倒の言のみ。富士郡は孝德天武の際の國郡制定の日に此名定まる、富士の山名上世よりの事とす、郡名富士取山名也とこそあるべけれ。

山部宿禰赤人、望不盡山歌、

天地の、分れし時從(ユ)、神さびて、高く貴き、駿河なる、布士の高嶺を、天の原、振放見れば、度日の、陰も隱ろい、照月の、光も見いず、白雲も、い行きはばかり、時じくぞ、雪はふりける、語り告け、言繼きゆかむ、不盡の高嶺者、(萬葉)

霞居る布時の山びに我東なばいづちむきてかいもがなげかむ、不盡の嶺のいやとほ長き山路をもいもがりとへばけによばず來ぬ、(同上)

富士(フジ)川

富士山の西なる峡谷の水流にして、甲斐國の釜無(八(ヤツ)が嶽に發す)笛吹(國師嶽に發す)の二川を遠源とす、此二川市川村の邊に相會ひ、南に向ひ流下し、十三里にして内房の福口に至り、以下駿河の管内を流るる五里、蒲原(庵原郡)五貫島(富士郡)の間に於て海洋に入る、其遠源より測算すれば延長四十里に近かるべし○富士川十八里は、舟楫を通す、釜無、笛吹の會流の下一里半に鰍澤驛あり、即舟筏の繫泊地とす、又下流海口より一里半、岩淵驛を海道の交會とす。其舟楫は瀨抜り、底平にして吃水數寸、下るには竿を操り、上るには綱を曳く、相傳ふ、慶長十二年、角倉與七(字子以、名光好)命を奉じて船制を定め、灘瀨を浚ひ、富士川始て舟楫の利ありと云ふ。羽倉氏の不盡河記云、發源甲北、初曰笛吹水、南流百餘里、抵岳北、匯水東來合之、始曰不盡河、右折十許里、有津曰鰍澤、其下河身漸隘、兩岸關立、有危磯、又十餘里、巨嵓束江、狀類注子、曰天神瀧、峡舟過之者、從南岸直赴北嵓、相距數尺、飛篙刺嵓、篙撓如弓、而舟已出瀧口、少誤則齏粉矣、又三十里、有名屏風嵓、廣袤百餘尺、嵓稜摺疊、直插深紺、是爲第二險、又五里、一水北來、勢同建瓴、曰早溪、注江處、波濤洶湧、是爲第三險、自此灘灘相接、任南任東、凡可百里、而抵藤橋、橋索竹組成、幅丈餘、長可三十弓、中間垂綴處、横設竹茭、埵橋於中空、狀類尋藤故名、橋下江壁四之一、爲鴈淵潭、舟過尤危、而峡險盡於此矣、少下、北來一水、色如琉璃、爲釜溪、注江處、青黄判焉、如引繩、又五里、有名佐嵓、高闊四五尺、六稜而紫潤、簇立水際、極爲奇賞、又南、山漸却、水漸緩、兩溪石笆、逶迤如堵墻、又南有官渡、曰嵓淵、駿甲互市場也、渡下岐爲五六派、十許里注南海、峡舟長五弓、底方能高、而無横梁、上峡用百丈三條、牽夫足蹈石磯、額拔蓬蒿、日上一舍、而下峡頃刻數程矣、鰍津碑曰、慶長年、官命角倉光好、疏鑿灘石、始通舟楫、云々。新撰國志云、富士川は古來海道一の急流にして、石を流すと稱せらる、其中游は山際巖壑の間なるを以て、洪水と雖汎濫の患を見ず、岩本以下の下游に於て、東岸地勢平坦なるを以て、變遷多し、往昔は河道岩本より東に奔り、傳法村の南を過ぎ、川成島の邊に於て海に入れり、されば東岸と西岸、岩淵と蒲原の間、渺茫たる洲渚を爲し、數派の水奔放して、變遷常なく、十六夜日記に「明けはなれて後、富士川渡る、朝川いと寒し、數ふれば十五瀬をぞ渡りぬる」とあり、海道記に「富士川は石を流す、何ぞ舟を浮さざらんや、老馬を頼みて渡る」云々、以て當時を想像すべし、德川氏慶長中、通船浚疏の後、正保年中、代官古郡孫太夫、岩本に一番出(イチバンダシ)及び雁金(カリカネ)堤の土木を起し、東岸二千間の防禦成り、河道始て定まる、安政元年大地震、西岸は降起し東岸は低下し、水勢に劇變を生ず、是に因り洪水東岸の堤防を破壞す、文政中新墾の田圃の如き、全く流亡す、此に於て松岡の河瀨なる水神森の岩磐に連接して、鴈甲出及び歸鄕(桔梗)萬保の二堤を起し、五年に至り竣功す。名勝遺跡云、此川の渡津は岩淵、松岡の間を舟にて往來す、水涸れたる時は舟橋を設くることもありき、天正以前には蒲原より川成島の間を渉れりと傳へたり、又其頃下流渉り難きことあれば、内房長貫の間の藤橋を通行したりとぞ、此川昔は沼川と合流したることもありしにや、岩本より吉原の北今泉の日吉の前を流れ、沼川と相會ひたる形狀あり。

(不盡河)

峰はもえ麓は氷る富士川の我も浮世を住みぞわづらふ
(夫木)淸原深養父

朝日さす高根の深雪空晴れて立ちも及ばぬ富士の川霧、
(續後撰)家隆

吹下す雪かと見れば白妙に眞砂ぞ靡くふじの川風、
(夫木)爲家

浮橋の竹のより綱打はへて小舟ならぶる富士の川波、
(夫木)慶融

萬葉には「不盡河と、人も渡るも、其山の水のあたりを」云々と詠み、日本紀に同く不盡河に作る。皇極天皇、三年、東國不盡(フジ)河邊人、大生部多、勸祭蟲於村里之人曰、此者常世神也、祭此者致富與壽、巫覡等遂詐託於神語、加勸捨民家財寶、於是葛野秦造(ウツマサ)河勝、惡民所惑、打大生部多、其巫覡等恐休其勸祭、時人歌曰、禹都麻佐は神とも神ときこえくる常世の神を打ちきたますも、此蟲者常生橘樹、或生於曼椒、其長四寸餘、其大如指頭許、其色綠而有黑點、其貌全似養蠶。類聚三代格、承和二年官符云、駿河國富士河、浮橋一處、右河流水甚速、渡船多艱、往還人馬、損沒不少、仍造件橋。宗牧紀行云、蒲原に着たれば、まづは休息すべしとており、ゆなど用意させられたり、吉原の返事も只今到來とて、みせられたり、異なることなければ安堵したり、夜に入て本城へ罷て、吉原へふねの事は、二三日以前より用意させられ、敵地への送なればとて、警固船兵具入れて、人數あまた乘たり、一里ばかり過たれば、吉原の城もま近く見たり、この舟を見つけて足輕うち出、事過ちもしつべき景色なれば、十四五町此方の磯に押寄、荷物卸させ、松田彌四郎と申陣所へ人遣はしたれば、案内者をこせ、湊川のわたりし、船さし寄て待たり、頓て出向はれ誘引あり、假初の陣所ながら、心有樣なるしつらひなり。(按に、是は天文十二年、武田北條の對陣の頃の事にして、蒲原より富士川を渡り、次に潤(ウルヒ)川を渡りて、吉原へ赴ける形狀詳なり、湊字は潤の誤とす)○丙辰紀行云、我國に名を得たる大河はあまたあれど、殊に富士河は海道第一の急流なり、舟に乘て渡るに、渡守力を出して、竿をさし押出る時、目まひ魂の消る心地しにける。○慶長十二年、東行日錄云、絕富士河、河流急於天龍、人馬渉者俱若辟易、僉曰不廣撓不日逃者鮮矣、州名駿河

者、蓋因此河得其名乎、今日所經歷、乃所謂多子之浦也。

蒲原郷（カンバラ）

和名抄、富士郡蒲原郷、驛家郷。○今岩松村加島村など、富士河岸の地なるべし、然れども中世河水汎濫の患ありて、郷里流亡し、變革を經たるを以て之を詳にし難し。驛家は延喜式に富士郡傳馬五疋、息津、原、長倉、各十疋と云ふ□原に當り、其蒲字の脱落を知る。

蒲原は富士川の西岸にもあれば、兩岸一名なりしこと明白とす、其驛家は、三代實錄に「貞觀六年、駿河國言、駿河郡帶三驛二傳、横走、永倉、柏原驛家是也、望請廢柏原驛、富士郡蒲原驛、遷立於富士川東野、然則蒲原驛與永倉驛、行程自均、民得息肩、從之」と云ふ者是也。息津、永倉の間には富士郡の河邊に一驛一傳を置くは、その行程自然の事なるに、當時河水氾濫、地勢の驛家たるに勝へざりければ、已むなく富士郡に驛傳を建てざりし歟。貞觀六年に蒲原驛を立て、延喜式にも之を錄すれど、其後何の世にや再び廢亡す、皆洪水の患に因れる也、強て驛家の跡を推想すれば、加島の本市場歟。

岩本（イハモト）

今松岡村と併せ、岩松と改む、富士川の東岸、海口五貫島より泝る二里、近世築堤して河道の潰決を支持す。

岩本の實相寺は、近世日蓮宗を奉し、高祖日蓮此寺の經藏に入り、立正安國論を著したりと稱す。然れども新篇鎌倉志に、名越安國寺に「安國論窟、大永元年巳歳、幽賢書」てふ門額ありて、日蓮著書の故跡と説けば、駿州に於て日蓮述作と云ふ事疑ふべし。（寺說、久安年間、僧智印開基、正嘉元年、日源上人、中興改宗）

松岡

今岩本と併せ、岩松村と改む、岩本の南にして、西岸の岩淵驛と相對す、吉原町へ一里半。松岡の渡船場は、舊官道にして、水神あり、故に水神森（スヰジンノモリ）と云ふ。

（水神森）

祠邊に安政年間の不盡河修堤碑あり、其記文中に曰く、不盡河、繞不盡嶽麓、乘高注下、以入駿州、悍急奔猛、勢如激箭、及其漲也、潰決四出、患害最鉅、安政甲寅冬、駿河地大震、河身綻裂、噴沙成洲、高二三丈、其東呀然地陥、河流忽從、明年六月大水、堤防決壞、丁巳之歲、自夏涉秋、風雨數作、河水盈溢、七月廿九日、風益猛、雨益暴、崩坊二百餘步、民皆流亡轉遷、翌月計吏與工吏、按視各處、審地勢、鑿溝渠、長三百五十餘步、使水勢有所釃、河濱有大石、可周千餘尺、因築堤一百八十餘步、以距大石、又就水衝、列壘石、延袤十有八步、以捍水怒、明年三月功成、堅牢如天造。

加島（カシマ）

今村名とす、松岡の南にして、富士川に縁り、東は島田、吉原に至る。此地は往時富士川の支派の横流せる洲渚にして、東に潤川を瀦へ、水患多き村里とす。

（梶間）

東鑑に駕島、甲陽軍鑑に梶間（カヂマ）とある、皆此とす。

（本市場）

首里をは本市場（ホンイチバ）と云ひ、松岡と吉原の中間とす。

（苅屋川）

苅屋川（カリヤ）とは潤川の一名にや。○鎌倉九代記云、天文廿三年二月、北條氏政を先として大軍小田原を打立、駿州天香久山に旗を立、牲の川端（イケニヘ）に人數をそなへらる、武田方は梶間より苅屋川の邊に軍勢をすゝめ、時を作り矢を射合、苅屋河を責越追渡し戰ふ。

（駕島）

東鑑云、治承四年十月十八日、武衛（頼朝）及晩著御黄瀬河、以來廿四日、被定箭合之期、廿日、武衛令到駕島（カシマ）給、又左少將惟盛、薩摩守忠度、參河守知度等、陣于富士河西岸、而及半更、武田太郎信義、廻兵畧、潛遶件陣後面之處、所集于富士沼之水鳥等群立、其羽音偏成軍勢之粧、依之平氏等驚騷、（中畧）不待天曙、俄以歸洛畢、于時飯田五郎家義、同子息太郎等、渡河追奔平氏從軍之間、伊藤武者返合相戰、云々。○平家物語云、平家は七万餘騎、淸見が關にぞ着玉ふ、前陣蒲原、富士川に進み、後陣は手越、宇津の屋に支たり、（中畧）二十三日の夜に入て、平家の兵共源氏の陣を見渡せば、伊豆、駿河の人民百姓等が、軍に恐れて或は山野に隱れ、或は舟に取乘て、海河に浮びたるが、營みの火の見えけるを、あなおびたゞし、源氏の陣の遠火の多さよ、實に野も山も、海も河も、皆武者にぞ有ける、如何せんとあきれける、其夜半計り、富士沼にいくらも有ける水鳥どもが、何かは驚きたりけん、一度にぱつと立ける羽音、雷大風などの樣に聞えければ、平家の兵ども、源氏の大勢向ふたるは、昨日齋藤別當が申つる樣に、甲斐信濃の源氏、富士の裾野より搦手へ廻り候らん、取籠められては叶ふまじとて、我先きにと落行きける。○按に、源平の富士河對陣は、西は蒲原、東は駕島とあれば、地形符合す。然るに丙辰紀行に「平氏鳥の羽音に驚きて逃去りしは、富士沼の事にて、今の善德寺は其陣所なり」と云へるは誤れり、今泉村の富士沼址に、平家陣址をも求むるは、東鑑平語を熟讀せず、地理に通せざる過失とす。後人更に富士川東移の事を談し、治承の頃は富士川岩本より東へ流れ、吉原の北に於て彼の富士沼と合流すなど云ふは、皆古書の趣に合はざる無稽の談のみ。○甲陽軍鑑云、天文二十二年、今川家出馬の跡を、北條家より妨る故、甲州へ頼給、信玄富士の大宮へ御馬を出され、氏康と度々せり合、甲州勢は馬場民部、小幡入道合て四百餘の備にてカヂマと云所に於て足輕せり合、小幡又兵衛手柄故、駿河御手に入て、カヂマに於て百貫の所領下さる。

五貫島（ゴクワンシマ）

今宮島、川成島、鮫島などと相合せ、田子浦村と云ふ、加島村の南なる斥鹵にして、直に海濱に至る。富士川は五貫島の西南に於て海へ入る、此邊往時は總名加島てふ洲渚なりき。

川成島（カハナリシマ）

今田子浦（タゴウラ）村の大字とす、又河鳴に作る。改正三河記云、永祿十二年六月十七日、信玄は神君駿府へ押入給ふと聞き出軍、此日三島の社内を侵し、

(河鳴島)

其近邊を放火し、それより人數を進て河鳴島に陣を取る、北條氏康もかくと聞て、三萬七千餘兵を引率して出馬し、信玄〆對陣し、互に兵機を見給所、十九日夕方より雨降り出しが、夜に入て後大風烈しく、河よりは洪水漲り、陣屋々々に流れ入て、諸將卒も卷水をしのぎ、漸々と與國寺の岸におし登る、退き後れて水に溺死するもの若干なり、信玄早々大宮迄引退き、元來し道を經て甲州へ歸陣、能々狼狽せしにやありけん、武田重代の家寶、八幡大菩薩の旗を取落し、北條方へ拾ひ取られたり 本書の記事、地理に合はず、再考すべし、興國寺城の邊まで氾濫するは、浮島沼より沼川、潤川、富士川の諸水一圓に漲溢する時の光景歟)

心あてに見し白雲はふもとにておもはぬそらに晴るる富士の嶺、　村田　春海

鮫島（サメシマ）　今田子浦村の大字とす、五貫島、川成島の東にして、吉原の南一里、潤川に近く、海濱とす。東鑑、富士河合戰の條に、印東次郎常義てふ平家方のものが、鮫島在陣の源氏の手に捕へられ、鮫島に誅せられし由見ゆ、卽此とす

鎌倉殿の家人に、鮫島四郎宗家とて、諸書に見ゆるは、此里の在名を家號とせる者とす、(新風土記、國志)宗家薩摩國島津御庄の沒官領の地頭と爲り、子孫彼國に相續す、建久八年、薩摩國圖田帳に佐女（サメ）島に作る。

(佐女島)

田子（タゴ）　遊囊賸記云、今田子村は富士川の東にあり、盛衰記に「東國勢富士の麓、野原中宿、多胡宿、富士川の端まで並滿たり」と載す、疑惑なきにあらねど、是亦蒲原の東西兩郡に在りける類にや、藻鹽の煙立霞みて、そことも知れざるは、渾て此浦の習なるへし。○今鮫島に接し、田子てふ大字ありて、田子浦てふ村名を立つ、此地の海濱は蒲原の田子浦に連接すれば、彼より此まで推及ぼして名づくる者歟、田子浦の本づく所は此にあらず、蒲原驛の田兒浦を參考すべし。然れども宗祇の方角抄、已に富士川の東に田子浦を定めたるごとし、されば此なる名所も久きことなる歟。

柳島（ヤナギシマ）　今田子浦村の大字とす、相州兵亂記、天文廿三年二月中旬、北條氏康小田原より御馬を被出、下方庄へ打入、吉原、柏原に陣を取、今川義元其比尾張へ發向しける間、甲斐の國司(武田信玄)今度義元の代官として、富士川の端賀島の柳島と云處に、加藤下野と云地家侍の屋布を陣屋に用ふ、小山田彌三郎、馬場民部を先手として、大宮アツハラ邊へ足輕を出合、日々矢軍に及ぶ。

古家郷（フルイヘ）　和名抄、富士郡古家郷、訓布留伊倍。○今田子浦村にあたるごとし、鮫島の傍を流れて、前田に於て沼川と合ひ海へ入るを潤川と云ふ、卽古家川の謬とす、此川は大宮、厚原より流出づ、駿河草に古家、潤の辯を爲し、

五月雨のふるえの村の苫屋かた軒までかかる田子の浦浪、(新拾遺)

の一首を引證したり、然れども此歌は越中射水郡古江郷、田子浦の事にて、此にあらず。

潤川（ウルヒ）　一名古家川、富士山の西南麓北山村に發し、南流大宮町を過ぎ、裾野の諸溪を併せて、吉原の西に降り、沼川と合し、前田(田子浦村)と鈴川驛の間に於て海へ入る、長凡七里。

潤川の河口は、俗に沼川尻（ヌマカハシリ）と稱し、風浪ある每に海潮逆流、田野浸水の患あり。故に明治二年、河口に閘を作り、扉を設けて、出入を自在にしたりしか、猶大風猛浪の至ることあれば、閘門を破り沙丘を超え、吉原附近千町の田野、一朝にして濁浪を被むる。爾後修築益堅固を力むれど、激怒の波濤、海上五十尺の沙丘を超越して内方へ押入り、河口には十餘尺の堆沙を起すことありと云へば、防禦の方法頗難し、海道無比の一險惡也、寛永年中(一說延寶)吉原驛の退轉したるも、此海嘯（ナミ）ありしに因る。

秋柏潤和川邊の小竹（シメ）のめの人にしぬべばきみにたへなく、(萬葉)朝柏（アサカシハ）閏八河邊のしぬのめのしぬびてぬれば夢に見えけり、

潤和（ウルワ）とも閏八（ウルヤ）ともあるは、この潤川に同じかるべし、萬葉古義に潤比の寫し誤りかとも云へり。

(沼川尻)

(潤和川)

柏原郷（カシハバラ）　和名抄、駿河郡柏原郷、訓加之波波良。○今富士郡に入り、元吉原（モトヨシハラ）村と云ふにあたる、古家郷の東、浮島沼と海との間なる狹地とす。古來屢逆潮洪浪の侵害を被り形相を變す、鈴川今井と原（ハラ）驛(駿東郡)の間に柏原新田の大字存す。

三代實錄、貞觀五年、駿河國言、駿河郡帶三驛二傳、橫走、永倉、柏原驛家是也、惣差點驛子四百人、傳子六十人、年來疫旱荐至、丁缺人少、驛傳不能滿數、望請減柏原驛、建富士郡蒲原驛、從之。○新風土記云、貞觀年中に置かれし蒲原驛の址まだかならず、もしくは今の世俗元吉原（モトヨシハラ）と稱する富士郡今井（イマヰ）の邊なるべし、今井、見附の名、太平記に見えたり○今按、今井は鈴川に接す、此邊は柏原の舊驛とす、蒲原驛は三代實錄の本文に「移立於富士河東」とあれば、今の加島村の邊とす。柏原新田は其名のごとく近世の墾開なれど、相州兵亂記に「天文廿三年二月中旬、小田原より御馬被出、駿河下方庄へ打入、吉原、柏原に陣を取」と載す、新號にはあらず。

(今井)

見附（ミツケ）　名所方角抄に載せ、今井鈴川の邊と想はるれば、吉原宿の別名にや。

方角抄云、浮島原、東西三十里、但六町を一里とす、富士より南也、富士と此原との間は水海也、原より南大海なり、富士川より二里東にみつけと云宿あり、是より東路は六町一里也、此宿より次を浮島の原といふなり。

元吉原（モトヨシハラ）　今村名に呼ぶ、吉原の南東なる海濱にして、中世此に驛舍ありて吉原と云へり。寛永十六

(鈴川)

年水害を避けて田島へ移る、而も其廢驛を鈴川（又須津川に作る、浮島須津村の方より滯泓此に來る）と呼び、今鐵道停車場は此に在り。大宮驛と鈴川の間三里、鐵軌を布き馬車を馳騁す、岳南の要驛とす。宗牧紀行に見ゆる吉原城（不盡河の條に引く）は鈴川の地にて、城とは天香久山の陣營なるべし。

（天文廿三年今川家條目、矢部氏所藏）

駿河國吉原道者、商人問屋之事、今度矢部將監遺跡仁相定之上者、兄弟親族其外自餘之輩、雖望之不可許容、如前々不可有相違事、

吉原渡船之事、縱落江雖下之、如年來可相計、是又自餘之族雖令競望、不可及沙汰事、

立物之事、西者蒲原、東者阿野境迄、諸役等、如前々令免許、并新屋敷、於吉原之內、爲給恩參拾間棟別四分一共免除之、但是者、自前々免許之旨申之條、所任其儀也、依今度大風雨、數遍之判形失却之間、只今出之事、

（北條氏下知狀、永祿十二年頃歟）

明日吉原川內へ兵粮可入候間、其地之船拂而上へ上、石卷代相談、吉原河東に可積置候、然者爲今日千計、手を分與津口を上へ上候間、富士口其口可爲行歟、當陣城者如何にも堅固候間、明日人衆を富士川端へ打出、可及指引候、其元可入精候、吉原海際人之不渡樣に、能々□切船渡一三昧に致し可置候、萬端可入精、仍如件、壬正月晦日　　石卷　奉之

天香久山（アマノカグヤマ）　鈴川驛の南なる沙丘にして、上に地藏堂あり、俗に砂山地藏と呼ぶ、山畔に妙法寺あり、毘沙門天を祭る。此沙丘は沼川尻の東岸にして、須津川、生贄川の潤川に會する所とす、大岳北に峙ち、原野江海の眺望廣遠なり。

相州兵亂記云、天文廿三年二月、北條殿駿河へ打入、吉原、柏原に陣を取、甲斐國司（武田信玄）今川の代官として、富士河の端賀島に陣を取り、足輕を出合日々に矢軍に及ぶ、同三月三日、氏康御父子出陣ある、大將は天の香久山に御旗を被立、池にべの河端に人數を備へ玉ふ、甲州勢は賀島よりかり屋川の邊へ人衆を出し、明後日有無の勝負と有る處に、せこの善德寺の長老、府中臨濟寺の長老は御兄弟にて、今川殿の御一家なり、此兩和尙兩方へ御扱を入玉ひ、御和談ありて可然とて樣々被仰程に、三大將ともに善德寺へ出合玉ひ、和談の御祝御盃取かはしあり。

(牲川)

生贄川（イケニヘ）　今吉原川とも云ふ、富士の裾野十里木峠より出で、西南流、吉原町の東を經て、天香久山の西北に於て潤川に會ふ、長四里。○國志云、牲淵（イケニヘ）は天香久山の西にて、昔此に神祇に生贄を献れることにつき、土俗の語り傳ふることあり、此邊は元の吉原驛にて、延寶年中、海嘯の爲めに、其宿場を停められたり。

謠曲に生贄と云ふは、昔京師より東國へ下る娘が、途にて神の生贄に捕り供へられしことを演じたり。元吉原には六神子（ロクミコ）の祠とて、又生贄の傳說あり。昔東國より六人の神子（巫女）官位賜らんとて京上りしたるに、此に至り生贄に取られけるを、アチと云ふ內侍が朝廷へ奏聞し、雛形を下し賜りて其生贄を停められしと說く。○安閑紀に「二年、置駿河國稚贄（ワカニヘ）屯倉」とあるは何地にや、生贄は此稚贄をいひなまれるにあらずや、猶考ふべし。此地は屯倉を定めらるべき美田富村に非ず、古今の變異あるごとし。

(稚贄)

姬名鄉（ヒナ）　和名抄、富士郡姬名鄉、訓比奈。○今吉永村に大字比奈存す、吉永の東に接する須津村も姬名鄉の中なりしごとし、浮島沼の北岸にして、愛鷹山の西南麓とす。

比奈（ヒナ）　今富士岡、間門などを合せ吉永（ヨシナガ）村と改む、吉原町の東に接す。

須津（スツ）　方俗呼びてスドと云ふ、洲處（スノトコ）の義なるべし、比奈の東にして、駿東郡浮島村の大字境に至る、境は古來の郡界なるべし。須津（スド）川は愛鷹（アシタカ）の諸溪の水浮島沼に瀉合し、更に西に潰決するものを云へり、一名沼川。（浮島沼を或は須津沼とも稱す）

島田鄉（シマダ）　和名抄、富士郡島田鄉。（高山寺本、島田鄉）○今の吉原町并に島田村にあたる歟、古家鄉の北にして、潤川、生贄川の間とす。島田村は近年津田、田島（タジマ）など云へるを合同して立てたる新號なれど、言語の上に、島田と云ふべき形狀實地に備はれり。

(田島)

吉原（ヨシハラ）　今吉原町、人口三千三百、本郡の郡治とす、鈴川驛の西北半里。海道圖會云、吉原驛は昔此より東南の方にあり、延寶八年、津浪して家屋漂流し、天和二年此地に移す、始の地をば元吉原と名づく、吉原驛より五町許東に中吉原と云ふ所あり、此を左富士とも云ふ、是は江戶より京へ登るにすべて富士を右の方に見て行くに、此にのみ道路の非規（ヒツミ）に因りて、暫時左方に見ゆるなり。

富士山　　柴野　栗山

誰將東海水、濯出玉芙蓉、蟠地三州盡、挾天八葉重、雲霞蒸大麓、日月避中峰、獨立原無競、自爲衆嶽宗、

寬政庚戌歲、東覲望岳作、　　宜野灣王子

寶是群山祖、扶桑第一尊、滿頭生白髮、鎭國護兒孫、

吉原より東北、裾野を登り、十里木峠を踰えて、富士の東麓に通ずる間道あり。

久貳鄉（クニ）　和名抄、富士郡久貳鄉。○今詳ならず、もしくは今泉村、原田村など吉原町の北ならん、今泉に大字神戶（カウド）ありて、古の郡家（コホド）の遺址と想はる。神戶は今宮てふ大字に并び、富士淺間神の由緖らしき名なれど、カウドは其實郡家なること、美濃國の諸郡に其例多

(神戸)

し。且郷名久式と云ふが、國の義あるを想へば、駿河國造などが此に居り、中古其家には郡領職を帶びて、郡家とも爲りし古蹟歟。一書に、大宮町を久式庄と云ふは疑ふべし、沿革あるに似たり。

(下方)

今泉（イマイヅミ）

今今泉村と云ふ、天和二年、村民五郎右衛門、孝養を賞の朱印狀にも今泉と載す。一書に、享保年中より、善徳寺を今泉と改むとあるは誤れり。此邊すべて吉原、加島などまで、中世に富士下方（シモカタ）と稱す、後世は庄名にも郷名にも呼べり。

駿陽徴古に據るに、富士郡和田五社明神の別當職東泉院へ、天文廿一年、弘治二年、今川家より五社造營に關する制令を發し、當時下方郷の稱あり、又五社の外に下方六社と云ふ一句を載せたり。

善徳寺址（ゼントクジ）

今泉村に在り、開創不詳、今川家の時大原和尚重修し、其從姪承芳を置く、承芳は後還俗して本家を嗣ぐ、義元是なり、天正中に至り廢絶す。里人御殿場と云ふ、慶長年中、徳川公行旅の行館を此寺址に置き、元和三年、公柩を久能より日光へ移す時も、此に宿次したり、其後に廢す。○國志云、善徳寺は昔當國三所淺間宮の別當職にして、下方（シモカタ）庄を領知したり、天文二十三年二月、北條氏は織田氏の内通を得て、下方庄を侵畧し、天香久山に陣しければ、武田氏は之に對し、牲川の川端に陣し、數日の挑合あり、時に善徳寺和尚は今川家に親近の人なりければ、三家の和睦を謀り、乃三家互に女子を送り姻親を結ぶ、此頃より善徳寺に築城して、三家會盟のこともありしならん。○冷泉爲和卿集云、天文十四年、學[illegible]門に御座なり、内々東と和與御扱候由なり、和與の御扱不調候而、七月廿三日、道元陣齋宗へ門出、同廿四日人數立、義元は廿四日の晩月出で出陣、すでに富士のふもとの善徳寺へ着陣。

富士山這四拾人事、山中、北山、木代山、三澤、下方等也

右從先規、諸役免許之段、判形印判數通、爲明鏡之處、只今渡邊將監、長井文右衛門尉、號十二座之內、於厚原、根原兩所、新關押取之由、甚以曲事也、殊大宮、興國寺普請以下、相勤之條、一向不可及其沙汰、若彼兩人重於違犯者、可加下知者也、仍如件

永祿四年八月廿五日（駿州井出氏文書）

富士沼址は今今泉村の低野水田是なりと云ふ、然れども浮島沼をも古來富士沼と云へば、今泉を沼址と定め難きに似たり。殊に丙辰紀行に、善徳寺を沼の古跡と云へるに據り、後人更に附會して此に平家の陣跡を說き、平家越の說あるは採り難し。平家陣所は富士河の西岸なれば此にあらず、富士沼水鳥の軍擊をなしたる事は、加島の條に引證す。

春草はかりかふ計り成りにけり富士野の沼に駒やとめまし、（夫木）　源　仲達

(大淵)

富士郡大淵（オホフチ）村、天正十七年十二月の定書七箇條は、袖に德川氏福德の朱印を押し、天野三郎兵衛尉景能の奉之なり、重要の一史料とす。大淵は今泉の北にて、裾野の中とす。

(春田)

原田（ハラダ）

今原田村と云ふ、東鑑に春田（ハルタ）といひ、大宮、厚原、傳法より此を經て比奈、須津など浮島沼の北岸を通行すべし。謂ゆる春田（ハルタ）路にして、治承四年甲斐源氏が駿州目代長田入道等の平氏方と合戰せる所とす。ハルハラ相通の例證は九州に殊に多し、諸書春田と鉢田（ハチタ）を大石驛の邊に求むるは誤れり。

東鑑云、治承四年十月一日、甲斐國源氏等、相具精兵競來之由、風聞于駿河國、仍當國目代、橘遠茂、催遠江駿河兩國之軍士、儲于興津之邊、云々、十三日、甲斐國源氏、並北條殿父子、赴駿河國、今日宿大石驛、云々、戌剋、駿河國目代、以長田入道之計、廻富士野、襲來之由、有其告、仍相逢途中、可遂合戰之旨群議、云々、十四日午剋、武田安田人々、經神野幷春田路、到鉢田邊、駿河目代率多勢、赴甲州之處、不意相逢於此所、挾連山峰、道口磐石之間、不得進於前、不得退於後、云々。今按に、此時の戰は甲州勢が神野（上井出）より春田路を經て鉢田邊（愛鷹の麓）に至り、平家方に逢ひ、其激戰は駿東郡浮島村の井出の邊とす。同書に「梟彼頸於富士野傍、伊提（イデ）之邊」とあるは即是とす。鉢田は又波志太に作り、ハシタカの訛言と知るべし。

小坂郷（チサカ）

和名抄、富士郡小坂郷、訓乎佐加。○今詳ならず、もしくは傳法村、鷹岡村にあたる歟、吉原の西北、加島の北にして、潤川の水系とす。

厚原（アツハラ）

今久澤、天間、入山瀬と合併し、鷹岡村と改む、傳法の北とす、日蓮の瀧泉寺申狀に、熱原にも作れり、吉原の北一里。

(法照寺址)

瀧泉寺址（ロウセン）

新風土記云、昔下方庄厚原に瀧泉寺といへるがあり、弘安の比、日蓮上人法華宗を唱へしに、此寺の學頭日辨と、塔頭日秀は眞言の學匠なるからに、日蓮上人と問答數多度にして、遂に吾宗をすて弟子となる、其問答日蓮手づから書く、是を瀧泉寺申狀と名附て、今下總國中山に藏む、かくて日辨其寺を師に奉て、日向を以て開基として、自身は越後坊に住し、日秀を下野坊といひて共に寺家となる、明應年中、岩越刑部少輔といふ人あり、富士郡の領主たり、身延山の日朝上人に歸依して、瀧泉寺を改て常住山感應寺と號す、天正年間府中にうつす、元和年間、中將頼宣卿此國より紀伊國に移りたまふ時、十二世日陽上人を紀州に請して、和歌山に同名の寺を建てたまふ、又寺傳に殘れるは、昔法照（ホフセウ）火災ありしかば、其時の寺僧、法照の文字は水去て火照すといふ字なりとて、改て瀧泉寺といひしとぞ、因りて思へば、かの類聚國史の佛道部に「貞觀五年、駿河國富士郡、

法照寺預之定額」といへるは此寺のことにはあらざるにや、今富士郡に別に法照寺といふ寺名ある事なし。

久澤(クザハ) 今鷹岡(タカヲカ)村と改む、鷹岡とは此地にて曾我五郎時致の斬首せられし處とつたへ、福泉寺と云ふ禪院に時致祐成兄弟の墓あり。又木主には鷹揚院殿士山眞富大居士云々と銘す、近時の僞作なること明白なり。又曾我八幡宮とて、八幡神に彼兄弟二人を配祀すと稱する者さへあり。抑彼兄弟富士の神野の旅館(今の狩宿)に復讎の事あり、祐成は闘死し時致は捕縛せられ、卽斬りて梟首せらる、然れども其事皆神野に在り。神野より久澤まで四里を隔つ、後世彼兄弟の墓の神野に亡びしこと恐むべし。

(鷹岡)

鶴原風冷碁碑收、肯古誰能不涕流、艶骨同傳美人節、與他孝烈共千秋、 澤井 鶴汀

入山瀬(イリヤマセ) 今鷹岡村の大字とす、明治二十三年此地に製紙場を起す、潤川の水力を利用して、發動機千二百馬力を得、一月百萬封度の抄造を爲す。其機械幷に工場の規摸、頗新鋭廣大の名を博す。此製紙會社の成就以後、裾野所々に、水力利用の業、連年計畫せられ、製紙場最多し。

村山(ムラヤマ) 今小泉、杉田など合せ、富士根村と云ふ、鷹岡、大淵の北にして、大宮町の東なる裾野に在り、富士登山の表口一合目に當る。

小田原北條家判物に、富士村山輿法寺は、淺間宮の別當にて辻坊と稱したる由見ゆ、(駿陽徵古) 近世は辻坊、池西坊、大幢坊の三修驗ありて、淺間權現へ奉仕したり。

富士のむら山とて、大嶽の麓にはべり、所々に紅葉の殘れるをながめて、

高根には秋なき雪の色さえてもみぢぞ深き富士のむらやま、(回國雜記) 道興 准后

定 (今川家朱印、文曰如律令)

村山室中にをいて、魚類商買すへからさる事、幷汚穢不淨の者出入すへからさる事、

つきさたる道者可爲如前之事、

他坊の道者證據なくして不可奪取事、

六月の間久借として質物とるへからす、道者の間鑓貢使令停止之事、

喧嘩口論他の綺あるへからさる事、付雖爲迦法、博奕押買狼藉堅停止之事、

惡黨の事、前々山中にてあひはからうに付ては、可任舊規事、

道者參詣の間、他の被官以下主人ありとも、おさへとるへからさる事、

右條々所相定之也、若於違犯之輩者、可加成敗者也、仍如件、

天文廿四年六月九日 (徵古文書)

小泉(コイヅミ) 今富士根村と改む、小泉の久遠寺は、朱印四十石の田祿を傳へ、今川徳川兩家の古證文を收藏す、建武元年、僧日鄕の開基とぞ、富士與門派五本山の一なり。

神戸鄕(カムベ) 和名抄、富士郡神戸鄕。○今大宮町幷に富士根村、富丘(トミヲカ)村などにあたるごとし、卽淺間神の封戸にして、潤川の上游なる裾野の中とす。

大宮(オホミヤ) 今大宮町と云ふ、戸數一千、黒田、星山、沼久保等をも併せ一千六百戸餘、鈴川驛の西北三里、富士淺間の大社あるを以て此名あり。古簡に社入町と云ふは卽此とす、又富士登山の路は大宮より村山を經由する者を表口と稱す。

淺間宮の大宮司家は富士氏と稱す、本姓は和邇部とぞ、戰國の際は兵事を兼ね、寨を起して神田(カンダ)曲輪と云ふ。甲陽軍鑑に「永祿十二年、北條家より蒲原、大宮、神田屋布、エンノウ善德寺、興國寺、長窪、韮山、山中、新條深澤十箇所餘の城どもに千五百、或は千の加勢を入置候」云々。天正十九年、中村一氏より出せる大宮司安堵狀に、大宮司知行合千七十七石とあり、慶長四年の撿地狀には、上野村、阿幸地村、社人町、上稻記村、石坂村にて(今泉村大字石坂)千參拾貳石とし、外に大宮司の宰地あり。江戸幕府に至り、如何しけん社家二百石、大宮司、案主、公文以下にて分配し、三百石を社僧へ給せらるることと爲る、社僧は別當寶幢院、眞言宗を奉したりしが、近年佛寺を撤去す。○東鑑に、文治二年六月、勅答の條々、富士領事、件年貢、早可進濟、可爲御領之由、先々被仰了、定存知歟」とあるは、此淺間神領、當時院御領に收められて、其下司を宮司神主に附せられしを知るべし。又同書に「文治五年七月、駿河國富士御領、帝釋院、被寄附田地、是奥州征伐祈禱、江間小四郎沙汰之」とある帝釋院今詳ならず。さて此神主富士氏は、時變に隨ひて武家にも出仕したり、塵塚物語に、富士中務見え、親元日記に、寛正六年十一月、富士兵部大輔あり、また奉書案あり、

(神田)

就富士兵部大輔入道親子確執之儀、御注進之旨、(中略)不及御糺明、被成下御教書奉書候、猶以宜被加御成敗候哉、此旨可得御意候、六月廿五日 貞

福島修理亮へ 今川殿御狀也

塵塚物語云、北山別業三重金閣、富士理木事、去る中秋、ある武家の會合に、金閣の物語ありて、座中耳をかたふけ、感情止ざる所に、奥より富士の神職大宮の住、中務と云もの走出て、さみしていはく、凡花洛の人々はおほくは外を御存知候方すくなし、此ゆゑに此一枚の天井板をみづからいみじう御雜談ある事なり、富士山のむもれ木と云は彼板に倍せる木おほく侍る、某が茅屋に二間の杉障子あり、是則一枚板なり、御不審においては御供申罷下、御見參に入候べしとつぶやきければ、座中の人々手をうちて、是より外のうわさはやみにけり。

去辰十二月九日、駿甲之境錯亂之處、從其刻同心被官、過分相拘走廻候、殊巳二月朔日、穴山高山方爲始、大

宮城江雖成動、手負死人仕出、還而失勝利引退候、同六月廿三日、信玄以大軍、彼城江取懸、晝夜廿日餘責、雖及種々行候、堅固相拘、結句人數討捕候、然處自氏政可謂退之書札、三通參着之上、双方以扱出城候、將又以自分、及二ヶ年、矢鐵砲走業、籠城内者人數等、扶持出之候、忠信之至也、只今進退就困窮、晦之儀申之間、無相違出上者、東西於何方進退可相定、本意之時者、早々馳來、如先々可致奉公、本地新地、代官所、并今度忠節分、以其次可出之者也、仍如件、

元龜二辛未年十月廿六日　氏眞（花押）

富士藏人殿　（諸州古文書）

淺間神社

（富士大宮是也、今官幣大社に列せらる。）（明治廿九年までは國幣中社とす）文德實錄、仁壽三年始て名神に預り、延喜式、富士郡の名神大社とす。祭る所の神は富士の山靈その物に外ならず、三代實錄、貞觀六年、富士郡正三位淺間大神、大山噴火、其勢甚熾、燒山方一二里許云々、駿河國富士山火、彼國言上、決之著龜、云淺間名神禰宜祝等。不勤齋敬之所致也云々とあるにて、明白とす。後人其山靈なるが故に、之を神代紀の大山祇命に牽合し、或は女體なりとの舊說ありしに因り、大山祇の女、木花開耶姫に附會するは、共に直截にあらず。

信濃なる淺間の山も見ゆなれば富士の煙のかひやながらむ、（後撰）

詞林采葉抄に「此富士の權現は、信濃國淺間大神と一體兩座の垂迹にておはしますとかや、兩山共に淺間大菩薩と申故也」と述べしは當れる如し。蓋淺間と富士は古言同義にて、火山の謂ならん。伊呂波字類抄に「淺間明神、座富士山、或名富士明神」と。又大同類聚方に「左久良神社、又駿河擧、富知山之等之家所傳」云々とあるに據れば、左久良神社とも稱へしにや。續後撰集に「富士の根は開ける花のならひにて猶時知らぬ山ざくら哉」と詠し、古來此神域に多く櫻花を植う、やがて山靈を女神と想像しては、木花開耶姫に擬せらるべき、因由此に存す。（伊勢國度會郡朝熊の櫻宮を參考すべし）中世より音讀してセンゲンと云ひ、一宮記に「淺間大明神、號富士權現、大山祇女、木花開耶比咩」と定む。（總國風土記てふ僞書に、淺字間神社、木花開耶姫也、垂仁天皇三年祭之と云ひ、又社說に初め山宮に鎭座、大同元年、坂上田村麻呂勅を奉して今地に遷座など述ぶれど、共に採り難し、又富士の一峰に淺間嶽あり、そこを舊祠とすと云ふも據る所を知らず）東鑑に富士淺間大菩薩とも、淺間宮とも云ひ、永祿十三年、武田信玄願狀には、南無富士淺間大菩薩と記す、元和六年行者書行の懸鏡には仙元宮と銘す。

（仙元宮）

神祇志料云、淺間神社、昔富士山上にあり、（本朝文粹、神中抄、色葉字類抄）之を久爾庄大宮町に移す、即今の富士本宮是也、傳へて木花開耶姫命を祭ると云ふ、然れども駿河國神名帳に、淺間御子明神十八坐を載せ、伊豆國神階帳に、三島大明神十八所御子達とあるを合考するに、淺間は三島と同神なるに似たり、云々。○今按、伊豆三島神も舊說大山祇と云ひ、之を神代紀に牽合すれど、實は浩島の神靈にして、其名は大山祇なれど、必しも神代紀に載せし所と同一と云へず。唯神德を齊くする點より見れば、三島も富士も自餘の山神も、同功一體と論せん歟。神社考に、山上に神女現はれて火炎揚りければ、火御子と號つくとあるは、竹取物語の赫夜姫を指すが如く、淺間大神と云ひ、又飼犬明神と云ふも、神女と同く山神を指したる也。飼犬とは足高神の懸を愛すとあるに對して、かかる字面を撰びしにて、實は火炎をカインと訛れる歟。又神社考に「富士郡乘馬里、大同元年立社、祭淺大神、改號一齋京」とあるは、此大宮の昔は乘馬里と云へりとの義歟、不審。神社考は詞林采葉に據り、采葉は蓋富士山緣起と云へるを本とし、乘馬を垂馬に作り、赫夜姫てふ天女（羽衣を着て昇天す）を以て富士の女神とは爲せり。

詞林采葉抄云、古老傳曰、此山麓垂馬里、有老翁愛鷹、嫗飼犬、後作竹爲業、竹節間、得少女、容貌端嚴、光明照耀、爰桓武天皇御宇、延曆之比、諸國下宣旨、被撰美女、坂上田邑麻呂、爲東國敕使、此山裙老翁宅宿、終夜不絕火光、問子細、是養女光明也云、田邑麻呂即上洛、奏事之由、於是少女登愛鷹山、入岩崛畢、帝幸老翁宅、翁奏由緒、帝悲泣、脫帝玉冠、留此處、登頂上、臨金崛、少向出迎、微笑曰、願帝留此、即入崛訖、玉冠成石、在于今、彼翁者愛鷹明神也、嫗者飼犬明神也、（原註云已上）今之を考ふるに、當山の緣起と云へる上は、仰て信用すべしと雖、時代甚不審なり、疑はくはもし天智天皇歟、鴨長明が巡歷記にも、採竹翁の養女赫夜姫のこと見ゆ。

臥雲日件錄云、座頭城呂、頗能和歌、問之、歌人例有富士之烟之話、來由如何、呂云、昔天智天皇代、富士山下市、常有老人、來賣竹、人怪之、一日行尋其歸處、富士山中一村、翁家有處女、太艷美、翁曰女初於竹節中、得一小卵、々化爲此女、撫養日久、我每々賣竹、以爲家資、故世名我爲竹採翁、云々、此事聞于朝廷、勅求此女、遂納爲帝妃、名曰加久耶妃、々一日白帝曰、妾以有夙緣、來侍左右、今當歸天上、因出不死藥、天羽衣、及粧鏡、奉之曰、若見思妾、則可見此鏡、々中必有妾容、言畢不見、後帝披天羽衣、飛去到富士山頂、於此燒不死藥與鏡、其烟徹天、凡歌人所因本於此也、富士亦曰不死、蓋由此也。

竹取物語云、かくや姫は天の羽衣うちきて車にのり、天人具して上りぬ、（中略）帝いつれの山か天に近きと問はせ給ふに、或人奏す、駿河の國にある山なん、此都も近

く侍ると奏す、之を聞かせ給て、(中略)御文と不死藥の壺並へて、火をつけてもやすべき旨仰せ給ふ、其由うけたまはりて、兵士もあまた具して山へ上りけるより、其山を富士の山とは名ける、其煙いまだ雲の中へ立上るとぞいひ傳へたる。(狹衣物語にも此說見ゆ、抑採竹の赫夜姬の神話は、萬葉集に早く「竹取偶逢九箇神女、贈近狎之罪歌」と云ふがあり、いと古き傳へなり、然れども今昔物語に收むる竹取には、昇天の事を說けど、富士山不死藥のことはなし、所傳の各家、初より異同あり)○光行海道記云、(詞林采葉に此海道記を長明巡歷記と云ふ)むかし採竹翁といふものあり、女を赫奕姬といふ、翁が家の竹林に、鶯の卵子の形にかへりて巢の中にあり、翁養ひて子とせり、人となりて貌よき事たぐひなし、光ありてかたはらを照す、嬋娟たる兩鬢は秋の蟬の羽、婉轉たる雙蛾は遠山の色、一たび咲めば百の媚あり、見聞く人皆はらわたを斷つ、此姬の先生に、人として翁に養はれたりけるが、天上にうまれて後は、宿世の恩を報ぜんとて、しばらく此翁が竹に化生せるなり、あはれむべし父子のちぎりの、他生にも變せざることを、これよりして青竹の節の中に黃金出來て、貧翁たちまちに富人となりにけり、時の帝此よしを聞しめして、めしけれどもまおらざりければ、帝御狩あそびのよしにて、鶯姬が竹亭に御幸したまひて、鶯のちぎりをむすび、松のよはひをひきたまふ、鶯姬おもふ所有て、後日をちぎり申しければ、帝むなしく歸りたまひぬ、かたへの天これを知りて、玉のまくら、金の釵、たまきいまだ手なれざるさきに、飛車くだりて天にあがりぬ、鶯姬天にあがりけるとき、帝の御ちぎりさすがにおぼえて、不死の藥に歌をかきぐして、とゞめおきたり、其歌に云、

今はとてあまのはごろもきる時ぞきみをあはれとおもひ出ぬる、

みかど是を御覽じて、わすれがたみは見るもうらめしさて、態戀にたえず、青鳥をとばし、雁札を書きそへて、藥をかへしたまひけり、其返事、

あふことのなみだにうかぶ我身にはしなぬくすりもなにゝかはせん、

使節智計をめぐらして、天に近き所は此山にしかじとて、富士山に上りてやきあげければ、藥も文も煙りとむすぼれて空にあがりけり、これより此峰に戀の煙をたてたり、よつて此山をば不死の峯といへり、しかるを郡の名に付けて富士とかくにや。

御手洗川(ミタラシ)（涌玉池）　富士本宮の東傍に在り、一岩突出、其下に清泉涌きて池を成す名つけて涌玉(ワクタマ)と云ふ、俗に御壺(オツボ)と呼び近時玉泉洞の名を命ずる者あり。此御手洗は古より大神の禊祓の淀にして、詞林採葉抄に大宮の御前の御手洗と釋き、歌名所とす。末を神田川と云ひ、潤川へ入る。

駿河に富士と云所の池には、色々なる玉の涌くと云、それに臨時の祭りしける日、詠みて歌はする、

君が代の數にやとらむ淺間なる御手洗川の底にわくたま、(平兼盛家集)

今の富士本宮の祠殿は、慶長年中德川家より造進せられ、寬政年中重修す。什寶は元弘、建武の綸旨、足利尊氏の奉寄狀、(寄進富士淺間宮、遠江國石野彌兵衞入道跡事云々)以下今川、北條、武田等の證文多し。兵具、甲冑の類には、七百年間の精工奇品を觀るを得、甲州武田家の奉納に係るもの最多し。

富知神社(フチ)（福地社）　今大宮町に在り、淺間大神の攝社とす、延喜式、富士郡の官社にして、當國神名帳には福知(フクチ)天神と云ふ。東鑑、文治二年の條に「駿河國富士領、上政所、福地社奉寄神田」と載す。大同類聚方に「左久良藥、又駿河藥、富知山之等之家所傳」とあるに參考すれば、富知は、富士の訛言にして、音韻に謂へる横通の例とす、而も中古以來富士に分れてフチの社號を立てしならん。按に大宮の西三里、甲州南巨摩郡に福地村ありて、そこにも福地淺間明神ありと云ふ、凡南巨摩郡の南部(ナンブ)地方は往昔富士郡の域內にやとも疑はるれば、富知神社も南部なるが舊祠ならむも知るべからず。

倭文神社(シヅリ)（星山）　今大宮町の管內、大字星山(ホシヤマ)に在り、本宮の南一里、富士河の左岸にして、星山淺間社と稱す。新風土記云、倭文神は、大悟庵と觀音堂との間なる大杉の木の下の小祠とす、富士大宮司之を祭る。

倭文は沈織にて、綾織の一種とす、賤機と云ふも之に同し、安倍郡に賤機山、服部里ありて延喜式、當國貢物に倭文三十一端とあるを見れば、倭文機を織れる部民の占住したること想ふべし、而も此部民は富士大神に奉事したれば、其氏神も自然に大神の攝社となりしならん。

北山(キタヤマ)（風穴）　今北山村と云ふ、大宮町の北一里半、山宮(ヤマミヤ)は今此村の管內とす、淺間の別宮あり。山宮と本宮との間、万野(マンノ)原に風穴(カザアナ)と稱する洞窟あり、中に大日如來の石像を置く、此洞も人穴の類なるべし。

本門寺(ホンモン)　北山に在り、日蓮宗富士五山の第一にして、堂塔壯麗なり。永仁六年、日蓮の弟子日興開基、石川孫三郎の本願とす。日興は蓮門に在りて一旗幟を樹て、附隨の徒衆頗多く、遂に富士興門の一派を成し、其岳麓には五山あり。他に房州の妙本寺、豆州の寶成寺、京都の要法寺等三本山ありて、都合八本山を建つ。(上條の大石妙蓮、小泉の久遠、西山の本門を併せ五本山とす)

駿河國富士上方、本門寺之事、

右任代々數通判形之旨、領掌永不可有相違、然者陣僧、棟別、地撿、々見、社役、諸勸進、竹木見伐以下、一切停止之、本年貢外、不可有地頭代官綺、次門前家數拾五間、棟別免許之旨、先判形雖有之、只今爲新在家之由、訴訟之間、爲新儀五間、合貳拾間永所令免許也、

縱惣國不入之地、四分一等、爲當座一返之屆、雖申附之、彼寺之事、可爲無緣所之間、不可准自餘者也、仍如件、

永祿三庚申年十一月十六日　氏眞(花押)

元應元年、富士開山白蓮日興尊者、投子波木井邑主日圓書曰、恭惟、吾太祖天照皇太神宮者、是久成世尊應化也、然則皇太神宮本懷、亦是不法華經而何也、吾師上人、恒言神道佛道其揆一也、其謂之矣、日本國中、上自王侯、下迄庶人、咸無不皇太神宮之遠裔、今若棄生於本法、而反本化之徒者、背如來遺誡、違皇太神宮本懷、云々。(延嶽圖經)

神野(カミノ)　(上方)

富士山の西、稲野の古名にして、今の白糸、芝富、上野、上井出、北山、富丘の數村にわたる、潤川及び芝川の水源也。中世富士上方(フジカミカタ)と云へるも此とす、大宮文書に、

駿河國富士郡上方、所被寄付淺間宮也、條々任請文、致此家興行、可專祈禱者、天氣如此、悉之、

建武元年九月八日　民部大輔

大宮司館、

東鑑、治承四年、甲斐源氏の人々、大石驛より神野井に春田路を經て、鉢田邊に至り合戰の事、原田井に大石の條に詳にす。又建久四年五月廿八日の條、

故伊東次郎祐親法師孫、曾我十郎祐成、同五郎時宗、致推參于富士野神野御旅館、殺戮工藤左衛門尉祐經、

此の旅館は、今白糸村の狩宿にして、井出(伊出とも)館とも稱す。曾我物語云、君いてのやかたへ入給しかば、國々の大名小名御供して、云々、又

「たらちめはかゝれとてしも育けん露けき野邊の土と成身を、

藤原の助成、生年廿二歲、建久四年癸巳五月廿八日、駿河國富士山麓、井出の屋形に於て、亡父の爲報恩命を失ひ畢ぬ」と書留て太刀を拔て肩にかけ、兄弟手にゝ小續松を打振て、高物着してぞ行ける、既に小屋へ打入り、火を打振て見れば、奥の間の布障子の際に、助經と手越の少將、枕を並て臥たりけり、又隣の方の部の際に、是も嬉を重て往藤内と木瀬川の龜鶴と臥たりけり、兄弟是を見て、火を振捨て飛でかゝる、云々、又故十郎が妾虎は、井出の屋形は何國ぞと、思ひやりたる計にて、道芝の茂みが露も見えわかず、三島大明神を伏拜み、千渡(センド)の大路うち過て、尋ねゝゝ行程に、伊出の屋形に着ければ、心にもあらぬ野はらにて、心の澄む事限りなし、折ふし九月十三夜、名を得たる月なれども、我身の月は雲隱れ、見む方ぞ無りける、是や此亡人の最所と思ふに付ても、曉の別を恨みしに、永き別れと成て後も、空敷過行ものかなと、いとゞ涙ぞ進みける、かくて駿河國を立出て、都のかたへ登り、熊野參詣を遂けて、當麻、笠置の岩屋、吉野、粉川の方を拜み廻り、しばし天王寺に逗留し、云々。

狩宿(カリヤド)

今白糸村と改む、大宮の北二里餘、建久の狩倉の宿所なりし神野、井出の旅館にあたる、故に狩宿の名あり。

東鑑に「五月十五日、藍澤御狩事終、入御富士野御旅館、當南面立五間假屋、御家人同連檐、手越、黄瀨河以下、近邊遊女、令群參、列候御前、召里見冠者義成、向後可爲遊君別當之由、被仰付、十六日、富士野御狩之間、將軍家督若君(賴家)、始令射鹿給、屬晚於其所、被祭山神矢口等。

狩宿に曾我八幡とて、曾我兄弟を祭る小祠あり、曾我物語に「其後禪修尼(虎女)は今一度井出の屋形を見ばやとて、駿河國小林の郷に入ければ、森の中に社を建て、前に華表を立たり、此社は如何なる神ぞと里人に尋ければ、是は曾我十郎殿五郎殿兄弟を、富士郡六十六郷の御靈の神となし、淺間大神の客人の宮と崇奉る御神なりと申ければ、禪尼是を聞、昔に歸る心地して、七日七夜參籠」とあるは、正しく此小祠の事なるべきに、小林郷と云ひ、又淺間太神とあるは疑ふべし、小林は富士の東裾野なる藍澤の狩場の郷名なれば、本書の誤とす、淺間と云ふも八幡の誤ならん。

白絲瀧(シライト)

狩宿の北にして、芝川の水此に於て瀑布を成す、高八十七尺、幅四十尺、碑あり加茂季鷹の歌を刻す、

時知らぬ雪けの水か神代よりさはに落來る白絲の瀧、

內野(ウチノ)

今白糸村の大字とす、此に近時宇津峯宮尹良親王の故跡を識す、內山眞龍の遠江國風土記傳に、宗良親王の御子尹良は、井伊谷に生れ、應永四年、世良田、桃井の人々に擁せられ、駿河國富士の十二郷の內なる宇津野、田貫次郎が館へ入り、翌年上野國寺尾城へ赴き給ふ由を述ぶ。是信濃宮傳、浪合記などの僞書に因り流布したる說にして、奥州に宇津峰宮と申す宮方のおはせし古傳に附會して、いつはりて搆造したる者とす。

人穴(ヒトアナ)　(上井出)

今上井出(カミヰデ)村と云ふ、大宮の北四里、甲州本栖海(モトスノウミ)より右左口(ウバグチ)へ通ふ山道にあたり、小驛を成す。富士山の正面にして、名高き洞窟あり、之を人穴と云ふは、太穴(フトアナ)の訛か、人類栖止の意にはあらず、此邊海面以上凡六百八十米突。

東鑑云、建仁三年六月三日、將軍家(賴家)渡御于駿河國富士狩倉、彼山麓、又有大谷、號之人穴、爲令究見其所、被入仁田四郎忠常主從六人、忠常賜御劍、入人穴、今日不歸、出幕下畢、四日巳刻、忠常出人穴、歸參、往還一日一夜也、此洞狹兮不能廻踵、不意進行、又暗兮令痛心神、主從各取松明、路次始中終、水流浸足、蝙蝠遮飛于顏、不知幾千萬、其先途大河也、逆浪漲流、失據于欲渡、只迷惑之外無他、爰當火光河向、見奇特之間、郎從四人忽死亡、而忠常依彼靈之訓、投人恩賜御劍於件河、全命歸參、云々、古老云、是淺間大菩薩御在所、往昔以降、

敢不得見其所、云々。○今按、人穴の洞窟は二十間許に過ぎず、古昔の趣に合はざるは、後世其深奥の閉塞したるにやあらん。此洞窟は大噴火の際、溶岩の流動にあたり、岩體の却し故に忽凝結を爲し、因りて空洞を形成したる者、是れ一般火山に於て見る所の常像とす。近世此洞中に、角行てふ富士講の祖師が修法したるより、人穴の名益世に著る。洞口に一草堂あり、堂畔に角行の墓、及び富士講先達の壽碑數多を見る。一石には「人穴淨土門、正暦十九年三月四月の内、此山自燒て、煙此穴にいづ」云々と刻みたるは、信用し難き言なれど故あることと歟。洞中に角行の修驗處、大日佛(石像)等あり、究極の岩壁には金銅佛を安置すとも云ふ。

羽倉氏不盡嶽志云、嶽教始祖曰角行、嘗受秘籙於山神、練攝二十餘年、坐化西人穴、其徒私諡曰東覺佛、子弟相授、益作譎異之說、短褐左衽、私造文字、其文或音歟、或義缺。

高橋橘堂甲午富士山紀行云、富士山信仰は古の役行者の修法に始む、扶桑畧記に「行者被流罪於伊豆島矣、[illegible]行者晝隨王命居島、孝順於母尼、夜修行駿河國富慈峰、己送日月、白鳳五十六年、勅使到於島、召出行者、拔刀欲殺之、時行者不拒、而勅使前跪居、令殺刀、以舌舐畢、然返與使刀、有文寫取於紙、見者富慈明神表文也、驚惶言上、待天裁、天皇 博士、令讀表文者、當其辭云、天皇可愼宗、是非凡夫、大聖賢也、早免殺罪、速迎都城、尊重可令修法者也、[illegible]而勅使免殺罪畢、勞尊敬如神言」云々と援引し「此本傳文、錯注年代、未知作者是誰人哉、往々相違、眞僞無知」と論じたれば其事の荒誕にして詐たる必せり、靈異記には單に「晝隨皇命居伊豆島、夜爲練行、往富士山、身浮海上、走如踏陸、意馳霞且、飛如翥鳳」とあるさへ信ずべからざるに、富慈明神表文と云ふは甚しき僞言也、されば役行者の餘裔が、夙に延暦の比より此山を開きて、練行修法場と爲せしことは、此二書にて知らる、長久二年の銘文ある金口の、北口五合目の邊より堀出されしによれば、南北二道は昔よりありし也、久安年中に富士上人末代出でて、貴賤上下の檀信を得て、始て頂上に大日寺を建つ、是れ富士大日の信仰にして、天文天正の頃に至れり、之に次ぎ近世の富士講起る、古史傳に富士講の由來を說き「天文年間に肥前長崎に生れし長谷川左近竹松と云ふ人、富士修行を爲し、正保三年百六歲にて人穴に入定す、法名角行東覺と云ふ、其道統は日旺、旺心、月旺と相續し、元祿享保の頃其講社益盛大になり、月心并に村上光清と、月行并に食行(身祿)との二派と爲る」云々、今按に、角行は富士講の祖師と云ふべからず、嘉永二年寺社奉行所請文にも「其祖と尊信致候書行藤佛、并に右敎を傳來致候食行身祿と申者、神道佛道にも無之、自己の存附を以て種々異樣の儀申唱」と載せ、行者畧傳に、書行は元和六年人穴に參籠し、仙元明神の敎へ給ふ異字を用ふと云ふ、然れども懸鏡の銘に「元和六年庚申四月、仙宮卍書行」とありて、異字はなく、二代目角行の遺書こそ謂ゆる異字とす、其書中に明白に「書行藤佛、御法會、曾師、天文第七」又「卍角行、文術曾師」また「三代目術」(此異字は行者の通諱にや、代々多く見ゆ)ともあるにて、正保六年入定の角行は三代にして、祖師にあらずと知らる、享保の比村上光清は大宮本社の修造の功を成し、食行身祿は吉田口七合目烏帽子岩に入定す、文化年中より幕府は屢法令を設けて富士講の濫信を矯正したれど、未嚴禁に及ばず、近年は神道に屬し、扶桑敎として公行する者は其流末なり。

天子嶽(テンシ)

柚野村大字稻子(イナゴ)の西嶺にして、標高四千三百餘尺、芝川と富士川との間たる界嶺なれば、即國郡の界をも爲す、此山の名は日本內鑑に見ゆ、天子嶽の北につづきて毛無(ケナシ)山あり、標高一千九百四十八米突、芝川の源にして、此山麓を木橋(コトヽ)の澗谷とす。

(毛無山)

荒熊の住むてふ山の師齒迫山せめて問ふとも汝名(ナガナ)は告らじ、(万葉)

師齒迫山(シハセ)

後世其地を知らずと雖、歌枕には駿河國と云ひ、又芝川を芝瀬川と云ふ類々の說あれば、此に係く。○駿河草云、富士の芝(シバ)山は後(シリ)山なり、富士の西北の方にて、後(シリ)の方へよれる故、後山と云ひ、之をシハセ山、シバ山とも訓す。

(芝山)

天の原不自の之婆山このくれのときゆつりなばあはずかもあらむ、(万葉)

あつまぢの富士の芝山しばしたにけたぬ思に立煙かな、(新勅) 信實

是等富士山の外郭を成せる連嶺は、地質學上、中生層に屬し、御坂峠、阿難坂、神座山等と相接續す。

芝川(シバ)

上井出村、割石峠(甲州通路之に係り國郡界とす)天子が嶽及び裾野の諸溪を源とし、南流白絲(シライト)瀧と成り、其下には精進川の名あり、末は羽鮒、長貫の間に至り富士川へ入る、長七里。○此川の岩石に生する水苔を採り食料とす、其狀江戸の淺草海苔に同し、岳麓の一名產とす。

夏も猶雪消の水に月さえて氷しぬべし富士の芝川、(夫木) 法眼源承

上野(ウヘノ)

(大石)

今村名に呼ぶ、大石の上條(カミデウ)、下條、精進川の邊とす、大宮の北二里。大石は東鑑に「甲斐國源氏、并北條殿父子、赴駿河國、今日黄昏、止宿大石驛」云々、「武田安田逸見人々等、越富士北麓若彥路、到駿州」云々とあるは此大石とす。○改正三河記云、天正十年四月十日、信長公甲斐の古府を打立給ひ、甲州の境八代郡姥口といふ所より、富士の根方に分入らる、十一日阿難坂、迦葉坂を越え、本栖にいたられ、十二日、上野原、井出

の郷の邊にて、富士・大山を御覽じ、そのかみ鎌倉右大將狩倉の古蹟を尋ね、白糸の瀧を訪ひ、浮島ケ原を眺望したまひ、大宮の旅館に入り玉ふ。

大石寺　上野村の上條に在り、日蓮宗、富士興門派の一本山とす。正應三年、南條時光建立、日興上人を置く、即妙法大曼荼羅を本尊とし、興門一流の教義を主張す。殿堂樓閣、老杉古樹の中に在りて、一異境を現出す。

妙蓮寺　大石寺と同く、上條に在り、又興門派の一本山とす、元亨三年、日華(興の弟子)の開基にして、南條時光(平姓、富士郡の豪族)の館址を轉したる者とぞ。

柚野　今柚野村と云ふ、大石の西南にして、芝川の溪谷にあたる、此村に平家の落人の事を話說する古蹟あり、南條平氏の事と相混ずる歟。三澤寺、正法寺、法華道場あり、興門派にあらず、正安年中、僧日進(三位阿闍梨)を祖とす。稻子は又稻窪に作り、柚野の大字とす。此邊近年煙草を名産とす。

(稻子)

西山　今芝富村と改む、柚野の南に接し、大宮町の西山にあたる。西山本門寺は、應永の比、日興の弟子日代の開基、大内安清の建立とす、又富士五山の一なり。

長貫　今芝富村の大字とす、富士川の左岸にして、内房村に對す、水崖壁立、此間に三十間の藤橋を架す、舊製藤を以て編み爲したれば也。

大井鄕　和名抄、富士郡大井鄕、訓於保井。○今詳ならず、もしくは西山、柚野など、富士川の一支、芝川の谷なる村里にあたる歟、庵原郡にも大井鄕ありて、富士川の峽谷かと疑はるれば也、尙考ふべし。

富士山　東海道の大嶽にして、駿河灣の北方に峙つ、其山陰を甲斐國とし、山陽を駿東富士二郡とす。西側の峽谷を富士川と云ひ、東側の傍山を足柄箱根とす。盤周凡四十里、(標高三七七八米突)形狀端正、倒扇の天に懸るがごとく、四望一樣にして至て閑雅を成す、最頂凡一萬二千三百七十尺。

(不盡高嶺)

奈麻余美乃、甲斐の國、打縁る、駿河國と、こちごちの、國のみ中ゆ、出て立てる、不盡の高嶺は、天雲も、いゆきはばかり、飛鳥も、とびも上らず、燎火を、雪もてけち、降雪を、火もてけちつゝ、言も得ず、名づけも知らに、靈くも、います神かも、石花海と、名づけてあるも、其山の、堤める海ぞ、不盡河と、人の渡るも、其山の、水の當ぞ、日の本の、山跡の國の、鎭めとも、います神かも、寶とも、なれる山かも、駿河なる、不盡の高峰は、見れど飽かぬかも、

山邊宿禰赤人

(布士嶺)

不盡の嶺にふりおける雪は六月の十五日にけぬれば其夜ふりけり、布士の嶺を高みかしこみ天雲もい行きはばかりたなびくものを、(萬葉)

在原業平

富士の山を見れば、五月のつごもりに、雪いと白うふれり、

時知らぬ山は富士の根いつとてか鹿の子まだらに雪のふるらむ、その山は、爰にたとへば比叡の山を、二十ばかり重ねあげたらんほどして、形は鹽尻のやうになむありける、(伊勢物語)

地學雜志云、關東及び其四近は、日本地質構造の上に、最も重要なる地方にして、樺太山系は北より來り、支那山系は西南より來り、此地に於て相共に結合す、即是兩山系の對曲地方なり、此地方は飛驒及び木曾と共に、日本地體中、陸の最も廣き處、山の最も高き處を占領し、且此に尙も重要なる一地帶ありて、其極南は北緯十四度に位する馬利亞那群島に起り、北々西に向ひ火山群島、小笠原群島、伊豆七島、伊豆半島、箱根、富士、八ケ嶽を經て、信州の北部なる燒山に連る所の、大なる火山連脈を成す、之を名けて富士帶と云ふ、即是日本南北の兩對曲地帶なり。(是南日本、北日本との境とす、古書に此南北の區分あることなし)○富士は古書に不盡、布士、富土等に作り、靈異記には富岻に作る、常陸風土記には福慈に作る。其名義につきては、諸家異說多し、而も研究未盡さざる所あり、今其三四を擧けん。新風土記云、

(不死山)

富士は竹取物語に赫夜姫不死の藥を此山に取りて、帝へ奉りしより、不死の山と名付しと云が如きは論するに足らず、つらつら富士といふ字の義を思ふに、覆の山と云ふ事にや、神代卷に「火處燒、覆槽置、覆槽、此云于該布西」と云へり、古今集の東歌に「かひかねをさやにも見しかけゝれなくよこほりふせる小夜の中山」とよめるも、山をふせると云ふ證なり、また賤しきものゝ棲める屋は、器を覆たらむ形したれは、しづがふせ屋など云ふ、伊勢物語に、此山の事を「比叡の山を二十はかり重ねたらむほどして、形はしほじりのやうになむ有ける」と云ひ、このしほりと云ものいかなるものか詳ならず、種々の說さもある中に、しほしりは器の名なり、今の俗にすりはちと云ふ物なり、山の形すりはちをふせたらむ樣なれば、しか云へり共云ふ、其說のよしあしは論せず、形容は眞に左こそとおぼゆ、人の目は掩ひかたきものにて、十目の見る所其樣なるかな(鄕名同唱考云、信濃國伊那郡福智鄕、甲斐國都留郡福地鄕、駿河郡富士郡(延喜式、富士郡福知神社)フジ、フチいづれも同義ときこゆ、皆ホグシの訛言ならん、富士を常陸風土記に福慈岳ともあり、秀て奇頂なる由もて、秀奇歟、または火のもゆる山なるが故に、火靈異の義歟、フクの約ふなればふしとなるべし、福智、福地もシとチと違へれど、橫通の音なり、また筑紫日向槵觸峰も一に槵日ともかければ、クシは奇靈にて、ヒは火なるべし、ヒケフの峰ともいひて、火のほの立つ山なるによりて、然名つけしものと見ゆ、ホグシといふも又同樣なるべし。○史學雜志云、富士を

(福慈岳)

都良香の記に、山名取郡名也とあるは恐くは是に非ず、郡名却て山名に取りたるならん、近時或人のアイヌ言語風俗考にフジはアイヌ語ピッチ小石の義と云へれど、バツチエラー氏は富知は今日樺太(薩哈蓮)に用ゐるアイヌ言葉の火の意なり、(北海道アイヌ語には、火をアペと云ふ)此山昔は噴火しければ、フチと云へるならん云々と論ず、後說是にちかし、朝鮮國の輿地勝覽に「三角山、一名華山、新羅稱負兒岳、實京城之鎭也」とある山も、空にそびゆる華蓉の狀あり、我富士に同じ、云々。(又漢土に不二山あり、西域に龜茲白山ありとの附說あれど、牽強散漫の言のみ)

元日の見るものにせんふじのやま、　宗鑑

富士の山しはすともなき姿かな、　湖春

雲霧のしばし百景をつくしけり、　桃青

仙客來遊雲外巓、神龍栖老洞中淵、雪如紈素煙如柄、
白扇倒懸東海天、　石川丈山

本朝文粹云、(都良香富士山記)富士山者、在駿河國、峰如削成、直聳屬天、其高不可測、歷覽史籍、所記未有高於此山者也、其聳峰鬱起、見在天際、臨瞰海中、觀其靈基所盤、連亘數千里間、行旅之人、經歷數日、乃過其下、去之顧望、猶在山下、蓋神仙之所遊萃也、承和年中、從山峰落來珠玉、玉有小孔、蓋是仙簾之貫珠也、又貞觀十七年、十一月十五日、吏民仍舊致祭、日加午、天甚美晴、仰觀山峰、有白衣美女二人、雙舞山巓上、去巓一尺餘、土人共見、古老傳云、山名富士、取郡名也、山有神、名淺間大神、此山高極雲表、不幾丈、頂上有平地、廣一許里、其頂中央窪下、體如炊甑、々底有神池、々中有大石、々體驚奇、宛如蹲虎、亦其甑中、常有氣蒸出、其色純青、窺其甑底、如湯沸騰、其在遠望者、常見煙火、亦其頂上、匝池生竹、青紺柔愞、宿雪春夏不消、山腰以下、生小松、腰以上無復生木、白沙成山、其攀登者、止腹下、不得達上、以白沙流下也、相傳、昔有役居士、得登其頂、後攀登者、皆點額於腹下、有大泉、出自腹下、遂成大河、其流寒暑水旱、無有盈縮、山頭腰下、有小山、土俗謂之新山、本平地也、延曆廿一年三月、雲霧晦暝、十日而後成山、蓋神造也、○義楚六帖云、日本東北千餘里、有山名富士、亦名蓬萊、其山峻、三面是海、一朶上聳、頂有火煙、日中上、有諸寶流下、夜卽却上、常聞音樂、徐福止此、謂蓬萊、至今子孫、皆曰秦氏。○神社考云、孝安天皇九十二年六月、富士山涌出、初出霞飛來、如穀聚、無險阻、後頂上五盤石出、其落下趾、作澤巒、(書紀通證云、據萬葉山邊赤人歌、此山與開闢俱在、可以見、而世言、孝靈帝時涌出者、固不足信耳)山形似合蓮華、絕頂八葉、層々到第八層、中央有大窪、々底湛池水、色如藍、汲物、飲之、味甘酸、治諸疾、池傍小穴、形似初月、穴中或燃出黑煙、雨土沙、或白雲金光映徹、現鬼神形赤黑色、貞觀五年秋、白衣神女出現、双立舞遊、時火炎揚、有聞光、卽祭之號火御子、延曆二十四年、山神託曰、我號淺間大神、大同元年立社祭之。○總見院殿追善記云、將軍(信長)年來富士山御一見の望あり、此山は天竺支那扶桑三國無雙の名山なり、然るを今(天正十年春)吾山と成て大望を遂することゝて、快蓄斜ならず。

絕入歸霄富士巖、嶠根直壓三州間、六月雪花飜素靄、
何處深林覓白鷴、(日東曲)　(明人)宋濂

富山千仞雲嶒嶝、幾度思登病未能、送汝錫飛三伏裡、
歸來分我一甌冰、(空華集)　僧義堂

富士峰高宇宙間、崔嵬豈獨冠東關、唯應白日青天好、
雲裡看山不識山、(村庵小稿)　僧策彥

客東遊、携富士山圖而歸、
覇國江山尋舊蹤、只憑詩講細形容、不知行橐重多少、
收得天邊富士峰、(村庵小稿)

富士の登路は四方各一路、每年陰曆六月朔に始まり、山開と稱し、七月廿六日に終る、風雨の險惡なければ、夜と雖之に登るべし。而も高峻の山、危害多し、故に初登の人は、嚮導先達に從ふを要す、行者は白衣を好み、必身の旅裝を整む、卽氣力修養に資する所以にして、古人之を禅行と云ひ、修驗と稱せるも、必しも其事を神秘にするにあらず。表口(西麓、大宮より八里、南口は須山(駿東郡)より七里、東口は須走より六里、東口新道御殿場中畑より九里、北口甲州吉田より六里　○澤氏漫遊文章云、富士山望之、兀然峭峙、無草樹、無正路、沙石處々、羊腸萬折、但守先導之武、以轉趾、懸跛之石、或沙而碎於脚底、步々輪退、將僵而杖扶焉、山凡四十里爲一升、十析爲合、每合置室、室大丈許、高五六尺、板屋四柱、礫石周封、所置遠近、倚巖勢之可倚、登者以息以宿、以避風雨、頂上之室十餘建焉、皆小於路傍者、記曰、貞觀十一年、最頂建祠、今唯存衞門、三峰卓起、正中陷爲池、而今也水涸、爲窨而已、約徑廿餘丈、深數十仞、三峰最高爲中臺、又名雷電巖、不可攀也、巖下南轉而行數百步、巖嶺相連、又不可攀者、名曰駒峯、有石窟、懸梯以登下、則鉄子口也、池縱而沙滿故名、東南之角、寶永峰在脚下、寶永年爲熔噴發、雨沙石於千里外、欲則山之瘤見云、俯臨咫尺、傍有發火之穴、距此六里、西南絕險、有劍峰、手捫石坎而躋中外重者、二十餘步、過之平坦、踏凍雪而行、池邊處々置金人、又搆小堂、々側有玉井、僅々盈丈、不竭不溢、人以爲靈、乃破堅氷而飲、冽甚、寒氣徹骨。○新撰國志云、大宮より登山せんに、先村山の根本淺間宮に至り、是より草野三里、木立三里、砂山三里、胸突八町と唱へ居るも、實際は里數稍短し、草野を東宮原と云ふ、木立には八幡宮あり、金剛力士の杖を賣る、馬返、從垢離と云ふを過ぎて、一合目(標高一千四百米突)に至る、以上三合目まで松樹繁茂す、四合目より沙石滿目、山骨暴露、此邊にて山腹を一周するを中道巡十三里と唱

(劍峰)

(內院)

ふ、(小富士、小御嶽、寶永山、大澤等を巡行す)眼界豁然、凡一合目より頂上十合目まで五里と稱し、途中十町二十町毎に休泊所ありて、四合目以上は石を以て疊み室と呼ぶ、盛夏と雖も氏四十度の温に上らず、大氣稀薄、人往々醉ふことあり、山中と唱ふ、六七合以上險峻危急、九合を胸突と云ふ、頂上に小祀あり奥宮と唱ふ、絕頂中央の窪坎をオハチと呼び、其外緣五十町内緣三十六町巡行すべし、緣に八峯對立し、劍ヶ峯最高し、(三七八〇米突)馬背嶽、雷電嶽、釋迦嶽、藥師嶽、觀音嶽、經嶽、駒嶽等環のごとく堵のごとし、之を蓮花の八葉に比す。(標堂甲午富士山紀行云、駒が岳は南峰なり、即表口とす、此に黄銅の驪を安置す、是は太子傳曆に「推古帝六年、甲斐國貢一驪駒、四脚白者、秋九月、太子馭此馬、浮雲東去、三日後歸來、謂左右曰、吾騎此馬、躡雲凌霧、直至富士岳、轉至信濃、經三越、竟今得歸」云々、太子傳補闕記に「東登富士岳、三日而還、北遊高志之州、二日而還」云々とあるに據れる也、駒が岳にならび峰巒十計り、内院を圍みて屹び立つ(内院は舊噴火孔にして地積七萬五千坪、其火口壁の東北より西部に繞り、棚架狀の段地あり、學者之を火口棚と名つく、新月狀を成し、面積四萬七千坪、坎泓の底は圓徑四十間、劍峰より降る百三十間許、殘雪の間に極底を探るを得、此間今絕えて熱氣なしと雖、岩壁に硫黄晶華を留むるものあり)佛家之を三十三天の兜率内院に比視するとぞ、抑此頂は久安年中末代と云へる僧の登山して、大日如來を今の奥宮に安置して貴賤の渴仰を得しより、全く佛家の占領に歸せしなり、都良香記には小角登山と云ひ、林羅山記には「空海聞珍の岩石を刻みて、佛軀を彫れる者山上に多かり」と述ぶれど、末代法師以前の登山修法の事の實否信し難し、駒岳の陰に奥宮ありて南面す、駒岳より北東に行けば、成就が岳(觀音峰)、賽の河原、荒巻など云ふ邊は不時に疾

(大日堂址)

風の襲來る所なりとて、徑路石を以て墻壁を造り風に備ふ、地中より蒸氣昇騰し沙石皆熱する所あり、湯谷と云ふ、北口(甲州吉田口)には石室十二戸あり、此を藥師嶽、白山嶽と云ふ、大氣の壓力は此(標高三千七百佛尺)にて平均四九〇佛厘、之を沼津の七五七、に比して大差あるを知るべし、温度は八月中最高二一度、最低氷點下零五度とす、風雨雲霧はた霜雹雪霰の奇、朝暉夕陽の變より、空中幻影の出沒等、幾多の不可思儀あり。

本朝世紀云、久安五年四月、近日於一院、有如法大般若一部書寫事、卿士大夫、男女緇素、多營此事、是則駿河國有一上人、號富士上人、其名末代、攀登富士山、已及數百度、山頂構佛閣、號大日寺。

古宮本富士按内記云、八葉蓮花にたとへし峰は、各佛名を付けらる、都氏山文に虎石と云ふ者今詳ならず、(今按、勢至嶽近年三島嶽と云ふ邊の火口壁を獅岩と唱ふ、銀明水の近傍より望むべし、即虎石とす)内院燕さて鵠に似たる飛禽居る、淺間嶽の初穗打場(今按、初穗打とは西國の賽島、高千尾などに上古より傳ふる散米の故風に同じ)に大日の坐像あり、鐵身銅體、左腕の銘に「尾州海道郡、富田庄江西郷、野間源三郎」右腕の銘に「大永八年戊子、五月十三日、藤原敏文」とあり、表に大日堂(今按、今の奥宮の地)あり、本尊大日如來、別當駿州村山の山伏大鏡坊、池西坊、辻坊、小屋二字、此に鐵像大日二體、銘「願主富士山興法寺辻之坊曾乘、尾州中島郡於今崎郷、奉鑄此佛也、松本宥阿、檀那等毛利寶氏、井明室幸光大姉、稚柿野々村妙光、明應二年乙卯五月」云々、此邊にコノシロが池と云ふありて、常は水なけれど、小川形也、末は内院へ落つ、此より劍峰へかかる邊に、大日像、寛永元年庚申の銘あり、劍峰の下には「檀那、眞野久朝、白川彈正少弼政朝、在判、延德二稔庚戌、仲夏口日安藝入道宗祥」云々と銘する同像あり、又「天文十二年五月、濃州可兒郡上住戶右衛門」云々と銘する同像もあり、劍が峯より釋迦が岳(今按、白山と云ふに同じ)に至るまでの間を、内濱外濱と云ひ(此より西へ一壑の裂け下るを大澤と云ふ)外濱は通路なし、割石さいふ岩窟に大日如來の鐵鏡ありて、文龜三年の銘あり、此に入定窟と云ふもあり、内院巡凡五十六町。

甲斐叢記云、富士山は今も山中に多く佛像を祭りあれば、中古には悉皆佛家の有にてありき、故頂上なる空坎を兜率の内院に比べ、其周圍の八の峰を蓮花に譬へて、各佛名を配當し、此山に登る辛苦を、人間世の生死流轉に擬へ、大小の劫數にかぞへたり。(一說、合は穀升の盛目と云ふ)

富士山　　山崎　闇齋

富士甲扶桑、山頭面八方、天地一壁柱、風雲屯兩傍、巍巍成龍虎、蛇蟠且翱翔、誰哉擬鳳后、制陣奉君王。

大槻　磐溪

覆壓三州勢厚盤、登臨果識衆山冠、片雲陣石崇朝雨、大雪埋藏萬古寒、半嶺雷聲嶺脚下、滿天星象闘肩端、滄浪一道浮紅紫、日躍扶桑破夜瀾、

小野　湖山

茫々八極御靈風、獨立巍然思不群、月窟星宮應咫尺、十洲三島漫紛紜、赤烏夜躍東瀛水、金氣秋橫大龍雲、高宿峰頭攻甜枕、釣天樂奏夢中聞、

富士の噴火は今日全く熄止したるにあらず、往時の大變ありしことも想像するに餘あり、而も此山創成の大變は幾千万年の上世なれば、固より人間歷史の事にあらず、ただ其時々に火の燃えしことは、奈良朝万葉集の歌にも見え、平安朝古今集の序には「今は富士の煙もたたずなり」とあれば、暫消火したることもありて、起滅無常の火山なり、即現下地學者は之を活火山の中に數ふ。故に又或は曰ふ、此山活動熾盛ならず、老齡の者と謂ふべく其破裂は間歇的活動なりと。さて此山の出現を孝安帝の

御世、又は孝謙帝の御世に係けて說くは、中世編錄の諸年代記に見え、雜史にも載すれど、信用薄き古書には見えず。清寧天皇三年、富士山燒崩、紅灰降（伊豆山緣起）宣化天皇御宇、自海中涌出、此號不盡山云々（詞林采葉、引大内記錄所日記）などあるも信用に勝えずと雖、之を要するに、此山は上古より變動・燒崩の數々ありし口碑をば傳へし者と知るべし。文獻稍備はり以て此山の激變を徵すべきは、續日本紀、天應元年の降灰に始まり、爾後の次第は、

續紀、天應元年、七月六日、駿河國言、富士山下雨灰、灰之所及、木葉凋萎。逸史、延曆十九年、六月六日、駿河國言、自去三月十四日、迄四月十八日、富士山巓自燒、晝則煙氣暗冥、夜則火光照天、其聲如雷、灰下如雨、山下川水皆紅色也（日本記畧）延曆二十一年、正月八日、勅、駿河國相摸國言、駿河國富士山、晝夜烜燎、砂礫如霰者、求之卜筮、占曰旱疫、宜令兩國加鎭謝、及讀經以攘災殃。五月停相摸國足柄路、開筥荷途、以富士燒碎石塞道也。都良香記文、富士山、東脚下、有小山、土俗謂之新山、本平地也、延曆二十一年三月、雲霧晦暝、十日而後成山、蓋神造也。三代實錄、貞觀六年、五月廿五日、駿河國言、富士郡正三位淺間大神、大山火、其勢甚熾、燒山方一二許里、光焰高二十許丈、有雷地震三度、歷十餘日、火猶不滅、焦巖崩嶺、沙石如雨、煙雲鬱蒸、人不得近、大山西北、有本栖水海、所燒巖石、流埋海中、遠三十許里、廣三四許里、高二三許丈、火焰遂屬甲斐國、六月十七日、甲斐國言、駿河國富士大山、忽有暴火、燒碎崗巒、草木焦死、熱土礫石、流埋八代郡本栖幷劉兩水海、水熱如湯、魚鼈皆死、百姓居宅、與海共埋、或有宅無人、其數難記、兩海以東、亦有水海、名曰河口海、火焰赴向河口海、本栖劉等海、未燒埋之前、地大震動、雷電暴雨、雲霧晦冥、山野難辨、然後有此災異焉。日本記畧、承平七年、十一月、甲斐國言、駿河國富士山、神火埋水海。本朝世紀、長保元年、三月七日、駿河國言、此頃不字御山燃。日本記畧、長元五年、十二月十六日、富士山燒、自峯至山脚。扶桑畧記、永保三年、二月二十八日、富士山燒燃焉。太平記、元弘元年、七月七日、大地震、富士山峰崩、數百丈。妙法寺年代記、永正八年、富士山鎭岩燒。憲廟實錄、寶永四年、十一月二十三日、巳中刻、富士山の東偏炎上、砂灰を吹出し、關東諸國の田園皆埋沒す。續淡海、寶永四年、十一月廿二日、駿州油井、神原、吉原大地震、三十度程、家一軒も不殘ゆり潰し、廿三日には、富士山南の方半腹、須走口より燒立候、其音夥敷、晝は暗く夜は殊の外赤く、其上砂に小石交り降候（一書に、寬永四年山燒と云ふは、寶字を寬字に誤れる也）

以上の記錄中、大變と思惟すべきは、延曆の新山（小富士）、貞觀の埋海（本栖海）、寶永の新山（寶永山）三回とす、各其地名下に詳述す。クラッセ西教史に、我慶長十二年、葡萄牙の宣教師が富士火山の下を過ぎて、煙の上れるを見たりと云へるは、稍疑ふべしと雖、元和元年の紀行篠枕にも同じ樣に云へり、されば其頃にも爆發せしことありしならんか、他書にいまだ傍證を見ず。

富士の根のならぬ思ひにもえはもえ神だに消たぬむなし煙を、（古今）紀のめのと　君と云へば見まれ見ずまれふしの嶺のめつらしげなく燃ゆる吾戀、（古今）忠行（古今集の序には「今は富士の山も煙立たずなり」と云ふ、延喜年中の事なるべし）蜻賓晴母あづま路の記（後一條院の御宇にや、原書再考すべし）云、御前にて富士の山はいかが見つると御尋ありしに「あきらけき御世の時しるふしの根やけふりも雲もそらにきえつつ」煙の末も、一條院の頃までは定かに見しといふもあれど、近き世には知れりと云ふ人もなし、實に古今の序にかけるは、今のためしとや云ふべき。（更科日記云、（天喜年中、常陸介菅原孝標女）富士の山は駿河國なり、我生出し國にては西面にみえし山なり、その山のさまいと世にみえぬさま也、さまことなる山のすがたの、こんじやうを塗たるやうなるに、雪の消る世もなく積たれば、色こき衣に白きあこめきたらんやうに見えて、山のいたゞきのすこし平らぎたるより烟は立のぼる、夕暮は火の燃たつも見ゆ。○うたたねの記云、（阿佛尼、文永中にや）不二（フジ）の山はたゞ爰元にぞ見ゆる、雪いと白くて心細し、風になびく煙の末も、夢の前に哀れなれど、上なきものはと思けむつ心のたけぞ、物怖ろしかりける、甲斐の白峯もいと白く見わたされたり。○阿佛尼建治三年いざよひ日記云、富士の山を見れば煙もたゝず、昔父の朝臣に誘はれて、いかになるみの浦なればなどよみし比、遠江國までは來しかば、富士の煙の末を朝夕たしかに見えし物を、何の年よりか絶えしと問へど、定かに答ふる人だにもなし、古今の序のことまで思ひ出られて、云々。○光行海道記云、富士の山の嶺に二泉あり、湯のごとく涌くと云ふ、昔は仙女が此窟に遊びて常に在す、すべて此峰天漢の中へ沖りて、人衆の外に見ゆ、眼をいただきてたつ魂恍々とほれたり、「問來つる富士の煙は空に消て雲に名殘の面影ぞ立つ」。

富士の根の煙の末はたえにしをふりける雪や消えせざるらん（觀應中紀行、都苞）宗久

新山（ニヒ）

今小富士（コフジ）と云ふもの蓋是也、山頂の東方須走（スバシリ）口登路の五合目右側にして、山腹の一突起とす。近世此峰筋を以て駿甲の國堺とし、籠坂峠に連ねしむ。新山は延曆二十一年の噴出に係り、此事は日本記畧、幷に都氏富士山記に載せ、光行海道記にも「東のふもとに新山といふ山

あり、延暦年中に大神降りて之をつくといへり」と述ぶ、此生成は地學者の謂ゆる側火山にして、漢語の博山とぞ。（和川築云、清異錄、博山香爐、峰尖上、作一暗竅出煙、云々、本草龍の條に、頭上有博山といふは瘤なり）延暦の變動は十九年より二十一年に涉り、三月博山突起し、其五月には足柄山道の燒石（熔岩（ラヴア））の爲めに杜塞せられしを以て之を廢止すとあるにより、其災害の長く且廣く、而も東麓なる足柄の方へ熔岩流下したるを想ふに足る、一書に、籠坂峠の傍に中禪定（ナカゼンヂヤウ）と云ふ小峰あり、これ新山かと疑へり。又小富士と寶永山の中間に、牛頸（ウシカクビ）と名づくる小突起あり、是れも何の世のか噴出ならん（小富士、頂高六千二百九十尺）

四萬八千丈ふじにはふじの霞かな、　蘆　島

寶永山（ハウエイ）

富士の絶頂、東南腹にあたり、東口新道の左側とす、爆發火口の側に離立して、遠望すれば突起せる贅瘤の狀あり、故に山を以て之を呼ぶ。此噴火口は寶永四年十一月廿三日巳中刻の事變にして、其火口は大坎窪を生じ、縱十二町横六町許、坑深二百餘丈。初め十一月廿二日大地震、富士山下の邑里家屋、悉皆破損す、廿三日午前十時比、山上ノ鳴動、半空已に煙雲の湧上るを見しが、見る間に天日を蔽ひ、滿目晦濛、沙石飛下す、遠地は灰風に隨ひて雨降す。其灰雨初め東風なりしにや、駿府を過ぎ岡部宿まで及びしに、轉じて西風と爲り、足柄箱根を越えて、坂東諸國に降下し、數晝夜に連なれり。爾後餘へやまず、十二月八日まで動搖す、山下の災害は須走村を最とす、家屋は全く熱灰礫砂の爲めに埋沒し、深一丈四五尺に達したりと云ふ。（寶永山頂高二千七百米突）○皆草云、寶永四年十一月、富士山燒け、土砂石礫を吹飛し、其吹出し所穴となり、穴の口に大なる山を生す、世俗呼て寶永山と號す、海道より眺むれば右の方の半腹に彼山出來て瘤のごとし、さばかり三國無双の名山に、此時ちいさき瑕のできしこそ惜なれ。○富嶽遊草云、自嶽麓望之、則見當嶺之右肩、贅丸丘起、隨測躋形狀随變、比至六合、人與之比肩、寶永四年、嶽肩破裂、而成一山、故名寶永、一山黝黯、磽磧如栗子、自七合陵夷、至三合而止、降路由于此、急轉直下、不出二時間云、所謂砂走（スナハシリ）是也、

富士行　　祇園　南海

大素戯冥濛、二儀費經營、盤古皆兒戯、何俟漭瀁漏、天開地闢尚傾仄、摂媧皇極以撐●、六甲運斤鴻濛鑿、削成天柱何崢嶸、西指崑崙東富士、然後乾定坤亦平、礴以巨鼇子對峙、混沌夜泣摩厥斑、倘來九九六六幾萬歳、誰道嶽見孛蟲秋、盤根横亘千餘里、羅壓扶桑六十州、義和攬轡飲天池、姱嫁喘息匿丹丘、二十八宿旁森羅、河瀾涛噴間不流、神工如此久亦虛、内陵捞嶽山骨蘇、帝命祝融炎其肩、何香點穴豐隆炷、火烏礑碑淡玉石、灰起滿天玄雷中、嶽氣清明石脈通、但苦火痞搊角跗、吾當炎熱且馬看、雪花往往拂金鞍、芙蓉八朶拔平地、漭高六出雲天門、膽看雷霆在半腹、突兀衆山列遥薦、天風一拂長雲横、香爐紫淵●氤氲、白帝之孫金祖誥、東海蓬萊石作瓦、銀闕蜃石海波間、瞻望閭津海若驛、徐福老臣有僞官、樓船為空帆海風、員嶠方壺及岱輿、富士異稱其寶同、五雲起處指點是、瑤草銀闕蕊珠宮、捐船欲上神仙宅、寶劍拂雷光如虹、由來瑤草山靈護、苟非其人同不慈、嗚呼福也歸去來予待汝兩腋生羽翼、然後駕青鸞與玄鱗以迎汝蓬瀛、

裾野（スソノ）

又富士野（フジノ）と云ふ、即山腹以下傾斜の稍峻急ならざる林麓を云ふ、其原野は今富士郡駿東郡南都留郡の諸村に分屬し、其耕種すべきものは多少田圃に化したりと雖、莽々たる草藪や々たる樹林、猶數十方里の廣面積を存す。

ふじの山裾野にもゆる早蕨や峰にいはるる煙なるらむ（正治百首）通光

消えがての不二の端山（ハヤマ）の峰の雪時移すさや霞居るらむ、（建保百首）家隆

富士野の狩倉は東鑑、曾我物語等に見え、鎌倉武家の盛典とす、當時西麓には神野、井出と云ひ、（富士郡）東麓には黄瀬、小林と云ひ、（駿河郡）羽獵の名場とす。今富士郡の御料林三萬町、并に駿東南都留の官林は此中とす。

あさぎりや空飛ぶ夢を富士おろし、　其　角

蝶たつや富士の裾野の小家より、　蕪　村

簡堂不盡嶽志云、岳四面同狀、麓多異艸、曰草山、草盡而樹、曰樹山、樹盡而屺、爲岳身、其上純岩、險仄如削、巓有圓坎、峰巒環列凡八峰、是爲八稜、其峙半腹者、曰寶永、曰小岳、庭曰神庭、壑曰鳴谷、曰龍澤、石架壑、曰浮天矼（ウキハシ）、樹缺芽生者、曰芝山。（浮橋は西南腹にあり）○中院通勝蝉寄枕記云、（元和庚申歳）吉原浮島が原を過れば、青天爲霽、萬仭士峯、只在掌握中焉、幽邃瓊奇之景象、不可勝計、凡富士秀山也、于駿于甲于豆、蕃峻趾而峯峨亦峯、麗千里攢嶺岫、絶頂分爲八稜、積雪不斷、常無熱惱、雖西乾積特東震泰嵩、不可相左右、中央嵯峨、陰呼噓波、涌汲滿、煽其一穂、氣升霄間、且學且泉、誠希代之壯觀也、昔年孝安皇帝の時に、此國の東南に當りて、雲霧俄に起り、地の震ふ事數百里也しか、夜の間に此山崛起湧出すと云へり、白衣の天女絶巓に跡を垂れて、水旱疾疫祈れば應ふなど聞え侍りき、裾野の原に馬の口を控、て、

射天八葉幾千里、雄鎮東方仙女蹤、空劫已來堆積雪、扶桑側出玉芙蓉。

駿東郡

（駿河郡）

駿東郡

富士山の東南麓にして、東は足柄山の連嶺を以て相模國と相限る、北伊豆國との交界は田郊岡陵の間に在るを以て、天然の分域なし、今三町三十四村、沼津に治す。

駿東は古駿河郡と云ふ、和名抄、駿河郡、訓須流加、十郷、(うの一郷柏原は今富士郡へ入る)後世駿東に改む、而も駿西の對稱ありしにあらず。○國郡沿革考云、駿河を駿東に作る者、蓋中世國名と同き郡名を改むるの際にあるべし、本郡定輪寺、天文二十年今川氏の判物に、駿東郡大岡庄桃園定輪寺云々とあり、正保圖には駿東郡とす。今按、沼津蓮光寺徳川氏の朱印狀に、寛文十三年、駿河郡、小泉庄柿田村と見え、享保三年の狀には駿東郡に作る。駿河新風土記にも、享保年間官より命じて駿東と改むと云ふ。蓋寛文年中復舊の後、元祿圖に至り再駿東となし、猶混用する者あるを以て、享保中更に命して駿東と一定したるならん。○續紀、延暦十年、駿河國駿河郡、大領正六位上、金刺舍人廣名、爲國造と載せたり、金刺大領の事他に所見なし。信濃國諏訪祝を金刺氏と號す、又江家次第に伊豆國金刺宿禰爲粮と云ふ人あり、隣國なれば族類の關係ある歟。又金刺氏の駿河國造たることは、國造本紀に合はず、疑くは古國造物部氏なるを、國郡制定の後に、國造の稱號を金刺氏に賜はりし歟。續紀、天平寶字元年の條には、益頭郡人金刺舍人麻自見ゆ。

新風土記に、嘉元二年、伊豆走湯山文書に、駿東郡金持庄と見ゆと述ぶ、されば駿東の名も、鎌倉府以前よりの事なるべし。

（珠流河國）

按に、駿東は古の駿河てふ國名の本據地にして、上古に駿河國と云へるは、今の駿東、富士二郡(俗に此を山東と云ふは富士以東の義とす)にあたる。國造本紀、珠流河國造、志賀穴穗朝世、以物部連祖、大新川命兒、片堅石命定賜、とあるは、盧原國造と相并びて、別に一邦を爲したるを知る。天孫本紀、物部系譜には「物部片堅石連公、駿河國造等祖」と錄す、亦之に同し。國郡制定の時、伊豆、盧原をも併せ、駿河國を立てらる。天武天皇の時、伊豆國を分置せられ、國界一定す。景行紀に駿河燒遺と云ひしは謚追書にして、上古の語にはあらず。安閑紀に「二年、置駿河國稚贄屯倉」とあるは不詳、一說、稚贄は今の鈴川の邊に生贄の名のこると云へば、本來駿河の域内歟。又大同類聚方に「珠流河藥、駿河國盧津、遠海主等奏」また「波意原藥、駿河國盧津、遠海麻呂等、朝家所上奏之方也」とある盧津も波意原も地名なるべけれど今聞こえず。

（蘆津）

○新風土記に、萬葉に「打縁る駿河の國」とあるに據り、名義は寄する處(陸は國處の義といふより推す)なり、されば洲の浪に打縁せられし地歟と說く。今按に、寄處と云はんよりも、直に洲處と說く方猶勝れるにあらずや。ル音は洲音を延べて唱ふる韻(子音)の變して本音(母音)と爲れるに過ぎじ。因て憶ふに、國造本紀に珠流河國の前に素賀國を置く、是は素賀と珠流河は同語なれば、并び載せたる也、而も其素賀國は「橿原朝始、定天下時、從侍來人、名美志印命、定賜國造」とありて、神武創業の日に建てられし國なれば、此駿河にはあらじ。大和國に曾我てふ地名あるは、即其素賀國なるべし。さりながら國造本紀に、誤りて素賀珠流河の相并べらるるは、偶之に依りて、珠流河は素賀と一語同唱の名字なるを知るを得たり。近世諸家の說に、素賀國を強て珠流河と久努(今遠江の東偏)二國の間に求めしは、恐らくは徒勞、益なからんのみ。

足高山

又愛鷹に作り、古訓ハシタカなり、アシタカともハシタカとも呼べるならん。富士の南麓に特起する峻嶺にして、六峯攢簇して、殆五千尺の高さに及ぶ、周廻十三里、富士駿東兩郡に分屬す。○足高の六峰とは鷲巣山(大河内嶽又は大嶽とも)標高一五〇〇米突、小嶽、越前嶽、鋸嶽(伴次郎山とも)、黒嶽、山宮嶽(足高明神の山宮あり、東南に突起す)標高一一九〇米突等とす、山中御料林面積凡六千餘町、黒松檜樅等とす。

（愛鷹山）

足高を古書に愛鷹に作れるは、ハシタカと唱ふれば也、愛は古訓ハシ(古事記萬葉集に例多し)にてアシとは訓むべからず。東鑑に波志太、鉢田とあるも、愛鷹の訛なれば、其頃までハシタカとも呼ばれたり。林氏神社考に詞林采葉、富士縁起等の大意を摘み「古老傳云、昔駿河國大淵里、有老翁、嫗共居、翁養鷹、嫗飼犬、後住乘馬里、作箕爲業、箭中得一女、其長一寸餘、奇之、裹綿養之、經十六月、漸長成、能行歩、容貌端嚴、言語和雅、于時天子詔諸國、撰美女令獻之、采女使者、至駿河國、富士郡乘馬里宿老翁宅、終夜有光、使者怪問曰、何故通夜燃火哉、答曰我女之光彩也、使者窺之、其女甚美也、於是謂曰、天子求女、汝誠當矣、女不從、使者奏事、于時女語父母曰、竊子之愛、育養之恩、誠重誠深、雖然我不可久住、今我登山去、乃上富士山、入岩窟、已而天子來於此國、幸乘馬里、翁奏其事、天子大歎、與翁登山、休於第五層、脫玉冠、留此處、漸進臨絕頂、臨巖窟、女出迎曰、願天子住此、因共入窟中、後玉冠所在、積石以爲陵云、所謂翁者、愛鷹明神也、嫗者阿犬明神也」(淺間神社を參考すべし)○足高明神は今山の東南麓鷹根村に屬し、桃澤社と云ふ。

（桃澤神社）

新風土記に論じて曰く、詞林采葉集に「打縁する駿河國の義を解き、うちよすると云ふは異議多し、波のうちよするとつゝけたりとも、又彼國には富士とあし高との二山あり、此兩山の間昔は東海道の驛路なり、其あはひに横走の關と云有り、此道は商稜者とほりけるをば、明神いさはせ玉ひて、南海に浮島が原ゆられきけるを、打寄せ給ひて、つなぎ留させ給ひしかば、打寄す

る駿河國と申す」とあるは古傳說の殘れるをとりて記せしなり、こゝに明神とあるを、宗祇の名所方角抄には足柄明神とせり、此神は延喜式に出たる桃澤神社にて、風土記に祭神建御名方神とある是なり、建御名方神浮島原をつなぎ留たまへる事、出雲風土記の八束水臣命の國引の古事を似たるより傳なり（以上）云々。然れども風土記建御名方神とあるは、僞書の文なれば固より採り難し、詞林采葉の說は、或は古風土記の逸文ならん、頗古意あり、又桃澤社を長澤の足高明神に擬する一說あり。

名所方角抄云、足高は唐土の山となん、富士にたけくらべせんとて、日本へ來るを、あしからの明神けづらせ給て、富士よりひくしと云也、駿河の沖に浪のごとくにてありけるを、神力を以今うきしまが原となりしと、云々、子細有之事也、昔鎌倉へくだるに、富士とあしたか山の間を、あしから越をしてくだるなり。○今按、富士足高の間なる山脈を、十里木（ジフリギ）越と云ふ、然れども鎌倉時代の驛路にはあらず、一間道のみ。

足高牧野（アシタカノマキノ）

俗說、足高牧は神馬百疋牧ちありて、人の捕ふることなしと云へるは、延喜式、駿河國岡野馬牧、蘇（ソ）彌奈（ミナ）牧、（同書に、又駿河官牧牛直一千三百束ともあれば、蘇彌奈は牛牧なりしか）の遺風なりけん。岡野は大岡牧に同く、後世も其名を失はねど、蘇彌奈は詳ならず。近世、寛政八年幕府新牧を興し、澤田の尾上牧、鳥谷の元野牧、（共に沼津の北）增川の霧野牧、（富士郡須津村）三所に五六百の馬匹を見しが、明治維新に至り廢絕す。

（鉢田山）

波志太山（ハシタ）

又鉢田（ハチタ）に作る、蓋足高の訛とす、東鑑に見ゆ。

治承四年八月廿五日、大庭三郎景親、爲防武衛前途、分手固方々之衢、俣野五郎景久、相具駿河國目代橘遠茂軍勢、爲襲武田一條等源氏、赴甲斐國、而昨日及昏黑之間、宿富士北麓之處、（今按、北麓と云ふは疑ふべし、西もしくは南の誤歟）安田義定、工藤景光等、自甲州發向之間、於波志太山相逢、景久等名廻轡飛矢、然而景久令雌伏、逐電云々、十月十四日、武田安田等、經神野并春田路、到鉢田邊、（今按、神野春田より進めば、富士西麓より足高へ到る）駿河目代率多勢、赴甲州之處、不意相逢於此所、境連山峰、道峙磐石之間、不得進於前、不得退於後、而武田信光主、相具加藤景廉等、進先登、兵法勵力攻戰、目代遠茂轉時雖廻防禦之構、遂長田入道子息二人梟首、遠茂爲囚人、両剋梟彼於富士野傍伊提（イデ）之邊、云々、十八日、兵衛佐殿（頼朝）着御黃瀨河、（又甲斐信濃源氏人々、任兼日芳約、被參會于此所、與駿河目代合戰事、工藤庄司景光、於波志太山與景久攻戰、竭忠節之旨言上、云々。

波志太山を一本志太に作るは非なり、鉢田ともあるにて之を悟るべし。又富士野傍伊提は今足高の下浮島（ウキシマ）村の井出を云ふ、神野の井出にはあらず、進軍合戰の地理によりて辨識すべし。

（伊堤）

駿河郷（スルガ）

和名抄、駿河郡駿河郷。○今浮島村、鷹根村及び原町にあたる歟、足高の麓にして、海汀に近き地とす。此郷は國郡名の本據にして、由阿法師の詞林采葉に、

駿河國とは異議多なり、波の打縁る（ウチヨス）とつけたりと、又彼國には富士と足高との二山あり、此兩山の間昔は東海道の驛路なり、其あはひに横走の關と云あり、此道を觸穢者通りけるをば、明神いさはせたまひて、南海に浮島が原ゆられ來けるを、打寄せたまひて繫き留めさせたまひしかば、万葉にも打縁る駿河國と申す、

と載せしは、駿河の枕詞并に其地點を解示して餘薀なし、蓋古風土記の逸話とす。但此に未駿河の解を悉さずと雖、駿河は須賀と同語、洲處の訛りてスルガと爲りしこと、推して知るべし。

萬葉に、駿河國防人の歌

わきめこと二人我見しうちえする須流河の禰良はくしくめあるか、

とあるも、足高山たること亦おのづから明かならん。冠辭考に打出る（ウチエス）駿河（スルガ）の說、はた新風土記に湖所（シルカ）の說あれど皆從ひ難し。

（須流河嶺）

富士沼（フジ）

又浮島（ウキシマ）沼、須津沼（須戸（スド）沼とも）の名あり、足高山の南麓にして、海汀なる沙丘に因りて走路を遮斷せられ、停滯して大沼澤を生ず。今本郡浮島村、原町と富士郡須津村、元吉原村の間に廣さ卅町横八町の沼澤存す、常水六七尺、西に一溝を通じ、鈴川の沼川尻に向ひ排出す。大雨洪水又は川尻杜塞の時は、原町より吉原まで二里餘の間、渺々たる湖面と爲る。○一書云、富士沼は今狭くなりて、僅に廣沼の名を存するも甚大ならず、而も蘆荻のみ生茂りて、泓（フケ）となり耕し難き場所、東西一里餘、其北方は田になりたれど、洪水の節は植たる稲の浮きあがりて、泥土と共に流るることあり、故に杭を打立てて田の泥土の浮きあがりて流るるを繫く、是は實に浮島と云ふに當れり。

（浮島沼）（須戸沼）

影ひたす波の入江の富士の根の煙も空に浮島がはら、

（東關紀行）

浮島が原はいづくよりもまさりて見ゆ、北はふじの麓にて、西東へ遙々と長き沼あり、布を引ける如し、山の緑かげをひたして、空も水もひとつなり、蘆かり小舟所々に棹さして、むれたる鳥多くさりきたり、南は海の面遠く見わたされて、雲の波煙の浪いとふかき眺なり、すべて孤島のまなこに遮るなし、終に遠帆の空につらなれるを隔む、こなたかなたの眺望いづれもとり〴〵に心ぼうし、はらにはしば屋の烟絕〳〵立わたりて、浦風松の梢にむせぶ、此原むかしは海の上に浮びて、蓬萊のみつの島の如くに有けるによりて、浮島となん名付たるゝ聞にも、おのづから神仙のすみかにもや有んと、いとゞゆかしく見ゆ。（以上）○駿河草云、方角抄に浮島原東西三十

里とあるは、六町一里の數とす、浮島を云ふも實は草むらにて、沼少々有り、此沼に鰻魚の多く出すを、原の草庵にてあぶり、旅人にあたふ「立にけりうなぎのけふり富士の空」と云ふ俳句も、ところがらをかし。

浮島原（ウキシマ）

足高の裾なる須戸沼四近に原野を云ふ、古來原三十里と云ふは、今道五六里にもあたれば、富士川より黄瀬川までにあたる。而も浮島の名を負ふは、彼沼の邊をば主として名づけたる者とす、原町は此原の東邊の驛舍にして、中世以降に建てられし也、一帶の沙丘を以て駿河灣の風波を支障す。

東鑑云、承久三年八月、入道中納言宗行、過駿河國浮島原、荷負匹夫一人、途相逢于途中、問之、云按察卿（光親）僮、昨日梟首之間、拾遺骨歸洛之由答、彌消魂、休息黄瀬河宿之程、依有筆硯之次、書附傍、

今日過る身を浮島の原にても終（ツヰ）の道をば聞定めつる。

光行海道記云、浮島原をすぐれば、名は島々聞ゆれど、誠は海中ならは見えず、野徑とは見つべし、草むらあり木の林あり、はるかに過れば、人煙片々と絕えて又立つ、新樹程を隔てて隣互に疎し、東行西行の客は皆知音にあらず、村南村北の路にただ山海を見る。○曾我物語云、浮島が原の昔は海にてありけるに、大國よりあしたか山と云山、富士とたけくらべせんとて來りけるを、權現けくづし給ひければ、其山海に浮きて、今の浮島が原になりにけり。

原（ハラ）

今原町と云ふ、人口五千、東海道の一驛とす、沼津を去る一里餘。名所方角抄にも浮島の原の宿と云ひ、此沿海一帶の沙丘と足高の裾野の間を、浮島の沼澤とす、今は沼澤狹くなりぬれど、猶形勢を辨すべし。

天明のころ、駿東郡原村に住せし渡邊某、偶富士山麓に於いて一灌木を發見し、紙料に適するを悟り、採集して紙を製するに、果して善良なるものを得しかば、其樹を三椏（ミツマタ）と名づけ、近隣の農民に勸めて培養せしめしに、數年ならずして繁殖し、天保のころには郡內四十餘村に及べり、其後廣く江戶地方へ販賣して、今に駿河半紙と稱す、但し伊豆にて三椏紙を造るは猶久し。

松陰寺（ショウイン）

原町に在り、臨濟家近世白隱禪師の住栖なりしを以て世に聞こゆ。白隱名は慧鶴、原驛長澤氏の子、享保寶曆の交、禪機獨妙の名聲を馳せ、海道往來の貴賤之を聞知せざるなく、參請の徒村里に寓するもの常に百餘人と云へり、明和五年寂、歲八十四。

根古屋（ネコヤ）

今境村、平沼、井出などと相合せ、浮島と改む、原町と沼川を隔てて、足高の根方に居る。根古屋とは城寨の謂にて、即興國寺城の地とす。興國寺は伊勢新九郎早雲の立身せる故跡にして、昔は此邊を片野（カタノ）鄉と云ひしにや。

（野片）

甲陽軍鑑云、伊豆の宗雲（早雲）駿河の義元公祖父の代牢人分の堪忍ありしに、才覺を以て屋形の後者になり、則駿河の內かたの鄉と云所に暫く居る。○管窺武鑑云、北條殿の祖父新九郎氏盛公、伊勢より七人にて武者修行に出で、駿河今川義忠公の御下に附、片野鄉に御居住あり。

興國寺城址（コウコクジ）

根古屋の篠山即是なり、長享年中、伊勢新九郎長氏、今川殿の客分と爲りて此に居り、延德三年出て伊豆の韮山城を取り自立す。其子北條氏綱の時、興國寺城は武田氏の奪ふ所と爲る。今川義元の時、之を武田氏より讓られしが、今川亡び、武田北條の兵屢之を爭ひ定主なし。天正十年、德川家の駿河を畧定するや、將士を撰擇して此に備ふ、北條の隣疆なれば也。中村氏の時は川毛某之る守る、慶長六年、德川氏の宿老天野三郎兵衛康景、封一萬石を以て入部せしが、十六年に至り、康景の家人駿府直轄の村民を殺すの故を以て訴訟起る、康景感激する所あり、城邑を棄て脫走匿身す、本城即廢す。

北條五代記云、伊豆早雲平氏茂は伊勢新九郎と云ひ、今川氏親をたのみ牢人分にて有しか、武者の仕なれば有にて渡海し、伊豆の國を切取しよし老人物語せり、此說おぼつかなし、新九郎後は北條早雲宗瑞と改號す、生國は山城宇治の人也、又一說には大和の在原さもあり、下國して伊豆さするがの境なる高國寺（カウコクジ）に在城あり、其比堀越の御所は伊豆の國北條にまします、家老外山豐前守秋山藏人切腹し、伊豆の國さわぎ諸人の心しづかならず、新九郎高國寺に有て此由を聞、是夫の與ふる所なりと、延德年中夜中に黄瀨川を取こし北條にみだれ入、御所は驚き大もりやまへにげ入る、云々。○甲陽軍鑑云、伊豆宗雲の子氏綱は、武田信虎に駿河あし高山の下、東さはの原にて大に仕負け、其競を以て、氏綱手に入れたる富士川の北盡く取らる、此時興國寺の城主青沼飛驒は武田の被官になる、其後義元の時、信虎の聟なる故、息女の假粧田として、此所を今川へ渡す。

（寺國高）

阿野（アノ）

今浮島村大字井出、東鑑に伊堤（イデ）と錄す、波志太山の條に出す）の大泉寺を阿野法橋全成の住院とつたふ、此邊を阿野と云へるを知る。國志云、大泉寺に法橋全成の遺物あり、全成は源賴朝の弟にて、其妻は北條時政の女なり、建仁三年全成謀叛の罪にて殺害せられ、一子阿野冠者猶此に居しが、承久元年、又謀叛の罪にて討手をうけ自殺す。

駿陽微古に、元龜四年八月廿七日、武田勝賴の判物「駿州阿野庄眞如寺は法性院殿（信玄）より、甲府長禪寺へ進置かる旨」の一通を收む、眞如寺今詳ならず、此判物は信玄の死後幾月ならざるに出せし者にて、信玄秘喪の說に合はず。

青野（アヲノ）

今鳥谷、椎路などと合せ、原根村と改む、根古屋の東に隣り、足高の根方とす。青野とは東鑑に阿野法橋全成駿州下向とある阿野と同かるべけれど、いづれか正訛

なるを知らず、此に足高明神の下宮（桃澤神社）あり、其所藏の書に

阿野庄之内赤野山、青野郷廣間、并足高明神別當職之事、如前々被仰付畢、然者神前之諸役等、如舊規不可有怠慢者也、仍如件、

元龜三年壬申五月十日　市川宮内助　奉之

追而雖如此被仰出候、有被申掠旨者、重而被聞召届、可被加御下知者也、

與津藤左衛門尉殿、

（赤野山）神祇志料云、阿氣神の舊址は阿野庄赤野山の頂に在り、其址今廢れたり。文德實錄、仁壽三年、駿河郡有神、號阿氣太神、新產自伊豆、國司白官、建祠奉祀、禰宜祝等、附會以奇異、誑惑百姓、駿河介山田連春城、考訊窮其姦狀、歲時致享而已、吏民終服。○按に阿氣太神とは赤野山の淺間祠にあたる、後人阿氣神を淺間神に混同して舊名を失し、僅に山名にのみのこる事となる。

山埼郷

和名抄、駿河郡山埼郷、訓也萬左木。○今詳ならず、大岡、金持など、中世岡野牧、大岡庄と云へる地域、足高山の東南の尾の、斗絶して岬角の狀をなす所とす。

大岡

舊庄名なり、今大岡村、金岡村の二に分つ、沼津町北なる山坡にして、足高山の山の尾とす。黄瀬川北より來り、其東傍を流れ、西は浮島原に連なる、沼津町の東部も舊大岡庄内とす。

東鑑、壽永三年、池大納言家沙汰、駿河大岡庄、自院所給預也云々とありて、同書、治承四年八月廿七日、加藤光員、景廉兄弟、赴甲斐國、今夜亥刻、着于伊豆國府、被土之虜、其以分散、互不知行方、廿八日、兄弟於駿河國大岡牧、各相逢、然後引籠富士山麓、云々と、されば延喜式に駿河國岡野馬牧とあるも、此大岡なること著し、故に牧とのみ呼びしこともあり。○增訂豆州志稿云、執權次第「時政依實朝事、被押籠修善寺、牧女奸謀之故也」と、愚管抄には「北條時政若き妻を設けて、それが腹に子供まうけ、女多く持ちたり、此妻は大舍人允宗親と云ゝる者の女也、兄は大岡判官時親とて、五位尉になりてありき、其宗親は賴盛入道が許に多年使ひて、駿河國大岡牧と云ふ處を知らせけり、武者にもあらず、かゝる者の中に、かゝる果報の出てくる不思議なり」云々、時政の後室は牧御方と云ひ、大岡牧の人なり、後又此に居る、大岡牧は沼津三枚橋の北丘なり、又東鑑に牧御所と云ふ名見ゆ、今に古瓦など出つる所あり。（沼津の車返を參考）（牧）

澤田

（金持）今金岡と改む、伊豆國成寺、曆應三年文書、駿河國金持庄澤田郷とある是也、直に山麓に居る。甲陽軍鑑に「北條氏綱は武田信虎に駿河アシタカ山の下、東サホノ原にて大に仕負、其競を以て氏綱手に入たる富士川の北盡く取らる」と云ふ東サホノは東サホタの誤にて、澤田の東原の謂なるべし。

岡野

延喜式に見ゆる牧名にて、今の岡の宮、岡の一色は此遺名とす、岡一色の山足に今大塘あり、灌田の用に供せらる。

石田

今大岡村と云ふ、黄瀬川に沿へる地にして、南北一里許、下石田に足柄路と箱根路の分岐あり、其箱根（即三島）に通ずる路邊に黄瀬川驛てふ小名あり。これは古の黄瀬川宿の地なるが、往時は此驛と石田の間を河流貫通せしに、何の頃にや河流は東方に轉じ、彼驛も水災にかかり遂に亡びたり、其廢墟も大岡の域内に歸す。

車返

今沼津町の東北、三枚橋の邊を云ふ、（舊城の東にて黄瀬川北岸）即東鑑以下の諸書に見ゆる驛名にして、實曉記には「與津二里、湯井一里、蒲原五里、車返」云々。

昔誰れこゝに車のわつらひて轅を北にかけはしめけむ

（光行海道記）

東かへしと云里あり、或家に宿りたれば、網針などいとなむいそものの栖處にや、夜の宿りかことにして、床のさむしろもかけるはかり也、

これぞ此釣するあまの笘廂いとふありかや神にのこらん、（親行東關紀行）

うきしまが原をとほりて、車かへしといひし所より、甲斐國に入て、信濃へと心ざし侍しに、さながら富士の麓を行めぐり侍しかば、山の姿いつかたよりもおなじやうに見えて、誠にたぐひなし。すその、秋のけしきまめやかに、心言葉もおよびがたくおぼえ侍て、

北になし南になしてけふいくかふじの麓をめぐりきぬらん、（宗尊親王御集）

東鑑、承久三年、七月十二日、按察卿光親者、爲武田信光之預下向、而鎌倉使相逢于駿河國車返邊、依可誅之由、於加古坂梟訖、時年四十六、云々、嘉禎四年、正月廿九日、今夕將軍家入御藍澤驛、二月一日、申一點、著御車返牧御所。按に、牧御所とは此驛大岡牧の中なれば也、其建置は北條家の由緒地なれば、彼家にて設けしならん、御所の廢址なりとて今も出つ、其地を長者屋敷とも云ふは、驛長の宅ともなりければならん○駿陽徵古云、三枚橋の日吉山王社の神主大森氏の家に、其先祖様千代へ與へられし判物あり、天正十一年、松平家の奉書也、

駿河國大岡庄、惣社山王神領、

御代々御判行之面、八町八反　此内

四町四反者落地也　殘而四町四反者

右從濱松樣、被爲御着置候、（中畧）

未卯月十四日　岡田竹右衛門（花押）

史學雜志云、今の沼津は新地舊地の二に分れ、其大岡庄と云ふは新地の方なり、長者屋敷と云ふ地に古瓦を堀出す、劍桔梗の紋あり、此地の氏神は山王にて、舊地の方は丸子社とぞ。○名勝遺蹟云、三枚橋山王に徑九尺の大釜あ

り、頼朝の富士巻狩の時用ひしものとぞ、祠官川口氏に古文書を藏す。

沼津(ヌマヅ)　今沼津町、人口一萬二千、駿河灣の一方に居り、狩野川の河口を控へたり。富士山の東南地方（駿東富士田方三郡）の中央に位置し、且海道にあたるを以て、形勢一都會を成す。鐵道、静岡へ三十四哩、御殿場へ十五哩、三島へ三哩。

沼津港(ヌマヅ)　市の南にして、狩野川の口に在り、河口の東南一里餘に江之浦(エノウラ)の港灣あり、清水港の東十八浬。○水路志云、駿河灣の灣底、江の浦港より清水港に至る海岸は概して一帶の沙濱、弓形を爲して西方に向走す、此間の瀕海は陸界にして、距濱二鏈の地に於ては、水深十尋以上、更に隱險なし、沙濱には總べて鹽田あり、松林低濱に連なりて內方を隱屏せり、或は此處を田子の浦と曰ふ、狩野川口より上流一海里を沼津港と曰ふ、水淺く高潮に於て水深六呎に過ぎず、該河口に入る凡三鏈、右岸に我入道(ガニフダウ)村あり、其前瀬水深く三尋に至る處あるを以て、該河口を出入する船舶の稍大なるものは、皆爰に碇泊せり、然れども冬季に於て西風強吹し、高濤起る時は門洲を生し、屢々該河口の舟路遮斷する事ありと云ふ。

沼津城址(ヌマヅ)　又三枚橋(サンマイバシ)と云ふ、明治維新の際、德川氏の旗本の士卒、駿遠二州に移り、其陸軍部を沼津城に置き、新に士官將校の養成を務め、兵學校を建てしことあり。廢藩の後一時全く古墟と爲りしが、今又開きて諸官衙を置かる。○三枚橋城は沼津本町の北に在り、天正七年、武田勝頼の將高坂源五郎昌宜の築きし所とつたふ。德川氏の駿河を畧有するや、其將松井周防守康親之を守る、時に黃瀨川以東伊豆の城邑は皆北條氏の有とす。天正十八年、中村氏の駿國と爲るや、沼津は其將中村彦左衛門一榮之を守る。中村氏轉封の後は、大久保次右衛門忠佐に賜ふ、封士二萬石、十九年忠佐卒し繼嗣なく、改易せられて城廢す。安永六年、水野出羽守忠友沼津城を復興す、忠友は信州松本城主水野忠恒の庶族なり、忠恒七萬五千石改易の後、忠友其遺跡を承け、幕府に奉仕して七千石を安堵す、忠友九代將軍の寵任を得、連年加封、新城を賜り三万五千石に達す、其子忠成又幕府の要路に居り、功を以て二萬石を加賜せらる、明治元年、水野忠寬に至り上總へ移封。○今按、沼津と三枚橋（東返）は往時相分れたり、今本(ホン)町と云ひ片濱村に連接する方をば古の沼津とし、淺間宮を鎮守とす。

（三枚橋）

「（華押、（北條氏康）

諸公事、陣僧事、飛脚事、

右堅令停止之了、若申族有之者、則可被注進者也、

一文十三年申辰十二月十日

沼津　妙海寺門前共」（駿國徵古）

「諸公事、飛脚僧事、陣僧事、

右沼津之寺、小田原江被移之由候間、如前々令免許候、仍狀如件、

天文廿年辛亥七月十七日（華押、北條氏康）」

此妙海寺址今詳ならず、市街の西に永明寺(エイミヤウ)とて、大久保忠佐の墓あるは、其舊域にあらずや、又忠佐の文書あり、猶考ふべし。

沼津之內、東馬門永荒之處切起、下田壹段五畝廿七歩、下畑九畝廿壹步、以上合田畑貳段五畝拾八步、右石貳石四升六合、爲寺領末代付置申者也、諸役有間敷候、縱我等より以後誰人御知行に被成候共、貳萬石之外、永荒之所、切起に而候條理を申、可被申請者也、右旨仍如件、

慶長九甲辰年十二月十九日　大久保治右衛門尉

妙傳寺（徵古文書）

（永明寺）

丸子神社(マリコ)　今沼津淺間宮に合祀す、近年まで間門に其小祠ありて、延喜式駿河郡の一官社なりけるに、移して淺間宮に合はすと云ふ。

間門(マカド)　今諏訪、松長と併せ片濱村と改號す、沼津町と原宿との間なる海濱とす、此沙原を千本松と稱し、古よりの名所とす。（村人の傳說に、片濱は天正年中、僧長圓植ゑてより林を爲すと云ふは、再興、栽ならん）然るに光行海道記に、湯居と蒲原の間を千本松原とす、往時は此のみに定めたる名にはあらざりけん、仁治の東關記の趣は此地と想はれたり。

（片濱）

千本松原(センボン)　六代祠あり、梅花無盡藏にも載せて、出蒲原、歩富金山永明寺、其間有田子浦、有富士河、千本松原、望六代祠」云々。

東關紀行云、千本の松原といふあり、海の汀遠からず、松遙かに生ひ渡りて、綠の陰きわもなし、

見渡せばちもとの松の末遠み綠に續く波の上哉。

東鑑、治承四年十二月の條にも、駿河國千本松原を載せ、海道たりし由見ゆ、又長門本平家物語に「正治元年二月、六代（平維盛の子）を召捕て關東へ下し奉る、駿河國住人岡部三郎太夫好康承て、千本松原にて斬てけり、十二歲の時北條時政が手に懸て爰にて斬られ給べき人の、今年二十六まで命の延給ける事は、長谷觀音の御利生也」云々と見え、餘本には六代鎌倉六浦坂（一書に田越川）にて誅せらると。此六代の事を今も間門の長谷寺に傳へ、其寺は寬永二年天澤和尚の創建と一書に云へば、六代の傳說につきて寺の名をも長谷と號して、觀世音の利生をのべたる者とす。

坊やは善い子じや寢んねしな、此兒の可愛さ限りない、山には木の數、草の數、ぬまずに居れば千本松、千本松原小松原、まつの葉よりもなほ可愛（沼津こもりうた）

宇良鄉(ウラ)　和名抄、駿河郡宇良鄉。○今詳ならず、但此郡にて海濱なるは靜浦、片濱井に原宿のみな

れば、其片濱にあたり、沼津の西部へかけて、字眞郷と云へりとも想像せらる。

玉造郷 (楊原)

和名抄、駿河郡玉造郷、訓多麻都久里。○今楊原村蓋是なり、沼津の東南にして、狩野川の左岸とす。楊原の大字上香貫に玉造神社あり、一說此邊をば昔の伊豆國田方郡鏡作郷にして、楊原神社と云ふが下香貫に存すと主張するも、其論據甚薄弱とす。香貫はカヌキと唱へ、カツラにはあらず、且加加美豆久里はカツラと訓るべき者にあらず。又平治物語に、カツラと云ふは、香貫の誤訓のみ。

伊豆志稿云、延喜式田方郡の玉造、楊原、大朝の三神社を香貫村に得たり、我伊豆山の伊豆山伏と云者、先達一人山伏三人、毎歳冬季十五日より、正月廿八日迄、伊豆海濱の古祠寶刹に納符すること、今に千三百有餘年、其詣つる所々を錄して、伊豆峰記と云、これその古蹟たるをしめさんがため也、故に香貫に至り上の三神祠に納符す、納符此村に終るをもて、始て帶を石上に解き行裝を改む、故に其石を號して解帶石と云ふ、されはこれ迄伊豆の境たることしりぬべし、京本平治物語に「男子は駿河國かつらと云所にありけるを、母方の舅木工頭ともたゝと云もの捕得て、平家へ獻す」と、是かつらは地名にして卽香貫なり、その頃は駿河に屬せしこともまたりぬべし、今本には駿河國香貫と云ふもの搦め出して、平家へ獻すとありて、香貫を人名とせるは誤也、因ておもふに、かつらは鏡作の省きならんか。○增訂豆州志稿云、楊原神社は香貫の大宮明神、又松房明神と云ふにあたる、近傍に楊原てふ地名あり、今訛て八重原といふ。○駿河志料云、楊原神社を香貫村に在りと云ふは非なり、三島驛に楊原の地名現存し、其古迹もあれば、彼地に鎭坐ありしに疑なし。(今三島大社の攝社に楊原神あり)

香貫 (鷲頭山) (桃郷)

今楊原村と改む、沼津の東南にして、狩野川を隔て鷲頭山(香貫山)に倚る。上下の二に分ち、其下香貫には近年多く貴顯の別莊を置かる。此地江山佳麗にして、氣候和順、養生によろし。毘沙門山、桃郷の過最推賞せらる、鷲頭の下に靈山寺あり。

新風土記云、香貫村は古の駿河郡玉造郷とす、其證は上香貫に玉造の神社あるにて知るべく、此地の往昔より駿河郡の域内なりし證は、源平盛衰記に駿河國住人香貫五郎とあるにて知らる。

我入道 (牛臥山) (内浦)

今香貫に併せ、楊原村の大字とす、沼津の南一里、狩野川口左岸に在り。其南に牛臥てふ獨基の石山ありて、海に突出す、(標高六十米突)疎松亂立し臥牛の狀あり。西南大瀬崎に對し、兩岬以内の廣灣を内浦と名づく。近年此牛臥以東に所々海水浴場を開き、避暑の客を延き亭館を興す。沼津車驛を去る約一里、灣の南嶺は卽伊豆の達摩山とす。

宍人郷

和名抄、駿河郡宍人郷、訓之々比止。(宍完古俗通用)○今靜浦村なるべし、大字獅子濱存す、玉造郷の東南に隣り、本郡の極界とす。

獅子濱 (志子濱)

今江之浦、馬込、志下、多比、口野等を併せ靜浦村と改む、本郡の極南にして、伊豆の重寺、三津の港灣に接し、眞城山、江間村の西とす。北條五代記に、志師濱城をば大石越後守守る、其後にはワシズの險阻ある由を載す、今本能寺と云ふは其城跡とす、當時沼津川(黄瀨川)を以て封域を分ちたり。○北條五代記云、昔北條氏直と武田勝頼戰ひの時節、駿州の内高國寺と三枚橋は勝頼の城也、泉頭、長久保、戸倉、志師濱此四箇城はするがの國中たりといへ共、先年今川義元時代、北條氏綱切て取しより以來、氏直領國となる、義元信玄時代、此領を取返さんと、遺恨やんとなしといへ共、遂に叶はず、扨又沼津の浦つゞき香貫、志下、志師濱には大石越後守在城す、此城の後にわしずと云ふ山あり、勝頼駿河へ出陣の時は、わしつ山に物見の番所有て人しかと住し、浮島か原を見わたせば、勝頼の陣場の樣子目の下に手に取るがごとし、さればするが浦に氏直兵船かけおくべき湊なきゆゑ、伊豆重須の湊に兵船ことごとくかけおく、沼津よりは二里へだたりぬ。

江之浦 (多比)

今靜浦村に屬す、沼津を去る一里半、内浦の廣灣中の一奧とす、淡島ありて港門を擁し、漁船の入泊する者多し。○水路志云、江の浦は駿河海灣の東隅に位し、淡島と大久保山と、南北相對峙して港門を成し、西に面す、其幅六鏈半、港内水深きに過ぎ、良港と謂ふを得ず、此港内尙多比、驪久津の泊地あれども、共に狹隘にして和船を容るゝに過ぎず、淡島は錐形の一島にして、周廻凡一海里、其高さ四八三呎、江の浦重須兩港の中間に位し、此と陸地との間は幅一鏈未滿の水道をなす、此水道は地方の慣例に依り、同地漁民の生計を維持する爲め、淡島の南東角北側より其南東に對する陸岸に向ひ、斜に水道を橫斷し、長さ三五九碼の漁網、常時張切りあるを以て、舟を通ず可らず。

産業事蹟云、相傳ふ、寛永三年江戸將軍家上洛の途、伊豆駿河に旅泊の時、沼津及び獅子濱の漁民、其蓄養する所の活鯛若干尾を獻上し、大に公の賞擧を得、因て仝五年幕府右兩村に命して、駿豆兩州に於て獲る所の鯛魚を集養せしめ、以て江戸近海不漁にして庖廚欠乏の時に備へしめ、且地を相し免除を江の浦に賜ひ、新に鯛藥を設けしめしと、其後元文五年に至り、幕府時に臨み駿州より、廻漕せしむるの不便を覺り、更に都下の魚商人に命じて、相州浦賀、劔形、横須賀、及び武州神奈川靑木町、洲崎浦等の數箇所に鯛藥を新設せしめたり、故に駿豆兩州内浦に於て捕獲せしものは一たび之を駿州江の浦に集養し、順次浦賀以下數所の藥場に廻送したり、又鯛魚缺

乏のときは、遠州或は房州、總州、常州等の漁村に就て廣く之を買收せしめ、甕中常に多數の魚を畜養したり、云々。

口野 今靜浦村へ併す、北條家の海港條目あり、戰國の風習を想ふに足る。

法度　口野五箇村

當浦出船之時、便船之人、堅令停止候、無相違者は、以虎印判可被仰出間、能々相改、可乘之事、

他國船於着岸者、不撰大小、何船成共、人數荷物相改押置、卽刻可及注進、無其儀從脇至于聞届者、代官名主可處罪科事、

萬乙號商賣、敵地へ罷越者有之者、則可有披露、兼而可被制事、(中略)

癸酉七月六日(天正元)　幸田大藏丞奉之

大平 今大平村と云ふ、獅子濱鷲頭山の北にして、狩野川の邊とす、大平に接して德倉村ありて、今清水の大字と爲る。○國志云、沼津狩野川の東に、鷲巢山高く聳えて、靈山寺と稱する古刹あり、嶺東の德倉村に砦址あり、狩野川を北に帶ぶ、北條氏の築く所なるべし、但し永祿年中、駿河國主今川氏眞が潛寄して土倉に安置せられたりと云ふは此にあらず、三島驛の北の德倉にやあらん不審、北條五代記に戶倉に作り、笠原新六居城すと云へり。○人類學會雜志云、駿州には石器時代の古跡多く見ず、富士火山灰の爲に埋沒せられたるならんと云ふ、然れども駿東郡大平、德倉に石器時代遺跡あり、德倉は狩野川の南岸にして鷲頭山麓に在り、河に密接したる畑中に於ては、土器小片の撒亂せるを見るべし。

(德倉)(戶倉)

堂庭 今長澤、伏見、玉川、湯川、的場などを合せ清水村の稱を立つ。黃瀨川を以て大岡と限り、狩野川を以て大平と限り、東界は伊豆の三島町及び中鄕村とす、伏見長澤は驛路にかかる。

按に堂庭、德倉、大平の邊古鄕名を詳にせず、又國郡界を田郊滯泓の間に立てられし地なれば、古來移動數々ありて、最論定に難し。伊豆志稿には、堂庭の邊は泉鄕と唱ふ、此地昔田方郡小河鄕の內なるべし、柿田川一名小泉川と云ふ清流あり、三島驛の西にて國郡界にあたれど、末は今駿東郡の管內とす、延喜式田方郡小河泉水神社は今泉鄕の惣鎭守湯川の八幡宮にあらずやと述べたり。○小泉川は水源土狩原に出づれど、常には源泉涸れ、三島驛の千貫樋の水を導引す、又玉川とも稱するは玉水池を連串して流るれば也。

(小泉川)(湯川)

清水池 伏見の南なる泉池にして、池川を成し南北十町、(末は狩野川に通ず)橫幅百間乃至二三十間、池川を夾み堂庭、柿田の二部落あり、故に池川を柿田川とも云へり。湯川は堂庭の南にして、狩野川の岸に居る。地形を推すに、湯川八幡を以て小河泉水神と爲すべからず、泉池の畔又は玉川の邊に古祠を搜索すべし。

(柿田)

泉頭城址 堂庭の北、淸水池の畔にして、德倉城址に遠からず。(三島驛の西南半里許)初め小田原北條家の造設に係ると云ふ、丘陵に倚り、壘郭の規制を成す。元和元年、前大將軍家康此墟を相し、將に館を建て、退隱の地と爲し、明年を期して營造せんとし、果さずして薨す。○北條五代記云、見しはむかし、北條氏直と武田勝頼弓矢の時節、勝頼の城駿州四箇所にあり、いつみ頭の城には大藤長門守、多目權兵衛尉、荒川豐前守を頭とし、足輕大將には市南、高橋など云勇士をさしそへ置かれたり、長久保の城には清水太郎左衛門尉を城代とす、志師濱には大石越後守在城す、是は三枚橋の近所、海浦をかたとり海賊をふせがむため也、戶倉には笠原新六郎居城す。

(伏見)

黃瀨川 駿東郡唯一の水系にして、御殿場を以て相模川と分界す、卽御厨以南、富士足柄足高の諸溪を合せたるものとす。大岡沼津の間に於て東海道と交叉し、狩野川(伊豆より來る)と會し、沼津市街の東南を洞流し、牛臥山に於て內浦の海灣へ朝宗す。遠津富野の印野村より牛臥まで凡九里、鮎簗以上は地勢急峻にして、舟楫を通することなし　所々に潭淵滯衍の奇觀あり、土狩の鮎簗(藍坪とも)最著る、沼津の東北二里半。

(狩野川)

黃瀨川宿址 古驛にして、當時黃瀨川の渡津東岸にあたる、箱根三島の通路にして、足柄路にあらざるを以て、延喜式には載せず。此驛址は今清水村大字長澤の邊たるべきこと推斷すべしと雖、河道變遷の故を以て、湮沒を經たるにあらずや。長澤と石田(大岡村)の間なる河水、往時は石田の側を流れし證迹あれば、故驛は今の西岸大岡村の管內なる黃瀨川島ならざるべからず。何の頃にか河道東に轉して、長澤の西に移り、故驛此際に水災を被り廢滅したるならん。今は唯長澤八幡宮を賴朝義經對面の陣所址とつたへり、三島(伊豆府)と沼津(三枚橋東返)の中間にあたる。何の時より廢したるにや、近世には驛次にあらず。伏見の東三島驛に接して新宿の名あり、是は黃瀨川の故驛を移したる歟。名所方角抄に、

沼津車返をすぎて、きせ川の宿とてあり、過行ば樋之口と云所あり、是まで駿河也、樋之口より三島は近し、國のさかひなり、

とある樋之口、蓋伏見新宿の千貫樋小泉川のことゝす。

○黃瀨は光行海道記木瀨に作る、又新篇相模風土記の小田原殿奉書に「任侘言申上旨、駿州喜瀨川東、攝衆小路之內、拾壹貫五百文、被下候、然者自今以後被仰付細工之公用、此知所を以如何程も可致之由申上間、永代被下者也、仍如件、元龜三年壬申九月日、石切善左衛門同善七」○或云、黃瀨川の娼妓美婦の事、東鑑以下の諸書に散見するが、此驛廢して、其遺風は三島へ傳へたるにや、近世「富士の白雪朝日でとける、とけて流れて、三島女郎衆の化粧水」と謠ふも、三島へは富士の溪流到らず、

(長澤)(木瀨川)

黄瀬川女郎衆とありけるを、後人うたひ改めたる者歟。

京より下り侍りけるに、池田の傀儡かめつる、黄瀬川まであひつれてけるを、それより返し侍るとて、

なれ来つる袖の別れのつゆけきはかたみにかかる涙なりけり、（新和歌集）　藤原　時朝

（長倉）

永倉郷

和名抄、駿河郡永倉郷、訓奈加久良。○今長泉村幷に小泉村等ならん、大岡庄の東北にして、三島（伊豆）の西北に隣り、黄瀬川の邊とす。奈加久良の名は今つたへねど、長窪蓋其遺唱にして、久良は古語山谿の谷間を云ひ、長窪の言義と地形相契合す。

永倉は足柄官道の古驛たり、延喜式、長倉驛馬十四と載す、驛址は今詳ならねど、黄瀬川の右岸下長窪の地歟。鎌倉時代には長倉已に廢し、車返（大岡）之に代り、箱根足柄の兩路岐にあたれり、故に長倉（長久保）の驛名も全く亡ぶ。近世黄瀬川の左岸なる土狩に、本宿てふ小部落あり、（今長泉村の大字）是は如何なる由來なりや、もしくは長倉の遷轉せるにや。○續後紀、承和七年、改駿河郡永蘊驛家、遷置于伊豆國田方郡、以駿河郡特帶三驛、百姓殊苦重役也、島田驛、此時始立、とあれど、其遷置は遂行せられざりけるにや、三代實錄に「貞觀六年、駿河國言、駿河郡帶三驛、横走、永倉、柏原是也」云々と載せ、延喜式にも、和名抄にも、永倉を本郡の管内とす。

（本宿）

長窪

今長泉村と云ふ、小泉郷と云へる土狩を合はせし故とぞ、大岡の北にして、足高山の麓とす。○新風土記云、長久保の足高明神は式内桃澤神社とす、桃澤は足高の溪流の名にのこり、西澤にも作る。

永久保城の名は、甲陽軍鑑、北條五代記等に見えたり、小田原より守らしめし番城たりき、天正十年德川氏の手に歸し、其將牧野右馬允康成此に居る、其後廢毀す。

土狩

今長泉村の大字とす、黄瀬川の東方にして、長窪と反對す。下土狩に古塚多し、其數一百餘と說く、未發見研究の事をきかず。黄瀬川の急灘を鮎壺と云ふ、水石の奇勝を呈す、藍坪にも作る。

（壺鮎）

今度駿河國當家江致相渡之條、駿州土狩鄉之内、三島宮御神領、田參町畠壹町、任先規令寄進之狀、如件

永祿拾二年己巳閏五月四日　氏政　判

（田島）

小泉

舊庄名にして、黄瀬川の東岸を云ひ、西岸の大岡庄に相對したり。今佐野、茶畑の邊を合同して小泉村と云ふ。○今小泉村の大字に伊豆島田と云ふは、三島驛の北一里餘、佐野驛の南亦一里許。是は長倉の驛の條に云へる、承和七年に田方郡に置かれたる島田驛の遺號歟、地形も合へるに似たり。或は曰ふ、今の小泉村は駿河佐野にて、之に對して田方郡に伊豆佐野あり。其中間なる島田は伊豆佐野の所屬なりしこともありて、地形はいづれとも判定し難しとなん、伊豆田方郡の條に佐野の島田重出す。

佐野

今小泉村と改む、鐵道車驛とす、三島を經て沼津へ六哩、御殿場へ九哩。黄瀬川の上流にして、足柄足高の兩山左右に屏立す、車驛の西十二町に一瀑布あり。

大友戸次左近太夫賴尊軍忠事、預御一見狀、欲浴恩賞施弓箭面目子細事、（建武三年）

去年十二月十二日、於佐野山、最前參御方、致軍忠事、同十三日、於伊豆國府、致散々合戰、令太刀打、抽軍忠畢、分取頸三、若黨手負十四人、（史料、立花大友文書）

佐野原神社

明治九年、郡人建立して左近衛中將藤原爲冬を祀る、爲冬（冷泉爲世の子）建武二年十二月、足柄、竹之下の合戰の時、敗れて佐野原に退き死す。太平記に、十二月十二日、京勢伊豆の府（三島）に手分して、竹之下へは中務卿親王（尊良）に卿相雲客十六人、副將軍には脇屋右衛門佐、（中畧）中書王の御勢は初度の合戰に若干討れて、又も戰はず、右衛門佐の兵は兩度の懸合に、人馬疲れて無勢なり、是ぞ荒手にて一軍もしつべき者と憑れつる、大友鹽冶は忽に翻りて、親王へ向奉りて弓を引き、右衛門佐に懸合して戰しかば、官軍いかで堪得べき、敵に後を遮られぬ、先に大手（箱根）の勢となりあはんとて、佐野原へ引退く、（中畧）是にて中書王の股肱と憑み思召したりける、次將爲冬討たれ給き。

社畔に近年たてたる碑ありて、文中にいはく「佐野原者、乃爲爲冬公戰死之地也、古墳十三所、其所謂將軍塚者、乃爲冬公墳墓、土人相傳、展拜無怠、自王政維新、南朝諸公、及其他死王事者、所在崇顯、而公埋骸處、未有表見、於是衆相謀、醵資上請建祠、云々。

御宿

今葛山桃園なども合せ、富岡村と改む、佐野の西北にて、足高山、富士山の兩麓にわたる裾野に在り。○今川家の被官葛山備中守の一族、御宿勘兵衛正友とて、大坂城冬夏の兩陣に勇名を馳せし浪人は、即此地の產とつたふ。

桃園

今富岡村の管内にして、定輪寺あり、寺中に桃園祠とて、清和皇子貞純親王を祭ると傳ふる者を置く、後人の附會にすぎず。

（定輪寺）

呈定輪寺學浦和尚、洞下尊宿也、

山閣四面上方探、十日挽留頗慰心、百二十趙州甲子、茶叢纔擧郎知音、（梅花無盡藏）

桃園村定輪寺は宗祇法師葬送の地にて、文龜二年八月箱根にて病にかゝり逝去す、辭世の句に

世にふるはさらにしぐれの宿りかな、

宗祇終焉記に詳なり、墳墓現存す。

葛山

今富岡村の大字とす、佐野の西北一里、須山に登る路にあたる。葛山氏とて今川氏の被官なりしは、此地に起りし豪族とす。○新風土記云、中關白道隆の孫忠親の

[illegible]

須山（スヤマ）

[illegible]

十里木（ジフリギ）

[illegible] 強殺し、邪魔したる地に因り、名付けし者とす。

[illegible]

深良（フカラ）

[illegible]

神山（カウヤマ）

[illegible]

子持（コモチ）

[illegible]

御殿場（ゴテンバ）

今御殿場町と改む、人口三千余、[illegible]

[illegible]

深澤（フカサハ）

今御殿場町の大字とす、[illegible]

[illegible]

新橋（ニヒハシ）

今御殿場町の大字とす、[illegible]

[illegible]

籠坂（ミクリ）

[illegible]

（橫走關址）

永倉□家是也、忠於鮎丁綽子四百八、傳子六十人、云々。

いかにせんすぐにはゆかで足柄や横走する人の心を、

（夫木）仲正

日本記略に延暦二十一年正月、富士山晝夜燎爍、砂礫如霰、五月廢足柄路、開筥荷路、以停石井路と見ゆ、是より横走にかゝらず、長倉邊より箱荷にかゝりしなり、然れども其後とても横走路全く廢したるに非ず、天元年中、平兼盛の駿河守たりし時の題狀、菅野雄鑑に出て、「清見横走の關□□あり、天元年間、菅原孝標の女子が更科日記に、足柄の足山に宿りて、横走の關を通りし由を記せり、ここに横走は□□より相模に□くて、甲斐に向ふ古よりの驛路で古頭にして、驛□の設けさへあり、枕草紙に關は横走と錄し、兼盛家集には、

駿河なるものの男、伊豆をいふ處に通ふが、さきに人まうけて、元の人のもとにはまからざりければ、

よこはしり清見が關に通路にいづる云事は長く停あつ、とまよふかたの□□に雲林集、夫木抄、井に同様々葉抄に「□士□□南山の間、昔東海道の驛路也、横走の關は此あはれ也、と註せしは違ふべし、富士足高の間は十里木越にして、其道驛路に□なるべきにあらず、驛路あるや必せり。（十里木の條を參考）又横走の地名につきて、更に須走は直走にて直に甲斐國に向ふ意なりとも説く者あれど、附會ならん、須走は砂走なり、横走は走井（ハシリヰ）の清水より出し、更科日記に、

足柄を越え、關山にくだりぬ、是より駿河なり、よこはしりの關のかたはらに、いはほと云ふ所あり、えも云はず大きなる石のよはうなる中に、穴のあきたる中より、いづる水の清く、つめたきこと限りなし、（關山とは即横走の關山にて、竹之下の地なるべし、よはうは一本よこに作る、横走の清泉の義、此にて明白す）

此岩壺と云ふもの後には聞こえず。凡須走より竹之下の邊、富士の噴裂にあひて、砂礫灰泥の押流したる所なれば、形狀もいたく昔に變りしにやあらん。○駿河志料、同國志には、横走は須走のつづきにて、甲州と相州との間道に其遺名のこると云へど、詳説を得ず、且今は横走の名もまた亡びたり。新編土記には、横走を御厨町の東田中の邊なりと云ひ「延暦の山燒に路塞えて、箱根路を開かれ、其後も度々の山燒にて、殊に近く寶永四年の山燒に石砂をふらし、村々すべて砂に埋られて、昔亡ぶの地となり、退轉して今の村々は其後に成りたる村里なれば、古蹟も知がたし」と云ふ、參考ふべし、（小山を參考）

竹之下（タケノシタ）

今足柄村と改む、御殿場の東北一里、小山驛の西南一里、鮎沢川の上流なる溪谷に臨み、東に一嶺ありて之を足柄（アシガラ）峠とす、登攀一里にして嶺頭に至り、下ること一里にして矢倉澤、又一里にして關本驛（足柄の坂本驛）とす、古の足柄驛是也。

安之我良の夜敝也麻故要弖いましなば誰をかきみと見つつしぬばむ（万葉）

（足柄山）

太平記、建武二年十二月、新田義貞が東征して伊豆府に至り、足利尊氏と足柄箱根を爭ふ、義貞の弟脇屋義助出て足利直義と竹下に戰ふて利なかりしこと、世に喧嗟せらるるごとし。北條武田の相抗して下らざりける頃、足柄城と云ふものあり、又竹之下の地に外ならず。○梅松論云、建武二年十二月十日の夜、竹之下道夜をこめて、天のあくるを待程に、其の一天に、一宮（尊良親王）、新田、脇屋を大將として、聽せばや聞らむとぞ□せし（神社考云、足柄明神、昔延喜、其妻神靈留守三年、明神歸朝、妻神色自若美、明□曰、思□之情、待歸之心、必可□□、妻□□□、不思我也、遂去妻神）足柄明神の南なる野にひかへたり、御方足利勢の先陣は山（足柄峠）を下りて野山に打上るに、坂の下にて（坂の下は竹の下と同なること、前に竹之下道とあるに照して知らる）かけ合せ戰しに、敵こらへずして引退所を、御方勝に乘て三十餘里攻付て、藍澤原に於て敵を□と□、云々。

足柄の山の麓に行暮れてひとよ宿かる竹の下道、（續拾遺）平兼時　足柄の山の嵐の跡とめて花の雪ふむ竹の下道、（□□）□相女

足柄山を越て、竹の下といふ里に宿り侍りぬ、

あしからの關吹きこゆる秋風のやどりしらるる竹のしたみち（東國陣道記）　玄旨

足柄城址は峠の絶頂に存す、小田原北條氏の城塁を置ける所にて、竹之下村の管内とぞ。徴古文書、天正四年二月、武田家の駿部御關書より出したる竹下宿の傳馬定書に「一家數五拾間、竹下之郷」と載せ、又「御傳馬、竹南一日四疋可出之、此外一切停止、私用傳馬、一里一錢可附錢可請取之、自小田原之傳馬、甲□可出之」云々。貞德海道記云、けふ足柄山をこえて、關の下の宿にとまるべきに、日暮れ鳥群がり飛んで、林頭に寝ぐらをあらそへば、山の此方竹の下といふ所にとまる、四方は高山にて、一川谷にながれ、□落ちてまくらを洗ふ、明けばこれ松の音、雨さえて□にあり、掃へばたゞ月のひかり、寝床におもひにたへず、ひとり起居て、殘りの夜をあかす、十六日竹の下を立て、林中をすぎて遙々と行けば、千束のはしを陽□にさしこえて、足柄山に手をたてゝ登れば、ほどなく日岳口の東にのぼりて、雲はやく驛路の天に晴れぬ、彼山姫のむかしの跡は、遊女が口につたへ、嶺□の夕の嵐は、行人の心をいたましむ、むかし靑墓の宿の君が、此の山をこえけるとき、山神おきなに化して、□を教へたまひけり、あしがらといふは是なり、時に萬□□高し、樹梢にまさふて雲をかすめ、千里□さかし、苔の蹊をかなぐりて躍をのゝく、山中を胡馬（コマ）かへしといふ、馬もこゝに留まらしかば、此山をば□馬とぞい

はまし、これより相摸國にうつりぬ、
秋ならばいかに木の葉のみだれましあらしぞおつる
あしがらの山。

鮎澤（アユサハ）
(藍澤)

或は庄名に呼ぶ、本は溪流の名にして、竹之下を流るる者を指す。又合澤（アヒサハ）、藍澤（アヰサハ）に作る、一書に御厨町の新橋の邊を鮎澤宿と云へど非なり。東鑑に、

嘉禎四年正月廿八日、將軍御出門、丙剋著御酒勾驛、廿九日、今夕入御藍澤驛、二月一日、著御車返牧御所、同十月廿六日、車返御宿、廿七日鮎澤竹下御宿、廿八日酒勾驛、濱部御所、

とあるにて、竹下即鮎澤に同しと判定す。(藍澤原を參考)

(合澤)

○曾我物語云、こゝに駿河國の住人合澤（アヒ）彌五郎、同彌六、同彌七とて兄弟三人ありけるが、赤澤山の狩に、相州山内三郎と相撲三番打ちて、後伊豆の國の住人竹澤源太に負けにけり、竹澤も角力五番打ちて、後駿河國の住人荻野五郎に負けて退きけり。○藍澤原の說は別項にも見ゆるが、富士の東麓の裾野の總名にも呼びたり、東鑑「建久四年五月八日、將軍家爲覽富士野藍澤夏狩、人々赴駿河國給云々、十五日、藍澤御狩事終、入御富士野(神野)御旅館」云々とあるは、八日より十五日迄東麓ハ藍澤に狩倉ありて、西麓の神野へ移りたるを云ふ。曾我物語に此狩の次第を錄し、

鎌倉殿は駿河國小林（コバヤシ）の里、日遁（ヒセメ）の狩倉に着給ふに、曾我の兄弟も追付て　其夜終夜狙へども、助經と時政と屋形を併て居たりしが、用心よく夜廻りきびしく、少しも隙なかりけり、次の日伊出（イデ）の屋形に着せ給ふ、其夜討んと狙共、今宵も空敷明にけり、鎌倉殿既に狩場へ打出玉ふ時、梶原源太左衛門を召し仰けるは、昨日曾我の冠者原、浮島の原にて後れ馳に見えけるが、何國にあると御尋有ければ、景季畏て、御狩供奉伺公仕候と申ける、

とあるは、藍澤の里名に小林と云ふがありしを知る。今北郷村に下小林、高根村に上小林の名のこり、竹之下の西、御殿場の北にして、鮎澤川の谷間とす。

(小林)

鮎澤川（アユサハ）

富士の東口の溪流を源とす、一源は水土野（ミトノ）、中畑の邊に出てて、竹之下を過ぎ、一源は須走、籠坂の邊に出てて、菅沼村に至り、二流相合ふ。以下小山驛を經て、相摸國界に入り、酒勾川と爲る。

須走（スバシリ）

今須走村と云ふ、御殿場の西北三里、富士登山東口の聚落にして、八合目に至れば北口(吉田口)と相會ふ。

須走とは砂走の謂にて、富士山破裂の時、礀沙飛灰の降下、殊に多き地とす。寶永四年の爆發の時のごとき、須走の村里災害最大、(泰平年表、十一月廿三日、富士山麓、素走口より山燒出、云々)今も地底丈餘の下に、當時埋沒の家屋を探索すべしと云へり。此は足柄駿東の方面より、甲州に往來する唯一の通路なれば、驛店ありて稍往來の便を謀るのみ。吉田(南都留郡)まで四里、林野蕭條として、滿目荒茫の境とす。

須走口過書之事、半分六拾貫文仁相定之間、從去正月上荷物を勘定仁合、右之員數相調之、公方へ直病可納之、如此相定上者、脇之荷物之事一切停止之、萬一於相通者、六拾貫文之内可立勘定、然間前々令扶助拾貳駄之荷物之事、不准自余、自當月無相違可通之、猶以六拾貫文之内、縱少雖爲不足、爲辨右之員數之透可納之、雖然境自就總劇、路次於無通用者、可及其斷之狀、如件

永祿六亥年三月十九日(今川家朱印、文曰萬歲)

芹澤伊賀守殿(徵古文書)

甲州勝山妙法寺記云、明應九年六月、富士道者參事無限、關東亂により、須走へ皆導者附也。○三千風行脚文集云、日出るほどに、洲走の里につく、下宮に一揖遙拜す、これより萱野木立に入る、龍が馬場を過ぎはや歩行にかゝり、中宮御具ハ宮拜して、砂笛ハ苦行にて[illegible]を[illegible]し、女富士を右になし、

かほりふく裾にしや女[illegible]

籠坂峠（カゴサカ）

須走の北一里、駿甲の州界にして、南北の分嶺とす。此嶺脈は西富士の大[illegible]に起り、籠坂に下り東北に折れて、明神峠、三國山に走る、三國山は駿甲相の交界にして、其東方に丹澤、雨降の大[illegible]嶺起す。籠坂の北麓には、山中湖てふ碧盤を湛へ、晴日之を過ぐれば、嶽影を映發して、一幅の好畫を成す(甲斐に重出す參考すべし)○甲州勝山妙法寺記云、享祿三年、萬山孫四郎殿、富士上方の梨木澤にて生害す、大永五年、當國と新九郎殿と合戰ひまなし、七月晦、鹿兒坂の籠梨の木平にて合戰あり、須走殿、高田一族皆打死、里石入道、萬山御宿殿打死、武田殿勝玉ふ也。

小山（ヲヤマ）

今六合村と改む、竹之下の東北一里、足柄山の北にあたり、鮎澤川の峽谷の底に在り。鐵道停車場を置く、(標高八百四十呎)小山と相州山北北驛の間に、七所のトンネルを通じ、東海線の第一險とす。

新風土記の一說に、小山は古の横走鄉の中にて、横走關の舊跡は、小山の隣村にありと云へり、然らば古の足柄の驛路は足柄峠を踰えずして、鮎澤酒勾の溪流に沿ひて上下することと爲す、疑ふべし。抑横走は、甲相二州に分れ向はんとする辻とす、小山にては相州の方へかたよりして、地勢其理に合はず。且萬葉の歌に、足柄山を踰ゆと云ひ、又相摸の坂本(關本)の地點より推して、足柄山は今の竹之下、矢倉澤の間の峠を古今不易の通路とす。横走の地名後世亡びたるが故に、紛紜の說あれど、坂本足柄峠の位置より推定して、竹之下の横走の古驛たることを知るべし。

古家鄉（フルイヘ）

和名抄、駿河郡古家鄉、訓布留以倍。○今詳ならず、富士郡に同名存す。

矢集郷（ヤツメ）　和名抄、駿河郡矢集郷、訓也都女。○今詳ならず、天孫本紀の物部系譜に「物部大母隅連公、矢集連等祖」と載せ、（姓氏錄に合ふ）此人の一族片堅石連は、駿河國造と爲る、由緒のあることなるべし。

伊豆國

伊豆國（イヅ）　駿河相摸の間、南方に突出せる半島にして、實に富士火山帶の脉を承けたり、故に餘脉は海に入り、起伏して海南の諸島嶼を成す。面積八十七里、二郡に分ち、靜岡縣の管內とす。其島嶼は面積總計十八方里に遙し、東京府の管內とす。

伊豆は應神紀に「科伊豆國、令造船舶、長十丈、船旣成之、試浮于海、便輕泛疾行如馳、故名其船曰枯野」と見ゆ。環海屬島の地なれば、上古より航走の術に長す、萬葉集に伊豆手舟の語ありて、八雲御抄に之を伊豆に出てし舟と釋きたり。又此國に御島大神を敬祭す、蓋島嶼造化の靈威にして、古より其妻子眷從の神社は諸島に偏く、遠く八丈に至るを見れば、是等の諸島も夙に民人の住止して政敎を布かれたるを知る。伊豆國造は、

神功皇后御代、物部連祖、天蕤桙命八世孫、若建命定賜國造、難波朝（孝德）御世、隸駿河國、飛鳥朝（天武）御世、分置如故。

とあり。而も聖武紀に「天平十四年四月、賜日下部直益人、伊豆國造伊豆直姓」とあるを參考すれば、前後二姓の國造あるが見るべし、伊豆の名義は湯出の義なるべし、伊豆山走湯の條を按ふべし。而も僞作の風土記、并に僞書鎌倉實記等に、景行天皇の時、駿河國伊豆の埼を割き伊豆國といふと述べしより、或は伊豆を出埼の義に附會す。○扶桑略記に「天武天皇九年、別駿河國二郡、爲伊豆國」と、この二郡は田方賀茂にて、其後那賀郡を分出せる者とす、延喜式三郡是也。近世郡堺頗錯亂したり、又戰國の際、此國は北條氏の本有なれば、北條氏の兵を出して駿河の郡村を侵略するや、其地を稱するに伊豆を以てしたりと云ふ。

伊豆海（イヅ）　伊豆は三面海あり、西浦、東浦（ヒガシウラ）の名あり、其西浦は今駿河灣の東側を成し、東浦とは今相摸灣の西側を成すもの是なり。伊豆海とは東西の總稱にして、殊に南方の遠海を指したる如し、是れ東海の航路にあたり、最緊切に屬す。東鑑「弘長三年八月二十七日、大風、鎭西乃貢進船、六十一艘、於伊豆海、同時漂蕩」とあるは、鎌倉幕府の當時の事とす。

伊豆の海たつ白波のありつゝもつきなむものをみだれしめめや、〔萬葉〕

正應五年、三島大社十首、　　爲道
伊豆の海や沖の波路の朝なぎに遠島きえてたつかすみかな、〔夫木〕

五月の末、伊豆の海より重なれる山、まんまんとして富士の空迄も、ひとつ海のやうに見え侍り、此頃漸く夕立のけしきなり、
重なれる雪分けかゝる伊豆の海の山より浮ぶ夕立の空〔北國紀行〕

田方郡

田方郡（タカタ）　伊豆の北一半の地にして、大略天城山（アマキ）を以て、南一半の賀茂郡と相限る、今二町三十一村、三島に治す、人口合十一萬。

（寶郡）

田方郡は和名抄、多加太と注し、十三郷に分つ。此郡は後世郡界所管、變動混亂甚しく、其北方を郡宅庄（クンタク）と云ひ、中央を北條、南條と云ひ、其南を狩野庄（カノ）と云ひ、三津（ミト）、東浦共に各庄號を以て相別異したり。近世郡宅の名に因り、君澤郡（クンタク）を建て、三津及び舊那賀郡の數村を併せしめ、北條、狩野を寶郡（タカラ）と爲し、東浦及び大見谷を割きて賀茂郡の所管とす。其寶郡とは卽田方の訛なれば、後田方に復す。明治二十九年、君澤郡を廢して田方に復合し、大見、伊東等の地をも賀茂郡より割入す、今の郡域是也。

君澤郡（クンタク）　明治二十九年廢して田方郡へ併す。其境域は二所相隔離し、其北なるは三島驛附近（今の錦田、北上、中郷の三村を籠め）にして、駿州駿東郡と地勢交抱したり。其南なるは江間、修善寺并に內浦、戶田（ヘタ）、土肥の海岸にして、達磨山西北の一帶なりき。○君澤（キミサハ）は三島の溪流の名に出てたると云ふも、古簡には郡宅（クンタク）に作り、田方郡の鄕名とす。鄕名やがて庄名に轉し、德川氏の初世に定めて郡名に建てらる。然らば郡宅と君澤と其文字偶然相通するを以て、君澤（キミサハ）を取て郡宅に易へられしも、本意は郡宅に出てしを以て、舊に依り君澤（クンタク）と唱へしもの歟。三島大社延文六年文書「伊豆國郡宅鄕、一圓爲三島神領」云々、同永德三年文書「郡宅鄕、市原在家」云々、郡宅は郡家と同しく、田方郡の治所なりと知るべし。

（郡宅）

增訂豆州志稿云、三島小濱池より流れ出づる水を廣瀨（ヒロセ）と云ふ、下流數派と爲り、其一溝を君澤と云ふ、是郡名の起也、大社貞和、觀應、延文等の文書郡宅鄕を載す、もと君澤莊と云ひて莊號なるが、次第に廣まり、元祿の頃に至り五拾餘村となる、同十四年令ありて郡界始めて定まる、國郡沿革考「君澤莊戰國の時旣に郡となる、故に

正保圖之を載す，寛文復古の時之を停む」とあるは謬説にあらずや。○今按、寛文中に君澤郡を廢したるより、其名にのみのこり、元祿中に再び郡號に建てられしならん、そは臆説にあらざるべし。

小河郷

和名抄、田方郡小河郷。○今三島町、北上村及び駿東郡清水村並是也。中世郡宅郷と云へるより、小河の名廢す、伊豆の井に三島大社此に在り。國郡沿革考云、東鑑 元暦二年七月、前律師忠快、爲流人、到着伊豆國小河郷之由、狩野宗茂申之」とある小河郷は、當時國府の地にして、三島驛の邊たることを知るべし。○伊豆志稿云、伊豆駿河の堺(三島驛の西)を流るゝ堺河を、昔は小河と云しと思はる、此河の西下の諸村を泉郷といふ、延喜式、田方郡小河泉水神社も此邊ならんが、今さだかならず。

國府址

今三島町の中とす、東鑑「治承四年八月廿七日、加藤光員等、在筥根山、返老父景員於走湯山、兄弟赴甲斐國、今夜亥刻、著于伊豆國府祓土之處、土人等怪之」云々、祓土とは禊處なれば、三島明神の城内ならん。仁治東關紀行には「伊豆國府に至りぬれば、三島の社のみしめ打拜み奉る」とありて、府衙も神社と一境にや、此社は本來府中に置かるる惣社と云ふものなるべければ也。和名抄、伊豆國府，在田方郡，行程上二十三日、下十一日。延喜式、伊豆、下中國、管三郡，流移人配所，伊豆爲遠島、去京七百七十里。○東行筆記云、三島は筥根關の西、山下三里二十六町、盛衰記に「治承三年、足柄山打越て、伊豆の國府に着て、三島大明神を伏拜む」云々、太平記「建武二年十二月、官軍伊豆の府にて手分して、竹の下へは中務卿親王、脇屋義助など、筥根路へは新田義貞大手に向はれけり」とあり、十六夜日記にも「伊豆の國府にとどまり、三島明神へ參る」といふこと見ゆ、又義貞が尊氏を討れし時「菊河肥後守武重、筥根の軍の先驅して、敵三十騎を遥の峯へまくりあげ、坂中に楯を築きならべたる」など太平記に載せたり、今何の地にや知れず。

國分寺址

伊豆の國分金光明寺は、其址三島大社の東に存し塔の森と云ふ。延喜式云、伊豆國國分寺料、一萬束、大安寺料三千束、禪院料一千束、國分二寺供養料一萬束、三神寺料二千束、文殊會料二千束。(日本紀畧、天慶三年、寇兵來闖伊豆國分寺、奪取雜物、射殺人民。外記日記、天慶元年十一月、依伊豆國解、可追捕平將武之由、給官符云々。將武は將門の弟にして、伊豆守を詐僞したることとあり)

國分法華寺は三島宿二日市に在りて、修禪寺九世鴻叟之を再興し、曹洞家に屬せしむ。寺に三島明神影像を藏め、今に諷經を爲す、又此寺元德二年の古鐘は、相州箱根湯本の早雲寺へ移す、(增訂志稿) 一說、田中村に法華寺址をつたふ。

文德實錄、齊衡二年、以伊豆國大興寺、預於定額、爲海印寺別院、大興寺者、孝子大部富賀滿、爲國家所建也。三代實錄、元慶八年、伊豆國言、國分法華寺、承和三年、失火燒亡、其後以定額寺、爲法華寺、請將新建、其料可用修理國分并通三寶布施料、聽之。延喜式、伊豆國山興寺、爲國分寺、置僧十口。(山興は大興の誤なるべし)

入豆州界　星巖

青袍久已誤儒生、羸馬程程又豆州、關樹色高嶐嶺出、嶽蓮光迸滿空流、海風慘澹吹寒雨、天意茫茫結古愁、鬼武用兵何地是、南雲一望跡悠悠、

三島

今三島町、人口九千五百、鐵道御殿場(十二哩)沼津(三哩)の間なる車驛にして、原木、南條より大仁に達する支線あり。昔は當國々府の地にして、筥根山下の一邑なりければ、其名久く聞ゆ。近年足柄を以て鐵道線と爲しゝに因り、三島は人馬の往來を絶たしが、後驛北の地に停車場を設け、支線を引きて、南方の韮山、修善寺へも通ずる後、形勢又變ず。

增訂豆州志稿云、三島は伊豆府の地なれど、中世賀茂郡の大神を遷祀せるより、遂に三島と稱し、又社地神領を賀茂郡とす、三島はもと郷名にて賀茂郡に屬す、三島神社を伊豫國より遷祀せりと云は妄傳なり、古代の三島郷は社地神領ばかりにして、其社地神領頗廣く、西は四宮川、小瀬池の南俎が原通までなるべし、民家神祠の北の方に來居れりと、此郷は四邊皆田方郡なるに、獨遙かに隔りたる賀茂郡の屬たる事、仔細あるべし、明治の始め上地となり悉皆君澤郡に屬す、三島驛は神祠の南方に在り、西方千貫樋より東賀茂川に至る、官道拾八町あり、二日市は萬葉に見ゆる三島菅笠の出づる里にて、笠縫と云ふ、近世は總名三島宿と稱し、田町に代官出張所ありて一驛を治め、兼て江戸朝覲の送迎、及び夫馬を守る、寶曆中まで此に伊豆代官居りしが、韮山へ移れる後は吏員を出張せしめたり、明治十二年其舊址に小學校を建つ。○史徵墨寶考證云、伊豆の三島明神は今君澤郡(舊田方)に在りながら、其社域許りを賀茂郡と稱す、並郡堺變遷ありて、社域に限り舊郡名を負はせたる歟、舊神官矢田部氏系圖に「大化五年、賀茂郡の海中に火炎出づ、燒出る島を與の島と號す、時に大明神此島に現ず、慶雲元年又中島を燒く、これを大島と號す、伊豆國司矢田部宿禰金築を惣神主として、興島より大島に遷座す、天平七年神告により府中の地に遷祠」とあれども造島の事、國史所記と符合せず。○按に、三島の神領は古文書に郡宅郷とあり、且其伊豆府中たること諸書に歷見すれば、田方郡內なること論なし。延喜式の三島神社、和名抄の三島郷は共に賀茂郡に屬するを以て、近世無識の徒說を爲して、神領の地のみ賀茂郡なりと云ふも、固より根柢ある

に非ず。蓋府中の三島明神は、式內所載　舊祠あらず、後世國司勸請の新宮にして、謂ゆる惣社なり、遥拜所なり。而も本社社傳、神官系圖の類に、後人其古義を失ひ、種々の附會を爲す、慨歎すべし。又萬葉に見ゆる三島菅笠の歌は、攝津國の三島郡の事とす、此地にも又造笠するとて、彼古事を牽合すべからず。

小濱（コハマ）

增訂志稿云、三島驛の西北、小濱に泉池あり、廣さ三反四畝廿六步、現今小松宮の別邸內に屬す、此水極て清冷にして、盛夏寒冽骨に徹す、是れ富士山の積雪融解して地底を潛り、此に湧出するを以て也、故に冬は水量減じ、初夏より倍多し、此水を引て一驛十二村、六百餘町、及び駿州駿東郡の數村、二百餘町の水田に灌漑す、駿東郡に引くに豆駿國界に至て、其地低下なるを以て、樋を空に架する事長廿五間、幅壹間餘壹尺五寸、之を千貫樋と云ふ、千貫は其奇巧を賛する詞也、此樋應永三年に始て造ると、小濱石は質堅して色青黑、小穴多く宛然痕記の如し、蓋上古富士山噴火せし時、鎔化せる者なる可し。○又云、三代將軍の上洛旅館址、驛南小中島の南にあり、御殿と云ふ、區域一萬二千步、明治廿年此地に郡役所を置く、館は元和九年七月、家光西上の時築かしむ、其後毀ちたり、今土圍石垣を見るべし、即舊址なり。

本覺寺（ホンカク）

小濱に在り、應永中、甲州身延山の日出上人草創す、日出は日朝の師也、故に日朝二世を繼ぐ、明應九年日朝の書翰に曰「本行寺、本覺寺之事、雖爲兩寺、自今以後者、合而爲一院、號行覺院　覺林房日坦啓申付候、然其旨同寺之僧俗被思召、出世共可被入御之事簡要候、然於日朝可爲滿足候、恐々謹言、五月十三日、日朝（花押）豆州三島兩寺衆中」と。

三島神社（ミシマ）

今三島町に在り、三島大社と云ひ、中世以降東海道の名祀たり。蓋賀茂郡の三島大神を府中に奉請したる新宮にして、諸州の例に惣社と云ふ者と相同し、故に延喜式之れを載することなし。後世賀茂郡の大祠衰頽し、府中の惣社却て顯れて、遂に國の一宮に推さる、明治維新の初め、官幣大社に列せらる、異數に屬するに似たり。

あはれとや三島の神の宮柱たゝこゝにしもめくり來にけり（十六夜日記）　安嘉門院四條

伊豆の國府に至りぬれば、三島の社のみしめ內を拜み奉るに、松の嵐木暗く音つれて、庭のけしきも神さびわたり、是社は伊豫國三島の大明神をうつし奉ると聞くにも、能因入道、伊豫守實綱が命によりて、歌よみ奉りけるに、炎旱の天より雨暴にふりて、枯たる稻葉も忽に緑に返りける、あら人神の御なごりなれば、木綿襷掛卷もかしこく覺ゆ（仁治東關紀行）

せきかけし苗代水の流來て又天降る神ぞ此神。

按に伊豆府の三島明神は、源頼朝の兵を擧ぐるに當り之に祈り、遂に戰勝を獲たり、明神の崇敬之より大に加はる。東鑑に治承四年八月十七日、頼朝三島神に奉幣し、其神事の日を以て兵を與し、山木判官を斬ることを詳錄し、又毎日勤行祈請の十九座の三神を、三島の一宮二宮三宮と擧げたり、又「十月廿一日、遷宿黄瀨河、秉燭之程、御湯殿、令詣三島社給、御祈願已成就、偏依明神冥助之由、御信仰之餘、則於寶前令書給、其詞云、

伊豆國御園、河原谷、長崎、可早奉免敷地、

三島大明神、

右件郷園者、爲御祈禱、安堵公平、所寄進、如件

治承四年十月廿一日　源朝臣

元暦二年四月廿日、今日迎伊豆國三島祭日、武衛爲果御願、寄附當國糠田郷於彼社、而先之御奉寄地有之、今已爲四箇所也、相分之、以河原谷三園、爲六月廿日臨時祭料、所被付神主東大夫盛方、以糠田長崎爲八月放生會二宮八幡宮料、所被付神主西大夫盛成、是皆北條殿奉令御施行給」又建久六年、將軍家神馬劍幣を當社に納めしことも同書にありて、鎌倉武家の崇敬他に異なりし縁起明白とす。爾後此地は海道の衝にあたり、往來の參詣其便あるを以て、名聲益著れたり。○增訂志稿云、三島大社神領は古文書に散見す、北條（小田原）役高帳、三島七十八貫文を載す、德川家の時、五百三十石の田祿を附す、明治元年十月、東幸の時、新造の神殿に內侍所を奉安したりき、明治以前までは、鐘樓、藥師堂、護摩堂、三層浮屠等ありしも今はなし、神庫に日本紀古寫本、源頼家自筆心經、其他古寫本數部、古器物廿餘品を藏す、又神主家に康和の補任文「伊豆國廳、補任三島宮司之職」と云々とあり、治承以來武家寄捨文、祈願文等多し、明治廿年、太刀三振（三條小鍛冶宗近作、菊一文字作、兵庫クサリ二口、羽柴中納言奉納のものを合せ）を天覽に供せしに、宮中に御留置になる。○北條盛衰記云、永祿十二年六月、武田信玄の先手の者共、三島明神の社壇を打破り、斗帳を盜取り神殿を見るに、神鏡の外本尊なし、諸勢共申けるは、甲斐國はいかなる小社にも、皆本尊神體あり、三島は海道に聞えたる大社にて、何とて本尊無きならむ、如此神もなき宮に、何の罰あらんとて、寶藏をも打破りてけり、云々。櫻雲記云、花山院大納言師賢は下總國千葉に配流の時、伊豆三島明神にて奉納す、「契ありて今日は三島の御手洗に憂き影うつす墨染の袖」。

敬白、三島社壇立願事、

右滿兼、誤以小量、欲起大軍、然依輔佐之遠慮、有和睦之途、仍止發向、早隨時宜、重又有諫言、諫言具有所以、令定運命之通塞、難由冥助之淺深、若違冥慮者、爭達微望、若有神勅者、自開福運、不可求力、不可勞心、故任彼諷諫、忽飜異心、即爲改其過、而謝其咎、記此意趣、偏仰冥鑒、伏願、當社早照丹心、彌加

玄應、都鄙無事、家門久榮矣、仍願書如件、敬白

應永七年六月十五日　左馬頭源朝臣滿兼（花押）

三島明神願書、

右意趣者、信長公被曰如被仰定、御與速當方江被入、御入魂ニ于深重者、即當東八州、氏直本意曆然之間、當社建立之事、早速對氏直、可令助言者也、仍如件、

天正十年三月廿八日　氏政（花押）

三島明神は東關紀行に「伊豫國三島よりうつし奉る」と云ひ、伊豫國にては大山祇命と說くを以て、此にも同神と說きたり、丙辰紀行に「いつぞや相國（德川家康）の御前にて、三島と富士とは父子の神なると、世久く云傳へたりと沙汰ありければ、扨は大山祇神、木花開耶姫と定め申さば、日本紀の心にも協ひ申すべき也、竹取物語とやらんに云る赫夜姫は、後の代の事にてや侍らん、凡三島と云へるは、豫州、攝州、此國と三所に現れましまず、祭儀如在幾千年、青幣相連引白綿、天下神明垂跡處、流行似得地中泉」と、此論近世神道者流の承認して是とする所なりき。然るに廿二社本縁に「葛木の賀茂は都波八重事代主神、伊豆國賀茂郡に坐する三島の神、同體にて坐すと云へり」とあるを證據とし、平田氏の提唱する所ありけるに因り、明治五年、當社神職より教部省へ上申し、祭神を事代主神と改定せり。又神祇志料には、三島神は駿河の淺間神と同一にして、即大山祇なるべし、伊豫の小市國造物部連は駿河、伊豆の二國と其族類を同一にすると論す、參考に資くべし。

駿河國神名帳に淺間御子神十八座とあり、伊豆國神階帳にも三島明神第三王子（若宮）十八所御子達と云ひ、伊豫三島社にも十八王子を末社とするは三國相同し、曾我物語眞本「三島大明神、部類眷屬、云々、飯王子、酒王子、十六王子、六所の客宮、船寄、高佐江、見目御前、荒脛巻、大楠、小楠」と、（高佐江、荒脛巻今詳ならず）今謂ふる八幡若宮は康永の當國神階帳に、第三王子十八所御子達とある社ならむ乎、昔は三の宮と稱して、大社の西二の宮町に在り、諸事の投振大社に亞けり、其現地に移轉せしは何れの時なるか、火牟須比（千手千眼大菩薩とも稱し、即走湯の伊豆山權現を云ふ）二宮と云ふより、當所を第三とす、東鑑に本州糠田、長崎二邑を二宮八幡放生會の料所と爲し、西大夫盛成に付せらるゝ事を載す、又西大夫は數代我儘にて自由を爲す故、東大夫盛方一人にて諸事執行ふ可き由、元久二年文書に見ゆ、此頃より西大夫家は次第に衰替に及べり、近世の神官矢田部氏は、東大夫盛方の後裔也、見目社は三島大神の御妃、六柱を祭るなる可し、三島大社々傳に見目六柱と云は即是也、曾我物語に見目御前とあり、其姫神たるを證す可し、六所客宮は神階帳六所王子にあたる。（增訂志稿）

廳宣　散位伊豆宿禰國盛

右人補三島大社司職畢、抑先日任符、貞守與國守可執行務之由、雖令下知、依爲貞守濫行人、令停止貞守之職、以國守一人、可執行社務之狀、宜如件、神官等宜承知、依件下之、不可違失、以宣、

嘉承三年正月廿五日　介　大江朝臣（花押）

此文書は東大夫矢田部氏の家藏にして、其家譜には康和五年國盛大宮司に初任すと云ふ、其祖先は伊豆國造日下部直益人なりと、（續紀、天平十四年、賜外從五位下日下部直益人、伊豆國造伊豆直姓）新後撰集并に玉葉集に、伊豆盛繼と云人あり、亦此大宮司の一代とぞ、然らば此の日下部直は國造本紀に見ゆる伊豆造、物部連と其家を異にす、物部絶えて日下部繼けるにやあらん。

增訂志稿云、三島曆（此名は空華日工抄の、熱海浴湯の條にも出てたり）近世驛人河合氏之を造り、伊豆相模兩國に行はる、公儀より寫本下附ありて之を板本となす、宅地内に曆の宮ありて、社宮司明神と唱ふ、北條盛衰記に云「關東の曆は伊豆三島と、武藏大宮と兩所にて作り出す、然るに一年十二月に大小の相違あり、其頃安藤豐前守と云者、博學才智ある故、北條氏政此義を尋ね給へば、豐前守曰く、當年中曆算木を負て、伊豆三島に上る、里人奇異の思ひを爲せども、其謂れを知らず、乃宮寺に藏む、其後新羅國より一老翁三島に來り、此算木を取出し、善く曆法を說く」云々、三島曆は明治革新の際廢せらる。又云、心經寺は昔三島大社の供僧にて、眞言宗の一宇たりしよし、日峯和尚の時より、京都妙心寺派下となる、北條盛衰記曰、永祿十二年正月十八日、北條氏康氏政父子、五萬餘騎を率して、小田原を出馬ありて、三島の新經寺に本陣を据ゑらる、云々。

三島にまうてゝ、矢立の杉とて大木あり、軍陣へ出る武士共、此木に矢を射立てゝ、吉凶を見侍るよしつたへければ、（道興准后國雜記）

物部の例しに引ける梓弓矢立の杉や印なるらむ。

三島にて旅中の佳節を　其角

門酒や馬屋のわきに菊を折る、

楊原（ヤギハラ）

三島町の地字に遺り、又大社の攝末に楊原明神あり。即延喜式、田方郡の名神大社、楊原是なり、（駿河志料）一說に此神を今駿東郡の甲香に在りと云ふは採り難し。

德倉（トクラ）

今幸原、佐野、澤地などを併せ北上村と云ふ、幸原は近世延寶中まで國府原に作り、伊豆府の北郊とす。

德倉村は舊土倉に作る、箱根山緣起幷明記に曰く「治承四年、賴朝相州早川莊、豆州土倉郷、同佐野郷、配三所神社、而爲祭祀地矣」と、又北條役高帳にも豆州佐野、土倉、箱根別當金剛王院とみゆ。

（國府原）

佐野（サノ）

今北上村の大字とす、三島町の北一里、駿東郡小泉村佐野の南一里餘、其中間を島田と云ふ、賀茂川、此山中に發す、長三里、御園に至り狩野川へ併す。

（賀茂川）

增訂志稿云、佐野村は天正十八年豐臣氏の文書に「伊豆國佐野鄕とくち鄕さわだ村」とあり、東鑑に見えたる佐野太郎は此地の人か、西隣駿河國に佐野村あり、紛れ易きを以て今伊豆佐野と呼ぶ、佐は狹なり古語にせまき義に用ふ、

（島田）

屬里伊豆島田（シマダ）は古昔一驛なり、續日本紀「承和七年十二月、改駿河國駿河郡永倉（ナガクラ）驛家、遷伊豆國田方郡、以駿河殊帶三驛、百姓特苦重役也」と、此時に島田驛始めて立つ、源平盛衰記に伊豆國島田驛とあり、蓋足柄街道の驛にして、其隨止遠からず。（駿河駿東郡の佐野島田を參考）

藍澤（アヰサハ）　增訂志稿云、東鑑「正治二年二月、羽林（頼家）爲狩獵、渡御伊豆國藍澤原」とあるは佐野の邊歟、今も小地名存す、又此邊廣く駿東郡へかかり藍澤庄と云ふ。○又云、和名抄有辨鄕、今考る所なし、或は曰ふ三島宿の北方は、昔其地界今より稍廣かりしなり、當に必鄕名あるべし、因て惟ふに其地高うして國府の上にあれば、有辨（ツヘ）の義にあたる、今は道上と曰ふ。（今按、高山寺本に有辨を有雑（ウサヒ）に作るに從ふべし）

河原谷（カハラガヤ）　今谷田（ヤダ）、竹倉等に併せ錦田（ニシキダ）村と云ふ、三島驛の東に接し、箱根山の麓にて、賀茂川其下を流る

（河原貝）

增訂志稿云、川原谷村は三島大社治承の文書に、川原かや、又川原谷鄕と見ゆ、東鑑には河原谷に作る、甲陽軍鑑、武田三代記等、川原かい、河原貝（カハラカヒ）に作る、此村箱根山下、賀茂（カン）川の上にあり、本山中（モトヤマナカ）の里と云ふは本村より一里半許り上る、是箱根の古道也、曾我物語に「過嶺（タケ）七里（ノクレ）山七里（ヤマクレ）、打出野七里（ノクレ）」云云、野七里は即本山中の地名也、

（野七里）

太平記に曰「建武二年、十二月、鎌倉にては官軍已に伊豆の府を打立て、今夜野七里、山七里を越ると聞く」又曰「鎌倉の諸將、竹の下へ打上て、敵の陣を遙に見下したれば、西は伊豆府、東は野七里山七里に、燒燎たる篝火の數、千萬とも不知けり」又曰「熱田の大宮司百騎許りにて、義貞を待奉る、其勢を並て野七里に打出給」云々、

（嶺七里）

按ずるに箱根の古道は、平地より登り四十二町許り上を野七里（古道六町一里の計算）とす、又四十二町許りを山七里とす、其より峠通り四十二町、即嶺七里（タケノクレ）なるべし、されども七里をクレに訓むは未詳。○今按、クレは暮終（クレハテ）の意にて、野終なるを、此にはたまく七里の長さあれば、野七里をノクレと訓む歟。

寶篋院（ハウキヤウ）　增訂志稿云、地福山寶篋院、河原谷村にあり、足利二代の公方寶篋院殿源義詮を葬る、因て寺を建てられける事、其神牌に記す、又堀越公方政知の墓あり、室町日記曰、寶篋院殿御骨、關東に下向すと、蓋分骨を此に葬りたる也、北條盛衰記に、足利政知伊豆國北條御所に於て逝去す、三島河原の寶篋院に葬ると、緣起には「建長寺第四世普覺禪師、退隱于此、是爲初祖」と見えたり、名蹟志、伊豆日記等に曰、寶篋院は三島根本の靈地也、三島明神初め此地に鎭座す、云々、昔より此地の習ひにて、重服觸穢の人、始て別火に入る日は、當寺の火を乞請け、忌中此火を用ゐ來る事、其謂れありと覺ゆ、云々。

箱根峠（ハコネ）　箱根は豆駿相に分屬すと雖、其島峰并に湖池村里等は、全く相模の管内なるを以て、彼條に詳にす。其西麓は豆駿二州に係り、殊に登路は三島驛より東北に攀上る、凡三里半にして分水界に到達す、即峠と稱し、古人の謂ゆる手向也。古書、箱根多く筥根につくる、近世の詞人、函嶺（ハコネ）の字面を擇ぶ。

（函嶺）　（筥根山）

「上島彥八郎惟頼申軍忠事、
右今月十一日、於筥根山、城攻寄、垣楯際、致合戰、惟頼被疵、左肩上膊骨、如此致軍忠上者、爲後規、爲給御一見狀、言上如件、
建武二年十二月廿七日」（阿蘇文書）

當年霰氣欲凌寒、快馬東歸不見山、今日危途春雪冷、檻車揺夢過函關、　賴　三樹

增訂志稿云、箱根古書筥荷に作る、其山巍然秀拔し、相駿豆三州に跨り、南西本州に屬す、最高を明神山と稱す、直立四千七百尺、又冠嶽は四千六百尺、駒が嶽は四千四百尺、山を横斷して官道を置く、即三島驛より豆相國界に至る凡三里、野七里（ノクレ）、山七里（ヤマクレ）、嶺七里（タケクレ）の名勝あり、拾玉集の歌に「戀しくば野くれ山くれ尋見む春は東へ歸るとぞ聞く」とあり、山中樹木少く、寒蕪繁茂す。

（山七里）

初音（ハツネ）　又初禰に作る、今錦田村の大字塚原（ツカハラ）と云ふに同じ、此邊荒塚多し。又初禰とは初めて嶺坂に登る心にや、一（イチ）の山（ヤマ）と云ふも此邊とす、三島驛より凡一里、近世元和以降人家ありて新田と云へり。○初音は箱根山の西端にして、官道の老松背後に列立し、遠く駿遠の峯巒を望む、風景頗美なり、伊豆名蹟志に曰く、源頼朝、蛭島配流の日、箱根權現に詣て　下向の時、此原にて鶯の初音を聞きしより、初音が原と名くと、甲陽軍鑑、永祿十三年、武田、北條合戰の條に曰く「武田信玄、三島に御馬を立られ、馬場美濃、小山田兵衛尉をして、はつねを上りて、箱根の宿に押込ましむ」と、北條五代記に曰く「天正七年秋、武田勝頼伊豆國に向て進發す、北條氏直も出馬、伊豆國初音が原、三島に旗を立てらる」武田三代記、初禰に作る。（增訂志稿）

（塚原）

笹原（ササハラ）　今錦田村の管内に入る、初音原より登る一里餘、天和二年、朝鮮人來朝の時、此邊の坂路を修造せられ、其後人馬の通行も易くなれりと。○增訂志稿云、一柳直末の墓は笹原新田の一柳塚に在り、天正十八年三月廿九日、箱根山中城の寄手に先登して討死す、（元祿十一年、一柳氏の裔孫、碑石を山中新田の宗閑寺に建つ）又駿東郡長久保に直末の首塚あれは、笹原は其軀を葬る所なり、云々。

山中（ヤマナカ）　近世山中新田を云ひ、河原谷の元山中（モトヤマナカ）より移したる

部落なり、蓋元和中、箱根山道改修の時歟、三島驛を去る二里、猶一里半にして州界に達す。宗閑寺に山中城主松田兵太の墓碑あり、五輪に松田右兵衛大夫重長と刻す、相並びて間宮豐前康俊等の五輪石塔三基あり、皆北條家の將士とす。

急度申遣候、去月廿七日、至于駿州三枚橋、令着陣、昨日虎口見計、卽山中城、中納言串附、則時責崩、城主事者不及申、首千餘討捕之、其外追討不知其數候、然者伊豆國悉明候間、今日箱根山峠へ令陣替候、小田原表行可被仰付候、次其表如何被相動候哉、可成城於在之、仕寄にても可被相果候、何も不可有由斷者也、

卯月朔日（豐臣家朱印）

羽柴越後宰相中將殿（沼垂島垣文書）

山中城址

今山中新田の西北に在りて、本丸（在北）二丸（在西）三丸（在南）空隍等の舊形存す、此城は北條氏康の時、西方防禦の爲に築きしなり、天正十七年に始て築しを云ふは誤なり、廢城考曰「永祿十二年、武田晴信攻而陷之、北條氏之支城、城主未考」關東古戰錄曰「北條父子は下野の先方衆壬生に命じて、天正十七年十二月中旬、山中城の繩張を改め、岱崎を取入れて、郭を増し隍を堀りて修營せらる、城主は松田右兵衛大夫秀植、（一作康秀）數年相守れる要害なり、韮山と當城とは上方口の網轄なれば、此側防禦の手當を設けらる、」云々、十八年三月廿九日、上方勢に攻崩され落城す、又山中關址は今河原谷村の屬里本山中に在り、此關創設の時代沿革を詳にせず、所謂箱根關歟、其廢するは何れの時なるか、古戰錄に天正十年、朝比奈彌太郎日金山にて女子の鬼に責めらるゝを見て、山中の關守半田氏の女ならむと誤りし事を記せり、今關址に半田氏を八幡に祀り、小祠を立つ、其跡を姥臺と云ふ。（増訂志稿）

水飲

今山中新田の地字にのこる、梅松論に「建武二年十二月十三日、將軍（尊氏）伊豆國府に攻入り給所に、義貞以下水飲の陣を引破て、通夜没落しけり」とある是也。

聞筥根山大戰、上堂擧雲門大師云、天帝釋與釋迦老子、在中庭更相爭佛法甚閙、雲門只知彼一時大似晴空、豈知此一時事存誠實、何故卽今在筥根山下兩陣交鋒、直得刼氣凌空風飛雲起、昨夜富士山頭雪消一半。（竺仙語錄）

佐婆郷

（澤）和名抄、田方郡佐婆郷。○今錦田村にあたる歟、小河郷の東にして、箱根の麓とす。大場村を澤郷と云ひ、北澤、谷田の邊に佐婆池の跡ありと云へば、今の中郷村の内なる大場、北澤、多呂、中島なども佐婆の舊域内歟。保元物語、東鑑等に當國の人澤六郎宗家と云ふあり。

谷田

今河原谷並に箱根路の部落を併せ錦田と改號す。

谷田は北條役高帳に矢田に作り、三島大社、康安二年文書には矢田郷と云ふ、因て或は疑ふ、三島神主矢田部氏の故里なるを、卽神主の家號を地名に轉用したる歟。

竹倉

今錦田村の大字とす。増訂志稿云、竹倉は寛文の比迄谷田村の内なりき、倉とは谷の義なりと云ふ説、允當なるべし、八王子社あり、別當迦葉院、八王子とは三宅島の佐波多比咩命の八子にて、其本社は彼島に在りて式内に屬す。

妙法華寺

今錦田村の管内とす、明治九年寺領を返上したる時、玉澤村の名を建てしが、舊名は大木澤と云へし地とぞ、三島驛東一里の幽谷とす。

増訂志稿云、妙法華寺は日蓮の高弟日昭開基す、寺記に曰、弘安七年、鎌倉玉澤の地に創立す、其後大刹と爲る、時に鎌倉大に亂れ、管領上杉氏越後に逃る、寺僧日弘、日南（日弘は上杉憲實の孫、日南は上杉憲政の子也 共に越後に到り、村田妙法寺に寄寓す、時に天文七年也、其後鎌倉より寺を伊豆の加殿に移す、文祿三年、十三世日菴の時也、慶長八年、十四世日産現地を卜定し、元和七年移轉す、十七世日遵に至り、寛永二年德川井出公より境内反別百八十町を賜ふ、寺の四境松樹鬱翠、眺望絕佳の地にして、堂宇の構造頗大也。

大場

今梅名、玉川、青木などと合併し中郷村と改む、谷田の南にして、鐵道停車場あり。

増訂志稿云、大場村は和名鈔佐婆郷の中なれば、今も澤の郷と云ふ、此村は中島より間宮まで民の家並つゞき、伊豆に名ある所なり、大場十郎近郷は此村人にて、承久の戰功あり、其賞として下總國青砥村を賜りぬ、其四世孫を藤滿と云ふ、青砥左衛門藤綱も此族なり、或は曰ふ、大場の赤王明神は式内大朝神社にて、中島の左内明神は式内交耜明神なりと。

（多呂）鎌倉圓覺寺文書に、貞治三年、足利基氏より豆州多呂郷を寄進すること見ゆ、今中郷村の大字に多呂存す。

中郷

今村名に轉す、元中の郷とも云ひ、三島驛の南、狩野川に至る諸村を指せり、東に賀茂川流れ、西は玉川を以て駿東郡界とす。

（梅名）増訂志稿云、梅名の右内明神は、式内阿米都瀨氣多知命神社なるべし、長伏の鋤手明神は式内倭文神社ならん、又式内玉作水神社は玉川に、式内高椅神社は松本にあるべし。（青木）又云、三島宿の南に青木村あり、天正十八年檢地帳に「こくが青木の村入、新屋村」とある新屋は今新に作り、サウチ原と云ふ地名も檢地帳に載す、鶴喰村は三島大社建武二年文書に見ゆ。

雜訴決斷所牒　伊豆國衙（建武二年）

三島社神主盛親代寳法申、當社領北中村、安富、鶴喰、糠田、御園、長前、并宮倉、神護以下、社邊敷地等事、副申解狀、具書、牒、當社神主職、并神領等、先度盛親所預勅裁也、而資盛々行等、令濫妨云々、太不可然、早止彼等之妨、

宜沐沙付篋覡者、以牒。

玉川(タマガハ) 今中郷村の大字とす、玉水池てふ清泉あれば、式內玉作水神はタマナスミヅと訓み、此清泉の靈にあらずや。又三島大社文書に「玉川郷者、元久二年閏七月、被寄進當宮」云々、安貞二年のものに、三島宮領伊豆國玉川郷住人云々。
玉川の溝洫は今豆駿の州郡界とす、(小泉川とも云ふ、駿州に重出す)田家民居、一溝の左右に緣り、屋舍相望むも、州管を異にす、三島驛の千貫樋の水、卽玉川の別源とす。

安久(ヤスヒサ) 今中郷村の大字とす、佛光錄に「建武元年、源直義捨入豆州安久庄、以追崇佛光禪師、以表師資之禮」云々、三島大社文書に、延元三年正月七日、權中納言兼陸奧大介、鎭守大將軍源朝臣が、安久郷を寄進するものあり、朝臣は北畠顯家にして、東國の大軍を率して西上せられし時の寄狀とす。

御園(ミソノ) 今中郷村の大字とす、三島大社治承四年、また建武二年の文書に御園々載せ、康安二年の文書三園郷、天正十八年檢地帳に豆州田方郡御園之郷と記す、此地に神明宮ありて、神鳳抄伊豆國塚本御園と云ふを載すれば、本來は伊勢神領なりし者とす、今塚本(ツカモト)は御園と別立して、函南村の大字にのこる。

鏡作郷(カガミツクリ) 和名抄、田方郡鏡作郷、訓加加美豆久里。○今詳ならず、一書に駿東郡香貫(カヌキ)村の古名はカツラにて、鏡作の轉訛歟と說けど從ひ難し、國郡沿革考には松本邊と推定す、然らば中郷にあたる。

新居郷(ニヒヰ) 和名抄、田方郡新居郷。○今函南村なるべし、箱根山緣起覺明記に、豆州田方郡新居郷桑原村と云ひ、今桑原は間宮、平井などゝ合併して函南と改號す、函嶺の南麓なれば也。

間宮(マミヤ) 今函南(カンナン)村と云ふ、大場の南に接し、三島町を去る凡一里、間宮八幡宮は昔頗巍大なりしと云ふも、今は廣度寺門外に小祠僅に存す。玉海、文治元年九月の條に御領馬宮(マミヤ)庄とあるは此なり、一說、東鑑「建久元年九月、御家人等近之(チカクノ)所領、伊豆國寺宮庄、北條殿」とある寺字、蓋馬を誤る歟と。

(馬宮)

塚本(ツカモト) 今函南村の管內とす。增訂志稿云、神鳳抄塚本御厨と云ふは此歟、一丘あり森山と云ひ、人家其下に居れば塚本と云ふ、森山卽古墳にて、八雲御抄に田方(タカタ)森とある者是とぞ、森山の南面に滿宮明神あり、塚本に並び肥田(ヒダ)村あり、東鑑に肥田原の名見え、又肥田八郎宗直を載す、當國神階帳にひだの王子あり。

(肥田)

桑原(クハハラ) 今函南村の大字とす、間宮の東北なる山溪にありて、箱根山の南面にあたり、大鳥居(オホトリヰ)(今大土肥(オホトヒ)に訛れり)より登るべし。
增訂志稿云、東鑑、治承四年石橋山合戰の條に「三郎者(北條宗時)自土肥山、降桑原」云々、卷十七「彼墳墓堂、在當國桑原郷」云々と見ゆ、古へ此村箱根權現神領たりし時、箱根を大箱根と稱し、こゝを小箱根とも云へりと、覺明の記に豆州新居郷桑原村と記す、本村より箱根へ通ひし古道今猶存す、當國神階帳從四位上におのの明神とあるは桑原にある歟。○又云、桑原の下、大竹の東なる神戶坂の半腹に、五輪石塔あり、二墓相並ぶ、卽北條宗時と狩野茂光の墓なりと云ふ、俱に源賴朝に從ひ石橋山に戰ひ、軍敗れて此地に落來て死す、源平盛衰記曰、工藤介茂光は肥太りたる男にて、惡所にかゝりて身苦しく、氣絕えて登りやらず、伴しける子息狩野五郎親光に云けるは、此山嶮して落延びがたし、一定敵に討れむと覺ゆ、人手に懸けずして我頸を斬れ、云々。

平井(ヒラヰ) 今函南村の大字とす、間宮の東、桑原の南なり。
東鑑、石橋山合戰敗走の條に「北條三郎(宗時)者自土肥山降桑原、經平井郷之處、於早河邊被圍祐親法師軍兵、爲小草井名主紀六久重、被射取訖、茂光者依行步不進退、自殺」云々、早河とは平井の溪名なるべし。平井の近傍柏谷(カシヤ)に横穴多し、土俗百八穴と稱す、上澤大竹にも數十の洞窟ありて、古代穴居の跡かと云ふ、畑毛(ハタケ)は日蓮傳記に「鄕之公は伊豆國畠郷の住人なり」とある畠に同じ、鑛泉一所湧出す、熱九十餘度。

(柏谷)(畑毛)

仁田(ニッタ) 今函南村の管內とす、間宮と原木の間にして、名高き仁田四郎忠常の故里とす。仁田を物語ニタンと唱ふるは古訓にや、又讀癖にや、今はニッタと唱ふ。東鑑に新田、仁田混用するを見れば、本義はニヒタにて、ニタンは本訓にはあらず、增訂志稿云、仁田の初姬明神は、式內金村五百姬(カネムライホヒメ)社にあらずや。

(新田)

輕井澤(カルヰサハ) 今函南村の管內とす、元は溪流の名にして、平井の東一里半、熱海の西嶺にあたる、嶺を輕井澤峠と云ふ。
增訂志稿云、輕井澤の田代(タシロ)山に城址あり、先年此にて黃金大判を堀出したることあり、陶器も出でたり、丹那(タンナ)と云ふ地は名義谷野なるべし、昔の池沼の跡らしく、今も水田徑八町許あり、其田中より杉木の打ち崩れて、赤身の遺れるを堀出すことあり、之を土俗神代杉(ジンダイスギ)と云ひ、樹徑八九尺に及ぶ大材の出づることあり。

(丹那)

茨城郷(イハラキ) 和名抄、田方郡茨城郷。○今韮山村蓋是也、新居郷の南にして、大字原木存す、原木は字原木の頭音を脫落したるにて、伊達(ダテ)を達に轉すると相同じ。

原木(ヘラキ) 今韮山村の大字とす、鐵道停車場あり、三島驛を去る六哩餘、東鑑に棘木(イハラキ)に作る。○增訂志稿云、原木に延喜式荒木神社あり、(荒木は原木棘木と相近ければ、轉訛の跡考慮を要す)又糠田(ヌカタ)と云ふ地字のこる、東鑑に糠田郷を三島大社へ寄進の事を錄し、北條役高帳にも糠田を載す、卽此とす。○東鑑、治承四年八月十七日、賴朝兵を擧ぐる條に、北條館より山木館を襲ふべき進路を述べ、

(棘木)(糠田)

（牛鍬）

士卒已競起、北條殿(時政)被申云、今日三島神事也、群參之輩下向之間、定滿衢歟、仍廻牛鍬大路者、爲往返者可被咎之間、可行蛭島通者歟、武衞被仰曰、所思然也、但爲事之草創、難用閑路、將又於蛭島通者、騎馬之儀不可叶、只可爲大道者、云々、然後棘木北行、到于肥田原、北條殿招駕、對佐々木定綱云、兼隆(山木判官)後見堤權守信遠、在山木北方、勝勇士也、與兼隆同時不誅戮者、可有事煩歟、云々、子尅牛鍬東行、定綱兄弟留于信遠宅前田頭訖。

北條館より北へ棘木、肥田原に至り、此より廻轉して東南行、山木館に向ふ、牛鍬大路とは肥田原(原木と肥田の間)より韮山へ通ずる者にて、當時の大路と聞ゆ。蛭島通とは北條館より直に木山館に向ふ捷路なれど、小徑なりしと知られたり、牛鍬の名は今韮山町の邊多田にのこる、

長崎（ナガサキ）

原木に接する一村なりしが、今共に韮山村の管內とす。東鑑に長崎を三島大社へ寄進の事見え、大社文書治承四年のものに長前、建武二年のものに長崎鄉とす。○北條高時入道の內管領、長崎圓喜、其子高資、孫高重の事蹟は太平記に見ゆ、此地名を負へる家なるべし。徂徠文集に、

平爲英、內相國重盛之裔也、鎌府之衰、政出大夫、大夫以同出自乎、官重盛之孫、俾宰其家政、邑諸豆長崎、子孫遂以邑氏焉、元弘之亂、諱爲某者、逃而之肥、西入肥瓊浦、以居之、其後乃以氏邑焉、長崎之名遂著於今、爲海西要鎭、

とある、亦參考に資くべし。

奈古屋（ナゴヤ）

今韮山村の管內にて、原木の東なる山中とす、東鑑に那古谷（ナゴヤ）橘次賴時とあるも此地の在名に外ならず。○增訂志稿云、源平盛衰記に「僧文覺配流の後籠居したる處をば、奈古屋寺と云、本尊は觀音大悲の靈像也、効驗無雙の薩埵なれば、國中の貴賤參詣ひまなし」云々、平家物語に「其後文覺をば當國の住人近藤四郎國隆に仰せて、名古屋が奥にぞ住ませける」云々、奈古屋寺は法號を安養淨土院と云ふ、蓋文覺が賴朝に請て重修し、且寺號を授福寺と改めしなるべし、近世野燒に焚かれ廢しぬ、今唯金剛門存す、金剛の像は運慶修飾すと、之を視るに古樣他に異なり、門牓瑞龍山の三字は寧一山の書とす、毘沙門堂は此寺の鎭守なりしが、今は國清寺に屬す、國清寺を距る十餘町の山中に在り。箱根山緣起云、壽永年中、源賴朝有瑞夢、乃令文覺於豆州奈古谷、建多聞堂一字。長門本平語云、北條蛭が島の邊に、奈古屋が崎と云ふ所に、名護屋寺と鎭地おはします、文覺草堂を建て、毘沙門の像を安置し、平家を呪咀しけり。

（名古屋寺址）

國清寺（コクセイ）

增訂志稿云、國清寺は寺說に、康安元年の比、畠山道誓入道國清、修善寺城に籠りける時建てられしが、應安元年、上杉民部大輔憲顯、越後上野伊豆三州を領せし時、營造して大伽藍とし、勅賜佛眞禪師(諱は妙謙)を開山初祖とす、殿閣壯麗比類少かりき、鎌倉大草紙に國清寺は上杉兵庫頭憲房の爲め、子息民部大輔憲顯建立す、遂に升せられて關東十刹に列しぬと、延德中伊勢新九郎長氏の當國を取りし頃より、是寺衰微したり、總門の額天長山は明人周伯溫の書にて、佛眞禪師之に謝する詩あり、

伯溫聲價重扶桑、遠慕其風望大方、鯨浪吹雲三萬里、天長山上墨痕香、

而も現在の額は伯溫に非ず、勅賜佛眞禪師の六字額なり、是れ寺傳に後花園帝の敕筆なりと、當寺昔の總門は十餘町距て名のみ存し、蓮池の跡今は田となれりとぞ、空華集に「本源叟住國清山門疏、本寺乃高雄上人舊宅也、記曰後百年當有口身大士、興佛法于此地矣、通來上杉戶部少卿、華律爲禪、遂拜佛國上足無礙謙公、爲開山祖、惟公勤勞土木幾三十年、賛成叢林、及茲前記驗矣、而公大功不宰、退居東庵之明年春、請于官入諸山之列、仍法弟源叟本公爲第二世、代而主之、可謂公矣、云云」され共文覺の舊宅と云ふは違へり、文覺の草庵は此より十餘町山中、護摩石のある處是也、鎌倉大草紙、應永廿三年十月、上杉禪秀氏憲が叛逆の條に「持氏、憲基(上杉)不叶して落させ玉ふ、云々、御跡より參る人々御所の御行衞を知らず、唯伊豆名古屋の國清寺に御座の由披露ありければ、宗徒の人々皆國清寺へ馳集る、敵も名古屋に御座とや思ひけん、狩野介幷に伊豆奥の兵共、走湯山の大衆を語らひ、大勢にて同十日國清寺に押寄ける、寺中は御奉公の面々、佐竹の手の者、都合百餘人には不過、矢軍に時を移す、然りと雖草寺中矢種つき、敵は持楯をつきて攻しかば、憲基は夜にまぎれ落玉ふ、木部將監滿範を初として二十一人、高櫓に上り一同自害して失にけり」云々と、又同書に「永享十一年、上杉安房守(憲實)は名越の國清寺に於て、子息二人と共に出家となり、兄をば德丹、弟をば周清と名く」云々、北條盛衰記曰、北條早雲は堀越の御所を討取て、威勢彌盛りければ、近邊皆其下知に隨ふ、其より又狩野助を責む、狩野介打負け、名越の國清寺にてぞ自害しける、云々。○國清寺今も臨濟宗の中本寺格、五十八箇の末寺を屬せしむ、鎌倉佐介谷にも往時國清寺あり、伊豆の別院なりしと。鎌倉大草紙に「國清寺の鎭守の社は、文殊明神、來宮明神、杉崎明神、鷲大明神、四阿山權現を崇め、又上杉代々武州の守護にてありし故にや、武州府中六所大明神をも此寺の內に勸請して社壇あり」云々。此杉崎明神を神階帳に奈胡谷明神と云ひ、卽式內金村五百君（イナキミワ）和氣（ケ）命神社かと、或書に論す。

北條（ホウデウ）

今原木、四日町などを指す、蓋茨城鄉の北條の謂にて、庄田の名なるが南條と相分ちし後、上條、中

條なども出來て、中にも北條最著れしにや、增鏡、曾我物語などに北條郡とさへあり、或は疑ふ郷字の誤なるを。東鑑云、治承四年三月廿七日、高倉宮令旨、到着于前武衛將軍(賴朝)伊豆國北條館、(安上野介平直方朝臣五代孫、北條四郎時政主者、當國豪傑也、以武衛爲聟君、專顯無二忠節、因茲最前招彼主、令披令旨給、六月十九日、散位三善康信使者、參着于北條也、武衛於閑所對面給、七月五日、走湯山住侶覺淵、參向北條御亭、及晩退出、武衛世上無爲之時、於蛭島者、爲今日布施之由、仰覺淵、云々。○增訂志稿云、平時方初め熱海の和田に居り、和田四郎太夫と稱す、直方の子維方、其子時方とす、時方北條に移り、其子時家、伊豆權守伴爲房の女を娶り時政を生む、即五代孫也、增鏡に曰く「桓武天皇の御子に、式部卿の皇子と聞えしより、五代の裔に、平將軍貞盛と云人、維衡維時とて、二人の子を生みけり、まちかく榮えし、西八條の清盛のおとゝは、太郎維時より六代の裔なり、其一門滅びしかば、此頃はかすかにぞまかんなめる、猶かの維時がなこり、ひたすらに民となりて、平四郎時政と云ふ者のみぞ、伊豆の國北條の郡とかやにあめる」云々。(維時を直方の父とすれば時政は其六代とす)

四日町(ヨツカマチ)　今韮山村の管內にして、其大字と爲る。增訂志稿云、四日町は昔の北條の市場にて、國府二日町に次きて賑かなりしと云ふも、近世は殊に蕭條たり、北條館址は市の西に、御所內(ゴシヨウチ)とて、昔の庭石數箇、畠中に散在する地即此歟、此をは堀越御所址とも云へば、兩跡同地にや、一說に北條の東鳥澤と云ふ畠に、古瓦を堀出せば、鳥澤を治承年中の館址とすと論す。

堀越御所址(ホリコシゴシヨ)　增訂志稿云、今四日町の守山(モリヤマ)の北にて、畠となりて御所の內と稱ふ、昔は狩野川の故水道、守山の東に流れければ、北條より西へ堀を越て御所あり、南に守山峙ち西に狩野川流れ、東北は堀をめくらせりと知らる、此御所の事は鎌倉大双紙に「鎌倉に公方おはさず、關東治り難き由、諸家言上しければ、此儀可然とて、將軍家(足利義政)の弟、香嚴院殿と申し禪僧にて、天龍寺に御座ありけるを、長祿元年十二月、廿三歲にて俗に還し、左馬頭政知と名づけ、伊豆國迄下向あり、堀越と云ふに假に屋形を立て、伊豆國を知行せらる」云々、政知延德三年卒し內亂起る、伊勢新九郎來り伐ち、韮山城を取り、政知の子茶々丸を殺すこと、北條五代記に見ゆるごとし。

守山(モリヤマ)　堀越御所址の邊にして、寺家、中條の西とす、丘腹に八幡宮あり。此孤山は舊江間(エマ)村の院馬場山に接屬せしが、狩野川をば山西に開鑿疏通せしめしに由り、獨甚の島山と爲ると。古今著聞集に、前右大將(賴朝)もる山にて狩せられけるに、いちごの盛なりけるを見て、供に北條四郎が居けるが、連歌なむしける「もる山のいちごさかしくなりにけり」大將取もあへず「うばらがいかにうれしかるらむ」、又北條五代記に、延德三年四月、堀越御所を遁れ出でたる茶々丸が、大森山(オホモリ)へ入られし事を錄す、亦此山とす。

(大森山)

寺家(ジケ)　今韮山村の大字とす、四日町の南にて守山の東なり。此に願成就院ありて、東鑑に「文治五年、爲北條殿御願、於伊豆國北條內、被企伽藍營作、當所者田方郡內也、所謂南條、北條、中條、上條(ジヤウデウ)、各置院、且執攝祖之芳躅、今及練若之結構」とある上條の遺址とす。

(上條)

願成就院(グワンジヤウジユ)　寺家(ジケ)の守山の麓に在り、廢頹の餘、僅に故跡を傳ふるのみ。東鑑、文治五年六月、爲北條殿御願、爲祈奧州征伐事、伊豆國北條內、被企伽藍營作、立柱上棟、被遂供養、名號願成就院、北條殿直被下向其所、殊加周備之莊嚴、令致鄭重之沙汰。○增訂志稿云、天守君山願成就院は、金鶴林寺と稱し、北條時政の創建にして、本尊彌陀三尊、井不動多聞形像と云へり、されば東鑑に往々見えて、誠に大伽藍なりき、室町の季世に至り、念佛の行者清織坊と云ふ僧、當寺の住持となり、弟子清戒坊に傳ふ、清戒又清庵坊に讓る、此時高野山大に怒り彼の僧を追放して、再眞言にかへす、此際院の古額佛像寶物悉失ふと、天正十八年韮山城攻の時、此邊悉皆燒拂はれ赤土となる、唯本尊の古佛のみ取出したり、今僅に佛堂及び廚あり、また建保二年、平義時の願にて願成就院の北に新御堂を建て、阿彌陀の三尊并に四天王の像を安置する事、東鑑に出づ、今は一小堂に諸佛を置く、猶大御堂(オホミダウ)と稱す、寶曆癸酉佛像を修飾せるに、佛腹より寶篋印陀羅尼の小木版出たり。寺家村に願成就院の外に信光寺あり、是は熊野山と號す、甲斐の武田伊豆守信光の建てたるもの歟、武田氏の當國に食邑を領知したること其實證あり。又守山の北に圓成(エンジヤウ)寺ありしが、近年廢絶す、此寺の古證文、

(圓成寺址)

寄進伊豆國圓成寺、同國北條五箇郷、原木、山木、肥田、中條、南中村、駿河國金持庄澤田郷、井沓屋郷地頭郷司事、
右圓成寺者、入道貞時朝臣之後室、比丘尼建立院也、彼親戚之女兒、其種類之寡婦、多入釋門、止住當寺、是則扶持單孤無賴窮人之依處也、將亦救濟元弘以來亡魂之淨場也、旁有因緣、何不隨喜、是以施入數箇田園、遂約盡未來際、仰願善根滋蔓、普草六種之群明、法炬熾盛、遍照三途之幽暗、寄進之儀、旨趣如件、
曆應二年四月五日　左兵衛督源朝臣(直義)

これ重要なる一史料とす、以て九代北條の遺種婦女の隱置を見るに足る。又北條五代記に、足利茶々丸は大森山にも隱れかねて、會下寺に入て切腹すと云ふ、(北條九代後記には山下の寺と云へば)守山の麓なる臨濟禪院と知るべし、一書に願成就院にて屠腹するとあるは、會下と云ふに合はず、會下とは禪院にて即圓成寺なり。蜷川親

元日記に「寛正六年、伊豆國圓成寺、御器海苔進上」また「圓成寺、椎茸進上」の事見ゆ、此國にては當時の名産たりしを知る。

蛭島（ヒルガシマ）　寺家の東にて、小田原北條氏の文書に、蛭島屋敷云々と、伊豆名蹟志に「今は田の中に、小笹藪の塚あり、是なり」と云へど、其後皆開きて田圃となり、一碑石を立て、舊址を傳ふるのみ、往昔の地形を想ふに、狩野川の流派、此島山を繞み、草蛭の多かりしに因り、其名ありし歟（增訂志稿）

東鑑、永暦元年、右武衛（頼朝）見流于伊豆蛭島、治承四年、八月十七日、士卒競起、可行蛭島通者歟、騎馬之儀不可叶、（楾木の條を參考すべし）仍各奔向於蛭島通之堤、皆不及騎馬、入山木館、兼獲隆首、云々。（平家物語諸本には蛭小島とあれど、長門本には北條蛭ケ島と云ふ、小はケを誤る者耳）

韮山（ニラヤマ）　今原木、奈古屋、北條、南條などを合せ、韮山村と云ふ。舊城塞名にして、北條の屬城なりしごとし、山木と云へる　卽此とす、明治十一年、舊城下なる山木、多田などの民戸聚居せるものを以て韮山町と名づけしことあり。

韮山詩江川春綠、春綠之家、從乃祖一系、三十八世、其宅經千年、且先人坦庵翁、文武名聞于天下、傍聳繪事、賦此以贈、　黃石

左武從來在右文、豈知餘事莽雲煙、千年故宅今初見、一代英才昔已聞、繞境流泉寒凛冽、參空老樹暗氤氳、三十八世一系統、何怪此間多瑞芬、

遊豆記勝云、踰山涉一川、至韮山、北條早雲故墟在焉、太閤東征、氏規居守、織田信雄攻之、氏規堅禦之、及小田原亡、始開城、亦名將也、至今城濠之迹宛然、蛭小島在其下、源二位謫居處、白田中小都孤起、僅存其址、非島也、或云、往時二水相夾而流、丘陵如島、多木蛭、故名、過此則人家相接、縣令江川氏居焉、其宅數百年不罹災、中一楹絕堅、因生木架梁、不劉不礎、古樸可珍、人削以爲鎭火符。○遊囊賸錄云、本立寺（ホンリフ）は、韮山代官江川家の祖太郎義久建立とぞ、本尊日蓮像は弟子日法の彫造なり、古鐘は相州鎌倉松岡の東慶寺よりつたはる、銘に「元德四年、結制後十一月、都寺比丘尼遠峰性玄、首座比丘尼無準親證、住持比丘尼果庵了道、大檀那菩薩戒尼圓成」とあり。

（本立寺）

韮山城址（ニラヤマ）　增訂志稿云、韮山は北條、山木の北嶺にして、遠く箱根の山脈を承けたり、今廢毀の餘、尚本丸、外郭、内隍等の遺形存す、山腹築城の際、連接の處を斷て孤山と爲す、山高からずして嶮なり、巓を天嶽（テンガタケ）と云、今訛て天狗嶽と云、南峯を駒形と云、玄旨法印東國陣道記に、一如院よりにら山「山の名のにらみあひたるせめ衆よにんにく慈悲にひかせてもたべ」返し「ひかせえずもみおとすべきにら山は手をすりこぎの音のみぞする」云々、又茶磨臺と云ふは、天正役の陣所なり、相傳ふ、足利公方堀越におはす時、北條某此城に在り、子なくて堀越御所に請ひ、駿河國興國寺城主伊勢新九郎長氏をして其遺跡を繼かしむ、長氏長享二年十月此城に移る、因て伊勢を改めて北條を氏とすと、北條五代記には、堀越御所の時、其臣外山豐前守と云ふ者を韮山城に置く、此人上を敬し下を憫み殊に良臣なりしが、讒に因て誅せらる、是に於て長氏を高國寺城より召して韮山城に置かる、云々、長氏明應四年九月、小田原城を取り、相州を經略す、而も多く韮山に居り、終に此に卒す、爾後小田原より將を派し之を守る、天正の頃は北條美濃守氏規城主たり、十八年豐臣秀吉東征の役、織田信雄及び蒲生氏鄉、細川忠興、福島正則等三萬五千を以て之を圍む、氏規は驍勇謀略ありければ、毫も撓まず、寄手も攻めあぐみしが、小田原已に危く和議を謀る者あり、氏規をして城を開き小田原に還らしむ、氏規再命に及び小田原に至る、小田原亦守らず北條氏以て亡ぶ、（氏規の子氏盛、德川家に仕へ、本宗の名跡を稱して封候に列す）是歲内藤豐前守信成、德川家の將を以て來戍る、慶長六年伊豆全州幕府の直轄（御料所）と爲り、三島代官の支配に屬す、韮山城是に至り廢す、既にして郡村を諸士に分給せられければ、支配知行頗錯雜し、其の幕府公料は一萬石餘の地のみ、（全州草高八萬石）寶曆年中三島代官を廢し、江川氏をして韮山に居て其職を奉せしめ、後又治績あるを以て駿河武相各地の郡村をも兼掌せしむ、王政改新、韮山縣を置き江川氏知事たり、四年にして廢し足柄縣に併せられ、九年足柄縣（小田原に在り）廢し、本州は靜岡縣の所管と爲る。

（八牧）

山木（ヤマキ）　今韮山町と云ひ、舊城西の村巷卽是也、東鑑に山木鄉と云ひ、三島大社應永九年文書にも山木鄉と云ふ。山木判官平兼隆の館址は、今上之山と云ひ白田と爲る地なるべしと說けり、山木或は八牧（ヤマキ）につくる。

東鑑云、散位平兼隆、前廷尉、號山木判官者、伊豆國流人也、配于山木鄉、漸歷年序之後、假平相國禪閤之權、輝威於郡縣、然間先試可被誅兼隆也、而件居所爲要害之地、前途後路、共以可令煩人馬之間、令圖繪彼地形、爲得其意、兼日密々被遣邦道、邦道洛陽放遊客也、求事之次、向兼隆之館、如思至山川村里、悉以令圖繪訖、軍士之可競赴之道路、可有進退用意之所々、皆以令指南給、凡見畫圖之體、正如在其境也、（治承四年八月十七日夜）北條殿（時政）以下、進於兼隆館前、天滿（テンマ）坂之邊、發矢石、而兼隆郎從多以爲拜三島神事參詣、其後留黃瀨川宿逍遙、所殘留之壯士等、爭死挑戰、云々。○增訂志稿云、式内劍刀石床別命（ツルギタチイハトコワケ）神社は神階帳たき山の明神歟、山木に瀧山存す、社廢し不動佛の堂あり、此地岩壁削立、石床の神名に適ふ、且山頂を宮山と云ひ、山麓に神田屋敷、神戸等の稱呼のこり、鳥居門の立てるにて、其明神の舊址た

（瀧山）

るを知る、又天滿天神は上之山天滿坂に在りしが、明治七年伊勢大神宮を合祀し、十三年共に移轉して今の韮山大神宮を建置す。

（天滿坂）

香山寺　山木に在り、慶長二年、韮山城主内藤三左衛門信成再建す。高僧傳云、釋慧廣號天岸、建武元年、伊豫守源家時建報國寺、請廣爲第一世、副元帥平高時瓶豆之香山寺、敦請廣云々、勅謚佛乘禪師。

江川　今韮山の東南なる大字中村を云ふ、本は溪流の名にて、江川中村と稱したり。圓成寺、曆應二年文書に北條郷の中村とあるも同じ。中村の鳴瀧入に反射爐の瓦塔二基存す、是は嘉永六年、江川太郎左衛門英龍の幕府に建議して築造したる製熕所の遺蹟とす。英龍は西洋兵學を研精し、遂に此事に及びしも功成らずして卒し、子英敏、安政六年再修、遂に大小の銃砲熕數十門を鑄成したり。明治維新に至り廢毀せられしも、獨爐塔を遺す、煉瓦造、高五丈八尺、基方一丈八尺。

江川氏の所出不詳、一說、太平記、元弘三年、赤松圓心と六波羅に向ひ桂川に戰ふたる宇野能登守國頼（一作國俊）の苗とす。駿河新風土記云、大和源氏宇野太郎親信、保平の亂後流浪して伊豆に至り、韮山江川の田莊を知行し、子孫世々鎌倉御家人たり、長享中伊勢早雲兵を起せる時、江川左馬助英住之に屬し、其子太郎左衛門英長に至り、參河松平氏の仁風を慕ひ、家康公へ通款す、北條氏之を惡む、英長怒り笠原平八を撃ち、參河へ走りて家康へ仕へ、後駿府に住す、家康北條氏と和し其女を小田原へ嫁せしむるの時、英長之に從ふて江川へ復歸し、北條氏亡ふるの後、伊豆の代官職となる。增訂志稿云、日蓮當國伊東に寓居の日、江川英久之を敬信し、常に供養を爲す、英久曾家居を修理す、日蓮爲に上梁符文を親書して與ふる、其家屋符文今に存す、この家宅は建築以來火に罹らず、其心柱生木に因て梁を架す甚奇なり、人削りて鎭火符と爲す、就て往昔の家屋構造を見る可し。

南條　今韮山村の管内とす、田中村宗光寺と相隣り、北條中條の極南とす、東鑑に南條の名見え、北條との對稱たりき、今鐵道停車場あり。南條の南なる宗光寺の郊野に、古墳墓十數所あり。

八邦郷　和名抄、田方郡八邦郷。○今詳ならず、田中村の邊、舊郷名の配當なければ、もしくは此歟。一說、八邦を八牧の誤りなりと云ふも、附會の嫌あり。地形の上より推せば、八牧は茨城郷内にして、茨城郷の南に一郷を要求す。

田中　今村名に轉ず、南條の南宗光寺より大仁に至る間とす、舊狩野庄内にて、田中郷の名ありし地とす。

（宗光寺）

增訂志稿云、宗光寺は慶壽院相光禪寺の寺家村にて、寬永十二年撿地帳に「伊豆國狩野庄、田中之内宗光寺村」と題す、田中の内の田京は、土地の肥沃なるより號したる嘉稱ならむも知るべからず、此に深澤神社あり、祠字大に社域廣し、頗舊祠の風致を存す、東北安野澤に藏春院の巨刹あり、山中幽邃の境たり、田中官林は本村の東に接す、廣さ九百餘町あり、松楢多きに居る。

（田京）

深澤神社　式内廣瀨神なるべし、田京に在り、神階帳に從一位深澤大明神とのせ、三島大社にては遙拜攝社の第四宮とす。抑廣瀨とは、昔年狩野川此に川合の瀨を成せしよりかく名づくとぞ、慶長元年の上梁文に「田中郷福澤大明神者、伊與國出現」とあれど、國內各處の通說に、三島大明神初め白濱より深澤へ移り、後今の國府の地へ移れりと云ふにあらずや。

藏春院　田京に在り、永享十一年、上杉安房守憲實建立、故主持氏公方を追薦したる所とす、曹洞宗に屬す。洞上聯燈錄云、實山永秀禪師、相州松田氏子、出家於最乘寺、禮春屋爲師、春屋卓庵豆州田方郡、及去付師、居此爲禪宴之所、永享己未、房州太守藤憲實、施地建寺、追薦持氏、今藏春院是也、師住此數年、黑白歸者如林。○按に田京の邊に御門てふ大字ありて、そこに廢久昌寺址あり、又近地に瓦の土中に埋もれて、古寺の跡とおもはるるが多きにつけて、或は說を爲して、昔時の國府廳幷に國分寺は此地歟と云ふ、信用し難し。

（御門）

增訂志稿云、廢久昌寺、御門村にあり、寺地往昔國分寺の舊蹟なりとぞ、泊々文藻に藏春院板佛記あり、文中に「久昌寺は昔の國分寺にて、其頃はいと尊くていますかりしを、世と共に衰へて、今は只六角堂と云へるさゝやかなる蹟のみ遺れり」云々とあり、又近地田京に法華堂の地名あるは、往昔法華寺の舊蹟ならんか、當國の國府はもと田中の地より三島に移せしにて、御門は府門のありし地ならんと云說あり、然れば國分法華兩寺の遺蹟、此地に存すべき也。

大仁　今田中村の大字とす、三島より此地まで鐵道を架設し、小驛舍を成す、距離十一哩。東伊東へ五里南湯島を經て下田へ十里。

三島大社、建武元年文書、伊豆國狩野庄三福郷と見え、天正十八年豐臣氏證文には、田中郷之內みふく村と載す、此邊皆狩野庄内なりしが、今は大仁渡以南に限ることと爲る。吉田は曾我物語に「祐經は家人竹島竹五を具して竹五が伯母の吉田に忍び居たりしを尋ぬ」とある里とす。

（三福）

大仁は名義を知らず、大堰處の訛歟、此に大井山洞泉院あるも、緣故ある寺號なり、もと吉田と一村なるべし、此處家並揃ひて一坊をなし、下田往還に屬し、頗便利宜し、狩野川橋は村の南端にあり、明治十三年の架設に係る、其傍水晶山の美觀あり、伊豆日記に「狩野川のかみは、其山のかたち岩のたゝずまひ、いとも奇く妙なりけり、松が枝の打垂れたる、岸の岩が根にふれて、水の碎け流るゝ景色、得もいはずおもしろし」云々。

（吉田）

浮橋　今北狩野村の管内なれど、其地は田京、子神川の上

流にして、北條南條の東にあたる一山谷とす。其溪は南流して西折し、田京に於て狩野川へ入る、東方には巣雲山の連峰ありて、東浦(宇佐美多賀)と隔離す。

增訂志稿云、三島社、應永二十四年の文書、南條鄕內浮橋村とあり、是に因て攷るに、舊は南條に屬せるならむ、此村南條より東浦へ山越にする往來路なり、東西に嶺ありて其中間に開きたる村なり、昔は藤蘿からみ合ひ、其上を渡りし故、浮橋の名あり、一說に子の神川の小橋、紫藤を以て架く、水に浮たるが如き故、村名と爲る、本村及び田原野、下畑の諸村、山中に部落す、故に薪炭の物產あるのみ、長者原は元祿以來開墾三回に及ぶ、安永七年の記載、反別二十八町七反步餘新開すとあれど、今は其址を見るのみ。

神益(カミマス)

今田中村の管內なれど、狩野川を隔て丶其西に在り、北は小坂(川西村)南は熊坂(修善寺村)に至り、寢釋迦山は西方に崛起す。丈山(ジヤウヤマ)の立石は突兀一百丈と稱す、狩野川の邊なり。近年神益、中島を併せ神島と改めしことあるを以て、今大字神島と云ふ。

畠山阿波入道以下輩、可誅伐事、早相具白旗一揆、上野國藤家一揆、和田宮內少輔令發向神餘城、可致忠節之狀、如件、
康安二年二月廿一日　基氏（判）
岩松治部少輔殿(岩松文書)

豆州神益城、爲退治、令發向之間、殊御祈禱、可被致精誠之狀、如件、　康安二年六月十二日　散位(判)
走湯山衆徒御中(伊豆山文書)

神益城址は今小室の城山と云ひ、山頭四十餘步の平地あり、繞らすに隍を以てし、太平記に金山(カナヤマ)城と云ふ者是也。(增訂志稿)

狩野川(カノ)

伊豆州內の大河とす、長凡十里、源を天城山中に發し、初め湯が島川と云ふ、北流して下狩野に至り、大見川を容れ、大仁、北條等を過ぎて、原木、肥田に至り稍西に傾き、駿州の郡管に入り、沼津町に於て海に朝宗す。

依馬鄕(エマ)

和名抄、田方郡依馬鄕。○今江間村卽是也、北條の西、狩野川を隔てたり。○增訂志稿、依馬鄕、東鑑に已に一村とす、鄕廢する久し、凡河海灣入する處、並びに池澤をも江と云ふ、此地昔時大池ありて池と山との間に人家始まりし故に名とす、文明四年、豆塚神社の鰐口の銘に、江馬莊とあり、物產石村あり、永祿年間北條氏の文書に「豆州江間鄕、寶成寺」、また「江間之鄕、東漸院」とみゆるは、今の南江馬に在り。

江間(エマ)

今江間村と云ふ、南北の二大字に分つ、其西堺は駿東郡靜浦村(江之浦)の海灣に近し。江間は、北條義時を江間殿とも云へるに因り、頗顯る。(東鑑、卷十三、江間殿嫡男、童形、此間在江間、云々、家督若君、渡御江間殿新造花亭云々)

(石德山)

神階帳豆塚明神は本南江間村の雄德山にあり、雄德一に巨德(オホトコ)に作る、今も巨德山北條寺の稱存す、式內石德高神(イハトコタケ)社是なり、雄德山上に故址猶存す、北條寺は觀音堂にして、本尊佛像、黑色油の浮べるが如し、伽羅木に造りたりと、小田原北條家の古證文には寶成(ハウジヤウ)寺に作る、境內に義時夫妻の墓あり、又南江間に廢吉祥寺址あり、高僧傳「釋崇安、號了堂、紀州太守源國淸、創吉祥寺於豆州、延安爲第一世」云々。鎌倉大雙紙曰「尊氏の御代に畠山阿波守國淸、其弟屋張守義深、二代關東の執事にて、伊豆國の守護と爲る、夫の人の建立の寺、瑞龍山吉祥寺と申す、今に在り、木像もこれあり、」(今北條寺の南に吉祥寺の地名存す)此寺は大叢林にて、寶成寺、東漸寺は其子院なりければ、本寺へ當國中島鄕を寄進せられし畠山國熙、細川賴之の證文、今北條寺に藏む。(增訂志稿)

(寶成寺)

○大師窟、鍛冶窟は北江間の堂山に在り、大師窟は深さ一丈八九尺、高一丈許、鍛冶窟は較狹し、窟中に各石櫃を置く、大師窟に在るは長七尺五寸、幅四尺六寸、高さ蓋を併せて五尺、鍛冶窟に在るは窟奥の盤石を鑿ちて櫃と爲し、別に蓋を設く、櫃腹に刻し、

石井淸兵衛、當地田畔、從往昔就旱損以、願公儀、明曆元乙未年二月、構狩野川流水者也、

とあるは、古石櫃を利用して、近世の治水の事を銘記したるなり。

古奈(コナ)

今間之上、天野、小坂などと相合せ川西村と改號す、江間の南にして、狩野川を東に帶びたり。

增訂志稿云、古奈の善名寺は舊大叢林にて、今の寺後館山と云ふを、昔時の殿堂趾とす、礎石のこる、遺佛數十軀、皆古作と見ゆ、青銅の佛餉鉢に銘刻して曰く「館山御佛性鉢、安貞二年戊子八月、施主幸賢」と、藥師堂、釋迦堂、香積厨僅に存すれど、頽頹殊に甚し。○古奈温(コ)泉は東鑑「嘉禎二年四月、將軍家依可有渡御于伊豆國小名(ナノイデユ)温泉、被定御進發日、而依怪異占申、遂思食止」云々、「仁治元年九月、施藥院使、正四位上丹波朝臣頁基卒、在伊豆國北條小那温泉」云々と見ゆ、浴舍旅亭數戸、人迹亦稠し。(温泉、鹽類性、百三十度)

(小名)

○間之上(マノヘ)はママノウへの訛とす、ママは東國の方言に多くありて、崖股岸側を云ふ、此に間字に土偏を加ふるは、俗用の會意なれど、何の世に造りたるや未考。

(堈之上)

天野鄕(アマノ)

和名抄、田方郡天野鄕。○今川西村なるべし、狹地なれど往昔は早く一鄕に建てられしならん、大字天野存す。

源賴朝に仕へし天野藤內遠景は、蓋此に起る、一族六郎政景、左衞門尉景氏など、東鑑に見ゆ、遠州、藝州等に地頭職を賜りしものもあり。○明曆中、狩野川を天野に堰き入れて、江間の稻田二百町に灌漑す、之を江間堰と稱す。

小坂　今川西村の大字と爲る、天野の南とす。○增訂志稿云、小坂村は東鑑に小坂太郎あり、蓋此地より出し人ならむ、小坂路とは北方十餘町、古奈を隔てゝ北なり、なほ天野村を隔てゝ東方十餘町に飛地あり、所謂小坂原也。

長岡　今川西村の大字と爲る、古奈の西とす。○增訂志稿云、長岡山王祠の後より、近年石壺を掘出せるとあり、又祠内に石槌の折を藏す、若宮の後には古墳あり、其他阜上三小祠ありて相並ぶ、皆古墳を祭るものの如し、祠内に石棒ありて石神ゝ號し、祠傍より往々古土器の破片を獲べし、長岡の西戸澤村に式内劍太刀乎夜尙命神社あり、祠内に美しき自然石器を藏す。

寢釋迦山　小坂の西南にして、内浦灣の南方に横亘す、一名葛城山。之を遠望すれば、偃臥の釋迦涅槃像に似たり、東に頭首を安置し、重須、長濱の諸山を胸腹とす、獅子濱、我入道の邊より眺矚すべし。

吉姜鄕　和名抄、田方郡吉姜鄕。○今内浦、西浦の二村なるべし、木負の地名のこる。增訂志稿云、木負村は山中より木を伐出し、負ひ行きて販ふよりの名也、吉姜鄕是也。

内浦　海灣の名なり、今其一岸なる三津、重須などを特に内浦村ゝ定むれど、駿東郡靜浦(江之浦)我入道までを皆内浦の海村とす、駿河灣奥、東北隅の一灣とす。○增訂志稿云、内浦とは當國重寺(今内浦村の大字也)より江梨(今西浦村)に至る灣内を云ふ、群山灣を環て連り、其中波瀾平穩なり、北涯に淡島兀立し、西端に大瀨崎突出し、正面に富岳を仰く、眺望頗美也、其東北方は、駿河口野より香貫に至る諸村の山巒海を擁す、

(淡島)

重寺　今内浦村の管内とす。○增訂志稿云、重寺村の陸岸を去ること數町に淡島あり、高拾町、周圍貳拾五町、全島巖絕壁、頂上に淡島神社を鎭祭す、眺望絕佳なり、近者樹木を伐採して、頗風致を損す、本村より南重須村に抵りて港灣をなす、所謂三津湊なり、居民專浦の漁獵を以て生業となす。(一說、淡島神は式内白波之水沫命神社ならんと云へり)

三津　今内浦村と改む、韮山町の西二里、沼津の東南三里、舊庄名にも呼び、廣く立保久料の邊まで及ぼせり。○增訂志稿云、三津は古書に三戸とも云へり、康安元年、畠山道誓入道國淸當國に入りし時、三津に城を築きたり、卽太平記に三津、金山、修善寺の三城を搆ふとある是なり、而も今遍く三津を尋るに、城址と見ゆる所なし、隣村長濱は隱然城址と見ゆ、異本太平記、三津を長濱に作る、却て其實を得たるが如し、修善寺、金山と犄角の勢を爲す、形狀を以て之を判知す、氣多明神あり、是は式内阿米都瀨氣多知命神社にやとも云へり。

(三戸)

源平盛衰記に、伊豆の工藤介と三戸次郎と云ふは中惡く、常に合戰しける趣を載せ、太平記にも武藏守高師直が一族、三戸五郎と云ふも、伊豆駿河の邊に忍び居けるが、觀應二年、薩埵山合戰の比、自害して死せりと云ひ、鎌倉九代記にも、足利基氏、三戸七郎を召さしめ、汝は吾ほとて、之を殺害せらると記す。此三戸氏は源三位賴政の子、伊豆守仲綱の裔孫にやと論ぜらる、又道家殿下處分記に、伊豆國三津御厨、井田庄云々とあれば、伊勢神封たりしが、領家地頭の所有に歸せるものとす。○北條五代記云、延德の比、駿州高國寺の城より、伊勢新九郎長氏、堀越御所を襲ひければ、當國の鄕士三津の松下左衞門尉、江梨の鈴木兵庫助、大見の三人衆も新九郎に降伏し、御所も會下寺に入て切腹し給ひぬ。

長濱　增訂志稿云、長濱神社存す、蓋神集島の長濱神の別宮分祠にして、阿波咩命を祭るならむ、此處を麻坂、其海岸を麻溪と稱す、昔此地に麻自生す、故に名くと云ふ、又小比叡明神あり、昔は白鬚明神と云ふ、祠前に於て往々曲玉及びメドアキ石を得、古墳を祭りし者なる可し、祠内に古石塔を藏め、又祉城より曲玉管玉の類を得、三津の長濱城址は城山是なり、山上平地三百町步許、辨天の小祠を立つ、山下重須村の地に、外郭(今田郭と云)城下等の稱存す、此城は太平記に見ゆる畠山道誓の三津の城搆なるが、後北條氏其舊址に因て復築きたるにや、天正十七八年頃、北條氏政より美濃守氏規に與ふる書中に、長濱城と云ふも此也。

重須　今内浦村の大字と爲る、長濱の西に接す。○增訂志稿云、重須とは面洲の義歟、古書に重須の湊と云へり。○北條五代記云、北條氏直と武田勝賴戰ひの時節、駿州の内高國寺と三枚橋は、勝賴の城也、泉頭、長久保、戸倉、志師濱此四ヶ城は駿河の國中たりと云へ共、先年今川義元時代、北條氏綱切て取しより以來、氏直領國となり、志師濱には大石越後守在城す、此城の後にわしずと云ふ高山あり、勝賴駿河へ出陣の時は、わしず山に物見の番所あり、伊豆重須の湊に兵船こゝくかけ置く、沼津より二里へだゝりぬ、梶原肥前守、子息兵部大夫をかしらとし、淸水越前守、富長左兵衞尉、山角治部少輔、松下三郎右衞門尉、山本信濃守など云船大將、此重須浦に住居す。又云、氏直伊豆の國に於て軍船を十艘作り給ひ、是をあだけと名付たり、一方に櫓二十五丁、兩方合五十丁立の兵船也、常にひとりさくる鐵砲にて、十五間前に板を立、玉のぬけぬ程に、むくの木板をもて、舟の左右艪舳をかこひ、下に水手五十人、上の矢倉に侍五十人有て、矢さまより弓鐵砲はなつ樣に作りたり、艫さきに大鐵砲を仕付置たり、云々。

西浦　今木負より江梨まで、内浦の西偏諸村を合併して西浦の村名を立つ。三津より立保まで一里半、立保より猿嘯山へ登れば平處に池あり湖をなす、此を池の平と云ふ、此地の眺め偉觀を極む、群山海を擁して湖池

の如く、鷲頭の嶷峩たる、内嶺の蜿蜒せる、遠近嶂出、東北より海に臨み、白雲の羅綺波に浸す、愛鷹、千本松林、田子浦等の諸名勝、舉て一眸に聚る、近年此邊より石材を出す。

「淨光明寺繚光院領、伊豆國三津庄內、平澤、立保、葦保、久料四箇村事、任去延文二年正月八日、等持院殿御書、道本上人□□等領掌、不可有相違之狀、如件、應安七年、十一月十四日、（判）當院主、」

木負（キセフ）　今西浦村の大字とす、和名抄、吉差郷の遺名の訛れるとぞ、古訓キセホにやあらん。木負の赤埼と云ふ海岬に、式內鮑玉白珠比咩神社あり。

立保（タチホ）　西浦の中央にて、三津へ一里半、戸田へ二里、相州淨光明寺文書、應安七年、足利義満が豆州三津庄、平澤、立保、葦保、久料の四村を寄進したる由を載す、平澤等の三村も今皆西浦の村内とす。（葦保いま足保に作る）

（平澤）

河内（カウチ）　木負、立保の南なる山中にして、林木欝蒼たり、達磨山、寢釋迦山の下とす。大河內、小河內の二區に分れ、源三位頼政の由緒をつたふる禪長寺あり、元祿年中、大河內（賜號松平）右京大夫輝貞は、其遠裔たりとの故を以て之を修理したり。○增訂志稿云、禪長寺は建保三年、源三位頼政の室菖蒲の創立とぞ、菖蒲女は盛衰記に見ゆ、谷川士清曰「源頼政禍を射し賞に、官女菖蒲を賜へりと云は誤也、伊豆河內山の堂は、菖蒲此に尼になりて住りと傳へしも據ありや」と、按するに菖蒲は本州に於て生れ、後又歸住せし事、口碑遺蹟に徴證すべき多し、以て其妄誕ならざるを知る、古は眞言宗也、後癈家となり國淸寺に隷す、初め蓮華寺と稱す、寛永中雪岩禪長寺と改む。鎌倉大雙紙云、伊豆國昔より源氏重代の國也、頼政仲綱以後、子孫代々守護たり、云々、其後又頼政の子孫に給り多田治部少輔とて三代相續あり、此人の建立しける中華山源長寺とて、頼政以來の木像あり、河內と云所にて頼政堂共、山の堂共申して今にあり、云々。

江梨（エナシ）　今西浦村の大字とす、立保の西一里。江梨の村名は北條役高帳に見え、北條の家臣鈴木兵庫助繁宗とて、船手の大將たりし人は、江梨の郷士とぞ、其祖は熊野黨の海賊にて、鎌倉公方に招かれて來歸したりと。（增訂志稿）

大瀬埼（オホセ）　江梨の西半里、內浦の南角とす。○增訂志稿云、大瀬崎、內浦の灣口を扼す、北方海底に暗礁ありて、潮路瀬をなすを以て大瀬と稱す、又崎形は琵琶に似たるを以て、琵琶島とも呼ぶ、中央に大瀬神社あり、式內引手力命神社なる可し、岬極に淡水の沼沺あり、周回三百步許、此地松柏欝蒼、眺望佳絕、西は駿の三保岬を望み、北は富嶽の玲瓏たるを仰ぐ、雅客韻士時に舟を泛べて逍遙す、按ずるに、天武天皇紀に「白鳳十三年十月、伊豆島、西北二面、自然增益、三百餘丈、更爲一島」とあるは、正に此地にして、噴火の所爲に由るなる可し。（今按、伊豆島とは特に大島を指して云へる名なれば、西北と云ふも大瀬崎のことにあらず）

達磨山（ダルマ）　河內の南嶺にして、西北は猿啼山に連接し、伊豆半島西北の高峰とす。其絕頂を番太郎と云ひ、天狗の住所と說けり、海を拔く九百四十米突。戸田、土肥、狩野の諸村其麓を繞る、周盤十里餘。

猿啼山（サナギ）　增訂志稿云、伊豆一州山嶺ならざるなきも、大勢を云へば、唯三四山あるに過ぎざるのみ、連峰盤崻地に隨ひて名を異にすと雖、大率此の三四山の支脈たり、其一を天城山と云、實に全州の鎭山にして、巍然として中央に盤礴せり、一を箱根山と云、州の東北に蟠蜒して、相駿に亘れり、一を眞城山（サナヤ）と云、天城箱根二山に比立す可らずと雖、全州の西北に突起して、別に一峰を成す者なり、又天城、眞城の間に達磨山あり、二山と連なるが如く又離るゝが如し、眞城は或は猿啼、鐸等に作る、上に狼煙臺趾を有す、直立二千尺。

（山城眞）

井田郷（キダ）　和名抄、那賀郡井田郷。（今田方郡へ入り、戸田、土肥、西豆の三村と爲る。戸田に大字井田と云ふは、舊名の殘れるなり、達磨山の西麓なる海岸とす。凡大瀬埼より南は、駿河灣の東側にあたり、方俗西浦と云ふ、和名抄の那賀郡是也。

戸田村の大字井田は、猿啼山の下にして、洲口（スコダ）とも唱へらる、建長二年道家處分記に「伊豆國井田庄上下、最勝金剛院領、地頭請所」とあれば、往時は攝籙家の傳領地とす。廣く西浦の諸村を籠めたるならん、戰國の世には地頭富永氏あり。

戸田（ヘダ）　今戸田村と云ふ、達磨山、猿啼山の下にて、一港灣を有す。延喜式、那賀郡部田神社は今も村落の中央に在て、式社の體面を備ふ、諸口（モロクチ）明神は、式內國玉命神社なる可し、從來當社を辨天と稱す、以て其姫神なるを證す可し、社地御濱（ミハマ）と稱する岬角に在て、喬松欝葱たり、應永八年の金皷を懸く、諸口大明神と鐫す。（增訂志稿）

（部田）

戸田港（ヘダ）　灣口西北に向ふ、御濱崎南より北に斗出する四百廿步、其口を扼す、灣內寬濶にして、深さ三十四五尋より四十尋に至る、四方の風皆避く可し、但少く西風を怖る、安政元年十一月、本州下田港碇泊の魯國軍艦フレガットデーアナ號、海嘯の爲め艦底を破壞し、戸田に來泊して修理せんと謀りしが、再暴風にあひ宮島沖に全船沈沒す、提督以下五百餘名、命を完うして上陸す、是に於て更に造船の事を決し、戸田に寄寓しスクーネル船一隻を造る、二年五月船成る、水師提督エヒフミープーチヤチン以下若干は其船に乘り歸國す、其他の艦員は同年二月、六月兩回に米國商船に乘て歸國す、三年十月、魯人下田に來り、スクーネル船に大砲五十二門を添へて幕府に獻じ、戸田港滯留中の恩を謝す。○水路志云、戸田港は一小灣なり、港內濶さ南北六鏈、東西凡四鏈、港口は

北西に面して、其濶さ二鏈三分之一に過ぎず、兩側陡昇にして、出入更に危險なく、且山脈殆圍繞するを以て、四季平穩なり、港内水深は距濱凡半鏈にして、十尋乃至廿四尋あり、水深きに過ぐと雖、蓋伊豆西岸中、最良の泊地とす。

土肥（ドヒ・ドイ）（稲田） 今土肥村と云ふ、戸田の南二里、達磨山の西南にして海灣を前にす。（此村は土肥神社の舊記に「伊豆國那賀郡、稲田（イナダ）庄、土肥郷」と、（稲田とは井田の訛なるべし）北條役帳には西土肥とみゆ、西浦にあればなり、土肥神社の祭神豐御玉姫命の豐より起れる村名ならむか。）水陸の物産あり、薪炭尤多きに居る、村の中央鑛泉ありと雖、僻地なるを以て浴客多からず、金山は天正五年より五十年間盛に采堀せる由、名寄志に見えたり。土肥神社に古文書を收む、又稲宮命神社、青玉姫神社共に式内とす、稲宮は古來稲の早熟を祈る社にして、季夏六月に新穀を獻ず。土肥温泉は二所、古湯は沙礫中に出づ、熱百廿五度、穴湯は鑛坑の腹穴に在り、熱百二十二度、共に鹽類泉とす。

八木澤（ヤギサハ） 今小下田と相併せ、西豆（サイヅ）村と改む、土肥の南に隣り、賀茂郡宇久須村（和名抄、那賀郡那賀郷）に界す。○増訂志稿云、八木澤は舊名宇加賀（ウカガ）と云ひ、式内那賀郡、惡玉神社あり、神社上梁文に「天和三年、豆州井田庄、宇加賀郷、八木澤村」云々、八木澤の西岬を米（コメ）崎と名づく。

小下田（コシモダ）（宇加賀） 寶菩提院、明德二年の文書「地藏院云々、伊豆國、宇加賀、下田兩郷事」また應永三十三年の文書「法華堂領、伊豆國、宇加賀、下田兩郷事」云々、低下の地に水田あるを郷語に下田と云ふ、加茂郡の下田大湊（ミナト）にして其名廣く、相嫌しきを以て、小の字を著く、村は海に瀕すれども岸高峻にして灣澳なし、佐久根（サクネ）あり、陸を去る八町許、其頭を顯す僅に三歩許、其海底にある者殆四百歩に渉るとぞ、小下田淺間山の上に、式内石倉（イハクラ）神社あり、石窟存す、山下の堂宇上梁文に曰「元龜四歲癸酉、地頭平朝臣富永政家」云々と、石窟廣六尺許、深二丈餘、（増訂志稿）今八木澤に併せ西豆村と改む。

修善寺（シユゼン）（桂川） 今村名に轉す、田中の南、狩野川の左岸、達磨山の東麓にあたる。温泉數所に涌出し、浴舍旅亭、軒を連ね甍を並べ、山中の一坊巷なり、大仁停車場の南十餘町、俗に湯場（ユバ）と云ふ。

修善寺は或は修禪寺に作る、舊地名桂谷（カツラダニ）と云ひしを、寺院の名廣く行はれしより、舊名亡ぶ、而も其溪流を猶桂川と云ふ。東鑑、建仁四年七月十九日、伊豆國飛脚參着、昨日左金吾禪閤（源頼家、年二十三）於當國修禪寺薨給之由、申之。○溫泉志云、修善寺鑛泉、十六所、皆鹽類性に屬す、其獨鈷湯、温百四十度、眞湯百二十度、河原湯百四十七度、箱湯百八十五度、石湯百八十五度、杉湯百四十度、兒（チコ）湯百五十四度、瀧湯百五十三度、花湯百三十四度、（硫化水素を含む）龍湯百五十九度、岩湯百四十度、菖蒲湯百二十二度、保生湯百十四度、菊園湯百四十度、明治湯百五十度等とす、此地は山間なれども海面上五十一尺の測算にあたり、温泉は桂川の岸傍、並に水底に涌く、獨鈷湯、眞湯、兒湯（珍湯とも云ふ）石湯の四所は、往昔より之を開き、爾餘は皆近年の發見修理に成る、獨鈷湯は溪中の岩石を鑿開して槽と爲し、其石獨鈷杵の形狀あり、頗奇とす。（修善寺の抄紙、古來尤著名なり、平家物語に「五節には、白うすやう、修善寺の紙」云々と見ゆ、其赭褐色なるを色好（イロコシ）紙と云ひ、楮木の皮を煎じ色料となす、故に虫食まず、慶長中より年々製紙を徳川氏に貢したり、俗に金紙銀紙とも云へり。

「朱善塔二束到來、悦思食候、猶新庄駿河守可申候也、
九月廿二日　（朱印、（秀吉）
駿河國淸見寺、」

「於豆州、鳥子草、かんひ、三つまた、何方に候共、修善寺文左衛門より外には、不可伐、殊火を付、紙草燒捨候者、其郷中可爲曲事候、公方紙すき候ときは、立野修善寺之紙すき候者共、手傳可仕者也、
慶長三年三月四日　（徳川氏、壺形の黑印）

修禪寺（シユゼン）（伊豆國禪院） 一名桂谷山（ケイコクセン）寺、僧空海建置の眞言教場にして、延喜式、伊豆國禪院（イヅノクニノゼンヰン）料一千束とある官寺也、蓋温泉の地に就きて禪居の便を謀る者歟。扶桑畧記、天德五年の條に收めたる、寶篋印經記に、

應和元年春、遊右扶風、于時肥前州刺史、稱唐物、出一基銅塔、示我、高九寸餘、開見有一經、其端紙注云、天下都元帥、吳越國王錢弘俶、捨本寶篋印經、八萬四千卷之内、安寶塔之中、供養迴向已畢、顯德三年丙辰記也、文字小細、不足耽讀、適於江郡禪寂寺、得件經、其本亦多誤、然兩本相合、互檢得失、毎夜誦咒經、三箇月、于時空中有聲、告曰、汝於此經、懇重渴仰、但此經兩譯、師所持者先譯、多除梵文、其後譯者爲具足也、其本庄伊豆國禪院、天下無二本、我當與二十八部大藥叉大將等、守護彼經、于時小僧、就國司使誂寫可書寫彼經之状、遂以康保二年四月、送件經、披閲其卷、功能絶妙、

とも見え、當時天下屈指の禪院なりしを想ふべし。元亨釋書には「空海在伊豆州桂谷山寺、以指向空、寫大般若經」とあれど、高僧傳には「釋果隣、不審何所人、聞弘法大師道鳴海内、特往隨仕、（中畧）後往豆州走湯縣、建修善寺、爲第一代、國内士庶、信嚮如歸」と云ひ、相合はねど、大師もしくは其弟子の置きしこと疑惑すべからず。箱根山縁起にも比叡山惠空、延喜五年頃、修善寺別當とあるは採るべき歟。又釋書曰、永助、甲州人也、移豆州修善寺、暮年限一菴、修念佛期、終積薪焚身、其煙遙騰成紫雲、邑人哀感敬歎、北條盛衰記曰、宗瑞（伊勢長

氏）永正十六年八月、韮山城にて歿す、卽修善寺に於て一片の煙となして、遺命に隨て相州湯本に圓丘を築き、骸骨を納む。○增訂志稿云、修善寺村、爪生野の大城氏の家に、金剛力士腹内の小像二軀を藏む、修禪寺の故物也、其記に曰く「修善寺者、是弘法大師建立之地、大師自下手、以楠彫刻丈六金剛力士、施無威佛如生身、（中略）于時院主法眼和尙位快廉、天福二年正月、請遠江法橋運覺賜□□陸覺以彼二王朽像木造五寸二王畢」此記文漫滅多く、屬讀し難しと雖、大意空海大師の造れる古像朽ちたるを以て、新に兩像を作り、二子の刻する五寸の小像を其腹内に藏めしと也、今丈六二王の像は首のみ遺りて寺に存す、其後建長中、僧蘭溪來住し、臨濟宗に改む、當時皇帝理宗額を賜て曰「大宋勅賜大東福地、肖盧山修善寺」（此古額、文久三年燒失す）尋て正安中、僧寧一山來住す、小田原北條氏重修、時に延德中也、文久三年二月、回祿の災に罹り、明治廿年再建の功を竣る、其一切經藏は源賴家追福の爲に、二位尼建立す、勝して曰ふ指月殿と、天正十八年の亂に、經卷を山中に隱し多く腐敗す、宋板の善本なる故、往年芝增上寺へ三十卷贈り、今僅に存す、奥院を正覺院と號し、本寺より三十町許奥に在り、大日堂並に驅籠窟此に在り、弘治丁巳、小田原殿の一族山木夫人の再建とぞ。

源賴家墓は溫泉場の南、山腹に在り、五輪石塔、高三尺餘、元祿十六年五百回辰の時の石標もあり。愚管抄云、修善寺にて賴家入道をば、善時藤馬といふ郎等して、刺殺さしむ、頓に得とりつめざりければ、頸に緖をつけ、陰囊を取りなどして殺しけりと聞こえき。○源範賴墓は溫泉場を去る三四町、小山の林中に在りて、小祠宇を建てたり。範賴、建久五年、此地に誅殺せられしとは、東鑑、盛衰記等に詳なり。明治十二年、村人祠傍に耕して骨瓶を得たり、高さ一尺、内に古骨あり、因て再埋藏したりと云ふ。

(修善寺城址)

增訂志稿云、修善寺城は今城山と云ひ、湯場村と立野村に跨り嶮險なり、一名金山と云ひ、山脚に鑛穴三あり、往時此にて採鑛したりとつたふ、山中に櫓址、空隍、隧井等存す、此地は狩野川、桂川の二水、山をさし挾みて流れ、一方は嵐山に接し、要害頗る固し、山麓矢下と云ふ所より、近年二三の鏃の片を堀出したることあり。○太平記云、康安元年、畠山入道々誓、舍弟尾張守義深、同式部大輔、兄弟三人は、其勢五百餘騎にて、伊豆國へ迯下り、三津、金山、修善寺の三城を搆へて楯籠りたりと聞えければ、鎌倉の左馬頭基氏、まづ平一揆の勢三萬餘騎を差向けらる、其勢已に伊豆府に着て、近邊の莊園に兵粮を懸け、人夫を驅立てける程に、葛山備中守平一揆と所領の事に就て鬪諍を引出し、急に軍せんとぞひしめきける、畠山が手のもの游佐、神保、杉原之を聞て、あはれ弊に乘る所やと思ひければ、五百餘騎を三手に分て、三月廿七日夜半に、伊豆府へ逆寄にぞ寄たりける、畠山は平一揆の者共畠山と成合なし夜討に寄せたりと騷ぎ、平一揆も三萬餘騎、鎌倉を指て引退し、兒女の嘲り理なり、左馬頭安からず思ければ、八ヶ國の勢二十萬騎をぞ向けられける、畠山は此十餘年、左馬頭を妹聟に取りて、榮耀門戶にあまるのみならず、執事の職に居て八州を掌に握りしかば、我旗を擧けたらんには、勢四五千騎加はらぬ事はあらじと恃みしに、案に相違して、狩野介も降參しぬ、其外相傳譜代の家人、厚恩の他に異なる郎從も、日に添へ落失せて、今は戰ふべしとも覺えざりければ、兩城に火をかけ、修善寺城に引籠りて戰ひけるが、兵粮つきて落る方もなかりければ、城中にて討死せむとす、左馬頭より使者を以て、先非を悔ひて子孫を思はゞ、頸を延べて降參すべき由仰られけるを、實ぞと信じて、道誓は禪僧となり、尾張守は伊豆國守護職還補の御教書を給はりて、九月十日降參したり。（金山城とは神益にあり、參考すべし）

熊坂（クマサカ）

今修善寺村の管内とす、湯場の北にして、神益に隣比す、慶長十二年檢地帳「豆州狩野庄、熊坂之内堀切」と。堀切に養加山益山寺と云ふがありて、是は延喜式田方郡伊加麻志神社の舊境なること、其名號にて推斷すべし、俗に益山と云ふ地なり。

牧郷（マキノカウ）

今大野、浮橋并に柏窪、年川などと合せ、北狩野村と云ふ、田中村大仁の東に隣る。東鑑、文曆二年八月、加藤七郎左衞門尉景義、與兄判官景朝、就伊豆國狩野庄内牧郷地頭、相論事、遂一決、景義訴申、當郷者、伯父故伊勢前司光員、所領也、承久三年五月、亡父景廉、拜領之、云々。

增訂志稿云、牧郷は盛衰記に、加藤五伊勢國より出奔して、伊豆の工藤介を頼みて居住したりとある村里にして、又狩野牧と稱す、天神社、寬永十三年金皷の銘に「豆州賀郡、加野牧」と云ひ、今の大野、柏窪も昔一村里なり、柏窪の愛宕山の邊に狩野川、大見川相合流す、此は北條新九郞が伊東狩野二氏の兵を擊破したる所とぞ、大見郷八幡村佐藤某の文書に「今度柏窪一戰刻、忠節無比類」云々、（明應六年號）と見ゆ。

(柏窪)

狩野郷（カノ）

和名抄、田方郡狩野郷。○今修善寺村、下狩野村、中狩野村、上狩野村等是也。大畧、大仁の溪流以南、天城山に至る山谷を指す、本州に於て中央の一區とす。

狩野は中世庄名に呼び、大仁以北なる田中村、北狩野村も其庄内なりしことあり、東鑑、文治四月五月の院宣に「蓮花王院領、伊豆國狩野庄、年貢注文遣之」とあり、本來院御料なりしを知る。其地頭は狩野介茂光と云ひ、其子親光と共に賴朝に隨從して、遂に鎌倉殿の家人と爲り、子孫累世武名あり。明應六年、北條早雲に破られて其家

衰滅す、狩野氏は藤原姓工藤とも號したり、其一族庶流、豆駿遠相四州に繁茂して、東海道の名家たりき。○增訂志稿云、藤原維景、駿河の任滿ちて、本州狩野に來住し、狩野を族とす、伊東系圖には、藤原爲憲伊豆守と爲り、始て工藤と稱す、爲憲時理を生む、時理時信を生む、時信維永を生む、維永の嫡子を維景とす、二男を維信と云ひ、曾我(相摸)の祖とす、維景の子維次(號狩野九郎)其子家次、其子茂光、伊豆介に補任し、狩野介と曰ふ、嘗源八郎爲朝を大島に伐ちたり、其子孫鎌倉に出仕繁榮す、後には太平記、康安元年、畠山道誓修善寺城を保する條に、「一方の大將にもと賴みし狩能介も降參しぬ」とあり、又北條盛衰記に曰く「北條早雲は堀越御所を討取り、又狩野介を攻む、狩野介は伊東が婿なれば、伊東の弟に圓覺と云法華の僧ありけるを、大將として加勢、云々、狩野打負け名越の國淸寺にし自害しける」と、此に至りて全く衰ふ。○東鑑、承元二年「鎌倉神宮寺造營村木、自伊豆國狩野山之奧、出河津海」とあるは、天城山を狩野山とも云へるなり。

(加殿)

立野（タチノ）　今大平、田代、加殿等を相合せ、下狩野村と云ふ、修善寺村の東南にして、下大見村の西とす、狩野川此に於て大見川を併合す。○加殿は天正十八年檢地帳「豆州寶郡狩野庄、田代之郷、門野村」とあり、此は二溪の落合ふ角なれば、角野ならんと一書に述べたり。增訂志稿云、立野村家並善く、自由の足る處なり、物產製紙あり、名跡志に「此所に紙を漉出して當國に流布す、紙のつや宜からず下品にて書札に用ひ難し」と、立野邊より湯島まで、水にそひ山を負て、陟降崎嶇たるに、獨り大平村のみ平坦也、本村もと箱根神領なりければ、北條長綱(號幻庵)箱根山別當となりて此地に寓居す、満田七郎氏秀は氏康の第七子にして幻庵の養子となる、亦此に寓せしならむ、今みこのが原とは卽御殿原にして、其宅址なりと云傳ふ。

田代（タシロ）　立野の東にて、大見川の北岸とす。增訂志稿云、盛衰記に「田代冠者信綱と申すは、後三條院第四の皇子、御子左源有仁五代の孫とぞ承る、父爲綱帥朝恩を蒙り伊豆國司を賜はり、任國の神拜に下りけるが、暫く在國の間、工藤介茂光が女を思ひて、まうけたりし子なり、任限の後、爲綱は上洛しけれども、信綱は未だ嬰兒の事なれば、外戚の祖父工藤介夫婦之を憐て、伊豆にて養ひ立てける程に、生年十一歲より、兵衛佐の見參に入り、鎌倉にぞ仕へける」と、信綱勇略あり、源義經西征の役、策を獻して連捷す、狩野の田代に住するに因て族名とす。

松瀨（マツガセ）　今靑羽根、柿木、船原、雲金などと合同して中狩野村と改む、立野の南とす。名跡志云、松が瀨は狩野介茂光が居住の地とす、其舊址は村の東南に城山と云ひ、其名存す、近地日向、柿木二所にも城址を傳ふ。

輕野神社（カノ）　今松が瀨の笠離明神是なり、延喜式の官社にして、俗說、應神帝の時、枯野船樹を伐りし地といふ。

應神紀、伊豆國令造船、長十丈、船旣成、試浮于海、便輕泛、疾行如馳、故名曰枯野、(原註云、訶羅怒)

按に輕野はカラノとも、カノとも、いづれにも訓むべし、近江國にも同名の地あり。狩獵馳驅の山野なれば、本義は狩野なるを、古人已に(子母音の轉換により)訛りてカノともカラノとも唱へしを憶ふべし、又此社を後世笠離と云ふは、行路の人之を過ぐれば必笠を脫し禮を爲しゝに因る。

船原（フナハラ）　上下の三區に分れ、今中狩野村の内とす、山中廣く、西浦の土肥村に界す、鑛泉あり、近地吉奈にも鑛泉あり、共に溫一百度以上とす、居民の外往浴の客少し。

湯島（ユガシマ）　今門野原、市山、月が瀨などを合併して、上狩野村と云ふ。大仁より三里、天城山の麓なる小驛とす、南に天城峠を踰え、下田に至る七里。溫泉は瀨戶瀧と稱し、鹽類性百五十度、溪畔の岩石より涌出す。增訂志稿云、湯島は天城の群山中に在りて、其狀猶島のごとし、所々に鑛泉出づ、天城山中に三重の大瀧(淨蓮瀧)あり、當國第一と稱す、慶長二年より三十五年の間、湯が島(天城山中の鑛穴を云ふ歟)にて山を掘り、黃金多く出て、殊に上品なりければ、其頃諸職人集り來り、商人も競ひ至りて、遊女町御免を蒙るとつたふ、龍若八幡宮あり、是れ上杉憲政の子龍若の死を悲みて、其靈を祀り廟を立てたる也、關東古戰錄に曰く「龍若は上州平井城に棄置かれしを、乳母の子、目賀田新助兄弟三人、叔父九里采女正等、龍若を連れて北條氏康に降る、氏康笠原越前守康朝して受取らせ、伊豆國修禪寺に送り遣し、南方小番の侍神尾治部右衛門に介錯を命じて誅戮せしむ」と、然れども土人は湯が島にて死すと云ふ。

(門野原)

天城山（アマギ）　伊豆半島の主山にして、北方箱根山の脈を承けて、北東より西南に橫亘し、大室、洞笠、萬三郎、萬次郎、三方等の峯巒と爲る。總名天城と云ひ、田方、賀茂の二郡に跨る、今其四萬餘町步を定めて御料林とす。

天城山　　佐久間象山

南豆饒名勝、最稱天城山、欲到無羽翮、引領亘朝昏、此日定何日、獨往解襟煩、寒蘿蹦嶙嶸、躡石度潺湲、岡巒繼層疊、苔徑欲千盤、悄若絕人境、古木挂吟猿、峰頂一遊目、紫翠下周環、滄海渺無際、但見白雲屯、丹闕應非遠、金城欲及門、靈秀愜幽賞、遐想陋九寰、忽焉欲遁跡、無奈綱常存、搔首向前路、振袂下嶔岏、

天城の最高峰は大嶽、一名萬三郎と云ふ、標高一千四百米突、湯島の東南三里、大見鄕の南とす。天城峠は湯島より河津下田に踰ゆる山路にして、三方嶽此に在り、標高八百八十米突。○增訂志稿云、天城は州の南位に峙ち、山脈東西に盤亘し、南北に起伏して、四郡の地皆其麓を

(狩野山)　(萬三郎嶽)

圍繞せり、貞享中の公簿には、東西十一里、南北六里とす、今は公林ある限りを、御山內と稱し、天城山と呼ぶ、往昔狩野山と呼ぶ、東鑑、元暦二年二月、武衛令赴伊豆國給、是爲建立伽藍、於狩野山口來被求材木、仍爲臨之也云々、其後狩野山の稱は後北條氏、弘治、永祿中、山奉行の文書に見ゆ、按するに天城の稱は甘木の義にして山中多く土常山を産するより起れるならむ、二三尺の小木、其葉を煮て飲むに甘し、又此に甘葛をも産せしか、延喜式、當國貢物に甘葛汁、甘葛煎を載す、天城の最高峰を萬三郎嶽と呼ぶ、萬次郎嶽は其東南に接す、(西南の誤歟)全山を區分して、其登路により狩野口、大見口、河津口、仁科口の四と爲す、山中の良材、往古應神天皇枯野の船材を採伐せさせ給ひけるより、鎌倉幕府并に小田原の北條家まで、此山の伐木の事、歴世記錄あり、近世德川幕府は、松、檜、杉、樅、欅、栂、花柏を七木と稱して、專公用に供し、濫伐を禁ず、明治七年、良材を採伐し、初めて大艦を造り、十一年竣工す、名けて天城と曰ふ是也、わさびは天城山中、狩野、大見の兩鄕最多し、葉は葵の如く根は石菖より大なり、根を食料とす、味辛くして美なり、是れ近世本州屈指の産物にして、年々各地に輸送す、初め天城山中に自生の者ありしを、明和中湯ケ島村の人、駿州安倍郡の山葵培栽法を見て之れに倣ちひ、爾後大いに繁殖して物産となれりと。

青薏池　天城山大嶽の東南に在り、濶さ方八町、故に八町の池とも云ふ、池傍灌木叢生して、殊に奇觀なし、鄕語細竹をすゞと云ふ、直立三千七百尺の山上に在り、是れ往古の噴火口なる可し、其狀恰も鍋の如し、雨水瀦滯して湖をなす。〔增訂志稿〕○青薏池とは狩野川の源泉たる水生池と同く、天城峠の三方嶽に在る者歟、然らば大嶽の東南にあらずして西南とす、不審。

大見　中世の鄕名にして、狩野川の一支大見川の山谷とす、武田山を以て狩野鄕と相限り、南は天城の大嶽、洞笠山、東は大室山、柏峠、北は巢雲山等、屏墻の圍むが如くに羅列す。今上大見、中大見、下大見の三村に分ち、八幡を首里とす。北條五代記に、田方郡大見の鄕は、佐藤四郎兵衛先祖相傳の地なりければ、早雲之を安堵舊の如くせしむること見ゆ、東鑑には大見の氏號の人々多し。

增訂志稿云、大見平三郎家政は一族に政光、實政あり、此二人兄弟なり、俱に狩野茂光に從て源爲朝を討ち、源賴朝に屬して石橋山に戰ふ、藤原泰衡征討の役、實政出羽を鎭定し由利維平を生擒せしが、尋て泰衡の黨大河兼任に殺さる、世系無所見、大見或作宇佐美、大見宇佐美並稱せしものならむ。

關野　今白岩村と合せ下大見と改む、下狩野村田代の東とす。○增訂志稿云、文祿撿地帳に大見之谷關野と記す、關とは井堰にて、水をせくを云ふ、白岩の大宮明神は式內大朝神社ならむ、或は曰く大朝は大麻の義にて、鄕名大見は元麻績の訛なりと、大宮の境內木宮には石棒の折を納む。

八幡　今中大見村と云ふ、大仁の東二里、大見谷の首里とす、波豆末と唱ふるは轉訛にや。

(木宮)

木宮は八幡村に在り、一祠兩扉にして、大見谷の總鎭守と稱す、曾我物語の八幡三郎行家は此村の人にや、同書大見小藤太成家の舊跡も存す、又北條五代に「大見三人衆と號して、梅原李右衛門、佐藤四郎兵衛、上村玄番」云々、今本村佐藤氏所藏、早雲明應永正の文書に大見鄕大見衆云々とあり、此事北條九代後記、小田原記にも載す、佐藤氏文書に梅原太郎左衛門、とありて上村の名なきは、故あることとなるべし。

實成寺　今中大見村の管內柳瀨に在り、日蓮宗、富士興門派の一本山とす。正安三年、僧日尊開基、本尊祖師影像は日尊弘敎巡化の時、笈に納め、隨從せる者とぞ、寺域を大見小藤太成家の邸址と說く、

宮上　今中大見村の大字とす、文祿三年撿地帳に 葛見郡、大見之內、宮上村」と題せり。最勝院あり、此寺は北條九代後紀に、上杉憲實豆州奥山に閑居すとありて、其子憲忠の時中興せし者とぞ。

最勝院　宮上に在り、今曹洞宗吾寶五派、一千二百餘寺の本寺にして、堂宇完好、境域幽邃の勝地とす。吾寶禪師は相州最乘寺大綱禪師の高弟にして、永享比の人とす、聯燈錄云、吾寶宗璨禪師、城州人也、謁最乘大綱、綱一見器重、乃稱眞吾家之寶、遂賜今號焉、管領憲淸、欲追薦先考冥福、創院於豆州大見庄、扁妙高山最勝院、乃招師居此、推爲鼻祖、永享庚申冬、進院、大唱祖宗。增訂志稿云、上杉安房守憲實の鎌倉管領たるとき、其弟兵庫頭淸方を、越後より招て政を攝せしむ、永享十一年冬、憲實豆州に遁れ剃髮、高岳長棟庵主と稱す、既にして其二子を携て西遊せり、獨第三子龍若丸は豆州の邊鄙に棄置く、文安元年、上杉氏の老臣長尾昌賢之を鎌倉に迎へ、管領を繼かしむ、上杉右京亮憲忠と稱す、乃叔父淸方の爲に大見に於て一寺を創む、淸方法名は道宜、最勝院を號す、因て寺に名つく、聯燈錄に「憲淸爲先考建最勝院」とあるは誤りにや、按するに、是地に往昔最勝寺と云ふ眞言の道場ありしを、上杉憲忠再興して最勝院と改めしならんとも云へり、其證は曾我物語に伊東祐淸網代小仲太に命じて、大見小藤太八幡三郎の首を、最勝寺に送りて、菩提を弔はせける云々とあり、此寺近世伊豆一國洞家の錄所たりき。

冷川　今中大見村の大字とす、八幡の東にして、伊東柏峠の邊とす。○安元二年、工藤祐經所領の事につきて、爭論出來り、駿河國母方の一族を語らひ、伊東祐親を擊ん

とする聞えありければ、祐親大に驚き、嫡子河津三郎祐泰、次男伊東九郎祐清、幷に家子郎等數百人を二手に分て、富田、菱川へ差向て用心緊しくしたりけりと、蘇我物語に見えたり、菱川は冷川の誤なる乎。

原保（ハラボ） 今上大見村ヶ改む、八幡の南にして大幡野と呼ぶ、荒野四方二十八町と稱し、天城山、洞笠山の北麓とす。増訂志稿云、文祿檢地帳「豆州葛見庄、大見之內、原保村」原保に近き筏場村は天城山の下にして、此に斷崖數十丈、陵谷裂けて深谷大壑を爲す所あり、蓋古昔噴火破裂の變ありて、此狀を呈せるならむ、地中に往々埋木を發見す。

久寢郷（クスミ） 和名抄、田方郡久寢郷。○今大見の諸村なるべし、東鑑に藺見に作り、後世には專葛見に作る、或は久須見に作れり。

（藹見）

久寢は古訓クスミなり、(寢は古音シムなればスミに轉用するを得ん) 或はクツミに移るも、いづれか正訓なりや、其實を知らず、又其名義を詳にせず。○日向記云、工藤大夫祐隆は伊豆國、宇佐美、伊東、河津此三箇所をつかねて、蔦美庄（クツミ）と號する本主なり。北越軍記云、宇佐美三郎祐茂、拔群の軍忠により、右大將賴朝公より伊豆の本領、宇佐美、久須美、河津其外數箇所の庄園地頭職を賜る、云々。○これらにて中世庄號にも呼ばれしを知るべく、而も式內久豆彌神社は、伊東に傳說すれば、伊東を以て本據とする歟、疑ふべし、近世まで葛見庄の名行はれたり。

（蔦見）

有雜郷（ウサヒ） 和名抄、田方郡有辨郷。高山寺本、有雜郷。○今伊東、遠笠、宇佐美など、相摸灘に面へる海浦なるべし、即久寢の東に一嶺を隔てたり。原書有辨にも作る者ありて、或はウへとよみ、三島驛の北上村にあつる說あれど、高山寺本有雜とあるに據り、ウサヒと訓むべし、即後の宇佐美に同きを知る。此雜は古音サフなれば、其フ聲をヒに轉して假れるなり、佐渡國に雜太をサハタと假借せると同一例なり。

洞笠山（トウカサ） 又遠笠（トホカサ）、東盖（トウカサ）などにも作る、天城の一峰にして、大嶽の東に並び、標高一千百六十餘米突、大見谷の東南に當る。其東麓を赤澤、遠笠野とし、海崖に至りて盡く。古書に伊豆の奧野の狩倉とて、名高き獵場は、洞笠の四近の山野を指す。即南方には河津の作次郎原、上野原、北方には大見の大幡野など、今に至るも荒蕪の平原多し。

（遠笠野）

増訂志稿云、奧野（オクノ）は植物生育に適せず、東笠野の一部、先原、天目原、萬次郎原、上野等は平坦にして氣候も暖和なれども、火山噴出の石質未分解せざれば不毛也、曾我物語に、安元二年十月、伊東祐親、豆駿相武の將士を會して、伊豆奧野に遊獵の事見え、源平盛衰記に、元曆元年三月、源賴朝の奧野燒狩の事を載す、(東鑑二、壽永三年三月、武衛進發伊豆國給、是爲覽野出鹿とあるもの即是なり) 此奧野と云ふは、地理を考ふるに、赤澤山、柏峠、八幡野の邊、四五里の間ならむ、奧野とは山深き處を言へるにて、一所の稱呼には非ざるに似たり、建仁三年、源賴家の遊獵したる伊豆奧の狩倉も、此邊に外ならず。

（奧野）

赤澤（アカサハ） 今八幡野、富戶などと合せ對島村と云ふ、賀茂郡奈良本村(城東とも云ふ)の北に隣る。北條役高帳に豆州東浦赤澤と載せ、曾我物語に見ゆる赤澤山は、遠笠野の東なる海崖の上にして、通路にかかる。○安積艮齋遊豆記勝云、八幡野、村口老松偃地、天矯如蟠龍、伊豆志所謂拜松是也、赤澤山、距村里餘、山下五輪塔、即河津祐安墓、喬杉參天、不漏曦光、山腹有柯樹三章、傳言、大見成家、八幡行氏、伏其陰射殺河津。

八幡野（ヤハタノ） 今對島（タシマ）村と改む、伊東の南三里、東浦の海隈に居る、海上に近く大島の噴火山を望むべし。増訂志稿云、八幡野には八幡宮あり、古祠なるべし、已に曾我物語に八幡山と云ふ名見ゆ、八幡野の東岬を烏崎又日蓮崎と云ふ、此より赤澤の邊まで石崖高く峙ち、屛風を連ね張るが如し、波浪あらくして漁獲も少し、其崖岸に題目石、大師窟、橋立、[illegible]などの佳景あり、彼の曾我物語に、大見、八幡が河津三郎を射るとき、「八幡三郎が大見に向ふて云けるは、いざくゞ脇道をかけぬけ先きにて相待ち、物蔭より一矢射んと思ふは如何と云ければ、尤かなとて、谷の細橋、樵夫の通ふ路を、是かしこと走りぬけて、赤澤山の麓、八幡山の南の尾崎に到て、小松蔭より椎の木三本楯に取て、鋒矢を番ひ、今やくゝと待つ」と、此處今椎の古木三本存す、其時の木なりや否、東笠（トウカサ）野は西南に在り、赤澤へまたがる。

伊東崎（イトウ） 伊東の南、八幡野に至る間の山野は、東方に張り出て大岬角を成す、(川奈崎より日蓮崎の間二里餘)之を伊東崎と云ふ。天城山の東北端にあたり、矢筈山、大室山、小室山等、此に隆起す。又大室山の下を崎原（サキハラ）(先原ともと云ふ、艮齋記勝云、崎原延袤三里、有山名小富士、土人云、山下有洞、窅不可測。

（崎原）

増訂志稿云、東鑑に、建仁三年六月、源賴家伊豆奧の狩倉に着し、和田胤長をして伊東崎の洞穴を窮めしめしに、胤長穴中にて大蛇を殺す事を載す、按ずるに將家遊獵の地は、鎌田村山中也、今柏嶺の道左を蛇食洞（ジヤバミホラ）と云、相傳ふ是れ胤長蛇を斬る處と、此地兩山相夾みて狹長なれども洞穴に非ず、一說に云、池村穴原の窟、是れ胤長蛇を斬りし處と、是れ往昔の噴火口なり、池村(今對島の管內)の狀を見るに、土みな鬆虛にして、水たもちなく、以て井を穿つ可らず、婦女池に就て水を汲み、桶を戴き手をふりて行く、海島の俗と同じ、順行記に云「大矢筈（ヤハヅ）、小矢筈は池の西にあり、大室山は村の東北に有り、其形頗る富士に似たり、西北の麓に穴ありて、入る人あれど

（八幡池）

も、十八九間に至て踰る、究る者なきよしなり、池は三百間に二百三十間、其尻に小き穴ありて、池水迯去る、元来水はきの無き池なり、諸山雨降れば空澤水俄に出で、大石をも落し入れ、田畑を破り流す、而も一時に水乾れて行方を知らず」云々、明治の初年、此池より八幡野へ隧道を穿ち、水はきを作る。

大室山（オホムロ）　洞笠山、箭筈山の東にあり、是れ往昔噴火せるを以て全山皆砂石也、結縷山を被ひて、宛然青氈を敷くが如し、山巓亦坎を成す、是舊噴火口にして、其狀巨鼎の如し、深凡二百尺、直立二千尺、上に淺間神を祀る、故に又淺間山とも稱す。岩室山は大室山の東に隣る、小室山は大室山の北にして、川奈村の南とす、其狀大室山に肖て差小なり。

川奈（カハナ）　今小室村と改む、伊東崎の北偏にして、伊東村の東に隣り、小室山此に在り。川奈の岬角は北方眞鶴崎に對し、東は相模灘を隔てて、遙に三浦埼、安房崎を望む。

日蓮註畫讃云、弘長元年五月、師謫豆州伊東浦、日朗留于由井濱大樓、師獨乘舟、著河名津。

伊東（イトウ）　（東浦）（久須美）　今伊東村と云ふ、舊庄號にして、伊豆東浦庄の義とす。本來は有雜郷の地にて、中世久須見と稱したるも此に外ならず、大仁の東四里半、西南に山を負ひ、東北に海灣を開く。

伊東氏は工藤の分流にして、狩野と同祖也、狩野九郎維次の子、祐隆入道寂蓮、伊豆東浦の久須美、河津、宇佐美の三庄を知行し、伊東の工藤と稱す。（祐隆又家次と云ふ）源頼朝の兵を起すや、其族祐經（工藤一臈）は之に應ぜしかど、祐親（伊東河津二郎）は之を拒み、平家に與して誅せらる、祐經の裔孫は鎌倉に出仕して繁衍したり。○久須美庄とは專今の伊東村伊東埼の邊を云ひ、伊東庄に同じかるべきも、或は廣く河津大見までをも葛見庄と稱せる例ありて、其境域一定せず、文字も或は葛見に作る、東鑑に見えたり。伊東も或は伊藤に作る。○増訂志稿云、伊東、伊藤、久津美、久須美は東鑑、曾我物語并に系譜類に并載し、此邊の總稱とす、天正十八年、豐臣氏文書には伊東郷と記す、伊勢早雲伊東氏を撃破し、此地益微なり、されども伊東氏世々の居所故、下田町、八幡町等町々も頗多く、武具許り造る家一町有き、元祿十六年十一月廿三日の夜、地震海溢して、人死する者百六十餘人、家宅田地皆蕩盡して沙原となる、之より別して寒村たり。○伊東の湯は清少納言の枕草子に載す、今伊東に鹽類泉數所ありて、和田湯、松原湯の二地方に分ち、松原の猪々人の湯最名あり、其泉源は今十餘所を數へ、皆百十度内外の高熱を有ち、海岸に近き村坊中に散在す。

（松原）

久豆彌神社（クツミ）　今伊東村の大字岡に傳へ、延喜式田方郡の官社とす。○増訂志稿云、伊東葛見明神の慶長十五年棟札「賀茂郡、葛見庄、伊東郷岡之村」と記す、伊東誌に「頼朝が伊東祐清の女に通じ出會せし地、音無の森、其邊に音無川、ならずが瀧、また川向に日暮の林あり、此にて日の暮るるを待玉ふなどを思ふに、頼朝は川西、今小川廣野など云處に寓居せしと思はるゝなり」と、村東字原田と云所を、伊東氏の舊墟なりと傳ひ、其墳墓と云者もあり。

（岡）

曾我物語に伊藤の釋迦堂とふを載す、今の岡村東林寺の事にや、此寺は伊東氏の創建とつたふ。又日蓮宗佛現寺あり、是は和田の毘沙門堂と云へるが、伊東八郎右衛門朝高の計らひとして、預の流人日蓮を置きたる遺蹟とぞ、文應元年の事とす。又弘誓寺と云ふ禪院あり、此に懸佛鐵銘「延文三年戊戌八月、菩薩戒弟子淨滿敬白」とあるものを藏む。

柏峠（カシハ）　伊東の西にして、大見との界嶺とす、天城山より箱根山へ連續する山脈に屬す。

増訂志稿云、柏嶺は伊東大見の二郷に亘れり、曾我物語に、安元二年、伊東祐親游獵の日、柏嶺にて酒宴及び角觝の事を載す、曰く「狩已に果りて、各柏嶺に集り、幕打ち、馱餉竹筒を出だし、大器を以て杯酒を進るに、敢て三獻を辭する人なし、爰に土肥實平申されけるは、如何に大庭殿、今日の御遊興、老期の御思出たる可し、實平に於ても同意なり、箇樣の儀二度有る可しとも存せず候、然らば酒を過し給へかし、山路醉眠歸去晩と云詩の意にも協ひ候はんと、是れより大醉に至り、遂に相撲の興に及ぶ」と、此嶺頭の事とす、柏嶺より東南なる伊東崎の奥野へ連なり、鎌田、十足、吉田など云ふ村里あり、曾我物語にある蘆田谷（今吉田と云）荻窪（今荻村と云）椎木澤、朽木澤、長倉渡（今長戸呂渡と云）等の地皆此邊とす、又松原川の淵に、頼朝の私生の子千鶴を、祐親が沈めしと云ふは、伊東川の事とす。

宇佐美（ウサミ）　今宇佐美村と云ふ、伊東の北一里餘、巣雲山の下にして、東南に海灣をうけたり、南條、田中の邊より浮橋を山越して三里餘歟。○増訂志稿云、宇佐美村に式内、田方郡加理波夜須多祁比波豫命の神社あり、蘇我物語に「宇佐美、葛見、河津、三箇莊」と、倭名抄に宇佐美郷なし、且伊豆の雄山より八幡野まで、葛見郷たる事、古今易らず、宇佐美其間に夾りて、莊號あるべからず、意ふに伊東氏の所領たる時、此村較大なる故、新に一莊を立てしなり。（和名抄、有雜は宇佐美を云へり、郷名なきにあらず）北越軍記云、宇佐美三郎祐茂、（東鑑助茂に作る、工藤の庶流にて、伊東、狩野、河津などと一族たり）伊豆の本領を安堵し、攝津守祐辻より、足利公方家直參なり、祐辻八代、左衛門尉政豐は義政公の昵近たり、其子祐孝、長享二年、村岡の如意輪寺に討死し、其子能登守定興、法名道盛は、延德三年、伊豆の堀腰にて北條早雲と合戰し討死、爰に至て宇佐美代

々の本領を早雲に取られ斷絶なり、定興が嫡子越中守孝忠は、十六年前に伊豆より越後へ入り、次男左近大夫祐興は、父討死を聞て宇佐美の城に籠りしを、早雲押寄せ十餘日攻しかば、糧盡て左近自害し、本領斷絶せし也。○遊豆記勝、至宇佐美、又循海而南、有春日明神祠、祠後古樟、根幹擁腫、數人抱之、不合、腹朽虛、可敷席十張、藤蘿翳蓊、白日無影、中幹爲谷斤所斷、土人云、太閤征朝鮮時、伐以造巨艦、案逸史、天正十九年、關白將伐朝鮮、命沿海諸國、大治舟艦、係是時事。

網代(アジロ)

今網代村と云ふ、宇佐美の北一里餘、其地は崖角の端に在りて、西北に港灣を控へたり。此村名古書に見えず、蓋近世德川幕政の初の頃より、海漁大に起り、船艇此に集まりければ、戸口增加したるならんと云ふ。增訂志稿云、網代は漁網を以て耕具に代へたり、根越山は網代の南にて、海に突出せる一大丘也、賴朝伊東に在りて、難を走湯山に避くる時に、祐清曰く「佐々木三郎を召具し、夜に紛れて御落候へ、本道は然る可らず、狩倉の方、日月通りより、高柴が岳に懸り、樵夫の通路を經玉ふ可し」と、曾我物語に見ゆ、即此山上の路なり、往時此山の下なる海濱に通路ありて本道なりしが、後世淪沒したりと云ふ。

(多賀)

網代港(アジロ)

此港は熱海の南方三海里にあり、南西方に八九鏈灣入し、網代村の北東角江川埼と、多賀(タガ)村の東端なる赤根山嘴とに由て港門をなす、其幅凡一海里二鏈、北東の風に堪へず、網代村は灣の南東端にあり、人口二二六〇餘、大概漁獵を以て業とす、又西岸に部落あり、多賀と唱ふ、此港南西北の三面は鬱蒼たる山嶺起伏して之を圍む、故に北東風の外能く他の風を遮斷し、伊豆中の一好港なり。(水路志)

初島(ハツシマ)

網代港の東四海里、眞鶴崎を北に望む、此島今熱海村の管内に入る。舊名端島(ハシマ)とぞ、島山扁平にて、

(島端)

凸字狀を成し、總面積三十五町許、民家は東北岸に集合す。

增訂志稿云、初島の初木(ハツキ)神社、觀應二年上杉文に初島とあり、伊豆山神社、天正二十年文書「豆州はしま、御神馬飼料」とあり、或は端島に作る、東西八町、南北四町許、熱海東南三里、狹少と雖海岸高峻ならず、島頂坦平にして皆畠なり、專漁業を爲す、鎌倉右大臣家集に、箱根の山を打出て見れば、浪のよる小島あり、供の者に此浦の名を知るやと尋ねしかば、伊豆海となん申すと、答へ侍りしを聞きて「箱根路を我が越え來れば伊豆の海や沖の小島に浪のよる見ゆ」これ初島を詠ずるなれども、沖の小島とは是一島の名とするに非ず、續後撰に此歌の題を、箱根にまうづとてとあるも謬れり、箱根山路には初島遙に山を隔てゝ見えず、早川口へ由り根府川、土肥などを過ぎ伊豆の地に入り、方に始て初島を見るべし、往昔の通路は多く此邊を往還せり、二所參詣の事東鑑に詳なり、島に水仙多し、葉の長さ五六尺、隴畝を蔽ふ、現住四十三戸あり。○今按、實朝の歌の小序に、箱根山を打出てとあるは、伊豆箱根二所參詣の時、山路を終て海を望みたる意なれば、伊豆山にても箱根路とはよまれしなり、二所權現は其山相隣比して、之に參詣する者、一路往來す、箱根に詣づとあるも、必しも謬と云ひ難し。

○初島は明治維新の比まで、忌穢の古俗存在したり、即女子產後及び月經時、又は喪中には、村外に隔離せる別屋に置く、之を田屋(タヤ)と云へり、大略產後は七十日、父母死すれば三十五日、伯叔父母兄弟姉妹には十五日を忌盡(イミアキ)としたるが、維新の際、官吏の命にて田屋を毀ち、舊俗を變革す、而も今に至るも觸穢者に、日數を減して別火を食はしめ、其遺習滅盡せずと云ふ。

直見郷(アタミ)

和名抄、田方郡直見郷、訓多々美。○今の熱海にあたれり、多々美と訓じたるは、阿多美

(美多阿)

の誤なりと知るべし。東鑑には明に阿多美郷と載す、建保元年、修理亮泰時、以伊豆國阿多美郷地頭職、令奉寄走湯山權現給、是元者件神領也、而頃年仁田四郎忠常、令顚倒之、云々。

熱海雁皮紙の事は、蜷川親元日記に見え、久き名產とす、雁皮紙を古書には斐紙と云ひ、延喜式肥前日向などの例貢物とせり。近世は專伊豆、駿河に產出す、文化文政の頃、熱海の今井半太夫(悠齋、又德翁と號す)柴野栗山のすゝめによりて、地棉すなはち雁皮をとりて紙を製し、江戸本町へ廛をいだし、又金花堂をしてひろく販賣せしめしより、雁皮紙世に用ゐらる、雁皮紙は足利氏の時既に製したりといへども、其製漸々衰へて舊法を失ひしかば、半太夫二十餘年を費して舊法に復したるものなりとぞ、近年は雁皮の纖維をば機織の手にかけて、精好の布帛を造るといふ。

熱海湯治、幻庵老母養生とて入らせ給へり、書まゐらせたれば、憐れて、旅宿等の事懇切なり、小田原歸府近は、程遠き樣なればとて、發句、(天文十四年二月、東國紀行)

梅が香もわくや出で湯の春の風、　宗牧

山田色づく比にて、鹿追ふ小屋に引板引鳴すなど、珍しう哀れなり、鹿の聲は終夜聞えて、夕霧の巻など讀む心地す、

夜は湯にぬれさす袖を鹿の聲、　也有

月は殊に海より出て山に入る、宵々の眺めえならず、浪寄する浦の景色、我舍の東面よりも隈なく見え渡れば、明暮欄干に打もたれて、烏帽子着たらましかば、我を屛風の繪に描くべきをと笑ふ。(延享中、横井氏紀行)

長與氏梅園記云、溫泉之所以能去疾病者、非獨鹽氣鐵精是賴、亦在兼得徜徉遊行之適矣、若夫日夕坐臥於一室之

中、唯澡浴之取、則形體佚而心神痩、安在其爲養生哉、熱海之地以溫泉著、峻山重合、東南吞海、居人高下、鍾嶁而家焉、而以其距東京不遠、且氣候溫暖、冬春之交、都人士來浴者相踵、余初遊此地、徜徉循山而西、坡陁透邐、前敞後隆、有水淸瀏、貫崖來、齧亂石、鳴如風雨、忽分忽合、洮洮穿茅竹而遠去、水西有邱、松檜蔚茂、上而旅焉、回顧而樂之、心怡然而舒、不能輒去也、明治十八年四月、奉命落噏氣館、告衆曰、此地溫泉之効已多、今斯館之成、於養痾之法備矣、而獨欠徜徉遊行、怡和心神之處、爲可憾耳、因舉前所見、諭以修拓之事、謀諸橫濱人茂木總兵衛、總兵衛欣然諾之、伐莽跡汙、隨地宜植梅三千株、亭於隆、橋於汙、坐以行止、嬉娛宴遊之具備周焉、(下略)

熱海（アタミ）

今熱海町、戶數八百、三島の東に山嶺を隔て、相距る五里。又相州小田原國府津へは、近年鐵道を通すれど、滊車を駛するに非す、凡八里。滊船は日々下田、熱海、國府津間を往復す、東京を距る二十九里。

冊訂志稿云、熱海は東鑑「伊豆國阿多美鄕」湯前神社永正十八年上梁文に「熱田鄕、湯九原」とありて、日工集、宗長記、東國紀行、北條役高帳みな熱海と載す、平聖範は上野介平直方の長子、鎌倉より熱海に來住し、阿多美四郎と稱す、此地海中にも溫湯泌湧す因て熱海と云ふ、(今按、アタミは熱水の義のみ、海に附會するは拘泥に過ぎたり)湯戶商店多し。熱海地志云、熱海之地、三面沓嶂、措襟一面、層波疊重、勢如龍踞、惜乎山皆無蔚然深秀之趣矣、海光染翠之工、山嵐設色之妙、鷗砂之鳥、呻浪之鱸、皆悅目愜心、以極幽致。漫遊文草云、熱海、慶長中神祖浴焉、寬永十六年、猷廟將遊此地、命構行殿、々址寔存、居民湯泉爲業、土地磽确、不可耕種、實歌蹄所盤旋、而都人士輻湊成蹊、非人力也。○熱海は村坊中に溫泉二十餘所涌出す、皆鹽類性なり、熱は大湯二百二十度を最高とし、以下百二三十度に至る、湯戶は各泉源より陰筧を通して槽池に導き、樓屋亭舍、華潔の設を爲し、以て浴客を待す。大湯は涌出の景象特異なり、間歇涌泉と謂ふべし、他は尋常涌泉にして、大湯に對し小湯と名つく。浴澡は夏秋の間最繁盛を極む、而も寒を避くるにも亦可なるを以て、冬時に遠客特に多く來り寓す。飲料水は山間の溪泉を引き、大瀦を造り、木筧を以て村坊各家に導く。

（湯氣館）

鑛泉志云、熱海の大湯は定期噴泉也、海面上凡七十四尺、湯池礱石の間、縱凡五寸、濶一尺許の涌口あり、涌期にいたり熱湯と蒸氣を交互噴出す、初沸騰の聲地底に起り、宛然霹靂の如く、漸々熱泉を噴出し、其盛なるに當り丈餘を距る石壁に注射す、少頃にして勢漸く減し、纔て蒸氣を吐出し、地底復轟鳴、忽にして沸烟四方に瀰漫して殆咫尺を辨せず、既にして蒸氣衰へ、再び熱湯を吐き、而して復蒸滊となる、斯の如き事凡一時半にして故態に復す、涌時一晝夜凡五次、所謂定期噴泉にして、即ガイシル泉なり、時ありて長涌と稱し、三旬中凡一次十二時間涌き、又十二時間涸る、事あり、又一泉竅あり大湯噴口を距る南方二間許にして、三尺許の石造圓筒あり、其中より熱湯及び蒸滊を交互噴出す、其蒸滊噴出の度數は二十四時間に四回、熱湯噴出の度數は廿四時間中九回にして噴出時間は一時半許とす、故に此二噴出口の景況を對照せしむるに、一方の熱湯噴出中には一方に蒸滊を吐發し、一方の蒸滊吐發中には一方に熱湯を噴出するを知る。(明治十七年、此大湯を修理し、閣を架して滃氣館（キフキ）と名づく)○小澤の法齋湯は一名平左衛門湯と云ひ、相傳へ此泉側に於て法齋狂乎（ホフサイキチガヒヤ）と叫呼すれば、即怒沸すと曰へり。鏡堂和尙日工抄に「應安八年二月某日、在熱海、與諸人出遊、僧舍有道人、指一地曰、嘗平左衛虐爲害、據此地造館、臨誅屋陷入地中、人皆云活陷地獄、故至今呼曰平左衛門地獄、植松一株、以表其處也」とあり、然らば此平左衛門湯も昔時定期噴泉なりしが、後世衰へたる歟、大湯の怒沸の事を日工抄に傳へざるは、當時此[illegible]沸の[illegible]のなかりしに由る歟。又日工抄に土地陷入の事を云へば、熱海の泉池は、歷世の間數變を爲し、陷入噴出、年代を經れば相交代する者歟。俗說辯に、平左衛門湯と法齋湯とを各別とす、然らば大湯即日工抄の平左衛門湯にあたる。○也有紀行云、平左衛門湯と云あり、平左衛門かたなしと呼れば、湧出づるとて、里の子供の呼びて、旅客に錢などもらふ、

　子どもいざ呼はれ紅葉に立田姫

元祿中の熱海地志を閱するに「大湯、在上町、凡熱海溫泉、冬夏常沸、炎焰上達、湯清瑩晶、可鑒毫髮、味苦鹹、氣熱、然據近海之潮、其氣未不猛烈、晝間涌三潮、夜間湧三潮、又値長湧、則自朝至暮、夜間都不涌、夜間長湧、則自暮至朝、晝間却不涌也、炎涼代序、灼焉無改、凡溫泉涌沸、多無定候、熱海白晝三潮、暮夜三潮、尤奇」また文化中の遊豆小誌に「陪觀湯池、池在館東、木欄四周可十畝、一巨石出沒于平地上、湯涌其下、石爲之凹、深廣三尺許、其長三之、將涌聲如怒雷、氣鳴氣涌、北所衝激、如礮將機、疊石防之、湯不得進、勢益怒、側作木澤導之、須臾二十七戶浴室皆滿、其涌有期、大槩十日一小變、三十日一大變、初十日、晝涌卯巳未、夜涌子酉亥丑、可校漏刻之差、次十日、漸遲、遲之又遲、晝移子辰、夜移子子、其極晝涌夜涸、或夜涌而晝涸、凡一晝夜、後十日、初間晝夜十八涌、間漸希疏、竟備其初焉、世但知初十日六潮耳」云々と見ゆ、溫泉の沸涌の狀勢年月に隨ひて變易す。野中の湯は上野山の麓なる田圃の中に湧く、溫度二百六度、古來晝夜湧出せりと雖、其烟濛濛として上騰するのみにて、遂に浴室を構ふる人もあらざりしに、近年泉脈を探り得て、地下三四丈の底に螺旋の鉛管を埋

洩し、冷水を地中に通過して、温泉となすの機關を設く、明治二十年二月、又此の北側に强大なる熱度の湯氣を發見し、更に五六丈餘の地底を發掘したるに、果して噴泉の涌滯するあり、されど泉源深きに過ぐるを以て、浴用に供するを得ず、今鐵桶を設け自然に冷水を沸騰せしむるのみ（熱海案）

林檉宇遊錦浦記云、天保六年、六月廿一日、買舟遊錦巖、巖在錦浦南、截海半里、遶其下、海岸皆石壁奇秀、第一巖、半壁巨石、曰棋枰、而宛然有方罫、傳爲僊蹟、側出水者、曰兜鍪、曰烏帽、皆以狀名、突出其前、曰鶯島、鳥多巢、嚶嚶之聲盈耳、其南一帶橫亘、曰馬背、過而西折、得一巖、巖腹空洞、成二石門、潮水呑吐交通、又折得石門、頗濶、可容小舫、其巖角、曰竈石、紋理氷裂、晶瑩欲迸、過而錦巖、絶壁十仞、下有巨洞、洞中之石、脉絡具五色、舟人云、朝曦照之、爛成雲錦、巖間皆老松、插根石縫、不資寸土、雜卉黃翠、裝綴其際、極奇矣、其西石勢益聳、海波遶入、爲觀音窟、望之甚窄、而其中極邃、予擬窮探入、風浪衝激、舟與巖石相戞、不得進、聞諸舟人、云中有池一泓、池西安大士石像、四壁有乳倒垂、有白蝙蝠棲止、洞邊區也、其西曰曾我淵、遠擲代潜、帆檣叢立、漁家相望、亦有趣致、昔人所云、奇冠絶平生者、近之。

熱海の前神社は、當國帳に從四位上熱海湯明神にあたる、來宮（キノミヤ）神社は木宮にも作り、熱海社の西北なる日金山道の傍に在り、老樹森々たり。濱町の御殿（舊德川氏行殿、近年宮内省再修）の邊なる御成（オナリ）橋の南に紀僧正の祠あり。紀僧正俗說辨云、熱海に紀僧正の墓といひつたふる者あり、紀僧正とは空海の弟子柿本の眞濟法師にて、染殿の皇后を見て染着の心を生じて病死す、思ふに此なるは善祐法師が墓なるべし、善祐は寬平五年、二條殿の皇后に密通するが故に后は位をすべり、善祐は伊豆國へ流さる、後撰集に此法師の伊豆へ流さるゝ事載せたり。○也有紀行云、野老の言傳へたるは、昔都の松とて、染殿の后を寵ひし宮に在りけり、后をば八幡と齋ひ、紀僧正も宮と齋ひしが、今其仇名の寵を厭ひて、二ツの祠互に相背きて有りし、今は八幡は外に移して其謂れも殘り侍らず、僧正の社の際に大きなる櫻の有りし、中比此に御殿作りけるが、其障なりとて此木を伐りしかば、彼松も程なく枯れにけりとぞ、其木の共に枯れたる契あらば、濡衣の名も如何なりけんと覺束なし、

　松枯れてどの木へ蔦や所がへ、

僧正の祠は特に大きなる椎の木二本の狹間にあり、

　御所柿の色にこりてや椎が本。

温泉寺（ウンセン）

俗說藤房卿の開基と論じ、澤氏天明年の遊記にも載せ、近年は神光寂照禪師藤房卿の碑さへ寺前に建てられ、其碑陰に明治十二年、特勅更賜圓鑑國師之徽號云々とあれど、圓鑑神光は藤房卿にあらず、妙心寺二世授翁のことなり。授翁の藤房と別人なることは、史家の考證判明すれば、紛亂するなきを要す。蓋熱海の温泉、興禪、海藏の三寺はいづれも妙心寺雲居國師の中興（寬永年間）なれば、中興の際にあたり、本寺の二世授翁を推して假に開山と稱せしのみにて、授翁が實に開基せるにも非ず、其は元祿中の

熱海地志云、興禪寺在和田村、不知何時開基、今也推擇于妙心寺第二世授翁宗弼大和尚、爲開山、而中興慈光不昧禪師、（雲居叟希膺）

とあるにて明晰す。近時文士詞人の詠懷頗多けれど、畢竟虛誕に屬す、別に徵證とすべき文書なし。空華日工抄に義堂が「乞湯治之暇、七七日、爲湯治、往熱海、宿山崖家、適與九峰會、乃次其韻、題温泉廣濟接待菴云、温泉亂浴汗淋浪、接待知消幾杓湯、宿客每分鑪店榻、詩人偏愛贊公房、陶成什器輕於土、煮出官鹽白似霜、頼借僧窓同遠眺、東南目斷水茫々」と載せしは、此温泉寺たること疑なかるべし。又一首あり、

　三月四日、浴于伊豆熱海、蓋三島曆、以是日、爲上巳節、

　江波春拍々、海雨晩冥々、有客愁垂白、何人醉踏青、泉鳴疑曲水、嶺峻似蘭亭、只怪與公鞏、哦詩獨自醒、

伊豆山（イヅサン）

今熱海町の管内なれど、北に去る二十餘町、民戸數十あり、鹽類泉（温百四十餘度）の涌出すること熱海に同じ、之を走湯又瀧湯と稱す。此地は三面亂山を繞らし、東方海に面す、湯は海岸に接する山脚の空洞中、數所に涌出す、海面より高き事凡四十二尺。海岸（新磯と名づく）湯戸數字あり、木筧を以て源泉を引き、家々の浴槽に通ず、之を高處より導くを以て、小瀑布を爲して落下す。

伊豆山とは本走湯（ハシリユ）神を伊豆山權現と稱せるに起り、神領の村里をも伊豆山とは云へる也。此名は東鑑以下に多く載せ「治承四年九月二日、御臺所（平政子）自伊豆山、遷秋戸郷」云々（走湯山の條參考）鎌倉殿の崇敬極めて篤く、箱根山と相並稱して二所權現と云へり。北條役高帳に、伊豆山領百九十一貫六百二十文と載せ、當時猶盛大なり、德川幕府の時は、神領猶三百石を安堵せしめられしが、明治維新後益衰ふ。

伊豆御山（イヅノオヤマ）

伊豆山の舊號とす、小山、雄山にも作るは、ヲ、オの混用にして、本來尊稱に出でしなれば、御山（オヤマ）なるべし、

　千早振伊豆のをやまの玉椿よろづよまでも色はかはらじ（續後撰）鎌倉右大臣

太平記には伊豆御山と載せ、又萬葉に伊豆の高嶺の語あるを想へば、元日金（ヒガネ）をば伊豆山（イヅノヤマ）と云ひ、伊豆とは湯出（ユデ）の轉訛にやと說く者あり。此說に據れば、伊豆は走湯の湯を本として、山名と爲り、遂に廣く國名にもなれる者と

(鳴澤)(走湯)

す。

　まかなしみぬらくしまらくさならくは伊豆の高嶺のなるさはなすよ、(萬葉)

鳴澤とは溪流の鳴響するを稱したるにて、此には走湯の激湍を云へるならん歟。北村季吟の萬葉註にもしか云へり、而も今は伊豆山に別に鳴澤と呼ぶ溪流あり、再考すべし。宗祇方角抄云、伊豆の高根は、筥根の南の山也、海にさし出たる也、山中に走湯あり。

　走湯山に詣でて、よみ侍りける、

伊豆の國山の南に出づる湯の速きは神のしるしなりけり、(玉葉)　走湯の神とはうべも云ひけらし速き驗のあればなりけり、　和田つみの中に向ひて出づる湯の伊豆の小山とむべも云ひけり、　鎌倉右大臣

(瀧湯)

走湯とは馳水、走井など云へる古語と同く、水の激奔するに名づけたるなり。此地の温泉、天成の岩洞に涌出したるを以て、古人凡に之を見て、靈異と爲し、謂ゆる伊豆の神の業に成ると思惟しけん。後世には湯瀧と云ふ、即走湯と同義とす。天文中宗牧東國紀行云、伊豆山一見、湯瀧水瀧、濟度の海に落合ひたる樣、煩惱の垢もすすぐ心地したり。

羅山丙辰紀行云、走湯山は昔鎌倉殿伊豆箱根を信じ、常に蘋蘩の禮を致し給ふ、二所參詣といへるは是也、伊豆山に出湯あり、石ばしる瀧のごとし、走湯の名もこれによる。○東海道圖會云、瀧の湯は走湯山權現の二町計り山下に在り、岩洞より涌出して海岸へ流れ落る、其疾きこと矢の如し、故に走湯の名あり、瀧は二所ありて一所に浴室あり。○増訂伊豆志稿云、走湯は古は直に海に奔流せり、走湯の名是に因る。

或は海に向ふて走るの故と爲すは疑ふべし、涌流の際激濕奔波を成すもの、之を走湯と名づくるのみ、海中に向ふと否とは、走湯の實に關與せず。松崎益城紀行に「瀑布泉、前臨絕海、後倚洪崖、竹樹叢密、過午不見日影、崖下之洞、深十五步、泉發其中、虢々分流、筧受而瀑之、上瀑濺々、有屋槽焉、下瀑特大、奮迅注於海崖」とある者、走湯の實景を狀せるなり。

走湯下宮址(ハシリユノシモミヤ)　又濱宮と稱し、新磯に在り、宮殿は明治維新の初め悉皆撤去して上宮へ併す。蓋下宮は走湯の神の舊座にして、中世上宮新宮を起し、他の火牟須比神社に混同したる者也。

　文永三年二月、二所(筥根伊豆)に詣てける時、伊豆の御山に奉りける、

神も亦すてぬ道とは賴めども哀れ知るべき言の葉ぞなき、(新後拾遺)　宗尊親王

熱海地志云、下宮、距上宮五町許、在海濱、故呼曰濱宮、有觀音藥師彌陀地藏四堂、役氏堂及鐘樓、兩社祭祀、毎歲十二月十五日也、神輿從下宮遷上宮、翌日又還下宮。

　走湯山東明寺鐘銘、幷序、

南部州、葦原飽津島、東海道、豆州走湯山、有神僊之廟壇、有佛閣之梵宇、權現之施外用也、一陰一陽、薩埵之彰內證也、千手千眼、謂垂跡之草創、應神天皇聖代、靈鏡出海、思濟生之根元、仁德天皇明時、瑞湯現流、凡厥奇特、敢叵逞彈、越鎭坐以降、運轉幾曆數、遐邇不限、感應是日新、而文保著雍年、玄律十一月、樹提示薩、華構丕基、是以使跋成風之殊功、將祿縮雲之舊製、先鑄銅鐘備器、宜箪法音於無邊際、普致勝利於一切衆、仍作銘曰、(中畧)元德三年二月日。

林樫宇伊豆紀行云、謁下祠、自官道降、石磴五百級、古廟荒廢、闃然無人、洪鐘一口、明德年間鑄造、銘古拙、又降二百餘級、即瀑布温泉、發源崖下之洞、虢虢迸出、受而瀑之、甃石爲池、又引之於槽、皆可澡。

伊豆神社(イヅ)　伊豆山にあり、舊號走湯山權現又、伊豆山權現と云ひ、其上宮とす。蓋延喜式、田方郡火牟須比命神社にして、當國神階帳には千手千眼大菩薩と錄する者に同し。火結千手千眼は三島大社の末社にも祭りて、二宮と稱す。千眼は淺間と音相通し、駿河の富士淺間大神と相同しかるべし。富士は中世以降木花開耶姫を祭ると云ひ、此なる伊豆の神をも

(火牟須比神社)

　思ふこと開くる方を賴むとは伊豆の御山の花とこそ見め、(相摸家集)

とよまれたるにて、中世以降は木花開耶姫を祭る者と爲せるを知る。又本社の攝末に雷電宮あり、若宮とも云へば、三島大社の三宮十八所王子に同し。神道家、是等の諸社を神代紀に牽合して解釋するは、皆古義にあらず。蓋伊豆駿河に於ける三島富士等の諸神は、神代紀所說の外に別傳して、州人の古へ造島噴火の靈威ありしを談する者のみ。

東鑑、治承四年八月、武衛(賴朝)年來之間、毎日御勤行、而自今以後令交職場給之程、定可有不意御怠慢之由、被歎仰、爰伊豆山有號法音之尼、是御臺所(政子)御經師、仍可被仰付日々御所作、於件禪尼之旨、即被遣目錄、心經十九巻、八幡、若宮、熱田、八劍、大筥根、能善、駒形、走湯權現、雷電、三島、第三、第二、熊野若王子、住吉、富士大菩薩、祇園、天道、北斗、觀音、各一巻可法樂、云々。

(走湯山)

曾我物語云、抑走湯山と申すは、承和三年丙辰、甲斐國八代縣の上人、賢安大德といひし人、此の御山に來りつゝ、靈山に信を起して、東岸より始めて、淸淨覺悟の御湯の涌出するを拜見す、是れ即走湯權現垂跡示現のはしめなり、御本地を尋ね奉れば、千手千眼廣大圓滿觀世音菩薩これなり、雷殿は是八大金剛童子、岩の童子、中堂の權現、講堂權現并ばせたまふ。鎌倉管領九代記云、走湯山權現は地神第三代、瓊々杵速日尊にておはします、彼垂迹の御時は、高麗國よりして天の鳥船にめされ、雲

路をかけり萬里をしのぎ、相州中郡(ナカゴホリ)の山中に天降らせたまふ、此故にその山を高麗寺(カウライジ)と號しけり、こゝに佛在世のとき、天竺靈鷲山のたつみにあたる山頂に、五百の仙人ありて、金剛摩尼の法を修す、如來の滅後に及びて、思ひ〳〵に化益をいたす、播州印南の法花山に空鉢仙人の來りし比に、此御山にも知道仙人とて、虚空を翔り神通に乘じて來りつゝ、大日經を持誦せられしよりこのかた、靈驗あらたなる事勝て數ふべからず。○增訂志稿云、走湯山權現は、當國神階帳、正一位千眼大菩薩是也、往古日金峰に在りしを、牟須夫峰に移し、之を本宮と云ひ、次に現地に移し、新宮上宮と云ふ、牟須夫は延喜式、牟須比神とあるもの、遺稱なり、然るに牟須夫峰の本宮をも上宮に移し、之を雷電若宮と稱す、雷神とは火牟須比神の一名也(雷電若宮は鎌倉九代記、北條盛衰記等に、雷の宮、異本曾我物語に雷殿とあり)大江政文の記に云、應神天皇の時、此大神高麗國より相州唐(モロコシ)の濱の磯に到る、松葉仙と云者祠を建て、安置し、仁德天皇の時此に奉祀すと、藻鹽草には、船史の祖王辰爾を祭る者とす、中世佛氏當社を千手千眼大菩薩の垂跡と稱す、承和三年四月、竹生賢安とて甲州八代郡の人あり、相州尾谷の安然和尙に度せられて僧と爲り、權現の神託を承け、甲斐の國史生縣綾某を檀那として、祠堂を今の地に經營し、日金峯より遷し、新に本地の像を刻して之を安置す、廊に松葉仙の寶劍、蓮生坊の太刀あり、(蓮生は熊谷直實也、建久三年十二月此地に遁栖す、事東鑑に見ゆ)上宮の鐘は北條氏康鳥銃を造るとて之を取り、後天文十九年、鎌倉淨智寺(正慶二年の銘あり)の古鐘を贈らる。○又云、走湯山は明治維新の始め神佛分離せられ、別當房般若院は神境を去り別地へ移轉す、此別當房の往昔頗大刹なりしことは、東鑑脫漏に「七堂御塔燒失、一晝夜之間、炎煙焦天」とあるにて知らる、又密嚴院東明寺(トウミヤウ)と云、密嚴院の稱は異本曾我物語并に當山貞治二年の文書、東明寺の稱は當山鐘銘、及び元亨至德の文書に載す、其他別當文陽房覺淵の事、東鑑、曾我敗功記等に見ゆ、源平盛衰記に聞性坊阿闍梨、異本曾我物語に密嚴院の卿律師とあるは、共に同人なり、賴朝公の祈禱師たりき、其後正應の頃、少輔法印覺海と言ふ人、足利泰氏の子賴氏の弟にして、學德兼備の僧なりき。○熱海地志云、走湯山上宮、寬文七年、小田原城主、承鈞命修營、元祿十一年再加修補、今現在者、本宮拜殿、本地堂、大師堂、雷電宮、靈殿、寶藏、鐘樓、鳥居二基也、凡八谷、有供僧十二坊、神社左傍、有大梛樹(竹柏)二、俗傳、用此梛葉敷鏡匣內、則夫婦相諧云、此山多產玉椿、最早開花、有紅白數種。

(東明寺址)

仰下　諸國御家人等、井關々泊々津々、沙汰人等所、
可令早遺無違亂、走湯山五堂燈油料伍拾艘內、中喜房船事、
右於五十艘船者、爲御祈禱、令寄進五堂畢、仍此船梶取等、可令勤仕燈油之役者也者、云御家人等、云關々沙汰人、仰此旨、莫違失、故下、

治承六年正月日(集古文書、東明寺藏)

雜訴決斷所牒、駿河國衙、(元弘三年十二月)

伊豆國走湯山東明寺衆徒等申、當國中田保同伊賀留美鄉濫妨事、

右止方々濫妨、可全所務之由、宜令下知彼衆徒者、以牒、

林檉宇謁伊豆山祠記云、有溪曰鳴澤、水聲鏘然、其上卽國詩所稱子(ココヒ)森、古蹟也、折而南、得伊豆山祠、祠分上下、隔道相望、余謁上祠、石磴百五十級、茅宇十餘楹、喬木鬱蒼、環遶其外、洞爲神靈奧區、祠南竹柏、高數仞、矗々摩霄、土人以爲神樹、甚嚴憚之、有一僵幹、繚以欄、日炙雨淋、皎如玉虬、蓋數百歲物、亦竹柏云、本祠係鎌倉府所崇祀、當時極輪奐之美、今則蕪莽荒涼、罕有人來寄者、豈神亦由人爲盛衰邪。

古古比森(ココヒ)

伊豆國の歌名所にて、杜鵑をよむ、淸少納言枕草子にも載せたり、今伊豆山火牟須比神の森卽是なりと。(東海道圖會、增訂豆州志稿)こゝひのもりとは、盖かかひの訛にして、萬葉集、并に常陸風土記に見ゆる嬥歌會に同じ。而も此なるこゝひの森の子規の本歌を得ず、後拾遺にあるは子規によみかけて、伊豆の事を述べし者のみ。

後拾遺集云、靜範法師、八幡宮の事にかかりて、伊豆國へ流されて、又の年五月に、內の大貳の三位が許につかはしける、　兼房朝臣

五月やみこゝひの森の杜鵑人知れずのみ啼渡るかな、

返し　大貳三位

子規こゝひの森に鳴く聲は聞く夜ぞ人の袖も濡けり、

これをきこしめして、召還すべき由仰下されけるを、聞てよめる、　素意法師

すめらぎも荒人神も和ごむ迄啼さける森の子規哉。

此子戀森の雷殿は、近年燒亡す、森は上宮の南一町許に存す。伊豆志稿に上宮の相殿神二座は男女二神にて、盖伊邪那岐伊邪那美の二神とす、古來の祭式に二神伉儷、王子降誕の例あり、古事記の傳說ののこれるならんと述ぶ。されば此森のかがひの名義、はた梛の木の夫婦の語らひを固むる神驗など、皆義理に於て相契合す。且上宮(新宮)下宮(濱宮)本宮(結峰)等、神殿各所移轉の說もあれど、再考するに、此森の雷殿(火牟須夫神)こそ、神階帳にも延喜式にも載せらるる古社にて、後世湯の濱に下宮起り、山上に東明寺本宮起り、走湯權現と地藏菩薩出でて、雷殿(ライデン)と千眼菩薩を混亂するに似たり。社說、子戀森の雷雷若宮を、日金の結峰より移したりと云ふも、却て本末を倒さまにするにあらずや、(結峰は上宮の西二十町許、本宮と稱す)今雷電社、結神社并に上宮に併祭せ

(雷電社)

ちる。

日金山

伊豆山の西嶺にして、箱根山脈の一峰とす、其峰容圓圓、天氣晴朗の日之に登れば、十州五島を望見し得べし。天明三年、一碑を立て、其望觀の方位を記す。或云、登日金、滿山皆白茅、是爲圓山、慊堂翁所謂、極天下之偉觀、而眺觀之美、皆自他山來者也。

日金山　　盤溪

群僊環遶海成湖、隔海靑螺一帶山、忽覺飄然換凡骨、神馳五島十洲間。

日金は光の訛にして、古書に光峰と云ふ、卽雷電神の峰の義なり。後世之に因りて說を爲し、伊豆山神社の火牟須比の舊祀は光峰に在りと云ふも如何にや。本來走湯神は瀨宮(下宮)にして、上宮(新宮)は火牟須夫神なりと思惟せらるれば、中世以降、走湯神を千眼菩薩の垂跡と爲すは疑ふべし。千眼とは卽火牟須夫、卽雷電なれば、後世雷電の本地佛を日金の地藏菩薩に誣するは誤ならん。此山上は往昔伊豆箱根二所參詣の盛に行はれし時は、經由の一行場にて、東光寺あり、卽雷電神(東鑑卷一卷廿九に見ゆ)の本地々藏堂とす、又此東光寺を寬平年中、善祐法師が建てたりとも云ふは信じ難し。關東古戰錄曰、栗田口東光寺の善祐僧正、此邊にさまよひ歩きて、住なれし舊院のゆかしさに、假初の庵を繕ひ、現在の迷妄を果し、將來の快樂を願ひて、此佛像を据置き侍る、云々。○增訂志稿云、北條盛衰記、日金山の麓にて、朝比奈彌太郞鬼に遇へる事を記す、世俗死者の靈魂日金地藏の許に到るとは、此說より附會して傳ふるものならんも知るべからず、寺前に今も閻羅王及び生死河婆の石像ありて、古色掬すべし、此日金山を走湯山緣起には久志良山と云ひ、熱海村より六十町許、此處より相、武、上下總、房、駿、遠、信、甲、豆十州を眺望す、海面を抜く二千六百尺、眺觀の美東海無比と稱す、按ずるに日金は火が峰の

(光峰)

(東光寺)

義にして、往古山頭に式內火牟須比命神社鎮座せるより起れる稱なるべし、或は噴火山なるを以て、火が峰と稱せしならむも知る可らず、萬葉集に伊豆能多可禰、東鑑に光峰とある是也。○今按、鎌倉實記と云ふ近世の僞書に「准后親房記、引伊豆風土記曰、稽溫泉、玄古大己貴、與少彥名、始制禁藥湯泉之術、伊津神又其數、而箱根之元湯是也、走湯者不然、養老年中開基、非尋常出湯、一晝二度、山岸窟中、火熖隆發而出、云々」又は「伊豆別王子者、景行天皇二十四子、武押分命也、伊豆風土記曰、割駿河國伊豆乃崎、號伊豆國、日金嶽祭瓊々杵尊、荒神魂、與野神獵、年々國別役也、構八枚幣座、出納狩具、推古天皇御宇、伊豆甲斐兩國之間、聖德太子御領多、自此獵鞍停止、八枚別所、往古祭山神、夏野獵鞍者、伊藤與野、每年撰鹿棚射手行之」云々とあるは、固より信用し難し。其文句の古意に遠きのみにあらず、走湯を一晝二涌、火熖隆發と云ひ、日金に瓊々杵尊を祭ると云ひ、八牧鄕をば八枚別所と爲す如き、皆事實を失ふ者とす、誣詐も甚し、與野、伊藤の二地名も古文に非ず。

松崎慊堂遊記云、文化元年、五月日、從熱海登日金山、路出木宮右、二里至四面搭、梵碑也、右行二里漸上、林木鬱然、至土澤地藏堂、在家僧主之、路漸險、山漸禿、暑氣赫々、汗洒然下、腹背皆濕、五里通日金地藏堂、主者三四屋、亦在家僧也、又行半里、右折而上、半里而遠、曰丸山、日金巓也、山身南連天城、北屬箱根、草茅滿目、蓋天下偉觀也、然而其名子勝槩者、自他山而來、甚矣、麗澤之不可以已也。

賀茂郡

賀茂郡

伊豆の南一半の地にして、今一町二十村、人口七萬、下田に治す、或は加茂に作る、

賀茂郡は和名抄五鄕に分ち、其三島鄕は海島を云へり。後世、那賀郡石火鄕并に田方郡久寢、直見、大見等の地をも兼併したることありしが、明治二十九年、田方郡より併入せる地を還附し、更に那賀郡那賀鄕の故地を併す、卽現域是也。

扶桑更有扶桑東、旭日影腥鯨海風、一片孤帆飛鳥似、來從七十五灘中、　　竹外

那賀郡

明治二十九年廢止し、宇久須以下四村、賀茂郡へ入る。那賀は和名抄に奈加と注し、三鄕に分ちたり、蓋名義は中の義にして、西浦と雖、北は田方郡、南は賀茂郡に至れば也。

按に、和名抄三鄕の地、大瀨埼より妻良港まで。西浦全帶を指す。後世、北なる井田鄕は君澤郡へ入り、(今田方郡へ歸す)南なる石火鄕は賀茂郡に侵され、那賀鄕一のみのこれり。近年に至り那賀鄕の諸村、皆賀茂郡へ入り、郡名亡ぶ。○西浦の諸村は、海產に於て鰹節を以て名あり、謂ゆる伊豆節是なり。

(西浦)

那賀鄕

和名抄、那賀郡那賀鄕。○今田子、宇久須、仁科、松崎、中鄕の諸村是なり、松崎に中川と云ふ溪流存す。天城山の西方にして、駿河灣に面せり、中世仁科庄と云ひ、石火鄕も其庄內に併入す。

宇久須

今宇久須村と云ひ、小下田(今田方郡)の南に接す、下田町を距る東南十里、賀茂郡の西北極界とす。

增訂豆州志稿云、宇久須村に式內、那賀郡宇久須神社あり、宇久須とは小久須、卽小楠の訛なりけむ。岩松文書に「弘安元年、伊豆國、宇久須鄕」を、岩松經兼入道々受より、子太郞政經に讓ること見ゆ。又一通には「佐野

常陸介郷、字具須郷）を貞治元年十二月、足利基氏より岩松へ預置かる旨見ゆ、伊豆日記に、此村の大磯山に青礒あり、延寶年中之を伐出す、金場には銅ありて、正徳年中開發したるも、其産額僅少にして止めり、又此山に明礬、代赭石等を出すと聞す

安良里（アラリ）

今宇久須村へ合せらる、宇久須の南にして、小磐を有す。安良里の里は、古代田に（？）、條里の里なるべし。

増訂豆州志稿云、安良里は舊多尼夜（タニヤ）村と云ひし歟、延喜式、那賀郡多尼夜神社あり、多尼夜は谷屋にて、此地南山の灣に挾まれたる地に、人家出來し時の名なるべしと、阿良里港は大瀬山北に突出し、向ひ山西南に相對す、此間口徑二町に過ぎず、其内周五萬四千歩、港屋と云ふ沙濱長百二十歩、其内船を泊するに風波の患なし、浦守明神あり、式内國玉命神社、神名帳を[illegible]明神なるべし。

田子（タゴ）

今田子村と云ふ、宇久須の南一里半、松崎の北一里半、○水路志云、田子港は波勝埼の北方七鏈里にあり、港口は常夫島と何の島に由て成り、其幅三鏈許、西方に向ふ、港内皆深凡五鏈なり、岸崖、岩石及び暗岩伸出、大纜に在ては狭隘の便あるべし、然れども北東南の三面は山脈圍繞し、能く風浪を遮断し、南西方は岩嶼能く大浪を防止す、然れども北西風に暴露するが故に、惟く冬季の泊地に適せず

増訂豆州志稿云、田子村には式内多胡神社あり、安芸にして昔有同田子、長津呂、下田、川奈の四所に燈明堂ありしと云ふも、此なるは享保年中廢れてより絶え、今は東西六町南北十町、[illegible]、田子村、尖石崎立于海中、八丸周乃至五六間、如相迎而不進、如相拱而不退、有一古祠、[illegible]、不可請、使人增悵然、土人云説、陸州田子之浦、當時在于此、則[illegible]而止、山部赤人所誦即此地、土地極狭隘、不足信、闕者可必矣。

仁科（ニシナ）

今仁科村と云ふ、(或は西奈に作る) 田子の東南に隣り、東西に長き山谷を占め、其海濱を濱村と云ひ、中村、一色、大澤里の三大字は、全く山中とす。此溪に沿ひて、根子峠を踰え、狩野の湯島に往來す。○伊豆日記云、元禄十一年五月、仁科谷の築地山崩れ、岩石を飛ばす、中村の田地忽山丘を生じ、村家は皆水中に没したり。中世仁科庄と云へるは、廣く岩科、伊濱まで及びき、本來西那賀（ニシナカ）の謂にて、分郷名と謂なり。

(西奈)

根子峠（ネッコ）

仁科濱村の北東三里、標高九百五十呎許、天城山の西方の高山とす、之を越えて湯島に下る凡二里。

仁科濱（ニシナ）

仁科村の大字濱と云ふ者是なり、松崎の北半里仁科川河口とす。○増訂豆州志稿云、濱村に式内佐波神社、井に布刀神社あり、又長平寺あり、此寺正和三年甲寅の銘ある鐘は今清水寺に移されたり、村北なる祠堂の前に島嶼あり、稱して堂が島と云、此境南に安城山横り、北に天窗山峙つ、山脚に洞窟あり、高さ一丈四五尺、廣四五歩、長六七十歩、潮水往來し扁舟を通す可し、之を胎内潜（タイナイクグリ）と稱ふ、又天窗山頂に孔ありて、胎内潜の中天に達す、宛然天窗の明を取るが如し、天窗方言エジと云、南北兩山の間は白岩長く連り幕を張るが如し、因て大幕と名く、其南端嶽石峙立し、樓櫓の如く堅城に似たり、其前に島嶼基布す、此邊風光奇絶、春夏の候舟を泛べて勝を探る者多し。

松崎（マツサキ）

今松崎村と云ふ、仁科の南にして中川の谷を東にし海濱を西にす、西海に於て第一の大邑とす、下田の西北六里、今宮内、江奈等を併入す。

増訂豆州志稿云、松崎、宮内は昔一村にして、松崎とは崎岬（ササキ）の名なるべし、今人家輻輳し、諸方に通路宜し、鎭座は延喜式の仲大歳神社にして、一郡の舊祠とす、今も下田に次て繁昌の地なり、小港ありて往來の船も溜泊す、夏秋鰹節を製して江都へ送る、上品の名あり、宮内の稱は仲神社鎮座より起れるならん、當社の事は伊豆日記に「上古は國府三島社に次ぐ大社なりしが、天正慶長兩度の回祿に、本社末社皆燒失す、遂に小社となる、社領高二十石存す」云々。

松崎港（マツサキ）

雲見埼と田子港との間の海岸は、東方に灣入し、其凡中央に松崎港あり、此港は入口三〇〇〇なり、一五〇噸以下の風帆船の常碇泊所にして、又沼津港と毎日小滊船の往復あり、此地より田子迄凡三海里の海岸は、甚高からざるも、險岩絶壁出入して鋸齒の如く、其前面に數多の岩石、又は暗礁擴延す。(水路志)

江奈（エナ）

今松崎村へ合す、中川の河口北岸にして、仁科と松崎の間とす、延喜式、伊那下神社、同上神社と云ふは此地にあるべし。

中郷（ナカノガウ）

今松崎の東なる中川の谷間を中郷村と云ふ、數部落に分れ、天城山の西端とす、高峰あり、本宮、婆娑羅嶽と云ふ、中川は長凡三里。

増訂豆州志稿云、峰（ミネ）村に式内箕勾（ミノワ）神社あり、舟田村に歸一寺あり、歸一は一山禪師、正安元年此に謫居し、其居を以て寺と爲ししもいふ、元亨釋書曰、一寧號一山、宋台州胡氏子也、元主泰心不止、奇謀百計、以我善浮屠、論寧遣撫、寧温不得已、駕舶著太宰府、正安元年也、平貞時激怒、幽管豆州、云々、南郷とは那賀の南郷の謂にて、慶長三年檢地帳に「豆州那賀之內、南郷村」と錄したり。

(輪案)

石火郷（イシヒ）

和名抄、那賀郡石火郷。○今岩科村、三濱村是なり、松崎の南、烏帽子山、波勝崎左右の海崖とす。

延喜式、那賀郡伊志夫神社、當國神階帳いしひの明神は、今岩科村の大字石部（イシブ）に存す、石部とは石火の訛たること分明とす、此社、天文十二年上梁文に、雲見郷石火村とあれば、石火の郷名の廢したるも久し。

(石部)

岩科（イハシナ）　今道部、岩地、雲見などを合す、松崎の南にして、烏帽子山の下とす。一說、此村の國柱神社の傍地をイハシラと云へば、村名岩科はイハシラの轉訛歟と云へり。因て憶ふにイハシラは齋柱にて、之を尊みては國柱とも云ふ、此古祠に收藏する石棒は、古人の謂ゆる齋柱その物なるべし。

（齋柱）

國柱神社（クニハシラ）　延喜式、那賀郡の官社とす。增訂志稿云、岩科村の國柱祠傍にイハシラの地名あり、此社の古鏡の銘「建治二年、大歲丙子、三月廿九日、平秦行、藤原重安納」と、尙神鏡十九面を收藏す、又古鈴七ツ、各鐶を掛たり、鑾面二ツ、金鼓五ツ、一は文永十年、一は貞治四年と鐫す、永和中藏むる大般若經、又「建久九年十二月、執筆永賢」と錄したる大般若經殘闕本、元應元年九月と鐫したる懸佛、及び石槌の折等を藏む、石槌の折長一尺九寸、折口徑四寸五分許、當村の山王、諏訪、兩社に在ると、もと一物にして三斷せるものなるべし、諏訪に一尺あり、山王に一尺三寸あり。○人類學會雜志云、岩科村の神明社(即國柱神社)及び諏訪社、山王社各一個の靈石を納めありければ、明治二十年、社人相議して之を檢したるに、一大石器の破片、四段と爲れるを、其三段を留存して三社に藏置したるを知る、其全形は劍とも云ふべく、扁圓にして本大に末尖る、本は柄にて凹凸の握りあり、徑五寸、長一尺五寸五分、山王社に藏す、第二段徑四寸五分許、長一尺五寸、神明社に藏す、第三段は之なし、徑四寸、長一尺二寸許のものなるべし、末は諏訪社に藏し、徑三寸、其末端は鋭ならず、長九寸八分、全長を測算するに五尺四寸餘に及ばん。

雲見（クモミ）　今岩科村へ入る、松崎の西南一里餘。烏帽子（エボウシ）山突起して海上に雄張し、其斗絕する處を雲見崎と云ふ、西浦に於て一望標たり。北條五代記云、延德の比、伊勢新九郎伊豆へ打入り、堀越御所も切腹し給ひければ、此威勢におそれ、土肥の富長三郎左衛門尉、田子の山本左衛門尉、雲見の高橋將監、妻良（メラ）の村田市之助などいふ侍ども、ことごとく降人となり、伊豆一國は三十日の中に平定す。○增訂志稿云、雲見村は慶長三年檢地帳「豆州西浦、雲見之村」とあり、四方峰巒周遭して、唯仰て雲のみを見る、因て名とす、淺間（センゲン）山は村の西端に在り、又烏帽子（エボシ）山と云ひ、直立凡一千八百尺、高峻にして攀躋に難し、瀕海の地に在るを以て、航客毎に望標となす、又西南碆中淺間門（センゲンモン）あり、槃游餘錄に曰「高可四十仞、廣亦數十仞、固是一塊石、石之中心有洞、洞高五仞許、濶近三仞、可容數百人、海舶可來往其中、兀然孤立、宜門也、試攜視之、波濤渺漫、駿遠之諸山、皆洞中之物也」その形勝の奇異なる、他に其類を見ず、故に千貫門の名あり、千貫は價の尤貴きを云ふ稱なり。

（雲見崎）　（烏帽子山）

波勝埼（ハカチ）　烏帽子山、蛇石峠の西南、海岸斗絕の處にして、蓋天城山の餘脈の西盡頭とも謂ふべし、此南傍に伊濱（イハマ）村あり。○水路志云、波勝埼は石室埼の北西方、凡七海里半にあり、其高さ八五〇呎、其頂尖銳錐頭の如く、松樹蔚黑たり、是れ駿河海灣東側中、最斗出し最顯著なるものにして、妻良、子浦を認むるの好目標となる。

伊濱（イハマ）　今妻浦、子浦に合せ、三濱村と改む。○慶長三年撿地帳に、豆州西浦湯（ユ）濱とあり、普照寺の古鐘銘には、伊豆州仁科庄伊濱鄉とあり、波勝岬西に突出す、普照寺は觀音堂なり、その金鼓に「元應二年、六月十一日、大中臣友綱寄進」殿鐘に「寬正五年九月日、盛賢寄進」と刻す、此盛賢は什持の僧なるか、寺內其石塔あり、此觀音堂の事、海若子の伊豆日記にも見ゆ。(增訂志稿)

妻良（メラ）　今子浦（コウラ）、伊濱と合せ、三濱村と改む、其港灣は子浦と共に之を抱有し、豆南の名港とす、下田の西四里、松崎の南三里。○水路志云、妻良は三つ石埼と波勝埼の中間にあり、港形殆ど囊を括るが如し、其濶さ南北五鏈、東北六鏈、門口濶さ四鏈にして西に面す、冬季港口より來る強風を除く外は、安泊するを得べし、然れども港內狹隘なるを以て、小艦以下に在ては、港內適宜の處に泊すべし。東鑑、元曆二年三月、武衛爲征伐平氏、兵船三十二艘、日來浮于伊豆國鯉名泊、并妻良津、被納兵糧米、仍早可解纜之由、被仰下。○長齋遊豆紀勝云、妻良村、與小浦村、隔港相向、港口一礁、高三丈、有梵字隱起、名經字岩、又有三島橋、以巨巖爲雙柱、相距二丈餘、又以大石平廣者、亘其上、若役鬼而成之、舟潮進、葉賀郡山高百仞、純骨無肉、其下亂石穿空、驚濤捲雪　○增訂志稿云、妻良は今妻浦にも作る、三島明神ありて、是は式內那賀郡大津往命神社にあたり、神階帳によれば姫神とす、子浦の若宮は式內伊波久良和氣命神社にあたり、蓋子神とす、房州にも妻浦と子浦あり、蓋三島の后神と子神の鎭坐せる地なれば歟。

（子浦）

賀茂鄉（カモ）　和名抄、賀茂郡賀茂鄉。○今南上村、南中村、三坂村、南崎村等是なり、舊那賀郡石火鄉の東南に隣り、本州に於て最南の地とす。

小野（ヲノ）　蛇石、靑野、毛倉野（ケクラノ）、岩戸野などと併せ、南上村（ミナミカミ）と云ふ、烏帽子山の東なる山谷にして、手石川の水源にあたる。岩科、松崎より蛇石（ジャイシ）峠を越えて此谷に入る。○增訂志稿云、小野村三島明神、文永五年上梁文に、仁科庄小野鄉と記す、此社は延喜式幷に神階帳に阿米都加多姫神ならん、但し阿米都別神は三島に鎭座す、岩戸野の諏訪明神は、式內伊波別命神社とす、毛倉野村に日原（ヒガハラ）山鑛穴あり、其創開は慶長の度にして、盛に行はれたる由なるが、後故ありて廢坑となり、數多の星霜を經て、慶應二丙寅年、再び之が開鑿をなし、明治に至りなほ引續

（蛇石）

き採鑛に從事せるも、其出額多からず。

加納（カナフ）　同上加茂、下加茂、一條、二條など併せ、南中村と云ふ。小野の東にして、同一山谷の間とす、加納より下田まで三里。○下加茂には式内加茂神社あり、又鹽類泉あり、數所に涌出すれども、其二所は浴場の設備をなす、一は温百四十八度、一は温九十度。○上加茂の凝灰岩は、俗に伊豆の加茂石と稱する者の上品にして、硯を造るべし、其色淡紫にして、微に青色を含み、細紋あり。

入間（イルマ）　今三坂村と改む、加納の西南なる海崖に居り、妻良と長津呂の間とす。

入間の西方に一岬角あり、三石埼と云ふ、石室と波勝の間に在りて、顯著なる目標とす、

長津呂（ナカツロ）　今大瀨、下流と合併して、南崎村と云ふ、石廊埼此に在り、大瀨（オホセ）、下流（シタル）は長津呂と手石の間なる海崖とす。

増訂豆州志稿云、長津呂、税祠簿には「なかさろ、王子神社」慶長十八年の棟札「大瀨郷、長濱村」とあり、爰を津さ云ひ呂は助字也、瀨は東岸、石壁高く峙つ、其間長四百四十歩、廣は長の十三分の一なり、狭長如帯、故に長津の名あり、本村鎮座の石室神社は、式内伊波例命神社、神名帳、いわらひめ明神にして、十餘町巳午の方洲崎（是即州の極南）に在り、其社域の絶勝なる、構造の奇異なる、筆舌の盡す所に非ず、大瀨の海中に島山多し、景勝の地なり、其中に佛島名たかし、磐遊餘錄曰、佛嶼高潤數十仭、兀立洋中、面容色相、衣體襞紋、分明而如影如畫、宛然恍惚、高僧之凝椅而端坐、稱名說法狀、試比之寧樂大佛、則嘗以兒、天造之妙、豈人工之所能及乎　○遊豆記勝云、大瀨村、踰山循海、遥見石笋、高數丈、如竪掌刻指、其西數十、磐踞半空、骨立不容寸土、行二里至長津呂村、當西南極界、村口石岸突出二分、垂置星危欲墜、其南砦山寺嶺、所謂石廊（イラウ）山也、山勢巖作嶝顚險、登

（大瀨）

數百弓、忽復坦夷、老松皆數百年物、盤挐偃蹇、與遊人伊道、山上設燈臺、夜間洋船認以辨方所、又數百歩、海崖極巉絶、上結木欄、備顛墜、蛇行而下、絶壁中有巨窟、非人所能梯、而石廊權現祠乃安其内、可謂絶奇、祠廣數十筵、以帆檣爲基、其上横椽相接、若連艫艦、俯窺則下俯不測之淵、碧瀾砰湃、飛騰成雨、不可久視、祠外巨巖突起、鐵鋼出其上、滄溟萬里、浮天無岸、西與志州鳥羽對、世所稱七十五里長洋者、本邦水路之險、以此爲最、一港在兩山之間、屈曲如峽、想亦石廊支峯、大船停泊山下、兩涯狂峰怪巖、詭態萬狀、或粘空而立、或蹲海而起、皮膚消剝、神骨獨存、如雞鏤如刀鑱。

（石廊山）

浮藻さいて松を綺ふの入江かな、　三千風

妻浦子浦や比氣のうき寢の舟、

東遊記云、昔伊豆の海邊は人の心おそろしかりしが、今にては温淳の風俗となれりとぞ、昔の物語を聞くに、正月年禮に來る者、先つ唱へてイナサ參らふと云、あるじ答へて寄せて御座れ、古釘で祝いませうと、是を年始の祝言とす、是をいかなるわけと問ふに、イナサとは此海上の惡風なり、此風吹く時は、此邊の者ども手に松明を持ち、或は火を燃して濱邊を往來す、沖に行かふ船難風に苦みて、入るべき湊やあるとうろつき居る時、此火の光りを見て、人家やあると寄來れば、忽海底の岩に觸れ、打碎けて破船に及ぶ、翌朝浦々の人破船せる荷物道具を取り掠む、されぼこそ、今に至りても此邊の古き家は、天井板敷なども、多くは船の古板もて作りたり、云々。

石室埼（イラウ）　又石廊に作る、謂ゆる伊豆が崎にして、東海航路の名所とす　東鑑には長津呂崎と云ふ、延喜式、伊波例命神社の存在に據りて、名義を推すに、岩群（イハムレ）の意なるべし。下田の西南三里、灯臺并びに望樓の設置あり。

（伊豆崎）

伊豆が崎うみとなみとの目もはるに其際見えぬ雲の夕など（新撰六帖）　法眼慶融

神皇正統記、延元三年九月、義良親王奥州下向の條に曰く「上總の地近くより、空のけしきおどろ〱しく、海上荒くなりしかば、又伊豆が崎と云方に漂はれ侍りしに、いとゞ波風おびたゞしくなりて、あまたの船行方知らず侍りけるに、皇子の御船は障りなく伊勢の海に着かせ給ふ」云々、凡此崎より以西、志摩の崎に至るまで、遠州洋と號し、東海の大險とす。○磐遊餘錄云、石廊山、高數百仭、石聚而爲山、突兀于海表、蒼松珠柏、蟠糾叢茂、自麓至巓、途絶而梯、梯盡而得祠、架木於岩角構之、下瞰則削成危壁、怒瀾呑岩根、如奔馬如巻石、如雪之亂如煙之昇、大洋森茫、與天無限、七島羅列波瀾間。○水路志云、石室崎は伊豆半島の最南端を成し、岩崖の一高岬にして、尤も識別し易し、崎の南東端に燈臺あり、埼の東北東凡二海里間の海岸附近は、露岩暗岩等甚多し、此埼を經過せんとするものは、距岸六鏈以外の地を航すれば、擱淺の虞なし。

月間郷（ツクマ）　和名抄、賀茂郡月間郷。○今竹麻（チクマ）村并に朝日村なるべし、竹麻は即月間の訛にして、竹麻の祠の名のこす。

延喜式竹麻神社、神階帳月間明神は今竹麻村の手石（テイシ）に存す。手石川は青野川とも云ひ、加茂郷の山間に發し東南流し、此にて海へ入る、其河口を小磐とし、手石は其右岸、湊村は其左岸とす。

（竹麻）

手石（テイン）　今竹麻村と改む、加納へ一里、下田へ二里。○増訂志稿云、手石湊に月間明神あり、古く磐を鯉名（コヒナ）と稱す、月間明神永正六年上梁文に「賀茂郡蒲谷郷、手石湊村」さ、頼政記に青市村の次に手礒（テイソ）とあり、礒の字誤多きを以て遂に石となす、屬里の小稲（コイナ）即鯉名にして、村南十餘町に在り、手石磐は手石と湊、兩村の間に當る、南は辨天島より東北身貫（ミダカ）山下に至る二百歩、是を磐口とす、此

（鯉名）
より當道七十三歩、繫船を容る二十許艘、東南風に惡し、古代は石川海に入、西より、北方廿餘町、東西十數町の間入海也、海船千艘を泊しせ餘あり、東鑑「伊東□□、鶴羽小松羽林、浮舟伊豆國鯉名泊、詠到海上」とある此也、陸谷地處、今は數十町の耕田となる、寺跡畝、間往々繫船石を見る、鄕里に鯉名の名を留め、東涯の村に湊の名存す、又村南十數町に彌陀(ミダ)窟あり。○甲齋遊豆記勝云、手石村、南行半里、一山橫截海中、所謂彌陀窟在焉、入山數百歩、滿山皆黒松、突兀聳其、俯視深谷、有巨窟、潮水瀉寫、林下佛堂、置彌陀像三軀、僧童子倚導、堂東里許、曲而下、則有一大石たす相錯、仰視絶壁百餘仞、背削如滝怪石出、有窟口如穴、潮水噴薄、即向達于山後者、其東又巨窟矣焉、高可二丈、廣半之、童子云是窟口窟也、棹小舟而入、凡十餘歩、洋里不辨色、左右石的嵌崖、潮水盪激、倏見白光爛然現靈相、信為神異、自堂而西、危巖亂立、有穴、名鯨吹。○東遊記云、下田の西手石浦に奇異の岩窟あり、抑伊豆國は駿河の相摸二國にはさまり、箱根より南海中へ二十五里出張りたる國なり、故にいづるの詞を以て國號とすると、志摩國鳥羽の湊より此國の下田の湊まで、七十五里の海を遠州灘と稱して、日本第一の大洋とす。

（蒲屋）
青市(アヲイチ) 今竹麻村の搭内とす、手石の北なる山村にして、萬治二年名寄帳に蒲谷(カヤ)村とあれば、神凪抄、伊豆國蒲屋御厨なるへし。式内大市比賣神社ある故に、又青市と云へる也。近年此山中に搦土、石鹼土を發見し、之を產物とす。○東鑑、治承四年、山木判官兼隆親戚、史大夫知親、在當國蒲屋御厨、云々。

吉佐美(キサミ) 今大賀茂、田牛を併せ、朝日村と改む、手石と下田の間とす。大賀茂の溪は長一里餘、吉佐美は其海口とす。

増訂志稿云、吉佐美は昔朝日(アサヒ)里と云ひしとぞ、吉佐美の名義は、一說に此の海濱に多き故、キサミは蚶(キサ)海の義なるべし、又一說あり「今日迄は角て暮しつ里人は兼てきさみの神に任せん」吉佐美は后宮(キサミヤ)の古跡にて、三島大社后神の舊座より起れる稱なるべしと、田牛(タウシ)村は三島大社暦應三年文書、伊豆國蒲屋御厨の内多牛村とあり、

（朝日）

（田牛）
田牛の海より大瀬まで今七浦と云ふ、田牛に廣さ丈許の石、海涯に傍て突出る事數十歩、因て長磯と號す、石の中程に溜さ僅に疊(ハタ)許りのくぼみありて、淡水常に湧く、夏日村人拘し來て渇を止む、其水終に盡る事なし、波浪時に石上を漏れども、盃中の水此の鹹味なし奇と云ふべし、又村西南に遠谷嶼(オンコクシマ)あり周囲六町許、水際に空洞三あり、上に遠谷祠を祀る、又松杜(マツネ)に松樹多く、下に窟を爲す、暴雨の時小舟二三雙雨やどりすべし。

大賀茂(オホカモ) 今朝日村の大字とす、式内伊豆奈姫神社あり、今伊豆山走湯權現と云ふもの是也。○増訂志稿云、赤白石脂は大賀茂村より出づるを佳品とす、其他諸山亦少に出づ、藥用と爲す、又澡粉(アラヒコ)と爲し、豐席衣服等に油の付きたるを去る、延喜式の貢物なり、今は搦土又は石鹼土とも稱す。

大社鄕(オホヤシロ) 和名抄、賀茂郡大社鄕。○今下田町、濱崎村并に稻生澤、稻梓等にあたる、月間鄕の東北に隣り、河津鄕の南とす。大社とは、此鄕内の白濱に、三島大社の鎭坐したることあれば也、中世には河津庄へ入り、稻生澤鄕と改めたり。

稻梓(イナヅサ) 中世の鄕名にして、其頃は河津庄の内たり、今稻(イノ)生澤(ウサハ)川の川上を合同して稻梓村と云ふ、大字加増野、湯賀野、橫川、相玉、須原、箕作などあり。此邊橫川湯賀野の地、三所に鑛泉あり、各熱湯百度以上とす。増訂志稿、北湯が野村は天正十八年檢地帳に「豆州いのう澤之谷、北湯ケ野鄕」と錄す、(今按、稻梓は卽稻生澤の訛とす)

（加増野）
加増野(カツウノ)村は落居神社、元龜十年の上梁文「豆州稻梓鄕、加増野」とあり、或は云ふ此邊の方言澤をヅサと云ひ、稻生澤の水源出る處故、上古なりと、羽黒神社文明十七年寄進文「豆州稻梓鄕、橫川村」と、又山王祠文安三年の上梁文「地頭、源朝臣實貞、政所師行、湯賀村番老」文明十六年の文「川津庄、湯賀野村」と、此村温湯涌く故に、北湯が野をも併せて湯賀村と云へり、何れの時か別れて二村となる、三島大社應永八年の文書「伊豆國稻梓鄕、愛玉村」と、愛玉の天神社は式内波夜多麻和氣命神社なれば、村名の愛玉は卽波夜多麻の轉訛なるべく、アユタマと呼べるを今は相玉(アヒタマ)と唱ふ。

（橫川）

（相玉）
箕作(ミツクリ) 今稻梓村の大字とす、下田町の北一里半。○増訂志稿云、箕作の龍巣院は深根城主關戸播磨守吉信の開創、卽吉信を梁山桂公居士と謚せり、此地は藤蔓を物產とし通路にあたる、湯島河津より來るものと、西松崎より來る岐路、此にて相會ふ。

堀之内(ホリノウチ) 今稻梓村の大字にして、箕作に相隣り、深根(フカネ)城址あり、俗言城郭を堀之内と云ふは、諸州同例とす。増訂志稿云、堀之内村の殿屋敷は、山上にて古井のこり、深谷を以て塹と爲し、二小溪あり山を夾みて流る、延德の比、關戸播磨守吉信此に據る、土人の說に當時足利茶々丸、北條の堀越御所より逃れ此に來りしが、深根城陷りて自殺せらると、興聖寺に現に御所塚と稱して、茶々丸夫妻の双墳あるのみならず、慶長三年檢地帳に「字ほりの內、上田六畝七畝、成就あん、又五畝歩、成就院御繩除之」とあり、成就院は興聖寺の舊名なるべし、土人の言ふ所或は信ならん、尙考ふべし。

（深根城址）
北條五代記云、松崎より東道二十里、山奥く深根と云ふ處に、關戸播磨守吉信(一作信吉)と云ふ者あり、堀越御所のゆかりと云ひ傳へ、名高き人なり、御方へも參らず、剩へ古城を取立て、手勢僅に二百餘、其外一類の士共集り、雜兵五百あるべしと告來る、早雲聞て深根へ馳付たり、播摩守父子

も鎗下に討れ、殘る者共の迯るを追仆し追囘し、城に籠るもの共をば、女童法師まで、一人も殘らず首を斬り、城の周りに二千餘縣置きぬ。

稻生澤（イノウザハ）　今堀之内の南、下田に至る間を稻生澤村と云ふ、昔は河津庄稻生澤郷の名ありて、今も本郷、中村と云ふは、稻生澤の本里なるべし。稻生澤川は加増野、小鍋峠等の溪流の末にして、下田港へ注入す、長三里。

稻生澤には所々に凝灰岩を伐出す、硬軟各色ありて、伊豆石と稱し、船載して諸州へ送る者是なり　蓮臺寺湯（鹽類泉百二十度）河内湯（同性同熱）あり、蓮臺寺は北條役高帳にも收むる村名とす。

本郷（ホンガウ）　中村と相並び、下田町の北に接續す、蓋古の大社郷の本里にして、當時三島大社は此に在りしにあらずや。北條役高帳に「本郷國衙」と載するは、此地は國衙の屬地たる義にして、中世三島大社の田方郡國府に移し祭られしより、其舊址、大社郷の地をば特に國衙に屬せしめて、古代の遺跡を後世に傳へしものゝ如し。又俗に本郷を上村と云ひ、下田を下村と稱す、然れども白濱を以て三島大社の舊地と云ふこと、一般の通説なれば、この大社本郷云々の說採り難き歟、尚考ふべし。

一岩山（イチノイハ）　本郷の西に隆起する一峰にして、標高數百尺に過ぎざれど、形容富士山に同く、下田港の上にあたるを以て、海客の目標と爲り、下田富士と名づく。此山のいわよ姫命神は神階帳に見え、式内阿波與命神社にあたると云へり。

下田（シモダ）　今下田町と云ふ、人口五千、伊豆の極南に在れども、大海上要衝にあたるを以て、古より名邑とす、大仁より湯ヶ島、梨本を經て此に至る山路十里、海上は横濱へ七十四哩、清水へ四十六哩。

風定商舶平如席、布帆不動夕陽殷、女兒能讀颶潮候、指道明朝到品川、　朝川善庵

豆遊記勝云、下田港、爲豆州第一馬頭、人家千餘煙、頗殷賑、官家置鎮撫焉、海西商舶入都者、皆於此下錨故然、港口皆山環匝、如六摺屏風、中兩峰高而圓、曰乳峰、往年吳客所名、寳元遺山集、松州有五乳峯、蓋擬之也、海水泓澄、島嶼離立、曰鵜島、曰白鷺、西崖丘陵、雲木參天、清水氏城墟也、清水世以武健聞、太閤使脇坂諸將攻之、遂不拔、及小田原陷、始開城去云、石山在下田北、雖不甚高、而一片盤石所結、土人伐之以鬻、斧鑿之痕、悉成坎穴、其中方正如櫃、大可容數十人、積潦渟瀦、色作靑藍、若一失脚、卽長夜矣、自山令而下、有窟尤怪異、廣數十丈、石髓垂乳、陰氣淅淅襲人、亦厮代處、他州洞穴、皆造物者所爲、而是窟獨出於人工、鑱劃之妙、與神鬼爭、亦一奇也。○增訂志稿云、下田は若宮神社應永六年金鼓銘に已に見ゆ、北條五代記「下田郷をば朝比奈知明、子孫々永代他の妨ある可らずと、今知明が孫朝比奈兵庫助、下田を知行す」云々と、其後清水上野守（下田城主）累世所領たり、同書に又「下田城には清水上野守たてこもる、寄手に伊勢、尾張、三河、遠江、駿河の兵船渡海し、伊豆浦々へ船をつけ、九鬼大隅守大將として攻めらる」云々、清水小太郎を惟とし、小太郎は氏康に仕へ、其子太郎左衛門、其子上野守康英、其子太郎左衛門正次、皆武名あり、八百餘貫の領高ありしとぞ、天正十八年、本州德川家に歸し、此地に戸田忠次（三郎左衛門）を封ず、其子尊次（土佐守）に至り、慶長六年三州田原に封を移し、後は代官の支配となる、相傳ふ、往古稻生澤諸村皆一つにして、本郷村は山手に在るを以て上とし、下田は海邊に在るを以て下とす、故に下田と名くと、又戰國の比より、江戸漸々に大なるに從ひ、此地亦船舶の出入多く、漸く繁榮の端を開く、殊に河津の繩地金山の盛なるや、諸方の人皆集りけれども、繩地は地狹く船も通はねば、諸人多く下田に貸房したり、其比大久保石見守長安金山奉行として在勤し、下田も其知行内にて、卽水關を建てられたり、凡西國の船の東國に往來するものは、遠近皆此處にて望見すべく、志州鳥羽港より海路七十五里一泊處なく、徑直に來る故、此に繫らざる事を得ず、如此海路要險の地なるを以て、元和二年、今村彦兵衛浦方を支配し、下田港の大浦に陣屋を築き、往復の船舶を改む、是より下田町繁昌す、享保年中、下田の衛戍を浦賀に移さる、嘉永二年四月、英吉利國船下田に至る後屢至り通商貿易を請ふ、安政元年三月、亞米利國船又至る、長州人吉田寅次郎其船に投して海外に行かんとし捕らる、五月に至り幕府の官吏、米人と條約附錄を定む、之を下田條約と曰へり。

下田港（シモダ）　水路志云、下田は伊豆の南岸、石室埼の北東六海里半に在り、港の灣入凡一海里二鏈、港内水深三四尋乃至廿三四尋、底質泥或沙石なり、根燈埼（ノロシ）と洲佐利埼とに由て港門を成し、其間凡八鏈なれども、港門内の洲佐利埼北方の濱と、西濱の赤根島の間は、縮まりて凡半浬となる、港勢南に面し、港の北東は山岳連亘、雜草蕃蕪す、又南西石室埼に至るの海岸は、層巒峙にして、雜樹稠密なり、犬走島は港の中心に位し、稻生澤川口より正面凡二鏈半なり、其形圓錐の如く、高さ一四八呎、樹木繁茂す、其下部に洞穴あり全く貫通す、此島より神子元島は南四分之三西に當れり、此地港門は南に面するを以て、南風或は南西風起る時は、波濤暴起して碇泊甚困難なり、又北西より南東の間は、山嶺屏列して風を遮るを以て、強風吹起すれば走錨の患あり。

貿易備考云、元和二年、幕府下田に船改番所を設立し、諸州に廻船扱一百一十餘名を附屬し、輪番を以て毎半年に一十名を該所に差遣し、船舶の出入を檢査せしむ、諸廻船（二百石積以上を廻船と唱ふ）の江戸に入津するも

のは、同所に於て其大小及び所載の物品等を點檢し、下り切手(通船證)を付與し、江戸の取扱人(江戸にある廻船取扱人)を指示して入港を許す、該船舶は江戸着港の後是取扱人に就き、其周旋を受け、爾後入津ごとに必其取扱人に附きて諮問するが故に、之を問船と稱し、又之を株船と稱す、又該船歸帆の際、所載の貨物及び箇所等を檢査し、上り切手を付與して出帆せしむ、該船は之を下田番所に出して通航するの制規となす、其後寬永年間、回漕の益々開くるに隨ひ、江戸大阪の貨主等相謀り、貨物出入等の請次取扱を爲す者を定め、之を廻船問屋と名く、此時に當り問屋人員五十餘名あり、之を分て四組となす、即菱垣廻船問屋、樽廻船問屋、鹽廻船問屋、株廻船問屋是れなり、菱垣廻船は專大阪より發し、樽廻船は大阪池田伊丹より發し、鹽廻船は赤穗才田より發するものに係れり、又廻船下り鹽問屋と稱するものは、通常の廻船問屋と異にして、鹽問屋を兼業す、其他諸國各浦より發する廻船は、諸問屋の中各々其取扱の船を定む、之を株船と稱す、享保五年、下田番所を相摸國浦賀港に移す、云々。○増訂志稿云、下田港は東西十八町南北卅町、雎鳩島あり、町の東北稻生澤川の海に入る江口に、正保二年、捍海塘を築く、高二丈長三百九十歩、以て海溢を防く、其中に商船を泊す、されども大船は滿潮を待て入る、此地初め船手改の番所ありしが、享保年中に浦賀へ移さる、是より前に此地大火あり、元祿十六年十一月廿二日、地震海嘯、家屋流亡し、人民死亡頗多し、又寶永四年十月四日、地震海嘯、其災元祿に倍せり、其後享保十一年二月九日、地震破損甚し、又天明六年七月、十三日より十七日まで、暴雨洪水、市中汎濫。船を浮べ人を救ふに至れり、嘉永六年、幕府下田奉行を置く、此年米國軍艦浦賀に至り、貿易互市を乞ふ、幕府命して下田港に入しむ、其翌安政元年、遂に假條約成り、下田同心町へ欠之所を建設し、貿易の緒を開く、同年又魯國軍艦來る、十一月四日、地震海溢、千有餘戸僅に十數戸を存す、魯艦亦破損する所となる、(安政二年正月、下田長樂寺に、假條約書の交換を爲す)同五年、外人下田の互市場を肯んぜざるを以て、之を改め武州横濱を開くことゝなる、其後捍海塘の修築成る、三百四十間。

柿崎（カキザキ）

下田港の東側を柿崎半島とす、柿崎、須崎の二村あり、今白濱と合せ、濱崎と改む、岩屋岩嶼紛錯出沒して、海山の景象頗奇幻なり、其東伸の岬角を爪木埼とす。○柿崎の武富山に、式内多祁富許都久和氣命神社(神名帳にはたけふこわけに作る)あり。○柿崎玉泉寺は、安政三年、米國使節ハルリス滯留の寓所とす。

爪木埼（ツマキザキ）

水路志云、是は伊豆南東角にして好目標とす、即柿崎半島の東端より、海中に連列せる岩中、最外の一岩島を以て此崎となす、其附近は海底崎嶇たるが故に、此崎を通過せんとするものは、半海里以内に接近せざるを安全なりとす、此地潮流強く、常に二節以上の流勢あり、其方向數派に分れ、又風位等に由て不時の變化あり、大概漲潮に於ては南西に流れ、落潮に於ては北東に流る、而して落潮の流勢は黑潮と相混するが爲に、漲潮より稍強し、土俗之を眞汝と唱ふ。

神子元島（ミコモトジマ）

水路志云、是岩嶼は下田港口の南五海里二鏈、又石室崎燈臺の東南東五海里にあり、高さ一〇一呎、長さ凡二鏈半、其島形北西より南東に長く、海面に屹立せる巨大の一大巖島たり、其西側に一小澳ありて小舟等の上陸所とす、此島は北東面は三鏈以内は岩石散布し近寄るべからず、是島と陸岸の間に横根及び其他の五岩あり、小船自由に其間を通航す、然れども大船は其間の距離を精密に算定するに非れば通航すべからず、神子元島燈臺は海面上一六四呎にして、晴天光達十九海里半、この附近は惡天候の日多き處にして、何等の前兆なくして、南西強風より忽然北東強風に變し、加ふるに海流強きが爲に、動もすれば暴激の波濤を起す事あり、又石室埼より爪木埼に至る近海は、天氣晴朗和風の日と雖、一方は南風一方は北風の如く、全く反對なることあり、故に帆船を以て此地方を航するものは、最注意せざるべからず。

貿易備考云、本邦從來の帆船は、船頭の閲歴經驗を以て海路の險夷を知れるに過ぎず、近歲外國船、西洋船の來るや、頻に航路の標識を置かんことを請ふ、慶應年中、幕府又此に察見して其議を容る、英國公使ハークス之を海軍局航海家等と協議し、神子元島、劍崎、觀音崎、佐多岬、汐岬等航路の要地十箇所に建設す可き燈臺器械、及び光度方位、經緯度等を査點し、以て我政府に建言せり、我政府更に燈臺の位置九箇所(天保山、江崎、菅ヶ島、部崎、和田岬、鍋島、釣島、六連島、及び赤馬關の東西)を相し、明治三年十一月、神子元島燈臺まづ成る、各所又尋いて成れり。

白濱（シラハマ）

今柿崎、須崎と併せ濱崎村と改む、下田の東北一里、東に海を開き、大島を望む。

増訂志稿云、白濱村は海濱十五六町の間、白砂皓然として、恰積雪の如し、尤佳景なり、延喜式、賀茂郡三島神社(名神大、月次、新嘗)伊古奈比咩命神社(名神大)二坐鎭座の地にして、和名鈔、所載、賀茂郡大社の郷なり、大社郷は本村より稻生澤までなるべし、中頃三島大社を田方郡國府へ遷祀し、今は此に伊古奈姫をのみ祭りて、白濱明神と稱するなり。

伊古奈比咩神社（イコナヒメ）

神祇志料云、今白濱村字長田に在り、當后の宮、又白濱明神と云ふ、三島大神の后神とす、神社に仕ふるもの神主原氏、及び禰宜三十戸あり。(伊豆神階帳、豆州志、神名帳考土代)○増訂志稿云、釋日本紀云、天長九年十月、三島神、伊古奈比咩神二前、預名神、

此神塞深谷、摧高岸、平造之地廿町許、作神宮二院、池三所、神異之事、不可勝計とあるは、白濱の事にして、神宮二院とあるは、此二神の宮殿なる可し、寛保度まで は二院並び立ち、延享度改造ノ時より一院と爲す、又池三所の遺蹟今存す、明曆中の上梁文に云「諸島大明神之本后也」と、大明神とは三島明神也、諸島皆祀る故に云ふ、東方の陵を御釜（オカマ）と云ひ、恰も鍋釜の形也、槃游餘錄に曰「山の頂に大なる穴ありて、海まで通ふを一の釜と云ひ、二の釜、三の釜は山の後、海べたにあり、皆山のうちより火出で、海の底まで燒け行きし穴なりとぞ」と、此穴所謂噴火口なる可し、諺に伊豆のハジカミを白濱明神の御神草也と云ふは、伊豆のはづれに白濱明神ある故、ハジカミ（端神）と云義にて、生薑を御神草とする也、社壇瀕海の地、纖砂皓々雪の如く、極て奇觀なり。

伊豆三島（イヅノミシマ）大社址

蓋前の伊古奈比咩神社同境なり。○神祇志料云、伊豆三島大社は、昔白濱明神同殿に坐しを、後君澤郡三島驛に別ち遷さると傳ふ、故に今の社域は尚加茂郡と云ふ也、（豆州志、行嚢抄）もと伊豫三島神を遷し奉る所とぞ、（觀行海道記、廿二社本緣、源平盛衰記）按に、伊豆伊豫は二國の國造、同く物部連の族なれば、其由緣あり、又駿河國神名帳に、淺間御子明神十八坐と云ひ、伊豆國神名帳にも、三島十八所御子達とあれば、三島淺間も同一神たるべし、且駿河國造も物部連の族とす、天平寶字二年五月、伊豆地九戶を神封に充て、十二月又四戶を寄奉る。（新抄格勅符）○今按、三島大神は延喜式、賀茂郡に列せしめ、和名抄、賀茂郡大社郷あるを見れば、延喜延長の頃まで此に鎭坐ありしこと論なし。此神は、塞深谷、摧高岸、造平地、作神宮一云々とあるにて、造山噴火の巨靈を畏祭したる情實明白なり。然るに其後田方郡國府に此神を勸請し、彼地は海道の交衝にあたり、源賴朝其司に祈請報賽したるより、國府の三島神大に顯れ、賀茂郡の古大社衰ふ。近世寛保年中まで、白濱に古祠の僅に遺れりと云ふは稍參據すべし。此に怪むべきは、田方郡の國府々中の神域を賀茂郡と稱する事と、其新宮は天平七年に賀茂郡より府中へ移祀すと傳ふること、是也。古典の義理より推せば、府中の神域は決して賀茂郡にあらず、已に新宮と云へば、天平七年の遷坐にあらず、是れ恐らくは、近世府中の新宮を以て、延喜式の古大社に牽合せんが爲めに、かかる妄說を生ぜる者ならん。或は曰く、延喜式に、當國三島神料二千束を給せらるることを錄するは、府中の神料ならん、云々と、是又臆想に過ぎず、すべて府中の新宮は延喜以前のものたるの明證は一も之を見ざる也、矢田部氏系圖の說も、古典に符合せざるは、從けずして可也。

川津郷（カハヅ）

和名抄、賀茂郡川津郷。○今上河津村、下河津村、稻取村、奈良本村等是也、大社郷の北東にして天城山の下とす。川津は後世多く河津に作れり、上下の二村は一溪に沿ひ、東西二里許にわたる、其海口を谷津（ヤツ）と云ふ。

(谷津)

河津（カハヅ）

今上下の二村に分つ、中世河津庄と云ふは稻生澤（稻梓）の諸村をも籠めたり。東鑑、承元二年、神宮寺造營材木、自伊豆國狩野山之奥、出河津湊。工藤伊東の一族に河津氏あり、源賴朝の兵を擧げし時、河津祐親之に應ぜず、遂に平氏の軍に期待する所ありしが敗る、祐親の孫に祐成時致あり、相州曾我氏に養はる、其事を記せるもの曾我物語あり。增訂志稿云、河津は小田原北條氏の文書に川津庄、同役高帳に川津鄕とあり、河津の山中に鑛穴多きも、今は皆廢す、田中の來宮（キノミヤ）は式內杉桙別命神社にして、鄕中の大祀とす。（來宮は此に杉樹を祭れる者と知るべし）

(來宮)

澤田（サハダ）

今笹原、田中、見高、峰、谷津などと合せ、下河津村と云ふ。谷津の立岩、石田の二湯は鹽類泉、溫百四十度許、澤田は伊豆石の一產地とす、見高（ミダカ）は谷津の北半里、人家多く、小港あり。○增訂志稿云、河津の笹原に式原佐々原神社あり、澤田には林際寺あり、此寺に正長三年足利持氏の文書、河津林際寺と記せるもの以下、古簡數通あり。

(見高)

繩地（ナハチ）

今下河津村の大字とす、式內奈疑知（ナゲチ）命神社は此地の古祠ならん、繩地山は慶長中金鑛を採取し數坑あれど、後世出產多からず、之を試掘するも成功せず。○增訂志稿云、伊豆金は天正五年丁丑の頃より、西浦土肥村にて始て金坑を開堀す、相繼ぎて湯が島、繩地、修善寺等より出づ、河津鄕繩地より出でしもの最多し、大抵五十餘年にして止む、貞享より寶永に至る間、賀茂鄕毛倉野、青野等より出つ、寶貨事畧に「伊豆國より黃金白銀を出だす、古は此國より出だす事聞こえず、慶長十年の頃より盛に出で、其數大概佐渡より出るが如し、然るに程なく出る事多からず、采る事を止めらる」と、繩地、青野、毛倉野等は近年再び採鑛に從事せしも、共に出額多からずして止みぬ。

梨本（ナシモト）

今小鍋、筏場などと合せ上河津村と云ふ、天城峠の下にして小驛とす、下田と湯島の間にあたる。增訂志稿云、陣幕（ヂンマク）瀑とは梨本村奧原（オキハラ）の山中、天城川の上流に在る三瀑布を總稱す、初景瀑（ショケイタル）高六丈幅一間、方言瀧をたると呼ぶ、蓋垂るゝ義也、天城山路を南下して先觀るを云ふ、最初の景の義なりや、釜瀑（カマタル）（高十一丈幅三間）は瀑潭谷に似たるに因て名く、大瀑（オホタル）（高九丈幅四間）は最大にして極て壯觀也、其傍岩隙より熱泉湧出す。

(陣幕瀧)

稻取（イナトリ）

今稻取村と云ふ、下河津村見高の北一里、海崖の上に居る。稻取の北に上野原てふ不毛あり、謂ゆる伊豆奧野の一所なるべし。增訂志稿云、北條氏所領の頃にや、一書に「永一貫文、定納船役、同二百五十文同御肴役、同五十文同川役、同

四十文永上役、右之外脇役、薪十分一有、稻取村」と載す。

奈良木 今白田、大川などを併せ、城東村と改む、天城山の東麓の窪頃、稻取の北一里半、田方郡八幡野の南二里、鹽類泉涌出す、温百八度。○奈良本の西北に天城の高峯万次郎(大嶽)峙つ、其下は一面の空野にして、之を伴次郎原と稱す。

伊豆諸島

伊豆諸島 伊豆半島、相摸灘の南方に散布する海島は、大島より八丈島まで、之を七島と總稱す。其南に小笠原島あり、今丼に東京府の管治に屬す。其治方は多く故俗沿習して改めず、法制往々特例を以て之を變通す。七島は毎島地役人浦役人名主を任じ、大島八丈島の二廳に之をすぶ、小笠原島又一廳を置き其政を視る。

地學雜誌云、太平洋の西北部に方り、トスカロウと號する深海あり、其深さ四千尋以上にして、世界第一の深底なり、其最深處は四千六百五十五尋を示し、黑潮川に沿ひ、日本本洲と北海道の東側及び千島の南側を走り、カムチャツカ半島の南側に達す、然るに此深海に比すれば、著しき差異を呈せる淺海あり、是れ蓋し火山質物の堆積に基くものなるが、伊豆半島及び相摸灘より南々東の方向にて、一直線にマリヤーチン群島に延長し、其水面を拔く所は伊豆七島、小笠原島及び火山群島を構成す、此淺海は本洲の地質構造に對し、極めて緊切なる者にて、之を富士帶の海底脊梁と稱して可ならむ、何となれば富士帶に於る火山力は、此脊梁生成の專一なる働力にあらずとするも、亦與て大に力あるものなるべければなり、且彼富士帶は地質上日本を南北の兩部に分つが如く、伊豆諸島海はトスカロウ深海と、琉球呂宋の二千乃至一千尋の深海とを隔離せしむる者とす。

伊豆島　　　羅山

迢々南海濱、擧目不知津、小角來爲鬼、八郎謫化神、
土人畜獸類、風俗混魚鱗、寄語一漁叟、天涯奈此身、

伊豆七島 伊豆諸島は往昔五島とも、八島とも、七島とも數へり、保元物語普通本には大島、三宅、八丈、美計、澳の五島とす、鎌倉本保元物語に「大島を始としてみやけの島、上津島、八丈島、みつけ島、奥の島、新島、三倉島など云ふ八の島」云々とあり、半井本には奥の島を奥の小島に作り、三倉島を載せずして、七つの島云々とあり、是に由て考ふるに、當時一定の稱あるにあらず、其定めて七島と稱するものは、蓋後世のことにして、其年代を知らず。

貿易備考云、伊豆七島とは今大島、利島、新島、上津島、三宅島、御倉島、八丈島を數ふ、此諸島は江戸幕府の時、伊豆代官の管する所にして、賀茂郡に隸せり、明治元年、韮山縣の所轄となり、十一年一月、東京府の所轄に歸す、而して各島中、貨幣の通用なく、交易を以て互に相濟ふ、唯舟子の內地に至り賣買するもの、或は貨幣を以てす、大島は東西二里半、南北四里餘、島中大山あり、三原山と云ふ、高さ二千五百六十尺、常に火煙を噴す、全島山勢綏にして嶮岨ならず、白田九拾町あり、五村、戸數一千餘、居民耕織漁樵を力め、牛一千馬一百あり、島南差木地村の東南に一港あり、波浮と云ふ、利島はもと新島に屬す、波浮港を距ること凡六里餘、此島は突兀たる海嶠にして、些の平地なし、中央に宮塚山あり、島民山半に住す、戸數二百七十、新島は利島の南方凡三里、東西一里南北三里、戸數四百あり、神津島（一に上津、又神集に作る）は新島の西南凡そ四里餘、東西一里餘、南北二里餘、西面海に消す可し、海に面して居をなすもの三百戸、三宅島は神津島の東々南凡七里餘、東西二里餘南北四里餘、戸數八百餘あり、御倉島は三宅島に屬す、同島の南少東凡四里餘、東西一里半南北一里、此島内國に隔するを以て、風土最も適佳なり。（寶曆三年七月調書云、大島四百七十戸、男八百九十二人女九百二十七人、一社三寺、馬百四、年貢金四十一兩永二百文、新島三百七十二戸、男四百七十五人、女九百三十八人、牛三十疋、一社一寺、年貢金十六兩永二百文、利島九十八戸、男百四十二人女二百卅一人、二寺、年貢金十八兩、神津島百四十五戸、男二百五十九人女二百九十一人、寺一所、年貢金七兩、三宅島二百二十七戸、男四百三十五人、女五百九人、六寺、年貢金十六兩一分、御倉島三十一戸、男五十四人女六十人、一寺、年貢金一兩、八丈島六百十五戸、男二千三百八十七、女二千四百七十五、牛八百疋、流人男女百餘人、寺一所、年貢紬五百四十七反、小島五十二戸、男百七十七人、女百八十二人、青島四十六戸、男百三十四人、女百二十七人、牛三十疋、寺一所。○伊豆七島志云、七島の戸口、天和三年合計戸九百十三口、二千三百七十餘とつたふるが、海島風土記に口一萬三千四百餘とあれば、百年間に六倍したり、都て諸島女子の數多く、明治三十年現住、戸數五千九十、人口男一萬一千七百六十、女一萬二千七百八十。

三島郷 和名抄、賀茂郡三島郷。○今の伊豆七島蓋是也、古書に伊豆島とも云へり。蓋專大島を指し、傍餘の諸島をも攝屬す、三は御と同く、尊稱とす。天武記「四年、正三位麻續王有罪、流于因幡、一子流伊豆島」と、是伊豆流竄の始にして、此島は大島なるべし。文武紀、三年、役君小角流于伊豆島、初小角住於葛木山、以咒術稱、韓國連廣足師焉、後害其能、讒以妖惑、故配

遠處、世相傳云、小角能役使鬼神、汲水採薪、若不用命、即以咒縛。元亨釋書云、役小角、配豆州大島、居三年。扶桑略記云、小角配伊豆大島、歷三年矣。書圖皇命、居伊豆島、夜爲練行、往富士山、身浮海上、走如踏陸。釋書又云、天平十四年、塩燒王下平城獄、配流伊豆國三島。○大日本史、承安二年、伊豆國司言、有蕃船、泊鬼島、形如役又者五六人、登島害殺十餘人、衆欲獲之、賊下發火、燒衣服、遂逃去。按にこの鬼島はイツノ島とよむ、本、、、に出て記事とす、之を古今著聞集にも載せ、小異あり、一書に之を翻して曰く

承安元年七月八日、船一艘、着伊豆河島、登岸八人、長皆八九尺許、髮首赤目、鬚髯面有鱗甲、刺繡遍身、執大杖、而皆無言、島人以爲鬼、乃供與之酒食、則歡若馬飲、旣而島人持弓矢、而乞之不與、即、呼喚、杖殺五人、或傷、島人大驚、出神弓且射之、於是懼沒海、船乘風去、其遺物上之國司、乃獻諸蓮花王院庫。

增訂豆州志稿云、三島(ミシマ)は本來海島の總稱にして、三島大神を諸島大神とも稱するは、上古此神妻子陪從の神々と共に海島に鎭坐したればなり、按に賀茂郡式内四十六坐の内、廿四座は海島鎭座の神にして、内二座の外は[illegible]、本國神名帳に載す、又三島大社に於て其廿二社を招祭せしならむ、從來大社に見目(ミメ)六社十六王子と稱へて奉幣する神あり、見目は即御宅にして、三島大神の御妃六柱なるべく（其神名は波布比賣命、久尼都比賣命、優波夷命、伊賀牟比咩命、伊波乃比賣命、佐岐多麻比咩命也）十六王子は即大神の王子十六柱なる可し（其神名は阿米都和氣命、伊太豆和氣命、阿豆佐和氣命、多部夷加々命、阿治古命、波治命、南子命、加夫命、夜須命、豆良命、久良恐命、志理太宜命、波佐命、片菅命、許志岐命、穗都佐和氣命也）是其廿二座なる事顯著なり、近世三宅島壬生氏、新島前田氏等に傳ふる所の三宅記は、中世佛徒の述べし所なれど、正しき古傳に附會を加へたる者とす、安遽すくなからずと雖、三島大神幷に后王子の事蹟、源據とすべき古書なり、此書に據れば、三島大神の最初鎭座ありしは三宅島なるが、中古大社郷の白濱に移す、年代不詳。

題簡堂君南汎錄後　　淡窓

四海同[illegible]、明良寄把信此時、朝家鴻門聞尤早、
國外修防猶不速、羽公久勞巡撫職、一日選將責納司、
頭著綸巾口雖古、[illegible]得知、書[illegible]事、
併貽著遊記、游[illegible]邊[illegible]、觀[illegible]其、
博[illegible]西拔徙開墾、相如南夷到生梁、府々[illegible]何足論、
若公壯游古無二、七島嵌峙天一方、地[illegible]過其藥、
但見[illegible]魑[illegible]、未聞[illegible]、[illegible]亦、
[illegible]出口[illegible]、[illegible]、林木[illegible]、
要荒本不設防禦、[illegible]、誰以兵備教島民、
公自奇材兼文武、[illegible]高揭[illegible]、[illegible]部伍、
[illegible]武[illegible]、[illegible]落[illegible]、就中一事[illegible]我魂、
颶風往々簸乾坤、王勃幸不溺南海、屈平還得入修門、
今日玉堂[illegible]仙館、錦袍[illegible]飽君恩、猶有往事來入夢、
醒見衣上[illegible]痕、我[illegible]君子亂心曲、偶捧佳篇一刮目、
時[illegible]秋陽欲鑠金、披襟坐讀南汎錄、忽覺海氣來襲人、
全身粟々毛生粟、公唯勿忘箚神時、必有晃山介景福、
（逢原波變、書於晃山、書中所載）

大島(オホシマ)

伊豆賀茂郡の東、（河津の正東十六浬）相模海灣の南とす、古名伊豆(イヅ)島と云へり、一座の火山島にして、南北三里餘、東西二里餘、五村、人口五千五百（東京より六十餘浬）

遙々孤島海中央、認作崖州便斷腸、紫宸閣應防鶴駕、
忠臣何事竄滄浪、潮生潮落山依舊、船去船來客自忙、
快霧江亭供晚眺、青螺一抹映斜陽、（空華集）義堂

水路志云、大島々頂（沙濱中に峙立せる三原山）は其高さ二千五百十二呎にして、頂上は白煙常に上騰す、殊に夜間は噴火口より發する焰光灼々と輝き、晴天に於ては著明の目標となり、晝夜共に數十里外より認め得べし、全岸は一二の孤立岩及び岸に接して二三の暗[illegible]石ある外は總て危險なし、本島に上陸の處を取るべき假[illegible]地は四ヶ所あり、岡田村、新島村、差木地村、及び波浮港とす、然れども皆好天氣に非ざれば上陸するを得ず、且波浮は港内狹隘なるが故に、五百噸以下の日本形船の外は、危險にして泊するを得ず　○伊豆島を流人の配處と定められしは、天武紀「朱鳥元年、勅定流遠近之程、以伊豆國爲遠流」と、同此島を云へるなり、されど之より先、天武紀に已に伊豆島流遷の事見ゆ。東鑑にも「建久四年、本橋太郎[illegible]、依罪科、被遣伊豆大島」とありて、武家にても此を配地と爲しゝ也、近世江戸幕府の時、亦之に準す、寛政中に至り、改定して八丈、御宅、新島の三所を以て流地と爲され、明治二年に至れり。大島の流人にて、最著名なるは源八郎爲朝とす、即保元元年也。伊豆島の名は、推古紀「廿八年、秋八月、掖玖人二口、流來於伊豆島」とあるが國史の初見とす、掖玖は沖繩の別名なれば、海流に乘せられて、此島に漂到したるならん。神代紀纂疏（藤原兼良撰）に、大八洲の一なる大洲を、今伊豆大島とせるは誤まれり、そは周防の大島たるべきこと、國造本紀に參考して判知せらる。○大島は全土燒石燒砂より成るを以て、地味の瘠薄勿論なり、耕作の利少し、人民僅に伐換(キリカヘハタ)の法を以て之を救ふ、即一地を白田と爲し、耕種二三年に至れば、草木を生殖せしめ、十年二十年間放置し、更に其樹林を伐り、開きて白田とし、輪轉止まず。

保元物語云、伊豆國の狩野介茂光は、預り奉りたる流人爲朝が島々濫妨の事を傳へ聞きて、嘉應二年の春の頃、

京上りして此の由を奏聞し、茂光が領地を悉く押領し、剰さへ鬼ヶ島へ渡り、鬼神を奴として召し仕ひ、人民を奪ふ由を訟へ申ければ、後白河院驚き聞し召して、當國並に武藏相模の勢を催し、發向すべき由宣旨をなされければ、五百餘騎、兵船二十餘艘にて、嘉應二年四月下旬に、大島の館へ押し寄せたり、御曹司思ひもよらず、沖の方に舟のけのしけるは何舟ぞ、見て參れと宣ふ、商人船やらん多く連り候ふと申せば、よもさはあらじ、我に討手の向ふやらんと宣へば、案の如く兵船なり、さては定めて大勢なるらん、縱一萬騎なりとも、擊ち破て落ちんと思はゞ、一先は鬼神が向ふたりとも射拂ふべけれども、多く軍兵を損し人民を惱さんも不便なり、勅命を背きて終には何の詮かあらん、此上は兵一人も殘るべからず、皆落ち行くべし、物の具も皆龍神に奉れとて、落ち行く者に各形見を與へ、島冠者爲頼とて、九歳になりけるを喚寄せて刺し殺す、是を見て五になる男子、二つになる女子をば、母抱きて失せにければ力なし、さりながら矢一射てこそ、腹をも切らめとて立ち向ひ、一陣の舟に水際五寸許置て、大船の腹を彼方へと射通せば、兩方の矢目より水入りて、舟は底へぞ巻き入りける、爲朝これを見て、保元の古は矢一筋にて二人の武者を射殺しき、嘉應の今は一矢に多くの兵を殺し畢んぬ、南無阿彌陀佛とぞ申されける、今は思ふ事なしとて、内に入り家の柱に後を當てゝ、腹搔き切ってぞ居たりける、此爲朝は十三にて筑紫へ下り、九國を三年に伐ち從へ、六年治めて、十八歳にて都へ上り、保元の戰に名を顯はし、二十九歳にて鬼ヶ島へ渡り、鬼神を奴とし、一國の者恐ち怖るゝ雖、勅勘の身なれば、終に本意を遂げず、三十三にして名を一天に廣めけり、古より今に至るまで、此爲朝ほどの血氣の勇者なしとぞ、人申しける。

三原山（ミハラ）　大島の活火山なり、直高二千五百餘呎、盛に煙炎を揚く。天武紀に「此島西北二面増益」とあるは、蓋此山の噴火流岩の事ならん。中世には稍記載を缺くも、熾滅起伏その常なかりしごとし。近時は航客稱して、海中天成の燈明臺と云ふ、光景おもふべし。

笠仙錄に「伊豆州海中、有一坐山、名曰大島、毎年三百六十日、日々火出自燃、聲如雷、煙焰漲天、近日以來、又復灰飛數百里、夜間掃除、天明復積、如霜雪」とあるは、建武の比の事なれば、保元の爲朝流罪の比は、數世火絶えたる者が、此に至り又起りし如し。鎌倉大日記に、應永二十八年四月四日、伊豆大島燒とあり〔伊豆七島志〕と云ふも、信否知らず。近世は天和四年發火、元祿、安永にも又發火したり。安永の火は寛政四年の秋まで盛なり、天保中しばしば山燒の報ありしも、其後止息凡二十年。明治三年に至り噴火、四月を經て消ゆ。明治九年十二月又起り、翌年二月に至り衰へしが、漸くにして又盛なりと云ふ。山神社あり、式内、穗都佐和氣命神社歟と稱せらる。○羽倉氏南汎錄云、騎馬上三原山、可十許里、有篙蕊炎石磊々、或作罷屛鷄蟲之狀、不復通蹤、步而上、有野羊數隻、追跡而來、小憩又上、山斗峻削、而遇風至、毎號煙下覆、伏沙過煙、手行二百餘步、始抵山巓、々有大坎、周里餘、硫煙蓊出、是曰火原、坎口沙熱、不可久佇。○地災集覽、三原山發火記事云、三原山、天和四年甲子、三月十六日、山巓出火、崩裂方一里有半、六十步爲洞穴、不知其深、至于元祿三年庚午而熄、今安永七年戊戌七月廿九日、從其洞穴出火、入夜炎氣彌天、晝則唯望烟、時有濃淡、燒聲已甚、地震、煙雨蛛絲灰鐵液灰、迄八月廿七八日、燒聲地震皆止、灰亦不下、廿九日北風雨、洞火還熾、至于九月六日、昧爽特甚、炎氣益猛、爆聲如雷、地比動、八日九日大風雨、及暮風雨共止、火聲兩益甚、至于十二日同狀、而不飛灰、石砂乘風下、發火處、新舊凡七號、天和四年二月十六日、三原山御洞、同年三月八日、御洞下寅方六里許、小釜澤山下稱新釜者、安永六年七月廿九日、御洞、七年三月廿二日、御洞六里中野澤、廣六丈深十丈許延燒者、九月十八日、御洞九里、赤澤、廣五丈許深十八丈延燒者、廿七日御洞十八里鹽澤、廣百八十餘步、深二丈許、或問、地中之火、若或欻然發、村里不亦畏乎、抑有救急之備乎、對曰、新島、岡田二村、以寄腰之山爲蔽、在三原西北、不待不虞之備、野増、泉津、差木地三村異于是、遠御洞不太遠、然山火稍垂熄、當于此時、移居二村、似國家之大惠、實失居民之產業、臨急咄々、遷於新島村、未爲穩、若或當路火發、而絶道通、以船遷之、亦不難、既爲之備、島中男女二千、自古稱山火曰神火、未曾有延燒民屋者、神之惠云、是以皆有寧所之意云々。

天武紀云、十三年十月、己卯朔、壬辰、逮于人定、大地震、擧國男女叫唱、不知東西、則山崩河涌、諸國郡官舍、及百姓倉屋、寺塔神社、破壞之類、不可勝數、由是人民及六畜多死傷之、時伊豫溫泉沒而不出、土左國田苑五十餘萬頃、沒爲海、古老曰、若是地動未曾有也、是夕有鳴聲如鼓、聞于東方、有人曰、伊豆島西北二面、自然増益、三百餘丈、更爲一島、則如鼓音者、神造是島響也。○按、今三原山の西北に、愛宕と名づくる寄生熄火の山あり、其他同種の山丘、四傍に存在すと云ふ、猶考ふべし。

波浮（ハブ）　大島の南偏にして、差木地（サシキヂ）村の東に隣り、小港なれど良泊にあらず。此港は蓋寄生火山口の脣邊缺けて、海灣となれる者とす。そは元祿十六年十一月廿二日の地震、波浮池と稱せる火口湖の一線缺けて、海に連なりたる也。而も水淺かりければ、寛政中水底を浚渫し、差木地村の民戸を分ち、波浮てふ一港村を置かれたりと、今人口七百。

南汎錄云、羽浮澳、紺崖却立、中開一鑑、映色甚美、諺古記、港原一大池、元祿年海嘯岸坼、遂與海合、然以澳

口隘淺、不通巨艦、有砥碣。○增訂志稿云、波浮明神は慶長十八年上梁文に「羽部大后大明神」と載せ、三宅記に「波分の大后」と云へり、式内、賀茂郡波布比賣命神社、文德實錄「仁壽二年、加伊豆國波布比咩神、從五位下」これなり、蓋三島大神の妃とつたへ、其子神もあり、三宅記に「大島に置きたまふ后の御腹に、二人の王子おはします、一人を太郎王子おほい所と、一人を次郎の王子(キリ)すない所と申す」云々。○地學雜志云、大島の樵夫の伐木歌は、音數三十一にして、句を終る每に、斧を打つ、其調古雅なり、

(差木地)

身は此に思ひし君はあの澳に、あまの釣舟兩手こがれし、差木地(サシキヂ)を行き來夜中にあひにでて、契りはたけの露のおなさけ。

岡田(オカダ)　大島北岸の村落にして、一小灣形を成し、船舶の假泊地と爲さる、而も潮流甚強くして安全ならず。岡田の西北に突出する千賀崎(セガ)は、島の北角にして、浦賀水道と神子元島の間なる常航路は、此崎を迴過す、埼頭斗絕して嶮崖を成す、

(千賀崎)

新島(ニヒジマ)　今新島村と以ふ、大島西岸に在り、島廳の在る所とす、此島の首邑、新島村を本邑[illegible]里と云ひ、其住民も他村民に比すれば、社會上政治上に高等なる特種の權利の獨占を爲ししが、今皆撤去せらる。或書に、新島の名は、天武紀に、西北二面增益とある地變に因れる歟と云ふ。又此に、源八郎爲朝の寓止せる宅址を設けり。

野增(ノマセ)　大島西岸の村落とす、新島村と相並び、大宮明神社あり、慶長十七年の上梁文に、大宮十八社大明神と號し、寛永十一年の金鼓銘に大島明神とあり、蓋延喜式阿治古社なり、(七島志)また泉津村の第二王子は、式の波知加麻神たるを知る。野增村の龍の口(タツクチ)の海崖、表土の下凡八丈赤土層あり、此層中に種々の遺物あり、土器、石器幷に石鏃原料たる黒曜石・猪鹿の骨、鯨の骨等より、人骨まで發見せらる。(火山彈も混在す)蓋太古の墟落が、火山灰と熔岩とに埋沒せしめられたる者ならん。而も其石器時代遺物包含層の上に、熔岩流之を被覆し、其上に火山灰層あり、灰中にも土器を發見すと云ふ。又島中表土の上にも、石器遺物を發見することありと。

(美計島)(見附島)

利島(ト)

大島の南十三浬許、周圍二里半、島山を宮塚(ミヤツカ)と云ふ。戸口三百二十、田圃八町許ありて、飲料泉を缺く、生業專耕稼に在り、下田港の東南二十餘浬。○按に、利島、新島、神津島の一島群は保元物語に美計(ミケ)島と云ふにあたり、伊豆五島の一群なるべし。鎌倉本八島を數ふる中に、みつけの島とあるを見れば、美都計を正實とし、本來は利島の高頂を遠望して、見つけの島と呼び、新島神津島までも及ぼしし者とす。故に各別に其名を擧くれば、美都計は利島を指すと知られたり。拾芥抄の行基圖にも、伊豆大島の外に、見附(ミツケ)島をしるせり。

文德紀・嘉祥二年、伊豆國阿豆佐和氣命授位、延喜式賀茂郡に列す、今利島の阿豆氣明神是也。(三宅記、豆州志)

宮塚山は休火山、高千七百尺、一名南御神山といへり。

○利島は平地なけれど、土性惡からず、草木暢茂し、其民農を力む、然れども水に乏し、小兒の啼く時、水を與ふと云ひすかせば、忽に止むとぞ、七島中水に乏しき者、利島を最とす。南汎錄に「利島、無尺坪、峯頭蘿張、如提綱狀、民居山半、無井、戸々置甕、貯澍溜」とある是也。

新島(ニヒ)

利島の南五浬、島形南北に長し、凡三里、南偏に丹後山あり、高千五百尺、亦休火山とす。戸口二千七百、田圃百町、農漁相兼ねたり、泉水乏し、鎌倉本保元物語に載する伊豆八島の一とす。新島と利島の間に、鵜利根(ウトネ)と云ふ岩嶼數座あり、又新島の西に接近して地内島あり、地内の南に式根島あり、式根稍大なれば別に見ゆ。

羅山丙辰紀行云、伊豆の島は遷客投荒の所とす、近比仙洞批履まさりし時、宮女和姦の罪により、死を給ふべき所を、大相國(家康)寬弘の心、申し宥められて、あまたの宮女を流し遣されし新島も、此沖に在り。(これは慶長十四年、宮女廣橋局、唐橋局以下の流刑を云へり、御倉島を看よ)

海若子伊豆日記云、新島は平地多く、人の住所皆平也、白砂山に離れ離れに小松ありて、其風色みるべし、海濱に鐵の如き黒き砂あり、此砂をふいでにかくれば、鐵すこし出ると、島人のいひし、海中も砂のみにて石なければ、網ひく磯濱三所までありて、八丈三宅とかはりて魚多く、男はすなどりし、女は山野に出で農業し、薩摩芋を常食とす、近年より甘蔗を作る者あり。○增訂志稿云、新島の大三(タイサン)明神は式内多祁美加々命神社なるべし、三代實錄、仁和二年授位の神にして、三宅記に「新島に置給ふ后の御腹に、王子二人います、一人をたいさんの王子」と載する者是也。○一說、天武紀「十三年、伊豆島、西北二面、自然增益、三百餘丈、更爲一島」とあるを援引して、新島即是と云へり。然れども伊豆島の西北とあるは、今の新島の方位に合はず。又此島は休火山なれど、天武帝の世に爆裂の事ありし證跡も備らず。大島三原山は現にも噴火して、且伊豆島とは主として大島を指せば、三原山の變災にあたるのみ。又扶桑略記に

仁和三年十一月十日、伊豆國、獻新生島圖一張、見其畫中、神明放火、以潮所燒則如銀岳、其頂有綠雲之氣、云々、

とある(潮燒と云ふこと其義を知らず)を、此新島に援引するも信し難し。三宅記に此島白きが故にアタラシ島とも云ひ、比較上新生なるにもせよ、式内社さへあれば、仁和の新生にあらず。○增訂志稿云、堅魚は本州の産其

名あり、初鰹漁するを初堅魚と稱して賞味す、北條五代記に「鰹節は夏に至て西海より東海に來る、伊豆、相摸、安房の浦々にて漁す、初鰹を賞味す」云々と、大島、新島等にて漁するを尤早しとす、延喜式の貢物に堅魚、堅魚煎汁等あり。

式根島（シキネ）　今新島に屬す、新島の西南二海浬に在りて、方一里に滿たず、消火山脈ありて、其下に温泉出づ。三宅記に「新島に置かせ給ふミチノクチノミトの大后」とあるは、此島の泊大后明神を云ふ、即延喜式の久爾都比咩命神社とす、故に此島を一名泊島と云ふ、今人家なし。○南汎錄云、式寧島、謁山神廟、穿等二百步、出東邊、奇岩嶙峋、有洞通潮汐、海際有温泉、古者式寧接新島、一歲海嘯、中斷爲二所、謂潮穿洞、當時所洗出云、島有三十一灣、々皆可漁可泊、故東風則漁西灣、西風則漁東灣、目爲寶庫。

神津島（カウヅ）　又神集、上津に作る、古史に承和年中此島噴火、其名夙く著る。新島の西南八浬、方二里許の面積を有ち、島頂天井山（テンジャウ）は高二千餘尺、休火山なれど活動全く盡きたるにはあらず、島中田圃多からず、人口千九百、漁耕を力む、東京より直航一百海里、下田より三十海里。

（天井山）

（上津島）

續日本後紀、承和七年十月、伊豆國言、賀茂郡有造作島（ツクレルシマ）、本名、上津島（カウヅ）、此島坐阿波神、是三島大社本后也、又坐物忌奈乃命、即前社御子神也、新作宮四院、石室二間、屋二間、閣室十三臺、上津島、本體、草木繁茂、東南北方、巖峻崎嶇、人船不到、纔西面有宿出之濱、今成燒崩、與海共成陸地、幷沙濱二十許町、其島東北角、有新造神院、其中有壟、高五百許丈、基周八百許丈、其形如伏鉢、東方片岸、有階四重、靑黃赤白色沙、次第敷之、其上有一閣、室高四許丈、次南海邊、有二石室、各長十許丈、廣四許丈、高三許丈、其神五色稜石屛風立之、巖壁伐波、山川飛雲、其形微妙雜名、其前建火讖軒障、即有美麗濱、以五色沙成修、次南傍有一礒、如立屛風、其色三分之二悉金色矣、眩曜之狀不可敢記、亦東南角、有新造院、周垣二重、以壘築固、各高二許丈、其南片岸有閣室八臺、南面四基、西面四基、周各廿許丈、高十二許丈、其上階東有屋一基、瓷玉瓦形、葺造之、長十許丈、廣四許丈、高六許丈、其壁以白石立、周則南面有一戶、其西方有一屋、以黑瓦葺作之、其壁塗赤土、東面有一戶、院內礫砂皆悉金色、又西北角有新作院、周垣未究作、其中有二壟、其周各八百許丈、高六百許丈、其體如瓮伏、南片岸有階二重、以白沙敷之、其頂平廣也、從北角至于未申角、長十二許里、廣五許里、皆悉成沙濱、從戌亥角至于丑寅角、長八許里、廣五許里、同成沙濱、此二院元是大海、又山岑有一院一門、其頂有如人坐形、石高十許丈、右手把劍、左手持桙、其後有侍者、跪瞻貴主、其嶺巉峨、不可通達、自餘雜物、燎燭未止、不能具注、去承和五年、七月五日、夜出火、上津島左右海中、燒炎如野火、十二童子相接取炬、下海附火、履潮如地、入地如水、震上大石、以火燒摧、炎燭達天、其狀朦朧、所々燭飛、其間經旬、雨灰滿郡、仍召集諸祝刀禰等、卜求其祟、云阿波神者、三島大社本后、五子相生、而後后授賜冠位、我本后未預其色、因茲我殊示怪異、將預冠位、若禰宜祝等不申此祟者、出麁火（アラキヒ）將亡禰宜等、國郡司不勞者、將亡國郡司、若成我所欲者、天下國郡平安、令產業豐登、今年七月十二日、眇望彼雲島、煙雲四面、都不見狀、漸近戾近、霧雲靄朗、神作院岳之類、露見其貌、斯乃神明之所感也。○按、上津島承和年中噴火の狀、頗詳なり、其言ふ所變幻恍惚、最人情の至感至想を盡す。其宮院室屋と云ふは、皆岩石崖岸の奇狀、種々の形容を成せる者とす。而も其修成は皆三島大神の靈異に歸せらる、惟ふに古人此神を以て、造島噴火の靈と爲し、其大小の諸島諸所は、皆是れ大神の妻子、眷屬、陪從の人々の栖宅、鎭座の地と看取せられたれば、蓋に三島大神は神代史の大山祇命にも比擬すべしと雖、本來拜物教の正面にして、祖先教の意義なき者とす、されぼその妻子、眷屬と云ふも、眞の歷史時人間の關係あるにはあらずと悟るべし。

物忌奈命神社（モノイミナ）　七島志云、上津島は前濱（マヘハマ）を以て埠頭とす、仁明紀に「東南北方、岩峻崎嶇、大船不到、纔西面有泊宿之濱」と云ふ即此とす、天上山より前濱に降る間、二十餘町の溪谷（リダム）あり、燒石累積して、流沙の狀なり、神社は方俗正一位定明神と稱し、延喜式の名神大社なるを以て、今府社の一に陞さる、此社壇は「島西北角、有新作院」云々とあるに當る歟。

（前濱）

阿波神社（アハ）　今上津島に在りて、長濱御前（ナゲハマ）と云ふ、三島大神の本后阿波姫を祭るとぞ、其事仁明紀承和七年の條に見ゆ。（同年十月、奉授無位阿波神、物忌奈乃命、並從五位下、以伊豆國造島靈驗也）文德紀、嘉祥三年、阿波咩神に作り、同齊衡元年安房神に作る、延喜式、名神大社に列す。○増訂志稿云、阿波神社は三宅記に長濱の御前と云ひ、神集島に置給ふと載せたり、物忌奈乃命神社と共に、式内加茂郡の大社たり、長濱御前の古き棟札に「長濱大明神と申奉るは、當鎭守神集島の定大明神の御母」と云へば、物忌神を後世定明神と云ふ、而も康永の神階帳に田方郡に載せたるは、當時拜所を田方郡に設けて享祭せるが故也　○七島志云、長濱の神社は仁明紀に「島東北角、有新造神院」云々とあるに當る歟、其沙濱は謂ゆる「美麗濱、以五色沙成修」とあるに合ふ、又「島東南角、有新造院」云々、是は今の日向明神の地なるべし。

（長濱）

神津島の西に恩走（オンバセ）と稱する岩嶼あり、又恩馳より西南二十餘浬に三本嶽島（サンボンダケ）あり、伊豆石室崎の正南五十餘浬、數嶼あれど皆岩礁の大なるものに過ぎず、住民なし。此三本嶽を七島志に錢島といふ。南汎錄にもしか云ひ、別に

（三本嶽島）

（鏡島）

三宅島の三岳をば三本嶽と云へり「天井山、架鏡望西南、可百餘里、而見露礁旗竪、是爲錢嶼（ゼニ）、東西連刎、至此無有嶼者、移望東南、乃見三山並峙、是爲八丈之西山東山小島」云々。

伊豆日記云、昨夕は風はげしけれども、順風なりとて、下田の檣前より帆を揚げ、追風なるに心つよく、巳の時ばかりに新島に至る、幸に風よければとて、三宅島さして行くに、未の時過るころはくりけるに、南風よければ此島へも船をよせず、たゞちに八丈島を追ふに、よるは月のたまく雲間に見えたるも、いつしか波にかくれて、五月雨のあやめもわかぬ海原を、たゞ南針をのみたのみて走らするに、一夜のほどやあけわたれば、八丈島ほのかに見ゆるに、みな人の喜ぶかぎりなし、さて船子どもは八丈島といふ事をいみて、わがものといふ、忘れても八丈島とのたまふなとおきてするもをかし、それは何としたる、はれなるぞと問ふに、[illegible]云ふも猶をかし。

三宅島（ミヤケ）

（雄山）

神津島の東南二十海里、大島の南にあたる、島周七里半、伊豆、伊賀谷、坪田、神着、阿古の五村、人口三千五百、田圃百三十町、農漁并に蠶業をなす、古南海諸島に於て、大島、八丈島に亞ぐ、保元物語五島の一とす。島中を雄山と云ひ、高八百二十五米突、活火山にして、明治七年發火の事ありき。三宅島は地高水に乏しく、火孔方（ホト）處々に在り、山頂山腹、隨時に噴發し、危險比なし、其休火坑の池と爲れるものもあり、島民壬生氏舊記に據れば、寛永二十年、天和四年より元祿三年まで、及正德中など、數度の噴火あり。七島志 此に三島大神の靈德を錄したる册子ありて、三宅記と名づく、之に據れば、三后九王子の神社、此島に存するがごとし、○伊豆日記云、三宅島にて望めば、新島と利島の間に富士山見ゆ、此島に藥師堂あり、垣內ひろく楢楠など大木しげりあひ、巖には正覺こけむして、草木のたゞずまひいとものふりたり、左右の扉に仁王の畫あり、佛前のらんまに龍の畫あり、ともに英一蝶の筆なり、一蝶此島にありけるうち、つれづれなるまゝに畫がきたるなりといへば、價あるべしと尋るにたえてなし、直のたうとき故に、みな江戸へ出して賣り、今はなしと云ふ。○畫工英一蝶、元祿十一年、罪を得て三宅島阿古村へ配流せられ、在留十二年、島中の土石草木を採り、繪具を造り揮寫したりと。又天保年中、神道者井上正鐵、異說流布の故を以て、遠島に處せられ、三宅島に配謫七年、遂に此に病死す、近年禊教派と稱する神道は、此正鐵の餘派とす。

伊賀谷（イガヤ）

島の西岸にして、其小港を大船戸と呼び、湯泉あり、阿古村と相隣接す。延喜式、伊賀牟比賣命神社あり、後明神と稱す、三宅記に「此后を伊豆郷いかいと云所に置參らす」と云ひたり、阿古村には阿米都和氣命神社あり。○增訂志稿云、三宅島にて古來神事の時の詞に「一大社（イチオホヤシロ）、あめつち今宮、今后」と云ふ、一とは三島大神にて、今宮は阿米都和氣命なり、文德紀、仁壽三年、此神并に佐伎多麻比咩命授位の事見え、式內に列す、今も一島の總社とす。

伊豆（イヅ）

（神着）

島の北岸にして、神着（カメツキ）村と相接す、增訂志稿云、三宅記式內佐伎多麻比咩神社は神着の御笏（ミシヤク）明神是なり、三宅記に「三島大神の三柱の后を、一人をかなめの郷に置參らす」とある是也、此后の子を八王子と云ひ、島內に八柱の社あり、共に式內に列す、波夜志命（三宅記、ヘムズの御子）は神着の風早（カザハヤ）山（ハウス明神）なるべし、片菅命は（三宅記、七王子カタスゲ）御笏社のカツリ明神是也、久良壽命は（三宅記、六王子クライ）久良須明神是也、夜須命（三宅記、三王子ヤス）今不詳、加毛命は（三宅記、二王子カモ）神着の二宮カミイ明神是也、氐良神社は（三宅記、四王子テライ）神着の神山テイ明神是也、志理太宜神社は（三宅記、五王子シタイ）神着のシイトリ明神是也、南子（ナゴ）神社は（三宅記、八王子ナコ）神着の南子山に在り。

坪田（ツボタ）

島の南岸とす、式內、伊波乃比咩命神社は、坪田村の二宮三座の一にして、其舊宮は村內なる神戸の石室なるべしと云ふ。三宅記に「次の后をつぼたの郷に置給ふ」とあるにあたる。

御倉島（ミクラ）

（三藏島）

三宅島の南十海里に在り、方一里許、（神津島と大畧同じ）島峰は休火山八百六十米突、（三宅島より稍高し）四周峻險にして、西北に小村落あり、崖腹に居る、民口凡三百。○此島は東京より直航一百十浬、定期船は毎月一回乃至三回、三宅島、新島等を巡航す。

式內、伊太氐和氣命神社は、今御倉島の稻根明神是也、文德紀、嘉祥三年此神授位せらる。御倉又三鞍（ミクラ）に作る、三宅記に、三島大神の后を侍せるものと云へり。此島は農耕の利少なし、一の黃楊を名產とす、凡黃楊は三倉島を最とし、三宅島之に次ぐ、利島よりも產出すれど多からず、木質堅緻にして、印章、彫像、櫛等を作る良材なり、一箇年產出代金、三倉島凡六千圓、三宅島五千圓とす。

慶長十三年十一月、御局衆遠島被仰附候に付、勅使西三條殿駿府へ御下着也、冬中は寒天にても御座候故歟、新島に御逗留候て、明春は三藏島へ御こしとぞ、歷々の御公家方の御上﨟達、終りのはてくち、御しあんなく、天道をも恐れうやまひなく、天魔の所爲の恐しさよ、御宮樣へ之御恨露程も有べからず、淺間しやめしたる小袖捨て、木綿布子二ツ古小袖二ツ、以上四ツめし候て、殊に食物色々取入て、哀成共、中々に申計はなかりけり、五人の御局衆に、下女一人より外付られず、相圖の驗と相見え、三藏島の一里程こなたにて、船中に煙を上候へば、三藏島にも煙立、舟着に家三間より外に又も

なし、女四人男三人、鹽燒濱にて候也、爰にも道給ふべからずとて、嶮岨なる高山より藤繩をさげ下し、是に取付て上るとぞ聞えける、人住所に非ずして、哀成事限なし、

よにすめば萱が軒はに月も見っ知られぬものは人の行すゑ。(太田牛一覺書)

伊南波島（イナハ）　御倉島の西南二十餘海里に、南難波島と稱する岩洲あり、島頂凡二十米突、三本嶽(錢島)の東南にあたり、又伊南波に作る、黑瀨川の眞中に居る。

黑瀨川（クロセガハ）　御倉、八丈の間に海流あり、激潮常に西南より來り東北に去る、之を黑瀨川と名つく。或は黑潮（クロシホ）と云ひ、其幅廣狹均一ならず、二海里乃至五六海里　此海流は熱帶に起り、臺灣、琉球を經て、此間に向ふ者にして、一名日本海流（ニホンカイリウ）と云ふ。(奄美（アマミ）大島の七島灘、幷に熊野沖等にも此海流著顯す)又此黑潮の外に赤潮（アカシホ）の名あり、是は八丈以南の遜海に生するものにして、近時の海圖に小笠原島遜流と稱する者を指したる歟)

南汎錄云、中位望伊南波岩、雄偉匹三岩、映日作月白色、又可百里、始見八丈之西山、孤峰聳天、隣背不盡嶽、此間潮行迅疾、呼曰黑瀨、南洋最險處也、又二百許里、島樹可辨、而風候數變、寸進尺退、漸遠八丈、島人擧燧爲號、然海際濤高、不能出傘舸、申後東南風作、斜日如朱、颶母復見東南、翌日雨至、風潮俱惡、翌日還相之三崎、停泊。

伊豆日記云、凡八丈島へ渡る舟は、此島を乘りはづして、南の方はてもなき海になかれて、行方なくなりたる舟、昔よりあまたありとなん、そのながれたる舟の南のかたに流るれば、うしほは血をそゝぎたる如く紅なる故に、赤汝といふとぞ、其赤汝にながれ入ては、歸ることかなはずと云ふなり。

八丈島（ハチジヤウ）　三宅、御倉の南にして、御倉を去る凡五十海里、(東京より直航、本島櫓立港まで百五十九

(峰缸)

海里とぞ)島形西北より東南に馳す。其高峰鬮峰（コシキ）は一名西山と云ひ、西北に在る活火山にして、常時噴煙す、高二千八百餘尺、形狀富士に同し。(式內、許志岐（コシキ）命神社は卽此山を祭る歟)島中を大賀鄕、中野鄕、末吉村、櫓立村、三根（ミツネ）村の五部に分つ、人口一萬許。○貿易備考云、八丈島は下田港を去る四十七里にあり、東西二里半、南北四里、海岸嶢巖峙ち、碇泊に便ならず、纔に船舶を寄す可き處二あり、東北に在るを神港と曰ひ、西南にあるを八重根と曰ふ、島の西邊に甑峰あり、山趾全島三分の一に居る、灌漑の利あり、水田六十三町、白田二百七十六町、戸數一千五百、人口九千あり、居民淳樸にして、言語風俗內地に殊なり、男は漁業農事を專にし、女は養蠶機織を力む、農牛二千四百あり、物產富殖、氣候溫燠にして、自一佳鄕となす。

送人之八丈島　　長　梅外

漫道方壺在渺茫、豈知近接我南疆、仙家交易錢神失、樂土膽羞鹹草香、機響于今如蟋蟀、女班當日妒鴛鴦、流連不用餞孤島、北望蓬萊是故鄕、

八丈の島名は保元物語に初めて見え、又東鑑に八丈絹(治承六年、建久三年等)とあるを、諸家論して此島の產絹と爲せど誤れり。八丈絹とは一種の絹布の名にして、此島と相關らず。然るに此島より後世絹紬を貢進したるを以て、古の八丈絹と其名稱相混したり。(伊豆日記に、八丈島にて絹紬を八丈といはずして、タンゴ織と云ふと載す)島絹の事は北條五代記に曰く、

伊豆の下田より南に當て八丈島あり、此の島女甚美容なり、昔は女のみありしに、そのかみ下河邊六郞行秀入道智定房此島へ渡り、(智定房のことは、東鑑、貞永二年五月廿七日、武州參御所給、帶一封狀、被披覽御前、令申給曰、去三月七日、熊野那知浦、有渡于補陀落山之者、號智定房、下河邊六郞行秀法師也、云々、狀云、彼乘船者、入屋形之後、自外以釘皆打附、無一扉、不能觀日月光、只可憑燈、三十箇日之程食物、幷油等僅用意とありて、此八丈へ到否の事は、古書に載せず、信し難し)あまたの子をうみしより、男もあまたになりぬとかや、延德年中、早雲入道の伊豆の國を治給ひし世までも、八丈島の名を聞かず、其比豆州賀茂の住人、朝比奈の六郞知明と云侍あり、是より南海に當て島有よし聞及び、大船一艘に人多く取乘、伊豆下田の津より渡海し、彼島につき民家をなびかし、末代伊豆の國の內たるべき旨申さだめたり、其けんしやうに伊豆の國下田の鄕を、朝比奈六郞知明子々孫々永代他の妨有べからずと、云云、故に今知明が孫あさひな兵庫助、下田を知行す、此島より北條家五代、每年の貢絹ををさむる、云々。

貿易備考云、八丈島は其量尺異制也、物を量るに幾升幾杯と稱し、合勺を稱せず、其一升は二升五合を入れ、一杯は二合五勺を容れ、(兩手の掬に溢つるを一杯とす)一苞は一十四斤を容る、段匹は幾段幾策と稱る、八尺を以て一策となし、四策を一段となす、伊豆海島誌及び七島日記を案するに、八丈紬は黑樺黃の三種あり、樺色は內地にて之を鳶色と稱す、椎の皮を煎じて染料となし、樺色はまだみの皮を煎して染料となし、黃色はかりやすを以て染料と爲す、其絲を染むるや始終一種、五十回餘にして色を得るに至る、故に幾回之を洗濯するも褪色の憂なし、是を以て無比の名產と稱せられしも亦宜なり、然るに後世、商賈等賤價を主とするを以て、漸次其品位を下劣するに至ると、又南汎錄を按するに、染色の數三十回餘と爲す、蓋七島日記は寬政八年の記にして、南汎錄は天保九年の錄に係る、其相距ること四十三年にして、既に染色の數二十回を省減せり、其漸く粗に流るること見る可し。

大賀(オホガ)　八丈島の西南岸なる一村なり、式內優婆夷命神社あり、三宅記に之を「沖の島に置給ふ后いなばえの后」と載す、沖之島とは八丈の一名なるべし。又同書、沖の島の五郎王子と云ふは許志岐神社にして、今優婆夷社に合祀す(增訂志稿)大賀は又大岡にも作り、一島の首邑にして、島廳の在る所とす、其港を八重根(ヤヘネ)と云ふ、(島の東北岸なる三根村にも神湊てふ小港あり)村中に浮田秀家の墓あり

(八重根)

樫立(カシダテ)　大賀郷の東南隣なる一村なり、其海岸に溫泉あり、熱百九十度許、三原山てふ島の中央の噴火峰の下にも、熱湯涌出す、又樫立山中に唐人塚と云ふもの存す。古來八丈の島民に、貴賤の二種別あり、トハ筋テテ筋といひ、トノ筋の女子は毛髮長く、容姿端正なれど、テテ筋の女子は疎毛にして短く、品格自然に卑しく見ゆ、此二種は今も各家筋を守り、相嫁娶せず。(七島志)

崇福寺(スフク)　凡八丈島の寺僧は、妻を蓄へ子に傳ふること、古來の習俗とす。崇福寺は淨土宗、昔の島の入道の古跡とぞ。八丈島世代記云、昔西山(ニシ)に入道宮と唱へて島の長あり、爲朝の末葉たるにより、宮と崇めたるにや、又此宮に仕へたる者を大夫と唱へ、主從にて島を一圓に押領せしを、武州神奈川の領主、奥山宗林、家來作右衛門太郎といふ者を、康正二丙子年、島に差向け、彼宮雲加入道が一子、若宮といひし者、并に大夫を同く討捕し故、雲加入道降參し、發心して名を瑞翁宗的と改め、屋敷を直に一寺として、神奈川の宗興寺を請待し、是より一院となる。〇八丈の、長樂寺、寶曆三酉の冬、此島へ南京船漂着したる頃、寺にやどし置ける乘組七十一人にて、破船の古木を以て門を造る、其門の記に「昔年始創者、菊地武卿之令姪也、而今奉祀者、吾邦先朝大明國宗感師、六代之僧通[illegible]師也、開林以來、相傳二百有八年」と。寺說に、昔明德三年、明國の船此島に漂着したるに、僧宗閑と云ふ者留り此寺を興す、天文十六年、又一船あり漂着せしに、又僧宗感あり、島宰菊池忠右衛門、この宗感を留めて中興す、云々。

宇津木島(ウツギ)　八丈島の西邊なる屬嶼にして、相距る二海里、人口五六百ありて、八丈の小島(コ)とも呼ばる、北方の海上より遠望すれば、宇津木、西山、三原山の三峰相並ぶ。

青島　八丈の南三十餘海里、方一里に滿たず。四周險崖にして、其中央二大壑あり、即活火坑とす。明和の噴火以後、一時無人島となりしが、又歸住者ありて、今村落あり、人口四百許、農漁を事とす。伊豆日記云、青が島は昔は田畠よくみのり、めでたき島なりけるが、明和の頃島の山燒出で、田園皆砂石となり、死殘りたる民も八丈へにげ來りて、人なき島となりたり、數年の後に八丈にかりすみするもの共、青島へかへらんとて用意し、農具などつみ入れ船を出し、遂に之に渡る、云々。〇續西遊記云、余熊野の二木島(ニギ)にて、伊豆の沖の青が島の人の漂着したる物語を聞きぬ、十三年以前、島山大に燒出で、島中火となり人畜燒死す、其時百姓の船を持たるが、家內十餘人、火中を逃れ、八丈が島へ渡りけるが、青島も近年火消て無事に成しと聞て、又船に取乘り、青島へ戻る海上、難風に逢て吹流され、云々。

鳥島(トリ)　青が島の南、小笠原島に至る洋中に、五六の無人島あり、いづれも火山生成の岩嶼なるが、中にも鳥島と云ふは、信天翁の群棲殊に多ければ其名あり。近時は三子(ミツコ)島(島峰一千百餘呎、島徑半里許)を特に鳥島と云ひ、八丈島の民羽毛採取のために移住す。此島へ享保四年遠州新居の船漂到して、十二人の舟子、不思議の生活を爲しつゝ、二十餘年を經る間に、九人は死し、元文三年江戶の廻漕船の路を迷ひて到るに會ひ、殘る三人餘生を載せ將て故國へ歸るを得たへりと。

(三子島)

葦島(アシ)　保元物語に見ゆる爲朝征伐の島名なり、又鬼が島と云ひ、鬼界(貴賀井に同じ)の一名かとも疑はる。一書に、青島を以て鬼が島なりとすれど明徵なし。又琉球に爲朝の事蹟を傳ふれば、葦島は貴賀井の遙南なる沖繩を指せりとも曰ふ。〇保元物語云、爲朝大島の磯に、鷺の沖の方へ飛び行くを見て、定めて島ぞあらんと、舟に乘って馳せ給ふに、日も暮れ、月を待に漕ぎ行けば、曙に既に島ぞ見え、船を押し上げて見給へば、長一丈餘ある大童の、色黑く牛の如くなるが、多く出でたり、島をめぐり玉ふに、田もなし畠もなし、いかにして魚鳥を取るぞと問へば、魚は自然と打ち寄せらるゝを拾ひ、又穴を堀り身を隱し、聲をまなびて鳥を呼べば、鳥多く飛び入るを、穴の口塞ぎて闇取にすると云ふ、其島の勢は鶴程なり、身に着るものは網の如くなる太布なり、島の名を鬼ケ島と申す、然れば汝等は鬼の子孫か、扨は聞ゆる寶あらんと宣へば、昔正しく鬼神なりし時は、船なけれども他國へも渡りて、人の牲をも取りけり、今は果報つきて寶も失せ、形も人になりて、他國へ行く事も叶はずと云ふ、さらば島の名を改めんとて、太き葦(アシ)多く生ひたれば、葦島とぞ名づけ、此島俱して七島知行す、是を八丈島の脇島と定めて、云々。

澳島(オキ)　又沖島(オキノシマ)に作る、保元物語に八丈の外に澳の島を擧げ、半井本には奥小島(オキノコ)に作る、三宅記には八丈島を以て直に沖島と爲す。蓋遙海の謂なれば、八丈以南の汎稱歟。文獻通考云、女國在扶桑東千里、其人容貌端正、色甚潔白、身體有毛髮、長委地、至二三月、競入水、則妊娠、六七月產子、食鹹草、葉似邪蒿、而氣香味鹹。(後漢書東夷傳曰、海中有女國、無男人、或傳、其國有神井、闚之輙生子)〇俗說辨云、文獻通考、女國在扶桑東千里、食鹹草、奇跡考に、八丈島にはアシタ草を食ふ、蕪大根の如くにて、香は芹のごとしと、貝原氏は、八丈島は世に云ふ女護(ニョゴ)島ならんと說けり。增訂志稿云、鹹草(アシタクサ)は伊豆の

(女護島)

(八丈島)

甘藷にて、山南向南の地に多し、土人採て飯に換へ、又煮として食ふ、方言アシタバ、八丈島にてアイタバと呼ぶ、形状白花に似、當島に殊に多く、山野に自生し、又三宅島にも多く、葉は山独活に似て大なり　○伊豆日記云、八丈ケ島は、凡十人の食に、米二四合を煮たゝらかし、あした艸をいれ、是を雑水といふ、米飯はたえて食ふことなし、又へんごとて根は芋塊の如きものを食ふ、天南星乎、島の風俗にて、女婦月になれば、田屋(タヤ)へ行きて産をまつ、女産たえてなければ、産して後七夜をすぎて、日をへだてて家にかへる、島の送葬にも、子は墓邊に田屋を作り、數十日の喪屋住居を爲せりと)又女の身長し、頭髪長さは六尺三寸ばかりあるをみる、又形容おほかたみめよし、八丈島は古への女護(ニヨゴ)の島なりといひつたふ、今に生るゝ子は女多しとぞ。

小笠原島(ヲガサハラ)

八丈島の南少東、北緯二十六度三十分より二十七度四十五度の間に散在し、(東經百四十二度より二十分に至る間)大小十餘島あり。羅撒列我島(ラサレガ)、火山列島、竝に南鳥島之に附屬す、今島司を置き諸島を管治す、戸數一千、人口四千七百(歸化種百餘)其島嶼、父島の二見港より、東京へ直航五百三十六海里、八丈へ三百八十四海里。舊稱無人島(ブニン)。

貿易備考云、小笠原島は大小十餘島ありて、其大なるを父母二島とす、兄弟姉妹の諸島之を環り點綴す、島地は平衍に乏し、然れども氣候甚だ穏にして、地味肥沃、熱帶の草木茂生し、稻は一年再收す、海濱は處々斥鹵相連なり、碇泊に便ならず、文祿二年、小笠原貞頼航海して始めて之を撿出す、後開拓を計るものあれども、終に果さず、文久元年、幕府經畧を議す、故ありて事また中止す、明治八年、新政府官員を派遣し、開拓始めて緒に就き、十三年東京府の管轄に屬す、人口四百數十人。○重纂・島志云、小笠原島は、寛永中渡航中絶したる後、延寶の始に至り、幕府の吏員島谷某を遣し、其後享保十二年、貞頼の曾孫式部長晁(一作貞任)祖志を紹ぎ渡航せしも、終に歸還して還らず。○外交志稿云、文政年中、英國人始て小笠原島に至り、銅版を留めて去る、天保元年、撒得維齒人ハンヤ、同志二十二人、父島に移住し、呂宋、ヤアム島、西班牙屬地等の南洋に往來す、弘化二年、英國軍艦父島に移民十八名を留て去る、嘉永六年、米國水師ブレマスの船長父島に至り、又銅版を留め去る、文久元年、幕府外國奉行水野忠德を遣り、八丈島の人を移し、新に村落山川の名を命ず、已にして鎖港の事起り、島民を撤去す、云々

(二見港)

父島(チチ)

群島の中央に居り、兄島、弟島の二其北に連綿す、大村、二見港等は父島に在りて、廳舎即此とす、父島は諸島の眼目なり、南北二里弱、東西一里餘。二見(フタミ)港は此島の西北にあり、北に一岬を廻らして灣をなす、大村は二見港の西北岸にあり、扇浦は大村の東に一岡に隔つる江なり、嘉永年間、米國官吏の泊せし地とす、宮濱は北向の一小灣にして、島谷氏の太神宮を祀りし地とす、旭山は兒村の南にあり、島中の最高峯にして、高さ一百一十丈、文久元年、使臣着港の日、國旗を此頂に建つ、故に名とす、扇浦は島人アキイと呼ぶ、二見港東南隅の小灣にて、文久中に假役所を建てし遺跡尚存し、當時の開拓碑あり、洲崎は島人ボカニエイと呼ぶ、扇浦の南二十五町許、地勢舌の如し、中央に一川あり、野(ヤ)羊島は二見港の西南口にある一小石山なり「(貿易備考)」

母島(ハハ)

父島の南二十海里に在り、姉島、妹島、姪島等の數嶼、其南傍に散布す、皆狭少の地とす。

母島は南北四里、東西一里に滿たず、四周岩崖也、其形狀を見るに、海岸即是連山の續にして、山の半面を截り落したるが如し、沖村(オキムラ)港は母島南部の西岸に在る小灣なり、父島二見港へ二十六浬、港内大船を入るること克はず、乳房(チブサ)、劍先兩山の間に一川あり、人家耕作の地稍廣し(貿易備考)乳房山は標高一千七百尺、群島中の第一高峯也

聟島(ムコ)

父島の北二十海里許を隔てゝ、聟島、嫁島(ヨメ)、媒島(ナカウド)の數嶼ありて、聟嫁の二島稍大なり、共に人家あり。羅(ラ)撒列哦島(サレカ)は聟島の西數十海里の沖にして、人家なし　媒島は聟島と嫁島の間なる孤立岩嶼にして、皆岩とも稱せらる。

小笠原島、棕櫚最も多く、高五六丈、周二三尺に至る、露兜樹は方言たはらと曰ふ、野生の黒檀、荳薇繁茂し、其質美味なり、鳥類は皆移住のものにす、島中其多きは信天翁なり、鶯は野鵐、他は全く雛子の如し、島谷氏の放ちし者の裔とぞ、甘蔗多く、島人常に食糧と爲す、近時甘蔗を以て第一の産物とす

(硫黄島)

火山列島(クワザン)

小笠原群島の南西南、北緯二十五度前後にわたり三嶼あり、北硫黄(イワウ)、硫黄、南硫黄と名つく、皆古火山にして硫黄を採るべし、故に此號あり、中央の一島稍大、長二里許、南なるは最小なれど高峰九百米突に隆起す

南鳥島(ミナミトリ)

火山列島の東方にして、小笠原島より六百餘海里を隔て、北緯二十四度十四分、東經百五十四度に位置す。大略三角形を爲し、南北の長徑凡一里、東西の長さ半里許、島高四十呎、謂ゆる珊瑚礁の生立に係るを以て、山嶺を見ず。明治三十一年七月、小笠原島廳の所管に定めらる、別名マーカス島、羽毛(信天翁鳥)採取及び魚獵の利あるを以て、民戸の移住あり。